近世社會大驚異全史



東京鉄炮洲新嶋原遊廓之圖
入舟町九丁
新嶋原仮大門



初音甼
千歳甼
八重咲甼

近世社會大驚異全史


LIBRARY
MAR 22 1968
UNIVERSITY OF TORONTO



明治大帝



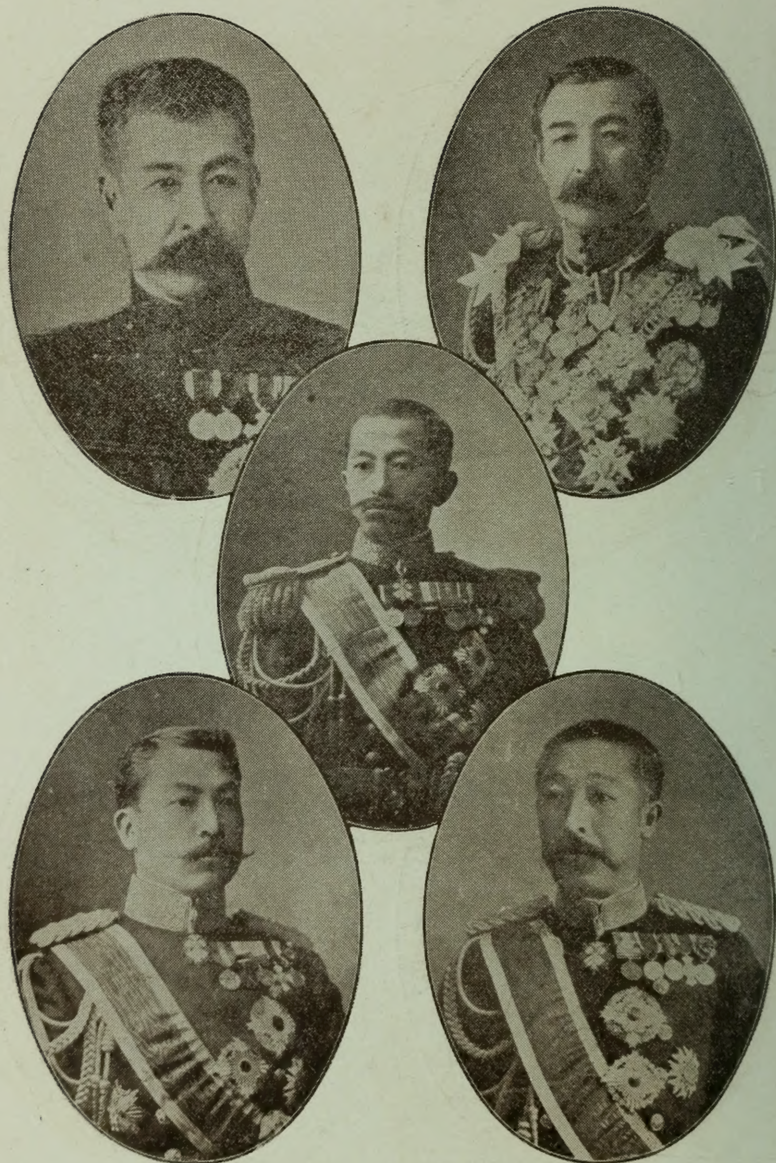
昭憲皇太后



大正天皇



皇太后陛下



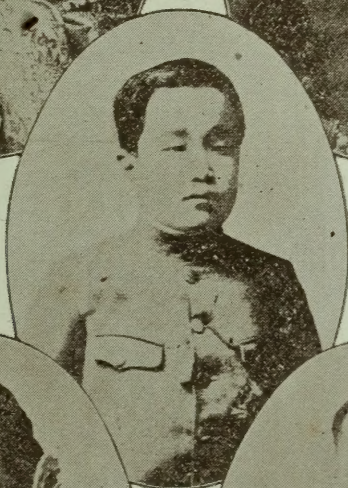
（右御上段ヨリ）小松宮彰仁親王殿下　有栖川宮威仁親王殿下
伏見宮貞愛親王殿下　（左御上段ハ）北白川宮能久親王殿下
（御下段ハ）閑院宮載仁親王殿下



李太王妃殿下



德壽宮李太王殿下



李王世子殿下



昌德宮李王妃殿下



昌德宮李王殿下



有栖川宮熾仁親王殿下



岩倉具視



三條實美


(6)


(5)


(4)


(3)


(10)


(9)


(8)

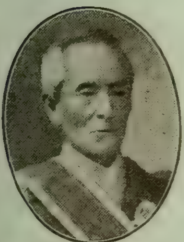

(7)


(14)


(13)


(12)


(11)


(18)


(17)


(16)


(15)

(3)德川慶喜 (4)島津齊彬 (5)毛利慶親 (6)近衛篤麿 (7)德川家達 (8)黑田良成 (9)西鄕隆盛 (10)大久保利通 (11)木戸孝允 (12)伊藤博文 (13)山縣有朋 (14)井上馨 (15)久我通久 (16)四條隆吾 (17)德大寺實利 (18)東久世通禧


(19)


(20)


(21)


(22)


(23)


(24)


(25)


(26)


(27)


(28)


(29)


(30)


(31)


(32)


(33)


(34)

(19)正親町實正　(20)大村益次郎　(21)森有禮　(22)廣澤兵助　(23)西郷從道
(24)松方正義　(25)黑田清隆　(26)大木喬任　(27)山田顯義　(28)大山元帥
(29)川上陸軍大將　(30)野津元帥　(31)大隈重信　(32)板垣退助　(33)後藤象次郎
(34)谷干城


(38)

(37)

(36)

(35)

(42)

(41)

(0)

(39)

(46)

(45)

(44)

(43)

(50)

(49)

(48)

(47)

(35)曾武祐準　(36)山路元治　(37)比志島陸軍中將　(38)佐久間左馬太
(39)島尾小彌太　(0)三浦梧樓　(41)野津鎭雄　(42)三好重臣　(43)川路利良
少將　(44)高島鞆之助　(45)河村純義　(46)副島種臣　(47)田中光顯　(48)渡邊
千秋　(49)鮫島尚信　(50)土方久元


(51)


(52)


(53)


(54)


(55)


(56)


(57)


(58)


(59)


(60)


(61)


(62)


(63)


(64)


(65)


(66)

(51)高崎正風 (55)池邊吉十郎 (59)中村正直 (63)榎本武揚
(52)江藤新平 (56)陸奥宗光 (60)福澤諭吉 (64)大鳥圭介
(53)前原一誠 (57)大江卓 (61)加藤弘之 (65)勝安房
(54)林有造 (58)新島襄 (62)近藤眞琴 (66)山岡鐵太郎


(70)


(69)


(68)


(67)


(74)


(73)


(72)


(71)


(78)


(77)


(76)


(75)


(82)


(81)


(80)


(79)

(67)由利公正　(68)桂太郎　(69)大浦兼武　(70)平田東助　(71)小村壽太郎
(72)後藤新平　(73)寺內正毅　(74)西園寺公望　(75)松田正久　(76)山本達雄
(77)長谷場純孝　(78)林董　(79)原敬　(80)税所敦子　(81)下田歌子
(82)奧村五百子


(86)

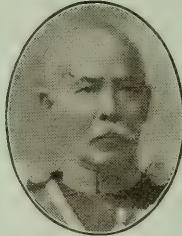

(85)


(84)


(83)


(90)


(89)


(88)


(87)


(94)


(93)


(92)


(91)


(98)


(97)


(96)


(95)

將大軍海本山(86)　師元東伊(85)　將大軍海山權(84)　將大軍海鄉東(83)
軍陸玉兒(90)　將大軍陸川谷長(89)　將大軍陸木黑(88)　將大軍海村上(87)
將中軍海亨祐東伊(94) 將中軍海禮仁(93) 將大軍陸西(92) 師元奥(91) 將大
將大軍陸見立(98) 將大軍海羽出(97) 師元(馨)上井(96) 將中軍海田牟中(95)



(102)



(101)



(100)



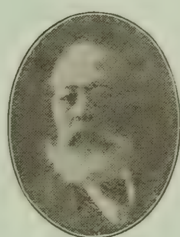
(99)



(106)



(105)



(104)



(103)



(110)



(109)



(108)



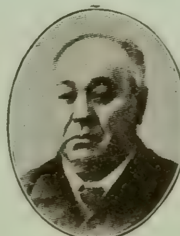
(107)



(114)



(113)



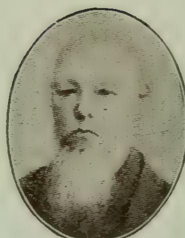
(112)



(111)

(99)大迫陸軍大將　(100)小川陸軍大將　(101)大島久直陸軍大將　(102)大島義昌陸軍大將
(103)山口陸軍大將　(104)青木周藏　(105)井上勝　(106)吉原重俊
(107)渡邊國武　(108)波多野敬直　(109)野村靖　(110)田尻稻次郎
(111)岩崎彌太郎　(112)川田小一郎　(113)前田正名　(114)安田善次郎


(115)


(116)


(117)


(118)


(119)


(120)


(121)


(122)


(123)


(124)


(125)


(126)


(127)


(128)


(129)


(130)

(115)古河市兵衛　(116)津田仙　(117)澁澤榮一　(118)益田孝　(119)高島
嘉右衛門　(120)高橋新吉　(121)大倉喜八郎　(122)雨宮敬次郎　(123)星亨
(124)楠本正隆　(125)片岡健吉　(126)河野廣中　(127)中島信行　(128)鳩山和夫
(130)小野梓　(131)大岡育造


(135)


(134)

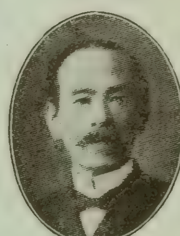

(133)


(132)


(139)

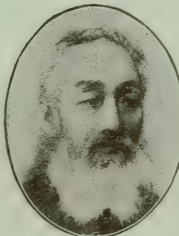

(138)


(137)


(136)


(143)


(142)


(141)


(140)


(147)


(146)


(145)


(144)

(132)嘉悅氏房　(133)加藤高明　(134)大石正已　(135)元田肇　(136)大井憲
太郎　(137)大東義徹　(138)佐々友信　(139)田口卯吉　(140)神鞭知常
(141)山田武甫　(142)犬養毅　(143)島田三郎　(144)武富時敏　(145)尾崎
行雄　(146)杉田定一　(147)江原素方


(151)


(150)


(149)

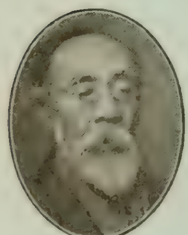

(148)


(155)


(154)

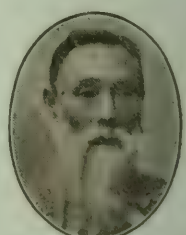

(153)


(152)


(159)


(158)


(157)


(156)


(163)


(162)

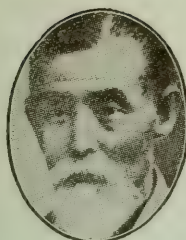

(161)


(160)

(148)川村陸軍大將 (149)伊集院海軍大將 (150)瓜生海軍大將 (151)福島陸軍大將 (152)上原陸軍大將 (153)齋藤海軍大將 (154)佐藤進 (155)石黑忠悳 (156)長與專齋 (157)北里柴三郎 (158)橋本綱常 (159)長谷川泰 (160)金玉均 (161)李容九 (162)崔時亨 (163)朴泳孝


(164)


(165)


(166)


(167)


(168)


(169)


(170)


(171)


(172)


(173)


(174)


(175)


(176)


(177)


(178)


(179)

(164)李完川　(165)宗秉畯　(166)福地櫻痴　(167)成島柳北　(168)三宅雪嶺
(169)中江兆民　(170)德富猪一郎　(171)黑岩周六　(172)尾崎紅葉　(473)鷗外森
(174)坪內逍遙　(175)長谷川四迷　(176)樋口一葉　(177)九鬼隆
(178)橋本雅邦　(179)加納夏雄



(183)



(182)



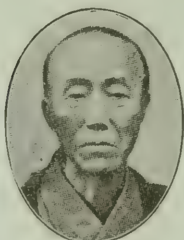
(181)



(180)



(187)



(186)



(185)



(184)



(191)



(190)

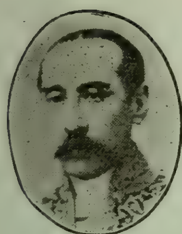


(189)



(188)

(180)高村光雲　(181)岡倉覺三　(182)川竹默阿彌　(183)藤田傳三郎
(184)市川團十郎　(185)梅若實　(186)寶生九郎　(187)川上音次郎　(188)
川上貞奴　(189)鮫島海軍大將　(190)市川左團次　(191)市川久米八


(194)

矢野文雄(194)


(193)

村山龍平(183)


(192)

本山彦一(182)



別府晋介　　　　桐野利秋



（そよ吹く風慶應四年五月一日所載）

遠近新聞第五號に記せし京橋東側の欄檻に梟首の捨札、並に畫圖之有此次第を段々探索せし處、此の者度々市中へ押入り、强談等申掛け又は、商賣の品物等を持逃げ其外料理屋に入ては喰逃げ等いたし、種々積惡人の由然、處壬四月廿日夜四ツ時頃、尾張町下駄屋へ押入り强談致し居候處へ九ツ時頃に、大村樣見廻の者通り掛り直ちに下駄屋へ入込み此者召捕に相成る、夫より自身番へ引込め候て吟味を遂げ、直樣曉七ツ半時頃京橋上にて梟首に行ふたる由、此者元步兵相勤め居當時は浮浪の由。

（慶應四年五月一日發行そよ吹風第一號）

イギリスにて見ゆる蜃氣樓



（慶應四年六月三日　中外新聞所載）

中外新聞第四十三號

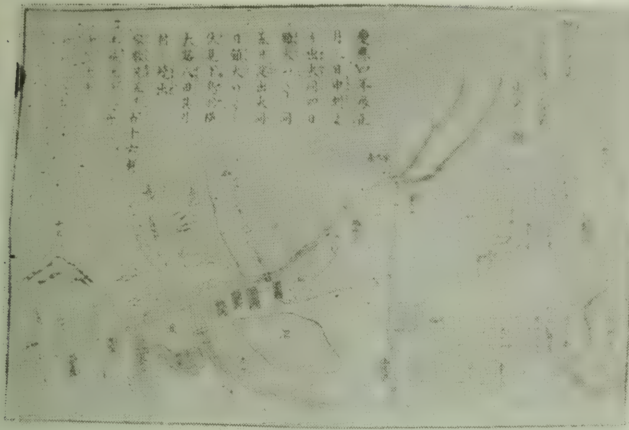
爰に一圖を添て海市の現する理由を明にす、右なるは眞の物にして遠處よりは見えず此物影海水に映じ再び空中の水氣に映じて右の如き影を遙に隔たる空中に現す

蜃氣樓の奇事　知新外史譯

蜃氣樓は俗稱なり、漢にては海市と云ひ又海濱ならずして見ゆる者は山市と云ふ、其現出する理は空中の水氣に他處の城市人物相映じ日向の方向に隨て再び映射して遠方から見ゆるなり、博物新編其他理學の書に詳なり。

（中外新聞第四十三號　慶應四年六月三日）

伏見鳥羽の戰ひ　(中外新聞外篇第六篇　明治元年一月五日所載)



慶應四年辰正月三日申刻より出火同四日鎮火いたし伏見下鳥羽横大路八田その外村々焼夫家屋五千百六十軒土藏九十二ヶ所寺院十六寺神社三社

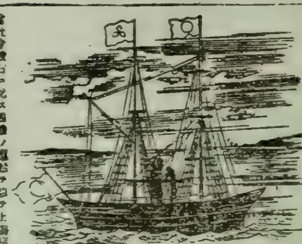


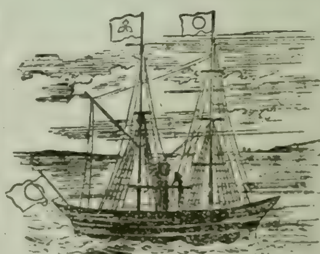
竹橋女學校の生徒　(日本最初の女學校)

三菱上海航路を開く

東京丸　新潟丸　金川丸　高砂丸

當社今般右に記す四艘の汽船を以て上海横濱之間を往復致させ本月三日を以て横濱拔錨神戸馬關長崎を經て上海に至り爾後八日目即毎月水曜日上海横濱双方より發艦致させ候乘組人は練熟





せる西洋人にして航海之安心荷物取扱之嚴重なるは申に及ばず賄方等も至て清潔丁寧なり且支那西洋並我國人を論ぜず都て運賃之等級によつて一般之取扱ひをなすべし伏て乞四方航客各港に掲げ有之當社の旗章を目的に御來臨御乘船あらん事を

大日本國東京第一大區拾五小區南茅場町拾八番地

三菱商會本店

（東京日々新聞第九三〇號　明治八年二月十日）

（征臺役）西鄕（從道）中將



（西南役の記念）西鄕隆盛以下の墳墓



熊本戰地略圖



此圖は熊本城賊圍を受けし始より今日に至るまでの見取り繪圖なる由にて出張の犬養毅が戰地より差越たれば確據にはならざれども本紙に附刊し以て看客の一見に供す

（郵便報知新聞第一二四八號附録　明治十年三月二十八日所載）

半紙一枚刷の錦繪新聞

その一

近來詐僞の術巧を極め此謀計に陷りし者尠しとせず、彼有名の角觝取小柳常吉本年十月下旬越前の國武生に於て角觝興行を爲せしに或る夜同國坂井港なる清水磯吉が手代なりとて小柳が旅宿に來り、僕商用にて京阪に至るべき主命を蒙りしが途中にて小包を失ひ路用に事缺きたり、今主家へ戻らば四五里の距てありて、商法の機會を失へり、因て關取りの旅宿を驚かせしなり願はくは旅費聊か借用致したしとありけるに清水は多分の恩惠を蒙りたりし人なれば、質疑にも及ばず金拾五圓を貸與へたり、手代謝して退きし後清水角觝場に來りければ、小柳その事を話しけるに清水は驚き我が手代を京阪に遣りし事なし、そは全く詐僞に掛りしならんと小柳も、こは四十八手の外なりければ、嗜に對手を以て拔けられたり

（東京日々新聞第八五六號）

その二

純粹の江戸生と稱す傲慢の一辯は一九が著述の膝栗毛に誰々も知る彌次喜多八が孫にやありなん、狐を乘せた馬喰町に住める某の二名は八王子邊に商用ありて到るの途中路傍の厠に入り用を便じ一人に言ふやう、「おう美味を喰つた糞を此の麥飯糞の中へ打ち捨てゆくのは可惜ものだナア」といふ折節芋畑に在し農夫が二三人手に手に鍬鎌糞斗引提來りて聲高に「そんねえに惜しい糞なら持つて行かつせえ俺が雪隱へたれて道くことはならねえ」と糞斗を差つけ責められけるを詞を盡して謝すれども一向聽かぬ百姓氣質、勢ひ遂に敵し難く、しぶ〳〵ながら我が糞を芋の葉におし包み、路傍に捨てんと思へども夥多の農夫に護送され、八王子の街に至る迄臭氣をこらへて持歩行しは笑ふに笑へぬ新聞なり。

轉々堂鈍々歳記

（東京日々新聞第七八一號）

半紙一枚刷の錦繪新聞

その三

大慾は無慾に近しと貪りて飽く事なきはその身を失ふ狐の罠に罹るも魚の針にかゝるも慾に身を忘るゝが故なり、こゝに武州青梅在のある農家にて幼兒を椽側へ晝寢させて置しが頻りに泣き狂ひければその家の某出で見るに意外にも杉の樹の梢に、何方より來りけん大鷲羽を休め眼を見張り嘴



を鳴らし今や幼兒をつかみ去らんとなすありさまに亭主驚き慌て、持ちたる六連發の小銃にて覘ひたがはず打落せしも、羽の長さは丈餘にして身のたけ五尺ありしとぞ、嗚呼此大鷲も螢に幾霜雪をおくりしかは知らね共慾のために一朝千歳の命を失ひたり、此鳥のみならず人には皆この迷ひ多くして此境に入る者共すくなからずゆめ〳〵愼しみ給へかし。

（東京日々新聞九一七號）

その四

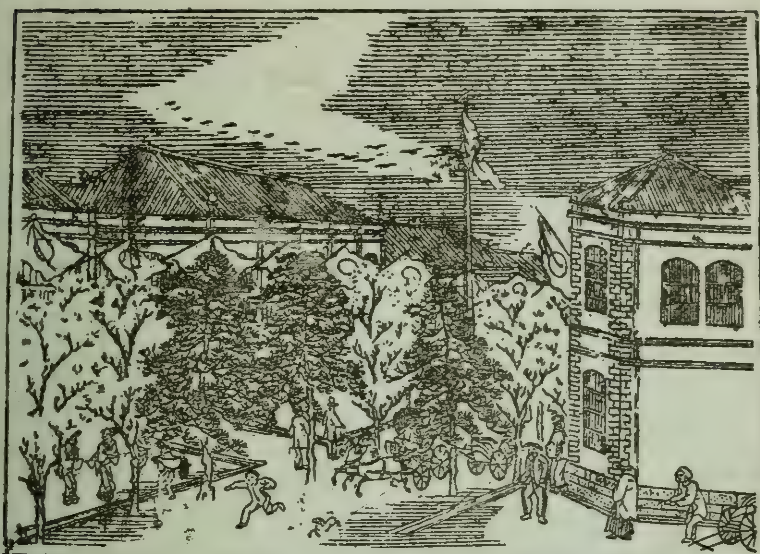
本郷奥田座の俳優坂東三根二と云へるは當年廿三年十一ケ月女は同所芝居茶屋の娘山越かねとて十五ケ年六ケ月なり、三根二共頃は梅若の母班女物狂ひの狂言をなしたりしが兒をたづぬべき道もせず人目の關らぬ山越に互に手に手をとりしが啼く吾妻にあらぬ坂東や葛西大師の長堤胸の奥田座打越えて、千代に八千代に



白髪の、老ての後も恃らじと契りし事も仇波の、思ひもよらぬ夫定め、患ふ請地の親兒弟親しくあれど世の中には結ぶ柳の解失せて縁のしぶきの夜の雨、ぬれぬ先こそつかの間もあまりに深き隅川の、川中へ身を投じたる無分別、死な決したる覺悟以て爲さばのことも何ごとも爲しえぬことのなかるべき、そも〳〵男女のつきあひは所謂天縁奇偶にて父兒も之を禁ずる能はざれど野合は禽獸に劣るものと合點してゆめ〳〵誤り云ふことなかれ。

（東京日々新聞六九四號）

明治初年の銀座通り



（明治七年十二月十三日　郵便報知新聞所載）

京橋以南新橋以北の間煉化石屋盡甍駢列し戸々華品美物の粧品加ふるに花江緣樹の櫛比する悉人目を樂ましむ、始めて此市街に入る者は將に異域の思ひを生ぜん、去る十一日紀元節にして毎戸國旗を揭げ祝賀を表す其景況殊に一層の美觀を醸し中路は馬車馳る事陸續として左右の往來は人群集して歩む事徐かなり、思ふに山間僻地の人々輦下に來らば主として此所に笻を曳き以て歸鄕の第一談柄と爲さゞるを得ず、然して此兩橋間銀座一丁目より凡そ八町此兩側の石屋概略三百餘戸あり、既に客歳落成せしもの多しと雖も萬軒密叱道路平坦の善美を盡すに至るは全く近頃に功を竣りしものなり、依て些か昨今の眞景を圖して四方萬里の夜話を補ふのみ

京橋邊煉化石家屋並に紀元節の景況

（郵便報知新聞第二六四號　明治七年二月十三日發行）

輕氣球の廣告出づ

東京盛弘社製造　强永紙輕氣球通信風船廣告

傘

一直經壹丈　但床網旗共　定價金三拾五圓　外に瓦斯代壹度分凡金貳圓餘

一直徑壹丈五尺　右同斷　定價金七拾圓　外に前同斷凡金四圓餘右十五尺より花火に用ふ

一直徑三丈　右同斷並傘附　定價金三百五十圓

外に前同斷凡金五十圓程右三十尺にして兩三人を籐床に乘せ上擧る此他直徑の大小は御注文に應ず

東京盛弘社製造　强永紙輕氣球通信廣告

傘

抑輕氣球の要旨たるや床に乘て風雲雷雨地理を測り或は敵の陣營を探る各國にて造る該品の原質は布へゴムを以てす故に量目の嵩み直徑五丈以下擧るを得ずと聞り右弊社製造の强永紙の輕氣球は三尺より上るを得る藉て直徑の大なるは床に乘て空中に要用を爲す小なるを以て戯れに渉らば夜に入て數百の提燈を照せば中空に星の聚まるを觀るが如し又花火を仕掛空へ上りて自然に開けば一興の中に風情を增す既に去十二年十二月十八日芝區金杉橋東京瓦斯局開業式の際御注文に因直徑壹丈にして製造候處同局に於て御試驗あり二日間凧の如く紐にて御試み終に空中へ切飛してより猶二日目熊ケ谷縣下揚尾驛にて地上より貳丈程隔たる迄下り掛りしに自然空氣の爲高飛して又何國へ飛行しか必深山幽谷乃至大海へ落下せし無ならんと殊の外御賞詞を蒙り欣躍に不堪隨て今般猶更製造方一層撰良研究の上販賣仕候間江湖の諸君御購求あらんことを

强永紙氷嚢並空氣物品製造元　東京通鹽町　盛弘社　辻市太郎
同淺草區新福井町　同社製造所長　製造人　酒井龜次郎
盛弘社製造物品大販賣　函館内洞町　森屋熊四郎
大阪心齋橋通伏見町　奥村利三郎
西京三條通堺町東へ入　齋藤茂兵衛

但し府縣下共御最寄の弊社氷嚢賣捌所へ御注文被仰附候得ば迅速製造仕候尤看板社號御調の上奉希候

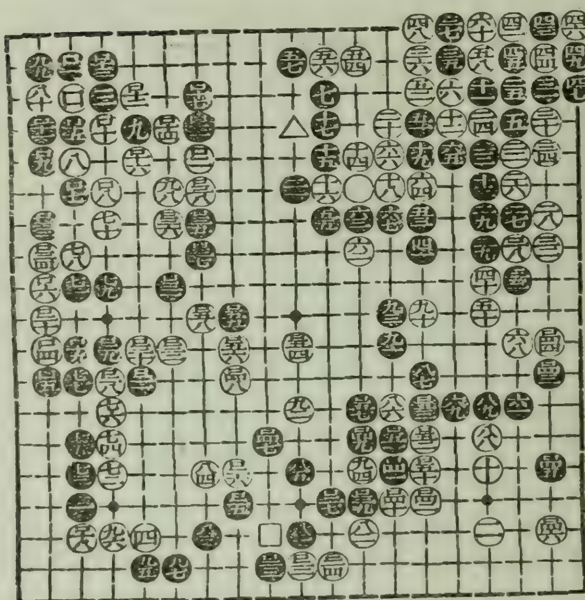
（讀賣新聞第一五四五號　明治十三年三月十四日）



明治十七年朝鮮事變遭難者花房公使以下

新聞紙に圍碁の圖表を採用せし最初のもの

○一月二十三日方圓社ニ於テ先番本因坊秀榮子ト石井仙次子トノ對局ニテ石井子カ十四目ノ勝チ得タル碁ハ左圖ノ如シ



（郵便報知新聞所載　明治十九年二月三日）

英船ノルマントン號遭難す

英船ノルマントン號乘客皇國人遭難者ノ幽魂ヲ吊祭ス

神道大演說會

十一月

日比谷神宮教院

（朝野新聞　明治十九年十一月十九日所載）

本月廿四日

弔慰ノ祭典

明治十九年十一月

有志者

死亡者追吊法會

來ル廿四日廿五日臨時大法會ヲ築地本願寺ニ於テ執行ス

眞宗本派有志中

死者追吊大法會

淺草本願寺

眞宗大谷派有志者

（東京日々新聞明治十九年十一月十九日所載）

白河に日蝕觀測所設けらる

○白河日蝕觀測塲の實況ハ去月十九日日蝕の白河ニて寫せし日を觀測の十分の結果を得ざりし事ハ當時本社の派出員の報道ニも記せしが鍾ニ同地ニ市川方靜と云ふ人あり曾て白河藩士ニて夙くより天文の學を修め同地方ニて名望ある人なるが此日白河町字水神原の開拓地齋藤某の邸内を借受け觀測所を設けたり同所ハ白河の城址天文臺より西の十八度ニ當り其の距離二十三丁十間餘（市川氏撰て市川儀と云ふ測量器を作り此ニ云ふ度數町間ハ皆之ニ據る）ニ在り初當日ハ午後二時頃より陰雲天を覆ひ東方より雷鳴ありたりて降雨一頻りありたるが同三時十二分ニ至り雲全く晴れたりと雖も雲霧積薄く晴とさり媒子の力を藉て其蝕を十分觀測するを得たり或ハ晴れ同三時十五分ニ至り全く四復せしが此時ニ至り全く黒く月体の周圍ニ白光る現出せり幸ひ其前後太陽面の左右ハ全く晴れ三尺計の間雲ハ白光の内眼ニ望遠鏡の有様大小強弱十分ニ觀るを得たり又此現す紅色を見るを得たり此時甲變りて此ハ云ふ道の心ありて其の報道と同じく一光の圖（前號の野者ニ掲げたる圖ハ二十の景を寫したれば此の塲の實景を寄せて掲げたり）城址天文臺及び白河道路等の様を示す（圖中城址天文臺ハ東ニして關山ハ南ニ當れり）

○大阪府下師七時十堀田撿察に對を區別し第三聯隊ニ物假建築ニ第十八ニ迎として其なる係の成功より植木人戰爭たるの私ニ外國ニ勝ニ於てハて出來得べく掲げて國を夫佛國刑法の許可を得事ニ依り十職を文中當を發ふ可く摂取ニ在る交中るの媒至當なるべくニ區分し第一部ハ三軍知事部として比軍資として計り供をるニ求りと云ひ色も儀ハ如何を其れニて求なりと論せ等ニ區分し妨害するの以ハ將するを動力ハ國境のニして來るを投すべく一國ニしてりて討せず外患の手段外患と混ふものある其も討すると云ふとせずと論朝鮮計畫のて其手段べし第四の

磐梯山噴火す

○磐梯山噴火に付義捐金募集の廣告

福島縣耶麻郡磐梯山の噴火せしに付近傍數里の間村落を埋め屋宇を沒し幾百名の同胞一朝にして地下の冤鬼となりたる詳細の状況は本社特派員の報告、諸新聞の紙上に明なり死者の情實むべく傷むべきは固より言を俟たずと雖も今や業已に人力の得て回すべきに非ず獨り彼の倖にして一生を九死の中に得たる者は往くに郷土なく住むに家なく衣の以て身を掩ふべきなく食の以て飢を凌ぐべきなく嬰兒、母なくして空しく路頭に號叫し老親、子を失ふて徒に樹下に彷徨し骨肉皆亡び親戚子遺なく困頓無告の人其數幾何なるを知るべからず况や其崩頽破裂の時に方りて頭顱を殺り腕挫び脚折れ骨碎け肉爛れたるものに至ては沙礫鉱石の之を掩するなく妻子兄弟の之を護るなく叫喚號哭反て其早く死せざりしを悔むること比々皆是なり其悲傷慘憺の状豈之を坐視するに忍びんや是に於て之を天下同胞に普告し幾分の義捐金を醵集して本社其取次の勞を執り以て其救恤に充んとす有志諸君速に應分の義捐あらんことを望む其取次手續は左の如し

一、義捐金額は一口十錢を下るべからず

一、義捐金は現金又は銀行爲替、金子入書状、郵便爲替等義捐者の隨意たるべし但郵便爲替の時は受取人を京橋區銀座四丁目八番地朝野新聞社とし宛を芝口郵便局とするを要す

一、義捐者及其氏名は之を朝野新聞に掲載し別に領収證を出さず

一、義捐金は隨時之を取纏めて福島縣廳に送り其配與方を請ふべし

一、義捐に關する出納は都て朝野新聞を以て報告す

明治廿一年七月　朝野新聞社

(明治二十一年七月二十四日所載)

○磐梯山噴火記事

○災後の景況　二十一日午後十二時三十分若松發の電報に、「昨日和田技師等噴火坑内を踏測らる現今噴火の箇所二ヶ所のみにて何れも水蒸氣を多分を噴出し大塚屬官一人殘り和田技師は三四日中に歸京の筈となり」又廿一日午前十時三十分福島發の電報に、「噴火の節行衛知れざる四百七十二名の中檜原村字秋元原のもの十一人は地變の際他行中にて無事なり」又二十二日午後六時四十分若松發の電報に、「和田技師等七顯川の流域閉塞の場所を見分せしが其説には恐るべき結果なからんとの事なり(此事は別項同氏よりの書簡を參觀あるべし)

○摩利支天住職の寄附　下谷上野町徳大寺(摩利支天)の住職遠藤寛文氏には磐梯山罹災の窮民を憐み慈恵金二十圓を本社へ寄せ以て義捐金の中に加へられたり慈眼視衆生の本意に背かずと云ふべし

○救恤　日本赤十字社より若松へ派遣したる救療醫員よりの電報に負傷者四十一名の中十八名手術を施したり内六名は重症他は軽症なりとあり右に付同社にては醫員看病婦増員等を送る筈なりしが右の様子に付出張を見合せ佐野同社長が派遣員監査として昨朝同地へ出發せられ同此際徳大寺實則、吉井友實、鍋島直大の三君よりは救恤金五十圓宛を同社へ依託ありしに依り佐野社長は之を携帯せられしと云ふ又佐野社長は軍物百數を同地の貧民へ施與せられたり又慈救の爲め京橋區新肴町十番地三枝貿乾氏より金百圓南八丁堀十番地渡邊又兵衛氏より金三十圓何れも昨日區役所の手を經て東京府廳へ差出されたり

○義捐金取扱手續

福島縣磐梯山噴火の罹災者に施與せんとせらるゝ諸君の爲め送金の便を謀り本社に於て取次の勞を執るべし其手續は左の如し

一義捐金は一口十錢以上たるべし

一本社に於て受取りたる時は其姓名金額を[illegible]

(明治二十一年七月二十四日東京日々新聞所載)

●特派員電報

●別報

(明治二十一年七月十九日朝野新聞所載)

元冠紀念碑建設義金募集

（明治二十一年七月二十五日 東京日々新聞所載）

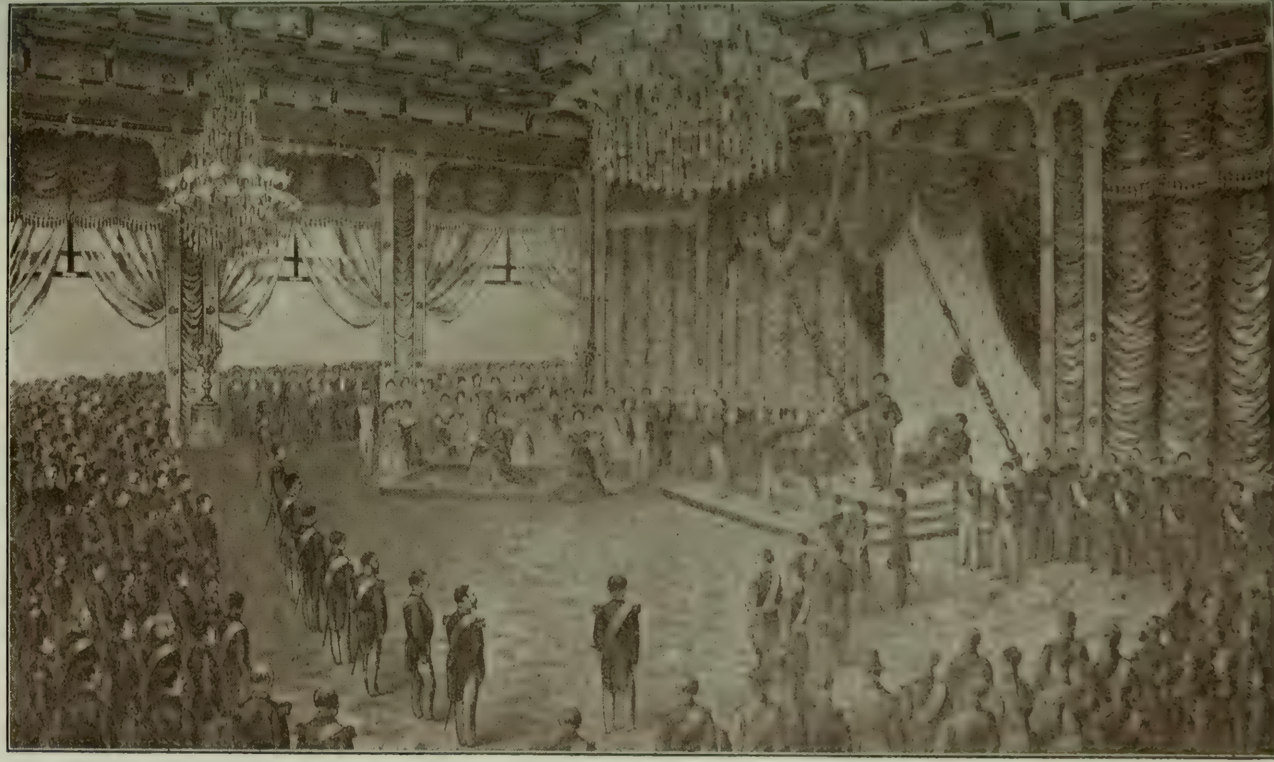
埼玉県水害義捐金募集広告

（明治二十三年九月二十日 東京日々新聞）

浅草公園にパノラマ館開場す

（東京日々新聞 明治二十三年五月二十日所載）

大日本帝國憲法發布式場の光景



明治二十二年四月十日發行風俗畫報所載

二六新報主催の勞働者大懇親會に勞働者代表として片山潛氏演說せり

（裏面記事參照）



（明治卅四年四月十五日發行　風俗畫集所載）

◇勞働者大懇親會

二六新報社幹事となり、十二萬人までは會員の申込を謝絕せじとの觸込みにて、四月三日の神武天皇祭を期とし、櫻花爛漫たる向島白鬚祠畔に、勞働者大懇親會を催さむとて、五萬餘人の會員を得たれるが、其の筋に於ては治安警察法第八條の明文に據り、安寧秩序を保持せむが爲め、酒類を禁じ、豚追を差止め、棍棒の類を携帶するを許さず、集會人員を五千人に制限せられたり、我が風俗畫報に於ても、午後十一時を期して、記者畫工、一同編輯部に會合し、輕裝夜半を冐して出發せり。時に陰曆十四日の月光は、皎々と照り渡りて、市井寂たり。

倏ち蜘影に跫音は聞えて、數十人團隊を組みて、勇ましく進行するは參會に洩れじと足並疾き勞働者の一群よ、吾妻橋に差かゝりたるに、隅田川の流、滔々として、遠く水神白鬚の杜を望むに、數千の炬火天を焦がし、多數の會員は既に入場したるか、時針機を閱するに、零時二十五分、嗚呼奚むぞ壯なる、人は熟睡する枕橋を渡りて、長堤を逌るに、櫻花正に花を發くもの三四分、月色光被、夜櫻はまた趣きのあるものよ。我等は二六社が、豫め設け置かれたるテントの內に憩ひぬ、夜風は寒し、篝火を焚きて暖を取る。

◇式の模樣

午前七時、煙花三發、開會の合圖を爲すや、式場本部即ち中央の丘上には、黑丸の旗揚がり、會衆一同に靜まるべく命ずると同時に奏樂は湧きぬ。福田和五郎氏、幹事を代表し、音聲を四隅に徹通せしむるが爲め、擴聲器を用ゐ、左の如く演說せり。

勞働者諸君並に來賓諸君、後進微力の二六新報社敢て自から揣らず本會幹事の任を叨にし此の未曾有の盛會を見る、社會氣運の然らしむると所とは云へ亦一に諸君同情の深厚なるに由らずんばあらず。

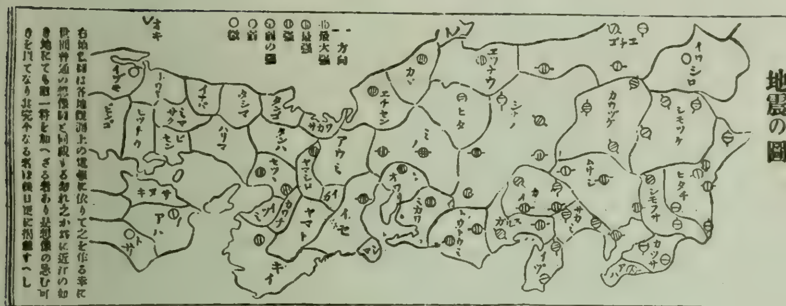
諸君、本日の會合は讀で字の如く勞働者の懇親會にして單に懇親と云ふの外別に何等の意味あるにあらず、即ち一年三百六十日營々矻々額に汗の斷え間なき諸君が此春風駘蕩天地の陽氣方さに旺するの時に乘じて相共に一日の淸遊を借にせんとするに外ならず、併しながら諸君、一指の交々彈かんよりは五指共に打つの强きに如かず、諸君は此會合に於て偶々從來の如き隣保且相知らざるが如き個々別々的生活の極めて賴り少きを覺るに至らば盜し望外の幸のみ。

次に勞働者一同を代表して、片山潜氏の演說、次に高知縣勞働代表者門脇宗光氏の祝詞朗讀あり。次に來賓總代として靴工同盟會名譽幹事小川平吉氏の演說あり。右了りて福田氏の發聲にて、會衆一同　天皇陛下萬歲を三呼し、君が代の奏樂起るや、黑丸の旛は純白の旗と變り、爆竹聲裡、靜肅に散會を告げられたり。時に午前八時なりき。

◇警官の臨場

安樂警視總監は、部長、課長二十餘名を引率して、白鬚神社の傍なる後藤邸へ陣取り、各部署へ命令を傳へ、吾妻橋兩橋詰には、警部巡査を出張し、橋上下間每に各一人の巡査を立番せしめ、枕橋より綾瀨迄の土手には、往來の左右五間每に巡査一人宛を立番せしめて非常を警戒せり。

濃美地震（その一）



（東日日新聞所載）

（東京日日新聞明治二十四年十月三十日所載）

愛知縣枇杷島驛附近



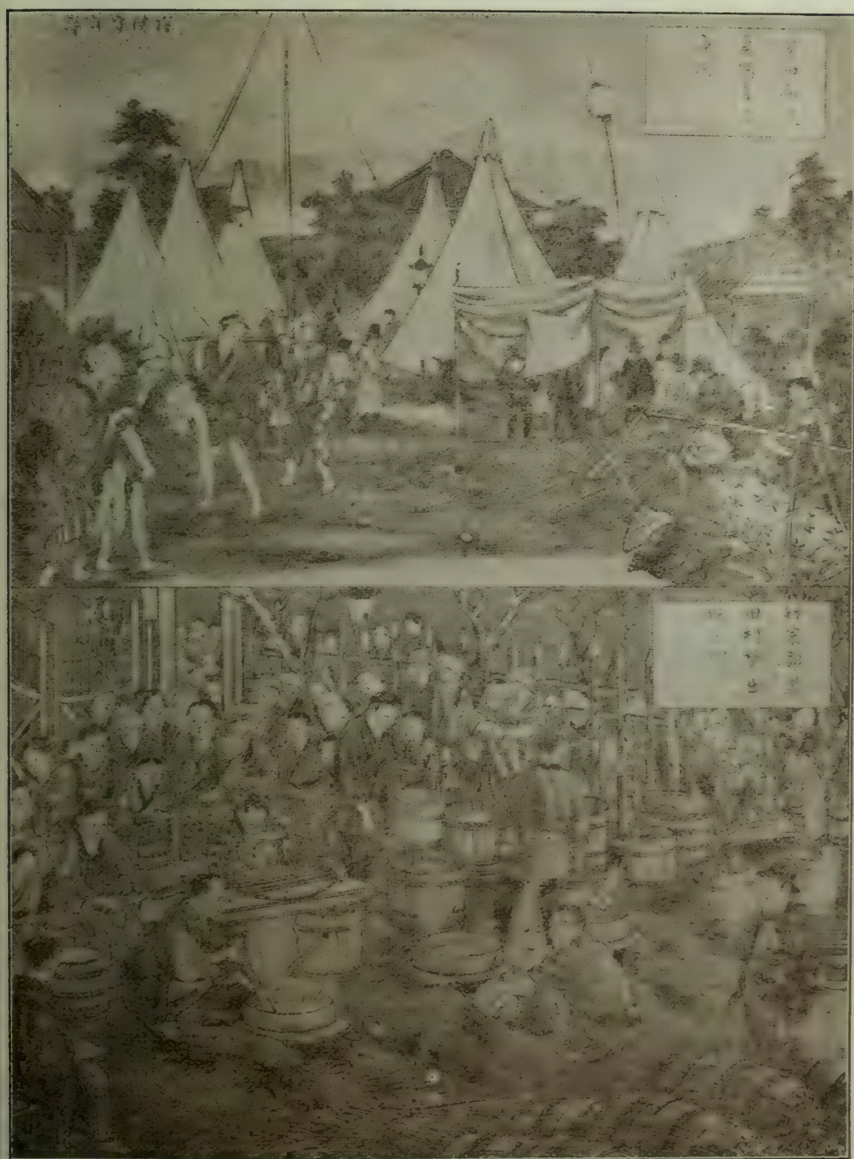
（東京日日新聞明治二十四年十一月七日所載）

（その二）



明治廿四年十一月三十日發行　風俗畫報所載（富岡永洗筆）

（その三）



（上圖）愛知病院の負傷者治療の場　（下圖）愛知縣羽栗郡黑田村焚出しの場

（その四）



（明治廿四年十一月卅日發行　風俗畫報所載「寺崎廣業畫」）

帝國議事堂燒く

（明治二十四年一月廿二日　東京日日新聞所載）

天長節祝日の附錄

手舞足蹈嵩呼萬歲

（明治二十四年十一月三日　東京日日新聞所載）

第一回帝國議會開院式の圖

東京日日新聞の筆禍

この記事（政府罵倒）に依り十六日より二十四日まで發行停止を食ふ。（明治二十五年十二月十六日東京日日新聞所載）

自働寫眞の撮影流行す



（明治廿五年三月廿六日　風俗畫報所載）

明治二十五年の紙タバコ



（郵便報知新聞　明治二十五年三月廿四日所載）

相馬事件の相馬子爵免訴さる

明治廿六年十月廿七日　朝野

に於て本會月次會を開く演説者左の如し

●醫制に就て　後藤新平君

●學校衛生（上）　三島通良君

拙者儀過般來刑事被告人トシテ豫審中ノ處今廿四日免訴ノ言渡ヲ受ケ候此段辱知諸君ニ報告ス

子爵　相馬順胤

順胤公御儀過般來刑事被告トシテ豫審中ニ被爲在候處今廿四日免訴ノ言渡有之晴天白日ノ御身ト被爲成候此段舊中村藩諸君ニ報告ス

相馬家々扶

小生共過般來刑事被告人トシテ豫審中ノ處今廿四日免訴ノ言渡ヲ受ケ候此段辱交諸君ニ拜告ス

志賀直道
泉田胤正
青田綱三
西山リウ
石川榮昌
遠藤吉方

（朝野新聞　廣告欄所載）

朝野新聞號外

明治二十五年二月十五日

●郡長代理殺害せらる

●師團の出兵を求む

●投票函を奪ふ

衆議員總選擧に各縣大騷動を起す

（明治二十五年二月十五日　朝野新聞號外）

露國皇太子來朝當時西郷南州の生還說起る

大津事件の直前なり西郷南州の御案內にて、露西亞より御來朝されるとの風說が全國的に起れり當時の戯畫なり。



（明治二十四年四月九日　東京日日新聞所載）

大津事件

（朝野新聞明治二十四年五月十三日所載）

大露西亞皇帝陛下ノ皇太子ニコラス親王殿下

殿下ガ今回波濤萬里字内ヲ周遊シテ特ニ我日本帝國ニ觀ヲ枉ゲサセラレタルハ實ニ吾儕ノ榮ニシテ欣喜感謝ニ堪ヘザル所ニシテ筑紫ノ山平安ノ水未ダ以テ殿下ノ客思ヲ慰シ奉ルニ足ラズト雖ドモ二千有餘年來帝統一系ノ舊國亦タ聊カ殿下ガ他日九五ノ位ヲ履マセ玉ン時ノ參考ニ資スルアランコトヲ望ハ切ナリキ然ルニ今回御來遊未ダ半バナラズ玉趾未ダ日本帝國首府ニ入ルニ及バズシテ突然不測ノ御遭難アルニ會ス千載終天ノ遺憾實ニ切歯痛惜ノ至ニ堪ヘズ希クハ殿下玉体ノ御攝養其宜キヲ得テ一日モ速カニ御回復アラセラレンコトヲ謹ンデ茲ニ大露西亞皇帝陛下ノ皇太子ニコラス親王殿下ノ御遭難ヲ痛惜シ奉リ聊カ遺憾ノ微衷ヲ表ス

河村惇逞白

（同年同月十四日毎日新聞所載）

○露國皇太子殿下の御歸艦

露國皇太子殿下には御療治の爲め神戸港へ御歸り御乘艦

○天皇陛下の神戸行幸

御同乘神戸へ行幸

大津事件以來政府は外交問題に關する記事は凡て內務省に豫め內檢閲を乞はしめることにせり

大津事件と抹殺を餘儀なくされた(上)朝野新聞と(下)東京日日新聞

金玉均氏追悼義捐金募集

（明治二十七年四月十日　郵便報知新聞所載）

郵便報知　明治二十七年四月十日

金氏追悼義金

韓客金玉均氏夙に非常の器を抱て非常の時に立ち經綸意の如く成らず逐はれて他邦の孤客となり流離困頓殆んど十年或は涙を南海の熱潮に灑ぎ或は恨を北海の寒月に訴へ志業途に成らずして空しく兇奴の毒手に斃る想ふに人生の不幸は志業未だ遂げずして他邦に客死するより大なるはなし特に萬里頼る所なき亡命の身を以て政敵の毒手に斃るゝに至りては男兒の鐵腸をして九廻せしむるに餘りあり回顧すれば我同胞兄弟は十年の久しき一日の如く金玉均氏に向て幾多の好意を表せり而して今や同胞諸君が最後の好意を表して義擧を擧ぐべきの時到れるは最も悲歎に堪へざる所なり嗚呼其親戚故舊は既に怨家の毒手に斃れ天下の廣き我同胞諸君を除ては復た一人の親交あるなきは實に金玉均氏の現狀なり同胞諸君の義氣に愬るにあらずんば氏の靈は萬里の異域に彷徨する永世不祀の鬼たるに至るべし是れ豈に義氣俠骨を以て宇内に鳴る同胞諸君の忍ぶべき所ならんや今や吾人同志茲に感あり相謀りて同胞諸君の義金を集め聊か金玉均氏に對する最後の好意を表せんとす嗚呼同胞諸君よ漂寄落魄志業成らずして遂に毒手に斃るゝの悲意痛情を諒するあらば請ふ應分の義金を投じて哀悼の情を表し氏をして百年不瞑の鬼たらしむる勿れ義金の費途及び應募其他の手續は左の如し

一義捐金は左の費途に充つる事
　金玉均氏の遺骸に處する處分の事
　紀念碑を設立して追悼の意を表する事
　同志の[illegible]亡命客を扶助する事
一義捐金は十錢以上に限る事
一義捐金の締切期限は四月三十日の事
一義捐金は適宜新聞社に宛て寄送する事
一義捐金を受取りたる社は其新聞紙上に掲げて受領證に代ふ

明治二十七年四月五日

時事新報社
毎日新聞社
郵便報知新聞社
讀賣新聞社
東京日々新聞社
國民新聞社
萬朝報社
中外商業新報社
自由新聞社
めさまし新聞社
新朝野新聞社
中央新聞社
やまと新聞社
改進新聞社
都新聞社

電報

○能久親王殿下　四月七日午前十一時岡山發
第四師團長能久親王殿下眞鍋參謀長田中副官只今御着あり各官廳高等官市長學校生徒等停車場に奉迎せり明日は津山を經て鳥取縣に向はせられんと

金玉均氏義捐金取次

兼て諸新聞紙より見えたる通り横濱のガゼット新聞社にて金玉均氏の小笠原島に在るは氣の毒の至なれば同く有志金を内外より募て氏を米國に送るべき旨を[illegible]せる日本人の投書に基て其捐金を募集中なりガゼット社の義擧に應じて漸々金圓を寄送する者ある由なれば尚内國人の便利を圖り生等之を取次でガゼット社へ拂込可申候間多少に拘はらず左記の人名宛御寄送被下度候

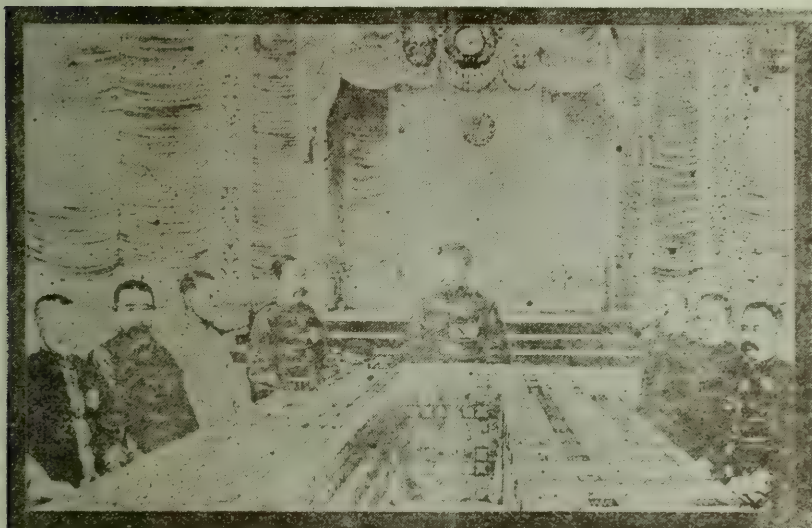
但し記名と匿名とは寄送者の御都合次第何れにても宜しく候又此義擧には僅かなる世話人ありて金額凡そ二千圓に至れば旅費と支辨せる後二年間の滯在費を支辨するに差支なき豫算計ふ等なれば尚其額二千圓に達し次第政府に請願して金玉均氏を米國に送るの許可を請ふべしとのことなり

東京銀座四丁目朝野新聞社にて　犬養毅
東京兩國藥研堀町報知新聞社にて　箕浦勝人
東京南鍋町二丁目時事新報社にて　渡邊治
東京尾張町毎日新聞社にて　作木棟造
東京南鍋町二丁目交詢社にて　岡本貞烋

日清戰爭（その一）

廣島大本營御前會議の圖

明治二十七八年戰役の始め軍國大事の御前會議の有樣を謹寫せるもの
明治天皇陛下の右側故有栖川宮熾仁親王殿下、山縣有朋、西鄉從道、
樺山資紀、左側伊藤博文、大山巖、川上操六



大正元年八月六日（國民新聞所載）

(その二)(上)大本營に於ける勅語(中)大孤山沖の戰捷(下)皇后陛下御手製の繃帶を賜ふ

大本營に於ての勅語

皇后陛下の

釜山通信

東京日日新聞號外

大孤山沖の海戰

赤城も少損害を受けたり

將校以下死傷あり

大鳥公使

皇后陛下

繃帶を賜ふ

分捕の金額

大本營に達す

（その三）（上）休戦談判（中）朝鮮海の戦捷（下）威海衛の陥落

休戦談判の顛末

第一報

平和回復の決議を為さんが為め我全権大臣と清国全権大臣との間に休戦の際約成れり

第二報

東京日日新聞附録

◎朝鮮海の海戦
我艦隊大勝利
帝國海軍萬歳

◎金山來電

◎廣島來電

◎捷報は終に

（その四）休戰條件と李鴻章の負傷

李鴻章を狙擊したる兇漢小山は山口地方裁判所に於て無期徒刑に處せらる

郵便報知新聞號外

明治二十七年十一月二十二日　（明治廿五年三月十七日遞信省認可）

◉第二軍事公債の募集

曩きに臨時議會に於て可決されたる第二軍事公債の募集は本日官報號外を以て左の如く發表されたり

◎大藏省令第十九號

明治二十七年法律第二十五號ニ據リ軍事公債五千万圓ヲ募集ス

此公債ノ利子ハ一箇年百分ノ五トス

此公債償還利子仕拂其他ノ取扱ハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ノ規定ニ準據スヘシ

明治二十七年十一月二十二日　大藏大臣　渡邊國武

大藏省令第十九號參照

法律第二十五號（明治二十七年十月二十四日官報）

清國及朝鮮トノ交渉事件ニ關スル臨時軍費支辦ノ爲メ豫算ノ範圍ヲ限リ一箇年六朱以下ノ利子ヲ以テ軍事公債ヲ募集シ若クハ借入金ヲ爲スコトヲ得

但募集借入ノ方法規約償還年限其他必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

◎大藏省令第二十號

明治二十七年（十一月）大藏省令第十九號ヲ以テ募集スヘキ軍事公債ハ其順序ハ同年（八月）大藏省令第十五號同年（九月）同省令第十七號及同年（十一月）同省令第十八號ヲ適用ス

明治二十七年十一月二十二日　大藏大臣　渡邊國武

大藏省令第二十號參照

明治二十七年（八月十七日）大藏省令第十五號ハ軍事公債募集順序、同年（九月二十四日）同省令第十七號ハ軍事公債證券買入及保管ニ關スル取扱順序、同年（十一月一日）同省令第十八號ハ軍事公債假證書ノ利子支拂方ノ件ナリ

◎大藏省告示第四十號

明治二十七年大藏省令第十九號ニ據リ募集スル軍事公債ノ價格及應募日限等ヲ定ムル左ノ如シ

明治二十七年十一月二十二日　大藏大臣　渡邊國武

一本公債發行ノ價格ハ額面百圓ニ付其最低ヲ金九十五圓トス

一募集ニ應セントスルモノハ來ル十二月十一日ヨリ同月十五日マテニ應募價格ハ住所姓名ヲ詳記シ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ申込ムヘシ

一應募額ニ對スル保證金ノ割合ハ證書額面百圓ニ付金拾圓トス

一來ル十二月二十五日マテニ各應募者ニ交付スヘキ軍事公債證書ノ高ヲ査定シ日本銀行ヨリ之ヲ通知セシム

一前項ノ通知ヲ受ケタル應募者ニシテ最低價格以上ノ申込ヲ爲シタルモノハ日本銀行ヨリ通知スル期日マテニ之カ金額ヲ拂込ミ假公債證書ノ交付ヲ受クヘシ

一應募ノ通知ヲ受ケタルモノハ其應募高ニ對スル保證金ハ第一期拂込ト心得第二期以下左ノ割合ニ依リ之ヲ拂込ムヘシ

拂込額百圓ニ對スル拂込ノ金額等

第一期　二十七年十二月二十五日マテ　此拂込金十圓（保證金振替）
第二期　廿八年一月十六日ヨリ同年同月三十一日マテ　此拂込金十圓
第三期　廿八年二月十六日ヨリ同年同月二十八日マテ　此拂込金十圓
第四期　廿八年三月十六日ヨリ同年同月三十一日マテ　此拂込金十圓
第五期　廿八年四月十六日ヨリ同年同月三十日マテ　此拂込金二十圓
第六期　廿八年五月十六日ヨリ同年同月三十一日マテ　此拂込金十三圓
第七期　廿八年六月十六日ヨリ同年同月三十日マテ　此拂込金二十圓

但各期拂込末日ノ日曜日ニ當ルトキハ其前日限リトス

一前期ノ通リ拂込期日ヲ定ムト雖モ應募者都合ニヨリ全額又ハ半額ヲ一時ニ拂込ムモノハ後期ノ分ヲ前期ニ繰上ケ拂込ヲ爲スコトヲ得

◉大本營地の失火

（二十二日午前九時二十七分廣島發電）

今曉零時二十分、第十一聯隊新倉庫より失火直に近傍の倉庫に移り全燒二棟一時五十分鎭火、倉庫に藏めたる被服過半無事、消防夫二名負傷す　非常砲の爲め各兵皆な集り大本營を警固せしが幸にして無事、　陛下には御立退きあらざりき　皇太子殿下、有栖川、伏見、梨本、各宮殿下、西郷、土方の兩大臣及び文武官一同は直ちに車馬にて登營し　天機を伺ひ奉れり

發行人兼印刷人　[illegible]　編輯人　[illegible]
東京京橋區三十間堀三丁目十番地
發行所　報知社

勅語

旅順は渤海の關門敵國の頼みて鎖鑰と爲す所今汝等一擧之れを拔く朕深く其功勞を嘉賞す漸次天寒く前途猶遠し汝等其れ各々自愛奮勵せよ

又た聯合艦隊司令官への勅語は左の如し

勅語

汝等の忠勇なる克く百般の困難を排斥し第二軍の上陸を全ふし遂に大連灣及旅順口を占領せり朕深く其功勞を嘉賞す時漸く冱寒に向ふ汝等夫れ自愛し前途の成功を期せよ

（郵便報知新聞所載明治二十七年十一月二十四日）

東京朝日新聞

旅順口占領

第二軍は廿一日未明より攻撃を始め終日戰ひ翌日廿二日未明までに旅順口を全領せり、死傷將校以下二百餘名、敵の死傷は未だ詳ならず戰利品は大口徑の大砲及彈藥等極めて多し云々

大元帥陛下萬歲
陸海軍萬歲
帝國萬歲

（東京朝日新聞所載明治廿七年十一月廿五日）

（その七）旅順口占領の公報

郵便報知新聞附錄

明治廿七年十一月廿五日
第六千六百四號

●我艦隊清國鎭遠を捕獲す

（廿四日午后十時廣島特發）

上海より其の筋ょ左の電報達したり

我艦隊は威海衛沖に於て清國甲鉄艦鎭遠號を擊ちて之を捕獲し我巡洋艦にて根據地へ引く途中引船の進水器に損所を生じたれども多分無事根據地に引きたるならん

●旅順口占領の官報號外

昨夜官報は左の如き號外を發せり本紙に掲ぐる公報に大差あらされども參考の爲め特に轉載して爰に報道す

第二軍は二十一日の拂曉より旅順の後方陸正面の諸堡壘を攻擊せり即ち某團は右翼に、某團は左翼に展開し某隊は其中間に展開せり敵は終ホ至るまで頗る頑固の抵抗を爲せしも遂に某團は午前八時半廟砲臺線兵營の西方に在る堡壘團を占領し午後二時旅順ょ進入し四時黄金山の砲臺を占領せり他の某團は午前十一時半入里庄東南の堡壘團を占領せり二十一日の午前に於て軍は全く自餘の海岸諸砲臺を占領せり我死傷は將校以下二百餘名、敵の死傷捕虜は未だ詳ならす戰利品殊に大口徑の砲及び砲彈藥等は甚た多し敵の兵力は二万を下らさるか如し（一昨二十二日午前八時在旅順口大山陸軍大將發電報）

（郵便報知新聞所載）

內外警電

◎皇后陛下より第一軍に玉はりし令旨

（二十八日午後二時五分廣島特發）

我第一軍每戰功を奏し遂に敵國に侵入し要地數ヶ所を占領せし趣皇后陛下か聞召され深く御感賞あらせられ特に寒氣に向ひ艱難の程御察し遊ばさる尙は將校下士卒各〻自愛し前途の成功を御希望の旨御沙汰あらせられたり

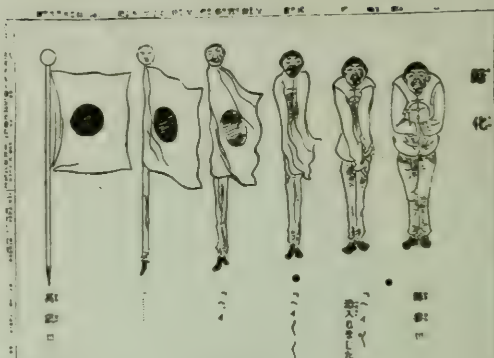
川上中將宛　香川皇后宮大夫

◎デの一行

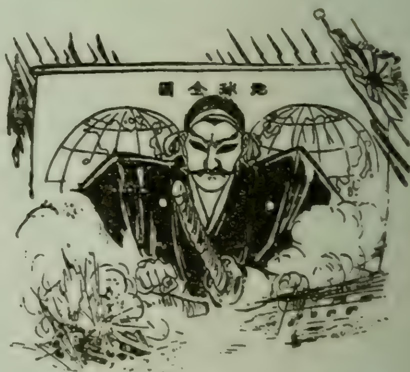
（廿八日午前十一時廿八分神戸發）

（その八）

日清戰爭當時の戯畫



（明治廿八年一月十九日讀賣新聞所載）



○日本人の肩身

何と驚いたか、歐羅巴の諸國、文明的の大和魂はどうでござる。いやさ武斷的の日本刀の切味は如何で御座る。さあ〳〵此上はいづれも條約改正をなされい、あら痛いぞ痛いぞ餘り急に肩身が廣くなつたので背筋がみり〳〵と割るやうだ（日清戰爭當時の戯畫）

（明治二十七年十二月六日讀賣新聞所載）

國民新聞附錄

（明治二十八年二月二日國民新聞所載）

（その九）

牛荘の占領

讀賣新聞附錄

○我軍牛莊を占領す

三月五日午後五時發にて三月四日野津第一軍司令官より左の報あり

軍ハ豫定の如く本日牛莊を攻擊せり桑師團ハ西方面に桑師團ハ東南面に向ひ敵を包圍しつゝ午前十時頃戰鬪を開始し正午頃にハ各師團共牛莊に進入し敵の一部ハ營口方面に退却し其大部ハ牛莊市街の家屋に據り頑固の抵抗を爲したるに因り劇烈なる市街戰と爲り我兵ハ各家屋毎に逐次に之を攻擊し午後十一時頃に至り略片付き我軍大利勝に歸したり

敵の死者ハ千八百八十名

降服人約五百名

分捕品大砲十六其他馬匹糧秣銃の數ハ取調中

我兵死傷二百六名

陸軍万歲

帝國万歲

（明治廿八年三月七日讀賣新聞所載）

威海衞陷落に對する兩陛下の勅語

國民新聞

●威海衞陷落に對する兩陛下の勅語

聯合艦隊に賜ひし勅語

威海衞は黃渤兩海を扼する要衝にして敵國艦隊の根據地たり爾等能く陸軍の上陸を掩護して其の背後の占領を全くせしめ又た其堅固なる防備を破壞し堅牢なる艦船を轟沈し遂に其北洋艦隊を沈滅す朕深く之れを嘉賞す

第二軍に賜ひし勅語

威海衞は旅順口と相待ちて清國の關門たり爾等嚢に旅順を拔きて其半扉を毀ち今亦た威海衞を陷いれ全く敵艦を破壞し了る朕深く之れを嘉賞す

我第二軍威海衞を攻陷し全く敵國の關門を破壞したる趣皇后陛下聞召され頗る御滿悦將校下士卒の忠勇なるを深く御感賞あらせられたり

●降伏敵艦處分

日本軍隊は十五日を以て劉公島を占領し同島の守備兵及び外人等は行李を整へ煙れどもホウイー氏一致の上海軍軍法會議の審判に附せられたり他外人は悉く英國軍艦セヴァーン號に乘込むこととなり多分上海に上陸すべし鎮遠及び六艘の砲艦は日本軍の手に受取られ定遠は浮上るべき望ありと云へり日本兵四千は寧海に在り斥候隊は既に芝罘の近傍まで來りたりとの報あり

●李鴻章北京赴く

李鴻章は拜謁の爲め明日北京に赴き二週間にして天津に歸着する筈なり

●北京公使館護衞

諸外國公使は公使館護衞の爲め天津より北京へ軍隊を召し寄せたり

日本軍は本日威海衞の全部を略取せり

淡水の輸出入

（明治廿八年二月廿日所載）

（休戰の號外　明治廿八年三月卅日）

國民新聞附錄

明治廿八年三月卅一日　第壹千五百七拾號

●休戰は決せられたり

（三十日午後三時二十分廣島發　午後五時十五分本社著　在廣島特派員電報）

第一報

平和回復の決議を爲さんが爲め我が全權大臣と清國全權大臣との間に休戰の條約成れり

第二報

李鴻章負傷後は我が政府雇デニソン氏と彼のフオスター氏との間に打合せを繼續し居たるが休戰の事遂に決したるものか清國方よりは李鴻章病氣に付李經方代りて會見所に來り調印に立會ひ我よりは伊東内閣書記官長及井上外務書記官併原雇と隨へ李鴻章の旅館に就き彼れの調印に立會ひ茲に休戰條約の調印を結了せり

發行所　國民新聞社

國民新聞附錄

●蓋平占領詳報

乃木少將よりの戰鬪報告左の如し

敵は蓋平の南方蓋平河に沿ひ凡そ一三〇〇米突の線を防守せり拂曉より之れを攻擊し九時三十分全く蓋平を占領せり敵は營口方向に退去せり我騎兵の報告によれば正午頃一萬の敵兵は營口街道上前新店に來り敗兵を收容の後營口方向に退却せしものゝ如し

諸兵連合の一部隊を海山寨へ派遣せり

敵の死傷は約二百傷者不詳捕虜約百五十我死傷將校以下約五十俘虜の言に依れば我に對せし敵は騎の率ゆるウプーヒロタケ二六營フクジンフクジユ）營砲隊一百人砲四門（張の率ゆる准軍五營にして外に徐邦道の指揮する十八營の兵は昨夜三時ユウキヤンに在りき然するに正午頃前新店に來りし敵は徐邦道の兵ならん

本日戰鬪後第一軍參謀本少佐及びその隊は乎に到着し第一軍との連絡を通ぜり

本日の戰鬪に於いて我兵彈藥の消費は榴彈五、榴散彈五百七十步兵團は僅か小行李の稍幾分を費消せり

十一日午前一時金州　井上參謀長

（明治廿八年三明三十一日　國民新聞所載）



第二軍大山司令官以下　（その十）

その十一（威海衛の勝利）

東京日日新聞號外

威海衛の勝利

佐世保來電（八月十四日發）

我艦隊は本月十日早朝威海衛に在る敵の艦隊を攻撃するの目的を以て同所に進航し砲臺を攻撃せしに港内に彼の艦隊あらず依て砲撃を止め同日午前八時引揚げたり我艦隊無事

日報社

（明治廿七年八月十四日）

（平壤の大捷報）

東京日日新聞

◎平壤の大捷報

帝國陸軍萬歳

我軍ハ昨日以來各道並び進みて激烈の連戰を經連勝の後今朝未明途に平壤を陥る我軍死傷凡そ三百人清兵死傷無數其身を以て免きさるもの甚て少數なるべし我軍大勝利

敵の兵力ハ二万と稱せしが昨日來一二群をもして我が哨兵線を逃れしのみにて他ハ概ね死傷及び虜となれり

我が軍の死傷ハ將校以下大約三百名なり此の大勝利を得しは我 天皇陛下の威稜と將校以下の忠勇にあらずんば茲に至らず

野津師團長

因ニ前項電報中の敵の大將左寳貴ハ奉天府及牛莊半近ニ屯在せし奉軍の統領なり

大元帥陛下萬々歳

帝國陸軍萬々歳

◎陸軍省への公電 號外

昨日來の戰ハ平壤を圍み激戰の後大勝利今朝未明全く平壤を略取す敵死傷極めて多し我軍將校以下死傷三百名なり

野津

◎我軍の死傷者

昨日平壤攻撃の際來院せし將校十一名下士以下二百六十名即死少尉一名下士以下二人入院後死亡せし者二名

（明治廿七年九月十六日東京日々新聞所載）

◎平壤の戰報

今十四日午前七時在釜山特派員平野高の發電左の如し

元山津より進みたる我兵は咸川附近より、京城より進みたる我兵の先鋒は中和より各〻攻撃を始めたり清軍走て平壤に退く我軍前進して大同江を渡り始めたりとの確報を得たり

山縣大將

山縣大將の一行本日京城に着の由

（以上昨日號外再錄）

尚は或處へ達したる別報に據れば十一日我右翼軍即ち元山より進みたる軍隊ハ成川及び三登より進撃を始め中軍即ち京城より進みた

（京京日々新聞明治二十七年九月十五日所載）

官報

●勅令

朕帝國憲法第十四條に依り樞密顧問の諮詢を經て戒嚴宣告の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治二十七年十月五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文

陸軍大臣 伯爵大山巌

（明治廿七年十月七日日本新聞所載）

日清戰爭開戰に付き廣島に大本營を定められ此地一體と戒嚴地帶となる

郵便報知新聞 第六千五百九十四號附錄

明治廿七年十一月十三日

●廣島兵營の火災

（十二日午後六時十三分廣島發）

本日午後五時二十五分頃大本營の裏手なる第五師團步兵第二十一聯隊後備二大隊より出火見る間に三大隊に移り火勢頗る猛烈なりしも消防夫工兵其他必死の盡力にて今ま鎭火す留守師團は非常砲を放ち各兵士は皆武裝して急に赴き市中頗る騷擾、且騷ぎも火炎大本營の上を蔽ひたり然し陛下には御異狀なし文武高等官直に參内御見舞す、死傷者三四十人あり直に預備病院二分舍に入れ治療中

●軍艦の出入

（十二日午後五時四十五分長崎發）

今朝司令官の乘組みたる英國軍艦アラクリナー號芝罘より入港又〇〇艦は本日〇〇〇に向へり

（明治二十七年十二月九日東京日日新聞）

●勅語を伊東中將に賜ふ

（二十日午後二時在廣島）

朕我聯合艦隊ノ黄海ニ奮戰シ大勝チ得タルチ聞キ其威力既ニ敵海チ制壓スルヲ覺ユ深ク將校下士卒ノ勤勞チ察シ茲ニ特殊ノ勳功ヲ奏スルヲ嘉ミス

●清船の捕拿

（二十日午後二時在上海社友發）

招商局の汽船圖南號は日本艦隊の爲めに朝鮮海戰鬪中捕拿せられた

九連城略取の詳報

東京日日新聞號外

●九連城略取の詳報

（東京日々新聞號外明治廿七年十月廿八日）

大日本私案國會議員錄禁止さる
（明治十九年五月二十日郵便報知新聞所載）

大日本私案國會議員錄編纂ニ付其主意目的

一目的并方法ハ大畧如左 [illegible]

議員撰擧ノ準備 [illegible]

一 [illegible] **財産撰擧普通撰擧** [illegible]

二名普通撰擧法財産撰擧法二名合四名 [illegible]

名其人物其履歴如何 [illegible]

其地方出身ノ國會議員總數ト其小

此書五部ヲ呈進 [illegible]

全國有志家諸君 [illegible]

七月三十日 [illegible]

大日本私案國會議員錄編輯主任者

東京々橋區木挽町二丁目十二番地 **渡邊義方**

東京本郷區佐久間町二丁目十七番地 **和田稻積**

○一昨十一日發兌の本紙廣告欄内に大日本私案國會議員錄編纂に付其主意目的并に撰擧方法を題して掲載せる渡邊義方和田稻積の廣告ハ差支有之取消すべき旨昨十二日警視廳より達せられたるを以て右廣告は悉皆取消を

●**第七議會の召集** [illegible]

十月十五日を以て帝國議會を廣島に召集するの詔勅を發せらる

◎**議會緊急召集の詔勅** [illegible]

朕惟フニ國家今日ノ急ハ軍旅ニ在リ既ニ大纛ヲ進メ親シク其事ヲ視ル唯立法ノ要務早ヲ修ヒ議會ノ協賛ヲ望ムモノアリ乃チ召集期ニ先テ帝國議會ノ召集ヲ必要ト認メ玆ニ臨時ニ十月十五日ヲ以テ廣島ニ召集シ七日ヲ以テ會期ト爲スヘキコトヲ命ス百僚臣庶其レ朕カ意ヲ體セヨ

御名御璽

明治二十七年九月二十二日於廣島大本營

各大臣副署

第七議會廣島に開かる
（明治廿七年九月廿三日時事新報所載）



明治三十三年北清事變當時の北京籠城者

北清事變

報知新聞　年中無休刊

北京陷落

其一

聯合軍十五日朝より北京を東方より砲擊せしが敵は城壁を頼み頑固に抵抗せり夕刻日本軍は朝陽及び東直の兩門を破壞し城内に進入し他國兵は東便門より進入し直に衛兵を公使館に出し聯絡せり公使以下異狀なし我死傷將校以下百餘敵の死傷三四百餘

其二

聯合軍は八月十五日早朝より北京の東部を攻擊せり敵は頑強なる抵抗を爲したれども同夕刻に至り日本軍は朝陽門及東直門を破壞して城内に入り他の列國軍は東便門より進入し直ちに哨兵と公使館に送り聯絡を開きたり列國公使及び其の下僚の職員皆安全なり日本の死傷は百餘名にして敵の死傷は三百名乃至四百名に上れり渡邊陸軍大佐及び道家陸軍大尉負傷し矢崎陸軍少尉戰死したり

公使安全

◎戰局の一段落

△清廷

△端郡王

△討入の場所

△攻守の形勢

北京陷落す　（明治三十三年八月十九日　報知新聞所載）

明治三十三年八月廿八日

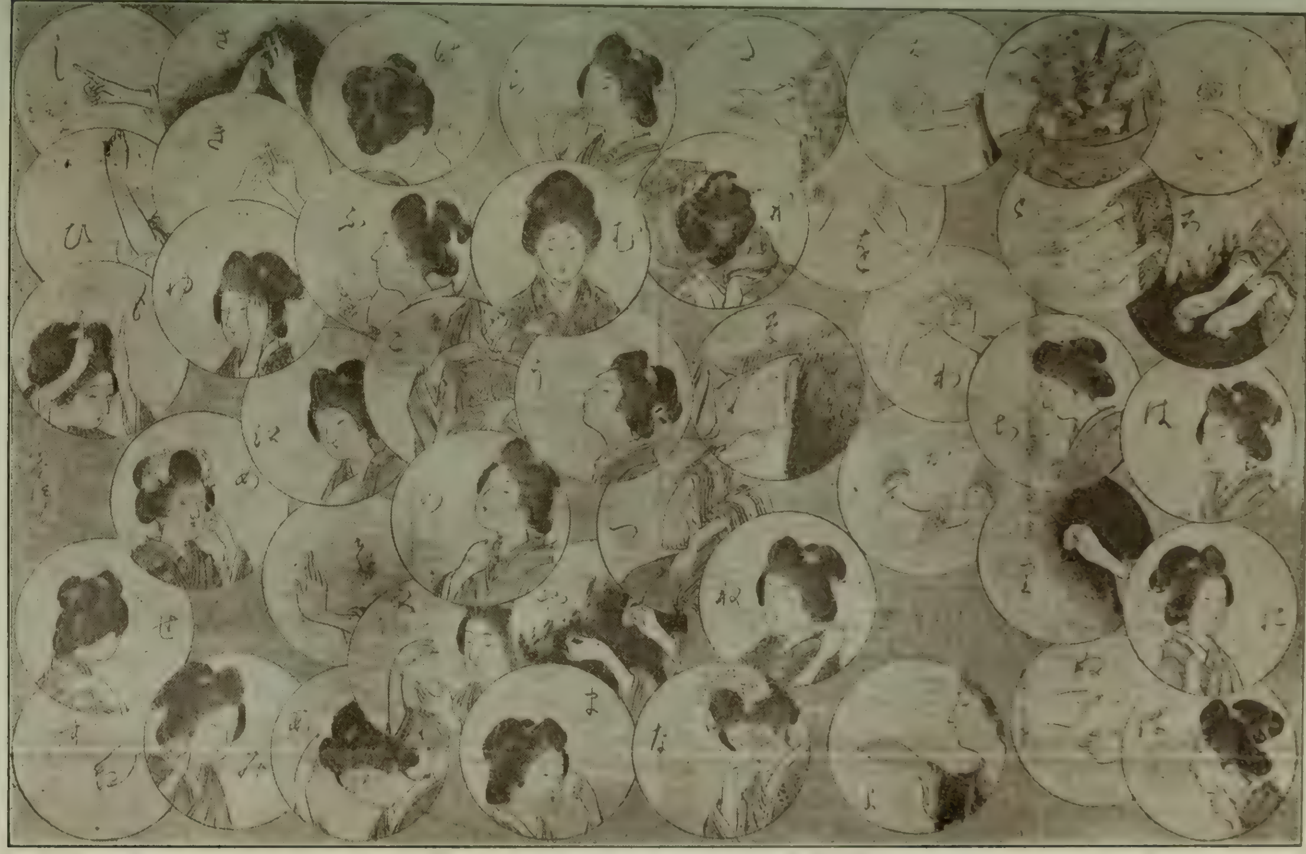
◎北京占領詳報

（十七日在北京本社特派員濱田佳澄氏發
二十六日午後八時五十分門司附電
二十七日午前十一時十五分本社着）

本日號外を以て豫約し置きたる如く在北京本社特派員が親しく北京の攻擊に從軍し北京占領の終了したる翌日を以て北京城内に於て筆を執り實見の次第を詳記したるものは北京に於て直ちに電信に附す能はざるが故に最近の便船に托して之を門司に送り門司より電報となりて左の如く本社に到着したりされば讀者幸に此の電報を以て普通の通信と同一視する勿れ只だ此の詳報が電報に附せられたる旨の豫報が昨日午後五時到着したるに本電が漸く本日午前十一時に到着したるは其の極めて長文なりしに加へて先日來電線不良なりし爲め輻輳延著の不便を蒙りたるものにして讀者の諒察を乞ふ所也

（明治三十三年八月廿八日　國民新聞所載）

明治三十四五年時代の京阪地方花柳界の暗號



(明治卅五年三月十日發行風俗畫報)

此暗號は藝妓どもが客に招聘かれし座敷にて互ひに秘密を語り合ふ無線電話にぞある。

凡大阪の藝妓位ひ憶面もなく客を弄するものはあらじな、誰憚からず帶の間から鏡を取出して容顔をつくろい、藝妓同志で俳優の噂抔はめづらしからぬ事なり。其上圖に示す暗號で、こいつはすかん、きらいやは、早ふ歸へればよい、大事の情人(とちい)が待て居るは抔とやられても、とんとお氣が付き申さず、浮いた〳〵で騒いで居る抔は、心細き限りといふべし、いでや其秘密を素破抜いてくれん。

いハ　親指と人差指で圖の如き形にする
ろハ　船の櫓を漕ぐ眞似
はハ　口を開て歯を指す
にハ　肩に物を天秤にて擔ぐ眞似
ほハ　頬を指す
へハ　尻を指す
とハ　戸を明る形
ちハ　乳を指す
りハ　鈴を振る眞似
ぬハ　針にて縫ふ眞似
るハ　人差指と親指で圓るくする
をハ　左右の指にて小撚を拵へる眞似を爲る
わハ　左右の人差指親指にて圖の如く一輪を拵へて示す
かハ　掻く眞似する
よハ　右の手にて招く形

たハ　左の手の掌を右の手にて叩く
れハ　兩手をつき頭を下げ御辭儀をする
そハ　袖を指す
つハ　手の甲を指にて抓る眞似
ねハ　肱を頭へつけ手枕する形
なハ　手を眼に當て泣く眞似を爲る
らハ　左右の手を握りて口に當て喇叭を吹く眞似
むハ　右の手で胸を指す
うハ　口を結んで上を向く
のハ　咽喉を指す
くハ　左右の手で物を喰ふ眞似する
やハ　弓を引く眞似
まハ　眉毛を指す
けハ　頭の毛を示す
ふハ　人差指と親指を合せ口の先にて開きてフッと吹く

こハ　赤兒を左右の手にて懐く眞似する
ゑハ　衣類の襟を示す
てハ　右のてを圖の如く出す
あハ　頭に手をのせる
さハ　左の人差指の二本を合せ圖の如き形を示す
きハ　左の人差指と中指二本へ右の人差指を合圖の如くす
ゆハ　あかすりで顔を洗ふ眞似
めハ　人差指で目を示す
みハ　耳を指にて一寸つまむ
しハ　右手のにてしの字をかく形す
ひハ　左の手をまくり肱を示す
もハ　牛の角の形を兩方の手の指にて示す
せハ　脊を指す
すハ　墨をする形する

韓國鉄道妨害者の處刑



（明治三十七年十一月八日　發行寫眞畫報所載）

八月廿七日韓國龍山近に於て我が軍鐵道に妨害を加へて捕へられたる匪賊金聖三•李春勤•安順瑞の三人九月廿日軍法會議に於て死刑宣告を受け•廿一日午前十時麻浦街道鐵道踏切の左方山手に於て銃殺せらる。

日露宣戰の詔勅降る

三十七年二月十二日　（金曜日）　THE OSAKA ASAHI SHIMBUN　號　（一）

詔勅

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露國ト交戰ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク各其ノ職務ニ從ヒ其ノ權能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ努カスヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ旦暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス朕カ有司モ亦克ク朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年ヲ逐フテ益親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト釁端ヲ開クニ至ル豈朕カ志ナラムヤ

帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニアラス是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ淸國トノ明約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラス依然滿洲ニ占守シ益其ノ地步ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併呑セムトス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸セム乎韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歳ノ久シキニ亙リテ屢次折衝ヲ重ネシメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ陽ニ平和ヲ唱道シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ增大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス凡ソ露國カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレムトス事既ニ茲ニ至ル帝國カ平和ノ交涉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求

（明治三十七年二月十二日　大阪朝日新聞所載）

日露戰爭火蓋切らる（その一）

・公戰報▽・

◉勅語を國民に賜ふ

昨日午前十一時卅分至尊は桂首相を親しく御前に召され左の勅語を賜りたり

勅語

開戰以降朕ノ陸海軍ハ克ク其忠勇ヲ致シ官僚衆庶其心ヲ一ニシ以テ朕カ命ヲ遵奉シ着々其歩ヲ進メ今日ニ及フ然レトモ前途尙遼遠ナリ堅忍持久益奉公ノ誠ヲ竭シ以テ終局ノ目的ヲ達スル事ヲ努メヨ

此年の二月宣戰の大詔を拜してより國を擧げて征露の事に從ふもの茲に幾閱月、赫々如たる陛下の御稜威と、烈々乎たる我軍の勇武に依り光榮ある勝利は常に我國に來り幸し、普天の下率土の濱、帝國の國土は

（明治三十七年十月十日　國民新聞所載）

（二）　明治卅八年三月十一日　土曜日　（第三…號）

號外

奉天占領公報

（三月十日午後　大本營發表）

今十日午前十時奉天を占領せり數日來の包圍攻擊は全く其目的を達し今や奉天附近各所に於て非常の激戰中にして捕虜並兵器、彈藥、糧秣等諸軍需品の鹵獲極めて多大なるも未だ此調査に遑あらず

撫順占領

（三月十一日午後大本營發表）

興京方面の我一部隊は昨夜撫順を占領し目下同地

（時事新報所載）



(その二) 滿州軍總司令官大山元帥及び其幕僚

第一軍の奉天に於ける山縣元帥の觀迎　（其の三）



第二列の中央大山・山縣兩元帥・野津・川村・乃木・奥・兒玉・黒木・福島の各將軍



（その四）第三軍司令官乃木大將と聯合艦隊司令長官東郷大將及び其の幕僚



（その五）撫順に於ける鴨綠江軍司令官川村大將と其幕僚

二百三高地の突撃寫眞（その六）



（明治卅八年一月一日發行寫眞畫報所載）

二〇三高地は旅順背面屈指の要害なり、敵此れに據つて我を苦しむる事久し、人力を以ては到底拔くべからずとは敵將ステッセルの放言せし處なるが、勇敢なる攻圍軍の右翼隊は決死數回にして遂に此れを拔けり、此時より主客位置を替へ、敵軍は此砲臺より日に〱猛射を受け、今や旅順口の陥落は眞に旦夕に迫れり、然らば此砲臺の攻略は帝國の爲め最大慶事と云ふべし、圖は同方面の從軍畫家久保田金仙氏が現狀を實寫せるものなり。

力士高勇の怪力（その七）



高勇は高砂部屋の有望な力士であつた。彼れ召集を受けて旅順攻圍軍に從ひ二百三高地に於て怪力を發揮したのである（明治三十八年三月八日發行寫眞畫報所載）

右記は戰局の前程を祝し…

露領占領

樺太島征服

樺太上陸軍（七月十日午前大本營着電）

樺太上陸軍は大なる敵の抵抗を受くることなく七月八日早朝コルサコフを占領せり

敵は同市を燒きソロイフカ（コルサコフ北方約三里）附近の陣地に退き再び抵抗を試みしも同日午前十一時我追擊隊の擊攘する所と爲りウラジミロフカ（コルサコフ北方約九里）方向に退却せり

此日の戰鬪に於て十二…

上、明治三十八年七月十一日（二六新報）

（その八）

下、國民新聞所載

號外

旅順兩將會見

（五日午後九時三十分乃木軍報告）

ステッセルより我軍司令官に一度會見したき意を通じ來り軍司令官は之を快諾し本日午後水師營に於て會見したり此の會議は個人間の談話にて約二時間に亘れり

兩將會見別報

九日午前乃木將軍はステッセル將軍と水師營に於て會見したりステッセル將軍は[illegible]大佐[illegible]其他佐官六名の幕僚[illegible]十時三十分水師營に着し乃木將軍は伊地知參謀長内田、安原、松平の三大尉及び川上外務書記官を從へ[illegible]時十五分同所に着せり兩將中々の會[illegible]



（其の九）水師營會見所の中庭に於ける乃木ステッセル兩將軍と其幕僚



（その十）滿洲軍總司令部の凱旋・新橋際凱旋門通過の光景



（その十一）凱旋復命の後東郷大將及び各艦隊司令長官並に大本營の海軍部員

軍國の華日本柱石の會合（其の十二）



是れ水交社に於ける大山滿洲軍總司令官の祖筵に會せる人士にして殆んど貴紳名流を網羅せる者たり集まる者悉く是れ公侯將相の英麟閣煙臺何ぞ美な前に擅にするを得んや。

(その十三)　日露戦争　(讀賣新聞所載)

●露軍降伏

一日夜大本營着電、旅順攻圍軍報告

本日午後九時關東要塞地區司令官ステッセル將軍より開城に關する書面を受領せり

(以上二號二日第一號外)

○日英同盟成る

現内閣が苦心慘澹、七閲月にして成功せる所謂日英協約は幸に相互の一致を得去月三十日上裁を經、倫敦に於て調印濟みとなり桂首相は本日午前九時適樞密院に登りこれに關する顛末を報告せられたるよし仍ほ首相は貴族院に於て、小村外相は衆議院に於て均しく協約の趣意目的に付て演說せられぬ今右相演說の要旨及右協約の全文を左に掲ぐべし

(明治三十五年一月三十日　東京朝日新聞所載)

媾和談判不滿の燒打ち事件（發端）

來れ愛國の士

十万の忠魂と二十億の負擔とを犠牲にしたる戰捷の結果は千載拭ふ可らざる屈辱と列國四圍の嘲笑とのみ嗚呼是れ果して何人の罪ぞや

吾人は永遠平和の聖旨に基き今や一大覺悟を爲すべきの時となれり即ち**今五日午後一時より日比谷公園に於て國民的大會**を催し天下同憂の士と共に其の所志を明にし以て大に決する所あらんとす貴賤と老若とを問ず苟も愛國の志あるもの奮つて來會せよ

明治卅八年九月

國民大會發起者

日露戰爭の媾和談判が餘りに軟柔なる外交に失したとて國民の憤り止まず、民衆日比谷に國民大會を開く（明治卅八年十二月　日東京日日新聞所載）

東京 二六新聞　明治三十八年九月六日　第三種郵便物認可

滿都の腥風
大亂鬪大亂擊
―東京奠都以來―
―未曾有大擾亂―

東京の天地は闇黑と成り了れり無政府無警察などいふ手緩き言葉は昨日の東京を評するに足らざるなり警吏劍を拔いて人民を斬ること芋の莖を斫る如く政府は軍隊を繰出して動もすれば大砲を緊掛けんとす滿都慘殺の氣天を蔽ひ腥風地に狂れり此れ確かに露都以上の一二にして國民の公憤迸つて此不祥事を現出したるなり　聖上九重の高きに在まして此擾亂を聞召さば如何にか宸襟を惱まし給へる、而して此慘劇を生み出したるもの其罪誰にか歸す吾徒は今何事をも言はず唯昨日に於る滿都修羅の状を語らん

▲新富座の光景

熱しに熱したる大會の會集は午後一時頃より雲霞の如く集ひ來り南は築地一丁目より北は新富河岸に至るまで大通り三丁餘の廣場は全く人を以て埋められ我勝にと爭ふて場内に入らんとする頃警吏は聲を限りに呼立て、本日の演説會は解散されたり一同都かに退取れと命ずるや否や左なきだに猛りに猛りし群集の解散と聞きて何條其儘に退去すべき**一時に鯨波を上て場内に亂入せんとする光景凄じき**許りにて「解散の理由を述べよ」「不

たるにぞ**警吏も今は潰亂に陷**り早や混戰亂鬪となりて手當り次第に斬打を始めたる混雜に乘じて激昂の人々は土場の上より土塊を場内に投込み窓硝子は云ふも更なり諸建物は悉く破壞し數名の負傷者を出すに至れり

▲袋叩に逢ふ　群集の一人なる下谷徒町三の一番地宮田某氏（四十）は端なく警吏の手に捕り嚴重に縛し上げられたる上數十名の警吏にて袋叩に逢ひ**人事不省**に陷りたり續いて八名の壯者老人も捕縛せられ中にも神奈川縣の小原代議士は新富座より外に出でんとして門口に至りしに警吏は直に之を捕へ田川署長は稍逆上の氣味にて大聲に**捕縛せよ〱**と迭呼し配下は直に之を縛して柱に繋げり折柄此處に來合せし河野廣中、野尻三郎、小川平吉の三氏は餘りの無法に呆れ百方諭告して漸く之を許したり既にして尚一人の縛に就かんとするものを河野氏再び諭告せんとすれば田川は益々同氏をも縛せよと命せしもからくに免るゝを得たりと

▲國民新聞社襲に

（その一）日露戰爭媾和の外交軟弱に失すると遂に國民狂暴して東京に大燒打事件を惹起す

（明治卅八年九月六日 東京二六新聞所載）



（その二）明治卅八年九月五日の夕刻 内相官邸焼かれ正門前に大乱闘演出さる
明治卅八年九月十八日發行 東京騷擾畫報所載

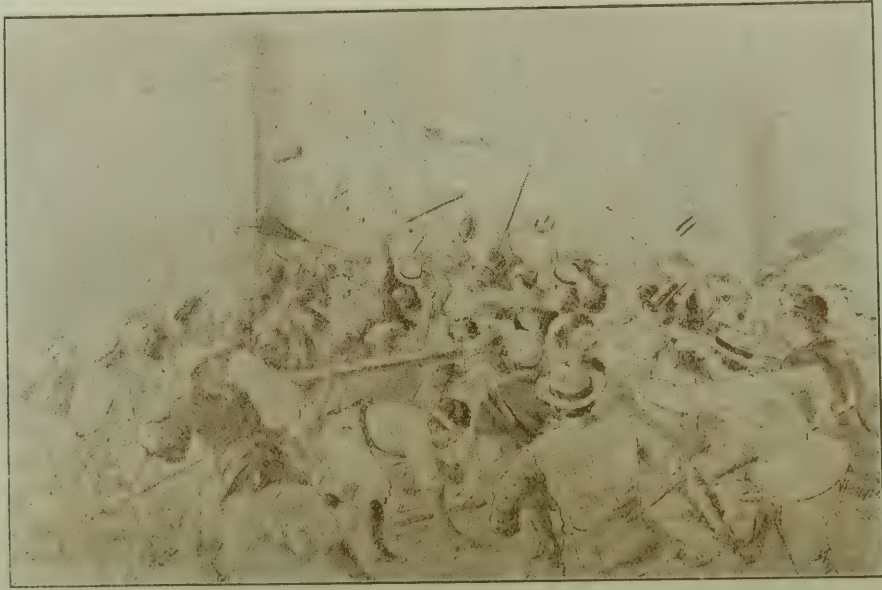


巡査派出所焼打ちの實況



九月五日の夜群衆の狂暴下谷警察を焼打ちす

(その三)



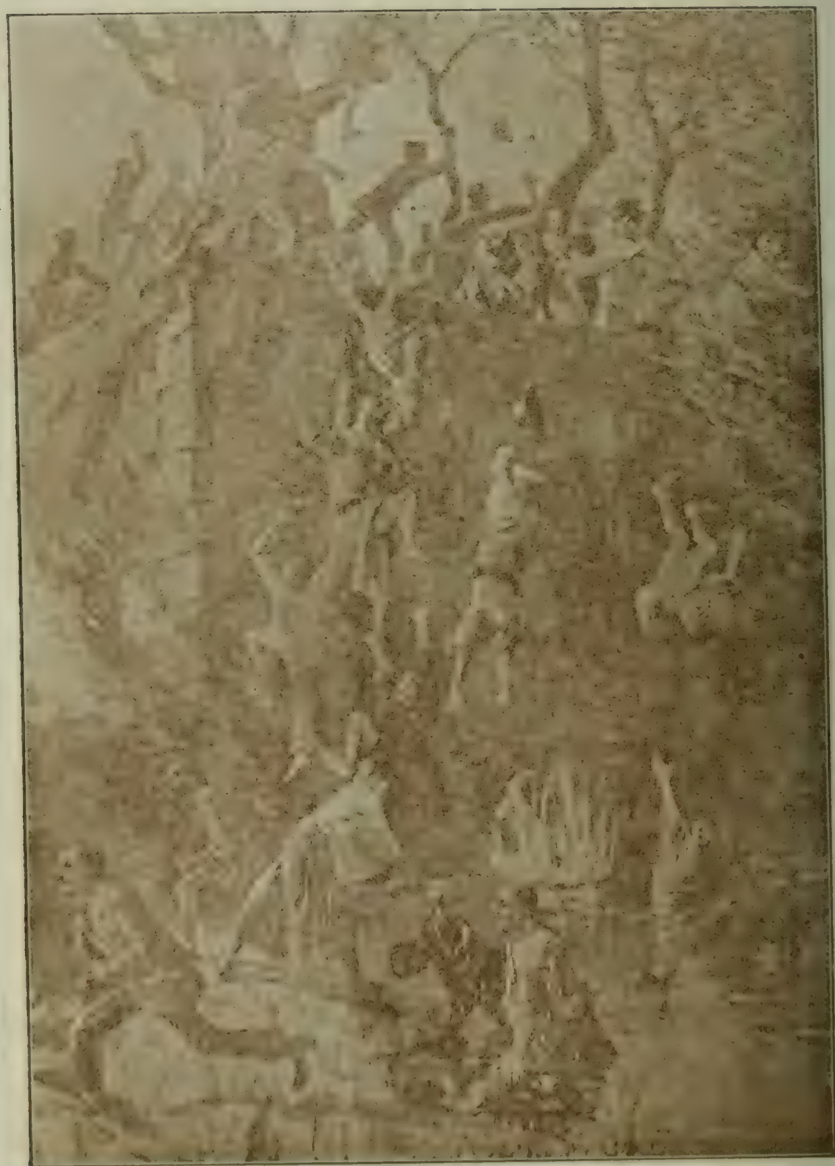
（その四）明治卅八年九月五日日比谷公園にて開きし國民大會に於ける河野廣中氏の演說に時の官憲は公園の入口を閉鎖せしため巡査と群集との間に大亂鬪を惹起せり



（其の五）大騒動のありし九月五日夜の銀座街頭は平常の光景と打て變り 四顧寂寥たる中にも何となく物凄く
彼處此處に三五人の者ひそひそと物語り合ふ外 薄暗き軒下な抜刀の巡査出没するあるのみなりし。



（その六）九月六日の夜街鐵電車燒打ちの騷ぎの時負傷者を戸板に乘せワツシヨ〳〵と恰も御輿の如くに擔ぎて病院に持ち込む光景。



（その七）九月六日の夜街鐵電車燒き打ちの時 巡査に追はれて日比谷公園東北
隅の石垣に集りし群衆逃げ場を失ひ 下なる濠に落つるもあり又飛び込むもあり



（その八）神田警察小川町分署五日の夜遂に暴民に破壊され更に六日夜焼却せられて民家二戸も羅災せり



九月六日夜日比谷公園停留所の街鐵出張所及び同所附近に於て電車拾壹台焼打ちさる。此寫眞は同出張所破壊後の光景なり



（その九）九月七日破壊された内相官邸修理され軍隊附近一体に警戒を厳にす



九月五日夜焼き打ちされし京橋警察署





（その十）九月六日夜半戒嚴令發布され東京市中は軍隊に警衛さる上圖は步兵。下圖は騎兵の市中を巡邏しつゝある光影なり









（その十一）1.こゝは首相官邸表門 2.は同私邸表門にして斯くの如く厳重に警護さる 3.は今回の事件にて有名となりし安藤おこゐの家 4.は巡査派出所悉く焼却破壊されたるため捕鼠買上げの道なく到る所此の様なる掲示を見る。（以上七日午前撮影）

（明治三十七年四月十四日第三種郵便物認可）

東京二六新聞 附録

第五百八十三號
明治卅八年十二月二十日發行

日比谷事件決定書

河野廣中氏外二十餘名の被告事件に關し昨日左の如く豫審終結決定ありたり天下何人か之を讀んで意外とせざる者かある

東京府北豊島郡高田村三百四十五番地平民鑛山業
河野廣中　五十七年

東京市麹町區中六番町四十六番地平民辯護士
（免訴）山田喜之助　四十七年

東京府北豊島郡巣鴨町大字巣鴨四丁目八番地岡村政衛方平民農
大竹貫一　四十六年

東京市麹町區内幸町一丁目五番地平民辯護士
小川平吉　三十七年

同市同區一番町六番地平民辯護士
櫻井熊太郎　四十二年

同市日本橋區蠣殻町一丁目三番地士族鑛山業
（免訴）細野次郎　文久二年八月生

同市芝區新門前町十八番地士族牧畜業
佃信夫　慶應二年十一月生

東京府豊多摩郡内藤新宿町大字内藤新宿北裏五十四番地士族新聞記者
（免訴）工藤鐵男　三十年

東京市本所區徳右衛門町二十番地平民洋服裁縫業
吉澤不二雄　明治七年九月生

同市深川區一色町十三番地平民人足業
丸山泰次郎　三十年

栃木縣阿蘇郡植野村大字植野五百三十二番地平民人足業
新里兵吉　二十三年

東京市深川區一色町十三番地丸山民治方平民人足業
山崎政藏　三十三年

東京府西多摩郡氷川村大字氷川二千九十九番地平民人足業
山中茂市　二十八年

千葉縣海上郡本銚子町千八十四番地平民人足業
君島竹次郎　二十[illegible]年

被告吉澤不二雄、丸山泰次郎、新里兵吉、山崎政藏、山中茂市、君島竹次郎、佐々木甫、間宮金太郎、金子與吉、川又國次郎の兇徒聚衆被告事件を東京地方裁判所の輕罪公判に付す

被告山田喜之助、細野次郎、工藤鐵男、齋藤久次郎、小山芳松、大畑子之助、榊原駒吉、井上淺吉、中島榮次郎、高橋竹次郎、宮崎佐吉の兇徒聚衆被告事件を**免訴**し

被告山田喜之助、細野次郎、齋藤久次郎、小山芳松、大畑子之助、榊原駒吉、井上淺吉、中島榮次郎を放免す

被告河野廣中、大竹貫一、小川平吉、櫻井熊太郎の**保釋は之を取消す**

被告河野廣中、大竹貫一、小川平吉、櫻井熊太郎、佃信夫は正本送達ありたるより三日間内に抗告するを得べし

理由

明治三十七年二月我帝國は露國と釁を啓き交戰茲に一年有半海軍は敵の艦隊を殲滅し陸軍は遠く敵を奉天鐵嶺以北に驅逐し將に長驅哈爾賓に迫らんとする際會〻我政府は北米合衆國大統領の提議を容れ米國ポーツマスに於いて露國と講和條件を議する爲め外務大臣男爵小村壽太郎を全權委員に任命し同全權委員は明治三十八年七月八日出發するに至れり先是被告河野廣中、大竹貫一小川平吉、櫻井熊太郎は其他の有志者と共に東京市日比谷公園松本樓に會合し樽爼折衝し志を得ずんば干戈を繼續すると國民の敢て辭する處にあらずと決議し之を小村全權に致し尋で同年七月十九日京橋區新肴町閣華亭に相會して講和問題同志聯合會を組織し爾來檄文を草して之を各地に配付し或は部署を定めて各地に遊説を試み專ら講和談判に後援を與へつゝありし處同年八月三十日ポーツマスに於ける講和條件中償金の要求は其全部を撤回し樺太は其一半を割取

明治四十年代の日本代表的美人



（半側面半身）

（全側面半身）

時事新報募集全國第一等美人
末弘ヒロ子孃の寫眞



半側面全身

皇室財產に關し大詔煥發さる

（明治四十一年十二月十九日　大阪毎日新聞所載）

東京電話

大詔煥發

勅諭

朕曩日詔ヲ下シ臣民ノ嚮フ所ヲ知ラシム今ヤ國運ノ趨勢ニ從ヒ宮廷各般ノ經費亦之ニ伴フモノアリ宜シク帑ヲ節シ實ニ就キ淬勵心ヲ盡シ規畫スル所アルベシ皇室財政ノ收支固ヨリ限定アリ供[illegible]ノ途ヲ講セズシテ收支豫算ノ金額ヲ確定シ萬已ムヲ得ザルニアラザレハ其ノ範圍ヲ超越スルヲ許サズ宮廷ノ臣僚夫レ克ク此ノ旨ヲ體シ協力シテ諸般ノ規模ヲ革新シ宮中財政ノ基礎ヲ鞏固ニシ國家戰後ノ經營ト相須テ施設ノ全キヲ期セヨ

明治四十一年十二月十八日

板垣伯壽像建設資金募集

伯爵板垣退助翁の公生涯は維新史上の初頁に起り夙に大政の樞機に參す一朝冠を挂けて野に下るや一身一家を顧みずし民權自由の義を唱へ立憲政治の首唱をなし國民の指導に心血を濺ぎ艱難を嘗むも其意を政海に絶つや未だ曾て爲めに一日も國家を忘れず老の到るを識らず孜々營々志眞に社會の爲に奔勞す翁は維新の元老一代の儀表なり然れども翁の晩年を平安ならしむるもの誰か同情を表せざらんや仍て吾等同志相謀り約十萬圓を集め翁の壽像を建設し以て記念に供し其餘を翁の晩年の資に充て以て維新の元老に對する國民の誠意を表せんと欲す冀くは大方の諸君吾等の擧を助け奮て資を投じ速に成功の期に達せしめんことを敢て告ぐ

明治四十二年十二月　日

壽像建設委員長　松田正久

發起人總代　杉田定一

同　河野廣中

一、壽像建設費は東京麹町區有樂町一ノ二日報社宛にて御寄贈相成度事

二、御寄贈の金額氏名は當新聞紙上に掲載して領收證に代へ本件結了の上は精算報告可致事

三、寄附金募集は明治四十三年四月三十日限締切の事

寄贈者氏名

板垣伯の壽像建設資金募集

（東京日日新聞　明治四十三年十二月一日）

公爵伊藤博文刺客安重根のためにハルピンにて斃る

（明治四十二年十月二十七日　日本新聞所載）

（二）　明治四十二年十月二十七日

市内版

本社浦潮特電

●伊藤公殺害さる

二十六日浦潮特派員發

伊藤公二十六日朝哈爾賓停車場にて韓人の爲に狙撃せられ絶命したりとの報告あり

本社支那特電

●伊藤公暗殺

二十六日上海特派員發

哈爾賓よりの報に依れば今朝九時三十分韓人刺客爆裂彈を以て伊藤公を殺害せり此際川上、[illegible]も負傷したり

伊藤公遭難

○同上第一報

在ハルビン川上總領事よりの電報に依れば伊藤公は同地に着するや直ちに停車場プラットホームに於て韓人の爲に狙撃せられたりと云ふ

○同上第二報

ハルビン道臺より當地道臺宛の電報に依れば伊藤公は今朝ハルビン停車場に於て兇徒の爲め腹部狙撃せられ重態の由なり本日午後六時寛城子に着直に大連に向はるる筈

○同上第三報

在哈爾賓川上總領事よりの後報に依れば伊藤公は[illegible]

[illegible]道に[illegible]せり

○同上[illegible]報

伊藤公は廿六日朝哈爾賓に於て韓人のため暗殺せられ川上[illegible]を負ひ韓人は直ちに[illegible]て捕縛されたり

○同上別報

伊藤公廿六日朝哈爾賓に到着し下車の際プラットホームに入込める數迎者の中に混じ居たる韓人數名に狙撃され腹部に二個の重傷を受け直ちに逝去す、遺骸は即時特別列車にて引返し今夜六時長春發廿七日午前十時大連着の豫定なるが[illegible]數名途中[illegible]せり犯人は[illegible]にて捕縛[illegible]の川上總領事負傷せり

○同上別報

伊藤公は韓人の[illegible]

（東京日日新聞　明治四十二年十月廿七日所載）

東京電話（十八日）

大逆罪判決

二名の外悉く死刑

幸徳秋水一派の社會主義者二十六名に對する判決は本日午後一時大審院大法廷に於て左の如く申渡されたり

高知縣幡多郡中村町大字中村町百七十三番屋敷平民著述業
（死刑）　幸徳傳次郎　明治四年九月二十三日生

京都府葛野郡朱雀野村字聚樂廻聚樂西町七十八番地平民無職
（死刑）　管野事　管野すが　明治十四年六月七日生

岡山縣後月郡高屋村四千五十二番地平民農
（死刑）　森近運平　明治十四年一月二十日生

山梨縣甲府市本町九十七番戸平民機械職工
（死刑）　宮下太吉　明治八年九月三十日生

長野縣埴科郡屋代町百三十九番地平民農
（死刑）　新村忠雄　明治二十年四月二十六日生

福井縣遠敷郡雲濱村竹原第九號字西作園場九番地平民草花栽培業
（死刑）　古川事　古河力作　明治十七年六月十四日生

北海道小樽區稲穂町畑十四番地平民機械職工
（有期懲役十一年）　新田融　明治十三年三月十二日生

長野縣埴科郡屋代町百三十九番地平民農
（有期懲役八年）　新村善兵衛　明治十四年三月十六日生

東京市神田區神田五軒町三番地平民無職
（死刑）　奥宮健之　安政四年十一月十二日生

高知縣安藝郡室戸町大字元無家平民活版文選職
……

大阪市東區本町二丁目四番地平民鐵葉細工
（死刑）　三浦安太郎　明治二十一年二月十日生

高知縣高知市鷹匠町四十番屋敷平民病院事務員
（死刑）　岡林寅松　明治九年一月三十一日

同縣同市帶屋町四十一番屋敷平民養蠶業
（死刑）　丑次事　小松丑治　明治九年四月十五日

主文

被告幸徳傳次郎、管野すが、森近運平、宮下太吉、新村忠雄、古河力作、奥宮健之、坂本清馬、大石誠之助、成石平四郎、高木顕明、峰尾節堂、崎久保誓一、成石勘三郎、松尾卯一太、新美卯一郎、佐々木道元、飛松與次郎、内山愚童、武田九平、岡本頴一郎、三浦安太郎、岡林寅松、小松丑治を各死刑に處し新田融を有期懲役十一年に處し被告新村善兵衛を有期懲役八年に處す差押物件中鐵製小鑵一箇、同切包一箇、同紙包二箇、鐵製小鑵一箇、鶏冠石紙包一箇、鑵入一箇、調合劑二十匁、鹽酸加里九十二匁之を沒收す公訴に關する訴訟費用は全部は被告人共之を連帶負擔し沒收に係らざる差押物件は各差出人に還付す

大逆事件經過

傳次郎外二十五名に對する刑法第七十三條の罪の被告事件の……

幸徳秋水等の大逆罪の判決

明治四十四年一月十九日　大阪朝日新聞所載

（二）明治四十四年八月卅一日（木曜日）　大阪朝日新聞

東京電話（三十日發）

●新内閣成立

西園寺侯が午前參内新内閣員候補者名を御前に捧呈し御裁可を受けたる結果午後二時親任式を行はせらるべき旨御沙汰あらせられ侯は御前を拜辭し一旦駿河臺の自邸に歸り新大臣たるべき諸氏に對し一々通知を發せられたるが午後二時四十分頃より石本中將は陸軍中將の制服にて參内あり西園寺侯以下他の諸氏は燕尾服に勳等本綬佩用の上參内し同二時半宮中御座所に於て徳大寺侍從長を始め特に留任仰付けられたる齋藤海相參列の上左の通り親任式を行はせられたり

任内閣總理大臣　正二位勳一等侯爵　西園寺公望
任農商務大臣　樞密顧問官正三位勳一等男爵　牧野伸顯
任文部大臣　正四位勳四等　長谷場純孝
任遞信大臣兼臨時外務大臣　正三位勳一等伯爵　林董
任司法大臣　正三位勳一等　松田正久
任陸軍大臣　陸軍次官陸軍中將正四位勳一等功二級男爵　石本新六
任内務大臣　從三位勳二等　原敬
任大藏大臣　從四位勳三等　山本達雄

是と同時に齋藤海軍大臣の外前内閣員に對し辭表を聽許され寺内大將は朝鮮總督專任となり内閣より左の辭令を發表せられたり

依願免本官並兼官　内閣總理大臣兼大藏大臣公爵　桂太郎
陸軍大臣兼朝鮮總督伯爵　寺内正毅
依願免本官、專任朝鮮總督
依願免本官（各通）
外務大臣侯爵　小村壽太郎
内務大臣子爵　平田東助
農商務大臣子爵　大浦兼武
文部大臣　小松原英太郎
司法大臣子爵　岡部長職
依願免本官並兼官　遞信大臣兼鐵道院總裁男爵　後藤新平

尚外務大臣は内田大使歸朝まで林遞相の兼任、鐵道院總裁は原内相の兼任、拓殖局總裁は元田肇氏と決定せり

●桂公前自邸遷

明治四十四年五月

●白瀬中尉南極に上陸す

南極探檢船開南丸は白瀬中尉一行を某地點に上陸せしめたる後南氷洋より當港に歸港せり（シドニー特電）

（明治四十四年五月二十一日　大阪朝日新聞所載）

英國皇帝陛下の御戴冠式
（東京日日新聞明治四十四年六月廿四日所載）

●英國皇帝陛下戴冠式

北京特電（十二日 [illegible]）（延着）

清朝愈々滅亡す
辭政の上諭出づ

十二日午後二時三十分清國皇帝政を辭し袁世凱をして假政府を組織せしむとの上諭出づ

◉辭政上諭の大意

上諭の大意は皇帝國家生民のため政權を辭退し皇室の尊嚴は依然之を保持すこれ歴史上光榮ある辭退なりとす皇族八旗の待遇は皆舊によれば國民宜しく此意を體し決して騷亂を釀すなかれ内閣諸官署は當分其職務に從事すべし國体は共和立憲とすといふにあり尚條件は追つて發表すべしと

◉蒙古王公の意氣込

外蒙古王公は[illegible]より袁内閣[illegible]及び外務部に覺書を發して曰く蒙古の清國に歸順してより以來既に二百餘年年々[illegible]の恩澤を受く然るに近く數十年政府[illegible]收し殖民部[illegible]法を弄んで蒙古を賣りわが土地を奪ひ[illegible]人を虐待し且つ外交の失敗屢々すれば事を邊境に[illegible]す蒙古若し獨立せざれば瓜分の幹運るを免れず萬已むを得ずば遂に活佛を戴きて君となし國を新蒙古と號して[illegible]之に仕へ北部故山を[illegible]に[illegible]し[illegible]

（東京日日新聞所藏）

清國特電

清國の動亂擴大

▲南京廣東動く（北京）　十四日特派員發　湖北の革命派は各地の軍隊と聯絡を通じ廣東南京並湖及び湖北省の荊州府、江陵、河南省の許州等は既に革命軍に占領せられたりとの報あり

▲南京の叛亂（北京）　南京の兵叛亂を爲し總督衙門を襲ひ之を燒きて占領せりとの[illegible]大清銀行に避難したり[illegible]州をも占領せりとの風說あり

▲革命軍兵力（北京）　[illegible]黎元洪は元の[illegible]を總指揮官とし大都督と稱し勢力は歩兵第廿九、第三十兩聯隊の約半數歩兵第八聯隊騎兵第八聯隊の若干と工兵砲兵とを有し尚警察隊あり小銃一万五千銃彈千六百万發大砲七十門榴彈五六万發銀貨五十万兩を所持して尚[illegible]

[illegible]を省き[illegible]は[illegible]多く時期切迫の際に當りて自ら大局を顧み勉勵して職に任すべく固辭するを得ず[illegible]蔭昌と交代すべしとの上諭及び[illegible]就任の後諸省の軍隊は[illegible]の節制に歸すべく[illegible]の引率せる水陸軍と合[illegible]して速に鎮定を期すべしとの上諭出でたり

▲公使團會議（北京）　十四日午後三時より英國公使館に於いて時局に關し各國公使團會議開かれたり其結果武昌漢口を砲撃せざる樣清國政府に對し友誼的に申込む事に決せり

▲鐵道破壞說（北京）　黃河以南の鐵道は革命軍のため破壞されたりとの說あり

▲兵士從軍を拒む（北京）　[illegible]隊中五百名の兵士は鳳凰停車場に至り乘車從軍を肯ぜざりしとの說あり

▲革命趣意書（北京）　[illegible]黎元洪氏を始め在留[illegible]人は[illegible]革命趣意書を發送する者多し

▲人心靜穩（北京）　十四日特派員發　[illegible]

東京日日新聞



明治天皇御影

噫哀しい哉此日

（大正元年九月十五日　東京日日新聞所載）



御大葬鹵簿御道筋
（大正元年九月十三日　國民新所載）



（大正元年九月十三日　國民新聞所載）



（石摺）

明治天皇御陵

（伏見宮貞愛親王殿下の御染筆）

（大正元年九月十五日 東京日日新聞所載）



The Kokumin Shimbun. 日曜月 日九十月八

御名御宸筆並に國璽御璽

今揚の御名は畏くも 先帝陛下の御宸筆に係るもの其の御四次通じて恰も三十年

明治十一年御宸筆 睦仁

二十八年御宸筆 睦仁

三十九年御宸筆 睦仁

四十年御宸筆 睦仁





國璽御璽は頃、花御殿散し時給御匣及御衣御外箱に納め奉り御用記録と併せて内大臣をして傍藏めしめらる

天皇御璽は大約この制式に倣る古尺方三寸とし大日本國璽も此制に倣ひて御調造あり純金鑄鍛の御料にして御刻は篆體文字目は一貫二百匁と拜承す明治六年四月小曾根乾堂、秦蔵六へ左院に召して彫刻、鑄造の御用を命ぜられし三月年九月小曾根……京都在住の御印司安部井音人代りて……

（大正元年八月十九日 國民新聞所載）



明治天皇の桃山御陵

明治天皇御重患

明治四十五年七月二十一日東京日日新聞所載

東京日日新聞

THE TOKYO NICHI-NICHI SHIMBUN.

聖上陛下御重患

明治天皇崩御さる

聖天子崩御

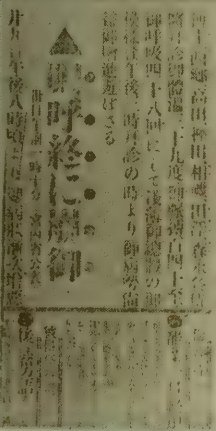
御危險の御容體

御昏睡の御狀態

痛心に堪へざる御容體

御四肢末端の暗紫色

御病勢益々御增進



(明治四十五年七月三十日東京日日新聞)

THE TOKYO NICHI-NICHI SHIMBUN

哀矣聖天子崩す

(東京日日新聞所載)

明治天皇崩御され大正天皇踐祚さるゝの勅語降る

（大正元年八月一日　東京日日新聞所載）

●勅語と奉答

朝見式に於て下し賜はりし勅語及び西園寺首相の奉答左の如し

勅語

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ

顧フニ先帝叡明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備爰ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ盛德鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ覩ル實ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ奬順セヨ

西園寺首相の奉答

臣公望誠惶誠恐伏シテ言ウス

大行天皇奄ニ登遐アラセラレ臣民憂懼措ク所ヲ知ラス今

叡聖文武ナル天皇陛下大統ヲ承ケサセラレ茲ニ

聖訓ヲ垂レ給フ　聖猷遠ク慮リ睿圖遺スナク上ハ

先帝ノ鴻業ヲ繼キテ憲法ノ條章ニ循ヒ下ハ億兆ノ和協ヲ奬メテ忠誠ノ至情ヲ綏サシメ以テ

祖宗ノ休光ヲ無窮ニ發揚セムトシ給フ是レ寔ニ宇内ノ齊シク仰ク所ニシテ臣庶ノ永ク頼ル所ナリ臣等

聖勅ヲ拜シ感激ノ至ニ勝ヘス今ヨリ後益〻股肱ノ節ヲ效シ夙夜淬礪邦家ノ進運ヲ扶翊シ以テ

聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ誓フ臣公望誠惶誠恐頓首謹ミテ奏ス

●大正と改元

●皇太子踐祚

天皇陛下三十日午前零時四十三分崩御あらせられしにつき皇室典範第十條「天皇崩ずる時は皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く」との明文により皇嗣即ち皇太子嘉仁親王殿下同時刻を以て踐祚あらせられ祖宗傳承の神器を受けさせられたり同時に崩御ましませし陛下を大行天皇と稱し奉ると皇室服喪令第十九條の規定の如し

●「大正」と改元せらる

昨日の樞密院會議に於て御諮詢せられたる元號制定は「大正」と決したり其故事は公羊傳に君子大居正又易に大亨以正天之道也といふ字句より出でたりと謂ふ（第二號外再錄）

●踐祚の御式

〈御祭典と御奉告〉

[illegible]

●踐祚後朝見式

[illegible]

明治天皇崩御ましまし　大正天皇踐祚遊ばさる。此日（明治）を（大正）と改元せらる

（明治四十五年七月三十一日　東京日日新聞所載）

桃山御陵の鎮護神

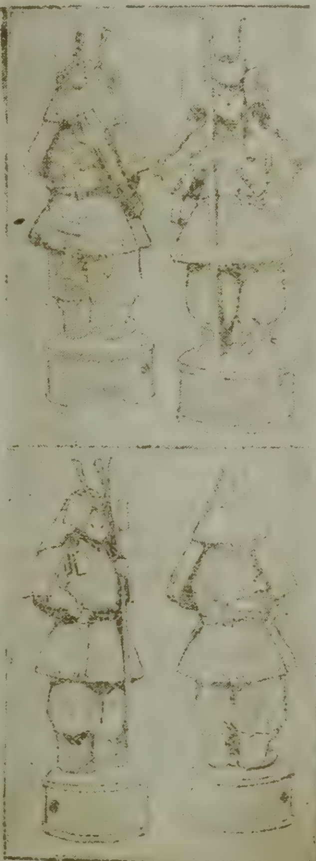
（大正元年八月三十日　東京日日新聞）

大正元年八月三十日　（金曜日）　（二）

桃山御陵の鎮護神

▲源平時代の武将に則れるもの▲

▲高さ約二尺五寸、製作略成る▲



製作漸く成れる桃山御陵の鎮護神

◎御陵前[illegible]



乃木將軍夫妻殉死前日の寫眞

大正元年九月十七日　東京日日新聞

乃木大將の遺言書

乃木將軍の辭世

乃木大將辭世

乃木夫人辭世

（大正元年九月十七日　東京日日新聞所載）

乃木大將夫妻の殉死

乃木大將は夫人しづ子と共に十三日午後八時先帝の御靈轜御發引の號砲を合圖に赤坂區新坂町なる自邸の奥の間に於て短刀を以て見事に咽喉を掻き切り殉死を遂げたり夫妻死體の傍には男爵石黒忠悳氏に宛てたる遺書あれども未だ石黒氏が同邸に來らざる爲め開封するに至らず目下同邸には村上學習院醫師及び赤坂署警部詰切り居れり大將享年六十四歲夫人享年五十四歲

（大正元年十月十三日　東京朝日新聞所載）

乃木大將自筆の墓標（[illegible]）

陸軍大將乃木希典之墓

明治　十年　月　日死

聖上の深き軫念

十七日正式に奏上

[illegible]る處に依れば聖上には一昨日乃木大將より自殺の由を聞召すや「乃木が……」と暫時御言葉もなかりしが[illegible]に桂侍從長、渡邊宮相[illegible]一伍[illegible]大人[illegible]にくるくの[illegible]の[illegible]て[illegible]一りかむ

張者とて縦ひ高き爵位を養子として伯爵の家を襲がし然社會の上流に立たせん事を不可とし幸ひ自分は後嗣なければ乃木の家は斷じて一代にて斷絶さす可き旨を認められたり又[illegible]にて處分済みとなり乃木家所有こせるもの一點もなしとの[illegible]のみ[illegible]自殺ありし[illegible]

何時になく大將が斯くも長時間[illegible]及二男子戰死[illegible]將來に付[illegible]意見の存る所を具陳せられしは今にして之を思へば[illegible]既に大將には今日の覺悟ありたるならんか

▲納棺式の大[illegible]

山縣公、大將の[illegible]を撫でゝ落涙[illegible]として

（東京日日新聞　大正元年九月十六日所載）

東京電話（二十日）

特赦の恩命降る

十九日総日の臨時閣議の半にして逆徒の一部に對し特赦の恩命降れり 茲に於てか桂首相以下閣臣は恐懼措く所を知らず閣議終了と共に首相は勿論平田内務、岡部司法両大臣と河村司法次官、平沼民刑局長、松室檢事総長は更に逆徒の身上に關し各般の調査及び法理上の手續等を協議すると共に一方河村次官と平沼局長とは山梨[illegible]に來往して[illegible]の手續等成案を提出に努め午後十時總理大臣は恩命に基き裁令を司法大臣に交付し小山大臣は直に其勝本と東京監獄木名瀬典獄に傳達したるを以て同典獄は更に之を左記十二名に授けしに彼等は慟哭して海の如き深き聖慮に感泣せりと因に該裁令の趣旨は然に「死刑因某の罪一等を減し無期懲役とす」と記載されたる極めて簡單なる文書なりと特赦の恩命を受けたる死刑囚左の如し

高木顕明　和歌山縣東牟婁郡新宮町五百六十四番地平民　僧侶

[illegible]

岡本穎一郎　三重縣南牟婁郡市木村大字下市木二百八番屋敷平民

崎久保誓一　大阪市東區本町二丁目四番地平民　紙函職工

三浦安太郎

特赦の圖

特赦申渡式

命の下りたるは十九日夜六時にして右は刑事訴訟法第三章三百三十一條乃至三百三十四條の規定によりて取扱はれ桂首相、岡部法相、河村司法次官、平沼民刑局長、松室檢事總長等は直に司法省に會合して右傳達に關する手續きを協議し八時岡部法相は木名瀬典獄を司法省に呼出して特赦状を交付したれば典獄は直に東京監獄に引返し佐瀬第一課長、逸見第二課長、篠田第三課長及び教務所醫務所長等を典獄室に集め此に

壯嚴なる特赦申渡式

を行ひたり典獄は先づ第一に岡林寅松を呼出して其の内容を讀み聞かせ更に他の十一名も順次一人宛呼出して特赦状を拜受せしめたり十九日は死刑を聞いて悄然たりし十二名も今日有難き特赦の恩命を蒙りて何れも慈仁なる皇恩に感泣せざる者なかりき

四相へ御沙汰

桂、平田、大浦、小松原の四大臣は無政府主義者の犯罪に關し責を負ひ闕下に伏して待罪書を捧呈せるに對し聖上陛下には二十日正午左の優渥なる御沙汰書を賜へり

御沙汰

今や國家多事の際卿等の職を退くを許さず將來益努力して國政の進勢に盡すべし

閣議

二十日午前十時より桂首相以下各大臣は内閣に參集の上閣議を開き[illegible]

（大正元年九月二十一日大阪毎日新聞所載）

序

近世社會大驚異全史 上卷目次

慶應四年（明治元年）

明治二年

明治三年

目次

明治四年

明治五年

明治六年

目次

明治七年

明治八年

明治九年

目次

明治十一年

明治十二年

明治十四年

明治十五年

明治十六年

明治十七年

補遺目次

近世社會大驚異全史　中卷目次

明治二十三年

明治二十四年

明治二十五年

明治二十六年

明治二十七年

明治二十八年

明治二十九年

目次

（本文目次終り）



近世社會大驚異全史下卷目次

目次

明治三十六年

明治三十七年

明治三十八年

明治三十九年

明治四十二年

明治四十三年

明治四十四年

明治四十五年

大正元年

——本文目次終り——

通卷補遺目次

慶應四年

明治四年

目次



梅原北明編纂

近世社會大驚異全史上卷

幕府瓦解當時に於ける江戸京都の兩都市中の落書に現はれた珍現象

（慶應四年）

〔一〕江戸城明渡しと江戸市中の反官軍派的落書の續出

伏見鳥羽の戰以來、幕政の行詰り、王政復古の輿論に抗し難く、敗戰の將軍慶喜は遂に恭順の意を表して、既に上書せるにも拘はらず、薩長土の官軍は頻に兵を進めて東山道の全軍は板橋に着し、又東海道の先陣は品川に迫ると云ふ有樣で慶應四年三月十五日を期して三軍一勢に江戸城總攻擊に出ると云ふ騷ぎに、氣早やな江ッ子の彌次馬ども、上を下への大騷動を演じた。

そこで江戸では事態容易ならずと輪王寺宮（北白川宮）靜寛院宮（和宮）は急使を總督府に遣はれて、德川慶喜の爲めに哀れみを請はれたが何れも志を達せずして終つた。そこで第二段の急策として勝安房守は幸ひに官軍の參謀西郷隆盛と相知るところから、之れに急書を送つて進軍を停止せんことを請ふことにし、麾下の士山岡鐵舟をして使者に當らしめ、無事駿府の總督軍本部に西郷と會見して、其任を完ふしたのは既に諸君も周知の歷史である。とにかく西郷の斡旋に依つて大總督宮は、江戸の總攻擊を止めることに定められ、同四月四日官軍の先鋒橋本實梁、柳原前光の二氏は、勅使となつて西郷以下の參謀五名と共に江戸城に入つて慶喜を水戸に幽すべきこと、及び江戸城の明渡し等を命じた。それで同十一日愈々慶喜は城を明渡して上野を發し水戸に向ひ、玆に德川氏覇業の終結を告げたのである。

併し幕臣等にとつては德川氏が恭順を表して、江戸城を明渡すと云ふことには絕對に贊成出來なかつた。宜しく吾々德川氏の恩顧を蒙るものは、祖先に對しても飽迄死力を盡して薩長土と戰はねばならぬ。と云ふわけで幕府の海軍副總裁榎本武揚は江戸城明渡しの翌日、品川沖の軍艦八艘を率ゐて房州館山に據り、又陸軍の大鳥圭介、福田道直等は夫々下總の市川及び上總の木更津に走り、新撰組の近藤勇等は甲州より下總の間に徘徊すると云ふ騷ぎ。又これより先き松平容保は大阪より逃歸するや、松平定敬、板倉勝靜等を從へて本國の會

津に退居して專ら城地を修め、仙臺、米澤、南部、庄内等の東北二十餘藩と氣脈を通じて官軍と一騎打ちをやる覺悟を極めてゐたので、幕臣中不平の徒等は皆東北に脫れたのであつた。

その他、大鳥圭介の宇都宮城陷落や、上野の彰義隊の奮戰など一通り記すだけでも並大抵でない。全く此章には不必要なれば一切を略し、唯だこれが爲め江戸市中の騷ぎは文字通りかなへのわくが如き狀態に陷り、江戸ッ子の守本尊江戸城をぶん取られたと云ふので、殆んど反官軍派的興奮に左右されたのは、左に掲ぐる、らくがきを見ても一目りやう然たるものがあらう。

（註）以下諸頁に亘りて掲げた落書は江戸城明渡前後のもので、薩長十三藩を始め尾張、越前、井伊、酒井等が罵詈攻擊したもの最も多く、殊に薩藩を惡むのあまり盜賊又は強盜呼ばりも敢へてした理由は、慶應三年十月西鄉隆盛の密命を受け益滿休之助等の一行が江戸へ下り、浪士を募つて府下の豪商や、近鄉近在の豪農の家宅へ亂入し、軍用金調達と稱して金品を強奪し、抵抗者を片ッ端から殺害した事實があつたからである。

元飯田町中坂上の張札

德川內府天朝に對し二心なきは天下萬民の知る處なり假令眞勅より出るとも元不正況や天子幼沖姦臣權を竊み名義を假りて追討の命を下すその罪姦臣にあり然則官軍は不義なり皇國天子の至尊なるも王政正しければなり今不義を以て義を討し人倫滅却す天下後世此政を何とか言ん長州は眞の朝敵國賊天戮を免れざる者也一朝姦臣と共に天子を誑き昨日の朝敵今日は官軍其姦作殆ど惡むべし實に薩長の不義無道なる叓德川祖宗の大恩の比に非ず其不義を以て義を討せしむ嗚呼王政の衰へたる此時より甚敷はなく誰か天下の不正を正し國賊を討するは唯衆諸侯のみ今會津藩の義氣に感じて屬する者多きは大義を知ればなり官軍に屬する者は人面獸心不義是より甚敷はなし假令ずとも不義は義に不勝邪は正に不勝は自然の理なり庶幾は天下有道の士會藩の義氣を助け德川氏の爲に義兵を擧げ彼の國賊を誅戮して萬民を水火の中に救ひ皇國の名分を正せよ

下ケ札

天書三日之內に取捨者有之に於ては急度令誅戮者也

閏四月八日牛込揚場町木戸際へ張札

不忠不義祿賊臣

井伊掃部頭

酒井若狹守

德川家御家御大切之折柄御恩報之御奉公者此節身命を抛ち可申之處主家之滅亡を不顧東照宮御大恩忘却薩長に荷擔砲を向け不忠不義論外評に及ばず帝は御幼歲×親王惡公卿王政に可致功薩長に合躰天子を案子に致し勅命と申觸惡業增長邪道此上は無之早く正道之義兵を揚奸賊を致追討德川御家御長久治國安民東照宮并御代々樣へ之萬分の一之御恩報じは此時節也御旗本御家人御譜代恩顧誠忠を踴集議評時々を不遇出張之事

閏四月

下ケ札

此張紙三日之內に取捌者於有之者遂穿鑿切捨に行ふ者也

閏四月二日上野廣小路三橋際町家駒寄への張札

王政復古綱一新萬世之鴻業を被爲起益盛隆之聖運に可被爲向天下踴躍して刮目希望之折柄關東朝敵之名を曖昧に定め天下の兵を動かし三百年太平の民をして一朝離亂に逢はしむるは可驚可歎事なれども是固より幼帝の知ろし召處に非ず薩の奸賊中間に在て聖慮を擁塞し天威を資て私權を逞ふせん爲なるは天下衆庶の知る處にして是を憎み是を怨まざる者なし就ては千萬列侯是を匡正せざるのみならず却て彼に驅役せられ其宗家に謀り其君主に迫り或は其兄長を凌ぐの類皆一己利欲に蔽ふは苟且を偸むの外なし如此君臣の大義を壞り人倫の大綱を亂らば萬一眞の朝敵あるとも名分を以て正す事能はざるべし是又幼帝の知ろし召處に非ろ事明白也伊勢日光の神靈を初め奉り井伊藤堂等が祖先に至る迄豈之を怒らざらん神怒人怨之事を擧て今日跋扈之勢を得るは人衆く天に勝時にして天豈人に勝時なからんや既に可見元氣邊陲に萃り天運東北に復して會公積年の誠忠天地感動し海內擧て是を歎賞し是を懷慕し天下の士皆此に就き東北之諸藩鱗く趨き西軍之中よりも東向して奔る者あるに至る嗚呼公の忠勇楠公に比するとも過稱に非ず假令國亡び兵竭るとも其忠誠天地と不朽日月と光を同うし永く人臣の龜鑑とならん無道の薩賊天子を挾み百萬の兵を以て是に加るとも萬に勝べき理なし況や人面獸心なる井伊藤堂以下の輩何ぞ之に敵せんや彼又自ら其敵する事能はざるを

知るべし唯西軍の中には長のみ獨り寛恕にして能く民の心を得るは可感事なり多年薩の奸計に陷り一旦朝敵の汚名を蒙ると雖も元來忠憤の餘り斯る擧動に及びしを德川慶喜公深く是を洞察し維統の初め斷然解兵せられしは世人の目擊する處也長も又薩の奸計を知つて中心大に恚ると雖も回復の機會を得ざれば表は彼に與するとも天道の遁べからざる事を知れり人皆薩の仕業に並べ賊名を以て唱ふるは是長の形を見て其情を問はざるなり今にも時勢に乘じて天運を挽回すべき者は會と長とならん兩藩東西に應援して王義を以て奸賊を攘はゞ沛然禦ぐべからざるべし諸侯皆斯く形勢を知るといへども只々一日の安を偷み道義に背きて逆賊を助け神州獨立の基本を壞て其罪枚擧に遑あらず天誅赦さゞる處也薩賊速に過を改め私を去て公に就き眞に似て皇國を維持する所以を思はずんば神人共に屠戮し清明の世に回らん事近きにあるべし

油町炭屋七右衛門川岸藏への張札

抑貳百五拾年間の昔東照神君天下御一統被爲在上は奉安叡慮中は宮方三卿御以下諸侯等に至る迄愚痴暗弱と雖も無事に國家を請繼日夜榮花を極る事累代相募り下は億兆の蒼生塗炭の苦を免れ豊稔に萬歲を唄ひ候は實に神祖の高德なり然るに外國の事情相生し右は無餘儀場合より自然御國の惣情の間に追々御變改に成行候も元は薩國衰微に付公武離間させ候策より起りし事先に薩藩皇國の大禁を破り外夷と密通金銀を以て異品と交替し附國琉球產と申觸し候事數年に及び夫が爲に一旦は富國に候處丑年以來直に浦賀港へ入艦し既に內條約等爲取替候場合に至り追々盛にも相成候得ば自國の疲弊となり人民助世の道も難成行次第なり彼の外國の事實に兼て相辨候薩藩なれども我の患となり候より野心を起し長土を語らひ勤王三藩抔と稱し京都の策を廻らし表には攘夷尊奉の綸を旨とし醜夷畏縮し外夷の實儀も無之官吏と鎖港の論を吐き其他金銀を以て媚使關東暴政之由申觸らし剩へ外夷追攘掌を返すが如く抔と恐多くも奉欺朝廷猥に勅命を流し觸らし御委任を爲失候樣種々の事を謀りて將軍諸侯を度々京都へ招き莫大の財を爲費億萬の人民を煩し自然日本の武備も不行屆の樣奸謀を企隨吏好曲祖職之官吏右國躰に拘り候件も不辨金銀を奪取候間限と心得諸人の患を好みしより天地の怒遂禁闕下へ對し引續不容易事件を發し亂世いふべからず守衛の諸侯には銃器を以

て御所を固め候場合より自然避遠の藩士立入異形の風俗をなし九門內外市中を暴行し往來を妨候而已ならず徒らに罪なき夷を害し候事止時なし斯る時世に相成候て內外可奉安宸襟之處猶更改邊之儀無之奸謀次第に增長し就中先帝思召を以て被仰出候宮方攝家を始とし殿上の人々を多く押込候は無勿躰も未だ御國喪中に御幼帝へ御不孝の罪を爲覆候儀實に恐多く唯我意を及さんより御場所柄をも不顧流言張札等を以て鄙野の人心を騷がし候段古今稀成叛逆に候はんや加之家來中合京阪江府の面々高家へ忍入金銀を盜取候惡賊武門の風上に置候も汚敷人非人に候也且兼て志願惡謀一時に見込通に相成候に付德川氏の所領を無儀に押掠め表に朝命を唱へ私に多分の用金を强談に及び萬民を爲苦腦剰へ國々への出兵其他入費も相嵩み候餘り終に右領地を押領せんと欲する處顯然に候如斯成惡逆を乍存一旦の威に伏し二心を生じ無據の策と唱へ王臣の名を表とし數代の恩澤を忘却し恩もなき闇國の禍を釀し諸人を患しめ奸賊になりうせし德川氏恩家の外樣譜代不仁不義にして實に是神朝の士風も最早末ならん今の諸侯を以て關東京都へ對し候罪を比し候得は九牛が一毛なり就中彥根津郡山膳所笹山を始め關西の諸家臣道を失ひ彼の天正の赤鬼と呼れし名迄汚し腰拔武士右等に於ては神祖の御們いふも更なり祖先の靈も何とか言はん况や何の面目有之出兵候哉笑止至極譬へ關東何程の儀有之候共御家を思はゞ三家譜代衆儀を盡し幾重にも天朝を取繕ひ候て格別寬大の御沙汰有之候樣取扱候こそ誠の道と申べし殊更三家連枝を始として譜代迄も厚く加祿有之は斯る大事の爲とも先見ありし御尊慮にて諸侯の上にも取置れしを却て今の害となり御家の破滅を見放し候は是人外鳥獸に候なり唯可憐は彼の臣として忠義の道を勸る者なく祿命を惜しみ利欲に臨み心を入れしは歎敷事どもなり

一土藩の如き前後不勘辨の下郎無故に夷人を害し恐多も朝廷の御詫書を官吏外艦に持參し申譯せし事尙五ケ條の難題迄無異に御請被成候始末偏に土藩の粗忽より國體を汚し實に神州の恥辱是に可過哉誠に大罪也

一越侯德川氏といふ迄もなく家性に候處私に烈祖の御遺訓を不殘廢し追々暴政を司り惡謀を構へ再三京官吏に奸通し當今の場合に至候條實に德川の怨敵日光神靈の御怒り不可言事共也

一方今外夷追々切迫之折柄國躰を輕んじ鄙夫の陪臣を玉座近く徘徊せしめ王命を恣にし恐多く無名の士卒を以て國々へ僞勅を流し觸らし天下人民の騷亂を釀し先帝御菩提を共になし御卽位因循に及び唯我威を振はんと徒に諸藩を京都へ呼寄自然宇内に動搖を生ぜしめ可奉安宸襟見込更に無之且又歎敷も諸藩には諭し安く拙策を立奸賊の暴政に恐畏する事臆病至極外國への聞へ神州の恥辱に候殊更此機會に乘じ萬一外異の奸穴に陷りなば奉惱叡慮候事此上も無之億兆の生民困弊如何計に候はん哉依之報國勇士速に三藩を退け遠ざけ天下と共に同心盡力皇國の武威を海外へ輝候樣追々周旋可有之候事

一會桑始姬路庄內其外關東誠忠の諸侯に朝敵の汚名を下し候は奸賊に背きし憤りの餘りにて朝敵は三藩に有之候會藩の儀は數年奉安宸襟候より御直に先帝深く被遊叡感旣に會侯の病苦危急の場合を不被爲厭御直に平癒の御祈禱被爲在候其外御宸筆の御製等下し賜り君臣水魚前後共になき難有事也非道非義にして私欲押領を元とする國賊と同日の論に候はんや已れが逆意を覆はんと深く妬み無實の罪に落し入れんとするとも順逆は神明の冥覽衆人の見聞顯然に候されば北陸討手の輩敢て當る事不叶非道の戰爭に命を落さんより速に降參し逆賊を討て御恩を報ぜしめば神慮に叶ふべし旣に西國の大藩に有志の輩有之ば誠に天理を知る事也

一此度東叡山御門主總督へ御對顏被爲在度由之處途中にて官軍相止メ追々御建言に恐伏し道は開き候得共薩長藩士御門主へ對し無禮の振舞言はん方なし一旦は御怒の餘り御立戾り可相成處厚く御勘辨被爲在候も國の安危且生民の苦を被爲厭難有思召にて押て御對顏は濟候得共斯亂妨の處置甚敷誠に幼帝の伯父君に被爲渡候御方微力長袖と侮り前條愚弄少なからず候段何共以て不屆至極に候夫のみならず道中筋宿驛を惱まし人馬取扱方非分の處置就中中仙道大宮宿邊の人馬は食料も不宛行晝夜繼立方無躰に申渡夫が爲人馬多く相勞れ農業も不相成中には死人も不少猶繼立方差支候者は死罪或は燒拂抔と返々も不法至極是民は國の元たる事を知らず何ぞ國家を治むべき今度之勅命は皆奸賊の所意成るべし此上は僞官軍百萬押來候共物の數に足らず且彼等が兵は京大阪にて寄宿を失ひし浮浪人或は下郎非人の類に帶刀させし士卒に有之候へば百が一にも不可當依之追々北陸より押寄候のみならず來十三日頃限

り人數差別に相成候に付右次第府内の官軍諸方より一時に打拂候間右之心得を以て生活の爲には官軍と相成候者速に心を翻へし三百年來の御恩澤を報せし有功之者は厚く加祿を宛行ふ者也

辰閏四月　　　　有志中

（註）「土藩の如き前後不勘辨の下郎云々」は慶應四年二月十五日泉州堺に於て佛の軍艦ヂブレキス號の乘組員を土藩の兵士が狙撃し、四人即死七人に手疵を負はせしに依り佛の公使より五ヶ條の申立をした第一償金拾五萬兩差出事。第二暴動せし者を處刑する事、第三爾後刀を佩て外人の居留地へ入るを禁ずる事、第四土佐の國主謝罪に來る事、第五政府の官吏軍艦に挨拶に來るべき事、此五ヶ條の要求之通償金を出し二月二十二日堺妙國寺に於て佛の公使目前にて箕浦猪之吉以下十一名を切腹させたのである。

落　首

井伊事と思ふてしたが美濃尾張
　藤堂するにはぢを大垣
忠も義もすてゝ井伊恥かいた上
　またも憂き目に近江どろぼう
井伊紀尾だ藤堂薩長にまけた土佐
　死人大村はぢを大垣
金切れもぼろも錦も〇〇〇
　橋本町に柳原とは

（註）橋本町は馬喰町の北に當り其三四丁目は神田の柳原に接して居る、柳原は軒を並べて古着店である、夫のみならず俗にいふイカサマ物が多い夏物などには糊付物があつた、此兩町は古着といふても上等品は少ない、大概襤褸である〇江戸城明渡し慶喜公を水戸に幽閉するの勅使として四月四日江戸城へ來たのが橋本左少將實梁、柳原侍從前光の二人である〇官軍の徽章の金切れも錦の旗もあるはずだ勅使が橋本と柳原だからと嘲嘆したのである。

官軍に猫も杓子も來るはずだ
　ちんと豚とで出來た間違ひ
時を得てつるのはへたる薩摩いも
　終には豚の餌食なりけり
　（豚の解説は後段にしるす）
世の中の丸く治まるしるしにや
　日毎にふへしだん子見せかな

（註）旗本の士が困窮の餘り種々の商法を始めたが其中團子見世が一番多かつたのである。

橋本のあかるい内にはや迯よ
　柳原にはいかさまもある
都から錦の小切うりに来て
　きせん泊りが蒲團かせ／＼
此頃の蠟はない／＼流れけり
　つかふて德は會津蠟なり
長門はもたぬ薩摩のだ蠟燭
　おかりをたてる會津蠟燭
德川の御運はいまだ强からん
　會津の火の手庭をばはずさず
諸大名今は桑名の渡し船
　京へつかふか江戸へつかふか
肩先へ正札附の見切もの
　東へおくる京の本店
惡法をかいた嶋津（始末）が露顯して
　今ではつらき鑄轡かな

くつは虫葵の葉よりすべりをち
　鹿子がこはれて萩にとりつく
上方で薩摩がすりを買こんで
　今に損する公家の商人
鹿兒を出てをのが音をはる轡虫
　いまに武藏の露と消なん
日月の旗は西より下れども
　まことの月日東より出る
しぼりとる東の金で齒をそめて
　勅使などゝは人非仁王寺
勅使とはなんの仔細も〇〇
　鼻の下とか袖の下とか
京錦東へ來ては色もさめ
　これよりさきは二足三文
其手から水が毛利の企ても
　上手に金をつかひぞんなり
田安くはいかん當時の政事向
　思案なければあたま確堂

(註）慶應四年二月より慶喜公上野寛永寺へ謹愼中田安中納言、慶頼卿と松平確堂侯は日々西城へ御出勤諸向の鎭靜を計り專ら盡力せられたのである。

勅使ぶる卯月四日は吉日よ
　上方武士の成敗ぞする

(註）四月四日は勅使橋本、柳原の兩名が江戸城明渡し其他の條件を言渡した日である「千早振卯月八日は吉日よ神さげ虫の成敗ぞする」此歌のもぢりである。

はり込んだ元手の多い一勝負
　はん（大阪）をとられてあとはてう敵

首までもよこせといふは胴慾な
　あい（會桑）そづかしの京のひとこと

大根は太ひばかりで辛くなし
　葉ぶりのよいに附た腰ぬけ

(註）「大根」とは尾州家の事である。

うろたへて身は空蟬の江戸屋敷
　王臣つくとなきあかすらん

(註）旗下の士が拜領地は上地せられ無祿で靜岡へ行のもいやだから朝臣の願ひを出そうかといふのである。

士農（死のう）かのどうしやうのふ工商と
　いふ分別もつかぬ世の中

(註）旗下の士が無祿になつたからいつそ死んでしまわうか、又農工商の中何かにならうかと考へ中で、まだ分別がつかぬといふ事である。

當世百人一首

我知らず人に任せし世の中の
　亂れて今朝の物をこそ思へ　○　○

風になびく錦の旗の紅ひは
　流れもあへぬ紅葉なりけり　○○○

世のために旅を駿河へ宮様の
　我衣手につゆはぬれつゝ　○○○

世につれて軍評議も公家達の
　むかしはものを思はざりけり　堂上方

御勅使に附て大名はたれだれと
　人に知られて來るよしもがな　官軍

諸ともに君に別れし親と子は
　長々し夜をひとりかもねん　天靜兩樣

朝敵に今は我名も立にけり
　人知れずこそ思ひそめしか　上
何事ぞ罪なき君に罪つけて
　亂れそめにし我ならなくに　御簾中様
五六年つくせし武士の忠も義も
　甲斐なくたゝん名こそ惜しけれ　會津、桑名
盗みする身で大内へ入りこむは
　雲井にまごう沖津白浪　薩州
ものゝふの昔しも今も出陣は
　今日をかぎりの命ともがな　別盃
そこゝで切られた者や戰場は
　人の命のおしくもあるかな　數不知
雨ふりも合羽入らずのふらんけん
　ぬれにぞぬれし色は變らず　流行物
江戸中で神や佛へ官軍の
　烈しかれとは祈らぬものを　江戸
大阪の都になるとよろこんで
　今一度の御幸またなむ　大阪

何ごとも元の通りになるまでは
　いかに久しきものとかはしる　町人

俳句

ほめる間に散てのけたりけしの花　王政
秋の暮糠味噌壺もなかりけり　公卿
叮嚀にあつかふ宿のあつさかな　大總督
こはごはと來て蜂の巣をのぞきけり　官軍
心得ぬ顔で落けりきそひ馬　關東
雨乞やせめてひとりが男なら　西城
（註）江戸城の西丸には靜寛院宮（十四代將軍家茂公御台所）と天璋院殿（十三代將軍家定公御台所）の御二方入らせらる、其中一人が男子であつたら征討總督府へ歎願等の仕方も都合よくいつたらうといふのである。
親にらむ鰈をふまん汐干がり　譜代
夕ぐれや蚊も意地强き離れ家　脫走
散る花をなにとながめん寺の庭　一橋
（註）慶喜公が上野山内の大慈院に御謹愼のさまをいふたのである
丹誠の土用芽見せて柿つぎ穗　田安
（註）田安慶賴卿の長子龜之助をして德川家の家名を相續せしめら

れ駿遠の地に於て七十萬石を賜ひしをいふたのである。

折て來る花盜人のにくさかな　鹿兒島
迯したる蚤やたしかに跡のあり　同
切揚になるもあはれや薩摩いも　同
稻妻やきのふは東けふは西　津
植萩や引おこされて宮の垣　萩
蝙蝠やおのが世にして松の雪　同
咲ながら首をたれけり雨の萩　同
親の恩いつか忘れてふぐの汁　名古屋
己がすむ樹々の芽を食ふ毛虫かな　同
松かげに釣たれて居る日永かな　和歌山
除ける日の外れるをまつ晝寢かな　同
月かげに匂ひはこぶや梅の花　若松
鰹魚うり庖丁の血を自慢かな　同
蚊よりまずおのれにつらき煙りかな　彦根
養生の常に似合てひやし瓜　同
鵜遣ひにつかはるゝ鵜の哀れなり　同

川柳

江戸の豚京都の○んに追出され
豚鍋も春になつては牛蒡いり
ちやうはんにまけて豚一てらをとり

（註）慶應四年二月慶喜公が、上野山内大慈院へ引籠り謹愼を表し居られたるをいふのであるが、一方には博奕に負けててら錢を取る事にかけていふたのである。

水ツ子が驚慢風で髭をなげ
御直參高をとられて乞食さん

（註）豚一さは慶喜公の綽名也。

無禮中隊田檀語守殿御索侯御書付

大間貫ェ

上樣御儀去卯年九月於京師御任槐被蒙仰候ニ付御先例之通家之御一字御繼承被遊候思召ニ而文章博士高辻殿ェ御諱撰考之儀御依賴之處即家一公と御改稱被遊候旨可被仰出乍併近々大臣御拜任相濟候迄御布告御差延ニ相成候內翌月中旬御辭職之事件より種々差縺れ十二月十二日二城御城ェ御退去坂城ェ御引取後當正月三日之暴發ニ而遂ニ御官位被召放朝敵之罪名被爲蒙候始末就而者世間一統家一公と申觸御事全ク家之字之冠

取除れ御儀左候得者自然豕之字ニ相成候故豕一公奉稱候樣成行候者名詮自性ニ而實に奉恐入候次第ニも有之候間一同左樣相心得可申事

右之通爲心得相達候間可然向々ヱ可被相觸候

辰三月

（註）「無禮中」は御老中「大間莫」は大目附の事である。

德川十五代將軍慶喜公の綽名た豚一さいひ始めたのは、文久二年公が後見職を命ぜられた以來の事である、公は父君景山公には似玉はず開港說を主張され今日いふ所のハイカラである、夫故一ツ橋藩士は早くより西洋流の銃隊を編制し、又油繪なども學び玉ひ、洋食も御好きであつたから、豚肉は無論めし上がつたに違ひない、然るに幕臣中にはまだ攘夷說を唱ふる者も多かつた故公が將軍職になられても上樣さは唱へず、豚一々々さ呼捨にしたのである、殊に慶應四年正月三日鳥羽伏見の戰ひに敗れ江戸城に歸へられて後は一層烈しく豚一さいふ聲が至る處で聞へたのである。

大威待（老松のもぢり）

そも〳〵町のさびしき事だん〳〵にさびれ、江戸中の賑ひ先年のやうでなし、こんな姿を見ず『春の始めの參內に、敵俄かにかきおこり、鐵砲しきりに打しかば味方これをしのがんと異國の船に乘玉ふ、此時忽ち朝敵となり江戸へ迯け日をかさね山に入りすき間を見立て其罪を申上しかど、帝追討といふ勅をおくり下し玉ひてより町は左右に迯るとかや、かやうに手ひどき間違に豚喰ふ君のよはいのか、今にかたづきやア御子孫變りて萬々歲、德川の流れ絕へせぬ禁廷守護のどう〳〵どつと御國の內治まる御代こそまたれけり。

上方者の咄しを柳原邊にて聞く

土佐さんも長さんもおきゝよ、此間中から慶喜が惡るい故水戸もない軍忍でない、向ふが負れば井伊酒井と心で佐竹に思ふても、大勢集る處を見れば、會津も中々强い奴だなんでも軍をするが德川か知らねいが、あの樣子では田安く討れまいから橋本のあかるい內に薩々と迯るが大總督ぢやわいなア

當世都々一作者名よせ

身から出た錆とあきらめもう是からは
うんぷ天ぷの神まかせ　　よしや　おのぶ

（註）「よしのぶ」は慶喜公の御名である。

はかりおふせて會津の手ぎり
今じや氣まゝの我世帶　　鹿兒島屋　葛の葉

ぬしを思へば身を粉にしても
なんのいとはぬいのちがけ　會津屋　お藩

日かげそだちがまたそろ〳〵と
野邊にはい出し花ざかり　萩屋　おてふ

つらい勤めは元よりすれど
いふにいはれぬうき苦勞　戸田屋　三の吉

性惡るがおだてられてついうか〳〵と
はまりこみたるおさきもの　尾張屋　おさき

親の首にも縄つけかねぬ
坊主あがりの惡性もの　福井屋　お春

ぬしの恩義もみなうちわすれ
犬におとりし薄情もの　近江屋　立花

わしがいるだようき〳〵しやんせ
氣苦勞するより身が大事　伊達屋　おむつ

しんにつらさをしんほうするも
後のたのしみまつばかり　桑名屋　おゑつ

たよるおまゑに別るゝ間なく
けふはつれないわび住居　宮町の　お靜

家に對してわしや顔むけが
出來ぬ身うちのあのしだら　奥　おん璋

（註）「薩摩お璋」は天璋院殿島津家から御縁組になつたので薩摩屋といふたのである。

心で泣て口には出せぬ
ほんに浮世はまゝならぬ　紀伊國屋　お和歌

頼み甲斐なきおまゑを知らで
心ゆるせし口おしさ　伊賀屋　おいた

（註）老中板倉伊賀守の事である。

手まり唄

一つとやひら〳〵ひらつく錦切レを肩に着て
東じや左程に思はない光らない
二ツとやふちに離れた殿方の脫走人
軍に強ふてまけはせぬ引はせぬ
三ツとやみな〳〵勇士が打揃ひおとりなく
朝敵うけても恐れない無理はない
四ツとやよしも惡しきも人が知る天がしる
御家へ忠義な會津さん〳〵
五ツとやいつか此世が靜まるか困ります

○さん○さんお○さん頼み升

六ツとやむざんや死骸の船の數怪我の數
　戰ふ度事人がへるよしなさへ
七ツとやなんにも知らない○○○○
　はる〳〵東へ草臥に戻りやんせ
八ツとや野州の戰ひ宇都の宮佐野小山
　天照大神の旗を立て君をたて
九ツとや古河や結城や合戰場屯して
　敵をひかへた大平山〳〵
十ヲとやとうと納まる徳川の八百萬
　榮へことぶく御代の春お目出たや

同

一ツとや一ツ橋とはふた色に
　水戸の國へとおいやられ〳〵
二ツとやふたまた大根尾張殿
　西國つきやら外様やら〳〵
三ツとやみかんの大將は紀州殿
　花のお江戸に唯ひとり〳〵
四ツとや市中を廻るは酒井殿
　今に大名しばるだらう〳〵
五ツとやいつも變らぬ會津殿
　今に葵の旗印し〳〵
六ツとやむごき大名は掃部殿
　今に人種盡るだらう〳〵
七ツとや長門は長州大威張り
　萩に大ほら御座んせぬ〳〵
八ツとややさしく見せかけ勅使殿
　今にらんが○○〳〵
九ツとや九州大名は薩摩殿
　今にかすり疵受るだらう〳〵
十ヲとやとうと納まる大名は
　加賀に仙臺會津殿〳〵

同

おらが兄さん薩摩で御座る、嶋津藩には亂妨させるひとり
長藩下た手に出やる、公家を一番おだてゝ見たら御所で騷い
で三條できめて、公家め〳〵は旗押立て味方〳〵にサァーベ

ルさゝせ、淀で始て軍に出たら寺の和尚は大膽不敵、よしやれ引しやれ首切らしやるな、敵の逃るはいゝとひはせぬが、敵が向ふと救はアヽぬまず〳〵一たん勝ました。

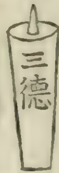
お月さまいくつの(替唄)

軍は幾日正月三日まだ年や早ひな、あの子を殺し此子をにがし、親玉どうした豚喰つて引込だ、其あとどうした、薩州の人と、長州の人とみんなとつてシーまつた。

カン〳〵ノウの(替唄)

官軍のう到來は、氣が氣ぢやない、西國薩長土一品親王御出迎ひ、箱根を境いでとうつるてん、市中御見廻りども抜身の御槍で誠忠隊、大將軍上野の山で逃なけた、諸藩調練スちよツきのお羽をで號令す歩兵喇叭でひいはる〳〵。

眞闇な世界を
照す生掛蠟



城かたく
要害よく
光輝く

元二十三文
當節三十五文
外ニ百文位の
直打御座候

各様彌御堅城珍重奉存候隨而我渡世之儀ニ付當正月三日伏見出見世ニ於而商ひ手始掛直無之手並之儀働候所々入御覽候處實に三德之妙有之ニ哉諸家様方より御贔屓ニ預り追々賣候儀を精々錢念ニ存候哉京都元會所を引連出入之商人數多誘引ひ參り候ニ付渡世向之儀ニ付無餘儀野州出店之方ニ而談判相始候處日々皆切レニ相成候折柄江戸より追々品物入來り仕入澤山ニ相成申候然る處皆々樣御存之通り蠟燭も品々有之彼七十四文哉三十六文屋之品とは違ひ我等先祖爲冥加命限り賣出申候間不相替御贔屓之程奉希上候最當日龐来之儀御壹人前ニ付彼之頭立候品又者上下取交御好ニ任せ一ツニ付拾文ツヽ切賣仕手元ニ而相働差上申候間義氣勇猛之方多少ニよらず御求め可被下候御懇意之諸方様共御風聽被下金切レ下直ニ御誅し可被下候

慶喜餘念苦勞死餓津

薩長土切通し

若松屋肥後右衛門

（註）「元二十三文」は會津侯の高二十三萬石の事「當節三十五文」は侯が越後國にて御預り所の高十二萬石を加へた高の事「當正月三日伏見出店に於て商ひ手始め云々」は鳥羽伏見の戰爭の事「京都元會所を引連出入の商人數多云々」は征討總督有栖川宮が薩長土三藩の士を引率東下の事「無餘儀野州出見世の方にて談判云々」會津兵が野州邊にて官軍と戰爭の事「江戸より追々品物入來り云々」は歩兵頭大鳥圭助其他の脱走兵が會津藩兵と

合して戰爭に及びし事「彼の七十四文」七十四萬石薩州の事「三十六文」は三十六萬石長州の事である。

狂　　詩

諸藩徵士鏡高才、奇策縱横實妙哉、萬國公法嘲前代、西洋事情訓後來、二條城內遊仙客、三樹樓中副總裁、畢竟凡人詳不得、驚看大官日誌堆、休言徵士皆奇才、紛々義論實愚哉、神祇官中說洋敎、刑法局內信如來、會桑學兵雖易討、薩長爭權必難義、竊憐仙客此屈節、應譯書机上堆、劍附鐵砲易槍劍、先祖遺言忘尊王、不法交易爲貪鈍、無名征伐吹毛劍、建白諸侯噓八百、賄賂堂上欲一方、東住居若後家樣、空房泣暮三年喪、王政王政船上山、一新項禮皈外蠻、議定參與無算用、萬國辱穢天朝、昨日姦物今日忠、暴論堂上肩切風、五藩周旋頗別品、編茶日蓮（へチャモクレン）攝家中

我　　物　（替唄）

『我ものと思へばおしき江戶の城、京の錦を肩にかけ、會津征伐千鳥足、旗本強く勅使なく、待身につらき町人は、實にやるせがないはいなア……

『馬鹿ものとおもへばおかし肩に切レ、御所の重りを鼻にかけ、何處へいつても敵の世の、勝目少なくお氣の毒、實に間抜ぢやないかいなア……

姉さん嶋田　（替唄）

『萩さん嶋津は欲で來た、出來なくて、嶋原一揆の眞似ぢやものなん土佐わけない。

童　　謠

『見世てやりたや薩長土の奴に、東刀の切れあじを。

『いもはしもけるおはぎはするゐ、五月葵の花盛り。

『肩に金切れ伊達にはつけぬ、惡事災難會津よけ。

苛法　**錦旗勅命丸**　價高百石ニ付　米三俵　金三両　人足五人

是は人倫の道を失ひ世を亂すの妙藥なり

此藥の儀は今を去る事二千五百二十八年先祖の代ニ賣始め百二十四代相續仕去ながら數代の間に治る事少なからず就中保元の亂より家業行屆かず鎌倉へ相仕せ安樂に暮し居共後元弘建武の大亂出來南北ニ相分れ明德年中足利氏の助けに依て一統仕候得共應仁文明の騷動起り下は上を凌轢し上は下を欺罔し四海鼎沸萬民昏墊と身を鎬鑊に委する事一百八十餘年終ニ

慶元の際に至り寅童子の大利益にて數年の擾亂一時に治り億萬の生靈枕を泰山の安きに置き戸さゝぬ代と相成候事玆ニ至て三百年然るに近來外國交通大ニ開け幕府の盛なる天下繁昌を浦山敷此度新たに薩長土の惡を加味し苦々しき製法致候故迚茂永續は無之當分の内御非道申上候間何卒忠勇義膽の諸君子被仰合御誅罰の程奉願上候以上

本家長江所　　殃政一新齋

鹿兒嶋萩助

京都出張所　　柳原通橋本町岩倉新道　〇〇〇屋師八

(註) 「寅童子の大利益にて」是は天文十一年壬寅十二月二十六日東照公が三州岡崎城に誕生の時、同國峯の藥師に安置しある十二神將の中寅童子紛失しければ、公は寅童子の化身なりといふ傳説を採りたるのである。

御顔のくすり　**江戸の水**　　價御心持次第

抑江戸の水と申候者恐多くも東照宮御治世の砌自ら四神相應の大地を御見立被爲遊候武藏國千代田村より湧出る靈水を德川の流れとなりたるを汲て忠節の義理を調合して製法したる水なれば別て田舍士などの義理しらず邪智佞奸の慾顔に塗れば義理の氣目をこまかにして腹の黒きも直る事神妙なり用ひ方並に効能のあらましを左に記るす

用法は毎朝日光の方に向ひ二百餘年の恩澤を思ひて精神を氣海に鎭めて顔へぬり又は一心に吞込べし

一、第一人面獸心瘡の發したるによし
一、先祖の顔を汚したるに用ひてよし
一、僞勅を信ずる馬鹿顔に塗りてよし
一、恩義を知らぬ顔にぬりてよし
一、雨天秤を荷ひて肩のはれたるによし
一、所領を貪り引込思案の顔にぬりてよし
一、不忠不義の汚名を雪ぐによく垢の落る事妙なり
一、奸賊へ諂ふ顔にぬりてよし
一、薩摩の風に犯されて臆病風に腹腸腐れ腰の拔たるには會津蠟の流れを入れ恩義誠忠の二味を加へて煎じ用ゆれば能く奸惡の邪氣を拂ふ

本家調合所　　忠節屋義兵衛

新徴組
取次所　彰義隊
共外

喰合爲知申上候

薩摩芋、萩餅、土佐鰹節、廣嶋海苔、尾張大根此外京師又は中國四國の産物は大方毒と知るべし

右之外取次所總州野州邊にも御座候間御立寄御求め可被下候

慶應四年三月鎌倉河岸邊の張札

豐嶋屋（徳川家）といふ名高き商家あり米穀酒造等は勿論數多の家藏地面ありて天下無双の富家と呼れしも三四代此方次第に不融通になり打續き不仕合にて紀伊國屋より來りし養子（家茂公）は早世橋本屋といふ縁家より又々養子（慶喜公）を貰ひ共家を相續すと雖も兎角商買の利運宜しからず砂糖店は大嶋屋（嶋津）に取られ廻船の株は長門屋（毛利）其外數軒の豪家に押倒され加之元豐嶋屋の本家筋にて上方に山城屋（〇〇）といふ家あり追々零落したれども豐嶋屋の扶助にて漸く取續き居りしが此節いさゝか身代直りたるまゝ本家の威光を以て種々の難題を申掛られ豐嶋屋の衰微殆ど挽回しがたし手代の伊助（老中板倉伊賀守）壹右衛門（老中小笠原壹岐守）など取締宜しからずして更ニ本店の爲に力を盡さず當主も最早詮方つきて此上は自ら家事を治る事も成がたきに依り隱居致し度先代の續きあるにより紀伊國屋（紀州徳川）より養子を貰はんといふ然に今一軒舊來の縁者なる大根屋（尾州徳川）といふ家の隱居は自身の子を相續させ豐嶋屋の家を我物にせんとするの意あり大嶋屋長門屋並ニ鰹節問屋の某（山内）などは此虚ニ乘じて豐嶋屋を潰さんとの企專らなり又此家には先代の後家二人（〇〇〇、天璋院殿）あり一人は山城屋より來り一人は大嶋屋より來りしが何れも當主と中よからず色々の混雜にて商買は次第に淋しく横濱長崎兵庫などの出店も多くは人の物になりたり此上誰を相續人に致し如何様に家風を改革して元の如き繁昌の店になるべきや能きお考も御座候はゞ御腹臟なく豐嶋屋店迄御入來當主に御逢御相談可被下候以上

〇

烏渡聞ておくんなさいまし私の養子の元一が今度の不嶋津と

いふ譯は遠くの國のいやな他人ばかり可愛がつて世間の事や内々の事は薩ばりかまはぬ故長門くつき合た皆さん方に會津々々と惡まれます故藤堂井伊やうな目にあつて何土佐まア安藝れかへつたぢや有馬せんかなれども今更言譯伊達をするとかへつて喧嘩の種だから黒田と思ふてなんの夜の目もふせられません何事も天道様が見通しだと此尾張が案じられますかんじんの先へ立て世話をやく紀伊さん長さんとおとゝし喧嘩の物いり夫に元一が替りとなつて内々の事高見で見物されてもしかたなし唯言譯たゝぬのは上方の御本店二ツにはおとゝ様おかゝ様御仙臺へ對し申譯の爲隱居でも致させましやう當人も今となつては常陸方もなく水戸もないので覺悟の上で御座り升難波兎もあれ江戸のおだやかゞ專一で御座ります

手紙之文

御手並閉口致候官軍之列に御座候得ども彌御戰爭被成御座身上奉損候光れば當節世上ニ而大砲打候由致恐縮候兼々御開戰御申合置候處扨々慈悲もなき次第ニ奉存候夫ニ付若々身上ニ疵附候ハヽ會津之火之手揚け次第國々酒井目の處より〇〇〇迄押寄隣國の陸奥ましき族も有之候間不殘討取可申と奉存候乍併金澤御油斷被成間敷候長防なる御品其上薩摩いも一俵贈與下され早速打より退治仕候何れ長防亂軍之節拜顏萬々御禮可申上候左様御勝利可被下候扨又有合ニ任せ尾張大根伊勢ひじき致進上候井伊加減御料理被遊可被下候早々頓死

月　日　　板東勝太郎

遠方御苦勞様

ない物盡し

扨もない〱途方もない、正月此方落着かない、將軍御辭退如才のない、王政復古も覺束ない、五攝家閉門情けない、朝敵名目こはくない、恭順謹愼拔目のない、禁裏は何も御存でない、似才の公家衆威光がない、其上御乗馬おあぶない、錦切レさつぱり尊くない、姫軍少しも殘がない、満圃がない蝟屋がない、市中迷惑此上ない、お先になるやつ御恩がない、福井の了簡分らない、國主外様の答へがない、譜代の大名氣が知れない、君臣上下の義理がない、忠孝仁義の道がない、日光様へは言譯ない、異國は迚も頼まれない、會津庄内へこまない、勅使は奥羽へ行れない、向つた軍勢節がない、江戸では軍は始まらない、心配するには及ばない、ちいさい大名

いくじがない、人夫の百姓ひまがない、知行住居は思慮がない、時と時節は仕方がない、神武の創業初まらない、迚も政事は届かない、參謀四方は治まらない、東都は中々さびれない、京都は今につまらない、大名割據は間違ひない、彼是いふのは勿躰ない、夫ではあんまり遠慮がない、士農工商ちからがない、徳川御家は動かない、そこで世の中事がない。

忠臣藏見立

大序　かぶと改　闕門の意地惡る風呂敷包迄改める

二段目　太刀拔はなし先此通り　會津浪人官軍を斬る

三段目　鮒だ〳〵ふなざむらい〳〵　薩州をぴり〳〵恐れる王臣の臆病さむらい

四段目　由良之助おそかつた　徳川脱走

五段目　是は天より與ふる金道ならねどもお主のため　薩州の盗賊金

六段目　勘平早まつた　藤堂の裏切

七段目　鴨川の水喰はせう　薩人

八段目　力彌さんの御屋敷はもうこゝかへわしやはづかしい　井伊不忠

九段目　覺悟はよいか　鹿兒嶋程なく落城

十段目　天野屋義兵衞は男で御座る　仙臺侯

十一段目　炭部屋より引出し陪身の身として乍恐主君の爲め御首頂戴仕らん　名古屋

同

因果と因果の寄合と思へば足も立ちかねて　天璋、〇〇

本藏が一生のあやまり　上

心と心がつり合ねば　水戸御退隱

樣子によつては聞捨にはならぬ　仙臺
惡しみがかゝるまいかあるまいか　會津
御先祖代々我々も代々　薩長土
いやが應かの返答をするどき詞の理屈詰　大小名上京
よもや〳〵と思へども　藤堂裏切
胸に忘れぬ無念のおもひ　桑名
日本一の阿呆の鏡　井伊
あいた口ふさぎもせずうつとりと　江戸市中
死する道ならおまゑより私が先へ　會女隊
あんまりあきれて涙さへ出ぬわいのう　七ヶ條
短慮とは言ながら正直を元とする心より起りし事　山內
凡そにしたと思はれては　德川脱藩
さぞ我本望で御座らうが　此軍度々の勝利
きのふの喧嘩のかど違ひ　官軍御差向
親におとらぬ力彌めが　毛利長門

（註）「あんまりあきれて云々」は薩長土藝の四藩より慶喜公の罪狀七ヶ條を擧げて諸國へ觸渡したる書面「短慮とはいひながら正直を元とする云々」は土州藩士が泉州堺にて佛人を狙擊せし事である。

千兩幟見立

あとに稻川もろ手をくみ　鍋島
追々日切の來た　上野
兎角拖込で延して貰ふより外はない　加州
せくまい〳〵せかずと顏を見合せて　同
ひと筋繩ではゆかぬやつ　土州
太夫の御ゆき（身受）は已れ次第　長州
魚心あれや水心　細川
あれと已れの立會こそ幸ひ　薩州
すは千番に一番の　同
摩利支天にも見はなされ　德川
始終立聞く女房は　○
こりやこうしては居られない　御譜代
美くしう討てやり會津に勝をゆずつて於て　浪人
此上は退引させず賴むが上分別　田安

どう魂たんしてなりと殺さにやならぬ　庄内
負てやる徳川が心の内せつなさくやしさ　一橋
軍冥加に盡たのかと　彦根
思はずこぶしをにぎりつめ　米澤
かみ（上）がきつう亂れて居るぞへ　朝印
いやいふまいいふたら親方おくれが出やう　大村
戻りやさんして顔見るまで　大阪人數
思ひ廻せばまはすほど　江戸役人
さつきにから様子殘らず一ト間に聞て居ました　奥女中
親方が催促も三人が仕業　備前
工面の通りいきやア格別　旗本
若やいかねば絶躰絶命　御家人
是が暇乞にならうも知れぬ　藤堂
始の氣しきどこへやら　官軍
おりやもう胸がさけるやうな　因州
やつと引たる行司の團扇　尾州
ひつくりかへした其強さ　會津
きつう譯があつて取にくかつた　水戸
東西々々數萬人の御ひいき〳〵　仙臺

數字盡し

會津の義心は日本一　徳川の御味方は奥羽二　官軍勢は追々降三　彦根は誠の人でな四　御二方へ多くの晉五　義心の御方は當時無六　勅使官軍はがた七〳〵　薩長は首をかしげて眉に八　大阪の御開きは殘念しご九　會津の城は誠に嚴十　京都の評判はうそ八百　會津の侍一騎當千　御恭順を破るは數萬　薩摩も會津に一目億　目ざす敵は先薩兆

碁の見立

地がない　徳川の住居
一目おいて居る　薩州も長州も
頻りに目を持たがる　五萬石以上の大名
こう　歩兵がおやめで半高上納
助言はよしな　小藩上京の評論
下手の考へ休むに似たり　各國ミンストル
五目並べ　いくらやつても役にたゝぬ調練薩長
押へるは　○○に限るとさ

おか目八目　　御政事を外から見れば
目あり目なし　　堂上方の評論
四ツ目殺し　　今に大亂になる
山恭が上手　　戸田大和守
切る手も出來ぬ　　鐵砲のいくさ
だめ　　御臺場
してふにかゝる　　上野に砦を立てやう〳〵のがれ

浮世尾夢の春　源延遠樹太夫直傳

所々にめぐる多き味方や船橋の、渡しの沙汰もきのふけふ、噂さ喎しのはれ軍さ、筒もいかめしつよぐすり、古河の迯武士どつさりと、よはる淺手はあまたなる、小山の宿の麥畑、壬生が手配り同士打に死に首拾ふ其間より、彦根打そう『目ざましき打玉音の一イ二ツ三イ四ウ、いつも東が勝詰の、彼方こなた〳〵都鳥、いざ立退ん行方さへ、松戸市川小松川やたら船こぐ落武者を、つい川中で皆殺し、官軍さんといふ武士の『綾の錦の袖印死骸計りを積重ね、閉口さんとはらうなり、筒を脊中に身をかため、行徳早く押出せばほんに田舍も騷がしき、火事といふ間の黒煙りつなぐ小船に迯乘りて『だん〳〵薩摩土佐長州、おのがたくみを宮方へ、下手に胡摩する取なしも、不筋計りのつれなさや『敵に逢ふ日はなア誰栗橋の、川越へてまちてのある飯塚の、其彼てより勝と樂しむ事ぢやないかいな恐ろしや『天性ある身は勝をとり、脱走人には命を延ぶ、種々の間違薩長をおとす、會津もときを得て日出度勅を松平、つきせぬ流れ徳川と、いはひことぶく君が代幾世も江戸榮ふらん

暦賣の呼聲

大變の大將頭ぐるみ閉籠り、苦勞あつて十三ヶ條の不調法

（註）「來年の大小柱暦さじ暦、閏あつて十三ヶ月の御調法」のもぢりである。

俳優澤村田之助片脚にて其技を演ぜるに繁昌

なしければ
舞臺でもまただつそう（脫走）（脫疽）の大當り

當世よくばり武士

抑此度京都の騷動關てもくんねい、長州事件の明元過れば熱さを忘れたたはけの靑公家、歌舞伎芝居のとツたりめかして攘夷々々とお先まツくら己が身を燒く火攻の辛苦も、蜻蛉の

鉢卷向ふが見えない、山氣でやらかす王政復古も天下の諸侯に倫旨のなんのと、勿躰ないぞへ神に等しき尊とい御方の、勅書を餌にしていひたい三味、我田へ水引阿曲の小人ドヾの詰りは首がないぞへ、夫に諂ふ末社の奴原得手に帆揚げる四藩の奸物、隅の方からソロ〳〵這い出し濡手で粟飯取るあはてた根性、盾に八の字青筋出して向ふ鉢卷摺子木かゝえて威張ツたとツても、天下の諸侯は中々服さぬ、足元明るい中こそ幸ひお國土産の芋でもくらツて屁でもこき出しひツたらよからう、おらが親分お氣がよすぎて自分の政事を一から十まで取上られても、默ツて居るのかおめへは夫でもいひかは知らぬが冥土に居なさる神祖に對して何と言譯しなさる積りだ二百餘年の社稷の大業人手に渡して濟かすまぬか、解らぬながらも積ツて見なさい一朝一夕骨も折らずに取ツたか見たかの天下ぢやないぞへ、七ツの歳から駿河へ人質數年の辛苦も臣下の忠義にやう〳〵御家に御歸りなさると門徒の爭亂大高城内兵糧運びの味方ケ原には一騎の脫走、武田北條左右に引受孤立の接戰數ケ度の敗軍、つく〳〵思へば涙がこぼれる、小牧山なり關ケ原なり大阪御陣も眉に火の付く火急の接戰、夏は炎天兜の上から照り付られて水も呑めない、冬は寒氣が肌を通して霜を戴き兜の緒をしめ、晝夜を分たぬ艱難辛苦と共に積ツた七十有餘の歳になつても肉さへ食らはず、麁食に水呑昔を忘れず、肱を枕に山野に起き臥し、其れに從ふ臣下も同樣こんなうき目をなされた天下を、如何に氣樂な御人だとツても熨斗を張り付進上申すと、渡す間拔が居にもあらうか、是も奸賊四藩の爲す事、腕を捲くツてやつきと氣を張りピシ〳〵やらかせしつかりしなせい、馬に鞍置き鞭を加へてノソ〳〵出かける譜代恩顧の諸侯もあるぞへ、安藝の伯父さん（淺野）どうしたものだよ、おまゐは當家のお聟ぢやないかへ言はゞ一門同樣なお方が、長州なんどのお先に使はれ狐になるとは呆れたものだよ、四十二萬のお高はどうした姿にぱツかり入りあげたのかへ、譜代恩顧の郞黨勵まし一手に引受長州討ツたら少しは先祖へ言譯立ベイ加賀さん（前田）どうしたお前も矢ツ張りお聟ぢやないかへ今は息子の御代と雖もしツかりしなさい、百萬以上の大きなお高を掌握しながら豆でも食らツた鳩ではあるまい、隅にばツかりかゞんで居ツては根ツから詰らぬ大名の頭か芋の頭か何だか漢だか少しも

分らぬ今度は天下の安危に關はる肝心要めの大事の處だ、腕を捲くツて憤發しなさい仙臺（伊達）南部（盛岡藩主）に津輕（弘前藩主）の爺さんムク〳〵しないでなんとかいひねへ假令お國は山の中でも是迄度々お江戸へ參勤少しは世間が知れたであろべイ、天下の大事は御家の大事だ、夫とも西國奸徒の野郎に頭を叩かれ誤る所存か、グニヤ〳〵グニヤ付く蒟蒻野郎だ、殊に仙臺おまへの御家の先祖は高名二百餘年の靜かに治まる泰平の基は政宗先生、天下の諸侯を一手ニ引受軍さを致すといはれた度胸に皆々屈伏したではないかへ、夫ニなんぞや今の始末はあんまり手ぬるい百石以上の四十八舘槍先揃へて中國征伐一手に引受憤發しなさい、金はなくとも米は澤山蒸汽でドン〳〵積出すものなら、國は忽ち天下有福夫から憤發一旗揚ければ天下ニ敵する諸侯はあるまい、德川中興の回復あツぱれいはれろしツかりしなさい、次に會津（松平肥後守）の蠟燭親方おまへはほんとに忠義なお人だ、四五年此方憤發勉强二十餘萬の僅かの御高で斯く迄するとは感心々々、今に奸徒が鎭靜したらば百萬石には請合なるぞへ、尚々此上しツかりやらかせ因備（鳥取岡山兩池田）の腰抜呆れたもんだよ、おまへは眼前今の君には眞の兄弟それになンぞや奸臣に一味と世間の風聞不忠不孝のお人であるぞへ、家來不服で處置が出來ぬか、僅か一國二國ニ足らない國の政事が行屆かぬとは甲斐なき間抜の親玉いツそ死ンだが何よりましだよ、阿波の野呂麻（蜂須賀）もやツぱりさうだよ、土佐（山內）の奸徒にブル〳〵震へてヘイ〳〵謝り奴ツこ同樣ニさるゝは何事おまへの御家は立派なはへぬき尻を端折ツてやツきとやらかせ、福井の坊ちゃん（松平春嶽）何して居なさるおまへは田安の正統の人だぞ（田安慶頼卿の兄）殊に一旦政事を執ツたる肩書御所持の御身ぢやないかへ、今の騷動はおまへかべら棒、諸侯の奥方國許住居とやらせた事から起ツた事だよ、御家は元來立派な御家門何は偖置き出ずばなるまい、向ふ鉢卷七ツ道具をしツかり背負ツて腕も碎ける奮擊突戰、矢玉を冒して進まにやなるまいそれが出來ねば矢ツ張り腰拔グヅ〳〵なさると首が飛ます天下の人民舉ツて惡むぞ、肥前の御隱居（鍋島閑叟）贅澤をなさるか天下は累卵危ぶくなツたよ出掛けて騷動鎭めて下さい、今迄盡した忠義の廉々此處でたゆむと水の泡だよ、會津におとらぬ文武のお人だ何分お

賴み申とあるぞへ肥後の先生（細川）是も同樣惜い事だが砲術開けぬ併し日和を見ていちやいけない、今度の騷亂治めて下さい、黑田の先生（福岡城主）ぐず〳〵しないで早く出ないか五十二萬の高祿貪り何して居なさるまご〳〵なさると腰拔仲間と人がいひます、長崎警固も嚴しくしなさい、薩摩に渡すと笑はれ草だよ雲州（松平出羽守）と姬路（酒井雅樂頭）は何してお出だお二人さんとも立派な御家門、中國山陰押への大名しツかりしないと切腹ものだよ、小倉（小笠原）はほんとにふびんなものだよ中國西海平定したらば何ンとか御處置をせねばなるまい、誠に氣の毒笑止の限りだ、松山（松平隱岐守）憤發感心々々早く加勢を遣るがよからう福山（阿部伊勢守）どうした銘酒を吞すぎ醉てはなるまい、砲術開ひて先手を勤めろ井伊（彥根城主）や高田（榊原式部大輔）は先にも懲りずに打しは鐵砲開くもよからう、戰地に臨んで靑菜に鹽では困つたものだよ先祖の武功も水の泡だよ、銹た刀やへら弓計りぢや叶はぬ世の中主家の大變何ンと思ふぞ、馬鹿げた野郎だこいつも矢張り死んだがよからう藤堂（津城主）の爺さん早く出ないか慶長頃迄五萬の小祿、當家に仕へて

三十餘萬の國主と雖も御譜代同樣國の異名に均しき先生、貰ふ許りが能でもあるまい、關西諸侯の旗の頭が聞て呆れて物がいへねい、讃岐の高松（松平讃岐守）大和の甲斐（郡山城主柳澤甲斐守）さん枝も鳴さぬ泰平の浮世に十萬餘石の高祿貪り、家來ニ文武の世話もなさずに飮み食ひ許りに世の中迄るは虫けら同然高を差出す仲ケ間の頭だそんな心ぢや腹も切れまい、繩を便りに首でも縊つて死んだがよからう、上杉先生（米澤城主）おまゑは感心譜代恩顧の人と違つて大きな御高を取られたおまゑが先年以來の忠義は中々諸人の及ばぬ處で御座るぞ佐竹（秋田城主）の山出しおまゑも矢ツ張り高を取られた仲ケ間の者だが今度の大變非常の場合だ、恨みを差置勤めて下さい、尾張の太郞さん（尾州德川）大きなべら棒神祖以來の三家の頭といはるゝおん身が先年以來の御處置は何事、宮のおやまの瘡毒身に染み癩病疾みとも何ンとも彼ンとも例へやうなき家來の奴原、塒ニ離れた烏ぢやあるまいうろ〳〵まごつきガア〳〵いつても仕方がないぞへ、寢惚けなさんなよ御附の御家老紀伊さん（紀州德川）なんぞは感服者だよ、一國擧つて兵隊にさへて天下ニ忠義を盡して居なさる

水戸の甚六困ツた者だよ副將軍ともいはるゝお人が、一國偺置き半國許りの政事が出來ぬか家來は不服で四方に分散、お前も誠に摺子木野郎だ高を差出し十萬許りの賄ひ貰ツて引込思案が相當だんべい、夫は偖置ゾロ〳〵居なさる閣老參政共他の役人、分別付いたか因循姑息も時ニよります歌舞伎芝居の上使の壹岐さん（老中小笠原壹岐守）田舍侍役には立たねへちんぷんかんぷんお臍で茶が沸く先年長州先手の總督、九州大名指揮するなんぞと出掛けた所はべら棒によけれど、智惠がなくツて了簡なくツてお尻が早くて長崎なんぞへ缺落などゝは誠に呆れる江南小兒の遼來々々處か夫と替ツてあかん辨慶屁でも景清、外道の大將天下の人民擧ツて笑ふぞ、唐の眞卿宗卿が忠勇畫像を拜した張巡見なせへ、皆是天下の英傑だんべい是こそ天下の將師といはれろ、夫ニ何ンぞや賊の旗の手見るか見えぬにブル〳〵震るへて兵士を振り捨て一人りで缺落、馬鹿といはうか臆病といはうか文盲滅法河童の尻のやうな腐ツた根性譬へやうなき摺子木野郎だ、首でも縊ツて死んだがよからう困る伊賀さん（老中板倉伊賀守）呆れた縫ちやん（老中松平縫殿頭）下から經上る平山圖書さん（若年寄平山圖書頭）淺野の御隱居川勝先生（若年寄淺野備後守川勝備後守）是等も矢ツ張り學者の生辨、漢語交りの詞を用ひて書付なんぞはよしてもイんねへ、机に向ツて詩文の研究山程書いても役には立ない天晴れ立派な物識りめかして事務策なんぞを無暗にやらかし、一ツ廉天下の議論を述ても社稷を助ける智惠がなければ腐れ儒者だと孔明が言ずや、春秋ニ左傳に通鑑綱目史記や漢書や元明史略を、百度見たとて生れ付ての馬鹿は直らぬ、鐵砲かついてピイ〳〵ドン〳〵やツたがましだろ武侯の中流吳起が立策七十餘城を一時ニ落した樂毅が行ひよく〳〵目を付考へ見なせへ、野呂間ぢや天下の助けは出來ないナポレオンでもワシントンでも天下を治める技倆は格別、中々及ばぬ勉强しなせへ稻葉の兵六（老中稻葉兵部大輔）どうしたもンだよ腰拔仲間のよぼ〳〵親爺だ海軍總督睨いて呆れる敗軍相當な臆病だましい船に乘つたら嘔吐でもするより外に何ンにも働き出來まい、まだある淀さん（老中稻葉美濃守）川越先生（老中松平周防守）グツ〳〵して居ちやお江戸危ぶねへ、四五年掛ツてやう〳〵仕立た、步兵は御暇儉約なンぞもお爲ごかしに旗本苦るしめ金納なんぞと出かけ

た揚句に半高上納融通にしたのは何ンの爲だへ、今が今まで兵士も出來ねへ金が有ツても兵士が無ければ軍は偖置何ンにも出來ない、斯の如くの斗筒の小人集り擧ツて政事を執る故內憂外患一時に起ツて今にも知れねへ天下の累卵、夫から俄かにガヤ／＼騷いだ太皷が直ツて觸が廻ツて兵士が這入ツて小隊前へと號令掛ても何が何やら解らぬ步兵を僱ふし散らして出掛る騷動、馬鹿といはうかたはけと言はうか耳はあツても木耳同樣、まなこはあつても節穴同然木偶の坊とは是等の事だよ、今に見なせへ中國西國激浪漲る天下の騷動、お江戶は灰燼其時どうするガラ／＼崩れて地べたへ轉けて鼻血と涙を流したとツても、六日の菖蒲に十日の菊酒跡の祭りで治りや付かない、譜代恩顧の小祿大名、矢ツ張り間拔で治りや付かない是等は天下の米喰虫にて論に足らない度外の奴原、何には兎もあれ肝心要の天下の權老こんな事では誠に困ツた、神祖以來の尊き大業賊徒の馬蹄に掛るは歎息數も知れない旗本御家人多くの中には一人りや半分忠義なお人がありそなものだよ、三千以上の高を食り惰弱な奴原役には立ない、斯かる危急の塲合に臨んで矢ツ張り寢惚けて半高なんぞと已れに水引小言をいひ居る主家が亡びて已れが俸祿萬々年迄保つ所存かお先眞闇足元見へぬも程があります間拔で腑拔で奧詰銃隊薬人形にも劣つた人物遊擊隊にも困ツたものだよ、槍術劍術役には立ない、これ／＼旗本しツかりしなせへ、今の時節は何ンと思ふぞ一同擧ツて京都に詰め寄せ、愁訴と出掛る覺悟は無いかへ、去りとは困ツた腰拔揃ひだ、鳶の人足土方といへども頭がやられりや皆々出掛ける、中間小者に劣ツた了簡引込思案は泰平な時だよ、是程勵まし譯が解らにや虫とも何ンともいひよが御座らぬ、殘らず揃ツて兩國橋から身でも投げるか豆腐で天窓を叩きこはしていツそ死ンだが何よりましだろ、大關兄さん（若年寄大關肥後守）おまゑが賴みだビシ／＼やらかせ跡の奴原賴むニ足らない、玄番（若年寄永井玄番頭）の水汲み讀書が足らない、漢學許りぢや叶はぬ世の中、飜譯本でも見たならよからう平岡丹州（若年寄平岡丹波守）石川（若年寄石川若狹守）京極（若年寄京極主膳正）立花（若年寄立花出雲守）なんぞハ蛆虫同樣、外夷に笑はれ京都は宿尻る、大名放れるお人が無くなる金が無くなる世の中亂れるお口は酢くなる玆等でひと口湯でも呑ベイ。

其武藏武士のさま〴〵

夫武藏といふは、往昔六尺にして武嵯士なり、故に六尺の六十間を以て一町にして六々三十六町を一里とするは全く是によるものか、此武藏はいと大いなる原野なりしが、天正の度に不思議の大樹生立其枝頗る海内に繁茂し其形ち松にひしく繁花といふ花爛漫と咲みち殊に其あたりに葵草みち〳〵て光輝やくとして闇夜も白晝に異ならず、偖此原に數百萬の虫住みて或は巣を作り、圍ひをいとなみ已がさま〴〵今日を安くしけるは、此大樹の蔭にして露をなめ雫を吸ふて命を全ふする故實に天か下の仁樹にして海内是に比すべき大樹なれば世こぞつて武藏の大樹を渇仰す、爰に至つて三百餘年の安きに及ぶ是將に天下の仁政樹にして尊むべく貴むべきの尊樹なり、古き歌に「春雨のわけてそれとは降らねどもうるふ草木のおのがさま〴〵」とあり、是にもいやましていと目出たき大樹にして、既に其實ばへの樹追々生立て以上十五本、其他の連樹數限りなく各生育して、常盤の色海内に輝きしが如何なる宇宙の煩ひにや、十五本目の新樹何となく勢ひおとろへ既に枯なんとせしに倚天より鉞を以て是を伐木せんとありしを爰に行脚法師一人ありて、此事を深く愁ひ如斯已ニ數百歳の榮へに至りしを無氣に根を斷んとするはいと歎敷とて天地にいのりて是を救はしむるに、天の怒り漸くに和らぎ伐木を止められしが、自ら枯なんとして枝葉凋然せり、頓て水をそゝぎ終に水城に移して養ひけるにやゝ生かへりて衆人安堵の思ひをなすといへども是より連樹悉く勢ひおとろへ、各枝葉凋みはや絶なんとせしを天聊か憐みを加ふて、小樹を植ゝれしが古の如く繁茂せずして只其面影を殘すのみ、偖此原に大河あり德といふ川にて、其源カン武國より流れて松平國に至り、皆是日光神の御手洗にして都て十八の枝川あり、夫より數流のチマタ流れあり、此川水甘露の如く至つて靈水にして一度此水をなむる時は子々孫々眷族に至る迄生を保ち、衣食に光る神變不思議の神泉なり、依て此處に數百萬の武士住て常に松樹の蔭を蒙り、葵の露をなめ、或は神泉苑の恩澤に浴するもの幾百歳に及びしに俄に松樹勢ひおとろへ葵悉く凋み河水俄に干方となり、須臾の間に桐の木生立菊花一面に盛りになり、殊に〇〇といふ大川出來、此川至つて急流にして勢ひ充滿激り溢れて是が爲に數萬の衆虫度を失ひ勢ひ激しがた

く終に饑渴にも及ぶべきありさまに一時に堯々として聲を發して天地も轟かすありさま又悲しむ躰いと淺間敷又恐ろしく身の毛もよだつ心ちぞす、偖其鳴聲を如何ぞと見聞するに、思ひ〳〵の鳴音あり、海陸都の住虫は己が產地を捨て諸方へすウいちよ〳〵と離散し、又は獨り腕を振りて龍車に向ふの蟷螂あれば、益もなく錦木の葉を傀儡の如くにきり〳〵すあり、或は上野の原の集虫は束の間に命を落す武勇あり或は西國筋より飛來る鎧蝶くつは虫其他異形の衆虫ありて、鐵砲の玉虫を好み、手足刄の如くにして如何にも恐ろしく、常に黄金虫を握り錦木の葉を肩に負ひ、皆桐の木の蔭に住して菊花の露をなめて〇〇の川水に浴して自然と剛猛にしてもろ〳〵の虫をばつた〳〵と無役の殺生に逢ひ是等の虫己がまに〳〵國子汁粉、牡丹餅、天麩羅、茶漬がらくた道具其外砂糖、煙草紙類等に巣を作るといへども、至つて危ふし、殊に虫の性として瓜を好み常に是を食ふによりて世唱へて賣喰虫と云ふ夫是共に大樹にかじりつきて聲をからして鳴く、在町群の諸虫にして憐愍ミイン〳〵といふ、其聲耳に附きて晝夜かまびすくいとあはれなり、又脫走郡の其形鐵石の如くにして奥州ツク〳〵〳〵といふあるは、大樹にかじり付て追へども動かず聲を限りて鳴虫は彼の油虫とかいふものに似て移住イチウ〳〵と聞へたり、是等を餘所にみなしたる一種の虫あり、涼しの羽下夕腹に毛なく、腹黑き虫にして時にとりて變化自在にしてきのふ迄は大樹へ抱付て快よげに聲を發して居たりしが桐の木生育に從つて飛移りさま神速なり、此武士何と鳴やらんと耳を澄して聞たりしが、王臣附ク〳〵〳〵としきりに鳴立て飛ばんとする時松樹へチウ〳〵小便をしかけて飛移るこそいと淺間しく歎息するにあまりありけり。

（註）　本文の中に上野の原の集虫は束の間に命を落すとあれば彰義隊の戰爭以後の作ならん「移住」といふは、德川家の新領地駿河國府中へ移住の事である。此移住に二ツあり、一ツは德川龜之助殿御家臣にて移住する者、一ツは御暇が出て無祿で移住する者との區別があつた八百萬石が七十萬石になつたから十分の八は御暇が出たのである、又江戶に其儘居住し朝臣を願ふ者は許可になつた、當時王臣を願ふ者は德川家の恩義を忘れ不忠者と人々にいはれた、夫故此落書中には王臣となつた者をいたく誹語してある。

〔二〕江戸城明渡し當時に於ける
官軍派の都京都の落書

一方江戸に於ける、薩長土の盜賊よばりに對し、官軍の總本部たる京都市中の人達は慶喜公を始め、會津桑名の諸藩を叛逆人と爲して極度に罵り、薩長土三藩の武功を褒め王政復古を祝し、一日も早く奸賊の滅亡を祈るのであつた。左に掲げる落書は、此の京都市民を代表する聲である。さり乍ら、吾等此兩都の落書をつぶさに味ふ時、兩極端に分れた人情の發露に無限の歷史的感興を起させられずにはゐられない。

大　勝　利

かねてよりう八さも高き薩長土
　三五十二かつて霜のよろこび

小　敗　軍

正四なり極王四會津もみなはづれ
　慶喜もおちて六かふ勢も七九

棚の達摩の替唄

餘りしんき軍に、花のあづまさんを一寸初め、恥かゝせたり迯してもみたり。

厄　拂　ひ

アヽラ目出度な〳〵目出たい事で拂ふなら、今度伏見の合戰や三日勝負の土俵際、越にこされぬ一ツ橋、天の網とて日月の一ト旗押立來るよりも、何の會津も喰ひ逃ひ藤堂井伊ら裏がへり、味方の向ふ筒先に其手桑名と出て見れば、勝に乘つたる長州勢枚方迄も追かくる、こは叶はじと高松の生死の酒井と迯出す町中騷ぎし其中に、戸板に死骸大垣や美濃おき所泣々も、此大阪を落こちの人の噂さもかへり見ず、蒸汽船に乘込で西の海サラリ跡は燒拂ひマショ●

ほれて通ふの替唄

迯て歸るになに强かろ『家來を捨て只一人り、波の船路をたよ〳〵と『激きやさほどには追はせぬのにこちやあはてすぎ海を越へて迯て來た。

新板國盡　よしこのぶし

元のむかしへ戻るとおもやなをちむつまし内裏雛
金のしやらほこ浮名は立ど色にやまよはぬ大丈夫
案じながらも不沙汰のまゝにそつと贈りし箱蜜柑

うたがいさんすな雪ふる中にさくや手先に匂ふ梅
ぬしとおもへば轡の音がほんに勇みなおのりぞめ
質のひとすじ赤間が關にうつしとりたる智惠の海
すいた中ならはていつまでも堅い鰹のふしまろび
逢ふ夜松島お顏を見ねばつがふ言葉はたがやせん
手にて引合ひゆくいつく島神の盟ひの禮まいり
つもるまことも君への操はふかく立ぬく越の雪
天の報ひか只これほどの橋も越されぬ身のつまり
たくむ會津が皆喰ひ違ひ長の苦勞も水の泡
其手桑名と思ひの外に雪に寝まやう旅がらす
肥後ろの思ひを清正さんに願ひかけての賞くらべ
阿波ぬつらさを身につゝしみて今は出世のたねとなる
實意すくめにわしや口說かれて藤堂落たる手まり唄
ぬしの心はふた股大根おほとよいとはいはしやせぬ
肥後ろ頼みと思ひし主も切れりや互ひに仇がたき
水の流れと身の行末はなにを頼みにうきね鳥

トコトンヤレ節

一天萬乘の帝王に手向ひする奴をトコトンヤレトンヤレナ
ねらい外づさずどん／＼討出す薩長土トコトンヤレトンヤレナ
宮さん／＼御馬の前に閃ひらするのは何ぢやいなトコトンヤレトンヤレナ
あれは朝敵征伐せよとの錦の御旗ぢや知らないかトコトンヤレトンヤレナ
伏見淀鳥羽橋本葛羽の戰ひはトコトンヤレトンヤレナ
薩土長州の合ふたる手際ぢやないかいなトコトンヤレトンヤレナ
音に聞こえし關東侍どつちやへ逃げたと問たればトコトンヤレトンヤレナ
城も器械も捨て吾妻へ逃げたけなトコトンヤレトンヤレナ
城を取るのも人を殺すも誰も本意ぢやないけれどトコトンヤレトンヤレナ
わしらがとこの御國へ手向ひするゆへにトコトンヤレトンヤレナ
雨のふるやうに鐵砲の玉の來る中をトコトンヤレトンヤレナ
命惜まず進み行くのもみんな御主の爲ぢやものトコトンヤレ

トンヤレナ

此トコトンヤレ節は、長藩の大村益次郎が西洋の軍歌に擬して作らしめたもので同藩の品川彌次郎の手になつたのであると云ふ。

『わしらがとこの御國へ手向ひする故に』是の表面は朝廷へ手向ひといふ事であるが裏面は幕府が長州征伐の事で今日其遺恨をはらすといふ意味である。

六合戰

鳥羽の浦に打出て見れば死にたくて
　武士の多勢に首はふりつゝ　　山邊　赤人

あとやこゝ行も逃るもまやうては
　死ぬもしなぬも大阪のまけ　　蟬　丸

浪花までみじかき足にふまゝかせ
　あはれ此世におはれた事ぢや　　伊　勢

誰おかも死ぬ人にせん高松の
　まけてくやしき友までなくに　　藤原　興風

名にしおふ大阪までもさまようて
　人におはれて來るよしもがな　　文屋　康秀

薩長士その名もたかく立にけり
　人よかれこそおもひそめしに　　壬生　忠見

傳兵衛(おしゅん)堀川の段

『こりやつまりません慶喜さん、どうぜいむしやうに多けれど、そも會津かゝる始めより末の〳〵まで敗北し、たがいに無理にたゝき合、たのむ歩兵も殺されて、こんな軍さはせまいもの大事の〳〵御名をよごし命ちも惜しいとふりすてゝ、浪華の城を立出て、比興無念ともおもひあきらめ是までと本國さして落てゆく。

新板太功記（十日目）

これ見玉へよしのぶ(慶喜)どの軍さの始めにうろ〳〵と、お味方なされた其武士が思ひ合していたならば、こうした落度もあるまいもの、まけた人とはいひながら、近在町家へ火をかけて逃るといふは何事ぞ、せめて下々氣安めに幕常に切腹とたつたひと言聞してたべ、拜むわいのと手を合し恨むは會桑高松め薩長士おがむ嬉しなき都は光りかゞやきて民こそまことゆたかなれ。

與一兵衛 定九郎 大津繪節

おゝひ〳〵御宮樣その旗どうぞ押立て、朝敵ビツクリ仰天し、イヱ〳〵こゝにはおりません、むほんがあらはれて用意して逃支度大阪へ參ります、ヤレ〳〵不敵な野郎めと御三藩がなんの苦もなく打拂ふ、命ちのかねあい大勢引つれ船で落てゆく。

朝顔日記

『またも都を騷がして出ては見たが、大阪も慶喜が惡ろく追出されゆくところさへ定めなく、思ひおもへば此負軍さ巧む會津も水のあは、桑名松山大多喜も引にもひかれず友連れにかなし〳〵も落さの船、あてどもなけねど取乘りて命ばかりはのがれゆく。

姉さん本所かへ

『南無さん難儀かへ、長州薩摩の敵の中御旗は錦きでおさだまり、おこまりならば落さんせ、御城もどんどと燒てある、名字も此ごろ書替て味方も今頃泣て居る、今度のいくさをまけにして、惡事の罪の報ひにてつくつたとがの一人り旅、今から榮耀はなるまいがてもそうだよ〳〵賊徒だろ。

權兵衞が種まき

『ほんべをはなせば會津が逃出す三藩におはれて落ずはなるまい、ドンチヤラ〳〵〳〵『向ふの八幡のあのまた木蔭に十六大名が出て來て固める、伏見はさておきゆかねばなるまいプンドリ〳〵〳〵。

因州いなば（替へ文句）

『城州伏見の戰ひは、正月三日の夕ぐれに義士と朝敵出合して、先なるむほんはあらはれてなか〳〵叶わぬ天の網、終には其身亡び升『先なる御勢は薩長士筒先揃へて打出す臆病武士はうろたへ騷ひでぢりゝや〳〵と逃出す『中にも朝敵のいふ事にや、誠の御方にやかなはじと皆々ひきつれ尻に帆かけ跡をも見ずして落ちてゆく『あとなる御勢は神々さま錦の御旗を押立て、勝どき作つて勢揃ひ目出度おさまる御代太平目出たや〳〵。

大津繪ぶし

『武藏野に名高き月も春の朧ろに蔭隱し、主と會津の約束も

ぐれ蛤の名物で、桑名といへど苦が増して、落ろ涙だの大多喜や浮名高松なさけなく、退の退かぬがちはとなりおたがいにぽんと放した鐵砲の玉よりあらい捨言葉聞と間もなく夜明の鐘太鼓。

同

『淀の城を燒殘し大橋小橋を切り落し、越すに越されぬ一ツ橋あじな匂ひも八幡燒、橋本の明るい中に高松が迯込んで村々騷がし牧方へ守口、大阪打ついで跡を燒野が生死の堺蒸汽船に身を隱し一ツ會桑落てゆく。

本願寺の御門主諸國御化導

開山上人は、數年諸國御化導まし〳〵て終に一宗を海内に弘し玉ふ、されば近頃東夷亂をおこすに乘じ、宗風の亂れん事を歎き玉ひ、今度如上人諸國の御門末を憐み玉ひ開山の跡を慕ひ自づから勸進に出玉ふ處、諸國にて打死の骸骨を見て憐れに思召れ白骨の御文を讀み玉ふ。

夫人間の不慮なるとうと倩々歎ずるに、凡そらちなき事は今度始終馬鹿浪士の如くなる一揆やされば萬人の民こゝろを得たるといふ事をきかず、一軍に負けて今に至りて誰か百人の味方するへきやわれや先人や先けふとも知らずあすとも知らず追はれ騷ぐ時は、自業自得士卒生取はしけしといへりさればあしたには強軍ありて夕べには落城となれる身なり、既＝日月の御旗來たりぬれば東軍皆々變心して、徒黨の與力失ひぬる時は六親眷族集りて歎き悲めども更に其甲斐あるべからず、倩子孫あるにも非ずとて屋敷を離れよろ〳〵となりぬれば、只落城の跡のみぞ殘れりあはれといふもなか〳〵おろかなり、されば人心の定まらざる時は籠城不勢の沙汰なれば誰の人も早く御所を一大事に心がけて薩、長、藝、尾、土、越を深く賴みまいらせて、愚僧に多分の布施を上ぐべきものなりあなうれしや〳〵

高らかに回向し玉へば、亡骸皆々手を合せ、金銀造り大太刀なぎなた兵粮米まで上人に布施して成佛しけるとなり。（矢嶋松軒寫本）

洋服裁縫機械傳習廣告（慶應四年二月廿四日）

今日から見れば些かも珍聞ならざれど、當時にありては正に珍

である。

西洋新式。縫物機械用法傳習並に仕立物之事

右機械はシウインマシネと名づくる精巧簡便の品にて、近年舶來ありと雖も用法いまだ世に弘らず依て去年官命を蒙り横濱に於て外國人より敎授を受け尙又海內利益の爲に傳習相始め候間望みの御方は開成所へ御尋なさるべく候付ては傳習の序何にても注文次第廉價にて仕立物致すべく候依て此段布告に及ぶものなり。

慶應四年二月　開成所にて　遠藤辰三郎

（慶應四年二月廿四日出版 中外新聞第一號）

コロリの秘藥（慶應四年三月二日）

コルクの黑燒留飲並コロリに効能ある說

民間醫方の書に留飲の癖ある人毎日コルクの黑燒を粉にして水にて一日に三度づゝ用ふれば必ず効能ありといふ說を記せり。然るに新聞紙に左の奇說あり。

コルクはフラスコの栓にする木なり。

英吉利艦去年海上にて俄にコロリを煩ふ者三十人程出來せしにコルクの黑燒を粉にして水と乳汁とにて頻に用ひ皆全快せり。是は天竺地方にて民間に用る藥方なりとぞ。

（慶應四年三月二日出版 中外新聞第三號）

（註）コロリとはコレラ病のことなり。

神佛混合嚴禁（慶應四年三月十日）

同月十日神祇の事に付被仰出書之寫

諸國大小の神社中佛像を以て神體と致し、又は本地杯と唱へ佛像を社前に掛け或は、鰐口梵鐘佛具等差置候分は早々取除相改可レ申旨過日被二仰出一候然る處、舊來社人僧侶不二相善一氷炭の如く候に付、今日に至り社人共儀に威權を得陽は、御趣意と稱し實は私憤を霽し候樣の所業出來候ては、御政道の妨を生じ候而已ならず、紛擾を引起可申は必然に候、左樣相成候ては實に不相濟儀に付、厚く令二顧慮一緩急宜を考へ穩に可取扱は勿論僧侶共に至り候ても、生業を不レ失益國家の御

用相立候樣、精々可必掛候、且神社中ニ有之候、佛像佛具等取除き候分たりとも、一々取計向伺出御差圖可レ受候若以來違心得致し粗暴の振舞等於有之は屹度曲事に可被ニ仰付一候事

但

勅祭之神社、御宸翰、勅額等有之候向は、伺出候上、御沙汰可レ有レ之其餘の社は裁判所鎭臺領主地頭等へ委細可申出候事

四　月

（慶應四年三月發行太政官日誌第九）

○

横濱新聞紙ヘラルドの譯

日本國中寺院の僧徒は御門を其法侶の長とし法王の如きものと思ひ偏に其方を倚頼せしに此度神道歸一の號令出たるに依り大に騷擾を發せんとす。若し佛徒相集りて事を起さば疾雷の轟くが如く忽ち全國を驚かすに至るべし其勢必ず南北兩部の會盟諸侯よりも遙に大なる威權を握るに至らん。すべて開化未全の國に於ては神佛の信仰甚しきより寺社の權勢甚大にして帝王と雖も制馭し難き事多し希くば日本の御門陛下此事に注意して其禍を避け全國をして安寧ならしめ給はん事を。（慶應四年閏四月廿日 中外新聞第二十六號）

日字型のらしやめん注文（慶應四年四月六日）

らしやめんの話

外國人の妾にラシヤメンと稱す其緣故は横濱繁昌記といふ書に詳なり

或る人横濱在留西洋人の爲に妾を媒す其媒妁の注文を出したるは西洋人の居留所に寓居の南京人にて筆談を以て賴みたり。此方の媒人も稍文字を解したる故筆談にて注文を受けたり、其注文書年齡は幾歲より幾歲までの間、給金は如何程なりと云ふ事悉く氷解して疑ひ無し。然るに顏色は日字樣なる面相の女を望むと記したり。此方の媒人いさゝか不審ながら奇なる注文も有れば有る物とおもひて態々ばんざいづらの女を兩三輩撰み出し連れ行きて見せたるに一人も氣に入らずと云ふ。何事が氣に入らぬと問へば顏付が注文に合はずと云ふ顏こそ注文の日字樣なりと云へば南京人一圖承知せず段々其故を問へば、南京人曰、吾が注文したるは篆書の日字樣なり。然るに公の携へ來りしは八分の日字樣なりと云て互に絕

倒せり。生物知りの事を誤る例世に少からずなん。按するに篆書は ㈠ に作る。即ちホソオモテにしていはゆる龍長面なり。媒人の連れ行きし者は棋局面にて曰字形なりしと見ゆ若し試に粉闘面（ボタモチガホ）の女を連れゆきて大篆の ㈡ 字様なりと云はゞ南京再び抱腹絶倒すべきや。

喫霞仙史　　錄（慶應四年閏四月六日 中外新聞第廿一號）

新撰組の近藤勇梟首に處せらる

（慶應四年四月七日）

前章にも述べた如く、德川慶喜が江戸城を明渡し水戸に退居するや、海軍副總裁榎本武揚は軍艦八隻を率ゐて房州館山に逃れ、又、歩兵奉行の大鳥圭介は千五百名を提げて下總市川に走り、新撰組の近藤勇も亦、麾下を率ゐて下總上總の兩地に徘徊して官軍來れと待ち構へると云ふ始末に、四月十八日、東海道先鋒總督橋本實梁は武總二十四藩に命じて圭介等一派を絶滅せしめんとしたが、逆に十九日、秋月登助等手兵を率ゐて宇都宮城に迫つたので、城兵は周章て急を岩倉の軍に報ずると云ふ騷ぎ。そこで參謀香川敬三をして兵三百を率ゐしめ板橋の官營を發して戰地に急行せしめた所、途中流山に新撰組の近藤勇等が頑張ッて道を阻止したので、これと戰ひ、惡戰苦闘遂に近藤勇を擒にし斬つて首を京都の三條かはらに梟した。左に掲げる記事は、この當時の新聞から得たもので――と云ふより、寧ろ、白井喬二氏の「新撰組」で既に諸君もお馴染深い近藤勇の梟首事件が、この當時の新聞記事となつて紙面を賑はしてゐると云ふ所が編者のねらひどころなのである。

○

一、東山道先鋒總督軍門へ賊徒近藤勇擒と相成候事。

（慶應四年四月太政官日誌第十一號）

近藤勇死刑に被ㇾ處之事

近　藤　　勇

右は元來浮浪の者にて初め在京新撰組の頭を勤め後江戸に住居いたし大久保大和と變名し甲州並下總流山に於て官軍へ手向致し、或は德川の內命を受候抔と僞り唱へ不㆓容易㆒企及候段上は　朝敵下は德川の名を僞り候次第其罪數るに遑あらず仍て死刑に行ひ梟首せしむるものなり。

四　月

○近藤勇は其性剛邁にして殊に文武の道に長じ曾て有志の諸士を募りて新撰組と號し自ら其隊長となり數年來勤王佐幕の志を以て四方に奔走し天下の爲に力を盡せしが此度不計王師に抗せるの罪により下總流山邊にて官軍の爲に捕はれ四月廿五日板橋に於て死刑に處せられたり實に惜べし此もの近來名を改て大久保大和又時としては大久保剛と變名せし由なり。

（中外新聞外篇卷之九、慶應四年閏四月）

○

無　題　　　作者不詳

孤軍援絶奈俘囚、顧念君恩淚自流、一片同衷能死節、唯陽千古是吾儔、
靡他今日復何言、取義捨生吾所尊、快受雷光三尺劍、只將一死報君恩、

或日近藤勇その力盡きて囚となりしに降を勸むれども降らず。從容として死に就く、其刑に臨む時の詩なりと。

（中外新聞第廿五號慶應四年閏四日十三日）

○

賊長近藤勇の首級關東より至る三條河原に於て之を梟する事三日其罪惡を揭け示す事左の如し。

元新選組近藤勇事
大　和

此もの兇惡之罪迹あまた有レ之上甲州勝沼、武州流山兩所に於て、官軍に敵對せし段、大逆たるに依て如レ此令二梟首一者也。

閏四月七日

（慶應四年四月發行太政官日誌第十六號）

軍資盡きて新政府金穀募集の布告を發す（慶應四年五月）

御布告

皇道新にし國是漸に定り萬機、御親裁に出て百事まさに備はらんとす。是時に當て獨備らざるものは金穀なり、右は全く德川慶喜政權奉還の節國家の用度併て返上勿論たるべきの所其儀未々相運ばざる內、朞來の始末に立到り、朝廷無所入

して出す處の御費用不一方に依れり況や頃日征討の兵士家を棄身を殺し一途報國の折柄萬一軍費不給兵食足ざる時は奮進勵絶の鋭氣を挫き、皇威是カ爲に弛み平治の功業速に立ざる時は億兆の黎庶久しく塗炭の苦を受んと恐多も日夜、御宸憂被ㇾ爲ㇾ遊就ては內外百官の輩は申迄も無之普天率上の臣民、聖旨を奉承し、朝恩を感載し畢生の報功此時に在りと覺悟し、兵力ある者は其力を以てし貨財あるものは其財を以てし上下一般の力に合せ四海平定の功御扶植可ㇾ致事に付銘々一人の私を捨て天下の大事を考へ有餘不足を補ふの天理に基き各其分に應じ、金穀御用相勸め、御奉公筋を遂てこそ卽ち兵士の身を殺して、朝廷に盡すと同じく下たる者の定分に候間此旨篤と可相ニ心得一者也。

但御返辨方之儀は其筋々より可ニ申談一事

五月　　太政官

（慶應四年五月發行太政官日誌第十八號）

英語敎授料月三分也（慶應四年五月七日）

横濱第百五十番ブウリー（亞米利加人）の宅にて稽古場を設け去る廿五日より英學を敎授することを始めたり英學を學ばんと欲するものはこゝに來たるときは、日曜日土曜日の外毎日敎授致し居候、右謝金は一ケ月金三分づゝの事。

（遠近新聞第十三號、慶應四年五月七日）

私刑流行時代（慶應四年五月）

德川慶喜が政權を奉還し江戸城の明渡しとなり、喧々がう〳〵一時江戸市中は主を失つて無政府狀態となり、震災當時の東京の如く怪げなる自警團各所に組織されて互ひの自治に努めた。故に必然的に私刑流行の時代を現出し左の記錄の如きは此の適例とも云ふべきものである。

○

五月廿五日朝四ツ時ごろ日本橋廣小路へ

元一□家來
渡□勇吉
右之者左之通町內ニ而金策强談せしめ候條不謂事

依之令斬首者也
五月十五日
呉服橋御門外西河岸
醬油問屋ニ而金五郎
金五両
伊勢町砂糖問屋ニ而
同五両
大傳馬町木綿店丼
同五両
糀町十三丁目
山形屋定次郎方ニ而
金貳両
同十一丁目
かつをぶし問屋ニ而
金貳歩
上總屋惣兵衛方ニ居候內
らうそく代其外品々代金
參歩餘名主源太郎より爲
相拂候
かうじ町四丁目住

[redacted]

通ひ手代之內ニ而
金壹両壹歩
〃壹両
〃貳百疋
右之外四五軒にていさゝ
かツヽ都合金壹両餘
辰五月

（そよふく風第八號慶應四年五月廿五日）

○筋違見附橋東側らんかんに結付有之
梟首の捨札幷に略圖



（そよふく風第九號慶應四年五月廿八日）

明治元年の新聞紙（慶應四年）

現今では、無電と云ふ恐るべき怪物が地球を縱橫無盡にかきまわして、その日のニユースを其日のうちに世界中の人達に洩れなく報道し、名實共に社會生活を營む人達には一日も缺く可らざるものにして了つた。やれ傳書鳩でござるの、やれ飛行機でなければいかぬの、なに寫眞電送でなくばニユースが腐つて了ふとか、さては高速度輪轉機等々々。全く目まぐるしい迄にニユースの發達は急角度に進展しつゝある。が此れも、日本に始めて新聞と云ふ刊行物が出來た文久二年以後明治初年にあつては、實に幼稚極まる存在で、六十年後の今日、これほどの進歩を見るとは誰れしも想像だになし得なかつた所であらう。先づ其の體裁から論じても文久二年のバタビヤ新聞以下は在來の支那式な和綴本で、殆んど木版記事であつた。唯その中に中外新聞と崎陽雜報の二紙のみが木版活字を採用してゐたのは今に見て魔可不思議な存在であつた又その大さに至つても、大型のもので半紙二つ折り、小型のものでは美濃半截二つ折りで、發行日の如きも三日に一度が最も多く月刊や不定期發行のものが次を占め何れも皆外字新聞の飜譯を主にし、巷の風說を今日で云ふ社會面の主體とし記事として確實なものと思はれるものはお觸書や建白書の類である。たゞ此時に在りて太政官日誌のみは今日の官報前身をなすものであり、この中におさめられたものは先づ以つて正確なニユースと見て差支へなからう。然し、これは京都派即ち官軍派の新聞であつた爲め、維新當時の戰爭記事などには、幕府派に對する戰略的宣傳より、各所の小戰を報ずるにその多くは常に官軍派の勝利なる如く報じた時代のものにはトリツクと掛引きとがある。今、官軍派の『太政官日誌』に對して幕府派の諸新聞を擧ぐれば左の如くである。

『中外新聞』（慶應四年二月創刊）

『海軍會社　日々新聞』（同　三月創刊）

『遠近新聞』江湖新聞』『内外新報』『もしほ草』『中外新聞外篇』『公私雜報』『開成社中　遠近新聞』『此花新聞』『海陸新聞』『新聞事略』『諷歌新聞』（以上、同四月創刊）

『そよふく風』『市政日誌』『外國新聞』『金川日誌』『橫濱新報』『浮世風聞』『東西新聞』（以上、同五月創刊）その他、官

幕の區別を抜きに洩れたものでは、『大阪行在所日誌』『江城日誌』『海軍會社 内外前記』『無島郷社 江湖新聞』『横濱新報 もしほ草』『無盡蔵社近刻 中外前集』『海軍會社 内外別集』『知新館内外新聞』等。

興行の場所へ帯刀と（明治元年十一月）
無料入場の嚴禁其他

御布告寫

一、角力芝居狂言其外見セ物等之場所ヘ帯刀之者並小者體之者罷越威勢ヲ以木戸錢等モ遣ワサス猥ニ入込候モノ有リ之趣相聞甚以有間敷事ニ候向後右體之所業於レ有レ之ハ即時可二搦取一旨及二沙汰一候條末々迄不心得無之樣屹度可二申付一候事。

一、同斷假令木戸錢等ハ相拂候共暴威ヲ振リ場中ヲ妨候者ハ是亦嚴重取糺シ品ニヨリ候而者可二搦捕一旨及二沙汰一候條末々迄不心得無レ之樣屹度可二申付一候事。

右之通被二仰出一候事。

（明治紀元戊辰冬十一月 太政官日誌第百三十二號）

産婆の墮胎禁止（明治元年十二月二十四日）

産婆ニシテ賣藥又ハ墮胎ノ幇助ヲ爲スヲ禁ス

行政官布達 元年十二月二十四日

近來産婆ノ者共賣藥之世話又ハ墮胎之取扱等致シ候者有之由相聞ヘ以之外事ニ候元來産婆ハ人之性命ニモ相拘不容易職業ニ付假令衆人ノ頼ヲ受無餘儀次第有之候共決シテ右等之取扱致間敷筈ニ候以來萬一右樣之所業於有之ハ御取糺之上屹度御咎可有之候間爲心得兼テ相達候事

東京府達 元年九月（日闕）

人民ヲ繁育シ五倫ノ道ヲ敎クスルハ當世ノ急務ニ候處オロシ藥ト唱姙娠ノ子ヲ墮胎イタシ又ハ藥ヲ與ヘ謝禮ノ金銀ヲ貪リ家業同樣ニ致シ居候者モ有之由人倫ニ有之間敷儀敎化ヲ破リ風俗ヲ害シ以テノ外ノ事ニ候右體ノ惡弊一洗相成兼候ハ全町役人等閑故ノ儀ト相聞候間以後人民繁育ノ御趣意厚相心得末々ニ至ル迄精々申諭シ倫理ヲ失ヒ候儀無之樣可致候萬一此上右樣ノ所業及ヒ候者於有之ハ速ニ召捕吟味ノ上當人共ハ不及申其始末ニ寄町役人共ニ至ル迄急度咎可申付事

【註】六年六月布告第二百六號改定律例第百十四條ヲ參看スヘシ

猥褻もの賣買嚴禁（明治二年二月二十二日）

猥褻圖書器物等賣買ヲ禁ス

東京府達　二年二月二十二日　組々世話掛名主共

西京東京ハ皇國ノ首府ニシテ敎化ノ根元ニ候ヘハ假初ニモ非禮非義ノ情態有之候テハ其弊普ク御國內ニ及候事故卑劣ノ儀ハ有之間敷筈ノ處近來春畫並猥ケ間敷錦繪等ヲ賣買イタシ候者モ有之哉ニ相聞ヘ且又見世物ト唱候類ニモ見苦敷招キ看板ヲ差出シ如何敷體ヲイタシ小兒翫物等ノ內ニモ男女ノ陰體等モ相見ヘ不埒ノ至ニ候向後右樣卑劣ノ儀ハ致間敷萬一賣買候モノモ於有之ハ其品取上ケ糺ノ上當人ハ勿論名主五人組迄夫々咎可申付候條心得違無之樣可致候事。

【註】五年十一月八日東京府達違式註違條例ニ依テ消滅ス同條例第九條ヲ參看スヘシ

外國武器の優秀論（明治二年二月末日）

天下泰平の時は思ひもよらざる政革も戰爭によりては起るなり。外國人の始めて日本に來りしは、僅々嘉永七年の事なりし、其頃は諸大名集りて不同意の暴論を唱えしがのみならず士人の外國人へ向ひ耐忍なる人數有、こは我一己の了管にて日本をけがされぬ爲とて一心にこめて外國人を日本より逐ひ出さんとするの心なるべし。其頃のさむらひ東海道にて外國人にあへば刀の柄に手を懸けて、さも賤み侮る手振をなし。外人を威したりし、誠に光陰矢の如く過ぎゆきて、今となりては外國人日本國中に河地へ行きさむらひに近付き寄とも侮を受る事もなく實に兄弟の思ひをなし互に親しみ待遇する所とはなりぬ。縦ひ互に異りたる國に產るゝとも同じ造物者の作りし物にて心に收む事感ずることも又同じ、又日も月も星も同じ樣に照らす故に、四海兄弟互に心を置事なかるべし。段々と交際によりても兩國の人民開化に趣かば正直の心にていきあふ事となり行べし。日本人も衣食住の法は外國の便利なるは否ふる事能はずと發明し漸々とふるき形をすてゝ外國の法に從えり。是迄外國へ渡海せし豪邁の人々は太平の時にても二本の刀は無用の物とて取捨たり。無事の時は實にいらざる飾なれば家々藏におくことよかるべし。去年奥州の戰に會津の弓矢を用ひたる兵は「スペンシル」並七發「ライ

フル」にて敎へたる官軍には敵する能はざりし事、是何よりの證據なり。今にては多くの士は脇差の代りに「ピストル」を用ふる事あり、若政府にて儀式の外は刀を用ゆべからずと觸られるならば、助貞長船も親子代々の讓り物が寳物の如く蟲干の飾り物とも成べし。外國人は刀を指ともさゝぬとも夫に付て尊恭の差別は無き故に此事は全く廢する事こそ望むなり「アメリカ」政府にては餘り筋の深き大筒は尊ばず。當時「アメリカ」の臺場には口の渡り二尺も有程の筒を備へたり。此大筒を作るには一挺に三ケ月懸れり夫にても其大そう成を知るべし。此玉重さ千二百ポンド藥一百ポンド也。是は鐵張の軍艦に用ひて、其玉地の中に入る事四丈忽地震の如く震ひ起るとかや日本去年戰爭中多くの古き大筒を外國人に賣たり。今亂も終り日本政府にても古きを止め新形の大筒に取換る成べし。去年の戰爭に諸大名つまらなく數萬兩の金出し鐵砲を買ひ入れ用ひしやしらず。其金皆役人が君侯(とのさま)を欺き自分の懐中にちやくふくなし其金高の品物を買はず兵隊の勝も負けるも死ぬも生るも構はず。安き品のみ買ひ入れ君侯をだませしこそにがにがしき事共なり。或大名の兵長此事に心付話し有し故に此に記す。薩摩長州の如きは彼の戰爭の後は忽ち外國人に就て戰爭には「ライフル」砲を用ひざればかなはぬを學び「アメリカ」内亂中發明せし尤も結構なる武器を買入れ「ケベール」と云へるやくざ物を買入れたる奥羽の大名は散々と追散らせり。此後政府にて武器玉藥皆揃へて同じ物を備へねばならぬ事なり。是迄の戰爭に多く敗北したるは玉の合はぬ故なり。兵隊も同樣に揃へては込玉藥も同じく揃はねば勝てぬ物なり。外國人も遂ひには是等の事を政府へ說勸める成るべし。(もしほ草第卅四篇 明治二年二月晦日)

侍に痛いお灸 (明治二年三月十二日)

百姓町人の妻娘風儀不レ宜者間に有レ之今般京都府より厳重申達候處宮堂上諸藩並社寺等の家來兵卒共農商之家に立入用向に事寄婦女を拘引し或は威力を以淫りケ間敷振廻致し候者も有之哉に相聞以之外の事に候向後右不所業之儀無之樣其主人々々より厳重可ニ申付一候若し心得違之輩於レ有レ之は屹度御取糺可レ被レ及ニ御沙汰一候間此旨兼て可ニ相心得一候事

(太政官日誌明治二年第三十五號)

華族の稱號 （明治二年六月）

官武一途上下協同之、思食ヲ以テ自今公卿諸侯之稱被廢改テ華族ト可稱旨被、仰出候事

但官位ハ可爲是迄文通候事

（太政官日誌第六十六號 明治己巳六月）

創業當時の電信機 （明治二年八月九日）

横濱沿革誌に依れば明治二年八月九日に電信に關する諸機械が到着したので先づ横濱辨天の燈臺官舍から本町通りの裁判所間七町の間に創架したのが日本最初の實行期に這入つた電信の架設であると記されてゐる。その後電信が公衆の通信機關と化したのは明治二年十二月廿五日以後である。

東京府布會

東京ヨリ横濱迄ノ間ニ掛渡セル傳信機ハ當二年十二月廿五日ヨリ相始メ、朝第八字ヨリ夕八字迄ノ間毎日東京ハ鐵砲洲運上所門右側ノ傳信局ニテ取扱候間、急速用向申通度モノハ其事柄ヲ成ル可ク簡易ニ假名ニテ認メ右局ヘ持參致シ候得バ一字ニ付價銀壹分ヅツノ割合ヲ以テ速ニ相達候事但シ東京横濱トモ電信局ヨリ離レタル場所ヘ猶又早飛脚ヲ以テ相達スル賃銀並委細之儀ハ別ニ印行セシ布告ニテ示ス

その後四年十一月に至り電信機大いに發達し東京長崎間の架線工事を見るに至り五年四月廿二日京都大阪間先づ開通し同九月に入るや東西兩京間の通信を許可することになつた。

○

今般東京より長崎まで電信機を設けらる線路如左。

東京、品川、横濱、保土ケ谷、戸塚、藤澤、大磯、小田原箱根、沼津、原、吉原、蒲原、由井、奥津、江尻、靜岡、鞠子、岡部、藤枝、島田、金谷、田坂、掛川、袋井、見附、濱松、舞坂、荒井、白濱、二川、豐橋、御油、赤坂、藤川、岡崎、池鯉鮒、鳴海、熱田、名古屋、清須、一ノ宮、岐阜、河渡、美保寺、赤坂、垂井、關ケ原、今須、拍原、醒井、番場鳥居本、彦根、西京、大阪、神戸、姫路、藤井、尾ノ道、廣島、山口、赤間關、福岡、佐賀、長崎。

（新聞雜誌第十六號 明治四年辛未）

○

東京より長崎迄沿道府縣へ御達書寫

今般東京より長崎迄電信線掛添の儀は内外公利便利のため御取設け相成候儀にて重大の事件に付萬一心得違の輩、御盛業の防害を爲し、又は右電信を毀損致等の所業有之候ては、御國威にも關係し候の外の事に候條沿道地方官に於て兼て取締方行届候樣可致自然粗暴の企有之節は臨機相應の護衛差出嚴重取計可致事。

○

長崎縣

先般丁抹國電信會社より長崎表へ海底線陸揚の儀御許容相成候に付右線へ接續のため、今度東京より長崎まで電信線御取設に相成内外一線の理にて重大の事件に候條、萬一心得違右海陸線へ粗暴の職業致し候者有之候ては、以の外の事に候條嚴重取締可致、若違犯の輩有之に於ては速に召捕相當の所置可致候此段相達候事

（明治四年十月發行　太政官日誌第八十三號）

蒲生・高山の後裔祿さる

（明治二年十二月十五日）

御沙汰書寫

蒲生君平

草莽一介之身ヲ以テ綱紀之𡚁ヲ慨シ名分之紊壞ヲ憤ス然レ共時之不可ナルカヲ著述ニ専ラニシ以テ　朝廷ヲ尊崇シ世敎ヲ補裨ス其風ヲ聞テ興起スル者不少其氣節深ク　御追賞被爲在依之里門ニ旌表シ子孫ヘ三人扶持下賜候事

○

高山彦九郎

草莽一介之身ヲ以テ勤　王之大義ヲ唱ヘ天下ヲ跋渉シ有志之徒ヲ鼓舞ス世之岡極ニ遭ヒ終ニ自刄シテ死ス其風ヲ聞テ興起スル者不少其氣節深ク　御追賞被爲在依之里門ニ旌表シ子孫ヘ三人扶持下賜候事　（太政官日誌第百二十號　明治己巳自十二月十五日至二十日）

小供賣買の嚴禁 （明治三年八月十三日）

布告

各港在留ノ支那人共竊ニ童男女ヲ買取リ海外ヘ可連越奸計相企候者有之既ニ捕押ニ相成候ニ付追テ嚴重之御處置可有之候得共元來外國人ヘ御國民賣渡候儀ハ第一國體ニ於テ不相濟事ニ候間向後地方官ニ於テ管内屹度取締相立教育行屆候樣厚相心得可申此旨相達候事

（註）五年二月布告第五十五號ヲ參看スベシ

中學校の開設 （明治三年九月）

今般東京府下中學校被開候に付華族始士族庶人に至迄入學被差許候事 （太政官日誌第三十七號　明治三年九月）

脫籍無產者の復籍 （明治三年九月四日）

御布告寫

脫籍無產之輩復籍方に付別紙之通御規則被相定候條各地方官に於て右御規則に隨ひ送受方可取計候事

別紙

規則

一脫籍無產の輩其の本貫に復歸せしむるは士民に不拘其者脫籍の始末及生國親族等篤と取糺し府藩縣送を以本貫へ可引渡候事

但士民共府縣送りの儀は一應其の本貫へ問合之上取計送方差支候者は其本貫より請取人差出させ可申候且又平民之者當人歸國を不望者は其本貫へ掛合原籍へ復し候上其儘入稼人といたし夫迄居附居候地へ差置候とも不苦候事

一本貫を脫籍いたし候者其居附候地へ入籍致し度分は前同樣本貫之地方へ掛合之上人別之送渡をいたし本人望の地方へ新に入籍せしめ一戶の新籍を立候とも又は他之厄介と相成候とも都合次第可取計事

一父母共原籍を流寓中出產之子兩親を失ひ生所不相分者は夫迄居附候地之籍へ編入可致事

一復籍爲致べく者原籍の地方へ引渡方之儀は其可差送官廳よ

り可受取地方官へ掛合之上可取計筈に候得ども遠隔之地は往復時日遲延可致に付當人の申立慥成分は其道筋府藩縣送りを以差立置其段可引渡地方官へ相達可申事

但當人生所之申立不慥成分は却て掛合之上差送可申事

一右復籍に付入費之儀は當人本籍存在候はば其親族又は其町村より爲差出可申候當人除籍に候はゞ其者差立候迄之入費は其地方官にて相賄ひ道筋之入費は道筋地方官之官費たるべき事

但士卒又は平民除籍之者にて村人別に不加右費用可差出親族も無之者は假令除籍に無之候とも本文同樣地方の官費たるべき事

一有籍之者復歸せしむるに付ての入費は兩地方官（差送候官廳・受取候官廳）打合の上計算可致尤道筋之旅費は差送候地方官より凡積りを以て操替置其者本官へ到着之上總入費償却相成候樣可取計事

一士卒平民其他共脫走之者有之節は早速其地方官へ屆出其親族又は村町にて精々探索いたし六ケ月毎に模樣申立三十六ケ月を過尋得不申候はゞ除籍すべき事

但何等之子細有之候とも右期限前除籍致し候儀は不相成候事

一各地方官に於て疑敷所業有之捕押候士民處置濟の上原籍へ引渡方は却て前同斷之手續を以取扱可申事

但刑法に拘り候儀は刑部省へ伺之上取計可申候尤歸籍入費之儀は前條に照準し籍の有無を以て費用公私之別可相立事

一復籍相成候輩は生業相立候樣地方官に於て世話可致遣事

但右授產に付廉立候官費有之節は民部省へ伺之上取計可申事

右之通相定候事　（太政官日誌第三七七號　明治三年三月）

熱田桑名間及び佐屋四日市間の渡船賃錢　（明治三年九月四日）

東海道熱田桑名之間並佐屋路四日市へ之渡船賃錢其外別紙之通改正被　仰出候條下々難澁不相成樣可相心得事

別紙

熱田桑名佐屋路並四日市へ之渡海左之通相定條水主之者船賃之外酒代或は船玉杯と唱へて請候流弊も有之哉に相聞以之外之事に候以後右樣之所業無之樣却て地方に取締可致事

一船賃之儀當九月十五日より元賃錢之上へ六倍五割增に相定候事

但右七倍五割の內一倍五割は宿助成に被下候事

一行幸　行啓其余非常出兵等之節は別段之御所置可有之事

一並々の出船は曉六ツ時より夕七ツ時迄に可限事

但急用之者は限刻に不拘出船可致尤夕七ツ時より曉七ツ時迄は却て定賃錢へ五割增之事

一熱田渡海の積り先觸差出風波の都合にて俄に熱田桑名等より佐屋路へ相廻り候節は佐屋路通行の先觸差出右刻限より三時を過ぎ其驛出立可致事

但佐屋路廻り之積り先觸差出置俄に乘船致度節佐屋路驛々人足不用流不相成樣迅速斷觸可差出事

右之通相定候事

庚午九月　　民部省

熱田より桑名へ

一錢三百四十九文　乘合一人
一錢八百四十九文　乘馬一疋口附共
一錢二貫百六文　長棒駕籠一挺
一錢一貫四百四文　引戶駕籠一挺
一錢一貫五十一文　垂駕籠一挺
一錢八百七十四文　山駕籠一挺
一錢三百四十九文　雨掛分持共一荷
一錢二貫八百八文　大長持一棹
一錢一貫七百五十三文　中長持一棹
一錢一貫五十一文　小長持一棹

桑名より熱田へ

一前同斷

熱田より四日市へ

一錢三百六十四文　乘合一人
一錢八百七十二文　乘馬一疋口附共
一錢二貫二百文　長棒駕籠一挺

一錢一貫四百六十四文　引戸駕籠　一挺
一錢一貫百文　乗駕籠　一挺
一錢九百十六文　山駕籠　一挺
一錢三百六十四文　両掛分持共一荷
一錢二貫九百三十二文　大長持　一棹
一錢一貫八百三十二文　中長持　一棹
一錢一貫百文　小長持　一棹

四日市より熱田へ

一前同断

桑名より佐屋へ

一錢百四十六文　乗合　一人
一錢三百六十四文　乗馬一疋口附共
一錢八百八十四文　長棒駕籠　一挺
一錢五百八十八文　引戸駕籠　一挺
一錢四百四十二文　垂駕籠　一挺
一錢三百六十七文　山駕籠　一挺
一錢百四十六文　両掛分持共一荷
一錢一貫百八十文　大長持　一棹
一錢七百三十八文　中長持　一棹
一錢四百四十二文　小長持　一棹

佐屋より桑名へ

一錢百三十一文　乗合　一人
一錢三百二十七文　乗馬一疋口附共
一錢七百九十文　長棒駕籠　一挺
一錢五百二十八文　引戸駕籠　一挺
一錢三百九十三文　垂駕籠　一挺
一錢三百二十九文　山駕籠　一挺
一錢百三十一文　両掛分持共一荷
一錢一貫五十六文　大長持　一棹
一錢六百五十九文　中長持　一棹
一錢三百九十三文　小長持　一棹

熱田桑名通船借切賃　四十七人乗

一錢十六貫四百九十五文　五十石船　一艘
但水主五人乗

一錢十四貫四十文　四十人乘
　四十石船　一艘
　但水主四人乘

熱田四日市前同斷

一錢十七貫二百三十二文　四十七人乘
　五十石船　一艘
　但水主五人乘

一錢十四貫六百六十四文　四十人乘
　四十石船　一艘
　但水主四人乘

佐屋桑名前同斷

一錢五貫二百八十八文
　佐屋より桑名へ　四十人乘
　四十石船　一艘
　但水主四人乘

一錢五貫九百十六文
　桑名より佐屋へ

一錢一貫七百十九文
　佐屋より桑名へ　十三人乘
　二十五石船一艘
　但水主一人乘

一錢一貫九百二十二文
　桑名より佐屋へ

但借切船之儀は船之大小に寄本文に準じ賃錢增減可有之事

右之通相定候事

　庚午九月　驛遞司

（太政官日誌第三十七號　明治三年九月）

藩制諸役の改設（明治三年九月十日）

今般藩制別紙之通被　仰出候素より其綱領を被掲候儀にて節目施設之方に至ては篤と御旨意を奉體し藩々其宜を　斟酌し務て舊弊を除き有名無實に不涉政績相顯候樣盡力可致事

藩制

一藩分為三物成十五萬石以上を大藩とし五萬石以上を中藩と

し五萬石未滿を小藩とす
一石高は草高を不稱物成を以て可稱事
　但雜稅金石八兩立にて本石高に可結込事
一藩　廳
知　事
大參事　不過二人
權大參事　有無其便宜に從ふ
少參事　不過五人
權少參事　有無其便宜に從ふ小藩は之を置かす
以上掌見職員令
大　屬
權大屬
小　屬
權小屬
史　生
以上分課專務する所あるべし譬は會計軍事刑法學校監察の類
如し
右官員の多寡大中小藩に從て可爲適宜事

廳　掌
使　部
一藩　事
譬ハ現米十萬石
內　一萬石　知事家祿
殘　九萬石
　但公廨諸費常額追て可被相定候得共當分左之通
內　九千石　海陸軍資
　但其半を海軍資として官に納め半を陸軍資に可充事
殘　八萬千石
　但公廨入費士卒祿に充べし尤精々節減し有餘を以て
　軍用に可蓄置樣可心掛事
掛　事
一官祿藩々之適宜に任ずべき事
一功あつて祿を增し罪あつて祿を褫き及び一切の死刑等は朝
裁を請可し一時の賞幷並に流以下の刑は收錄して年末に差

出事
一士族卒之外別に級ある可からざる事
一正權大參事の內一人在京集議院開院之節即ち可爲議員事
　但半年交代可致尤公議人稱呼廢止之事
一公用人の稱呼を廢し其事務の大小により參事或は屬等にて用辨を爲さしむべき事
一知事朝集三年一度年々四季に分ち滯京三ケ月たるべき事
　但國家重大之事件により朝集は此限にあらず
一歲入歲出年々十月より九月までを限り分界を立別紙雛形之通明細書を以て年末に可差出事
　但雛形は追て可相達事
一從前藩債は一藩之石高に關する事に付其支消之法は藩債の總額により支消年限之目途を立知事家祿士卒祿其他公廨入費等より分賦して可償却事
一從來藩造之紙幣向後引替濟之目的を可相立事

（太政官日誌第三十八號　明治三年九月）

墨刑の廢止（明治三年十月九日）

民部省より刑部省へ照會　三年九月十九日

長崎縣より差出候處刑典候者名前之內墨刑有之右にて不相當の儀無之哉別紙屆書御廻し申候御閱濟御返却有之度此段申入候也　長崎縣書類閲

刑部省より民部省へ回答　三年九月二十五日

長崎より行刑之者屆出候趣を以不相當之儀無之哉御問合之段承知致候右は一昨辰年御布告之旨も有之候間新律御頒布迄從前之通取計可申且墨刑は以來差止め候方可然此段御通達有之度候也

民部省より刑部省へ照會　三年十月七日

長崎縣處刑之儀に付過日及御問合候處墨刑は以來差止候方可然に付其段當省より長崎縣へ通達候樣御回答之趣承知いたし候就ては墨刑に換候刑律不相達而者差支可申間何刑に換り候哉假律書御廻し有之度此段猶及御問合候也

刑部省回答　三年十月九日

長崎縣處刑之儀に付墨刑は以來差止め候方可然旨及御回答

候處墨刑は何刑に換候哉御問合有之候得共舊律とは同罪にて輕重の相違も有之候間墨刑は何之刑に換ると申譯には難至候間笞杖二刑に引當適宜之處置可有之樣御達可然と存候此段御回報におよび候也

徵兵令（明治三年十一月十三日）

御沙汰書寫

府藩縣

徵兵之儀別紙之通被　仰出候間此旨相達候事

別紙

兵制の儀先般先づ石高に應じ定員被　仰出候處兵事は護國之急務　皇威を發輝する之基礎に付宇內古今の沿革得失を御洞察被爲在前途兵制一變全國募兵之御目的に候處即今先づ左の規則を以て徵募被　仰出候間來る未の正月より順次を以て各道府藩縣士族庶人に不拘身體强壯にして兵卒の任に堪べき者を撰み一萬石に五人づゝ大阪出張兵部省へ可差出候事

但從來之常備は勿論各地方緩急應變の守備と可相心得事

庚午十一月　　太政官

徵兵規則

第一條

兵卒年齡二十より三十を限り身體强幹筋骨壯健長ヶ五尺以上にして兵役に堪ゆべき者を撰擧すべき事

但醫官の檢査を受け合格せざる者兵役に服するを許さず

第二條

一家の主人又は一子にして老父母ある者或は不具の父母ある者等選擧すべからざる事

第三條

服役先づ四年を以て期限とす役を終へ歸鄕する者には在役中の級階に應じ賑恤金を賜與すべし期限中私の故を以て歸鄕願ふべからざる事

但四年の服役終る後歸鄕を欲せず再役を乞ふ者は之を許す

第四條

在役中役任の故を以て傷痍等にて終身不具と相成候者には扶助金を賜ふべき事

第五條

衣食給料等總て省より賜與すべし各地方より大阪迄差出候

費用は其地方官より相辨ずべし免役の節路費は省より可差遣事

第六條

檢査に依り服役相成難き者有之節は再選代人差出すべき事

但此往復の路費は地方官より辨ず可き事

第七條

始て當所に來る費用の外は一切地方官より給與すべからざる事

第八條

地方官廳にて選擧の上左の通送り狀を本人に附し大阪出張兵部省へ可差出事

但地方官員召連れ罷在候儀其便宜に從す

幅四寸　曲尺

記

辛未徵兵何人之內

何國何郡何村町産

士族或農工商

何　某

當何幾歲

第何號

月日　何府藩縣　印

長九寸　曲尺

右每人に可附事

別紙

辛未年徵兵何人

第一號

士族或農工商

何　某

當何幾歲

第二號

士族或農工商

何　某

當何幾歲

合何人

當府藩縣支配地何萬何千石當年之徵兵前書之通り差出申候間御檢査可被成下候也

月日　何府藩縣　印

兵部省

徵兵方

御中

右界紙に書すべし

（太政官日誌第五十四號　明治三年十一月）

百姓町人の士列に類する服装嚴禁（明治三年十一月十四日）

布告 三年十二月十四日（本文ハ警察門行政警察ニ見ユ）

百姓町人共襠高袴割羽織ヲ着シ長脇差ヲ帶シ士列ニ紛敷風體ニテ通行致候儀不相成候事

註 四年四月十八日布告及ビ九年三月布告第三十八號ニ依テ消滅ス儀制門服制ノ目ニ載ス

郵便事業の創設（明治四年一月二十四日）

御布告書寫

飛脚船を可成丈簡便自在に致し候儀公事は勿論士民私用向に至る迄世上の交に於て切要の事に候處是迄商家に相任せ置候より書狀の屆方兎角に日限相後れ其遲滯の甚しきは僅數十里の道法にて十日餘も相掛け或は遂に達せざるの掛念も有之殊に急便にては賃錢高直にて貧窮の者共遠國近在互共情を通じ兼且四方の安否品物の相場等も急速に不相分より道路不取留風說に感じ候者も不少哉に相聞え不便の事に候依之追々諸街道へ遍く飛脚の御仕方被爲立遠近の人情を通じ四方の模樣も急速相分り上下一般急便の書通自由に出來爲致候、御趣意にて先試の爲來る三月朔日より京都迄三十六時大阪迄三十九限の飛脚每日御差立兩地は勿論東海道筋驛四五里四方の村々並勢州美濃路等も右幸便を以て相達し候樣の御仕法相成候條其意を得書狀差出人心得書の通可致事。是迄諸官省諸局共公事信書は却て驛遞司へ差出往復致し候處今般東海道筋新式郵便御開相成於驛遞司賃錢切手發行致し候に付ては以來各局の定費を以右賃錢切手買入置規則通り相拂書狀は東京は四日市京都は姉小路東屋町大阪は中の島淀屋橋角郵便役所へ差出向申事。

但諸官省並府藩縣に於て賃錢切手入用の節は三府郵便役所或は各地賣捌所等にも都合次第買上可申事。

今般別紙御布告之通公私の書信簡便自在に致し度御趣意にて差向東海道筋定式急便御開相成候處正賃錢受取渡候樣にては更に其詮無之儀に付書狀賃錢切手驛遞司に於て雛形の通り發行致し夫々拂下候條得其意各管內便宜の地に於て身元直敷者共へ申付爲賣捌候樣可致事

但賃錢切手は公然免許賣捌所の外一切賣買不相成候條嚴重取締可致尤賣捌所の者へは百文に付四文宛手數料として被下候間驛遞司へ可承合事。

辛未正月　民部省

今般新式郵便之御仕法御開相成候に付驛々繼立方切手賣捌取締向等却て驛々地方官員へ申付候條左之規則に遵ひ施行可至事

辛未正月　民部省

繼立場驛々取扱規則

一日に繼立之刻限を當り前以飛脚人足を備置行嚢の致着するや否瞬間の備豫なく其宛名ある行嚢を取替直に繼送り可申事

但繼送り帳は其時々相添候間時刻及び其驛にて集りし書狀の分腹附に書記し地方官證印を押べし受取配達する驛にては地方官印落手の證印を押し繼送べき事

一行嚢は繼場驛々のみを製し候間繼場に無之間の驛持へ可達書狀譬ば東京より繼場に無之江尻驛に可達書狀は繼場興津驛の行嚢中に入置又京都より江尻驛に可達分は繼場靜岡驛の行嚢中に可入置故に東京よりの分は右興津驛にて取出し脚夫に是を爲持飛行の節江尻驛取扱所に立寄同驛より京都の方へ可達書狀と取替直に靜岡驛に至り夫々屆先を區分し其行嚢中に可入送總て間の驛村に可達分は皆此規則に遵ひ可取扱事。

但每驛書狀集め箱は上り方下り方と兩樣に仕立開函刻限は大字に可揭示事。

一、繼立驛脚夫賃錢は一ヶ月分を取束前月に驛々遞掛へ宿繼を以て相渡置候間脚夫の者へは日々に下渡可申候。

一、東海道驛々四五里四方の在々へ幸便を以て可達書狀一里百文一里以上は總て一里二百文宛一時五里の早さを以て可達書狀は一里六百文宛其驛迄の賃錢外　增切手を張り差立候書狀其驛より屆先迄の賃錢は切手賣捌候價の內にて操替相渡置日々精算の節屆先の里程人名狀數等綿密に簿記致し過不足翌日限驛便を以東京郵便役所へ可申立事。

一、驛々申合互に書狀の紛失無之樣吟味可致は勿論飛行人足途中に於て遲延不致樣常々嚴重取締可有之事。

但行嚢受取候節は前驛より持越候人足名前簿記致し可置事。

一、人足は總て其驛並最寄の住民に限るべし決て流傭等の者へ申付間敷事。

一、足痛或は不時發病等にて人足途中の差支生ずる時は早速代人足可差出都合は前以途中驛村へ可談置事。

一、書狀の數差立受取共無遺漏簿記致し置翌月月締翌月限り東京郵便役所へ可屆出事一行嚢は三貫目を一人の則度と定む併三貫五百目迄は一人五分の賃錢を附與し脚夫の强壯

により一人にて飛行するも妨なしと雖も三貫五百目以上は二人の賃錢を渡し候間一人にて持込候儀決して不相成事。

但行嚢は手引を以て貫目概略相改め可申尤多分不都合の節は衡平を以て相改人足增減可致事。

一、毎日戌の上刻より寅の下刻迄盜賊惡徒を防護の爲め一個の脚夫を副へ又夜行の賃錢は定額三分一を增し與へ候間地方官に於ても精々注意不都合無之樣可取計事。

一、賃錢切手の儀は一月毎に賣高締切惣渡し高より差引殘高と突合翌月限東京郵便役所へ可申立其節右賣高代金の儀も調書添一同右役所へ差出跡入用之分受取可申事。

但賣高並代金調書別紙雛形之通たるべき事。

一、書狀を受取候節賃錢切手の眞贋相改萬一如何敷見受候節は書狀主へ掛合穿鑿可相遂事

但其段早速東京郵便役所へ可相屆事

一、三府其他より其驛並最寄町村へ差向候各書狀に張付有之切手再度不相用樣兼て相渡し候檢査濟の黑印を押可成丈遲延不致樣分配可致事

但急ぎ仕度便の取扱は書狀差出人心得書の通可相心得事。

【註】左の一項は今日の配達證明郵便の嚆矢をなす。編者

一、先方受取書或は書要用と認置候書狀は乾度正敷證印有之返書受取書等を取々扱所に於て賃錢切手濟と申黑印を据郵便を以て早速差立元へ可相屆事。

右之條中確守可致事

辛未正月　　驛遞司

（太政官日誌第四號　明治四年四月）

【編者曰】（そこで政府は愈々三月より三都間に郵便を開始し好成績を收めたので次いで、橫濱にも郵便局を設けた。その後政府廢藩置縣を斷行し民部省を廢して大藏省の三等寮に驛遞司を置くことになり同年十二月更に郵便局を置長崎まで延長して九十五時間とし、翌五年三月以後には東京市内に毎日三回の配達を實行する迄に發展を遂げた。尙ほ此項、石井研堂氏の「明治事物起源」に詳しければ參照ありたし。）

紀州西鄉村の仇討（明治四年三月廿九日）

赤穗藩復讐の事

赤穗の藩士に山下鋭三郎、西河邦二、吉田宗平、山本隆也八木源右衛門、田河運六といふ者いかなる遺恨にや、同藩士

村上眞輔といふ者を過る午の十二月九日夜同處に於て欺殺し共儘知らぬ體に打過居たりしを眞輔伜六郎といふ者痛く父の横死を悲歎し復讐の萠念やる方なく手に平掛を詮議しけるに讐の者共曉りけん竊に六人打連て紀州高野へ志し姿をやつして逃れけるを流石に六郎心付きその行方は索りたれど何分讐多勢なれば一人にては覺束なく共親族にて血氣ある村上四郎同行藏、池田農夫也、津田勉といふ四人のものに助太刀を賴み又其友に水谷嘉一郎とて兼て劍術の仲間なるを同じく賴んで人數に加へ都合六人出立して今春三月廿九日紀州伊都郡西郷村と云ふ所にて漏さず讐六人を打取りたりとぞ御布告書寫
自今平民乘馬被差許候事。（新聞雜誌第一號　明治四年辛未）

平民に乘馬許可（明治四年四月七日）

御布告書寫

自今平民乘馬被差許候事（太政官日誌第二號 明治四年四月所載）

【註】維新後大年表に依れば四月十八日とあり、編者の調べに依れば四月十七日なり。何れが眞なるや詳かならず。

百姓兄弟の仇討（明治四年四月二十七日）

（膽澤縣書翰寫）

陸中國磐井郡東山中川村百姓幸治幸七兄弟復讐之儀に付伺書

去る巳年五月中當縣管内陸中國磐井郡東山中川村百姓幸治幸七兄弟父の仇たる彌太夫を討取候に付別紙寫之通伺出候處より掛合御座候實に固陋僻遠之地に生れ卑賤之身を以復讐之始末奇特之至殊に他之衆縣に於る一般の龜鑑にも可相成候故相當之賞典に擧け申度敢乞御指揮候也。

庚午八月　　膽澤縣

辨官

御中

御附紙

申立之儀は難被及、御沙汰候得共多年流離可及破産且老母も有之者に候得ば産業に基き候樣其縣に於て精々世話可致遣候事。

別紙

陸中國盤井郡東山中川村百姓
幸治
巳二十五歳
同　同幸治弟
幸七
己二十二歳

私共之父長太夫持高御田地之場所に本家同村百姓彌太夫儀共身御田地の作場道を勝手次第に拵人馬共通行仕候故自然亡父御田地相倒れ候方より段々親より申斷候由に候得共一圓聞入不申本家とは乍申餘り成事と兼々相咄居候を私共承り居候處九ケ年以前四月廿四日幸治儀畑え稼に相出居候刻父長太夫儀も農事に相出居右作物路に於て彌太夫に打擲被及候由承り取急ぎ駈着見候處水田の內にうつ臥に相成息絶落命仕居彌太夫は何方えか逃去幸七儀は幼少の折に而其場えは駈着兼候得共右の次第委曲に承知仕諸口共殘念至極朦昧罷在內彌太夫御捕押罷成候に付御上樣の御取調を奉待候外無御座事と奉存居候處追て同人御役場より逃去無行衛罷成候由承知殘念身に徹し此上は何方迄も行衛穿鑿取押度內々母へも爲申聞候上翌春私共兄弟家出仕八ケ年の間辛苦患難御近國迄立越尋廻り或は商人の體になり又は御屋敷方え仲間御奉公仕劍道御指南被成候御方え罷出候節は折々稽古も仕り候故少しは相覺罷在候處彌太夫儀南部御領に潜居候風唱承候に付兄弟同所を志し參り候途中當三月廿八日江刺郡首村に於て同人に不圖出逢多年の本望相遂候時節到來仕候事と心中取急ぎ近付九ケ年以前中川村長太夫を殺害し候彌太夫と見請候我々は長太夫伜幸治幸七なり父の敵難遁尋常に勝負可致と名乘掛處同人相答候には成程其方共の父を殺候彌太夫に無相違乍去此所に勝負は不本意に有之迚もの事に先年長太夫を殺害し候場所にて勝負を決し度由申に付然らば一同參るべしと彌太夫の最後に立夜通し翌廿九日右場所へ着仕候儀に御座候其節同人申聞尤之儀と存じ幸治所持の脇差を貸與へ候得ば短く手に不足由にて其邊に有合候四尺計りの稻杭樣のものを携立揚り候處へ幸七長脇差を拔台戰被打込候杭の手元を潜り彌太夫膝車え一太刀切付少しよろめき候處を返す大刀にて肩先に切込不透幸治儀指添を拔突入彌太夫の首を打落し直樣首を風呂敷に包み亡父墓所へ持

參相手向け候上又々死骸の場所へ持戻り夫より宿元養兄辰五郎方迄申出候得者其内御役人樣方御出張御檢使被成下候儀に御座候仇を尋度一途以數年家出御近國へ立越所々立廻り彌太夫に見當り候ては憤怒に難堪御届も不申上直に討果候次第重々恐入奉存候　以上　（太政官日誌第廿四號明治四年四月）

過度期の風俗（明治四年五月）

○近日里俗の歌に半髮頭をたゝいてみれば因循姑息の音がする惣髮頭をたゝいてみれば王政復古の音がするじやんぎり頭をたゝいてみれば文明開化の音がすると因て當時邦人の頭のかたちを數ふるに總て八つあり半髮（小髷あるもの・小髷をつるもの）惣髮（まげを結ふもの・まげを結はず後に下げたるもの）じやんぎり（いがくりにて髮短きもの・なでつけにて髮長きもの）冠下、坊主、又衣服の數、裝束、假衣、直垂（ヒタヽレ）、鎧直垂、白丁、上下、軍服、非常服、西洋服、羽織袴、平服、被布、雨羽織、醫者の十得、袈裟衣、腹カケ股引、トンビ、フランケットを着る者、又はきものゝ數、木履、下駄、雪駄、草履、麻裏、草鞋、沓、西洋沓、藁沓、石等の外にもよく考索せばまた數種あるべし。（新聞雜誌第二號明治四年辛未）

○

東京市中諸職人の中當時尤盛なるは軍服洋服の仕立屋なり尤衰へたるは髷籠屋なり。（新聞雜誌第一號明治四年辛未）

○

東京七八年前は極めて下產の者たりとも其子の二十歲頃までは安逸遊冶に育てしが當節は中產の者にても十歲以上になれば各々相應の心勞力役をなさしむるに至れるを以て游食の徒の漸減するを見るべし。（新聞雜誌第六號明治四年辛未）

○

大阪より來りし人の話に此頃西京にて坊間往來の人を見るに新に圓顱になりたる者夥し右は阪府斬髮の布令を聞き市民一同奮起し發令を侍ず我勝にと總髮を截斷し之が爲め大阪神戶の洋品店に在し帽子一時に賣盡したりと全體京人は速かに善に遷るの美質ありと又東京にても從前小女の眉を剃し弊を改め此頃間々眉を立し者ありし由文明風化の駸々波及するも亦喜こぶべきに堪たり。（明治壬申十一月新聞雜誌第六十七號）

今山吹（明治四年五月）

東京本郷區或商賈の女子散髪にて風流の小袖を著し小太刀を帶び自ら今山吹と稱し市中を遊行せる由いかなる趣意にや又一奇女と云べし。（新聞雜誌第十三號明治四年辛未）

黴毒病院の設立（明治四年五月二十五日）

【註】（小菅縣とは今の東京府下で重罪犯を收容する小菅刑務所のあるところである。）

今般小菅縣管内千住小塚原に於て黴毒院を設けたり。其告諭書の略に云、從前逆旅の餪女と唱ふ者其名は年期奉公に出て其實は人を販鬻する者にて政の容さゞる所可ㇾ廢の一也男女の交接は人倫の大節にして之を猥りにするは風の正しからざる所可ㇾ廢の二也賣婦交接の間一人の黴氣衆人に傳染し康健を傷ひ性命を損す害の甚しき者可廢の三也然れども因襲の久しき斷然之を廢んも亦妨あり是を以て更に黴毒疫除の方法を設け先づ害の甚き者を防んとす云々。又賣女に告諭の略に云諺に虱虫と負債は隱すに隨つて殖ると然れ共此の二の者は猶終身之を秘し得べし。獨り黴毒の害たる愈秘して愈顯れ眉を損し鼻を墜落し盲となり聾となり四肢不遂骨節疼痛終に死亡に至る。幾許ぞや其初め速に之を治せば奚ぞ害此に至らん只其初醫に示すを恥て之を秘す。毒漸く熾にして遂に秘すべからず妻子兄弟親屬他人皆之を知るに至ては毒遂に解せず身遂に斃る。嗚呼何ぞ初め一人の醫に示すのみ恥有て他日衆人に示すの恥なきや。加ㇾ之一身毒に感じ之を妻妾に傳へ之を子孫に傳ふ。何ぞ妻子に憐みなきや夫黴毒の蔓延する基本遊里より甚きはなし汝等賣色の身といへども亦終身遊里に沈沒するものに非ず宜く身を愛し生を全ふし以て豫め前途の計をなすべし。夫能思へ已に一身を汚界に下し人倫の大節を毀る猶忍ふべからざる者也況や一身の毒をして百千の人に分與し百千の人をして死生危難の域に陷らしむ其意に於て快きか若此に意あらば速に廳意を奉承し一旦の恥を忍て終身の患を免るべし只一身の患を免るゝのみならず百千の人をして同く患を免れしむ亦不ㇾ善や云々。黴毒院九月朔日より開院にて檢査場の費用は旅籠屋より之を出す。若し出費の滯る者は止業せしむ、又檢査場の庶務は旅籠屋主人順番にて之を司る

又表入口番及び細小の事件は俗に仲殿と稱する男一人宛順番之を任せしむ。又檢査の婦人出入進退等は俗に二階廻しと稱する女一人順番にて之を勤めしむ。檢査定日當分隔日たり。但し總人數を準し六日に一周せしむ。又療養中客に接することあるときは其主より罰金五兩を出さしむ。其他諸規則精密此に載せ難し之を略す。（新聞雜誌第十五號明治四年辛未）

死體漂流の珍談（明治四年五月二十九日）

【註】現在一人の死體を發見しても判檢事や警察など大騒ぎを起して檢視の濟むまで死體に近づくこと罷りならぬと云つた嚴重さに比較して、河流を清潔にすると云ふ言葉が當時の呑氣さを代表して面白い。

從來人民輻輳の地にては河流に死屍の漂ふ事夥しけれど之を埋藏する者もなくて其儘看過するを風とせしが此節浪華にては新に御布令ありて右漂骸を見出し訴る者には錢十貫文之を訴へて埋藏する者には同三十貫文の褒賞を賜る由風俗を淳良にし河流を清潔にするの政意深く贊美すべき者と云ふべし。

（新聞雜誌第十九號明治四年辛未）

洋服屋の開店（明治四年五月二十八日）

【註】今頃、洋服屋の開店廣告など鼻につけど當時にありては正しく珍であつた。

西洋衣服類品々

奇なり妙なり世間の洋服頭に「普魯士」の帽子を冠り足に「佛蘭西」の沓をはき筒袖に「英吉利」海軍の裝股引は「亞米利加」陸軍の禮服婦人の襦袢は肩に縱て窄く大僕の合羽は脛を過ぎて長し恰も日本人の家に西洋諸國はぎ分けの鍍金せるが如し。こは御客樣方の罪にあらず。事物を知らざる唐物の古着屋かさなくば袋物師の變化たる洋服仕立屋の所爲ならん。此度私店に於ては西洋の仕立師を召抱羅紗フランネル其外反物精製最上いまだ日本人の目に觸ざる程の名品を本國より取寄御注文次第御銘々樣の御身丈に合せ一分一厘の大小なく仕立致し沓の外は一切手袋手拭に至る迄時々の流行に從ひ正眞の洋服取揃極て下直に奉二差上一候間多少に不レ拘御用被二仰付一被二下置一候樣伏而奉レ希候

横濱五十二番

ロースマンド

東京表茅場町
　　柳屋店
（新聞雜誌第十八號　明治四年辛未）

種痘醫の設置（明治四年五月二十九日）

痘は人間一世の難症にして父母たる者之が豫防すべきは勿論自今小兒生れて七十五日の後は必ず左の姓名の醫官へ銘々相對にて種痘を頼み天然痘に罹らざる様可レ致旨御布令ありたり。醫官は左の十一名なり。

大野　松齋　下谷金杉村
中川　良二　日本橋木葺屋町
奥山　玄仲　芝赤羽根町
吉田　親安　東校構内
中野　良範　同
赤城　良閑　青山宮方門前
吉田　文輔　下谷中徒町
竹井　隆玄　赤坂一木
桂川　甫眞　淺草新堀端
村田　甫忠　芝二葉町
村井　養儒　美倉橋

（新聞雜誌第十九號　明治四年辛未）

富士川・天龍川の渡舟賃金表（明治四年七月二日）

御布告書寫

東海道、駿州富士川、遠州天龍川、渡船賃錢當分別紙之通相定候條此旨相心得事。

○

富士、天龍、兩川渡船賃錢當分左之通相定候條、定價錢の外酒代等乞請候儀無之様諸事地方に於て取締可致事。

一、船賃の儀は當七月十五日より賃錢表の通り相定候事。

一、並々の出船は曉六ツ時より夕六ツ時迄に可限事。但急用の者は刻限に不拘出船可致尤夕六ツ時より、曉六ツ時迄は都て定賃錢へ五割増の事。

一、增水の節止明の儀は從前の通り候事。

右之通相定候事。

辛未六月　　民部省

富士川船賃

一、錢百五拾六文　人一人
一、錢四百七十貳文　乘馬一匹に附共
一、錢六百三十貳文　長棒駕籠一挺
一、錢四百七十貳文　引戸駕籠一挺

一、錢三百五十四文　垂山駕籠一挺
一、錢二百三十六文　兩掛分持共一荷
一、錢七百八十八文　大長持一棹
一、錢五百五十貳文　長持二棹

天龍川船賃

一、錢百七十貳文　人一人
一、錢七百文　乘馬一疋口附共
一、錢八百七十貳文　長棒駕籠一挺
一、錢七百文　引戸駕籠一挺
一、錢四百七十八文　垂山駕籠一挺
一、錢百七十貳文　兩掛分持共一荷
一、錢七百文　大長持一棹
一、錢四百三十六文　長持一棹

右之通相定候事

辛未六月　驛遞司

（明治四年七月發行太政官日誌第四十二號）

橫田・酒匂兩川渡舟賃金（明治四年九月二十三日）

別紙

橫田川渡船幷板橋當十月朔日より改正被仰出候條諸規則之儀者東海道川石之通り相心得於地方官諸事項取締可致事。

辛未九月　大藏省

橫田川船賃

一、錢七拾貳文　人一人
一、錢三百文　長棒駕籠一挺
一、錢二百二十四文　引戸駕籠一挺
一、錢百四十八文　垂山駕籠一挺
一、錢三百七十二文　大長持一棹
一、錢二百二十四文　長持一棹
一、錢百十二文　兩掛分持共一荷
一、錢二百二十四文　乘馬一匹口附共

同川橋錢

一、錢二十四文　人一人

一、錢百文　長棒駕籠一挺
一、錢七十二文　引戸駕籠一挺
一、錢四十八文　垂山駕籠一挺
一、錢百二十四文　大長持一棹
一、錢七十二文　長持一棹
一、錢三十六文　兩掛分持共一荷
一、錢七十二文　乘馬一疋口附共

辛未九月　驛遞寮

（明治四年九月發行　太政官日誌第七十號）

東海道相州酒匂川通路の儀當分別紙の通被相定候條此旨可相心得事

別紙

酒匂川渡船儀并假橋當分左の通相定候條定賃銀の外酒代等乞請候儀無之樣諸事地方官に於て取締致事

一、船賃并橋錢當十月朔日より賃銀表の通相定候事
一、行幸行路共餘非常出兵等之節は別段の御處置可有之事
一、年々三月より九月迄渡船十月より二月迄假橋の積り尤水の深淺に隨ひ渡船假橋兩樣の内を以通路可致事
一、並々の渡船は曉六ツ時より夕六ツ時迄に可限事
　但急用の者は刻限に不拘出船可致尤夕六ツより曉六ツ時迄は都て定賃銀の五割増の事
一、増水の節通路止明の儀は追て規則可相立事
一、橋錢の儀は晝夜の區別無之事

右之通相定候事

辛未九月　大藏省

酒匂川船賃

一、錢七十二文　人一人
一、錢三百文　長棒駕籠一挺
一、錢二百二十四文　引戸駕籠一挺
一、錢百四十八文　垂山駕籠一挺
一、錢三百七十二文　大長持一棹
一、錢二百二十四文　長持一棹
一、錢百十二文　兩掛一荷分持共
一、錢貳百二十四文　乘馬一疋口附共

同川橋錢

一、錢六十四文　人一人

一、錢二百六十四文　長棒駕籠一挺
一、錢二百文　引戸駕籠一挺
一、錢三百三十二文　垂山駕籠一挺
一、錢三百三十二文　大長持一棹
一、錢二百文　長持一棹
一、錢百文　兩掛分持共一荷
一、錢二百文　乘馬一匹口附共

右之通相定候事

辛未九月　驛遞寮

（明治四年六月發行　太政官日誌第七十號）

渡舟帶刀無賃嚴禁（明治四年九月二十七日）

府下諸渡場是迄帶刀之者無賃にて乘船候處、自今相當之賃錢可相渡事

（明治四年九月發行　太政官日誌第七十二號）

死體解剖の布告（明治四年十月十日）

死刑遺骸下附ヲ請フ者ナケレハ解剖場ニ交付ス

司法省伺　四年十月十日

絞斬梟示等ノ刑ヲ加ヘ候遺屍親族ノ内請受度望ノ者ノ有之候ハヽ下附被差許候ニ就テハ願出候輩ハ行刑ノ當日東京府囚獄掛ヘ可申出若シ當日願無之分ハ東校解剖場ヘ引渡候間同所ヘ可申出モノナリ

【註】五年十一月布告第三百七十八號監獄則ニ依テ消滅ス治罪門監獄ニ類ス參看スヘシ

盲人官職失權（明治四年十一月三日）

御布告書寫

盲人之官職自今被廢候事

但し從前檢校勾當座頭外下配當金取集めは勿論各持場を區分し針治按摩業他之營業を妨け候儀今後急度被差停候條是迄來住居留之盲人銘々家業勝手に相營せ復籍入籍等共者之望みに任せ各地方官に於て寛裕に可取扱候事

（明治四年十一月發行　太政官日誌第八十七號）

三井組の金券發行（明治四年十一月二十三日）

御布告書寫

大阪造幣寮に於て既に新貨の鑄造盛大に御施行有之候得共夥多の古金銀一時に改鑄國内一般新貨遍く發行相成候處貳分判を厭忌し候より自然上下の不融通を醸し候に付、今般爲替座三井組へ申付政府在來の古金銀を引當として凡高三百萬圓の正金引換十圓五圓一圓三種の證券を製造し來る十五日より發行致し海關税を除くの外租税其他の上納物日用公私の取引に至る迄總て正金同樣に通用せしめ候尤右證券の儀は新貨鑄造の高に應し引揚くべき筈に候得共若差當り正金引換方望出候ものは何時にても三井組に於て在來の貳分判を以引換遣し候條諸民一毫の疑念なく從前金札同樣互に通用致すべき此段相達候事

（明治四年十一月發行　太政官日誌第百二號）

武家地にも地租徴收（明治四年十二月二十七日）

東京府下從來武家地町地の稱有之候處自今相廢し一般地券發行地租上納被仰付候條此旨可相心得事

（明治四年十二月發行　太政官日誌第百十六號）

裸體の禁止（明治四年十一月二十九日）

東京布達　四年十一月二十九日區々正副戸長

府下賤民共衣類不著裸體ニテ稼方致シ或ハ湯屋へ出入候者モ間々有之右ハ一般ノ風習ニテ御國人ハ左程相輕シメ不申候得共外國ニ於テハ甚タ之ヲ鄙ミ候ヨリ銘々大ナル恥辱ト相心得我カ肌ヲ顯シ候事ハ一切無之由然ルニ外國ノ御交際追々盛ニ相成リ府下ノ儀ハ別而外國人ノ往來モ繁ク候處右樣見苦敷風習此儘差置候テハ御國體ニモ相拘リ候ニ付自今賤民タリトモ決シテ裸體不相成候條稼方ニ付衣類ヲ著シ不便ノ者ハ半纒又ハ股引腹掛ノ内相用ヒ全身ヲ不顯樣屹度相愼ミ可申萬一相背候者有之ニ於テハ取締組ニテ差押へ可申筈ニ候條此旨兼テ相心得候樣小前末々無洩樣申諭者也

【註】　五年十一月八日東京府達違式詿違條例ニ依テ消滅ス同條例第二十二條ヲ參照スベシ

吉原妓樓の歐化（明治四年十二月）

吉原町妓樓追々歐羅巴製造ニナラヒ五層三層ニナスヨシ又仲ノ町兩側八尺ツヽ横小路四尺ツヽ廣ゲ茶屋ハ總テ瓦葺辻々ノ分塗家造ニ爲シ此節普請中ノ由開花ノ春ニ到ラバ盛大天下ニ冠タランカ

（日要新聞第一號　明治辛未十二月）

補元丹の廣告（明治四年十二月）

引　札

一、補元丹

右ハ氣血ヲ順補シ腎精ヲ健實ニス幼年ヨリ毎年一劑ヲ服用スルトキハ壯年ニ至テ淫慾ノ情猥ニ動カザルニヨリ遊妓ニ近クコトヲ欲セズ故ニ彼下疳瘡毒ノ患天性ノ體ヲ損シ不具ノ身トナルヲモ遁ルヽノミナラズ妻ヲ娶ル時分腎氣大ニ盛ニシテ子ヲ生コト極テ速クマコトニ子孫長久ノ良藥ナレハ今度私店ニオヰテ賣弘仕候間御求可被下候

東京本町二丁目江戸ノ水店　式亭正舗

（日要新聞第一號　明治辛未十二月）

菊五郎のモダン振り（明治四年十二月）

俳優尾上菊五郎ハ活氣ノ性ナリシガ此頃洋學ヲ修行シ洋服ヲ着シ長履ヲ穿チ樂屋入ヲナシ歸宅ノヽチハ椅子ニヨッテ勉勁最中ノ由賤嬉スラカヽル行狀ナルヲ世間ノ壯士安閒トシテ過スコト耻ベキノ甚シキニアラズヤ

（日要新聞第一號　明治辛未十二月）

妓樓の歐化を皮肉る（明治五年正月）

東京吉原町ノ妓樓二層ヨリ四五層ニ登ル其梯七八十段造作最モ美麗ニシテ實ニ大都ノ壯觀タラント云ヘハ客答テ猶マサレル者アリト知ラズ何處ニカ在トトヘバ其處ニ集ル遊女コソ極メテ苦界（九階）ナラメト云々

（日要新聞第三號　明治壬申正月）

肉筆新聞 （明治五年）

今日の東京毎日新聞、その頃の横濱毎日新聞は明治三年十二月の創立で、今日迄繼續せる日刊新聞としては最も古い歴史を有する新聞であるが、創刊當時は活字類も少なく、活版は木字版と鉛版とゴツチヤにして字形の如きも今の三號活字位の大活字を用ひてゐた。扨て同紙は當時四頁の大新聞であつたが探訪者や通信者も思ふやうに集められず大抵記事は四頁内におさまつて了ふので五七段を白紙の儘で配達してゐた。ところが或る時横濱辨天の大祭があり、群集は山車を擁して社前に練り來つた爲め、編輯員は此れを目撃して面白いと云ふので記事を書くには書いたが植字が間に合はず止むを得ず社中總係りで數十枚に是を筆寫して早速市中へこれを配達した所、市民は皆その報道の機敏にして迅速なるに一驚を呈したと云ふことである。（北明醫筆——原稿の儘）

獄死が娑婆で再生 （明治五年正月）

湯島天神下同朋町金次郎惡事アリテ准流十年ノ刑ニ所セラレ獄中ニ錯レシニ正月廿八日早朝病死セリ依テ死骸ヲ親族ニ渡サレントノコトナリ然ルニ第二字頃忽然トシテ蘇生セシ由ナリ是天其刑ヲ全セシムルナランカ

（日要新聞第八號　明治壬申正月）

支那服の半玉 （明治五年一月）

希有ノ物ズキヲ爲スモノモ有モノニテ坂本町ノ植木店ナル絃妓小ミサナル者ノ妹セイラント名ノル少女アリ歳十四許ナルガ支那風ニ剃頭シテ洋服ヲ着用シ月琴ヲ携ヘテ客ニ招カレ酒席ニモテハヤサル丶ヨシナリ或人ノ句

人マネニ藝者モサルノ歳始

（日要新聞第三號　明治壬申正月）

流行ランプの使用注意 （明治五年一月）

近來ランプ流行シテ毎戸ニ點燈シ人々愛玩ブ然レドモ其用法ヲ知ラザレバ甚ダ危キモノナリ油ヲ一パイニ入レ置カザルトキハ油滓下ニタマルユヘ火氣透徹テ火ヲ發ス又心ノユルキトキハ自ラ低下ニヨリ火氣石炭油ニ轉傳ルトキハ油胴破裂

シテ一室中忽チ火燄ヲ散スニ至レリ然ルニ周章テ水ヲ灑テ消サントスレハ其水モ亦火燄ヲ發シテ流ル、處悉ク燒爛然ルトキハ早ク布團ヤウノ物ヲ被セテ鎭靜スベシト或人云ヘリ如此コトハ平常ニヨク注意スベキモノナリ

（日要新聞第五號　明治壬申正月）

英人の戯れ（明治五年二月）

第一大區小八ノ區銀座三丁目ニ田丸屋總吉ト呼プ藝妓アリ其宛ヘ二月十九日ノ夕四字過ヒヤポヲ冠リ窄袖ヲ着シ靴ヲ穿タル一大漢突然入來リ二階ニ登ルヲ見レハ英人ダラスト云者ナリ酒席ニ於テ一二會セシコトアレハ相迎テ口義ヲ述ントス然ルニダラスノ云フ婀娜貴孃ニ戀慕ノ情止ガタシ希クハ衆日ノ本懐ヲ遂シメヨト乞フ意外ノ事ナレハ恐愕セシガ夫アル身ナレバ決メ隨ヒ難シト云フ彼大ニ怒ヲ發シ汝夫アラハ短砲ヲ以討シ我意ニ背勿レト云サマ手込ニモセン勢ナレバ總吉聲ヲヤ立タリケン近隣ニ住居ヘル總吉ノ母駈出シテ屯所ニ注進ス即チ邏卒出張シテゼラスガ來意ヲ尋問ヌルニ答フル處分明ナラズ潛々トシテ歸リシハ見苦シカリケル次第ナリ

（日要新聞第十三號　明治壬申二月）

淫奔劇の嚴禁（明治五年二月二十二日）

猿ワカ町三座大夫元及ビ作者三名ヲ府廳ヘオン呼出シニ相成コノゴロ貴人及ビ外國人ト追々見物ニ相成候ニ付テヘ淫ボンノ媒トナリ親子相對シテ見ルニ忍ビザルトノ事ヲ禁シ全ク教ヘノ一端トモ成ルベキスヂヲ取仕クミ可申ヤウオン諭シアリタル由

評者曰

凡眼ニ入ルモノハ心ノ奮パツスル處ニテ喜怒哀樂ノ情モ心眼ニイルヨリ生ズレバ演戲ノ如キ眼ヲ悅シメ心ヲ樂シムノ具ト雖モ其意教ヲ主旨トシ遊讌ノ事ハ、ワラフベキシヤラクノ事ニ止マリテ可ナルベキ也、シカルヲ往々淫靡ノ甚キヲ演ズモシ父子同觀セバ袖ヲ以テ顏ヲ掩フヨリ外ナシ、又外國人ヨリ見レバ、コレヲ以テ風俗國風ヲナシ人心一體ノ好ムトコロナラント卑メラル、モ免レ難シ、誠ニ識者ノナゲク處ナリシニ、今此御諭旨アリシハ戲場ノ野習ヲ變シテ文明ニ進シムルトモ云ベシ

（明治五年二月二十二日發行　東京日日新聞第二號）

藥鑵千兩（明治五年二月二十六日）

大阪ニテ或ル外國人市中遊ホノ節アル古道具見世ニ立チ一ツノ藥鑵ヲ求メントテ其價ヲ問シニ八百ナリト答フヨッテ外國人後刻使ヲ送ラント其マヽ立去リシガ果シテ後刻一人ノ使キタリテ約束ノ藥鑵ヲ請取ラント金札八百兩ヲ渡シテ去レリ亭主大ニオドロキイカニ外國人ナリトテゼニ八百ト金八百兩トノ相違モアルマシクトシキリニ思案セシガ仕ショヲモ聞カザレバイカントモセンナシ其ウチ外國人ヨリサタアラント一日二日ヲ經テモ何ノサタモナシシカレドモ餘リノ大金故後難モハカリガタシトテ其スヂヘ訴ヘント思ヘルヲリ其筋ヨリ當人マカリイテクベクトノサタユヱイヨイヨオドロキ直サママカリ出タルニ一兩日前一ツノヤカンヲ賣渡シタル始末ヲ訊ネラレケレバアリノマヽヲ申立シニメキニ付唯今外國人ヨリ其ハウ見世ニテモトメタル藥鑵能ク改メ見シニ八百兩ニテハ案外下直ユヱ今二百兩増アタヱンコトヲタノミ越タリ由ツテ證ショヲ差出シ受取ルベキ旨モウシ付ラレオドロキナガラ金受取立歸リテ能々聞クニクダンノ藥鑵ハ金ムクニテイクバクノ目方アルヨシナリ大阪ノ如キ商賈盛ンノ地トイヘドモ此ノ如キ渡セイニ迂遠ナル者アリモシ不眼ノ者人手ニ渡ラバヤカンノ行末イカヾアラン商人ハ能ク其業ニ注意スベキコトナリ

右ハ大サカヨリキタリシ人ノ話ヲ記載ス。

（明治五年二月二十六日發行　東京日日新聞第六號）

おせんの表彰（明治五年二月三十日）

長野縣ヨリ節婦せん追賞ノ儀願書寫

當縣管轄信濃國更級郡今井村

無高

百姓　宇兵衛妻

せ　ん

未三十年

右宇兵衛家貧シク立錐ノ地ナク傭作ヲ以テ營ト爲シ去庚午年以來瘋癲ノ病ニ罹リ口言フ能ハス耳聽ク能ハス病床ニ在ルコト久シ妻せん常ニ藥餌ノ養ヲ盡シ曾テ厭フ色アルコトナシ于時東京麻布谷町妙像寺慶巳弟子慶山ト云フ旅僧今井村ヲ經過スせん夫ノ疾病ヲ告ケ平癒ノ祈禱ヲナサンコトヲ

諂フ僧肯シテ寓スルコト數日適戀慕ノ念ヲ發シ一夜せんノ寢所ニ忍ヒ百方彼ヲ挑ムト雖モ從ハス然ルニ僧邪念抑ヘカタキヨリ翌夜迫ルニ白刄ヲ以テスせん自若トシテ動カス却テ奸僧ノ擧動ヲ戒ム慶山怨焔燃カ如ク終ニせんヲ殺害シ將ニ去ントスルノ時他ヲ聽ニ引キ鞠問シ其情狀ヲ得タリ夫レ貞操ハ婦人ノ常道ト雖トモ卑賤ノ身貧窶ノ極ニ在テ厚ク夫ニカヲ盡シ世ノ龜鑑ニモ可成ノ處空シク奸僧ノ逆刄ニ死ス實ニ憫然ノ至ニ御座候仍テハ至當ノ追賞有之樣仕度此段奉懇願候　以上

壬申二月廿日　長野縣

大藏省御中

御附紙

書面節婦せん儀客僧慶山ノ强姦ヲ拒ミ終ニ逢斬害候始末其志節奇特ノ事ニ候依之埋葬手當及歿後救助トシテ金七十五兩下シ賜リ候條第二常備金ノ內ヨリ可相渡候事

但本文事跡ノ顚末詳悉記載シテ管下ニ旌表可致事

（太政官日誌明治五年　第十八號）

廓內へ車馬駕籠止（明治五年三月三日）
座席へ脇差携帶止

吉原廓內は從前馬駕籠の乘打を許さゞりしも其規則既に失し頃日車馬奔走して道路の往返を煩はせしが昨二日よりたのごとく横板に漢字洋字兩樣を認め大門前へ揭示ありたる寫し

廓　內　掟

一、門內へ馬車人力車荷車駕籠とも無用之事

一、遊興之節者主人主人ゟ刀脇差相預ケ決て其席へ携候儀無用之事

右之通取極候事

壬申三月

洋字ヲ略す。

（明治五年三月三日發行　東京日々新聞第十三號）

差入物の許可（明治五年二月）

禁獄中親族ノ者ヨリ贈物スルコト前々ヨリ御許アリ然レトモ奢侈ノ食品ナトヲ持參シ差戾シ相成モ少カラズ今度其物品

ヲ定ラレタリ是等ハ町用ニ關スル人必ズ心得置ベキコトナリ
一百合、蓮根、長芋、隱元豆、燒豆腐、茄子、蒟蒻、油揚、薩摩芋、胡蘿蔔、藤豆、唐茄子、冬瓜、蘿蔔、麩、鰶、鰺、鯔、鮪、鰯、右品煮付八寸重二入一重、一澤庵漬廿本、梅干一升、半紙五帖、手拭二下帶二、衣類春秋袷一枚、同夏單物一枚、同春秋冬襦袢綿入一枚宛、四季共蒲團一枚、食物一ケ月五度宛衣類木綿ノ外相ナラズ云々

（日要新聞第九號　明治壬申二月）

女人禁制の解禁（明治五年二月）

神社佛閣ノ地ニテ女人結界コレ有シ處自今廢止セラレ登山參詣勝手タルベキノ旨御布告アリタリ

（日要新聞第十八號　明治壬申三月）

淺草觀音の山門を貸す（明治五年三月）

淺草御藏前邊ニ往ル商人伊勢屋彌太郎ナル者社中ヲ結ヒ金龍山淺草寺ノ境內ナル山門ヲ三ケ年ノ間金千兩ニテ借受同所參詣ノ衆ニ登ル事ヲ許シ閣上ニ遠眼鏡ヲ掛煎茶ヲ鬻ギ恣ニ遊觀セシメ就テ一人前錢十五文ヲ歛メ右集金税利ヲ以テ窮民ノ救助ヲ目論見ヲルヨシ

（日要新聞第十八號　明治壬申三月）

男女混浴・猥褻物・張形・文身の禁止（明治五年三月二十八日）

裸體袒裼シテ往來シ及ヒ男女混浴其他猥褻ノ圖畫器物ノ賣買幷身體ニ刺繡ヲナスヲ禁ス

東京府達　五年三月二十八日第二十七號

（本文ハ警察門行政警察ニ見ユ）

一、裸體又ハ袒裼ニテ往來致シ候儀ハ勿論見世先其外總テ往還見通シ之席ハ同樣不相成候事
一、男女入込洗湯不相成候事
但湯屋二階幷入口等ハ葭簀暖簾之類下ケ置往還ヨリ見通シ不相成候樣可致事
一、春畫ハ勿論都テ猥ケ間敷錦繪之類賣買候儀不相成候事
一、俗ニエンギト唱ヘ陰莖之形ヲ模造シ賣買候儀ハ勿論假令小兒ノ翫物タリトモ右樣之品取扱候儀不相成候事

一、俗ニホリモノト唱ヘ身體ヘ刺繍イタシ候儀不相成候事

右五箇條之儀ハ兼テ嚴重相達候趣モ有之候處近來兎角等閑ニ相心得往々布告之趣意ニ悖リ候族モ有之候哉ニ相聞以之外之事ニ候右ハ何レモ風俗ヲ紊シ候而已ナラス如斯弊風有之候テハ第一御體裁ニモ關係致シ實ニ不相濟事ニ候間自今取締組ニ於テ嚴密ニ相糺萬一心得違之者有之ニ於テハ無用捨相當ノ處置可致候條末々ニ至ル迄屹度相心得候樣可致事

右之趣區々無洩可觸知者也

【註】　五年十一月八日東京府違式註違條例ヲ參照スベシ

○

裸體又ハ袒裼ニテ往來イタシ候儀ハ勿論見セサキ其外スベテ往還見通シノ席ハ同樣不相成事一男女入込ノ洗湯ハ不相成事一春畫ハ勿論スベテ猥ガマシキ錦繪ノ類ヒ賣買ノ儀不相成事一俗ニエンギト唱ヘ陰莖ノ形ヲ模造候テ賣買ノ儀ハ勿論假令小兒ノ玩物タリトモ右樣ノ品取扱候儀ハ不相成事一俗ニホリモノト唱ヘ身體ヘ刺繍イタシ候儀ハ不相成事右件々ハ風俗ヲ紊シ御體裁ニ關係イタシ候間取締組ニ於テ嚴密ニ相糾シ申ベキ旨東京府ヨリ嚴令アリタリ實ニ此等ハ一人ノ耻ノミナラズ、皇國ノ美風ヲ以野蠻ノ俗ナドト洋人ニ貶シメ云ハレンハ即チ、御國ノ耻ナレバ遠國田舍ノ人モ宜シクココニ注意シテ官令ヲ相待ズ躬ラ勉メテ惡キ弊ヒハ除クベキコトニコソ

（日要新聞第十九號　明治壬申四月）

モガは五十五年前の事 （四月明治五年）

明治初期の日本文化は一にも開化二にも開化で、歐米文化の吸收に必死となつた時代だから、男子の頭髮にしろ吾れも吾れもと新しがり屋は散斬りにしたので、此の風習が女子にも傳染して明治五年頃の女子の新しがり屋、今日の言葉で云ふモダン・ガールは斷髮して日本傳來の蓄髮を輕蔑しだしたため、此の風潮に驚いた政府は遂に斷髮禁止令を布き、極力これが防止につとめたので、そこには又色んな珍談も生じた。即ち父死亡の際、母の髮を斷つて喪に附く日本傳來の風習に矛盾を生ずるなどの例で珍談が各所に續出したものである。今頃、斷髮の女子をモダンガールなどと云つて大騷ぎを演じてゐる現代の識者諸君。果して此時代の流行を知れりや否や？

又、此頃の所謂斷髪して自らモダン振つてる女子諸君よ。斷髪のモダン時代は今から五十五年前の日本であるぞよ。扨て左の記事こそ當時の眞實を物語るものである。

女子の散髪大流行

或人曰半髪ハ中古ノ風習ニテ清人ヲ除ノ他各國人ニ嘗テ無キ卑賤ノ風姿ナレバ先年來貴賤トナク或ハ兀天頭ノ如キモ漸々髪ヲ蓄ヘ今日ニ逮ンデハ士ハ素ヨリ平民ニ至リ十ニ三四ハ散髪セリ是虚飾ヲ省キ簡易ニ就クノ理ナレバ數年ヲ待タズ我男子タル人ハ悉ク散髪トナルベシ然レトモ一ノ甚キハ頃日叨リニ婦女子ノ散髪セルアリ世間無益ノ贅澤コソ惡ケレ人情皆髪ノ長キヲ貴プ又外國ニ於テモ婦女ハ衣髪トモニ自ラ飾レルノ制度アツテ既ニ諸人ノ親目スル處ノ如シ彼ノ邦人モ我婦女子ノザンギリヲ視テハ大ニ嘲ヘル由ナリ尤多クハ煎茶店等ノ給仕女ニテ嘗ニ奇ヲ好ムノミナラズ書生兵員儕ノ寵戀ヲ計ルカ或ハ自負ノ强キ不從教輩ノ所爲ナレバ實ニ笑止ノ甚キナリ速ク異風ヲ改メ人ニ相應ノ容ヲ爲テ一婦モカヽル至愚ナキヤウ有タシ是十手ノ指ス所ニシテコレラノ多キハ官ニモ御歎息ノ由ト云々

（日要新聞第八號　明治壬申二月）

女子斷髪禁止

散髪ノ儀ハ勝手次第タルベキ旨先般御布告ニ相成右ハ專ラ男子ニ限リ候處近來婦女子ノ中ニモザンギリ相成候者往々相見畢竟御趣意ヲ取違ヒ候儀ニ可有之抑婦人女子ノ衣髪ハ素ヨリ男子トハ區別ノ御制度ニ候條婦女子ノ儀ハ從前ノ通相心得御趣意ヲ取違不申樣可致ノ旨府下札場ヘ掲示サレタリ、婦人散髪ノコト第八號ニ論ス併見ヘシ

（日要新聞第十八號　明治壬申四月）

斷髪珍事

私共老母儀先年父死去仕候砌斷髪仕罷在候處違式御條例之內婦人無謂斷髪ハ不相成旨被仰出付而ハ速ニ可相改之處極老ニ及ビ何分結髪難出來候間從前之通差置可然哉此段相伺申候

明治六年二月七日

大解部　井上好武
大解部　板倉勝達
九等出仕　山本正己

朱書

夫死シテ妻落飾ス謂レ無シト云ベカラズ依テ其儘差置不苦

候事

明治六年二月七日

（東京日々新聞第二百八十七號　明治六年二月十日）

再度の差押無用

註違罪目第卅九條婦人にて無謂斷髮せし者一旦差押へ決放の後重て差押候樣の儀も可有之に付以來處分濟の者は毛髮の件短により大抵結髮し得べきの日數を計り百日或は百五十日程の期限を立左の證書相渡以後外出の節は必らず之を所持し若し差押へられ候節は右を以て辯解可致猶期日に至り短髮にして結び難き者は延期の儀可願出旨申渡尤既に決放の者にて證書受取度申出候はゞ是又同樣相渡可申事

右の通評定候條各大區警視出張所へ可被相達候也

明治六年二月十三日　本　寮

大警視御中

證　書　案

第何大區小何ノ區何町村

何某妻又ハ娘

誰

右無謂斷髮せし罪に依て本日贖金物留申付候以後結髮相成候迄日數何日の間散髮加用捨候者也

年號月日　第何大區小ノ區

警　部　印

（東京日々新聞第二百九十七號　明治六年二月二十日）

淺草奧山の狸（明治五年四月十日）

此ほど淺草金龍山奧山にて白晝狸人を誑し或は蝙蝠傘を木上に釣し木履雪踏を釜の中へ入置其他種々の亂行をなせしかば之をとらへんと致せしが姿は見へずして石を投出す事雨のごとし是に於て山内申合せ件の狸の穴倉を建るよし。

（明治五年四月十日發行　東京日々新聞第四十六號）

○

淺草觀音境内に住む大橋某宅に三月廿九日より奇怪の事あり雪履飛て自ら飯櫃に投行燈騰て將に天井に至らんとす、礫は雨の如く降來り砂は風と共に落下る家内困却し方便を失へり西洋の曲馬師スーリエ一洋人を伴ひ短炮を携來て直に發砲再度に及ぶやいな棚上の擂盆（スリバチ）飛來り膝下に落て割れたり、其

體鎭まるべきに非らずと懼て去る後なほ騷擾止まず或夜古狸少女に附託して曰く、此頃この邊荊棘を開かるゝ爲に遂に巢穴を失ひ狼狽の餘り此騷をなすと依て小祠を營みしに其後は何事も無りしとぞ、狐狸は元より卑しき獸なれども幽界に屬す故にたま〳〵人に勝る事あるのみ何ぞ云に足らん然るに世俗可懼を懼れず不可懼を懼れ囂々として之を論ずるは惑へるの甚しき實に固陋の見と云ふべし。

（明治五年發行　日要新聞第二十四號）

弦妓の發憤（明治五年四月十六日）

府下銀座二丁目里俗いろは長家と云える或家の弦妓妙音絕伎にもて其姿容も婀娜なれば常に酒客の愛顧も多かりしが當春の頃某の宴席に招かれしに客は何れも書生とはいえ殘らず英語のみ用ゐければさすがの弦妓も少しきまりのわるさに只ぶつねんとして酒盆に媒するのみ客は益々興に入り或は話し或は笑ふといへども更に其叓柄の解らねば只まじめに其座しきを勸め宅に歸りてつく〳〵と其席の事を考へ英語の解せざりし事こそ殘念なれとて忽ち髮の具調度をす賣拂ひ學費に充て其翌日より愛宕下某の義塾へ日々十二時まで通學せりと素より己の覺悟にて學びし故か此ほどは大に上達して先進の生徒も追々この小妓に壓倒されしとことし十八歲の由益々勉强せば他日解語花林の第一等にも進むなるべしと同校中或書生の話なり。

（明治五年四月十六日發行　東京日々新聞第五十一號）

僧侶の肉食妻帶の解禁（明治五年四月二十五日）

自今僧侶肉食妻帶蓄髮可レ爲二勝手一但法用の外は人民一般の服を着用不苦の旨四月廿五日御布告有りたり。

（明治五年四月發行　日要新聞第二十三號）

妓樓事情（明治五年五月七日）

○

頃日新吉原町にて娼妓の役と唱へ突出し新造出し或は幇間の徒及び出入の者等へ惣羽織を出し褒名の仕着施として茶屋渡世の者へ衣服を遣はし又は暖簾を差出す等の弊風を禁じた

る由なり。

一廓内は原來井蛙陋俗の僻地と言と雖とも此役と唱ふる物の如き甚しきはあらず凡突出しに散する所の財千五六百圓餘新造出しを七八百圓と惣羽織は夏冬に別ありと雖も平均七八百圓茶屋暖簾は三四百圓とし惣仕季施等に至りては無數にして算すべからず素より一娼妓の自費を以て行ひ難き今更言を不待蓋此役を行ざる者は腐妓と卑上草履を禁ずる等の事を設けて愚知無心の者を煽動し其弊客を害するに及び或は若干の債を負ひ終身妓となりて果るもあり實に憫然の至りなりしを同弊を斷然廢されしは其狂に當れる仁の能く職を盡せると云ふべし。

（明治五年五月七日發行　東京日々新聞第七十號）

○

第五大區小十二區戸長淺地秀造願ひに依りて歐米各國の花園に倣ひ新吉原町里俗水道尾と唱ふる裏手續きの百姓地を買受是を廓内へ圍ひ込み一の花園を開きて遊女の縱覽を免し從前街中へ櫻花及び菖蒲菊花を植る等の事を禁ずる由なり。

此趣意や抑遊女は西州にて唱ふる賣奴に等しく日夜苦辛の業をなし晨日を視る事稀にして青野を踏む事絕えてなく況や水邊に暑を避け看月詠雪の娛樂なく人生健康の道に反し憫然に堪ざる極と云へし曾て歐西州にても賣奴の弊を禁じ我國にても方今自主の權利を賜ふ際に當り遊女と雖も人生健康の道を立させ度且從前街中へ櫻樹菊花を植附る等は道路御取廣けの御趣旨にも背き又多分の費用も散じ右等を禁じ候は公私兩全にも可有之哉の目的なりしが遂に許可を得て不日普請に取りかゝり候よし。

（明治五年五月七日發行　東京日々新聞第七十號）

○

新吉原町娼妓弦妓賣高の表

遊女玉高平均十五匁

五月五日

一、七千九十八〇二ト五リ

同　六日

一、四千二百九十二〇七ト五リ

同　七日

一、二千四百六十二〇二ト五リ

同断藝者一組二十匁
五月五日
一、六百四十五組
同　六日
一、五百八十九組
同　七日
一、二百五十九組

（明治五年五月十二日發行　東京日々新聞第七十四號）

○

新吉原町廓内の戸數人員左に其大略を擧ぐ

妓樓　百八十八軒
茶屋　三百四十三軒
娼妓　二千八百九十九人（但し禿を除く）
弦妓　三百七十人（見番内藝者とも）
幇間　二十三人

（明治五年四月二十三日發行　東京日々新聞第五十七號）

○

浪花川口の邊を開港し松島と云る所に妓樓整列せり此處に集るの妓を合し各其美醜に寄りて格を三等に分てり上等花一本新貨八錢中等六錢下等四錢と規定せり、嗚呼女子の容なき男子の才なき一世の不幸然りと雖女色は詩文の如く好惡必ず人に繋ると下等又あに捨へけんや男子も亦才ありて窮し愚にして達するあり、遊客耳食することなくんば又下等の幸ならすと、東京花廓の如きは斯く品類を區別せり自ら其權も具らんか。

（明治五年五月發行　日要新聞第二十六號）

○

新吉原年毎、八月の初より毎夜路劇と稱し廓中の藝者各新調を競ひ種々の所作をなし遊里の壯觀とせり今年、幇間清元喜代壽太夫菅野序橋等「結戀廓郵便」と題し郵便の箱より書狀の文意を男女の別年と變し一段の狂言をなせりと是等遊戯に流るゝ風習なるが則今日新の域に進み愚俗の遊民均しく開明を慕ふにこそ

（郵便報知新聞第十三號　明治壬申八月）

二枚歯の生兒（明治五年六月）

第二大區十五小區麻布宮下町古道具屋相川多藏の妻此頃女

子を出產せしに、生ながら下齒二枚生したり是は元氣充實せるにて尤可喜ことなるに兩親とも愚昧にして鬼子の樣に思ひ唯すら外聞耻ち密に口中を頼み一枚は漸く拔しか一枚は拔けさりしとそ、嗚呼天理人道に闇く生兒をして苦ましめ天稟の精力を損し已れ却て鬼心たるを免かれさるは憐む可き事ならすや親たる者かねて心得ありたき事なり。

（明治五年六月發行　日要新聞第二十九號）

佐賀の略奪結婚禁止（明治五年六月）

佐賀縣管內にて女子を強て婚する惡習ありしにより左の旨を布告せり人を略取して妻とするの惡習は以の外よろしからざることに付き向此上相犯すに於ては人を略取する律に準して處決すべき云々兵

（郵便報知新聞第五號　明治壬申六月）

神戸居留地に瓦斯會社創立（明治五年六月八日）

兵庫縣瓦斯燈取立一件ニ付伺書略當港居留外國人共申合結社ノ上今般居留地へ瓦斯燈取立ノ企有之右社中へ加リ候者一口出金高二百圓ト定メ內外人民ヲ募リ有志ノ者ハ入社爲致入社候者ハ其者ノ欲スル所ニ隨ヒ何方ヘモ瓦斯ヲ引用ノ爲致其上割合金モ永々減少可致仕法ニ付縣廳ニ於テモ右社中へ三口計加入致落成ノ上差向海岸ヘ點燈夫ヨリ次第ニ要用ノ場所ヘ引用致候ハヾ往々費用ヲ省キ方今ノ體裁ニモ可相叶ト存候間別紙新聞紙ニ出候仕法鈔譯取添此段相伺申上候云々

別紙

兵庫ガス商會

一、元金三萬弗　但百五十部每部二百弗づゝ
入部ノ節五十弗收納ノ事殘金ハ割合一度五十弗ニ不過收納ノ儀ハ一ケ月前ニ布告可致事

支配人

テキストル商會
エー、ボウンセン

プローン商會
エツチ、シツトセー、フローン

エデワルト、パイルン

ムーリヤン商會　シ、エ、ヘイマン

エル、キニフル商會　シー、イルリース

一、部持全備ノ被支配人七人ニ増加ノ事

機械指揮官　セー、トフリエ、ハルー

總代兼書記官

プローン商會

一、右社ハ外國人居留地ヘガス借用ニ付取建候事又決議ノ上何時モ他所ヘ擴増可致事

一、總部ノ比較ヲ以テ一般ノ分配決議ノ事

一、右入部願ハ千八百七十二年七月二十一日迄支配人ヘ可申入事

一、總部借入ノ上殘支配人二人選擧ノ爲部持悉皆集金可致事

一、入部取扱其他布告等ノ儀ハ總代ノ者取扱可申事

於兵庫千八百七十二年第六月廿六日

（明治五年六月八日發行　東京日々新聞第九十八號）

華士族平民の身代限（明治五年六月十四日）

華士族平民身代限規則

平民身代限抵償として差押ふ可らざる

品類

一、時服着替共　男女共各　二通宛

一、夜具　男女共各　一通宛

一、本人の職業を爲すに必要なる諸物品但學藝を人に致へ文は農工商業職業に必要なる書類器械品物等其金額五十兩に至る迄最も本の擇む所に任す可し、其値段は、貸主、借主より鑑定の者（道具屋の類）一人宛差出し外入札人と共に入札致させ町村役人に於て總入札を比較し高札を以て其價を定む可き事

一、食料

家族の人口を量り一ケ月間用ふる飯米を殘し置く可き事。

但男子は一日に五合麥は一升雜穀は一升五合婦女幼少は四合麥は八合雜穀は一升二合宛の事

一、鍋釜及炊具各　一通

華士族身代限抵償として差押ふ可らざる品類

一、家　祿

但人口を量り年々飯米を引殘し其餘分無きか或は不足の者は其半高を返金濟み迄金主へ渡させ候事

一、大小類　男子一人に付各　一腰宛

一、冠　服　男子一人に付各　一通宛

一、時服着替共　男女共各　二通宛

一、夜　具　男女共各　一通宛

一、本人職業を爲すに必要なる諸物品

但學藝を人に敎へ又は農工商等の職業に必要なる書類及諸器械品物等其金額五十兩に至る迄最も本人の擇む所に任す可し其値段は貸主借主より監定の者（道具屋の類）一人宛差出し外入札人と共に入札致させ町村役人に於て總入札を比較し高札を以て其價を定むべき事

一、鍋釜及炊具類　各　一通

右身代限りの節は三十日間裁判所門前高札場並に本人家宅へ揭示を出し其次第傳承日限中追願の者は取糺の上可處置事

但新聞紙を刊行する地に於ては亦之に記載せしむべし。

一、前條に記する所の引殘すべき必要物件の内未た代價を拂はざる分は賣主より日限内訴出れば現品を取戻す事を得べし。

一、身代限の物件は入札拂に出す可し尤金銀器等の定價判然なる物品は眞價より低く賣拂ふべからず且賣費用を償ふに過ぐ可らず。

但入札拂の日より三日前に其品物及び場所時刻を裁判所門前並に其者の居宅及び各地士民羣集の所へ揭示し及び新聞紙を刊行する地に於ては亦之に記載せしむべし且つ貸主借主より差出せし監定の者も他人と共に入札致させ町村役人に於て總入札を比較し高札を以其價を定め之を現金にて取立裁判所へ差出すべし

（明治五年六月發行太政官日誌第四十八號）

姦婦殺しの判決（明治五年六月二十日）

審理公判

靈岸島湊町
開拓權判官長公部辰連
拜借邸內長屋借
瀧ノ川村農七左衛門兄
廣　吉
申四十歲

右の者六ヶ年以前埼玉縣武州埼玉郡下蓮田村の農喜助娘たいなるものを娶り倶に農業を營みしが五ヶ年以前戊辰年弟七左衛門へ家名を讓り出稼の爲出京なし靈岸島福井藩邸長屋を借受しに右邸長谷部氏拜借邸となりし後も同所長屋に住居なし走使及び畑耕作等の事を勤めしが昨未年以來同邸內拜借住居海軍出仕今井兼助なる者代々木村にて山林を買受け桑茶植付の目論見にて右廣吉を以て開墾をなさしむ是に於て廣吉代々木村へ出張の留守同所住居の鑄物師傳兵衛召仕越後出生清助なる者は其以前下蓮田村酒造家に奉公なしたいとは兼て知る人なりしが屢々留守宅に入りこみよからぬ風說も有之を以て廣吉たいを叱り以來清助を寄付申間敷由を言と雖もたい承伏せず依て廣吉大いに疑念を生じたり又一朝たいの袂に清助所持の手拭ありしよりいよ／＼疑念をまし去辛未十二月十四日夜八時頃代々木に立歸り戶外に立聞なしたるにたい清助酒杯を呑みて密話なすさまなれば不義判然たるを承知し直に踏り入り双方打擲に及びたるに其物音に近隣より馳付廣吉を宥め清助を連歸りたり廣吉やがてたいを引連媒酌人方へ立越預り可申旨言けれども既に深更なるを以て明日出張してたいに申談すべき也今宵は連歸り吳候旨を頼みけるゆへ是非なく其夜は連戻り翌朝媒酌人來りてたいへ教諭の上廣吉に向たい大いに悔悟し書面を出して了間下されなば文言は意に應ずべし或ひは髮すり或は遊女に沈めらるゝも厭不申は管了簡あれかしと詫びたるに廣吉改心さへ致すとなれば書面にも及ばじと其場は媒酌人にまかせたり密夫清助は即日主人方の暇を取り何れへか逃去せりと然るに翌十六日たい本夫に向ひ昨日は扱ひ人の手前を兼て本夫の顏を立たり今より離別の狀を添へ親元へ歸し給れ故あつて三ヶ年男に肌を觸候事を斷たりと是よ

り双方云募りたい強て離別を乞清助を慕ふ事言語に顯れたりとて憤怒の餘り細引を以てたいを溢りつよく打擲なしたるに急所したゝか打たりけん忽ち絶命なしけるぞ廣吉大いに狼狽したいの死體は畑中へ投捨媒介人の許へ至りて右始末申述度又邸内留守居木下某へ申通ずべくと彼是奔走中御召捕相成前餘遂一白狀に及ぶの所事情憤の餘り有合せし細引にて溢し強く打擲に及び終に相果候はゞ速に訴出べくの所其儀なく右死骸畑中へ密に捨置候段たい清助密通と申儀紛無之とは乍申右始末不束に付杖罪一百弟七左衞門へ御引渡し此一件落着相成りたり。（明治五年六月二十日發行 東京日々新聞第百九號）

兩國橋の乘車許可（明治五年六月）

従前四大橋上車を禁じ本所深川の地方不便利なりしか自今兩國橋人力車に限り往來を差許さるゝ旨本月十三日申渡されたり。（明治五年六月發行 日要新聞第三十號）

神降しの邪術（明治五年六月）

額田縣より報知

額田郡駒立村の妖婦みたと云るもの神降しと唱種々邪術を逞し人民を蠱惑し候に付今度捕れたり吟味の場に及んで尙頑然我は不動明王と稱す捕吏數杖を下せば不動に非ず野狐と號す又數杖を下せば野狐にあらず全く知立驛祈禱者宮田勇と云者の賴みにて諸方相働候趣白狀に及び候由

右吟味中言語の齟齬を詰問ければ不動も近時は繁劇にして少しは相違も是有由申たりと不動も妙見も當今商業の方向熟慮中故さも有らんか。（郵便報知第四號 明治壬申六月）

元日も郵便休暇（明治五年七月八日）

郵便休暇ノ儀ニ付大藏省ヨリノ御達

正月三ケ日同七日十五日十六日三月三日五月五日七月七日同十五日十六日九月九日及天長節ハ郵便休暇ノ規則ニ候處以來每歳元旦一日ヲ休暇ト被定候事。（郵便報知新聞第十號 明治壬申七月）

香具師の名稱廢止（明治五年七月八日）

御布告書寫

従來香具師と唱へ來候名目自今被廢止候事

但銘々商賣の儀は可爲勝手事（太政官日誌第五十三號明治四年七月）

鐵道の時間及び賃金表（明治五年七月十二日）

鐵道時刻賃金表

上リ車時刻

横濱	神奈川	川崎	品川
午前			
七字	七字六分	七字廿二分	七字四十分
八字	八字六分	八字廿二分	八字四十分
九字	九字六分	九字廿二分	九字四十分
十字	十字六分	十字廿二分	十字四十分
午後			
二字	二字六分	二字廿二分	二字四十分
三字	三字六分	三字廿二分	三字四十分
四字	四字六分	四字廿二分	四字四十分
五字	五字六分	五字廿二分	五字四十分
上等			
	十八錢七五	五十六錢二五	九十三錢七五
中等			
	十二錢五	三十七錢五	六十二錢五
下等			
	六錢二五	十八錢七五	三十一錢二五

右ノ續キ下リ列車時刻賃金表ハ明日掲載ス。

鐵道下リ車時刻賃金表

品川	川崎	神奈川	横濱
午前			
八字五分	八字廿二分	八字卅九分	八字四十五分
九字五分	九字廿二分	九字卅九分	九字四十五分
十字五分	十字廿二分	十字卅九分	十字四十五分
十一字五分	十一字廿二分	十一字卅九分	十一字四十五分
午後			
三字五分	三字廿二分	三字卅九分	三字四十五分
四字五分	四字廿二分	四字卅九分	四字四十五分
五字五分	五字廿二分	五字卅九分	五字四十五分
六字五分	六字廿二分	六字卅九分	六字四十五分

上　等	三十七錢五	七十五錢	九十三錢七五
中　等	二十五錢	五十錢	六十二錢五
下　等	十二錢五	二十五錢	三十錢二五

（明治五年七月十二日發行　東京日々新聞第百十六號）

求人廣告の最初（明治五年七月十四日）

乳母雇入廣告

乳母雇入度ニ付心當りの者は呉服橋内元丹波守邸内天野氏へ御尋可被下候尤本乳にして乳さへ宜しく候へば給金は世上より高く進ずべし。（明治五年七月十四日發行　東京日々新聞第百三十號）

（註）人を求むる廣告の最初のものなり。

尋人の廣告

東京出生伊藤逸之助なる者四五年前より絶て音信なく當時何の國何の地に住居せるや其蹤跡（ユクヘ）を知る者あらば私店へ報知あらん事を希ふ

日本橋釘店

林　牡　造

（新聞雜誌　明治五年十月發行第六十五號）

軍談師の人格改良建言（明治五年七月

本町三丁目講談師太流教部省へ建言の略

軍談の發起は元錄年中赤松清左衛門と中者太平記古戰記錄忠孝物語等勸懲の龜鑑ともなるべき物を諸人に講談せしより起原して其門流四方に派出して少しは名教の補助とも相成しに近來講談風子妄慢の弊をなし博徒の横行、淫婦の醜態又は怪談浮說を陳說し阿諛喜びをとり聽者をして徒に妄念を生し横行を慕ませるに至る加之高家の子弟を誘して門人に引入る類遊惰の徒不少、實に風俗を亂し不レ宜伏て願は自數御取調の上妄說を禁絕し今古勤王諸將の傳、又は西洋歷史譯本凡て忠孝物語等數名の一端とも相成候類を講談し試業の上未熟の者は舊業に復し商人の子弟講談家と成をも禁ぜられ候はゞ除

弊の一端と奉存候云々

（明治五年七月發行　日要新聞第三十四號）

新橋横濱間鐵道開業式

（明治五年八月二十五日）

來九月九日鐵道開業式被爲行候に付本日品川より横濱の間汽車運轉休業翌十日より新橋横濱の間汽車運轉始業候條此段相達候事

來九月九日鐵道開業式被爲行候に付當日新橋横濱鐵道館及濱離宮延遼館等諸官員宮華族より平民に至る迄勝手に拜見被差許候條此段相達候事

（太政官日誌第六十二號　明治四年八月）

○

鐵道開業に付新橋横濱兩所鐵道館へ　臨幸あらせらる其の式左の如し

本日朝第九字　御出門馬車に　御して新橋鐵道館に　臨幸

途上兩傍に近衛歩兵三大隊鎭臺歩兵三大隊布列警衛す　着御の節鐵道館内の近衛兵横隊に布列し捧銃式を行ひ喇叭チーシヤンの曲を吹かしむ横濱も亦同じ工部省長官鐵道頭其工部本省並鐵道寮奏任官を率ひ欄廊に奉迎し直に長官頭先驅して館内に　入御此に於て勅任官並に各國公使拜迎す各國公使へ御會釋あり、外務卿之を傳ふ鐵道頭鐵道の圖一卷を奉獻す畢て長官頭等又前驅を　進御あらせらる奏任官南廊の側らにて拜禮す此より勅任官及工部省の奏任官外國公使等供奉列に加はり列を正して乘車場に御進行列車に入御此際近衛砲隊日比野操練場に於て祝砲を發する事百一發且品海碇泊の軍艦より二十一發且新橋にあるの樂隊樂を奏す一同乘車第十字第十兩の列車にて　御發行鐵道寮へ　着御より此時に至るの際國旗を擧け萬歲樂を奏す御發輦の百樂隊樂を奏す　第十一字横濱鐵道館へ　着御此際東京鎭臺砲隊横濱に於ける祝砲を發する百二十一發且同港碇泊軍艦より百二十一發御出車（此時又國旗を擧け國際を奏す　慶雲樂）　工部省長官鐵道頭先驅乘車場より　進御神奈川縣令及び同所居合奏任官同所鐵道掛奏任官御雇外國人職長等館外の兩傍にて拜迎す館内を　御通行の間同所居合奏任官並に各國領事兩傍にて拜禮す

便殿に御椅子に　着御供奉列を始め縣令各國領事等立列す

此時中外衆庶へ　勅語

今般我國鐵道の首線工竣るを告ぐ朕親ら開行し其便利を欣

ぶ嗚呼汝百官此盛業を百事維新の初に起し此鴻利を萬民永享の後に惠んとす其勵精勉力實に嘉尙すべし朕我國の富盛を期し百官萬民の爲めに之を祝す朕更に此業を擴張し此線をして全國に蔓布せしめん事を庶幾す

右百官へ

東京橫濱間の鐵道朕親く開行す自今此便利により貿易愈繁昌庶民益富盛に至らん事を望む。

右人民へ

次に各國公使等祝詞を奉る

闕下に拜奏す今日の大典に列せしめんため恭しく　陛下の寵呼を蒙り公使一列齊しく其譽を受る限りなし今此鐵道の首線を開くの祝典は美政の光輝の茲に發見せる所以にして而かも　貴國の此れより屢々步を進め昭然たる文明の域に伍列するの徵驗なり豫輩も近年親しく見聞を經且つ歐米兩洲に於ても深く心意を注ぎたる此の如きの大業を陛下及諸政官の黽勉止むことなきの偉力を以て忽ち成功に至らしめたり仍て庶希はくば衆庶之より尙を幸ひに物足り性脩まり福祿益々增進し全國の威力も其榮譽も共に盛隆の地に至らん事を是れ各國公使一列の均しく　陛下に切實欣希し奉り併せて敬意と賀悃を呈奏する所なり。

伊太利全權公使
ロンド・アレサンドロ・フエ

米利堅全權公使
チヤルレス・イ・デロンク

同　書記官
イクレルトデロング・ヘルリ

同　通辨官
ナソー　イ　ラ　イ　ス

澳地利辨理公使
ヘ　ン　リ　ー・カ　リ　ツ　セ

同　書記官
シ　ー　ボ　ル　ト

西班牙代理公使
ヘブレヲロドリケセムノス

同　書記官　ニコラスリウヱロ

佛代理公使　コントデ・チユレン

同書記官兼通辯　レ　オ　ン

同　書記官　ウイコントダリユ

魯代理公使　エウゲニービエッツオフ

英代理公使　アーシーワットソン

同　書記官　クリスチヤン・ウイリエム・ローレンス

エルネス・トサトオ

マルチン・ドーメンエンスリー

和蘭書記官　フアン・デルフルーク

各國公使へ勅語

我國鐵道の首線を竣り朕自ら開行するの日に方りて列國公使等齊しく來りて祝意を表せらる朕欣喜の至りに堪へざるなり朕更に庶幾くは自今中外人民共に鴻利を享け永く幸福を保ち公使等の祝詞に負かざらん事を祈る。

畢つて外國商人頭取等便殿の階上に昇り祝詞を申上ぐ

曾て　帝國の恩惠を蒙り其府の保護を受け以て橫濱に羈任する各國人民今幸に　天皇陛下照臨の機に際し甚歡喜に堪へず殊に　帝國史傳にも未だ曾て有らざる鴻益緊要なる此機會に臨み衆庶に代つて今其慶賀を　陛下に謹言す旣に鐵道の開行せし國に在り其便宜に因て許多の利益を得たり則ち其國繁榮を生じ阻礙を脫却し之が爲隔絕の地も自から近隣の如く從つて財貨を起し普く利潤を分つの益あり今日右開行の時に當り　天皇陛下親から照臨し賜ひしは豈隆盛ならざるべけんや　天皇陛下今此規式に照降し玉ひしかば諸民も亦大業に感激し後來の繁榮を釀成すに至らん　貴國政府

の開化たる此大業を既に開行し賜ふ上は未だ其衆益便利を曉知せざる者も之が爲め終に開化の域に至り此の如き大業益廣大愈進歩せん事敢て疑を容れざるなり　日本と各國の間に行はるゝ貿易交際も漸次盛なるに至り國中専ら勉勵し平和繁榮を起す事疑なきを知れば今帝國の商法を廣大に爲し永世不抜の基礎を立んと　帝國自から盡力せられん事を希望す然る時は　陛下の權威益輝き　貴國人民の安寧を益し　貴國政府と各國政府との友誼愈々親睦廣大なるに至るべし　天皇陛下國家の爲め公工を施行し玉ひし恭々たる叡慮普く國中に彰明し　貴國人民も深く之を感佩し其御趣意に感激し歡喜正に溢れんとす外國より此景況を觀る時は誠に　帝祚の殷富洪福なるを證するに足るべし爰に此協和繁榮の人民に對し此の如く深惠の公工を作し賜ふにより天皇陛下の寶壽長久繁蕃にして其成果を　叡覧し賜はらん事を誠惶懇願するを容れ賜ふべし

在横濱千八百七十二年十月十一日

英　マルシヤル
米　ワルシ
蘭　ピストリユース
佛　グリゴイン
獨　グリーウン
英　クヒツキリン
同　ウエントン
同　ウヒルキン
獨　マンメルスドルフ
英　キングドン
同　ステルン
米　ベー・クル

外務卿　御答を傳宣す

横濱在留の外客より今奏上せる祝詞を聽き朕深く之を嘉納す凡そ我帝國に住せる人固より此地に生れ出でたる者も假に此地に寓せる者も偶然此地に來れるも自ら好て航渡せるも齊しく保護に泄れず權義を失せず康福益昌んに我國歩をして文明に向はせんと猶斯事業を盛大にし既に兩間に存せる和樂の交誼の永續せる間は中外の人民をして洽ねく提撕

の下に在らしめん。

次に横濱の我が商人頭取祝詞を上つる

方今　皇國隆運勃興聖德洽ねく洪荒の表に光被し當横濱の如きは日に繁華に趣き從て諸商も榮昌に至る且つ郵便電線の行はれしより四方の通信自由を得就中鐵道の成功に及び隔地も比隣の如く東京の往復は一日數回に至れり而して輜重の運輸も之に準せり右は文明國中既に實驗を經し絶巧奇機にして近頃之を、皇國に傳へり其神速便捷にして貨財を興し利潤を生ずる誠に口舌の能く盡くせる所に非ず殊に當港は貿易首場の地なれば商旅の者に至りては其の　仁恩を蒙むるや最も夥しと爲す抑も　皇國の開化に趣むける僅に數年の前に基ひせり然るに夙く斯る盛大の偉業を開かせられし事既に各國人民の餘稱嘆美して措かさる所なり尙此上寳祚の悠久に從がひ殷富洪福の基礎を建立し永世不拔の事業を成就し五州萬國に卓立傑出せん事必せり衆庶一般今日に在りて將來を想像し奉り奮勵勉强せんと欲す實に剖判未有の鴻業にして慶賀に餘り有り就ては今般　照臨あらせられ候折柄衆庶聊さか敬祝の儀を表し一同歡樂を縦ひまゝにし恭しく　寳祚の萬々歲を壽し奉り賤民等衆庶に代り謹んで祝辭を奉る恐惶恐懼謹言

原　善　三　郎
田　中　平　八
高島屋　嘉右衛門
金　子　平　兵　衛
増　田　嘉　兵　衛

神奈川縣令　御答辭を傳宣す

祝詞悅ばし汝等自ら其意を體し其効を奏せよ

畢つて館内樓上の一室に　御休憩第十二字同所より　御發車諸式前に同じ奏樂陵王第一時新橋鐵道館へ　還御樂隊樂を奏す（御着車の時國旗音樂還城樂式前に同じ）直に同所　便殿の御様子に着御供奉の列盡く立列す奏任官亦之に列す　勅語あり（横濱に於て百官への文と同じ）太政大臣百官の總代として祝詞を上つる

東京横濱の間鐵道の工成り爰に我　天皇陛下群臣を率て親臨其開業を落す臣等此盛典に於て謹で一辭を奉し之を祝す抑

國益を興し民利を與るは經世の要治國の務とす　陛下大政維新の始より　夙夜勵精百度皐張大に更始する所ありて全國の景象漸く昌盛の運に進まんとす乃ち此工業の如き國に益あり民に利なる固より言を俟す是偏に　陛下勵精と群臣の協力とに由れり臣等更に望らくは此擧を首歩とし其大益厚利を全國に洽からしめ人民をして永世感戴せしめ不朽に傳へしめん事を

畢つて衆庶へ　勅語あり（横濱に於て人民への文と同じ）東京商人頭取祝詞を上つる

己巳の春東京を　帝都と御定　御遷座遊ばさせられし以來官能く束縛の政を解き民自ら自由の權を得るの勢ひ日に進み保護を蒙り生業を安するは全く上　至尊より下庶人に至る迄共に天賦の福を享け共に地有の利を分たんと厚き　御仁慮なる事は言はずとも明かなり恐れながら其美擧屈指に遑あらざる程多き中に今般東京横濱の間鐵道成れりとて忝くも　幸臨ましまし　御躬親ら之を開かせられ其大典の縦觀を庶人に恩許あるのみならず勿體なくも有難き　勅言を賜る事我國千古未曾有の盛業を開御の機に當り又千古未曾有の慈心を示し賜ふ衆皆手の舞ひ足の踏むを知らず熟ら鐵道の利を惟るに東京横濱の間僅に一日の里程を隔つるすら從來人の往還物の運輸障碍少からざりしに今や之を瞬間に縮め貿易は勿論諸事便を得る事多し況や此線全國に蔓布するの日に於てをや其便に依りて人皆隔遠の地を近隣の如く自在に往復するを得國民和親の情因て厚く財貨融通の便因て大ひならん事更に疑を容れず擧國協力同心して商の業を盛に興して國の富を大に進め以て有名の外國と峙立するの基ならん此成業を　朝政一新國事多端の央に興し玉ひ奉命の官員勉力して急に其効を奏するは全く奇功の機關人智より出て世上の便を助くる事我等衆庶に示し頓に愚昧の夢を醒し漸く人智を開き普く文明開化の域に至らしめんとの厚き　御意ならんと唯感泣の外はあらず嗚呼我等衆皆何の幸か此の如き明德を備へさせらるゝの　君を戴き此の如き鴻恩に浴するの民となる事豈千歳の一遇に非ずや然らば我等衆皆愚昧と雖も自今奮發し協力同心して以て我國益の一端をも助け奉り、此鴻恩の一毛なりとも酬ひ奉らずんばある可からず。故に今爰に數行の賀言を叙へ以て　天皇陛下

の明徳萬世の下に垂れ我億兆の民餘慶を蒙らん事を謹で仰ぐ　君萬歳　君萬歳

三井八郎右衛門
三野村利左衛門
鹿島清兵衛
行岡庄兵衛
榎本六兵衛
西村七右衛門
岡田兵馬
藤田東四郎

東京府知事　御答辭を傳宣す（横濱商人への文と同じ）後工部省長官次官大小丞並局長鐵道頭及同寮の奏任官御雇外國人の職長等へ　御賞詞あり

汝等殊に勉力事に從ひ遂に此功を奏す朕滿足の至に堪へず且是れ外國の職長等熟練の力に依る朕之を嘉賞す

工部省長官同省官員總代として祝詞を上る

誠恐謹言す今般東京横濱間の鐵道成功に因り　天皇陛下臨幸大に開行の典を擧させられ百官萬民に　勅宣の後當承の官員奬勞の綸諭を蒙る臣等幸に　聖時に遭逢し盛儀に拜列し又此　恩諭を蒙り欣忭懼並至り感激に堪ず候臣等恭しく思惟仕候に抑此大業の竣功を得るは其始め二三の重臣衆口を顧みず苦慮建議を致せしと　陛下の叡智明斷とに因り大政維新國事多端の際に於て此大工作を創起せられ大藏又能く廣費を度支して竟に此首線を成就し始めて鐵道の至便を衆庶に明示するに由り朝野擧て　此鴻業の興隆を企望するに至る是全く　陛下の大仁にして卽ち萬氏の幸福なり臣等叨りに微勞を有して敢て　恩賞に當らんや更に今又其盛典を擧行せらるゝに當り　陛下　皇國の富盛を期し此線を全國に蔓布せん事を庶幾し給ふの旨　勅諭あらせられ臣等愈感勵に堪へず更に夙夜勞力して　此鴻業皇張の時に迨ひて聖恩の萬一に報せん事を期すべく候仰ぎ願はくば　皇國の工事日月に盛大を爲して　聖旨速かに貫徹し愈國益を興し愈國民を利して　陛下の大功大德を萬々歳に垂示し玉はん事を臣等誠恐誠恐謹言

次に各國公使へ　御會釋あり了りて　御歸輦夫より外國公使

大臣参議勅任官工部省奏任官延遼館に至り、天皇陛下の幸福鐵道盛大の祝宴あり鐵道館地内に棧棚を架し内外紳士豪家及び其姑娘の印票（印票は兼て鐵道寮より差出し置もの）を持來るもの右棧棚に登るを許す且途中鐵道技館毎に障碍なき場所或は其近傍又は鐵道線の兩傍に於て男女衆庶の縦觀を許す此他濱離宮の園庭に諸藝人を集め官員衆庶の觀樂に供す横濱行幸の間新橋鐵道館内にて煙火を設く夜に至り鐵道館及び濱離宮に賀燈を點し且　濱離宮の前海面にて煙火の戯れあり横濱に於ても棧棚賀燈煙火等總て新橋に同じ此日東京横濱商人中へ酒肴を賜ふ

（太政官日誌第七十五號　明治五年月）

兎市場禁止（明治五年九月五日）

明治五年と云へば今から五十五年前のことだ。老人なら誰でも知つてゐる筈、馬鹿に兎が流行したものだ。市を開いたり集會を催したりした。一種の賭博に近い道樂振りを發揮した愚生の懇意にしてゐる或老人なぞも其節の一名で、當時庭に可成りの空地があつたので、それを利用して、盛んにと草を植えた想である。ところが彼の老人の庭ばかりでなく、至る處の庭がと草ばやりになつて、江戸市中の無論、武藏野は愚か遠く東北地方の山々に至るまで、満目此れと草と云ふ馬鹿々々しい世界と化した想である。以て如何に兎の大流行を來せしか知るに足らん。まるで現在のラヂオのやうなもので隣りも向ひもアンテナだらけと云つた景氣であつたに違ひない。そこで政府は愈々兎狩に飛び出す段となり、即ち默許變じて集會禁止を宣告するに至つた。左に掲ぐる新聞記事はその御布令の寫しである。

府下頃日來兎賣買流行し是が爲に一時理外の利を得るあり又產業を失ふあり是等は奸商私に價を騰貴し蒙昧の者をして策中に陷しめ其甚敷に至りては西洋繪具を以て毛を粉り之を異り種と號して僻遠の人に賣却なす等の惡弊まゝ有之哉の由其狡猾其庸愚實に驚くべく歎ずべき事と云べし既に先般大阪府に於ては左の通り御布令ありしと云是亦一民保護の一助たらん歟。

御布令の寫

近來兎賣買ノタメ所々ニ於テ市ヲ立或ハ集會ヲ催シ候者有之趣相聞無謂事候斯ル翫弄物ヲ賣買ノ爲無益ノ時間ヲ費シ銘々職業ノ妨ヲナスノミナラズ右ハ畢竟奸商ノ計策ニテ一時價ヲ騰貴シ愚昧ノ小民ヲ惑シ甚敷ニ至リテハ病ヲ避候抔無謂說ヲ唱候者有之哉ノ趣兼テ有用廣益ノ商業可相營旨ノ布告ニ悖

リ不宜所業ニ付市立集會等向後令禁止事候

（明治五年壬申九月五日發行）（東京日々新聞第百七十四號）

以上の理由に依つて集會せり市は禁止されたが、間もなく政府は兎一匹に就き其の所有たると賣買たるに拘らず一ヶ月一圓の税金を徴收することに決定した。今の一圓は何でもないが、當時の一圓である。全く兎一匹養ふには月一圓の税金が取られる譯だ。殊に其れを商賣にしてゐる先生にとつては百匹ゐれば百圓の税金一ヶ年で千二百圓と云ふ今の自動車の税金よりも高い譯。これには一同したたか手古摺つたに違ひない。左に掲げた新聞は其れを雄辯に物語つてゐる。

○

兎税の令一發奸商愚民膽破魂消頭を搔き臍を噬み奔忙失措實に笑止千萬なり或曰く苛刻の法文明の世に悖ると是所謂知一不知二の腐論なり府下の俗舊習を固守し傲慢侮上唱て曰方今の布令へ觸流し聞流しなりと宜なる哉府廳屢々兎商を禁し懇々說諭すと雖ども沽として意とせず其勢滋盛ん也故に不得止斷然瞑眩の覇劑を投し愚豎の盲膏を蕩滌す良工の手段固より庸流の與る所にあらず諺に曰愚民の上に苛政ありと苛法は固より明世の意にあらずと雖ども雨に出て雨に歸る是誰が愆ぞや噫

下谷　洒泳樓主人

○

兎一羽に付月々金一圓づゝ納むべき御布令出てより人々噪ぎければとて誰か口づさみなるか

畜ふ人は皆一金にさはぐなり

月に兎の飛んだ税金　　　謬の家

（郵便報知新聞第二百十六號　明治六年十二月十四日日曜日）

兎猫の問答

兎は一圓の税を出し藝妓は三圓の税を出す、藝妓に猫の異名あり、兎月を見て跳ね、猫花に依て轉ぶ、品はかはれど同じ月花に浮かる獸仲間、兎猫に向て云よう、今度御前方も税を出すとの風聞、御氣の毒のことなり、併しさびれた女郎衆も三圓取られて、極盛んの地獄には税の沙汰もなし、ちと不公平なことゝ思はれる、猫云ふ、地獄は税所か、決してならぬとのことさ、兎云ふ、地獄を只やめろやめろと計にては、是迄乃兎と同じことにてやはり流行するのさ、此節我們を土藏乃中や板敷の下へ隱す者あれど、踏込で罰金を取るとのこと、して見れば、何んぼ隱れた商賣でも、上の御威光で裏店

の偶々迄見通したら、知らぬことは有間敷に、隱し賣女に税がなくて隱し兎に罰金あるは、ちと鬪へませぬニヤア猫さん猫云ふ、御前も此節流行の焼餅にかぶれて、彼是云ふが地獄も今に税の沙汰になるだらう、兎云ナゼ、猫云ふ、皆樣御存じの通り地獄の沙汰も金次第

（郵便報知新聞第二百十八號　明治六年十二月十六日火曜日）

註、前上の記事中に藝妓の税金參圓とあるにヒントを得、花柳の事情を別項に掲げる筈。

當春來兎の高價に世間一般商方は兎にしかじと金銀を厭はず求る世の中をやしなはざるは商方に疎き樣にも成り行て浦山敷も思はれけるが昨今如何いたしけん兎主は十方を失ひて何れへ持行く旅姿十羽廿羽一とからげ奥羽の方への遞送は人力引の仕合せなり中には兎や兎と呼立て往來なさる方もあり價を問へばロコが三錢ハラミが五錢貰手あればくれてあり實に留際の世はけし昨日の高價一時の下落濡手に粟のツカミ取廿日はらみが四十兩金より大事な黒更紗親とも子とも賴みしか此世の緣も盡すてゝ思ひ切られぬ血の泪流して送る生別れ見るに付ても御氣の毒實に商法は一割と定まる事にあらねども一時の利潤を貪ふより親の讓りし商ひをお守りなさるが專一なり　北總の住人

（郵便報知新聞第二百二十號　明治六年十二月十八日木曜日）

男藝者の　（明治五年九月六日）

大阪より來書に言遊民中に一種遊治郎の髯の塵を拂ふ者我國にては男藝者と唱ひ往昔より今日に至るまで甘じて口に糊する多しと雖も自主の權利を賜ふ方今に至つては實に可愧事と言べし既に當府に於ては今般左の通り御布令ありたり。

人々有用ノ職業ニ就自由ノ權ヲ以世ヲ渡ルハ日新ノ今日緊要ノ事ニ候處從來男藝者ト唱ヘ遊廓其他割烹店ニ於テ醉人治郎ノ爲ニ髯ヲ拂ヒテ娼ヲ進メ浩然自ラ甘シ一生ヲ過ス者アリ可愧ノ至リ有間敷事ニ候向後一切令禁止候條其業體ノ者ハ速ニ他業ニ相轉ジ銘々其方ニ依テ食シ今日ノ風化ニ不背樣可心掛事

（明治五年壬申九月六日發行　東京日々新聞第百七十五號）

加持祈禱の禁止（明治五年九月）

岐阜縣より報知管內へ布告

從來發狂イタシ候者有レ之節狐付或ハ神崇ナト丶唱ヘ醫療ヲ受ズ專ラ加持祈禱等取行ヒ候者有之愚昧ノ俗習所謂ナキ事ニ付以來右樣ノ者有レ之候ハヾ早々申出吟味ヲ受ベク云々

（郵便報知新聞第十七號　明治壬申九月）

遊女解放令（明治五年十月二日）

一般に當時の彼等は奉行人を奴隷視した。これは封建より自由への社會意識の轉換期に際して現れる、當然な姿であるかも知れない。

一般識者の輿論默し難く、遂に政府は修身的奴隷慣習に對する迷妄を認識して、茲に解放令を出すに至つた。それは明治五年一月二日の太政官布告であつた。

公　開

一、人身ヲ賣買致シ終身又ハ年期ノ限リ其主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ人倫ニ背キ有マジキコトニ付古來禁制ノ處從來年期奉公ナド種々名目ヲ以テ奉公住爲致其ノ實賣買同樣ノ所業ニ至リ此ノ事ニ付自今可爲嚴禁事

一、農工商ノ諸業習熟ノ爲メ弟子奉公致候儀ハ勝手ニ候得共年限滿七ケ年ニ過グベカラザルコト

但双方和談ヲ以テ更ニ期ヲ延ルハ勝手タルベキ事

一、平常ノ奉公人ハ一ケ年宛ナルベシ尤奉公取續候者ハ證文相改事

一、娼妓　藝妓等年期奉公人一切解決致右ニ付テノ貸借訴訟總テ不取上候事

右之通被定候條屹度可相守事

壬申十月二日　　太政官

右の理由に依つて、藝娼妓の年期奉公も一先づ解放さるゝに至つた、ところが無智なる彼女等のうちには長年の放從生活に慣れ俄かに解放された所で今更ら堅氣にはなれず、又素人に甦つた所で、差當り食ふ道も見込立たずさ云ふ無自覺さより、再び、もとの商賣に歸るものが可成りに見出された。或は又、免許もない場所へ住替へて、資本不要のお尻を賣らうなぞさ考へる心得違ひの女も出來た。そこで東京府は今後の公娼は凡て鑑札を要する旨の府令を出し、鑑札なき者の肉の切賣を一切嚴禁するに至つた。今左に其の布令を示す。

東京府令

遊女藝者年季奉公人解放候上ハ免許無之場所ニ於テ遊女渡世致シ候テモ不苦杯ト萬一心得違致シ候者有之ハ以ノ外ノ事ニ付決テ不相成候條何レモ此旨篤ト相心得可申自然相犯候者ハ吃度嚴重ノ可及所置候右ニ付更ニ左ノ通相違候間無印鑑ノ者ハ取押可申候事

一、遊女致度望ノ者印鑑可申受事

一、是迄ノ遊女屋敷渡世ハ渾テ貸座敷ト相心得印鑑右同斷

一、藝者渡世ノ印鑑右同斷

一、是迄自力ヲ以テ藝者致居候者印鑑右同斷

右之趣區々無洩其筋ノ者ヘ可相達モノ也

壬申十月八日　東京府知事　大久保一翁

（東京日々新聞第二百四號　明治五年壬申十月九日發行）

○

藝妓ノ内養女名目ニテ年季抱同様ノ分ハ抱主ノ兩證書取上ゲ當人ハ主人ヘ引渡シ送籍差出候得共素ヨリ親元窮迫ノ餘リ金談ノ上子女ヲ身賣同様ノ所業爲致候儀ニ付今般當人ヘ引渡候テモ家内人數相增其日暮シノモノ厄介相殖養向難澁イタシ候類有之右等ハ不取敢當人ドモ致訓候藝者渡世イタシ暮方ノ一助ニモ仕度其業相望候テモ親手元ハ極貧モノ籠引同様ノ裏屋杯ニテ藝妓ノ名所モ出來兼候情有之是迄養女先等藝者様致居料理屋其外馴染深キ土地ヘ其身同居致シ相望候藝者渡世イタシ親元暮方一助ニ致度ト申立候者事實御糺ノ上一旦解放ノ御趣意貫キ候上ハ御印鑑御渡シ被下度

最初ハ養女名目ニテ抱入候女子ニテモ親元死絶當人實方ニ可便者更ニ無之類ニテ右稼相望候者ハ改テ同居人ニ致爲相願御印鑑御渡シ可被下哉

實娘之有所ヘ養女イタシ兩人共自力ヲ以藝妓致居此養女ハ内實如何敷次第無之貰請候類改テ兩人共當人望ニ依テ藝者渡世御印鑑相願候モノ御糺ノ上御渡被下候哉

靑曲朝都而遊藝指南ノ婦女稽古一ト通リノ外料理屋等客體ヘ被招藝者同様酒客ノ御相手稼致候類事實相願可申哉

右師匠ノ類客席ヘ被招所望ニ依テ自分持前ノ藝一通リヲ致シ藝者ノ所業ニ無之者ハ相除キ可申候哉

印鑑願書　別紙雛形ノ通ニテ右然哉石廉之奉伺候也

壬申十月九日　戸長　世話掛

雛形

以書付奉申上候

第何大區何小區

何町何番地

何渡世

何　某娘

【註】（朱ニテ遊女ハ場所チ極メ可願出ノ事）

た　ね

私儀此度遊女藝者稼致諸事御規則の通可相守候間御鑑札御渡御差許被成下度様奉願候　以上

壬申何月

右　た　ね

何町何番地

親か兄か　何ノ誰㊞

何町何番地

親類　何ノ誰㊞

戸長

何ノ誰殿

右相糺候處たね眞意ヨリ出願致候義ニ付奥印仕候也

戸長

何ノ誰㊞

東京府知事

大久保一翁殿

下ゲ札

書面廣々伺五通

但シ別紙雛形相下ケ候條印ノ通可取計事

寄留人并同居人等ハ本文雛形ニ準シ御取計ノ事

稼場認メ候ハ遊女ニ限リ候事

親族兩人加印ハ御規則ニ候得共父兄ノ外加印致可モノ無之類或ハ寄留人等ハ府下ノモノ一人加印ノ事

但吉原根津伺濟ヘ照準致可申

右御掛リ方御談ノ事

壬申十月九日

○

區々戸長

遊女藝妓印鑑願出候者ハ早急下ケ渡候筈ニ付明十一日休日ニ候共右願ノ分ハ無差支同日ニモ印鑑相渡候條此旨相可心得事

壬申十月十日

右常務御掛リヨリ御沙汰ニ付各區至急行届候樣御取計可被成候也

十月十日　世話掛

當番

區々戸長

先般解放ノ遊女藝妓更ニ從前ノ渡世出願候節ハ本人眞意ヨリ出願ニ相違無之段其區戸長取糺候上ハ本人出頭不致候共親族ノ内ヘ印鑑相渡可候事

但新規願出候者ハ此限ニアラズ

壬申十月十日

（明治五年十月十二日發行　東京日々新聞第二百六號）

○

前日娼妓放解ノ御布告ニテ夫々親元ヘ御引渡ニ相成各印鑑ヲ乞受ケ再ヒ娼妓渡世致之候處一夜數客ニ接スル者儘有之由畢竟政府ノ御旨趣ハ牛馬同樣ノ驅使ヲ免シムル事ナラデ野蠻ノ風ヲ化シ人倫ノ道ヲ正ンガタメ解放セラレ自主ノ權利ヲ得テ反テ貪慾ノ情ヲ放マヽニシ仁明ノ風教ニ戻リ好ンデ獸類同樣ノ振舞ヲナストハ何事ナル哉且又娼妓ノ黴毒アルハ敗精毒ニテ依人ノ精氣混集スル者蒸蒸鬱滯シテ酷厲液ヲ釀シ大毒氣ヲ發ス其毒素ト腐敗液ヨリ生ズルニ付其氣一タビ人ニ觸レバ四肢百體ヲ腐蝕セザルハ無シ是其根病一夜數客ニ接スルニ因ル然ニ今日前ノ利ニ惑ヒ己ガ身ヲ傷フ事ナラズ兼テ人ヲ傷ヒ又且御旨趣ニ違ヒ後必ズ禍ヲ受ルニ至ラン可憎又可憫ナリ

（明治五年十月二十日發行　東京日々新聞第二百十五號）

○

石川縣より報知

曩に遊妓解放の御沙汰ありし時管下金澤兩新地を始め加能兩州乃遊女屋は何れも御注意を奉體し抱への婦女は悉く親元へ差戻し中にも小枝屋清四郎、山屋清平其他大新庄屋などは新調の衣服を與へ路費を惠みて懇に送り歸したり實に山間僻地には稀なる事と賞すべし

（郵便報知新聞第四十號　明治六年二月）

解放令布告の結果

府下内藤新宿三丁目貸座敷渡世八杉彌助なる者先般解放相成りしとみへ身代金幷貸金十圓有之を同人親類藤瀬平へ差出方談判に及び強て受取たる科違令律に依り司法省に於て御糺しの上懲役四十日右金子は瀬平へ差戻し被ニ仰付ニたり

（郵便報知新聞第四十一號　明治六年三月）

○

新吉原角町二番借地中萬字屋誠三郎同町五番地前屋六太郎江戸町三丁目二十一番借地藤本屋七兵衛三人の者より會議所へ建白す蓋し娼妓解放せられしより吉原の御處置未た裁決せられす揚屋を許さるゝものあり又ゆるされさる者あり娼妓鑑札を賜ふものあり賜はらさるものあり方向一定せす過る日廓内燒亡の災に逢ひしか火災に罹りし者は御處置未た判然たらさるか故に家を作る事能はす去り迚又業を止められたる身もあらねは外に業を移すべきやふなし夫れ政府は人民の裁判を爲すものなり裁判曖昧たらは人民如何ん事業を安んすることを得んや然れども上賢明に在すいかて斯る過失あらんや深き御思慮をはしますこと明らけし此事會議にかゝりしか未た聢とせし論に至らすと云ふ

（郵便報知新聞第八十三號　明治六年七月八日火曜日）

○

此頃府下に表は藝妓と號し其實賣女同樣の所業する者各所に繁盛すると雖とも別して赤阪の土地を甚しとす茶亭吉池玉川其他の料理屋等皆座舖に同しく各客藝妓を招き僅に金一圓を以て直に閨房に伴ふことを得隨つて藝者屋なる者十八軒を限りて株守し新たに其商業せんとする者を束縛し仲間金を出さしめ以て舊株乃餘德とし然して漸く其商業を許すと嗚呼先頃非常の政典を以て娼妓等解放の良法に浴し各幸福を得ると雖とも今日の勢ひ殆んと舊年に倍すと藝妓にして三絃の技を賣らす却つて淫濫の色を鬻く甚た前の政典に戻れりと云へし戸長等宜しく注意して不日に此惡弊を一洗ありたきことなり

（郵便報知新聞第百四十七號　明治六年九月二十四日水曜日）

○

嚮に娼妓藝妓解放乃御布告以來一時離散し然る後自分稼貸

座舗等乃御規則に基き一旦廢業せし道中飯盛賣女ち一宿に四五人乃至七八人稍增加可致の折柄縣下濱松宿に於て會社病院設立有之管內娼妓は不殘妓に於て黴毒檢査の方法立させられ御告喩により忽然是を恐れ悉く廢業病院に於て檢査可致乃趣意も又隨て空しく自今本地にたて娼妓の輩は斷然無之景況に至り文化開明の日小學區々に開校生徒日々に盛にして旣に有害無益の弊を除き安閑惰逸の輩なからしむるは誠に皇國の一大快事と可稱處豈計らんや此頃亦娼妓蹈の數名共蹈一時孝義に出ると雖ども共實從來遊惰の習ひ性となり且廉耻を知らざる者か然り而して英國龍動の如き開化地球上に卓越すると雖も密に婬を賣るの輩も又不尠と聞是を以て之を思ふに土地乃繁榮をなす一つに惡弊も又盡く除くへからざるの理あらんか當日我朝本居翁の歌に曰く

吉事に禍事いつく禍事に吉事いつく世間の道

とあり去れは世間の情態都て如斯もの歟予固より井蛙の見にして是を決する能はす依て江湖乃君子に質す者は遠江見附の驛柴の戸に潜む齋某

（郵便報知新聞第百九十七號　明治六年十一月二十三日土曜日）

神託の祟りで杖刑（明治五年十月）

山形縣より報知

同縣管下羽前國最上郡及位村農助太郎養子甚藏と云るもの明治巳年同國秋田大平山參詣の行者へ一宿を惠みけるが翌年年夏同村にて右行者に再會したるに昨年の報謝とて神號らしき物を記したる紙をあたえて申聞るにはこれは大平山大天狗眞筆にて秘する品なれど授くる間大切に守護し尊崇せば百難を遁れ萬福來集すべしとて立別れけるが甚藏共詞に迷ひ猶悪心生し其後近隣の者と畑作に出て俄に眩暈したる體になし暫時休足して申けるは今音樂の響聞ゆるは人々の耳にはいらぬ歟と事ありけに起上り杉の枝に神々の顯現しるふなりとて共邊の流水に浴し直に樹下に拜伏し神託ある體に見せ村に歸り百方妄言し守札等を諸人にあたへ賽物を貪り取り追々愚蒙の小民共說に迷ひ大に流布せしが當今甚藏儀縣廳へ召捕らはれ糺問の上杖刑に處せられたり

（郵便報知新聞第二十二號　明治壬申十月）

風俗に關する布告（明治五年十月）

今般府廳ヨリ重ネテ左ノ禁令アリタリ

一人車牽或ハ日雇稼ノ者ハ勿論家屋中タリトモ人目ニ觸レ候所ニテ裸躰又ハ半身ヲ露ハス事

但襦袢ヲ着シ股引無レ之或ハ帶ヲ着ザル者ハ半身ヲ露ハスモノトス

一、湯屋浴場ニ於テ小便致シ候事

一、湯屋戸口明ケ置浴場人目ニ觸候事

一、同二階ヨリ裸躰ニテ往來ヲ見下ケ候事

一、店先ニテ往來ニ向ヒ小兒ニ大小便ヲ爲致候事

一、下駄木履ノ着ケ或ハ股脚ヲ露ハス乘馬之事

一、馬車人力車等ノ上ニテ兩股ヲ露ハシ候事

一、人力車牽ノ者往來人ニ向ヒ强テ乘車ヲ勸メ雜言等申出候

（明治壬申十月新聞雜誌　第六十六號）

切手代用の百文（明治五年十月）

府下三河町三丁目十一番借家鈴木半右衞門と云るもの驛遞寮郵便役所に雇はれ日々書狀を配り又は集る人なりしが先頃入船町の郵便箱を披き集めたる書狀の中に切手を張らずして錢百文を結び付けたる書狀ありしを見て竊に其錢を奪ひ取り其書狀には既に消したる切手を張り置き數千の書狀に雜へ差出せしに直ちに寮中にて露見し之を吟味せしかば有りの儘に白狀せり故に司法省に引き渡され杖六十の刑に處せられたり其所爲は誠に惡むべく憫む可しと雖も畢竟金錢を見受けしより惡き心を生し罪に陷りしなり斯る例は是のみならぬ事なれば兼て金錢を封し差出す事を禁じ置しは是等の事をも亦慮ればなり是より後書狀を差出す人々能く郵便規則を心得て書狀を差出しなば人の惡き心を生して罪に陷る事も無かるべし人々宜く心得有りたき事なり

（郵便報知新聞第二十三號　治明壬申十月）

ラシヤメンの兄弟（明治五年十月）

外國新聞抄譯

外國新聞に云く或る洋人神戸にて元穢多の娘なりしを妾として愛し居たり或る日本人親しく其洋人と交るに從ひ之を知

り一日夫婦連にて洋人の宅に行き洋人に向ひ君が妾は穢多の娘なり斯る穢しき女を愛する君とは思はざりき我窃に君の爲に之を恥づと嘲りしかば洋人莞爾と笑ひ吾が妾は君の妻よりも餘程美なりと答へければ日本人大に赤面して去れり又云く或る日本人、洋人の日本の少女の手を携へ同行して有を見て之を賤み彼の女は「ラシヤメン」なりと言ひて笑ひしかば洋人之を聞き亦大に笑ひ汝は「ラシヤメン」の兄弟なりと云へりとぞ

（郵便報知新聞第二十四號　明治壬申十月）

觀音狂の捕縛 （明治五年十一月三日）

千住より來りし人の話に武州草加在農某なる者母重病の由にて淺草寺觀世音へ祈誓せしに或る夜夢ともなく現ともなく枕上に菩薩顯れ汝母の病を癒せんとせば春來松本喜三郎が作れる生人形中谷汲觀音の下に清水あり之を汲て病者に與へよと不日にして驗あらんと目覺れば唯曉鐘鷄鳴耳に遮るのみ也夫より翌日彼小屋に至りて故を語りて谷汲觀音の下を見るに清水ならずと雖も果して水あり某歡びて汲取持歸りて母に與へしに忽ち快氣に至りしとて近傍へは赤飯を配りて觀音の靈驗あるを告げ又其來由を上梓して生人形の小屋に於て散らし其身男善子の赴きを示せしも其詐僞發覺して遂に御捕へと相成し由

此者我愚に比して倚人を誑惑せんと斯る拙劣の詐僞をなす彼谷汲觀音の下は音羽清水寺の舞臺をせり出させん爲濕地を掘たるなれば水あるは必定也然るに倚此愚計に迷ひて却て之を信ずる者ありと歟蒙昧の甚しきと言ん是畢竟敎化の普ねからざる所以ならん是等の徒必ず敎無んばあるべからず

（明治五年拾一月三日發行　東京日々新聞第二百二十六號）

改暦の喜悲劇 （明治五年十一月二十七日）

前項の如く明治五年十二月三日を以つて明治六年一月一日と改暦された爲め玆に困つたのは十二月朔日と二日の兩日である。たとへ兩日の存在と謂へど官吏には等しく一ケ月分の月給を支拂はねばならない。が僅か二日間で一ケ月分とはやりきれないと云ので同十一月二十七日左の如き奇怪至極な布告を公示して二日間と一ケ月の月給をオミツトして了ふた。

布告

當十二月之分は朔日二日右兩日分ノ給ハ不被下

尤傭人外國人月給約定舊暦ヲ以取極候分ハ諸官員同様タル可ク年報ノ分ハ右ニ準シ月割ヲ以差繼キ殘リ年月ハ改正新暦ニヨリ條約改定渡方可取計事

明治五年十一月二十七日　　大政官

而かも十二月朔日二日の兩日を今十一月三十日三十一日とすと決められたので、全く明治五年には十二月と云ふ月がないことになつて了つたのである。

一方、此の布告のために、人民共の驚きも一通りでなく、十一月から一足飛びに翌年の一月になつて了つたので、大晦日の支拂ひに番狂はせを生じ、例へば日要新聞第五十七號の如きに見ても「昨日は師走の朔日なるに明朝は天朝のお正月とかやさすれば今二日の内に三十日分の働きせねばならぬ譯ぢやがとても及ばねば我等には矢張り徳川の正月がいい」などと。恐らく此れが當時の人々の聲であつたらう。

太陽曆の始（明治六年一月一日）

改曆の詔（明治五年十一月九日）

朕惟ふに我邦通行の曆たる太陰の朔望を以て月を立て太陽の躔度に合す故に二三年間必す閏月を置かさるを得す置閏の前後時に季候の早晩あり終に推步の差を生するに至る殊に中下段に掲る所の如きは率ね妄誕無稽に屬し人知の開達を妨るもの少しとせす蓋し太陽曆は太陽の躔度に從て月を立つ日子多少の異ありと雖も季候早晩の變なく四歳毎に一日の閏を置き七千年の後僅に一日の差を生するに過きす之を太陰曆に比すれは最も精密にして其便不便も固り論を俟さるなり依て自今舊曆を廢し太陽曆を用る天下永世之を遵行せしむ百官有司其れ斯旨を體せよ

○

一、今般太陰曆を廢し太陽曆御頒行相成候に付來る十二月三日を以て明治六年一月一日と被定候事

但新曆鏤板出來次第頒布候事

一、一ケ年三百六十五日十二ケ月に分ち四年毎に一日の閏を置候事

一、時刻之儀是迄晝夜長短に隨ひ十二時に相分ち候處今後改て時辰儀時刻晝夜平分二十四時に定め子刻より午刻迄を十二時に分ち午前幾時と稱し午刻より子刻迄を十二時に分ち午後幾時と稱候事

一、時鐘之儀來る一月一日より右時刻に可改事

但是迄時辰儀時刻を何字と唱來候處以後何時と可稱事

一、諸祭典等舊曆月日を新曆月日に相當し施行可致事

太陽曆　一年三百六十五日閏年三百六十六日（四年毎に置く）

一月大	三十一日	其一日	即舊曆壬申	十二月三日
二月小	二十八日閏年二十九日	其一日	同癸酉	正月四日
三月大	三十一日	其一日	同	二月三日
四月小	三十日	其一日	同	三月五日
五月大	三十一日	其一日	同	四月五日
六月小	三十日	其一日	同	五月七日
七月大	三十一日	其一日	同	六月七日
八月大	三十一日	其一日	同	七月九日
九月小	三十日	其一日	同	八月十日

十月大	三十一日	共一日	同	九月十日
十一月小	三十日	共一日	同	十月十二日
十二月大	三十一日	共一日	同	十一月十二日

大小毎年替る事なし

時刻表

零時 午十二 子刻	一時子半刻	二時丑刻	三時丑半刻
四時 寅刻	五時寅半刻	六時卯刻	七時卯半刻
八時 辰刻	九時辰半刻	十時巳刻	十一時巳半刻
十二時 午刻			
一時午半刻	二時未刻	三時未半刻	四時申刻
五時申半刻	六時酉刻	七時酉半刻	八時戌刻
九時戌半刻	十時亥刻	十一時亥半刻	十二時子刻

右之通被定候事

壬申　十一月九日　太政官

（明治五年十一月發行　太政官日誌第九十五號）

○太陽曆月令大略

一月五日　蠟梅香ヲ放チ茶ノ花開雉子始メテ啼
同十四日　滿月
同二十日　大寒
同　椿咲クチナシノ花開キ氷アツシ
二月四日　蘭香バシ桃櫻始テ葩出ル
同十二日　滿月
同十八日　路傍ノ草青ム雁歸鶯啼
三月五日　草木萌ヲ發ス梅滿開
同十四日　滿月
同二十日　玄鳥來櫻桃開雷聲ヲ發ス雀始テ巣フ
四月五日　八重櫻花サカリ虹始テ見ル山吹ヒラク
同十三日　滿月
同二十日　萍始テ生ス桐花サク
五月五日　蚯蚓出ル杜若咲ク牡丹芍藥咲
同十二日　滿月
同二十日　茶ヲ摘ム杜宇啼藤花菖蒲咲く
六月六日　合歡花開キ榴花咲ク

同十一日　満　月
同二十一日　蟬始テ啼ク百合葵咲ク
七月七日　蓮花開キ蟋蟀（キリギリス）生ス
同十日　満　月
同二十三日　大　暑
同　　腐草螢ト生シ水鷄啼ク
八月七日　涼風至ル羊蹄（ギシ）咲ク
八月八日　満　月
同二十三日　木槿咲ク蓼花紅ナリ
九月九日　満　月
同八日　雁來リ苫
同二十三日　雷聲ヲ收ム蘋開キ蟄虫戸ヲ閉ツ
十月六日　満　月
同八日　鮎サビル樹々色ツク
同二十三日　菊咲キ木ノ實熟ス
十一月五日　満　月
同七日　木葉落チ水始テ氷ル
同二十三日　虹是ヨリ見ヘス芦萩ミナ枯ル
十二月四日　満　月
同七日　枇杷ノ花綻フ松柏秀ツ
同二十二日　鹿角落ル蜂蝶蟄ス

（明治壬申十一月新聞雜誌　第七十一號）

仇討禁止令（明治六年二月七日）

人ヲ殺スハ國家ノ大禁ニシテ人ヲ殺ス者ヲ罰スルハ政府ノ公權ニ候處古來ヨリ父兄ノ爲ニ讐ヲ復スルヲ以テ子弟ノ義務トナスノ風習アリ右ハ至情不得止ニ出ルト雖モ畢竟私憤ヲ以テ大禁ヲ破リ私儀ヲ以テ公權ヲ犯ス者ニシテ固ヨリ擅殺ノ罪ヲ免レズ加之甚シキニ至リテハ其事ノ故誤ヲ問ハズ其理ノ當否ヲ顧ミズ復讐ノ名義ヲ挾ミ濫リニ相搆害スルノ弊往々有之甚以不相濟事ニ候之依復讐嚴禁被仰出候條今後不幸至親ヲ害セラルル者於有之ハ事實ヲ詳ニシ速ニ其筋ヘ可訴出候若無其儀舊習ニ泥シ擅殺スルニ於テハ相當ノ罪科ニ可處候條心得違無之樣可致事

明治六年二月七日　太政官

（東京日々新聞第二百八十五號　明治六年二月七日）

奇拔な誓文奉納

（明治六年二月二十五日）

今廿五日深川東仲町吉祥院内成田不動尊旅宿賽錢箱前に左の通りの額二面ありしと也

奉　納

明治六酉年二月廿日

私事宇多吉と夫婦の約定を致候、然る上は右宇多吉を私一代の内に本妻に致候、然る上は外に女を拵る事一切禁ず。

卅七歲男　定　吉

奉　納

明治六年二月廿日よりうし年五ヶ年迄の間定吉より外に男をきんじ奉り候

廿三歲女　歌　吉

右男女の願意を見るに男は終身他の婦を禁ずとあり女は五ヶ年外人を禁ずとのみ、然れば五ヶ年の後他男に通ぜんと豫め期したるものと覺ゆ定吉既に歲三十餘歲諺に云分別盛り方今材能有者は平民と雖官途に列するも難からず。然るを一婦の爲に惑溺し右額を不動の寶前に捧げて我愚を衆人に示さんと爲す實に嘆息の至りならずやと一老夫大に嗟嘆なせしに、

或人曰西洋各國にては男女各始め相想ふて之と私通し後敎師を立て偕老同穴の約を爲すと此男女之に倣ひ明王の照覽を請ふて生涯の約をなせしか。然れども女のみ五ヶ年の後とあるを見れば又此の類ひとも大に異り嗚呼斯る民を諭示なす、官吏の苦配以て知るべき也と云々

（東京日々新聞第三百號　明治六年二月）

○

安田某論說

東京日々新聞三百號に載せたる深川成田不動へ納めし男女私約の額の事に付其評論中に西洋各國にては男女相想ふて之と私通し後敎師を立て偕老の約をなすとあるは甚しき誤りなり抑男女私通は政俗半開の國と雖も必ず禁ずる所なり況や文明の國民に於てをや元來男女其情相好する者夫妻と成るは天理にして傍人これを强るは勿論互ひに其平生材質を知らず路人の如きもの婚姻するは自然の道に非ず故に西洋にて夫婦と成るは其始め男女相想ふ者あれば公然親友の如く相交り能く其平生材質を明かにし終に偕老を欲するの意互に決し而後各父母に告け官に鳴らし敎師に請ひ婚姻するを通例とす但歐

米各國配を擇ぶの年期に定めありて少年の男女猥りに婚姻するを許さゞるなり依て玆に其誤りを辨ず

（郵便報知新聞第四十四號　明治六年三月）

押賣嫁の續出（明治六年三月六日）

靜岡縣管下戸長平岡某より深川和倉住武田某へ來書に云頃日徵兵檢査として東京より官員出張せられ駿東富士兩郡の徵兵靜岡に於て檢査ありしに何者が云觸しけん此跡は未だ緣付ざる處女十三歳より廿五歳まで不殘樺太へ送らるゝの說あり是に於て岩淵より倉澤迄の間沸騰し富士川以東も騷動一方ならず、既に吉原驛より靜岡驛へ人力車にて押賣の嫁三人程有たり、夫より同驛も大にさわかし、依之驛內可然人物を呼出し懇に說諭なすと雖尙押賣嫁押付嫁等所々にありと實に愍然の至りなりと云々。

（東京日日新聞第三百八號　明治六年三月六日）

○

諺に運と果報は寢て待てとは陰騰ありての事なるべし、玆に一奇話あり栃木縣下佐野川村に百姓代の舊農小山三平と云ふものあり俠氣ありて人の急に赴き難を解く事を好み、最も婚姻の媒妁を周旋する恰も病癖の如く發狂の如し、一日之なき時は悒々たり、婚姻の事を聞や數里の山坂絕境の澗溪を厭はす、訪問口入して身力を惜まず自ら貲財を周濟し勉めて其事の熟するを以て樂しみとする旣に二十年なり、爲に有金を拋擲し家道も衰落て田園も悉く質地となし、寥々として折挠く柴の戸に寢て暮すより外なきに豈科らん徵兵令下りて無妻二十歳の壯夫を募られ又朝鮮征伐に遣はさるゝ由妄說流行して無智の民心驚騷一方ならず急に婿にやり其苦を免れんとする夥し然て當村の富人某に二十歳の仲丁あり此騷に駭き夫婦相談しけるは果して擇に充らは如何なる憂目にや遭はん生死のほとや知らん寧ろ婿に遣ろこそ上分別なれ幸に三平は門閥にして耻からぬ家柄かつ子なければ究竟なりと則持參金百圓にて婿に遣らんことを媒妁を以て談いれけるに三平昂然として不肯二百圓ならばと云ひ漸く百五十圓に貶て事熟ひぬ時に又甲州郡內に惡說流行し十七歳の女は御用にて西洋人の種を取らすと唱出し是も又騷動して家資の應不應に關せす婚姻の結約日に幾許なるを知らず、玆に一富人の女を持てるあり三

平の門閥なるを聞持参金百五十圓にて其娶にならん事を望む三平乍ち得心して婚を結び纔か五六日の間に合せて三百圓をかめ俄かに質地を受戻し俄に元の富家に至れりと余之を聞信ぜざりしが、友人吉野某彼村に淹留中直ちに三平に面晤し實否を詢せしに三平踊然として我程運の好き者はなしと股を打て悦けるとぞ。

閑眠散人筆

此を寄送る人評して曰く三平の媒妁は心切上より出るなり故に天意に協ひ如此大徼幸を得しなる可し世の彼を誘き此を謀り務めて利の爲に奔走する徒は寢ても醒ても同し夢なるべし。

（明治六年三月發行　日要新聞第六十八號）

○

過日來募兵令被仰出しに我國と朝鮮との隙ありて寅年の男子を徴して兵と爲し朝鮮に役せしむると、是に於て其年に當りし者の父母大に患苦を生ぜしに付貴社新聞に是を解諭せり然るに此項又一の虚說を傳ふ當年十三歲より二十歲に當れる娘を外國に役せしむると因て壯年の婦女俄に媒妁を賴みて縁談を促し或は剃眉染齒して之を辭せんとなすあり、是兼て製絲盛大に至る爲熟練なさしむる樣との御趣意に反するのみならず人に苦惑を抱かしむる幾許ぞや、然りと雖も村に不學の戸なく家に不學の人無からしめば右等の妄說信じて周章せんや故に正副戸長豪富有志の徒をして官費を仰がず學校を設けて朝旨を奉戴あらん事を請ふ。

（東京日々新聞第三百二十號　明治六年三月二十日）

外國人との婚姻許可（明治六年三月十八日）

自今外國人民ト婚姻差許左ノ通條規相定候條此旨可相心得事

一、日本人外國人ト婚嫁セントスルモノハ日本政府ノ允許ヲ受クベシ

一、外國人ニ嫁シタル日本ノ女ハ日本人タルノ分限ヲ失フベシ若シ故有ツテ再ビ日本人タルノ分限ニ復セン事ヲ願フ者ハ免許ヲ得能フ可シ

一、日本人ニ嫁シタル外國ノ女ハ日本ノ國法ニ從ヒ日本人タルノ分限ヲ得ベシ

一、外國人ニ嫁スル日本ノ女ハ其身ニ屬シタル者ト雖モ日本

ノ不動産ヲ所有スル事ヲ許サズ、但シ日本ノ國法幷ニ日本政府ニテ定メタル規則ニ違背スル事ナクバ金銀動産ヲ持携スルハ妨ゲナシトス

一、日本ノ女外國人ヲ婿養子ト爲ス者モ亦日本政府ノ允許ヲ受ベシ

一、外國人日本人ノ婿養子トナリタル者ハ日本國法ニ從ヒ日本人タルノ分限ヲ得ベシ

一、外國ニ於テ日本人外國人ト婚嫁セントスル者ハ其國或ハ其近國ニ在留ノ日本公使又領事ハ官ニ願出許可ヲ乞フベシ公使及ビ領事官ハ裁下ノ上本國政府ヘ屆出ベシ

明治六年三月十四日　太政官

（東京日々新聞第三百十八號　明治六年三月十八日）

○

自今外國人民と婚姻差許左の通條規相定らるるの旨三月十四日御布告ありたり

一、日本人外國人と婚嫁せんとする者は日本政府の允許を受くべし

一、外國人に嫁したる日本の女は日本人たるの分限を失ふべし、若し故有つて再び日本人たるの分限に復せんことを願ふ者は免許を得能ふべし

一、日本人に嫁したる外國の女は日本の國法に從ひ日本人たるの分限を得べし

一、外國人に嫁する日本の女は其身に屬たる者と雖日本の不動産を所有することを許さず但日本の國法並に日本政府にて定たる規則に違背する事なくは金銀動産を持携するは妨けなしとす

一、日本の女外國人を婿養子と爲す者も亦日本政府の允許を受くべし

一、外國人日本人の婿養子となりたる者は日本國法に從ひ日本人たるの分限を得べし

一、外國に於て日本人外國人婚姻せんとする者は其國或は其近國に在留の日本公使又は領事官に願出許可を乞ふべし、公使及び領事官は裁下の上本國政府へ届出べし

（明治六年三月發行　日要新聞第六十七號）

汽車の窓から小便（明治六年三月）

新吉原江戸町一丁目三十四番地借地増田増吉と云者鐵道汽車に乘り運轉中小用いたし右科鐵道犯罪罰例に依り贖罪金拾圓申付られたり（日要新聞第六十九號　明治六年三月發行）

【註】ても高價な罰金なることよ

○

府下第五大區十二小區新吉原江戸町一丁目三十四番借地荒物渡世増澤政吉なる者商用にて横濱へ到らんと新橋より午後三時の汽車に乘しが乘車前に厠へ至らんと思へる内發車の期來るに付其儘乘込たりしが彌便氣堪へ難く既に其場へ漏すべき體なるに付止を得ず乘車の窓より小用致せし處鐵道寮官員に咎められ遂に東京裁判所へ送致せられしが則左の通御處分ありたり

申渡し　増澤政吉

其方儀鐵道汽車ニ乘リ運轉中小用致ス科鐵道犯罪罰例ニ依リ贖金拾圓申付ル

（東京日々新聞第三百四十三號　明治六年四月十五日）

奇女出産（明治六年四月）

函館より報知同所地藏町五丁目佐藤末吉の妻出産して一女を設けたるに其形體奇異にして前に一種の陰囊に似たる者あり醫生これを切斷するに骨なくして只白色なり肉厚一寸或は二寸の處ありて内に鷄子白の如きもの又卵黄に似たる粘液ありと豈怪ならずや

（郵便報知新聞第四十八號　明治六年四月）

奇怪な迷信犯罪（明治六年四月九日）

愛媛縣下伊豫宇和郡久良浦農新九郎悴淺七なる者一朝鼻準に纎細の瘡疾生發するを以醫に就き治療を請たり、然るに此の醫未練の者なりけん汞劑の薫藥を與へ之を服すれば俄項腦みを生じ神經の機關を感動し瞳孔散大にして神識擾亂し突然空言を發し恰も風漢の如く又狐狸に蠱魅せらるゝ者の如し是に於て僧空海の開創地平城山觀自在寺に來り和尚高玄なる者に疾病の禱治を乞ひ病體を說く事一遍高玄則ち諸主の痴愚に際し妄りに狐狸の業なりと示せり、父新九郎其他親族等も愚

にして高玄が虚言を信じ頓首再拜して其蠱魅を免るゝ法術を請ふ、高玄手を拍ち喜諾して云く辱くも弘法慈尊秘密の祈禱を以熏燎せば如何なる狐狸の妖怪なり共洗除せん事影の鏡に寫るが如しと、やがて黄みたる枯松の枝葉を持ち來り病者淺七を裸にし手足を扼りて少しも動かさしめず而して火を縱ち病者を熏燎すと云り其有樣世人鷄を割んとして毛羽を燒くに異らず病者苦痛に絶ず悲聲を發する事數回父新九郎以下一族手を袖にし之を見るに忍びず、高玄に請て曰く、早く其度を得ば宜らく寛め給はれよとありしに和尙叱つて曰予此人に怨み有つて熏燎するに非ず、即ち蠱魅せる狐狸を熏燎なせる也若是が爲に此人死せば誓つて我四體は勿論梵寺に至る迄一灰となす共僧が罪障逃るべからずと是に於て新九郎一族確然と其誓言を信じ意を決して自ら安んじ毫も疑ふの念なし高玄又身を起し本堂に入り所謂獨鈷を携へて出で來り是は則ち上古大慈尊弘法大師用ゆる所の貴玉物也と臂を張力を揮ひ突擊する事幾んど半百病者益哭泣し遂に肉破れ骨見はれ鮮血疊を浸すに至る、泣聲漸く靜まるに及んで地に倒れて絶命せり新九郎一族涕袖を絞り蘇生を天地神祇に禱れども詮なし、憐む可し一個の壯漢高玄が獨鈷の下に鬼となれり然るに高玄聲を勵し汝等高名の良醫人命を損す、今男子死了する者は我突擊の爲ならず、即定業のなす所なりと、新九郎聽得て勃然と憤怒し實僧無禮也吾必ず淺七の爲に讐を復し寸斷して其肉を食はんと、血涙更に止らず、一族大に諫めて曰く今實僧を殺す時は一時の怒は散ずる共恐らくは淺七が佛果を得るの障碍たらんと、新九郎此語に因て漸く怒りを解くと雖愁傷慟哭して云べからずと也、然るに數日を經て後高玄縣廳に引れて縛に就しと云り

新九郎一族の蠢愚固より論を待ずと雖も高玄の罪天地容るべからざる所也、僧侶は苟も衆人を濟度するの任にして假令病客熏燎禱治を乞ひ獨鈷の叮嘖を依賴すとも宜しく義理を解説し闇愚をして開明に至らしむるを以其職掌となすに非ずや新九一族愚弱にして彼を許す共天網恢々疎にして不洩遂に修羅の獄中に繋がる尙世人此他實僧の異説を信じ兇水符等の爲に病者の藥治を禁ずる如きは慎まずんば有べからず

（東京日々新聞第三百三十八號　明治三年四月九日）

通夜の參籠所實は男女の待合所（明治六年五月六日）

山梨縣下八代郡第十二區市川村字平鹽と唱ふる所に稻荷の社あり。人呼で正木稻荷と云然るに昨壬申の年三月頃右稻荷の地續きに住居せる鈴木德右衞門と云る者の庫中に見馴れざる厨子ありとて其扉を開き見れば豈圖らん正木稻荷の神像なり、且驚き且喜び近隣へも之を披露し又同村出張廳へ屆出しに何等の目的ありしや封印の儘同人へ下渡され大切に秘し置よとの差圖なる由是より此噂近傍に高く鈴木が庫中に正木稻荷天降りたりとて遠近より衆庶群參し誰云となく此稻生を信ずれば諸病の平癒疑ひなしと一犬虚を吠しより萬犬實を告るの習ひ參詣の人日に加はり甲は眼病乙は足痛丙は疝癪丁は痰喘と稻荷は恰も流行醫の如く漸次諸講中等も出來同村闕部廣藏二宮品右衞門内藤岩吉抔云る者を先達と唱へ毎夜男女入交りて神勤怠りなし蓋し先達の三名は病者あれば祈禱を行ひ咒を唱へ之を日夜の勤とせしが遂に昨十月巨大の參籠所を造營し爾來夜々の參籠夥しく甚きは年頃の婦女多く此通夜にて私緣を結び偏に稻荷の御引合せと歡べり、是が爲青年輩も亦信者となり毎夜の參籠夥しく此堂宇をして待合所の體裁をなし愈々盛大を極めたりしが縣廳頃日其堂祠を閉鎖し祈禱の要具等を悉く引揚げ彼先達三名は裁判所に於て御調べ最中なる由

（東京日々新聞第三百六十二號　明治六年五月六日）

藝妓のストライキ（明治六年五月二十三日）

府下高輪南町住伊勢屋なる者高利の金を貸し一の活業とせるか品川驛の商政木屋なるものと奸利を貪收せんため遊樓五名を欺き同驛藝妓輩の俗に玉代と云へるものより多分の費銀を出さしめんとす是に依て步行新宿なる藝妓殘らす休業し相議して云稅の公則すら未た定らすして今多分の費銀を出す謂れなしと遊樓等猶强て之を談す藝妓きよ其奸曲なる以て大に論議せしかは憤りて彼か營業を差止たるに衆妓益沸騰せり然るに貪慾の輩猶飽すして衆妓の業をも拒みて本月十五日より七日の間休業に及ひたりと

（郵便報知新聞明治六年六月廿三日　第七十二號）

大食漢の絶命理由 （明治六年五月二十三日）

茨木縣管下第十三大區一の小區髙柿村農矢部彦介と云る者本年五十六歳平生大食するを一藝と心得し白痴なりしが其友人一朝雜談の餘り彦介に云て曰く余が知己某は往年少壯の日相州大山へ參詣なせし時もち米五升を赤飯となし即座に三升を食ひ殘り二升は齎(もたらし)往復始終之を食つて他物を食はず、其豪腹足下に勝る事數等也と彦介此一語を殘念とや思ひけん、本月四日鎭守祭典の宵宮に際し蕎麥切三升を製し忽ち之を食ひ盡し又翌日早天もち米一斗一升を舂(つか)せ延餅十一枚となし此內六枚を食し又友人に之を語り凡そ大食の者滿天下我右に出る者あるまじ、何ぞ赤飯三升を食ひし者の類ならんと自負せしが其夜俄に殞命せり因て近隣の者訪ひ來りて死體を見るに臍腹恰も河豚(フグ)の如く色紫斑を露はせり其醜體言語に絶せりとなん或は云蕎麥は其性寒也もちは其性熱也是寒熱を合食せし故ならんと按ずるに茶たりとも如斯過料に食せば其害ある必すと云ん壯年輩動もすれば賭食(カケグヒ)と號し故ナキ暴喰なす者あり愼まずんばあるべからず

（東京日々新聞第三百七十七號　明治五年十一月廿三日）

化石佛の話 （明治六年七月八日）

先頃靜岡縣の人某の蝦夷地より持來りし石を化石佛と唱へ老幼を欺むき布施金錢を貪りたるより府廳より沙汰ありて是を打摧(うちくだ)かれたる由實に愚民の眼目を新たにするの明裁なり然るに尙此頃燈籠佛と唱ふるものあり信者これを持ち其輕重により吉凶禍福をトするなりと是亦化石と一般にして謂れなき事なれは近日官裁あらんこと必せり

（郵便報知新聞第八十三號　明治六年七月八日火曜日）

發作的自殺 （明治六年七月十四日）

武藏國入間郡大井村の農小實庄左衛門悴林藏なる者（年齢十九歳）去十一日新吉原江戸町一丁目大口樓の娼妓政山を聘し遊興の餘り政山小雪藝妓ひやく、なを、はしを携へ山谷町割烹店重箱へ行き酒食せしが各鬱情(うつじやう)を散し愉快を盡し勘定を拂ひ共に歸らんとせし處彼林藏突然懷中より短刀を取出し腹へ突立相果たり何の仔細にてかくの振舞をなせしや知らされと此不思議の死際なり其時娼藝妓の駭(おどろ)ひて狼狽(うろたへ)奔走せしさま

思ひやられたり死骸は實父庄左衛門へ引渡しなりたる由

（郵便報知新聞第八十八號　明治六年七月十四日月曜日）

啞の判決は片假名也（明治六年八月二十七日）

トウキヤウダイ、チダイクハチシヤウクミナミコンヤチヤウ、マレトウジヤドナシ　ヘイキチ

ソノホウギヌスミイタシロクヂウタ、カレソノ、チフクタ、ビヌスミイタシトラワレルセツヤマヒモチユヘキンゴク三十ニチニシヨセラレル、ミブンニテナヲマタオ、カンニオイテオ、ヲイニンノフトコロノキンセンヌキトルゾウキンイチエンヨノトガセツトウリツニヨリチヤウエキ七十ニチモウシツケル

此者啞にして且跛なれば申渡を假名書にて當人に讀ませられしとなり

（郵便報知新聞第百二十五號　明治六年八月二十九日）

神佛利用の惡婆の話（明治六年九月九日）

過日來下總國矢切邊に住す不動婆アとか稱し明王乘移りて吉凶善惡を告るとて愚俗大に之を信ぜしが府下淺草瓦町元尾州邸跡新開町なる商山田某と云る者も大に此婆を信じ米穀其他の賣買皆婆の指圖に隨ひて行ひしが買ば下り賣れば上り悉く齟齬して損金三千圓餘に及べり然るに管店藤助なる者忠志廉直の性なるを以件の婆を大に忌み時として主人山田へ忠諫なせしが山田飽迄妖嫗に蠱惑せられ忠諫を用ひず妖嫗夙に是を洩れ聞或る時山田某に向ひ明王の乘移りし體にて山田氏を叱り汝我を信ずると雖も心善からぬ手代あるを以て汝が昇運を障碍せり速に彼手代を追出さば損金直に挽回すべしと山田此時漸く之を疑ひ其指圖に應ぜざりしが藤助も亦之を洩れ聞如何樣にも妖婆の出入を避んと一策を設け或時彼婆アに向ひ僕年來胸に病あり然る處此節惱み強くして身體しびるゝ如し御祈禱願度候とありしにバヽア速に諾ひやがて祈禱に取かゝり例のごとく明王乘移りし體にて汝不忠者永く主家を掠奪す明王其奸を憎んでかなしばりとせり速に先非を悔て當家を脱せば其苦痛を助くべしと時に藤助怒つて曰く汝詐言をかまへ衆人を蠱惑し主人を欺きて數千金を散ぜしむ我詐僞の現然たるを主人に見せて證とせんと僞を以て汝を欺むけり我固より

身體健毫も病ひあることなし焉んぞかなしばりならん立て疊を踏む事二三回して是に於て婆ア答る詞なく赤面して逃走し山田氏も始て夢の覺たる如く後悔ほぞを嚙めども詮なかりし

占方覡ひ杯唱へ縁談の善惡諸願の成否甚敷は病者の藥用醫の方角を指等の者往々あり愚人も亦之に依賴し或は貴重の生命を禍ち或は山田の如き數金を散ずる有是いまだ教の普からざるに因り藤助の如きは實に文明の民たり人之を監みよ

（東京日日新聞第四百七十五號　明治三年九月九日）

天狗の難で呪文を免れる （明治六年九月九日）

岩代國飯豊山は羽越に跨りて名高き山なり四時雪消へす七八月に至て山麓稍雪解す此時に當て三國の人民は勿論常陸上野下野群を成して參詣す土人の諺に云此山に登る者各自己の村社に一七日參籠し晝夜垢離をとり懺悔々々云々の祝文を唱へ而後登山す米を齎し行て是を撒き念佛を申す斯の如くせざれば天狗に淩はると言傳ふ或は垢離を取り行を成すと雖ども惡人は必ず天狗の畏れ有りて行をするを愼密魚肉を食せず又抱腹すべきは七日の行を勤めて登山す可きを十日行に就きし者あれば其者より三日の過行を借りて登山する者あり扨其景たるや巉巗嶇崎三橋と名付し所に至れば時として白日晴天瞬く間に變し雷霆眼下に起り雲霧足下より吹上げ若一歩を誤れば乍ち幾百仭とも知れぬ深谷に墮落す此變に逢ふ者魂ひ飛氣奪はれ顚跌して行衛知れざる者往々之あり之を天狗にさらはるゝといふ實は天狗の所爲に非ず去明治三年縣廳より指令ありて大權現の號を廢し飯豊山神と改稱ありしより祝文も從て改りたり嗚呼人斯る危嶮に臨み若顚跌に至らば遺體を傷ふのみならず身死して天狗に害せらるゝの惡名を傳へ不孝の罪大なるに非ずや今日開化の民たる者爰に注意有こしと貴社に報じて早く活版を煩すを冀望す岩代國河沼郡野澤村宿小學校

（郵便報知新聞第百十五號　明治六年九月九日火曜日）

皇子御葬式の當日
狐狸太鼓三弦にてさわぐ （明治六年九月廿八日）

箭弓稲荷の怪

市ケ谷佐内坂に住せる東京府貫屬某激して人に語つて云本

月廿五日は故皇子御葬式と聞永田街の路傍に跼り御行列を拜し數ならぬ身も胸ふさがり紅涙襟を潤し恐れ恐れみ歸宅の途中番町を過りしに或屋敷にて太鼓三弦の音なすを聞本日の如きは滿天憂に沈み草木の花色香を失ひ禽獸も啼音卑うするの日なるに此音樂の聞ゆるこそ審かしけれ是果して我心氣の疲れに乘じ狐狸の狂惑なすならん大丈夫何ぞ狐狸の爲に蠱惑せられん哉と心神を臍下に置て是を見るに所々に葵章の幕打廻し神前に舞臺を設け助六とか云狂言を美少婦の優俳なせり又正面には高貴の人と覺しく棧敷を設けみすを垂れ男女の從者數多居並得意として之を見物す這は何人の邸ぞと問ふに或る華族の邸にて則箭弓稻荷の祭なりと答ふ左すれば狐狸に誑られしにも非ずと眉毛を濕して歸宅せしが已れ狐狸に蠱惑されしか將又華族なる者狐狸に誑惑せられしか怪むべしと云々

（東京日日新聞第四百九十一號　明治六年九月廿八日）

無敵の魁（明治六年十一月十二日）

商家にエンギを祝する弊あり近江店（江州ヨリ出店セル商家ノ稱）には暖簾の字を男に書かせず開は開の因縁ありとて女にかゝす事なり近日本町邊の店にて奧原晴湖先生の揮毫を賴むよし或人の說に潤筆の五百圓も送らずば先生書まじと無敵の魁と云べし

（東京日日新聞第五百三十號　明治六年十一月十二日土曜日）

老夫婦の遺言、同穴に埋葬（明治六年十一月二十九日）

第七大區六小區江原郡上北澤村紺屋渡世山村初太郎妻某兩人とも六十歲餘なりけるが當五月中より病に罹り十一月初旬兩人とも重體になり去る二日午前第十時頃初太郎死去せり妻も亦同日午後十時頃死去せり尤此兩三日前病苦の中にして妻への咄しには死生命ありといへども若我跡に殘りては殆困るべしと語りけるに妻も同樣に打かへして答へしと其後親類の者見舞に參りし時申聞けしには一と通り娘へも申聞けしが御手前樣へも御賴み申度そは私相果なば死體埋葬三日の間御猶豫下され其內若妻死去いたさば同穴に埋葬いたし吳らるゝ樣にと賴みたり親類の者も變りし事を聞くもの哉とをもひ居しに果して兩人死去の由知らせ越せし故愕然として取敢へず相越し僉て遺言もあれば夫妻一棺へ殮めてはいかゞと衆議し先

づ寺へ人を走せ遺言の趣相話せしに遺言とあれば是非なしと答へければ一決の上埋葬せしとなり
是等は近頃珍談にて當初婚禮の時偕老同穴の契りも淺からざりしとみへたり彼の高砂の尉と姥最愛度総禱なり
（郵便報知新聞第二百三號　明治六年十一月廿九日）

盗難品届で寺僧の失敗（明治六年十二月二十四日）

或る官員某の話に頃日寺僧の偶々偸兒に逢ひ所藏の物品過半を奪はれし其屆書を披閲するに盗難品中尋常袈裟衣等の外黒繻子巨幅の帶白縮緬腰卷の類續々記せるを見て官員某其品主を尋問するに寺僧云く是等の物品は寺院同居の者某の所持也と官員更に問ふ同居ならば別に盗難の人名あるべしと寺僧云ふ同居の老婆が品也官員尚解せず重ねて問んとす寺僧微聲之に告ぐ實は拙僧か細君なりと漸くにして其實を吐けりと嗚呼寺僧の妻あるを憚る何の意ぞや今夫肉食妻帶とも政府の公告にして僧侶の配偶ある仰いで天に愧ぢず俯して地に辱ぢず靑天白日に携手伴行すとも何人か是を尤めん誰れか之を嘲けらん然るを盗難僧の妻あるを憚る頗る怪むべしと雖ども亦是風習の久しき有も僧となれば肉[illegible]を[illegible]交通を絶ち珍膳不臨者と山野に濁世を避け即心即佛と回國行脚しては芋を堀僧都も婦を娶らず其身に纒ふ黒染の衣を殊勝に飾り密に大黒を安置せし積年の習慣一朝に解脱しがたく妻妾あるを憚るなるべし今彼の士族を以て之に比較すに亦似たることなきを得ず聊其證を茲に擧ん近來歸農歸商の徒横町の車丁となりて突袖の癖止まず裏家の荊婦幼兒を郎君と稱するの類あり尤此徒は其の僻の小なる者にて慣習癖の甚しきは往時延元の比に當り英主北條氏を討して天下の武人干戈の習慣を忘れず虎狼の貪心尙ほ存して足利の賊の如き竹の下に錦旗に抗せしより之に屬する者日々に相增し終に南山に小朝廷を保つに至る時世の變と云ふと雖も畢竟武門の習慣大義名分も釣利の器械となり封土に戀々の情ある故乎今や開明の時に當り如斯人のあるまじけれども習慣の久しき寺僧の妻あるを憚るあり飲食男女の情慾を遂る人情の喜ぶ所にして尙ほ之を憚れり況や人心の慾を制し坐食の慣習を改る亦是容易のことにあらずと無益に紙墨を費すは則半熟書生の悪習慣なるべし
（郵便報知新聞第二百廿五號　明治六年十二月廿四日水曜日）

遊廓五ヶ所其他（明治六年十二月廿六日）

明治四五年から七八年にかけて東京府下の淫賣は素晴らしいもので何度、淫賣禁止の府令が出たか解らない位である。今でこそ銀座と云へば日本一の繁華な街で、モダンガールの横行は凄ざましいものだが當時は、夕闇を待つて幾百人と云ふストリイト・ガール（白首）が參集しだしたものだ。そこで東京府は彼等の所業を嚴禁すると同時に、その犯罪を今一歩踏込んで防止すべく、遊廓の所在を明かにした。そして此れを機會に貸座敷渡世の規則をも決定せんとした。ところが此の噂を早くも耳にした貸座敷業者は、商賣仇の淫賣取締は誠に結構な話であれどそれがため自分達に不利益な規則が設けられては一大事とばかりに左の建白書を當局に提出した。

建白書

別紙の通建白仕度候間御會議の上其御筋へ被仰立被成下置候樣奉願上候以上

新吉原角町二番借地

中萬字屋

明治六年十一月　穗田誠三郎

會議所御中

別紙

新吉原角町二番地

穗田誠三郎

右申上候私儀從前遊女屋渡世罷在候處昨申十一月中解放被仰出候砌不日規則確定可有旨御府廳より被申渡候後度々歎願仕候得共當今に至る迄更に御所置無之漸々窮迫及難澁候に付會議所の儀は府下爲總代有名家出頭に付相縋度々差出候書面府廳へ被仰達下候處未だ何等の御沙汰も無之候得共倩愚考仕候處從前弊習とは乍申遊廓規則有之候砌は市中隱賣女と唱候類所分相立有之候に付自然風俗取締候處一般解放の後制度無之に付密賣亂離り相成逐日增長致し終に御國體にも關係可仕哉併賣淫の儀は人情においては難止ものに候哉既に歐米各國に於ても盛に被行候趣傳承仕候畢竟御國律を立候ても死に至る間敷當今物價沸騰卑賤の者生活相立兼候處より淫を鬻候族も不少哉に相聞候間總て税金上納御鑑札御渡營業罷成候樣仕候はゞ人民御撫育の御趣意貫徹仕隨て税金莫大御收納何等御用途にも相立可申哉と奉存候間下文の條々奉伺試候

一、從前遊廓中四季折々の景色を巧み人を遊蕩に引入一擧し

て千金を費候類自ら相止候得共未だ舊習脱却不致種々の出費相掛候類間々有之時勢に悖り以ての外の儀に付揚代酒食料の外都て客の意に任せ無益の費財一切不相掛樣取締相立申べき事

一、府內揚屋の號は吉原町に限り其他貸座敷の名目を差許此貸座は娼妓藝妓とも出張又は寄留不相成一晝夜の間客を要するを許すべし

一、藝妓娼妓差別有之候得共藝妓は其得手たる藝を以て客の玩弄を請娼妓は色情を以て愛を求る其趣は異なれども倶に情を鬻く所は同等にて變る事無之候に付藝妓も淫賣も平等の鑑札を御許有之度尤藝妓と云へば素人と思ふよりして良家の女子も耻る色なく風俗を眞似る者有之藝妓は同一に淫を鬻ぐ者と知らせない妓も少しは廉耻の心を生し醜體蔓延の憂も有之間敷哉に付娼妓の外總て藝妓の御鑑札御渡方有之度事

但娼妓藝妓共夫有者は許すべからず

一、前件密賣の者追々增殖致候に付稅金を高くなさば自然止むべしとの論說も有之哉の由畢竟正商乃損益と諸前件難止情態に付稅高ければ鑑札を不請して密賣すべし發覺致候共死刑には至間敷候に付終に捨置に至らん歟許可の上相當乃稅を上納爲致今日安然ならしむるは誠に以て御仁恤難有可奉存候事

一、前條乃如く淫賣許可を得時は益淫行盛に相成壯年雇人の徒情欲に募り放蕩に耽り果は良家婦女子の風俗を破り野合淫奔の弊害を釀すなどの議論も有之べく哉に候得共其婦客共密に出會致候はゞ却て壯年雇人等遊戲致易く瞭然鑑札を受揚屋座敷の外要する事を不許時は花月の遊興と違ひ自然廉耻を生じ風俗訂正の端に相成儀と奉存候事

一、府內に於て無鑑札の者席を貸し或は客を要し候節は相當の所刑有之候事

但從前密賣の者所置は其他所年季を定め取上げ本人は吉原町へ被下候得共當今稅金に應じ贖罪金被仰付候哉併律上の儀に付御賢慮奉仰候事

一、揚屋座敷共上中下の等を相立並娼妓藝妓共同斷の事

但此上中下等の儀は御鑑札願の節戶長に於て調査仕候はゞ適宜に至り可申候

一、吉原町其外引手茶屋渡世の者は從前遊客便利の爲相營業罷在候得共自今貸座敷を願候はゞ許可を得せしむべし

稅金則　　當時現在の者

一上等揚屋　一ヶ月金十五圓　吉原町々凡十二軒
一中等揚屋　一ヶ月金十圓　同斷凡十三軒
一下等揚屋　一ヶ月金五圓　吉原町根津共凡三百九十四軒
一上等貸座敷　一ヶ月金五圓
一中等貸座敷　一ヶ月金三圓
一下等貸座敷　一ヶ月金二圓
一上等娼妓　一ヶ月金六圓　凡百七十人
一中等娼妓　一ヶ月金三圓　凡百五十人
一下等娼妓　一ヶ月金一圓五拾錢　凡八百五十人
一上等藝妓　一ヶ月金三圓　凡千百九十人
但妓藝有之者
一中等藝妓　一ヶ月金二圓　凡五千人
但妓藝無之淫賣の者
一下等藝妓　一ヶ月金一圓　凡百六十人
但十五歲以下酌人と唱る者

總計
揚屋の分　凡四百十九軒
娼妓の分　凡千百七十人
藝妓の分　凡六千三百五十人
此稅金高合
一ヶ月　金一萬八千七百五十五人
但貸座敷の分未た目途難相立に付除く

右は既略目途奉入御內聽候萬一淺陋の卑言御採用にも相成候はゞ汚穢の稅金官府御手數相掛候ては不體裁にも可有御座哉に付當今道路橋梁入費舊町會所積金を以御仕拂の處遂々相減候趣に付右鑑札御渡方稅金取立共會議所へ御委托相成候はゞ可然哉無益の浮稅を以て御充備御座候者至當の取扱と奉存蠢愚の微衷御憐愍も被爲在候はゞ誠以て難有仕合奉存候恐惶謹言

新吉原角町貳番借地
積田誠三郎

（郵便報知新聞第二百號　明治六年十一月廿六日水曜日）

が、建白書は兎に角として遂に當局は十二月十日となるや左の如き府令が發表した。

府令第百四十九號　　市在區々戸長

近來市街各所において賣淫遊女體のもの增殖候哉に相聞第一風俗倫理を傷其儘難差置筋に付自今吉原品川新宿板橋千住五ケ所外にて貸座敷屋並娼妓に紛敷所業決して不相成候且貸座敷屋娼妓藝妓等規則別紙の通相達候條此旨屹度可相心得候事

但根津の儀は兼て願濟年限中差置候事

明治六年十二月十日　東京府知事大久保一翁

貸座敷渡世規則

第一條壬申十月被仰出候年季解放の御趣意彌堅可相守事○第二條渡世致し度者は願出鑑札申受候上店頭に看板を可掲候尤免許無之場にて營業不相成候事○第三條無鑑札の娼妓等へ座敷貸與へ候儀堅く不相成候事○第四條類業並娼妓に至る迄犯則の者有之候は〻早々可訴出候若情を知て不訴出者は急度處分可申付事○第五條月々鑑札料五圓可相納事○第六條娼妓出稼ぎ部屋借とも總て一家の出入と定め他貸座敷に出入するを故障する等の儀決して不相成候事○第七條客の望み候共一晝夜以上滯留決して爲致中間敷候事○第八條金銀遣ひ方は勿論其他不審なる者と見請候は〻最寄邏卒其所番人詰所へ早々可訴出候事

娼妓規則

第一條娼妓渡世本人眞意より出願の者は情實取糺し候上差許鑑札可相渡尤十五歲以下の者へは免許不相成候事（但寄留の者は本籍引合の上可差許事）○第二條自宅より出稼するも貸座敷に同居するも各其自由に任すと雖ども渡世は免許貸座敷に限可申候事○第三條自宅に客を誘ひ或は客の誘引に寄他所宿泊等一切不相成候事（但宿泊せざるは此限にあらず）○第四條類業並貸座敷等犯則の者有之候は〻早々可申出候若し情を知て不訴出者は屹度處分可申付候事○第五條月々鑑札料二圓可相納候事○第六條毎月兩度つ〻醫員の檢查を受其差圖に從ふべし病を隱して客の招に應候儀決して不相成候事○第七條客の望に候とも一晝夜以上の滯留決して爲致中間敷候事○第八條金銀遣方は勿論其他不審成者と見請候は〻最寄邏卒其所番人詰所へ早々可訴出候事

藝妓規則

第一條藝妓渡世のもの出願の上鑑札可申請候事○第二條娼

妓に紛敷所業一切不相成候事○第三條犯則の者は互に吟味可訴出候若し情を知て不訴出者は屹度咎分可申付候事○第四條月々鑑札料三圓可相納候事

右の條相違候に付ては定外の場所にて紛敷業體は勿論定場中にても規則に悖り候所業有之を不申出他より顯るにおいては所戸長町用掛並地所差配人迄屹度咎め可申付候此旨可心得事

明治六年十二月十日

(郵便報知新聞第百十四號　明治六年十二月十二日金曜日)

讀賣新聞題號會議　(明治六年十二月)

明治六年の十二月、當時日就社は芝琴平町にありその頃兼て計劃の英和字彙が漸やく出來上つたので、印刷の傍に、一の新聞を發行しやうぢやないかと云ふ議が起つて、諸般の準備にかゝり、愈々出願の運びにまで漕ぎつけたが肝腎の題號を何と名づく可きや繰らず、社主社員一同が集つて題號決定會議を開いた。そこで席上或者は、此の新聞は兼て子安君の宿論でもあり、俗談平話を旨とするものなれば、その意の如く『通俗新聞』と名附けたがよからうと云へば、又一人は、いや是は在來の新聞と替り傍訓を施すと云ふ所に特長があるのであれば、これは其儘『ふりがな新聞』と名命した方がよいと云ひ、いや〳〵ふりがなは枝葉の問題である。本文書に和訓を施すと云ふのだから『假名文字新聞』が好いと云ひ又元來目的とする所が、婦女子の眼を開かせんと云ふ重大な任務を帶びてゐる以上、これは『やはらぎ新聞』或は『をみな新聞』は如何でござるなど議論續出して容易に定まらない。そこで、此上は、學生に命名を乞ふのが最も公平で間違もなからうと云ふことに決し、先づ漢學者に相談した所、新聞紙は國民の反影であると云ふ意味のもとに『京華流影』と命名して吳れたので、これでは餘り六ケ敷すぎると云ふことになり、今度は西洋學者に相談した所、橫文のニユースと云ふ字義に因んで『東西南北』と云ふ題名をつけて吳れると云つた調子に、すつかり屁古垂れて、又々某學者の所へ相談に及ぶと、新聞紙は全國の早便なれば『あきつすのはゆまぶみ』(秋津州の驛文)が好からうと云ひ、これも協議の結果、迂遠に渡りすぎると云ふので否決されるに至つた。所が當時、新聞

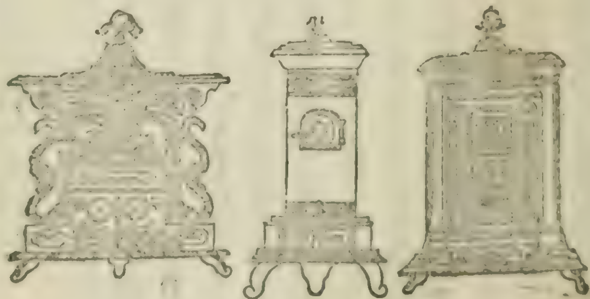
賣擴めの方法として、未だ一般には新聞と云ふ言葉に緣遠く如何なるものが新聞と云ふのかはつきりと知らないものが多かつたので、茲に讀賣と云ふ文字が吾國に於ける新聞紙の性質を備へ、且つ又人々も此れなら昔から知つてゐると云ふので、茲に始めて會議一決し『讀賣新聞』と命名して發刊したもので、現在の讀賣新聞は此題名に依つて繼續してゐる。

ストーブの廣告

（明治六年九月十三日）

今や文明の時機器の行はるゝ中にもストーブは防寒の要器にて人體を健康にし辛勤を助くるに於て缺くべからざる者也然れども製造容易ならず多年工夫を凝らして精好毫も舶來品に劣らざるの品を作り得たり運輸の賃なければ極て廉價なる事知るべし故に諸官省の御用品を作り又各國在留の教師館等の拵品も製造す此道の榮と謂ふべし今其略圖を揭げて江湖の見聞に供す冀くは良工勉勵し國家必需の器を作ること増田氏の如くならん事を増田氏は東京鎌倉町なる銃砲彈藥賣買免許を蒙れる人なり

（東京日日新聞第四百七十八號明治六年九月十三日）



新聞配達の珍談（明治七年）

その頃の新聞は呑氣至極なもので、印刷からして往々其前夜に刷上らず甚だしいのになるとその翌日の正午頃に漸やく出來上つてそれからボツ〳〵配達に出かけるといふ始末だから、大抵の新聞は十二時後の配達と見て間違はない。その配達も實に悠々たるもので、臺所より「ヘイ今日は」とドッカリ座り込んで一寸一服と煙草を吹かして行く者もあり、或は茶を求め中には酒食の饗應を受け、又は將棋その他の遊戲に一勝負を爭つて行くなど、かくして全く配達を終つて歸社する頃は、早くて七時、遲い奴になると九時に及んだと云ふから、今日の夕刊配達よりもつと遲れたわけである。殊にこの配達でも珍とするに足る話は、明治七年某社が初めてふりがな新聞を發刊した所、思ひの外の好景氣で、雇ひの賣子のみでは到底間に合はなくなつたので、社員一同が總出で配達したと云ふ事實である。殊にその中に會計係を引受けてゐた極めて古風のチョン髷先生、黑の五つ紋のぶッ割き羽織に淺黃の小倉袴を着して腰に一刀を横たへながら二百枚許りの新聞を懷ろ一杯にふくらまして悠々と配達した爲め購讀者一同ビックリ仰天したとのこと。（北明隨筆より原稿の儘）

珍妙・女子の袴は國辱也（明治七年一月十五日）

近來笑ふべき一事あり女子にして男子の袴を穿つ是なり支那の婦女幼より兩足を緊縛して馬蹄の如くならしむるの陋習を嗤ひながら今日我邦にても婦女子にして袴を着し昂然として毫も恥る意なし匪哉奇異の風體實に國辱とも云べし夫れ當今婦女子に專ら學問を修めしむるは其の知識を開き婦の良道を保たしめ他日又己の子を教養する充分に教育の道を開き我邦をして永く文明の盛世を全ふせしめんがためなり豈に圖らん其の本を忘れて其末に趨り女子たるの本分を失ふ者往々之れあり畢竟是其の父兄の過なり請ふ女子たる者は假令學校へ行かしむるにも袴を着することなく平常婦女子の裝にて可なり然らずんば西洋仕立の女服を用ひよ苟も女巫坐曲子の如き醜體をなさしむる勿れ若し其父兄右等の醜體を良とし常に男袴を穿しめなば其女も亦男子の眞似するを良と思ひて立小便

をなすに至るかも計難し父母能く注意すべき者なり

第一大區　開化生

（明治七年一月十五日發行　郵便報知新聞第二百三十九號）

同反駁書

貴社新聞第二百廿九號投書に婦女着袴の事を論じて醜態とす抑我國男女の服制未だ確定せず各適意に因て其風裝を異にす方今各國交通の時宜しく一定の制を立てざるべからず嚮に官女學校を設け外國教師を迎ふるや我婦女子の風俗動もすれば股踁を露はし内裙を翻かへす等の醜態あり授業場に於ても大いに不體裁なるを以て假りに入校の女生徒に着袴すべきの令あり是れ風俗を整理するの一端にして服制改革の一歩を進むるにあり獨り開化生は是れを惡んで彼の支那女子馬蹄足と同視す余は之れに異なり却つて醜態を露はさゞるの具とす亦開化生の論ずるところ男袴の二字を掲げて誹謗を極む然れども我朝宮中の妃嬪は着袴を禮とす然らば士族平民の婦女といへども追て女服制令出るの日まで男袴を假りに用ゆるも可なるべし何んぞ國辱醜態等の謂あらんや。

第六大區千藏野叟録

（明治七年一月廿三日發行　郵便報知新聞第二百四十六號）

狐につ憑かる（明治七年一月二十五日）

湯島妻戀坂下五軒町共慣義塾の前にて待合茶屋渡世泉屋德三郎方雇人の下婢そでなるもの本月十七日の夜なりし由十時過主用にて隣町迄酒肴等取調べに出行しが歸途狐に憑かれし體にて歸宅し種々取り留めもなき怪事を言出し漸くにして眠りに就き狐も離れし體なりと云ふ

記者曰狐の人を誑惑するの説我邦古より多し是れ狐の惑すに非ず其人の愚智蒙昧にして且暗夜などは自ら疑惑として氣味惡く思ふの怯膽より終に頭腦精神錯亂して狂氣怪僻を爲すに至るもの多し其確たるや歐米に於ては未だ之れあるを聞かず恐らくは狂體によりて狐狸の所業と云もの亦多からん歟

（明治七年一月廿五日發行　郵便報知新聞第二百四十八號）

日本の輕業歐洲で大成功（明治七年一月二十八日）

輕業師早竹虎吉の弟子に小虎と云ふ者あり元秋田の人にて

身分も賤しからぬ者なれど幼時より此等の業を好みしが先年京都にて早竹氏の門に入り專ら其藝を修練し遂に其妙を極めたり四年以前或る（イギリス）人に雇はれて彼の國に渡り名を（ダイリ）と號し西洋國々にて輕業を興業せしが二年餘にて約定の期限も果てければ彼の（イギリス）人に別かれけるに是より直ちに日本に歸らんも本意にあらず斯く氣早の（エウロッパ）に乘りしこそ幸ひなれ若かず獨立して我が藝を賣り以て身を立て財養を貯へて後に本國に歸らんにはと篤々定めて奮發勉強せり或る（フランス）人是を見て則ち多くの月給を以て是を雇ひ（パリス）府にて數月間興行せしに案外の大當りにて約定給金の外に人々よりの贈りし金も多かりし由此人元より才氣ある故能く西洋人の情態風俗をも呑み込たれば大いに諸人の愛敬を受けたり扨それより（オロシヤ）人に月給千圓にて雇はれ其國の都府（ペートルボルグ）に於て數月間興行せしが是も大入りなりし由爰にて（オロシヤ）人の子を弟子に取り連れ歸れり（オウストリヤ）の都府（ビヤナ）に博覽會ありける頃其地の人より月給八百圓にて雇はれ其都下第一の場所（シルクスレンヂ）にて數月の間興行せり其前（ドイツ）の美人を娶りて妻とせり素より藝人の事ゆえ衣服裝飾も常に心を用ひて流行に從ひ禮儀應接も能く歐洲人の情態を解し且又其妻もよく勉強して其業を助くるに依りて近來既に多くの貯財あり歐洲人も又皆（ゼントルメン）即ち上等人を以て是に交れり是を呼ぶ者は必ず尊稱を加へて（ヘーリダイリ）即ち大利君と稱するに至れり此頃西洋より歸朝せし人の話によれば現今（フランス）都府（パリス）にて第一の曲馬場（ナポレオンシルクス）にて輕業興行せり其人面會せしに久しく日本人に逢はざりし由にて大に喜び且つ頻りに本國戀しきの情を述べたり其生國秋田には兩親も在る由にて一日も早く歸りたくは思へども今暫く歐洲にて勉強し夫れより又（アメリカ）へ渡り兩三年も辛抱せば二三十萬圓の金は得らるべしと勉めて思鄕の情を偲んで天涯萬里に來り勞働いたし候何卒資本金の備も整ひなば速かに日本に歸りて輕業ならぬ實地の產を起し綱の上ならぬ世渡りこそ願はまほしけれとなん語りけるとぞ

（明治七年一月廿八日發行　東京日々新聞第五百九十四號）

吉原暗黑世界と化す （明治七年二月十八日）

新吉原貸座敷渡世と引手茶屋渡世の者との間に不利の事起りて去十九日の夜は仲の町其の他を始め田町邊の茶屋に至る迄殘らず燈火を揭げず戸を鎖して眞に暗夜の景況寂寞として遊客道を失ひ茫然として戻る者少からずと云ふ依て其事情を索ねるに去る十六日頃廓內の大中の貸座敷の者茶屋一同へ數件の取極を書面にて談判に及びたり其第一條に來る十九日より更に請拂所取設候間前日の揚代金は翌日夕六時迄無遲滯御持參可有之萬一滯候節は無斟酌送客相斷可申事但揚代金滯候節は本文の通無論取計可申候得共自然翌日にも會計有之節は受ると雖も一日怠る每に金高の內一圓に付二錢五厘の罰を以て差加へ受取可申事第二條受拂所の儀は大門際會所へ設置候事第三條是迄娼妓揚代金口錢差出し候得共右は從前遊女の仕癖推移り候儀に付當今の場合に立至り候ては素より其邊の猶豫も無之既に四宿貸座敷の向きにては何れも口錢差出候儀は無之然らば當方にても同一般の渡世にて昔日の如く遊廓の別も無之事に候得ば一途の業體にして區々の所分相立候筈は無之儀に付來る十九日より各方へ口錢は一切差出不申候事第四條向後附台新造揚新造は相止め座敷通り來客壹人に付大見世の分金一分中見世の分金貳朱客附屬の藝妓類は都て金貳朱づゝ受取可申事第五條貸座敷渡世の外遊客を泊らせ候儀相成御趣意は各方にも篤く御心得の儀も可有之然るに當節專ら客の向宿泊爲致甚敷は藝妓を媒酌候抔相聞へ以の外の事に候右其邊の御所業有之樣にては娼妓は勿論銘々家業にも差響候間右樣の風聞にても有之候ては嚴く客送りを斷證跡を得れば速に官府へ御訴致候間右は屹度御承知有之度候事右の條々今度は仲間衆議の上取極候間御心得御家業有之度云々とあり依て茶屋中も打集ひ仲間の內より兩三人を撰び惣代として貸座敷渡世の仲間へ日賦の事抔は尤も勘辨いたし呉へきよし掛合に及ぶと云へども更に承諾せざりしかば然る上は茶屋中渡世難儀なりとて田町邊迄も申合し十九日は一同に行燈を引きたりしが又茶屋仲間の內々にて彼是苦情を鳴すものもありて戸を鎖しても密かに客を引入れる族もあり遂に廿日は茶屋一同店を開くに至りしとぞ色を鬻くの曲中なれば其に對する欲張の日賦は餘りに高利なりと密かに茶屋の蟀授なすものあれば或は

又茶屋一同に言合せ戸までもしめて譯分らず曖昧にして明けたるは貸座敷仲間の勢に怖れしものかと評する人も多く未だ何れか是なるを知らず

(明治七年二月二十二日發行　郵便報知第二百七十二號)

帶刀ヲ禁ス (明治七年三月二十八日)

布告　九年三月二十八日太政大臣三條實美第三十八號 (本文ハ儀制門服制ニ見ユ) 自今大禮服著用並ニ軍人及ヒ警察官吏等制規アル服着用ノ節ヲ除クノ外帶刀被禁候條此旨布告候事

但違犯ノ者ハ其刀可取上事

(參考)　制度寮撰修森金之丞建議ニ　年五月日闕

議而案スルニ人ノ刀劍ヲ帶スルハ外ハ以テ人ヲ防キ内ハ以テ己レノ身ヲ護スル所ニテ天下動亂ノ際ハ又要スヘキアリ然レトモ世運漸ニ文明赴キ人々自ラ道義ノ尊キヲ知ルニ至テハ粗暴殺伐ノ惡習自ヲ相息ミ此等ノ物モ畢竟虚飾ニ供スルニ過キサルノミ方今國家鎭定皇運日ニ隆興良法以テ内ヲ正シ兵制以テ外ヲ守ル此際ニ當テ人各禮節ヲ砥礪シ所謂粗暴殺伐ノ惡習變シテ道義自守ノ良俗ト化スヘキ也故ニ自今以後官吏兵隊ヲ除クノ外帶刀相廢シ候儀隨意タルヘシ尤官吏ト雖モ脇差相廢候儀隨意タルヘシ是何ソ偏ニ文事ヲ重クシ武事ヲ輕クスルニ非ス固ヨリ文武同體唯其名ヲ異ニスル者ニシテ政治ノ賴テ擧ル所人各篤ク意ヲ注キ兩ラ之ヲ盛興スヘキナリ今此ニ陳スル所ノ二題目ハ唯其弊習ヲ一新シテ聊皇政隆興ノ際ニ裨補アラン事ヲ思而已伏テ諸賢ノ高評ヲ待ツ謹議

姦通と墮胎の裁判 (明治七年三月二十七日)

第三大區五小區新小川町東京府貫屬士族

宅間六郎祖父

宅間興右衛門

六十二歲　五ケ月

其方儀養女かねと姦通致し一旦妊身に及ぶを墮胎致させ其後も猶姦通罷り在り右科の内親屬相姦前夫の女を姦する者に依りて論じ除族の上懲役一年可申付處癈疾なるを以て國刑律例に照し收贖金三圓申付る

宅間六郎　伯母　かね

廿六年　六ケ月

其の方儀宅間與右衛門養女に相成身分にて同人相拵出連差に姦通致し一旦姙身する所墮胎に及び其後も姦通し再び懷任致すに付猶墮胎可致とまんへ相談於藥相用ゐ假二重の內親族相姦前夫の女を姦する條に依て論じ懲役一年申付す

同區牛込區岩戸町十一番地借店

七兵衛後家

露木まん

五十八年五ヶ月

其方儀かね頼みに任せ墮胎藥賣渡し殊に手術を施す科立嫡違律法例に依り懲役百日申付る

（東京日々新聞第六百四十八號　明治七年三月廿日發行）

御眞影の賣買並に個人の所有も禁ず

（明治七年四月十三日）

番外　區戶長

主上御寫眞復賣買候ものも有之哉に相聞右は不相成候儀に付此旨屹度爲相心得且又御寫眞所持の者も候はゞ其筋へ可相納候間可差出候此旨渡世のものへ無洩可相達候事

明治七年四月十日

東京府知事大久保一翁

（郵便報知新聞第三百十六號　明治七年四月十三日月曜日）

吉原仲の町へ櫻を植ゑる

（明治七年四月十五日）

闇の夜も吉原ばかり月夜かなと詠ぜしも解放以後は常闇と成行ん姿なりしも昔に還る賑は此頃仲の町へ櫻を植ゑ提灯凌篠も兩側に甚華やかに粧はんと昨十四日より植初め來十六日は晦の闇をも外に不夜の城其全盛を想ひ見るべし

（郵便報知新聞第三百十八號　明治七年四月十五日水曜日）

飛んだ殺害

（明治七年四月十九日）

置賜縣第一大區小四區李山村農穴澤五郎次なる者去月十七日午後一時頃姉聟同村山田十兵衛の父病氣の由を聞きて病を訪ふに同人已に全快に至り快氣の祝ひ幷兄姉の年祝なりとて

酒宴中なり五郎次も其席に加はり午後十時過迄饗應を受け立出けるが須藤半助方へも立寄りしに猶亦酒を饗され酔に酔を重ね辭し去らんとする頃最早二時をも過たるべし止宿せよと亭主の勸むれども强て斷り提灯を借受け歸宅の途中同村南松原に風もなかりしが燈火消え頻りに物凄く身の毛もちわ立ければ手に土産の肴を携ふるより野狐の仕業なるべしと思ふに付心氣取亂れ道の前後も辨へず走り行き森と云ふ畑道にて暫く休み居る折柄提灯携へて來る者あり五郎次は聲懸られて顔見合すれば近隣の親類梅林淸右衛門に似たりしとおもひけるうち同道せよとて兩手を援立ければいよ〳〵狐に相違なしと決心し直に組付帶ひ居たる短刀にて場所をも撰まず切付突立半時程捻合しが終に打倒れたる故に老狐は已に斃しぬと安心し字宮の前と云地迄立歸る頃曉鴉鳴渡り夜已に明けたり此時五郎次不圖本心に復りて短刀並に帽子等彼の場に忘れ置たるを心付持歸べしと立戻れば先刻切殺せしは狐にあらず仰天して猶能く見れは全く淸右衛門なりければ短刀も拾ひ取らず夢中の心地して居宅へ馳歸り父長右衛門に委細の始末を語り聞せ過誤とは申條人を殺せし上はとて自害せんとするを父に差止られ翌十八日午後二時縣廳へ自首に及びたる由

（郵便報知新聞第三百二十二號　明治七年四月十九日　日）

開化期と變態人情（明治七年四月廿八日）

右の一篇は士族の「カゲマ」禮讃の弊未だ衰へざる世態を物語るもの。

改正定律例犯姦條例第二百六十六條ニ凡雞姦スル者ハ各懲役九十日華士族ハ破廉耻甚ヲ以テ論ズ其姦セラルヽノ幼童十五歳以下ノ者ハ坐セズ若シ强姦スル者ハ懲役十年未ダ成ラザル者ハ一等ヲ減ズとあり男色の行はるゝ多くは戰國軍旗の日に於て結んで義兄弟の約をなす其情の濃なる夫妻にまさる者往々あり遂に溺愛の甚しき死して厭はざるに至る維新の前日は只僧徒の女色に近くことを得ざる者情を遣る具となる明世の今日に至つては此の敗倫の所業を禁ずる旣に明文あり加るに僧徒の輩盡く皇化に浴して妻を置くことを許さる此より府下湯島芳街等の地の如きも變童あること無し實に幼年男兒の幸なり嘗て一事を聞く蓋し今日を去る又幾年幾月なるを知らず一士一僕あり其士は年齡十七八才容貌端正修潔美にして長

袖の態度あり柳橋の一船肆に至り船を雇ひて深川に至る時正に昏暮あらんとす容辭して日月あり朦朧吾輩の衷情に適する所なり何ぞ殺風景をすることをもちひん船中主僕の禮なく頸を接し膝を交へ情意頗る纏綿の趣あり昔日川南二士の痴態に似たり船人も深く之を咎ずして船深川に達せりと

（明治七年五月廿九日發行　東京日々新聞第六百七十三號）

便所の所在不明（明治七年四月廿八日）

或人僻邑より七年來にて東京に來り市上を徘徊し日新開化の景色實に物々敷を驚しが爰に一つの困苦あり路邊猥りに小便すれば巡査の是を制して贖罪金をとらるゝは一般のことなる居折節小便せんと便所を尋れども得ず依て路人に問へば一二丁間毎に便所の設ありと教ゆ又索れども知れず其内に小便内攻して小腹いたみ寸歩も數町の思ひなり再び問ふに一の便所を教へ吳れ漸く匍匐して初めて快便を得たり其人曩に此便所を見て夜中巡査の立番所なるべしと心得居たり願ふに僻陬より偶此地に來る人必ず便所に惑ふことあらん願くば便所毎に大小便所と假名付にて記し置たらんには迷ふ人も少なく遠僻より始て此地に入る人に便なるべし

（明治七年五月二十九日　東京日々新聞第七百一號）

姦夫姦婦の裁判（明治七年六月十六日）

第五大區九小區淺草神吉町十三番地幡隨院地中淨土宗
大眼院住職　中村信卿
三十三年

自分儀同地中向旭院住職ノ砌明治六年十一月三日ノ夜兼テ知ル人下谷萬年町一丁目日雇稼高橋與吉妻ちかへ衣類洗濯賴ノ爲罷越候折柄與吉ハ留守ニちか一人罷在外ニ人目モ無之故不斗淫情差起リ相挑候處承知致候ニ付密通致シ同月十四日當時住職ニ相成候祝儀トシテ同十八日夜同人儀參リ候節亦密通致同廿三日夜又々同人參リ候ニ付密通可致所存ニテ倶々一間ヘ引籠居候處前書與吉儀右始末相覺候也憤怒ノ體ニテ入來リ密通見屆候趣高聲ニ申掛ちか並自分ヲ及打擲其上障子等一二本打毀候間自分ハ一旦其場ヲ逃去同地中源良院住職中村眞隨下谷北稻荷町日雇稼加藤鐵五郎同坂本町二丁目鈴木萬五郎へ取扱方相賴與吉へ金十圓遣シ入濟致候然ル所右次第風聞相立

候ノミナラズ新聞紙迄ニ書載有之右者向旭院留守居宣順淺草神吉町辻田儀兵衛等申觸シ候ニ付御呼出御吟味ヲ不受前ニ却テ自分ヨリ右宣順儀兵衛無根ノ說ヲ申シ觸シ迷惑致候間兩人ノ者御吟味被下成候樣出願致候ヘバ自然衆ノ疑モ解クベキヤトノ巧ニテ十二月八日東京府ヘ願出候處其後當御裁判所ヘ御呼出屢々御吟味ヲ受候ヘ共右始末覺無之趣數日僞申立候事

改定律例第二百四十七條上ニ告ルニ詐テ實ヲ以テセザル事情輕キ者ニ擬シ懲役八十日ノ處寺職タルヲ以テ禁錮八十日

姦事ハ本夫私和ヲ容ルヽヲ以テ論ゼズ

下谷萬年町一丁目十七番地借店

高橋與吉

三十八年

姦事ヲ私和スル者ハ不問ニ置クト云ニ依リ無罪

同人妻　ちか

三十一年　九ケ月

本夫私和ヲ容ルヽヲ以テ其罪ヲ論ゼズ無罪

（明治七年六年十六日發行　東京日々新聞第七百十七號）

一錢銅貨奇譚　（明治七年七月六日）

大阪在留の西洋人のよし今度御發行の一錢銅貨幣一緡を其妾に遺したるに望外の惠贈なりと喜びこれは百圓金にやと問はれたれば微笑して然なりと答へぬ妾は頓に立出て平生ほしき品々を調せんと吳服屋にて凡代價八十金の衣類を買求めて店丁におはせ歸れり仲の金は僅に百枚一圓なれば駭きあわつるに西洋人も今更一時の戲言事こゝに至り遂に其代價を殘らず拂ひたりとぞこれは包みしまゝにてさることながら又去月上旬の山兩國邊の或酒樓へ官員四十名程燕集せられて又四十名ばかりの藝妓を聘せり夜漸くふけ佳興頗るつきんとするに未だ纏頭の禮を行はざれば衆妓大に不平を生じ稍々辭し去らんとする者もありしに一客燭下に就きて大筒微黃色の一圓金を各妓に投與せりこゝに於て席中殺氣漸く收り敗色頗る消して艶聲嬌語更の老るを覺えぬばかりなりこれ銅貨を全く十圓の纏頭と思ひ錯りたる故なるべし這回發行の銅幣大きさは元より手すれぬ內は色けまで十圓金と見まがう程なりさもあらんか妓等家に歸りて其事をさとらば拘腕切齒餘憤を散ずるに

地ながらん爲に失笑すべし又京橋邊の一烟店へ百文の烟草を買ひこの金を投して行く人あり店主十圓金なるにつりをやらざれば後患を恐れ急ぎ人を馳せて逐はせしに見えずよりて扱所へ事樣を屆けんとよく〳〵改め見るに即ち一錢の銅貨なり追日盛に發行なるべけれども其始め見なれぬ者は猾者の騙詐を蒙らんもはかり難しよろしく御用心

（明治七年三月六日發行　東京日々新聞第六百二十六號）

淺草觀音の神木を伐り死亡

（明治七年八月五日）

淺草觀音の境内に北村といふ汁粉屋あり其屋後に年經たる榎の大木あり其幹半は朽ちて小蛇の栖となれり里人宇賀神の神木なりとて敬ふ者多し其枝を傳ひて小蛇をり〳〵北村の庭に這ひ出る事あり主人其枝を伐りたしと思ひて近所の修驗者に相談するに神木なれば祟りあらんも計られず宜しく加持すべしとて珠數おしもみ何やら唱へて是にて仔細ある事なしいざ伐りたまへと許しければ主人自から差圖して思ひのまゝに枝を伐りたりしが不思議や其夜よりして病ひに罹り十日餘にして遂に死したり家内近隣の者皆宇賀神の祟りなりとて恐れ合へりとか予思ふにたとへ蛇にもあれ狐にもあれ神と云はれん程の者さやうに道理を辨へぬ事はあるまじ聊か木の枝を伐りたりとて大切なる人の命を斷つ等の事を仕り爲すべき是は主人終日炎熱の中に立て差圖せしゆえ暑に當りたるを兼ねて心に恐れ居たる神木の祟りならんと自ら腦中に瘟病神と死神の尊像を現出し遂に黄泉の方へ誘引せられし者なり盲昧の民には種々の憐むべき景境多し

（明治七年八月五日發行　東京日々新聞第七百六十二號）

徵兵を忌避して六歲の少女と緣組

（明治七年十月二十六日）

新潟縣下越後國海老瀨村空即寺の倅了圓が弟に垣原賢誠と云ふ者あり此度の徵兵を免れんと謀りて隣村林通寺の娘六歲になる少女と緣組を約し其籍を送らんとせしに戸長其實を察するを以て言を配偶年記の不相當に托し之れを縣廳へ向はんと云ふ賢誠之を聞て周章の餘り又北山の蓮念寺へ入夫と成りしが是も忽ち離緣せられ止む事を得ず檢査を受けたるに會て

徵毒を病み身體怯弱なるを以て兵丁に當り難しとて退け歸されしかば賢誠始めて安堵して云く災も三年たてば用に立つと

(明治七年十月廿六日發行　東京日々新聞第八百三十五號)

【註】(當時は結婚すれば徵兵を免れたり)

痴話喧嘩で懲役と罰金 (明治七年十二月七日)

公　判

第二大區十一小區高輪臺町十九番地平民

三田村銀次郎

三十六年　五ケ月

自分儀當一月末松屋町中山忠右衛門娘いわト私通罷在同人儀ハ自分次第、南八丁堀三田村龜次郎方へ同居致候處如何樣ノ次第ニ候哉是迄ノ緣ヲ絕呉候樣度々申聞候ニ付然ハ外馴染ノ人モ可有之左無クハ髮毛ヲ可切取ト緣ヲ絕ザルタメ戲レニ申聞居候處十月四日前書忠右衛門方ニテ酒食致シ候節藝妓揚代金勘定ノ儀ニ付鎌次郎方ニテ同七日種々口論及候末いわ烟草ヲ以テ自分ノ頭ヲ打擲致シ其節モ前同樣緣ヲ絕呉候樣申ニ付然ラバ髮モ切取樣申聞候處可切取節有之候ハヾ其通致ト申候尚又深更ニ至リ意逆致候末立腹ノ餘リ翌八日朝剃刀ニテ髮毛切取申候前斷毆シ候處腫起ニハ相成不申候事

右之通相違不申上候以上

明治七年十一月十五日

私通ノ女强テ其絕念ヲ促シ烟草ヲ以テ打擲スルヲ以テ忿怒ノ餘リ頭髮ヲ切取候者不應爲重ニ擬シ

懲役　七十日

右　い　わ

十八年　四ケ月

右いわ儀ハ鬪毆條ニ依リ懲役三十日之處婦女ノ故ヲ以テ收贖金七十五錢被申付タリ

(東京日々新聞第八百七十二號　明治七年十二月七日發行)

直訴を企て贖罪金七十五錢 (明治七年十二月十四日)

公　判

越後國魚沼郡眞人村農

渡邊彌平次

五十二年　六ケ月

自分儀要路惡水落シノ義ニ付多年苦心罷在候處管轄廳へ願出置候へ共何ニモ運ビ兼候ヨリ内務御省へ出願仕候右願意モ貫徹仕殊ニハ御國益一旦モ可相成ト存シ本年十月廿八日司法省へ出願仕候處管轄廳ノ添翰ヲ以テ出願可仕旨ニテ願書ハ御採用可相成候ニ付直ニ縣廳へ添翰可願出處從來右一件ニ付テハ管轄廳ニテ果取兼候事故迚モ添翰ハ御渡相成間敷ト押量リ仕候へバ既ニ同御省へ出願仕候處前文ノ次第ニテハ此上何方へ出願可致目途無之因テ恐多クモ主上行幸ノ節可奉願ト心得仕候ヨリ當十一月十四日太政官へ、行幸ト承リ麹町邊ニテ還幸ヲ奉待居候折柄巡査方ニ被見咎ヨリ右ノ情實中立候所即御召捕ニ相成今般御吟味ノ上順序ヲ不經右樣ノ儀ハ有之間敷ト懇々被仰聞是迄ノ不所存ニテ氷解奉恐入候事

右之通相違不申上候以上

明治七年十二月三日　渡邊彌平次

内務省ノ指揮ニ違ヒ管轄ノ添翰ヲ受ケズ仍ホ願意ノ貫徹セザルトノ痴情ヨリ行幸ノ途上ニ歎願セント計ルモ其事行ハレザルヲ以テ違式輕ニ問ヒ懲役十日情ヲ計リ贖罪金七十五錢

（明治七年十二月十四日發行　東京日々新聞第八百七十八號）

色魔醫者裁判にて爭ふ

（明治七年十二月七日）

淺草瓦町に北川おりよとて薪炭渡世の寡婦あり其子金之助去年六月中病氣に依りて奉公先より療養の爲に歸りけるが近邊には醫者も無りければ隣町裏門代地に住める花岡幸庵と云ふ醫者に療治を乞ひ日々長女のおふぢを藥取りに遣しけるが此おふぢは四年前より目の内に星を生じ居るを見て彼の幸庵より今の内にはやく療治を爲さば全快すべし併かし通ひ療治にては行屆かず必らず我方に引越すべしと云ふにおふぢは只目の直したさに頻に母に相談して幸庵方に寄宿し療治を受し間に外の技術をも施せしにや十月下旬に至りて遂に幸庵よりおふぢを妻に娶りたき旨を云ひ込みければ母おりよは今更いなみ難く親類へ談合し媒妁をも入れて十月十六日衣類諸道具等を調のへ隨分手厚く支度して婚禮を行なひたりしが其後三十日ほど過て又馬喰町邊よりおときと云ふ女を妾に拘へたれども其女一泊して翌朝たちまち逃げ返りたれば幸庵怒りて自から追ひ行き連れ來り其後は嚴しく用心して一寸も外へ出さぬ樣にしけるに十二月中ごろ少し雪降りて寒き夕がた妾おと

き洗湯に行んと乞ひしかば幸庵その逃去人事を心配して妻ふぢ先妻の産みたる娘おはな門人清之助ならびに下女等を添へて遣りしに湯屋に至りておふぢ等は裸體に成りしが妾おときけ帯を解んとして未だ脱ず又〆直して一寸と小用にと出行しまゝ何時迄も歸り來らずおふぢ等スハとて俄に之を搜せども更に行方知れざれば詮方なく急ぎ宅に歸りて斯と告るに幸庵大いに憤りおふぢを奥の一室に連れ行き戸を〆切り無理に酒を飲ませ丸裸にして後手に縛り置き何ゆゑ妾を逃したかと責めつゝ無暗と是れを打擲して面部其外に數ケ所の黑痣の出來る程の目に合はせたる上誠に申し譯なき趣の書付を取り其節娘おはなが痨症の樣なればとておふぢに看病を申し付けたりしが其後は益々殘酷なる仕向けのみ多かりければ日々忍び泣き暮しける幸庵は再たび常陸の國下妻邊よりおよねと云ふ女を迎へて妾と爲したりしに本年六月三日娘おはな病死して三日目の墓參りにおふぢが紋付の帷子を取りておよねに與へおふぢには薩摩木綿の單物を着せければおふぢ其服稱はずとて不平を鳴らすに依り幸庵怒りて兩人を止め置き自分一人にて墓參りせしが其夜三時頃俄におふぢを引起し赤裸にして一間に連れ行き手足を縛りおき夫へ向つて口答せし段不屆至極なりと罵りつゝ棒を以て頻りに打たゝきけるに身中處々紫色に腫れ揚りて痛み苦しめり其後妾およねにも暇を出しけるが八月二日の夜半すぎ又々おふぢを一間に連れ行き例の通り縛りおきて其方こと不義せしに相違なし隱さず白狀せよと責め苦しめけれども更に覺なき事なれば何とも答へずして只苦痛に堪へず泣き叫び居たるに只不義せしと云はゞ縛を解き許すべし左なくば何時までも責め苦しめんと云ふ故せんかた無く不義したりと一言云ひしかば速かに硯箱を持ち來り強ておふぢより不義致したる段申しわけ無きとの書付を取りおき扨幸庵云く我が門人清之助もし兩三日の中にと來事あらば一間へ伴なひ縋り付くべし其とき我は屛風の後より顯れ出て密夫なりと取り押へんと云ふ故おふぢは人に惡名を負はせる事の氣毒なりと答ふるに其義は少しも仔細なし只この旨よく承知せよて其夜は共に臥したるが翌日かの清之助ふと來りたるに幸庵は速かに物蔭に隱れたれどもおふぢは去る馬鹿らしき眞似もなし難と思ひ平生の通りに挨拶して差し置たる故幸庵は待兼たるにや奥より出てきたり淸助おいでかと云つゝ無理に奥

へ引き連れ行きければおふぢは如何なる事の起るやも知れずと恐て瓦町の母が許へ逦け歸り其始末を語りしかば母おりよ大に驚ろき直に同道して幸庵方へ行きたれば今來客なりとて玄關に待せ置しが暫らくして幸庵いで來りおふぢを奥へ連れ行んとする故母おりよは云く我いま此場に在る上は我が目前にて談判すべしと幸庵怒て云く其許は面倒を好まるゝや表向きにする心得なるや此度の事は我は內濟に取り計はんと思ふ故に清之助おふぢを別間へ連れ行かんとするなれども其了簡ならば媒約人を呼べしとて使を遣りければ横山町江戸屋右衛門來りけるに母子は是に任せて漸やく此場は事濟たり其後幸庵より種々母子を欺き誘しておふぢを妾に抱へたる事に書付を取り八月二十日下總の國木間ケ瀬村鶴岡勘次郎が娘おさいを迎へて本妻とせり然るにおふぢは兼て懐妊して居たりけるか十一月十三日產に臨みたれども幸庵少しも構はず漸やく出產したる後に穩婆を呼びしが產湯を沸すは費なり水にて洗らへと云ひ付るに穩婆もあきれて水浴は宜しかゝるまじとて只汚穢を拭ひ取りし計りにて早々歸り去りたり翌日に至り幸庵鋏を以て嬰兒の臍帶を切りて去年死したる娘の古衣を着せ置けり產婦には米飯は毒なりとて日々小豆を煮て其汁を飲ませ小豆は砂糖をまぜて幸庵が飯の菜と爲せりたればおふぢは乳汁の出すくなくして小兒も肥立あしければ日々たゞ心を痛め居たりしが此月一日に至りて幸庵云く近ごろ入費多く掛るに付き妻を離縁し妾は暇を遣すとておふぢを親元瓦町へ送り返したり其後幸庵また瓦町に來り種々の事を云ひ掛け或は威しなどせり是は嫁入の時持行しおふぢが衣類諸品をも返さぬ策を爲さんとの下心なるべし右様の次第に付きおふぢが母北川おりよは縱令いかやうの事にても夫に背くは婦道に非らずこそ是までは常々我が娘にも諭したれ離縁せらるゝ上はモハヤ緣なしと嬰兒を抱き母子三人にて本月十四日第五大區一小區の屯所へ訴へ出たるに屯所より警視出張所へ廻され双方呼び出されたるに幸庵より自談致し度とて三日間の日延を願ひ出し置き翌十五日幸庵より却ておりよを相手取東京裁判所へ願ひ出たるよし其後多少の紛紜ありて去る二十三日双方裁判所へ呼び出され吟味ありし由未だ其裁決の如何を知らずと雖ども幸庵が奸黠もとより戯院中に傳ふる所の村井長庵にも劣らざるべしと聞く此幸庵は下總國岡田郡蛋村根村の農渡邊利

左衛門が二男にして曾て北海道の松信嘉吉方に厄介に成り居しが去年六月廿日この淺草新片町六番地にト居し醫業を開けり年はまだ三十に滿たず丈高く色白く容貌美にして衣服も亦常に美なり又曾て富人の女を娶り妻とせしが密かに朋友に勸めて之れに奸せしめ遂に妻の家に迫りて内濟金三百圓を取り是を資本として高利貸しを始め今專ら活計を爲せり蓋し此回の一件は寡婦おりよが蓄財を掠めんと欲して成らず却て其忿をおふぢに洩す者ならんか

（明治七年十二月廿七日發行　東京日々新聞第八百九十號）

明治七年の創刊新聞

明治初期は海外の文物移入に伴つて日刊新聞も續々として創刊され明治六年の終りまでには凡そ百二十餘種出で殆んど全國各府縣に通信機關が備はり明治七年にも次の十五種が創刊されてゐる

書拔新聞（高崎）一月創刊　同年七月廢刊
磐前新聞（平）春創刊カ　同年三月ノ二號アリ
和歌山新聞（和歌山）春創刊カ　同年六月ノ九號アリ
三潴新聞（久留米）二月發行許可
栃木新聞（栃木）三月發行許可
新治新聞（土浦）四月發行許可
普通新聞　五月發行許可　八年二月廢刊　九年四月德島ニ同名出ヅ
五洲雜報（横濱）六月創刊　同年十月（十六號）廢刊
東北新聞（仙臺）六月五日創刊　十年三月（仙臺新聞）ト改題
千葉新聞輯錄（千葉）六月創刊　同年八月（七號）廢刊カ
長野毎週新聞（長野）七月十日創刊　十一年一月「長野新聞」ト改題
千葉縣新聞（千葉）八月發行許可
朝野新聞九月二十三日「公文通誌」ヲ改題廿六年十二月「新朝野新聞」ト改題
白川新聞（熊本）九月創刊　九年三月頃「熊本新聞」ト改題
讀賣新聞　十一月二日創刊

上下着用減ず (明治八年一月四日)

近來大に減じたるものは上下なり年頭の御祝儀申し上げまするにも上下を着て供を連れたる客は更に一人も見ず或人の云く一昨日本所横網の華族某氏の門に貳人ばかり見えたり併し上下のうへに羽織を襲ひたり上下も當分は判任以下の新拜命の禮服にのみ殘るべきか如何となれば新拜命の人前廣に平常禮服を備ふるの力もなくさりとて出頭せざれば官途に上り難ければ據なく上下をばその席限り今暫らくの間は用ゆべき歟冠婚葬祭すべて私に渉りし禮は羽織袴にて事足ればなり

(東京日々第八百九十七號　明治八年一月四日月曜日)

【註】 これに依つて見れば、稀とは云ひ作ら明治八年頃迄は、上下を着用し歩きても左程不自然ではなかつたらしい。今日、吾々が此の上下を見んと欲せば、先づ殊種地方に於ける葬禮の棺を恭ふ遺族の上方か芝居位のものであらう。

汚血は肛門に非ず (明治八年一月五日)

横山町商人某が許にて息子の婦産後ひさしく煩らひ寝たり起たりぶら〳〵として居けるに或る日ふだん懇意の人來りて色々咄し仕ける序に婦の病氣の事に至りて主人云く西道流の醫者はなんだか苦酸ばひ様な水藥ばかり飲ませて置くから一向効そうもないが何處ぞに能い醫者様は無いか御前様御ぞんぢならば教て下されと云ふに其人云く下谷の某町に徳川様の時からの古い醫者で何野某庵と云ふ名醫があるから早速よこして上ませうと云て歸りしが其日のうちに間も無く彼の某庵先生は横山町に尋ね來れり依て奥に通し婦の病氣を診て貰ひけるに醫者お定まりの通り兩手の脈を察し舌を見て夫れより腹を按し終りて何とも云はず手を拱ねき暫らく考がへ居たるが傍に居たる老母に向て此病氣は是非とも先づ汚血を除かねば成りませぬと聞て彼の婦は忽まち遽て起あがり二階に登りて潜み隱れたり是この婦は肛門を覗かるゝならんと驚ろきて隱れたるなれども彼の醫者は夫れにも氣が附ざりけん徐かに藥を調合し置て歸りしとぞ今日市中を見るに家祿奉還したる俄商人の咄しなどには隨分これに似たる事も多かるべし

醫者には是に類したる談ある者なり或る田舍にて醫者が娘を診察したる時に舌を見せよと云ひしかばその少女逃げ去りたりと近日の新聞にて見た様に覺ゆ

(東京日々新聞第八百九十八號　明治八年一月五日火曜日)

饅頭娘の大流行（明治八年一月六日）

近來大阪にては饅頭娘と云ふちいさき土人形を賣る者多く買ふ人も亦多きよし六七歳くらゐの女の子が一つの饅頭を中央より二つに割りて兩手に持ちて立たる狀なり此人形は京都五條坂にて作り始じめ後には多く伏見にて製し大阪にては堺の住吉社前その外諸事社の門前などに是を賣らぬ人形屋も無き程なるよし難波新地新町北の新地或は松島などの妓樓にて多く好んで是を買ひ又米市場料理屋等にても住吉の月參りには必らず買ひ來る例として數多の人形を神棚に並べ立て燈明を點し供物は必らず饅頭を二つに割りて備なへ神酒を捧げて禮拜せり藝妓舞子などは五分ほどの大きさに拵らへ金箔を着けたるを錦の袋に入れて帶に結び下げる事此節大いに流行せり或る人の說にこの人形の起りは近來京都に一女子あり年いまだ七歳に滿たざれども生得俊才ありて父母に孝行なり敎師たわむれに女子に向ておまへ能く父樣や母樣を大事にしてやそうな感心なことじやが其とゝ樣とかゝ樣とはどちらが能いか夫いふたら此饅頭を進ぜませうと云ひけるに女子は默て答へす夫なら先これを進ぜますサカイ早う云はしやれと饅頭を渡せば女子わらひながら受け取てその饅頭を眞中から二つに割り敎師に向て先生このおまんはどちらが甘いと思ひ玉ふぞと問ひ返したるに敎師も手を拍て驚歎したりとぞ此うわさ終に世上に弘まりて五條坂にて其人形を造り始めし者なりとか今世神と稱して敬禮するも昔の賢人才子の德を尊ぶ者なれば此女子も神代に生れたらば饅頭好割姬之命とでも稱すべき才德ありと云ふべし太陽曆の弘まりしより太陽物は旣に神棚を追ひ拂はれたれば達磨木兎も遂に此饅頭娘に降伏するに至らんとすと

（大阪新聞）

（東京日日新聞第八百九十九號　明治八年一月六日水曜日）

光學寺の和尙（明治八年一月八日）

加州金澤に淺野川卯辰町と云ふ所の光學寺の和尙は奇人なり去年一月の御歌會始の御題に迎年言志と云ふを見て（此やうな年を重ねて腹たちに糞でも垂れて茶の木肥さん）と書つけて縣の廳へ出したるに甚だ無禮なる奴なりとて獄に下されたり牢に入ると又（よしあしを斷はる庭の若さくら心ありげ

に匂ひけるかな）とぞ詠めりけり扨檀家の者ども評議しけるに彼の和尚樣こそ何にしても氣の毒なれしかし斯る惡口を吐き出したる事なれば失禮を咎めらるゝも御上の御威光にて如何にも詮かた無けれども狂氣したる由に申し拵らへて歎願せば罪も免さるべしとて然つべらしく願書を認めて人々打つれて廳へ持ち出て哀訴しけるぞ彼らの和尚の罪は免されにける斯て和尚樣も無や悅び玉ひつらんと早く出し奉りて寺に迎へ入れなんなど云ひつゝ檀家の者ども牢屋に行たるに和尚は中々承知せずして云く抑々なんの咎ありて此老禿を獄には下したるぞ未だ其罪の裁判も無くして牢を出さるべき謂はれ無し若し罪なしとせば獄に下したる者の過なる事明白なれば檀家の者の迎ひにて出べきに非らず必らず始じめ此老禿を獄に入れたる官吏が來りて其過を謝し我が手を執て助け出すまで此牢屋より一寸も出まじきぞ我が詠たる歌に何の罪がある御題は年を迎へて志を言ふとこそあれ我も若き時より早く世に有用なる學問を勉强したらば此節の勅奏の官に登り國家の御用は立まじき者にも有らず然るを何の能もなく山寺の僧と成りて空しく此年まで光陰を送りたるが悔しく腹立しさは今更詮方なけれども責ては茶の木でも培養し國産を繁殖せしめば何程か國恩に報ゆるにも當らんとの志を言ひたるのみ我さらさらく＼と罵しるにご檀家も持あまして其趣を廳へ屆けたる由夫れより如何なりしにや後に聞けば其和尚が牢を出る時に詠めるとて（莪こひて茶の木肥せと歌よんで云々と云ふ歌あり是は去年の事なれども燒直して記す）

（東京日日新聞　明治八年一月八日第九百一號）

大晦日の居留守（明治八年一月十四日）

神田の裏町に住める獨身者の隱居あり酒や米やを始めて近きわたりに貸がゝりいと多かりしかば舊臘の廿八日頃より彼よりも是よりもいたく促がしたるに卅一日には間違ひなく拂ひ參らすべし同じ日の夕つ來たまへと眞顏になりて言ふにさらば僞りにもあらじとて卅一日の夜待つけて皆いきたれば此隱居は在らで家の上り口に暗き燈火をすえて行燈の紙に墨黑に今晩は留守かけ取は來年の事と書て在り皆あきれて物持ち去らんにも是と云ふべき物もなしせめて戸棚だに改め見ばやと上りて明くれば此隱居此內に長々と寢て在りつゝ今宵は留

守なりとく歸れと云ふに皆怒りてこはいとふとき男なりこゝに寢て居ながら留守と云ふ筋やはあるとなじれば此隱居眞顏になりてはてあるじが口より留守なりといふなれば加程たしかなる事やはあるまじゝとして居すはりたるに皆吏にあきれて物も云はずかへりしとか

（横濱毎日新聞第千二百卅號　明治八年一月十四日）

兩國で生熊を捕ふ（明治八年一月十五日）

先頃見せものゝ熊が逃げ出したと云ふことが何かの新聞にありましたが又五六日前にも駈け出して子供にかゝつてあぶないことでありました四つ足のついてゐる猛獸をかう度々逃すと云ふは餘り始不末な咄しではござりませんか淺草觀音地内の差配人新藏と云ふ男が兩國邊を通る時に向ふから來る十ばかりの男の子の跡より大きな熊犬が一散に駈けて來る故ヤレあぶないといふ中に早其子に突當ると小僧は前に打のめされワツと泣き出したを直ぐに飛付け小僧を起してやりましたがのめされたゝことわり熊犬ではなく正眞（ほんもの）の熊なればこ奴只はおかれんと行形摑まへようとした時は熊は月の輪といふ所が急所だといふことを兼て聞いたを思ひ出して其月の輪を抑へやうと手を出せば喰ひ付て荒廻るで無暗に所々をなぐり散らし一生懸命月の輪を抑へつけると熊も一生懸命でかぶりつき上になり下になり人間と熊の大取組が始つて暫く揉み合ひました所が新藏力や増りけん四足を取つて捻倒し漸く組伏せました時に若い者が四五人汗を流して飛來り此體を見てヤレ其熊は回向院の見せもの場から脱走いたしたによつてわたしらが所々方々へ手分をして尋ねる所でございましたがよく摑まへて下さりましたと大に悦びマアあなたはなんといふ御方でいちツシヤリましたと尋ぬるに新藏は只淺草邊のものでござるといつたばかりで若いものに熊を渡すと此熊は今年五歲で中々安い金では買はれませんにありがたいことであつたと四五人のものが頭を並べて地に摺付け禮を伸べて牽き行たり扨其翌日の夕方に新藏が差配内に回向院熊の見せ物に雇はれてゐる男が來て時に大屋さん今店賃を上る積りでございました所が肝腎の熊どのが飛出して商賣を休んで仕舞ましたから明日までお待ちなさつて下さいませしかし兩國邊で何所の人か早速摑まへて呉れられましたので先づ仕合でござりました

と店賃の言譯草に熊の咄しを持出したれば新藏はそしらぬ體でイヤそれは大變なことであつたが熊どのが行方なしにならないでホンによかつた其摑まへた人はどんな人でありましたと聞くにハイ只淺草邊とばかりいつたどいふことでございますわたしもやつぱり熊を尋ねに出ましたが方角違ひの方へいきましたからどんなんだか分りませんがなんでもあゝいふえらい熊を只一人で手摑まへにするにしては人間業ではありますまいたしかと淺草の觀音さんでもあらうから明日は若いものが一同に觀音さんへ御禮參りに出掛けるとの咄しでございましたとまじめになつて咄しますと新藏はをかしさをこらへられずイヤそれは觀音さんでも文珠さんでもなんでもないわたしが抑へてやつたのぢやといふに店子はどうも不審の顔付故これこの熊に喰付れた疵を見ておくれと天窓一ケ所咽喉一ケ所腹や手足の疵を見せしにソレはとんだ御災難でございましたがあの熊を手摑まへになさるとは實に恐れ入つた御働らきでございますと舌を卷いて感心いたしたと申しますから見せものゝ若い者が觀音さんをよしにして新藏が所へ御禮參りにでも出掛けましたかどうだか跡のことは分りません

（東京曙新聞第五百二十六號　明治八年七月十五日）

散髪に小便代金拾錢也（明治八年一月十九日）

横はまに大人の床かけ小便といふ話がありますが所は野毛町一丁目の髪結床にて今月十九日の正午ごろ年は二十三ばかりの男が髪をはさんで下されとてはいり來り形りは書生風にて隨分開化連中とおもはれる有さまをして椅子へ腰をかけやがてザンギリを剪み出し大がいかり終つた頃に親方小便がしたいから少し待つて與ろといふゆゑハイ〳〵畏りましたと首へかけた白い布を解くひまもいけないよいけないよといふうち小便をやらかして椅子も白い布も小便だらけ自分の衣物はしぼるほどに濡れ近邊左右も穴を打つた樣になり床の亭主はあきれかへつて言葉も出ずるうちに髪もはさみ上げると十錢札を置いて飛ぶやうに逃出して行つたといふが十錢で頭から小便の始末までさせるとは成程これも怪い連中で有りませう

（讀賣新聞第六十九號　明治八年三月廿三日）

【註】開化連中とは今日で云ふモダン・ボーイにモダン・ガールの如きものでその頃のハイカラ連中を指す

弘法も筆の誤り（明治八年一月廿五日）

都會が文明の中心さなれば、迷信の中心も又都會である。東京は文明の中心であり、又迷信家の最も多いのも東京である。左の一篇は、この迷信振りの馬鹿々々しさを雄辯に物語つてゐる。

湯島五丁め邊に相澤萬藏と云ふ者あり弘法大師御夢相の灸と看版を出し何病にても御大師樣へ伺がひを立て灸をする藥を與へ療治を施すに瘡でも勞症でも痰でも疝氣でも四百四病や産前産後はおろか脚氣腫滿五萬の病でも乃至は臆病でも全快せざる事なし葛西の兄の痃癖も引込み新宿のお婆さんの寸白も治り本所の姉さんの雁瘡も平癒した盲目が立やら聾耳が歩行やら蹇も啞も忽ち滿足な人と成るから夫は實に不思議でござると己が口から觸ちらすにぞ素より愚昧なる者多き東京なれば是を信仰する者少からずして治を乞ふ者頗る多く殆んど流行醫者の如し昨年九月中の事にて三河町張場の稲荷の社内に住む金子長藏と云ふ人の妻が懷妊したる時に其妻の父は兼て病身なるゆゑ彼の弘法大師の療治を深く信じ萬藏を賴みて日々に伺がひを立て藥を飲み居りたりけるが娘の妊身したる樣子を聞やがて長藏かたへ使をやりて娘を呼び寄せ萬藏を招きて診て貰ひしに萬藏は先づ懷中より珠數を取出し南無大師遍照金剛オンアボキアーペイロシヤノーマカボダラマニハンドマジンバラ　ハラバリタヤウンと繰り返しつゝ唱へ終りて云ふやう是は妊娠に相違は無けれども必らず滿月に至らずして流産する趣に御大師樣が仰らるゝからは迚も安産おほつかなし併し母體の安樂を祈らんが爲此藥を飲むべしと煎藥五六貼を調合して與へたれば頓て三河町に持ち返へり夫に其由を語りけるに長藏は是を信ぜずして頻ぶる批難の語ありけるにぞ妻も少しく疑心を生じ他日又往て是を父に告るに折から萬藏も來合はせたるが是を聞て眉を顰め聟は則ち子も同然なり元來貴殿の病氣の斯く長びくは親子の間に不信心の人ありて睦しからざるを大師樣の御にくしみ故ならんと云ひけるに父は大に立腹しければ長藏が妻は急ぎ立かへりて其よしを語りけるにぞ夫長藏も大に驚ろき夫より後は只管に大師に信心して居たりけるが十月も無事に立て十一月も何事なく過ぎ只腹は段々とふくれるのみなり屢々萬藏に尋ねれども大師樣の仰せある事疑ふべからずとのみ答へたり十二月は滿月なれ

ば流産ならずとも必なず分身すべしと思ひの外に歳さへ暮れて明治八年第一月六日に至り安々と産み出したるは玉の様なる女子なるにぞ家内一同大に喜こび早速うぶ湯は使はせたれども着せる衣服は一枚も無し穏婆も驚きて是は如何なる譯ぞと尋ぬるに乗て弘法大師の御詞を信じ何處までも流産の積りなれば素より着物は入らぬ事と思ひ其手當は爲ざりしとぞ依て近邊の小兒の衣服を借りて其座は漸やく間に合せたりとなん其後かの萬藏が來りしかば産婦は右の始末を語りて大師様も當には成らぬと云へば萬藏は平氣な顔にて弘法も筆の誤り

（東京日日新聞第九百十六號　明治八年一月廿五日月曜日）

森有禮の婚約誓文（明治八年二月六日）

編者曰、日本で最初の雜誌と云へば森有禮一派の發刊した「明六雜誌」であらう。そして、この「明六雜誌」なる題名をつけるに至つた原因は、彼がアメリカより歸朝したのが明治六年であり、歸朝早々學者の一團體を組織して大に時代の先覺者たらんと努めた。そして、この團體の名をつけるに、色々協議したが、結局、時は明治六年であり、この年に團結が成立したのだと云ふ意味に於て、明六社と名を打つに至つた。そして其社の發行する雜誌なるを以て「明六雜誌」としたのであるが、彼の日本へ齎した文明は、極端なるなる男女同權と今日の所謂アメリカニズムとであつた。それがため彼は歸朝後二年を經て靜岡縣の士族の娘で廣瀨阿常嬢と婚約を結んだ際にも、この男女同權に對する何等の精神的現れがなくては濟まない譯である。そこで彼の婚約問題が一度巷の噂に洩れるや天下の人々は彼の身邊に嚴重なる監視を怠らなくなつた。ところが愈々婚約問題が正式に成立して擧式の當日になつた時、果して物珍らしき婚約の誓文なるものが彼の手より渡されるに至つた。今日より見れば別に不思議な事實として取るに足らないものではあるが、何しろ今より五十幾年も前のことであり、未だチョン髷のすたらない時のことであるから、サア人々は眼を圓くして驚いた。封建の夢未だ醒めざる彼等に此事實は、彼等をして口々に「文明開化とは女尊男卑なるや」いや「開化とは英語にてダンジョドウケンと云ふ也」なぞと皮肉をあびせた。大正の今日より見れば誠に以て滑稽の至りではある。この婚約は而かも仲人に福澤諭吉氏の立つてゐること注目に價する。これは明六社の關係で即ち明六社とは森有禮、西村茂樹、津田眞道、中村正直、西周加藤弘之、福澤諭吉、箕作秋坪、杉亨二、箕作麟祥などの面々が同人であり、その關係で福澤氏が媒介者の役を勸めたものであらう。が此れは小生の想像に過ぎない。とにかく此の婚約誓文を提出したと云ふ事實だけは當時の東京日々新聞の記事に依つて明白である。そこで同紙を左に掲げるとしやう。

先月中より婚式請柬と題したる案內狀を以て世上に御披露に成りたる婚禮なれば昨六日は土沙を卷く程の風にも拘はらず此案內狀を受けたる歷々の方々は馬車人力に打乘りて森有禮君の宅へと參向せらる此宅は築地采女町の精養軒を背にしたる所にて東京商法學校を設くる樹にて建たる西洋造りの美屋なり○請柬には午前十一時と有る故に賓客はこの刻限に後れじと參着し各々小禮服白襟紐白手袋また婦人方は御紋付きの三枚重ねの立派なる出で立ちなり尤も西洋人も男女打交りて列席し凡そ百餘人に至る但し御客の內でも袴羽織或は「フロツクコート」と唱ふる袴羽織の代脈を勤むる西洋服を着たる方も間々見へたり○森君の宅は戶外の正面に御國旗大小四本をぶつ違ひに組みて上に建て俗に西洋飾りの門ト松と唱ふる如く綠葉を以て柱を飾り軒先きに數個のほふずき提灯を掛けたるは今晚のイルリミネーションの支度と見へり戶內の左方にある表て座敷の正面も同じく御國旗のぶつちがゐを建て八千代までと祝ひたる心持かして椿の花葉を柱卷にやらかし中々に見事の飾り附けなり○十一時を少し過ぎたる頃に新夫は小禮服を着し新子は薄鼠色の西洋女服の上に白紗を以て顏より覆ひ新夫に手を引かれて此座敷に出掛たり證人は有名なる福澤諭吉先生にて正面に位し婚式を成さしむ此時鹿兒島の肥後某と稱する老人は夫婦の爲に一同の前にて左の約定書を讀み夫婦並ひに證人をして自から姓名を記させたり

婚姻契約

現今十九年八ケ月ノ齡ニ達シタル靜岡縣士族廣瀨阿常同二十七年八ケ月鹿兒島縣士族森有禮各其親ノ喜許ヲ得テ互ニ夫婦ノ約ヲ爲シ今日即チ紀元二千五百三十五年二月六日即今東京府知事職ニ在ル大久保一翁ノ面前ニ於テ婚式ヲ行ヒ約ヲ爲シ双方ノ親戚朋友モ共ニ之ヲ公認シテ玆ニ婚姻ノ約條ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條

自今以後森有禮ハ廣瀨阿常ヲ其妻トシテ廣瀨阿常ハ森有禮ヲ其夫ト爲ス事

第二條

双方存命ニシテ此約條ヲ廢棄セザル間ハ共ニ餘念ナク相敬シ相愛シテ夫妻ノ道ヲ守ルコト

第三條

有禮阿常夫妻ノ共有スベキ品ニ就テハ雙方同意ノ上ナラデハ他人ト貸借或ハ賣買ノ約ヲ爲サル事

右ニ掲ル所ノ約條ヲ爲シ一方犯スニ於テハ他ノ一方之ヲ官ニ訴テ相當ノ公裁ヲ願フ事ヲ得ヘシ

紀元二千五百三十五年二月六日

東京ニ於テ

森　有禮

廣瀨阿常

證人　福澤諭吉

○此盛式は東京府知事の面前にて行ふと有る故に大久保公は何處に御座るかと見れども我輩は其顔を知らねば何分にも見當らず唯怪しむべきは此正席に髭が生た獵師を見たるのみ新夫婦の爲には一生に一度と云ふべき大切なる儀式に立合ふ人々なれば何れも皆禮服を着用したる中に此髭翁許りは西洋人が遊獵に出掛けるか又は旅をする時に許り着用する裾の短かき胴〆の附たる服を着し早く申さば日本の股引半天の拵へゆゑ連座の西洋人は勿論日本人も扨々失禮を知らぬぢゝい哉と横目にてじろりと睨たり隣りに立たる人に聞たればあれが知事樣だよと敎へらる我輩が考へには此失敬老人がよもや大久保公では有るまい蓋し公は本日御列席に成らぬ事なるべし若し又この獵師拵へが果して公に相違なくば公は幕天兩朝の故老にてしかも御目附大目附を勤め儀式の明曉の人なり必らずふかい思し召があつての服なるべしと思はる○右の儀式畢りて新夫婦は兼て奥の座敷に設けたる食机に就て男女の賓客に點心を供すこの點心は西洋風の料理にて冷肉並に菓子果もの等を盛に机上に並べ各種の西洋酒の口を拔き立喰ひ立飲みの大雜沓にて立錐の地なき程に至る日本人には少し不承知だらうがそこは主人が主人なれば御客も御客で皆西洋開化の御連中ゆゑ大得意で歡を盡されたり嗚呼盛なり男女同權の論かな美なり開化の御婚禮かなと千秋萬歳の千箱の玉を奉る代りに此記事を書て御披露奉る

（東京日々新聞第九百二十七號　明治八年二月七日日曜日）

編者曰。彼等にとつて此の西洋萬能的結婚式は如何に驚異に價したか、それを想像するより以上に吾々は此の記事の書方に云ひ知れぬ珍らしさを感ずる。下手なユーモレスクより、どの位おもしろいか知れぬ第一、此の日本初期の洋式結婚は如何に盛大に擧行されたか。これは婚禮史を草する者の是非知らねばな

らぬ記錄であり、又、吾々奇を好む連中をして痛快がらしむる一點は、先づ「それにフロックコートと唱ふる羽織袴の代脉を勸むる」云々の記事が其れである。代脉とは一體何事である。フロックコートを醫者の代診だと心得てゐるのか。或は又、イルミネーションをイルリミネーションと平氣で書いてゐる。これらも凡て、明治初年らしき氣分を現してゐるので頗る愉快だそれに誓約文にしても、第二條の「……共に餘念なく相敬し相愛して夫妻の道を守ること」何んと愉快でないか共に餘念なくはよかつたね。大に彼のあまいこころを發揮してゐるよ。又、大久保府知事の西洋十八世紀の服裝に對する批評も至つて珍である。「早く申さば日本の股引半天の拵へ」は正に傑作である。斯くして彼等の擧式は終りを告げた。彼も嫁も部屋も料理も菓子も、悉く此れ洋式。そこに彼等の男女同權はあつた。

內臟全部を喰ひ盡したやもり

（明治八年三月七日）

先頃私の近邊にて炊婢が朝早く起きて竈の下を焚き付けたれど餘り煙るから火吹竹にて火を吹くと其竹の中から何か飛出し其炊婢の口から咽喉の中へ這入りました故おさんは驚愕して呼吸も出ぬ位にて一叫と云て其場へ倒れました故家內中の人は大騷にて醫者を呼寄せ段々と吟昧ますとその火吹竹の中に壁虎と云ふ虫が這入つてゐた所をおさんは知らずに吹いた故に中から飛出して口へ這入つたものでござりますそこで醫者が機械にて其のやもりを引出さんとすると其やもりは腕と咽喉へ喰付いて居る故中々取れず其尾だけ切れて取れましたがやもりは直に腹の中へ這入り各部を喰付く故其痛に堪兼おさんは見てゐるまに落命たが誠に憫然な事ではござりませぬかこれなどはみなさんもよく氣をおつけなされ火吹竹を用ふる前にはきつと下を向てほんほんと衝きそれから火をおふきなさるやうに成さいましといふものは

（讀賣新聞第六十一號　明治八年三月七日）

諸藝を演ずる妙な不具者

（明治八年三月十七日）

淺草のおく山に此せつ出てゐる山丸直藏は咽喉に一つの穴が明いてゐて不具なれども此穴にて笛をふき煙草をのみ吹矢も吹當るといふそれに口にて文字を書きますが人間は不具でも心掛次第にて並の者にも勝れる藝の出來るもの故何でも勉

强が肝要で有ます

（讀賣新聞第六十三號　明治八年三月十七日）

密淫賣婦大擧捕縛（明治八年三月二十九日）

皆樣お聞なされましたか兼て世間で評判の高い新聞紙に噂の絶えぬ地獄の沙汰も此たびは金次第では行かぬと見えて一昨二十七日の夕かた府下各大區の隱し賣女ども一度にサツと捕縛せられましたが中にも是までその巣窟と呼び成したる島原新富町から築地入舟町の邊はソレと聞くより飮み掛けた酒盃を抛り出して遁るもあり結び終はぬ髮を握て駈け出すもあり寢卷のまゝや細帶のまゝ跣もあれば泣くもあり赤ひ盞のばら〳〵と四方八方へ翻へるは嵐に亂るゝ木瓜の花ねぼけ顏にぞ見えにける各大區にて地獄の捕へられたる總人數が凡そ八百人餘との事なれども中〳〵此位なことでは有るまい彼も地獄だ是も私窠だ彼所にも有る此所にも居ると大壯な評判で有つたからは金輪那落の底までも經鑿したならば必らず三萬三千三百三十三人ぐらゐは有るだらう佛の數より少ない筈がないと疑ふ人も少からず○一大區の地獄中にては住吉町十八番地の今吉と云ふ醫者が尤ゝ別品で有つたと申す○神田明神下金澤町の東側にて餅屋と鐵物屋の路次のつき當りで巡査が十六七の娘と五十餘の男とに繩を掛けて屯所へ引かれましたが此男はもと町方の手先とやら云ふ物で野村瀧藏と申す者だとの評判○また御徒士町一丁目の蕎麥屋の山神さんと上野の池の端の茶屋の誰とか外に十六七の娘が三人ばかり縛られました○新富町の寶井屋に下宿して居たりし佐賀縣の士族何とか云ふ人の細君も嬉さんも餘ほどの別品なりし由にてコイツ胡亂と引捕へて一ばん屯所に繋がれしは是も前世の因縁と諦らめは諦らめたらうが詰らぬ御相伴を喰た者だ

（東京日日新聞第九百七十二號　明治八年三月廿九日月曜日）

邏卒の名稱より巡査との改稱迄

（明治八年四月一日　明治八年十月廿四日）

邏卒の名唱（明治八年十月廿四日）

〔第貳拾九號達書〕　輪廓附府縣（東京府を除く）行政警察規則別冊の通相定候條本年四月一日より施行可致就ては從前捕亡吏取締組番人等の名稱を廢し邏卒と改稱致可此旨相達候事

但捕亡費を改め警察費と稱し定額は先從の通に候條出張所並吏員配置の儀は適宜たるべく尤差向規則の通施行難致事情有之向は其段內務省へ可申出事

行政警察規則

第一章　警察職務之事

第一條　行政警察の趣意たる人民の凶害を豫防し安寧を保全するにあり

第二條　各府（東京を除く）縣長官共事務を提掌し大屬以下を分て警察掛とて之を專掌せしめ便宜各所へ出張し邏卒をして各部に分派し巡邏查察せしむ

第三條　其職を大別して四件とす

第一　人民の妨害を防護する事

第二　健康を看護する事

第三　放蕩淫逸を制止する事

第四　國法を犯さんとする者を隱密中に探索警防する事

第四條　行政警察豫防の力及ばずして法律に背く者あるとき其犯人と探索逮捕するは司法警察の職務とす之を行政警察の官に於て行ふときは檢事章程並司法警察規則に照すべし

第五條　各出張所に派出せる警察掛官員は時々本廳に參會し事務を商議し處分異同なきを要すへし

第六條　警察掛官員は諸規則を遵奉し邏卒の勤怠を監察し各出張所の事務區々ならざるを要すへし

第七條　非常の事件等不得止の場合に於ては掛官員より直に警保頭へ報告するを得へし

第八條　警察官吏は公同一般の稗益を計り一家隱微の小惡を發く可らす且一己の功を貪り警察一般の目的を愆る可からす

第二章　邏卒勤方之事

第一條　第一章第三條を以て職務の大目的となすへき事

第二條　持區內の居民並道路行人より困難出來して救護を乞ふときは何時にても乞に應し或は救護を乞はざるも見聞次第力を盡して防護すへし

但衢路其他にて人命に係る危難有之節は瞬速救護し最寄の醫を賴み治療の手續懇切に取計ふへし

第三條　老幼廢疾婦人等は就中注意して保護すへし

第四條　持區内の大小往來筋及市街村落の位置區長戸長の宅等盡く詳知すへし

第五條　持區内の戸口男女老幼及其職業平生の人となりに至迄を注意し若し無産體之者集合するか又は怪しき者と認むるときは常に注目して其舉動を察すへし

第六條　持區内へ他より移り來る者あらは前條に隨て速に之を探知すへし

但右等の事に付權威を以て其人を呼出す等の儀は決して有之間敷勉めて常人の覺知せさる樣隱密に探偵するを以て警察の本意とす若已むを得さる事あるときは自ら行て尋問すへし

第七條　布告布達等總て新令の出るに付人心の信否を考察して掛官員に報知すへし

第八條　巡邏中職務に關する大小の事故は逐一手帖に記し掛官員へ報知すへし

第九條　非番たりとも合圖あるか又は臨時呼出を受れは早速其場に駈付へく平常其心掛あるを要す

第十條　往來筋の妨害となるへき物を見るときは速に之を取除かしむへし

第十一條　道路の荒蕪溝渠の淤塞及不潔物は之を戸長に告け掃除の手續をなすへし

第十二條　官舍橋梁道路其他公有之建造物破損するときは掛官員に報知すへし

第十三條　行人に道路其他の事を尋問せらるゝときは丁寧に教示すへし

第十四條　稚兒道に迷ふあれは之を保護し其不分明なる者は之を其の戸長に預け之を掛官員へ報知すへし若し其居所分明にして其持區内ならは直に之を送致し他の區ならは其他の區戸長に掛合送致の手續をなすへし

第十五條　芝居其他群集の所には出張して亂雜を防制すへし

第十六條　放れ牛馬あれは之を便宜の所に留め置き其主分明なる者は之を附與し然らさるは掛官員の指圖を受へし

第十七條　路上酒に醉ひ失心する者は之を注意し又は最寄人民に介抱せしめ其舉動する者は取押へ其地の戸長に引渡すへし

第十八條　路上狂癲人あれは穩に之を介抱し其舉動する者は

取押へ其地の戸長に引渡すへし

第十九條　路上に狂犬あれば之を打殺し戸長に告け之を取棄る手續をなすへし

第廿條　道路河渠に死屍あるときは其模樣を檢し掛官員に報知し指揮を受くへし

第廿一條　獸畜の死骸あるときは速に戸長に告け之を取除く手續をなすへし

第廿二條　鳥獸魚類其他飲食物を販賣する店に贋造腐敗の品之あるやを常に檢査すへし

第廿三條　人家夜間戸締油斷の者あれは速に之を其主に知らすへし

第廿四條　怪しき者を見認むる時は取糺して樣子に依り持區內出張所に連行或は掛官員に密報し差圖を受くへし倉卒の取計ある可らす

第廿五條　失火の節は邏卒失火の合圖をなし一般に知らしめ且燒失に罹る家は其家人を助け消防の事を勤むへし消防人已に集るに至れは勉て亂雜及ひ竊盜を防く事に注意すへし

第廿六條　同斷の節第一に其人を救ひ出し次に書類金貨等を出すへし又官廳其他區戸長等の宅は文書第一に取出すへし

第三章　邏卒心得之事

第一條　專ら行儀作法を正しくし威權か間敷儀之なくして區民の侮慢を受けさる樣可心掛事

第二條　法度規則を確守し上官の命令を遵奉すへし決して職外の事を議すへからざる事

第三條　同勤中は一心全體と心得常に謙讓溫順を旨とし忠實を以て交誼を盡し職務に怠らざる樣互に奬勵すへき事

第四條　節儉を守り分限不相應の儀致間敷事

第五條　職務上に付上官に申立の事は總て實直を旨とし受持偏倚の儀決して有之間敷尤後日に至り前言を飜改する儀無之樣可心掛事

第六條　巡邏中道路行人並に營業の者の妨に不相成樣可心掛事

第七條　往來の者を取扱には柔和を旨とし辨へなき者は殊更穩に取扱ひ決して凌辱を加へ手荒き處置致間敷事

第八條　取調の爲め人家に至る節は接對筋總て懇篤に可致但し公私の分を守り狎れ〻敷儀決して有之間敷事

第九條　巡邏中私に人家に立寄候儀は勿論徒らに市店を詠め職務を怠る間敷事

第十條　持區内にて金談等頼入し或は物を買ひ其價を借る等の儀決して有之間敷事

第十一條　出勤中醉態を露はし又は婦女へ對し戯ケ間敷儀等決して有之間敷事

第十二條　機密の筋は勿論職務に係りたる事は總て他言致間敷事

第十三條　公事出入等には一切關係致間敷若し强て相頼候者あらは掛官員へ具申すへき事

第十四條　官より相渡されたる得物の外兵器を携ろ儀は不相成且相渡されたる品は大切に取扱ふへき事

第十五條　得物は自身を擁護する具と心得猥りに人を打擲致間敷候勿論兇暴人ありて手に餘り不得止節は格別の事

第十六條　巡邏中傍人の嘲弄する事ありと雖も必す恥辱と思ふへからす能く忍耐し相當の處置をなし決して憤怒の色を顯し爭鬪ヶ間敷儀致間敷事

第十七條　何樣の事ありとも職務上に付人民より謝物とて金銀物品を受る事有可からさる事

第十八條　巡邏中は必す役服を着用し能く容姿を正ふし他人と同行して雜談すへからざる事

第十九條　毎朝衣服冠物共他器械を檢査し常に見苦しからざる樣注意すへき事

第廿條　屯所は毎朝清潔に掃除すへき事

（明治八年三月七日　太政官日誌第二十八號）

邏卒を巡査と改む（明治八年十月二十四日）

（第百八拾貳號達書）　府縣（東京府を除く）邏卒を巡査と改め等給月俸左の通相定候條此旨相達候事

	官等	月俸
一等巡査	等外一等	七圓
二等巡査	等外二等	六圓
三等巡査	等外三等	五圓
四等巡査	等外四等	四圓

（第百八拾三號達書）府縣（東京府を除く）今般府縣官中に警部を被置並に邏卒を巡査と被改候に付ては本年三月第貳拾九號達行政警察規則中警察掛官員又は掛り官員と有之候は總て警部と改正邏卒と有之候は總て巡査と改正候條此旨相達候事

（明治八年十月廿四日　太政官日誌第百三十一號）

舞台でかき口說く名主の妻女

（明治八年四月十四日）

弊社新聞第九百二十六號に日向の國で素人芝居を興行して定九郎が本統に鐵砲で打ち殺された事を記載せしに此頃神田に寄留する東邊牧夫と稱する人の咄しにて二三年まへ伊豫の國に所用ありて行きしに元の大洲領の或る村にて素人芝居が有ると聞き咄しの種にもと見に往きたりしが狂言は矢はり忠臣藏にて大序より六段目までは先づ可なりにお座を濁したるが七段目の由良之助の醉ひ倒れて熟睡した處で平右衞門が蒲團を着て枕を當てがひ抔する處に到り見物の中から一人の若き婦人が舞台へ躍り上り平右衞門に扮ち立る男の胸ぐらを取り涙を流して扨も／＼お前は不憫ない人だ私どもの內は先祖から家柄で爺さまの代まで名主もして苗字御免に仰せ付られ御領主樣の御巡見の節は御目見えも有つたでは御座らぬか彼の由良之助に成つた男は本の水呑み百姓だ夫れに此數百人の見る前で蒲團を着せたり枕をさせたり實に先祖へ對しては云ふまでもなく爺さまへ耻をかゝせると申すもの現在女房の私は腹が立て／＼見て居られませぬサア／＼私と一所に內へ御座れとて引立て行かんとする是れは狂言だから耻にはならぬと云ふても聞き入れず縱ひ狂言でも外聞が惡いと由良之助を始め皆々が取押れども承知せずとう／＼連れ返りたり此躁ぎで此日の興行も夫れ切りに成りしと云へり是は政か虛言でも無い樣なれども近ごろ出版した松本萬年が田舍繁昌記にある咄しと能く似て居るから何うも少し受取り惡い

（東京日日新聞第九百八十五號　明治八年四月十四日水曜日）

官吏の營業禁止（明治八年四月二十四日）

（第六拾五號達書）輪廓付　院省使廳府縣官使商賈の營業不相成は勿論に候處其區分判然たらざるに付自今左の通被定候條此旨相達候事但從前の指令之れに抵觸するものは廢止と可

心得事

第一條

一、凡そ官吏たるもの並に其家族とも他の物品を買入れ之を餘人に賣り以て利を逐るもの或は他の生產を買入れ變作を加へ之を販賣して利を獲る等の業一切禁止の事

但神官敎導職區戶長郵便取扱人學區取締役等外吏の分は此限にあらず

第二條

一、官吏の家族自己の財を以て商賈の業を營まんと欲する者は分籍別居の上相營むべき事

第三條

一、左の數件は商賣の業にあらざるに付官吏たる者と雖ども制禁にあらざる事

但商賈同様の店を開くは不相成候事

一、礦山借區營業及び田地を所有し其利を獲る事

一、田地家屋を貸して地代宿賃を獲る事

一、金銀を貸して利息を獲る事

一、所有地より生ずる物產に製作を加へ賣拂事

（明治八年四月廿三日　太政官日誌第四十八號）

郵便箱に近寄不可（明治八年四月二十四日）

郵便箱ノ近傍ニ商人車夫等ノ集合スルヲ禁ス

東京府達　八年四月二十四日第十七號市在各區區長戶長（本文ハ警察門行政警察ニ見ユ）

府下郵便箱之儀ハ衆庶ノ便ヲ計四ツ辻并橋際等へ設置候處人力車或ハ諸商人共右箱ヲ取圍ミ賣品等致ナラへ候ヨリ開閉ニ妨アルノミナラス往々毀損ノ害モ有之不都合ニ付右近傍へ寄リ集ラサル様逹方邏卒ヨリ申越候ニ付其筋營業之者へ無洩可相達事

三業會社設立事件（明治八年四月廿六日）

第二十號　市在各區區長戶長

今般新吉原根津品川板橋新宿千住ニ於テ三業會社設立貸座敷引手茶屋娼妓營業ノ者取扱ノ義差許候ニ付從來ノ貸座敷娼妓規則並金當四月限リ廢止候條從前營業ノ者ハ新ニ開業ノ者ノ差別無之總而右社中ニ加入可致候社外私ニ營業致候義ハ一切不相成候條此旨各區無洩可相達事

明治八年四月廿四日

東京府知事大久保一翁

（東京日々新聞第九百九拾六號　明治八年四月廿六日月曜日）

設立反對の叫び

昨一日より新吉原並びに田町の茶屋が殘らず氣を合せて今日休業と云ふ札を戸口に張付け商賣を休みました是は此ほど貸座敷連中の願ひに任かせ東京府から御許になつた三業會社の規則が元々茶屋に相談もせずに貸座敷の者ばかりで勝手に極めた事ゆゑサアその規則を行ふとなると茶屋がみな不承知を云ひ出し會社の會の字だけの事も行へずソコで茶屋の方からも東京府へ願ひ出したけれども府廳では三業申し合せて示談をせよと仰せ渡されたりしが貸座敷の勢が強いからなかなか茶屋の云ふことは少しも用ひられず茶屋はこの規則次第で喰ふか喰はぬの境ひなればモウ然う〳〵貸座敷の壓制の下にばかり服する事は出來ぬと自由の權利を主張し先つ手初めに休業を致しいよ〳〵今日は何か東京府に願ひ立ると申す事のよし全體申合せも屆かずに會社を建てる積りで規則を設け許可を願ふものも願ふ者だが又それをうつかりと許したもオツであつたネ（東京日日新聞第千一號　明治八年五月二日日曜日）

○

東京府下に居住し東京府廳の保護を仰ぐべき人民の內には現に數百人の者は飢渴の難に迫りたりその由て來る所を尋ねて此の飢渴は東京府の長官たる知事が了見より故意に之を蒙らしめたりと論ずるも敢て其當を得ずと云ふべからず吾曹も已に東京府下に住し其の保護を蒙るの人民にて有りながら此の如き激烈の語を發するは危險を冒し在上に抗するの賞を賣て硬直の名を買はんと欲する爲に非ず而して情を忍て之を發言する者は情に於て同府の人民の飢渴を見るに忍びざるの勝る者あればなり

吾曹が見るに忍びざる者は餘の儀に非ず即はち先日より社說にも論じ雜報にも載せたる三業會社設立の一件なり此三業會社なるものは人民の社會中にて最も忌み嫌ふべき賣淫の醜業に係るを以て初めより吾曹は口を容るゝを快とせず而して曾て論及せし所の趣意は只々吾曹が最も貴重する品行の標目に就て說を下せしのみ○然るに今や東京府廳が輕忽に此三業會社設立の願を許せしが爲に數百人の生計を奪ひたる狀を現はしたる程の擧動に至る以上は假令へ其營なむ所は醜業の一

分たる引手茶屋にせよ船宿にせよ順總古手買にせよ最早その業の美醜を問ふに暇なく又醜業なりとて其飢渇に迫るを傍觀するを得ざるなり

此新聞を讀む人々は大抵みな承知なるべし當四月の初め東京府知事は隱し賣女の規則を布達したり當時吾曹は品行の道理に於て之を甘ぜざる所ありき然るに如何なる心術に出でたるか得て之を知ること能はざれども津久井達松本金兵衛中村長兵衛三名より四月十三日附の書面に規則を添へ三業會社を設立せん事を大警視東京府知事の兩高官に願ひ併て官選を以てその社長を命じ賜ふべしと乞へり（報知新聞を證とす）蓋し此三業とは貸座敷（元の遊女屋）娼妓（元の遊女）引手茶屋（客と娼妓との媒妁をなす案内者）の三者を指して云ふ者なり東京府知事は平常の鄭重因循なる慣手にも似ず直ちに果斷を以て之を無上の美事なりと嘉納せしと見え翌廿四日第六十五號の布達にて三業會社の設立を許可し入社するに非ざれば新たに營業すべからずと命令し加ふるに府廳より官選にて其社長等を任したり○然るに驚くべきは此會社創立の目的を初めとし規則に至るまで毫も其一業なる新吉原町の引手茶屋に相談せざりし而已ならず社長は茶屋に向ひ是非とも入社せよ是非とも規則を守れよ是非とも承諾せよと命じたり引手茶屋は爭でか之を不理なりと見認むべきや深く其壓制なるを憤り此規則は誰の手にて設けたるかを詰問せしに傲然として答ふるに府廳の命令なるを以てせり然れども願書と云ひ布達と云ひ確乎として結社の願に出たるの證あれば引手茶屋は更に此壓制に承服せず遂に東京府廳に上申し其由來を聞かん事を望みたるに府廳の吏員は穩便を主とし引手茶屋をして社長等と示談せしめんと企てたり○社長より申し達したる三業會社の店開きは五月一日と定めたるに憐むべし引手茶屋は入社せざれば營業するを得ず入社すれば大切なる自己の權利を失ふに付き止むを得ず同日より盡く戸を閉じ今日休業の張札を揭げ翌日より百數名の引手茶屋が打揃て東京府廳に向ひ掛け合に及びたり新聞に記載する所を以て考ふれば蓋し引手茶屋の主意として論ずる所は左の如くなるべし

三業會社は府廳の承認を得る迄の事なれば全く三業の者が協議して設くべき私立の會社にて其規則は則はち私法又は申合せ規則とも唱ふべき者なり決して政府の條例を以て發

令する所に非ず左れば發起人は之を創立せんと企てたるの初に於て先づ三業の一分たる引手茶屋に相談を遂げ明許の證を得るに非ざれば三業の名を冒して出願すへき權理なし而して毫末も其手續を經ずして許可を願ひたる會社なれば固より三業の實なし故に暫く結社の是非と規則の善悪を問はず引手茶屋は先づ發起人の爲に自己の權利を奪はれたる者なり

此發起人等が東京府廳に向ひ引手茶屋も皆この結社と規則とに同意なりと申立たりしならば是れ發起人が上は府廳を欺き下は衆人の名前を詐りたる者なり引手茶屋は斷然この發起人を相手取りて法庭に出訴し權利を妨げられたるの寃を伸ぶるを得べし若し又府廳がぼんやりにして大かた三業とも同意であらふと臆測して迂濶に之を許せしならば是れ誰か過ぞや天下後世東京府知事を如何なる人と云はん引手茶屋の權利を妨け奪ひたる者は誰にせよ引手茶屋はこの三業會社の願書を不正なりとして取消を乞ふの道理あるべし

右の趣意を押し立て府廳に掛け合ひたるは尤も千萬の事なり而して一日より昨日まで四日を經れども府廳は先日の果斷に打て替り鄭重に構へ確答に及ばざる趣なり

何等の事故あるにせよ東京府知事の大責任は東京府下の人民をして飢渇の難に及ばしめざるより重きは無し而して今や知事は反て其發令の爲に引手茶屋の人民をして飢渇を蒙らしめたり或は曰はん茶屋の者は眞逆に數日の衣食には差支ざるべしと噫これ何の語ぞや營業するを得ずして一日を暮す時は是れ一日だけ飢渇の域に趣くなり何ぞ之を憐まざるを得んや或は其身大祿を得て衣食に窮せざる君子は備さに此細民の情態を知らざるべし吾曹これを聞く吉原町の引手茶屋の數は百五名なりと試みに一家に付五人と見積りて五百廿五人なり田町を加へたらば猶數十家を增すべし此數百人は大抵その日暮しの生計を營なむの徒に非ずや而して數日の間衣食の損は誰が其禍本を醸し誰が其悪果を結ばしめたるか吾曹とても權利に於ては些少も此輩と輕重なき同じ東京府下の平民なり若し地を替へば吾曹も遠慮會釋なく此般の困厄に遇ふべき人民かと省視すれば實に悚然として粟立し彼大康福たる寢食に安ずるを得ざるべし然し我が知事は賢明の君子なり其發令も或は

深慮遠謀に出でたる他日の大計なるかも知り難し豈細民をして飢渴の難に迫らしむるを顧みざるの人ならんや

（東京日々新聞第千四號　明治八年五月五日　水曜日）

引手茶屋の勝訴

三業會社一件裁判の申し渡し書の寫し

第五大區拾貳小區新吉原引手茶屋總代兼

原告　江戸町二丁目丁一番地　廣澤長次郎

同　同町一丁目廿二番地　片岡太兵衛

同　同揚屋町十一番地　黑田總吉

右代言人

第壹大區小區北鞘町五番地寄留　高知縣士族　弘瀬軾良

同　吉川貞夫

第二大區四小區西久保葺手町十一番地寄留　鳥取縣士族　山口一樹

被告　東京府知事大久保一翁代言人同府八等出仕　津田且和

右引合人　中村長兵衛

松本金兵衛

津々井遠

原告申し立る趣は三業會社設立出願の儀に付きて引手茶屋一同曾て協議に與かりし事無く全く長兵衛外二人が管に自己の意見を以て社則を設け既に東京府の許可を經たる趣を以て以後營業せんと欲する者は必ず入社すべし然らざれば營業相成らずとの儀は甚だ謂れなき事に付き會社廢止の儀を官廳へ願ひ出でたる處右は協議の成否に係はらず取締りの爲申付けたる會社に付き廢止の義は聞屆け難き旨にこれあり抑々右會社たるや長兵衛外二人の願ひにより許可せられたるものなれば人民私立に有之べく又取締りの爲會社申付けたるとあるは官立とも相見え一事兩樣の如くなれども東京府第廿號の布達に會社差許すと是ある上は全く人民私立に相違ひこれあるまじく果して然らば入社するとせざるは人民の隨意にして入社

せざれば營業相成り難き旨長兵衛より束縛せらるべき謂はれ是なし東京府と雖も右樣の命令は受け難き旨を申立たり被告申立る趣は娼妓貸座敷引手茶屋等の取締り筋につきては府廳に於て兼て着手の見込有之折から長兵衛外二人の者より規則書を以て三業會社設立いたし度むね建白を兼たる願書を差出し其仕意は專ら取締上に關し至極良善と見認めたるに付き許可せし事にて素より三業の者共一同協議の成否に拘らず縱令不承知の者ありとも決して廢社いたさせ難く既に今般の原告人共より府縣へ出願の次第も是ありと云へども採用致さず其節の口達に會社申付け云々とあるは全く筆者の誤謬にこれあり尤も右會社は官民混淆なる旨を申し立たり。引合人中村長兵衛外貳人申立たる趣は三業の内にも娼妓は素より事理の分明も無き者ゆゑ協議に及びたりとも其詮なし引手茶屋の如きは從業弊風も少からず取り締り上に關はる儀を申し談じたりとも不承知は必然に付き敢て協議は致さず三名の意見を以て出願せし處許可に相成たる上は即ち私立會社の旨を申立たり右の外に原被とも申立る條々ありと雖もその大體まづ斯の如し依て判決する事左の如し

東京府にて長兵衛外二人の願に依り三業會社設立の儀を許可せし節なれば即ち人民の私立なること論を俟たず社則取締りに關するケ條あるを以て官民混淆會社なりとの申分は相立ず既に成立の會社なる上は官府と雖も從業公許ある營業をして必ず其の會社へ加入すべし然らざれば其營業相成らずと束縛すべき條の理なし況んや右三業會社と稱する者の如きは元來三業の者共一同協議の上にて願ひ出で府廳の許可を請たる儀に無之全く長兵衛外二人の意見を以て願出たるを許可せし議にて名實あひ適せざるに付き素より會社成立せし者に是なき儀と心得べき事

但し東京府に於て貸座敷引手茶屋娼妓等の取締りの爲に方法を設たる義は此訴訟には關係これなき事

明治八年六月三十日　　東京上等裁判所㊞

三業會社設立不服の儀各方樣も粗御承知の通り先達て以來訴へ出置候處今日右の通り御裁判御申渡しに相成り引手茶屋一同これまでの愁眉を店と一齊に相開らき當夜より威力壓制の眞闇夜を出で看板挑燈に高く不羈自由の蠟燭を照し候間各方樣何とぞ不相替御贔負を以て賑々しく御來車のほど伏して

拜願候なり

八年六月三十日　　新吉原引手茶屋一同

（東京日々新聞第千五十六號　明治八年七月二日）

○

東京府下貸座敷娼妓引手茶屋の三業處分之儀に付新吉原引手茶屋片岡太郎兵衛外兩名より東京府知事へ係る訴訟此度東京上等裁判所にて受理致し候に付右は裁判官に於て裁判すべきの理あらざるを以て受理不相成樣致度旨同裁判所々長心得四等判事西成度へ別紙甲號の通及照會候處裁判事務は裁判所權内に有之右樣の掛合を可受筋無之旨乙號之通回答有之依て不服之次第丙號之通申入候一體本件之儀は民事刑事の外にて行政上の訴訟なるを裁判官に於て受理致し候は畢竟行政の權を侵したる事と見做し候に付左に上陳仕候

一、近來淫風日に長じ私娼を衒賣するもの愈多く隨て黴毒延蔓人身の健康を害し加ふるに私娼窩中賊匪を容隱する等の惡弊あり而て其風習の正しからざるを以てや每々外國人の侮慢を招き強姦等の汚辱を受くる者亦少しとせず是皆人々目擊耳聞する所にして爲に歎息をなさゞるなし依て本年三月東京府知事通貫隱賣女處分振伺濟之上夫々着手に及ぶの折柄新吉原貸座敷渡世中村長兵衛外に名之者右處分方布達の旨に感激し三業會社を設立せん事を願出其意從來の流弊を除き且病院を建て娼妓の黴毒を驅り女工場を設け漸次正業に移らしめん事を希望するにあり頗る當廳並東京府の趣向に副ひたるを以て兩廳協議の上願意聞屆の旨を同府より指令致し候

一、然るに創造の際社長其人を得るに非ざれば自ら社則も行はれ難き患あるを以て是亦兩廳協議の上人物を精選し中村長兵衛外二名に正副社長を東京府より申付候

一、夫れ淫を鬻くの業たる其卑醜汚辱人生爲すべからざるの事をなし自ら天賦固有の權利を損缺するものにして正理より之を論ずる時は痛く禁絶せざるべからずと雖も姑く之を不問に付する者の已むを得ざるを察するに因る政府憲法を以て問ふべきものにあらざるは素より論なく適宜に取締の方法を設け束縛制限弊害をして滋蔓ならしめざるは自ら地方官の全權に歸し候儀と存候

一、三業會社を設立するや根津品川新宿板橋千住の三業を營む者は速に入社して其規則を遵守せり獨り新吉原舊廓内引

手茶屋數十名の者のみ不服を唱へ訟庭に告訴するは其意蓋し三業の如きも亦人民平等の權利を具する者なりと誤認するに由る夫れ知事は府下良民百萬の名代人にして其三業の處分をなすは良民百萬の公害を防がん事を謀るにあり引手茶屋は邪欲を遂げんが爲他の良民百萬の公益を害するを企る者にして決て良民の左袒するものにあらざれば裁判官之を審判するも知事之に服せざる時は裁判官遂に何等の處分をなし何等の結果をなすや智者を俟たずして知るべし然れば其訴訟は裁判官の權內に在らざるの理昭々乎として明らかなり

一、今此訴訟の原告たる新吉原引手茶屋の者といへども又是東京府知事保護の下にある人民にして素より之を虐視するの意ある無し唯其數十輩私次の爲め一般の公益を害するに換ふべからざるを以て其請願を採用せず之を承服せざるが如きは徒らに時日と財用とを耗費するに止まるを以て屢說諭を加ふと雖も或は道路浮說の惑はす所となり遂に訟庭を煩はす不幸にして法官之を受理し曠日彌久坐して其疵弊を見るに至る誠に憫惻の至なり裁判官の行政權を侵したるにより受る所の妨害正に斯の如し

一、抑今日開明の運に際し立憲政體を創建せらるゝの時に當り裁判官たる者權限を混亂する斯の如し將來漸々行政の權を侵害し其勢力を削弱するに至ては行政の事業遂に施すべき無く三縣鼎立の元則を失し專恣橫暴の政たるを免れず而て敎なきの民は慾情を以て漫々自主自由を唱へ良民を妨害し世の平和を擾る者踵を接して起る是實に國家禍亂の機深く察せざるべからざるなり依て速に本件の訴訟を消止し而して權限抵觸の儀御審斷相成行政上の訴訟は司法の裁判官に於て受理不致樣御制定有之度此段申上候也

明治八年六月三十日

大警視　川路利良

內務卿大久保利通殿

追而佛國政由第三篇司法行政權限抵觸の訴は參議院に於て審判するの事を載す之を司法省御雇敎師ボワソナード氏に質すに其說に同じ而して這回事件の如きは全く裁判官にて裁判すべきの理あらざるものなりと云ふ

同氏又曰賣淫は自主の權利を缺きたる賤業なれば特別の規

則を設け之を束縛し弊害をして放恣ならしめず若其束縛を厭苦する者は其業を改むるに在るのみ佛國に於ては斯の如きものは政府の問ふ所に非ず其處分一に地方官の權內に在り巴里に在ては其規則を設け取締をなすは警察令の全權に歸す而して歐洲各國槪ね皆斯の如きなり

右は御參考の爲め申上候也

（東京日々新聞第千五十七號　明治八年七月三日）

男裝の女車夫（明治八年五月二十二日）

十八日の新聞にのせました芝西應寺町に住む島田某かたの同居人時次郎（時之助は誤なり）が借蒲團一枚質に入れし始末より死なんと思ひ付きしも僅か五十錢の代金のことなれば餘り安い命の樣に思はれるが何か外に子細もあらうと尋られしに決して外のわけはありませぬと答へしが爰に一つの不思議なるはこの時次郎は今年二十歲にて當時人力挽きとなり野郎天窓をして居れど仲間の者には女とあだ名せられ如何にもやさしき風體なれば役人も風と心付き段々と尋る內此者は只獨りの母あつて其母も當時はいなかに栖み元より其住所が分明には知れぬよし申ければ役人は其方が母も已にさる所の御役所に御留め置になり其方の身元も大體知れて居ることなれば自分も包まずに有體を申すがよいと云はれしに時次郎は俄に泣き出し私はどうあつても申し上ませぬもし直ぐに殺して下さるならば云はぬこともありませぬと云ふゆへ何も死ぬには及ばぬ事だと色々言ひ諭されても包みかくす故そんなら袒いで見せろとてもろはだぬがして見るに乳はふくらかにして男のよふでなければ役人方モウそれにて宜しいと云つて直ぐに島田某へ引渡しになつたと申すことだが跡はいかになりしや知らず

（朝野新聞第五百廿七號　明治八年五月廿二日　土曜日）

奇談（明治八年五月二十二日）

人力引きの時次郎が身投げをせんとした始末より女らしいと云ふ事を記載しましたが此度委しく白狀に及びし話を聞きしまた爰にしるす此女は甲州納戸町にて元甲府勤番組家祿二百石水上忠左衞門娘エイといふ者にて兄弟もありしがエイは戊辰年間十一歲の時官軍進擊の混雜に親子五人にけ出したる

に父母兄弟を見失ひ幾ら尋ねても廻り逢はねば據なく甲府へ立戻つて下駄屋の廣吉といふ者かたに奉公して居りしが其後乞食同様になつて諸方を徘徊し何とかして親々に逢ひたいといふ一心より三十歳までは男に肌をふれまじと高雄山の神に誓ひを立て所詮女子の姿で居ては如何なることに汚辱を受けんも計りがたしとて十五歳のとき東京府下にて前髮を剃り落し中間奉公や藝者の箱廻しなどをして金子を拵へ此金にて車を買ひて稼ぎけるに不幸にして一年餘も病み煩ひわづかの貯へ金もなくなり車も何もそつくり賣り拂つて漸くしのぎけるに彼の車へ敷く借り蒲團を質に入れた一件に付蒲團主に打擲されしを心外におもひ是れまでは種々堪忍もしたれども今以て親にもめぐり逢はれず所詮取りつゞきの出來ぬ不幸ものゆへ寧そ死ぬが增しならんと思ひ込み身を投げんとする所を巡査に見認められて遂に此度の始末に及びたる由然るに此頃ゑいが父は西京にて足袋屋をして居るといふ風聞あれば警視官より探索を遣はすべき旨同人へ申し聞け同人は當時尙警視分廳へ御留めおきに成つて居るとの事なり

（朝野新聞第五百三十號　明治八年五月廿六日　火曜日）

御眞影密賣罰金七十五錢

（明治八年五月二十九日）

田村町壹番地に寄留せる三重縣士族堀内元信といふ者寫眞を業として居たるに一昨年名前知れざる者より複寫三枚たのみに應じて寫し遣はし其節壹枚づゝ餘分に寫しおきたる處跡にて天皇陛下と皇后宮の御寫眞のよし聞きおよびさらに複寫して都合五十五枚となしたり然るに其後市中一般御寫眞の賣買御差し止めになりたれど尙秘し置去月中旬三田通り新町一番地松本覺太郎の所望に任せ右の内二十三枚代金五十七錢五厘に賣り渡したる始末忽ち顯はれて兩人共所持の御眞影は盡く御取上げになりし上一昨日違式輕に擬して贖罰金七十五錢づゝ申し付けられたるよしどうもしかたがありません

（朝野新聞第五百卅三號　明治八年五月廿九日　土曜日）

眞影の禁を論ず

高木登我輩此新聞紙第五百三十三號を讀むに當り先づ其首に掲載せる官令欄中の府縣裁判所職制及び其次に掲げたる國内四箇所へ上等裁判所を置るゝ布告を再三誦讀し覺へず案を

拍て曰く嗚呼我が政府は實に至良の政府なり其人民保護に力を用ゆること此の如しと就中上等裁判所設立の如きは政府人民の權利を貴重するの致すところにして蓋し或は無辜の人民冤罪を受る者或は官吏の壓制を蒙る者等更に此上等裁判所に控訴し以て其權利を伸張する所あらしめんとするなり讀で漸く海内新報の部に及び田村町一番地に寄留する三重縣士族堀内元信と云ふ者天皇及皇后宮の御眞影を數十枚複寫して三田新町の松本覺太郎へ賣與せしに付兩人共其罪に依て贖金七十五錢申付られたる云々に至り忽ち新聞紙を投棄して獨坐愁然たり而して其愁然たる所以のものは蓋し何ぞや此兩人が愚にして國家の制禁を犯したる故を以て哀しむ歟決して然らざるなり今左に其然る所以を述べん夫れ方今朝野共に駸々として日に月に開明の域に進入せんとするに當り廟堂諸君を始として世の有志者皆古昔君主專裁の陋習を一變し民權を張り民利を興し君民相助けて以て國家の幸福を千萬歳のひさしきに保たんと欲せり而して天皇陛下の叡慮もまた此に在りて已に其基礎たる元老大審の二院を設け玉ひ續で諸般の改革ある中に彼の府縣裁判所職制及び上等裁判所設立の事も出たるなり然るに君主專裁の第一陋習たる君民隔絶の一證は彼の天皇及び皇后宮の眞影を寶貴すべからざる禁制に於て瞭然今尙存せり我輩豈愁然たらざるを得んや抑も天皇の衆庶を遠ざけざる叡慮と諸大臣の能くこれを奉承する所の實意は彼の如く初め君民隔絶の一證は尙此の如し我輩甚疑ふ我政府は何故斯る奇怪の禁制を存し還て故らに自己の目的を妨害せしむるやと前め更に按ずるに彼の眞影を寶貴するの禁制たる素より切要の旨趣ありて然るに非ず恐らくは小民之を得て粗漏の取扱ひをなすは勿體なしと言ふに過ざるべし果して然らば我が政府は小民の粗漏を恐るゝより併て一般良民の其君主の容貌を知らんと欲する志を奪ふものなり何ぞ拘泥の甚きや且奏任以上の官吏へは已に一葉づゝ之を下し賜はれり然れば政府は奏任以上の官吏に限り能く眞影を大切にする者と爲す乎奏任以上の人と雖も免職の後或は位記返上下りて商となり農となり不幸甚しければ遂に人力車夫となり乞食となる者なしと定むべからず此等の人猶能く眞影を玉函に納めて之を秘藏するや否や誰か敢て之を保證するものあらん然るに獨り政府は之を保證すればこそ眞影を奏任以上の官へ與へたるなり何ぞ其れ迂濶な

るや我輩之を思ふて愁然樂まざる事數時間遂に一言を吐かざるを得ず然りと雖も前にも言ふ如く我が政府は實に至良の政府なり豈此の如き法制を久しく行はんとする者ならんや遠からずして必ず此奇怪なる禁制を廢止するに至るべし我輩且目を拭て其公告の出るを見んと欲す

(野々新聞第五百卅七號　明治八年六月三日　木曜日)

雷電雲右衛門拘引さる

(明治八年六月十六日)

世に名高き相撲の關脇雷電雲右衛門が小傳馬町の住宅に去る十三日午前七時頃ハイ御免なさい雷電關さんは御宅でございますかと云ふものあれば女房立出で關取は宅に居りますが何の御用でどちらから御出でなさいましたと聞けば書生らしき男三人にてハイ私らは兩國から參りましたと云へば女房兩國關さんの御使で入らつしやいますか先ずこちらへ御上りなさいませと云ふにいや大急ぎの用事で出ましたから一寸此上り口にて御目に掛りたうございますと云へば雷電立出で何の御用でございやすと聞くに三人口を揃へて兩國は唯今兩國の脇にて御待ち申して居りやすと云はれさらば御一緒に參りませうとて出掛けたるに三人の内二人は雷電の宅に殘り一人打連れて兩國橋際第一分廳第五署の前へ來りし時使の男雷電に向ひ我兩國と云ひしは關にあらずして此第五署の御用なり又我は巡査鹽澤某と云ふものなるが其力の罪種露顯に付今日我等捕縛を仰付けられし所なれども天下に名高き關脇を無態に捕縛して引連ん事本意ならねば斯く計ひしなり此上は此屯所において有の儘に白狀すべしと云ひたるに雷電大に驚きしがさすが勇猛の雷電なれば少しもひるまずさらば御召連下されとて屯所に至りしに賭縛御制禁の御布告に違背し花札を賣捌き內職とする聞へあり今は包むとも甲斐なければ有體に申立よと云はるゝに私はもとより出稼ぎ渡世のもので年中宿に居りませんから家內の事は一切何も存じませんが折節兩親共に頃日田舍へ參りまして留守で御座りますから歸宅の上で御調べ下さりませうと答へたるに付先づそれまで町用掛へ預けられしと云ふ、又宅に殘りし兩人は雷電が出掛けし後にて女房に向ひ我等は第一分廳第五署の巡査瀨尾直重矢ケ崎正路といふものなるが雷電が御制禁の花札を賣捌きしと云ふ聞えある

により屋捜しを仰付けられて來た所だ殘らずさし出し見せよといふにぞ女房これはとびつくりせしが露顯しては是非なしと殘らず札を出したりと云ふことだが雷電は相撲には珍らしい實體の人物だからそんなことはなさゝうなものだなどいふものもありてとり〳〵の評判なりとぞたしかな事は猶聞たゞして後號に記しませう

（東京曙新聞第五百號　明治八年六月十十六日）

六十爺借金のかたに二歳の女兒を嫁る（明治八年七月月九日）

大阪北濱二丁目中橋筋を大川町南へ入る處に片岡養玄と呼做す五十多年記なる一個の老醫先生當年二歳になる嬰兒を婚姻の約諾したる話を聞けり千玆天滿の某なる者昨年來金子五十圓を養玄氏に恩借し返濟の期毎々轉解になし來り結局今しばし一個月ばかりの猶豫なし吳られよ尙も期に到たり道理を做し得ざれば先生今日猶豫の面皮を看て端的女房を娼妓に賣做しても完償なすべしと誓つて哀を乞ふに依り養玄氏只得承諾し這般こそ屹度約束の通蠱惑はあるまいなと猶も固く關を押して漸く一乙を付けて回りけるが日々地球は東に轉じ夜々太陽は脚下に巡ぐり早くも一箇月猶豫の期限滿到れど天滿の方よりは些の風聲もなければ養玄氏大いに發氣し當世樣の長袖に舊弊用の短刀鎬り短かく挿みせきにせひてチヨコチヨコ走り天滿券主某方宅に立越し往を說き來を諭き到底約束通り妻君を娼妓に賣做す話に究まりける、然所那の券主某本年二歳になる一個の嬰兒あり養玄氏那の小兒を指點し到來這兒は如何して養育すると尋ねけるに券主某應道差當り手數なし如何樣とも方法を回らざるを不得と雙眼に涙を含むを見て養玄氏も倶に首を低少馬して干時拙者幸獨身なればなんと其兒を把て拙者の妻に贈ることはなるまいかと云ふに那の夫婦首を仰け目瞪口呆半時ばかり返答なければ養玄氏重ねて否早餘の議に非ず從今十五年先きは拙者弱年の七十歳なれど這兒は全く十七歳なりもし納諾あらば那の五十圓の證文は則其備納幣の驗となさん七五年間の養育は夫婦我か爲に勞せられよ若し花燭の期に臨んで違約あらば五十圓に十五年間一日に三分の利子を加へて完償すべき爲後日照證を認められよといふ夫婦は肚裡想道この花婿七十歳まで性分を保ち得るや否やも

難堪なにはしかれ當下の除煩と風雅でもなく洒落でもなく仕様ことなしに此的の話説を承諾し幸ひ今日は日柄もよし祝言さして落着したいそんなら遣らうもらひませうと堅い約束をなしたる由

（神戸新聞）

（東京曙新聞第五百十九號　明治八年七月七日）

蜘蛛の話（明治八年七月十三日）

山梨縣下の學校の盛大なると學徒の勉強することの外々に勝れたことは諸新聞にも折々見えますが同縣下琢美學校生徒の中に或る髪結の息子は平常飽迄勉強する事中々外々の生徒が及びませんから今年十歳で下等二級の科目を卒業いたしました、されば五月二十八日縣令さん學務懸りの官員さん方が御臨校で試験の折に本を讀むにも字を書くにも算術をやるにも何一つ滞る事なく水の流れるやうなれば一同感心して見て居るに問答の段になつて蜘蛛はどういふ蟲ぢやと問はれハイそれは身體の中から絲を出して軒の下や木の枝などに巣をかける蟲でございますと對ふるに又何を食つて居る蟲ぢやと問はれるとハイそれは肴を喰ふ蟲でございますと今度はとんだ寸法違ひの對へをしたによつて忽ち落第になりましたあたりの人々があの怜悧な小僧でなぜマアあのやうな對へをしたものだらうと一向譯が分りませんであつた處が其翌日になつて漸く譯が分りました其譯はと云へば試験の前日彼の小僧が晝飯時に内へ歸つて飯を喰はんと戸棚をあけると肴のあるを見つけておかずにしやうとする時兩親がそれは今蜘蛛が食つて殘した肴で毒になるからおよしと云つたを覺えてゐたるにあやにく試験に蜘蛛の事を問ひ掛けられこんな寸法違ひが出來たと申しやすそこで小僧が親父の髪結も其座でこれはと肝をつぶし大きに後悔いたしましたさうだといふ噺しを見て來た人に聞きましたがなんでも子供を教へるには少しでもだますやうなことがあるとかういふとんだ間違が出來ますから世上の御仁さんも氣をおつけなさるやうにしたいことでござると靜岡縣下蒲原驛の平岡さんから態々御知らせ下さいました。

（東京曙新聞第五百二十五號　明治八年七月十五日）

貸座敷引手茶屋の諸規則

（明治八年七月二十日）

貸座敷屋規則

第一條貸座敷ハ店頭ニ貸座敷ノ三字ヲ大書シタル看板ヲ掲ベキ事○第二條商ヒ高百分ノ五ヲ會所ヘ差出ス可キ事○第三條娼妓ノ稼高ハ日々客帳ヲ以テ會所役員ニテ調査ヲ受ク可キ事（但會所押切印ナキ客帳ハ一切相用間敷事）○第四條各場所ニ於テ適宜ニ組合ヲ定メ月番ヲ以テ組内ノ雜事ヲ辨ス可キ事○第五條娼妓ノ出稼キ部屋借共凡テ一家ノ出入ト定メ他ノ貸座敷ヘ出入スルヲ故障致ス間敷事○第六條鑑札ヲ持タざル婦女ニ座敷ヲ貸與ヘ娼妓ニ紛敷所業決シテ致サセ間敷事○第七條娼妓ノ頼アリトモ金錢衣物ヲ貸與シテ他日轉業ノ妨ケヲナス可カラズ若シ無據情實アラハ其趣ヲ會所ヘ可屆出事

娼妓規則

第一條稼高百分ノ五會所ヘ差出ス可キ事○第二條遊所區域外ノ地ヘ住居致間敷事（但自宅ヨリ出稼スルモ貸座敷ニ同居スルモ勝手タルベシト雖トモ甲ヨリ乙ノ遊所ヘ通稼スル者ハ其旨兼テ會所ヘ可屆出事）○第三條自宅ヘ客ヲ誘ヒ又ハ客ノ誘引タルトモ貸座敷外ヘ宿泊致間敷事○第四條梅毒ノ檢査ヲ受ケ療法等總テ醫師ノ差圖ニ從フヘシ病ヲ隱シ客ニ交接致間敷事○第五條何事ニヨラズ客ノ所業不審ナルヲ見聞候ハヽ早々座敷主ヘ密告可致事

引手茶屋規則

第一條店頭ニ引手茶屋ノ四字ヲ大書シタル看板ヲ掲ク可キ事○第二條商ヒ高ハ日々客帳ヲ以テ會所役員ノ調査ヲ受ク可キ事（但會所ノ押切印無キ客帳ハ一切相用間敷事）○第三條各場所ニ於テ適宜ニ組合ヲ定メ月番ヲ以テ組内ノ雜事ヲ辨ス可キ事○第四條藝妓等ヲ宿泊致サセ又ハ娼妓ニ紛敷所業決シテ爲致間敷事

（朝野新聞明治八年七月二十日　第五百七十五號）

氏なくして玉の輿

（明治八年七月二十一日）

頃日地方官會議院へ臨幸の御道筋上野廣小路に御行粧拜見のものが群集したるにそのなかにこれはと御目につく一人の別品の居ましたをどんな立派な御方樣だか四輪車の上からち

らりと御見染なさつてお歸りなさるとどういふ譯やら別品の可愛らしい姿が寢てもさめても目にちらついてなりませんで翌日早速御家令さんだ馬車で御迎と出掛け月給は官員さんの七等出仕同格で御相談になりました所が別品の宅は其日暮しの八百屋ながら只一人箱入娘ゆゑよい婿でも取らうと思つて居りましたで金錢づくでは上げ兼ねますと一應は御辭退申上ましたが御相談に段々念が入つて來て遂に八百屋一家は終身祿をいくらか下さる御約定でめでたく御相談に相成ましたと申します氏なくして玉の輿とは此事だが今の世の中では四輪の馬車に乘りますだらう。

（東京曙新聞第五百三十二號　明治八年七月廿一日）

水行者泥的に見舞はる

（明治八年七月二十四日）

、去る十八日の報知新聞に深川黑江町の高橋久米助といふものが深川の不動尊を信心して一心不亂に水行をしてゐる內に着物や其外のものどもを泥坊にしめられた事が見えますがこれによく似寄つた咄しは根津八重垣町貸座敷渡世の榎本多吉といふものは淺草聖天町眞乳山聖天樣を信仰して去る廿一日午前五時頃寢起に出掛けて參詣し先づ水行場の傍へ着物をぬぎ捨て丸裸になつて水にひたり久米助同樣一心不亂に水行をして最早惣身が清淨潔白になつたから拜んでもよからうと上つて見るとこはいかに着物の外に金を六圓入れた蝦蟇口の紙入までやつぱり泥棒にしめられました水行迄する信心者どもに自分で福德を授けることが出來ない迄も泥坊の災難に逢はぬ位の加護をして下さつてもよささうなものだにさりとは不人情な不動さんや聖天さんだイヤ人情ではなかつた不人情だらう

（東京曙新聞第五百三十四號　明治八年七月三十四日）

願掛け夫婦喧嘩不致候

（明治八年八月十四日）

飯倉片町の佐吉と云ふ者は先月下旬ごろ朝早く人力車を引て出掛け日本橋の邊まで客を載せて往き內へ歸つて朝飯を喰ふ折り女房の飯の盛り樣が宜いとか惡いとか云ふのが始りで夫婦喧嘩となり此あまと女房の頭を一つくらはせると女房も

利かない氣になつて亭主の陰嚢を引摑む亭主は苦しまぎれと腹たちまぎれに女房の咽喉を締るドタバタ〳〵と大騒ぎを遣らかせしに取りおさへる人ありて漸く治まりしがまた〳〵仕事に出て歸つて見ると女房の機嫌がまだ直らぬゆゑ何でも夫婦喧嘩をしては損だと思ひ付き深川の不動樣へ願を掛け髮の毛を切て奉納し髮の延るまでは毎日鉢卷をして一所懸命に稼ぎ女房を大切にすると云ふ事でござります酒や女郎買ひを止めたいとて髮を切て願を掛けるのは幾らもあるものなれども夫婦喧嘩を致すまいと云ふ願掛けは是らが口明でござりませう男女同權の說の出た所と見えます

（東京日々新聞第千九十五號　明治八年八月十四日）

泥的佛罰てき面　（明治八年八月十八日）

昨十七日の讀賣新聞に西京の蓮月尼の宅へ近頃泥坊の這入つた事が書いてありますが此尼さんの風流好きで歌が上手の上に手作の瀨戸細工に名の高い彼は新聞にある通り皆さん御承知のことでござりますが西京の人から本社へ知らせて來ました所は少々事實が違つてゐますどちらがうそかほんとうか其段においては分りませんが皆さんお見合せの爲めに知らせのまゝにかき載せますさてその泥坊が尼さんに金を借して吳れうといふに少しも騷がず手箪笥の中から一包の金（百圓包のよし）を取出し與へますと泥坊はこれ程迄とは思ひもよらず肝をつぶした樣子なりしが尙も大膽に今度は腹がすいたから茶漬の御馳走になりたいと云ひ出したでわたしはひとり暮しだから餘分の御膳は焚きませんと喰殘りの御鉢をやるに泥坊忽ち喰盡してこれでは少し足らないなんぞ外に喰ひものがありませんかと不足をいふにぞ昨日とか今日とか貰ひし麥粉菓子を出しましたれば泥坊は喰ひ掛けながら氣絕してどつさりその場に倒れたれば尼さんはこれにびつくりしてうろつき廻り介抱する中近所の人も寄集りしに泥坊は早死に切つて居りました。此一件で麥粉菓子の出來を御上から御調べになりました所が尼さんに金を三百圓借りてゐる人よりの進物なることが分りました泥坊もこはいけれど毒殺は又一層こはいではござりませんか餘り奇妙なこと故御知せ申すと云ふてよこした。

（東京曙新聞第五百五十七號　明治八年八月十八日）

【編者曰】 これに似た事件明治十年一月八日の横濱毎日新聞にも現れたり。

○

本縣下十二大區三小區中里新田の馬丁綱野宇兵衛は兼々より川崎の大師が信心にて去暮二十一日も今年の參り納めだからとてはる〴〵と參詣し南無大師遍照金剛ジャブ〳〵ジャブ〳〵と一心に祈念してやがて堂守の坊主に頼み御鬮を取て貰ふと大吉が出たゆゑ宇兵衛は大悦びにていろ〳〵として戻る途中懷ろを探り見るにコハソモ如何に今まで入れ置きし百圓の金包みが失なりたれば愕然仰天狼狽へ廻りて早速川崎の屯所へ訴へ出で身にも代へない百圓の金を失して是かナンノ吉であらうか人の錢をたゞ取つてコンナ詐りのくぢを賣るとは大師の虚か堂守りの太いのか失つた金よりも夫から先へお返しを願ひますと泣く〳〵願ひ出たといふがおほ方この金は本堂で一心不亂のジャブ〳〵中に掏られたものでもあらふとの評判ナント大師樣の五利益は素的なものだナア

（横濱毎日新聞　明治十年一月八日）

社説省略の頓智（明治八年八月）

今日こそ何れの新聞社にても數十名若しくは數百名の記者を有してゐるので、なかに偶々缺勤するものが生じても他の記者が代つて筆を執るため少しも差支へを生ずるやうなことはならぬが、今から五十五六年前の新聞紙と來たらお話にならぬ幼稚な時代だから凡てに想像以上の珍談をもつてゐる。讒謗律最初の犧牲者として新聞筆禍界に其名を知られてゐる末廣重恭氏の如きも、當時曙新聞の編輯局長主筆兼小使として論説より探訪に至るまで一人で書きなぐつてゐた爲め、うつかり私用で外出もならず困りきつてゐた矢先き、或日午後四時より他に行くべきノッピキならぬ約束をした爲、それまでに論説を認め終らんとし只管精神を凝らして論説の着手に取りかかつたが、未だその半まで至らざるに早や約束の四時が過ぎると云ふ始末に心も心ならず焦れば焦せるほど筆の進みが惡しく、如何にけりをつけたらいいかと思案最中、此の日折柄の烈風であり、これを利用してやれと氣がつくや認めかけた論説の原稿を思ひ切つて窓外に飛し、左の申譯社告文

を認めてマンマとお茶を濁し匆々約束の場所へ赴いたと云ふことである。

社　告

昨日は觀客も御存じの通りの烈風にて折角認め終りたる論說の原稿を窓外に吹き飛ばされ候故夫より更に認むべきの處斯くては印刷の間に合ひ兼候間止むを得ず今日だけ論說相休み申候若し右吹飛ばされたる原稿御拾得の方は御面倒乍ら本社へ御屆可被下候

窮策乍ら一種の頓智は先づ以つて上出來なれど、こんなことでお茶を濁ごせた時代が面白い。又社告文に依れば讀者を當時觀客と書いてゐる所が迚も愉快だ。

（北明隨筆――原稿の儘）

湯屋で着物忘れ、主、不明

（明治八年九月四日）

七八日も以前のことにや愛宕町の湯屋渡世濱田與太郎が宅にて午後十時過ぎ渡世を仕舞つて掃除をする時棚の上に白格子縞の單物が一枚殘つて居ますに其日は着物を着替へられたといふものもなかつたから若しや近所の人が夜中のことゆゑ丸裸で歸つたならん明日は必ず取りにくるだろうから間違はぬやうに仕舞つて置けと番頭に云ひつけて待てども〱忘れたと云ふ者も落したといふ者もなければ一兩日前に其段訴へ出ました湯屋で衣服のなくなるは常のことながら餘つて居るはよに珍らしき咄しなり

（明治八年九月四日發行　東京曙新聞第五百七十二號）

書生を茶化した料理店の女中

（明治八年九月二十三日）

世の中に首縊りと身投の流行するからのことでもありませうが此間奇妙たものを見てまゐりましたある一小樓で一杯やつて居りますにとなり座敷で飲んでゐる書生らしい五六人のお客がよつぽどまわつた樣子にて大平の汁をがぶ〱と吸物しにするを見て酌を取る二人の女がつゝき合つてグッ〱と笑ひますと一人の客が何がおかしいのだ何を笑つたのだとおこりだすと又一人はこのおたふくどもめと大の目をむき出して白眼め付くれば女共はきもをつぶし何々あなた方を笑つた

のでは御座いませんがお氣に障つたら眞平御免なすつて下さいましとあたりを見まわしお客様が併きちらしておきたるへこ帶をとつて鴨居へ打掛け首を縊らうと致しますに今度はお客が肝をつぶし僕等が腹を立つたとて首を縊るに及ぶものかと申しますれは女は笑ひ乍らイヽへ其譯では御ざいませんあなた方が晦日の御心持はこれ位でもあらうかと一寸眞似をして見ましたといはれて一同無言で寒いた樣子がおかしくつてこたへられず吹出さうといたしましたがもしをこられては大變じやと股の邊を痛くつまんでやつと辛抱いたしましたが妙な洒落をする女もあるもんですとある人が咄しました

(明治八年九月廿三日發行　東京曙新聞第五百八十八號)

婦女風呂の沸騰 (明治八年九月二十三日)

婦女は自己を愛する者の爲に其容貌を琢り磨き平常沐浴の長々しきは 山烏のおの噫の水船に寫して 躬ら溺るゝ類ひなり此舊習は文明でも開化でもまづ當分は治し難き症にして男子の熱湯好と一ッ釜の弊風なるべし旭出拂曉七種唐辛子と納豆〱の賣聲は程過ぎ座彈豆と豆腐屋の行違ふ頃女湯の扉をたゝき番頭さんまだかへと一番風呂を促すは此的圍者かならず者の不寢身にあらず地獄落しか(オーライ)猫獣鹿戀者なり目的の早歸り綿羊婦なら居留地へ通勤の退出ならん軒併らびの男湯で唄ふを聞けば『可愛そうだよ白歯で島田』と噫おくれたり當時の流行西洋風の女粧を眞似て新造でも年増でも白髮も白歯の本夫持突立ち眉毛も奇らしからず花美裝はもとが娼妓か素人かとんだ所ろにみどころあり他の振みて我ふり直す江湖の垢落しお氣に入らぬか存ぜねどお女中の心に留み桶、編者が口の輕石に少々毒を流し升後生願ひを口義にして娶の噂の質目題目つたにダブとは浮ばぬ姑媼細君さんの人遣ひを誹りながら揚り湯を荒く遣ふお三どんあり宿六の怠惰を他人に五披露までしながら湯の中で油を賣る山の神お長屋中のあらはあらなり掃溜の隅から雪隱の角までを饒舌りの鐵棒引笊屋の女房家から迎ひのくるを思はず八百屋の娘に長芋あれど短か湯は極て稀なり赤孩兒の悲鳴も厭はずわれ面白の他喧しく蛇喰ふ口に(ワグリ)を抱いて鬼子母神諦訖を吐けば湯の中の女夜中入口を偷覗て破鏡のやうな湯み聲高く「コレ何處の奥さんだかお孃さんかお妾さんかお妾だか鼻つ缺かし

らねへが此方等ア貧乏人でも一文一錢お助けお有難いと五報謝に預つたおぼえはねへから上手も輕薄もいらねへが何時でも湯の中は自分が管轄中だといふやうな面をしやがつて大きな尻柘榴口一ぱいに巾をして糠と石鹼を兩手に持て豆腐屋の臼のやうに板の間中白泡を吹かせてやがつて能天氣でけつかるが他人の中にやシャボンの牛臭へのは厭ひな者も何個もあらあそして　中にやア日高や子子（ぼうふら）の泳いで居るのじやねへ　いゝへながらも人間様が五座ラア遠慮して湯でも水でも遣やアがれホンニ飛んだ女天狗だ誰でも六拾文錢を併べやお客様だ獨りで巾をするなら自分の家へ居風呂でも建て這ればいゝオイ／＼番頭さんうめておくれと優しくいふと增長していくら敲いてもお通じなしのかな聾めうめねへか三助古木をごまかして釜の下から鼻の下を濡すばかり能じやアねへトン／＼トン／＼飛んだ鈍間な野郎あらだ

魯かをす是から追々行々子の轆轤湯の中の沸騰るベチヤクチヤ話は引續いて此次の新湯に記ませう

（明治八年九月廿三日發行　東京平假名繪入新聞第八十五號）

馬鹿氣た公判 （明治八年十月五）

公　判

東京裁判所十月三日落着

東京第六大區小小區淺草北馬道通
醫王町一番地　平民

小林萬吉

二十五年四月

一、自分儀五ケ年淺草聖天町長谷川權五郎娘とめヲ娶リ候處家内折合宜シカラス依テ無餘儀本年四月中表向ハ離緣致候へ共折リヲ見合セ再緣可致約束ニテ同聖天町石渡林藏裏店ノ借リ受住ハセ置時々相通ヒ居八月廿三日午前八時頃例ノ如ク罷候處とめハ用向有之一寸近邊へ參リ候趣同人母申聞候間久々後刻可罷越旨申置歸路山ノ宿町川岸通ニテ行逢候婦人ノ姿とめニ酷似居候間全ク同人ト心得何處ニ行候哉ト云ナカラ戯ニ後ヨリ抱キ付候處小聲ニテジヨウダンシテハイケナイト申ニ付別人ニハ無之萬吉ナル旨申聞ナカラ××ノ邊ト覺シキ所へ衣類ノ上ヨリ手ヲ當ルヤ否高聲ヲ發シ候故打驚キ始メテと

めニアラサルヲ知リ手ヲ放チ候際男二人馳セ來リ差押ヘラレ候ニ付彼是詫入候内巡査罷越拘引ニ相成御調ノ上右婦人ハ山ノ宿町寄留栃木縣士族大沼忠順四男同忠彦妻ちまノ由承知仕候事
右ノ通相違不申上候以上

明治八年九月廿四日　小林萬吉

一旦離縁セシ妻ト私ニ再縁ヲ約シ相通シ居リ黄昏途上(前文ニ八午前トアル)於テ其妻ト誤認シテ他人ノ妻ヘ抱キ付戯ル落不應爲輕ニ問ヒ贖シ

贖罪金二圓二十五錢

(東京曙新聞第五百九十九號　明治八年十月五日)

【編者曰】昔も今も、馬鹿な先生の何んと多くゐることよ。

神田伯山とモサの隊長

(明治八年十一月十九日)

府下に名高き軍談師の神田伯山が此程通り丁邊より席を仕舞つて歸り掛け午後の五時頃兩國の橋の上から網を流す船に見取れて居る内日もくれましたでぶら〱と回向院の方へまゐります時二十四五の若い男が跡を追掛けもし旦那此紙入はあなたの品ではござりませんかといふにびつくりして懐中を探るに何時の間にか抜きとられましたで其紙入を手に取り見れば自分の品に相違なき故なるほどこれはわたしの品だがどうしておまへが持つて來て下さつたと聞きますと今程兩國橋で旦那の紙入をする所を見付ましたから憎い奴だと存じまして直様追掛けなぐりとばして取返して來ましたとさも深切らしく述立ますでそれはそれは御深切ありがたうございましたマア御禮に一と口あげようと近所の(しやもや)へ這入酒肴をたらふく馳走して別れましたが跡でとつくり勘へて見るに外聞のわるい咄ぢやが紙入の中には十錢札が一枚外ありません故いつそのことにこれを返して呑み代にした方が割合だと勘定してから親切らしく趣向をかへて化けましたは中々手際な泥坊だか知れませんこんな馬鹿な始末にまんまとうまくはめられましたはあんまり殘念なことであつたと懇意な人に咄したそうで御座いますと成程これらがすりの隊長でもござりませうかしらん

(明治八年十月十九日發行　東京曙新聞第六百十二號)

男囚の性慾（明治八年十一月四日）

一年も二年も獄中にゐると大抵の人は變態性慾になる。愼み深い女でさへ、女囚の群れを見ても、半年一年と經てば氣が荒びて來て仕方がないと看守達の多くが物語つてゐる。故に氣の利いた典獄は其の緩和濟（かんわざい）として男囚の褌を女囚に洗はさせることにしてゐる。すると女囚は目をそむけると思ひの外、奪ひ合ひで、最も汚れた臭氣の多い褌を撰んで喧嘩越しになると云ふことである。

女囚にして斯くの如き狀態也。まして男囚に於ておやで、彼等の性情は同性愛に傾き「カゲマ」爭掠戰となつて現れるのは人の多く知る事實である。明治八年十一月四日の東京曙新聞は其の一例を示してゐる。

公判

十月三十一日東京裁判所落着

東京市一大區小區
神田三河町三丁目
源治郎倅　懲役人
井上兼吉
卅一年　九ケ月

一、明治四年十二月二日於司法省出張所ニ竊盜三犯ノ科ニ依リ卷准流十年ニ處セラル
一、同八年六月廿五日於東京裁判所鷄姦ノ科ニ依リ加役九十日ニ處セラル
一、自分儀右ノ如ク御處刑ヲ受ケ尙改心不承本年七月十三日再ヒ鷄姦ノ念發起シ同囚人松木多三郎ニ其情ヲ話シ候ヘハ遂ニ承引致シ候ニ付即情慾ヲ遂ケ其後モ度々密會シ互ニ深ク交リ居候處同九月十四日ノ夜右ノ者ノ僞腹痛ノ由ニテ同囚據原米吉ニ按腹致シ貰ヒ居候際同囚人高橋馬次郎役付ヨリ申付ノ由ニテ紙燭ヲ點シ入來リ多三郎米吉ノ面績ヲ見改メ立出テ候間遺憾ニ存候ヘ共夜中ノ事故其儘ニ致シ置翌十五日朝ニ至リ役付池森半次郎ニ對シ前夜ノ始末ハ如何ノ譯カト及談判候處彼是說諭ヲ受ト雖モ立腹ノ餘リ有合ノ藥罐ヲ以テ同人ノ右腕ヲ毆打シ其際永井直[illegible]取押ニ參リ候間尙同人ノ右腕ニ嚙付並左肩骨外一ケ所毆打致シ候段恐入候事

明治八年十月廿七日　井上兼吉

加役　九十日

東京市一大區十五小區

龜島町四十五番地
金太郎倅　懲役人
松本多三郎
二十年七月
加役九十日
（明治八年十一月四日發行　東京曙新聞第五百二十五號）

一年以上の囚人に散髪

（明治八年十一月六日）

達書第三十九號　各府縣

懲役實斷之者亂髮蓬髮ニテ梳櫛ヲ怠リ候テハ獨リ醜體ノミナラス健康ヲ害シ候義ニ付右一年以上或ハ數月懲治檻ニ在ル男子ヘ宜シク說諭ヲ加ヘ承諾ノ上ハ頭髮ヲ剪薙シ時々灌沐ヲ行ヒ候樣可取計此段相達候事

但一年以下ト雖モ攝養ノ爲散髮ヲ欲スルモ亦同樣取計不苦候事

明治八年十一月五日

内務卿　大久保利通

司法卿　大木喬任

（東京日々新聞第千百六十九號　明治八年十一月六日）

新聞小說の嚆矢

（明治八年十一月）

明治八年十一月廿七日郵便報知新聞が一つの裁判言渡書を載せた。その全文は少し長すぎるので大體の話をかい摘んで述べることにするが（全文は拙著「明治年間新聞雜誌資料並筆禍文献」參照されたし」それは千葉縣下總國葛飾郡船橋九日市漁師町出生の當時無籍日蓮宗岩田八十八（六十九歳）が深川の蛤町二丁目彌兵衛方の店を借りて妻みつと受船乘稼をしてゐたが、妻みつが慶應元年七月下旬離緣を迫つたので三回に亘つて手切金を與へ獨身となつてゐたが頃日、みつ再び尋ね來たりて三圓の借用話を持ち出し、且つ改心したから再び女房にしてくれと云つて來たので、その氣になつて金の都合をつけてやると、その儘梨のつぶでで一向に來さうな氣配さへなく殊に雇人さだの話に依れば、同町の鈴木忠次郎方へ嫁入してゐるとのこと始めて欺されたと氣づいて見れば家財道具も盗まれてゐることを發見し、無茶苦茶に癪にさわつて

同家へ押入り姦夫鈴木忠次郎を頭上百會の左長さ三寸深さ四分、姦婦みつを右肩先下一ヶ所に夫々致命傷を負はせて逃走し爾來諸國を逃け廻つて同八年十月廿五日千葉下葛飾郡當代島村へ巡り來た所を御用となつたが、事、維新前の事なればと云ふので數等を減じられ懲役八十日に處せられたと云ふ記事である。これを當時、東京繪入新聞の主筆前田健次郎氏が馬琴風に變作して三日間紙上に連載したのが、抑々新聞に小說を載せ始めた最初をなすもので又續物語の嚆矢とも云はれてゐる。然し、此の裁判事件の變作が數回に及んだ時、その筋より差留を喰はされ、終に新聞條件に豫審に關する事項の記載を禁ずることにし、これが今日に於ける豫審調書の公開を判決確定後に發表せねばならぬ法律を作らせた因をなすのである。そこで此の豫審ものの連載は一頓座を來たしたが、この繪入新聞の所謂小說が素晴しく讀者の嗜好を惹いた爲、その要求に應ずべく茲に始めて小說が文藝範圍のものが取り入れられるに至つた。併しなほ、幼稚を極めた當時のことで俗間には小說の何たるかを知らず、その記事を以て悉く事實に基くものと見做し、作中の人物について「あの人は夫から何うしました」とか「彼女は唯今何處に暮して居ります」など云ふ奇問續出し編輯者をして苦笑せしめたと云ふ有樣であつた。（北明隨筆――原稿の儘）

球撞嚴禁 （明治八年十一月九日）

大阪では山師どもが外國人を看板にして先頃お差留になつた球撞遊を此節また〳〵初めたと報知新聞に有りましたが一體此遊びは政府から嚴しく御制禁になつてゐる博奕同樣のもので此に溺れると家も藏も仕舞には皆な失すほどの怖ろしい惡い遊び故鄰へ是から東京や横濱などに出來ましても皆さんも五覽なさるな殊によつて累連を食ふかも知れませんオー怖いこと〳〵

（假名讀新聞第五號　明治八年十一月九日）

【註】球撞が流行しだした頃で、この球撞を博奕同樣に考へてゐた當時の程がわかる。

煙草に課税 （明治九年一月一日）

【第貳拾八號布告】

煙草の儀來る明治九年一月一日より課税可致候條此旨布告候事

但税則の儀は追て可及布告事

（明治八年二月二十日發行　太政官日誌第二十一號）

無印紙煙草發禁 （明治九年一月十三日）

各區戸長

煙草税則ノ儀本年一月一日ヨリ御施行相成候趣ハ明治八年十月第百五十號公布幷本縣第二百八號布達ノ通ニ付去ル一日ヨリ印紙相用候儀ハ勿論ニ候得共萬一營業ノ内無印紙ニテ販賣致シ候者有之候テハ不相成候條心得違無之樣右渡世ノ者ヘ屹度可申達此旨相達候事

明治九年一月十三日

神奈川縣令中島信行

娑婆の寒さに監獄戀し （明治九年一月二十七日）

大阪裁判所一月十七日落着

懲役人大阪府管内攝津國東成郡野田村大枝いわ方附

箱馬丁業中島定吉事

松本定吉

二十年二月

一、明治八年五月三日於當裁判所　依竊盜ノ科
笞五十ニ處セラル

一、同　七月七日於同所　依前同科
杖七十ニ處セラル

一、同　十月十四日於同所竊盜初犯ト申僞リ懲役五十日ニ處セラル

一、同　十二月廿日於同所　前件兩度の包藏發露スルニ依リ更ニ懲役九年ト三百三十四日ニ處セラル

自分儀前件ノ通御處刑ヲ受編役罷在候處寒氣中ニテ苦痛難堪囚獄ニ罷居候得ハ斯ク苦痛ハ無之ニ付寒中丈ハ囚獄ニ被差置候樣致シ度ト存シ込ミ候ヨリ持兇器強盜又ハ竊盜等相働居

候箇所包藏罷在候ニ付悔悟致シ候體ニ申僞リ懲役場へ自首仕候所此度御糺問ノ上前件ノ跡形ナキ儀ヲ申立候段發露致シ恐入リ候事

右ノ通相違不申上候　以上

一月十三日　　同　　人

强窃盜ヲ包藏セント僞ハリ自首スルモノ例第二百四十七條事情輕キ者ヲ以テ論シ　加役八十日

（明治九年一月廿七日發行　郵便報知八百九十一號）

桃井伯龍司の姦通事件

（明治九年二月十九日）

軍談師桃井伯龍司の弟子龍王は元と梓巫の親方なるが先年停止になつた時女房ふさを連れて出京し伯龍司の弟子となつてゐましたが龍王は昨年用事があつて故鄕房州へ參りますので跡の事を伯龍司に頼んで出掛けましたが其頼が餘り行屆き過ぎ女房が厚い世話になつたを此程歸府して始て知り立腹はしたれど眞逆師匠を重ね切りにも出來ず詮方なく人を頼んで掛合ふと伯龍司面目なく兄弟分の貞山に吶しければ是れも迷惑し弟子の貞朝を中へ入れ金五圓の手切で此程女は店受が引取り漸く濡事の端物は讀み切りになりましたが先生とか頭取とか云はれる者がソンナ不所業ではならぬと仲間の者に云ひ籠られた揚句に供金取の大敵が一度に閧と攻め來り大修羅場がありましたがたうとう籠城が出來ぬで大鋸町の家も明け渡し上州邊へ隨德寺と遁らかしました

（明治九年二月十九日發行　郵便報知第九百十二號）

佛樣の火葬

（明治九年三月廿八日）

近頃の珍聞で御座いますが佛さまの火葬がありました去十六日午後二時頃大和國長谷寺の觀音堂が燒けた所が一體此本尊の像は地より生えたまゝの木を伐りて夫れへ彫り付けたものなれば火事になつても持出する事ならず終に火葬になつて仕舞つたといふ（橫濱新聞）

（明治九年三月廿八日發行　東京曙新聞第七百四十號）

日曜を休暇に土曜半どんに

（明治九年四月一日）

來月よりは日曜日を休暇になし替へられ土曜日は午後より

の休暇と御定めになりました早速四月一日は土曜日にて半休暇二日は日曜日三日は神武天皇の御祭日にて都合二日半の休暇になるから随分ゆつくり愉快な遊びが出來やうと今から待つてをりますと或る官チヤンの御咄しなりとぞ其頃は彼岸櫻は盛りなり向島邊も段々咲くか知れませんから何所も彼所も嘸賑やかなことでござりませう

（明治九年三月十八日發行　東京曙新聞第七百三十二號）

斬罪力士の化粧褌と珠數

（明治九年四月九日）

先月三十一日兵庫裁判所において斬罪に處せられたる廣島縣下安藝國高田郡三田村出生の無籍田中佐兵衛といふ者はもと早車と名乘りし角力取りだと申しますが斬罪になるだけの自分の犯罪は自分も承知の事なれば其節の死支度に牢に這入りて居る内に自分の手で拵らへ置いたものと見えて當日最後の出立ちは輻輪地に早車の二字を白く縫ひ付けし下に猿を二匹並べて縫ひこみ總て其外の飾りなども木綿糸にて造りし立派な化粧まわしをしめ又廻り二寸ばかりの大きなる百八の珠數を首に掛けしは飯粒にてこしらへしものなるがいづれも製造巧妙にて衆人の目を驚かせりさて此出立にて少しも臆したる色なく御仕置場へ引かれ行き見事に最後を遂げたりとぞこれ位の勇氣と智恵を泥坊業でない方へ用ゐたならどんなによいことが出來やうかも知れませんに

（明治九年四月九日發行　東京曙新聞第七百四十九號）

譬へ難き臭煙

（明治九年四月十八日）

近年英國の發明にて人糞を煮詰め盡く水分を去り硫酸とかき和して臭氣を止め乾して袋に盛り貯へ遠方の運輸に便にし肥料とすることは至極能き工夫なればとて此程勸業寮にて其術を傳へ本所五ツ目の曠漠なる明け地へ竈を築き大釜を掛け並べ千早籠城のごとく數十斛の黄龍汁をぐら〳〵煮たぎらすと何とも彼とも譬へ様のなき臭煙が立ち昇り風の随意々々吹散らすと近所最寄の人々は胸を惡くし堪らぬとて數十人連署して府廳へ願ひ出したるが其後お止めになりたる由

因に云ふ城州宇治の里にて舊來茶の肥にする人糞は乾かし粉にして外地より運輸し來り一斤何程と年々相場が立つて、

賣買すると聞ましたが至極能いことゆゑ今後人家遠ふの場所にて盛に製法になつたら嘸農家の益になる事で御座りましやう

（明治九年四月十八日發行　郵便報知第九百六十三號）

免職の辭令で鼻を拭き閏刑 （明治九年五月三日）

（山形裁判所伺）九年三月七日

判任官以下ノ者免職セラルヽヲ憤リ縣印アル辭令書ヲ引裂キ鼻ヲ拭フ等ノ所業ニ及フ士族ハ破廉恥甚ヲ以テ論スル歟又ハ閏刑ニ處シ可然哉奉伺候也

指　令

閏刑ニ處ス可シ

（明治九年五月三日發行　郵便報知第九百七十六號）

帶刀禁止以來 （明治九年五月四日）

石川縣下では帶刀禁止以來頑固輩は兎角腰間淋しいと見へ當分馴れる間木刀又は大きな摺子木などを指込んでスラ〳〵歩むものがありますがこんな先生は何んでも腰へ附けるが得手と見へ升ゆゑ貧乏人の厄介者でも澤山腰巾着でも着けるがよからう

（明治九年五月四日發行　郵便報知第九百七十七號）

錢湯人を殺さず （明治九年五月十一日）

さむらひも帶刀も禁じられたが、明治十年前後は、まだまだ士族の鼻息荒く、たとへ野に下つて素町人と同じ商賣を營むとも、吾れは士族なり、と云ふ變なプラウドを持つたもので、矢鱈に威張つて見たいのが商賣の失敗を招くもとで、根が商賣に疎な經驗もない上に、斯う威張つては商賣の立ち行く筈がない。世に此れを「士族の商法」と云つて輕蔑する所因である。次の例の如きは、この商法のよいサンプルであり賢女の才智に負けたればこそ「士族の商法」から脱れることが出來たと云ふ士族の湯屋さんの話である。

○

下總の佐倉新町にて近頃或る士族さんが湯屋をはじめたる處入口には士族何某といふ表札を貼りつけ客が來て入らッシ

やいではない入れてやる位な顏付きで熱い溫るいのせわも面倒なといふ樣ゆゑ近所の人から折々さとしてもちツと叮嚀にせられぬかそして士族某の表札も取るがよいさうしなければや折角の家業が繁昌せぬといふを聞きいれずかへつて腹を立つて居るうち近所の小林といふ人の老母より鶯は谷より出でてうめよ〱と鳴き雀は藪より出でてたけよ〱となき溫るいとてこえもせず熱いとてやけもせまじ是れ錢湯人を殺さずの所以なるべし　むつかしの世や樣々のひとこゝろあかぬ他人ぢや聞き流しせよと書いてやりしを見て流石の士族さんも大に悟り腹を立つことはよして翌日より表札もとれば客も大事にし大そう評判をとりなほしたと云ふ此の老母は中々學才のある賢女なるよし

（朝野新聞明治九年五月十一日　第八百九號）

枕二ツに眼が一ツ（明治九年五月十八日）

此間日々新聞に廣島縣下で目のない子が生れたとて圖まで出てゐましたが斯樣な不具は世間に間々あると見へ熊谷縣下高崎驛本町二丁目大澤一左衞門の方にて一昨年秋出生せし孖はいづれも男子にて其一人は右眼のみにて左の目の形もなく今一人は兩眼ともなくノツペラポーとして只眼球の動く樣なる形ちが見へる許り兩人とも餘程丈夫に成長する由諺に枕二つに目が三つといふ咄はありますがナント孖で眼が一つとは憐にも珍らしき片輪の寄り合ひなり

（明治九年五月十八日發行　郵便報知第九百八十九號）

散髮命令を恐る（明治九年八月三日）

左の記事は、明治開化新舊の過度期を物語るもので、風俗上の一資料となるもの。

これに依つて見れば明治九年末までは、未だチョン髷先生多く、散髮にされることを恐れてゐたことが明瞭である。

○

先頃の新聞に東京中の人は殘らず散髮になる御布告が出るといふ風說が有つたまゝいまだになんとも御沙汰がないのはほんの風說ばかりでそんな御布告は出ないのでしやう夫といふのが楠本權知事君が新潟縣令の時に縣下一同を否應なしに散髮にさせられた事を聞いて夫で東京も定しさういふ事にな

るだらうとだらう考の當推量からこんな風說も出たので有ましやうが百里も隔てた新潟と東京と同じに視るやうな事は有ますまいから舊弊の半髮先生まづ御安心なさいましよく頑固連の口吻に何も頭計りの開化したからとて心の開化しなければ皮相計りの開化で役に立ぬと尤らしく不理窟を云ますが今までは仕方がないが髮を鋏むは頭から蒸發氣がたつて體の爲に至極よいので何も頭の毛を切つて開化だの不開化だのといふ譯ではない體の爲と一つは輕便を貴んで切るのを其位な理窟が分らずにまだ半髮で居るやうなものはこれは無理に散髮にさせずに其まゝおく方がよい舊弊家は舊弊家のしるしがないと交際にこまるから

愛羽山人

（明治九年八月三日發行　讀賣新聞第四百五十四號）

春畫の貸本屋（明治九年八月七日）

昔しは夕涼みかた〳〵街頭を散歩して見ると骨董に大そう人が羣つて居るから何か有るかと立停て見ると燭臺烟草盆の間に春畫が縛けて有るのを斜眼で見ながら買ひもせぬ鐵瓶など素見かして居る人々ありしが先達て春畫が嚴禁に成りてより道具屋古本屋は申す迄も無く繪雙紙屋にも是等の淫書を賣買する者は一人も無く成りたるは實に文明開化の御代の美政なりと思ひ居たるに此ごろ或る人が麻布まで行たるに歸りは日中に成りて暑さに堪へず依て芝邊にて錢湯に入り汗を洗ひ流して二階に登り櫻湯など吃して涼み乍ら暫らく憩み居たる折から貸本屋が來りていろ〳〵の小說や人情本を取り出し居たる內に數卷の春畫あり公然と人に示して敢て秘する樣子にも非らざるゆゑ是は嚴禁に成りたる筈なりと云へばイヤ私どもはグツと古くまだ發賣お差止めに成らぬ前に買ひましたと答ふ古く買ても御制禁の品を商賣にしては成るまいと云へばイヤ賣るのでは御座りませぬ貸すので御座ります此本なども版本はみな板本を削つて仕舞ひましたが併し貸本屋の方へは何とも御沙汰は無い樣に御座り升などと答ふる故それは心得ちがひなるべしとて意見を加へたるに御尤では御座り升が私ばかりでも御座りませぬ貸本屋は何れも皆持て居ります其うへ近ごろは繪なしの春册が流行ますからと云ひたり地獄も賣る方ばかりが嚴禁で買ふ者には罪が無いが春畫も其氣味が有

るので根が絶えないのだらうとの投書が參りましたが議論が少し長すぎ升から書き直して雜報へ出します併し斯樣な事が本當にあるか知りません

(東京日日新聞第一四〇一號　明治九年八月七日)

半陰陽 (明治九年八月七日)

女で男の風をするものもあり男で女の風をするものもありますが何れも御法度なれど下谷通り新町魚屋萬藏の悴清吉は年が十七でまだ前髮もあり小さい時から誰も女だ女だと云つてゐる位いゆへ近所娘達も お淸さん お淸さんと云ひ平常羽根・手まり・お手玉などをして女と一所に遊び男と一所にならないから男女(東京で俗にカゲマなどをさして云)ナニあれは女だが男作りにして居るのだといつて居る中にいつか同町の深井榮藏の娘お米と妙な中になり夫で人々が始めて成ほどあれは男であつたと知つた位でありますと千住の方から出て來る舩屋がはなしましたが男女の別を立てずに平氣でゐたのは親が惡いからでありませう

(讀賣新聞第四百六十號　明治九年八月七日)

陛下へ學資救濟の自訴 (明治九年八月八日)

去月二十二日　聖上御還幸の折り永田町にて竹の先に願書を挿み御馬車の中へ差し入んとして取り押へられたる者ありし事は兼て記し置ましたがこの者は伊豫の國新庄郡萩生村の鶴岡千代松と申すものにて學文修業のため出京したれども自費では迚も學文をして居る譯にも行かずモウ此上は恐れ多くも一天萬乘の君に學資を仰ぐより外なしと決心して御還幸と聞より一通の願書を認ため竹の先に挿んで持ち出したりしなり右の科にて千代松は昨七日東京裁判所にて懲役三十日の贖罪金二圓二十五錢申し付けられました

(東京日日新聞第一四〇二號　明治九年八月八日)

夫婦の愛情 (明治九年八月八日)

夫婦は天下晴れての事で男も女も人目を忍ぶものではないと思ひのほか淺草北馬道德應院の地內に居る人力車曳金次郎は女房おふみを連て三四日前の晩に藥湯へ行き歸りに奥山の

念佛堂のわきの葭簀ばりへ女房を引こみ××××××××××巡査に引かれましたが夫婦にちがひないのでわけなく歸されました家もあらうにマア。

（讀賣新聞第六十一號　明治九年八月八日）

蟇に似た因果十七年椽下に育つ

（明治九年八月二十七日）

安房國平郡竹原村の百姓利左衛門の家へ今より二十年も前に馬の顔のやうな男の子が生れたところが外聞がわるいとて直に殺してまた二三年たつと今度は蟇のやうな子が生れました其娘の顔は凸凹で眼は眉のところにあり鼻は並のところより上で體は眞黒で斑々があり腹は眞白で立つ事が出來ず丸裸で着物もきずに椽の下に這はせておき時々飯を投込でやつて十七年の間椽の下で住居をし物もいへずガア〳〵啼ばかりでゐたゆゑ隣村の人も知らないのを如何聞付たか山師が來て貰つて見世物に出したいと掛合ふと其娘は疾に死んだ積で外に大きな蟇の生れそこないが有りますから夫なら賣ましやうといふので當時相談中だといふが廢人を見世物に出すのは慘酷いわけだから兼てならぬといふ事に成てゐるのをマア慾はおそろしいものであります

（明治九年八月廿七日發行　讀賣新聞第四百七十七號）

徴兵を嫌ひ一家三人心中

（明治九年八月二十九日）

播州龍野の柳屋石七の悴梅吉は二男ゆゑかねて別家をさせる積りで未だ弘めはしないが去年の秋嫁を貰ひ夫婦中も睦まじく暮してをりましたが今度徴兵にあたつたので兩親も驚き殊に母親はとりわけ徴兵ときくよりもモウ此世ではあはれぬ物かと思ひ金で出ないでもしまへるといふ話もあるから親父に金を出して下さいと嫁と二人がしきりに頼んでも聞ないので梅吉も覺悟をしていよ〳〵徴兵に出るとなると女房は夫にすがりついてあなたがお出なさるならば私は生てはをりませんもしや御無事でお歸りなされたら跡の回向を頼ますと母も可愛い嫁や悴を先だてゝ生て居ても詮がない私も生きては居ないと母と女房に泣たてられて堪へかね私も徴兵になつて苦しい思ひするよりイツソ死んだがましと無分別にも覺悟をき

め三人とも首をくゝつて死んだといひますがまだ徴兵に出るのは死に行と思つて居るものゝ有るには困ります

（明治九年八月廿九日發行　讀賣新聞第四百七十九號）

罰金替りの草取奉公（明治九年九月五日）

本所徳右衛門町の小松崎卯兵衛方に同居松次郎は二三日あとに同所二の橋の質屋へ着てゐた浴衣を質に入れ裸身へフランケツトを巻き道戯書に書た達摩のやうに成つて懐中は本來無一物ながら車に乗り龜澤町の古着屋へ参り巻たケツトを脱で裸になり這入ところを巡査に見認られ例の通り罰金を申渡されましたが着てゐるものさへ質に置く位の事ゆゑ犢鼻褌一ツで罰金の代りに分署の草むしりを二日勤めてゆるされました

（明治九年九月五日發行　讀賣新聞第四百八十五號）

煎餅袋へ三行半（明治九年九月六日）

瓢箪より駒から見ると今すこし馬鹿げた咄し武州幡羅郡日向村の山田助七は先頃同村の中村某方から娘のラクを女房に貰ひたるが兎角中が悪しくどうかして離縁せんと工夫し或る時妻に久しく無沙汰をしたから里へ行くが宜いと煎餅袋を持たせ遣はしたりラクは何心なく土産の袋を持参し里へゆき打ちよりてパリ／＼遣ると底から何か書付が出たゆゑ見ると家風に應はぬからと御定りの三くだり半なれば一同驚ろきたれど詮方なく其まゝ里に歸へり諸道具など取り戻しそれにて事濟みしと云ふが餘り茶かした事サ

（朝野新聞第九百六號　明治九年九月六日　水曜日）

姙婦と蛇の話（明治九年九月二十二日）

斯う言評判が有升から早速探訪者を出し其邊を尋ねて見ますと只知らぬと言ますが餘り咄しが高いから一寸記載します一昨日本港町元町土方谷で土方渡世の某が女房だか又娘だか兼て孕んで居る處不斗虫が冠りて大いに苦しみをなし頓て何だか出かゝつたと股倉を覗ひて愕然仰天し其儘倒れて生體がないから取上婆々だか何者だかソラ大變と始めて見ればコハ如何に赤子でなくて勢ひするどき蛇が七八寸程浮羅下りしきりに出やうと動く様子だから再び驚いたれど親が大切ゆゑ種々に介抱し漸く正氣になつたが生れも引込みもせぬとて必死

の苦しみだとと聞ましたが多分嘘かと思はれます

(横濱毎日新聞第千七百四十七號　明治九年九月二十二日)

【註】嘘に非らざれば蛇が進入したものならん人間が蛇を生むことなし。

飛んだ證文 (明治九年十月二日)

二三日前横濱裁判所の腰掛に瞽者(めくら)の大笑あり其奇談は都の一と云ふものに春鶯秋蟬の三人にて都の一が懐中より書類を出し是が貸金の訴狀なり又是が證文なりと渡せば代書人なるもの手に受取り能々看れば夫れにはあらで雇人の受狀なり是はしたと取り戻せば夫れでは是だと春鶯が懐ろから出して與へるに是も違つて家主の店受狀なり果てめんどうなと秋蟬が胴巻の中から紫の袱紗包を取出し此度はこれに違ひないとサモ忝々敷授けたから共中を讀で見ると豈はからんや娼妓の文章(ふみ)なれば益々遁(あは)てゝ三人ながら廻りぢうを探し居たが是等が瞽者の掻き探ぐりといはうか

(横濱毎日新聞第千七百五十五號　明治九年十月二日)

日蓮に一邊の騷ぎ (明治九年十月四日)

皆さんお聞きなさい(違つたお讀みなさい)赤坂裏一丁目十六番地の酒屋治助の家の見世へは男女四人が押こんで夜具は積んである食物は並てある寢てゐるもあれば足を投出して居るも有り燒出されが來てゐる樣で時々なにかごた〳〵して爭つたり掛合つたりする故探訪者が聞こんで次第を聞くと此家の亭主は大のジヤブ〳〵のどんどこどんで世の中に日蓮と米の飯ほど有難いものはないと思ひ込み朝から晩まで品(ぼん)第十六自我得佛とか全體蒙六氣が愚物とか大聲でどなり法華八卷に日我偈を打交ぜて寢ても南無妙起ても南無妙たいこは叩き破る珠數はすりきる題目氣違ひの商賣嫌ひ女房おきくも愛想が盡て働らく氣もなく先日飯櫃の葢を取ツぱなして有つたのを題目先生が見つけて小言を云ふと私ばかり働いてもお前は商賣もせずにジヤブ〳〵云つて夫で濟ものかヱ此節が信心も大概にしておくれと云つたのが初まりで離緣にするとて追出され夫から巡査さんや差配人の厄介に成つたあげくにお菊が假の里の麹町平河町の三河屋又吉へ話すとサア又吉の女房

が不承知をいひ出し子供もあり殊に懐姙中の女をそんな屁の樣な事で出されて堪るものか私も寢こむからお前もお出でついでに箱根に居る伯母さんも呼よせ口の利ける男も賴んで是からは根氣くらべにしてやらうと四人で夜氣蒲團から手道具を持て酒屋へ寢こみ腹がへれば辨當をとり寢たくなれば寢る大騷ぎ月々いくら出すから引とつておくれ商人の見世で外聞が惡くつて堪らないといふ此方では夫なら金を出せ證文を書けと狹い見世へ四人で居るから買人も來ず家の前へは人立がするナント實に外聞が惡いでは有りませんか女も惡いが男もマア何といふ事で有りませう

（讀賣新聞第五百十號　明治九年十月四日）

温泉場の男女混浴許可　（明治九年十月十一日）

豐岡縣より内務省へ伺（明治七年三月廿三日）

違式詿違條例第十二條に男女入込の湯を渡世する者と有之然處當縣管内には温泉所々に有之四時他邦の浴客其病症に依り介抱人附添不申候ては入湯差支候より他人を雇候餘財無之貧者は我が子女をして介抱せしめ候者多く有之然るを男女の入込相禁じ候ては其迷惑不尠殊に但馬國二方郡湯村の如きは狹隘の地より温泉湧出浴室一箇所故差支を生じ湯治人も有之間敷同村は山間の僻地にて唯入湯人の餘澤を以て一村活計罷在候土地此禁に因て一村の人民は糊口の道を失ひ憫然の至に有之右違式の條男女入込の云々は全く尋常湯屋渡世の者に限り候御制令にて温泉場の儀は畢竟病人のみに候得ば男女混淆入湯不苦儀と存候間十二條の但書に温泉場は暫く此限に非ずと書裁致度相伺候也

〔指　令〕　七月廿五日

書面伺の通り

但實際施行の違式詿罪追て可屆出事

（東京曙新聞第九百四號　明治九年十月十一日）

士族の珍願書　（明治九年十月十二日）

明治九年十月十二日の讀賣新聞に加藤勇二なる士族が　華族松平直應に神樂坂の藝者を金で取られた恨みを晴らすべく華族會館へ訴へたと云ふ素晴しい歎願書が出てゐる。藝娼妓

の人身賣買を禁じた布告は前號に詳記しあれば、左の文面に對して特に說明を加へる箇所とてはあるまい。

歎願書

第三大區五小區
神樂町三丁目三番地
東京府華族
從五位　松平直應

右者今般同人妻ヲ離別ツ兼テ馴染ナル神樂町三丁目二番地武藤屋てつ方藝妓小代七ヲ金五百圓ニテ買取邸內へ引取候段人身賣買ハ嚴禁ニ候處華族ノ身ヲ以御布告ニ背キ右樣ノ所業有之然ルニ右小代七ハ元才藏ト申候頃ヨリ拙者深キ馴染ニ有之旣ニ夫婦契約モ致シ書付ケモ取替セ有之候得共拙者未ダ修業中故兩三年ハ引取兼候間表向官へモ不申出候處豈計ランヤ金圓ヲ以テ束縛シ拙者偕老ノ契ヲ妨ゲラレ候條殘念至極憤懣ニ不堪候依テ右婦人速カニ差戾候得バ寬免可致候得共左モ無之追々等閑に於テハ拙者身命ヲ抛ウチ怨恨ヲ晴シ男子ノ意氣ヲ見ント決意致シ候乍併穩濟は双方ノ爲ニ宜敷候間此段各々樣方迄郵便ヲ以テ申上候同人へ至急御示諭被下度其上不取用上ハ速ニ激發致可候也

明治九年十月
第四大區十小區牛込矢來町一番地
茨城縣士族　加藤勇二回

華族會館　各部長御中

（讀賣新聞第五百十七號　明治九年十月十二日）

出雲大社千家尊福樣と風呂湯の關係（明治九年十月十八日）

去月下旬のことゝか愛媛縣下伊豫國松山なる出雲大社教會所開業式執行の爲大敎正千家尊福さんが出雲國より立越されし途中同縣下野間郡濱村に一泊せられし時近鄕近在の農民等が國造樣の御來臨と聞傳へて旅宿に群集せし老幼男女數百人にて大敎正の神拜さるゝため一寸座られる新薦(あらごも)を群集の者ども打寄つて摑み合つて持行くもあれば又遣入られし風呂の湯は銘々德利に入れて一滴も殘さぬ程なりし由大敎正は出雲大社の神孫と申しますから尊信するはよいことながらこんな馬鹿げたことはよせばよいがしかし眞宗の坊さん達などが愚民

の無暗に有難がつて生佛様と拜み奉るを眞に受けて居らるゝやうなことではなく追々に馬鹿氣たことはせぬやうに說教さるゝでござゐませう

（東京曙新聞第九百十號　明治九年十月十八日）

高田東谷の無妻帶　（明治九年十月二十三日）

麹町平河町の經師職高田東谷は質朴溫和の生れにて幼年より職業に心を用ゐ是非日本第一等の職人とならんと廣く諸國を遊歷して千辛萬苦職道を研究すること殆んど二十年に及び去る戊辰の年始て府下に立戻りしに年來の志願空しからず日本全國はいざ知らず府下に於て實に第一等の職人なれば縉紳貴族の秘藏せらるゝ奇書珍畫の表裝は必ず此人に命ぜられざるはなし又書畫ともに筆蹟の眞贋を鑑定するに百中に一を失はずされば四方の文人學士輩の書畫類を携へて來訪する者日々踵をたゝざるよし又本年三十九歲になりますに女房を迎へず居りますゆゑおかみさんがなくチヤア不自由だらうからと折々仲人をする者がありますとナアニ私の職業のためには却て邪魔になりますから不自由位は我慢しますと終に聞入れぬと申すこと奇々妙々一見識の經師屋さんだと懇意の人が咄しました

（東京曙新聞第九百十四號　明治九年十月廿三日）

生前の死亡通知狀　（明治九年十月二十三日）

是はとんだ周章ものゝお話しで横山町の或る家の番頭は久しく辛抱したので千住の先の粕壁宿へ出店を開き横山を本店として呉服物あら物を賣つて居る內に主人が病氣になり日に增し惡いので横山町の本家の主人も見舞にゆきいろ〳〵世話をして同宿の安國寺の和尙さんを賴み每日十念を捧げてもらうと今日の始めに其和尙さんがいよ〳〵明日の二時には臨終するからよく念佛をお唱へなさいといはれたのでそれから家中は大騷ぎ手廻しに二日の二時養生不相叶死去いたし候といふ手紙を本店はじめ處々方々へ出たものだから一家親族が夫々支度をして東京からは掛無垢あみ笠が着くと程なく銘々はかまを包んで出かけて來る寺では穴を掘る棺屋からは棺を持こむ病人の枕元へは一本花と線香をたてる病人に向つて悔みをいふ者もあり香奠を出す者もあり中にはまだ死にもしない

のに此樣な騷ぎをする法はないと怒るもあり上を下への混雜にて二日の二時に成ても死なず三日になつても死なず集つた人々はあきれて追々歸るイヤハヤ妙なわけで夫から五六日たつて本當に死んだといふがなんぼ手廻しがいゝと云つたとて愚々しい

（東京日日新聞第五百廿六號　明治九年十月廿三日　月曜日）

飛んだ爺い（明治九年十月廿四日）

二三日前に下谷金杉下町三十一番地の裏にて長屋の者が變な男を一人取押へて巡査に知らせた樣子ゆゑまた例のこそこそ盜賊かと思つて居ると是は餘ほど風替りで長屋の者の云立には此男は毎日々々此裏をキヨロ〳〵して步行き怪しい奴だから取押へましたとも云ひ其男の云ふには私は淺草北濱島町の髮結で福島八五郎といふもので實は先日此裏から大そう美しい女が出る所を見かけ家へ歸つても其顏が目について忘れられませんから仕事の隙には其女を探しに參るので只顏が見たいばかりだといひましたが此八は年が六十一で二十七八になる娘もある爺のくせに呆れ果たゝわけではありませんか

（讀賣新聞第五百廿七號　明治九年十月廿四日）

片腕の賣物（明治九年十月廿五日）

淺草邊に奇々妙々な取沙汰がありますと探訪者が息せき切つて雨の中を飛んで歸つたから夫は何だと聞くと昔より名高い越後の弘智法印の干物や先日回向院へ見せ物に出た坊主の干物と違つて是は現在淺草の百助横町にて鈴木松藏として渾名を腕松といふものは今年六十を越した爺で此男が三十年ほどあとに賊の爲に片腕を切落され夫を大切に箱へ入れて仕舞つて置いたら不思議にも指爪がだん〳〵伸びるので或人が其腕を三百圓に買ひたいと云ふを腕松は五百圓なら賣ると當時掛合中だと燒芋屋の前では子守りが噂をし井戸ばたではおさんどんが評判をいたしました夫は何にしても金儲けだらうが當せつ右にいゝ腕を持つた人なら五百圓位ひは一ト月の月給で取れるアヽ腕松さんホンニさうでは無いか。

序にお話申しましやう切られた腕の爪が伸たり死人に月代がはへるといふとかいかにも不思議のやうだが是は月代が伸るのでも有ませんと自然に肉が落てくるから伸るやうに見える

ので有ます

（讀賣新聞第五百廿八號　明治九年十月廿五日　水曜日）

洗ひ乍ら藝妓の品定め

（明治九年十一月十五日）

此節は世上一統不景氣だと申しますが金春邊（新橋）の猫連中には隨分と流行りッ子が澤山あります故近頃湯屋の留桶の寄進に少ない分で五十錢それより二圓三圓第一は五圓まで付いたものがありますよし又右の湯屋では女湯と男湯の境の仕切りを在原格子に仕替へてお客が垢を流しながらねへさんの擇み打ちが出來るやうにいたしましたは右の通り猫連贔負湯だといふ風聞又其中に新よしの屋の三代次（十七歳）は三圓の稅が三月ばかりも滯りおまけにお茶を引き勝ちになりしに五七日以前よりよい旦那とか金主とかを見付けまして是迄不納の稅を皆納した上質屋へ入れし三味線を受出し昨今新宿邊へ巣替をいたしましたなんと世はさま〳〵のものでございますねえ（東京曙新聞第九百三十三號　明治九年十一月十五日）

【註】この時代、この近所の湯屋は全部、在原格子を使用してゐたので、其筋から七十五錢づゝの罰金を云ひ渡された。

定神佛利用の施藥嚴禁

（明治九年十一月十八日）

神佛夢想等ノ名ヲ以テ施藥スルヲ禁ス

東京府布達　九年十一月十八日　甲第百三十四號（本文ハ衞生門藥劑ニ重出ス）

神佛夢想又ハ家傳秘法等ノ名義ヲ以施藥候義自今禁止候條此旨布達候事

【註】神佛利用の金儲けが前章にも數多く示した如く迷信流行時代を現出したので遂に此の布告が發せられたものであらう。

金の鯱を盜んだ男（明治九年十一月二十四日）

公　判

十一月廿一日東京裁判所落着

東京第二大區六小區溜池榎坂町二番地借店

東京府士族　山田義考

廿七年七月

一、自分儀明治六年家祿奉還致し種々商法相企て候へ共何れも損失而已綜に活計に差支京橋五郎兵衛町に借住母まさは弟山田正勝方へ同居致させ妻六儀は常州忍堀村へ下女奉公に遣し一時獨身と相成尚又赤坂溜池榎坂町へ借住細々糊口を凌ぎ居り候得共追々貧窮に差迫る而已心痛罷在候折から明治九年四月中日失念博物館へ列品拜見に罷出候金の鯱を拜覽するに實に壯大の者にて鱗一枚にても金量目の多かるべしと心中竊に二三枚も持ちたらば生活の道も可相立哉と存じ候より忽然竊心相生じ候得共嚴重の圍ひ且人多きに付容易に剝ぎ取るべき場合に無之尙何か良き折も可有之と其日は其儘歸宅其後可忍入相考へ候得共思は敷手段も無之相過候中明治九年四月廿八日夜暴風雨にて實に眞の黑暗み此夜こそ幸と存じ兼て所持の小刀ヤスリ等を携へ右博物館へ忍入鯱鱗少々宛切外し凡三枚程剝ぎ取り其儘逃走右小刀ヤスリは右館內に落失金は袂に入れ塀を越し候節何程か落したりと相覺候右剝ぎ取り候金鱗は鑄潰し小玉指輪等を拵へ小玉目方四匁五分は京橋泉町袋物渡世山村八十五郎へ代金六圓七拾五錢に同十一匁二分は淺草旅籠町一丁目地金渡世鈴木卯吉へ代金十五圓九十四錢に同二匁八分五厘は源助町古道具渡世長濱源次郎へ代金三圓五十四錢一厘六毛に同切羽鳴目等目方一匁三分は神田榮町古道具渡世赤尾源三郎へ代金一圓八十四錢一厘五毛に同指輪目方一匁二分は南佐久間町二丁目古道具渡世村上茂吉へ代金一圓六十錢に同指輪外四品目方六匁一分は麴町八丁目古道具渡世黑沼松五郎へ代金八圓廿八錢八厘に同裏座目方一匁九分は芝口一丁目古道具渡世木内幸吉へ代金二圓六十九錢二厘に同指輪目方二匁五分は四ッ谷忍町古道具渡世柴田兼次郎へ代金二圓四十一錢六厘に同鈿目方一匁五分は愛宕下町二丁目古道具渡世村上松五郎へ代金二圓二十錢にて同目方九分は神田の者にて友と申す者へ途中に於て代金一圓二十八錢四厘七毛に右各賣拂ひ殘り目方十五匁九分二厘五毛所持罷在候尤盜取候節博物館外に於て多分落失候に付何程盜取候哉判然不仕候處今般御吟味の上七十五匁盜取候趣承知仕候右今般代積金百十二圓五十錢に相成る前書賣拂代金は不殘飲食に費用致候事

右之通相違不申上候　以上

明治九年十月廿五日　山田義考

懲役十年

（東京曙新聞第九百四十號　明治九年十一月廿四日）

糞士族 (明治十年一月五日)

一月早々からきたないお話しをするやうだが靜岡縣士族の小林總次郎といふ盗人が深川御船藏前の和田彦次郎の家忍びこみソレ盗賊だ逃すなといふので巡査も馳つけられると椽の下へ隱れ込み彼方此方と逃廻るうちに雪隱の糞壺の中へボチヤリと轉け落ち淺草紙が耳へ挾まる鼻の穴へ蛆がはひこむ中でバタバタ暴れ散すので廻りは一面糞だらけ流石のお巡りさんもお鼻をつまんで引づり出し野郎は黄色く成つて縄にかゝつたが是らは本とうの糞士族とでもいふので有りましやう

(讀賣新聞第五百八十五號　明治十年一月五日　金曜日)

雀合戰 (明治十年一月十三日)

雀合戰といふことは隨分いくらも有ることで此は阿波國名西郡上山村に於て去る十二月十二日の正午に天俄然と搔き曇り虚空一時に暗らみ亘り喋々嘖々ものゝ相觸れ相擊の聲あるにぞ諸人驚き仰ぎ見れば實に垂天の翼にて億萬の小雀が半天に聚りて鬪爭するなりし其體大將の指揮に隨ふが如く隊伍を排し列を定め或は勝に乘じて踊り込み或は追はれて羽をむしられ浪湧き雲崩れ何時はつべくも思はざりしに漸く日沒後數時にして稍々に陣拂ひ双方西と東へ散飛したり故に此邊の山谷には重傷を蒙りし雀卒ども宛も枯草を積みし樣にて村人は意外の得づき何れも新年の儲けに家毎に數百串の炙雀を蓄へざるなしと飛んだ噺なり

(東京日日新聞第千五百三十號　明治十年一月十三日)

銀箸眞鍮、昔の法醫學 (明治十年一月十三日)

阿波の國美馬郡北庄村の野口林兵衞と云ふ者あり年老て男子なき故同郡西口山村より文兵衞と云ふ者を養子に貰ひ長女のお龜に配偶けるにお龜はいつか隣家の松浦何某と姦通して其場を夫の文兵衞に見附られ有夫姦の科を受けしは先年の事なりしが其後家に歸りても矢張り臺女の威勢を振ひ居けるが此ほど夫の文兵衞は德島へ用事ありとて朝早く起き出てお龜に辨當の用意をさせ朝飯を喰ひて家を出で阿波郡西林村まで一里ばかりも來りしが頻に氣分あしくなりて今は一歩も進み

難ければ其邊の親類の家へ立寄りて休息する內に苦痛彌增し間も無く死たりければ直に文兵衞の實家へ知らせ大騷ぎと成りしが文兵衞の實家にては其の死に樣を不審に思ひ若しや毒殺ならんかと其筋へ屆出で檢視を受けしに醫者にも毒殺か病死か分らぬゆゑ毒殺の證據を知るには銀と眞鍮の箸を死人の咽へさし込み一二時間を經て拔き取る時は銀は黑く眞鍮は金の如くに成ると云ふことなればとて右の品を取寄せ死人の咽へさし込み程經て拔き取り見るに二本の箸は忽ち金色と黑色とに變じたれば檢視の役人は其箸を持ちて歸られたが此の先はどうなる事か知らんと普通新聞に出て居ました

（東京日日新聞第千五百三十號　明治十年一月十三日）

慶應義塾卒業者は徵兵免除

（明治十年一月十三日）

慶應義塾の生徒にて三級以上の者は卒業の課目を上申せし上に徵兵令を免ぜらるゝ由のお達しが有たと申升

（東京日日新聞第千五百三十號　明治十年一月十三日）

編者曰。眞僞の程不明也さ。

迷信の生む慘虐的犯罪

（明治十年一月十七日）

埼玉縣下熊谷驛石原籠屋芳太郎母は夫病死せしより細き煙りに其日を送りしに此ころ病床につき只譯もなき譫語を發する事折々ありけるを近所の者ども聞つけて是は全く狐狸の附しならんと病人の枕許にて護摩を焚き室中を煙りに燻すべ珠數を揉立幣帛を振散らし異口同音に眞言を唱へつゝ病人を責付〳〵打ち叩けば病人は苦痛に堪へかね一時遁れに速に立ち去りますと云ふと一同は目をむき出して出て行ならば證據を立ろと押し詰られ病人も當惑し出鱈目ながら油揚を持て行ますといひしかば一同左もあるべしと病人を野邊に連れ行き無慙やサア去れソレ去れと呵責に及びたり一天萬乘のお膝元に近き土地にも今の世猶ほ此の樣な空氣があるから恐れます併も揃ひも揃て

（郵便報知新聞第一一八九號　明治十年一月十七日水曜日）

公選泥棒

（明治十年一月廿二日）

公選泥棒の一法は近ごろ四國にて發明したる良法也、今其の大略を申さば 阿板野郡西條塚 と云ふ 六十軒ばかりの 小

村にて昨年十月ごろ野田に苅り置たる稻や大豆などが何時の間にやら紛失することたび〳〵なれども未だ其形跡をも見顯さゞることゆゑ慥かに何者の仕業とも知れず只その盜みに逢ひし者より日々に戶長へ訴へ出る而已なりしかば戶長も奇怪の事に思ひ居たるがふと一策を思ひ付「先日以來當村に於て盜難に逢ふこと頻なり依て御示談申したき儀有之に付き明十五日十二時までに御來會可被下候もし無據事故有之候はゞ其證據御立可被成候無案內にて來會無之に於ては諸人の疑念を受けられ候とも決して巾開き相立不中候」との廻狀を持ち廻らせたる翌日に成りて村中の者とも殘らず集會したり此時戶長が進み出て村の衆に向て云く近ごろ當村にて屢々盜難に逢ふ者あり其樣子を察するに決して遠方より來る者の所業に非らざるに似たり思ふにその盜人が必らず當村の內に有るべし依て今日村中一同の人々と共に投票してその名指す所の尤も多き所の者を捕へて糺彈せんとするなりとて白紙を以て六十餘枚の票を作り一人一枚づゝを渡して各々彼の奴ならんと思ふ者を記して箱に入るべし若し目判す者も無ければ白紙にて箱に入れられよと有りければ一同その意に隨がひ速かに投票しければ村役人立合にて一々その票を開きたるに六十餘枚の內にて十五枚は阿部谷平と云ふ姓名ありて餘はみな白紙なるにぞ一同が顏見合せ爪彈きして居たる折から片隅に潛み居たる谷平も今は遁れぬ處とや思ひけん衆人の前に平伏し一時の心得違ひより斯の次第に至り誠に何とも申し譯けも無き由を白訴したれども其位なことでは一同が承知せずして遂に拘留に成りたるよし立派なる公選の泥公なれば何れ相當の律に當らねば成りますまい

（東京日日新聞第千五百三十七號　明治十年一月廿二日）

西鄉南洲の私塾創設の由來

（明治十年一月二十七日）

西鄉君が鹿兒島に取立られたる私塾の由來を承るに同君の嘗て在職せらるゝ內諸所へ出張の事ありても政府より旅費等は一切受取らず其合金數千圓に及びたるを大藏省より鹿兒島に送られしに同君は受けられずして曰く各地の旅行は月給にて足れりなんぞ斯く許多の金を頂戴する由あらんやと大山縣令これを說て曰く子の淸白寔に善ししかれども此の金を受

ずんば他の官員を愧しむるに似たりと君曰く足下の言理ありとて終に此金を受られしがこれ私に遣ひ捨つべきにあらずとて則ち私塾を開き衆士族に諭して曰く何つまでも俸祿に喰んで朝廷の御厄介となるは士族たるの名義に背かずや宜しく今より此校に入り勗めて學事を修め傍ら農事に服し筋骨を固うし氣力を養ひて國家の爲に爲す有らんことを心掛くべしと衆奮てこれに從ひ遂に當今の盛大をいたせりと鹿兒島石燈籠馬場の木脇某より報ぜられたり

(西海新聞)

(東京日日新聞第千五百四十二號　明治十年一月廿七日)

盲目滅法界 (明治十年二月二日)

二三日前の事でありますが深川八名川町の按摩の何市とかいふ者の宅で仲間七八人寄集りかうとかいふ博奕を打ち其中の一人が見事に負けたので夫を殘念に思ひ交番の巡査に訴へると取敢す按摩同道で門口へ來り容子を窺ふに家內は暗夜の如く只ヤレメク市のソレ瘤市といふ聲のみヒソ／＼聞ゆる故巡査は徐々內へ這入り召捕んとする折柄訴へ出し先きの按摩は己れの負けを恨みに思ひ仲間の者に組付く了簡で誤つて巡査に嚙み付き大騷ぎをしたので自分もとふ／＼引立られましたが盲目滅法界な奴であります

(郵便報知新聞第一二〇二號　明治十年二月二日　金曜日)

古狸の御禮 (明治十年二月八日)

築地二丁目五に住居なさる華族松平某君のお邸へ時々古狸が來て座敷の道具やら勝手道具抔を庭へ持出す事が毎々あるので此程去る方より洋犬を求められ其後は古狸も跡を絕し見へざりしに昨今洋犬が懷孕して三階より下る事なきを早くも狸的は嗅付しと見へ又々夜每出掛るゆへ人々寄て打殺さんと議するを主人は押し止め古狸も定て空腹に迫り右樣の徒もなすならん依て每夜洋犬の餘り餌を遣すべしとの申付に下婢は奧の引けてより自分臥戶に入る際洋犬の餘り餌と飯杯を大皿へ盛り勝手口へ出し置くと其夜から餌の移り紙の替りの心得か竈の焚付或は鉋屑等を大皿へ山の如く積み置くゆへ下婢の喜び大方ならず猶も每夜殘飯を遣したるに既に昨夜迄一晩も缺さず焚付のお移を持來るは實に人も及はぬこと迚態々其近邊の人から報して來ました

（郵便報知新聞第一二〇七號　明治十年二月八日　木曜日）

兄妹心中（明治十年二月八日）

淺草寺の初夜の鐘も水に響く物凄き筑波卸しの身に染る去る五日の夜隅田の川邊をたどり來る若き男と女連れ衣類ち水に濡鷺のシヨンボリ佇む綾瀬の河邊淸き流に穢れし貌移すも此の世の名殘りぞと互にかこつ因果同志一素未來へサア早くと橋の中ばに來りしかば欄干に脚踏み掛け南無と一と聲丼りと飛ひ込まんとする折りしも怪しと跡を付來る査官小川次信がコレ待てと言より早く抱き留められ二人は何んと云ひ譯の答ふる詞も辻褄合はねば直に拘引して段々仔細を尋ねらるゝと男は千住南組の紺屋職池田藤藏（二十九）女は同中組紙渡世久松宗兵衛の養女ふぢ（二十二）とて二歳の折り柄親知らずに伯父の宗兵衛に養はれ追々成長せしが月下の神の律か不圖藤藏と轉ひ寢の度び重りて互に心の誠をあかし合ひ身の素性さへ物語ればコハ如何に誠の血を分けし兄妹知らぬこととは云ひながら淺間しき惡緣に二人とも吃驚りしたれど今更何んと仕樣もなく去り乍ら親々へ對し世間へも顔向けがならねば二人り手に手を烏が啼く吾妻橋をば横に見て三圍堤を死に所と帶に身體を結ひ附け大川へ身を投けしがいまだ業が盡きざるか水は呑めども沈まねば再ひ岡に這ひ上り此處彼處と死に處を探り〳〵て此處迄たどり來りしと具に樣子を述べければ其筋にても段々五說論ありて親共へお引渡しになりしとぞ

（郵便報知新聞第千二百七號　明治十年二月八日　木曜日）

家寶の由來（明治十年二月十日）

此頃七十一に成る老人が卅二年前賊の爲に切落されたる己が右の腕の乾し固めたるを持ち出て博覽會へ上納せしとの珍報を得たれば餘りの奇事に驚き故意に探者を派して委敷其顚末を聞糺せしに其人は當時現に淺草駒形町三十番地に住する鈴木松藏と申老人にて弘化三年十一月八日本町一丁目の誹師大中庵へ招かれ酩酊して歸宅の儘快く寢に就きし八ツ時頃拔刀の强賊三人雨戸を毀ちて押入り三百個の金子を差出さざればと三口の白刀を疊に貫き立てゝ罵り吼るに松藏は兼て柔術も少し心得腕に覺もある物から無慙に金を渡すも本意なしと何喰ぬ顔して簞笥に近付き貯へ置たる用意の短刀取出さんと

する折しも賊の兩人松藏の後へ廻り肩先に手を掛け押へ居たるが其手先の顫へ揺くを覺へしかば是賊既に臆したり出て物見せんと引出しより短刀の靹を探り得る儘拔打に一賊を切付しに腦顚より咽喉笛迄切り下けしかは何かは以て溜るへき其儘倒れて即死せしに一賊は此間に松藏が右の腕へ切付て打落し左れは左手に短刀を拾ひ取り兩賊を相手に暫時挑み戰ながら臺所迄追詰て又一賊の心下を眷も徹れと衝立れは是も同しく倒れしを見て今一人の殘賊は股へ突疵受ながら辛して逃去たり既にして松藏は二賊を殺し一賊に手を負はせたりと雖も己れも脊と脇腹に重疵を受け臟腑の溢れ出たるを片手に受ながら棚より炮烙を取卸して疵口に當て押へ逃け隱れたる家内を呼ひ寄せ痛く飢たれはとて飯を喫せしに飯粒の口疵より漏出るに始て驚き醫師を呼寄せ療治に取懸りしが深手の苦痛に言語も出てす迚も此世の者とは思れさりしに氣丈の男なれは三十日程立て不思議に本腹に趣き終に全快に及ひたりしかは其時の町奉行遠山左衛門尉より賊と苦戰の始末を逐一訊問の末二賊を計取り一賊を漏すと雖も股に創を負はしめたれは翌日直に縛するを得たれは手柄なりと賞譽され且右手斷れてたゞ手のみなれは向後渡世向不如意なるへし格別の沙汰を以し賛者を憐む仕方に準し終身撿校貸附金の名義を免され夫より此業を以年月を送り次第に身代も立行しか偖右腕は三年の間種々心を盡して乾し固め大切に貯へ藏め置たるが十四年前力士白眞弓が金五十圓に購ひて煙草入の根付にせんと達て所望したれ共素々子孫に傳んとて貯へしなれは堅く讓り難き旨を斷り今に所持せしが最早古稀の齢も過たれば旦夕も計り難し迚同所の寫眞師鶴岡初藏に仔細を物語り自ら左手に其腕を執りたる姿を寫し取らせ一家親族へ一枚つゝ配り然る後此度の擧に及ひたるなりと松藏はまだ至て矍鑠にて當時は地所抔も所々に持ち居り相應氣樂に暮して居るといふ

(郵便報知新聞千二百九號　明治十年二月十日　土曜日)

結婚媒介所の始め　(明治十年二月二十六日)

活計の爲にはいろ〳〵營業を考へ工夫する人の多ひ中に妙な思ひ付を案し出して此度出願した人は淺草東三筋町四番地に住む徳山宗兵衛にて男女婚姻媒助法營業願として府廳の勸業課へ持出ました其仕立法は男女の婚姻の媒を以て營業とし

上中下の三等に分け上等は金三圓中等は金一圓下等は金廿錢の手數料を取立るを主義と致し其餘猶數ケ條の規則らしき者を認め添て差出したれと迚も五沙汰に及はれぬは知れ切た事なから男女の縁を赤縄と云ふから持て來て津田繩に絢込て媒助法の三字を標題に打たは近頃面白い思付なりと申評判

（郵便報知新聞第千二百二十二號　明治十年二月二十六日）

【註】併し、この出願は未だ其時代に立ち到らないさ云ふ名目のもとに不許可になつた。實際に許されたは明治十三年四月末で五月になつて、いの一番に開業したのは大阪府下東區平野町二丁目堺筋西南角の山口吉兵衛で、當時左の如き宣傳ビラを散布した。

廣　告

緣組ハ人間之大禮生涯ノ一大件ナリ依テ專ラ信義ヲ厚フシ之ヲ取扱ヒ必ス不當ノ手數料ヲ不受且ツ無益ノ時日ヲ經過セス速ニ双方ノ望ヲ達センカ爲メ今般開業仕候間四方之諸君子陸續來臨有ランコトヲ希望ス

子僧散髮して首となる　（明治十年二月二十八日）

花の都の眞中にも此様な頑固な家があるから邊鄙の人は開けないのも尤もサ夫はどういふわけでござりますされはサお聞なさい日本橋通りの一丁目で指折りといふ家で見世の者が二人番頭へ斷りなしに散髮に成つたといふのが始まりで主人が怒り出し宿を呼ひにやれ即刻いとまを出せ直に引取を書け散髮は不淨だから此家には置けない唐人の眞似をする奴は追出すといふので本町邊の本店からも番頭が出張り晝夜をかけて二日も三日も大さわぎ一體此家は新聞の寶子が軒下を通ると鹽花をまき外國人が買物に來ると跡で荒神ばらひを頼んで家を淨め頑固な舊式の衣をかけて因循洲で揚げた様な主人の氣質だといふが何と此せつから悲々しい

（明治十年二月廿八日發行　讀賣新聞六百三十號）

阿房々々　（明治十年三月十日）

ヤア／＼大變だ／＼オイ／＼誰か早く來て吳ろ大變だ狸か狐が娼妓に化けて今までの島田髷が大入道に成つたと云ふ騷ぎは根津八重垣町の旭屋の二階で五六日あとの晩のことよくよく聞いてみると可笑わけさ此晩に神田三崎町三丁目の小間物屋安吉が遊びに來て居て外に駒込の大きな寺から何林とか

いふ坊さんも愉快をつくし其和尚さんが行燈がくらいところからどう間違へたか安吉の寢床を自分の部屋と思つてのそりとはいると安吉はしたり相方が來たかと内心よろこんでオイ娼妓一ぷくつけてお呉れといつて眼を開くと大坊主で有つたものだから愕くりして××もつるしあがり體はぶる〳〵振へて思はず化物だと聲を立て騷いだがお化の正體が知れて漸やく氣も落つき安心して其夜は夢を結び眼が覺たら烏が、阿房阿房

（讀賣第六百三十九號　明治十年三月十日發行）

梟首の圖に說明入の落書

（明治十年三月十六日）

去る十二日上野黑門町三橋の傍に二個の首級を梟せし圖の上に左の通り書記せし張札をなしたる者ありとて布施今井の二名より其筋へ屆け出たるよし

淺草小島町三番地　松前家扶　布　施　泉

其の方儀舊館藩勤中商法に名を借り一萬數千圓を私有し剩へ落士へ分與の賞典を盜み加之巨萬の買債を拵へ朝廷を欺かんと欲するの科梟首たる可し

同　　　　松前家扶　今　井　徹

其方儀布施泉の從たるを以て斬罪に處すべきの處當今養母に姦通し二の子を生せし科梟首たる可し

同所住居十五等出仕　池　田　晃　淵

其方儀布施泉の從たるを以て斬罪に處すへきの所屢々己の妻を人に施し實に憫むへき事情により放逐する者なり

（郵便報知新聞第千二百三十八號　明治十年三月十六日）

淺草觀音の賽錢箱差押へ

（明治十年三月廿三日）

淺草觀世音の賽錢箱を始め寺中三十六ケ院とも去る十一日封印が着き該區々務所へお預けになりしは米國クラルエホール商會より同寺の住職唯我韶舜に係る貸金訴訟一件裁判中被告韶舜相拒むに付き差押へ相成りしが同寺舊代管大橋直原告へ迫り當金千圓を以て熟談を遂けしかば則ち昨二十二日右賽錢箱悉皆同人へお差戾し相成り同寺賽錢物等は總て此の大橋と本龍院の二名にて取締りを致すことになりました

（郵便報知第千二百四十四號　明治十年三月二十三日）

廢業刀磨師盛返す（明治十年三月二十四日）

明治七年三月二十七日、大政官布告を以つて帶刀の儀一切嚴禁されて以來、刀磨師はあがつたりで、その多くは餘議なく商賣替をさせられてゐたが、西鄕南州一度び西南に反旗を飜すや、再び武力横行熱が刀磨師の廢業を盛り返すに至つた。左の記事は此邊の消息を如實に物語る。

○

神戸に住する廢物の刀磨師は廢刀以來心を靑さびに焦らして居りたるが今度西南の暴動に少しく時を得兵士の銃鎗へ齒を付け又兼て刀を所持して居る者はまさかの時は大和魂と威張たい舊守士族が我も〳〵と錆を拭はせるので夜分も碌々眠られぬと該地より來坂せし骨董家の噺

（郵便報知新聞第千二百四十五號　明治十年三月二十四日）

隱賣取締令（明治八年四月六日）

第八號　　市在各區々長戸長

隱賣女ノ儀ハ風俗ヲ敗リ健康ヲ害シ其他種々ノ惡弊有之ヲ以従前嚴禁ノ處近頃右體ノ者漸次增殖イタシ不埒ノ事ニ付今般取糺ノ上夫々處分相成候自今以後同樣ノ所業致候者於有之ハ相當ノ罪科ニ被行候上猶又黴毒ノ延蔓ヲ防キ健康保護ノタメ左之規則之通可及處分候條此旨各區無洩相達事

明治八年四月四日

東京府知事　大久保一翁

第一條　隱賣女之所業致候者ハ娼妓鑑札下渡之上吉原根津其外四宿（千住品川板橋新宿）貸座敷渡世之者ヘ相預取締可爲致事

第二條　右期限ハ壹年間タルヘキ事

但賦金上納黴毒檢査等總而一般之娼妓ニ可準事

第三條　右期限後ニ至リ又本人ノ勝手ヲ以娼妓渡世致度者ハ其情願ニ任セ尋常娼妓之通可爲相心得事

第四條　貸座敷渡世之者ヘ一旦被相預候後正業ニ就キ候目途有之候歟又ハ縁付候歟ニテ再ヒ隱賣女之所業致間敷旨親戚或ハ地主家主差配人等身元慥ナル者ニテ保證致シ候ハヽ詮議之上放免可致事

第五條　右之者再犯致候ニ於テハ保證人ヨリ五圓以上廿五圓以内之過料可取上事

第六條　隱賣之女宿主致候者ニ於テハ十圓以上五十圓以內之過料可取上事
第七條　右同斷媒合客止之者ニ於テハ五圓以上三十圓以內之過料可取上事
第八條　此規則ヲ違背スル者ハ初犯二犯之差別ナク同一ノ處分ニ可及事
第九條　右之過料金ハ女工場並黴毒病院之費用ニ可充事
第十條　若シ貧力無クシテ過料金取上ヘカラザルモノハ保證人ハ一ケ月以上五ケ月以內宿主ハ二ケ月以上十ケ月以內媒合客止ハ一ケ月半以上六ケ月以內女工場又ハ黴毒病院ニ於テ薪水洒掃及ヒ看病等之雜役ニ充候事

（東京日日新聞第九百七十八號　明治八年四月六日　火曜日）

以上の布令に依り、疑問ありとて、左の投書をせしものあり、珍なれば今左に此れを示す。

隱賣女規則の疑　　笹波萍二

ア丶六カ敷かな解らぬかな取り分けて解らぬ者は東京府布達第八號（四月四日）附の隱賣女規則なり其の通意にて隱賣女は風俗を惡くしたり黴毒を取次たり種々樣々の惡い事が有る故に昔より禁制にしたのに矢張り隱賣をやらかすと云は不埒の事だ是からすると科を申付るぞ又その上に黴毒の取次きをせぬ樣に此度の規則に從はせるぞと涙が出る程に信切なる有り難い思し召たるに相違なし然るに其規則十ケ條を推して考ふるに隱賣女をする者を見出したら鑑札を渡し貸座敷に預け一ケ年の間は赤い仕掛ケや紫襟でモシエ一寸サ一服御上んナはいヨお遊びなはいよと表て向キで商賣の出來る娼妓にして遣るゾ（第一條二條）此一ケ年の內でもモフ是からは隱賣を仕ませぬヘイ亭主を持ちますヘイ正道な稼を致しますと慥な請人が有つて云ひ出ると隨分とも身儘にして遣るゾ（第四條）又この隱賣は何度いたしても其處分は何時でも同じ事だ（第八條）と仰せ渡され勿論月々の賦金さへ納むれば揚代金は當人の身に附くだらうナゼにと云へば貸座敷渡世の者へ相預ケ取締可爲致事とある文言をドノ樣に無理こぢ附ケに云ひ廻はしても揚代金は御上へ上納すべしとか又は貸座敷へ下さるべしとも講釋する事は出來まいサウして見ると是から隱賣女はつかまつた方が都合が好のか惡いのかドフ考へても我輩の素人了見には相分らぬ事にて候（若又この揚代金が實地に

於て當人の身に附かぬとならば是れこそ第一には人身賣買を禁じたる御仁意に背むき一ケ年の間は他力を以て人身を賣買するの理に當るべく第二には規則に掲げざる處分を施して猥りに人を欺むくの實あるべし）〇肝腎の當人は是れ位に御慈悲深い御處分を受るに引替え第四條の請人に立た者は當人が再び隱賣をすると過料を取らるゝし（第五條）叉宿主や媒台は一度でも直ぐに重い過料を食らひ（第六條七條）若しマカリ間違つて金か出來ぬト何れも女工場や黴毒病院のお三どんにされる（第十條）とはヒドク側杖の方が痛過るかと思はれるなり〇されば府廳は隱賣女をする者には科は無いが宿を貸したり仲人を働ひたりする奴が惡いと云ふ御趣意なるか我輩が目では隱賣女が本犯の罪人で媒台や宿主は連及の累犯なるに其罰は却て累犯に重き樣に見え本人の如きはソレほどに賣淫が仕たくば辻芝居をするな貸座敷の檜舞臺で仁田山の今樣を踊レと密賣から公賣に轉ずる事を手引するに似たり

試みに此例を移して博奕を論せんに假令ば博奕は風俗を敗り不埒の所業だ以來博奕の席を貸し叉は博奕の使ひを致す者は何々の罰を申付るゾ叉博奕うちは隱して打つなソレ程博奕が打ち度くば一ケ年の間は米油でも洋銀でも御免の相場を致せと云ふが如しへヽイ成るほど御尤な次第で御座りますとは申し惡かろふ左の如く此隱し賣女が隱さず賣女に成るのも何だか可笑しかと存じらるゝ也

一體府廳の案は此賣淫と申して人間の面の皮をかぶり恥を知つた者には出來ぬ樣なけしからぬ商賣を致す女が多く成るのが思召か但しは少く致し度いと思召すのか此度の規則は賣淫を減そうとして却て之を殖す手立と相成りは致さぬかと案じられるなり〇まこと賣淫の風を止め樣と思ふならば假令へ行はれぬにせよ公賣の娼妓たりとも善い方に導びき恥のはの字なりとも心得させ度とこそ願ふべき處に規則を以て娼妓にするとは如何なる理窟が有るか知れねども惡い方に導き恥を忘れよと心得さすの仕業にあらずや故に此規則は賣淫を殖やすの手立とは申なり

箇樣に四角四面に申すと何か說教の眞似をする樣だが恥を忘るゝと云ふ事が風俗を敗るの源と相成る故に恥を知らねば最早人間とは申されぬぞ此恥を重んずる處を目當にして論ずれば一ケ月二圓の賦金を拂ひおれは天下晴れての御女郎衆さ

まだと横柄の面構をして錢さへ持て來れば誰にでも賣ると店先を開いて居る公賣の娼妓と夜陰に人目を憚かりて密かに情を鬻ぐ隱賣の私巣とを秤に掛けて較ぶれば何れの方が耻を忘れぬか法律の上は姑らく置き品行の上より考ゆれば隱に賣るだけが聊か人間の良心なる耻かしいと云ふ氣を推し廣げて眞の人間に立ち歸へらする教はせで却て之を公賣の道に引き込み耻を忘れよと敎ゆるは餘りなさけ無き仕方なりと淚と鼻涕が一所に出ますそれ程に品行が大切ならば丸るで賣淫を禁じて仕舞えば好からうと云ふ御方も有りますが是が出來れば結構なる事に相違なし併し夫は學問や敎法の上で人間の心骨髓から直らねば出來ぬ上等の品行なり我輩は一段も二段も下の下等の品行に於て責めて耻の一字なりとも知らせ度ひと思ひて申さんに人目に掛らぬ様に酒を飮み世間に知れぬ様に狎の女を置く事は惡いにもせよ朝食まえから熱燗で五合ぐらい引懸て熱柿の息をフウと吹たり又は晝日中に島田や唐人髷に手を引かれドフダおれの愛妓は別品だろふと往來の人に自慢する徒に較ふればマダ〱隱す丈ケが耻を忘れぬ所なりと云ふべし故に我輩は目今の公賣をも往々は隱賣に致し賣淫は耻づべきものと云ふ心持なりとも覺えさせ度事なりと思ひたり彼の梅毒の傳染なるものは檢査の法にて防ぎ通す事が出來るものか但しは又人間の品行が善くならねばいくらかさの根だえ藥が有ても役に立たぬものか

（東京日日新聞第九百九十號　明治八年四月十九日　月曜日）

女房進呈の結果（明治十年四月十八日）

內藤新宿南町の旅人宿に居る吉田喜太郎は女房お花と夫婦に成つて子供が二人もできた中で金に差支へ兼て同居の甲州もので三ッ井染次郎に賴み十圓の借金を引受て吳るなら女房お花をお前に進上しやうといつて相談が極り一所に居ながらお花は染次郎に取られてしまひ其後喜太郎は病氣に成つて苦しんで居てもお花は優しい言葉もかけず染次郎は引受た借金を少しも返さないから喜太郎は病氣の中で借金とりにせめられる藥代には差支へるお花は一向まひつけず呼んでも返事もしないところから喜太郎は癇癪を起しお花を繩でぐる〱卷にして置いて小刀を咽喉と乳の上へ突さしたゆえ血に染つて苦しむ染太郎は驚く子供は泣出す大さわぎになりましたが

末はどう方がつきますか

(明治七年四月十八日發行　讀賣新聞第六百七十一號)

發狂泥猫の祟り (明治十年四月二十六日)

奇體奇妙烈猫不思議の神經病者は愛宕下櫻川町の魚屋吉野龜次郎悴吉太郎(十九)にて四五日跡買出しより歸りし儘生魚を板臺から撰り分けて仕出しの注文夫れ是れと餘念なく庖丁して居る所へ透きを伺ふ泥棒猫まんまと一疋くわへ出し逃げ去らんとしたるを吉太郎目早く見付けたれど立て逐つては間に合されは側に有合ふ鐵瓶の煮へ繰かへるを幸ひに取る手も早く打付し狙ひ違わす頭からザブリとアビセたれば何かは以て溜るへきギヤツと一聲叫ひも敢へず其儘爛れて死失せしは思ひ寄らざる手際なり去れば家内のお袋始め飛んだ殺生罪造りしと痛々しがり早速裏の掃溜の脇へ埋めしが吉太郎も手非道ひ事をしたと心に思ひ手傳ひながら片付けて仕舞ひ家へ這入ると忽かに面色變し眼尻逆しまに釣り上り板流しにありし目の下尺餘の鯛へ飛び付き先に彼の猫が掛りし如くコソコソくはへて出行くにぞ父龜次郎も仰天し若い者等と取押へに寄り近付けはヒツ掻ながら跳り掛り襖障子で爪を研ぎ四邊八方かけ廻る奇怪の急病發したれば兎やせん角やと左迷ふより醫者や藥も間に合ねは近所合壁からも走せ集り取々評議をする中に是れは何ても猫の怨念が取り着ひたのだから一番敵役の犬を信心するか宜いと三峯山の札守を持つて來るやう御嶽山の行者がお焚き上をするのお題目だお念佛だと矢鱈無性に氣を揉んで其日より商賣も休業し專ら病氣全快を祈つて居るを或る人か諫して早速愛宕下の病院へ一昨日入院させ當時療養中のよし平生餘程氣の利かぬ内氣者と見へ升

(郵便報知新聞第千二百七十二號　明治十年四月二十六日)

肥桶盜まる (明治十年五月二日)

編者曰。古今東西、盜難の話は枚擧に暇なしだが吾等未だ嘗て左の記事の如き盜難話を耳にしたることなし。

○

盜まれました〳〵千住北組の淸水榮次郎が西耕地の畑け中へ埋けておいた大さな肥樋を堀出して盜んだ奴がありますが何ぞ呪ひにでもする氣だらうか

精液の黑燒（明治十年五月十九日）

いもりの黑燒なれば幾度も拜見せしことあれど、精液の黑燒と云ふものは見たことも聞いたこともない。ところが此れを調合して飮ませたと云ふ事實が明治十年五月十九日の郵便報知新聞に出てゐる。而かも其記事は公判の全文なれば絕對に與太でないこと正に確かである。

公判

五月十八日東京裁判所落着

第十大區小二區下谷坂本町
三丁目廿三番地

平民　護國豐民齋

其方儀兼テ醫師ノ身トシテ治療ノ依賴ヲ受クルトハ申ナカラ妄リニ衆ノ口傳ト唱ヒ男女××ノ精液ヲ黑燒ニシ他ノ藥種ヲ和シ之レヲ吉田金七ニ服用セシメ剩ヘ再度之ヲ用ント欲スル迚右金七妻とくヘ姦通申掛ル科不應爲重ニ問ヒ懲役七十日申付ル（郵便報知新聞第千九百九十二號　明治十年五月十九日）

寢卷婚禮式（明治十年六月十八日）

裸の婚禮といふ事は聞たが寢卷の婚禮とは初耳だと横山町二丁目の角で車夫の立話しを探訪者が聞込み尾張町迄やつて吳と直に其人力車に乘りこみ道〳〵立咄の仔細を聞くに同所廿四番地の裏に雇はれて居る十六七の小女を跡月幾日なりしか伯父の病氣といふので一日の暇を貰ひ宿へ往しが其夜も其翌晚も歸らず翌々日遲延を詫て歸りたれば以後を戒めて使ひ居たるに七八日以前其母親が來りて言やう伯父が病氣につきまして養女に吳との事なれば永〳〵お世話を戴きましたが何卒暇を下されとのことゆゑ人代りさへあるならばいつでも暇をやるから精々代りを探してと言はれて其ではと歸りしが本月十四日午後十時過ぎ暴雨を犯し母親が人力車を急せて横山町へ乘つけたるに最はや路次の戶も鎖て明ざれば心急く儘に路次の戶も割よとばかり打擲くを差配人が聞つけ何事ならんと戶を明け見れば雨具のなき車に乘りしと見え身投の幽靈かと思ふ計りにて髮は亂れ體は濡れ怪しき體の女なれば差配人も不審に思ひ深夜に來りし故を問へば某方の雇女の母なりと

いふにぞ直に其主家まで送り届けれたるに主人も此體を見て訝しみ今時分何しにござつたと聞かれ　ハイ　別儀でもござりませんが伯父の病氣がいよ〳〵六ケ敷息のあるうち逢ひ度と申しますから唯今お暇を戴き度くといふ様子が虚らしく思はれるので今夜はどふあつても暇はやられぬ明日此方から送らせて遣うイヱ〳〵連て參りますと押問答中に彼の小女が見えぬので雪隱であらうか二階であらうと尋ねたれども所在を得ず然れども着ものも帶も夜具も脱たるまゝ枕邊にありて寢卷の儘なればます〳〵不審は晴れやらず是には仔細のある事ならんと段々母親を問ひつめしに初じめうのちは隱したれども實は或る士族さんの所へ嫁にやる相談を致し先日お暇を願ひし時見合ひやら足入やら其座で咄しが取極まり奉公に出て居る事は內々にして置と世話人の申すに任せ先方へは宿に居る積りに致して置たるに是非とも今夜と迫られて大雨の中を參りましたと聞て夫婦も且呆れ且少しは事の譯も解りそんなら斯とはじめから咄があれば暇もやり又前垂の一つ位ゐは視つてやるまいものでもないと稍一方は片附しが又一方はと尋ぬるに件の小女は主家をかけ出し寢まきの儘で世話人の所へ往しに其儘で宜から直に往つておくれと急き立られ媒妁人ともろ倶に巫山の雨の夫ならで不斷の儘で雨となり雲を霞と二人引の人力を急がせ横に曲がつた島田髷は取も直さず島臺替り垢に穢れし寢卷の姿は色直しやら色消しやら緣は田舍の夜這ひに劣る婚禮なれど其士族は官々能で候と車夫が咄しを其儘記す

（東京日日新聞第千六百六十一號　明治十年六月十八日）

早まつた棺桶　（明治十年七月四日）

岩手縣下磐井郡上黑澤村の菅原幸七が母おふよは今とし六十三年の老の身なるに此春頃より黄疸を煩らひ出しけるにぞ幸七は殊の外に見えずして日に增し重體に赴むきければ日ごろ孝心なる幸七なれば猶も有らん限りの療養をさせんとすれど僻地のことなれば思はしき良醫とてもなけれど處に應じたる丈の介抱は十分に盡せしに其の甲斐もなく去月十八日の午後三時ごろ遂に黄泉の旅に赴むきしかば家內は更なり親戚の悲歎云ふばかりなし去りとて斯てあるべきに非れば形の如く官にも告て涙ながら葬式の用意に取掛り村の者も集ひ來りて

何くれと手傳ひ最はや用意も大かたに調ひけるにぞ十九日の夕四時と思しきころ泣々老母の遺骸を棺に納しに如何に過りしにや棺の丈が短くて死屍の頭が少し出でて蓋も成らざりければ身少し屈めさせて一盃に納めんと背後より頭を壓へ付けしに少し温まりの有る樣には覺えたれど左して不審に思ふほどにもあらざれば猶も押へ付けんとせし處に不思議やその死骸が少し體を動かすかと思ふ處に忽ち細く眼を見開きて蚊の鳴やうなる聲にアヽ我を何するのだと云ふにぞ傍に居合はせたる者も手を止めて互ひに顏を見合はせ是こそ例の魔か差したるならんと思ひたる樣にて暫し言葉も無りけり扨其まゝにて見て居るにもあらざれば怖々乍ら近寄て見るに全く蘇生したる樣なるにぞ直に肌へ手を當て見るによほど温かみもつき已に身動きも自在にて言も云ひけるにぞ是を見るもの驚ろかざるは無かりけり幸七は殊の外に悅こび扨は夢ではなきやと思ふ程なりしが妻や息子は此時までも哀みの涙にくれ居たりしも今は悅びの餘り又も涙にくれにける兎かくするうち追々正氣つき先づ水を飲せけるに夫より又飯を二椀まで喰ひたるよし暫らくして親類の者が枕邊に立しより死し居たる間は如何なる心地にて在りしぞと尋ねしに只寐入りたる如くにて今はその眠りの覺しに異ならずとて全く正心に歸したれば取り敢ずまた其筋へ屆出でしは誠に稀なる奇事にて聞くもの驚歎せざるはなしと同地より報知ありたり

（東京日日新聞第千六百七十五號　明治十年七月四日）

遊女・呪ひの藁人形（明治十年七月七日）

燈籠に亡き玉菊が怪談は知らぬ昔しの紀念草玉子の四角に晦の月無きはづなるに有りと云痴情は同じ凡惱の色の街は根津の廓八重垣町林樓に出稼の娼妓壽（二十六）は引手餘多の其中に去歲の春より不圖馴染み來る植木渡世久藏が花あり實ある心にほだされ思ひ接木の枝長く離れぬ中となりたるを日頃一つ座敷に起き臥する番頭新造のきく（三十二）も遠ふより久藏に心を寄すれど云ひ寄る便りもなき儘に獨り心を惱まし時節もがなと待つ甲斐ありて或る夜馴染の客の集ひ來て久藏は名代床の懷淋しく寢もやらでありしを知るか知らずやきくは今宵こそ心の丈を打明けて語らんものと屛風の端へ手をかけしが流石に心恥しく躊躇ふを久藏に呼び留められ轟く胸を押し鎭め心の眞を告しかば久藏も測らぬ夢を結びしに度重なりて壽の目棲に掛らぬ內にきくが身拔けの手段を附け女房となして神田花岡町へ植木細工の水茶屋を始め夫婦仲よく稼ぐのを聞き込む壽妓さ口惜しさ限りなくヤワカ二人をヲメ〳〵と添はせ思知らさで置可きやと竊に二つの藁人形を作り部屋の小隅に秘めて置て丑滿頃一心籠て祈りしかば不思議や久藏夫婦は名も無き病に冒され心の迷か壽が憤恚の俤目前に散らつき日增に瘦る兩人が容體鍼も藥も詮なければ久藏は思ひ當りし己が不實一伍一什を友達の熊造に告て壽が許へ詫を入れしを壽は目に角立て人を呪はば穴二つそんな覺えはなけれども欺かれしが口惜しさ浮き川竹の敢果なき者を誑りし人でなし取扱ふて下さるなと持ちし朱煙管の長喜世留を握り詰め歯を嚙みしめし嫉妬の面相熊造も持て餘し話も屆かず歸りしが夫婦の病氣は彌增し重り今は粥も重湯も通はねば心も日々に細る計り詮術も盡きて久藏が爲せろ科を懺悔の爲め杖にすがりて其の筋へ訴へ出しは四五日跡のことなりしと今玆は根津の遊廓でも文月の燈籠を掲けるとか聞けば場所と云ひ圓朝が牡丹燈籠の後篇にでも書きさうな怪談

（郵便報知新聞第千三百三十四號　明治十年七月七日）

變態道樂（明治十年七月廿三日）

戰地（西南戰爭）歸りの負傷者が白布で腕や脛を包み養生がてら杖に縋りて散歩する體は何と無く床しげに見え人も道

を讓りて通る程なるに婦女子らは密かに己が最負の俳優に擬して品評する樣子が何處か羨ましかりけん大阪堺町通りの或る商家の息子は疵も無い自由のきく腕を布にて窮屈げに肩から釣りを懸け淺黄の單衫に白の兵兒帶十分に負傷者の見振りで跛脚ひき〳〵天滿境内を冷遊しあるくに茶屋の女どもが貴君いつお歸りと受けられるが嬉しくて毎晩遊びまはりしとは變なことを樂しむ人もあるもの遂に其筋より叱られて二圓廿五錢の罰金を科せられしとぞ

（東京日日新聞第千六百九十一號　明治十年七月廿三日）

戀の洗ひて逃げを打つ

（明治十年八月十四日）

大阪新報

上寺町淨土宗大圓寺の住職某の徒弟天野智仙（廿二）は上鹽町雜業竹中吉藏の娘きく（十八）にふと逢初めしが頻りに煩惱彌增すより三部の經の功力にて唯一宵の情をと明暮深く念ぜしかば攝收不捨の佛慈を得ていつしか結ぶ鴛鴦の夢襖間洩さぬ睦事に解けて結びし島田髷次第に熱く鳴海絞り浴衣の無心さへ否む心は更になく只いふまゝに何くれと望みの品や金子まできくの手管に現を拔かし賽錢施物を持ち運びしにきくは固より外に間夫もあれば兎角智仙を疎みしかば智仙は深く案じ煩ひ晉に名高き賣卜者篠木某なる人の生玉邊にあると聞き態々尋ねて戀路の云々打明し二人の身の上につき判斷を乞ひければ流石高名の篠木某うや〳〵しく筮竹を撚りながら斜に睨んで施物の多少を先きに占ない抑も此婦人は外の男に首つ丈け恍惚て居るゆゑに先づこの男を避くるの法は手を携へて四ツ橋を七廻りせば自然疎くなるべしと八卦の表に現たりと述べければ智仙を名乘れど愚仙の至り打喜びかたの如くにきくを誘ひ早速四ツ橋を七廻りこれぞつながる緣なりと滿面に笑をふくみ傍りの生洲へ連れゆき否よ食へと種々雜多揚句に鮒の作身鯉の洗ひと注文し飽まで飲もし喰もし正體なきに至りしかばきくは騙し透して立別れ又の首尾をと思ひの外翌二日きくは間夫を連れ出し何處へか脫けしと聞きて智仙坊は八ツ當りに彼の賣卜者を怨み旨くも我れを騙して若干の金を掠き取りたるぞいかで此の儘捨置可きと我鳴り立て篠木方へ押込みたるに流石は老練の篠木だけピクともせず落付拂つ

て其始末を問尋ぬれば智仙は怒氣満面に顯はれ前日の云々殘りなく物語るに篠木はハツタト手を拍つて偖こそ殘念の至りなり斯くまでなりてきく女の疎んずる原因は畢竟貴公より自ら招く處なりなぜと申さば折角結びし其戀を洗ひて除き去るとは誠にあしき緣起なりと篠木が頓智の一辯駁受て如何樣尤と思ひしと見へ智仙は閉口し法衣の袂を收めて歸りしは南無と奇妙頂禮サネー

（郵便報知新聞第千三百六十六號　明治十年八月十四日）

雷と臍の關係（明治十年八月十五日）

西京新報

少し遲蒔ながら珍らしき雷死に付左に愛宕郡第一區鞍馬村杉木喜右衛門（五十六年二月）は去る七月卅一日同村三浦元三郎と申者と同道にて午前八時より貴舟山へ自然薯蕷を掘りに登山し居りしに午後一時頃俄に暴風雨降り出し雨具は持たず兩人大狼狽にて樹立ち繁れる場所を擇んで各一町餘も隔たりたる樹下に雨を避け天を眺めて蕭然たる時に雷鳴甚しく已に頭上へ落ち來らんとするの有樣に元三郎は大に懼れ喜右衛門の居る所に立寄らんと思ひ雨を侵して二足三足歩み出すに此の時遲く彼の時早し一聲の霹靂巖を碎くが如き響に元三郎は仰天し思はず跡にタヂ／＼兎見れば喜右衛門の居りし邊の樹木より黑烟立上り怪敷火氣相見へしを以て喜右衛門の身上覺束なく怖る／＼立寄り視ればこは如何に喜右衛門は樹下に倒れて死せし樣に又驚愕り慌てフタメキ早速麓に馳せ下り然か／＼の由を告げ人を頼んで先づ喜右衛門の宅に知らせ元三郎は他の者と又々山に立入て喜右衛門を背負ふて歸り種々介抱するに未だ死に至らざれども言語も通ぜざる有樣に付醫者を呼び藥を與へ養生に手を盡せども遂に協はず翌一日死去せり乃ち檢視を乞ひ其死骸を點檢するに陰嚢に淺き摺疵一ケ所少々出血しあり陰毛も少々燃へこかれあり横骨の毛際より心下に至り長さ四寸程の摺爛疵一ケ所のみ外に何も變る所なし依て翌二日其筋へ御屆も濟み故なく葬送相濟みしと俗傳に雷は人の臍を好む故に霹靂の時は兒童も其臍を護るを知る今喜右衛門が被る所の創も殆んど臍部に近し其言豈信なるか

（郵便報知新聞第千三百六十七號　明治十年八月十五日）

不動尊に縣廳の燒印 （明治十年九月二十六日）

神佛の利益も官の保證無ければ金錢の蔓となすに足らずと斷然發明したる俗道士は駿州庵原郡中ノ村の小笠原卯兵衛といふ男なり木札に成田不動をはじめ種々蔭陲かき散らし此と利益のある證據はこの通り縣廳のお燒印があると瞞しかけられ何かは以て堪るべき前島林右衛門土屋甚七などの面々が四錢五錢の金を惜しまず病氣平癒祈禱を賴みしにその有難き木札は兼て偸み置きし紙漉免許鑑札の兩はしを削りて形をかへしものなること露顯に及び貰ひためし錢は殘らず取り上げの上身に留まつた御利益は七十日の懲役ばかりなりとぞ

（東京日日新聞第千七百四十六號　明治十年九月二十六日）

らしやめん痴態 （明治十年十月十五日）

横濱寄留の米國人某は靑き眼で不圖同港山手七十〇館の洋妾すゞを見染めかゝる美人に赤き髭の塵を掃はせたら嘸心地よからんと心の丈を片言と雜り手眞似で知らすれど旦那ある身は大切と振り返りもせぬ强顏さに尙更戀慕の情彌增し此度は品を替へてすゞの兄へ手を廻はし人を賴て云ひ入れし切なる言葉に心動きてか或る日すゞは其米人某に向ひ足らはぬ此身を斯く迄に愛するお心の程こそ嬉しけれたれど妾に一ケ年何程の金を給ふお心なるやそれを承りて思案の程を定めんと尋ねしかば某は年々七百圓の金を與へんとの答に當時の旦那よりも二百圓を增すこととなれば相談も頓に整ひ暇を取りて某方へ引移り間もなく本國より本妻か來りしにて一とつ處へも置れず眞砂町一丁目へ新たに家作を求め、住まはせて日每とに通ひ音信睦しく語らひしが某は元より其徵を二三にする性と見へ又もや六十〇館の洋妾小ふじに思ひを掛け是れも終に金美雞を切りて己が手活けの花とせしよりすゞが許へは秋風立ち月の物さへ二百圓も滯りしかば度々催促すれど渡さぬよりすゞは今更以前の旦那戀しく漸くに百圓を手切れに請取り外に旦那を持しが其後小ふじも同じ樣なることにて痛く某を疎み初めの如く喋々しく饗應しもせざれば某は再び元のすゞが戀しくなり屢々其門邊へ彳みて樣子を伺ひ折りもあらば云ひ寄らんと思ひしが二三日跡にも往來より籬越しに透し見れば今の旦那と差し向ひ語りつ笑ひつ興じ餘念なく打戯るゝ體

を見るから嫉さ口惜さ嗔恚の焔胸を焦して堪ずやありけん物をも云はず戸を蹴放ち跳り入りて亂暴せしかばすども痛く憤り元とは支那にもせよ別れし上は唐の他人餘りといへば無法の所業打棄置かば此上如何なる惡行を働くかも知れぬとて直に其國の領事館へ訴へ出しよし

評。領事館こそ災難也。

（郵便報知新聞第千四百十八號　明治十年十月十五日）

人力車相乘爭論（明治十年十一月二十二日）

現今でこそ人力車は皆一人乘りであるが、明治三年三月二十二日その發明者和泉要助氏が始めて營業官許を得た當時は二人乘り人力車あり、その後益々發展して今や十年前後には全國的となり東京のみにても二萬四千四百七十輛あり、そのうち此の二人乘りは一萬三千八百五十三輛を占め勢ひあたるべからざるものとなつてゐた。隨つて此の二人乘り人力車に對する樣々の弊害生れ、風紀上これを不可とする說起り大分識者間に議論が沸騰した。左に掲ぐる記事は其の討論である。

男女相乘可禁論　　今橋寓　下村倉明

此論題は諸新聞紙上に往々ありと雖も未だ曾て其說の行はれしを聞かず仍て我輩の意に欲する所を聊か茲に綴述し以て江湖諸君の高評を仰がんとす

今を距る八九年前を省顧すれば天下男女混合の湯を業となせり然るに明治維新の日に際し此の弊害を廢し男女各其湯を區別するに至れり我輩感服頗る太し然るに獨り此男女相乘の弊の未だ停止なきは吾輩快しとせざる所なり今其弊害のある所を示さんに去十五日午後八時頃心齋橋北詰より男女相乘にて天神橋迄を約し以て車に乘るものあり車夫心齋橋筋を行んとす乘客栴檀木橋筋へ出でと云ふ車夫唯々時に乘客車夫に告て曰く汝今より後向するを許さず且走るを禁ずと車夫又唯々頃ありて俄然車中忽ち重く兩人話聲絶ゆ車夫疑ひ益々甚しく車中を顧んと欲す後向を許さゞるを奈何せん由て陰に提灯を以て車中を偸見すれば圖らざりき兩人××××××嗟何ぞ鄙劣の甚しきこれ男女相乘の弊の爲すところ畢竟無益のことなり豈廢して可ならずや

而して岡山縣下は已に前年より之を禁ぜられしと吾輩之を傳聞せり矧んや我府下の如きは三府隨一と稱して可なる地なり然るに此相乘ある我輩嘆息に堪へず吁男女相乘果して何等

の益あるや吾輩は敢て之を益なしとす四方諸君の説如何

（大阪日報第五百三十號　明治十年十月二十三日）

【註】以上は人力車相乘の弊害を論じた文で、次がその駁論である今日より觀れば共に珍なり。

下村倉明君に質す

阪北在柴嶋　尾腹頭背生

玆に大阪日報第五百三十號の來るすぐ樣開き最頭官令より陸續として社説雜報をも通りぬけ加藤論者の美稿も拜讀し而して下村倉明君の男女相乘可禁論の高看板に至り忙然と胸頭を打ちこれはしたりと俄に心魂を附注し一と鹽豆眼を張剥して通見再三に至るや其文や活々乎として能く至れり嚴々乎として實に盡せりと雖も其論説結局の點に及んで少しく余輩寸智淺學の胸底に氷解せざる所あり故に以て之を下村君に質せんと欲するなり

抑も倉明君は目今繁盛なる人が速走男女相乘車中をして相重結合交體等淫風たる鄙劣行跡あらん事を憂ひ今より斷然相乘を禁廢あらん事を企望せられたり然りと雖も余輩は之をして直ちに廢すれば他に就て以外の弊害を生ぜんと考測す夫れ何となれば其車夫たるや八九は無學文盲、破廉恥至極戾强堅骨の男子にして微弱薄怒控訴たる婦人をのみ彼の荒刻なる車夫に依賴すれば輙に民絕の道路に護送し終に定約を破り或は酒價を貪り甚だしきに至れば暗に姦淫を行はんとする者あり是れ余輩の臆測のみならず屢々新聞雜誌の報に聞く所なり故に斯る被害を減滅せんと欲するものは男女相乘走車をして氣隨に許容してこそ少なからんと余輩は以て信ずるなり

右に陳述するは但たに婦人と車夫に係るところ天下多々なる夫婦に就て之を禁ぜば亦甚だ不便ならんそれ西洋某國の夫婦たるや曾て戶外に遊動するに腕肘を結合し柔弱たる諸妻を愛導すること恰も寶玉のごとく貴神の如し是れ淫逸に走るに非ず國風の然らしむるところ其愛情最も厚情なり而して我國睦媚たる夫婦と雖も戶外に出るに一の相乘を促がすものあるも盍ぞ之を他より愆咎するを得んや況んや廉價にして能く其便を得る者に於てをや斯る有益なる一具をして僅に一の車中奇事より更に無益視して之を廢せん事に御注意あるは余輩の慨歎に堪へざる所なり

夫れ然らずして奇事鄙劣の屢々車中に生ずるにもせよ相乘

をして斷然停止せしより全く消滅し盡す者にもあらず斯る有念の馬鹿社會は假令ひ狹屈箱中に行れ難きも他に（他とは所謂地獄とか何とか彼とか唱へ竊に大部劣行跡を犯す場席所々ありと聞く故に是れ等を指すなり君輩以て之を諒せよ）就て犯狂するは明鏡を懸け照すが如く判然たり故に斯る馬鹿論者は他日に讓り余輩臆測を以て倉明君の美論を顧みれば君も亦半開半智其一を知て其二を知らざるの馬鹿社會へ片脚將に投ぜんとするの弊風あらんと失敬ながら思考仕候也故に倉明君よ其欲する所是れあらば敢て頭背に答を給へよ

（大阪日報第五百三十九號　明治十年十二月五日）

身體自由承諾書に火急調印を迫る

（明治十年十二月八日）

深川富田の町田安五郎長女きん(二十五年)は去る頃より脹滿にて日增に重る容體なれば兩親は痛く心配して幾多の醫師の手を經れど絕へて驗の見へぬを歎き何卒良醫も有れかしと明暮神佛へ祈願を籠めしが或人の敎へに從ひ淺草森下町にて手習師匠の片手間に病人を治療する某といふ上手な醫者ありと聞て喜び早速尋ね行き娘が容體を語りたれば直ぐ見舞申さんとの事なれば母は重ね〲喜び我家へ伴ひ診斷を受けしに何分念の入たる症にて別人の手に懸けては全快は思ひも寄らず然るを精々骨折り癒して進ぜる程に確と任せたと云ふ證書を差出されよと云はれて娘が病さへ治らば上なきことゝ頓に承知し宜敷お願申ますと挨拶すると懷中より美濃紙を取出し種々の箇條を認め是に調印せよと云はれたれど夫が留守にて印形もなければお預り申し置き此方より持參せんと其日は歸したれと明き盲の悲しさは其書付が讀兼ねて區務所へ持行き讀で下されと賴むを書記は取上げ披き見るに以ての外の約定書にて娘の病氣全快の上は速に十圓の藥禮出すべく且少しにても快氣の姿あれば先づ手附として其內五圓納れ丈夫に肥立たば身體を任せて自由にさす可し抔と事異りたる文面ゆゑ書記は是はと驚き此の證書には決して調印はならぬ故此儘先方へ返し娘の病氣は其の爲めの病院あれば早く願ふて治療を乞ひ山師に仕て遣られなと懇ろに喩し歸せしが扨此事聞捨にはなり難しと其筋へ次第を屆け彼の某が行狀を詮議中のよし是は去月の未のことにて病人きんは去る二日終に果敢なくなりしと

(郵便報知新聞第千四百六十二號　明治十年十二月八日)

芋製印形 (明治十年西南の役後聞)

西南の役、事濟みて後岩谷松平氏は素と鹿兒島の人なるを以て三井銀行三野村氏の托を受けて逸早く金祿公債證書を鄕地の士族より買ひ取らんとて赴きしに戰亂後の疲弊に困みし士族は案の如く手放す者多かりしかば岩谷氏は先づ半金を與へて約定證書を受取りぬ然るに兵變その外混雜に際して實印を紛失せし者多く已むを得ず間に合せの爲めに甘藷を刻みて之れに代へその證書に捺印し了らしめたり其の後再び半金を渡して金祿公債を受くるに及び彼れより添へて渡したる賣渡濟の證書名下の捺印孰れも先きの者と異なりしかば歸京の後ち三野村氏は稍々岩谷氏を疑ひたりしといふ實に甘藷の生物をヅタ切りにしたるなれば日を經るまゝに凋枯れ萎びて形も縮まるべく皺もよるべく印形の變はりしもまた尤もの次第なり

茶史子曰く豈唯だ甘藷のみならんや石の印も時あつてか磨滅するものとせば一使用毎にその幾分を磨り去られ形を變ずるものと見ゆ印形は人の心の標章なり心だに誠ならば芋印形人に負かじ

(朝野新聞明治二十五年三月十九日　第五千五百五十四號所載)

支那盜人の一計

たわしに似たる大髷の旅人が垢染みし木綿の綿入を着し去る十五日東海道奧津驛の某旅店に泊りたるが言語が更に分らぬを主人も何者なるかと不審に思ひ居たるに翌朝何にかグヅ〳〵出立もせぬ樣子に尙更怪しみ氣を附くれば衣類が見えねば偖は彼奴が所爲ならんかと知らぬ顏にて旅籠代を催促すると缺けら一文貯への泣くか笑ふか分らぬ陳紛漢其儘にも捨置れねば早速警察署へ注進し段々お調べがあれど片言さへ通ぜぬゆゑ通辯を以て嚴しく糺さるゝと誠は阿二と云ふ二十五年の支那人にて橫濱の居留地で種々良からぬ所業を働き身の置き所なき儘に姿を隱し日本風に髮を結び大阪へ赴きて身を忍ばんと東海道を此處まで來りしが旅籠錢にも差支へ混擇をなしたる趣を白狀したゆゑ此程靜岡縣より護送になりし由

(明治十年十一月二十八日郵便報知新聞第千四百五十三號)

鍋燒饂飩の話 （明治十一年一月八日）

娼妓の話がまた續きますが東海道神奈川の貸座敷中川屋の娼妓おみつは馴染客の七之助の勘定を拂へと度々お部屋の婆さんが迫るので困つて居るところへ七之助が表を通るのを見るよりおみつは跣足でかけ出し七之助の襟首へ手をかけお前のお蔭で內證から責められて悔しいと家へ引ずり込み突然羽織を剝ぎ取らうとするのを見かねてお部屋の婆さんが止めに出たおみつは元より一ぱい機げんゆえ氣違のやうになつて婆さんにかぶりつくどさくさまぎれに外の娼妓も留る振して婆さんに打つてかゝる大騷ぎを巡査が取しづめに來られるとおみつは何と間違えたか巡査の股へ喰ひ付き夫からお光は表へ飛出すと泥濘へ仰向に辷つて轉んで顏も尻も泥だらけ漸やく取押へて分署へ拘引される道すがら惡口を云つて歩行き分署へ行くとお腹が減つたから御膳を喰させておくれなどと笑ふやら泣やら呻いてゐると七之助は恐る〳〵鍋燒饂飩を二杯兩手に持つて分署へまゐり只今表で承まはりますとお光が腹が減つたと申ますが此おみつは私に取りまして大切な女ゆえ此饂飩を喰べさせて遣り度うござりますと云たので巡査方も可笑く成つて笑ひを催ほされたといふが志ざしを親へ盡したら天晴孝行なもので有うに

（明治十一年一月八日發行　讀賣新聞第八百八十八號）

墮胎專門業 （明治十一年一月九日）

四ツ谷仲町三丁目の吉田英明は電信局の御用で三年前に遠國へ出張してしまひ跡は親父の英幹と女房お磯と二人で居るうち何の仔細か親父の英幹は首を縊つて死んだのを表向にしては手が掛ると思つて居るところへ中新井村の矢島六兵衞が下掃除に來たゆえ金を遣つて手傳はせ抱おろして內々急病の積りで葬つてしまひ其後お磯は一人寢の淋しい處から隣の主人と妙な仲になり間もなく懷妊し亭主の留守に子も產めずそこで彼の色男と相談して山下町の上須利右衞門の女房おとみに賴み藥を飮んで墮胎したゆえ是で先安心してゐると早くも此事が顯はれて拘引になつたまでは他の新聞にも出ましたが此お磯が忽ち白狀したので山下町のお富も召捕りになつて調べられると三十年も前から子墮を稼業にして居て墮した子供

の死骸は火消壺へ入れては築地西本願寺の地中敬覺寺へ五十錢づつで葬つて貰つた事まで知れたから今は包みも隱しも出來ず昨年中に此お富の手にかゝつて墮胎したものは新內かたりの宮染を始めとして牛込榎町の波多野の娘お仙、南佐久間町二丁目田中卯之助の娘まち、高井戸村の植木屋の娘おりん有樂町のおしけ、尾張町の米屋の娘お千代、紀尾井町のおかね、幸町のおとら、三田の牛屋の雇ひ女おしけ、巣鴨の植木屋の娘おたま、南鍋町のおきん、木挽町の錺屋の娘おすゞ、芝伊皿子の下宿屋の妹おてう、松村町の妓藝おやま、房州生れのおぎんなどにて出たとも〳〵ゾロ〳〵揃つて昨日三課へ送られた騒ぎは大變オヽ怖いこと〳〵

（明治十一年一月九日發行　讀賣新聞第八百九十號）

小便喧嘩（明十一年一月十二日）

スワヤ戰爭起りしぞと四邊騒然人の馳せ違ふは全く彌次の虛喝のみにもあらず巡査と兵士の爭ひにて中ノ島五丁目舊高松邸に屯在せる工兵隊か服こそ少し違へども面相恰も鍾馗の如く眞赤にて靴を穿き劍を帶びたる大兵の七八人連れが鬼ころしの一盃機嫌で梅本橋の西詰を大道狹しと步みながら砲兵にもあらで大きな筒先きを双手に構へ立小便を彈きしかば巡査が早くも見咎めて拘引なさんとする程に兵士は怒つて只一と摑みに巡査をとらへ河中へ忽ち投込みたり斯と聞くより本田警察署の巡査數名が駈來り龜井橋に逐迫り取押へんと要すれば彼の工兵は一同に劍引拔きて切て掛るを心得たりと官棒打振り暫しが程は渡り合ひしが兵士の勢ひ鋭くして一人の巡査は頭上を痛く打割られ或は川邊へ投付けられ少しく尻込みなす折柄又も集まる新手の巡査が餘さじものと取圍み矢庭に四五名引捕ゆれば敵し難くや思ひけん殘りの兵士は應援の後詰を促し來らんと其場を早く逃去るにぞ警察署にても手配りして各署へ急報なせしより警部巡査の面々が龜井橋へ馳せ集り今や兵士の寄せ來らんと手ぐすね引て待構へたり此體を見て近邊の家々は驚き迷ひて門戸を鎖せば高みで見物する者は山の如くに群りて頗る雜沓の有樣なれば鎮臺戍衛兵も現場へ駈付けてもし兵隊が押來らば取鎭めんと警備したるに午後五時迄も音沙汰なければ警部巡査は各署へ退きまづ穩かに靜りしかば近所の者も漸く安堵の思ひをなせしと云ふ是は去る五

日の事なり

（明治十一年一月十二日　郵便報知新聞第千四百八十七號）

十二のお母さん（明治十一年一月十五日）

上總國武射郡北清水村の平山新五右門の夫婦は何ぶんにも體が弱いゆゑ早く娘に養子をし先へよつて樂がしたいといふので子供では有るが娘おふみへ去年の一月親類から養子を貰ひおふみは去年のすゑに玉の樣な男の兒を產落したとき養子は十五でおふみは十一と四ヶ月で有つたといふが十二に足らないおッかさんでは當分世話がやけるであらう

（讀賣新聞第八百九十五號　明治十一年一月十五日）

老女の淫狂（明治十一年一月十六日）

女を樂しみの最上とするのは馬車へ乘るお爵さんでも木を拾つて歩く湯屋の雇人でも心に二ツは無いが夫婦の樂しみ格別其外は此道で身を亡ぼす者が澤山ある中に常陸笠間邊の或る寺の住持は餘り女狂ひが過ぎて終に女に大事な箇所を切取られて死んでしまつたことが有たのは以前の話で其後此邊の或る寺の和尚も餘程の女好きで婆々新造の差別なく手の屆くだけ引かけて既に今も或る女隱居で小金も持つて居る六十餘りの婆さんと妙な仲になつて其婆さんは死に金までも殘らず坊さんにいり上げるまた和尚は近所の新嬢子に馴染でその金をいりあげて婆々の方へは秋風が立つと婆さんは嗔恚の炎もえ止まず或る夜出刄庖丁を振廻し惡鬼羅刹の勢で坊さんの寢間へ押寄せたといふので和尚と新嬢は周章て逃出したが其時の風は畫に書た安達ヶ原の鬼婆より恐ろしく其のち二人は影を隱し婆々は相手が無いから詮方なく家へ歸つて翌日諸所へ張札をして坊主と女を見掛次第に切殺すと書いて有つたので坊さんは氣味が惡るくなつて寺にも居られず實に居所に困つて居るといふが戀の遺恨は恐ろしいもの

（明治十一年一月十五日發行　讀賣新聞第八百九十五號）

赤穗城より泉岳寺へ寄附

播州赤穗の城を取り壞して入札拂ひになりしが其の落札になりし人は往古藩主淺野家に深き恩義ある人の由にてその瓦や金具るいを殘らず府下高輪の泉岳寺へ寄納して四十七士の

追福資に供へられたるよし明教新誌に見えりた

（明治十一年一月十九日　東京日日新聞千八百三十七號）

おツかアの知らぬ間に盜め　（明治十一年一月十九日）

敎唆といふ事は新聞屋計りと思ひの外此頃大阪府下にて飴賣りの日富虎藏と云ふものが鉦を叩いて市中を歩行きながら小唄の調子に錢を持つたら買ひにお出で錢を呉れねばおかアさんの知らぬ間に盜んでお出でと圖に乘つて饒舌る所を巡査に拘引せられ遂に左の如く御處刑に成しと同所の新聞に見ゆ

其方儀菓子類商業の所往來に於て鉦を叩き或は小唄を謠ひ小兒を集め錢を呉れねばおかアの知らぬ間に盜んでお出でと幼童を敎唆し菓子を販賣致し民間の風儀を紊る科不應爲重に擬し杖七十申付る

（明治十一年一月二十四日　朝野新聞第千三百二十四號）

犬を取り喰ふ猫　（明治十一年一月三十日）

是は又本たうの猫の話し餘り珍らしいから遠國新聞から拔きました陸前石卷より東南八里ばかり海を隔ツた田代島に居る古猫は恐ろしい事には島ぢうの犬を取り喰ふので犬とては一疋も居らず雨の降る夜などに出てほへる聲は雷の樣にて風をも起すかと疑はれ鰹小屋へ來ては大鰹を一ト口に喰へてゆく程なれど人へは決して害をせず夫ゆゑ神と崇めて居るくらひだといふが東京あたりには土藏地面を一ト呑にする猫もあり鯰を一ト口に喰ふのも有るから隨分負けますまい

（明治十一年一月二十六日　讀賣新聞第九百五號）

裸體にして懲役三十日　（明治十一年一月二十六日）

昨十二月廿一日淺草駒形四十四番地の吳服屋なる松屋幸七が店へ一人の婦人が娘を連れて買ひ物に來り半襟よ小切れよと種々出させて見て居たる折り小僧が慌しく今迄此處に有りし半襟が見へなくなりしと立騷ぐを主人の幸七が聞附け突然彼の婦人に向ひ今迄こゝに有りし半襟の失たるは必ずお前さん方に盜まれしに違ひなし早く出さば許しもせんと理不盡な云ひ掛りに婦人は少し怒りしおもゝちなりしが押し鎮めて貴

棄を和らげ否々決して其樣な覺えはなしと半ば云はせず幸七は大にせき立て强情をいふならばよし裸にしても出させるソレ豐吉改めろと指圖の下より立掛る豐吉が無體に女の帶紐解き衣服も脫せて遂に褌一とつとなし一ツ〳〵に振つて見れど何にもなく是れは不思議と云ふ内に小僧はキヨロ〳〵四邊を搜しヤア〳〵旦那半襟はこゝに有りましたと店の隅より取り出せしかば幸七主從は一句出でず呆然に取られたるにぞ婦人は手早く衣服を纒ひて立去り早速淺草西三筋町なる我家に歸りて夫廣川眞太郎に其由を斯くと告げ直ぐ近傍の分署へ訴へしかば松屋主從は其筋へ呼出されてお調べの末一昨廿六日幸七は右の科不應爲輕に問ひ懲役三十日の贖罪金二圓廿五錢又雇人豐吉は指圖を受けし事ゆゑ一等を減じ懲役二十日の贖罪金一圓五十錢を申附られたり實に匆卒かしいにも程がある

(明治十一年一月二十八日　郵便報知新聞第千五百號)

城山籠城の詩 (明治十一年二月四日)

西郷等が籠りたる城山の穴は士族町田何某の邸中にて其數八つあり其三番目の穴が西郷の潛みたる所にてその壁に釘か或は竹の先にて書きしにや薄く字の形あるを始めの程は誰も知らざりけれども光線を引きて能く〳〵見るに果して二句の詩にて文字あり〳〵と讀まれたり其句に

籌策未レ成穴中夢
八州民庶恨ニ秋風一

とあり書體もよく西郷が書きたるに似たれば其籠りたるころ製りて題せしものならんか

(東京日日新聞第千八百四十九號　明治十一年二月九日)

内務省警視廳間に電話架設 (明治十一年二月九日)

近ごろ米國に於て發明したる傳話線(話しの通ずる電信機)を近々の内に内務省と警視局との間へ架設せらるゝ由此の一線架渡し費は凡三百廿五圓ほどなりと聞けり

(朝野新聞第千三百三十四號　明治十一年二月九日)

【註】編者。曰明治十年米人アレキサンダー・グラハムベルが電話器を發明した翌十一年六月、工部省が此れを摸造して内務省と警視廳間に取りつけを了した。これか電話製造に從事するに

至つた日本最初の出來ごとである、日本に於て電話架設の最初は十年十二月二十一日宮内省が試みたることゝ「明治事物起源」に詳し。

變態性慾者（明治十一年三月二日）

色狂ひにも程が有るのに千住北組の飯島卯之助といふ男は近所の中村マツといふ女に思ひを掛け度々袖を引き拆して試みしにマツは驚き逃げ去りしを怒り小刀を以てマツの髮を切り又或る家のキンといふ女に思ひの丈を告げたるに是も同じく斷はられしを深く憤り其の恨みを晴さんとせしに人違ひで外の女の髮を切りし事が露見し三十日の土擒ぎとなりしは昨一日の事何と驚いた男では有りませんか

（朝野新聞第千三百五十一號　明治十一年三月二日）

燒糞坊主の生埋事件（明治十一年三月十八日）

千葉縣下安房國安房郡江戸村に眞淨院とて禪宗の貧しき一寺ありけるが此頃檀家の中で二里も隔たりし佐野村の百姓本橋李左衛門、同紋三郎、同久兵衛の三家が如何なる都合ありてか轉宗したくと云ひ込むを住持の老和尚聞くと均しくゆで蛸の如く眞赤になり湯氣立た頭を打ち振り今更離檀などと云ひ出るとは言語同斷抑も各方は長年の檀家であり乍ら愚僧が法燈を繼ぎしよりは只一度も新葬なく年中塔婆の一本位では先祖の位牌を守る布施にも足りず必定是れは各方が同村の千葉院と謀りし仕業ならんいで／＼彼に掛合ひて目にもの見せんと如慶を逆手に押し握り惡鬼の如き面相現はし本橋一家を惡しざまに罵り彼の三人を引き連れて直ぐに千葉院へ押し行かんと法衣の袂を捲り上げ突立ち上る漸くに押し宥め頻りに麁忽の罪を詫びソコ／＼其場を逃げ歸りしがこの儘にも捨て置れぬゆゑ千葉院の住僧浦上隆海にも語り有りし始末を眞淨院の檀家へも相談すると誰も和尚が滅法界の不理屈に驚かぬはなく却て三家の言葉に同意して村中の者が中に入り宗旨を轉ずるも菩提所を替ゆるも今日は自主自由の已が隨意住持の知つたことかはと嚴しく說き伏せられ各々轉宗したれば和尚は憤怒に堪へ兼ね不圖思ひ附きたる一計は去月廿二日黄昏頃寺男を急に呼びて庭の片隅へ穴を掘らせ袈裟も法衣も脫ぎ替へて暫く持佛の前に念じ靜かに念珠爪繰りながら彼の穴中に

坐り今此穴で入定するなれば念佛の聲の終るを待ち汝は早く土を掛け足もて上へを蹈み附けよと云はれて寺男は驚けど嚴しき云ひ附けを否みもされぬ馬鹿正直賴みに任せて形の如くになしおはり直ぐ其由を隣家に告しかば聞く人毎とに仰天しコハ大變と此處に集り直ぐ掘り起したれど和尙は素懷ではあるまいが苦しみ死に早や息も絶へたるを庫裡へ抱き上げ醫者を呼び寄せ藥を與へ種々手を盡したる甲斐ありて息吹き返し此頃漸く慥かに此世の人と定りしは珍聞ならめと後地より報知ありたり

（郵便報知新聞第千五百四十號　明治十一年三月十八日）

散髮の鬘（明治十一年三月廿四日）

此せつ野郎頭は巾がきかない、何でも散髮でなければ藝者にも可愛がられないし娼妓を買つても持てない夫なら仕方がない鬘を買つて冠らうと思ひつき工風工面で散髮の鬘を買ひ込み夫を冠つて新吉原京町の廣瀨屋へ上つたのは下谷金杉下町の岩澤定吉で始めのうちはお茶を濁し當世は散髮にかぎるテどうも髷をついて居る奴は馬鹿々々しく見へるオイおいらんズツと開化で牛鍋に麥酒といふのはどうだ驕らふか抔とやつて居たのはいゝが一杯二杯と酒が廻りステ、コ踊りで騷ぐとき鬘が外れてバタリと落ちオヤ此のお客は頭が二つ有るよといつて夫からワイ〳〵いふのでとうとう巡查の耳へはいり奴さんは引かれた上に厚く諭されたのは氣がきかなかつた

（讀賣新聞第九百五十三號　明治十一年三月廿四日）

代理幽靈（明治十一年三月二十六日）

幽靈の出るさへ變な上に幽靈の代理や幽靈の不都合などは猶更變な事で御座る昔は士族今は小網町邊の箱屋で親父は先年沒し長子が相續せしに平生女房にしたいと思ひし舊同藩の娘が有るを如何なる義理にや外から妻を迎へ本意なく思ふ內遂に病死したり其の弟が順養子になり不思議にも兄が望みし娘を世話する者ありて之を妻に迎へ夫婦睦まじく暮らす內弟もいつとなく病みつき折々幽靈が出かけて來るから定めて兄だらうと思ひしに左は無くて兄の代理に先年死したる親父が出掛け其方早く今の妻を逐ひ出さずば兄めが妄執はれがたし此まゝさし置かば其の方の身の上が全からずといふ故弟も一

應は尤と聞たれどオトッサン此樣な路次や井戸端のくら暗みで私獨り承りては女房も得心致すまじ何卒夫婦揃ひたる所へお出かけ下され其上にて仰せ聞られよといひしかば幽靈も得心してこの三四日前には彌よ夫婦の居る處へドロン〳〵と顯はれ出で細かに說得し且つおれと兒の追福の事などは堀江町二丁目の差配人某は賴母しき男なれば萬端彼れに相談すべしと言ひて例の如く消失せたり依て廿四日には其の差配人方へ相談に往き倶に佛參して先づ三部經讀誦を賴み懇ろに供養し其れから女房離別の事も相談中だといふが其中に一つの不審と申すは右差配人の親父殿は本町邊へ通勤する人にて息子とは別宅し其妻といふは別人ならず即ち今離緣され掛つてゐる箱屋の女房の實母にて先年夫に別れて後娘は箱屋へやり自分は差配人の親父殿に嫁したるなり然る故差配人と箱屋の女房とは同母異父の兄弟なるに其差配人へ賴み離別をせよと云ふはナンボ幽靈でもチト分らぬ捌き代理といひ不都合と云ひ近頃幽靈も公事師に劣る樣だと德戸紫庵さんから寄書あり

（朝野新聞第千三百七十一號　明治十一年三月二十六日）

改姓聯盟（明治十一年四月六日）

去る明治三年中一般に平民も苗字を用ゆる事を許されしかば三重縣下の平民等は大ひに欣び早速苗字を用ひんとせしに家系の明瞭ならざるにより伊賀郡下郡村の者四十餘人が談合して杜撰に苗字を歲田と附けしかば其一村は近所合壁何れも歲田と名乘るゆゑ今となりては不都合の事も間々あるとて改姓の儀を願ひ出しに改姓は成らざれど復姓は苦しからずと其筋より此程指令になりしと聞けり

（郵便報知新聞第千五十六號　明治十一年四月六日）

一立齋文車とオシ泥（明治十一年四月十日）

見て來た樣な話しだが講談師一立齋文車は三升入の飯櫃を家の入口に干し置きしを一寸さらつて逃げ出す曲者ありソレといふまゝ文車は大音聲にて憎き𢧐の振舞かな返せ戾せと呼ばはりつゝ何國までもと追つかけて難なく賊を組み伏せ名乘れ名乘れと云へども更に答へぬこそは道理なれ淺草新片町の三谷虎次郎といふ啞にてありける

（朝野新聞第千三百八十三號　明治十一年四月十日）

女難の柳亭左樂 （明治十一年四月十一日）

悪女の深情けとは是等のことか本所中ノ郷元町に住む大久保ふゆは水無月櫻師走の菊盛りは昔し消へ失せて色香も思ひ出されぬ燻苦茶だらけの五十面なれど心は浮氣にていつしか落語家の柳亭左樂に迷ひ初め四ツ谷赤坂芝金杉何處の果でも左樂が出る寄席へは雨の夜路も厭はず通詰めし眞にほだされツイ茶人の辭も打ち忘れ語らひしかばふゆは世にも嬉しくて猶更片時も傍らを離しともなく去る明治八年の十一月頃終に左樂の實父新造に掛合て養子に貰ひ受くる折り「今般我等悴殿御所望ニ任セ養子ニ差上候ニ付テハ支度金トシテ金百圓正ニ致落掌候就テハ本人儀約後若シ變心致シ他家へ緣談致シ候儀御座候ハヾ前書支度金百圓ハ一倍ニ爲シ返納可仕爲後證仍テ如件」及び二通の證書を新造より取り置しが左樂も金の爲め是非なく中ノ郷へ引移り養母のふゆへ毎夜孝行を盡して居たりしに此頃左樂は是非とも實家を相續せねばならぬことが起りしゆゑ據ろなく一伍一什をふゆに告ぐれど中々否みて承け引かねば新造も持て餘まし證書には支度金を一倍の約束なれど他家へ行くと云ふではなし元金丈けで返し玉はれと手を替へ品を替へて掛合へど更に聞入ざるゆゑ終に此頃區裁判所へ訴へ出たれば厚くふゆを諭さるれど承服せざるのみか證書は山梨縣下の緣者に預けてある抔と取り留めぬ答へに一同呆れ果る計り幸ひに左樂の籍が送りてなければ尙ほ說諭を加へらるれど只强情に否み拒むのみにて今に埒明かず又彼の證書類は是迄晝夜肌身に付て少しの間も放さぬは左ながら深窓の處女が俳優の寫眞を守袋へ仕舞ひ置くと同じ心なるは優しくも亦不便なりと

（郵便報知新聞第千五百六十號　明治十一年四月十一日）

官員さんは大泥坊 （明治十一年四月十四日）

去三月淺草茅町の稻荷屋といふ雇人受宿へ或る省の官員なる迚外妾の雇入れを頼みに來た男が其の節來合はせて居た池の端邊の待合茶屋の娘マツ（十八年）を見て是非共彼女を周旋して吳れといふにより月給五圓の約束にて談判整ひ當金を渡し即夜マツを自宅へ伴ひ歸りし後旦那は毎夜通へど至つて吝

嗇にて一錢も散財せず其上跡金さへも渡さねば女の方では當込みが外れ甚だ不取扱ひにせしより男は大きに腹を立ち大悶着の最中右の男は俄に其の筋へ拘引されし故驚いて聞き糺すと官員どころか全く泥坊であつたと飛んだ間違で御愁傷御察し申す

（朝野新聞第千三百八十七號　明治十一年四月十四日）

犬の糞にて敵を取る

（明治十一年四月二十六日）

日向の國宮崎郡の南加納村に一つの農家ありて村役などを勤めし鬼束平太といふ者あり身代も隨分相應に暮して平素より別段に猾智の有る性質にはあらざる由なるが過る三月五日の夜の事かと聞ぬ既に初更も過ぎたれば家の隅々戸鎖りして下僕小奴に至るまで一同臥戸に入たりしが眞夜中頃とも覺ほしき頃門前俄かに騒々しく大勢寄せ來る足音に家内は均しく目を覺まし時ならぬ頃何事の起りしや又も去年の殘黨共が不平のまゝに押し廻り村落などを荒くれるならんと思ひの外に忽ち自家の門扉を打崩し四五十人の荒者共が身には蓑笠纏ひつゝ手に〳〵棒など引提げ來り戸襖障子の嫌なく當しるまゝに狼藉せしかば家内は一同肝を冷し平太を始め銘々に怪我さへせぬを幸ひと四方へ身をぞ潜めける其が中に妻のイソなる者は幼き娘を抱きつゝ逃れ出でんとしつれども折りも折なり懐胎にて當り月にも成し事なれば身動しさへも成らぬ處へ今宵の始末に出逢たれば餘儀なく臺所へと走り出て傍の壁に身を隱せしが彼の荒び男は倍猛く互に聲を掛合て兼て用意の事にや有りけん長柄の杓を携へ來り糞汁桶より酌み出し家の四方へ濺散し其餘は衣服食料の雜物までも遠慮なく濺きかけたる有樣は小臭海と稱へんも然ながら誣言には有らざるべししかする中に暴徒等の一二の者が見出したりけん妻のイソを引出し重身の體を會釋もなく三尺餘りのいと太き棒もてはたと擊ければ何かは堪る事にあらねば嗚呼と歎きの聲諸共に其場へ胴と悶絶しけるを仕すましたりと荒男等はます〳〵得意の面持にて猶其體へ糞汁を濺け掛けたるそが之にて各々鬨の聲をあけ慘刻にも赤臍太く悠々として退きたれば平太を始め家内の者ども先づ一息とおもへども四方は糞汁だらけにて加之ならず妻イソは悶絶のまゝ糞まぶれなれば早速介抱手當して

漸く蘇生はしたれども座舗充滿糞臭の罩たる上に荒れ跡の事にしあれば中々に手の着べきも有らざりき然ばあれ共そが儘に捨置べきに有らざれば一同切歯に堪へざりしも今更詮術なくく＼／＼に菰や莚を取出し家の片隅へ積あげて家內一同打寄つゝ夜の明るのを待居たり

（民間雜誌明治十一年以下次號　四月二十六日第百七十號）

前號鬼束平太糞難の續き扨說昨夜の荒男等が立去りし其後は各々夜の明るを待詑しに漸く六日の曉となれば平太は早速仕度調ひ副戶長なる平原家昌の家に行き昨夜有りにし事共の顚末一々殘り無く斯樣々々と物語れば平原の愕愣一方ならず偖何物の仕業なるやと尋問せれば平太は滿面朱を注ぎ憤れる眼引あげて何の仔細か仇なるか共の原因は知らざれど斯まで惡く働なせしは悉皆村の奴原なれば此儘にして捨置き難しと書面一々取揃ひて宮崎なる警視署へ出願なしければ同月十日の午時なりき早速署より巡査を遣し平太が家の有樣を一々檢視になりたれば願書の通り事實に相違のなかりせば彼の荒男等の巨魁なる朽木百次郎と平岡國五郎の兩人を始め其他連累を拘引して如何なる怨のありつれば斯まで惡事に及びしと其譯柄らに糺問さるれば彼者等の答ふるやう決して一二の私怨から斯かる仕業を爲せしに非ず一體此の鬼束平太奴は今を距る事四年前稗鳥某か庄屋の役を勤むる折平太は小傭役となりしに其後免職致せしかど一村中の約束連判帳へ（何事か未詳）一同捺印の承知せしに獨り平太は不同意にて其名を除ひて捺印せざれば是れ惡むべきの第一なり又一昨明治九年三月中平太は保長を命ぜられしに昨十年の兵亂に際し此度西鄕樣（編者註。西鄕隆盛の亂）よりの嚴命にて村內戶每に白米を三斗とならびに鉛錫所持の者は悉皆至急に上納せよとの事につき一々其旨に背かざりしを其納米の曖昧なれば數々返濟哭れられたしと一同の者が申せども平太は更に受付づ一旦西鄕樣へ上納せしかば何とて返す理あらんやとの言につき然らば其請取證なりやと尋ねしに兵馬の際の事なれば斯の如き隙のあるべきやとて取りあへず之れ惡むべきの第二なり夫より一同打寄つて連判帳の事柄より平素不平の事共を度々掛合に及しに結局平太の言ひけるに最此上は詮方なし神に祈りて救助を乞ひ事の明瞭を計らんと夫より日々丸野なる稻荷の祠に參籠せしに其靈顯にや違はされ連判帳の發起人なる某は幾日もなく

死にたりたれば一同大いに驚歎し是れ必ず平太が咀呪の業ならめと過る五日も學校の資本金の事につき村中一同打寄つて相談の末平太の事に及びしにもし此儘にして捨置ば村中必ず咒咀せられ殺されなんも計り難し先んずれば人を制し彼奴の事の行はれんうち神は不淨を嫌ふゆへ彼奴が家に不潔を蒙らして我々共の安全を謀らんと事の爰に及びしと奇妙奇態なに供なれば四十餘名の犯罪人と平太も共に拘留と成りし由なるが畢竟邊鄙の人情なればおもふにに増しく頑愚なり噫々是なん虻蝨も取らず蜂も取らざる業にて世に謂ふ犬糞もて敵を取るの比類ならんか憫笑至極の事共なり

（民間雜誌第百七十一號　明治十一年四月二十七日）

清水の次郎長の仲裁

（明治十一年四月二十八日）

深川大和町一番地住武田弘造子は四五年前靜岡縣下に趣き靜岡より清水港に到る道程四里の間に鐵道を築き馬力を用ひて荷物の運搬を便にせむ事を盡力せしかども線路の方面につき清水港と江尻との間に紛議を生じ折角の美譽も一旦中絶したる共山線は右線路を江尻に導けば一直線にして里程を減縮し入費も少なく便利なれども斯くては清水港の爲に衰頽を生ずべし去ながら之を清水に導けば迂遠にして里程を増長し且江尻の爲に不利なり互ひの斯の如き事情ありて長く此擧の障碍とは爲りしが近來清水港の一俠客次郎長と稱する者頻りに兩地の間に奔走周旋して該港と江尻との距離折半の地位に右鐵路を敷かん事を主張せしかば兩地人民も異議なく同意して再興を望むに到りしは畢竟次郎長の盡力に據れりとまた武田子も一應は此紛議を厭ひ斷念して東京に歸りしと雖も今は障碍も全く除きたれは再び着手せんとする由此築造費は大凡三萬五千圓の見込なりと云ふ因に云ふ右俠客次郎長なる者は舊時は四五百の手下を從へ此處彼處と近鄕を遊歷し賭博を以て世を渡る彼の長脇差の流亞なりしが過る年縣廳より呼出され無賴の行爲を廢し尋常の産業に就くべき旨を懇々說諭せられたるに彼等が答に私共素より遊惰を好むにはあらねど差當り産業を得るの道なきより遷延今日の有樣に過ぎ行し事なれば願はくば産業の方法を授け給はん事をと茲に於て縣廳にては彼等が存意を酌量し直に同縣下萬野ヶ原及び有渡山の麓を

下附し之を開墾して生產を求むべしとの事なれば次郎長始め四五百の配下も一同打喜び早速開墾に取り掛り間もなくをど〳〵に開墾も出來たれども更に植付をば爲ざるより廳にては之を訝り又しも呼出して其譯を聞糺したれば私等の元來植付の道を知らざるは御上にも御承知の通りなれば此義は誰か然るべき人の跡より爲す事ならんと存じ一向開墾のみを仕つりたりと答へしかば縣廳にては云々の說諭をなし尙も自營の道を奬勵したりし事どもありしとぞ俠客の風致如何にも左こそと思ひ遣られけり併し次郎長以下今日にては產業の方法も立ち孜々として生計を營み且本文兩地人民を協和せしめたる事と固より襄に縣廳懇說篤諭の功多かるべしと雖も亦一派の良民と云ふべきものが最と神妙の到りならづや

(民間雜誌第百七十二號　明治十一年四月廿八日)

蜘蛛男 (明治十一年五月十七日)

羽州米澤在の生れにして本名は知らざれども綽名を蜘蛛男と呼ぶ者ありしが此者色白くして頭髮黑く斯ふ云ふと何だか俠客か盜賊でもありそうふだが當推量は大間違身の丈僅に一尺八九寸にして首より上は尋常男子の如く胴は八寸位左の足の甲と右の足の平とが附着して離れず恰も鳥のヒヨク〳〵飛び廻るが如くに飛び步行き言語にはさしたる異りもなけれども唄ひ且舞ひ或は手業などをして見物人の笑を買ふ不具者なり實に博物館場の一種物とも云ふべし就ては例の山師連が近く久保町邊に連れ來り見世物にして一と當て試みんと相談中の由なり

【註】この男、遂に一家再興のため見世物となれること次の如し。

(民間雜誌第百八十七號　明治十一年五月十七日)

蜘蛛男子　濹上漁史

甚だしい哉蒙叟の癈人を好めるや支離䟽の形ちを說けば則ち曰く頤隱二於臍一肩高二於頂一會撮指レ天五管在レ上兩髀爲レ脅と闉跂支離無脣の形ちを說けば則ち曰く其脰肩々と叔山無趾の形ちを說けば曰く踵見二仲尼一と其他兀者萬人の事載せて南華經中に纍々たり抑も蒙叟は古今無比の達士にして我輩の深く敬畏する所の人なり然るに叟特に癈人に眷々たる者は何ぞや是れ蓋し深意の存する有て然る者凡々たる衆人豈之を知る

に足らん東陬米澤に奇男子有り名は勇吉姓は佐藤本年五十有にして身の丈け僅に一尺餘四肢皆彎曲し人にして蟲なり而して其手搖かす可く其足行く可し其の頭顱は則ち大にして常人に異ならず言語亦人なり觀る者呼で蜘蛛男子と云ふ斯の人や侏儒のみ異病のみ不成人のみ目して蜘蛛と云ふは之を之を奇貨にするの策に出ず聞く其の米澤の家は生産頗る裕かなり故を以て五十年間深室に潜み敢て人に接せず常に瞽人を招て絃歌を聽き頗る音律を解し又少しく文字を識ると然るに戊辰以來產業日に衰へ竟に其の田園を亡なふに至る勇吉深く之を哀み自から其の母に請ひ東京に來たり其の奇異なる容姿を觀場に賣り以て再び舊產を復せんとするの志を立てたりと澀上子此の事實を聽き乃ち九月某日を以て社員と共に往て之れを觀る勇吉の場に上ぼるや一小籠（其の大さ尋常の書函の如し）より躍り出づ其手に一扇を把る始めに舞蹈し終りに歌謠す皆善く其の節に中る其の聲を聽くに東音にして濁れり其の容貌を諦視するに從容として毫も哀滅悲慘の色無く欣々として嬉笑せり蓋し世を玩ぶの意思有るが如し澀上子肅然として曰く奇なる哉蜘蛛男子彼れは癈疾の人なり其の人に近からざるや古の支離疏無腸無趾等の比に非ざるなり而して善く舞ひ善く謠ひ毫も悲哀せずして其の天禀に安んずるのみならず又善く母の爲めに身を鬻ぎ財を獲て以て其の產業を回復せんとす亦崇ぶ可き哉嗚呼四肢備はり五管具はり長大にして肥膂加ふるに鬚々たる鬚髯有る偉丈夫にして一技一能無く其の財を浪費し其の家を覆滅して悟らざる者世間に寡からず是等の人を以て蜘蛛男子に比せば孰れか智孰れか愚若し蒙叟をして今日に在らしめば必ず其の優劣を南華經中に審判するや昭乎たり乃ち彼れの爲めに贊を作る

彼蟲二其外一　而人二其中一　視レ彼笑者　蠢々皆蟲　世人不レ悟　悟者碧翁

（朝野新聞第千五百十五號　明治十一年九月二十五日）

無精空言信士　（明治十一年七月十七日）

南品川馬場町の桶屋甚藏は去年ぢゆうから病氣づき醫師もいろ／＼替て見たが根が西洋ぎらひ水藥は死んでも飲まないと誓ひ藪井氏の葛根湯ぐらひゆゑ追々よくないので氣を揉み出し弘法大師の御夢想た地藏の加持だと騙されて錢を遣つた上

にだん／＼體が弱つたから益々心配し或る人に尋ねると夫は猩々の生血か獅子の生膽を給なさい夫が手に入らずば縞蛇の膽を呑みなさると屹度全快すると聞いたのは嬉しいが猩々の生血や獅子の膽は藥屋を探してもなし據所なく日日諸方へ出かけて縞蛇を探すが何ぶん見當らず夫から辨天へ願かけて縞蛇を一疋お授け下されたならお禮に大きな天水桶を奉納しますと日夜の信心やがて感應が有つたのかヤレ嬉しやと一疋の蛇を捕へてよく見れば蝮ゆゑ一旦は力を落したがイヤ／＼是程までに信心したから必ず辨天樣がお授け下されたに違ひない此蝮を少しも早くと打殺し膽を引出して洗ひもせず血の附いたまゝ一と呑にグッと呑むと血醒ぐさいのヤラ青臭いのヤラ口中が變になり忽ち氣分が惡くなつてとう／＼此十二日に往生して新佛の數に入り大かた無精に妄言を信士とでもいふ戒名に成りましたらう

（讀賣新聞第千五十號　明治十一年七月十七日）

牛頭天王と藥如來（明治十一年八月十五日）

先月の下旬より牛頭天王と藥師如來は御同道にて度々下谷二長町の區裁判所へ出頭致さるゝとの評判ゆゑ不思議な事と聞合すに成るほど實說にて其次第と云ふは抑も／＼東京府下第五大區淺草須賀町三番地の大圓寺に安置し奉る牛頭天王は像の丈け三尺八寸昔し人皇二十四代推古天皇の御宇辛酉の年五月當山の開基法喜上人が自から刻みたる尊像にて今の住職花城守俊の代と成り去る明治元年に神佛混淆相成らざる旨の御達しに依り何れへかよき地を擇みて移し奉らんと思ふうち翌二年の三月廿三日の出火に延燒し寺は灰燼となりたれど尊像は火にも燒れず依りて先づ持ち出せし藥師如來の像と共に長持へ入れ同町八番地の伊藤源兵衛方へ預け其まゝにて今まで打過ぎしが此ごろ深川邊へ右の尊象を移さんと源兵衛方へ掛合ひしに源兵衛は中々聞入れずどうして／＼この牛頭天王さまは須賀町の鎭守なれば他町へ祭られて成るものかと取り合ず守俊も今は是非なしと源兵衛を相手取り區裁判所へ牛頭天王藥師如來取戻し一件を願出しかば双方呼出されてお調べありしが彼是と云ひ張りて片付ず守俊よりは前の如き緣起二卷を證據として差出し源兵衛は二體の像を長持の中にゴロゴロと振り奉りて荷ぎ出し訟廷に押し据えて對決せしは實に

珍らしき訴訟にて未だ裁決に相成らさるよし

（東京日日新聞第二千十號　明治十一年八月十五日）

昨日の雜報中に本年七月の人口三千三百六十二萬三千二百六十六人（三千三百六十二萬五千六百八十三人の誤りか）と舉げられしが是は明治七年一月一日の調査にて明治八年の調にては既に三千三百九十九萬七千四百四十九人に上れり右の比例にて推す時は本年は實に三千五百萬の上に出づべしと思はる猶ほ左に明治五年より同八年までの調査表を掲ぐ但し明治九年の分は未だ布告せられずと牛込の某氏より申越されたれば錄して江湖に報ず明治五年（參月調）三千三百十一萬八百二十五人　同六年（一月一日調）三千三百三十萬六千六百七十五人　同七年（同）三千三百六十二萬五千六百八十三人　同八年（同）三千三百九十九萬七千四百四十九人

（東京日日新聞第二千十號　明治十一年八月十五日）

隻脚借用證文（明治十一年八月廿四日）

昔渡邊の綱は羅生門にて鬼の腕を斬取りたれど鬼が其腕を取戻しに來たと云ふ話は三歲の小兒を怖かすの道具となり居たるが是れは夫れと事變り脚の取戻しを請ひたる珍談は岡山縣備中國窪屋郡帶江村長瀬喜三郎母（六十八年）某は本年四月頃より左脚脫疽の病に罹り衆醫術を盡せども其効なく本月十六日切斷する事となり施術首尾よく濟たるが病者は歸らんとする時切斷したる脚をアルコールに漬け醫者の持去るを見て云ふに其脚を持去られては早速冥途へ赴く時十萬億土へ行く事もならず且つ來世再生するに隻脚なくしては不自由なれば何卒其脚をお渡しあれと只管請ふに種々說諭すれども承知せず然らば其許冥途へ旅立まで借用したしとの事にて居り合ひ其末醫者より證文を入れたるは左の如しと大阪日報に見ゆ

借用隻脚之事

一、此度被斷の隻脚其元御存生中確に借用仕候處實正なり然る上は冥途御旅行の節は無相違御返脚可申候爲後日證券差入候處如件

（東京日々新聞明治十一年八月廿四日　第二千十八號）

不老長生の秘法（明治十一年十月三日）

奇なる哉西京先斗町四條上る地に住む吉川老人の舉動たる

や我々之れを西京新聞の雜報に於て一讀す老人は年既に七十有に久しく病臥に在りしが頃日全く愈えたり乃ち其の妻と謀て曰く我れ齢既に桑楡に迫る餘命恐らくは長からじ然れども若し一たび死して復た生れば必ず長生を得んと妻曰く善し（此の婦人も亦奇）相謀て棺を買ひ香を焚き老人默して夢中に偃臥し其の死を親戚知己に報ず親戚知己皆來り吊し或は哭し或は泣く妻曰く我が夫死せり然れども復不日に生まる可し諸君哭泣する勿れと衆愕然として語無し暫くして曰く然らば則ち賀せんか妻曰く我が夫今日死せり何ぞ賀するを爲んと乃ち其の衣服を棺に斂めて之を某寺の先塋に葬る香奠供物例に遵し受領し茶飯饅頭儀に隨ふて頒贈す其の翌日復た親戚知己に報じて曰く本日老妻安産し主人生まると衆皆益す驚く然れども既に其の死を吊す其の生亦賀せざるを得ず乃ち各々賀物を捧け老人亦誕生の餅を贈つて之を謝せりと嗚呼古より死して復た生まれたる者無し（小學外篇に謂ふ如きは我々信ぜず）唯だ寺門靜軒は借金の爲めに生死せり是れ我々も亦時に擧ふ所にして怪しむに足らず此の老人の如きに至ては實に古今獨歩の奇人と稱するも則ち可ならん世の西京新聞を讀む者皆其の痴を笑ひ其の迂を嘲るや必せり然りと雖ども我々は敢て此の老人の擧動を怪まずして却て世の華士族社會が擧つて此の老人の如くならん事を希望す夫れ老人は七十餘歳なり縱令ひ再び生まれ出づるも恐らくは餘生短かゝらん彼の華族や士族や速に死し去れ（眞に死するはお氣の毒なれば死んだ積りになれ）而して再び生まれ（本心より始めて此の世に生れた心になれ）昔年の榮華は皆前世の事で有りしと思ひ切り純粹なる良民の仲間に入り農事商家の勞苦を厭はず之を務むるに至らば年若かき華士族は如何計り本人が後來の幸福となるか實に量る可からざる者有らん嗚呼吉川老人は華士族の爲めに實に貴重の指南車なる哉

（朝野新聞第千五百二十二號　明治十一年十月三日）

結婚媒介所の話　（明治十一年十一月一日）

明治十三年五月大阪平野町堺筋の山口吉兵衛が正式の認可を經て日本最初の結婚媒介所を開業したのであるが、これに先き立ち、この新商賣の認可願を當局に提出した始めは大阪第三大區六小區の骨董屋砂七兵衛で、今日で云ふ高砂社の元

組とも云ふべき人である。今左に當時の新聞を拾つて見ると次の如くである。

○

色々な新發明をするが此節の流行にや大阪府下第三大區六小區の骨董屋砂七兵衛は此程該府廳へ一通の願書を差出せしに其の大意は府下の婚約は媒妁人に依頼せざるは無し然るに其の不注意より種々の悶着を生ずること少なからず其の罪媒妁に有り依て私儀此度緣談口次の開業仕り雙方の家業品行を探訪し一度嫁したる上は終身風波の起らざる樣飽く迄保證し其の口次手數料は六等に區分し上等一軒分十五圓中等同十圓下等五圓極下等同二圓五十錢眞の下等同一圓廿五錢下々の下等同廿五錢を申請度何卒右營業鑑札御下附被下度云々なる由

（朝野新聞第千五百四十七號　明治十一年十一月一日）

大久保利和君一杯食はさる

（明治十一年十一月十六日）

明治十一年五月十五日大久保利通は霞ケ關三年町の邸を出て朝八時すぎ紀尾井町の淸水谷の訓盲院取建所の前へ二頭曳の馬車にてさしかゝりし際、突然左右より拔刀の石川縣士族島田一郎以下五名の志士馭士を即死せしめ叉參議利通公を馬車より引きづり下し數ケ所に重傷を負はしめて逃走し、これがため公の薨去を見るに至りしは萬人の知る所。左の記事は公の薨去された後ちの出來事で、公の墓が詐僞智能犯の對象となつた事件で公の子息利和君のしてやられた珍談である。

華族大久保利和君が父君の墓へ參詣の途中折々見掛けられし書生體にて年の比二十五六の男が去る十三日の夕方同君の宅へ來たり自分は折々故參議の墓へ參詣をなす某なるが今晩は參詣の序で墓守り小屋に泊りたければ何卒綿八半纏を一枚貸し給はれと云ふに付夫れは殊勝なるお志なり併し今晩寓宅に泊まられては如何と有りしに是非泊り度とて半纏を借りて出で往きしが翌朝再び立寄り二十錢札を借り風呂敷包みを一つ預置き夕刻までに夫々返上すべしとて立出でしまゝ歸り來ぬ故風呂敷包みを明けて見られしに虱の巢窟とでも申すべき襦袢單物各一枚古辨當箱古下駄各一箇有りければ全く騙兒の所爲ならんと分署へ訴へ出られしとの事

（朝野新聞第五百五十八號　明治十一年十一月十六日）

忍術代二百五十兩欺取さる

（明治十一年十一月廿九日）

名はちと書きにくいが大阪北濱四丁目邊に公債證書を取扱ふ豪商の息子某は殊の外の新聞ずきにて性質も利發なれば開化々々と開化しすぎる程の男なりしが去る七月の二十五日に天滿の天神の夏祭へ參詣せし歸りに辻に待たる人力車曳が大家の息子と見こみて頻りに車を勸めるを好き加減に斷はれば猶もうるさく附き來る故少し勃然として家に使ふ丁稚でも叱る氣にて散々に云ひ懲らせしを人力車曳どもは大に怒りて乘れば客のらねば只の人だと互に聲高に罵り合が否や其所こゝより仲間の者どもが集り來り某を取り圍みて手に／＼打擲せられ頭には疵を負ひて流るゝ血潮に目もくらみ逃んとすれば突き返されて共に分署に引れ打擲せし車夫は夫々の處分に成りて事すみしが是より某は深く無念に思ひ斯る目に逢ふも町人の息子とて惰弱に育ちし故なりあはれ柔術なり劍術なり痛くも無く骨も折れで人に勝てる方がありさうなものと兼て懇意にする北平野町の加藤泰順と云ふものに相談せしにこの泰順は元と眞言坊主にて狡猾の知れ者なれば好き鳥こそ掛りたれと心に笑み仔細らしく說き起して云ふ御承知の如く拙者は眞言僧なれば昔しは十乘の床の邊には偸伽の清水をたゝへ九識の窓の前には三密の月を澄して凡そ秘密の諸法は學び究めずと云ふと無し然れば此中の一法を傳授して成道し玉はゞ一たび呪文を唱ふればかは水の湧くが如くに出で幾千人の力士が一度にかゝりたりとも指がさはれば撲地々々と地に倒るべし是等はまだ愚かなと若し二たび呪文を唱ふれば不動の須彌山も觸るれば忽ち微塵となり鐵等强鞭の金剛珠も二本の指で粉となるべし其かみ釋尊が提婆を美事に投げつけ玉ひまた城門に塞がりし大象を右の手で數百里の外にほり玉ひしも皆この法の功力なりと辨に任せて吹き立るを某は兼て眞言秘密の法と云ふは不思議なものと聞居たれば一途に實說とおもひ何とぞ傳授に預りたし禮金はお望みどほりに差出さんと新聞好きが俄に眞言ずきとなりて頻りに乞ふてやまざれば其は心安し先づ此法の傳授料は五百圓にてその半高二百五十圓を先きに出し成就のうへ半金を受し受取書を取り翌日より行んとせしが壇の向ふに据へ護摩木を盛りて焚き立れば黒煙座中に充ちて眼も某開に眼も開けず某は涙を流して堪へ居しが二三時

間たちて泰順は壇を下り眞言の經文を數へ是を讀み終りて後ち呪文に取掛るなり先づ三七廿一日が間だ辛防し玉へと諭され其日は別れて歸りしが夫より毎日々々通ひて經文を數へられ廿一日たてども三十日たてども呪文に行き附かねば某も不審に思ひ最はや呪文を授かりても好さそうなものと云へば泰順は其事なりこの受負は大きに拙者の見込違ひにて入費は其事なり入用も多く掛り五百兩では呪文にまで行屆かず依ても五百圓まして千圓にて成就させんとの詞に某は呆れ果て爰に始めて誑魔かされたるを知り怒りに堪へねばこの賣僧め能くも人を欺きたり今は傳授も頼まぬ早く先日の二百五十圓を戻せと云ふに泰順は夫だけの分は既に傳授せりとて取り合はず餘儀なく家に歸りて或る代言人を賴み受取書を持て眞言秘密力の出る法傳授料の取戻しを此ほど勸解裁判所へ訴出しは實に眞言不思議の奇談と該地よりの報知

（東京日日新聞第二千九十六號　明治十一年十一月二十九日）

懲役所を監獄署と改名

一昨廿八日に囚獄署を廢せられ懲役署を監獄署と改稱に成り既決囚の罪人一切の事務を管理せらるゝ由

（東京日日新聞第千六百九十七號明治十年七月三十日）

○

乙第廿二號　區長戸長

今般懲役署ヲ監獄署ト改稱シ懲及ヒ既決囚ニ關スル一切ノ事務同署ニ於テ管理候條此旨爲心得相達候事

明治十年八月八日　大警視　川路利良

（民間雜誌明治十年八月十二日）

○

○乙第廿二號　區長戸長

今般懲役署ヲ監獄署ト改稱シ懲及ヒ既決囚ニ關スル一切ノ事務同署ニ於テ管理候條此旨爲心得相達候事

明治十年八月八日　大警視　川路利良

（東京日日新聞第千七百六號明治十年八月九日）

姦婦を再婚の形式にして娶る

（明治十二年一月二十日）

熊本を距る四里强東北に當りて村あり林吉と云ふ爰に酒の受小賣と割烹店を兼たる上に銃獵を業とする橋本右角とて五十餘の老人あり銃獵にはさしたる得物無も一彈を發せずして大なる獲ありたる顚末を聞に右角は長男某を始め三人の娘もあれど妻は既に物故せしにぞ近村よりとみ（當時卄八）といふ後添を迎へしが此婦人は此邊に稀なる容姿にて別嬪の聲四隣を驚かせしより是れを羨む者は右角は五十を過ぎて三十に滿たぬ妻を持ちたれば寵愛無類にて後妻の望む所のものは飲食となく衣服となく必ず與へて吝む色なし豈に滅法界の二本棒ならずやと呟きしに同じ村にて金光幸平と云ふは年未だ卄二三此村切つての好男子なるが右角の留守に酒飲みにとて來りしをとみが其の座に來り杯を勸めてありしうち互に春情を通じ手枕の輭び襞に不思議の夢を結びしを始めとして屢々通ひて姦通し人知れず樂しみて居たりしに或る日幸平がとみの許へ贈る文を態と艶書にあらざる體にもてなさんと掛賣の拂ひとして金一圓の札を添へ右角の在ざるを時として贈り遣しに節穴同前の目玉なれば紙幣を添へし上からは表白の書面なりと思ひ夫が歸りを待ちて之を見せしかば右角は何心なく讀了り物をも云はず出し拔けに打擲なすにぞとみは其身に覺えなきにはあらざれどよも艶書とは思はねば何故手荒き此始末と云はせも果てず今日が日までも三年餘可愛い〳〵と撫で摩り荒き事さえ云はざる右角が怒りの眼血を注ぎ如何に汝が明瞽とて斯る奸事を働きながら何故とは無禮なりと突ッ立上りて獵銃ヲツ取り既に一發の下に泣入とみが玉の緒も果なん許りの氣色なりしが何思ひけん言葉を改め是より直に里へ歸り我が詮議を待て居れ離別せねば緣は切れぬぞと言放ちて追返せしが三人の子供は此體に打驚き直に四隣に報ぜしより皆々來りて押し宥むれど耳にも掛けず幸平を擊殺すとて銃を携へ家を出しを早くも之を報ぜしかば幸平は仰天なして土藏の中に潜み四五日程も隱れ居しに右角は猶も眼を圓くして所々方々を搜し廻るにぞ此分にては捨置難しと遂に村中の扱ひとなり烈火の如く憤り居る右角をば一人ありて宥むる樣世に高貴の方々にも藝妓なんどを畜へて正權の妻君となす者あり此

等は何れも新規の品にて人手に掛らぬものなりとは云ひ難からんされば令室迚も其通り一旦心を改めて汚れし肢體を清めし上改めて娶りなば仔細のなき事ならずや深閨に養はれし處女たり迚必ずしも洞庭の秋月が皆新しきものとは云へず不通の思案を止めにして幸平よりはお主が日々に骨を折り獵して獲るべき鳥代を幾月分なり取り纏め僅かに出させて進ずる上におとみどのが改めて初祝言の入用は如何にも立派に賄はせんと說かれて右角も漸くに納得しとみは再婚の裝ひ美々敷酒肴など取揃へて目出度祝ひめしは昨暮の事なるよし易に曰く君子は機を見て立つ又曰く鼎其跡を顚にす否を出すに利しと其れ右角の謂乎

（郵便報知新聞第千七百九十一號　明治十二年一月二十日）

常識外の姦婦姦夫（明治十二年一月二十五日）

本港太田町三丁目に栗芝平藏といふ蒲燒渡世をなす者ありその妻おせんは何時しか道ならぬ事とは知りながら雇人の久保田治平とて鳥渡生意氣な男に持掛て安振舞を致したるが食付となり度々忍び戀に心を焦し居たりしが是では飽足らぬ處ろ表晴れての夫婦とならんと或日平藏の留守を幸ひに兩人にて家財道具を賣拂ひ手に手を取りて逃亡いたしたるとは知らず平藏は我家に歸り此の有樣を見て吃驚仰天憎くき兩人の所爲なりと夫より心あたりの方々を探索すれど兩人のあり家更に分らねばその悲しみ大方ならず女房を盜まれたる其の上に多くもあらぬ家財までも失ひたる故今は赤貧の身となりて商賣さへも六ケしければ進退維に極まりて東京に住む弟の方に食客の身とはなりたれど此頃用事ありて本港に來ると運よくも姦夫治平に出逢ひたれば是れ僥倖なりと直ちに兩人の住居に赴き今までの顚末を責立て嚴しく談判に及ばんとすると治平は頻りに詫びながら一旦心得違ひは致した故何んとも詫びの致し樣もなき譯けなれどおかみさんは又近頃私を捨ものとなし近所の若者と荷物盡く携へて何處ともなく逃亡せりと聞て驚く平藏は呆れ返つて暫く言の葉出でざりけるが一昨日其筋へ願ひ出で前件の次第を述べ立て治平より衣具なりとも償はせんと致し居るよし

（横濱毎日新聞第二千四百四十四號　明治十二年一月廿五日）

劒狂本職を驚かす（明治十二年二月十日）

舊西尾藩にて擊劍の師範役をなせし安丸某は先年東京にて擊劍會が盛んに流行すると聞き牛込揚場町に道場を開きしに入門する者三十人餘に及び一時は朝より暮迄竹刀の音絕ゆる間もなかりしが擊劍會の衰微につれて弟子も次第に減り日々通ひ來る者五六人に過ぎざれば是非なく道場を閉ぢて田舍稼ぎをせんと五六人の弟子を引き連れ下總より常陸へ掛けて遊歷するに思ひの外に處々にて弟子となるもの多く終に常陸に足を止めて豪農の息子などに指南し貯への金も大分に出來たれば一と先づ東京へ歸らんと先月廿九日に寓居立ちて同國の北浦と云へる所まで來り爰に住する儒者の大河內某とは常に往來して懇意にしたれば立寄りて暇を告げんと五人の弟子と共に柴門を訪づるゝに大河內は喜びて出迎へ別れの杯酌まんと酒肴を調理し七人圍居して獻酬に時を移し早や午後四時ごろにも成しかば安丸師弟は辭し分れて行かんとするを大河內は我も路まで送りまゐらせんと今ま一獻とさゝれて安丸はまた引き受けて飲む內に弟子は早くも門外へ出で走りし跡より大河內もソコ〳〵に支度し安丸と共に家を出で長閑に物語りして並木を連れ立ち行く向ふに先へ出し五人の弟子は立止まりて頻に猶豫する體なるにぞ安丸は何事にやあらんと思ふ處へあなたにても兩人の來るを見て手を上げてさし招くゆゑ安丸は只一人り大河內に先ちて駈け近くに一段あまり隔たりたる松並木の下に一人の大の男が二尺五六寸の白刄を上段に構へ寄らば切んと突ッ立ち居たり安丸は何者ならんと近寄りて貴殿は此邊の人なるかと尋る詞も終らぬに彼男は大音聲をあげ我を誰とか思ふ當國に隱れなき禁廷虎松と云ふ無法流劒術の元祖なりいざ尋常に眞劒を以て立合ひあるべしと云ふ面魂たゞ者とは見えざれば安丸は慇懃に頭を下げ折角立合の御所望なれども今日は痛く喰べ醉ひ且つ劒術も至つて未熟なれば中々お相手に足るべき者ならず何れ後日におちかづきになるべし辭退すれども彼の男は更に聞き入れず卑怯なり安丸氏早々身仕度せられよと詰め寄る所へ大河內も漸く追付き此體を見るが否や少しも擬議せず持ちたる杖を靑眼に構へツカ〳〵と進みて虎松が打下ろす白刄を杖にてハツシと支へ飛び入りて左の頰をしたゝかに打ちて片手に白刄をもぎ取らんとすれ

ば虎松は始めの勢に似もつかず白刃を其場に投り出し並木の裏の畑中を跡をも見ずして逃げ去たり安丸師弟は大河内の手並を感じていと面目なげに進み出で扨々天晴のお手内已れ等が及ぶ所ならずと一禮すれば大河内は打笑ひて先づ其刀を一覽あるべしと言はれ安丸は取り上げて見るに竹を刄の如くに削りて銀紙を貼りたるものなれば今さらおかしく覺えてそも彼男は何者なるかと尋ぬるに大河内も吹き出し彼は此村の狂人にて正氣の頃より劍術を好み狂亂せし後も擊劍家の遊歴し來る者あれば頻りに立合々々と云ふ故斯る竹の刀を渡し置くに人に逢ふ毎に勝負々々と威張りあるく馬鹿者なりと聞きて安丸師弟も咄(どつ)と笑ひを催ほし首出(かどで)の途にあたら肝を潰されしが先生の由々しき働きは此上もなき贐(はなむけ)なりしと爰より大河内に別れて東京に歸りしは兩三日前の事なるが其の時のさま今に思ひ出しては笑ひ合へりと安丸が或る人に語りしとぞ

（東京日々新聞第二千百五十二號　明治十二年二月十日）

珍聞漢人妾の入代り

（明治十二年四月二十六日）

珍聞漢人妾の入代とでも題しさうな話は神戸に在留する支那人徹眞の權妻にきみと云へるあり右町二丁目吉田某の二女なりしが徹眞は折々商用にて出府すればとて神戸へは伴はず住みなれし府下梅木町へ居宅を構へ下婢さへ附けて飽に圍ひ置き出府の折は此處を宿とし中睦まじく暮せしに此頃はフツツリ足の遠ざかりし故きみは案じ煩ひ手を廻して様子を聞けば二三日跡至急の用事ありて横濱へ出帆せしとのことなればきみは益々驚き且怨み如何に御用か迫ればとて一片の置手紙位はありさうなものと夫さへなきは若しや秋風の立ちしかと女心に取ツ追ツ思案に暮れて居たりしが幸ひ同町に支那人正新とて徹眞とは日頃親しき上に權妻のまさと云へるは兼て懇意の中なれば直接同家へ馳せつけて右の始末を語りしにまさも其の身に引きくらべ氣の毒に思ひしかば異議なく正新に引合せ委細のことども口を添へて頼みしに正新は一ト目きみを見るより心神も蕩くるばかり斯る容貌よき者を捨てゆくとは徹眞も餘程の奇人かなと思ふ心を色にも出さずソヘいたましき次第なり何は兎もあれ信實を以て掛合ひ見んと即座に筆を染めてきみへ與へしにぞ嬉し喜こび禮もそこ〳〵手簡を携へ

出行きぬ斯くて數日を經て横濱より返翰を寄せたるを取る手も遲しと披き見れば當分此地に在留と決せしゆゑ一段離縁致すべし手切金は後刻爲替にて相廻す云々と認めあるに正新は心に打笑み急にきみを呼び迎へ只今返書到來せりとて再三讀下すを聞き終りて暫し呆れて居たりしが是も定まる因縁と思ひあきらめ細々正新に禮を述べて立歸らんとするを用事もなくば暫し話して行かるべしと引留められしが緣の端それより折々通ひし內或日まさは他出して正新一人物思はしげに机にかゝりて詩などを吟じ居たるがきみの來りしを是幸ひと座敷へ連れ行き誰れ憚らず口說きしに此方もさるもの否みもせず正新の云ふが儘に怪しき夢を結びしより互に膠漆の交り深く今は正新もまさを疎み少しの故障を廉立てゝ出てゆけがしの扱ひに此方はそれと推せしかば無念口惜しさ限りなけれど荒立るも詮なしと少しも逆ふ色なきを正新は圖に乘りて無法にまさを追出しきみを引入れ大氣晴れて夫妾となりたるがまさは心に一物あれば故意と同町の或る宿へ奉公なし折もがなと待ちしに過る三月の中旬頃敬眞は横濱の用事も果て大阪に來りて梅本町に宿せりと聞くより是こそ天の與と敬眞の許へ趣きてきみが事を惡樣に言並べしに流石に未練の殘りてか敬眞も心地能くも思はざる體を見て取り乙に絡んで持込みしより遂にまさと契りを結び改めて權妻に直せしかばまさは天にも登る心地して是見よがに此の頃は用事もなきにきみが門邊を迂路々々と徘徊するよし

（郵便報知新聞第千八百七十號　明治十二年四月二十六日）

日本橋から二里の大田舍

（明治十二年五月二十一日）

日本橋を纔に二里隔つと最う鼻持ちならぬ田舍の風習あり左れば王子瀧の川の片傍りに茶店を營む吉川嘉助といふもののゝ二女しん（十七歲）と呼べるは鄙に稀なる縹緻にて荊棘の中に咲たる牡丹を見る如しなど評判さるゝ程なれば近所の若者等は爭でか仇に見過さんや我こそは手生けの花と詠めんものと間がな隙がな詰かけれど父嘉助は昔堅氣の老人なれば猥りに手を出す事もならで互ひに空しく睨み合ひ月日を送り居たりしかば或日若者頭と唱へらるゝ鼻張りの强い喜太郎と云ふ男が同村の某堂に會議することありとて若者等を集會し

扨云ふやう我れつら〳〵考ふるに唯一人のおしんを多勢にて手に入れんとするは覺束なき事にて假令一人は本望遂ぐるとも其時こそは他の者が議論を起すは必定なれば今我々が鬮引きして當れる者のみ茶店へ立入り其他の者は一切其處へ往かぬに決せん但し當り鬮の者の出來不出來は其者の運次第なりとの動議に一同は起立し兄貴の言ふ所名論なりと皆な同意して既に鬮を引かんとするに臨み同村の定使平吉なる者が此の會議を聞付けてアヱギ〳〵馳せ來り其の評議は無用なり彼のしんは既に三軒屋の鈴木兼吉と疾ふより通じてゐて來春頃は表向き同人方へ嫁に行くとの噂なれば此趣を報道すると注進めきたる告げ口に喜太郎はじめ若物等は忽ちこゝに望みを失ひ扨も此會議の畫餅になりしことの口惜しさよと一同顔見合せて議長株の喜太郎に向ひ詮方ありやと問ひかゝれば喜太郎は殊に怒れる面色にて斯ることの有りとも知らで集會せしは今更耻かし乍併此儘に棄て置き難きは他村なる兼吉が我々へ一應の渡りも付けぬは不埒なれば吉川へ忍び來るを待伏せなし打殺して可ならんとの發議に是亦一同承諾し一と先づ其處を退散したり定使の兵吉は又も此評議を聞くと等しく兼吉へ云々と告げしかば同人は打驚きて早速同村の豐守某へ依頼なし若者一同へ謝罪投料金二圓五十錢を送りしかばしん方よりも酒料として金一圓を出したるに依り漸く示談調ひ無事に治まりしとは百里二百里遠方の田舎に在りさうな話なり

（郵便報知新聞第千八百九十一號　明治十二年五月二十一日）

强盜に施す三兩（明治十二年六月五日）

强盜が押入らうとした時雪隱の窓から金を投げてやつたといふ話しは先頃の新聞へ出したが爰にまた同じ樣な話しは武州都築郡恩田村の士志田淸兵衛は近村に聞えたる豪農にて年に三四度づつは强盜の入る事が有る故家中の者も毅て其用心をして居る程で有るが先月二十六日の晩に家中寢靜まつたころ表の戸をドン〳〵叩く者が有る故淸兵衛が起きて見ると頻りに明けろ〳〵といふ樣子が如何にも强盜らしいので密と小窓を明けて覗くと案の如く大の男が三人五人立つて居るので何用かと尋ねると西京へ行く旅人だが路用が盡きて難澁ゆゑ二百圓貸して貰ひたいが雨戸の內外では話しが仕惡く世間態も能くないから此處を明けて呉れろといふを淸兵衛が私しの

家では日が暮れると戸を開けないのが家例で金は貸してやるが戸は明けられないから待つて呉れろと頓て奥より二圓持つて來て折角のお頼みだが二百圓は出來ないから是は少しだが草鞋錢に進上するとて二圓紙幣を渡すと仲間が三人だからもう一圓呉れろと云ふので又々一圓遣ると賊は又來やうと云ひ捨て何處へか行つてしまつたので清兵衞は昨夜もまた三圓施したとて一向平氣でゐるが同人は一體度胸の宜い男で是まで度々此樣な事が有つたれど何時も取られたとは云はないで施したと云つて居ると云ふが是も一種の奇人であります

（讀賣新聞第千三百十四號　明治十二年六月五日）

あな怖しや神木の祟り

（明治十二年九月）

樹の精靈が現はれるとか祟るとかいふはズンドの昔の妄談にて函根の關所を取り拂ひ後は鉦と太鼓で探しても有るまいと思ひの外山城國葛野郡梅ケ畑中島村の清龍神社の境内に圍が一丈五尺程も有る杉の大木が有ツて昔より神木と唱へ此樹を伐ると直に祟ると言ひ傳へて小枝さへ折た事の無いのを此ほど同村の伍長人見德兵衞が村中の者と申し合せ其筋へ願ひ濟みの上此杉を西京堀川六角下る谷口慶二郎へ賣り拂ツたので慶二郎は先月廿一日に數人の杣人を雇て伐り倒しに掛るとアーラ怪しや杣人は忽ち手足が慄へて眼は眩み如何した譯かと躑躅ふ折から同村の岡田龜二郎の家より怪火燃え上りソレ火事だと村中の者が飛出して消し止めて居るうちまた二三軒先きの廣田岩次郎方よりも怪し火が燃え上り夫を消し止めて居る間にまた〳〵同村の谷口嘉七奥田金兵衞、廣田卯兵衞の三軒よりも燃上り一度に三方四方に火事が初ッたので村中の者は大きに狼狽右往左往に驅け廻ッての大騷ぎ其内にも二番目に燃え上ッた廣田岩次郎の家は三度も燃え上り二度まで消し止めたが三度めにたうとう全燒になり其うち京都府廳の官員や巡査抔も出張して火元を嚴しく詮議されたが附火とも思はれず素より粗忽火ではなく如何にも稀有な事なりとて其翌日村中一同が寄り合ひ斯る珍事の起ッたのは全く神慮をも慮らず僅の利慾に迷ッて彼の神木を賣り拂ッたゆゑで有らうと一人が云ば伍長初め成るほど夫に違ひない左らば急いで買ひ戻しお詫びをするが宜からうと忽ち評議が一決して夫より慶

次郎へ掛合ッて彼杉を買ひ戾し村中總掛りにて樹の四方へ青竹で垣を結ぶやら七五三繩を張るやら大騷動で有ッたといふがヘテ怪しい新聞ぢやなア

（讀賣新聞第千三百八十八號　明治十二年九月二日）

罰金を値切る（明治十二年六月）

下谷龍泉寺村の近藤熊次郎（四十六年）は一昨日の眞晝間南傳馬町二丁目を野菜物積んだ車を曳て小便を垂れながら行く處を巡査に取り押へられて拘引の上罰金十錢を申し付けられると熊次郎は貧窮にて今十錢罰金に出しては難澁するゆゑ以後は必ず氣を付けますからお慈悲に六錢におまけ下されと水ばなを啜りながら申し立てたといふが罰金を値切つたのは近頃珍らし

（讀賣新聞第千三百二十四號　明治十二年六月十七日）

懷姙が脹滿腹と判り離縁（明治十二年六月十八日）

子なきは去るの離縁沙汰から起つた悶着話しは相州三浦郡三崎鹹村の魚屋褒次郎は今より三年程跡に同所の藝妓小三を女房にして夫婦仲も睦まじく暮して居たが褒次郎は頻に子供を欲しがれど何分出來ない處から果は離縁する抔と愚痴を云ふ故小さんも色々心配して神に祈り佛に頼み只管懷姙を願ふ眞心を神佛も憐れと思召したか昨年の五月中より小さんは姙娠の樣子にて日に增し腹が脹れ出したので當人は勿論褒次郎も大きに悅び離縁沙汰も立消になり日頃に倍して睦まじく出産の日を待つて居たが小さんは餘り腹の膨れ方が早い故不審に思ひ或る日亭主に內々で醫師に診て貰ふと懷姙ではなく全く脹滿だと云はれて大きに驚き此ことを明し話せば立腹の餘り離縁されるも計られずと隱し療治をしてゐるうちおひ〳〵産月が近寄れど病氣は次第に治るゆゑ腹はだん〳〵小さくなるので氣取られては一大事と帶など押込み飽くまで懷姙の體に見せかけて居ると先月は臨月ゆゑ小さんは一生の智慧を絞り四五日跡に褒次郎が東京へ行つて留守の間に同所稻荷山の漁師何某の女房おせんが産み落した赤兒を藁の上より貰ひ受け自分が産んだ積りにして亭主へ知らせると褒次郎は大悅びで歸つて來たが産婦の樣子がどうも怪しい故だん〳〵聞き糺

すと忽ち前の始末が露顯して大悶着になり終に去る八日に離緣に成つたと云ふ

（讀賣新聞第千三百十八號　明治十二年六月十日）

珍談娼妓の身代限（明治十二年八月九日）

古今未曾有娼妓の身代は本港高島町三丁目高橋德次郎（千石樓）方出稼娼妓おさだにて保土ケ谷驛金子利兵衞より貸金催促を受け返却するの目的なきを以て身代限を申し付けられしが其身代は定めし娼妓の事故金襴の打ちかけと行かずとも絹縮の上衣位はあるべしと思ひの外煙草盆一つ眞鍮の烟管一本上草履一足なりしと

（横濱每日新聞第二千六百七號　明治十二年八月九日）

大饅頭（明治十二年八月十四日）

昔し紀文が吉原の或る遊女屋にて月見をして居た處へ友人より一ツの大饅頭を送りし故其饅頭を二階へ運び上る爲め階子の上り口の板を離し手すりを毀ちしとか聞しが今度宮城縣下仙臺にて博覽會を催ほされるにつき縣下の人民よりいろいろ風替りの品を出品する中に同所の菓子商小林堂より出品の饅頭は直徑五尺に高さ二尺餡は四斗入だといふが前のは一時の戯れなれど眞面目で此樣な品を造るのは餘り賞めた話では有りません

（讀賣新聞第一千六百七十二號　明治十二年八月十四日）

變態催促（明治十二年八月二十七日）

一昨新富町の通りを年のころ四十位の男が頭へは貸金催促とした砂糖袋を被り脊中へは「家屋並建具造作一式抵當貸金催促」と筆太に書いた幟を押立て同所の合併茶屋近江屋、山田屋、筑前屋、丁字屋へ大手を振つて入り込み何か大聲で掛合て居る處を巡査が見認めて取調べられると拙者は斯樣な異行な容貌をして居れど狂人でも何んでも無く兼て此家へ貸金が有つてたび〳〵催促すれどさつぱり埒が明かないゆゑ恥しめの爲め態と斯樣な容貌で參りましたといふ樣子が狂人とも見えず巡査は貸金を催促するは宜いが左樣な容貌は廢したがよからうと諭した上彼幟と砂糖の袋を取上げられたといふ

（讀賣新聞第千三百八十三號　明治十二年八月二十七日）

コレラの劇症（明治十二年九月一日）

芝の濱松町に勇みの菊と云ふ魚屋あり毎も夕河岸の鰯を擔ぎて聲も枯るゝばかりに賣りあるけど例のコレラにて一向に賣れず買ひ出せし數のまゝ盤臺に殘る日の多ければ忌々しいコレラだと五六日あとも家に歸りて燒け半分に其鰯を鹽燒となしコレラと養生家は馬鹿ダナ婦アと二人が取り膳でガブ〳〵と酒を呑みムシヤ〳〵と鰯を喰ひて快よく打臥せしに夜中より女房が俄に瀉吐を始め七顚八倒して苦しむを何のコレラが己れの內へ來るものかと氣張つては見たれど捨てゝも置けず直に近所の醫師に見せると全くコレラの徵候なれば醫師は立歸りて其趣を屆出でたるにぞ分署より釣臺を舁せて巡査と醫員が附添ひ出張するを夫と見るより菊公大に怒り天秤棒を眞向にかざし己れ肝取め等と滅多無上に打ち掛るを巡査が取押へて樣々と說諭するうち近所の者も馳せ集まり共に菊を宥めて漸く病院へ送ることゝはなりたるが其日より菊は每日病院の入口に來りて大聲はり上げ若しも己れの婦アを殺しアがると解死人は一人りでは濟ないぞ腹にも一人おれ樣の子が居るぞ屆け出た藪醫師も舁ぎ出した人足も片端から出刄庖丁で切り殺すぞと怒鳴り立て家へ歸りても矢張り狂氣の如くにわめき騷ぐゆゑ近所の者はコレラよりも氣味わるしと恐れて居るよしコレラに付きては種々の奇談も多く載せたれどコレラは其內の劇症とも申すべし

（東京日々新聞第二千二百廿二號　明治十二年九月一日）

【註】この時代は全く傳染病に關する智識に乏しく、樣々な奇譚を生んだものである。左の記事の如きもコレラのため村と村とが大喧嘩にならんとした事件で、成程ありさうなことである。

○

南葛飾郡中平井村の若者がコレラの祈禱にとて上小松川村の正福寺にある大般若の經櫃を舁ぎ出してコレラを送れ隣り村へ送れオータレおくれと囃し立てゝ村內を廻るを隣村の下平井村の者が聞附けて此方からも送り返してやらうと鎭守の社より二人持と云ふ獅子頭を擔ぎ來りて同じやうにコレラを送れ隣り村へおくれと叫き步きしが一昨日の夕がた雙方とも村境にてハタと往當りしかば此處で囃し負た方がコレラ脊負ふのダ負けるナ〳〵と互ひに喉の張切るゝも知らず送れ〳〵

と爭ふうち忽ち石の投げ合ひとなり夫れより鋤鍬の叩き合となりて追ひ〳〵人數も加はり既に双方の大喧嘩となる處を早くも第六方面四分署から巡査が出張して取靜められ先づ〳〵五六人の怪我人にて事濟みたりと

（東京日日新聞第二千三百廿五號　明治十二年九月五日）

墨の貞操帶（明治十二年十一月十七日）

深川區森下町の人力車夫萩原林藏（三十）は至つて悋氣深き男にて毎日職業に出る前には女房のおかつ（廿五）の何處へか墨にて印をし晝飯に歸る時篤と檢ため夫れから又た印をして出掛ける故女房も馬鹿々々敷はありうるさくも思へど是は又た名代の朴直なる女なれば亭主の爲す如くに任せけるが此ごろ林藏の弟の龜吉と云へるが同町に引越して曰く此處へ遊びに來るを兄は大不承知にて夫れより後は晝の一度では濟さず日に三四度も歸り來りて龜吉が來て居れば大腹立にて當り散し左なくても臭ひが變だ色が怪しいと下手な衛生家が土用の牛肉を買ふ如く嚚しく小言を云ふにぞおかつも立切ずして四五日跡に本港町の親類某かたへ逃げ行き委細を咄してとても私しには辛抱か出來かねますと云ふ折から林藏は例の檢査に戻り來りおかつが居らぬに狂氣の如く諸方を尋ねて遂に此家へ來り女房の顏を見るより怒鳴り込て手を取て連れ歸らんとするを某は止めて是迄の心得違ひをいろ〳〵と說諭しければ林藏は一言もなく誤り入りて歸りたるが夫れより一層右の檢査が嚴しくなり其後仕事にも出ずして朝から彼是れと口喧ましく罵りければ流石のおかつも愛想がつきて一昨日其筋へ訴へ出でしとぞ是は女房の苦情が尤もらしい

（東京日日新聞第二千三百八十三號　明治十二年十一月十七日）

馬上安產（明治十二年十一月二十日）

陸中膽澤部西根村のものが男女十六人申し合せて九月の初め信州善行寺詣りに出掛けしに其うち高橋榮作の女房お初（卅七）は最はや臨月に近く大腹を抱へて立出しが首尾よく參詣も濟みて去月廿七日歸村との先觸あれば其留守宅より隣村まで迎ひの馬を出だしお初も此の馬に跨りて來りしに鞍にて搖れたる所爲か俄かに虫が痛み出してモウ產れさうだと云ふに同行のものも慌て騷ぎてこゝで飛び出されては耕地中故

醫者も藥も間に合はぬ家までは今ま些こしだ辛抱しなさいしかし馬の上では苦しからうと抱き下さんとするにお初は平氣にて皆さん騒ぎなさるナ些とお慮外をしますと云ひて尻を引立てゝ鞍の前輪に寄ると見えしが忽ちやす〳〵と男兒を産み落して我が襦袢にて赤子を包み手早く汚物の始末などして遂に馬を下らずして女の一大厄難を畢りたるは古今に例しなき咄しと云ふべし畏きことなれども三韓に渡らせ給ひし神功皇后も斯くやす〳〵と御産の紐を解き給はゞ石を腰に挾みたまゝ禁厭にも及ぶまじきにと其地より申し來りしまゝ

（東京日日新聞第二千三百八十六號　明治十二年十一月二日）

新聞資料

昨日の紙上に信僞は知らずと記したる朝野の末廣氏が東京横濱毎日新聞へ入社の事は御當人よりの辯駁に依りて果して我々が想像の如く全くの虚說たるを知り得たり如何にも同氏は朝野社の論壇を主宰せらるゝの重任なればさる事の有るべき筈はなし全く世說の誤にてありし叉同氏の報知にて毎日新聞社と嚶鳴社の論客俊才たちとは聊か關係なくたゞ沼間氏のみ毎日社の社長となられたる由なれば江湖の諸君此旨を諒せられよ然るに奈何にせん毎日新聞社は一昨日より東京横濱毎日新聞と改題し其の趣意をも社說に論せられて一往は御尤もなる考案なりと思ふ間もなく昨日の新聞を見れば叉た元の横濱毎日新聞に復られたり是は定めて深き緣故もあるべけれどたゞ其筋にて改題を御許可なきとのみにて別に其の解說も見えず固より改題は願濟の上の事なるべきに世人も復題の一事には惑ひ居るなるべし

（東京日日新聞明治十二年十一月二十日第二千三百八十六號）

○

横濱毎日新聞は今度東京横濱毎日新聞と改題し横濱の本局は其まゝにて更らに京橋區西紺屋町へ分局を置き有名なる沼間守一氏が社長となられ總て嚶鳴社の論客俊才を羽翼とせらるゝ由なれば其論說の精確なるは固よりにて社運の盛大に至るべきは豫かじめ期すべきなり且つ朝野の末廣氏も嚶鳴社の因みによりて近く本社を辭して同社に入社せらるゝとか聞く果して其の實なるか否やを知らず

（東京日日新聞明治十二年十一月十九日第二千三百八十五號）

女房代りの猫 (明治十三年一月十六日)

百家奇行傳てふ物の本にむかし大江戸に狸の卜者とて多くの狸を飼おける何某とやらんいふ男子のありしことを載たる爰に猫をあまた養ひおける一老爺ありそは天滿空心町三丁目九番地にいとやつ〳〵しき家居して名をば池島平右衛門と呼び年は古稀の上三つばかりも越せりとなんこの浪花の町々を鮒あるひは鮓の昆布卷てふものを賣歩くことを世の營となす者なるが若き時より妻といふものもちしことなくその代りなりとて十あまり六つの牡牝の猫を飼ならし其牡猫の第一は竹丸第二は松丸第三は鶴丸第四は龜丸第五は龍丸第六は虎丸第七は熊丸第八は雲丸又牝猫の第一は梅姫第二は小櫻姫第三は千代姫第四は加治姫第五は豐姫第六は小松姫第七は末姫となん名を呼てさながら妻子を愛育むごとく三度の食物を分與へ夜はふしどをともにしておるよしなるがにやんと猫なる物好ならずや

(大阪日報第千百七十二號　明治十三年一月十六日)

人肉を喰ひて梅毒を癒せし話 (明治十三年一月二十四日)

いと怪しげなる物語あり眞僞は素より保證せねど知らせ來し儘左にかゝぐ愛知縣下尾張の國春日井郡小田村の農白井小八と云ふ男は數年來黴毒をわづらひ痔瘡便毒骨がらみ凡あらん限りの病にかゝりて色も青ざめ形も衰へ見るも哀れなるまで病み衰へ居りしが自分にもこれを憂事におもひ賣藥店に行きてかのひゑしつ下し藥或は瘡一切の妙藥なんどあらゆる黴毒の藥も用ゐつくし此頃新聞紙に物々しく掲げある明治水なども人に敎へられ用ゐ見しかども何分病毒膏肓に入りしや世間にありふれたる賣藥などの効を奏すべき模樣もあらず只身體の不如意におもむくのみなれば如何はせんと千々に心をくだく中或人の話に人身の肉を食ふ時は黴毒忽ち治すと語りしを聞き人として人の肉を食はんこと鬼とも蛇ともたとへ樣なき怖ろしき業なればとても能くすべき事にもあらざれど掛替ゝなき命を助けん爲なれば心を鬼にして一口喰ひ見んやと心掛けつゝありけるが容易き事にて手に入るべき品にもあらざ

れば空しく月日を送る内此程同村の某が死亡して琵琶川岸なる火葬場にて荼毘せしが未だ燒切らず荼毘の烟の川風に横はりしを見聞てこれ幸ひとや思ひけん夜に入りて密に家を立出で杖にすがりて歩みながらやう／＼と荼毘所に着たりしが明日なん骨を納むる心にや火を燃せしのみにて人はあたりに居ざりければ時よかりしと喜びつゝ頓て燒殘りし柴の枝もてかきさがし人の肉の餘もあるやと探見しに幸なるかな死人の片腕未だ燒失せずして燒け焦され程よく柔かに炙物となりたるもの殘りありしにぞいたくこれを喜びて直に手に取り喰はんとせしが流石に人の肉と知りては聊か氣味惡しく幾度となく口の邊に持ちゆきて又下におきなんど少時躊躇ひ居たりしが時經ては人に見咎られんも知れずと終に心を決して口を開きて眼を閉ぢてかの腕をガブリと一口喰ひしに案の外に味善かりしかば覺えずも二口三口と嚙み味ひてやがて殘りなく喰ひ仕舞ひけり我身ながらうたてしや禽獸にもあらぬ者が友食なしてけりと心に悔りつゝ途に又杖ひきて歸途にさしかゝり道の二町ばかりも來たらんとおもふ時咽喉の頻りに渇り涸きて堪えがたき心地しければ或家の軒下に立寄り手水鉢の水二升あまりも飲み盡くし辛うじて我家に歸り臥したりしが一兩日を經て全身忽ち爽快を覺え痛苦も頓に止みたりしと彼地より來し人の物語りなれど些受取りにくき話になん

（大阪日報第千百七十九號　明治十三年一月廿四日）

目玉を押し込む（明治十三年一月二十九日）

目の玉の抜け出る目つたにない病氣を患ひて悲道い目に逢ひし目面(めづら)しい目茶苦茶ばなしは伊具郡枝野村十番地平民伊藤文右衛門（五十）が妻おりよ（四十三）なるが良人文右衛門は毎日五六升の酒は外さぬと云ふ所に名高き大酒呑にて碌な稼業もせぬ男なればおりよは長男養吉（十八九）を相手に近所隣の者どもにも譽られる程働き居たりしが昨冬頃よりして目玉の抜け出る病氣にかゝりしかば早速近村の瀬谷寺民と云ふ醫者を招き治療を托せしにぞ瀬谷は目の玉を元の如くに押し入れんと盡力最中なるを文右衛門が例の酒癖を出して何んだ醫者も糸瓜もあるものか彼の寺民坊主め彼奴目にかけて置のも最早五十日なれど藍張癒りやアしない七面倒な己れが癒してやんべーコレおりよ此方へ來いと嫌がるのを無理に取つ

捕まへて竹篦か何かを以て無暗に抜出た目玉突き廻したからおりよは痛みに堪へ兼てワイ／＼と聲を立てゝ逃け出すを文右衛門の無鐵砲は竹鑰を擔ぎ追廻すなど度々なれば長男養吉が見るに見兼ねて何程(なんぼ)親爺なればとて斯くまで非道い仕打があらうかと警察署へ訴へ出て御說諭を願ふとか云ひ出せしを親族どもが寄集まり養吉を騙して漸々の事にて取鎭めしとか實に揃ひも揃ひし馬鹿者どもにぞ

（仙臺日日新聞第八百四號　明治十三年一月二十九日）

鶏卵を食つて村拂ひ

（明治十三年二月）

昔しより宮城縣荒卷村にては鶏卵を食へば氏神（神明社）の祟りありとて一般食はぬ事にして置きしを同村の三五郎と云ふ男が祟りも糸瓜もあるものか鶏卵は滋養物の第一等なりとて近頃頻りに買集めて喰ふよし專ら村内での評判に頑固野郎共は怒り出し三五郎を村拂ひせねば規則が立たぬと云ひ出して當時紛紜最中のよし

（仙臺日日新聞第八百八號　明治十三年二月四日）

飛んだ溫泉寒中の井戸

（明治十三年二月十五日）

去る十一日の午後四時ごろ駒込東片町の大工飯田秀次郎の雇人伊之助が同町の舊阿部邸の畑の中に遊んで居ると後よりオーイ／＼と呼び掛る者が有るゆゑ振り返つて見ても誰も居ないので行かうとするとまた／＼呼び掛けるは如何にも不審と暫く立止り耳を傾てよく／＼聞くと全く少し隔つた井戸の中より呼び掛るに相違ないゆゑ驚いて早速其趣きを主人伊之助へ知せると同人も驚いて直に同町の井戸職人田中長兵を同道して彼井戸を窺いて見ると誰かは知らずボチャ／＼やつて居るゆゑ直さま引揚げて見ると七十餘とも覺しき眞裸體の婆さんにて餘ほど疲れて居る樣子なればいろ／＼介抱の上仔細を聞くと此婆さんは本郷丸山新町の煉瓦職狛勇吉の母親お糸（七十四年）にて去る六日の夕がた此處を通り掛ると卅計りの女が後から來てお婆さん今度此邸内へ立派な溫泉が出來たから一ト風呂お入りなさい湯錢は要らないからとの勸めに任せ溫泉と思つて衣類を脫いで入りましたと曖昧とした挨拶に二人

は呆れて忰房吉を呼で引渡したといふが此婆犬に六日から十一日まで井戸の中へ落て居て無事で有つたとは如何にも不思議

（讀賣新聞第千五百二十一號　明治十三年二月十五日）

娘と猫の話 （明治十三年二月十八日）

埼玉縣下蕨驛の米屋利右衛門の娘お徳（十六年）は年頃と云ひ容貌と云ひ申し分の無い別品の上此利右衛門は宿中で一二を争ふ金滿家ゆゑお徳の衣類は勿論頭の物から履物まで一々東京より取寄せ目ばゆきまで艶麗に着飾せて有れば米屋の娘と云へば宿ぢう知ない者は無い評判娘だといふ事を東京の或る商人が聞いて見ぬ戀にあこがれ人を以てお徳を嫁に貰ひたいと云ひ込んだ處早速承知して結納の取り替せも濟み近日輿入をする事に成つたが此お徳は彼薄雲太夫の再來でも有るか幼少の頃より人並外れた猫可愛がりにて兼ねて秘藏の三毛猫を晝夜とも側を放さず寵愛し今度嫁入りをするに付ても是非一途に連れて行く積りで居ると七八日跡に此猫が平常出入の人力車夫久藏の家飼の猫と喧嘩して強く嚙み伏せられ大疵を受けたと聞くよりお徳は氣も半亂で其場へ驅け付け血塗れの猫をお召縮緬の衣類の袖で懷き抱へワイ〳〵泣いて騷ぐので兩親も弱つて早速近所の醫師を呼んで猫の療治を頼んだがなか〳〵の大疵ゆゑ三日や四日では治らないと云れお徳は猫の疵が治るまでは東京へ行くのは厭だとて毎日鬱いで居るといふ事を車夫の久藏が聞いて折角お孃さまの御緣談が猫の喧嘩の爲に不都合が有る樣では濟まないから此上は家の飼猫を叩き殺してお詫をすると突然側に居た猫の首玉を摑んで土間へ投げ附けると猫はニヤア〳〵鳴きながら何國とも無く逃げ去つて更に姿を見せ無いので久藏はます〳〵氣を急ち昨今頻に猫の居所を探し歩いて居ると同地より知らせて來ました

（讀賣新聞第千五百二十三號　明治十三年二月十八日）

變人の所作 （明治十三年二月二十一日）

奇々妙々と云ふべきは相州横須賀汐留町二丁目千廿二番地酒渡世石岡角次郎は兩親のある上に先頃妻某（十九年）を迎へ最睦敷暮せしが元來角次郎は一種の變物にて今は隱居の兩親が適々寄席へ行くは勿論老ての後の樂みに彼の夕飯に添ふ

酒さへ無益のことゝ言張りて乙な處へ道理を付け健康を害する抔小學教師の聲色を遣ひ妻が化粧道具を求めんと屢々良人に言入るれば畢竟是等は髮毛があるゆゑ何の彼のと面倒なりとて或る日妻の髮毛を根からプツツリ切落せば妻は宛がら狂氣の如く泣き叫べども詮術なく近所の評判區々なるを更に頓着する色なく尚は是より得意になり家内一同の入湯さへ度々すれば毛穴を惡くし爲めに風邪になることありとて二十日に一度と極め夫のみならず諸事萬事吝嗇に仕掛るより兩親も呆れ果て餘りのことにや思ひけん目下親族を打集ひ彼此相談最中なりとて同地よりの報知

(東京横濱毎日第貳千七百六十三號　明治十三年二月廿一日)

狸公の屁 (明治十三年三月十七日)

埼玉や小針の沼の枯蘆の一むら茂る中に怪しき聲をして啼ものあり是は鯉鮒泥鼈の類にあらず何でも曲者と釣竿を揭けたる五六人連のうちより膽したる人々かな我こそ今日の先陣と北埼玉郡行田町の住人柳瀨仙太郎(綽渡世)が衆味わるわる往て見れば犢のごとき古狸が犬にでも噬れたか血塗になつて動く事もならぬ體に仙太郎も先は安心しいかに方々近く寄て御覽候へ遠く建久の昔し仁田の四郎が手捕へにせし猪にもおさ〳〵劣らず近くは茂林寺にて茶釜に化しもこれ程にはあらざるべき大狸をば仙太郎が生捕たりと呼はるにぞ仙めが何を吐すかと一同も葦も押分け近附て見れば成るほど傷を受けて弱つたらしき大狸なればこは思ひよらぬ大獵かなとて有合ふ繩にてくゝし上げ擔き歸りていざ汁に煮て肴にせんと料理にかゝれば狸もこゝぞ一生の瀨戸先刻犬に追れた時は事急にして其暇もなかりしが今は迚も遁れぬ處と觀念して最後の一發を放ちたるが何とも云はん方なき臭ひで暫しが間だは邊りへ近づく事もならずこれが所謂る最後屁か狸公こたへたと鼻をつまんで一同感心仕まつツたと同地よりの知らせ

(東京日日新聞第貳千四百七十九號　明治十三年三月十七日)

日本一の長壽者 (明治十三年三月二十三日)

三浦大助はものかは武内宿禰にもおさ〳〵劣らぬ長壽な爺さんが顯れました大阪立賣堀北通り二丁目十番地の伊關儀兵衞は寬永八年辛未七月十日の誕生にて當明治十三年三月まで

にて二百四十八年九ヶ月で有ます

（讀賣新聞第千五百五十一號　明治十三年三月二十三日）

【註】この新聞記事を半額に割引いて考へしも百二十四歳四ヶ月半である恐らく日本一の長壽者であらう。

木戸公の墓あばかる

（明治十三年三月二十七日）

明治十年五月に內閣顧問木戸公が薨去ありしに付き御遺骸を洛東靈山に葬りまゐらせて追て御石碑を取建るまで假埋のまゝにて晝夜番人を附置かれけるが此の番人と云ふは東山の牢が谷東音羽町南無地藏など云へる處に小屋掛する元の非人にてもとより餘されたる者どもなるが其番人の一人（名は分らず）が仲間のお松と云へるに少々の金を貸し度々催促すれども兎角澁りて返濟此上は勸解へ持出してもなど云ひ爭ふ折りお松は澁谷の南花山の火屋の株を貰て其處へ住込みたりと聞き憎き阿魔めが夫だけの金を持ながら此方へ返さず已れの勝手に遣ふとはと大に怒りて斷りもなく區裁判所へ訴へければお松も呼出されて否應なく元利とも拂はせられしにぞお松は遺恨やる方なく何か彼奴の惡事を見出だして其筋に訴へ懲役なり科料なりに遇はせて腹癒せんものと仲間の中にても親しく語らふ亀五郎熊右衛門の兩人に咄せしに兩人は暫らく考へしが急に膝を進めてイヤ姐御有るとも／＼先ごろ那奴が木戸さまの墓に金物があるが往かぬか／＼と勸めたるが己は此せつさる筋の事は廢めたればと斷りを云ひて返したるが其後見れば手拭ほどの大きさの白木綿の切を幾らも持ち殊に大ぶん懷中も太らまつたと云ふ咄しなれば屹度御墓をやらかしたに相違なしと聞きお松は踊り上がるまでに喜びて早そく兩人を證據人とし去る十九日に七條停車場なる警察署へ注進しければ其筋にても容易ならぬことゝ驚かれて其日に直さま彼者を召捕られ嚴しく糺問せられけるに初めは兎かく陳じたれども意に匿み負せず十年五月中御墓所の夜番したる折りに墓を發きて棺中に納めたる錫の德利三寶を始め公の御遺骸にまとひし木綿切をも盜み取りし趣きを白狀せしが未だ／＼昨今頻りに御糺問中のよし世には大膽不敵の曲者もあればあるものかなとさる方より投書にて申し越せり

（東京日日新聞第二千四百八十七號　明治十三年三月廿七日）

人を踏み附にせし天狗共

（明治十三年四月六日）

元板倉伊賀守の家來にて當時備中の高梁に住む岡山縣士族の武野武平（五十七）は兼て金毘羅の信者なりしが去る明治三年三月十日に風と女房のおよし（五十）に向ひて今日は信ずる大權現の大祭日なれば是から一寸と讃州に赴くなり留守中はよく氣を附けよと云ひ棄てゝ其まゝ立出でしが一月立ても二月たちても音沙汰なければ女房は案じ詫てわざ〳〵人を頼みて二度まで讃岐へ尋ねに遣りたるが一向解らぬとて歸り來るにぞおよしも夫が家を出る時の素振と云ひ日頃からの氣質を考ふれば世に謂ふ神隱しか但しは氣が狂ひて海川へでも身を投げたるものなるべしと諦らめ出た日を命日として回吊らひ先月の十日にもおよしは心ばかりの茶飯を焚て親類の誰彼れを招き亡人の咄しなどして回向する折り武平は垢附たる行衣の上に笈負ひ兜巾をあて武者草鞋を穿き羽扇は持ねど金剛杖をつき鳴らして何處ともなく歸り來り驚く女房と其場に居たる親類の者を押鎮めて上座に直り我らが先年象頭山へ參詣せし折り大權現の有難き神詫を蒙りて永く御出に止まり名を雄善と賜はりて六根清淨の行者となりしが此ほど修行の功積りて天狗の仲間入りを仰せ付られ有ゆる難病を療治する方を授かりたれば人助けの爲め先刻下山して一時が程に此處まで飛來れり疑はしくば我が足を見よ辱けなくも日月の紋が汝らが凡俗の目に拜まるゝならんと說誇りて足を投出すに人々はます〳〵愕ろき成る程さう聞けば武平どのゝ低い鼻が餘ほど高くなつたやうだおよしどのは嘸ご嬉しからうが天狗を亭主に持れては版籍の肩書に困るだらうとひそめきながら恐る〳〵其足を覗くに如何さま圓いものゝ形が二つ幻けに見ゆるにぞアラ有難やと信じ肝に銘じて急ぎ此事を觸れ散せしに縣内の者は我も〳〵と押掛け來り其うち病人はお療治を戴き度しと申込むと雄善はいよ〳〵鼻高々と我が足の裏の日月をいたゞく者はいかなる難病奇柄なりとも癒らずといふことあるべからず奄ヒラ〳〵金平コンデイソハカと無暗に病者を踏のめすに病人は苦痛に堪へず病氣は癒つても踏殺されて溜らぬと一人も殘らず逃去りしが此こと忽ち警察署に聞えて天狗どのは拘引となり取糺されしに全く金毘羅の神託にて金錢等

の禮謝は一切受けずと云ふに依り猶ほ調ぶるに未だ奉納物は何もなしとのことなれば以後を戒められ此ごろ放免になりしと云ふが餘り人を踏附にした天狗どのだ

（東京日日新聞第二千四百九十四號　明治十三年四月六日）

變態情死　（明治十三年四月二十七日）

情死は譽めてやるのが功德なりとかいふ川柳點も有れど記者は決して譽ないが丹波國氷上郡竹田村の安達植太郎の妹お竹（二十年）は兼て同村の萩野元藏（二十二年）と人知れず深い中に成つたが儘ならぬは浮世の習ひとかで二人は添ふに添れぬ次第が有て互ひの心に任せぬ處から此世で添れぬ緣ならば死で未末は一つ蓮と若い同志の不了簡にも手に手を取て家を脱出し同所福智川へ身を投げたのは去年の十二月二日の夜にてお竹は浮つ沈みつ流れに漂ひ一丁ほど下流の杭に掛て居た所を近所の者が見附けて早速引上げ藁火で暖め水を吐せ抔するうち漸く呼吸を吹き返した故夫より兄へも知せ醫師をも招いてさま〴〵介抱したので危い命を助ツたは宜つたが可愛や相手の元藏は土左衛門と改名して彌陀の淨土へ籍を移し此お竹なぜ遅いと嘸かし待て居るだらうとお竹は明暮胸を痛め毎日鬱いで送る日も昨日と過ぎ今日と暮れ日數の經つまゝ獨寢の閨淋さの餘りいつか元藏の事も打ち忘れて又も同村の野崎菊松の忰慶太郎と結び合ひ人目を忍ぶ逢引も一度が二度と度重り果は村中の評判と成り死に損つたお竹女がまだ懲ずまた浮氣するとはさて〳〵困つた厄介者と譏るも有れば笑ふも有る其評判が耳に入り流石のお竹も堪り兼ね此上は死ぬより外に思案は無いと彼慶太郎を甘く騙し今月上旬の夜に二人手に手を鷄が鳴く曉の六時の鐘を相圖に彼福智川の岸に赴き今度は死に損はぬ樣に二人の身體を確と結び附けザンブり飛び込む水烟り消へて二人はうたかたの哀れな最期も自業自得死んで花見も咲まいにハテ無分別な人達だ

（讀賣新聞第千五百八十號　明治十三年四月廿七日）

義理々々結着の話　（明治十三年五月四日）

劈頭說起す一話は女房の貞心と亭主の戀情か互に左右へ[illegible]違ひ恩義却て仇敵の覩を倣せし因果物語と言んか叫々怪談と稱せんか姑く下文に分教する所を閱よ元は北堀江橘通高嶽橋

邊に相當の道具店を開きし白井十兵衛とは平生より稼業に力を入れ律義一方に立働けど儘にならぬが浮世の習慣爲ること做すこと啄鳥の嘴の行違のみ多ければ轉瞬間に殘らず身代を叩上け打て替りしいぶせき生活僅に同町の裏店を借り一月二月送るうち女房お何に死に別れて不幸の上の不幸を重ね悲嘆彌増す心の底を察しやりつゝ或人が段々世話して西成郡の北野村に一家を持せ幸ひ其近所に一人暮しの寡婦おしめ(廿七)といふを後妻に娶り細々ながらヤットの事に其日の煙を立て居る折から如何なる不運の廻合せにや又も十兵衛が病の床に就きツイ假初のことゝ思の外に永引て日々の稼業さへ打遺勝ゆゑ搗て加へて貧苦の中にやう／＼有りし諸道具を賣拂ひつゝ當分の糊口を凌げども高の知たる道具の數いつまで續くべくやうのあらざるより前には飢渇の難所を控へ後には債鬼の督促に責められ進退窮る危急の場合を見るに見兼ねて女房おしめが一日夫に談じ暫く吾身を苦界に沈めて諸方へ借財の濟方をすることに決し夫より周旋人を求めて遂に長州稲荷町の大又といへる席貸へ二ケ年間百圓の身の代にて彌々遊妓の出稼をなすといふ時に臨み必ず互に心の替らぬやうかた／＼夫に期しけるに十兵衛も亦其恩義に感じて元の身體に復すれば精一配に稼ぎ働き成文の金を溜めて都合の整ひ次第年期中たりとも其金を以て出稼先へ迎にゆくの約束をなし心ならずも貧の爲め餘儀なく暫時の生別離厭はぬ二人の中割て涙の袖を拂ひつゝ長門を指していでゆきしあとには十兵衛が女房の身の代金を以て藥料其他の義理借財を殘らず償ひ負ひし重荷を裕くにおろしたといふ安堵に連れ日頃の病氣も次第に快く今は舊時に倍して一層健の身となりしより某所にて一挺の人力車を借出し腕の限根かぎり日々客を乘せて東西南北へ挽廻り其儲額の多かれ寡かれ必ず一日に十錢づゝの錢を積立てんが爲め一個の竹筒を製しそれへ都度／＼投込置しに光陰の過るは矢の如く早や其うちに一年あまりを經て車輪と共に金の運轉も意外によく筒の中なる貯金を併せて已に五十圓ばかりできたればイザ是から約束通迎ひにゆき程能く持主に掛合ひ是まで勤めし一年あまりの差引計算をスッカリ立て大抵講判が行屆ならんと獨心に打頷き勇み彼地へ出かけしは本年一月下旬の事なりとそ（跡は次號）

（大阪日報第千二百六十一號　明治十三年五月四日）

（十兵衛おしめの話前號の續き）

却說十兵衛は海山隔てし數百里外の長門の國へ稍くに出かけておしめの容子を問へば去年十二月の中旬より大阪本町唐物商の手代とやらに尋常ならず思染られ遂に身受の示談が行屆て此程彼地赴きしと聞て吃驚斯までに堅く約せし中ながら義理さへも思はずに好いた男と連添ふて自分一人が喜色城樂み極めて居ると云心の底ぞ薄情も又淺間しき女房に振捨てられし上からは最早此世に阿容々々と生存へて居るよりも長い浮世に短い命を寧そ此地へ遺て歸らんと前後を忘れて無分別只一徹に堰詰めしまゝ是まで千辛萬勞を竭して折角溜たる金子五十餘圓を懷中なし同所の遊廓稻荷町の某樓へ登り二日三日の居續散財絲の柳紅の花を列べし風情をば一座にしこめ愉快の折柄其中の一妓が鳥渡物問たいから外の座敷へ別席をといふがまに〳〵引かれて行けば彼方はヂロ〳〵顏打眺め妙なことをお尋ね申ますが若やあなたは大阪の南堀江橘通に道具屋をせられし白井十兵衛さんでござりませぬかといはれて十兵衛も不審顏さういふおまへは何したお方ハイ定めし最うお見忘になつて居ませうが元妾も同町内に道具屋をせし板常の娘さだといふものでありますが御承知の通親の家も六七年前あのやうに丸切身代を倦上げ一家三人一處に住兼しほどの難澁に陷り餘儀なく〳〵も此廓へ十六の時に賣れてまゐり夫よりいろ〳〵さま〴〵の艱難苦勞も夢の如く現に送りし三年の年期も早くあいたれど誰に寄邊もなき身の上を打明話す人さへなく明ても暮ても只一人憂　涙に暮れて居る心のほどを酌量て情願一緒に大阪へ連れ歸つては下さらぬやと泣かこちける言葉の端々其眞心の見へたれば成程さういはれると幼稚ときの顏に見覺へもあるやうなり殊に板常さんと聞けば吾等も段々厄介になつた家の娘ゆゑおまへの一身さへらくなれば吾等は何時なりとも同行して成丈けのお世話をいたすべしと思寄ざる十兵衛が深き實意の一伍一什を吾親方に物語りし元より年期も疾くに明き今は勝手に稼ぐ身なれば親方にも兎も角妨るほどの權利なく手易く承知せしうへに長々神妙に勤めたる酬として若干の謝禮まで遣はしけるは浮薄と殘酷を以て名物とする席貸主人に珍らしき段々の懇情に依り跡の始末を都合克くつけて是より十兵衛に誘はれ阪地を指して歸る船中二人相互の薄命話が結で如何なる團圓となるか姑く次號の解說

を待て知れ

（大阪日報第千二百六十二號　明治十三年五月五日）

（十兵衛おしめの話續き）

去れば十兵衛おさだの兩人が船中にて其身の不運を語り合ひつゝ同氣互に相求めて自然に替はす涙枕濡さぬ水の底深く契りそめたる其時より早や双方とも夫婦氣取手に手を引て阪地なる北野村の宅へ歸つて見れば吾留守中におしめが來ていろ／＼近頃の事を尋ね居たと隣家の人より傳言せられ扨はさうかと心の中に聊か思はぬにはあらざれど何分飽まで立腹のうへ已におさだといふ代りの女房が出來たるゆゑおしめの方には未練が殘らず餘所に見流し居る折柄或時十兵衛が外へ出て在らざる處へツト彼のおしめが入來り臺所の彼方におさだの坐りしを見より吃驚オヤマアお前は市松さん（おさだの藝名）何ういふこから此處へと問はれておさだも當惑のあまり顏赤らめて暫時の間返答さへなく居たりしが良あつて心を靜めおしめに向ひ不思議の處でお目にかゝり今さら申譯もありませねど段々是には仔細のあること何卒一通の事情をお聞下されとて是より二人が何の相談をなしけるかソハ後の條にて大概の樣子を覺得るべし却說十兵衛は其夜九時頃宅へ歸りしにおさだが姿の見えざるは定めし湯にでも行くことかとつぶやきながら暗裏を探り／＼稍くに火打箱を取出して行燈に火を點し其邊を見廻すと火鉢の側に二通の手紙ありこれは不審と手にとり揚げ見れば一通は先妻おしめの手蹟にて中には細々と其身が是までの履歴から餘儀なき情誼に絆され遂に當地本町の井池邊の唐物商某に根引せられて來りしといふも元より其うちに故障をつけて旦那の手を切り良人の側へ戻りたいばつかりが最初の念慮なりしに一々目途が喰違ひて今は良人にも市松といふ女房さんができ殊に此子も樣々の不仕合つゞきと聞からには彼是不足をいふわけならずどうで此身が不束より起たことに相違なければ最早此迄の事とあきらめて亡父母が菩提の爲や今までなせる罪業の懺悔かた／＼一先づ西國へ順禮に出かけるとのことを認め今一通はおさだが今日圖らずもおしめに逢ひ其話を聞て見ると全く良人に盡せし實意が間違て斯なりし樣子を知りつゝ此處にも居られぬゆゑ外へゆくとの趣意を書遺し双方倶に義理を立合ひしものなれば十兵衛も始終を讀下して意外のことに肝を潰し只茫然と途方

に暮つゝ漫に二人の心衷を察しやられ不便の念に堪兼て思はず溢す數行の涙に兩の袂を濡し夫より俄に思ひ立て自分も同しく跡を追ひ西國三十三所を順拜せんため先づ其第一番なる紀伊の國熊野を指して立出てしはまだ六七日前の事なりと世には活る行違のまゝあることなれば玆に聞く所を記して聊か後人の戒とす

（大阪日報第千二百六十三號　明治十三年五月六日）

留置所かチヨンの間か？

（明治十三年五月十二日）

滋賀縣下金塚町の三尾平五郎方に止宿の松下綱紀は昨年中より同縣の四等巡査を奉職して先月十六日に大津警察署構內の拘留人の番をして居たとき拘留所の內に近在平津村の辻村おふじとて十七八の新造が居るのを見てお前は何の罪で此樣な處へ來て居ると聞かれておふじは耻しさうに何を隱しましやう不圖した出來心にて些少の品を盜みまして此の始末と顏を赤めて差し俯向く女の樣子をつく〳〵見て何ぼ出來心にもせよ人の物を取る抔とは以ての外の不了簡併し女の事で有るし些少と有れば左のみ重い御處分にも成るまいから以後は必ず謹むがよいと深切めかして異見する心の內は分らねど世に頼しい深切な言葉に流石はお職掌柄にて若いに似合ぬ感心な方だとおふじは深く其異見を悅び猶いろ〳〵と話し抔をして居るうち松下は交代の時間が來たゆゑ殘り惜し氣に外の巡査と入り替つて控所へ來てアヽ今暫く話しをすればどうか成たものをさて〳〵殘念至極と呟きながら休息して居ると頓てまた交代の時間が來たゆゑ今度は是非談判を附け樣と急いで拘留所へ行て見るとおふじは前後も知らず寢て居るを幸ひ密と側へ寄つて手を握ると吃驚して目を覺しよく〳〵見れば先刻の巡査松下綱紀にて外の囚人へ聞えぬ樣に小聲にていろいろと口說かれておふじは迷惑ながら得心して怪しい夢を結ぶ間も無くまた〳〵交代の時間が來たのでまた其うち機會を見て緩然話さうと約束して松下は控所へ戾つた事は誰も知るまいと思ひのほか側に寢て居た囚人が始終の樣子を殘らず知つて交代に來た巡査へ話したので松下には翌日直免職の上裁判所へ呼び出されてだん〳〵お調べのすゑ去る三日に禁獄七十日の御處分に成たといふが東京でも巡査の不體裁は毎度あれ

ど此様な劇しいのはまだ無い様だ

（讀賣新聞第千五百九十三號　明治十三年五月十二日）

地獄の博覧會へ出品

（明治十三年五月十四日）

大方の君子からは兎角小人奇を好むと呵られるかも知らないが遠田郡小鹽村の平民齋藤忠右衛門弟留治の女房お久は過ぐる二月の中頃より俄かに産の氣が附いて産み落したは男の子なれど口は耳まで割れた上口中には鋭き牙を生じ世に恐ろしき異形の姿に親は固より家内まで是はとばかり驚いたが此儘生かして置く時はどんな鬼になるかも知れねば人の知らぬを幸ひに地獄の博覧會へ出品せんと手簞笥へ飲ませず喰はせず四五日間入れて置いては何に堪るべき乾物の人魚の如くなつたのを椽下掘つて深く埋め女房お久の肥立を待つて白谷村の里方へ三行(みくだ)り半で追ひ歸しなにも世間へ隠し置きしがどんな譯だか此頃では生かして置いて見世物にでも出したかつたと悔いて居る由同地の是れも小人より世間の小人仲間へも示して呉れとの報知ですが造化も矢張り奇を好むから小人（デハナイ）小兒と字(あざな)のあるのでせう

（仙臺日日新聞第八百八十八號　明治十三年五月十四日）

發狂の原因

（明治十三年五月二十七日）

怪力亂神を語らずといふ本文もあり今の世に幽靈話しはチト不向なれど聞込だまゝ書き載せるは神田松富町の松浦おぶん（四十二年）は去年の秋睦ましくせし亭主に死なれ其時共に死んでしまふとまで歎き騒いだのを親類の者が漸やく諫め諭して押し止めた後ちおぶんは亭主の位牌に向つて念佛申すを何よりの樂みにして後家世帶を張て居ると或夜夢ともなく現ともなく亡き夫が枕邊に立顯れ我が生存中非常の時の用心と思ひ金十五圓を戸棚の破目裏へしまひ置いたれば取り出して資本の足しにせよと云畢つて搔き消す如く失せたのでおぶんは不思議の事に思ひ翌朝早く起き出でて夢の告の如く戸棚の裏板をはがして見ると其通り襤褸裂に包んで銀貨が十五圓有つたゆゑおぶんは一度は悦び一度は歎き是ほど私の事を思つて跡々まで心配して呉れる深切な亭主がまたと兩人此世に有るものか亡夫戀し懐しと夫より少し神經が狂ひ出し隣家の

何某は亭主に面影が似て居るから是非彼人と夫婦になりたいとて其事ばかり云ひ續け晝のうちから枕をかゝへて是から彼人と樂むのだとて家中を狂ひ廻るゆゑ此ごろでは一家親類の者も困り切つて居るといふ

（讀賣新聞第千六百六號　明治十三年五月廿七日）

呑兵衛の惡食（明治十三年七月八日）

南葛飾郡上千葉村の農又兵衛は此村での高持なりしが生得の大酒の爲に皆な呑み盡して今は人の小作をする水呑となりたれども矢はり毎日酒ばかり呑で居れば女房子は食ふや食はずに苦みて度々異見するを此爺また一向平氣にてさう囂々と喧ましく云ふな己も又兵衛だ今に國會黨の軍でも起ると昔しの後藤の格で一方の大將に賴まれるかも知れぬ果報は寢て待てイヤ嬶アも寢て待てだと相替らず呑で居りしが四五日以前に又た貧乏德利を提げて歸り來りコレお嬶ア肴はないかナニ飯さへないと好し己が宜い物を見附て來ると野らに出て往きしが頓て青蛇一疋と蛇の卵を三つ四つ搜し來りて頭を打碎き皮を剝ぎブツ〱に切りて醬燒にして其を下物にグビ〱と呑掛けたるが程なく蛇も喰盡したれば又卵を打割て猪口に入れトヂにして一德利を傾けたるまゝ其處に倒れしか暫くして見れば未だ酒の氣はあれども呼吸は疾に絕え居たりと察するに蛇毒と云ふに中りしものか併し呑仲間の青蛇と情死したるは又兵衛の靈も地下に瞑すべし

（東京日日新聞第二千五百七十三號　明治十三年七月八日）

吝嗇奇譚（明治十三年七月九日）

大阪南區大寶寺町の屑屋の爺は世間にて十萬圓からの身代なりと云ひ囃す程なるが其また吝嗇は非常にて出す事は袖口から手を出すも嫌ひなりとて用の無き時は懷手をし冬季は是れにて火鉢を用ゐぬと云ふ位ゐなるに此ほど東本願寺の建築と聞きて急ぎ京都に馳せ上り金五千圓の寄進に附たれば親類は氣でも狂つたかと驚く中にも天滿邊に居る甥の某はわざわざ見舞に來りしに老人は一向平氣にて汝ら左のみ愕くべからずアの金は我が家產の外なりと云ふにます〱不審りて其譯を問へばされはなり我が若き頃より御本山に斯ることもあらんかとて三日其外の腥魚を食ふべき時には魚代として錢一〆

文を膳の上に載せ其を見て粥を食ひ仕舞ひて其錢を竹筒に收め置き金一兩と纏まる時は金に替へて貯へたるが當年六十四歳までに五千三百圓餘の金となれり仍て極りよく五千圓丈を寄附して殘りの三百圓を又た三四十年溜め置きて再び五六千圓の金となし又も寄進する積りなりと答へしには虭も流石に呆れ果てたりとぞ然るに天道は盈るを缺く斯る金は餘りあれど足らぬものは子供にて孰れ養子をせねばならぬが此だけの金を持耐へる人を欲しゝと出入の者へも賴みけるに爰に或る官廳に出仕して六十圓の月給を取る某が聞て養父となるべき頑丈爺も最はや六十四と云へばお目出度くなるに間もあるまじ死だ後は十萬圓の身代は己がもの少しは居辛くとも是は一ばん相談ものなりと人をもて啗させけるに年齡もよし月給も不足なければとて早そく約定も濟み某は此家の養子となりしが見るは又聞しに彌增て三度の食事は水粥を啜らせ菜は香の物ばかりなるが某は未だしも子の物は親の物なりとの迷惑千萬なる法語を唱へて某が月給を取て來れば直さまおのが方へ取上げて當人へは小遣ひも渡さず某も家では香物に粥を食はされ外へ出れば交際に耻をかき其上三月越生魚を食はぬに身體を弱らせて胃部を殊の外傷めたれば是では親父の溜た十萬圓の金を取らぬ中に己が先へ往生して月給を次駄奉公にせねばならぬ何事も命あつての物種なりと豁然貫通して竟に三月の給と外に引移りの入費四十三圓を打棄つて這々に逃出でたるよし藏武子の子また其人なきにあらず

(東京日日新聞第二千五百七十四號　明治十三年七月九日)

貧乏神の迷ひ　(明治十三年七月十七日)

女に深く陷りたる果は輕くて身代を潰し重ければ身を失ひ中にも遣ひ過ぎて手と身に成つてから二世と契りし女が心變りせしとて恨み惡み思ひ迫つては人をも身をも殺すに至る者あり實に愼しむべきは此の道なり熊本縣士族德山某は昨年中より野州宇都宮警察署詰の巡査となり油斷なく勤めし故忽ち二等まで進みしが或日巡行中に不圖同驛池上町の貸座敷吉田屋文藏方の出稼ぎ娼妓明石(二十二年)を見初め職掌柄をも手忘れて其夜直に客となりしに明石は驛中評判の手取者なりし故德山は有頂天に登り詰め分署へは病氣と屆けて吉田屋の二階にのみ日を暮らせしが忽ち此事が分署の耳に入りて昨年

の十月終に免職となりたれど愛しとも思はず是からは世間晴て遊べるとて今まで貯へし金錢を持出し衣類を賣て今年の三月迄通ひ續けしが積りし雪の消ゆるごとくだん／＼遣ひ減らすにつれて遊びも汚くなり先月上旬には垢づいた單衣一枚着たまゝの貧乏人と成り下つたので明石も否ながら義理に迫つて四五度は立引て遊ばせ小遣なども送りしがもと／＼薄情な娼妓のならひ此樣な薄汚ない間夫が有と云はれては勤めの邪魔ゆゑ格子へ來ても若い者があらけなく突出て明石に合せねば逢せぬ程猶こがれ或夜漸くの思ひにて古羽織を一枚才覺し手拭にて顏を包んで吉田屋へ揚り明石の姿を見るより走り寄つて是まで逢はぬ怨言を並べると明石は鬼打(ほうづき)を鳴らしながらチロリと見返りお前が御深切に私の跡を追つてお呉ので此ごろは外出も放然(まるきり)出來やしない惚れたと云つたは商賣づくだから宜加減に諦らめてお呉れ執念深い人だよと裾蹴返して行きにかゝる袖を捕へ此樣になつたも己故今に成つて其愛想づかしは何事ぞモウ堪忍がと引倒して打擲(ちやうちやく)しやうとする所へ若い者が驅け付け此貧乏神め何をするのだ大事の賣物へ疵でも付たら生しては還ぬぞと暴れる德山を大勢掛りで引摺り出し表の戸をば立切つたり（跡は明日）

（讀賣新聞第千六百四十九號　明治十三年七月十三日）

明石の話昨日の續き德山は表へ突出され無念と思へど手出しもならず其夜はすご／＼歸りしが此事が評判となり實は外へも出られぬ程故此上は明石をば刺殺して我も死ぬより思案はなしと家に持傳へて寶藏したる刀の寢刄を合せ去る十一日の夜の一時頃樣子知つたる吉田屋の裏口より忍び入り中庭の茂みへ身を隱して跳る胸をば押しづめ座敷の騷ぎの靜まるを待つ者ありとは神ならぬ身の明石は知らず强(しい)付けられた酒の醉に暑さもいとゞ堪がたければ團扇を片手に小褄を取り中庭の椽端近く立出るを見るより德山は拔刀を後に驅け寄りてオヤと驚き逃げ出す裾を捕へて引倒し怨の程を思ひ知れと左の手に髮の毛を握りアン人殺しと云せも敢ずグサと刺し通せばキヤツと一聲其まゝに虚空を摑んで息絶えしを猶も怨言を並べながら刺(えぐ)り廻す處へ今の何聲かと家内の人が出て來る樣子に周章(あわて)て其處を立去り血の垂れる刀を提げたるまゝ己が以前勤めし同署の警察署へ自首して出しと云ふが嗚呼恐るべきは此迷ひなり

（讀賣新聞第千六百五十號　明治十三年七月十八日）

きりぎりすの喧嘩　（明治十三年八月十五日）

本芝四丁目の裏店に住む鍛冶職清水金次郎の悴吉太郎（十年）の持つて居た蟋蟀（きりぎりす）が籠より逃げ出せしを眞向ひに住む車屋伊藤キン（五十年）の悴熊次（十一年）が捉まへしを吉太郎は返して吳れと言ふゆゑ熊次は已に返さんとせしに母のキンは評判の女にて年甲斐なくも手前が捉へたものを返せといひやがるが返すなら足をもいで返せといへば熊次は足を殘らずもいで吉太郎の家へ投げ込みたるに吉太郎の母（廿三四）も同じく評判の女なれば惡くらしい足をもいで返したならたゝき返してこいと云へば吉太郎はキンが流し元に働いてゐる横頬へ投げつけると此餓鬼めと言ひさま持ちたる丼を投げつければ額に中り吉太郎は又其邊に有り合はせし木切れを拾ひキンの背中を二つ三つ續け打ちにせしがキンは益々怒り飛び掛らんとする勢に吉は恐れて逃げ歸りし處母親は額の疵を見てあの惡婆めがと直樣キンの家へ進擊し互ひに摑み合ひを始め上になり下になり組打ちをやらかす內キンはたうとう吉の母を下に組み伏せ拳を固めてドシ／＼なぐる處を亭主の金三郎が見るより援兵に出かけキンを突き飛ばし夫婦と外に彌次馬一人都合三人にてキンを滅多やたらに打擲し大騷ぎとなりしを近所の者が馳け附け其の內巡行の巡査も來り漸々取鎭めたる上吉太郎をば警視病院へ送り其の疵を療治し親々は分署へ拘引して取調べられしが長屋一同より願下げをなしたるに付說諭の上放還されしは一昨日のことのよし下等社會にしても餘りに馬鹿々々しき喧嘩

（朝野新聞第二千七十五號　明治十三年八月十五日）

蛇と離緣の關係　（明治十三年九月三十日）

辨天さまが入つたので女房が出るの退くのと大悶着と云ふ前書のある原稿が大阪より屆いたゆゑハヽア亭主どのが美な婦人を家へ引入れたに就て女房が嫉妬を起こした話しか其樣な咄しは東京に箒で掃く程あると搔いやり捨てたで又取り上げてよく見ると嫉妬騷ぎとは勘違ひ大阪朝日町の酒造家山田源三郎（三十二年）女房お絹（二十七年）は夫婦仲も睦しく雇人も五六人使ひ此邊にての金滿家なるが五六日前主人の留守

中裏の大溝より長さ五尺ほどの蛇がノタクリ出てアンヨ〳〵と騒ぐうち生得長虫きらひのおきぬは目を廻さぬ許りに驚き雇人を残らず集め蛇狩をして居る騒ぎの中へ源三郎が立返り様子を聞くと云々との話しに手打つて悦び諧こそ運が向いて來たぞ皆も喜べ其蛇こそは正しく日頃信ずる辨財天女の化現ならん追出す抔とは勿體なし早く神酒を備へろ供物を上けろと眼を丸くして云ひ附けるにぞ雇人等は俄かに鉢巻を取り棒を片付け拍子抜けして退けばお絹は堪えず膝突きかけニツともせずによく其様な阿房らしい事が云はれたもの彼蛇がアナタの目には辨天さんに見えるか知らぬどとんと私しは虫が好かぬ此床下にあの長虫が居ると思へば思ひ出しても慄とする早く皆なに云ひつけて追ひ出て下されと云へば偕も己れは不吉な奴かな福神が來迎せしを夫れ程に嫌ふとは貧乏神がな乘り移しものならん十年來に論一つせぬ仲なれど身代には替へ難し離縁する出て失せろォ、其方から云ふまでもない蛇に女房を見換る様な不實な處には頼まれても居ぬといふも構はず亭主は悦び酒もて出入の者など呼び集めて酒宴半ばに女房は下女一人を供に連れて里方へ行きたり彼蛇を追ひ出さぬうちは死んでも歸らぬと誰が口を利いても聞き入れぬので今度は戸長さんが中へ入り頻りに雙方を宥めて居るといふが記者窃かに源三郎さんの爲に圖るに是は辨天様を追ひ出して山の神を元の社へ納めるが却つて家内繁昌の基なるべし

（讀賣新聞第千七百十一號　明治十三年九月三十日）

當選に狂喜し藝妓を呼びて免職

（明治十三年十月二日）

長崎縣下西松浦郡伊萬里町に於て此比戸長の改正選擧をなせしに舊戸長本岡儀八は懇意の人々へ頼み廻はりて曖昧なる投票をさせ自分が又々選擧されしかば天へも昇る心地して大に喜び其の役場をも憚らず藝妓を二名呼寄せて飲めよ謡へと愉快を盡しゝ一夕の榮華は夢と覺め忽ち他より差當を入られられ又郡役所へも伺書を差出したる者ありて前の投票は取消となり更に投票の儀を再達されたる由

戸長　本岡儀八

右者本月一日投票開札候後戸長役所へ藝妓等を呼込酒肴亂座に渉り耻辱を顧みず不品行の甚だしき事言語に絶へず又戸

長役所をも憚らず藝妓等の樂をなし以てのほか貸座敷同樣の取りあつかひを爲しても人民保護の役場なるか殊に今般神選の投票人なるに當前の事に候や

（朝野新聞第二千百十五號　明治十三年十月二日）

沖繩交換奇譚（明治十三年十一月七日）

土地が替れば人情風俗も亦格別なものにて沖繩縣下琉球那覇港より五十里西の久米島に住む三郎（三十一年）と云ふ百姓は女房おかめ（二十九年）との中に今年八歳になるワナと云ふ娘を設け夫婦仲も睦じく日々農業をして何不足なく暮して居る內此七月中おかめは不圖近所の二郎（二十五年）と言ふ男を見初め夫三郎の眼を忍んで二郎に言ひ寄り終に怪しい仲と成つて度々忍び合ふうち娘ワナが夫と心附いて或る日父三郎へ何の遠慮も無くお前の留守には母さんが二郎さんと云々だと話したれど土地の習ひにや三郎は左のみ腹をも立ず二郎が己の女房を取つたなら己も二郎の女房を取るとて女房の間男したことは少しも構はすおかま（二十六年）と云ふ二郎の女房へ譯を話して頻りに口說いたが此お鎌はお龜の樣な不埒者でないと見へてなか〳〵受引かぬのをさま〴〵に言ひ寄りたうとう得心させて宜い仲になり此上は浪風立づ互ひに女房を取替るが上分別だと二郎がお龜に相談すると何がさて主ある身で腐れ合つた仲ぢやものをと一議にも及ばず承知して其儘三郎と二郎が入替つた處二郎は今迄至極の貧窮にて日々煮焚をする鍋釜の類まで隣近所より借りて濟す程で有つたのが三郎と入替つた後は世帶道具も充分に有つて鍋釜を借る苦患も無ければ大悅びで居るに引換へ三郎は其翌日より直に道具に差し支へ婿入早々隣り近所へ借り物に出懸けるも極りが惡いとて先月四日に舊宅なる二郎方へ鍋を一枚借りに行くと折ふし二郎は留守にて元の女房お龜が先の亭主の賴み故否とも言ひ兼ね臺所に有た鍋を貸してやる所へ奧に居た娘ワナが出て來て譬へ實父のお賴みでも一旦家を出た人に鍋一枚でも貸すことはなりませんと小さな形でヂヤ〳〵張るのを小面が憎いとは思へども態と言葉を和らげいろ〳〵と宥めて借りて行かうとしたら更に聞き入れる氣色は無く三郎の持て居た鍋を引つ奪る手を確と捕へ己娘の分際として實父に刄向ふ憎い女めと言ひさま三郎は腰に差て居たナイフで娘の胸元をグッ

と差し通し唯一と突きに差殺したのでお龜は仰天して表へ逃け出し其うち近所の者や同所へ出張の巡査が駈け付け三郎を捕縛の上沖縄縣廳へ護送に成つたと同地より知らせて來ました。

新門辰五郎訴へらる

慶應の年間徳川慶喜公に從ひて上京したる新門辰五郎は當時幕府の權勢にて人足頭に立られ京阪の町人どもは新門親方と稱へて誰知らぬものなき勢ひなれば奢りもまた分に過て河原町二條下ル所へ美麗なる本宅を構へ其南隣へ布屋なかと云ふ女を妾として此も立派の家作を造り又大阪は堂島に別宅を置き其富を極めしが同じ三年の九月家茂將軍の上洛に先だち二條城内の本丸普請の工事を請負ひしが斯る威勢でも困る時のあるは金にて資本金のため本宅はじめ二ケ所の別家も日暮通り丸太町の用達商人龜屋武助に抵當として金二千圓を借用したり此頃より幕運は次第に傾き間もなく徳川家は京都を開き鳥羽伏見の戰爭もあへなく敗れて關東勢はさん／＼の體にて江戸へ逃下りしに辰五郎も辛く遁れて身一つ江戸へ着たるが既に世の中騷動して京都と江戸は丸で天と地の違ひ便を聞べきにもあらず又さる少事に拘はる時にもあらねば打棄置きしが早く世は太平となり彼此れの通路も成るに附て聞けば京都の家屋は官軍の分捕品となり一旦官へ沒收となりしを後に長藩に下されたりと是れぞ今の京都府知事が河原町の邸宅にて二軒の別家も其ころ官沒となりしと云ふに然らば請戻すこも成らず詮すべなしと諦めたるがこゝに惆然を和めしは財主の龜屋武助にて數代の豪家なれば巨萬の貸金もありしを數度の兵亂に借方が多く離散したれば取たてべき方もなくさしもの家屋は一時に空となりたるにぞ責ては目前にある抵當に取りし新門の地面家作の下渡しを願はんものと府廳へ數願せしが維新の際に一度官軍の分捕となりし後に長藩へ賜はりたるもの何分の沙汰に及び難し但し大阪の儀は大阪府へ願ひ出べしとたゞ一筆に抹殺せられしも其ころの人情として泣子と地頭と泣寢入りせしは明治二年のことなりし（以下次號）



新門辰五郎云々續話。王政の有難き法律の道明らかなるより何國も代書代言人の多くなりいつか龜屋が反古と諦らめし

古證文も花を開き武助も思はずや丶家產を恢復すべき運となりしに又ある所よりかの新門が所有地の沽券狀を五百圓にて讓れと云込れしにぞこは怪しからぬことを聞ものかな一旦沙汰に及ばれぬものと下られしがそはともあれ二千圓の抵當品を五百圓でとは不適當なりと勘考まち〳〵にて承知の答へもせぬうち代言人どもが聞つけ元來人民の所有地は武器などと事かはり分捕の部に入る道理なしこれは立派に取戾しができる公事なり併し財主でも所有主をさし置て云出すべきにあらず辰五郎の相續人に貸金を逼らば自然地所の下渡しに響くわけと已に東京へ協議せしに折よくも妾なりし布屋なかを妻とせし谷口竹次郎といふ人の今は新門の相續人となりしがその河原町の持地の沽券狀と明治三年の指令書の寫を持參して西京せしにぞ再び相談の上かの地所下げ渡し方を願立しが何分認可せられざるより終に上等裁判所へ願出んと昨今その手續き中なりとか口さがなき京童べの辯として新門親方が家屋のことゝて京中の話柄として勝敗いかにと喋々し手に汗して犇めきあへりとぞ其後いかゞなりしか

（讀賣新聞第千七百四十二號　明治十三年十一月七日）

散髪師より泥的が増し

（明治十三年十一月二十七日）

芝新堀町三十番地に住む髮結職伊藤金次郎（二十七年）はおひ〳〵職業が隙になるにつけ是といふも畢竟は散髮の流行出したからだ散髮は己らが讐敵だたとへ泥棒をしても散髮師にはならぬとチョン髷の外は手もつけぬと云ふ一派を立て通す氣込は儼然たる髮結社會の守舊家なりけるがチョン髷の數は次第に減少するにより客の數は日を追て盡き今はその日々の暮しにも困るところより豫ての望み空しからずでもあるまいが何分貧に迫りて盜をする料見が出たものと見え二三日前夜にまぎれて三田松坂町の加藤愛敬方に忍び入り衣類數品をぬすみ取り風呂敷に包みて背出したるが早くも巡査に見認められ跡をつけられしを己れも共と心付き早足に三田の功雲寺の裏の林の中へ逃込たればいよ〳〵あやしきものに相違なしと一も二もなく拘引となり第三課へ送られたり本はと云へば時世を知らぬからの事なるべし

（東京日日新聞第二千七百九十三號　明治十三年十二月二十三日）

按摩松の樹を採む

（明治十三年十二月二十二日）

品川東海寺中の古松は去る十月三日の大風の爲めに倒れしまゝであありしが四五日後の夜巡査が此の樹の邊を巡行されると頻りに話し聲がするゆゑハテ怪しや此の夜更けに何者ならんと角燈をさしつけて見られると南北品川中を毎夜按摩錢と呼歩く福島金三郎といふ老爺が横に倒れし彼の松の樹へ按摩膏を張り散らし手をすりむくも厭はず獨言を云ひながら揉んでゐる何て左樣な眞似を致すと氣をつけられて始て夢の覺た樣に茫然としてゐるのを諭して同人の宅へ送り屆けられたが此老爺は十月中も東海寺裏にて松の樹を揉んで居たことが有ると云ふ

（東京日日新聞第千七百八十號　明治十三年十二月廿三日）

娼妓の行列

新吉原五軒の大樓にては來る十七日をトして樓主が先導となり幇間數名これに供奉して七十人の盛娼道行をするとの事なり、その順路は午前十時大門を出て日本堤から山谷山の宿所より花川戸を右に金龍山隨身門を右に山内を一週しそれより奥山の海老屋にて休息し正午は馬道甲子樓にて饗食あり午後二時同樓を出て富士横丁を右へ千束村を左へ京町新地の南門より順路勘考云々

（但雨天順延の事）昨日一般へ嘗達ありたり。

（東京日日新聞明治十三年十二月十一日）

代言公告

今般父元田直判事被命候ニ付　拙者引續キ代言事務ヲ擔任シ更ニ廣ク内外訴訟ノ依頼ニ應シ候事

明治十三年十二月八日

東京銀座一丁目二十一番地

法學士　元　田　肇

（明治十三年十二月十六日　東京日日新聞）

巡査さんとは知らずに惚れた

（明治十四年二月二十二日）

二月四日大分縣竹田區裁判所宣告

大分縣士族豐後國直入郡會々村
居古田操二男

古田衞士

十六年四ケ月

其方儀明治十四年一月卅一日直入郡竹田町に於テ巡査ノ巡行ニ際シ「巡査サントハ知ラズニ惚レタ」ト唱歌シ及ビ「御前ハ巡査カワシヤ源サワシ」御前ハ回ラニヤ喰ヘヌト相唱ヘタルハ即チ巡査ヲ罵詈スルモノニ付改定律例第二百三十七條平民邏卒ヲ詈ル者ニ比擬シ凡人罵詈ニ二等ヲ加ヘ懲役三十日士族ナルヲ以テ改定律例第十三條改正條欵ニ照シ閏刑ニ換ヘ禁獄三十日可申付處情ヲ量リ贖ヲ聽シ贖罪金二圓五十錢申シ附ル

（郵便報知新聞第二千四百十五號明治十四年二月二十三日）

義士遺物保存會

（明治十四年二月二十二日）

昨年中役立の義士遺物保存會はおひ〳〵會員も殖え今月よりは榎本武揚君が會長田口[redacted]君が幹事澤太郎左衞門山田養吉の兩君ほか十名餘が委員となられたが同會の趣意は義士遺物史傳等を保存するのみにて強ひて買集めまた寄贈も好まず保存を賴む人が有れば預りまた委托を好まぬ愛藏品は品の名と持主の姓名を記して置かれる由にて毎月末の日曜日には泉岳寺にて近頃入會した松林伯圓が義士傳を講じて諸人に聽聞させると云ふ

（明治十四年二月二十二日　讀賣新聞第千八百二十五號）

氣位が高くなり罰金取らる

（明治十四年三月十日）

楷子を買つて持ちあつかつた彌次喜多の戯け談しを實地にやつたは駿河國阿部郡八番町の士族竹尾俊高（十九年八ケ月といふ馬鹿者にて此ごろ相州大山町の富岡學校の助教を拜明したのでズツと氣位が高くなり一昨日用事があつて横濱へ來

り何處で呑んだか泥のやうになつて居留地を通る折から保土ケ谷驛光間町炭屋の小僧牛次郎（十五年）が炭を五俵擔いで來るのを見つけコレ小僧其炭を買つてやるから皆な其處へ下せといふに牛次郎は悦び一俵五十錢づゝで御座りますが皆なお買ひ下さるなら二圓に負けて置きませうと卸す炭俵へドッカと腰を掛けコレ小僧貴樣は學問をいたすかナニ學問はいたさぬとコレ小僧是から炭屋を止めて學問をいたせ我を見よ忝なくも勸學の功が現れて富岡學校の教師となり數百人の生徒に神佛の如く尊敬せらるゝは何と愉快なことではないかコレ小僧咽喉がかはいたから水を一杯持つて來い杯と太平樂を云ふに小僧は呆れ御入用でなくば御免を蒙りますと卸した炭を擔がうとするに高俊は眼を瞋らし教員が一端買はうと云つたものを自儘に持ち歸るとは不屆な奴だと子供と侮どり不法にも首筋押へて引倒す所へ巡査が參られ雙方拘引の上牛次郎の腹掛を破つた償料十錢と罰金二十錢申付られたと云ふが田舍では是でも助教先生

（讀賣新聞第千八百三十八號　明治十四年三月十日）

三十圓を巡る因果話

女の黒髮もて綯る綱には大象も繋ぎ留め女の下駄もて造れる笛には男鹿も集るとかや實にや女色に迷へる痴情は異しきまでに愚かと云へど迷ひそめては中々に思慮分別もあら磯に寄せては返す愛着のなみ／＼ならぬ奇談あり府下北豐島郡赤塚村に住し加藤長兵衛の養女お勝（今年十九）は鄙に稀なる尤物なれど父は貧しき水呑百姓他家の田地を小作して暑寒を凌けど年頃の娘に紅き頭飾さへ宛行れず木綿布衣に細手襷賣臼挽やクルリ打ち麥蒔田植の泥塗れ日毎に農事を手傳はせ鎮守の祭りに取上げた島田の髷を其儘に馬の尾結びに捏ねておいても豆の莢さへはじける時節嘸や少しは飾したからう我も綺麗にさせたいけれど婆さまが死んだ其の後は何かにつけて不自由勝ち今の所ぢや手が届かぬ可愛のものやと親心おもひつきしは屋敷奉公でもさせたなら行儀作法を覺へるのみか手足を泥に汚さずに幾らか給金を蓄きし上家の口が減る兩爲の思案が何故に出なんだかと夫から人に頼みて奉公し下谷御徒町二丁目に住み或省へ出仕して五十圓の月給を取る官員梅澤

何某方へ下婢に雇はれ來しは去來の春の末花恥しきお勝が容色を見る人毎に思ひを焦し密かに云ひ寄る者も多かりしが父長兵衛が昔堅氣の一徹に嚴しく育て上けたる故お勝も所の風儀に染まねば年に似合ぬ惚子にて男に聲をかけられても面を赤める程なりしに如何なる緣の結ばりか主人何某が定雇ひの車夫にて同町に住む矢田虎吉といふ年四十に餘りて妻子の有る者と人目忍んで契りなき末の松山末かけて誓ふ言葉も初戀の其のあどけなさに虎吉も一層愛を一寸鏡二人一所に暮すなら樂しきことゝ云ふしでの神ならぬ身の此の家の主人お勝が此頃暇を乞ふは親元に用ばし有ての事ならんと名殘りおしくも其意に任せ勤めの中の褒美とて物など取らして返せし間もなく彼の虎吉も雇ひを斷はり神田松枝町へ轉居せし後噂を聞けばお勝は虎吉同樣になつて居るとのことに扨は疾ふから渠めと密通しておりしものか呆れたと云ふものゝ父長兵衛が承知の上か但しは我を欺いて暇を取りしか何にもせよ尋ねて見んと梅澤が赤塚村へ問合はすと長兵衛は少しも知らぬ事なれば大に驚き早速梅澤へ尋ね來て委しく樣子を聞き直にも先方へ掛合はんとは思ひしが是は虎吉ばかり惡きにあらねば理屈で勝てる譯ならず殊に虎吉は其性良からぬとの事故如何なる難題を言出すやも分らねば直掛合は角芽立ち纏まる事を破りては詮もなし七歳の時から丹誠して育て上けたる一人の娘を此儘渠に奪はれては老先短き此の爺が路頭に迷ふ悲しさを辨へ知らぬ馬鹿でもないと親の慾目が害となつた今度の仕義年頃の娘を手放したのが此方の誤り斯ふ云ふ時に倅が居たら斯樣嘆きもすまいものどいつもこいつも不幸な奴と圍爐裡の灰を掻きならし思案に暮るゝ山寺の鐘も淋しき年の尾の老てもろきは涙なる親父が心いかならん(以下次號)

(郵便報知新聞第三千四百四十一號　明治十四年三月二十五日)

虎吉の奇談　(前號の續き)

扨も長兵衛は娘おかつを引戾さんと思へど相手が惡きゆゑ生一通りの談判では埒はあくまじと兼て懇意にする角谷又藏と云ふ口利きを賴み穩かに虎吉へ當つて見ると案の通り頓々應と受引かず渠も子分の者を以てお勝を女房に貰受けたしと云來れど一人娘なれば嫁には遣れず殊に年さへ太く違ふてをり妻子のあるを知りつゝドウマア承知が出來るものぞと理を分けし談を取次ぐ子分等は彼の虎吉の威に怖れ無理にもお勝

を貰ひ受け渠の心を喜ばし後の便宜を謀らんと屡々掛合ひに來りしが長兵衛は固より是非共娘を戻せとそへど戻さぬ理不盡の所業に長兵衛は警察署へ訴へて埒を付けんとするを聞き梅澤某が原を糺せば我家の不取締りより起りし事なれば長兵衛へ云譯のため拙者が一應談じて見んと虎吉を呼寄せて道理を解き談判筋は後日として兎も角もお勝を親元へ引渡さねば法に戻るとの諭しと言ひ從來恩を受けたる人の口上口否は云へず餘儀なくお勝を長兵衛へ戻せしは昨年十二月中旬の事にして長兵衛は兼てよりお勝が不所存を怒り戻つて來たらば存分に叱り懲さんと思ひし折も久し振りにて歸り來し娘の顔の以前に異り見違へる程美しく容姿さへ卑しへあらぬ嬉しさ小言を云ふも打忘れ先だつ涙拭きあへず其方はマア生れ變つた様になり居つた親でさへ見惚れる程美しい其方ぢやもの他人が惚れるを少しも無理とは思はねど人も有らうに釣合ぬあの虎吉とはどう云ふ譯で今度の様な事になりしぞ村の風儀に染ぬやう子供の時から堅く育てた甲斐あつて是まで人口難癖を云はれたこともなかつた故良婿取つて初孫の顔が見たいと日頃から樂しんでゐたこの親の心も知らぬ其方ぢやないにどうしたものぞ弱老の數に入りたる虎吉と結びし縁は異なものながら渠れに妻子の有ることを知らでせしにや情ない然りとて深い約束をなせし事なら是非もない馬にも蹴らせず是迄に育て上げたは骨折損出水に稻を流したより辛いが是も因縁づく一人の倅は十二の時家出せしまゝ生死が分らず其後貰ふた其方はまた今度の始末能々子供に縁薄き星に當つた運命と諦めて最ふ小言は云はぬ程に其方の思ひ通りを云ふて見よどうぢやと親父が言葉の端々胸に堪えてお勝は泣き伏し暫し答へもなかりしが漸々に面を上げ夫では尊父は私が虎吉方へ行きしを少しも御存じないか扨は那奴めが旨く欺して否應なしの往生づくめ思へば憎しと今更に悔むも此方の手落からマア一と通り云ひ譯を聞いてとお勝が話すを聞けば梅澤方へ行きしより日々出入る虎吉が付け廻し口說きし末に無法に迫るを遁れん爲め其の親切は嬉しくあれど親の許さぬ事をして後に露はれ叱らるゝが怖しと拒みしをりそんなら親が納得せば女房になるかと念を推され餘儀なく諾と答へて置きし程もなく村の何某を證人なりと伴ひ來て是れ見よ長兵衛殿から娘をやるとの證書を取り手當の金さへ送りたる受取までも爰にある出し

い話しは後のこと一所に來いといはれた時は悲しかりしが紛ふ方なき尊爺が手跡の證書ゆゑ大方金の入用があつて餘儀ない場合と共證人に頼んで梅澤から暇をもらひ虎吉の宅へ行き始めて妻子のあるを知りしが先は元より承知のことか口舌はあらねど何となく針の席ろに座るが如く思ふ折から又藏ぬしが來ての掛合に初めて工みと知りし次第と始終を聞て長兵衛はさう云ふ事とは露知らず全く其方が不所存から起つたことゝ怨みしは老の愚痴ゆるしてくれと打ち萎れ斯くまで工みし虎吉なれば其後如何なる談判を持越すや謀られぬと太く心に怖れける（以下次號）

（郵便報知新聞第二千四百二十四號　明治十四年三月二十五日）

虎吉の奇談　（前號の續き）

子を見ること親に如かずと宜なるかなお勝が今度の不始末は仔細あらんと初めから疑ひ居りし長兵衛も斯くまで根強き工みに掛り伴れゆかれしと知らぬゆゑ大いに苦勞をなしたりと話しも果てぬ其所え虎吉方の子分の者が望みの通り娘は一旦戻したが跡の示談はどうする氣か彌々嫁にくれるなら虎吉大哥も女房を離縁する都合がある今年も節季に迫つた故表向いての婚禮は目出度くする迄も不吉な離緣は年內に方をつけたい大哥の量見今日は否やの返事を聞かうと詰めかけられて長兵衛は思ひ設けた事なれば騷ぐ氣色を少しも見せずそう急がれるは道理ながら緣談ばかりは親の所存にいかぬもの篤くり娘の心も聞きイヽヤサ假令娘が虎吉ぬしに云ふた言葉があるにもせよ親類共へも一と通り話さにやならぬは知ての通り親一人子一人の水呑百姓を婿に取るべき娘を手放し明日にも私が煩らへば食ふにも困る貧乏世帶便るは近しい親類ばかり此相談をかけずに置いて困つた時に頼むと云はれもせず成程虎吉ぬしも舅と思ふてお世話もなさつて下さるが娘と一所に轉がり込んでは是の肩身も狹くなり私も心を置くやうでは却て不熟の原といふもの取越苦勞の樣なれど年を取ては斯うしたものと笑はずに愛の道理を聞き分けて返事を二三日待て下され娘が伴れて戻つたばかり未だ其後の樣子も聞かねば委しい譯も分らぬと障らぬ答の無理ならぬにそんなら屹度年內に決つた返事を頼むとて子分の者は歸りしが娘も否やといふものをなどでよからぬ虎吉に遣る量見のあるべきぞ渠が曲りし工の廉を云並べ断然絶るは易けれど左すれば娘が遂一を洩せ

し事と恨みに思ひ如何なる祟りをなすやも知れねば寄らず障らず和らかに思ひ切らすが上策と胸は極めても極まらぬ手段を彼の又藏に談合し虎吉方へ出來ない相談を仕掛けて自ずと渠から斷る樣にせんものと工夫はせしがお勝が宅に居る時は又面倒も起らんと舊の主人の梅澤へ仔細を打開け暫しお勝の潜伏を頼みしに易き事にはあれど虎吉の仲間なる車夫が日々出入るゆゑ先へ知れては詮なきと幸ひ自分の同僚にて駿河臺に住む川村某か下卑を探しおればロ入れして取らさんと早速に談が極りしかば長兵衛は喜びお勝を川村方へ遣はせし跡へ虎吉方から約束の返事は如何にと迫りしゆゑ又藏を先方へ遣り段々と相談の上それ程の御熱心なら嫁に上げもしやうが使りに思ふ娘に放れては長兵衛も困るゆえ結納なり手當なりとして即金五十圓それも年内に耳を揃へて下さるならお望み通りに致すべしと返答させしは虎吉の身代では五十圓の金は堀ても出ず外から一時借りんとするも此節柄の不融通殊に迫つた年の暮五圓の金の才覺も出來ねば困つて閉口をすることゝ先を見拔いた難題を虎吉が 如何になすや 次號に 記すを見たまへ

（郵便報知新聞第二千四百四十三號　明治十四年三月二十六）

虎吉の奇談（前號の續き）

虎吉が飽までお勝を貰ひ受けんと迫るも初めは一時の痴情より起りし事ながら子まで生したる妻もあり殊にお勝親子が此の緣談を望まぬ樣子に自分も今は馬鹿〳〵しきことを云ひ出して手間ひまを費したりと思へど此のまゝ止みなば五十圓の金に行きつまりて閉口せしと子分の者の思はくも恥しければ親父を欺して兎も角も今一度お勝を此方へ引戻さねば外聞が悪いと乙な所に理屈をつけ再び長兵衛へ掛合ひしが金と引替へならねば渡すことは出來ぬとの返答に然らば借金を質を置てなりと一時金子を才覺しお勝を此方のものにせば娼妓に賣ても一本半は大丈夫思ひ通りにゆきさへすれば近年稀な正月が出來るから金の都合がありそうなものと思ひつきしは故郷なる上州前橋龍町に殘し置きたる兩親にて其後絶て音信はせざりしが眞面目なふりで尋ねゆき口から出まかせにごまかさば久し振りなる面會を喜ぶあまり存外容易く出來るであらうと空頼みなる金策も日限があれば猶豫はならずと夫より高崎通ひの馬車に打乘り道を急ぎ前橋へ着して見れば町端き一

以前と異り父か住居し店は他人の店となりたるにぞ名前を云ふて尋ねても知らぬと云ふが多ければ探しあぐんで力を落し又悄々と馬車へ打乘り東京指して戻る途中合乘せし官員體の男か退屈の餘り手提革函の中より新聞紙を取出す時紙に包みしものを落せしに心附かず餘念なく新聞を讀み居るを幸ひ虎吉が其の紙包を拾ひ取り懷中にて密と披き見れば五十錢札にて紙幣三十圓ばかりあるに思はずギツトとせしが是も天の與へしものと獨り心にうなづきしも何やら薄氣味の惡きまゝ用事に假托け途中にて馬車を下り人力車を雇ふて東京まで一散走りに東京の我家へ歸りしは十二月の三十日なれば明日を過さば何にもならぬと直に子分の者を頼んで長兵衛方へ談じさせると長兵衛は意外の事に驚きしが約束より金子二十圓不足するを辭柄に承知せず押問答して往來するうち三十一日も過ぎて今年の一月となりしかば虎吉も四五日は事に紛れて捨て置きしが僅かの金の不足より事のならぬを殘念に思ひて今度は自身に長兵衛方へ出向き最輭かに跡金は借用證書として月賦に入れる仕方を設け折入つて泣きつきしに長兵衛も無碍に斷りきれぬ場合となり夫程までに心配なさるを否とは云はねど實はお勝は餘儀ない義理で頼まれ去るお屋へ當分中働きに行つて居る仕儀先方も無人で困ると云ふ處を勝手に連れて歸るも如何な者せめては外に代りがあるか此の三月の出代りまでは遣ておかねば私しが濟まぬ故此談はしばらくどうぞ待て下されと一寸遁れの口上を夫と知らねば虎吉も是非なく承諾し指折り數へて三月の出代り時を待て居ることそうたてけれ

(郵便報知新聞第二千四百四十四號　明治十四年三月二十八日)

虎吉の奇談　(前號の續き)

世の中に物を待つほど憂きことはあらじと云へど老ゆるに從ひ待たぬ月日がはや過ぎて跡で驚くことの多かるに虎吉は彌生の空の待遠しく何して今年は月日の歩みが遲きぞと怨言をいふも慾と戀二筋かけての惡計を神も憎み給ひてか去る一月廿五日の夜同町(神田松枝町)廿二番地鹽崎國之助方より出火して本所深川まで延燒せし大火に虎吉は家内の者と命から〴〵稼業の人力車を挽出せしのみにて家財は大抵烟となせしが腐に結び居りし彼の三十圓の金子の無事なるがまゝ差向き難儀はあらじと神田錦町なる或る裏屋を借受て一時の立退所となし燒失ひし諸道具等を買調へるなどにて既に十餘圓の

金子を遣ひ捨てたるとき事に紛れて忘れをりしお勝が一件を思ひ出し斯様に此金を耗しては都合悪しと夫よりは萬世橋邊へ稼ぎに出で日々少しづゝ錢を貯へて三月までに元の三十四に充てお勝を此方へ奪ひ取り田舍へ資た其金で何なり商法を始め車屋の足を洗はんと工む心は太くとも細き稼業の舵棒が曲つて居れば思はしき仕事もなって呆然と未だ宵ながら寒さに堪へかね車を挽て戻り來る駿河臺の觀音坂にて不圖會ひし女の面は定かならねど月影にそれと認めし虎吉が御都合にてお供は如何と勸める聲に近寄るを見るより女はアナと驚き逃げゆくを追はんとせしが車をいかに詮方なければ立留り其の行く影を見送りながら己れお勝めあれ迄に約束せしを打忘れ言葉をさへもかけぬ薄情もの親父が居所を教えぬゆゑ尋ねる的もなかりしが爰で合ふたは勿怪の幸ひ探し當てずに置くべきぞと翌日よりは稼業を休みて其近邊を尋ねまはり漸々にして或る省に奉仕する官員川村某方に居ることを聞き出し同家へ出入する車夫に便りて樣子を探るとお勝は已に主人の寵愛を受けて今は權妻同樣の身分となり下婢一人を召使ふて安樂に致し居ると聞き虎吉は妬さ口惜しさに堪え兼ね同家へ暴れ込まんとは思ひしが流石は四十を越したゞけ篤と落付き考へれば同家の主人の知ることならず渠等父子が云ひ合せ策略に乘せて我を旨々と欺きしなれば一と先づ長兵衞に掛合ひ其の返答の模樣により偽すべき事は幾許もあると怒りを忍びて赤塚村へ赴き長兵衞に面會して未だ出代り時は來らねど今日にも代りの下女があればお勝の暇を取つて我方へくれるかと問ふに應と答へば代りの者を伴れて來るやも計られねば只三月まで待つて穩かに暇を取るこそよけれと毎も異らぬ挨拶に最はや虎吉は堪え得ず膝を突立聲を荒らげ己れ老朽よくも是まで欺かりしぞお勝は斯々云々と確に先を突留めたり夫とも彼ての約束に背かぬとなら我と一所に先きへ行きお勝の暇を取つて戻るか如何に／＼と詰寄るを聞き終りたる長兵衞はお勝が主人の寵愛を受けしと云ふは知らねども川村方に居ることを此の虎吉が知る上は無法な事を仕出して主人に迷惑を掛けてはならず然りとて此奴の嫁にはやれずどうした物ぞと腕拱き思案を定めて容を更めヤヨ虎吉どのと呼びかけて如何なることを言ひ出すや次號に記すを見て知るべし

（郵便報知新聞第二千四百四十五號　明治十四年三月二十九日）

虎吉の奇談 （前號の續き）

其時長兵衛は言葉を改め虎吉どんよく積つて見たがいゝ有り餘つたる子供でさへ嫁にやるには婿を撰ぶが親の常まして一人の跡取娘他へやる氣は更になけれど結ばる緣なら是非もなし我が不自由を我慢して手放すまいものでもないが初めから策略にかけて伜出した其方の胸を推察するに首尾よう一生添遂る心では有るまいと疾ふに私は見拔いて居るが突つかけ否と斷らば意固地になつて來るであらうと種々になやして時を移しなば其處は四十を超した丈に世間に恥て少しは分別も出やうかと思つてゐたに情けなや斯うした事と知つたなら去年の内に屯署へ訴へ斷然方をつけるであつたが夫では其方の身の上に關はる事と容赦をせしも老の慈悲數へて見れば三十年前手癖が惡うて十二の時家出せしまゝ蹤跡の知れぬ一人の伜は其方の年記どうせ滿足では居るまいけれど私が人に難儀を掛けずば伜を救ふ人も有らんと思ふが故其方の無法も勘辨して控へて居れば附上り七歲の時から漸々と育てあげたる養女のお勝を横取せんと執念くもまつはる其方の惡計を逐一屯所へ訴へて目に物見せずに置くべきぞ今こそ老て律義を守れど以前は上州野州をきつて龍町小兵衛と名を賣りし長脇差の頭領なりしを見損ないしか子僧めと俄かに變る長兵衛が容子に驚く虎吉が暫しと止めて兩手をつきハラ／＼と雨の眼から落ちる涙をせきあへず赦して下され親父どの御苦勞かけし小七めは私なりお年を召されて御容子のガラリと變りし其上に思ひもよらぬ此土地にお住ひあるとはいふものゝ親の顏さへ見忘れし不孝は今更詫ても及ばず只この上はこれ迄の惡き心を入れ替て三十年來怠りし親孝行を一度に盡し申さんほどに重なる罰は許されよ知らぬ事とは云ひながら義理ある妹を戀ひ慕ひ犬畜生に劣りたる事さへあるも慾の爲め娼妓に賣らんと工みし惡計今更思へば我ながら恐ろしくも亦淺ましく何面目に生存べき心はなけれど今死なば思ひ立ちたる孝行のつくせねば恥を忍んで惜からぬ命を的に身を摧き稼いで御身を安樂に養ひ申さん誠心を愍れと思しお怒りを鎮め玉へと詫入るを聞いて驚く長兵衛も餘りの事に涙も出ず暫し呆れて虎吉が顏打眺めて眼をしばたゝき小七であつたか懷しと心の中では飛立つばかり嬉しさも重なる不埒の魂性を鍛え直さん親の情喜ぶ色を面に見せずムヽそうした量見になつたとなら是ま

での不埒を容さぬものでもないが合點の行かぬは去年の暮の三十圓在所の親から借りたと云ひしが親が斯に居るからは何處で借た節季師走にあの大金を已れの樣な奴に誰が貸すものぞ不正なものであらう包まず云へと星をさゝれた虎吉は恐れ入りしと平伏して良からぬ事と知りながら高崎通ひの馬車の中乘合客が落せしを拾ひしなりと正直に白狀せしにて長兵衛は始めて渠が前非を悔ひ其本心に立歸りしを見拔きてひそかに喜び親への不孝は詫ても濟めど天下の御法を犯しては相濟まぬ實に前非を後悔せしなら今より直に屯署へ其罪を自首し相當の御處分を受け身を淸くして歸り來たらば其時親子の名乘りをせん先づ夫までは虎吉どん合點がいたかと長兵衛が涙のみ込み氣强くも云ひ放ちたる心を察して虎吉は唯伏し拜み然れば是れより自首せんと默禮なして立上る時虎吉待てと襖をかけ障子押明けて入り來し者は誰なるや次號に於て判明すべし

（郵便報知新聞第二千四百四十六號　明治十四年三月三十一日）

虎吉は驚きながら今入り來る人能く見れば羽織袴に黑帽子賤しからざる官員體の男なるにぞ扨は警察官にて唯今親父に語りし事を立聞き我を縛する爲めなるべしと已に覺悟を極めし身なれば都合宜しと進み出で態々御出張なくとも自ら屯所へ參らんとせし處なりし疾く繩打つて引かれよと兩手を背に廻し坐したるを尻目にかけて帽を脫し此方に向ひ默禮するを見るより長兵衛は慌だしくコリヤ小七粗匆をすな是なるはお勝が仕へる旦那樣駿河臺の川村樣なるぞと小七の虎吉を押退け四邊の塵を打ち拂ひ穢くるしくもイザ先づ是へと上坐に直しようこそ御入來下されしと接遇す澁茶の亭主ぶり慇懃なるに川村は一禮して今日突然參りしは足下に折入つて賴み度き筋あつてなり斯く云ふ事は自身に少し申し兼ねる故此間所勞にて引込み居るお勝が舊主人梅澤氏の添書を持參せり之を披見して拙者の意を領せられよと差出す書狀を長兵衛が受取り何事なるかと讀み下し俄に笑を含みて兩手を突き田舍育ちの我儘者を是程までに思召し下さるとは冥加に餘る娘が仕合せ何で故障が有りませう梅澤樣の御心配はこの虎吉の惡足なれ共お聞き下され此奴はと其の身の上を語らんとするを川村は押止め其話なら語るに及ばぬ只今圖らず戶外にて委しき樣子を立聞きて拙者も殆んど安心せり如何と案ぜし賴の筋を早速

に承諾あつて滿足致す扨此の上はお勝に相當の給料を遣はし足下にも手當して必ず不自由は致さすまじ又前非を悔ひし虎吉に故障のあらう筈はなけれど手切れの爲とて用意せし目錄の金三十圓を持て歸るも異なものゆゑ今改めて虎吉に遺すとて半片の野紙を疊んで虎吉の前に差し置きて長兵衛にひ向お勝のことは是にてよし目出度き序に長兵衛どの善良なる子息小七どのと親子の名乘りをして今日より側に置き孝養を盡させられよサア斯くばかりでは御法を犯した小七ゆゑ其の處刑を受ぬ中は子でないと申されやうが小七には最はや自首すべき罪狀なし其仔細といふは昨年の十二月三十日高崎通ひの乘合馬車で渠が拾ひしと云ふ金子は五十錢札にて三十圓然も引裂きたる美濃判野紙の半片に包みてあり其の半片の殘りは只今それへ遣はせし野紙なるを以て其の金子の主は拙者たるの證據とすべし其の主たる拙者がお勝の手切れとして虎吉に遺したる金子なれば決して不正の品にあらず兩人共心配無用と思ひも寄らぬ厚意の捌きに長兵衛は涙に咽びて感じ入る其のうち小七の虎吉は忙がしく懷中より紙幣を包みし野紙を取出し引伸しつゝ前なる野紙と繼合せば寸分違はぬ一枚殘さてはとばかり不測に驚き只平伏して尙更に惡事を悔む有樣を篤と見濟し川村は尙懇ろに說論して長兵衛と親子の名乘りをなさしめ兩人を自邸に伴ひお勝にも委細を告げお勝を是より妾の位に直し長兵衛を邸內の長屋に引取りて不自由なく手當をなし近邊に住むを幸ひ小七の虎吉を定雇ひの車夫として官廳への往復は勿論常に用を云つけ是また厚く目をかけて使ふを何れも有難き事に思ひ親子三人心を協せて奉公大事と勤め居るは近頃めでたくも亦珍しき話なりと或人が語りしまゝを文飾して斯くは記せり

（郵便報知新聞第二千四百四十七號　明治十四年三月一日）

佐夜の中山夜泣石　（明治十四年四月十九日）

飴の餅と並びて佐夜の中山の名物となりし夜泣石は先年御東幸の折にか街道の中央にありしを堀起して路の傍によせ置かれしが今度新道の開設に付き又た此石をも其道へ据付けるとて去る十日に人夫あまたして持往くを見たりと此ごろ東海道を上りし人の物語れり眞間の繼橋安達が原の黑塚など後人の作りたる名所名物が意には眞の物となりて往昔の眞の物は

跡方もなく成り行きたるが多し夜泣石も亦此類ひならん

（明治十四年四月十九日　東京日日新聞第二千八百五號）

疑惑・投身・横戀慕・捕縛

（明治十四年五月六日）

神田臺所町に住む木笠由太郎の女房お粂（三十六）は至つて節操正しき女乍ら人を逸さぬ愛嬌あれば一寸見は浮氣らしく思へる所から若しやと亭主の邪推から口舌を起すこと度々あれど又愛嬌にて程よく取なしおりしも日々此家へ出入る同所の加納長二郎がいつかお粂に懸想して折々訝しな言いへど心安だての戯言ひ其場を程よく紛らすより情なきにはあらぬと思ふて由太郎が留守居を窺ひ酒など携へて遊びに來るを外の見る目も如何ぞと案じるをり由太郎が之を見聞して暗に嫉妬を起し或日それとなくお粂を詰りしに然ることなりとは思へども身に覺へなき濡衣なれば飽くまで之を云解きて濟むべきなるに柔和な性とて十分に爭ひ得ず獨り惱ます狹き心の結ばれて解く由もなき女氣の亂れかゝりてふら〳〵と取逆上せけん我を忘れて背戸口なる井戸に其身を投ぜし所へ通りかゝりし長二郎が誰とも知らねど身投ぞと呼べど夜半の事にして出あふべき人のなければ自ら力を盡して漸くに救ひあげ見れば日頃から心を焦すお粂ゆへ善き事せりと私かに喜び甲斐々々しく介抱せしにぞ危き命を繋ぎ留めしは昨年七月中のことかや一時の逆上に前後も知らずはしたなきことなせしと本心に立歸り見れば長二郎は命の親と常に敬ひ粗略にせぬを見れど由太郎は先きに由なき疑心を起して惜ら女房をうしなはんとなせしを悔ひ且つ命を捨てんと爲せしお粂が眞心を見拔きしゆへ其後は長二郎を疑はぬのみか女房の恩人なりと親しくなすにぞ長二郎は大願成就の期迫れりと間がな隙がな出入して一命救助のことを恩にかけずに話を持ちかけてお粂からお禮のためにと云はせるやうに仕向くれど浮き心なければ更に其邊に氣の付かぬをもどかしがり繞りのわるい女子ぞと今は折々打ちつけに搔口說かれてお粂はおどろき命に替る實はなければお禮は望みに任せんが此の事ばかりは免してと詫ぶれど肯かぬ長二郎外の物は申し受けなば和女にも損が立つ實返事して内所で濟ませば人にも知れず損もなし耗るものならねば何んでう由太どのに覺らるべき命の親と思ひ玉はば憎うは

あるまじ一度限りで跡ねだりはせぬほどにどうぞ〳〵と手を合せ退引させぬ板挾み何と答へん恩と義理途方に暮れて差俯むき條理を說いて恥辱を與へ夫に事を打明けて出入を留めなば此の身の節操は立つべきも等閑ならぬ恩人を疎んずるは本意なきことそれを思へば彼の時に助けられねば斯る嘆きはあるまじきに生存へて憖いに死よりも辛き仕儀となり如何にすべしと塞がる胸を撫下し吃と心に思案して長二郎に打向ひ色も香もなく散殘る木の間の花を斯くまでに思すをつれなく持成せしは若しや坐興の戯れかと疑ひすぎた用心ゆへ必らず怨み玉ふまじ然はさりながら今日は夫が今にも歸らん明日は上野の博覽會へ朝より參る筈なれば夕刻までも語らふべし約をば違へ玉ふなと嗜しがらせて漸々に長二郎を送り還し一時毒蛇を脫れて其夜夫が眠入るを窺ひ密と寢床を脫け出で兼て極めし覺悟なれば今さら未練な心はなけれど是れが此の世の別れかとたゆとう折から由太郎が目を覺しお兼か何をしておるぞと問はれて是はと打驚き死に後れては二度の恥と返事もなさず表へ飛出し一散走りに萬世橋へ馳つけ息をもつかず欄干から身を躍らせんとするところを巡行の巡査が抱き留めし所へ由太郎が追來りしゆゑ共に拘引取調べると前條の次第なれば懇ろに說諭を加へて由太郎にお兼を引渡されしは一昨日の事なるが今時にしては憐れにも亦殊勝な婦人にぞある

（郵便報知新聞第二千四百七十七號　明治十四年五月六日）

變態廣告（明治十四年五月二十日）

新聞紙の廣告は種々の事項を登載してその便利を與ふることは實に世人の了知せる所なるが此の頃石川縣の新聞へ宛て左の廣告を揭けくれと委托したる者ありと餘りに事の奇異なれば其眞僞は確保し難けれど原文のまゝこゝに拔載す

拙者儀本年十六歲に罷り成る娘一人御座候處裁縫は勿論一切の女紅は中々以て巧みにして近所隣の評判も宜しく御座候且四五年前より三味線の稽古も怠り申さずたゞ今にては可成りに彈き申し候得ば吉事の酒宴などには恥をかき申間敷と保證仕候尤も姿の儀は餘程人並に勝れ目はぱつちりとして鼻高からず卑からず口元やさしく色白く加之音聲は通り切たる性質に御座候然る處年齡も已に十六と相成候事故一日も早く嫁入致させ申度存居候に付相應の向に相尋候得

共今に見當中さず拙者及愚妻を始め親類一同困り居り候間憚り乍ら貴社新聞上へ御記載被下度此段雜報擔任の方々迄奉願候也

明治十四年五月十日

金澤區大衆免

中村太郎左衛門

石川新聞社編輯人御中

（東橫每日三千百二十七號　明治十四年五月二十日）

珍無類な村民會議 （明治十四年六月八）

先年少しく懇意にせし緣に三四日前本所若宮町の服部某方へ便り來し千葉縣下上總國長柄郡鮫塚村農麻生道藏の長男榮太郎（二十四年）が出京せし仔細を聞くに同人は非常の淫弄者にて婦女さへ見れば其醜美と年齡を問はず手當り次第に挑み其情慾を恣まゝにするより自然金錢をも費やし農とては少しも勤めず年中遊び暮すを昔し堅氣の父道藏が心配を爲し其通り放蕩をされては我が眞黑になつて稼いでも中々追付かぬと度々異見を加はへしが聽かばこそ末には親父の小言を聞くが面倒と門を外なる不始末も流石は親の慈悲心から深くは咎めず今に氣の附く事もあらうと捨ておけば方途がなく人の妻女と姦するなど良からぬ噂を聞て親類から喧ましくいひ出し一同相談のうへ若い女房を持たせたなら宅に落ち付くこともやと昨年四月頃同村井川源右衛門の長女お濱（十八年）といふに畑の中には隨分の堀出し物を娶りしが榮太郎が多情に薫陶されしか但しは性來の淫亂なるか晝夜を分かず雲雨を弄す似たもの夫婦とて甚だ睦まじきまゝ其後は榮太郎も農業こそせね前の樣に放蕩を爲さぬゆへ父道藏はいふに及ばず親類一同大に安心せしは僅か一年足らず流石のお濱もそう〳〵は榮太郎の鋭鋒に敵しかね身體疲勞して今は一週間に一度位しか雌雄を爭ふ事ならねば榮太郎は其間の忍耐が出來かね舊癖再發して又も諸方を遊び步き續くだけ働らくにぞ彼所では娘の嫁入道具に傷をつけられしと苦情を鳴らし其所の家では不義の女房を離緣すると風波を起し村內の物情騷然婦女を有する者は恂々として油斷せぬ有樣なれば又も親類一同が道藏の宅に集合して一大會議を開き榮太郎を此儘に置けば村內の風俗を壞亂し容易ならざる騷擾を醸すや必せり彼れが陽物を切斷

して其淫慾を過するには若かずと苛酷な勸議を起すものあり又一時他鄕へ奉公に出して究命させるが上策なりとの發議に賛成者もありたるが他鄕に於て斯の如き事をなさば尙却て相濟まずとの駁議にて兩說とも消滅せし時村にても頓才ありと評判の某氏が只此上は渠が自ら恐れ愼しむ樣な方便を設けて試むるを良しとすと其方法を縷述して即座に一書を認め其夜密かに麻生が表の入口へ左の通り掲示せり

長柄郡藪塚村平民
麻生道藏

其方長男榮太郎儀兼テ淫奔ノ聞ヘ有之ト雖トモ若氣ノ至リ妻ヲ娶リ候上ハ改心致可ト存シ是迄見遁シ置候處旣ニ妻ヲ娶リ乍ラ更ニ改心セス益々淫行甚タシク殊ニ人ノ妻ヲ姦スル等以テノ外ノ事ニ候間此上改心セサルニ於テハ取糺シノ上屹度處分ノ手續ニ可及候條心得違無之樣其方親ノ職分トシテ一應敎諭可致置事

五月二十六日

特務巡査

翌朝之を見て榮太郎は大に恐れ戰き父へ誥言して家内に愼しみおりしが何分我慢仕切れぬより寧そのこと東京へ行かば情慾を恣まゝにするを得て督責をも受けまいと窃かに脫走して服部方へ來たりしとのことに服部も其方便を可笑しく思ひしが本人の爲めならんと共に恐るゝ體を示し東京の巡査には斯く掛辨强きはなし一度不義があると直ちに拘引すると威し早く歸村して身を愼しむがよいと懇に說を諭加へ三四日跡藪塚村へ送り還へせしといふが非常の放蕩を制するに非常の事を以てせしは新奇の良策ながら巡査の名を藉りたるは如何のものにや

（郵便報知新聞第二千五百四號　明治十四年六月八日）

變態泥棒　（明治十四年六月十八日）

盜人が壁を切り破り其穴から手をグツト出して物を取らうとする手を主人が捕へ決して斯樣な惡事はするなと因果を含め錢を一貫其手へ握らせて放してやると頓て盜賊が其穴から菓子の袋を出して先程は有難うございました是は子供衆へ上げて下さいまた折々お心安く參りませうと云つたと云ふ談に似たる盜賊の變り者は先月二十八日の夜の一時頃武州南多摩

郡小山田村の百姓小川七三郎方へ面體を包んだ强盗が戶を押し破つて這入り來り七三郎の枕元へ白刄を突き立て有金殘らず出してしまへと例の威し文句を並べると七三郎は夜着の中からムク／＼と顏を出し是は／＼折角金の有りそうなお家とお見立てになつての御來臨は冥加至極なれど見らるゝ通りの體たらくで十錢札一枚もなし疑はしくば勝手次第お探し下さいと又夜着を被つて物も云はねば押し込みも手持ちなく其處等探して居たが云つた通りで金はないので又七三郎をゆり起しお前はとんだ正直者だなる程金はちつともないが飯は定めてあるだらう腹が減つたから茶漬を一杯馳走にならうと云はれて七三郎は頭を掻き誠に愛嬌が無いやうだが飯も明日まで置いたら饐るだらうとチト多かつたのを我慢して宵に殘らず食べてしまひましたが其佛壇の中にたしか薩摩芋が二本有る夫でもお上がりなさいましと云ふに盗人は佛壇を開け芋を取り出して喰ひながら家に合はせては不動樣の厨子が立派だがお前は不動樣を信心かへエ信心も信心大の信心でござりますと云ふと盗賊は懷中を探つて天保錢を二枚取り出し是は少いが不動樣へお蠟燭を上げて下さいと枕元へ抛り出し何も取らずに出て行つたと

（讀賣新聞第千九百二十二號　明治十四年六月十八日）

變態か兩性か？

變生男子だとか兩性だとか色々噂のあつた茨城縣下土浦町の料理渡世鰆原倉吉方に雇はるゝお琴といふ少女は全く東京府士族の稻小登次（廿六）といふ立派な男子にて只幼なきより鷄姦さるゝを好み男子の情態を失ひて常に女裝をなせしことが顯はれ去る六日同所の區裁判所にて左の處刑を受けしは又奇ならずや

其方儀幼少ノ時ヨリ屢々鷄姦セラレ爾來因習爲メニ殆ンド男子ノ情態ヲ失ヒタルニヨリ居常女裝シ因リテ婦女ナリト僞リ料理渡世鰆原倉吉方ヘ雇ハレ中明治十四年二月二十一日夜右倉吉方ヘ泊リ合セタル車夫染谷富次ノ寢床ニ忍込ミ婦女同樣ノ手段ヲ以テ鷄姦セシムル科改定律令第二百六十六條ニ依リ士族ナルニ付破廉恥甚キヲ以テ論ジ除族ノ上懲役九十日申付ル

（明治十四年四月二十日郵便報知新聞第六千四百七十二號）

華族眞田幸民氏の珍訴訟

（明治十五年一月十一日）

古證文を持出して裁判を願ふは珍らしからぬ事なるが華族松平直靜君（越後糸魚川の舊知事）より同族眞田幸民君（信州更科舊知事）に係り訴へられしは直靜君の先祖何某へ眞田伊豆守信幸よりの契約書に大阪城落去せば十萬石の高を渡すべしとの明文あるにより右高を金に直し十萬圓受取たしとの趣意にて去八日に芝區治安裁判所へ出訴せられしが請求金額十萬圓は取も直さず預金に同じくして是を預金と見做す時は既に廿年餘を經過し出訴期限を失ひたるものなれば原告の請求相立ずまた十萬石は人民撫育の爲領せしものにて人民も領地を奉還せし上はもとより渡すべき權利なきものゆゑ原告の申立は立がたしと申渡されし由新年の新訴に此古物の出たるもまた一の新聞

（東京繪入新聞明治十五年一月十二日　第千九百六十九號）

クリスチヤンの斷狀に村民息卷く

（明治十五年二月四日）

長野縣下松代町は從來敬神家多くして毎町秋葉神社の在らざるは無く從て其の祭禮も盛んなり就中肴町は最も舊き町にして一種奇異の祭禮あり維新前は正月十五日に道祖神の祖禮と稱し大なる陰莖の形を作りて之を擔ぎ祝ひ込め〳〵と囃し立て町家は勿論舊藩主眞田侯の殿中まで土足にて擔ぎ込むとも咎めを蒙らざるのみならず却て酒肴を下されし程なりしが維新後に至りて斯る醜事は相成らざる旨達せられたるにより該町内の失望謂はん方なし然れども其後も一月十五日には唯祭りのみを成し來たれり去月十五日も即ち舊例に依りて祭禮を執り行ひしに該町内の久保田淸太郎といふは耶蘇教の信徒にて其日は日曜日に當りしをもて己れの信ずる耶蘇の說教所へ至り右の祭禮には出でざりし故町内の人々は大に怒り早速久保田を呼び寄せ町内の約束に違ふとて痛く久保田を罵り辱しめしに久保田は大勢に對し兎や角論ずるも無益とや思ひけん只沈默して退きしが其翌日左の書付を出だせり

拙者儀耶蘇教信徒ニ相成由テ是迄我日本國ニテ神佛ト尊ミ之ニ拜禮セシハ大ナル愚ノ至リト始メテ存知付後悔仕候之ニ由テ向後神社ノ假宮タリトモ之ガ爲ニ入費又ハ手足ヲ勞

シ候事ハ甚ダ不都合ニ存勿論拙者ハ是等ノ守護ノ下ニ居ラズ故ニ我肉體ハ之ガ爲ニ殺害ニ遇フトモ苦シカラズ因テ右樣堅ク御斷リニ及ビ候也

明治十五年一月十六日

久保田清太郎

町内惣代御中

右の書付を見るや町内の者は益す怒り以後久保田とは町内の交りを絶ち道路に於ても詞をもかはすまじと誓ひ右の書付を以て郡役所へ届け出でんと目今相談中なりとの報あり

（朝野新聞第二千五百七號　明治十五年二月四日）

大道講釋師の不敬事件

（明治十五年二月十七日）

曾て屢々記載せし高知縣馬鹿林鈍翁の阪崎斌氏が判決文は左の如しと

高知縣土佐國土佐郡大川筋
士族遊藝稼人馬鹿林鈍翁事
阪崎斌
二十八年九ケ月

當裁判所詰檢事補水野榮光ヨリ其方カ天皇ニ對シ不敬ノ所爲アリトシテ公訴セシ事件遂審理處其方ニ在テハ檢察官陳述ノ如ク明治十五年一月二十二日夜玉水新地芝居小家ニ於テ通俗民權百家傳講釋中……………

公案ニ對シ講シタルニアラス其絞リト云フハチハリト申シタルコトニテチハリトハ土佐國ノ方言ニシテ互ニト云フコトナリ之ヲ絞リト筆記セシハ全ク其當夜監臨セシ警察官ノ詰所ト講釋席ハ懸隔セシヲ以テ該官ニ於テ聞キ誤リタルモノト思考ス其他明治十五年一月廿三日警察署ニ於テ答辯シタル如ク私シハ賤シキ講釋師デアリマスガ錢ヲ取リテ高キ所ニ居リマスハ××××××ニ似テ居ルテハアリマセンカト洒落ヲ申シタルコトナリ右ハ枕言葉ト申シテ講釋師諸師家等ニ在テハ皆先ヅ此ノ如キ洒落ヲ述フルノ舊慣ナレハ決シテ其精神アリテ述フル者ニアラズ且ツ××ノ謂ル甚ダ汎キモノニテ只××ト申タ迚我カ　××××ニ對シタルモノト看認ルヲ得ザルモノナリ故ニ右洒落モ我カ　××××ニ對シタルニアラズ唯汎ク各國ニ對シテ述ベタル旨申立ルト雖

モ警察署ニ於テナシタル口供中私ハ皆サンヨリ二錢ヅツ税ヲ取リ云々ト云ヘル問ニ自分ニ於テハ確ト覺ヘサルモ云々ト答ヘタリ其確ト覺ヘサルノ語ヲ以テ見レハ當夜監臨シタル警部補藤川玉英及巡査土居定晃外三名ノ聞取書ヲ以テ確實ノ證據トナシ而シテ天子トハ外國ノ天子ヲ指示シタル旨辯護スト雖モ唯タ天子ト述ベタルヲ以テ外國ノ天子ノミニ對セシモノト看認ルヲ得ス因テ右天子云々ノ語ハ我カ　天皇陛下ニ對シ不敬ノ所爲アルモノト認定シ刑法第百十七條ニ　天皇三皇太子ニ對シ不敬ノ所爲アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ストアルニ依リ重禁錮三月ニ處シ罰金二十圓ヲ附加シ仍ホ同第百二十條ニ照シ監視六月ヲ命ス

但シ同ク公訴ニ係ル集會條例違犯ノ件ハ當夜相當官吏ノ聞取書及ヒ證人トシテ呼出シタル警部補藤川玉英ノ陳述ニ依レバ果シテ違犯セシモノト看認ムト雖モ素ヨリ政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル念慮ニ在テ獨リ名ヲ講釋ニ托シ政談ヲナシタルモノト看認ルヲ得ス然ル上ハ集會條例ニ觸レサルヲ以テ刑法第二條ニ依リ無罪ヲ言渡ス

高知輕罪裁判所ニ於テ

明治十五年二月七日

判事　金澤政安

書記　川村邦第

母親は遊蕩費の人質也

（明治十五年三月十日）

抵當に事を缺く南葛飾郡青戸村なる稻葉おやすが長男の彥太郎は去頃同所受地の植木屋瀧澤兵右衛門の雇人となり一年分の給金廿四圓を借り込み同人のもとにて稼ぎ居たるがふと新吉原角町中遠州（白山たま）の娼妓小櫻と云ふ老狐に引かゝり親の案じも構はず通ひたれば廿四圓は忽ち底を拂ひ戀しさは只增すばかりなれば瀧澤方を逃去り今では汐入村の胡粉屋の職人となり廿八圓を前借したれどこれとて幾日あるべき忽ち遊びの種に盡き漸やく案じ出せし一計は母のおやすを甘く欺し千住在牛田の以前非人小屋なりし或農家へ住込せ此にて三十圓を借りまた小櫻の許へ通ひしが母のおやすは程へて自分は抵當に入れられしと聞て吃驚し向島の警察署へ泣込み

悴がこれ〱の不始末で年とつた親を抵當に金を借出し娼妓に入あげましたと訴へ出たれば彥太郎を呼上られ阿母を抵當とは不都合なと叱られる一言も半句も出でず如何樣にしても阿母の身受は仕りますと說諭に伏したれば下られしと後は何となりしや抵當ものも亦類多し

（東京日日新聞第三千七〇號　明治十五年三月十日）

飛んだ照會 （明治五十年四月八日）

京都府下丹波國船井郡實藝村の西村浩濤といふ者より其筋へ男女關係は缺く可からざるものながら其度を過ごさば身體の健康を害することこれより甚しきはなし願くば其の適度を御示し下されたしと伺ひ出でし由彼の地よりの手紙に見ゆ其筋にては如何指令せらるゝにや

（朝野新聞明治十五年四月八日　第二千五百五十九號）

騙術會 （明治十五年五月二日）

一昨卅日の午前九時頃下谷同朋町の伊豫屋と云ふ料理屋へ身形も相應なる書生體の人物がきたりて僕は下谷車坂町百五番地に住む小泉藤帥と云ふ洋學先生の塾生だが今日先生のところへ箕作中村其外諸先生方が見えられ宴會をひらかるゝに付き一人前金一圓宛の料理を廿人前夕方までに持込み呉られよ尤も學者の家ゆゑ家具は皆粗末の物のみにて珍客には出し難ければ膳椀其外皿小鉢の類ひ迄借受たしとの注文に同家は之を諾し云ふがまゝ持運び其夜十一時頃明き道具と代價とを受取に往たるまゝまだ其頃は舞や唱へと云ふ大騷ぎの最中にて代價も道具も翌日の朝にして呉ろとの事なれば昨一日の朝八時頃に再度道具と代價を受取に往きたるに何ぞ圖らん家は明き家となりしのみならず道具と云ふのは皿一枚だにあらざればはじめて騙なるを知り差配人に就きて小泉が履歷を聞けば昨日の朝引越したる者にてもとは四ツ谷左門町邊の者と聞しのみ其委しき事は知らずとの答へなれば使ひは歸りて主人に告げ早速に最寄の警察署へ屆け出たるに同時に仲御徒士町三丁目の相忠と云ふ鰻屋にても蒲燒三圓と飯五人前を騙られたりと是は蓋し騙術社會の親睦會にてもありしか何にせよ兩家は迷惑千萬なり

（東京日日新聞第三千百十三號　明治十五年五月二日）

【註】事件はありふれた騒りなれど、記事の書方頗る珍なり。

神罰テキ面騒動　（明治十五年六月二十一日）

攝州長瀬村騒動續き　曩に概略を報せし攝州河邊郡中長瀬村鬪騒の原由を聞に同郡金樂寺村なる西村半兵衛が母けんの本月九日に病死せしかばその翌十日に即ち中長瀬村なる字富光寺墓の十ケ村共有墓地へ葬送せんとの手筈に及びたり扨四五年前までは斯る時は長瀬村なる天神の社の裏手の細道を通過る事なりし（四五年以來社前へ新道の開けたれば葬式は此道より通る趣きなり）此事早くも中長瀬村に聞えたれば村中は大に驚き評議をひらき一人の云ふやう孰れも存ぜらるゝ如く當村の天神さまには殊の外葬式を嫌ひたまひ萬一社前を通る事あれば一村凶荒の禍ひに罹るとは久しく口碑に傳ふる所なり然るに西村半兵衛何やつなれば他村の難儀にも構はず何に官道なりとて弔葬を天神前の馬場内の大道より送らんとするは奇怪なり不屆なり差止めざれば村の迷惑しかし官道とあつて見れば公然と差止ること難かるべしそれには自然通られぬ樣にするに如ずと俄に往還に竹柵を構へ其内へ荷車を縱横に曳列ね米麥の類を多分に積置くに如ずされど夫をも取除通らんも計り難しと形の如く用意し三人の物見を出し置き萬が一金樂寺の者ども理不盡に柵を破しに掛らば早速注進すべし其時こそは粉微塵十分に腹いせし吳んずと後詰の爲に三十餘人の壯者に固唾を呑んで控ゑさせたり早くも斯と金樂寺村へ知れ小西村は此事を具さに尼ケ崎の分署へ届け付ては無事を存ずれば御苦勞ながら御出張をとの事なり次第柄尤もなれば分署詰の巡査が二名現場へ見屆として出張せられしに案に違はず天神前の大道へ竹柵を結ひ中には車を幾輪となく並べあり出張員は番人共に官道たる上は斯樣の事は相成らず早く取除よと云付れど仕組しことゆゑ肯いれぬに面倒なりと巡査が立掛り手づから柵を片寄にかゝればスハ事こそと番人どもは逃歸り斯と注進に及べり夫と聞く壯者等はいきり立ち一村の難儀たとへ巡査なりとて恐れんやと鬨と喚きて寄來り滅太無性に打て掛り多勢を頼み無勢を取卷き服を裂き捧を打落し一人の巡査を溝の中へ投込みし亂暴狼籍言語に絶せり勢ひ敵し難く二人は半死を出で這々署まで報知に歸れりされど片道五十餘町に至りて初めて署長の某は八名の巡査を率る中

長瀬村まで馳付ることを得たり闘爭の形況は次號に詳にすべし

（東京日日新聞第三千百五十六號　明治十五年六月二十一日）

長州村騷動續　此時長洲の天神社内には屈强の村民ら屯集して高張を點し列ね竹木を尖らしなどして銘々脛當鉢卷等に身を固め一方は焚出しの用意など勢ひ鋭どく控えたり出張の警官はまづ先刻溝へ投込れし者のまだ其儘なるを助け上しが數ケ所の負傷の上水に長く漬りゐたれば助かり難くぞ見えたり扨說諭して解散せしめんと一名の警官は社内に進み入れば暴民らが說諭など聞べき忽ち一度に喊をつくり屋上へ登るものは瓦礫を取て投かけ竹鎗を振つて叫び蒐れば暫し相接で双方に怪俄あり相引にて物別れとなりしが暴民らは評議して時刻を移さば警官には援兵の加はるは必定なり其用意なかるべからずと南北兩長洲へ加勢を賴み社內の本營には鉦を鳴し太鼓を叩き僞勢を張て弱む色なく最寄の豪家といふ限りは金穀を催促して偏に籠城の形況なり無法の督促に金錢を取られて難儀せし輩も尠なからず金樂寺村にては思ひがけぬ大變となりし事の起りは當村なれば何時長洲より襲ひ來らんも計り難し手を束ねてゐる所にあらずとこれも老若を催促して急に着到をつくる騷ぎ殆ど三四ケ村の騷動とは成れりその日は白眼あひの姿なりしが翌日は西宮警察署より署長は神戸兵庫の援兵を引卒し鎭靜せんと向ひたれば暴民は更に退はずと益々氣を勵まし說諭など聞べき體なく動ともすれば打掛らん體なればさのみ彼等が横道に任すべきならずと勢を示して洋劍うち振り縱横無盡に屯集を目がけて打入れば元より强迫せられて何の思慮もなき人足ども思ふにも似ず脆くして右方左方に避易し逃足出し散々に敗北し殘るは巨魁らしき廿人程なり此らは流石に暫し支へしも叶ふべきにあらず終に敢なく捕縛せられし者百餘人に及べり斯る騷動なれば即死怪我人は巡査に三人人民に廿五人あり一時戰鬪の形況知るべきなり此兩村の睦ましからず動ともすれば騷動を惹起すはまた一朝の事にあらず元來長洲は舊尼ケ崎領にて金樂寺は代官料なり境界論にて爭論を起し大阪町奉行の裁許にて長洲の曲者たりしは三十餘年前の事にて此時は負公事に莫大の金を費やし益不睦の交となり遺恨は凝結したりとぞ斯樣に根據ある事ゆゑ此度も長洲人民はなか〳〵承服せず代官某に依賴して警官が處置を

不當とし出訴せんと企だつる者ありこれ併しながら教唆によるべしと其筋には其根本を制して其枝葉を安からしめんと注意せらるゝ由なり捕縛の百餘名は西宮へ拘引せられしにぞ妻子親族が日々陸續として哀訴歎願に出る者引もきらず同地の混雜は今に一方ならぬよしなり先號長瀨とせしは長洲の誤植なればこゝに正す

（東京日日新聞第三千百五十八號　明治十五年六月二十三日）

遺骨引取不承諾（明治十五年七月七日）

下谷徒士町一丁目の永谷吉五郎（四十）は去る五月廿五日女房はる（三十）がコレラ病に罹りたる時醫師の診斷に依り右の始末を其筋へ屆出たれば終に本所の避病院へ送られたるが此時吉五郎は斯る病氣に罹れば病人は皆官へ沒收せらるゝ事と心得居たる者と見え其後種々治療を加へられたるも其甲斐なくはるの死去したれば同院にては成規の通り屍體を燒かれ去る五日を以て吉五郎在籍の警察署へ送附になりたれば同署より吉五郎を呼出されはるが死去したる由を申聞され其遺骨を渡す旨を申渡さるゝと吉は遽に臂を張り這は怪しかる事を仰渡さるゝものかな曩に女房がコレラに罹りたる時臍の御入用とあつて御引立てになりしを此時は一筋にお上の爲と其儘御渡し申したるがはや其御用が濟しとて一旦御取上けになりしものを今更骨でお返しとはと如何に說諭せられても思ひ入りたる權幕にて中々受取る氣色の見えねば終に同人の親類を呼出され右の事柄を申聞され同人及び遺骨を渡されたりと云ふ今猶此徒あり噫亦た難いかな

（東京日日新聞第三千百七十號　明治十五年七月七日）

魔法の晷丸時計（明治十五年七月十六日）

猫の眼で時刻を知るは昔よりの事なれど知るべからざる物にて時刻を知るといふ一笑話あり島根縣下飯石郡掛合村の板垣茂一郎となん呼べる者は疝氣持にて晷丸の大なる事尋常の人の三つ掛け程ありて村人と倶に耕事に田畠へ出向きソレ十二時と時は一分も違はず又同人は繪圖面を巧みに引くゆゑ先年地租改正の折圖面引きに雇はれ日々出頭するにいつも辨當を喰ふに衆人が喰ひ始めてもまだ十二時前とて勉强し又人が喰ひ始めねどソレ十二時と自分獨り辨當を喰ふが果してソレ

十二といふ時に一分も違はず正午になるを役人も不思議に思ひ如何なる良き時計を持ち居るやと問はれ、に茂一郎は一笑して時計は器械なれば眞の當には成り難し此茂一郎は身に具したる時振儀あり即ち我が睾丸なり正午は睾丸が上り切り腹部へ入るときは十二時一厘も違はず又下りて嚢底に落ち付く時は夜の十二時少しも違ふ事無し是れ天造の睾丸時計にて機關も狂はず途中取り落す事も無く他に往きて忘るゝの憂ひもなき我が一の寳なりと誇りしに衆人手をうち天下の人の睾丸若し此茂一郎の如くならしめば時計商は生計を失ふべし實に神通力の睾丸なりと賞讃せしとは珍らしき話しならずや

(朝野新聞第二千六百二十八號明治十五年七月十六日)

コレラ暴動 (明治十五年九月十五日)

京都府下綴喜郡八幡庄の村民が流行病の事より騒動に及びたりと云ふ事の始末を聞くに右の八幡庄には元來志水町一番組字東林と唱ふる處ありて此處ぞ即ち新平民の多く住居せる地なりける此の組内に平素屠牛を以て活業とする岩尾淸兵衞(六十七)と稱ふるものあり家族都合八人ありていと貧しく暮しけるが去る七日の晩頃なりとか家業の用とて河內國長尾村へ赴きしに其の歸りいと遲ければ家內の者は老の身の斯かる炎天に長途を往來して若しや病氣の發りやせんと案じ煩ふより長男大三郎(廿五)はイザヤ父を迎へ來らんとて長尾村さして急ぎける路の程半道も歩行し頃向ふより父が容貌の常に變りいと疲勞たる有樣にて來るを見るより大三郎は聲かけて其由を問ひしに淸兵衞は喘ぎながら今朝より吐瀉甚しく爲めに斯く計り疲勞しけりと答ふるにぞ大三郎は大きに驚き頓て其邊りに行きて人力車を雇ひ來り父を載せて急ぎ家居へ歸りけるに父は吐瀉益々激しく醫師を迎へて藥を乞はんとは思ひしかども然せば必定流行病と云れんも如ず醫者には知らせで竊かに療養するにはとて寶藥抔を用ゐて種々に介抱せしが午後四時頃に至りて早や命も危ふく見えてければ家內の者は今は捨置くべきにあらずと心付き急ぎ八幡の庄なる醫師神原豐信氏のもとへ走せ行きて來診を乞ひしに同氏も然らばとて早速來診はせられけるが間違ふ方なき眞症の虎列剌病なれば其よし病者にも告げて藥劑を與へられしに病者は頑固にも否は決して虎列剌病にはあらずと云ひて如何に說諭するも服用せず夫

のみかは果は家内のもの迄も仰の如き病症には候はずと言張りて服薬を拒むが如き有様なりければ神原氏は其儘に捨て置れじと思ひ急ぎ人を馳せて此のよしを八幡分署并に所轄戸長役場に通報して各々出張ありたしとぞ申遣はしける左れば署長戸長衛生委員の諸氏早速清兵衛の家へ出張せしに病者は今はしも苦痛に堪へずしてや煩悶の體見るも苦るしき有様なるより出張の人々は何れも口を揃へて是非とも服藥せしめざれば病氣本復のこと萬一も期し難しと懇々說諭し長男大三郎始め家内のものゝ目前にて力めて藥を服せしめたり斯くて清兵衛の家は僅か間口一間半計りにして疊四枚を敷きたる小屋に病者を始め家内のもの都合八人の住居することにて醫員出張吏員は休息すべきの餘地もなければ其向ひなる長尾八兵衛なるものゝ座敷を借り受け暫時休息せんとて一同彼處へぞ赴きたりけるに程もあらせず病者の家にカツと計りに泣き聲の聞えしかば一同駈け行きて其體を見るに病者は早や息絶えたりと見えて家内のものは狂人の如く巡査や醫師が無理無體に毒を飲して貴重の家主を殺したりと泣き叫ぶにぞ出張の人々は何れも事の所以を詳に告げて懇ろに說諭さるれど中々に聞入るべくも見えず果ては家内のものは面相を換へて摑みかゝらんず有様なれば一同も困じ入りて八兵衛が家に退き彼れ是れのこと商議してぞありける（以下次號）

（東京横濱每日新聞第三千五百二十二號　明治十五年九月十五日）

八幡庄の暴動前號の續き　斯る折から患者清兵衛の長男大三郎は頑愚にも父の病死は全く醫師や巡査の相はかりて毒殺せしに相違あらじと思ひ詰め日頃入魂にする村の若年山本惣五郎吉田清六なんど云へるものを語らひつ猶ほも此由村中に言ひ觸れしかば須破や日頃の風聞にも違はず吾等をば毒殺せんとする曲者こそ顯はれつれ其儘に打ち捨て置かば吾等は如何なる憂目に逢ふもはかられずと一犬虚を吠えて萬犬實を傳ふる諺の如く村中俄に騷立ち兎角する中に此處彼處より山本惣五郎吉田清六なんどを首として卅人ばかりの男女がどやどやと八兵衛の家に群がり入り先ほどから此處に彼此商議してありつる八幡分署長及戸長衛生委員醫員の人々を追取り圍み何の用捨も荒醜の喚きに喚きて署長に掛り手とり足とり門外迄引摺り出して大路へ打すて汝こそ相謀りて彼の病人を毒殺したれ若し元の如く蘇生して返さずば汝を伐殺して亡者の仇

を報ゆべしと手頃の割木を手に〳〵打ち振り署長を中に取り籠めて叫び立つる有様はいとも危く見えければ戸長等は進み寄り種々に說諭をなしけれど一途に思ひし頑民原の靜るべくなく見えにける斯る處に當村の總代內藤與兵衛と云へるもの事のよしを聞き傳へ只事ならじと取るものも取り敢ず馳せ來り側目も振らず暴民の眞只中に割て入り或は威し或は賺して取り靜めんとする中に署長は纔に隙きを得つ辛うじて虎口をば遁られしが顏部其他にも數ケ所の重傷を負はれければ暫時彼の總代內藤の宅に潜みて先づ其傷所に手當などせられける

却說暴民は蜂の如く四方八方より起り立ち銅鑼を叩き竹法螺を吹き立て男は二百七十餘人女は百廿餘人其勢合せて四百人計り喚き叫んで出張吏員の休息し居たる件の民家を指して押し寄せたるに戸長衛生委員醫師の人々幷に彼の總代內藤等も今は叶じとて先戸長は郡役所へ此の由注進のため隙を窺ひ走り脫け續て其他の兩人も暴民の打て掛る割木の下を搔い潜りて東林村さして逃げ遁れけるにぞ大勢の暴民等は愈々勢込んで忽ちに二手三手に分れ何地までもと追ひ行きたり話頭復本八幡分署長は內藤が家にあり疵が痛みて暫時が間憩はれ居しに如何にしてか探り出しけん一群の暴民此處こそ仇の隱家なれ遁すな討てよと口々に呼はりつゝも其家の表間近く攻寄せければ署長は所詮叶はじと痛手を堪へて裏口よりソット忍び出で八幡に至り某の家へと潜まれたり又た戸長は郡役所へと行く途中數十人の暴民が追つ掛け來りて取り圍み汝は何處へ逃げ行くぞ吡己れ人を殺しながら吾れを訴へんなどとは以ての外の考なりと云ふより早く群り掛りあはや打ち捕へんず勢なりしが其の群の中に組內の衛生豫防係平尾太兵衛門とて豫て戸長を知りたる者のあり揉合ふ中へ押し分け入りて此の戸長殿は吾等が平素知る人にて決して毒殺杯を觸れ錬ふ様な人では御座らぬぞ人々疎忽なせられぞと頻りに慰むる隙を窺がひ戸長は一散に遁け出でつ戸長役場へ至るまもなく早や暴民等は右往左往に群り入り兎角する中何れより持ち來にけん一瓶の石炭酸を取り出し矢庭に戸長を押捕へ汝は此の藥を以て人を殺したるに非ずや毒にあらずと云はゞ吾等の面前に於て十分に之れを飲むべしと指し付け無殘にも仰向けさまに押し倒して口の邊りに件の石炭酸の瓶子を押し當てごぶ〳〵と灘ぎ懸けたり戸長は今は必死となり力を出して暴民輩を押のけ

蹴のけ命からく\逃げ走りて總代岩尾某の方へ忍び入りしに玆には先程より前の醫師衛生委員の人々も居りければ互ひに顏を見合はせてサテ此の上は如何すべきやと竊かに打ち談らふ折しもあれ又も一群の暴民襲來るに一同はいそぎ裏庭を破りて忍び出で其内戶長は暴民輩と道引き違へて郡役所に赴き醫師衛生委員の諸氏は何地定めず逼行きて八幡の庄より十丁計り彼處と覺しき山谷に暫く潛居られしとぞ(以下次號)

(東京橫濱每日新聞第三千五百二十五號明治十五年九月十九日)

八幡庄の暴動(前號の續)　此に又た前に八幡警察分署長の跡に續きて現場に出張せし巡査は暴民の暴動の容易ならざるより急ぎ返して伏見警察署に事の始末を注進しけるに恰かも好し此とき件の患者の長男大三郎は一名の村民を伴ひ警察署に出で來りて憚かり氣もなく洒蛙着這ひ唯今云々の譯にて醫員巡査は吾父を毒殺して候なり何卒御上の御威光もて父の仇を討たせ給はるか但しは解死人を出し給はるやう兩つに一つを聞き屆けてと訴へ出づるに會ひたれば同署にては直ちに右の二人を捕へ其儘拘留せられ置きて頓て署長高田警部は事のよし電報もて本署へも通報なし自身は警部補巡査部長を初め其他巡査都合二十名を引率し急ぎ八幡の庄さして出張せられける去る程に暴民等は目指す敵を追散したればとて一先づ通明寺と云へる寺院に引上げ爰にて竹槍杯を用意し猶も總勢を三手に分ちて一手を醫員神原氏の宅に一手を戶長役場に向け殘る一手は八幡分署へ押し寄て暴擧に及ばんと既に其一手は分署に迫り例の如く仇を討しくれよ左なくば解死人をと取りくに呼立つるにぞ當直の巡査の人々は辭をつくして說諭するも中々聞入るべくもあらずさる程に高田警部は採みに採んで彼の東林なる患者の家をさして出張せられしに暴民等は既に一同通明寺に引き揚げしと聞えしかば直ちに轉じて通明寺に至られけるに早や打ち立ちたる後にて此にも在らず左ればとて夫々手分けをなして鎭撫方を下知し自らは巡査を率ゐ更に八幡分署を指して馳付られしに折柄暴民は此處に集りて口々に喚き立て早や亂暴にも及ばんず勢ひなれば高田警部は辭を勵まし一同が願の趣は聞取り遣はすべし只だ多數にては穩ならず重立ちたるもの三四名居殘りて餘は皆な速に引取るべしと諭し置き頓て二三名の巨魁立ちし者を捕へられたるに他の暴民輩は此の有樣にや辟易しけん一度に颯と引退き

たり高田警部は聽て彼の二三名のものを呼び出し清兵衛の死體取り片付けのことを始め家内の消毒方施行の事杯速に取計ふべきよし懇々說諭せられしも中々聞き入るゝ景色も見えざれば詮術なくて巡査數名を率ゐ又も患者の家に出張し其親族の壯者を召び出して之れを指揮し死者始め一切の片付方をぞ濟ませられけるは早や翌八日の曉近く芋篠の月に村鷄の聲いと切なる頃にてぞありける此の村にては村內に死人ある時は一村の男女擧て號哭するを禮となすの習慣なるよしにて今ま清兵衛の送葬を營むと聞き數十人の男女は其の家の前後を取り捲きて「金さへあれば此の樣な憂目には逢はぬものを弱きものは苦めらるゝ世の中にはありけり」など慨言取り〳〵に泣叫びて其の葬をぞ送りけるとなん偖又伏見警察署より出張の吏員は夫々手分けをなして尙暴民の重立ちたるもの都合十三人を捕縛せられ翌日は警察本署より陶警部長首め片岡警部及び巡査數名出張ありて先づ衆智學校を臨時出張所と定め彼是鎭撫方に盡力中なりしに九日の午後に至り又もや三十人計りの暴民どや〳〵と出張所に押し掛け來り向きに捕縛せられたる十三名の者を我々に返すべしと異口同音に喚はつたり當時警部長は暴民等に向ひ面を柔らげ音を溫かにし縱に說き橫に說き最も懇ろに事の理否を論示されしにぞ其の實理ありとや思ひけん皆悄々として立ち去りつ稍鎭靜に至りし樣子なり此に於て陶警部長は其日の夕方を以てつひに本署に引揚げらるゝこととなり又た高田警部は巡査をして十三名の囚人を護送せしめ十日の午後伏見の警察署へ着せられ其他出張員も夫々の事務を畢り十日の夕刻迄に何れも歸られたり又た伏見警察署に於ては目今暴民の巨魁を取調中なりと云ふ

（東京横濱每日新聞第三千五百二十六號明治十五年九月二十日）

日本銀行の開業（明治十五年十月十日）

本年六月第三十二號を以て營業を開始するを得とあるを以てすれば業巳に資本金總額五分の一は拂込みになりしに由りて今日より開業着手せらるゝ事項は即ち該條例第十一條に示

さるゝ如く政府發行の手形爲替手形其他商業手形等の割引を爲し又は買入を爲す事

(一) 地金銀の賣買を爲すこと

(二) 金銀貨或は地金を抵當として貸金を爲す事

(三) 豫て取引約定ある諸會社銀行又は商人の爲めに手形金の取立を爲す事

(四) 諸預り勘定を爲し又は金銀貨貴金屬並に諸證券類の保護預りを爲す事

(五) 公債證書政府發行の手形其他政府の保證に係る各種の證金を抵當として當座勘定貸又は定期貸を爲す事

の諸件の行務を執らるゝことなるべし抑も此の銀行の用たる金融を便易にし(一)國立銀行諸會社の資功を擴張し(二)金利を低落し(三)大藏省事務の中に於て銀行に托して害なき部分は行務整頓の日を待つて附託せらるべく(四)外國手形割引の事を掌らしむるに在るものと想察するときは實に國家の理財上に向つて大なる利便を與ふるものたるは吾曹既に前に論述したる所あるを以て再び之が意見を開陳するを要せずして諸君の充分に知了せらるゝ者たる可きを信ずれば敢て贅言を費さゞる可し

凡そ世間の事は其の方法は左まで善を盡し美を盡したるものに非るも之を行ふの人をして斡旋提携宜に適ふものたらしめば必ず善美の結果を得べし之に反して良法美事と雖も管理者其の人を得ざれば必ずや人の爲に弊害あるの事となるは社會今古の通態なり況んや其の運動最も活潑なる理財の事業殊に一國理財の樞軸たる中央銀行に於てをや最も其の人を得るを以て緊要とする事は吾曹も既に之を陳べ世人も亦刮目する所にてありき而して今や總裁理事其人を得て大に吾曹が宿望を滿足せしめたり即世人も知る如く前の大藏少輔正五位勳三等吉原重俊君は總裁を仰付けられ前の大藏大書記官從五位富田鐵之助君は副總裁を仰付らる又大藏卿の特命を以て理事に任ぜられたるは三野村利助氏安田善次郎氏の諸紳商なり左ればば此の總裁たり理事たる人々は朝野に聲譽を馳せ官民に信用を得たる事は吾曹が云ふを俟たざる所なりと雖も天下の事理財上には最も信用を重んずるの關係殊に大なるものなれば正副總裁の經歴に就て聊か吾曹が曾て聞知する所の概略を記し以て公衆をして其の信用を鞏固にし且つ法其の人を得ざれば

則ち人を以て弊あるものなるに今や法と人と並に善良なるを得たるを知悉するの一端に供せんと欲す

總裁吉原君は鹿兒島出身の人にして慶應二年を以て米國に航し學業に從事し就中當時より財務のことに注目し經濟の學を講究せりと云ふ居る事六年業大に進み猶ほ其の底蘊を探らんとして歐洲に赴き英佛白等諸國に歴遊せり其の白耳曼にあるや恰も我が全權大使の一行の米國に赴かれし時なりければ君は召されて大使の隨行を命ぜられ幾許もなく大久保、伊藤の兩公に從て一旦歸航し再び米國に至り大使に隨從して歐洲を巡回し佛國に至りて大使の隨行を辭して歸朝せらる其の白耳曼なるフランクホルドに留るに當り恰も我政府より紙幣製造の事を白耳曼に注文せられし時なれば即ち君は其の事を監督し而して明治七年の春を以て歸朝す其歐米に歴遊する前後九ケ年或は螢雪の功を積み或は公務に鞅掌し裘葛九たび換ゆるに至りし事なれば其學識の淵博なるのみならず外務と理財とには經歴亦た多しこれを尋常留學生の學びたるのみにて一も實務に經驗せずして歸る者と同視すべきに非ず左ればにや君は七年の春歸朝するに際し外務五等出仕に任ぜられ同年の冬大藏省五等出仕に轉じ次で租税權頭に任ぜらる明治十年諸寮廢し大小丞を廢し正權大少書記官を置れたる時の改革に由て君は大藏大書官に任じ一昨十三年大藏少輔に昇進せり其職を大藏省に奉ずる今年迄都合八年拔才能に長じ事務に老たるの名譽あり遂に大藏卿を輔け國家の財政を調理するの重任に堪へた事は朝野共に信を措く所なり以て君が有爲の才能を懐き最も理財に於て學識經歴併せ富むを見るに足れり但し其の初めて米國に航するまで薩藩の諸名士と同じく國事に盡力したる事蹟に就いては殊に稱揚すべき事多しと雖も財政に關渉なきを以て玆に之を省く」

又副總裁富田君は宮城縣の士にして初め勝安房君の塾に在りて學問を修ひ此の人も維新の前年米國に遊び明治五六年紐育府に初めて日本領事を置かれたる時に於て其の領事に任じ次で米國公使館附の書記官となり居る事四五年にして倫敦公使館の書記官に轉じ森公使赴任の時歸朝して外務省に奉職し客年の末大藏權大書記官に轉じ本年の初め同大書記官に昇等せり此人も米國に在る時よりして外交と財政の事に心を潜め其の紐育領事たるに當りては直接に通商貿易の事に關係せし

を以て商買に屬するの業務には最も練熟する人なれば吉原君の爲めに必ず一臂の力を致す人たる可きは疑を容れざる所なり

之に由て觀れば吉原君の如き大阪府の信任一國の財政を管掌する大藏卿を助くるの重任に在りし人なれば日本銀行に總裁たるも亦必ず其の任に堪能なるべきは言を俟たず副總裁亦其人を得たり加之國立銀行中先づ指を屈するの三井銀行をして世の信用を堅確ならしめたるの實効ある三野村氏諸銀行中最も信用を得たる第三銀行安田銀行の兩行の行務に幹たりし安田善次郎氏等の紳商理事の任に當るあり何ぞ其の行務の擧らざるを慮る可きもならんや左れば是等の人々の既往の事蹟に徵して將來を推す時は亦以て日本銀行前途の盛昌を豫期し得べきを信ず今や豫て待設けたる該行開業の日に際會す吾曹豈に日本銀行の爲め國家の財政の爲に總裁理事共に其人を得たるを賀せざるべけんや

(東京日日新聞第三千二百五十號明治十五年十月十日)

開化の珍・車會黨の組織

(明治十五年十二月八日)

過般來府下に於て屢々開きたる車夫懇親會の義に就ては種々の風評もありし所なるが此頃車會黨なるものを團結して左の如き黨則を編成したる由如何にも奇異なる黨名なれば其儘掲げて讀者の一覽に供せん

緒　言

利害得失ヲ共ニスルモノハ必ズシモ同情相憐ムノ情ナカル可ラズ同情相憐ムモノハ又タ隨テ利害得失ヲ共ニセザル可カラズ其レ然リ此ヲ以テ士ハ常ニ士ヲ友トシ農ハ常ニ農ヲ友トシ工ハ工ト交リ商ハ商ト和ス夫ノ親子兄弟夫婦朋友ノ艱難ヲ倶ニシ快樂ヲ一ニスルモ亦タ何ゾ此理ニ外ナランヤ今ヤ我車夫ノ如キ利害得失ヲ共ニスルモノニシテ何ゾ同情相憐ムノ情薄キヤ此ヲ以テ吾等今般廣ク車夫ヲ結合シ大ニ同情相憐ムノ情ヲ發起シ舊來ノ弊風ヲ一洗シ國家ノ良民ニ耻ヂザラシメン事ヲ期ス由テ其規約ヲ定ムルコト左ノ如シ

車會黨規則總則　第一條　本會ハ車夫營業ノ爲メ相互ニ懇和親睦スルヲ旨トシ名ヅケテ車會黨ト稱ス　第二條　本部ハ假リニ神田淡路町一番地ト定ム　第三條　會員タラント欲スルモノハ其住所姓名ヲ本部ニ申込ミ會員タルノ證券ヲ受クベシ（但シ其證券ヲ持スルモノニアラザレバ決シテ會員ト見做サズ）　第四條　會員タルモノ他人ノ爲メ耻辱ヲ蒙リ若シクハ損害等ヲ受クルトキハ其情實ニ由リ之ヲ救助スヘシ　第五條　會員タルモノ途中ニ於テ來客ノ遺失物アルトキハ必ス本部迄屆ケ出ツヘシ本部ハ遺失者ニ之ヲ返却スヘシ　第六條　會員ノ漸次增加スルニ隨ヒ區每ニ出張所ヲ設立スヘシ　第七條　本會ハ營業上ニ關シ每月五日及十日ノ兩日ヲ期シ小會ヲ開キ每年四季トニ大會ヲ催スヘシ
役員ノ事　第一條　本會ノ取締ハ每テ元締一人世話人十名ヲ置クヘシ　第二條　會員タルモノハ總テ元締ノ命ニ戻ル可カラス　第三條　本會ニ關シタル賞罰ハ總テ元締ノ指圖ニ從フヘシ　本會維持方第一條　會員タルモノハ每月十日迄ニ三錢宛ヲ出金シ本會維持ノ資ニ供スヘシ　第二條　此ノ積金ヲ以テ會員ノ疾病死亡若シクハ負傷火災等アルトキハ世話人其實地ヲ巡視シ元締ト相談ノウヘ相當ノ手當ヲ與フヘシ　第三條　金錢遣拂ノ計算ハ每月之ヲ帳簿ニ製シ會員ノ需メニ應シ之ヲ調査セシムヘシ

（東京横濱每日新聞第三千五百九十號明治十五年十二月八日）

馬車鐵道會社の開業

諸新聞紙の廣告にも見えたる本日馬車鐵道會社にて行はるゝ開業式の模樣は豫ての案內狀にも有る如く午後一時過ぎに新橋停車場構內なる同社へ參會ありし來客の面々を同社の馬車にて二時より順次に上野公園內に案內し同所に設けたる休憩所にて茶菓を供し最後に新橋を發せし車の上野に着くを合圖として再び右の來賓に乘組みを乞ひ又順次に新橋に引返して同社に於て立食の宴を開かるゝ手筈の由猶實地の景況は招請を被りし社員の者より聞取つて次號に掲ぐべし

（東京日日新聞第三千二百九十二號明治十五年十二月十日）

回春奇遇（明治十六年一月八日）

第一回

千葉縣下々總國流山の酒造家にて富豪の聞えある但馬平右衞門に三人の女あり惣領のお清には去る明治九年に聟を取り安心せしが其時廿歳になる妹おかよと十八歳になるお富の上に付一條の話あり其を何かといふに此但馬家は如何なる祟にてか家の娘を他家へ緣付る時は皆非命に死すといふ其概略を擧れば今より三代前の平右衞門の娘お辰といふは世にも稀なる美人なるを以て諸方より嫁に迎へんと云込む者多きうち江戸南新堀の酒問屋伊坂某の長男が媒妁を以て緣談を云込みし折から野田の醤油問屋岩瀬彦兵衞（其頃は豪家の聞えありし安政年間に絕家せり）方より長男の嫁に貰ひたくと云入れしに但馬方にては兩家とも親戚同樣の間柄なれば一方を斷はりて一方へ遣る譯にもならぬ義理にかゝり双方を斷はりて武州埼玉郡大相模村の豪農平岡某方へ養女に遣はすことに爲せり然るに其事を知らぬ伊坂の長男果は思ひ焦れし緣談を斷はられしは全く野田の岩瀬に先をかけられし爲めならん口惜きことゝ思ひ迫りて逆上にても爲しけん委細を書遺し酒藏の二階で自殺せしは文政元年の八月にて同じ思ひの岩瀨の長男はお辰を伊坂方へ奪はれては面目なし伊坂の子息を害しなばお辰は無論我手に落ちんと無分別にも家を立出で上京して南新堀に赴き伊坂の樣子を窺ふと其前夜此家の子息は斯々の事より取逆上せて自殺せしと聞き果ては互ひに思ひ誤りしものか然るにては但馬にて緣談を斷はりしは全く兩家を忌みしなれば此上再び云込むともお辰を中々我には呉れまじ斯くまで深く思ひし女を得ること出來ずば我も死して怨を爲さんと鈍くも迷ひて巨細を認め家に送り淵に投身したりける其評判の一時に高く夫の讀賣といふものを拵らへ香具師なる者が諸方を賣歩きしより奇を好む人情種々附會の說を爲し但馬方へは二人の男の靈が現はれ毎夜お辰を脅やかすなど云傳へるを聞く親平右衞門は心よからず思ひお辰を家に置くはよからじと約束の通り平岡方へ遣はせしがお辰は種々の噂を聞込み我身の爲めに二人の男を殺せしと思へば何やら寢醒めがわるく狹き心に彼是と昔語りの因緣話を思ひ合はして其身を責め遂に神經を狂はせしものか取止まらぬ言を口走り狂ひ廻りしするを看

護の者の隙を覵ひ井戸に飛入り非業の死をぞ遂げたりける又前代の平右衛門にも二人の娘ありお由お増と呼び二人とも田舍に稀れなる美人なれば近郷近在の若者等は想を懸け我れ落さんと云寄る者も多けれど家法正しき生立ちなれば猥りがましき事もなく打過ぎしが年頃の女の長く家に置くはよからじと弘化元年の五月媒妁のあるを幸ひ姉のお由を廿一歲の時同村の酒造業小林宇兵衛方へ緣付けし婚姻の夜三人の曲者忍び入り新郎新嫁を殺害し物をも奪はず逃去りしは全く日頃お由に懸想せし若者等が憾みに堪へず爲せし所業ならんと噂せり斯りければ平右衛門は大に恐れ妹お增の身にも災ありてはと氣遣ひ傳手を求めてお增が十五歲の時藤堂和泉守の江戶屋敷へ奥勤めに出たせし後世話する者ありて嘉永元年十九歲の時江戶麴町五丁目の吳服商三河屋文藏方へ緣付きし翌年の三月夫文藏と共に隅田堤の花見に行きし途中酒狂に乘じ往來の人を惱ます何れかの藩士に突當りしとて口論に及びし所へ取締の役人が來たりて雙方を糺し藩士の方が非分なりとの捌きに文藏夫婦は喜びて其場を立去り淺草の緣家を訪ひ夜に入り麴町へ歸る途中淺草の切通しにて拔刀を提げし狼藉者に出會ひ慌て逃る所を切付けられ夫婦諸共數ケ所の重傷を負ひ同所辻番の救護を受けて歸宅せし三日目に兩人とも落命せしが是れ曩に隅田堤に於て論に負けたる藩士が遺恨を晴さん爲めの所業なりと察せらる。

（郵便報知新聞明治十六年一月八日第二千九百四十八號）

回春奇遇

第二回

世間怪なく人自ら怪を爲すとはいへ前代が分家末家の餘り殖るを厭ひ祖先の遺訓に背きて家の娘を他家へ緣付け凶事ありしにまだ覺らず我また二人の娘を嫁らせ同く凶事に罹りしを思へば强ち古訓を侮るべからずと大に鬼胎を懷きたる平右衛門が臨終の際に長男平吉（當今の戶主平右衛門）夫婦を枕邊に招き如何なる謂れか知らねども我が但馬家に於ては家の娘を他家へ嫁する時は必らず非命に死すべし依て娘あらば手代番頭のうち實直なる者を撰りて聟と爲し相應の財產を分與へて別家させよ圓滿福利ありと祖先より云傳へ我が祖父の代までは之を守りしが我の父の性活達にして物に拘はり玉はず

遂に代々の遺訓を破り娘お辰を他家に遣はし本人は勿論二人の男まで非命に死するに及び世上に種々の沙汰もありしかと是れ皆な愚痴にて自から招きしもの何ぞ祟の所爲ならんと雄々しき話を常に聞く我も左樣に心得て二人の娘を嫁らせしに知ての通り姉も妹も夫を倂せて非命に死せり然れば世間の人々も但馬の娘を嫁に貰はゝ切腹して死ぬる覺悟をせよと云囃す由なれば此後は娘を嫁にやらんにも好んで貰ふ者はあらざるべけれど若しある時は家例を守り必らず他家へ遣はすまじと子孫へ永く傳へられければ汝も其意を厚く心得娘を娶るとも嫁らせず必ず別家を爲さしむべし如何に家産に富めばとて家に變事ありては終には人に疎まれて世の交りも自ら絕へて家衰滅を來たすに至らん分家末家の殖るのは是れ皆家族一門の繁榮なれば財を分つを厭ふなと最も懇ろに說諭し眠るが如く死去せしは嘉永五年の六月なり依て平吉は其名を平右衛門と改め家督を相續なし多くの雇人等も恐れみ忠實に出精するより益々繁昌して年を經るに從ひ　又一を爲しぬ　却說此の平右衛門夫婦の中に第一回の初めに記せし如く三人の女子を擧け男子なきまゝ去る明治九年に長女お清には聟を迎へても其時二十歲になる二女おかよと十八歲になるお富は嫁入盛りを過たるがゆゑ折もあらば前代の遺言に依り番頭手代のうちを撰びて聟と爲し別家させんと思ふものから其年の十月二十日先例に從ひ親族一同を集ひ惠比壽講の宴會を開きて酒酣はなる頃を窺ひ主人平右衛門は坐を進み通ひ勤めの支配人等に向ひ今日此吉例を幸ひ一同へ吹聽することありとて前代の遺言を述べ就ては番頭にて古參なる治作宇兵衛の兩人を娘二人の聟と爲と本年中に別家させんと思へど爰に一つの難儀といふは何れも知る通り二女おかよは我子を賞るにあらねども十人並を優れたる縹致なるも妹のお富は見るもいぶせき醜婦なれば誰とても先づおかよの聟となるを欲するならん然るを親の威と主人の光りを以て甲は此方の聟となれ乙は彼方を嫁にせよと壓つけ取極めなば一時は餘儀なく承服するも末始終の和熟も如何と案じらるゝまゝ種々に考へ思ひつきしは是まで別家をさする者に分け與ふる財産は夫々制限あれどお富を妻とする者は迷惑に思ふべければ定額の外に持參として金五百圓を添へ遣はさん程に治作宇兵衛の兩人へ篤と此儀を云聞け熟談のうへ何れに緣を結ぶか挨拶さすべくとの口上に支配人は

めでたき仰せなりと早速に治作宇兵衛の兩人に其あり難き旨を傳へ相成ならば此席に於て御挨拶せば殊にめでたしと勸めしかど兩人は大に迷ひ姉を申受んといはゞ色に溺るゝとや笑はれん妹の方と答へば慾に眼を奪はれしとや誹られん心二つに定めかね左右の請けを爲しかねければ治作は頭をさげ餘の儀ならねば直に御挨拶を致す筈なれど兩人篤と熟議すべき場合もあれば明朝まで御猶豫を願ひたくとあるに支配人は其言を得て主人へ斯と傳へしに挨拶は今宵に限る事ならずとて尙ほ肴を加へ酒を煖め其よりは例に依て無禮講の大酒盛り日頃謹み深き手代等も皆な打解けて銘々に隱し藝など持出して最と賑やかに開きける

（報知新聞明治十六年一月九日第二千九百四十九號）

回春奇遇

第三回

治作は豫て思ふよしあれば宇兵衛の心をも問はず其返答に猶豫を請ひ翌日宇兵衛を土藏の二階に招き知らるゝ通り我は是まで主人の代をも勤め外廻りに奔走せしゆゑ地方の取引先に懇意も多ければ資本薄にても營業に差支へなけれど足下は内の事のみ取扱ふ勤務にて取引先の樣子を知らねば今ま別家するも定額の資本のみにては取續き方難儀なるべしと察せらる我は足下より年も長くおれば好んで美婦を妻に欲しくはなけれど足下の爲めを思ふにつけ姉娘の方を我れ迎へん妹娘の不縹致は二目と見られぬ態ながら其志操の從順なるは足下の氣質に能く似たり妻の醜なるを三年の不作といふは好色家の言のみ能く家事を治めて夫を助け營業繁昌せば外に妍き婦人を妾と爲すことも得べくそれにわけても資本に富まねば手廣き營業は協はぬゆゑ別に五百圓の持參あるこそ幸ひなれ足下は妹娘と縁を結ばれよと辭巧みに說示し已が一年古參にて上席なるを權に持ち否やいはせぬ相談を心よからず思へども其言理なきにあらざれば宇兵衛は更に爭そはず直ちに之を承諾せしが治作は窃に我に恥ぢ此事外に洩れもせば世の人口もうるさしと宇兵衛に向ふて又いふやう既に相談整ひしかど我が信切を知らざる者は古參の威で足下を壓つけ醜婦を授けたりなどいはれんも口惜ければ今の言は此場ぎりかまへて人に語られな只此の縁組を定めかね神の御意に任せんと四本の籤に

名を認め結び合せて治作はおかよ宇兵衛はお富を取得しと云做しおかんと隙し合せ其趣を支配人へ云出でければ主人夫婦は之を聞き神の結びし緣なれや年の釣合ひ其他とも能く我意にも適ひたりと大に喜び娘二人に仔細を告げて納得させ尚こまぐ\と將來の心得方など說諭し吉日を撰びて婚儀を行ひ定額の資本を分け與へしかば治作は豫ての望みを遂し速かに別家して同所に醬油店を開き宇兵衛は別に五百圓の資本を得たるまゝ幼少のころ住居せし東京深川伊勢崎町へ紙油小賣の店を設けお富と共に移り住み夫婦ひとしく心を揃へて丁稚の外は雇人さへおかず自ら立働きて稼ぐものから近所の評判よく商賣次第に繁昌して忽ちに富み今は土藏を新築するに至しも是れ皆な主人の恩德なりと思へば妻のお富を粗末にせず其不縹致を厭ふ色なく情をかけて愛するよりお富も夫の心を有がたしと做ひ仕へて豪家の娘に似もやらず骨折を惜まず朝夕に薪炭の勞を自らするを宇兵衛は氣の毒に思ひ今は家產も富みたれば下女など雇ひ少しく樂をせよといへど仕馴れた業を今ま廢めなば却て身體に障り來らせん外見惡しと思ひ玉はずば此儘に差置かれよと只朝夕の御機嫌を取るに心がおかれてならねば若き召使など雇ふてたべ必らず妾に遠慮はいらぬと飽まで優しき心根に宇兵衛は益々不便が加はり勿體なしと答へいとも睦しく暮すに引替へ姉娘を迎へたる治作の方に一場の異事の生ずる次第は次號に記すべし

（郵便報知新聞明治十六年一月十日第二千九百五十號）

回春奇遇

第四回

治作は元來其心あしき者にあらざりしが酒を嗜み色を好むの癖ありて主人方に雇たる中も一兩度其爲め勤務上に失錯ありしが日頃の勉强と商業に如才なき廉を以て主人は一時の過誤と見做し嚴く後來を誡しめしのみ別に咎めもなさゝるに感激し其後は酒を禁じ身を謹み丹誠を抽んで勤めしゆゑ主人も其根性を見定め今度暖簾を分ちて別家させ娘をさへ遣はせしなるが後に思へば其勉强もかゝる家例を知るものから己れ當時の古參なれば程よく主人の心を奪ひ美人と世間に評判するおかよを妻に爲さんとの心構へにてありしならんと察するは權威を以て宇兵衛を壓しおかよを自分に奪ひしのみか別家せ

し後は禁酒を破り家業を投遣りおかよを側に侍らして遊び戯むるばかりなるも初めの程は主家に仕へし年月の勞を慰さむ爲ならんと許せし人も多かりしが未だ資本のあるに任せて遊蕩次第に增長しおかよを携へ物見遊散に日を送り衣類調度に美を盡すを人の指さし笑ふを見て己れの榮を羨やむならんと故らに誇りひけらかす仕打に慣れて其性敏しきおかよまでいつしか酒を飲習ひ雨ふる時は內にゐて醉ふて戯むれ晝もまた夫と枕を共に爲し晴れては車を同うし外の遊散に財を費やし夫婦ひとしく現をぬかし店の帳簿の遺繰を心捻けし番頭に任しておけば金錢の出入もいつか曖昧に損失のみぞ重なりて仕入れが出來ぬと聞くときはおかよが本家の父に嘆き百圓乃至五十圓と時借するも屢々なれば父平右衛門も大に憂ひ此度限りと意見を加へ後を懲せど焼石に灌ぐ水なる身代を取直さんと毫も力めず本家の富むを頼みにして益々募る亂行に斯てはならずと平右衛門が支配人等を集めて治作が事を具さに語り今さら別家を潰しなば我が目鑑違ひを世間に知らせ本家の落度となるからに只だ穩便を旨と爲し事に馴れたる者を撰んで此方より番頭を遣はし店の締りを爲さしめ夫婦の雜用をさへ制限して廣く家業を營なみなばよも損失はあらぬべし其うち治作も悔悟して以前の如くなりもせんと相談を整へたるを逆くも聞込む治作方の番頭は其横領の露顯せん事を恐れ店の有金若干を盜みて行衛知れず逐電せしにて平右衛門は其慾目から視ては是までの損失は強ち治作夫婦が榮耀に費やしたるにはあらで其番頭が私しせしならん然れば是までを夫婦のみ悪くいひしは世人の讒言なりしかと思ひてその小言は氣の毒なりと取締の番頭を遣はすを止め資本金若干を與へ最はや此上は助力することかなはねば此金を以て營業を續け是まで失ひし資本を回復するにあらねば夫婦とも本家へ出入は無用と云ひ渡したるにて治作夫婦は驚くべきに心の已に惑亂しておれば番頭の逐電せしにも未だ我が非を覺らぬ程ゆゑ却て又も金を得たるを喜び先づ暫らく安樂なり出入ならぬと嚴しくいへど親の恩愛おかよが行て又請はゞ惠まぬことのあるべきと高を括りて相變らず酒色に耽りし天罰にやおかよが奇病を發する一段の話は次號に讓る

（郵便報知新聞明治十六年一月十一日第二千九百五十一號）

回春奇遇

第六回

おかよはいつしか夫治作を見習ふて我とも知らず淫酒に耽り美味を嗜んで奢を極め身を悦樂に持崩し其心さへ荒々しく雇人等を罵り懲し容赦なければ皆な出で去り家に他人のあらぬを幸ひ晝夜を撰ばぬ遊蕩に今は治作も持餘し偶々其意を悖ることあれば本家の娘を權に持ち聞かれぬ雜言を云ひならべ辱かしむること度々にて外聞わるく思ふ心の生ぜし折しも去る明治十三年の二月頃さしもに美なるおかよの顏に碁石ほどなる腫物が發せしかど痛もなければ意にとめず打捨て置くと次第に廣がり右の片頬が紫色に腫上り痛の烈しくなりしまゝ夜具引かつぎ打臥して日頃嗜める酒さへも咽に通らぬ容體に治作も太く心配し近所の醫師に治療を乞ひしに全く一時の腫物にて膿潰するまでは惡寒もせん差て案じる事かはと手輕き診斷に藥も服せず膏藥ぐらゐを貼置きて其膿潰を待つうち左の頬にも亦同じ腫物を發し日ならず之も蔓りて紫色の斑を爲し古き方より膿潰して惡臭深き黄なる汁を流して一面に腐亂し眼も口も腫れふさがりたる状は彼の癩疾を病る者の如くにて二目と見られぬ顏色に治作は殆んど愛想をつかせ早や死ねがしと思へども今は痛も薄らぎて其身體も左のみ疲勞をなさゞれば少しく心地よきをりは以前の如く語らひよるに鼻向けならぬ臭氣に堪へかねすげなくすれば聲高に種々の妄言を云罵り癇を發して手近の物を投打ちし半狂亂の擧動は惡鬼の暴るが如くにて治作が殆んど當惑するを傳へ聞きたる本家の平右衛門は娘の病氣を憫れに思はぬにあらねど斯る時に懲しなば二人の心も改まらんと心つよくも出入を差留め見舞もせず知らぬふりして過すにぞ治作も今は困じ果て藥禮さへ拂はねば醫師も身に染み藥を與へず病氣は次第に重り來りて間を隔つれど惡臭の外に洩るれば近所でも種々の噂を云觸らし治作が上を誹るにぞ物をも賣らぬ仕儀となり進退こゝに谷まりて始めて前非を後悔せしも容易に人の信ぜねば何か一つの功を立て本家に詫びて再び榮譽を全うせんと獨り心に打ちうなつき僅かの金を懷中し其年の十二月何所と先を定めねど南をさして逃亡せり斯と聞きては捨て置けずと本家の平右衛門は支配人等と相談のうへ先づ病者なるおかよを引取りをき治作が

蹤跡を探せしかど更に知れねば其筋へ逃亡屆を爲して其店を疊み夫よりは近村に名高き醫師を招きおかよが治療に心を盡せしが天刑病といふものにて全快は覺束なしとの事に一時は心を挫きしが又或醫師の言に天刑病は偶發のものにあらずとて祖先よりの血統を調べしに未だ斯る病に罹りし者ありといふを知らねば純然たる癩疾にはあらずして全く美味を飽食し美酒を過飲したる餘毒の惡血に混じて發せしものならんと聞き然れば治療の屆かざることかはと財のあるに任して良いといふ藥は遠きも厭はず買取り種々に手當を爲せしかど如何なる業病にや面色宛ながら紫色の泥もて捏ねたる鬼の如くなりしまゝ痛もなければ癒もせず又其上に重もせず爰にいぶせき月日を送りける

（郵便報知新聞明治十六年一月十五日第三千九百五十四號）

回春奇遇

第六回

扨もおかよは難病に氣を挫き生ける心もせず日を送るうち世間の人の取沙汰に彼の亡靈が得脱せず未だに執念く負はりて祟を爲し斯る奇病を發せしならんと云觸きて果てはおかよが是までの身持を誹り治作が以前の事までも善惡なく罵り虐しむを折々聞込む半右衞門は身を削がるゝよりも心苦しく思ひ迷ひの重なりて扨ては非命に死したりし彼の人々が冥府の艱苦を逃れん爲め祟を爲して回向を求むる所爲なるか然りとは筋の違へる怨み迷惑なれど是非もなし供養を爲して取らせんと祖先の忌日を辭に設け衆くの僧侶を招待して最も懇ろなる法會を執行ひしかどおかよの病氣に異りのなければ倚ち迷ひの雲立重なり種々に心配なす樣を見聞しておかよは父母の慈愛に感じ其身の不埒を後悔し今さら何と云譯を無さん便りはあらざれど若も病が癒えしのち再び夫に廻り會ひなば人の噂に譽るを聞く妹お富を鑑にして夫を扶け身を愼しみ家業に心を用ゐるなば恩に報ゆる時なからずやはと窃かに前非を悔むにつけ夫が家出も我より起りし事なりと思ひまはせば慕はしく逢ひたさ見たさも胸のうち頻に焦れ哀しめど病が癒へずば詮なきこと是も此身を罰しむる神や佛の罰ならん今より心を改ためて罪を謝しなば幸ひに本復するやも計られずたりくと獨り點頭き夫より深く身を愼しみ物をいふにも心を用ゐる人

を呼ぶにも面を和らげ立振舞のしとやかに親を敬ひ族を勞はる趣の俄かに變りし體を見て平右衛門はじめ家内の人々は供養の功德に依て怨靈の退散せしものならんと窃かに喜びしが見る影もなき顏色の少しも癒えねば此上は名醫を尋ね治療を乞ひ舊の通りにならざるまでもお富ぐらゐの顏と爲し再び別家の名を與させ世間の誹を消さんものと種々に思案を摧く折しも東京深川に出店せし宇兵衛の妻お富より送り來し書狀に先づ兩親の機嫌を伺ひ次に自分の店の益々繁昌して當今は雇人數多をも使ひ安樂なる旨を委しく書認め終りに姉の上を深く案じて此節の容體を尋ね斯る病氣は良醫の藥ならねば其効驗も捗々しからずと聞けば幸ひ家屋も廣きまゝ保養かた〳〵出京して當地に名ある醫師の治療を受けられては如何なるや手の屆くだけは此方にて介抱を盡さん程に姉上に說勸め少しも早く出京されたしと最も信切に云越したるを幸ひ平右衛門夫婦は喜び早速おかよに其事を告るとおかよは妹に對し今さら面目なけれど村人等に面見らるゝたび兎や角と嘲けらるゝを厭ふのみか何とかして今一度本復なし夫治作に再會のうゑ今の汚名を雪かんと只管思ふ折なれば同く喜び得心せしにより急ぎ用意を整ひ平右衛門が同道して出京し萬事をお富夫婦に賴みたりしは一昨十四年の十一月にておかよはそれより妹夫婦の世話になり諸方の名醫に治療を受けしに何れの診斷にも全く一時の血毒の發せしを誤診して劇劑を用ゐしより却て斯の如き頑疾と爲せしものなれば急速に全癒せざるも日を經るに從ひ本復すべしとの事に何れも喜び出京の遲かりしを悔ゐて其事を故鄉の親へ云送りて安心させ尙ほ藥養を怠らざるのみか又神佛の加護ならんとおかよは淺草の觀世音と虎の門の琴平神社に祈誓をかけ隙ある每に步み詣で信心堅固に日を送るうち醫師の云ひたる如く次第に面の腫が退き表なる皮の剝るに從ひ紫色の失るにぞおかよはいふも更なり妹夫婦も介抱の甲斐ありと喜び勇みて其都度〳〵平右衛門方へ委細の容體を文通し其本復を待ちたりける

(郵便報知新聞明治十六年一月十六日第二千九百五十五號)

回春奇遇

第七回

江山春回つて徐ろに媚を呈し梅柳風蘇して漸くに笑を含む

おかよの業病も日を經るまゝ漸く快復に近くに從ひ被りし面を脫けるが如く實に怖ろしげなりし紫色の痣も自づと消失して悲みし顏の浮腫もいつしか退て性來の其麗質に復せしかばおかよは死せしが蘇せし如く打喜び鏡に對ふて自ら疑ひ是といふのも神佛の冥加にあらんと信心ます／＼肝に銘じ前非を太く後悔して既往を思へば淺ましと恥ぢては夫の行衛を案じ若も無事にておはすなら互ひに心を改めて是まで受けし汚名をば雪がんものと只管に願ふ心を打明けて妹夫婦や出入の者に治作の行衛をそれとなく普く尋ね探しける斯る便りを聞くからに父平右衛門は僞りならんと疑ふほどに去年十二月の初め商用の忙しさを打捨て出京して其體を見て呆るゝまでに打喜び宇兵衛夫婦が手當の切なりしを謝しておかよが治作を慕ふを聞き一時は憎しと思ひたる治作が所業も元を糺せば娘の罪改心なせし上からはいつまで恨みを遺けべき詫して歸らば再び家名を興させて子孫の榮を願ふぞと世に有がたき慈愛の辭おかよも嬉しく思ふにつけ一層夫が慕はしけれど家出以來なる二年風の便りもなき人となられはせぬかと案じ煩ふ悴しさを父も妹も慰めかねて其所此所と物見遊散に日を送るを故郷の母は待遠しくおかよが全快の顏が見たし早や歸られよ商用も嵩みて殊に忙しと迎ひの書狀に平右衛門も左なりと事なおかよに告げ支度整へ明日は出立せんほどに兼て利益を蒙りし神佛へ參詣せんとおかよを伴ひ先づ淺草の觀音に詣でそれより虎の門に至る途中兼て商業の取引する商家に立寄り種々の饗應を受け仕切金五百餘圓を受取て夕刻琴平神社に詣で其近邊の取引先兩三家を訪ひ夜に入り歸る新橋際にて勸めらるゝまゝ人力車を雇ひ永代橋にて車を下り深川伊勢崎町なる宇兵衛方へ立歸り衣類など着替る時平右衛門が車の内へ金の包を置忘れしを心付き頻りに悔み兎かう考へ車夫の面體は見覺へねど其携さふる提灯に朱にて龜島橋己文と筆太に記せしを憶かに見たればやはか知れざる事のあるべき疾く逐ひなば其邊にて捕へ得ん左なりと裳を引かゝげ驅出すを私も共にと押留め宇兵衛が先に立ち今來し路へ取て返す永代橋の彼方より來かゝる提灯を不圖見れば平右衛門が語りし如く龜島橋己文と記せしにぞ此者なりと共に走せ寄り顏見合せ是はと互ひに驚きしも道理其車夫は即ち先年逐電せし治作にてありしかば平右衛門は窃かに喜び兎も角も宇兵衛方へ來れといふに治作

は恥入り面目なき次第にて何とも言葉なきまゝ仰せに從ひ參るべきなれど實は只今車に乘せし夫婦連と覺しき客人が車の中へ大金を置き忘れてゆかれしゆゑ其跡を追かけ來しなれば今宵は此まゝ放されよ明日は必らず伺がはんと氣の急く體にて振拂ひゆかんとするを篤と見て扨は此奴も心を改め正直一途に働くものと思へば嬉しく賴母しく平右衛門は和らかに左樣に恥入ることのあるべき又其客人といふは卽ち我と其方の女房おかよでありしが夜寒を防ぐ頭巾にて顏の見ゑねば知らざりしか是も全く神佛の引合はされしものならん委しき事は緩くり語ん先づ此方へ來られよと誘はるゝまゝに治作は心に駭きながら宇兵衛の後に引添ひ同家に到りおかよとお富にも對面して人々より奇き話の逐一を聞きて或は嘆じ或は喜び感涙眼に留めあへず扨て已れは不所存より身代を傾け不人情にも妻を捨て逐電せしは其時既に悔悟の念を生じ何か一つの功を立て再び詫びん心にて先つ出京して八丁堀龜島町の裏家に住み爲す事なければ人力車を挽き酒を禁じ身を謹み日々十錢十五錢と差配人へ預けて怠らざること爰に二年百廿餘圓を貯へ今二ケ年も勉强せば一廉の資本にもならんと樂しみ稼ぐ提灯の印に改心の改の字を割て已文と記せしが目當となりて今宵圖らずお目にかゝりしも謀せぬ緣と始終を聞て何れも喜ぶうちにおかよは殊に打喜び宇兵衛と共に分家再興を嘆願せしにて平右衛門も喜び出立を數日延して治作の身代を仕舞はせおかよと共に下總の流山へ立歸りしは舊臘廿日の事なりしといへば是まで長き憂き事も一時に去て年と共改たまりたる伉儷のめでたく爰に廢れたる家を再び興すに至りし事と思はる

（郵便報知新聞明治十六年一月十七日第二千九百五十六號）

弘法樣の奇蹟（明治十六年一月十六日）

爺と媼　伯州久米郡倉吉の町に爺と媼の夫婦あり爺は後生願ひの弘法びゐき媼は女だけ小經濟に心あり昨年夏のはじめ花を樂しみ且は大師に捧げんと一畦の鷄頭花を作りしを媼がよしなき事なり夫より大豆でも種らば收熟の樂しみあり佛三昧に益もなき鷄頭種で何になると爭そひしも男女權同じからず翁が好な事を媼の構ふ事はないと一口に云ひ放され其後はたゞ佛々小言をいふばかりなりしが時に觸ては云ひ出して

或時また此事を喧嘩せり表に垢付し三衣を着たる法師の錫杖を止めこの爭ひを聞かねて內に入り收も御身たちは何事をば爭ひたまふと云ふ媼には腹立まぎに答もせざりしが信心家の爺がこれ〳〵にてふと前の鷄頭の事を語れば和尙完爾とうち笑み善哉爺が信心感ずるに餘りあり媼が愛國の心ろ一步の地も實益を計るまた感心なり孰れも劣らぬ殊勝の志尙よし〳〵驗を見すべし暫時辛抱すべしと告る詞の爺が耳には尊とく聞えて辱けなく思へはその住地を問へば我は西岩倉町の者と計り行方もしらず成にけり指をり算へ待つに程なく普通に勝れし花咲けり數日ならざるにアヽラ奇怪や鷄頭花の四邊に莢の如きもの垂々として結びしは宛ら豆の莢なり稍熟せしを見れば實に大豆なり經濟に心を傾むけし媼は呆れはて信心肝に銘じ扨こそ曩に見え給ひしは弘法大師樣でありしかアラ勿體なや岩倉町と示し給へば吉祥院の大師にまし〳〵けるならんと彼の鷄頭豆を同院へ供へしを親しく見たりとて態々報じ越れしが農會談の參照にもと書記す

（東京日日新聞第三千三百二十一號明治十六年一月十日）

新聞へ投書した不敬文書

（明治十六年一月十六日）

不敬犯宣告　是迄我が天皇陛下に對し奉り大阪の門田平三を除くの外不敬犯の處分を受たる者なく又我國民として門田の如き不敬の奴輩あるべからずと思居たるに何ぞ圖らん本月十二日栃木輕罪裁判所に於て左の通り宣告相成たる者あり又此事に就きてか否らざるかは知らねど栃木新聞は去る十日に發行停止を命ぜられたり

裁判言渡書

栃木縣下野國下都賀郡卒島村
平民栃木縣訓導
鶴見山次郎
十九年二月

其方ニ對スル不敬犯事件檢察官ノ公訴ニ因リ審理ヲ遂グル處

被告人鶴見山次郎ハ身ハ小學教員ノ職ニ在リ平素自ラ瓢々生ト號シ居リ明治十五年十二月七日鶴見瓢々生ノ名ヲ以テ

日本國君ノ不幸ヲ弔フト題シタル文章ヲ筆記シ栃木新聞旭香社ニ投寄シタルニ據リ該社ニ於テハ載セテ該新聞第七十一號乃至第七十二號投書欄內ニ掲錄セリ其事實ハ被告ノ白狀該新聞及ビ被告ガ認メタル原稿ノ現在ニ依リ明確ナリ今其文章ヲ案閲スルニ其項ヲ分ツテ七段落ト爲シ初段ニハ題意ノ天皇陛下ヲ指スニ非ザルヲ分疏シ次段ニハ日本國君ノ身體危殆ナルトテ其有樣ヲ不繫ノ浮舟ニ比シ其中段ニハ不幸ト題シタル所以ハ新聞記者演說士懲罰ヲ喫スルニ在リト說キ起シ而テ其新聞演說ノ効用藥石保母ニ等價シ然ルヲ法ニ觸レタリトテ之ヲ懲罰スルハ藥料ヲ減ジ保母ヲ失フタルト論ジ來リ且反對辯難ヲ設ケテ法律ニ觸レタルノ記者辯士ハ愈藥石保母ナリト論駁シ結末ニ至リ吁日本國君ヨ君ハ春秋僅ニ十五ニ過ギザル弱齡ニシテ殊ニ身體虛弱ナレバ充分ニ保母ト藥石ノ力ヲ假ルニ非ザレバ身體ヲ健康ニシテ安寧幸福ノ快樂ニ沐浴センコト覺束ナカルベキ也云々論結セリ以上文章趣旨冒頭ト中段ノ論旨ハ無形ナル日本國家ヲ指スガ如クナレドモ前後ヲ通讀スレバ大ニ然ラザルモノトス如何トナレバ已ニ日本國君ト稱道スル時ハ我國ニ在テハ天皇陛下ヲ措テ他ニ之ヲ名稱スベキモノアラザルナリ然ラバ則日本國君トハ固有名詞ニシテ他ニ之ヲ稱用スルヲ得ザルハ論ヲ俟タザルナリ然リ而シテ日本國君ナル固有名詞ヲ用ヒ國家ヲ指シタルノ論ニ非ズシテ即我國天皇陛下ニ對シ文ヲ舞ハシ不敬ノ所爲ヲ爲シタルモノト認定ス之ヲ法律ニ照スニ刑法第百十七條　天皇三后皇太子ニ對シ不敬ノ所爲アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス第百二十條ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ付スルトアルニ該ル其變名ヲ用ヒタル罪ハ新聞條例第八條新聞云々ノ筆者尋常ノ瑣事ヲ除ク外云々皆ソノ姓名住所ヲ著スベシ筆者變名ヲ用ヒタル時ハ禁錮三十日罰金十圓ヲ科ストアルニ該ル右ハ二罪俱發ナルヲ以テ刑法第百條第三項輕罪ノ刑ハ其所犯情狀最重キ者ニ從テ所斷ストアレバ不敬ノ所爲ヲ以テ處罰スベキモノナレドモ被告人ハ滿二十歲未滿ナルニ因リ刑法第八十一條ニ照ラシ其罪ヲ宥恕シバ刑ニ一等ヲ減シ二月七日以上三年九月以下ノ重禁錮十五圓以上百五十圓以下ノ罰金ニ該ル右ノ理由ナルヲ以テ被告人鶴見由次郎ニ重禁錮一年罰金五十圓監視十月ノ刑ヲ宣告ス

ルモノ也

但本案ニ關スル新聞原稿ハ刑法第四十三條ニ依リ沒收ス

其差押ヘタル書類ハ悉ク還付ス

明治十六年一月十二日

判事補　池田正成

書記　田藤良成

立會檢事補　牛込喜一

（東京日日新聞第三千三百二十六號明治十六年一月十六日）

一升は夢だ（明治十六年一月十九日）

俠客の末路　四谷鮫が橋谷町に元は頭とか親分とか立られし傳吉と云ふ者は根が火事と喧嘩と博奕より外食ふ道を知らぬ男なれば維新以來消防組と巡査が出來賭奕嚴禁の布令が出て後は甚だ詰らぬ身の上となり以前顏の賣れたる折新宿から受出して女房とせし女郎揚りのお清と云ふが日々髮結して十錢廿錢の錢を取るを命と頼み細々と其日を送りしが一日熟々と思ふやう己も滿足な男一疋に生れた上に元の儘を考へれば斯して毎日女房の尻に据り朝は人前に起て飯を焚き食て仕舞た突出し膳を片附て小買物やら水汲やら亭主とは表向き内實居候同樣の事をして居るも心外千萬と云つて何も一人口が過す程の働きは無し此處らが世間の首を縊つて死ぬと云ふ場合だらうが否待て／＼己が女房を受出して榮耀に暮させたも丁度十年又女房の世話になつて口を糊したも十年なれば未だ受出した金だけは食潰ても差引すれば那奴に恩に着せらるゝ譯は無し然らば今夜其事を談じて明日から正眞の亭主の地位に戻らんと其夜女房の歸るを待受け云々の事を語りて明朝からは女房の役に貴樣起て飯を焚け膳を洗へと云ひ附たるにお清は打笑ひてお前私を受出した金／＼と大層に云ひなさるが今吞でお出の酒を十年以來吞せたは誰のお蔭だへ其錢を差引したら疾に首を縊んなすつても好い勘定だと一本參られ傳吉は歎息してアヽ一升（一生）は夢だ／＼

（東京日日新聞第三千三百二十九號明治十六年一月十九日）

奇妙な離縁（明治十六年一月二十二日）

有名なる博士タンナー氏が久しく添ひ來れる細君を離別したる事の由を聞くに氏は飲食の事に關して種々新奇の發明を爲徴るが近頃に至て人の性質は其食する所の物に依て變化すと云へる說を唱出せり其一例を擧げんに氏は菜豆を食すれば怒り易くなり胡蘿蔔は人を隱病にし蕪菁は人を深切從順ならしむと思考せり博士は此說の正否を實驗せんが爲め細君をして日々菜豆を食せしめたるに果せる哉一週間も經たる頃甚だ怒り易き氣質の人と爲りしかば博士の得意限りなく此度は蕪菁のみを食せしめて此の氣質を變更せんとしたり然るに細君は己が身を以て學問上の經驗に供せらるゝことを拒み離緣を申込んで終に離別する事とはなれり恐くは夫の狂氣せるやを疑へるが爲めなるべし

（郵便報知新聞明治十六年一月二十二日第二千九百六十號）

巡査の新年宴會解散さる（明治十六年一月二十九日）

解散奇聞

近頃また岡山縣に集會の解散ありしとの報に些と穩ならぬことゝ能く聞けば同縣の巡査が三十名計り新年宴會を催し同所の或料理屋へ集り飲めよ噪げのご機嫌最中突然其筋より解散を命ぜられたりとの事なりし巡査集會の解散は蓋しこれが嚆矢の奇聞なるべし

（郵便報知新聞明治十六年一月二十九日第二千九百六十六號）

結婚廣告に花咲く（明治十六年二月八日）

奇縁

三重縣下伊勢國安濃津大觀音の境内にて活版印刷を營業となす中尾藤三郎は先ごろ女房を離別したれど何分獨身にては不自由勝なりとて去月二十七日伊勢新聞の紙上を以て縁談廣告と大言して貧富を論ぜず年齡十七歲以上二十五歲以下にて嫁にならんと思ふ婦人は照會あり度趣を廣告したる其翌日同地近在乙部村に寓する樋口彌門といふ名前にて藤三郎方へ左の端書が達したり

本日伊勢新聞廣告欄内を閲するに足下御緣組の廣告あり方

今新聞紙の餘白を借り百事報告の便を與ふと雖も君の如き廣告は未曾有と謂ふべし寔に開化の通人と感ずるに堪へず愚老に一人三平二滿の小女あり名を幹子と稱す當年十九年七ケ月なり比喩にも見るはほうらくとやら不日夕景より弊屋へ一度御來遊あらん事を其際御互に履歴を語り其上萬ケ一渠小女が如き不束者にても貴意に叶ひ候得ば改めて媒介人を以て御申入れあらん事を請ふ愚老も亦簡便法に據りはがきを以て御報道申上候拜具

この報道あるより藤三郎は大喜びにて早速見あひを濟ませ同業なる東町の森田久太郎を媒介人となして樋口方へ云入れしに翌日樋口より左の書面を森田方へ遣したり

婚儀の約偶然中尾君妻を迎ふると聞き愚老一人の小女あり御來臨のうへ契約せんといふ同君直ちに來りくれろといふ愚老あげるといふ娘も行くといふ之れに依て婚儀整ふ日出度萬々歳

右にて吉日を撰び去る一日婚姻の式を擧げたるよしにて中尾より伊勢新聞社へ廣告の謝辭を告げたりとは双方ともに奇人といふべし

（郵便報知新聞第二千九百七十四號明治十六年二月八日）

親爺の初夜權（明治十六年二月十五日）

婚禮變じて葬禮と爲る。宮城縣下宮城郡花淵が濱と云へる邊は古來よりの習慣とて人の婚禮をする時其嫁が輿入するが否や婿なるべき者の父又媒妁の男が

後ち祝言の盃を取替さする事なりとぞ然れど明治の昭代になりて後は斯る荒淫の果までも文化の風漸次に吹渡りて此の醜行も追々に其迹を絶つに至りしが猶頑固に此風を守る者兩三家あり其中の一人水島治右衛門と云へる老夫が倅の治作（十八）へ同村の大内某が娘おとみ（二十二）と云へるを貰ふ約束調ひ去月二十四日を黄道吉日とし其夜に婚姻の式を行ひしが例に依て宴席の次の間へ衾を設け屏風を立廻したる中へ新婦のおとみを誘ひ父治右衛門が入りて一寢したるは未だ宵の九時頃なりしか何まで立てど舅と嫁は出で來らず早や暁方の二時ともなれば新郎の治作は親類の手前と云ひ自分も餘り馬鹿〳〵しいと堪へ兼て父を呼しが更らに返辭が無きゆゑ屏風押し明け夜具引き捲ればコハ如何に治右衛門とおとみの

二人は何時の程にか息絶て五體も冷て居たるにぞ治作は素より來客の人々も婚禮か變じて葬禮と成りたる騷ぎに其混雜は一方ならずこれぞ二人は前世からの宿緣にて斯る事にて死ぬと云ふ約束ならめさらば二つに引分るより此儘一つに葬る方が當人共の本望ならんと二人振の棺を拵へ同二十六日に先祖代々の墓の側へ二人の死骸を埋めしといふ。

（郵便報知新聞明治十六年二月十五日第二千九百八十號）

浴場の政談演說珍事件

（明治十六年二月七日）

國會開設論の騷がしい時代の珍現象として左の記事を採用した譯であるが、全く當時、反政府黨に屬した辯士は悉く中止解散命令を喰ひやれ讒謗律だ官吏侮辱罪だのとコジつけられて罰金禁獄の憂見は日常の茶飯事と化し、言論集會結社の暴壓、政談演說の傍聽禁止など毎日繰返された時代である。左の記事の如きは、巡査の神經過敏を巧みに皮肉つた事件として正に珍である

○

混堂の演說中止。大阪北區信保町の源氏湯といふ湯屋にて去る五六日頃多人數入浴せし中に年齡二十四五なる書生體の人が同伴の者と世間話しの末一體今の政事向は兎角秘密にせらるゝが金の入用といふ時は突然課税するゆゑ彼是と人民の苦情も起る等の說あるが元來と云はんとせし時最前より傍らに聞ゐたる一人が忽ち大聲にて入湯中政談演說をなすこと相成らずと呼ばりたれば一同も其不意に愕きしが彼の書生は默しかねてや傍人に向ひ浮世雜談を政談演說と認めて中止するは奇怪至極なり然いふ貴殿は何んなりやと詰り掛れば某こそ曾根崎警察署詰の巡査誰と申者なりと答へたれど赤條々の一個人に何の徽章も付て居ねば湯氣に逆上しと見ゆる數人が此奴僞巡査ならんなど暴言を吐き前後より湯水を浴せかけしに敵しかねてか遽たしく衣服を纒ひ馳せ去りしが其巡査は頓て官服を着し取て返へしたれど既に書生等は見へず他の者は皆な只今入りしゆゑ一向存せずとて取合はぬに何と談方もなくすご／＼引取りし由なるが世間話しの事は兎も角も湯水を浴せかけるとは亂暴なる者共なり。

（郵便報知新聞明治十六年二月十七日第二千九百八十二號）

○裸體で中止。世間の文明は年々歳々に進歩するに人の智慮は歳々年々に退歩し狂暴詭激にして身命も幸福も是非損德も辨へぬ人物は益々增加する乎演說の中止解散、新聞の停止記者の罰金禁錮の度數員數を見るに昨年は一昨年より多く今年は昨年より多きか如し燈の將に滅なんとする必ず一たび光を放て坐中を照耀す我政府豈遠からずして新聞演說を自由ならしめんと欲するが故今ま中止解散停禁の度數を多くし罰金禁錮に處せらるゝ者の員數を增せるには非ざる乎之を與へんと欲して先づ奪ひ之を揚げんと欲して先づ抑るには非ざる乎果して然らば生等甚だ末頼もしく存ずるなり向後の想像は暫く措き今日の事態を觀察するも生等をして愉快に堪へざらしむる者極て多し浴客數十名甲は足を撫てゝ都々一を謡へば乙は桶を叩て淨瑠璃を語る過熱、體を爛らすと叫んで水を求むる者あれば過冷、水の如しと呼んで番頭を罵る者あり號令百出三助仰天するの際、書生兩三名政治の政の字を知す時に一人の浴客傍らに在り大聲一喝政談演說の中止を命ず諸人驚て之を見れば赤條々の一漢仁王立ちして呼ばわつて曰く吾れこそは曾根崎警察署詰の巡査何某なりたゞいま書生體の者の政談演說中國安妨害の廉ありと認定するが故職權を以て之を中止す聽衆速に解散す可し若し命を拒む者あらば集會條例に因て處分す可しと衆皆な喫驚して笑ふ其人怒て火の如し是れ大阪府某の浴場に於ける演說中止の景況に非ずや（去る十七日の報知新聞西京大阪報知欄內を見よ）此等は演說中止中の最も新奇なる者にして生等の斯る奇談を以て晩酌の下物に供することを得るは演說中止流行するの賜なり新聞紙をして彼の巡査の姓名を報ぜしめば生等は一封の書を寄せて此奇談を造出して生等の鬱思を慰めたる高恩を謝すべきに新聞紙の其姓名を漏らせるは返す〲も殘念なる次第とこそ申す可けれ然りと雖ども近時に至て諸方に行はるゝ演說中止の模樣を見聞するに獨り混堂の中止をして其奇を專らにせしむる能はざる者の如し演說者の言論を了解せずして之を中止するが如き妄に拔劍して聽衆を傷くるが如き言論を聞かずして初より之を有害物と認むるが如き皆な裸體の中止と其奇を齊ふする者のみ俚語に曰く裸體で道中がなる者かと是れ裸體にして旅行し難きを謂ふなり生は裸體中止の甚だ奇なるに驚く故に今ま讀者

に向て一問せん裸體で中止がなる者乎

（郵便報知新聞明治十六年二月二十一日第二千九百八十五號）

少年少女の駈落（明治十六年二月二十二日）

急進の少女　古詩に少女十三始て春を解すと云へど普通の人情に比すれば急進家ならざれば十三猶ほ早し爰に過激の風潮に誘なはれしか野州栃木萬町の按摩某が娘わかは本年十一年なり子を思ふ親の心況て盲目の身なればせめて娘は人なみ〳〵眼を明せたしと近所の學校へ通はせしが同窓同級に新太郎とて十年何ケ月の少年ありお若はいつか繁き學友の目を忍び怪しき交となれり去る十四日に若は同町の杉山忠藏が許へ留主番を頼まれしかば人目のなきを幸ひに新太郎を呼よせ筒井のゐげたにかけしまろがたけ逢初川のあひ初ては外の殿ごは私やいや〳〵寧そ此土地をば逃げお前は丁稚わたしは子守たとひ人に雇はれても人目はなれてまた嬉しき逢瀬あるべし其用意にと母さんの臍くり金を五圓路費にとて竊て來たりもう家へは歸れぬ身これから直に伴ひいてと大人も及ばぬ老練言に新太もしれ者實にそれも左樣かと駈落する氣になりしは呆れ果たる乳臭等なりお若が母は怪しき素振にそれと覺り無理に二人を我家へ伴歸りしとか急進の少男過激の少女汽車も及ばぬ進歩驚ろくべし

（東京日日新聞第三千三百五十七號明治十六年二月二十二日）

惡人のモデルに使はれた士族

（明治十六年二月二十二日）

俳優告訴さる。曾て昨年中の紙上へ記載せし愛知縣下名古屋の士族阿部義久の事件を同地の劇場新守座にて興行せしゆゑ同人は已に譏毀せし者なりとて今度新守座の座元を始め市森藏、市川森之助其他の俳優を被告として同地裁判所の檢事へ訴へ出たるにぞ俳優共は萬一重禁錮の刑に處せられんかと恐怖なし昨今義久方へ示談を申込み中なれど同人は中々承諾せず我事を惡人に扮せし恨あれば是非士昇ぎをさせてやると立腹して止まねば一同青くなつてをるとの事なるが俳優が譏毀の廉を告發されしは之れが嚆矢なるべし

（郵便報知新聞第二千九百八十六號明治十六年二月二十二日）

猿の御禮 （明治十六年二月二十六日）

さるとは新聞

大阪府下東成郡茶臼山近傍なる山本千代の別莊に留守居をする眞間爲三郎（三十二年）は去る一月中旬の頃より毎夜米櫃の米が四五升ほどづつ不足する故太く不審に思ひ段々穿鑿したれど人間の泥棒が來たる樣子もなければ何れ狐狸の所業なるべしイデ一發に打殺してくれんと去る十三日の夜所持の小銃に彈を込めて待居たるに軈て十二時ともおぼしき頃引窓の紐を傳ひ下り來るは狐狸にはあらで一頭の大猿なるが徐々と米櫃の蓋を開き風呂敷の如き物を廣げ白米を掬ひ取り引括りて肩に載せ今度は裏の切戸を開きノソ〳〵と出る樣子に待構へたる爲三郎は火蓋を切て放せしに手元狂ふて猿には中らで彈は戻りて己が足の踵の邊に微傷を負せしに爲三郎は仰天の餘り其まゝ氣絶したれど深更の事なり比隣とてなき別莊故誰とてこれを知る者なきが不思議なるかな大猿は戻り來て頻りに爲三郎を劬り介抱せしにぞ漸やくにして眼を開き夫れと見るより深く感心のあまり猿を繩にて縛り置き餌など與へ恩を謝せしが此猿は尋常のものと異なりて毛色も殊の外麗しきは多分何方かの飼猿なるべしと問合せしに天王寺村の五島竹三郎といへる者の飼猿にて去る一月より千日前に於て猿芝居を興行中鎖を脫して逃去りたる三之助と名附し秘藏の猿と分りしゆゑ早速之れを送り歸せしが竹三郎は大に喜び前日彼猿の盜みし米の代として酒一挺を贈りしに爲三郎よりは介抱の禮として繻絆一枚を三之助に與へしよし虞初新誌にも載すべき奇聞にこそ

（郵便報知新聞第二九八九號　明治十六年二月二十六日）

變態廣告 （明治十六年三月一日）

奇妙な廣告　岐阜日々新聞にて先月より花[illegible]末の下露と題しお鶴と云へる婦人の身上を續物にて掲載せしに大野屋圓治といふ者が去月二十日刊行の新聞へ左の如き奇なる廣告を出したり

豫て岐阜日々新聞花[illegible]樹末の下露を以て有名なるお鶴（二十九）事此度都合に依て破緣相成候同人には至急相應の方へ緣付仕候と申居候間若同人と緣談御望の方在まさば早速

媒介もて御申込あるべし此段廣告す
但し主義は自由帝政何れにても苦しからず
明治十六年二月　美濃國惠那郡猿爪村
大野屋圓治
(郵便報知新聞第二九九二號　明治十六年三月一日)

奇怪至極な回答書 (明治十六年三月九日)

奇なる回答書　本所林町三丁目四番地平民矢崎元國の養女おきんなる者四年前情夫金次郎なる者と共に家出して行衛知れざりし處先ごろ兵庫縣下攝津國菟原郡筒井村に住居する旨分りしに付養父元吉より本所區役所へ右おきん儀歸京する様筒井村戸長役場へ說諭方を依賴くだされたくと歎願に及びしを以て同區役所より右說諭書を添えおきんへ歸京の說諭方を筒井村戸長役場へ照會に及びし處此程同戸長役場より左の如き奇妙にも親切なる回答が達せしとて其寫を得たれば文字等原書の儘を掲記す

御會答書

一東京本所區林町三丁目四番地平民矢崎元吉養女きんの儀に付元吉より本月十日付の說諭願の書面を以て御役場より爰元戸長役場へ御照會に相成候に付即ち御會答左に申上候
一右矢崎元吉の說諭願の書面を以て早速きんなる者を戸長役場へ呼出し承り候に付ては元吉より申越の通り四年前其御地家出致し候後當菟原郡筒井村へ金次郎なる者ときん同道にて罷越し昨年中まで右兩人住居致しチン／＼鴨で暮し居候然るに金次郎は東京親元より呼戻し狀度々參り候に付不得止歸京致きんなる者只一人同村に居殘り閨淋敷候間御申越通り其後は横山喜太郎二男丑松と申者と只今にても馴染合同人方へ罷越居り候然る處元吉より願に付きんなる者に申聞候は養家元吉追々老衰にも相成相續人無之甚以て困難之趣に付呉々も其由申し聞せ是非々々東京親元へ歸り呉候様申參り候に付東京の方へ可歸様々と說諭致候と雖も更に聞入不申私は迚も東京の親元へはどの様に被申候ても歸る事はいやにて是非それとも無理無體に歸れと被申候へば死より外に致し方は無抔と申し一向に說諭も聞入不申夫ゆへに强て申候へば同人身上に付心得違の儀も出來致候哉も難計模様に付役場の上にても婦女子の儀に付實に諭し方にも

差困り候儀に御座候心得なき者を無理に送る事も不出來其上路費も十五六圓相掛り旁以て其儀不能右に付是非當村を立歸り候樣致度元吉殿御心組に御座候へば左の證書御送り被下度候

兼て御說諭の上きん歸京致候樣御申聞せ相願へどもきん敢て一向に聞入不申其上强て歸宅の儀を御進め被下候へば死生の趣申聞御役場にても御扱方御困りの趣に付ては聊御村內御役場へ決して御迷惑相掛け不申候間右きんなる者身體如何の儀出來仕候ても不苦候間是非筒井村を立去らせ被下度候

右證書へ矢崎元吉並親類連署の上其戶長役場奥印にて御廻し被下候はゞ其證を以てきんは當村を逐拂ひ可申候然りと雖も爰に一つ元吉殿へ御相談があります儀は右きんなる者四年以來も家出して立歸る事はいやぢやと申し强て申せば死ぬとの所存にて今更双方とも致方無之場合に付元吉殿にも右きん女は最早なきものとあきらめて當村橫山の方へ差遣し吳候樣相成候へば當方よりも何か御掛合向往復旅費等も十五六圓相掛り候事故書面を以て御示談に相成候はゞ旅費と見なし十五圓と結納金十圓都合二十五圓差出し遣し可申候尤も御相談相整候へば日限を以て金子差送り可申候此儀双方御相談相整候へば重疊の儀に御座候又々元吉殿には外に御相續人は御座候樣にきん兼て薄ら相咄居申候間元吉殿にはどうぞ〳〵御勘辨の程御諭し被下度且若又此儀も御相談相整兼候へば是非に不及きん女は此方よりは前文の通りの譯柄故なま木を割て送り候事出來不申候間元吉殿當方へ御出遊被下候て御連れ歸り可被成候可相成はくれ〴〵も勘辨の上橫山方へ御遣しの方萬全の儀と奉存候右御會答旁如此御座候也

明治十六年二月九日

兵庫縣攝津國菟原郡筒井村

戶　長　役　場　印

東京本所林町三丁目

戶　長　役　場　御　中

（郵便報知新聞第二千九百九十九號　明治十六年三月九日）

教員の不敬事件　(明治十六年三月二十八日)

宣告　聖上の御寫眞を引裂きたりし神戸相生分校前の教員稲倉儀三郎は本月二十二日神戸輕罪裁判所に於て左の通り宣告に成りしと云ふ

裁判言渡書

攝國神戸區仲町通
一丁目居住平民
小學教員　稲倉儀三郎
十八年

右皇室ニ對スル犯罪事件ノ公訴ニ審理ヲ遂クル處證人飯倉龍三郎八木文純大塚介二及參考人岡島重藏ノ調書被告カ泉州地方ニ逃走シ潛居シタル事及ヒ破損シタル御寫眞等ノ證據ニヨリ被告ハ明治十六年一月三十一日神戸區相生小學校ノ教場ニ於テ生徒岡島重藏カ所持セシ寫眞ハ至尊ノ御寫眞ナル事ヲ知リ不敬ノ言詞ヲ發シナカラ之ヲ引裂キタル者ト判定ス乃チ刑法第百十七條ニ依リ重禁錮三月以上五年以下罰金二十圓以上三百圓以下ノ所年未ダ二十歳ニ滿タサルヲ以テ同法第八十一條第七十條ニ照シ宥恕シテ右本刑ニ一等ヲ減シ二月七日以上三年九月以下ノ重禁錮十五圓以上百五十圓以下ノ罰金ニ處シ猶ホ同法第百二十條ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ付スヘキモノナリ

右ノ理由ナルヲ以テ被告稲倉儀三郎ヲ三年ノ重禁錮百圓ノ罰金ニ處シ猶ホ二年ノ監視ニ附ス

明治十六年三月二十二日於神戸輕罪裁判所
檢事福議芳隆立會ノ上言渡ス
判事　赤堀義民
書記　北風貞雄

(東京日日新聞第三千三百八十五號　明治十六年三月二十八日)

お化けと書證の話　(明治十六年四月六日)

眞の債鬼

岩代國安達郡中山驛に住む狩野孝之進と云ふは舊は可なりに暮せし者なるが不圖した事より左り前になり爲る事成す事に損をして今は朝夕の煙さへ立兼ぬる程に落魄て此處彼處に不義理の借金も出來たれば今日は缺落をせんか明日は首を縊

らうかと種々心配の中へ毎日のやうに催促に來るは同郡高玉村の佐藤松五郎にて元金は二十圓なれど追々の延期で元利にては五十圓程になれば願ふの引のとの掛合ひに孝之進は苦に苦を疊ねて終に病氣の床にドツと就き旦暮たゞ佐藤の金が返したい松五郎の借金をすませたいと云ひ死にたれば一家の愁傷大方ならず泣々形許りの葬送はせしものゝ借金は一所に死て往ねば何か此始末を附けてやりたいと親類が打寄ての相談を同驛の源助と云ふが聞附て嘸心配なるべし佐藤が廿圓の證文は我等が旨く取戻して進ぜやうと一日源助は佐藤方へ至り時に今日來たは外の事でもないが貴樣が金を貸したあの孝之進は此間病氣で死だが其病の本は貴樣の借金を早く返したいと云ひ出したが始めなれば親類の者も先づ貴樣の借金を返すが佛へ何よりの供養だと今日親類が相談の上殘りの家財を賣却なして金を調達したれば御足勞でも今夜其證書を持て孝之進方へ來て呉ろとの傳言が有たとの話しに松五郎は其日の暮方に孝之進方へ出掛たるが字無緣塚まで來りし頃は充分に暮て眞の暗と見れば向ひの藪陰より一團の陰火がボツと燃え立ちたり根が臆病の松五郎ワツト其場へ倒れたる折こそあれ髮ふり亂した一人の幽靈が出來りコレ松五郎どのお前に借りた金が病の本で冥土の人となり變りしが何も氣掛りで成佛が出來ぬ嗚呼其懷中の證文が欲いと段々に側へ寄來るに松五郎は益々怖れ夫れ程執念が殘り居るなら金はいらぬサア證文を返すから浮いて呉ろと懷中の證文を幽靈へ手渡すると幽靈はおゝ嬉しやと云ひ乍ら取より早く駈出したるに松五郎は不審を起し全體幽靈は腰から下のないものと兼て聞たが彼の幽靈は下駄掛けと見えてコツ〳〵音がしたは怪しいと怖々見え隱れに後を附れば幽靈は頓て孝之進の家へ入りたるに彼は矢張り正眞のお怪かと思へど尙ほ心元なければ脊戸へ回りて内の樣子を覗へば幽靈は大聲にて是れ此の通りまんまと證文を捲き上げたと云ふは正しく先刻來た源助なれば松五郎は大に怒り突然飛込んで此の亡者野郎めと云ひさま摸て掛る大騷ぎに漸く人が入り證書は松五郎へ戻し返濟の方法をも立て事濟となりしとはとんだ怪の皮のむけ方なりし

(東京日日新聞第三千三百九十二號明治十六年四月六日)

俺は本統に死んだのさ是は騙靈だよ（明治十六年四月七日）

京橋區南鞘町に損料貸を渡世にする谷川お菊が昨年の暮同町の大工職髙井幾太郎に木綿大夜具一枚五布蒲團三布蒲團一枚づゝ貸渡せし處其のち料錢を拂はぬのみか其品物さへ返却せねば度々催促に及び果ては口論ちせしが到底品物を賣却せし様子なればお菊は怒り去月廿四日其趣を京橋治安裁判所へ勸解を出願せしに付被告幾太郎を召喚のうへ調べられると右は損料さへ拂へば何ケ月借りおくも差支へあるまじ但し只今持合せの金子なきゆゑ五六日の中に調達して是までの料錢を殘らず差遣すべしとの答辯に判事は双方へ說諭を加へ然らば何日には必ず料錢を持參して原告へ渡せと云渡され双方退散してお菊は約束の日を待ちつけ裁判所へ出頭せしも被告が出頭せざるより其趣を判事に陳述し翌日の召喚狀を待受け幾太郎方へ趣きしに是は如何にいつか轉宅して夫婦とも行衛が知れぬとのことにお菊は益々怒り斯くなる上は何ほど入用をかけても探し出さではをくべきと夫より幾太郎が日頃親しく交はりし人々を尋ね心當りを問ひ究めし處漸々に同人が妹某なる者か新富町の芝居の裏手に安宿を渡世にしておるといふを聞出しければ必定其方に潜みおるならんと同家に赴き様子を探る折から幾太郎が女房お閼が立出でしゆゑ直ちに飛入り不都合の廉を段々責めるとお閼は涙を流し決して左様な太い了見は持たねど夫幾太郎が急病にて頓死せしにて途方に暮れ餘儀なく此方へ引移りしが夫是の取込みに紛れ沙汰なしにせしは宜しからねど今日が丁度初七日にて只今寺參りから歸りし所なり斯る次第なれば物入物にて拔ふべき錢なきのみか借主は死去せし事ゆゑ損毛と諦らめてと口上が怪しきまゝお菊は最寄の交番所へ訴へ巡査と共に同家に赴き幾太郎が頓死は僞りならんと掛合ひしに僞りならぬ證據也とて未だ新らしき位牌を示し種々と云譯せしにて巡査も已むを得ずお菊を諭して引取りしにて今は取てかゝる所なくお菊は口惜さを堪へて其夕方歸宅する途中向ふからぶら〳〵來る男を見ると幾太郎なるに扨はと走り近づき己れ横着者と呼ぶに幾太郎は驚きヤアお菊婆々か我が眞物は死んだ是は幽靈だ〳〵アヽ怨めしいといひつゝ慌てふためき搔消す如く何れへか逃失せしとは鈍く

も仕組みし怪談狂言なりし
（郵便報知新聞第三千二十二號明治十六年四月七日）

騙術の種に赤兒使用（明治十六年四月十日）

騙術の新手

去る七日芝赤羽橋際の瓦屋と云ふ待合茶屋にて牛痘種繼所より醫員が出張して施痘せらるゝに付種痘を受る者貧富を論ぜず集りし者およそ五百名なり其中或署へ出仕せらるゝ小山某の妻が本年二歳の小兒を抱き其順を待居しに午前十一時とも覺しき頃厠へ行かんとて件の小兒を其所に寢かし置き暫して厠より歸り見れば何ぞ圖らん見るもいぶせき襤褸を纏ひし兒が其所にありて我兒は影だに見えざれば若兒を間違て歸りし者のあるには非ざるかと戸外に出て見たれども夫れかと思ふも見認得ず茶屋の者にも謂ひ語るに察すらく私兒の衣類の美しきに由り殊更に取替行しものならんとの考も其身に符合爲せば夫とも間違にて尋ねに來るか他に捜索の手懸りもあらば御知らせ下され度と茶屋へ住所姓名を告げて泣々歸宅せしと云ふ跡での評判には慾の爲に子を取替ると云ふは仙代萩の榮御前の鑑定違を除くの外あらずして斯る新手の騙術ならんとは然もありなん
（東京日日新聞第三千三百九十五號明治十六年四月十日）

泥的奇人（明治十六年五月二日）

赤子は返上　陸前國宮城郡七比田村の岩瀨太兵衛の女房おしげは兼て懷姙中なりしが去月廿日に完々と分娩したれば家内の喜び大方ならざりしに不幸にも廿二日の夜に生れし兒の死せしかば産婦は更なり太兵衛の愁傷云はん樣なく其夜は早更けたれば何事も明日と死骸を布團へくるみ家内打寄り心許りの念佛を唱へ居たるも産婦の看護の憊れやいでけん一同は寢るともなくにぐつすり其場へ高鼾の隙を窺ひ一人の賊の忍び入り赤子の捲みてある布團と外に衣類三枚釜一つを竊み去りたるを夜明けて始て心附きイヤ大變じや赤子を包だ布團が見えぬオヤ衣類もない釜もないと騷ぎ出し外の物は兎も角も彼の兒の骸をなくしてはと早速人を馳せて彼處此處と探さして見ても所在の知れねば彌々赤子紛失の屆を出さねばなるまいと其日は泥雜の内に暮したり扨此方は盜賊もつけの幸ひと

臟物を開いて見れば生れて僅か三日程なる赤子の死骸のありしに驚きたるものと見え右を莚に包み椿の小枝一本を挾み側へ赤子は返上と記して同夜太兵衛の門內へ返し置きたるを翌日太兵衛が見附けてまづ／＼溝淵へ捨てられぬが幸ひと泣々香華院へ葬りたりと云ふ

（東京日日新聞第三千四百十四號明治十六年五月二日）

老僧法衣の怪 （明治十六年五月十四日）

こん怪　荏原郡の或村にては飼鷄を狐に取らるゝ事度々なれば百姓等が申合せて此迄も狐狩をしたるが鷄の失する事は猶止まず然るに此程同村の肥小屋へ狐が二三疋の子を産たれば今迄の腹愈に親子ぐるみ打締ろと夜歩きの若者が寄合て圍爐の端で大評議を開し處に忽ち若衆御免さつしやれと皺枯たる聲にて案內しつゝ入來る者あり黑の法衣に八卷頭巾枯木の杖を突たるは何さま田舍寺の隱居様とも見えたるが頓て火の傍に寄て皆の衆は彼の小屋の狐を捕らうと云はしやるが狐と云ふものは靈あるもので惡く殺すと跡の祟が怖いぞや殊に窮鳥懷ろに入ると云つたら解るまいが寢鳥を差せば罪になると云ふ道理未だ目も明ぬ子狐までも締るとは情け無い事此處らの處を熟く考へて殺生は止にさつしやれ其代り愚僧が其狐によく言ひ聞せて以後は此村の鷄を取らぬやうにさせませうアヽ南無阿彌陀佛／＼と腰を擦り又以前の杖を突てトボ／＼と出て往くと見えしが姿は消て無かりけり跡に百姓達は顏見合せ遂ぞ見た事も無い坊さんだがなあ何だろうさればさ咄の聲がおつう吶つて尻腰の無いやうだつたは何も眞正な人間とは思はれぬ如何にも／＼杖を突て出たかと思へば形の消た鹽梅などは狐らしいイヤ何にしろ襟元が悪冷して來た先づ此相談は明日にして今夜は歸つて寢ますべいと各々怖々ながら歸りけるが不思義や其後は鷄に狐の掛る事なく彼の肥小屋の狐の子も日を經て成長しチヨロ／＼歩きをする樣になり親狐も其邊をうろ／＼するが一向人に構ひ附けず況て鷄には目も觸れぬ氣色なれば村の者は增々不審し彌々彼の夜の老僧は年經たる狐の化たるにて子狐や孫狐に因果を含めたるものならんと評判は取り／＼なるよし或は曰く此老僧は此村に程遠からぬ禪寺の和尙にて狐怪の狂言から思ひ附たる善巧方便なりしと云ふ然るや否や

（東京日日新聞第三千四百二十四號明治十六年五月十四日）

犯罪悔悟廣告（明治十六年五月十五日）

妙な廣告　世には隨分妙な廣告を依賴する者もあればあるものかな下野國鹽谷郡大宮村八十五番地農渡邊整四郎と云ふが此頃栃木の旭香社に依賴せし廣告文は左の如し

犯罪先非悔悟諸君へ謝言す

去明治十四年四月中我輩不圖宇都宮町に於て登樓し娼妓の色情に落入り多く金圓を散財し其仕辨なく因て僞造書僞印を以て宇都宮々島町五十嵐平三郎外二名より一百有餘圓を借受け仕拂殘金を携へ逃亡して去月まで東京府下に住し商法するも空し古人の言葉今に當れり青年の時愼む可きは色情とか老て愼む可きは慾とかや又曰く其本正しからざれば末治まらずと何にかの書籍に視たり嗚呼聖人の金言宜べなるかな依之先非悔悟し今度栃木裁判所檢事へ四月二十九日自首す然る處宇都宮裁判檢事へ御廻しに相成り此上如何に輕懲役は無論なり加之親族へ恥辱を係け我が疵なき身體へ疵を付ける此罪前に云ふ色情よりをこりしなり故に罪を謝し我國三千五百萬人の兄弟青年諸君よ色情の道に落ち入らざる事を願ふ僕輩先非悔悟して此段忠告して謝罪す

（郵便報知新聞第三千五百四號明治十六年五月十五日）

假聲の天才兒（明治十六年五月二十三日）

假聲の奇　鷄の空音にて關を通りし昔語りは聞つれど是は現在の事とて通信者の報道に據れば宮城縣下栗原郡片子澤村てふ邊鄙なる片田舍に渡邊四方作といへる者ありて農間に鳥など獵するを內職となし居しが其一子與吉は年九歲にて誰教へねど獸類又は鳥類の鳴く音を能く眞似常に眞の猫が來しや鳥が來しやと人々は怪しむばかりにて人の音聲をも能く眞似奇妙なる童子と評判ありしが四方作が去暮或人より金二圓を借りし後兎角に病氣勝にて業をも思ふ儘に働らけず夫が爲め返濟の期に返す當さへなく事の外當惑せしに債主の家に飼ひ事なりとて此頃雉子十五羽を注文され借金は此十五羽の雉子にて差引にせんと云はれたれど一日間に十五羽どころか五羽を獲るも難き事とて四方作は當惑せしが捨ても置かれずとて鐵砲携さへ與吉を引連て裏山に至りしに與吉は例の假聲にて雉

子の啼く聲を發せしに不思議や此聲を慕ひて數十羽の雉子飛び來たりて段々與吉の方へ近づき來たるを見て四方作は鼓なりとて火蓋を切れば六七發にして三十二羽の雉子を獲たる故に圖らぬ事とて大に喜び與吉にも負はせて家に歸り夫より十五羽を債主に渡して證書を受取り猶ほ宅に十七羽ありと語りしに夫をば三圓五十錢に買んと即金に三圓五十錢渡され夢かとばかり喜びて家に歸り與吉の功とて內金一圓を同人の書籍代に充て仙臺へ來る人に托し本を買ひて褒美に遣はし殘餘の金は大切に仕舞ひ置くとは奇なる事にて與吉が天性此妙を得たるも亦不可思議といふべし

（郵便報知新聞第三千六十一號明治十六年五月二十三日）

神童の家出（明治十六年五月二十六日）

奇童　宮城縣下宮城郡利府に近藤利右衛門と云ふありその一子利一郎は四歲の時より書を讀み一聞百知の才あり頗る怜悧の質なり本月は六年二ケ月にて舊の七歲なるが既に日本外史位るは讀了り常に新聞などを看て識見益々高く男兒生きて英傑の名を得るは笈を負て學ばざれば能はずと思ひ付ては矢も楯も堪らず頻りに此事を父に請ふに利右衛門も我子ながらも感心の心掛とは喜ぶものゝまだ七歲の頭是なし今四五年も待つべしと宥めつ慷しつ止め置しを何時も利一は不滿の體なりしが去る十九日一通の書を殘して家を忍び出たり

拙者今度學問修行の爲出京致候間向十ケ年間御暇被下度奉歎願候就ては路費として金五圓頂戴仕候右之趣御母樣へも宜敷御傳聲被下度奉願上候委細は着京次第可奉申上候

敬拜

利一郎

御親樣

とし奥に一首の詩あり

軒窓吹拂一簾風、午睡醒時日已空、
杜宇聲々何處去、前山萬木綠陰中。

とあり詩作文章ともに大人も及ばぬ整ひ方は李泌が才にも恥ざるべしこれを御する張說の如きを得ば善ます〳〵善なるべし

（東京日日新聞第三千四百三十五號明治十六年五月二十六日）

養子入用の掲票

養子入用の掲票　近來嫁娶の簡易になり先づ寫眞で見合ひをなし端書郵便で相談が調ひ新聞の廣告で嫁を探し電信で掛合ひをする杯新工風の百出する實に驚くべき程なるが玆に滋賀縣下大津の某町に住む某と云ふは平生洒々として物に拘はらぬ人の由なるが今度養子を貰はんと欲せしも良い人手を頼むも面倒なりと此程門口へ養子入用に付き御望の御方有之候はゞ御越被下度候以上と云ふ札を掲げしと云ふ此上は又た如何なる輕便法の出づべきにや

（東京日日新聞第三千四百三十六號明治十六年五月二十八日）

謀略洩不可　（明治十六年六月二日）

謀宜密　芝區南佐久間町に住む士族尾越泰藏といへる者は七八年前盗難に罹り衣類を失ひしのち或る古着屋の店にて縞柄等に覺えある衣類の二枚まで懸りあるを認め若しやと檢め見るに心當りの染など其儘なるにぞ全く前頃盗まれしものに相違なしと店の主人に其趣を告げ不正なりといへど是は慥かの所より買取りし物にて斯る衣類は縞柄の同じきも世に多し粗忽な事をいはれなと窘められしが正に覺への染などあれば之を證據に云爭ひ其衣類を取廣げ袂を反すと中より出でし一葉の名刺は古く揉めたれど全く己が自筆にて尾越泰藏とあるに疑ふべくもあらずと其筋へ訴へしに古着屋は其出所を證明して不正の品にあらず右の名刺は全く同人が最初密かに差入れおき之を證據に衣類を騙取らんとの工みなんと云張りしゆゑ泰藏も大に迷惑し其事にかゝり數日の隙を費せしうへ遂に無證據の廉を以て正しき衣類をも取返し得ざりしのみか一時は杜騙とまで嘲けられしを無念に思ひ斯る時の爲めとて其後は衣類を新調する折には必らず己が姓名を記したる小切を襟の裏或は袖口などへ縫込み又器具類には人の心付かぬ所へ小さく姓名を彫付けるか小さき燒印を捺して萬一の備えと爲しおき人にも告げて斯くせられよと秘密の法を教えなどせしも未だ一度も其注意の用に立たぬをめでたき事と喜びおりしが四五日あと近所へ遊歩に出し途中半空に輪をかけ翔りたる鳶か如何に見誤りけん一摯翼をのして落るが如く泰藏が頭上に舞下りアナといふ間もあらばこそ帽子を攫んで斜めに羽をのし飛去りしに詮術なければ泰藏は唖が黄檗を舐りし如くアヽと

叫びし口をも閉ぢず空を仰いで立たりける嶌は遙かに舞上り初めて其物の違ひしに心付きしや但しは摑みなほさんとして過ちしにや二町あまり隔たりし所にて帽子を放ちしに泰藏は喜び落る其方へ走せ向ふ折しも帽子は其所を驅過る人力車の中へ落ちたるにぞ泰藏が走せ乍らヤヨ車待たれよと呼べる彼方に達きかぬるか車上の客は更に疑ふ樣子も無落ちたる帽子を自ら冠り見向きもせずに走せ去るを能く見れば乘客は我と同町に住む伊藤丹次といへる老人にて親しくあらねど兩三度物いひかけし事もあれば我が帽子なるを知て持歸りしならんと安心し直に同家へ趣き姓名を通し取次を以て先刻の帽子を戴きに參りしと云入れると拙者方に於て貴殿より帽子を預かりし覺えなし何かの間違ひにこそとの答えに是は事を知らぬ家内の者が口上ならんと押返し只今途中にて嶌が御隱居樣の車中へ落せし帽子を頂戴に參りしなりと云へると隱居丹次が出で來り拙者只今外より歸りしなるが帽子の事は少しも知らぬといふ其手に最前の帽子を持ちおるにぞ泰藏は訝りながら即ち其帽子なり嶌の爲めに攫はれしも幸ひに貴殿の車へ落せしと次第を告れど丹次は更に合點せず是はそゞろなる云分かな此帽子は世間に幾らもある品なれば貴殿のと似たるかは知らねど是は昨年拙者が新たに調へたるものにて又嶌とやらが車の中へ落せしとは遠方よりの見誤りにもあらん左なくば品の同じきを幸ひ云がゝりして我が帽子を奪はんとの意か夫とも貴殿の品なりといふ慥かな證據ありやとの問に泰藏は扨こそ例の注意が用に立つと竊かに喜び去ればなり拙者證據のなき事を申すべき其帽の裏なる滑り皮を反し見られよ拙者の姓名を記したる札が張付けありとの事に丹次が帽子を打かへし滑り皮の裏を示せば兼て張りおきたる札紙のなきに泰藏は愕然たるのみ更に事の解せぬに當惑しいふべきことばなく茫然たるを見て丹次が泰藏どの先づ此方へ來られよと座敷に延入れられ泰藏は薄氣味わるく座に着けば茶煙草盆など差出し丹次は辭を更め嘸をどろかれしならん先刻嶌が貴殿の帽子を攫ひしを遙かに見て不測な事と思ひしに又不測にも拙者の車へ落ちしゆゑ直に返すべきを其まゝ持歸りしは我が老婆心を告んが爲めなり實は兼て貴殿の秘密法を承知しておりしゆゑ歸宅するや直に滑り皮裏の札紙を剝し貴殿の來らるゝを待ちしなり貴殿が先年古着屋の事にこりて其後は衣服調度へ人知れ

ず證據を附しおかるゝといふは至極面白く且つ有用の事ながら己が事に敏しきを誇る爲め逢ふ人毎に其秘密を告げらるゝは其注意の無用に屬する事と片腹痛く思ひおりしゆゑ今日其事實に方り秘密を他に洩せし誤ちを覺らしめしなり何と判りましたか拙者は既に壯年の頃より其法を用ゐ居れど未だ家內の者にも告けぬ事なりと最も懇ろに論じ帽子を剝せし札紙を戾されしに泰藏は大に恥ぢ且つ感じ厚く謝して歸りしといふが近ごろ面白くして心得になるべき話にこそ

（郵便報知新聞第三千七十號明治十六年六月二日）

生けるミイラ（明治十六年六月十六日）

宮城縣下遠田郡中津山村の字角喜多助は今を距る文久二年十一月中にふと風邪の氣味とて床につきしが後は種々の病の發して身體精神ともに衰頽しまた恢復すべき氣色なしさりとて又危篤にも至らず爾後廿二年間病床にあり後は藥餌も服ず只中位の猪口に一盃づゝ每日一度づゝ酒を飲み穀食せずされば支幹は皺皮の骨を纏ふのみ宛かも枯木寒巖の如く氣息の通ずるのみなり永の年月之にて過ぎしとか不思議と云ふも餘り有昨年夏の頃より飲量また減じ一盃酒を飲む日も飲ぬ日もありしが遂に去る五月二十三日奄々たる氣息全く絕て霧消烟散せしが如く享年七十有九鬼籍に上ると云ふこの譯にて生死一如の體なれば急ぎて埋葬の禮も營なまず十餘日を過せしが更に臭氣だになし實に尸解蟬脫とは斯る類なるべし然れば此まゝ朝夕永く仕へんものと僅かに九竅に漆さして佛間に安ずるよしなり不思議なる事にこそ

（東京日日新聞第三千四百五十三號明治十六年六月十六日）

死亡差止候（明治十六年七月十九日）

死亡差止　九州地方とのみにて國名も聞ざりしが或る村の戶長某は去頃より病氣にて餘程危險の容體なりしが此程同地の郡役所へ屆書を出したる其文に曰く拙者儀重病にて迚も全快覺束なく必ず死亡と認候間豫じめ御屆申上候云々と書きたり郡役所にても餘り奇怪千萬なる屆書ゆゑ其儘却下せられしを居合たる何某が可笑のあまりに持參したる男を欺き左の指令を渡したるよし

書面伺ひの趣き戶長死亡の儀は當分見合すべき儀と心得べ

し
但死去候ても差支無之時は更に其旨可相達事
（東京日日新聞第三千四百八十一號明治十六年七月十九日）

燒仙人の擧動不審（明治十六年七月三十一日）

仙人拘引せらる〻京都下京區第二組鹽屋町の濱名市三郎（二十三）といふ男は如何いふ譯か天狗になりたいと云ふ心願にて家財を取片づけて一二卷の書物を携へ鞍馬山へ登りしは去年十月廿一日の事なるが天狗の住家らしき場所を撰んで大樹の杉の下に座をしめ雨にも霜にも屈する色なく讀書をして僧正坊の來會を待ども維新後は他の商法でも始められしか木葉天狗も更に來らず此容子では所詮羽根をはやして飛歩行事は覺束なしヨシ／＼今度は仙人になつて吳れんと東西の諸山に潜み本年二月より更に牛尾山に分入木の實を食として書を讀こと五ケ月餘に至りしが何となく身體も輕く思はれ雲に乘て飛行自在とはいかずともつかまり立位は出來るだろうと猶も心を練て居ると或日山科分署の巡査某が山中を見廻られしに怪敷體の男が書物を讀居るは必定發狂人ならんと思はれ彼市三郎仙人を拘引の上取調べて見ると氣違ひといふ譯でもなく又違はぬといふ譯でもなく全く前の次第ゆゑ厚く說諭を加へられて親族へ引渡されしが市三郎はまだ仙人心を脫せず再度親族の家を駈出し今に行方が知れぬといふは妙な望みの者もあるものなり
（東京日日新聞第三千四百九十一號明治十六年七月三十一日）

馬鹿な兄弟（明治十六年八月十六日）

今竹取の翁　越前國敦賀郡とのみにて村の名は聞ざりしが最まめ／＼敷兄弟ありてどちらも富といふにはあらざるも不自由なき迄には幕す者なりしが兄は本年二月女房を失ひ頻りに後妻を尋ね居たるに同村の勘五郎が娘にお市といふありて其容貌の艷のみならず絲竹の調べ物靑葉の部には稀なる生なれば父勘五郎はさながらに竹取の翁がかぐや姬に於けるが如き思ならんかし然るに彼兄はいつしか此お市に懸想し燕の子安貝も望まば與へんと迄に多くの金を費し人を賴みて屢々言寄りし其歡びは座頭が檢校となりしにも過たり副れては愈々思ひの優りて之を妻に貰ひ請んと媒介人を尋る中何ぞ圖らん

是より前其弟も此お市に馴染生ては室を同うし死しては穴を同うせんと契居りしが此度兄が後妻にお市を迎んと爲す樣子ありとかん付お市を兄に奪れては男子の一分立ずとてお市に逢て且恨み且諭し衣類小遣等をも充分與へければお市は途上の柳ならざれども欲にはなびき人情とて兄への仕向面白からねば何等の譯かと搜索爲すに豫て弟と通じ合ひ是々箇樣の手段なりと初めて聞て大に驚き初手より弟と理由ありと聞ばなどか迷ふまじ濡ざるさきは露をもいとへ假令弟の妻たりとも今は何をかいとふべきと尙金銀衣類なんど惜氣もなく與へつゝ千奴と笹田の夫ならで幾多の者を兄弟が我劣らじと入揚ければ果は互ひに家屋敷を書入として金を借是をもお市に運びたるに弟は債主の督責嚴敷馴れし住居も人手に渡せる事と成必竟我が破産の原因たるや兄の戀爭ひに出しなれば相當の助成爲さんは素より兄の任なりと其趣きを兄の許に言はせたれども兄は當の敵を退治するの思ひにて更に是を取合ざりしに又々兄も家屋敷を人手に渡せる事となりしに比例にもいふ親は泣寄此度は兄弟がひとつになり是まで兄弟よりお市に與へたる衣類其他の物品を二百圓宛と見積り半額百圓宛返却爲すべき旨を掛合たるに勘五郎は是を度外視して取合ざるに付此度兄弟とも同地方の治安裁判所へ惠與金取戻しの勸解を願ひ出るとか相談中なりと云ふ

（東京日日新聞第三千五百五號明治十六年八月十六日）

無錢大盡奇譚　（明治十六年八月二十三日）

女郎の居殘り　上州倉賀野驛の貸座敷桝花樓といふへ去る六日に登樓せし客人は綠野郡白石村の小林倉吉と名乘り繭數石を高崎へ賣拂ひし代金を受取に行途中なりといふ其衣裝の作りなど且は人品の好きいかにも豪農らしく見えたれば奥座敷へ通して厚くもてなすに客も一入打興じ藝妓およしといふ者の外に藝娼妓九名をあげ此大一座にて徹夜の飲を催ほし翌七日一同を高崎へ連行き成田山出張所に參詣させ且つ好みの浴衣一枚宛を買與へんといふは此節の不景氣に復び得がたき客人なりと喜び樓主の許を受けて藝娼妓十名の外に番頭が付添ひ一同人力車にて高崎に到り扨て不動へ參詣も濟み同驛喜多町の料理店吉元樓へ上りまた此所にて愉快の遊興を催ほし各々十分に酩酊せし頃約束の浴衣を與へんとて樓主に呉服屋

を呼ばせしかば頓て其手代が數多の反物を持參し所狹きまで取出したれば藝娼妓等は殆ど夢中の體にて彼是と己が好みを撰みゐし間に何時か彼の客人は座に見えず初めは雪隱へゆきしかなどといひゐたるも出て來ざれば漸く不審を起して樓主に聞くに知らずと答ふさては甘々と騙術にかゝりしかと皆々吃驚し先づ手分けして其踪跡を尋ねたれどはや遠く逃去りけん影も見えねば娼妓等一同は倉賀野へ歸らんとするに吉元樓は酒肴代金十五圓を拂ひ吳れよさなきに皆な歸ることは迷惑なりと掛台はれ吳服屋だけは異議なく戻りたれど十五圓の金は工夫が出來ねば娼妓の內五名が居殘り他の者を倉賀野へ歸して事の顚末を樓主に告げしかば桝花樓の主人が直に高崎へ來て其拂ひをなし騙詐に逢ひし始末を同所の警察署に訴へ出でしといふ

（郵便報知新聞第三千百四十號明治十六年八月二十三日）

七十婆様の懷妊（明治十六年九月十二日）

古來稀　攝州菟原郡葺合村の農俵屋吉右衛門は本年七十五歲妻は七十歲にて數十年偕老の契り淺からざりしも曾て一子をも擧けざれば男女の子を貰ひ家督を讓り孫さへ數人あり妻はこの三月頃より氣分勝れずとてありしが漸次に腹部の膨脹(ふくるゝ)やうに覺ゆれば脹滿にもやと診察を乞ひしに姙娠に相違なしとの事に一は駭き一は喜び全く神明の授けものとて身體を大切に分娩の期を待と云ふ若し杜甫をして聽しめば姙娠七十古來稀の句にかゆべし

（東京日日新聞三千五百二十八號明治十六年九月十二日）

禁斷の立樹（明治十六年十月二十日）

異事　岐阜縣下惠那郡上手向村字御屋敷と云へる處に若宮といふ古堂あり幾星霜を經たるものとも知り難き古びたる大木十七八本ありて鬱蒼として古堂を圍繞し綠陰闇黑にして日光を遮ぎり最も物凄き處なるが往昔より相傳ふ所の口碑に據れば此祭神は境內にある樹木土石等を採る者あれば忽ち祟をなし手を病ましめ足をやましめ甚しきは惡疫を發して一村を苦しめ給ふと云へり去れば土人は之れを信じ落葉だも拾ひ取ることなきに如何なる思立のありけん村內一統協議の上夫の老樹を切倒さんとて兼て强氣の評判ある樵夫山村仁左衛門と

云へる者に伐木のことを依頼せしに仁左衛門は口碑に恐れず承諾し翌日より御屋敷に登り凡そ十日間許も伐木に從事せしに不思議なるかな一日は肩が詰りて斧を使ふこと能はざるあり一日は腹痛が發りて空しく歸家することあり適々辛ふじて本切をなしたる樹ある時は恰から雷の聲して倒れ實に恐ろしきこと謂はん方なしさしも强氣の仁左衛門も呆れ果て終に請負方を辭せしにぞ然るに村人は尙ほ老樹を伐り倒さんと思ひにければ再び仁左衛門に强て依頼せしかば仁左衛門も村一統の依頼なれば强て辭せんも流石に且つ臆病者と罵られんことを慮り去月十八日同村の與吉と云へる樵夫を雇ひ二人連にて登山し互に力を盡せ漸く大なる一本の老樹を倒せしかば二人は大に喜び先づ一休みせんと斧を捨て八九尺許り離れたる平地に踞座し煙草を薫らし居たりしに忽ち一本の斧が鏑矢の如くブーンと鳴り二人の方を指て來りければ二人は吐嗟と打驚ぎ急に身を避けんとしたりし間もなく斧は與吉の肩を打てばアツト一聲叫びも敢ず忽ち與吉は斃れける仁左衛門は恐れ我身も亦禍に遭はんかと一度は逃げ歸らんと思ひしが與吉の慘狀を見逃さんも心地あしく依て怖々與吉を助け起せしに氣息の絕えしと云ふにもあらねど創口が三角に成り深さ凡そ一寸餘流血淋漓と迸しれるを漸く手拭にて縛り留め連れ歸りしが與吉は其後殆ど跛者の如く未だに步行も相成らずとのことに最はや其伐木に從事する者なしと

(郵便報知新聞第三千百八十六號明治十六年十月十六日)

泥水に身を沈む (明治十六年十月二十日)

昨廿八日午前一時頃新吉原京町一丁目貸座敷鶴田(三河屋)鶴之亟方娼妓小鶴と神田久右衛門町の佐七といふ者とが近頃珍らしく涅槃濶にて情死しましたと是れが本とうの泥水に身を沈めたといふので有りませう

(朝野新聞第千三百五十號明治十六年十月二十日)

騙術犬の葬式（明治十七年十二月六日）

犬の葬式　爰に犬を殺して人と僞はり見事に葬式を營み巨額の金を騙取せし事が發覺して頃日其筋へ送致されたる話あり其原因を探るに淺草松葉町に住む士族赤林重世（今年四十五）は舊幕の頃大御番を勤めし大久保某の次男にて當時淺草七軒町に住む赤林熊之亟が長女お多賀（今年四十二）の聟養子となりしものゝ文久三年の頃妻の妹お多津（今年三十五）を自家の用人芝崎郡造の娘分として神田鍛冶町に住み雨丸の青物用達を勤むる大鹽鐵藏方へ養女に遣はせし處鐵藏より再びお多津を神田鍋町の染物屋内山清次郎方へ縁付けし後お多津は名をお雪と改めお重お里といふ二人の子を擧けしが維新後に至り清次郎の身代は次第に傾き遂に家屋地所を人に渡し淺草阿部川町へ引移りて人力車夫とまで零落しお多津のお雪は女髪結となり共に稼ぎおりし然るに其實家の兄赤林重世は驛遞局の雇となり下谷五軒町の郵便局貯金掛を勤めおるうち兼て懇意にする淺草小島町の教導職山口壽清（四十五年）といふは舊幕の御人形師の次男にて他家の養子となりしものゝ仔細ありて一子の清治を携へ養家を去り清治を深川清住町の鳶人足某方へ遣はし自分は教導職となり都合に依り籍を小島町に殘し置て新堀端の自性院へ寓居せしのち悴清治取戻の事を鳶人足某へ掛合しに是迄の養育料として金五十圓を申受度旨に付三十圓に値切り即金に十五圓を渡し殘金は毎月二圓づつ月賦に送る約束にて清治を引取り本所の商家へ奉公に遣はし置き昨年の初め石川お慶（十七年）といふ女を清治の嫁として貰ひ受けして清治は未だ奉公中に付手許に置くうち白分と怪しき仲となり昨年の末に女子を產ませり其後ち壽清が姉にて深川木場の材木商某方に縁付きおるお浦といふが巨額驛遞局に預けおくを聞知り日頃懇意にする赤林重世の實兄大久保桂三郎（五十二年）と謀りお浦が貯金預けの證落を僞造し重世が下谷五軒町の郵便貯金掛を勤むるを幸ひ之を保證として諸所へ其證落を抵當に差入れ多くの金圓を借出せしが斯る事にては大金を得るに難しと壽清桂三郎重世が密々悪計を運らすに至れり（未完）

（報知新聞第三千二百八十一號明治十七年二月十五日）

犬の葬式（前號の續）　山口壽清と大久保桂三郎が赤林重世方に會せしは昨年三月の事にて種々惡法を運らし大金を得んとの相談中重世が不圖心付きし儀にて自分の妻お多賀の妹お多津なる者を文久三年に神田鍛冶町の大垣鐵藏（前號に大鹽とせしは誤）方へ養女に遣りしが籍を送らず未だ我家に存しおり其年已に卅四歳なれば山口氏が無妻なるを幸ひお多津の籍のみを嫁に遣はし公然緣組の屆けをなし置き淺草本願寺地中の分光社と小船町の六十銀行の濟壽社へお多津を加入させ月々三人より醵金して其保險金を差出し追て死去せしと僞り其救濟金千圓宛を騙取するは如何とのことに妙計なりと相談頓に纏りて夫々を實行せし後ち分光濟壽兩社の集金人は壽清悴清治の妻お慶を認めてお多津なりと思ひ更に疑はざる樣子なるを得たりと三人は早く事を行はんと相談のうえ同年の五月廿五日淺草猿屋町の醫師河下正道方に赴き千葉縣下の某商方へ奉公に遣はし置し山口壽清の妻お多津なる者が肺病にて死去せし旨を申越したるに付其筋へ屆濟のうゑ死體を引取りに參る都合により千葉の區役所と淺草區役所へ一通づつ其控とも三通の診斷書を好加減に認めくだされと歎き金一圓五十錢を謝儀に贈りて診斷書を貰受けそれより其在籍なる小島町の差配人松本直吉を欺きお多津を谷中の大惟寺へ埋葬する屆書に奥印をさせて區役所へ屆けを爲し右の診斷書を以て分光社と濟壽社へお多津死亡の旨を報じおき其夜三人は上野公園地に赴き野犬一疋を撲殺し之を豫て用意せし棺桶に斂めて擔ひ歸り近隣へお多津の死骸を千葉縣より引取り來りしと云觸し人を集めて通夜回向を營み翌二十六日分光社より内金六百廿五圓濟壽社より同内金八百圓を受取り三人して之を分配し二十七日の早朝犬の死骸を大惟寺へ葬送し首尾よく行きしと喜びしがお慶が家に在りては人の疑はんことを恐れ之を壽清が兄山口新兵衛方へ預け旨く欺き得たりと密かに誇りをりしが斯る惡事の如何で顯はれでをるべき右三人が嘗て千住の質屋某方へ驛遞局貯金預りの證落を抵當に差入れ借受けし金子の期限になりしも更に沙汰なきより質屋方にて疑念を起し同年の九月其筋へ訴へて調べると右證落は僞造なる旨に付探偵のうゑ赤林重世大久保桂三郎が警察へ拘引されしを聞き山口壽清は遁れぬ所と覺悟を極めて兄新兵衛方へ赴きて右證落僞造の次第を告げ是より其筋へ自首する程に受取り殘の救濟

金を分光社より三百七十五圓濟壽社より七十八圓受取り三人が家の手當にされよと云ひ置き下谷の藝妓某方に行き一泊せし所を捕縛になり三人とも警視第二局へ送致され拘留中新兵衛の命に依り壽清の悴清治が濟壽社より救濟の殘金七十八圓を受取り夫より分光社へ赴き同く殘金を受取らんとせしに壽清の委任狀を所持せねば渡さぬとの事に目下或る事件にて其筋へ拘留中の旨を告げ同社の役員同道にて其筋へ壽清に對面を願ひ委任狀を受取りしが同社役員は大に疑ふ所あるより一時殘金の渡方を拒みし紛紜を小川町警察署にて聞込み斯る奸物なれば救濟金騙取等の事はなきやと探偵すると其肺病にて死せしといふお多津は其名をお雪と改め淺草阿部川町に住む人力車夫内山清次郎の妻にて女髪結を營みおると分りしかば直ちに山口新兵衛及び清治を拘引し取調べ中前の三人も追々犬の始末を白狀せしより關係の者一同拘引のうえ尚ほ糺問中なりといふ

（報知新聞第三千二百八十三號明治十七年二月十六日）

姦通の保證人（明治十七年三月一日）

稀有の休書　兵庫縣下播磨國神西郡の某村に醫業を營む某は性質朴にして風流を好むの一奇人なり然ども此人妻と居住の地に緣薄く已に居を移すこと七回妻を娶ること七度に及びたるが此度も亦不幸にして妻某が同郡某村の僧某と姦通し事發覺に及びたるより本夫某より左の如き離緣狀を與へたりと

離緣暇狀之事

堀川のお俊は祇園町の遊女なり尚ほ女の道の立つ立たぬを辨へて命の際に傳兵衛を振捨る事を爲さず保名が妻の葛の葉は篠田の森の狐也而して一旦救はれたる恩義を忘れず女に化けて報謝す然るに其許と拙者とはそも逢ひかゝる初めより二世も云交はし互に胸を明し合ひ契り來り候處先般其許實家の女工教授に被屈候故好ましからぬながらも其意に任せ差遣し置候處兼て女大學の道も心得少女に教訓致す身であり乍ら女の道も忘れ契りし義理も顧みず其許が妹聟禪僧〇〇寺住職〇〇〇〇と姦通致し候段言語同斷の至りに候如何に包み隱し候共其事已に神書を以て卜ひ其表に顯はれ

たれば如何ともすること能はざる也且つ其許が實父及び兄弟の者義を以て我に告げて曰く我等姦通の保證人に何所までも相立べく候間速かに告訴されよとまで申され候へども我れ仁を以て告訴だけは致すまじと相答へ候然りと雖ども其許如き遊女に劣り狐に及ばざる義理知らず者と枕並べして夢を結ばん事は最早快からぬ樣相成候に付斷然離緣致候此上は何等不品行不體裁の所業あるとも一切構ひ申さず候嗚呼盆水已に覆したり又何ぞ昔日の睦言を想ひ出して戀々の情を起すべけんや離緣暇狀仍て如件

今までは眞の吾妻(ツマ)と思ひしが
小田原谷のふる狐かな

明治十七年一月　何　某　印

○○どのへ

(郵便報知新聞第三千三百十號明治十七年三月二十一日)

福の神への仇討 (明治十七年五月九日)

福の神の仇討ちをせんとて自宅を打毀はしたる奈談有り處は宮城縣伊具郡佐倉村にて山村喜七郎(四十五)といふ農民は素と貧困のものなりしがいつの頃か近村より歸る途中大黑天の木像を拾ひ福の神を得たりとて夫れより一心不亂に此大黑天を信心して其業に勉强せしより今は村内にて富人とよばるゝ程になりたるを偏に此大黑天の御利益なりとて立派なる神棚を作りて安置し信仰益々深く朝夕怠らず拜禮なし鼠は大黑天のおつかひものなり逆點鼠の暴れ廻るをも我慢して打捨置きたるが鼠が神棚に入り大黑天の顏を散々に嚙み傷けたるを見て喜七郎は大に立腹し勿體なくも大黑樣のお顏に大傷を付けるとは以ての外の奴なり是れおつかひしめどころか大黑樣の仇なればイザ仇討ちに鼠狩をなし家中の鼠を一疋も殘さず殺して與んずと家内の者と共々に家搜して狩り立てたるに鼠は早くも何處へか隱れて一疋だに取獲ざるより喜七郎は益々腹を立て人夫數人を雇ひ來り家作を打毀はして搜さんといひけるを家内の者は止むれど中々聞入れずトウトウ家作を取毀はしたるに鼠は早く逃げたるにも一疋だに獲ざりしかば喜七郎は徒らに家作を毀はしたるを大によわり茫然として居るとは扨もく

(朝野新聞第三千百六十六號明治十七年五月九日)

テキヤの先輩（明治十八年四月二十二日）

西洋一流の騙　佛國ピールシヤロンの街頭に一人の乞食の身に垢染みたる衣を纏ひ左も打羸れたる風體にて行懸りたる一人の男に向ひて私は不仕合の重なりて零落れたるものにて幼なき悴や娘もあれど今日で早や二三日一杯の飯も食することが出來ませぬから乾死するばかりで居りますどうぞ御情にと袖にすがり附くに此方はエー面倒と振切り行かんとするを恨めし氣に打守りつゝ何思ひけん肌に添へたるピストルを取出しヤレまてと云ふ間もなく我と我身に銃先を押當てズドンと一發打放せば何かは以てたまるべき仰向け様に打倒れ虚空を攫みて苦し死に爲したりけり此體を見るより通懸りたる男は益々驚き左れども詮方なければ先づ死人をば目立たぬ處に押遣りつ偖此有様を見んとて集り來りたる人々に打向ひ見らるゝ通り可愛想なことを致しましたが聞けば此乞食には幼なき子兒等もあるよし各方も此處へ通り合はせた不詳に少々なりとも出し合はせて跡に殘されし小兒等を助られるなれば此上なき仁慈なるべしと説勸めたる情ある早速の取扱に人々も憫を催ほして些少宛其處へ抛出す途端に巡行の巡査が此變を聞きて驅付け來りぬ此體を見るより死んだ乞食殿も世話をせし男も大勢の中を潜りて何處へ行きけん行方知れず消失せたれば金を出した連中は偖ては彼奴等が一手を組みて騙り居つたかと怒るもあり呟やくもありしが果ては大笑となりて散じたりと云ふ蓋し西洋一流の騙術なり願くば輸入致し度くないもので御座る

（東京日日新聞第四千十六號明治十八年四月二十二日）

馬上の婚禮式（明治十八年四月二十七日）

馬上の婚禮　京都府下愛宕郡鞍馬村の農東野長次郎（二十五年）の祖先は源爲義の臣にして東野義方と稱し保元二年某日同じ家臣なる高畑正賴の女を娶り婚姻の式を擧けんとする當日恰かも開戰の日に際せるを以て義方は今や出陣たさんと已に馬上に跨りし處へ正賴女を誘ひ出來りし程に義方は頓て新婦に男子の装ひさせ同馬上に在らしめつゝ互に盃を交換し假の式を行ひし上義方は出陣に及び遂に討死したるを聞て新婦は悲しさに得堪ず頓て馬に跨て討死の場所に驅付行夫

の亡骸を我乗來し處の馬に乗せ鞍馬村なる親族の許に落延茲にて夫の亡骸を埋葬し己は儀に歸して亡夫の跡を弔ひ親族の中より養子を迎へて家名を相續なさしめたる由なるが當主長次郎は其後裔にして代々新婦を迎へるの際祖先の例に依り聟は甲冑を着し新婦は男子の裝ひをなし馬上にて式を行ひ式終るが否や聟は馬を飛下りて二三丁驅行を新婦は馬上乍ら之を逐行き聟を己の馬に乘せ連歸へれるの例なるが當主長次郎は今般鎌倉村農林仙次郎の女リウ十七年といへるを娶るべく整ひ去る十四日を以て其式を擧ぐることに定まりしが新婦リウは舊例により當日武具を身に裝ひ陣笠を着し馬上に在りて徐々と父母親族月下翁(なこうど)等に誘はれ聟の家へ繰來りし程に長次郎は祖先傳來の甲冑を身に纒ひ同じく馬上に在て表に之を迎へ互に挨拶終りし月下翁は盃を擧げ双方へ之を獻じ終るを待て長次郎今度は流儀を變しか馬上ながら驅出せしを新婦リウは跡より追行き豫て設けの待合所にて長次郎を己の馬に乘せかへ自分口綱を取て立歸らんとする折柄巡廻の査公が之を認め其の異様なる打扮を咎めつゝ一日警察署へ拘引の上リウは違警罪に依て罰金五十錢を取られ長次郎は嚴敷説諭を受けて歸らされしよし

(時事新報第九百五十三號明治十八年四月二十六日)

墓碑へ郵便 (明治十八年五月十四日)

豊臣秀吉が龍宮に檄文を投じ直江山城守が閻魔に書簡を送りし豪邁の振舞は今に一場の話柄となりしが死人に郵書を發し其端書が墓前に達せしとは未曾有の事とや云はんか兩三日前或人が谷中の墓地を過ぎしに昨年中獄裏病死せし田母野氏の碑前に一片の端書が落居たりしにぞ誰か遺れしものにやと何心なく拾ひ見れば表面に谷中墓地自由田母野君碑前へ栃木縣佐野自由案子より三月廿六日發と認めたりハテ冥府へ手紙とは異なものにこそと尚裏面を見しに悲憤慷慨の弔詞らしきものを書きつけありしが其文辭は記憶はせざれ共能々見れば郵便局の消印もありたりサスレバ配夫の墓前に配達せしものにや不審(いぶか)しき事にこそと物語りたるよし人傳にて聞きつるまゝを爰に記しぬ

(時事新報第九百六十八號明治十八年五月十四日)

一千九十五滴の話（明治十八年六月十九日）

三年一千九十五滴　牛込邊に住居する某が去る頃某氏の周旋にて或る役所へ有り付きたるが多年の宿望こゝに達して其喜び大方ならず此の謝物には何をがな參らせん素より物乏しからず暮さるゝお人なれば我々が力にて購ひ得たる衣服器物も珍しからじ矢張り食物の類をと思へど此も何樣の品を好まるゝや能く知らず此は寧ろ彼の家に往き竊に下女に問いて其物を調ふるこそ宜かれと案じ附き或る日其の住居に出向きて內々勝手口より下婢を招き殿の好ませ玉ふ物は何なるやと問ひたるに山出しの下女の癖として斯る內談の咄しにも高聲を擧ぐるが習ひなれば常は其々の物を好ませ玉ふなれ時によりては何々の品をも召さるゝ杯語り出づる折ふし前栽に水やりて居られたる主人は聞つけて其所へ出で來られ唯今のお咄しは委細あれにて承はれり拙者が好物は下女よりも拙者の方よく存じ居れば御厚志に任せ御咄し申し候はん　抑も　拙者の好きと申すは美き酒を一日に唯一滴づつ舐る事なり其も眞の一滴に限る事なれば多くは素より好ましからず貴方も左までの御芳志あらば御奉職中日々一滴の酒を惠まれよ然らば快よく受納いたさんと語るに某も其言の意外なるに驚きしが何がさて仰の趣き心得たり然らば明日より贈り參らせん何卒受納せさせ給へとて其日は歸りしが其翌日より約の如く唯一滴づつの酒を贈ること旣にして三日となれり先方の主人も初はからかひ半分に言はれたるを眞に斯くふるまはれて今は氣の毒にやなりけん每日賜はるも御足勞なり此より三ケ年分を贈り給はらずやと云はれしに某は此も心得て候と其翌日一樽の酒を携へ來れり主人は此を見て三年分には稍多からずやと云へば否左にあらず確に三年分なりと云ふさらば目の前に量り見よとて急須樣の物に酒を入れポタ〳〵と滴したるに扨て好くも量りたり一年三百六十五日三年一千九十五日と積つて一日一滴即ち一年一千零九十五滴の酒ありたれば主人も流石は職掌だけ計算をよく誤らざりけりといたく其の用意を感ぜられたりとかや又此話しとは表裏なる此頃某所へ出張せられたる某氏は出立の際手廻り荷物唯一荷として酒のみは二十餘樽を携へられたれば見送りの人が餘り多きに過ぐるにはあらずやと問ひたるに某氏は打笑ひて此さへあれば衣食を始め萬事差支

なし我が生涯に唯此物のみと答へられたりと云ふ曹相國また後へに瞠若たるべし

（東京日日新聞第四千六十七號明治十八年六月十九日）

遊廓統計表（明治十八年八月十四日）

遊廓統計

此程其筋にて取調べた芳原根津品川新宿千住板橋の六遊廓貸座敷娼妓引手茶屋藝妓等の數は左の如しと

	貸座敷	娼妓	引手茶屋	藝妓
吉原	八五	一四二四	一五七	一五八
根津	一〇六	九四三	四五	三八
品川	六四	五四五	三八	未詳
新宿	五九	三六四	一五	同
千住	三八	四四	四	同
板橋	一五	一〇三	未詳	同

（時事新報第千四十七號明治十八年八月十四日）

三兒を生む（明治十八年八月十九日）

四つ谷坊町三十四番地にて十六屋と云へる擂盆を用ゐずして汁とすべき味噌を賣出せし小笠原仁三郎の妻ひさ（二十七）は豫て懷姙中のところ一昨十七日午後四時に男子二人女子一人を分娩したるが惜しきことにはその内二人の男兒は死亡したりといへり

（東京日日新聞第四千百十八號明治十八年八月十九日）

幽靈の建碑（明治十八年十月二十二日）

函根から手前には無いと極りし幽靈咄しが一時横濱に盛なりしは本年六月中の事にて同港南仲通二丁目三十七番地の乾物商森田友助と云へるは成田講の大世話人で傍ら俳諧を好み故人山誓の門に遊び俳名を友昇と呼び一廉の風流人なりしが本年六月はじめ親類は素より平生懇意にする家へ態々出掛け今年は野生もまだ見ぬ遠き國へ往くべき心地すれば御暇乞に罷り出でたり、跡には子供も多き事なり萬事お心添を願ふと同じ口上を述べ廻り同五日の朝入湯して歸り妻や子供を邊り近く招き予は多分今日遲くも翌日は死ぬべければ子供は溫厚しくして父と二人前の孝行を母に盡せと言ひつゝ女房には子供の教育をひたすら賴み是で思ひ置くことなしと眠るが如く

死したりけり此旨親類は素より講中にも知らせたるに當時深川に成田の出張所ありて本山の住職も出張中なり殊に友昇は重立ちたる世話人の事なれば講中より葉書を以て住職の許へ報知せしに住職は不審がり昨夜友昇殿が態々旅宿へ參られ本山の事を伺くれと心配せられ種々の咄しもありて歸途に就かれたれば今朝死去ありとは何ぞの行違ひにはあらざるかと返事を送り態々住職も出港し其實否を問はれたるに死せしに相違なければ和尙も怪しみ扨は本山の事を片時も忘れず魂魄の來りて忠告せられしものならんと隨喜の涙を袈裟に拭ひて歸られしとは嘘か眞かは知らざれど其頃一時の話柄なりしが右友昇の爲に友人大石藤助（一名石豊）早川勘助（一名鳶六）等が發起となりて建碑のことに過日來周旋せしに寄附者も存外に多く忽ち落成して去る十八日菩提所なる保土ケ谷驛の見光寺へ立派なる石碑を建設し併せて法會を營みたるに參詣せしもの百名餘なりしと云ふ

（東京日日新聞第四千百七十四號明治十八年十月二十二日）

熊小兒を嚙み殺し罰金拾圓取らる

（明治十八年十一月二十四日）

大熊團子店の處分

新潟縣下中蒲原郡鳥屋野村と云へる所に一の團子店あり客を引く手術にとて猿猴を店先きに繫ぐ傾向をもそつと太々しく大熊を檻内に入れて畜ひ置けり故に土人之を大熊團子と稱しけるが去る九月一日の事とか同村佐藤石藏の四男忠太郎が同六男男知（六月）を背負ひて右檻の邊りに近附きけるに突然件の熊に攫み付かれ無慘にも喰ひ殺されたるが同處輕罪裁判所にて左の如く處分せられたりと本年十一月二日の新潟日日新聞に見えたり

裁判言渡書

新潟縣越後國中蒲原郡西鳥屋野島新田第七十七番地平民旅籠渡世

笠谷音藏（四十三年七月）

過失殺被告事件の公訴遂審理處被告は旅籠渡世を本業となし傍ら團子を製し販賣するものにて人寄せの爲め曾て他人

より一頭の熊子を譲受け飼置く處爾來成長し害を人に加へん事を慮り前面四尺七寸横面三尺六寸の檻を店先きに設置し熊を該檻へ入れ以て自由に人の見物をなさしむる者なれば亦別に接近して不測の危害なからしむる方法を設け置かざる可からず然るに被告設置の檻は組子の間前面一ケ所四寸置きありて熊の外部へ手を出し得ること一尺餘に及び亦頭部は半ば突出することを得べき構造にて別に外柵を設けて人の接近を防ぎたる事をもなし置かざるより明治十八年九月十二日中蒲原烏屋野村佐藤石藏妻たみなる者其子四男忠太郎（年齡九歳）を引連れ同人に六男男知（生れて六ケ月）を背負はせ新潟朝市場よりの歸途被告の宅前を通過する際忠太郎が被告店先土間に飼置ある熊を見つけ之を見物せんとて何氣なく柵の前面へ近寄るや否熊忽ち柵内組子四寸間置きある處より手を延して忠太郎の袖を捕へ檻の側へ引寄せ頭を出して忠太郎が背負ひ居たる男知の頸に噛付き男知を柵内へ引入れ同人の頭部七ケ所胸部二ケ所に挫傷を負はせ死に至らしめたる者にて要するに男知の死は被告の不注意に起因したるものと判定す右事實に對する證憑は被告の自供證人佐藤たみ警部補野間政德が當法廷に於ての陳述佐藤たみの屆書醫師高橋謙藏の檢案書檢證調書幷に繪圖面を以て充分なりとす因て刑法第三百十七條により處斷すべき處情諒すべき狀尚あるを以て同第八十九條第九十條第七十條に照依し本刑に二等を減じ罰金十圓に處す

新潟輕罪裁判所に於て檢事補瀧本省三立會宣告

明治十八年十一月十九日

判事補　小幡虎三郎

書記　正野條次

（東京日日新聞第四千二百號明治十八年十一月二十四日）

× × × ×

首無し子の出來（明治十九年二月五日）

首無し兒　伊太利サレルノの獄に一人の女囚あり此所に捕はるゝ前より身籠りたるが此程虫氣づきて産の紐を解たるにコハ如何に首の無き兒を産み落せり人々驚きて如何なる理由にやと會議しけるに一人の老博士ありて云ふやう此女重罪を犯して此獄に入りたれば已れも遠からず首を斬らるゝならん〳〵と感じたるものなるべし其首を斬らるゝの念自ら胎中の子に通じて斯る變態の兒を産みたるにやと云ひたりとか我國の古へにも母親が姙娠中蛙を踏殺して蛙娘を産み猫の兒に沸湯をかけて裸兒を産みたる例もなきにあらず布引の小萬が手を孕みしも此等の博士に見せなば絶妙の趣向と感服するなるべし

（東京日日新聞第四千二百六十三號明治十九年二月五日）

西郷隆盛を諷する唄（明治十九年二月）

深川八幡の社内でこんな一ツとやをきゝましたからお目にかけます

一ツトヤ人は知らぬと思ふが〳〵
新政厚徳みんなうそ〳〵
二ツトヤ深い巧みのあればこそ〳〵
蓑笠すがたで鍬を取る〳〵
三ツトヤ民權主張を名に立て〳〵
同志をかたろう底惡くや〳〵
四ツトヤ慾に目のない西郷は〳〵
君恩忘却仇をなす〳〵
五ツトヤ因循姑息といはれても〳〵
傍觀華族の破廉恥さ〳〵
六ツトヤ昔〳〵を思ひなば〳〵
高祿官位の程を知れ〳〵
七ツトヤ浪風たゝせず各國に〳〵
共立開明たゞ祈る〳〵
八ツトヤ役を盡すと云もせず〳〵
捨扶持貰つて高楊枝〳〵
九ツトヤ是切賊徒の根も絶て〳〵
凱旋還幸程もなし〳〵
十ヲトヤ德澤餘慶の難有さ〳〵
成業座食の高枕〳〵

（讀賣新聞第六百九十二號明治十九年二月十一日）

求婚廣告（明治二十年一月十日）

去る六日の上野新報雜報中に左の一項あり求婚の廣告は近來出でて益々奇なりといふべし
社員の知友某氏は此程新に細君を迎へんが爲め左の如き廣告をなせり天晴なる女丈夫を得て良緣の歡を結ばれんことは蓋し遠きにあらざるべし
求婚の女子は左の性格を有するを要す
一基督新教を奉ずる者
一普通の教育を受け英學を修めし者
一姿容優にして丈高く身體强壯にして動止活潑なる者
一馬に乘り得る者但し未だ乘り得ざる者と雖ども結婚後乘馬するの勇氣ある者
一家格の高下と資產の有無とを問はず年齡十五歲以上二十五歲以下にして初婚の者
求婚の男子は左の性格を有せり
一無財產にして負債あり但し償却の方法確定せり
一現職は奉任五等にして上給俸を受く
一假令現職を止むと雖ども獨立生計の方あり若し能はざる時は離婚の請求を許す
一和漢學の素あり且つ英學を修め飜譯を爲し能ふ
一身體强壯にして行爲活潑なれども酒と烟草は一切用ゐず
一男女同權は固より許す所彼の東洋風待遇の如きは敢て爲さゞるを誓ふ
一年齡は二十九歲三箇月にして再婚子あれども他家に養はる

（時事新報第千四百八十一號明治二十年一月十日）

接吻獎勵（明治二十年一月十一日）

接吻の風を起すべし　人の交情は男女とも愛情の頗る激切熾盛なる時肢體を以て相接着するにあらざれば滿足せざるものなり小兒を愛する母が頰を以て他の頰に接着し相抱き相吸ふは人の知る所なり彼の靑衿妙齡の春を懷ふも畢竟愛情の纒綿濃厚なる自然の理性に出づるものなれば痛く之れを抑壓すべきにあらず自由に其の願戀の情を發せしめて可なり然れど

も活潑の感動力を有する耶蘇教の如きものなき時は愛情變じて淫慾とならざるもの極めて稀なり而して耶蘇教の克く淫慾を殺ぎ貞操を有たしむるは吾人の疑はざる所なれども仍ほ且之れと共に愛情を滿足せしむる接吻の風を社會に行はれしめざる可らず内には耶蘇教の感化あり外には接吻の風習あらば淫風を一掃する何の難き事か之れあらん

橋 風 居 士

（時事新報第千四百八十二號明治二十年一月十一日）

電燈の流行 （明治二十年二月七日）

電氣燈の流行　近來電氣燈の効用追々世人の知る所と爲り東京電燈會社は各地の市街及諸工場より點燈の相談を受くること頗る多く士官學校へ電燈の据付は本月中に全く竣功する趣きなるが四日市紡績所にても同社と約束電燈を點火することに決し此他大阪市街に電燈を照らす計畫もありて之を同社へ協議し來り又福岡紡績所近江麻布紡績所及函館市街等續々各地より相談ある由なり又同社は府下にても一層事業の擴張に着手する目的にて今度麹町一丁目に三百坪餘の地所を買入れ此處に第一中央局を設置し電灯器械數臺を据付け之より皇居の電氣燈に通じ更に北白川宮及參謀本部へも分線する等なり又第二中央局は愈京橋區新肴町に置くことに決し是より鹿鳴館共他一般の望に應じ又南茅場町には電燈試驗所を設け模樣に據りては神田區内に第三中央局を置く目論見なる由先般洋行したる同會社の矢島藤岡兩氏は紐育倫敦及巴里に各二ヶ月宛滯在し電氣燈に關する諸般の取調を遂げ且つ諸器械を買入れ本年六七月頃歸國の上は一層事業に改良を加へ充分の整備を爲す筈なりと云ふ

（時事新報第千五百五號明治二十年二月七日）

（註）編者曰。明治十五年米人ボブトル氏が二千燭光十六燈用及び二十四燈用の發電機を持ち來り同年十一月一日、銀座の大倉組の店頭に點火したのが日本に於て電灯點火の最初である。而して、この事業が會社の經營として、正式に許可されるに至つたのは翌十六年二月である。

奇怪な訴訟 （明治二十年二月九日）

奇異の訴訟　近頃獨逸國の或る都府の法廷に持出したる奇

異の訴訟は鼠の事より起りたることとなるが或る時右都府に居住せるものゝ家に數多の鼠の集りて惡戯をなすより主人は之を追出さんが爲め一策を案出し最初鼠の一疋を捕へて其頸の廻りに小さなる鈴を縛り付け之を放ち遣りければ件の鼠は自由を得て甚だ喜こばしき樣子にて家の內を此所彼所と驅け廻りたる其際に頸に縛り付けたる鈴がガラ〳〵と鳴りしかば他の多數の鼠は其音を聞きて大に恐れ何れも此家を去り件の鼠も亦こゝを去りて隣家に行きたるが隣家の主人は或る夜天井に鈴の鳴るを聞き爲めに目を覺して大に驚き樣々に考へたれども何分其理を知る能はざるを以て家內の者に其旨を話しければ家內の者は其翌夜より聞き試みんとて數夜打ち續きて夜明しをなしたるに主人の話しと少しも違ふことなければ何れも唯驚愕するのみにて其理由を解する能はざりしが右の家內の人々は平常甚だ迷ひ心の强き者なればコハ全く幽靈の仕業ならん杯と衆議一決し夫よりして婢僕中暇を乞ふものあれば神經病を起すものも出來て是迄睦敷く且つ平穩なりし家內も今は恐慌病の流行場となりたるが日ならずして幽靈即ち件の鼠を捕へたるより何人が件の鼠に鈴を縛り付けたるやを緝鑿し遂に其人名の知れたるにより其人を相手取り今まで家內の者共を惱ましたる損害要求の訴訟をなしたりとは云へり

（時事新報第千五百七號明治二十年二月九日）

不可解な屆書（明治二十年二月十七日）

不思議な屆書　美濃國郡上郡往永村の村外れに本月二日年齡五十前後の巡禮體の男が行倒れて居たるにつき其筋にて檢視ありしに懷中に左の如き屆書がありたるよし

御屆　　淺川區相川町四十八番地平民

高島又兵衛

右は今般西國九州巡回致候に付旅行致し候間諸所御番所等御差支なく御通し被下度尤も途中死亡仕候節は其地御役所にて宜敷御取計被下度何れ其土より郵便を以て御屆に可及候也

淺草相川町戶長

塚原市之進殿

右の如く記載せし何だか分らぬ書面が出でしにぞ直に同村戶長役場より淺草區役所へ照會せしが同區よりは管内にさる

町名なしとの廻答に及ばれしとぞ書面の趣では今に冥土から何とか郵便が屆くならん

（東京日日新聞第四千五百七十九號明治二十年二月十七日）

成島柳北と旗本の忰

（明治二十年三月二十五日）

梅柳奇縁　横濱羽衣町一丁目十三番地に梅林柳右（二十四）といふ講談師あり父の代には舊幕府の旗本にて八萬騎の一人と數へられしも維新の變に賴み切たる主君と祿高に離れて後は幽かな內職にて世を送りし中父は商法の資本の算段にと舊知行の大和路へ赴きしが此は今を距る十三年前柳右が十一の年なりけり此時柳右の母は既に死して家には祖母のみ殘りたり此祖母は年已に七十に近ければ孫の柳右を相手にして職業も無き身には其日の事にも困じたるを子供ながらも柳右は見るに見兼ね或る日其祖母に向ひてお父さんは御留守なり親類は靜岡に居るも其後は絕て音沙汰なし便りのない私し等二人幸ひ貴婆が御存知の成島さんといふ方は今朝新聞の社長をしてお出でとの事其方にでもお縋申して今の困る咄をしたなら何とかして下さるも知れぬ何ぞ左樣してと云ふ孫を祖母は淚ながら睨みつけ其方も武士の子ではないか武士は食はねど高楊枝といふ事あるを知らぬのか今飢て死ねばとて汚目々々助けて下されとて何の面下げて成島さん邊りへ往かれうさる言甲斐なき料見では將來とても心許なし以後を嗜めと叱り懲され柳右は是非も泣く／＼其儘にしたりしが忽ち一策を案じ附て又祖母に對ひ此所に八犬傳の端本が二三冊あり外に見る物もない程に每日繰返して見たお蔭で今は空讀も出來る程なり此の八犬傳に尾に尾をつけて講談に讀むならば十日位は繋がるべし何も商賣私しが銀座の通りへ出て机を叩き其で飯の代を得ん此許りは許してといふを祖母も喜び夫より每夜築地一丁目の借家を出で銀座二丁目の横町へ莚を敷き薩摩蠟燭二本を立てゝ小さなる机を控へ芳流閣の組討より古那屋の段圖塚山の出合など面白き所を拔讀にして辨ずるに其口調十一の子供にしては能く廻りて聞く耳の面白ければ每夜黑山の人をなして此の柳右が莚の周りに集ひたり然るに或る夜成島氏は銀座の往來を散步旁々步まれたるに圖らずも柳右の饒舌くる聲を聞きハヽア此が昨今咄のある子供の講釋か雜錄の種にも

と立留りて心とも無く見られしに思ひきや講釋の本人は知らねど其傍に立ちたるは豫て知る何某氏の老母なるにぞコハ如何にと驚かれしが流石に其場にては様子を問かん術もあらず同行せし社員に講釋の果たる頃あの老人の宿所を聞置呉れ玉へとて引返されしが以前は三百石の旗本の老母どのが彼の様は扨も／＼と感慨やる方なかりけり　（以下次號）

（東京日日新聞第四千六百九號明治二十年三月廿五日）

梅柳奇縁（昨日の續）　斯て成島氏は柳右母子の今の宿所を聞れしかば其次の日退社掛けに築地一丁目の家を訪れしに板屋根は嵐にめくれてツギハギも早や利かず荒壁は土崩れて住む人と共に骨を現はしたり頓て內に入りて久し振にて對面し口誼を終るに母子は思ひ掛なき客人を得て喜ぶ中にも唯今の身の淺猿しさを慚るのみ成島氏は祖母の口より柳右の孝心を委しく聞かれ扨云はるゝやう其許の辯口の年にも增して爽やかなるは昨夜の講談を聞て知れり殊に今又孝心の程も承りて感服の外なし其辯舌と其心入をもつて善き師に就き其技を磨きなば天晴れ後には有名の軍談師とも成りぬべし祖母の口氣に軍談講釋を賤業の如くに云はるれども自ら働きて自ら喰ふは腰を屈め臀を拂ひて衣食する者に比すれば遙に上流の生涯と云ふべし就ては些少ながら此金圓御助力申す此を目下の資本として十分の修業あるべし但し大道講釋だけは世間の手前今晩より廢め玉へと親切と慈悲とをもて種々に教諭せられしにぞ母子の者は涙を流して喜び合ひぬ夫より柳右は故燕陵の門に入り張扇を叩き習ふに辯舌は右に云ふ鮮かなり記憶も亦た勝れたれば程なく席へ出で前座の島讀とはなりにけり此時藝名を選ぶべしと云ふ時柳右は私の今日あるは全く成島先生の御蔭なり依て先生の名の柳の字を戴き柳右と名のるべしとて遂に今の名となしにける（此前は其の本名を名のりしなれども仔細ありて此れを省く）柳右は其後都合に依り故文庫に就き又故南龍の口調を慕ひて其部屋に入りたるが南龍死去の後は自ら一派を立て獨立講談と云ふものになれり

（以下次號）

（東京日日新聞第四千六百拾號明治二十年三月廿六日）

梅柳奇縁（昨日の續）　爰に横濱尾上町にお三（二十五）お

梅(二十四)と云ふ姉妹の藝妓あり(二人とも本名なり)元は舊幕府の旗本の娘なるが父には早く死別れ老母一人を養ふ爲に三絃の糸の細き世渡り客の調子を取り〳〵に引手數多の身ながらも流石に昔の庭訓の殘ればにや心の駒を狂はさず斯ればば客の評判も至極好くて同港にては先づ流行妓の中なるが豫て此母なる人と柳右の父親と心易くて先年妹娘のお梅と柳右の婚姻の約を結びたり然るに柳右は今年徴兵適齡にて入營との事になりしより双方の親々は心配してお梅とて嫁入の年頃も早や過たる程なるに此より數年後の出營を待つと云へば當人も定めて難儀なるべし眞事の婚姻をせぬ前ならば破談したりとて怪しうは非らず何事もお梅の存念次第心底を打明て柳右に安心さすべしと云ひたるにお梅はニツコリ打笑みて柳さんの徴兵は今更ら降て湧たと云ふ事でも無し私しも疾から承知の上なり其上行末夫とも賴む人がお國の爲めに兵隊となり御苦勞をなさると云ふを女房の私しが不實にも何う破談が云ひ出せませうか從ひ我名の梅の香も失せ色は變り果るとも柳さんさへ女房に持つ氣なら我しは五年が十年でも屹と辛抱して居りませうと私しは浮たる稼業に似氣も無き健氣の辭にお梅の母親は云ふに及ばず柳右の父親の悅は大方ならず柳右も此調子に感激して心も勇み彌々此の四月に入營して天晴れ男子の榮職を盡し御國恩に報ひんと今より奮發して居ると云ふ

(東京日日新聞第四千六百拾壹號明治二十年三月廿七日)

男女懷姙自在法 (明治二十年三月二十六日)

男女懷姙自在法　　救苦庵主

過日來貴紙上に登載ありし濟貧堂主人の人口制限論を讀で人口を制限するは天下泰平國家富饒の基礎たる事を始て悟り敬服斜めならず然れども既に男女の慾源を防塞する能はざるものとすれば懷孕產娩は亦た人間の止むべからざるものとなるべし(當座の避姙法あるにもせよ)因て想ふ我邦の如き女子の教育不完全にして成長の後も自ら其口を糊ふ能はず夫家に嫁すれば唯良人の供給を仰ぎて其財囊を糜するをのみ務とする國に於ては成可女兒の成育をすくなくして男子の產口を多からしむる事(貧乏人に於ては特に然り)國家の經濟に於て最も利益ある事ならん爰に予が家に傳ふる一奇法あり名けて男女懷姙自在法と云ふ今世の爲め國の爲に其秘筐を披き以

て多瓦寒璋の苦厄を救はんとす貴社幸に一日の餘白を假せ
其法に曰く夫婦の年と孕月とを配せる三個の黑白を畵き左の所記に合せて胎兒の男女を選ぶべし而して其上圈を夫年とし中圈を孕月とし下圈を婦年とす其白圈は奇數にして黑白は偶數なり（舊曆を用ふ）

夫孕婦	夫孕婦	夫孕婦	夫孕婦
年月年	年月年	年月年	年月年
奇奇奇	偶偶奇	偶奇偶	奇偶偶
○○○	●●○	●○●	○●●

以上胎兒は男子なり

夫孕婦	夫孕婦	夫孕婦	夫孕婦
年月年	年月年	年月年	年月年
偶偶偶	奇奇奇	奇偶奇	偶奇奇
●●●	○○○	○●○	●○○

以上胎兒は女子なり

（附記）懷姙の時日は四十週間即ち二百八十日となす之を算するに月經の通じ終りたる其翌日より起算し二百八十日目に當る日を產日と定むるなり（例へば一月一日より七日迄月經通じ其後懷孕したりと云へば一月八日より起算して二百八十日に至るなり）即ち陽曆一月一日の懷姙は十月八日の出產、二月一日（平年）の懷姙は十一月八日の分娩とするが如し以下之に準へ

（東京日日新聞第四千六百拾號明治二十年三月廿六日）

○

男女懷姙自在法　去る廿六日の紙上に男女懷姙自在法として一篇の文を揭げしに其後牛込新小川町赤坂丹後町芝高輪車町の某々氏より其胎生兒の年數を逆算したるに悉く的中せりとの投書あり仍て彼の寄稿の本人救苦庵主なる者に就き同法の由來を問ひたるに庵主曰く其以前今の文部省に奉職せらるゝ能勢榮君より聞得しものなり其後多くの人につき試驗したるに實に百發百中の奇あるが故に前日の人の責任付につき貴社に投ぜしなり其法の淵源は我輩の淺學得て窺ふべきに非ざれども能勢君の博識にして其奇を稱せらるを見れば蓋し數理より割出せしものならん歟と云へり猶世間該博家の考案を待つ

(東京日日新聞第四千六百拾六號　明治二十年四月二日)

茅野の鹿角 (明治二十年五月二十九日)

箱の中の角　と云ふと柳風家はおつに氣を廻し玉はんが玆に一條の奇談と云ふは銀座一丁目の針問屋中村方に昨年中雇入れし房州長峽郡天津村の漁師亡山田與作の女房お熊(五十一)と云ふは此中村方に住込みし初より錠の卸りたる小箱一つを太切にし人に知らせず日に一度宛蓋を明けて中を檢たむるを朋輩の男女もいつか見附け金なる歟寳ならん歟否々木綿の切に包みたる長い物を振りつさすりつする體なるは若は好みの例の物ならん歟兎にも角にも見たき物なりと云ひ合せ或る日お熊が右の箱へ錠を卸すを忘れたる隙を窺ひ明けて見たるに欝金木綿に包みたる鹿の股角二本あり是はマア何だらう何だ知らんと評議する其所へお熊婆は歸り來り人々の不審がるを見てさらば其の譯をと語り出づる樣を聞くに此角は房州の海にて烏賊を釣る釣針なり然るに此釣の角に茅野の角と木山の鹿の角と二種あるが茅野の角は世に稀れなるものなれども此角を用ふる時は烏賊の寄る事夥しくしていつも漁にあふる事なしされば亡夫與作も此の二本の角針をもて多くの利益を得たりければ命より二番目の寳として秘藏せしが三年跡に死去せし後は代りて漁獵る者もなしわすれ紀念の二人の娘今年十四と十一になるが年頃となりて聟を取り嫁に遣るにも此針さへあれば皆人喜びて迎ふる事も迎へらるゝ事も成るべしと案じ附き扨こそ斯くは秘藏するなりと物語れりとぞ此茅野の角の事は去る頃の博覽會解說書漁獵の部にても見た樣に覺えたりされば茅野の鹿にはあらで正銘のシカとせし說にやと覺し

(東東日日新聞第四千六百六十五號　明治二十年五月二十五日)

管桶と借金話 (明治二十年七月二十五日)

早桶から首　山の手に住居さるゝ或る劍客は其以前は引馬合羽〓で往來を致されたる舊幕旗下の士なりしが元來洒落の性に在はし其上淡泊にて物に頓着せぬ氣質なれば經濟の繰廻しは隨分御上手ならずと申て可ならん故に此盆は如何しても責鬼を追ひ退くべき手段なく殆んど窮し頭を割ッて思案の末忽ち一策を案じ出し早桶を買求めて自から此中に入り親類朋

友等へ其女房の名で本夫某病氣の所養生叶はず死去致し候云々と通知せしより何が扨昔が昔とて親類故友には立派なる人も多ければ香奠は積んで山を爲す程なり然るに劍客某には年來贔負を受し牛込邊に住む竹本浪何とか呼ぶ義太夫の女師匠が出先きで其死去のよしを聞き御世話になつた旦那樣が御死去とは恐れ入つた事だと大奮發で金五十錢を糊入れの紙に包み早速其家に往き先女房に逢て悔みを述べ軈て桶に向ひて線香を焚き香奠の包を取出し是は些少ながらと半開きの扇子へ乘せて女房の前へ出せしに某は早桶の內から首を出し「ヲイ師匠おめへのは入らねへ〳〵と云ひたるに師匠は見て驚きキヤツといふてその場へ倒れ忽ち氣を失ひたるより女房一人の手際には往ず餘儀なく死人公が桶から出掛け種々介抱したので師匠は我に歸り仔細を聞て再度眼を廻すばかりに驚きたり某は其翌日香奠を送られし故友の許へ庇護に由りて蘇生せりあなた方は實に拙者が命の親なりといふて禮廻りを爲せしとなり

（東京日日新聞第四千七百拾六號　明治二十年七月二十八日）

仇討腐れ玉子 （明治二十年七月二十七日）

玉子のうはなり打　人の心の飛鳥川淵瀨定めぬは西洋も東洋も異なる事なし殊に彼國にては若いとき夫婦約束するを常とするに此約束或は男に秋風立ち又は女に春の霧のいつか餘所に解くるもあり或は財產の事よりし又は浮世の義理づくに制せられて心にも無き變改をするもありさる折には飽れたる方よりして代言士に賴み法廷に持出でゝ訟を起し杯し多くの金を遣ふ類も少なからねど斯る約束には確なる證據品のあるが稀なればいつも水掛論のお流れにて入費倒れとなるが多しとかや然るに爰に僅か四錢の錢をもて此の復讐を十分に仕遂たる奇談あり英國の或る所に一人の伶悧なる娘あり豫てある若人と右の夫婦約束をなしたるに如何なる故にか此の男娘の方には沙汰をなくして別の花嫁を迎へたり娘は聞て嫉き限り無けれども取留たる證據もなく又家貧しければ法廷に訴ふる迄の力も無し左もあれ此の復讐はせずして止むべき歟と彼の男の消息を窺ふに近日其新婦と連れ立ちて近き國へ旅立すと聞えたり娘は時こそ來りぬと喜びて頓て鷄卵屋に行き腐りた

る玉子やあると問ふに新しきとの注文ならば六かしきも腐れたるならば幾らもありと云ふ然らば其を四五十が程賣りねと云へば主人心得て腐卵五十を價四錢にて娘に賣りたり娘は此を籠に入れ此上にも腐敗させ臭き匂ひを猶ほ堪え難き迄にせんとて日に當てたるに今は殼ながらに嗅ぎても嘔吐しつぐらひなりにけり斯て猶男の方を窺ふに或る日男は花嫁を見事に出立たせ手を携へて娘の居所近き停車場へと來りぬ娘は已れを見て直さま跡より右の籠を提げ切符を求めて兎角して同じ客室に乘り込たり男は娘を見たれど新婦の前をかねてや一應の默禮せしのみ詞をも掛けず此方も今に見よと云ふ顏を腹に隱して何氣なくもてなしけるが頓て鐘の鳴り列車の運轉を始めて次の停車場近く走り來ると見る時彼の娘は突と立上りてかの籠なる腐れ玉子を取るより早く此の薄情男め覺えたかとて投付けたり男は驚きて避けんとする隙もなく忽ち玉子を鼻の中央に打當てられ殼は碎けて赤く黄ろく臭き汁のペツトリ面にまぶれたればワツト云ひて尻餅をつきたるを此の浮氣野郎情なし男うそぶき野郎と立も上らせず云ひつゝ罵り搔い摑みては投掛る程にさしも美麗に着飾りたるコートもヅボンも玉子の汁にて色も見えず花嫁は驚きて取り支へんとするを手前も敵の片はれなり此れ受けよとて同じく玉子を投つけられ肩も腰も一つに玉子の腐汁となりて其の驚きと臭さとにて起きも上らず夫婦息も絶え／＼に唯冤を／＼と呻くのみ娘は五十の腐卵を思ふ儘に敵に浴せて此にて腹も癒たりさらばぞとて汽車の停車場に止るや否や內より戶を蹴開きて走り去りしとぞ跡の始末は如何なりしか

（東京日日新聞四千七百拾五號　明治二十年七月二十七日）

ハンカチーフの春畫

（明治二十年八月十一日）

橫濱市元町一丁目八番地の飲食店石井三吉郎（四十三）は常にハンカチーフの縫箔を內職にして居たるが其自製絹ハンカチーフの緣へ春畫を縫取り一昨九日橫濱米國領事官廳へ內々賣捌に行きたるを認められ同廳より其筋へ告發に成りたれば同人は取押の上目今取調中なりといふ

（東京日日新聞第四千七百廿八號　明治二十年八月十一日）

馬舌の午旁拔き（明治二十年九月二日）

馬の舌を拔く　生馬の目を拔くと云ふ事は往々あれど生馬の舌を拔いたは是が始めて去月廿五日の事とか相州鎌倉片瀬村の農某が荷車に馬を繫ぎて牽き往き藤澤驛の停車場の脇を通行の際停車の汽車が今や發せんとする所なれば馬の驚走せん事を懸念し荒繩を以て馬の舌を縛り置暫く發車を待居たるに其發するに臨み案の如く馬は汽笛の音に驚きて狂奔せんとする途端尺餘の舌を根元より午蒡を拔く如くに拔き取りしが馬は依然として重荷を挽き往きたれど多分一命は覺束なからんとの事なり

（東京日日新聞第四千七百四拾七號　明治二十年九月二日）

惡龜人の生血を吸ふ（明治二十年十二月十四日）

惡龜　諺に人を取る龜人に取らるゝと云ふ事あれど屢々人を害する龜ありて未これを捕ふる事難しとの一奇聞を報ぜる者あり新潟縣下刈羽郡苫野島村の農窪田與右衛門の三男に三藏（十七）といふ者あり隣村三桶村の山岸市右衛門の雇夫となりて耕作に從事なせど一般の雇夫と異て温厚にして忠實なれば雇主も我子の如く愛し其成長を樂み居たるに一朝惡龜の爲に非命の死を遂たるこそ無慘なれ抑々此三藏が生家たる苫野島と雇主山岸の居宅の三桶との間は凡そ廿町の山間ながら七拾餘戸の村落にて灘海と唱ふる川ありて地勢高低尤も危險の溪谷を流れ其間に豐淵日蔭淵と唱ふる二淵あり此日蔭淵と唱ふる所は深さ三間餘方九間の淵にして水色藍の如く古來大龜の棲窟と唱へ五十年來既に七八人龜の害に罹りて死したる者あり然のみならず夏日農馬の蹄を冷さんと此淵に臨むも馬は驚いて進まず農夫は怪しみて之を見れば大瀬を登る大龜あり甲は恰も九枚形の平釜に髣髴とし頭の大さ豺狼に齊しく時として此淵に釣を垂るゝの兒が件の龜に攫れて逃歸る等の事數度あり是に於て惡龜を惡み之を退治せんと企る事數度なれど未だ果さず然るに去月二日村民等終日作業を働き日沒頃作の二淵の傍を過るに何ぞ圖らん大音一聲叫ぶ者ありコハ何事にやと怪しむ中又もや一聲叫ぶに怖れ宙を飛が如く逃げ去り人數を改れば作の三藏一人見えざるに付き扨は惡龜の仕業ならん

今叫びたるは三藏の聲なるべしと心付き故を八方に告げて忽まち百餘名の人數を集め熊手竹竿鎌鍬等思ひ〳〵の得物を携へ舟を浮べ筏を流し各々之に乘り松明を焚き夜を徹して隈なく尋ね親族等は素肌になり死を極めて淵に臨みたれども所在を知らず然する中に唯見れば小高き巖の上に大なる鼈が人の生血を吸居たるを見認めスハと言さま熊手を擧げしに鼈は逸早くも逃げ去り漸く死骸を巖上より曳き下して死體を檢すれば蓑笠衣類を着せし儘痩せ衰へて血氣なく口の周りを喰採り腕に一つの穴あるは此所より血を吸ひたると覺しく其慘狀見るに忍びず嗚呼三藏は平日親には孝なり雇主には忠なり此孝子義僕をして斯る死を爲さしむ皇天は是歟非歟と天を仰いで嘆かざる者も無かりき斯る惡鼈の存在せば近傍村民の後來も又患ふべき事なり一日も早く此害を除き度之を除くに法あらば敎示を乞ふと同村の某氏より寄せられたる書を斯の如し

（東京日日新聞第四千八百三十二號明治二十年十二月十四日）

退去命令で尾崎行雄星亨氏以下三十六名東京より追放

（明治二十年十二月二十九日）

被退去者　の從來東京に住居せし人々は格別少なけれども多くは諸縣より請願或は政況視察又は學問修業等の爲め上京せし者にして既に數年前より府下に來りて何か一業に就きし者は大抵今度つ退去に與からず退去人の多くは本年八月以來上京したる人々なりと云ふ

被退去者　の一人中島信行氏は目下熱海遊浴中にて其の已に皇居を距る事三里の外にあれども本人にその旨を通じ置かざればうつかり歸り來らんやも計られずとの事にてか其管轄警察署より郵書を以て召喚に及びしとの事なれども中島氏は昨日午後に至るも未だ歸京せざりしが故本人よりも同氏の細君は氣をもみて夫の代理と爲り命令書を受取らんとまで言ひ居るよし

被退去者　の一人尾崎行雄氏は時事新報の廣告欄内にも見ゆる如く此度江戸お拂ひの身となり來る卅一日限り東京を立

退との事なるが同氏が召喚せられしは去る廿六日の夜半にて同氏は其日夕方より他出し用事も濟みたれば車を飛ばして何氣なく己が門口に歸來したるに傍らより誰何するものあり同氏曰く余は尾崎行雄なり行雄が行雄の宅に歸るに何の不審があるやと問者曰く其行雄こそ此方の尋ぬる人物なり直に警察署に來れとて召喚狀を示したれば今は氏も拒むに辭なく引れしまゝに登署したるに初めは小綺麗なる應接間に通り稍ありて呼出すと例の退去の申渡しなりしかば同氏は愕然一驚を喫してその理由を詰れども說明の限りにあらずとの事故左らば警視廳に到りて說明を聞かん警保局に到りて說明を聞かんと此所彼所を指摘したれども說明なしとの事にて今は詮方なしとあきらめたれども何分一時は愕き入たる事ゆゑ今後は今迄の號なる學堂を改めて愕堂と稱し何か此混雜に就て一書を著さん杯と戲れ語りしよし

被退去者　の一人林有造氏は既に川崎驛に退去せしが同氏を召喚するときその召喚狀を誤て林直庸氏の許に持參し只出頭せよとの嚴命により直庸氏は何事ならんと一二應答したれども更に分明ならざるより尚ほ能くその召喚狀を再視せしに全く人違なりしかば笑て之を返したりといへり幾百の退去者なれば斯る間違ひも無理ならぬ事なり

被退去者　の一人は木原繁祉氏は一昨日東京を退去して横濱に向ふ事となり形の如く巡査に護送せられて新橋停車場に到るや恰も發車の時刻にて同氏は直ちに切符賣出口に到り上等切符を求めんとしたるに護送の巡査は相憎懐中に持合の少なくして丁度中等切符の代を拂ふ程なれば中等客車に居りて上等客車の退去者を監督するは不都合なり去迚地獄の沙汰も金次第にて殊更汽車は上中下の差別嚴重なるより物は相談と木原氏に談して一二協議の上遂に中等にて同車横濱に到りしよし

林有造　同氏は保安條例より退去を命ぜらるゝと間も無く東京を出發して川崎驛に赴き目下同所の淺田屋に滯在し居るよしなり

神田の混雜　神田小川町警察署管下は豫てより書生の輻輳地なれば今度の退去一件に付各私立學校寄宿舍又は下宿屋より拘引せらるゝ者踵相接し同警察署は殊の外繁忙にて其上諸學校の口々へは何れも巡巡立番して一昨夜までは餘程の騷ぎ

なりしといへり

三介の退去　芝區の或る湯屋にて三介奉公として召遣はれ居たる某は高知縣の出生なるが今度保安條例により退去を命ぜられたるにぞ主人も當人も途方に暮れて一時は茫然として爲す所を知らず警官の說明によりて江戸御拂ひになるとを承知し始めて保安條例の謂れを聞き恐る〳〵都門を出でたりといへり

退去者後報　保安條例を實施したるが爲め東京立退を命ぜられたる人名は昨日の紙上にも記載せしが爾後又聞く處によれば林有造中島信行（各三年）中江篤介竹内綱（各二年半）土居光儀　庄林一正　佐藤珍治　吉本松吉（一年半）　福留鐵藏　門田長次　森茂枝　三平達枝　岡田普左　武田信智（各一年）の諸氏も夫れ〳〵立退を命ぜられたりと

退去者の警衛　保安條例に依り退去を命ぜられたる内府下居住の者は孰れも明後三十日を限りたるよしなるが右等の自宅には常に兩三名の巡査詰切り居り若し其人の外出する時は必ず其往く先き〳〵までも附添ひ行き便所にも同道する程にて實に驚く計りなる嚴重なりといへり

學生　執事にも多し、今度退去を命ぜられたるは豫て出京中なる有志總代又は壯士などと稱する人々のみならで各私立學校等に留學する生徒にも多く又勅奏任官の家に其執事等となり居る書生にも隨分ありたるよしにて或る法衛の院長の如きは書生二名　馬丁一名都合三名までも退去の命を被むりたりといふ

横濱の退去人　前號の紙上に揭載したる通り一昨二十七日午前十二時より同四時迄に横濱へ着したる退去人は二百三十七名にして是れ等の人々を東京より横濱へ護送したる巡査が横濱警察署より東京へ引き上たる上は素より此の人々は皇居三里以内の地に居住を禁ぜられたるのみにして諾して三里以外の地に去りたらんには格別用心も要せざるべく思はるれ共横濱警察署にては右等の人々は三里以外の地に去りたるも未だ他の土地に落ち付きたる譯ならず即ち人々が目下横濱市中諸所に宿泊なし居る以上は充分護衛を嚴にする由にて本町通五丁目松井屋元八方にては一時高知縣人にて退去を命ぜられたる者六十六名の宿泊者ありて一名に付き巡査一名の割を以て同家を取り卷き假令所用のため暫時宿外に出づるせつにて

も一名につき一名宛の巡査は屹度之れに尾行し又豫備として七名宛の巡査は　店に詰切り居り本町通にては高野屋　松井屋　津久井屋　馬車道にては福井屋　俵屋　辨天通にては林屋には皆二三十名位の巡査が入り口へ控へ居り其何事なるや事情を知らざる市中多數の人々をして恐懼樣々の訛言を傳へしめたり是れ等取締のために東京よりは一昨二十七日憲兵二小隊の出張ありて常に市中を警邏し久良岐郡闇み坂下には九名の屯所あり末吉町三ノ宮柝脇には五名と平沼新田には七名の派出所を設け屯所本部は野毛町に置くとなり市中を嚴重に取締る等到處此備を爲さゞるなく一時は非常なる混雜を極め近年稀れなる出來事なり尤も右壯士連は昨二十八日既に山城丸にて歸國爲したるものもあり目下滯在する人々重なる者は

山際七司　鈴木昌司　八木原繁祉(新潟)法貴發(兵庫)宮地茂春　村井儀三郎(高知)　荘司徳二郎（宮城）山本太郎（大阪）重野謙次郎(山形)

等の諸氏なりと云ふ尚昨日も續て汽車毎に四五名宛護送せしと云ふ

帝國大學生徒及左官職人の退去　高知縣人にて帝國大學々生一名並に他縣の同學生一名も退去を命ぜられて當時横濱に滯在中のよしなるが高知縣人の左官職にて今年六十計りになる老人も退去の命を被り當時横濱に彷ひ居るよし

本郷區の退去人　本郷區内は一昨廿七日より昨日も引續き退去の命を受けしものも相應に多人數なりとの事なり左れども一昨日三十二名の退去者ありて昨日は三十日限り退去せしむるもの僅に一人のみなりとの噂なり同所は書生の巣窟なれども何れも官立學校學生の內にも重に醫學生徒の多きよしなれば下宿屋も左迄心配をなさゞる模樣なりといふ

保安條例に係る電報　去る廿六日午後より一昨廿七日掛けて該條例實施模樣の詳細と横濱港內へ追移され來りし者等の實況を取調べ東京公使館の手を經て横濱各領事館より本國へ電報すること頻りなりと

警官の說諭　一昨夜横濱警察署より特に巡査を各退去人の旅宿に派遣し懇諭せるやう諸氏は一刻も早く歸國すべし時機により地方官の意見を以て內務大臣へ上申し而して後保安條例第五條第四項旅券云々の正文もあれば當地に永らく滯在し居らざる方然るべしと

臨時電線架設　其筋にては一昨廿七日軍用電信隊へ命じて品川　千住　板橋　新宿の四宿なる憲兵分屯所へ臨時電線の架設に着手せしを以て同隊にては同日午後より夜間に掛け掛り官は馬上にて夫々指揮せしかば昨朝に至り最早殘らず架設濟となりたるが右は同屯所より本部夫より參謀本部陸軍省へも連絡し居るものにてこは保安條例施行に際し萬一の警備に充たる由にて總ての電柱は戰地に用ふるものなりといふ

標杭設置　其筋にては保安條例に基き皇居より三里以上の里程距離を定め標杭を設けるといふ

職工留置せらる　皇居御造營の爲め日々通勤する職工等は保安條例の實施に付一昨二十七日の夜は同所に留置かれたるよし

（時事新報　明治二十年十二月廿九日）

勅令

朕惟フニ今ノ時ニ當リ大政ノ進路ヲ開通シ臣民ノ幸福ヲ保護スル爲ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ認メ茲ニ左ノ條例ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十年十二月二十五日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
内務大臣　伯爵山縣有朋
司法大臣　伯爵山田顯義

勅令第六十七號

保安條例

第一條　凡秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其首魁及ヒ教唆者ハ二等ヲ加フ内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會又ハ集會條例第八條ニ載スル結社集會ノ聯結通信ヲ阻遏スル爲ニ必要ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得其處分ニ對シ其命令ニ違犯スル者ハ前項ニ同シ

第二條　屋外ノ集會又ハ群集ハ豫メ許可ヲ經タルト否トヲ問ハス警察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得其命令ニ違フ者首魁教唆及情ヲ知リテ參會シ勢ヲ助ケタル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス集會者ニ兵器ヲ携帶セシメタル者又ハ各自ニ携帶シタル者ハ各本刑ニ二等ヲ加フ

第三條　內亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ文書又ハ圖畫ヲ印刷又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ依リ處分スルノ外仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收スヘシ印刷者ハ其情ヲ知ラサルノ故ヲ以テ前項ノ處分ヲ免ルヽコトヲ得ス

第四條　皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以內ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ內亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ警視總監又ハ地方長官ハ內務大臣ノ認可ヲ經期日又ハ時間ヲ限リ退去ヲ命シ三年以內同一ノ距離內ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得退去ノ命ヲ受ケ期日ヲ犯ス者ハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ仍五年以下ノ監視ニ付ス監視ハ本籍ノ地ニ於テ之ヲ執行ス

第五條　人心ノ動亂ニ由リ又ハ內亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ內閣ハ臨時必要ナリト認ムル場合ニ於テ其一地方ニ限リ期限ヲ定メ左ノ各項ノ兩部又ハ一部ヲ命令スルコトヲ得

一凡ソ公衆ノ集會ハ屋內屋外ヲ問ハス及何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス豫メ警察官ノ許可ヲ經サルモノハ總テ之ヲ禁スル事

二新聞紙及其他ノ印刷物ハ豫メ警察官ノ檢閱ヲ經スシテ發行スルヲ禁スル事

三特別ノ理由ニ因リ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除ク外銃器短銃火藥刀劍仕込杖ノ類總テ携帶運搬販賣ヲ禁スル事

四旅人ノ出入ヲ檢查シ旅券ノ制ヲ設クル事

第六條　前條ノ命令ニ對スル違犯者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法又ハ其他特別ノ法律ヲ併セ犯シタルノ場合ニ於テハ各本法ニ照シ重キニ從ヒ處斷ス

第七條　本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

（本年十二月廿五日官報號外）

（時事新報　明治二十年十二月廿八日）

保安條例施行　昨日の時事新報に掲載せし如く保安條例は去る廿五日の日附を以て其翌廿六日全國に發布しその發布の當日より施行するとの事にて其第四條に據れば皇居又は行在所を距る三里以內の地に住居又は寄宿する者にして內亂を陰謀し又は教唆し又は治安を妨害するの虞ありと認むるときは警

視總監又は地方長官は內務大臣の認可を經期日又は時間を限り退去を命じ三年以內同一の距離內に出入寄宿又は住居を禁ずる事を得云々とありて東京府內にては第一着に此箇條を施行し今尙ほ實行しつゝある眞最中にて是迄常に政治を談し又近年有志者總代などゝ稱し諸縣より聚まり來りたる目星しき者は概ね治安を妨害するの虞あるものと認められ一昨廿六日の夜より續々最寄の警察署に引致せられ即日即刻退去の嚴命を被むりしものあり又或は何日何時までと時限を極められて退去を命ぜられたる者もあり猶ほ未だ署內に拘留せられて居る者もありその混雜は一方ならず神田小川町警察署のみにても一昨夜より昨日に掛け二百十餘名京橋警察署のみにて八十餘名愛宕町警察署に百十餘名其他開洩しやら未だ取調中やらにて精密なる人數は分り兼ねるがその總數は凡そ一千餘名もあらんとの噂なり隨て警部巡査の往來織るが如く是等引致せられたる有志者の家元又は旅宿は豫て分り居たる事ゆゑ巡査は夜半黎明の嫌なく直ちにその旅館に向ひ先づ召喚狀を示してその管轄警察署に同道し歸り直ぐその場にて何日何時限り退去を命ず云々と言渡せし以上は一人の退去者に大抵二人宛の巡査を附けて之れを監督せしめ即日即時の退去を命ぜられたる者はその儘旅館に歸りて荷物を取付け行李の整ふや否や巡査附添の上又直ちに退去者の望む地方に向て管轄外まで護送し到る始末なれども何を申すも一時に幾百名と云ふ人數を送り出す事故停車場その他諸街道の騷ぎは容易ならず道路見る者堵の如く目迎目送して何故かと唯感觸を起すのみ是は尤も地方より上京して一時止宿したる者の退去なれども東京に家もあり家族もありて同く退去を命ぜられたる人々は大抵何日何時までと數日間の猶豫を與へて萬端支度を爲さしむれども晝夜巡査附添ひて門戶の出入も最も嚴重なれば親戚の情話に時を移す事與はず退去を命ぜられたる人々の心中は左こそと思はれたる一方に命ずる警察署の手配りは日頃に倍し警備嚴重孰れの署にも門內には數十名の巡査兩側に相駢び其の繁閑に從ひては甲署より乙署に臨時補助を與ふる向もあり中にも警察本署にては外勤の警部巡査四十餘名を當直せしめ小川町京橋等の警察署にては深更に至る迄持務巡査を管內の止宿所に出張せしめて當夜の宿泊人を取調る杯徹夜の働きにて一昨夜より昨日午後三時迄には荒方取方付の手筈なりしと聞き

たれど此所に十人彼所に二十人と退去者のあるに從て亦之に倍するの監督巡査を要する事故後には手も引足らず甲所を濟まして乙所に向ふに時を移して昨日夜に入るも尚奔走に暇なかりし容子なり殊に一度び退去を命ぜられたる上からは一通の書面も一應巡査の檢閲を經ざれば發する事ならぬとの掟にて檢閲せらるゝ人よりする人の手數なか〳〵にて去りとは又能く手の行屆きたる者なりと偖又事の起りは一昨廿六日午後一時より今度新築の芝公園彌生社にて警官の忘年會を開き三島警視總監を始め各警察署長並に警部巡査等一同集會し酒肴の饗宴談笑悠然たるその內にも總監及び各警察長は二時二十分頃俄然その場を引上げ一同打揃ひて警視廳內に會議を開き散會したるは夕方にて間もなく各署とも執行の手配を爲し前上の如き大引致を始めたるものにてその姓名と退去年月の分りたる諸氏は

退去三年間の者　尾崎行雄
星　亨
同二年半間の者　島本仲道
片岡健吉
鈴木昌司
八木原繁祉
山際七司
伊東圭介
草刈親明
吉田政春
齋藤自治夫
富田政策
福井孝治
林　包明
同二年間の者　横山直陽
西潟爲藏
頂野鎌次郎
阪崎　斌
山田勇治
加藤貞盛
同一年半間の者　山田泰造
山田島吉

同一年間の者

高野　麟三
宇野　文助
早川　權彌
久米　弘行
今村　陽
岡本　通
八木原長次
赤星　龍雄
貞方　至信
宮部　政厚
島本佐一郎
和田　稻積
神山　亮
森　隆介

右は重なる三十六人の人名なれども一旅館にて數十名も引致せられたる所ありといへば尙ほ聞込次第其姓名を掲載すべし何を申すも退去者千名と云ふ多人數に幾多の巡査が往來奔走の中に摘み聞したる事故その姓名の確かならざる向もありかた〳〵これを明日に讓り爰には其混雜の一般を記せしのみ

前項の始末　にて一昨廿六日の夜より昨廿七日に掛けては府下到る所に巡査附添ひにて壯士を送り出すその街道は北に南に各〳〵思ひ〳〵なれども最も多かりしは鐵道に依て橫濱に送られたる壯士にて新橋停車場は一時壯士と巡査とにて充滿し一群又一隊發車毎に壯士の乘組むもの數十名巡査護送の數之れに合して橫濱停車場までは同車し爰に始めて橫濱警察署の巡査に引渡したりと云ふ又府下の六大橋には最寄警察署の巡査立番して一々京を離れて鄕里に向ふ壯士の姓名を尋問し夫々傳送したる由又斯る多くの壯士中には切りに不服を唱へ命令に違背せし向も數十名ありて孰れも警視第二局に拘引せられたるよし

退去の距離　保安條例第四條に據れば皇居又は行在所を距る三里云々とありて三里以外に追放せらるゝは勿論なれども近年汽車の便京濱間は申すに及ばず東北の方仙臺までも通じ居るを以て此便に賴るものは三里の距離を往來するも誠に十數分間の事にて至便至極なれども鐵道の便なき地方もありかた

〱にて右退去の區域を聞くに東京にては皇居を中央として凡そ東は利根川を限り四は高井戸驛南は大森北は草加驛を以て限りと爲すものなりといへり

濱横の混雜　昨日午前より横濱警察署にては港內各旅店は申すに及ばず其他各所へ巡査を出張せしめ壯士と覺しき者は皆直ちに拘引する最中に十一時三十分東京發の汽車着港せるや否や之に乘組たる壯士も亦た直ちに拘引せられ午後二時の汽車着するに及んで豫て停車場に待設けたる巡査四五十名は壯士の一群凡そ六十名程を取卷き同時に東京警視廳より壯士に附添ひ來りし巡査三十餘名も共々之を警護して盡く横濱警察署へ引致し唯ならぬ事の騷ぎに通信者は何事やらんと驚き怪み取敢ず同署へ趣かんとする折柄鐵の橋際にて板垣退助氏の執事たる高知縣の人山内一正氏及び中西辰猪片岡恒次郎（健吉氏の子息）其他諸氏に面會せしかば如何なる次第にて斯も多人數の拘引せられたるにやと問ひしに自分等に於ても一向合點參らず云々とて猶兎角の問答をなすの遑もなく其儘壯士と護送巡査の間に狹まりて共に警察署へ到りし處署內は拘引人にて立錐の餘地もなく東京より來りし巡査は署長に出港の證明書を求めて雜沓するより之を同署の樓上に置き拘引人をば樓下に配して混雜大方ならざりけりとの報あり是れは保安條例によりて退去を命られたる物の取締りにて拘引せしにはあらざる可か右は昨日午後三時二十分迄の模樣なりしといふ

（時事新報　明治二十年十二月廿八日）

今後を如何にせん

本月二十六日の紙上に官民調和論を記して後半に至り其一半をば次號に讓たるに丁度其時に保安條件の發布續いて在府下の壯士と呼ばるゝ者の處分かた〳〵政治界の模樣如何なる可きや計り難きが故に先づ紙上の論說も中止して今日までに至りしことなれども右壯士の始末も大抵片付きたる樣子にて其成跡より見れば政府の施政に妨となる者を遠ざけたるに過ぎず至極尤なる出來事にして水も次第に滯れば遂には溢れ熱も漸々に增せば遂には燃揚る事ある可し其溢れんとし又燃揚らんとするものを防ぐの術は一時の力を用るの外に手段ある可らず今の壯士なる者が政治を喋々するは即ち此水火の如きものなれば政府が臨時の處分を施すは止むを得ざることにし

て或は此外に妙策なしと云ふも可ならん但し人間世界の事は其事の目に見ゆる日に生ずるに非ずして幾歳月の前に既に胚胎するの定則なれば今度の出來事も其未だ孕まざるの時に當て避孕の術はなかりしやと少しく殘念には思へども思ふて甲斐なき老婆の愚痴論のみ兎に角も事こゝに至れば如何なる智者にても他に方便ある可らず大政の進路に横たるものは斷然これを拂ふこそ時に臨んでの處置なれ我輩は決して之を非難する者にあらざるなり劇痛の時にはモルヒネも服用せざる可らずモルヒネは毒藥なりなど稱して鎭痛の治療を怠るが如きは醫師の爲さざる所なればなり

扨壯士の始末は爰に一段落を終りたりとして今後の方向を如何す可きやとあるに我輩は尙ほ官民の調和論を執て變ぜざる者なり抑も不調和の時節に處して調和の事を言ふは仲裁論にして其論を行はしめんとするには雙方に向て多少の猶豫を乞はざるを得ず双方共に十分の議論を主張して迚も際限なきことなれば忍ぶ可らざるを忍び棄つ可らざるを棄て俗に云ふ歩合ひの地に至らしめんとして左右に說去り說來る其中には不幸にして其說の雙方の耳に逆ふて雙方より敵視せらるゝの奇談なきにあらず例へば先年も時事新報が何か政治上の事を論じ當時所謂民權論者の攻擊を受けて其議論最中また一方に政府筋の忌諱に觸れて發行停止の譴責を被りたるとあり斯の如きは固より新報の失言には相違なけれども記者の精神の通ぜざる事實にして調和仲裁獨立論の難きを知るに足るべし然りと雖も難きを知て默するは不本意なり就て我輩の願を云へば今般一段落の後は政府も格別に寛大の度量を開き民間長者の地位に居る政治家も極めて心事を淡泊にして雙方の眼中政府の地位を見ずして唯日本帝國を目的に定め國の爲めには互に確執もなく隔意もなく政權が誰れに歸するも日本國人の手に在れば苦しからずとして眞に了解ある情交を開かんと冀望に堪へざるなり其法樣々なる可れども今日俄に多人數會議など云へば或は差支つかへもあらんが故に先づ政府の當路者を始め上流の地位に在る人々を一方として之に在野の紳士中最も政治に心を用ひて曾て其身に政治上の功勞もあり又實際の心得もある長者を會して一場の相談會を開くが如きも一手段なる可し人生敵意の發生は相見ざるの間に在りと云ふ假令へ昔日隨分親しき間柄にても久しく文通を絕つときは何か互に面

白からぬ情を備して其極度は遂に互に他の短を擧けて譏ることさへなきにあらず人情に免かれざることなれども一朝の偶然に會合すれば互に相見て鬼にもあらず蛇にもあらざるを發明して釋然たるの例は誠に少なからず故に今政治家も其朝野を問はず假令へ平生の政敵にても兎に角に小集會を開き釋然相談するに於ては必ず存外の好結果ある可しと信ず我輩の評價其當否知る可らずと雖ども鄙見を以てするに今の政治家は外面の意見こそ合はざるが如くなれども一片の本心は則ち却て國に忠なり即ち雙方の集點なれば相互に密合して調和せざるの理由を見ず唯その相激するのみ木曾山檜も暴風に吹かれて相觸るれば尙かつ火を發すと云ふ我輩の冀望する所は日本の政治家にして上流長者の地位に在る者が寛大の度量を以て相互に優待し其相觸れ相接するの法を圓滑にして油の如くなるの一事のみ

（時事新報　明治二十年十二月三十日）

政海の模樣　去る廿六日保安條例發行に引續き即夜に同條例第四條の實施ありて先づ民間壯士連中の處分は片付きしが政府にては今は尋常の時態にあらざれば斷然改革して來る廿三年議會開設の頃まで充分の準備を爲し置くべしと主張する貴紳もありて昨今は其議論に勢力を持ちしにや内閣諸大臣中にも互に協議するよし風說せり

五條例の發布　豫て噂さありたる新聞紙條例　出版條例は多少の改正變更を加へ又別に版權條例　脚本樂譜條例　寫眞版權條例等を設け何れも昨廿九日官報號外を以て發布したり猶は委細は更に報道すべし

警視廳　にては近來犯罪者の增加するより護送馬車に不足を生じ此度更に數臺を新造する都合にて既に昨二十九日一臺丈け出來して同廳へ納めたりと

皇宮警察署　の警手百八十餘名は是迄隔日の出勤なりしが非常警備の爲め三分の二は每夜宿直として詰切る事と爲り假皇居の御苑は固より青山御所内をも時々巡邏し且各親王及び吹上芝濱の離宮等近火の節は直に出張せしむる筈なりと云ふ

中島信行氏　東京退去を命せられたる一人の中島信行氏は熱海溫泉入浴中なりしが昨今橫濱に轉じて蓬萊屋方に宿泊中なりと云ふ

竹內綱氏　今度二年半東京立退を命ぜられたる芝三田四國

町十五番地高知縣人竹內綱氏は一昨二十八日午前七時の汽車にて退去し横濱太田村なる吉田鐵藏氏の別莊に止宿して家族は後より引越す都合なりといふ

中江篤介氏　大阪有志者の計畫中なる東雲新聞社にては過日同氏を聘せしかども當時恰も東京に於て公論新報の發行ありたるより同氏は此方の聘に應じて執筆することとなりしが保安條例の實施に付き氏も二年半の間江戸のお拂を命ぜらたされば先づ大阪へ立退き品によりては曩に退去せられたる東雲新聞社に入りて操觚するともあるべしといふ又氏は本日出帆の汽船にて出發する由なり

基督敎徒片岡氏の爲めに周旋す　片岡氏も二年半東京退去を命ぜられしが同氏が此度の出京はこと一身一個の私用に逃られず高知縣下多數有志者の總代なれば自身一個の所存を以て勝手に進退する事能ずとて退去の命令に應ぜざりしより今猶ほ拘留中の由なるが氏は近來基督敎を信奉し既に洗禮を受け又布敎に盡力し過般高知に敎會を設けて自ら其長老となり別に外國宣敎師數名をさへ招聘したる程なれば在府下の宣敎師中にも氏の知己頗る多く其人々は何れも氏の不幸を悲しみ且つ今度出京したるは建白事件と共に敎會の用事もあるとなるに斯く拘留將たお拂ひ等の身となりては啻に敎會の不都合のみか同宗信者の遭難を餘所にするは神意に戻るものなればとて何か警視廳へ出願せん爲め頻りに周旋するもある由なり

裁判宣告　片岡健吉氏其他山本　西山　坂本　前田　今村　黑岩等の諸氏は退去を命ぜられたる際抗論したりとの廉を以て拘留中なりしが聞く所に據れば最早公判廷を開きて輕禁錮二年半の即決宣告ありたる由なり

慶應義塾の退去者　同塾中にも今度の保安條例に據りて治安に妨害ある者と認られし書生五名あり何れも高知縣人にてその姓名は森茂枝　三本武重　生田定之　桑原寛　三平達枝の五氏なるが此五氏の退去を命ぜらるゝや滿塾愕然知るも知らぬも彼是の評議しかりしその譯を聞くに他人は知らず第一に此森茂枝氏と云ふは本年四月慶應義塾を卒業して一度び鄕國土佐に歸り一二箇月以前に再び上京したる者にて在塾中は勿論塾外に寄宿したる時にても大抵の事なら客の來訪を謝絕しその目的は一の理學を研究してその奥義を究めんとするにあれば每に讀書三昧に心を委ね塾中にも評判の好き人にて今

度上京するや幼稚舎の教頭和田義郎氏は森氏の讀書力を特に愛し幾許の月給を與へて幼稚生の教授を托せんとまで思ひ略約束も整ひたるに俄然此嚴命に遭ひ別を惜まぬ者はなかりしと云へり次に三本武重氏はツイ先日卒業したる者にて正に郷里に歸らんとしたる折柄同國同窓の親友生田定之氏が突然退去の命を被むりしより其安否如何と氣遣ふ折も折とて此生田定之氏と云へるは今回の冬季試驗に昇級して二等生と爲り遲くも來年夏季には卒業すると云ふ今が大事の修行時にて同氏の勉強は塾中にて評判する程なりしに一朝退去の命を被むりしを以て中途に學事を廢せざる可らず去とては生涯終身の方向にもかゝる故其失望一方ならず慷慨の餘り退去の命に甘從せず切りに其理由を糺して不服を唱へしより忽ち警視第二局に送られて拘留の身となりしかば三本氏はその不幸を憐み先づ第一に差入物何かに周旋し彼れや是れやと盡力中同じく退去の命を受けたりといふ其他三平達枝氏は別科一級生にて卒業際なるに同厄に罹り殊に桑原寛氏は今回の試驗に昇級し就中勉強家の聞えある人にて政談演說などは申迄もなく同國人の集會にも唯の一度出席したる事なきに均しく此厄にかゝりたりと右五氏は何れも一箇年の退去にて中にも倚ほ修業中の人は已むを得ず大坂に到りて就學するよしに聞けり

高知縣人の退去者　今度保安條例の第四條例の第四條に據り退去を命ぜられたる內にて高知縣人は四百餘名なりといへど是れは確かなる報道とは言ひ難かるべし

退去事件餘聞　京橋區警察署管內に居住又は止宿する者にして保安條例に照し來る卅一日限り退去を命ずべき者は凡そ八十餘名もありしが內七十五名は何事もなく退去せしむるを得しかども殘る下宿人は夫れと聞くより外出したる儘歸宿せざる者もありしよしにて右逃亡者の搜索退去の護送警備等の爲め同署詰の警部巡査は去る廿六日の夜より廿八日の夜まで二日三夜を徹したるものもありたるよし

退去者の一人　新潟縣鈴木昌司氏は一昨廿八日横濱警察署へ出頭して出入に一々巡査の尾行を受くるに頗る迷惑の事なれば廢止されん事を望むとて懇々其理由を陳述したりと云ふ

横濱の退去者　一昨日東京より横濱へ退去したるは高知縣人竹內綱氏外十一名にして同氏は既に太田の方へ居住するとなりたるが一昨二十八日山城丸名古屋丸駿河丸等にて神戶四

日市半田へ向け歸國なしたる七八十名の外の壯士は今尙横濱に滯留中なれば巡査は夜中と雖ども旅宿を引取らずして終宵不寢番を爲し旅店の表口を開け置かしむる樣子なり尙一昨二十八日壯士の內二名丈け横須賀へ遊散の爲め出掛けたれば波止場迄二名の巡査は尾行し尙同地へ小蒸汽船が着したれば巡査をして横濱同樣護衛をつけしむる筈なりと

權助の退去　高知縣幡多郡芳奈村の百姓に沖本彌五郎となん呼べる律義者のありけるが田舍の稼ぎも面白からねば權助奉公を爲しても花の都に住居こそ男に生れし甲斐あれど爰に上京せしも田舍者の方角さへ分らざれば取敢ず同縣人なる三田四國町に住む竹內綱氏の下男となり夫より南八丁堀の北海道物産取扱ひ松岡要次郎氏方へ雇はれ望みの如く權助奉公をして使走りを爲し居たりしに今度突然警察署へ召喚され根が正直者の事故何事ならんかと胸打轟き怖る〱出頭せしに東京退去を命ぜられしかば夢見し心地にて唯茫然せしがこんな怖き花の都に居らんより矢張り元の田舍で百姓仕事を爲るこそ優しならめと巡査に護送されて横濱へ趣きたりとぞ

守衛兵增員　赤坂假皇居の守衛兵は是迄近衛二中隊を時々交代せしめて晝夜守衛なし居りしが四五日前より俄に增員して同兵一大隊を置く事になせりといふ

電信技術家繁忙　去る廿六日保安條例施行の前後は電話器の架設俄に起り警視總監の官宅黑田農商務大臣官宅等へ至急に架設する爲め晝夜の別なく工事を督し頗ぶる多忙なりしが孰れも既に出來上りたり

大臣の護衛巡査　は保安條例發布以來俄に增員せし事は前號にも記せしが伊藤總理大臣の如きは官服或は通常洋服を着せし警官等都合七八名程にて且つ內閣に參與せざる土方官內大臣にも四名程附する事になり右護衛者の內には三尺程もある樫棒を警備の爲め携帶なし居れりといふ

可成在宅　警視廳にては廳員過半數の宿直は一昨廿八日限り廢したるが退廳後何時御用あるも計り難きに付成る可く在宅する樣特に申渡したるよし

警備巡査　今回退去を命ぜられし人々の宅に警備の爲になならん臨監する巡査にても其人によりて人數を異にし駿河臺東紅梅町の尾崎行雄氏の宅へは一人の巡査が變る〱に臨監し居るに中江篤介星亨氏等の如きは必ず二名又は三名の巡査が

附添ひ警備するよしなり

停車場の警衛　京濱間の各停車場にては去る廿七日より何れも數名の巡査出張して汽車着の都度乘客を一々注視して書生體の者は嚴重に取調べると云ふ又右停車場中川崎より先きは何れも神奈川縣下の管轄に屬すれば東京立退を命ぜられたる人々の中林有造　土居利正　江藤新作　坂田某の諸氏外廿八名は右川崎驛に立退き同驛の旅店春日野　朝日屋　青木等に止宿せしが同驛に於ても横濱同樣巡査出張して警衛し居ると云ふ

其筋の注意　保安條例を實施してより中仙道並に東北鐵道其他東京近傍の各停車場には何れも巡査立番し壯士の上京せんとする者あれば先づ其姓名を尋ね足下は何の爲めに上京するや政黨の用向には非らざる乎を問ふ其際若しも然りと答ふるときは東京は目下混雜の折柄なれば暫時上京を見合はする方然るべしとて一々說諭を加へて歸らしむる由なり

新聞記者も巡査の警衛あり　今度明三十一日限り退去を命ぜられたる星亨　山田泰造等の諸氏は豫て公論新報の編輯に從事し居る事なるが前號にも記したる如く右等の諸氏が其後日々同社に出頭する節は必ず兩名の巡査附添ひ居り往くも歸るも巡査が尾行するが故一寸見たる處では恰も諸氏が警衛巡査を隨行さするが如くなれば何にも知らざる田舍漢等は之を見て扨々東京はエライ者なり新聞記者までが警衛巡査を附け居れりと話し合ふものありしと最も可笑かりしと

護衛附の娼妓買　素寒貧書生が登樓して翌朝の勘定に嚢中一物の失策を取り餘義なく妓夫を伴れて立歸る事は豫て毎々聞及ぶ所なるが官服帶劍の護衛巡査を伴なひて登樓と出掛たるは開闢以來未曾有の事なるべし倩も今度退去を命ぜられたる人々は内にて三四日間の猶豫を與へられたる向の者とか其姓名は知れざれど二年乃至三年間東京の地へ足踏の出來ざる以上はセメテの名殘に向島の勝景を探らんか花なきを如何にせん此の上は吉原に解語の花を訪ひて鴛鴦衾の夢をや結ばんと其旨を護衛巡査に告け車を同ふして同廓の某樓に至り熟妓を買んとせしも巡査の附添に膽を潰して其となく斷はられ更に他の樓へ趣くも是亦面識さへなき上に護衛の附居る事なれば是亦都合好く斷はり果は軒別皆同樣にて遊廓の御勤ともいふべき有樣に廻り歩行きしも目的を遂する能はず遂に方向を

西南に轉じて根津に趣きしが何所の青樓も何條驚きざらん體好く斷はるので遂に一夜を空しくて歸りたりと吉原土堤に客待せし車夫等が話し居たりといふ

東京英學館　は本年二月始めて設立したるものなれども現今七百餘名の生徒もありて愈々盛大に趣きつゝある處同館長林包明氏は此度の一件に付今後二年半東京退去を命ぜられたるにより生徒中には失望する者も多き由なるが更に同館の事務を改革して城泉太郎氏を校務主任に地引準次郎氏を幹事に任じ教頭友常穀三郎氏は教授上事を擔任し外に委員五名を置きて一切の校務を協議せしめ林氏も東京より程遠からぬ神奈川に退留して萬事相談する由なれば學校の維持方に付ては聊かも不都合なかるべしといふ又氏は家族を東京に留め置き明三十一日午後一時新橋發の汽車にて東京を退去する筈なりと

影響盜賊に及ぶ　橫濱警備豫防線第一大岡川川筋第二吉田川筋市街辻々へ此程巡査數名立番をなし警衛巡査頗る嚴重なれば是れ等線內に當りたる所には盜賊放火者の跡を絕ち二三日盜雖屆を爲すもの更らになしと云ふ

着京するや否退去の命　高知縣の有志者にて凡そ三十名程も打揃ふて今度遙々鄕里を出で去る二十六日の夕刻漸く東京に安着し先づお互ひに旅中も無事でと祝ひもしつ祝はれもしつして旅裝を解く間も無く當日の騷ぎにて右等の諸氏は保安條例發布の事は其身海上にありて素より知るよしなければ寢耳に水になる巡査の引致コハ何事ぞと思ふうち忽ち退去の命令を受け始めて夫れとは知りしかど餘り意外の事に唯茫然として巡査等に引かるゝ儘に東京を立退きたりといふ

電信差留　橫濱の甲斐商店は甲斐織衞氏が外國向の貿易商店にて同店にては近頃米國よりエライトと名付る卷煙草を仕入れ先頃府下の諸新聞に廣告して卸小賣をはじめおひ〳〵評判を博せしを以て神戶の同支店にも送り又此の暮は歲暮用何かに澤山需用もあらんと去る廿六日神戶支店に向け電報を掛んとしたる其文言はエライさつ〳〵と賣れエライト引續き送れ杯の意味にて急ぎ電信局にいたるや恰も退去者云々の混雜はじまりにて東西南北電報織るが如き最中故電信局にては此電文を見て不審を起しエライト引續き送れ抔とは面白からず第一は此發信人甲斐織衞とは如何なる人物にや兎に角斯曖昧の電信は採用ならずとの事にて甲斐商店にては今一兩日の掛

引もありかた〳〵大困却にて更に改めてエライトを煙草と書き置し二度目には首尾よく取扱にあづかりしと云ふ

横濱の警備兵　東京鐵臺歩兵二中隊は横濱警備の爲め同港舊太田陣屋なる砲隊營へ派遣されたりと

退去者懇親會　東京を退去し横濱に目下滯留中なる宮城の人莊司德三郎秋田の人濱野九郎の兩氏が首唱にて退去人一同の懇親會を開かんと目下計畫中なりと云ふ

朝日新聞　關西に於て評判善かりし同新聞は今度大に改良を加へ東京の通信は來る一月より大概電報を以て報道するに定めたるよし

（時事新報　明治二十年十二月三十日）

西本願寺の改革

本派本願寺にては此程大改革を行はれ是迄は一等執行一人（日野澤依）二等執行二人（赤松連城、長谷川楚教）なりしを更に執行長兼内局長を利井明朗、學務執行を赤松連城教務執行を安國淸、定例執行を小田佛乘、財務執行を内田了讓、内局出仕を長谷川楚教、講究局長兼護寺會所長を日野澤依諸氏に、命ぜられたり政府の改革は人を減じ本願寺の改革は人を增す世間出世間の別こそあれ餘りに反對なる事かなと云ふ人の傍らに又人ありて其は左もあるべし政府の改革は財政の困難からなり本願寺の改革は財政の餘裕からなり故に增減の別あるも亦宜ならずやと云へり今日一方には敎法の不振を訴ふる時に臨みて又一方には淨財富饒の報知あり之をこそ不思議と云はゞ云ふべけれ

（東京日日新聞第四千二百六十七號明治二十年十二月十日）

×　×　×　×

近世社會大驚異全史（上卷本文終）

近世社會大驚異全史上卷附錄

參與横井平四郎、退朝の砌り賊の爲に刺る

（明治二年一月五日）

正月五日丁丑

千秋萬歳、披露始、參與横井平四郎、退朝の砌り途中に於て危難に遇候趣達二天聽一候處深く御驚愕被レ爲レ在即刻侍臣長谷少納言を以て左の通被二仰下一。

横井平四郎

今日、退朝之途中に於て危難に遇候趣達二天聽一御驚愕被レ爲レ在不二取敢一侍臣を以て御尋被下候事。

横井平四郎門人屆書之寫

横井平四郎

今日、退朝之途中寺町通丸太町下る所にて覆面頭巾を被り候者六人短銃一發打懸直に拔刀駕に切込平四郎駕より出て立上り候處を横合より殺害に及び終に相果て申候其筋門人横山助之丞、下津鹿之助等若黨兩人相戰四人共深手を負ひ相手も兩人許手負ひ候得共逃去行衛相分り不申候委細之儀は猶可申上候得共不取敢此段御屆仕候以上。

正月五日

横井平四郎

門人共

横井平四郎門人宮川小源太へ御達書寫

宮川小源太

横井平四郎今日、退朝之節途中に於て不慮之儀有之候趣、就ては、御聞込之次第も有レ之不二取敢一右家來竝門人共へ爲二治療一手當金若干被レ下候事。

宮川小源太より屆書寫

横井平四郎

右横死の次第は最前不取敢御屆仕置候通にて猶仕末の樣子精々聞合候處平四郎引取候途中所々にて人數を分散致待受居候と相見へ寺町通丸太町下る所にて銃一發打掛るや否哉數人の敵一同拔進駕の左右に通り切付平四郎は忽駕の戸押排短刀を拔き立上り相反候内横合より首を討取逃去り候由其場駕に付添居り候若黨共は各敵を引受罷在候故遂に平四郎首を取り持去候を追留候に遑なく在宿仕居候若黨吉尾七五三之助と申者變事を聞馳出し逃る敵を拔刀にて追懸ケ富小路夷川下る所にて間近く相成候處四人の敵首を捨て逃去候に付首は不取敢

引取申候其場相手人數委細分り兼候得共散り〻〻相成候模樣を以て相考候得は多人數と相見へ申候。

横山助之進

右は下津鹿之助と初は立並び平四郎駕より後れ二十間許も相隔り寺町御門を出罷越居候處平四郎駕寺町通丸太町の角を行過候頃銃聲相聞へ候故直に駈け付候處纔七八間も踏出候時鹿之助へ兩三人拔連ね切つて掛り候を其儘見捨駕を救候事と駈拔候處に二三人立向相遮候に付相戰ひ敵に手負はせ、自身も手負ひ敵猶後より切懸け其儘丸太町の方へ逃行候を追掛け候途中敵又立歸候に付猶一と太刀切付候處敵は逃去候然る處平四郎事無二心元一存じ最初の場所へ引返し見候得は最早平四郎死骸は旅宿に引取罷在候。

下津鹿之助

右は前文の通にて兩三人の敵を引受相戰候内一人の敵、刀を落し候透間に一と太刀切付候處敵後より切懸り寺町上へ向ひ逃行申候外に一人丸太町を逃候を追掛候得共見失ひ引返し候途中にて敵町宿に逃入候由承候に付其方に參り見候得共居不レ申平四郎樣子如何と立歸り候得共死骸は旅宿に引取罷在助之進引取候時刻とは暫く後れ引取申候。

國元より連越候平四郎家來

上野友次郎

右は駕より引下り六七間後ろに離れ參居候內銃聲相聞候に付駈付候處敵後ろより横腹を拂候に付見返り其者へ切付ケ候處を一人之敵横合より又頰へ切掛敵は其儘逃去外二三人程の相手も皆一同散り〻〻に逃去候に付追掛候處丸太町酒屋へ逃入候を見受駈込家內雪隱迄相搜候得共行方分り不レ申候儘引取申候。

京地にて雇入候家來越前藩

松村金三郎

右は駕に付副居候處銃聲相聞候に付見廻し二三步相進み候內四人拔連駕へ切掛候に付拔合相防候時駕は二三間程前に進み居候得共遮られ駕に近付得不レ申其內右之腕に深く切込まれ働き兼其內敵は散り〻〻に逃去申候。

右之通御座候

正月五日

宮川小源太

六日戊寅

御沙汰書寫　　細川中將

舊家來横井平四郎儀昨五日、退朝之於㆓途中㆒横死之趣不憫に被㆓思召㆒候依㆑之右葬禮式等之爲手當金三百兩被㆑下候間厚相營可㆑申候事。

（明治二年一月發行、太政官日誌第二號）

御布告書寫

徵士横井平四郎を殺害に及ひ候儀は、朝憲を不㆑憚以之外之事に候元來暗殺等之所業全以府藩縣正籍に列し候旨には不㆑可㆑有事に候萬一壅閉之の筋を以右等之儀に及候哉御一新後言路洞開府藩縣不㆑可㆑達之地は無㆑之筈に候若脱籍之徒暗に天下之是非を制し、朝廷之典型を亂り候樣にては何を以綱紀を張り、皇國を維持するを得んやと深く、宸怒被爲在候京地は勿論府藩縣に於て嚴重探索を遂け且平常無㆓油斷㆒取締方屹度可相立旨被㆓仰出㆒候事。

（明治二年五月發行、太政官日誌第二號）

德川三位中將

其方家來石川佐渡元家來之由一旦法體にて京都檀王法林寺に住職致し候當時還俗鹿島又之丞と申者去る五日京都に於て徵士横井平四郎殺害に及ひ候賊徒之首惡に有㆑之趣に候處其場より逐電致し候に付右人相書早々府藩縣へ御布令に相成候處故國之儀に付自然立歸潛伏候儀も難㆑計猶又連累之者等は無之哉嚴重吟味之上逐一刑法官へ可㆓申出㆒旨、御沙汰候事。

十津川郷士

其方共從來勤王深志之條相聞へ候處去る五日徵士横井平四郎殺害逐電に及ひ候賊徒之中別紙名前之者並即日召捕に相成候益田二郎共其方共隊中に有㆑之當時、朝廷在職之人殺害に及ひ全く、朝憲を不㆑奉㆑憚候段深宸怒に奉㆑觸候儀不屆至極勤王之素志を失ひ如何之儀に候哉屹度被㆓仰付㆒品も可㆑有㆑之候處其方共郷士一同素志を失ひ候、而朝憲を不㆑奉㆑憚旨趣は有㆑之間敷に付姑く不㆑被㆑及㆓御沙汰㆒依て只管右名前之者探索致し早々召捕差出し從來之素志貫徹可㆑爲㆑致旨屹度申付候事。

但名前之者は勿論隊中連累之者有㆑之儀も難㆑計候間當時在京之者は申に不㆑及在所表人別夫々へ申達精々吟味を

遂け逐一刑法官へ可ニ申出一候事。

別　紙

前岡力雄、　中井刀彌尾、　松本文助

横井平四郎殺害の犯人召捕の爲、人相書觸書

（明治二年一月發行、太政官日誌第二號）

人　相　書

元備前藩

上田立男

一、年齢廿七八歲許　一、面體痩顏色黑き方
一、中　脊　一、中　肉
一、半髮中髷　一、耳少く薄し
一、鼻低き方　一、目くぼみ
一、頰骨高し　一、眉濃せまき方
一、眉間新しき刀疵あり

生所不明

土屋信男夫とも延雄

一、年齢廿四五歲許　一、脊一と通り高く
一、總身肥滿　一、猫　脊
一、顏丸く平き方黄色但そばかすあり
一、淚　眼　一、眉濃き方
一、口小く　一、唇厚し
一、半髮中髷　一、中國言葉

十津川鄕士

中井萬彌尾

一、年齢二十五歲許　一、中　脊
一、中　肉　一、頰すぼり
一、目細き方　一、髭薄き方
一、半髮中髷

同

前岡力雄

一、年齢二十五六歲許　一、丸顏色白く大き方
一、太り肉　一、中　脊
一、總髮大髷　一、右之手親指に新刀疵あり。

元尾州產の僧にて一時大阪に住居其後京都檀王法林寺塔頭淸光寺に住職當時

無　職　鹿島又之允。

一、年齢二十四歳　　一、脊至高く
一、中　肉　　一、眼丸き方
一、髪二寸計延び　　一、右之腕に新刀疵あり

其節着用之衣服等

一、澤江呉福連無紋割羽織　　一、萠黄糸入福高袴高不馱着く。

右之者去る五日横井平四郎を殺害に及遁去候に付府縣嚴密搜索を遂げ見當次第早く召捕當官へ差出可申萬一心得違へ隱し置外より顯候はゞ屹度可被處嚴科事。

正　月　　刑　法　官

右之通相達候事

（明治二年一月發行、太政官日誌第七號）

兼て前號に度々記せし故廣澤參議暗殺の一件に嫌疑の中村六藏は去る廿二日大審院別調所におゐて左の通り申し渡されたり。

長崎縣肥前國彼杵郡十善寺鄉木藤淳藏方同居平民
中　村　六　藏

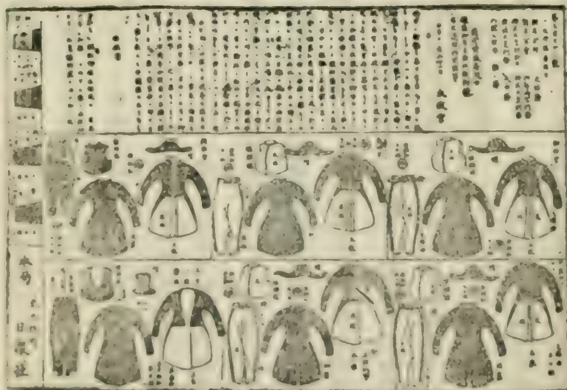
其方儀故廣澤參議暗殺事件ニ付審問を遂ケ即チ本局裁判規則ニ因リ投票ヲ爲セシ處無罪ニ決シタルヲ以テ無罪（但シ澤田衛守殺害事件ハ追テ處斷スベシ）

（東京日日新聞第二千四百八十六號、明治十三年三月廿六日）

大禮服の改正

（明治六年一月十三日）

今般大禮服制御改正相成候に付其大略を抄撮して以下に擧ぐ、尚詳細なるは本書服制圖に由て知り給へかし。



（東京日々新聞第二百六十二號、明治六年一月十三日）

斬罪の判決

（明治六年六月六日）

伊勢國鈴鹿郡平内村

農 坂田六藏

二十一才十一ヶ月

其方儀華族本多忠貫方奉公中傍輩女ことゝ夫婦の契約致し置後同人儀右約定取消の儀申聞猶姦通申掛候處是又相斷迚一時出來心にて可切殺と庖丁を以ことへ疵爲負同人右傷病根にて相果る料故殺律に依り斬罪申付る。

右の者五ヶ年前府下神田橋御門外錦町華族本多忠貫方へ奴僕に住込みしが去壬申五月中武州橘樹郡小田村農小泉權三郎娘ことゝ去る者下婢に雇はれ來りしを漸々懇意となり彼に妻なく是に夫定まらざるを幸として行末夫婦の約を爲せり然れ共相互ひに奉公中の私通を愼み暇出の後を樂しみとなし唯出代りの期を俟つ事一日千秋の思ひなりしが豈圖らん當一月十日こと親族の者主家へ來り今度同人へ聟を迎へ候に付長の暇賜はり度旨を申出たり。此由六藏洩聞假令親には其含みあるにもせよ同人は兼ての契約を反古にはなすまじと思ひ居たれど白地に問べき便もなかりしが同二十二日客來の混雜に乘じことに逢て之を詰問なすにことの云く是迄の約則に悖る事不實に似たりと雖親の詞には背き難し依て彼契約は取消し呉よとありければ六藏勃然と憤り是迄は名のみの約束なれば斯る不實も云ふならん一回なり共今雙枕の約をなさんと強て迫れども女無得心なれば有合ふ出刄庖丁を執て女の胸先に突付け達て不得心なれは汝を殺し我も死なんと殺氣を含みて迫りければ女驚き如何にも心に從はんと其魚庖丁を取揚げ又候破談の旨を答ひ夫にて一分立ずとならば妾を存分にせらよとありしかば六藏今は用捨ならずと件の庖丁を奪返し咽喉二ヶ所差貫き其身も沒命なすべしと井戸に身を投ぜしかど其物音に人々馳付け之を助けて警視出張所へ差送られ御裁判の末右ことは例の突疵より餘病を發し絕命に至るに付前顯のごとく御處置ありしと也。

（東京日々新聞第三百九十號、明治六年六月六日）

姦夫三名の所有者

（明治七年一月二十日）

埼玉縣管下第二十三區領家村田友三郎妻とよ本年三十九歳にして一男一女あり賤婦に稀なる容貌にて艶姿美麗近邑に冠たり然れども其生質多淫なり良人客歳七月より區內川口町へ商法にて寄留しけるが今茲一月二十日午後十時過歸宅するに戸を閉たり扉叩けども敢應せず因く家裏の戸を押開き入れば豈計らんや我が妻は同村高普寺住職某と双枕して臥せり友三郎之を見憤然として赫怒し忽ち二人丸縛しければ二人啼叫し其騒動四隣に達す隣人集合なし之を周旋して一時事濟たりしが本月十二日逮部附屬の此姦婦を捕縛なしたり官吏鞠問し汝が惡業鏡に向ふが如く詳明なり悉く首服すべしとあれは彼女僧の外姦夫尚二名あるを白狀し終に姦夫三人姦婦尚二名あるを白狀し終に姦夫三人姦婦とも各懲役壹年の處刑になりたり此の如き數人に姦通し良人を辱かしむる者又幾許かある嗚呼七人の子あるもりといふべからぞ江湖の婦女愼まずんばあるべからず。

（郵便報知新聞第二百九十號明治七年一月二十日）

變態蛇

（明治七年六月十日）



磐前縣管下田村郡第四大區小一區三春町村營島則正なる者同小十一區盧澤村へ要用に付て通路の折道に横わる蛇俗にシナカラと云長さ一尺あり其蛇石龍子俗にカナヘビと云長さ五寸餘を呑めり其形ち背に頭を出し腹に手を出し口に足あること實に珍らしき蛇なるに仍ち是を持歸り友人に見せしむ我も行て見しに古諺に所謂鷸蚌相呑て漁人の獲を爲す者に近ければ圖して以て奇異を傳む。　三春清水山人

（郵便報知新聞第四百八十五號、明治七年十月十八日、日曜日）

奇遇

（三月二十五日）

同じ品物で上下があり同じ犬にも強いと弱いが有りますが人にも深切と不人情があつて賞られる者と誇られるものとが有るが是は酪々の心がけ次第でいづれにも成りませう此の節の女にも斯樣の話しが有ります。羽前國山形の旅籠屋又兵衛といふものは以前より相應に暮すうちなるが六年まへに此土地にて女義太夫を興行いたして東京より義太夫かたりを招きし中にたしかおあさとかいふ女が有て彼の又兵衛は此女が氣に入り夫までは仲睦まじき女房を嫌ひ朝夕義太夫かたりに心をうつして終に女房をすてゝ山形を出奔しやがて横濱へまゐり二人暮して居りしが追々金もつかひすて活計も不都合勝に成と此女はそろそろ又兵衛を嫌ひ出し何の彼のと云つてとう〳〵一文なしに遣ひはらはせてへィ左樣ならと霽くらひ觀音で自分のものも又兵衛の品もさらつて私は又外にいゝ旦那でも見付けませう隨分おたつしやでと云ひつゝ蹟をも見せずに出てゆき又兵衛は一人にて錢もなく土地に親類はなし據どころなく東京へ來て人力車を曳いて居りしが國元の女房は又兵衛が出奔いたして後は木から落た猿の樣にて誰れをたまりにくらす當もなく毎日〳〵涙に沈み亭主の不深切と女の不人情を恨み居たれども元々賢女なればどうかして夫に今一度逢ひたいとのみ思ひ家業に精を出して居りしが何を云ふにも年は二十一にて顏かたちは東京にも多分有まいといふ美しい生れなれば近所のものも色々婿の相談や離緣をして外へ嫁入と云へども少しも心をうつさず今年で六年の間歸りを待てども待てども音信もない故たとへ死ぬまでも一度亭主と定まつた上なれば探し當たいと心をさだめ今年の二月山形をたち出でかねて噂には横濱にゐるといふ故先横濱へ參り手を盡して探せども蹟かたもなく最早是までと思ひ切り東京へ出て少し見物をいたし山形へ歸らんと馬喰町へ逗留して今月十六日に淺草の觀音へ參詣せんとおもひ旅籠屋を出て人力車に乘らんとする時ふと車夫の顏を見ると彼の又兵衛故ヲヤと二人は驚駭しばし言葉も出兼ねたるが夫より女房が云々にて此たび尋ねて來ましたと女房の深切に又兵衛も面目なく六年ぶりにて顏を合はし女房の喜びは一と方ならず兎にも角もその形ではと早々亭主の着物を誂へ立派に夫婦づれにて此ほど國へ歸つたと云ふ。是ではどんな愚亭主でも少しは耻ぢませうが同じ女にても斯ふ相場ちがひが有りますゆゑ女でさへあれば何でもよ

いと思と生涯男らしく人と交際も出來ませぬぞ書生さんやその外の御若い衆は氣をおつけなさいまし。

(讀賣新聞第七十號、明治八年三月二十五日)

(評) 此記事の最後の教訓染みたる所、新聞として頗る興味ある否氣さである。

黑人の日本婦人暴行事件

(明治八年八月十五日)

裁　判

千八百七十五年八月九日横濱英國領事廳に於て領事官(ラスセルロベルストン)君の聽審裁判。

ペニンシユーラリエンタル汽船會社持の(マラツカ)號附の火焚役黑人(マルマデルレ)といふ者日本の婦人を强姦したると濫醉なしたるとを以て拘引されたり。

私國邏卒取締役(マンスブリッヂ)此日四人は昨夜日本邏卒より、我屯所まで引渡されたるが彼は濫醉なしゐたり。

三百〇四番なる日本邏卒取締證に曰く昨日四人居留地百四十七番の家に入りて家内の日本婦人を手込めにするを見たり時に內より、助力を呼わりそはれ速に[illegible]入て捕押へたり。

日本婦人(たく)曰く私しは百四十七番に住ひ居ります此四人が家に這入り來り病氣にて折臥しゐる日本の娘を手込めに致します故聲を立て外の助けを呼びましたが誰も參て吳れぬ故邏卒を呼ましたその娘の名は(たつ)と申しまして十八か十九で御座います。此家の主人は支那人で御座いますがこの娘は支那人の妾では有ません此亂暴は九時少し前の事で御座います。

四人は亂暴を致さぬと云張たり。

同日午後の調べ

(たく)を再度呼出せしに昨日四人より金を受取りし事なく又近隣に於ても賣淫をなすものあることは存知ませぬ私の住居は三ッの部屋を分ち一は私の部屋一つは大工が住居いたし一は明き部屋でござります(たつ)は毎月二圓五十錢を稼ぎ私も活計が立ます。

日本の娘(わく)曰私しは(たつ)の姉でございます此亂暴の擾ぎの時は私の留守で其後に聞ましだ私並妹は八丈島の出生にて昨年九月横濱へ出ました妹は戸部の旅宿屋の下婢となり又

(たく)の頼みによりて針仕事抔に雇はれましたが十三四日以前より病氣が起りました私共の母は死去て仕舞ました私は新堀地の方に雇はれて働居ました。嘉右エ門曰私しは支那人の雇でござります私は此黒人が病氣で寢てゐる娘の部屋に這入り手込の事を爲んとするを見ました娘は喚び證人(たく)は邏卒を呼びに駈走しました私は此の娘の家の向小路次の家に住居いたします(たつ)は美しき女では有ません平常品行正しく又此近邊は賣淫抔の惡き風聞を受た事はございません。

日本邏卒森田曰私昨夜九時頃證(たく)に呼れ同人は黒人が亂暴致すと申聞たる故速に其場へ驅付けるに他一人の邏卒を共處に見たり。三百〇四番日本邏卒取締役再び曰百四十七番の家は評判の良し惡しを聞及べる事なし余街上に於て女共に逢ふ時話しを爲さんとすれは常に彼方此方へ避けゆく余は賣淫婦を捕ふべき命を受たり余は此役に成りて二ケ月を經たり。

四人の答には那家の年取たる婦人に金二分を與へたり余は病氣の痛を手込にしてたる事なし。

(イスマール)曰余は汽船(マラツカ)の火焚下役なるが昨夜那家の外に在て物騒がしき音を聞けり其れより家内に入りて此四人の在るを見たり併此四人が那娘を打しを見ざりき領事は此聽訟を明日の十時迄延したり。

同十日聽訟

日本婦人(たつ)を犯したを罪に因て拘捕されたる(マルマデルレ)は今日も再び欄杆廳内に出されたり(欄杆廳罪人を置く所の園内を云ふ)日本邏卒伍長(ソベヤマ)如何な文字にや會邊山か領事の問に答へて曰少女(たく)は病氣劇く訟廳へ出る事能はず此樣にては兩三日間は出頭覺束なし。

領事官は後調を來る十三日午前十時迄延ばしたり(以下嗣出)

横濱新聞

(曙新聞第五百五十四、明治八年八月十五日)

サア／＼始つた／＼外國人の强姦が又始りました去る十五日の午後二時頃伊太利の軍鑑(ウイトルビサニ)號の水夫ソヲンピートロー、フヲルプラニ、ウエルジンと云ふ三人の奴等が横濱の高島町にて酒にでも喰ひ醉つたか色々亂暴した上に日本の女に强姦するよし巡査に知らせてくろや否や棒取縄を用意して三人の巡査直樣駈付け捕押へんとする折しも水夫等

は例の小刀を以てこれに手向ひ一生懸命あばれ廻るに巡査いづれも手疵を受け既に危く見ゆる所へ援け來る中ヶ間あつてとう〳〵めしとり高崎町の分廳へ引つれたりさて巡査は早速野毛山の病院に入れて療治するに一人は命分も覺束なく三人は頭の疵頗る深し又水夫等は一昨十六日英國領事館へ引渡された一件吟味の證據になるやうに巡査の手疵平癒までさしとめ置かるゝことになつたといふことが矢張ガゼット新聞に書いて見えます。

（東京曙新聞第五百五十七號、明治四年八月十八日）

斬罪と梟首

（明治九年八月二十五日）

東京第五大區七小區上野町一丁目出生平民當今無籍

安川已之助

三十年二ヶ月

其方儀淺子市右衛門方雇はれ中同人妻なかと姦通の末同人儀懷胎に相成り市右衛門へ對し申譯け難相立迚同人を毒殺段可致となかの發意に同し當今死夫鹿倉道伯より毒藥貰受け毒殺致し加之なかと別居可致との存意より同人居宅へ放火致し五十八戸餘延燒せしを全く失火の趣に申僞り追てなか義自分を疎遠に取扱ふ故他に姦夫有之儀と疑ひ尚同人を毒殺可致と取謀る段右科の內人命律殺死姦夫條に依り斬罪申付る。

東京第五大區八小區淺草南馬道新町十三番地

平民商淺子亡市右衛門妻

淺子なか

四十八年四ヶ月

其方儀亡夫市右衛門病氣中雇人安川已之助と姦通の末懷胎に相成り市右衛門へ對し申譯け難相立迚同人を毒殺可致と已之助申合せ當今死失鹿倉道伯より毒藥貰受け毒殺する科人命律殺死姦夫條に依り梟首申付る。

（東京日々新聞第千四百十七號、明治九年八月二十五日金曜日）

八月二十四日東京裁判所申渡

武藏國葛飾郡中ノ郷八軒町平民煉化石職深津忠兵衛妻

こう

四十一年六ヶ月

其方儀夫忠兵衛父惣兵衛と一坐に飲食するを不快に存し同人早く死去せば給養の勞を省く可く思ふより寒天に居家軒下へ莚を敷き晝夜差置く處嚴寒に堪へ兼る旨聲立外聞不宣とて終に藁莚にて小屋を掛け座臥せしめ數ヶ月間服用飲食を丼去し凍餒に苦ましむるに付非道の仕向致す旨惣兵衛叫び罵るを怒り煉化石片又は捧を以て頭脊を毆打し死に至らしむる科人命律謀殺祖父母父母條に依り梟示申付る。

（東京日日新聞第一千四百十七號、明治九年八月二十五日金曜日）

大地震晝夢

（明治九年八月二十九日）

寢惚るにも程があるもので内今川小路三丁目の松村延勝の家に寄留してゐる武州熊谷在門大工白根末吉は二十六日の眞夜中にぐつすりと寢こんだ夢の中に大地震で家の倒れるところで是は大變と飛起き臺所口から明けて出るつもりの處が寢ほけてゐるゆえ戸惑して板塀を二枚押破り往來へ出て漸やく氣がつき恥入てあたりに誰もゐぬのを幸ひこそ〳〵と寢床へ這入つてゐると塀を破つた物音を俎板橋の交番で遙に聞より巡査の安田勝軌さんがスハ曲者と駈付て見廻つたが塀が毀れてゐるだけで何事もないゆえ戸を叩き段々仔細を取り糺すと寢惚さわぎに相違ないので皆大笑ひをしました。

（讀賣新聞第四百七十九號、明治九年八月二十九日發行）

門松は冥途の旅の一里塚

（明治十年一月六日）

去る一日の夜二時頃下谷金杉村を四十恰好の婦人が大きな風呂敷包を重もそうに背負ひマゴ〳〵して居る風體の怪しければ巡査が見咎め屯署へ拘引せしに女は三州吉田在草間村の農村田小吉の二女きさとて二十年前埼玉縣下鳩ヶ谷宿の燒草渡世某方へ縁付しが不仕合にて十三年前夫に死に別れ生國へ立歸りたれど兎角不仕合のみ續さしゆえ賣占者に身の上を見て貰ひし處夫の死靈が祟りを爲すと聞しかば夫より日夜心に掛け金子にては遣ひ込むゆえ品物にして是迄大切に所持し幸ひ當年は年回に當れば遙々持參しましたと背負し包を卸して取り出すものは寡與作墓の四字を彫り附し台附の小石塔なり全く鳩ヶ谷へ行くべき道を注連飾りの春景色に踏み迷ひしことなれば其夜は屯署に夜を明し翌日出立せし由是が誠に門松

は冥途の一里塚に間違へたので有りましよう。

（郵便報知新聞一二八〇號、明治十年一月六日土曜日）

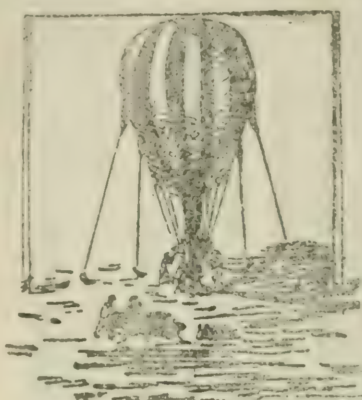
（註二日）屯所とは今の警察署のことなり。

輕氣球の實驗

（明治十年五月十二日）

輕氣球の事

去三日工部大學校にて輕氣球を試されたり其數は都合三箇にて何れも可なり上けり古來我邦にては誰も見たることなき珍物なれば見物の人も多く集りしが皆唯奇妙なり不思議なりと仰天して斯く斗り如何なる譯にて斯く大なる球が空中に飛上るかを知らざれば何の益にも立ぬとな



り一體輕氣球とは紙又は切れにて拵へたる嚢の中に空氣より目方の輕き氣を滿たしめたるものにて元と空氣より輕き氣球は空氣を凌て空中に上るものなり此理を知らんと思はば石鹼を水に解き竹の管を以て之を吹けば水玉の空中に浮ぶを見るべし工部大學校にて揚げたる最初のものは石炭瓦斯を入れ次なるは水素瓦斯後なれば燒酎の氣を入れたるものにて何れも空氣より輕き瓦斯なりさて球の中に氣を滿たす手數の荒增を申さば二本の柱を二ケ所に立置き車仕掛けにて之に繩を張りて球の頂點を引揚げ下部なる入口より管を引て瓦斯を生ずる仕掛けと通ぜしめ大抵氣の滿たるを見計ひて口を閉ぢ又人の乘るべき籠子及び傘等一切の用具を結付け仕度整ひたる上にて繩を切離すなり其球に網を蓋ひたるものは球を堅固にし且つ籠子を結付るの用に供ふ物なり其傘を用意するものは空中に在て乘球者が俄に地上に下らんと思ふとき之に乘り移るものにて傘は空氣を支へて烈しく落ちず次第〳〵に降るべし併右は極て荒增の話なれども亦其大意を悟すに足るべし今若し容易く氣球を拵へ自ら試みんと欲するものあらば紙にて嚢を拵へ下部なる入口の處より針金の釣又は銅綱を下けスポンジ

又は綿の類（樟腦にてもよし）をアルコルに浸して其上に載せ置き之に火を點しなば嚢中の氣は外の空氣よりも稀薄になり故火の消る迄は空中に上て下ることなかるべし。

（民間雜誌、明治十年五月十二日）

奇形兒出生

（明治十年六月一日）

上州高崎より知らせに當所の某の家で妙な子供が生れました先顔は人間なれが體は何ともいひ樣がなく背中は眞ッ黑で腹は眞ッ白だれか見ても膽を消し兩親は我子のために近所へ耻て居たが其赤兒は一ケ月餘り生て居て死んだゆえ當時親たちは大よろこび此親父といふは常々心がけが惡く人の歎きを喜こび殺生は大好物そんな譯で不具が生れたのでも有るまいが人の評判には親の惡心を天が惡んだので有らうと申して來ました。

（讀賣新聞第七百九號、明治十年六月一日金曜日）

黎檬水の廣告

（明治十年六月十八日）

私方にて精製のレモン水は此まで世間にありふれたる麁品の類に非らず專ぱら西洋の法に從がひ味ひの清涼甘美なることは申すに及ばず養生の爲を第一としたる良品なり庶希くは諸君お上り有てお試し下されよ實に其味はひ極り無しで御座ります

LEMON SIRUP
清涼
甘美
黎檬水（れもんすい）

○大瓶四合
五夕入
代金三十五錢

○小瓶二合
五夕入
代金二十錢

但し水香コップ一盃の水に少しばかりを注ぎ込んで飲むんだよ。

東京銀座二丁目一番地　岩田吟香拜印

精錡水本店に於て卸し小賣仕候

（東京日々新聞第千六百六十一號、明治十年六月十八日）

賊軍使用の臨時紙幣

（明治十年八月二十一日）

（註。西南戰爭當時西鄕軍の使用した臨時紙幣である。）

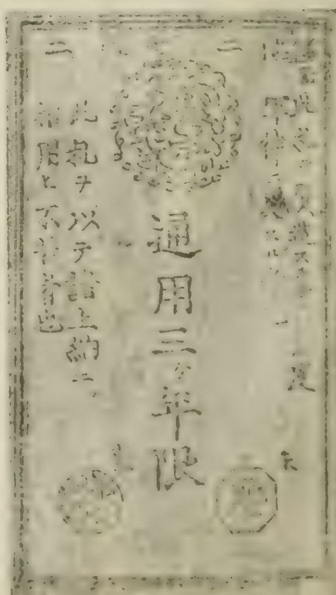
左の圖は賊中に發行する處の紙幣にして生が未だ豐後地方にありし時一人夫の持てるを略寫して以て參考の一端に供せんとす。



橫二寸一分五厘竪三寸六分五厘

但五十錢壹圓五圓十圓の四種とす五十錢は桃色して一圓は藍色なり五圓十圓の二種は未だ其看を經ず而して地質は寒冷沙を以て二枚に合す。

（大阪日報第四百五十一號、明治十年八月二十一日）



餓死狂人の沙汰

（明治十年十月二十日）

コロリの透きを見て報告のまゝの幽靈咄しを載せます山城國愛宕郡岡崎村に住む吉之助と云へるは頗る腕前ある大工なれども心さらに取締らず仕事と人に飯を喰はすが大の嫌ひで下手なる手慰めのみを好めり是まで女房を持ちしこと五人にて第一番の女房はさる孀婦なりしが此ころはまだ可なりの暮しで別に不自由もなけれど吉之助の飯を喰はさぬに呆れけ

んある時遊び場より三日歸らぬ間に家内中の諸道具を賣り拂らひ情けにや一ト通りの大工道具を殘し何處とも無く出て行きしまゝ、音沙汰なければ流石の吉之助もこれには一策かたられたり第二の女房は一人の兒をのこし、食ひたい〳〵の餓飢病に取つかれ終に井戸に身をなげて死せり第三第四の女房は同病ながらも運よく疊の上にてのたれ死しに第五番なる女房は兼て噂にこそきけさまでにはあらじと嫁て見しが、飯は一向に喰はさずさりとて出ても行かれずなき〳〵食はずに辛抱するうち夜食は二度まで凝まりしが腹のへることいよ〳〵甚しく今は先々妻の遺兒(十才)と我が子(三才)と胎内の子と三人半が朝夕に疲れ果て恨めしの吉之助どんやお前のお蔭でこの苦しみと恰も鹿兒島城山に兵糧を絕れし賊兵の如く吉之助を恨むより外に術なく苦みの中に產の氣つきしが疲れ果たる身體なればうむべき力もなきがらより終に醫者の手にて身二ツとはなせしが流石に猛き吉之助も女房のありさまに心動きしにや此時より心狂はしくソレ其所へ來た助けて吳れ尤だ堪忍しろと頻りに狂ひ廻るより終に幽靈が出ることと一村擧りて決定し神經痛なりとさとす者もあれども聊か聞き入れず彼も此も見たり聞きたりと只今專らの評判中なるが吉之助の爲には大勢が苦しんだと該地よりの報告。

(東京日々新聞第千七百五十一號、明治十年十月二日)

寫眞營業化す

(東京十年十二月九日)

寫眞畫の事

一回寫せば元氣を損じ二回寫せば命脉を縮むるなど、寫眞につき云ひなせる痴言も今は已に村叟野嫗の口頭にすら絕へなんとし貧富貴賤となく爭ふて之を寫すに及びたれど或は未だ其理其方を知らざる者も少なからざれば今爰に此等の概略を揭く。

元來寫眞畫は太陽光線が硝酸銀の如き化學調合物の上に作用をなし之が色を黑くし或は白くするの力あるに基くなり試に原紙を取て物形を刻み之を桃實梨子の如き成熟に近き果物に貼付せよ數日後此紙を引離さば必ず其跡白くなり判然物形を現はすべしこれ即ち光線作用の證にして又紫色赤色などの衣服を日に晒し其色の淡くなるも亦此理に由るなりと西洋にては如此日光の作用につき深く注思し來つれども一箇技術と

して寫眞の萠芽を生ぜしは蓋し千七百七十八年頃英プリーストレー氏の經驗に始まると云へり氏は硝子を瓶に格魯兒化銀を塗り之に文字を切拔たる黑色の紙を掩ひ日光に晒したりしに光線の當りし所は黑く變じ掩はれたる部は以前の如くにして明白なる圖を得たりしとなん後千八百三十年頃佛人ダギウル氏出て大に此術を興し銀版鍍銅に精細鮮明なる圖を畫けり之をダギウル風と云ふ千八百三十年英人タルボツト氏なる者あり始て紙寫の方を發明す之をタルボツト風といふ爾來幾般の改良を經しと雖も右二氏の法を折衷訂正せしが如し而して現今歐米共に流行するものは主としてタルボツト風の改良せる者なり。

前已に述るが如く寫眞畫は全く太陽光線と之が作用を受くべき鋭敏なる化學調合物より成る者にて現今專ら行はれる方法は左の如し硝子版を取り其光線の感を鋭敏ならしむるがため沃鎭化鹽の溶解を含める「コロデオン」綿火藥を火酒及び亞的兒中に溶きしものにて衣を被せ然る後之を銀の溶解中に浸せば即ち此等のもの結合して沃鎭化銀となり硝子版面に粘着す之にて光線に晒らし眞像を寫すべき用意完備す次に「カメラ、オズスキュラ」と稱し圖に於て寫眞師の前に三叉の上に乘せたる四角なる箱の前後に硝子の嵌りし器械を以て寫す可き人物景色等の大小遠近位置を定め後用意したる以前の硝子版を此箱中にさし入れ前面硝子の蓋を去れば直ちに寫さるべき物象より發する光線に由り概ね二三秒（時候に由り長短はあれど）にしてよく物象を寫すべし然れども此圖たる漠として未だ明かならず故に之を判然ならしむるがため更に焦沒食酸を沃けバ忽ち物象緊然として浮現すこれ此酸の作用に由り銀紛の光線に晒されたる部分に集着するが故なり終りに尙ほ光線の作用を受けざらんがため沃鎭化を消散せしむべく次に亞硫酸曹達を灑き以て溶解し去る於是始めて原版寫し方の手數を卒ふ此圖を逆圖と云ひ是よりして幾百枚の眞像をも寫すべし此圖に依れば假合へば寫りたるものを人とせんか顏や白襟の如き明白なる部



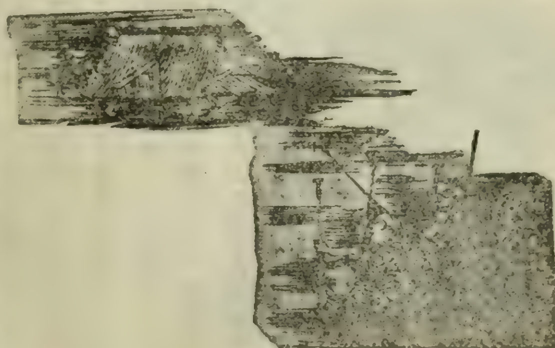
分は其光線烈しきが故に版面變化著しく化黒褐色となり黒色の衣服の類は其光線弱きを以て變色すること微かなり故に元來白は黒となり黒は白となる然而して順圖を得むとせば紙に被化して格魯兒化銀となる之を乾かし上け尚ほ十分格魯兒化銀及び硝酸銀を含ましめ之を逆圖硝子版に緊しく壓著して日光に晒せば逆圖の黒き所は日光を遮きるを以て白く殘り其白き所は光線の作用により黒と變り而してその十分着色の色の度を見て之を取放し此上光線の作用を防くため止め劑として次亞硫酸曹達中に浸すべし雖然此方により頗ぶる物色を醜くするの憂あれば先づ格魯兒化金の弱解中に浸し後此方を施すべし左すれば金の稍靜色を與ふるより大に色合を扶助するものあり如此手數を經て一個の原圖よく數百枚を寫し得べしこれ寫畫の大略なり。

（民間雜誌、明治十年十二月九日、第九十九號）

コレラ動氣

（明治十年十二月十日）

衛生の厚き御趣意をも辨へず虎列剌病の流行の頃血を取ると云て病院入を嫌ふ者のあつたも追々に全快して出院する者が厚いお手當を難有がる噺のあるので末には府下にて此妄說も薄らぎましたが爰に驚くお噺は千葉縣下安房國長狹郡貝諸村で料理と旅人宿とをして居る兒島九郎兵衛菱屋方に止宿して居た旅人が先月十九日の夜よりとか虎列剌病に罹たので同郡內浦村に醫業をして居る沼野玄昌は虎列剌病流行に付縣廳へお屆になつたゆゑ



知らせによつて早速來診されしが紛れもなき虎列剌ゆゑ他人への傳染をふせぐには病院へ入るゝに如くはなけれど遠方迄連行くも如何なればと同村の役場のもの懸合濟にて名を石

子山堂といふ地に病人をうつらせ爰にて治療を加へられしを土地の漁師に聞とひとしく噂に聞た膽取りが旅人をば人違い石子山堂へ連こ行たはテッキリ彼處で殺すのだらう憎い奴等だ打殺せ搦き殺せと早鐘をば打ならし徒黨を集めて數十人が手に〳〵竹鎗捧ちぎりを思ひ〳〵に携へもち勁と喚て寄せ來れば多勢に無勢の制しがたく逃るを透さず八方より押し取り沼野氏を竹鎗を持て頭をはじめ數ケ所を突逸に其處に突殺して死骸を加茂川に投込しが此事早くも縣廳へ聞えて巨魁をはじめ六七十人忽ち捕縛になりし由如何御趣意を辨へぬとて人の病の救助者を仇として却つて其人を殺すとは何たる野蠻なことでありませう。

(東京繪入新聞第七百五十三號、明治十年十二月十八日)

浮氣な婆さん

(明治十一年一月十一日)

坂本村に居る河野とか言ふ宅では阿父さんの居た時分にはこんなでもなかつたさうたが先頃病死した跡と言ふ物は阿母さん殿が大變者で長女の二十五六になるのが生來眼が踈く盲目も同樣故幼少から仕込だ常盤津の師匠をさせ僅ばかりの弟子を取るのが今日の渡世で二番娘はお三どん奉公に出こ相續人の何五郎とか言ふ十五ばかりになる息子は他へ丁稚小僧に遣り三番娘の十三四になるのは踊や三絃も出來る上に容貌も可なりゆえ是は去年暮押詰つて信州邊へ何か曖昧な奉公に遣つて四五十圓前借をしたのも實に活計が立行かないのなら詮方がないとも思はれますが此お袋殿は五十面を下て居ながら小皺を匿す薄化粧又天窓へ鍋墨だか黒油だか塗込んだ所は嘔吐の出る程否やな風で外へ立るも何故ぞ近所で煙管職の弟子で何とか言ふ二十四五の青年と捩てちゝくり合ひ既に去年の酉の市にも參詣は附たりに



て合乘の車で走らせ料理屋へ入這つての大愉快その後も所〳〵を連歩行き小遣までも婆アが仕送るから彼奴は能き事にして毎日遊んでばかり居るので肝心の職業がお留守になるを烟管職の親方が意見をしても聞かぬ故終に親方の宅を追出されたを僥倖にして婆アの所へ轉け込み小鍋立のちん鴨で樂しんで居るさうだから可愛想に三番娘が否な稼に出て前借をした金もお袋の阿房遣ひになつて仕舞たらふと言ふ風聞だが三人子のは外へ出し眼の不自由な娘に宅で稼がせ自分ばかり好きな事をするとはこんな親も珍らしい。

（東京繪入新聞第七百六十九號、明治十一年一月十一日）

婆さんの娼妓出願

（明治十一年二月七日）

三十振袖四十島田老樹の枝にもかへり咲の再び花をさかせんとにや芝新綱町なる露木忠次郎が長女のかつは天保元年二月の生れにて本年四十八年一ケ月なるが南品川宿三丁目の貸座敷常陸屋の方へ出稼ぎ娼妓をいたし度しとて昨日鑑札願ひに出でたるよし。

（東京日日新聞第千八百五十二號明治十一年二月七日）

東京巡査に栗いが

（明治十一年二月九日）

此ごろ鹿兒島にて「煮ても燒いても喰はれぬものは東京巡査に栗のいが」と云へる唱歌を大人小兒となくうたひはやせり同縣人の頑固にして朝旨の廣きを知らざるは此一條にても知るべしと同縣在留の或る人より申し越せり。

（東京日日新聞第千八百五十四號、明治十一年二月九日）

（評）西南戰爭にて打ち破られしための憂憤の現れならん

僞殺人

（明治十一年二月十五日）

伊豆の國加茂郡下田町なる水谷せつ方に同居して居る山本利助は新田通り五丁目の島野仁兵衞（五十四）方から取引の上で百五十圓程の借の出來たのを返す事が出來ず餘議なく倅駒吉（十七年三ケ月）を無給金で島野方へ雇人に遣て置くと動すれば仁兵衞が貸金の事を言出しては責遣はれる事のあるを殘念に思ひ是と言ふも親父が以前の身の上ならこんな宅に天窓を下げて追遣はれもしまい物を畢竟金が返されぬ故何と無理

を言れてあやつて居ねばならぬとは口惜い事だと腹の中では泣て勤めて居るうちに或日此家で味噌搗をすると言ふので味噌桶の掃除をしろと言付られ桶を出しに土藏へ這入た時不斗簞笥の引出に豫て金銀受取の通帳のあるを思ひ出し此帳にて



幾許か金を受取其金のうちを親父に遣つて爰の主人の借を返させ殘りの金を路用にして何國へ也と逃げ樣と淺墓な事を思ひ付斯の通帳盜んで常に自分が使に行く同町の兩替渡世出積萬助方に至り主人の口上の體にして何とか旨く虛を吐き成るべく嵩高にならない札を下さいと言たので兼て取引をする事と見え百圓札を四枚と民部省の三分札を九十五枚とやら出して渡したのを取歸つて納屋に隱し置夫より逃る支度をしやうと股引脚半などを出しに再度土藏へ這入つて見れば片隅に脇差の建かけてあるのに不圖目が付き更に又思案をするに斯る大金を掠め取繕ひ何所まで逃やうとも終には此身が捕へられ憂目を見るは知れた事毒喰ば皿とやら寧(いつそ)の事に主人を始め家内の者を斬盡し賊の這入た體にするが跡腹病ぬ上策と彼脇差をそつと取て離座敷の床下へ人知ず入れ置家内の寢息を窺つて其夜の凡十二時頃便所へ趣く體にしてかの脇差を取に行を戸主は目敏く聞付て不審に思ひ起て見ると縁の下から脇差を取出す樣に驚いて此野郎と言乍ら有合ふ割木で打て懸るを鞘の儘にて請流したが仁兵衛の勢ひが鋭いので堪へず奥座敷へ逃込むを尙遁さじと追詰られ此時迄氣が臆れて拔兼て居た一刀を最是早迄と拔放し討込んだのを受損じて仁兵衛は眉間に深手を負ひアッと叫んで倒れたる此物音に駭き娘が其所へ馳出るを水もたまらず只一討其勢ひにて女房のお愛の閨へ踏込んで是をも倶に刺殺し次の一間に吃驚して腰を拔して居る下女を遁奴ら生ては置れぬと何の手もなく斬殺し先是でよいと胸撫下し水流しにて手足に付た血しほを手疾く洗ひ落し搭庫の中へ立て簞笥

其外の衣類などを亂暴に取散し賊の這入た體にしやうと引掻廻す手の先に二ツの財布が當つたのを改めて見ると紙幣や銀貨や古金までがあつたから是も序に行懸の駄賃と小風呂敷に引包み二階の天井へ隠し置き頓て裏木戸から駈出して隣家の阿部何某方を敲き起し賊が這入て家内中を斬殺した趣きを寔しやかに報告した故夫は大變と倶〳〵に其筋へ訴へ出たので取調べになつた所で此駒吉の申立に怪しい廉があつたと見え終に召捕になつた上で此程梟首になつたそうだから惡い巧みをした所が知れずに濟む事はありません。

（東京繪入新聞第八百號、明治十一年二月十七日）

銀行手形縫付の衣裳

（明治十一年二月二十三日）

米國紐育のある銀行の持主の女房が先日他へ客に招ばれた時の衣服の立派な事は袖から腰裾へは銀行手形を縫ひ付け指輪耳輪は殘らず金剛石で頭の飾りばかりが八萬弗彼の縫ひ付けた手形と金剛石の代が三十六萬弗ほどで外を歩行するには二人づゝ裾を持つて金剛石や手形の落ちない様に氣をつけて歩行いたと横文新聞に出てあるが外國の婦人は大そうな形をいたします。

（讀賣新聞第九百廿八號、明治十一年二月二十三日）

空即是色の一趣向

（明治十一年三月六日）

一口物に頬を燒と世の諺にも有る通り結びもとめぬ仇夢の果は彼悶着事もよく有る慣習で有ますから此愼が肝心と冒頭にして記しますは府下桐ケ谷村四番地に家根職をして居る清次郎の弟の粂吉（三十一）は若いに似合ぬ堅固い者で職業にも勉強するので珍らしい男だと近所の者も褒る程ゆゑ何程かの金も貯蓄ます〳〵都合もよくなるゆゑ兄清次郎に



も協議して別家をしやうと思ひ立たる質朴な了簡から別家するのは良か否か隣村の觀音樣で御札を取り院主に吉凶の判斷をして貰ひ其の上で取極やうと先月初旬に職業の間を見て彼の觀音へ參詣し御札を取て仔細を嘶し院主に判斷をして貰ふと此兼吉が稼ぎためて金も持て居堅固い男と薄々評判も聞て居るので先其別家するを大吉だと言夫から四方山の嘶に移り別家をすれば差向に無くてならぬは女房だが定めて何處にか約束の女が兼て有ませうなと笑ひながらに問かけると兼吉は何の氣もなく未女房の的は無れど別家をすれば何れにも持ねばならぬと思ひますが品川へでも出懸て行き十圓位も投出して安い女を見つける積りと職人はだのおどけ嘶を院主は聞き打うなづき何か心に趣向が有るか頗りに引留て嘶て居れど兼吉は別家するのが大吉だといふ事を兄にも早く知らせ度とそこ〳〵に歸る時此頃に緩々と夕方から嘶しにお出と院主がいふので兼吉は其後十日の夕方からぶら〳〵嘶に出かけると能こそお出と悦で種々の嘶に時移るに折柄雪も降出したから今夜は是非とも一泊をと院主も留れば院主の妹でおはな（三十餘り）といふ後家さんの爰に同居をして居るのも倶々に留るので夫なら左樣致しませうと嘶て居るうち深更になつてと二階へ寢床をしいて與れて夫々臥床へはいつたが院主の妹おはなには品川邊から養女にしておくお春（一七）といふ娘の有るのを此兼吉の嫁にしやうと此程から内々て協議したが打つけに言ふよりお春が否でないならば當人同志交情にしてから嘶を仕出した方が何寄も捷徑ならふと空即是色の一趣向でお春にも合點させたが着馴れぬ夜着の肌寒く寢かねて居たる兼吉の臥床へ忍ぶ娘のお春と如何いふ嘶が有つたのか遂に翌朝歸てから兼吉も考へてどうで女房を持つ身分ふとした事になつた上はお春に極ても仔細は無いがと此院主の俗緣で近所に居る何某に夫となしに樣子を聞と此何某は從前から院主とは不和な中で口を極めて惡くいふので兼吉も否氣になり程よく足をぬかふとすると當の外れた院主もおはなもお春を慰みものにして今更貰ふを否だなどゝは以の外の不埒な譯だと頻りに六ケ敷掛合れるので手を出したが我過失と兼吉も當惑して懇意にする朋友から種々と示談に運んでも一向に聞入れず既に其筋へも持ち出しさうな勢ひなのを仲人の盡力で漸々に押し宥め兼吉から五圓を出し頂の樣に圓くをさめたが斯いふお癖

らでの噂噺さ。の居勝は汗潤箸はとられねへよと職人らしい二三人が何處や

（東京繪入新聞第八百十四號、明治十一年三月六日）

鬼婆の話

（明治十一年三月十二日）

人面獸心と言ても飽足ない奴は紀伊の國海草郡道場村なる布居佐次郎の女房お清（六十年）といふ鬼婆ァで先頃同國海草郡野崎村の藤本喜兵衛と同村の島本に右衛門の女房お關が來ての咄しに士入村の和川德之助が同村の藤右衛門の次女お千代とちょくり合ひ女の兒が出來たが隱し兒だから手元では養はれず金を附て遣たいと言のだが貰ひ人は有まいかと言れ根が慾の深い婆ァ故私が貰ふと言ふので直に相談が整ひ金を三圓添て引取たが素より自分が養育する氣はないのだから其うち一圓は我懐中へ入殘り二圓を其兒に附てッヒ近所に住む有田お勢以に咄しをして貰はせ世話料と號して廿五錢取つたのに味をしめ何樣斯言ふ甘い仕事が澤山あれば商法になると思つて居るうち又以前の喜兵衛とお關が來て狐島村の豐吉の女房が男の兒を産だが亭主は大坂へ往つた留守故子を養育て居ては活計が立ないから二圓添て遣たいと言ふが何樣だらうと



言れ二ツ返事で引取たが此時には彼二個に世話料を二十五錢取れたけれど豫て柳町の木挽をする者が子を欲がつて居る樣子故其所へ連て行たなら幾許にかならふと思つたが其日は雨は強く降殊に日も暮かゝるから何樣しやうかと子を抱て考へて居る時本夫佐次郎の弟源右衛門が此節同居してゐたのが側へ來て姉さん此降のに柳町まで行くより此身に其金を一圓吳

れば孩兒は生埋にして遣ふと脇から毒氣を吹込れ成程夫も早手廻しといよ〳〵悪心が増長したが二圓のうちを二十五錢世話料に引れた事故殘る一圓七十五錢を折半分と咄しを極めて其夜お清は懐へ赤兒を八右衛門が附添ひて心の暗の横しぶき慾には雨も厭ひなく埋る所は中の島村の字廿五本松と囁き合て行途中乳に飢えて悲し氣に頻と其兒の泣出を夏蠅孩兒と言ながら引出て諸手で咽喉をしめ付ればキャツと言ふを源右衛門が見て姉公爰等は人家も近いに見咎められては身の上と言にお清も心付き又懐へ押込だが其時息が絶たと見えし其後は泣もせずに居るうち兎角して廿五本松へ來た故雨に和らいだ川邊の土を源右衛門が手で堀穿ち赤兒を其所へ埋込んで僞すましがほで立歸ると、話替つて有田お勢以は自分も一個兒はあれど幸ひ乳汁も澤山出ればお清婆アの勸めに任せ兒は欲くないが金の欲さに日外女の兒を貰つたが其時の一圓七十五錢は飲食に遣つて仕舞ひ厄介物の兒に殘られて殆々困つて居る折から或家その兒に病氣が起り騒いで介抱は爲たれど素より至極の貧乏ゆゑ醫師は勿論買藥の手當も屆かず殊に稼業も休んで見ればバ自分の口まで乾あがる事故迚も癒らない長く苦しませて置よりもと頓て其兒の鼻と口へ手を當て押へ付れば息が止つて夫なりに空しくなつて仕舞たを病死の體にもてなしたがサア斯なつては葬式の手當の金に差支へお清婆アに相談をするとヨシ〳〵死骸は實親に渡して來ると近所へ實なしそつと何所へか埋るが宜とて二人で死骸を竊に持出し是をも二十五本松の河原へ埋めて歸つたを人は知まいと思つて居ると世間の口には戸が建られず其は全く僞で川へか田へか捨たらふと取々の評判ゆゑ道の悪婆も怕くなりお清が伜國松と倶に河原へ行て死骸を堀出し內緒で有田お勢以の許へ持て來たのを見認られ終に渠等は其筋へ拘引されて此程處刑になつたさうだが悪い奴等ではありませんか。

(東京繪入新聞第八百十九號、明治十一年三月十二日)

參議大久保利通參朝の途中暗殺さる

(明治十一年五月十六日)

一昨十四日太政官より官院省使府廳へ左の通り達せられたり同十四日午前八時參議大久保利通參朝ノ節途上ニ於テ兇賊ノ爲メニ重創ヲ負ヒ終ニ薨去候條此旨相達候事。

但兇賊石川縣士族島田一郎。同杉本乙菊。同長連豪同脇田功一。同杉村文一。島根縣士族淺井壽篤六名即時就捕縛候事

（民間雜誌第百八十六號、明治十一年五月十六日）

○

昨十四日午前九時頃大久保内務卿には二疋立の馬車に駕し御所へ參内の途中赤坂紀尾井坂下清水谷を過る時突然三人の兇徒刀と槍とを持ち馬前に立塞り馬の兩足を切斷するや傍の桑畑より又三人の兇徒躍り出で馭者を一刀に切り伏せしが内務卿にも馬車より下りんとせしを足に傷けられ續て面部其他に數ヶ所の重傷を負ひ其儘其處に切害せられたり六人の兇徒は夫より直に赤坂御所へ走せ行き自訴せし上何か五ヶ條（外國交際の事無用の土木を起す事等）斗りの書付を宮内省へ出し呉れとて門衛の兵士へ出せし由なるが右六名の兇徒は近衛兵にて直に捕縛し警視第三方面三分署に送られたるに右分署よりは警部二名其他巡査數十名附添右六名の者は各巡査一名と人力車へ相乘りにて警視本署の第三課へ護送になりたるは丁度十一時頃なり夫より一應の吟味ありたり此兇徒は石川縣士族島田一郎（三十一年）同縣平民脇田強一（二十八年）同縣士族松本乙菊（二十八年）同杉村文一（十七年三ヶ月）同長連豪、（貳十四年）島根縣士族淺井壽篤（二十五年五ヶ月）の六人なり又淺井壽篤も白州にて吟味の所在の口吟をなせしとの風聞。

馬叩て諫むるよりは胸を割く方が捗が行さて此事に付ては石川縣警察課より些と疑しき事あるとて其筋へ前々報知もありて御用心ありしやに聞及ぶが遂に惜しき人を兇徒の白刃に罹らしめしは殘念とも何とを申樣なし。

（民間雜誌第百八十五號、明治十一年五月十五日）

○

昨日の兇徒六名の内二人は長刀を携へ四人は短刀を持ちたり又六連發を所持せし者もありしと其時島田は黒羽二重の紋附きたる小袖を着し長八紬の羽織等を着し其他袴を穿ちたるもありたりと此者は之と金澤藩の門閥にて度々鹿兒島へ往來し桐野利秋には兼て愛せられ居たる者なり。

（民間雜誌第百八十五號、明治十一年五月十五日）

○

明治十一年五月十四日は如何なる日ぞや我が政府に於て一大珍事こそ出來しつれ此日は晨の空薄曇りにて風も無くいと

靜かなる景色なり社中の者共例の如く出社し居たるに兼て諸方に出だし置きたる探訪者のあはたゞしく馳せ歸りて報道する所を聞くに午前八時二十分頃內務卿正三位大久保利通は太政官に出頭せんとて馬車を馳せ紀尾井町一番地西裏の方淸水谷へ掛らるゝ折しも左の桑畑と右の草むらに兼て潛伏し居たる六人の賊躍り出で白刄を揮つて馬に切附け一頭は卽死し一頭は重傷にて屛風覆す如く倒れ車は横に傾く處を四方より切掛け馭者を三刀にて切殺し內務卿を車より引卸し六刀齋しく下だり竟に卿ははか無くも路傍の露と消え給ひぬ其死所は詳かには知り得ねど頭上へ眞向に二太刀横に一太刀背中に一ケ所腹に一ケ所足に一ケ所猶數ケ所の重創有りしと聞けり馬を切らるゝを見て馬丁は一散に奔り三方面二分署へ注進したれば警部巡査はソリヤ事こそ起りたれと馳け附けし頃彼の六賊は血刀を路傍に投げ棄てゝ宮內省の御門に馳け附け高らかに大久保利通を殺害したる旨自訴に及びたり此の六人の姓名は石川縣士族島田一良(三十)同長連豪(二十四)同杉本乙菊(二十九)同脇屋巧一(二十八)同杉村文一(十七)島根縣士族淺井壽篤、(二十五)と云ふ者にて一同顏色常の如く笑ひを含みしものも有りし由此者共は直ぐに宮內省より第三課へ遞致せらる此騷動により宮內へは騎兵並に警視の人々嚴しく警衞をなしたり內務卿の遺骸はフランケツトに包み直ぐ私邸へかつぎ入れらる間もなく、勅使として富小路侍從が參られ、物語も有り賜はり物も有りしといふ其の變を聞くや否や侍醫の面々も早馬にて其場へ馳け附けられしかど最早事切れし上なれば其まゝ禁中に歸られしと申す官省の人々は言ふ迄も無く下々まで誰れ獨り驚かぬ者とては無く舊幕の昔し井伊元老の櫻田の事など思ひ出で哀れに覺え書き綴る事も跡や先きになりぬ見る人ゆるし給ひぬ。

右の二大事件に付驚く可き事こそ有れ午後三時に社員は前の投書箱を開き數通の投書を檢閱する中に小石川水道町六番地梅本六助と題せる封書あり開き見れば斬姦狀と有りて前文の島田一良長連豪等の名にて本日大久保利通を途中に擊殺するに因り各社新聞を以て此の斬姦狀を公布し吳れとの添書有り其の罪狀を杜絕し民權を抑壓し以て政事を私する其罪一なり法令謾施請託公行恣に威福を張る其罪二なり不急の土工を起し無用の修築を事し以て國實を徒費する其罪三なり慷慨忠

義の士を疎斥し憂國敵愾の徒を嫌忌し以て内亂を醸成する其罪四なり外國交際の道を誤り以て國權を失墜する其罪五なりと有り其の說き明かしは至て細かにて罫紙十三枚に滿ち文章も中々筆の立ちたる書きかたなり去ながら如何にも不容易なる事なれば妄りに之を登錄す可きに非ざれば直ぐに第一方面三分署へ右の始末を屆け其の書面は一と先づ署中に預り置かれぬ其の文中に去年西南の亂に義擧をなし西鄕に應ぜんとせしが果さずと云ふの語も有り島田長等は皆石川縣下忠告社とかの社中なりと申す事猶追々看次第に報道する事多かる可し

（朝野新聞第千四百十二號、明治十一年五月十五日）

○

容易ならない大切のことゆゑ昨日取敢ず摺立て別配達にいたしました内務卿大久保利通君の一條は常の通り裏霞ケ關三年町のお門を馬車にて出門され八時過ぎに紀尾井町の淸水谷（此邊を一般に喰違ひといふ）の訓盲院取建所の前へ二疋曳の馬車で來懸れると突然左右より刀劍を拔いて顯れたのは石川縣士族島田一郞（三十一年）長連豪（二十四年）杉本乙菊（二十八）杉村文一（十七年三月）と同縣平民脇田功一（二十八年）の五人と外に島根縣士族淺井壽篤（二十五年五月）〆て六人にて大久保公の馬車を取りまき手始めに一疋の馬を切り倒し一疋へも疵を負はせ續いて馭者の太郞へ切つけて即死させ直に大久保公へ切てかゝり其うち馬丁は分署へ馳付た跡にて公を馬車より引出し數ケ所疵つけ遂に此場で害され賊は血刀を捨て宮内省の御門へ自訴して忽三課へ送られ（外に通りかゝつた兩人も一所に拘引さる）三年町のお邸へは富小路待從を勅使として遣はされ兩皇后宮よりも御見舞を遣はされ大臣參議をはじめ侍醫その外の方々もお見舞として直に參られ華族方にも參られた方があり其時宮内省へはた衞兵をお召あげになつて嚴重の御守衞となり警察官も別して巡邏に注意され是が爲に諸官省も一時は一とかたならぬ御混雜で有ましたが此公は皆さんも御存じの通り以前より勤王の心盡しが厚く正三位にまで登られて去年の十一月二日に勳一等に叙せられ參議の位置に在つて國事に力を盡された方なれど此災難に罹られたのはどういう事で有ましたらうか惜まだ此外に聞込んだこともあり公の小傳も調べてありますから追々おめにかけましやう

前の一件につき昨日太政官より官院省府縣へお達しに、

「今十四日午前八時參議大久保利通參朝の節途上に於て兇賊の爲に重創を負ひ遂に薨去候條此旨相達候事但し兇賊石川縣士族島田一郎、杉本乙菊、長連豪、杉村文一、同縣平民脇田功一、島根縣士族淺井壽篤六名速時捕縛に就き候事」とありました。

（讀賣新聞第九百九十六、明治十一年五月十五號日）

○

本月十四日紀尾井町の大變有りし後の事共を後れ馳せに摘錄す。

十四日太政官より院省使府縣へ左の通り達せらる今十四日午前八時參議大久保利通參朝の節途中に於て兇賊の爲め重創を負ひ終に薨去候條此旨相達候事。

但　兇賊石川縣士族島田一郎同杉本乙菊同長連豪脇田功一同杉村文一島根縣士族淺井壽篤六名即時就縛候事。

十五日式部一等掌典丸岡莞爾君をして左の詔書を下し賜ふ

故參議兼內務卿正三位勳一等大久保利通忠純許レ國、策二鴻圖乎復古一、公誠奉レ君、贊二不績于維新一、剛毅不レ撓、外樹二殊勳一英名善斷、內奏二偉功一、洵是股肱之良、實爲二柱石之臣一、玆聞二遣亡一、曷勝二痛悼一、仍贈二右大臣正二位一、並賜二金幣五千圓一。

明治十一年五月十五日

御璽奉勅、太政大臣從一位勳一等

三　條　實　美

十七日公の遺骸を青山墓地に葬られ其の儀式極めて盛んなりき六兇は即今大審院にて糺問中なりといふ。

（朝野新聞第千四百十四號、明治十年五月二十六日）

○

前の一件につき昨日太政官より省院大使府縣へお達しに、「今十四日午前八時參議大久保利通參朝の節途上に於て兇賊の爲に重創を負ひ遂に薨去候條此旨相達し候事但し兇賊石川縣士族島田一郎、杉本乙菊、長連豪、杉村文一同縣平民脇田功一、島根縣士族淺井壽篤六名速時捕縛に就き候事」になりました。

（讀賣新聞第九百九十六號、明治十一年五月十五日）

○

大久保內務卿の一件については世上で種々の取沙汰があり

昨日あたりは種々風聞もあり何にしても一昨日は此事について元老院ぢうにて急に會議を開かれたといひ又彼の島田一郎外五人のお掛りは玉乃判事と極り三年町のお邸は昨日もお悔みに參る人で大混雜また明十七日は午後三時の出棺にて青山埋葬地へ葬むられ總て神祭式で立派にいたされ內務省よりは營繕課も出張になり陸軍よりは步兵騎兵砲兵工兵そのほかが送りになり墓地は上等を七十坪（代金百四十圓にて）買ひ入れられ御者も馬も此所へ埋られるといひ又林內務少輔より一昨日各局課各へ內達された夫は島田一郎外五名右六人のもの今朝紀尾井坂下において大久保內務卿を切害におよび自首候につき其筋において事實糺問相成候ところ全たく一時の狂暴より出候旨にて政府においても平常の通り事務取扱ひ候あひだ新聞其他の浮說等に眩惑せざる樣いたすべし此旨內達におよび候也とありまた一昨日はお肴とお菓子を賜はり昨日は丸岡君が勅使にて勅語と金五千圓をたまはりて正二位右大臣に叙せられたが跡へ殘られた奧樣のお增の方、長男利和、三男三熊、此（お子は鹿兒島縣士族大久保武右衛門の養子に成られた）四男達熊、五男雄熊、六男駿熊、七男七熊、長女およしの方々やお妾のおゆうさん（西京祇園町一力屋の娘）等はさぞおなげきで有りましたらう猶あとは明日出しますが公の小傳は此次のをごらんなさい。

（讀賣新聞第九百九十七號、明治十一年五月十六日）

○

故參議兼內務卿大久保利通公は天保三年八月十日薩州で生れ始め市藏といはれ後に名乘を取つて利通と稱され號を甲東といひ小さい時より外の子供と違うて遊戲も自然と異なつた話は一を聞いて十が知れる事で名高い雲井龍雄氏が某への物語りに大久保市藏が七藏のとき日本畫圖を取出して近隣の子供を集め西の隅より東のはてまでの人情產物の話などをするに一つとして當らない事はなく、先奧州は米には富めど人氣云々また此所は島國なれど金の上ることは此國より何層倍だといふはいかにも不思議ゆゑ或る人が誰に敎へて貰つたといふと笑つて答へずと此話を米澤に居た雲井龍雄氏の父が聞て深く感じ日夜子供に向ひ薩州の市藏といふ子供は云々ゆゑ此人こそ天下の才物で有るが我子供等はどうだ一か國だけの地理人情を覺えてくれれば市藏どのの六十四分の智惠だといは

れたのを龍雄氏は深く心にとめて居たといふ小さい時より先此のくらゐの器量が有られた方で成長の後ち和漢の學に通じられ傍ら英學もよく出來夙くより國を憂ふる心が深く鹿兒島より西京へ出られて公家方へ親しくされ又諸藩の英傑と交り文久三年に生麥にて英國人を切殺したさわぎの時にも力を盡されてことを調のへ同年八月十八日の西京の騷ぎより長州征伐の頃も西郷隆盛、坂本龍馬と共に長州の木戸公に說いて薩長の和議を結び慶應三年に西郷隆盛とともに長州へ行つて謀事を通じ京都へ參られて時を伺はれるうち德川慶喜公が將軍の職を辭して政權を天朝へ奉還して王政復古となる時に徵されて參與となられ明治元年の正月鳥羽伏見の戰爭にも力をつくされ同月十五日に主上御元服遊ばされ西京が少しく穩やかになつたとき御同公が上奏して、主上にも昔しの樣でなく簡易輕便に事を親しく執り玉ふことと西京は僻地ゆゑ行宮を大坂へ遷し給ひて諸事舊幣を一洗する樣にと建白されこの建白より朝廷の樣子が大きに替つて、主上は萬機公論に決するといふ五ケ條の御誓文を立られ續いて大坂へ行幸となり是より諸道の官軍に水陸と分つて關東へ向はれ利通公は木戸公と共に岩倉具綱君を補けて仲仙道より向はれました(跡はまた)

(讀賣新聞第九百九十七號、明治十一年五月十六日)

○

大久保小傳昨日の續き偖此とき公には仲仙道より江戸に入り百方盡力されて上野白河會津の戰爭が終つたのち明治二年七月に參議に任ぜられて同年九月に賜につた賞典祿千八百石を勸業費として獻ぜられ翌三年岩倉公に附いて鹿兒島へ行かれ舊主を說いて上京を勸めさせ本日公と共に廢藩置縣の事に盡力され明治四年の六月大藏卿に任ぜられて海陸軍を擴張する事を建白され同年十一月岩倉公が歐米各國へ行かれるとき木戸伊藤山口の三氏と共に副使となつて洋航され翌五年に歸朝の上條約改正の事を建白され再たび洋航して明治六年に日本へ歸られ其のち朝鮮征伐の事について公と木戸孝允伊藤博文の兩公は伐たぬがよいといはれ西郷隆盛板垣退助後藤象次郎副島種臣江藤新平の諸氏は伐つがよいといふ論にて說が二つに分れたので西郷其ほかは辭職され明治六年に初めて內務省を建て公が內務卿になられ翌七年の二月江藤新平島義勇等が佐賀にて亂を起し九州地方は一方ならない騷動となつたと

き海陸の軍を遣はされ公も直に同町へ進發され僅三ケ月にも及ばぬうちに江藤島ともに殘らず梟首にあげられて忽ち平定の功を奏されたうちに早くも臺灣の事が起つて支那と葛藤を生じたゆゑ公を以て特命全權辯理大臣とされ同年八月三日に東京を出立して同十九日に支那の上海へ着き九月十日に北京へ達し公使柳原前光君と共に彼の國の總理衙門に到り恭親王はじめ諸大臣に面會されて臺灣蕃地の事を論ぜられ遂に西鄕従道君が都督と成つて軍人を臺灣に向られる迄の騷ぎと成りました。

（讀賣新聞第九百九十八號、明治十一年五月十七日）

○

大久保利通君はいよ／＼今日青山へ葬送になり喪主は長男の利和さんで祭主は稻葉大教正が勤められ午後二時に三年町のお邸を出棺で內幸町より虎の門へ夫より工部省の傍をあがり赤坂田町七丁目より表傳馬町から手鳴坂を通つて青山の墓地へ參られ凡五丈ほど掘下げて石の棺の中へ納められ途中へは巡査も配置に成るといふから委しくは明日出しますが同公の事につき取とまらない浮說を信じて寄席で軍談師が話したり又は錦畫などに出すと嚴重な御處置に成るといふから心づけねばなりません又賊の島田一郎抔に連累の者で高知縣士族の堀內誠之進が白訴したといふは本とらしいはなし又伊藤工務卿は內務卿に成られても當分は工務卿の御用も扱かはれます序に今日のお葬式の行列は

警部騎馬　同斷　警部騎馬　同斷　警視　警部騎馬　同斷　警部騎馬　同斷　騎兵一大隊
工兵一大隊　樂隊司令將官　步兵二大隊　山砲一大隊
サカキ　直丁二人　サカキ　四本　直丁八人　紅白ハタ
サカキ　直丁二人　サカキ　四本　直丁八人　紅白ハタ
白丁六人　白丁六人　神官騎馬　口付白丁一人　神饌ヒラ　舁夫白丁四人
神官騎馬　副齋主馭者直垂　馬車從者　齋主馬車從者
口付一人　口付白丁
銘旌　直垂士二人　造花白丁一人　造花白丁一人　從者直垂三人　櫃舁
夫白丁五十人　吳床白丁一人　吳床白丁一人　生花白丁一人　生花白丁一人　香持白
御劍持直垂從者
丁一人　造花白丁一人　造花白丁一人　親族馬車……　勅使　皇

族　大臣　參議　外國公使　外國送客　勅任官　麝香間詰　華族　奏任　華族判任官　送客諸人　步兵一大隊野砲一大隊

輕重兵一大隊

（讀賣新聞第九百九十八號、明治十一年五月十七日）

○

前の葬式につき官員で送る方は大禮服着用黑の襟紐と黑の手袋、大禮服のない方は小禮服に極り諸官省は十二時ぴけに成りました。

（讀賣新聞第九百九十八號、明治十一年五月十七日）

○

昨日は大久保利通君のお葬式にて途中のお行列、昨日の新聞にある通り、（七行目に櫃とあるは柩の誤まり又齋主は平山權大敎正）で副齋主は本居中敎正御送の方々は勅使が西四條公にて皇太后宮樣と皇太宮の御名代は山岡大書記官がつとめられ利通公の息子さん方はいづれも白裝束にたて烏帽子で送られ華族方の總代は醍醐忠敬君であり（尤も外に出れた華族方もあり）此外皇族方、大臣、參議諸官省の勅奏任官、外國公使、お雇ひ敎師をはじめ官員方そのほかにて馬車ばかりも百八十輛ほどゆゑ跡はどのくらゐか知れず途中奏樂もあり往來は左右へ人の出たこと實に筆紙に書き盡されず中村太郎と馬は公のお墓地の後の方へ埋られ出棺後はお邸へ巡査五十人詰て警衛さる

發葬祭の次第

先齋主以下祭官祓事を修し畢つて着床、次に齋主進んで再拜短手靈主を帳臺に移す、副齋主之を勤む終つて復床次に伶人着床、次に喪主親戚着床次に齋主棺前に進んで再拜短手次に副齋主幣帛を供す、次に獻饌（此間奏樂）次に祝詞、次に四拜八開手、次に喪主玉串を供して拜禮、親戚同上、次に執事同上、次に齋主以下祭官拜禮、次に玉串を撤す次に撤饌（此間奏樂）次に幣帛を撤す、次に退手、次に喪主以下退床、次に齋主以下退床次に伶人退床、右終つて此際に祭官三四名執事一員着床して中村太郎の柩前祭を修す、次に移棺、出門の際奏樂。

御葬式の次第

先着棺、入門の際奏樂、次に齋主以下祭官着床次に伶人着

床、次に喪主親戚着床、次に執事家人着床、次に會喪諸員着床、次に齋主柩前に進んで再拜短手、次に副齋主幣帛を供す次に獻饌(此間奏樂)次に祝詞、次に四拜人開手、次に喪主玉串を供して拜禮、次に親戚同儀、次に執事家人同儀、次に會喪諸員同儀次に齋主以下祭官拜禮、次に玉串を撤す次に撤饌、(此間奏樂)次に幣帛を撤す、次に齋主進んで一拜次に退手、退床、次に埋棺喪主親戚隨行して撮土す石工夫等着手す、築塚建標塚前に供物を陳ね各拜禮して退散(此間中村太郎葬祭を修す)

此お式がをはつて夫々歸られましたが是よりのちは十日目ごとに遺族のかたがお祭りを致されまた看客方よりお申し込ゆえ十六日の勅語をおめにかけます、「忠純許レ國、策二鴻圖乎復古一、公誠奉レ君、讃二丕績于維新一、剛毅不レ撓、外樹二殊勳一、英明善斷內奏二偉効一、洵是股肱之良、實爲二柱石之臣一、玆聞二溘亡一、曷勝二痛悼一、因贈二右大臣正二位一並賜二金幣一、」とあり各地方官への勅語は「昨日大久保參議の凶變あるや朕深く股肱の良臣を失ふことを悼む國家の不幸之れに過るなし汝等よく朕が旨を體し益々勉勵し治民の職を盡せよ」とありまた皇太后宮皇后宮よりも金二千圓を賜はりました大久保の小傳はのばして公の履歴のあらましから先へおめにかけましやう慶應三年十二月十日はじめて參與になられ明治元年二月二十日に徵士參與職內國事務局判事に任ぜられ同年三月二十九日に大給繕殿頭の事について差控へを仰せ付られ同月三十日にお許しになり同年四月二日に小松帶刀後藤象次郎下坂中と共に顧問詰所へ出仕を命ぜられ同年閏四月廿一日三職八局を廢された時公は更に參與に任ぜられ同じく從四位に敍せられたが是は辭退され同月廿八日御制度が改正に就て其階級の衣冠を賜り同年六月二十日に是まで勉强のところ御維新の時に當つては殊に盡力して朝廷を今日のやうに隆んにしたのは舊主の忠誠は勿論だが其方たちの力もありまた今度の東下は重任ゆえ一層奮發して關八州と奧羽の殘賊を鎭定するやうに大總督宮をも補けろといふ趣きの御沙汰があり同年十月十九日鎭將府を發たれたときも本官にて東京在勤を命ぜられ明治二年柳原右少將が勅使となつて鹿兒島へ趣くとき差添になつて下向され同年二月十三日主上が御東行についてお後より東下を仰せられ。

(あとは追々)

（讀賣新聞第九百九十九號、明治十一年五月十八日）

○

一昨日お葬式の事は昨日も出したがお肌つきの棺は桐にて長さ六尺五寸巾二尺五寸深さ一尺八寸で外箱の間は香具にて詰め外詰は四方が華表つきにて石棺の內廻りは九尺八寸に五尺七寸で深さが六尺あり棺のそとは四百五十表の炭にて詰め中村太郎の棺も馬の箱も上等節なしの木品を用ひ總て今川橋の黑崎仙太郎が受負ひ公の墓所へは正三位勳一等贈右大臣正二位大久保公墓といふ印がたつて前へ華表ができました。

（讀賣新聞第四號、明治十一年五月十九日）

去る十五日式部一等掌典丸岡莞爾君を、勅使として故大久保參議へ左の通詔書に贈官記等を下させ玉へり。

故參議兼內務卿正三位勳一等　大久保利通

忠純許レ國。策ニ鴻圖乎復古一。公誠奉レ君。讃ニ丕績于維新一。剛毅不レ撓。外樹ニ殊勳一。英明善斷。內奏ニ偉功一。洵是股肱之良。實爲ニ柱石之臣一。爰聞ニ溘亡一、曷勝ニ痛悼一。仍贈ニ右大臣正二位一。並賜ニ金幣五千圓一。

明治十一年五月十五日

御璽

奉勅　太政大臣　從一位勳一等三條實美

故正三位勳一等　大久保利通

贈正二位

故參議兼內務卿正三位勳一等大久保利通

贈右大臣

（民間雜誌第百八十八號、明治十一年五月十八日）

大久保公の履歷昨日のつゞき

明治二年行政官職務取扱ひを仰せ付られ同月十五日(不明)に任ぜられて兼務は總て免され同月二日（不　明）に叙せられ同年七月八日に待詔院出仕（不　明）事に力を盡した事を賞され同月二十二日（不　明）られ同年八月二十日に公より伺つて差控を仰付られたが翌日許され同年九月廿六日に從三位に叙せられて掌典錄千八百石を賜はり同年十二月四日御用にて鹿兒島藩へ參られ明治三年三月三十日紫組の掛

緒を賜り同年六月九日に氷川神社への宣命使を命ぜられたが同月十三日に願ひに依て是を免ぜられ同年七月十日に民部省御用掛りを免され同年十一月二十五日御用にてまた鹿兒島藩へ參られ同月三十日に日田縣へ岩倉大納言と共に遣はされて鎭撫筋の指揮を命ぜられ明治四年正月十日急に歸京を仰付られ同年四月二十八日御用にて山口藩へ參られ同年六月廿五日本官を免ぜられ同月二十七日大藏卿に任ぜられ同年七月朔日に制度取調專務を仰せ付られ同年八月十二日此御用を免され同年十月八日特命全權副使として歐米各國へ參られ明治五年三月二十四日に歸朝され同年五月十七日御用にて米國へ參られ翌六年五月廿日歸朝され同年十月十三日に參議に任ぜられ同年十一月二十九日に內務卿兼任を命ぜられ明治七年二月九日御用にて九州表へ出張され同月十日に佐賀の暴動を鎭靜のために出張され同月廿八日鎭靜について酒肴を賜はり同年三月一日に東伏見二品親王が賊徒征討總督となつて進發されたについて公へ御委任になつて兵事に係はることは總督の權內に屬すといふ事をお達しになり同月廿七日に賊徒が平定については軍艦引上けの事。

九日に台（十八字不明　　　）際に係つた（十三字不明　　）々參酌して兵隊の驅引（十字不明　　　　ら」といふ旨を御委任になッ（九　字不　明）同年八月一日全權辯理大臣となつて支那へ行くことを命ぜられて同年十一月二十七日に歸朝されたとき勅語と錦三卷紅白縮緬四匹を賜はり明治八年三月十七日政體取調の御用を仰せ付られ同年四月三十日地租改正事務局總裁と米國博覽會事務總裁を命ぜられ明治九年五月八日奧羽御巡幸の供奉にて先發を仰せ付られ明治十年二月十三日に御用にて京都へ參られ同年六月二日に佛國博覽會事務總裁を仰付られ同年十月十七日に上州新町驛紡績所の開業式について出張を命ぜられ同年十一月二日佐賀台灣の事を賞されて勳一等に叙して旭日大綬章を賜はりまた年金七百四十圓を賜はつて同日正三位に叙せられました、「是までが履歷」明治十一年五月十四日に赤坂紀尾井町にて賊の爲に切害され翌十五日に贈正二位右大臣となられて金圓を賜はりました、（履歷の部はこれでおしまい）

（讀賣新聞第千號、明治十一年五月十九日）

大久保公小傳一昨日のつゞき偕公は台灣蕃地の事につき支那國大臣が談判の手緩いのを怒つて已に支那と戰端をも開くほど迄に言囃されたゆゑ恭親王はじめ彼の國の官員が大きに恐れていろ〳〵談判を延ばすうち其ころ支那在留の英國公使ウエード氏が仲裁に入つて漸やく和議が調のひ五十萬丁の償金を支那政府より請取られて明治七年十一月一日に同國北京を出立され歸り路に天津にて李鴻章に面會され互に國家の大事を語合ひ同月二十七日に目出度日本へ歸られたゆゑ主上よりは特別に公の功勞を賞させたまひて厚つく賜はり物もあり日本の御威光を海外へ輝やかして譽れを萬國に得られたものは全たく公のいさをし。（あとは又）

（讀賣新聞第千號、明治十一年五月十九日）

大久保公を切害した賊の黨類で石川縣士族の高田久英も召さられたとかいひ此ほかにもまだ黨類が有るともいふが此大變な次第を直に當社より諸國の賣捌所へ電報で知らせたうち西京では官員さんも御存じない程にて人民は色青ざめて恐怖したばかり又大坂では是をきくと奸商が相場に關して大そう損をしたものもあり儲けた者も有つたといふが土地〳〵で人の氣質はいろいろあります。

（讀賣新聞第九百九十九號、明治十一年九月十八日）

故參議大久保利通公を切害した島田一郎は舊金澤藩の極輕いもの丶子にて小さい時より氣性がよく膽がすはつて居て學問を勉强し九つの年に父の上役の眼にとまり必らず器量人に成ると見込まれて書籍などを澤山に貰ひ夫より一層はげみまた劍術をよくして武張つて居たが常に生きものを殺すことを好まず御一新の後一旦は農業のみをして生涯を送ると申して居るうちに杉村文一そのほかと謀つて金澤へ忠告社を建て非つねに力を盡して世益を考へたが何を思つたやら曾時東京へ出るといつて國を去り遂に外五名と彼の暴動を働いて汚名を千歳までも流すとは古くからいふ一朝の怒りに其身を忘れてたく心が惑つたものであらう又同類の長連豪は又同藩の者にて馬鹿でもなく隨ぶん論もたち常の行状も正しく自分は儉約をして難澁人を救ふことを樂しみ以前は餘ほど評判のいゝ者

で有つたが御一新から黨族と成つたその後諸國を遊歷し鹿兒島へ行つて西郷桐野はじめ其外とも深く交り夫より金澤へ歸つて居たゆゑ去年の嫌疑を受け今年に成つて東京へ出て來た次第で噂には大久保公へ止めを差したのは此者で有るとかいふが其邊の實說はまだ分りません跡はまた。

（讀賣新聞第千二號、明治十一年五月二十二日）

大久保公を切害した賊のうち杉本乙菊は舊加州の藩にて四百石を領した杉木作左衞門の倅にて是まで格別の事もないが此者に付ての話しに同人は餘ほど沈着して居るかと思ふと存外なことをする質にて十三のとき既に同家中の友達を切殺そうとした事などが有て假令躰は粉になるとも島田一郎の言葉には脊くまいと誓つて此ほどの暴擧にも加はりまた平脇田功一は幼少の時より漢學に志ざして深く孔子の道を守り攘夷の論を盛にして外國の風を嫌ひ先年熊本へ神風黨の起つた時にも同人は大喜びにて今日は神風が吹き起り五港の外國船は微塵に成る翌日は云々の事情が有らん抔と易によつて說を起したれど神風黨に通じもせず一派の氣性を立て居り十四日のことについては自分の兄が或る者へ奉職ちうゆゑ二日前に夫となく暇乞に出かけて此世の別れを告け又島根縣士族の淺井篤壽は是まで口に勤王を唱へ國家の御爲には一身を惜まぬといつて既に去年の鹿兒島戰爭の頃は巡査で居て九州路へ出張して何の不都合もなく勤めて目出度く東京へ歸り其後一等昇進して末々は立派な警察官に成らうと思ふに何か仔細あつて自から免職を願ひ其後國へ歸らず外へ奉職を望みもしない樣子にていつか長連豪や島田その外と惡事をたくらみ遂に此六人が打揃つて前日は種々內談し十四日の朝は酒を買ひ肴を取寄せて一杯飲んだのは死出の門出の水さかづきに換たのか夫より淸水谷に待設け大久保公の馬車を見かけると忽ち草原へ隱した刀を取出し無慙な次第に及ぼして直に一同縛につき此節は定めし夫々のお調べちうで有らうから遠からず此者どもの御所分が知れゝは附錄にしても別配達でも看客方へお届け申しますまだ大久保公についてこの話が有ますが餘り長いから跡はまた。

（讀賣新聞第千四號、明治十一年五月二十四日）

高位高官の方で切られたのは近年井伊掃部頭どの安藤對馬守どの丶類また明治に成つて姉小路少將をはじめ横井參與廣澤參議などにて何れも厚くお取扱ひになり此ほど難に遇はれた大久保利通公へも別して上よりお手厚くされ今日はお邸へ同縣の人々が打よつて祭りを成さるといひ一昨日は利通公の嫡男利和君を從五位に敍せられて華族に列せられた上に遺族方へ金三萬圓を下し賜はり最早お石碑のことについて選者と筆者をおゑらびになり彫刻は多分群鶴へ申付られるとの事。

（讀賣新聞第千五號、明治十一年五月廿五日）

先ごろより大久保公の履歴を調らべらる爲に公が遺書どもを取集められし中に最もめづらしきは公が當初の鹿兒島にて小納戶を勤められし時より紀尾井坂の兇變の前日までも手書せられし日記なりこの中には淸國へ赴かれし前後の始末は云ふに及ばず日常の事にても昨日は何々の事を何某に談ぜり今日何々の改正を誰某に議するなど記事はきはめて簡短なれどおよそ職務上にて緊要の件には大かた漏らさず認められしと云へり又た西鄉と往復の書狀は大抵と置かれしものと見えて現に二百八十餘通を藏められたるがいづれも二尋三尋にも餘りたる長文なるに誤字消字等は一つも見えず且つ其行文の丁寧なるは下書を附て認めしかと思はるゝほどなりとぞ蓋し公が斯く秘藏せられしは他日歷史を編纂するせつの參考にもせらるゝ爲めか兎にかく西鄉が謹愼なると公が周密なるには驚き入りたると親しく見聞せし人のはなし。

（東京日日新聞第千九百七十二號、明治十一年七月一日）

昨十五日、聖上には今回會議に付き在京の地方官を招集あそばされ此度兇賊の爲めに朕が股肱となしたる大久保利通を切害され痛歎に堪へず汝地方官朕が意を體し一層職務を勉勵せよ云々と勅諭あらせられる趣を承りぬ同日伊藤工部卿には內務卿に任ぜられ故大久保內務卿は贈正二位右大臣と宣下相成りたるよし。

（民間雜誌第百八十六號、明治十一年五月十六日）

大久保卿暗殺事件に就て
英京タイムスの報道

紀尾井坂の凶變の英京に達せしは五月十五日なりしが其翌朝(十六日)直ちに左の一編を倫敦タイムスの紙上に載せたり故に譯して信書に附すと頃日彼地よりの來報に見ゆ。

不詳なる新報の東西より併び至るを見る時は悪業も亦傳染質ありて數日を經ず全世界に流行するものなるかと疑はるゝなりウエラ、ザシユリツチ、がジユネラール、トレツフ氏を狙撃せし後幾許ならずして白耳曼帝もヘーデルの爲めに殆んど弑せられんとし玉ひしが又た昨日は日本の首相大久保氏が參朝の途上六名の兇徒に暗殺せられしと聞及べり氏は日本維新の業に與かりて力あり殊に平生改進を主張し舊弊を洗除し又た客歲の內亂を鎭定せし功臣の一人なれば其舊習家の憎みを受ること甚だしく封建黨は皆その讐敵の首長を斃すは氏を殺すにありと思へり抑も暗殺に藉りて其欲を逞ふせんとする者歐洲に在りては過激粗暴の改革黨たり日本に於ては頑愚固陋の舊弊家たり爲す所同うして欲する所の異なるは豈に奇ならずや大久保氏は千八百七十三年歐洲に來れり其豪邁正直にして度量の大なる見識の高き今に至るまで人猶ほ其風采を追想せざるものなし氏の死は日本全國の不幸と云ふべし兇徒は盡く縛に就けりと云ふ。

(東京日日新聞第千九百八十四號、明治十一年七月十五日)

七月廿七日　大審院申渡し

石川縣士族　島田一郎

其方儀自己ノ意見ヲ挾ミ要路ノ大官ヲ除ン事ヲ企テ長連豪杉本乙菊淺井壽篤ヲ誑惑シ同類ニ引入レ脇田巧一杉村文一ト通謀シ明治十一年五月十四日府下紀尾井町ニ於テ連豪外四人ト共ニ大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ除族ノ上斬罪申付候事

同縣士族　長連豪

其方儀自己ノ意見ヲ挾ミ要路ノ大官ヲ除ン事ヲ企テ島田一郎脇田巧一杉村文一杉本乙菊淺井壽篤ト通謀シ明治十一年五月十四日一郎外四人ト共ニ府下紀尾井町ニ於テ大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ除族ノ上斬罪申付候事。

同縣平民　脇田巧一

其方儀自己ノ意見ヲ挾ミ要路ノ大臣ヲ除ン事ヲ企テ島田一郎長連豪杉村文一杉本乙菊淺井壽篤ト通謀シ明治十一年五月十四日一郎外四人ト共ニ府下紀尾井町ニ於テ大久保參議及ビ

御者中村太郎ヲ殺害セシ科ニ依ル斬罪申付候事。

同縣士族　杉本乙菊

其方儀自己ノ意見ヲ挾ミ要路ノ大臣ヲ除ン事ヲ企テ島田一郎長連豪脇田巧一杉村文一淺井壽篤ト通謀シ明治十一年五月十四日一郎外四人ト共ニ府下紀尾井町ニ於テ大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ除族ノ上斬罪申付候事。

同縣士族　杉村文一

其方儀自己ノ意見ヲ挾ミ要路ノ大臣ヲ除ン事ヲ企テ島田一郎長連豪脇田巧一杉本乙菊淺井壽篤ト通謀シ明治十一年五月十四日一郎外四人ト共に府下紀尾井町ニ於テ大久保參議を殺害セシ科ニ依リ除族ノ上斬罪申付候事。

同縣士族　杉村文一

其方儀自己ノ意見ヲ挾ミ要路ノ大臣ヲ除ン事ヲ企テ島田一郎長連豪脇田巧一杉本乙菊淺井壽篤ト通謀シ(以不同文)

島根縣士族　淺井壽篤

其方儀島田一郎長連豪が大久保參議ヲ殺害セントノ企ハ何ノ故ナル事ヲ辨ヘズシテ右兩人ノ逆意ニ與シ島田一郎長連豪脇田巧一杉村文一杉本乙菊ト通謀シ。(以下同文)

石川縣士族　松田克之

其方儀方今ノ政府ヲ一變センガ爲メ大久保參議ヲ殺害セン事ヲ脇田巧一等ト謀リ上京シ尙同志ヲ募ントシ一旦歸縣セシガ其殺害ノ事ヲ果サンガ爲メ再ビ出京ノ途中遲滯ノ折柄巧一等既ニ殺害ノ事ヲ遂ゲシ故其場ニ莅マズト雖モ猶其逆意ハ不正大科ニ依リ除族ノ上禁獄終身申付候事。

同縣士族　橋爪武

其方儀長連豪ノ依賴ニ依リ連豪が島田一郎ト共ニ要路ノ大臣ヲ殺害スルノ同謀者ナル杉本ヘ早々出京セヘシト通知シテ同人ヲシテ連豪等ト共ニ要路ノ大臣即チ大久保參議ヲ殺害スルノ期ニ及ブ事ヲ得セシメ並ニ淺井ガ連豪ト共ニ官員ヲ殺害スル爲メ出京スルノ路金ヲ與ヘ加之連豪等ノ志ヲ繼ギ歸縣シテ後擧ヲ謀ル事ヲ承諾シ歸縣ノ後壽篤等ニ勸メ後擧ノ人數ヲ加ヘントセシ所爲ニ及ヒシハ連豪乙菊壽篤ノ逆謀ヲ助力セシノミナラス後擧ノ企ニ着手セシ科ニ依リ除族ノ上終身禁獄申付候事。

同縣士族　陸義猶

其方儀島田一郎等カ大久保參議ヲ殺害スルノ企ニ同意シテ

斬奸狀ト唱フルモノヲ作爲シ其逆謀ヲ賛成スル科ニ依リ除族ノ上禁獄終身申付候事。　（以下次號）

（朝野新聞第千四百六十八號、明治十一年七月廿八日）

○

島田一郎以下紀尾井坂の逆徒の裁判公報に在る通り斬罪に處せられ其の連累は夫々禁獄と爲りたり一郎始め六人は何れも互に顔を合見せ是れ迄の無事を賀し白洲の外にて六人共高聲に辭世を詠じ夫れより釣台に載せ巡査五十人許りにて市ケ谷の刑場へ護送し法の如くに行はれたりと云ふ。

（朝野新聞第千四百六十八號、明治十一年七月二十八日）

○

七月二十七日大審院申渡し（前號の續き）

石川縣士族　水　野　生　清

其方儀島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害スルノ企ニ同意シ上京ノ旅費金ヲ與ヘ其逆謀ヲ助カセシ科ニ依リ除族ノ上禁獄終身申付候事。

同縣士族　宮　崎　延　義

其方儀島田一郎が出京スルヲ大臣參議ヲ殺害スル費金扶助方ニ奔走シ且又一己ノ發意ヲ以テ池田嘉世外數名ヨリ金ヲ募リ旅費トシテ一郎ニ渡シ加之一郎ガ發途ノ時水島驛迄見送リタル右科ニ依リ除族ノ上禁獄十年申付候事。

島根縣士族　松　田　秀　彦

其方　長連豪が大久保參議を殺害スルノ企テアルヲ確知シテ而シテ橋爪武ガ連豪等同樣ノ所業ニ及バントノ逆謀ニ與シテ其事ヲ議セシ爲メ武ヲ慕ヒ金澤ニ赴キシ科ニ依リ除族上禁獄十年申付候事。

石川縣士族　山　田　貢

其方儀石川縣第四課庶務課受付掛奉職中島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ同意シ是ガ爲メ辭職上京シテ其擧ニ與ラントセシニ辭職スル事ヲ得ズシテ出京ヲ遂ケズト雖モ始メヨリ一郎ニ同意シタル科ニ依リ除族ノ上禁獄十年申付候事

同縣士族　大　野　成　忠

其方儀島田一郎ガ上京シテ大保久參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ與シ半途迄出足引戻サレシ後猶淺井壽篤ヨリ重臣ヲ暗殺スル逆謀ヲ承リナガラ其壽篤が重臣暗殺ノ爲メ出京スルヲ見送リ改心ノ實跡相立ズ右科ニ依リ除族ノ上禁獄七年申付候事。

同縣士族　堀江忠太郎

（右同文）

同縣士族　久保嘉吉郎

其方儀島田一郎ガ大臣參議ヲ殺害スル爲メ出京スルヲ知リ其旅費金ヲ與ヘシ科ニ依リ除族ノ上禁獄七年申付候事。

同縣士族　木村致英

其方儀島田一郎ヨリ大久保參議ヲ害スルノ逆謀ニ同意可致樣談ジヲ受ケ其後之レヲ謝絶スト雖モ一郎等ヨリ斬姦狀ト唱フル書面ヲ受取リ事後之ヲ郵便箱ニ差入ルヽノ依託ヲ承諾シ明治十一年五月十四日脇田巧一等ガ大久保參議ヲ殺害セント出立スルヲ見送リ尚又一郎等ガ逆謀ヲ果セル時刻ヲ測リ斬姦狀ト唱フル書面ヲ郵便箱ニ差入タル科ニ依リ除族ノ上禁獄五年申付候事。

同縣士族　雪野銳次郎

其方儀長連豪島田一郎ガ要路ノ大臣ヲ殺害スルヲ知リ同謀セズト雖凡其所爲ハ惡事ニ非ズト見認メ遂ニ一郎等ノ出京スルヲ見送リ加之右兩人ガ要路ノ大臣ヲ殺害スル爲メ出京シ居ル事ヲ知リナガラ縣廳ヨリ一郎等ヲ搜索アルヲ隱蔽セシ科ニ依リ除族ノ上禁獄九年申付候事。

同縣士族　澤口期一

其方儀島田一郎ガ要路ノ大臣ヲ殺害スルノ逆謀ニ同意シ爾後悔悟ノ念ヲ發シ一郎ニ對シ忠告セント雖モ一郎ガ逆意アルヲ知リナガラ之ヲ陰蔽シ居リシハ悔悟ノ實心ナキモノトス右科ニ依リ除族ノ上禁獄五年申付候事。

同縣士族　寺垣吉之

其方儀石川縣警部ノ職ヲ奉ジナガラ島田一郎ニ要路ノ大臣ヲ除カントスルノ密謀ヲ一旦承リタルト雖モ其事實眞僞ノ事ニ非ラズト思ヒ水野牛清伊藤了ヨリ一郎ガ上京シ大久保參議ヲ殺害スルノ企テナリト聞キ之ヲ呼戻ス事ヲ談セシモ職掌柄處分モ有之筈ノ處無其儀右科ニ依リ除族ノ上禁獄三年申付候事。

同縣士族　伊藤了

其方儀島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害セント企テ出京スル事ヲ水野牛清ヨリ承知シ一郎へ忠告スト雖モ一郎之ヲ承知セザルニヨリ一滿ヲ生セシモ其母ヨリノ勸メニヨリ遂ニ一郎出京ノ時水島驛迄見送リ其後縣廳ヨリ一郎等ヲ搜索アル事ヲ知リ

ナガラ訴ヘ出ザル科ニ依リ除族ノ上禁獄一年申付候。

同縣士族　入江鎌次郎

其方儀島田一郎ヨリ大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ヲ聞知シ其筋ヘ訴出ザル科ニ依リ除族ノ上禁獄百日申付候事。

同縣士族　高川久英

其方儀長連豪等ヨリ大久保參議ヲ殺害スルノ擧ニ加ハルベシト勸メラレ畏懼ノ餘リ詐テ同意シ追テ之ヲ謝絶セント雖モ既ニ容易ララザル逆謀ヲ承知シナガラ其筋ヘ訴出ザル科ニ依リ除族ノ上禁獄百日申付候事。

同縣士族　薄井迂太郎

其方儀島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害スルノ企ニ同意シテ同志堀江忠太郎大野成忠ト共ニ出京シテ事ヲ擧ント契約セシ罪ヲ犯セシト雖モ其後悔悟改心シ折柄忠太郎成忠ガ脱走セシヲ聞キ彼等ヲモ改心セシメ度トテ成忠ガ父成貞及ビ忠太郎叔父又藏ニ事情ヲ告知シ因テ成貞等ヲシテ忠太郎成忠ヲ途中ヨリ引戻スヲ得ルニ致ラシムルヲ以テ其罪ヲ免ズ。

無罪　同縣士族　吉田嘉忠

東京四ッ谷尾張町二番地寄留

同　平民林佐妻　林　ユ　ノ

同　石川縣士族　龜　田　臣

同　同縣士族木村致英妻　木　村　ヨ　子

（朝野新聞第千四百六十九號、明治十一年七月三十日）

紀尾井坂の兇徒島田一郎、長連豪、杉本乙菊、杉村文一、淺井壽篤、脇田巧一、の六囚は一昨日七日午前十時ごろ警視監獄より司法省臨時裁判所へ呼出され玉乃判事より刑名を宣告せられし後ち本繩に縛りてアンダ　に舁がれ同十一時三十分ごろ市ケ谷監獄署へ送致になりて斬罪に處せられたり引續きて連累廿二名のうち陸義猶、松田克之、水野生清、橋爪氏は禁獄終身。松田秀彥、山田貢、宮崎延義は同十年。大野成忠堀江忠太郎、久保嘉吉郎は同七年。木村致英、雪野鋭二郎、澤口期一は同五年。寺垣吉之は同三年。伊藤了は同一年。高田久英入江鎌次郎は同百日。薄井達太郎は免罪。吉田嘉忠、龜田臣、林ゆの、木村よねは孰れも無罪と申渡され是にて此獄も落着となりぬ此日島田等六名は各々辭世の詩歌あり（次號に載す又た木村致英の妻よねは三つ四つばかりなる男兒を

肌にして早朝より司法省の玄關脇に詰掛け今日こそ夫の致英も放免と陰暗からぬ世の人に立交らるべしと思ひの外五年の禁獄に處せられ蹌ほひながら獄卒に追立てられて行く體を見るに目も暮れ魂も消失せてわつとばかりに泣伏せしと傍への人も思はず袖を濡ほせしと探訪者が鼻を酸めて物語れり當日罪囚の宣告文は左の如し。

石川縣士族　島田一郎

其方儀自己ノ意見ヲ挾ミ要路ノ大臣ヲ除ン事ヲ企テ長連豪杉本乙菊淺井壽篤等ヲ誑惑シ同類ニ引入レ脇田巧一杉村文一ト通謀シ明治十一年五月十四日府下紀尾井町ニ於テ連豪外四人ト共ニ大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ除族ノ上斬罪申付候事。

石川縣士族　長連豪

其方儀自已ノ意見ヲ挾ミ要路ノ大臣ヲ除ン事ヲ企テ島田一郎脇田巧一杉村文一杉本乙菊淺井壽篤ト通謀シ明治十一年五月十四日一郎外四人ト共ニ府下紀尾井町ニ於テ大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ除族ノ上斬罪申付候事。

石川縣平民　脇田巧一

其方儀自己ノ意見ヲ挾ミ要路ノ大臣ヲ除ン事ヲ企テ島田一郎長連豪杉本乙菊淺井壽篤ト通謀シ明治十一年五月十四日一郎外四人ト共ニ府下紀尾井町ニ於テ大久保參議及ビ御者中村太郎ヲ殺害セシ科ニ依リ斬罪申付候事。

石川縣士族　杉本乙菊

其方儀自己ノ意見ヲ挾ミ要路ノ大臣ヲ除ン事ヲ企テ島田一郎長連豪脇田巧一杉本文一淺井壽篤ト通謀シ明治十一年五月十四日一郎外四人ト共ニ府下紀尾井町ニ於テ大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ除族ノ上斬罪申付候事。

石川縣士族　杉村文一

其方儀自已ノ意見ヲ挾ミ要路ノ大臣ヲ除ン事ヲ企テ島田一郎長連豪脇田巧一杉本乙菊淺井壽篤ト通謀シ明治十一年五月十四日一郎外四人ト共ニ府下紀尾井町ニ於テ大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ除族ノ上斬罪申付候事。

島根縣士族　淺井壽篤

其方儀島田一郎長連豪ガ大久保參議ヲ殺害セントノ企ハ何ノ故ナル事ヲ辨ヘズシテ兩人ノ逆意ニ與シ島田一郎長連豪脇田巧一杉村文一杉本乙菊ト通謀シ明治十一年五月十四

日一郎外四人ト共ニ府下紀尾井町ニ於テ大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ除族ノ上斬罪申付候事。

石川縣士族　松　田　克　之

其方儀方今ノ政府ヲ一變センガ爲メ大久保參議ヲ殺害セン事ヲ脇田巧一等ト謀リ上京シ尙同志ヲ募ラント一旦歸縣セシガ其殺害ノ事ヲ果サンガ爲メ再ビ出京ノ途中遲滯ノ折柄巧一等既ニ殺害ノ事ヲ遂ゲシ故其場ニ莅マズト雖モ猶其逆意ハ不止右科ニ依リ除族ノ上禁獄終身申付候事。

石川縣士族　橋　爪　　武

其方儀長連豪ノ依賴ニ依リ連豪ガ島田一郎ト共ニ要路ノ大臣ヲ殺害スルノ同謀者ナル杉本ヘ早々出京スベシト通知シテ同人ヲシテ連豪等ト共ニ要路ノ大臣即チ大久保參議ヲ殺害スルノ期ニ及フ事ヲ得セシメ並ニ淺井ガ連豪ト共ニ官員ヲ殺害スル爲メ出發スルノ路金ヲ與ヘ加之連豪等ノ志ヲ繼キ歸縣シテ後擧ヲ謀ル事ヲ承諾シ歸縣ノ後壽篤等ニ勸メ後擧ノ人數ニ加ヘントセシ所爲ニ及ヒシハ連豪乙菊壽篤等ノ逆賊を助力セシノミナラス後擧ノ企ニ着手セシ科ニ依リ除族ノ上終身禁獄申付候事。

石川縣士族　陸　　義　猶

其方儀島田一郎等ガ大久保參議を殺害スルノ企ニ同意シテ斬姦狀ト唱フルモノヲ作爲シ其逆賊ヲ贊成スル科ニ依リ除族の上禁獄終身申付候事。

石川縣士族　水　野　生　淸

其方儀島田一郎等が大久保參議を殺害スる企てに同意し上京ノ旅費金ヲ與ヘ其逆賊ヲ助力セシ科ニ依リ除族ノ上禁獄終身申付候事。　（以下次號）

（東京日日新聞第千九百九十六號、明治十一年七月廿九日）

大審院判決昨報續き

島根縣因幡國邑美郡中土手通百六十三番地

島根縣士族　松　田　秀　彥

其方儀長連豪ガ大久保議參ヲ殺害スルノ企テアルヲ確知シ而シテ橋爪武か連豪等同樣ノ所業ニ及ハンコトノ逆賊ニ與シ其事ヲ議セン爲メ武ヲ募ヒ金澤ニ赴キシ科ニ依リ除族ノ上禁獄十年申付候事。

石川縣加賀國石川郡金澤泉町七十三番地

石川縣士族　山田貢

其方儀石川縣第四課庶務課受付併奉職中島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ同意シ是カ爲メ辭職出京シテ其擧ニ與ラントセシニ辭職スル事ヲ得ズシテ出京ヲ遂ゲズト雖モ始メヨリ一郎ニ同意シタル科ニ依リ除族ノ上禁獄十年申付候事。

石縣川加賀國金澤裏千日町十九番地

石川縣士族　宮崎延義

其方儀島田一郎ガ出京スルハ大臣參議ヲ殺害スル企テナルベシト想像シナガラ一郎ガ頼ニ因リ旅費金扶助方ニ奔走シ且又一已ノ發意ヲ以テ池田嘉世外數名ヨリ金ヲ募リ旅費トシテ一郎ニ渡シ加之一郎ガ發途ノ時水島驛迄見送タリ右科ニ依リ除族ノ上禁獄十年申付候事。

石川縣加賀國石川郡金澤茶畑町一ノ小路十二番邸

石川縣士族　大野成貞長男

大野成忠

其方儀島田一郎ガ上京シテ大久保參議ヲ害殺スルノ逆謀ニ與シ半途迄出足引戻サレシ後猶又淺井壽篤ヨリ重臣ヲ暗殺スルノ逆謀ヲ承リナガラ其壽篤ガ重臣暗殺ノ爲メ出京スルヲ見送リ改心ノ實跡相立ズ右科ニ依リ除族ノ上禁獄七年申付候事。

石川縣加賀國石川郡金澤下欠原町二番地

石川縣士族　直道長男

堀江忠太郎

其方儀島田一郎ガ上京シテ大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ與シ半途迄出足引戻サレシ後猶又淺井壽篤ヨリ重臣ヲ暗殺スル逆謀ヲ承リナガラ其壽篤ガ重臣暗殺ノ爲メ出京スルヲ見送リ改心ノ實跡相立ズ右科ニ依リ除族ノ上禁獄七年申付候事。

石川縣加賀國石川郡金澤五十人町三十番邸

石川縣士族　久保嘉吉郎

其方儀島田一郎ガ大臣參議ヲ殺害スル爲メ出京スルヲ知リ其旅費金ヲ與ヘシ科ニ依リ除族ノ上禁獄七年申付候事。

石川縣加賀國石川郡中主馬町二十四番地

湯淺尙一同居東京本鄉春木町二丁目十九番地寄留

石川縣士族　木村致英

其方儀島田一郎ヨリ大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ同意可致樣談シヲ受ケ其後之レヲ謝絶スト雖モ一郎ヨリ斬姦狀ト唱フル書面ヲ受取リ事後之ヲ郵便箱ニ差入ル、事ノ依托ヲ承諾シ明治十一年五月十四日杉田巧一等ガ大久保參議ヲ殺害セント出立スルヲ見送リ尙又一郎等ガ逆謀ヲ果セシ時剋ヲ測リ斬姦狀ト唱フル書面ヲ郵便箱ニ差入タル科ニ依リ除族ノ上禁獄五年申付候事。

石川縣加賀國石川郡金澤岸町三十八番邸

石川縣士族　雪野鋭次郎

其方儀長連豪島田一郎ガ要路ノ大臣ヲ殺害スルヲ知リ同謀セズト雖モ其所爲ハ惡事ニ非ラズト見認メ遂ニ一郎等ノ出京スルヲ見送リ加之右兩人ガ要路ノ大臣ヲ殺害スル爲メ出京シ居ル事ヲ知リナガラ縣廳ヨリ一郎等ノ搜索アルヲ陰蔽セシ科ニ依リ除族ノ上禁獄申付候事。

石川縣加賀國石川郡金澤臺所町七十番邸

吉川嘉之同居

石川縣士族　澤口期一

其方儀島田一郎ガ要路ノ大臣ヲ殺害スルノ逆賊ニ同意シ爾後悔悟ノ念ヲ發シ一郎ニ對シ忠告セシト云ヘ雖モ一郎ガ逆意アルヲ知リナガラ之ヲ陰蔽シ居リシハ悔悟ノ實心ナキモノトス右科ニ依リ除族ノ上禁獄五年申付候事(以下次號)

(東京日日新聞第千九百九十七號、明治十一年七月三十日)

○

三品親王敬仁薨來る八月二日府下第九大區二小區小石川豊島岡へ御葬送相成候條此旨布告候事。

明治十一年七月三十日

太政大臣　三條實美

(東京日日新聞第千九百九十八號、明治十一年七月三十一日)

去る廿七日に所刑相成りたる島田一郎等が所持の刀幷ニ懷中銃を昨日その筋より大審院へ廻されたるが刀は長さ二尺五六寸にて切先き二寸ほど折れたり緣等は素より鍔も切羽も無く鞘は呂塗にて柄は鮫を着せ其上を眞田紐にて卷きたり其他の三ふりは何れも匕首なりと云ふ。

(東京日日新聞第千九百九十八號、明治十一年七月三十一日)

大審院判決昨日の續き

石川縣加賀國石川郡櫻畠八幡町二十七番邸

其ノ方義石川縣警部ノ職ヲ奉ジナガラ島田一郎ヨリ要路ノ大臣ヲ除カントスルノ密謀ヲ一旦承リタリト雖其事眞實ノ事ニアラズト思ヒ其後水野生清伊藤了ヨリ一郎ガ上京ハ大久保參議ヲ殺害スルノ企テナリト聞キ之ヲ呼戻ス事ヲ談セシモ職掌柄處分モ有之筈ノ處無其儀右科ニ依リ除族ノ上禁獄三年申付候事。

石川縣加賀國石川郡金澤土取場城端町六十七番邸

石川縣士族　伊　藤　了

其方義島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害セント企テ出京スル事ヲ水野生清ヨリ承知シ一郎ヘ忠告スト雖モ一郎之ヲ承知セザルニヨリ不滿ヲ生ゼシモ其母ヨリノス丶メニヨリ途ニ一郎出京ノ時水島驛迄見送リ其後縣廳ヨリ一郎等ノ捜索アル事ヲ知リナガラ訴ヘ出ザル科ニ依リ除族ノ上禁獄一年申付候事。

石川縣加賀國石川郡金澤梅本町東横町四番地

石川縣士族　高　田　久　英

其方義長連豪等ヨリ大久保參議ヲ殺害スルノ擧ニ加ルベシト勸メラレ畏懼ノ餘リ詐テ同意シ追テ之ヲ謝絕セシト雖モ既ニ容易ナラザル逆謀ヲ承知シナガラ其筋ヘ訴出ザル科ニ依リ除族ノ上禁獄百日申付候事。

石川縣加賀國石川郡北長門町新建二十七番邸

石川縣士族　入　江　鎌　次　郎

其方義島田一郎ヨリ大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ヲ聞知シ其筋ヘ訴出ザル科ニ依リ除族ノ上禁獄百日申付候事。

石川縣加賀國石川郡金澤下鷹匠町十番邸

石川縣士族薄井應備長男　薄　井　達　太　郎

其方義島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害スルノ企ニ同意シ同志堀江忠太郎大野成忠ト共ニ出京シテ事ヲ擧ント契約セシ罪ヲ犯セシト雖モ其後悔悟改心シ折柄忠太郎成忠ガ脫走セシヲ聞キ彼等ヲモ改心セシメ度トテ成忠ガ父成貞及ビ忠太郎ガ叔父又藏ニ事情ヲ告知シ因テ成貞等ヲ忠太郎成忠ヲ途中ヨリ引戻ス事ヲ得ルニ至ラシムルヲ以テ其罪ヲ免ズ。

石川縣加賀國石川郡金澤土馬町四十二番地

石川縣士族　吉田嘉忠

其方儀島田一郎等ガ大久保參議ヲ殺害ノ事件ニ付不審ノ廉有之糺問ヲ遂ル處申立明瞭ナルニ付無罪。

石川縣加賀國石川郡金澤川上新町一丁目十八番邸
山岡傳兵衛方同居石川縣士族　龜田臣

其方義島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害セシ事件ニハ關係ナシト雖一郎トハ義兄弟ノ盟約ヲモ爲セシ者ニ付相當ノ處分ヲ受ケ度旨出訴スルニ因リ糺問ヲ遂グル處申立明瞭ナルニ付無罪。

石川縣加賀國石川郡中主馬町二十四番地湯淺尙一同居
東京本郷春木町二丁目十九番地
石川縣士族木村致英妻　木村よね

其方義島田一郎等ガ大久保參議ヲ殺害セシ事件ニ付不審ノ廉有之糺問ヲ遂ル處申立明瞭ナルニ付無罪。

石川縣加賀國石川郡金澤木ノ新保新町東京四ツ谷尾張町二番地寄留
平民林佐平妻　林ゆか

其方義島田一郎等ガ大久保參議ヲ殺害セシ事件ニ付不審ノ處有之糺問ヲ遂ル處申立明瞭ナルニ付無罪。

（東京日日新聞第千九百九十八號、明治十一年七月三十一日）

○

右大臣大久保公の北の方は兼て肺病にて御不快なりしが藥餌の効なく十二月七日午前九時逝去せられたれば本日午後一時青山なる故殿墳墓の正面へ葬らるゝといふ氏は同縣同郡早崎某の娘なりと。

（東京日日新聞第二千四號、明治十一年十二月九日）

此程病死せられし故久大保參議の後室滿須の方は參議が兇變に逢ひし前夜より少々不例にて翌朝參議が參朝の節にも見送られず今年三歲にならるゝ女兒某君が抱き守りに連れられて玄關まで見送り參議を呼んで頻りに慕はるゝ樣子なれば參議も振り向かれ歸つてから抱いてあげるよと言ひ放し出門せられしまゝ彼の禍に罹られしにぞ滿須の方には愁傷一とかたならず人に逢ふては前述の話しをなし頻りに悲まれしより病體次第に重り先頃出產の妾腹に生れし御子の宮參りにも滿須の方には病中ながら買置の紋服を縫ひ直して着せられ餘のお子がたの事共を殘

子がたの事共を殘る所なく家令老女どもに懇々囑託せられ自分も早く快復を致したいが萬一の時には何分宜く賴むとの事にて其翌日竟に死去せられしは聞くも哀れなることにこそ。

（朝野新聞第千五百八十二號、明治十一年十二月十五日）

故大久保公を刺殺し奉りし兇徒六名のうち島田等五名は夫々に石碑もあれど獨り島根縣淺井壽篤のみ墓所のなきを氣の毒に思ひたるにや下谷車坂町の刀商町田平吉が近く青山の埋葬地へ墓標を取建ると云ふ咄し。

（東京日日新聞第二千五百七十三號、明治十三年七月八日）

伊藤公の暗殺未遂（明治十一年十一月五日）

十一月四日東京裁判所落着

東京第一大區八小區南紺屋町十二番地
辻知惠方止宿高知縣土佐國土佐郡水道町
士族　岩本寅喜

其方儀兇賊島田一郎等ノ大久保參議ヲ謀殺セシ志ヲ繼ギ當路ノ重臣ヲ殺サンコトヲ企謀シ兇器買入レノ代金ニ差支ルノデ牛島實幸ノ時計ヲ盜取而已ナラズ伊藤參議ヲ殺サント該邸內ヘ忍入或ハ路傍ニ於テ其通行ヲ狙フ科ニ依リ除族ノ上禁獄七年申付ル

東京第一大區一小區有樂町一丁目四番地
日野順助方同居高知縣士族　勝賀瀨勤

其方儀岩本寅喜ヨリ伊藤參議ヲ殺サント企謀シ居ルコトヲ聞ナガラ速ニ不訴而已ナラズ寅喜ガ下宿ノ動靜ヲ伺ヒ同人ニ通知致シ遣ハス科不應爲重ニ問ヒ士族ニ付禁獄七十日ノ處滯獄三十日以外十四日ヲ過ルニ付剩ル禁獄五十六日申付ル

同　第一大區八小區南紺屋町十二番地
石川縣士族　寺澤衛

其方儀岩本寅喜ヨリ預リシ懷時計ハ不正ニ付取上ル

（朝野新聞第千五百四十九號、明治十一年十一月九日）

前號の裁判所公報に載せし高知縣士族岩本寅吉の口述を左に掲ぐ

自分儀明治八年一月中出京同三月中四等巡査拜命同九年二月

中九州地方へ出張し明治十年八月中歸京同年九月中再び鹿兒島へ出張し同十一年四月下旬歸京同五月十一日巡査を辭職したり

明治八年一月中出京の途中不圖現今行先不明石川縣士族杉本安六なる者と懇意に成り出京後も互に往來致したるに其後打絶え疎遠罷在明治十一年四月下旬自分歸京以來は安六屢ば尋來り諸所同遊頗る懇意に交際し互に赤心を吐露するの友と成りたり然るに自分は豫て政府施政壓制を極むると存じ憤懣の餘り人民の爲め壓制を除き度と存じ居る折柄同年五月十四日紀尾井町の兇變を承り右は島田一郎等の義擧にして人民の幸福と私かに讃賞致し居り同年五月十九日右一郎等の記したる斬奸狀を前文安六儀貰ひ請たる由にて持參したるを覩るに全く讀解し得ず其文意安六に聞き大に感激しもとより一郎等の志と同樣なるに付其志を繼ぎ重臣を刺殺さんと決心し其趣き安六へ申述べしに安六に於ても素より同意にて同人は是より大阪へ赴き同志を募り倶に一郎等の意を繼んと盟約し同年五月廿八日旅費として金六圓を安六に與へ同人は即日大阪を指して發足したり尤も大阪着の上は速に通信致す約なるに其後如何致したるや更に通信なし（以下次號）

（朝野新聞第千五百五十號、明治十一年十一月六日）

高知縣士族岩本寅吉の口述（前號の續き）

高知縣士族松野楠猪とは幼年の友にて十一年六月中旬日失念自分元止宿せし麴町上州屋某方へ右楠猪尋ね來り種々談話の末同人をも自分等同志に引き入れてと存じ先づ其意を探らん爲當今政府は壓制を極め民權は更に振はず實に憤懣の至りに付人民の爲め身命を拋ち政權の最も歸する伊藤參議を刺殺すべくと決心したる旨申談じたるに楠猪云ふ人民の爲め身命を捨るは美事なりと雖も尙篤と思慮すべくと同意の模樣も無之其夜は自分方に止宿し翌朝に至り楠猪又云ふ刺殺論は猶ほ篤と思慮すべしと尙論次に諷諫の意を察したれども自分に於ては既に右短刀を懷中し赤坂紀伊國坂茶店清水權八店へ立ち寄り待ち受け居候處間もなく馬車通行したる間竊かに車内を窺ふに西鄕公なり續いて來る馬車を窺ふに伊藤公の如く存じたれども新聞紙を閲し居られ判然分り兼ねたるに付差控へ其退出を待ち受んと喰違ひ邊を散歩致し居りたれども退出の模樣

も無之彼是十二時にも至りし故空しく立ち戻り翌三十日再び伊藤公を狙はんと存じ短刀を所持し清水權八店へ立ち寄り自分持參したる酒を飮み待居る中馬車通行したる間其車内を窺ふに西郷公にて外に馬車來らず因て空しく立ち戻り十一年八月一日又々短刀を所持し午前八時頃江口忠光店へ立ち寄り待ち受くる内馬車通行したる間其馬車を窺ふに西郷公にて其餘途に馬車來らず餘り殘念と存じ此れより猶ほ伊藤公の邸内を窺はんと同所へ立越す途中建宮樣御門に數多の馬車有之に付伊藤公も必定同所に御出頭有之べく就ては明二日建宮樣御葬式にて好機會なり早朝より伊藤公の門前に待受け是迄の宿志を遂げんと決心し歸途同縣士族勝賀瀨勸（十九年六ケ月）止宿へ立ち寄り是迄伊藤參議を刺殺さんと狙ひたる次第を語り明二日は建宮樣御葬式に付伊藤公の出邸を待ち受け宿志を遂げんと存ずる旨申聞けたるに勸よりも右は改心したる方可然旨申したれども最早決心致し居ること故返答も致さず且つ强て自分の擧動に付警視の探偵も難計に付ては借用したる書籍も自分止宿所へ取りに參り其の序でに探偵の有無を知らせ吳るべき旨勸へ相託し同人と相分かれたり（以下次號）

（朝野新聞第千五百五十一號、明治十一年十一月七日）

高知縣士族岩本喜吉口述（前號の續き）

自分は同縣人横川良次方へ立ち寄り勸の通知を相待べくと存じたる處良次不在に付無據歸宿の途中勸へ出會致し異狀無之由承り依て勸共々決心したるに付ては兎も角も伊藤公の馬車を認め置かん爲め赤坂御所邊迄參るべくと存じ楠猪同行を進め同人倶々御所邊へ罷越待受候得共伊藤公の馬車來らざるより空しく立ち戻る途中日比谷御門側にて伊藤公の馬車に行會ひ其模樣を認め置き楠猪は同所にて相別れ同人は前文の如く不同意の樣子に付迚も謀るに足らざる者と存じ其後名前不存蕎麥店にて同人に出會したる節過日の刺殺論は最早斷念したればロ外致し吳れ間敷旨約し置たり前文杉本安六は擲きに大阪へ罷越たる後更に通信も無之且つ外に同志の者迚も無之寧ろ一人にて刺殺を遂げんと決心し依て伊藤公の面體をも認め置かんと十一年五月下旬同邸へ赴き名刺を出し面謁を乞ひたれども御用繁の趣にて斷られ其後も又罷越したれども同樣に付高知縣の肩書にては到底面謁無之と思察し十一年七月廿六

日猶ほ又同邸へ罷越し茨城縣山田某と詐稱し面謁を乞ひたるに同邸警衛の巡査安島善道なる者應接にて最早出勤時間に付面會致し難き旨申聞され空しく引き取り因て考ふるに一人にて事をなすには短銃を以て狙擊するに如かずと存じ右短銃買入の資金工夫中十一年七月廿七日曾て同宿したる巡査牛島實幸が下宿山田仁兵衛方へ罷越したるに實幸が不在にて同人机上に懷中時計一箇有之を見受け幸ひ短銃買入れの資に充つべきと存じ私かに盜み取り自分止宿南紺屋町辻ちゑ方に同宿する同縣士族片岡定綱を欺き受入に立て同町十二番地寄留石川縣士族寺澤衡へ右時計を抵當致し候得共更に見當らず因て芝源助町長濱源二郎方にて短刀一本金六十二錢五厘にて買ひ求め右短刀を携へ十一年七月二十九日午後第一時過ぎ頃靈南坂へ掛る伊藤公の邸外塀を乘り越え忍び入り樹木の間に潛み邸內の模樣を窺ふに巡査の警衛等嚴重にて迚も宅內へ入るを得ざるに付其出車の途中を狙はんと存じ再び外塀を乘り越え立ち去り同日午後八時頃自分止宿辻ちゑ方へ歸るや否や突然捕吏來り拘引する旨申聞たるに付明二日迄脫逃して宿志を遂げんと存じ私かに短刀を懷にしちゑ方二階窓より飛出したるに衣類の裾を掴まれ逆しまに地上に落ち面部及び左手を疵傷し其痛に堪へ兼直ちに召捕らる尤も右盜み取たる時計を抵當にして借り受けたる金圓は悉皆遣ひ申候事　（畢）

（朝野新聞第千五百五十二號、明治十一年十一月八日）

島田一郎等が志を繼ぎて大臣參議を暗殺せんと企て其事發覺して先ごろ拘引なりたる高知縣士族岩本寅喜は昨日東京裁判所に於て禁獄七年申付けられたり此岩本と云へるは土佐國土佐郡水道町に住せし士族にて去る明治八年の一月ごろ東京へ來り四等巡査となりて昨年西南の役にも九州地方へ出張し歸京の後ち再び鹿兒島に赴き本年の四月に職を辭し南紺屋町十二番地の辻知惠方に止宿し居けるが岩本が去る八年に東京へ來る途中にて石川縣の士族杉本安六と云へるものと道連れになり東京へ來りし後も互に往來して交りしうち去る五月十四日に島田等が大久保參議を暗殺せしを岩本は此上も無き義擧なりと思ひ誤まり己れも斯る大事を企てんものと考へ居たる處へ杉本が尋ね來りて島田等が差出せしと云ふ斬奸狀を取り出して示したれども岩本は無學文盲なれば少しも分らず杉

本に講釋して貰ひて漸く合點ゆき成るほど尤もの樣に存ずるから拙者も一つ誰か殺したしと云ひ出るを杉本は聞きて大に感じたる體にもてなし扨て〳〵君は見上げたる愛國者かな然る心底ならば我も共々力を合せて暗殺を謀るべしとは云へ二人位にてはチト危ふし我は是より大阪に赴き同志を募りて馳せ下るべし先づ夫までは待合されよと堅く約束して杉本は其場に岩本より金六圓を借りこれを路用として五月廿一日に東京を立ち出でける。(以下次號)

岩本寅喜の咄し昨日のつゞき

杉本が大阪へと發足せしのち寅喜は今日は彼地の模樣を書き送るか明日は同士と共に馳せ上るかと待てど暮せど一通の端書だに來らねば如何せしかと案じ煩ふ處へ同じ高知縣の士族にて幼年よりの友なりし松野楠猪と云へるが尋ね來りしを幸ひ是を同志に引入れんと竊に其意を語りてさて云ふやう我は先づ權威の大久保に繼ぎたる伊藤參議を刺し殺さんと思ふなりさあらば地獄へ參りて島田に逢ひしとて同じ參議内務卿を殺したる譯なれば決して彼等に落は取らせず併しながら玆に一つの難儀と申すは御承知の如く我れは一文不通の男なれば斬奸狀とか云ふものを作つたり書いたりすることは思ひも寄らず去りとてこれを略しては少し暗殺に目方も付ず近ごろ當惑仕るなど〻既に決心したる體にて云ひ出るを松野は聞き終りて如何さま政府の壓制を憎み人民の爲めに命を損するは得がたき美事にはあれど死生もまた大いなり猶ほ篤と勘考せられよと云ひ放ちて同意する氣色なければ岩本も再び云はず其夜は松野も一所に泊りて翌朝また岩本に向ひて昨夜も申せし如く暗殺は輕々しく爲すべき業ならねば能く熟慮ありたしと懇ろに諫め止めて立別れんとするを岩本は心の内に同意さへすれば名は萬代の後にも貽すべき結構至極の暗殺を氣嫌ひするなど〻は存外の流行に後れた奴なり我は既に決心したる上なれば思ひ絶ゆべしとも覺へず兎に角今日は赤坂邊を徘徊して餘所ながら伊藤公が馬車の樣をも見置んとさらぬ體にて松野に同行し假皇居のあたりをぶらつけど參議と覺ほしき馬車にも逢はず望を失ひて立歸る途中に恰も好し伊藤公の馬車に日比谷御門の處にて行き逢ひ目を留めて其機を窺ひ松野に別れて旅宿へ歸りしが若しや松野が他言しては一大事

なりと心付き兩三日たちて松野を尋ね伴ひて麴町の蕎麥屋へ入り先日はなせし暗殺一件は都合に依りて見合す事と決したれば必ず他言は無用なりとぞ其後ち猶も數日を經れど大阪の杉本よりは便りも無ければ今は待つとも甲斐なかるべし一人にて暗殺せんものと決心はしたれど伊藤公の面體を能く知らねば間違へば他人の命を取りては氣の毒なりと思ひ六月の下旬に同公の邸へ赴き名刺を出して面會を乞ひしに御用繁のよしにて其の事かなはず翌日に及びて參りたれど前日に同じく謝絕せられければ迚も高知縣との肩書ありては怖くて對面せらるまじと思ひ七月二十六日になりて茨城縣山田某と僞名の手札を出したれど應接の巡査より最はや參朝の時刻なれば又々來臨せらるべしとありければ面會の事は思ひ止まりて猶ほ樣々と暗殺の手段を案ずるに所詮一人にて手を下すには懷中銃にて狙擊するに若くはあらじ何とぞこれを買ひ求むる金を才覺せんと懇意の者に賴めども一所不住の身なれば賴もしく借さんと云ふ人なく工夫に盡きて翌二十六日に先きに同宿したる巡査牛島實幸が其ころ內藤新宿の山田甚兵衛方に下宿したるを尋ね行きしに折ふし實幸は他行中にて其居間の机の上に袂時計のありしを見つけ是を盜みて懷中銃を買ふ料にせんと卽座に懷ろに押し入れて其所を出で己が宿せし南紺屋町十二番地の辻知惠方へ歸り泊り合せし同縣の士族片岡貞綱を請人にして同番地に寄留する石川縣士族寺澤衛に賴み時計を抵當として十二圓の金を借り是にて懷中銃を買はんと遍く求むれども見當らず是非なく芝源助町の長嶺源次郎方にて短刀一本を買ひ同月二十八日の夜一時すぎ膽太くも伊藤公の邸前に忍び近づき外塀の靈南坂に掛りたる處を乘り越えて庭へ飛び下り植込の間に身を潛めて隙を窺へど如何にせん巡査の警衛嚴重にて切り入るべき便を得ず是非なく再び出でゝ翌二十九日の午前八時ごろ赤坂紀ノ國坂下の淸水權八と云へる茶店に休みて待ち掛けたる程もあらず車の轢る音して一輛の馬車馳せ來るを誰かと思ひて中を見れば西鄕參議なり續きて駛らせ來るこそ伊藤公ならめと中を窺ふに頭を下げて新聞紙を閱し居られたれば確と分らず若し人違へしては成らずと猶豫する內に車ははや行き過ぎたり無念ながら退社の時刻を待たんと茶店を出でゝ喰違ひ邊を徘徊するうち正午の號砲きこゑて十二時は過ぐれど退朝の馬車は來らずせん術なく其ま

ゝ歸りて翌三十日に又も昨日の茶店に休み携へ來りし酒を飲みて待つ折から來る馬車を見るに西郷公にて其後ちは一輛も通らず此日も歸りて明れば八月一日の朝より赤坂に行きて待てども昨日の如く西郷公のほかは一人も參朝せられず三日ともに手を空くして志を遂げざることロ惜しけれ明日こそ伊藤公の門前に待ちて刺し殺さんものと立歸る途すがら福吉町まで來掛りしに　皇子薨去あらせ玉ひし由にて建の宮の御門前には車馬群り居て明日豐島岡陵へ御送葬あらせらるべき由なれば岩本は明日こそ一定伊藤公も奉送の列に在るべし時節到來とはこの事なりと心に喜び夫より同縣の士族勝賀瀨勸の宿所へ立寄りて是まで伊藤公を附け狙ひたる始末を落なく物語りければ勝賀瀨は驚きたる面色して其は以ての外の辭事なり等と思ひ止まられよと再三說論したれど岩本はばかばかしく答へだにせず其まゝ辭し別れて旅宿へ立歸りし間もなく警視局の官吏なりとて辻知惠方へ出張し岩本を呼出して御用の次第なれば直に拘引すべしとの詞も終らぬに岩本は二階へ駈け上がり早くも短刀を懷へ隱し二階より身を跳らして飛び下る處を押し續いて上り來る探索方が杉本が衣の裾を確と捉らへしにぞ岩本は空にて眞逆樣に身體が引ッくり返ると均しく捉へられし裾を離されければ何かは以てたまるべき平蜘蛛の如くに地上へ落ち面部を傷つけ左の手を突きくぢき痛さに顏をしかめて起きも得やらぬ處を早くも取り押へられて第三課へ送られ再吟味の末前の次第を逐一に白狀に及びければ終に禁獄七年に處せられたるなりしと云ふ。

（東京日日新聞第二千七十八號、明治十一年十一月六日）

警視官禮帽前章の改正

（明治十年十月八日）

○一昨六日太政官より左の通り達せられたり

警視官以下禮帽前章左之通改定候條此旨相達候事

明治十年十月六日　　太政大臣三條實美

警視官以下禮帽前章之圖



警視　金

警部並
警部補　共銀

巡査　白銅

但シ長サ方八ツ幅サ方八ツ[illegible]

（東京日日新聞第千七百五十六號、明治十年十月八日）

猥褻行爲を訓す

（明治十一年十月卅日）

鹿兒島縣下は當春頃より人民多く西鄕宗を改ため更に眞宗に歸入せし勢ひにて信も不信も眞宗〳〵と騷ぎ立て中には丸〳〵法義も聽かず未だ念佛の一遍だも申せしことなき者まで處々に會して信者めかすも多き由かねて聞き及びしかば遂には玉石混淆して眞の眞宗信者を汚辱するの所業あらんと思ひしに果して過る十日附にて縣令岩村通俊君は左の通り管下に諭達せらるゝに及べりと兩本願寺等より派出の諸君はつとめて正邪を辨別し玉石ともに燒るゝの災禍を防ぎたまへ

近來眞宗門徒の者共間には老若男女混淆して同宗信者の家屋等に參會し終夜讀經等に言寄せ猥褻の所業これあるやに相聞へ右は一般風俗にも相關し自然家業をも相怠たる樣立至候ては甚不都合の次第に付き自今右等の所業これなき樣致すべく此旨諭達候事（明數新誌）

（東京日日新聞第二千七十二號、明治十一年十月三十日）

變態心中

（明治十二年一月二十九日）

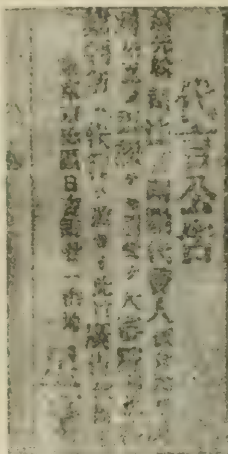
昨三十日の夜神田松下町の梅澤勘助（五十三）方にて同人と娘まき（四年）築地二丁目森龜次郎長女きん（廿四）の三人が同時に倶に縊首して死したり其顚末を聞くに森龜次郎は勘助の弟にてきんなる女を儲けしが啞なるゆえに生涯の厄介者とつぶやくを勘助も不便がりて引取りしは五年計り前の事にて下女同樣に養ひ置しが勘助爺は年にも似氣なく妻なか（四十七年）が留守の隙間に手を出して啞を抱へて鴛鴦となり怪しき夢を結びしは解く術もなき縺帶早くもなかばに覺りしが柔和の者にて角立てず波風もなく送るうち軈ておきんが安々と分娩したるは女にて卽はち娘おまきなり扨て勘助が活業といふは內國通運會社の配達にて日々惰らず奔走に衣食はすれどロの殖るに從て細る煙りを苦にしつゝ漸く月日を過せし

が去る頃通運會社にて若干の金圓紛失の事ありて厳しく探索なす由勘助も兼て承知したるが昨日妻の留守中に無残やきんとまきを縊殺し自身も同く縊り死したり兎は知らずしてなかは立歸り見て吃驚仰天比隣の人を呼集め其筋へも檢視を請ひければ日頃の事共尋問さるゝに餘義なく前件の始末を申立たるに其子細は死すべき事の起りにはあらで矢張り彼の金の疑ひが掛りし故ならんと又此折節紛失したる金員は通運會社の戸袋の内に釣り掛けありしを不圖見出せしも甚だ不審な事にて果して賊は勘助なりや將た他人なるやを知らずと云ふ。

（郵便報知新聞第千八百號、明治十二年一月三十一日）

星亨の代言公告

（明治十二年四月十二日）



星亨の代言公告余先般司法省附屬代言人被命爾來民間相互ノ訟訴ヲモ引受ケ大審院其他各裁判所へ代言ヲ致セリ此旨廣告致候也

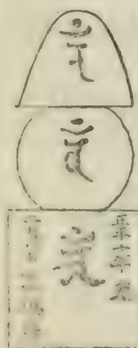
東京京橋區日吉町廿一番地　星　亨

（東京日日新聞第二千二百二號、明治十二年四月十二日）

兒島高德の墓石發見

（明治十二年五月二十八日）

兒島高德の墳墓を高知縣にて發見せりとの事は曾て新聞に掲げしが此程島根縣下松江村上龍氏よりの報によれば雲州能儀郡清水山（清水寺といふ寺院あり大同元年の建立といふ）の麓に土人の口碑に正平塚と云ひ傳ふる古碑あり縣吏山口縣士族清水清太郎氏は好古の人にて頃者管内地誌略編纂に從事せられかの古碑をも探究せんとて同所の舊戸長に依賴し僊苔に埋沒したる所を洗ひ落されし處左に圖する如く兒字高字の半ば蝕滅したるを見出され且つ正平の



年號も有れば公の墓碑なる事疑ひなし碑は三重にして高さ五

尺餘頂上には猶石を積み重ねしものと思はる因に云ふ公は晩年僧となり名を志純と改め跡を晦まして諸國を巡回し陰に南朝の再興を謀られしとかや清水山の背にある清水村の雲樹寺と云ふは公の曾て遊歴せし所なりと云ふ。

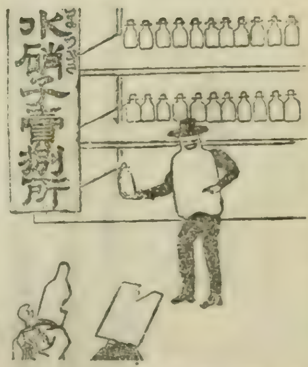
（朝野新聞第千七百十三號、明治十二年五月二十八日）

水硝子の廣告

（明治十二年六月九日）

英國發明 ガラス早接の 水硝子 粉末附 一瓶金六錢

夫ガラスの世に行はるゝや其便利の大いなるが故に貴となく賤となく一般諸君の用ふる所となれり然れどもランプ窓板其外いかなる重寳の珍器と雖も其毀損に及ぶや畫餅にも尙劣れり玆に弊舖從來其器物を扱ふ商業たるを以て年久しく慨歎すくなからざるより是迄もガラス接ぎ合せの能力ある藥と云へば漭なくためし見るも宜しきものに合はざりしに今や始あて英國發明の早接水ガラスを得たり因て數回試驗を經るに其堅牢新品に異ならず始めて眞の有益良品たるを信ぜり之れ吾輩のみか邦國幸福の一部分ならんか因て今回廣賣を開く最も自己の利益のみを量らず衆人に容易く接ぎ得る事に成る用法書を附しおろしこうりとも廉價に賣上げ一たび世に棄れて器物を再興し聊か國益に供せんと欲す乞翼くは江湖の諸彥陸續購求御實驗の上供に御風聽給はらば幸甚。



眼鏡 ランプ ポンプ 商 水硝子發賣元

東京通油町十五番地

加賀屋 山岸吉郎衞 印

寳丹水發賣元水硝子諸國賣弘

東京村松町十三番地

大浦屋 岩 浪 長 藏 印

（讀賣新聞第千三百十七號、明治十二年六月九日）

坊主 巡査 失戀

（明治十二年六月二十八日）

書生さんならまだしもなるがお巡査さんなら眞平御免と刎付けられたる一奇談は靜岡縣下豆州生れと口には云へど何處の馬の骨かさつぱりわからぬ其の上にお經を知らざる腥坊主にてありしが寺地は取らるゝ檀家は離るゝ本堂毀るゝ則は倒るゝ所より我寺に居たゝまれずして目的は錢と共になけれどノツ／＼と本港まで流れ込みし所如何の機會か僥倖中の僥倖にて辱けなくも人民保護の職掌に有りつきし事は昨年三月頃の事にてありたりしが同十月中旬頃より縣下久良岐郡根岸村なる分署に勤めらるゝ折柄同村の料理渡世荒井屋の雇女なるおらくとて鬼も十八番茶も煮出し十八年色生白く兩頰の山高くして谷のはな誘ふ嵐のきづかいはなき草刈女に少しはましな田舍娘併し小便は妙な腰にて立ながら垂れるといふ奴を例の先生は不斗した處にて一寸見しより飛び立つ計りに惚れ上り夢ともなく現ともなく恍惚として眼前に露れ精神常に醉るが如く魂魄日に身につかで氣はいつか有頂天になりしが思ふ許りで何時か願を叶ふべきと或る日散髮し火窓に何時にもなく香水抔を塗り立て黑き顏色磨き上げ垢染みたる洋服をブラッシュなどにてこすり立てたる上例のお茶屋に咳拂ひと共に入り來り先づ一杯を命ぜし所おらくは楽の如くお酌に出で來りければ此方は遙かに眉に唾付け衿かき合せ横目でチラリと眺め見るその容體の助兵衞らしき事はまた鉛紙にも述難き否な身振りも妙なお世辭も醉に紛れてその主義に取掛らんとの下心にて飛立許りに思へども胸撫下してまで暫し徐々と運びを付るに如かじと先づ機嫌を取り／＼盃の數を傾け家の樣子を伺ひながら時分はよしと盃をさす手を確と握りしめしが事の成否はこは次回に譲らん。

（横濱毎日新聞第二千五百七十一號、明治十二年六月二十八日）

腥坊主の咄し（昨日の續き）

抑々腥坊主の還俗上りこはただの鮨でも賣るのが相當まして本港などにはこは石炭擔ぎといふ奴もあるのに彼の助平野郎は大膽にも巡査抔を志願して却て其任を辱しめ其身を誤したる其名は久内玄祭と呼べる如何にも坊主臭き名の昇に根岸

の料理屋荒井屋の雇女に現を抜し該店に至りし時果して戀女がお酌に出たれば杯さす手を確と握り力に任せて己れが傍に引寄せ置て低聲になり徐々と平生より戀々の情を述立けれど落花心なく流水亦情あらざれば腕力を以て思ひを叶へんと嫌がる者を無理往生に座敷の眞中に轉がして既に斯よと見へし處おらくは大聲發して叫びければ終に其事も叶はずして悵々然と歸る時には幾度か後ろを顧みて左も戀々とおらくの影を猶慕ひけるが此おらくには外にいつしか情郎の思ひを焦す者あれば如何で玄察に應ずべき斯くとは知るや知らずや玄察は猶も頻りに逆せ上て百方策を運らす所不斗思ひ付にて本牧邊に名高き戸長なる某氏の宅に赴き恥ぢず憶せずおらくに惚れて居ても立つてもゐられぬ所より何卒おらくの親に話して小生を養子となすやう御周旋偏に願ひ奉まつると拜まぬ許りに賴みけるが色情の事より緣談事までお世話なさる者と戸長を誤認して斯くは申し込しならんが戸長殿も頭を掻々迷惑顏に笑みを含み當座の返當致し置しが賴まれて見れば捨ても置かれぬ事と戸長殿はおらくの親に右の事を咄すと落て有梅の好時節娘さへ承知ならば私は願ふ所の緣談なりと思ふより安き返答を聞て戸長も右の趣を玄察に通じければ玄察は歡天喜地してこれは佛の御引合せと妙な處で阿彌陀を拜し親父さへも承知の上からは先づ娘を手なづくるに如かずと去る十二日同勤の忠告をも顧みざるのみならず却て暴言吐散して根岸村なる例の戀女の居る荒井屋に上り込み一杯一杯又一杯と數を重ねし上今は前後の見境もなくおらくを捕へて離さざればおらくは苦しきに堪へかね隙を窺ひ身を脱して其夜は何處へか身を隱しければ玄察は隣國の玉綬でも失ひし心地にて八ツ當りに家の者を叱り付け譁もあらぬに大聲發して怒鳴りながら終には狼藉を始め障子を折り徳利を擲ち皿小鉢は庭前に叩き付けて荒立つれば家内の騷動一方ならず上を下へとどよめく最中巡行の査公兩人は何事ならんと立寄れば斯はいかに同勤の玄察にてありければ猶更用捨なく矢庭に押へて該家を引き出し利腕押へながら連れ歸る途中高聲に人殺し〳〵と頻と聲を限りに叫び立れば近村の若者は曲者ござんなれと後ろ鉢卷き繩だすきに鋤鍬天秤など思ひ〳〵の得物を携へ聲をしるべに馳集まれど先鋒に向ふ者一人もなく遠卷なして鬨聲を發すると巡査方には斯と察して前顛の次第を高聲に

告げければ互に一笑を發して相別れけるが玄察は嚴しく其筋の調を受け終に其職を奪はれたりしは當然の事なれど斯に氣の毒千萬なるは例のおらく毎日此の事を苦に病み新聞にでも出されては實に外聞き悪しき事其の上に世間に於ての風評には何か玄察さんと笑しな事でもありし樣申し噺さるそのつらさ寧ろ死ぬのがましならんと終に女の狹き了見より前なる海岸に身を跳らして飛込めば生憎干汐にて幸に生命に別條なかりしがおらくは心ならずも死に損なひ濡れたる儘のその衣服にて本牧の兩親の許に馳至り次第を逐一咄せば兩親も立腹なして却つて荒井屋に掛合を開きけるが未だ穩便に鎭まらざるよし。

（横濱毎日新聞第二五七二號、明治十二年六月二十九日）

一萬圓の罰金

（明治十三年二月二十一日）

去十六日に大阪の私立銀行丸三社より横濱南仲通り二丁目の兩替屋西村喜三郎方へ送る金貨十萬圓を三菱會社の汽船新潟丸へ積込んだ處金銀貨の運賃は並の荷物とは格別高く十萬圓につき運送賃が三十五弗なるを賃錢を省く爲めに並の荷物の積りにして積み込んだのを横濱へ入港して荷上のとき同船の掛りの者に見顯されて終に三菱會社の規則の通り規則を破つた罰金として金十萬圓の十分の一即ち一萬圓を取立られました。（讀賣新聞第千五百二十六號、明治十三年二月二十一日）

寫字版の廣告

（明治十三年二月二十七日）

筆揩版一名寫字版發賣廣告

古者蒙恬筆を造り蔡倫紙を製して天下書寫の便開け唐初刊刻の工興てより書寫の勞復タ減せり而して世運日に進み文書益繁きに至て近來乃ち『コッピープレス』寫字器なる者あり其復寫の勞を省く尋常ならざるを以て大に行はる然るに鐵製重量提携甚だ便ならず其寫す所も亦二三紙に過ぎず遺憾なき能はざるなり玆に弊社製造する所の寫字版は未曾有の妙用を發し其量も亦極めて輕く婦人幼童手以て携へ直に數十寫を得べし頃某會社の需めに應じ數箇を製造し頗る賞讃を博せり因て陸續製造し務めて廉價を以て廣く發賣を圖る江湖諸彦幸に需用を賜ひ其妙用を賞せられよ仍て左に其用法を示す

一、此筆摺版の用法は此に刷る墨汁を以て文字を白紙に筆し其字面を筆摺版に襯付し指腹を以て紙背を摩擦すること約そ十秒間能く其版面と密着するを俟て紙端を起して徐に剝取るべし其文字翻て版面に染着す則第一圖の如し


第一圖

一、既に染着を得ば更に白紙を將て版面に貼付し指腹を以て紙背を摩擦すること約そ二秒間にして之を起剝すれば版面の文字紙面に反染するこ×と第二圖の如し是則復寫の第一次なり


第二圖

但し半紙美濃紙の類は其質粗なるを以て版面と密合すること洋紙の如くならず故に海綿に濕氣を與へ摩擦するを善しとす

一、既に一寫を得れば二寫三寫より數十寫に至る其法前に同じ但し寫數に隨て字色漸く淡なり其濃淡を得んと欲すれば海綿を潤して紙背を摩擦するを善しとす

一、要する所の寫數を得れば速に海綿を溫湯に浸め（氣候寒暖に因り或は淸水にて）版面を刷洗し其字跡を消沒すべし然らざれば字色浸着するの恐れあり刷洗の後別字を寫すの法は總て前の如くすべし

一、此版面は煉製物なるを以て刷洗毎に漸々減少し遂に刷洗數百回を經れば復た寫字に便ならず之を敝社に通知すれば元價の半額を以て即時補修を加ふ或は遼隔の地に在て補修を要する者は敝社より其品料を遞送し並に補修法を詳示すべし

定　價

美濃紙版箱入　金四圓六十錢　半紙版同金三圓五十錢　中形金一圓八十錢　小形金五十五錢

墨汁一瓶海綿共一式箱入附屬

此外版面大小望に從て製造し總て率價に從ふ又墨汁を求むる者は一瓶金二十五錢を以て遞送すべし

東京兜町一番地第一國立銀行構內

銅石木活版印刷並に製本所

筆摺版製造元　製紙分社

同　日本橋通り三丁目

製紙會社製造洋紙賣捌處
同發賣元　丸善唐物店
（東京横濱毎日新聞第二千七百六十八號、明治十三年二月二十七日）

閻魔騷動

（明治十三年三月二十九日）

東八番町遍照寺の閻魔堂を借りて住む甲某は四五日前或る方より嫁を迎へるに流石祝言の席に閻魔に威張つて居られてはと澁紙を引張りこれを隱し叩き鉦なども片附けて座敷の體も程よく調へ今にや來ると待つ所へ一家親類が附き添ふて飾り立たる花嫁が耻かしさうに來にければイザお通りと座敷に招じ三々九度の盃最中一人が謡ふ謡の聲に颯と吹入る北風が張りたる澁紙を吹落す途端の拍子に閻魔王がヤー〳〵者共靜まり居れと（眞逆云ひもしなかつたらうが）上座に如氣理顯はれ出でたれば一同これに膽を潰しコハ何事と狼狽へ廻る花嫁は一目見るよりキヤツと云つて腰を拔かす一時は餘程の騷ぎでありしが甲某は赤らむ顔を袖にて掩ひながら事の顚末を咄したのでやつと皆な安堵して果ては笑ふて濟みしとは落語家の云ひさうなお咄し。

（仙台日日新聞第八百四十五號、明治十三年三月二十九日）

初鹿野河内守の次男
四才の子供を傍に餓死す

（明治十三年十月六日）

噫憐れむべし是も可哀さうな話しの一つ去る三日下六番町にて行斃れのあつた傍に四歳位の男の子が死だ親を指して泣てゐた其餓死をした人は舊幕の頃時めきし初鹿野河内守の次男にて瓦解以來は何商法もせず有合ふものを賣り喰ひにしてとう〳〵斯うなつたとは實にはや。

（讀賣新聞第千七百十六號、明治十三年十月六日）

銀座街の淫賣狩

（明治十三年十一月十九日）

近ごろ物價が高價ゆゑ淫賣女の數が大層増し銀座通りを夜歩くと淫賣女と引手の中を押し分けて行く程だが一昨夜は京

橋分署の所轄内にて三十餘人拘引になりました。

（讀賣新聞第千七百五十二號、明治十三年十一月十九日）

救人廣告

（明治十三年十二月六日）

今般弊社に於て府下貧民六十以上の尊長を育ひ若しくは以下と雖も病者及廢疾者を養育し家族五人以上にて事實活計難澁なる者望に任せ日數相定無料人力車貸渡候間其差配人衆の請證を以申出可被成候此段家族多なる貧苦者へ廣告す

京橋區北槇町六番地

救合社

（東京日日新聞第二千六百九十八號 明治十三年十二月六日）

乘合馬車の廣告

（明治十三年十二月九日）

東京 宇都宮 日日往復乘合馬車廣告

弊店儀御客様方の御蔭を以て日に增し繁榮仕難有奉存候依之尙一層勉强仕馬喰町に於て假出張所取設け御最寄御都合の爲め乘券賣捌き御出荷の儀も支店同樣無遲滯配達仕候間不相替御乘車御出荷の程偏に奉希上候



淺草茶屋町二番地廣小路雷門前

手塚支店

馬喰町二丁目旅店山城屋彌市方

同假出張所

（讀賣新聞第千七百六十八號、明治十三年十二月九日）

人糞汲取料の話

（明治十三年十二月十五日）

昔より借地借家のものは下糞の料を差配人の德分にするが

東京の習慣であつたが此頃のやうに値の高い米を食つてひつた糞を他人の所有物にされては難澁ゆゑ糞料はひりての所有物になるやうにと淺草田町二丁目の民用社より其筋へ出願したと云ふ。

（讀賣新聞第千七百七十三號明治十三年十二月十五日）

（評）一汲み毎に、各借家人が金五十錢也の汲取料を取られる現在に比して、うたゝ感慨無量也。

臼井六郎の仇討

——日本最終の仇討——

（明治十四年一月六日）

昨年の十二月十七日京橋區三十間堀に於て父の仇なりとて一瀬直久を殺害し目下其筋へ拘留中なる臼井六郎が復讐の手續きなりと此ほど其筋へ差出せし書面は其時の紙上に登錄せし顚末と大同少異なれど少しく詳細を覺ゆがゆゑ重複を厭はず投書の儘を左に掲ぐ。

六　復讐手續書

齊戒沐浴奉上ス福岡縣下筑前國秋月藩士臼井亘理一子臼井六郎恐惶謹テ白ス明治紀元戊辰伏見大擧ノ後舊主ハ出兵ノ詔命下リシニ因リ亡父亘理先鋒ノ命ヲ蒙リ同年二月初旬ニ發足上國ス同四月上旬舊主モ亦上京有テ突然亡父ヘ下藩スヘキ命アリ即五月上旬浪華ヲ開帆シ同月二十三日着藩セリ因テ近親賀客來聚シ深夜宴終リ客皆歸去シ一家寢ニ就ク然リ而シテ豈圖ン其五更ニ至リ數十名ノ賊徒竊ニ驅來シ墻ニ乘シ垣ヲ越エ父母ノ大醉熟眠ヲ覗ヒ寢所ニ忍入リ父母倶ニ暗殺シ踵ヲ旋ラサスシテ逃走セリ臣未ダ幼童ナレバ則當時亘理ノ職務上ニ於テ邪正曲直又心術ノ可否奈何ヲ知ラス因テ叔父臼井慕即チ方今養父ニ其所以ヲ問テ曰ク敢テ良忍シ父母ヲ暗殺スルハ誰歟將タ何ノ重罪アレバ斯ク殘酷ノ暴擧ニ遇フ歟ト慕曰父母ヲ暗殺セシハ干城隊士也（當時藩中ノ諸士ノ子弟聚合隊ヲ結フ）抑モ數十名ニシテ何氏タルコト顯然未タ知ル能ハス然シテ夫レ汝ガ父ハ性慤直ニシテ鞠躬力ヲ國事ニ竭セリ其心事一以テ人ニ對シ暗ル可ラサルノ行ヒ有ル無シ豈纖毫モ私ニ狙ヒ公ニ負カンヤ況ヤ奸謀密計等ノ汚行ニ於テヲヤ然ルヲ今日ノ不幸ハ予確證ヲ得スト雖モ或ハ好邪ノ隱謀ニ依テ寃害ニ遇フモノナラン予此

ノ一點ニ至リ斷然確答スル能ハサル也而シテ母ハ婦人ナレバ何ノ罪アラン是實ニ虐殺セシモノニシテ寸毫モ罪ナキコト衆人萬目ノ見ル所嬰兒樵童モ皆隊士ノ怯ヲ笑ハサル莫キハ論ヲ待タスト答ヘリ因テ臣切齒憤怨言フ可ラス歔泣涕夙夜悒鬱タリ噫何人ノ下手カト思慮シ曠日ヲ累積スルノ內其年ノ秋日臣學館ニ至ルヤ幸ナル哉天ノ臣ニ知ラシムル所ニシテ同縣士一瀨直久ノ舍弟道之助ナルモノ三四名ノ友ヲ聚メ臣カ傍ラニ於テ誇言シテ云國賊臼井亘理ヲ斬殺セルハ我阿兄ノ下手也此時阿兄家傳ノ名刀ヲ帶セシニ過ツテ刄齒ヲ缺クト公然吐露スルコト兩リ是ヲ以テ臣確乎タル明證ヲ得テ拳々服膺ス且ツ或人投書スルアリ曰ク亘理ヲ殺害スルハ一瀨直久ニシテ妻ヲ斬殺スルハ〇〇〇〇ナリト東京ニ至リ亦叔父某ニ問フ叔父曰父ヲ害スルハ直久ナルコト明白ナリ母ヲ害スルハ〇〇ナラント云フ言皆符合ス此ニ至リ斷然臣カ謬ナラザルヲ信ス凡ソ亡父亘理ノ定說ハ素ヨリ尊王ヲ志トス嘗テ曰我レ神州皇統ノ正大ハ論ヲ待タズ而シテ政權將門ニ落チ名義ヲ知ル者誰カ之ヲ嘆慨セサランヤ且昇平ノ久キ幕府怠惰失體頗ル多シ苛虐之ニ次ク天下ノ人心漸ク離ル是時ニ當テ專ラ宸襟ヲ惱セラル、ノ秋一隅ニ僻居シ天下ノ安危ヲ顧ミサル是レ罪ノ大ナル者ナリ(以下次號)

(郵便報知新聞第二千三百七十六號、明治十四年一月六日)

臼井六郎より其筋へ差出したる復讐手續書(前號の續)

然リト雖トモ塞境僻地ニ居ル者時ヲ察セス力ヲ量ラス一人激リニ過激ノ事ヲ爲セハ却テ上ハ至仁ノ聖旨ヲ誤リ下ニ徒ラニ社稷顛覆ノ禍ヲ取ルモ亦知ル可ラスト乃チ同志ト交モ朝廷ニ盡スノコトヲ建議シ一人過激ノ事ヲ爲スヲ以テ意トセス全國ヲシテ勤王タラシムル是レ其職也ト是レ亡父ノ定論ニシテ盡ス所モ亦然リ是レ當時有志ノ者且同時執政參政者必ス熟知スヘシ而シテ其禍ニ罹ルノ根源ハ藩中洋人ヲ惡ムノ際ニ臨ミ宗藩福岡ニ於テ兵制ヲ洋法ニ一變スルニ因リ末藩秋月ニ於テモ變革然ル可キノ旨ヲ以テ舊主ヲ始メ執政參政皆聚議シ終ニ洋法ヲ採用ス可キニ決定ス就テ亡父亘理參政ノ列ニ在ルヲ以テ亡父ト參政吉田膽叟ノ兩人ニ事務ノ擔當ヲ任シ若シ藩士不服ノ者アラハ說論ヲ加フ可シト命セラル因テ專ラ盡力從事シ總ヲ決シ執政ニ依テ施

行シ一事モ獨決ニ出ル無シ然リ而シテ衆議喧然タル時ニ至テハ其職ヲ以テ論辯論ヲ加フルヤ衆人是ヲ目シテ兩人ノ意ニ出ルト疑念ヲ抱ケリ是レ其怨ヲ受クルノ尤モ甚キニ至ル所以也其機ニ乘ジ直久〇〇等猾賊國家ノ興廢ヲ度外ニ置キ己レノ右ニ出ル者ヲ攘除シ一藩ノ權柄ヲ倫ミ其身ノ榮華ヲ極メントノ志ヲ抱キ姦智ヲ廻ラシ西洋兵制ヲ採用スルハ全ク臼井亘理ノ意ニ出ル所ニシテ是レ幕府ニ諂ヒ勤王ノ大義ヲ忘却スル者也ト流言シ遂ニ陰謀ヲ巧ミ暴擧ニ至ルコト萬々之ヲ察知ス夫レ父亘理ニ於テ直ニ社稷ヲ傾クハ不忠不義ノ國賊タラハ卽チ上朝廷ニ告ケ下亦藩主ニ申シ痛論切議以テ至當ニ歸シ公然典刑ヲ正シ殺戮ヲ行ハバ所謂ル誅ト云フナラン然ルヲ賊等當時舊主ノ朝觀中ヲ幸トシ一言半句ノ建議ナク突然竊カニ疲勞熟眠ノ深夜ヲ覘ヒ暗殺シ剩ヘ婦人ニ及ス而已ナラス臣妹襁褓ノ兒女ニ手疵ヲ負ハシムルニ至ル是レ何ノ怪事ナルヤ甚タ謂ハレナシ諺ニ曰眠人ハ死者ノ如シト志士ハ之ヲ斬ルヲ耻ス彼輩ニシテ之ヲ好ム且士ハ婦女子ニ及スル之ヨリ大耻ナシ彼等ニシテ之ヲ甘ンス是レ正義有志ノ士皇國ノ爲メ權度ノ卓斷ヲ行フト謂フ可キ歟何ソ敢テ人ニ强負スルニ不忠不義ノ汚名ヲ以テシ自ラ暴戾詐僞ノ怯法ヲ爲ス實ニ不廉不潔ノ至極ナリ此ニ出テ以テ誅責ヲ行フト謂フ可キ乎是亂臣狡猾務メテ一身ノ肘ヲ退シウシタル者ニシテ決シテ義ニ勇ム愛國者ノ業ニ非ス聖賢復タ起ルトモ必ス臣カ言ヲ易ヘサルナリ蓋シ此時ニ當リ國ニ柱石タル公平正義ノ臣有テ正邪ヲ分ツアラバ何ソ多言ヲ待ズ然ルニ此時藩政錯亂隊士暴威ヲ以テ一藩ヲ壓倒シ執政ヲ始メ諂然トシテ隊士ニ諛悚スルニ至リ綱紀廢弛實ニ云フ可カラス因テ有志輩ハ傍觀スルニ忍ヒズ數人脫走シ宗藩ニ告訴スルニ至ル斯ク政體壞敗ノ際ナレバ亡父ヲ殺害セシハ全ク奸徒ノ妬心ヨリ生スル所業ナルコト證明スルニ足ルナリ

（以下次號）

（郵便報知新聞第二千三百七十七號、明治十四年一月七日）

臼井六郎より其筋へ差出したる復讐手續書（前號の續）

是レ又臣カ實ニ憤怒遺憾ノ至リニ堪ヘサル所ナリ若シ亡父亘理ニ大罪アリテ殺戮ニ遭フ者トセバ自ラ招取スルノ禍ニシテ則天誅トモ云フヘキカ然レハ臣ニ於テ何ソ敢テ天ヲ怨

マンヤ是レ道ノ存スル所ナレハナリ若シ臣ニ於テ彼我ノ曲直ヲ顧ミス猥リニ私怨ヲ挾ミ大典ヲ誤ラザルノ天吏ヲ刺殺セバ玆レ天理ニ悖戾シ人道ヲ紊亂シ上ヲ凌クノ甚タシキ者ト謂フ可シ之ニ反シ一人公罪ニ陷ルト云フニ非ス逆賊獨リ權威ヲ恣マヽニ揮ハンカ邪心ヲ以テ暴意ヲ奮ヒ妄リニ天法ヲ贖壞シ不辜ヲ虐殺スル不忠不義ノ姦賊ニ復讐スルニ何ノ經非トシ聖ヲ背クコトカ是レ有ン蓋シ聖賢モ曰ク父ノ仇ハ俱ニ天ヲ戴カス又曰ク父誅ヲ受ケスンハ子復讐ストモ可也焉ト夫レ聖賢ノ制ハ理ヲ窮ムト謂フ可シ是ノ故ニ臣嚮ニ歸國ニ在ルノ時屢復讐ノ事ヲ以テ叔父等ニ詰問スト雖ドモ更ニ許諾セス而シテ臣ニ諭示シ曰汝ノ志眞ニ人子ノ情ト雖モ未タ若年ノ汝其心事甚タ淺シ猥リニ輕擧事ヲ誤ル勿レ數年學問勉力シ優緩ニ復讐報仇ノ可否利害ヲ研究ス可シト云フノミ依テ臣亦輕擧ノ患ヲ覺悟シ誠訓ニ從ヒ數歲ノ光陰ヲ經過シ千慮萬思腦ヲ破リ心ヲ剉キ讐胸ヲ衝ハ道ニ悖ルヤ否ヤ慮ルニ一言ノ辯ヲ待タス復讐ス可キハ天理ナレバ復タ理ト情トヲ以テ叔父等ニ迫ルト雖トモ更ニ許サス因テ臣ニ於テハ愈悲憤骨髓ニ滲ミ常ニ鬱結タリシカ日ヲ追ヒ切ニ迫リ寸隙モ忍ビ堪ヘザルノ情アリ終ニ決意シ遊學志願ノ口實ヲ以テ養父募ニ僞リ上京セリ而シテ仇一瀨直久ノ擧動ヲ覘フヤ當時偶直久ナル者愛知裁判所ニ奉職ス乃チ慘然胸ヲ撫シ歸府ヲ待テ復讐スヘキノ念慮ヲ懷キ久ク當地ニ滯在セシヲ又靜岡裁判所ニ轉シ支廳山梨縣下甲府裁判所ニ赴任ス乃チ斷然決意シ彼ノ任所ニ到リ覘フト雖トモ天運拙クシテ好機ヲ得ス徒ニ歲月ヲ遷延シ耻ヲ忍ンデ今日ニ至リ遂ニ復讐シ亡父ノ怨魂ヲ慰ス然リ而シテ斯ル皇國ノ大典ヲ紊亂スルハ臣カ誠ニ快ラサル所ナリ維新以往綱紀更張隆盛至治ノ今日ニ當リ公然報告スル時ハ亡父ノ寃果シテ判然明瞭シ再ヒ赫々ノ白日ヲ仰クハ識者ヲ待タサル所ナリト思ヒ飜然屢哀訴ノ念ヲ生シ半ハ決斷セシモ心裏決々切々ノ情已ント欲シ已ム能ハス自ラ下手シテ彼ノ胴間ニ刺衝スルニ非スンハ人子ノ至情盡了スル能ハサルヨリ方今文明ノ聖代ナルヲ忘却シ遂ニ擧行ニ及ビシナリ夫レ母ノ方ハ〇〇〇〇タルコト投書中ニ書載之レ有リ且ツ誰トナク風塵ノ說ヲ以テ屢聽取ス此故ニ必スヤ確證ヲ搜索シ報讐ノ宿志ヲ遂ケンコトヲ思ヘリ仰キ冀クハ天恩ヲ以テ憐察ヲ下シ賜ヒ子タルノ

至情ヲ盡サシメ然ル後嚴刑ニ處セラル、ニ至レハ臣ニ於テ手ノ舞ヒ足ノ蹈ムヲ知ラサルナリ然リト雖モ一タビ至重ノ典刑ヲ犯セシ上ハ必ス嚴刑ニ處セラル、ヤ疑ヒナシ然レハ母ノ讐ヲ生前ニ復スル能ハサルハ當然ナリ是レ臣ノ死ト雖モ瞑スル能ハザル所ナリ願クハ至仁ノ天恩ヲ垂レ賜ヒ母ノ仇ヘ嚴刑ヲ加ヘラレンコトヲ然レハ天恩ノ隆渥ヲ地下ニ於テ感戴シ奉ラン尊嚴ヲ汚瀆シ地ニ伏テ鼎鑊ヲ甘俟ス赫々慚靦百拜頓首

（郵便報知新聞第二千三百七十九號、明治十四年一月十日）

臼井六郎の判決　（明治十四年一月二十四日）

三十間堀の仇討と一トところ大評判で有つた臼井六郎は昨年中より東京裁判所にて段々お調べのする爲一昨日左の通り宣告になりました

福岡縣筑前國夜須郡野島村四百七十八番地
士族臼井慕長男　　臼井六郎

其方儀明治六年五月二十三日夜父母の寢所へ忍入り父亘理及び母をも殺害し嬰兒の妹にまで傷を負はせ立去し者あり其場に至り視るに其慘狀見るに忍びず此暗殺を爲したる者は干城隊士數名にして父母には其罪なしと聞き幼年ながらも痛忿に堪へず必ず必ず復讐せざるべからずと思ひ後ち父亘理を殺害したる者は右隊士一瀨直久にして又右暗殺を爲したる輩には罪なく却て父亘理は死後冤枉に陷れられしと聞き之を事實と認むるより愈々痛忿激切父讐を手刄するより外なしと決し明治十三年十二月十七日鵜沼不見人宅に於て一瀨直久に出遇ひ父の仇覺悟せよと聲掛け兼て携ふる短刀を以て鬪ひ卒に殺害に及び直ちに警察署に詣り自訴す右科改定律例第二百三十二條に依り謀殺を以て論じ士族なるに付改正閏刑律に照し自首すと雖とも首免を與ふる限にあらざるに依り禁獄終身申付る

（讀賣新聞第千三號、明治十四年九月二十四日）

秋月干城隊の遺聞　○舊秋月藩臼井六郎復仇の原因たる六郎が父の殺害せられたることに付ては一舉一毀にしてその眞を得がたきに苦しみしがいま彼の干城隊の始末の報道を得たれば左に抄錄して讀者の參考に供すべし抑も〳〵彼の干城隊と稱する一團の壯士組は田舍武士の根性にて尊王攘夷を頑固

にも固守し時勢の變遷に目も附かず太刀を横たへ兩臂を張り一時は婦人女子も短刀を帶びたれば外出すべからずと觸れまわりたる程のことなるが是は此藩の重役たりし吉田悟助の教唆に出でたるにて元來吉田は其以前叛逆を企だてたることありて一時は斬罪にも處せらるべかりしを藩侯が非常の寛典をもて蟄居を命ぜられ城下近き村落に退き居たるが老侯の卒去せられし後ち如何なる機會を得たるか再び藩政に喙を容るゝ身とはなりてより更に奸智を運らして一藩の權勢を握りたるが猶は他に忠實の老臣などありて動もすれば意を逞ふするを得ざることあれば前後の思慮もなき若者どもを煽動して此の干城隊を作らしめ尊王攘夷の說を藉りて一藩の人士を威迫する吉田一味の干城となせしものとぞ然るに此年戊辰の春正月鳥羽の一戰より天下の大勢一變して昨日まで尊王攘夷を主唱せし人々も今日は外交の緊要を說き條約を結び開明の端緒に就きたる氣運を察して在京の臼井亘は此の形勢を藩地へ報道し朝旨の在る所を諭せしかども例の干城隊は頑論を固守して變ずべき氣色も見へざりしかば臼井は竟に之を憂ひて如何にもして開悟せしめんと先づ自ら洋服を着して歸國せしに隊中の者どもは大に憤り種々の議論沸騰せしを見て吉田は之れを時とし彼の臼井めが口に外交を唱ふるのみならず洋服までも穢らはしき洋夷の風を學ぶとは奇怪なる國賊かなといふ教唆に煽られて其の夜臼井の家に夜討して夫婦もろともに殺害したり（是れは六郎が復讐の源にて一瀨某は對手の一人なるべし）是より吉田は忌み憚かるところもなく此の騷動も君聽を蔽ひて無事にすませしかば隊士はます／＼攘夷說を主張して意氣の同じきところ遂に熊本の神風連と連絡を通じ共に暴擧を企だてたるが其期を失ひ豐津士族を襲撃したれども却て敗北し巨魁宮崎車之助を初め過半は粟河内にて自害し又は捕へられて死刑に處せられたりされば殘黨は秋月に逃げ返へり警察官區戶長その他同意せざりし士族の人々を殺害して怨むまじき怨みを漏したるが追々縛に就き刑せられ今は干城の隊名すら人の知らぬまでになれりと云々

（東京日日新聞第千五百七十一號、明治十四年三月九日）

醫師の奇禍

（明治十四年一月十二日）

越後國北魚沼郡小千谷町の醫師木村東眠といふ人はもと陸軍々醫副をつとめて醫術も巧者なれば土地の評判もよく病家も多くいと豐かに暮しけるが先月は月はじめより降り續く雪に門前に藥取も來ずいとつれ〴〵に讀書きして居る處へ同月十四日の暮れがた吹きまく雪を物ともせず屈强の男が六人駕籠を持つて來て私し共は中魚沼郡上野村の佐次郎衛門方から參りましたが主人が急病で困りますから雪中御氣の毒樣ながらお見舞を願ひます駕籠をも持參いたしました故是へ直にお召し下されといと慇懃なる賴みに東眠も佐次郎衛門は爰等に名高き豪家なれば一議もなく承知し早速支度を調へて迎ひの駕籠に打乘り雪が吹込めばとて垂を下し日の暮れ果ぬ內にと駕籠舁きは足を早めて上野村へ來りしと思ふころ駕籠をドサリと下してハイ先生參りましたといふ聲に御苦勞であつたと云ひながら垂押上げて立出づれば道は如何に前後は唯だ茫々と銀を敷き詰めし如く左りの方は岩間を潜る雪水の石に激して玉を散らし右は峨々たる山道にて日は入り果てゝも雪明り四邊寂漠たる有樣に遉がの東眠も心驚き暫時默して居たりける。（以下次號）

（讀賣新聞第千七百九十二號、明治十四年一月十二日）

越後の話し一昨日の續き

驚きいぶかる東眠を尻眼にかけて先棒を擔ぎし男は汗を拭ひコウ醫者お前は療治が巧者だと兼て聞くゆゑ大盡の名前を騙つて此處までお駕籠に乘せて引出したは此方等六人が貧の病を黃金劑で癒して貰ふつもりなのだと云はれて偖はと氣が付きしが今更逃げても走つても迚も脫れぬ厄難と心を定め少しも騷がず黃金劑が欲しいなら盛つてやるのは造作もないが金の入つて居る手簞笥を藥籠替りに持つて步かねば今と云つては間に合はぬが何と此儘私が家へ擔ぎ返して與れまいか左樣すれば駕籠賃として一人前十人前づゝ渡して遣らうそれなれば私も難儀をせずお前たちも盜賊の名を脫れ雙方よい道理だと皆まで云はせず冷笑ひ子供ではあるまいし左樣な古手な騙しに乘つて堪るものかグズ〳〵云ふ丈け暇潰しだ身ぐるみ剝いで命だけは助けてやると六人が手取り足取り駕籠の中より東眠を引出して情け用捨もあらばこそ衣服は勿論藥籠懷中物を取上げ悴の着物だけは許してやると打戲れて慓

へ上る東眠を雪の中へ突倒し空駕籠かたげて悪者共は跡白雪を蹴立てつつ何處ともなく逃げ去りけり跡に茫然東眠はたゞさへ寒き雪の中に襦袢もあらぬ赤裸體聲を擧げて人を呼ばんにも聲出でず大日ヶ窪の雪諸共此處に敢果なく消えんかと歎息の外なき折から廻し合羽を身に纏ひ山形頭巾に面部を包み紺の脚絆に沓をはき小提灯にて道を照らして南の方より來るものあり東眠が丸裸にて雪の中へ倒れて居るを見るより膽を潰し二足三足後ろの方へ引下がり提灯を左りへ持ち替へて四邊の足跡をつく〲と照らし見てさて東眠の傍へ立寄り何處の人か知らねども此雪中に丸裸體で居らるゝは手を束ねて死を待つなれば僕と共に人里有方へ參られよ幸ひ着替の布子あり穢けれども裸より增しならんと提灯を東眠に持たせ脊負し包みを解き下して布の子を出し後ろより着せらるゝ人の情の厚綿に東眠は生返りたる思をなし悪者どもにたばかられし一什始終を物語れば旅人は聞く度に舌を捲き憎き追剝の巧かな然し軀に怪我の無きは何よりの幸ひなり幸ひ僕も小千谷の方へ參るものなれば御同道申さんと東眠の手を扶け引き道々追剝の話しなどして早くも小千谷なる東眠が家の前まで來ると彼の旅人は同人に向ひ是が貴殿のお住居かさらば僕は此處にてお別れ申さんと立去らんとする袖を狼狽て引留め命の御恩のみならず拜借の衣服もあればたとへお急ぎの用事なりとて枉げてお宿をいたし緩々御禮申したければ是非に是非にと勸められ左樣ならばと旅人は云ふが儘に東眠の家へ立寄りし此旅人は如何なる者かそれは明日。

（讀賣新聞第千七百九十四號、明治十四年一月十四日）

越後の話し昨日のつゞき

偖も木村東眠は大日ヶ窪の危難を救はれし旅人を家へ伴ひ家内の者へ云々と有りし樣子を物語ればいづれも身に恙なかりしを祝しまた旅人の厚き情を謝し湯を取らせて足を洗ひ座敷へ招じて後東眠は衣服を改め座を正して再生の恩を述ぶるうち下女が酒肴を運び家内打擧つての饗應に旅人も打くつろぎ四方八方の話しに夜も更けたれば東眠が居間を掃除して絹布の夜具を敷き設け枕元の火鉢へは銀瓶をかけ金屛風に風を除け手を盡したる取扱ひに旅人は幾度か禮を述べ床に就くや否や酒の醉と晝の疲勞れに鼾高く寢入りたれば東眠も別

座敷へ臥し家內の者も杯盤を取收めるは翌日の事として其のまゝ前後も知らず打臥せしが翌朝十時になりても旅人は起出でず十一時になりても目の覺めぬ樣子なれば如何に雪中の旅をして疲勞れたりとて余りの寢込やうかなと不審に思ひて東眠が自ら居間へ行き立廻らしたる屏風を明ければ這はいかに旅人は影だになきのみならず夜具蒲團より銀瓶茶道具類は勿論小簞笥机までもあらざれば腰の拔ける程打驚きて急に家內の者を呼集め其處等隅なく改めれば次の間の簞笥もなく裹庭を明けて出したものと見えて雪の中に大勢の足跡あれば偖は彼旅人も我を大日ケ窪にて苦しめし一つ穴の貉にて我を助けて恩をきせ油斷をさせて盜みを働く巧みなりしか偖も〳〵とばかりにて家內一同も呆れて詞もなかつたといふが此地は每年今頃は何處も彼處も雪に埋もれて無產の者などは活計を立る道が無いので一體盜賊が多い中にも是等は手重き盜みの仕方なりと同地よりの知らせ。

（讀賣新聞第千七百九十五號、明治十四年一月十五日）

撞球賭博大檢擧

（明治十五年二月二十四日）

何國も玉突家業の流行する中に此頃大坂より歸京せし人の話に該地は取り分け盛んな事にて昨年來は此の業を營む者あらざる町無きに至り其の賭博も亦甚だ敷一日千圓以上に及ぶありて一騎當千の博徒が見世を開らき集合し家產を破る者少からず心有る者は眉を顰め斯くの如き業を何ゆゑ其筋にて差し止めはせられざるやと言ひあへりしが豫て手配りの有りし事と見え去る十四日の午後九時頃人々東へ走り南へ馳せ市街頻りに物騷がしく何事の起りしやと心易からざりしが此夜警察署より數百人の巡査數千人の探偵掛り一時に町々の玉突所へ踏込みし其の數は六百八十六軒にて集合せし者合せて幾千人か知らざるを一人も洩らさじとおッ取り籠みしかば或は壁を毀ち又は床下へもぐり込み川岸なるは川へ飛び入り弱きを突き除け轉ぶを蹴飛ばし上を下への騷動にて爲めに負傷せし者四百餘人縛に就きし者二千三百人餘此夜は實に能く手が廻りしと見え川々へは水上警察が派出され川に入り逃れ

んとせし者を捕へしは三百人餘巡査探偵人の負傷せしも數多の事にて引き立てたる捕縛人は警察署に充滿し立錐の地無きが如く近年未曾有の大騒ぎにて有りしと玆に一笑すべき話は同夜十一時頃宗右衛門町の松繁といふ貸席の二階でゴソ〱音のする故猫にもやと下女が梯梱等にて下より突くとニャアニャアと啼くので偖は猫と其儘にして寢たりしに頓て立派な洋服にて官員らしき男が二階よりミシリ〱と下り來たり手早く裏の戸を明け一目散に逃げ往きたるに家內は飽氣に取られ是果して盗賊ならんと二階を改め見ると窓の戸が明てあれど一品も紛失ものなく不審に思ひ居たりしに其翌朝無名にて謝罪と上書したる郵便端書が屆き其の文に昨夜は思ぬ災難に出逢ひ據無く屋上傳ひに貴家の二階へ逃げ延び猫の啼聲にて助かりけり忝なしと有りたるに扨は玉突一件で狼狽せし者とは知り大笑ひをなしたりと何處の何人かは知らざれど人の二階へ飛び込みお負けに猫の聲色までつかひしは隨分珍らしい人物とはいへ東京にては猫と共々狼狽する者隨分無きに非ず豈此の假聲先生のみならんや。

（朝野新聞第二千五百二十三號明治十五年二月二十四日）

熊坂長菴の判決

（明治十五年十二月十一日）

裁判言渡書

神奈川縣相模國愛甲郡中津村十七番地
平民　熊坂長菴
三十八年七月

其方儀明治十年二月頃より內國通用の貳圓紙幣を僞造せんと發意し纔て之れが豫備を爲し明治十一年一月に至り遂に之を僞造し爾來遊蕩に漫遊に其他所々に之を行使して本年に至りたる事實は司法警察官の調書檢察官の調書豫審掛の調書高座郡田名村平民鈴木熊五郎が始末書及其方の自宅に現在せし僞造紙幣並に僞造の用に供し又は其の用に供す可きものと認めたる器具洋紙等の充分なる證憑に據り認定せられたり依て刑法第百八十二條初項に照し無期徒刑に處す

但し犯罪の用に供したる器具は刑法第百四十三條に依り二圓僞造紙幣八百十五枚は同第四十三條第四十四條に據り沒

收し洋紙其他十六品は還附す
尚豫て差押置きたる家屋地券物品等は悉く解放す公訴裁判費用は總て負擔すべし

明治十五年十二月八日

神奈川重罪裁判所に於て

裁判長判事　西潟訥
陪席判事　別役元昌
同　判事補　松浦久彦
書　記　高知安三郎
干預檢事補　清水純孝

（東京日日新聞第三千三百號、明治十五年十二月十一日）

熊坂長菴の處刑

贋札一件にて名の知られたる熊坂長菴は去る八日神奈川重罪裁判所にて無期徒刑の宣告を受けたり其の言渡書は本日の公判欄内について見らる可し扨又同人の贋造紙幣の追々に發見せしは第一國立銀行にて八十一枚京橋區役所にて三枚其他栃木縣等數十ケ所より發見の屆出を爲すもの今日まで絶ずと云ふ此の裁判に就き一の話あり同人の辨護人某が審廷にて辨論の末檢事が刑法第百八十二條に依り云々と述べられたる時辨護人曰く刑法の適用は檢事と同意なり但し被告は餘り美事に紙幣を僞造し其の手際の非凡なる廉を以て酌量輕減あらんことを望むと云ひたちたるが是は判事に於ても採用せられざりしと云へり。

（東京日日新聞第三千三百號、明治十五年十二月十一日）

狐と信じて吾子を誤殺

（明治十六年二月七日）

誤殺。昨日横濱より出京せし者の話に四五日跡の事とか武州北多摩郡堺村の農清水清左衛門（四十年）が女房お德（三十七年）の間に擧し娘おせい（七年）を殺したる奇なる顛末を聞くに此清左衛門は相應に暮す者にて去月の中旬ごろ所有の畑へ麥の隴を踏付けに出たる際木蔭に置きし辨當を兩三度野狐の爲めに喰去られ腹の立つまゝ鐵砲を持ちゆき狐の來るを待ちうけ首尾よく打留めて歸りしが最はや辨當に氣遣ひなしと例もの所に置きしに又ぞろ喰去られしかばまだ同類の狐の

をるならん其根を絶たねば田畑をも荒らされんと今度は殊に狐の嗜む物を柴に調へて持ゆき例もの所に態と蓋を明けておき木陰に隠れて窺ふ夕暮時それと定かに見えねど辨當をムシヤ／＼喰ひをる音の聞こゆるにぞ扨こそ畜生ござんなれと狙ひ定めて打放つ彈は果して中りしと手ごたえせしまゝ走せ寄り見ればコハ如何に狐にあらで我が娘おせいが腹を打貫かれ赤に塗んで斃れをるに心も顚倒鐵砲投捨て死骸を抱きあげ泣叫びしが詮なきことゝ氣を取直し熟々思へば狐めが仇を報はん其爲めに我を誑かし愛子を爰に導き打たせしならん粗忽な事をしてけりと千度百度悔るとも今さら返へらぬ娘の魂嘸や怨みん免じてくれと死骸を肩に引掛て悄々歸り女房に斯と告れば是も同じ嘆きに打沈み父が歸りの遅いとて待たるゝ儘に背戸口へ出たと思ふてゐたりしに斯る姿で歸るとは何の因果かなさけなや狐は執念深しといふ人の言をも聞入れず無益の殺生なされしが今ま目前に報るしかと取亂したる愁嘆を見聞くに堪へねば淸左衛門我子なりとも人一人假令誤り殺せしとて此まゝ濟むべき事ならねば娘の魂を慰めて妻が怨を詫ん爲め自首して官の處分を受けん沙汰のあるまで死骸を其まゝ差置けと支度もそこ／＼走り出で所の警察署へ逐一を自首せしにより巡査が出張して其死骸を檢して埋葬を許し淸左衛門は昨今尚ほ取調中なりと。

（郵便報知新聞第二千九百七十三號、明治十六年二月七日）

明治水滸傳

（明治十六年二月十七日）

惡漢毒婦。　兵庫縣下播磨國明石細工門内の士族逸見一東（二十七年）と云へる人は其妻松榮が同國三木なる親里にて分娩せし報知のありしゆゑ去月二十八日の午後八時ごろ夜寒を冒して車を飛し明石新濱まで來りしが同所の茶店吉川重平方にて憩い此處より車を乘換へんと支度をせし時懷中に紙幣若干を所持したる樣子を重平が認め女房おとらと謀合せ無慘にも一東を豫て備へし陥穴へ嵌め這ひあがらんとする處を重平は白刃女房は竹槍を以て遂に突殺し所持の金錢衣類を奪ひ死骸は五六丁隔りし藪の中へ埋め置きしが同郡西戸田警察署の探偵吏雨木某が吉川の擧動に不審あるを察知し去る五日人相見の姿に扮し密に同家を窺ひしに兼て一東が所持せ

し洋杖のありしより直に捕縛して糺問せしに果して逸見を殺害せし趣を白狀せしゆゑ此ほど神戸輕罪裁判所へ夫婦とも送致されしといふが是まで幾人の旅客を斫くせしや實に水滸傳の母夜叉にも劣らぬ奸物なり。

（郵便報知新聞第二千九百八十二號、明治十六年二月十七日）

女賊幽靈に間違へらる

（明治十六年三月三十日）

幽靈か否。　神田五軒町の小池安兵衛は夫婦と十七歳になる娘お竹と三人暮なり一昨夜は少し氣分が惡いと安兵衛は宵から寢床に入りふと眼の覺たはうし滿どき十二時ごろなり壁に背けし燈火は消んとしてまた明らかに四邊肅然としていと物すごき朦朧の中に一個の佳人あり首を擡けし安兵衛は南無さん幽靈怖いものは見たき習ひ尙も枕の下より透し見れば窈窕たる立姿は確乎に兩脚あり扨は娘か吃驚させた忙て眼で脚にばかり氣を奪れ顏を見ざりし我鹿相娘今時分何をするのと寢返ればありし姿はじり〳〵と逡巡し周到な動靜で表の方出格子の窓跳破り茨木童子が叔母といふ身で忽ち形は消へ失にけり再び驚ろく安兵衛があれと計り扨は娘でも無つたか何にしても怪しき女とそれ〳〵改むれば半纏が二枚紛失して居たり扨は女泥棒で有つたか殘念なと右の次第を屆けに及べり夜陰と云ひ若い女の身で大それた油斷のならぬ事なり

（東京日日新聞第三千三百八十七號、明治十六年三月三十日）

復讐の裁判

（明治十六年四月六日）

大阪府下攝津國島下郡茨木村千七百八十七番地
平民伊兵衛長男　吉田政吉
十四年十一ヶ月

被告人が毆打創傷の事件檢察官の公訴に依り審理する處被告事實は明治十五年六月十八日居村茨木川洪水の砌り被告人の弟辰吉か溺死せしは隣家寺田鹿造の長男伊三郎が所爲なりと聞き父母の愁歎限りなく殊更母ゆきに於ては夫れが爲め病氣を起し殆んど狂亂の如くなること往々有之右伊三郎の面を看る度毎に病を起すを以て鹿造に掛合ひ伊三郎を他處へ差

遣はさしめたるも猶時々歸宅すること有之明治十五年九月二日被告人は田地へ水入れに相越したる際伊三郎の雇れ先より自家へ歸るを見受け忽ち毆打して母の心を慰めんと謀り同村主原神社傍に待受け同日午後二時過伊三郎は祇園囃しを謡ひ通行するを止め弟辰吉を殺したる可しと詰責したるに伊三郎は稍々承諾せし景狀あるより益怒氣を發し面部其他を手を以て毆打し又は地上に投け付け將さに死に到んとするを井戸中に投じ遂に死に到らしめたる者なり其證憑は被告人が自由任意の白狀檢證調書戸長西村又三郎の陳述書參考人溝畑たねの調書寺田鹿藏の調書に依り充分なりとす右は刑法第二百九十九條重懲役の處豫め謀りたる者に付刑法第三百二條に依り一等を加へ有期徒刑に該る而して被告人は十二歲以上十六歲以下なれども敎育智識を備へ該犯罪の是非を辨別する能力を有する者と認定するを以て刑法第八十條に從ひ本刑に二等を減じ輕懲役猶情狀を酌量し又二等を減じ一年六ケ月以上三年九ケ月以下の重禁錮に付被告人吉田政吉を一年六ケ月の重禁錮に處す

明治十六年三月三十日大阪重罪裁判所に於て檢事笠原半九郎立會言渡す

裁判長判事　香川景信
陪席判事　長安道一
同判事　大國孝贊
書記　村松正信

（郵便報知新聞第三千二十一號、明治十六年四月六日）

包掏り代への早業

（明治十六年五月十七日）

杜騙。　下谷區練塀町の洋學舍島田某方に寄留する岩手縣士族村山重治（十九年）が此程圖書館に赴き洋書借覽中懇意になりし年齡三十前後の男は長崎縣士族小林とか名乘り頗る洋書を研究せし者と見え毎度落合ふ毎に洋書中の事を語り重治が解し得ぬ事を質問するに逐一答辯する事分明なるより重治も大に小林を信じ親しく交り歸宅の際牛肉店にて共に夕飯を喫せし事などありしが一昨日の事とか共に圖書館にて洋書を借覽のすゑ歸途同伴して湯島邊散歩の際天神町三丁目三番地の前にて小林が何とも申兼ねしが此路次の内に長野とい

ふ者住めり僕が參らば引留められければ君此品を同家へ屆けて玉はれと兼て携へおりし風呂敷包を渡せしゆゑ重治は易き事なりと受取り自分が所持の洋書包を小林に預け其の路次に入り長野を尋ね傳言して包を差出すと同家にては不審に思ひ左樣な方より斯る品を送らるゝ筈なし何かの間違ひなるべしとの答へに重治は訝り尚ほ問究めて參らんと表へ走り出で小林を探せど影さへなければ彌々怪しみ預りし包を檢めると鷄卵の折の中に泥の詰めてありしに扨は欺きて我包を奪ひ去りし杜騙なりしと覺り直に其趣を警察署へ訴へ出しが重治の包の中には價二十圓餘の洋書と紙幣三圓餘が入りありしと實に油斷のならぬ世の中なり。

（郵便報知新聞第三千五十六號、明治十六年五月十七日）

石川島監獄の改革

（明治十七年二月一日）

監獄署

此ほど石川島監獄署に於て改革を行はれし模樣の概略を聞くに從來囚徒の内に役付と唱え彼服の背に房甲又は誘工の文字を附するを廢し傳告者、誘工者の文字を附し前面の襟に其名を記することになり是まで渡し置きし腹掛足袋褌並びにケット書籍類を悉く取上げらん更に三尺の褌を渡し書類には制限を設け醫書並に論孟等修身に屬する書又は其營業に關する書類を檢査の上渡さるゝ事になり從前は何れの監倉にも疊なく或は疊の床の如きものを敷かれたるが今度悉く琉球表の疊を敷き込まれ監中取締の囚徒は高座と稱し常に其處に座し外役又は工作に從事せず大に威を振ひしが其高座を取拂ひ其他の囚徒同樣外役又は工作に服することになり又工作に從事する囚徒は是まで各監へ歸り喫食することなりしが不日食堂を設けらるゝまでは其工作場を食堂に充て各監に歸るを要せぬことになり且つ不日同署へ感化院といふのを設け日を定めて改悛改善の爲に囚徒に善行美事を說き聞かせんとの較計あるよし此ほど大迫警視總監が同署巡視の折り囚獄各室とも鴨居上の四方欄間の如く吹拔きなるを見て夏季は斯くて宜しからんも冬季は寒風を吹入れ殊に降雪の時は雪花室中に吹入り寒氣に堪へ難きのみならず爲めに患者を釀成すべければ何とか工夫ありたしと同署の官吏に語られしとの事なれば

不日改良あるべしと云ふ只囚徒外役の節も足袋を渡されぬ上は事業上困難の事ありて時に依り充分に働き得ぬ場合もあるとか。

（郵便報知新聞第三千二百七十六號、明治十七年二月一日）

炭鑛に放火し死刑

（明治十八年二月七日）

三池鑛山放火者の死刑

一昨十六年九月二十一日に三池鑛山の炭坑に火を放ちて全山をして一時廢坑に至らしむるの大變を起したる張本人は熊本縣熊本區馬借町の平民已決囚炭坑誘工者宮田岩吉（二十五年）といふ者にて去月三十日に福岡重罪裁判所にて死刑に處せられたり其の宣告は左の如し

被告人　宮田岩吉
二十五年正月生

放火事件の公訴に依り檢察官の意見被告人の答辯辯護人の辯論を聽き證憑に基き判決すること左の如し

『被告人は筑後國三池石炭坑内に於て掛り官吏の取扱方に不滿を抱き明治十六年九月二十一日夜囚徒百部文一、山本石造、江頭又八、三好清八と申合せ右掛り官吏に暴行を加へんと囚徒笹部岩峯、久保田祐、藤本政太郎等を加入せしめ故らに燈心渡方に不足ありとの口實を設け油取締所へ押寄せ暴動の際被告人はランプの火を帳簿類に移し油船に差入れ火を放ち坑内にある建造物は勿論炭坑を燒燬に至らしめたるものなり其の證憑は暴動共犯者の申立及證人平山利吉、岩田八十八、内田辰二郎、東原福次、國崎庄太郎、齋藤利七の調書に於て充分なりとす『依て刑法第百三十八條に照し死刑に處す』　明治十八年七月二十日福岡重罪裁判所に於て檢事伊藤重義立會言渡す者也

福岡重罪裁判所
裁判長判事　石巻清隆
陪席判事補　鷹取琢磨
陪席判事補　伊藤清
書記　平佐廉太郎

（本年七月三十一日福岡日々新聞）

大丸呉服店主の成功由來

（明治十八年九月五日）

大丸屋の始末

現時京都府にて豪商の一に算へられ五萬圓以上限りなき身代の者の投票にも第一に指名せられし四條通り御旅町の呉服商熊谷市兵衛は天保の末弘化の初め頃は柳馬場六角上る帶新といふ呉服商の手代にて常に伊勢地方へ商賣の爲め往來することを擔當し所謂賣上手の買功者で主家へ對し利益ある事尠からねば主人も又なき者に思ひ居たり左ばかりの怜悧の市兵衛ながら思案の外の色に迷ひ山田古市の娼妓に馴れ染め二見の浦の浪越さじ錢掛け松の色變らじと誓ひ爲めに道ならぬ金錢を遣ひしかど夫には幾倍の利益を與へし効あれば主人は知らぬ振してゐたりしも妬氣偏執は小人の常にして放蕩なる市兵衛に依怙の沙汰あり抔朋輩の不平大方ならず如何に働きある市兵衛なりとて多勢の氣合を損ずるは得策ならずと或日市兵衛を呼びて仔細を語り長の暇を取らする旨を告げたるに市兵衛は言ひ解く詞もなくひたすら身の非を悔ゆるのみ御機嫌宜くも口の中にて座を立んとする時市兵衛忘れ物があるぞと袖の中より金一ト包み取り出して與へければ市兵衛は涙ながらに押戴き主家を去りて包みを開けば大枚百圓ありしかば益々主人の厚意を感じこの大恩を報ずるは今後自己の行ひにありと直ぐに古市へ至りて彼の娼妓に逢ひ豫ては主家の暖簾を分ち貰ひ目出度別家なしたる上玉椿の八千代までも添ひ遂げんとは誓ひしかども隱すよりは顯はるゝはなしと此事いつか主人の耳に入り家事の不取締を以て長の暇となりしは是非なけれど不忠の市兵衛を憎しと思はず大枚百兩賜りたりこの高恩に報はんは此身を愼みこれを資本に粉骨細身して家名を起すにあり御身の性たる通常途上の殘花たる遊び女の類ひならねど衛も遊女を根引して夫婦となりし抔沙汰せられんは舊主の思ふ所も如何なれば神かけて契りしことも今日限り解約せんと云ひければさも氣の毒に座を進ませ圖らざる身となり玉ふもとはと云へば妾より起りしを善き時は添ふべし惡くば別れんとは如何に貞操なき遊女なりとも之を快しと致さんやのたまふ如く遊女を妻とせられんには舊主の思はく如何は計り知られざれどさは出來榮えの上にありたとへ

遊女を妻にせられずとも賜金を放蕩せられんには遊女狂ひの疵は消えまじと夫婦諸とも勉強しあつぱれ身を立て玉はんには遊女の疵は消滅すべしと理をもて說かれ市兵衛は後ちの事ども談じ合ひ斯る遊女なれば平素の心掛もよく身を購ふに足るべき程の貯へもありて樓主に故を告げたるに其志操を感じ市兵衛ぬしの爲には是まで尠なからざる利益を得たるに御身の稼ぎも尋常ならねば予も心ばかりの祝儀をせんとて年季證文を卷きて與へたれば二人は夢かと喜び夫より夫婦連立ちて京都に來りしは實に弘化二年の春二月なりき幸ひ四條御旅町北側に家の賣店あるを買取り大丸屋市兵衛と呼びてさゝやかなる呉服店を開きたるに働き者と評判のある市兵衛なるに暇の際主人は忘れ物があると百兩與へたる事なども世間へ知れ市兵衛の暇となりしを同業はひたすら惜しみ居たる折からなれば賴まざるに代品物を送り呉れる者多く店には例の女房が出て市兵衛とゝもに商ひをなすに世事はよし女は美なりあれが古市のおやまぢやゲナ市兵衛どのは都で買物功者とてゑらい堀出し物を買はれしとの評判立ちて女房見物の呉服買も尠なからず日に增す繁昌に追々手代丁稚を置き女房は帳場にありて來客には一々帳場より挨拶をするので益々人氣に叶ひ程なく南側の今の住居に移り嘉永五六年の頃には番頭手代數十人を使ふ大店となりしが依然女房は帳場にありて內外の取締をなし市兵衛は相變らず仕入に奔走し內外の掛引其圖を外さゞれば彌が上に繁昌し遂に無限の大身代となれり然るに榮枯は寒暑の往來に異ならず斯くばかり大丸の繁に引かへ舊主たる帶新は不時の損毛打續き仕入法改革等も數回にて其都度市兵衛は萬事を引受け身に替へて世話をせしかど所謂大廈の倒れんとする之を支ふるに難く遂に閉店して別莊に引移りし後も市兵衛夫婦は每日變る〳〵機嫌を聞きに問ひ何くれとなく世話なすを聞く人市兵衛の義氣を感じ店はます〳〵繁昌なせども子なきを以て幼少なる男子を養子とせり是則ち現時の市兵衛なりそも繁昌を招き起せし細君は元來浮薄を以て目せらるゝ遊女なりしも實に斯の如し嗚呼精神一到何事か成らざらん。

（東京日日新聞第四千百三十四號、明治十八年九月五日）

束髪の流行

（明治十八年九月二十四日）

婦人束髪の流行を見込み淺草區の簪屋は束髪用洋花の花簪を製する由又女髪結の中には既に束髪を習ひ込みしもありて一度の手間賃は五錢より十五錢と略々定まりたり然るに此の束髪も月に五六度束ねずば見ぐるしかるべく安値五錢とするも費用はこれまでと同様に掛るなれば儉約になるは笄簪のたぐひに過ぎずとか云ふ。

（東京日日新聞第四千百四十九號、明治十八年九月二十四日）

江戸名物理髪床

（明治十九年二月二日）

理髪床。　舊幕のころ髪結職には他の職業と異なり一種特殊の權威ありしものにて是は東照宮御入國の際市中に六ヶ所の高札場を設け髪結職に命じて之を守護せしめ非常の節は其高札掲示類を護して立退くの任に當られしを以て右高札場即ち日本橋常磐橋淺草見附筋違見附其他二ヶ所へ髪結床を開店する事を許されたり依て髪結職は其役目を横に持ち頗る威張りしものなりしが維新後は其役目も消滅し右六ヶ所の床店も追々取拂はれ日本橋際に在りしものは昨年の出火にて取拂はれ目下存する所は常盤橋際なる散髪床のみなり即ち本町一丁目十五番地附屬の河岸地に在る川名浪吉方にて此散髪床は府下第一等とも稱され其技の巧みなるのみならず川其完全して使ふ所の香油香水等は外國より直ちに買入れ非常に貴き品を用ゆるがゆゑ貴顯の人々は多く浪吉をして理髪せしめらるゝより其身代も頗る富み家屋地所等をも多く所有し既に本町にある日本銀行所有地内なる店藏も同人の所有なりしを同銀行へ賣與せしなり理髪職にして多くの財產を有する者は甚だ稀れなりといふ斯る舊家なるも今度同所河岸地取拂ひに付一昨日限り引拂はねばならぬより其向ひなる地所へ移轉する事に決し目下新築中の由なるが同家が此所を立退く以上は夫の府下に由緒ある有名の理髪店も悉皆其跡を存せざるに至るべしと。

（郵便報知新聞第三千八百八十九號、明治十九年二月二日）

株式會社何でも屋の設立

（明治十九年二月十八日）

墮落官吏。　今度政府の大改革で其職を失ひ民間に落來りし者頗る夥多なるが閑散以て數月の饑を支へ得る程の貯蓄あるは甚だ尠なし然れば直ちに何か糊口の事業にありつかんと昨今頻りに奔走するも傲慢の風未だ全く脫せず人民を視る事土芥の如くなるより民間に於て相手にする者更に無く纍々乎として喪家の狗の如く路頭に迷ふ者多きを見て或人が想ふに今度掃き出されたる免官官吏とて左のみ棄てたる者のみにはあらざるべし箕で簸る籾の中にも鷄の餌に堪ゆるものあり民間墮落の官吏中より一技能ある者を拾ひ出して之を使役せば一廉の事を爲し得べし且つ目下窮途に泣く場合なれば俸給の多少は論ぜず後來に望みあらば數月間は無給にても來たる者あらん依て爰に何でも屋と號する一大會社を創立し來たる者は拒まず利を說て導き算術の出來る者には算盤、讀書家には讀書の教授等を爲さしめ書に長ずる者には筆耕寫字の業を執らしめ諸工には諸をかゝしめ小細工ある者には器具を作らしむる等各々其長する所の技能ある者を頭取として其他は各性の近き所によつて之れが手傳ひを爲さしめ足の達者の者には走り使を命じ手の長き者は放逐し廣く天下に廣告して普く世間の需めに應じて其業を營み傍ら商家雇人の候補者を養成し旨くゆかば後來大利を得べし首尾よく遣り損ふても數月間無給で斯る人材を使役し其間に得る所の利益を社長一人で占めこみ解社して世間へ言譯を爲さば有限責任人間が會本の會社なれば墮落官吏が愈々鼻を突くばかり我に於て痛痒相關せず獨り溫まつて引込むのみうまし〳〵を決し申合せ規則やうのものを作り二三の墮落官吏に示せし處忽ち大に贊成して加盟を乞ひ尙ほ同感の有志者に告ぐると蛇の道は反鼻にて陸續加盟を申込む者あるより社長どのも意外の事と喜びしがむやみに加盟を許さば厄難者のみ集まるべし以後は一々其技能を試みて加盟を許すに若かずと採用規則を定め加盟を申込む者ある時は一室に引入れ社長正面に坐し先入にして役目を帶ぶる者順次に居並び一番役が前に進んで先づ貴様は兎や角やと問ひ夫より屬籍姓名及奉職せし官廳並に其職掌を糺し技能の有無を聞きて技能ある者は目前に於て之を爲さ

しめ用ゆべきを許し技能なき者は何程か會社の資本金を醵出なさしめて相應の役を命じ又其金をも醵出する事能はざる者は之を裸體に爲しスッテン踊りを演ぜしめ小使又は飯焚等の役に服せしむる事にて丸で舊幕時代傳馬町の牢屋に行はれし規則の如くなれど既に命のツルが斷れて喰ふか喰はぬかの境に彷徨する亡者の多ければスッテン踊りを承知で加盟を申込む者のみ陸續あるには流石の社長どのも閉口して暫時墮落官吏の募集を中止せしといふ。

（郵便報知新聞第三千九百三號、明治十九年二月十八日）

開化の苦勞

（明治十九年二月二十八日）

夜會の注意。　來月三日に渡邊東京府知事が内外の貴顯紳士を鹿鳴館に招待して盛んなる夜會を催ふさるゝに付ては其案内を受けたる人は何れも夫人を同伴さるゝ由なるが中には夫人の衣服の事に付同伴を躊躇する者もあるとか云へど聞く所に據れば夫人は掛袴を着用するは勿論なるべけれど未だ女子正服制の公然定まらざるがゆゑ其用意なき向もあらんに依り今回の夜會には西洋服裝又は紋付白襟ならば差支へなしとの事なり是までは紳士と稱せらるゝ人が燕尾服ならざる不都合の洋服を着けて來り接伴員の注意にて入口より歸るもあり又人の通行すべき廊下に佇立みをりて妨げを爲し大聲に怒語して野鄙の態を極め夜會行の準備とて態々晩餐を喫せず食堂の開くを待て我先きにと走せ入り飽くまで飲食するなど頗る無禮の紳士もあつて外國人の嘲笑を受しが日本紳士も追々宴會等の禮式に慣れたれば今回は左樣な不體裁はあるまじけれど今年初めて招待を受け未だ斯る席に臨みし事なき人々へ一通りは注意したきものなりと其筋の或人が語られき

（郵便報知新聞第三千九百十二號、明治十九年二月二十八日）

青物市場禁止

（明治十九年三月四日）

京橋區南傳馬町三丁目北紺屋町疊町に係る（里俗大根河岸）青物市場の内南傳馬町の分は昨三日其筋より自今市立を禁止せらる。

（郵便報知新聞第三千九百十五號、明治十九年三月四日）

元老院書記の公金拐帶事件

（明治十九年三月三十一日）

元老院の賊　元老院の賊江崎五郎が去る十六日の夜官金二萬圓を盜み取り館林在へ遁れ夫より高崎の不動寺山にて召捕られたる顛末は前號の紙上に記せしが今又此事件の始終につき最も委しき報道を得たれば重複を憚からず左に錄す其報に曰く三月十七日の朝の間に元老院會計課より昨夜官金二萬千七百圓餘盜難に罹りたる旨警視第二局へ急報あり同局詰合の警吏は直さま出張して取調べられしに其犯人は前夜十六日夜宿直なりし同院等外二等出仕にて麻布箪笥町五十七番地に住居する平民江崎五郎が所爲なる事判然せしかば出張の警部武東晴一氏は即時に巡査村田象二郎、田中給太郎の二人を伴ひ右五郎が居宅に馳せ至りて所在探偵參考のため家宅を隈なく搜索せられ郵便雜書手帳の類聊にても參考となるべき品を取纏めて持歸られ續きて五郎の實母てるを同日午後二時頃引致せられたり斯る次第となりたれば五郎が母は人に語りて同人は常に身持放埒にて料理屋にも知る家多く又地獄宿にも馴染あり又は貸座敷池田屋へも繁々通ひて同樓の娼妓綾衣の許へ居續けする事もあり私も此年になりてあれの身の上にはホト〳〵いたすに又此樣な事を仕出して實に憎い奴でござりますとしみ〴〵述べたりとか其折り五郎が實兄の四郎と云ふは詐欺取財四犯にて當時石川島監獄署に服役し又其菩提所は芝三田寺町常林寺にて橫須賀造船所の某と下總野田山崎村の海福寺の住職とは別懇なりとの旨も知れたれば武東氏はさらば先づ野田の方を探るべしとて村田、田中の兩巡査を從へ急ぎ千葉縣下杉戸警察署野田分署へ出張せられ同署長へ云々の由を語られしに頓て海福寺を探偵ありて未だ此地へは彼者の立廻りし模樣なしとの事に付然らば此地の事は貴署へ御依賴申すとて警部は其日引返されしが此折りふとした事よりして犯人五郎は群馬縣下上州邑樂郡館林在新福寺村寶林寺住職河端無門が方へ落ち行きたりとの事明白に知られたりされば一刻も後るゝなと同警部は村田、高谷の兩巡査を從へ汽車にて直ちに館林警察署に赴かれ署長橫山警部と協議の上其の寶林寺を探られしに果して五郎は此地に來りしに相違なしと知れたれ

ば同氏の喜びは大方ならずされとも五郎は今此所に居らず同縣碓氷郡鼻高村少林山達摩寺かさらずば北甘樂郡大鹽澤村黑瀧山不動寺に落ちたるならんとの注進あれば武東氏は又其足にて直さま高崎警察署に馳せ行かれ署長伊東警部と面議の上同署の巡査若干名と右隨行の村田高谷兩巡査を間配りて一面は達摩寺を取圍ませ一面は新福寺村より鼻高村迄の順路並に官道とも手配りありて形跡の怪しき者と見れば尋問に及ぶべしと指揮せられしが達摩寺には未だ來りし樣子なし大方途中にて有るならんと云ふに益々街道に眼を配らせられける所へ忽ち巡査の注進あり鼻高村を隔つる僅か數丁の地に豐岡と云へるあり此所の茶店に年齡人相五郎に彷彿たる旅人休み居りしを以て大竹警部（高崎警察署詰にして此日本道探偵に從事せらる）が見咎めて取押へたり旅人は怪しき者にあらず自らは新福寺村の大木彥雄と云ふ者なりと陳ずるが兎に角此方へ來るべしとて高崎署へ引立てたり急ぎ來署あるべしと云ふに武東氏は大に悅び直に高崎に引返して大木彥雄と名のる者を一見するに尋ぬる犯人に紛れなく且つ本人も迚も逃れ難しとや思ひけん自ら江崎五郎なるよしをも云ひたれば武東氏は頓て同人を引立て東京へ引返さる五郎が逮捕に遇ひたるは二十日の午後一時頃の事とぞ聞えし是より先き警視廳にては五郎に關係の嫌疑ある元老院十等書記生某、同二級寫字生川根悅三郎の兩名を十七日十九日の兩日に引致し引續き河端無門、深野龜二郎・町田すゑ、大谷富藏（以上四名の住所職業は昨日の新聞に載せたり）の四名ともに廿五日に其居宅より引立られしが其中書記生某は犯罪の證憑十分ならずとて釋放せられぬ（未完）

（東京日日新聞第四千三百八號、明治十九年三月三十一日）

元老院の賊（昨日の續）

玆に五郎が親族の履歷と當人が竊取の事實を聞くに同人の父を江崎良齋と云ひ明治初年國事犯にて有名なる米澤藩士雲井龍雄と共に召捕られ傳馬町の囚獄に繫がれしが明治三年九月二十五日牢內にて病死せり又實兄の四郞といふは前に記せし如く詐欺取財の件により當時石川島監獄分署に閉籠められ又五郎は今年廿二歲にて明治八年五月中元老院小舍人を拜命し其以來勤續して十五年中准等外に轉じ十八年二月等外二等出

仕に昇り調査課淨字掛に附屬して此迄は滯りなく勤め居たるが去る十六日は宿直なれば常の如く自宅を立ち出で同院へ出頭し事務を扱ひ午後四時頃宿直部屋へ引籠りて相番一野貞良が暫時跡を願ふとて部屋を出でたり五郎はよき隙なりと竊に忍び手早く金庫の鍵の入りたる函の封印を切取りて鍵を取出し夫より會計課に据えたる西洋の弗函を開き中なる二萬餘圓を盜み取りて小陰に隱し置き再び宿直部屋に立返りて又もや何事をかせんとしたるに此時一野は早や風呂より出で來りて部屋に居たれば五郎は猶何氣なき面色して唯今餘儀なき用事出來たり一寸外出して參りたければ暫く御許しを願ふと云ふ一野は聞きて急用とあれば是非なきが成るべく早く用を濟して歸局せよと云ひたれば五郎は忝けなしと答へて直ぐ様其部屋を出で會計課に往て彼の隱したる金を取り出し風呂敷に包みて確と持ち同院を出で馬場門外に至りたる時五郎が急ぎ足を附近に居たる車挽は旦那麻布迄お安くと云ふにオッと來たりと碌々に値も極めず直に打乘急ぎ立て麻布簞笥町の自宅に戾り先づ袴を脫ぎて太息ついて居たりしは斯る强膽の曲者も往來の安否を思ふのと虎口を先づ遁れたりと安心したる兩様の息を吹き分けたるものなるべし斯くて五郎は母親のおてるへ實を明かし一萬二千七百餘圓の金を渡して（此の際のありさまは明日の紙上に記すべし）其夜の八時頃に家を出で新橋際より人力車に乘り神田區五軒町なる同院の寫字生山根悅三郎の家に至りて同人より追々に借入れたる金百二十五圓を返濟し午後十一時頃同所を立ち出で萬世橋に來りたるに客足のなきを見限りて歸らんとする人力車夫あり五郎に對して頻りに乘車を勸めたれば五郎は、貴様は丈夫かと問ふ。車夫は大丈夫で御座りますと言ふ、上州赤岩を知つてゐるかと云へばよく知つて居ます、と云ふ茲にて同所まで車賃を二圓と極め直に引出させ夜通しを走り翌十七日の正午ころ右赤岩に着きたれば約束の賃銀を渡し赤岩町の海老屋といふ料理屋に入り腹を繕ひて夫より館林在新福寺村の寶林寺へ行き河端無門に面會したるに無門は珍らしやどうして今頃先づ〱此方へと座敷に招じ何無くとも有合せの酒肴を出だし暫く酒を酌替せし後ち無門は又改めて貴兄は今頃何用ありて此邊には來られしぞ官用か私用かと問へば、五郎は膝を進ませ實は我等は東京にて些と宜しからぬ筋の事をしたり依て彼の地にも居り惡

く暫く身を田舎に潜めんとてわざ／＼便りて來りしなり願はくば暫時匿まひ玉へと申せしに無門は暫く考へて君と僕との間柄なり如何樣なる難儀が起るとも匿まひ申さんは安けれども折節女房が大病にて今にも知れぬと云ふ容體なり夫等の爲に人出入りも多く世を忍ぶには不便なれば我等が年來の懇意なる高崎在鼻尚村の達磨寺の住職方へ添書して御身の上を委しく頼み遣すべし彼所は相應の寺なれば身を隱すには最屈強の場所ならんと云ふに五郎は一時失望はしたるものゝ假初の笠宿りも身を托す陰と頼む墓なき身の上となりたれば何所なりとも辭すべきに非ず唯此身の安全を只管に願ふと云ひさらば一刻も早く其處へ往んと無門に一封の添書を貰ひ猶此事を他言して下さるな夫れ是禮なりと[illegible]嚢[illegible]の中より十六圓を拔取りて此れを與へ同所を出でゝ其夜は上州の吉原と云ふ玉村の遊廓に入り東京下谷山伏町の鶏濟といふ僞名を唱へて同所にて名ある玉榮樓へ押上りおやすと云ふ娼妓を買ひよもや此處らまで探偵は廻らじと御輿を据え其夜は樂しく遊びけり然るに此女はお里にても名の賣れたる手取と云ひ殊に糞桶の餘臭ある日焦くさき田舎人とは異りて東京の適所に遊び馴れたる五郎なれば氣休め文句も五月蝿からず左のみ憎ふもなき客と思へば格を外して待遇しけるに五郎も事の外興に入りて翌十九日も居續け蓐床のしつぼりせし話の中に何を見當たか五郎は此女を根引せんと云ひ出せしに女も樓主も大悦びにて早速此儀を女の父親に咄したるに此の親父が客の身元なと念を押せしにて破談となりしは既に前號にも記せし如し。

因に云ふ此日身受の相談は沙汰止みとなりたれども五郎は猶此女を可愛く思ひ立ち際に十圓の金を與へたり女は關德の三年目と悦びて朋輩女郎に餅を買ひて大振舞し此餘の金にて烟草とミス紙千枚を買調へたり然るに五郎が召捕られて後警吏は此家に出張して女を喚び右の十圓の使ひ道を糺したるに右の通りの始末を云ひ今有る者は手元の殘金一圓五十錢と煙草の喫餘し半玉にミス紙七百枚なりと云ひしに之れも不正品の部分なりとて引上られ東京に傳送して此等の品を被害者なる元老院へ發送せられたり一圓五十錢の金は未だしもなり煙草半玉とミス紙七百枚は近頃可笑しき品物なりと或る人は大笑ひせり

斯くて二十日の午前十一時頃五郎は玉村を出立して達磨寺の

手前なる懸岡村の茶店に憩ひし折り警吏に捕へられ東京に送られしは昨日の紙上に委しく載せたり此の時五郎が所持せし金は八千百二十圓餘なりし又同人が此の大金を竊取せし目的は探偵の嚴なる間は身を山中に潜め夫より支那上海へ渡航し一清國人となり外國へ行きて商人になるつもりとは隨分虫のよき考へなりき（以下次號）

（東京日日新聞第四千三百九號、明治十九年四月一日）

元老院の賊（昨日の續）

昨日までの紙上にて本人五郎が顚末は略記したり此より其の母のてるが話に移らん元來五郎は斯る大膽なる惡事を爲すに似合はず祖母と母親には常に優しく待遇せしがおてるも殊に五郎を可愛がりて同じ兄弟とは云へ兄の四郎は是まで四度も處刑を受け今猶石川島にて苦役する程の者なれば腹から出せしとは云へ子とは思はずそれに替りて五郎は幼年より自分等を大事に掛けて優しく扱へば行末は此子に懸りて老年を送らんと樂しみ居たるに今年の三月上旬夜更け人靜まりて四方山の話も斷切れし時五郎は徐かに膝を進めて母に對ひ祖母様やお前様も行末の長くもなき今日こそ安樂に暮さると云ふ事もなくていつも貧乏に日を送るは誠に云ひ甲斐なき次第なり就ては惡事とは知れてあれど此程より役所（元老院）の金庫から金を盗み出だす工夫を付けたれば速かに仕遂るなるべし其時私は一旦何れへか身を隱して折を見て世に顯はれ榮耀の身ともなるつもりなればお前様も其積りでお身の覺悟をし玉へと云ふに母親は大に驚きたとへ何の様な貧苦をするも其方さへ確かならば私は難儀とも思はぬ程に必ず／＼左様な量見を出すべからず努々弗つりと思ひ止まれと諫めしかば五郎も是非なく然らば決して左様の事は致すまじ何ぞ安心して下されと云ふに母親も稍安堵して其夜は其まゝ寢入りしと云へり然るに去る十六日の點火頃五郎は遽しく歸り來りて母親を小陰に招き豫てのお諭しはありたれども何分思ひ止み難く唯今二萬圓餘りの金を盗み來れり此れ見給へと風呂敷を明け竊に之を示したれば母親の驚き一方ならず暫しは呆れて物もよく云ひ得ざりしが稍ありてコレ五郎そなたは斯る大膽なことをして首尾よく逃げ負せるつもりかは知らねども天道様が見遁しては下さらぬぞ早く前非を悔悟して元の通り此の金を御役所に

持行くが宜いと云ひたれども五郎は聞かず首を振りて今更其樣なことを云ひたりとも一旦盗み來りしものを再び元へ戻すなど云ふことの成るべき歟我等は此の中これ程を持ちて今より何れへか潜むべし跡には此れ丈け殘し置けば如何樣にも隱し負せ我等が世に出る時を待ら給へ又此なる三百圓はお前樣祖母樣が夫までの暮しの料になされよとて一萬二千七百餘圓入りの大包と別に三百圓の金を與へ扨此から何れへ往きたるが宜しからんと云ふにおてるも既に胸を定め何處其處と云はんよりも館林の河端の所が宜かるべし當地の事は心配するな唯そちの身の上が大切なるぞと云ひ付て出だしやりしかば五郎はさらばと急がはしく身支度して大金の入りたる風呂敷包みを手に提け其夜八時前麻布簞笥町の家を出で去りたり

因に云ふ此の上州館林在新福寺村寶林寺の住職河端無門といふは從來の知る人にて去る十三年中五郎の兄四郎の放蕩をなし母親の云ふ事をも聞かねばこの無門に賴み四郎を預けて教誨して貰ひしこともあり又おてるも無門方へ行きたることもあり無門も十七年中上京して此の江崎の家に宿泊せし事もあり先づ別懇の方なりと云ふ。

おてるは伜の五郎を出だしやり後ち一と間に入り彼の一萬二千七百餘圓の大金を三つに分けて何れも眞綿にて上を包み其上を綿フランネルのシャツにてくるみ又其上を絹紐にてしかとゆはへ此を白金巾の風呂敷に包みしが扨此の大金を何れに隱し置くべきか天井も緣の下も剣呑なり到底我家に置くは宜しからず要こそあれと此包を携へ豫て針仕事などにも懇意なる麻布飯倉町六丁目の森元座の太夫元長谷川鐵五郎方へ持行きたるに此時早や夜の更けて家内は殘らず寢込みたるが戸締りなければ内に入り臺所の傍の部屋に居る車夫の龜次郎と云ふ者を起して右の風呂敷を明朝までとて預け置き翌朝再び右の長谷川方へ往き鐵五郎の女房おすえに賴みて此包みを預かり貰ひたり此にて先づよしとおてるは家へ戻りたるに同九時半ごろ元老院の吏員河村某が入り來りて五郎どのは在宅かと問ふにおてるは何氣なき顔色して否昨夜一寸戻りて又出で往きしが昨今は當直なりとの事ゆゑ定めし未だ御役所に居るならんと云へば河村は眉顰めて實は昨夜五郎どのは宿直を脱けて出た切り今以て歸られず其跡にて金庫の金が失なりたりとて唯今役所は取て返す如き騷動なり昨夜歸られし

と云ふ其時何か怪しき氣觸れでもなかりしかと問ふにぞおてるも堂せず此調を受くるは必定なり然らば此處にて三百圓を出し此身の肩を拔けんものと早くも考へ大きに驚きたる體にもてなしさる事の有りしか夫にて思ひ合す事もあり昨夜倅が歸宅せし時三百圓の金を出だし今日役所で無盡が當りたりそれで今祝酒を飮みに出る所なり、しかと預り置て賜はれと云ふに妾は生れてより見たる事もなき大金なるに吃驚し預かるは宜けれども若しも外から咎めでも來る金では成らぬかと云ふなるにナニ無盡の金なれば誰がなんと云ふ可きぞ唯預り置き給へと云ひて出で行きたり今察すれば若しや倅が不圖せし惡き量見から此の金を盜み取り其儘影を隱したるか兎に角此金は御身に渡し參らすとて河村に渡したれば河村は受取りて歸りたり續きて間もなく警視廳より武東警部が出張せられておてるが引立てられし顚末は前號の紙上に記せし如し（以下次號）

（東京日日新聞第四千三百十號、明治十九年四月二日）

元老院の賊（昨日の續）

五郎の母おてるは彼の三百圓の金を出して其身の潔白なるを假裝し此にてこの身に祟りあらじと思ひたるに忽ち其筋へ引立てられたれば内心少しく驚きたれども彼の長谷川の女房に預けたる一萬二千七百圓の金の方は知るゝこともあらじと膽太くも安心したるに右の長谷川鐵五郎の女房おすえは彼の包を預りたる翌日になりて諸新聞に五郎が大金を盜み去りて何れへか逐電し其母親も其筋へ拘れたりとの事あるを見て大に驚き若しやおてるより預りし包が其金にあらずやと思ひて開き見れば果して金なり驚きて如何にせばやと案じ詫びしが今更本夫に打明けば如何計り叱らるゝならん若しか椽の下へ竊に隱して車夫の龜二郎が見出したる事にせんにはと思ひつき右の如くに計らひて扨て同家の家主にて我妹を緣づけ置きたる芝新門前町三番地の大谷富藏を呼びに遣れり富藏は此日（二十日）家に居りしに午後六時頃右の龜二郎が馳せ來りて今御新造と私として怪しき風呂敷包を椽の下より見出したり就ては屯署其外への屆けもあり早く御出下されよと云ふに依り富藏は何事にやと馳せつけ見ればおすえは變な顏をして今椽の下から此んな包みを見付け出したり何だか中は札の樣にも

はれると云ふに依つて富藏は取敢ず開きしに果して一萬三千圓近くの大小紙幣が續々と顯はれたれば吃驚して其後麻布警察署へおすゑ鑑二郎同道にて訴へ出でしが其間に何か形跡の嫌疑に渉る事ありしにや富藏すゑ鑑二郎の三人共おてると同じく後程檢事局へ廻された又元老院寫字生山根悅三郎は十六日の日に百二十圓の貸金を五郎より受取り翌朝になりて同院へ出頭したるに昨夜五郎が斯く〳〵の始末をしたりと聞き扨は彼の金は不正物なりしかさりとも此の旨を申立なば直樣取上らるべし昨今逼迫の最中に折角入りたる金を取らるゝも迷惑なり暫く猫ばゝの事と押隱せしに五郎は果なく捕へられて忽ち此事が露顯しければ是も同じく檢事局へ送られたり又館林の河端無門も始めは兎や角陳じたるが證據に十分なれば同じく檢事局へ送られたるものなるべし此等の者共が如何なる罪名にあてらるゝや共は又公判の後を待て詳に記すべし(畢)

(東京日日新聞第四千三百十一號、明治十九年四月三日)

江崎五郎の宣告昨十二日の紙上に公判の模樣を詳記せる江崎五郎は昨日東京重罪裁判所に於て監守盜を以て論じ輕懲役六年に處すと申渡さる共の宣告書の寫は左の如し。

東京府麻布區箪笥町五十七番地平民

江崎五郎

二十一年

右五郎に對する監守盜被告事件檢察官の公訴に依り審理を遂ぐる處被告五郎は元老院外二等出仕奉職中明治十九年三月十六日九等書記生一野貞良と共に同院の宿直を爲し午後六時頃貞良が院内の浴室に赴きたる隙を窺ひ宿直部屋にありたりし鍵を以て會計課の室内にある金庫を開き在中の金二萬千六百五十三圓七十二錢三厘と乘馬飼養料受取切符五枚を竊取し同院の風呂敷鍵類四個と共に携帶逃走せり而て被告は等外吏の位置にあるも同院の慣例として判任官と同席の宿直を爲し之が補助員と爲て廳中の物件を管守すべきの責任あるものとす右の事實は元老院會計主務少書記官城多董の告訴狀同院會計課鐵匣鍵取扱手續書同院判任官當直規則明治十五年五月十日付元老院決議書寫證人一野貞良の豫審調書元老院書記生喜多川廣成の會議局聞書被告が警察署及び豫審廷の陳述に徵し其證憑明確なりとす

之を法律に照らすに刑法第二百八十九條に官吏自ら監守する所の金穀物件を窃取したる者は懲役に處すとあるに依り被告五郎を輕懲役六年に處する者なり

但右金の內二萬千四百六十五圓三十八錢四厘並に乘馬飼養料切符一枚右金を以て購求したる時計外二十六品及右金と共に携帶したる風呂敷鞮類は治罪法第三百八條に依り被害者へ還付す

民事原告人元老院會計主務書記官西山眞平代理書記生喜多川廣茂が請求する賠償金百六十八圓十一錢九厘の內被告五郎が同院より請取べき明治十九年三月分の俸給金八圓控除し殘金百六十圓十一錢九厘は被告に償還すべき事を命ず

（明治十九年十一月十三日、郵便報知新聞第四千三百二十五號）

憲兵の奇智

（明治十九年五月二十五日）

近頃の强盜（一）

近頃憲兵の手に捕へられし强盜の話しを聞くに抑も是は近來稀なる强盜と云ひ又之を捕縛せし順序に至りても其筋の人々が職掌とは云ひながら機に臨み變に應じ斯くまで苦心せしかと其盡力の程も知らるれば今日（五月十九日）より數日間の紙上に塡め之れが事の實顚末を詳細に記載すべしとて朝日新聞に掲げたるを見るに頃は本年三月上旬の事憲兵の特務稻垣銀三郎氏は近頃數名の强盜が和河泉三ヶ國の地方を徘徊し又は紀州の深山幽谷に身を潜め盜來りし品物は大阪の地に持來りて賣却し又折々南地邊にて其金を以て遊興を盡し居ると云ふ事をさへ陰に聞込みしと雖も未だ漠然として事實の確かなるを知る能はざれば猶嚴密に手配して探偵を派し盜賊の巨魁と聞えたる和歌山縣下紀伊國那賀郡粉川村三百九十五番地湯上廣吉（三十一）と云ふは綽名を粉川天狗或は蝙蝠廣と呼び有名なる强賊にして此者の妹たけ（二十三）と云ふは當時松島高砂町二丁目奧田たつ方より業名を竹松と稱し娼妓の勤めに出て居る由の知れしを以て稻垣氏は彼の竹松に馴れ手段を以て其事實を探らば猶判然する事もあるべしとわざと無賴漢の姿に變じ時々竹松の許に通ひ彼の色香に精神を拔し居る體に見せ且つ兄廣吉とは莫逆の友にて日頃親しき中の如く云ひ聞かせ

しに竹松は女の淺墓にも兄廣吉の友と聞いて猶懷かしさの彌増しけん其後は心打解けて何くれ包まず語りしは是ぞ彼强賊等が運命の盡る端緒にて竹松の物語りより蔓を傳ふて之を探りしに廣吉は二十餘名の連累者ありて從來數十度の强盜を働きしのみか人を殺害したる事もあり已に去る明治十五年八月阪本庄吉、土秋金吉と云ふ二名の同類を語らひ各々拔刀にて紀州海草郡彥根村の豪農多田庄右衞門方へ押入り暴威を示して金圓を出させんとせしも容易に應ぜざりしより携へたる刀を以て庄右衞門に四十餘ヶ所の傷を負はせ(庄右衞門は之が爲に終に不具の身となりしと云ふ)て逃去る際同縣荒川警察署の手にて縛せられ其後都合ありて岩出分署へ移されしが廣吉は一夜監守の隙を窺ひ監倉を破りて逃亡せんとする際數名の巡査に認められて追捕せられしが其時廣吉は振向いて巡査の携へたる仕込杖を不意に奪取り巡査を相手に暫く戰ひし末遂に朝日何某に傷を負せ今一名の巡査を切殺して首尾よく其場を逃去り(因に云ふ阪元土秋の二賊は其後相當の處刑を受けて北海道の集治監に送られたりと)其後は彼所此所に隱見出沒し夜は强盜窃盜晝は山賊などを働き益々惡事を行ひ居りしが明治十八年に至り我身の探偵嚴重なることを仄に聞得しより故郷の地を立退き猶も强盜を働きながら伊勢路に到り一應桑名の貸座敷岡田某方の樓に上り愉快を盡さんとせしに此家に已の人相書の廻り居る事を知り斯くては玆にも居られじとて遽なく食事をなし直に立退かんとする折しも巡査が旅客の調査に來りしを認め曙き我身の自ら胸に恐怖を抱きけん陰に二階の窓より脫出で何處ともなく逃去りたり斯くて廣吉は熟々考ふるやう折角東國の地を志して來りしかど人相書をさへ廻して我の所在を求めんとする準備ある此の地に迂潤〱足を止めて居んは自ら其罠に陷るに似て危しとも最も危ふかるべしされば今より再び故鄉の地に歸り猶も惡事を働かんと我國さして歸る途中或は强盜或は窃盜に押入りし家資に其の數を知らずと云ふ斯くて程なく故鄉の地に歸りし上數名の連累者と語らひ或深山に籠り何か共に謀る處ありしが目下警官の探偵嚴なりと聞きしより陰に浪花の地に出來り日本橋詰の旅亭大黑屋といふに泊りし事の早くも和歌山縣なる彼岩出警察署に聞え數名の特務巡査捕縛の爲め直ぐ出張ありしが廣吉は其の事を如何にして知りたりけん風を食ふて同家を立去り

再び故郷の粉川村に立歸りし上犬鳴山に立籠り晝は神さびたる或る社殿の裡を隱家となし夜は近村を徘徊して富豪の家を窺ひつゝ同年六月某の日の夜二人の共謀者と粉川仲町の吳服商西風某方へ押入り數百反の太物を奪取て立去りしが夫が爲め同家は一時吳服店を閉した程なりと扨廣吉外二名の者は盜取たる品を同村の酒造家何某が所有する水車納屋の米前田と云ふ地にありて當時人の住居らぬを幸ひ玆に擔ぎ行き各自玆に身を潜めて暫らく睡に着きたる其鼾の聲を通行の者が聞て大に怪み粉川署へ密告せしにぞ數名の巡査直ぐ出張し召捕へんとせし時廣吉忽ち目を覺し兇器其他の品を打捨置しまゝ其家を跳り出で他の二名は遂に縛につきたるも己れ一人は旨く其の場を逃去り山中に身を潜めて日を送り居りぬ(未完)

(東京日日新聞第四千三百五十五號、明治十九年五月二十五日)

近頃の强盜(二)

斯て同年七月頃の事とか粉川村なる前田牛兵衛の娘お何が近々或方へ嫁付くとて已に其の仕度の整ひありと云ふことを聞知りしを以て一夜其家に押入りて簞笥長持等の裡にありし衣類を悉く盜み取り同村天福寺山の或小屋の裡に隱し置し所一日近邊の小兒が打集りカクレン坊と云ふ遊びを爲し居る際彼小屋の裡にフト衣類のありしを認め警察署へ屆出でたるが右は全く前田方の物たる事が知れ早速其品を本人に下渡されたりと云ふ扨て彼の廣吉は其年を空しう送り本年二月上旬の事林利右衛門と云ふ者と共謀し那賀郡草津村の材木商河合某方へ各々拔刀にて押入り例の文句を並ぶる際主人は腕に覺えのありしと見え突然廣吉に取て掛り捻伏せて捕へんとする勢ひに利右衛門は小癪なりと携へたる刀を以て主人の腕へ切付しが過て廣吉の頭部に觸れ長さ三四寸ばかりの重傷を負せしを以て流石の强賊も流るゝ血潮の兩眼に入りて殊に痛の甚だしければ思はずアッと叫びて倒れんとする際に乘じ主人は猶も跳りかゝつて組付來る勢の烈しきを以て利右衛門は廣吉を助け裏口へ出て逃去る際足踏辷らして最寄の川中へ轉け落しが其時後ろより小石を雨の如く投飛しつゝ跡を追ひ來る樣子なれば二人は辛ふじて陸に這上りし上利右衛門は廣吉を自分の背に負ひ喘々其處を逃延び連累者の一人たる松下辰藏と云ふ者の家に逃行き目下玆に療養中なりと云ふことの詳しく知れ

たるにぞ稲垣氏はイデヤ此の虚に乗じてと夫より名を上田と變じ且其身は故買の罪に依り目下猶監視中なるを遁犯し脱走せし體に姿を變じ又同憲兵の特務木下龍吉氏は名を三光と變じ十年囚の逃亡者となり又兩氏の手先なる髙橋繁三郎氏はわざと盜賊の連累者となり當地を出發して和歌山縣に赴きし上彼の松下辰藏とて粉川村に住み賊徒の中にても其の名を知られし者の家へ手蔓を求めて身を寄せしは去る五月七日の事なりし中にも髙橋氏彼に向ひ我々は暫く當地にて働くつもりにて大阪より是なる二人の連累を伴ひ態々尋ね來りしなれば今より御身の夥伴に加へられたしと言葉巧みに身の經歷をも告げて頼みしが辰藏はさる者なれば容易に其の言を信ぜず何か疑ふ處ある模樣なれば稲垣氏は懐中より豫て用意に調へ置し監視票を取出して彼に示しつゝ身に罪料のある如く僞つて其證據を確めしに辰藏の疑ひも玆に至つて稍解けし體に見えたれば稲垣木村の兩氏は今より新に夥伴に加はりたる驗の盃を取交さんと白ら金を出して酒肴を取寄せ小宴を留めし所辰藏は頓て彼廣吉を呼び來り此者等は箇樣〳〵なりと三氏の身の上を告げて引合せしに廣吉は猶之を疑ふにや刀を座邊に置いて打解けず玆に於て稲垣、木村の兩氏は斯く夥伴に加はりし上は死を共にする精神ならば玆にて其誓を立つべしとて傍にありし小刀をオッ取り各々指を切り流るゝ血潮を皿の上に濺し之を呑み乾して以來兄弟分たるの交を結びけりさる程に廣吉辰藏の二人は漸々心解け何事も打出して語る折柄其夜に入りて連累者なる那賀郡大掛村十四番地の林利右衞門(四十六)粉川村十四番地藤本友太郎(三十七)奥州日根郡牛瀧谷中村通稱桶兼事石脇久吉(三十二)等も出來り彼稲垣氏を故買者なりと聞き扨はお前はイヌ(故買者の符牒)なるか折角當地へ來たのだから儲けをさしてもやりてえが今盜取つて有合す品は東火鉢と縮緬の小兒の衣類數點と大蒲團三帖座蒲團十帖にて是位の品物を賣却したと云はれては夥伴の者の名折れになるから今度の處は止めとして幸ひ今夜は多くの人數も集り居れば此勢ひにて一働きに出てはどうであらう然し玆にて夫等の事を語り合ふは不得策だから何處か靜かなる地へ移らんと夫より各々此家を出でて天福寺山に赴き茶園の中に身を潜めて押入る先を議しにけり(未完)

(東京日日新聞第四千三百五十六號、明治十九年五月二十六日)

近頃の强盗(二)

折柄彼方より火繩を携へ鐵砲を擔ぎて出で來る者あり廣吉は之を認め彼若し茲に來つて我等を咎めなば一刀の下に斬殺し呉れんと携へし明晃々たるを振翳して待構へたり稻垣木村兩氏は之を制し餘りに事を早まらば却て身の爲め宜かるまじければと左右より制すれど更に肯允る樣子なければ兩氏は寧そ の事此處にて不意に此賊徒等に組付き取押へて呉れんかと思ひしが如何にせん彼等は多勢味方は僅か三名にて若し其の騷ぎに乘じ彼方より來る男より鐵砲でも發されては取逃すこともあらんと遂に押止りて居たりしが鐵砲持ちし男は全く茶園番が折々茶畑に入る賊のあるを保護の爲め見廻るものにて頓て何れへか立去しにその賊等は再び評議を初め是より粉川根來町の酒造家伊藤八右衛門方へ押入らんと云ふ者もあり或は何某方へ押入らんと云ふ者もあり甲語り乙辯じて評議に果なきを以て兩氏は改めて賊徒に向ひ當地にて從來强盗に押入りし事屢々あれば其筋の探偵も自ら嚴重ならんに今此地にて働かんは身の爲に宜しかるまじければ寧そ今より當地を立退き大阪の地に出で働いては如何我々の聞く處にては今橋邊に女主人にて二人の家婢を使ひ五六萬の金を貯へしのみか古器物さへも數多所持して居る家ありとかされば此の家に押入りて金はもとより古器物を奪ひ取り外國人の手に賣り拂はゞ其筋の目にも止まらず若し旨く行かば其の金を以て伊勢路より東京見物と出掛け其上又一働きなさば決して足のつく憂ひなし同意なれば我々其家を承知して居れば案内すべしと述べたるに一々不同意を鳴す者もありしが中にも廣吉は兩地に馴染の藝妓もありて久々可愛い女の顏を見たきものと心私かに思ひ居れば是に同意して止まざるよりさらば我々も共に行くべしとて遂に相談の一決せしは五月八日の夜の事にて兩氏は豫て謀る所あれば若し行く途に其の筋の手が廻り首尾よく其處を遁るゝとも各々八方に散亂しては互に其意を果すこと出來ず就ては右樣の事あるも落付先は高津神社の拜殿前と其再會する場所を定め置くこそ肝要なれと左あらぬ體に陳べたるを賊等は毫も覺り得ず皆々同意を表しけり廣吉以下の强賊は計略の畏に掛りしとも露知らず同意の意を表せしにぞ稻垣氏等は心の裡に占めたりと打悅びさらば人目に立たざるやう道を別

れて到るべしと翌日の午前二時稲垣氏等は利右衛門友太郎の二人を木下高橋の兩氏は廣吉辰藏久吉の三人を伴れ紀州の地を發足し堺迄來りし上木下氏の一行は腕車にて道を住吉街道に取り稲垣氏の一行は大和川驛より汽車に乘り程なく難波驛に着せしが稲垣氏は豫て謀る所あれば二人の賊に向ひ度々貴公等に語りし如く吾身は監視違犯の者なれば若し多勢を打連れ夫が爲め巡査等に怪まれては望を果す事もならず就ては我のみ爰より一足先に高津神社に行き貴公等の來るを陰に待合さんと告げたるは全く途中同僚者に會ひ若しや聲でも掛けられなば忽ち彼等の知るべしと飽迄注意せられしにて堅く言を愼みつゝ其處より腕車を傭ひて一散に飛せて生玉眞言坂なる憲兵合宿所に立歸り夫と報ぜしに恰も好し林佐藤の兩軍曹が居合せさらばとて直ぐ數名の憲兵等と手筈を定め各々生國魂又は高津の邊に潜伏し稲垣氏は約束の所に至りて彼等の來るを今や遲しと待つ中に利右衛門友太郎の二賊は斯くとも知らず出で來りしこそ稲垣氏は彼等に向ひ他の一行は未だ來る事の遲かるべければ取敢へず我々のみ此邊にて宿を取り他の者の來るを待合さんと程よく欺きて眞言坂の方へ導き行き合宿所の前に來るや否や二人の利腕を不意にグッと捉へヤット掛けたる合圖の聲に待設けたる伏兵一時に顯れ出で四方より取卷しに賊は咄嗟と驚きながら透さず懐中にせし刀を取出し抵抗せんとする處を苦もなく取り押へ早速合宿所に入れて堅く縛し置きたりける（未完）

（東京日日新聞第四千三百五十七號明治十九年五月二十七日）

近頃の强盜（四）

玆に又木下氏の伴ひたる三人は凡一時間許りを經て高津神社の境内に來り傍の茶店に腰掛けて一服し居る時こそあれ最前より待受けたる伏兵は四方より漸次に顯れシヅ／＼傍に近づき行き已に手を下さんとせし其時早く彼時遲く廣吉外一名の賊は扨は欺かれて罠に陷りしかと云ひながら忽ち隱し持つたる刀を拔き振翳し諸氏に向つて切つて掛らんとする處を木下氏後より抱留めて足を支ふる中伏兵の人々跳掛つて彼の携へし拔刀を洋劍を以て叩き落し遂に三人共捕縛せしが此時高津境内に戰闘の始まりしとて近邊より我も／＼と押寄せたる見物人實に山の如くなりしと云ふ扨三名の强賊を犇々と縛めて

何れも屯所に引上しは恰も午後四時過にて賊等は各々齒を喰ひしばり斯る計略のありしとも知らず迂濶に其術中に陷りて囚れの身となりしは如何にも心外の至りなりと怒氣面に表はれ憚る色なく述べたる由斯くて彼等五人の犯狀を嚴しく取調べしに前條惡事の外に那賀郡穴伏村名出長四郞の家に放火せしこともあり其他瑣々たる窃盜犯などに至りては枚擧に遑あらず賊等の供述に依て連累者或は犯罪幇助及び藏匿犯の者等數名ある事まで知れたるを以て出口一等軍曹は稻垣木下の兩氏と共に再び和歌山縣に赴き同縣の警察に照會の上捕縛して立歸りしは那賀郡粉川村八十五番地中尾喜代松(三十五)同郡名手市場村百二十三番地通名健之助事島田熊吉(二十七)同村三百六十四番地大政事二越政吉(三十七)同村百五番地島田國次郞(三十九)大和國葛下郡藎村桶政事谷政吉(三十二)廣吉の妻藤田やす(二十九)等前後合せて十二名なるが猶此外に十餘名の連累者もありとの事又縛に就たる中の一人なる彼島田熊吉といふは元粉川分署の密告者をも勤めし者にて彼等賊徒より盜品を貰ひ受け署内の事柄を逐一賊に漏し大に彼等の兇惡を幇助して居り今日まで幸ひに天網を免れしも遂に運命の盡る期來りて脆くも縛に就きたるは如何にも心地よき事どもなり。

（東京日日新聞第四千三百五十八號、明治十九年五月二十八日）

變態殺菌劑

（明治十九年）

此の程横濱港へ入港せし英商船に積みありし石油樣の油を船却しの節あやまつて海中に流せしに附近の魚類たちまち白腹を浮べて斃れしかば見物の小舟數多集まりしに、誰謂ふとなく海水とこの舶來油の混合物は殺菌力甚だしく近頃巷に流行せる淋毒も忽ちにこの服藥によつて一掃されるとの事にて鼻下長者連は競つて汲み取りたりと彼地よりの便り

（郵便報知新聞第四千四十八號明治十九年六月）

馬場辰猪 大石正巳 兩氏の判決（明治十九年六月[illegible]）

爆發物註文疑獄の落着

久しく政治世界に馳驟して其名を世上に知られたる馬場大石二氏の昨年十一月を以て突然拘引せらるゝや時恰も舊自由黨員なる大井憲太郎氏等の朝鮮に向つて爲す所あらんとして發覺拘引せられたるの際に屬せしかば世人多くは馬場大石二氏も亦大井氏等の連累にして而も其の發起人なるべしと想像したり尋て二氏の嫌疑は爆發物を註文したるに在りとの事洩るゝや世人愈々二氏が大井氏等の連類なるべきを信ずるに至れり余輩は初めよりして二氏が大井氏等の企謀に關係せざる事を信じたりと雖も世間多數の人士は概ね皆な反對の想像を懷きたれば今回の公判に合つて其事の意外なりしに驚けるなるべし馬場大石二氏の拘留事件は疑嫌其者の意外なると時期の格段なりしと又二氏が世間知名の人物たるとの三因よりして頗る世上の注意を喚起し公判の模樣に因ては其關係唯だ二氏の身上に止らざらんとするの形勢あるに至れり今日世上の皆な希望せるが如く無罪放免の言渡を受け半年有餘の久しきに渡れる疑獄結落したるは正理のため法官のため又二氏の爲めに喜ぶべしと雖も轉じて二氏が無根の嫌疑に困て半年有餘の長日月を苦楚の中に空過せる事を思へば之が爲に淒然として歎惜せざるを得ず今二氏は何が故に無根の嫌疑を受けたるやと尋ぬるに唯だ横濱なるモリソン商會に至つて爆烈彈をひやかしたりと云ふに過ぎず商店に至つて爆烈彈の價値を問ひ及び之に關する談話をなせば其事が何故犯罪となるべき恐れあるかと尋ぬるに去る十七年十二月を以て布告せられたる爆發物取締罰則は治安を妨け若くは人の身體財產を害せんとせるの目的を以て爆發物を使用したるものは之を死刑に處し縱令未だ之を使用せざるも既に之を註文し且前條の目的に非ざる事を證明する能はざる者は之を二年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す當局者には二氏の言行を以て此後條に觸るゝ者と爲し乃ち二年以上五年以下の重禁錮に處し兼て二十圓以上二百圓以下の罰金を附加せんとしたる也檢察官が被告を有罪なりとする事實の要領を述べたるの言に曰く

第一　被告兩人がモリソン商會に赴て此館は爆發物を賣る館

かと尋ねたること
第二　プラスチング、ゼ、ラチーン、ダイマイトの効用並に使用方法等を尋ねたること
第三　賣買の手續を尋ねたること
第四　ダイナマイト五十磅入一箱を要する旨を答へたる事
第五　ダイナマイトの代價を問ひ卅二弗と答へたる事
第六　使用の目的は學術上又は鑛山用に供する旨を答へたること
第七　足下は外國人なるも猶日本の法律に從はざる可らざる乎と問ひたること
第八　テイ松井ケイ高田は其氏名を詐稱したる事
第九　運搬の書式を示されたること

右九條の理由にして若し他の反對證を壓服し馬場大石兩君が爆烈彈を註文したることの證據となり且つ兩氏若し治安を妨け若くは人の身體財產を害するの目的にて之を註文したるに非ざる事を證明する能はずんば兩氏固より爆發物取締罰則第六條に觸るゝの罪人たらざるを得ず故に此疑獄を斷ずるに於て最も緊要なるは註文の二字にありと雖も横濱なる英國裁判所の命に依て出廷したるモリソン氏は左の事實を明言して註文を受けざりし事を證明せり

第一　賣買の約定をなしたる事なし
第二　注文を受けたる事なし
第三　買上の手續きを聞きたることなし
第四　直接に取引をすると云ふ意を表したる事なし
第五　運搬の手續等は我より說明したるなり

此疑獄に於て最も世人に滿足を與へたるは之を起すの一大原因と爲れるモリソン氏を我が法廷に出席せしめたる事是れなり檢察官馬場大石兩氏を拘留するに先て許多の證據を得られしなるべしと雖も檢察官が公然法廷に提出せられたる第一の證據は爆烈藥商人モリソン氏の陳述書なるに氏は法廷に於て此陳述書は横濱なる或る官廳の依賴に因て書したるものなりと公言し或る官廳とは何なるやを問はるゝに及んで氏は縣令仲守固の通辯三橋と云ふ人より賴まれたりと公言せり以上略記せるモリソン氏の言語は世人をして此の疑獄の由來を知らしめ又裁判官をして罪の有無を斷ぜしむるに於て許多の便利を與へたる事と思はる若し氏の出廷するとせば檢察官と云ひ

辯護人と言ひ議論の根據薄弱にして動もすれば空論に流るゝの憂ありと雖も彼告の相手たる外人出廷して詳に當日の景況を説明したるが故他人復口舌を以て之を爭ひ難きに至れり是に於て裁判官は備さに原被兩告の陳述及び證據を對照併考し之を法律の明文に斷して曰く被告兩人は爆發物を買はんと欲してモリソン商館に至れりと雖も日本政府の法律規則を遵奉すと謂て買受け難きを知り其儘立ち還れるものと認定す其證憑充分なりと雖も是れ唯だ注文をなすの豫備にして注文に非ず爆發物取締罰則第六條は注文をなしたる者を罰するに止り其豫備の所爲を罰するの明文なし而して被告兩人が注文則ち賣渡の掛合を爲したりと認むべき有形上の證憑不充分ならざるが故治罪法第三百五十八條に照らし各々無罪として放免すと

我が國の裁判官は未だ全く獨立の位地に立てりと云ふ可らす動もすれば政略と法律とを混和調合するの疑を免れざるが故今回の疑獄も如何なる結局を見るべきやと世間或は法律以外に憂慮を懷ける者あり居留外國人中には斯る憂慮を懷けるもの特に多きを覺へしが今や公明正大なる判決を下して世人特に外人の迷夢を覺ませるは我が裁判官全體の面目とや申すべき啻に裁判官の面目なるのみかは常に斯く公明正大なる判決を下して着々外人の危惧心を掃除せば遂に彼をして甘んじて我が法律に服從せしむるの日あるを得べし其關係豈に少小ならんや是を以て余輩は其事の左まで重大ならざるにも拘らず茲に顚末を特書して馬場大石二氏の爲に賀し併せて本邦の爲めに賀する所以也然りと雖も二氏が無罪放免となるべき青天白日の身分を以て半歳有餘の日月を苦楚中に空過せるは余輩の深く二氏の爲めに歎惜する所也古諺に之れ有り命を知る者は巖牆の下に立たずと二氏たる者何ぞ其身を輕んじて疑心暗鬼を生じ嫌疑百出の日に於て危險至極なる爆烈藥商の家に遊べるや世の千金貴重の身を有する者宜しく二氏に鑑みて戒むる所を知るべし

（郵便報知新聞第三千百九十四號　明治十九年六月三日）

○

馬場大石兩氏の公判

同公判は豫て記したる如く昨二日東京輕罪裁判所に於て左の通り判決言渡しになり無罪放免となれり

裁判言渡書

東京府京橋區日吉町一番地竹口長四郎方同居士族
訴訟鑑定及著述業
被告人　馬　場　辰　猪
三十五年　八　ケ　月

東京府神田區駿河臺南甲賀町十三番地寄留
高知縣口阿波郡御疊瀬村三十九番地士族無職業
被告人　大　石　正　巳
三十一年　二　ケ　月

右被告兩名に對する公訴は被告等は明治十八年十一月十六日午後二時頃神奈川縣横濱區外國人居留地四十八番館英國商人ジエームス、ピー、モリソン方に至り「ダイナマイト」を注文し而して其目的の治安を妨け又は人の身體財產を害せんとするにあらざることを證明する能はざるものにして明治十七年第三十二號布告爆發物取締罰則第六條の罪を犯したりと謂ふに在り玆に證據書類を朗讀せしめ自ら出廷したる英國商人モリソンの陳述被告等は爆發物を買入るゝの意を以て明治十八年十一月十六日神奈川縣横濱外國人居留地四十八番館英國商人ジエームス、ピー、モリソン方に至り同人に面會し先づ「ブラスチングヂエラチーン」及び「ダイナマイト」の効用使用方法及び代價を問ひ其見本の一覽を求め而して買入するは「ダイナマイト」五十磅入一箱位にして其目的は鑛山用に供するに在る旨を告け次に買入の談判を爲さんとするに際しモリソンより其の氏名を問ふを以て被告馬場辰猪は東京神田錦町廿三番地テー松井被告大石正巳は東京麴町上二番町卅五番地ケー高田と詐稱し猶引續き爆發物賣買手續を問ふにモリソンは爆發物の出庫引渡を求むる爲め神奈川縣廳へ差出すべき願書式紙を示し其賣買に付ては總て日本政府の規則に從ふ旨相答ふるを以て被告等はモリソンに對し日本政府の法律規則を遵奉せざるを得ざるや否やを相尋るにモリソンは仍ほ前言の如く相答ふ到底賣渡方を掛合ふも其効なかる可きを察し其儘モリソン方を立去りたるものと認定す右は被告等が警視廳第二局當裁判所豫審廷及び當公廷に於て申立並にモリソンが神奈川縣廳に差出したる陳述書及び當公廷に於ての陳述等に照し其證憑充分なりと雖も爆發物取締罰則第六條は注文をなしたるものを罰するに止り其豫備の所爲を罰するの明文な

し而して本件被告等が爆發物の注文即ち其賣渡の掛合を爲したりと認むべき有形上の證憑充分ならず因て治罪法第三百五十八條に照し各無罪とし放免するものなり

但し馬場辰猪の家宅に於て押收する書簡二通は辰猪へ大石正巳の家宅にて押收する書籍目錄日本協會創立趣意書同略表國友會員名簿及び書簡四通は正巳へ横文の名刺一葉はモリソンへ各之を還付す

右檢事補川淵龍起立會宣告す

明治十九年六月二日

東京輕罪裁判所

判事　萬葉正道

書記　山本昌則

（郵便報知新聞第三千九百九十三號　明治十九年六月三日）

奴婢解放令（明治十九年六月五日）

從來朝鮮國に於ては奴婢を賣買し甚だしきは奴婢を世傳せしむるの弊習ありしが韓曆本年正月三日（即ち我が二月六日）に於て國王より斷然奴婢解放の敎諭を下し公賤（公賤とは即ち刑にふれ官に沒入せらるゝものを云ふ）（私賤とは相互契約して賣買するものを云ふ）皆其身に限り其子孫に及ばずと改定せり其の沒入の輕重、賣買の制限及び贖賠の方法等一切節目立案は漢城府尹に命ぜられたることは當時既に內外の新聞に詳なり今漢城旬報第十三號に其節目を掲げたれば、即ち左に抄譯す

一自賣ノ奴婢及ビ世傳ノ奴婢ハ只一身ニ止リテ世役スルヲ得ス

一自賣奴婢ノ子孫ハ賣買スルヲ得ス

一世傳奴婢ニシテ既ニ使役スルモノハ只其身ニ止ル然レドモ若シ其子孫ニシテ委托スル所ナク自ラ使役ヲ願フモノハ新買ノ例ヲ以テ更ニ價ヲ給ス

一自賣奴婢ハ一日使役スト雖モ名分既ニ定マルコトナレバ輕免スベカラズ故ニ其家主贖ヲ許スノ前ニハ贖ヲ請フ事ヲ得ズ

一使役ハ唯一身ニ止リ世役セシメザレバ其ノ買フ所ノ錢モ一身ニ止リ死後其子孫ニ追徵スル事ヲ得ス

一若干錢米ノ宿債ヲ以テ良ヲ壓シテ賤トナスヲ嚴禁ス

一奴婢ノ子孫自ラ賤ヲ免ル丶ヲ類ミ其分限ヲ越ヘ法規ヲ犯スモノハ容別ニ嚴懲スヘシ是ノ如ク定式ノ後ハ大小民ヲ論セズ復前轍ヲ踏ミ朝令ニ違越スルモノハ卽時摘發シ法ニ照シ勘處スベシ

（郵便報知新聞第三千九百九十五號　明治十九年六月五日）

加波山事件の處刑（明治十九年七月六日）

加波山暴徒處刑

一昨年來絕へず世人の注目を引着せる加波山暴徒は頃日千葉栃木、茨城、東京の四ヶ所に於て、夫れ〳〵刑名を宣告せられたり、其の内には死刑及び無期徒刑など云へる重刑に處せられたる者も少なからず其宣告書の如きは我が紙上に掲出しをれば世人請ふ之を熟讀玩味して偖て今嚴處刑せられたる人々は何等の邪謀を抱藏して國家の大禁を犯すに至れる乎浮說百端容易に其の眞僞を斷ず可らずと雖も公明正大なる法官は此の人々を以て國事犯に非ず唯だ持兇器强盜、故殺、其他類似の罪を犯せる者なりと斷定して刑法の明文に據て各々其刑名を宣告せられたり所謂加波山暴徒なる者の一味徒黨は皆な世の兇漢毒婦と同じく單に私身上の目的を以て故殺强盜等の罪惡を犯せる者なる乎其目的とする所は單に人の財貨を奪掠して飮食遊蕩の資に供するに在る乎將た其當初の目的は不滿を當世の政に懷き之を變革せむが爲め何事をか爲さんと欲せるも其資力の足らざるより止むを得ず强盜故殺等の惡事を働くに至れるもの乎余輩未だ此の人々の加波山事件に關する言行を詳にせざるが故從て其眞目的の所在を探知する能はずと雖も加波山暴徒の一類は皆平素國事を談論し當世の志士を以て自ら任じたる人物なるが如し果して然らば加波山事件に關する言語如何は暫く措いて問はず單に平生の志を推察すれば蓋し世の兇漢毒婦と同じく强盜故殺の罪を犯して一身の私慾を逞ふせんと欲するものに非ざるべしと思はる左ればこそ加波山暴徒は諸方に於て强盜故殺の罪を犯せりとの一報世上に傳はるや世人は細かに其事實をも考察せずして直ちに國事上の意見を行ふの準備を備へんが爲め不本意ながらも人命を殺傷し貨財を奪掠せるならんと想像せり暴徒等も自ら常事犯と爲て刑辟に觸れんより寧ろ國事犯と爲て刑辟に觸れんことを希望し數々管轄違を訴へて重罪裁判所の處斷を避けんとし

たり當局者の斷然之を却下して暴徒に附するに國事犯の名を以てせざりし所以の者は此輩の目的元が國に在らずして私身上にありしの證跡明白なるが爲め乎抑も當初の目的は國事を變革するに在りしも未だ之を事實に記せざるに方て先づ常事犯罪人と爲れるが爲め乎余輩固より當事者の意見を聞かず又犯罪者の言行を詳にせざるを以て未だ容易に此等の疑問を斷ずる能はずと雖も我が公正なる法官の加波山暴徒を强盜故殺其他の常事犯に處せるは確乎動かす可からざる理由あるが爲めなるべきを信ずる也唯だ之れが公判を開くに方て傍聽を禁じたるに至ては余輩不明にして其の理由を察知する能はず人心を動搖する恐あるがためなりと云はん乎此暴徒恐くは左る重大な影響を生ずる能はざるべし行政上の都合あつて然りと言はん乎公正の法廷を公開するも決して當局者に不便不都合を與ふ可き謂はれなきに似たり而して然るは傍聽嚴禁の一事は何の原由する所ある乎余輩之れを世上の識者に問はんと欲する也

　加波山暴徒をして世の强漢毒婦と同じく徒らに一身の私慾に制せられて毫も其他を知る能はざるものならしめば一朝兇惡の行を爲して國家の重刑に觸るゝも余輩唯だ其罪を惡み其人を憫んで止むべしと雖も此輩苟しくも多少の政治思想を有し其志常に國事に在る者なりとすれば余輩實に國家の爲めに其暴行を慨嘆せざるを得ざるなり强漢毒婦の邪念に制せられて國家の重辟に罹る者多きも君子尙ほ之を耻す心を國事政治の上に勞し志士を以て自ら任ずる者の强盜故殺の形に觸れて其の身を終るに至ては豈盛世の汚點に非ずや而して其の原因を求むれば夫の蠻世の遺物たる腕力說尙ほ多少の勢力を以て今の政治世界を占むるに在り西哲云へる在り人々時勢の奴隸なりと時勢の趨く所は人皆な之に狂奔して唯だ後れんことを是れ憂ふ夫の年少氣鋭にし知慮未だ老練せざる者の如きは最も時勢の制禦を甘受して一も之に背く能はざる者也今ま加波山暴徒の年齡を見るに二三十歲の間に在りて時勢を輔同し一世の風潮を左右するの力なく我が政治世界の進歩旣に腕力說を拒絕するに至れば此輩狂暴なりと雖も恐くは時勢の命令に背いて腕力を政治上に用ゐんとするが如き妄念を動かさゞるべし腕力の不正不理なるを知らずして之を政治に上用ゐる事を耻ざればこそ亦强盜故殺等の邪謀を運らすに至るなれ腕力

說苟も社會に擯斥せらるゝ決して其始めとして强盜故殺の惡計を逞らすに至らざるなり蓋し腕力は固と禽獸世界の利器にして正理勝を制するの世に用ゆべきものに非ず故に腕力を用ゐんと欲するものは唯だ結末の一局に注目し結局さへ正當なれば之れを得るが爲めに用ゆる手段の善惡邪正を問はざるは腕力論者の常態也古昔野蠻世界の英雄豪傑にして强盜故殺の惡事を行ひ而して終に結局の大目的を達せる者多し我が年少氣鋭なる者の腦中苟も一點の腕力說を存する以上は常に愛讀せる史中の野蠻豪傑を摸擬して不正邪惡の手段を施する傾向なき能はざるべし仄かに聞く舊自由黨の壯年輩にして强盜故殺の大禁を犯せるもの獨り加波山暴徒に止まらず此他尙ほ之れを犯せるもの多しと夫の自由黨なるものは常に腕力說を主張せるの黨派に非ずや此の黨員に限て强漢毒婦と同一の刑辟に觸るゝ毛の多きは亦以て腕力論の政事上に大患亘與あるを證するに足れり故に世間有識の士若し年少子弟をして百年の身を誤らざらしめんと欲せば主として腕力論を政治世界より排斥するの法は他なし唯だ政府人民皆な其施措を公明正大にし且つ言論集會を自由にして公正の戰爭を鬪こと歐米文明國の如くならしむるに在るのみ

（郵便報知新聞第四千二十二號明治十九年七月七日）

〇

加波山事件公判　甲府重罪裁判所に於て審理中なりし加波山事件の被告人保田駒吉は一昨五日死刑に同小林篤太郎は同無期徒刑に處すと宣告されたり

〇

同事件附帶犯公判　去る三日東京重罪裁判所に於て處分濟になりたる加波山事件の附帶犯宣告の刑名は一昨五日の紙上に記せしが今其の宣告書の寫を得たれば左に掲ぐ

裁判言渡書

福島縣磐城國田村郡三春町八十一番地
士族　栗原足五郎
三十年十ケ月

愛知縣三河郡碧海郡上重原村二百廿一番地
士族　内藤一魯
三十九年八ケ月

岩手縣陸中國岩手郡山岸村五十四番地
平民　山田勇治
二十一年四ケ月

東京市日本橋區屋研堀町十九番地
平民彦兵衛養子旅人宿渡世　谷津鐵之助
二十四年八ケ月

福島縣岩代國大沼郡松屋村四百八十八番地
平民　神山一彌
二十八年五ケ月

横山信六等の被告事件に附帶する右栗原足五郎外四名が罪人藏匿等の事件遂審理處被告栗原足五郎は神山信六小杉鶴太郎保田駒吉が茨城縣常陸國眞壁郡に於て故殺等の罪を犯し逃走し來りたるの情を知り明治十七年九月二十八日より同三十日迄に至る間窃に其寄留なる東京府牛込區早稻田村二十七番地の宅に藏匿したり

被告内藤魯一は小林篤太郎が茨城縣常陸國眞壁郡に於て故殺等の罪を犯し明治十七年九月二十八日夜己れの管理に係る東京府京橋區築地新榮町五丁目四番地有一館の同人へ尋ね來るに際し其情を知り其逃走を便にする爲め旅費を給與し即ち之れを隱避せしめたり

被告山田勇治は小林篤太郎が茨城縣常陸國眞壁郡に於て故殺等の罪を犯し逃走し來りたるの情を知り明治十七年九月二十八日夜窃に其の寄留する東京府京橋區築地新榮町五丁目四番地有一館の一室に宿泊せしめ即ち之を藏匿せしめたり

被告谷津鐵之助は富水正安玉水嘉一が茨城縣常陸國眞壁郡に於て故殺等の罪を犯し逃走し來りたるの情を知り富水正安は明治十七年九月二十九日より三十日迄玉水嘉一は明治十七年九月二十九日より十月六日迄窃に宿泊せしめ之れを藏匿したり

被告神山八彌は横山信吉小林篤太郎保田駒吉か茨城縣常陸國眞壁郡に於て故殺等の罪を犯し逃走し來りたるの情を知り明治十七年十月三日より四日に至る迄小林篤太郎保田駒吉は其寓所なる山梨縣都留郡谷村三百六十八番地永島篤太方に横山信六は山梨縣都留郡島澤驛神山兇方へ差遣し窃に宿泊せしめ之れを藏匿したり

其事實は憲兵大尉大守守靜の訊問調書同軍曹田中庸政外一名の家宅搜索調書市井鎌造の證告書小林篤太郎保田駒吉の豫審調書及び警察調書谷津鐵之助の豫審調書警察調書神谷八彌の豫審調書及憲兵調書警察調書栗原足五郎內藤魯一山田勇治の自認の一部に徵し其證憑明確なりとす

乃ち法律に照すに各被告所爲は刑法第百五十一條に該當す而して栗原足五郎山田勇治當時十六歲以上二十歲未滿なるを以同法第八十一條に照し本刑に一等を減し處斷すべきものなり

依て栗原足五郎山田勇治は第百五十一條十一日以上一年以下の輕禁錮二圓以上二十圓以下の罰金に一等を減じ其範圍內を以て栗原足五郎は輕禁錮三ケ月罰金十圓に山田勇治は輕禁錮二ケ月罰金五圓に處し內藤魯一は輕禁錮二ケ月罰金五圓に谷津鐵之助は輕禁錮二ケ月罰金十圓に神山八彌は輕禁錮三日罰金十圓に處することを言渡すものなり押收したる手簡數通は栗原足五郎に小林篤太郎手簡は內藤魯一に各還附す

明治十九年七月三日於東京重罪裁判所檢察官檢事東野秀彥立會宣告す

裁判長控訴院評定官　小松弘隆
陪席控訴院評定官　永井岩之丞
陪席控訴院評定官　伊藤悌治
裁判所書記　內藤正雄
裁判所書記　岩佐松太郎

（郵便報知新聞第四千二十二號　明治十九年七月七日）

○

加波山事件宣告　甲府重罪裁判所に於て公判中なりし加波山事件の被告人保田駒吉小林篤太郎が去る五日宣告されたる刑名は前號に記せしが今其の裁判言渡書の寫を得たれば左に揭ぐ尙ほ千葉重罪裁判所に於て處分濟になりたる富松正安の宣告書寫を得たれど餘白なきを以て次號に載すべし

裁判言渡書

小林篤太郎
當二十年一ケ月

保田駒吉
當廿四年九ケ月

右の者に對し檢察官の公訴したる被告事件遂審問處被告小林篤太郎、保田駒吉は鯉沼九八郎等の敎唆に依り又は駒吉自ら敎唆し富松正安、河野廣體、杉浦副、山口守太郎、天野萬太郎、原利八、三浦文治、橫山信六、小針重雄、琴田岩松、草間佐久馬、五十川元吉、玉水嘉一、亡平尾八十吉と相謀り强盜を爲すの目的を以て左の數罪を犯したるものとす

(第一)被告小林篤太郎は明治十七年九月二十三日午前六時頃富松正安、杉浦三副、山口守太郎、原利八、三浦文治、小針重雄、琴田岩松、草間佐久馬、五十川元吉、玉水嘉一亡平尾八十吉と共にかは帶び爆發彈を携帶し常陸國眞壁郡本木村戶長、勝田、盛一郎方へ押入り家內の者を脅迫し喫飲の上刀二本を强取したり

(第二)被告小林篤太郎、保田駒吉は前段富松正安外十名及河野廣體、天野市太郎、橫山信六の三名と共に茨城縣常陸國眞壁郡加波山に潛匿し明治十七年九月二十七日夜駒吉は橫山信六、富松正安、琴田岩松、玉水嘉一、原利八の五名と爆裂彈看守等の爲め同所に居殘り小林篤太郎は三浦文治杉浦吉副、河野廣體、小針重雄、草間佐久馬、五十川元吉の九名と共に刀を帶び爆裂彈を携へ茨城縣下眞壁警察署町屋分署に亂入し爆裂彈を投じ或は拔刀を以て詰合の巡査に暴行を加へ官金十六圓二十八錢餘と刀劍其他の物品を强取したり

(第三)其夜右被告小林篤太郎は外九名と町屋分署を立出て各刀を帶び爆裂彈を携へ同郡眞壁町中村秀太郎方に押入家內の者を脅迫して金二十圓を强取したり

(第四)被告小林篤太郎は明治十七年九月二十四日午前一時頃尙ほ右九名と共に刀を帶び爆裂彈を携へ同郡櫻井村藤村牛右衛門方に至り强盜を行はんが爲め戶外より爆裂彈を投じて恐迫し押入らんとするを家內より發砲して防禦を爲し比隣警を傳へたるより其目的を遂けずして立去りたり

(第五)被告小林篤太郎、保田駒吉、富松正安外十三名と共に明治十七年九月二十四日午後第十時頃各刀及ひ爆裂彈を携帶し加波山より同郡長岡村地內に到りし折柄追捕の警部巡査等に遭遇し將に捕縛せられんとするに際し既に犯したる罪を免れん爲め臨時殺意を生じ携ふる所の爆裂彈を投射

し又は拔刀を以て切掛り遂に巡査村田常儀を殺害し其他警部補神代澤身巡査樫村辰市外一名を創傷したり

(第六)被告兩名は其夜亡平尾八十吉を除き其他の十三名と共に刀及び爆裂彈を携帶し再び勝田盛一郎方に押入り家內の者を脅迫して喫飮の上物品を竊取したり

(第七)被告兩名は四浦文治、亡平尾八十吉を除き外十二名と共に逃走の途中明治十七年九月二十六日午前第一時頃同郡山栗村に到り細谷昇、前田牛造方に警備の爲め警察官の出張せるを覺知し携帶する所の爆裂彈を投擲して其の追跡を拒み逃走したり

右の證據はは被告兩名の陳述共犯者三浦文治、河野廣體、杉浦吉副、天野市太郎、山口守太郎、原利八の訊問調書警部補立花三七郎、警部補加藤紀堅の作りたる檢證調書巡査桐原萬次郎の作りたる家宅捜索調書、警部補神代澤身の申立書巡査市毛熊吉外二名の申立書警部補神代澤身巡査樫村辰巡査市毛熊吉巡査松井興策の傷所診斷書巡査村田常儀の死體檢査書宅本正順、藤村岩吉、木代萬右衛門の始末書中村淸太郎の屆書證人藤田藤助、前田松吉、細谷昇、勝田周二郎、松田德丸、樫村辰市、毛熊吉、神代澤身、松井興策の訊問調書事實參考人勝田盛一郎の訊問調書に依て明瞭なり之れを法律に照せば第一乃至第三及び第六の所爲は刑法第百四條に從ひ同法第三百七十八條第三百七十九條に依り第六十七條に照し輕懲役に二等を加へ有期徒刑に該り第四の所爲は同法第百四條に從ひ同法三百七十八條第三百七十九條に依り第六十七條を照し輕懲役に二等を加へ有期徒刑となし仍ほ同法第百十三條第百十二條に依り第六十七條に照し一等を減じ重懲役に該り第五の所爲中巡査を殺害したるは同法第二百九十六條に依り死刑に該り其の警部補及び巡査を傷したるは同法二百九十六條に依り同法百十三條第百十二條第六十七條に照し死刑に一等を減じ無期徒刑に該り第七の所爲は同法第三百三十九條に依り四月以上四年以下の重禁錮五圓以上五十圓以下の罰金に該り各數罪俱に發するを以て同法百條に依り一の重き死刑に當るべき處被告篤太郎は當時十六歲以上二十歲未滿なるを以て同法第八十一條に依り同法第六十七條に照し本刑に一等を減じ無期徒刑に當るべきものとす依て被告小林篤太郎を無期徒刑に處

し保田駒吉を死刑に處す
明治十九年七月五月甲府重罪判裁所公判に於て檢事長谷川秀實立會宣告す

裁判長甲府始審裁判所長　鶴　峰　申　敬
陪席判事　田　原　正　齋
陪席判事補　早　川　走　一
裁判所書記　芥　川　元　明

（郵便報知新聞第四千二十三號　明治十九年七月八日）

○

富松正安の宣告書　加波山事件の被告人富松正安が去る三日千葉縣裁判所に於て死刑の宣告を受けたることは前號に記したが今其裁判言渡書の寫を得たれば左に掲ぐ

裁判言渡書

茨城縣常陸國眞壁郡下館町四番地士族無職業
被告人　富　松　正　安
明治十九年六月齡三十八年十ケ月

强盜及故殺等の被告事件檢察官の公判に因り本衙に於て審理を逐て以て判決する左の如し

第一　被告は明治十七年九月二十三日午前六時頃杉浦吉副小林篤太郎、山口守太郎、原利八、三浦文治、小針重雄、琴田岩松、草間依久馬、五十川元吉、玉水嘉一、平尾八十吉と共に豫て他の共犯等が製造し置きたる爆裂弾及劍を携帶し被告が嘗て知己なる常陸國眞壁郡本木村戸長藤田盛一郎宅に至り暴威を示し以て其の家人を脅迫し朝飯を出さしめ之れを喫し且刀二本を强奪したり

第二　被告は明治十七年九月二十七日午前十時頃杉浦吉副等十一名及河野廣體、保田駒吉、天野市太郎、横山信六と共に常陸國眞壁郡加波山に潜伏し同夜午後十時頃被告は保田駒吉、原利八、横山信六、琴田岩松、玉水嘉一と爆裂弾其他食料品準備の爲め加波山に留まり而して三浦文治、小針重雄、草間佐久馬、五十川元吉、河野廣體、杉浦吉副、小林篤太郎、山口守太郎、天野市太郎、平尾八十吉の十名にて刀劍又は爆裂弾を携帶して茨城縣下妻警察署町屋分署に迫り爆裂弾を投じ又は拔刀して同署の官吏に暴行を加へ以て官金十六圓餘及刀劍其他數品を掠奪せしめたり

第三　被告は前同樣午後十二時頃倘竹三浦文治外九名をし

て石町屋分署を立去りたる後刀又は爆裂彈を携帶し常陸國眞壁郡眞壁町平民中村秀太郎方に押入り家人に對して暴威を示し金錢貸與すべしと脅迫を以て金二十圓を强取せしめたり

第四　被告は倘又三浦文治外九名をして明治十七年九月二十四日午前一時頃前同樣刀劍又は爆裂彈を携へ以て常陸國眞壁郡櫻井村三十七番地平民藤村半右衞門宅に至り財貨を强取せしめんとし爲めに文治等は其戶外に迫り主人に面會すべしと頻りに暴威を示し脅嚇するも之に應ぜざるより同人所有の物置へ爆裂彈を投じ押し入らんとしたり然れども家屋構造の鞏固なると家人の防禦したるとに因り遂に一物も奪ひ得ざりしなり

第五　被告は杉浦吉副等十名と共に明治十七年九月二十四日午後十時頃刀劍又は爆裂彈を携へ各自前後に加波山を下り將に其山麓なる眞壁郡長岡村に達せんとする途中突然逮捕吏に出會せしより被告及び其他の共犯は既に犯したる罪を免れんが爲め頓に殺意を生じ爆發彈を投け或は刀を拔き以て茨城縣巡査村田常儀を殺害し倘ほ同縣警部補神代澤身巡査樫村長同市毛熊吉同松井興策等を殺害せんとし既に數個の創傷を負はしめたるも同人等の防禦に因り未だ遂け得ざりしものなり

第六　前同夜午後十二時頃被告外十四名は共に刀又は爆發彈を携帶し再び常陸國眞壁郡本木村勝田盛一郞宅に至り戶を敲き家人の寢臥したるを起し宅內に闖入し暴威を示し家人を恐怖せしめ以て飯を炊せ之を喫し倘且脚胖一足を强奪し去りたり

第七　被告外十三名は栃木縣下に逃走せんとする途次明治十七年九月二十六日午前一時頃常陸國壁郡小栗村に至り同所旅人宿組谷昇、前田半造方に被告等逮捕の警吏出張しあるを偵知し豫て携帶したる爆發彈を兩家に投じ警吏をして己れ等を捕ふる能はざらしめ以て逃走したり而して被告は栃木縣下下野國芳賀郡小林村山中に於て他の共犯等と別れ玉水嘉一と共に潛かに東京に出て夫れより被告一人は房州往復の氣船に乘り千葉縣安房郡那古に着し佐久間吉太郞等の扶助を得て房總地方に潛伏し遂に明治十七年十一月三日上總國市原郡姉ヶ崎村に於て捕に就きたるものなり(未完)

○

富松正安の宣告書（前號の續）

以上の事實を證明すべき千葉縣巡査金杉忠次外二名の引致手續書又は捜索に關する書類被告逮捕の際携帶品五點其押收書類被告戸籍の謄本共犯人松浦吉副、天野市太郎、山口守太郎、河野廣體、原利八訊問調書の謄本證人勝田トク、勝田周治郎、宮本正愼、岡野仙太郎、諏訪長三郎、中村清太郎、藤田岩松、市毛熊吉、大熊政通、野島惟親、松井興策、黒澤不事之助、植松義徹、神代澤身、樫村辰、松田德丸、山田庄三郎、池田眞三郎、鴨志田義質、山崎鈷太郎、前田松吉、佐藤文衛、白土文次郎、山口本照、橋本幹等訊問調書又は始末書等の謄本藤村半右衛門宅の檢證の調書圖面並藤村岩吉申報書の謄本町屋分署の被害報告書謄本細谷昇宅檢證の調書圖面又は細谷昇訊問の調書謄本神代澤身、樫村辰、市毛熊吉、松井興策、村田常儀等死傷檢證調書茨城縣病院醫員の診斷書又は神代澤身等の申立書謄本證人藤田藤助、勝田周次郎事實參考人勝田盛一郎等が司法警察官豫審判事に對して爲したる供述及當公廷に於ける陳述被告の請求に依りて朗讀したる富松正安より宮本正愼に宛てたる書信木代萬治右衛門、中村清太郎の届書謄本等の數證に被告が司法警察官檢察官及豫審判事に對し又は公廷に於ける自由任意の供述を參互證憑すれば七個の犯罪共に證憑充分なりと認定したり

之を法律に照すに第一第六の所爲は刑法第三百七十八條人を脅迫し又は暴行を加へて財物を強取したるものは強盜の罪となし輕懲役に處す同第三百七十九條強盜左に記載したる情狀あるものは一個每に一等を加ふ一、二人以上共に犯したるとき兇器を携帶して犯したるとき同第六十七條重罪の刑は左の等級に照し加減す一死刑六、二無期徒刑、三有期徒刑、四重懲役、五輕懲役とあるに照し被告は二人以上凶器を携帶したるを以て本刑輕懲役に二等を加へ有期徒刑に該る第二第三の所爲は刑法第百五條人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたるものは亦正犯と爲す及同三百七十八條同第三百七十九條同第六十九條に依り有期徒期に該る第四の所爲は刑法第百五條同第三百七十八條同第三百七十九條及

同第百十二條罪を犯さんとして已に其事を行ふと雖も犯人以外の障礙若くは舛錯に因り未だ遂げざるときは已に遂げたる者の刑に一等又は二等を減ず同第百十三條重罪を犯さんとして未だ遂げざるものは前條の例に照して處斷すとあるに該る第五の處爲は刑法第百四條二人以上現に罪を犯したるものは皆正犯となし各自に其刑を科す而して其警吏を故殺したるは同第二百九十六條重罪輕罪を犯すに便なる爲め又は已に犯して其を免かるゝ爲め人を故殺したるものは死刑に處すとあるに該り其警吏を傷創せしめたるは同第二百九十六條同第百十二條同第百十三條に該る第七の所爲は刑法第百四條及同第百三十九條官吏其職務を以て法律規定を執行し又は行政司法官署の命令を執行するに當り暴行脅迫を以て其の官吏抗拒したる者は四日以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加することに該る斯く數罪倂發に係るを以て刑法第百條重罪輕罪を犯し未だ判決を經ず二罪以上倶に發したるときは一の重きに從て處斷すとある法章を適用し一の重き第二百九十六條を當行し處斷すべきものとす

右の事實及法律の理由に依り被告富松正安を死刑に處斷す押收したる物品五點は治罪法第三百八條に依り被告に還付す

明治十九年七月三日千葉重罪裁判所に於て檢察官檢事監野宜健立會宣告す

千葉重罪判所裁判長

判事 河村章雄

陪席判事補 安藤守忠

陪席判事補 鈴木一

書記 芝沼明

書記 監谷貞藏

（郵便報知新聞四千二十五號 明治十九年七月十日）

○

加波山事件の宣告 栃木重罪裁判所の公判に附せられし加波山事件の被告人河野廣體等が去る三日處分濟の刑名は前號に記せしが今ま其の宣告書の寫を得たれば左に掲ぐ

東京府武藏國芝區田町五番地平民雪嵒次男無職業

被告人　河野廣體

二十一年五ケ月

福島縣磐城國田村郡三春御免町士族無職業

被告人　大野市太郎

十九年二ケ月

同縣同國行方郡岡和田村士族農

被告人　杉浦吉副

三十九年五ケ月

栃木縣下野國下都賀郡稻葉村平民農

被告人　鯉沼九八郎

三十二年五ケ月

同縣同國同郡富張村平民農

被告人　大橋源三郎

三十三年十ケ月

石川縣加賀國金澤區下新町士族無職業

被告人　佐伯正門

二十六年七ケ年

右被告人等に對する强盜故殺等事件の公判審理する處

（第一）被告河野廣體は横山信六、門奈茂二郎と共謀し明治十七年九月十日夜各々拔刀及び曩きに被告佐伯正門が被告鯉沼九八郎より補助を受け行兇の用に供する目的を以て製造したる爆發彈を右正門より受けこれを携へ其夜東京神田區裏神保町二番地質商山岸豐衛郎方へ押入り同人を脅迫し金五圓餘を强奪し倘同人を縛し置き家内捜索中同家表戸を叩くものあるに驚き其場を逃走したるによ。被告人豐衛郎は之を追跡し小川町警察署前に至りたる際强盜と大呼せしを以て同警察署詰巡査矢野傳之助同雇小島勝均の兩名駈出し被告等を取押へんとせしに之に抗拒し豫て携ふる處の爆發彈を投げ右勝均に疾病休業に至らざる創傷を負はしめ其場に居合せたる村上周吉朝生利兵衛には各二十日以上の疾病休業に至りし創傷を負はしめ其場を逃走したり

（第二）被告杉浦吉副は被告鯉沼九八郎、河野廣體の教唆に據り曾て九八郎及び被告等が行兇の用に供する目的を以て製造したる發爆彈及ひ刀を携へ山口守太郎、三浦文治、五十川元吉、草間佐久馬、小針重雄、平尾八十吉、小林篤太

郎、富松正安、玉水嘉一、琴田岩松、原利八と共々明治十七年九月二十三日午前六時頃茨城縣常陸國眞壁郡本木村戸長勝田盛一郎方へ押入り家人を脅迫して食事をなし且つ刀二本を强奪したり

(第三)被告廣體市太郎、吉副は前十一名及び横山信六、保田駒吉と共謀し正安嘉一、駒吉、岩松、利八、信六を除き前七名と共々明治十七年九月二十三日夜十一時三十分頃刀及び該爆發彈を携へ茨城縣下妻警察署町屋分署に押入り署內に爆發彈を投じ官吏に暴行を加へ同署二階の用箱の中に在りたる官金十七圓二十六錢五厘サーベル及刀合せて六本其他物品を强奪したり

(第四)被告廣體、市太郎、吉副は前同夜十二時頃前七名と共々各刀及爆發彈を携へ同縣眞壁郡眞壁町平民中村秀太郎方へ押入り家人を脅迫して金二十圓を强奪したり

(第五)被告廣體、市太郎、吉副は前七名と共々明治十七年九月二十四日午前一時頃に及び爆發彈を携へ財物を强奪するの目的を以て同縣同郡櫻井村酒店藤村半右衛門方へ押入らんとせしも戸締嚴重且宅內より發砲せんが爲爆發彈一個を投入したるも其目的を遂げずして逃走したり

(第六)被告廣體、市太郎、吉副は前七名及正安、嘉一、駒吉、岩松、利八、信六と共々明治十七年九月二十四日午後十時三十分頃同縣同郡長岡村地內に於て茨城縣警部神代澤身同巡査松井興策同市毛熊吉同樫村辰同村田常儀等が拿捕せんとするに方り其罪を免れん爲め臨時殺意を生じ兼て携へたる爆發彈を亂投し刀劍を以て亂擊し村田巡査を故殺し神代警部及び松井、樫村、市毛の三巡査に重輕傷を負はせたるも其目的を遂げずして其場を逃去したり

(第七)被告廣體、市太郎、吉副は亡平尾八十吉を除き前十二名と共々明治十七年九日二十四日午後十二時頃各刀及び爆發彈を携へ同縣同縣本木村戸長、勝田、盛一郎方へ押入り共家族を脅迫して食事を爲し且脚胖を强奪したり

(第八)被告廣體、市太郎、吉副は三浦文治、亡平尾八十吉を除き十一名と共々明治十七年九月二十五日午後十二時頃同縣同郡小栗村旅店細谷昇宅前外一ケ所に於て逮捕に向ひたる同縣警部佐藤文衛、山崎鉱太郎巡査白土文三郎山口本照、橋本幹鴨、志田義質、山田庄三郎、池田貞三郎、松田

徳丸、前田松吉等に對し爆發彈を投付け抗拒逃走したり

（未完）

（郵便報知新聞第四千二十六號　明治十九年七月十一日）

○

加波山事件栃木重罪裁判所の宣告　（前號の續）

（第九）被告九八郎は明治十七年一月横山信六佐伯正門へ行兇の用に供する目的を以て爆發彈製造の方法を教授し其年七月東京八丁堀三代町七番地旅店飯塚傳次郎方二階に於て河野廣體、横山信六、佐伯正門杉浦吉副と密かに該爆發彈を製造使用する事を契約し意思を決せしめ其年九月十二日琴田岩松、三浦文治、杉浦吉副、草間佐久馬、原利八、亡平尾八十吉、山口守太郎、天野市太郎、五十川元吉等と行兇の爲め兼ねて佐伯正門及大橋源三郎より請取たる藥品及鉛丸を以て爆發彈を製造し之を右岩松外八名に交付し前第二乃至第五及び第七の類項の犯罪を教唆したり

（第十）被告九八郎は明治十七年九月中栃木縣下都賀郡安塚村平民鈴木孝次郎、大久保菊十郎の兩名より豫て自由黨本部へ寄附すべき爲め預りたる金五十五圓を爆發彈製造の用に消費したり

（第十一）被告大橋源三郎は豫備の爲を以て明治十七年九月四日頃より五十川元吉草間佐久馬、天野市太郎を數日間自宅に止宿せしめ同人等が犯罪の用に供する爆發彈に仕込む事を知て鉛丸を製し之を九八郎へ送致し前第二乃至第五及第七の數項の犯罪を容易ならしめたり

（第十二）被告佐伯正門は明治十七年七月十七日九八郎の委托を受け行兇の用に供する爆發彈なる事を知て之を製造する藥品物件を購求する爲め茨城縣水戸上市泉町山崎金之助と住所氏名を詐稱し東京日本橋區本町三丁目十八番地藥商松本市左衛門方に於て金硫黄三十ポンド硫黄三貫目許りを購求し其翌十八日前同様氏名を詐稱し同所同區大傳馬町二丁目十七番地ブリキ細工職笠間金太郎方に至りブリキ壺大小取合せ百二十箇を特に注文の上購求し其翌日十九日前同様氏名を詐稱し同所同區通油町二十一番地鐵物商市川友吉方に至り特に注文の上鐵棒を細截し鐵丸と爲さしめ其數二千五百個を購求し其藥品物件を九八郎に送付し或は右購求せし數品及び其他の藥品を以て九八郎より傳授を受けたる

方法に從ひ爆發彈四個製造貯藏し置きたる中明治十七年九月中河野廣體、橫山信六の强盜を爲すの用に供する情を知て之を交付し終に第一乃至第五及び第七の數項の犯罪を容易ならしめ而して第一廣體等が人を傷したるの儀は豫知し能はざるものなり

右の事實は彼被告人が豫審調書及び當公廷に於て前後の供述共犯人門奈茂次郎が警察調書且つ同人又は三浦文治五十川元吉、草間佐久馬、小針重雄、小竹篤太郎、富松正安、水玉嘉一、琴田岩松、原利八、橫山信六、保田駒吉、亡山口守太郎等の豫審調書眞名子村山林にて爆發彈を試驗したる事並に九八郎が居宅にて負傷の事跡右兩所に散布せる物件又現在する爆發彈十四個特に第一所爲に就ては證人山岸豊衞郎、矢野傳之助、小島勝均、村上周吉、朝生利兵衞が警察調書、醫師片桐重明、山邊明恕の診斷書第二第七の所爲に就ては證人勝田周一郎、勝田トクが豫審調書第三の所爲に就ては證人諏訪長三郎岡野仙太郎が豫審調書、サーベル等數品の現在第四の所爲に就ては證人中村淸太郎が警察調書第五の所爲に就ては藤村岩吉が警察調書第六の所爲に就ては證人神代澤身、松井興策、市毛熊吉、樫村辰、植松義敏黑澤不事之助、野島惟親、大熊政道、佐藤文衞等が豫審調書醫師柴田郁之助が村田常儀の死體檢按書醫師新井春次郎、川村逸造が神代澤身、松井興策、市毛熊吉、樫村辰の負傷診斷書第八の所爲に就ては證人白土文三郞、山口本照、橋本幹、山田庄三郎、池田貞三郎、松田德丸、前田松吉、細谷昇が豫審調書第十の所爲に就ては證人鈴木孝次郎參考人大久保菊十郎が豫審調書第十二の所爲に就ては證人松本市左衞門、笠間金太郎、市川反吉が豫審調書に依り各犯罪の證憑充分なりと認定す　（未完）

（郵便報知新聞四千二十七號　明治十九年七月十三日）

○

加波山事件栃木重罪裁判所の宣告　（前號の續）

依て之れを法律に照すに第一河野廣體が所爲は刑法第三百八十條前段に該る第二杉浦吉副第三第四第七河野廣體　天野市太郎、杉浦吉副が所爲は刑法第三百七十八條第三百七十九條に該る第五右三名が所爲は前同條及び同法第百十二條第百十三條第一項に該る第六右三名が所爲中巡査村田常

僕の故殺せしは同法第二百九十六條に該り神代警部松井樫村市毛の三巡査に創傷を負はせたるは同條及び同法第百十二條第百十三條第一項に該る第八右三名が所爲は同法第百五條に照し第二乃至第五第七右吉副廣體に對し適用する各條を適用すべきものとす第十九八郎の所爲は同法第三百九十五條に該る第十一大橋源三郎が所爲は同法第百九條に照し第二乃至第五第七右吉副廣體等に對し適用するものとす第十二佐伯正門が所爲は同法第九條に照し第一に就ては同法第三百七十八條第三百七十九條を適用す第二乃至第五及第七に就ては右吉副廣體等に對し適用する各條を適用すべきものとす

以上數罪俱發に付刑法第百條に依り一の重きに從ひ吉副は同法第二百九十六條に依り死刑に處す廣體、市太郎は同條に依り死刑に處すべき處當時十六歳以下二十歳未滿なるを以て同法第八十一條に依り本刑に一等を減じ各無期徒刑に處す九八郎は同法第三百七十八條第三百七十九條に依り有期徒刑十二年以上十五年以下の範圍内にて有期徒刑十五年に處す源三郎、正門は正犯の有期徒刑より一等を減じ重懲役九年以上十一年以下の範圍内にて正門を重懲役十年に處し源三郎は重懲役九年に處す

犯罪の用に供したる日本刀二本仕込杖一本下緒一本紐一本白木綿切れ端切れ一つ莨莚袋二つ爆發弾大小十四個白色細末藥劑一行李ブリキ破れ數個金巾切れ數個殺木の折れ小石數個は同法第四十三條に依り沒收す日本刀二本は所有主勝田盛一郎に日本刀鞘なし一本警部用サーベル一本巡査用サーベル四本副〆二本サーベル釣革三本メリヤス股引白ズボン一つ破れ帽子一つ巡査夏服二枚は下妻警察署町屋分署に同法四十八條に依り夫々還付す椽一つは治罪法第三百八條に依り駒田保吉に還付す天井板折れ八枚敷物一枚は同法同條に依り飯沼九八郎に還付す

醫師渡邊甚三郎が請求する刀身血痕鑑定費九圓は被告廣體市太郎、吉副に於て負擔す

明治十九年七月三日栃木重罪裁判所に於て檢察官檢事植村辰檢事補諸岡良佐立會宣告す

裁判長栃木始審裁判所長　天野正世

陪席判事補　弓削元健

陪席判事補　久德知禮

書記　安形信格

右正本に依て謄寫するものなり

明治十九年七月五日　栃木重罪裁判所

書記　安形信格

（郵便報知新聞第四千二十八號　明治十九年七月十四日）

○

掏摸變態性慾　（明治十九年九月十日）

無罪の掏摸　獨逸國に一人の掏摸あり其の術妙を得たる中に就て人と行違ふをり其の携帶する所の物品を抽去るに長ず然りと雖ども通常の人又は男子の物を抽かず常に紳士に扮し遊園等を徘徊して貴婦人の散歩を覘ひ其携帶する最好の手巾又は時計等を抽去るがゆゑ貴婦人中には其事の評判となり遊歩の折は銘々戒心して毫も油斷せざれど十中の七八人は何れの所に於て携帶品を抽去られしや實に感ぜざるを以て孰れも奇異の思を爲し其掏摸或は魔法を行ふにやなど喋々相傳ふるより警察官も捨置き難しと百方捜索の末漸くにして其掏摸を捕へたり此日も既に充分に仕事せし後と見へ貴婦人の携ふ可き手巾時計等を多く所持して居りしかば無論掏摸の惡業を働きし者なりとて裁判所に送られ檢察官も掏摸と認定し其旨を論告せしに被告の辯護人は其論告を不當なりと駁して曰く現に被告が所持して居る所の物品は今日遊園にて紛失せしと云ふ貴婦人等の所持品には相違なしと雖ども被告之れを盜みしにあらず被告は頃日來一種の狂病に罹り精神錯亂して美麗なる婦人等を見るときは春心發動して禁ずること能はざれど流石に無禮をなすに由なければ何がな其婦人の手跡の存する物を得て記念となし之れを愛玩してその情慾を慰めんとの熱心より我れを忘れて手巾又は時計の類を竊かに貰ひ受けしまでにて敢て盜心あつて爲せしにあらず其の證は未だ曾て醜婦又は男子の物に手を下さゞるを見て知らるべし被告は全く世に云ふ花柳病に罹りおるなりと論辯せしにて檢察官も之れを論破する能はず遂に無罪の宣告を爲すに至りしかば其掏摸は得たりと其の後も貴婦人を見れば必らず其の術を施すに貴婦人達も其携帶品を抽去らるゝ時は自己が美人と認められしものと物を失ふて喜ぶ有樣に立至りしとは近頃奇なる話ならん

（郵便報知新聞第四千七十八號　明治十九年九月十日）

平田橋事件 （明治二十年二月二十六日）

平田橋事件落着　過日來名古屋重罪裁判所に於て公判を開廷せられたる西春日井郡平田橋に於て巡査を毆殺したる事件の公判は去る二十日を以て終了せり大島渚、富田勘兵衛、鈴木辰五郎の三名は死刑に祖父江道夫、岡田利勝、加藤米太郎の三名無罪に奥宮健之、種村鎌吉、佐藤金次郎、山内藤一郎皆川源右衛門、鈴木桂太郎、青沼傳次郎、中條勘助（缺席）の八名を無期徒刑に久野幸太郎、塚原九輪吉を有期徒刑十五年に寺山住之助、山内徳三郎の二名を同十三年に安藤淺吉、鬼頭彌の二名を同十二年に服部三藏、水野正三郎、梅田與三右衛門、鶴谷善次郎の四名を重懲役十年に村上辰右衛門、側島粂藏の二名を同九年に仁村菊次郎、中島健次郎、の二名を輕懲役八年に松永廣德を重禁錮二年に何れも宣告せられたり

（東京日々新聞第四千五百八十七號　明治二十年二月二十六日）

○

平田橋事件公判宣告　名古屋平田橋事件の宣告は漸く去十八日に至て寫取を許されたり尤も同事件は公判と云へ傍聽ら禁止せられたることなれば當時詳細の模様を報道し得ざりしは殊に遺憾とする所ながら是又是非なき次第なりとて去る十九日名古屋の金城新報に左の宣告を登載せり

愛知縣尾張國名古屋區袋町卅五番邸士族足袋職
被告　大島渚
三十四年十ケ月

同縣同國知多郡矢田村五十四番邸平民農
同　富田勘兵衛
四十年七ケ月

同縣同國名古屋區梅川町百八番邸平民指物職
同　鈴木松五郎
四十年五ケ月

同縣同國同區矢場町百十八番邸平民職業不詳
同　青沼傳次郎
三十五年

同縣同國同區正木町三百廿四番邸平民指物職
同　種村鎌吉
三十五年六ケ月

同縣同國同區同町四百四十七番邸平民指物職
同　佐藤金次郎
三十一年五ヶ月

同縣同國同區西脇町六十二番邸平民筵製造職
同　山田藤一郎
五十一年八ヶ月

同縣同國知多郡矢田村百十番邸平民農
同　皆川源左衛門
三十九年二ヶ月

同縣向國名古屋區吹出町廿番邸士族無職業
同　祖父江道雄
三十二年十一ヶ月

同縣同國同區桑名町三丁目五十三番邸士族靑物職
同　岡田利勝
三十三年六ヶ月

同縣同國同區京町二丁目八十二番邸平民陶器商
同　塚原九輪吉
二十七年十一ヶ月

同縣同國同區本町六十二番邸平民牛肉卸小賣商
同　久野幸太郎
三十四年六ヶ月

東京府神田區五軒町三番邸平民雜業
同　奥宮健之
二十九年

愛知縣尾張國愛知郡藤島村四十九番邸士族職業不詳
同（缺席）　中條勘助
三十年十ヶ月

同縣三河國八名郡下吉田村百廿二番邸平民職業不詳
同　鈴木桂太郎
三十五年五ヶ月

同縣尾張國名古屋區正木町三百八番邸士族指物職
同　山内德三郎
四十三年三ヶ月

同縣同國同區裏門前町百十八番邸士族斬髮職
同　寺西住之助
五十四年四ヶ月

同縣同國同區彌宜町二百二番邸士族箱製造業
同　安藤浅吉
四十七年一ヶ月
同縣同國東橘町二百二番邸平民指物職
同　鬼頭彌助
三十五年十一ヶ月
東京府下伊豆國新島原町一番地平民漁業
同　梅田與曾左衛門
三十四年一ヶ月
愛知縣尾張國愛知郡熱田傳馬町二百廿六番邸平民煮賣商
同　服部三藏
三十八年五ヶ月
同縣同國名古屋區橘町四丁目四十番邸士族無職業
同　加藤米三郎
三十五年十ヶ月
同縣同國同區黒門町四十八番邸士族綿打職
同　傍島粂藏
四十六年十一ヶ月

同縣同國海西郡西條村乙十七番邸平民麥藁編工職
同　水野正三郎
三十五年一ヶ月
同縣同國名古屋區中ノ町四十四番邸平民菓子製造業
同　仁村菊次郎
三十六年二ヶ月
同縣同國同區裏門前町一丁目五百廿五番邸平民指物職
同　中島鍵次郎
三十一年四ヶ月
同縣同國海東郡蟹江本町四百五十一番邸平民醫業
同　松永廣德
三十一年十一ヶ月
岡山縣備前國邑久郡射越四十九番邸平民農
同　鶴海善次郎
三十年
愛知縣尾張國知多郡矢田村二百九十九番邸平民農
同　村上辰右衛門
五十四年四ヶ月

右大島渚外二十八名に對する强盜及び故殺等の被告事件審理する處被告人の內中條勘助は所在知れざるを以て治罪法第二百六十九條の規則に從ひ猶豫期限を與へ親戚中條芳吉へ告知書を送達するも尙ほ出廷せざるに依り缺席の儘併せて裁判すること左の如し

第一　大島渚富田勘兵衛、鈴木松五郎、傍島粂藏、亡鬼島貫一、萩野淺五郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十六年十二月九日午後十二時頃東春日井郡稻葉村松原市右衛門方へ押入り麻繩を以て市右衛門及下女を縛し市右衛門の妻には蒲團を被らせ置き渚は手拭を以て市右衛門の口を掩ひ同人の肩先きに拔刀を當て發聲すれば刺殺すと脅迫する際其肩を刺傷し餘の者は家內を搜索して金五十圓餘外數品を强取したる事

第二　大島渚、富田勘兵衛、鈴木松五郎、山內德三郎亡萩野淺五郎、强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十六年十二月廿四日午後十二時頃愛知郡鳴海村久野輝彥方高塀を乘越え邸內に入り德三郎は裏口に見張し渚は裏戶を挾ぢ明け一同押入り輝彥母及下女等に對し金圓差出すべしと脅迫し金五十

鎗と刀一本を强取したる事（以下次號）

（東京日日新聞第四千六百八號　明治二十年三月二十四日）

○

平田橋事件公判宣告　（前號の續）

第十六　富田勘兵衛、鈴木松五郎、種村鎌吉、山內藤一郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年六月十二日午前二時頃愛知郡本星崎村高鍬藤十郎方へ押入り藤十郎及び同人悴重三郎を縛し家內を搜索して金四拾五圓餘外數品を强取したる事

第十七　富田勘兵衛、鈴木松五郎、佐藤金次郎、種村鎌吉山內藤一郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年六月十八日午前一時頃知多郡大高村日高善兵衛方へ押入らんと同家裏板圍を切破り裏戶に迄進み行きたる際善兵衛に於て覺知し大聲を發したる爲め其目的を遂けずして逃走したる事

第十八　前項逃走の途中各拔刀を携へ同日午前二時頃愛知郡本星崎村二村源四郎方へ强盜に押入り源四郎を縛し家內を搜索して金六十一圓餘外數品を强取したる事

第十九　大島渚、富田勘兵衛、鈴木松五郎、種村鎌吉、佐

藤金次郎强盗を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年七月四日午前二時頃愛知郡本星崎村廣瀬榮太郎方へ押入らんと同家裏口を切破りたる際榮太郎父惣兵衛に覺知せられ其目的を遂げず逃走したる事

第廿　富田勘兵衛、鈴木松五郎、山内藤一郎、種村鎌吉、佐藤金次郎强盗を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年七月六日午前一時頃知多郡野間村伊藤嘉七方へ押入らんと勘兵衛は杉丸太を高塀にかけ勘兵衛松五郎、藤一郎は是より乘越へ内より門を開きて鎌吉、金次郎を入れ續て所々の戶口を切破り勝手に忍び入り竊に飯櫃を家外に取出し東方の畑側に於て一同喫飯し了り夫より本家の方へ立戻り來る途中偶々同村の番人山本久藏が該家表門の開きあるを怪み棒を携へ家主嘉七の名を呼び邸内へ入り來り被告等に對し誰何したるより鎌吉、金次郎、藤一郎は其場を逃げ去り勘兵衛、松五郎は犯罪の發覺を恐れ其罪を免れん爲め殺意を發し携ふる拔刀を以て同人に切り掛け互に格鬪の末久藏の額部八ケ所に傷を負はせ死に致したる事

第廿一　大島渚、富田勘兵衛、鈴木松五郎、種村鎌吉、佐藤金次郎、中條勘兵衛、萩野淺五郎强盗を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年七月二十四日午前二時頃知多郡岡田村竹内源助方邸内に入り松五郎、勘兵衛、淺五郎は同家門番新海傳右衛門を縛し鎌吉は店前金次郎は裏門に見張り渚は裏戶口より切破り勘兵衛、松五郎、淺五郎勘助と共に家內に押入り源助外數名を縛し家內を搜索し金若干外數品を强取したる事

第廿二　大島渚、富田勘兵衛、塚原九輪吉、奧宮健之、鈴木松五郎、青沼傳次郎、種村鎌吉、佐藤金次郎、中條勘助、鈴木松五郎、亡萩野淺五郎は强盗を爲さんと共謀し明治十七年八月十一日夜丹羽郡北島村木村熊三郎方家外に至り該方の樣子を窺ふに締り等嚴重にして到底押入ること能はずと斷念し三人又は四人づゝ三組に別れ各五六間程隔ち歸る途中同夜午前二時頃春日井郡平田村平田橋より一丁程北に於て夜警の巡査枇杷島警察署詰中村知時同署詰御用掛加藤久三が右三組の中向に來る大島渚鈴木松五郎鈴木桂太郎三人の風體を怪しみ松五郎に對し其住所氏名等訊問する中後より來る一組の者は其場を通り過ぎ先きの一組と共に渚等が來るを待ち居る際渚は豫て犯罪ある身なるが故に其發覺を恐れ罪を免れん爲め

大音して皆戻れと呼び一同之に應じ其場には皆戻るや更に渚が「ヤツテシマヘ」と大聲に殺意を表し續て發砲したるより久三は北へ知時は西の小路か逃げ去るを勘兵衛、松五郎、淺五郎も亦前罪ある身なるを以て其罪を免れん爲め又傳次郎、桂太郎、健之は不良の所爲の歸途たるが爲め右知時等を殺害せんと決意し渚、勘兵衛、淺五郎、傳次郎は各抜刀を携へ知時を追撃し同人の頭部及び面部に七ケ所其他に十三ケ所の傷を負はせ之を死に致し健之、松五郎、桂太郎は各抜刀を携へ久三を追撃し同人の頭部及面部に八ケ所其他に十五ケ所の傷を負はせ之を死に致したる事

第廿三　大島渚、富田勘兵衛、鈴木松五郎、皆川源左衛門青沼傳次郎強盗を爲さんと共謀し各抜刀を携へ明治十七年九月十九日午前一時頃幡豆郡平坂村柵木太藏方表戸を切破り太藏を取押へ同人妻に案内させ家内所々搜索して金若干外數品を強取したる事

第廿四　大島渚、富田勘兵衛、鈴木松五郎、青沼傳次郎、皆川源左衛門、種村鎌吉、佐藤金次郎、梅田與曾右衛門、亡萩野淺五郎強盗を爲さんと共謀し各抜刀を携へ明治十七年十月十八日午前二時頃愛知郡大澤村伊藤半兵衛方裏門の戸を切破り家内に押入り半兵衛の母及來客高橋石三郎其他雇人等十人を縛し家内を搜索し金若干外數品を強取したる事

第廿五　大島渚、青沼傳次郎、鈴木松五郎皆川源左衛門、種村鎌吉、佐藤金次郎、亡荻野淺五郎強盗を爲さんと共謀し各抜刀を携へ明治十七年十月廿三日午前一時頃西加茂郡三好村原田重助方表戸を切破り一同押入り雇人原田德次郎外二人を縛し中仕切の戸を打破らんとするを重助が二階に登り大聲を揚げ近隣を呼び立たるより町内騷立ち爲に其目的を遂げずして逃走したる事

第廿六　大島渚、鈴木松五郎、皆川源左衛門、種村鎌吉、亡萩野淺五郎強盗を爲さんと共謀し明治十七年十一月十六日午前一時頃知多郡大野村森田喜兵衛方物置の窓を切破り家内に押入り喜兵衛の母及娘並に下婢等を縛し家内を搜索し渚は刀の背にて喜助の背部を毆打し同所にて三ケ所の打毆傷を負はせ金若干外數品を強取したる事　（以下次號）

（東京日日新聞第四千六百十號　明治二十年三月二十六日）

平田橋事件公判宣告（前號の續）

○

第二十七　大島渚、久野孝太郎、富田勘兵衛、鈴木松五郎皆川源左衛門、種村鎌吉、强盗を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年一月廿三日午前第一時頃知多郡荻野村青木平左衛門方へ押入り平左衛門夫婦を縛し家内を捜索して金八圓風呂敷一枚を强取したること

第廿八　前項の被告等は前項の歸途盜を爲んと共謀し各拔刀を携へ同日午前二時頃知多郡宮津村船橋平助方裏坐敷入口を捻ぢ明け押入り平助及同人妻を縛し家内を捜索して金五圓外數品を强取したる事

第廿九　大島渚、塚原九輪吉、久野孝太郎、富田勘兵衛、鈴木松五郎、皆川源左衛門、種村鎌吉、佐藤金次郎强盜を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十二月一日午前一時頃碧海郡牛田村吉田常七方表戸を切破り一同押入り治郎七外九名を縛し家内を捜索し金若干外數品を强取したる事

第三十　富田勘兵衛、鈴木松五郎、皆川源左衛門、種村鎌吉强盜を爲んと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月五日午前十二時頃愛知郡大澤村野村文左衛門、裏圍を乘越えたる際家内の者便所に行き一同戸を開きたる際より押入り文左衛門外二人を縛し家内を捜索して金若干外數品を强取したる事

第卅一　富田勘兵衛、鈴木松五郎、山内藤一郎、皆川源左衛門、寺西住之功、安藤淺吉强盗を爲んと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十二月九日午前六時頃知多郡大高村近藤三次郎方へ押入り三次郎並雇人五名を縛し家内を捜索し金若干外數品を强取したる事

第卅二　前項被告等前項歸途强盗を爲さんと共謀し各拔刀を携へ同日午前七時頃愛知郡鳴海村尾關彌平方へ押入りたる際彌三郎裏より逃げ出で近隣を呼立てたる爲め其目的を遂けずして逃走したる事

第卅三　富田勘兵衛、種村鎌吉、佐藤金次郎、山内藤一郎安藤淺吉、寺西住之助强盗を爲んと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十二月十二日午前十二時頃愛知郡新知村竹内重兵衛方へ押入り重兵衛夫婦等を縛し家内を捜索して金十八圓餘外數品を强取したる事

第卅四　富田勘兵衛、鈴木松五郎、中條勘功、種村鎌吉、

佐藤金次郎、皆川源左衛門、荻野淺五郎强盗を爲んと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十二月十四日午後五時過ぎ知多郡長草村戸長役場へ押入りたるに其の場に居合せたる書役及び小使等騷ぎ立てたるを以て勘兵衞、淺五郎、勘助等拔刀を振廻し毆打し書記近藤嘉平二の頭部外一ヶ所小使加古兵市の肩部に一ヶ所坂野政良の右手に一ヶ所負傷せしめ加古源太郎外五人を縛し其場に徵收しありし地方稅金千五十一圓八十九錢四厘外一圓を强取したる事

第卅五　皆川源左衛門は明治十七年十二月十四日夜愛知郡豊岡村安井清八方軒下にありたる菰外一品を竊取したる事

第卅六　鈴木松五郎は明治十八年十月六日愛知縣未決監に拘禁中同囚十竈浦次郎外五名と倶に脫監を企て便所の嵌板等を引放ち且同房の格子一本を毀壞したるも脫獄し得ざりし事

第卅七　寺西佐之助は明治十六年十二月卅日大島渚等が愛知郡千種村大野紋之助方にて强取したる贓金なる事を知り金五圓を渚宅に於て受け又明治十六年十二月廿六日大島渚が强盗に依り得たる贓金なることを知て金廿錢を同人宅に於て受けたる事　（以下次號）

（東京日日新聞第四千六百十一號　明治二十年三月二十七日）

○

平田橋事件公判宣告　（前號の續）

第卅八　富田勘兵衞、鈴木松五郎、鬼頭彌助、亡荻野淺五郎及び住所姓名知れざるもの一人と强盗を爲さんと共謀し各拔刀を携へ明治十六年十二月二十六日午前一時頃愛知郡小本村西生寺に到り東堂の締戸を開け押入り住職小塚順海及び家族を縛し家內を搜索して金若干外數品を强取したる事

第卅九　富田勘兵衞、大島渚、鈴木松五郎、青沼傳次郎、中條勘助、梅田與曹左衛門、亡荻野淺五郎强盗を爲んと共謀し各拔刀を携へ明治十七年九月七日午前三時頃駿河國駿東郡藥畏村芹澤定次郎方に到り家主定次郎が他より歸り來るを縛し裏口の締り戸を開き押入り猶ほ家人を縛し家內を搜索して金三圓餘外數品を强取したる事

第四十　富田勘兵衞、山田藤一郎、中島鏈次郎、鬼頭彌助强盗を爲んと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月八日午前第二時頃名古屋區矢場町淸淨寺本堂の締戸を開き押入り下男小僧等を縛し家內を搜索し金若干外數品を强取したる事

第四十一　松永廣德は明治十七年十月八日午前三時頃强盜の賍金なるを知て勘兵衞等より金二圓を自宅に於て受け且安藤淺吉に分配すべき賍金を預りたる事

第四十二　安藤淺吉は松永廣德の預り居る前項の賍金なることを知つて廣德方に至り明治十七年十月中右賍金三圓二十錢を受けたる事

第四十三　富田勘兵衞、大島渚、鈴木松五郞、皆川源左衞門强盜を爲んと共謀し各拔刀を携へ明治十七年十月十二日午前三時過ぎ碧海郡北大濱村片山利三郞方戶口を切り破り押入り家人を縛し家內を搜索して金若干外數品を强取したる事

第四十四　富田勘兵衞、鶴海善次郞、强盜を爲んと共謀し勘兵衞は刀を携へ明治十九年六月三日午後十二時頃相摸國高座郡新田宿村專念寺本堂の戶を破り押入り進んで庫裡に入らんとするも領鑰堅固にして其目的を果さゞりし事

第四十五　富田勘兵衞、鶴海善次郞、强盜を爲んと共謀し勘兵衞は刀を携へ明治十八年六月四日午前三時頃相摸國高座郡四ケ谷村淨土寺裏口の戶を外し押入り住職崇本眞願等を縛し家內を搜索して金品を强取したる事

第四十六　富田勘兵衞鶴海善次郞强盜を爲んと共謀し勘兵衞は刀を携へ明治十九年六月七日午後十二時頃武藏國都筑郡荏田村矢島勘藏方の表戶を開かんとする際室內より聲を揚るも顧みず戶を外し奧の間に進入し蚊帳の釣紐を切落したる處を家人は戶外に出て發声したるより金圓入りの財布を奪ひ逃去りたる事

第四十七　富田勘兵衞、鶴海善次郞强盜を爲んと共謀し勘兵衞は刀を携へ明治十九年六月十七日午前第二時頃相摸國高座郡神戶村長松寺本堂の締を外し住職水口啓英を縛し家內を搜索して金品を强取したる事

第四十八　富田勘兵衞、鶴海善次郞强盜を爲んと共謀し勘兵衞は刀を携へ明治十九年六月廿一日午前一時頃相摸國高座郡座間村川島傳之助方表戶を外し押入り傳之助及家族を縛し家內を搜索して金若干を强取したる事

第四十九　富田勘兵衞、鶴海善次郞村上展衞門强盜を爲さんと共謀し勘兵衞は鎌を携へ明治十九年七月二日午前第二時頃綴田郡本宿村藥師堂の締り戶を外つし押入り住職小林州春を縛し家內を搜索し金品を强取したる事

第五十　富田勘兵衞、鶴海善次郎、村上辰右衞門强盜を爲さんと共謀し勘兵衞は鎌を携へ明治十九年七月三日午後十一時頃碧海郡高津波村醫王寺本堂の戸を外し押入り住職服部道珠等を縛し家內を搜索し金品を强取したる事　（未完）

（東京日日新聞第四千六百十二號　明治二十年三月二十九日）

○

平田橋事件公判宣告　（前號の續）

第一第二十第三十四第五十一の所爲は强盜人を傷付たる罪なるを以て刑法第三百八十條初項に該る

第三十五の所爲は竊盜の罪なるを以て刑法第三百十六條第三百七十六條に該る

第三十六の所爲は未決の囚徒入監中三人以上通謀し破獄逃走せんとて遂げざる罪なるを以つて刑法第百四十四條第百四十二條第百四十五條第百四十九條第百十二條に該る

第二十の種村鎌吉、佐藤重次郎、山內藤一郎の所爲は兇器を携へ人の住居したる邸內に入り竊盜をなしたる罪なるを以て刑法第三百七十條に該る富田勘兵衞鈴木松五郎の所爲は兇器を携へ人の住居したる邸內に入り竊盜を爲したる罪及び罪を免かる爲め人を故殺したる罪なるを以て刑法第三百七十條第二百九十六條に該る

第廿二の內青沼傳次郎、鈴木桂太郎、奧宮健之の所爲は故意を以て人を殺したる罪なるを以て刑法第二百九十四條に該る大島渚、富田勘兵衞、鈴木松五郎の所爲は罪を免かるゝ爲め人を故殺したる罪なるを以て刑法第二百九十　條に該る

但し公訴狀第十項に揭ぐる鈴木松五郎富田勘兵衞外三名と强盜を爲したりとのこと同狀第廿二項に揭ぐる種村鎌吉、佐藤金次郎、中條勘助、塚原九輪吉が勘兵衞外六名と人を故殺したりとのこと同狀第二十六項に揭ぐる大島渚外五名が强盜を爲したりとのこと同狀第三十六項に揭ぐる佐藤金次郎、中條勘助が山川喜三郎に傷負はせたるとのこと同狀第三十八項に揭ぐる祖父江道雄、岡田利勝外三名が富田勘兵衞、鈴木松五郎等を敎唆し强盜を爲さしめたりとのこと同狀第四十項に揭ぐる久野孝太郎が脫獄を企て遂げざりしとのこと同狀第二項に揭ぐる加藤米三郎が大島渚外四名と共に强盜をなしたりとのこと第二の公訴狀第一項に揭ぐる加藤米三郎・大島渚富田勘兵衞外三名と共に强盜を爲した

りとのことは共に其證憑充分ならざるを以て治罪法第四百一條に依り無罪とし且つ祖父江道雄、岡田利勝、加藤米三郎は放免す

然り而して餘の被告事件は前掲の通りなるを以て松永廣德は第四十一の罪に從ひ一月以上三年以下の重禁錮三圓以上三十圓以下の罰金六月以上二年以下の監視範圍に於て重禁錮二年罰金拾圓監視一年に處す

仁村菊次郎は第五の罪に從ひ中島鍵次郎は第四十の罪に從ひ各有期徒刑に處すべき處原諒すべき情狀あるを以て刑法第八十九條第九十條に依り本刑に二等を減じ各輕懲役八年に處す村上辰右衛門は、數罪倶に發するを以て第百條に照し一の重き第五十一に從ひ無期徒刑に處すべき處原諒すべき情狀あるを以て刑法第八十九條第九十條により本刑に二等を減じ重懲役九年に處す

傍島粂藏は第一の罪に從ひ無期徒刑に處すべき處原諒すべき情狀あるを以て刑法第八十九條第九十條により本刑に二等を減じ重懲役九年に處す

鶴海善次郎、水野正三郎、服部三藏、梅田與曹右衛門は數罪倶に發するを以て刑法第百條に照し善次郎は一の重き第五十一の罪に從ひ無期徒刑に正三郎は一の第六の罪に從ひ有期徒刑に三藏は一の第六の罪に從ひ有期徒刑に與曹右衛門は一の第廿四の罪に從ひ有期徒刑に處すべき處各原諒すべき情狀あるを以て刑法第八十九條第九十條に依り善次郎は本刑に二等を減じ正三郎、三藏、與曹右衛門は本刑に一等を減じ各重懲役十年に處す

鬼頭彌助、安藤淺吉は數罪倶に發するを以て刑法第百條に照し淺吉は一の卅一の罪に從ひ德三郎は一の第二の罪に從ひ各有期徒刑十三年に處す

塚原九輪吉は第廿九の罪に從ひ有期徒刑十五年に處す久野孝太郎、山內藤一郎は數罪倶に發するを以て刑法第百條に照し一の第九の罪に從ひ各有期徒刑十五年に處す

種村鎌吉、中條勘助、佐藤金次郎、皆川源左衛門は數罪倶に發するを以て刑法第百條に照し一の重き第卅四の罪に從ひ各無期徒刑に處す

青沼傳次郎は數罪倶に發するを以て刑法第百條に照し一の重き第二十二の罪に從ひ各死刑に處す

但し押收物件の内被告人の所有にして犯罪の用に供したる麻繩五筋外九十二點及び所有者知れざる杉棒一本外三十點並に所有主知れざる盜贓と認むる皆川源左衛門方に於て押收したる金三十圓二分金三十二個二朱金八個壹分銀三個壹朱銀二個一圓銀貨一個五十錢銀貨九個二十錢銀貨一個十錢銀貨八個五錢銀貨二個は刑法第四十三條第四十四條に依り沒收し其の物件は各所有者に還付し且假下け物件は各假下けの儘之を還付す

一裁判費用金八十錢は第二十二項の被告人に於て之を負擔すべし

一缺席被告人中中條勘助は此の言渡に對し刑の期滿免除に至る迄何時にても故障を爲すことを得若し捕に就きたるときは十日内に非らざれば故障を爲すことを得ず

右檢察官檢事岡田豐立會の上言渡すものなり

明治二十年二月二十日

名古屋重罪裁判所　評定官

松田道夫

山岡懸

由布武三郎

松下長孝

(東京日日新聞第四千六百十四號　明治二十年三月三十一日)

○

平田橋事件公判宣告（前號の續）

第五十一　富田勘兵衛、鶴海善次郎、村上辰右衛門强盜を爲さんと共謀し勘兵衛は拔刀を携へ明治十九年七月五日午後十二時頃碧海郡北大濱村布古甚六方に到り裏戸を外し押入り甚六を縛し錢箱の在る金二圓を强取し仍金錢を差出旨脅迫せしに甚六之に抗言したる爲め勘兵衛は刀背を以て同人の左肩を毆打し且右膝部を刺傷し仍ほ白錢若干を强取したる事

第五十二　富田勘兵衛、鶴海善次郎、村上辰右衛門强盜を爲んと共謀し勘兵衛は拔刀を携へ明治十九年七月十日午前二時頃武豐村三ツ井作助方雨戸を開き押入り作助等を縛し家內を搜索して金品を强取したる事

第五十三　富田勘兵衛、鶴海善次郎、村上辰右衛門强盜を爲さんと共謀し勘兵衛は拔刀を携へ明治十九年七月十四日午後十二時頃碧海郡吉濱村壽覺寺本堂の締り戸を外し押入りたる

處住職本多秀眞之を覺り本堂へ逃ぐるを逐ふたるも及ばずして立去りたる事

第五十四　富田勘兵衛、鶴海善次郎、村上辰右衛門、强盗を爲さんと共謀し勘兵衛は拔刀を携へ明治十九年七月十五日午前二時頃碧海郡小須江村清水玄四郎方雨戸を開き押入り玄四郎等を縛し家内を搜索して金品を强取したる事

第五十五　富田勘兵衛、鶴海善次郎、村上辰右衛門、强盗を爲さんと共謀し勘兵衛は拔刀を携へ明治十九年八月十二日午前二時頃碧海郡堤村杉浦小平方裏口の壁を破り押入り小平等を縛し家内を搜索し金品を强取したる事

同上の事實は司法警察官の訊問及び愛知縣瀨戸警察署詰警部補笠松勝忠外四十名の檢證調書醫師、水野樵仙、神谷秀惠鳥居良之助外三名の檢案及び診斷並に鑑定書證人松原市右衛門、久野フカ竹居勘兵衛門、大野紋之助、大河内定助、新海伊左衛門、長谷川トモ、山本定助、木村源市、伊藤相右衛門石川藤兵衛外五十一名及び參考人永山治郎七杉野淸兵衛豫審調六名被告人の供述押收したる證據物件に依り其證憑充分なり之を法律に照すに第二第四乃至第十六第十八第二十一第二十三第二十四第二十七乃至第三十一第三十三第三十八乃至第四十第四十三第四十五乃至第五十第五十二第五十四第五十五の所爲は二人以上兇器を携へ强盗を爲したる罪なるを以て刑法第三百七十八條第三百七十九條の一二に該る第三第十七第十九第二十五第三十二第四十第五十三の所爲は二人以上兇器を携へ强盗を爲んとして遂げざる罪を以て刑法第三百七十八第三百七十九條の一二第百十三條第百十二條に依る

（以下次號）

（東京日日新聞第四千六百十三號　明治二十年三月三十日）

一袋の砂糖首相を欺く　（明治二十年四月廿六日）

一袋の砂糖總理大臣を欺かんとす　去る廿一日午後四時頃一人の異形の車夫が伊藤伯の官邸に至り面謁を請たりとの事は一二の新聞にも見えしが猶能く聞に其車夫と云ふは鳥取縣伯耆國久米郡倉吉越中町平民にて當時愛知縣三河國東加茂郡簗山村妙昌寺の住職福島泰定(四十年五個月)と云へる者なるが豫て上京中窮困の餘り一時の糊口を凌ぐ爲め人力車挽と爲

りしが當日も同樣其風體にて一箇の砂袋を携へ伊藤邸に至りて聊か總理大臣に獻呈せんと欲すればアハレ御取次ありたしと恭しく差出すにぞ護衛巡査が斯る贈物は素より受く可き筋のものならずとて差戻しければ同人は受取り乍ら其中を改め見てヤア大變なり此袋の中には八百圓の大金が入れありしに今其影だも見えざるにぞ奇怪なれと痛く驚けるを巡査は決して紛失抔すべき譯なしと說き諭すも中々聞かばこそ彌々大金が失せたりとて罵り狂ふにぞ已む無く其儘引致して段々取調べて見ると全く斯る事を言ひ立てなば總理大臣が其心情を憫み多少の惠與あるべしとの一時の出來心なりしとの事が分かりしかば直に警視第二局に差廻され昨今取調中なりと聞けり

(時事新報第千五百七十二號　明治二十年四月二十六日)

花井お梅の峯吉殺し (明治二十年六月一日)

秀吉箱屋を殺す　白薩摩の浴衣の上に藍微塵のお召の袷黑繻子に八反の腹合せの帶をしどけなく締め白縮緬の湯具踏しだきて降しきる雨に傘をも指さず鮮血のしたゝる出刃庖丁を提げたる一人の美人が大川端に此頃開きし醉月の門の戸をドン／＼叩きオイ爺ヤン早く明てと呼ぶ聲は常に變りし娘の聲と老人の專之助は驚き乍ら掛鍵外せばズット入る娘のお梅其場に右の出刃庖丁を投り出して私しやア今箱屋の峯吉を突殺したよ人を殺しやア助からねへ此から屯署へ自首するから跡は宜い樣に賴むよと云ひ棄てゝ飛び出したるは之なん此家の主婦以前は柳橋で秀吉と云ひ後日新橋で小秀と改め其後今の地に引移りて待合を開業せし本名花井お梅(二十四)なり抑も此騷動の顚末はと聞紀すに豫て此の家に居る箱屋の八杉峯吉(三十四)は主人のお梅に深く懸想し折節言ひ寄る事もあるを斯る商賣とて召使ふ雇人にすら愛敬を損ねぬが第一なればお梅は痛くも叱り懲らさず峯吉は扨は彼方も左許り意の無きには非ざりけりされ共向ふは世に聞えたる古る兵殊には戀の山わけてもと／＼深く云ひ替せし情夫もあれば一筋繩ではウンと言ふまじ威しに掛て口說き落し本意を遂するだ捷逕と思推しけん一昨夜十一時頃お梅は去り難き用事ありて大橋際なる或る人の家まで赴くを峯吉は好き折なりと竊に臺所より出刃庖丁を持出だし跡を追ひて濱町二丁目なる舊細川邸の脇にて呼び留め幸ひ四邊に人も無しと威しつ誘ひつアハヤ手込にも

すべき體なるを素より聞かぬ氣のお梅なれば大に怒り散々に云ひ懲して摺拔んとする樣子を見て峯吉もモウ此まで斯ても聞かねば命を貰ふと彼の出刄庖丁を取出し襟髮取つて引戻すお梅は取られて一生懸命男が右の手にしがみ附て力を極めて出刄をもぎ取り又立掛るをウンと突く狙ひは暗にて分からねどもキヤツト一ト聲したのに手應したればお梅は扨は殺したり此上は詮方なしと其儘我家へ走せ戻りて右の自首に及びしなり扨又峯吉は左の脇腹を突き通され一時其場へ倒れたるがまた息出でけん同町十二番地先まで蹌めき來り其場に倒れて遂に全く事切れたり右は探訪より得たる事實なれども此事に付世間にては樣々の評あるよし若し又た後日左もやと思ふ說もあらば又其折に記すべし

（東京日々新聞第四千六百七十六號　明治二十年六月十一日）

○

秀吉事件　箱屋殺しの事件に就ては彼の社會關係の粹士中にさまぐの評判あるが一說は同人は其二三日前より柳橋の德田屋方に泊り居りて家へは歸らず彼夜始めて歸り來りこの騷動なりとか又其前日同人は新橋の舊知己の家々を廻り私しも今度稼ぎの爲め大阪へ參りますと言ひて步きし抔云ふ者あり兎に角唯今の所にては風評百出其一定の事實を知らず

（東京日々新聞第四千六百七十八號明治二十年六月十四日）

○

峯吉の死骸　醉月のお梅（秀吉）の爲に殺害せられし箱屋の峯吉の死骸をば引取人の無きよりお梅の父仙之助が申受け我が墓所なる麻布笄町の長國寺へ葬りしが茲に峯吉の從弟女に日本橋區浪花町五番地瀧口熊次郎母おけいと云ふあり此頃の諸新聞に彼の一件の出で居るを人の話すより峯吉とは假寄の名若やアノ峯さんでは無いかと云ひ段々糺せば全く我が身內の峯吉と知れ殺された明サ晴サは今に何とか分るで有らうが差向き當人の仇お梅の寺へ亡屍を埋られては當人も浮ばれまいとて同人の死骸を改めて其兩親の寺へ埋葬せんと一昨々日右の儀を其筋へ願ひ出しが仙之助と協議の上更に出願せよとの指令にて一應書面は下戻になりしと云ふ因に記す昨日の紙上に記せしお梅の證人若くは參考人として豫審廷へ召喚せられし小川やゑは一中節の師匠にて宇治八重と云ひ本阿彌三五郎は或る商社の社員なりとか共に秀吉とは平生より餘程懇意

の中なりとの評判あり

(東京日々新聞第四千六百八十三號　明治二十年六月十九日)

○

秀吉の咄し　秀吉が彼の事件の前新橋の知己の家を暇乞に歩きしと云ふは前號にも記せしが此の說は虛構の事にも非らずと見え彼の秀吉とは別懇と聞えたる八官町の宇治八重（一中節の師匠）が方へ彼の日の夕方秀吉は人力車にて入り來り上へも上らず戶口にてお八重さん／＼と呼ぶにぞオヤ秀ちやん怎したのと云へばお師匠さん私しも是迄色々お世話樣になりましたが些と都合があつて上方へ參りますから暫くお目にも懸られませんソレで一寸お暇乞に出しましたと云ふ其顏色を見れば色靑ざめて唯ならず足は跣足にて小さき風呂敷包一つを持ち居たり其時お八重は秀ちやン又お父さんと喧嘩をしたネ宜加減におよしよと云ひて別れたるがお八重はいつもの事と別段氣にも留ざりしに其夜彼の事件を引起したりと今更ら思へば氣味が惡しと同人より近邊の人に語りしよし何さま奇しき咄しなり

(東京日々新聞第四千六百八十四號　明治二十年六月二十一日)

○

秀吉事件　醉月亭花井むめ(秀吉)が謀殺被告事件は一昨々日關係人が出廷し調濟となり尙昨日は梅も出廷せし由なるが豫審は旣に終結し重罪裁判所へ移さるゝの言渡ありしやに聞く

(東京日々新聞第四千六百九十號　明治二十年六月二十八日)

○

花井お梅　講話　講談師松林伯圓が兩國廣小路の福本で醉月新話と題し昨日處刑相成たる花井お梅の傳を讀みはじめ殊の外大入りなりと

(東京日々新聞第四千八百十四號　明治二十年十一月二十二日)

○

花井うめの公判下調　東京重罪裁判所にては愈々近日彼の噂高かりし花井うめが謀殺被告事件の公判を開廷する筈にて昨十一日は同人を召喚して公判の下調ありたるよし

(時事新報第一千七百四十號　明治二十年十一月十二日)

○

花井うめの上告此程の本紙上に記したる如く花井うめは東

京重罪裁判所の裁判を不當なりとし大審院に上告したるを以て同上告代言人の内大岡育造氏より一昨日同院へ其上告趣意書を呈出したるよし

(時事新報第一千七百九十五號　明治二十年十一月二十七日)

○

お梅の公判

花井うめの公判　豫て本紙上に記載したる如く東京重罪裁判所に於て昨十八日は花井うめ謀殺被告事件の判を公開すより傍聽人は早朝より續々と詰掛け來り無慮一千有餘人も有りと覺しくさしもに廣き同構内も人もて埋もる計りにて夫々の人々時刻と共に公廷の入口に折重りて押しつ押されつ其雜沓云ふ計りなく爲に硝子窓の破損したるも多く廷内はギツシリ身動きもならぬまでに詰込たれど過半以上は窓外に在りて人山を築き囂々として何時靜まるべくも見えざれば警官をして門外に追拂はし門戸を閉鎖したる程にて先年開廷の高等法院にも劣らざるの有樣なりしは隨分驚き入りたる事なりし扨被告うめ并に其辯護人角田眞平、大岡育造兩氏出廷して間も無く裁判長小杉評定官、陪席永井、古宇田兩評定官、檢察官岩田檢事等の掛官出席し夫々坐位定り裁判長は例の通り被告に向ひ其氏名住所年齢族籍等を尋問したる後書記をして北島檢事長より呈出の公訴狀を朗讀せしむ其要領は左の如し

被告人花井うめは明治廿年五月十四日日本橋區濱町三丁目十三番地に於て實父專之助の名義を以て醉月樓と稱する待合茶屋を開店したりし以來其營業上の事に付父專之助と常に議の合はざるより數回論爭したる末同月廿七日朝專之助が憤怒して一時其門戸を鎖し且つ休業の札を貼出したるに堪へ得ずして直に自家を出で夫より荏原郡池上の溫泉明保野樓京橋區木挽町長谷川すゞ日本橋區米澤町稲田屋事石崎あさ根岸溫泉業久永やす方等の各所に彷徨して歸宅の事を計畫したるも其意を達する端緒だにも得ず殆ど窮究身を措く所なく茲に於て倩々考ふるに峯吉事八杉峯三郎は被告が嘗て京橋區日吉町に於て秀吉と稱し藝妓たりし頃より雇置き尚ほ引續き醉月樓に雇人となり居て從來被告うめに蒙りし恩義些少ならざるに近時になりては兎角うめを疎じ反て陽に專之助を助けて以て一己の利慾を計り父子の間和合せざるも亦幾分か峯三郎の助成に依るのみならず遂には一家

幷に諸道具をも横取せらるゝに至らんと思考し寧ろ峯三郎を殺害するに如かずと決意し六月九日午後二時頃福田屋を立出で日本橋區新葭町六番地平民古鋼鐵商巢合緣方に於て出刄庖丁を購求し其夜十時頃醉月樓の近邊に至り辻待の車夫をして峯三郎を喚出さしめ濱町二丁目の途上にありて暫時談話したるに到底峯三郎が被告うめの歸宅を妨ぐる傾きあるのみならず或は侮慢の言を吐露するより豫て携ふる所の出刄庖丁を執て峯三郎の右背第十一肋骨下緣を刺し以て殺害したる者なり其事實は各書類證言書等に依て證憑充分なりとし東京輕罪裁判所豫審判事は右所爲は刑法第二百九十二條に該當するの重罪なりと思料し東京重罪裁判所に移すの言渡しをなしたるに依り公訴に及ぶ云々(以下次號)

(時事新報第一千七百四十七號　明治二十年十一月十九日)

○

花井うめの公判　前號の續き公訴狀の朗讀終りて裁判長は被告うめに向ひ是れより其方の來歷よりして犯罪の始末を訊問すべしとて順次訊問を始め被告は其訊問に對し逐一答辯して云へる樣自分は生國下總を四歲の時に出京せしが九歲の時日本橋區吉川町三番地平民岡田常三郎の養女となり十五歲にて始めて藝妓とはなりしが十八歲に至り獨立ちにて元柳町十番地に於て藝妓をなし小秀と稱し廿二歲の暮頃まで居りたり養家を離緣されたるは二十歲の末なり二十二歲の暮より新橋日吉町に秀吉と改名して同じく藝妓たりしが昨年十一月より本年一月まで一時廢業し更に二月より五月まで又々藝妓となれり其當時は兩親と同居せず唯男女兩人の召使のみなりし尤も妹分の抱子三人は當年一月より柳橋に支店を出し夫れへ分居させたり峯吉を抱へ箱屋とせしは昨年五月頃なり彼は三十三歲位にて其出生の地は知らず別に何の緣と云ふ事もなけれど十六歲の頃時々顏を見合したる事ありし同人が澤村源之助の召使たりし事は聞及ばず彼には奉公中一月に一圓宛給與せり彼が不行屆のことを爲すは蔭々考へ居る位なり共は外より取集めたる金を充分に納めざることなり醉月樓は五月十四日頃より開業し名義は父專之助なれど其實自分の開店なり峯吉の事は餘り知らざりしが父が雇置く事にし自分に召使へと申すに付如何はしくは思へども其言葉に從へり峯吉には重に使ばかりをさせたり五月廿三日の夜帳場取扱の事にて父と爭論

したる末本阿彌三五郎の許に至り相談の上長谷川すゞ方に至りしが廿五日夜に至り歸宅したれど最早遲かりしかば父は濱町三丁目の宅に歸りて居らず其翌朝來りしも店の用向に取紛れ何も申さゞりしが自分は堪へ兼ね人にも頼み父子の折合を附くる樣仲裁を試みたれども充分の運びに至らず兎角する翌朝八時過父は再び來りて醉月樓は自分の名義なれば休業するとて休業の札を貼出したり夫故自分はブラ〳〵其家を立出で京橋區八官町にて遊藝の師匠たりし小川やゑ方に至りしに內々其事情をも知り居る樣子にて溫泉に行くがよからんとの勸めにやゑと共々池上の溫泉に赴き本阿彌三五郎も參り合せ三十一日迄同所に居り更に磯部溫泉（根岸鶯谷）に來り六月四日まで同所に居りしが知る人に邂逅したるにぞ自分の事情を話すと父に能く相談し歸宅のなる樣取扱ひ遣はすべしと申して相伴ひ四日の夕長谷川すゞ方に至り六日まで同家に宿し六日更に日本橋區米澤町船宿福田屋あさ方に至りたり同家には三日間居りて九日の午後に至りあさは自分へは何とも話さゞりしが後に聞けば醉月樓に赴きし由にて其際は父は留守中にて峯吉に會ひしに營業も引續き中々繁昌なりと語りあさがお神さんが居らざれば嘸忙しからんと申せしにアンナ者が居ても居なくても宜しいとか云ひたるにや話せり其後知る人の來りて和合する樣盡力して遣りたき者なれども親子の間柄なれば却て他人交らずに自ら行きて話を付ける方が宜しからんとの事を申すにぞ其夕刻五時頃同家より下駄雨傘を借り何心なくブラ〳〵と立出で途中より人力車に乘り濱町に至り小川屋に持ち行く爲め蓬萊にて煮豆を買ふと共向ひに鐵物屋あるに付其家に至り剪刀、小刀、出刄庖丁を買ひ孰れも紙に包みて其儘帶の間に挾み夫れより小川屋やゑ方に至り明日は大阪に赴く積りなりと申し且つ使を本阿彌三五郎の許に遣はして呼び招きしも同人は不在の趣に付き何を書きしか確かに覺えざれどお頼み申し度き事ありて使を遣はせしも未だ歸宅なきに付是等の物を置くと云ふ樣なる意味を認め紙入に五圓を入れ別に紙に十圓包みて本阿彌三五郎に渡し吳れとて渡し置きたりと陳述したり是に於て裁判長は是れよりは峯吉殺害の事實なればよく心を落付け間違ひの無き樣申立つべしと注意し猶ほ引續き訊問を始め被告は又も答ふる樣其夜七時頃濱町の醉月樓近傍に至り辻待の車夫に手當を與へて峯吉を呼出させしも

使に出て留守中なりとの事に柳橋の方に向ひ凡そ廿分間も徘徊し居ると峯吉が柳橋の方より歸り來るに邂逅し自分も言葉を掛け彼もお神さんですかと申したり自分は少々話す事ありと申すと彼は鳥渡家に歸り品物を置き再び來りしかば相共に横町に入り福田屋へ行き自分の事を話したるならんと申せしに少し考へて面會したりと答へたり夫より家の事を聞きしが自分は何卒家に歸り度に付峯吉に其事を取扱はす心なりし峯吉は父が中々立腹し居れば急に歸る譯にも參りがたければ兎も角懇意の者の家に行き居れと申し餘り無禮なりと腹立しく且つ戀慕の事を申し掛け其意に從はば歸宅し得る樣取扱はんとの意味合の如くに思はれしが其懇意の家に行くはイヤだと申したり何分此場合の事は夢中にてよくは覺えず慥か峯吉に自分の肩を突かれて打轉びし際右手にて逆に出及庖丁を執り打つ手を拂ひたり一度突きたる儘自分は驅出せしが峯吉も歩きて一方に逃げ出したる樣覺えたり、自分は家に歸ると父は帳場にありしが物も言へざれば手眞似して其事を話し警察署に申し出でんとするを父は自分を抱き留め父に背負はれ濱町三丁目なる父の家に到ると母も歸り來れり、夫より父と共に久松警察署の手前に至り父に別れて自首したりと陳述し已に正午十二時を過ぎたれば一と先づ閉廷したり（未完）

（時事新報第一千七百四十八號　明治二十年十一月二十日）

○

花井うめの公判（前號の續）

午後一時二十分再び開廷裁判長は前に戻りて訊問すべしとて其方　蠣町にて出及庖丁を買ひしは何の爲かとの問に宅で始終不自由して居ました故買求めたりと答へ小川屋に赴き明日大阪に出立すると言ひしは多分出立すると話せしか又屹度發途すべしと話せしかとの問に多分出立するならんと申したりと答へ峯吉が其方に戀慕を申掛けたる事は其以前にもありしかの問に十九年九月頃新橋にありたる際其樣な事を申したる事ありしも其後は更に斯る氣色なかりしと答へ其方は峯吉が父子の間に立入り邪魔をすると兼々恨み居りしかの問に前には何とも思はざりしが廿七日家出したる後サウ覺へたりしと答へ九日夜峯吉は其方の歸宅を拒むの所存あるやに感ぜしかとの問に其時は別にサウ思はざりしと答へ其方峯吉を殺さんと思ひしは何時なりしかとの問に九日の晩彼と話したる時

なりしと答へ猶ほ一二の訊問ありて次に陪席評定官（古宇田）には其方の小川屋を出でて濱町に赴きしは何か心配とか氣障りの事にてもありしかとの問に別に夫等の事もなかりしが唯一途に家に歸りたく思ひしのみと答へ又唯家に歸りたく思ひて出かけ其歸る事の未だ定らざるに出刃庖丁を買ふとは少しく事實に適はざるに非ずやとの問に夫れは用心なりしと答へ更に何の用心なりしとの問にヒヨツとしたれば殺すかも知れざれば其用心なりしと答へ此他一二の問答あり檢察官も亦數度の訊問ありたる後辯護人大岡育造氏は被告人が平常の性質氣風等を確むる爲參考人として被告の實妹こうを召喚ありたしと請求せしが右は其必要なしとて終に許可されざりし夫より證據物の取調となり出刃庖丁其他の各物品を示して相違の有無を訊問し次に證人參考人等の各調書類を朗讀して被告は之に對して一二の相違ある廉を申立て其審問を終結し次に事實の辯論となり檢察官は身體に關する罪即ち謀殺事件なり今之が論告をせんには起因、豫備、決行と順序を追ふて陳述せざる可らずと先づ被告が來歷を述べ來りて次に被告が家出して各所に流寓したる事實を述べ被告は今日流寓の場合に至りしは峰吉の所業に基くものなりと固信し六月八日の夜福田屋に宿泊の際始めて殺意を生じ翌日福田屋おさが峰月より歸り來ての話を聞き彌々殺害せんと決心して終に出刃庖丁を買求め且つ小川屋に至り情夫に金錢書狀等を遣し終に此殺害を決行したるものなりと論告し辯護人大岡氏は檢察官は謀殺なれど是迄取調べたる事實又は唯今の論告に依れば決して謀殺たるの事實を見出す能はずと述べ被告が決して恨みを峰吉に懐き居らざるのみならず寧ろ親密の間柄なりと二三の事實を列擧して之を證明し夫より被告の來歷を擧げて其家に精神病の遺傳あるを述べ全く一途に歸宅せんと思ひ詰め憂苦相重りて終に精神錯亂し夢裏に此殺害をなしたるものなりと論じ若・被告にして果して峰吉を殺害せんとならば何ぞ態々呼出して談話するの必要あるべきや他に幾多の便宜の方法あるべし是れ其初より殺意なかりし證ならん云々と陳述し辯護人角田氏は大岡氏と同意なりと申立て法律の適用に移り檢察官は刑法第二百九十二條豫め謀りて人を殺す者は謀殺の罪となし死刑に處すとの條に依りて處斷ありたしと請求し辯護人角田氏は本件は大岡が論述したる如く刑法第七十七條に相當せり今姑く

有罪なりとも決して謀殺に非ずして故殺たるの事實は各調書類に依るも明瞭ならん檢察官が如何に巧に論ずるも到底峰吉の出樣により殺害せんと決心したりと云ふに過ぎず果して此の如くなれば數時前に其意を決したりとするも法理上謀殺となす能はざるなり元來謀殺人中には未必條件のある者ありと雖も本件は唯相手の出樣にて殺害すべしと決定したるまでにて其出方には殺害すべしとの場合もあれば殺害せざるべしとの場合もあるものにして其事柄を指して決意したるに非ずされば自身の決定は其場合に出合ひたる時に於て始めて決定したるものなれば其故殺たるや甚だ明かなるべしと封建時代の武士、博徒等の例證を擧げて詳論し次に被告の如きは最も酌量減輕を與ふべき者なりと原諒すべき事實の三點を列擧し若し不幸にして有罪と決するに至らば故殺罪となし尚ほ情狀を酌量して本刑に二等を減ぜられたしと陳述し公判茲に全く終結を告け閉廷したるは午後五時なりし猶又其裁判は本日を以て宣告さるゝよしなり

(時事新報第一千七百四十九號　明治二十年十一月二十一日)

○

花井うめの裁判宣告　豫て前號の紙上に記載したる如く東京重罪裁判所にては昨日午前十時三十分花井うめを召喚して其裁判を宣告し謀殺罪と認定して一等を酌減し無期徒刑に處せられしが被告は其裁判を不當なりとし大審院に上告するよし當日も傍聽人中々に出かけ廷內に充滿するに至りしかど同院にては過日の如き雜沓ありてはとて十名程の巡査門前に立ち其人員の制限を立てしかば幸ひに亂雜の患はなかりし扨て其裁判言渡書は左の如し

裁判言渡書

東京府京橋區日吉町九番地平民

花井梅

二十四年二月生

右花井梅に對する謀殺被告事件檢察官の公訴に依り審問を遂ぐる所　被告梅は明治廿年五月十四日日本橋區濱町二丁目十三番地に於て實父花井專之助の名義を以て酔月樓と稱する待合を開店せしに爾來其營業上の事につき專之助と互に意見の異なる事の多かりしより數回の紛紜を生じたる末にて專之助は一旦同樓の家事を被告に任せたるに明治廿年五月廿七日

專之助は再び自ら家事を處理せんと申聞け突然其門戸を鎖ざし且つ休業の札を張り出したるより被告は此所爲に堪え得ずして直に自家を立出で夫より荏原郡池上の温泉明保野樓京橋區木挽町長谷川すゞ根岸温泉業久永やす日本橋區米澤町福田屋事石崎あさ方等の各所に宿泊し其間歸宅の念止まざりしも歸宅をなしがたきの事情あるより川村某なる者に托し其事を計畫したるも其意を遂するの場合に至らず殆んど窮究身を措く所なき思ひをなし是に於て被告は倩々考ふるに峰吉事八杉峰三郎は被告が曾て京橋區日吉町に於て秀吉と稱し藝妓たりし頃より雇置き尚は引續き醉月樓に雇人となし置き從來被告が恩義を蒙らしめし事尠なからざるに反て近時にありては兎角被告を疎んじ表面專之助を助くるを名として已の利慾を圖るより今日斯くは父子間不折合の調和せざる事と思考し怨恨措く能はず明治廿年六月八日に至り被告は福田屋方にありて夜中鬱悒の餘り寧ろ峰三郎を殺害せんとの念を起し其翌九日午前に在りて歸宅の計畫を托せし者よりは仲裁の事と謝絶せられ又福田屋主人石崎あさが醉月樓に至り被告が歸宅の事を談ぜんとせしに專之助は不在にして峰吉が被告の歸宅を拒むの語氣ありし事をあさより聞知し是に於て被告は淺慮にも峰三郎を殺害せんと決意し其日午後一時頃事に托して福田屋を出で日本橋區新葭町平民古鋼鐵商巣合縁方に於て出刄庖丁を購求し夫より京橋區八官町八番地平民小出やゑ方に至り明十日大阪に出發するとの事に托して暫く訣別の意を表し曾てやゑより借受たる煙草入等を返し又紙入金圓等を本阿彌某へ贈らん事を委托し夜に入り同家を立去り前購出刄庖丁を携へ同夜九時過醉月樓の近傍に至り辻待の車夫をして峰三郎を喚出さしめ暫くありて峰三郎の來りしに出逢ひ同人を濱町二丁目の横丁に誘ひ行き峰三郎に對し被告の歸宅を妨ぐる事を詰り携ふる所の出刄庖丁を以て峰三郎の右背第十一肋骨下緣を刺し峰三郎は其夜爲めに死亡し被告は右出刄庖丁を携へ日本橋區久松町警察署へ自首したり右事實は豫審判事檢證調書醫師の屍體診斷書長谷川すゞ、河野質成、石崎あさ、同とく、小川重、川村傳衛、巣合縁、岩森伊三郎、松田ふじ等の證言參考人本阿彌三五郎、花井專之助の陳述犯罪の用に供したる出刄庖丁押收したる物品並に被告が豫審及び當法廷に於ての陳述等に徵し其證憑充分なりとす之れを法律に照らすに被告

の所爲は刑法第二百九十二條豫め謀りて人を殺したる者は謀殺の罪となし死刑に處すとあるに該當す依て死刑に處すべき處原諒すべき情狀あるを以て同法第八十九條第九十條に照し本に刑一等を酌減し被告うめを無期徒刑に處するものなり
但し犯罪の用に供したる出刄庖丁は刑法第三十四條に依り沒收し押收したる衣類外數品は治罪法第三百八條に依り還附す
明治廿年十一月廿一日於東京重罪裁判所檢察官岩田武義立會宣告す

裁判長　控訴院評定官　小松直吉
陪席同　永井岩之丞
同　同　古宇田義鼎
裁判所書記　内田政雄

（時事新報第一千七百五十號　明治二十年十一月二十二日）

○

花井梅の終結　大審院にて去る廿八日代言人大岡育造角田眞平の兩氏を辯護人として公判を開きし花井梅の上告事件は昨日公判言渡となりしが該上告は棄却せられたり其言渡書は左の如し

東京京橋區日吉町九番地平民
花井梅
廿四年二月

明治二十年十一月二十一日東京重罪裁判所に於て被告は豫め謀て人を殺したる罪ありとし刑法第二百九十二條に依り死刑に處すべき處原諒すべき情狀あるを以て同第八十九條第九十條に照し本刑に一等を酌減し無期徒刑に處すと言渡したる裁判に服せず被告に於て上告を爲したり其要旨は原判文に被告が峰三郎を殺さんと決意を生ぜしは鬱悒の餘り即ち犯時知覺精神の喪失せしことを見認ながら之に刑法第七十八條を適用せずして同法第二百九十二條を適用したるは擬律の錯誤なりと云ふに在り
對手人原裁判所檢事岩田武義は原裁判は至當にして上告の理由なき旨答辯せり
大審院に於て治罪法第四百廿五條の法式を履行したるに代言人大岡育造は上告趣旨を辯明し且擴張する要旨は凡殺人罪は其決意に依り判定するものなるを以て原承審官が認めし事實の如く被告の所爲は鬱悒即精神病に起因するものに

付刑法第七十八條を適用せり是所謂擬律錯誤なりと又被告の精神病たるを證明せんに原判文に峰三郎が被告の歸宅を拒むの語氣あることを石崎あさより周知しとあり石崎あさの調書を閲するに左樣の話を爲したる覺毛頭無之との證言是畢竟被告の精神病に起因し石崎あさが此等の話を吐かざるも恰も吐きし如く自分妄信し遂に峰三郎を殺害せんと決意せしこと是れなくと爲し結局被告の所爲は精神病に起因するを以て不倫罪なりと云ひ又一歩を讓り原裁判は擬律の錯誤なしとするも理由の齟齬あるものなり何となれば原承審官は事實の部に於ては峰三郎か被告の歸宅を拒むの語氣あることを石崎あさより被告が聞しと認めながら證據の部に於ては證人誰某石崎あさ誰某云々等に徴し其證據充分なりとすと掲けあさに於ては右等の證言なきを證明しあればなりとす依て原裁判は到底破毀を求むるの原由ありと云ひ代言人角田眞平は大岡育造の論旨と同趣旨なりと云ふに在り立會檢事山田喜之助は上告趣旨及代言人の擴張論は共に破毀の原由なき旨意見を述べたり依て判決する左の如し

鬱悒の語は代言人等が論ずる如き病理的の語にあらず即俗に心配と云ふ語に齊しきこと原判文の前後を通續すれば自ら瞭然たり然らば判文に鬱悒の語が掲け在しとて此語に依り原承審官が被告に精神病ありと認めたりと云ふを得ず又石崎あさの調書によれば代言人が論ずる如くあさに於て峰三郎が被告の歸宅を拒むの語氣ありしと云はざりしに相違なし然れども原判文に掲けある事實の如く被告か峰三郎を殺害せんとの念を起せしはあさより醉月樓の狀況を聞かざる前にて業已に疑惑を生じ自ら猜意ありしを以て右あさと交話の際あさの口況を雅推しあさは言はざるも言ひしが如く感ずるとは人情の常なれば被告が右あさの言はざりしことを聞知し云々との事實あるも之れを以て精神病の一證と爲すを得ずとす仍て原承審官が被告の所爲に對し刑法第二百九十二條に於て理由の齟齬ありと論ずれども峰三郎が被告の歸宅を拒むの語氣あることを石崎あさより被告が聞知しその事實並に石崎あさの調書は前顯説明するが如き理由なるを以て原判文事實の部に被告の陳述を掲け證據の部に石崎あさの調書を掲けしは理由の齟齬となることなし依て原裁判は一點の瑕瑾なきものと判決す

右理由なるを以て上告の旨不相立依て本案上告は棄却するもの也

大審院に於て検事山田喜之助立會宣言す

明治二十一年三月六日

大審院判事第一局長　西岡逾明

大審院評定官　中　定勝

同　山根秀介

同　畠谷千里

同　島田正章

書記　鈴木愿治

（東京日日新聞第四千八百九十九號　明治二十一年三月七日）

○

花井むめの哀訴　大審院にては前號に記せし如く昨日午前九時三十分より花井むめが哀訴の公判を開かれ裁判長は西岡一局長專任は中評定官檢察官は山田檢事にて代言人大岡育造氏は哀訴の要旨を陳述ありしが角田眞平氏は別に申立なく大岡氏同様のことにてありたり檢察官は哀訴の理由なきを辯じ追て裁判すべしとの事にて直に閉廷せり

（東京日日新聞第四千九百十九號　明治二十一年三月三十一日）

峯吉の一周期忌

——尾上菊五郎、松助等の墓參——

去年六月九日夜に濱町なる大川端の露と消えたる、八杉峯吉が亡骸は一時花井の寺なる麻布長谷寺に葬りしを其後親族の者出て改葬せしは淺草今戸町本龍寺にして石塔も立派に出來則ち本日が一周忌相當に依り親族等を初め志の法會を開かんと云ふに際し新橋日吉町十番地の人力宿菊岡清七が八方に周旋したるに依り殊勝の事と同意を表し本日は其墓參を爲す連中は俳優にては菊五郎、松助を初めとし門人等新橋藝妓は小川屋やま、分銅武藏小萬、村田屋門松、田中屋丸子、三河屋力松、岡幸吉、今井屋せん、鈴木屋民治、川崎屋梅子、烏森にては春本いく抱え一同、龜屋駒吉、久保田屋小梅、中村屋小ろく、小松屋ゑん、叶屋長吉、此外南北ともにまだ有と待合茶屋長谷川、壽々木、内山の三軒並に同所の箱屋一同となりとか、峯どんも亦た死に榮えありと云ふべし。

（東京日日新聞第四千九百七十八號　明治二十一年六月九日）

花井お梅　峰吉の追善を營む（明治二十三年六月二十二日）

花井お梅　峯吉の追善を營む

箱屋殺しに兇名を轟かし無期徒刑となりて市ヶ谷監獄に在監中なる花井お梅は近頃煉珠の業を執り居り入監の當時と違ひ大いに悔悟の氣色なるよし本月初旬自ら働きたる工役の賃金を以て彼の被害者八杉峯吉が追善を營まんと志し左の如き歎願書を差出したるに一兩日を經て許可されしと云ふ

願

一金一圓五十錢

無期徒刑　花井うめ

私儀廿一年四月十日御處刑を蒙り當時在監中に御座候處度々御說教をも聽き仕り御仁惠を以て追々悔心仕候就いては被害者八杉峯吉儀は私暫く雇置候者にて平日より私に對し深切に勤め吳れ候得共我儀心不足なりしと一時の怒りを以て謀殺仕り唯今に至り先非を悔ひ本人へは不及申右親族の者に對し申譯無之事と日々後悔仕居候就ては本年六月九日は右峯吉滿三年忌に相當候に付日本橋區濱町三丁目一番地實兄花井錄太郎へ依賴仕り願書の金圓を以て聊かの法要仕度何卒特別の御詮議を以て此段御許可被成下度奉願上候也

廿二年六月六日　花井うめ

（東京日日新聞第千六百六十六號　明治二十三年六月二十二日）

○

花井お梅の近狀

この程出獄せし芝邊の婦人に就いてお梅が近頃の行狀を尋ぬるに同人は去る二月中まで日々織工に從事したるも何故にや一日に三四度づゝ泣いたり又は笑つたり恰で氣狂ひのやうにて偶々同監の女囚が一寸でも口を出せばいきなり武者振りつき見かけによらぬ大喧嘩などをすることあり既に終身刑の桶川おきんと組討をなしおきんの爲めに小桶を以て擲られ頭部に疵を受けたる事もありしが夫よりお梅は女囚の食事運びを命ぜられ日々三度づゝ食事を運んでゐる中或る日五六人前の食事を偸み食ひしを他の女囚に見つけられ看守にまで告發されしにぞ同人は嚴しく叱責の上今度は監獄内の溝浚ひを云付けられその後は他の女囚と共に素手にて溝泥を浚へる姿は

これが以前のお梅かと驚くばかり淺ましき有樣なり　云々

（東京朝日新聞第二千五百五十四號　明治二十六年六月一日）

（註）その後約十年の後即ち明治三十六年四月十七日特赦にて出獄し淺草の千束で汁粉屋を開業したのは人の皆よく知るところなり

日本最初のピストル強盜 清水定吉死刑に處せらる

（明治二十年八月十二日）

死刑　東京重罪裁判所に於て昨日死刑の宣告を受けしは前號に記載あるピストル強盜なる本所松坂町二丁目三番地平民按摩治業無籍太田清光事清水定吉（四十五年九月）にて同人は明治二年より同九年夏中迄窃盜及び追剝等の所爲二十餘度ありしも右は公訴期滿免除となりて今度公判を開かれしは同年九月十七日午前四時頃日本橋區北新堀町二番地兩替商神戸清衛方へ押入り金六圓五十錢を強取したるが第一にて夫より昨十九年十二月三日迄に都合五十六ケ所へ押入り口々合せ金千七百八十圓五十五錢七厘を奪ひ剩さへ神田區佐久間町三丁目十三番地質商石渡六兵衛方へ押入りし際同人を切害し尙此他にて二人を切害し又傷けしは都合七人にてありしと同人が縛されし手續き　當時の紙上に出せし如く同年十二月三日午前五時頃日本橋區馬喰町二丁目一番地書肆石川すゞ方へ至り路次口より勝手に押入り短刀を以て脅迫したる處雇人なる鹿島長次郎が金箱を抱えて居ながら出さゞるとてピストル銃を以て一發放ちたるに同人の股に當りたるより直に逃出し同區橘町四丁目の四つ角迄來ると巡査小川佗吉郎氏に呼留られしに付直に懷中から同銃を出して砲發し續いて短刀を以て疵を負はせ又々逃出し横山町二丁目へ來ると尙も同氏は屈せず追かけ來りし故再び短刀を以て戰ひ同氏に負傷せしめたる際他の巡査が來りて取押へられたる始末にて同裁判所にては刑法第三百八十八條の強盜人を死に致したる條に照され前の申渡しありしとなり

（東京日々新聞第四千七百二十九號　明治二十年十二月八日）

人身賣買の發覺

（明治二十年十二月四日）

賣買事件の發覺　近頃我國賤民の婦女を誘し英國倫敦へ略

賣せんと企てたるものある由なるが其周旋人たる横濱元町三丁目下駄商押田金藏外三名及び其周旋人等に欺かれたる同區扇町三丁目八十六番地吉兵衛の長女齋藤きち(十七)外八名は一昨二日横濱居留地警察署へ拘引の上何れも取調中なるが聞く處によれば其周旋人の巨魁は東京に在りて麻布區飯倉町邊の某外國人なる由にて其婦人等は外國人が一々試驗の上容貌身體合格のものは一名千圓づゝを與へ其内周旋人が手數料として二割を差引く約定なりしと云ふ

(東京日々新聞第四千八百二十四號　明治二十年十二月四日)

赤門大學生徒の暴行事件(明治十六年十月二十七日)

此の暴行事件に依つて百四十七名の學生が退學處分を受けたのであるがこの中には現在政界に實業界に或は學界に御歴々の名士が多いから頗る珍と云はねばならないその後若し尾崎行雄氏の復校デモンストレエションがなかつたら遂に氏等は今日の地位を贏ち得れなかつたであらう左に當時の事件記事を揭げやう

東京大學の生徒が去月二十七日の夜暴行に及びしことは前號にも記せしが今其時の顛末を見聞せし者の話を聞くに同日は學位授與の大典を擧行せらるゝに付右大學四部の學生も其場に臨む筈なりしが何か常に不平を抱きしにや同日一人も其場に臨まず十人廿人づつ隊をなして外出し兼て約せしにや上野公園教育博物館前に會集し氣蓋世と大書したる白旗を押立て正午頃一齊に日暮の里へ遊歩す其人員二百餘名外に寄宿生徒六十餘名なり其中何者か用意せしや酒三樽鯣一荷を日暮の里の修性院の境内に取廣げて鯨飲し銘々種々說を演じ午後三時半頃一同歸途に就き夕刻歸宅するや哄喊して食堂に亂入し器皿を打碎き暴れ廻るを取締員も之を制するに由なく巡査を請來て說諭に從事せしが生徒等中々肯かず遂に巡査と爭鬪し門扉を破り柵塀を碎き窓硝子を破る等暴戾至らざるなく一時は實に云ふべからざる有樣なりしが其夜九時過る頃自ら鎭靜せし由なり翌二十八日は日曜日なりしも加藤大學總理及び教授教員學士等相會して評議を開かるに於て暴行學生二百五十四氏も諸所に會して種々の事を議し密かに誓ひし事ありしとか其翌二十九日の夜十二時に至り理學生二名同盟を脫し自ら主謀なりと名乘り出でし者ありしも三十日に至り總理等の議決せし由にて午後一時に同校教場中に五ケ所の裁庭を設け學

生の審判を開き夜を以て日に繼ぎ三十一日の夜に至りて之を終り十一月一日總理以下集會して其審判を點檢し二日午前七時在舍生の保證人を召喚し去月二十七日の暴行に關したるを以て退學を申付る旨云渡さる其學生の數は百四十七名なり

（郵便報知新聞所載　明治十六年十一月五日）

註此の事件は當時かなり大きなセンセイションを呼び起したもので暴行原因は十月二十七日に卒業生の學位授與式が行はれたがそれが前年度迄は夜分行はれてゐたのに晝間行はれた爲舍生たちの違背の計畫が不意になつたことと又寄宿舍の通路が多くて取締に不都合尠からざりしこと食堂の北側に木柵を造つて出入りの便利を惡くしたことなどがその反感をかつたものだといふ極めて他愛のないものであるが當時の學生には元氣振興といふやうなことが非常に尊重されてゐたので要するに一時の氣紛れ昂奮に過ぎない然し退學を命じられた學生の中には今日では左記に示すやうなオエライ方々ばかりゐたのだから珍と云ふべし——か

右に就ての事にや文部卿より同日左の通り各府縣へ達せられしと

「當省直轄學校學生生徒及公立學校生徒中不都合ノ行爲アリテ退學セシメタル者ハ其情狀ニ因リ當省直轄官立及府縣公立學校ニ入學スル事ヲ禁ズベシ此旨相達候事」

附記

但し此の時の百四十六名の退學生中復校を許されたもの多數あり

東京大學退學生

法學部

	退學生及事件當時		現在
鳥取縣士族	奥田義人	二十三年六月	（故）前東京市長
長崎縣士族	莊清次郎	二十一年一月	
新潟縣士族	太田保	二十年二月	
東京府士族	柿崎欽吾	二十年十一月	
岡山縣士族	平沼騏一郎	十七年三月	樞密院議員、法學博士
三重縣平民	日置益	二十二年十一月	前支那公使
千葉縣平民	平山銓太郎	十九年七月	
岡山縣士族	鈴木加一	二十年十月	
愛知縣平民	棚橋愛七	十九年二月	

長崎縣士族　梶山　源吾　二十三年三月
鳥取縣士族　入江　金治　十九年一月
德島縣士族　青木八重八　二十三年六月
千葉縣士族　吉田　佐吉　十九年十月
愛知縣平民　都築初五郎　二十一年四月

理學部

島根縣士族　山口鋭之助　二十一年九月
岡山縣士族　澤井　廉　十八年十一月
愛知縣士族　堀　鐵之亟　二十一年
東京府平民　牧野　清利　二十一年五月
東京府士族　市野金一郎　二十四年
神奈川縣士族　大谷津直麿　二十四年六月
靜岡縣士族　山崎鉉次郎　二十一年三月
愛知縣士族　大平松次郎　二十一年五月

岡山縣士族　渡邊　隆　二十五年十一月
埼玉縣士族　下山　秀久　二十三年二月
山形縣士族　鈴木千代吉　二十五年七月
高知縣士族　和田　[illegible]　二十二年
東京府士族　谷村太刀馬　二十年三月
島根縣士族　小林梢次郎　二十三年三月
新潟縣士族　近藤虎五郎　十八年六月
廣島縣士族　廣田理太郎　十八年一月
東京府士族　秋山鋼太郎　二十三年
愛知縣平民　柴田初次郎　十九年十一月
三重縣士族　石川　直記　二十三年五月
鹿兒島縣士族　山田　直矢　二十三年八月
福井縣平民　山田文太郎　二十二年四月
山形縣士族　田島己之太郎　十九年四月
愛知縣士族　渡邊芳太郎　十八年三月

石川縣士族　小幡文三郎　二十年三月
東京府平民　土井助三郎　十六年十月
東京府士族　早乙女清久　二十年二月
鹿兒島縣士族　神保小虎　十六年七月
愛知縣平民　岸金三郎　二十二年四月
山口縣平民　原田貞介　十八年九月
東京府士族　堀悌二郎　二十年七月
靜岡縣士族　穎川豊　二十年二月

文學部

愛知縣士族　板倉銀之助　二十年
福岡縣平民　添田壽一　二十年三月　法學博士、貴族院議員
鹿兒島縣士族　長崎剛十郎　二十二年一月
愛知縣士族　德永滿之　二十年六月
東京府士族　大庭寛一　十九年

長野縣士族　戸澤淵　二十一年一月
長崎縣士族　稻垣滿次郎　二十二年三月
山形縣士族　小幡三郎　二十一年三月
靜岡縣士族　成田錬吉　二十年三月
鹿兒島縣士族　三原經國　二十四年六月

古典講習科

島根縣平民　松本愛重　二十五年五月
熊本縣士族　池邊義象　二十二年二月
新潟縣平民　荻野由之　二十三年十一月　文學博士、前帝大教授
東京府平民　關根正直　二十三年九月　文學博士、帝大教授
岐阜縣士族　戸澤盛定　二十二年四月
茨城縣士族　雨宮千信　二十一年十月
宮城縣平民　佐藤定介　二十一年十月
愛知縣平民　三浦純雄　三十年三月

愛媛縣士族　井上政次郎　二十三年二月
長崎縣士族　江上榮三郎　二十二年八月
東京府士族　服部元彦　二十二年
茨城縣平民　太田幸吉　二十一年七月
三重縣士族　小串隆　二十一年九月
大阪府士族　橋本光秋　二十二年三月
愛知縣士族　高木六郎　二十八年四月
愛媛縣士族　內山直枝　二十四年十一月
東京府士族　若松釜三郎　二十二年三月
茨城縣士族　西村金平　二十年
埼玉縣平民　龜山玄明　二十四年
石川縣士族　山田選　廿一年十一月
埼玉縣士族　伊藤平章　二十一年十月
岐阜縣平民　阪井房之　二十年二月

選科

石川縣士族　齋藤德五郎　二十二年三月　（現中橋德五郎）　現商工大臣
岡山縣士族　有森新吉　二十三年十一月

東京大學豫備門嘗退學生

東京府士族　大屋八十八郎　十九年十月
岡山縣平民　平田讓衛　二十年三月
宮城縣士族　能勢陳安　十八年六月
長野縣士族　小松鎌次郎　十八年六月
三重縣平民　岡崎源之助　十九年四月
愛知縣士族　左右田新三郎　二十年三月
新潟縣平民　高倉作太郎　十九年四月
大阪府平民　有賀長文　十八年九月　三井重役
東京府士族　木村駿吉　十七年四月　實業家
島根縣士族　志立鐵次郎　十九年

愛知縣士族	畔柳富五郎	十七年八月
岡山縣士族	薄　貞吉	二十一年六月
福岡縣士族	稻次亥二郎	二十年七月
埼玉縣士族	山口　義勝	十九年八月
廣島縣士族	岸本雄之進	十七年二月
兵庫縣平民	奥平萬五郎	二十年
兵庫縣士族	服部　鄉	十七年七月
鹿兒島縣士族	吉井　友兄	廿年六
長野縣士族	原　龜太郎	十六年十月
高知縣士族	木村楠彌太	十八年一月
福井縣平民	柳　祐久	十八年六月
東京府士族	松田　信光	十八年二月
宮城縣平民	本田秋次郎	二十年三月
愛媛縣士族	野田　藤馬	十六年八月
島根縣士族	山根銀之助	十六年二月

實業家

山口縣士族	柴田　家門	廿年十一月
群馬縣士族	佐野友三郎	十九年九月
鳥取縣士族	田中　靜治	十七年九月
大分縣士族	津田　俊郎	二十一年三月
愛知縣平民	城野春太郎	十六年十月
大阪府平民	松岡萬次郎	二十年
大分縣士族	加藤哲次郎	十八年十月
愛知縣士族	廣瀬　吉郎	十八年七月
岐阜縣士族	渡邊董之助	十八年八月
埼玉縣士族	松浦吉太郎	十七年三月
東京府平民	瀧澤　清介	十九年八月
山口縣士族	中井喜太郎	十九年八月
鳥取縣平民	竹內　熊二	十七年六月
山口縣士族	戸倉　馬三	十七年十一月
鳥取縣士族	藤田　虎力	十七年九月

鹿兒島縣士族　松方幸次郎　十八年十月　川崎造船所社長
岐阜縣平民　渡邊千代三郎　十八年四月
石川縣平民　朝山元吉　十八年十一月
福岡縣士族　黒岩倉太郎　十九年
鹿兒島縣平民　是枝軍六　十九年四月
新潟縣士族　田中勇次郎　十八年一月
福岡縣士族　野田千代治　十八年八月
愛知縣平民　加藤禮次郎　十九年四月
熊本縣士族　嘉悦博矩　十九年十一月
大阪府平民　矢邊昌麿　十九年三月
廣島縣士族　西尾虎太郎　十七年六月
宮崎縣士族　齋藤重高　二十年六月
新潟縣士族　廣川新太郎　二十年一月
長崎縣平民　西澤正太郎　二十年六月

福岡縣士族　三池貞一郎　十九年八月
福島縣士族　遠藤剛太郎　十六年八月
兵庫縣士族　三上參次　十八年三月　文學博士、貴族院議員
佐賀縣士族　神崎東藏　十七年三月
茨城縣士族　朝比奈知泉　二十二年
秋田縣士族　山口福之助　十七年三月
新潟縣平民　佐藤虎之助　十九年十一月
三重縣士族　高槻純之助　二十年四月
岐阜縣士族　常松英吉　十九年六月
秋田縣士族　中田錦吉　十九年一月
廣島縣平民　橘高修吉　廿一年七月

近世社會大驚異全史

（上卷補遺之部終）

近世社會大驚異全史中卷

跡見女學校の開校（明治廿一年一月十日）

跡見女學校開校式 兼て新築に着手せし同學校は其落成を告げたれば一昨八日午後一時をトして開校式を行はれたり式場は運動場に設け建席を布き數百の椅子を列ね演壇は西向に設け前面を貴顯左側を紳士の席に充て令孃淑女は貴顯の後に列なられたり第一には校長跡見花蹊子改築の趣旨書を朗讀あり次に三條公爵の祝文次に三條公の令孃智恵子の祝文次にサンマルス氏英語の祝文次に平尾竹子の祝詞次に中村正直氏の演説ありて其式を終り夫より二ヶ所に設けたる食場にて立食を饗せられたり場内には近衛軍樂隊二小隊にて祝文朗讀及び立食交代の際時々奏樂し輕便電氣燈發明人牧野源三郎氏は同校の爲に來りて講堂の前面及び室内應接所に五個の電氣燈を點したれば其光輝白晝の如く庭園の周圍及び講堂寄宿舍教場住居の軒端及び樓上樓下の四面に點したる數千の紅燈に相映じて鮮かなりき當日來賓の重立ちたる方々には北白川宮小松宮御息所同篤宮伏見宮御息所三條公爵同夫人土方宮内大臣鍋島式部長官同夫人花房農商務次官同夫人柳原權典侍萬里小路權掌侍を始めとして華族八十二名京濱間の貴女紳士三百六十余人並に英國人サンマルス氏同夫人同令孃同令息等にて盛んなる開校式なりき此日三條公爵の朗讀ありし祝文は左の如し

夫王化は閨門に始り家人の利は女の貞に在り花蹊女師此に見る所ありて夙に女學を唱へ私に黌舍を設け心を訓誨に盡す事既に十數年門戸日に盛に弟子益々進む此に於てか又此良地をトし此堂屋を新にし規摸を擴張し教則を修飾せり蓋し文運の進歩に後れす益々知識を研き彌々徳性を養ひ以て 昭代の治化を補裨せんと期するのみ凡そ及門の徒能く女師の心を體し勉學懈らすして淑女賢媛の名に愧ちざらんことを望む乃ち開校に臨み一言を述て以て祝す

（東京日日新聞第四千八百五十二號明治二十一年一月十日）

憲法發布に大赦令下る（明治廿二年二月十一日）

朕憲法ヲ發布スルニ當リ此盛典ヲ表シ惠澤ヲ施サンカ爲ニ特ニ命シテ左ノ條項ニ依リ大赦ヲ行ハシム

御名　御璽

明治廿二年二月十一日　内閣總理大臣　伯爵　黒田清隆

樞密院議長　同　伊藤博文
外務大臣　同　大隈重信
海軍大臣　同　西鄉從道
農商務大臣　同　井上馨
司法大臣　同　山田顯義
大藏大臣兼內務大臣　同　松方正義
陸軍大臣　同　大山巖
文部大臣　子爵　森有禮
遞信大臣　同　榎本武揚

勅令第十二號

第一條　本令發布以前ニ於テ左ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ赦免ス

一　刑法第百十七條第百十九條ノ罪
二　刑法第百二十一條第百二十三條第百二十五條第百二十六條第百二十七條ノ罪
三　刑法第百二十九條第百三十條第百三十一條第百三十二條第百三十三條第百三十四條ノ罪
四　刑法第百三十六條第百三十七條第百三十八條ノ罪
五　刑法第百四十一條ノ罪
六　陸軍刑法第五十條第五十三條第五十四條第五十五條第五十六條第五十七條第五十八條第五十九條第六十條第六十一條第六十二條第六十三條第六十四條ノ罪
七　陸軍刑法第六十六條第六十七條ノ罪
八　陸軍刑法第六十九條第七十條第七十一條ノ罪
九　陸軍刑法第九十三條第九十四條ノ罪
十　陸軍刑法第百九條第百十條ノ罪
十一　海軍刑法第五十六條第五十九條第六十條第六十一條第六十二條第六十三條第六十四條第六十五條第六十六條第六十七條第六十八條第六十九條第七十條第七十一條ノ罪
十二　海軍刑法第八十六條第八十七條ノ罪
十三　海軍刑法第百條第百一條ノ罪
十四　海軍刑法第百十條第百十一條ノ罪
十五　海軍刑法第百廿六條ノ罪
十六　保安條例ノ罪
十七　集會條例ノ罪

十八　治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ爆發物取締罰則ヲ犯ス
罪
十九　新聞紙條例第二十一條第二十二條ニ違ヒ第三十條第
三十一條ニ該ル罪及ヒ第三十二條ヲ犯ス罪但三十條
ニ該ル者ノ内風俗ヲ壞亂スルカ爲メ發賣頒布ヲ禁セ
ラレタル新聞紙ヲ發賣頒布シタル者ハ赦免セス
政治ニ關スル意思ヲ以テ同條例第一條第三條ニ違ヒ
第二十七條ニ該ル罪及ヒ第十六條第十七條第十八條
ニ違ヒ第二十九條ニ該ル罪
二十　出版條例第十六條第十七條第十八條ニ違ヒ第二十七
條ニ該ル罪及第二十四條ヲ犯ス罪但第二十七條ニ該
ル者ノ内風俗ヲ壞亂スルカ爲メ發賣頒布ヲ禁セラレ
タル文書圖書ヲ發賣頒布シタル者ハ赦免セス
政治ニ關スル意思ヲ以テ同條例第三條ニ違ヒ第二十
一條ニ該ル罪第六條第七條ニ違ヒ第二十二條第二十
三條ニ該ル罪及第十五條第十九條第二十條ニ違ヒ第
二十七條ニ該ル罪
第二條　舊法ニヨリ處斷セラレタル罪ト雖モ其性質前條ニ記
載シタル罪ト同一ナルモノハ之ヲ赦免ス
第三條　數罪俱發例ニヨリ處斷セラレタル者最重ノ罪赦免ヲ
得タル場合ト雖モ他ノ罪ニ其効ヲ及ホサス
第四條　赦免ヲ得ルト雖モ既ニ徵收シタル罰金科料及ヒ沒收
シタル物件ハ還附セス
第五條　陸軍大臣海軍大臣司法大臣ハ本令ノ施行ニ關シ必要
ノ指揮ヲ爲ス可シ

（時事新報第二千九百十八號明治二十二年二月十二日）

西鄕南州の復位（明治廿一年二月十一日）

故西鄕隆盛氏の復位

本日憲法發布の盛典擧行に際し同日特赦を行ふ國事犯罪者の内故西鄕隆盛へは即日正三位に復する旨其筋より通達ある筈なりと尚其他にも曾て國家に功勞あり中途にして身を誤りたる人々にも特典の沙汰あるやに聞せり。

（時事新報第二千百九十七號明治二十二年二月十一日）

有馬騷動記（明治廿一年四月廿二日）

有馬家紛議顛末

此事は頃日新聞紙上に載する所にして頗る吉上の耳を敢て聞く所たり依て吾曹は信憑するに足るべしと思惟する者に就て其因由を詳にし乃ち之を本日の紙上に登載す幸に之を一讀して其來るの故あるを察知せらるべし之を要するに維新の前に在りては久留米藩士は勤王佐幕の兩黨に分れて互に軋轢したりしが癈藩の後は其黨論も藩制と共に罷みたり然るに數年前政論の世に興るに及び復た黨派を政治主義の上に立てゝ爭ひ政論の衰へたるに從て今度は又有馬家を以て其爭を試るの場と成せるものゝ如し果して然らば有馬家に取ては實に迷惑の地位に立てるものと云ふべきなり。吾曹また之を聞く久留米藩士の黨派は夙に文政年間に起れり當時久留米に樺島公禮と云へる儒者あり初め龜井道載に學び後に紀德民の門に遊び高山仲繩（彥九郎）と兄弟の交を爲して相厚し紀德民か米澤侯の聘に應じ彼地に赴けるに當り公禮も亦從て米澤に止り師を助けて共に計畫せる所ありき其後公禮が久留米に歸るや高山仲繩は來りて共に國事を議したるに事成らずして仲繩は終に自殺したり時に久留米の國老吉田織部は學を好みたれ共公禮を用ひずして却て朱文學を修めたる本庄某を用ひて其學を擴めしめたり是よりして公禮に學べるものゝ流派は勤王を唱へて遂に水戶學に移り本庄の門に學べるものゝ流派は遂に佐幕の說を主張して相容れず遂に弘化に至りて嚴然黨派の樹立を爲し一變して立嗣の兩黨に分れ再變して勤王佐幕の兩黨となり三變して政治主義の政黨となり又また一轉して有馬家政上に爭場を始むるに至るもの歟其淵源の遠きは一朝一夕の故に非ざるを以て苟も其片言を聽き隻辭を信じて是非の速斷を下すべきものに非ず吾曹は他人の家事に口を容るゝを好まず況んや其曲直を議するに於てをや只其因を推し其源を鞫ねて事情を詳にするに止めて其斷決は讀者の選に任ずる者なり。

又聞く此黨派の爭論は啻に有馬家と政の事に止まらず其餘波は九州鐵道の工事にも影響する所ありと若し其言の如くならば徒に一華族の家事なりと見做して等閑視去るべきも

のに非さるが如く記して以て讀者の注意を喚ぶ。

（東京日日新聞第四千九百三十七號）明治二十一年四月廿二日

有馬家紛議の顛末　伯爵有馬頼萬君の家政上に就き舊久留米藩士の一部より總代人出京せしめて其改革を申立て爲に家令家扶の任免を廛するに至れる事は去る十七日の紙上に報道せしが如し扨てこの紛議の因て來る所を聞くに其由來は決して一朝一夕の故に非ず數十年來に因結したる黨派の軋轢が其形ちを變じて玆に及べるものなりと云へり依て舊久留米藩の内情を熟知せる人に就きて信憑すべき事實を聽き得たれば之を左に記載すべし但し其の事情を明にするには先づ有馬家近代の系譜を知らざる可からず

頼德　初名赤松新太郎後ニ有馬玄蕃頭

長男　頼永　初名赤松彌作後ニ有馬筑後守

次男　頼功　初名赤松格助後ニ龜井家ニ養ハレテ龜井隱岐守玆監

三男　頼咸　初名赤松孝五郎後ニ有馬中務大輔

四男　頼敦　初名赤松富之丞後ニ松平家ニ養ハレテ松平直克

頼永　有馬筑後守

夫人松平大隅守齋興ノ息女

頼咸　有馬中務大輔

夫人有栖川韶宮德川氏ノ息女

長女　明姫　小松宮二品親王ノ御息所

次女　千代姫　有馬孝三郎妻故アリテ離縁久我通久ニ再嫁シ大阪ニテ歿ス

長男　頼匡　初名繁麿明治二年叙從五位十年依病位記ヲ返上ス

次男　頼萬　有馬伯爵即チ今日ノ當主夫人岩倉氏故アリテ離婚

今を距る五十餘年前の事なるが天保年間に水戸の學派は大に世に行はれ憂世の流は概ね喜で此學派を慕へり有馬玄蕃頭（頼德）の世子赤松彌作（頼永後に筑後守）は儒學を好み書生を東國に遣はして相澤藤田の諸士と交遊せしめ專ら其學を修めたり其重立たる者は眞木和泉守（保臣）水野丹後守（正名）吉田丹波（博文水野丹後の弟）稱次因幡（同上）大鳥居敏夫。

紫山文平（典）西原湊。馬淵貢、馬淵彌太郎（貢の子）等なりき弘化元年六月筑後守頼永君は父の後を繼で封を受けてより精勤し治を圖り舊慣を破り門地を廢し頻に人才を登庸するの道を開き内には節儉の令を布きて富國の計を運らし外には水戸前中納言（烈公）松平肥前守（鍋島閑叟）と交を通じ公武の爲にするを計り竊に勤王の士を抱かれたれば、其令名は漸く世上の欣慕せる所たりしに其爲に、久留米一藩中には守舊黨と此の進取黨との間に隔意を生じ黨派の勢を見出すに至れり。

筑後守頼永君は弘化三年七月享年廿五にて逝去せられたり天この人に年を假さゞりしは、誠に一藩の悲み世上の嘆にてありき然るに頼永君には出生の嗣子なきを以て、其弟孝五郎（頼咸）富之丞（頼敦）の二公子の内にて何れを立つべきかと云ふは即ち一藩の議する所となりぬ。然るに一方にては國老有馬織部は有馬主水、有馬豊前、不破孫一、不破美作と謀り、石黒、北村、石野、今井、本庄等の諸士之に加はれり、前君筑後守殿の遺令なりと稱して、末弟富之丞殿を跡目相續に立てんと謀りしが一方には家老有馬主膳、有馬飛騨は眞木和泉守等と共に右の議を排斥し、富之丞殿を立ること是れ先君の遺令に非ず殊に兄を置て、弟を立ること長幼の序の亂るを以て然るべからず宜しく孝五郎殿（頼咸）を立つべしと主張して遂に頼咸君を嗣としたり。是れ久留米藩騷擾の第一なり頼咸相續して有馬中務大輔と稱して、一藩の主君と成られたり時に村上守太郎と云へるものあり、水戸學派の一人なり此者先君筑後守の教授侍講にありしが筑後守が富之丞と友愛の厚かりしに由り深く之に結納し密に當主中務大輔を廢し、弟富之丞を立るの企を運らし、之を野崎平八に謀れり野崎は其の不可なるを知りて之を諫めたれども勢の制す可からざるを以て終に一味したり然れども、此時には村上の廢立議は行はれざりき。其後嘉永三年に至り村上守太郎等が再び廢立の議を江戸の藩邸に起し、其の氣焰は稍々熾なりと聞えしかば國老有馬主膳は之れ一大事なりとて急ぎ、馬淵貢と共に馳せて江戸に上り、極めて其不可なるを論じたれば廢立の議は遂に熄みたり、村上守太郎は謀の成らざりしを怒りて馬淵を殿中に刺さんとしたるに其事遂げず、却て有馬主膳の爲に殺されたり。是れ久留米藩騷擾の第二なり。

頼咸君相續の初より水野丹後等專ら國政を掌れり露國軍艦が長崎に來るに及びて益々武備を修め攘夷の說を唱へ遂に梵鐘を鎔て大砲となすの設施ありければ封内の人民は稍水野等の政を厭ふの情を顯はしたり、吉田監物等は此機に乘じて幕府の威を藉り水野丹後を初めとして其同志の輩を一掃して獄に下して目するに反人を以てせり是れ騷擾の第三なり。

水野等は獄に在る數年にして幕府の嫌疑も漸く弛みたれば獄を出るを得たり。然るに當時攘夷論の尤も世に盛なりしかば水野等は益々その持說を主張したるに由り、再び獄に下されたり是れ騷擾の第四なり。

斯くて水野の一列は幽囚せらるゝ事前後十餘年にて其志を得ざりしを以て水野丹後等は長州に走り眞木和泉守は薩州に走り次で伏水の一擧を興し藩の獄に繫れたり其事は世に知る所なれば玆に言はず。

明治元年正月小河眞文等が不破美作を斬てより久留米一藩の勢は大に一變し水野一列の勤王黨は再び藩政の要路に立ち美作の黨與十余名を切腹せしめたり是れ騷擾の第五なり。

明治三年長州騎兵隊の脫徒が久留米に走り來れるに當り、應變隊は之に謀を通じたり此際水野等は方向を誤りたるを以て罪を得て禁獄せられたり是れ騷擾の第六なり。

是れより先き不破美作の黨十余名を切腹せしめたるに臨み勉めて善後の策を施し有馬之長（吉田監物の子）を權大參事に擧げ有馬孝三郎（有馬豊前の子）を有馬主膳の養子となし頼咸君の次女を以て之に嫁せしめ以て勤王佐幕兩黨の怨を釋かしめたりと雖ども宿怨は猶ほ解せざりしが如し是を久留米藩黨派の大略なりとす。

扨て有馬家家政の紛議を敍略して、右黨派が分るゝ所を詳言せんに水野等が罪を得たるに當り、頼咸君は彈正臺の爲す所となりて、東京に上られたり此時水野の黨は皆嫌疑あるを以て一人も隨從せざるに由り、水野一列に反對のもの數名隨從したり。頼咸君の東京に當るや柴山典を家令に山田武雄を家扶に命じたり是みな其廢封の日に功勞ありし輩なるが、故に頼咸君も亦之を忘れられざりしなり。然るに柴山山田が共に老い世務に捲み有馬の家政を整理すること能はざるに乘じ扶從數多私慾を恣にし、數十萬圓の金を浪費したり、而して舊藩士が之を議せん事を恐れて誣るに左の言を以てせりと

云ふ。

廢藩置縣は舊君臣の議を斷つものなれば、從來情義深きものと雖も一切之を謝絕す是れ趣旨のある所にして止を得ざるに出るものなり云々。

右の如く舊藩士を謝絕し賴咸君をして家を賴萬君に讓り、橋場の邸に老して復た家事に預からしめず、是時に當り有馬孝三郞は離婚となりて、邸內の住居を退けられ久留米に皈りたり實に明治十年より十一年の事にてありし。

明治十一年久留米藩士森尾茂助、太田茂は福島縣安積郡に移住開墾の擧あり舊主の力を借りんと欲し通ずることを得ざりしければ、川路大警視に依賴し、岩倉公に說くに舊誼の斷つ可らざるを以てし漸くにして賴咸君に謁し始めて其意を通ずることを得たり、是を久留米士族が舊主有馬家と舊誼を繹ぬるの始なりとす。

賴咸君は已に扶從數名の爲に數十萬圓の金を浪費せられ剩さへ橋場に隱居して對鷗と號し復た家政に預かるを得ざるを以て田中熊藏、太田茂等と謀りて同家改革のことに盡力せり而して岩倉公の意は頗る田中等の說を容るゝ所あるを以て、太田茂は十二月四日久留米に皈り、舊國老の家に各士族總代人三十六名を招き、同家の事情を陳じ一の家令を選び柴山と交代せしむる事に從事せり、是時に際しては有馬孝三郞も席に在て始終盡力して毫も介意なく士族總代人の全數を得て、鵜飼廣登を推撰し十三年春上京し柴山典に代らしめたり是を家政紛議の第一とす。

明治三年より十三年までは、黨派の軋轢なく又爭論もなかりき。然るに政論漸く興るに及て前の黨派（勤王佐幕）は復變して政黨となり（勤王家所謂水野黨）は筑水會員となり、（佐幕黨所謂不破黨）は改進自由の兩黨に分れて、頻に筑水會員一同に刺戟を加へたり。十五年夏有馬家の會計主任土田清磨金若干圓竊取の嫌疑を受るや有馬孝三郞、有馬元長の二人を首とし家令鵜飼廣登を退けんことを謀り、廣登は淸磨と共謀する者なりと宣言し百方家令排斥の議を主張したり是を第二の紛議とす。

右事件を福岡裁判所に訴へ、後東京裁判所に移し、八月に至り證據不十分なるを以て免訴となりしが、廣登は其翌日を以て殉死したり、依て後任の家令を撰定するに當り、久留米

士族總代人は、有馬元長を以て之に當てんと欲したれども、中島武洲は入て家令となる是を第三の紛議とす。

中島武洲の家令となるや同時に渡邊清氏に家政補助を委囑し栢植善吾内海春震を相續人になしたり、渡邊氏は故眞木和泉守及水野丹後等の知友にして嘗て福岡縣令となりて、兩黨の情實を熟知するを以てなり、中島が家令となるや家扶に一二の任免ありて師富進太郎は家扶となれり、師富は中島武洲田中廣介等と共に水野の黨にして同志の間なり、然るに師富進太郎は二十三年國會開設の日議員に擧られんことを熱望するの餘り急に地方の人心を收めんと欲し、中島武洲が賴萬君に從て洋行せるを機とし田中等の諸人に謀らずして私に有馬元長有馬孝三郎に氣脈を通じ謀議する所あり隨て金力の必要を生じ投機賣買をなし誤て五萬四千圓損失せり。是より先き本庄一行（本庄は固より兩黨の外に立ち大阪に在て代言人を業とし米商會所の役員となりたる人なり）は有馬孝三郎有馬之長等の同志を結合し陰に中島武洲が皈朝の日を待て之を退くるの計をなせり、二十年八月師富進太郎は投機の失敗を自首したるに付き、東久世公は田中慶介に取調を委囑せり、慶介は進太郎を處分するに公罪（即ち職務上の失誤）とするか又私罪（監主取財）を以てするか其一に決せざれば帳簿の取調に着手すべからざるを論じ終に公罪を以て取調べの指揮を東久世公に受け精密の調査を遂ぐるに七十餘日を費せり。

時に本庄一行有馬孝三郎等の主張せる所にては賴萬君の皈朝前にも家職を任免して其の家政を變革すべしとの議ありければ、田中慶介は同年十一月十八日を以て左の書面を伊達宗城東久世通禧松平直克の三君に呈して之を賴萬君皈朝の後に於てせん事を望みたり。

謹テ上言ス不肖其任ニ堪ヘサルノ身ヲ以テ、有馬家相續役ノ重任ヲ冒ス愧汗ニ堪ヘスト雖モ辭スヘカラサルノ事實アルヲ以テ敢テ重任ヲ負ヘリ、然ルニ從五位公外國ニ在セラルノ日ニ於テ家扶師富進太郎專斷ノ事件ヲ釀シ其極償フヘカラサルノ點ニ達ス、不肖直接ノ關係ナシト雖モ責任ノ歸スル所不注意ノ點遁レ難ク恐縮ニ堪ヘザルナリ、然レ共既往ノ事悔テ及バズ、今ヤ不肖ノ責任ハ專斷事件ノ本末ヲ詳悉シ、從五位公皈朝ヲ俟チ明覽ヲ仰イテ以テ重要ノ任ナリトシ爾來事ヲ玆ニ從ヘリ、然リ而シテ家扶等ノ自首ハ八月

廿七日ニシテ處分ヲ畢リシコトハ十月三十一日トス其問晝夜調理ニ從事シ其顚末ハ既ニ家扶ヨリ上呈スル所ノ如シ、而シテ今ヤ會計ノ調理局ヲ結ブト雖モ主家傳來ノ寶器ニ於テ之ガ調査ヲ了スルニアラザレバ未ダ以テ全局ノ調査ヲ結了スルモノト謂フベカラズ故ニ爾來該調査ニ從事スル數日本月十二日ヲ以テ其事ヲ結了セシヲ以テ大事件ニ對シテハ不肖ノ責萬分ノ一ヲ盡セルモノト謂フベシ、而シテ不肖今日マデ不注意ノ點ヲ述ベ之ヲ主家ニ謝セザル所以ノモノハ公既ニ皈朝ノ途ニ在セラルノヲ以テ皈朝ノ日ヲ待ツニ外ナラサルナリ、夫レ然リ而テ其聞クニ大阪久留米兩地方ヨリ總代ト自唱スルモノ主家ノ混雜ヲ聞知シ、憂慮之ガ調査ヲ爲シ居リシガ今ヤ其ノ局ヲ了シタルヲ以テ進デ家令ヲ退ケントスルニ在リト是レ素ヨリ信ス可ラザルノ說ナリト雖ドモ主家ヲ思フノ熱心或ハ玆ニ至ラザルヲ保スベカラザルナリ不肖某窃ニ惟ミルニ今回ノ事件ヲ論ズルニ當リテハ飽マデ事ノ本末ヲ論究シ其ノ罪スベキモノハ之ヲ罪シ罪スベカラザルモノハ之ヲ問ハズシテ可ナリ、況ンヤ海陸萬里ノ外ニ在テ毫髮モ關係スル所ナキモノニ於テヲヤ是レ蓋シ規定上許ス所ニシテ所謂契矩ノ道ナリ苟モ之ヲ察セズ好惡ニ偏シ之ガ處置ヲ誤ルコトアラバ恐ラクハ人ノ笑ヲ招カン況ンヤ、復平生ノ私心ヲ介ミ禍機ニ乘ジ之ヲ退ケントスル如キハ識者ノ取ラザル所ニシテ深ク憂慮ニ堪ヘザル所ナリ回顧スレバ、主家連年寧歲ナキ所以ノモノハ俚言ニ所謂毛キラヒノ嫌ナキニアラサルヘシ、殷鑑遠キニアラズ往事土田某ノ會計ヲ錯雜スルヤ之ヲ攻擊スルト同時ニ當時ノ家令鶉飼某ヲ退ケ甚シキニ至テハ或ハ之ヲ公訴シテ主家ノ內情ヲ世上ニ流布スルノミナラズ、不肖先公ノ墓碑ヲ拜スルニ　鶉飼ノ保佐其ノ宜ヲ得テ家政整理ノ誤アリ未タ以テ感情薄カリシニ不肖主家ノ內政ニテ支スルニ當リ、會計其他諸簿帳ノ整頓此時ニ在リシコトヲ知リ始メテ其語ノ虛ナラサルヲ信ズ而シテ鶉飼某ノ冤ヲ雪クヤ死ニ至ルノ際ニシテ心情實ニ憐ムベシ、然リト雖モ今ヤ鶉飼ノ身事ヲ言フモノ當時之ヲ攻擊セシモノト然ラサリシモノトヲ問ス共ニ此人ニシテ冤アリシコトヲ悲歎セサルモノナキニ至レリ、同氏亦地下ニ瞑スベシ、嗚呼一朝ノ處置其ノ宜キヲ失ヘバ人ヲシテ冤ヲ地下ニ呑マシムルニ至ル豈ニ愼マサルヘケンヤ、仰モ專

ノ玆ニ至ル私疑ヲ懐クモノノ爲ニ不測ノ禍ニ罹リシト雖モ顧レバ主家モ亦重職ヲ退クルノ輕卒ニ出デタルモノト謂ハサルヲ得ンヤ、不肖今回ノ事ヲ案スルニ專斷ノ事既ニ其局ヲ結ブモ尚且家令ノ職ヲ云々セントスルノ情ヲ察スレバ殆ンド之ヨリ甚シキモノアルニ似タリ、今ヤ公既ニ皈朝ノ途ニ在リ宜シク皈朝ノ後徐々ニ其人ノ職ニ壞ルヤ否ヤヲ詳悉シテ進退ヲ決セラレテ可ナリ、願フニ主家幸ニ明公閣下ノ看顧セラルルアレバ如此輕卒ノ處置ニ出テラレサルハ其ノ信スル所ナリト雖モ或ハ恐ル家口金鑠スルコトアランカト區々ノ哀情措ク能ハス尊厳ヲ冒瀆シ愚見ヲ上陳ス頓首

有馬家相續人　田　中　廣　介

斯くて其後賴萬君皈朝せられたれば、舊久留米藩士總代なりと稱せる有馬守孝、本莊一行、下村成美、磯野德三郎、垂井重明、柴川吉祐の六氏より有馬家々政改革の事に付き書面を差出したるに賴萬君は本年二月廿日の手紙を以て右の六人に左の如く申通ぜられたり。

賴萬猶弱冠タリト雖モ一家ノ戸主タリ內家職ヲ率ヒテ事ヲ執リ、外線族ノ輔導ヲ蒙ル所アラバ一家ノ事仰ギ難シトセンヤ然ルニ舊藩士ノ內動モスレバ家政ニ立入リ衆ニ曾ク論議ヲ試ル如キハ却テ家事ヲ紊ルノ媒ナシトセス、畢竟舊情誼アルヨリノ所行ナルヘシト雖モ亦穩カナラサルノ擧動ト言ハサルヲ得ス、情誼ヲ重ンシ交情ヲ適宜ニスルハ素ヨリ格別ト雖モ家政上ニ論議ヲ拒ムコトハ自今相斷候、依テ先日差出候書面ハ返却ニ及ヒ候也

明治廿一年二月廿日　　有　馬　賴　萬

有馬　守孝殿
本莊　一行殿
下村　成美殿
磯野德三郎殿
垂井　重明殿
柴川　吉祐殿

同時に其家令へ相渡されたる口達書に云ふ、

舊久留米藩士族有馬守孝本莊一行外四名ノ者ヨリ士族總代ト稱シテ呈出セシ有馬家々事上ニ係ル意見書ハ宜ク却下スヘク、舊情誼アル線故ヲ以テ交情ヲ須ルハ適宜タルヘシト雖モ強テ家政上ニ立入意見ヲ試ントスル如キハ有馬家ノ主

權ヲ犯スニ似テ事穩當ナラズ且舊藩士中動モスレバ家政上ニ論議ヲ試ントスルハ今ニ始メサルコトニシテ從來ノ弊ト謂フベク素ヨリ採用スル限ニ非ルヘシ依テ呈出セシ書類ハ悉皆却下シ、有馬家ハ依然變動ヲ來スコトナク益々進テ基礎ヲ固ムルニ在ルノミ、

是よりして有馬家々政の議論は愈々宗族の間にも及びたれば、本年三月二十二日の事なるが有馬頼萬、東久世通禧、岩倉具是、久我通久、松平直克の諸君は華族局に招かれたり當日出頭は有馬久我東久世の三君なりしに、華族局長同主事同主事補列座には該せられたる趣なりとて本莊一行有馬守孝より其同志に報道せる所は左の如しと云へり。

本年三月二十二日宮內省へ出頭華族局長同主事同主事補列席ニテ該局長ヨリ頼萬公ニ對シ有馬家不取締ニシテ財政整ハス、品行修ラズト聞ケリ一體華族ニ對シテハ　勅諭アリ其勅諭ニ基キ宗族條約アリ且家範ノ設ケアルモ其根據ハ勅諭ト條約トヲ導等シ地位ヲ保全スルニ外ナラサルモノト謂フベク、然ルニ頼萬氏ハ正ニ　勅諭ニ背キ條約ニ違ヒ家範ヲ破ルベキ形チアリ、今ニシテ速カニ改心實効ヲ表セラレサレバ即チ相當ノ處分ヲ爲サヽルベカラサルニ立到ルヘシ、如何ニトノ事ナリシカバ頼萬公ハ謹テ御主意ヲ奉ジ改心實効ヲ立ツヘシト答アリ、續テ局長ハ宗族血族ニ對シテ頼萬公ガ　勅諭ニ背キ條約ニ違ヒ家範ヲ破リタルコトト見認アリシヤトノ意問アリシカハ宗族血族ニ於テハ故意ニ頼萬ガ　勅諭ニ背キ條約ニ違ヒ家範ヲ破リタルニ非ス自ツカラ情勢ノ已ヲ得サルニ出シナルベケレバ未ダ罪ヲ懲式例ニ負フモノト見認ルニハ至ラストノ答ヘアリ、因テ局長ハ尙ホ頼萬宗族血族ニ對シ宗族血族ハ十分ニ有馬家政ヲ整理スルコトヲ務メ頼萬氏ハ宗族血族ニ篤ク協議シテ、改心ノ實効ヲ表セラルヘシ。宗族血族ノ外ナル親緣ノ方ヨリ假令彼是アルモ遠慮ニ及ハス最早　勅諭ノ奉スヘク條約ノ重ンスベク且家範ノ守ルベキノ理ヲ了解セラレシナラントノコトナリ頼萬公ハ屹度相心得敢テ違背セスト再答アリシヲ以テ然ラバ今日ハ引取アルヘシ、トテ其席ハ濟ミ跡ニテ主事ハ特別ニ頼萬公ニ懇々說論ノコトアリ、宗族血族ニモ注意ノ事アリテ諸公何レモ退去セラレ久我公ハ松平公ニ東久世公ハ岩倉公ニ今日ノ次第ヲ告ゲラレタリシ趣キ久我公ヨリ申

聞ケアリシ、

然るに其事實を聽けば華族局長の諭告は財産の內を成る丈け世襲財産に組入るゝべし、宗族親族の間に不和を生ぜざる樣注意すべしとの事にて、有馬本莊諸人が前文に云へるが如くには非ざりしとも聞けり、其如何は賴萬君が同年三月二十六日を以て德大寺實則君に宛てられたる書面にて分明なりとす其文に云く。

去ル二十三日華族局ニ御召喚ニ相成リ懇々御忠告之旨ハ辱ク奉拜承候、退テ猶愚考ヲ加ヘ候ニ拙者ノ衷情モ亦難默止尊顔ヲ冒スニ似タリト雖モ聊カ略陳シテ以テ貴聽ヲ煩ハサントス、凡ソ國家ニ立テ尤モ要領ナルモノハ自治ト權利ト義務トノ三ツニ可有之若シ此三ツノモノ、其一ヲ缺ク時ハ不具ノ體トナルベク、拙者ニ於テモ苟モ一家ノ戸主タル以上ハ願クバ此三要領ヲ以テ齊家ノ大體トナシ動モスレバ他ヨリ制セラルヽノ弊ヲ脫シ度ク而シテ家事ヲ諮議スルニ當テハ血姻相係ルノ親族アリ本支相分ルヽノ宗族アリ爲ニ設クルノ範規條約ナルモノアリ、因ヨリ私約ニ成ルモノト雖モ公法ニ抵觸セザル限リハ法ヲ以テ家則ニ備ヘ乃チ此規約ニ照シテ或ハ諮ヒ或ハ議リ以テ交誼ヲ厚クスルハ勿論ト雖モ彼我ノ間自治ノ精神ヲ妨ゲ權利ヲ害スル等ノ干渉ニ遏ルコトハ互ニ嫌惡スベキコトナリ、今玆ニ宗親兩族ニ諮議スル所アルニ當テ同各論說相權合セサル場合ニ於テハ主タルモノ其論趣ヲ取捨シテ自カラ決スル所ヲ定ムルハ亦不得止ノ權宜タリ、先般來舊封地ノ士族追々上京シ宗親族及拙者ニ數冊ノ書ヲ寄セ家政ノ改革ヲ促シ其ノ要點トナル所ハ財産ヲ世襲ニスルコト家範ヲ改正スルコト家令ヲ撰定スルコト等ニシテ財産ヲ世襲ニスルコトノ如キハ固ヨリ異存ナク、既ニ一昨年洋行ニ際シ第十五銀行株券金二十萬圓ヲ致財産トセリ、猶ホ初テ此部ニ組入ルベキモノハ親族ニ計リテ早晩出願ノ手續ヲ立ツベシ、此他家範ノ改正若シクハ家令ノ撰定ノ如キハ拙者玆ニ考慮スル所有之ニ付欣テ舊藩士ノ意ニ從フヲ要セズ、先日宗親兩族內會ヲ開キテ此事ヲ議スルニ當リ論說分立シテ相協合セズ、不得止拙者ノ意想ニ適合スル所ニ依テ士族等ニ附スルノ書ヲ草シ、再ヒ宗親族ノ閱覽ヲ經檢印ヲ要シ、然ル後士族某々等ニ對スルノ處置ヲ畢リタリ其大意ハ舊情誼アルヲ以テ交情ヲ適宜ニスルハ

格別強テ家政上ニ論議ヲ挾ム事ハ自今相斷ルト云フニ過キス其レ此處斷ヲ爲スヤ前述ノ如キ事實ニシテ決シテ宗族ノ條約ニ違ヒヌ家範ヲ破ル等ノ心アリテ漫リニ專斷セシニ非ス、今後ト雖モ宗族親族ニ稟議スヘキノ事柄ハ、原案ヲ提出シテ評議ヲ乞フハ勿論ノコトタリ抑拙者ト舊藩士トノ間ニ於ケル交情ト云ヒ義務ト云ヒ亦異常ナル可ラス、舊封地士民ノ爲ニハ殖産ニ教育ニ未ダ曾テ應分ノ義務ヲ怠リシコトナク舊士民モ亦拙者ト喜憂ヲトモニスルノ情アルベキニ付家政上ノ事ニ付テモ懇ロニ建言ス忠告ヲナスハ宜シケレドモ種々ノ手段ヲ用ヒ動モスレバ強テ家政ニ立入ラントスルハ輙ク拙者ノ主權ヲ犯サントスルニ似タリ、因ヨリ好ムベキノ行爲ニ非ス蓋シ其原因ヲ察スレバ亦厭フベキノ事タリ、既往ハ閣キ自今ハ拙者ニ於テ躬行ヲ勵ミ家政ノ事ハ專ラ家職ヲ率キテ事ヲ執リ且相續人アリ緣族アリテ諸議處辨スルノ法モ有之ニ付徐ロニ家事ノ整理ヲ圖ルベク然シテ即今弊家ノ事舊藩士等ノ云々論スル如キ危險ノ事柄ハ無之ニ於テオヤ先日御召喚ノ節御懇論ノ旨モ有之猶熟慮スルモ拙者ノ所考ト精神トハ則前述ノ如クニシテ別ニ意志ヲ變ズルノ他ナク不肖ニシテ所懷或ハ道理ニ適ハサル哉ノ恐モ有之候得ドモ幸ニ拙者衷情ヲ御了察被下公務ノ餘暇ヲ得ラル丶ノ際右ノ事情ハ宮內大臣ヘモ御內申被下候ヘバ本懷ノ仕合ニ御座候書意ヲ盡サス草々謹具

明治二十一年三月二十六日　伯爵　有馬賴萬

侯爵　德大寺實則殿

是よりして前日記載したる如き次第とは相成たりと知れたりけだし有馬守孝本莊一行諸人の口實とする所は「師富進太郎は中島武洲が推薦せる所なれば師富進太郎が過失は中島も亦其責に任ぜざるべからず、家政の紊亂するは其任に勝りたるがゆへなれば速かに中島をして辭職せしむべし」と云ふに在り中島等の云ふ所は「師富が人物は自他の與に許せる人物なりき、既往を見て之を推薦したるの時に當り將來の過失なきを保證して其の責に任ずるものには非ざるなり、又家政に紊亂を來せしこと嘗て無し師富の過失は會計上の損失に止まりて家政の大體に關するものに非ず、家令の進退は家主の權內に屬するものなれば外人の得て左右すべきものに非らず」と云ふに在りとぞ。

此餘有馬本莊の諸人が一時改革を行ひて家令扶の任免等ありし次第に付ては聞込たる事もあれども敢て此に言はず有栖川小松の兩宮には太田茂寺崎三矢吉の兩氏に處理を依囑せられたりと云へば、遠からずして歸着する所あるべし。

（東京日日新聞　第四千九百三十七號）明治廿一年四月廿二日

有馬家紛議の結局

華族有馬伯爵家政に關し思はざる外の紛議を生じ、其舊藩久留米より有馬守孝本莊一行の諸氏上京致して、東久世、久我、渡邊の諸氏へ改革の議を提出し爲に葛藤を惹起したる顛末は吾曹既に聞くまゝに讀者に報道したり然るに頃日に至り又彼の改革黨の反對に立てる諸士が久留米より上京して東久世久我其他に迫り、勢一變して遂に結局を結びたるの報を得たれば直ちに詳細を採聞するに左の如し、

四月十、十一、兩日改革の電報久留米に達するや士族の有志等は之れは主家の一大事なり舊誼の爲には盡さゞるべからずとて有志者總代として堤衛、吉富安之輔、池田百人、川島文太及び其他の諸氏、久留米開墾社（福島縣下移住地）よりは中島照助、隆未吉、田中喜三郎の諸氏、山梨縣よりは太田傳（太田茂の弟なり）各地より東京に來り在京人にては久富鐵太郎（警視廳警部）須藤彌八郎（海軍屬）加納秀五郎の諸氏に合して二十余名となりたれば、此諸氏は數組に分れ屢々東久世久我諸氏の邸に推參し、有馬家の家政は決して紊亂せしこと無きに士族一部の總代なる有馬守孝本莊一行等が家政改革を名とし望を屬する所あらんとするに彼黨の改革說を贊成せらるゝ而已ならず、宮內大臣に請願書を呈せしめ、又自から書面を呈し殊更に華族局長をして舊主（有馬頼萬氏）に忠告せしめられたり由て有馬本莊等は此忠告を誇大にして說諭又は諭告と名づけ猥へ說諭に背き條約に違ひ、家範を破るの事情あるものとし書面に記載し各地方に頒布する等の手段を以て人心を動搖し、强て家政を改革せられんとするは、舊主家に取りて甚だ迷惑なる而已ならず、其が爲に却て該家の家政を攪亂せしめんとする陰謀等傍觀坐視するに忍びず茲に推參して舊主家々政の紊亂せざることを證明し隨て諸君には同家政上は後來干涉なからんことを望む者なりと切論數回に涉り遂に有志總代堤衛、吉富安之助の諸氏は各通にて左の聲明書を東久世久我の兩氏に差出せり。

證明書

客歳十月以來舊久留米藩士族一般ノ總代ト稱シ有馬家々政改革ヲ名トシ、有馬守孝本莊一行外數名ハ各自ニ望ミヲ屬スル所アルヲ以テ先ズ扶師富久太郎ノ過失ヲ口實トシテ、中島家令ノ不注意ト主張スル已而ナラズ、或ハ頑强附會ノ說ヲ爲シテ該家々政改革ノ條文ヲ起章シ之レヲ閣下等ヘ呈供セリ、即チ彼等ガ計策ニ出テタル事ヲ、賢明ナル閣下等ハ直チニ該家改革ヲ擧行セラレタリ是レ全ク速斷ノ過言ナラズ、尤モ閣下等ハ有馬家ヲ永遠ニ保全セラルルノ赤心ヨリ出デタルモノト拙者等ハ單ニ推測スルノミ、如何トナレバ苟モ一家ノ改革トアレバ充分宗親血族ト共ニ協議アリシ後又彼等ト拙者等ノ言論ヲ聞キ然ル後ニ於テモ何ゾ遲シトセンヤ然ルヲ片言ヲ以テ之ヲ信ジ處分セラレタルハ即チ輕易ナル處置ト云ハザルヲ得ズ、天下ノ人皆此擧アルヲ知リタランニハ是ヲ名ヅケテ何カハ言ハン、如斯騷擾ヲ惹起シタルハ全ク彼等ノ片言ヲ御採用アリタルニ原由スルナラン拙者等萬々遺憾ニ堪ヘザル處ナリ、因テ爾來御宗族ニ於テ好デ紛議ヲ釀ス樣ノ事ニハ御干渉ナキ方然ルベシ、然レドモ御宗族ニ對スル應分ノ義分ト正確ナル保護アルコトハ論ヲ俟タズ是レ拙者等ガ敢テ希望スル所ナリ果シテ前件御承知アラバ左ニ御署名捺印アランコトヲ懇願ス

舊久留米藩士族有志總代　堤　衞

明治二十一年五月二日

有馬頼萬殿御宗族
久我　通久殿
東久世通禧殿

然るに兩氏は有馬本莊の片言を聽きて同家々政に干渉せしも堤氏等の說を聞て大に覺る所ありしにや堤氏等に對し左の書面を送られたり。

自今有馬家々政上ノ儀ニ付干渉不致候此旨申入候也

明治二十一年五月三日　久我　通　久印

有志總代　堤　衞殿

追テ證明書貴通落手致候也

有馬頼萬家政ノ儀ニ付爾來干渉不致候事

明治二十一年五月四日

東久世　通禧　印

士族有志總代　堤　衛殿

又聞く所に據れば久我東久世兩氏より有馬本莊等に對しても左の書面を送られたり。

有馬頼萬家政上ノ儀ニ付自今干渉不致候事此旨申入候也

明治二十一年五月二日

久　我　通　久印

東　久　世　通　禧印

舊久留米藩士族總代

有　馬　守　孝殿

本　莊　一　行殿

在京總代人磯野德三郎外二名は兩氏より謝絶せられたるを以て總代を辭したり

右の次第なるを以て有馬本莊の諸氏は去る七日築地近凉亭に會議を開き最早宗政諸氏より家政干渉を謝絶せられたれば此上は策の施すべき所なしとて一同歸縣のことに決し一昨八日を以て京地を出發せり。

又太田茂、寺崎、三矢吉、田中慶介、有志總代堤衛。吉富安之助等の諸氏は紛議事件も結局に及びたるを以て昨九日松島八百松樓に於て懇親會を開かれ出京員には本日頃より歸途に就くべしと云ふ是にて有馬家々政の紛議は全く結局を結びたり。

（東京日日新聞第四千九百五十二號明治二十一年五月十日）

有馬家紛議の事實

該家の紛議に付ては頃日兩三度ほども當紙上に其詳報をなし置たるに去る十二日の東京電報には右の題號を以て左の如き雜報を永々と載せたりと云ふ處は頗る吾が報道せる所に關係あるを以て其全文を轉載す但し之に對する紛議は本紙の第二欄に載せたり■

舊筑後の久留米藩主たりし有馬伯爵の家政に付き舊藩、藩士の人々が情義の爲めに熱心之が改革に盡力することは世人の夙に知れる所なるが頃日の結末に就き或る新聞紙が一昨日の紙上に記載する所を見るに事實を顚倒し人をして眞僞の間に彷徨せしむるもの多きを以て玆に吾輩が探知したる所の事實の顚末を略記すること左の如し

先に師富某なる者同家の家令となり頼萬君の洋行中同家の

財産に缺乏を生ぜしめたるより家政甚だ不取締の狀を露はしたれば舊藩士の面々は深く之を憂慮し有馬守孝、本莊一行等の諸氏を選擧して總代とし出京の上同家の事に就て種々取調を爲したるに師富某の後任中島武洲氏等の處置杯にも夥多の不都合有るを見出したれば今は棄て置き難しとて同藩宗族久我通久東久世通禧の兩君に就きて有馬家の家政上模範定立の事、世襲財産確定の事、家職人撰の事に關し頼萬君に對し勸告を依頼したり是に於て兩氏は宗族の事、傍觀す可きにあらずとて同族松平直克君と共に頼萬君の依頼を受け去る四月十日同家の改革に着手せられ先づ家令中島武洲氏以下の家職を免ぜられたるに或る筋より此事に關渉せらるゝ處有りて翌十一日に至り更に東久世、久我、松平君への依頼を取消し從前の家令等を舊に復せしめたり去れ共家職の人々は猶は安堵に安ぜざる所有りしにや今回は藩黨の內より堤衛氏等二十余名總代と稱し東久世、久我兩君に證明書なるものを出し兩君の今後有馬家々政上の儀に付き干渉せざらん事を求めたり其主旨は舊藩士族一部の總代等が家政改革を名として其實別に望を屬したるを悟らず吾輩が報道する改革說を贊成せられ直ちに改革の事に手を下されしは片言事を斷ずるものにて因より其當を得ざる處置なれば將來は同家々政に付一切干渉せざることを證明せられたしとの意なり去れども元來改革の爲め最初上京したる總代有馬守孝等は久留米の士族各部の各代人より復選せられたるが上夫々手續を經し委任狀をも所持すれば決して一部分の總代ならず且同家の家政紊亂し萬止み難き處より熟考精思の後ち始めて其改革に着手せられし事なれども今は其筋の內意強くして兩君の力にも及び難ければ終に同家の事に關係するを見合せられたりとは有馬守孝氏等に贈られたる左の書面にて明かなり。

有馬頼萬家政不取締に付舊久留米藩士族總代意見陳述之末議に說諭に基きたる宗族條約も又之等華族局說諭之趣旨を領し宗血族共に協議の上頼萬の依頼に據り去る四月十日家政改革着手候處翌十一日に至り頼萬思想變轉し宗血族へ一應之協議も無く妄りに家政復又前日の依頼取消候旨申越候然る上は宗族條約之標義難遂候間此旨通知候也

明治二十一年五月二日

族総代　久我通久印

幹事　東久世通禧印

舊久留米藩士族総代

有馬守孝殿

本荘一行殿

左れば久我、東久世兩君には其始めより片言に從動して他家の家政に干渉せられしものならず去る事を或る新聞記者が例の道具じみたる筆をもて、而も其論説欄内とも覺しき所に二段餘り載せられぬ不實の記事をならべ剩へ兩君の書面の文をさへ揑造して紙上に記載せしこそ奇怪なれ又此件に就き上京せし士族總代有馬守孝本荘一行の兩氏を初め府下にては磯野徳三郎氏等の人々は種々改革實行に力を盡されしかども其事の急に行はれ難きに由り一先づ其事を見合せられたりと云ふ昔より大家の内には兎角有りがちの事なるが、家政を執る者は權門勢家に紛因して一己の私に唱へつゝ黄白の力もて揚雄子分の記者をして是非邪正を顚倒せしむるの實例は枚擧しきれぬ程なるが闇黑の世界を出でし今日には斯る手段の行はる可き筈も無けれども近ごろ其結末の明白ならぬ出來事なり。

（東京日日新聞第四千九百五十六號明治二十一年五月十五日）

有馬家紛議の辨妄

東京電報と號せる新聞紙は去る十二日の紙上に有馬家紛議の事實と題する一項を載せたり即ち吾曹が本日の第四欄に轉載するが如し、序に或る新聞紙が一昨日の紙上に記載する所を見るに事實を轉倒し人をして眞僞の間に彷徨せしむるもの多きを以て玆に吾曹が探知し得たる事實の結末を記載すること左の如しと言ひて該電報記者が所謂探知し得たる所を敍べたり或る新聞とのみ云ひて陽に東京日々新聞とは云はざれども其跋文にあるを或る新聞記者が例の銅臭じみたる筆をもて然も其論説欄内とも覺しき所に二段餘り記せられぬ不實の記事をならべ剩さへ兩君の書面をさへ揑造して紙上に記載せしこそ奇怪なれ鄙劣の讒言を並べたるを見るに先づ、一昨日(即ち本月十日)東京の諸新聞紙中にて論説内とも覺しき所に二段餘り並べたると云ふは其が東京日々新聞の外に見受けざる所なれば彼の電報記者が或る新聞記者と云へるは即ち的面に

吾曹を指したる者なりと外に思われねば吾曹は聊か彼の電報記者の爲に愚妄を辨ぜざるを得ず但し其銅臭じみたると云ひ黄白の力もて揚雄子分の記者をして是非邪正を轉倒せしむると云ふが如き鄙劣の罵語は該記者にして少し自己の品格を保つの意あらば之を言ふを愧づべき筈なり洵に若し銅臭あり黄白の力ありと知らば何ぞ丈夫の所爲に倣ひて堂々其實證を擧て之を彈劾せざる徒らに己が心を以て他人を量り毀傷を以て目的とする婦女の習態を學ぶこと勿れ吾曹は斯る鄙劣を敵手して已れを鄙劣にする能はざるを以て其駁撃は該記者の悔恥に托して復た之を言ふに及ばずと信ずる者なり依て互に其記事の眞僞は果して何れに在る乎を着々事實に就て之を證明し該記者をして發明する所あらしむべし。

凡そ斯る紛議を叙述し併せて意見をも開陳せんと欲せば先づ事實を詳にして誤謬なきを重要なりとす然るに該電報記者は其事實に於て頻に事實の誤謬をなせり請ふ之を左に擧示せん。

（一）先に師富某なるものは同家の家令となり云々（二）後任中島武洲氏云々

と叙したれども（一）師富某は家扶にして家令にあらず（二）中島某は家令の職を帶びながら有馬賴萬伯爵の洋行に隨從したる者なれば後任者にはあらざるなり、

有馬守孝本莊一行等の諸氏を撰擧して總代として云々總代は久留米の士族各郡の名代人より復撰せられたるが夫々手續を經し委任狀をも所持すれば決して一部分の總代ならず云々。

と叙し該士族全部の總代人の如くに述べたり吾曹は其果して然るや否や又は各郡の名代人には總代を復選するの權利あるや否を知らざれども現に久留米士族中に鹿野淳二、堤衛、外千百余名の人々が有馬本莊の諸氏に反對の意見を持し有馬家に對して本莊有馬等の改革說は採用なき樣にと建言したること事實なりとせば其行爲は以て本莊一行有馬守孝の諸氏は久留米士族一部の總代なりと云ふを得べきも實は久留米士族の總代なりと云ふを得べきも非ざるなり。

有馬家の家政紊亂し萬止み難きより云々

師富某が家扶たりし時に投機賣買をなして五萬四千圓の損失を爲したる事實ありし迄にて吾曹は別に家政の紊亂を爲した

る事を聞かす是れ家政改革の必要はあらずと云へる所似なりと聞く。

不實の記事を並べ剰さへ兩君の書面の文をさへ捏造して紙上に記載し云々

とあるは東久世久我二君の書面を云ふものなるべし然るに此二君の書面に關して吾曹記載の日より今日まで未だ直接の關係者たる二君より並に有馬伯爵より記載の事柄は不實なりとも又記載の書面は捏造なりと云へる照會を接到せざるに該記者は何に由て不實の記事たり捏造の書面たるを證し得る乎直接關繋者正しく之を事實視するに傍觀不關繋者が却て之を不實捏造視しながら其證明を爲し得ざるは吾曹其不審に堪へざるなり將た東京電報に掲げたる東久世久我の二君より有馬守孝本莊一行の兩氏に宛られたる第一回即ち五月二日の書面は電報に記載せる通に相違なしと雖ども吾曹が探知する所に據れば堤衛氏等數名より二君に切論に及びたるに付二君にも覺る所ありて有馬家々政に干渉せざる旨を通知ありしこと過日吾曹が報道せしが如くなりし而已らず更に第二回の書面と交換し尚念の爲に其趣を太田傳氏へも通知せられたりと云へり又文に云ふ

有馬頼萬家政上の儀に付自今干渉不致候此段申入候也

明治二十一年五月　日　久我通久印

東久世通禧印

舊久留米士族惣代

有馬守孝殿

本莊一行殿

（別紙）

去る五月二日を以て兩君より通知致し候書面頼萬殿名義に關係致候趣に熟考致候間此書面と引替相成度此段申入候也

前兩名

前兩名宛

右の通相違置候間此段申入候也

五月八日　東久世通禧　花押

太田傳殿

右の如くなるも尚ほ不實なり捏造なりと云ふを得る乎啻のみならず該電報に記載したる久我東久世二君の書面は已に引換

られて故紙に屬したるなれば之を公にするは二君の志に非さるに於てをや。

將た磯野德三郎松下丈吉垂井重明の三氏が惣代を辭したる時に出したる書狀は左の如しと聞く。

有馬家々政整理の儀四月十日宗血族ニ於て着手相成候處其翌十一日妄に改舊候に付此上宗族に於ては條約に據り難相濟候旨書面を以て通知有之然る上は是迄相考候針路にては手段盡果候に付小生共總代の儀御解除被下度此段御報知旁々申進候也

但詳細の儀御承知被成度儀に候はゞ三名の內孰れへなりとも御來訪被下度候事

事實は正に斯の如し、該電報記者庶くは其自家の謬妄を覺知するに幾からん乎將來とても吾が曹記事を不實なりと云はんと欲せば先づ其不實なる證據を擧げて之を辯ずべし、然らざれば吾曹は爲めに辯妄せらるゝ常に斯の如くなるべし。

（東京日日新聞第四千九百五十六號明治廿一年五月十五日）

小塚原の供養祭（明治廿一年四月二十八日）

小塚原舊死刑場並に祭文

小塚原の事は前號の紙上に屢々記載せしが其向にて取調べられたる略記を見るに云く、本地は德川氏開府の始めは重罪者の死刑場にして之を淺草磔場と稱せり、而して明暦三年正月十八十九兩日夜の大火に燒死せし十万八千余人の焦屍本所牛島に埋め回向院を創立せし後ち、死刑者は皆な同寺に送り其境內に埋葬せり、蓋し當時は境內廣く近傍皆葭洲なりしも日を追て人家繁殖し隨て境內漸く縮少し且死刑者も亦漸く增加するを以て他日埋葬に差支ゆべきを慮り當時の社寺奉行加賀爪某幕府に稟申し遂に寬文七年より死刑者を本地に送り埋葬するに至れり、以來二百廿餘年間仍ち本年に至る迄埋葬せし人員は其確實なるものは知るに由なしと雖も寬文、寶永間と維新以來は死刑者多からず、正德より慶應年間迄凡そ百四五十年は每年概ね千四五百人づゝ死刑者を埋葬せし趣なるを以て現今其人員少くも十數万以上に達せり、安政以降慷慨憂國或は幕府の專横を憤り或は天室の式微を嘆き身を以て大義の犧牲に供したる徒等即ち薑田東藏、信田仁十郎、芽根伊豫之助、鵜飼吉左衞門、同幸吉、橋本佐內、飯泉喜內、賴三樹

三郎、吉田寅次郎、村田雷助、小林民部權大輔、大貫多助、日下部裕之進、宮田瀬兵衞、佐野竹之助、有村治左衞門、山口辰之助、鯉淵要人、廣岡子之次郎、稲田重藏、齋藤監物、黑澤忠三郎、大關利七郎、蓮田市五郎、森山繁之助、杉山彌一郎、金子孫二郎、岡部三十郎、森五六郎、關鐵之助、廣木松之助、佐谷悌之助、榊鉞三郎、石井金四郎、千葉昇平、中島久藏、伊藤軍兵衞、佐久良靜、關氏妻伊能等にして尙枚擧に遑あらずといへり、又供養の節安達純氏が讀れたる祭文は左の如し。

祭文

維時明治二十一年四月二十六日安達純府下各宗僧徒を請じ經を誦し香を焚き時羞を供し千住小塚原舊埋葬場の亡靈を祭る、蓋し此地は幕府執政三百余年來罪人の遺屍を埋る處にして腐肉は鳥鳶の餌食となり、枯骨は風日に曝露し其氣汚穢其狀悽慘なりしを維新以來市ケ谷分署の屬地となり、掩骨埋葬の令を行ふと雖ども舊觀未だ全く改らず是に於て三島警視總監埋葬場を雜司ケ谷に移し、更に此地を修築し墳塋を送り花樹を栽ゑ祭壇を設け汚穢の氣は清淨となり、悽慘の狀は莊嚴となる抑古來屍を爰に曝す者幾十萬人なることを知らず、彼必しも皆放火強盜極惡非道の徒のみには非ず、或は愚蒙にして誤て刑法を犯し或は不幸にして讒言に罹り、無實の寃罪に沈む者も少からず、況や維新以來慷慨憤激の士報國の爲め非命に死する者も亦此處に埋葬したれば方今聖明の世に際し弔祭の典を擧げずして可ならんや是れ純が各宗僧徒と相議し拮据經營し今日三島閣下及其他貴顯諸公の臨場を請ひ此追福を修む所似なり、嗚呼三百餘年幾十萬中空に迷ふの亡靈冀くは此大供養を享けよ。

明治二十一年四月廿六日

發企人　安達純　拜

（東京日日新聞第四千九百四十二號明治二十一年四月二十八日）

ボアソナード氏の演說

去月二十六日千住小塚原に於て死刑者供養會の節ボアソナード氏が演說ありし趣當時の紙上に記載せしが今其演說を得たれば左に揭ぐ。

辯士佛人　ジエ、ボアソナード氏

譯者　黑田太久馬氏

皆様、此堂々たる儀式に於て忝くも演説するを許されまして言ひ過ぎたり、又言ひ足らざる事の無き様にと思ひ、私は書き記しましたが朋友黑田太久馬氏之を飜譯せられ今夫を讀上げられます。

皆様、死刑者の埋葬地に行ふ此嚴格なる儀式は、彼の日本に於て格言となりたる「法律は罪人を惡むに非ず唯罪を惡むものなり」と稱する眞理の燦然として發表したるものなり、日本に於て是れ迄刑人即ち法律と正理とが死刑に罰したる者の記念の爲に俗事なり、且宗教上公然なる儀式のあるは今日を以て初と致し升。

私は尙之に附加へて是れ他國に於ても未だ嘗て有らざりし事なりと思ひ升、然らば今皆樣の行はるゝ事は却て西洋の開化に與へらるゝ尊むべき手本と申すべきことで在升。

仰も彼の西洋の折々革命の爲に亂れたる國にては勝を得たるものが其前に自分と同じ事業の爲に戰爭したる者獨り戰爭内亂などに倒れたる者の爲め計りでなく當時の君主を覆さんことを試み爲に其命を損じたる者の記念として祭禮を行ひたることはあり升。

然れども其仲間が勝を得たる後は夫迄の刑人は今にては罪人でなく、却て國事の爲に命を致したる義士となりて、乃ち其祭は死者の供養の爲めよりは寧ろ名譽の爲にする者となることで有升、けれども是れ今日の供養會の趣旨では有ませぬ、唯維新前舊幕政の時慷慨家が其政府の主權を專橫にするを恢復せんとし事成らずして、徒らに殺されたる者が有り升、是等は貴國の國事の爲に力を盡し命を致したる英雄義士なれども今日は少しも夫々係はりませず、夫故我々共今日は此分ちをせず畢竟總て不幸なる者なるが故に回顧して供養する積で有升、惡事を爲し其罪の爲に命も名譽も二つながら失ひたるものは今日に至りては實は却て殊に不幸であると申されませう。

夫れで此供養會は彼の維新の議に勤王の爲に倒れたる者を弔ひ東京の招魂社で每年二度づゝ執行する眞實の祭禮とは其性質が違つて居ります。

偖法律にては死刑人の親族等が夫の爲に華麗なる儀式を爲すことを禁じて有升から、此樣の會をなすは法律に反して不都合なる擧行なり、正理の義に敵したる抗抵の如く見え

升けれども併し之は却て優れたる且成すべき考であり升、罪人を罰したる政府が其親族にも禁じたる此華麗なると申すよりは寧ろ嚴格なる儀式を罪人の爲めに自ら行ふは何と高尙なる考では在ませぬか。

そこで總て此名譽と功德とは市ケ谷監獄署長に屬すべきことで又今日此に御思合を以て御來臨の貴顯の方々にも能く右の感覺に御同意下されたるを厚く御禮を申ませう。

偖私も是迄他の集會などに招かれまして不肖の才力ながら注意する處を演說致しましたことも折々あり升けれども、此度は却て私より此會の目的を御話するとて、暫く皆樣を御留め申す事を願ひ出でました譯で在り升。

然るに私は此處で皆樣に御話するに何の資格をも持ませず唯自分固有の感覺を御知らせ申し且此珍らしき會を如何解するか、又如何なる考にて之に加はるかを御話し申す計であり升。

假令丁度良き機會なり且殆んど私に申し付る程の場合ではあり升れども私は決して此處へ死刑論の敵と爲て話に來たのでは有ませぬ。

併し私も彼の殆んど何れの世にも又何れの國にも社會の勢力が法律となしたる此恐るべき制度が正理に協へる事を疑ふ者の一人で有まして、尤も重き犯罪人にても相當であると云ふことは疑て居り升。

且殊に政治上純粹政治上の犯罪に至つては、其正義と、道理とに反對したる者なることは最早躊躇せざるのみならず自分固有の本心にて斷乎として動かぬ者であり升、如何となれば今日が犯罪と呼びし者も翌日は亦功業とも做され尊まるゝでは在ませぬか。

併し兎も角も此に此疑なく只本心なきを是非する場合では有ませぬ、彼の死刑は社會が犯罪の爲に始終危難に置かるゝ故に行はるゝ正當防衛であると說く者に抗論するも今日の業では有ませぬ。

假令此說を可なりと認むるも社會が其敵を撲滅して後に其不幸を憫み且敵が求めたるに依り余義なく最期に至らしめたるなりと惜むが爲に社會が此會を爲すとするも、亦優然たる高尙なることとせめて申すことが出來ると思ひ升、丁度我等にしても若し自分を拒むが爲に己を得ず敵を殺すに

至る時に其様に感ずるでは有ませぬ歟。

右は其罪の爲に命を失ひたる者に付き、私が第一に考へる事で有升が皆様も同じことゝ信じて居り升、之を慈悲心とか憐とか申すことで有ませう。

然るに今一つ此に最も切なき外の感覺があり升が是は私も謹んで申さねばならず、去りとて又全く申上げずに置くことも出來ませぬ。　（未完）

（東京日日新聞第四千九百四十九號明治二十一年五月六日）

博士の授與式（明治廿一年五月八日）

學位授與式　昨七日文部省に於て博士の學位授與式を執行し午後一時より森文部大臣辻同次官列席の上官房にて大臣より夫々同證書を授與したり、其人々は左の如し

理學博士　伊藤圭介　文學博士　小中村清矩
文學同　重野安繹　同　同　加藤弘之
同　同　島田重禮　醫學同　池田謙齋
醫學同　橋本綱常　理學同　永井長義
法學同　箕作麟祥　工學同　松井莊一郎
文學同　外山正一　理學同　三宅秀
醫學同　高木兼寛　理學同　矢田部良吉
工學同　原口要　法學同　田尻稻太郎
醫學同　大澤謙二　法學同　菊地武夫
文學同　山川健二郎　工學同　古市公威
理學同　菊地大麓　法學同　穗積陳重
工學同　長谷川芳之助　工學同　志田林三郎
法學同　鳩山和夫

（時事新報第千九百十八號明治廿一年五月八日）

赤門英語會の演戯（明治廿一年六月十日）

帝國大學の英語會の演戯

此事に付某新聞の批評は默止す可らざる所ありて同會の名譽書記より左の論稿を寄せられたり。

客月十八日上野華族會館に於て催したる帝國大學英語會は滿足なる結果を以て了りたるにも拘らず、以後世上に一二の冷評を試むる者あるを見るに至れり、我輩が只遺憾とする所にして、又爲に少からず英語會の寃を雪ぎ併せて世上

一二の感を解くの要あるべきを信ず。

此の快樂と利益とを浪費したる方便に依り英語會の練習を爲すことは果して悪しき事なりやと問はゞ何人も亦否と答ふるに躊躇せざるべき筈なり、又此英語練習を爲すに男女混同するは果して悪きことなりやと問はゞ何人も亦否と答ふるに躊躇せざるべき筈なり、然るに茲に悲しむべきは此の二點俱に多少の反對を至せし事なり、殊に第二の點に於て甚きを見るが如し、今更云ふ迄もなきこと乍ら邦人が英語を正しく發音する能はずして外人の嗤笑を來すもの瀕々其例に乏しからず、他の學術技藝に於て優等なるも適々此の英語發音の精からず癖はざるに因て外人の嘲を受く如き小事にして小事に非ず須く之を匡濟すべしとは從來識者間一定の見解たりしかば乃ち英語會は是の目的を懷抱して起りたり、扨是の會起りたりとすれば如何なる方法こそ能く其目的を達るすに便なるべきやとの思想繼で起るに至れり、是蓋至當の順序なればなり。

茲に於て快樂と利益とを接合するの要を感じ、時々演戲をも試むることゝなりたり、會々第二年會に際するを以て客月中浣晩宴を兼ね素人芝居を催し内外紳士貴夫人令孃の貴臨を辱ふせり、本來は饗應するに第三者を假り來りて其戲を觀ること必しも悪しきに非ずと雖も亦主人自から之を演じ賓客の觀を博するの更に信切なるに如かざるべし、西洋各國に於て歷々的例ある所なり、邦人の眼、耳には或は特殊異樣の感を與へたるかは知らされども彼の西洋諸國に於て大學の學生が這般の樂を以て樂み賓客亦樂を以て樂とし て洋々和禧の間に實益を收むるの學稀れなりとせず、是れ本會の正に其美を倣みたる所以なりとす、幸にして第二年會は學生諸氏の熱を覺し又人をして其利用の厚く趣向の精きを想はしめたるもの誠に此にありと云て大過なからざるを信ず。

然れば彼の漫然英語會を嘲罵するものは其的例をも知らず又其實價をも辯へざるものと謂つべし我輩は帝國大學英語會の如き（Useful + Cheerful）の會の益々天下に勃興せんことを望むものなり、故に第一の素人狂言其物に對する非難は深く辯明することを須たざるべし。

獨り我輩が大に辯明せんことを欲するものは、第一の點に

あらずして第二の點之れなり。
現に某新聞の如きは當日の演戯を評するに、左の言を以てしたり。

(前略)孰れも未婚の郎男郎女手に手を取て笑ひつ泣きつ公衆の前に痴態を呈せしは、隨分當日の見物なりき思ひ回せば僅十數年以前の學生は短衣兵兒帶舞踏は劍舞唱歌は唐詩か長歌の外は謠ふことも知らず、謠ふも亦恥とせしに時世の進化は驚くべし、稠人公衆の面前に令孃と倶に手を取て痴話を演じ跳廻るに至らんとは想ふに是等學生の人々が業を卒りて出づる日には交際社會に天晴の名譽を得らるゝ事なるべし、又斯る活潑有爲の令孃達を敎師と仰ぐ高等女學校華族女學校女子高等師範學校の生徒中よりは將來必ず師に勝つたる出藍の人物を得る可ならん(中略)是必竟之を奬勵する人の力に由れりといふ。

(未完)

(東京日日新聞第四千九百七十九號明治廿一年六月十日)

帝國大學英語會(前號の續)

甚き哉某新聞の評や一笑に附せば則ち附する迄なりと雖ども而かも亦一二士人の此の同感ありと耳にするに於ては、我輩不肖と雖も亦辯明の勞を執らざるを得ざるなり、如何にも皮相の見解を以てすれば稠人公衆の面前に於て未婚の男女倶に手を取りて痴語を演じ、跳廻るに似たりと雖も更に念頭一番僻心を去り、淸淨虚平の意を以て看察するときは之是れ滑稽劇にして男子男優となり、女子女優となり、原本に據て其粹を演じ、一以て自修に充て一以て興味を加ふるの方便たるに外ならざるを解すべし、男女七歲而不同席の敎義一篇より見れば反對の感情一應尤もなりと雖ども尙も少量の進歩的腦漿だにあらば何の怪む所も何の危ふ所もこれあるなきなり、夫れ這般趣向是非すべくんば天下何れのものか是非すべからざらんや、異論者の異想危險なりと云ふべし。

且某新聞は未婚に重きを皈して未婚の郎男云々と云ふと雖も何の故に未婚の男女が手に手を取りて、茶番様の狂言を演するに痴態を呈せしとは其芝居が痴態なりと謂ふの意なるや、姑く前の義なりとせん歟、思ひ回せば云々の文句出でざるべき筈なり、何分斯る芝居に多少の可笑味あること

當然なればなり。又後の義なりとせん乎何れの處か猥褻なりしや、頓と合點行かざる次第なり、試に思へ未婚の男女ならずして既婚の男女なりしならば、論者之を許さんとする歟、其非難の思想にしては寧ろ既婚の男女手に手を取らば之どころに異議を夾むべき筈なるに事玆に出でずして未婚の男女戯を演ずるに向て猜想を畫けり、其の英語會を中傷せんと試むるの餘り此不合理に陷る論者の心術も亦憐むべき哉。

乞ふ世上一二の不同意を表する士人よ英語會の趣旨は前記するの外他に何等の意味なきを以て某忠臣藏を演ずると云ひフーシヤル、イールドを演ずると云ひ間接の利益は種々あるべしと雖も要するに前記の簡卒なる主義に出でざるを信ぜられんことを邦人從來の輕談ならざる觀念を以て邀し見るときは多少議すべき點あるに似たりと雖ども、是れ心志猜疑の雲に掩はれて事物の眞締を知る能はざるに座するのみ、西洋に於て女優ば女性之を勤め男優は男性之を勤むること何人も先刻承知の筈にして、既に我國の演劇改良論のプラツトフオルムの其一項目なるにあらざるや、殊に英國の大學學生が貴孃と双々相遊び或は素人芝居の對手とも爲るべく、或は種々の趣向を試むべしと雖ども是が爲に何等の弊を生ぜしことを聞かざるなり。

英語會に付きて助言する所あらば吾輩同志と共に謹んで敎を乞ふを辭せざるべし、陰に之を抑揚し曖昧なる文字の間に毀傷の義を寓し、若くは凶僻の心を以て之を迎察し後進書生の心を挫折せんと試むるは、我輩の胸に痛心する所たり客月の會は滿足なる手を以て喝采されたり、然後之に向て多少の異論ありとするも我輩に於て何かあらん、只恐る世上一二冷評の爲め貴孃諸氏の柔心を害することあらんを我輩過日以爲し此間の光景錦上花を添ふると知らず來歲此の觀を失し遂に蕭索たる殺風景を呈することなきかを。

否我輩過てり快樂と利益とを混同したる方便は益々發達して其正鵠に到らんこと斷じて容れんや弊害は秘密に長じて公明に立たず一番の劇及好む撰定其當を得ず、技藝其矩を踰へたりとするも恐れ危むに足らず、矧や厳重なる倫理社會に成長したる人の判斷に依るも動作周旋放縱に失せず、淫靡に流れず實に「輕くして除けたり」と云ふに於てをや

我輩自から判斷する所に依るも亦如此前齣の悲劇に次で後齣の戯劇を繼接し一泣一笑觀客をして倦まざらしめ特に戯劇の怪快人意に戻らざる如き多少の注意は知る人々こそこれを知らん、我輩は多數の知己と共に斯る樂斯る遊戯は益々發育して其間より賞利益を擧げんことを期す、我輩豈辯を好むものならん哉、蓋止むを得ざればなり。

明治二十一年六月

帝國大學英語會名譽書記

(東京日日新聞第四千九百八十號明治二十一年六月十二日)

チヤブ屋と車夫の喧嘩 (明治二十一年六月十三日)

車夫の徒黨

外人に西洋酒を一杯賣りする洋酒店は開港、地には何處にも數十軒ありて表面洋酒を賣れども內實[illegible]の少女を抱へ置き外國軍艦乘組の水兵若くは商船の水夫等に淫賣せしむる事は世人の能く知る所にして其の水夫等を誘導するものは人力車夫なるが車夫等は右洋酒店に於て水夫等の費消したる金額の中より若干の割前を取りたるものなるが、某港に於ては近頃追々增長して己れも不正の一人なることを辯へず、洋酒店の不正營業を付込み費消金額の半額を受けざれば承知せず、若し彼れ是れ苦情を云へば告發すると脅迫して貪り取るの惡者あり、然るに洋酒店營業者も車夫と折半したる金額を再び抱婦人と折半すれば營業者は危險を凌ぎ且つ多少資本を掛けて利益は車夫より少なきとの事より此程營業者相會し、爾今一切車夫に割前を出さゞる事に申合せたるに車夫等は其申合せを怒り、一同徒黨して或所へ百名許り相集り、愈々割前を出さざるに於ては各店の前に見張番を配置し出入する外人が若し婦人等と怪しき風情あるときは、直ちに其筋に告發すると脅迫して騷立しより營業者は夫れでは却て營業上の妨けなりとて右の申合せを取消し、事な[illegible]し由なるが何れも怪しからぬ話なり。

(東京日日新聞第四千九百八十一號明治二十一年六月十三日)

東京朝日の創刊 (明治二十一年七月十日)

東京朝日新聞社の祝宴大坂朝日新聞の社主村山龍平氏は此度めざまし新聞を讓り受け東京朝日新聞と改題して本日より

發刊するに付去る七日各新聞記者を築地の壽美屋に招きて祝宴を開きたり。

（東京日日新聞第五千四號明治二十一年七月十日）

團十郎の話（明治二十一年七月十一日）

女俳優　此ごろ市川團十郎が福澤先生に面會せし折先生は豫て持説の女俳優今日に興すべからざる論を持出し、驍髯男子にして婀娜たる婦女の態を學び然も其眞に迫ると云ふは、我日本特有の美術なり、此技を永世に保存して昔の詁考杜若とは參らずとも近き田之助半四郎如きの女形を出だす工夫をなすべしとの事なりしが、團洲は稍種々考るに容貌は如何に優美なるも技藝は如何に熟練なるも、男女兩性は其骨組より其生れ立より嬉戯より習慣より異なるものなり、されば彼の出火の折に鏡臺を持ちて遁れしと云ひ繩に搦られて血の道の起りしといふ古への名優はいざ知らず、今の赤面の敵役忽然變化して深窓の姫君となる如き女形拂底の世の中には到底純然たる女形娘形を得べからず、斯れば此の俳優道を益々上進して技藝をして其眞に迫らせ遠く歐米の劇場と其盛を競はんには優美高尚なる女優を造り出だすに非ざれば能はず、されば我が娘兩人（賓子、おふき子）も往々は女優となし此道を終始せしむるの決心なり、又當人等も能く其意を得て其身を此道に委ぬべしとの事を申居れり、又岩井粂八の我門に入りて一臂を藉さんと云ふは何寄の悦びなりと此ほど社友の一人に物語りしを其儘記す。

（東京日日新聞第五千五號明治二十一年七月十一日）

大井憲太郎の處刑（明治二十一年七月十八日）

大井氏等の裁判言渡書　去る十四日名古屋重罪裁判所に於て大井小林舘野三氏への裁判言渡書は左の如し。

東京府下谷區練塀町三十六番地
平民代言人
被告人　大井憲太郎
四十六年

岡山縣備前國岡山區船頭町百十三番地
士族無職業
被告人　小林樟雄
卅一年十ケ月

茨城縣下總國西葛飾郡山堤村九十六番地
平民農
被告人　舘野芳之助
廿八年三ヶ月

右大井憲太郎外二名に對する外患罪爆發物取締罰則違犯受賍罪人藏人隱避强盜敎唆被告事件の公判審理の際被告人等は治罪法第二百七十七條第一項に依り公訴受理すべからざるの申立を爲したり、其主意は結局大審院宣告書中其末段に原裁判言渡の全部を破毀し云々とある全部は被告人等が上告を爲したる事件の全部にして被告人より上告を爲さざる爆發物取締罪則違犯罪人藏匿强盜敎唆の件は大審院が之を破毀移送したるものにあらざれば當重罪裁判所は之れを受理すべきにあらずと云ふにあり依て判決する左の如し。

大審院宣告書判文前後の旨趣就中(本案裁判の一部に對し被告人より上告を爲したる時は其全部の裁判未だ確定せざるものなれば云々)とあり而して其末段に(治罪法第四百二十八號の成規に從ひ大井憲太郎、小林樟雄、新井章吾、舘野芳之四名に對する原裁判言渡の全部を破毀し云々)とあるに依り當重罪裁判所は曩に大阪臨時重罪裁判所が言渡したる裁判は大審院に於て其有罪無罪を問はず被告人等より上告をなしたると否とに拘はらず、悉皆之れを破毀移送したるものと看認するを以て當重罪裁判所が之れを受理せるは當然なりとす因て被告人等が公訴受理すべからざるの申立は之れを棄却す

右檢察官檢事岡田豊立會の上言渡すものなり。

明治二十一年七月十四日

名古屋重罪裁判所
裁判長評定官　中田憲信
陪席定官　山岡祿
陪席定官　由布武三郎
裁判所書記　伊藤哲
裁判所書記　杉山長孝

(以上昨日の本紙附錄)

引續き左の裁判言渡書を朗讀せらる。

裁判言渡書

被告人　大井憲太郎
被告人　小林樟雄

栃木縣下下野國都賀郡吹上村三十八番地
平民無職業
被告人　新　井　章　吾
卅一年五ヶ月

右大井憲太郎、小林樟雄、新井章吾が外患に關する罪爆發物取締罰則違犯受賍罪人藏匿罪人隱避等被告事件に付き大審院に於て大阪臨時重罪裁判の裁判を破毀し當重罪裁判に移されたるに依り之れが審理を遂ぐる所。

被告人大井憲太郎、小林樟雄は明治十八年六月中磯山清兵衞と曾て朝鮮に事を擧て彼國政府に立つ所の事大黨を殪し獨立黨に政權を歸せしめんと謀議せしとあり、明治十八年七月廿一日右三名及び新井章吾は被告憲太郎方に相會し、彌々前議を擧行することに決意せり、其旨趣たる彼國事大黨を殪し立獨黨に政權を歸せしむるに當ては勢ひ必ず日清韓三國の葛藤を生じ、我が國安を妨害し政府を困難の地に陷いれしめんとするに在り、其之を達すべき手段方法は先づ數十名の壯士を朝鮮に派遣し、激文を四方に宣布し以て國民を煽動し激徒の蜂起すると同時に壯士を指揮し、刀劍爆發物等を使用して被告等が六賊と稱する在廷の大臣及び事大黨の重立たる官吏を鏖殺し、內外交々政府を侵擊して現政府を顚覆し獨立黨に政權を歸せしむるに在り、尤も被告等及び清兵衞は一心同體にして相俱に其機軸を握り、就中被告憲太郎は之れを總提して深く其漏洩を戒愼し該計畫に係る重要の案件は專ら以心傳心以て謀議せり、然して憲太郎樟雄は內地に在て事に當り本件に要する一切の資金調達は勿論韓地通信の模樣に因り、第二の壯士全員を送り或は諸外國公使領事に說て援助を乞ひ、若くは軍器彈藥等を借入れざるべからざる場合は之れを借入れ其內地に變動を生出するに至れば臨機の事に着手すべきの責を負ひ清兵衞は渡韓實行者の首領となり、章吾は之れが副となり、其實行の手段方法は總て之を實行者に一任せり、仍て憲太郎樟雄は稻垣示、內藤六四郎、井山惟誠、石塚重平、小松大景山英等に就て資金を募り、或は自金を出し合金凡そ二千餘を得たり是より先右兩名樟雄憲を大阪より東京に招き朝鮮國に布く處の日本義徒檄國字內人士云々の激文を草せしめ清兵衞は山代季吉に命じ孝吉をして氏名を詐り、鍛冶職の鑑札を受けしめ明治十八年八月二十四日より同年九月上旬迄

の間東京本所區の中郷元町に於て、爆發物を使用する鐵罐百二十個、武力罐八十個、硝子罐五十個並に鐵片凡二舛刀劒若干を製造せしめ加之嚮きに東京日本橋區本町三丁目藥種商松本市郎右衛門松本伊八より買求め、又は千葉縣下總國香取郡佐原村藥舗飯田喜太郎より交付を受けたる、爆發物即ち鹽酸加里並金硫黄各若干自己に所有する火色燐二罐を景山英に其器具即ち鐵罐武力罐並に鐵片刀劒等は魚住滄、赤羽根利助、久野初太郎等に携帶せしめ己れも亦之れを携へ渡韓せんとて明治十八年八月十八日より同年九月中旬迄の間章吾外數名の壯士と相前後して東京を發し大阪に向ひしも、尙ほ其資金完全ならざるより大阪に滯留すること數日此間樟雄は清兵衛も治謀り決越四郎、村野常右衛門等を說き金一千餘圓を得、章吾清兵衛外激徒と後日長崎に會し相共に渡韓せんことを約し明治十八年十月二十五日久野初太郎、橋本政次郎、亡土屋市助田代季吉、窪田常吉、魚住滄、赤羽根利助、武藤角之助、稻垣良之助の九名を卒ゐ長崎に向て先發し、同月二十七日長崎港に着し屈指清兵衛の一行を待つも來らず、其時清兵衛は異志を懷きて曾て景山英をして大井憲方に寄托せしむる物件の內赤燐一罐檄文數十葉を除くの外總て之れを取出さしめ携へ以て身を他に潛めたり、然るに章吾は清兵衛が同月三十日僞て發せし荷物濕れた云々暗號電信で東歸を促がすに接し怪訝に堪へざるより部下と相議し即日久野初太郎、橋本政次郎を事情視察の爲め大阪に赴かしむ、樟雄等阪地に在て之れを聽き直に在京の憲太郎に電信して下阪を促がす、憲太郎は該報に接し其故を知らしむる爲め稻垣示を代理出阪せしめ、示歸京事の由を告ぐるに及んで憲太郎は更らに示に資金調達を依賴し終に金一千十五圓を得て、示と共に大阪に赴く章吾も亦章雄、政次郎等の電報に由り長崎を發して大阪に來り明治十八年十一月十四日憲太郎、樟雄、章吾、示の四名大阪中之島銀氣樓に會合し、その際章吾は清兵衛の潛身したるに激し還て一層の勇氣を奮起し清兵衛に代はり自ら實行者の首領となり、渡韓すべしとの發意に憲太郎外二名も同意し憲太郎が携へ來る所の示より得たる金一千十五圓を資金とし之を示に齎らし章吾は內藤六四郎、川村潔、井山惟誠、玉水常治、景山英、亡加藤宗七等を卒ゐ示と共に長崎に向はしむること丶せり、玆に於て章吾は先づ阪地の情況を田代季吉外數輩に報ず

る爲め久野初太郎を長崎に遣し次に樟雄と爆發物買入のことを議し同月十六日樟雄、章吾と其旅舍大阪築地大喜樓へ同志の薬舗安東久太郎を招き爆發物即ち鹽酸加里金硫黄買入れの注文をなし久次郎をして安居佐七外三名より鹽酸加里二十五封度金硫黄十封度を代金若干に買入れ、又た久次郎より爆發物の器具即ち武力罐百個を代金二圓に買入れ、又た章吾は樟雄と謀り事實の發覺を豫防する爲め部下橋本政次郎、井山惟誠をして身を薬種商に紛らしめ之を携帶せしめ且つ樟雄は久次郎をして長崎薬商朝日研太に宛たる鳩麥飴注文云云の書簡を認めしめ是を政次郎に携帶せしめ、同日章吾は內藤六四郎川村澄、玉水常治、景山英の數輩を卒ゐ稻垣示等と共に長崎に向て大坂を出發したり、爾後憲太郎、樟雄は明治十八年十一月二十一日大阪に於て章吾は同年十一月二十六日長崎に於て逮捕せられたる事、　（未完）

（東京日日新聞第五千十一號明治二十一年七月十八日）

大井氏等の裁判言渡書　（昨日の續）

被告人大井憲太郎は明治十八年十月二十二日其前夜長坂喜作、大矢正夫、菊田粂三郎等が神奈川縣相摸國高座郡間村戸長役場に於て强取したる金圓なる事を知り、東京下谷區練塀町の自宅に於て右喜作より金四百八十五圓を朝鮮計畫資金として之れを受領し追て內金八十圓を菊田粂三郎へ相渡し其餘は新井章吾等が渡韓の資金及び其他の費用に消費したる事。

被告人大井憲太郎は明治十八年九月上旬日不詳落合寅市が埼玉縣下秩父郡兇徒聚衆に與し官の追捕を遁れ來れる罪人たるの情を知りながら同居人落合寅市をして東京柳島有一館へ連れ行き潜伏せしめたると。

右事實は被告大井憲太郎、小林樟雄、新井章吾が警察豫審の調書並びに磯山清兵衛、稻垣示、山本憲景、山英安、東久次郎の石塚重平、井山惟誠、小松大、田代季吉、飯田喜太郎田崎定四郎、久野初太郎、魚住滄、橋本政次郎、稻垣良之助尾崎匠太郎、野崎榮太郎、赤羽根村助、長坂喜作、菊田粂三郎、落合寅市の調書被告人等が當公廷の陳述押收したる鹽酸加里金硫黄赤燐鐵罐武力罐硝子罐鐵片刀劍並に刀劍仕込棒燧文金壹千拾五圓又大阪臨時重罪裁判官が大阪砲兵工廠に於て爲したる爆發物實驗試書大阪衛生試驗所長內務五等技師櫻井小平太、內務六等技手喜多尾元英の爆發物驗定報告書明治十

九年六月二日附新井章吾より象審判事に宛てたる上申書同年七月二十七日附大井憲太郎より田中警部に宛てたる陳辨書及び安東久次郎より朝日研太に宛てたる書翰該數通の書狀電信手帳等に依り其證こ充分なり、依て之れを法律に照すに第一被告憲太郎樟雄章吾が私に兵力を用ひ、朝鮮政府を顚覆せんとして刀劍爆發物及び資金等を準備したる所爲は該法第百三十三條末段に該るを以て有期流刑より一等を減じ重禁獄九年以上十一年以下の範圍內に於て、被告重太郎、樟雄章吾を各重禁獄九年に處す、第二被告憲太郎樟雄章吾等が內國の治安を妨害せんとするの目的を以て爆發物及其使用に供する武力鑵を買入所持し、又鑵鐵其武力鑵硝子鑵を製造したる所爲は明治十七年第三十二號布告爆發物取締罰則第三條第一條に跨るを以て重懲役九年以上十一年以下の範圍內に於て被告憲太郎、樟雄、章吾を各重懲役九年に處す、第三被告憲太郎が長坂喜作より強盜の贓金なるとを知て之を受けたる所爲は刑法第三百九十九條同第四百條に該るを以て重禁錮一月以上三年以下罰金三圓以上三十圓以下監視六月以上二年以下範圍內に於て被告憲太郎を重禁錮六月に處し罰金十圓監視八月を附加す、第四被告憲太郎が落合寅市の罪人たることを知り乍ら有一館に潛伏せしめたる所爲は刑法第百五十一條に該るを以て輕禁錮十一日以上一年以下罰金二圓以上二十圓以下の範圍內に於て被告憲太郎を輕禁錮二月に處し罰金五圓を附加す、以上被告人共數罪俱發に係るを以て刑法第百條第一項重罪輕罪を犯し云々一の章條に從て處斷す、同第二項重罪の刑は云々刑期の等しき者は定役ある者を以て重しと爲すとあるに依り一の重き爆發物取締罰則違犯に從ひ被告憲太郎、樟雄、章吾を各重懲役九年に處す。

被告人大井憲太郎が富田勘兵衛の罪人たる事を知て隱避したりとの事及新井章吾が長崎に於て田代季吉に命じ、鐵製鑵百個を注文せしめたりとの事は共に其證據充分ならざるを以て治罪法の四百一條に依り、各無罪但押收物件の內爆發藥則ち鹽酸加里金硫黃赤燐並に其使用に供する鑵鐵片は法律に於て禁制したる物なるに付き刑法第四十三條第一項同第四十七條に依り沒收し檄文六十六葉は被告人等の所有にして犯罪の用に供したる者なるに付き刑法第四十三條第二項同第三項同第四十四條に依り沒收し、其他豫審第七十五號書簡外二十七

點は治罪法第三百八條に依り各差出入に還付す。
右檢察官檢事岡田豐立會の上言渡す者なり。

名古屋重罪裁判所
裁判長評定官　中田憲信
陪席評定官　山岡祿
陪席評定官　由布武三郎
裁判所書記　伊藤哲
裁判所書記　杉山長孝

明治二十一年七月十四日

右了りて舘野芳之助氏の裁判言渡書を朗讀せらる。

裁判言渡書

茨城縣下總國西葛飾郡山堤村九十六番地
平民農
被告人　舘野芳之助
二十八年三ケ月

右芳之助が外患に關する被告事件に付き大審院に於て大坂臨時重罪裁判所の裁判を破毀し當重罪裁判所へ移されたるに依り之れが審理を遂ぐる所。

被告人舘野芳之助は明治十七年九月十七八日頃加波山事件公判傍聽の爲栃木町旅舍竹澤武兵衛方へ止宿中同志赤羽根利助なる者磯山清兵衛の書翰を齎し來り、憲太郎清兵衛等が朝鮮に壯士を派遣し兵力を以て彼國政府に立つ所の事大黨を覆し其政府を顚し獨立黨に政權を歸せしめんとの計畫あるを聞知すると同時に其資金調達の依賴を受け直ちに之れを承諾し即ち同志淵岡駒吉に說き且つ被告より小久保喜七宛の書翰を托し倶に此計畫に贊成せん事を求めし所駒吉之れを諾し出金せん事を述べたり、後ち數日を經て駒吉は小久保喜七を訪ひ告ぐるに芳之助の言を以てせしに喜七も亦た之れに同意し同年十一月二日喜七は金十圓五十錢、駒吉は金五圓を差出し合金十五圓五十錢は喜七より内國通運便に托し大井憲太郎に遞送たりし、是より先き被告は明治十八年九月二十七日出京し翌二十八日憲太郎に面會して磯山清兵衛、新井章吾等渡鮮實行の爲め有一館生徒に他壯士數輩を率ひ、既に東京を發し大坂に滯在せし由を聞き豫て清兵衛の依賴に依り該擧に同意贊成したる旨を述べ當時鄕里より遞送し來りたる金十五圓を差出し大井憲太郎は受取り將に大坂に出發せんとする田崎定四

郎をして之れを磯山清兵衛、送り朝鮮計畫の資金に充てしめたる事。

右の事實は被告人並に大井憲太郎磯山清兵衛、小林樟雄、新井章吾、田崎定四郎、淵岡駒吉、小久保喜七が豫審及び警察の調書押收したる被告が小久保喜七、淵岡駒吉へ送りたる書翰並に磯山清兵衛より被告に送りたる書翰の寫等に依り其證憑充分なり仍て之れを法律に照すに右芳之助の所爲は大井憲太郎等が私に兵力を用ひ朝鮮政府を顚覆せんとしたるの所爲を幇助したるものなるを以て刑法第百三十三條同法第百九條により正犯原諒すべき情狀あるを以て同法第八十九條同第九十條同第六十九條に依り本刑に二等を減じ一年六月以上三年九月以下輕禁錮範圍內に於て輕禁錮一年六月に處し同第百三十五條に據り六月の監視に附す。

被告人舘野芳之助が中田三次郎綾部角之助に對し強盜を敎唆したりとの事は其證憑充分ならざるに依り治罪法第四百一條に依り無罪但押收したる書翰類は各差出人へ還付す。

右檢察官檢事岡田豊立會の上言渡すものなり。

明治二十一年七月十四日

名古屋重罪裁判所

裁判長評定官　中田憲信

陪席評定官　山岡祿

陪席評定官　由布武川郎

裁判所書記　伊藤哲

裁判所書記　杉山長孝

（東京日日新聞第五千拾貳號明治廿一年七月十七日）

山岡鐵舟の死　（明治二十一年七月廿日）

山岡鐵太郎君薨去　同君の病症にて惱み居らるゝ事は屢々紙上に記せしが療養其甲斐なくして昨日午前九時五十五分逝去せられたり、葬儀は二十一、二兩日の內を以て菩提所小石川の蓮華寺に於て營み夫より同君の生前に建置れたる谷中の鐵舟寺に埋葬せらるゝ筈なりといへり、君の兼て禪門に入られし事は人の知る所なるが臨終の時は坐禪を組で瞑目せられしと聞く右に付土方宮內大臣勝樞密院顧問官其他貴顯の方々弔詞として訪問せられたり。扨又君の履歴は左に掲ぐるが如し。

天保七年丙午六月生れ靜岡縣士族にして名を高歩と稱し明治二年九月二十日任靜岡藩權大參事同三年閏十月十三日靜岡縣廳出仕被仰付同四年七月十四日廢藩置縣の節追て御沙汰候旨大參事以下是迄の通事務取扱可致事同年十一月十三日任茨城縣參事同年十二月九日免本官同月二十七日任伊萬里縣權令同五年二月二十四日免本官同年六月十五日任侍從同年十月三日任侍從番長同月五日叙從六位同六年二月十五日叙正六位同年五月十七日任宮內丞同八年四月十二日任宮內大丞同年五月十五日叙從五位同十年一月二十五日行幸中宮內卿代理被仰付同年五月二十九日宮內卿代理被免同年七月四日萬里小路宮內大輔忌服中宮內卿代理被仰付同年八月二十九日廢官任宮內大書記官同日三十日庶務內廷課長被仰付靜寬院宮華頂宮御家政取締被仰付同十一年七月六日御巡幸供奉被仰付同年九月十二日御巡幸御用掛被仰付候事同年十二月二十四日兼任皇后宮亮同十二年一月二十一日內廷課長被免同年七月十一日御用有之堺縣下奈良表へ被差遣候事同年九月三十日內廷課長兼勤被仰付同十三年四月八日御巡幸御用掛被仰付候事同月十三日御巡幸御用掛供奉御先發被仰付同年六月十三日植物御苑掛兼勤被仰付同十四年四月二十七日愛知縣下へ被差遣同年五月十四日任宮內少輔御用有之愛知縣へ差遣同年七月二十日叙正五位同十五年六月廿二日依願免本官宮內省御用掛被仰付但し取扱二等官に准せらる同年十一月二十二日特旨を以て位階被進叙正四位同十九年二月四日廢職同二十年五月二十四日特旨を以て華族に被列依勳功特に授子爵同二十一年六月十九日特旨を以て位階被進叙從三位勳二等

勝顧問官の弔詩　山岡鐵太郎君逝去に付勝安房君は左の詩を靈前に捧げて哀悼の意を表せられたり。

明治二十一年七月十九日高歩岡鐵君弃館因

奉捧靈前　　友人　勝　安房

凡俗頻煩君　看破塵世群　弃我何處去

精靈入紫雲

（東京日日新聞第五千十三號明治二十一年七月二十日）

山岡鐵舟君功績偉談　同君の履歴は前號の紙上に記載したる如し然れども是は唯だ官途の履歴にして未だ以て君の功業を見るに足らず抑も君は幕府の末路多難の時に遭際せら

れたれば其傳ふべきの事蹟少なからざるべしと雖ども其事蹟中の事蹟功業中の功業とも云ふべきは戊辰の春死を決して駿府に赴き官軍の參謀西鄕吉之助に面會して主君慶喜公恭順の趣意を達し德川家のために大難を解きたるの一事なりとす吾曹は幸に當時の顚末を聞得たることあれば之を紙上に連載して君が尋常の人物に非ざるを知らしむべし。

慶應四年正月元日前將軍德川慶喜公は君側の奸を掃はんとて討薩の表を瀧川播磨守に授けて上京せしめ會津桑名の兩藩を先鋒とし其外幕府の大軍並に大垣高松岡崎等諸藩の兵を發し大坂より京都に押上げ玉ひけるが伏見下鳥羽の兩道とも戰ひ敗れ淀の戰にも打負け橋本の一戰に藤堂勢の裏切にて全軍盡く敗北したりと聞えければ同じ六日の夜慶喜公は松平肥後守（會津）松平越中守（桑名）板倉伊賀守等を引從へて竊に大坂城を遁れ出で、天保山に繫りたる幕府の汽船に乘て江戶に歸られ、其後は一入に恭順を守りて深く謹愼し玉ひけるが官軍と德川との間隔絕して我が恭順の趣意を大總督官へ訴へ奉るの道なしとぞ歎かれたる君は斯くと聞れて扨も殘念千萬なる事共かな德川旗下八萬騎といふが中に今日の大難に際會しながら無益の議論に日を送り、或は官軍に降伏するは無念なり、江戶城に立籠りて快く一戰すべしと議し、或は脫走して事を謀るべしなど論じて騷ぎ立る血氣の者どもの外には茫然として詮すべきをも知らざるものか左なくば一命を惜みて逃げ支度をなすものゝみとは何事ぞやよし／＼餘人は兎もあれ我れ一人にても主君の恭順の趣意を大總督宮に達し奉り主家の安全を謀るべし、夫に就ては主君に拜謁を遂げて親しく其御趣意の在らせらるゝ所を伺ひ奉るべしとて拜謁を願ひ出でられたるに許させ玉ひければ君は御前に罷出でゝ君には御恭順を守らせ玉ふ樣に伺ひ奉り候が右は如何なる御趣意に候やと伺はれたるに公は余の朝廷に對して恭順を表するは無二の赤心なりと雖ども朝敵の命下りし上は迚も生命を全くする事叶ふまじ斯くまで人に憎まれ世に捨てられたると返す／＼も歎かはしき次第なりとて不覺の淚に沈ませ玉へり、君は御心中を察し奉りて暫くは打俯し居られけるが心弱くては叶ふまじと思ひ返してわざと辭を勵まし何と弱き詰らぬ御事を仰せられ候や斯れば御謹愼とは御僞りに候か何か外に御巧みあらせらるゝ儀にも候や眞實に御謹愼の思召に候はゞ斯く御心

弱き事を仰せらるゝには及び申すまじく存じ奉ると申上げたるに公は余に於ては別心なし如何なる事にても朝命には背き奉らざるべしと思ふ、無二の赤心よりと承知せよとの仰せなりその御誠心にては候へばなどか朝廷へ貫徹して御疑念を氷解せしめ參らする事のならざるべき餘人に謀らふまでも候はず鐵太郎斯くて候上は一身に御引受申して御誠心を徹底致す樣に盡力致し申すべければ、決して御配慮あらせ玉ふべからずと言ひ切て御前を罷り退かれたり、是より後は一命は無きものと心得て只一人にて官軍の營中に赴き大總督宮に謁し奉りて君の誠心を訴へ國家の爲に無事を計らふべし、未だ大總督府の本營に達せざる前に余を殺害するものあらば其曲は官軍に在り江戸百萬の生靈に代りて一命を捨るは素より余が分とする所なり、余の心中は靑天白日の如くにして一點の曇なしなどか此の誠心を貫徹する事のならざるべきと天地に誓て覺悟を定め大總督府の本營に赴きて哀訴し奉るべきに付き差違はさるべしと、一二の重臣に申立てられたれども孰れも其の事成るべしとは思はれず却て危ふかるべきにとて聞入るゝものとてはあらざりき（未完）

（東京日日新聞第五千十四號明治二十一年七月二十一日）

山岡鐵舟君功積偉談　（前號の續）

君は大總督宮に謁し奉りて慶喜公恭順の御趣意を貫徹せんものをと思ひ立ちては江戸に居る心もせざれば一日も早く出立んとは思はると雖も誰とてもこれを許容するものなければ心頻に苛立て種々に思ひ煩はれたる中に不圖思ひ出されけるは軍事總裁勝安房は是迄交りこそなけれ膽略衆に勝れたる人物なりと聞ゆれば、此人に謀りたらば同意を得る事もあるべき歟所詮一通りの役人に相談するとも許を得ん事覺束なし、其中に時日も過去て早や打入といふ場合ともならば折角の誠心も水泡に屬して甲斐なき事となるのみかは主君に誓ひたる言も空くなりて一分も相立ず國家の大事とも相成るべし、いでや勝に謀りて見んと思ひ定めて急ぎ其宅を訪ひ細かに心中の事を語られたり然るに君は元來武人にて粗暴の聞えもありたれば勝は心中窃に危ぶみたりけん直に然るべしとは同意せず大總督宮に謁見するには如何なる手立を以てするの考にやと尋ねたり君はこれに答へて其事仔細あるべしとも存ぜず、何れ官軍の營中に至る時は斬るか縛るかの二つの外はあらさ

るべし縛るとあらば快よく縛られて其上にて申上ぐる仔細を聞召し下さるる樣に願ひ立つべし、斬るとあらば一言申上げたき事ありこれを聞かせたる上にて其言の惡くば速に首を刎ね玉ふべし、其言の善かれば此の處置を拙者に任せ玉ふべしと申立つべし、思ふに官軍無道たりとも申立る仔細をも聞かずして直ちに首を刎るが如き無法の事あるべしとも思はれず況んや官軍と云ふ名前に對しても未だ戰を交へざる前に妄に人を殺すが如き事あるべからざるに於てをや、左れば大總督宮に歎願の趣意を達せん事格別の難事には非ざるべしと存ずるなりと申されたり、勝は君の覺悟の確乎と定まりて其精神の動かざる樣子を見受て是ならば安心なり必定其趣意を貫徹すべしと思ひしと見えて申さるゝ段理はあり、此上は速に大總督の本營へ出立すべし余においては同意なりと許したりければ君は始て本志を達するの時を得たりと喜びて急ぎ我家に立歸り出立の用意を爲したる處へ薩人益滿休之助君尋ねて來りたり君は益滿に面會して此度云々の事にてこれより大總督宮の本營へ出立んずる折柄なりと語られたるに益滿は左る次第にて候はゞ拙者にも同行を許さるべしと請ひしかば君にも益滿は薩藩の事なれば品に依ては都合となる事もあるべしと思はれけん其請を許して共に駿府へとは出立たれたり、品川を過ぎ大森を越え六鄕河を渡て見れば官軍の先鋒は早や此處まで進み來りて往來の左右には銃隊を配列して嚴重に其固めをぞ爲したりける君は更に臆する體なく其眞中を打通りたるに止むるものもなかりければ直ちに隊長の宿營と見ゆる旅館に至り案内をも請はずして內に入り隊長と覺しき人に打向ひ大音聲を揚げて朝敵德川慶喜家來山岡鐵太郎歎願の筋ありて大總督府へ罷り通る此段申上げ置くと斷りたるに德川慶喜〳〵と二聲程小音にていひしのみ其家に居合す同勢凡そ百人許りと見えたれども何れも聲をも出さずして唯だ君に眼を注ぎたる許りなりき後に聞けば此時隊長と見えたるは篠原國幹にてありしと云へり、夫より橫濱に至り神奈川驛へ掛りたるに是より宿宿を固めたるは長州勢にて兵士は旅營にて休息し驛の入口と出口とに番兵を張り置けり此處にては益滿を先に立て君は其後に從ひ薩州藩と名乘て急ぎ行くに更に咎むるものもなし、夫よりは薩藩と名乘れば無印鑑にても禮を厚くして通行せしめたり、斯くて途中も無事にて小田原驛に近づき

し頃江戸の方にて兵端を開きたりとの沙汰ありて見物の人數引も切らざる程に東に向つて馳行たり君は斯る事はあるまじきにと思ひて確と聞正したるに甲州勝沼の邊なりとの事なりければ扨は江戸より甲州へ脱走せし近藤勇の手にて戰端を開きしものなるべし夫ならば主家には大なる障りもなしと心を安んじ是より先は晝夜兼行にて大總督の本營を置かれたる駿府へとは着れたり。

（未完）

（東京日日新聞第五千拾五號明治廿一年七月廿二日）

山岡鐵舟君功績偉談　（前號の續）

去程に君は駿府に到着して傳馬町の或る家を旅營とせる大總督府の參謀西郷吉之助の許に參りて面謁を求めたるに西郷は異議なく面會を許して應接所に通し頓て出來りたるを見るに聞しに勝れる魁偉の容貌にてげに只人とは見えざりき君は更に臆する體なく西郷に向て申けるは先生に御尋ね申したき事あり此度朝敵征討の御旨意は是非を論せず進擊すべしと申す譯に候やたる次第に候はゞ徳川家にも數多の兵士ありて中には過激の輩も候へば主人徳川慶喜には東叡山の菩提所に引籠りて恭順謹愼の外他念なく厚く家臣共を說諭致し居候へども遂には鎭撫も行届かざる事となりて或は朝意に背き又は脱走して不軌を謀るものも出來ぬべし左る時は主人は公正無二の赤心にて君臣の大義を重んずるも其趣意朝廷に貫徹せずして主家のためにも國家のためにも遺憾此上もなき事と相成り申すべきに付大總督宮へ此事を言上し慶喜の赤心を達せん爲に是迄參りて候なりとぞ述たりける西郷は聞終りて其通りならば宜しかるべきが最早甲州にて兵端を開きたる旨注進ありし夫是にて考ふれば先生の申さるゝ處は事實に相違せるが如し此義は如何と詰りければそれは脱走兵の仕業にて候へ縱ひ兵端を開きたればとて何の仔細か候べきと答へたるに然らばよしと云ひたるのみにて復た其後の事を問はざりき君は端を改めて先生に於ては何處までも戰を望まれ人を殺す事を專一とせらるゝか夫にては王師とは云ひ難かるべし、天子は民の父母にておはします理非を明にするこそ王師なるべけれと存じ候が先生は如何に思はれ候やと問ひたるに西郷は大は勿論の事なり、唯だ進擊を好む等の事は固より無し恭順の實効さへ立つ時は必らず寛典に處せらるべしと答へたり其實効と云ふ

は如何なる事にて候ぞ勿論慶喜に於ては朝命とあれば如何なる事にても違背せざる覺悟に候へば仰せられたしと推返して尋ねたるを聞て西郷は暫く相待るべし先日靜覺院宮天障院殿の使者來りて慶喜殿恭順謹愼の事を歎願したれども只恐懼して何事を申すにや一向に相分らずして空しく立ち去れり、然るに先生が是迄出張ありたるを以て江戸の事情も判然と相分りて大に都合よろし此趣を大總督宮へも言上致すべきに付此處に控へ居らるべしと申して宮の御本營へ伺候せり暫くして歸り來り宮より五ケ條の御書を下げさせたりとて示したるを見るに其文に曰く。

一　城を明渡す事

一　城中の人數を向島へ移す事

一　兵器を渡す事

一　軍艦を渡す事

一　徳川慶喜を備前へ預くる事

右の御書を讀み終りたるを見て西郷は所謂實効とは則ち是なり此の五ケ條を遵奉して違背なきに於ては寛典の御處置もこれあるべしと申したり、君は御沙汰の條々謹で承はり候なり然れども五ケ條の内に於て一ケ條は拙者に於て何分にも御請仕り難しとありけるに夫れは何の箇條に候やと詰りければ其箇條は主人慶喜を備前へ預くると申す條にて候へ此一事は獨り拙者のみならず徳川恩顧の者に於ては決して承服致さゞるべし、斯る御沙汰にては詰る所は兵端を開き數萬の人命を絶たざるを得ざる譯にて王師の仕業とは思はれず先生は只の人殺なるべし堂々たる官軍の參謀とは目し難し此條に於ては拙者決して承知仕らざるべしと言放たり西郷はさは申されぞ是は朝命なりといひ君は假令朝命なりとも承伏し難しと押返したる末に申しけるは然らば先生と余と其位置を易て論ずべし、先生の主人島津公若し誤りて朝敵の汚名を受け官軍征討の日に當り先生余の地位に在て主家の爲に盡力あらんに主人慶喜に對するが如き御處置あらば先生には謹で朝命を奉戴し速に其君を差出し安閑として傍觀せらるべきや思ふに先生とても決して君臣の情義に於て忍びざるべし、鐵舟が此の一條は假令朝命たりとも承服し難しと云ふの心情を推量せられるべしと論じ詰めたるに西郷も暫しは默然としてありけるが良ありて先生の申さるゝ所誠に理はりなり、慶喜殿の事に於て

は吉之助屹と引受て取計ふべければ深く心痛あるべからずとて是にて其談判を終りたり、次で西郷は先生は官軍の陣營を破りて來りたるものなれば捕縛せん事勿論なれども特別の譯にて捕縛せずといひければ君は縛に就くは余の望む所なり早く縛せらるべしとありたるに西郷は打ち笑ひ先づ酒を酌むべしとて夫れより數杯を傾けて暇を告げし時、西郷は大總督府陣營通行の符を與へければ歸路は心安しと思ひて頓て駿府を發して歸途にとは就きたりける。　（未完）

（東京日日新聞第五千拾六號明治廿一年七月廿四日）

山岡君と覺王院との談判　前に記せし顚末にて江戸城は開城となり慶喜公は水戸へ赴かれ再擧を謀る者共は諸方へ脫走したりけるが獨り彰義隊のみ輪王寺宮を警衞し奉ると稱して上野に立籠り時々官軍を殺害するなど粗暴の振舞もありて其儘に爲し置く時には大事ともなるべしと思はれければ德川家にては上野に使して彰義隊及び諸隊を解散せしむべき旨を君に命じたり、君は其命を承はりて上野に赴き覺王院に面會して今日公命を奉じて來れることと別儀に非ず、前幕下には朝廷に對して恭順謹愼を表せられたるに彰義隊並に其他の諸隊は誰の命にて此山に屯集するや、此際嫌疑少なからざるに付速に解散せしむべしとの上命なりと達す覺王院承はりて申しけるは事此に至れるは偶然の故に非ず、抑も彰義隊を始め諸隊の當山に集まれるは皆志ある者が主家の爲に報效の志を致さんとて期せずして集まりたるものにして前幕下の爲に警衞するには非ず、東照宮より御歷代の神靈と當宮とを守衞するものなり、而して今日の危急に迫りては一日として此の守衞を置かざるを得ざれば諸隊解散の事は敢て其命を奉じ難しとて聞入るゝ體は見えざりき君は重ねて云ひける樣今や大總督府參謀と應接已に終りて城郭並に海陸軍器に至るまで悉皆朝廷に獻納したり、是れ即ち天位を尊び國體を重んずる所以にして全く此の如くならざるべからず、抑も德川家が幕府を立てし以來殆ど三百年の泰平を致せしこと前古其比を見ざる所にして功業德澤歷々として著るし今これを失墜せざらんと欲せば君臣の名分を明にし蒼生の難苦を救はざるべからず、前幕下には此に思はせらるゝ所ありて恭順謹愼を表し玉ひしに彰義隊等が恣に過激の者共を集めて當山に立籠れるは甚だ以て

謂れなし宜く速に解散せしめらるべし覺王院怫然として云く是は何たる擬言ぞや今日の事たる名は朝廷なりと雖も實は薩長の爲す所なり貴殿が參謀に應接したるも薩長に誘惑せられたるものにて眞の朝意とは云ふべからず、貴殿は世々德川家の恩澤に浴しながら一朝これを忘却せられたるか三代將軍も豫め後世には斯る事あるべしと思はせたればこそ此山を經營し皇族を申し請ひて其主とは爲し玉ひしなれ且又一幅の錦旗を日光山に藏め置せたるは若し朝廷殘暴にして禍亂を起させらるゝ等の事ある時には當宮を以てこれに代へ萬民を安んぜんとの深慮にて御はします貴殿の如き軟弱にして恩を知らざるものは德川の賊臣なり腰拔武士なりと罵りたり君も同く膝を進めて前幕下の恩慮は深遠なり貴僧の如き頑鈍者の窺ひ知る所に非ず篤と考へ見らるべし朝命に違ひ國體を亂るは日本の賊臣なり、其罪天地に容れられざるべし且又今日となりては獨り內國の事のみに非ず萬國の交際多事の時にて名正しく言順はざれば禦侮の道立ち難し況んや一朝の怒を以て蒼生を數代の久きに安んじたる功德を空しく祖宗に汚辱を與ふるに於てをや故に貴僧が順逆を辨せず是非を分たず口に任せて罵言するが如き妄言は余に於ては何とも思はず徹頭徹尾此山に屯集せる兵隊を解散せしめざれば已まざるべしと抗論す覺王院云く貴殿は萬國の交際を擧て內國の事を說けり聞けば貴殿は大目付を勤めらるゝ由なるが其役名の如く大目玉にて萬國と內國との條理も明白なるべきが愚僧は山中曆日なしの境界にて世界の形勢も何も承知致さず唯だ德川家の盛運を謀るの一途あるのみ他事に於ては更に關係する所なし而して今日の有樣を見て東照宮の神慮如何と顧れば愚僧が人間界に在らん限りは無念骨髓に徹して執着止む時あるべからず如何樣に申さるゝとも彰義隊解散の事は決して承知し難しと言切たり。

（以下次號）

（東日日新聞第五千十八號明治二十一年七月二十六日）

山岡君と覺王院との談判（前號の續）

是に於て君は問を發して云く僧侶は人を救ひ亂を治むるをもつて慈悲の本願とするものならずや前幕下は人の生命を救ひ世の無事を謀らるゝに貴僧は到底我意を張り東照宮の神慮を矯飾して其後裔の事には關せずといふの所存なるや、覺王

院云く予は當宮に隨從するものなり前幕下には關係なし彰義隊及び諸隊も亦然り現に其隊は前幕下の命にて編成したるものにあらさるを以て宮を守護し奉るの兵たるを知るべきなり且つ貴殿には大總督宮〳〵と申さるゝが大總督が宮なれば當宮も宮なり何の差別かこれあらん君は斯くと聞て大息して云く噫然るか是にて貴僧の意思始めて判然したり專ら宮を守護すとあれば德川家には與かる所なし果して其考におはするか覺王院云く然らば余は敢て解隊の事を說かず直ちに歸りて彰義隊及び諸隊は德川家の兵隊に非ずと申上ぐべし、然る上にて貴僧は其欲する所に從ひこれを指揮して以て兩宮の一戰を試みらるべし就ては此戰に於ては德川家に關係なき確證を出さるべしと聲を激まして詰掛けたり、覺王院も此の一言に畏を懷きたりと見えて辭を和げて愚僧は敢て戰爭を好むに非ず唯今回の事變に逢て中心切迫したるが故に暴論を吐きしなり其不敬に涉るものは幸に許さるべし貴殿にして前の如くに上申あらば當山は立處に戰地となるべし尊論に因て竊に感じたる所もあれば猶ほ一言を陳じたし暫く止まるべしといふ君云く何ぞ前には剛にして後には怯なるや既に快心を示されたる上は別に申さるべき事もあるまじ唯だ斷然一戰に及ばるべし大總督府の命は重ければ復命せざるべからずとて袂を拂て去らんとす覺王院は尙もこれを引留めて申しけるは前には冒瀆甚だ狂暴に失したるも是れ皆德川家累代の鴻恩に報ぜんと思ふの赤心なり、然るを貴殿にして一も愚僧が苦陳する所を諒察なくば復た如何ともすべき樣なし今より速に彰義隊及び諸隊を引連れ日光に退去して謹愼すべければ前の趣を大總督へ上申ある事は暫く見合さるべし君云く退去謹愼の一條は承知したり必らず僞りなくば其意を以て具申すべし、覺王院云く誓て違はず必らず日光山に退き謹愼して當宮を守るべし因て歎願したる事あり幸に情誼を含みて憐察あらん事を請ふ君云く何をか歎願せらるゝや其筋に適ひたる義ならば具申すべし覺王院云く其事は餘の義に非ず此山に屯集するものは大勢の人數にて日光山に退據するの準備金なくては困却なり依て二萬兩の金子を恩賜ある樣に貴殿の義膽を以て上申せられよ君は承知したりと答へて是にて談判の局を結び歸りて金子恩賜の事を請ひたれども御都合ある趣にて數日を經過する中に彰義隊は日に暴行を恣にし處々にて官兵を殺傷するを以て大總

督府より鎭撫の命を下さるゝ事數回なり君は西郷參謀の内話に依て鎭撫に力を盡さんとは思ひたれども彰義隊なり其他の諸隊なり何れも烏合の嘯合勢にて隊長は有れども無きが如く規律更に立たずして兵士は狂氣せし如き有様なれば條理を以て說くとも相成らず空しく時日を送りたり。（以下次號）

（東京日日新聞第五千十九號明治二十一年七月廿七日）

山岡君と覺王院との談判　（前號の續）

或日大總督府より覺王院を召せとて其旨を君に仰せ下されたり君は覺王院に到りて其仰を達したるに承はりたれども罷出ざりき因て大總督にては再び君を召され西郷參謀面會ありて覺王院は仰を承はりながら罷出ざるは何故ぞや、近ごろ彰義隊の動靜を見るに官兵を殺傷する事頻にして亂逆の蹤跡既に判然たり覺王院の來らざるは心中に逆意を挾むが故なるべしと申さる君云く彰義隊及び諸隊に長たるものは皆虚稱にして指揮更に行届かず故に節制もなければ畫策もなく主人慶喜をも顧みずして唯だ德川家に報ぜんといふ其冥頑の極まる所は遂に空く東叡山に斃るゝに過ぎざるのみ、然れども其心中を尋ぬれば數代恩[illegible]の羈絆に繋がれて事の此に至れるものなれば實に憫察すべき所あり若し余を以て官軍の隊長となし彼の烏合の衆を率たしむる時には地形といひ人物といひ余の胸中に明かなればこれを討滅すること半日を出でざるべしと雖ども此の如きは余の忍びざる所なり、是を以て屢々貴殿にも面會し海江田氏にも接見して情實を摸述し覺王院にも論示して口に酸を覺ゆる程なれども未だ寸効を見ざることそ殘念なれ且又彰義隊は何れも過激一途の者共なれば余が恭順を說くを喜ばずして接遇極めて無狀なり依て隊長等に諭すれば面前には首肯して退けばこれを非とすこれを要するに其任に當らざるものゝ指令なれば兵士に行はるべからずと雖ども未だ鎭撫の方なしとせざれば必らず其處置を爲して御目に掛け申すべし。依て暫く猶豫あらん事を請ふ西郷云く夫は兎もあれ覺王院の召喚に應ぜざること不審千萬なり此事は如何君云く覺王院は彰義隊等の憾怨する所となりて漫に議論を吐くのみにて己れの精神より出るに非ず然れども一たび其同類に入りたるが故に恐懼する所ありて來らざるものなるべし、西郷云く心中正しければ何恐懼する所あるべきや其來らざるは必らず邪

心あるが故なるべし足下尚ほ嚴しく問責あるべしといひければ君は承知して引取りたり翌日又參謀より召れければ直ちに出頭したるに渡邊淸左衞門出來りて彰義隊愼撫の命を下すこと數回に及ぶと雖ども未だ其効を見ず速にこれを處置せされば慶喜恭順の意も貫徹せざるべしと申す、君云く彼等の處爲は決して慶喜の意より出でたるに非ざると屢々具申せるが如し且解隊の方に於ては竊に考ふる次第もあれども蜂巢の亂るゝが如き有樣なれば遽に其收拾を得ん事容易ならず因て暫く猶豫せらるべし淸左衞門云く彼等の暴行日一日よりも甚し最早寬典を施す事能はず君云く慶喜に於ては恭順謹愼して朝命を遵奉するより他なしと雖ども彼等妄りに輪王寺宮の名義を主張し慶喜を見ると寓公の如し爭でか其命令に應ずべきや、今は是非なし大總督宮と輪王寺宮と一戰に及び玉ふべき歟淸左衞門はこれを聞て暫く默然たりしが其事に至りては俄に答へ難しとの事なりければ應接も此に終りて引取たり、斯て五月十四日に至りて愈々東叡山進擊の事に決したりければ西鄕參謀は君を召して足下が朝廷を重じ主家に報ずるの誠忠は盡く詳悉したり今暴徒を進擊する事足下の快とせざる所たるを知ると雖ども今は已むを得ざる所たり多日の苦心を思ふが故に特にこれを告ぐとありければ君は深く謝して退きぬ此時大總督府より使者を德川家へ遣はされ明朝東叡山に集聚する暴徒を誅滅すべし其山の中堂には德川家數代の重器を藏めたりと聞くこれを灰燼に付するも遺憾なるべければ特に此事を告ぐ速に其家に持歸るべしと告げさせたり德川家にて御答に及びけるは御沙汰の段辱けなく候へども一家の物は盡く朝廷に獻じ奉れり中堂に遺せる細小の器具の如きは敢て意中にも留め候はずとて其儘に捨置きたり此夜君は寢ても眠ること能はざれば深夜を侵して上野に至り、彰義隊長を尋ねたるに昨夜奧州へ落ちたりと云ふ其他の隊長を問へば是も居處分明ならざりき中に榊原藩士の集合にて神木隊と號せる隊の長に酒井良祐と云ふものありて山内に居たりければ此者を說得したるに其理に服して四方を奔走し解散に從事し居たる中に官軍の先鋒既に黑門前に進み來り壘柵を築きて戰備を爲せり尙も及ぶべき丈けは解散せしめんとて頻に說得に勉むれども右を論せば左に進み左を鎭むれば右に出づ其雜沓いふべくもあらずして所詮力の及ぶ所に非されば君も今は是非なしとて山を下ら

れたり明れば十五日の拂曉より上野攻となりて天臺の淨地忽ち修羅の惡場と變じ僅に一日の戰にて落ちけるこそ果敢なけれ。（畢）（東京日日新聞五千二十號明治廿一年七月二十八日）

鐵舟居士の葬儀　故山岡鐵舟君の葬儀は本日午後一時出棺にて谷中初音町全生庵に埋葬せらるゝ筈なるが同寺門前通りは路狹く會葬者の馬車人力車置場に因り止むを得ず天王寺墓地に諸車置場を設け同寺墓地前にて馬車人力車共下車する事に定められたりと云ふ。

（東京日日新聞第五千十五號明治二十一年七月二十二日）

マルワ號の强姦事件

（明治二十一年七月三十一日――八月八日）

英人我邦婦人を辱しむ　と題して本紙の冷然看過するに忍びざるにつき特に横濱居留地警察署に聞合せたるところ被害者夫婦は目下横濱滯在中にて一昨日居留地警察署に出頭し被害の顛末を陳述し又神戸警察署よりも一昨日一件書類を送り越したる趣にて居留地警察署は專ら事實取調中の由なるが神戸警察署にての取調及被害者の陳述によるときは遭難の事實は皆別項記載の通りなるも只だ少しく異なる點は被害者よしが便所に行きて歸り來り己の乘込居る室（下等）の入口に佇み居るとき苗字不明久次郎（神戸元町一丁目玉川方雇人）なるもの一人の西洋人と何か囁きたりしを被害者よしが外國語の珍らしさに其れは何と云ふ話なるやと問ひしに久次郎は笑ふて答へず其儘立去りしが遂に室に入らぬ前に一外人のために一室に導かれて言ふに忍びざる辱を受けたるものなりといふ又別項には外國人の名の判り居る樣に記載せしも右は未だ何人たるやも判らず久次郎も横濱着後は用事ありとて上陸せしまゝ未だ歸船せず警察署にて所々探偵せしも未だ何處に居るや明ならざる由なり尤も本日は該船の出帆日なれば昨夜迄には歸船したるにもあるべき歟。又右の事件たる神戸碇泊中に起り同地の警察署へ告訴せしもの故神戸領事館の裁判に屬すべきものなりと横濱なる英國領事館にて言ひ居る由なれども昨日は未だ被害者も加害者も横濱に滯居し居り書類も神戸より回り居ることなれば一通り横濱にて取調ありしが其邊は未だ明ならず。

（東京日日新聞第五千二十二號明治二十一年七月三十一日）

英人我邦の婦人を辱しむ、昨日紙上欄外に彼阿會社の汽船乘組の一英人は去る二十五日夜船中にて松田よしと云ふ婦人を強姦せりとの告訴を受けたるよし神戸通信員の電報を掲げたるが今其詳報に接したれば之を記さんに右よしといふは兵庫縣下攝津國菟原郡葺合村字磯邊通五丁目磯田喜代松の妻にて當年二十二歳なるが良人喜代松に伴はれ娘某と共に東京に赴かんとて去る二十五日横濱へ向け發する彼阿會社の汽船マルワ號に乘りしが未だ出帆せざる前即ち午後八時頃よしは便所に往き其部屋に立歸らんとする途中此船の乘組員らしき外國人が出來りよしに對し何か言ひたれども言語通ぜず折から一人の日本人が乘りて右外國人と私語て立去りしが忽ち彼外國人は背後よりよしの口を押へ抱きて一室内に入れ寢臺の上に壓伏し將に強姦せんとするにぞよしは驚き逃出んとすれど堅く戸を閉ぢ又聲を發せんにも口を押へられ進退窮りて言ふに忍びざる辱を受けたる由、然るに良人喜代松は斯るとは知らずよしの便所に往きて歸りの遲ければ氣遣はしく若し過て海中に落ちたるにてはなきやと此所彼所と尋る中に税關吏に出逢ひ若し我妻を見ざりしやと問ふに知らずと答へ甲板上に居らねば下の室を捜すべしとて税關吏も共に行方を尋ね與れ士官室の前を過る際よしに出會ひたりよしは涙に咽びながら右恥辱を被りたる次第を良人に告るにぞ喜代松聞て憤怒に堪へず右外國人を捕へんと直ちに其室に至るに外國人は夫と心付きたるや周章て逃出したるを漸く甲板上にて追付き事實を詰問すれど愚弄する如き樣をなして取合はねば詮すべなく他の者に就きて右外國人の姓名を聞くに同船乘組運轉手にて英國人某といひ又先きに私語きたる日本人は牛を積みて上乘りをなして横濱に到る久次郎といへるものゝよしの知れたれば彼是取調べに時を移し已に同船は拔錨の時刻に迫りたれば上陸して右の顛末を神戸警察署に告訴したり、然れども同船は同夜十二時に解纜して横濱に向ひ出たりと此後如何の處分あるや兎に角近頃稀れなる不都合の話なりと去る廿八日の大阪朝日新聞は報じたり、右よしが強姦せらるゝ前に外國人が一人の日本人と囁き夫より直によしを手込にせしと云ふに依れば此日本人こそ彼の外國人に強姦の事を勸めしか但しは其相談に預かりたるか何れにしても其情を知りたるに相違なかるべし、我が同胞が外國人のために辱かしめられんとするを見

ては力を極めてこれを救ふこそ其情にてあるべきに、斯る怪しき振舞あるとは憎みても餘ある奴原なり、而して此奴の名は久次郎と分り外國人の名前も略ぼ知れたる上は其筋に於てもこれを等閑に付せらるゝ事あるべからずと思はるゝなり、此のマルワ號は本日横濱を出帆して歸航する由なるが同地の警察署にして其手續に及びたらんには格別なれども然らざらんには其寄港の場所々々に於て嚴しく取計ありてこそ然るべけれ吾曹は我が同胞が斯る辱かしめに逢ひし事を聞てこれを默視するに忍びざるなり。

（東京日日新聞第五千二十二號明治二十一年七月三十一日）

英人强姦餘聞　前號に記したる兵庫縣攝津國菟原郡葺合村磯ノ町通五丁目五番地平民磯田喜代松妻よし（二十二）が去る二十五日午後十二時神戸出帆の英國ヒーオー會社の郵船マルワ號に乘込中同日午前七時三十分頃同船の一等運轉手英人某に强姦せられたる顛末に付き尙聞く所に據れば被害者は同港警察署の手を經て英國領事廳へ急訴したる由なれども最早同船の出帆せし後なれば同廳より横濱の英國領事裁判所へ急訴せられ又被害者夫婦は同港の警察署より添翰を持て高砂丸に乘込み去廿八日午後六時横濱居留地警察署へ出頭したるに付き一應取調の上翌廿九日は日曜にて當地（居留地）英國領事廳も休廳に付明後三十日午前九時迄に出頭せよと達せられたり、然るに右夫婦の者は何故にか時刻過るも出頭せざれば警察署にては本人共が止宿するといふ横濱長者町二丁目磯田留方を尋ねられしに本人は勿論磯田留方と云ふものもなく已を得ず其旨英國領事廳へ通知に及ばれぬ英國領事廳にても昨今は正午十二時の退廳なれどもマルワ號の出帆も差迫り居ればとて午後四時頃まで待ち居られしに遂に被害者は出頭せず又住所も分らずして已みぬ其に付一說には被害者はマルワ號の出帆迄に落着すまじと思ひ訴權を棄てゝ神戸へ引返したるならんと云へり、又横濱居留地警察署に於て被害者及關係人久次郎を取調べられたる模樣を聞くに被害者よしが暴行者に口に手を當てられたる際其手を押除んとして口唇に少く爪傷を受け現に其痕ありしと云ふ又牛の上乘りせし久次郎といふは被害者と同村にして同人の住所は磯神通り五丁目十五番地平民當時神戸區元町一丁目玉川小三郎の雇人岩佐久次郎（五十一）と云ふものなり、同人の申立中被害者が便所より歸り

下等室の入口に彳み居りし際英人某が婦人に語を掛けしは「向ふに美くしい部屋がある御前見物せぬか」と云ひたるも婦人は默して居りしが其後の事は知らず又右の騷動の後夫喜代松は被害者を捕へ裸體になし衣服體を檢めたるを見受けしが此は英人より金錢にても貰ひ受けしには非さるか懸命せしものならんか但し其際何も無かりしと申立たりと云ふ」又被害者より其筋へ差出したる暴行者の人相は左の如し。

一丈五尺五六寸　一面丸き方（但赤長鬚髯あり）一體肥滿（一目丸き方　一鼻高き方　一年齡四十歳前後　衣服は黑羅紗背廣上衣を着せり（但肩に凡二寸程金筋あり）一黑羅紗の海員帽を冠れり（但金色の筋四本あり）一ズボン白ホンゴロス着用せり、

扨此ピーオーの汽船マルワ號昨日午前九時神戸香港へ向け出發せり。

（東京日日新聞第五千廿二號明治廿一年八月一日）

英船マルワ號事件　横濱居留地十五番館英國ピーオー會社の社長リケツト氏は同社の郵船乘組人に强姦など云ふ不正の行爲ありては本社の不名譽なるのみならず取締にも關係する儀に付同船は本月下旬か來月五日頃迄には橫濱へ歸港するに付き其際被害者磯田よしを本船に伴ひ暴行者の指名を受けたき旨領事へ屆出でたるに付橫濱英國領事は豫て被害者と懇意なりと云ふ同廳の小使衣笠甚兵衛の妻ツルを以て被害者に其旨を通じ領事廳まで同行して諾否を聞きたるに本人よしは其儀を承諾して領事より本船到着の報告次第指摘に赴くことになれりと云ふ。

（東京日日新聞第五千三十號明治廿一年八月十二日）

マルワ號事件　一時噂高かりしマルワ號醜聞一件は磯田喜代松より左の一書を出し事落着に及びたりと云ふ但し喜代松の一書は英譯とせしを今重ねて日本文に譯せしなり、我々は此事に就きてモハヤ何とも申さず讀者の心中自ら判斷のあるならん嗚呼。

一千八百八十八年七月二十六日彼阿會社汽船マルワ號神戸より橫濱に出帆せんとするに當り磯田喜代松並に其妻ヨシ之に乘込み居りしが出帆に臨み右ヨシなる者神戸に上陸し神戸警察署に到り貴殿ヨシに對し無禮の所行に及びたる旨を訴へ出でたるが爾後よく／＼ヨシを取調べしに右は何か

の間違にて前申す如き所行は之れ無き由ヨシ自ら申し候に付右の訴訟は其後願ひ下げ候、然るに此事諸新聞に出で貴殿に於て不埒の所行ありしやに記載し有りて之が爲に貴殿の名譽を毀損するやうに相成り候事我等深く氣の毒に存候右の次第なるを以て我等は玆に本書を以て右出訴の理由無根なることを證明し併せて向後此事件につき決して何等の苦狀も申さゞる可きことを約束致し候依て其の爲め證書一札如件

本人並妻代理として

一千八百八十八年九月十八日

證人　磯田喜代松

證人　磯田治平（署名）

證人　内山盧雪（署名）

彼阿會社汽船マルワ號……殿前文は日本文を以て余に提出せられたるを譯出したるものにて余は神奈川縣（横濱）駐剳英國領事たる資格を以て玆に英譯文の正實なることを證明候也

一千八百八十八年九月二十日

神奈川（横濱）英國領事廳に於て

神奈川駐在英國領事

ジョン、ジェー、クイン（署名）

（東京日日新聞第五千六十九號明治廿一年九月廿五日）

マルワ號事件の再燃　一時落着したる英國郵船マルワ號醜辱事件の被害者磯田喜代松夫婦の實兄磯田治兵衛及藤牧茂の兩名に對し私書僞造の犯罪ありとて一昨二十四日午後十一時頃代言人皆川廣濟氏をして同港居留地警察署へ告訴せしめたる顚末を聞くに曩にマルワ號運轉手コルニシュ氏の代人なる内山盧雪氏へ事實相違の證明書を出して金二十圓貰ひ受けし事ありしが其後磯田兄弟の間に弟喜代松の身持上より不和を生じ遂に喜代松夫婦は兄治兵衛方を去り同港戸部町十一丁目小泉忠吉方へ同居換をなし曾てピーオー會社より貰ひ受けある金二十圓の内若干を商法資金に分與すべき事を人を以て兄治兵衛方へ掛合ひたるに治兵衛は之れを拒み右の金はマルワ號事件が再燃すれば會社へ返戻する事になるも知れず且つ今弟喜代松に與へ無益に費消せしめては再び取り戻しが出來ず旁以て今暫らくの間預り置くとて分與せざりしを憤怒し居り

し由なるが、其後公事師の如きものが喜代松夫婦を煽動して彼の證明書は被害者の承諾せざるものと爲し强姦事件を再び起訴すべしと助言せしもの少なからざりしが夫等の爲めか今度喜代松夫婦は同港の代言人皆川廣濟氏に托して告訴せしめたる由なるが其告訴狀の大意は左の如し。

兵庫縣攝津國菟原郡葺合村磯部通五丁目四番地
平民　告訴人　磯田喜代松
右同人妻
告訴人　磯田ヨシ
神奈川縣横濱區常盤町四丁目五十四番地
代言人　右二名代理　皆川廣濟

私書僞造の告訴

神奈川縣横濱區長者町一丁目九番地
被告人　磯田治兵衛
同縣同區外國人居留地三十二番館
内山廬雪方
被告人　藤牧茂

右被告人等に對する告訴の要旨左の如し。

告訴人ヨシは英國ピーオー會社汽船マルワ號が明治二十一年七月二十六日神戸港碇泊中同船内に於て同船乘組員の爲めに貞操を犯されたり。

右件に關して被告人等は告訴人等に於てマルワ號一等運轉手コーニシユ氏に對て同人の爲めに貞操を犯されたるに非ざる旨の證明書を告訴人等の名義を以て僞造し内山廬雪を立會人として被告治兵衛自から證人と爲り明治二十一年九月十八日之れをコーニシユ氏に附與したり。

是より先き被告治兵衛は告訴人が曩に爲したる强姦の告訴は事實相違ある旨の證明書をコーニシユ氏に與へらん事を内山廬雪の代言人被告茂より依賴し來りたる旨を以て右治兵衛は告訴人等が當時東京滯在の宿所へ勸告し來りたれども告訴人等は之れを拒絶して承諾せざりき云々。

（東京日日新聞第五千九十九號明治廿一年十月廿六日）

私印私書僞造事件の免訴　マルワ號醜辱事件の被害者磯田夫婦より實兄治兵衛及證明書立會人藤牧茂の兩名に係る私印私書僞造事件は前號に記したる如く一昨二十日横濱輕罪裁判所に於て豫審免許の言渡を受けたり、右に付告訴人は此の豫

審言渡に對し不服を唱へ輕罪裁判所會議局に故障の申立をなし被告人は告訴人及新聞社に對し名譽回復の訴を起さんと云ひ居るよし其判決文は左の如し。

豫審終結言渡書

磯田治兵衛
藤牧茂

右兩名に對する私印書僞造被告事件豫審を遂ぐる處被告人磯田治兵衛は實弟告訴人磯田喜代松の代理と稱し明治二十一年九月十八日神奈川縣横濱區外國人居留地三十二番館に於て被告藤牧茂の筆寫せし證明書と題する告訴人磯田ヨシが英國ピーオー會社汽船乘組運轉手コーニシユに全く交通强姦せられたるに非ざる旨の證書に證明主磯田喜代松の氏名を自記し其名下に買來りたる喜代衛の印にあらざり印を押捺し己れ自ら其證人となり、之をコーニシユ代人神奈川縣横濱區花咲町五丁目六十七番地平民内山蘆雪の使藤牧茂より該證明書請求の談示を受けたるに因り明治二十一年九月十六日證明書被請求本人即ち告訴人喜代衛が滯在する東京京橋區新榮町七丁目一番地綿谷ヨシ方に至證明書請求の談示を受けたるに付ては此に對する處分如何を尋ねたる節喜代松より宜敷様取計ひ呉れ印形も持參し居らざれば何印にても押捺致し呉れとの委托を受け歸宅し則ち前顯明治二十一年九月十八日蘆雪に面會し談判の末右の證明書を交附したるものなる事は參考人綿谷ヨシの陳述告訴人喜代松の申立の一部被告治兵衛の陳述に據るに明瞭なれば其所爲罪と爲るべきものに非ず。

被告藤牧茂は明治二十一年九月十五日右内山蘆雪の使として被告磯田治兵衛方へ至り前記の證明書請求の談示を爲し爾後治兵衛が證明書の請求を受たる本人前掲磯田喜代松方へ承合し喜代松より其書面差出方の委托を受けたる旨を聞き明治二十一年九月十八日前述する横濱居留地三十二番地に治兵衛を案内し内山蘆雪に紹介し兩人の談示に立會ひ而して内山蘆雪の陳述せし證明書文案を記し之を清寫し治兵衛に附與したるものにして治兵衛に於て前掲の如く記名押印して交附したるものなれば治兵衛と共謀して其證明書即ち私印私書を僞造したるものに之れなく且右所記の行爲は罪と爲る可きものにあらず。

右の事實なるに因り治罪法第二百二十四條第二に照し免訴を言渡す。

但告訴代人皆川廣濟より差出したる新聞紙二葉及被告磯田治兵衛より差出したる證書一證明拾一は各差出人に還付す。

(東京日日新聞第五千百十七號明治二十一年十一月廿二日)

マルワ號の强姦事件　去四日の神戸又新日報を見るに彼の强姦事件に關係ある彼阿會社汽船マルワ號は一昨々夜再び當地へ入港したるにより神戸警察署よりは一昨日午前三時警吏が同船に出張し彼の强姦の助けを爲し若くは强姦せらるゝを見す〳〵見逃したりとの嫌疑ある一ボーイ通名久太郎を引致して連歸り目下同署に引致して取調を爲し居れり、然るに右マルワ號は既に一昨日解纜香港へ向ひ發航したるより同署より檢事局の手を經て居留地領事廳へ吟味の請求ありたるにも係らず領事廳にては何等の手答もなさずして彼の主犯者の嫌疑ある乘員をば無事に出立せしめたるものと見られたりと記せり左すれば神戸警察署にては被害者が前の告訴に依て今以て久太郎を取調べ居らるゝ事なりと知らる然るに被害者は既に横濱に於て告訴を願ひ下げたるの今日なれば神戸警察署の取調も無効に屬するの外あらざるべし、又同新聞の記する所を見るに被害者夫婦のものが横濱へ出立する時神戸警察署より横濱警察署へ宛たる添書を差出して其保護を求めしめ同警察署へも當警察署より同人等の保護を依頼する旨更に申送りたりとあるに依れば神戸警察署にては被害者夫婦の爲に十分の保護を與へたりと知らる然るを被害者は訴訟の願下を爲したりと聞かば神戸警察署にては隨分意外の思ひなき能はざるべし。

(東京日日新聞第五千廿八號明治二十一年八月七日)

婦人洋服の下火 (明治廿一年八月廿三日)

女洋服の運命　一二の紳士淑女が首唱せし束髪と共に流行り出せしは女洋服にて既に已ん事無き筋よりの告諭もあり、共に續きて伊藤伯爵の宮内大臣におはせし頃頻に奬勵の手を盡され我國の文明を歐米と爭はんは女子の品位を高むるにあり共には從來深窓の下に潜みて人に遇ふて先づ羞るを德とする亞細亞風の陋習を打破せざるべからず、而して其第一着手

は舞踏會なり、音樂會なり、貴夫人令孃の交際會なり、踊れ舞へ、囃せ、囃舌れソレに從來の日本服は不都合なり必ずや洋服か噫洋服々々開化の美風を眞正に我國に注入して赤髯者流に長足進歩の一驚を喫せしむるは眞個に唯其れ婦人洋服の一事にある乎と百方慫慂せられたるが其効驗著くして世は靡然として洋服の境界に進みたり、然るに之を爲す一二年ドウモも此頃はお腹が痛む　ナンだかお飯がおいしく無いソリヤ胃病だ　子宮病だ　お出入の醫者は額を顰めて　奧樣の御病氣は全くコルセットの胸部壓迫に原因致す唯今の中御保養遊されんと容易ならぬ御不自由の儀も出來すべし、夫人に容易ならぬ不自由を感ぜさせられては一大事殊に新調の費用にハタと當惑の折柄なり內々は要でも無き流行物と此方は頭痛の最中なれば究竟の忠告ござんなれと早速衛生論から持込み日本服再登用と相成る向も少からず、蓋し人の雜談は千萬人の雜談なり此より洋服の廢止論盛んになりて、先日喋々の利益談は今日種々の不便說となり遂に府下の女洋服十が五六を減じたり、着手は先づ此にても可なるべし、唯だ雜談千萬なるは此の流行に誘導せられて女洋服舖を新開したる店々なり從來男服專門の裁縫では胸の締り、腰の廣がり、何分思ふ樣ならずさり迚今日人を遣りて留學させても目下の注文を辨ずるに足らずエート給料は高くても仕立さへ上手にすれば取れる注文の利益で埋合せは附くと見當をつけて或は巴里に倫敦に人を派し月給數百弗の裁縫師をエイヤツと雇ひ入れ船に積んで是れ見よがしに鼻高々と歸つて見ると右の仕義從來の職工すらも裏刺の手を止めてハンケチの端縫に雇はるゝと云ふ運命なれば高々の教師も精巧の職人も唯手を明けて遊ぶ計り此に隨ふ各地方の織元も同じ苦情折角の資本を棄てゝ西洋機の出來上りし頃には早く服地の末路となりて織るには織られず賣るには賣られず、注文至らず客戶を跨がす已なん哉〳〵と苦情の呻きは一ト頻りのボールの靴音よりも囂しと云ふ嗚呼商人の迷惑此上もなし、文明の風を誘致するも社會の道德を改良するも其目的は美なりと雖も其方法の如何に依りては大に經濟上に差響くこともあるべし誘導の任に當る人々は能く其前に三省ありたき事なり。

(東京日日新聞第五千四十二號明治廿一年八月廿三日)

馬場辰猪の客死 （明治廿一年十一月七日）

馬場辰猪氏死去　同氏が米國にて肺患に罹り費府の大學病院にて療養中の由は過日より聞居たるが療養其効なく空しく鬼籍に登りし由、一昨日親族の許へ報知ありしと云ふ、氏は特に法學に深きのみならず有名なる能辯家にて將來有爲の人なりしに壯年にして物故せしは實に惜むべき事共なり。

（東京日日新聞第五千百四號明治二十一年十一月七日）

大毎の創刊 （明治廿一年十一月十三日）

大阪毎日新聞　休刊の大阪日報を再興し大阪毎日新聞と改題して東海散士柴四郎氏を主筆とし宮崎三昧道人其小説を擔當して納入六頁の大新聞とし來二十日より續々刊行する由なり。

（東京日日新聞第五千百九號明治廿一年四月廿二日、）

知事へ決鬪狀 （明治廿一年十一月廿一日）

知事へ決鬪狀　先きに暗殺の信書を受けたる徳島縣知事酒井明氏は此の程又決鬪を申し込まれしと言ふ、尤とも決鬪狀は郵便にて着したる封書の中にあり、文中には西覺圓村の水害云々に付き三十餘名の總代となり、來る十一月二十日午前七時三十分名東郡喰川原に於て決鬪せんとす日本刀を携さへて來らる可し加勢は何人あるも苦しからず、若し出會されざる時は當方より推參す可しなどの文字あり別に姓名を記さずして只差出人農人とありたる而已なりと云へば又例の好事者流が惡戲に出でし者なる可しと東雲新聞に見えたり。

（東京日々新聞第五千百十六號明治二十一年十一月二十一日）

飛んだ不敬罪 明治二十一年十一月十七日）

去る十七日麻布の某宮邸に押入りたる怪漢は主人手植の庭木を片つぱしから荒し居たるに、宮家は勿論宮内省より、宮警視出張現物取調べ中、屋上より大猿公放尿し警視の頭帽にかゝりたるにより直に犯人判明し、大立ち廻りののち取り押へられ、不敬罪狀明白なるにより直に送局せられしと。

（東雲新聞明治二十一年十一月二十二日）

不敬罪の宣告 (明治廿二年一月六日)

昨年十一月五日德島富田浦町常盤座に於て政談演說の際中止の上拘引の身となりたる多田志津雄氏に係る不敬事件は左の如く宣告されたりと。

裁判言渡書

香川縣讃岐國那珂郡原田村平民
無職業　多田志津雄
二十五年十ヶ月

右多田志津雄ガ　天皇陛下ニ對シ奉ル不敬事件檢査官ノ訴公ニヨリ公廷ニ於テ被告ヲ尋問シ本案證據書類ヲ朗讀セシメ檢察官ノ意見被告答辯ヲ聞キ審判スル左ノ如シ。

被告志津雄ハ明治十六年二月二十四日毆打創傷罪ニ依リ京都輕罪裁判所ニ於テ重禁錮十五日ニ處セラレタル身分ヲ以テ同二十一年十二月五日德島縣阿波國東郡富田浦町常盤座ニ於テ政談演說會ヲ開キ會主兼演說者トナリ數十ノ傍聽者面前ニ於テ節儉論ト稱スル演題ニテ先ヅ歷史上ニ據リ往古國家興亡ノ事蹟ニ就キ奢侈ハ國家ヲ亡ボシ節儉ハ國ヲ起ス所以ヨリ說起シ次ニ本邦ノ現勢稍奢侈ノ傾キアルコトヲ論ジ終ニ天皇陛下モ政務ニ意ヲ注ガレズ大臣ノ心ニ任セ人民ノ困難ヲ知ラズト演シタルハ即チ　今上天皇陛下ニ對シ奉リ故ニ誹謗ノ言辭ヲ以テ其威嚴ヲ凌瀆シタル者ト斷定ス。

其證憑ハ被告ニ對スル檢事及警察官監察官ノ各調書集會屆書傍聽筆記書被告供述ノ幾部等ニ依テ充分ナリ。

右犯罪ハ刑法第百十七條ヲ適用シ輕罪ノ再犯ニ係ルヲ以テ同第九十二條ニ依リ本刑ニ一等ヲ加ヘ三月二十二日以上六年三月以下ノ重禁錮ニ處シ二十五圓以上二百五十圓以下ノ罰金ヲ附加シ同第百二十條六月以上二年以下監視ニ附スヘキモノトス。

依テ多田志津雄ヲ重禁錮三年ニ處シ罰金百圓ヲ附加シ監視一年ニ附ス。

明治二十一年十二月二十七日於德島輕罪裁判所檢事谷口重郷立會宣告ス。

始審裁判所判事　池田覺三
裁判所書記　杉本有隣

(時事新報第二千百六十一號明治廿二年一月六日)

憲法發布式 (明治廿二年二月五日)

帝國憲法發布式

我帝國憲法の發布式は來る十一日を以て行はるべき旨は豫ねて本紙に於て讀者に報道したる如く彌よ其筋に於ても御治定ありて其次第を一昨日の官報號外を以て發布せられたるに付き吾曹は即日又た本紙の號外を發兌して之を讀者一般に報道したり、吾曹は謹みて其の御式の次第を一讀するに　陛下高御座に着御あらせ給ふや否や内大臣憲法を奉る次に

勅語あり憲法を内閣總理大臣に下附し給ふ内閣總理大臣進て之を奉受す此御式中　皇后陛下は　高御座の右側に別に御座を設けて參觀し給ひ各親王殿下及御息所にも御左右にて參觀ある扨て此式に與るべきは内閣總理大臣、樞密院議長、各大臣、親任官、公爵、勳一等、勅任官、府縣知事、麝香間祗候、侯爵、伯子男爵總代各一名、内大臣、宮内大臣、宮内諸官、近衞將校は御式を助け參らせ各國公使、公使館員は左側に參列して陪觀し勅任取扱雇外國人、勳三等以上、内外國人、在京奏任官三等以上、始審裁判所長、奏任官四等以下、每等總代各一名並に府縣會議長は拜觀を許さるゝと承はる。

實に此御式は我國古今未曾有の盛典にて吾曹が曾て申せし如く　神武天皇の紀元、王政維新の盛時と併べ稱して以て我帝國の歴史に特筆大書せざる可らざるの盛時なり、　神武の昔は暫く云はず古來我國政體の變遷一として平和に遂げたるの例しなく、殊に王政維新の際と雖も尚ほ多少の亂を醸し、血を流したることあるは誠に止むを得ざりし次第ながら悲慘の狀を呈するを免れざりしなり、然るに今回憲法の發布は我國祖宗以來の政體を改良し人民に與ふるゝ參政の權利自由を以てせらるゝなれば實に古今未曾有の變遷なりと云はざるべからず、此古今未曾有の變遷を爲すに平和の手段を以てせしめ亦た夢に流血の悲慘を見ることなく和樂洋々の間、聖壽萬歲の聲の中に爲し遂げしめ給ふも是れ畢竟するに我叡聖文武なる、　天皇陛下が民を愛ませ給ふ至仁なる大御心よりせさせ給ふ儀にして其目出度きこと申すべき語もなく世界は廣く萬國に多しと雖も斯程までに安らかに平らけく斯る變遷を爲し遂げし例は古今未だ曾て有らざる所なり、彼の普漏西憲法の發布も王家の人民に迫られしに出で、英國憲法政治今は其

美を天下に誇ると雖も時に貴族若くは人民の脅迫の餘に成りたる廉も多し、佛國の憲法は亡國の餘に成り、米國の憲法も亦離反獨立の結果なり凡そ、世界憲法の歴史を案ずるに、何れも多少不吉不祥の事變之に伴はざるはなし、然るに我國憲法の發布は其原因を尋ぬるも全く、聖意の仁なると良民が誠實の願望とに過ぎず、彼の當日に於て砲聲の四方に響くものは盛典を祝するの砲聲なり、空に爆發の聲を聞くは府民が、聖壽を祝する烟花の響、閧の聲と聞ゆるは君が代の合唱にやあらん、萬民喜ありて、悲あるを知らず、然して此間に此式を行はる、吾曹が之を稱して古今未聞内外未曾有の盛事と申さんも誰か其言を謗るものあらん、此の聖明の下に臣民たるもの當日を祝し奉らでやは濟むべき。

今ま吾曹が聞く處に據れば流石は輦轂の下なる我東京府下の諸區内に於ても人民有志相擧りて當日の祝意を表せんと計畫せるもの丶如し就中　宮城の在る麹町區の如きに於ても同區議事堂には、兩陛下の御眞影を揭げ區民の禮服を着用せるものに禮拜を許し且之に祝酒を饗し、區内各小學校生徒を議事堂構内に招集して君ケ代を合唱せしめ、議事堂内外には聖壽萬歲の四字を大書したる數百の球燈を釣るし正門には弓門を設け又區内各町には戶每に祭燈を揭げ列ね杯種々の催あり、其費用は一切區民有志の寄附を以て辨ずる由に聞けり、事些末に似たりと雖も以て其祝意を表するに足るべし、又た神田、日本橋、芝の諸區を始め十五區追々に其準備も整ふよしに聞く誠に喜ぶべきの事共なり固より無用の費を擲ちて非常の騷動を爲すは吾曹が執らざる所なりと雖も心の程は之を盡して以て祝賀の意を表せんこと我々人民が德義上の義務と云ふも可なるべきか、希くは其前後大小を論ぜず全國隅の隈まで行き渡りて當日の盛典を祝し　聖恩に謝し奉るの擧あらんことを。

（東京日日新聞第五千百七十號、明治二十二年二月五日）

憲法發布の心得

憲法發布の日は大切の日なり、三千九百萬の人民が實に大旱に甘雨を得ると同一の思を爲すの日なり、人民が喜のあまり祭禮を爲すも可なり、山車を引くも可なり、熱に浮かされ狂氣するも何れも喜の餘に出づべきとなれば少しも差支なし、甚しきは讀賣新聞記者の如きは憲法と情死せんとまで記した

るが未だ憲法の姿さへも見ぬ中に情死とは餘に氣早し但し古よりは見ぬ戀にあこがれると云ふことはあれども見ぬ先より情死とまで覺悟するはたとひ江戸つ子氣象とは言へ餘りに早まりはせぬか、是れしかしながら歡の情、極れるものなると之を大切に思ふの眞心とに出でたるものなれば感心の外は候はず吾曹の如きは未だ情死と迄は覺悟せざれども二世三世までも堅く契りて四海波靜かに和合一体此憲法と夫婦仲よく暮さんとは覺悟するものなり、其事は措らく置き吾曹は昨日の紙上に於て憲法發布前の心得を述べん人民狂奔の餘に言行を誤り或は法に觸れ治安を害し折角歷史上の盛時に一の斑點を加ふる無らんことを望み人民和樂　聖壽萬歲の唱歌の中に此大典を拜受すべしと記したるが尙ほ本日の紙上に於て聊か其發布後の心得を記せんと欲するなり。

固より今回發布せらるべき憲法は如何なる完全のものなるや吾曹は未だ之を拜讀せざれば讀者に對し明言し難しと雖も仄かに聞く所に據れば　聖上御仁惠を以て我國の歷史の許す限り、目下國勢の許す限りは充分の權力を議院に與へられたる由にて、譬ひ歐州立憲の諸國に示すも敢て恥しからざる程のものなりと傳へ聞けば誠に歡喜此上なしとは申せ共吾曹が昨日の紙上にて述べし如く隴を得て蜀を望むは人情の常。物を貰ひて多からざるを恨むは人間の曲り根生、况んや菓子は上戶の口には向かず酒は下戶の口に入らず人間各心を異にすれば三千九百萬中或は尙ほ多からんことを望み若くは、尙ほ少からんことを願ふものなきにあらず、實に怪けしからぬことながら人心の自由は如何とも致方なきなり、然りと雖も吾曹は豫め此輩に向て忠言を請ひ今回發布の憲法にして多少各自の好向に應ぜざる所あるも誠實の意を以て　至尊に進め參らすべし猥りに之を誹議攻擊して折角　聖主の仁意を空くする事勿れ、且つや憲法一たび定まり左る以上は國家の基礎更に角爰に定まるものなれば之に向て攻擊を加ふるは我家の礎を碎くに等しからん吾曹は此惡弊の端緖を發せんことを恐るゝなり故に多少意見の相異なるものも徐ろに忠言を呈するを以て其の本分とすべきものなる也、決して之を以て尋常の法律規則の發布と一樣に見るべからず、一樣に取り扱ふべからざるなり之れに反して猥りに憲法を誹議し若くは過激の舉動をなして國家の大本を動かさんとするものあらば只に　陛下

の罪人たるのみならず皆に社會の公敵と認むべきのみ、若し進むべきの忠言あらば許し一時は之を受くる筋の忌諱に觸るゝも、陛下の爲め國家の爲めには死を以て之を進むるに吾曹は、一歩も他に讓らざるべし、然りと雖も國本搖動破潰不倫の言行には吾曹又た死を以て爭はんと欲するのみ、故に憲法發布の後に於ては世の政治に志あるもの先づ之に對て爭ふの念を斷ち此の利器を實地に利用して以て其國の方法を講ずるの歩を爲さざるべからざるなり次に吾曹が憲法發布後に於て社會一般に望む所のものは憲法の眞意を攻究するの一條是れなり、苟くも人民が此無上の賜を得たる以上は何を以て、聖明の恩に報ひ奉らんや、聖壽萬歲の聲、君が代の聲は恐れながら　陛下の御意を滿足せしめ奉るに足らざるべし祝砲の響、煙火の音、未だ以て、龍顏を麗しくし奉るに足らざらん然らば則ち何を以て、御意を滿たせ奉らんか他なし、聖意の在る所を探りて之に對し奉るの一事あるのみ、吾曹は陰か聖慮の在る所を察するに人民をして憲法に與へたる所の權利を全くせしめんことと第一なるべく又た憲法に於て人民に賦課し給ひたる義務を全うせんことは其第二なるべし苟くも此大法に於て定め給へる權利義務を全ふせば　陛下至尊の御意初めて御滿足にあらせ給ふならんと深く信じて疑はず吾曹は他に良方便あるを知らざるなり、左りながら我々人民が之を全せんには先づ其憲法の深意の在る所を探りて權利を明にし義務を瞭かにせずば或は其濫用の恐もあらんか之を濫用するに至りては啻に、聖意に反くのみならず爲めに國家の治亂に關せん、聖上に對しては不忠の臣となり、下に在りては自滅の身とならん、今より以後議員の選擧を爲して以て實地に此權利義務を實行せんには尙ほ一年の歲月あり宜しく此間に於て憲法の法意を詳かに攻究すべきのみ、凡そ憲法發布後の心得頗る多しと雖差し當り目前に必要なるものは獨り憲法に差して抗爭を爲さざることと及び憲法の攻究を忽せにすべからざることぞ第一なり。

（東京日日新聞五千百七十九號明治廿二年二月七日）

憲法發布に關する彙報　新橋橫濱間の鐵道は來る十一日第三號大汽鑵車を用ひ列車を增加し夜間は臨時汽車を發する由又、日本鐵道會社兩毛鐵道會社水戶鐵道會社は當日には特別往復切符を發し定價の二割五分を引下げ馬車鐵道會社にても

同く二割五分を引下げ一區一錢五厘とし拜觀人民の便を與ふる由消防本部に於ては準備の爲め、來十一日の馬場先門内巡査派出所脇へ蒸汽喞筒一臺を備へ官吏數名を出張せしむるよし又各公立小學校生徒は盛典祝賀の爲め御道筋の路傍に整列して君ケ代の唱歌合歌する筈なるが日本橋及銀座通り車馬の往來繁きにより、宮城前より吳服橋に至る御道筋と赤坂より青山練兵場へ至る御通筋に整列するよし尚神田區岩本町外數ヶ所の古着市場及同區多町の青物市場は十、十一の兩日休業又日本橋區内の地主數十餘名は昨日區内浪速町なる千歳座附茶屋盛元に集合して區内各所飾付の事に協議會を開き伊藤區長も臨席し祝祭委員として中井新右衛門氏外十九名を推選し千歳座にて祝祭を擧行し兩國橋及日本橋には大綠門を建て各町へも同樣の綠門を建て大川中に於て煙火打揚る筈なりと又銀座三丁目へは大鳥居を建立する由也芝區にては公私立小學校生、高等、尋常科とも三年生迄千餘人は十一日午前十一時各學校へ集合し、夫より愛宕山に於て勢揃ひを爲し御道筋へ整列し市役所前に至り唱歌を爲して退散の筈なり又同日府會議員は同樣御道筋へ整列し白縮緬にて長さ一丈巾四尺國家萬歲と大書（金井元老院議員の揮毫）したる大旗を推し建て各町へは大綠門又は國旗交叉の大閃を揚げる由也深川東西元町にては在來の鉾山車を出し區會議員及び支配人にて諸入費を支辨する由、新吉原にては同所運動場に於て一間如に藝妓數十名手古舞踊りを催し花火を打ち揚ぐる由又洲崎遊廓は花火の間に合はざる爲め十日迄には是非とも梅を植付廓中一同鬼提灯を點ずるよし又千住三丁目貸座敷業樓主石坂瀧三中田樓主、横尾儀六兩人の發起にて同所に花火を打揚ぐる事に決せり。

同上に付き市中の影響　來る十一日には各銀行商會は申す迄もなく府下重立たる人々も大抵軒下に球燈を點じて鳳輦鸞駕を迎ふれば其道の商人中にて少しく手の速き連中は疾くも手を廻して府下の提灯を買占め尙其產地なる岐阜地方に番頭手代を出向はしめたる向もありしと聞くが、實に昨今提灯の騰貴方は非常のものにて上等地物千張平日一圓五十錢位のもの二圓三日前より三圓五十錢となり昨日頃より一足飛に七圓五十錢の高價を現はするに至れりとぞ又昨今各地方より憲法發布の盛典を拜觀せんとて上市する者陸續たる爲め宿泊料に非

常の影響を與へ上等七十錢位の者も今は一圓二三十錢に上れるよし又同日は既に前にも云ふ如く府下名所にて山車屋臺等を練出だす用意あるを以て昨今呉服屋も中々の繁昌なりと云へり。

（東京日日新聞第五千百七十九號明治二十二年二月七日）

憲法發布式に新聞記者の拜觀を許さる

憲法發布式は古今未曾有の大典なり此大典は尋常祭禮等の如き式とは異なりて其發布せらるべき憲法は上　皇室の特權を定め下人民の權利自由を確めらるべき國家根本の大法たるが故專ら　皇室と人民との關係を定められたる儀にあれば成るべく人民を代表するものをして多く此盛式に參列せしめられざるべからず啻に府縣會議長のみならず全國議員にても願のものは之を許し輦轂の下にある東京府の府會議員は勿論市會議員等にも之を許さるべし就中世の耳目と稱せらるゝ新聞記者にも拜觀を許されなば當日其式の模樣共は誤謬なく之を全國一般に報道することを得て頗る上下の好都合なるべし云々と云へることは既に前日の本紙に於て當局の注意を促したる所なりき然るに好し三日に發布せられたる憲法發布式の次第を拜讀せるに人民を代表するものにして之に與へるべきは府縣會議長に止まりて新聞記者は之に與らず頗る吾曹を失望せしめたるのみならず定めし諸新聞紙の愛讀者をも失望せしめしなるべし斯くて過ごすは我々が職分に於ても上下に對して相濟まざる儀に付き諸新聞社一同申合せて、拜觀の願書を其筋に呈さんと一昨日來奔走せし向もありしが幸にして其上に於ても種々御詮儀ありしが之を許さんにも式場廣狹に限あれば數多の新聞記者を一同に拜觀せしめんこと實際に於て出來得べからずとの評決にやありけん十名を限りて許さるゝことゝ相成り昨日諸新聞、雜誌記者一同を警視廳に呼び集められ諸社の中より總代として十名を選出して之を差出すべしと達せられたり、尤も右の十人を許さるゝに付きても非常の差し繰りをなされたるよしなれば譬ひ諸新聞社を盡く滿足せしむる事能はずとも其官の原意の程は實に感謝に堪へざるなり譬ひ十人なりとも我々府下新聞社の總代なれば此十人の總代が當日に見もし聞きもしつる事柄は諸新聞に漏なく精確の報道をなし得べきは言を俟たず依て聊か江湖の一般に滿足を與ふる事は得らるべしと信ずるなり依て其十人の總代は本日

諸新聞社員の集合に於て選定し之をして耳目の任を盡さしむべければ讀者諸君は意を安んじて當日を待たれんことを希望するなり。吾曹は一言を陳べて以て當局に謝し併て此事を諸君に報道す。

(東京日日新聞第五千百七十八號明治二十二年二月六日)

參內者心得　明後十一日の盛式參列及拜觀者の心得は左の如く定められたるよし、

一着服指示に違ふ者は參入を許さず、一外套は昇殿の節必ず車中に脫ぎ置くべし但婦人は此限に在らず、一宮中に於て正禮服靴を用ふべし、一宮中に於ては必ず脫帽すべし、一宮中に在ては指定場所を離るべからず、一宮中に在ては喫煙を禁ず、一參列拜觀の向は式の前後に於て最も靜肅なるべく退出の節は特に混雜無き樣注意すべし、一昇降下乘は二十二年一月九日宮內省號外達によるべし、一車馬の置場は總て皇宮警察官の指示を受くべし。

(東京日日新聞第五千百八十一號明治二十二年二月九日)

人民代表者の責任

明日の憲法は誰に向て發し給ふか、日本帝國人民に向て發し給ふなり、人民の如何なる種類は直接に此大典に與ることを得るか、府縣會議長と新聞記者とのみ、吾曹は前日の紙上に於て屢々論ぜし如く今回發布の憲法は君民間の關係を明示するものにあるものなるが故に之を發布せらるゝにも敢て群臣百僚のみならず直接に幾分の人民の分子をも召し集め給へかしと望み參らせしが　聖意既に爰に慮らせ給ひ嚮きには各府縣會議長を召集し給ひ後には式場の御手狹なるにも關せず非常の差繰を以て府下諸新聞雜誌記者總代十名に拜觀を許させ給ひぬ乃ち我々記者は喜び惶こみ早速に總代を選擧せしに、時事、報知、每日、讀賣、日本、改進、東京公論、東京新報と我東京日日新聞の十新聞紙が當選の榮を得たり右に附き時事新報社よりは津田興二報知新報社よりは箕浦勝人、每日新聞社よりは肥塚龍、朝野新聞社よりは青田嘉六、讀賣新報社よりは高田早苗、日本新聞社よりは橋本隆、改進新聞社よりは枝元長辰、公論新聞社よりは村山龍平、東京新聞社よりは朝比奈知泉、弊社よりは關直彥の十名を差出すことと定めて之を當局に屆け出でたるに直ちに許可せられて拜觀の席末に加へられたり、續いて昨日は又地方新聞社五名に拜觀を許さ

る〻旨を達せられたるに付き中外電報社、時事通信社九州日々新聞社、鎭西日報社、房總新聞社の五社共選に當りて同じく許可せられたり、右にて人民の側を直接間接に代表するもの〻拜觀を許されたるものは各府縣會議長及び府縣新聞雜誌記者十五名となりぬ是れ今日に於て事情の許されたるものにして吾曹は感謝の至に堪へざるなり斯く代表を許されたる以上は我々代表者たるものに於ても亦た盡す所の責なくて叶はんや。

凡そ新聞雜誌記者が此特恩に對して盡すべきの責は何にあるか新聞記者は直接に人民の代表者たるの資格は之を有せざるも自ら任ずる所は社會の耳目にありて世人も亦た之を許すもの〻如し、其處に於て新聞記者に拜觀を仰せ付けられしも畢竟耳目の任を盡さしめ當日の模樣を一般人民に誤なく、漏なく、報道せしめ、之に參するを得ざるの人民をして之を見るが如く聞くが如くならしめんが爲めの目的に外ならざれば第一に我々記者が盡すべき責は報道の精確、迅速なるにあるか之ならず吾曹が德義上に負ふ所の義務は人民一般をして憲法の何物たるを了解せしめ、又　憲法の深意の在る所を明瞭に說明して我同胞をして其權利義務の存する所を確かに知らしむるに在るもの也、我々果して此義務を盡すを得ば其職に於て恥る所なきを知る是れ我々記者一同が誓て盡さんと期する所なり。

又た顧みて直接に人民を代表する府縣會議長の責も亦た甚だ重しと云はざるべからず　陛下が特に此輩を召させ給ひしも敢て其榮職を重んじさせ之を優待し給はんとの爲めのみならず尙ほ一步を進めて各府縣人民に　聖意の在る所を普く傳へしめんとするに在るべし然らば則ち其代表する所の人民をして、聖意の在る所を知らせしむるも是府縣會議長が德義上の責任なり、其選擧區の人民をして憲法と云へるものは尋常一樣の法律と違ひ根本法たるものにして、決して動かす可らざるものたるを知らしむる亦た其德義上の責なり加之ならず其選擧區民をして憲法にて得たる所の權利を全うせしめ自由を濫用せしめず且つ其義務を守らしむるも亦責任決して輕少に非ず宜しく身を以て國家の犧牲に供し上は　聖意の厚きに對へ下は人民の輿望に添はざるべからず諸氏は皆な各其地方人民一般の望を負ふものなり將來其一擧一動は大に影響を人

民に與ふべきものなれば之をして方向を誤らしむるも其手裡に在り、之をして憲法の慶に頼らしむるも亦た其手裡に在り此諸氏、既に郷に歸らば、須く立憲政治政治家たるに耻ぢざるの言行を以て斯民を立憲政治の民に導かるべし、諸氏既に其覺悟あらん吾曹は之を言ふに及ばざるべしと雖も吾曹も亦自ら守る所を記して以て諸氏と相應接し以て上下に盡す所あらんと慾するが故に暫く所見を記するを爾り。

（東京日日新聞第五千百二十二號明治二十二年二月十日）

新聞記者拜観　嚢に拜観を許されたる東京十社新聞紙の外中外電報（京都）時事通信社（東京）九州日々新聞（熊本）鎭西日報（長崎）（房總新聞（千葉）の五社員は盛式拜観を許されたり重ね／＼も有り難き御厚遇にこそ。

（東京日日新聞第五千百八十二號明治廿二年二月十日）

雲井龍雄の大赦證書（明治廿二年三月十六日）

故雲井龍雄氏の大赦證明書

明十七日故雲井龍雄氏の大赦報告祭を執行する由は既に本紙に記載したるが同氏の實甥日賀田貞識氏は此程大赦證明書下附の儀を大審院に出願せしに昨十五日左の如き證明書の下附ありたるに付祭禮の際は同書を靈前に供する筈なりと。

證　明　書

元米澤藩　亡　雲　井　龍　雄

右明治三年十二月廿八日東京府ニ於テ處斷ヲ受ケタル内亂ニ關スル罪ハ本年勅令第十二號ニ依リ消滅

明治二十二年三月十五日

大審院　檢事長　名　村　泰　藏

（時事新報第二千二百三十號明治廿二年三月十六日）

華族に對する不滿（明治廿二年五月廿八日）

左の記事は、政府が國有鐵道を華族の團體に拂下げんとせしを、非難したる福地源一郎の痛論である。

何故に人民は華族を保護せざるべからざるの義務あるや

我國の華族は如何なる日月の下に生れたるや坐食して皇室の恩遇を受け特別に法律の保護を受け尚ほ又た人民租税の負擔より成立ちたる國家の財産たる官有鐵道の拂下げを得て特

別の利益を受有せんとす吾曹は官有鐵道拂下げの利害を討究するの前に於て先づ之れが拂下を受くるの特恩を知るべき華族は現に如何なる特別の國家に勳功ありて斯る特別の恩遇を受るの理由ありや、又た我々人民は如何なる義務ありて國の財産をも放擲して華族の前途を見屆けざるべからざるやを識者に質問せざるを得ざるなり。

抑も我國華族は其舊勳に對して特別の恩遇を有し居るや、又た華族の待遇は不滿足なりや不やを觀察せんに凡そ我國華族と云はるゝ中には之を大別せば公家華族大名華族及び新華族あり公家華族の中には其古きは神武帝の東征に從ひし家柄もあるべく中古王朝の功臣の裔もあるべく大名華族の中には大古の豪族もあれど德川氏の親戚功臣の子孫もあり何れも其祖先の功業と勢力との餘光を以て久しきは數千年短きも數百年間富貴顯榮を享有し人民の上に位して其の威德を保存したり、王政維新の後と雖も僅かに諸彥の政權と兵士とを朝廷に返復し藩籍の奉還を聞き屆けられたるのみにして其爵位を保有せしめ賜ふに公債證書を以てし其財産を保全せしめられぬ其維新の業に與りたる諸藩は申すに及ばず其恩朝廷に反對したる諸藩にまでも及ぼされたるは恩遇の最も優待なるものと云ふべし華族諸公も亦た幾分か思はざるべからず其れは他なし朝廷斯くも公等を重んぜらるゝは敢へて祖先の舊功に報ひらるゝが爲めのみにはあらざる事を若しも其祖先の舊功に報ひんが爲には既に久しく其子孫に寵榮を與へられたれば何程祖先は地下に不滿を鳴らす事あらん加之ならず其貴族の寵榮を受くるものゝ祖先中には却て王家に誠實ならずして王家に誠實ならざりしものに誠實なりしものもなしとせざるべし、然るに朝廷は一視同仁等しく之を寵遇せらるゝものは他なし社會の秩序を重んじ猥りに貴族を衰滅せしむる事の國家に不利なるを思はれたればなり、且つ我國憲法に於ては華族に與ふるに最大政權を以てし少數華族をして帝國議會の一方たる貴族院の大部分を占めしめ既に失ひたる政權の大部分を回復せしめられたり。

又た先年既に世襲財産の制を定められ凡そ華族の有する動不動産は其願に依りて世襲の財産と認められ法律上に於て諸公は如何なる負債あるも義務あるも其財産には世の人をして手を附けしめず一旦華族の手に歸したるものは永世其專有た

らしめらるべくも斯る制は封建の世歐洲諸國にも古く行はれたる所ろなれども其結果の國家經濟の上に有害なる事一階級專有の不公平なる事と共にして追々に廢滅せらるゝ今日に於て我國にては尙ほ華族を優遇し曾て我國になき專有性質の世襲制を設けて厚く華族のみを保護せらるゝ、元來吾曹は世襲財產の制には大不同意なるものなれ共一旦我朝廷の與へられたる特權なれば詮方なく之を默過し居るものゝ華族一家の爲には無上の特典なりと思はざるべからざるなり、右に依て之を觀れば我國華族は爵位を得ては人民の上に位し、政權を得ては少數にして大部分の權力を有し財產の上に於ては特別の保護を得て之を永世に傳えしめらる我政府が華族を遇する事至れり盡せりと云はざるべからず尙ほ其上にも政府が華族銀行を設立せしめ其資本の中より一千萬圓を借り上げられたるは當時の必要に迫りたるものとは云ふものゝ又た華族の前途を慮られ他より借り入るゝものならば寧ろ華族銀行より之を借り入れ相當の利子を下け渡さば却て華族の利益なるべしとの內情に出でし事は又覆ふべからざるの跡なり、政府は既に華族を遇する事斯くの如く優にして且つ厚し、然るに何が故に尙ほ此上にも與ふるに特殊の恩惠を以てし國家の財產たる官設鐵道までをも華族に拂ひ下げざるべからざるの理由あるや吾曹は謹みて之を承らんと欲するなり。

凡そ特權を有し特恩を有する者は又た特別の義務を法律上道德上に負はざるは論ずるまでもなし、今また我國華族諸公は斯くの如き特權と特典とを有す然るに華族は政府に對して負ふ所の義務にして如何なる特別の義務あるや凡そ華族諸公が負擔せらるゝ丈けの義務は我々人民も亦等しく之を負擔して少しも劣る所なきには非ずや、又た負擔して少しも異る所なきに非ずや、又華族諸公は如何なる恩惠を人民に與へられたるか、又た與へ居らるゝかや、人民は未だ之を領受したる事なし又た之を領受するを好まざるなり、然りと雖も歐洲貴族は其富資と勢力とを使用して間接に人民に利益を與ふるもの多し或は學術を奬勵し技藝を保護し慈惠を施こし宗敎を維持し以て惠を間接に一般人民に及ぼすこと最も厚し中には驕傲奢侈猥りに人民を凌辱し廉貪して其富を重ねる事を是れ勉むるものありと雖も貴族が社會に對する德義上の義務は之を心得るもの多く又實際に之を行ふものも多し斯くてこそ貴族

たるの地位を保つべく人民の愛敬をも受くべけれ然れども欧洲諸國に於ては人民の租税を積みたる資を以て貴族を保護するを聞かざるなり、我國華族諸公は能く其特權と特恩とも有せらるゝ割合に德義上の義務を社會に負擔せらるゝ無、吾曹は未だ之を知らずと雖も兎に角斯る特權あり特恩ある貴族社會を尙ほ特別に保護せんが爲めに我々人民一般の負擔より成り立ちたる國家の財産を拂ひ下げて以て專ら其の階級を保護せざるべからざるの義務を我々人民に於て負擔せざるべからざるや、吾曹は之を解釋するに苦しむなり、今日は一般人民に於ても鐵道の利益ある事を知り左ほど望なき私立鐵道の株さへも爭ふて之が募に應ずるの時なり、若し官設鐵道を拂下げざるべからざるの事情あり理由あるものとせば何故之を廣く人民一般（華族も平民も）に募りて組織せしめたる一大私立會社に拂下げられざるか六千萬圓決して募るべき望なきの類に非ざるなり、左ほど政府に於て特に餘さるゝ鐵道ならば宜しく廣く之を一般人民に拂ひ下げらるべし特に一人一個一級一種に厚うして一般人民に薄からしむる事勿れ吾曹は公平に社會の利害を考察して國家の爲めに之を默視に附し去る能はず敢て華族諸公を非難するものに非ざるなり乞ふ之を諒とせよ。

（東京日日新聞第五千二百七十二號明治廿二年五月廿八日）

土地財産の共産運動（明治二十二年六月廿一日）

神代循古の禁止

赤阪裏三丁目十九番地平民小林與平が發起にて普く全國の有志者と謀り神代循古と稱し我國神代の時の如く地所其他を平均にして更に三千八百萬人へ配當の儀を其筋へ請願せんとの意にて同人は數年前より各地方を巡廻し居りしが既に數萬人の同志者あるを以て此程左の事務所を同區表四丁目へ新設し彌々近日地方より出京する處の總代人と共に論願せんと專ら協議中の處此結合は治安に妨害ありと認められ自今禁止する旨を一昨十九日其筋より達したりと。

（時事新報第二千三百二十二號明治二十二年六月二十一日）

醜婦の懇親會（明治二十二年六月十九日）

熊本醜婦婦人懇親會　東京に色男大懇親會あり近頃飛び離

れたる趣向と思ひしに此頃熊本に於て世界第一の醜婦と迄高名を博したるお露後家と云ふは（大に感ずる所あり）一二の同志の醜婦と協議の上自ら發起人となり熊本醜婦人懇親會を開設したり其出席員の資格は左の通にて來る二十日開會の都合なりとぞ。

一年齡の老幼に關せざる事

一欠鼻片眼等の不具者を除く事

一瘋癲白痴の者は出席するを許さず

（東京日日新聞第五千二百九十一號明治二十二年六月十八日）

畸形兒（明治廿二年六月廿一日）

生れながらにして尾あり

南アフリカナイアムス地方にナイアムスと稱する野蠻種族ありて其種類は人類ながらも猿の如き尾ありとは該地方を跋渉して歸りたる歐洲人の屢々報ずる所なれども人々皆尾あり尾あるを以て一種族をなすと云ふが如きは未だ之を以て信を置くもの少し併し生れながらにして尾あり所謂廢人は古來其例少からず博學者の證明したるもののみにても百を以て數ふる程なり茲に掲げたる者は佛領交趾支那の柴棍府に程遠からぬ内地に住する土地の小兒の寫眞にして年は僅に十二三歲なれども尾は既に九インチ（殆んど七寸五分）に餘り内に骨に類するものなくして其形丸く且柔かなり此まで世に傳ふる所は大抵二三インチより長きも四五インチに過ぎざるに斯く長くして且丸きは未だ其の例を聞かざる所にして現に此小兒は今尙柴棍府に居ると云ふ。

（時事新報第二千三百二十七號明治廿二年六月廿一日）

交換局の創設（明治廿二年八月五日）

電話交換所の創設

電話交換の制を設け廣く一般人に文明の利器を利用さしめんとの計畫は豫て遞信省の内決する處にて此度の大改革に就き省費を節減したる其中より幾分を割いて電話交換所の創設費に充ることも亦近頃内閣の採決する處となりたり、元來此事たるや早くも既に當局者が充分に調査を遂げ綱て是に關する諸規則も出來し且つ其の準備も一切整ひたれば彌々近々之を發布して東京市内に架設の着手を爲し一方には新聞紙に廣

告して全市の同盟者を募集する都合なりと日本橋側の電話局は追て東京郵便電信局の新築に引移る筈なれば先づ其家屋を以て電話交換中央局とし更に市内に設置ある電話局に支部を設け同盟外の人と雖もこの局に來りて他の局に接近せる知人と交話することを得るの方法をも設け之には五分時間に僅かの賃錢を仕拂はしむることとし同盟者に在りては何時にても用時次第に自由に目指す人と談話することを許し、而して一箇年の使用料を一人につき五十圓と爲す見込なる由、此の金額は尋常人には或は過分の感覺あらんかなれども現に公私に拘はらず社會の要務に當りたる忙しき人に取ての便益は殆んど名狀すべからざるものあるべし、第一之を使用すれば手紙を省き又之を持廻る小使一人を減らす事も出來得ることとなれば一家の經濟上に於ては決して之が爲め多分の入費を要せざることならん、目下當局者の豫算には東京の同盟者を差當り三百名と豫定し居る由なれども若し諸官廳の間を連接し又貴顯の邸宅にも引き國會も開けブールスも創設し又續て横濱の交換局と連續するに至らんには數百名の同盟者を得ること難からざるべし、既に東京の交換局が出來したる上は次に横濱に及ぼし尚ほ又京都大阪市神戸の間にも建設し遂には之を東京の中央局と連接して彼我の同盟者は三府二港の間に於て自在に電話を利用せしむる計畫なりと云ふ。

(時事新報第二千三百七十四號明治廿二年八月五日)

慶應義塾大學の開校(明治廿二年十一月廿二日)

慶應義塾大學部生徒募集

府下芝區三田二丁目なる慶應義塾にては過般來塾の組織を變更して大學を新設する事となり此際義塾の規約をも制定し塾員より選擧されたる二十名の評議員會を設けて塾中一切の事務は此委員會の評決を經て執行する制を定め過般既に委員の選擧を終り委員會を開きて義塾學資募集の事より大學部創設の原案をも議決し當事者に進歩を進め大學部を擔任すべき教師も既に米國より渡來して學科其他の準備も一切結了したるを以て愈々來春早々始業するの運びとなりし、學科目は、文學、法律、理財の三科にして來る明治二十三年一月中旬に入學志願の試驗を執行して之を終り次第直に開校する由なれば入學志願者は來月二十五日迄に、同塾へ申込む可き定めな

り尙ほ委細は本日の廣告欄内に見ゆ。

（時事新報第二千四百八十一號明治二十二年十一月十二日）

決鬪罪の確立 （明治二十二年十二月三十一日）

決鬪罪ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十二年十二月廿八日

内閣總理大臣　伯爵　山縣有朋

司法大臣　伯爵　山田顯義

法律第三十四號

第一條　決鬪ヲ挑ミタル者又ハ其挑ニ應シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二條　決鬪ヲ行ヒタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三條　決鬪ニ依テ人ヲ殺傷シタル者ハ刑法ノ各本條ニ照シテ處斷ス

第四條　決鬪ノ立會ヲ成シ又ハ立會ヲ爲スコトヲ約シタル者ハ證人介添人等何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

情ヲ知テ決鬪ノ場所ヲ貸與シ又ハ供用セシメタル者ハ皆前項ニ同シ

第五條　決鬪ノ挑ニ應セサルノ故ヲ以テ人ヲ誹毀シタル者ハ刑法ニ照シ誹毀ノ罪ヲ以テ論ス

第六條　前條ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ其重キモノハ重キニ從テ處斷ス

（時事新報第二千五百二十號明治二十二年十二月三十一日）

見合ひを理由の賊 （明治廿三年一月五日）

新手な盜賊　新年早々新手を出した盜賊あり本所松坂町一丁目八番地小田桐鎗一郎の娘おさよ(十七)は本所きつての美人なるが去る二日の午後同所船乘業高野彦兵衞方へ年の頃廿七八の男が來て私は日本橋區本石町の製本商ですが兼て貴家の所へ出入をする此先の小田桐のおきよさんを今度私が嫁に貰ふことに相談をしましたが實はおきよさんと私とは是迄知合つた中で婚禮をするにしても少々話合つて置きたい事があります誠にお氣の毒ですが一寸呼出しては下さいますまいか是は輕少ながら手土產の代りにあげますと云つて白紙に何程か紙幣を包んで出したから女房おもと(四十)は煙に卷かれ夫は〳〵春早々お目出度い話を聞く事ですナニ譯はありません直に呼んで上げますが何しろ年始廻りに出拂つて家はお見掛け通りがら明きですから一寸留守番をして居て下さいと云捨て小田桐へ出掛けマア〳〵お目出度い事です妾は少しも知らなかつたんですよ夫に付ておきよさん鳥渡耳を貸して下さいあのねへ何ですよと囁くとアラ否妾はそんな事は知りませんと少し腹立聲で遣付けたからおもとはほんやり家へ歸り座敷へ上るとこは如何に簞笥の抽斗が其邊中に取散されて上等の衣類は一枚も無い樣に引攫はれて居るのでアラマア何しやう

（東京朝日新聞第千五百廿六號　明治廿三年一月五日）

欺僞の種は廢娼論 （明治廿三年一月廿二日）

廢娼論のかたり　何事にあれ時々物々新問題の起る毎にこれに伴ふて狡猾を働く惡漢あり此の頃もかの廢娼の囂しきに乘じ淺ましくも娼妓に一杯喰はしたる話が御座る內藤新宿の貸座宿辰村樓の娼妓おてる(二十二)といふは何者の娘にや相應に讀書も出來物の道理も辨へたる女にて平生新聞紙を樂しんで耽讀し近來廢娼論の盛んに起りしと聞いて大いに悅びいかにもして此の賤業を脫し眞人間の元に復りたいものと朝夕に思ひ續けて居る故偶々お客の口より廢娼論の話など出る時は熱心に耳を傾むけ其の利害などを質問すると共に其のお客を大切に取扱ふといふ事夫を噂に聞いての所爲かッと四五日前同樓に登りし一人の客は棟雞紗のモーニングコート鼠縞の

ヅボンを穿き色變りの高帽子を被りたるが着服方まで新らしからず見世まで乘入れし車夫を顧みて少時間が取れるから何處かで飯でも喰て來なと廿錢銀貨一顆を遣はし鷹揚に二階へ通つて平伏し張る若い衆の腦天からおてるをとの名ざし畏まつて同人へ通じ座敷を粧ふてこちらへと案内すれば客は座に附いて酒肴などを命じやがておてるがその傍へ坐ると客は杯を献して云ふ樣、僕は今日此處へ登つたからと云つて遊びに來た譯ではない實は疾に聞く所がおまへは斯ふいふ商賣柄にも似ず心立も柔順に當時の事情にも通じて居ると云ふはいかにも賴母しい感心なことで實はおまへも御存じだらうが昨今各地方に廢娼論が盛んに起つて來たのに就て僕も此の東京地方に於ける廢娼論者の主唱となり飽まで目的を貫くの精神さ精神一到何事か成らざらんでかほどに害毒のある娼妓などと云ふ者一日も我が道德社會に存して置くは畢竟何の所以か僕には更に譯が分らんのです、僕は上六番町九番地の小林金太郎方に寄宿する山形縣士族田邊良介と云ふ者で實は廢娼論のために自費數十金を擲つて諸方を奔走して居るのだが、既に新吉原では角海老樓の誰々品川樓の誰々洲崎では大八幡樓の誰々松葉樓の誰々とも談合し是等は無論僕を代理として其筋へ廢娼の建白書を出すことに成つたです、おまへも爾いふ持論とあるならこの內藤新宿の娼妓を代表して僕が代理で政府へ廢娼の建白を出すことにしませうと懸河滔々の才辯におてるは恰がらコロールホルムでも嗅がせられた樣に唯茫然と感氣に取られ世には深切な人もある者と懇ろに謝禮を述べ、倘ほ丁寧に待遇して何分宜しくお願ひ申しますと云へば田邊は革匣より二三通の書類を出しておてるに見せ此れは鷗遊館で した廢娼演說の草稿、是れは僕一人で元老院へ出した廢娼建白の下書だなどと見せびらかしア、おびたゞしく飲だので頗る酩酊に及んだと意味深重の催促をおてるは推して杯盤をかたづけさせ田邊を少し横にすると尚引つゞいての廢娼（やら拜娼やら）談におてるは其上に金二圓を差出し些少ながら御奔走の車代にもといふに夫れは近頃お氣の毒だが兎に角お志を無にするも不本意ゆゑお預りして置かういづれ十七日か十八日には建白書を認めて持て來やうからと其場の勘定までおてるに脊負はせ加之おてるの揚代も拂はずに立戻つたが、其後十八日が十九日になつても一向に沙汰が無いのでおてるは

聊か不審におもひ使やどんを上六番町へ遣て名宛の家を尋ねさせても第一小林金太郎と云ふ家もなく雲を掴むやうな尋ねものだと使やまで精を盡して歸つたのです　ころは獨り口惜しがつて餘り馬鹿らしさに他に話しも出來ないと零して居ると

（朝日新聞第千五百四十號　明治廿三年一月廿二日）

毒婦小芳の刄傷　（明治廿三年一月廿四日）

情夫ころしの毒婦　德兵衛を十萬坪で殺した姐妃のお百にも劣らぬ惡藝妓が現はれ出でたり生れは東京木挽町何丁目か川口藤次郎の娘およし（ことし廿四）とて今より三年以前一家の貧苦を濟ふ爲め前借金五十圓にて東海道戸塚驛の藝妓屋吉田おりき方へ抱へられ其の名を小芳と改めて田舍大盡や息子連を網渡な手頓で枝なして居る中いつか小よしは同驛の小間物商松村三之介の長男久太郎と尋常ならぬ中となり互ひに人知れぬ苦勞をして忍び逢ひなどして居たものゝ土地に居つては何事も自由ならねば寧そのくされと去年の春中戸塚驛を駈落し旅から旅を旅がらすつがひ放れず飛び廻りしが、同年の四月中旬相州浦賀へ立まはり同所の安泊宿上州屋方へ足を止めこゝで何か一商賣にありつかんと膝を合せて思案の際哀れや久太郎は肺病に罹りどつと枕に就いた後ち追々病痾は重るばかりに小芳も殆ど當惑し終に宿拂ひにも差支る困難より果は同家にも居る能はず、是非なく浦賀を立退いて小芳が實家に遠緣を引く神奈川縣久良岐郡中里村千二百三番地宮井おこと方へたより久太郎にも醫療を加へ日夜看病に心を盡せど病痾は日を追つて重るばかり、殊におことには段々の借財を嵩み明ても暮ても病人の青い顏を見るのみなれば終に小芳は精も盡き根も弱り元々浮氣性の女竊かに同村の山本源太郎といふ若ものと深くなり忍び〳〵に逢引するを誰とて知るものもなかりしが本月の初旬戸主のおことは靜岡邊まで出向きし留守去る五日の夜無慚にも大病にて臥し居たる久太郎を小芳は手拭を以て縊り殺し翌日肺病にて死去せし如く云觸して宮井の菩提所へ埋葬し其の後は結句邪魔を除きたりと竊かに悦び情夫の源太郎を引入ては晝夜酒食に耽り居る處をいかでか天のこの毒婦をゆるすべき、其筋の人の探偵早くも屆き去る十九日小よしは召捕られて警察署へ拘引になりつゞいて情夫源太郎も召喚され昨今嚴重に取調中なりといふ。

（朝日新聞第千五百四十二號　明治廿三年一月廿四日）

魔醉劑で暴行　（明治廿三年二月二日）

新手の强姦　曩に本社の霞亭主人が小說にものして世の好評を博したる戀歌の趣向から思付いた樣な惡戯兩國藥研堀の白木亭と云ふ料理屋へ近頃住込だ仲働のおたつは當年越て二十二歳左程美しいと云ふでもなけれど何處か垢拔けがしてお世辭の中にもちよい〳〵と憎い文句を幷べては客人に涎を流させる婀娜者なり、然るに二三ケ月前より二三度呑みに來た客は二十五六の商人體、家や名前は判然せねど來るたびおたつにからかつて幾許かお思召のあつた樣子さて其客人は三四日前の眞晝間出掛けて來て例の通り麥酒に水菓子位の淡白した誂らへ丁度此日はおたつが二階番にあたりお座敷へ相手に出たがいつまで經ても下へ來ない其處で帳場に居た白木の神さんが不審をおこし、お肴のお誂へも出來て居るのにおたつは何をして居るんだらう鳥渡二階へ行て見て來なと、外の女中に言ひ付けた、ハイと言て立つ事は立たが何でもあの客に怪しいと女中は勘づいた所から梯子段も音のしないやうに上り拔き足さし足覗ひ寄れば案に違はず女中のおたつは是を御覽と云はぬ許り客人と二人で寢て居る、女中は直に飛んで下りホントに呆れましたよお辰どんは彼の客人とお座敷の眞ン中で木の字形りに寢て居ますと復命をしたから料理人や煮燒番は燒餅半分面白半分交はる〳〵隙覗に出掛け笑ふもあれば怒るもあり、此音を聞付けて客人はムツクリ跳起き帶引締めて知らぬ顏二階を下りて帳場に來り勘定をして歸るまでおたつは矢ツ張り下りて來ず、扨は人々に氣取られたと恥ひ極り惡さに匿れて居るかと何の氣もなく客人を歸した跡二階へ上りその座敷へ入つて見ると是はそも如何におたつは半身あつほり出して今尙ほスヤ〳〵眠て居る樣子餘りの事に神さんも腹を立てコレおたつ何の樣だと云ひながら手を掛けて動搖れば漸とおたつは心付きくるりと起きてキヨロ〳〵眼、モシお客さんさつきのお客は何うしました、妾は何故此んな所へ寢かされて居ますかと問ふエ、白ばくれでないよ馬鹿々々しい晝日中店の者に覗かれて居るとも知らず何の所爲だと叱付けられおたつは頻りに首を捻り何か考へる體なりしが稍あつて涙ぐみおかみさん誠にお恥かしい事です妾は變な氣持で何だ

か譯が分りません、ト云ふのはかうした譯でさつきのお客は此前から來るたびいろんなことを云ひましたのを好い鹽梅に斷つて置きましたが今日は何かと話しの末ハンケチを出して鼻へさしつけ鳥渡これを嗅いで見ろだん／＼嗅いで居る中には好い香が出て來ると云て嗅された事は覺えて居ましたが夫から跡は現のやうで何をされたか知りませんとのことにして見ると思ひを遂ける爲め無慘にも魔藥を嗅がされたに違ひないひどい事をする奴もあつたものと、皆々舌を捲いて怖がるとおたつも始めて思ひ當り道理でさき頃商賣を尋ねた時藥種屋だと云ひましたがそんなら眠り藥を嗅がせ其の間に妾をアノ自由にチエーロ惜しい。

（東京朝日新聞第千五百四十九號　明治廿三年二月二日）

亂暴は掏摸の秘決也　（明治廿三年二月八日）

間男呼はりの剪賊　おそろしい世の中です横濱初音町二百五十　番地に住む川島金藏の妻おゆき（二十七）が一昨六日の午後五時過ぎ伊勢町通りを用事に往くと摺れ違つた一人の男が突然おゆきの髮を引つかみ大地へ捻仆して、ヤイこの阿魔能くも亭主の面へ泥をなする樣なことを爲やアがつたなと、撲つやら蹴るやらの亂暴おゆきは不意に驚いてドギマギする隙を狙ひ懷中せし三十圓の紙幣を引さらひおゆきを蹴飛ばして逃出す故泥棒々々と叫びながら一生懸命に追駈け、漸々太田村にて追付き尙ほ泥棒と叫びながら其奴の足に緊りと縋り着き暫らくの間引とめ居るに男は猶も振放させんとおゆきを三々に打擲するより今はこなたも必死を極め右の手の小指を中頃より嚙切りしが遂に男は振もぎつて逃け去りたるにぞ、殘念ながら據ころなくおゆきは其の趣きを警察署へ訴出し處曲者は小指の疵が證據となつて昨七日の朝伊勢佐木町にて召捕になりしは相州小田原驛出生の松島卯三郎（二十九）と云ふ剪賊の親分株是まで折々此手を以て婦人の懷中をかきさらひし由用心すべし。

（東京朝日新聞第千五百五十四號　明治廿三年二月八日）

秀調の意見　（明治廿三年二月九日）

俳優、藝妓を戒む、別項には娼妓が乞食の爲めに辱しめられた話しを記せしがこれはまた藝妓が俳優に意見された話し

先頃より京都祇園館に興行中の團洲一座は團洲を除くの外田樂舞の天狗から熊谷の馬の足迄ソレ相應の浮れ筋で所詮一度位ひの興行の給金を貰つた位ひでは無事に東京へ歸られまいとの事情を洞察しソコで座頭の團洲と勘彌との計らいにて下廻り浮氣散財救濟の爲め歌舞伎座の待草臥るにもお構ひなく二の替りを興行する事に相談をしたと云ふ事はチト受取れぬ風說なるが、兎にも角にも祇園館行の若手連が夢中になつて浮れて居るは事實だと申すこと然るに同地祇園町の藝奴君勇（二十四）といふは土地でも屈指の顏でこの藝妓には伏見の上田何某と呼ぶ大盡の金庫があつて隨分華美を輝かして居るが、いつか君勇は坂東秀調の優がな所へ想を懸け、密かに傳を求めて或茶屋へ秀調を招き十分に馳走をせし後心の丈をかき口說きしに初め一二度の程は秀調も風の柳で體よく綾なしいづれまたとて立戾りしが尙ほ君勇は想ひに絕えずや屢々秀調を招きしに或一日秀調は眞面目になつて君勇に對ひ、お厚情の程は誠に有がたう御座いますが私もまだ御覽の通りの未熟者當時藝道修業の最中でもあり中々外の俳優衆のやうにのんきな浮氣などは出來ませんまたお前さんとても失禮ながら藝妓などの賤しい稼業を何日まで爲てお出でなさる積りでもありますまいから成丈け贅な散財など爲さらずに一日も早く素人にお成なさいまし、誠に生意氣な事を申すですが取分け女は若い間の一ト盛り嘸かし御兩親もおありなさるな朝夕御心配なすつてゞありませう と膝つき合してしんみりと意見をしたので有繫の君勇も案に相違し最初の氣色何處へやら、熟々秀調の親切に感じ悄々として立戾りしが其後君勇の旦那上田某は人の噂さに君勇は秀調を嫖て遊ぶ由を聞て以ての外に立腹し嚴しく君勇を詰問せしに君勇今は隱しもならず實はこれ〳〵の次第でお恥かしながら秀調さんに意見されましたと打明けて話せし處上田某は小膝を打て大きに感心し流石は東京の俳優だけあるいかにも夫れで疑ひも晴れた。尙此上はそなたも褄を把て居ては再び秀調に顏を合はすことも出來まいと即日君勇の抱へ主末吉町の丸八へ掛合ひ百五十圓の借財を償ひ立派に引祝ひして伏見へ連れ戾りたるよし秀調丈この所大出來々々々。

（東京朝日新聞第千五百五十五號
明治廿三年二月九日）

エビスビールの開業（明治廿三年二月十九日）

惠比壽ビール　日本麥酒釀造會社にては外國品の輸入を妨ぐの目的にて今度惠比壽ビールといふのを釀造し來る廿五日より廣く發賣するよし又日本橋通三丁目の惠比壽ビール商會も同日開業する手筈なりと。

（東京朝日新聞第千五百六十二號　明治廿三年二月十九日）

小便の勢力議會を中止さす（明治廿三年三月五日）

小便の勢力能く議會を中止せしむ　とは大坂市會議場に起れる一奇話なり其は是迄とても同會が議員出席定員に充たざる爲めお流れとなりしことは數々なるが、去一日も午後一時と云ふ定刻を二時二十分迄待受け漸く開會はしたるものゝ議員中一人にても席を離るゝ者あれば直ちに定員に不足を生ずるより議長は書記に命じ立消とならざる樣其議員に尾行せしめ、然して其用辨間は議事を中止せしめたりされば開議一時間中少くも四五度の中止を見たるより七番議員佐野與兵衞氏は議長と呼び原來定員數に充たざれば議會を中止するとは規則は規則に相違なきも今日の如く一人が小便に行き一人が喫烟すると云ふにても其の度毎に書記をして隨行せしめ何か警官が壯士を遇待する如くにして然も其度議會を中止さるゝは第一本會の失體もあり又議員其人も非常の迷惑を感ずべし、故に可否の決を取る時の外質問則讀若くは討論中の如きは斯る事無きやうに致したしとありける、二十五番議員龜岡德太郎氏は之を駁して缺員の點より云へば一人も十人も其理は同じ此は飽迄も議會の成法を守らざるべからずとて論辯稍酣はに及べる時議員の一人は席を離れて立て行く此も亦た例の小用かと思ひの外其儘退出したりしかば、折角の議論も此が爲に中止し議會はお流れ拗もく。

（東京日日新聞第五千五百六號　明治廿三年三月五日）

英和女學校のラージ氏殺害さる（明治廿三年四月五日）

洋人賊の刄に斃る　一昨四日の夜十一時頃麻布鳥居坂町十四番地英和女學校に强盜二人押入り同校に在留する校長英領

加奈陀の米國人イス、エ、ラージ女（三十四）の夫シ、エ、ラージ氏（三十一）を殺害したり始め賊は各自拔刀を携へ同校番所脇の物置を打破りて小使部屋に入り小使瀬川喜兵衛（五十）を脅迫して金の所在を詰問せしより小使は大に驚き自分は一向に知らぬ由を答へしに然らば主人の部屋へ往て尋ねんと小使を縛して案内させて樓上なる校長の居室に至りしに折惡しく其夜は未だ戸締りの無かりしにぞ賊は突然室内に押入しがラージ氏は其と見るより大に叱して之を防がんとせし爲め賊は怒て同氏の眉頭咽喉脊等所嫌はず十四ヶ所ほど重傷を負はせ終に其場に即死しラージ女も良人大事と之を支えんとして面部其他數ヶ所に重傷を負はせられしが此の騷動に同校及び東洋英和學校の寄宿生等は何事かと起き出したる物音を聞き賊は大に驚き物一つ奪ひ取らずして逃げ去りしと云ふ、其の賊の容貌風俗を聞くに一人は年齡二十二三にして中肉中脊顏長く白の襟卷にて面部を包み廻し羽合を纏ひ素足なりしと他の一人は年齡二十六七歳丈低くこれも襟卷にて面部を包み白足袋の跣足にて同じく廻合羽を着し居たるよし。

（東京朝日新聞第千六百號　明治廿三年四月五日）

○

米人殺害餘聞　前號に記せし麻布鳥居坂英和女學校校長イス、エ、ラーヂ女に傷つけ其夫ラ、エ、ラージ氏を殺害したる兇賊は未だ就縛せざる由なるが去四日の夜賊等が逃げ去りたる跡に烟草入の取落しありしが此品は車夫などの持つべき粗末な物に非ず其中には劇藥様のもの入れありし由にて、一昨六日午前十一時頃田中警視總監には自ら麻布警察署へ出張し警部巡査を呼び上げ詳しく現場の模様を取調べ猶又右の劇藥は警視廳へ持歸り臨時に分析員を喚上げ分析を命じたる由なり。　（東京朝日新聞第千六百一號　明治廿三年四月八日）

○

ラージ氏殺害嫌疑者の件

昨年四月四日夜麻布鳥居坂なる東洋英和女學校教師ラージ氏を殺害したる嫌疑者を以て大澤房次郎宮崎今朝吉兩人が此程新潟に於て逮捕せられたる赴は前號に掲げしが、今同人等の素性及び逮捕の模様を同地の通信に據りて見るに、

兇賊の素性　兇賊大澤房次郎なるものは幼年の頃より性質不良の者にて犯罪も數度ありラージ氏殺害の當時は絕て其踪

跡だも知れざりしが其後捕縛されて鍛治橋監獄に繋がれ遂にラージ氏殺害の嫌疑かゝり嚴密取調中去る七月廿一日の夜膽太くち脱監し其足にて警視廳內官舍消防指令高須光遠氏方へ忍び入り同氏の角袖羽織帽子及び帶劍等を盜去り、其劍を携へ某商店に押入り金六百餘圓を强奪し直ちに山梨縣へ身を隱し甲府柳町の時計商森口太助より時計一個を買受け爰に同人の姓名を記臆し、それより新潟市に至るに及んで自ら山梨縣人森口太助と稱し居たるものゝよし又手代と稱せし宮崎今朝吉は前號に報ぜし如く長野停車場にて始めて大澤房次郎に遭ひ夫より新潟へ同伴せしなりと。

(東京日日新聞第五千九百七十六號　明治廿四年九月十九日)

伊海お政の謀殺事件 (明治廿三年四月十九日)

靜岡の謀殺事件これは靜岡にて先頃芝居にまで脚色し程の有名なる事件にて去月廿四日にいよ／＼裁判落着し主謀は死刑に處せられしが被告は此裁判に服せず遂に大審院に上告した由今靜岡始審裁判所に於て判決せし宣告文によりて其の事實を記さんに、今より二十五六年以前のこと遠州敷知郡新處村岡崎といへる處に伊海八郎といはるゝ相當の農家あり八郎には妻あり子あり常に不自由を知らぬ生計とて折にふれては程遠からぬ參州豐橋の花街に醉を買ふこともありしが、何時か同所の娼妓某と深く馴染み遂に根引して罪過もなき妻を離別し其の跡へ据へたるが先妻の子安次郎と云ふがある故、兎角に家內和合せねば八郎の所置にて安次郎には分家なる菅沼といへる家を相續させ漸く苦情を打鎭めしとぞ、然るに去る十八年中八郎は疾病にかゝりて死亡したれば家は伊海の後家おまさの名義となりしが偖、斯うなると分家の安次郎が正統の嫡男なる故を以て本家に復籍し亡父の財產を相續せんと企てしを後家のおまさは堅く拒み双方の間に再び紛紜の起りしを或人が仲裁に立ちて遂に本家の財產を兩人に分ける事となり更におまさを分家の方へ住はせ安次郎を本家の方へ住はす事となりて一日平穩に治まりたり、爰に菅沼の家におぶんといへる娘ありてこれは安次郎の妹分となりおぶんに屬せり、地價千餘圓の田地あるを爰に双方入交りし折安次郎よりおまさに引渡さゞりしとておまさは安次郎が違約を恨み屢々おぶんの財產引渡方を申し入れたれども一向に肯入れざりしより

おまさは深くも安次郎を恨み此上はいかなる手段を構へてなりと彼の財產を取戻さんと思ひ立ちしが常に此事を口に出して誰彼となく語り聞かすより平生おまさ方へ出入する同村の鈴木和平（三十三）と云ふが有一日おまさに向ひ此頃世間で持囃す入出村の御嶽講の先達山本常吉（三十三）の祈禱には狐も落ち狂人も癒るほど炳な靈驗が有るといふ物は驗し御嶽講の先達に內々頼んで安次郎を呪咀したら神樣の利生で彼の者の五體を惱め右の財產が此方の手に入るかも知れぬと勸められおまさは悅んで和平の意に隨ひ翌日和平に同道を頼み入出村なる御嶽講の先達山本常吉方に赴きおまさは委細の事情を述べ呪咀祈禱の事を賴み入れしに常吉は容易に承諾の旨を答へ早々呪咀の法を修すべしと云はれしより當座の禮物として金十圓を進じ其後また金三十圓に米六俵を送りたりこゝに至りて先達も禮物のみを受けて祈禱呪咀の利驗なきを氣の毒に思ひ豫て見知れる仲なれば折々常吉は安次郎方へ出入し談話の序それとなく財產引渡方を勸むれど安次郎はイツかな聞き入るべき氣色もなし、常吉大に困じ果てしが豫ておまさより少からぬ謝物等を貰ひながら遂に寸効も無くて御嶽講先達の名を汚さんは殘念なりとの考より猶も安次郎方へ親しく往來ひ同人の妻おもよにまで賄賂を贈りよき機會もあらばおもよゝりも彼の事を說き入れさせんと彼れこれ手段をする中いつか常吉はおもよの袖褄を引きおもよも亦安次郎と云ふ夫を持ちながら道ならぬ道に迷ひ入り互ひに人目を掠めては忍び／＼に通じ合ひしぞ不敵なる。（つゞく）

（東京朝日新聞第千六百十一號　明治廿三年四月十九日）

◯

靜岡謀殺事件（つゞき）御嶽講の先達なる山本常吉は膽太くも安次郎の女房おもよと姦通し忍び／＼に相逢ふ程に內々おもよにも說き含めて彼の財產をおまさ方へ返させんと巧みたれどおもよの意見ぐらゐにて安次郎の決心中々に動くべくもあらねばいよ／＼常吉も此事にはあぐみ果て居たるに昨二十二年一月中の事なりしと有一日菅沼のおまさ方より常吉を迎へ來りしにぞ偖こそ例の催促ならんと察しながら出ゆきしに鈴木和平も來合はして三人鼎足に膝を集め口を開けば、安次郎が噂なりおまさは竊かに常吉とおもよが中を察し居れば云はず語らず常吉を煽り立て彼の手を借りて安次郎に恨を報

ひ兼ての財産を其手に入れんと兩人に對してさま／＼に語らひしが常吉も亦おまさが語氣に安次郎を亡き者にし再び本家に立もどり身巾ひろく自儘の暮しを爲したしとの意を含みての依頼を聞き自分も亦安次郎を無き者にせばおもよを女房になすべき望みもあり自他の欲念より遂に安次郎を殺害して、日頃の慾望を達せさせんとの承諾をなせしに和平も亦其場に至りなば一臂を添へて助力すべき旨を約したるにぞおまさは大に悦び豫ての用意にと常吉には短銃一挺和平へは脇差一口を貸與へ時機の至るを待ち居たり兎角する程に昨日今日と暮れて昨年の七月廿日頃となりしが同月廿二日は御嶽講の日待にて同村内なる鈴木五郎八方に寄合あり安次郎も同家よりの招きにて出向く由を聞き此時こそと常吉より和平方へ申し通じ彼是手筈を牒し合せしが、和平は兼て左の手が利ねば更に同村なる鈴木要作と云ふに金を與へて加擔させたり稍て其日にもなりしが常吉は故と安次郎方へ行き兩人同道して五郎八方へ赴きしに和平も亦同家に至り談話に時を移し居る中おもひ／＼に歸宅なすにぞ常吉は和平等に合圖をなし密かに同家を立出でて途中に潜み待とも知らず、其の夜も更けて午前一時頃安次郎は忠内春吉と云ふ者と共に五郎八方より歸路に就き野途を拾ふて歩み行くをソレと一聲側はらの藪蔭より半を始め要作和平は各自面部を包みて顯はれ出で要作はまず提灯を持ちて安次郎の後に隨ひたる春吉の手をはたと打ちしに春吉は不意に驚き提灯を打棄てしまゝ田ともなく畦ともなく一生懸命逃げ去りたり安次郎は何事の起りしにやと後の方を顧みる途端に和平は脇差を以て突然安次郎の脇腹を一と突き突きしが突かれながら物ともせず雨傘を以て和平を防げり、要作は闇に透して安次郎の面部を横なぐりに拂ひたれども之れにも屈せずおのれと云ひさま右手を伸べて要作を捕へ遂に其場に組伏せしが無殘敵は三人此方は一人他に援けの人なければ上になりしを幸ひと和平は頭部より脊へかけめつた切りに切りさいなみ最後に左の耳下より右の耳下まで突貫きしにぞ遂に其場に打仆れて相果たり斯くて此事盛んなる噂となりしがいかで天罰遁るべき忽ち加害者露顯に及びおまさ常吉をはじめ要作和平まで召捕となり逐一審問の末伊海おまさは死刑に山本常吉鈴木和平は無期徒刑に鈴木要作は有期徒刑十二年に安次郎妻おもよは無罪放免の宣告ありしをおまさ常吉

の兩人此の裁判に服せず此程大審院にまで上告するに至りしといふ。

（東京朝日新聞第千六百十二號　明治廿三年四月二十日）

第三階級の内職 （明治廿三年四月廿日）

下等社會女の内職　いつの世いかなる時と雖も富貴の人あれば貧賤の人あり殿樣と尊まるゝあれば下野と賤めらるゝあり人間の廻り合せと云ふもの程始末につかぬものはなし、扨今の世の中にて所謂下等社會の女共が内職を營むこと月一月日一日と盛んになり實に其内職も數多きことなるが大體この内職は何の爲にするかと尋ねて見ると其の内職のいき方も又さまざまなものなり、先第一は小兒等の爲め學校の入費を此内職より生み出さんとする者、第二は亭主の稼ぎ一日の活計に足らず之を補はんとする者、第三此内職に依て双子の半天一枚も引ッ掛けんとする者、第四亭主へ内證の無盡あり内職の金を掛てまとまつた金の顏を見んとする者、第五亭主は此不景氣にも拘らず如何かして少し餘計なものを握ると忽ち北か南へ遊びに出掛けるおのれ今日の世の中は男女同權なり亭主が遊べば女房も遊ぶ遊ぶには丸い物が要る、そこで日夜齷齪と内職を營みいゝ加減に拂ひを貰つた時これを懐にして木戸三錢の純帳芝居を見るこれを無上の樂みとする者、第七舊借返濟の苦しまぎれにする者、第八家内に病人其他不幸の事ありてする者、其の外千種萬狀なるべし。

扨内職の中最下等の物はマッチの箱を張るのなりこれは一人前通例千百個と定めて會社より下げ必死と張るなれど一日千百個を張り上るものは中々の達者ならでは六ケ敷大體は六七百個よりは出來ず千百個にて賃は七錢三四厘なりと云へば手ののろき者は六七百個にて僅か四錢内外にしかならず最も此の四錢内外の賃を得んとするには三度の食も落付いては食べられず少兒ある者は乳を飲ませる間も惜しみ便所へさへも滅多には立たず二六時中坐り通し張り通しにして始めて金四錢程の金を受く實にその辛さ想ひやるべし。次には紙卷烟草なり卷烟草は當時の流行物ゆゑマッチの箱に比しては諸方に爲されぬ程の仕事あり然れども之れ亦た手間賃は頗る安し先づ毎朝七時より仕事にかゝり十一時卅分迄坐を立たずに卷き續け十二時まで休みて晝飯を仕舞ひ十二時卅分より再び仕

事にかゝり午後六時まで勉强し一人の手に一千本の烟艸を卷き上げるものは達者中の達者なる人と云ふがこれも一千本を一人前と定め手間賃は大體八錢なり然れども通例の人々にて通例七八百本手のろい者は五百本ぐらひなればこれ亦僅かに四錢內外なり。次に一層下品なる內職は紙屑屋の選子なり、之は他目から一寸考へれば汚い中にも銀貨だとか珊瑚珠だとか純金の指環などが十日に一個ならし位ひに出そうなもの出ると極れば洒落にチョットやつて見たい奴なれど今時なかなかそんな物は十年に一度出るか出ぬかなりといへり、この紙屑問屋といふもの重に淺草下谷等にて都合九十餘軒あり選子は日々辨當を携へて通ひ一貫目の選り賃は一錢八九厘なり達者な人は一日六貫目位ひ選ると云へど通例は三四貫なりと烏は烏白紙は白紙、泣いた紙、笑つた紙、中には嘔吐を催すものいくらもあるべし、その汚くろしき中に坐し不潔極りなき空氣吸ひて一日僅か七八錢これが白米にもなり鹽噌にもなる實に下等社會の境遇憐れむべきなり。

（東京朝日千六百二十號明治廿三年四月三十日）

○

下等社會女の內職（つゞき）この頃裏借屋へ移轉したての女房忽ち路次の往來より懇意になりし向ふの家の女房との對話を聞くにあなたの所では是れまで芝の方においでゝしたかハアさうでございますか、宅ではどちらへお勤めでハア不思議な御緣でお向ふへ移轉て參りましたから情願お心安うお願申しますアノ良人では銀座の社へ勤めて少しばかりの給料を貰ふんで、夫れは結構ですことね、私どもでは製本屋の職工に參るんですから日給ですから不可ないんですよ、あなたの內職は餘まり塵に成らないで宜しうございますネー失禮ですがそれはどんな割なんですエ、これですかこの足袋縫も達者の方なら隨分割になる內職なんですが妾たちは意久地がないからいけませんよこの甲立縫が十足で並三錢五厘から四錢五厘まゝなんですが達者な方は一日に廿五足か三十足は縫上げますから少しはたしまいにもなりますが妾どもには精々二十足が漸々なんですから一日に六七錢取らうと思ふと水を汲みに出る間も惜しくてなりません又この底廻しの方は十足で一錢五厘から二錢ですがこの方も達者な方は一日に五十足位は造作なく仕上げますが矢張妾どもに三四十足が精々なんです

それでもあなた一日に六七錢の内職が出來れば結構なんですよ私どもでは實の處妾も夫も一杯いたゞくもんですから晦日になるとどうも酒屋だけが給金の外になるやうな鹽梅ですから責て夫丈けも妾の内職でと思つて是まで芝に居ります時分も麻裏の鼻緒を縫つて見たんでございますよ、どうしてあなた麻裏の内職なんと云ふものは割にも何もなりやしません百本縫上げて僅か並が二錢五厘上が三錢五厘なんですが一日に百本仕上げやらとするのは骨ですよ夫から或人に頼んで團扇取りを少し爲せて貰ひましたがこれも馴れない中はいびつになつて暇ばかり取れますから少しも捗かいかないで一日に漸と百本出來るか出來ないかで百本で僅か二錢か二錢五厘なんですよどうして何をして見ても土臺世の中からしてせち辛くなつて居るんですもの、所詮我々の所ろまで甘露は天降て參りませんのさですがアノお向ひのお神さんシヤツの内職はいゝ割合ださうでございますよアレは小裁で一枚が五厘中裁で一枚が八厘大物は一枚一錢ださうですが通例の方でも小裁なら一日に十二枚中裁なら八九枚大物で七枚ぐらひは出來るさうです、さうですかネー妾どもゝこちらへ參つて何か又内職を爲たいと思ふんですがどうか何かございましたらお世話を成さつて下さいまし、ハア畏まりましたお神さんこれでもおやりなさる氣がおあんなさるなら問屋の人が來た時聞いて上げませうハア畏りましたホントに御同様に斯うやつて堅氣に稼いでゐると隨分骨の折れるもんでございますよ高い聲ぢや云はれませんがこの長屋の中でも奇妙な内職をする方もお在んなさるんですよ日暮になると白粉をこて〱となすり付けて損料のベンベラ衣類を引張つて何處へか出掛けなさるが何でも人の噂には一ト晩の内職が五十錢位には成るさうでございますよ夫でお前さん御亭主があるんですよホントに其の内職が當節ぢや一番盛んでございますネー私どもが芝に居つた時も隣家に十七になるちよいとした娘があるんですよその癖兩親はお旗本であつたとかで、今も士族さんなんですが娘の内職に旦那を取らせて殊に寄ると一ト月に二人も三人も取ることがあるんですよですから七圓の手當で周旋屋に二割半の世話料を取られても一人前五圓廿五錢三人あれば十五圓七十五錢になる勘定ぢやありませんか、アキレ返つてしまひますネーこれと云ふのも世の中が不景氣で貧乏人は年々に貧

乏するばかりですからさ、アヽまた今日も泣出しさうなお天氣になりましたよ。（をはり）

（東京朝日新聞第千六百二十一號　明治廿三年五月一日）

繼母へ入夫（明治廿三年五月十日）

繼母へ入夫　家情已むを得ざるより繼母へ入夫致したき旨出願するものあり然るに當廳に於ては未だ先例のなきのみならず去る明治九年婚姻に關する疑問は司法省の指令を受く可き旨の達に基き云々とて昨日高崎府知事より右の指令を司法省に望まれたり。

（東京日日新聞第五千五百六十一號　明治二十三年五月十日）

米價騰貴の爲　餓死者六名出す（明治廿三年五月十四日）

餓死者　米價騰貴の爲めに餓死せし者の有無を其筋にて調査せるに絶食の爲めに餓死したるは都會六人にて淺草二人、本所一人、芝區一人、南葛飾郡一人、南足立郡千住一人あり其他絶食して疲勞せるものは幾百幾千の多きやも計り難しとか無殘々々是にても豊けき〇〇と謠ふべきやは。

（東京日日新聞第五千五百六十四號　明治二十三年五月十四日）

パノラマ館の開業（明治廿三年五月廿三日）

日本パノラマ館　今度淺草公園第六區人造富士後へ大廈空に聳ゆるの建築を爲したるもの是れなん日本パノラマ館なり同館は今や全く工事粧飾とも落成し一昨二十一日を以て（昨二十二日）開場多くの貴顯紳士を同館に招待して觀覽に供したり、元來パノラマとは光線を利用して繪畫を實物の如くに示して、觀る人をして其身恰も實地に臨むの想ひあらしむる法にしてパノラマを現出するには看客の眼前最も近き處に實物を配置し其先に繪畫を環列し實物と聯續せしめ光線を人の眼裏に反射し以て實景を現はす所の一大美術なり本館の構造は米國桑港に在るものに擬し外形は十六角にして內部は圓形なり直徑百二十三尺面積三百七十坪、軒の高さ五十四尺頂上棟の高さ九十五尺屋根は傘の骨組を見る如く宏大にして頗る巧みなる構造あり館の東方に縱覽客出入口あり右手の口を入

り數歩にして暗道の階段を昇れば即ち御覽臺に達す旣に觀覽臺に至れば忽焉として身は數千里を隔りたる異境に至りたるの想あらしむ、其環列の圖は曾て我國へ來遊せし彼の有名なるグラント將軍がヴックスビルクの合戰にミスシッピー河畔なる南軍の堡砦を攻擊し身を挺して之れを拔かんとする實況なり、眼眸の至る處四面皆硝煙彈雨の激戰して炎々たる黑煙天に漲り丘陵の樹木途に橫たはり人馬相激し吶喊壘を越へ柵を破り白刄を閃めかし砲銃を捧げて進擊するもの退守之れを防禦するもの死屍算を亂し腥風慘憺光線反射の工合陳列の方法等實に巧妙にして恰も身は千軍萬馬の間に馳せ丘陵に昇りて戰地の實況を一目するに均しく佛國有名の畫伯デフト氏が三年の長日月を費やしたる丈けありて實に稀代の壯觀なり、因に記す該場の建築は日本土木會社の技師新家工學士之れを監督し內部の陳列は神戶三九郎氏之れを擔當せられしなりと

(東京日日新聞第五千五百七十二號明治二十三年五月廿三日)

少年少女の演說 (明治廿三年五月卅日)

姬御前演說に小式部現はる　明後一日午後一時より定席る上廣亭に於て又々姬御前倶樂部演說會を開かるゝよしなるが先度の落ちに懲られたりけん此の度は新顏として神山八重子と呼べる重量の少なき本年僅か九年二ケ月の孃ッ子(上州の方言)と田村ハツ子と呼べる十二年四ケ月になれる孃ツ子とが現はれ玉ふよし八重孃は「憂心悸た禁ずる能はず」との演題を揭げて何れも滔々論出するとぞ然して此の度は下足賃三錢を高めて傍聽料十錢と改めたりと云へるが忠告す孃ッ子諸氏「先度の床拔に反して天井拔けに吹飛され玉ふな今の青年は鼻息頗る暴らければなり」

(東京日日新聞第五千五百七十八號　明治廿三年五月三十日)

外國婦人の謝罪狀 (明治廿三年六月八日)

悋氣やきもちの仕方いづれに變りなきものなり橫濱居留地に在留する米人中の獸治郎サンカーチャー氏は先頃より眞金町の貸座敷靜州樓の娼妓小糸(二十一)の許へ通ひ深く馴染を重ねしにぞ有一夜小糸は同氏に向ひ媚を獻じて五十圓の無心を云ひ入れしに同氏は承知して歸館せしに其の後何日過つても一向に音信のなきより小糸は少しぢれ込んでおれ程堅く

受あつて行つたものヨモヤ虚僞ではあるまいと、去る五日樓主へも其の由を語り小糸自らサンカチヤー氏の館へ尋ね往き旦那にお目にかゝりたいと云入れしに俄かに館内より西洋婦人出來り何やら二言三言云ひながら小糸を捉へ無法にも打擲するにぞ小糸もまた負けては居らずおのれ何ゆゑに無法を働くぞ此方よりも毆ちかへし互に挑み合へる處へ又候一人の西洋婦人出來り前の婦人に加勢して共に小糸を撲ちつ蹴つ遂に面部二箇所に傷を負はせられしより小糸は其の場を逃去り途中巡査派出所へ届け置き尙ほ靜州樓へ立戻つて右の次第を逐一樓主へ告げしに付、樓主は大いに立腹し外ならぬ大切の娼實物に疵を付られては此のまゝにして置かれぬと翌六日或る人を以てサンガーチヤ氏方へ掛合しに全く小糸に傷を負せしは同氏の細君ジヨセー氏の所爲なりとて同氏も大いに其不都合を謝し終に一通の謝罪狀を其の細君に出させて事落着に及びたりといふ横濱開港以來外國人より謝罪狀を取りしはこれが嚆矢なるべし。

（東京朝日新聞第千六百五十四號　明治廿三年六月八日）

縣會選擧奇譚 （明治廿三年六月十一日）

競爭奇談　第十二區とばかりにて何國如何なる地方なるや此處に〇林と云ふ老翁あり久しく地方議會にも選出せられて議員たりしが上に漁師頭さへつとめて居るによりて其名望郡中第一と稱す、甥に當る高〇と云ふは年こそ若けれ中々の才物なるによりこれも同く議會に選まれて勢ひ叔父に劣らざりけり、此兩人地方議會に於ての仲は流石に叔甥の間柄とて睦まじかりけるものから昨年の憲法發布の當時共に思ふ樣予こそは此郡中に於て一と云つて二とは下だらぬ人物なれ特には親族の助けもあれば國會議員の候補者として打ち出でんこと寔に以て無造作なるべしとかう思ひ込んでは矢も楯もたまらず、先地がためとして內々探ぐり見るに別に候補者たらんと云ふ人も無し今は大丈夫と双方同時に打て出ればこはそもそも今迄は我が助けたるべしと思ひしは空頼み……叔父御か……甥か……双方無言で別れる、暫くして甥の高〇病めることあり叔父の喜び一方ならずイザ此間にも周旋し廻はる內無慘や病は愈々床上の祝にとて鳥の子餠と鰹節を全郡の選擧權

を有する人達に配ばりしと聞き〇林の憤怒一方ならず己れやれ恩知らず人で無し畢竟今日議會に出て世に紳士と云はるゝ迄になりしは皆此叔父の引立てなるに……特に汝日頃より古物保存の主義を執り居ると云ふに口と心を背に腹とし此の老人を追除けん爲め鳥の子餅を配ばると云ふこと奇怪々々無々ブ禮〳〵逆〇高〇のコワツパ奴眼に物見せてくれんずと、即日親族會議を開らき扱方々に御相談申す兼て方々も知らるゝ如く九〇〇不肖乍ら當郡の輿望を負ひ國會に打ち出でん所存の處不所存者の甥一人某に及向かはん爲め床上げの祝にかづけ鳥の子餅を全郡にくばりて大に輿論を動せし様子それに付けては某しも打ち負けては一期の不覺と存ずる間予が財產の內一萬金は之を選擧入費に投ずる覺悟なり方々に於てもよも御異存はあるまじけれども念の爲めに御斷り申すとあり自分の財產を自分で使ふと老人の云ふことを傍から異議云ふ次第も無ければ一同へヽと御受し奉つれば〇林老ニツコと打笑み善哉々々とも何とも云はず、然れば兎も角も異存なしと云ふ此書面に方々の御印頂戴仕つらんとあり一同べた〳〵之に押す、此評判忽ち高くなりしかば鳥の子餅より此方が甘いとて輿望俄に〇林に歸す〇林老此期を外さずそれ演說會やれ懇親會と費用持出して選擧人を饗なす、第二次會の費用も亦同じくす、或時の事なりき第二次會も果てければこれより北里に第三次會を開らかんと發議する人あり主人公それよからんと同意せしにより直にくりこまんとせしに一人の老人（齡六十）私は當年六十になりまして孫子のある身分特に此年迄遊女を買ひしこと一度も無き事なれば此儀のみは平に御容赦をと否む、マー〳〵ソー仰つしやるなと無理に連れ行きて某樓に押し上がる、サー大變老人は大恐悅、前夜の辭退とは打てかはり今夜もモー一晩とて己れ一人強て止まり其後は內を外に遊女買のみすとの事其子息某の耳に入り遂に事の仔細判かりしより子息の某は烈火の如くに憤り己れ〇林の老耄めよくも無垢清淨の予が父を放埒ものに致せしヨナヨシ〳〵コチにも設術ありとこれより此子息は甥の高〇に歸し高〇の爲めに粉骨し〇林を失敗せしめんと一生懸命に奔走し居るよし、ヲーシケ〳〵。

（東京日日新聞第五千五百八十八號　明治廿三年六月十一日）

山縣公の馬車乘合馬車に間違ら

（明治廿三年六月十五日）

其の馬車待つた　一昨夜十時頃の事なりとか某大臣（山縣總理とも云ふ）が處用ありて雷門より淺草橋の方へ向け一散に馬車を馳せらるゝ折から後ろの方より何者にやオーイオーイと呼ぶ者あり暗さはくらし車臺の馭者は知らぬ顔して行き過ぎんとするを大臣は内よりコリヤ〳〵と呼び何か用事のあろ者なるべし、若しからず暫く車を駐めよとあるに鞭を止むれば間もなく駈けつけしは……　思ひきや六十餘りの爺なり其の馬車待ツたと呼掛けさま車中に踊り入らんとするにぞ馭者は驚き大臣の御馬車何するぞと一喝したるに爺は肝を消し暫らくは呆氣に取られしが、コリヤハー御免なさりやし私はハア乘合馬車と心得まして……

（東京日日新聞第五千五百九十二號　明治廿三年六月十五日）

泣き面に蜂

（明治廿三年六月廿九日）

重々お氣もじ　柳橋のやんちやん藝妓松の家のおせつが去る十七日晩柳光亭の座敷からお客の供で吉原へ繰込む途中淺草須賀町の往來で珊瑚六分玉金足の釵子を掏り取られ誰あらうおせつとも云はるゝ唄女の釵子棄賣にしても百圓やそこいらになると云ふ代物ゆゑ當人も有繋に落膽して其の筋へも屆けて置くと一昨廿七日の午後年頃、二十七八の男フランネルの單衣を着茶色の帽子をかむりしが松の家に入來り僕は四谷警察署の刑事掛山中晴雄と云ふものですがおせつさんの釵子を掏取つた賊が召捕りになつた處釵子は芝琴平町の質屋へ十八圓の質に入れてあることが分明つたので實は態々お知らせ申しに參つた、畢竟盗み物であつて見れば只引き上げられる樣なものゝ夫では質屋が憐可さうですからお前さん處で取戻す氣なら五圓奮發なさい僕が談じて上げやうからと云はれおせつは勿論お袋から小猫までも飛んで出でそれは御親切に有り難うございますの百遍も陳べ、早速お袋は五圓の紙幣を懐中し其の男と一緒に往くと虎の門の琴平神社の前で車より下り男は直き向ふの質屋だからお前さん暫くこゝに待てゐて下さいと側への氷屋へ待たせ置き自分獨りで細い路次へ入りしが間もなく立戻り談しが屆いたからその金をと手を出したれ

どもお袋は大事を取り夫では質屋まで御一緒に入りませうと云ふにそんなに疑ぐるなら念の爲此の紙入を預けて置くからとて白いハンカチーフに包みしものを渡せし故此の上は仔細あるまいと即ち懐中の五圓を渡し尚又以前の氷屋に腰を掛け待てども待てども梨の礫路次へ入つたきり出て來ぬので扨はこの程も新聞に出て居た雁次郎の時計を種に一杯喰はした曲者の二番手かと始めて氣づき直ちに四ツ谷警察署へ駈付けて問合せしが素より其様な人のあるべき筈なくお袋は悄々立ちどり昨朝愛宕町警察署へ訴出でたるよし重々お氣もじ。

（東京朝日新聞第千六百七十二號　明治廿三年六月廿九日）

お天場成駒屋に唾を吐く

（明治廿三年七月廿一日）

成駒屋の頭上へ唾を吐く　此程のことゝか中村芝翫が暑中見舞にとて日本橋小田原町の魚問屋相庄方へ訪問れし折同家に居合したる五十二三の老婦あり成駒屋に向ひヲヤ成駒屋の親方舞臺では毎度お目に掛るがお座敷でお目に掛るのは何十年振りだらうおまへさんも大層おぢいさんにお成りだネーと云はれたれど例の健忘博士其の老婦の顔を見ても一向に思ひ出せず、誠にヘアお見それ申しました誰何様でと云ふ側から相庄の内儀が、親方だからもう忘れておしまひかも知れないか是は福島屋のお村さんだあね、成駒はまだ思ひ出せず頻りに考へてゐると老婦は笑ひながら、思ひ出せなからうさ最う三十何年と云ふ大昔のことだものをイヤモー若い時分の事を考へると随分馬鹿々々しいものさネ今日は久し振りでお目に掛つたから大昔の話しでもお茶漬けにしませうよ私はネ若い時分お前さんが大嫌ひで、芝翫曰く是はどうもパア／＼、播磨屋（多見藏の次男市川市藏）が強い贔負であつたのさ尤も其の頃この魚河岸は歌右衛門さん時分から引續いてお前さんを贔負にする者が多くて魁連だの裏梅連だのつて大層な景氣であつた處ろが飄然上方から市川市藏が下つて來ると男振りもよし下り早々中々の人氣でお前さんの向ふを張るほどの勢ひだと云ふ處からグット魚河岸連の癪に障つて丁度六月の水神祭りに播磨屋を呼びにやりさん／＼意地惡く痛めつけてやらうと連中から播磨屋を呼びにやると播磨屋も江戸へ來てから魚河岸で贔負立て呉れぬのを氣にして居た處ろへ迎へに遣

されたから嬉し喜んで直き其處の中西へやつて來ると、稍て連中は種々皮肉な事を云つていぢめた揚句一升入の大盃を市藏に差しサア川岸の手合と盃をしろナ＝下戸で一口で飲めねえと夫れぢや此の盃が氣にくはねえかと寄つて集つて左右から強ひつけると、市藏は度胸を据えて夫れでは頂戴いたしますと今の大盃へ浪々と酒を受け兩手をかけていきなり頭上からざんぶと浴びたから其日は美粧こんで來た薩摩上布の帷子ち絽の羽織も酒がポタ／＼と滴れるも平氣で居たのを傍に居合した先代の新場の小安さんが見て天晴上方俳優には感心な氣前だと云ひ出すと魚河岸連も過半手を拍て市藏を稱讃し其氣前なら吾達も贔負にして遣らうと云ふので、サア夫れからと云ふものお前さんを贔負にする者ゝ播磨屋を贔負にする者と兩派に別れて恰で敵味方を見る樣な騷ぎさ今時おまへさんの處の福ちやんに人氣があるなんど云ふが中々お前さんが福助時分市藏との贔負爭ひは別に役者がないやうな人氣さ其の時私しはたゞ無東西屋で市藏が大の贔負でした。

（東京朝日新聞第千六百九十九號　明治二十三年七月三十一日）

○

成駒屋の頭上へ唾を吐く（つゝき）サアそれ程の人氣だからお前さんと播磨屋とを一座させて置きさへすれば何の芝居ち大入りを占めるから座元も金方も大福々で實に夫は今話すと嘘のやうに小網町から播磨屋へ松魚節の樽を積込にすればお前さんへ吉原から蒸籠を積む藏前から米俵を杉形に積めば新川から樽を積む又松井町から炭を積めば築地から磐臺を積むと云ふ騷ぎで恰もお開帳かお祭のやうで私ン處のお袋なども若い時分から頓と斯んな景氣は見たことがないと云ふ話しでした忘れもしないが三丁目（守田座）で花紀念五十三驛といふ外題で市藏が白井權八の立服をした時其の中幕が勸當てでお前さんが伴左衛門市藏が山三の役であつた處小網町松井町藏前から川岸の連中が假令名古屋の役でゝ市藏を花道からは出せねえから不破の福助を假花の方へ廻はして名古屋の市藏を本花から出せと無理を云ひ出して肯かないスルトまたおまへさん贔負の爽梅連、魁連、築地、よし原、新川なぞの連中は何れも肩肱を怒らしてべらぼうめ日本始つて名古屋山三が本花から出ると云ふ芝屋が何處の國にあるものかどうあつ

ても本式通り福助の伴左衛門を本花道から出して見せると云ひ出しこの悶着がおさまらないので以上初日にならず茶屋出方とも難澁すると云ふ場合になつた處から其の仲裁に魚がしと新場が双方へ口を利き不破と名古屋一日變りに本花と假花から出る事にして漸やく初日を出すと兼て市中で待ち焦れて居たのだから實に割れつ返る樣な大入で三月狂言を五月下旬まで打通した程で其の時分私しは赤坂の出羽樣へ上つて居ましたが一日お暇をいたゞいて中西のお里さんや魚久のお文さんなんぞとお朋友五六人連れて三丁目へ見物に行きましたが可笑ことに外のお朋友はみんなお前さんが最負で私し一人播磨屋最負だから唯何となく私だけ根部一丁のけ物に成つて居るんですよスルト軈て幕合になり皆な三階へ遊びに行かうと云て居るとお前さんの送りがお茶が入りましたからと迎へに來たもんだから外の娘達は嬉しがつて皆打揃つて三階へ往きは往たが私一人福助なんぞの部屋へ入るのは嫌な事と很てゐると魚久のお文さんがお前そんなこと言ふと罰があたるよと云つたから忽ち業々と胸に障つて、ナニあんな奴罰が當るもすさまじい私しは唾でも吐つかけてやり度いワと云ふと、これは面白い唾が吐きかけられるなら美事吐きかけて御覽、ナニあんな奴吐きかけなくつてさと突然おまへさんの部屋へ入つてマア大崩れたお前さんの頭上へ唾を吐きかけると側に居た髭太郎は驚いてヤイこのお天場め何を爲やあがると云ひながら後から抱き止めたから私しは夢中で髮へ挿して居た銀釵を拔いて振廻し髭太郎の頬つぺたへ傷をつけたので親父やお袋に大目玉を頂戴して到々これが五兩の齊藥代さイヤモーあの時分は此の川岸の娘達も皆な剛毅であつたが世の中がすつかり變つて今時其んなお天場は一人もないと三十年前の物語りを聞いて健忘博士も漸々思ひ出し、成程マアそん事がございました其の時中西のお里さんがお召の袖で其の唾をふいて下さいましたつけマア、側に居た相生の內儀隙さず、ヲヤ程方きびしいよ昔時ののろけなんか云つてお鮨でもお奢りな、芝翫曰くマア………マア。（をはり）

（東京朝日新聞第千七百號　明治廿三年八月一日）

子供で騙る（明治廿三年八月三日）

かたり新手　なか／＼味をやるものなり一昨一日の午後三

時頃年齢二十七八で身形も鳥渡立派な女が八ツ位の娘の子を連れ横濱石川町四丁目の鰻屋梅本幸吉方へ來りさん〳〵鰻で飯を食べた上五十錢分土産を燒かせ鳥渡妾は此先の親類まで之を持つて行つてくるから其間娘を預つて下さい、それに勘定書が出來次第娘にわたしてと云ひながら出たつきり歸つて來ず、右樣左樣する內に二階の娘がしく〳〵泣き出したので主人幸吉は不審に思ひ其の娘の子に聞いて見れば私は石川町二丁目四十八番地佐久間慶次郎の娘おたつ（八年）先刻往來に遊んで居るとあのおばさんが通りかゝりお前はいゝ子だおしる粉を喰べさせるから一所においでと無理に私を連れて來ましたと片言ながら話したので扨は騙詐と心附き早速おたつを親の家へ送りし處慶次郎も氣の毒がり丸々損もかけられまいと半金拂ふてやつたから幸吉は大いに喜こび直其足で警察署へ右の事情を訴へ出でしと。

（東京朝日新聞第千七百二號　明治廿三年八月三日）

娼妓の抵當（明治廿三年八月十六日）

內藤新宿二丁目の貸座敷淺樓にては本年三月中同町の高利貸から或る娼妓の出稼約定證文を抵當に入れて金五十圓借受け左の添書をさし入れ置きたり。

今般營業資金に差支へ金五十圓借用候處實正也返濟之儀は抵當の證文則ち出稼人の稼高を入金可致且つ年期中同人身分の儀は總て貴殿御擔任可被成約定爲後日仍如件

然るに右の出稼娼妓は去る六月中病氣にて死去し貸座敷よりは一切利金日賦金とも拂ひ渡さぬに付高利貸は貸座敷へ催促せしに抵當は六月中に死んだから今更ら受出す必要も無ければ金を拂ふ義務もない其上添證文の文面に「年期中間人身分の儀は總て貴殿の擔任」とある以上は五月發病より六月に死去したまでの藥餌料及び埋葬の入費百圓計りは此方の立替へ夫受取らうとあべこべに掛合はれ流石の金貸しも壓氣になり今に四の五の爭つて居るよし。

（東京朝日新聞第千七百十三號　明治廿三年八月十六日）

男女混合劇の許可（明治廿三年八月廿四日）

男女混合演劇　一昨廿二日田中警視總監より歐州各國にも其例あるを以て男女俳優混合して興行するも不問に付すべき

善に付此旨心得べしと訓令ありたり世の演劇を論ずるの輩は始めて改良の眞面目を得たりなど手を拍つて喜ぶや否や、又問ふ若し府下各劇場に於て男女混合の興行を爲すに於ては其演劇の價値盛衰果して如何。

（東京日日新聞第五千六百五十一號　明治廿三年八月廿四日）

コレラの死體から分娩

（明治廿三年八月廿六日）

世には稀らしきことのあるもの大阪西成郡上福島村三百八十六番屋敷戸長文五郎方に止宿する同郡下新庄村の生駒おふさ（二十四）と云へるは姙娠して早臨月なるに良人某は西區邊に増花ありて妻の事は見返りもせずおふさは平生口惜しき事に思へど今愁じ逆ひ泣していとゞ厭果てられんより靜かに抑を待つこそ好けれと泣く〳〵其の日を送る中去る二十日の午後より俄かに劇しく下痢を起したれど身は重し夫は留守近所の者は時節柄コレラにもやと恐れて見舞はずおふさは醫師をも乞ふこともならず藥求むる術もなく哀はれ翌朝死亡したり斯くても打捨て置かれんやうなく近所の者は漸く郡役所へ通じ巡査醫師出張の上おふさが死體を改められし處、全くコレラ病に相違なきより早速良人を呼戻し死體を棺に納めんとする時是は如何に死體より玉の樣なる男の兒を分娩せしかば立會の吏員は大いに驚き消毒をするやら兒を取り上げるやら一方ならぬ騷ぎなりしと哀なるはおふさ情なきは良人某。

（東京朝日新聞第千七百廿一號　明治二十三年八月廿六日）

村芝居の禁止

（明治廿三年八月二十九日）

村芝居の禁止　從來村芝居と唱へて在郷の壯丁が秋田稻刈り收めたる後産神祭り賑ひの爲め興行するは何方も變らぬ習ひなりしが埼玉縣下には此村芝居追々盛かんに行はれ、村々相競ふの風あり爲めに農業を怠り風俗を亂り鋤鍬手に持つ時は二十四孝の慈悲藏を氣取り獵銃肩に荷ふ時は五段目の勘平を學ぶ、それのみならず學齡の誕くり迄寺子屋へ行きて本讀む事を喜ばず小太郎は我が役なり菅秀才は我れ勤めんなど山家育ちの身にて罵しり合ふ、かくては風俗敎育上弊害多きに因り今度縣令第五十一號を以て演藝取締規則を改正し自今素人芝居を禁止したりと云ふ。

（東京日日新聞第五千六百五十六號　明治廿三年八月廿九日）

○

村芝居の禁止　ナニ太郎作に勘平をさせるならば吾々判官をやらせて下せへ何故チウて太郎作が家は代々小前で吾家は親父の與茂十の代まで村名主を勤めてゐた家柄だア何でもハア勘平より目上の役を勤めねば先祖へ對して濟ねえだ杯と田舍の若い者等が鎮守祭禮或は豐年祝ひなどに素人芝居を催すはいづ處にもある事なるが取分け埼玉縣下にては追々この素人芝居盛んに流行し村々相競ふて演藝を興行し遂に遊惰の風をなし之れが爲め農業を怠たり風俗を亂り學齡兒童の如きも之れに引き入れられ、教育上の防害少なからずとて此程同縣知事は演藝取締規則を改頭し自今素人芝居を禁止したるよし

（東京朝日新聞第千七百廿四號　明治二十三年八月廿九日）

美貌の祟り（明治廿三年九月五日）

毒婦の成果　昔の小町今の累罪の報ひは恐ろしいもの淺草竹芝に化粧商賣をして全身に梅毒を受け見る影もなき有樣に落ぶれたるおはつ（二十五）は元八王子の豪商何某が妻の某土地では小町と云ひ噺されしが歌と心は裏表多くの女中侍女を使ひ何不自由もなき御新造であり乍ら同地より東京へ往復する馬車營業潤廻舍の馬子の喧嘩清事河野清吉（三十八）が勇み肌に迷ひ本夫の目を忍んで道ならぬ契を結び果は二百五十圓の金を持牟出して清吉に伴はれ群馬縣上州富岡へ逃行き一年餘を送る中貯へは使ひ果し諸方に不義理な負債嵩み二進も三進も行かぬ處から姦夫姦婦はずうずうしくも八王子に立歸りおはつは親里へ行つて是までの不始末を詫び入全くは清吉にまどわかされしと言立てしにぞ親馬鹿は大いに喜び早速本夫の宅へ連行きさまざま詫びた末兎に角詫びの叶ふまではと親里へ潜め置きしに折から芝居の興行中或る日兩親はおはつは其外二三名を伴ふて芝居見物に出かけし處忽ち二十五六の男が場内より現はれ出で、おはつの髮髻を取つて捻伏せ散々に打擲せしは外ならぬ喧嘩清吉かまして芝居の中で外聞惡しと思ふにより兩親は清吉を宥めて家に連行き大川何某といふ者を頼み清吉に談判させ本夫ある身に姦通しながら恥も世間も憚らず手止めにするとは非法千萬と逆さまにやつつけると清吉は一言もなく其の場は其儘引取りしが同夜仲間の者三

十五人を連れておはつが家の四方を圍み兩親は云ふに及ばず口を開いた大川も打ち殺すと云ふ騷ぎ、然るに潤廻舍の社長は同所の貸座敷丹州樓の主人なればおはつが兩親は手を廻し同人に仲裁を頼みしより早速馳付けて一同を退け遂に手切金三十圓を清吉に渡して事濟みとなりたる其の夜根が清吉と言合せ金取る爲の狂言とて、おはつは又もや家を飛出し清吉と二人上京して四ッ谷區永住町の旅人宿芝崎屋へ名を替へて泊り込み三十圓のある中は手に手を取つて浮かれ廻り間もなく金を遣ひ果すと今度は神田小柳町の旅人宿に泊つて居た生絲商につゝ持たせ奸夫見附けたの脅かし文句で、百二十圓をして遣り其後も同じ手で取つては使ひ遣つては取り斯くて本年五月迄は何か斯か融通も出來たが、同月の末となつては錢一文も稼がう樣なく兩人乞食同然の體で內藤新宿南町の木賃宿尾張屋へ三錢づゝの宿料にて泊りいろ／＼相談した揚句おはつは清吉に向つて云ふやう富岡の郵便局長は彼方に居た頃折々尋ねて清吉が居ないと妾にしたいと鼻毛を伸ばし口說いた事があつたから彼の男を引つかけると五十百のお金にはなると聞いて清吉は大いに喜び二枚の着物を一枚賣つて夫を旅費に富岡へ行き清水亭といふ料理屋からふみ認めて送つた文句先づ始めには時候の挨拶さてとや先頃は色々お世話樣に相成り其上數ならぬ妾にお情深い仰せの程しみ／＼嬉しく存じながら清吉といふ良人ある身にお答へも申上げず打過ぎ候ひしがやう／＼清吉が手を切り候まゝ實てはお晉藥のお禮だけでも申上げたくわざ／＼之れまで參る妾不憫と思召し候はゞ一寸御はこびの程くれ／＼も念じ上げまゐらせ候、何もごけんのふしと筆とめ參らせ候かしことありしより局長は勇立ち直ちに同家へ來り互に無事を祝んで酒宴を交す折しもあれ出刄庖丁を携へて踏入つた喧嘩清拟は夫婦馴合の上金にせんとの企と思へば局長少しも騖かずおはつは其方が妾として戶籍面に記して居るかさもない時は何か姦通夫とも强て言募るなら おはつとも／＼處刑を受けるサア警察へ一緒に來いと度胸の据つた一言におはつ清吉面が外れ當惑をして居る處へ馬車會社の取締遠藤貫一といふ人が來合せ清吉おはつが勘定を濟つた上別段清吉には旅費を呉れて東京へ返しおはつは自分の妾として引取ることに話をきめ其場の騷ぎは落着せしが其後清吉は熊ヶ谷にて窃盜を働き露顯して召捕られ今に御苦役中お

はつは遠藤の妾となつて暮したれど何分清吉の事を忘れ得ず遂に遠藤の紙入を引さらひ再び東京へ來た後は淺草新谷町五番地竹田勝太郎方を頼り化粧商賣の仕始めまでは昔の小町の面影幾り一方ならず繁昌せしが忽ち全身梅毒の爲に腐爛し遂に今日の態とはなり果てしとぞ戒しむべし怖るべし。

（東京朝日新聞第千七百三十號　明治二十三年九月五日）

勇敢な妻女（明治廿三年九月六日）

細君賊と組打す　追ては鼬小僧位ゐにはなる積りの剪賊埼玉生れの太田德三郎（二十七）何處かで好い仕事をと鵜の目鷹の目で一昨日午後三時ごろ淺草公園の仲見世をぶらついてゐると本所柳原町一丁目の材木屋酒井與六の妻おたつ（二十四）が病氣上りの運動がてら同公園を散歩し手に紫縮緬の小包を携へ居たるを見て德公突然後ろから其包みを引攫ひ一散に逃出すをおたつは驚いて其の跡を追ひかけ淺草三間町二十九番地先にて追ひつきいきなり賊の横頬を毆りよろめく所ろを組付いて取て押へ巡行の巡査に引渡したお手柄は實に目覺しい勢ひと貴賤上下おしなべて皆感ぜぬものこそなかりけれ

（東京朝日新聞第千七百廿一號　明治二十三年九月六日）

五拾圓の爭ひ（明治廿三年九月十七日）

四十四名の貸主五十圓を爭ふ。

然れば當家負債辨償方の儀に付來る十一日午後六時より芝口一丁目待合茶屋兼松屋に於て御相談申度候間御出席被下度候云々

九月九日　新橋南金六町　平井屋

名宛は貸主四十四名持廻りの廻り章を發したるより利に趨る貸主連何かは以て猶豫すべき當日に至り未だ時間の來らざるに我先にと金松屋へ參集した稍々その頭數の揃ひたるを見て妓長めかした平井屋の內儀はマヅ當日參會の趣意を述べ併せて左の議案を朗讀す。

一金五十圓也　明治廿三年三月中收入金[illegible]九十五圓の內衣食其他必要品代支出殘金

右は豫てあなた方よりお借り申した四千五百圓に對する內

金として爰に提出いたし候分配方の儀はおなた方にて適當の方法を定め然るべく御受納なさいまし以來右の例を倣ひ毎月の稼高を以て計算し必らず入金致すべくに付何卒御手弱らかに御取立あらんことを云々

この報告あるや貸主連は八方より嘴を出して恰かも燕の子の如く喋々と質問を試みたる末甲の曰く皆さんは何と思召すか僅か五十圓ばかし分配した所が物の數にもなりませんから寧ろ抽籤を以て一人の入金にしては如何です、乙の曰く否々假令僅かの金高であろうとも頭割りに分配するが公平恨つ子なしでせう、丙の曰く私は一人の入金も頭割りの分配も不承知です此の五十圓を五つに分け即ち金十圓づゝ抽籤法を以て五人に入金しては如何です其他丁戊巳おもひ／＼の動議を起せしが、結局甲乙の兩說は賛成者少數にて遂に消滅し丙の五分說やゝ多數の同意を得て漸やく此の議に決し將に其の抽籤に取り掛らんとせし時襖戸の蔭に聲あつてその抽籤しばらく／＼暫くツー、皆々等しくむこふを見やり、暫くと止めたのは何奴だヱーヽといふ聲へ徐々躍り出でしは佐藤權次郎と呼ぶ貸主の一人稍々逐一の模様を質し更に異議を呈すらく皆さんも御承知の通り昨年三月中初て本會議を開きし時以來毎月百圓づゝ相違なく入金するの議を確定したはずではございませんか左程の誓約を結びながら其後更に實行もせず二年越しの今日に至り僅か五十圓ばかりの端金(はした)を出すは甚だ其意を得ぬことに考へらると述ぶるや忽ち議論沸騰し恰も彌生館の持當式も宜しくの騒ぎとなり八方より蜂の巢の如く借り主を刺してかゝれど妓長泰然として動ける色なくノンキとして默し居たり兎角する中柱時計は十時を報ぜしより遠路の貸主は延期說を提出せしに又一方よりは現在五十圓の保管方を如何するぞとの問題を起し之を妓長に預けんかメチヤ、メチヤにさるゝおそれあり或は貸主中にて預からんか其者一個の入金にさるゝの憂ひありと是等の議にも凡そ二時間を費しその結局はいつ果つべしとも見えざりしに忽ち後ろに聲ありて其金閉く封印をなし次回の會議まで平井屋へ預け置くこそ然るべけれと云ふものあり終に一同この事に決し尚ほ次回までの間に於ける封金保管委員二名を撰擧しこれにておの／＼散會したるは其の夜の十二時過ぎなりしと云ふ。

（東京朝日新聞第千七百四十號　明治二十三年九月十七日）

妙な立札（明治廿三年十月十一日）

先頃府下にて借金催促會社なるものを創立し負債ある人の家に大旗を立て推掛け近所隣りへ聞へる樣大聲でわめき騒ぐ時去る横着な負債主は家の前に借金催促稽古所と掛札を出したは鳥渡思ひつきなりしが玆に又京橋區南小田原町二丁目十二番地の差配人後藤吉藏は是迄借家人にて家賃を納めぬ者あれば突然雨戸を離し疊を上げる習慣なれば中には腕力を以て拒み又は小理窟を云つて警察署へ告訴する等厄介極まる所から一の皮肉な手段を考へ家賃不納の者あれば其家の前に「家賃不納に付店明申渡候事」と大書したる立札をなし番人を附け置く事とせし故少しく自分を思ふ族輩は無理な算段をしても家賃を拂ふとか他に轉居するとか彼の立札を恐るゝ事なかなか雨戸放し疊上けより甚しきが中に或る借家人は同じ大さの立札に「難[illegible]候事」と記してその傍におつ立て濟まして居るとは更に妙。

（東京朝日新聞第千七百六十號　明治廿三年十月十一日）

日本最初の帝國議會（明治廿三年十月十一日）

議會召集令發布　今日か明日かと遷延したる召集令は愈々昨日の官報を以て左の通り發表せられ來月廿五日を以て召集せらる。

詔勅

朕帝國憲法第七條及第四十一條に依り本年十一月二十五日を以て帝國議會を東京に召集す

御名御璽

内閣總理大臣伯爵　山縣有朋
内務大臣伯爵　西郷從道
司法大臣伯爵　山田顯義
大藏大臣伯爵　松方正義
陸軍大臣伯爵　大山巖
遞信大臣伯爵　後藤象二郎
外務大臣子爵　青木周藏
海軍大臣子爵　樺山資紀
文部大臣　芳川顯正

農商務大臣　陸奥宗光

明治廿三年十月九日

○

議會召集の勅諭

億兆頸を延べて待ち四民足を翹てゝ仰ぎたるものは議會召集令の發布と議會集會の日期とは少くも四十日を距つるを要す始は頻りに傳説多くて曰く帝國議會は十一月三日の天長節を以て開かるべしと十一月三日より四十日前なる時日は最早過去れり是に於てか遂に其の何の日を以て開かるべきやを推想するに難かりき豫算調制の都合法律發布の掛引是其の延引する所以なりとて風評最も紛然たりしが愈々昨日を以て議會召集の詔勅を發布せられたり帝國議會は來十一月二十五日を以て召集せらる第一期の帝國議會將に東洋の表に創立せんとす我官民は如何にして帝國議會の名と實とを全うして名譽ある開始に臨まんとするか。

我大帝國議會、我立憲政體、其期する所實に大なり內に關しては[illegible]人種に與す我東洋に於て我日本に於て未曾有なる帝國議會を創開して國家立法議計の事は悉く帝國議會の協賛を以て之を行はんとす我帝國議會たるものは能く內外の形勢を審にし百歳の長計を計り國家國民の安全福利を増進するの道を致さゞる可からず外には以て國威を宣揚すべく內には以て國民を撫育すべく政弊を掃ひ情實を滌め區々の小利に齷齪せずして特に代議政體を採用したる所以の實を現さゞる可からず。

我帝國議會の創始は實に獨り內に向つて偉大なるのみならざるなり東洋に未曾有なる立憲政體の成否は如何、結果如何は實に世界各國の識者が刮目して之を觀んとする所なり「代議政治は白皙人種の特有物なり東洋人は代議政治を行ふの性質を備へず」とは彼れ歐人が常に其の口にする所なり、今我東洋の一帝國たる我日本は立憲の政體を建て代議の政治を行はんとす其結果如何は實に世界に向つて至大の影響を與ふるものなり若し其結果誠に善美にして平和正當眞に代議政治の實を擧ぐるあらば我國光を發揚し我國威を擴張する事豈少なからんや然れども若し其の結果にして不良ならんか彼等は將に手を拍て言ふ可し「果せるかな東洋人は代議政治を行ふの性質を具備せず」と豈國家の恥辱ならずや抑々我東洋の人種

の恥辱たるなり。

條約改正の一事は我官民の擧けて希望する所也然るに今や其談判は漸く緒に就かんとす此時に至りて帝國議會の開設あり其の關すること豈偶然ならんや帝國議會の良否は我が地位に關し我が名譽に關す而して我地位と名譽とは即ち條約改正に關すること大なる所以なり帝國議會の結果にして善美ならば條約改正の談判大いに勢力を添ふること尠からず之に反して若し不良ならんか漸く其の緒につきたる條約改正も亦將に俄然として蹉跌せん。

帝國議會其の關する處實に大なり我官民は如何にして其の實を擧けんとするか政府と議員と共に深く考ふる所なかる可からず多年國會の開設を企望して今即ち開くこれが議員たる者滿腔鬱結の思想を一時に迸出して快決之を徹せんとするも謂れなきに非ずと雖も　抑も實事なるものは能く時と事情とを辨へざるべからず時と事情とを辨へずして一意直進する者は是れ暴虎馮河の亞流のみ豈能く國家の慶福を增進するに足らんや又職を政府に奉じて其の責に任ずる者啻に永く其他位を保たんとするの情念を免れざるのみならず、事情を知ることに於て寧ろ深きに失し易きものなり事情は素より之を知らざる可らずと雖も、之を知る事深きに失する者は是れ最早や事情を知るに非ずして情實に溺るゝ者なり彼は事情を知ること淺きものなり此は事情を知ること深きに失するものなり兩者相衝突せば患害を生ぜざる事蓋し稀なり、議員に於て愼しむべきものあると共に政府なる者も亦深く愼む所なかるべからず要は國家の安寧幸福にあり議員の之を愼しむも國家の安寧幸福を祈るが爲なり、政府の之を愼しむも國家の安寧幸福を祈るが爲なり帝國會なるものは即ち國家の安寧幸福を保持增進する所以にして互に其鋒鋭を愼しむは即ち國家の安寧幸福を傷けざる所以なるを知らば議員も漫りに血氣に逬ることなく政府も漫に固守することなく時と時情とを辨知して平和の範圍內に正當の結果を得せしめんこと是れ豈其の本分ならずや、若し夫れ互に突進抗抵せんとするもの丶如きは共に時と事情とを辨ぜざる者に非ずんば即ち一身若しくは一身方の功利を以て國家を犧牲に供せんとする者なり。

徒に平和穩當惟れ希望し一に曰く退議二に曰く退議政府の議案としあらば悉く之を贊成し議會の決議としあらば悉くこ

れを容認すること是れ素より吾人の賛成する所に非ずと雖も正當の程度に於て其擧止を愼むこと國家の爲に甚だ必要ならずんばあらず内外の形勢を審にし一年の大計を定め國家の安寧幸福を保持增進する所以の道を畫策して平利正當に帝國議會を閉づるの後始めて能く内は以て君民の幸福を增進し外は以て帝國の光榮を宣揚して始めて立憲政體創始の名實を全うするを得べきなり帝國議會召集の勅諭今發布せらる官民に向つて切に此希望を訴へざる能はず。

（東京朝日新聞第千七百六十號　明治廿三年十月十一日）

議會開院式　待ちに待ちたる帝國議會開院式は一昨日　詔勅あらせ給ひし通り愈々今廿九日を以て擧行あらせらるゝことゝはなりぬさし登る朝日影家毎に掲げ列ぬる日の丸の御旗と相映ひて千門萬戸歡歌頌吹の間に、鳳輦親しく議院に臨ませ給ひ未曾有の大典を擧げさせ給ふ盛況豫め言はんもなかなかにおろかなるべし、本日開院式の諸次第は爰に既に記せし處なれば重ねて掲げんも復雜の嫌ひなきにあらざれども程經たることなれば今日の盛式内外の御模樣拜観者の便宜ともならんかとこゝに記さんに午前八時宮中に於て賢所へ御親祭あらせ給ひし後同三十分より貴族衆議兩院議長以下へ參拜仰付けられ同十時三十分御出門貴族院へ行幸あらせらる其次第は國儀式鹵簿にて親王、大勳位、内閣大臣、樞密院議長以下顧問官、近衛將官、宮内官等供奉し參らせ御順路を新らし橋内なる議院へ、鳳輦をきしらせ給ふ扨議院へ着御あらせらるゝや兩院議長、書記官等外れも門内に列して之れを奉迎し貴族院に設けの便殿に奉導す（此間君ケ代の奏樂）便殿に着御の後兩院議員各議長の指揮に隨ひ夫々式場に整列すれば、式部長出御を奏請し軈てその奉導を以て式場に出御せられ各員の最敬禮と共に總理大臣奉進する所の勅語書を受させ給ひ賢くも勅語を賜ふ（此[illegible]）拜聽訖りて各員の最敬禮と共に貴族院議長、御前に進み勅語書を拜受し席に復すれば式部長の奉導を以て入御あらせ給ひ程なく還幸あらせ給ふ、議場内外の祥氣景象御道筋の祝聲頌平如何ばかりの賑はひならんか如何ばかりの盛況ならんか其は拜観の上明日の紙上に洩れなく之れを記し申さん。

開院式の手續　今廿九日執行帝國議會開院式の手續は左の如し

供奉員席割の事　便殿右側の一室を供奉各親王殿下の席とし其次を各大臣樞密院議長大臣待遇の席とし又其の次を樞密院副議長同顧問官の席とす。

便殿左側の一室を侍從の席とし其次を供奉勅任官の席とし又其次を供奉奏任官の席とす。

供奉判任官以下の席を衆議院階上常任委員室の二間とす。

供奉近衛騎兵附將校及警視官の席を衆議院階下第四部室とし供奉騎兵下士及警部の席を同第五部室第六部室とす。

陪觀人の事　陪觀人は玄關より入り正面右側の階段を上り直に其の陪觀席につくものとす。

右に依り陪觀人の爲めには別に控所を設けざるものとす、但外國公使及館員の爲には特に控所を設け階上第一部室及第二部室を以て之に充つ。

外國公使は勿論其他陪觀人の案内等は宮内省に於てするものとす。

議員の事　各議員は玄關に入り右折し其の所屬部の番號を記載したる掛札ある各室に入るものとす其の控所は第四部室より第九部室に至る六部室と幷に常任委員室の二室と合計都合八室を以て之に充つ但衆議院議員は衆議院に於て定むる控所に入るものとす。

各議員の案内等は本院御用掛及守衛に於てするものとす兩院議員の式場に入る手續は左の如し。

貴族院議員は議場の東側入口より入る。

衆議院議員は議場の西側入口より入る。

奉送迎の事　着御の節貴族員副議長書記官長及書記官並びに衆議院議長副議長書記官長及び書記官は門内に於て奉迎し貴族院議長は御先導の爲玄關の左側に於て着御を待つべし。

入御の後兩院議長副議長書記官長及び書記官は奉送の爲め議員に先だち退場すべし。

還御の節の事　還御の後に至らざれば各陪觀人各議員共に其の席を立去るべからざるものとす。

喫煙室の事　陪觀人及び議員の爲に特に喫煙室を設け階上第三部室階下應接所の二室を以て之に充つ但し各室煖爐の上に禁喫煙の札を揭ぐべし。

給仕の事　給仕は各室に配置せず特に之を配置するの場所左の如し。

第一　階上樞密院顧問官席臨廻廊　　二　名
第二　階上喫煙室　　凡　三　名
第三　階下喫煙室　　凡　五　名

茶湯の事　茶湯は何人を問はず總て給せざるものとす。

守衛の事　當日御通路及階上守衛の配置は總て式部職の指揮に依るべし。

新聞記者の事　新聞記者は貴族院通用門を入り傍聽人入口より昇降せしめ其拜觀證は守衛之を閲し直に拜觀席に着かしむるものとす。

雜事　陪觀席は紐を以て其區域を分つものとす。

兩員議員議場の入口及び陪觀席の入口には各々札を揭げて之を示すべし。

式場近邊には燕尾服着用御用掛の外濫に徊徘することを禁す。

祝砲は宮城に於てするものとす。

便所の事　御先着親任官等の便所は衆議院の分を以て之に充て其他各議員陪觀人等の便所は本院守衛詰所前の分を以て之に充つ。

（東京朝日新聞第千八百號　明治廿三年十一月二十九日）

開院式擧行　天皇陛下には兼て迎出されたる通り昨廿九日午前十時三十分宮城御出門にて帝國議會へ行幸あらせられ同十時五十五分貴族院に着御あらせ給ふや便殿に於て暫時御休憩、十一時式部長の御先導にて式場に出御あらせられ滿場各員の最敬禮と共に親て山縣內閣總理大臣奉進する所の勅語を受けさせ給ひ左の勅語を賜ふ、

勅　語

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ　朕即位以來二十年間の經始する所內治諸般の制度粗々其の綱領を擧けたり庶幾くは皇祖皇宗の遺德により卿等と俱に前を繼き後を啓き憲法の美果を收め以て將來に益々我が帝國の光烈と我が臣民の忠良にして勇進なる氣性とをして中外に表明ならしむること を得む。

朕又夙に各國と盟好を修め通商を廣め國勢を擴張せしむることを期す幸に締約諸國の交際は益々親厚を加へたり。

陸海の軍備は內外の平和を保全する爲に餘を積みて完實を期せざる可からず。

明治二十四度の豫算及各般法律案は朕之を國務大臣に命じて議會の議に附せしむ朕は卿等が公平愼重以て審議博贊する所あることを期し併せて將來に繼ぐべきの模範を貽さんことを望む。

兩議員議長以下各議員拜聽訖りて最敬禮を行ひ次で貴族院議院議長、御前に進み勅語書を拜受して列に復するや、陛下には式部長の御先導にて入御、暫時ありて同十一時三十五分同院御發輦還御の路に就かせ給ひ兩院議長、副議長書記官長書記官等何れも門内に於て奉送せり。

衆議院の奉答　昨日奉答書贈呈の事に付き衆議院の方にては正午十二時三十分各員議場に會し中島議長より右奉答書を差出すべきや否やを議場に問ひたるに河島醇氏の發議にて斯樣の事は我國にて從來先例のある事にもあらず、且つ儀式上の奉答を爲すは虚禮の樣にも思はれ敢て皇室を尊崇するの誠意を表するの道此にのみありとも覺えねば別段奉答書は差出さゞるも可ならんと云ひ小西甚之助氏は之に反對し此の如き懇切の勅語を賜はりしに我々之に奉答せずとは心得ず是非とも奉答書を捧げて敬意を表すべしと論じ、各々贊成者あり三崎龜之助氏は討論を用ひずして決を取るべしと云ひ決を取るに及び遂に多數にて奉答する事に決し是に於て河野廣中氏は奉答書起草委員を選ぶべしと云ふ說を提出して贊成者あり、末松謙澄氏は議長の手許に草案ありと聞けばそれを讀んで滿場の意見を問ふては如何と云ひしにノー〳〵の聲四方に起り藤野收高氏は討論を用ひずして決を取るべしと大聲す議長は決を採り委員を撰ぶの說多數なりと宣告す、然るに否少數なりと叫ぶ者あり、議場又囂然たりしが議長は今度は反對者を起立せしに少數なりしを以て即ち委員を選ぶに決し、それより全院より五名を選ぶべしと云ふ說と各部より一名づゝ即ち九名を選びて之が起草方を委任すべしと云ふ二說出で種々討議したる末採決に及び全院より五名を選ぶとの說は百三十九名に對する十三名の少數にて消滅したり、依て右起草委員は各部より一名づゝを選出することゝなり次いで奉答書出來の上は再び之を議場に附し各員の意見を問ふべきや將た一切之を起草委員に一任して議事に付せざることゝなすべきやを議場に問ひたるに抑田兼至氏は全權を委託すべし、と云ひ又之を駁するものあり八方より起立して發言を爭ひ議長々々と呼

ふ聲四方に反響す山際七司氏は豫め議場の方針を定め置かざれば不可なりと絶叫し滿場沸くが如し島田三郎氏は議事規則等も速に議定せざる可からざるに斯樣の議論を爲して居りては云々と長々しく說き出すや「分つてる〳〵」「簡單々々」と呼ぶ者八方より起る猶多人數の議論あり決を取りしに百五十八名の多數にて委員に全托するに決したり、然るに尙議長々々と呼び委員の資格について發論し又傍聽人のことに付意見を述ぶる者あり紛々擾々の末議長は閉會を告げ夫より各部に於て一名づゝの委員を選出せしに左の諸員當選せり。

第一部　藤田　茂吉　　第二部　中江　篤介
第三部　井上角五郎　　第四部　板倉　中
第五部　蒲生　仙　　第六部　三崎龜之助
第七部　小林　樟雄　　第八部　末廣　重恭
第九部　增田　繁幸

貴族院の奉答　貴族院にては昨日の開院式　勅語に對し奉答書を捧啓すべきや否やに付一昨日豫じめ內議を遂げたるが何れ衆議院の振合ひもあることなれば同院の模樣次第にて右奉答書起草等の事は明一日を以て議定することに打合せ調ひ居る由にて爲めに昨日は右に對する協議を開かずして一同退散せるよし。

奉答書捧呈手續　開院式勅語に對する奉答書は前項に記す通り兩院とも目下起草中にかゝる事なるが貴族院の見込にては衆議院と打合せ明一日を以て其筋へ捧呈する豫定にて同草案は昨日既に委員に於て起草を終れるよし、

貴族院議事日程　開院の大典昨日を以て執行を了られしが貴族院にては明一日より直に開議する筈にて既に同日の議事日程を各議員に通知したり卽ち左の如し。

十二月一日貴族院議事日程
一　貴族院規則に係る建議（改正案）
二　全院委員長の選擧
三　常任委員の選擧

本日も衆議院の會議あり　本日は日曜日なり帝國議會にても休暇すると思ひの外衆議院にては昨日一同退散後卽ち午後四時頃中島議長の名儀を以て明三十日（卽ち本日）午前より議院に出頭ありたしとて部長理事の十八名へ宛て書面を發送

したり。

貴族院の缺席議員　昨日の開院式に當り貴族院の缺席議員は澁澤榮一、大迫貞清、神田孝平、福羽美靜、國司頼正、尙泰、岩村通俊、久留島通簡、津田出、今村和郎、島津忠義の十二名にて福羽氏は北堂の喪に當りその他は孰れも病氣缺席なりとぞ。

衆議院の缺席議員　又衆議院の缺席議員は森時之助、法貴發、千葉禎太郎、岡崎平内、堀江芳介の五氏にて岡崎、堀江の二氏は忌引中の爲なりと。

歳費支給期日　帝國議會議員の歳費は半額を開會後三十日以内に他の半額を閉會後七日以内に支給することは支給規則の定むる所にして各議員の最も首を延して其期日如何を待つ所なるが右歳費八百圓の半額四百圓は愈々來る三日を以て支給する筈にて既に各議員へ通報に及びたるよし又上京旅費も之と同時に支給するは勿論なり。

（東京朝日新聞第千八百號　明治廿三年十一月三十日）

智恩院の詐僞事件（明治廿三年十月十一日）

京都の智恩院が久留米第六十一國立銀行より借入れたる八萬六千圓の負債は前役僧杉山清運等と同銀行大阪支店長吉田國長との間に成りたる詐僞に基ける由を自首せし者ありし事は既に前號に報導し置しが同件は去る七日より京都輕罪裁判所に於て既に豫審に着手し居り事實は未だ判然せざるも現に角智恩院にては曩に大阪控訴院に於て敗訴し全く久留米銀行に對し負債ありと認められ、隨つて門末信徒の總會に於ても之が辨償方法を議決するに至りし事なれば今日偶然斯る犯罪事件の露件するに至りしに付ては至急總會議を開かんと既に門末信徒へも夫々通報に及び猶代言人を以て該負債償還にかゝる裁判の執行を右刑事裁判確定まで延期せんことを京都始審裁判所に請求し若し犯罪たることの顯然したる上は該負債は無原因のものなれば民事裁判言渡の取消を求むる覺悟なるよし此の大詐僞事件は今や民事裁判を執行せられんとするに際し突然露顯せしのみか各被告人の口述が餘りに符節を合せし如くにて一點の相違もなきより或は疑を其間に挾み同院が斯る負債の爲めに諸堂宇は勿論有名なる梵鐘まで抵當として銀行に差押へられたるを殘念に思ひ、役僧共が斯る犯罪あり

と口實を設け同院が負債を免れんとするに非ずや抔云ふ者ある由なれど銀行に差入れたる證書の印影と眞物とは全く相違し居り一目して僞印たるを見分け得べき程なりと云へば、決して斯る企てに出でしにはあらざるべしと噂せり併し何も公判の上ならでは分り申すまじ。

（東京朝日新聞第千七百六十號　明治廿三年十月十一日）

女混りの強盜五人組（明年廿三年十月十四日）

一昨夜十二時過ぎ淺草永住町の米商淺井庄作方の表へ一人の年增女が立ち御面倒でせうが是非今度なくてはなりませんからたすけると思つてお米を二十錢分賣つて下さいとさも惘れさうに賴むので雇人が氣の毒に思ひ何氣なく戶を開けると雲衝くばかりの大男が四人何れも兇物を持つてどか〳〵と押入り奧に寢て居た女房を脅し有金二十圓餘を奪去りしが男四人仕事をする中件の女は門に立ち恰かも米を持つもの丶如く見せ掛け傍ら張り番をして居りしとか女と見ても油斷すべからず。

（東京朝日新聞第千七百六十二號　明治廿三年十月廿一日）

變態詫び狀（明治二十三年十月十四日）

二三日あとの夜のこと赤坂區青山北町四丁目鈴木貞治の妻おきよ（二十二）が本夫と共に町內の大黑湯へ出かけ歸途鈴木は道具屋を素見しおきよは一足先へ歸らんとせしに同所の廻り角には突然大の男が顯れ汝太へ奴だと云ひながら拳を固めてほか〳〵と擲るおきよ覺じ驚かざらんアレー助けてと聲振立てしに、男は擧つ手を暫らく止めつく〴〵おきよの顏を眺めイヤこれは飛んだ人違ひ眞平御免下さいと大地に頭をすりつけて詫る共の中鈴木が通り掛り此の始末を聞いて太く怒り思切り文句を言つた揚句戲人違ひなら御辨もしやうが全體何うした間違か仔細を話せと責めたてるに件んの男も是非に及ばず私は八百繩（二十七）といふ靑物商人此程から女房のお梅（二十一）が土方職伊藤吉太郞（二十八）と密通をして私が面へ泥を塗り間がな隙かな家を出かけますから何うぞしてふん捉まへ懲らす覺悟で今晚はお梅が入湯の歸りを待つ中此のお方が湯屋から出て吉太郞の家の方へお越しになる形恰好餘りよく似てゐましたからツイ失禮を致しましたと云へど

鈴木は承知せずそんなら詫書を入れろと迫り同町四丁目の蕎麥屋へ行き書かして取つた詫書の文。

一私儀今晩貴殿の御妻君を女房と間違へうち打擲致候段重々恐入候以後屹度相謹み申べく候且又今晩限り御勘辨下され候御禮として私青物營業中は日々御望みに任せ金三錢分づつ無代價にて差上げ申し候萬一違約候節は三ケ年間の〆高を三十二圓五十錢と見積り一時辨償可仕候自然滯納致候はゞ勸解へお持ち出し被成候ても異儀不申上裁判入費まで私引請と可致爲後日證文一札如件

明治廿三年十月

八百屋　福太郎

鈴木貢治殿

（東京朝日新聞第千七百六十七號　明治廿三年十月廿一日）

芝の奇怪事（明治廿三年十一月二日）

いつぞや新吉原の引手茶屋何某方にても此の樣な怪しみありて既に諸新聞紙上に其の怪を載せしが探求するに至り終に或物の板面と判り大いに新聞紙が擔がれしことありしが今度の怪物は如何なる種にも古昔鬼の腕を取つた渡邊綱が住みし芝三田四國町二番地宮地赳武（四十八）といふは長男穗彥（七ツ）長女おしづ（十）の三人暮し去る九月上旬同所へ轉宅し同月中は何も變りたることなかりしが翌十月十日頃より夜に入れば種々薩陲なる不思議あり夜中營煙草盆火鉢などゆらゆらと動き出して天井へつり上り米櫃、擂鉢、鍋、釜、茶碗の類はさながら生るもの ゝ如く躍り出し戸棚の上へ上るもあれば雪隱の中へ飛込むもあり時としては赳武等が寢床のたより米灰など雨すこともありて薄氣味惡きこと限なければ兩人の幼年は夜に入れば恐ろしがりて父の側に添ふて離れず赳武は餘りの不思議に今度は物が動き出しなば斬棄て呉れんものと枕頭へ鉈出及庖丁など引寄せ置けば何時か其の鉈や庖丁は飛出して家内を打めぐり或ひは椽の下にて按腹の笛を面白く吹ならせば、戸障子拍子を取りて鳴るなど、實に百鬼夜行の有樣なればいよ〳〵打棄置き難しとて宮地より高輪警察署へ訴へ出で、昨今は或祈禱者を招じて怪物退治の祈禱をなし居るよし。

（東京朝日新聞第千七百七十八號　明治廿三年十一月二日）

姦夫姦婦の謀殺（明治廿三年十一月廿一日）

亭主ごろし　兎角此の道に迷ふては心にもなき罪業を犯すこそ恐ろしけれ山城國相樂郡湯船村の農上西利三郎（五十九）といふが姦夫姦婦の爲に虐殺されし次第を聞くに、元來利三郎は質直極至にて一口に云はゞお心よしなるが之れに反して女房のおぬい（四十五）は何から何まで氣の敏き性質にして亭主を尻に敷き去る十八年頃より同村なる藤田久吉（二十九）なる者と念頃に語らひ大膽にも利三郎の目を偷んでは淫樂居たるが兎角増長するは此の道の癖とて遂に爲ることの大袈裟になり既に本年の春などは久吉と手を取合ひ京都見物に出かけ十日餘り滞在し少からぬ金を遣ひさんざッ腹の樂しみを盡してぬツくりと立戻り口を拭つて知らぬ顔の半平をきめて居たれど何が俗人の事は云ひたいが人情世間の憎みと猜とにてかれこれやかましく噂を立て利三郎を氣の毒なりと憐むもあれば又腰ぬけ男よと嘲けるもあり他の騒ぎの喧ましさに何時その事利三郎の耳に入りしにぞ、いかにお心よしなればとて心中大いに怒り窃かにその手證を擧げんとの様子あるを早くも兩人は推察しもはや迂架としては居られぬと有一日おぬいと久吉とは同村字五の關と云へる山へ茸狩りに往きたる時密かに談じ合ひいかにもして彼の老耄を亡きものにせねば以來心安く樂しむことは出來まい、夫れには一服の毒藥を盛るが何より早手廻しと空恐ろしくも毒藥の議を決し夫より所々毒藥を求めんとせしが、片田舎には毒藥を賣る藥種屋もあらざるより久吉は態々京都へ出で三四軒の藥種屋に就き尋ねしが劇藥は賣買するに成規あり猥りに賣られぬとの斷りに力及ばずと斷念めて悄然湯船村へ立戻り其の山をおぬいに語り此上は別に何とか手段を施し豫ての望みを達したしと再應密談の末寧その事老耄めにたらふく酒を飲ませぐつすり熟睡だ所を一思ひに縊り殺すが宜からうとの企てをなし、去る十一日豫て久吉と相鬪を牒し置き夜に入るとおぬいは何時になく酒肴などの用意を調のへ今日は何やら心持のよき日なれば思ふさま飲んで下されと自ら膳の側に座り頻りに盃をすゝめて飲する程に日頃酒を好む利三郎何心なう舌打しつゝ咽喉を鳴し嬉し氣なる顔色にて一杯々々と傾け遂に二時の過ぐる頃まで強ひつけしゆゑ、利三郎も果ては盛りつぶされて前後も知らず

打ち仆れ大鼾して熟睡たり久吉は時刻を圖りて裏口より忍び入りおぬいと顏を見合して默頭きつゝ手拭を以て一縊めと立ちかゝりしが若し切れなば一大事と更に牛を引く太き綱を取出しそつと利三郎が枕の下へ通して左右より力を極めて引縮めたるにぞ何かは以て堪るべき、利三郎はグツとも云はず虚空を掴んで死してけり姦夫姦婦は口に手を當てもう大丈夫よゝ莞爾わらひ利三郎の死體は件んの綱を以て首を縊りたる體に作り翌朝早々おぬいより空泪を片手に拭ひながら其筋へ訴へ出でたるより警官醫員等出張し檢死されしに如何にも其の死狀に怪しき廉ありとて直に京都地方裁判所へ通報し判事及び委員等出張し立會の上再び檢死したるに全たく縊り殺したる跡ありと認められ即時おぬい及び藤田久吉を拘引し目下嚴重取調べ中のよしなるが彼等中々手剛く未だ白狀せざるよし十八日發京都通信。

（東京朝日新聞第千七白九十三號　明治廿三年十一月廿一日）

洋服の欺僞（明治廿三年十二月二十日）

かたり　世に憎むべきはかたりをなす曲者なり一昨十七日午後三時ごろ芝口二丁目の旅人宿宮下金次郎方へ一泊お願ひ申しますと入來りし旅客は年頃三十前後の男衣服は双子の綿入に古びたる黑紬の羽織フランネルの股引を穿き言葉は長州訛りにて自分は今度國會の傍聽に出京したとの問はず語り旅宿にてもこれを喰はせ者とは感づかず二階六番の座敷へ入れ茶を出し菓子を呈して居ると、其の者は悠々と茶を飲み煙草を薫らし軈て一寸其の邊で洋服を求めて來ますから夕飯の仕度をして置いてよと云ひ置き立出しが夫より日蔭町の洋服屋鈴木惣平方へ往きあれこれと洋服を見ちらし其の中より一組二十圓の服を選り取り是を買ますから代金を請取りに旅宿まで來て下さいと云ふので鈴木の店の者多田源次郎（十六）が附いて行くと其の者は源次郎を六番の座敷へ通し置きちよつと帳場から金圓を受取つて來るからと自分は洋服を抱へたまゝ二階より下り帳場へは今一度洋服屋まで往つて來ますからと云置いて迯去りしが暫時して源次郎も旅宿の主人も心附きアツと云つて追つかけて出た頃はトップリ日が暮れて舊暦七日の月がギラリ。

（東京朝日新聞第千八百十八號　明治廿三年十二月廿日）

クラシック・モガの轉覆

（明治廿三年十二月廿三日）

轉覆令嬢佛蘭西型の洋服を着た年頃十六七の令嬢が一昨日の午後三時頃二輪の自轉車に乘り湯島切通し坂を高慢な容子で下らんとする時天神町の方から石油の空箱を積んだ荷車が來かゝり令嬢避け損つたから堪らない自轉車は横に打倒れ令嬢は落つこちてしたゝかに腰をうち其の上自轉車が破損したので行く處へも行かれず人力車二臺を雇ひ一臺へは自轉車を積み一臺へは自身乘り腰をさすつて元來し道本郷さして引かへされしが之は本郷弓町に住み帝國大學に勤る醫師の長女とし子（十六）とてなか／＼のおてんば令嬢。

（東京日日新聞第千八百二十號　明治廿三年十二月廿三日）

×　×　×

親子六人心中

（明治二十三年十二月二十五日）

四兒を殺し妻をしめる。山形縣鶴岡岡本雅雄と云へる家二十日午前七時頃に到り怪しき聲のするありしかば近隣の者不審に思ひて檢するに長男（重雄）長女（てる子）次男（春雄）次女（不詳）を麻の紐で絞殺し、その傍に妻（三〇）も咽喉を切られ雅雄はその場に咽喉をかき切つて死せりとぞ該死一件書類は檢事局に送られたり

（東京日日新聞第千八百二十三號　明治廿三年十二月廿六日）

追放令の實施 （明治廿四年一月十五日）

保安條例實施せらる

昨日今日とは思はざりけり保安條例は一昨夜いよ〳〵發布せられぬ帝國議會議員に對し忌はしき暴行惡むべき脅迫を試みんとするの虞ある者は同條例第四條により帝國議會開會中退去を命ぜられ同夜十時より向ふ十時間を限りそれ〳〵立退の命を傳ふ其の人名は左の如し

大阪　菅野　道親
同　芝亭　實忠
同　津田官次郎
宮城　氏家　直國
石川　宝塚　米吉
同　飯田　秀魁
同　中杉與十郎
同　浦　喜作
同　卜部徹太郎
同　木下　良

高知　濱田　三孝（不在）
同　小野　榮次（不在）
同　前島　浩象
同　桂海三四郎
同　大黑　行衛
同　末松　求（不在）
同　大石　良堯
同　植田　勇智（不明）
長崎　月川幸三郎
同　山口規矩雄

同　岡田　太七
同　青木　正保
同　岡　直人
同　前田義三郎
同　木吉九十郎
同　雨夜幾太郎
同　安田俊五郎
同　中川丈太郎
同　堀　潤吉
同　淺井安太郎
同　前田　秀光
同　野村　馨
同　友田久太郎
同　村田　友雄
茨城　川島烈之助
京都　辻　實讓
和歌山　金田準太郎

同　江頭　碇
同　山口松之助
新潟　福井　馨
同　今村　陽（不在）
群馬　奥村　四郎
同　矢野　鉄吉
同　久野初太郎
東京　犬川　恭香
同　板橋知之助
熊本　木原　千楯
兵庫　郷　敏儒（不在）
福島　後藤　周佐
埼玉　鈴木　魁輔
廣島　南波　登發
富山　魚住　滄
福井　早塚　鑾吉
岡山　万代　万吉

尙ほ此神奈川縣飯塚金平、內藤武兵衛、武藤角之助、寺島泰

吉、石井丑之助、秋山又次郎、石川縣田屋豐松、靜岡縣阿部五六郎、新潟縣古山又三郎、前島祐治、東京府山内慶三の十一名は去る十日帝國ホテルを騒がしたる廉を以て目下檢事局に訊問中なるが若し檢事局にて無罪ともならば直に退去を命ぜらるゝ筈のよし

退去命令書　田中警視總監より退去者に與へたる命令は左の如し

明治二十年勅令第六十七號保安條例第四條に依り初度帝國議會開院中皇居三里以外の地に退去を命ず

但此命令書を受けたる時より十時間内に退去すべし

明治廿四年一月十三日

警視總監子爵　田中光顯

（東京日々新聞第五千七百六十八號　明治廿四年一月十五日）

○

保安條例の執行

保安條例の執行は不祥の事たりと云はざるべからず而してこれを帝國議會開會の今日に於て行ふの已むを得ざるに至らしめたるは誰かこれを然らしめたる乎吾曹實にこれが爲に慨然たらざるを得ざるなり抑も世に壯士といへる弊害が政界に跋扈して其毒を流すは今日に始まりたる事に非ず先に進歩黨合同の頃より漸く兇行を爲すものありて中には壯士の爲に危害を蒙りたるもありしが自由黨會議の時に至りて一層其甚だしきを極め實に此の者輩の爲に會場を擾亂せられたるのみならず或は暗撃を受け刺殺を試みられたるもありて政治界に立てるものは何時匕首の身邊に閃めき爆彈の足下に迸らんも測られざる景況とはなりけるにぞ若し此勢を增長せしむる時には帝國議會開會の後如何なる事あらんも知るべからずと吾曹を憂慮せしめたるに近頃までは壯士輩も身を潛めて差したる事なかりしが豫算一件に關して議場は過激派温和派に分れ兩派の爭い漸く盛んなるに至りたると共に又もや壯士をして暴行を試みるの時機を得せしめ高輪の後藤邸に芝の彌生館に内山下町の帝國ホテルに其他議員の住宅に穩かならざる事ありて爲に議員には護衛を付し議場の邊りには警官の警衛を嚴重ならしむるに至りたるぞ不祥なる斯くても壯士の出沒測り難くして尚ほ如何なる事を仕出さんも測られざるを以て其筋にては遂に保安條例を執行し其の最も危險なる者輩を帝都より

退去せしめられしこと已むを得ざるの處置とはいひながら實は歎息すべき事共なり

或は今日にして退去を命ずるは尙ほ早し壯士の横暴一層其歩を進めて制すべからざるに至りて此處置を爲すとも遲からざるべしといふものなきにしも非ざれども吾曹は敢て當局者の處置を非難すること能はざるなり元來保安條例は不祥のものにしてこれを執行するに至りては尙更不祥の事たるに相違なしと雖ども壯士の横暴一層甚だしきを極めて警官の力最早これを制すること能はざるの日を待たんには或は議員にして壯士の兇刄に殪るゝものあらんも測られざるべし斯る場合に至りて始めてこれを行はんには一方には今こそ已むを得ざるの場合なれと其の執行を許すものもあるべけれども又其の一方には早くこれを行はざりしが爲に斯る兇變ありしなれと其の執行の時機を失ひしを咎むるものもあるべし吾曹を以てこれを見れば保安條例の執行は固より不祥の事にして喜ぶべからざるの處置たるに論なしと雖ども若し議員の身に兇變あらんには其の不祥は保安條例執行の不祥より更に甚だしきを以て當局者にして今は如何に警衛防禦を嚴重にするとも尙ほ如何なる事あらんも測り難しと思惟して此の處置を爲せしならんにはこれを壯士輩が危險の手段を防がんことは殆んど警官の力にも及び難き所あるが故なりと認めざるを得ざれば吾曹は俄に當局者の處置を非難するに忍びざるなり

此の處置に關しては衆議院議員の中にもこれを非難するものありて鈴木昌司氏は一昨日の議場に於て保安條例廢止の事は既に先日本院に於て大多數を以て決したるものなるに假令未だ貴族院に廻送せざればとて政府が本院の議決を顧みずして之を決行せしことを心得ず速に政府に向て解除の沙汰を望むべしとの趣意にて動機を發したるにこれに同意せし議員もありしが吾曹は此の動機には同意すること能はざるなり假令保安條例廢止すべしとは衆議院の議決なるにもせよ貴族院未だこれを認めざる以上は帝國議會の議決なりとは云ふべからず良しや議會の議決を經たればとて政府にしてこれを認可せざるまでは保安條例は日本の現行法たるが故に政府が必要の場合たりと認めてこれを行はんことは其の權内の事たりと云はざるべからず然るを衆議院にして其の解除を求むるが如きことを爲さんには是亦た立法府と行政府との經界を誤まりた

るものにして其の干與すべからざる所に干與したりとの笑を免かるゝことを得ざりしなるべきに流石に議場の多數は其の分界を識別して此の動機に多數を得ざらしめしこと其の判斷を誤らざりしものなりと云ふべし要するに今日の場合に際して當局者が保安條例を執行せしは已むを得ざるの處置なりと認めて然るべしと雖ども此の執行に畏るべきは玉石混淆して退去を命ずるにも及ばざるものに其の不幸を及ぼさしむるに在るなり然るに今回其の處置に逢ひしものゝ中には左る不幸の者ありとも見へざれば吾曹は敢て當局者の處置を非難せざるべし唯だ今日に在て此の不祥の事を行ふの已むを得ざるに至りしは實に歎息の至にして壯士輩が今後に愼む所あらんことを望まざるを得ざるなり。

（東京日々新聞第五千七百六十九號　明治廿四年一月十六日）

郵船の差押　（明治廿四年一月十六日）

郵船會社の財産差押騷ぎ

去る十三日の正午頃京橋區裁判所の執達吏小寺某は自己の代役某、代言人松尾清次郎氏の代人某、畝本久次郎氏と共に日本橋區茅場町の日本郵船會社に臨み重役に面會せんことを求めたり然るに同社長森岡昌純氏は昨年來病氣にて出社せず重役の人々も右の病氣見舞を兼ね社務協議の爲め築地小田原町なる森岡氏の邸に赴きたる留守なりしかば同社員小島某執達吏に應接し其の用向を尋ねしに小寺執達吏は裁判所の指揮に從ひ債權者畝本の爲めに財産差押の處分を爲さんとして出張したる旨を告げたり、爰に其事の根源を尋ぬるに去る明治二十年の事なり日本郵船會社は右畝本久次郎氏よりハダハタ（魚名）五十石程の輸送を依託せられ住の江丸にて羽後の舟州より下の關まで積み送りたる事ありき然るに此のハダハタの多くは腐敗し目的肥料とならざりしかば畝本は其の損失を以て日本郵船會社の不注意より雨に濡れ潮に浸りたるが爲めなりし代言人元田肇氏を以て東京始審裁判所に損害賠償の訴を起せり但し元田氏は中途にて辭任し松尾清次郎氏代はつて其の代言に當たりたりされば郵船會社にても增島六一郎岡山兼吉の二氏を以つて之れが答辯をなしつゝありき去れど始審裁判所にては郵船會社が敗訴となりぬ郵船會社にては其裁判に服せずして東京控訴院に控訴せしに此度は郵船會社の勝訴と

なれり畝本氏また之を大審院に上告せしに大審院にては東京控訴院の裁判を破棄し更に宮城控訴院へ移されたり依て宮城控訴院にて審問を遂げ畝本氏は損害を賠償するの權利ある旨を宣告せしにぞ郵船會社又た大審院に再上告せり但し再上告を爲すに就ては郵船會社は一旦損害要償金を差出さねばならぬ場合となり即ち同社は七千九百餘圓を東京始審裁判所へ假納せり以上は此の騒動の發端にして夫より延いて去る十三日の事件とぞなりぬ尤とも此の件につき得る所の報告一樣ならず故に本社は姑らく事實の判然する迄兩樣の通報を掲げて事情の判斷を讀者に一任する事とせりすなはち其の原告方（畝本氏）よりすると覺しき報道は左の如し

北海道函館畝本久次郎代言人松尾清次郎湊洗吾二氏は被告郵船會社に係る損害賠償事件に付宮城控訴院にて言渡されたる確定裁判に因りて執行を遂げん爲め同會社に執行を請求したる處會社は裁判所に保證金を差出し防禦しつゝありしも遂に裁判所は執行文を下付したるに付權利者代言人湊洗吾二氏は執達吏小寺勉爾同代理者清水某兩氏と共に昨十三日を以て同會社に出張し執行を遂ぐるの運道に及びたる處會社には現金なし隨て物品差押の上公賣に付する樣にも談じたるに會社より引出切手を差出し十四日現金を銀行にて受取ることゝ相成り一時引取りたり隨つて十四日早朝銀行へ引出切手を以て現金支拂を請求したる處郵船會社より支拂差止めありたる旨を以て拒みしに依り再び代言人松尾清次郎氏は執達吏前記兩氏と共に會社に出張差押のことに及ばんとせり然るに會社は腕力を以て之を防禦せしに依り已むを得ず執達吏は警察官の助力を請求し巡査一人出張せられたり之より先き腕力を以て防禦するの時に於て會社は電話を諸方に發して同會社出入の仲仕凡そ百名計りを呼集めてコモ樽の鏡を開きて仲仕等に鯨飲せしめ暗に威力を示すものゝ如くなりし執達吏巡査と共に再來したる時郵船會社の代言人増島六一郎氏來り執行の延期を談合する中又候岡山兼吉氏も來り同樣の依頼をなせしも權利者の承引せざる爲め庫中の無記名證券を差押ることに迄至りしも裁判所に相當金保證の爲め預けあるに依り之を引下げ相渡す事と變じ執達吏岡山兼吉氏と共に地方裁判所に赴きしに於て債務者代言人より彼是の手續をなして執行中止する事と裁判

所より命令を受けて一時事止みたりし隨て權利者代言人執達吏等は立歸りたりし

右巡査の出張を請求する以前差押をなすに付て帳簿を持出し金庫を封印する等一時は同會社の混雜一方ならず執達吏の働きは至れり盡せりと謂ふべきなり又同會社威力を示す爲め腕力を用ゆること居合せの社員にて不足なりし爲め仲仕等を呼集めコモ樽を開きて飲ましたる等の暴動は實に見物なりし終りに權利者代言人等の一行歸途には社中のもの數多にて罵詈して止まず灰を飛ばして暴行を加ふる等言筆に盡されざる程なり

又被告方郵船會社より來りたると見る報知は次の如し

去十三日京橋區裁判所執達吏小寺某日本郵船會社に來り兼て畝本久次郎より同社へ係る積荷損害事件に對し强制執行の旨を告げ該損害金七千九百餘圓を要求せし處同社にては原告の身代を疑ひ若し一旦損害金を渡したる上は勝訴の節再び之を取戻すことの覺束なきを慮り先に本訴終結迄の間右損害金を始審裁判所に假納し本訴は目下大審院に再上告中のことなれば斯く直に强制執行を受くべき理由なしとて堅く之を拒みたるに執達吏は然らば職權を以て財產差押の手續に及ぶべしとて正金帳簿等に封印せんとするの勢に付然らば金圓を交附すべきに付該金は明日裁判所へ故障を申立る間一日丈執達吏の手許に留め置かれんことを求めたるに執達吏は之を諾したり依て同社は第三國立銀行手形を以て該金を渡したる處執達吏は調書を作るに臨みて前言を取消す旨を言ひ置て歸りたり是に於て同社は第三銀行に照會して手形の支拂を差止め翌十四日に至り代言人増島六一郎岡山兼吉兩氏をして始審裁判所に至り右執行の中止を訴願せしめたり然る處執達吏は昨十四日同社より受取りたる手形を第三銀行に持参せしも同銀行にては該手形に對し故障ありとて正金と引換へざる由を以て原告代人及び代言人其他車夫體の者多人數を引連れ來り第一に日々營業上必要缺くべからざる帳簿其他重要の物品を强制に店先きへ擔ぎ出せし處同社にては其要求金額は既に裁判所へ假納しあるにも拘らず突然此等非常の手段に依り營業を妨害せらるゝの迷惑不條理なるを鳴らし斷然之を拒絕せし處へ警察官も出張あり彼是れ談判中始審廳より右執行中止の命令ありて執

達吏等も其儘引取たり。

（東京日々新聞第五千七百六十九號　明治廿四年一月十六日）

議事堂の燒失　（明治廿四年一月廿一日）

帝國議會議事堂の燒失

吾曹は讀者に向て最も悲しむべき報道を爲さゞるを得ず他なし我帝國議會議事堂の燒失是れなり（其事實は別項を參看あれ）其原因は全く電燈線より發火したるものにして先づ衆議院部内に發し貴族院に類燒して兩院全く一夜の間に灰燼となり去り只だ餘す所のものは數十本の烟突あるのみとはなれりさしもに其前夜までは三百の議員堂々として諤々の議を戰はしたる一個の議政堂も今は其影だも止めずなりぬ殊に時も時とて第一期の國會然かも開院後未だ幾週ならざるに一朝にして燒土となる實に何等の不幸ぞ吾曹は之を言ふに忍びざるなり

其國民に與ふる所ろの損失は如何ならん金額を云はゞ僅に四五十萬圓に過ぎざるべしと雖も今や緊急必用なる豫算の議事最中殊に急激溫和兩派の紛爭安危何れに決するや未だ判然せざるの今日に當り斯る災害に逢ひ不便を蒙り大切の議事を遲延せしめ重要の事務を澁滯せしむるに至れるは其間接の損害實に名狀すべからざるものあるべし然して其直接間接の損害に向ては誰れか其の責に任するぞ決して少小の責任に非ざるなり

其發火の原因にして果して電燈に在りとせば是れぞ實に學術上の進步に取りて由々しき一疑問を生じたるものと云はざるべからず若し學術上電氣の作用には危險なくして全く電燈會社擔當人の不注意にありしものとせば電燈の信用を損することなく只だ一會社の責任のみなるべしと雖も若し不幸にして擔當人に不注意なく電氣の作用に危險ありしものとせば其の影響する所ろは單に一會社のみに止まらず世界萬國の點燈者に恐惶を與へ世界萬國の電燈會社にも亦た影響を及ぼすに至らん此點は其道に明るき人々及び當業者は能々審明あるべきこと共なり

議事堂既に灰燼となれりと雖も帝國議會依然別狀なし不便ながらも貴族院は鹿鳴館に衆議院は元工部大學校に各其假議事堂を定め日ならずして準備を整へ相變らず諤々の議を開く

を得べし衆員心を一にして議事を進捗せしめなば一時の災害不便亦た償ふことを得ん滿天下の志士希くば心を安んぜよ

（東京日々新聞第五千七百七十三號　明治廿四年一月廿一日）

○

帝國議事堂炎上の始末

（昨日の號外と重複の廉もあるべし其は寛恕を請ふ）

昨廿日の午前零時四十分衆議院火を失す傳ふる者に因りて其原因一定せず兎や角あらぬ事共言罵しるもありけるが夜明けて達したる官報の號外に據る時は過失の緣因は全く衆議院内の政府委員室及び廊下の電氣燈線破裂とこそは定まりたりそも事の初る頃なりとよ議院内巡査派出所詰警部橋口何某が院の内外を巡視る折しも怪しき臭の風かあらぬか鼻を穿つやう覺へしかば第四十一號室即ち二田資格審査委員室の前に到りて何心なく見上ぐれば天井の隅に當りて靑きは夏の夜の螢火が電燈の線を傳ふてチラ〳〵走るすはやと打駭きて火事よ〳〵と叫ぶ守衞吏又は巡査なんど聲に應じて走せ集り水もて來よ喞筒は如何よと鬩めく中半ば二階に走せ上れば此處も烟はおぼろ〳〵咫尺面を向くべくもあらず元來此室は政府委員室なり各委員の退出の時固く鎖したれば容易く開くこと叶ひ難し今はとて一同力を協せ闥を排する樊噲、門を破る朝夷、戸扉をさん〴〵に打碎きて室内に亂れ入り見れば電線已に火を發せり上下の火焔侮り難しと喞筒の水灑掛けて防火に盡力すればさしもの火勢も一時はしづまりて見へたりける去れどもホツと一息吐く間もあらせず又たもや四方より燃へ出でたり今は人も水も何かせん迚も消し止むべき見込なければ議場は如何にと赴くに廣き場内には烟充滿たり戸扉押破れば渦卷出づる勢ひ凄まじく靑き焔の其處此處に閃めくさま恐ろしきこと譬へんやうなし今は詮なしと覺悟はしながらも一方は叶はぬ迄も消防に盡力し一方は少しなりとも書類運出しに奔走す今宵は月明かに風も無ければ何かに付て便利よかりしかども室内に通ずる電線に火移りたる事なれば火脉縱横に傳はりて此處に焔燃上れば彼處にも烟湧き出るなんど遂に力及ばず一時四五十分と云ふ頃には衆議院は全く燒け落ちたり

書類の運出し　それ〳〵部署して取掛りたれば議長室庶務課會計課等の書類は殘りなく取り出したれども議事課のみは火勢盛んにして詮術なく僅かばかりの書類をそやう〳〵持出

でたれ殘るは悉く烟りとなる

貴族院　の方はと見やれば折々家根より白き烟立昇るのみ未ださしたる事なければ扨てこゝばかりはと打寄りて書類取纏めに奔走す伊藤議長も輙て走せつけられ衆議院火となりては此處とても覺束なし何は兎もあれ祝融の神あらけなくも天皇の玉座を冒し奉つらんこそ恐れ多けれ疾く取外して然るべしと命ずげにもと守衞巡査總掛りにてこれを取つて外づし喘ぎ〳〵傍なる巡査派出所へ運びしこそ危ふけれかく手配り行届きたれば同院の分は書類大かた取出したりとかや

三時　といふ頃には火災こなたに燃移りて一面の火となる今は金子書記官長の官舍も危ふく見ゆれば間を通じたる電線を斷ずんば防がんやうなしと口々に罵しれどもいづれもかゝる事には心得なき人々のみなれば唯だ慌て惑ふのみ手を下す術を知らず巡査の一人は是非なく佩たる劍拔放して電線丁と切て棄つ何かは堪らん我身は其儘悶絕すこれが爲めに官舍は幸に無事なりしも貴族院は輙て燒落て烟となりぬ

消防の盡力　出火の報あるや近傍各署の警官追々に走せつけ各方面の消防隊もこゝかしこより集りて喞筒を据へ付け一齊に灑ぎかくる水は雨の如く瀧の如く玆を先途と手を盡せど火は愈々燃へ上り愈々盛んなり折しも風は西北より來り空を飛ぶ火粉地を這ふ烟正にこれ阿房火起つて焰咸陽をも襲ひ赤壁風裂しくして烟魏軍を掩ふ滿目都べて修羅場の光景家の燒落る音人の叫ぶ聲凄まじきこと謂はん方なし去れども兩院の倉庫兩書記官長の官舍新聞記者集會所及び車夫待合所等は幸に恙がなかりき

鎭火　かくて東の方も薄く白みて五時とも覺しき頃には此の靜かなる春の夜を鬧がしたる猛火もやう〳〵鎭まりぬあかり來る朝日の影にあたり見廻せばさしもの大廈も灰とこそはなりにけれ夢とこそはなりにけれ植込の常磐木も綠の色を失ひ噴水池の水も全く涸れ果てぬ昨日迄は互ひに議論を戰かはして矢並つくらふあまたの議員が睨み合ひたりし戰場も今朝は見るべき影とてもなく霞たばしるてふ那須の篠原の昔しを忍ぶこそ口惜しけれ

書類燒失　衆議院は火元の事故手廻り兼ね各書記官擔任の書類は一箱に纏め容れあり其重量六七名の手を借らざれば容易に動かすこと能はず又此箱の鍵手各書記官が日々持歸る故

箱を開くことを能はず依て之を打毀して持出さんとしたれども堅牢にして破る能はず兎やせん角やと狼狽中に火移りて遂に盡く燒失したり又坡も必要の書類は豫算委員會に於て委員と政府委員との質問應答並に説明等を爲したる速記録並に當日各議員へ配付すべき議案及び報告書等にて此等は皆悉燒失したり又貴族院の方は勅語を始め必要の書類は盡く持出して無難なりしは責てもの仕合せなりき

火災の餘聞

兩殿下　有栖川、小松宮の兩殿下には現場に御出張あらせられたるよし

皇宮警手　宮中より數十名出張消防に盡力し爲めに負傷せられたるものもありと云ふ

田中總監　同總監には過日來感冒の氣味にて官邸に引籠り居られしが當夜は出火と聞くより直さま病を冒して現場に臨まれたりとぞ

伊藤伯參内　同伯には昨廿日午後二時内閣へ出頭しそれより宮中に伺候して兩院燒失の模樣を奏上せり

議長議員　當夜青森縣有志者奈良誠之助同縣選出代議士工藤行幹の兩氏は衆議院議長中島信行氏を訪ひ同道にて三氏は五名の從者を從へて議院の前なる芝生に椅子を列べ種々盡力したりと云ふ

巡査の負傷　衆議院詰巡査田上廣氏は出火の際政府委員室に飛び入り烟の中にて消防に力を盡せしが電氣の爲に身體痿れ階子より轉び落ちて負傷せり又同巡査迫田八百熊氏も電氣の爲めに暫しは人事を覺へざりしよし又麹町警察署巡査原田降輔氏は二階より飛び下りたる爲め重傷を負ふ

消防夫の負傷　同じく消防機關士三名消防夫八名負傷す

飛火　一時火勢の烈しき折には烟は芝區を掩ひ風に連れて火の粉亂れ飛ぶ程に同區源助町一番地福田モト方の家根日蔭町一丁目一番地小林德兵衛所有の明屋新櫻田町十九番地根本長次郎方の家根等へ飛火したれども僅か燃へたるのみにてさしたる事なかりし

燒け場見物　議院の燒失は惜みても猶餘りあり責ては燒け跡にてもと出掛る者どんな樣子かと出掛る者それやこれやの爲め幸町最寄は見物人の群集限りなし

中島議長の意見　衆議院にては議事堂罹災の爲め中島議長

は政府へ停會を求めたる由なるが今其意見を聞くに此場合に於ては一週間乃至十日位停會を乞ふの外なく其間の日數は會期中に算入せざるに付爲めに會期の短縮を來たすの憂なしと云ふに在り

伊藤議長の意見　中島議長と正反對にて抑々停會は政府の見込に在りて議會より請求す可き者に非ず且つ停會中の日數を會期中に加へざる事は憲法及議院法に規定なく歐米各國の慣例に依るも停會は物議紛擾等不祥の場合に施こす手段にして議院自ら請求をなす可き者に非ず政府に求めて停會する場合には其日子を會期中より引去るを得る如くに想像するは誤解も亦甚だし故に自分は停會の件を請求する事なく政府及議會に向て速に開會の手段をなす事に盡力するのみと云はれたるよし

貴族院議長の報告　伊藤議長は「失火燒失に付暫くの間休會致候也」と山縣總理及び中島議長へ通知せり

貴族院委員會　同院は今廿一日一時より鹿鳴館に於て他の委員會を開く

[illegible]　二十一日午後一時より

資格審査委員會

二十二日同時より

請願委員會

兩議院の假建築に就て　臨時建築局總裁山尾庸三氏は昨朝伊藤伯を訪ひし節舊工科大學（當時虎の門內東京女學館）の中堂は玉座を備付くるにも至極便利にて又樓上書籍函を並べ置く場所は傍聽席の如くなり居り二百名位は容易に容るべく且蒸汽仕掛け暖房器の設けもありて貴族院議場には恰好の場所なり又衆議院議場には同大學內の食堂を以て之に充て少々手を入るれば傍聽人の百五六十名位は容易に容るゝを得べく且又暖房器の設けもあり而して兩院の事務室又は委員室は數師館等適當の場所數多ありて少しも差支ひなし兩院同所に置くの必要あり言ば此を措て他に適當の建築物なかるべし云々と物語られしよし

議事堂新築　又同子爵の言に依れば今より直ちに新築に着手せば本年十一月の會期迄には新議事堂の工事を竣るべしとの事なれば必定直ちに着手の運びに至るべし

議會の火災に就て日本電燈會社の申條　昨日衆議院の議場

に於て曾根書記官長の演說及び其他現場に居合せし者の始末書副申書等に就て見る時は議事堂の發火の原因は單に電氣が非常に熱度を高め爆發したるに由る如くなるが今又た日本電燈會社よりの申條なりと謂ふを聞くに大に異なる所あり元來衆議院の電燈は中藏門外第一電燈局より輸送する電氣にして燈線は三段に分別し其の第一次は露國公使館、第二次は九鬼子爵の邸、第三は卽ち議會に至り居るものにして若し帝國議會の燈線が破裂せるものと假定せば其れと同時に第一第二次の燈線が先づ最初に破裂せざるべからず然るに露國公使館と云ひ九鬼子爵の邸と云ひ何の異變も非ざるに特に帝國議會に限り發火したるは是れ其の理の解せざる第一なり又た良し第一第二次は好運にも難なく第三次の議會の燈線のみ破裂したりと假定するも其は一局部に限ざるとにして一發同時に全院數百個の燈花が破裂するが如きことは萬々これ無き事柄なり其故を詳言すれば電燈局より議場の燈花に迄至るには少なくとも二個以上の安全器を通過せざるべからず然して其安全器の製作たるや萬一の危難を避くるが爲め設けたる物にて電燈局若し誤りて多量の電氣を輸送する時は其器（銀塊）熱度の爲に鎔解して電流を斷ち如何なる電氣をも遮斷するを得る物なれば一個にても十分なり然るを況や二個以上をや然るに前記の如く一時數百の燈花が破裂したりと云ふが如きは眞實ならず思はるゝ第二なり次には電燈線が赤色に變じ居りたり云々と云へ共其線をして赤色迄に至らしむるは第一電燈局の備付け五百「ヘーン」の一機械五臺に全力を注ぐとするも赤變せしむる程の熱度を與ふるは難かるべし是れ解せざるの第三なりとて一々箇條を擧げ一番議會の向ふを張り我より先じて書記官長の報告及び始末書等に就き相當の談判を開くべしとて昨日午後六時頃より會社に於て役員の相談會を開きたる趣なり

衆議院書記官長に係る東京電燈會社の掛合　東京電燈會社は昨日曾禰衆議院書記官長へ宛て別紙報告訂正願を差出したり尙同會社は前記の如く飽迄も失火の原因電線にあらずと主張し同社の技師は當時の實況を充分探究したる上追々辯する所あらんとすと云へり

御報告御訂正願

今二十日の官報號外に貴官よりの御報告として昨夜失火の

原因「衆議院政府委員室電線發熱し爲めに發火し」云々と御掲載有之候得共果して該御報告書の如く電氣の暴發より失火したるものに候はゞ同線に連絡して衆議院に達せざる前分線しある露國公使館並に九鬼邸も同樣暴發可致事實に御座候又之れを學術上に徴するに若し誤て電氣過重に流通する場合あるときは必らず安全器切斷して流電を遮斷し忽ち滅火すること爭ふべからざる義に候へば何れの話より觀察するも電氣を以て失火の原因と見認むべき廉絶て無之然るに右樣御報告相成候ては弊社は勿論全國同業者營業上に大なる影響を蒙り間接直接の損害不少候條何卒今一應當時の實況御取調の上前文の御報告御訂正被成下度此段相願候也

廿四年一月廿日　　大日本東京電燈會社

（東京日々新聞第五千七百七十三號　明治廿四年一月廿一日）

○

電燈ヨリ出火セシニアラズ

電燈ハ火事ノ爲メニ燒カレタリ

今朝號外官報ニ接シ國會假議事堂ノ燒失ヲ知ルヤ吾社直ニ常務理事及ビ技師長ヲ上京セシメ其事實ヲ調査セシニ全ク反對ノ結果ヲ生ジ該失火ノ原因ハ電燈線ニアラズト云フ依テ其報告ヲ左ニ掲テ以テ直接ニハ當社ノ電燈需用家間接ニハ世上一般ノ電燈需要家ニ向テ電燈ハ矢張安全ニシテ失火ノ憂ナキヲ通知シテ御安心アラン事ヲ乞フ

報　告

官報及ビ諸新聞ノ報ズル如ク帝國議會假會場ハ全燒シテ形跡ナク依テ失火ノ原因ヲ探究スルニ由ナキヲ以テ余輩東京電燈會社ニ至リ該場電燈線布設ノ設計並ニ圖面ニ就テ該施線工事ノ模樣ヲ研究シ又該場ノ電燈ハ該會社麹町電燈局ヨリ送電スルニ付該局當夜ノ日記ニ就テ電流ノ現狀ヲ視察シテ以テ得ル所ノ實況ハ左ノ如シ

一該場ニ電流供給ノ法ハ麹町電燈局ヨリ特ニ幹線ヲ出シ以テ送電シ來リタルモノニシテ此幹線ニハ該場ノ外露國公使館九鬼邸ノ二需用家アリ

一該場内ノ電燈ハ計畫其當ヲ得正確ニ施工セシモノニシテ決テ違法ノ廉不注意疎漏ノ點アルヲ見ズ

一引込線ハ勿論其他場内各要所共夫々適當ナル安全器ノ配置

シアリタルコト疑ナシ

一該場内電燈線ノ絕緣抗力ハ勿論其導電度數回試驗セシ事

一露國公使館九鬼邸共該夜別條ナキ事

一麴町電燈局内ノ模樣ハ該幹線電流計異常ヲ示サズ唯零時三十分頃ヨリ一時迄ノ間ニ點燈次第ニ增加シ電流百位ニ達スルヲ見ルノミ而テ一時ヨリ一時五分ノ間ニ於テ示針ノ動搖甚敷ヲ見ル事一二回此際車夫體ノモノ來テ曰ク假議事堂電燈線ヨリ失火シ消防ニ困難ユヘ電燈線切斷アリ度旨書記官長ノ命ナリト依テ該線ノ電流ヲ遮斷ス

一書記官長ノ言ニ據レバ當夜假議事堂内ノ模樣ハ失火時刻不祥失火發見ハ林田書記官巡視ノ際衆議院政府委員室ニ於テ天井ニ火氣アリ電燈器具ノ赤熱ヲ發スルヲ發見シ謂ラク是電燈ヨリ發火セシナラン、、然レドモ一人之ヲ見他ニ證人ナクンバ後日證明ニ苦ム可シトテ直ニ人ヲ書記官長ノ宅ニ走セ事情ヲ告グ書記官長ノ報ヲ得シハ正ニ零時三十分頃ナリト云フ而テ書記官長來テ先ヅ政府委員室ヲ見ルニ天井ノ一隅ニ火焔ヲ認メ電燈紐赤色ヲ呈シ居レリ夫レヨリ貴族院便上ノ一室ニ至リ見レバ正ニ同樣ノ體裁ヲ爲セリ其他各所皆如此天井裡面ハ全體ニ火焔アル事ヲ見受ケタリ

一東京電燈會社ノ線夫電工ノ中失火ヲ認メテ現場ニ出張セシモノアリ同所ニ至リタルハ正ニ四時頃ニテ溜際堤上ニ到レバ議場守衛等ニ遇フ電燈會社員ナル事ヲ告グ先方ノ曰ク此失火ノ原因ハ電燈線ナルガ其初電燈線熱シテ赤色ヲ呈シ火實ニ是ヨリ發ス依テ消止メントテ何程撒水スルモ消滅セス終ニ此ニ至ルト

右ノ事實ニ據テ之ヲ審按スルニ書記官長ガ失火ノ急報ニ接セルハ零時三十分頃ニシテ此時已ニ火氣ハ全院ニ蔓延セシナリ又已ニ失火ト認ムルトキハ出來得ル限リ奔走盡力シテ消防ノ勞ヲ取リ撒水等ヲ爲スハ人情ノ然ラシムル所ニシテ已ニ第八項ニ於テ實ニ守衛等ノ撒水セシヲ見ルベシ而テ其撒水セシトキ守衛等ノ言ノ如ク電燈線已ニ赤熱ナリシトセバ被覆ノ存在セザル事勿論ナリ假ニ一歩ヲ讓リテ存在セシトスルモ其狀頗ル疎鬆ニ渉リテ之ニ撒水スレバ其勢ヒ水液直ニ心線ニ接シ陰陽二線間ニ多量電流ノ通路ヲ作爲スルヲ以テ安全器其効ヲ奏スベク發電局ニモ其變動ヲ示スヘキニ當時發電局ニ於テハ一[illegible]ノ異常ナクシテ次第ニ點燈增加スルノ狀ヲ呈セシナリ又該院

内ノ電燈線ハ凡テ天井裡又ハ床ト天井ノ間ニ設ケタルモノ所謂「コンシールドウオーク」ニシテ電線ノ赤熱ニ變セシヲ見ルニ由ナキモノトス此場合ニ於テ若シ他ノ原因ヨリ發火シ之レガ防禦トシテ撒水セントセバ其水ハ或ハ天井又ハ床越シニ或ハ完全ナル被覆上ニ撒セシ故直接ニ電線心線ニ接觸セス浸潤シテ始テ中心ニ達スルヲ以テ發電局ニ在リテハ恰モ次第ニ點火電燈球ノ増殖スル如キ状ヲ呈シ其極遂ニ水氣心線ニ全通セシトキ此ニ電流ノ大路ヲ開キ安全器効ヲ奏スルノ秋到來シ電路遮斷セラレ發電局ニ於テ示針ノ動搖ヲ見ルベキモノトス故ニ却テ他ノ原因ヨリ出火シ之レガ防禦ニ撒水セシトスレバ發電局當時ノ状況ニ能ク符合スルモノナリ

又書記官長ノ言ニ據レバ當初政府委員室ニ至レバ天井ノ一隅ニ火焔ヲ見電燈紐赤熱ヲ發シ居レリ貴族院ノ二階其他モ同様ニテ電氣作用ニテ各所同時ニ發火セシトモ謂可キ状態ナル哉ニ見ユレドモ抑モ電燈ハ瓦斯ノ如キ可燃氣體ヲ管中ニ充實シ必要ノ點ニ至テ該可燃氣ヲ放發點火スルモノニアラザルガ故ニ如此諸方同時ニ發火スルガ如キ状態ヲ呈スル失火ハ其原因却テ他ニアツテ電燈線ニアラザル事ヲ反證スルモノトス況ヤ第一項ヨリ第五項ニ至ル事實ニ就テ推究スレバ該院内ニ於テ電燈線熱度暴騰スベキ兆候ヲ見ザルニ於テオヤ要スルニ該院ノ失火原因ハ電燈線ニアラザル事ト認定セザルヲ得ザルナリ

右報告候也

明治廿四年一月二十日　常務理事　田沼太右衛門

同　加藤朔重郎

技師長工學士　岩田武夫

横濱共同電燈會社

社長　高島嘉右衛門殿

（東京日々新聞第五千七百七十七號　明治廿四年一月二十五日）

○

東京電燈會社愈々出訴に決す

同社は豫て帝國議事堂出火原因に付起訴するの手續等種々協議中なりしが愈々兩三日中に高梨哲四郎、浦田治平の兩氏を代言人とし出訴することに決したるよし因に記す今度出訴の證憑と爲す處は西側の天井より發火すとあるも同所天井には曾て電線を架設したる事なるは建築師も能く知る處にして

同會社の圖面に依て見るも明瞭なる事なれば此等が第一の證
憑の箇條なりと云ふ

（東京日々新聞第五千七百七十九號　明治廿四年一月廿八日）

三條實美の國葬　（明治廿四年二月廿日）

國葬仰出さる

故三條公の葬儀は國葬を以て行ふべき旨仰出されたるにや
にて昨日左の通り葬祭掛を定めらる又右に付き麻布市兵衛町
なる内閣御雇ビゴツト氏の邸内へ葬儀事務所を設けられたり

内藏頭　子爵　杉　孫七郎
故内大臣公爵三條實美葬儀掛長被仰付

式部次長　三宮義胤
内匠頭　堤　正誼
内閣書記官長　周布公平
宮内書記官　股野　琢
内閣書記官　多田好問
掌典　小西有勲
恩給局審査官　田口乾三
内閣書記官　道家　齊
交際官試補　吉田要作
故内大臣公爵三條實美葬儀掛被仰付

（東京日々新聞第五千七百九十七號　明治廿四年二月二十日）

○

三條内大臣薨去

内大臣正一位大勳位公爵三條實美薨す是れ實に明治二十四年二月十八日の最も悼むべき出來事なりとす公生前に於て位人臣を極め殊に聖主の親しく病床に就て慰問の榮を賜ひ薨去の後朝廷、朝を廢すること三日帝國議會（兩院共）も亦た國家重要の議事を差し措き特に休會して追悼の意を表するに至りたるは實に光榮の極なりと云ふべし然りと雖も公が國家の爲めに盡されたる勳功と忠誠とに比する時は蓋し此榮譽の表彰も尙ほ足らざるなき歟を覺へしむ然し如何せん此上に加ふべき光榮なきを

惟るに　聖主幼時中興維新の大業を興こさせ給ひけるに公専ら輔弼の重任に當り能く三百年の積弊を一掃し八百年來根底

せる封建の制を改めて王政を復古せしめたる是れ固より　聖主の威徳に依ると云ふと雖も抑も亦た公の力與りて大なりと申さゞるを得ず以來十有九年中興革命の傷痍を醫治し內亂を治め外交を脩し百般の制度文物を改め以て我國をして文明の班に列せしむるに至りたる是れ皆な公が輔弼に依らざるはなし加之ならず我天皇をして普に中興の祖たらしめ參らせたるに止らず尙ほも進みて堯舜の上に立たしめ參らし斯民をして鼓腹撃壤の樂を得せしめんとし夙に我天皇を輔けて立憲の制度を畫策し以て今日あらしむるに至れるは亦た中興補翼の功に讓らず古より功臣多しと雖も未だ公の如きものを青史の上に見る事稀にしてヲサ／＼先祖の偉績にも劣らざるものと申すべきのみ

凡古より盡忠報國の士に乏しからず然と雖も誠意誠心國家の重任を以て己れが任とし終始一なる公の如きものは稀なるべし彼の七卿西下の當日より臺鼎の位に在るの日筑紫潟にさすらひ玉へる時も尙玉璽を奉持する今日も其江湖の遠きに居ては其君を思ひ廟堂の高きに居ては其民を思ふ心も變ることあるなく樞臣同樓を排へ玉車に乘るも公は屋只だ雨を凌ぐを以て足れりとし車步を助くるを以て足れりとす顯官或は金衣玉食粉黛に眠り醇醲に醉ふも公少しく閑あれば情友を友とし茶を煎じ寂を養ふを以て樂しみとするに過ぎず淸廉謙愼の士に非ずんば誰か能く斯くの如くなるを得ん殊に繁を避け閑に就ける今日に至るも公は尙ほ一日も國家を忘るゝ能はず蓐に伏し病を養ふ中に於てすら尙ほ國家の大問題に心を奪はれ徒らに疑慮して措かず終に起たざるに至りぬ思ふに立憲の政實に創始に屬す其成効如何は誠に公が心を勞せし所なるべし今や衆議院の紛擾底止する所ろを知らず歲計豫算亦た其成立を保せず帝國議會の將來實に憂ふべきものあり公思を爰に及ぼし瞑せんと欲して瞑する能はざるなるべし公の心中實に察するに餘ありとや申さん

嗚呼公は一人に師範として四海に儀表たる實に其人なりと云ふべし彼の公に賜はりし　詔勅にも純忠臣庶の龜鑑たりと宜へり而して今まや我國此人を失ふ上一人の御嘆き下萬民の悲み此上やあるべき吾曹は公が生前未だ一面の識を賜らずと雖も平生公が誠忠を敬慕して措かず今ま公の訃を聞き恰も師父を失ふの思ひあり蓋し我が同胞國民擧げて此感あらん吾曹は

大に公の德を頌じ哀悼の意を表せんと欲すれども思胸に迫り涙睫に滿ちて爲めに筆も澁りぬ又た言ふ能はず記する能はざるを如何せん

（東京日々新聞第五千七百九十七號　明治廿四年二月二十日）

○

故正一位三條實美公小傳（承前）

明れば明治元年なり正月九日副總裁議定職仰付られ同月十七日外國事務總督を兼任せられ二月二日大納言に四月廿二日左近衛大將に任ぜられ同日從一位を贈ふ閏四月十日今般德川慶喜降服奉仰天裁候に付至仁の叡慮寛典の御處置を仰出され候間速に東下億兆人心安堵候樣御取計可致總て御委任候且所爲關東監察の旨御沙汰有同月二十一日三職八局を廢し是迄の職務を免ぜられ更に議定となり輔相を兼ね玉ふべき旨仰出され五月二十五日右大臣に任じ輔相兼關八州鎭將仰せ出されセ月十七日鎭臺府を廢して鎭將府を置かれ鎭將仰出され關以東政務御委任遊ばさせらる但大事は伺を經て處置可致旨御沙汰あり八月十日不遠御東幸被爲在候に付御用の義候條早々上京可有之旨仰出さる十月十九日東北未だ平定至らざるの折柄一先鎭將府被相立候處今般御東臨被爲遊候に付ては萬機　宸斷を以て被仰出候御儀に付鎭將辭退の儀言上其情實被聞召屆の通被免候尤輔相可爲是迄通の旨御沙汰あり十二月三日還幸供奉被仰付處御用被爲在候に付暫時居殘御用濟の上歸京仰せ付けらる同（明治）二年正月十七日左兵衛督病氣難澁の趣に付不被爲得止願の通輔相被免候間萬機多端の折柄一入職務別て苦勞被思召候得共精々勉勵可有之旨仰せあり四月四日修史局を開かせられ共總裁に任ぜられ左の勅語を賜ふ

修史は萬世不朽の大典祖宗の盛擧なるに三代實錄以後絶へて續なきは豈一闕典にあらずや今や鎌倉以降武門專權の弊を革除し政務を振興せり故に史局を開き祖宗の芳躅を繼ぎ大に文敎を天下に施行せんと欲し總裁の職に任ず須く速に君臣名分の誼を正し華夷内外の辨を明にし以て天下の綱常を扶植せよ

七月八日右大臣に任ぜられ九月廿六日左の勅語を賜ふ

汝實美皇道の衰運に際し夙に恢復の業を期す竟に朕天下の重に待ち出ては則鎭將入ては則輔相能く中興の業を成す洵に國の柱石朕の股肱切に厥偉勳を嘉す乃ち賞賜して厥勞に

酬ゆ吁將來輔導益望むことあり汝實美其懋哉高五千石（依偉勳永世下賜候事）

同（明治）三年六月十八日東京府貫族仰付けられ同月廿四日同廿五日於神祇官孝明天皇御祭典に付爲御代拜參向仰付けらる

同（明治）四年正月二日明三日於神祇官御祭典に付爲御代拜參向仰せ付けられ二月二日御用有之大坂表へ差遣はさるゝ旨御沙汰あり六月二十七日神祇伯宣教長官に兼ね任ぜられ玉ふ七月廿九日更らに太政大臣に任じ神祇伯宣教長官を兼ね玉ふべき旨宣下あり八月十日神祇官を神祇省と改稱九月二十九日皇靈奉迎使仰せ付られ玉ふ

同（明治）五年正月三日除服出仕四月二十二日に中國西國筋御巡幸仰せ出され左の勅語あり

朕西巡の間親く政を視る事を得ず凡百の事總て爾實美に委任す其れ朕が意を體して之れを處分せよ若し夫れ重大の件に至りては一々之れを以聞して裁を請へ而して事の緊急にして稽緩すべからざるものは便宜處決して後其事由を以聞すべし

同六年三月三十日神子元燈明臺見分として出張仰付られ同五月十八日左の勅語を賜ふ

朕前日不慮の災に遭ひ宮殿之れが爲めに蕩盡すと雖も今や國用夥多の時に際し造築の事固より之れを遽にするを希はず朕が居室の爲めに民產を損し黎庶を苦ましむ勿るべし汝實美夫れ斯の意を體せよ

十月三日辭表の趣難被及御沙汰所勞之儀は不得止事に被思召候條精々療養を加へ快氣次第出仕可致旨御沙汰あり當時廟堂に於ては有名なる征韓論の爲め西鄉、江藤、板垣、副島の諸公續々冠を挂けられ國事太だ急なりければ十二月十九日左の勅語を賜はりたり

汝實美久しく病に罹る朕甚だ之を憂ふ方今國家多事の際股肱の任缺くべからず汝實美病少しく痊は其れ能く疾を扶けて職を報じ朕を輔翼せよ

されど公の病益々重く再三辭表を奉られしかば同月二十五日更に左の優渥なる勅語を賜はりたり

汝實美再三辭表の報全く職掌に對し至誠の哀情に出づ朕之れを容納せり然りと雖も方今國家多事の際朕が股肱一日も不可缺更に汝に親任す汝實美其れ之れを勉めよ

同九年奥羽御巡幸あらせられ六月一日左の勅語あり

朕東巡の間親く政を視ることを得ず凡百の事爾實美に委任す爾實美其れ朕が意を體して之れを處分せよ若し夫れ重大の件に至つては一々之れを行在所に以聞し裁を請へ事の緊急にして稽緩すべからざる者は便宜處決して後其事由を以聞すべし

七月二十九日北海道巡視仰付られ十一月二十九日明治十年一月大和及び京都へ行幸に付き供奉の仰せあり又、十二月二十九明治勳章勳一等に叙せられ旭日綬章を賜はせらる十年一月聖駕に陪して京都に駐り京都行在所にて萬機を執り玉ひしが當時西南の亂あり公亦聖主を輔翼し奉りて鞠躬討賊の計を爲し玉ふ同十一年三月賞勳局總裁に兼ね任ぜらる八月東海北陸兩道御巡幸あらせられ同月廿八日左の勅語を賜はる

朕巡幸の間親しく政を視ることを得ず凡百の事汝實美に委任す汝實美夫れ朕が意を體して之れを處分せよ若し夫れ重大の件に至つては一に之を行在所に以聞して裁を請へ事の緊急にして稽緩すべからざるものは便宜處決して後其事由を以聞すべし

同十二月五月二十一日修史局總裁に兼ね任ぜられ玉ふ九月十日露西亞國皇帝陛下より贈賜したる白鷲勳章を受領し及び佩用するを允許せられ十二月三日伊太利國皇帝陛下より贈賜したるグラン、コルドネー、デル、ヲルチネオ、サンを佩用するを允許せられ玉ふ同十三年夏山梨三重京都御巡幸の節供奉し玉ふ同十四年夏東北地方に御巡幸仰せ出され左の勅語を賜はる

朕巡幸の間親しく政を視ることを得ず凡百の事爾實美に委任す爾實美其れ朕が意を體して之れを處分せよ若し夫れ重大の件に至ては一々之を行在所に以聞して裁を請へ事の緊急にして稽緩すべからざるものは便宜處決して後其の事由を以聞すべし

同十五年四月十一日大勳位に叙せられ菊花大勳章を拜受し玉ふ五月二十七日皇居御造營事務總裁仰せ付けられ同十六年六月二十五日賞勳局總裁の兼務を解かれ十月二十七日土耳古皇帝陛下より贈賜せられたる美慈惠第一等勳章を受領し及び佩用するを允許せらる同十七年七月七日依偉勳特に公爵を授けらる同十八年三月三日白耳義皇帝陛下より贈與せられたるグ

ラン、コル、トン、ドロルドン、ド、レヲボール勳章を受領し及び佩用することを允許せられ玉ふ七月中國筋御巡幸仰出され廿五日左の勅語を賜ふ

　朕巡幸の間親しく政を視ることを得ず凡百の事卿に委任す卿夫れ朕が意を體して之を處分せよ若し夫れ重大の件に至つては一々之を行在所に以聞して裁を請へ事の緊急にして稽緩すべからざるものは便宜處決して後ち其事由を以聞すべし

十二月表を上りて官制改革の必要を陳べ併せて劇職を解かせ玉はんことを上願せられしに聖主亦た公の誠衷を嘉納あらせ玉ふて同月二十二日大に内閣の官制を革め更に公を内大臣に任じ玉ひたり公明治四年七月以來臺鼎の位におはすこと玆に十有五年其間上　聖主を輔佐し下萬民を愛撫し國家に盡し玉ひたる勳績偉大なり上其功を嘉して同十九年一月十三日左の勅語を賜はる

　内大臣從一位大勳位三條實美維新以來大業を輔贊し柱石の任に當り國の元勳たり嚮きに辭表懇到なるを以て其誠を容納し職務の劇を解く今特に優恩を賜ひ終身年金五千圓を給すべし

同年十二月二十一日京都行幸行啓に供奉仰付らる同二十一年新に樞密院を置かれ五月十八日左の勅語を賜ふ

　朕卿が重要の國務に參するを欲し特に命じて樞密院に會議班列せしむ

同二十二年三月十日　皇室典範御制定憲法發布相成候に付ては將來　皇室經費支出方及御財產經理維持の規定可被相定に付宮内當職の商議に參與し永世皇室財政の基礎相立候樣可致旨御沙汰を蒙らる同年十月廿五日内閣總理大臣に兼ね任ぜられ玉ひ同年十二月廿四日願に依り兼職を免ぜられ玉はりたり公は十八年其の劇職を解かれ玉ひしも尙ほ國家を思はせ玉ふこと瞬時の暇なく昨年帝國議會の開設せらるゝや日々貴族院に出席し玉ひけるに去る十日より當時流行の感冒症に罹らせ玉ひ同じ十四日といふに病症氣管支に轉し御容體痛く重らせ玉ひ御療養に懈りなけれども御齡と申し氣候といひ殊に近年餘り勝れさせられざる御體にて十七日には一層御重體に沈ませ玉ひたるに此事畏こくも叡聞に達し十八日には陛下親しく公の病蓐に臨ませられ最と優渥なる勅語を賜はり（載せて昨

日の紙上にあり）即日勅使もて正一位に叙し賜ひしが藥石驗なく畢に同日午後七時十五分といふに枕を北に向けさせらる公は本年御年五十五歲なりと申す噫惜きには岩倉島津の諸元勳を喪ひ今亦公の訃凶に接す悲い哉（完）

（東京日々新聞第五千七百九十七號　明治廿四年二月二十日）

○

勅令

朕茲に内大臣正一位大勳位公爵三條實美國葬の件を裁可す

御名御璽

明治二十四年二月十九日

内閣總理大臣伯爵　山縣有朋

勅令第十四號

内大臣正一位大勳位公爵三條實美薨去に付特に國葬を行ふ

（東京日々新聞第五千七百九十八號　明治廿四年二月廿四日）

放屁の罪　（明治廿四年二月廿一日）

一發の放屁五人の重罪を釀す

市ケ谷監獄署に苦役中の竊盜犯囚徒石坂逹造（十九）溝口斧之助（十七）淺香哲三郎（十八）關爲吉（十七）長谷川仙之助（十九）と云ふ五人の者は同囚中職工清水清五郎に遺恨を含み事あれかしと申合せ居りしが昨年四月十日に彼五人が仕事を行り居る前を清五郎が通りかゝりて一聲高く屁を放ち五人を見かへり打笑ひさま立ち去りたり五人は此に於て最早や堪忍なりがたしとて密に相談して清五郎を殺さんと企て同十四日の朝清五郎が顏を洗ひ居る處へ五人突然と押掛け行きて手拭取て清五郎の首へ卷付たれば清五郎の命は五人の手に落ちるべく見へたる時監守が馳付五人を搦めて清五郎を救ひ危き命を拾ひたるがさて五人は謀殺未遂犯を以て重罪未決監に送られ昨日を以て公判開廷したり掛は地方裁判所刑事第一部判事井原師義辯護人は堀口文二郎の諸氏なりと云ふ

（東京日々新聞第五千七百九十八號　明治廿四年二月廿一日）

ニコライの開堂　（明治廿四年三月九日）

ニコライ堂の開堂式

駿河臺なるニコライ堂の開堂式は昨日を以て擧行したり來會するもの無慮三千餘人其の重なるは西鄕伯爵夫人後藤伯爵

（象二郎）夫人各國公使ボアソナード氏及び重野安繹氏中村正直氏其他の諸氏にて式畢りて立食の饗應ありてなか〳〵盛なりしよし

（讀賣新聞四千九百三十三號　明治二十四年三月九日）

大津事件　（明治廿四年五月十二日）

咄、何者の狂漢ぞ

露西亞は我が隣邦にして而かも友邦なり、通商上我が好花客國として世人が漸く望を屬せんとするの國なり、一朝有事の時に際しても或は合從連衡の策を講ずるの必要あるべき國柄なり、而して此國が日本に對するの友誼は今や益々親厚を加へんとするの傾あり、日本の此國に對するの感情も亦益々良好に向はざるべからざるの必要あるなり、然るに何者の狂漢ぞ無謀にも無智にも亦無禮にも無耻にも敢て我友邦と我邦との親交を傷けんとするものあり、吾輩國家の爲め長嘆大息せざるを得んや

夫れ露國皇太子の我日本に來遊せらるゝや實に日本の共に親交するに足るべきを知りたるが爲めならん、實に日本に對するの交誼を溫めんとするの意に外ならざるべし、露國皇帝が其愛子なる而かも儲君なるニコラス殿下を數千里外なる東洋の海島國に旅行せしめて而かも其安寧を疑はせられざるは則ち日本の開明と日本が露國に對するの友情とを篤信せらるゝが故ならん、露國の人民が其未來の國君を國外數千里の地に優遊せしめて而かも其無恙を疑はざるは則ち必竟日本人民の露太子を歡迎するに足るべきの資質を確信するが故ならん然るに何ぞ圖らん、彼れ狂漢なるものありて一朝外國に對する本邦の信を傷くるのみならず寧ろ世界に向て「日本未だ野蠻の氣風を離脫せず」との事を表白し以て一國の耻を海外萬邦に曝らすに至らんとは、吾輩素より一狂漢の故を以て露政府が日本政府に對するの感情を左右するにあらざるものたるを信ぜり、然れども日本の國內に斯る狂漢あることは實に是れ日本帝國の一大耻辱なりと謂はざるを得ざるなり

吁嗟何者が狂漢ぞ、我が國賓に向て無禮を加ふる考や、吾輩は露國皇太子を傷けたる者の狂人なり、暴狼たるを疑はず蓋し彼れ狂漢の腦裡に於ては國家の何者たるを辨へず、禮義

の何事たるを知らざるなるべし、然れども今の開明時代に際し日本をして斯かる狂漢を出さしめたるものは蓋し敵愾自ら喜ぶの新聞紙も亦其責を免かるゝに由なからん、吾輩は國家の爲め此狂漢ありしを哀しむなり、此暴漢ありしを慨くなり而して之を哀み之を慨くと共に此一事の日露交際に影響するが如きことなからんことを切望して止まざるなり

（朝野新聞第五千二百八十九號　明治二十四年五月十二日）

○

何等の狂漢ぞ

露國皇太子殿下は實に我皇帝の貴賓なり日本國民の珍客なり敢て之に向て不禮を加へ奉る何等の狂漢ぞ、敢て之に向て刄を剌む何等の兇漢ぞ吾人は皇太子殿下に對し奉りて實に何共申譯の辭なきに苦む

彼をして玆に至らしめたる者　露國皇太子に向て敢て刄を剌みしものは兇漢津田三藏奴なり然れども彼をして此に至らしめたるものは誰ぞ恐らくは攘夷的空氣ならん而して此攘夷的空氣を作りしものは誰ぞ若し春秋の趙盾其君を弑すの筆法を用ひば其罪の歸する所果して何人ぞ

（朝野新聞第五千二百八十九號　明治廿四年五月十二日）

○

炎天の雹

太陽逆轉するも露國皇太子殿下の御身の上に異變あらんとは實に夢にだも思はざりき、二千有餘年の間皇室の忠僕たりし日本臣民の中より斯る逆賊の出づるを見んとは豈に夢中又夢に入るの心地せざらんや、始め此兇報の突如として耳を衝て來るや吾人は八月の炎天に雨雹の報を耳にするが如き感を爲したりき、再び之を耳にするに及んでも尙ほ之を信ずること能はず人を四方に派して再三再四之を耳にするに及んで始めて其事實なるを知り呆然又茫然爲す所を知らざりき、吾人は日本國民の一人として何の辭を以て皇太子殿下に謝し其本國なる兩陛下に謝し奉るべきやを知らず、吾人は何の顏を以て皇太子殿下の國民に對すべきやを知らず、然れども吾人は皇太子殿下、殿下の御兩親、及び殿下の國民に對して滿紙を煩はさゞるべからざることあり、我兩陛下は申し奉るまでもなく官吏も人民も一に殿下の御來遊を歡喜し如何にせば殿下の御高誼に報ひ奉るを得べき歟とて滿腔の赤誠を盡し、滿腔

の忠情を擧げ、只管盡さゞる所、足らざる所あらんことを是れ恐れたるは長崎、鹿兒島、神戸、京都等至る所殿下を歡迎し奉りたる有樣に徵するも亦明かなり、曩きに獨逸皇太后の佛國に遊ばるゝや佛國の人民が遇する厚からず獨逸の皇帝は御氣色特に惡しく、獨逸人民は皆其無禮を怒る、今我國に於ける謀皇太子殿下の御遭難は實に前古未曾有の怪事にして我々日本國民は實に何共申譯の辭なきに窮すと雖ども殿下に對して敢て無禮を加え奉りたるものは日本國民にあらずして日本國民中の一狂漢也、日本國民四千萬の中三千九百九十九萬人は擧て殿下を歡迎せんと熱中するものにして唯其一人が不圖狂亂して無謀の非擧に出でしとのことなれば吾人は殿下及び殿下の國民に對して深く痛恨慚愧の情を表すると同時に佛國が獨逸皇太子を冷遇し奉りたると事態頗る異なるものあることを淸察せられんことを千祈萬禱するもの也

（朝野新聞第五千二百九十號　明治二十四年五月十三日）

○

京都特派員通信　（十四日午後六時）

陛下の御憂慮　天皇陛下の昨夜十時神戸より御還幸ありし後間もなく有栖川北白川兩宮殿下並に西鄕青木兩大臣參内して天機を伺ひ奉りしに　陛下には長途の御疲れ殊には御出入頻繁にて御席の暖かなる御遑もなきに此度の事變に就ては御憂慮一方ならず兩宮殿下及び兩大臣に向ひ種々御尋ね遊ばされ御寢殿に入らせられたるは午前三時頃にて一時間ばかりは御安眠の御樣子なりしに四時過には已に御目覺めあり間もなく伊藤黑田兩伯參内して天機を伺ひ奉りたれば兩伯に向ひても種々御下問あり宮城御發輦以來實に玉體を安んぜらる　御遑もなく御疲勞の程御察し申上げ奉るも畏こき次第只だ我々臣民感泣の外なきなり去るに付けても津田三藏は實に我國四千萬人の怨敵憎みても餘りある事と云ふべし

御前會議　本日は御所に於て伊藤黑田青木西鄕の三伯一子御前に於て此度の事變に就き會議を開きたる由なれども事秘密にして未だ窺ひ知る能はず

皇太子殿下の御寢間　殿下が御負傷後御療養ありし御居間は常盤ホテルを入りて左側の日本造り別館にて十八疊に九尺の床の間附き次に十五疊の間あり此兩室を開放して床の間の傍らに御寢臺を据え此所に御安眠ありしなり　天皇陛下御慰

間の時も此間なりしなり

献納品の還送　殿下が京都御着以來四方よりの献納物並に御遭難後の御見舞に贈られたる品々は花卉の盆栽鳥類漆器銅器等一切荷造して本日神戸へ向け發送したり

警部長自殺の風聞　齋藤滋賀縣警部長が昨日自殺せんとして人に認められ其意を果さゞりし由專ら風聞ありて事實らしく傳ふるにより能く探聞するに右は全く虛傳なるが如し然れども同氏は此度の事に附き直接の責任あるより非常に心痛して鬱憂に沈み居たるは事實なりといへり

津田三藏死去の號外　大阪朝日新聞は津田三藏死去せりとの電報に接したりとて之を號外とし各地に配りたるが同人は至て元氣能く本日も玉子粥を食したる由時節柄虛傳の流行も怪むに至らざるべし

殿下の御帽子なり　前報に殿下が青木綿にて頭部を卷き居られたる樣記載せしが神戸に於て日本語を能くする某露國人の話を聞くに右は御帽子にて、卷きたるものには非ずなりと

電報郵便の嚴重　此度の事變は國際上に大關係あることとなればとて京都より各地に差出す通信殊に電報の如きは非常の嚴重にて點檢の上に點檢して差支なしと認めたるものゝ外は一切發送せず又暗號は之を譯して一字一句間違なきことを證明せざれば受け附けず各新聞社より來京したるものも此の一事には皆々大に困却し居たり因に記す今回京都電信局に輻輳し來る公私電信は實に積んで山をなし技手の如きも三晝夜全く眠らず其の指頭は微量のものも之を推すの力なき迄に至れりとぞ

（朝野新聞第五千二百九十四號　明治廿四年五月十七日）

○

他に主謀者あるを聞く

露國皇太子殿下の御遭難は實に日本人民の腦髓を刺激したり日本人民は天に訴へ地に哭し痛歎痛惜赤誠を開て以て謝するあらんとし特に頃日以來歡迎の準備に怠りなき府下の市民は相擧て殿下の御來遊を希望せり然るを何んぞ圖らん不逞の徒あり竊に匿名を以て殿下の御東行を拒むの文を草し露國公使の貴下に送る者廿餘通に及ばんとは蓋し此事たる固より一の風說に相違なきも巷間に談ずる所を聞けば強ち無根の虛造にあらざるが如し然らば何人ぞ此の如き大地に容れざる無禮

の所置を爲す日本民族中誰れか此白痴の狂體を爲す吾人素より之を知らず然れども巷閭の談ずる所他に主謀者あるに似たり試に此事變の關する所を見るに彼の米商稈直接の影響を受けたるものなし彼等は既に財產を賭し此時機に投じて一演戲を試みんとするものなり已に市場の戰爭を開始せるものなり現に十四日の如きは當日六萬石以上の賣買ありしにあらずや此等の一上一下は眞に彼等貧富の判るゝ所榮枯の繫がる所なり故に彼等は絕えず露艦の去就に注意し其一たび去て長崎に行くか其の或は橫濱に來るか其擧動如何に因て賣買者の利害を異にするものなくんばあらず則ち匿名以て御乘行なからんことを願ふものは或は買方に廻れるものゝ中の惡手段ならざる可らず若し果して然りとせば何んぞ無禮を極むるの甚しきや米價の變動は措て問はざるも又何んぞ國家の喜憂を顧みざる　聖天子爲に宸襟を惱まし給ひ四海の蒼民慚愧として寢食を安んぜざるの今日に當り錙銖の利を爭ひ輸贏を競ふものは人の憂を憂とするの心なきや幸に露公使の明察此所に及び齒牙に掛ることあらざるべしと雖も現今の事狀に會し多少感情上に障はりなしと云ふ可らず吾輩は當局者に望む若し夫れ捜索して證跡を得べくんば相當の處罰を此無禮者に加へんことを　聞くがまに〳〵記して世人に質す

（朝野新聞第五千二百九十四號　明治二十四年五月十七日）

○

上毛新聞の發行停止　上毛新聞は去十六日治安に妨害ありとて其筋より發行停止を命ぜられたり

國民新聞の發行停止　國民新聞は去十六日治安に妨害ありとて其筋より發行停止を命ぜられたり

（朝野新聞第五千二百九十五號　明治廿四年五月十九日）

○

狂漢家族の豫審

安濃津地方裁判所檢事正渡邊融氏檢事局書記西村岩三氏を隨へ去る十二日午後五時三十分頃二人曳の腕車にて伊賀上野町に着し直ちに上野警察署に出頭し玉置同署長と暫時協議の後兇行者津田三藏の實母キノ取調の爲め八時頃より玉置警部と共に大字德居町なるキノの宅に出張して尋問に取掛りたりしに會々上野區裁判所よりキノを召喚せしに依り渡邊檢事正は一時其尋問を中止して引取りキノは直ちに同裁判所に出頭

して判事田中綏學氏の掛で一通り豫審の取調べを受けしが續て同判事は高橋檢事、加藤書記、倉岡警部、柏木巡査等と共にキノの家宅に臨み書類の搜索を遂げて午前二時頃に歸廳せり其間渡邊檢事正、玉置警部等には裁判所又は警察署等にありて本件に關する種々の取調を爲す等當該の人々は孰れも殆んど徹夜なりしが翌十三日も早朝より登廳して高橋檢事、玉置警部と共に猶取調べに從事したりと又津田三藏の義父（妻キヲ實父）伊賀國上野町大字徳居町寄留岡本瀨兵衞義兄（妻キヲ實兄）同國同町大字徳居町岡本靜馬、義弟（三藏妹婿）同國同町大字愛宕町町井義純の三名は其兇行事件取調に關する參考人として十三日午後上野區裁判所に召喚せられ同廳田中判事の掛にて孰れも豫審の取調を受けたる由なり

（朝野新聞第五千二百九十五號　明治廿四年五月十九日）

○

條約改正に及せる影響

露國皇太子殿下の御歸國に對し多數人民の落膽一方ならず或は條約改正も當分の間は望みなしと迄心配する者もあれど外交家の聞えある大隈伯の說に曰く今回の事は現に痛惜の外なし又た內閣諸氏に對し如何にも氣の毒の至なり想ふに此の事たる條約改正問題に關して多少の困難を與へたるには相違なきも差して影響あるべしとも思はれず露國には隨分手强き外交家あれど何れも十九世紀の事情に通じたる人なれば無理の談判を試むるが如き拙策を用ゆることは萬なかるべし抑々如何なる國柄にても國中一人の狂人なきを保證し得べきか現に文明國の中央なる佛蘭西の如きも往々狂人を出すの例あり世界の廣き人口の多き種々の人あるは免れざる事にて歐米諸洲を探見するに攘夷的思想保守的主義を抱く者ある亦蓋し多きなり故に日本に狂人あり攘夷的分子ありとて僅々たる理由を附し條約改正を拒絕せんとするは文明國たる者の爲すべき處置にあらず又斯くの如き理由にて條約改正を拒んとする國あらば鼓を鳴して責むるも何の不可があらん故に當局者も事落着の後ちは相變らず直ちに改正に着手するならん云々と

（朝野新聞第五千二百九十七號　明治廿四年五月廿一日）

○

兇漢津田三藏に對する某教育家の評

忠愛誠良なる我日本人民中にも兇漢津田三藏の如き不良不

忠の徒ありて完全無缺なる我國體を損傷し外國に對し其信用を失ひたるは返す〳〵も心外至極にして如何なる切齒扼腕するも容易に拭ひ去る能はざる汚點を我歴史上に留めたるは日本人民たるものゝ一日も忘るべからざる所なれども斯る未曾有の事變の起る度毎に靜思默想して其の由來する所を推考するは教育者たるものゝ最も注意すべき所なりと云ふべし何れの時に於ても兇漢の所爲は固より一時の發狂若くは瑣米の事より起るものなれば之を取り來りて其是非曲直を談ずる能はざるは勿論なれども一天晴れ渡りたる碧空に突然として黑雲の浮び來るは必ず人の見るべからざるの間に之をして然らしむる潜因なくんばあらず而して社會の現象千差萬別なる其中にも能く其の然る所以を推考し來れば教育の爲めに左右せられざるものは殆んど一として之れなるはなく事體少しく異なりと雖ども彼の維新前殺伐の風大に行はれ慷慨扼腕三尺の秋水を撫して天下を睥睨したる壯士の續々輩出したるは元と是れ時勢機運の然らしむる所なりと云ふと雖ども徳川三百年の間に養成したる忠孝節義の教育に加ふるに大日本史の如き靖献遺言の如き日本外史の如き何れも悲歌の士を喚起せしむべき刺激を與へたる結果の大なるは實に豫想の外に在ることを忘るべからず維新の天下誠に無事太平にして學問教育燦然として見るべきものありと雖ども其の潜流を穿り來るときは一種の教育家猶ほ諄々として靖献遺言の餘燼を此の平時に再燃せしめんことを計り無事に苦むの餘り無用の慷慨談を以て後進の英氣を己れの信ずる所に向はしめんと務むるの際、幸か將た不幸かナショナル、イジュケーション即ち國民教育と云へること學者又君子の間に起り教育社會一般に之を唱ふるを奇貨置くべしとなし之を利用して國民教育の眞旨趣を誤り務めて其の意義を狹隘にし遂に世界主義と正反對なる訓解を施し得々然として之を説き筆に、口に全國其の流風殆んど判らざる處なきに至りたるものあるを發見すべし是れ實に容易ならざる事にして將來其の結果の至る所を靜思する時は實に悚然として恐れざるべからざるものあり今回の兇變固より直接に此れと關係を有するものに非ずと雖ども教育家たるものは斯る時にこそ能く其平生の信ずる所を默想して自得する所なかるべからずとて有名なる某教育家の物語りを其儘斯の如し

（朝野新聞第五千三百號　明治廿四年五月廿四日）

○

新聞原稿檢閱の困難

勅令第四十六號を以て外交に關する各新聞の原稿檢閱を爲すべき事を令達ありしより內務省にては俄かに吏員に命じて日々各社より持來る幾百千種の原稿を檢閱せしめ其記載を禁ずる分と禁せざる分とを問はず一々之れを寫取り以て後日の證據と爲さしむることとなれど其混雜一方ならず遂に或る原稿に就き甲社に之れを許して乙社に之れを禁じ或は又檢閱を受けずして記載する時は何事もなく看過し檢閱を請ふたる社に向つては之れを許さゞるが如き事往々にして之れ有るを免れず依て警保局長は處分の不公平に流れざらん事を欲し譴責獎勵の方法を設けて係員を督するも何分時間の急速を要し加ふるに午前より午後十一時に至るも尙ほ盡きざるの仕事にて是迄は午前八時に出て時候の挨拶を了りて各新聞を通覽し十時頃に至りて始めて事務に着手し次で辨當を仕舞ひ卷煙草を燻らし午後三時の至を待ち輕車一飛宅に歸ると云ふ習慣ある人々に取りては眼光晦み神心疲れ殆んど爲す所を知らざるも亦た無理ならぬ事なるべし殊に朝之れを禁ぜし原稿も場合により夕に許すことなきに限らざるを以て之れを取扱ふものも剛毅豁達の士にあらざれば能く此に從ふ能はず從つて知らず識らずの間に不公平不親切の形迹を殘すことなきにあらざるべし之れに引換え各新聞社は異事奇聞を蒐集するを以て其本職となすが故に若し或社に許して或社に禁じ或は檢閱を受くるものに不幸にして受けざるものに幸なるが如き事あればドシ〳〵論難して止まざることもあるべし、本社に於ても一昨日「在京改進派有志の運動」と題す項に就き檢閱を請ひたるに「禁」の字を押して其原稿は下附になりしに昨日發兌の各新聞には之れと同意味同文字にて記載するもの二三に止まらざるを見る我社の愛讀諸君よ幸に本社探訪の疎なるを咎めずして檢閱の業の至難なるより遂に此に及びたるを諒せよ

（朝野新聞第五千三百三號　明治廿四年五月廿八日）

○

津田三藏死す

無類の兇漢津田三藏は病死せり內務大臣は昨日を以て左の電報（十月一日午前八時北海道廳發）に接せり

無期徒刑津田三藏は本月廿七日より肺炎症に罹り危篤の處

ろ遂に本日午前零時三十分病死せり

内務大臣宛　　北海道廳長官

嗚呼兇徒津田三藏は遂に死せり上は畏くも一天萬乘の君を驚かし奉り下は我々同胞を無限の苦に沈ましめたり彼が不忠義は今更言ふに及ばず想ひ見る北鄙の月秋風の夕鐵窓夢の破れて孤心轉た經事を追懷したる時は彼は如何ばかりか悔悟し如何ばかりか慚愧したるを九腸裂けて魂魄飛ぶ身は車裂に遇ふよりも苦しく體は炮烙に處せらるゝよりも苦るしかりしならん今彼れ肺炎を以て倒る身は永く罪を負ふて溘然として亡ぶと雖ども心は正さに社會の刑を受けたり社會は正さに彼れを正當の刑に處したり噫

（東京日々新聞第五千九百八十六號　明治廿四年十月二日）

帝都の景況　（明治廿四年八月十四日）

大通りの賣貸家減少

新橋より上野廣小路迄の大通りは昨年頃迄賣家貸家の張札一丁に數軒ありしが本年に至り大に張札の減少し昨今の處にては新橋より上野（山下）廣小路迄にて賣家貸家の張札ある家は大小九十一軒にして新橋京橋間に八軒京橋日本橋間に十二軒日本橋今川橋間に十一軒今川橋萬代橋間に二十六軒萬代橋上野山下廣小路迄は三十四軒なりと云ふ

（東京日々新聞第五千九百四十五號　明治廿四年九月十四日）

醜業婦二十萬人　（明治廿四年八月十五日）

賣淫婦の統計（二十萬人）

日本全國賣淫婦の總數は幾十萬あるか固より精密なる統計を得難しと雖も暫く表面に現はれたるものゝみを調ぶるに之を甲乙の二種に分ち甲種を娼妓とし乙種を藝妓とし甲種二萬七千五百五十九人乙種一萬三百廿六人合計三萬七千八百八十五人とす（第八統計年鑑）勿論此統計たる明治二十年十二月の調査に係るもので殊に此調査は各府縣の報告より統計せるものに係り其報告たる各府縣の隨意にて甲府縣にては之を報告するも乙府縣にては報告を爲さゞが如きこともあるべければ到底之を以て全國の精確たる統計と云ふ可らずして其實際は

尙ほ之より多かるべきは言を待たざるのみならず賣淫婦の數は其甲種たると乙種たるとを問はず毎年增加の傾きありて二十年以來今日迄三年半の間に夥多しき增加を見たるは必然なるべけれど奈何せん統計年鑑は此等賣淫女の數を天下に報告するを耻ぢたりけん其後刊行の分には之を掲載せざるを以て其概數をも窺ふを得ざれども其二十年の當時三萬七千八百五十五人なりし賣淫女の今日に於て四萬以上の數に上りたるべきは亦た疑を容れざるの事なるべし假に日本の人口を四千萬人とし此等賣淫婦の數を四萬人とするときは淫を賣て露命を繋ぐ者は總人口の千分一にして全國在監人即ち監獄の裡に呻吟する惡人の總數六萬千餘人(第九統計年鑑に據る)の大數なるに比し左程多しとするに足らざるが如しと雖ども此數たる只だ表面に現はれたる甲乙兩種の賣淫婦を概算したる統計に過ぎずして之に丙種とも云ふべき密賣淫婦の數を合算せば蓋し驚くべきの大數に上ることならん此丙種賣淫婦たる其階級品位一樣ならずして或は洞房夢暖かなる所にもあるべく綠蔭影暗き所にもあるべく街燈光幽かなる所にもあるべく且囲ひの妾は勿論茶屋女旅店給仕女の中にも亦之あるべく社會の裡面到底に其影を留めざる所なければ其數の多きこと決して甲乙種の比に非ざるべく假に之を前者の三四倍と見做すも其數實に十二萬より十六萬の大數に上るべく之に前者即ち甲乙種の數を合算するときは少くとも二十萬の總計を得べし是れ實に全國賣淫婦の概算にして總人口四千萬の二百分一に當り四千萬の中女子を三千萬と假定せば其百分一に當り二千萬人の中十二歳未滿の少女と五十歳以上の老婆とを除き其中間に在る女子の數を一千二百萬人(第九統計年鑑に據れば十二歳以上五十歳未滿の女子千九十五萬五千六百五十八人あり)とするも其六十分一は賣淫女にして之を詳言すれば日本全國の十二歳以上五十歳以下の婦人の中に於て六十人毎に一人づゝは賣淫に依て生活を營みつゝあるものとす實に驚くべき現象と云はざる可からざるなり然り而して此等の賤女子が賣淫に依て生活し得るは之を需要する男子あるが故にして二十萬人の賣淫女の顧客たる男子は少なくとも百萬人あるべし(平均一人の女に五人の客として)此百萬人は總人口の四十分一に當り男子人口(二千萬を假定して)の二十分一に當り十六歳以上六十歳以下の男子の數千二百五十萬(第九統計年鑑に據れ

ば十六歳以上六十歳以下の男子の總數一千百三十七萬二千三百三十八人あり）と假定すれば其百二十五分十は賣淫女の顧客たる者とする之を詳言すれば十六歳以上六十歳未滿の男子の中にて十二人半毎に一人づゝは賣淫女の顧客たるなり是れ又實に驚くべき現象と云はざるべからず而して更に驚くべきは我邦の社會は此淫慾賣買の事を以て卑劣恥づべきものと爲さずして却て之れを名譽あるの事として世に誇るの傾きあるの一事なりとす夫の街燈光幽かなる所柳蔭影暗き所に於て若くば木賃宿等の不潔なる小屋に於てする極下等の輩に在ては間々警察權の爲に取押へらるゝの不幸ありと雖も其上流なる者に在ては曾て斯る恐れあることなく特に乙種賣淫者（卽ち藝妓）の如き枝服盛裝揚々として社會の上に跋扈して之が顧客たる所謂紳士なる者は或は待合に或は船宿に或は割烹亭の裏二階に或は別莊の奥座敷に到底淫慾を恣にして警察權の眼光遂に之に達することなく其當人は勿論社會も亦恬として之を怪しまざるなり斯く觀じ來れば我社會は實に賣淫買淫の社會と云ふも敢て過言に非ざるを覺ゆ彼何ぞ凌雲閣上に賣淫女の共進會を開き代議士を選擧するに劣らざるの熱心を以て之に投票する紳士あるを怪まんや然るに茲に不可思議なるは此の社會に一種の人物ありて頻りに海外渡航の賣淫婦を攻擊して國威を傷け國辱を釀すものなりと叫破するもの出來りたるの一事なりとす海外に賣淫を稼ぐの國威を傷け國辱を招く固より論なしと雖ども社會內部の賣淫を恥ることを知らずして漫に海外の事を憂ふ恰も途に當るの豺狼を問はずして狐狸を遠山に獵らんとするが如く其本末順序を顚倒せる實に笑ふべきの甚しきものなり嗚呼斯の如く本末順序を顚倒せる擬せ道德家僞君子の此世に現はるゝを見ば我社會は單に淫慾賣買の社會たるのみならず亦た僞善の社會となり果てたるを知るに涂ゐるべし豈に嘆ずべきに非ずやとは或る道德家の社友に語りたる說なるが此說の當を保たるや否や我社會の賣淫僞善の社會たるや否やに至ては不粹不敏なる記者敢て輕卒に判斷する能はざるのみならず雀海中に入て蛤となり、雉化して蜃となる不思議世界に於て幾萬人の藝妓中には或は賣淫を爲さゞる者も無きにはあらざるべく凌雲閣上の美人悉皆淫婦のみなりとも斷定し難かるべきかくの如き敢て古今未曾有の大不思議にもあらざるべきは吾人記者の認めんと欲する所なれども

暫く此道德家の説を掲げて讀者の判斷を待つ
（東京日々新聞第五千九百十六號　明治廿四年八月十五日）

國立銀行の營業停止　（明治廿四年八月十五日）

國立銀行營業停止　（十四日午後六時名古屋發電）

兼て噂ありし當市の第四十六國立銀行は本日其筋より營業停止を命ぜられたり

（東京日々新聞第五千九百四十六號　明治廿四年八月十五日）

○

第四十六銀行停止の理由

名古屋なる第四十六銀行の事につき種々の流說ありしより大藏省銀行局では屬官を本支店に出張せしめて諸帳簿の檢査を行はしめしが遂に一昨日に至り營業停止の嚴命を蒙むるに至りたる理由と云ふを聞くに同銀行は元來多知見（美濃）に在りし者を名古屋に移し來りたるものなるが名古屋に移りて後も是迄株主中に種々の情實の爲め内輪に幾分の不和を生じ居りて役員中にも同銀行の爲めに充分に業務に注意するものなかりしより餘り一般の評判も面白からずして資本金二十萬圓なれども預金等も餘り多からず從つて大したる營業も爲し居らざりしが東京に支店を設けし爾來東京支店に於ては他の諸銀行にては幾分か貸付を躊躇する不確なる抵當にても容易に貸付を爲し居りたるのみならず役員中に他人の名義を以て濫りに同銀行の資本を借出したる事少なからざるやの嫌疑あるを以て同銀行にては到底役員等誠心實意を以て斷然たる善後策を講ずるにあらざれば現時の儘にては到底營業を維持する能はざる程の損失を被り居る故其筋にては遂に其整理始末の見込つく迄は營業を停止せしむるに至りしものなりと云ふ。

（東京日々新聞第五千九百四十七號　明治廿四年八月十六日）

○

第四十六銀行の營業停止　（名古屋新聞通信社報）

名古屋なる同行の破綻に付我が大藏省は去る五日同屬松本適、今井高行の兩氏を檢査官として特に同行に派し爾來兩氏は夙夜其の財務の檢査に從事し又た株主總代等は百方行務の整理を計りたれども更に其の目的を遂せざるのみならず重役

等と其の意見の相容れざる者あればとて去十二日一統俄かに其の任を辭し其の十四日に到り同省は遂に電報を以て同行に營業の停止を命ずるに到れり元來同行にては其の資金總て二十萬圓なるに現今負債の總額は實に三十萬圓の上に出で其の二十七八萬圓迄は舊頭取西浦仁三郎現任取締兼支配人長谷川歲三兩氏の利借に屬し兩氏が其の終始を完ふするを得ざるに到りたるもの是れ即ち今回破綻の原因にして殊に西浦氏の如きは破綻事件の發表以前何れにか旅行し頃日漸く妓を擁へて奧州松島に在りとか云へること聞へて纔かに歸京したる程にして長谷川氏は爾來仍ほ日々出行して獨り自ら其の難衝に當れるが株主（總員百四十餘名）及び各債權者等は全く其の責任を兩氏に歸して更に假借せず一方には株主總代十名を選擧して之れに兩氏等への談判一切を委任したるところ結局西浦長谷川の兩氏は前記利借の總てに對する其の辨償として七萬圓を納むべしと稱し各種の財產を書き出したれども總代等は之を以て兩氏等自らは七萬圓に値せりと謂ふも其の實は二三萬に當れるに過ぎずされば此の上尙ほ兩氏等が大に其の辨償の金額を增加するに非ざれば到底維持の望みあらずとて去十二日に至り其の辭任を申し出づるに到りしなり聞く所に依れば大藏省に於ても可及的營業の停止を命ずるに及ばずして維持の途を立てしめんとの內意を持し去五日檢査に着手せられたり以來私かに同行へ向け注意を與へたること一にして足らざりしかども兎角日を曠して久しきに渡れるのみなるを以て遂に電報を以て斷然停止の嚴命を下すに到れり爾來檢査官は其の資格を更めて特別監督役となり仍ほ同地に滯在し株主諸氏は更に其の總會を開き協議の末株主中より西脇吉右衛門、大田久左衛門、犬竹齋雲の三氏を調和委員に選擧し又は株主以外より堀部勝四郞（同地商業會議所會頭）蜂須賀武輔（同會議所議員）兩氏に其輔翼を請ふて更に重役惣代間の調停を試み而して後相謀る所あるべしとの事に決定したりされど西浦長谷川の兩氏は最初より深く自ら決する所ありて此上容易に總代等の意見に隨ふべき模樣あらず又た株主諸氏に於ても其の意見種々に分裂して一定の方向を取るに到らんこと極めて至難なるべしと云ひ又た同行にては七月下旬來總て取附の猶豫を乞ひ居るに拘らず債權者の來りて責むる者日々引も切らず遂に預金二十圓以下の人々には其の全額以上百圓迄の人

々には十分一宛の支拂を爲して且つ此間を繼續し爾來絕えず同株券の賣買もあれども其の賣買相場は一株(五十圓)只だ七八圓に過ぐるを得ず而して前記の負債三十萬餘圓に對する其の債主は銀行二十餘行にして全額の過半を占め其の他一個人の者は實に數百名の多きを見る有樣にして同行の前途如何は未だ容易く知るべからず然るに其の營業停止を命ぜられたる十四日より制規の三十日以內に維持の方法を立つるを得ずして終に鎖店の不幸を見る事ともならば一方には制規に遵ひ多大の費用を要する跡引受人を置かざるべからざるのみならず各種の訴訟續出して其の經費未だ殆んど量られざるものあらんとし一方には豫て政府より下附せられある五萬圓發行の紙幣を其の儘返納せざるを得ざるの不利を見るに到り適々以て株主の損害を增益するに迫まり加之ならず方今我が全國の國立銀行は都て百四十餘行にして其內明治十六年以來營業停止を命ぜられたるもの七行あれども其の鎖店の結果に立ち到りたる者は未だ曾て之れあらずと云へば第四十六銀行の當局者及び其の株主諸氏が此の際大に盡力して同行將來の維持法を立て以て全國無比の不名譽を免れんことは最も緊要なるべしと云ふ。

(東京日々新聞第五千九百四十八號　明治廿四年八月十八日)

乞食の鑑札　(明治廿四年八月廿一日)

近來至る所乞食繁殖し狩ても狩ても中々に狩り切れず去れば香川縣高松市にては去る十三日左の如く告示せり

近來隣縣に於て他府縣の乞食輩を追放せり隨て右無籍之者追々縣下へ立越者多く有之趣を以て本縣に在ても已に各郡村皆な之が追放に着手せり此時に當り亦斷然嚴重なる取締法を立他府縣又は他郡町村の者を悉く驅逐せざるに於ては終に行く所として乞食輩を見ざるなきに至るべし然て本市に在籍せる無告の窮民を救助するは德誼上已むべからずと雖も今日の情況を以て觀れば市內のもの丶他方に往き他方の者却て市內に來り食を乞ふの有樣にて更に自他の差別なきもの丶如し故に此の際他地方の者は總て原籍へ放逐し單に市內の者に限り鑑札を附與す而て在籍を制明ならしむるに止まれば左の如く本市と重もに關係ある接續村は互に其形跡を異にし相混せざるを專とせり自分鑑札を所持せず又

は所持するも其形を異にするもの食を乞ひ金品の投與を求むるものあるときは斷然之を謝絕し再び他方の乞食をして本市に立入らしめず今回放逐の無效に歸せざる樣注意せらるべし

右告示す

明治二十四年八月十三日

高松市長　赤　松　　渡

（東京日々新聞第五千九百五十一號　明治廿四年八月廿一日）

山田男賣立百萬圓　（明治二十四年十月八日）

昨年藤田子爵家の古物賣立この方近來富豪の賣立流行の折からかねて秘藏の珍寶名器整理中であつた山田家にてもこの程來競賣の準備中なるが賣上百萬圓を越える由の逸品そろひだと

（讀賣新聞　明治二十四年十月八日）

豫戒令の布告 （明治廿五年一月卅日）

豫戒令

朕公共の安寧秩序を保持する爲め樞密顧問官の諮詢を經て豫戒令を裁可し玆に之を公布せしむ

御名 御璽

明治二十五年一月廿八日

内閣總理大臣 伯爵 松方正義
司法大臣 子爵 田中不二麿
内務大臣 子爵 品川彌二郎

勅令第十一號

豫戒令

第一條 警視總監北海道廳官府縣知事は公共の安寧秩序を保持する爲め左の事項に該當する者と認むるときは豫戒令を爲すことを得

一、一定の生業を有せず平常粗暴の言論行爲を事とする者

二、總て他人の開設する集會を妨害し又は妨害せんとしたる者

三、公私を問はず他人の業務行爲に干渉して其自由を妨害し又は妨害せんとしたる者

四、第二號又は第三號に掲ぐる妨害を爲すの目的を以て第一號より第三號までに記載したる者を使用したる者

第二條 豫戒令は左の如し

一、一定の期限内に適法の生業を求めて之に從事すべきことを命ず

二、總て他人の開設する集會に立入り妨害を爲すべからざることを命ず

三、如何なる口實に拘はらず財物を強請し不當の要求を爲し強て面會を求め脅迫に渉る書面を用ひ勸告書を送り又は如何なる方法たるを問はず暴威を示して他人の進退意見を變更せしめんとし其他他人の業務行爲を妨害し又は妨害せんとするの所行を爲すべからざることを命ず

四、人を使用して總て他人の開設したる集會を妨害し又は妨害せんとし又は他人の業務行爲に干渉して其自由を

妨害し又は妨害せんとするの所行を爲さしめざること及び豫戒命令を受けたる者を扶助し又は使用すべからざることを命ず但し親族の故を以て之れを扶助する場合は此の限に在らず

前條第一號に該當する者に對しては第一號第二號第三號の事項を併せて命令し前條第二號第三號に該當する者に對しては第二號第三號の事項を併せて命令し前條第四號に該當する者に對しては第四號の事項を命令す

第三號　豫戒命令を受けたる者其現住居を轉ずるときは轉居の前二十四時間内に其旨を舊住居の所轄警察署に屆出て轉居の後二十四時間内に其旨を新住居の所轄警察署に屆出づべし

第四條　豫戒命令を受けたるより三年以内に其命令又は第三條の規定に違犯したる者は左の區別に從ひ之れを處罰す

第二條第一號の違犯者は三日以上十日以下の拘留に處し又たは一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す

第二條第二號の違犯者は十一日以上二月以下の重禁錮に處す

第二條第三號の違犯者は一月以上四月以下の重禁錮に處す其所犯官吏又は公吏の職務に對するときは一等を加ふ

第二條第四號の違犯者は二月以上六月以下の重禁錮又は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第三條の違犯者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第五條　豫戒命令を爲すには命令書を作り其命令を受くる者の氏名年齡身分職業本籍住所第一條第何號に該當する者たること第二條に記載したる命令第三條の全文第四條に記載したる違犯者の罰例並に命令を爲したる年月日警視總監北海道廳長官府縣知事官氏名を記載して本人に下付し同時に之を其地方に於て公布す

第六條　豫戒命令を受けたる者一年以上を經過し改悛の情狀著しきときは警視總監北海道廳長府縣知事に於て其命令を解除することを得此場合に於ては同時に之を其地方に於て公布す

第七條　豫戒命令を受けたる者を止宿又は同居せしむる者は二十四時間内に其旨を所轄警察署に屆出て又所轄警察署の要求あるときは本令の施行に關する事項に付事實の申出を

爲すべし若し其屆出を怠り又は不實の申立を爲したるときは三圓以上百圓以下の罰金に處す

第八條　豫戒命令違犯の刑は其本住所の地の所屬監獄に於て之を執行することを得

第九條　本令は發布の日より施行す

（日本第九百六十四號　明治廿五年一月三十日）

○

豫戒令の發布

浮浪取締の勅令出づべしとは豫ねて新紙の報道する所なるが愈々一昨廿八日官報號外を以て豫戒の名に由り發布せられたり其全文は別項に掲ぐる如く僅々九ケ條に過ぎざれども其規定の嚴重なるに至りては保安條例と雖も遠く及ばざる所あり而して今日其制定あるものは蓋し選擧競爭の弊を救はんとするに在るか吾輩は立憲政治の時代に斯る法令の發布ありしを悲み又た政府をして之を出さしめたるものあるを惡む殊に其法令中第一條に掲ぐる四種の人物の如き一に認定に依るものなれば之を執行するの官吏充分の愼戒を加へざるときは恐らく國民の自由を檢束するの憂あらん且つ其命令の一種たる「一定の期限内に適法の生業を求めて之に從事すべきことを命ず」斯の如き隨分困難なる命令と謂はざるべからず今日生存競爭の社會に於て職を求むるの難き自ら生業を求むるも人の之に授けざるを如何せん況んや豫戒令の肩書附となれば一層資口に窮すべきをや左れば挽くに人力車なく賣るに新聞紙なく遂に第四條の罰に觸るゝものを生ぜん此等は自己の意思以外の事情に依りて制裁を受くるものにあらずや其他旅人宿下宿等の如き此法令の爲めに面倒を蒙むること少からざるべし而して此法令は發布の當日より既に施行せられたるが未だ之が命令に遭ひしものあるを聞かず又た此事に付昨日接手したる報道は左の如し

○

實施の府縣

豫戒令は公共の安寧秩序を保持するに最も必要なる府縣に限り實施せらるゝやの趣にて目下の處にては東京は勿論高知石川、福島、群馬、熊本の五縣下に多分實施さるゝならん而して熊本は昨今格別の事なきも議員選擧期日に迫らば必らず

實施するの必要を見るならんと云へり

○

府下に於ける實施準備

同命令は保安條例と均しく發布の當日より施行するものなれば警視廳に於ては同令第一條の一より四に該當する者を精密に取調中の由なるが府下にても豫戒の命令を下すべき人員未だ判然せざれども随分多數にして掛官は頗る繁忙なりと又た該命令書を下付さるゝは一兩日の内ならんと云ふ

○

豫戒命令を受くべき者

其筋の調査に依れば今度の豫戒令に依り豫戒の命令を受くべき者凡そ三百名内外ありと云ふものあり最早斯る人員調まで出來たるにや疑はし

（日本第九百六十四號　明治廿五年一月卅日）

○

豫戒令の實施

山梨縣にては去る二日左の八名へ豫戒令を實施し甲府警察署は一々當人を呼出して命令書を下渡したり之れを豫戒令實施の第一着手とす

小林　仙吉　三田村玄龍　鈴木　唯美
雨宮　猪作　太田　重助　三神　龍造
三宅鋭太郎　内藤藤十郎

右の内三神龍造は住所不分明にて命令書は未だ同人手許に達せずと云ふ又右命令書は二種あり人に依つて之れを異にせり即ち左の如し

（第一種）豫戒命令書

右は明治廿五年勅令第十一號豫戒令第一條第一に該當するものと認むるを以て同令第二條に依り左の事項を命令す

一、三ケ月以内に於て適法の生業を求めて之に從事すべきことを命ず

二、總て他人の開設する集會に立入り妨害を爲すべからざることを命ず

三、如何なる口實に拘らず財物を强請し不當の要求を爲し强て面會を求め脅迫に渉る書面を用ひ勸告書を送り又は如何なる方法たるを問はず暴威を示して他人の進退意見を變更せしめんとし其他他人の業務行爲を妨害し又は妨害

せんとするの所行を爲すべからざることを命ず

同令第三條　豫戒命令を受けたる者其現住居を轉するときは轉居の前二十四時間内に其旨を舊住居の所轄警察署に屆出で轉居の後二十四時間内に其旨を新住居の所轄警察署に屆出づべし

同令第四條　豫戒命令を受けたるより三年以内に其命令又は第三條の規程に違犯したる者は左の區別に從ひ之を處罰す

第二條第一號の違犯者は三日以上十日以下の拘留に處し又は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す

第二條第二號の違犯者は十一日以上二月以下の重禁錮に處す

第二條第三號の違犯者は一月以上四月以下の重禁錮に處す其所犯官吏又は公吏の職務に對するときは一等を加ふ

第三條の違犯者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

（第二種）豫戒命令書

明治　年　月　日　　山梨縣知事　中島錫胤

右は明治廿五年勅令第十一號豫戒令第一條第二號若くは第三號に該當する者と認むるを以て同令第二條に依り左の事項を命令す

（以下第一種命令書の第一號を除きたるものと同文）

（東京日々新聞第六千八十七號　明治廿五年二月五日）

北海道の囚徒百八十六名死亡　（明治廿五年一月卅日）

北海道北見國網走石狩國上川道路開鑿に來役したる北海道集治監網走分監拘禁囚地方水腫病に罹り客年十二月廿七日まで出役四千百十五人に對し患者九百十四人の多きに及び同死亡百八十六人未治六十一人餘は全治なり右は驚くべき劇症なりしも病勢漸次衰へ目下平常に復したりと去月廿日附を以て其筋へ報告ありたり

（日本第九百六十四號　明治廿五年一月三十日）

巡査の政談演説　（明治廿五年二月五日）

去る三日の岐阜日々新聞は巡査の政談演説と題し一怪聞を報せり其の略に曰く「本縣第一區の候補者天野若圓氏の物に

杉山慶次郎と云ふ者あり去月三十日各務郡三井村なる岩井鎚三郎方に開きたる政談演說會に辨士となり其第一席に登壇して投票賣買賄賂收受の弊を通論したりとの事なるが同人は群馬縣某警察署に在勤し現に巡査の職にありながら政談演說を爲すとは豈奇怪千萬ならずや同人は去月十八日より實母病氣に付き歸省看護中の由果して然るか其の筋へ不實の請願をなしたるものゝ如く御本尊たる若園坊に於て萬承知の事ならん官吏の選擧干涉は聞く所なれども官吏にして公然政談演說會を爲したるものありとは初めてなり聞く其の筋にては目下取調中の由し彼れ巡査にして若し巡査の公職を以てにあらずば歸省中一個人の資格を以てせるなりと辨解せば警視總監は更に何の辭を以て之を責めんとするや一個人主義の弊害其底止する所を知らず

（郵便報知新聞第五千七百九十七號　明治廿五年二月二日）

狗頭を梟して　尾崎愕堂を威す（明治廿五年二月五日）

三重縣山田古市に狗の生首を靑竹に串ぬきて尾崎愕堂氏の一愕を博したりとか兹に開きたるが此の程の「伊勢」を見るに實に左の如く記したり

壯士の惡戯　初期選擧の際はさしも浪風の立たざりし第五區も今回の選擧には壯士の入り交るありて縣下第一の騷擾區となり居る次第なるが去月廿一日夜山田古市に於て一頭の狗首を靑竹に梟して左の如き文言の張紙を爲したる者あり

　眼あらば能く見よ
縣下の與論地價修正の反賊たる尾崎の爲に盡力するあらば家も失ひ身も亡せよ
　油屋主人

其宛名の處に油屋主人と記したる同主人白井氏が尾崎氏の爲に大に盡力するを知るが故なりと、壯士の惡戯、油屋主人の迷惑、是に至つて極れるかな

（東京日々新聞第六千八十七號　明治廿五年二月五日）

板垣大隈兩伯の告發（明治廿五年二月十日）

去る六日石川縣に於て發行の北陸新報第七百三十八號特別

廣告欄内に自由黨總理板垣退助、改進黨代議會長大隈重信兩伯の名を以て自由改進聯合民黨の大主義に依り松田吉三郎外四名を衆議院議員民黨候補者たることを是認すとの旨を廣告したるは板垣、大隈の兩首領が其率ゆる所の自由改進兩黨を代表し即ち兩政社相連結して民黨の候補者推薦したること明白なればとて集會政社法第二十八條の違犯者と認め新聞紙檢閲上以上の犯罪あることを認知したるに依り警保局保安課長山田幹氏より板垣、大隈兩伯並に自由黨幹事石塚重平、重野謙次郎、同事務員龍野周一郎、畑下熊野及改進黨事務員高木正年、桐原捨三、角田眞平、尾崎行雄、肥塚龍、波多野傳三郎の數氏を被告として昨日東京地方裁判所に告發したる由右は東京通信社の報する所なれば恐らくは誤聞にはあらじ今日總選擧前に當りて民黨諸名士の告發せらるゝのみならず其の首領たる伯爵までも之を免れずとは實に物騷極まる話なり因に記す右嫌疑の個條及び罰則は左の如し

集會政社法第二十條　政社は委員若くは文書を發して公衆を誘導し又は支社を置き　若くは他の政社と連結通信することを得ず

同法第三十四條　第二十八條を犯したるときは其の役員及委員を一月以上一年以下の輕禁錮又は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

（日本第九百七十五號　明治廿五年二月十日）

吾身を火葬　（明治廿五年二月十七日）

これ迄種々と自殺をした者もあつたが生ながら我と我身を火葬にせんとしたは今度が始めてなるべし一昨十五日の午後五時頃横濱石川仲町二丁目四十二番地の裏なる空地にて年齡四十位の男が松薪を並べて火を附け其傍に五合入位の徳利に石油を入れて置き頓て熾んに松薪が燃上つた頃石油を全身に浴びて火の中へ仰向けに倒れしかば何かは以て堪るべき火は全身に燃移り七顛八倒苦しみ出せしを先刻より不思議な事をすると思ひ見て居た隣人が腰も拔けるばかり驚き大變だ〳〵と聲限り呼び馳せ集つた大勢の人と共に辛くも其男を火中より引出し介抱する所へ巡査も來り充分に手當を施せしが肩先より横腹の邊は一面に皮膚水膿れとなり且所々に破傷ありて目も當てられぬ慘狀を呈し當人も非常に苦痛の體なりしが見

角する内横濱警察署より警部は醫師と共に現場へ出張され一應手當の末住所姓名及び自殺の顛末を訊問せしに自分は石川縣能登國鹿島郡上村の松本佐左衞門(三十九)といふ者なるが貧困の餘り斯の始末と漸くに申立て擧動には別に發狂の體もなく又住所もないとの事なれば一時同市役所へ引渡されしが同人を見知る者の話しに彼は四五年も此の横濱に住み昨年の秋頃まで野毛町の裏店に住み女房もあつて下駄の齒入れを職業として居りしが近來同人は病身となりて稼ぎ思はしく出來ぬに一方ならず困窮を極め同年の暮相談づくにて夫婦別れをして女房は居留地の或る支那人の許へ飯焚奉公に住込みしも佐左衞門は其後住所も極らず諸方の安宿を泊つて居り遂に今度の始末に及べりと又同人は隨分の重傷なれど多分命は助かるべしといふが怖ろしき決心をしたものかな

(東京朝日新聞第二千百六十二號　明治廿五年二月十七日)

希臘人フイリツプ事件

(明治廿五年二月十九日)

横濱居留地七十二番館希臘人フイリツプは我が煙草稅則違犯事件に就ては前號にも記せし如く一旦無罪となりしに就ては自今我が稅則に從ひ營業免許を請くべき筈なるに未だ其の運びを爲さゞるのみならず引續き無免許にて營業し居れりとて横濱の煙草營業者は一昨十七日右の趣き檢事局へ告發したり其の告發書は左の如し

煙草稅則違犯の告發

横濱市眞砂町二丁目八十八番地
被告人　山本伊藏
横濱居留地七十二番地館希臘人
被告人　エー、フイリツプ

右被告人等に對する告發の要領左の如し

被告人フイリツプは營業免許を受けずして明治廿五年一月以來今日に至る迄横濱居留地七十二番館に於て紙卷煙草を製造し販賣する事を爲せり而して其の製造及び販賣の爲めに日本人の男女職工凡そ二十人を日々使役し多數紙卷煙草を製造し十本入紙箱及び百本入ブリキ函に裝置し種々の手段を以て窃かに之を我が日本各地の煙草營業人に販賣するの模樣あり

被告人山本伊藏は右フイリツプが我が國の法律を蔑如する專横の所爲を憤り試みにフイリツプ商店に至り其の製造煙草を購ひ來りたりと聞きしを以て告發人等は伊藏に就きて其購ひ來りたる煙草（第一號第二號證據物件）を讓り受け且つ其のフイリツプ商店に至りし時の模樣を聞くに伊藏は明治廿五年二月十二日午前十一時頃同店に至り第一號物件を價十錢第二號價一圓五十錢にて買ひたりと伊藏の所爲は其意フイリツプの專横を憤りたる事實は煙草税則の許さゞる所なるを以て今之をフイリツプと共に告發すフイリツプが明治廿五年一月以來製造販賣したるの證據を概算すれば

一、第一號物件の紙箱にエー、フイリツプ名を記し且つ日本横濱に於て製造せりとの文詞を記せる事實

二、第二號物件の煙草にエー、フイリツプ日本横濱と記載ある事實

三、右二個の物件は山本伊藏が明治廿五年二月十二日にフイリツプ商店に於て買取りたる事實

四、二個の物件は熟練なる煙草製造人をして鑑定せしむれば其製造の時日を推知し得べき者なり

五、フイリツプに雇はれ製造に從事したる職工某の證明（第三號證）

六、明治廿五年一月以來フイリツプに雇はれ製造其他煙草に關する業務を取りたる日本人二十名程の職工

七、……番地某も前項職工の一人なりと聞く

告發人等は皆煙草營業人にして煙草税則の嚴格なる支配を受け漸く其業を營み居るに均しく我が横濱にあつて元來我が日本法律に服從すべきの希臘人フイリツプにして前文の如く專横の所爲を以て獨り其利を壟斷するに忍びず依て告發仕候也

明治廿五年二月十七日

告發人煙草營業人　岩城戸　八百吉
外十二名の代理人
代言人　皆川　廣濟
告發人煙草營業人　井出　牛次郎
告發人煙草營業人　風間　吉之助

横濱地方裁判所

檢事正　香坂駒太郎殿

○

（東京日々新聞第六千九十八號　明治廿五年二月十九日）

横濱に於ける外國人裁判の不始末

犯罪の事實

希臘人フイリツプ　は神奈川縣廳の許可なくして明治二十三年一月より二十四年十月までの間内外國の卷煙草を買入れ刻煙草を煙草營業者に賣渡し依て煙草仲買の業を營みたり

右に對する判決

區裁判所　は被告の所爲を以て罪とならずと判決せり其理由を略擧せば既往の事は其筋に於いて默許し居りたるものと認めざるを得ずと云ふに過ぎざりしを以て檢事は此裁判を不當となし直ちに控訴せり

地方裁判所　は此控訴を審理して一種不可思議なる判決を與へたり其要を擧ぐれば乃ち曰く被告の二個の犯罪は明瞭なるも煙草税則は日本國内におゐて權利として商業を爲すの自由を有する者にのみ適用すべき法律にして現行の國法に於ては外國人は條約又は法律の明文若くは之れと效力を均うする習慣に依り許與しあるものを除くの外權利としては商業の自由を有せざるを通則とし無條約の臣民に對しては法律若くは習慣に依り嘗て權利として商業を爲すの自由を許與したることとなし而して被告人は未だ日本帝國と條約を締結したることなき國の臣民なれば本件の所爲は直に煙草税則を適用して處分すべきものにあらず而して商業を爲すの權利を有せざる者が商業を爲したる場合に於いて其所爲を罰すべき法律の正條なきを以て見れば其處分は行政官に一任したるものにして裁判所は之れを罰するの權を有せず乃ち本案被告事件は罪とならずと

其結果

後者は前者　の裁判を以て理由の錯誤なりとして之れを取消し更に判決を下したるも其結果は均しく罪とならずと云ふに終り而かも其理由の不可思議なるは一層京濱法學社會の批難を招けり

控訴に立會　ひたる香坂檢事は此判決を不當として大審院に上告したるも期限經過せるの故を以て遂に却下せられたり

仍て被告フイリツプ　は最早何れよりも阻遏せらるゝ恐れたく悠然別乾坤に生息して他人の爲し得ざる業務を引續き營むことを得る極樂界に逍遙するの自由を有せり（未完）

（東京日々新聞第六千六十七號　明治廿五年一月十二日）

○

横濱に於ける外國人裁判の不始末（承前）

英字新聞の評論

横濱のヘラルド　新聞は逸早く此裁判の不始末を痛論して兩裁判所の宣告は日本裁判の未だ信任するに足らざるを證すべし何となれば區裁判所は被告人が永く日本に居住して煙草營業に從事したるも之を咎めざりしは日本に居住して煙草營業に從事したるも之を咎めざりしは日本官廳の默許したるものなれば之を罰するを得ずと云ひ地方裁判所は無條約國民は日本において營業を爲すの自由なし故に煙草税則は本件の場合において適用する能はざるを以て之れを罰するを得ずと兩者其理由を異にし兩者眞正の法理を誤ればなりと言へり

又冷笑的　の語氣を以て曰く無條約國民には治外法權なし故に完全に其所在地の法律に服律せざるべからず然るに横濱地方裁判所の理由とする如く條約國民にあらざるが爲に罰する能はずと爲さば無條約國民は日本内地に於て何等の職業を行ふも遂に之れを禁ずるを得ざるに至らんと

吾曹の意見

無條約國民　も亦商業を營むの權利あり國際法上に於ては凡そ一國の臣民にして他國に往きて有すべきの權利三あり第一は國際法上の人權とて人類の生存に欠くべからざるもの第二は國際法上の公權とて本國及在留國に對する關係より起るもの第三は條約より起る權利是なり即ち生存の爲に營業するは國際法上の公權なれば何れの國籍に屬するを問はず又條約の有無如何を論せず苟も和親國の人民として其在留國に於て有する權利にして此權利の奪ふべからざるは猶ほ其財產を奪ふべからざるがごとし

是を以て無條約　國民なればこそ有罪となるなり委しく言へば右の理由に據り日本裁判所は被告は元來營業の權利を有したるものと見做すことを得べく彼れ既に日本に於て營業權を有し別に條約上の制限あるに非ざる以上は日本が煙草營業なる一種の營業權に就き發したる法律勅令に從はしむるは日

本國權の許す所にして正々堂々天下に耻る所なき處分なり

彼れ若し條約國民　なりせば海外法權の行はれある今日におゐて日本の刑事裁判權は被告に及ばざるなり、故に現行條約の一日も早く消盡す事は國民の渴望する所にして今回の事件におゐては被告が無條約國民なることこそ却て幸なるに事の此に及びたるは遺憾極まれり

吾曹の希望

ヘラルトの冷評　する如く今回の事件は三尺の童子と雖も明知するを得る國際法上の原則を省顧せざる判決なり殊に横濱は本邦開港場の首位を占め常に外國人交渉の事件多く其一判決例の影響する所決して鮮少にあらざるべきを以てせめては國際法の初歩位には通ぜる裁判官を置かれんことを是れ希望の一なり

近頃聞く所　に依れば法官諸氏は其獨立終身官たるの名譽に比して官等の低きを頻に不平に思はるゝとか然れども吾曹は少くとも一部の法官諸氏に向ては官等の不平を後にして先づ司法事務に關係の學問を講修せられんことを要めざるを得ず是れ希望の二なり

本件は素より　一事一局の問題に非ずして延て國權の消長に關係するの大事件なるを以て吾曹は前日の本紙上に於て其大略を載錄したるも今復たび其顚末を詳記して更に評論を加ふることゝ爲せり讀者將來國家に影響する所の如何に重大なるやを遠察し一時の小事件として輕々に看過する勿れ是れ希望の三にして吾曹の熱心に注意を喚起せんと欲する所なり

（東京日々新聞第六千六十八號　明治廿五年一月十三日）

いろ男の鉢合せ　（明治廿五年二月十八日）

麻布新堀町邊に住む底倉お菊(二十七)と云ふは或る機械製造所持主の妹にて兄からの仕送りに下女一人使ひ其身も絹布づくめで贅澤に暮して居るが此のお菊に二人の色男あり一人は白金志田町近所の酒屋飲登醉次郎又一人は芝金杉川口町最寄の大工職多太木大吉にてどつちが深い淺いもなく當分にして置きしが勿論極の秘密なれば双方とも唯我獨尊知らぬが佛で御座つた所お菊は一昨日の夜酒屋を引入れお樂しみをやつて居る處へ格別差殘がついたとふ云ではないが顔を見せて遣るのも親切の内だらうと大工が一時半ごろに來て見ると表の

戸が締つて座敷の方には男と女の話し聲がするに不審と裏口へ廻り開ろ〳〵と言つても開けぬからチン〳〵頭の腦天へコミ上り戸を引つ外しに掛るとお菊は大に狼狽へ強盗だらうと云つたので酒屋は辟易し直に表へ飛び出して派出所へ訴へると巡査は取る物も取敢へず出張されしが座敷の眞ン中に大工が胡座をかいて煙草を吸ひながら二ツ枕を見て考へて居る樣子が強盗とも見えず巡査は不審に堪へ兼ね訊問に及ぶと當家の主人に用があつて來た者と答へ訴へた男にお前は當家の主人ではないかと聞けばハイ左樣と答へ何が何だか一向分らず大工は強盗と間違へられたと云ふので承知せずコウ己れなんざあヒラ生帳面の職人だ手前こそ見馴れねえ怪い野郎だ一體爰へ何しに來たと大うツぷんお菊は雪隱へ忍んで居たが漸く立出で巡査に向ひ妾が當家の主人菊で御座いますがお二人共に怪しい方ではありませんと何やらモジ〳〵辨解する樣子を巡査は扨はと感づかれ手持無沙汰に引取りしが其跡は大悶着にて未だに結局がつかぬと申す。

（東京朝日新聞第二千百六十五號　明治廿五年二月十八日）

二錢の祝儀　（明治廿五年二月十九日）

鍍金の指環

赤坂の唄ひ女中面と腕が御贔だとの評判ありて眼の廻る程賣れてゐる林屋の花助が一昨々夜八百堪の御座敷を勤め頂いて來た御祝儀を延寳棚へ上げ其夜はグツスリ寢込んだが翌朝買物があつて其御祝儀を開けて見ると二錢銅貨が現れたので是は餘り輕少だ五十分の一助では門付にも劣つてゐるが併しあの時貰つた純金の指環があるから捨賣にしても五六圓は定の物シテ見れば其處を思つて故意と二錢の御祝儀で驚かすと云ふ洒落であらうあのこゝなんじらしめと鼠啼きをして指環を持ち出し大分性が好いやうだが生憎指環が澤山あるから十本の指では引き足らず人の手を借りて嵌めて貰へば自分の物とは見えぬであらう此の上は仕方がないから打直して釋を掛へてやらうと錺屋へ持つて行つた處フヽンと鼻の先で笑はれ器量の惡さ大方ならず其處は天鍍金屋の前を通る度に天を仰いで嘆息し居れりとぞ

（東京朝日新聞第二千百六十四號　明治廿五年二月十九日）

明治卅年に閏なし

（明治廿五年二月廿四日）

閏を置かざる理由

去る十日の紙上に明治卅三年（西曆一千九百年）に閏を置かざる旨を記載せり人之れを訝かる者あり菊地博士其の理由を示さる心得なき人々の爲めに其の大要を左に記す

今の太陽曆は羅馬のジューリヤス、シーザー創めて之れを定め西曆一千五百八十二年法王グレゴリー十五世之れを改正したるものにて曆年の過不足を正さんが爲め四年目毎に一回閏を置き一百年目毎に之れを省き四百年目毎に之れを置くことゝせり尋常四年目毎に閏を置くことゆゑ今年の次は明治廿九年に閏あり其の次は明治卅三年に閏あるべき筈に聞ゆれども明治卅三年は恰も西曆一千九百年に當り卽ち前の一百年目に相當するを以て同年には置かざる次第なり其の理由を如何にと云へば曆法にて平年を三百六十五日とすれども實際地球の太陽を一回轉するには此れよりも多くの時を費し卽ち三百六十五日二四二二を要す依て四年目毎に閏を置き一年平均三百六十五日二五とせり然れども斯くては此間曆年の實際より進むこと零日〇〇七八（0.0078）となるゆゑ年數積つて一百年に及べば零日七八（0.78）となり殆んど一日近くなるべし是れ卽ち一百年目毎に閏を省く所以なり然れども又た此の順にて押行かば此後四百年を經るときは曆年に零日八八（0.88）卽ち一日近くの不足を生ずべし依て四百年目毎に閏を置く以上は卽ち明治卅三年（西曆一千九百年）に閏を置かざる理由の大略なり然れども右一百年目と四百年目との改算のみにては猶ほ精密に謂ふべからず依て三千年目に之れを改算することなれど此れは遠きに渉ることゆゑ今詳かに知るを要せず之を要するに西曆にては四を以て除すべき年には必ず閏あり但し百位に滿ちたる年は十位以下の〇〇を取去り之を四にて除すべし整除し得られざる年には閏なく整除し得らるべき年には閏ありと知るべしと云々

（東京日々新聞第六千百二號　明治廿五年二月廿四日）

奇事奇禍を生む

（明治廿五年三月一日）

小川さゑが殺害事件（詳報）

淺草壽町廿八番地の小川さゑ（五十六）が去る廿一日人の爲

に殺害せられ其嫌疑者と見込れたるもの種々其筋へ引致せられし事どもは前號の紙上に記せしが玆に下谷區二長町五十番地に寄留する石屋職にて中條萬吉(二十五)といふがあり此の者最も下手の嫌疑ある者とて警視廳巡査本部第二課の手に於て去る廿六日に召捕られ其節血痕ある薪割押入中より現はれたれば彌々其の疑惑の度を高められたる如しといふが抑〳〵此の萬吉が老婆さゑと入魂になりし其初めより記し附くれば此の老婆さゑといふは元と南葛飾郡青戸村の農小川久米二郎の娘にて久米二郎は百姓に似合はず口才ある者なれば舊幕府の頃長崎奉行其他遠國奉行の渡り用人に雇はれて維新の後は同村の戸長をも勤め又た同人の妹は加州家の奥向にて局役をも勤めたれば此のさゑも其れ是れの緣引にて維新前には御側御用人を勤めたる土岐豊前守又は松平縫殿之助方の小間仕をなし行儀作法も稍々心得たるものなりといふより其後錄形といふ檢校の許へ嫁し芳二郎といふ子をも設けたり然るに此の女兒角笹の葉とかいふ情けの露をふり翻す質のものとて怪しかる風聞立ちしより此家を逐はれ其れより本所區の乾物屋へ嫁入りしたるが其の亭主は不幸にも首を縊り其れより又神田富山町二番地の權衡製造所の森谷定吉方に同居する同人後見人林金一郎方に緣附きしに又もや金一郎權衡を詐欺したりとて其筋へ引かれ拘留中牢死せり、並々の女ならば連れ添ふ亭主に二人まで變死せられ世の中を秋の嵯峨野の祇王が母刀自とも頭剃りこぼつべきなるに浮氣の本性とて左のみにても思はず結局男の肌かはるを其身の樂みとしたる程にて已が少なからぬ所持金あるを定吉の資本に入れ職人も多く使いて総に今では一ヶ年一萬圓以上の商ひ高あるに至れりとぞ、斯くておさゑは數多出入る職人の中にて面の皮のやゝ剝けたるを見れば小遣をやり手なづけて密かに不義の淫樂を貪ぼりたることも數知れず、斯る淫婆の癖として人の妻を貰ふにさへ嫉妬の深く戸主の定吉が早や年頃にもなればとて妻を持てと勸むるものあるをも喧しく云いて拒みしが竟に其の口實も盡きたるか去る廿一年十月中千葉縣下のさる方より相應しき嫁を取りしが定吉との仲睦ましきを見るより早や胸に火焰を燒て已れの聊か習ひ得たる星繰りを道具に(老婆の父久米二郎は其後九星家となりて森町廿八番地に居れり夫等によりて此の發星繰りの事を覺えしなり)夫婦中を種々樣々に突つきたれば嫁

は溜らず其の實家へ逃げ歸りぬ、此折り父の久米二郎は壽町の家を棄て生れ故郷の春日戸村へ引き込みしかば老婆は其の跡に移つり住み我が姪にて東海道程ケ谷驛に居りしお菊（二十一）といふを迎かへ取りて養女とし又た甥に當る浩二郎（二十六）といふを養子としたるが此れ等兩人も養母のおさゑが無慈悲に口喧ましきを怖れて菊は本所小梅町なるさる方に雇はれ浩二郎も同じ小梅に店借りして寄り附き得ず、又た老婆も折角貰ひし養子女に出て行かれても結局邪魔物を拂ひし如くに平氣なるは自から故ある事にて其の以前此の婆森谷方に居りし節（廿三年七月中とか）其の向ひ町なる神田東松下町四十一番地なる中條ろくといふ者と懇意になりしが其の次男萬吉とて其頃廿三才なる若者の打見の小意氣なるに打込みて折々目を懸け二圓三圓と小使錢あたへたるも度重りて年にも耻ぢぬ不思議なる中となりしが年老りたる婬婦の若き男持ちたるは舐めても殺したき程可愛き者とかにておさゑは萬吉の事といへば日頃の吝嗇にも似ず此方から心附けて物やる程にて或る日の事、お前も石屋職人ではいくら叩いたとて堅の金が減ばかりもちツと何か意氣な商賣があらうお金が入るなら二十圓丈け融通して上げても宜いといふに萬吉悦びて其處で伯父の助七といへるが以前豆腐屋をしたる事ありとて堅い石屋から柔かい豆腐屋に移轉したるが其の友達が成る程萬的はあの淫亂後家と仲好くする程の茶人だけに商賣替も中々茶番じみて乙力だと冷かすもあれど萬吉はソギ落しの耳にも掛けず其ナ豆腐買ひには相手になる隙がないと商賣物の豆に働らくをおさゑます〳〵最惜しがりて折々通いてハお手前ものゝ湯豆腐にて一猪口やるを此上なき樂みとはしたりけり（未完）

（東京日々新聞第六千百七號　明治廿五年三月一日）

○

小川さゑの殺害事件（承報）

（前號の續き）おさゑ婆は萬吉を我が男妾の如くにして樂き月日を送りけるが斯くとは知らぬ萬吉の母親おろくは我が子も早や二十四なりいつまで獨り身にて置かるべき好き嫁の口もあらばと探すうち或る方にお米（十九）といふ娘ありて萬吉には似合の兄なりといふを聞き、誰に氣を兼ねてかモジモジする萬吉を勸めて此れを持たせたり、斯くと聞きたるおさゑ嫉妬婆の常として眼の暈るほどに打腹立ちて壽町の家より

毎日のやうに來り姑なら未だしも女房氣取で燒き立ていびり立てたれバお米肝を潰して二月に來たりしもの四月に遂に出て行き哀れや萬吉六十日の夫婦の夢墓なく覺めて又元の鰥夫とはなれりける、されども母親ろくはおさゑの謂れ因縁を知らずもありしか嫁に出られて俄かに不自由ならんとて又もや其翌月五日に上總生れの池田お梅(二十一)といふを貰ひしが此れも姪婆にいぶり出されて七月に跡荷物引取に來る始末となれり、ドウも萬には女房緣がなくて困りますと知らぬが佛で心配する母親、今度は何うか顏の好い那兒の氣に入る嫁をとて、おさゑとは反對の望み、八月に至りて搜し當てたるは日本橋區北島町の雜菓子商今井正三郎の二番娘おらく(二十)にて此の娘茅場町の藥師の緣日にも參り下向に人の目に立つ程の美形豆腐屋づれの嫁にするとは惜しいドヴでも萬公は豆男商賣物の果報いみじと言はるゝ程萬吉は我が女房の標致立ち勝りて見え夫婦仲も傍で見てさへ羨ましきまでなるを況んや彼の姪氣の嫉妬婆が見て何條却火に胸の湯の沸きかへらで有るべきや、今度は手を替へて九星で戰しつけ、あの兒とお前夫婦となると火難盜難病難水難が一度に來てコレラと借金と疱瘡と疫病に一時に取ツ附かれるよと毎日のやうに來ていふをおらくハテなと思つたが、何さま此れは我が亭主とあの婆さまと變しいワへ、此ンな家に長居は恐れ間違ひのないうち左樣ならばと早々我が家へ逃げ戻りたれば萬吉は鳶に油揚を攫はれた野狐同樣唯だポカンとして天を仰いで歎息するのみ、こゝに至りておさゑ婆の鐵面見るも否なりと去年の十二月より本年の一月末まで壽町の家へ僅か兩度出向きしのみ其餘は家に居りて商賣にもろく〳〵構はず、或る時は人をもて又或る時は自身おらくが家へ出掛けて歸れ戻れと渡し船の安鎭を淸姬が河原で呼ぶやうに賴めども、あの毒蛇の樣な婆アが居るに此方の愛兒を何で遣られう、何ぼう恐ろしき物語りにて候とておらくの兩親取り合はず、此方は又た、出て行た女房に未練を殘してわしを袖にする薄情男其義ならばとおさゑは萬吉の家へ押し掛け、二圓三圓と數度に惠んだ小使都合十五圓と資本に貸した二十圓合せて三十五圓の金を今戻せスズ返へせと矢の催促二月十一日の宵の口から夜半近くまで强談に押しかけられ泣き面を蜂に刺されるやうた萬吉、今迄數度何咎もなき女房を逐出させたも此の惡婆、可愛い今度の女

男に別れたのも此の惡婆、剩つさへ舊い借金呉れたといつた小使まで責めはたるとは謂はうやうなき狼婆出刀庖丁其の類面へ突刺して呉れうかと一時ムラ〳〵と殺意の起りしが、イヤ待て暫し、年こそ違へ今まで亭主同樣にして居た己が女房持て仲好くしては何さま腹の立つも道理コリヤ先方ばかりが無理でも無いかと又思ひ返して姪婆が嫉妬と慾張りを混交ぜて否味つら味毒口惡題さん〴〵に向き並ぶるを萬吉ジツと辛抱して聞き居たるがおさゑ果はソレも言ひ飽きてか十二時過るころ戻り行きたり、婆が歸りて後萬吉戸をさして獨り寢の床につく〳〵思へば思ふ程口惜しくもあり恨めしくもあり言甲斐なくもあるは此の身、男の中の男といはれる神田兒が僅かの金の爲にあの惡婆に言ひ込られて返答も得ならぬとは、思へば無念や先刻は勘辨して歸したも殺して欝憤を晴さではと考へては又案じ出し斯くすること十日の間、ドウ考へてもと決心せしは同く廿一の朝にて其日は此世の別れにと我が從弟なる日本橋呉服町の髙橋安五郎方へ暇乞に行き一旦自宅に戻りて午後三時頃家にある薪割（片手割）を懷ろに呑み壽町のおさゑが方へ到りしに同人は居らずさらばとて淺草公園の常磐座に行きて一幕のぞきて四時頃に又たおさゑ方へ赴きしにその路次口にて婆が湯歸りに出遇ひたれど、萬吉はさり氣なく無沙汰見舞に托つけて彼れが家に入り長火鉢の差對ひに咄しを始めたが否モウ姪婆の嫉妬口狀互ひに愚痴を言ひ募りし果ておさゑは嫉さ悔しさに堪へ兼ねて矢庭に立つて萬吉に武者振り附きたり此方は得たりと彼の懷ろの薪割を片手に力に任せて一打うてばザツクといふ音して鮮血サツと噴き上り老婆は其處に倒れしが又起き上りて萬吉が頭に摑み掛らんとしたりし時は、惡鬼の形相恐ろしなンとも愚かにて覺えずタヂ〳〵と逡りしが破れかぶれと又氣を勵まして打倒し都合四打に頭を八つに切割りて早や眼も眩みて呻る只今持歸りし濡手拭をシカと捻ぢ込み萬吉はホツと一息、薪割の血を雜巾にて拭ひて再び懷中し立ち去らんとする所へ、ハイ郵便と脚夫は郵書を配達せり、萬吉騒がずこれを受取りて其處に捨て（此へ森谷定七よりおさゑに宛たる手紙なり）一散に逃げ出でゝ其夜十時頃まで下谷の佐竹が原をうろつき二長町の自宅に歸りて先づ腹の虫押へにとしたゝか酒を飲み頓て有合ふ雜物を一纏めにして其翌朝同番地の人力車夫仁三郎方へ持ち行き之

を賣拂ひて金に替へ、さらば高飛びと廿六日の曉天支度して出掛くる處を警察官にコリヤ待てと取押へられ忽ち羽ばたきもならぬ身となりぬ（此折り裁物庖丁を懐ろにしたるは抗拒の爲めか自殺の爲めか判らずといふ）又彼の新割は押入の中にありしを第一の證據物件として召上げられ人間とも〳〵其筋へ送られぬとかや、老婆の經歷既に奇なり萬吉の柔伏また奇なり奇事に奇禍ありとの故諺自から其の據ろをなせるも亦た奇といふべし更に一種の奇と云ふべきものは右の兇行嫌疑にて猿屋町警察署へ拘引せられたるさゑの養子小川浩二郎は漸やく靑天白日の身となりたるかと思ふ間もなく蠣殻町二丁目の張物職仙吉と共謀して濱町三丁目の按摩染谷九兵衞より養母さゑの名を以て金圓を詐取したりとの新嫌疑又かゝりて昨今取調べ中なりといふ(完)

（東京日々新聞第六千百八號　明治廿五年三月二日）

自由、國民兩黨の激突（明治廿五年三月四日）

前代未聞の事

高知は日本第一の選擧騷動を起せし所とて其跡は如何あらんと氣づかひしに果して奇談妙ならず高知市、土佐、吾川、長岡、香美、安藝の一市五郡は自由派の巢窟とて其手段も劇しく反對派に對し絶交的政略を實行せり今其の景況なりと云ふを聞くに從來巡査駐在所又は反對派等に貸したる家は直に家明を要求し吉凶慶弔さへ相往復せざることに結約したるにぞ警察官及び反對派は非常に困難しつゝあり又自由派の商人農家とも一切右等の者へは物品を賣買せざることゝなせしより衣食にも差支ふる有樣なり一時日當を以て反對派へ雇はれたるものゝ如きは誤り一札を差入れたるも容易に許さゞる趣にて既に高知を距る西半里ばかりに在る鏡井村といへるは豫て野菜を作り高知市に販賣する所なるが反對派に加擔したりとて誰一人野菜を買ふものなく又高知市内には市場の土地も貸さず爲に大根や菜を抱いて嘆息する農夫も少からず因て村會を開き決議の上總代を以て詫び入りたれども許可の指令覺束なしと噂さし合へり又近頃は絶交的政略愈々激烈となり右の申合せも如何ならんと自由派よりは其黨人縁故の者に限り各郡の倶樂部より左の如き鑑札を與へ右鑑札を所持せざれば物品を賣渡さず又買取らず自由派に入らざるものは自由派員

表

住所　　姓名
右國民派に加擔せしもの
にあらざるを證す

裏

月　日
何郡自由倶樂部

の紹介に由つて此鑑札を申受るの外なし故に右一市五郡に住居するものは此の鑑札を所持せざれば殆んど飢渇に迫るほどゆゑ爭ふて此の鑑札を受けんとする勢なり又高知市の各店頭には自由萬歳の旗を掲げざるなし是は若し此特別の商標を示さゞれば人皆反對派ならんと店に立入るものなければなり兎に角前代未聞の事どもなり

（東京朝日新聞第二千百七十六號　明治廿五年三月四日）

夫婦の女郎買（明治廿五年三月八日）

似たもの夫婦とは云ひながら揃ひも揃つた氣樂人ほめてよいやら惡いやら見當のつかぬ程のお話あり八丁堀龜島町邊に住み大體な物にて滿足に云へぬ名の或る役所へ勤める愛媛縣平民倉上左馬之助（二十六）といふは遊び女買が極々の好きにて一ト晩でもズウッと遊廓を歩ゐて來ないと上らぬ迄も氣が濟まぬと云ふ位の人物なれば俸給の半額は其の方へ運んで仕舞ふので女房のお銀（二十七）は腹を立て折々意見をしても聞入れず強て云へば離縁もし兼ねぬ意氣込に呆れて昨今は捨置くと亭主愈々好い氣になり甚敷きは惚氣などを聞かせるにぞ此上は何をするかも知れず一本釘を刺して置かんと待構へる折柄去る五日は土曜日なれば早引にて戻ると其儘チョッと同僚の所へとビショ〱雨も厭はず出掛けたのは慥かに吉原と思へば女房も續いて家を立出で跡を尾行るとも亭主は心づかず日本橋通りへ出で淺草行の鐵道馬車へ乘込み雷門で降り淺草公園を脫け遂に日本堤へ上つた時女房は聲を掛けお前さん景氣よく腕車にでも乘つておいでなさいな馬車鐵のブラ〱

歩きは見つともないぢやありませんかと突如に言へば亭主駭きイヨーと許り頭を押へナル程閉口ナニ其の素見して歸ると云ふ酒落だが、お前が來やうとは思はないので馬車鐵のブラ〳〵歩き一區二錢ぢや安いもんだが時に一緒につき合つては何うだ何附合ふ是はお荷物チヤアなかつた有難いと戸惑つた挨拶をしながら一緒に大門を這入り見物する内も亭主は頻りに困る樣子があるので女房窃かに面白がつて居たが頓て江戸一の貸座敷歸來樓の前へ來ると同樓の籬からモシ鳥渡お前さん素通りはいけませんよと聲を掛る遊び女あり亭主冷りとして見るに先頃再會を約した小式部（十九）なれば大いに狼狽して逃出さうとする袂を女房引留めお前さんのお馴染なら上つてお遣んなさい妾も附合ひますよと云はれて亭主度胸を据ゑ何處で飲むのも同じ事だ處で一杯遣るとしやうかと連立つて上りしが流石女房とも言へず近所の人の積りにすると女房も其の氣になり附合へと言つた口上があるから妾も一人買はせて異れうと自身に立つて下へ行き花の井（十八）と云ふを見立て唯では面白くないと唄ひ女を呼び大陽氣に騒いでイザお引けと云ふところサアお前さん歸らうと女房の生膽を顯はし遊び女杯に喫驚さして勘定を濟ませつゝ同樓を立出たのは夜の十一時頃中々遊びは面白い是から妾も附合つて夫婦で身代を潰しませうねえと女房に言はれてアツと亭主が開いた口は歸宅する迄塞がらざりしと。

（東京朝日新聞第二千百七十九號　明治廿五年三月八日）

ヤツヽケロ節嚴禁さる　（明治廿五年三月十一日）

過日來屢々記るせし如くヤツ、ケロ節を唄ひあるく壯士體の者處々に徘徊するを以て警視總監は嚴重に取締をなすべき旨訓令せしが途上に留り人寄せを爲す者は街路取締細則第十五條（途上に於て軍談講釋をなし其他人寄をなすべからず）に依りて罰し又右歌を唄ふ者は途上讀賣の條項に照して處分する事になりたれば昨今警察へ引致せらるゝ者甚多し

（東京日々新聞第六千百十六號　明治廿五年三月十一日）

娘を賣つて同業と競爭 （明治廿五年三月十一日）

人を凌ぐと云ふ氣象人間には無くてはならぬ貴重のものなれど用ひる場所が悪くつては三文の値打もなし深川町西町の魚屋高頂欽次郎（四十七、八）といふ淺黄の鯉口に捻鉢卷寒中に水を蹴つて生物を取扱ふ商賣柄負けるのが死ぬより嫌ひの男なるが此頃スグ眞向ふへ同商賣が出來たので五分でも引いて構るものかと元價限り賣出したのを先でも知つて是も元價限り競爭して賣られ欽次郎やつきとなり損しても好いと今度は元價より安く暗雲に賣飛ばすので店先へ客が黒山のやうになるを好心もちだと喜びしが忽ち資金を吹飛し買出しに行く事も出來ず代物が少ければ客も落ち又もや向ふが繁昌するを朝に晩に見る無念さ嗟呼業腹だと男泣に泣しが乾度思ひついて女房お何と相談の上次女お彦（十八）を武州八王子の貸座敷松葉樓へ五十圓の前借にて遊び女に仕込ませる事とし去る八日萬々取引も濟み娘が同地へ出立する親子別れの愁嘆場にても欽次郎は雲り聲にて其代り是から向ふの魚屋を賣潰して見せると鐵拳で涙を拂つて居たとは強情にも程こそあれ

（東京朝日新聞第二千百八十二號　明治廿五年三月十一日）

紳士と車夫の符牒問答 （明治廿五年三月廿三日）

安宅の關にて大法螺を吹いた辨慶も草刈童に一つぱい喰はされたる比例であり爰に本郷區湯島花園町邊に住む松岡と云ふ五號活字的の紳士は二三日前の夜南千住の貸座敷海老屋へ上り遊び女紫を相方に一と夜の夢を春の曙面影も花ならぬ燒場の煙にかすめつゝ洋服に高帽子片手にステツキ片手に髯を捻りながら同家を出でゝ町外れへ來ると二三人の車夫が焚火をしながらモシ旦那お端錢で如何が〳〵と蒼蠅くいふに紳士立留まつて何うだ車屋上野の山下までヤミ（三錢）で參らんかなと柄にない言草、車夫は顔見合せたが此の仲間の淸公と云ふは中々頓智者なればつツと驅出して旦那ヤミでは酷ふございます「月夜」にして下さい、ナニ「月夜」その「月夜」と云ふのは一體幾らの事だ、エヘ、、、旦那に　お似合ひなさらねえソラ月夜には影がありませう其處で以て闇の倍の六錢です、

ム、ナール程理屈だな然し「月夜」では高い「ゲンコ」でやれ「ゲンコ」ぢや不可ません、コートチヤア無理は申しませんから「鮓屋」にして下さい、「鮓屋」か「鮓屋」は高いが「鮓屋」にして置かうと紳士何の事やら一向分らねど大勢車夫の居る手前もあり旁々大呑込の積りにて乘車すれば猾公梶を摑んでヘイ御免よと暫時にして山下へ來るモウ爰で好いと紳士腕車から下り扨て賃錢を拂はうとしたが例の「鮓屋」が解らないので大に狼狽へ銅貨をチヤラ〳〵やつて考へやうとすればヘイ有難うと手を出され愈々困つてコレ車夫實は「鮓屋」と云ふ符牒を知らんが何程遣れば宜いのだと聞かれ猾公眞面目になりヘイ「鮓屋といふのは左の手に飯を握り右の二本指で肴を押つけますからソーレ七錢でと手眞似の物語り」紳士は苦笑しながら七錢渡し「鮓屋」とは押しが強いな、ヘエ鮓がきいて居りませんでしたか。

（東京朝日新聞第二千百九十二號　明治二十五年三月廿三日）

僞皇族の詐僞　（明治廿五年三月卅日）

栃木縣士族鳩山直德（四十四）と云ふは先年東京へ來り惡意にせる深川區鶴歩町三番地平民齋藤晋吉（三十六）方へ同居し遞信省電務局の雇を拜命し追々昇進して判任六等上級となり去る廿三年中麴町區有樂町二丁目四番地なる正二位中山慶子邸内へ借家し、或る者の世話にておなみ（四十一）といふ女房を貰ひ同人の兄篠原安藏（四十八）と云ふを同居せしめ隨分綺羅を飾つて居れば知らぬ者は高等官吏と思ふて居りしが分不應の暮しに内實非常に困難を究むるより遂に惡意を生じて安藏と牒し合せ遂に齋藤晋吉をも味方に引入れ同人の女房おせきが故郷なる千葉縣天羽郡環村字田倉へ行き一仕事せんと安藏は立派なる洋服を着て晋吉を伴ひ兩人にて同所へ出掛けおせきの弟に當る齋藤宗次郎を訪ね安藏は篠原忠家と名乘り拙者は恒武天皇の後胤なるが故あつて民間に育ちしを今度由緒系圖を申立てしより近々皇族に列せらるべき内勅を給はりたり因て此土地に邸をも構へたく旁々漫遊に參つた事故暫く當家に滯留したしと云ふに宗次郎は此言葉を信じ大に尊敬の意を表して拙宅は穢し隣家なる安藤勝太郎方は風景も宜しければと同家へ案内して其の旨を通じ最と鄭重に取扱はれ忠家は同家に止宿することゝなりて晋吉は二、三日滯在して歸京し

たり。（以下次號）

（東京朝日新聞第二千百九十八號　明治廿五年三月卅日）

○

僞皇族の詐欺　（つゞき）

安藏の忠家と晋吉が田倉町へ行きたるは去る廿三年三月上旬の事なり同所は鹿野山の南麓にして鬼泣山の山脉を受け人家甚だ少く隣家と云ふも十五町或は一里位もありて郵便脚夫といへども年の内兩三度しか來らず世人の交通疎ければ人物も自然質樸にて宗次郎勝太郎の兩家は同所にても豪家のよし安藏の忠家は甘々皇族なりと欺むき勝太郎方の屋敷を借り日々齋戒沐浴して神佛を念じ又は法華經謄寫等に日を暮し頻りと近傍の景色を賞しながら爰に九ケ月間滯留し同年十二月の中旬種々皇族に列する準備もあれば一ト先歸京せんとて勝太郎宗次郎兩人に再會を期し一日十錢づゝの計算にて費用を拂ひ東京有樂町の鳩山方へ戻りて直德に逐一始末を語り充分皇族と信じさせたればモウ金を引出しに掛りてもよしと兩人密々にて計畫中二十四年の三月鳩山直德は遞信省の方非職となりしにぞ諸共に運動されると篠原安藏を芝區三田三丁目の下宿業梅屋方へ川島萬藏の僞名にて寄留せしめ扨て同人に立派なる衣服を着せ再び篠原忠家に仕立て自分は家扶鳩山直則となり同月末兩人にて又もや千葉縣天羽郡環村田倉區へ出掛け齋藤宗次郎と安藤勝太郎に逢ひ忠家は昨年の禮を云ひ直德を紹介して扨ていふやう先月十一日の紀元節に皇族の宣下ある筈であつたが御都合あつて來る十一月三日の天長節に延期するとの内勅を下し賜はつたり就ては民臣より一時に皇族に成る事故餘程の費用を要して實は困難を極めてゐるが何事も相談なり御身等に内情を打明けて賴むが二千圓程御手許にて調達して呉れまいか皇族宣下の曉には森林數百町歩を下賜されるに依て夫れを報酬として遣はすべし又此土地をも高價に買ひ上げんと話込みしに勝太郎宗次郎は聊か疑ひを容れず最と易き事なりとて地所を抵當にして五百圓づつ造へ二千圓は調達致されず是れだけにてお間に合へばと差出すを不足なれば余は他にて借入るべしと受收め内心謀計の圖に當れるを喜び直に東京へ立歸りしが安藏は俄かに病ひ附き段々重症に赴けば直德始め女房お浪も兄の事とて心配し妹のお柳と共に怠りなく看護し豫て信心する本芝二丁目の御穗神社へ日參し遂に

は同社の司掌穂島敏行（四十一）と懇意になりて兄の病症など伺ひ醫療に手を盡せし甲斐もなく篠原安藏の忠家は二十四年の五月鳩山方にて死亡したり直德は大に力を落し表向き死亡屆を出しては折角計畫せしことも水泡に歸するより用心に拵へ置きし彼の川島萬藏の僞名にて死亡屆をせんとしたれど是も露顯の虞ありと思案に餘つて女房お浪へ相談を掛けしに暫く考へ妾が何とか工風して見ませうと早速御穂神社の司掌穂島方に至り三田三丁目に住みし兄川島萬藏と云ふものが當社へ祈願を籠めたる甲斐もなく死亡せしに就いては到々醫師に掛けず仕舞ました今更埋葬に差支へますが何うかお骨折にて診斷書を貰へることは出來ますまいかとさも困難の體に賴みしにぞ敏行は氣の毒に思ひ懇意にする同區北寺町一番地の醫師白山宗英と云ふに事情を語り診斷書を書かせる事とはなりぬ（以下次號）

（東京朝日新聞第二千百九十九號　明治廿五年三月三十一日）

高利貸の團體　（明治廿五年八月廿八日）

高利貸五團體の內幕話

現今東京府下に於て最も手廣く最も手酷く高利貸一名鐵砲貸（尋常高利貸より一段苛酷なる貸付方也）を營業とする金貸の團體都合五箇ありて孰れも一大金穴を黑幕に控えたり此の高利貸眞に驚くに絕えたるものあれば其の事情を掲げて讀者の一粲に供せん

高利貸五團體は同盟規約なるものを結び平常互に氣脈を通じ合ひ凡そ借用人に關する諸般の事項は悉く往復通信する事とし各團體每に負債者人名簿を備置き自他の別無くいろは分けを以て借用人の姓名（身分職業族籍住所共）を該帳簿に掲載し貸付金高及び返濟の有無は勿論、尤も借用人身上の異動等に注意し其の都度漏無くその事句を記入するを以て甲團體より多くの負債ある借用人が初心の振りにて乙團體より借出さんと謀るも彼の名簿に因りて忽ち化の皮を引剝く仕掛けなり尤も同盟團體中より負債あるものにても尙ほ餘財有りて償還の望みありと認むるときは損害を蒙らざる範圍を見計ひて鐵砲的貸付を爲すことあり而し該人名簿中には衆議院議員（自由黨最も多し）官吏（天敕羅奏任最も多し）及び似非紳士、投機商、會社員等多きを占

むるよし扨て又た

高利貸附方及び其取立方

に至りては固より五分の抜目も無し即ち抵當を取りて金を貸すは鐵砲貸の本旨にあらざるを以て總て無抵當にて貸付くるを原則とし而して高利貸付金額は百圓以上三萬圓迄を程度とし利子の外に一割乃至一割五分の手數料を貸借契約の當日テン引とするを法とす且つ其の返濟の期限は大抵二ケ月を例とし此の期限を經過する時は一分時も假借せず斷乎として證書の切換を決行すると同時に利息及び手數料を取立るなり而して高利貸が最も上顧客として競ふて貸付けんと目指すは華族及び勅任官並に其の令息なり衆議院議員は餘り感心せざる方にて官吏は奏任官を以て限りとすれども判任官月俸四十圓以上の者にも例外として貸出すことあり以上記載するが如き貸付及び取立方法なるを以て五百圓の資本を投じて此の團體に同盟すれば三ケ年にして二千圓の資本を造ること容易なりと五團體高利貸の一人は最も誇り顔に語り出でし面憎し今其の手段の殘忍なる高利貸の殆んど定規を脱出したるの一例を擧げんに毒手に罹りたる者も多かる中に尤も氣の毒なりしは

民黨ヤツキ組の隊長某氏

の令〻にぞある此の令息は名代の遊蕩家なるが先頃惡友の勸めにて五團體中の高利貸より隊長の名を以て金五百圓借用の證書を入れ一割五分の手數料をテン引され手取四百二十五圓は夢の間にて高利貸は一ケ月の期限經過すれども態と知らざる振りに打過ぎ二ケ月目の期限に至るや故らに令息に迫らずして其の父なるヤツキ組隊長を訪ひ負債償還の義を申入れしかば隊長固より寢耳に水、借りたる覺え更に無しと刎附けしを左樣來るは兼ての覺悟と言はぬ計りの顏附にて高利貸の手代等口を揃へ是れ此通り御子息樣の御直筆で而も尊大人の御實印の證書が差入ありと突附られ扨は悴めがと始めて氣が付き捨も置かれずミス〳〵知れた惡手段なれども引延せば延す程高利に食らるゝ譯なれば早速隊長より返濟したる由然れども猶ほ是れよりも非道なる仕方は

脅迫的詐欺類似の猾手段

もて手數料を食るの一事なり某子爵の令息故ありて前年五團體高利貸の一人へ五千圓借用の義を申入れ父君の印鑑を渡し貸借の節は子爵より證書を差入るゝの約束なりしかば高利貸

は區役所に赴き印鑑を取調べ又たその財產を調べ見たるに五千圓の代になる程のもの無きより貸付方は見合すことに內心取極め置き手數料の幾分を貪る目算にて是れ又た故らに令息の不在を窺ひ子爵を訪ふて五千圓調達の旨を告げたりければ子爵の驚き一ト方ならず譯を糺せば令息より申入れたりとの事世間に吹聽されては家の瑕瑾と五圓を包んで詑る如く斷りければ五圓の金には目も呉れず私共は金を貸すが商賣お借りくだされば夫れで濟みまする事併し御入用無しとの事なれば致方はなけれども既に五千圓の金は調達しあれば之を一日でも二日でも只遊ばし置く譯けにも相成らず責て其の利息丈でも頂き度しと皮肉に持込まれ憎い奴とは思ひながら終に三十圓を投じ漸く追返したりとなり斯ばかり苛酷なる五團體高利貸の中の

三團體か空前絕後の失敗

を取りたる可笑しき一話こそあれ某省の官吏にて月俸二十圓を領する某氏は中々の才物にて同僚より借金博士の稱を受くる程の借金上手なり其の妻女も亦た良人に劣らぬ恰悧家にて常に良人の命を奉じ小は三圓五圓より大は十圓二十圓と手の屆く限り八方を借り倒せり而して某氏自らは工風に工風を凝らし或は百圓二百圓と腕に任せて借出せし負債の高は三千圓債主の數は二十名とぞ聞えたり是れは小口の借金を皆濟なし百圓以上の分のみを一纏めにしたる勘定にて即ち高利貸三團體も二十名中の一人と知るべし二十圓の小給者にして三千圓の負債返へせやう筈の無ければ某は一日はがきを以て二十名の債主を自宅に招き一切萬事打明ての示談を始め債主諸君が憤り訴へた處が燒石に水僕を免職にすれば尙更元も子も取ること能はざるべしソコで月々二十圓の俸給十圓は夫婦が家政用として引去り殘金十圓を諸君の中に差上ぐ可し依て然るべく償還の方法を御工風被下べしと身を投出しての相談に一同呆然として口を開く者無し結局某氏の考案にて月々の十圓をセリに附することに決したるよりどふせ取返へしの付かぬものならば十圓でも早く取るが勝ちと各々競爭入札をなしたる百圓百五十圓等口々の證書は六七月を經ずして悉く某の手に戾り今は全く三千圓を皆濟したる由斯くて高利貸三團體は是れが爲め五百圓餘を損失したりとなり

（朝野新聞第五千六百九十三號明治廿五年八月廿八日）

英豪村橋久成の末路

（明治廿五年十月十八日）

明治廿五年十月十二日發兌の神戸又新日報の廣告欄内に左の一片の廣告を見る

英士の末路

廣　告

鹿兒島縣鹿兒島郡監屋村
村橋久成

一相貌年齡四十八歲◎身幹五尺五寸位◎顏丸ク色黑キ方◎薄キ痘痕アリ◎目大ニシテ鼻隆キ方◎前齒一本缺◎頭髮薄キ方◎其他常體

一着衣紺木綿シヤツ一枚　白木綿三尺帶一筋

右ノ者本年九月廿五日當市葺合村ニ於テ疾病ノ爲メ倒レ居リ當廳救護中同月廿八日死亡ニ付假埋葬ス心當リノ者ハ申出ヘシ

明治廿五年十月

神戸市役所

此の行商人村橋久成とはそも如何なる人の身の果なるや、又た是れ當年英豪の士ならんとは、聞くも憐れの物語なり、又新子の語るを聞けば村橋氏は鹿兒島藩の士族にして薩摩一百二鄕の内加治木領主の分家なり維新前薩摩藩主が時勢の趨く處を看破し藩士中最も俊秀の聞えある少年十名を撰拔して英京倫敦に留學せしむべしとて甲乙と詮索ありし時村橋も其十指の中に數へられ、故鮫島尙信、森有禮、吉田淸成、今の松村淳藏等の諸氏と串木野の濱より舟出して八重の潮路を名譽と勇氣に擁護せられ英國に渡航し螢雪苦學の結果も見えて前途極めて多望なりしが留まること一年計りにして不幸にも他の二三の學友と共に召還せられし後ちは藩にありて文武を勵み居けるが幾くもなく戊辰の戰爭となり村橋は當時參謀長たる黑田淸隆氏の手に屬し調所廣丈、安田定則兩氏等とゝもに隊長として奧羽館函に出軍し勇名を官賊の間に轟かし殊に黑田氏に厚遇せられしが亂平いで後ち特に軍功を賞せられ物を賜ふ等の事あり黑田氏の開拓使長官となるに及んで調所廣丈堀基、小牧昌業諸氏と肩を比べて奏任官たりしが氏は其後何事に感じてや不圖遁世の志を抱き明友親族の功を留むるをも

聽かず官を捨てゝ飄然行脚の身となり千山萬水を跋渉し行衛も知れずなりしとの事なりしが圖りなくも神戸三界に彷徨ひて行旅死亡人となり身のなる果を朋友知己にも知らせたり定めなきが浮世の常とは云へ左りとは墓なき最期かなと揚升庵曰く、青史幾行名姓、北邙無數荒丘、前人田地後人收、說甚龍虎鬪、觀じ來れば榮枯盛衰は夢のごとく功名富貴は幻に似たり村橋氏の感する何の爲めに感ぜしやは知らざれども其の末路を見て轉た悽然たるものあり

（日本第千二百十六號　明治廿五年十月十八日）

伊藤博文の奇禍　（明治廿五年十一月二十九日）

――妃殿下の御召車に衝突――

伊藤首相負傷の詳報

一昨日午後伊藤首相が落車負傷したる報に接するが否や本社は匆卒の際とは云ひながら早速實地に就きて探究尤も力め特に號外を刷出して其顚末を最先最精に全國の讀者に報道したり然れども尙ほ多く漏したる所あるを以て更に之を補正し併せて一昨夜より昨日までの經過の模様をも附記すべし其往々一昨日の號外と重復するものあるは事實の詳細を報ずるに於いて洵に免る可からざる所なりと諒察あれ

負傷前の首相

一昨日は日曜なりしが爲め賦例よりは晩目に起き出で朝餉を了へたる後屬員を喚び何事か口授筆記せしめ其全く終りたるは午時近き頃なりし是より先き陸奥外務來訪し續て渡邊大藏も來訪したるが渡邊氏は數十分時にして辭去し陸奥氏は數時間緩晤し遂に首相と午餐を共にして午後一時同邸を去りたり

其れより首相は地續なる伊東書記官長を訪ひたるも折節氏は末松法制局長官と共に井上内務大臣を訪問中にて不在なりしかば、餘念なく庭前に紙鳶を弄びつゝありし氏の令息と打戯れ且氏の家人に向て今より五皿子に赴くべければ歸宅次第其趣を傳へよと言ひ置きて歸邸したり

首相は午餐を喫して階上の書齋に來れる時例の輛曳腕車を用意すべしと侍童に命じたることなれば腕車は疾くより玄關に待ちつゝありしが極めて落付き居たりと見え伊東書記官長

方より出づるの後復た階上夫人の室に入り此時來合はせたる末松夫人及他の一二の女客と四方山の世話などしたる末遂に思ひ出したるが如く夫人に向て今より彼の用事あれば五皿子の邸に赴きて御老人と相談し來らんと云ひ仕度そこ〳〵に官邸を出でたるは昨日の號外に報ぜし如く午後二時十五分なりし

因に記す首相が躬ら五皿子に赴かんとしたる用事は伯の尊大人十藏翁の緣故の人某と云へるを近日故鄕なる山口縣に還らしめんとする事に付き親しく翁の意見を聞きて後ち何とか處置せんとし兼ては双親の機嫌をも問はゞやとの心組なりしと聞く

負傷後の首相

首相の乘りたる綱曳腕車は玄關より勢ひ切て引き出し表門を斜面に右に回轉せんとし小松若宮妃殿下の召し玉ひたる御馬車は稍々右に膨みて首相邸の門に向はんとする出合頭なれば互に避けんと欲したるも電光一閃首相の腕車は敢なく顚覆したるなり此時二間ばかり隔り居たる護衛の警官は乘りたる車より飛び下り矢庭に抱き起しハンカチーフを以て出血の箇所を押さへ表門に詰合ひたる他の警官と共に玄關に抱き入れ首相傷を負はれたりと大聲疾呼し內よりは聲に應じて居合したる人々出で迎へたり首相は肥滿の方にて今尙ほ二十貫近き量目あれば抱き入れたる二人の警官の手に餘て見えしと云ふ

首相自身には最初より氣絕せずと覺ふと云へるも實際より推考すれば卒倒したる瞬刻は一時氣絕し玄關近くまで助け入れたる時漸く正氣に復したるが如し橋本國手等の言に依るも如何なる氣丈の人と雖も絕息せざるを得ざるの創傷なりと云る

伊藤伯夫人の介抱

首相負傷せられたりと呼べる聲階上の夫人室に達するや否や夫人は豫てより思慮する所ありしと見え其何の故たるやを推問せず一面には橋本國手に急報せしめ一面には來合せたる末松夫人を激勵して假りの處置を施したり殊に創口を洗滌する水中に有害物あらば後に大事を惹起すの虞あるのみならず初期の手當こそ尤も大切なることを夫人は承知し居たる故彌

酸水にて創面を丁寧に洗ひ而して後ち硼酸綿紗（ガーゼ）を以て假りに繃帶を施したり之れと同時にして純精なるポートワイン一盞を勸め末松夫人に手傳はしめて徐かに洋服を脱がしめ和服着せたる等手際は事習れたる看護婦も及ぶまじと思はれたり

夫人が斯る不慮急變の場合に逢ひ毫も狼狽の態なく能く其の手當を盡したるは抑々素あり聞く夫人（末松夫人も）は赤十字社有志看護婦會員として屢々看護法に付き聽講し大に得る所ありと然れども事に臨で沈重而かも其機を誤らざるの才に至ては蓋し天性なり

諸名醫の參邸

橋本國手が首相負傷の急報を得たるは恰も所用ありて他出せんとする時にして馬車さへ用意しありたれば國手は其儘首相邸に馳せ付け一方は電話を以て小山外科醫者の出張を赤十字社病院に云ひ遣り一方は小西外科主幹が回診中なりし跡を追はしめ幸に岩倉邸に於いて急使と行き合ひたれば小西氏は直に首相邸に赴き此時小山氏も繃帶及消毒藥等を用意して病院より馳せ來りたれば手順全く整ひ即時治療に取り懸りたり

橋本氏等が首相邸に赴きたる時は最早殆ど止血に至り居れり是れ夫人が當座の手當其宜きを得たるに理由し大に施術を助けられたるの功は誠に歎賞に堪えず願ふことにはあらざるも此れ程の心得は何人にもあり度きものなりと語り合ひたる由なり又上顎齒槽突起骨折治療は齒科專門の高山紀齋氏に依賴することに決し急使を馳せたるも氏は祖母の法會の爲め生憎不在なりしを以て時刻は後れたるも夜の十二時頃首相邸に馳け來り直に施術したり氏は絹絲を以て動搖せる齒を繋ぎ留め護膜を以て固定副木を施したるに由り其後は大に疼痛を緩うするを得たり

橋本氏は同夜十二時頃一先づ退邸したるも小西氏は昨曉の三時まで詰め切り加納氏は夜に入りて參邸し小山氏と共に徹宵したり

○陛下の御見舞

天皇陛下には一昨夕七時頃橋本國手の診斷書を添えて侍從長まで御屆に及びたるに間もなく德大寺侯爵を其勅使として

首相邸に臨ましめ玉ひ御慰問の御言葉あり此時首相の容體並に今後の見込に付ては橋本氏より委曲に申上げ其他の事共は伊東書記官長等に於いて承りたり越て昨早朝に至り岩倉公爵には再度の勅使として厚く加養すべき旨を傳へられたり

皇后陛下よりは一昨夜香川太夫を御使として首相邸に差遣され同じく御慰問あり又昨日は高倉典侍小島掌侍御使として再度の御慰問あり

皇太后陛下には目下相州葉山へ行啓中なるも首相負傷のことを聞こし召され林皇太后宮亮を御使として昨朝の一番汽車に搭じて歸京せしめ首相邸に差遣され林亮は伯夫人及令嗣勇吉氏より病症を聞き取り診斷書の寫を徴して昨日直に葉山へ向け發程したる由又聞く右見舞の節は三陛下より別儀に御物を賜りたる由實に畏きことにこそ

皇族方の御見舞

各親王妃殿下には時を移さず御名代を以て御見舞あり昨日も同樣再度の御見舞ありて夫々下され物もありたるやに承はる小松大將宮殿下には昨夜親しく御慰問ありたり小松若宮殿下にも不慮のことゝは云ひながら最とも氣の毒に思し召され一昨夜より昨朝に懸けて三回まで御見舞遊されたり池田侍醫を御使として數次遣はされたり又同宮御息所には一昨日事ありたる時親く御見舞ありて御歸館あらせられたるも御上衣をも解かれず其儘夕方に再度御見舞ありたる等頗る御痛心の體に見えさせ玉ひたり不時の出來事なれば如何ともすべき樣なきも流石御女性の事とて一層氣の毒に思召し玉ふは理りせめて有がたく唯だ御淑德の高きを仰ぎ奉るのみ

見舞人の群集

一昨日此報の四方に傳はるや否や上は賢き邊りの御方より國務大臣樞密顧問などは云ふまでもなく重なる文武官を始めとして下は在野知名の紳士等まで苟も伯と知ある人々は逸早くと馳せ參じ首相邸の内外は群がる車馬を以て塡塞したり但し各大臣中後藤農商務は風邪の爲めに外氣を冒すを得ずとて同夫人代て見舞ひ黒田遞信井上内務は夫人諸共に見舞ひ其他は皆單身にて見舞ひたり

昨日は一昨夜よりも却て多數の見物人ありたるも車馬は門

外に乘り捨てたるに由り邸内は頗る閑靜なりし其他各地より電報又は書信を寄せて見舞ひ來ること數限りもなしと云ふ

面會謝絶

病を力めて面會することは最も害あるを以て一昨日事ありたる當時より夫人は厚く此點に意を注ぎ親戚の人々と雖も妄りに近づけしめざる程なれば各大臣の見舞ありたる時も同樣面會せしめず唯だ親王殿下の御見舞は病室に於いて御請申上げたり

首相の精神

落車卒倒の時は一時絶息したること事實に近しと雖も其玄關に抱き入れたる頃よりは精神毫も平生に異ならず躬ら創口を洗滌したる程なり階上寢室に入りて衣を更めて夫人等より當坐の手當を受くる時も血色と云ひ語勢と云ひ平日の勇健を失はれざりし殊に畏き邊りの御慰問と聞く時は俄に容を正されたりと云ふ

首相は政治上の事に付ては瞬刻も腦裏より離去することとなしと見え昨朝は晴晨より訪問したる井上内務を病床に導きて何事か相談し又末松長官伊東書記官長をも時々枕頭に招き寄せて目下差迫りたる事柄に付き備さに指命する所ありたり

首相の容體

一昨夜は素より安眠するを得ざりしと雖も疼痛を感ぜざるときはすや／＼と眠り幸に格別の發熱もなかりし由昨朝に至り少量なる流動物を食し午後にも牛乳溫粥を食したり脈搏は最初八十以上なりしも昨日は七十臺となり熱度は平常より稍々昂き位に過ぎざりし

面部より前頭部の創傷の爲めに昨日は半面膨れ上り一見別人の如し唯だ其目元に聊か常觀を止むるのみ又首相は自ら馬車の轅に懸けられたりと朦朧と記憶し居ると云はれたる由なれば前面の創傷は昨日の號外にも報じ置きたる如く強く車輪に觸れ或は車輪に打付けたるなるべし

然れども口内の毀損せられたる六枚の齒はいたく搖ぎて湯水にてもこれに觸るゝか、若くは物を玉ふ時少しにても脣に當れば其の疼み堪へ難しと云ふ仍て醫師はこれに護膜を繰つり物のさはらぬ如くにして專ら齒莖の固まるを待つと云へり

又右の談話の苦痛を感ぜらるゝが一つと其外に目覺ておはせば斷えず、議會開場の間際に至りて斯る負傷したること口惜し〳〵と申さるゝに依り或はこれが爲め精神の疲勞せんかと虞れて昨夜は藥劑を用ひ其の睡眠を促がさせ申せしといふ、されど例の氣性におはせば熟眠には至らずうと〳〵昏睡せらるゝに止れりとの事なり

首相邸内外の光景

一昨夜來夫人の指圖として寢室間近かの廊下は靴にて歩することを禁じ各室の扉口も過半締め切らしめたるも昨日は内玄關臺所等の外は大抵締め切り館内は一切靴にて歩するを止めたり

門内より玄關前までは車馬の響きを防ぐ爲に幾束となく藁を解きて置けるも何分砂利の上のことなれば轟々然として地響きするに由り昨朝より正面大門を鎖して一切車馬の乘入りを謝絶し取次は右側の潛り口に於いて爲すことゝしたり

（東京日々新聞第六千三百卅七號、明治廿五年十一月廿九日）

澁澤榮一翁の奇禍　（明治廿五年十二月十二日）

澁澤榮一氏要撃せらる

昨日午後二時五十分氏は兜町の本宅より一頭曳の箱馬車を驅りて今戸に赴かんとして同所の兜橋を過ぎ將に江戸橋に至らんとする時以前より待伏せしものと見へ四名の兇漢突然現れ出て仕込杖を携へたる二名は二尺有餘の白刃を閃めかし馬車の前面を遮り馬の前足を斬り付けたり馬脚は爲に切斷せん許りの創傷を負ひたれ共、必死となりて疾走したるを以て兇漢は車中の主人を目掛けて突き込みたるも白刃は玻璃上を滑べりて狙ひ誤まり目的は達せざるも玻璃は微塵となりたり依て同氏は玻璃片にて右手の甲に微傷を蒙むりたれど差したることなしといふ恰も好し警官走せ來り暴行者二名を取り押へたるも自餘の二名は何れへか逃げ去りたり則ち其の人名は千木喜十郎、板倉達一なるものにして皆な二十七八位なりと而して風體は紺の腹掛股引など車夫體なりしといふ已上の椿事原因は固より判然せざるも多分は同氏の水道鐵管を外國人に

落札せしめんとせしを遺恨に感ずるものならんか、殺風景

（日本第千二百六十三號　明治廿五年十二月十二日）

〇

澁澤榮一氏の遭難

澁澤榮一氏は一昨日午後二時二十分頃今戸なる伊達宗城侯の病を訪はんとて兜町の自邸より一頭立の馬車を走らせ兜橋を渡りて東京郵便電信局の方へ進むに橋の西詰に毛布を被り饅頭笠着たる車夫體の者兩三人佇み居り、今や車の橋を下りぬと見て一人スル〳〵と走り寄りさま被りし毛布かなぐり棄て隱し持つたる二尺餘の仕込杖閃かして馬の前足ハタト薙ぐあはやと見る間に今一人馬車の右側に立寄りて硝子越にカパと切込む、主は車中にて新聞を讀み居たるが馬の物に躓づきたるやうなれば何事ぞと頭を揚ぐる眼前に白刄の閃めき出れば體をかはして之れを避く御者は曲者と見るや馬鹿者と罵りながら鞭を揚げて打拂ひ〳〵馬の首を立直してハタ〳〵と打てば馬は痛手に弱らず疾風の如くに走出す、後なる曲者は追縋りて今一太刀と振上る折しも護衛の爲めに附添ひたる巡査宮里仲太郎氏は車より飛び下り毆つて、同氏は車夫二人と渡合ふて難なく生捕る、去れば澁澤氏は幸ひに無事にして右手の甲に五分ばかりの負傷をなせしが右は車窓の硝子の破片に觸れたるものならんと云へり、右兩名は石川縣人千木喜十郎（二十九）福井縣人板倉達一（二十九）と呼ぶ者なりとか、事の原因は水道鐵管事件に關してなりとか云へど未だ詳かならず（尙商海欄内を一讀せよ）

（東京日々新聞第六千三百四十九號　明治廿五年十二月廿三日）

消防隊の新聞社襲擊（明治廿五年十二月廿六日）

消防夫隊を成して新聞社に亂入したる近頃珍らしき出來事は札幌の北門新報社に起りしものなり去る十九日同新報の號外に其事を載せて詳かなれば左に其要領を抄錄せん

消防組亂入の顛末　昨十八日午後二時頃と覺へたり當區消防組凡そ百有餘名隊伍を組み本社に押寄せ數名の者は先づ表口より入りて事務室に至り社長に面會を求めたり此時本社に於ては社員婿野通昭事務室に在りて社長は上京不在なるを答

へたるに社長代理に面會せん事を求めたり社長代理は平如水にして當日出勤せざるを答へたるに強ひて面會を請求するに說き小使を平の私宅に馳せたり然るに其間に於て消防夫は本社の周圍を取卷き表裏雨口より事務室に闖入したるを以て嬉野は多勢の闖入を制し先づ本社の旨趣を聞かんと欲したるに彼等は異口同音に此奴にして代理たる以上はヤツケロと言ふ間もなく彼時早く此時遲く鐵棒及び熱拳は嬉野の頭上に雨の如く落ち來り傍に在る火鉢二個は彼等の爲めに覆され室隅の火爐より火を取りて室內に振撒きたり此時嬉野は既に氣絕昏倒して前後を辨ぜざりしに數名の者は之を屋外に引出し雪中に埋め又其餘の者は火事を消止むるに擬して火事よ〳〵と絕叫し疊を上げ水を掛け亂暴狼籍を極め事務所を燒き器物及び硝子戶を破毀し數名の者を殘し置き皆々岩井に向け進行せり蓋し彼等は嬉野既に死したりと安心したるなるべし而して此亂暴中早く既に各々火の見より半鐘を打ち市中をして騷動せしめたるを以て推察すれば彼等消防夫は豫め本社に押寄せ亂暴を働き表面は火事に事寄せ言拔けせんとたくみたるに相違なかるべし

亂暴の原因　消防組が當日の亂暴を働くに至りたる原因を推考するに其近因は去十六日の紙上雜報欄內に警備費と題したる記事に在り該記事は當區總代人會議事の儘を記載したるのみにして弊社に於て毫末も事實を虛構したる事なきに拘らず該記事中

當區消防夫は出初式終るや歸路市中を巡回し各戶有力家に說き梯子乘り等の技を演じ祝儀を名として強て贈與を要め若し應せざる時は直に惡口且つ嘲弄する樣の弊風あり

云々と某總代人が述べたる旨を記載したるを憤り消防夫の意氣込を見せんとして斯くは亂暴に及びたるものなるべし云々

警鐘數點、區民愕然　昨十八日夫の消防夫等は隊伍を組み我社を襲ひ事務室の疊に爐火を蒔きちらし是と同時に區役所構內の半鐘を打ちければ左なきだに常春の大火に痛く懲りたる區民は警鐘而かも近火の半鐘に驚き間々家財道具など取り片付けし家もあり一時は中々の騷動なりし

（日本第千二百七十七號　明治廿五年十二月廿六日）

北里博士の叙勲

（明治二十六年一月八日）

北里博士叙勲の次第

醫學博士北里柴三郎氏が勲三等に叙せられたるは氏の醫學上に致したる功績の偉大なるに由ること前號に略記せし如くにして氏の功績は世人嘖々之を説き玆に大書するを要せざるに似たれども氏の功績と目すべき事業の果して何々なるやに至りては茫として之を辨ぜざる者多し然るに内務大臣が氏の叙勲を奏請せんが爲め省僚に命じて取調べしめたる氏の功績なりと云ふを聞くに其の條項は左の如し此等は何れも去る明治十九年より二十五年迄の間に獨逸文に綴りコッホ及フリエゲ兩氏の主筆に係る衛生及傳染病新誌に掲載して世に公にしたる學説なりと云ふ

發明したる事業

一、破傷風病黴菌及之を人工的に純養する方法

一、醉疽黴菌を人工的に流體及固形養基に純育する方法

一、窒扶斯黴菌の自他類似の黴菌異なるインドール反應を呈せざる所以

一、實扶垤里病及破傷風病を免疫せしむる法

一、麝香菌の發見

一、螺旋菌の發見及之を純養する方

一、流行性感冒（インフルエンザ）黴菌を純養する法

研究改良したる事業

一、窒扶斯及虎列剌黴菌の酸性及亞爾加里性營養基に於ける關係

一、虎列剌黴菌の乾燥及温熱に對する抵抗力

一、虎列剌黴菌の乳汁に於ける關係

一、虎列剌黴菌の人糞中に於ける關係

一、虎列剌黴菌の人工營養基中自他の病性及非病性黴菌に於ける關係

一、脾脱疽黴菌の地層中に於て芽胞を形成する關係

一、非酸素黴菌の研究三件

一、破傷風病毒の動物試驗

一、肺核及菌自他の病的黴菌喀痰中より純養する法

一、虎列剌窒扶斯實扶垤里破傷風丹毒脾脱疽病及自他病

的黴菌の免疫及耐毒法の研究
一、コッホ氏ツベルクリンを結核性動物に試驗したる成績
（東京日日新聞第六千三百六十二號、明治三十六年一月八日）

門衛知事を叱す

（明治二十六年一月二十六日）

去る廿二日の午後四時頃淺草區西鳥越町より出火の際黒の山高帽に鼠色の洋服を纏ひ年頃五十餘歳と見ゆる雁吏體の男單身東京府廳裏門番所に案内もなくヅカ〱と上り込み傍なる椅子引寄せて腰打掛け大火鉢に手をかざしつゝ卷き煙草をくゆらして悠然たる體は無禮極まる奴なりとて門衛は憤然として一喝し君は何用ありて來りしか姓名を承知したしと詰れば彼れは微笑しつゝ拙者は東京府知事富田鐵之助ですと鷹揚の答へに門衛は大に驚き殆んど爲す可き所を知らぬまでに狼狽し只管平身低頭して罪を謝するを知事は笑つて何事も云はず直に上局の方に進みゆかれたりと此の門衛が知事を知らぬも其日拜命せし新門衛なりしと

（讀賣新聞第五千五百七十八號、明治二十六年一月二十六日）

日光の圓藏が妻七十年目に家へ歸る

（明治二十六年二月一日）

七十年目に家に歸る

俠客日光の圓藏が妻と云へるは本年九十二歳の高齢にて有名なる彼の國定忠治の弟嫁に當るものなるが同人は三重縣下桑名の産にて女ながらも生來俠氣を好み今を去る七十年前同人が二十三歳の時郷里なる桑名を脱走し如何なる緣しにや日光が妻となりたるが此の程久々にて桑名へ立歸りたりと今同人の身の上を聞けば或時は博徒の襲撃に會ひて本夫を床下に隱し己れ自らこれに當りしが如き今尚身體に七ケ所の創痕あり强壯豪氣嘗て渝はることなしとのことなり

（讀賣新聞第五千五百八十二號、明治二十六年二月一日）

鬼は內福は外

（明治二十六年二月四日）

民間節分の夜に煎豆を撒きて福は内鬼は外と呼ぶ風俗は今より五百年前應永の頃より初まれる由にて殆んど兒戲に等しきことなれば維新後漸く打ち絕えたりされど都の片隅田舍の中央には尙豆撒く聲響きて昔ゆかしく思はえしが少しく異なるは根岸の或る家々にては鬼は內福は外と高らかに呼ばはりし一事なり案ずるに追儺はもと支那に起りし陰陽家の方術にて我國にては文武天皇の慶雲三年初めて大儺すこれ諸國に疫病行はれて百姓多く死亡したるに依れり禁裡にての式は方相と四ツ目の面を被り黑き衣に赤き裳つけたるもの右手に戈を執り左手に楯を取り惡鬼を逐ふて四方の御門を出ずる事にて今の龜戶天神の追儺は其雛形ならんされば利を以て利とせず義を以て利とすそも古へ人が追儺の呼び聲は專ら疫病放逐を主とし一家無病息災なるに依て福利を稟くるの意に出でゝ直接に德は內損は外との意にはあらざりしならん然るに後世慾德を競ふ事となりて德は內損は外との意もて追儺の豆撒くに至れりと云ふは聊か諺ゆるに近けれど全く己が田をのみ肥やさん人心は夫の反對なる鬼は內福は外のかけ聲に徵して知るを得べし聞くならん東海道の問屋場にては從來鬼は內福は外と呼ぶが通例にて其意は福の元素たる荷物の內に止まらんには已が商賣忽ち衰へんを忌みたる爲めなり又厄拂ひの住ふ東京の去る町には全然追儺せず却つて厄神の祭りを行ふと云へば自餘の人情大抵似よりたるものならん根岸なる二三の家々は昔の問屋に因めるか將た又他に關係あるかは知らざれど鬼に角毛色の變りたる人々の住家には相違ひなし出雲の國にては神無月を神在月と云ふ例あれば商賣道によつて祝ひの樣も異にするも道理なれど疫病除を貧乏除としたる時代を省れば漸次人情の利にさとくなれるを知らむ

（讀賣新聞第五千五百八十六號、明治二十六年二月四日）

人工絹糸の發明

（明治二十六年二月六日）

獨逸國アウクスブロクよりの通信に據れば化學者ドクトル、フリードリヒ、リヨーネル氏は同所に於て眞の絹絲と殆んど分別し難き程なる人工絹絲の製造法を發明せし由なり同氏は右の絹絲製造の爲め某資本家に一の合資會社設立の事を委托したるに同資本家は目下の狀況に於て之れが爲め莫大の資金

(百萬馬)を投入するは不得策なるべしとの意見なりしに因り更に瑞西の一會社と澳國維也納の一會社とへ其の發明に係る特許權を凡そ六十萬馬にて讓渡したり而して其の製造場はチユークヒ及び維也納の二箇所に設置せらるゝ筈にして既に同氏は技術上の監督者として前記兩會社より招聘せられたりと云ふ

(讀賣新聞第五千五百八十八號、明治二十六年二月六日)

豪族連の不敬事件

(明治二十六年二月八日)

大不敬事件

酒田市中の大騷ぎ、去る一日の莊内新報に「豪族驕慢の弊極まれり無智の豪族宮中の御宴に擬し不敬を雲上に加へ奉る」と題し山形縣酒田町の豪家大泉長次郎、森重郎、池田藤八郎白崎善吉、髙崎善藏、風間吉太郎、五十嵐傳之丞、小山太吉奥村七三郎、本間長治、阿部久作、本間光則、川瀬卯吉、小松與七、鈴木久彌外一名の者は同市の貨座敷相馬治郎右衛門宅を宮殿に擬し大泉長次郎は恐れ多くも貴人に擬し相馬家の姉娘は貴婦人に同家の藝娼妓は宮嬪に擬し其他の者も百官公卿に擬裝して宮中の御宴に擬したる遊興を爲したる趣を掲載せしが右については去る四日午後三時頃右の十七名を初め關係者一同は山形地方裁判所酒田支部へ拘引せられたりと云ふ就中大泉は縣會議員、森、池田、白崎、髙崎、風間、五十嵐の六名は町會議員にして十七名の者は皆同地の豪族なれば同市中の騷擾大方ならざる模樣あるを以て同地に發行する莊内新報及び酒田商業新報とも同日檢事局より該事件に關する記事掲載を嚴禁せられたりと云ふ。

(讀賣新聞第五千五百九十號、明治二十六年二月八日)

丐兒の商法

(明治二十六年二月十四日)

淺草下谷邊に巣窟を構へたる丐兒が種々なる方法を畫いて米錢を貰ふよしは豫て聞く所なるが彼等も我より物を乞ふことのみではなく他より物を乞はるゝ事もあり即ち彼等が得意にする手段を利用して大金儲けせんとする山師はさしたる稼ぎもなき堂宮を建て其の靈驗を示さんとて豫め丐兒へ相談すれ

ば彼等は巧みにいざり癩病の體を装ほひ其門前に十數日起臥してやがて全快ゐ披露するなりされば之に欺かるゝ愚民我も〳〵と參詣信仰して山師の大儲になるなり尤も右の丐兒は獨り都下山師の依賴に應ずるのみならず遠く數十里外の地方へ雇はるゝ事ありて一日の雇れ賃平均金四錢位なりと。

（讀賣新聞第五千五百九十六號、明治二十六年二月十四日）

麹町の畸形兒

（明治二十六年二月二十一日）

埼玉縣北足立郡二宮村の志村お靜（十八）と云ふは去る頃より麹町二番町の長島産婆學校へ入院し居たるが四五日前産氣づきしに餘程難産にて漸々生み落したる嬰兒は不思議にも腹部より背にかけて陰部と覺しき穴二ケ所と男根に似たるもの左右に一つ宛ありて實に奇異なれども産婦は勿論嬰兒も無事に育つ樣子なるが其時立會ひし醫科大學の栗原氏は參考の爲めその子を貰ひ受けんと乞ひたれど産婦は自分に於て育てんと言居るよし

（讀賣新聞第五千六百五號、明治二十六年二月二十三日）

獸姦懷妊說

（明治二十六年二月二十五日）

長崎の犬姦婦人懷姙す

嘗て長崎の外人に欺かれ洋犬と交接したりとて天下の笑罵を招きたる大浦郡の賣淫婦某は終に懷姙して近頃は落ちん許りの腹を抱へ居るよりアレは人間の兒ぢやアない必ず犬の兒に相違ないと評判頻りなるより某國軍艦の士官には之を聞きつたへて其の胎兒を買受けんとて目下談判中なりと云ふ醜聞又一層を高む噫

（讀賣新聞第五千六百七號、明治二十六年二月二十五日）

下谷の畸人

（明治二十六年二月二十八日）

下谷の名物

下谷廐小路の最寄に一對の畸人あり一人は或る省の小吏にて一人は大家の倅なり小吏は名を勝木幣右衛門と呼びて特別の技藝あるには似ぬ大の御幣擔ぎでしの字はしくじるとて言は

ど聞かぬと云ふ程でもなけれど葬式に出逢ふ時は何里何町の遠きに行くも直ぐさま家へ立戻るなり昨年の事なりけり二三の友と眞間へ出かけしに早や二三丁にて先へ着かんとせし時生憎も葬式に出會ひたれば幣右衛門アッと云ひさま元來し道へ取つて歸して逃げ歸り連の者を驚かしたりされば日々の勤めに役所へ出かける時にも矢張り此の癖は直らぬより兎角缺勤勝なりしが近頃は役所にても其の癖を知りて缺勤屆が出れば何れも打ち笑ふて幣右衛門また葬式に出會ひたりと見ゆとて急な用事は其の家へ廻して達させるより當人の癖はいよいよ激しくなりたりとなん、又一人の大家の倅と云ふは名も小松田蕩次郎とて金の有るに任せての惡所通ひ百圓位ゐの金は一晩に遣ひ捨てるを常とすれば本家を初め親類一同も嚴しき意見を加ふること度々なりしかば當人も今更後悔して是よりは必らず大門はくゞり申すまい若し又怪我にもくゞる事あらば梵天帝釋の冥罰を蒙るべしと誓ひて帝釋天へ大門を斷ちたれば親類本家も漸く安堵の思ひをなせり斯くて幾十日の後知れる家に不幸ありて柩は橋場の或る寺へ送り其の歸るさに五六人の人と打連れて淺草の觀音へ廻りしに仁王門の所に至りし時蕩次郎は何思ひけん獨り外してこゝをくゞらず脇道を遠廻りして仲店の方へ出でしに一同不審がりて仔細を問へば此方は微笑みて實は帝釋天へ願立てゝ大門をくゞらじと誓ひたれど獨身の我等兎角不自由で堪らねば近頃遊廓の大門と伽藍の山門との斷替へをしたれば御覽の通りの仕末と答へしには一同呆れ果てたり斯くて後蕩次郎は放蕩の報ひとて烈しき淋病を病み出したれば之には流石の當人も辟易し谷中の瘡守稲荷へ團子と饅頭を斷ちて梅毒の重ならぬ様祈りたれども之も中々に辛棒し切れず團子も饅頭も掌にて平たく押し潰しこれは煎餅なりと號してムシャ〳〵食ふにぞ何れも其の痴けたる振舞に驚かぬものなし斯かる畸人町內に一人ありても名物なるに蕩次郎と幣右衛門としかも同じ町內に住むこそ可笑しけれ

（讀賣新聞第千六百十號、明治二十六年二月二十八日）

色欺僞

（明治二十六年三月四日）

色慾

新橋際の料理屋千歳の女中に増田おする（二十五）といふあだものあり一寸お酌に出る愛嬌だけでも随分新五左ぐらゐは悩ませる技倆を持つて居るので女中の中でも彼是やかましい評判者である處が去年の十一月頃より裏手の上等座敷の方へいつも唯だ一人で呑みに來る若旦那風の客がある衣服はと云へば古渡の羽織大島紬の小袖といふ扮裝年頃は三十歳前後俳優で云へば川崎屋と立花屋を音羽屋の粉で捏ねた様な好男子酒も多くは呑まず口まへがよくて纒頭の出し方が奇麗で諸事鷹揚にこなしてゐる容子におすゑは常に萬客を扱ひ旨はしか利く丈けにうか／＼と迷ひ込み貴主御新造はと問へばどうぞ好さゝうなのがあつたら周旋して下さいと眞面目な答へにいよ／＼乗り氣になり心あれば目も口ほどに何とやら申す本文通り互ひに嬉しい中になつたとやら去る程に扨も其後件の好男子は折々千歳へ遊びに來る中去る二月の中旬或る一夜おすゑに云ふやう實は私も建築請負の入札で一時に三百圓餘の身元金を納めた處から一寸二三日の處小遣ひにも差支へる始末誠にお氣の毒だが十圓ばかり都合して呉れまいかとあるにおすゑは思ふ男に隔て心らなく無心云はるゝが却つて嬉しくアノ十圓で宜いんですか爾うそれでは妾の衣服を五六枚お貸し申すから是をどうにかして下さいなと絹布の小袖類ばかりを貸せば併しそれぢやすまないねと云ひながら借りて行きしがツイ二三日前件の好男子は少し相談することがあるならとおすゑを連れ出し京橋加賀町六番地の大工職金子力太郎方の奥座敷へ連れ込み相談といふも外のことではないが俄かに會社の用で四國から九州朝鮮から布哇邊まで巡回に出かけねばならぬので一時表向きおまへとの關係を斷つて貰ひたい就いては先頃借受けた衣類も返し別に手當金も置いて行くからとの話しにおするも到底夫婦になれるんではあるまいと斷念してか男の云ふがまゝに從ふと男は念の爲めだからと硯引寄せ半紙を二つに折つて

其方儀是まで拙者と夫婦同様の交際有之候處今度都合により此狀を與へたり然る上は何方へ奉公に住込み又は縁付候とも拙者に於て毫も關係なく一切苦情等の儀差支無之候依而如件

淺田榮之助

増田おすゑ殿

と認めこれをおするに渡し今日はこゝに三百圓程出て來た一

三日はお名残に遊ぶから湯にでも入つて容貌を上げて來ては如何だと云はれ同人は唯何となく嬉しいのでお前さん預かつて下さい一寸研いて來ますからと倉惶に飛出し同處の龜の湯へ入浴に行き糠袋と石鹸とで必死と研き立てサア此通り奇麗になつた見て下さいと云はぬばかりホツ／＼と湯氣を立て金子の家へ歸つて見ると好男子の影は見えずオヤ何處へ行つたのかと聞いても家では知らず扨は近所へ買物にでも出たのであらうと何時迄待つても歸つて來ねばおすゐは少し不審を起し一體彼の方は此方に同居なすつてですかと尋ねると否々以前少し懇意にした人ですが住所は分りません前刻見えられてしばらく座敷を貸して呉れと云はれたので座敷を貸しただけの事ですとの答へにおすゐは唯アツと云つたばつかり何の事だ半纒から財嚢まで然も彼の中には五圓と端錢が入れてあつたのに。

（東京朝日新聞第二千四百八十號、明治二十六年三月四日）

人語を發する犬

（明治二十六年二月十三日）

筑後國三潴郡鳥飼村大字大隈なる某庵に本年三才の犬ありて能く人語を使ふとは怪しき事どもなり或日同庵にて油揚の豆腐三四個を水棚の上に置きたるにしばらくにして失せたりしより犬の所爲と思ひ散々に叱り付けし所犬は勃然としたる體にて「私は喰はない」と一言云ひしが其後屢々人語を發し頃日は見物人引きも切らず見物人より一錢銅貨など十六錢程貰ひ居たるに或る人が二錢銅貨を投與へし所犬は銅貨の轉ける方をキバリ／＼して打まもり「是で十八錢になりました」と云ひたるには何れもアツと驚きたるよしされば物好きな人及び興業師が其の犬を買はんと言へば之を聞きて怒り「見世物に賣られるならば一切物を言はぬ」と言ひ居るとかや此の犬は短かき言葉には巧みにして長き言葉には拙なく若し長く物云ひし後は呼吸大いに迫ると云ふ又其發言の度は朝夕に多言にして晝は寡言なるよし、同庵に金次郎と云ふ少年ありて件の犬の爲めには無二の知巳なるが犬は常に「金さんには重恩あるが故に私は金さんの爲めに此の庵を再興します」と云ふとぞいかにも奇怪の話しにこそ

（讀賣新聞第五千六百二十三號、明治二十六年三月十三日）

物言ひ犬の化の皮

筑後國三瀦郡鳥飼村大隈なる無量寺下院筑紫智教の飼犬が能く人語を發し又能く人語を解する旨は昨日の紙上に委しく其の景況を記したるが今又同地よりの後報によれば去る八日に至りて始めて化の皮を發見したりと云ふ其の通信に曰く予は本日午後某氏と共に其の犬を訪ひしに同庵の少年金二郎と共に久留米警察署の召喚に應じたる跡なりき然るに予は始めより此の犬に付いて三個條の疑念ありき其一は金二郎の傍らにあらざれば發語せぬこと其の二は犬が發語の際更に口を開かず鼻音を以て低く語ること其の三は犬が能く近隣の人の名を記憶し居ること是なり。思ふに金次郎なる狡猾少年が巧みに鼻音にて言語を發し自然に犬の語るが如く聞かしむるならんと何となれば犬が瞑目して眠るが如き時にも金二郎だに傍らに居れば矢張發語することあればなり故に予は金次郎こそ曲者なれと睨み居たる所今聞く所に據れば警察に於て金次郎は母の教によつて如斯人を欺きたりと白狀したりとかや又予が同庵を尋ねたる節金次郎の母は予に向つて下の如く聞へり。若し警察にて犬が發語せざりしならば金次郎も犬と共に罪せらるゝことはあるまじきかと而して其の顏色擧動共に懼れ居たるが如くなりしと然もあるべき話しなり。

（讀賣新聞第五千六百二十四號、明治二十六年三月十四日）

物言ふ犬の公判

一種異様の喉音(こはね)を以て巧に犬語をなし一時世人を惑はしたる福岡縣下三瀦郡鳥飼村大字大隈の筑紫龜八郎は去る二十二日久留米區裁判所にて九十錢の罰金に處せられたり龜八郎は未だ十三歳の幼童なれども公判廷に出でゝ少しも臆することなく平然たる有様は看るもの孰れも舌を卷きたりと云ふ。

（讀賣新聞第五千六百四十號、明治二十六年三月三十日）

少年鱶を退治す

（明治二十六年三月二十日）

少年鱶を退治す

高知縣香美郡前濱村北村辨助の持船乘組十二人にて去る十二日の午後二時頃より二里半ばかり沖合に出で手繰りを試みし

に間近き處にいと大きなる鱶の浮みしを見つけ鯛じやこなど投げ込みて之を近づけ釣り得たる鱧を縄にてくゝり投げ入るゝに鱶は之を喰はんと鰭を立て船にひしと寄りたるを川上重彌（十九年）といふ少年忽ち身を跳らせて海へザンブと飛び込み難なく鱶にムンズと組む鱶は驚き組まれながら海底深く沈みしより肝を消し如何はせんとひしめくうち人魚共に再び浮み上りしにぞソレ助けよと重彌の従兄梅太郎海に飛込み之につゞきて松本長之助岡崎吉吾孰れも鱶を取り圍むに鱶は荒れに荒れて浮き沈み揉み合ふこと半時ばかりにして之を倒したるが其重量は十七貫以上もある鮫鱶なりしと扨て重彌は左耳の後の髪毛の中に二寸五分程の噛み創あり出血おびたゞしく全身朱に染みたり梅太郎は肩より肘にかけて二ケ所噛まれたりと其の勇猛驚くに堪へたり。

（讀賣新聞第五千六百三十號、明治二十六年三月二十日）

碓氷峠鐵道の開業

碓氷峠鐵道の開業並に日本に於けるアプト式機關車の試運轉（一昨日）

碓氷峠鐵道大工事の沿革

碓氷峠　は中仙道街道第一の難所にして猶東海道に箱根山のあるが如し、左れば信州、北越と關八州との交通を遮斷するものは實に碓氷峠と云はざるべからず然るに此の險山峻嶺を貫通するの鐵道を布設せんとするの議起りしは即ち明治十一年の末なりき

東京より京都に至る鐵道線路は東海道を取るべきか將中仙道を取るべきかの議論政府部内に起りたる時米國前大統領グランド氏我國に來遊し大いに中仙道の利を勸誘せしかば政府は遂に中仙道鐵道公債を募集し碓氷峠を貫通するの鐵道を布設することに決せり

然るに碓氷峠の險岨は數年間測量設計を盡したるも到底鐵道布設の見込なしとて井上鐵道廳長官は上書して中仙道鐵道を東海道鐵道に變更せんことを建議し政府も亦其議を容れて東海道に鐵道を布設したりなれども軍用鐵道の議論は東海道の海岸鐵道を不安心なりとし又もや政府は中仙道なる碓氷峠に

鐵道を布設せざるを得ざるの場合に至れり
工事は二十四年七月を以て鋤入式を行ひ昨年の冬迄にて大工事丈け竣成し其後は殘工事とアブト式機關車試運轉のため漸く一昨日を以て所謂碓氷鐵道を開業せり

工事の概況

碓氷鐵道の長さは上州横川停車場より信州輕井澤停車場に至るまでにて七哩なり
僅か七哩の鐵道に二十六のトンネルを鑿通し其の總長さ二哩六十一鎖に及べり左れども第一トンネルの入口より第二十六トンネルの出口迄の長さを計れば四哩二十七鎖なれば即ち四哩二十七鎖の鐵道に二哩六十一鎖のトンネルを鑿通したるものと云はざるべからず
トンネルの最も長きは第六トンネル、次は第二十六トンネルにして共に殆んど三町なり殊に第六トンネルは呼吸ぬきを設けり今其二十六のトンネルの長さを左に記せば

	鎖		鎖		鎖
第一	九	第十	五	第十九	十二
第二	五	第十一	五	第二〇	九
第三	三	第十二	十五	第二一	十四
第四	四	第十三	十一	第二二	二
第五	十二	第十四	十一	第二三	四
第六	二十七	第十五	八	第二四	四
第七	三	第十六	十三	第二五	一
第八	四	第十七	八	第二六	二十一
第九	五	第十八	三		

合計二十六哩六十一鎖

第六トンネルの開鑿は岩石の爲め其の進行遲かりしも噴水の患とてはなかりしが第二十六トンネルに至りては淺間山邊の事なる故土質全く淺間の燒土にして其の信州の方より下り向きに開鑿せし時の如きは噴水實に太だしく四六時中蒸滊ポンプを以て汲み上ぐるも猶ほ開鑿に困難を覺え若し少しく之を怠れば忽ち横井戸を現出するの有樣なりし

高さ百二十余尺の大橋は碓氷山中の深谷を流るゝ碓氷川の上に架せり煉瓦を以て積み上げ四の洞門（アーチ）をなせり

勾配の最も急なるは　十五分一にして彼の箱根山の鐵道さへ其勾配四十一分一に過ぎざれば以て新鐵道線路の嶮岨なることと思ひ遣るべし況んや其の急勾配の線路の短距離ならざるに於てをや請ふ試に勾配表を見よ

横川停車場より
輕井澤停車場まで

四分の一	一哩十二鎖
十五分の一	三十九鎖
二十分の一	十九鎖
十五分の一	一哩五十六鎖
平地	十四鎖
十五分の一	二哩三十四鎖
百六十五分の一	二十四鎖
平地	三十二鎖

輕井澤は横川より高きこと　一千八百十九尺なりと云へば詰り信州の地は上州の地より一千八百余尺の高きにあるを以て勢斯る急勾配の鐵道を造らざるべからず又斯る急勾配の鐵道を作らば即ちラック軌條（レール）を布きアプト式機關車を使用せざるべからざるなり

アプト式機關車とラック軌條

アトプ式機關車は獨逸人アプト氏の發明せし機關車にして急勾配の鐵道に用ふる機關車なり

其構造は普通の機關車より大にして四個のシリンダーを有す外側に在る二個のシリンダーは外側の車輪を運轉するの用に供し内側に在る二個のシリンダーは内側なる二個の歯車を運轉するの用に供す

この二個の歯車　は縱に並び兩側車輪の中に在りて外面より之を見る能はず其の輪の幅一尺五寸許り筋違ひ三條の方形の歯を備ふ精く言へば五寸ばかりの鋸歯を備ふる輪三個を筋違に合したるものにて此の歯車を以てラック軌條に嚙み合ふ仕

掛けなり

又そのラック軌條とは下の圖に見はせしものにして通常軌條の中間にあり齒車と同じく五寸許りの鋸齒を備る軌條三個を合したるものなり而して車と言ひ軌條と言ひ共に筋筋三條に齒を備ふる所以は何時にても三個の齒の中どの齒にて嚙み合ひて機關車の急阪を上り下りする時其の後に戻るか前に辷り落つることを防ぐ爲なり

アプト式機關車の齒車は機關車の腹に高く付けありて未だラック軌條に至らざる時は其の運轉をなさゞれどラック軌條よりその丈頗る高き故始めて互に嚙み合ひて又ラック軌條を過ぎ去れば前の如く齒車は平地を離れて運轉をなさず

齒車ラックレールと嚙み合ふ處にバネを備へ付け置きて其の激烈なる嚙み合ひの撞突を輕寛けり

碓氷鐵道のアプト式機關車は目下四輛を備り

一昨日に於ける碓氷鐵道の開業

碓氷鐵道は一昨日を以て開業され我國にて始めてアプト式機關車を使用することゝなれり抑も我國は山國ゆゑ此のアプト式機關車運轉の成功こそ實に將來鐵道の進步に大影響を及ぼすものなりと信ず

一昨日は　開業のことなれば乘客の數頗る多かりしが大抵は輕井澤までにて直に又其の汽車にて引返した鐵道見物人なりし爲に横川輕井澤の兩停車場は僻地に似合はぬ賑なりき

七哩に二十六のトンネルなれば丸で地下鐵道とも稱すべく殊に又急阪の事とて汽車の速力極めて遲く七哩の短距離も一時間を要することなれば通常鐵道のトンネルよりも猶一層トンネルの長きを覺え其のトンネルに入りては車窓を閉ぢ其のトンネルを出でゝは車窓を開く殆んど乘客をして繁忙に堪へざらしめ若し其の繁忙を厭うて車窓を閉ぢざれば炭煙は直に車中に侵入すべく又之を開かざれば窓隙より入りし炭煙を

散ぜしむる能はず其不愉快實に言ふ可からず

乘客の困難は左ることながら機關車員の困難に至つては名狀すべからず炭煙の爲に面部を黎黑にされ其の光る目と赤き唇を以て機關車を下り來る處は宛然人間の不動尊なり技術員の一人曰く機關車の中は炭煙にて咫尺を辨ぜず且つ今日にても酷熱煮るが如くなれば是れより夏日の苦を想ひ遣るべしと聞く機關部にては目下煙除けの相談中なりと

アプト式機關車の力に就ては製作を引受けし獨逸にて百噸の重を引上ぐることを請合ひたりたれば一昨日の如きは車數も僅かに六輛に限り其の重量八十噸に過ぎざりし故に横川輕井澤にて乘客を乘せ換へ荷物も積みかへり

横川より輕井澤に　上る時は機關車を後に付けて推進の法を用ひ輕井澤より横川に下る時は機關車を前につけて引進の方を用ゐたり

アプト式機關車の運轉については日本に在る内外の技師甚く素人にて獨逸にても非常に氣遣ひ其の技師を派遣すべしと申越せしを斷りし所は中々立派なりしも日本にて之を組立つる時車輪の左右を間違ひしは隨分不體裁なりしにあらずや故に一昨日の開業日は技術員皆一生懸命にて鐵道廳お雇トレブンック氏の如きは西洋の工夫と云ふ打扮にて晴れの戰場に出でたる見得なりし又九州鐵道會社御雇外國人も見物旁々研究の爲に來り居れり

一昨日の運轉は先づ格別の事なかりしが唯一二回の進行中是れまで一番使ひよかりしアプト式機關車が熊の平（中央の平地にて水を加へ石炭を加へ破損を修覆する所なり）に至りたる時少しく異常を來して暫時修覆せし事のみ然しこれは其の使ひよきに安心し六七日試運轉を怠りし故なりと

一昨日の初荷は大抵横川輕井澤兩停車場に殘留せしものなりし今横川停車場より運送せしものを記さば

藍玉　六十一個　　肥料　二百三十五個

砂糖　九十個　塩　百十二個
雑貨　五百九十六個

一昨日の開業式を期とし東京より善光寺参りに出掛け信州より浅草觀音の開帳に參詣したるものありき

長野に於ては　有志者盛大なる開業式を行ひ賓客として松本鐵道廳長官、本間技師長及び知事高等官を招待し同所高土堤に於て晝夜四百本の煙火を打ち上げ城山館にて舞台を設け手踏を催し近在の人出山の如し

一日間の發着は客車四回荷車二回に決れり

運賃は非常に減少せり碓氷馬車鐵道會社の運賃に比し乘客は・四十錢荷物は十倍余を減ぜり

碓氷開通後の荷物は實に夥しきものなるべくして先づ冬向き北海の荒れ始むれば越後米は盡くこの鐵道にて運送さる可く信州は製絲の地故繭の輸入を上州、武州に仰げば其の運送も少なからざるべし又北越信州に向つては地金、鹽、肥料、西洋小間物等の輸入が其の價格の低落につれて年々増加するに至るべければ開通後の荷物は必ず豫想の外に出でん

碓氷開通後の乘客にて向後最も増加すべきは善光寺參りと木曾御嶽山登りならんと言へり。

（讀賣新聞第五千六百四十四號、明治二十六年四月三日）

小兒生膽取らる

（明治二十六年四月四日）

安達ヶ原の故事は演劇や淨瑠璃にのみあることゝ思ひしに茲に靜岡縣豐田郡廣瀬村平松に住む松野某は女房およしと兩人が仲に男女五人の子を舉け睦まじく暮してゐたが去月二十八日の午後一時頃年若き一人の女若崎りきと名乘り濱松に住む者なりとて松野方へ來りていふには今日御近所にて承はりましたには當方さまにはお子樣が多勢お有りなさるとの事何も御縁なれば其内お一人を妾へお貰ひ申し度く存じまして上り

ましたと丁寧の挨拶なれど折節主人不在なりしゆゑ何とも御返事は成り兼ねますと斷りしに左樣ならばと其の女は立歸りて又同日の黄昏に來りて强て子供を所望せしが主人が未だ歸らぬ故とおよしは同じ樣に斷ると其女は澁々と立歸りし跡にて見れば何時の間にか本年五歳に成る男の子を引つれて行つたるにや處々を探せしも行衞知れねばおよしは驚き其筋へ搜索方を願ひ出しも更に有所知れざりし內無慘や小兒は同村近き野流れの中に殺されて居たりし上上胸部よりして十文字に腹迄裂かれ膽を取られて居たりしとは身の毛も戰慄つ咄しなり

（讀賣新聞第五千六百四十五號、明治二十六年四月四日）

伊豆七島の風俗

（明治二十六年四月二十日）

伊豆七島の風俗（寢宿）

伊豆七島今は東京府に屬し瞬間千里の汽船開け比隣啻ならざるの思あれ共其の風俗の相懸隔するは又霄壤も啻ならず此頃同島を巡遊して歸京せる人の談話に依るに島內の男子は丁年に及んで一と度び家出して種々の艱難を經て歸島するに非ざれば島人の用ひ惡しきより皆家出を名譽の事とせり然るに東京の某々此の男子を誘ふて坑夫又は其他の勞役に就かしめ數年間束縛して給金の上はまへをはねるを業とするに付海上の修業も其の甲斐なくて立歸る者多しとなり大凡東京に限らず一般內地の人々が島民に對する所爲は親切ならざること多く貨物を賣渡すにも隨分むごき利を貪ほるに就き內地船の此の島々に寄るときは俗に稱して鬼船と云ふ是れ寶船なる名稱の反對なり又島內の諸村には寢宿と稱するもの大抵三四軒づゝありこれは稍々財產ある家の義務的に設けたる一室にて間口は三間乃至五間奥行三四間の板の間なり皆家の入口にありて夜間戸締りをなす事なく時候常に溫暖なるによりて一枚の煎餠蒲團は玆に一夜の眠りを全うするに足れりとなり扨其寢宿は何の爲めに建てられたるやと云ふに元と同島の女子は十二歳に達する時は父母の家に臥せざる習慣ありて十二歳の年の十二月廿八日に至れば向三軒兩隣の女房此の少女を伴うて村內を廻り此子も來年は十三に成り升から何分よろしくお願ひ申しますと賴み步き扨其翌年の一月一日より少女は煎餠蒲團

一枚を擔うて村内を巡回し二十歳前後に至りて夫々選定するの準備をなす寢宿の設立は專ら其醜行を遂ぐるの用に供するものにして女子の男子に接する最も多きを以て無比の名譽となすは男子が島を出で、艱難を經ること最も名譽となすに異ならずと、依て本願寺の僧侶は頻りに此の醜俗を矯正するに力むるも島民中々に化せざるには閉口せり云々。

（讀賣新聞第五千六百六十一號、明治二十六年四月二日）

海賊就縛

（明治二十六年五月二十九日）

大海賊縛に就く　今度岸和田警察署に於て捕縛したる海賊の顚末を聞くに播州加古郡西二見村の岸本三之助と云ふを張本とし城尾梅太郎、坂口忠太郎、木田久次郎、坂口松藏、長尾市太郎の六人共謀して海賊を働き居しこと年久しく先づ同村の岩佐鹿太郎並に氷夫藤松の兩人を切害し死骸は碇に括り附けて海底に沈め積荷の菜種を奪ひ之を泉州南郡脇濱村何某へ賣拂ひしを初めとして其後淡路志築と云ふ處の堀善助並に弟吉之助兩人乘組居し船に就て二人を帆柱に縛し置き金百五十圓を持去り又備前兒島郡北浦中山重吉同じく妻おしけ、三宅利三郎の三人乘組み居りしを無殘にも重吉利三郎の二人を碇に括り付けて海底に沈め妻おしけを强姦せんとしたるも支障して果さず金六十圓と夜着三枚を奪ひて逃去りたれど妻おしけは僅かに通行船に救はれて無事なるを得たりしとぞ夫より又播州赤穗郡新濱村富岡元藏、其甥兼松の二人乘組み居りしを二人とも殺害して金百圓を奪ひ同じく赤穗郡中村河野幸助其悴房吉の二人乘組み居りしを幸助の耳に負傷させて金二百五十圓を奪ひ去れりと彼等の自白せし件數は先づ是丈なれど猶此他にも澤山あらんとの見込にて其筋にては播磨、備前地方を頻りに探偵し居る由なるがいつぞや淡路三原郡湊村の魚舟谷吉外五名乘組み大阪より歸航の途中六人共切殺して金四十圓餘を奪ひ去りたる海賊ありしが是等も此の賊の所爲ならんかとの嫌疑もありとの事にて此外難船溺死したるものと思ひたる舟乘等の中に此の賊の手に落ちたるも少からざるべしと云ふ扨此海賊露顯の端緒を聞くに連累なる長尾市太郎といふもの昨廿五年十一月頃泉州岸和田港へ來りし事ありて其節港近傍の煮出し料理屋にて一杯飲みながら同座の者と種々の

雜談なし居たるを襖隔てて特務巡査仙石徹氏がはからずも其の咄しを洩れ聞き種々苦心の末終に海賊たりしことの探偵を遂げ得たるものにて彼等の居村播州二見村森警部と共に右仙石氏が捕縛に向ひし日は恰も此の賊に害せられたる岩佐鹿太郎の命日に當り遺族共之れが追善法會を營み居たるに大膽にも張本の岸本三之進並に長尾市太郎の二人は同村の事とて此の法會に列なり酒呑みながら死人の噂さなどして追悼の空涙をこぼし居りし處へ踏込みて捕縛せしなりとぞ命日の日に當りて此の天網の下りたるも不思議ならずや。

（讀賣新聞第五千七百號、明治二十六年五月二十九日）

福島中佐の歸朝

（明治二十六年六月三十日）

福島中佐歸京

新橋停車場

都人が待ちに待ちし福島中佐は愈々昨日午前十一時二十五分横濱發午後零時三十分（但し豫定より十五分間遲着）新橋着の汽車にて入京したり但しかねて上等車二輛を借切りあり中佐は其の一輛に渡邊會計檢査院長、兒玉次官、森岡、北澤、大生の諸氏並びに令息等と同乘し他の一輛には東京歡迎委員の人々並に武官等乘組み車聲轟々新橋停車場に到着したり。

停車場內の敍勳式

中佐の汽車到着するや樂隊奏樂の聲嚠喨として起る歡迎會員總代川村伯は直に中佐の汽車に入り込みて挨拶をなし九鬼委員先頭にて群集せし歡迎者の中を押分けつゝ停車場待合所樓上に登る此時歡迎者は一齊に福島君萬歳を唱ふ中佐はこゝに於て絕大の偉業を表彰する無比の式典を擧げられたり即ち先きに勳三等に敍せられし敍勳式之れなり今其の模樣を擧ぐれば東條少佐は中佐の昇階すると同時に先づ敍勳式を擧げらるゝ旨を披露し次に勳記を朗讀し次に携へ來れる勳章を中佐が遠征のまゝに着し來れる軍服の胸部に掛けたり嗚呼如何に此の式の中佐の爲めに榮譽なりしか其絕大空前の偉業は蓋し旭日中綬章の光輝と共に永く宇宙に煌燿たるべし中佐は勳記を朗讀せらるゝ間は始終首を垂れて天恩の限りなさに感泣するものゝ如く眼中涙を浮べたるを見る勳章を胸間に掛くる時に

は手袋を脫し威儀を正うし宮城に向つて三拜せり嗚呼十七閲月の長程星行露宿の苦しみは今飜つて此赫灼たる名譽と變じぬ中佐の感懷如何ぞや右終つて歡迎委員並に將校等の挨拶ありそれより兼て有栖川宮殿下より差廻されし馬車に乘じ宮內省へ向つて新橋停車場を出發せり。

中佐の風貌

中佐の服は例の如く單騎遠征中の軍服にして處々破れ砂にまみれ且痛く古びたり其の新橋下車の際携ふる所は小さき革包と鞭とのみ其他長靴の不格好にして破れたる面貌の日にやけたる其の剛膽を表し忍耐を證し總て皆此偉業の記念として見るべからざるはなし且中佐は其膽大志剛にも似ず面貌如何にも溫和にして兒童も亦懷くべし其の人に接するや愛敬滿面に現はれ一見恰も舊知の如しと蓋し其の柔なるは却て其の人をして剛を忍ばしむるの思ひあるなり中佐下車の時は赤鷲三等勳章、六等勳章、獨逸勳章等を帶び居たりしが前項敍勳により更に一を增せり

中佐と夫人の會見

敍勳式終る時かねて出迎へ居りし中佐夫人を始め松本出身紳士の夫人は孰れも進み寄りて挨拶あり中佐は一々禮を返せしも中佐夫人へは一言の對話もなし武人の氣象左もあるべし然れども中佐夫人は七年以來始めての會見なり然かも危惧交至の中を通じて今始めての會見なり其の喜悅の情や如何況んや其良人は今日前に忝くも旭日勳章を授與されたるに於てをや喜悅自ら眉宇の間に溢れしも婦人の情として當然の事といふべし此日中佐夫人は笹龍膽の定紋に裾模樣を染出したる鼠縮緬の單衣に繻珍の帶を占め彼の中佐洋行後に生れたる四郎氏を伴ひ居れり。

中佐の親戚

中佐の夫人並に親戚一同はかねて歡迎委員より差廻せし九輛の馬車に乘じ新橋より直に上野へ向ひたり

歡迎者の重なる者

歡迎委員川村伯、三好中將、清浦司法次官、富田東京府知事

九鬼隆一氏等は何れも午前十一時頃より陸續踵を接して停車場に來集し又山路中將、中牟田海軍中將、村田少將、渡邊少將、牧野少將を始めとし參謀本部、陸軍省、近衞、第一師團監軍部の各將校數百名其他民間知名の士無慮七八百名も同じく出迎へとして來集せり

歡迎團體

歡迎者の重なる者を擧ぐれば信州松本有志者は停車場の東側に幕を張り「歡迎福島中佐」と大字を染拔きたる大旗を立てゝ此處に集合し又戸田家出入の職工も旗を立てゝ出迎へたり次に松本彰功會員は戸田子を始めとし停車場前通運會社支店を借切りて出迎所とし信濃學生團並に慶應義塾學生等も亦場外に屯して歡迎の意示したり

停車場近傍の雜沓

此の日豫て歡迎の爲に狂するが如くなりし有志者は言ふに及ばず此絕大の偉業をなしたる此全國人士の歡迎を受くる福島中佐其人の容貌風采なりとも一見せばやと四方より集まり來る老若男女は其數果して幾千萬なるを知らずさしもに廣き新橋停車場構内も未だ中佐の着せざる午前十時頃よりして早立錐の地だも餘さゞる程となりしかば是を取締らんが爲めに出張したる警官等は何れも手を振り聲を怒らし頻りに昇降口よりの通行路を擴げんとあせれども却つて制すれば却つて集まり到底之を取締り得べくもあらざるより遂に停車場へは一人も入れざることに決定し群集を場外へと逐出したり逐出されたる群集は一時に停車場前に溢れたるより場外はさながら鼎の沸くが如く押しつ押されつ雜沓喧囂するさま恰かも大波の一時に崩れ寄りしが如し去れば警官は總掛にて群集を制止し辛うじて場外廣場に通行路を作り兩側に警官隊間もなく佇立して警戒を加へたり

停車場警戒

停車場警戒の爲め出張せし警官は芝警察署より井上署長以下警部數十名巡査七十名又憲兵は騎馬兵及普通兵三十餘名なりし

異裝の歡迎者

白金巾地に中佐歡迎云々並に天皇陛下萬歲、中佐萬歲と書したる旗を携へ小具足を着し陣笠を戴き草鞋を穿ちたる歡迎者新橋まで出迎へり群集中にもいと目立ちて見えたりし

新橋を出づ

中佐停車場を出づ場外に待構へたる數萬の群集一齊に福島中佐萬歲を叫ぶ其聲天地に震動したり而して群集は何れも此の名譽ある武官の容貌を一見せんとて相排し相押して混雜す爲めに中佐は馬車に乘るを得ざる程なりしが漸くにして憲兵巡査の盡力によりて道を開けり中佐の馬丁一鞭を馬に加ふ中佐即ち此の中を通過してゆく

新橋より宮城までの途上

中佐は富田知事並に令息二郎氏と同乘し歡迎者の馬車人車に擁せられて新橋より宮城に向ふ途上戸毎に國旗を交叉し數萬の群集は路の兩側より萬歲を連呼す中佐は其間を左盼右顧しつ幸橋を入り府廳前より外務省前を通過し櫻田門を經て宮城に至り參內せしは午後零時四十五分なりし途次第一師團兵近衛兵等非番の者は幸橋內より西丸下へかけ整列して歡迎せり

參內

富田知事は先づ中佐を導きて宮城の階段を上り中佐と令息との二葉の名刺を出さしめ東溜に於て謹んで兩陛下の御氣嫌を伺ひたる上奏任の事敍勳の事並に恩賜金の御禮を申上けしに之を執奏したる廣幡侍從は頓て

安正の無事歸國を喜ぶ

旨の勅語並に令旨を下されし旨を沙汰し且茶菓を賜はる中佐は只管聖恩の優渥なるに感泣しつゝ午後一時を以て退出せり

宮內省官吏の出迎

宮內省官吏は中佐參內の際坂下門內御車寄の間に居並びて中佐を迎へしが中佐は此處を通過の際脫帽して敬意を表したり

宮城より上野間

中佐宮城を辭し去るや其の近傍も亦非常の雜沓にて新橋停車場にて中佐を見る能はざりしもの一面に蝟集し居れり夫れより再び歡迎委員に擁せられ和田倉門より神田橋を出で萬世橋を過しが到る所群集山の如く中佐萬歲の聲を絶たず殊にお成道は歡迎者の車馬絶間なく通行せし上に庶人の通行殊に甚しかりしかば道路は恰も灰の如く吹き來る風に誘はれて砂塵に目もくらむ許り中佐は其間を過ぎ行き廣小路に掛れば南側の家々は國旗を揚げ庶人の群集は一層甚だし又池の端の入口には歡迎福島中佐大君と書したる額面を揭げ其下に旭日の球燈を夥多吊しあり中佐は是より上野山下を過ぎ不忍の池水さへ漲らん許りの歡呼聲中に歡迎會場に着したり

歡迎會場の景況

上野歡迎會場はかねても記し又此處に圖を以てもあらはすが如く不忍池の北端東台山麓穴稲荷神社前より池邊馬場入口へ第一凱旋門を設け其幅十間高十八尺總て檜葉或は笹を以て之を蔽へり正面「綠門（アーチ）」の上には笹龍膽（ささりんだう）の紋を竹葉を以て現はし左右柱間には聯隊旗の模樣を造り門上には騎兵の揮ふる鎗狀のものに五色旗を立て並べ又池の方へも同じく第二凱旋門を設けたるが其門上は即ち歡迎式場にして其形は橋形をなし上には三間四方の樓を設け下は來賓の通行を得せしむ樓は東西より昇降するを得るやうにし其大總て第一凱旋門と同一なるも構造は大に相違あり即ち頂上には杉葉を以て馬を模造し馬背には聯隊旗を立て且つ五色の大小旗を樹立し壯麗なかなかに當日の歡迎會場として耻かしからず扨又馬見所は其樓上の中央を皇族大臣其他陸海軍武官及び高等官の休憩所とし左樓は福島中佐、同家族席右樓は歡迎會委員席とし諸般の準備は總て中佐到着前に整頓し居りぬ

歡迎式

中佐は富田府知事並に渡邊會計審査院長に導かれて一時馬見所樓上に休憩此間奏樂あり又美術學校生徒の久米舞あり四人の壯者白の差貫を穿ち赤色の水干を着し同校の帽子を被り大刀を差して式場前芝生に舞ふ右終つて午後一時五十分中佐は大生中佐に導かれ式場の東階より上り之と同時に榎本子川村伯其他の人々も登場せり川村伯は先づ祝詞を朗讀せり即ち左

の如し

福島陸軍歩兵中佐貴下

玆に貴下を歡迎するに臨み敢て一言せんと欲す貴下が西比利亞東西部及外蒙古地方巡回の命を奉じ客年の紀元節を卜して伯林を發し單騎輕裝遠征の途に上りしより以來或は雪を朔風の晨に衝いて峻嶺の峨々たるを越え或は熱を驕陽の下に冒して大漠の渺々たるを渉り或は習俗慓悍の境に入り或は疫病猖獗の地を行く其間艱苦困難名狀すべからず、而して貴下勇猛の氣少しも挫折せず五百有四の日を以て三千八百の里程を經過し終に能く其の目的を達したり是中外共に稱揚して措かざる所吾輩が歡迎するも亦此に外ならざるなり然れども貴下が遠征の經歷は天下既に遍く之を知る復た吾輩の多言を俟たず吾輩の要する所は貴下の此の行は如何なる功績を社會に與ふるかを察するに在るのみ夫れ貴下の此の行たる文武の學術實驗に裨益を與ふるや固より尠少ならずと雖も我國社會全般に向つて勇往邁進の氣象を作興するは更に大且多なりと謂はざるべからず蓋し我社會は此氣象を天稟に固有すと雖も自然の習慣は其の性質を變じて固有の氣象を萎靡せしむるに至れり然るに貴下は其雄壯の志氣を屈撓せず最艱最難の間に勇往して日本男子固有の氣象を顯揚したり此行素と官命を奉ずるを以て軍人に在ては固より當に爲すべき事にして異とするに足らざる如しと雖も抑も亦貴下の志操と堅摯と體軀の健全とに因るにあらずんば焉んぞ能く堪へ難きの艱難に堪へ遂げ易からざるの目的を達するを得んや嗚呼貴下此行は著しく社會を提醒して以て險難を冒し困苦を凌ぎ各自目的の事業に勇進するの氣象に一鞭を加へたるものなり玆に歡迎の微意を表し並せて名譽ある貴下の健康を祝す

明治廿六年六月廿九日

歡迎會員總代　伯爵　川村純義

次に山路師團長、榎本子、副島伯、北澤氏等祝詞を述ぶ北澤氏の祝辭は左の如し

客あり問ふて曰く銀河の水を挽き天下の汚濁を洗ふことを得べきか曰能はず富嶽の頂に蹶して西半球を網索し得べきか曰能はず如何となれば人間の能くなし得べからざるものなればなり

夫れ山川の脈理を推し興亡の由る所を察し匹馬萬里の沙漠を渉り孤劍千山の風雲を衝き鞭影能く北荒の蠻落を壓し鎧光能く大陸の夷境を服し劃然として長嘯し浩然として深思し欣然として大笑し慨然として大息し千古を掌中に指し理亂を鞍上に判し其悲喜感憤端睨する能はざるものあらんとす如斯は天下の偉丈夫にして始めて善く爲すを得べし

福島君が萬里の遠征に於るやこれのみ抑々我信州は皇國の中央に位し萬山環州内に千曲、天龍の二大河あり山水秀麗其磅礴の氣鬱結して往々倜儻奇偉の士を出せり

福島君の若きは善く本州古來尚武の風を代表する者なりと謂ふべし嗚呼君が此行に於ける地學に兵略に幾多の鴻益を得るのみならず又善く我日本の威武を外國に示し我神州に快男兒あるを知らしむ眞に吾輩の先導者たるに脊かず謹んで祝辭を呈するもの如斯

明治廿六年六月廿九日

單騎遠征彰功會々員一同敬白

右終つて中佐は左の答辭を述べたり

我が大日本國に歸朝致しまして圖らずも此の如き歡待を受けまするは實に此の上なき榮譽と存じます一言の以て謝する所を知りません是よりして榮譽を擔うて益々勉勵仕りまして他日御厚恩に答へんことを勤めます

それより中佐は場下に群集する公衆に對して禮意を表し式全く終りしは二時十分なりし斯くて中佐は式場より再び休憩所へ歸り二時四十分自邸へ向つて會場を出發せり

（東京朝日新聞第二千五百七十九號、明治二十六年六月三十日）

福島中佐帝都に入る

孤劍單騎歐亞の大陸を跋渉して世界の耳目を聳動したる陸軍歩兵中佐福島安正氏は豫定の如く昨日午後零時十五分を以て破るゝが如き歡迎聲裡に無事新橋に着したり

新橋停車場歡迎の景況

此日府下及近縣の歡迎人は新橋上野の二ヶ所に集まりて中佐の來着を待てり新橋の景況如何といふに午前十一時頃より銀座大通りの人出は非常にして一時鐵道馬車の通行を止め新橋に到れば左しもに廣き停車場前人の山を築けり停車場の左側には青竹を以て間口十餘間奥行七間程の歡迎場を設け白縮緬

の大旗に「歡迎福島安正君同鄕信州松本有志者」と記せる旗を樹て又同場の片隅には「歡迎福島中佐舊松本戸田家出入職工中」と記したる旗數本を立て停車場際の內國通運會社支社樓上を松本彰功會員休息所とし此れ等の場所には孰れも戸田家の定紋を染め出したる幕を張り連ねたり又日本驛傳會社の階上は信濃學生團の集合所に充て同社階下は同團歡迎事務所の札を掛け同所前なる廣場には信濃學生團と大書せし大旗を立てたり之れに隣れる場所には「歡迎福島中佐慶應義塾」と大書せし大旗を飜し塾生數十名整列せり蓬萊橋より新橋に至る河岸通りには廣目屋請負の廣告掛持の商家の旗幾つとなく飜へれり

暫くして中佐及出迎家族等乘用の爲めに廻せる馬車は人波を押し分けて漸く停車場前面に橫付けたり引續きて陸軍々樂隊一小隊到着せり歡迎委員は熱心に斡旋奔走し幾多の警官憲兵隊は孰れも雜沓を制し非常を警めつゝありしが軈て十一時四十分頃に至るや着車時間に切迫せしを以て掛員は改札所を開きて歡迎委員を構の內に入れんとせしに蝟集せる群衆は潮の湧くが如く一時に濫入せしかば徽章あるもなきも皆先を爭ふて棧道に進行し外部にありて到底入場の望みなきものは外圍の生垣を押し破りて入り來る抔中々の雜沓なりしが軈て零時十五分頃に至り着車の合圖あるや同所に整列せる軍樂隊は一齊に歡迎の譜を奏せり汽車棧道に着するや歡迎委員川村純義、富田鐵之助、三好退藏、三井養之助、九鬼隆一、花房義質、清浦奎吾の諸氏其他中牟田、渡邊、村田、牧野、兒玉の陸海軍將校數十名中佐の乘込み居れる客車を目し其下車を待受けつゝあり中佐は橫濱に出迎へし歡迎委員渡邊升氏始め橫濱よりの見送人及令息二郎、三郎の兩氏と共に下車するや各將校各委員は何れも先を爭ふて敬禮握手せり東條少佐は中佐、夫人貞子、末子四郎氏其他家族並に親族夫人六名を率ひて停車場樓上の休憩所に入るや先づ東條少佐は進んで恩賜の勳三等章を恭しく捧持して中佐に渡す中佐は最敬禮を表して之を拜受したれば東條少佐は即時に之を佩用せしめ勳章に伴ふ辭令書を渡したるに中佐は滿面喜色を帶び恭々しく之に對し敬意を表し夫れより夫人貞子並に末子四郎氏親族の夫人等及歡迎諸氏へ夫々挨拶したる後清浦奎吾氏は富田東京府知事を中佐に紹介し中佐は篤く歡迎の勞を謝し零時三十分富田鐵之助氏

先導にて楷を下り富田氏及び令息二郎氏と共に豫て有栖川參謀總長宮殿下より差廻しありたる馬車に乘じ淸浦、兒玉の兩氏及び渡邊昇、大生中佐の兩氏亦夫々馬車に乘り中佐の車を眞先に立て人波押分け徐々停車場を發して宮城へと向ひたり

參內の模樣

中佐には宮城阪下門より入りて直ちに東御車寄に至り下車するや侍從の案內にて參內し德大寺侍從長に面し勳章拜授及び一昨日米田侍從を横濱へ差遣されたる御禮を申上げたり終て午後一時過る頃退城直ちに上野歡迎場へ臨みたり當日宮城阪下門內より東御車寄に至るの兩側には宮內省內閣等の各官吏整列し阪下門及要所々々へ皇宮警部及警手を配置せり新橋より上野に至る道筋の兩側には許多の歡迎者山を爲し中佐の乘車（二頭立）過ると見るや萬歲の聲百雷の一時に轟くが如く手を揚け帽を振り中佐は帽に手を掛け準々首を低けて禮意を表せり

上野に於ける歡迎の景況

上野近傍

廣小路池の端は家毎に日章旗を翳して「御祭禮」の軒提燈をつるし牛肉店、蕎麥屋、烟草屋等は今日の人出を機として開業開店に數多の球燈を飾り市中一入の景氣を添へたれば老若男女の群集したるもの實に數の知れざる程にて上野山上山下及び不忍池畔に至るまで殆んど立錐の地もなく唯だ見る黑豆を盆上に盛りたると一般にて共雜沓實に云はん方なく人は人に押されて步み足は足に蹈まれて泣き叫ぶもの中佐來着の遲きを歎つもの囂々喧々人も車も見別けられぬ內に十二時頃より南風吹き來れば砂塵高く舞ひ上り今までも炎天に照らされて滿身悉く汗にぬれ居りたる折りとて人も吾れも面相見れば塵埃に塗られ砂烟りに四邊溟々漠々として咫尺を辨ぜざる樣など中佐が西比利亞の曠原を横ぎりたる苦艱を思ひ出される も可笑しかりし池の端仲町の居住人等は申合せて東西仲丁入口へ大なる國旗を十字に掲げ戶每に一提灯の上に小旗を十字に掛け同町雪見橋前横町（馬見所より正面）角には跨木を設け國旗付きの提灯を三段に掲け其上へ金巾地に守田寶丹翁の筆にて「歡迎福島中佐大君」と鋒太の横額を掛け仲町居住者一同敬禮と書し上の家根より東西へ各國の旗及び提灯數十箇を揭げたるは目だちたり辨天池の周圍は七八分氷店にて共數

ざつと四百余軒と數へられたり同所當日の賑やかさは憲法發布以來の人出にて最も繁昌したるは鐵道馬車、人力車夫、氷店續て近傍の飲食店其外露店のはてに至るまで一般に收益ありたるが如し

（毎日新聞第六千七百八十一號、明治二十六年六月三十日）

福島中佐遠征紀略

單騎遠征中なる福島中佐の消息は時々各社の新聞紙上に記載せられて讀者逐次に其梗概を知るべきも事固より傳聞等に係るを以て時に錯誤を免れざる者あり且つ未だ前後を貫通して詳叙したる者あらざるが故に今度同中佐歡迎會に於て更に此編を起艸して以て其の實況を報道せり即ち次を逐ふて玆に掲ぐべし

中佐が參謀本部の命に依り旅行すべき線路を豫定したるは左の如し

普都伯林より露都彼得堡に至り莫斯科、喀森を經て烏拉嶺を越え阿慕斯克、賽密巴拉廷斯克を過ぎ外蒙古に入り喀爾喀の三大部を横斷し西伯利の義爾克德斯克に達し西伯利亞の本道に沿ひ烏拉地俄斯德に出で更に轉じて滿洲に進み吉林盛京等の諸城を經て山海關より直隷省に入り北京に向ひ天津より（若し此時白河凍結せば更に騎して上海に出で）乘船歸朝

中佐の旅裝は左の如し

軍服を着け毛皮の外套を纏ひ馬鞍に四個の革嚢を附し之に襦袢、袴下、靴下、各々一着、手巾六枚、手袋二對、毛帽一個、日時計、晴雨計、地圖、製圖器械、蹄鐵器械及び擦毛具を入れ鞍後に外套袋と豫備食料の麻布袋とを附し別に行李を携へ軍刀一口、短銃一挺を帶び以て猛獸強盜を擊退するの護身器とす

中佐の騎行に使用する馬匹は普國乘馬會社より購求する所にして半血英國産の駿馬なり中佐之を命じて凱旋と曰ふ社主ツテルザール中佐の此擧を賛歎し實價の半額を義捐せり、中佐は初め二十五年一月一日を以て發程せんと欲せしが露國旅行免狀等の爲め之を遲延し更に我紀元節の日即ち二月十一日を以て起行する事とは爲せり

少佐の旅況を叙述するに臨み其綱領として玆に先づ著名の地

點及發着の月日を掲げ便覧に供すべし即ち左の如し

明治二十五年二月十一日	伯林發	途中滯在十日
同二十四日	聖彼得堡着	滯在十五日
四月九日	聖彼得堡發	途中滯在一日
同二十四日	莫斯科着	滯在十二日
五月六日	莫斯科發	途中滯在一日
同十一日	博爾地諾（パルチノ）着	滯在一日
同十三日	莫斯科に還る	滯在二日
同十六日	博爾地諾に還る	滯在一日
同十八日	博爾地諾發	
同十九日	烏拉地米爾着	滯在一日
同二十日	烏拉地米爾發	
同二十五日	尼直諾莪維特着	滯在四日
同三十一日	尼直諾莪維特發	
六月八日	喀森着	滯在四日
同十三日	喀森發	途中滯在三日
同二十八日	白耳穆着	滯在四日
七月二日	白耳穆發	
同九日	額喀特林堡着	滯在五日
同十五日	額喀特林堡發	
同二十三日	朱緬着	滯在一日
同二十五日	朱緬發	
八月八日	阿慕斯克着	滯在三日
同十二日	阿慕斯克發	途中滯在一日
同三十日	賽密巴拉廷斯克着	滯在五日
九月五日	賽密巴拉廷斯克發	途中滯在二日
同十六日	阿爾台斯克着	
同十九日	阿爾台斯克發	
十月一日	科布多着	滯在二日
同四日	科布多發	
同十二日	烏里雅蘇台着	滯在二日
同十五日	烏里雅蘇台發	
十一月十一日	庫倫着	
同十八日	庫倫發	
十二月九日	義爾古德斯克着	滯在一週間
同十七日	義爾古德斯克發	

同三十一日　上烏廷斯克着
二十六年一月十五日　乞塔着

伯林より孛漸（獨逸の國境）	三三六吉羅
孛漸より瓦爾召（露西亞の國境）	二四六同
瓦爾召より固布諾	三九九同
固布諾より聖彼得堡	七四六同

右伯林より聖彼得堡に至る里程大約一千七百二十七吉羅此間孛漸に二日瓦爾召に三日羅維朱、莫斯托羅運喝、固布諾、直那布克、武科布に各々一日滯在合計十日を二月十一日より三月二十四日に至る日數四十三日より除きて合算すれば騎行は平均一日五十二吉羅なり

行程の景況

此間の天氣は僅に三四日を除くの外常に騎行に便ならず最初の二日は風雨の爲め道路泥濘寒氣次第に加はり雪少なけれども道路凍結滑走稍々險なり露國の疆内に入り波蘭の舊都を經て莫斯托羅運喝に至るの間は常に晴天なりしも積雪堆を成し逆風沙を捲て面を撲ち道路牢硬にして馬蹄を傷くる事少からず其後積雪益々大にして寒氣は零點より下る事十四度暴風飛雪時に至り更に凛冽を増す然れども中佐は毛帽を用ひず耳鼻を蔽はず寒氣に抵抗するの度合を試み以て西伯利亞の冬日快して意とするに足らずと爲せり

毎日の騎行概ね七八九時間なるも天候及道路の便宜により或は十二時間に至りしことあり而して身體一日も疲勞を覺えず感冒の爲に兩回頭痛を感じたれども馬上強行發汗を促し一滴の藥劑を用ひずして之を療せり（以下次號）

（東京日日新聞第六千三百八十三號、明治二十六年二月三日）

福島中佐遠征紀略（二）

待遇

沿途の待遇到る處懇切にして軍隊所在地に在りては軍隊或は樂隊或は將校を數露里の所に出して送迎し且つ常に將校集會所或隊長の自邸に訪ひ且つ盛宴を設けて旅情を慰し又其七ケ所に於ては特に紀念章を贈り總て軍人最大榮譽の待遇を爲せり露京到着の後乘馬學校に依托して厩舍を借らんとせしに厩舍は勿論百事懇篤の待遇を爲すの準備既に整頓せり且つ出迎として先年冬期西伯利亞を騎行せし哥薩克中尉伯錫固布氏を派し朱那布爾に至らしめしが既に少佐起程の後なりしを以て

中尉又之を追跡し三月十九日那巴邑と云へる一小村に於て相會せり

二十四日午後四時露京に到着せんとするや府外十四五露里の地に騎兵學校の將校數名歡迎し賓客として校中に設けたる一室に誘へり校長某少將門外に待ち受け直に食堂に誘ひ懇遇せり食後中佐は我公使館に至り館員に面會し且つ獨逸駐在諸友の書信を領受し談笑數時間の後三十三日目の入浴を爲し自分體重の減ぜしを感じたりといふ

露京滯在

二十五日我臨時代理公使と共に外務陸軍兩大臣、警視總監、衛戍司令官、參謀本部長、彼得堡省知事等を訪問し二十六日陸軍大臣に二十八日參謀本部長に面會せり皆今回の旅行に關して大に注意を喚起し種々の質問を爲し面謁する毎に懇切丁寧を極めたり

二十七日露國外務大臣より同皇帝陛下來る三月十八日（露曆）を以て牙知那に於て謁見を賜ふの通知を得しが更に同國式部官の通知に從ひ三月三十日（露曆十八日）午前九時三十分發の汽車にて牙知那の離宮に赴き是に於て又た皇后陛下も謁を賜ふの命あり正午兩陛下に拜謁す兩陛下各々今回の旅行に關し種々の要領を下問せられ又宮中に於て午餐を賜へり

中佐が客寓せる騎兵將校學校は中隊長となるべき騎兵各聯隊の士官を教育する所にして學生百五十名あり其他騎兵聯隊の教官となるべき下士及蹄鐵工を教育せり故に此に客寓するを幸とし其校長の許可を得て獸醫に就て乘馬の攝生健康等及蹄鐵の要務を研究し又自ら蹄鐵を改むるを試み旅中蹄鐵に必要なる器械を調製し縱令蒙古無人の地に至るも快して不便を感ぜざるの準備を爲したり（此地は寒氣零點を上下せり）

中佐の愛馬凱施は頗る健康にして食慾を減ぜし事なく又發汗せし事なし然れども少佐が道路天候の不便に關せず一千露里間の積雪上を强行したる爲め左の後足に傷を受け一時懸念に堪へざりしが露都二週間の滯在と騎兵將校學校長及び有名なる獸醫の盡力により漸次快方に赴きたり

中佐の此行は大に世人の注意を喚起し歐洲の各新聞紙逐次中佐の言行を掲け概ね稱揚する所ありしが間々又之を危む者少からず中佐一日旅寓に在て三月二十五日發刊の伯林新報を閲するに極大膽なる企圖は必ず成し得べからずと稱し又三月十

八日晏士諸伯爾に到着し騎行は彼得堡に至るに止め或は非常に都合よきも莫斯科に至るに止め其後は汽車にて厄直諸峨特喀森、多木斯克、を經て烏拉地俄斯德に至るべしとの旨通報ありといふ蓋し中佐は已に倦厭を感ぜしならん云々と記したり中佐一笑して之を在獨逸の友人に報じ且つ曰く是れ固より虚報なり幸に意に介する勿れ若し小生を知らざるもの或は信じて兄等に問はば請ふ左の如く答へられよ曰く事大小となく一たび斷決せし以上は水火と雖も避けざるは大日本帝國軍人の本色なりと且つ晏士諸伯爾は鐵道線路の小停車場にして僕が經過の路にあらず其三月十八日は僕已に之より遠き二百露里外の波古府に滯在せり彼等煖爐の傍に坐し圖を按じて行程を推測するも豈に吾騎馬の速力に及ぶを得んやと

（二）　聖彼得堡莫斯科間

里程日數

聖彼得堡より得也爾　四六四吉羅

中佐の得也爾に達したるは四月二十日なり即ち日數十二日（九日彼得堡發　騎行の平均一日四十吉羅とす（得也爾莫斯科間は未だ詳ならず）

途中の景況

九日午前九時彼得堡を發す騎兵將校數名送て莫斯科凱旋門に至る伯錫固佈氏（即ち上文哥薩克中尉）は尙ほ同行する數町九時四十分余にして德斯那と稱する寒村の驛舍に宿し茶と麵包と鷄卵とを以て飢を療す此間の通路は一直四十四露里に達し渺茫たる白雪方里の平原稀に樹林と寒村を見るのみ然れども幸に積雪の凍路を包み且つ行人稀なるが爲め騎行は甚だ便なりき氣候頗る溫暖零點下一度なりしを以て復た新聞紙を以て足を包むを要せざりし本日の行程通計五十八吉羅

十日宿驛の都合により僅に三十四吉羅を騎行し博涅崗也と稱する小村の農家に投ず不潔無智の農民等多數來集種々奇異の質問をなす中佐も語學の稽古と思ひ面白半分之に應答し大に旅情を慰めたりと是日正午零點以下七度小雨あり數月の氷雪將に融解し始めんとし通路甚だ宜しからず路線は尙ほ一直にして稀に寒村あり太古の林處々路に横はる昨夜無數の臭虫（ベッドバッグ）に襲はれ手足熱を發し爲めに溫保の幸を得たり、此夜の旅舍は寒村の木賃宿なれば不潔固より言ふを待たず隣室は家族の室又其隣は客室なるも土足にて出入する木床

に着の身着の儘藁を敷て眠る處なり主人は始じめ中佐を此室に誘ふたれども中佐は之れに更へず更に別室を請求しければ主人も向後尚十五ヶ月間馬上にて旅行する外國人と聞き敬意を生じ自己の寢室を讓與せり乃ち此室に於て紀事を錄し書信を作り十一時寢に就く然るに此寢臺は農夫が常に汚穢せる衣服の儘眠りしものなれば臭氣深く濕氣を帶び且つ白布なきを以てシャツを脱して枕を蔽ひ外套を以て蒲團の上敷とせり然るに虱、臭虫、大擧來侵し午前三時に至る迄安眠する能はざりき

十一日此日の行程は僅に五十二吉羅なりしも正午寒暖計六度に昇り氷雪從て融解し始め馬足ヅボリ〳〵と深く陷まり行進又甚だ不便なる爲め馬上に在ること九時三十分間を費したり又露都發程以來沿道稀に有る所の人家皆寒村なる爲め三日間朝も晝も夜食も單に鷄卵と麵麭と茶の外他に一物を得ず但し鷄卵は少くも三十餘個茶も亦二十グラス餘を飲めり

十二日四十九吉羅を行き諸峨羅特に着す市頭車夫に背て聞く處のホテルを問ふに尚ほ遠し因て錢三十文を與へ先導せしむ此地は古市にして川に臨み湖に臨み風光甚だ美なり河中小汽船を見る湖岸航行のものならん旅宿に達するや警部長警部學校教授等を始め來觀者山の如し先づ馬の始末を爲し次にソップと燒肉を喫す四日目の肉汁燒肉味平素に倍す食事中步兵聯隊長來訪す先年布勒斯拉大演習の時相識る所なり

（東京日日新聞第六千三百八十四號、明治二十六年二月四日）

福島少佐遠征紀略　（二）

十三日凱旋の爲め半日を休憩し正午起程午後四時二十七吉羅にして普拉日の旅店に投宿す起程に臨み聯隊長來り一箇の紀念章を贈り且つ數名の乘馬將校と共に送つて市外に至るや既に樂隊整列し在り日本進軍の譜を奏し街頭シャンパンを侑め健康を祝す又新聞通信者（乘馬）警部長、州廳書記官トロイカ（三馬の橇）等送て普拉日に來り肉類、肉汁を命じて頗る懇切を極む談笑の際窓外又馬車の來るを見る即ち一警部其三令孃と共に二十五露里の諸峨羅特より三馬の橇を驅り來て訪問するなり三女皆妙齡にして且つ美なり、聞く此地は鐵道建築の前までは露京、莫斯科間の一大驛にして驛舍常に三百餘頭の馬を繫けりと今は僅に二三頭のみ驛舍固より不潔の小屋

にして不潔のフーファーを裏返し一枚の白布を敷て寝床となし主翁一枚の濕氣深き蒲團を貸與せり不潔決して意とするに足らざれども又無數の虱と臭虫に襲來せられ兩手十指防禦に暇なく午前二時始めて疲果て睡眠せり

十四日五十八吉羅にして固列斯圖斯に着す

十五日　五十七吉羅

十六日　四十九吉羅

十七日　三十八吉羅

十八日　六十六吉羅

十九日三十四吉羅を乘りて得也爾に達す初め彼得堡、莫斯科間を六百露里と算せしに此は鐵道の距離にして行路は七百餘露里なりき。此日起程後三十二露里の地、雪解け水漲り爲めに一條河流の對岸に越ゆるを得ず已むを得ず此寒村に止まれり

二十日午後三時酒錢を與へて舟子を勵まし氷塊激流の間を接鬪して對岸に達す少しく危險なりしも人馬並に恙なし其れより二六六露里にして窩爾喝河左岸の龍騎兵第一聯隊營に至り此に投宿す

二十一日窩爾喝河漲溢、氷塊充塞する爲に得也爾を發する能はず

二十二日午前九時窩爾喝河を渡らんとて水未だ減ぜざるが爲めに止む

二十三日尙ほ龍騎兵營に留る

二十四日窩爾喝河を渡り莫斯科に達す

右露都より諾峨羅特に至る日本里程六十五里間は寂寥たる土地にして六七里毎に一の寒村を路傍に見るのみ其後も雪深く行人絶え十六日の如きは一日十二里の行程間僅に橇七臺と人五人に遇ひしのみ

（三）　莫斯科、博爾地諾間記事

莫斯科に留まること十二日にして五月六日再び征路に上り五十四吉羅を馳せ博固羅士斯克に達す是日は凱施健康なり

七日四十八吉羅を行き巴古露布に達す、莫斯科に在て十二日間休憩を與へたるにも關せず凱施頗る疲勞の狀況を呈し遂に進行する能はざるに至り未だ巴古露布に達せざる二露里の處に於て竟に馬を下り歩行したり此時雷鳴り電閃き霰の降る銃丸の如く稍困難を覺えたり

八日凱施の爲め滯在し獸醫を招き治療せしむ

九日凱施大に快復せり獸醫曰く本日は三十五露里を行くべしと乃ち巴古露布を發し途中兩度の休憩を與へて二十四吉羅を乘りしに凱施疲れて進行する能はず因て下馬し十三吉羅の間自ら馬の口を取り歩行し午後八時始めて博爾地諸と稱する小村に達し即ち三十七吉羅の小距離に十時間を費したり此日若し巡査の同行なく且つ豫め旅宿を定めざりせば最も困難を極めしならん

十日憐むべし凱施は一歩も動く能はず又食慾なく恰も死せんとするの狀を呈せり乃ち治療を施さんとするも此地從來寒村にして獸醫なし因て人を雇ひ四十八吉羅なる烏羅地米爾に走らせ之を請求せしに管轄以外なるを以て辭し來たらず已む得ず深夜更に電報を巴古羅布に發して獸醫の來診を請ふ十一日獸醫の返電あり來診を諾す中佐以爲らく必用なる乘馬脆弱にして進行の目的に適せず然れども此全治を待つが爲め數月の時日を費さむ事は決して爲し能はざる所なり因て獸醫の診斷證を取りて後尼直諸峨羅特に赴き新馬を購求し還り一寸の地も斷絕せず必ず馬上の旅行を繼續せんと既にして又以爲らく世人若し汽車にて尼直諸峨羅特に赴きしと聞かば其新馬購求の爲めなるを知らず或は騎馬旅行を斷念せしやの說を起さんと爲めに一書を草し在獨逸の公使館に送れり

(東京日日新聞第六千三百八十五號、明治二十六年二月五日)

福島中佐遠征紀略(四)

十二日午後獸醫一名警部と共に巴古露布より來り詳細に診察す此時凱施は四足疲勞の甚しきのみにて別に熱氣なしと雖も數分時間も起つ能はず常に横臥せり獸醫曰く治療を施し二週間許を經過せば歩行するに至るを得るべきも其後尙數日間は到底乘用堪ふべからず況んや此を以て一萬四千三百餘吉羅の遠距離を騎行せんことは決して望むべき事に非ずと是に於て中佐は斷然決心し涙を吞んで凱施に別れ更に强健の哥薩克馬にして西伯利高原寒暑の兩極に堪へ得べき良馬を得んと欲せり然るに皆曰ふ尼直諸峨羅特は目下開市の時に非ず且哥薩克聯隊の駐屯なきを以て良馬を得る事難かるべし若かず再び莫斯科に歸らんにはと中佐即ち其相識なる莫斯科駐屯頓哥薩克第一聯隊長某大佐に電報し良馬の有無を問合し良馬あらば直

に赴くべきを告けたり
十三日午後四時三十分莫斯科より返電あり曰く馬あり來るべしと因て是夜一時三十分發の汽車に乘じて之に赴く、
十四日午前七時莫斯科に達し十二時兵營に赴き聯隊長を訪問す時に該隊の檢閲あり其畢るを待ち六時に至る聯隊長先づ中佐を食堂に誘ひし後兼て選定せし馬を示す中佐曰く一に足下を信任す足下若し予の目的に堪ふると信ぜば直に之を購はんと聯隊長曰く強健の良馬なり能く西伯利亞の往復に堪ふべしと先づ一兵卒をして試乘せしむ中佐之を可とす聯隊長曰く價金三百五十羅布を要す如何と中佐之を諾し是夜聯隊長の家に宿す
十五日日曜にて銀行休業の故を以て空しく一日を滯在す
十六日午前十時銀行に赴き爲替金を領收し兵營に至り聯隊長を見て三百五十羅布を交附し直に停車場に赴き午後一時發七時七分博爾地諾に歸る此時聯隊長は一兵卒に命じ博爾地諾まで馬を看護せしめたり
十七日尚ほ博爾地諾に留まる、舊馬は購買を望むもの多きも悉く之を辭し數日間旅宿となしたる郡長に與へたり憐むべし凱旋は此日に至るも尚步行する能はず中佐屢々至り見るに其時に喜色を呈し恰も訴へんとするもの有るが如く中佐も爲めに熱涙を灑ぎたりといふ後中佐書を在獨逸の友人に與へて曰く此行の悲境實に凱旋に別れし一時にありと又曰く將來或は之に倍する困難に遭遇するも目的の進路に於ては毫も之を變ずるなし神州の榮譽の爲め勇氣奮勵斃れて後に止まんのみと

（四）　博爾地諾、尼直諾峨羅特間里程日數

博爾地諾より尼直諾峨羅特　　一七九吉羅

十八日に發し二十五日に達す日數八日途中滯在三日を除き騎行の平均一日三十五吉羅八

途中景況

五月十八日午後一時三十分博爾地諾を發し四十三吉羅を騎行し九時烏拉地米爾に著す暑氣二十度新馬を烏拉と名く此地は未旅行の爲め訓練を施したる者に非ず因て殊に注意を加へ距離の甚だ遠からざるにも拘はらず途中二回の休憩を與へ且つ七露里每に一露里の少行をなせり郡長幷に巡査一名全路同行し且つ烏拉地米爾よりは貴婦人及其他數人馬車或は自轉車にて數里外に歡迎し間々酒肴を携へ途に在て饗應し既に烏拉地

米爾に至れば旅館の準備あり烏拉を消防隊の厩に入れ萬事懇切を極め中佐の不幸に際したる處置宜しきを得たるを稱贊し大に敬意を加へたり

十九日二十日此地に滯在し附屬せられたる副官と共に左の諸所を巡見す

中學校　生徒二百五十人　分て九級となし毎級一年とす

女子中學校　女生徒三百人　分て八級となし合せて八年とす

兵營　野營

消防隊　機械車十二輛消火夫四十人馬三十頭

午餐晩餐并に倶樂部に於てし士官の饗應を受く、此府は人口一萬八千にして市街丘陵に連り遠近の風光頗る美なり

二十一日午前八時を以て旅程に上る正午華氏の二十二度道路は綠陰なく頗る不便を感ず中途烏拉の爲め二時三十分間の休憩をなし且つ六時間毎に一二露里下馬歩行し烏拉の健康を保つに注意せり、莫斯科にて毛皮の外套を脱し春服を用ひしが其後一足飛に夏と成り是日既に外套の重きを感じ流汗全身を浸せり、本日の行程僅に四十七吉羅にして土露圖巴と稱する小寨村に投宿し椅子なし寢臺なし鶏卵と麵麭とを除くの外復た食すべき物なし

二十二日午前六時起程暑氣甚しく道路綠陰なく騎行不便なり九時三十分一小村に休憩すること二時三十分正午再び發し最熱の時を試みしが馬疲れ到底再びすべからず朝來の行程四十三吉羅にして此夜杳伊圖也巴村に宿す亦鶏卵と麵麭あるのみ

二十三日烏拉の爲め半休暇を爲し二十三吉羅の小距離を乘り威鴨尼幾と稱する小市街に宿し纔に肉食するを得たり

二十四日滯在

二十五日午後窩午喝河岸に達し汽船にて渡り尼直諾峨羅特に着し準備の旅館に投宿す此府は窩河に臨み風景頗る美なり此に滯在する又三日數日來地方政府より常に一名の警官を附屬せしめ頗る鄭重の待遇をなせり故に遲く旅館に達するも毫も困難あることをなし

（東京日日新聞第六千三百八十六號、明治二十六年二月七日）

福島中佐遠征紀略（五）

（五）尼直諾峩羅特、喀森間

日子　里程　投宿地

五月二十九日		四一吉羅	道努始村
同	三十日	六六吉羅	留哥窩村
同	三十一日	一七吉羅	鄂斯達始村
六月	一日	五四吉羅	瓦斯司私克市
六月	二日		滯在
同	三日	五一吉羅	維羅瓦伊拉克村
同	四日	五三吉羅	車宇薩市
同	五日	五〇吉羅	阿裟直諾村
同	六日	二二吉羅	利諾作喝村
同	七日	四一吉羅	斯維惹克村
同	八日	四〇吉羅	喀森府

通計四百三十五吉羅、日數十一日、內滯在一日を除き騎行の平均一日四十三吉羅半

途中の景況

二十九日は午前六時に發し午後七時三十分道努始村の郵便局に投宿す村內有名の人物即ち小學校教師、僧侶、戶長等來訪し種々の應答をなし數時間を費せり食物は僅ほ鷄卵と麵麭とのみ又寢具なし僅に長椅子の上に臥し外套一枚を纏ふて眠る。

尼喀爾府間一二の小市街を行くの外皆此の如し偶々警吏の盡力に依り一羽の鷄を得ることあれば實に無上の幸福とせり尼直諾哉羅特以東は既に所謂築堆道即ち石礫を以て固めたる道路に非らずと雖も其規模の廣大なることは未だ曾て各國の國道に於て見ざる所なり道幅大約五十二米突にして中央車道を四十米突とし左右の人道各々六米突とす人煙稀に行旅少なし僅に驛車農馬の通過あるのみ人道、車道皆野草を生じ屢々牛馬羊の數群路上に集りて野草を食ふを目擊せり又人道の兩側には並木ありて綠陰百餘里に連亘せり喀森州は露國飢饉中の中心なるを以て乞丐多く人氣惡しく旅舍の如きは價額常に頗る高く幾んど定價のある所を知らず露國の內務大臣より特命ありて常に警吏一名を伺候せしめ萬事能く周旋するが故に旅宿を得るには困難ならず然れども飢饉の爲に生ずる害惡は警吏と雖も制する能はず一日中佐途中の驛舍に休憩せし時通常の衣服を纏ひたる一老人室內に來り惠與を請へり中佐其情を解せざる眞似して巡査を呼び來たらしめ問ふて曰く此老人は何者ぞ巡査曰く是村人なり貴官に少許の惠與を乞ふなりと巡査敢て之を叱斥せず中佐微笑して錢二十文を與ふ老人大に

喜び神前に向ひ胸に十字を畫して去る叉驛舍の主人は頻りに茶代の如何を心配する樣子ありしが中佐發するに臨み机上に錢六十文を置くや主人一禮をなすを忘れ匇卒其錢を取りて懷中に投ぜり其飢餓の情景思ふべし

（東京日日新聞第六千三百八十七號、明治二十六年二月八日）

福島中佐遠征紀略（六八）

（六）喀森、白耳穆

喀森より白耳穆　六一二吉羅

十三日に發し二十八日に達す日數十六日、途中滯在二日を除き騎行の平均一日四十三吉羅

記事

喀森に滯在する四日其間要務の研究をなし十分に眠り十分に肉食して心身の健康を養ひ六月十三日左記略圖（圖略す）の進路を取りて白耳穆に向はんとす今は暑氣酷烈にして道路綠陰なく日中の騎行は徒に馬の疲勞を來たすのみ行進頗る遲緩なるを以て喀森、阿慕斯克に至る凡そ二千餘吉羅の間夏日の旅行は夜間となすの決定にて之を始め午後八九時の間に起程し翌朝四五時の間に宿憩所即ち午睡の地に到着せんとす此線路に於て肉食を得べき小市街は僅に二ヶ所にして他は皆小村落なるを以て中間の滯在は左記の小市街二ヶ所各一日と豫定し是日より短銃を外套の上に帶び防禦の準備をなす葢し此間の道路は概ね大深林を貫き熊、豭、豺、狼及び盜賊の常に出沒する處なるを以てなり白耳穆に於ては豫備步兵第二百三十四大隊の副官を十露里許りの地に派し且つ將校は樂隊を率て市頭に來り特に我國君が代の譜を奏して中佐を迎へ直に野營地の將校集會所に誘導し將校及び家族相集りて盛んなる晩餐の饗應をなし集會所の一室を以て中佐の滯在中駐宿の所となし同所を去るに臨み大隊長の令孃に命じ同隊の名を以て一の紀念章を贈れり

喀、白間實驗の記事甚だ多きも報知の暇なきを以て略す

白耳穆、朱緬間

里程日數

白耳穆より額喀特林堡　三九五吉羅

七月二日に發し九日に達す日數八日、騎行の平均一日四十九吉羅

絹喀特林堡より朱緬　　里程未詳

十五日に發し二十三日に達す日數九日（騎行平均詳ならず）

記　事

白耳稷州の知事は管內沿道の警吏、村長等に令じて中佐の爲め便利を計らしめ憲兵隊長大佐錫露古布氏は馬車を驅り送りて八十八露里の地に至れり

渾固爾市（白耳稷の南八十八露里）に於ては豪商士比仁氏其邸に誘ふて懇切なる饗應を爲し且つ紀念章を贈り同地を發程するの日は警吏、豪商等車を驅り馬に騎ちて市外數露里の地に送り喝采の聲暫時深林に反響せり

達里察に於ては巴固烈幾氏製酒所の傍なる待合の家に誘ひ發程するの際紳士貴婦人騎馬乘車にて六露里の地に送れり

白額間三百九十五吉羅は所謂烏拉の山中なりと雖も山脈の頂上は海面を拔くこと五六千尺に上らず且つ地勢漸々に上り高峰峻嶺の雲際に聳ゆるものなきを以て人或は亞、歐兩大洲を分界するの山脈たるを認めず唯だ一片の石碑ありて是より東は亞細亞、西は歐羅巴と刻めるを見て始めて其然るを知るのみ山の傾斜頗る緩慢にして恰も高原の如く車馬の往來素とより利便也然れ共今や酷暑の候にして日中の騎行に便ならず且つ道路松杉雜樹の密林を貫き無數の蚊、蠅飛ひ來り馬を疲勞せしむる少からず因て此二地間に八日を費せり蓋し地勢急峻ならざるも既に五六千尺の山間にして暑氣甚しく雷雨に遇ふこと幾回なるを知らず雨水屢々外套、軍服を透して全身を洗ふと雖も着替へを携帶せざる故唯體溫を以て之を乾かす此の如きの元來攝生に禁ずる所なれども中佐の鐵骨は爲に些少の病をも釀さず以て蒙古の沙漠、西伯利亞の氷雪皆意とするに足らざるを知れり但し一月以前に蒙古を通過し得べきや否やの一事のみ其懸念する所たり何となれば蒙古の高原は一たび降雪に遇へば車馬の跡忽ち消滅して一面の銀世界となり地利の研究上大に効力を減ずるが故に必ず十月以前に庫倫に出でんことを希望せり然るに時日を算すれば僅に七十五日を餘し里程は尙は五千餘吉羅あり之より滯在日數を除けば一日平均七八十吉羅を騎行せざる可からず且つ目下の乘馬烏拉にては到底此目的に適せざるのみならず蒙古地方の燕麥草秣なき高原に堪ふるの見込みなきを以て阿森斯克に達するの前困難に耐ふべき馬二頭を購求することに決せり

此八日間は安眠せしこと僅に二回其他は晝夜とも纔に睫を合せんとすれば忽ち無數の臭虫即ち床虫に襲はれて熟睡する能はず或夜の如きは不潔の床板上に草株及青草を敷き其上に主人の懇情を以て一枚の蒲團を得、之を敷きしも獨り床虫のみならず種々の青虫に襲はれ防禦の間に一夜を明かせり又此八日間肉食せしこと二回、鷄卵と麵麭のみにて甚だ不規則の食事をなせり頴喀特林堡に滯在する五日十五日頴堡特林里を發し其第三日即ち十七日は百三十露里を騎行し小市街喀木堡維布に到着せり地勢平坦道路善良叢林耕田相交はり奇峰少なく騎行に便なり然れ共路傍樹陰なく日中暑氣甚し休憩する村落には亦鷄卵、麵麭あるのみ床虫の來襲も頻數にして安眠する能はざりき朱緬に滯在する一日

（東京日日新聞第六千三百八十九號、明治二十六年二月十日）

九歳で母親

（明治二十六年七月十一日）

九歳の童女子を生む

長崎縣下南高來郡北串山村小田山農某の娘（九年）は通常の者に比すれば脊丈高き方なりしが去年より膨れ初めたる腹は流石に姙娠とも思ひよらず父母親類は脹滿ならんと心配する內この程産氣づきて男子を産み落したりされど難産の爲め嬰兒死しゐたるよしこの童女は三歳の時より巳に經水を見りと云ふ

（讀賣新聞第五千七百三十六號、明治二十六年七月十一日）

謀殺 贈賄 相馬事件

（明治二十六年八月四日）

相馬家の協議會　相馬子爵初め被告發人八名が過日東京地方裁判所に於て岡田豫審判事の訊問を受けて以來同家の親戚は常に同家に會議を開き續けりと云ふ

錦織氏の上申書　同氏は昨日左の上申書を提出したり

上申書

自分儀相馬順胤外七名に係る謀殺告發事件に付御尋問の末旅行御許容被成下候へ共退て愚考仕候に右告發事件に關しては閣下暑休にも不拘着々御取調べ被成候折柄告發人の自分旅行可致時に無之依て御取調べ終結迄何時にても御召喚

御訊問に差支無き様旅行相止候條此段上申仕候也

麻生區笄町百三番地故相馬誠胤

舊總理代人

錦織剛清 ㊞

廿六年八月三日

上申書

相馬順胤外七名に對する謀殺被告事件に付ては已に御起訴の手續に及ばれ目下豫審判事の審問即ち證據蒐集中に有之候處該件に付ては去る一日被告人共訊問をなし續て證人等の訊問相開き候趣承知仕候へ共彼の被告人共は何故に拘留狀を發せられざるか何となれば放火謀犯故殺犯等の起訴に係りし被告人は拘留狀を受くべきは事務取扱ひ上當然なるに獨り相馬順胤外七名の被告人等が拘留せられざるは例外なるを以てなりとは世人の評說する所なり今や被告人等の重大なる被告事件の犯罪に關し取調べを受くるに於て彼等團欒集會をなし其宜しき處に決定し以て異口同音判官に答ふる所の機會を得しめたらんには到底犯罪の發露に延滯を來すのみならず況や不正の運動をなし或は證據を湮滅せしめ爲に種々なる計畫をなすことを與ふるの便宜あるをや元來本議は曾て被告人等が故誠胤に關し錦織事件に付謂ふ可らざる所爲あることは社會公衆の認むる所なるを以て已に被告人等重罪中尤も惡む可き嫌疑を蒙りたるは今日に於て彼等を歸宅せしめ一家團欒隨意の集會をなさしむるの好機を與へ其儘に付するに於ては犯罪取調べに不都合を生じ候事萬々の儀に御座候間何卒御拘留相成り精密なる御取調べ被成下度此段上申仕候也

告發人錦織剛清代理人

廿六年八月三日　岡野寛

東京地方裁判所豫審判事岡田清橋殿

檢事長森藤吉郎殿

瘋癲病の系統　相馬家には祖先以來多少の瘋癲症の徵據ありて一の遺傳病となり來りしが近くは充胤氏の實弟義諧氏にして同氏は廿一歲にして佐竹家の養子となり廿八歲にして瘋癲症を發し躁暴性なりしを以て佐竹家にては同氏を池の端の別邸に座敷牢を設け之れに鎖閉したりしが同氏は病遂に癒えずして明治元年三十二歲にして卒去せり然れば瘋癲症は同家の遺

傳症たることは相違なかるべし今より二百年前相馬藩の家老職たりし門馬八郎兵衛は君家の爲め大に同病の遺傳あるを憂ひ同症の根源を斷たんと計り主君を廢して系統の異なりし遠縁の者を相續者たらしめんと謀りしが其事人の知る所となり八郎兵衛は主君の廢立を謀る者なりとて遂に死罪に行はれぬ其後同家の主君には絕へず瘋癲症あるを以て藩士の人々傳へて五郎兵衛の祟となし相馬家にても其の無罪を知り此れを一社に祭りて大功靈神と稱し每年祭典を行ひ居るよし

大越亨氏の談話　滋賀縣知事大越亨氏は元相馬藩士にして少年の時故誠胤子爵に近侍せし人なり頃日上京して山城町山城軒に滯在中なるを以て記者は氏を訪ひ這般の事件に就て問ふ所ありしに氏は曰く謀殺云々の虛妄なることは既に世人の知る所となりたるが如しと雖も唯其配するに不具の夫人を以てしたりとの事は尙有識者の間にすら信認せられ居るが如し余は當時の事情に詳しきを以て之を語らん故誠胤君は相馬家に於ける近來の英主なりしを以て才貌双絕の伉儷を得んことは舊藩士等の夙に心掛くる所なりしが慶應二年頃の事なりし元北海道警部長を奉職して先頃死去せし藤田九萬の兄藤田又右衛門なるもの信州松本の戶田家に相應しき令孃あるを以て之を迎へられんことを申出でたり然るに當時は窮屈の世の中なるを以て主公自ら見合を爲す能はず依て藩の用人石川助左衛門（錦織剛清の伯父）錦織四郎太夫兩人令孃が愛宕山に參詣せらるゝ途中山上の掛茶屋に待受け居りて之を伺ひ何の申分もなければ夫人として迎へらるべき旨を復命したり是に於て直に老公（齊胤君）に申上げ尙、誠胤君にも申上げて終に夫人に迎へる事に決し戶田家と其約束を調へたり去れど當時は戰亂將に起らんとする際なれば合卺の禮を擧ぐること能はず彼の約束も殆んど立消となりし有樣なりしが誠胤君は元來英邁の人にして英邁の氣眉宇の間に溢るとも云ふべき人なりしかば或有力なる公卿華族の一人之を偉なりとし其姬君を誠胤君に配せんとし內意を藩士の一人に通ぜられたり當時余等は公卿華族の姬君を娶らんこと、朝廷に對し奉ることを始とし其他總ての事に都合宜しかるべければ此姬君を娶らんことを勸め奉り藩士中にも同意者多かりしが最初戶田家の姬君を迎ふることに盡力せし人々は戶田家の姬君に其後何か落度のありしならば兎も角何の落度もなき者を今更破約すべからずと戊

辰の亂を以て約束の消滅する境界となすが如きは最も不可なりとて之に反對せしが此說如何にも道理ある說なれば終に前約の如く戸田家の姫君を迎ふること丶なり明治二年姫君は松本より中村城に入輿となり古式を以て婚儀を執行せられたり合衾の禮を擧けたる當夜萬事障りなかりしや否やを確むることも亦結婚式の一に在るものなれば夫人にして愈よ情を解する能はざる不具者なりしならんには此時に於て不具の原因明白となりしに相違なし爾來情交頗る濃かに漆膠啻ならざる有樣にして却て近侍の人々は之を心配して夫人に或醫者を附け置く位なりし明治七年頃より誠胤君は慶應義塾に入學し寄宿舍或は下宿屋に在りて土曜、日曜の外歸宅せられざりしが夫人との間は舊に變ることなく病氣の發作せられし前に當ては殆んど三ヶ月間一刻も其傍を離るゝを許さゞりしことさへあり、夫人は始終心身共に健全にして其逝去の前月經不順のために戸塚文海氏の診斷を受けたることの外殆んど病氣に罹られたることなし此等の事を以て見れば夫人が決して春を解する能ざりし不具者にあらざりしこと知るべし從て配するに不具の妻を以てしたるが爲め鬱屈して狂したりとの說の誣妄なるを知るに足るべし又志賀直道は明治五年に始めて家令となりしもの青田綱三は慶應二年頃始めて小姓に召出されたるものにして決して夫人を定むる事などに容喙したる位地に達せざりしものなれば彼等が相謀て不具の夫人を配合したりとの說も亦誣妄なるや知るべきなり云々

（東京日日新聞第六千五百三十六號、明治二十六年八月四日）

謀殺 贈賄 相馬事件

證人取調　小石川警察署詰刑事巡査島津勝次郎及び同人妻々ク華族子爵織田信敏子は相馬事件の證人として昨日東京地方裁判所へ召喚せられたり

證據湮滅の憂なきか　相馬家方の被告人等を豫審判事の拘引せざるは何故ぞ刑事訴訟法第七十二條の第一、第三兩項には被告人何れも該當せざるべけれど第二項の罪證湮滅の憂は斷じて之なしと謂ふべからず尤も第七十二條の本文は其場合に於て判事は拘引狀を發することを得と云ふに止まり拘引狀を發すべしと命ぜざれど今回の被告人等は謀殺の大嫌疑ある者なれば之を發して然るべきものならんと論ずる者あり磯邊讃

護士の如きも此論を把り彼の森文部大臣刺殺の際に天晴れ其職を盡して西野文太郎を殺したる護衛某をすら掛り判事は涙を揮て拘引したるの例あれば今回の如きは無論拘引すべき場合なりと語れり

大越亨氏の談話　故戸田夫人に關する大越亨氏の談話は前號の紙上に掲載せしが氏は又曰く故誠胤君が慶應義塾通學中、常に君の左右に侍せしは先年沖繩縣屬奉職中同地に於て死去せし松本茂と云ふ人なりしが此人は今現に貴族院議員たる原忠順氏の許に長く食客となり後相馬家に仕へ誠胤君の近侍となりたる人にて極めて溫厚篤實なる性質なり松本は此の如く篤實の人なりしかば誠胤君の血氣に逸るが如き事どもあれば何時も之を諫めしに誠胤君は松本より其識見高きこと一等なればまた松本が愚痴を云ふとて聞流されし程なれば殘酷なる者共を左右に侍せしめて虐待したりとの說も亦取るに足らざることを知るべしと氏はまた記者の問ひに答へて曰く相馬家の血統中に癲狂者ありしことは事實なり現に岡田泰胤氏の兄にて出でて佐竹家（秋田の別家）を嗣ぎし佐竹壹岐守（義諶）も亦發狂したり壹岐守の病症は誠胤氏の如く病氣發作したるときは躁暴なりしも鎭靜したる時は常人に異ならず現に發狂して數年を經、將に死に瀕したる際家人に大山格之助を呼び來れと命ず家人命に應じて大山氏を迎へ來れば壹岐守端坐大山氏に向て相馬は我實家なり決して王師に抗する筈なし若し之ありとせば事情の許さざるが爲め一時の誤まりを來したるものなるべし君其れ之を諒せられんことを望むと述べしかば大山氏は大に感歎して引取られたりとの事を聞きたることあり又相馬の舊藩士中には種々の黨派あり去れど舊君主の前に於ては皆同一體なり今回の事件に就ても充分の盡力を以て舊主家の冤を雪がざるべからずと一同奮發し居れり云々

舊藩士の會合　舊中村（相馬）藩士四十餘名の人々は一昨日午後一時より芝區西久保櫻川町十三番地九號なる事務所に會して左の決議を爲したり

一、運動の方法、飽く迄相馬家の冤を雪ぐを以て目的とし本意を達せざれば息まざる事
一、常議員を置くこと
一、在京舊藩人より辯妄書を發表すること
一、詳細の辯妄書は在鄕總代人の上京を待つて公にする事

一、常議員の數を七名と定むる事

一、相馬家事件に關係ある人々に委員を派遣し事實を審明せしむる事

右の常議員には大越亨、愛澤寧堅、小倉精宗、大槻吉直、飯塚清通、室原重福、渡邊旗次郎の諸氏當選せりといふ

辯妄書　在京舊相馬藩士は此程來主家雪寃運動に關し種々協議する所ありしが昨日在京同藩士一同の名を以て辯妄書を發表するに決し即ち左の書を公にせり之れに署名するものは二宮尊親、室原重福、渡邊旗次郎、大槻吉直、愛澤寧堅、小倉精宗外四十二名なり

辯　妄　書

錦織剛淸の告發狀並に無名無責任の自訴狀なるもの一たび新聞紙上に提出せらるゝや世の耳目は忽ち相馬家に集り天下具眼の士を除くの外は荒誕妄説唯其の奇を賞し其怪を好む揣摩臆測に交ゆるに道聽塗説を以てし事の實相は益々埋沒して說の無稽なるもの愈よ世の耳目に投ぜんとするの傾向あり蓋し事の實相は無味冷澹なるを以て人之れに耳を傾くるを欲せず構造奇怪の說に至りては人皆之を喜ぶ是に於てか彼の告發狀の如き少しく思慮ある人より視る時は全篇の文字悉く架空憑虛一として證跡なきに拘らず世之れを信ぜんとするもの尠からず若し夫れ無名無責任の自訴狀に至りては一篇の結構總て是れ空中の樓閣のみ宜なり其の名を匿し其責任を逃れんとするや然るに今や毒殺の妄說啻に市虎三傳のみならず到る處相馬事件を云々せざるはなく之れに加ふるに都下の新聞皆競ふて怪談奇說を揭出して俗情に投ぜんとするが如く紛々更に紛々殆んど停止する所を知らず然れども歸着するところの要は唯彼の錦織剛淸が唱ふる毒殺說の外に出でず因て玆に略ほ其妄を辯ず若し夫れ本件全體に關する詳細に至りては更らに天下に告白する所あらん

第一　誠胤君の死は毒殺に非ざる事

誠胤君は心臟麻痺に因て逝けり病死にて斷じて毒殺に非らざるなり而して其病死たるは醫家の明かに證する所にして又官の臨檢に於て異狀なきを認むる所なり又何人ぞ毒殺なりと唱ふる者あるを聞かざるなり然るに獨り錦織剛淸あり大聲疾呼して曰く誠胤子の死は毒殺なりと顧ふに天下萬人

此一擧を耳にして或は其の毒殺なるかを疑ふものあらん然れども是れ唯疑ふのみ其果して能く毒殺たるを斷言して躊躇せざるもの天下何人かある其之を斷言するものは剛清一人のみ今や剛清は千萬人中獨り自ら提出して誠胤君の毒殺なるを斷言す以上は法律上の責任として將た德義上の責任としても必ずや其の毒殺果して毒殺たる所以の確證を示さゞるべからず然るに彼れ一證據だも揭げず漫然毒殺たるを放言するに過ぎず余輩は實に其の無責任の太甚しきに驚かざるを得ざるなり若し萬々一にも毒殺の事ありとせば其の死前に於て若くは其死後に於ても證徵の存するものなかるべからず剛清今死前の確證を擧ぐる能はずとせば宜しく死後の明證を示さゞるべからず死後の明證若し示す能はずとせば死前の確證を擧げざる可らず而して彼れ死前死後共に一確證一明證をも擧げずして唯漫に毒殺なりと唱ふ彼れ果して法律上の責任を知れる乎德義上の責任を知れる乎若し果して之れを知れりとせば何ぞ其の責任を盡さゞる剛清にして果して立證の責任を盡さんと欲せば先づ毒料の果して何物たるかを示さゞるべからず其の使用者の果して何人たるかを明かにせざるべからず其の使用方法の如何を示さゞるべからず使用の日時を明かにせざるべからず若し完全に此等數者を立證する能はずとせば少くも其一二に就き立證する所なきを得ず而して彼れ以上の數者中一も之れを證明する能はざるに非らずや然らば則ち剛清の所謂毒殺なるものは竟に是れ空中樓閣の囈語たるを免れず故に余輩は毒殺の疑を辯ぜんと欲して捕風捉雲の感啻ならざるなり若し剛清にして些少たりとも實形的の證據を擧げ來たらんには即ち玆に一の實形あり余輩之れを擊破するに於て其目的物あるを喜ぶ然るに彼れ漫然囈語するのみ漠然放言するのみ而して世間此の囈語此放言を信ぜんと欲するが如き者あるに至りては余輩殆ど言ふ所を知らざるなり夫れ此の如く剛清の唱ふる毒殺は一囈語のみ一放言のみ余輩彼れと爭ふべき一確證なきを奈何せん故に余輩は唯玆に誠胤君の病死たる證憑の存するあるを明言するに止めん曰く血液分拆の結果曰く死前に於ける醫家の診定、而して其診定者は曰く醫科大學教授醫學博士榊俶曰く醫科大學教師ドクトルベルッ曰く主任醫中井常次郎曰く病床日誌曰く死亡證其他尙死後に

於て官の屍體檢視是れなり凡そ此の數者は皆病死たるを明證するものとす若し夫れ剛淸にして以上の數者は病死たるを證するに足らずと曰はゞ乞ふ其の反證の確然たるものを揭け來れ余輩決して其の證據なきを信ずるものなり（未完）

（東京日々新聞第六千五百三十七號、明治二十六年八月五日）

謀殺 贈賄　相馬事件

香川敬三氏の談話　皇后宮大夫香川敬三氏も彼の無名氏の自訴狀の一犧牲たり自訴狀に據れば氏も五千圓の賄賂を收めて相馬家令扶等に加擔したりと云へり然るに社員の同氏に就いて事實を質すや氏は確實なる證據書類等を擧けて身の潔白を表されたり今氏の談話によりて氏と相馬事件との關係を記せば明治十七年五月下旬頃宮內書記官櫻井純造氏香川氏を訪ひ舊相馬藩士錦織剛淸より依賴を受けたりとて香川氏に請ふやうは錦織の舊主相馬誠胤氏發狂人に非ざるを左右に姦人あり之を一室に閉鎖して他人に接することを得ざらしめ以て益々私慾を恣にす錦織痛憤に堪へず貴下宮內少輔にして兼て華族局長なれば誠胤氏を宮內省へ呼出して事情を垂問し閉鎖を解き錦織の意見を貫徹せしむる様盡力ありたしと不肖を介して貴下に請ふなりとありければ香川氏は右櫻井氏の言ふ所を信じ直に相馬誠胤氏を宮內省に召喚したるに期に至り誠胤氏は出頭せずして同氏の實父にして後見人たる充胤氏より左の通り屆け出でたり

御屆

從四位相馬誠胤儀本日出頭可致旨御達之處兼て御屆申上置候通病氣に付後見人の私儀出頭可相伺筈に候へ共所勞に付出頭致兼候間此段御屆申上候也

從四位相馬誠胤後見人

明治十七年五月三十一日

從四位　相馬充胤㊞

右は日附の通り五月三十一日の事なるが翌六月上旬香川氏は兎も角も誠胤氏に親しく面會して實狀を視んと決心し即ち自ら相馬家に赴きしに同家令扶出で來たりて應對す香川氏乃ち過日誠胤氏を召喚せしに病氣の故を以て出頭なきに付き華族局長の職務上、本人の病狀を臨視する旨を傳へしに令扶等は直ちに誠胤氏の居室に案內せり此時誠胤氏は庭中にあり詩歌

の如きものを唱へつゝ運動をなし居たり居室は八疊二た間程有しと覺ゆ其次の間には家從體の男子二人許り詰め居れり鐵柵等の設はなかりき誠胤氏は香川氏の訪問を聞き坐に着きて默禮す香川氏問ふ病氣の由、病名は何たるやと誠胤氏答ふるに腦病の由を以てす學問は何方に於て學ばれしやと問へば慶應義塾にて學びしと答ふ而して誠胤子は應答の間終始空を仰ぎて香川氏の顏面を正視せざる等の擧動何となく平常人と異るあり香川氏は尚ほ暫く談話を試みて別れを告げ更に同家令扶に面會して誠胤氏を診察せる醫師を問ひしに戸塚文海氏診察せる由の答あり依て香川氏其後書を戸塚氏に寄せ誠胤氏の病狀を問ひしに戸塚氏宮內省に出頭して精神病に相違なき旨を答へたり斯くて同年六月十六日錦織剛清氏香川氏を訪ひ相馬家の事情を陳述したれば香川氏も此の時まで盡力の次第を逐一錦織氏に物語れり其後同年七月十三日に至り誠胤氏病狀に就いて左之通り戸塚氏より香川氏へ報告あり

相馬誠胤

右者近來全身の營養は恢復すと雖も心志不安喜怒無く常に稍もすれば傍人に暴害せんと欲する等の如き精神病の症狀は頻々發動して病勢稍增加するが如し

右近來の病症概略御通報申上候也

七月十三日　戸塚文海

香川敬三殿

尙又誠胤氏を癲狂院へ入院せしむるに付相馬充胤氏より戸塚文海氏の診斷書を添へ左の通り宮內卿へ屆出でたり

癲狂院に入院御屆

從四位子爵相馬誠胤儀精神病にて戸塚文海の治療を受け服用罷在候處近頃病勢相募候に付癲狂院へ入院の上治療差加候方可然醫案に付來る十三日府立癲狂院へ入院爲致候間別紙診斷書相添此段御屆仕候也

從四位子爵相馬誠胤後見人

從四位　相馬充胤　㊞

明治十七年七月十一日

宮內卿伊藤博文殿

相馬誠胤

右者精神病近來頻々發動候に付入院療養可然診斷候也

明治十七年七月十一日　戸塚文海　㊞

右に付香川氏は櫻井純造氏に面會し前文記する處の事情を告げ且つ錦織へも其顛末を傳へられ度旨を語れり爾來香川氏は復た相馬家の事に關係せしことなしと云ふ

證人取調　同事件證人として榊、片山の兩醫學博士及び淸水侵次郎、種村格、同タカの五名は昨日東京地方裁判所に出頭し岡田豫審判事の取調べを受けたり

證人召喚　北條子爵、後藤衛生局長、内藤警部の三名は證人として本日、瀧野侯爵は明十日いづれも證人として召喚を受けたるよし

血液分析　警視廳に保存しある故誠胤氏の吐血は事實審理の證據として分析をなすはづなりといふ

舊藩士上京　昨今舊藩士の續々上京すること引きも切らず

（東京日日新聞第六千五百四十號、明治二十六年八月九日）

謀殺 贈賄　相馬事件

證人取調　岡田豫審判事は一昨日日曜日なるにも拘らず同件證人東明たけ（しけの母）西内善右衛門、戸塚文海、田中恭次郎、安崎武彥の諸氏を召喚訊問せるよし又榊、片山の兩醫學博士も證人として本日出廷すべき旨召喚を受けたり

證人喚問の請求　錦織氏代理人岡野寛氏は同件證人として芝見晴海水浴在種村カク及び同人母種村タカの兩人を喚問ありたき旨昨日主任岡田判事へ請求したりといふ

大越亨氏　社員に語つて曰く貴社新聞に故誠胤君の夫人に關する余が言は誤まれりと錦織はいひたるよし記載あれども余は此の如き舊主の大事に關しては殊に言語を愼しみ決して誤まちは傳へざるなり余は却て玆に彼剛清の誤を正すべし故に夫人の姉妹は數多ければ彼が指す姉君は果して其誰なるやを知る能はざれども何れ劣らぬ麗はしき姬君のみなれば殊更に姉妹を換へて見合を爲すの必要なかるべし又結婚の當夜他の女中を枕席に待せしめんとせしに誠胤君怒つて枕を投げ付け云々とは實に抱腹に堪へざる事也下等社會の結婚ならばイザ知らず當夜の儀式は明治二年十月舊中村城中に於て擧げたるものにして莊嚴鄭重を極めたるものなれば怒て枕を投げ付くるが如き擧動あるを容さず試みに斯る事ありとするも當時式に關する主擔者は杉本角兵衛、石橋兵太夫等にして志賀は國許に居らず青田は其の地位僅に小姓役たるに過ぎざる時なり

序に誠胤君夫妻の相和せし事實の一例を擧ぐべし生子なきことは夫妻共に之を憂へ居たる事とて明治六年の七月慶應義塾にありし頃避暑旁々夫妻相携へて伊豆の修善寺に入浴の事を思ひ立父君充胤に請ふて弟龜五郎卽ち今の順胤君と妹忠子とを伴ひ修善寺に至り菊屋といふに投宿して日々入浴したる事あり是れ古來より修善寺に浴すれば必ず兒を得べしとの傳說あるが爲なり若し果して夫人にして春を解する能はざらんか誠胤君の英邁なる兒を擧げんとするが爲に殊更に夫人と共に修善寺に浴するの愚を爲さんや又此の一事實推して以て弟妹に對する友愛の情を知るべきなり彼が云ふオイリなるものは我共何たるを知らずと雖も相馬家々例の式には左るものなし

（東京日日新聞第六千五百三十九號、明治二十六年八月八日）

謀殺贈賄　相馬事件

證人取調べ　故誠胤子の繼母あや子は同事件證人として昨日東京地方裁判所へ召喚せられ岡田豫審判事の取調べを受け、又山根警視廳醫務局長及び久保警察醫も同じく召喚の上事實の訊問ありしといふ

證人召喚の請求　錦織氏代理人岡野寛氏より同件證人として戸塚文海、後藤新平、淺野長勳、北條恭氏の四氏を訊問ありたき旨書面を以て昨日岡田豫審判事長森檢事へ提出せり

舊藩士大臣を訪ふ　舊相馬藩士の有志總代宮原重嗣、飯塚清通、小川鎌太郞の三氏は昨午前土方宮內大臣の邸を訪ふて一時間餘問答せるよし

錦織剛清氏　曰く故誠胤君の夫人に關する大越亨氏の說話は誤まれり彼の見合ひを爲したりといふは實際後に誠胤夫人となりたる人に非ずして其の人の姉なり又結婚の當夜は夫人は障る事ありとて或女中を枕席に待せしめんとしたるに誠胤君は怒て枕を投げ付けたり間もなく誠胤君は東京に出て明治五年夫人が東京に來るやまた間もなく慶應義塾に入りたるを以て殆んど夫人と同居したることなし又大名の婚禮には「オイリ」箱なるものを里方に送るべき儀式あり後余が戸田氏に面會したる時果して相馬家より之を送り來りたるやを問ひしに戸田氏は確答する能はざりし此等の事實は夫人が不具者たるの證據なり余は戸田家にして余が舊主家の爲めに盡すある を諒せらるゝに於ては此の如き事　　せざるを考へなりしと

れど戸田家の余に對する處置は余をして之を公言するの止むを得ざるに至らしめたり云々、氏又曰く最初本件に關係せしもの八十餘名を悉く告發する考へなりしも思ふ所あり彼の七名に止め置きたるなり

氏尚語を次で曰く本件に關係ある醫學博士榊俶は毎日丑の時に其の邸内に祭れる赤淵稲荷に裸參りを爲し以て相馬事件に關して裁判所に召喚せられざるやう祈り居れりと云ふ其愚笑ふべし云々

中井醫師の投藥處方　誠胤氏死亡前即二月二十一日に主治醫中井常次郎氏が投藥せし處方は左の如きものゝよし

阿片　〇、〇三　　鉛糖　〇、〇三　　糖　〇、〇三

不忠庵　錦織剛清氏自ら不忠庵愚翁居士と稱す愚翁書を能くし又刀劍の鑑定に妙なり近頃又俳句を學ぶ其の近詠に曰く

辯妄書を見て

打出した網に洩れけり夏の月

かしわ手に願の叶ふ神やしろ

　舊藩士事務所を設けしと聞きて

還廻りしても汲みたり岩清水

涼風の來る路二尺許りなり

踏て見て越る橋あり朧月

　誠胤公を飽迄瘋癲と稱するを評して

誠藥の花を牡丹といわれまじ

人の名を借りて見た牡丹哉

（東京日日新聞第六千五百三十八號、明治二十六年八月六日）

相馬事件の波瀾

好奇の人情は相馬事件なる一題案に馳騁の好馬埒を得たるが如く道聽塗說となり巷談街話となり海市蜃樓となり紛々紜々殆んど江湖の耳目を五里茫々の霧中に迷はしめ而して江湖の耳目を以て自から任ずるもの亦往々或は好奇の世情に媚び或は自ら好奇の俗情に耽り想像又想像、臆測又臆測、得るに任せて採錄し傳播し以て只管好奇の人氣に後れんことを之れ懼る而して辯護士會の常議員會を開き辻講に類する演說會の處々方々に開かるゝ亦其波瀾として視るべきのみ

辯護士の風紀と名流に對する咎責の輕卒にすべからざることは吾曹が一たび注意を加へたる所にして吾曹は素より二方の機密に與聞したるものゝ他の一方に訴訟代理たるを不可とすと雖も星亨氏の自ら陳述したる所にして果して事實を得たりとせん乎一方の機密に關與したりとも見えず從て其行事の光

明磊落を缺くは吾曹も亦之を認むと雖も事々しく之を問ふは亦聊か好事の嫌を免れざるが如し辯護士の風紀を論ずれば瑣々たる此事實よりも更に大に問ふべきもの必ず之あらん吾曹は法律を知り法律を守る辯護士諸氏が世の滔々たるものに混じて之と相浮沈する勿らんことを望む相馬事件を名題として政談演説を開くもの日々夜々殆んど其迹を絶たず而して警察官の注意亦至らざる所あるが如し顧ふに相馬事件なるものは今日の狀況に於て決して政治の問題と謂ふを得ず實に一華族の私事なるが故に之を題目として政談演説を開く已に甚だ奇なりと云ふべし殊に演說するもの〻中、間々木戶錢の收入を以て目的とし興行の意味にて之をなすの徒あり他人の私事を奇貨として其言議を售り以て私利を營むを憚からざるが如きは之に向て道義を責むるの却て迂濶といふの外はあらず故に警察官の注意を以て充分に此不德を匡救するは吾曹の切望に耐へざる所なり蓋し本件の裁判に於ける全く豫審中に屬し未だ一事の判明なるあるに非ず故に原被に關係あるものは各々其自己の眼界聽覺に存するものを述ぶるに過ぎずして傍觀者は亦其一方に偏し若くは唯だ漠然双方のいふ所を觀察するの外ある可らず如何なる演說も此の範圍を出でずとせば豫審の未だ終結せず甲是乙非の未だ知るべからざるに於て徒に想像に想像を加へ臆測に臆測を加ふるのみ是れ警察官の大に注意を加へざる可らざる所、今の集會政社法は優に之が取締を行ふの餘地を存するなり吾曹素より今日に於て其一是一非を斷ずる能はずと雖も豫審中の事項を招牌として公然無用の言論を售るものを見るに於ては玆に警官の注意を呼ばざるを得ず

（東京日日新聞第六千五百四十八號、明治二十六年八月十八日）

寄書

拜啓小生過日厚生館に於て相馬事件に關し相續論と申す題にて一場の演說仕候處忽ち二三新聞社の筆記掲載する所と爲りたり然れども或るものは簡に過ぎて趣旨の在る所明瞭ならず或るものは大に趣旨を誤認したるもの〻如くにして稍々迷惑に存居候因て今該演說の大要を自ら筆記し且つ題號を改め即ち別冊貴社に差出申候間特に餘白に御掲載被下候はゞ幸甚に御座候匆々

八月十八日　　磯部四郎

日報社編輯局御中

相馬事件の原因

所謂相馬事件は目下の一疑獄謀殺と云ひ贈賄と云ひ道路怪聞百出往々人を驚倒す而して愬ふ者諍ふ者其是其非未だ確かに臆斷すべからざるのみならず凡そ法術淅理中なる事實の有無當否に就き私人妄りに論議するは法律の許さゞる所余輩豈復た世の階々者流に附和し徒らに臆測を用ひて私議を擬らすを爲さんや只余は該紛擾の根元に於て感ずる所あり聊か卑見を述ぶること左の如し

古來舊族富豪の家親姻主從儘々黨與を作して軋轢又排擠遂に刑獄の事を惹き起すに至りたるもの其原因相續の爭に係はらざること幾んど罕れなり試みに夫の某々御家騷動なるもの﹅事跡を尋ねよ大概然らざるは莫けん相馬事件も亦要するに是れのみ而して余は乃ち該事件の原因は相續法及び無能力者保護法の不完全に在りと以爲へり請ふ之を辯ぜん

相馬誠胤氏已に逝き子秀胤氏在るに拘らず弟順胤氏其家を繼ぐ是れ世の指議を免かれざる所蓋し故誠胤氏は故充胤氏の長子にして夙に相馬家の戸主たりしも其親族及び僕從より瘋癲者を以て遇待せらる乃ち誠胤氏の相續人として其弟順胤氏を豫め擁立したるは親族會議の決定に依り固より誠胤氏の意思に出づるにあらざるもの﹅如し而して誠胤氏の秀胤氏を生めるは數歲の後に在り抑々長子孫の父祖に承繼するは家督相續の原則にして苟も重大の理由あるにあらざれば被相續人と雖も之を變更左右するを得べからず即ち戸主にして子孫あるものは別に相續人を定むるを得ざるは勿論前戸主若くは親族會の如き相續人を定むるの要あるは戸主死して全く其の嗣儲なき場合に限るべし其れ然り順胤氏を以て誠胤氏の相續人と爲したるは誠胤氏の子なき以前に係るが故に此事若し誠胤氏自由の意志に出でん乎爾後秀胤氏を擧ぐるあるも順胤氏相續權の確實なるや疑ひなし斯の如きは所謂順養子なるものにして順胤氏は猶秀胤の兄の如くなればなり然れども親族會が順胤氏を擁立するに方りて誠胤氏の承諾を經ざるは爭ふべからざるの事實なるべし若し夫れ親族會の諸人が誠胤氏の承諾を得たりと曰はゞ是れ自家撞着の背のみ何となれば親族會が誠胤氏を瘋癲者として監置し總に其本復を認めざるが故に其無能力者に向て有効なる承諾を得べきの事由あらざればなり且つ又誠胤氏が果して自由の意志を以て順胤氏を相續人と爲すこ

とを欲せしならん乎、宜しく一家内の協議を盡して足るべく決して他の親族の干渉を須ゐざりし由なり是を觀て誠胤氏が曾て順胤氏の相續權を認知せざりしものと見做すは至當の推測たるべし其れ既に誠胤氏にして順胤氏の相續權を認知せざらん乎相馬家正當の相續人は誠胤氏の一子秀胤氏ならずして誰ぞや

或者曰く順胤氏の誠胤氏に繼ぎ現に戸主たるを見れば其曩に親族會の決議に依り相續權を得たるも誠胤氏の死亡に依り之を實行したるも現行法の許せる相當の手續に據りたる者に外ならざるべし故に事理に於ては相當の手續權秀胤氏に在りとも今や已に晩し秀胤氏は到底順胤氏に對して之を爭ふを得ざるならんと是余が該事件に關して相續法の不備を慨く所以なり夫れ順胤氏の相續は相當の手續を經由したりと謂ふとも其手續は偏に親族會の決議に基き行爲したるに過ぎず而して現行法は或る場合に於て親族會議が戸主の承諾なきに其相續人を豫定するを認むるや否や明文の徴すべきなしと雖も實に親族が戸主の意思に關せず其相續人を豫定し以て戸主の死の後に生める子の正當相續權を奪ふが如きは事理の許さゞる所なること喋々を俟たざるものと思考す蓋し正當の順位を顚倒するが如き相續あるに方りて檢察官をして職權上之れに干與せしむるや否やの規定も亦明らかならざるを以て畢竟相馬家相續に關する問題は秀胤氏成長後の意思に由り確定するものと論決して誤ることなかるべし尤も是れ今回の紛擾如何樣に決着するに拘わらざるなり

又故誠胤氏の眞に瘋癲者なりしや否やは最も世の疑惑を惹ける所なり而して當時氏を邸中に監置し又は瘋癲醫院に入らしめたるの手續如何を顧るに醫師の診斷と親族會議の決定とに過ぎざるが如し夫れ瘋人を拘束するは其暴亂を制し危害を防ぐが爲めに外ならざるを以て固より其當なりと雖も抑も人を目して狂と做すに就き之は豫め緻密の注意を加ふるを要す若し夫れ然らず濫りに人を監禁せん乎之を敢てする者實に刑罰に觸るゝを免かれず夫れ一個人を瘋癲者となし之を監置するに方りて醫師の診斷及び親族の決議のみに據るを以て相當の手續を經由したりと爲すを得べき乎蓋し醫師の診斷概ね信ずべく親族會の決議概ね當を得べしと雖ども是れ固より公へ續にあらざるが故に之に基づきて即ち人の身體を拘束し

自由を制禁するが如きは決して適當の處分と謂ふべからざるなり然らば則之を如何して可なる乎曰く人の瘋癲なることを確認し又之を監置するが爲めには裁判所の決定を仰ぎ又之を解くに就ても同樣の手續に據り且つ檢察官をして職權上之に干與せしむるに若かざるなり斯の如くすれば人の無能力を認むるにも其能力の回復を認むるにも一に公力に依るものなるを以て誰か復た此間に嫌疑を容るゝを得べけんや然るに誠胤氏を監置する彼れが如くなりしは現行法の手續を經由したるなるべしと雖も其手續きたる決して確實なる公の手續にあらざりしなり實に誠胤氏は其親族等より瘋癲者を以て待遇せらるゝこと十有餘年其間本心を以て一身の自由を復せんことを欲せしが如しと雖ども其事成らずして私邸監置中に逝けり若し當時の監置及び其後の處分が裁判上の手續に出ん乎今に至て誠胤氏の眞に瘋癲たりしや否やの明白確實なるは勿論加之ならず紛擾事件の根據は或は全く無かりしならん是れ余が相馬事件の原因は無能力者保護法の不備に關すと謂ふ所以也之を要するに誠胤氏は瘋癲病に罹りしや否や又眞に瘋癲者たりしとするも其後本復したりしや否や當時より明かなれば隨て同家の相續權の果して何人に在るやも亦明かならん然るに右の事情の現に曖昧に屬するは關係諸法の不安全に因ること前述の如し而して其曖昧不明の事情が遂に彼れが如き一大紛擾を惹起したるものにあらずして何ぞや

因て顧ふに我民法の修正は果して其全綱に亘るを要するや否や未だ知るべからずと雖ども妄に修正を了せし部分は順次實施の命あること吾人の希望する所なり然るに頃日聞く當局者中人事に關する規定を目して急施の必要なきものとし之を最後の調査に委するの議ありと此謬見たる固より論なし或は是れ人事に關する規定は最も綿密の調査を要するが爲め特に其調査を後にし正理を盡すの趣旨ならん乎然れども余輩は寧ろ該規定の成るべく速かに實施せらるゝを望まざるを得ず何となれば一般財產上の權義に關する事項は普通法理の指示する所に從つて判斷するを妨げずと雖ども公私の二性質を併有する人事に關しては成法を待つの必要あるもの多きを以てなり而して事件殊に相續、婚姻、養子、後見其他無能力者の保護に關する現行諸規則は頗る不備に屬し且つ此種の慣習中不條理にして適用すべからざるものも亦尠からざることは一相馬

事件の顛末に鑑みるも容易に之を理會するを得べきなり

（東京日日新聞第六千五百五十五號、明治二十六年八月二十日）

相馬家の疑獄決す

被告人の免訴

怪聞は雲の如くに起り訛傳は潮の如くに湧き一時天下の耳目を擧て疑惑の中に彷徨せしめたる謀殺毒死の大疑獄相馬事件は決せり或は家宅の捜索となり或は被告の拘留となり或は血液の分析となり或は墳墓の發掘となり鄭重に鄭重を盡し綿密に綿密を加へたる一百十日の取調べ八十餘人の證言、一も被告人を以て殺虐の大惡を行ひしものとするの證據を發見せず豫審は玆に終局して被告は昨日免訴を言渡され復び青天白日を拜する人となりたり、嗚呼錦織剛清一篇の告發狀、匿名の自訴狀、斯かる大獄を起して天下の人心を惶惑せしめたるもの、憶へば一場の夢なりけり之れが爲に造言飛語、妄りに人を中傷し自ら其の卑劣を世上に曝したるもの、今に及で將た何の感がある、免訴言渡し書は左の如し

豫審終結決定書

東京市麹町區内幸町一丁目六番地
華族正五位子爵
相馬順胤
三十一年九月

東京市芝區田町七丁目二番地士族當時麹町區内幸町一丁目六番地相馬邸寄留順胤生母
西山リウ
五十年一月

福島縣宇多郡中村町百十七番地士族當時東京市麹町區内幸町一丁目六番地寄留華族相馬順胤家令
泉田胤正
五十九年十月

福島縣行方郡太田村大字下太田字中ノ内百三十三番地士族當時東京市麹町區内幸町一丁目六番地寄留華族相馬順胤家扶
青田綱三
五十年九月

福島縣行方郡高平村大字上高平字貝餅百二番地士族當時東京市麹町區内幸町一丁目六番地寄留華族相馬順胤家從

石川榮昌
四十三年四月

東京市麹町區内幸町一丁目六番地士族華族相馬順胤雇人

遠藤吉方
五十八年六月

東京市芝區芝公園地第十七號地三番士族從六位元華族相馬順胤家令

志賀直道
六十七年十一月

東京市芝區櫻川町九番地士族醫師

中井常次郎
四十三年四月

右被告人等に對する謀殺被告事件豫審の處明治二十五年二月中被告人等が共謀して故從四位子爵相馬誠胤に毒物を服用せしめ遂に同月二十二日午前六時死に至らしめたりとの事は其證憑充分ならざるにつき刑事訴訟法第百六十五條に依り被告人等を免訴し且つ西山リウ青田綱三石川榮昌遠藤吉方志賀直道中井常次郎を放免す

明治廿六年十月廿四日

東京地方裁判所

豫審判事　岡田晴橘㊞

裁判所書記　横山慶朝㊞

錦織氏以下の拘引

局面は一變したり數月幽闇の中に呻吟せし被告は免訴となりて復び白日の下に出で之れに引き換へ告發人として一時世上に持囃されし錦織剛清氏を始め誣告の共犯として昨日午後六時迄に拘留せられたる者は

錦織剛清
岡野寛
山田重兵衛
小山トキ

にして目下旅行中なるを以て出先きにて令状執行されたるは

の二人なり又小山トキは錦織の妻にて本年二月生の幼女剛子を携へ入檻したりといふ

宮　地　茂　平
津　田　官　次　郎

山口判事錦織剛清等の密會顛末

相馬事件に關係ある判事と原告方なる錦織等との間には種々の醜聲ありしと雖も我社は輕々しく採錄せず一面には其の本人の面目を傷けざらんことを欲し一面には根據なき風說を捉へて讀者を驚かさんことを憚り筆を這般の巷說に用ひざりし然れども既に風說の嘖々たるに逢はゞ亦飽まで事實を探究して其眞相を表白せざるべからず是に於てか其徵を探り其密を穿てば不幸にも夢だにも有りと信ぜざりし事柄は實に之れ有り本件に關係ある判事にして原告方と屢々日本橋邊の茶亭に密會したる事實を突き留めぬ左れば我社は前號の紙上に於て探究し得たる有りの儘を讀者に報じ置きたり而して一昨夜來更に探究を盡したるに果然煙の立ち上る所に火はありき讀者乞ふ拭目一番して我社が責任を負ふて報道する下の事實を看られよ

屢々密會したる判官とは實に相馬事件豫審補助の任に當りたる山口淳にして其對手は云ふまでもなく錦織剛清なり此の兩人の中間に介在せるは日本橋區呉服町六番地洋服商山田重兵衞にして幾回の密會は多くは此の三人若しくは二人の爲す所とす今密會の時日を追ふて記述せんに

九月廿九日黃昏時山口判事と錦織とは日本橋通り四丁目横町料理店島村方に密會したり此の島村と云ふは階上階下各々一室より外なき至て手狹なる家にして多く通客の飲食する所なれば彼等が密會の場處としては寧ろ適當なり殊に給仕の如きも二三の家人の手に於てすることなれば漏洩の點よりいへば先づ安全の方ならん蓋し此の日は山口と錦織の密會第一日にして數時間共に酌み共に談じたり席は二階なりしも他を憚かる密話とて些の聲も漏れざりしと云ふ

次は本月七日にして時刻は同じく黃昏席も亦島村なり此日は錦織先づ來りて二階の座敷を占め待つ事凡そ三十分にして山口判事忍びやかに來り會せり此の時山田重兵衞も來り三人酒食をともにしながら鼎坐密語にときをうつしたり彼等が談熱する時……相馬……判事……豫審等の聲斷々に漏れたりとい

へば其の密會の目的問はずして知るべきなり此時山口と山田とは度々階下に來りて耳語し其れより階上に待たせ置きたる錦織と頭を鳩めぬ又多少議論めきたることもありしと見え其の事柄は知るべからざるも折々調子外れの高聲漏れたる由

第三回目は十日夕刻（或は十一日ともいふ）にして席は相變らず島村の二階主は山口錦織の二人にして例の如く酒食を命じ暫時密話して別かれたり

第四回目は十二日夕刻にして錦織先づ島村に來り踵で山口も來れり此日亦例の如く二階に閉籠り共に酒食しながら數時間密話したり

第五回目は十八日にして時刻は午後六時頃なり此日山口は第一番に島村方へ馳せ付けたるも同家は「魚切れに付休業」なりし此時一人の老人格子の前に立ち居り奥よりは家の娘一通の手紙を携へ來り之を山口の手に渡しぬ斯くて山口は途を轉じて日本橋の方に向ひ轉て兜町なる采芳亭に入れり其れより酒肴を命じて獨酌數時に至るも何人も追跡し來らず是に於て山口は筆紙を呼びて西木と宛名せる一封を同亭に殘して立去りたり又別に何人かに宛名したる郵書をも認め是れは歸途自ら海運橋邊の郵便函に投じたりといふ因に記す西木とは恐らくは山田重兵衛の變名にして山田は山口の變名なりしならん。

（前號に西本としたるは西木の誤字なれば此に訂正す）

第六回目は十九日にして初め山田重兵衛山口判事を其の邸に訪問して多時密話し午後山口歸邸の後山口を其住所に訪ひ同じく數時間密話し夜九時頃に至り兩人は別々に采芳亭に落ち合ひ此時も何事か人目を憚りて密話を凝らしたり

第七回目は二十日にして山口を訪ひ例の如く他人を遠ざけて密話に長刻を移したり

以上叙述する所の事實は證跡顯然なるを以て假令黄白刀劍等の苞苴を受けたるの一事は風說として措くも堂々たる判事其の人と原告と晝夜酒樓に密會したるの事實は塗殺すべからず而して双方の間種々込入りたる魂膽あるを疑はざるを得ざるなり想ふに山口判事に對しては相當の制裁あるべしと雖ども司直の府にして此の事あるは痛歎せざらんと欲するも得ざるなり

山口判事と錦織剛淸との交情は數年の前より續けり曾て錦織が相馬家より私書僞造を告訴せられたる時の掛り判事は即ち

山口淳にして錦織が免訴放免の後屢々と往來し殊に錦織は軸物を包みたる如き風呂敷包を携へて度々山口の邸に出入したれば彼等の關係は一朝一夕にあらざるべしと思はる
又山口に判事と山田重兵衛との關係に於ては山田は商賣物の洋服御用にて山口方へ出入せるが如くに傳ふるも山田は得意廻りをなすは多く手代に打任せ居れば山口との間には別に去り難き事情にても存するならん
記して此所に到れば東京通信は報じて曰く山口判事は懲戒裁判に付せらるゝことゝなり野村檢事長より夫々起訴の手續きに及びたりと而して我社が最後に探聞した所によれば懲戒裁判にあらずして山口判事は刑事上の被告人とはせられ上奏濟の上は昨夜にも拘引せらるゝ筈なりし

（東京日日新聞第六千六百四號、明治二十六年十月二十五日）

毒殺疑獄の終局

七月十七日に起りて本月二十二日に至る凡そ一百十日　上にしては司直警保の官僚をして奔命に疲れしめ下にしては幾萬の人民をして迷雲疑霧の間に彷徨せしめ國帑を私費に費す所亦尠からず而して家人の拘禁、邸宅の捜査、墳墓の發堀、屍體の解剖、凡そ名門華族の汚辱となるもの一切之を相馬氏に蒙らしむ而も其の歸着する所は證據不充分の五字に過ぎず嗚呼誰れか之をして然らしめたる
司法官は素より獨立の志操を存せん檢察官は素より遠大の識見を有せん然れども彼等の名譽上に加ふを物論の一擊と彼等の功名心に訴ふる世議の一挑とが果して彼等をして岐路に迷はしむるなきやの一點に至ては吾曹は亦彼等の神に非らず聖に非らざるを信ぜざる能はず是に於て乎當初起訴の時に返り其の情宜を究尋するに於て亦聖か遺憾とする所なきを得ず
夫れ自訴狀何物ぞ筆者草者の知るべからざる奇怪の一文章に非らずや東明シゲ何人ぞ人の闇夜に仕ふ一婢女ならずや其證言として告發者の提供したるもの亦傳聞の類に過ぎざるに非らずや顧ふに錦織剛清の告發狀に於て擧げたる證憑なるものは只に此れに止まるのみ而して司法行政の上司は特に下僚に命じて此告發を提げ以て公訴を起さしめたり蓋し當時の狀況を按ずる時は物論囂然故誠胤氏の死怪むべく之を掩はんがため行政司法の諸吏員に賂遺したるもの頗ぶる多きを傳へ群疑

百出眞犬虚に吠ゆ行政の職司に在るもの其れ亦之を播ひ之を奨し以て天日を見るを以て社會の安寧靜謐を保持する所以なりと思惟したるならん是れ決して深く咎むるに足らず當時社會に先導すと稱する諸新聞紙なるもの皆道聽塗説に耽醉し囂々の議、嘖々の言素より取るに足らずと雖ども其喧々嗷々紛々紜々は一時殆んど衆に金を鑠すの勢を示したればなり

顧ふに公訴已に起るの後は兎に角に謀殺の刑名を負ふの大疑獄なり捜査審理究むべき所を究盡するに非らざれば止まざるもの判事に在りて素より宜しく然るべし然れども委曲詳盡を求むるの極、本件に對して殆んど半文錢にだも値せざる證人の出廷までも求め其證言を徴して以て時日、勞力、失費を累ねたるは事實の掩ふべからざるものにして亦物論の致す所に非らずといふべからず之に感動搖撼せらるるの檢察官司法官短見といはゞ短見といへ淺慮といはゞ淺慮といへ物論を指導するの任にあるもの最も自から省思を加へざるべからず顧ふに今の新聞社會果して議か言責の重きを知るものぞ

道聽塗説紛々擾々、事、現に豫審に關し從て左右偏頗の言議を容るゝを愼むべきものすら揣摩臆測を逞しくして敢て憚からざるに方り吾曹は深く言議の重責を思ひ慎で道義の區域を守り一面には一種の刊行營業者が盛に本件を奇貨として錙利を射るに熱中するを白眼に看過し他の一面には營利の徒が貪婪あくことを知らず往々自家虚構造言の和せられずして僞めに信を識者に取る能はざるを病み強て吾曹を誣ふるに牧師曲筆を以てせんとするを冷眼に看過し以て毅然自ら信ずる所を固執したり而して今や錦織誣告の判、未だ定まる所を知らずと雖ども毒殺の大疑獄を起すがため彼れが擧けたる證憑なるものは皆其罪を證するに足らざるの一事は玆に明々白々となれり、十旬十餘の間、全幅の紙面を擧けて虚構造言の流傳に殉したるの日刊諸紙はいふも更なり吾曹と共に眞新聞紙の列に在るべきものにして告訴提起の當初漫に妄斷世を瞞り以て彼の法曹の流までを鼓動せんとしたるの徒は唯々慚死するの外なからん彼等の或るものは現に法廷に於て眞に自信なく唯々通信を載せたるのみなるを首實したり其他亦知るべきのみ吾曹は刊行營業者が物論に徇して箇人の權利、名譽、信用を輕蔑するの常に大早大過なるを慨す刑事被告人必ずしも罪人にあらず而して之れを視る土芥寇讐の如く私事醜行、摘訐以

て快とするもの滔々皆是、然れども彼の相馬家人の如きは主家をして此に至らしむるに於て固より其責を免かるべからず而も言責を知るものは猶虚構妄傳を戒むべし獨り刑事被告人に非らざる立法行政司法の諸僚に連繋し之を中傷するの言辭を臚列して唯々其及ばざらんことを懼るゝの態をなすに至りては抑も亦甚し而して中井常次郎氏の如きは彼の毒言の犠牲となりたるの最も甚しく亦最も憫むべきものなり

嗚呼審理十有一旬に渉るの大疑獄五字の斷案に終る當日を追想すれば恍として一夢の如し而して世議を指導するの任に在る言論者流の如何に勢力を社會に及ぼし從つて間接に行政、司法の運用に影響を有するやを自省し以て其重責を全くする所を議すると行政司法諸僚の如何に之れに對して毅然自ら持すべきやを思ふとの二大敎訓は正しく本件の結果より推測し來る吾曹が其終局に於て遂に其の顚末を詳盡し以て江湖に訴へざるを得ざるもの抑も亦吾曹の言責之を命ずるのみ

（東京日日新聞第六千六百五號、明治二十六年十月二十六日）

相馬事件と各新聞

天下の怪、固より多し然れども相馬一家の如く世人に怪しまれたるはなし天下の疑、固より多し然れども相馬一家の如く世人に疑はれたるはなし豫審の進行中に在りて詭誕妄説、道路に喧傳せられ之に加ふるに自由新聞の官吏侮辱、誹譏事件あり被告人等よりの誣告事件あり一變して星亨氏の告訴となり再變して星辯護士懲戒申告となり枝葉横生して波瀾倒に起り一時の耳目を擧げて相馬の一家に傾注し針を說く棒を以てし尾に添ふるに鰭を以つてし或は罵り或は叱り或は責め或は笑ひ或は悲み或は辯明の勞を取り人と相逢ふ談の相馬家に及ばざるはなし中以下の社會、殊に之を好んで傳說し湯屋の群、髮床の衆、褒貶區々、營利の徒之を機とし著書に演說に虚を吹き妄を語り唯俗人の好に投ぜんことを是れ務め異を唱ふる百端、疑をして愈よ疑はしからしめ怪をして愈よ怪しからしむ

群疑紛々中に卓立し正邪の伏する所、忠姦の依る所を査覈し黑白をして分明ならしむるは新聞紙の責めなり怪又怪、奇又奇、疑を解くの資料を得ず信僞孰れに在るかを辨じ難き本件の如きものにありては可及的の探査を遂げ可成其の注意を置

き前後を商量し左右に考察し精嚴謹重以て筆を下し或は故らに其の一を掲げ或は故らに其の一を抑へ公平を失ふが如きことなきは斯聞紙の德義なり都下の新聞、其數十幾種能く其の言責を守り德義を重んずるもの果して幾何ぞ

某々の新聞は本件を奇貨として營利の料に供せしにはあらざるか某々の新聞は本件を材料として政略の用に供せしにはあらざるか、其の初めに叫びたる聲は大なり而て後遂に如何、其の前に冷淡なるもの後來紛々焰を吐けり斯の如きもの中夜自ら顧みて心に愧る所はなき乎一の事件に對し一の問題に關し彼れ等は責任を以て之れに當らざるべからず而して筆を下す草々、一の思慮を費さず他の寃枉に頓着せず他の迷惑を顧みず甚しきは無稽の說を揑造し決を一時に取り以て得々焉たるものあり此間巍然として動かず其の職守を謹み猥語を却け流言を遠け事實の眞を撰ぶものあれば彼れ等は[illegible]て之を讒誣し曰く是れ受賄の爲めなりと、小人は利に走る彼輩固より君子の腹を量るべからず問はずして可なり然れども凡そ天下の大問題に對し彼等の操守、常に斯の如く唯自己を是れ謀り新聞紙たるもの丶言責を擧けて之を度外に抛ち恬として恥る所なきもの、相馬事件に於て之れを證すべしとせば吾曹實に長嘆大息之れに繼ぐに血涙千行を以てせずんばあらず

所謂自訴狀なるもの丶日附は六月二十七日なり錦織剛淸の告發狀を東京地方裁判所檢事局に提出したるは七月十七日なり而して相馬事件再發の噂は七月の初めより傳はり其の七日、日本新聞評林の欄に於て青山白米白空棺と諷ひたり是を今回相馬事件の新聞紙に上りたる初めとす七月十七日錦織の告發狀は通信社の手を經て都下の各新聞社に送られ各新聞社は其の翌十八日の紙上に於て之を世に公けにし翌十九日に至り自由新聞は自ら進んで犧牲となり自訴狀の全文を掲け瘋魂癲魄怪々と絶叫したり是に於て世の耳目は騒然として相馬の一家に向ひ曰く謀殺、曰く賄賂、其評紛々焉として起る、吾曹は以上の歷史に基き都下新聞紙と相馬事件の關係を起するに當り先づ自由新聞より始む

自由新聞

其の來る何ぞ突兀　其の進む何ぞ匆卒　彼は七月十八日錦織剛淸の告發狀を記するの前に大々的の二號文字を掲け出したり瘋魂癲魄大怪事の七字、其の下に於て彼は明記す

吾人は今より前言し置く斯かる怪聞の明かならざるは聖世の汚濁たり故に此事に闘しては直言直筆毫假借する所なかるべしと即ち先づ我法官に望む者は

青山の墓地を發掘し見よ世には空棺白米を盛ると傳ふるなり更に同家の邸内を檢堀せよ世には眞骸庭前に埋むと傳ふるなり

此の二事は苟も然るべき擧證の一端を得ば必ずしも法官の職機を以て斷じ難きにあらざるべしと

翌十九日の紙上には所謂自訴狀の全文を掲げ其の初めに記したるは何等の語ぞ曰く血あらんものは看よ、骨あらんものは看よ、熱き涙はハラ〳〵と滴るべしと而して其次節に於て彼れは左の文字を臚列したり

事は一華族の私事のみ然れども其の關連する所は九地の隅より九天の靑霄に及ぶまで怪やしき黃色の足跡こそ縱橫狼籍落花微塵に踏み飛ばされけるぞ憐れなり心あらん者右手に照魔の鏡を掲げ左りに斬邪の劍を拔きて其の足跡見屆け吳れんには誰かは熱き涙のハラ〳〵と滴らざるやは(中略)其の慘毒無慈悲橫虐非道恐るべき愕くべき孰れが之に勝るべきぞ噫呼父魂子魂　瘋魂顚魄今頃は宛轉相抱いて如何に悔やしき悲憤の訴を閻魔が廳に提出すらん

而て彼れは「吾に三寸の鐵筆あり」との一語を以て之を結ぶ

翌二十日の紙上は如何、自訴狀中贈賄者と指されたる人名を特書し其の前に加ふる一評の如き酷も亦甚だし

峨冠長帶、燦爛たる金モールも此に至ては糞土のみ、傲然人を衝く虎の髯も此に至つては泥土を塗る棕櫚の毛ほども有難からず一珍百金の耆婆扁鵲も此に至つては虎列剌よりも怖ろしくドクトルの名更に怖ろし叫んで人類は斯くまでも淺間しきものなるか

山田　顯義	三萬圓	警視廳	三萬六千圓
野崎　啓造	二千圓	佐倉　廣則	一千圓
闘　義幹	一千圓	鈴木　貞順	五百圓
芳川　顯正	三千圓	香川　敬三	五千圓
中島　某	五百圓	柳谷鎌太郎	二千圓
榊　俶	五千圓	三宅　秀	五千圓
佐々木政吉	五千圓	ベルツ	五千圓
岩佐　純	七千圓	大島　貞敏	五千圓

松室　致　一千圓　・園田　安賢　一萬圓

斯くの如きの悪徳を猿揚したる次の項には彼れ更に一歩を轉じて他の同業新聞を卑怯なりとし左の如く罵倒したり

油斷のならぬは新聞記者なり直言直筆營利のためにはせずなど〻立派に名乗る新聞紙彼れ目あるか、彼れ耳なきか、ギユーの音だに出さゞるは面憎し、扨ては發行停止罰金禁獄ビク〱するか汝の假面を剝げ、然らずんば汝が筆硯を燒て逃げ去れ、迚も汝等弱蟲にては斯る腐敗の掃除は難し

其れより以後彼れは鐵鎚錄と云ひ血涙鐵記といひ天網恢々錄といひ照魔斬邪錄といひ連日二號活字の大文字を以て頻りに氣焰を吐き、中にも二十三日の紙上には

見よ〱夫の告發自訴二狀の記する所を見よ其の隱悪滿罪は殆んど我社會の上流を蔽ひ滔々として天に漲らんとする者ありしに非ずや此れ即ち吾輩が猛慮二反、慨然として一片の決心を發し起て以てかの自訴狀なるものを公にせし所以なり（中略）

昔は志士仁人身を殺して仁をなすと云ふに非らずや吾輩百の責任を帶びてかの自訴狀なるものを公にせしは固より其の自訴狀に向て之を世に公にするだけの信を置きしなり、然り公明正大なる公衙の裁斷を待つにあらざるよりは吾輩依然として益々その信を繫ぐなり

越えて廿五日の紙上にも

相馬家の大怪事大凶聞大疑獄　其の眞僞曲直の在る所固より未だ必すべきには非らずと雖ども吾輩は深く其の前後の事情を察して堅く信を置く一事あるなり、然り、惡虐無道亂賊の輩は、孰れにせよ、必ずや一二其の間に潛伏隱匿せんことは吾輩の深く信ずる所なり

▲何故に墳を墾つ幾丈の深きに及びしや

▲誠胤氏は瘋癲なりといふ何故瘋癲にして兒秀胤を擧ぐることを得しや

▲何故に不具の女を誠胤氏に娶はせしや

▲何故に淺野侯の家僕二人は割腹せしや

▲何故に平時は深く密室に幽せし者をして出廷の前日俄に目黑邊に散歩せしめしぞ

▲前日まで近郊散歩の人翌日出廷の刻限俄然死去すとは何事ぞ而も亦術衛酒を吐いて

以上の件々是れ眼前明白の事實にして彼も是も斯くの事實丈は爭ふことなかるべし而して單に此の數件の事實に徵するも誠胤氏の死は最も奇怪にして必ずや其間に怖ろしき陰謀を逞ふせし者あることは何人と雖も梭を投じて表つべし

彼れの意氣激昂、斯の如し兎に角に、末賴母しき若者の觀あり而して彼が官吏侮辱の公判廷に於て陳供する所を見るに吾曹實に啞然として其の薄志弱行に驚かざるを得ざるものあり彼の編輯人は裁判長の問に答へ自訴狀は東京通信社より送り來れり送り來りしを以て之を掲げ以て此の件の疑ひを社會と共に明かにせんと思へるのみと答へたり夫れ既に百の責任を帶びて自訴狀を信ぜりと斷言す、何ぞ男らしく責任の下に論陳せざる而して言を通信社の投書に托し責任を逃れんとするは何ぞや然れども是れ深く咎めざるべし但し彼れが告發狀、自訴狀を登載せし時の慷慨悲憤、星亨氏の被告一輩の代理となりしの日に一頓し紙上稍や落寞の狀を呈し、世論群起して其の變相を嘲笑するに逢ひ復び勇を皷して憤慨一番然る後錦織剛淸が大隈伯を訪ひ援を伯の一派に假らんとせし時より記事又も變調を來たしたる如き奇といへば則ち奇、怪といへば則ち怪、世人は往々之を疑ふと雖ども吾曹は強ち之をも窮追せざるべし左れども彼れが本件の如き大問題に對し思慮單純輕信妄記、深く新聞紙たるの任務を思はざるの粗率鹵莽は斷じて其の不可を責めざるを得ず

日　本

國民新聞が彼れを許するの言に曰く形勢の未だ定まらざるや其の言を曖昧にして明言せず形勢正に定まらんとするや大言壯語其の形勢に乘ずるものあり日本記者は此の流の人にはあらざるべし、其意は俗に媚び其の言は俗に高ぶるが如く世に逆ふが如くにして世に阿ねるものあり日本記者は此の流の人にあらざるべし、己の心事を明言せず言を他に藉りて世を揶揄し摩弄百般無邪氣なる少年の腦髓を刺激して情に堪へずして身を過たしめ己は冷然として引導僧となるものあり日本新聞記者は此の流の人にあらざるべしと、此の評果して當るや否やは之を問ふを要せず然れども其の「あらざるべし」といへるもの安んぞあらざるにあらざるなきを知らんや兎に角彼れは自ら義を見て勇むと稱する人の己れに與みするものは筆を極めて之を稱揚し己れに與みせざるものは力を竭して之を

排擠し迷惑を他人に蒙らしむるを顧みず彼れが相馬事件に對するや首として青山白米を誣ひ告發狀、自訴狀の世に顯るゝに及び連日の評林欄、瘋癲の吟を掲げ殊に七月二十日の社論に於て

華族は皇室の藩屛なり貴族は社會の標的なり此の華族貴族にして此の如き疑問を其の家庭に受く若し宮內大臣なる職司にして華族を監督するの責あらば斯る疑問をして法廷の門に入らしむるすら吾輩既に其の曠職を陋とするものなり況んや法廷の判決を辭として彼の奇怪なる疑問を一掃したりと思ふに於てをや吾輩は先づ宮內大臣たる其の人が事體に通ぜざるの甚しきに驚き幷せて我が皇室の御威德を損じ奉る點に付て其の責を辭すべからずと信ず（中略）吾輩は夫の自訴狀訴人の姓名だに知れざる自訴狀を輕信するものにあらず然りと雖ども彼れは年月を追ひ姓名を擧けて惡事の經歷を記すること甚だ詳かなり縱ひ百步を退きて之を虛構揑造とするも關係ありと稱せらるゝ人は此の訴狀の記事を抹殺し得る丈の反證を擧げざるべからず法律上に於てのみならず社交上に於ても斯る醜惡の記事を洗雪せざるべからず（中略）夫れ宮內省は人の尊敬すべき所司法省は人の畏服すべき所警視廳は人の依賴すべき所裁判所は固より人の信倚すべき所然るに其の官吏たるものは私謁贈賄を受けて極惡を隱蔽したりとせんか世人は其れ何くに向てか安心することを得べき夫の自訴狀は獨り相馬家の私事に係るのみならず實に日本社會の公安に關する事も亦た甚だ淺少なりといふべからず堂々たる華族と內に於て人々相謀りて其の主人を毒殺し社會に信用甚だ厚き醫學博士の徒が私囑を受けて病死の診斷を造り安寧秩序を保持すといふ警察官が親から臨檢して該診斷書の誤まらざるを證し而して犯罪は數年の間深く隱蔽せられ以て今日に至れりと爲さば天下の怪此れより甚しきものあらんや吾輩は社會の裏面に沈汚澱濁の絕ち難きを知る然れども斯の如き汚濁の伏在せんとは思はざりき此の淸時に於て此の事あり噫（中略）金力は能く百善を滅して萬惡を蔽ふ、金錢の面前には殆んど善惡なし、所謂る「地獄の沙汰も金次第」といふ諺は現に明治の聖代に實行せられぬ、自訴狀にして事實を誤まらずば、而して世道人心は此れより益々亂れんなり、汚濁の泥を除き

清澄の水と爲すは誰の責任ぞ、內閣員は皆才子なり宮內大臣亦智者なり、社會の上流既に汚濁せらるゝ斯の如し、獨り皇室を如何

議、何ぞ剴切、此の勢を以て進まば彼れは本件に對し少くとも日々二段の記事を掲げ世の好奇の徒をして小氣味よしと叫ばしむるものあらんと思ひしに爾後足利時代の一篇と或は傍聽錄の一篇に於て聊か氣燄を洩らしたるのみ記事頓に寥落、平々たる通信社の原種を載するの外彼れが自ら探り自ら草するものとては殆んど之を見ず世人は案外の思をなせり愉快の記事を彼れの紙上に見んと期したるの徒は失望せり然れども吾曹は云ふ相馬事件の記事繁縟ならざるは事の實相なり苟も責任を帶て筆を取るものは勢、然らざるを得ず日本紙にして最初より新聞の德義を重んじ事を記する謹恪にして筆を下す愼重、以て俗流の表に卓立するものならしめば吾曹は固より之を賛するに躊躇せざるべしと雖も彼れが其の初めに得々乎として諷喩し論難せしもの概ね猥語のみ浮說のみ世俗の流言のみ謹恪愼重は遂に彼れに許す能はざるなり揣摩者或は難ぜり日本の記事頓に其面目を變じたるは淺野長勳侯との關係に基因すと、吾曹は之を信ぜざらんと欲す然れども彼れが平素の躁急に似ず中邊以後最も冷淡に本件を看過し進んで黑白の探査を務めず老成人を粧ひしの一事は遂に之を解すべからず好個の問題、彼れが平素の特色を示すは相馬事件なり、相馬事件、好個の問題、彼れが平素の特色は之を見るを得ざりし豈に解し難からずや

時事新報

平素の主義は中らず觸らず的なり彼れは之を以て萬事に應じ相馬事件に於て安んぞ獨り然らざるを得んや彼れは又商賈の上に賢きものなり故を以て如才なく立働き本件に對して往々告發人の肩を持つが如き浮說をも載せたれど是れとて太甚しきに至らず九月二日の社論に於て

然るに該事件に關する部下の風潮を窺ふに新聞に演說にあらゆる誹毀讒謗を逞ふして被告人等は正しく非常の大罪を犯して其の罪名と既に定まりたるが如く公然毒殺逆殺等の文字を下して憚からざるものあり而して世間好奇の人心は只譯もなく之に附加して益々評判を奇怪ならしむるのみ或は其の中には心ある人もなきに非ざれども他人の事にして

自身の利害に直に痛痒を變ぜざれば無益の喙を容るゝものもなく滿社會一人として被告人のために辯ずるものなきの有樣なるが如し（中略）いよ〳〵事實の判決を經て其の罪に伏したるものならんには致方なき次第なれども現に未決の身分にして事實も有無も未だ判然せざるに恰も罪人同樣に誹毀讒謗せらるゝとは人民たるの權利を害せらるゝの甚しきものと云はざるを得ず人間の名譽は財産と共に貴重なる中にも寧ろ名譽に重きを置くこと普通の情なるに其の貴重なる名譽を勝手に傷づけられて之を回復するの手段なしと云ふ人權保護の道全きを得たるものと云ふ可らず（下略）

立論頗る公平、時事新報の如きは稍々新聞紙の德義を了得したるものと謂ふべし

報知新聞

報知新聞、彼れ亦遂に流俗の渦中に游泳するの徒のみ彼れが七月二十日の社論に於て、翌二十一日の社論に於て、其翌々日二十三日の社論に於て累篇論述したるものは相馬事件を以て社會の大々問題となし之を審明せざれば忠孝彝倫の道は地を拂て空しからん收賄贈賂の毒は流れて天下に蔓延せんと云ひ一面社會公衆に向つて單に之れを法吏に一任せず社會の制裁に由り其の曲者を責罰すべしと說き一面本件關係者たる判檢事警察官醫師等に向つて自ら進んで雪寃の擧に出づべきを論じ更に轉じて內閣も亦其の虛實を明白ならしむるの責務を免るゝ能はずと斷じたり、語々丁寧、彼れ既に本件を見ること斯くの如く其れ大なり彼れが本件を記述するに於て亦宜く三たび意を致し精探、確聞偏せず倚せず公平に兩者の眞を求むべし而して彼れの爲す所、然らず往々輕信妄記、自訴狀は岡田泰胤の手に出づと報じ誠胤の召喚當日に死したるは今も世人の記憶に存せるを召喚は三月二日といふも不思議と記したるを始めとし後には流言浮說を其儘に載せ甚しきは錦織剛淸を稱して孤忠と呼び剛淸の忠は母訓に出づと迄稱して而て一邊被告の傍に在ては嘲罵的口調多し、彼れが全體の記事を通覽するに初め起るや莊重中頃暫く落寞の觀ありしも八月中旬に入りてより記事頓に繁多を致し然かも錦織一派の流說多く八月の末より一變して大に井戸川忠の爲めに焰を吹く、其の變遷の期恰も星辯護士懲戒申告事件と相前後するも亦一奇

毎日新聞

相馬事件其のものに對しては寧ろ公平と評すべし其の始め冷淡を以て起り中頃記事の繁を見ると雖ども被告の一筆と錦織剛清と孰れを貶し孰れを褒するといふ程の角立ちたるものを掲げず一大疑獄の由來とて連日の紙上に異報を載せたれども錦織氏所說の銘を打て彼れは巧みに其の責任を逃れたり然れども本件の餘波として一時噂の高かりし星辯護士對相馬家及び自由新聞對壹萬圓に就ては鋒を磨きて自由社に衝て懸り熱罵冷笑、他の草双紙と相距る僅に寸步、黨派心の事を害する往々斯くの如し

國民新聞

彼れは想像を描くに巧みなるものなり其の政海の觀測の如き途方もなきことを眞面目らしく吹き立て以て一時の耳目を瞞過するもの往々にして然り彼れの社員は某子爵の雜誌に對し貴紳の一言一動我得て得るを知らず唯想像を以て斯くあるべしと思ひしものを取て某大臣は辭職すべし某顧問は入閣すべしと斷ず而して事、或は想像を實にするものあり是れ觀測の觀測たる所以、初めより其の事實を知て之を記するにはあらず或は累を及ぼすものあるも亦已を得ざるなりと答へし由以て彼れが心の存する所を知るべきなり然るに相馬事件に對しては彼れ不思議に公平の方針を取り事實の報道、ひいて責を通信社に讓り敢て自己の臆測を付せで又浮說流言は多く之れを却けたり而して八月十九日の社評に於て左の如く嘆息したり其言有理

謹嚴なる問題に向つては、謹嚴を以て之れを處す可し、相馬事件の如きは、社會公德に關する大疑獄なり、其の事の審決は、社會の脊髓骨に鐵針を下すもの、是れ豈に狂躁なる社會に向つて、狂躁なる話頭を與ふるが爲めのみならんや

吾人は轉た悲しむ、這の大疑獄の、一己の狂躁者流に飜弄せられ、爲めに謹嚴なる公德問題をして逐日の見世物同樣ならしめんとするの傾向あるを、現に相馬事件演說會の如きは、それ或は此の類たるなからんや

朝野新聞

七月二十一日の社論に於て奮慨一番、說き出して曰く

東市地方裁判所檢事は告發の翌日公訴を提起せざることに決し告發狀を却下したりと聞く、余輩大に惑ふ

檢事は之を以て重要問題と認めずと云ふか天下萬衆は決して之に同意せざるなり、或は犯罪の證據を擧示せざるを以て公訴の材料となし難しと云ふか、是れ亦余輩の解するに苦しむ所なり（中略）一篇の告發狀を通讀し直ちに以て罪跡の有無を斷じ、公訴を提起すべきや否やを決する如きは曠職の責斷じて免かるべからず

然れども是れ達識者の與せざる所のみ、此他に於て彼れは頻りに法官に向て不平を鳴らせり而して其の事實の報道に於ては往々浮說を取り以て俗流の好奇心に投ずるの迹あり但し太甚しきに至らざるは彼れ亦幾分、中に顧る所ありて然る乎此間一の特色を求めば彼れは前世何の因緣ありてか頻りに東明シゲの爲めに氣を揉み前後處々にシゲに關する異聞を揭けたり曰く御手の附きたる後、曰く相馬家に入る前、事に害なしといへども是れ傍訓新聞の好資料、苟も大新聞を見て居るもの、必ずしも之を載せず

國　　會

彼れが七月二十五日の社論は何ぞ公正なる、其の一節に云へり

夫れ錦織氏の告發狀と倶に世に出でたる自訴狀なる者を看るに明白相馬誠胤氏毒殺の事實を記載し今日の司法大臣警視總監及び宮內官を初め裁判官警視官は云ふまでも無く醫學者社會に名譽ある博士等までも或は毒殺に關係し或は幾千圓幾萬圓の賄賂を領收せしことを明言せり之を一讀する時は陰風紙上に生じ腐敗の氣、鼻頭を撲つを覺えたり然れども吾輩は決して之を信用せざるなり何となれば此の如き大事件を裁判所等や世上に告知せんとするときには本人に於て姓名を揭け自から責任を負ふ決心なかるべからず然るに夫の自訴狀は一の匿書に過ぎず就いて事實を確かめんとすれば茫乎として風を捕へ影を捉むに異らず此を以て前日此の自訴狀の吾輩の手に入りし時に於て直ちに沒書となして紙上に揭載せざりしなり夫れ此の如きものを揭けて世人の名譽を中傷するに妨けなしとすれば曹參を誣ゆるに人を殺せしを以てするを得べく貞婦に累らすに不義の名を以てするを得べし若し一の狂暴者あつて有名なる學者政事家の不正不義の擧動ありしことを擧示して一の匿名書を投寄せしむるときは亦之を天下に公示すべきか其間に事實を誤ま

る者あれば其の指斥せられし本人の迷惑を感ずるは果して如何ぞや故に吾輩は此の如き文書を紙上に掲載せし同業者を以て學者政治家の名譽を中傷し記者たるの職務を誤まるものと斷言するに憚からざるなり

彼れは徹底此の意見を貫きしか、惜む哉彼れは此の公正の議を試み乍ら後來相馬事件の火の手愈よ熾なるに當ては妄誕ををも取れり虚報をも載せたり誠胤の鼻口より流出せし血液、今は他のものとスリ換られたるもの、信ずるに足らずと云ひ青山の墓中本件に關する證據書類を藏せりといひ其の他錦織剛清の造言、間々之を掲げて媚を俗流に售る彼れが自訴狀を妄誕なりと斷定せし眼力もて豈に此等の虚構を判知せざる理あらんや而して此の如きは何ぞや、豈彼れの眼力前に明らかにして後に暗なりしか其の壯士演說會の景狀を事々しく書き立てる、亦一笑に付す然れども彼れが八月八日の紙上に於て家令扶を責めしの一論、取るべきの節、少しとせず

讀賣新聞

「何故起訴に及ばざる」とは彼れが七月二十二日の紙上に記述せしもの丶論題なり其の一節を見れば

蓋し自訴狀の一篇は大原因なり、假りに其の幾部分をして眞ならしむるも、實に容易ならざるの大事と云はざるべからず之れに向つて世人が無量の疑を抱くも豈敢て無理なりと云はんや、而して此の疑ふべき案件は、鬼に角法廷に現はるべしと思ひの外、檢事局に於て起訴せずとありては、理由の如何に拘らず、誰れか其疑ひを大にせざらんや

是れ亦俗流の見のみ然れども事の輕重大小を審案し群議の外に卓立するは達識者のことのみ吾曹之を以て讀賣子の一算に望まず彼れは今回の事、相馬家の敗に歸す相馬家は「惣まけ」なればなりといひ相馬家は其機關新聞を刊行す誠胤子は之れが發狂兼變死人となるといふが如き駄洒落を記するを以て適任とすべし然るを自から其の量を忘れ往々理窟を列べて大人の平素を許する言のみ彼れが相馬事件に關する前後の記事を通覽すれば恰かも彼れの品位と相ひ副ふ妄說も記し流言も記す

（東京日日新聞第六千六百五號、明治二十六年十月二十六日）

錦織事件豫審終結決定書

曰く謀殺曰く贈賄ニ一時天下の耳目を聳動したる相馬事件は人の墳墓を發掘し人の死體を解剖し慘毒を極めたるも證迹蕁ぬべからず免訴となりたるに反し誣告收賄の錦織事件は豫審の終結に於て被告は罪證ありとなし公判に移されたり豫審の決定直に之を以て罪の有無を決すべきにあらずと雖も決定書に列記する所を一閲すれば謀殺贈賄の大獄を起したる錦織剛清以下の人却て種々の計策を巡らし一時の耳目を瞞して利を己れに收めんと試みたるが如し其の欺瞞に乘せられて自己の責務を忘れ讒構誣妄を逞ふしたる府下滔々たる新聞今將た何の面目かある、公判の開かるゝや期あり本案の眞相を知るの日近きに在り正邪の決する所果して如何なるかを知るの日も亦近きに在り吾曹各新聞と共に孰れが能く新聞紙たるの德義を踏みたるかを徵せん

豫審終結決定書

埼玉縣北足立郡指扇村八十七番地士族當時
東京市麻布區笄町百三番地寄留
書畫刀劍鑑定業　錦織剛清

三十九年三月
東京市牛込區西五軒町四十三番地士族東京
地方裁判所判事正七位　山口淳

三十三年八月
岩手縣膽澤郡水澤町番地不明當時東京市麻
布區東町二十四番地寄留
內務省衞生局長從五位　後藤新平

三十七年六月
茨城縣河內郡長竿村二百番地平民當時東京
市日本橋區上槇町四番地寄留
辯護士　岡野寛

四十九年一月
東京市日本橋區吳服町六番地平民
洋服商　山田重兵衛

四十九年九月
埼玉縣北足立郡指扇村八十七番地平民
無職業　小山トキ

二十五年十二月

右錦織剛清外五名が誣告被告事件山口淳が官吏收賄被告事件豫審する處被告錦織剛清は元相馬藩相馬家家臣にして幼時郷里を出て東京に遊學し中頃歸郷し再出京して府下に流寓中舊主君たる故從四位子爵相馬誠胤が明治十年頃より精神病に罹り漸次病勢の增進と共に發作暴行の度を加へ明治十二年六月に至り治療上不得止の處置として時の令扶志賀直道靑田綱三が實父相馬充胤の許諾を得相當の手續きを經由して誠胤を庭內の一室に閉居せしめ或は東京府立癲狂院又は帝國大學第一醫院等に入院せしめたるを視て以て被告剛清は相馬家令扶志賀直道靑田綱三石川榮昌富田深三、及充胤の妾西山りウ等が共謀して誠胤を逆遇し家事に關與せしめず家政を紊亂し財產を私得せんとの惡意を出し其實瘋癲ならざる誠胤を狂者と揚言し擅に監禁鎖錮するものと思惟し誠胤を救護し家政を整理せんとの意志にて明治十五六年頃より令扶に迫て誠胤に面會を强求し相馬邸に亂入して誠胤を奪はんと試み醫師を差し向け誠胤が病症の診斷を請求する等種々の運動を爲し以て相馬家に煩累を生ぜしめたるも更に其効なく却て擯斥せらるゝに至れり因て被告剛清は明治十六年十二月志賀直道石川榮昌富田深三に對し私擅監禁の告發をなし起訴されざる爲め明治十七年七月訴訟の委任狀を僞造し告訴代人となり再び私擅監禁の告訴を提起したるに是亦受理ならず却て私書僞造家宅侵入の被告事件にて拘せられ明治十九年三月八日東京輕罪裁判所に於て重禁錮一月罰金二圓監視六月に處せられたり

然れども被告剛清は是等の刑罰の爲め初志を沮喪することなく相馬家攻擊の念層一層を加へ寧ろ誠胤を奪略して閑地に移し其病症を確め己れ之を保護せんと明治二十年一月東京府立癲狂院に侵入し窃かに誠胤を誘出し被告後藤新平方に到り後ち近縣に連れ行きたるも相馬家の覺知する所となれり而して被告剛清は右の所爲を家宅侵入罪に問擬せられ明治二十年三月十一日東京輕罪裁判所に於て重禁錮一月に處せられたり

斯の如く被告剛清は舊君家たる相馬家及び舊主君なる誠胤が身上に關し激烈なる運動を試みたる結果は遂に縲紲の辱刑餘の人となりしも尙ほ屈せず撓まず盡忠の志望にて愈益々運動其步を進め曩きに誠胤誘出しの後、後藤新平宅に於て得たる總理代人の委任狀を得て相馬家の家政を整理せんと相馬順胤及び同家令扶共に係り種々民事訴訟を提起したる末相馬順胤

に對する假處分當否口頭辯論申請の訴訟事件に付明治二十五年二月十九日東京控訴院民事第四部より誠胤に同年三月三日午後一時同院民事第一號法廷へ出頭すべしとの呼出狀を發したるに誠胤は俄然同夜より發病糖尿病となり心臓痲痺に因り同月二十二日午前六時死去したり被告剛清は大に其死を怪み或は青田綱三志賀直道西山リウ等が共謀して毒殺せしにはあらずやとの疑念を抱き其死因を確かめんと欲し葬儀差止の假處分を申請し且つ死體の解剖を出願せしも悉く其意志を達し得ず因て疑心益々加はり誠胤の死は相馬家令扶の毒殺なりと想像し其證據を蒐集し以て之を摘發せんと企圖し奔走中相馬家に於て誠胤の死後遺子秀胤を排斥し異母弟なる順胤を以て相續者とし誠胤の後を繼襲せしめたるより之を不當とし反對して秀胤が相續に歸せしめんと爾來被告剛清が相馬家に對する運動目的は右誠胤謀殺の證據蒐集のことゝ秀胤をして同家を相續せしむることの二となれり

是れより先き明治二十四年十一月被告剛清は私書僞造の被告として豫審に付せられ當時擔任の豫審判事は被告山口淳にして取調べの上明治二十五年一月二十九日被告剛清を免訴放免せり剛清は其豫審終結決定を公明なる處分とし同二月被告淳を其私宅に訪ひ免訴放免の謝辭を述べたる後其被告事件取調中淳が相馬邸に臨み誠胤を訊問せしことあるを以て誠胤が當時の擧動等を尋ね且つ相馬家に對する自己の意見を述べ淳に向ひ相馬家の行爲と自己の行爲と孰れか正當なるやの判斷を求む淳は剛清が行爲に贊成す剛清惟ふに將來相馬家に對する目的を貫徹せしむるには淳の如き裁判所部内の助力あるを必要とし忽ち淳に對し剛清が行爲を以て正當とせば今後自己の運動を助け吳れと懇請せり淳は容易に承諾を爽し何所までも助力すべしと答へたり剛清は尙淳の歡心を得んと欲し淳に問ひ貴官が公明判決を經て免訴放免となりしは尤も感謝する所なるを以て他日東久世通禧伯に公明正大の四字の揮毫を乞ひ以て貴官に献ぜんと約成りて淳の宅を辭したり

被告剛清は右の如く被告淳を自己の援助として加盟せしめ進んで相馬家に對する運動を試みんと思ふ折柄前記列記する舊君誠胤の死亡に遭遇し相馬家令扶等が非行を摘發するに漸々淳が助力の必要を感じ東久世伯が邸に到り公明正大の四字の揮毫を請ひ受け外に自ら丹精を凝らし畫きたる絹地に竹林中

賢人が水を酌み居る圖一枚秋の山水を畵きたるもの一枚聯落の紙に昨夜東風雨始晴云々の七絕を認めたるもの一枚を携へ同年五月頃被告淳方に至り之を淳に送り席上にありし紫檀の茶盆に鐵筆を以て蘭を彫刻して歸りたり其後復た被告淳を訪ひたるに淳徵恙引籠中にて來客を謝絕し居るにも拘らず剛清を引いて面會を遂げ酒肴を饗應して閑談時を移し被告剛清は淳に向ひ誠胤の死去は毒殺の疑ありて當時實否を確めんと運動せしも解剖に關し松岡檢事總長の意見もあり他日證據を得て謀殺の告發を提起するに至らず尙誠胤の遺子秀胤をして相馬家を相續せしむるの希望を述べ淳の贊成を得大に面目を施して歸り兩三日を經て淳方を訪ふに淳は友人の事に托して剛淸より金を得んと欲し低利の貸金をなすものありやと問ふ剛淸は素より淳が何か依賴せんことを心密かに待つ折柄なるを以て直ちに之を諾し金二百五十圓を調達して兩三日を經て淳に貸與し益々交誼の深厚を重ぬるに至れり

玆に亦被告剛淸は曾て從弟なる名古屋病院の書記たりし今村秀榮の紹介にて明治十六年の頃被告後藤新平を知り當時相馬誠胤鎖錮の事共妻某が病氣の事を被告新平に話したるに新平は剛淸を助けて誠胤が幽閉を解くの點よりは寧ろ醫學上誠胤夫婦が疾病を研究するの必要ありと思量し剛淸が相馬家に對する運動を幇助せしことありしが明治二十三年外國派遣を命ぜられ爾來剛淸との往復も中絕の體なりしに被告新平は明治二十五年六月歸朝せり因て剛淸は自己の宿志を遂せんには獨り淳が助成に止めず新平をも加同せしむるの必要を覺り同年八九月屢々新平を其宅に訪問し同人が外國旅行中の出來事即ち相馬家財產假處分の民事訟訟剛淸が被告事件誠胤の死去葬儀差止め解剖願等最大漏さず極めて憂愁の體憤慨の言を以て新平に告げ且秀胤を守り立て相馬家を相續せしむる事及誠胤の死去を語る際は淚を垂れ被告新平をして孤忠の臣道常に志を得ずして不幸に沈淪するかとの憫情を心裡に起さしめたり

被告剛淸は誠胤は病死に非らずして令扶共の毒殺に罹りたるを以て今其證據の蒐集中なるに付之を摘發するに一臂の力を添へられんことを新平に求めしも新平は剛淸の言を信ぜず毒殺の證據は今日容易に擧るべきものにあらざることを以て剛淸に諭告す然れども剛淸は飽迄毒殺として誠胤死去の當時立會たる警察醫長山根正次が死體解剖を主張せし事剛淸の言の

虚ならざるを悟り稍々誠胤の死を疑ふに至りしも今剛清を援けて謀殺事件を提起せしむるの證據なきより杜撰の訴を爲すよりは寧ろ秀胤一身を相馬家より引出し之を保護すべしと告け剛清も之に從ひ毒殺のことは中止し秀胤誘出のことを計畫するに至り被告剛清は之れを被告淳に內通し明治二十六年一月以後は專ら之に從事し被告新平は秀胤をして相馬家を相續せしむるには先づ誘出して他所に隱匿養育し其間汝の父は令扶共に毒殺せられたりとの言を以て其腦裏に復讐の意を染込ましめ而して十年に達するに至り其相續を爭はしめんとの考案にて腹心兇頑の當時大阪在住者菅野虎太に音信を通じ同人に托して養育せしむることを計畫し秀胤誘出の後は直に大阪に送る目的にて虎太の妻某を上京せしめて新平剛清は屈強の車夫を相馬邸及麻布の同家別邸近傍に徘徊せしめたるも相馬家の警戒嚴重にして容易に秀胤を誘拐すること能はざるより徐ろに謀計を回らし其目的を達せんと一先づ虎太が妻をして歸阪せしめたり

被告剛清其後六月中旬頃日本橋區室町三丁目一番地鰻屋木丸木事山中サノ方に被告と會合し覺きに新平と計畫せし秀胤誘出の事を話し誘出を實行し得ば米國公使に托し養育せしむる考なりとの意見を述べ淳が意見を尋ねたるに淳は過激の運動はせぬがよい夫れに就ては曾て角石事件と稱する訴訟に關し下谷正義會より印刷物を配布して大に裁判所の注意を喚起せしことなり此例に倣ひ相馬家に關する不當の事實を記載し裁判所に知らしめ司法部內の耳目を聳動したる後謀殺の告發を提起する時は或は其目的を達するに至らんとの意見なるより被告剛清は頗る歡喜の體にて之を最良考案と考量し直ちに同意を表したり是れより先き剛清は明治廿五年五月頃麴町區元園町に住居せし時相馬誠胤謀殺の顚末相馬家が數年間訴訟事件其他誠胤幽閉に關し當時の官吏又は醫師等に賄賂を贈りし事令扶等が惡事非行あること等を想像的虛構の事を記述し閻魔の廳蓮座主人の名を以て現世界に發送し來りしものゝ如く調製し之を新聞に投書して社會公衆に訴んと記載せし舊稿あるを回想し忽ち淳に告ぐるに之を添削して自訴狀と爲し裁判所に差出し置き然る後告發しては如何と告けしに淳は直ちに之に同意し裁判所に於て豫審判事の上席なる自己ゟ之を出來し得る樣所長檢事正の官名を記述したる次に豫審判事長の名

を加筆し置くべし又其自訴者は相馬家の者が認めたる事を明かにする爲め岡田泰胤の名を記し相馬家近傍より投出せし如く麹町區內の郵便箱に投ずべしと敎へたり玆に於て被告剛淸は自宅より齋稿を携へ本所區向島請地町百八十二番地有馬の溫泉に赴き窃かに之を改作して自訴狀に爲したるも自己の親屬なる岡田泰胤の名を記載するに忍びず無名にて同年六月廿八日利田倉橋の近傍より東京地方裁判所に郵送せり

被告剛淸は淳が考案より愈宿昔の素志を達するの期到來せるを歡び彼無名の自訴狀を裁判所に郵送せし後謀殺の告發を爲す決心にて新平方に到り豫て山口淳が自己の運動を助け且通謀者たることを明かにし一應淳と會合協議せられんことを請求し新平も異議なき事を答へたり因て剛淸は其後被告淳方へ行き新平と會合の事を告け猶ほ自訴狀に裁判所の狀況を尋ねたるに淳は未だ之を見ずと答へ翌日淳と丸木に會し淳は漸く裁判所の騷ぎを惹起せりと告ぐ被告剛淸は最早謀殺の告發は爲すべきの時機熟せりと思量し同年七月八九日の夕刻被告剛淸淳は新平宅に會合することになりたり然るに新平は初面會なるより新平は往時剛淸が誠胤を誘出し自宅に連れ來り會見せし時の模樣を話し淳は相馬邸に臨み誠胤を訊問せし時の形狀を語り遂に秀胤誘出の談に涉り新平は種々苦心せしも未だ其目的を達し得ざるの事情を述べ自訴狀の事に及び被告剛淸は懷中より自訴狀の副本を出し之を淳新平に示したるに新平は剛淸を目して頗る輕卒の擧動を爲すものなりと云ひ淳と共に自訴狀の事に關し如此ものは法律の制裁を受くべきものなるや否を研究し淳は自訴狀提出後の裁判所の景況を報じ寔に愈々謀殺の告發書を提出するに決し尙ほ將來の方法等を協議し新平は酒肴を出し剛淸は其饗應を受け同夜十一時頃に至り淳は新平方を辭し歸宅せり

其後剛淸が告發人の選定を爲すに當り此虛構の一大事件總局まで處理し吳れる人剛毅率直の辯護士に非ざれば中途に於て看破さるゝか或は相馬家へ歸心さるゝの恐れあるより誰彼と適否を選擇し遂に知人なる岡野寬を適當と定め己が所持する自訴狀を懷にして自ら寬方に至り面會して訴訟代理人たらんことを委任し被告寬は一旦は拒絕せしも被告剛淸が熱心と其携へたる自訴狀及誠胤が鼻口より流出せし血液が今尙襯襦に保存し在りて之を分析せば直ちに毒殺なる事明亮也との辯

疏を信じ告發代理人たることを諾し被告剛清は虚構なる自訴狀を基るとし不實の事を陳述し寛をして子爵相馬順胤外數名に對する左の告發狀を起草せしめ同年七月十七日本人代理人連署にて東京裁判所檢事局へ提出せり

（告發狀略す）

右告發狀は同月廿四日を以て起訴の手續に及び豫審に付せられたり當時暑中休暇の際にして出勤の判事中謀殺事件は被告淳が擔任すべき順序となれり然るに淳は自訴狀及び之を基礎として作爲したる告發書中謀殺に重大の關係ある誠胤死去の模樣等は悉く不實虚構のものたるを知るに就き之を擔當するを欲せず且自ら擔當せば剛清新平の會合に不便なるのみならず通謀露顯の恐れより殊に該事件は世人の屬目する大事件となるを豫知せしより巧に嫌疑を避け以て私利を營まんと考量し曾て剛清が私書僞造事件を擔當せし廉と轉地湯治とに託し之を豫審判事に讓るの決心せり然れども他の豫審判事に配布せば取調に干與し且容喙するの途なきより平素親交ある豫審判事岡田晴橋の擔任に歸せしめ補助の名義にて其取調に干與し該件の事實を知らんとの意にて當時休暇中の岡田晴橋を訪ひ病後なるにも關らず強て出勤を求め其承諾を得て已れ鹽原の溫泉に赴き岡田晴橋は同月廿六日より出勤し該件を擔任せり謀殺事件の起訴後被告剛清新平淳は相互間書翰の往復は變名又は發信人は無名とし落手者は讀了後之を燒棄するに事を約し同年八月二十日頃被告剛清は匿名の書面を以て淳を日本橋室町の鰻屋丸木方に呼寄せたるに淳は豫審進行の模樣及自ら擔任を避け補助の名義にて巧に之に關與するの魂膽を話し猶ほ將來該件に關し裁判所内の事情を通報することとし嫌疑を避くる爲め異事あるに非ざれば面會せざる事に定めたり

其後謀殺事件も着々歩を進め淳は補助の名義にて該件の取調を爲し其毎に剛清に内報し剛清は之に因て機に應じ變に投じて益々計略を回らし自ら裁判所に出頭し又岡野寛を出頭せしめて不實の上申を爲し證人の喚問を求め秘密の事を具申しあらん限り手續を盡して謀殺事件の成立を謀りたり

斯くの如く被告剛清新平淳は内外相應じて密議陰謀を凝らし虚構の謀殺事件を成立せしめんと努めたるにも豫審取調上謀殺の證據充分ならざる模樣なるより如何にもして有罪の終結に至らしめんと淳は不實の事項を剛清に報道して新聞に掲載

せしめ猶岡田晴橋に上申し疑念を起さしめ大に檢事を攻撃せしも是亦其目的を遂せず謀殺の形跡は益其實なきに至り被告剛清新平淳は殆んど絶望の極に陷りたり

然るに當該豫審判事岡田晴橋は或日淳に對し謀殺の證據は充分ならざるし監禁鎖錮の點は證據の見るべきものありて有罪の終結を爲し輕罪の公判に附するの價値ありと吐露したり淳は即時之に賛成し密かに剛清と會見し不實の謀殺を枉げて有罪にせしめんより寧ろ直に公判を開始せらるゝ輕罪が便利なりと述べ剛清も失意の折柄とて速に同意を表し豫審上席の資格を以て充分之に關渉し監禁罪の成立せられんことを懇望し猶は此事情を被告新平に通じたるに新平は監禁罪を成立せしむるには彼人爲の瘋癲に至るや否誠胤が妻の疾病は誠胤をして瘋癲に至らしむる原因となるや否の事項を鑑定書に記入せしむるの必要ありと剛清に告げ十月十五日本所區向島小梅町の料理店[illegible]の面に於て剛清に會合し誠胤が死因鑑定書[illegible]二件を記入せしめんことを發議し之を淳に取扱はし[illegible]の意思にて翌十六日鑑定書に記入すべき事項を書面に認め麻布生亦人の名を以て淳に郵送し而して被告淳は岡田晴橋を勸めて監禁の告發を爲すに至らしめたり

爾來被告共は猶種々の方法を以て運動せしも虚構の謀殺事件は終に其目的を達し得ず審理上毒殺の證憑なしと認められ免訴となり監禁の告發は犯罪を構成せざるを理由として不起訴となれり

被告岡野寛は上文記載の如く被告錦織剛清が知友の辯護士にして剛清が相馬順胤外七名に對し謀殺の告訴を爲すに際し選まれて代理人となり順胤外七名は誠胤を謀殺せし所爲なりとし剛清と共に明治廿六年七月十七日告發狀を東京地方裁判所檢事に出し其後該件の證據を蒐集し上申を爲し證人の喚問を求むる等專ら謀殺事件の成立に努め同年十月初旬頃被告剛清より告訴狀に添附して檢事局へ出せし彼の自訴狀は自己の僞造せし不實のものなることを明されたるにも拘らず猶代理人たることを繼續して剛清が計畫運動を幇助せし者なり

被告山田重兵衛は刀劍商にて被告剛清が刀劍の鑑定に巧みなるより商業上明治二十年頃より親密に交際し明治廿六年七月剛清が相馬順胤外七名に對し告發を爲したる事を知り其後地方より剛清に送り來る義捐金を取纏て自殺謀殺事件に關與す

る事となり遂に剛清の會計を掌り金錢出納を爲すに至り專ら其運動を助け居たりしに同年十月五日剛清より今般の謀殺事件には當時豫審を在勤する被告山口淳が豫て謀議に參與することを明かされ日本橋區通四丁目四番地の料理店島村事加藤善助方に右淳が待ち居るに付金三百圓を携へ來會し與る樣依頼され不得止承諾して剛清と共に島村に到り始て淳に面會し手土産として後藤光奨作の目貫を送り金三百圓を渡し其後謀殺事件の協議に加はり剛清が告發は淳等と共謀して提起せし不實の事なる事を承知しながら猶剛清淳より將來の運動を依頼せられ之を承諾して淳と剛清間の金錢の授受裏面の往復密使等の役を勤め被告剛清等が運動を幇助せしものなり

被告小山トキは錦織剛清が相馬家の舊主君相馬誠胤に忠勤を盡し其令聞の高きを慕ひ運動費として密かに金五百圓を贈り後剛清が妻となりて其宿志を成就せしめんとの希望を起し明治廿四年九月遂に剛清が妻となり其後剛清が相馬家に對する運動費數千圓を生家より借用し之を剛清に與へ渾て陰謀に加はり明治廿六年七月剛清が相馬順胤外七名に對し謀殺の告發を爲すに際し被告トキは彼の自訴狀は夫剛清が僞造不實のものなるを知りながら尙其陰謀を助け金圓調達等に奔走し其運動を幇助せり被告山口淳は東京地方裁判所豫審判事勤務中官職を利用し訴訟事件に關し金錢を取得せんとの意を起こし明治廿五年二月頃錦織剛清が私書僞造被告事件免訴放免の謝禮として淳方に來訪せし時帆足淸華が假處分にて剛清より金圓を騙取せしことを知り剛清が相馬家に對する運動を助くる時は容易に金錢を得らるべしと同人が請はるゝに任せ爾來相馬家に對する運動を助くべしと約せり然るに訴訟事件の發生するに非ざれば金錢を得るの途なきより前記の如く剛清と共謀し相馬順胤外七名に對し謀殺の告發を爲さしめ其豫審を補助し裁判所內外に於て剛清の目的を達せしむるに盡力し明治廿六年九月以後運動費探偵費の名義にて左の金品を剛清より收受し且岡田晴橋及被告淳が退官後辯護士たるに就き其事務所設置等と詐稱し剛清より金圓を詐取せり

第一　被告淳は明治廿六年九月二十三日頃本所區向島小梅町十五番地料理店田の面事橋本帆平方に於て相馬順胤外七名が謀殺事件の運動費又は探偵費と稱し剛清よりの贈賄金五千圓を收受せり

第二　被告淳は同年同月廿日日本橋區中洲枕流館に於て前同様の名義にて剛清の贈賄金百圓を收受せり
第三　被告淳は同年十月五日書面を以て剛清を日本橋區通四丁目五番地料理店島村事加藤善方に呼寄せ同家に於て山田重兵衛が持參せし金三百圓を右順胤方七名が謀殺事件の運動費の名義にて剛清より收受せり
第四　被告淳は同年同月五日より十二日迄の間に於て右島村にて順胤等が謀殺事件に關し錦織剛清と密會の際博多古帶一筋の贈賄を剛清より收受せり
第五　被告淳同月七八日頃島村に於て剛清に面會し相馬順胤外七名が謀殺被告事件の取調も追々進行したるが證憑不充分なる模様なり然るに之を强て重罪公判に移す時は被告等より抗告を爲し其結果免訴となるの恐れあれば私擅監禁罪として輕罪公判に移すの終結を爲すに如かず此點に於ては岡田晴橋も既に同意なり然るに監禁罪とするには檢事の起訴を要すれども檢事は相馬黨なるを以て告發するも或は起訴せざるの恐れあり然る時は岡田晴橋と共に控訴院に告發し結局本件を公判に移すべし併して若し公判に於て無罪となるが如き事あらば自己と岡田は斷然袂を連ねて辭職し辯護士となるの決心なり然る時は應分の資本金を要すべし殊に岡田の如きは負財も有ることなれば三千圓若くは五千圓位の金は入用なるべきを以て之を調達ありたしと申述べしも岡田晴橋が內情を悉知せるものゝ如く欺きしに剛清は之を信實のことゝ信じ先づ千圓を差し遣はすべしと約したり併して後剛清は後藤新平を訪問し監禁事件の運動費として是非入用なるべき旨を告け剛清新平連帶にて小林浪五郎森文五郎より金三千圓を借用せり同月十五日剛清淳新平の三人向島田の面に會合したるに淳は剛清に向ひ監禁罪に就ては岡田も略決心して控訴院に告發することになりたりと重ねて申し欺き新平の面前に於て剛清より千圓の三井銀行の引出小切手を受取り置き尙ほ同月十五日山田重兵衛が剛清の使として來りたる時同人に對しても監禁罪は不日公判に附せらるべきに就き其旨剛清に傳へ吳れよと欺き濟して同日日本橋區小網町四百三番地料理店喜代川亭事清邊伊三郎方に剛清と會合し先きに受取りたる千圓の小切手を剛清に返戻して更に同人より現金千二百五十圓を騙取したり

第六　被告淳は同年同月廿日右同樣の詐僞手段を以て山田重兵衛の手を經て剛清より金二百五十圓を騙取したり

上文の如く被告淳は被告錦織剛清等と屢々密會し數々の謀計を回らし居るに拘らず其緣弟なる栃木縣區裁判所判事原田務より明治廿六年二月頃同邸に尋ね來りたる際同人は相馬家の親戚なる華族織田信敏の舊臣なるより種々談話の末名を相馬家紛擾の顚末研究に藉り務に向ひ相馬家に紹介を依賴したるに務は之を承諾し井上登美多なる者をして其意を相馬家々扶青田綱三に通ぜしめたり併して兩三日を經て綱三は被告淳を共官邸に訪ひ剛清に關する紛擾の顚末を一應申述べ將來相馬家に關する事件に付助力あらんことを依賴せしに被告淳は承諾の旨を答へ尚自來自ら剛清の擧動を探偵すべき旨を告げ併せて自己は剛清が相馬家に對する計畫に參與し居るを幸ひ剛清の密計は悉く之を綱三に告げ以て相馬家をして剛清に對する防禦の注意を爲さしめたり此の如く被告淳は表面相馬家の爲に盡力するが如くなりしも其實己れが目的は金錢の收受に有るを以て裏面に在ては却て剛清と共謀して相馬順胤外七名に對する謀殺罪の告發を爲すに至らしめ然して該事件の豫審漸く進行するに至てや左の如く綱三等の賄賂を收受したり

第一　被告淳は明治二十六年七月二十四日相馬順胤外七名謀殺被告事件起訴の當日順胤に對して奏請の手續の間一時起訴せられざりしに青田綱三を自邸に招き自己の意見に依て被告人たることを免れたる如く申し聞けたる末同人より賄賂金百五十圓を收受したり

第二　被告淳は同年八月九日謀殺被告人青田綱三等が拘留せらるゝや豫審補助の名義を以て綱三を訊問し且法廷に於て同人を慰諭し置き併して同じく十四日に至り豫審判事岡田晴橋か被告人志賀直道に對し拘引狀を發したるを見て一時之を晴橋より預り置き即夜之を懷中して芝區烏森町湖月樓に至り急使を發して相馬家々扶心得西内善衛門を呼寄せ拘引狀を示して明朝志賀直道を拘引すべき旨を告げたるに善衛門は一應志賀方へ同行[illegible]呉れべき旨を懇請したるより被告淳は善右衛門と共に芝公園地なる志賀直道方に至り直道及其子直溫に面會し直道に向ひ明朝拘引さるべき旨を告げ尚入獄後の心得等を注意し其際青田綱三より依賴なりと

稱して善右衛門より金三百圓を差出したるに被告淳は直に之を收受したり

第三　被告淳は其後志賀直温と諸處に密會し或は書面を以て往復し居たりしが同年九月十日頃日本橋區茅場町香川亭に於て右直温より賄賂として金二百圓を收受したり

以上列擧する事實は其證憑十分にして被告錦織剛清山口淳後藤新平が共謀し不實のことを構造して相馬順胤外七名を誣告したる所爲は刑法第三百五十五條第二百二十條第一に該當する輕罪被告岡野寬山田重兵衛小山トキが被告剛清等を幇助せしは同法第三百五十五條同第二百二十條第一第百九條に該當する輕罪被告山口淳が錦織剛清より賄賂を收受せし所爲は同法第二百八十六條に該當する輕罪錦織剛清より金錢を詐取したる所爲は同法第三百九十條第三百九十四條に該當する輕罪齊田綱三より賄賂を收受せし所爲は同法第二百六十八條に該當する輕罪剛清は三犯以上なるを以て刑法第九十二條第九十三條を適用すべきもの然して淳は數罪俱發に就き同法第百條を適用すべきものなり

右の理由なるを以て刑事訴訟法第百六十七條に從ひ此被告事件を東京地方裁判所の輕罪公判に付す

明治二十六年十二月二十五日

東京地方裁判所　豫審判事　西川　漸

裁判所書記　清　水　恭

豫審結定書

長崎縣南高來郡神代村四百卅三番地士族當時北海道根室國根室郡鳴海町三丁目一番地寄留

根室地方裁判所判事

正七位　帆　足　清　華

五十二年九月

右之者が詐僞取財の被告事件豫審候處

被告帆足清華は曾て京橋區裁判所監督判事勤務中明治二十四年五六月頃伊藤契信なる者に邂逅し同人の紹介にて北風丈平錦織剛清等の知人となり剛清が華族相馬誠胤の幽閉を解き久邇宮殿下の姫君御降下を請ひ相馬家の家政を整理せんと企て數年其目的を達し得ずとの談を聽き自ら進んで其仲裁の勞を執り剛清が宿志を遂せしむべしと約せしも更らに其方法を盡さゞる中同年十一月に至り剛清は相馬誠胤總代理の資格を以

て代言人鈴木充實を訴訟代理人とし相馬家々令泉田胤正同家扶靑川綱三同石川榮昌に對し精算請求の訴訟を提起し同時に相馬家の有體動產即ち相馬誠胤家事上金錢の出納に關する新舊一切の帳簿同金錢貸借に關する一切の書類有價證券及金千圓を除き現在金銀紙幣類假處分の申請を爲し同年同月十三日右有體動產は假處分の上執達吏吉川忠彥に於て保管すべしとの決定ありしも忠彥に於て斯く貴重なる物品を藏むる堅牢の場所のなき爲め一時京橋區裁判所の倉庫を借受くることとなりしを奇貨とし剛淸に面會し今回の假處分に付執達吏に手數料を拂ふべき必要あるに依金三百圓差出すべしと申欺き剛淸より北風丈平の手を經て東久世通禧より帆足濟華宛金三百圓の第十五國立銀行引出小切手一枚を騙取し尙其際執達吏が職務執行に對する運動費又は保護費と稱し剛淸より金三百圓を騙取し而して先きに取取りたる引出小切手は同月十八日自ら裏書し署名捺印の上實子倫一郎をして現金を引出さしめ悉く自用に費消したり

以上の事實は證憑十分にして其所爲刑法第三百九十條第三百九十四條に該當する輕罪なり因て刑事訴訟法第百六十七條に從ひ東京地方裁判所の輕罪公判に付す

明治二十六年十二月二十三日

東京地方裁判所　豫審判事　西　川　漸

裁判所書記　淸　水　恭

豫審決定書

東京市日本橋區茅場町四十一番地平民待合業

加　藤　ア　カ

三十七年十一月

右之者が僞證被告事件豫審する所

被告加藤アカは待合業香川亭の女將にして數年以前より山口淳と知合となり明治二十六年十一月十三日同十四日錦織剛淸山口淳等が誣告被告事件に付證人として東京地方裁判所の豫審廷に呼出され定式の宣誓を爲し二回豫審判事の訊問を受けし時曾て山口淳より金二百五十圓借用せし事あるより淳より錦織剛淸と會合したる事は決して口外し吳れるなと言はれし事を確守し同人を曲庇する目的にて本年七月以來淳が剛淸等と數回同事に會合せしことを掩蔽し豫審判事に對し山口淳は七月以後書生體の者を連れ立寄りたる外一度も來りし事なく

又淳と剛清と一回も同亭に會合せしことなしと僞りの陳述を爲したるものなり以上の事實は其證憑十分にして刑法第二百十八條の第二に該當する輕罪なり因て刑事訴訟法第百六十七條に從ひ東京地方裁判所輕罪公判に付す

明治二十六年十二月二十三日

東京地方裁判所　豫審判事　西川漸

裁判所書記　清水恭

豫審終結決定書

東京市北豊島郡日暮里村大字金杉百四十五番地士族當時下谷區金杉上町七十八番地寄留無職業

中田太一郎

四十八年八月

茨城縣河内村長竿村二百番地平民當時東京日本橋區上槙町四十番地寄留辯護士

岡野寛

四十九年一月

埼玉縣北足立郡指扇村八十七番地士族當時東京市麻布區笄町百三十番地寄留書畫刀劍鑑定業

錦織剛清

右之者等が僞證被告事件豫審する所被告中田太一郎は子爵相馬順胤西山りウ泉田胤正青田綱三石川榮昌遠藤吉方志賀直道中井常次郎が謀殺被告事件の證人として明治二十六年八月十六日東京地方裁判所に呼出され豫審廷に於て定式の宣誓を爲し豫審判事岡田晴橋の訊問を受けし時右順胤外七名を陷害するの目的にて曩に亡相馬誠胤が府下北豊島郡内巣鴨の府立癲狂院に入院中の事跡を證言するに際し誠胤は瘋癲人に非ず又醫師が誠胤の病床に來るも新聞を閲讀して診察を爲さず且つ錦織剛清が誠胤を癲狂院より誘出する援助を爲したるに付金錢は貰ひ受けず等不實の陳述を爲し僞證したるも後其不良なるを覺知し謀殺被告事件豫審終結に至らざる前即明治二十六年十月二十一日下谷警察署へ自首したる右事實は證憑十分にして其所爲刑法第二百廿條第一項に該當する輕罪なるも該謀殺事件豫審中に於て自首せしにより同法第二百六十六條の規定に從ひ本刑の全免を受くべき也

被告岡野寛は錦織剛清の告發代理人となり子爵相馬順胤外七名に爲し謀殺の告發を爲し其事件豫審中中田太一郎と自宅に會し子爵相馬誠胤が巣鴨癲狂院入院中の事蹟に關する問答書を作り之を豫審判事岡用晴橋に提出し太一郎を證人として喚問あらんことを請求し太一郎が東京地方裁判所の豫審廷に出廷する前に於て數寄屋の羽織地一反を與へ且訊問ありし後も金三圓を與へしことあるも順胤氏を陥害するの目的にて太一郎を慫め且つ敎唆して曰く喚問當日即明治二十六年八月十六日豫審廷に於て僞證を爲さしめたりとの證憑は十分ならず被告錦織剛清が其告發代理人岡野寛と共に謀り子爵相馬順胤外七名が謀殺被告事件に就順胤等を陥害する目的にて中田太一郎を敎唆し明治二十六年八月十六日の東京地方裁判所の豫審廷に於て僞證を爲さしめたりとの證憑は十分ならず

上文の理由なるに依り刑事訴訟法第百六十五條に從ひ被告中田太一郎岡野寛錦織剛清が僞證被告事件は免訴するものなり

明治二十六年十二月二十五日

東京地方裁判所　豫審　判事　西川　漸

裁判所書記　清水　恭

豫審決定書

高知縣高知市新町用瀬九十番地平民當時東京市京橋區北槇町五番地無職業

宮地　茂平

三十四年七月

大阪市北區紅梅町百八十六番地平民當時東京市芝區田村町十八番地寄留賣藥業

津田官次郎

三十九年一月

右之者共に對する誣告被告事件豫審する所被告茂平官次郎は錦織剛清と共謀し若くは同人の所爲を幇助して相馬順胤外七名に對し謀殺罪の誣告を爲したりとの證憑十分ならず

因て刑事訴訟法第百六十五條に待ひ被告兩名を免訴す

明治二十六年十二月二十五日

東京地方裁判所　豫審　判事　西川　漸

裁判所書記　清水　恭

收賄詐欺僞證

豫審決定書

豫審決定終結書

東京牛込區西五軒町四十三番地

士族

東京地方裁判所判事

正七位　山口　淳

三十三年八月

右之者が官吏收賄被告事件豫審候處被告山口淳は東京地方裁判所豫審判事在職中明治二十五年一月四日平素親密に交際する京橋區裁判所監督判事帆足清華より野外に散歩せずやとの書面を領し同日清華と共に新橋停車場より汽車に投じ横濱に赴き同市本町二丁目二十七番地平沼專藏方に誘はれ專藏に面會の上佐野茂と稱する料理店に同行し同町に於て清華より當時河井庫太郎等が私印私書僞造詐僞取財被告事件の共犯として取調中の山村德藏が豫審判事安藝哲三郎より密室に監禁され且苛酷なる取扱を受くるとの話を聽き其後專藏より德藏を救出すべき途なきやとの賴談を受け偏頗の所爲ありとして豫審判事を忌避するより良策なし然れども密室に在る德藏に此事を話すべき方法なしと述べしに專藏は監獄に內通するは容易なりと答へしより被告淳は自己の擔當する松平直應の被告事件に關し德藏を參考として取調たき旨安藝豫審判事に告け暫時德藏を借受け豫審廷に於て訊問の後忌避の事を敎へ且鉛筆にて刑事訴訟法第四十一條と紙端に記し之を德藏に示し其後一月下旬麴町區一番町四十一番地市倉マンなる專藏の妾宅に專藏清華淳會合し淳は忌避申請の草稿を認め之を飯田榮藏に渡し榮藏は看守渡邊直賢に托し密室監禁中の德藏に送り德藏より忌避の申請あり判事松永光吉外二名は之を正當なりと決定し庫太郎德藏等が被告事件は豫審判事名越勝治の擔當に歸したるを被告淳は其以前清華より自己に擔當し呉るゝ樣依賴されあるより名越判事に談じ他の事件と交換し遂に已が擔當となし德藏を責付し同年四月免訴したり然るに平沼專藏は其翌五月牛込區西五軒町四十三番地の山口淳方を訪ひ面會の上德藏が被告事件に就き配慮を願ひたる謝禮として金二百圓尙同年十二月金二百圓を淳に贈與し山村德藏も同年六月價格十七圓程の銀瓶を携へ淳方に到り差出したるに被告は悉く之を收受せり而して被告淳は誣告被告事件の取調中上文の事實

を自首したるものなり
被告山口淳は明治二十六年六月中山村德藏が銀瓶を携へ錢に私印私書僞造詐欺取財被告事件に關し取調中盡力されたる謝禮として來訪されたる時德藏は飯村七郎より告訴され僞證事件が起訴となり豫審判事津田兼綜の擔當にて今後再び拘留の苦を受くるも計られずと痛嘆の言を發し當惑の體なるを見此機に乘じ德藏より金圓を詐取せんとの意を起し同月中神田錦輝館に到り德藏を招き寄せ現今起訴されある僞證事件に付拘留ならざる盡力するには告訴者が惡いか被告訴者が惡いかを探偵するが必要なりと申欺き其費金として七十五圓程差出せと申述金五十圓を騙取し尙ほ同年十月德藏が訊問を受くる前拘留されざることに取計ふと申欺き金三百圓を德藏より騙取したり被告山口淳は明治二十五年十月二十七日豫審判事瀧川長敎より平沼專藏告發に係る栢植秀次郎和田重兵衞が詐欺取財被告事件を續審し其取調中同年十二月二十八日金二百圓を專藏より收受し翌二十六年華族山﨑治敏を被告に加へ專藏に利益なる處分を爲し同年五月十八日豫審終結決定し十月八日に至り其謝禮及他の訴訟事件に就き盡力されたりとて專藏が持參せし金二百圓を收受せり而して其事實は經告事件の取調中自首したるものなり以上の事實は證憑十分にして被告淳が平沼專藏山口德藏より賄賂を收受したる所爲は刑法第二百八十六條山村德藏より金圓を騙取したる所爲は同法第三百九十條同三百九十四條に該當する各輕罪收賄罪は自首に係るを以て同法第九十五條數罪俱發に付同法第百條を適用すべきものとす因て刑事訴訟法第百六十七條に從ひ此事件を東京地方裁判所の輕罪公判に付す

明治二十六年十二月二十五日

東京地方裁判所　豫審　判事　西川　漸

裁判所書記　清水　恭

豫審終結決定書

長崎縣南高來郡神代村四百三十三番地士族當時北海道根室郡根室鳴海町三丁目一番地寄留根室地方裁判所判事

正七位　帆足　清雅

五十二年九月

右の者が詐欺取財被告事件豫審する所被告帆足清華は曩時木更津の裁判所に在勤中同地の加藤善助と交り其娘なみが山村徳藏の妻たるより同人とも慇懃に交際し又今を距る數年前明治十八九年の頃伯爵大隈重信が宴席にて平沼專藏を知り爾來同人とも懇親に往來し居たりしに明治二十四年十二月中右徳藏が河井庫太郎土井利治津幡將英山崎浪造等が私印私書僞造詐欺取財被告事件の共犯として拘留せられ次で密室に監禁されたるより徳藏の妻なみ親屬飯田榮藏は大に之を苦慮し被告清華方に至り一日も早く徳藏が歸宅する樣取計呉れと懇請せしより被告は之を諾し明治二十五年一月四日附書を山口淳に送り野外散歩を名として横濱に誘ひ平沼專藏に面會せしめ三名列席にて豫審判事安藝哲三郎が河井庫太郎等の共犯して山村徳藏を密室に監禁し苛酷なる取調を爲すと申述べ事件は淳に於て擔當せられんことを懇望し淳も後ち之を了し同年一月下旬專藏が妾宅なる麴町區三番町四十一番地の市倉マン方に會合し淳が起草の忌避申請書を飯田榮藏に渡すに至りしより被告清華は之に因て以て金員を詐取するの意を起し其後榮藏に對し右等の心配を爲したるに付ては金入用なりと申述べ暗に山口淳に贈るべき意を示し同年一月二十八九日頃金三百圓二月十日頃金二百圓を榮藏より騙取し之を山口淳に贈らず又其奔走の費用にも支辨せず自己の負債の方に支拂ひたるものなり

以上の事實は證憑十分にして其所爲刑法第三百九十條第三百九十四條に該當する輕罪なり因て刑事訴訟法第百六十七條に從ひ此事件を東京地方裁判所の輕罪公判に付す

明治二十六年十二月二十五日　豫審　判事　西川　漸

裁判所書記　清水　恭

豫審終結決定書

神奈川縣横濱市本町二丁目二十七番地平民生糸商實込商銀行頭取

從五位　平沼　專藏

五十八年一月

右の者が僞證被告事件豫審する所被告平沼專藏は山口淳が官吏收賄被告事件帆足清華が詐欺取財の被告事件の證人として明治二十六年十二月十八日東京地方裁判所に呼出され豫審廷

に於て式を從ひ宣誓し二回豫審判事の訊問を受けし際被告專藏は曾て判事山口淳帆足清華と會合し密室に監禁されたる山村德藏に忌避申請書の草稿を送りしことは役目にも障るから今後口外し呉れるなとの淳の言葉を確守し同人淳を曲庇するの目的にて明治二十四年十二月四日山村德藏が河井庫太郎土井利治津幡將英來栖定助山崎浪三郎が私印私書僞造詐欺取財被告事件の共犯として拘留せられ同月十五日密室に監禁されたるより德藏が妻及其親屬飯田榮造は一日も早く德藏の歸宅する樣取計ひ呉れと帆足清華に懇願し清華は之を被告に告け明治二十五年一月四日被告專藏は山口淳帆足華と横濱市本町三丁目二十七番地の自宅に會し猶同月下旬東京市麹町區三番町廿丁め十一番地の妾市倉マン方に會し同家に於て淳は德藏が忌避申請の草稿を認め之を飯田榮造に渡し榮造は看守渡邊直賢に交付し同人をして密室に監禁中の山村德藏に送りたるの事實は悉く掩蔽して豫審判事の訊問に對し承知せざる旨供述し僞證もせしものなり

以上の事實は證憑十分にして其所爲刑法第二百十八條第二に相當する輕罪なり因て刑事訴訟法第百六十七條に從ひ此事件を東京地方裁判所の輕罪公判に付す

明治二十六年十二月二十五日

東京地方裁判所　豫審　判事　西川　漸

裁判所書記　清水　恭

豫審終結決定書

群馬縣甘樂郡小幡村番外五十五番地平民當時東京市芝區森元町二十五番地山本敬主方寄留日雇

渡邊　直賢

三十六年二月

右の者が官吏收賄事件豫審候處被告渡邊直賢は警視廳監獄の看守奉職中神田區錦町三丁目十五番地平民山村德藏が河井庫太郎土井利治津幡將英山崎浪三等が私印私書僞造詐欺取財被告事件の共犯として明治二十四年十二月七日警視廳監獄に拘留せられ尋で同月十五日密室に監禁されたるに被告直賢は同月下旬神田區錦町三丁目十八番地に住する德藏の親戚飯田榮造方に到り密室監禁中の德藏が頻りに自宅の事を心配する旨を告け且つ德藏に通信したき事あらば密かに取扱ひ遣はすと述べ其後明治二十五年一月下旬飯田榮造が山口淳より渡さ

れたる當時の係り豫審判事安藝哲三郎を忌避すべき書類を德藏に送附せんとするに臨み被告直賢は榮造の依托を受け該書類を受取り之を密室監禁中の德藏に渡し同月二十四日頃金十圓同三十日金十二圓を囑托者飯田榮藏より收賄せしものなり以上の事實は證憑十分にして其所爲刑法第二百八十四條に相當する輕罪なり依て刑事訴訟法第百六十七條に從ひ此事件を東京地方裁判所の輕罪公判に付す

明治二十六年十二月二十五日

東京地方裁判所　豫審　判事　西川漸

裁判所書記　淸水恭

○

錦織事件の公判

一時天下を驚動せしめたる錦織剛淸被誣告事件の公判は豫定の如く昨日東京地方裁判所に於て開廷せられたり豫てより此事四方に知れ渡り居りたれば東天未だ紅ならざるに地方裁判所の門前早く既に數十の傍聽者群集し中には午前三時頃より此處に來て待明したりと云ふものさへありき、軈て午前七時半頃所內警衛の巡査は小門を開き兩三人宛順次に門內に入らしめ傍聽劵を渡したるに瞬時にして豫定の切符（百枚）は盡き果てたりとぞ十時十四五分頃獄丁は各被告人を率て公廷に入り錦織剛淸を首位として山口淳、後藤新平、岡野寛、山田重兵衞、小山トキ、渡邊直賢、帆足淸華等を順次着席せしむ、當日小山トキは藤色縮緬の被布を着せしが婦人だけに大に衆人の注目を惹きしもの丶如し暫くして裁判長判事湯淺義男、陪席判事床次正料、片岡靜輔、檢察官檢事長森藤吉郎の諸氏出廷し各被告人の辯護人たる菊地武夫、岸本辰雄、高梨哲四郎、岸小三郎、高橋庄之助、町井鐵之介、靑木八重八、武藤浪重、岡澤米太郎、齋藤正毅、江間俊一、三宅碩夫、芳賀貞賢等の各辯護士亦出廷して前後三列に設けたる其席に着きたれば今は唯だ裁判長の一言の下に公廷は開かれんばかりとなりたり、開廷に先ち長森檢事は帆足、渡邊の兩人の如き證憑事件には直接の關係を有せざるものなり而して被告事件の取調は多くの時日を要すべきに其間被告事件に直接の關係を有せざる帆足、渡邊の兩人が他の被告人と共に法廷に出頭するは被告本人の爲めにも又其の辯護人の爲めにも迷惑なるべければ本官が公訴の趣旨を陳述したる後、其の被告人の出廷を

要する場合に至るまで此等直接の關係なき被告人を退廷せしめては如何と述べ湯淺判事も亦長森檢事と同樣の事を述べ以て右兩被告人の辯護人の意見を問ひしに何れも異議なき旨を申立てたり是に湯淺裁判長は開廷を宣告し式に從ひ錦織剛清以下各被告人の氏名、住所、年齢、族籍、職業等を漸次に問ひ終る、剛清は本件の發頭人且つは場數を踏みたる老功者だけありて應答ハツキリとして流るゝが如く後藤は持病の耳痛の爲めにや首打垂れて頻りに耳の邊をホジリ居たるも其の裁判長の問に答ふる音聲高くして朗かに小山トキ亦た少しも悪びれたる態を見ざるは流石に剛清豪傑を慕ふて押掛けたる程ありと何人も思ひしなるべし岡野は恭しく双手を手摺の上に置き低聲を以て答へ帆足亦空トボケたる態にて低聲を以て答へたるこれぞ横着者の本色なるやも知れず唯左手に錦織を籠絡し右手に相馬家を翻弄したる山口に至ては流石に同僚の面前、面目なかりけん頭を得上げず一見涙を拭ふ者の如く裁判長の問に答ふる音聲低くして聞取り難き程なりし、氏名住所等一通りの訊問終るや錦織は裁判長に向て自分の辯護人たる大岡育造は山口縣の選擧區に向て過日出發したり同辯護士の在否は大に自分の利益に消長ある事なれば大岡の歸京するまで即ち四週間延期せられたし又謀殺事件の書類は本件に重大の關係を有するものなるを以て謄寫を許可せられたく然らざれば當公判に於て朗讀せられたしとの二事を申請す是に於て長森檢事は大岡辯護人の不在、被告に取ては氣の毒なれども大岡の選擧區に赴きたる毫も本件に關係なき事なれば許可せざるを可とす其の謀殺事件の書類云々の申請に至ては朗讀するのみにて可ならんと思料すと述べたるに錦織は重ねて謀殺事件の各被告人を訊問する頗る緩慢に失したりと岡田豫審判事自から明言したり云々との事を嗅ぎ來て成るべく謄寫を許可せられたしと申請し高橋辯護士庄之助亦錦織との同一の申請を爲したり裁判長は合議の上、決すべき事を宣告すれば長森檢事は立て公訴の趣意を述べ、剛清が東京に流寓中、始めて相馬家の事を聞き爲す所あらんと決心したる事より爾後數回の訴訟を起し後終に山口淳の勸說により彼の自訴狀なる者を自ら構造し次で謀殺の告訴を爲すに至りたる事山口が相馬家より錦織に對し起したる私書僞造事件を取扱ひたる事他日兩者の連鎖となり山口は錦織の爲に種々の畫策を爲したる事

後藤が名古屋病院長在職中院の書記今村某の言に依り始めて錦織の事を聞知し爾後同人と相識りて種々の助言を爲したる事、岡野が錦織の委託を受けたる顚末、山田重兵衛が錦織の爲めに會計の事を掌り又同人と山口の間に奔走周旋したる事小山トキが錦織を慕ふて終に其妻となり里方より金員を取寄せて錦織の運動員に供したる事等を一々叙述し滔々數萬言に亘る、然れども要するに客年十二月三十日の本紙上に掲げたる豫審終結決定書に記載せし事實を臚列せしに過ぎざれば玆に詳錄せず、是に於て長森檢事はこれにて相馬事件全體に關する論述を終りたれば更に山口の官吏收賄、詐欺取財、渡邊の官吏收賄、帆足の詐欺收賄の事實に就て論述すべし去れど最早正午を過ぎたれば午後に於て述ぶべしとて其席に復す、是より先き後藤の辯護士は裁判長に請ふて一件書類の内數冊を後藤に閲覽せしめたるに後藤は檢事の論述終るを待て公廷内にて閲覽せん事頗る雜事なれば其の下渡を得て廷内に於て閲覽したしと申請せしに裁判長はソハ許可せざる積なりと宣告す後藤は書類閲覽の事被告に取りては頗る利益の事なり何故に許可せられざるかと問ひ裁判長は其の本人に關係ある事柄に就ての書類は閲覽せしむべき筈なるも關係なきものまで閲覽せしむべしとは法の命ずる所にあらず唯當公廷内に於て閲覽するのみならば格別の差支なきを以て辯護人の請ふに任せ許したるのみと答ふ此時飯田辯護士は裁判長の言の如く法律の命ずる所にあらざれ共從來の慣例之を許したれば今回も許可せられん事を望むと述べ裁判長は詮議の上許可すべしと宣告す此時裁判長は葬儀執行差止事件及び損害賠償財產差押事件等に關する書類檢事より本官の手許に回り居るを以て心得の爲め申置くと達せしに錦織は其書類の謄寫を許可せられたしと申請す裁判長はこれまた詮議の上、何分の回答を爲すべしとて一先休憩す時午後零時三十分頃なり午後一時三十分再び開廷、裁判長判事陪席判事、檢察官檢事、被告錦織剛清外七名同辯護人の着席にて午前の法廷に同じ裁判長の開廷を宣告するを待ち檢察官長森檢事は起つて被告山口淳、帆足清華渡邊直賢等に對する官吏收賄、詐僞取財の訴趣を論述せり今其の要を摘記せば被告山口淳は東京地方裁判所に豫審判事奉職中訴訟事件に付て金錢を取得せんとの惡意を生じ被告錦織剛清、後藤新平等に通謀して相馬順胤外七名に對する謀殺

事件の成立に盡力し明治二十六年九月以來事件に關する運動費探偵費及び岡田晴橋、被告淳が退官後辯護士事務所を開設するの費用と詐稱し明治二十六年九月三日向島小梅町料理店田の面に於て錦織剛清より金五十圓を騙取し同年同月日本橋區中洲枕流館に於て同人より金百圓を騙取し同年十月五日日本橋區通四丁目島村方にて錦織が山田重兵衞と共に持參したる金三百圓を騙取し同年同月八九日頃再び前記の島村方にて錦織と會合し謀殺事件の豫審も追々步を進めて終結に近づきしが同件は重罪なるを以て被告人等は必らず控告す可し左すれば相馬家は賄賂を以て控訴院を籠絡するを以て被告等は詰り無罪なるべし寧ろ監禁罪を以て起訴する方利益なれども判事は相馬黨なれば起訴せざるべし其の場合に於ては岡田と共に官を退いても初志を貫徹するの覺悟を以て運動せざるべからず吾々官を退き辯護士となるときは事務所設立其の他諸費に三千圓乃至五千圓の金を要す是非調達し與れよと請求し錦織は即座に一千圓の調達を承諾し被告後藤新平に事情を打ち開け金員の調達方を逼り終に剛清新平連帶を以て小林浪五郎森文五郎の兩名より金三千圓を借入れ同月十五日剛清新平と共に向島田の面に會し剛清より一千圓の三井銀行引出小切手一枚を騙取し同月十九日日本橋區小網町料理店喜代川方に剛清を招き先に受取りたる小切手を返して一千二百五十圓を騙取し同年同月二十日山田重兵衞の手を經て金二百五十圓を騙取し尙ほ被告は一面に相馬家と通じ同年七月二十四日靑田綱三を自邸に呼び寄せ金百五十圓を騙取したるを始めとして相馬家々扶西内善右衞門の手を經て其の後同人より三百圓を騙取し志賀直道拘留の後も屢々志賀直温と往復し同年九月十日日本橋區茅場町香川亭にて右直温より賄賂二百圓を取受したる事の所爲は被告豫審中の自首及び證據書類に依て分明なり又た被告帆足清華は京橋區裁判所監督判事奉職中大阪硝子會社の伊藤某を介して錦織剛清と築地壽美屋に會合し相馬家の間に立つて仲裁を試むべしと申し出で官職を利用し剛清を欺いて三百圓の小切手を騙取し又た河井庫太郎詐僞取財事件の共犯人として密室監禁中なりし山村徳藏を損ふの目的を以て被告山口淳を平沼專藏に紹介し運動費、探偵費等の名稱を附して前記數百圓の金圓を騙し又た被告渡邊直賢へは警視廳監獄の看守奉職中密室監禁中の山村徳藏被告山口淳の作りたる

豫審判事忌避の申請書を送致したる謝儀として德藏の親戚飯田榮次より金十圓及び金十二圓を收受したるものにして右の事實は何れも書類其の他の證據物に依つて充分證明し得べしといふに在り右終つて裁判長は被告錦織剛清に對して不當監禁取消の訴に關し相馬順胤の監督を東久世伯に移され度しとの申請を爲したる時日に就いて尋問し次で辯護士大岡育造の支障に依り三月一日まで公判延期の儀は聞き届けず辯護士より請求したる謀殺事件の書類謄寫は許可し書類差支の分は一應檢閱の上は差支無かるべしと思料する旨を述べ次回の公判は辯護士に於て書類を謄寫し終りたるの時を待ち開廷することゝ爲し閉廷せしは同二時三十分なりし

(東京日日新聞第六千六百九十三號、明治二十七年二月十三日)

○

錦織稲荷を信ず、錦織剛清の奇談は少なからざれども此等は奇中の奇なるものなるべし昨年六月の初め錦織が未だ謀殺の告發をなさゞる前或る日懇意の間柄なる芝區三田南寺町佛乘院住職某を訪づれ四方山の話に時を移したる折話頭を轉じ拙者も近來一大事を思ひ立ち居れり從來何事にもあれ何時も成否は先づ京都高雄山稲荷大明神に祈願し御伺ひを經て決行す今回も亦た京都に上り御伺ひを立てたくは思へども如何せん目下其の事の調査に忙しく自身參詣する事能はず左ればとて他人に其の事を口外する譯にも行かず貴方は年來の深交なり誠に御迷惑ながら京都に至り一應稲荷の御意を伺ひ玉はずやと頼みしに住職はこれに答へてそは至て易きことなるが態々京都に上らずとも幸ひ三田四國町豐春稲荷は高雄山出張所なり祈願も御伺も同社にしては如何といひしに錦織大に喜びて其の意に從ひ住職の紹介に依り豐春稲荷社司某と懇意なる品川陣屋横町に居住する牧某を伴ひ同社に參詣し社司の妻に依頼して伺ひを立てたり社司の妻は先づ衣服を淨め片袖を脫し右腕を露はし局部に油を濺き其の上に抹香を盛り之に點火して祈禱を始めたるが時の移るに從ひ抹香は次第に燃り遂に油に移り皮膚を燬くに至りし時件の女は大聲にて此の度の事は明に黑白を分けてやるぞと叫びたり之を聞きたる錦織は小躍して喜び勇み神託の難有に感泣し厚く禮を述べ且つ秘密に何事をか約束して家に歸り内の者も屢々同社に參詣し或時社

司の妻に向て拙者が今回持ち出す事に就ては裁判官に五六人の知友あれば萬事都合宜し是等と交道するには刀劍鑑定の看號を便用すなど胸中の秘を洩したる事もあり又錦織の老母並に小山トキなど度々同社に参詣し殊にトキは志賀直道の拘禁せられし時逸早く参詣し今回の事件もどうやら都合宜しとて謝儀を述べたりと云ふ又彼の社司の妻なるものは錦織の爲めに焼したる抹香の爲めに右腕に大火傷をなし久しき間苦しみたる由孰れも警視廳の探偵に上り彼の山口淳等密會の事も幾分か此等の事より手掛りを得しなりと云ふ珍しき話しならずや

（東京日日新聞第六千七百三號、明治二十七年二月二十四日）

○

誣告收賄詐僞

事件の判決

豫報の如く昨日東京地方裁判所に於て左の如く宣告あり被告人錦織剛清は誣告罪にて重禁錮四年罰金四十圓、山口淳は一の重き詐僞罪により重禁錮五年、罰金五十圓、帆足濟華は詐欺罪にて重禁錮二年、罰金二十圓、監視六ケ月にて渡邊直賢は收賄罪にて重禁錮六月罰金十圓に處せられ他の後藤新平小山トキは證據不充分岡野寛、山田貞兵衛は其所爲罪とならずとして何れも無罪を言渡されたり

判決書

埼玉縣北足立郡指扇村八十七番地平民當時東京市麻布區笄町百三番地寄留儒醫業刀劍鑑定業

錦織剛清

四十二年三月

東京市牛込區西五軒町四十三番地士族東京地方裁判所判事

正七位 山口淳

三十四年八月

岩手縣膽澤郡水澤町番地不明平民、當時東京市麻布區東町二十四番地寄留非職内務省衛生局長

従五位 後藤新平

三十八年六月

茨城縣河内郡長竿村二百番地平民

當時東京市日本橋區上槇町四番地寄留

辯護士　岡　野　寛　　五十年一月

東京市日本橋區呉服町六番地平民

洋服商　山田重兵衛　　五十年九月

埼玉縣北足立郡指扇村八十七番地平民錦織剛淸妻無職業

小山　とき　　二十六年二月

右錦織剛淸外五名が誣告事件山口淳が判事收賄詐僞取財被告事件の公訴豫審理處

被告錦織剛淸は舊中村藩相馬家々臣にて明治十一二年の頃出京して府下に流寓中舊主君たる故從四位子爵相馬誠胤が明治十年より精神病に罹り爾來病勢益々募り發作暴行の度を加へ屢々危險の擧動あるより明治十二年四月十六日以來治療上止むを得ざるの處置として時の令扶志賀直道、青田綱三が誠胤の實父相馬充胤の許諾を得相當の手續を經由して邸內の一室に閉居せしめ或は東京癲狂院又帝國大學第一院に入院せしめたり然るに剛淸は是れを以て相馬家の令扶志賀直道青田綱三石川榮昌、富田深造及び充胤の妾西山りウ等が共謀して誠胤の異母弟なる相馬順胤を擁立して家政を擅にして財產を取得せんとの惡意より誠胤を逆遇し家政に干與せしめざるのみならず瘋癲にあらざる誠胤を狂者と揚言し暗に鎖錮するものと思意し玆に剛淸は名を誠胤を救護し家政の改革に藉り其の實相馬家の財產を左右するの目的を以て明治十六年十二月十日突然相馬邸に至り令扶に面會し第一誠胤の監禁を解く事第二誠胤の妻を離別する事第三別莊を設けて誠胤を移住せしむる事、第四相當の妻を迎へ及び妾を置く事等の建白書を差出したるに由り令扶は其の理由を問ひしに剛淸は誠胤に面會したるの上に非ざれば能はずとのことゆゑ令扶等は之を斷りたるに翌十一日剛淸は突然志賀直道・石川榮昌、富田深造に對し私擅監禁の告發を提起せしも起訴ならざるにより尙ほ亦同月二十二日志賀直道青田綱三、石川榮昌、富田深造に對し同樣のことを告發せしに是又起訴ならず依て明治十七年七月告訴の件々を列記せし相馬誠胤名義の委任狀を起草し直道、綱三榮昌、深造に對し私擅監禁の告訴を提起したるも是又取り上けられず却て其身は委任狀僞造行使の罪に依り明治十九年三

月八日東京輕罪裁判所に於て重禁錮一月罰金二圓監視六ヶ月に處せらる然るに被告剛清は其目的を達するに誠胤が總理代人の委任狀を有するの必要を感じ數名の同志を語らひ誠胤を東京癲狂院より奪ひ總理代人の委任狀を附與せしめんとの計畫を廻らし明治二十年一月三十一日夜該癲狂院に侵入して誠胤を誘出し其の夜は剛清は後藤新平方に一泊し、翌二月一日剛清は總理代人の委任狀を認め誠胤をして署名捺印せしめたり而して剛清は誠胤を誘出するや直に總理代人の委任狀を取りたる擧動は穩當ならざると新平等が之れに干與したる事を隱蔽する爲め殊更に其日時を二月三日として恰も伊豆國熱海に於て受取りたるものゝ如く假裝し其身は誠胤と共に二月一日新平方を出發し同月三日熱海に到り同所に潛伏して右委任狀を以て角田眞平をして相馬家に對し誠胤をして自由を得せしむべきやう談判せしめたるに同家に於ては全國を探し誠胤を歸邸せしめんと示談中相馬家の爲めに誠胤の所在を探知せられ遂に靜岡にて誠胤を相馬家に引き渡すの止むを得ざるに至り依つて剛清は右所爲を家宅侵入罪に問はれ明治二十年三月十一日東京輕罪裁判所に於て重禁錮一ヶ月に處せられたり

被告剛清は前記の如く二度輕處刑に處せられたるにも拘はず曩に新平宅に於て得たる總理代人の委任狀を以て明治二十四年一月以來相馬家親族北條氏恭外數名、誠胤後見人相馬順胤及び同家令扶ともに係り瘋癲病全癒屆書に調印請求の訴訟、精算請求の訴訟と種々混同の訴訟を提起したる末明治二十五年二月十六日相馬誠胤を華族從二位伯爵東久世通禧の監督に移す假處分申請を東京地方裁判所に提起したるより同月二十九日を以て口頭辯論期日となれり又同月十八日假處分當否口頭辯論申請事件に付き東京控訴院へ控訴に及びたるに由り同月十九日民事第四部より誠胤に三月三日本人出廷すべしとの呼出狀を發したり然るに誠胤は同月十五日より少しく興奮の狀ありし趣にて同月十九日夜より發病糖尿病より心臟痲痺により同月二十二日午前六時死去したり然るに錦織剛清は其死を怪しみ或は志賀直道、青田綱三、西山リウ等が共謀して毒殺せしめたるに非ずやとの疑念を抱き其の死因を明瞭せしめんと欲し葬儀執行中止假處分を申請し且死體解剖を出願せしも其志を果すを得ず被告剛清は前記の如く相馬家に對し種々民事の訴訟中誠胤の死去すると同時に押へ所持の總代理人の

委任狀は其効力を失ひたるより運動の方法を一變し相馬家に關する一小冊子を出版して其版權を相馬家に賣付け多額の金圓を得る意志にて明治二十五年十月闇の中と題せる一小冊子出版せり即ち相馬家從來の紛擾顚末及誠胤の死去は同家々令並に西山リウ等が共謀して毒殺せしものゝ如く虚構の事を叙述せり而て順胤に對し近々其第一、第二、第三、第四、第五編を出版するとの書簡を添へ該冊子を送致したるも同家に於て取合はざる爲め其目的を達せず又剛清は相馬誠胤が總理代人の資格を以て後藤新平外數名より數萬圓の金額を預り又は借用したるものゝ如く虚僞の負債を構造し明治二十六年一月申請の負債書出しを宮地茂平に托し該金償却の談判方を依賴したり如斯剛清は前に闇の世の中を出版し或は虚僞の負債を償却せしめんとしたるも意の如くならず是より先き相馬家に於ては誠胤の死後遺子秀胤あるも誠胤が異母弟なる順胤は明治十九年四月其筋の允許を得て既に相續人たるを以て誠胤の後を繼承せり然るに剛清は之を不當とし秀胤を相馬家より奪ひ之を擁し家督相續又は財産分與の爭ひを爲さしむるの考案にて剛清新平と協議の上實行する事となり新平より大阪居住の菅野虎太に通じ同人に託して養育せしめんとの計畫を廻らし秀胤掠奪の上は直ちに大阪に送るの目的を以て虎太の妻を上京せしめ而して新平剛清は屈竟の車夫を相馬邸又は麻布の別邸傍に徘徊せしめ外出を機とし奪ひ去らんとせしも相馬家の警戒嚴重なる爲め秀胤には容易に其目的を達せざるより徐々と詭計をめぐらし其目的を達せんと一と先づ虎太の妻を歸阪せしめたり

是より先き明治二十四年十一月被告剛清は先きに新平宅に於て後見役の誠胤總理代人の委任狀は相馬家の告訴に依り私書僞造の犯罪として豫審に付せられ當時擔任の豫審判事は被告山口淳にして審理の末明治二十五年一月二十九日剛清を免訴せり剛清は之を公明正大の處分とし明治二十五年五月頃淳を其私宅に訪ひ謝儀を述べ剛清が相馬家に對する意見を述べ自己の行爲と相馬家と孰れが正當なるやの判斷を求む淳は剛清が行爲を賛成し剛清の行爲により今回の運動を助力する事を約し爾來親交の折柄明治二十六年六月頃東京市日本橋區室町三丁目一番地丸木フサ方に於て淳と會合の際先きに新平と計畫せし秀胤掠奪の手續を話して其意見を尋ねたるに淳は剛清

に對し嘗て角石事件と稱する訴訟事件に關し或る壯士團體より印刷物を配布して大いに裁判所の注意を喚起せしことあり依て相馬家に關する不當の事實を記載して裁判所に投じ司法部内の耳目を聳動するに及で謀殺の告發を提起せば或は其目的を達するに至らんと見意を示せり剛清は既に誠胤の總理代人の委任狀は其効力を失ひ秀胤騙取の事は未だ實行し得ずと雖も終に其の目的を達せざる時は乘て最後の手段として謀殺事件の告發を提起するの決心なるに依り直ちに淳が意見に同意し剛清は淳に對し相馬邸内に住する岡田誠胤が常に不審を抱き居るに依り同人が自訴せしものゝ如く自訴狀を作り裁判所に投じたる後ち告發しては如何と云たりしに淳之に同意し裁判所に於いて豫審判事の上席なる自己も之れを見ることの出來得る樣所長檢事正の官名を記したる次ぎに豫審判事長の名をも加筆し置くべしと敎へたり依て剛清は本所區向島請地町百八十二番地有馬温泉に於て岡田泰胤が筆蹟に似せ相馬誠胤謀殺の顚末、相馬家數年間訴訟事件誠胤幽屛に關し當路の官吏又は醫士等に賄賂を贈りしこと令扶等が惡事非行ある事等想像虛僞の事を記述したる無名の自訴を二通作り一通を留め他の一通を明治二十六年六月二十八日和田倉橋近傍より東京地方裁判所へ郵送したり檢事局は誠胤毒殺のこと單に自己の想像に過ぎざるも淳が考案により告發するときは或は其意志を達し得べしとの意志にて彼の自訴狀を裁判所に郵送したる剛清と丸木フサ方に會合し裁判所内の狀況を聞きしに淳は裁判所部内の模樣を語り最早告發を爲すべき機會なりと告けしに依り剛清は被告辯護士岡野寛方に至り同人を依賴するに虛僞なる自訴狀を基礎とし不實の事を告訴し寛をして子爵相馬順胤外數名に對する左の告發狀を起草せしめ自己が所持する自訴狀は剛清宅へ他より送り來れりと僞り之を參考として告發狀に添付し明治二十六年七月十七日本人剛清代理人寛連署にて東京地方裁判所檢事局へ提したり（此間告發狀の全文略す）（未完）

（東京日日新聞第六千七百五十九號明治二十七年五月四日）

誣告收賄詐僞

事件の判決　（承前）

右告發狀は翌十八日起訴されたる爲め被告寛は同月二十日更

らに進んで東京控訴院判事長に告發せしに同月二十四日を以て告訴の手續に及び該件は被告淳の擔當に歸する順序なりしも之れを擔當する時は剛清に會合の便を失ふのみならず通謀露顯の虞あるより曾て被告が私書僞造事件を擔任せし廉と轉地湯治に托して之れを避け平素極て親交なる豫審判事岡田晴橋の擔任となし補助の名義を以て其取調に干與し該件の事實を知らんとの意にて當時休暇中の晴橋を訪ひ同人の病床なるにも不拘强ゐて擔任を勸め尙淳も補助すべき旨を申し其承諾を得て淳は鹽原溫泉へ赴き岡田晴橋は同月二十六日より出勤し該事件を擔當せり而て淳は同月二十日頃丸木フサ方に於て剛清と會合し豫審進行上の模樣及自ら擔任を避け補助の名義を以て巧に其取調に干與するの魂膽を話し尙將來本件に關する裁判所內部の事情を內通する事を約したり其被謀殺事件の豫審は着々進行し淳は補助の名義を以て被告の取調を爲し事每に內報し剛清は之に因り變に應じ機に投じ證人喚問の請求秘密上申を爲し內外相應じて專ら不實の謀殺事件を成立せしめんと努めたるも豫審取調上證憑充分ならざる模樣なるより剛清は絕望の折柄或日岡田晴橋が淳に對し謀殺證憑充分ならざると私擅監禁の點は證據の見るべきものありて有罪の終結を爲し輕罪の公判に付するの價値ありと吐露したるを以て淳は即時之を贊成し竊に剛清と會合し不實の謀殺事件を强ゐて重罪公判に移す時は被告より抗告を爲し其の結果免訴となるの恐れあるにより寧ろ私擅監禁罪として直に輕罪公判に移すの終結を爲すに如かずと述べ剛清は之に同意し淳は岡田晴橋を勸め私擅監禁の告發を爲すに至らしめたり而して謀殺被告人西田りウ志賀直道靑田綱三石川榮昌中井常次郎遠藤吉等は何れも三ケ月間拘留を受け故從四位子爵相馬誠胤の墳墓を發堀し死體局部を解剖分折し數名の證人を喚問し審理の末被告人相馬順胤外七名は共謀して相馬誠胤を毒殺せしとの證憑充分ならずと認められ明治二十六年十月二十四日免訴の言渡を受たり被告淳は東京地方裁判所豫審判事勤務中明治二十五年五月頃剛清が自宅に來り談話中剛清が相馬家に對する運動を助くる時は容易く金員を得らるべしとの意を爲し剛清の依賴に應じ爾來同人が相馬家に對する運動を助くべしと約せり然るに訴訟事件の發生するにあらざれば金圓を得るの途なきに因り前記の如く剛清と通謀し相馬順胤外七名に對し謀殺の告

發を爲さしめ補助の名儀を以て其の豫審に干與し裁判所內外に於て剛淸の目的を達せしむるに盡力し明治二十六年九月以後運動費探偵の名義にて左の金品を剛淸より收受したり

第一被告淳は明治二十六年九月二十三日東京市本所區向島小梅町十五番地料理店田の面事元橋帆平方に於て相馬順胤外七名が謀殺被告事件の運動費探偵費と稱し賄賂金五十圓を收受せり

第二被告淳は明治二十六年九月二十日東京市日本橋區中洲沈流館に於て前同樣の名儀にて賄賂金百圓を收受せり

第三被告淳は明治二十六年十月五日東京市日本橋區通四丁目料理店島村事加藤善吉方に於て剛淸と會合の際相馬順胤外七名と謀殺被告事件に關する運動費の名儀にて賄賂金三百圓を收受せり

第四被告淳は明治二十六年九月五日より十二日までの間に於て右島村方に於て順胤が謀殺被告事件に關し剛淸と面會の際同人より博多古帯一筋を收受せり

上文の如く被告淳は被告剛淸と屢々密會し謀殺事件に關し謀計を廻らし居るにも拘らず明治二十六年二月頃其の親族なる華族織田信敏の舊臣なるより種々談話の末名を相馬家紛擾の研究に藉り務に對し相馬家に紹介を依賴したるに務は之を諾し井上登美太なるものをして其の意を相馬家々扶靑田綱三に通ぜしめたり其の後二三日を經て綱三が淳方に來たり剛淸に關する顚末を一應陳述し將來相馬家に關する事件に付助力あらん事を依賴したるに淳は之を承諾し爾來剛淸の擧動に注意し且つ探偵すべき旨を告げ而して淳は表面如斯相馬家の爲めに盡力するが如くなるも其實已が目的は金圓を收受するに在るを以て裏面に於ては剛淸と共謀して相馬順胤外七名に對する謀殺罪の告發を爲さしめ而して該件の豫審進行中靑田綱三西內善右衞門より左の金員を收受したり

第一被告淳は明治二十六年七月二十日相馬順胤外七名謀殺被告事件起訴の當日其被告人たる靑田綱三を自宅に招き順胤は一時奏請の爲め起訴せられざりしを自己の意見に依て被告人たることを免れたるもの丶如く申聞けたる末綱三より賄賂金百五十圓を收受せり

第二被告淳は明治二十六年八月九日謀殺被告人靑田綱三が拘留せらるゝや豫審補助の名義を以て綱三を訊問し豫審廷に於

て同人を慰撫し置き同月十四日に至り豫審判事岡田晴橋が淳に對し謀殺被告人志賀直道に對する拘引狀の執行を囑托したるを奇貨とし即夜之を懷中して芝區烏森町湖月樓に至り相馬家々扶心得西內善右衛門を招き明朝志賀直道を拘引すべき旨を告げたるに善右衛門は一應直道方まで同道し吳れべき旨を懇請したるに依り淳は善右衛門と共に芝公園地內志賀直道方に至り直道及び其子直温に面會し明朝拘引になるべし而して其拘引狀を懷中せりと告け當人檻禁の心得等を注意し其の際綱三よりの依賴なりと稱して善右衛門より差出したる金三百圓を收受せり

第三被告淳は豫審補助の名義にて取調中志賀直道の子志賀直温と所々に於て密會し或は書面を以て往復し居りしが明治二十六年九月十日頃日本橋區茅場町香川亭事加藤アカ方に於て直温より贈賄金百圓を收受したり

被告淳は東京地方裁判所豫審判事奉職中明治二十五年一月四日兼て懇意なる京橋區裁判所監督判事帆足清華と共に新橋停車場より汽車にて横濱に赴き同市本町二丁目二十七番地平沼專藏方に誘はれ專藏に面會の上佐野茂と稱する料理屋に同行し淳は清華より當時河井庸太郎外數名の私印僞造行使詐僞取財被告事件の共犯者として豫審中の山村德藏は專藏の手代にして目下豫審判事安藝哲二郎に於て密室監禁に對し且つ苛酷なる取扱を受くると聞き其の後專藏より德藏を救出すの途なきやとの相談ありしに依り淳は同人に對し偏頗の所爲ありとして豫審判事を忌避するより他に良策なし然れども密室監禁中の德藏に此事を通ずるの方法なしと述べければ專藏は監獄に內通するは容易なりと答へしより淳は被告の依賴に應じ自己の擔當に係る松平直應被告事件に關し德藏を參考人として取調度旨安藝豫審判事に告け德藏を借受け豫審廷に於て忌避申請の事を敎へ且つ鉛筆にて刑事訴訟法第四十一條と紙端に記して之を示し其後同月下旬專藏の妾宅なる麹町區三番町四十一番地市倉萬方に帆足清華と會合し淳は忌避申請書の草稿を認め之を剛清に渡し剛清より飯田榮藏に渡し榮藏は之を寫し取り看守渡邊直賢に託し密室監禁中なる德藏に送り德藏より忌避申請を爲し其申請は正當なりとの決定に依り遂に安藝豫審判事を忌避せしめたり而して該件は豫審判事名越勝治の擔當に歸したるに淳は其以前より忌避申請成立の末は自己に

擔當し呉るゝ様に依頼されあるより名越豫審判事に談じ他の事件と交換し遂に自己の擔當とし間もなく徳藏を免訴したり然るに剛清は其翌五月中牛込區西五軒町四十三番地の淳が私宅に至り面會の上徳藏被告事件には盡力を募りたる謝禮として金二百圓尙同年十月中淳宅に於て金二百圓を贈與し徳藏も同年六月中價十七圓程の銀瓶一個を携へ淳方に至り謝禮として差出したるに悉く之を收受せり

被告淳は明治二十五年六月中山口徳藏が銀瓶を携へ曩に私印書僞造等の事件に關し取調中盡力したる謝禮として來りし時徳藏は飯村知より僞證事件の告訴せられ豫審判事洋曲兼保の擔當にて今後再び拘留の苦を受くるも計られずと痛歎し頗る當惑の體なるを見此機に乘じ金員を騙取するの意を生じ其の後同年三月に至り徳藏が訊問を受くるの前同人に對し拘留されざる様取計遣すべしと欺き自宅に於て金三百圓を騙取せり

剛清は豫審判事瀧川長敎より手沼判事の豫審に係る柘植秀次郎和田重右衞門等が詐僞取財被告事件を續審し其の取調中明治二十五年十二月二十八日自宅に於て金二百圓を剛清より收受し翌明治二十六年五月十八日豫審終結の決定を爲し同年十月八日に至り其謝禮として金二百圓を自宅に於て剛清より收受せり而して淳は上文明治二十六年七月二十四日靑田綱三より賄賂金百五十圓を收受したる以下の事實中山口徳藏より金三百圓騙取したる所爲を除き各收賄の所爲は該告事件の豫審中未だ官に發覺せざる以前豫審判事又は檢事に對し自首したるものとす

以上の事實は被告錦織剛清山口淳後藤新平岡野寛山田重兵衞小山トキが當公廷の供述相馬順胤外七名謀殺被告事件の豫審終結決定書及該件記錄相馬順胤外七名代人屋亨無藤藤三郎の被告錦織剛清に對する告訴狀無名の自訴狀及上申書被告錦織山口淳後藤新平山田重兵衞宮地茂平小山トキ津田官次郎證人岡田晴橋加藤コト根井ツネ松田サノ川島ハル渡邊トモ森文次郎、山村徳藏元橋帆平小林浪五郎參考人松本正寨豫審調書明治十六年十二月十四日志賀直道に對する檢事訊問調書同年十二月十一日錦織剛清より志賀直道外二名に對する告發狀同年十二月二十二日錦織剛清より志賀直道外三名に對する告發狀明治十七年七月十七日錦織剛清が相馬誠胤代理と詐稱し志賀直道外三名に對する告發狀及其記錄明治十九年三月八日被告

剛清が私書僞造被告事件の判決書被告剛清が私書僞造被告事件に關する豫審記錄同年八月二十五日被告剛清が擅に相馬誠胤總理代人と詐稱し松山兼作に宛たる約定書金二百圓借用證書各一通同年七月卅一日同人宛約定書一通瘋癲病全癒屆書に調印請求の訴狀精算請求の訴狀動產假處分命令下付の申請書不當後見取消請求の訴狀相馬誠胤を東久世通禧へ監督を移する假處分決定の申請書假處分當否辯論申請事件の控訴狀不當後見取消の訴狀葬儀執行中止假處分の申請書葬儀差止假處分當否口頭辯論申請書山口淳が本銀町越後屋止宿小山又六と詐稱し後藤新平に宛たる書狀山口淳方に於て押收の預金通帳岡田晴橋より山口淳宛の書翰四通山田重兵衛方にて押收の丙十五號山口淳の書狀六月十八日附菅野虎太より後藤新平宛の書狀津田官次郎宅押收の借用金書出岡田晴橋より差出したる明治二十六年七月二十八日被告山口淳より岡田晴橋宛書狀明治二十四年九月二日付被告剛清より塚本信次郎宛相馬家改革に付入費金錢貸借云々とある委任狀同年十一月二十一日被告剛清より同人宛拙者に於相馬管理の節は其功勞として資金貸與す云々とある委任狀明治二十五年十月二十二日被告剛清より相馬順胤宛書狀押收の博多帶被告山口淳の自首調書證人志賀直溫、青田綱三、志賀直道、西內善右衛門、石川榮昌、參考人原田務證人山村德藏松本義道飯田榮藏、安藝哲三郎、市倉滿津、曲兼綜被告人渡邊直賢、帆足清華の豫審調書等に依り證憑充分なりとす右所爲を法律に照すに被告剛清等が誣告の所爲は刑法第三百五十五條第二百二十條第二項第百四條に依り二年以上五年以下の重禁錮十圓以上五十圓以下の罰金に該り剛清は輕罪三犯なるを以て同法第九十八條第九十二條に依り本刑に一等を加へ各其の刑期範內に於て被告剛清は重禁錮四年罰金四十圓に被告淳は重禁錮五年罰金五十圓に該り被告淳が詐僞取財の所爲は刑法第三百九十條と第三百九十四條に依り二月以上四年以下の重禁錮四圓以上四十圓以下の罰金六ケ月以上二年以下の監視に該る其範圍內に於て重禁錮三年罰金三十圓監視六ケ月に該り被告淳が官吏收賄の所爲は各刑法第二百八十六條第一項に依り二月以上二年以下の重禁錮五圓以上五十圓以下の罰金に該子も青田綱三、西內善右衛門、志賀直溫、平沼專藏、山村德藏より金圓物品を收受したる所爲は事發覺前自首したるを以て刑法第八十五條に依り本刑に一

等を減じ各刑期の範圍內に於て錦織剛清より金品を收受したる所爲は各重禁錮二年罰金五十圓に其他收賄の所爲は各重禁錮一年六ヶ月罰金三十圓に該る數罪俱發なるを以て同百條末項に照し所犯情狀最重き誣告の所爲に從ひ處斷す可きものとす而して被告淳が賄賂として收受したる現在の博多帶一筋は刑法第二百八十八條に依り沒收し收賄金合計金千九百圓と銀瓶は現在せざるに依り其代價拾七圓は同條に依り追徵す

被告後藤新平は被告錦織剛清、山口淳と共謀し明治二十六年七月十七日相馬順胤外七名に對し相馬誠胤を毒殺したりとの不實の告發を爲し相馬順胤等を誣告したりと認む可き證憑充分ならず因て刑事訴訟法第二百二十四條に依り無罪の言渡を爲す可きものとす

被告岡野寛は錦織剛清の代人となり明治二十六年七月十七日相馬順胤外七名に對し謀殺被告事件の告發を爲したるも寛は當時淳が共謀して不實の事を官に申請するの情を知らず漸く同年十月上旬に至り告發狀に添付したる自首狀は剛清が作爲に係ることを承知したるも單に代理人を謝絕せざるに止り事實罪とならず因て刑事訴訟法第二百二十四條に依り無罪言渡を爲すべきものとす

被告山田重兵衛は明治二十六年十月五日錦織剛清と共に日本橋區通四丁目四番地料理店島村事加藤齊吉方に至り山田方に初て面會したる際剛清が告發に係る相馬順胤外七名謀殺事件に付豫審判事山口淳が告發人たる剛清と內外相通じ居ることを承知し尙兩人の依賴を受其後淳と剛清間の金圓の授受書面の往復密使の役等を勤めたるも剛清の告發は果して淳と剛清が共謀し不實のことを以て相馬順胤等を誣告したりとの情を知らざるのみならず其行爲たる誣告罪成立以後に係るを以て事實罪とならず因て刑事訴訟法第二百二十四條に依り無罪の言渡を爲す可きものとす

被告小山トキは夫剛清が明治二十六年七月十七日相馬順胤外七名に對し謀殺被告事件告發を提起するに方り剛清が不實の事を以て順胤等を誣告するの情を知て剛清が相馬家に對する運動を助くる爲め金圓調達に奔走し其犯罪を容易ならしめたりと認む可き證憑充分ならざるものとす因て刑事訴訟法第二百二十四條に依り無罪の言渡を爲す可きものとす

被告山口淳が明治二十六年十月十五日本所區向島小梅町十五

番地田の面事元橋帆平方に於て剛清新平と會合の際剛清より金千圓の三井銀行振出小切手一枚を受取り置き同月十九日日本橋區小網町四丁目三番地喜代川事渡邊伊三郎方に於て剛清と會合の際曩に取置きたる千圓の小切手を剛清に返戻し更に同人より金千二百五十圓を請取又同月二十日山田重兵衛方にて同人の手を經て剛清より金二百五十圓を受取りたる事實あるも果して淳は剛清に對し岡田晴橋の告發に係る靑田綱三志賀直道等の私擅監禁被告事件が起訴ならざる時は晴橋と具に辭職し辯護士となるに依り其事務所設置の資に供し且つ晴橋が負債の償却に充つると僞り騙取したりと認む可き證憑充分ならず又明治二十六年六月中神田區錦町錦輝館に於て山村德藏に對し門人が飯村知より告訴されたる僞證被告事件に付拘留ならざる樣盡力するに付告訴者が惡しきか被告訴者が惡しきか探偵するを要するに依り其の費用を出す可しと欺き金五十圓を騙取したりと認む可き證憑充分ならず因て此の點は刑事訴訟法第二百二十四條に依り無罪の言渡を爲すべきものとす

判　決

被告錦織剛清は重禁錮四年に處し罰金四十圓を附加す

被告山口淳は重禁錮五年に處し罰金五十圓を附加す

被告淳が錦織剛清より金千二百五十圓と金二百五十圓山村德藏より金五十圓を騙取したりとの點は無罪

被告後藤新平、岡野寛、山田重兵衛、小山トキは各無罪

押收の物件は各差出人に還付す

明治二十七年五月三日東京地方裁判所判事第三部公廷檢事長森藤吉郎立會第一審の判決を宣告す

裁判長　判事　湯淺　義男
判事　床次　正精
判事　片岡　靜輔
裁判所　書記　柴　茂三郎
同　土屋　忠夫

（東京日日新聞第六千七百六十號、明治二十七年五月五日）

收賄詐僞事件の判決

帆足淸華　渡邊直賢に對する宣告書の全文は左の如し

判決書

長崎縣南高來郡神代村四百三十三番戸　士族
當時北海道根室郡鳴海町三丁目一番地　寄留
根室地方裁判所判事
正七位　帆足　清華
五十三年九月

右に對する詐欺取財被告事件の公訴審理を遂ぐる處
被告帆足清華は京橋區裁判所監督判事勤務中明治二十四年十一月錦織剛清が相馬誠胤總理代人の資格を以て代言人鈴木充美を訴訟代人とし相馬家々令泉田胤正同家扶青田綱三石川榮昌に對し精算請求の訴訟を提起し同時に相馬家の有體動產即相馬誠胤家事上金錢の出納に關する新舊一切の帳簿同金錢貸借に關する一切の書類有價證券及金千圓を除き現在の金銀紙幣類假處分命令の下附を麹町區裁判所に申請し同年同月十三日右有體動產は假處分の上執達吏吉川忠彥に於て保管すべしとの決定ありしも忠彥は自己の役場に斯く貴重なる物件を藏むる堅牢の場所なき爲め一時京橋區裁判所の倉庫を借受ることゝなりしを奇貨とし帆足清華は剛清に對し今般の假處分に付執達吏に手數料又は執達吏に保護費等を支拂ふべき必要あるに依り金三百圓差出すべしと申欺き同月十四日自宅に於て剛清より北風丈平の手を經て東久世通禧より帆足清華宛金三百圓の第十五國立銀行引出し小切手一枚を騙取し而して其小切手は同月十八日自ら裏書し署名捺印の上實子倫一郎をして現金を引出さしめ悉く自己の用に費消したる者と認定す
已上の事實は被告帆足清華が當法廷の供述東京地方裁判所豫審判事西川漸の告發書被告人清華及他告事件の被告人錦織剛清山口淳證人吉川忠彥北見丈平谷鍋太郎館谷鐵太郎長谷川燕牧錄次部參考人帆足倫一郎に對する豫審調書押收の請取書第十五國立銀行引出し小切手一葉等に徵し其の證憑充分なり其所爲は刑法第三百九十四條に該當するを以て二月以上四年以下の重禁錮四圓以上四十圓以下の罰金六月以上三年以下の監視の範圍內に於て處斷すべきものとす
又被告帆足清華は明治二十四年十一月中錦織剛清より執達吏が職務執行に就ての運動費又は保護費と稱し二度に金三百圓を騙取し又被告清華は山口淳が山村德藏の私印私書僞造行使詐欺取財被告事件に付豫審中其主任豫審判事安藝晉二郎を忌避せしめたる事件に干し飯田榮藏に對し謝禮として山口淳に

交付すべしと詐り明治二十五年一月二十八九日頃金三百圓同年二月十日頃金二百圓を騙取したりとの證據充分ならざるを以て刑事訴訟法第二百二十四條に依り無罪の言渡を爲すべきものとす證據の爲め押收物件は刑事訴訟第二百二條により處分すべきものとす

判　決

被告帆足清華を重禁錮二年に處し罰金二十圓を附加し監視六月に付す

被告清華が明治二十四年十一月中錦織剛清より二度に金三百圓を騙取し飯田榮藏より金五百圓を騙取したりとの點は無罪

證據物件は各其差出人に還附す

明治二十七年五月三日東京地方裁判所刑事第三部於公廷檢事長森藤吉郎立會第一審の判決を宣告す

裁判長　判事　湯淺　義男
判事　床次　正精
同　片岡　靜輔
裁判所　書記　柴　茂三郎
同　土屋　忠夫

（東京日日新聞第六千七百六十一號、明治二十七年五月六日）

血染の鉄鎖と血書の書簡

去る七月十二日刊行の桑港新報に左の一記事あり眞僞固より知る能はずと雖も餘り奇怪の事柄なるを以て一字一句の削正を加へず全文の儘左に轉載して讀者の一覽に供す

去る八日（七月）午後倫敦御滯在中なる露國皇太子ニコラス親王殿下の御許へ最と美麗なる文箱に納めたる一通の書簡到來せり近侍は何事やらんと二重の封を押切りたるに中より出でたるは血に塗れて銹たる鐵鎖の一片と生血を以て書きたる一通の書簡なりしと即ち其文言は女流の手に成り宛名はマーボロー家とありたる由

殿下に一言申し參らす事あり恐れ乍ら能く能く御聽承在らせられん事こそ願はしう候らへ扨玆に奉呈仕候忌はしき銹び鎖は殿下の御本國に相滿ちたる最と嫌ふべき非道なる御政治の符號に御座候畏けれども只今妾が殿下に御勸め申度は餘事にも無御座御賢の通り此の國土一杯を包める民の自由と滿足とを一方に御覽じ御國御政治の下に踏み付けれら候臣民が朝夕歎き悲しめる情を他の一方に据へて能く〱

御覽へ遊され候はば必ず御思ひ半に過ぎんと考へられ候尙ほ此の鐵鎖は常に御座近く御供へ置下され時々之を見そなはして殿下の臣民が日夜に被れるいと恐ろしき苦痛を御思察在らせられたる時御胸に御憐愍の御情思ひ浮ばせられ候はゞ妾の幸ひ之れに增したるもの無御座候去り乍ら萬一にも左樣の御事なく尙ほ御先祖御前代の國君の如く我儘氣隨御募り遊し候ては到底御身の上宜しき事無御座候假令此上幾千の近衛兵を御增し在らせられ候とも下民の鬱憤破裂するの場合に於ては決して物の用に相立申すものに無之候妾の賤しき身をも顧みず御身の大事を斯く申上候云々

（東京日日新聞第六千五百四十九號、明治二十六年八月十九日）

曹洞宗紛議始末（一）

年來結んで解けざりし曹洞宗紛議も今回内務大臣の英斷を得て一段落を告ぐるに至りしこと數日來の本紙之れを報じて周到なり而も此の紛議たるや事、同宗の兩本山關聯し其の由來亦極めて遠く曹洞宗の性質及び傳來、兩本山の歷史などより幕府の末年、明治の初年に時の政府が設けたる取締り方法等に至るまで豫め其の大略に通ずるに非らざれば紛議の由る所、亦茫として知る可からず本紙頃日之れに關して取り調ぶる所あり其の書類は積むで堆を成すも今其の要を摘撮して今後數日の紙上に連載せんとす

曹洞宗の性質及び傳來

抑々曹洞宗は禪と號する大乘敎の一派に係り此の宗派に於ては心印相傳と稱して師資相傳すること釋迦以來の慣例たり今其の源流に溯りて傳統を言へば釋迦に傳へ釋迦は之を阿難に傳へ天竺にて相受くる二十七代にして達磨大師に至り大師始めて支那に飛錫して北朝の魏に至り嵩山少林寺に於て面壁九年、其間心印を傳ふるに足るの弟子一人を得たり之を慧可大師と爲す慧可より五傳、達磨より六傳して慧能となる慧能に高弟二人あり一を青原行思と曰ひ他を南岳懷讓と曰ふ南岳の後、四傳して臨濟に至る即ち臨濟宗の開祖たり青原の後、亦四傳して洞山良价を得たり良价一派の新敎儀を開く之れを曹洞宗と爲す、開祖良价より十二傳して長翁如淨に至る如淨は我邦に於ける曹洞の宗祖たる道元和尙に心印を傳へし人にて宋曆寶慶元年に嗣書及信衣を道元に授けたり曹洞宗の我邦に

傳はるや此の如き順序にして道元和尚は釋迦より正に五十一世に當る是れより先き禪宗を我國に傳へたる高僧少からざるも概ね他宗と兼學せしもの〻み隨つて各寺院に於て之を修するにも亦他の教儀と兼修せしのみ純然たる單傳の風を我邦に興したるは此の道元和尚なり

曹洞宗分離事件

楳仙師怒る　今回曹洞宗宗制に依り總持寺住職退隱を申告せられたる畔上楳仙師は元來道行堅固なる良僧にして宗派の分離等を企つべき人物に非ざるも門下に好からぬ人々ありて師をダシに使ふとの風說は豫ねて聞く所なるが果して風說の如くなりしにや楳仙師は今回の退隱申告を受けて直に總持寺監院石川素童氏を呼び其方に於て決して斯かる間違ひを生ずるなしと保證せしゆゑ萬事其の方の意に任せ置きし爲め終に總持寺の不面目此上もなき事件を仕出來したりとて痛く石川監院を責めたりと云ふ

申告の請書　畔上楳仙師は昨日宗務局より傳達せる總持寺住職退隱申告書を受けて之に對する請書を直に宗務局へ差出したる由

楳仙師の門下　にて眞實師の爲を思ふ人々は師は此上長く東京に留まらんより如かず信州にて師の高弟某の住職し居る某寺に隱居せんにはとて頻に其事に心配し居る者もあるとか

分離派の會合　過日芝公園地彌生館に會合して分離運動の決議をなしたる曹洞宗分離派の僧侶諸氏は尙同公園地內源興院に集合して內相談を爲し居る由

（東京日日新聞第六千六百[illegible]號、明治二十六年十一月十二日）

牛込の土穴由來（明治二十六年八月二十五日）

牛込原町土穴の由來

近來何ぞ穴話しの多きや相馬事件に青山墓穴の論あれば今又牛込に土穴の疑問起る、斯りける程に府下の新聞競つて彼の土穴の事を傳へ或は曰く御醍醐天皇の隱家なりイヤ護良親王ならん曰く太道田灌の築きたる穴御殿なり曰く由井正雪の拔穴にて目下建築中なる牛込區役所地內の拔穴に通じ居れり曰く同所天神町五十九番地和田氏邸內の空井戶に通ぜりと虛傳百出して貴顯學者の參推するもの多く一昨日は理科大學教授

博士坪井正五郎氏三四の學生を從へて見聞に行き工夫をして猯穴を堀試ましめたる程の大問題となりたるが一昨夕に至りて我社は此の穴に關する詳細の由來を聞き得たれば左に記さん

今を去ること七八十年前原町三丁目(今の中川三吉の住所)に叶屋と云ふ麹屋あり山の手無双の麹屋にて代々の老舗當初は家業頗る繁昌したりしが相續人の某といふが至極の放蕩者にて晝夜を分たず遊興に耽り常に市ヶ谷谷町(監獄署の下道)なる切店と唱へし長屋樣の娼家に立入りてさしも豐かなりし跡代を棒に振り終に自分も落魄して當時の奉行水野越前頭より切店取拂ひを命ぜられたより同人は流れ〳〵て新吉原某樓の妓夫となり同所にて烈しき梅毒に罹りてのたれ死同樣の憐れを留め昨日まで繁昌並びなき叶屋は玆に斷絕せり

今度發見したる土穴は此の叶屋繁昌の折に麹屋として穿ちしものにて當時此の穴を遊び場として石打メンチなどの戯れしたる小供今は白髮の老人となりて今猶生存せるものは同所若松町の蔦頭花岡の銀次市ヶ谷柳町の大島虎吉等なるが一時諸新聞にて太田道灌の御殿だの由井正雪の拔穴だのと吹聽せしを見て笑ひたる程なりと

叶屋沒落の後(今より四十年以前)より明治四五年の頃まで福岡順庵と云へる町醫の住居となりぬ順庵は外科醫師にして金創打傷の治療に長じ同所近傍の古老知らざる者なし庵順死去してより其の子某は東京府の邏卒となりし由なれども十四年頃より其の消息なし順庵の長女は原町二丁目の仕立屋渡邊(本名清水龜吉)の妻となりて今尚同所に居れり、順庵常に地上に線香を立てゝ何か心に禱る所ありしも同人の時代には彼の穴を堀りたることなく又穴の事については何の物語りもなかりしとぞ

斯る歷史を有する穴の所在地は原町三丁目十七番地にして地主は大森新之助と云ひ幼年なるを以て其母大森は後見人たり而して此の大森の家族は現に同所十六番地地主中川三吉(五十一年)方に同居して家事萬端の事皆三吉の處理に據れり穴の發見人中川三吉といふは先代も同じく三吉と稱して佐渡の國の者なるが三四十年以前出京して同所近傍に住しヤクザな古道具類を商ひ傍ら屑屋同樣の營業をなし居り追々身代太りて福岡順庵の跡を買取りし者にて今の三吉は先代三吉の甥

なり同人は十四の折に出京して伯父の方に厄介になり伯父死して其の跡を相續したるが中々喰はれぬ男にて益々身上を仕上げ同所十五番地は長女きみ（十八年）の所有十六番地を我が所有となし而して十七、十八番地は大森の所有地なれども其實權を握り店にては雜品を商ひて宮内省の用達となり濟せしなり

三吉が穴を發見したるは同居人の某が病氣の爲め他所に轉居せんと云ひしより吉凶を占はせしに起りし事にて穴に堀り當てたるは去月下旬なるが元來ヤオ氣の有三吉なれば此の事を利用して一儲けせんと企て世間に知らせず色々と工夫中去る十八日の暴風雨に同所受持の巡査巡廻して地面内に何處か破損の模樣なきかと問はれ三吉今更の樣に不思議な顏して如何にも暴風雨の爲に損所と云ふべき穴を發見せりとて初めて右の穴を見せしめたるなりと云

原町邊は高臺の土地にして地盤堅牢なれば麹製造には適當の場所なるを以て右の叶屋の外にも越前屋孫市と稱せる同業者叶屋の近隣に住みし事あり此外同所は麹室の跡多く現に同町の下駄屋花屋源助の所有地内にも一昨々年今度の穴と同樣なる穴を發見し今尚其跡を存せりと云ふ

土穴に就いて坪井博士の談話　前項に記したるは土穴についての歴史談なり猶學説としては學者間に異論もある可きが今文學博士坪井九馬三氏の談話を聞くに左の如し

原町の空穴については種々の風説ありて麹室とか何とか新聞紙に散見せるが余が實地に就いて觀察せし所に依れば彼の空穴は鎌倉時代と德川時代との中間の構造ならん何となれば右空室中作像の壁に彫刻あり況んや各入口がアーチの如き形狀をなせる構造は右の時代に非ざれば關東には斯る構造あるを聞かず又歴史上にも見ざる所なり去れど空室の構造より推究せば彼の假りに井戸と唱ふる所のものは四箇の想像說あらん曰く水溜、曰く井戸、曰く別室に通ずる通路、曰く間道これなり、されど井戸は土砂を以て埋沒しあれば發掘の上實驗するに非ざれば何とも斷定する能はざるも余は井戸若しくは水溜と認むる方可なりと信ず而して穴室には人の住居せるや否やを驗するに障壁天井等に就て調査するに一も其れと思はるゝ證左を得ず又障壁彫像及び所謂井戸近邊の構造より推究するも其の然らざるを證するに餘りあり左れば如何なる必要あ

りて構造せしものなるやを尋ぬるに是れ戰國時代に在つて妻子等の隱家に供する爲構造せるものならん而して後日に至り麴屋に使用せしものなるやは知るべからざるも當初より麴室に供する爲構造せし物には有らざる可し佛像を安置する爲の構造ならんと云ふ說あれども土中に佛像を安置することは我國にても往々あれど斯る構造に非ずして多くは併列せるものなり而して彼穴は之に適する構造にあらざれば佛像安置の場所とも見認むること能はざるべく要するに現今埋沒せる床下及井戸を發堀して證左を得るに非ざれば斷定を下し難し云々

土穴の見物人は毎日午前三時頃より押懸けて店前人の山を築き夜中に至りても群集絶えず爲に裏表の木戸を押破られ三吉方の長屋一軒は土足にて坐敷內を通り拔けにされるなど非常の騷ぎなり左の如き有樣なれば或る香具師は一週間三百圓にて買切り之を見世物にせんとて目下相談中なりと

（讀賣新聞第五千七百八十一號、明治二十六年八月二十五日）

地低に空殿を發見す（牛込）

牛込區原町三丁目十六番地宮內省用達中川三吉方にては近來家內に病人絶へざるより去る賣卜者に占はせたるに宅の戌亥の方に古井戸あり之れが病難の源と云はれ信僞は知らねど氣に掛るより井戸屋を賴みて戌亥の方を堀たせけるに不思議や一つの空穴に堀り當てたり驚きて猶堀りもて行きしに其穴は愈々大きくなりて昨日までに堀りたるは下に揭ぐる圖の如き巨穴なり、さて穴中の樣子を見るに人の住居らしき處客間らしき處さては寶藏勝手口入口井戸別室など整然として區畫あり又入口より寶藏へ掛けたる所は住居の所よりも一段高く堀り上げたり最所第一着に堀り當てたるは別室にして勝手と覺しき所に澤庵の押石樣の石三個あり、穴中の構造は少しも木石を用ゐず純然たる一の穴藏なり、又壁の所は石の如く堅牢にして穴內には神棚樣の物ありて庭中を祭りたるや猿の半身像の彫刻あり未だ詳細に見聞するを得ざるを以て果して何人の隱れ家にして又何年前のものなるやを知る能はざれ共或人は七八百年以前のものと認めたり又た穴中處々强く踏む時はボン〳〵響する所あれば尙此上にも深き穴のあらんとて主人自ら工夫を指揮して目下發堀に從事し居る由之を見物せんとて昨日の如きは見物人二千人もありたりと、又一說には去る

十八日の暴風雨の時裏の畑に三尺四方の大穴俄に生じたれば主人は不審なりとてそれより穴中を檢視したるなりと

(讀賣新聞第五千七百七十八號、明治二十六年八月二十二日)

牛込土窟に對する坪井學士の調査

同土窟に對する理學博士坪井正五郎氏の調査は左の如し

牛込土窟と麴室との比較　　理學士　坪井正五郎

余は二日間人夫を役して牛込中川三吉氏方土窟の土浚ひを爲し室の形狀を畫き寸尺を測り諸構造の調査を終りたるを以て次に類似土窟との比較をなさんと左の諸氏方に至り麴室を實驗して其の構造を調査せり

牛込區柳町　田畑福太郎

本郷區湯島新花町　鈴木鐵之助(遠州屋)

神田區宮本町　龜山治兵衛(三河屋)

芝區三田台町　西尾七兵衛

同町　外山角次郎

以上諸處に存する麴室の構造は間數の多少こそあれ何れも大同小異にして其普通の諸點と原町土窟の構造とを比較すれば結果左の如し

同一の點

(一) 平地より一丈許り下りて横穴の存する事

(二) 殆んど正方形の室ある事(麴室にては男穴或は男室と云ふ梯子を掛けて出入せる所なり)

(三) 一室より他室に入る口の小なること(麴室にては空氣の流通を妨ぐる爲め如斯作るなり)

(四) 天井の高さ五尺に達せざること(麴室にては空窟の部をなるべく小にし麴の速成を謀るなり又天井を堀下ければ地盤を薄くして家屋の土臺を損する恐れあり敷を堀り下ければ地中深きが爲め水の出る恐れありとて天井を低きまゝになし置くこともあるなり)

(五) 室の幅七八尺位なること(麴室にては中央に通り路を遺し左右に竹棚を設け此上に麴蓋を二列宛に並ぶるを得る丈に穴を穿つを通例とす之より廣くすれば天井の落る恐れあり)

(六) 天井少しく丸みを帶びて壁面殆んど直立せる事(麴

室にては如斯構造勞働者に取りて便利なり）
（七）壁面高き所に棚の如き凹み數個あること（麴室にては此處に燈火皿を置くなり）
（八）壁面低き所に徑一二寸の小穴多く存する事（麴室に於ては竹棚の竹の端を壁面に差し込み置くことありこれは竹の中に虫の入るを防ぐ爲なり）
（九）天井燻けて黑みを帶びたる事（麴室にては燈火を持ち歩く爲に天井くすぶるなり）
（十）正方形の室の外に上方への拔け穴の如きもの有る事（麴室にては土質の柔かき處を拔きて木材を置き其の上に土を被ぶせるなり之をソロバンと云ふ）
（十一）室內に存する刄物の痕現今の鍬の痕に似たる事（麴室を堀るには柄の短き手鍬を用ふるなり）

相異の點

（一）原町土窟には壁面小棚の中に座像の浮き彫りあり麴室には未だ例を見ず
（二）原町土窟には井戸あり麴室には無し

備考

（一）麴室には壁面に往々鼠穴あり原町土窟の一室（寶庫と呼ばるゝもの）の奥壁右の方に存る深き穴も此の鼠穴に異ならず
（二）麴室にはアブラムシ及びコホロギの穿ちたる小穴多し原町土窟にも同樣の小穴多し

相違第一の座像は麴室の所有主が自分の信仰に從ひ特に彫刻したるものと見れば解し難からず相異第二の井戸は一旦土窟の埋もれたる後穿ちたるものにして圖らずも室に堀り當てたるものと見て可ならん神田神明境內開花樓にても十餘年前に同樣の事ありし由龜山治兵衞氏の話なり
總括して考を下せば原町土窟は古き麴室の跡なる事を知る可く彼の地の邊には昔麴商住居せりとの話さへあるなり余は最早異說を入る可き隙なしと信ず

（東京朝日新聞第二千六百三十一號、明治二十六年八月三十一日）

牛込土窟の鑑定

彼の牛込原町中川方の土窟麴室なりとの說勝を占めたる如くなりしが今又東京雜査會員內藤耻叟、柳內藤之進、山崎太吉

氏等の説によれば麴室にはあらざる可しと云へり今諸氏の意見の大要を擧ぐれば内藤氏は右の土窟中より發見せし器物中帝國博物館員の鑑定に據れば千年前の製作と思はるゝ石斧あり又同じ時代の陶器の破片あり其他天井の或部分に草根の如き日蔭草の垂居る植物の化して泥炭とならんとするものあるなど總て此の穴の少くも四百年前のものなるを證せざるはなし又原町は元下戸塚字椚原と稱するところにして正保三年濟松寺領となり後町をつなぎ原町の名あり延享二年（百五十年前）始めて町奉行の支配を受く故に其町となりしは今を距ること二百二三十年前なるに四百年前の麴室此處に存すべき理由なし又案ずるに原町は正保の色分圖には平野とし延寶の圖には原町と記し正德の圖には片側町にして東は駒木根長三郎西は安部和泉守の屋敷とせり去れば原町の北側は或る家地なりしを享保の頃に町地となしたるものと思はるこれに依つても斯る古き麴室のあるべき筈なきを知るに足るなりと云ひ柳内、山崎兩氏も亦此の土窟の麴室に非ざる點を擧げて之を證せり即ち左の如し

一、土窟中より地上へ抜穴樣のもの四個あるも麴室には四個あるべき筈なし（麴とならざるに依てなり）

一、土窟中より地上への抜穴は其形狀各同一ならず且一も麴を運搬するに適するものなし

一、土窟中央の抜穴樣のものは麴室の所謂ソロバンに非ずソロバンは窟内を深く堀り下ぐる筈なし然るに右の穴は窟底より下ること一丈余あるなり之によつて見ればソロバンに非ざること明かなり

一、土窟中には二個の井戸樣のものあれども麴室には井戸の必要なることなし、又此井戸は世に云ふ麴室に偶然堀り當てたるものゝ類に非ず

一、土窟中に日本固有の風俗の座像あれども麴室には未だ曾て存在せず但し彫刻の年代は明言し難し

一、土窟中より發見したる石斧及び土器は古きは千年前後新しきも尚三百年後の時代あるものなり但し麴室より右樣の者を發見したることなし

一、土窟中に座像の在る室中に一段下りたる所あり麴室には未だ曾てあることなし但發見の當時台所と唱へし所のことなり

本土窟は如何なる時代に何人か何等の目的を以て開鑿したるやは確證なきを以て斷言し難し然れども以上列擧したる事實麴室と不同なる點より推せば其の麴室に非ざるは疑ひを容るべからずと信ず

（東京朝日新聞第二千六百六十三號、明治二十六年十月七日）

怪兒生る（明治二十六年八月二十八日）

阿渡國名西郡浦庄村大字下浦村百六十番屋敷雜業富田岩吉（三十八年）が私通せし西田しま（四十三年）が今年六月三十日に分娩したる男の子は産後頗る壯健にして二十日を經て下の前齒を生じ三十日許り過ぎて仰向けに寢させば俯向けになるなど自由に身を動かし手に物を觸れば之を曳くに三歳許りの兒の力量あり麥飯番薯等を食はしむるに巧みに食ひ藥を與ふれば厭がりて飲まず試みに酒を飲ませしに歡びてチウ〳〵飲むと云へり成長の後は如何なる者になるらん

（讀賣新聞第五千七百八十四號、明治二十六年八月二十八日）

新聞購讀を禁ず（明治二十六年九月五日）

名古屋第三師團各部各隊の將校下士等は、從來時事新報、東京日々新聞、大阪朝日新聞外一二新聞に限り公然購讀を許しありしが同師團長桂中將は此程部下一般へ對し以來時事新報と東京日々新聞を除く外一切購讀すべからず且右二新聞と雖も成るべく讀まざる方然るべき旨を戒命したりとされば將校下士の妻女等が小說入りの新聞を購讀し居る向あれど孰れも人目を憚り最も秘密になし居れりと云ふ

（東京朝日新聞第二千六百三十六號、明治二十六年九月五日）

榮太樓主人の横死（明治二十六年九月六日）

日本橋區西河岸町一番地菓子商副頭取にて有名なる菓子屋榮太樓事細田安兵衞は豫て同區蠣殼町三丁目五番地古道具商雲林院長右衞門（五十二年）の娘某を妾に抱え置きしが一昨四日午後九時頃長右衞門が細田方に來りて娘の給料を値上されたしとの懇談をなせしに安兵衞は有名なる締り屋なれば約束通り六圓の外は一文も出し難しと答へて種々大論判ありし末長右衞門は豫て用意ありしものと見え懷中より出刃庖丁を取り出しいきなり安兵衞の胸部を突貫きて安兵衞は其場に即死し

長右衛門は同彼零時頃自身に咽喉二箇所腸部に一ケ所を突き自殺を謀りしも死に至らず榮太樓より直に日本橋警察署へ屆け出で同署よりは警部、巡査、醫師等出張し東京地方裁判所よりは中路檢事書記を隨へて屍體の臨檢を爲したり長右衛門は直に蠣殼町岩佐病院に入院せしめしが餘程の重傷なれば迚も一命は助かるまじとの事なるが長右衛門は平常に氣早の性質に時に觸れては發狂と思はるゝ程の擧動をなす事もありしと云へり

（讀賣新聞第五千七百九十三號、明治二十六年九月六日）

警部長の醜行事件（明治二十六年九月七日）

廣島、福岡、香川の三縣警部長が山口縣山口に於ける醜行の大略は既に前號に記せしが今其の詳報を聞くに山口縣警察署詰の巡査に澤村文海と云ふ強の者あり是まで一度ならず上官の許可を强請して淫賣狩りの非常手段を行ひ先頃も司法屬金子某の擁しつつある藝妓を取押へたることありしが去月二十九日の夜右の澤村巡査は巡回歸途の際立小路藤六樓の前に至るや同樓に數名の藝妓ありて如何にも其の擧動怪しきより直に歸署して之を部長藤井某に謀り同僚兩三名をして表面より同樓に至らしむることに定め已れ一人は先づ藤六樓の裏に廻りて同僚の來るを待つ程に間もなく來りて樓の戶を叩きコヽ明けろと叫べり同樓にては何事ならんと戶を開くるや此等早く裏手に在りし澤村は身を躍らして墻を攀ぢ裏二階に飛び上り廣島縣警部長寺田祐之氏の室に闖入せり寺田警部長は今や藝妓小芳を擁して香夢闌なる時なりければ澤村は大喝一聲起きろと叫びしに寺田は目を覺まし何者なればこそ余が寢間に亂入せるぞと叱したり澤村巡査は聲に應じ余は山口巡査澤村文海なり淫賣狩の爲に來れり寺田曰く用事あれば明日來れと之を聞きたる澤村は烈火の如く憤り咄々何等の無禮漢ぞ先づ汝が姓名を名乘れと迫りたり寺田も已むを得ず余は廣島縣警部長寺田祐之なれば今夜の出來事は何卒穩便に濟し與れよと詫びたるが澤村爭て之を聞入るべき余は上官の命令に依つて來れり犯罪者を取押る場合には余の眼中大臣なし乞食なしとブル〳〵慄へて居たる小芳を引いて樓を下り他の四名の藝妓と共に警察署に引渡せり是に於て寺田警部長の恐怖一方ならず一書を認めて藤六樓の番頭某を使とし之を村上署長の許に

送りたるが少時して小兵の男和服にて同樓に駈付けたるは是なん山口警察署長村上則貞氏にて三警部長と喃々縷々何事か話すこと凡そ一時間、已にして村上署長は歸署せしが頗る不興の體にて藤井部長と密談すること數刻間もなく部長は五名の妓を呼び出せり五妓は科料を出さねばならぬと思ひ紅顏爲に生色なく恰も屠所の羊の如くなりしに案に相違して部長は辭を和らけ今夜は許してやる早く歸れと呼びたるにぞ五妓は地獄で佛に逢ひたる思ひをなし倉皇警察の門を出て直に藤六樓に至り彼の三警部長に會し互に其無事を賀し小芳が警部長樣の御威光はエライものでおまスワと云へば一妓は之に應じて姉さんあたしは警察なんどはチツトモ恐いことはおまへんと呼び更に一大宴を張りて雜魚寢と洒し三男五女一室に睡眠し午前七時頃五妓は各々其の家に歸れり翌日三警部は昨夜の御禮のため村上警察署長を祇園栄香亭に招き鄭重なる饗應をなしたりと云ふ話變つて澤村巡査は部長が『今夜は許して遣る早く返れ』と云ひし一言の耳朶に觸るゝや署長に向てコハ實に偏頗極る處分なり斯る處分を爲すに於ては何を以て警察權の信任を保持するを得ん何を以て地方の風紀を矯正するを得んと口角泡を飛して徹夜論爭し今に迨ぶも屈せざるにぞ村上署長は大に困却し居る由なり又右事件に關し藤六樓にては翌日親戚會議を開き斯く警察署に接近の位置にありては到底甘き商賣は出來ざれば從來の家屋を他に轉ずるか若しくは營業を廢すかの二途につき大に協議を凝らしたりとは怪又怪

（讀賣新聞第五千七百九十四號、明治二十六年九月七日）

警部長買淫事件遂に破裂す

連日の紙上に記したる山口縣に於ける三縣警部長買淫事件は去る四日遂に村上山口警察署長藤井同警部澤村巡査の免職となれり、而して縣民は大に原知事の行爲を因循とし職務を緩守して毫も屈せざる澤村巡査を免職したるは不都合なりと遂に辭職勸告の協議を爲すに至れり右に付同縣警部長後藤松吉郎氏は辭表を出したる由兎に角近來の一珍事と云ふべし

（讀賣新聞第五千七百九十五號、明治二十六年九月八日）

俳諧車夫（明治二十六年十月二十八日）

芝區三田台町に住む井上某と云ふは飯倉邊の質商何某の隱居にて若き時より風流を好み雅號を柳川と呼びて芭蕉翁の流れ

を汲みしより今は倅に家督を讓りて一意さしたる事のみに世を送りけるが一兩日前用事ありて八丁堀邊に赴き歸るさ辻に客待ちの車夫に勸められて乘車し西の久保邊まで來ると往來に一頭の白犬轍にかけらるゝも知らで日向り好き處に來て寢てゐるを認め車夫は足を上げて蹴退けつ『蹴てのける邪けんも人の情かな』と口ずさみたるを車上の櫻水が聞いて感服し御身も中々風流氣のある男也腹からの車挽きにはあるまじ斯道に家業を怠りて身の果か但しは風羅坊を慕ひて浮世を絲瓜と悟つての心柄かと問へば車夫微笑して直には答へざりしが度々問はれて車の歩みを緩めながらお話し申すも面目なけれど以前は副將軍と云はれし水府の家臣にて小石川の屋敷にて育ちたる者の成れの果壯年の頃今の阿心庵が當時其角堂といふて不忍辨天の境內に居るを慕ふて弟子となり貴泉亭と云ふ號までも讓られて風流に身を打込みたる後は大高子氣ほどの心掛なき某何時か武藝に身を入るゝ事を忘れ月雪の外には心も鈍くなりて君家の大事を外にし藩臣鎬を削つて勤王佐幕の二派に分れて世は腥くなりしを厭ひ鈍ましや腐たる性根より武士といふ商賣が否になり人より先に大小がらりと投捨てた報ひは的面弓矢神にも見放されて終に見る影もない其日かせぎの車挽きとまで零落せしも我が心がらなれば天も怨みず人も怨みずとの物語に櫻水も鼻打ちかみ世の變遷とは云ひながら氣の毒なものなりと好きほどに慰めつゝ姓名宿所を尋ねしに恥かしくや思ひけん問へども答へず只『戸締りもせず寢る家ぞきり〳〵す』と一句を吐きしに櫻水彌々感に入り車賃の外に二十錢を與へしにこれさへ受けず『無一物こそ氣は安し寒念佛』と空車を挽きながら笑つて立去りしと此れも奇人傳中の一か

（讀賣新聞第五千八百四十五號、明治二十六年十月二十八日）

正六位の勞働者（明治二十六年十一月六日）

當時下谷に住居する正六位唯武連といふ人は今回全國の勞働者を糾合し帝國議會に向つて勞働保險の請願をなさんと奔走中の由なるが氏は二十年前には海軍中佐に任じ正六位を賜りたる身分なりしも天性疎豪にして世事に疎なるよりして今は頗る落魄して勞働者に伍するに至りたるも氏が壯年の折には彼の兵部大輔大村益次郎を驚かしたる話しあり維新の初め政

府の財政極めて窮乏し海軍省の如きも諸品を購入して代價を拂はざること數閲月に及びたれば商人大いに閉口して日々同省へ居催促をなすに至りたれば軍務局長唯九十九（今の武速）氏狀を具して大村兵部大輔に向つて其雜費の支出を促せしに大輔叱して曰ふ樣『貴樣こそ役に立つと思つたに矢つ張り腰ぬけの泥棒ぢやナ』と武速氏其の言の何の意たるを解せざるも泥棒の一事大いに虫に碍り即夜一刀を横へた大村の邸に至り臺所口よりツカ／＼踏み込みて下婢に主人の在否を問へば先がたお寢みになりましたと答ふ武速氏即ち進んで其寢に入り高鼾にて臥したる大村を搖り起し一刀拔き放ちて其咽に當て『覺悟せよ益次郎、此白刄は最前汝が吐きたる雜言の返禮なり』と罵りたり大村徐ろに目を見開きガバとハネ起き遙か彼方へ飛び退きて言葉を和げ『汝こそは眞の男兒なり余數々人を罵れども未だ怒つて予を刺さんとするの勇氣ある者なく心中大いに嘆息したるに今にして初めて汝を得たり』と述べ終りて手箱の入より金三百兩を取りて之から柳橋へでも行つて一杯飲めよと言ふ態度如何にも落着きたれば武速氏も刀を加ふるに忍びず『然らば首は汝に預くべし家賃の拂は屹彼頓むぞ』と件の三百兩を懐中して去つて新橋の孤鱗へ上り心中免官を期して流連九日三百兩を遣ひ拂つて漂然役所へ出づれば家賃もきれいに片附いて些々たる苦情もなく爾來却つて大に用ひられたりと。

（讀賣新聞第五千八百五十四號、明治二十六年十一月六日）

尼寺へ強盜（明治二十六年十二月十三日）

十一日午後十一時すぎ富山縣中新川郡下條村尼寺赤祖妙心ハ強盜押入短刀を以て金員を強奪し逃げ行きたると思ひしに、やゝして又來り御金は返すと云ふに一同怪しく思ひしが他に何かの無心があつたのかしばらく訴へたりと、佛の御利益か變態強盜か

（讀賣新聞第五千八百六十三號）

僞刑事捕物帳

（明治廿七年一月廿三日）

僞警部僞巡査大詐僞師捕縛の詳報

前號欄外に於て不取敢概略を報導し置きしが今其顚末を詳記せんに玆に福島縣行方郡眞野村字小島田村に鈴木武夫なる者あり昨年十二月中旬の事なりしが同縣信夫郡福島町の某旅人宿に止宿する東京市神田區の者にて某會社の社長なりと稱する大久保某と同社員といふ齋藤某の兩人より去る十年西南の役に際し東京に在留する某官員も西鄕隆盛の一味となり密に戰地へ紙幣數萬圓を送り其後も猶送らんとせしに此時西鄕は城山に滅亡せしより計畫は皆水泡に歸し今猶其時の紙幣十餘萬圓を所持して居り元來此の紙幣には一つ印章の缺けたる所はあれど政府の造りし紙幣に相違なきゆゑ理由をつけて政府に出願すれば當時通用の紙幣と引替になるは疑ひなし然れども夫れをするには其の要路の人に相當の賄賂を與へねばならぬが昨今費用に差支へて居る次第ゆゑ若し貴君に於て御加盟下さるならば百圓につき二百圓、三百圓につき五百圓、千圓につき三千圓の紙幣を分配致しますが御賛成下さるまいかと辯舌巧に云はれて鈴木は忽ち加盟することゝになり四百圓の紙幣を携へて右兩人の止宿先へ至りしに大久保は鞄の中より新らしき一圓紙幣の千圓束を出しその四百圓と引替にする折柄突然警部と刑事巡査の出張ありて其紙幣につき取り調べの廉あればと此儘引揚げて行き明日再び出張するから左樣心得よと言ひ置き千圓束と共に四百圓を押へて立去りしに鈴木の驚きは一方ならず兩人は又非常に恐怖の體にて貴君には誠にお氣の毒ながらまだ東京には數萬圓の紙幣があること故何とか御相談は致しませうが兎も角警察署の成行がどうなるか知れませんゆゑ今日篤と樣子を探り委細は明日拙者共貴宅へ參上してお話し申すべしとの事に鈴木は然らば御待申すと歸宅し何か迷惑が掛らねばよいがと心配しつゝ翌日となりしが警察署よりは何んの沙汰もなく又兩人も來らねば不審を起して福島町の旅宿を訪ひしに兩人は早や行衛知れず始めて詐僞にかゝつたと解りしが豫て當時の本紙にも詳記せし如く昨年十一月廿八日には同縣同所の第一國立銀行支店長谷川、小山の兩人が二萬七千圓を何者とも知れず詐取せられし事もあり旁々其筋にては嚴しく犯人を探索中爰に又同縣行方郡野村大字

岡和田只野宗治(五十)といふものも右大久保、齋藤兩人の僞め同樣の手段に掛り十二月廿八日千圓の紙幣を持て兩人と共に出京し日本橋區藥研堀町十三番地旅人宿宮城館へ止宿し同月三十一日の夜同區米澤町三丁目七番地料理店鶯春亭に會合したるが同亭にては女中杯の屢々座敷へ出入して不都合なれば兎に角取り引きはお宿にてとの事として是れは其方へお預け申して置きますと兩人より三千圓の紙幣を渡せしを只野は何心なく受取つて自分の鞄の中へ入れ三人同亭を立去らうとした所へ警部と刑事巡査が來て其方所持する鞄の中の紙幣に取調べの筋があるから引上て參る何れ明日呼出すから必らず警察署へ出頭せよと嚴しく言渡して兩人の三千圓と共に自分の千圓も持去りけるに只野は餘りの意外に茫然となり兩人は頗る狹狽の體にて是れは劍呑なことになつたり然し決して貴方に御損は掛けぬやうに致しますが東京に居るは不得策ですから私共も此の場は一時逃げて本國の山形へ歸りますが貴方の御了簡はと問はれ只野も若し拘引にでもなつては大變と倉皇同意し翌日即ち廿七年の一月一日大久保だけは都合ありとて殘り只野と齋藤の兩人上野發の一番汽車にて出發したる其の途中齋藤の姿を見失ひたり　(以下次號)

(東京朝日新聞第二千七百四十八號　明治二十七年一月二十三日)

○

僞警部僞巡査大詐僞師捕縛の詳報(承前)

不意に齋藤の姿を見失ひたる只野は不審晴れねど汽車の內ゆゑ何うすることも出來ず其儘歸縣して段々考へて見れば千圓は全く詐僞に罹つたものらしいければ此由警察署へ訴へたり然れば其筋にては鈴木武夫の事件もあり又々同樣の訴へに益々探偵を嚴重にせしところ右連累者の一人が東京市日本橋區內に潛伏することを探知したれば人相年齡及び犯罪の事柄を記して此程日本橋警察署へ捕縛方を依賴せしより同署にては犯罪地が管內と云ひ殊には大賊のことなれば去る十六日以來刑事巡査總掛りにて晝夜を分たず搜索せしに茲に同區蠣殼町三丁目十五番地に鈴木平藏(三十一)といふ者あり原籍は埼玉縣南埼玉縣百間村字百間二十八番地平民の由にて昨年十月中より北海道へ用向ありとて出張し十二月卅一日に歸宅して某會社の社員と稱し贅澤な暮しをして居るが此家へ折々黑縮緬の羽織などを着た人物が出入する由を探知されたれば此奴

こそ不審なりとて段々身許を探索されしに益々怪しき擧動あれど他に連累もある事故此奴ばかりを捕へ連累に逃げられてはならぬとひそかに或る者をして同家に入込ませ置き連累の會合するを待構へ居たるに去る十九日の夜三名の連累者來つて平藏と四名何か密議を凝らす様子に時分はよしと同夜十一時頃刑事巡査數名裏表より同家へ踏込み四人とも捕縛なし警察署へ引致し取調べしに全く此の四名は右の犯罪者に相違なく社長大久保と稱するは神田區表神保町十七番地久保田貴信方同居士族久保田喜治(四十)社員齋藤と稱するは山形縣東置賜郡中川村字中山村三千四百九番地加藤三郎(三十一)僞警部となりしは本所區松井町一丁目十一番地仁木政治方同居士族矢島啓之助(三十)僞刑事巡査となりしは鈴木平藏にて鈴木武夫より四百圓只野宗次より千圓を詐取したは自分等の所爲なりと白状に及びしかば福島警察署より依頼のありし犯人なれば兎も角もとて一昨々二十一日の上野發一番汽車にて同地へ護送したるが彼の第一銀行支店にて二萬七千圓を詐取せし曲物に矢島鈴木兩名の人相年齢が符合するより若し其の犯人も同人等にはあらずやとの見込みもある由次に同人等の印章が一つ缺けてゐるとて被害者へ見せたる紙幣は正眞の一圓紙幣を二枚に剝し表面を一圓紙幣模造の紙に張り裏面を下に張り是れを百圓五百圓千圓の三種に分ち一束づゝにして小口をハラ〱とやり見せたるものゝ由猶又此手段を以て宮城縣にても二三ケ所詐僞したれど被害者は自分も惡事に組みしたも同様なれば拘引などされては大變なりと告訴をせず泣寢入りにして仕舞ひしかば扨こそ發覺せずに居つたものなれ(終)

(東京朝日新聞第二千七百四十九號　明治廿七年一月二十四日)

本因坊故村瀨秀甫氏の未亡人
さだ女窃盜を働く　(明治廿七年二月廿一日)

麹町區飯田町一丁目七番地に住む埼玉縣平民榎本おひやく(二十七)と云へるは九段の勸業場へ中々の立派な唐物店を出してゐるが獨身の者ゆゑ自分が毎日勸業場へ出たあとが不用心でならぬより留守居に物堅い女があつたら世話して貰ひたいと心安くする雇人口入宿へ賴んで置きたるに先月十日の夜豫々お依賴の奉公人が御座いましたと神田區今川小路二丁目

十一番地の受宿杉山おくにが連れて來たは同區小川町二十三番地の村瀬おさだ(四十)と云ふ者にて見懸けた所が人品がよければおひやくは氣を許して日々同人に留守を託し九段の勸業場へ出てゐたところ十七日おたきが勸業場へ來て私はこれから烏渡今川小路の受宿まで行つて參りますからお暇をと云ふにおひやくは内が物騷だからなるたけ早くと云つて其の趣きを承知したるにおたまはハイ〳〵と云つて出行きしが扨ておひやくは其夜七時頃勸業場をしまひて飯田町の我家へ戻りしに家内には灯一つなく眞暗闇にておたきはまだ歸らねば不審に思ひながら自分にて洋燈などをつけ今か今かと待てど暮らせどおたきは遂に其夜戻らず餘りに訝かしければ今朝は受宿まで行きて問合さんと、翌十八日は起きるが早いか食事を濟ませ立出でんとして不圖心付けば這はそもいかに奥の間の簞笥の中に入れて置し上等物の衣類四十點代價二百圓餘の物が紛失してゐるに打驚きおたきの事もそつちのけとなり直に麹町警察署へ訴へしにぞ同署にては寺内刑事係が擔當されて探偵を下されしに何うやらおたきの擧動が怪しいと同人が今川小路の受宿杉山方に居たを引出して嚴しく取調べると全く自分の所爲にて其品物は近々長野縣へ持ち行く積りにて其れまでの間懇意先なる神田區皆川町二十三番地伊藤忠七方へ預け何んとつかず五十錢を小遣錢に困りましたから借りましたと白状に及び猶又同人は昨年の七月日本橋區蠣殼町二丁目古着商森貞次郎方に奉公中同家の物品三十二點を幾度にも盗み出し是を懇意にする同區同町二丁目十四番地なる觀音堂の堂守村岡融仙を頼み質入して貰ひ或は同區同番地の質商山口朋貞方にて金八圓を盗みしことなんど舊惡さへも一時に露顯し一昨日檢事局へ送られしと云ふが何んぞ圖らん此のおたきこそは彼の圍碁の名人前の本因坊故村瀬秀甫氏の未亡人ならんとは歎息又歎息。

(東京朝日新聞第二千七百七十二號　明治廿七年二月廿一日)

遊女檢徴令 (明治廿七年四月一日)

前號に記載せし通り娼妓身體檢査規則なるもの愈々昨三十一日を以て警視廳より布達あり今一日より施行する事となりしが今其の大要を掲げんに

第一條　娼妓の身體は其の寄寓貸座敷所屬の檢査所に於て檢査醫員之を檢査す

第二條　身體檢査は左の患疾の有無を檢査するものとす

黴毒、下疳、痳病、肺結核、其他傳染性疾患

第三條　前條の疾患ある者は就業することを許さず

第四條　檢査を分けて定日檢査及臨時檢査とす

第五條　（略す）

第六條　臨時檢査は左の場合に於て之を行ふ

一、新に就業せんとする時

二、甲の貸座敷より乙の貸座敷に稼換を爲す者及び寓所外に於て休業する者就業せんとするに當り前の受檢日より起算し一週日を經過したるとき

三、第十二條第二項の者一週日以內に就業せんとする時

四、病院に於て疾患治癒と認められたる者退院せんとする時

五、第二條の疾患に患りたることを自覺したるとき

（第七條、第八條、第九條）略す

第十條　娼妓は本則に從ひ檢査を受くるにあらざれば就業することを得ず

第十一條　娼妓にして寄寓貸座敷にあるものは休業中と雖も本則に從ひ檢査を受くべし

第十二條　疾患に罹り定規檢査の當日檢査所に出頭し能はざる者は寄寓貸座敷主連署し主治醫の診斷書を添へたる書面を午前十時までに檢査所に差出し寓所に於て檢査を受くべし、前項の疾患に罹りた者一週日以內に就業することを得ずと認むる時は當日の檢査を施行せざることあるべし

第十三條　娼妓は檢査證を受領し置き受檢の都度檢査醫員に檢査證印を受くべし

第十四條　定日及び臨時檢査に於て檢査醫員第二條の疾患ありと認め檢査證に入院の印を捺したる時は直に寄寓貸座敷所屬の病院に入り治療を受くべし但寓所受檢者にして本條の場合に當り疾患の爲め入院し能はざる者は其の輕快を待つて入院せしむることあるべし

第十五條　第六條第四項の場合に於ては院長の診斷書を得て檢査醫員に差出すべし

第十六條　入院の患者受檢の爲め檢査所に出頭するの外外出

せんとするときは寄寓貸座敷主連署し院長の添書を附したる書面を以て所轄警察署に願ひ出で許可を受くべし

第十七條　本則第十條第十一條第十二條第十三條第十四條第十五條第十六條を犯したる者は刑法第四百二十六條第四項に據り二日以上五日の拘留又は五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處す

（東京朝日新聞第二千八百四號　明治二十七年四月一日）

金玉均の銃殺　（明治廿七年四月六日）

金玉均氏銃殺の顛末（三月卅日發上海特報）

久しく日本に流寓したる朝鮮逋逃の臣金玉均氏は一昨廿八日午後三時過る頃六發の彈丸を受け砲烟と共に空しく上海の客土に消え失たり余（通信員）は實地に就て親く其狀況を見聞したるを以て玆に金氏銃殺の當時及び刺客洪鐘宇捕拿の顛末を報ずべし

金氏は日本郵船會社の西京丸に乘り去る二十七日午後五時當上海に來着し直に米租界鐵馬路なる日本旅館東和洋行に投宿し同行中に淸人吳氏が宿帳に記したる一行人名は

東京麴町區有樂町一丁目　岩田三和（四十四年）

同　北原延次（二十二年）

東京芝區櫻田本鄕町　竹田忠一（四十年）

東京麴町區永田町　淸國公使館書記　吳　葆仁

（竹田忠一とは刺客洪鐘宇の變名なり葆仁は吳靜軒の名靜軒は其號なり）

投宿の後金洪二人は各別に室を定め金氏は一號室に洪氏は三號室（孰れも二階なり）に泊せり翌二十八日に至り岩田三和の金玉均は出遊の爲め馬車二輛を用意せしも微恙に係り日本醫士田口某の來診を請ひたりしが其來診に先ち洪は金の臥床に近く短銃を以て金の左頰より後頭部に掛けて銃傷せしめしかば金は大に驚き起て戶外に逃れ出んとする際一は左胸より後背に一は腹部右傍より彈丸を受けたり元來金の室は西南角の第一號なりしも驚き逃れて第八號室の前に至り此處にて氣力盡きて戶外に倒れ二合餘の血を吐き間もなく絕息せり其の當時隣室又は近傍に宿泊せしものも多くは外出中にて在宿のもの少く殊に同日は同洋行の付近に於て午前より爆竹を放つ

こと度々なりしを以て誰れも斯かることのありしと氣付くものなかりしが洪の忙はしく階段を下て外面に走り出しより始めて之を怪しみ洋行の婢僕が樓上に至り變事を發見したるときは金氏既に絶息の瞬間なりしと

北原の談話に據れば此日金氏は大阪より持ち來れる五千圓の手形を洪に渡し洪をして現金引換の爲めに東門外なる天豐銀莊に赴かしめたるが洪は暫くにして返り來り主人留守にして受取らざるに付明日再び行くべき旨を告げ洪は再び外出して何處よりか朝鮮の衣服幷に冠等を買求め突然朝鮮服に改めたり（其以前は洋服を着け居たり）此時短銃も已に買求め居りたるならん又金は大阪出發以來洪の擧措を疑ひ不意の變あらんことを慮り船中にても用心一方ならず北原に命じて其の左右を離れしめず上海着港の後も同宿することを厭ひ到着の當夜金の親戚にして上海に寓せる尹致晃が金に對して上海滯在の不得策を話したるときも金は不日洪を歸國せしむる考なりと語りたりと左れば殺害せられし當時も金は微恙に托し洪と共に外出するを好まず床上に横はりて書見なしつゝありしが運の盡にや北原に命じて樓下に至り茶を求めしめたり此時恰かも吳氏は洪の依托に由り外出して不在なりしゆへ洪は其虚を窺ひ忽ち右の始末に及びたるなり金の不幸亦憫むべし洪は金を銃殺したる後直に洋行を出で人力車に乘て逃れ去りたるが北原は樓上より尙ほ微かに其姿を眺めたりと又洪の發せし銃丸は六發にして他室にありし人其銃聲を聞きしと雖も洪の後に陳述する所に據るに自分は其時何發を放ちしや知らずといへり逃走の節洪は短銃を同洋行の前なる蘇州江中に投じたる由

今度金氏の渡淸に付ては在大阪朝鮮人李進士（逸稙を云ふたらん）は其旅費として六百圓を給與し上海到着の上は小東門内の天豐銀莊より更に五千圓を受取る手順をなし置く旨をも金に通じ更に洪を隨伴せしめたりと

北原は僞名にして本名を和田延二郎と稱し小笠原島の人なり先年金氏が同島に在りし際從僕に傭入れし者にして萬事親密に金に服事し金に對し常に父親と稱せし位なり同人の談話の中に今回金の渡淸は偶然の漫遊にあらず蕪湖に在る李經芳氏の招喚ありし爲め思ひ立ちたるなり又金は從來凡ての緊要書類は一見直ちに投火したるを以て現在するものあらずとい

ふ又金の親戚なる尹致晃の言に依れば尹が前夜金に會見したる時金は蕪湖を經て天津に赴くべしと云へりとぞ左すれば金は天津に至り李鴻氏をも訪問の積なりしならん然れども金等の一行が神戸上海間上等往復の乘船切符を買居たるよりして之を察すれば金は久しからずして再び日本に歸る所存ありしなるべし金氏殺害の報米租界なる居留地警察署に達するや同署は電話を以て警を四方に傳へ八面人を派して探索に從事せしめ又同時に碼頭碇泊の中外船舶に電令し解纜を禁じたり左れば招商局汽船八隻怡和太沽汽船三隻客を裝載したる儘、毎夜十二時前後に出帆するの例なるにも拘はらず何れも空く碇繋したり此一端より見るも亦當時警戒の嚴なりしを知るべし金氏の死體は當夜東和洋行の一室に安置し北原及び他の日本人四五名團坐して香を拈し夜を徹せり

洪の捕拿せられたるは翌廿九日午前一時過の頃なり捕へたるは居留地警察署巡査プレスト氏にして洪の捕へられたる土地は上海を距る四里半許の呉淞なり今捕縛の模樣を聞くに最初洪が東和洋行より出でゝ虹口の北方なる射的場の方に向ひ逃走したりとの報あるや居留地警察署長マクユーエン氏は是れ必ず呉淞に向て逃れたるならんと鑑定し直に支那探偵に命じ其友人なる呉淞街道茶館主人と共に其近傍を探索せしめたり然るに茶館主人は現に洪の逃走を見受けたりと云ひ支那探偵も亦洪が一農家に入るを見認めたりと報ぜしかば署長は刑事巡査プレスト氏に命じ馬車を驅て現場に赴かしむプレスト氏は探偵等と共に洪の潛伏所に至り洪の寢臺の上に臥し居るを呼起し手錠を嵌め直に馬車に乘せて警察署に護送したり洪の捕に就くや從容として騷がず其の警察署に到るや巡捕等に對し捕に就くは滿足なり金を殺したる時逃走したるは金の從僕北原に殺され余が心事を世上に白するを得ざるを恐れてなりと語れり當時洪の衣服は下に洋服を着し其上に一枚の朝鮮服を着け居たり是れ或は呉淞より外國船に乘じ此地を脱する積りにて其時の用意に斯くてはなせるやと想はる然れども其戴きたる帽子の支那帽なりしより之を見れば亦頗る狼狽したるに相違なしプレスト氏が洪を護送して上海に到りし時は既に天明なりしが其前より出帆を禁ぜられし各船舶は其日午前八時を以て孰れも解禁せらる此日午前九時より上海知縣黄氏は東和洋行に臨み死體の檢査をなし警察署長マクユーエン副

署長某警部リード氏等立會檢查として出張し同時洪鍾宇も亦捕房より護送せられて同洋行に來れり關係臨場者日本醫師田鍋安之助田口某洋醫師二名知縣屬員數名並に東和洋行主吉島德三北原延次等なり而して金と同行の吳葆仁は場に在らず此外日本人西洋人の見物者十數名日本領事館加藤、速水の二氏も亦見受けたり

檢屍の當時は支那巡査西洋巡査數十人門の內外を戒め叨りに人の出入を許さず門外には支那人山の如く一時は往來も遮斷せらるゝ程なり場の內に於ては衆員列坐の上洪鍾宇は室の東隅より西面して直立し鮮血尙ほ腥き金の死體は其の反對なる室の西方に在りし籐の床に安置せらる死體は日本服を着け靴足袋を穿たしめ掩ふに白布を以てす銃殺に遭ひたる時は洋服を着け居り苦悶の餘りチヨツキの前部は悉く手を以て搔きむしりたれば前夜中着替えしめたるなり金は平生惡顏にして痩身なりしに死後一層蒼白を加へ左頰に印したる血痕は疎髯を染めて黎々たる一團の凝塊をなし一見をして慘痛の情を發せしむ洪は夜來の服裝を改めず骨格偉大黑面疎髯朝鮮の衣冠を纏ひ下に洋服を着し洋靴を穿つ言動頗る觀るべきものあれど餘程疲勞の色は見えたり檢屍に先ち知縣は洪に向て氏名貫籍を問ひ其れより何故に金を殺害せしやを訊問す洪は日本語を以て答て曰く余は朝鮮國王の命を奉じて逆賊を誅せり國王の命令書は在して大阪なる同盟者の手に在り貴官若し之を疑はゞ請ふ直に弊國に飛電して之を質せと知縣又問ふ命令書とは如何洪曰其文の略に國忠臣誅大逆無道之金玉均以安皇帝とあり洪は此の答をなしたる後筆を請て親ら大逆無道の四字を書して之を示す洪又マクユーエン氏の問に答へ余が金玉均を日本にて殺さゞりしは深き仔細あるにあらず彼が日本政府及露國政府の要路に結托して種々計畫ある事なれば其の秘密を探るの後に於てせんと欲したるのみ彼れは日本に在るの時少しも余に意中を語らず然るに上海に至るの後彼れは悉く意中の事を余に告げたり故に余は再び彼を生かし置くの必要なきを以て直に王命を行ひたるのみといへり

知縣等と洪との問答了りて北原吉島等より銃殺當時の情況を陳述し終て醫師に命じて診檢せしむ此時寫眞機を据て金の死屍を寫し取らんとするものあり北原之を怪み撮影を拒みしにマクユーエン氏側より是れ知縣の許可を得たるものなりと

注意す北原尙ほ慊らざるものゝ如きも遂に復た拒まず晔中暗に一掬の悲淚を浮ぶ其の忠實知るべし北原は又知縣に向て死體引渡の要求をなし知縣は吉島德三をして死體を受取らしめ更に德三をして北原に引渡さしめたり北原は更に三十日出帆の汽船にて死體を送りたしと請ふ知縣之れに對して道伊と協議すべきことあれば兎も角一週間後に於て日本に赴くべしと答ふ北原背んぜず知縣更に諭して明後夕迄に何分の報道をなすべきに付き待つべしと云問答了りて北原室を出んとして洪の側を過ぐ洪愕然其側に在りてマクユーエン氏の手を緊執し狼狽一番其の不意の襲擊に逢て讎を復せられんを怕るれば也檢屍は十二時を以て結了し洪鍾宇は巡捕房に入牢せしめらる午後北原は本願寺僧を乞ふて靈前に於て讀經をなさしむ檢屍の際知縣は頻りに吳葆仁に見んと要したるも吳は昨夜來其踪跡を藏くし何處に去るや分明ならず檢屍中マクユーエン氏は日本領事館員に向て種々の談話を仕掛けつゝありしが加藤書記生等は自分は見物に來りし迄にて領事館を代表したるものに非ずとて頻りに辨解を費やしたり洪の捕に就きたるとき其所有品を檢査したるに英金貨十四磅と天豐銀莊宛爲替手形五千圓を所有せり然るに此手形は全く僞物にて天豐には斯る通知もなき由なれば洪が金氏を上海に連れ出す爲めの計畫にて故意に模造したるものに相違なし又金氏の所持品を點檢したるに自分の名刺と駐日淸國欽差の名刺、洪の名刺及己が剪截したる毛髮を發見せり又洪が東和洋行に殘したる行李內には佛蘭西書籍、佛蘭西漫遊日記及佛人と往復書類等なりし三十日午前第九時英租界太馬路なる會審衙門に於て支那西洋兩判官立會審問をなす筈にて何れも時刻前に該所に至りたるが獨り知縣黃氏都合に由り本日延期する旨を通知し來りたれば當日の會審は延期となれり會審は多分明三十一日より公開するならん然るに金玉均の遺骸は已に棺に裝して明朝未明出帆の西京丸に送り込みたりなれども知縣よりは今夕迄に何分の通知をなすべきに其通知の今迄之れなきより察すれば金の死體は北原と共に上海の地を去らしめざるべし洪鍾宇の處置に付ては是れ亦何の定說あらず條約に由れば朝鮮人と淸國人との關係に就ては淸國政府之を管し朝鮮人相互の關係なる時は送て朝鮮に返すべしとあり金玉均は無籍の亡命なれども此敵手は疑ひもなく朝鮮人にして朝鮮人相互の關係として見るを得

べきものある故當地に於て會審の上は朝鮮政府に護送するならんといふものあり

（東京日々新聞第六千七百三十五號　明治廿七年四月六日）

○

清艦刺客及び金氏の遺骸を
朝鮮に送付す

昨日朝鮮國仁川駐在領事能勢辰五郎氏より其筋へ達したる電報左の如し

清國軍艦馬山浦に着す艦には金玉均氏の遺骸及び犯人洪宇を載せたるよし

別に聞く所に依れば犯人及び金氏の遺骸は天津に於て朝鮮官吏に渡されたりとあり其官吏が清艦に托して舶載したもの歟又は清國より直に軍艦にて仁川に送りたる歟後報を待つ

（東京日々新聞第六千七百三十九號　明治廿七年四月十一日）

○

朝鮮君民と金玉均氏

朝鮮京城公報社は金玉均氏殺害に關して一報を送り來る載せて本紙前號の欄外に在り重ねて之を左に再錄す

朝鮮政府に於て金玉均殺害の爲め刺客を日本に派遣したるもの前後二回一は明治十八年張殷奎といふものを派遣して事を遂げす一は十九年池運永を派して其志を得ず今や趙義淵門下生洪鍾宇の手に於て漸く之を殺害す而かも池永の居留せし上海に於て之を實行す池運永今昔の感果して如何、國王殿下は洪鍾宇が金を殺害したりとの報に接し趙義淵を召して其成功を賞賛せられたるを以て同人も時ならずして痛く其面目を施したりとぞ、金氏殺害に就て清國の李鴻章香港に在る閔泳翊等より祝詞を國王殿下に奉電したりと、洪鍾宇は近々清國政府より護送せらるゝ由なれば其上は多分高官に任ぜらるゝならんと云ひ金玉均の死屍は鹽漬にして近々到着する筈なれば獄門に曝らさるべしと云ふ聞けば聞くほど奇怪の種ならざるなし、今回の事に就て朝鮮國王を始め人民に至る迄頻りに之を喜ばざるなく「早く首が見たい」との評市中に嘖々たり、洪鍾宇の母は九年前濟州島に於て亂民の爲め殺害せられたるを以て同人は其仇を報ぜんとて頻りに奔走せしこともあり其後は追々之れを口にし居りし由なれども金に對しては私怨は絕へてあらざりしと聞

けり、嗚呼明治十七年十二月朝鮮政府革命者の大立物なりし金玉均も兇漢洪鐘宇の爲めに殺害せられ朴泳孝又た危難に遇はんとす朝鮮革命士の末路亦た憐察すべきかな

然るに昨日の朝日亦仁川よりの一報を掲ぐ兩者相照せば金の殺害に對する朝鮮上下の情態亦其の一斑を窺ひ得るに足らん朝日に記するもの下の如し

金玉均の訃報京城に達するや閔家の面々吾を忘れて朝鮮政府萬歲を唱へ早速國王より洪鐘宇を兵使の重き官に取立つべき命あり未だ赴任せざる上海領事成巍運氏を使者とし洪を迎へしむる事になれり領議政閔泳駿は洪を聯合警察署より受取るの手續を三十一日の夜大島公使に問合せたり閔泳駿は隷下の者數十人を集めて金の死せる祝宴に三十日の夜を徹せり然し一方には閔族近來の專橫を憤慨して金の死を悲み洪の不義不恭を惡む者多く金黨の者は三十日の夜より京城各所に秘密集會を爲し洪歸らば直に之を誅戮して金の靈を慰めんとする者もありといふ大院君は三十日の夜雲峴宮中に金の位牌を祭り其前に跪坐つて終夜涙に咽べりと大院君及び金黨に對する政府の探偵警戒嚴密なり折角日本に逃れ居る金の一朝上海に出でゝ直に殺されたるの事跡に就ては彼是論ずる朝鮮人なきに非ず

（東京日々新聞第六千七百四十號　明治廿七年四月十三日）

○

金氏の遺骸刑戮せらる

嗟金氏の遺骸は遂に刑戮せられたり京城に於ける各國公使は何等の熱心を以て韓廷に忠告する所ありたるか又韓廷は之に對して如何が答酬したるか吾曹未だ其詳報を接受せずと雖兎に角我外務大臣より特に訓電を得たる大島公使が辭を盡して省察を求めたるにも拘らず彼れ韓廷は是等の忠告を容れずして無慘にも豫ての風說を實にしたるは左に示す所の在京城本社通信員よりの特電に於て明白なり嗚呼之を讀む誰か酸鼻せざるものぞ

金玉均氏の遺骸は昨日午後九時揚華鎭に於て寸斷し其頭首と四肢とは各別に梟示せられ其他の部分は地上に横はらしめたり（十五日午後八時三十分京城發）

（東京日々新聞第六千七百四十五號　明治廿七年四月十八日）

○

金氏の慘刑

朝鮮政府が我大鳥公使の忠言をも容れず金玉均氏の遺骸に慘刑を加へ其の頭首と四肢を分解して之を梟示せるは前號に掲げたる京城特電に據て之を知る無慘も亦甚しといふべし尚ほ聞く所に據れば韓廷に向て助言を與へしは獨り大鳥公使のみならず嚮きに在上海各國領事聯合して北京駐在の各國公使に向て清國總理衙門の手を經過し金の遺骸を極刑せざる樣朝鮮政府へ助言ありたしと申出たることに對し各國公使は外交上の手段として公然の照會は避けたれども某々公使は一個人の資格を以て在韓の公使領事に通報し左る慘刑を演ずる事なからしむべき樣助言をなさしめたりといふ然れども韓廷が都ての忠言を容れず斯かる所業に及びたるは亦是非もなき次第ながら朝鮮の野蠻も亦甚しと謂ふべし韓廷が金の遺骸を寸斷し其の頭首及び四肢を梟示せし楊花鎭と稱する所は京城の南方崇禮門（一名南大門）を距る凡そ二里許、彼の京城仁川間の公道渡場なる麻浦（海關分局此に在り）より漢江に沿ふて下ること十八九町餘の所に在り明治十五年八月日韓兩國の間に締結せし修好條規續約第一款に依り翌十六年九月より右楊花鎭を以て開市場に供する事となりしが翌十七年十月に至り双方協議の上模樣換となり即此處に代るに龍山（京城を距る一里半）を以てする事となれり蓋し水路の便は兩所とも甲乙なしと雖ども龍山は楊花鎭より半里程京城に近く且つ道路平坦にして運輸の便利も宜し故に楊花鎭は昔日の繁稍々龍山に奪はるゝの傾きあれども兎に角朝鮮南方の一大要衝にして富豪商估軒を駢べ又た近來我が國民の居を構へて貿易及び廻漕業等を營むもの漸次增加するの如し顧ふに金氏の頭首を梟示せし場所は楊花津（渡口）の沿岸呑頭山脈の上に在る一小丘ならんと云ふ

（東京日々新聞第六千七百四十五號　明治廿七年四月十八日）

○

金氏遺骸引渡の現狀

（四月十四日發上海通信）

金玉均は逆賊なり洪鍾宇は忠臣なりとの斷案一たび下るや

洪は居留地警察署より知縣に引渡され俄に叮嚀の取扱を受け其保護を嚴にし居る中去る五日韓人徐湘橋氏韓王の命を奉じて天津より上海に赴き知縣に面會の上金の遺骸及び洪鐘宇を引渡されんことを要求し知縣は道伊の許可を得て其翌六日金の遺骸は湖南會館より洪鐘宇は其寓處より送て小東門外に碇泊せる淸艦威靖號に到り全く徐氏に引渡したり淸國政府は朝鮮政府より金の遺骸及び洪の保護を托せられしにや特に長江水師第四號軍艦を派して護送せしむることゝなり即ち威靖號は七日早朝を以て當上海港を拔錨したり元來今回の兇變に付ては李鴻章氏父子の關係少からずとの噂もありしが現に今回の如き軍艦特派の事ありしに就て之を見るも李の此の件に緣故あるを察すべく其の引渡請求者の如きも亦天津に駐在する韓客中頗る地位あるものを選び敏速に事を處せしめたる等恐らく李の意中より出たるならんと評するものあり金の遺骸を受取りたる徐湘橋は十七年朝鮮變亂後曾て日本に公使として駐在せしことあり百方金の捕獲に盡力したれども金の爲めに探知せられ其意を果さず其後崇明人揚某力能く五百斤を擧ぐると聞き之を聘して金を謀らしめ事成るの後は五品銜に保擧し花翎を加ふるの約をなし種々掩捕に從事したりしも是れ又金の覺る所となり遂に事を果さず今回漸く其の目的を達して徐氏其の遺骸を受取るに至りしもの深き因緣ありといふべし（按ずるに徐湘橋は徐相雨のことなるべきか）相雨ならば十八年二月朝鮮使節として一時我國に來りしことあり其時副使としてモルレンドルフ氏も亦來りしと覺ゆ徐氏を謀りたることありしや詳ならず

（東京日々新聞第六千七百四十七號　明治廿七年四月二十日）

大山巖邸に賊　（明治廿七年四月廿七日）

前號に揭げたる大山陸軍大臣別邸に忍び入りたる元同邸執事倉澤桃作は同處のみならず同官邸へも忍び入り又鈴木西藏と共謀して數ケ所に於て强盜をも働きたる惡漢無賴の徒なりといふ今其次第を聞くに去月二十二日午後四時頃の事なりとか福家陸軍大臣秘書官より大臣官邸に於て盜難に罹れり出張を乞ふとの電話、警視廳第二部へ達しぬ同廳よりは武東警部先づ發し伊藤課長次で出張し現場を臨檢せるに被害の場所は

階下の一室にして大臣の書齋の一面に裝置せられたる書棚中二個の抽斗なり此抽斗の鎖鑰は歐洲某國專賣に係る最も堅牢の品にして殊に鍵は俗にモジリといふものにて一種異樣の型なり通常の竊盜等が常に使用する所の合鍵中には類似の物だも見出さざれば又た容易に合鍵の出來難きは明なり此の鍵穴の部分を鋭利ならざる刃物にて擊開せんとしたる痕跡あるも之を開き中に在りたる紙幣二百二十四圓を竊取したるは明に鍵を用ひたるにあらざれば出來難しと斷定せり然るに其の鍵は常に大臣之を懷中せられ唯だ在邸の時のみ階上寢室の次の間に衣類と共に脫ぎ置かるゝ事なれば警部等は之を盜用するは斯かる事を心得居たる輩の所業なれば家內の巨細を知りたる同邸のものなるべしと推斷を下しそれより武東警部主任を命ぜられぬ先づ搜査の資料として既往現在同邸に傭入れられたる召使人等の行爲に就き精細の吟味を遂げ一方には陽に同邸の召使男女を取調べ陰に視察を密行せしめ一方には以前同邸に在りては目下解傭せられたる者を取調べたるに玆に明治二十三年春より曾て同邸の執事を務めたる倉澤桃作なるものありしが同邸の支拂金百餘圓を私借費消したればとて昨年春寬大にも其の儘放逐せられたりとの事實あれば此の奴も不審の一人とて彼が同居先き同人從弟聟なる京橋區南槇町一番地石崎喜八郎方を始め所々搜査したるも一向立廻る樣子なし今は或は在京せざるやとまで疑ひ居たる折柄本月十四日赤坂青山北町六丁目七番地吳服商玉川事定吉方は同大臣用達商人なるが年齡二十三四と覺しき書生體の男同邸執事と署名したる一封の書狀を携へ來れり披き見るに絹二子織一反二圓五十錢位のもの五反丈此のものへ渡し吳れよとなり然るに同家にては其の封袋を念の爲め檢めたるに從來狀袋には大山邸の印章ありたるに之なきは尤も不審なりと心付きたれば是非に渡せと件んの書生が言ひ迫るを體よく明朝持參するとて斷りしに彼れは最と不滿足の面色にて立去りたり（未完）

（東京日々新聞第六千七百五十三號　明治廿七年四月廿七日）

一圓札五枚の早替り（明治廿七年五月九日）

南豐島郡幡ケ谷村六百四十五番地今井幸吉（三十六）といふは至極結構人なれど女房おくす（三十六）はそれに引替へて能

坂お長の沖を行く代物で本年一月中放火犯により懲役に處せられ目下市ケ谷監獄で苦役中なれば根が女房孝行の幸吉朝夕おくすの事を氣遣ひ人に見舞を云はれる度に涙を溢してゐる程なるが一昨日午後三時頃年頃三十四五の男が來て私は市ケ谷監獄署でお前さんのお内儀さんと懇意になり此の間出獄する時お前さん娑婆へ出るなら憚りながら私の家へ行き金五圓と玉子五個とを差入物にして呉れる樣言傳をしておくんなさいと頼まれたからそれを云ひに來ましたが今ではお内儀さんも市ケ谷には居らず石川島へ送られたから差入物をするなら私しも一緒に往つて上げませうと待ちに待つたる女房の便りを知らせたので幸吉其の眞僞を問ふに暇あらず直ぐに金五圓を工夫して件の男に之を紙に封じて貰ひこれに玉子五個を添へて自分が手に持ち件の男と共に家を出で四ツ谷門外まで來た時男の姿が見えなくなつたを冴かりながら一人石川島へ行き偖差入物の手續をせんとして金の爲め用意の包みを明けて見ればこはそも如何に包みの中には金はなく洋紙の斷屑が入れてあるに偖は彼奴めに掏替へられたか此の樣子ではおくすが市ケ谷からこゝへ移されたと云ふも怪しいと門番の人に尋ねると果して是れみな彼の男の拵へ事であつたゆゑエ、馬鹿々々しい目に逢はされたと呟きながら右の次第を恐れながらと訴へたといふ人の不幸に附入つて惡事を働くとはいはうやうなき獄卒め

（東京朝日新聞第二千八百三十五號　明治二十七年五月九日）

朝鮮内亂の眞相　（明治廿七年六月十三日）

鷄林の變報一たび到りてより全國の新紙爭て之を傳へ議論百出紛々として孰を眞とも信じ難き折柄我社は最も事實を得たりと信憑すべき報道を世人に紹介すべき幸機に接したり多年仁川港領事館に在勤せし小川重盛氏は去る五月同港を發して昨日歸京せしが今氏の語る所に據れば朝鮮今回の內亂は普通の百姓一揆に過ぎざるが如し試みに其大要を掲載せん

內亂の原因

世人動もすれば云ふ東學黨々々々と盛し彼等の意以爲らく今回の內亂も亦前年來屢々爆發しつゝある東學黨の所爲に出でたるならんと然れども是れ全く誤想なり余は仁川に在りて

常に韓民の動靜を窺ひ詳に其內情を知悉し居るを以て今回の內亂に際しても亦た其由來、性質、目的を識れり、勿論朝鮮に於ては東學黨なる一種の不平頑固黨ありて常に韓廷の憂を爲すと雖ども全羅、忠淸兩道に起りたる現今の暴徒は之と全く異なれり彼等は初め二分子より成りぬ、其一分子は普通農民にして他は小官賤吏なり而してこの農民こそ內亂の原動力にして彼等は平生監司の專橫を憤り加之格外の重斂に堪へずして常に中央政府に向て陳情書を捧呈し其苦艱を訴へ居りしが中央政府にては之を察せざるに非ざりしも悠々日月を送りて毫も斷ずる處なく以て今に至りたる爲め、さなきだに農民の困難不平は日に甚だしく坐して餓死せんよりは寧ろ干戈に訴へて潔よく倒るゝに如かずなど激する者あるに至りたるが故其中の有力者とも目せらるゝ者は遂に相携へて直接監司に迫れり、彼等は公胥すらく若し政府にて惡虐無道の監司を斥けずんば自ら進んで之を除かんと而して其最も嫌惡せる官吏は監司金文鉉の外中央政府の官吏にして貢米運搬の事を司どれる轉運總務官趙弼永及び監司の下に列する留使某の三人にして即ち彼等は先づ是等三人の怨敵を捕へて屠らんことを企てたり然るに監司は其勢の猛烈にして當る可らざるを見るや直ちに逃れて其後を晦ましぬ

是れより先き監司轉運總務官及び留使以下の官吏は中央政府より派遣せられたる者なきにあらざれども其多數は管下の地方より任用せられたる者にして是等の官吏亦た監司其他の苛酷なるを恨み同類相集りて一種の團體を組織し機を視て反抗せんと私かに謀る所ありたるに農民の暴發は忽ちに反撥力を激成し遂に相共に監司を驅逐するに至れり、事情斯の如くなるを以てか他の官吏は悄々として安ずること能はず又敢て此の暴徒を鎭定することを爲さず、風を望んで降參するか若くは逃走せりされば內亂と云へば內亂に相違なしと雖も其初めは唯だ一部農民の不平より發生したる一揆にして而も監司を追放し監營を陷れる迄は未だ一度も戰鬪激戰否な寧ろ戰爭らしき爭鬪を見ざりしなり（未完）

（郵便報知新聞第六千四百六十八號　明治廿七年六月十三日）

○

朝鮮內亂の眞相（續）

內亂の經過

小川氏は更に說を進めて曰く内亂の原因は專ら貪婪飽くなき監司等の專横と中央政府の毫も之を處斷するなきとを憤り農民及び一部の官吏が俄かに爆發したるに基きたるものにして從來屢々蜂起したる東學黨の騷亂と其性質を同ふせずと雖も其監司を驅逐し其轉運總務官を追放するに至るや各所に散在せる東學黨は一時に起きて之に應じ遂に相率ひて暴徒に投ずるに至れり、是に於て内亂の元素元動力たる農民及び官吏は俄かに其勢力を增加し進んで全州を横領せり、即ち其元素は更に一分子を加へて遂に三分子となりぬ、然れども東學黨は此機に乘じて直ちに自己の目的を遂げんとするものに非ず彼等亦た平生監司等の貪慢恐虐なるを惡み居たるを以て忽ち亂民の希望に應じ其運動に對して唯だ一時助力を與へたる迄なり

内亂の目的

然れば彼等の目的は果して那邊に在る乎、本邦新聞紙は切りに内亂の急激なるを傳へ暴徒は今にも京城に迫り直ちに閔政府を倒して八道に號令せんとするが如く報ずると雖も是余が既に述べたるが如く今回の騷亂を以て全く東學黨の所爲に歸するの誤想より生じたるものにして彼等は單に監司、運轉總務官及び留使の三人を放逐して苛政を除き重斂を免れんとの目的を有するに過ぎず故に今回の暴徒は勇往猛進、直ちに京城を衝いて君側を清むるが如き遠大の快擧は其の夢想だも爲さゞる所たり、但だ爰に附言せざる可らざるは仰々東學黨の性質は先年熊本に於て一時盛んなりし神風連の如きものにして彼等は一種の教理を固信し絶對的に外人を嫌忌し機を得ば忽ち爆發せんとする者なり故に日、清、英、露、其他外人は其女子たると男子たるを問はず悉く之を排斥せんとす然るに全羅、忠清の暴徒は決して是等の擧措を爲さず我商人の行商せるものに對しても敢て反目疾視することとなし、是れ專ら虐吏を除きて善政に浴せんことを目的とし而して暴徒の性質全く東學黨に同じからざる所以なり

韓廷の震駭する所は

斯の如く述べ來れば世人或は難じて曰はん、内亂の原因、暴徒の目的、東學黨との關係、果して斯の如しとせば韓廷は何が故に震駭するや彼は遂に獨力之を鎮定すること能はざり

しか共清兵を藉り來りて暴徒に對するを見れば今回の事體決して斯の如く輕からざるべしと然れども是亦た未だ彼地の事情を詳にせざるの短見にして決して其眞相を看破したる言にあらず蓋し朝鮮官吏の無氣力なる風聲鶴涙にも尙ほ其肝膽を破らんとするの觀あり而して亂民の變報一たび到るや彼等は恂々として寢食を安んぜず東奔西走遑りに之が鎭定策を講ずと雖も其要領を得ること常に稀れなり加之ならず其兵制の如きは唯だ一種の形式に止まり軍隊としての規律制裁なく兵士としての氣慨武勇なきが故に事變ある每に彼等は先づ之を逃れんとし、旣に戰場に臨むも敵を見出さゞるを以て畢生の希望とせり例へば全州の變亂に際し韓廷は初め近衞兵八百を派遣して之を平定せんことを企てしが其途中に於て百餘名は逃亡し五十餘名は病めり吁是れ何等の奇觀ぞや蓋し此軍隊は京城に於て最も武勇精銳と稱す而して其失態は更に甚だしきものあり、招討使は途に於て百五十餘の兵員を失ひたるが故に彼は沿道の勞働者を聚めて軍隊に加へて刀劍銃砲の使用法さへ辨識せざる者を驅つて兵裝を爲さしめ兎に角八百の定數を充たしたり、彼は隊を進めぬ、先づ清艦平遠號に據りて水路を採れり而して其將に艦船に投ぜんとするや彼は部下八百人の爲めに食麵麭三千斤を用意したりき、是に於て彼は艦長の許に至りて云へり、今回の運軍貴艦に依りて意外の幸福を得ぬ、但し其食糧の如きは業に已に調べたるを以て幸に省慮せよと、艦長は先づ其量を問ふて呵々哄笑し三千斤の麵麭多は則ち多なりと雖も進軍一日すれば直ちに盡きるなんと縷々前途の危險を諭せしかば招討使初めて其不可なるを知り更に食糧を用意せりとか斯の如き奇聞奇說を聞くもの誰か之を怪しまざらん韓廷の賴み少き亦た甚しからずや將に其變報に接して癢掻く能はざるも亦た宜ならずや　（完）

（郵便報知新聞第六千四百六十九號　明治廿七年六月十四日）

後家の展覽會　（明治廿七年六月廿三日）

芝區南佐久間町二丁目十番地東京府士族中村千（四十五）は綽號を後家千といはゝ程の後家泣かせなるが去る明治十七年中までは某省の屬官を勤め一朝免の字を頂戴してより宗旨を變へて後家泣かせとなり後家を喰ひ物にして世の中を渡らん

と思ひ起ちしほどなれば其の遣り方も通常ならず二十四年九月中より懇意になつた芝區新堀町某商店の後家(四十三)は財産數萬圓所持するを以て栃木縣の銅山を採掘すると僞り金三千圓を引つぱり出し品川と大磯とにある同家の別莊を密會所として後家を慰み物にしてゐるうち後家は姙娠して僞丸(今年三つ)と云ふ子を擧げしかば親類の者より意見を喰ひ後家は金を自由にすること出來なくなり中村は更に同區西の久保西川町の某家の後家(五十)を手に入れて下總結城の土中にある金の棒を堀り出すと僞はり金二千圓を借用し又は麻布本村町の海軍官吏某の後家(四十三)が昔し芝神明前の餅屋にをりし時幼馴染なりしを糸にして同家へ入込み日本鐵道會社の株券千圓と郵船會社の株券二百圓とを引出しこれを自分のものにしたる末モウよい頃と跡足で砂をかけ又は京橋區南金六町の某家の主婦(四十三)を迷ばせて有金を出させて費ふのみならず家屋を自分の名前に切り替へて更に主婦に貸與する事になし果は自分の女房子供を同家へ同居させ自分は淺草猿若町五番地長谷部五郎方に身を潜め南金六町の女はもう吸殼しになつたと思ふより又もや芝新堀の後家に呼出しをかけ猿若町の隱れ家へ引入れて居る所へ櫻川町の後家が進ひに來たので後家と後家との鉢合せが起り互に大聲を出して罵り合ふを巡査聞咎め是より先中村は既に其筋の擧動を怪しむ所となり直ぐに踏込んで拘引せしに中村はまだ此の外にも多くの後家を墮落させ都合十七名の後家に關係ありしかば頓て其筋にて取調べを始むるに當つては此の關係人が殘らず呼出しを受け白洲は丸で後家の展覽會。

(東京朝日新聞第二千八百七十一號　明治廿七年六月二十三日)

鳩の葬式　(明治廿七年七月八日)

お今の肱鐵砲付たり鳩の葬式　中洲は降つて困りいすなど流れの女は都てあどけなきを喜びし昔しの事を思ふて見れば恐る感心の背水擬きに赤坂溜池を背ろにして格子戸の陣を取りたる紋勝見お今(二十一)と云ふ唄ひ女あり時事に感ずると云ふは枯木に花を咲かせて褒らるゝ事と思ふ程の明盲目にもあらねば常に新聞に目をさらし彼の相馬事件の折などは錦繪の肩を持つて孤忠憫むべしと慨嘆せし位ゐなれば今度の朝鮮

騒ぎには殊更肩肱を張り妾しが有髯の男子ならば是非從事を願つて芥子坊主の首を取らねばおかぬと勢餘つてお玉杓子を踏蹂り支那人に擬して喜ぶ始末ゆゑ客も要助多三郎なんど緋の襦袢の突轉ばしには可愛がられず虎を擒にするやうな荒くれ男が愉快な奴ぢやとか活潑な女ぢやとか云つて政談に皿小鉢を叩きながら頻りにお今を愛すると云ふ夫れと知つてか知らずにか一昨々夜の十時頃麻布櫻田町邊の親分篠塚某（三十七八年）と云ふ男が同所の待合河内屋より口を懸けしゆゑお今は紅お白粉穢はしといふ淡泊とした拵へで同家へ行くとお内儀が帳場より聲を掛けて今夜のお客は威勢の好い妓をといふ御注文だからお前さんを掛けたんだよ萬事其の積りでと耳打ちするのを合點々々と顋で答へ其まゝ座敷へ出て見ると夜目にも著き朱入りの紋々龍吟じて銀煙管より雲起り懸物の虎嘯ぶいて伊豫簾越しに風生ずる緣側近く片肌脱いで胡座を掻いた按梅では國事を談じさうな人とも見えず心中齒牙するに足らずと思ひながら夫相應の合槌もとんちんかんと鳴響く鍛冶屋の鼻より黑人も緣なき衆生こそ是非なけれ其内親分は金時の火事見舞となつて益々居住ひを崩し是から七八の勝負に出掛るつもりだから延喜の爲に自己の鼻を折らねえやうにして與れろと冒頭を置いて猥褻れかゝるにぞお今は忽ち氣色を替へ赤坂の淫風盛んにして風儀地に墜ちたりと雖も泥中の君子莫きにしもあらず妾不才なれども自ら眞の唄ひ女を以て任ず豈夫れ甘んじて娼妓を學ばんや依て斷然謝絶せられたりと妙な所へ雜報な口調を用ゐて肱鐵砲を放しかくると親分は些とも分らずダカラ云はねえ事ぢやアねへ七八といふ奴は延喜が肝腎だから淫風盛んな時にやア土砂眼入すと云ふ樣な譯で其處が夫れ文明開化の焼け出されで赤坂も勉强しにやアならねへ好しさうなるとお前の云つた通り斷然と判然とやるより外はねへと何やら獨りで漢語の樣な物を使ふゆゑお今は尙更驚きア、何だか胸さはぎがして今夜は不快を感ずる故其儘席を辭し早々歸宅せられたりと云ふことに致しますよとフイと我家へ立歸つたので親分は開いた口が塞らずオヤ〳〵そんなら先刻の珍紛漢紛は厭だと云ふ返事であつたか詰らねえ何の事だと額の蚊をピシヤリと叩き鼻の頭に血の飛んだ顔付は善六よりも可笑しかりけり話し替つてお今は自宅へ歸ると豫て大事に飼養してゐる傳書鳩の中一羽の雄鳥が今を最期と見

えて目を白黒する折柄なれば驚く事大事ならず此の前兆の爲那んな文盲客に呼はれたのであらうと周章狼狽して手當てをしたれど終に其甲斐なく其處へ斃れてしまつた故お今はポッポ氏逝くと標題の様な事を云つて抱へちよッ平(十七)下地ッ子おなほ(十三)箱屋粂女中おくに(十七)の三人を集めサア是からポッポ氏の葬儀を營むのだからお前等も手傳つてお呉れと庭の隅なる桃の下へ涙ながらの野邊送り跡懇ろに弔つたと云ふが鳩の靈を祭るの文を作つて鄙箋拜呈仕り候と遣れば彌々妙なるべきに其所まで屆かざりしは殘惜し。

（東京朝日新聞第二千八百八十四號　明治廿七年七月八日）

贋札事件（明治廿七年七月十日）

模造紙幣

本年一月より三月に渉て最も精巧なる日本銀行兌換劵公の五圓劵と大黒天の一圓との模造紙幣續々都下に顯れ出でたり警視廳にては斯くと見るや透さず捜査に着手せられしに五月中旬下谷區内の遊人某が京都府平民にして淺草北三筋町十二番地横山方寄留の原田庄之助が携へたる支那カバンを詐取したり然るに其の中には五圓札五百枚、一圓札三百枚都合八百枚の紙幣ありたるも何れも贋物なりとのこと其筋の耳に入りたれば扨てこそと右原田と同人方へ止宿中なる永井直藏の兩人は直さま下谷警察署へ引致せられ糺問ありたるも右は預品なりとの申し立にて拘留十日にて事濟みぬ、其節永井は住所不定のよし言ひ立て猶ほ其外に曖昧の廉尠なからざりしかば放免の日密かに彼等を追躡せしめしに彼等早くも斯くと知りてか新橋より汽車に乘込みて其僥迹を晦ましたり、さる程に五月下旬に至り是までに比類なき當局者にすら其の眞贋を見紛ふ程の精巧なる五圓兌換模造劵のチラホラと流通するを見出したり、若くは彼の原田等の連累かと早くも原田力を搜られけるに果せる哉以前の永井と淺草七軒町二番地の渡邊源兵衞の二人出入激げしく且つ原田と永井とは屢々諸方に密會の形跡さへあり、扨こそと刑事掛は猶ほ永井の出入を附廻したるに或る日此奴は神田本鄉を經て牛込に達する途中兩度まで人力車を乘り替へ故更らに其の跡を晦ます如き擧動あるのみならず先に一定の住所なしと申立てたるは眞赤なる噓實で烏

取縣平民にして妻子もあり、表向はペーパ商と稱して牛込區築土町十番地居住と判りたれば彌々不審と一層捜索を嚴重にせらるゝとは知るや知らずや永井は同區上宮比町七番地銅版彫刻兼印刷職林幸吉方へ日夜出入して同家の一室に密會する事も日毎の樣にて且原田渡邊と靜岡縣平民淺草三筋町五十三番地山内市太郎三人の手より模造紙幣流出の風說さへあれば其筋にては機失ふべからずとて去る三日この連累者悉皆へ手當せられたるに永井は一時風を喰ひて林方へ逃込みたるが其の甲斐もなく同家にて捕へられ其外原田以下悉く一網の下に獲られたり又林方にて取押へたる物件は銅版亞鉛版十六枚、印刷したる紙幣五圓札百枚、一圓札五十枚、スカシ器械二面轆轤一臺なりしとかや、或る說には此の模造紙幣の賣捌高一月中は五圓札三千五百枚三月中は一圓札四千五百枚、猶ほ五月中は一層賣高を擴めんとて一圓札に限り細字中二三字除く外總てスカシまで精製したりとの事、右は何れも一兩日檢事局へ送られしが此際普公の五圓券と大黑の一圓札の授受には特別に注意あらまほし

（東京日々新聞第六千八百十五號　明治廿七年七月十日）

寢小便藝者　（明治廿七年七月十一日）

麁相唄ひ女　楚宮に入る可き御の腰左もしなやかに見ゆれども眠れば麁相すると云ふ病ひあり縱しや禹を頼むとも此水は治め難かるべしと思ふは麹町區富士見町の唄ひ女屋壽々村屋の抱へはま子（十七）と云ふ唄ひ女の事なり此妓去年の三月中一度赤坂溜池の紋勝見に拘へられ姉さんのお今の薫陶を受け同十一月より一平と名乘つて御手富貴を配つたが何の因果が蒲團の上の石淸水弓矢八幡にも見放されたと見えて麁相すること一度や二度にとゞまらず寢冷えするのが惡いのだと腰にフランネルを卷かれたりあられもない大妙藥を立てつゞけて飲ませられたり新聞の廣告中賣藥の揷畫に小僧が夜具を背負せられて泣いて居るのを見るにつけ身につまされて袖を絞り深くも恥た所から少しは病氣が遠ざかりヤレ嬉しやと思ふ間もなく先月始め田町の待合明石屋で四つ谷のお馴染客櫻井某（三十五）と云ふ粹樣に盛潰され客の歸るのも知らずして座敷へ倒れて居るうちにソリヤ出水だと蚤蚊共が竹法螺を吹く早鐘を撞く上を下への大騷ぎ此の水天井を傳はつて延喜棚に

瀧を落せば叶福助が荒行に凄味の無きこと大方ならず又有り合はす踏臺は大薩摩の三味線引が臭氣に驚いて逃る時捨て置きたるかと思はれけり此事総に紋勝見の耳に入りしかば主人は面目玉を踏潰し安積の沼の紋勝見かつ見る度に劫をさらし紋散らしの提燈に波と水玉を書く様な不仕末を仕出かす事勿論なれば今の内に放逐する方が好からうと淺草田原町の親許へ追返されたが當人は尚泥水の味が忘れられず今度こそは氣をつけて決して取り外さぬと誓言に親も餘儀なく承知して前記富士見町の壽々村屋へ住込ませ名をもはま子と改めさせたはツイ此の程のことなりし然るに同家の花助が未だ馴染の薄いことゝて折々はま子の容子を見るに得ならぬ匂ひ寢床に薫るのみか自分で夜具を日に晒し何やらソハ／＼する有様は必定龜相するに違ひないと或夜同じ抱への姫松を一緒に寢かしたところ澤邊の眞菰水超えて何れ菖蒲と引ぞわづらう兩女はしとゞ漏れて居るので其の騷ぎ並々ならず水能く船底枕を泛べて水又船底枕を覆へし尚蒲團を揚げ蚊帳を引除け大變々々と叫ぶ聲に再び秘事のあらはれしかば花助は眉をしかめ假令自宅なればこそよけれお座敷などで遣られては取り返しがつかぬゆゑ晝飯後は湯水一滴飲んではならぬと命じられたが命をも鑠すこの暑さに咽喉を濡らさずには居られぬと見え二三日前同町の待合花月のお座敷で禁を破り甘露々々と舌打して鱈腹湯茶を飲んだゆゑ其夜も亦取外し魂棚の料に宛てし胡瓜の馬の乗切りに逆卷く水勢恐ろしかば花助殆々呆れ果てゝ今度龜相があつたら阿呆拂ひ申付けると散々に油を取つたと云ふが去りとは姫御前の身で悲しい病ひ如何な知者でも此水の話しを聞いては樂しむ譯にも參るまい。

（東京朝日新聞第二千八百八十二號　明治廿七年七月十一日）

峯吉の嘆き　（明治廿七年八月五日）

大通法師唄ひ女を冷かす　神樂坂中第一等の財産家と聞こえたる吾妻屋峯吉（三十九）は年こそ寄つたれ昔し取つた杵柄にて今尚神變不思議の腕前あれば土地の毘沙門天の某僧が隨喜渇仰の涙をこぼし水晶の珠數を曇らせて居るので峯吉も毘沙門天を信心し暑さも厭はぬ日参に此の程より痔が痛み出し柳腰もへの字になつては色氣のなき事大方ならず去ればとて

お醫者に見せるのも隨分齒の惡い病ひゆゑ何ぞ然るべき素人療治はあるまいかと逢ふ人毎に聞合せると原町のお祖師樣に願をかけ坊さんにお呪ひをして貰ふ時は忘れた樣になる事奇妙だとの話しに峯吉は大喜び早速身仕度して出掛けた所此處の法師は木の端や竹の切れのやうな男にあらず欝金の股引で振事でも見せやうと云ふ大通なれど商賣柄とてそんな氣振りも見せず袈裟法衣殊勝氣に引繕ふて峯吉に對面し何じや痔が痛むによつて呪ひをして欲しいと言はつしやるかヤレ／＼夫はいかい御難儀お易い事ぢやと申し度いが當寺の呪ひでは平癒るまい程にこりや置きになるが好いじやと沙門の身にて無慈悲な挨拶オヤ妙な事を仰しやいますが當時のお祖師樣は痔にかけて必ず效能の有ることを聞いて來たので御座いますよ云ふとハテ飲み込みの惡いお人ぢや成程當時のお祖師樣は痔一切の事に御巧者ではあるがお前に限つては駄目ちや矢張り毘沙門の方になされとニヤリと笑つて引込んだまゝ執龍の襖を立切つて了つたので峯吉はロアングリ何の事だと叱言たら／＼立歸り乍ら考へると胸に當る前記の始末扨は知つてゐられたかと後悔先に立たざれば庫裏の垣根の鬼灯も夕日の影に明るく見えて後に立たざる提灯かと疵持つ足に氣も滅入り悄然返りたる折しもあれ魚磬の音に吃驚して飛退く機會に尻を押へアイタ／＼。

（東京朝日新聞第二千九百六號　明治廿七年八月五日）

日清戰爭當時の市中（明治廿七年九月一日）

昨今の市中

植木屋は出入りの得意先へ庭の手入れに行くに止まり植樹の注文は多からず新に庭を作るは殆んど稀なり偶々勸める者あつてもお前そんな事を云ふが若し敵の軍艦が東京灣へ乘込んで見ろ庭を眺めて眼を養ふ所ではあるまいと杞憂を懷いて相手にならず手間取は殆んど上つたり盆栽も上等物は皆目賣れず中等品はチラホラ註文あり萬年青の如きは中等以上の物は半額に減じ下等品は左まで下落せざるも猶三四割方の下落を免れず、緣日夜店は殘暑烈しき爲め素見(ひやかし)に出るは多けれども無駄錢を散らすもの多からず幾らか人心穩やかならぬを知る人形町通りの夜店の如きは內に居て夕方仕事を仕舞ふてよ

り新聞の號外を樂しみにして讀むもの多ければ隨つて人出多からず商人は何れも一日も早く戰爭の納まらん事を願へり

材木は新工事皆無の爲め賣れ行き善からず隨つて相場は少くも一割方の下落、之に反し中割尺物は彈藥箱に入用にて折柄輸入も多からねば頓に氣配强くなり昨今一割以上の騰貴にして一圓につき二枚七八分位の相場なり次に値段よきはもみ板なりこはビスケット其他の食用品を入れる箱に用ふればなり去れどもみ板は豫て荷嵩みの折柄なりし故相場はさしたる變動を醸さず昨今まづ一圓につき十六枚内外にて聊か手堅き模樣あり

遊廓は何れも客足少なき樣子なるが今洲崎の景氣を聞くに昨今の客數毎夜八九百人より千人内外に止り以前よりは一割以上の減員なり去れば引手茶屋の勘定も七八分通りは喰込みなり遊び女連も流行ツ妓株は馴染の客が多いゆゑどうか斯うかお茶を濁して居れど左もない向は小遣に困るの傾きあり

木賃宿は車夫車力などの勞働者が戰さの人夫に雇はれて出掛けし故肝腎の得意が少なくなり跡に殘るは飴屋菓子賣りにして是等は儲け高の少ないもの故少しも足前にはならず其上諸物の高値に堪りかね七八人連合して別に家を借りるものが多くなり中々高い家賃を出して居られぬと云ふ

諸方のお祭りは其の費用を轉じて恤兵部へ納めるものが多いゆゑ軒提灯の注文とんとなく提灯屋は孰れも小田原提灯の樣に細くなり酸漿提灯のやうに懐中を丸くしてゐるは更になし又之が爲には神樂師餘興師も暇になり太皷の音のトンと景氣が引立たず

古道具屋は二束三文に踏んで置いた錆太刀や鎗が世に出たので中には土藏の隅つ子に打込んで置いたのを急に塵埃を拂つて引摺出し太刀屋の手へ相應の直段に引取らせ不時に儲かつた向も多けれど跡品の買廻りは素人の方でも値が出たのを知つてゐる故安くは賣らず持ち手も今は多からず槍弓などは一向値が出ず日本馬具は洋式に用ひられず皆無形なしの有樣其他の道具類は外國向きの外は二進も三進も動きが取れず

大工左官も植木屋同樣新築工事の註文なければ更に繁昌せず隨つて建具屋も涼風の吹くに近寄つたにも拘はらず注文なし仲間の困難一方ならず

洋傘屋は追々寂れ行く時節なれども平年よりは一層寂入り

込み舶來品は荷嵩みの有様に立至れり（つゞく）

（東京朝日新聞第二千九百二十九號　明治廿七年九月一日）

○

昨今の市中（つゞき）

摺付木は原料の輸入少き爲め其の製造所は過半休業

奉公人口入宿は人足注文を目的にして身體の健不健を問はず無暗に手を廻して雇ひ込みサアいつでもと待つてゐると廣島邊より渡韓した人夫の中に虚弱者の多かりしが爲め俄かに身體の吟味を受けることになり跳出し物が多くなつたので中には手附金を立投にしたも少なからず都て思ふ様には儲からず車夫の寄子を置いて營業する宿車は近所の官員會社員紳士及び料理屋旅人宿のお客、唄ひ女の送り迎へを目的とするものなるが昨今は人が質素になり田舍の客も出て來ず諸方の芝居も休んで居れば隨つて物見遊山のお伴は皆無となり唄ひ女はお座敷の數が減り官員會社員は事務の忙しい人は却つて多く車に乘れど其他は獻金の壜合せをつけんと車に乘らず又車に乘ることの多い人は宿車に乘るの不經濟なることを知り俄かに常雇ひの車夫を置く様になつたのでこれも始めの様には口をかけずアレコレを勘定して見れば差引これも不況併し人足になつて渡韓した向きが多いので幾らか助かると云ふ事なり今度の戰爭はチヨツクラ一寸始末がつかず平壤より追々進んで滿洲に入り其内冬が來て冬籠りをする様になれば派遣の兵士に防寒の用意をせねばならぬとて府下の重立ちたる洋服裁縫職へ厚さ五分程もある鼠地羅紗の外套數萬枚を、其筋より注文せられたるよしにて此注文を受けたる裁縫師は更に之を仲間へ分配して仕立てる事になり八方へ手を擴げたれば諸方の裁縫師は孰れも昨今日を夜に繼いで裁縫中にて可なり潤ひがあると云ふ其他文官、會社員等にして渡韓の人も多ければ洋服屋は一體に景氣よし

職人中軍備に關係の有る向は無論いづれも金儲けになる事なるが今其の重なるものを擧ぐれば諸車製造業、鍛冶、洋服裁縫師、ハンカチーフ製造業、メリヤス製造業、さしもの屋皮職などにして中には店紙をして職工を募集するもあり併しあらかた準備がつけば中には十日許りにして仕事のなくなるもあり永久の頼みにはならず是等の仲間には或ひは戰さの永

引くを願ふもあらんか
支那より渡る帽子類、綿、麻、砂糖などは先頃歸國の支那人在品を捨賣りにせし爲め一時氣配を弱らせんとしたるも其の在高とては左まで多からず跡荷の輸入パッタリ止まりしが爲め忽ち相場に影響を及ぼし問屋向きは申すに及ばず小賣店までも頓と値段を引上げたり
石炭は運送船拂底の爲め入荷は昨今停滯したれど何しろ清國行の杜絶せしが爲め海外への販路著しく減少し入荷も運送船さへ暇になればいつでもドント入津するの見込有を以て市中の小賣は昨今迫々安値に傾き炊事用には極めてお恰好なり之に反し通常の薪炭類は奥川組などへも鐵道貨物の停滯せし爲め着荷少なく川通りの船夫等も多くは海軍省へお雇上になりしをもつて自然問屋の荷廻りあしく隨つて相場も一割五分方騰貴せり
竹類は海軍用に注文ある由にて頗る氣配を強め府下の問屋にては二割方高値となり産地よりも續々入津せり
豆腐は淸國大沽邊より輸入の原料品皆無となりし故豆の相場に影響を及ぼし隨つて一厘方の高値なり　（つゞく）

（東京朝日新聞第二千九百三十號　明治廿七年九月二日）

○

昨今の市中（つゞき）

戰爭につき外國輸入品減少し各地方より輸送する貨物も亦減少したれば諸問屋へ積込むべき品物多からず車力仲間へ大影響を及ぼしたり去れば昨今車力の賃銀俄かに廉くなり一日十二三錢にて雇はるゝもありとか
府下の燒芋屋は毎年二三月頃より六月頃までは武州川越産の本場物を買込んで燒芋にし七月中より九月まではポツ〱相模屋の新芋を買込れ蒸燒きとして之れを賣り十月頃より翌年一月頃までは下總産を買入れ蒸芋又は燒芋として之を估り貧困者は此の低廉なる芋を常食に代へて命を繋ぎ其便益鮮少ならず然に今年は相州産の不作なるのみならず同國平塚停車場を經て東上する貨物列車は多く軍事上の用を便じ普通人民の用を便ずる迄の運あらず府下への入荷極めて稀少なるを以て隨つて相場に影響を及ぼし平均一貫匁八九錢のもの本年は十三錢内外に騰貴し從來貧民の食品用なりしもの變じて上等

社會の驕奢品となるに至りしかば芋屋は仕入れに骨が折れ其割に買手多からざるをもて引合はず勢ひ商賣替をするの止むを得ざるに至れるもの山の手邊に多しと云へり

漬物は軍糧に供するを以て一體に騰貴の模様あるが中にも梅干は陸軍省よりの買上げと人民よりの献品とに其屈指の品なれば府下にては此の程より品拂底を告げ産地の小田原よりは汽車便少くして入荷せざるより忽ち相場を引揚げ平年の五割方も騰貴したる由又澤庵も目下の所にてはさしたる注文あらざれどドシ／＼お買上げになるとの評判あるより此程よりヂリ／＼强氣を含み昨今にては三層倍も高値となれり

近頃開店したる商人の中には主人が徴兵若しくは軍夫募集に應じて入營することになり跡を委せて置く番頭手代もあらざるより已むを得ず折角仕掛けた商賣を止めねばならぬ向きもあり現に神田小川町の陶器商某の如きは店頭に古新聞を揚げてこれに「當店主人〇〇募集につき今回入營仕り候につき跡片づけの爲大安賣仕つり候」との意味を朱字にて大書したるものを出し正札五十錢位のものは二十錢、一圓位のものは四十錢に賣飛ばせしかば買手は店頭に山をなし二日間にスツカリ賣切れになつた故主人は其賣上高を家内の生計費として殘し置き其身は勇み進んで入營したる由

淺草公園にて刀劍を投げつけさせて之を獲物なしに受止めさせる藝を見せ物にしてゐた支那人は昨今築地邊に蟄居して一歩も門外に移すを得ず夜などは蒸すが如き暑さを堪へ戸の隙間にも紙を貼つてゐると云ふこれは日本人が危害を加へんことを恐れてなり刀劍を受止める程の神術も實際には役に立たぬと見ゆ

麻布鳥井坂、赤羽根橋、赤坂紀の國阪、靈南坂、牛込神樂坂、左内坂、麴町區三宅坂、九段坂、小石川切支丹坂、水道橋、傳通院前安藤坂、本郷壹岐殿坂、湯島切通、日本橋魚河岸、京橋大根河岸、神田青物市場、深川青物市場、吾妻橋、厩橋、新大橋、永代橋、其他府下到る處の坂や橋にゐて荷車の跡押しをする立ん坊先生は今度戰爭に人夫に雇はれたもあり又は新聞の號外賣りに變じたもあり昨今追々影が少なくなつたが其代り前記の如く車力の往來が少なくなつた故世間では少しも不自由を感ぜぬといふ（つゞく）

（東京朝日新聞第二千九百三十一號　明治廿七年九月四日）

○ 昨今の市中（つゞき）

古着屋は冷風の立初める頃より多物の賣れ口よくなるを常とすれども今年は米價騰貴と朝鮮事件にて人心の穩かならぬとの爲め世間一體驕りを愼しみ諸事手控への有樣なれば中等以上の者は少しも賣れず其代り下等品は下等社會の勞働者が人夫に雇はれて不時の儲けに預かつたが爲め嬶ァの帶も坊主の着物も買ふがよいと大束を極め俄かに驕りを極めるので賣行殊の外よしと云ふ

繩暖簾店は飴屋其他の出商人及び車夫車力などの減少せし爲め一時客を失ひしも新聞の號外賣や軍用品運輸に雇はれた諸會社の人夫等が久し振りで暖まつたのに奢りを生じ贅澤をきめに來るのが多い故差引儲けはあるとも損はせず先づ景色のよい方なり

錺り屋は昨今人が贅澤品をこしらへず餘計な金があれば恤兵部へ納めると云ふ有樣ゆゑトンと注文が來ず山の手邊の職人は殆んど乾ぼしになるかとあやまたる

唄ひ女は總體に不景氣取り分け山の手の赤坂、四ツ谷、神樂坂は諸官省の事務繁忙の影響を蒙りトンとお座敷が掛らず其日の生計も苦しい程故炊事女も二人あるは一人にし下地ッ妓も親許のシャンとしたのは景氣の直るまで親許へ返し其れの出來ない妓には編物をさせ待合も街燈に蜘蛛の網を張る哀れと云ふも餘りあり

麻布兵營の近所及び牛込藥王寺町邊の寺院及び手廣の家々は到る所に軍人らしい人が泊り込み最寄の町々は之れが爲に往來織るが如く永坂町の蕎屋、いろは（牛屋）其他の飲食店を始め氷屋、汁粉屋、水菓子屋などは朝から晩まで引切りなしに客が込み合ひ蒲團屋、毛布屋は不意に多分の註文を受け品拂底を告ぐるもありけり其繁昌思ふべし外出を許されて往來をする兵士を見れば前後に親爺やお袋がついて居るもあり年若き田舍女の泣いて居るもあり孰れも出陣間際と聞いて（事實の有無は知らず）暇乞ひに來しものにして老人は小遣ひを遣つたり名所見物を共にしたりせんと云ふにあり年若き女は花嫁又は妹姉などが名殘りを惜しまんと云ふにあるべし去れば此處彼處の碁會所、遊藝の師匠の家などには座敷を借受け

て三々伍々睦ましげに語らうものあり孰れも愛國の義氣眉宇の間にあらはれて嬉戯放笑の聲を漏らし宛も樂しげに見えけるとぞ

小兒の帽子は一體軍帽類似のものを多く用ふることとなるが戰爭始まつてより世人の好尙頓に勇武の道に馳せ軍人を愛敬するの念彌々深きに進みしかば日頃は懦弱なる俳優の眞似などさせたがる親でも自然とこれに化せられて小兒の冠り物に軍帽を用ひさせること近時の流行物の一ツとなり西洋小間物問屋も爲めに海外へ此の注文を增すに至りしとぞ

一枚賣りの寫眞も俳優などは餘り賣れず軍人、軍艦、軍港等の賣行よし

簪兒屋も凱旋、大勝利、大日本帝國萬歲などいふ勇ましき文字を入れたるものを賣出せしに中々盛んに賣れると云ふ手拭にも此の種のものを仕入れ中の店あり近日市上に顯はるべし

鷄卵は年々大暑の頃には品拂底と惡疫流行にて他の肉類を使用せざることに由り相場非常に騰貴するを例とせしが今年は戰についても餘り賣れず惡疫も流行せざるゆゑ例年の如くには騰貴せず唯十日程前に一個一錢五厘の品二錢位に昇騰せしのみ（後は追て）

（東京朝日新聞第二千九百三十三號　明治二十七年九月六日）

○

昨今の市中（つゞき）

世の中騷がしくなりしより世間は不景氣になり買物は都て控へ目の姿なるが中にも小間物屋の如きは上等社會に得意を有するものなるに貴顯紳士紳商の夫人令孃いづれも節儉を主とし贅澤品に手を出さず又唄ひ女、待合料理屋の女中なども上等客の御來迎少きが爲め不時のかつけ物にも有りつかず辛くも干乾しにならざん事を願ふの悲運に陷りしをもて中々頭のものや身の廻りの飾りなどには手が屆かず是れが爲め當業者は殆んど休業の有樣なりとぞ

鼈甲屋も小間物屋通りの影響を蒙むり新注文は扨置き直し物も出ず是れ亦閉店同樣の有樣なれば職人の困難一方ならず宗旨を替へて支那の人夫にでもならねばなるまいと夫々口を求めてゐるほどなりとぞ併し原品は目下淸國よりの輸入閉塞

したるをもて相場狂はず、持ち堪へてさへ居れば損にはならず只手許の苦しい連中は金を寝かして置くを残念に思ふのみ

こゝに一つ妙に景氣のよいは花牌屋なり世間がしめつぽくなるに連れては花牌など引いて呑氣に遊んでゐる者はなからうといふに爾うでなし前にも記す通り茶屋小屋這入りをするもの少なくなりしに就いては唄ひ女、女中、茶屋のお内儀などは所在に困り何かで儲けねばならぬと思ふより自づから勝負事に方針が向ひ寄るとさはると花牌を引くゆゑ最寄の花牌屋はお蔭で店が繁昌しソレこゝへも一組オツと彼處へも一組といふ鹽梅に注文があると云ふ

府下の雇人取宿の手を經て田舎の料理茶屋へ雇はれる酌女は毎年三、四の二ケ月と九、十、十一、十二の四ケ月とが注文口の多き期節にて此の六ケ月の期節には埼玉、千葉、茨城、群馬、神奈川、長野、栃木の各縣より雇主がゾロ／＼出京し糸あり(即ち三味線の引ける事)の上玉は三ケ月の前借金二十圓より二十五圓まで、糸なしの中玉は同じく十四五圓より七八圓まで、並玉は同じく二三圓より十圓までの相場にて抱へ込み此内三四月頃に抱へるのは櫻時を目的とし九月以後に抱へるのは田舎の豊年祝ひ、正月遊びなどを目的とする事なるが一昨年頃よりは東北諸縣へ通ずる鐵道の便開けしより都下の女子供は田舎行をこはがらぬ様になり前借金の多分に取れるを喜び内職半分出掛けて見やうと氷屋、肉屋、軍鶏屋、銘酒屋の姐さん連が殆んど先を爭ふて出掛けし故随つて給金の影響を及ぼし糸ありて上玉も僅かの前借で抱へらるゝ様になり居りしが偖向ふへ行つて見ると豫ての噂さは少しも晉を欺かず地獄の呵責を此世で見るの想ひあり前借も急には返せぬより皆閉口して立歸り再び出掛ける勢ひぬけ随つて前借金の相場も今年は舊に復して高くなりしかど肝腎の玉が怖れを懐いて募りに應ぜず新規の玉もあらはれず三四月頃の抱へ込みには随分手古摺りし様子なりし然るに此頃に至りては日清戰爭の爲め米價騰貴して金も自由に儲からぬより已むを得ず苦痛を忍んで田舎へ行き度いと云ふもの多くなり抱へ主に取りては一時僥倖の様子なりしが其後次第に戰爭の火の手が大きくなり田舎で親の金でもヒツ使はうと云ふ連中は追々戰さに出ねばならず酌婦などに現をぬかしてゐる場合でないゆゑ勢ひ抱へ主は手控となり幾ら前借金は安くても客がないのに酌女

は入らないと相手にならず昨今では雇主よりはむしろ雇はれ手の方が當惑してゐると云ふ　（をはり）

（東京朝日新聞第二千九百三十九號　明治廿七年九月十三日）

戰爭の影響　（明治廿七年十月二十七日）

戰爭に伴へる流行　日清交戰に關係するものを仕組みて商業上に商利を得んと企つるもの此節柄頗る多く其種類を生捕れば先づ劇場は山口一座を最初として大小各劇場とも日清事件を取仕組み煙草には金鵄煙草、凱旋煙草、無敵煙草あり婦女子の髮飾りには勝利掛名譽掛と云ふ根掛類其他簪類あり織物には伊勢清の日清戰爭大勝利圖の友染あり尙ほ同家にては勝利織と云ふを注文中との事食物には神泉亭の乘捕汁、凱旋煮など大評判　其他菓子には支那徴膳あり石鹼には大勝利と云ふあり諸興行の見世物には日清事件の人形又は油繪などあり各玩弄店には玩弄人形旗等之に關係の品ありて賣行宜し上野の日本繪、油繪の展覽會にも日清事件の繪畫又は之に類する繪又は之に類する彫刻物多し、婦人の帯留には勝利締めと云ふあり、府下讀賣歌には日清事件讀込みの「スチヤヲカチヤン」歌流行しアームストン曲馬も日清事件を取仕組みて大當り先頃渡りしダーク操り人形も之を仕組みて落ちを取りし等枚擧に暇あらず、尙此先種々の趣向を凝すもの顯はれ出るならん

（東京日々新聞第六千九百九號　明治廿七年十月二十七日）

稀代の大筆を註文す　（明治廿六年十一月二日）

昔葛飾北齋が尾張の國に於て達磨の大像を畫かれたる時の規模凡て廣大なりし事は人口の膾炙する所なるが今度長野縣松本町士族兒島啓氏（當時更級郡更級村居住）は今茲耳順を越えたる老體なるも矍鑠として衰へず元氣益々盛んなるが此程感ずる所ありて一の宮を始め全國官幣國幣有りとあらゆる有名の神社へ奉るべき大幟へ大書する事の誓を起し計畫略熟したるを以て今回出京し筆の穗長さ六尺餘直徑一尺五寸、目方五貫匁黑汁一斗を含むべき大筆を高木壽穎氏に注文したりと云ふ此筆黑を含みたる時の重量は九貫六七百匁にして製造の

價は一百餘圓なる由

（讀賣新聞第五千八百五十號　明治廿六年十一月二日）

藝妓の懐姙
役場の町掲示に出づ（明治廿七年二月一日）

内藤新宿の藝妓蔦屋お信（二十五年）と云ふは或る客の種を宿して此頃は袖にも餘る風情となりしが從來同宿の同業者中には藝妓取締規律なるものありて堅く品行を愼む約束なれば今度お信が犯則せしと聞くより同業者は大いに激昂したるが其れが爲二三日以前同所町役場の掲示場へ筆太に左の掲示を貼り出したるものあり何者の惡戯にや

府下南豐島郡内藤新宿二丁目五十二番地
藝妓蔦屋のぶ事　佐藤のぶ
廿五年

右之者初春早々ポテレンに相成候に付て數多き情夫故に何處の何某の胤とも判然せず甚だ處分に差支へ候條御心當りの粹樣は來る二月五日迄に蔦屋まで御申出有之度候事

明治廿七年一月廿七日
新宿粋役場

（讀賣新聞五千九百四十一號　明治廿七年二月一日）

五兒を分娩（明治廿七年三月二十八日）

三つ子を産むさへ稀れなりけるを造化の神の如何に戯れてか米國フヰラデルフヰヤ州の西部キツタニングに於てダビツト、ローセンベルガーなるものゝ妻は先月廿七日女の兒三人男の兒二人都合五兒を一時に分娩し母子共に健全なりと云ふ前代未聞のことゝ云ふべし。

（東京朝日新聞第二千八百號　明治廿七年三月二十八日）

日清戰爭に伴ふ
兵隊當込の詐欺（明治廿七年十月十二日）

兵士の父兄注意せよ　第一師團及び近衛隊の某召集兵近々戰地へ繰出すとの噂あるより、其の父兄親戚等は最一度顔を見て置きたいと田舍のはてよりはる〴〵金を使つて出京し或

は嫁を携へ或は孫を背に負ひ或ひは土産物を腰につけなどして九段牛ヶ淵上の近衛第二聯隊、竹橋内の近衛第一聯隊、赤阪一つ木の第三聯隊、青山の第四聯隊などへおの／＼面會に行きけるより、人でなしとも耻知らずとも鬼とも蛇とも蟲けらとも譬へ難ない都下の惡者どもは此の哀れなる面會者が東京の事に馴れぬを奇貨とし親切ごかしに馴れ／＼しく語らひ寄り近頃は面會が大層面倒になりましたから事になれない者が往つては駄目です萬事私しにお任せなさいちやんと手續をして上げますからとか又は戰地へ行かないでもいゝ樣にして上げますとか口から出任せの法螺を吹いて甘く爺さん媼さんを欺くらかし其の手數料として三圓四圓の金を捲上げること昨今こゝかしこに聞えけり各聯隊長は早くも此事を耳にして各兵士に向ひ途中若し兵士に面會を望むものあれば懇ろに其の行く處及び手續を敎へ成る丈その心を勞せしめざる樣注意すべしと言ひ渡したれば今後出京する面會者は大いに便利を得ることとなるべしゆめ／＼彼の惡者どもの巧みの罠になかゝり玉ひぞ、去るにても憎むべきは彼のしれものなり各警察署にても充分此邊の取締りに注意あらん事を望む

（東京朝日新聞第二千九百六十四號　明治廿七年十月十二日）

娘の代りに石地藏　（明治廿七年五月十一日）

白石噺の勘九の二の舞か偕は楠の藁人形を眞ねたのか種の出所はお預かり、南豐島郡早稻田村二千二百一番地加藤金藏（五十二）の長女おとみ（二十一）は豫て同村の木村鶴松（二十五）と懇ろになり客月三十日手に手を取つて高飛びせんと新宿停車場まで胸撫でながら逃げて來たを追手の者に捕まへられ夫れより後は却て掟きびしくなり奥の二階の一と間の中に入れられて外出もならぬ楚囚の身顏見られねば猶更に逢ひたい見たいがこみ上げて夢現にも戀人の面影ばかり見てをると同じ想ひに身も瘠せる日蔭の糸瓜の鶴松只餘處ながら聲なりと聞いて心を慰めんと忍び寄つたる脊戸の口折しもおとみは二階より見下す顏と見上げる顏アヤと互に夕霞中を隔てゝハキとは見えず久松そこに何してぞ嘸寒からうとおとみはお染を氣取りたいにも内と外との勝手違ひ改作居士の手をからねば臺詞が違つて舞臺にはならず只鶴松の松の字が先祖の久松

に似た許り夫れを責めての心ゆかしとおとみは心に惚氣る許り如何が仕様はないことかと燥つて見ても追つ付かず鶴松ふつと二階の窓が竹格子になつて居るのに心付き勘九の分別もどきで雨戸を外し竹もぎ放し難なく壁をよぢ登り飛び込む二階は針の山チク／＼尻を刺されるやうな危ない逢瀬をしてゐたを又もや家内の者に見咎められモウ百年目と思ふより一昨夜鶴松は其丈一尺五六寸もある石地藏を例の二階へ擔ぎ込み之をおとみの身代りにして寢床の中へ突込んで置き斯うして置けば跡で見廻りに來る者あつても寢惚眼をしてゐるゆゑ容易に替玉とは氣はつくめへ此間にサアと手を取つて窓より二人は大地へ飛下り足を早めて行く空も早や翌日の朝となり家内の者が起きて來て蒲團をまくれば斯はいかにありし娘の姿は見えず地石が地藏のよい風をして鼻から提灯も出さず寐てゐるに頭に島田のない所を見れば娘が石になつたでもあるまいが石にならなくつても意地になつて親を困らせられては閉口する地藏の顔も三度目は正直と云ふ事あれば今度は首尾よくつかまるにしても跡の一度が危險だ何しろ早く追手／＼此地藏様も地藏様娘の不義の加勢をするとはアツア古人我を欺むかずか

（東京朝日新聞第二千八百三十七號　明治廿七年五月十一日）

假名垣翁の葬儀　（明治廿七年十一月十三日）

翁が葬儀は去る十日午後谷中三崎町の菩提寺永久寺に於て執行ひしが流石交際の廣かりし翁の事とて會葬者は紳士、紳商、新聞記者、俳優、狂言作者、落語家等無慮一千餘名にて頗ぶる盛なりし

假名垣翁の碑石

翁が生前に奇行多きことは世の知る所なるが死後に及びてまで人を馬鹿にせしは愈々驚くべし前にも記す如く翁が永眠の後法號の如きも豫て自ら選み置かれたらんと家内を隈なく探し求められたれど是れぞと思はるゝもの更に見當らず漸々孫文三氏の記憶によりて故金玉均の揮毫を其のまゝ佛骨庵獨魯草文居士と諡り去る十日の午後盛なる葬式を行ひ法の如く佛事も濟みいざ埋葬と云へる時塋地には既に一基の碑石ありと報ずるものあり人々往きて見るに翁はいつの頃に建置きし

にや蒼苔蒸々たる年古りし青石に表面には「佛骨庵獨魯草文」裏面には「遺言本來空、財産無一物」「俗假名垣魯文」と刻し又側面には白衣觀音を刻みたる鉢形の石を篏め込みてあり思はずの事に人々は大いに驚ろき同音を以て翁に一番やられたりと叫び合へりしが去にても翁は何年の頃に此の碑を建てられしにやとあちらこちら尋ねあさり會々三崎町の石工何某といふにて問合せ初めて今より三年前件んの碑石を翁に讓り渡したること分りしが寺僧すら當日まで一向に心付かざりしと云ふ是れぞこれ翁の奇行の大切（おほぎり）なりけり

（東京朝日新聞第二千九百八十九號　明治廿七年十一月十三日）

禍福の顚倒　（明治廿七年十一月二十三日）

電文の誤解禍福の顚倒

遠州相良の小野喜右門と云ふ者府下日本橋區新材木町の雜貨仲買人何某に對し七百餘圓の委托金より紛議を生じ屢請求の甲斐もなく常に滯るものから遲緩しとや思ひけん最後の談判にとて村内唯一の評判ある勝間田某を代理人とし長男悦三郎を附添はして着京の後異儀なく金圓落掌の喜びに國元の父もさぞと電報にて「勝間田の骨折りで濟んだ」と告知せしに父喜右衛門「勝間田骨折りて死んだ」と誤解し何は兎もあれ勝間田氏死にては忰のみにては覺束なしと、旅の用意もそこ〳〵に上りて聞けば前の始末、全く電文の誤解と老の波額に滿へての大喜び棚の惠比壽も轉ばむばかり

（讀賣新聞第六千二百十九號　明治廿七年十一月二十三日）

朝鮮の洗湯屋　（明治廿七年十二月二十六日）

利に敏き大阪の商人此度の日淸戰爭の結果として朝鮮貿易いよ〳〵盛になるべしと聞くが否種々なる工風をなして彼地に出かけたる向も隨分多かりしが此連中の内にても尤も甘き金儲をなしたるは旅稼の洗湯屋なりといふ、旅稼ぎの洗湯屋といふは可笑しき名稱ながら這はよく其實を現はしたる名にて其方法は圖の如く据風呂を荷車につけ京城附近はさらなり我軍隊の行く先々などを觸れ歩行くに何がさて沐浴といふことは一向になさゞる朝鮮人には珍らしくもあり又た遠征の軍

隊は一月も二月も沐浴をなすこと能はざる人のみなれば爭ひて此荷車附の据風呂に入りて身に積る垢を流し思はぬ愉快を取れるも多く是れが爲め洗湯屋繁昌は非常なる者にて是にて思はぬ大利益をば得たりといふ

（郵便報知新聞第六千六百卅一號　明治廿七年十二月廿六日）

聖書抵當で天麩羅を喰ふ（明治廿七年十二月十日）

一昨日正午頃麹町十丁目の天麩羅屋高田勇松方に上りし客は八王子八日町町田恭（三十五年）同妻たつ（三十二年）といふものにして天麩羅蒲燒等取寄せ酒汲みかはし悠々と遊びたる末いよ〳〵勘定となりしが一圓三十錢餘の持ち合せなきため所持の新約全書を抵當に置き匆々に走り歸りしとは法衣を質つて博奕をなすものと同一醜

（讀賣新聞第六千八百四十號　明治廿七年十二月十日）

熱海吉濱間の開通（明治廿七年十二月十日九）

豆相人車鐵道　去る十三日を以て熱海吉濱間（六哩半）開通したる豆相人車鐵道は其の後面白半分に乘り試すもの多く日々三百四五十名位の往復あり元來右は新發明のものにて四十分一の高低ある線路山腹を廻繞するにアプト式樣の齒留めを用ふるが故に脫線等の憂ひなく安全に往復し居れり不日小田原迄全通せば浴客等の便利少なからざるべし

（讀賣新聞第六千四百五十六號　明治廿七年十二月十九日）



朝鮮獨立の布告（明治廿八年一月二十二日）

朝鮮通信

朝鮮獨立の布告文　八日發表せり下の如し

勅令、朕既誓告　廟社、可將此論旨、布告中外臣民、

開國五百三年十二月十三日

大君主　御押　御璽、奉　勅

總理大臣　金宏集
內務大臣　朴泳孝
學務大臣　朴定陽
外務大臣　金允植
度支大臣　魚允中
農商大臣　嚴世永
軍務大臣　趙義淵
法務大臣　徐光範
工務署理大臣　金嘉鎭

大君主若曰、咨爾百執事、庶士賢庶民、感聽朕誥惟天付界我祖宗丕基、惟德、

惟祖宗、受天明命、保佑子孫、輯睦黎民、厥歷斗惟永亦惟德惟朕、嗣無彊大歷服、舊章時率、亦惟丕讀、時承夙夜罔敢或逸、逮于中身、用克享于天心、朕其敢曰德惟德、相厥時、咸宣、熙朕采、惟時、廼今、締交各國循厥約、惟獨立之實、是懋、

獨立之實、肇於內修、厥欲鞏固我獨立、宜在矯革宿弊修擧實政、以圖王國、克富克强、

肆朕、大發暢于心、詢于在庭、惟曰更張、玆廓廓然發慮稽先王成憲、鑒于列國形勢、變官典、頒紀年、改軍制整財政、懋教學、正賦術、勵商工、勸農桑、凡厥恫瘝、罔有小大、悉剔悉除、俾元元之命、其蘇上下協和、約厥言于行、底厥行于績、惟國之禎、乃諏吉曰、格于祖廟、暨太社、以誓告朕心、勗哉、百執事、庶士、閒朕邦、雖舊惟新厥命、

嗚呼、爾庶民、實惟邦本、自主惟民、獨立惟民、君雖欲自主、匪民何依、國雖欲獨立、匪民曷與、惟爾庶民、一乃心、惟國是愛、同爾氣、惟君是忠、允若玆、朕曰有敵愾、朕曰有禦侮、厥有才德、側陋亦揚、門蔭罔覺、不蔽于貫、藹藹

絕權、毋域玆登庸、惟爾庶民、念厥修、
惟爾民、厥有生命、有財產、朕其保其安、非法不底、汝干刑干殺、非律不賦汝取汝、惟汝命汝產、一用法律是護、惟爾民、勗哉、而國不富、兵不强、雖曰自主、曰獨立其實不舉、

今確建我自主獨立之鴻業、誕告爾八方有衆、而朕邦雖舊、惟新厥命、

惟爾士爾民、胥勸胥告、勖忠君愛國之心、若山之不搖不拔、廣求學識于萬國、亦惟技藝、從長克取、用鞏固我自主獨立之之基、玆並以朕所誓告宗廟之文、徧示汝有衆、

嗚呼、朕言止、于時勗哉、有衆、

開國五百三年十二月十三日

（日本第千九百六十九號　明治廿八年一月廿一日）

威海衞の占領　（明治廿八年二月二日）

一日午後三時三十五分特派員廣島至急發

威海衞は我陸軍の激烈なる攻擊の爲めに昨三十一日午後全く略取せらる其東岸の砲壘は我艦隊の爲めに破壞せられたり又ニツトウ砲壘は艦隊の爲めに容易に陷られたるも劉公島の砲壘は最後迄抵抗したり然れども東岸の砲壘破壞せられたる後我八重山、天龍、海門、磐城、大島、天城の六艦より派遣したる兵員が其砲門を領して攻擊せし爲め又遂に抵抗し得ざるに至れり　（昨日號外再記）

（東京朝日新聞第三千五十三號　明治廿八年二月二日）

威海衞陷落の公報

（二月五日午後一時十五分發
同　七時五十八分着）

大本營

兒玉陸軍次官宛

二月四日午後五時旅順發龍睡灣原田大佐より左の報あり

二月二日午前二時第二師團より出したる偵察隊九時より十一時の間に於て威海衞に進入陸正面及び海岸の諸砲臺を悉く占領したりと

敵艦は劉公島と威海衞の間に在り我艦は劉公島の東北方に

在りて敵艦に對して運動せり夕刻に至る迄砲戰歇まず本日天氣晴朗海上浪なし

（二月五日午後六時七分發
同　六時五十五分着）　大本營

兒玉陸軍次官宛

午後三時半左の電報到着す

二月二日午前二時第二師團より出したる二箇の大隊より成る偵察隊は敵の抵抗を受けず午前九時より十一時の間に於て威海衛に進入し陸正面及び海岸の諸砲臺を悉く占領せり

目下威海衛及前記の諸砲臺は歩兵第四同第十七聯隊の各一大隊を以て守備す

百尺崖所附近は一部隊を以て守備せり

土人の言に依れば威海衛附近に在りし敵兵は去る一日の夜までに芝罘方向に遁去せりと

敵艦の中大艦約八艘は劉公島と威海衛との間に在り其他の敵艦も亦灣内に散在せり

敵は沿岸に在る荷艦を悉く燒棄てたり

二月二日午前十時半

大山第二軍司令官

大本營參謀總長宛

（國民新聞第一五二五號附錄　明治廿八年二月六日）

日清の媾和成る（明治廿八年七月廿七日）

日清媾和顛末日誌

日清兩國媾和談判の進行終了したる順序は既に世人の能く知る所なるも露國が清國の大陸割讓に異議を懷き公然反對の意見を發表したること又獨佛の兩國が露國と聯合して忠告運動に取懸らんとしたること及三國同盟が愈活動し來りたる事等の順序日時其を知るもの蓋し少し左に記す其の顛末日誌は田口卯吉氏が東京日々新聞に掲載せる事項に依り調査編成せる所にして三國同盟の運動が如何に媾和談判に關係せるかを知るに於て一目瞭然たるものあるを以て之を揭ぐることゝなしぬ

明治二十七年十二月二十六日　清國天津税務司デットリング

李鴻章の命を奉じ招商局汽船禮裕號に投じて神戸に來り伊藤總理大臣に面會を求む伊藤伯之を拒絶す二十九日歸國す

明治二十八年一月二十六日　張蔭桓及邵友濂と上海を發す

一月二十九日　神戸に着し米人フオスター氏に會すフオ氏顧問なり

一月三十一日　宇品に着し廣島に入る

欽差全權大臣　張蔭桓

同　邵友濂

二月一日　廣島縣廳に於て委任狀を交換せんとして之を示し合ひたるに委任狀の不充分なるを以て二月二日之を拒絶す

獨乙半官報（ケルニツシユツアイツング）曰く三月の初獨國政府は日本國政府に勸告するに大陸に於て土地を要求するときは歐州列國は必ず干渉すべしと思惟する旨を以てせり

三月十九日　李鴻章汽船公義禮裕二船に乘じて馬關に來る

欽差頭等全權大臣太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隷總督一等肅毅伯　李鴻章

頭等全權大臣參議二品頂戴前出使大臣　李經方

三月二十日　李鴻章休戰を求む

三月二十一日　我全權休戰に對する條件を提出す

三月二十四日　李鴻章休戰の議を引き直に媾和談判に取掛るに決す、此日李鴻章遭難す

三月三十日　李鴻章の負傷を悼み休戰を許す

四月一日　我全權大臣媾和條約草案を示す

此日露國新聞大陸割讓に反對す

四月五日　李鴻章答覆を爲す

四月六日　清國全權の答案不明なるを以て我草案に對して詳覆せしむ

四月九日　露國陸海軍委員を集め露の獨力日本の海軍を壓するを得るや否を議す委員佛國の援助を得ば支那海を制するに足ると決す

此日露國外務大臣ロバノフ公は清國公使が大陸割讓の永遠の平和に利ならざることを告げたりと公言せり

四月十日　李鴻章の痛癒へ列席に清國全權の請を容れ遼東の

地を減じ償金三億兩を二億兩となす

四月十二日　清國全權更に再考を我に求む

四月十三日　我全權更に讓る能はざることを答ふ

佛國已に露に同意したりけん聊か其幾微を示す而して獨逸が商業上の特權に付き我の清國より得んとする所に對し云々するの風聞傳播せり李鴻章亦大陸割讓の歐州大國に異議あることを述べたりと云ふ

四月十五日　清國全權終に同意す

四月十六日　調印の手續を協議す

四月十七日　條約を締結す

四月十八日　李鴻章歸國す我全權復命す天皇嘉奬し玉ふ

四月二十日　午前東京駐劄獨國公使グートシユミツト男は我外務省に來り重要あるを以て外相若くは次官を見むことを求め外相は外に在り次官は病むと聞くや翌日を約して去れり

四月二十一日　右の如き事件あるに關せず平和克復の大詔を煥發せらる

聖詔中外交の政は捷敏快暢の能事を盡す云々の御詞あり、又帝國全權辨理大臣の按定せる條件克く朕が旨に副ふの御詞あり

此日獨國公使事を以て來るを辭す

四月二十二日　陸奧外相病を以て舞子に赴く

此日獨國公使外務省に來るも事情ありて未だ告ぐる能はざることを斷る

四月二十三日　午後

獨國公使其の政府の訓令に出づる覺書を出だす次で露公使ヒトロヴオー氏又次で佛公使アルマン氏皆來て同一の例を遂ひたり

四月二十四日　伊藤山縣西鄕の三大臣廣島に於て御前會議を爲し此會議に於て

第三國とは和親を破るべからず新に敵國を加ふは斷じて得策に非ずと決せり

卽夜伊藤首相此の決議を齎して外相を舞子に訪ひ松方、桂野村子亦京都より來り會す

四月二十五日　更に之を議し西村子其結果を齎して廣島に赴

き山縣伯に傳ふ
四月二十六日　山縣陸相之を齎して旅順口に向ふ
四月二十七日　大本營を京都に移し給ひ車駕京都に入る
五月二日　淸國政府批准交換の延期を請ふ我政府之を許さず
五月三日　李鴻章淸帝に奏して必ず期を誤らず交換するを得んと電報す
同　日　露國政府は金州半島を領有するの不可なるを述べ更に覆答を求め來る
五月四日　伊藤首相、山縣陸相、松方藏相、西鄕海相、陸奥外相、野村内相、樺山軍令部長相會し評議し次で大本營に上り御前に事を議し退きて又評議を盡し夜に入り而して全然三國の忠言を納れ遼東半島の領有は永久にせざることを三國政府に決答したり此の電報を三國に向て發せられたるときは巳に翌曉に及びたり
五月八日　芝罘に於て條約の批准を了す
五月十日　媾和條約の發布せらるゝと同時に遼東半島還附に關する詔勅を煥發せられたり

（讀賣新聞第六千四百六十四號　明治廿八年七月二十七日）

華族會館の會計
安井秀直の橫領　（明治廿八年八月十四日）

大賊華族會館會計係安井秀直の素性及び捕縛の詳報

麹町區山下町なる華族會館會計掛り安井秀直(四十二年)が館金八千圓を拐帶して逃走し上州磯部に於て（前號伊香保とせしは誤聞）麹町警察署詰刑事係三吉巡査（前號群馬縣警察官とせしは誤聞）のために捕縛せられたることは一寸前號の紙上に揭げしが今吾社が同人の素性及捕縛の顚末に付き探聞したるに左の如き詳細なる事實を得たれば左に之を揭ぐ

そも安井秀直は目下東京府平民なるも元京都府下丹波國船井郡保井谷村保井一番屋敷平民農安井某の次男にして長男は重秀(四十五年)と云ひ同地座田某方の養子と爲り去る明治十六年警視廳詰巡査を拜命せしに劍道達し居るの故を以て撰拔せられ同廿年中時の文部大臣故森有禮の護衛巡査となり勤務中彼の憲法發布の當日同大臣登閣の砌り邸内に於て兇徒西野

文太郎の爲め殺害せられたる際一刀兩斷の下に西野を斬り倒せしは即ち此の座田重秀なりき同人は爾來其功に因て森家の執事となり現に永田町二丁目一番地なる森清氏の邸内に住めり秀直は即ち其の弟にして妻をおやす（三十八年）と云ひ芝區愛宕下町三丁目一番地平民洋服裁縫業前田貞吉（六十六年）の長女なり夫婦の中に長男彌（十五年）長女おい（十三年）二男秀邦（十一年）の三人あり都合五人暮しにて去る四月中より現住地麹町區三番町六十六番地に家賃一ヶ月三圓八十錢の家を借り玆に住ひ此處より日々華族會館に通ひ居たり

扨同人が丹波の奥より出でゝ今日の位置を得たる來歷を探ぐれば去る明治六年即ち秀直十九歳の時大に爲すあらんとの志を抱き已は實家の相續人たるにも拘ず家督は從兄同苗字貞之助に讓つて出京せしが當時座田家は既に東京住ひとなり實兄の重秀は巡査を奉職し居たれば其の手にて好き奉職の口を求めつゝありし折柄同年設置されたる上野公園内華族會館にて給仕入用との事を重秀は聞込みこれぞ好き口と種々奔走の末秀直は表向某華族の紹介にて同館の給仕にこそは住み込みたり

秀直は是ぞ我出世の端緒なりと專ら實直を旨として精勤怠り無かりければ數年ならずして館員の貴顯來賓の紳士貴女に至るまでも其名を知られて一方ならぬ信用を受け已も愈々忠實に働きけるに廿六年七月一日より秀直は今は昔の給仕と異りて日々數萬の大金を取扱ひ千や二千の金は容易く融通の出來る樣な身分となりしかば隨つて金を遣ふにも自由となり惡度胸も据はり折々は館金を掴み出して豫ねて同館へ出入する麹町區富士見町なる料理屋の主人某等を語らひ貴紳の若殿原を誘ひ出し此處の待合彼處の料理店に會して花合戰を催し又は新橋柳橋の花に戯れ或は北廓の遊里に大盡遊びを爲して金錢を湯水と蒔散らせり

秀直は或夜の遊びに外神田講武所柏子若松屋小夏（二十八年）本名黑川おそでといふを金淸樓に聘びてより其色香に迷ひ是れより屢々同樓に登り小夏と逢瀨の重なれば小夏も秀直が金氣と實氣に打込み勤めを離れて親切に待遇すより秀直愈々圖に上り館を退きては每日の樣に小夏の許を訪づれ每夜の如く宿り込みろく／＼家にも歸らぬ始末に至り夫れと知りたる女房おやす母子の心配は一方ならず遇ふ度每に袖に縋りて

諫むれども更に聞入るべき氣色もなく亂行日に募りて秀直は終に小夏を金五百圓にて落籍せしめ次で小夏が父なる下谷區同朋町十一番地平民黑川清太郎（五十五年）に千七百圓を與へ其住家を土藏附にて同金額にて買取りたる分になし小夏を家主にして月々三十圓宛の手當を送り果ては已れも此處に住みて館に通勤爲し居たるは去る明治二十七年二月中の頃なりけり、然るに秀直は兩親と共住ひにては萬事都合惡しとて其後程なく下谷區西町三番地に一家を買ひ此處に小夏を圍ふて外妾と爲し下女おふみ（十八年）といふを使ひ三日に揚げず通ひ居りしが又々小夏の請求にて同人の妹おまつ（二十三年）といふに若松屋の後を繼がせ小夏と名乘らせて黑川の家に開業せしめたるが同年三月中秀直は肺患に罹り愛宕下町なる櫻井病院に入院する事となりしが其が看護には小夏と兼て馴染を重ねたる柳橋柏子立田屋の小米（二十四年）の二人を置きけるに女房おやすは當時姙娠の身ながらも良夫の傍に侍して充分看護し盡さんと病院を訪へば秀直見るより大に怒り散々罵りて四邊にあるものを手當り次第に投付負傷せしめたる始末におやすも餘りと云へば良夫の無情なる仕打に今は是れまでなりと決心し身二つにならばふつつり夫婦の緣を切つて貰はんと泣く〳〵同院を立去り實家へ有りし次第を語りしかば實父貞吉も痛く打腹立直に秀直に離緣を申し込みしに富士見町某料理店の仲裁にて漸く元の鞘に收りたり（未完）

（讀賣新聞第六千四百八十二號　明治廿八年八月十四日）

○

大賊華族會館會計係安井秀直の
素性及び捕縛の詳報（つゞき）

其の後秀直は全く快愈し櫻井病院を退院せしものゝ我が家へは歸らずして直ちに柳橋なるお米の許に至り全快祝と稱へて赤飯を炊き知己の許に贈りし序で我が家にも同樣重詰一重を送りしに之を見し女房おやすをはじめ擧家悉く無念の涙かみしめ〳〵悲嘆に暮れしとはさもありなんかし

越へて本年二月のことゝなりし華族會館は德川篤慶、關隆忠敬二氏を華族總代とし征清軍隊慰問使として遠く北淸の野に向はしめたり當時同館は館資三十萬圓の內十萬圓をその凡ての費として携帶せしめ殘額廿萬圓は之を秀直をして保管せし

めたり大賊の胸中得たりと窃かに該金を引出しかねての遊相手富士見町の料理店某等と共に日本橋區濱町一丁目花屋敷彌生亭事岸岡勘兵衛方に出入し某伯某子をはじめ其の他豪商名族と共に弄花會を開きし事幾度なるかを知らず毎夜千以上萬の大金を賭して勝敗なか／＼甚だしかりしが中にも去月二十日頃の彌生亭弄花會に忽ちにして三萬餘圓の大敗北を來たしたりさしもの秀直も玆に至りて大いに窮し最早是れまでとや思ひけん毒喰はゞ皿までなり遲かれ早かれ露顯は必定と越へて十日即ち三十一日臍太くも同館より第十五國立銀行へ預くべき金八千圓を拐帶して何處へか姿を隱したり此の報の華族會館より麴町警察署に達するや同署にても内藤警部を主任とし三吉刑事をして探偵に任ぜしめたり是に於て三吉刑事は直ちに下谷同朋町なる黒川そでの宅を基として其他諸所につき種々探偵をつくせし末秀直より女房おやすに當てたる一通の遺書を其家に發見せり

一筆申のこし候館金を遺込申譯無之候に付死を以て申譯いたし候に付御まへ様にたいしてもまことに御氣の毒には候得共此迄の約束ごとゝあきらめ可被下候心せき候まゝ申のこし候

追て前田の父母様へ宜敷御わび可被下候

秀　直

やすどの

外に小夏のお袖より同じくおやすへの一通

一筆申上候妾義是まで旦那様の御世話に相成り此度の事を伺ひ驚入候就ては旦那様と御一所に死にますから何卒是まで旦那様に御世話になりし事は偏に謝上候先は心せき候まゝあら／＼かしこ

そでより

安井おやす様

尚お袖よりその兩親に宛てたる遺書に云ふ

此の度旦那様の御話を伺ひ御氣の毒様に付是より旦那の御國へ參り候若し御國へ歸らずば永の御別れに付是までの不孝は御許し被下度候

そでより

御兩親様

尚ほ萬事は妹おなつへ申置候まゝ宜敷御聞取り被下度候私

衣類頭のもの其の他の道具等は母様と妹にて御遣ひ被下度
候心せき候まゝあら〳〵　かしこ

此の外櫻井病院入院の當時小夏のおそでと共に看護に來りし
柳橋柏子小米に宛てし秀直の一通あり

此度館金を費消し申譯相立たず因つて死を以て申譯致すべ
く候就ては此百圓手當として御請け取り被下度候

秀直より

お米どの

以上凡ての遺書に見れば秀直お袖の男女は愈々決死せしも
のゝ如しといへども其の手跡といひ文體といひ其心の確きを
證するに缺くる所なきにあらねば三吉刑事は斷乎自殺せざる
べしと判じ怠らず探偵せしに一日の夜二代目小夏は姉なるお
袖より同朋町の伊豫紋に呼ばれし事翌二日の拂曉黑川方より
男女二人何れかへ窃かに出行きし事、秀直お袖の影の其朝上
野停車場に顯はれし事及び下谷西町なる妾宅留守居の下婢お
ふみを訊問して兩人は三十日伊香保へ赴くとて出で行きし事
など分明りしかば其旨主任内藤警部に上申し三吉刑事自身は
去る七日上州指して出立したり

話換りて秀直は八千圓拐帶の後小夏のお袖を連れて二日の
一番列車にて日光に赴き彼方此方を見物して某旅館に投ぜし
が秀直は此の夜中禪寺に至り自殺せんと獨り宿を立ち出でし
を早くもお袖は氣取り車を馳せて漸く途上に追ひ附き袖に縋
りて涙ながらにかきくどきしより秀直は情にひかされ然らば
信州善光寺に至りて二人共々潔く死なんと約しながらも再び
氣の變りしけん此度は一週間ばかり磯部にて湯治と心をあは
せて彼處に至り温泉宿井增造方に宿泊して京橋區數寄屋町四
丁目十三番地下駄業大工職華族會館出入原文吉と僞名せしは
蓋し追手の來るを恐れてなるべしされど此の僞名は却て發覺
の因となり其の風體の怪しければとて同地に出張せる三吉刑
事の探知する所となり直ちに捕縛して安中警察署磯部分署に
引致し同署の監倉に留置せしに秀直は事玆に至りし上は愈々
自殺と極めしが看守の隙を窺ひ衞生用石炭酸を服さんとして
認められ斯くて同刑事は秀直おそでの兩人を拘束して歸京
し麴町警察署に留置せし上一應内藤警部の取調べを受けしが
當時秀直は只おそでお米の兩人が憐れなりと云ひしのみにて
男泣きに泣きけるより係官も其痴情に驚き然らば妻子等は如

何にする決心なりしやといへば逃走の前夜家内殘らず殺害せんと思ひしも斯ては殘酷も甚しとされば思ひ止りたりと斯くて秀直は檢事局へ送られおそでは證據不充分を以て放免せられ爾來秀直は取調べを受けるが一昨日の事なり其費消全額取調として柳橋柏子立田屋小米を召喚せしに小米は同日箱屋を伴に連れ三吉刑事の取調べを受けし時月々卅圓宛の手當の外合計千六百五十餘圓其他反物等數十點を貰受けしとの取調でありしや小米は巡査に向ひ斯う申しては恐れ入りますが旦那本統に妾は安井さんが可哀想で堪りません實に眞底から惚れましたと涙を流し尙ほ歸るに臨んで旦那も彼方をお通りの節チト御遊びに御越し遊ばせと秋波を送りし姿凄しとも恐ろしとも云はん方なかりしと因に記す秀直が費消せし會館の金額は實に四萬七千三百八十餘圓なりといふ（完）

（讀賣新聞第六千四百八十三號　明治二十八年八月十五日）

差配の失敗（明治廿七年八月廿八日）

憎む可き差配人　この樣な破廉恥漢は肉を割き骨を碎ゐて餓えたる虎にでも啗はすべし本所區番場町に住む差配人何某は相應の身代でありながら近所評判の文口家にて出すことと云へば手を出しても袖口が痛むと云ふ程の代物既に日淸戰爭起りて何町では何十圓何某は何圓献納したと他より勸告半分の注意を受け差配人熟々考へ固より自腹を切るは痛し、と云つて一錢も出さぬ譯にはいくまいと一日一夜肝膽を碎き遂に一策を案じ差配内を說まはり國家の爲義金をお出しなさいと盡力し取集めた金廿九圓七十錢先々これ丈集まれば上々吉と大いに喜こび貴て端錢を奮發し三十圓にして献金せんと十二階の天邊から飛下りた積りで三十錢丈けの自腹を切り自分の名前にして其筋へ差出したが或人は金三十圓を差配人一己で献金したと聞き是れは不思議千古未曾有の珍事だと段々其の差配内を問合して見ると數十名より出金して廿九圓七十錢を差配人の手へ取集めた事と判り夫は怪しからん始末だと差配内の人々へ觸れ廻つたので出金者は忽ち湧出しみんな不埒な差配人に献金はまかせられないから早速取り戻して更に其の金は區内從軍家族の扶助金へ献納しやうとの議に決し差配内の重立つたる人々より差配人へ嚴重な談判に及ぶと差配人は重々の失體と常にもあらで三拜して詫入りしが却々聞かず固

より先に献納した三十圓は貴殿の名前故我々の關係すべき物ではない別にお預け申した廿九圓七十錢をお返し下さいと最とも强談判に掛合はれとう／＼差配人閉口して返金することゝなり結局三十錢の自腹は百倍の大痛事となりしとは自業自得で是非もなし。

（東京朝日新聞第二千九百廿五號　明治廿七年八日廿八日）

京城の變亂（明治廿八年十月十一日）

京城變亂に關する公報

今回京城變亂の際に於ける在留本邦人及城内の動靜に關し同地駐在の内田領事より一昨日午前八時三十分發にて其筋に達したる電報左の如し

昨朝の事變に當り本邦人中一の被害者なし城内一般靜穩なり

去八日京城の事變

去る八日京城の變に就ては電報に依りて旣に其の大略を知るを得たるも其原因等に至りては未だ詳細の報に接せざるが故に昨日迄に達したる電報に基き事の始末を推考するの外なし左に記す所の如き僅かに讀者の參考に供せんとするのみ

訓練の性質　事變の主動者は訓練隊に在るか將た大院君に在るか未だ其の何れなるやを知る能はざるも兎に角訓練隊の不平と大院君の不平が相待て事を發するに至りたるは疑を容れず故に訓練隊の組織を詳說するは全く無用にあらざるべし元來訓練隊は昨年十二月組織せられたる洋式の兵隊にて四百二十人より成れる大隊二個を以て組織せられ何れも仕込のモーゼル銃を携へ日本の士官に訓練せられ今尙日本の守備隊長馬屋原少佐敎導の任に當り村井大尉の如きは日々出張して訓練に從事し居れる次第なるが本年三四月の頃にやありけん朴永孝、魚允中、金嘉鎭等は舊式兵を廢して代ゆるに訓練隊を以てせんとの意見にて去る五月頃一度内閣の議に上りたるに忽ち王妃との衝突となりて朴永孝は之れが爲めに反逆人と認められ再び亡命の客となつて我が國に來ることゝなりぬ、かゝる次第なれば朴永孝亡命の後は其隊長等も更迭あり今は何人が隊長なるや分明ならず朝鮮公使館に問合せたるも知る人なしと云ふ尤も設置の當初は申應熙第一大隊長に禹範善第二大隊長に任ぜられしと覺ゆ要するに訓練隊と王妃との關係は

朴泳孝が反逆の名を負ふに至りたる當時の事實を見ても推知すべきなり

訓練隊暴發の原因　訓練隊と王妃との關係は前項記す所の如しされば王妃は如何にしても訓練隊を廢せんとしたること事實なり然るに本月初めに至り訓練隊と巡檢との間に衝突あり王妃は之を機として訓練隊の廢すべきを唱へ事變の日より兩三日前隊長を罰し武器を取り上げて之れを解除せんとの議を持出したり玆に於てか訓練隊の激昂一方ならず終に大院君との間に奔走するものありて玆に至りたるならん

事變暴發前の内閣　事變暴發の内閣は殆んど絶望の域に陷りたるの看あり閔泳駿の歸國するや機敏なる安駉壽は逸早くも辭表を出して閔泳駿に取り入るの準備をなせり王妃の跋扈は日々に募りて内閣の權力は殆んど地に墜り兪吉濬の如きは貶せられて義州の觀察使となり獨り金弘集總理の椅子を守れるあるも實權は沈度支安軍部の兩人に歸し形勢日に非にして思慮あるものは皆嘆息するの外あらざりき

暴擧の目的及實行　暴發の主動者は訓練隊に在りとするも將た大院君に在りとするも兎に角其の目的は王妃を倒すに在りしこと疑を容れず故に大院君は訓練隊と共に進で王宮に向ひ去る八日の午前五時五十分には王化門より突入して宮殿奧深く入込みたり當時王宮を守るもの舊式の兵一千二三百侍衛隊と稱し洪啓薫之れを率ひ、洪啓薫は甲申の亂に王妃を背負ひ難を避けしめしより王妃の寵愛を蒙り昨年東學黨の亂には招待使として官軍に將たりし事世人の記憶する所たり然れども舊式の兵元より訓練隊に敵すべきもあらず忽ち散亂して十分防備の任を盡す能はざりしと見ゆ、電報に洪啓薫殺されたりとありしは當時討死したるものと見て間違ひなかるべし、而して電報に依れば當時僅かに一二發の銃聲を聞きしのみにて止めり而して侍衛隊中死者二三名撃殺せられ宮女二名を殺されたり（一說には宮内官二名も亦同時に殺されたりといふ）と果して然らば亂入の際隨分混雜を極めたるものと思はる

王妃の安否如何　暴動の目的は王妃にありと云ひ而して王妃は暴動の際行衞知れずと云へば其の安否は甚氣遣はしきものなり況んや王妃は城外へ逃れ出でたる形迹なしといふに於てをや昨日探聞したる所に依れば王妃の安否は未だ分明ならず且つこれに付いては何等の公報達せずといふ然れども暴動

後兩三日を經て未だ其の行衛の知れずといふ筈はなし察するに王妃は尙宮中に在らん只今日まで無事なりとの報に接せざるを見れば王妃が宮中に於て危害に遭ひしとの想像は或は眞に近からんか

暴發後の宮中反府中　暴發の目的は殆んど達せられしものゝ如し大院君は尙宮中に在り未だ政事を見ずとは公然攝政とならざるの意味のみ其の實政權の全く大院君に歸せしは疑を容れず安軍部の辭職は忽ち許されて先に王妃の爲めに斥けられたる趙羲淵は再び軍部大臣になり宮内大臣李耕植は罷められて大院君の長子李載冕之に任じ金宗漢は其協辦となりぬ而して金嘉鎭の後を受けて農商工部大臣となりたる李範晉は就職後忽ちこの變に遇ふて罷められ李完用（學部大臣）李允用（警務使）の兄弟又同時に免官となれり故に今や閔族の有力者として殘る處のもの沈相薰一人のみ思ふに魚允中入閣の報と共に沈相薰免官の報を聞く又遠きにあらざるべしかくの如くに閔派は悉く內閣を斥けられ而して宮中府中の別を明かにし實權を府中即ち內閣に歸せしむるの詔勅は去る八日を以て發せられたり大院君宮中に留つて訓練隊王宮を護る事變は玆に一段落を告げたりと知るべし

（讀賣新聞第六千五百四十號　明治廿八年十月十一日）

○

廢妃の詔勅

十一日午後一時三十四分京城西河通徹特發

王妃を廢する詔勅出たり

朕臨御三十二年治化洽からざる內に王后閔氏其親黨を引き朕の聰明を蔽ひ人民を剝ぎ朕の政令を紊し官爵を賣り貪虐地方に普く盜賊四起し宗社危し朕其惡極るを知り之を罰せざりしは朕の不明に依るも亦其黨與を呼起せしに依る朕之を壓抑せん爲めに昨年十二月宗廟に誓告し后嬪宗戚の國政に干涉するを許さずと閔氏の悔悟を望みしに閔氏舊惡を悛めず其黨與と群小輩を私に引進し朕の同姓を差離し故國務大臣の引接を防遏し又朕の軍隊を解散すと朕の旨を矯め亂を激し事變起りしに朕を離れ其身を避け壬午の往事を踏襲し尋ぬるも出でず是王后の爵德に適はざるのみならず其罪惡貫盈す朕已むを得ず朕が家の故事に謹み倣ひ王后閔氏を廢して庶人となす

（東京朝日新聞第三千二百六十六號　明治廿八年十年十六日）

朝鮮皇帝即位式　（明治廿八年十月十九日）

（と列國公使の不承認）

明廿日京城に於て朝鮮君主改稱皇帝陛下即位の式を擧げ曆を改め王妃を撰定し新治世を開くことを發表すべく王妃の候補者は年齡十三歳以上と定められたり

而して京城駐在外國公使は此の如きことを承認し能はざることを連署して申し立てたり

（國民新聞第一千七百二十四號　明治二十八年十月十九日）

金一錢の罪金　（明治二十八年十一月三日）

去る三日の佳節に當りて淺草觀音境内にて小便乞食例によつて巡査に追はれるところなるを本日は天長節の祝日なるを以て乞食と雖も承知不相成とて金五錢の罪金言渡しありしが大枚五錢の支拂能力なしとて種々次談の末金一錢の罪金となりしはさても商賣上手な巡査なりし

（國民新聞第一千七百九十八號　明治二十八年十一月四日）

本所の吉田御殿

（明治廿九年三月廿九日）

年は十五六の稚兒盛り昔なら歌舞伎若衆か高貴の人の小姓ともなつて引手數多の念者を持つ可き標致に責めても女に生るれば卑しき桶屋風情の子にしては置くまじきをと女の美むほど雪より白き肌に五分刈の髮は漆を欺き目元の涼しく口元の愛らしきを見るに付けても母親の嘆き、今日も例の朝早くより半纏ひつかけ綠町の家を出で淸らかなる聲振立てゝ桶屋の御用はと觸れつゝ豫ての御用先某華族の館に入り勝手へ廻りて今日はと窺へば數多女中の俄かにさゞめく聲して建物の旨さへ忙しげに入交り立交り臺所に出で來り小僧の顏を一寸と眺めては引込む風情の平日とは異なりて訝しきに小供心にも少しは夫と覺りて恥かしければ何も御用はございませぬかと歸らんとするを見るより一人の老女慌しく走り出で小僧さんお前賴む事がある一寸と此方へ上つて下されと無理に手を取れば館に對して覺ある罪咎は無きに否まば如何なる御法度にや逢はんかと半ば恐れ半ば怪しみて引かるゝ儘に一間に通れば茶も出菓子も出でゝ尋常ならぬ待遇し此の次は鬼が出るか蛇が出るかと早人心地も無く茫然として見てある中老女は重たげなる口を開きてお前に賴みといふことは外でも無けれど其要點は態ちやと徐ろに語り出でたる言葉の一々精しくは覺へざれど此の館の女隱居年の頃十六七にて標致好き男の子あらば賤しきものにても苦しからずお傍使ひに召抱へんとの事にて豫ねて求おらるゝ中日頃館に出入する小僧が端なくもお目に止まりて渠を召せとの御意なれば兩親あらば内々其旨を語り許諾を得て明日からなりとも館に來れとの事なり、態る立派な御屋敷に而も御隱居樣の御傍使とは望みてもなき奉公口と小供心にも我身の出世を嬉しく思ひ館を出でて夢中に家路を辿り有りし次第を兩親に語れば思ひも掛けざる話にいづれも不審の眉を蹙め、なに彼屋敷の御女中からの賴みとや身分貴き御隱居樣が桶屋風情の小僧をば取遣の下男なら知らぬこと勿體なくも御傍使ひ、とは何かの間違ひでは有るまいかと半信半疑の折柄見慣れぬ女中の一人御館へ御出入の桶屋さんは此方でございまするか御免下されと入來るに父親ハ・ツト胸轟き扨はと思ひしが左あらぬ顏して恭々しく手をつかへ御用を窺へば先程御内の小僧さんまで御話し致せしことは

最早御聽取りに成りましたか御隱居樣には成る可く御急ぎの出にて一日も早いが善きとの仰せ就ては着物や何かの仕度も有らうと下されし金子聊かなれど收めて下されと內命を傳へけるに夫婦の者も爰に始めて事實と知りて、天へも昇りし喜び一も二も無く承知の旨を述ぶれば女中は歸り隱居に其の由を語り双方の談合愈々整ひし折柄誰れが告げしともなく界隈の是沙汰となりしを舘の重役が知れば當主人への耳にも入りて又もや例の御持病がとり／＼思案の額を集めて詮議の末今は世間を憚る隱居の御身分而も女の身にて年若き男子を近づけ給ふことこれまでのも例あるに益々御家の大事世間の聞へと厳しく故障を入れければ折角の契約総に破談となりしが桶屋より苦情の出ぬ先にと心利きたる三太夫が隱居の御手元金より大枚五十圓の手切金桶屋はもつけの幸ひと喜びぬ

（讀賣新聞第六千七百七號　明治廿九年三月二十九日）

本妻募集廣告　（明治廿九年四月十七日）

人心さま／＼の世なれや一昨々日より京橋弓町其の他所々へ本妻募集の張札を爲したるものあり其の文言は

被募者年齡二十歳以上廿八歳以下
永遠　苦樂　募　一妻
但し被募者之都合に據り登錄税を負擔す
京橋區南紺屋町十番地　熊　澤

奇　賊　（明治廿九年六月三日）

奇賊譚　樓門に晝臥て覺め來つて春の眺の價ぶみするなど氣樂な泥棒は昔語りの芝居の花とのみ思ふべからず今もつきせぬ濱の眞砂石川の流を茲に捲きかへす白浪物語あることそ奇しきことの限りなれ、處は美作國眞島郡木山村なる木山神社の邊りは塵の浮世を餘所にして翠滴り綠濃に鳥聲いと〻閑寂なる山里なるがこの社こそ昔譚に傳ふなる剛の者にて加藤鬼上官が槍の穗先に先し拔ねて紅血の餘波を錦袴に留め今もなほ其名の兒女の口に絕へざる木山彈正を祭れる祠なれこの森の畔に一軒の賤が伏屋あり主人は大塚與吉とて農を以て營業とし朝に月を踏みて畑に出で夕に星を戴きて家に歸へり

桃源境幽にして自ら人間と異なり榮華光譽の何たるをさへ知らず頗に暮すものから其性素朴にして而も自ら蝴穀に何處

ともなく仙骨ありげに見ゆるも殊勝なるが頃は先月の初めつがた日も西山に入相の鐘の音こそは聞へねど渓間の翠り見るが内に暗號の色を勝す時この賤が伏家の戸をほと〳〵と敲くものあり與吉は此夕まぐれ何人の訪ふなるか不審しやとやをら起ちて戸を開けば朦朧ながらも見ゆる容貌年の頃三十四五とも覺ゆる男の面の色飽まで白く凄味あれども目元凛々しく唇朱をあざむき苦味走りたる天晴の男前身には緇布を纏ふて帶は更なり足の先まで五分もすかさぬさまに流石の與吉も暫しは驚きしが男は恭しく一禮して夕まぐれに推參して甚だ突如の願ながら一夜の宿を貸し給へと言葉涼しく陳べければ與吉は例の質朴にて見給ふ如く人里遠き破屋夜のものとても無けれどそれさへお厭なくば、して貴下は何誰なるやと言葉さへ飾り氣も無く問ひければ男は不圖氣附きし體にて今度は聲高かに己れかおれは泥棒よ泊めてくんねいと一喝しぬ與吉は少しも驚かず何泥棒だそいつは面白いその氣前が氣に入つた苦しくねい泊めやしやうと彼も彼なり此も此なり與吉はまめやかに座に請ずれば男も悠然として爐邊に座し彼一語我一言與吉は恐るゝ景色はさておき心を措く風情もなく四方山の話に時の移るをも知らず妻に命じて夕餐をすゝめさせ倚は兎に角と物語りしに男も益々興に入りさて〳〵翁のお心意氣世に稀れなことかな御親切の御歡待何がな御禮と思へども、かへつて翁の心にかなはずば如何せんいでこれよりは夜と共に盜人の經驗談一つ二つを物語らむと烟草一吹き輪に吹きつゝ語り出でぬ　（つゞく）

（毎日新聞第七六四二號　明治二十九年六月三日）

○

奇賊譚（承前）

さて件の賊は烟草一吹き輪に吹きつゝ語り出づるやう自分不肖なれども手下の奴原五十名計りあり或は在所定めず働き歩けど皆陰に氣脈を通じて自分が命令にて働くことなるが去りとて御身が今夜の御歡待の數々に對しては塵一つにても持ち去るなんどの事はなさねば努々御案じあるべからず聞より掟をくゞる僻事惡し、とは自ら知れど扨てやめられぬも何の因果やら何時かは漏れぬ法の網と知らぬにてはなけれどもまだ斯道には斯道の面白味あり秘事秘法樣々の經歷談の一つ二つを御話し申さむ、先年我手下の奴原數名が備中國の北部な

る青野村と云へる土地に名高き豪家を窺ひ深更の頃漸く塀を乗越へて納家の戸に寄添ひしが名にし負ふ富家のことゝて用意おさ〳〵到らぬ限なく蟻の這入るところもなきにまた主人は名うての撃劍家と聞きつれば旁々油斷ならず如何はせんと思案せしが漸く内の寢息を窺ふて萬次といへる心利きたる奴磨ぎすましたる刄物をもて内にかけたる鍵のあたりを圓形に抉り切りてやをら片手を入れその鍵を外さんとしたるに此時臥したる主人は不圖目を覺しけむ日頃鍛へしおぼえの手並に心靜かに起き出でゝ密かに竹刀と麻紐とを持ち來り今や鍵を外さんとあせる手先を内よりむづと摑むや否や竹刀を持ち添ヘ麻紐もてきり〳〵と縛り上げたれば萬次は聲は立てられず拔去るにも拔き去れず如何にすべきと藻搔くうちに主人は聲て高聲に賊あり〳〵出合へ〳〵と叫びければ家僕どもの夢覺めて手に〳〵得物を持ちて惡き奴捕へよ〳〵と聲々に言ひ罵れば連の奴等は見つけられては一大事と暗に紛れて逃げ去り一人として萬次が手を縛られたるまゝ袋の鼠の逃げ得ざるを知るものなかりき斯くて主人の叫ぶ聲に家僕は心得て萬次を見つけ捕つた〳〵とわめきける萬次ほと〳〵策の出づるところを知らず頻に身を悶ゆる折柄家僕は面白げに言罵り内より手先を打ちつ敲きつ笑ひ興じけるが萬次は餘の無念さ腑甲斐なさに齒嚙みをなしつゝゆがみ魂に屹と思ひ定めて大聲にておのれ能くもかく殘酷な事をするよな假令賊とはいへこの所行はあまりに情けなしかくなるからは固より身を惜まで惡事を働く我如何でか命を捨つるに躊躇せんよし〳〵この返報は屹度するぞ死んだ跡で思ひ知れやと夜目にさへ鬼氣物凄き形相にて哮り立つよと見えけるが左手にて腰の小刀拔き翳し一揮り揮つてやつと一聲二の腕斬つて斬りはなし拳は縛られしそのまゝに血の迸るを名殘として身は何處ともなく逃げうせぬ、その後萬次は人目忍びて治療を加へ自分も心を籠めて介抱しけるが遂にそれが病氣の因となりてぞ身亡びける、こゝに不思議なるは萬次が亡後私にその家の狀を窺ふに一家重き枕に臥しそが上に主人は氣の狂ひて縊死し爾來家業も頓に衰へける由なるがまさかに萬次が祟りにはあるまじけれど所謂神經になやみしにやあらん去りとては不可思議の事と常々仲間の談草なり扨て盜賊の道とて固より機を見るといふもすさまじけれど實を避け虛を衝くを要とするが、例へば忍び入る

時如何に用意堅固なる家にても這るに易きあり塀もなく錠さへ疎かにて中々這入りがたき家もあり又幾度にても這入れる家もあれば一度も這入れぬ家もあるが是等は何の故にや我等仲間にても解らぬ氣合あることとなり且つ如何なる錠前にても聲もなく明くることを得るは我等が得意の手腕なるが閂どめの鐵釘などは堅固にても造作なけれど竹釘なるは明くること叶はずこれでは數々苦みしことありなど種はつきぬ泥棒談與吉が耳傾くるに興は益々旺になり夏の夜の曉方近くまでかたりて不圖心附き與吉が夜も更けたればいざ客人も寢ね給へといふ言葉に然らばとて臥戸に入り明くる日は旭光麗かに薪樵る男の里より山に分け入る頃まで悠然として夢路にあり靜かに起き出でゝ主人がすゝむる朝餐を健食し誠に御世話になりぬ御禮は何れ近日と一禮して送り出でし與吉を顧みて微笑みつゝ足もゆるやかに大手を揮りて立ち去りけるとぞ世には奇しき賊もあるものかな（をはり）

（毎日新聞第七千六百四十四號　明治二十九年六月五日）

西郷隆盛の銅像　（明明二十九年六月三日）

故西郷隆盛の銅像建設地　豫て噂ありし故正三位西郷隆盛の銅像は愈々上野公園内舊山王臺（彰義隊墓前）に建設する事となり標本を建て周圍に塀を設けたり

（毎日新聞第七千六百四十二號　明治二十九年六月三日）

ハガキの洋行　（明治二十九年六月四日）

七年前日本人の差出したるはがきが此程在土耳其山田寅次郎氏の手に入りたる近頃の奇聞あり今その事の詳細を聞くに山田氏は先頃一葉のはがきを落手したるが是れは我國の往復はがきの發信用のものにして元より日本內地だけを通用するものなれば發信者に於ても其表裏の一字だも横文を認めず此横文なきはがきが海外萬里なる土耳古の地迄如何にして來りしか又表面宛名の所を見れば芝區櫻田伏見町九番地山田均なる人の受取るべきものにて裏面發信者は麻布區新網町遠藤某なる人なり山田寅次郎氏は元より山田均にあらず又遠藤某なる人にも知己なし然るに何故に此はがきが同氏の所へ屆きし

か、又往復はがきは日本內地だけを通用するものにして價格は一錢なり然るに此はがきを海外に出すに日本郵便局に於て郵稅不足の注意印を捺さざりしは如何の間違にや尙夫より最も不思議なるは發信者の認めたる月日は明治廿一年七月十一日午前とあり郵便局の消印には麻布二一七一一であり是亦發信者の認めたる月日と相同じ其他の消印は千八百九十六年四月七日ブカレスト及び千八百九十六年四月八日コンスタンチノープルとの二印あるのみ是に因て見れば此はがきは日本の發信者の手を放れ山田氏が手に入る迄に七年餘の長日月を日本とルーマニアの都府ブカレストとの間に經過し而も此はがきの名宛と些少だに緣故あらざる同氏の手に來りしは又不思議中の不思議と云はざるべからず今や我國の郵便事業は頗る完全せるものなるに何が故に斯る不思議の間違ひありしや怪しきことの限りと云ふべし

(每日新聞第七千六百四十三號　明治二十九年六月四日)

前代未聞の情死　(明治二十九年七月三日)

(五重の塔より飛下る)

咽喉を突き頸を絞り毒藥を飮み汽車に轢れ淵川に身を投げるなど情死にも色々仕方ある中に是は又た神武以來ない圖の死樣冥途の近松も道行振の書方には最早我手に及ばぬと嘆息するなるべし去る二十九日午後三時頃大阪四天王寺の五重の塔の上より大師堂の前へ轉がり落ちたる二人の男女あり年のころ何れも二十二三歲にて紺飛白の揃の單衣に男は小倉の帶女は黑繻子と縮緬の晝夜帶を締め二人の身體を白縮緬のへこ帶にて結び着け尙ほ絕命に至らず蟲の息にて苦しげに呻き居る樣子を塔の番人は見て大に驚き早速其の由を天王寺警察署に急訴せり依つて同署よりは直ちに出張檢視し取敢ず同寺東門の東なる小橋病院の院長小橋助夫氏を呼び來り診察したるに女は其の際已に絕命してありしが男は尙ほ呼吸通ひて存命なれば其のまゝ戶板に載せて病院に連れ行き治療を施したれど其の効なく是れも同日三時半頃絕命せりさて二人は豫ねて覺悟の情死と見へて塔に上るとき下の番人に懷中物及び蝙蝠傘を預け置き其の懷中物の中に二通の書置ありて二人が情死を謀りたる仔細略知るを得たり其の文面に依れば男は河內國中河內郡龍華村大字西龜井岩谷茂吉養子伊三郎(二十四年)と

云へる者にて平野紡績會社の職工に雇はれ日々同社に通勤して女房もあり子もありて其の兒は昨年十一月生れにて名を鹿藏と呼べり女は奈良縣大和國葛上郡吐田郷村字名柄中島常吉の妹たみ(二十一年)にて是も平野紡績會社の女工となり同社の寄宿所に居たる者にて何時か人知れず情を通じたれど伊三郎には妻子ありて夫婦になること出來ず左りとて罪も科もなき女房を追出す譯にも行かず其の上二人の中に擧けたる愛兒鹿藏の事心に掛りて黄泉の障碍是一つと思へど引くに引かれぬ互の義理より最愛の妻子を殘して情死を遂ぐるに至りし哀なる彼が心中は歴々として筆の跡に現れ鹿藏のこと頼むとの文言二度三度繰返して書列ね讀む者をして落涙を催さしむ程なりしが女には是ぞといふ眷族なければ同會社に引取りて埋葬したり此の情死沙汰早くも近所の者聞付けて見物人山の如く集りしが人々の話に今より四十年程以前一人の男此の塔より飛下りて死を謀りたれど成らずたゞ傷を負ひしのみにて今に存命して居り其他塔より飛下りし者等絶へてなく實に珍らしき情死と專ら沙汰し合へる由

(讀賣新聞第六千八百三號　明治廿九年七月三日)

物々交換の原因　(明治廿九年八月二十七日)

新といかへはや物語

哀れなるも可笑しきも人樣々の世の中に去とは合點の行かぬことこそありけれ小石川區水道町に麵麭商へる何某の店に或日身裝賤しからぬ一人の婦人來り物買ふ風情にもあらぬと小僧は見て何の御用かと尋ぬれば一寸御主人に御目に掛りたしと聲聞付けて主人奥より出で用向を問へば女は少しはにかみたる風情にて頓には言葉兼ねたる體なりしが稍ありて誠におかしなことをお頼みに參りましたが家には仔細ありて小遣ひに不自由致し居れば金錢の代りに米を差上げますれば其の價だけの菓子麵麭を頂く譯には參りますまいかと折入つての頼みは開業以來無い圖の相談主人も零時返答に困りしがこれも一風變りし男にて神世の昔ならいざしらず開けし今の世の中に物と物との換へごとは面白き商賣もあるものかなと孤て婦人に向ひ其米と言はるゝは何程ばかりでございまするか些かの事なればお換へ申して苦しうございませぬと親切な言葉に婦人は喜び夫れでは時々白米一合程づゝ持つて參じますれ

ば御面倒ながら宜しく御願ひ申ますると店を立ち歸りしが是れよりその如く白米を一合づゝ風呂敷に入れて持來り菓子麪麴幾個かと取り換へ行くこと度重なりしが扨て不審の一つは婦人の身裝格好餘り賤しからぬぞ見ても中以上の生活を爲す人の内儀と思はるゝに小遣ひがなしとて米との取り換へ何分腑に落ちざることなりと種々に疑ひを起して婦人の身分を噂し居りしが其次には重箱に詰めたるものを持來り米の代りに今日は此れにてお取り換へを願ひますと風呂敷を解いて蓋を開るを見れば野菜の漬物なるに流石の主人もこれには閉口し扨々妙な物をお持ちに成りました米なればこそ金錢の代りにしたと昔の話も聞居ればお取換致せしものと菜漬と申しては宅にも食べ切れぬ程ありて近邊へでも遣らうかと致し居る所其上に頂いては捨てるより外はございませぬマァお序の節で宜うございますればお米で願ひとうございますと麪麴だけは例の通り與へて菜漬は其儘推返したり、愈々出でゝ愈々怪しき婦人の擧動は若しや傳通院に年古く住むと聞く白狐の仕業にはあらぬかと是迄持來りし米を改めて見しも別に砂利とも變らねばやつぱり人間には違ひなしさるにても如何なる素性の人やらんと或日竊かに其後に尾いて行けば程遠からぬ同じ町に恥かしからぬ住居ありて婦人は其の家に入りたり

主人は婦人の這入りし後にて尚能く其門札を見れは何の某と男主人の名の記しあるに益々合點に落ちぬ頸を捻りつゝ家に歸りて人々にも云々の次第を語り段々内の樣子を尋ぬれば夫婦の他に子供もありて何不自由なき一家の生計なれど主人は世にも稀なる險約家(しまりや)にて金錢の出納は味噌醬油さては屑の拂ひに至るまで一切之れを管理して金としいへば鐚一文も細君に托けず取分け小供の取物ほど無駄なる費用はなしとて三文が駄菓子さへ買ひ與へぬより子供は食物(たべもの)と欲しがりて日々母親の袂に縋り泣叫ぶにぞ女親の心はさすがに堪へがたく良人に訴ふれば「飯でも喰はせて置け」と取合はぬ無情の仕打如何とも詮術なく其度毎に叱りつ凝らしつして心ならずも邪見なる目に逢せ置きしが毎日の事なるに今は見るにも見兼ねて種々思案の末一策を案じ恥じを忍んで麪麴屋に至り恁くは無理なる相談に及びしなりと分りて聞く人哀の涙に咽ばぬはなかりしとぞ

(讀賣新聞第六千八百五十四號　明治廿九年八月二十三日)

絞首臺上の懺悔 （明治廿九年九月十五日）

北海道に於て强盜殺人あらゆる大罪大惡を犯したる齋藤甚吉といへるものあり過ぐる六月十一日根室地方裁判所公判廷に於て死刑の宣告を受け本月三日根室監獄支署構内に於て死刑を執行せらる彼が死に臨んでの覺悟は人性の本善に復り死を以て罪を贖はんと決意せしと覺しく擧動頗る健氣なりき今之を記するに當り先づ絞首場の模樣を述べん

絞首場は監獄署の裏手南方の一隅に在り絞首臺は六本の柱礎に支へられたる長さ一間半幅一間餘の堅牢なる手欄ある木臺にして左右兩側の中央なる柱は太くして且つ高く臺上に貫き其の上に梁木ありて梁上より二條の綱索垂下せり問はずして其の絞首の料たることを知る臺の高さは一間餘臺前に九階の梯子あり劍の山を登りつむれば臺の中央に三尺四方の切目ある堅板あり此の板臺こそ即ち人間の俎にして一條の鈎索と斷ゆる共に其板はギイガタンと音すると同時に忽ち地獄の門は開いて罪人は即ち柱梁にかゝれる綱索に釣られて三寸息絶へ萬事休す絞首臺は蔽ふに二間四方高さ三間許りの屋根を以てせり、臺は南向にして臺前に三間餘の空地あり庭前に荒莚を敷き手桶柄杓の備あり

當日の死刑は午前九時施行の筈なるにより八時半頃より憲兵五名巡査六名、警察署長警部臨場し又た檢事の認許を得たる參觀者三十名許來集す、やがて松山檢事正、竹川監獄長を始め教誨師岡野覺心師、獄醫菊地氏其他獄丁看守掛員孰れも着席し九時少し過ぎしと思ふ頃罪人齋藤甚吉は三人の獄丁に擁護せられて臺前に來れり如藤辯護士が特に此の日の爲に新調せし白の單衣に白足袋を穿ち網笠目深に被りて徐々として歩み來れり彼が臺前に來るや刑手は其の網笠を除けり彼の相貌果して如何久しく獄裡に呻吟せしに關せず其の面貌は肥滿して頰骨廣くて梟眼觀衆を一瞥し檢事正監獄署長等に一禮して荒莚に坐せしが年齡三十一二に見ゆれど實際二十七歳なりと彼の兇暴なりしことを記する證據として頭上左部に二寸許の刄傷の跡とも見ゆる大疵あり

武田監獄長は愁然として彼に向ひ死刑施行の事を懇諭す申し殘す事あらば唯今申置けよとの命を下せしが少しも惡びれたる氣配なく平然自若として在獄中諸員の厄介になりしこと

を謝し更らに教誨師及び辯護士に對して謝意を表せられんことを望み一言の懺悔を爲さんことを望めり其願は直ちに許され彼は更に絞首臺上に於て之を述べんことを乞ひ更に其の許を得て再び紙の嚢を以て覆面せられ今や將さに刑臺に上らんとして階段に足踏みかけし彼果して死を恐れざるか其の脚は少しも顫はず一階又一階徐々として九階を登り終りぬ、三人の刑手は彼を圍んで立てり彼は刑臺の上に座して今は口を開きぬ、噫彼將に何を云はんとするか乞ふ聞け天地容れざる大罪人が彼を最後の懺悔を

余は罪といふ罪、惡事といふあらゆる惡事を犯せり、父母の大病の際も曾つて其の家に近づきしことさへなく兄弟にも親戚にも曾つて人道を盡せしことなく常に彼等を苦しめしことあるのみ余は殺人罪の大惡人なり死は元より當然のみ余は畏れ多くも天皇陛下の大命によつて宣告施行せらるゝ此の極刑に對して怨言を發すべき理由を有せず、余が如き大惡人の一人を殺すは他の平和なる四千餘萬人の生命財産を保全する爲めにして其の死に價するは元より當然のみ何人も怨む所なし余は實に余の惡罪の世人を迷惑せしめし事を自ら感じて懺悔の情に堪へず云々

と彼は之れを云ふに當つて語勢少しも亂れず肅然として說き終りぬ噫々此一言是れ即ち數ヶ月前まで世上あらゆる罪惡を犯せし兇漢が最後の懺悔なりき彼れは既に十分其死に就き覺悟せるものゝ如し此の簡單なる懺悔中には親に孝、君に忠なるべき所以を教へて殘す所なりき

彼は更に絶命の句を賦せんことを請ひぬ彼は自から言へり余は無教育にして美辭の何物たるやを知らず言ふ所辭を爲すやは知らざれども乞ふ和歌三首を詠ぜんとて

父母の智惠と慈悲に照されて
　迷の道も今ぞ忘れん

世の中に振り捨てられし罪人も
　救ひくださる彌陀のお慈悲は

待ち受けし誓の舟に乘せられて
　漕ぎ行く方は彌陀の淨土に

其口吟終るや臺下の釣索に刑手の手の觸るゝと見る間に堅板忽ち開けて絞索忽ち下り彼は臺下に垂り下げられたり斯くて絞臺に縊せられて微動する事幾回苦しきか樂しきか人は知ら

ず五分間にして全く息絶へて齋藤甚吉は遂に現世の人にあらずなりぬ

教誨師岡野師の言に依るに彼は死刑の宣告を受けし後泰然として少しも動せず日に教誨師の言を聞いて深く自已の罪過を悔ひ來世の光明を望んで懺悔の念に堪へず佛名を唱へて死刑前は毎日六萬偏の唱名を爲し偏に佛果を祈り何時死刑の執行を受くるとも毫も躊躇せざるの大覺悟を有したりと

（讀賣新聞第六千八百七十七號　明治廿九年九月十五日）

一葉女史逝く　（明治廿九年十一月廿一日）

女流小説家の巨擘として名を當代に擅まゝにし鬚眉の丈夫と並び立ちて遜色なかりし一葉女史樋口夏子は今年秋の初めつ方より肺を患ひて文筆を廢し靜かに醫療を加へ居りしが去二十三日終に隔世の人となれり春秋僅かに二十有六、先きには若松賤子を亡ひ次で稻舟女史死し今又此多望の人を奪ひ去らる何ぞ今年天の才媛に幸ひせざるの甚だしきや

（讀賣新聞第六千九百四十九號　明治廿九年十一月二十六日）

心中氣節の話　（明治二十九年十一月廿二日）

春は花朧夜の闇はいと淋しき一人寢の枕、さるにても尙淋しかりける萬物無情の秋一葉なる生計難澁、[illegible]患ひ、さては失格等々にて變死する者いと多かる中に昔より男女の約束は春にこそ、さればにや、すいたはれたの心中事のもさもあらんや然るに世は移り春秋二期の發動にか近頃は朧夜にもます二人の極樂の多き事哉、芝品川臺場邊り或は永代橋月島のほとりに每夜の心中さた、戀故に世は秋ともなりぬか

（讀賣新聞第六千九百五十號　明治二十九年十一月二十二日）

あとの後悔　遲いく　（明治二十九年十二月廿一日）

男買　宮城下名取郡坪沼村の佐藤助右衛門は四十八と云ふ分別盛の年をして何した機みか今まで竟に足踏したる事も無き仙臺常磐町の遊廓へ入り込み淸水屋と云ふ貸座敷に三日三夜を打通しに羽目を外して騷ぎたるは至極好き景氣なりしが

其面白さも離れば邯鄲一睡の夢なれや樂み去て悲み來るは勘定書を見る時にありて此費用が五十三圓七十五錢八厘と云ふに始めて驚き私は此年に成るまで唯の一度も娼妓衆の顏を見た事が無く一心不亂に稼いで居たが人間と生れた甲斐に責て一晩はと年來貯へた大枚の三圓を持て來た次第ゆゑ逆さに振はれても其上金の出來ぬ此の所を酌分て何ぞ三圓に負て下さいと胴卷から恭々しく小札交の三圓を出して詫たれども貸座敷にては何とて聞入るべき竟に助右衛門は規則に照らされ憐れや行燈部屋へ拘留の身と成りて二十日餘りも窮屈な目をさせられたれども誰一人迎ひに來る者も無く貸座敷にても置けば置だけの食せ損と漸々示談が調ひ持合せの三圓の外不足金五十圓七十五錢八厘は五日限り返辧との證文を入れて這々の體にて逐出され助右衛門はやれ嬉しや家では嘸女房が持ち草臥て恨んで居るだろうと道を急ぎ我家の門口に來て見れば表の戸は締りたり不審なりと入りて見れば奥の柱に左の一通を糊附たり

　旦那は此頃女買遊ばされ御住居も別に御極め成され候よし御目度存じ上げ候就ては私も男買いたしさる方へ參り申候間御安心下さるべく候　以上

とありて女房も居らねば家財も無きに龍宮から追放された浦島同樣泣ゐたりても詮方なく其筋へ訴へんか追手を掛んかと兎つ逐つの思案に暮れて貸座敷の方は其儘に棄置たれば清水屋は返濟期限が切たりとて矢の如き催促するも助右衛門は女房の屈托に取合ねば終に裁判所へ訴へ出られ此程身代限を取られたりとは論にも評にも箸にも棒にも懸らぬ馬鹿々々しき咄しと云ふべし

（東京日々新聞　明治二十九年十二月二十六日）



近世社會大驚異全史（中巻本文終り）

近世社會大驚異全史下卷

獨逸公使中學生を鞭ち國際問題を惹起す （明治卅年一月七日）

獨逸公使成城學校生徒を鞭つ

舊臘十二月三十日の午後二三時頃の事とかや麹町區上二番町なる前大審院長三好退藏氏の舊邸前なる坂路に鞭聲隆々二頭曳の馬車の手綱を手づから採れる一人の外國紳士あり、是れ永田町の公舘に駐劄せる獨逸公使其人なりき、其の馬車に先だつこと四五間にして制服着たる二人の學生が睦しげに語合ひつゝ行くがあり、これは陸軍豫備校なる成城學校の生徒にして一人は前田政一、一人は有門周二と呼ぶ青年なりけるさる程に馬車は彼の兩個に近づくが否、脇寄れとの聲を懸けたれば兩人直ちに道を避けしに其避方や公使の意に滿たざりけむ公使は突如鞭を揚げて前田を打てり、されども距離の延びて達かねば復もや鞭を執直して有門を敺ち馬車を飛ばして其場所を距ること遠からざる或る洋風の厦屋に入りぬ、兩人は其無禮を憤ること大方ならず直さま彼の厦屋に赴きて其れが馬丁を呼び主人に會せよと懸合へるに馬丁は、兩所の用向きは何かは知らねど定めて今の鞭を中られし事なるべし、されど主人は獨逸公使にして此處は同公使館の別宅なり兩所が遇はんと言はるゝも主人は容易く逢はるゝものにあらず、原來が折節かゝる無法をやらるゝにて我等も困ること往々ありといふ氣の毒げなり、兩氏は押返して、いや會ふの會はぬのといふは公使館にてこそ不可侵の權利をもて左は言ふべけれ是れは一個人同志の事なり且つ別宅とあるに何か有らむ是非に會はせよと迫れども馬丁竟、之を聽かず、兩氏も斯る者に應對するの益無きを知りてければ其足にて外務省に到り事の由を云々と訴へ、照會を乞ふ旨を言入れたれども同省の吏員等は且つ歎き且つ難みて、其は本省の關知すべきものに非らず、達てとあらば其筋の手順を履みて來られよとて取り合はず、兩生徒は益々焦ちて踵を回へして麹町警察署に馳せ附け、次第逐一に物語りて後、公使へは我等方より談判に及ぶべし、なれど御所轄内の事なれば一應御屆に及ぶとの旨斷りたりたるに署中の人々は樣々に議論を加へ、兎かく昨今の時節獨逸公使とありては實に容易ならぬ對手なり先づは事穩便

の方全般につきて好かるべしと和めたりしも兩生徒は肯せず如何にも予等一分の義とあらば忍びもすべし、なれど現に制服を着けたり此儘に默止しぬとありては國家の干城たる士を養成する成城學校の體面に汚點を遺すなり方々の注告は辱けなきも事情已に已むを得ず領事館へ訴へてなりとも事の是非をば分つべしとて引取りしが兩三日前這回は書面として兩氏より同署に訴へ出でぬといふ、定めし此れには何かの行違ひも有るなるべく、獨公使の方にも辯解の議論も有るべきか、其は又た得るに從ひ記載することゝして今は只探聞の儘を茲に掲ぐ。（明治卅年一月七日發行東京日々新聞第七五六二號）

○

獨逸公使に對する告訴

昨七日の本紙上に掲げたる成城學校生徒前田政市有門周二の二氏が本邦駐在獨逸公使の爲めに毆打せられたる記事は單に本社の探聞せるを記載したに過ぎず、本社は或は、其の大體に就ては誤謬なからむも、小事に於ては錯誤、且つ遺漏あらんを慮り同月（七日）を以て社員を市ヶ谷なる同校に遣はし被害者兩氏につきて親しく其の聞ける處を錄すれば實に左の如し。

氏等は舊臘三十日の休暇を幸ひ其の朋友を訪はんと午後二時四十分ごろ其の宿舍を出で市ヶ谷門より上二番町なる坂路にさし懸れり、氏は此の坂を先方より下り稍其の中途に到りしと思ふ頃坂を跨る一輛の馬車に遇ひたり、馬車は幌無しの二頭曳にて主人なる外國紳士手づから手鞭を操り、馬丁二人は其後臺に乘れり、斯くて馬車と氏等は其の距離一間程を隔てゝ兩々斜向の直線に相對へる時彼の外人は突然として鞭を揮ひ先づ前田氏を目懸けて一撃を試みたり、なれども其間稍遠かりければ倖ひにして身に中らず、こは如何にと驚く間もなく、外人は其第一撃を打損じたるを遺憾と思ひけむ故意に車臺の右方にありし軀を左方にうつして這回は有門氏を目懸けて隆と毆てり、此を次回の第一撃とす、一撃は同氏の帽にあたれり、氏は其の無法に呆れ且つ愕きて避けんとする隙もなく外人は更に第二撃を爲し、再び突くこと三回に及びたり此の第二撃は面に中り、突きたるは其肩部に中りしが僥倖なりしは大したる負傷をもせずして只其の局所の蚯蚓脹といふ迄に留りたる事なりき（此れにて見れば昨紙の「車上より傍

寄れ」と言ひたりと記せるは誤聞なりき）兩人、殊に毆たれたる有門氏は大に憤りて其場に處決するあらんと爲たりしが忽地學校に於ける平生の訓戒を思ひ、且つ餘りの無法なるに狂人にやと躊躇する端に彼の馬車は直ぐ其先きなる宏壯なる洋館に入れり、追跡して門番の巡査に問ひて、其家の獨公使の別宅なる由も、其人の主人公使なる旨をも知り得たり、これより後氏が馬丁等との問答、其れより外務省へ赴きて刎附けられ、復び麹町警察署に出頭して屆けに及び、署員の説諭に遇へるよしも昨紙に記せしものと大差なく、特に次項の屆書といへるを見れば當時の狀況思ひ半ばに過ぐるもの有るべきを以て今は省く

斯くて氏等は本月三日午後四時頃麹町警察署に出頭して詳細なる當日の手續書を出だしたり其の書面左の如し

御　屆

去る明治二十九年十二月三十日友人の處に行かんと思ひ牛込なる宿所を立出で午後二時四十分頃麹町區上二番町二十番地坂路の右側を下る際外國人一人無母衣の二頭馬車にて自身に手綱を取りて馬取をし二人の馬丁を車後に乗せ坂路の左右より中央と思ふ所を上り來り坂の中央に來る頃同外國人車上に在る身體の位置と私共との身體は殆んど一斜線上に有之且つ又其乘車と私共との間は一間一尺程有之候然るに同外國人は無法にも突然車上より鞭を以て先きに前田政市を打たんとせしも達せず然るに私共と同外國人との間一間一尺程あるを以て私共を毆打するに不便なるが故か直ちに體を車上の左方に移し且つ其手を延ばして其間近づくと共に鞭を揭げて有門周二の帽を毆打したる故に有門周二は此れを避けんとせしも及ばず然るに外國人尙ほ打止まず更に鞭を上げ有門周二の面部を毆打し且つ突くこと三回に及べり依りて私共右外國人を車上より引落さんと考へ候も血氣に逸りて如何と相控へ中候然かる内に件の乘車は其儘進行候に付私共は直ちに之を追跡したるに近傍の煉瓦石造の大家に入れり依りて私共直ちに之を談判せんと彼の何人たるを門番巡査に尋ねたるところ右外國人は日耳曼國全權公使にして此家屋は同公使の私宅なる事を答へたり故に私共は全權公使なるもの、亂暴に驚き嚴談せんと欲せしも同私邸の門番巡査の言に直接談判する譯に行かず外務省の手

を經ざれば能はずとの事なるを以て外務省へ行かんとする際馬丁は日耳曼國全權公使を同私邸に下して門外に空馬車を出し來るに會したり馬丁曰く「お前方は公使さんに打たれたナ！」と且つ馬丁が私共二人にて此事に付ては外務省へ行こうと耳語し居たるを聞くや私共に向ひ「左樣の事成されて呉れるナ」との言に候も私共之を聞入れず直に外務省へ行き受付に右の事故を述べたるに直に當省より取扱ひする事出來ざるを以て警視廳又は警察署に屆出づべしとの事に付同日午後四時御署に口述して及御屆候次第に御座候

尙玆に連署書類を以て及御屆候也

東京市牛込區藥王寺前町成城學校
校外生第一寄宿舍
前田政市

同市同區加賀町二丁目成城學校校
外生第二寄宿舍
有門周二

一月三日

麴町區警察署御中

此の書面を見る者、嗟誰か兩氏の爲めに其の求伸の處なきに飮泣せざらんや、然るに同署は何等の都合か有る？五日に至りて兩氏を召喚し其書面を却下したり

氏等は其の却下せられし當時の苦衷を告げて言はく、予等は實に大日本帝國の臣民にして然も將來職を國家の干城たる陸軍に奉ぜんとして其豫備校（成城校）に體を措く者なり、然るに今一外人の爲めに如是き凌辱に遊ふ、進んで外務省に訴ふれば外務省之を省みず、更に警察署に憑らんとすれば警察署亦之を斥く、外務省、警察署、我帝國の政廳にして人民の救護に任ずる其職責の府ならずや

而して今斯くの如し、予等二人抑々何の地に到りて此寃を雪ぐを得むと、竟に氏等は其六日を以て一封の屆書を送り警視廳に告訴せり、其狀に曰く

日耳曼國公使毆打事件御屆

去月三十日日耳曼公使に毆打せられし件に付き外務省の指定により不取敢麴町區警察署へ屆け出で且つ其筋へ告訴可致旨を申述べ置き候處翌三十一日同署に召喚せられ屆出で有之上は先方に談じ相當の詮議可致候に付告訴の儀は是非

共見合せ候樣にとの御說諭に付然らば尙書面の屆出をも差出可然哉と相質し候處其義差支なしとの言に付き別紙屆書差出し候處昨五日同署に御呼出しの上右屆書は不必要なりとて强て却下せられ候へ共承服仕兼候に付更に別紙相添へ此段及御屆候也

追而同警察署にて私共に應接致し候巡査某の私共に說諭致され候口上にも「アノ公使は再々右樣の義有之に付き取合兼ねる」との言に有之私共は「再三右樣の義有之候はゞ尙更以て御放棄相成候譯には至り申間敷」と相述べ尙同署警部に面會相求め異議申述べ候へ共强て却下相成りたる次第に御座候

一月六日

牛込區藥王寺前町成城學校校外生第一寄宿舍

前田政市

同區加賀町二丁目成城學校校外生第二寄宿舍

有門周二

警視總監　山田爲喧殿

（本文中別紙屆書とあるは一月三日麴町警察署へ屆出でたる前項の書面を云ふ）

而して我警視廳、此の悲むべき告訴に對して抑も什麼の處分をか爲す、吾曹未だ聽くことを得ず、今は只刮目して之を待つ

●被害者の品行、前田政市氏（二十）は福岡縣豐前國筑上郡の平民にして成城學校尋常科の三級に在り（藥王寺町の宿舍）有門周二氏（十九）も同鄕の人にして同科五級に居れり（加賀町の宿舍）黎面圓顏溫容俱に掬すべし、其平素品行方正、學術に勉め交誼に厚く、忍耐の性、從來輕暴暴行等の事なきは二氏共に酷だ肖たりと云ふ、這回の事の如き謂ゆる无妄の害とや言はむ、慨憤に餘りありと人は言へり

●學校の教誡　被害の當時有門氏は平生學校の教誡を想ひ起して處決の手を制めたりと言へり、爰に同校の平生教誡する要點といふを擧ぐれば、曰く柔順、曰く粗暴なる勿れ。而して此の解釋する言に曰く、軍人たらむと望むもの、性往々にして粗暴の弊を來し易し、粗暴は怯懦の基、謙厚は眞男の礎

内剛にして外柔、如是くにして初めて善く帝國を防衛する軍人たるの資に適すべし、故に不幸他の非行に遇ふことあるも以暴易暴の擧に出づる勿れ、愼みて其理由を査し可及的平和的手段を執りて寃あらば之を雪げ、讐あらば之を復せ。と大要斯くの如しと云ふ、故に今回の擧ゟ成城學校としては別に運動する處なきも被害者兩氏が一個人としての動作には毫も其の寃の事に於て掣肘することなかるべしと聞きぬ、然れども或人は言ひぬ、此事件たる成るべく理非明白の制裁あらむを予は其筋に望む、否らざらんか、其の理義に由りて處決すると云ふ善美なる精神を自暴自失「溫厚くすれば馬鹿を見る」と云ふの傾向に陷らしめんことを惧る、といへり（以上同校役員の直話）自然らさる意味も有らむかし

（明治三十年一月八日發行、東京日々新聞第七五六三號）

獨逸公使の亡狀

●社員公使館に訪問す、一昨七日本社は社員一名をして永田町なる公館を訪ひ公使に面會を求めたりしに不在との旨を以て其の意を果さゞりしは昨日の本紙に記せる如し、其節右社員は何日の何時頃參館せば拜面の事を得べきやを問ひたるに書記官某氏之に答へて、面會の有無は知らざれども明朝九時半頃には在館すべしとの事なりしかば社員乃ち昨八日の同時刻を以て復び公使館に趨きたり、刺を通じ、謁を求め、待つこと少時して、此方へとの案內に伴れ廳て事務室めきたる所へ通されたり、恁て出で來たれる外國紳士一人あり、社員は其の公使男爵グットンユミット閣下なるべきを豫想して相當の敬禮を施し、後其名を問ひたるに、是れは同館の書記官ワイベルト氏なりき

斯くて社員は、來意を話し、公使の面會を要求せるに、書記官は、其事到底能はざるべしと情なく言ひて、猶ほ此の記事は本日の中央新聞に悉しく出で其言然も要を得たり委細は彼の紙上に就て觀らるべし、とて更に一二の往復する處ありしが、社員は意へらく、此事事主たる公使閣下其人の說話に就てこそ効果あり信憑をも惜くべけれ、現場を見も知らぬ書記官の談、到底其の要領を得べきに非らず、と速かに辭し去りたりき

玆に同書記官の言につきて、昨八日の中央新聞に於ける本件の記事を見れば實に左の如し、而して同新聞は其文を載す

るに先き立ちて本紙が一昨七日に於ける本件の記事を抄錄し「獨逸公使の無禮」と云へる題號の下に「此事誠ならば我日本國民の捨て置き難き沙汰なり」と絶叫し、然して次の一節を掲げり

獨逸公使館書記官博士ワイペルト氏は曰く「新聞の記事は事實に違へり元來公使は車中自ら鞭を乘て馬を御し途すがら鞭をもて遊び居る小兒になど戯むるゝ癖あり去れど人をして怒らしめたることはなく彼の二學生に對するも亦此の類のみ且つ當日公使の鞭は一學生には達せざりしよし尤も一應學生より懸合ひありしにや聞けど其の後今日まで何の沙汰もなければ全く打忘れ居たるに新聞の記事を看て公使も實は意外に驚きたる程なり」云々

「公使は車中自ら鞭を乘て馬を御し途すがら鞭をもて遊び居る小兒などに戯るゝ癖あり」といふ、素より一私人の性癖としては難なし、然れども堂々たる大國の駐劄公使として途上路人に嬉戯する如き抑も是を何とか言はむ、然れども吾曹は猶ほ其威嚴、沈重、等の點については窮議せざるべし、但其の「彼の二學生に對するも亦其類のみ」と云ふに到りては吾曹も書記官の言ふ籍りて實に其の意外に驚きたり、一撃、二撃、亦足らずして且つ突き、且つ毆つ、是れをもつて「人に戯るゝ」ものと爲すか、面部に蚯蚓脹を印すまで人を毆ちて「人を怒らしめ」ざる處爲となすか、此れを若し嬉戯と云はゞ何事か嬉戯ならざらむ、曲辯、遁辭、實に沙汰の限りといふべし公使の側は先づ斯くの如し、顧みて

警視の處置如何、といふに、警視廳は去る五日の午後閉廳の後前田、有門の被害者兩氏より屆書を受取りたり、且つ其前日より麹町警察署及び公使館附巡査等の報告を受けたれば竟に聞捨てに爲すべからざるものと認め一昨七日を以て事件の顚末を具し外務省に移牒したれば今は只其の復答を待ち居るといふ（明治三十年一月九日發行。東京日々新聞第七五六四號）

〇

獨逸公使の亡狀餘聞

●警視廳　前田有門氏を召喚す

公使毆打事件に關する一切の公文を受領したる外務大臣は昨日迄は公使に對して何等の談判をも開始せざるのみならず一昨日は誤りて被害の屆書を警視廳に囘附し、同廳をして前

田有門兩生徒を召喚して百方慰諭する所あらしめたりき、然るに兩氏は儼として之れに屈せず慷慨悲憤其の說諭の吏員に對し嚴正率直に論じて曰く原來生等二人決して戯れに屆書を認め貴廳に差し出したるものに非らず、之を大にしては是を是とし非を非とし以て日獨兩國の和親と兩國人民の友情を永遠に保維せしめ之を小にしては將來國家の干城を以て身を任ずる生等一輩をして斯の如き汚辱を被むるも雪寃の途無きに怨泣せざらしめんを欲してなり、然れば其當局たる外務大臣は本件をして今日の如く世間の大問題たらしめざるに先ちて宜く速かに公使に嚴談し彼れをして生等に對する相當の謝罪の事あらしむるか、否らざれば進みて彼の本國政府に談判し國交の大義上已む無くば彼れ公使の召還をも要求せらるべし思惟したるに思きや今は飜りて此の召喚を受け生等が被辱を此の儘に含忍せよとの御說諭を受けんとは、要するに生等は一國の體面上より見るも一人の面目上より見るも到底此儘には已む可らず亦斯る御說諭には屈從し能はざるなり、と言ひ放ちて引取りたるよし、然るに警視廳にても兩氏が此の抗議を强いてと云ふべき權能はなし據なく其顚末を具して再び書類を外務大臣へ返附せりと聞く

(明治卅年一月十二日發行、東京日々新聞第七五六六號)

横濱カリュー毒殺事件

(明治三十年一月十七日)

は一昨々日より昨日にかけて香港上海銀行の書記ヂツキンスンと云ふ者召喚せられて審問を受けたり此のヂツキンスン氏こそ本件に於て最も人目を惹きたるの人なれ同氏はかねてカリュー氏が存生中より夫人と殊のほか親しく相語らひ或は夫人と共に遠乘を試み或はホテルに會食を爲し餘り世の聞へも面白からずカリュー氏は元來夫人の上に就ては其爲す儘に任せ餘りに注意せざる方の由なるも後には薄々之を知りては流石に面白からず覺えてヂツキンスン氏との中も自ら不和となり行きしとか、今度提出せられたる證據物即夫人と遣取せし數多の手紙の中には夫人に離婚を說き勸めたるもありカリュー氏の夫人に對する無情を罵りたるもあり昨日の會合を聞きてカリュー氏は立腹せざりしかと聞きたるもあり、今は如何なる事ありとも御身を棄つると能はずなど艶かしき文字もあ

り、其他何と云ひ彼といひ何れも多くは屑籠の中より探し出したる切れ〴〵のものなれば好くは明かならざれども兎に角此等の證據物によつて察するに夫人との關係は決して公明正大なる普の關係とは見るべからざるものゝ如し（此間の手紙は一見火中の旨を添へしも夫人は之を燒棄てもせず一通り引き裂きて屑籠に投げ棄て置きしなり）殊に金錢上に關したる手紙は注目に値す、カリユー夫人の言によるに夫人には身に附ける財産ありて年々倫敦なる父の許より三百磅（三千圓）づゝと外に父の手許より百磅（千圓）づゝを送り來り此れは一切カリユー氏に交附して家計その他の費用に充てたる由なるが夫人とカリユー氏との仲面白からずなりしも一つは金錢上の關係もありと見えてヂツキンスン氏が夫人の問に答へて「カリユー氏は預金を引出したき旨を申さるれど豫て御身の實情は聞き居るに由て一應御身の御相談申上るなり、カリユー氏が御身を思ふも金あればこそ」など云へる節もありき、ヂツキンスン氏がかく云へるは全く一片の友情より出でたりとも見がたきが如し、夫人の離婚の事を云へるは全く其方の發議に出でたるかとの判事の問に對しては然りと答へ然らば夫人離婚の上は之と結婚する積りなりしか書記の身分にても重役（銀行）の承諾を經たる上ならでは結婚する事も叶ふまじきが如何にとの問に對しては其れに於ては毛頭さる積りなかりしと答へたり、此れは左もあるべきとなり流石にそれともいひかねたりなど傍聽人中に囁けるものもありしとか、カリユー氏が病中は神戸にクリツケツトの催しありてヂツキンスン氏は之に赴きしが其間も夫人とは電報と手紙の遣り取りあり、電報は夫人より十月廿一日即ちカリユー氏死去の前日發したるものゝ由にて其の通信こそ注目すべき價値あるべしとの鑑定にて檢察官は横濱領事の手を經て其電報の原書を横濱郵便電信局より借り受けんことを求めたれども同局長は理由を具して之を謝絶したれば更に神奈川縣廳に請求したれども同廳に於ても日本法律の許さゞる所なれば之を提供するを能はずと謝絶し次ぎに横濱地方裁判所長に求めたるが所長は法律上其方法なきに非ざれば其寫しならば之を得さすべき旨を答へたる由にて一昨日の法廷に於て檢察官より其旨を報告したるが寫しにては證據となすに足らず其れとも裁判所長自ら來るが或は他の裁判官をして代て出廷せしむるに於ては妨げな

しとの被告代言人の反對出で結局此事は追て判事に於て決定宣告するに決したり、因に記るす彼のジエーコブスに對する被告事件は來る廿四日迄延期せられ被告ジエーコブスは保釋を許されたり

（東京日日新聞第七五七一號、明治三十年一月十七日）

○

○横濱カリユー毒殺事件

は昨日引續き開廷ありし筈なり兩三日前の事なりしが本件に關し倫敦ルーター電報會社は左の電報を横濱なるガゼツトを始め其他特約ある新聞社に寄せり

當府（倫敦）の新聞に於てダルジール電報なりとて記載する所に據れば横濱に於けるカリユー事件の公判は終結しジエーコブ孃はカリユー氏を毒殺し併せて彼の不思議なる書翰は已れの作りたる旨を自白したりとあり（十四日發）

是れ固より無根の虚說なり外人社會にては此電報を見るや非常に激昂し此れには何人かダルジール電報社へ發電したる者あるに相違なし又斯る虚僞の電報を發したるには必ず爲にする所ありての事との外見るべからず怪しからぬ所爲なり、其人詮議せざる可らずとて五百弗の懸賞を懸け右の發電者を證明したる者には右五百弗を與ふべしとなり、然れども横濱より何人か右の電報を發したりとするも其の人を見出すことはとても叶ふまじと云へり、其の事の如何は姑く措くも兎に角本件は漸く世界の注目を惹き來れるものと知るべし

又本件の掛判事なる裁判長モワツト氏は今度本件筆記のため出入する新聞探訪者に對して公判開廷中は其の人を代ふるな許さず又其筆記を新聞社に送ることを許さゞる旨を嚴しく申渡したりと云へり、此に於て横濱の外事新聞は不平を唱へ此の如きは從來英國に聞かざる專横の命令なり新聞の公判筆記が如何ばかり辯護士と法廷とに便宜を與へたるかを思はゞ新聞探訪者は少しは重きを置かれても然るべしと云へり

（東京日日新聞第七五七二號、明治三十年一月十九日）

○

○横濱カリユー毒殺事件

は其の後被告辯護人より更に證人十數名の召喚を求めたる後去る土曜日を以て檢事ウイルキンスン氏の辯論あり昨月曜日には裁判長モワツト氏より提供せられたる證據の要領に就き

陪審官に告ぐるの演說ありたる筈なり、今檢事が陪審官に向て注意を求めたる要點を擧ぐれば左の如し

一、被告カリユー夫人とヂツキンスン氏との關係に注目すべき事被告辯護人は被告に犯罪の原動力たるべきものを徵するの途なしと云ふも斯る疑はしき關係は往々犯罪の原動力たることあること

一、彼のアンニー、ルークはカリユー夫人が彼に毒殺の罪を負はすべき目的を以て造り出したる無形の人物にて其の手蹟は其の手紙に徵して總て夫人の僞作に出でたることを證據立つること又夫人に果して犯罪の嫌疑を容るゝものなしとせば夫人は何故に斯る手段を採て自ら嫌疑を招くことをせるか且つ檢屍官が最初の訊問の日にはアンニーの事若しくは手紙の事に就ては一言をも發せず數日經過せし後初めて斯る事を言ひ出でし事を見れば其後の思附に非ざる乎此れ大に疑ふべき事

一、被告が豫審廷に於て證據品の一點（被告よりデツキンスン氏に宛てたる艶書）を盜み取り身體檢査を行はれて始めて發現せし事等は總て被告に自ら恐るゝ所あるが爲めなる事此外被告が僞名を用ゐて英國公使サトウ氏に書面を贈り檢視官の演說（陪審官に告ぐるの演說）に就て不平を訴へたるは此れ亦其の所行に大に疑ふべきものあること

一、被告が內外の藥舖より十一二日の間に前後數回砒石を買入れたるの確證ありて之を普通正當に用ゐば亦決して斯る短日間に斯る多量を要すべきに非ざる事且被告が藥品購入の證言には前後矛盾の廉ある事

一、被害者カリユー氏は諸證人の申立によれば常に砒石を用ひ居たる形跡あれど被告の云へる如く近時に至ては常に之を服用したる證據なく且假に之ありしとすれば何れかの藥舖より購求せざる可らざる筈なるに曾てカリユー氏が何れの藥舖よりも購求したる證據なき事

（東京日日新聞第七五八三號、明治三十年二月二日）

〇

〇カリユー夫人の死刑宣告

橫濱英國裁判所に於けるカリユー毒殺事件は愈々一昨日を以て終結し陪審官はカリユー夫人に對して有罪の判定を下し裁判官モワツト氏は死刑に處する旨を宣告したり、昨日の紙

上に報じたる如く先づ裁判長モワツト氏より本件に對する審問の要旨を丁寧に演說し陪審官の注意すべき諸點を陳述したるが其時間午前十時に始まりて十二時頃より一時三十分の間一同休憩して後再び演說を續け右畢て陪審官は凡そ三十分程別席に於て協議したる後法廷に出席し一人の異議もなく被告カリウ夫人に對して有罪の判決を下したる旨を述ぶ、其時裁判長モワツト氏は刑の執行は法律上英國公使の承諾を受けたる上ならでは行ふと能はず因て本件に關する次第書及び一切の書類を公使に廻附して其指令を仰ぐべし若し公使に於て死刑の宣告を適當ならずと思慮せらるゝに於ては、其命令若くは訓令に依て被告は死刑を免がれ他の刑に處せらるべき旨を告げて後更めて黑色の帽子を戴き被告カリユー夫人に向て情感に堪えざる音調もて左の如く申渡したり

其方エデス、メリー、ハローウエル、カリユーに宣告す其方を即刻其席より引立てゝ橫濱なる英國領事館附監獄に監禁し他日當該官より命令を下すの日を待て死刑執行の處に移し絞罪に行ふべきとを宣告す屍體は刑臺より取下して前記監獄の附屬墓地に埋葬せらるべし

被告カリユー夫人は此日迄は少しも屈托の色なく元氣好く見えたるが此日始めて顏色を亂し陪審官が別席に於て協議中は顏に兩手を押宛てゝ打伏しハンケチを取出して兩眼の淚を拭ひ其れより死刑の宣告を受けたる時は唇を震はし滿面蒼白に變じたりと云ふ此より久しく世上の耳目に上りたる一大事件く全く終結を告げたり

（東京日日新聞第七五八四號、明治三十年二月三日）

トーキーの啓朦時代（明治三十年四月二十五日）

音響寫眞の發明

物の形體を寫取するものを寫眞と云へば音響を寫取するものを寫音と云ふべき歟、此の頃米國のカランビヤ大學の教授ウイリアム、ハロツク博士は音響の與へたる震動の結果を寫取する機械を發明し成績頗る良しと云ふ其方法は至極簡單なり今之を說くの前讀者先づ震動體は總て一體特有の譜を有するとに留意せんことを要す扨て其の仕掛は先づ大小各々異りたる中心空虛の金屬の球を作りて之を懸け球の一面には小孔を穿ち其の裏面には瓦斯管を添附す是に於て人小孔に向て音

響を與ふれば震動一々一端の瓦斯に傳はりて瓦斯前面に波動す傍より之を尋常の寫眞機を以て撮影すれば一々板面に寫出して明に之を讀み得、詳細の説明に至ては今之を知るを得ざれども先づ大要此の如きものなりと云ふ

（東京日日第七六五二號、明治三十年四月二十五日）

松平紀義のお茶水
美人死體遺棄事件 （明治三十年四月二十九日）

◇お茶の水河岸の死體

本郷區湯島二丁目高等師範學校前河岸淵に四十年位の女の死體ありしを昨廿七日午前五日頃發見したるを以て直ちに豫審判事檢事等出張檢視ありしに右女は裸體にして面部に數ヶ所の創傷ありたるより何者にか殺害せられしものと認定し目下其犯人搜索中なりと云ふ

（東京日日新聞第七六五四號、明治三十年四月二十八日）

○

◇怪しき女の死體（後報）

一昨朝本郷お茶の水にて發見したる女の死體は全身に十數ヶ所の斫傷あるの外、頭部手足等を細引にて縛りし痕迹などもありて謀殺の死體なることは一目顯著なるも他に少しく取調を要する廉のある由にて昨日大學醫院に送付し解剖せられしと云ふ （東京日日新聞第七六五五號、明治三十年四月二十九日）

○

◇お茶の水虐殺犯人就縛

頃日來世人をして五里霧中に彷徨せしめたるお茶の水裸體婦人虐殺事件も牛込署の機敏なる探偵によつて去る八日午後一時突然其の犯罪者を就縛するの快報に接せり今先づ其の犯人及被害者の何者なるやを讀者に報導し次いで其の被害者及犯人に關する性行及其の近隣の人々よりして聞込みたる虐殺の原因なるべしと豫想せらるゝもの一二をかゝげん

被害者は

千葉縣平郡佐久間村下村字赤坊子
平民御代梅八十松姉
當時牛込區若宮町廿一番地
御代梅この
安政二年二月生

にして加害者は

右同居福島縣大沼郡赤澤村大字赤留
南中二千四百四十一番地士族
松　平　紀　義
安政四年三月十五日生

にして御世悔このは相應の農家に生れたれど同地の習慣として大概の婦人は結婚前に東京に出でゝ一度奉公することなれぱこのも十八九の頃より出京して日本橋人形町の某商家に住込みたるも僅に半月ならずして暇を乞ひ芝南佐久間町の某下宿屋に奉公せるも是亦永くは續かずして麹町山本町一丁目なる湯屋に住込み湯女となりて働き居たる折、入浴の爲に屢々出入せる、髙木重次郎と呼べる車夫と何時しか懇意を結び重次郎と夫婦同樣となりて牛込區白銀町六番地に世帶を持ちたるは今より廿餘年前被害者このが廿歲前後の事なりき去れど世帶も張り切れずして夫婦共々このが房州の親許に赴き一二年を田舍に暮しけるが重次郎は田舍は面白からず日を送るをきらひ間もなく唯一人出京し麹町元園町一丁目にさゝやかなる家を求めて花屋商賣をなし居たるにこのも親をせびりて多少の資本をもらひ受け次いで出京し重次郎と共に麹町一丁目に以前よりも手廣なる家を借りうけ夫婦共稼の姿にて勉强したれば顧客も次第に多く從つて利益も夫婦口には有餘る程となりて貯蓄も可成り出來るやうには成りけれどもこのは常に斯く商賣の都合よくなり來しも全くは妾の爲なりと稱し自然亭主を尻に敷く形跡ありしが爲に夫婦仲兎角面白からず重次郎もこのが望むまゝに百五十圓の家財代三圓とを與へて夫婦別れをなしたるは明治十九年四月の事なりしと云ふ。其後もこのは多く東京に在りて種々の境界を經來りしと雖も親許の可成りに暮し居る爲別に不自由は感ぜずして隨分我儘勝手なる生活をなし居たるが如し或人は同人が一時湯女をなし居れりと云ひまた妾奉公をもしたる女と云ふ位にして其の品行の如きも餘りに正しきものとは思はれず其內廿七年の頃より加害者松平紀義と如何なる關係よりか懇意となり廿八年二月上旬より先づ同番地差配岡田正義方にこの一人來りて家屋借入の相談に及び女一人の事なれば伯父と稱せる同區宮比町八番地山下竹次郎といへる者を證人として一圓二十錢の家賃にて世帶を持ち鼻緒などを內職に製造して暮し居たるが、程なく

男女二人の子供を何處よりか伴ひ來れりこれ今回の加害者紀義の先妻の子にして長男榮長(當年十一)長女のぶ(當年十二歳)の二人なりき夫より紀義も乘込み來りて廿八年二月三日遂に區役所に同居寄留の屆を差出せり夫より最初は至極睦くこのも兩兒を我子の如くいつくしみて暮し居たるが、元來紀義はこの平生貯蓄せる金あるを目當にて一つになりしと云ふ位の有樣にて高利貸を營み傍ら三百代言の如きことをなし居たりしなりその貸付の金も勿論このが懐より出でしなるべし斯くて日を經るに從ひこのの我儘は次第に募りて榮長、のぶ兩人の事よりして夫婦爭の絶えたることなく既に兇行前日の如きも子供の事よりして一寸聲高になりて爭ひたる事ありしと云ふ、然して先づ兇行の原因とも豫想せらるゝものはこのが所持せる金を紀義は捲上け自由にせんとつとめたるもこのも尋常の婦人ならねば容易に其の詞を容る可くもなく時には男を男とも思はぬ所爲ありしより此兇行には及べるならんといふ、兇行の當夜は平日の如く子供に命じて二合の酒を買はせてこれを飮みたる後又紀義は二人の子供に命じて酒買に出だしやりたり兇行は多分此際に行はれしならん、然して兩人の子供の歸入るを待ち受け翌廿七日午前一二時の間に屍體を持出しお茶の水の邊まで運びたるならんと云ふ

◇犯人の家宅搜索　牛込警察署の通報に接するや東京地方裁判所よりは額賀豫審判事、藤川檢事は書記同導、警視廳よりは伊藤第二部第一課長等前記若宮町廿一番地なる犯人の住宅に臨み差配人立會の上家宅搜索を行ひ種々犯罪用に供したる證據物をも押收して引上げたりと云ふ

◇加害者及被害の容貌　加害者紀義は中肉に身幹餘り高き方ならず色白く鼻下より下顎にかけて髯鬚を貯へ鼻は高き方ならねど大きく眼は一種險惡なる光を帶びて聲は太き皺枯聲にして何處迄も厭に落付きたる所高利貸然なりしと、又被害者このは美人といふにはあらねどデップリと肥りたる白色の赤ら顔の女にして髮は常に櫛卷となし居りしと云ふ

◇探偵の端緒　探偵の端緒につきては其の近隣の風說よりして來りしとも云ひ戶籍調査の常務巡査が或日其家に至りたるに紀義も不在このも家にあらず娘のぶのみありて何事をかなしつつあり巡査のこのは如何せしと問ひしに廿七日の朝より何處かへ行きて歸らずと云ふ時に警官は兼ねて手に入れあり

しこのが若かりし折の寫眞を出してこれはこのなるやと問ひしに夫れこそこのなりと答ふこれより一層踏込んで探偵を盡せる由

◇松平紀義の身の上　は元肥前島の藩人にして本姓は片桐にして何故か松平の姓を稱し東北地方に立廻はりて舊惡も少からぬ男なりといふ

◇兇行當時及其翌朝　兇行當夜は何時になく家內靜かにして夜に入れば常にこのが新聞の讀物などを聲高に讀む聲聞ゆるが常なるにこれも聞えず其翌朝に至りても其の影見えざるのみか不斷にも似ず紀義は自身裏口の井戸端にて赤縞瓦斯二子の袷を洗濯し居たりしかば近隣の人々もこれを怪み問ひたるに至急の用事にて房州の親許へ行きたりなど答へ居たりしと云ふ

◇松平紀義の居宅　若宮町二十一番地八幡の鳥居前にして僅に一間程の道を隔つるのみ家は南向柿葺にして間口二間奥行一間半許りの小屋にして四軒建長屋の取付なり入口は左手にありて右手は出格子窓になり居り上り口に二疊、其の次の間に六疊又窓の方に三疊許りの室あり一間四方程の庭ありて山吹など咲亂れ庭木戸ありて木戸を出づれば井戸あり井戸の周圍少しく空地あり隣家とは唯壁一重なり門札は加害者松平紀義の名を揭げあり書體も可成りなれば紀義も少しは敎育あるものなるべく士族だけに劍法も心得たるなるべしといふ

◇二人の子供　二人の子供は淋しげに其の家にあり近隣の人々より世話をなし居ると云ふ昨日社員が赴きたる折にも姉弟は錦繪など弄びて遊び居れり姉のぶは十二歲にしてマセたる方にして襷掛にていと甲斐〴〵しく弟を遊ばせ居たるが如し衣服なども見にくからず平常虐待せられたる樣子もなけれどこのも內職する程なれば炊事等に追使はれ居たるは事實なるが如し此二人は腹異ひなれど共に紀義が胤には相違なしと云ひ又紀義は愚痴に子供を可愛がりしとも云ふ

◇このが平日　このは世に云ふアバヅレにして每夜酒を嗜み何か氣に逆ふことあれば亂暴を働くことも度々にしてその都度紀義がこのの金を消費せることなど言罵ること聞苦しき程なりしと云ふ

◇加害者の糺問　牛込署にて夫々手配をなし去る八日午前十一時頃加害者紀義を捕縛の上取調べたりしも同人はなかなか

強情にて三百的の辯説を弄し自白せざりしも子供兩人の口供其他到底脫る可からざる證據充分なるを以て遂に包むに包み切れず自宅に於てこのを殺害せる旨白狀せり故に其儘檢事局へ送られたりしは一昨九日午後五時頃なりき。

（國民新聞第二千百九十一號、明治三十年五月十日）

○

○松平紀義の判決書（無期徒刑）

同人に對する被告事件の判決は愈昨午前十一時東京地方裁判所刑事第二號廷に於て下されぬ而して被告松平は右の宣告に對して直に控訴の意を申出たる由判決書の全文は左の如し

東京府東京市牛込區若宮町二十一番地
福島縣大沼郡赤澤村大字赤留字南中二千四百四十一番地
平民金貸業
松平紀義
安政四年三月生

右松平紀義に對する謀殺被告事件の公判を審判する左の如し

主文

被告松平紀義を無期徒刑に處す、裁判費用合計百六圓四十九錢は被告の負擔とす差押物は各差出人に還付す

理由

被告松平紀義は明治二十八年二月下旬より其當時東京市牛込區若宮町二十一番地所在岡田正義所有の一戸を借受け住居せし御世梅コノ方に其實子榮長及其養育し居りし松平份子事本名太田サトの二人を引連れて同居しコノと夫婦となり金錢を貸付け生計を立て居りしが被告の家事に吝なるをコノは不平に思ひ屢々被告と口論せしが其際にはコノの金錢を以て金貸を爲し居りながらコノには不自由の生活を爲さしむる旨を言ひ出し被告を罵詈せしがコノは又サトと榮長を愛さず少しく其意に充たざるヿあれば二人を毆打し或は之を戶外に逐ひ出すヿあり殊に榮長を虐待するヿサトよりも甚しきより被告はコノを惡むに至りしがコノは又時に外出して歸り來らざるヿ二三日に涉るヿあるなり被告はコノに情夫あらんヿを疑ひ憎惡の念を加へて嫉妬の念を生ずるに至りしが明治二十九年十二月以來コノは其の衣類を被告の爲めに他に預けられ外出も出來ずとて不滿の情に堪えず放逸酒を擅にし被告を凌辱し且

其余憤をサト榮長の上に及ぼし之を虐待するの度を増せしが明治三十年四月廿六日午後一時頃榮長が學校より歸りサトと喧嘩しコノに叱られたりとて湯屋に行き居りし被告の許に至りて之を告げ共に歸りしがコノは被告面前にて二人の子供を指さし（此樣な餓鬼を置くから喧嘩をしていけない）と詈り隣家なる岡田正義の來りて二人の爲めに詫び入りしも之を聞入れずして榮長を捕へ其頬部をツメリしが被告は之を見て心中怒りを發せしも別にコノを咎めず六疊の座敷にてコノと酒を呑みしがコノが酩酊して飯を食はんとせし折被告が之を制せしとてコノが怒りて三疊の間に入羽織を引懸け外出せんとせしを被告は賺しなだめて寢に就かしめしが前顯コノの擧動に付深く憤り居りし被告はコノが從來の行狀を想起し憎嫉の念禁じ難く玆にコノを殺さんと決意し其決意を實行せんにはサト榮長をして家にあらしめざるを便なりとし幸ひ此日縁日に當れる神樂坂の毘沙門に遊びに行けとて小遣錢として平常與ふるよりは五厘增して一錢五厘宛を二人に與へて出で行かしめ殺害の方法と殺害跡の處置等考案中日暮頃にサトと榮長の歸り來りしより更に二人に對し毘沙門の御鬮を貰ひ來れと命じ尙ほサトには御鬮を貰ひし後牛込區銀町金井銀次郎方に行き被告の負債主某が居りしなれば貸金の催促をなし來れと命じ二人を出せし後三疊の間に入りコノの熟睡を窺ひ左右の手を以て其咽喉部を扼塞し即時窒息死に至らしめたるの後暫らくありて歸宅せしサト榮長を戶外に出しめ右犯跡を覆はんが爲め銳利の刄物を以てコノの面部十ケ所を切り尙頭髮を斷ち同夜十二時頃右死體を本鄕區湯島二丁目一番地字お茶の水の堤上より神田川の岸に投下し之を毀棄したるものとす

右事實は豫審判事額賀鐸の作りたる明治三十年四月二十七日付檢證調書證人片山國嘉岡本梁松豫審調書右兩名の作りたる明治卅年五月八日付死體解剖檢査記錄並に鑑定書と題する書面證人久保悅藏豫審調書同人の作りたる明治三十年五月二十七日付鑑定書と題する書面卅年五月九日付松平衍子豫審調書の一部松平衍子事本名太田サト公判の供述證人竹內モト北村善吉北村シマ名倉ケイ鈴木コト岡田正義田中サヨ岡田トキ宗田ウメ山下ヤス山下竹次郎參考人高木菊重郎金山松五郎林ヨシ廣田スエ各豫審調書證人北村シマ公廷の供述被告紀義豫審調書及公廷の供述符號マの一女綿入同マの二女帶同マの三女

前懸け同マの四女腰卷同マの五女腰卷同マの十六寫眞同マの二十三の一二寫眞二葉同マの十一萬記載と題する手帖中四月二十六日分の記載同マの十三萬日記薄と題する横帳中四月二十六日分の記載同マの十四小提灯同マの十五膝掛け等に徵し證憑十分なり

之を法律に照すに被告が御代梅コノを謀殺したるの行爲は刑法第二百九十二條に該當しコノの斃死を毀棄したるの所爲は同法第二百六十四條に該當し二罪俱發するを以て同法第百條に照し重き謀殺罪を以て論じ死刑に處すべきものなれども所犯情狀原諒すべきものあるを以て同法第八十九條同第九十條を適用し本刑に一等を減じ同法第六十七條に照して無期徒刑に處すべく證人御代梅八惣松旅費日當一圓十九錢同五味忠道日當三十錢山根正治の請求に係る鑑定料二十七圓高橋松次郎の請求に係る鑑定料六十三圓久保悅藏に係る鑑定料十五圓は本件に必要ありし裁判費なりしを以て刑法第四十五條に依り其全部を被告に負擔せしむべく差押物は總て沒收に懸らざるを以て刑事訴訟法第二百二條により各所有者に還附すべきもの也

以上の理由に基き主文の如く決判せり

明治三十年十二月一日

東京地方裁判所刑事第四部

裁判長判事 板倉松太郎

判事 安藤哲三郎

判事 東本西三郎

東京地方裁判所書記 南　登

（東京日日第七八三八號、明治三十年十二月二日）

○

お茶の水事件訟訴公判

お茶の水事件の再審は係り部長末廣判事病氣の爲め第一部陪席判事小林茂夫氏裁判長となり高橋中島野中馬渡の四陪席判事檢察官北岡檢事立會の上昨日午前十一時控訴院刑事第三法廷にて開かれたり、傍聽人は第一審の時にも增して男女凡そ五六百名の多きに及びしも嚴重なる取締の下に何れも靜肅を守れる處被告人松平紀義は黑士子丸に裏三紋の羽織縞立縞糸織の小袖を着し二名の看守に護られて入り來れり、色漸蒼ざめて肉落ちたる上に彼の茫々たる髯さへも剃落したれば一

見何となく衰へて見へたり、辯護人磯部四郎氏は他に事件のあるがため中途欠席するに付ては結審まで附添ひのためにとて被告人の承諾を得たる後裁判長の許可を經て長谷川吉次氏出廷なしたり、裁判長は例により先づ被告人の住所職業身分等の訊問を終へ北岡檢事は第一原裁判は被告の所爲を謀殺と認めながら是れに死刑の判決を與へざりし事第二被告人は明治三十年四月二十六日コノを殺害せしに相違なきも抑も殺意を生じたるは同月二十一日にあり然らば意志の繼續せしものなるを察せずして二十六日に初めて殺意を生せし如くせしは共に錯誤たるを免れずとて原裁判に對してなしたる附帶控訴の理由を述べ終り裁判長は玆に事實の審問に入れり、先づ豫審廷に於ける被告の口述を讀聞かせ進んで兇行の當夜四月二十六日の事に及びたるに被告は對へて云ふ、コノは二十四日午前中麻布たる吉井家訪問の爲め出行きたるまゝ歸り來らざりしかば其夜在宅の筈はなく從つて殺せしなどいふ覺更らに是なしと主張せしは總て第一審の時と異なることなし、次ぎに實子ノブ榮長及びウメの先夫たる高木重太郎其外數人の證言によりお茶の水に棄てられたる死體は慥かにコノに相違なしとのことを言聞け且つ生前に寫したるものと慘狀を寫したるものと二葉の寫眞を以て比較の上如何に思ふぞと尋ねられて被告はワザとらしき微笑を洩しながら似たようにもあれど慥かならずと答へたる上に猶飽迄もコノは何地にかあるべしと言張りたり、時恰かも正午なりしかば喫飯のため閉廷尋いで午後一時五分開廷されたり、殘りたる一二の試問終りて證據調べに移り押收の提灯傘肩掛女綿入など外數點の物件に付いて一々細密なる取調べありしかども被告は終始に通じて兇行の覺えなきことを言張りて二時半頃漸く調濟となりたるとき磯部辯護士はコノを殺害なせしものを知り居ると被告に語りことありしといふ土橋文吉といふを證人として召喚あるべしと請求せしが採用なく續いて檢事の論告に入りたるが其要に曰く第一お茶の水に棄てありし死體は數多なる證言によりてコノを斷定すべきこと、第二殺害は被告の手によりて成されたることも又た爭ふべからざる事實なり、第三兇行は三月二十日過より被告が胸に目論まれ來りし事にて當さに謀殺を以て論ずべきこと、第四殺害の原因は一つにてコノに屬せる財產横奪のことなるべきこと、第五此の謀殺事件に對しては

更らに酌量減刑を與ふべからざるべき事、第六原裁判所の判決は實に其當を失せるものと言を盡して論し終りて宜しく原判決を取消しの上被告には死刑の宣告あるべきなりと請求せしや磯部辯護士は例の快辯を以て逐一論告の旨を駁して證言は多きあるも皆是半信半疑といふべきものにて何れ確言せしは無きに是れを以て斷罪するは不當なりよし又た歩を讓りて實際被告の手を下せしものとするも決して謀殺を以て論ずべからず故殺を以て處分あるべし況んや證據の確不確なるに於てをや宜しく御齋察の上相當の處分あるべしと述べて退廷の後は長谷川氏亦た同樣の意にて辯論終結の後被告も亦た辯ずべきことありとて調書類を繰返へして縷々述ぶる處ありしも果てしなければとて再三判裁長の注意によりて漸く止めたる時判決言渡し八日午後一時と言渡されて閉廷せしは午後三時四十五分頃にてありき

（明治三十一年十一月二日、國民新聞第二六四七號）

○

松平紀義の自白

一時天下の耳目を聳動せし御茶水謀殺事件は愈々二十八日宮城控訴院に於て公判開廷となりたり、傍聽者滿員にて午前九時開廷菅野檢事起て控訴の理由として被告は殺意を包藏し二回目に於て遂行せし事屍體投棄は一個の犯罪を構成すべき事を陳ぜしに被告松平紀義は徐に口を開きて從來被告の申立は全く虛構なりしが今日は事實の眞相を吐露すべしとて明治卅年四月十六日午後四時半頃夫婦喧嘩の上誤つてコノの咽喉を扼し遂ひに氣絶せしめしが世間に對し面目なしと思ひしまゝ死骸を包み荷物の如くにして車に載せ御茶の水傍の蕎麥屋の前まで赴き同所より車を還し夫より自身死骸を荷ふて橋の下に入り裸體となし庖丁にて十分に傷けて七時過歸宅したる旨陳述したり、宣告は多分四月一日なるべしと、其の自白の大要左の如し

原裁判の認むる所によりますれば被告が殺意を包藏せし事久しく且つコノの財産を奪はんが爲に殺害したとの事でありますれど事實は決して左樣でムりませぬ被告が如何に零落するとも女房の金に眼を呉れるやうな汚らしい事は致さうとも思ひませねばまた其樣財產を持つて居る女が何で被告のやうな詰らぬ人物の而かも子供二人の厄介まである所に參りませ

うや、コノに財産のなかつた事は證據書類によりて明かでムりまするが然し今日となりては日夜良心に責められて安眠もなりませぬ故是より事實の眞相を申上ませう、眞正の事實をハイ申立まする、思廻せば明治三十年四月二十六日は丁度舊暦の三月十五日で被告がかねて兩親に早別れを致し碌に學問をも致ませぬのが殘念に思ふ處から責て子供に丈も修業さしてやり度と考へまして其の日は早朝に湯島龜井戸等三ヶ所の天神さまにお詣りをいたし諏訪町に來たのは午前十時少々空腹になりたるゆゑ其の邊の蕎麥屋で一ぱい飲みまして後ち三四軒貸金の催促に廻はり家へ歸へつたのは午後の一時でもござりましたらう、處がコノが獨り火鉢の傍に面白からぬ顏をして坐つて居りましたから何うしたのだと伺ひました處が何か子供が（コノの所生に非ず）喧嘩を致して幾程叱つても聽かぬとか何とか申しまして貴方が諸方酒などを飲み歩いて教育もしないから此通りなど丶言ひました、元來コノは出先で飲酒などされるのを大變嫌なので尙機嫌を惡くしたと考へましたからマア今日の處丈け勘辨して呉れろと申して子供（ノブ）に酒を買せて仲直しに飲みますうちまた喧嘩を初たのでコノは大變に怒つて了つてア丶妾も藝者と酒でも飲んで來やうと云ひながら羽織を引つかけて出で行きやうとしました、其處で私が其の羽織を引いて止めると彼は例の疳癪を起して了つて其處にあり合せたる小刀を取り被告の足を刺したる上ロ惜しまぎれに兩手を以て被告の睪丸を攫で離しませぬ、マア痛いの痛くないのつて被告は氣も遠くなりますほど苦しいので右手を伸べてコノの襟先きを把りましたが考へて見ると其處が喉先でもムりましたらうか、被告はもう夢心地に暫時は人事を忘れましたが氣が附て見るとコノが傍に打伏して居ましたが餘り睪丸が痛みますので（一體睪を掴むのがコノの一の手なのです）鹽にて揉んで置き裏の八幡樣へ往つて一時間ばかり佇んで居りました、其れから家に這入りましたがまだコノは其儘で居るオイ大概起きても善からうと申しながら能く見まするると面の色はもう變つて居て脉も極めて微かなやうな溫みは少しあるやうに覺えましたが被告も逆上して居りますので確とした事が分りませぬ、其れから近所の醫者を呼びましたが出懸けて居ない、田代病院といふのが大層上手だと申して居りましたから其處まで行かうと思ひまして辻車を

雇ひコノと相乗りでやつて行きました
（國民新聞第二千七百六十七號、明治三十二年三月三十日）

○

松平紀義の自白（續）

何うも判官の前で尾籠な事ばかり申上げて恐入りまするが事實だから是非がムりませぬ、其時被告は大便を催ふして來ました故堤の半分まで下りて往つて屈んで居るうち車夫はコノを其處へ棄てゝからガラガラと逃げてしまひました、見るともう此世の人ではない如何なる名醫でも叶ひさうにもムりませぬから寧ろ此儘自首しやうと決心は致しましたが扨て考へて見ると子供の將來が誠に覺束ない、まだ頑是もないもの共が兩親の斯うなつた末何うなるとであらうかと想ひ廻しては私も不覺の涙に溺れて心も何時か弱りました、其れで一旦家へ歸つて子供の榮長を起してかねて父の教へた五倫の道を守らねばならぬぞと此世の別のつもりで教へまずうち決心が鈍りましたが其まゝ捨て置く譯にも行かずコノの顏は此邊の刑事の熟知して居るのですが何うしても隱さねばならぬと決心して衣裳を剝ぎ取つた上面部に傷を附ましたのでお茶の水へ投入れる時にも泣く泣く死骸に對して前世如何なる惡因緣で如此事になつたかと申聞けまして水葬に致しました（聲を曇らし涙を呑むの狀を示し）凡て證人等の云事は虛構でムります、金貸營業をして居たので被告は衆人に恨まれたものと見え擧つて惡漢無賴の如く申立てまする、また車夫の逃去つた時は今にも刑事の來る事と觀念して一時間ばかり其處に待て居りましたが其れらしい影もないので、決心の弛んだも畢竟は其爲め被告一生の不覺でありました、コノを殺害せし事は事實なれども金を欲しさにせし業にはあらねば決して世人の思ふやうな大惡人でない事丈けは御諒察を仰ぎます

紀義は以上の如く陳述し一旦休憩の後更に午前の自白を訂正して下の如く云へり、私は晝飯の時に考慮しましたから眞實に申上げて午前の陳述を訂正致します、實は三十年四月廿六日の午後四時頃妻コノと爭論してコノが私の羽織を破りましたから遂に組打となり其際コノが私の睾丸を烈しく押へて放しませんから私は力を極めて之を放さんとし途に之を放さんが爲にコノの咽喉部に手を押し當てましたが力一杯であつた爲遂に妻コノを窒息せしめましたがコノは直ぐ其場（三疊

の座敷）に倒れたのであります、決して私は悪い了見で殺したのではありませぬ（終）

（國民新聞第二千七百六十八號、明治三十二年三月三十一日）

○

松平紀義の宣告　松平紀義の被告事件に付て宮城控訴院にて公判の有りし模様は前號に報じたる如くなるが愈四日を以て原裁判を取消し更に紀義を故殺罪に問ひ刑法第二百九十四條に依り無期徒刑に處すとの宣告ありたり、原裁判と云ふは曩に東京地方裁判所にて刑法第二百九十三條謀殺罪の條項を適用し情狀酌量して一等を減じ無期徒刑なれとも謀殺の酌量と故殺との差異あることなりと

（國民新聞第二千七百七十二號、明治三十二年四月六日）

始めて裸體畫問題となる

（明治三十年十二月三日）

裸體美人に關する詮議

畫伯黒田清輝氏が先年裸體美人の圖を京都博覧會に出品せしより風俗上是非の議論は紛々として一時耳目を衝動したりしが時の内相板垣伯は之を默許したるも坊間之をハンケチに移して發表するものに向て伯は風紀に害ありと認めて發賣を禁止すると同時に之を掲載せる新聞紙の出版物も禁止したるにより世論は茲に再燃して囂々たる事ありしが裸體美人の圖が果して風俗壞亂の虞あるや否やは終に一定する處なく殆んど有耶無耶の間に洩了し居たり然るに又近頃白馬會に裸體美人の圖を展覽に供したるより新聞雜誌等の出版物にも掲載して發賣するものあるに至りたるより内務省は之等に對し何分の處分を爲さんと昨今協議中の由なるが裸體美人の圖畫を出版したるものゝ發賣を禁止すると同時に白馬會の陳列を禁ずべし否らざれば一方に之を禁止し他方に之を許すは不都合なりと論ずるもあり或は美術をして陳列するは可なるも之を模寫して出版發賣するは不可なりと云ふ者等ありて未だ孰れとも決せず結局大臣の方針を待て決定することとなりたるなり

（東京日日第七八三九號、明治三十年十二月三日）

緣紅倶樂部の姙娠費募集

（明治三十年十二月五日）

はなはくれないとは花柳界の忌詞と聞きにしが其日〳〵の風に靡くや柳の、みどり色こく緑紅倶樂部と名乗りを上げし場所も鼻下長には縁語ある日本橋區小網町四丁目五番地の妖底宿、かつては警察あらしのサツと一と吹き吹き荒んで其の宿に出入する紳士紳商の醜聞パツト忽地に一時社會制裁の胡盧となりけるがさてもその後きのふ今日の動靜こそ可笑しくも亦馬鹿々々しけれ今其の一つを記さんに是も亦同會員の一人に下谷徒士町二丁目十四番地鈴木おたまの長女ユキと云へる二八を去年の解語花なり單に倶樂部の會員として云へば貞淑なる女學生とも聞ゆれど會の言たる怪也々々其實は之れ一箇春を鬻ぐ私窩子に外ならず男子部會員の甲乙丙丁戊己庚申壬癸、遍ねく慇懃を通ぜし報は覿面、いつしかふくよかにありし此腹帶をいかにすべき袖でかくすと唄ひけん三月四月も早過ぎて誰に夫れとも岩田帶の五月目とは先月とよ去ばれ一双の玉腕千人の枕するに任せし事とて我ながら主の誰なるかを判じ難く倘此の儘にて過ぎたらんには身二つになりし時の入用萬端、誰に負擔さすべき道とてなければ事の次第を倶樂部會長たる高橋おたよに具申に及び會長の意見を以て從來の規約中に「右樣の場合あるに於ては將來會員より金員を募集すべし」との一條項を追加し今回は會員一名につきおユキの姙娠費一圓を募集することとなりしと聞く胞衣の紋洗に氏子中の文字現はれしと云ふ落語家の滑稽の思ひ出されてさても笑止や　（東京日日新聞第七八四一〇號、明治三十年十二月五日）

慾と慾の競技會　（明治三十年十二月十五日）

かゝる慾深き男のあるなれば詐欺師の眼も圖星に中るぞかし埼玉縣熊ヶ谷町の莨商石山七兵衛（廿六）去月三十日池の端寶丹の前を通行せしに已が眼の前にて二百八十五圓と記しある紙包みを拾ひし男、貴方に見られたから仕方がない山分にしませうと件の紙包を石山に渡し石山より預り證として紙幣二十一圓と廿五圓程の莨入とを預り兩人共々中徒士町に來りしに件の男は石山を撒きて逃げ失らんとし石山も亦大金を預り居ることとて慾心立所に萠して是も件の男を撒かんと試み双方隙を狙ひ合し末石山は早くもとある辻車に飛び乘りて上野停車場より汽車に乘りヤレ嬉れしやと一安心右の紙包を披き見ればコワいかに新聞の反古紙なるにぞ爰に一驚を喫して泣

く〳〵歸宅せしに其翌々日の新聞が何と聞き誤りてか石山が池の端にて剽盜に出逢ひ百五十餘圓を强取されしとの記事を載せありしかば之を見し石山鈍くも一計を案じ出し直ちに上京して新聞に記せし如く僞りて下谷署に訴へ出で又相手の男は賣入より足つきて一昨日取押へとなり是で石山が虚僞の訴も露顯に及びぬ相手の男は信州松本の住人高橋清吉(卅一)とて僞名を塚田宇十郎、綽名を金齒の淸と云へる有名の御天氣師なりとぞ(東京日日新聞第七八四九號、明治三十年十二月十五日)

後藤宙外の猥褻事件(明治三十一年五月二十八日)

裸體畫事件

被告人は新著月刊の後藤宙外氏と東華堂の主人柴山資氏にて去る二十五日檢事の起訴に依つて東京地方裁判所に於て第一回の審問ありたり辯護士には石橋忍月氏を始め大野、木村飯田等の諸氏出廷辯論せり、辯論に入る前辯護士先づ裁判長に向ひて眞美と鄙猥との差別を質さん爲めに又博覽會に裸體畫を陳列して公衆の縱覽に供したる先例あるが爲めに將た美術學校に於て裸體畫を敎ゆるの理由を問はんが爲めに、殊に博物館長たる九鬼隆一、美術學校長たる高嶺秀夫、同敎授たる黑田淸輝、久米桂一郎、井上哲二郎、坪内雄藏の四氏を召喚して、月刊に掲ぐる處の繪畫果して風俗を壞亂するものなるや否やを鑑定せしめよと申請したれども、檢事は一意事實上の風紀問題に依つて決せんとし此處に於ては敢えて美術上の價値、博覽會に陳列したる繪畫に就いて問ふを須ゐずとて鑑定人の喚問を拒みたるが裁判長も之に同意して鑑定の喚問をば許さざりしなり、扨て辯論に入りて檢事が有罪と認めたる主意を聞くに風俗に關係する至大の影響ある新聞雜誌にして、彼の畫の如く歴然として陰部を露出するの形狀を示すが如きは風俗壞亂の甚だしきものなりといふにありしが之に對する石橋辯護士の駁論の要點は今日我が國の博覽會に於ては上に親王總裁殿下を始め奉り勅奏の高等官に至るまで皆裸體畫を是認するのみならず、大いに奬勵するの方針を取られ居るのみならず美術學校にて特に婦人のモデルを傭ひ實物を寫生せしむるものあり此の如き時勢に於て被告人が如き畫を公刊したりとて決して咎むべき筋なしといふにありて本裁判の結果は我が國の美術及び出版物の消長に關して尠なからざる

影響を與ふるものなれば裁判長に於ても十分に考慮ありたしと辯じたり。次に大野、木村、飯田等の各辯護士も各々裸體畫の性質に就て、社會の本來の風紀に就て各々辯ずる所あり或は溫泉に男女の混浴を公許する警察眼の不公平を言ひ、淺草十二階に醜猥の畫を掲げながら警察官の之を咎めざるを言ひ、又彼の畫の眼に眼球なく、局部に陰毛なきは即ち畫工の意志に犯意なきを證するものなりといひ其の他種々なる引例を以て縱橫の辯論ありしが檢事は是に對して一應の辯論はなしたるが明後三十日を以ていよ〳〵判決を言ひ渡すべしとなり（明治三十一年五月二十八日、國民新聞第二千五百十二號）

○

裸體畫事件無罪

風俗壞亂の罪を以て東京地方裁判所へ告訴せられたる新著月刊の裸體畫事件は昨三十日左の通り判決ありあたり

新著月刊第一卷より第六卷までに掲載せし圖畫は其の形體に於て風俗を壞亂するの目的を以てしたものと認めざるを以て無罪とす

（明治三十一年五月三十一日、國民新聞第二千五百十四號）

賢博士リチャード事件　（明治三十一年六月二十三日）

リチャードの逃亡

賢博士の電機使ひリチャードは歌舞伎座の興行に忽ち其の馬脚を露はしたるが世の非難をも憚らず猶築地十四番館なる電氣醫療院にありて患者の來るを待構へたるが詐欺師といへる噂高まりたる上からは誰一人診察を乞ふものもなく偶々あるも惡戯半分の者のみなりしに彼れも大いに困却したるものと見へ通辯人等と協議して種々善後策に魂膽を碎きしか、十七日に至り突然橫濱に至り兼ねて預け置きたる金一千圓をチヤータードバンクより引き出し其の儘行衛知らずになりしが翌日に至り築地なる館主の許に一通の手紙到着したり其の文意に依れば日本の醫師及び新聞記者は非常に我輩を批難したれば到底永く留ること能はざるを以て遺憾ながら日本の地を去ることに決心仕候とあり依つて察するに同人は多分十七日橫濱解纜のエンプレスオブチヤイナ號に乘り込み晩香波に向ひたるものならん猶聞く所に依ればリチヤードは四月神戸に

來りし節四千圓計りの金を所持し居たるも東京に來りて諸新聞の廣告料、歌舞伎座の借入料其の他日々の諸雜費に凡三千圓を消費し餘す所千圓に足らず其の上築地出立の際には旅館メトロホールに借馬車賃飮食料等百圓程の負債あり猶氣の毒なるは彼の通辯人宮川順藏氏及びコツク某にて始め宮川氏等は三年間の契約にて雇はるゝ事となり若しその間に日本の地を出立する事もあらば必ず本國に伴ふべしと約束し神戸より東京へ同道したるものなるに本月に入りてより未だ一文の給料だに受取らざりしとぞ。

（明治三十一年六月二十二日、國民新聞第二千五百三十三號）

警視總監園田男の 懲戒免官 （明治三十一年七月十日）

露國太公殿下の御來朝に當り警官の盡力一方ならざりしより內務大臣板垣伯は去る十三日警視總監園田男に向て其勞を謝し且部下にも謝意を傳達せられたしとの書面を送られ男は同夜各部長及び市警察署長等を集めて右の謝狀を披露したる序自己掛冠の決心を告げ且現閣に對する大々的反抗の演說を試み其語氣最も不穩に涉りたるやにて遂に內閣が男を處するに懲戒免官を以てせんとしたる事實は本社逸早く報道し置きたるが今當時の演說の要旨なりといふを聞くに左の如し

我國は古來世界に卓絕したる所の君主國なり其の內閣の君主內閣制たるは敢て言を待たず然るに今の內閣は如何稱して政黨內閣と云ふゝ果して　陛下の御信任を得て組織したるものなるか疑なき能はず果して國民の信望を得たる內閣なるか亦疑なき能はず余は此の如く我國體に背きたる所謂政黨內閣なるものには飽くまで反對せんとす

伊藤侯は學問に於ても智識に於ても今日有數の政治家なり然れども伊藤侯が第十三議會を解散して直に政黨に內閣を授けたるは侯の一大失策と云はざるを得ず　陛下の御信任も有るべけれども自餘の政黨大臣は何等の御信任も非ざるべし彼等は所謂政治屋として品行修らず現に詐欺取財の嫌疑を受くるあり又常に債鬼に苦しめられつゝあるものあり今是等の人を擧けて內閣大臣たらしめ彼等をして政黨內閣を組織したりなど云はしむるに至りたるなどは遺憾と云ふも愚にて余は實に主權の所在を疑ふものなり之を切言せば彼等は　聖明なる　陛下をして餘儀なく主權の一部を削ら

しめたるものと云ふべく足利氏の　理由を掩藏し奉りたる故事も思はれて實に畏れ多き次第なり、諸君は高等の警察官なり苟も意見あらば之を上奏する可なり首鼠兩端の陋なく宜く其の本領を主持して進退を愼み以て自己の去就を決すべく此の如くにして初めて立憲政の完備を庶幾するを得ん云々

總監園田男の懲戒免官は實に以上の演說に起因するものにして此演說の要旨は同席の人々より其筋に徵せられたる證言に據るといふ而して內閣が懲戒の理由とする所は之を要するに總監の演說は第一　上の閣臣に對せらるゝ御信認を疑ふ事第二主權の所在を疑ふ事（切言すれば主權の一部を強て政黨の手に削り取りたりといふ事）第三部下を教唆して反抗を促したる事等は即ち其骨子にして兎に角園田男が身總監の現職に在りて而かも部下の各警視に向て公然此の如き演說を爲したるは不穩の擧動なりといふに在り過日の閣議に於て仍ほ男の動位をも倂せ剝ぐべしと論じたる閣臣もありしは事實なるも斯くては餘まり過察に過ぐるの嫌ありとて單に懲戒免官と決定したる次第なり當時男を逮捕して求刑すべしとの說ありしやに傳ふるは蓋し誤ならん

〇警視廳の大異動

去土曜日夜一時頃警視總監の更任ありしと同時に永谷警視以下罷免の沙汰あり即ち左の如し

任警視總監（敍高等官二等）　西山志澄

警視總監男爵　園田安賢

免本官

警視（第一部長）　永谷常修

警視（淺草署長）　室田景辰

警視（巡視）　山田有斌

警視（芝署長）　橋田一二

警視廳典獄（第四部長）　濱田彥一郎

非職を命ず（各通）

依願免本官

警視　川田正康

（明治三十一年七月十九日、東京日日新聞第八千二十九號）

・井上子爵の禁治產宣告

（明治三十一年十月二十八日）

本所徳右衛門町二十二番地華族從五位子爵井上正順氏に對し夫人井上愛子より東京區裁判所へ禁治産の申請を爲したるが同法衙に於て夫人の申立を許可し今度同子爵に對し禁治産宣告をなしたるが華族社會に於て禁治産の宣告を受けしは同子を以て嚆矢なりと云ふ

（明治三十一年十月二十八日、國民新聞第二六四三號）

東京市役所開廳式（明治三十一年十一月十五日）

東京市役所開廳式は豫定の順序に從ひ十三日午前十時より上野公園に於て開かれたり朝來曇天にして九時前後より小雨を降らし一旦は晴れたれど二時頃より又た降り出せしため、思ひし程の雜踏もなく餘興の花火も九段、日比谷、兩國とも各晝夜八十發宛打揚げしのみにて各戸の國旗軒提燈も極はめてマバラなりき

式場は竹の臺五號館側の空地にして入口に大綠門を造り白菊にて開廳式の三字を顯はし周圍は悉く竹柵に幔幕を張り式場と五號館の間も道を横りて柵を設け中央には各國々旗と珠燈を聯ね音樂隊は入口及び式場の側に於て絶えず奏樂し二個の休憩所には「けめき鮨」「坂本岡野」等の出張あり來賓の自由に食するに任せたり午前十時三十分第一號砲と共に式場を開らき君ケ代奏樂の後松田市長登壇して祝辭を朗讀し次で市會議長順藤時一郎氏（代理）貴族院議長近衛篤麿公（代理）衆議院議長片岡健吉氏（代理）東京商業會議所副會頭中野武營氏、貴族院議員菊地長四郎氏祝辭を朗讀し最後に新知事千家尊福男の祝辭ありしが會衆の多くは未だその任命を知らざりしため朗讀し畢りて東京府知事男爵千家尊福といふを聞き頗る奇異の感に打たれたり之れにて式全く終り東京市萬歳を三唱して一同休憩所又は相撲場に入りしが正午二發の號砲と共に五號館内の食堂開かれ丁重なる立食の饗應あり一時又相撲を開始し番外御好み等もありて三時半散會せしが來賓の重なる人々は芳川遞相、德川公爵、末松男爵、松平内務次官、英佛清韓各公使、貴衆兩院議員、府市區會議員等千八百餘名にして親任官竝に各國公使の休憩所及立食會場には精養軒を以て之に充て特に花壇菊等を設けたり

各區寄附の餘興は凡て中止となり裝飾も只改良水道消火栓

を利用して公園入口には綠葉の噴水を設け餘れる水にて池の端に三ヶ所高五丈程噴水せしめしと黑門跡に木柵を横へ國旗を交叉せしのみなりしが相撲場は一方を開きて公衆に縱覽せしめしにより柵より崖の上まで人の山を築き時々ナダレかゝりて憲兵巡査に制止せられつゝ雨降り來りても容易に退散せず終迄ズブ濡れにて見物し居たり

（明治三十一年十一月十五日、國民新聞第二六五七號）

○

市役所開廳式

東京市役所開廳式は去る十月中にも執行せらるべしとのことなりしが都合によりて延引一昨十三日午前十時より上野公園に於て擧行せられたり朝來天氣模樣何となく怪しく小雨さへ降出でければ豫て招狀を受けたる人々もやゝ躊躇の氣味なりしも午前九時頃より天俄かに晴れ始め熈々たる日光をさへ漏く出でたれば我も〱と同公園さして詰掛けたり

公園入口には水道部に於て新設したる杉の葉作り三段笠の噴水器あり改良水道の消火栓を利用せしものにて水の噴騰すること三丈當日の觀物と云ふは蓋之れなるべし夫より更に黑門口に進めば木柵を横へて黑門に擬し是に大國旗を交叉しあり更に進むで竹の臺なる式場入口には杉の葉もて作れる二丈餘の大綠門あり左右の柱に黄菊もて「東京市役所」「十一月十三日」と大書し正面に「開廳式」の文字を顯はし其前後左右には吊すに各國々旗球燈を以てせる樣中々壯觀なるを覺えき

式場は陳列館東側なる廣場に黑白の幔幕を廻らしたる天幕內にして別は音樂隊詰所市醫控所市區委員控所あり又來賓中親任官及び各國公使交際官に對しては精養軒を以て其休憩所に充て一般の來賓に向ては商品陳列館を以て之に供しき軈て午前十時三十分號砲三發以て入場を報じ音樂隊の君が代を奏すると共に來賓は各其席に着きけるが松田市長先づ式場に進みて祝詞を朗讀し次で市會議長、貴衆兩院議長、東京商業會議所總代、並に千家新知事の祝文朗讀あり夫より岩谷松平氏の發聲にて東京市萬歲を三唱せり是にて式は全く終り來賓一同は食堂に招かれて立食の饗應ありしが食後餘興として相撲あり午後三時に至り全く閉場したり此日閉場前午後三時頃より一天又もや時雨來り同時三十分には連綿の細雨の降り出でたるものありしより興味の一半を殺がれたるの感なきにあら

ざりしなど兎に角當市近來の盛會なりし

△餘聞の二三　市民の冷淡　てふ觀念を起せしもの多かりしやに聞く其言に曰へり、單之のみに景氣を添へん筈なりし國旗と軒提燈、其の飾られしは千門萬戶中、什の二三に過ぎず山の手邊などには一町を通じて一旗一燈だも揭げ聯ねぬ向ありし一事なり換言すれば以上の光景を除外したらんには餘す所平日の東京と一般なりし一事なり、說令區長より催し物は見合すべしとの諭達ありしとはいえ、御祭好の舊江戶兒として、東京空前の儀式の日として、いさゝか疑訝の念に耐えず云々と

△餘興　前記相撲と日比谷、兩國、九段坂上に打ち上げし煙火の外、見るべきものは前記式場內外の裝飾物の外是ぞと目を惹くものなく、殊に衆庶の見んと競ひし相撲の如き、幔幕內に在り、才に一方の幕を褰げて矢來外より縱覽せしめし事なれば人波うちし甲斐もなく見るを得しは群衆中の百の一にも充たざりしなるべく十分に見たるは來賓のみと言い度位だなど囁き合なる群衆もありけり

△午後の雨　の俄然諸人の歸るを促がして滿地の泥濘、唯履痕の狼藉たるを見し耳なれば飮食店、露店等格別の收利あらざりしが如く落ち翻を拾はんと待ち構へし淺草公園邊の諸商人も諸興行物、扨ては店原なんど爰許閉口の姿

△一喜一憂　臨場者中肥塚舊府知事の何となふ憂色ありしと千家新府知事の喜色ありし樣見られしは强ち見聞子の近眼の咎のみにはあらざりしならん乎

△相撲の勝負　重なるものと其取口とは左記を見られよ

勝		負
綠川	かたすかし	若狹川
常陸山	おしきり	玉風
高見山	より	大見崎
外の海	響升代	高見山
朝潮	うちわく	源氏山
高千保	こしなげ	尼ヶ崎
熊ヶ嶽	よりもどし	岩木野
黑岩	もたれこみ	鬼鹿毛
谷の音	つり	千年川
小錦	つり	逆鉾

番外御好

桑ノ鶴	したてなげ	玉ケ崎
逆鉾	預	玉風
小錦	分	源氏山
高千保	より	怪力
常陸山	おしきり	黒岩

初切

岩木野	こしくだけ	高見山
大見崎	おしなげ	黒ノ岩

（東京日日新聞第八千百廿八號、明治三十一年十一月十五日）

山陽汽車中の殺人事件（明治三十一年十二月六日）

被告者は足立陸軍太尉

去る一日午後六時二十四分梅田驛を發したる山陽鐵道の直通下り列車が同十時五十分過ぎ播州上郡驛に着きたりし時同驛より二等列車第三百十號に乗り込みたる肥大の一漢子あり色淺黒く頭髮短く鼻下に八字髯を蓄へ身にフランネルの襦袢二枚を重ね同じ下着に久留米十の字飛白の綿入を着し旅行用の鞄を下げたるが同車室に乗り込みたるは此の紳士一人にして列車は三石、吉永、和氣、萬富、瀬戸、長岡、岡山、庭瀬倉敷、玉島の各驛を或は停車し或は停車せずして通過し定刻より遲るること四十分許りにして二日午前二時四十分頃鴨方驛に停車したり、此處にて急ぎ二等室に乘り込みたる二人の男あり木綿の袷及び羽織を着し二等室の客らしき風采にてもあらざりしが何ぞ料らん彼等は車室中にて前記の紳士に對し寢首を斬るの大兇行を爲さんとは

大珍事を發見したるは前部車掌香島龜太郎なり、列車の運行は定時に遲るゝこと半時間以上なりしかば鴨方を發して笠岡に停車せしは僅かに一分許りにして大門驛には規定の如く停車せず三時二十六分頃備後の福山に停車するを待ち香島は列車を點検したりしに二等列車第三百十號の兩側の硝子窓一枚づゝ破毀せられてありしかば早速車室に入りたるに血腥き臭は鼻を衝き一人の旅客は紅に染みて無慘に殺害され居りたり、香島は驚くべき發見にて福山驛は大混雑を來し直ちに福山警察署に急報し且つ鴨方より乘車したる二人こそ犯人なら

んと同驛と福山驛との間なる各驛に電話にて大犯罪の大略を報じ犯人逮捕の手續きを急ぐべき旨を通じだり、福山警察署にても急報に接し巡査一同を召集し被害者を取調べ至急犯人捜索の手配りをなし深安郡大津野村大字大門字宮の下鐵道線路に二片の硝子あるを發見したる後幾ほどもなく鴨方驛より犯人を逮捕して押送すとの急報ありたりと

山陽鐵道開通以來未だ其の例を見ざりし大犯罪の被害者は普通の旅客にあらず陸軍歩兵第二十四聯隊中隊長陸軍大尉正七位勳五等足立直躬氏(四十二の厄年に當る)にして先頃迄臺灣守備隊の中隊長たり、駐屯期滿ちて交代歸國せしが本月五日迄の賜暇に會し郷里鳥取に歸省し（原籍は鳥取市字東町二百四番邸）臺灣にてマラリヤ熱に犯かされたる疲勞を醫さんと近傍の溫泉に浴し元氣も舊に復し賜暇の期も充つる頃福岡荒戸町百七番邸に留守せる妻君より歸宅を促がすの手紙をも得たりしかば鳥取を出發して上郡驛より連絡切符を購ひて乘車したるものならんと

其の驚くべき犯罪者は廣島縣福山町岩永元吉(二十三)及び岡山縣兒島郡福田村中島多次郎(二十三)にして犯罪後數時間を經ずして容易に逮捕せられたり、即ち同夜午前三時頃鴨方驛巡査駐在所の戸を叩き、旅客一人誤つて小川に陷り衣服皆な濡れ宿を求むることもなし難し願はくは保護を與へられたしと云ふものあり、巡査立て出でゝ見れば彼の男は襦袢と股引を着け衣服は濡れたるまゝ藁苞に入れて手に下げ頭部より泥に汚れたり、然かるに同地方の小川は凡て砂川なるより推して列車中にて掏摸を働き逃走り線路の泥溝に落ちたるものと判斷すべき點あるより巡査は必定曲者ならんと詰り問ひしに彼の男は且つ狼狽し且つ恐怖し私は中島多次郎で御座いますが手を下して殺したるは同伴の元吉なりと白狀したりしかば巡査は玆に大犯罪の行はれたることを知り多次郎を引き連れ鴨方驛に至りたるに怪しき若者一人待合室に佇み居たりしが多次郎の鑑定にて岩永元吉なること判明し抵抗する間もなく縛に就きたり

加害者岩永元吉は先年喰詰め北海道の北見まで流浪すること暫時にして立ち歸り岡山絹絲紡績會社の職工となりしが獰惡の性質とて職工仲間にも容れられず同じ職工の多次郎といへるを壓服して手下同樣となし荒稼の目的にて福山に歸り一

日午後十一時頃鴨方へ行き今夜こそ一仕事せんと同驛より乘り込み大尉が酒氣を帯びて熟醉せるを窺ひ發車の間もなく六寸許りの短刀を拔き戰慄へる多次郎を顧みて乃公の手並を見習へと咽元を狙つて切り付け氣管の左側より斜に後頸部に突貫き大動脈を切斷したり、大尉は驚き目覺めて防禦せんとしたるも最初の深手に進退自由ならず戰慄へるたる多次郎も亦た遂に度胸を定め短刀を拔き放ち滅多斬りに斬りつけしかば大尉は全身二十六ヶ所の傷を負ふて倒れたり、然かるに大尉所持の鞄は瓢簞、短銃、短刀、日本刀、土匪征伐日記、懷中時計、現金十二圓を入れたるまゝにて一物の盜み取られたるものなきより被害者の目的果して物を盜むにありし事と疑ふものもありし由なりしが大尉は性質落磊淡白にて人に怨を受くる如き人にあらざれば兩名の目的は强奪にありしこと相違なかるべく其の何物をも盜まずして脫車したるは多次郎が始めてかゝる大罪を犯したるに心恐ろしく大尉の斃るゝを見て忽ち車外に飛び出したるより元吉も止むなく誘はれて窓より飛び出したるが故なりといふ

（明治三十一年十二月六日、國民新聞第二六七四號）

西鄕銅像除幕式　（明治三一年、十二月十一日

故西鄕の銅像落成したるに就きては來る十八日午前十時より上野公園內山王臺に於て除幕式を行ふ事なるが當日は川村樞密院顧問官發起人總代として式辭を述べ山縣首相は開被の演說をなすべしと聞く

（明治三十年十二月十一日東京日々新聞第八一五〇號）

○

老西鄕の銅像除幕式

薩南の有志に依つて發起せられ朝野の名士に依て贊成せられ天下士民の同情の中に日出度工事の竣成を告げたる故南洲先生の銅像は十八日午前十時上野山王臺にて除幕式を擧行せられたり、式場は柵を以て之を區劃し兩所の入口には綠門を樹て像の四邊には靑杉を以て包まれたる四本の柱に白の幕を張りつめ北隅の梅川樓は委員並に遺族諸氏の休憩所に充てられたり、時辰十點洋々たる樂は像の後方軍樂隊より起こり遺族は向つて左の特別席に委員は其の右に來賓は其の前後左右に整列し嚮つては先生の弟子たりし者も嚮つては先生の敵手

たりし者も皆な一様なる敬慕の念を以て赤き紐にて結ばれたる白き幔幕に對せし時樺山伯は淸楚なる禮服に身を裝ふて靜に設けの壇に上り委員として建立の趣旨工事の槪略等を報告し川村伯亦醇平として醇なる薩辯にて其の足らざるを補ひ尙ほ建設費用の剩餘金は悉く慈善事業に投ずべき旨演述したり次で山縣有朋侯は起て左の式辭を朗讀す感極まつて時々語も途切れつゝ

贈正三位西郷隆盛君才文武を兼ね位將相に陟る風雲の會風に維新の大業に贊し水漁の遇更に中興の隆治を翼く勳業一世に赫奕名聲千古に炤炳、而して之に處する泊然之を視る淡然蓋し君の量天空しく海濶く君の風山高く水長し嗚呼寔に欽すべき哉有朋曾つて君に廊廟の上に從ひ教を國事に待ち久しく厚誼を荷ふ獨り悲しむ心事相許して竟に相終始する事能はざりしを今開被の式に臨み今昔の感に堪えず玆に謹で蕪辭を陳ず

勝伯の追憶の歌(前號參照)は川村伯代つて朗詠され宵時は靜肅大山侯は正面に大なる頭をうなだれつゝあり、谷子は右に目をつばたきつゝあり、城山まで御伴申しましたと稱する老爺は立木の蔭に涙をぬぐひつゝありし時水色友禪の曙染口綴子眞向菊の帶をやの字にしめたる故先生の令姪櫻子はしづ〳〵壇を上り川村伯の手を借りて共に結ばれたる紅の紐を解きぬ吹管一聲勇壯なる進行曲滿山の寂莫を破ると同時に幔は左右に開かれ中には風采瀟洒右手に獵犬を牽き左に腰間の佩刀を押へつゝある偉男兒嚴然として遙に品川沖を睨しつゝ幔に仕掛けられたる櫻の花は春尙ほ淺き令孃に振りかゝりて美と壯、纎と放、大なる對照は遂ひに集へる群集をして感溢れ叫び出さゞるを得ざらしめぬ、況んや裂くるが如き管樂の盛んに之れを助くるに於てをや、初めよりうなだれたる未亡人糸子は頭を擧げて之に對し弟なる侯爵從道氏も斜に見上げて感極はまりなきものゝ如く多き會衆中には涙の健兒もありき

次で維新の際羽前米澤の參謀として故先生と刄を交へしと云ふ宮島誠一郎氏東北辯にて感慨の文を朗讀し賀茂水穗氏國風二首を朗讀して來賓は一同五號館内の立食場に入りたりし而して此の時まで柵外山の如くに詰め掛けたる群集は門の撤せらるゝと共に鯨波を作つて侵入し生けるが如き像の前に又た忽ちにして人の山を築きぬ、感嘆の聲は喧しけれど批評の

は極めてかすかに

（明治三一年十二月二十日、國民新聞第二六八六號）

○

○岡崎雪聲氏の　西郷銅像鑄造談

本日上野公園に於て除幕式を擧行せらるべき老西郷の銅像に付鑄金主任岡崎雪聲氏語りて曰く

銅像建設の計劃熟して寄附金募集に着手せしは遠く明治二十二年なりとのことなるが美術學校が其の製作一切を請負ひしは確か二十五年の夏と覺ゆ、而して最初木像部に於て之が模型を製作し余の手に渡りしは漸く昨年三四月の頃にして完成せしは本年五月廿五日所謂美術學校騷動の正に天下を騷がしつゝある頃なりき、されば世上或は岡崎の銅像々々々々と稱せらるゝものも少なからざれど岡崎の手を下したるは僅かに其の後半部にして意匠構造組織の大體に關しては全く木彫主任高村光雲外數氏の功に歸せざるべからず、殊に老西郷は生前嘗て寫眞を撮りし事なかりしため其の肖像に就ては人の知る能はざる苦心をなし先づ元印刷局御雇キヨソネ氏の石版畫を根據として翁が生前の知己親戚に付き一々其の好否を問ひ服裝も初めは陸軍大將の正服なりしが後平服に犬を牽きたる現在のものに改め石膏像も幾度か造りて幾度か壞ち木彫に移りても亦削りつ添へつ非常の經營を重ねし由、而して斯くの如きは獨り當局其の人にのみ止まらず局外の諸氏も亦非常の熱心を以て之を輔け青森縣知事河野主一氏の如き城山沒落まで翁に從ひ常に其の髯剃り役を勤めしとの故を以て殊に一昨年の夏中炎天を冒して日々美術學校へ通はれ彫刻手に助言して身自ら職工とならんばかりに盡力せられたり

斯くして造り上げられたる模型は愈々不肖岡崎の手に渡されぬ、諸氏が苦心も諸氏が熱誠も成すと成さぬとは余が双肩にかゝり老西郷を生かすも殺すも一つに余のか弱き腕に任せられたり、玆に於てか余は沈思數日如何にして諸氏が苦心を水泡に歸せしめず老西郷の風貌をして永く生けるが如くならしむべきかを思ひめぐらし遂に丸鑄きの方を取る事に決したり、蓋し丸鑄きは鑄金中の尤も難なるものにして殊に一丈三尺の立像といふが如き事は我邦に未だ例あらざる事なれば弱き腕の或は如何かと思はざるにもあらざりしが西郷其の人の膽と量とを現はさんには之れを鑄くもの又之に相當するの用

意と心術とを以てせざるべからず、それには登り鑄き又は取付けの方によらんよりは寧ろ難くとも一氣呵成の丸鑄きにするこそよけれと思ひ着々其の準備に取り掛りたり

而して愈溶鐵を注ぐべく決定せしは昨年の十二月二十三日委員職員の諸氏をも招きて千二百貫の溶鐵を沸かしたて模型をば十分に鐵の箍にて締め用意を全く整へて、一聲の號令と共に桶の栓を外すや否や僅かに一分三十秒にて悉く注ぎ畢りたり、其の狀のすさまじさ其の光景の壯快さ到底身其の境に臨まざれば解する能はず一滴體に飛びかゝるとも直ちに肉の内にメリ込む如くたぎり立つたる湯の飛滴紛々たる中を縱横に飛び交ふ職工十數人之を指揮する余自身も亦實に戰場にも臨みたらんが如く鑄き上がるまでは吾身にして吾身にあらざるが如き感ありき、而かも斯くして鑄けたる銅像は不幸にして思ひしまゝの成績を見る能はず一時に注ぎ込みし勢にて模型を締めたる鐵の箍ハネて肩のほとりに一寸餘の吹き出しをなし從つて脚部に溶鐵のまわり方少なかりしぞ直ちに又三百貫の溶鐵を溶かして脚部に吹き足し漸く此の部分だけは完全ならしむるを得たり、左れど肩の吹き出しは如何すべき歟模型を取り除くまでは安き心もあらざりしが扨て愈々取除く段になりしに不思議にも吹き出しは吹き出しの如くに見受けられず却つて原型よりは肩の一層張りしめた老西郷らしき處を生じ委員諸氏の鑑定を請ひしに孰れも過が反つて功名となりしとて余も漸く心を安んずるを得たり、而して余は之を最後の製作として同日直ちに辭表を呈出し岡倉氏と共に今は此の美術院にて不相變好める道をはげみつゝあり、此の幕までには豐橋より依頼されし神武天皇の九尺像も完成すべければ重ねて來たまへ、又ゆる／＼御話申さん是ればかりは實地ならでは了解する能はざるもの故（文責は一に記者にあり、桂陵）

勝海舟翁の懷舊歌

木版に彫刻して本紙に收めたる勝海舟翁の懷舊歌「せめつゝみ御旗なびかしたけひしも昔は夢のあとなりにける」は翁が本社の請により特に揮毫せられたるものにして今日銅像除幕式場に代詠せしむる都合の由

（明治三一年十二月十八日、國民新聞第二六八五號）

勝海舟の死

（明治三十二年一月二十四日）

我が日本國民は、海舟先生に於て、實に歷史的人物を喪ひぬ。今や全國の人心、概ね新らたに逝きし大人を哀悼し、追慕し、昔を忍び今を詑びつゝある一時に於て。史眼の乾光に照らし、其の一代の功業、人格を評論せんと、固より至難の事たり。吾人豈に敢て之を做すと謂はん哉。

熟ら先生の生涯を案ずるに、略ぼ三期に區分するを得可きが如し。第一期に於ては、德川旗下の英俊勝麟太郎を見、第二期に於ては、幕政王政過渡の大經世家勝安房守を見、第三期に於ては、曠達靈活なる氷川の海舟先生を見る也。

而して其の一生を貫通して、超然獨步し、敢て他人の籬下に倚らず、敢て世の風潮に雷同せず、特種の見識を持し、自個の人格を全ふし。漫に第二流に落つるを屑とせざるに到りては、假令其の功業の語る可きなきも、亦た一世の人傑と謂はざるを得す。況んや維新開國の事業にして、若し個人に其の立役者を求めば、乃ち南洲西鄕翁と雖も、未だ先生を除外して、獨占する能はざるもの多きに於てをや。

人唯だ江戸城の讓渡を以て、先生の功最も多きに居るを知る。而して先生微りせば、幕府、薩長各々外國の勢力に引賞し乍ら外國の干涉に誘起し、亦た金甌無缺の獨立大帝國を、太平洋岸に見るを得ざりしや、未だ知る可らざる也。

先生が征長の破綻を彌縫するに際してや、廣澤、井上等の談判委員に說くに、印度の覆轍を踏むなからんことを以てしむ。先生が小栗上野介等の佛國の金と力とを假りて、薩長を打蠻せんとするの企謀を沮みたるも、又た幕府一たび此の如くせば、西國諸侯亦た英國の力を借る可きを慮かりたるが爲めなりき。若しそれ鳥羽、伏見の敗後、江戸城に於ける和戰の大評定に於て、先生が畢生の汗血を揮ひ、一意恭順せざる可らざるを論じ。而して死よりも苦痛なる一切の責任に衝り、敢て辭せざりし所以は、小にしては德川氏の血食を保つに意あり、江戸百萬の生靈を濟ふに心ありしに相違なかりしと雖も。其の大眼界は日本對世界の上にありしや、蓋し疑ふ可らざるに似たり。

餘子碌々尊王と謂ひ、佐幕と云ひ、壤夷を說き、開港を語

る。然も天下の大機は既に一變し、非常の事にあらざれば亦た濟す可らざるを知らず、而して主動的方面より、之を看破したるは、老西郷にして、受動的方面より之を看破したるは、海舟翁なりき。若しそれ一世の智勇を推倒する膽量と、活動の中心となり、萬夫の主長たる可き品性とに到りては、海舟固より南洲に及ばず。然も機を見て機を制し、敗局に處しつゝ攻守の勢を轉倒せしめ。獵犬に追はれたる鳥が驀然として、高飛し、却て獵犬の漫に勞するを嘲けるに似たるの機略と。總ての紛々擾々中より、能く大局を見、能く大勢を察し。敢て之に逆らはず、之を利導したるの聰明とに到りては、南洲豈に翁の敵ならんや。先生は徹頭徹尾自助の人なり、生れながらに金匙を口にしたるの人にあらず。福星は遠く先生の頭上を去りぬ。一たび少年にして、將軍家公子の側役となり、榮華の夢を見んとせし間もなく、乍ち公子の死去に遭ひ。更らに舊時に倍するの貧苦と戰はざる可らざるに到りぬ。而して此の貧苦窘厄の中に奮ふて、蘭書を讀み、遂ひに身を海軍に投じぬ。先生は固より一藝一能の士にあらず、然も此の鋭利にして意地惡き梟の如き目、刄の如き舌を以て、周圍を觀且つ評するに遲疑せざる。精若にして堅忍、成さんと欲する所は、遂げざれば息まざる。藤田東湖の僞英雄たるを見、佐久間象山の學究なるを見、横井小南の與に語る可くして、與に行ふ可らざるを見、之に諭すに其の道を以てすれば、鬼西郷も菩薩たるを見たる彼の出身の踏臺としては、恰當の選擇なりき。

彼は此れによりて其の錐尖を顯はす可き機會を作りぬ。而して一の機會を、百に利用するは、恰も彼の長技たりし也彼は之によりて幾多の外人と交際したり。幾多の世界的智識を取得したり。彼は之によりて日本全國の諸大名に知られ、諸大名は、喜んで彼の爲めに其の門戶を開きぬ。彼が島津齊樹と相知りたるも、亦た此による。彼は之によりて諸藩の士を其の門下に致しぬ。坂本龍馬の如きも、其の一人にあらずや。彼は咸臨丸の艦長として覺束なくも、太平洋を横斷なしぬ。彼は將軍家上洛若しくは歸府に際し、其の乘艦の指揮役として、之に接近したりき。惟ふに日本の海軍は、實に彼に負ふ所多かる可し。されど彼の海軍に負

ふ所は、更らに此れよりも多かりしならむ。
彼をして元治慶應の間に於て、嘗て脛一本の旗下待たりしに係らず、隱然一敵國の看あらしめたるものは、職として此に因らずんばあらず。然も彼の屢々倒れ、屢々起き、得意の日稀れに、失意の日多かりしに係らず、遂ひに百艱を排して、德川氏三百年天下の讓渡人となりたるは、運神の偏頗にあらずして、彼が自からの力による。若し幸運なるもの彼にありとせば、そは彼の交友の重なる佐久間、横井の徒か刺客の手に斃れたるに關せず。彼は彼等よりも時間に於て長く、場合に於て險はしく、戰場にあらずして戰場よりも生命に危險なる地を踏みたるに係らず、遂ひに其の生命を全ふしたるの一事にぞある。然も是れ或は彼か焦熱地獄中、冷氷の功夫を失はざりしが故にあらずして何ぞや戊辰の幕政王政交叉の政局は、彼の公生涯の絕頂なりき。敵中に友を發見し、危裏に安を覓得したる彼は、成算歷々として胸中にありき。此の事たる彼が期待したる所にして彼に於ては胸中に爛熟したる筋書によりて、其の狂言を演ずるに過ぎざりしなり。凡そ歷史上最も華麗なる對談は、孔明が孫權に勸めて、魏と絕たしめたる。李后がナポレオン大帝に說きて、侵地を還さしめんとしたる。近くは、チエールがビスマークに向て、獨佛媾和條約の條件を爭ひたる、實に其の例尠からず。然も海舟對南洲の談判の如く、三百年覇府の形見たる江戶城を、否な覇府彼自身を、猶兒を受授するよりも容易に、受け渡したるが如き眼醒ましきものありや。昔は松永久秀織田信長の爲めに茶鑵を要請せらる、愛して與へず。織田氏の兵志貴山城を攻むるや、久秀茶鑵を碎き火を天主閣に放ちて死す。明智左馬之介の阪本城を守るや、其の寶器を封じ、之に目錄を副して、秀吉に送りて曰く、是れ天下の寶、玉石俱に焚くを欲せざるなりと。

嗚呼海舟先生や、チエールの苦衷を以て、明智左馬之介の心事を行ふ。敵となり、味方となり、兩心相照らし、兩雄相許したる二個の歷史的人物が、其對手となるに於ては、實に超越的史劇の極點にして、日本歷史の存在ある限りは長へに詠懷欽賞せらる可し。德川氏末路甚だ落寞たりと雖も、此の歷史的最大快心の一事あり、其の三方ヶ原、小牧

關ヶ原を以て初まりたる歴史の巻を結ぶや、光焔萬丈と謂ふ可し。

明治維新の天下は、殆んど其の多くを幕末の遺材に求めて經營したりき。先生が如何に其の餘力を、維新政府に假したるか、而して其の幇助の概して健全且つ有効なりしかは吾人が呶々を要せざる所なり。されど先生に於ては、實に餘力に過ぎざりき。先生は已むを得ざる場合に於ては、聊か活動の方面に立ちしことなきにあらざりしも、概して傍評者の地位を以て、自から安んじ、自から樂まれたるが如かりき。唯だ勢を失へば虎も鼠となり、勢を得れば鼠も虎となり。薩長の子弟、皆な虎たり。幕末の群材概して鼠たるの場合に於て、先生は神龍の矯夭として狎れ近く可らざるが如く、古を撫し今を嘆じ、世を諷し俗を警しめ、赫々たる薩長の諸先進、概して弟子の禮を取り。

而して舊功の錄す可きを集め、舊人の救ふ可きを賑はし、後進の教を奉ずるものあれば、諄々として倦まず。時に殷憂を抱して天闕に達し、或は其の限りなきの興懷を吟哦に漏らし、老の將さに到らんとするを知らず。而して其の瞑目する頃刻に到る迄、世と相ひ關し、必らずしも過去にのみ生活せず、其の社會的呼吸は、能く當今と相通ず。獨り明哲身を保つの道を得たるのみならず、亦た實に興味多き利益多き、意義多き、餘生を送りたりき。縱令前三分の二の生活を除却するも、明治の高士傳中の人物として、先生は記臆せらるゝの價値なからず。況んや首尾相ひ救ふ常山の蛇勢に於てをや。

總じて論ずれば先生學問の本領は、人間學にあり。先生は人を知り、人を學び、人を思ふ。其の性質は甚だ複雜にして、其の趣味は轉た多角なり、若し衝突的の能力の並立共存するを以て、發達したる人間の本色とせば、先生は其標本と謂はざるを得ず。強情なれども調和的なり、堅忍にして却て執着せず。灑脫なるが如くして操持する所あり。先生は江戸兒なり、俠氣あり、血あり、淚あり、然れども德川家康的の辛抱強き所あり。德を以て怨に酬ゆるの雅量あれども、腹中亦た一片の鱗甲なきにあらず。されば先生の恒に言ふ所は、先生の能く行ひ得たるものゝみならず、亦た行はんと欲する理想をも兼ね含むことを忘る可らず。

先生自から知るの明あり、敢て人の統率者を以て任せす。故に先生を通して、同意見者あり、協働者あり、信友あり嘆美者あり、門人あり、されど一人の與黨なかりき。先生痛く黨派を爲するの害あるを認め、而して自から黨與を以て居らず。然も其の門戶を設けざるか、却て門戶の廣大なりし所以にして、凡そ先生の坐に出入するもの、世間の殆んと總てのものを集めたりき。先生は無用の用を解したり先生の眼底棄材なく、先生の腹中消化せざる物なし。先生は森にあらずして一株の大樹なり。老幹半空に蟠り枝葉空を翳す、就て其の蔭に憩ふもの幾百千人を知らず、先生をしてナポレオンの時にあらしめば、ターリランたるも未だ知る可らず。唯た先生は彼が如く陰險巧詐ならざる可し。先生をして德川家康の下にあらしめば、本多佐渡守豈に獨り其の帷幄の謀を專らにするを得んや。然も其大局の打算に於ては、先生寧ろ彼の上にあらむ。枉かるも折るとなく屈して能く伸び、大不自由の境遇に、大自在を逞ふす。而して自から知能を以て稱せず、至誠を以て金箴とす。先生の默契それ或は此にある歟。

（國民新聞第二千七百十三號、明治三十二年一月二十四日）

○

勝家失爵の通知

伯爵勝安芳氏薨去の處男子の相續すべきものなきを以て華族令第四條に依り華族の榮典を失ひし旨昨日爵位局より通知ありたりと、尤も生前慶喜公の十男精氏を養子としたれども相續人排除の手續をなさず而して其の相續人は嫡孫女なるを以て失爵の止むを得ざるに至りしなり

（國民新聞第二千七百十八號、明治三十二年一月二十九日）

○

海舟先生嗣子へ授爵

海舟伯の薨去と共に民法の規定に觸れ勝家が華族の榮典を失墜したるは止むを得ざることながら一般の遺憾限りなきことなりしが嫡孫イヨ子隱居養子精子相續の手續も濟みて　天恩優渥昨日午前十時宮中に於て爵記奉授式を行はせられ

特授伯爵　勝　精

特旨を以て華族に被列　勝　精

勝精氏幼年の故を以て德川家達公代つて參內し爵記を拜受せ

られたり（國民新聞第二千七百二十七號、明治三十二年二月九日）

第五高等學校の不敬事件

（明治三十二年二月十九日）

熊本なる第五高等學校にては去十一日の紀元節に教員學生等孰れも式場に整列し掛巻くも　御寫眞に向ひ拜賀の禮を執行するに際し獨逸語教師ドクトル、エンドマン、スデルフエルは如何なる所存にや拜賀の禮を爲ずして其儘式場を退出せしかば教員は勿論學生の激昂一方ならず同校長中川元氏は最も不容易の事件と爲し恐懼措く所を知らず事實の顚末を調査して直に文部省に報告し謹愼屏居引責の覺悟に及びける由なるがエルドンマも亦た當時頭痛の爲め心中錯亂して竟に敬禮を缺くに至れりこの謝罪狀を同校長の手許に出したりと云ふ

（東京日日新聞第八千二百四號、明治三二年二月十九日）

日本銀行の騷動

（明治三十二年三月一日）

日本帝國の中央金融機關に於て、斯かる紛爭を激起せんとは、我も人も豫期せざりし所なりき。抑も日本銀行の理事重役以下の山本總裁に對する反抗は、一轉して辭表となり。今や善後策は、我が財政當局者監督の下に於て、計畫せられつゝある可きが如し。吾人は總裁方や、辭職派方や、双方の是非を判斷するに先んじ、兎にも角にも斯る失態を、暴露せしむるに到りたるを遺憾と爲す。

我が讀者は、昨日の本紙に於ける双方の意見を詳讀せられたるならむ。若し雙方の申分此に盡きたりとせば、吾人は雙方に其の確執の理由太だ薄弱なるを見る。總裁方に於ては曰く、非山山の團體あり、總裁の手足を牽掣し、總裁をして傀儡たらしめんとしたりと。非總裁方に於ては曰く、我等の擁立したる總裁なるに、專制我儘の振舞ひあり、到底補佐する能はざるなりと。其の要約此の如しとせば、是れ何れも個人的問題にして、其の爭ひや君子なりと謂ふ可らず、抑も日本銀行には、川田總裁あり、東洋的英雄の資を負ひ、覇者の妙機と豪傑の權術と、交も相ひ行ひ。一方には鐵鞭を以て人を牛馬の如く驅使すれば、他方には財嚢を開き、位置を與へ、殆んど度外に人を用ひ、人をして鼓舞顚倒自から禁ずる能は

ざらしめたりき。されば川田時代には、一個の日本銀行、唯だ一個の川田ありしのみ。降りて岩崎氏に到りて、其の日本第一の豪富なる勢力と、經濟界に於ける多くの實歴と、更らにより多き經濟的政治的の緣故との資望を帶び、漸次に獨裁政治を變じて、合議制となし、以て內外に於ける日本銀行の信用を繫ぎぬ。而も優勢岩崎氏の如きも、外より壓迫し來りし力に耐へ得ずして、遂ひに强迫的の辭職に遭ふたるぞ餘儀なけれ。

如何なる事情によりて、山本氏が岩崎氏の後を承けたるかは、今回の騷動の原因を繹ぬるには、倔强なる材料なりとす吾人は雙方の語る所、自から符合するを見る。反對派曰く、緣もゆかりもなき異邦人を戴くよりも、寧ろ山本氏でも總裁となす可しと。山本氏は曰く、彼等は予を傀儡的總裁たらしめんとしたり、予は其の底意を知りつゝ之を辭せざりきと。若し果して斯る事情によりて出で來りたりとせば、山本氏たるものは、川田的の獨裁的鐵腕を以て、部下を統御する乎。然らざれば岩崎的合議否な更らに幾層も引き下り、合議と云はんより、理事以下の合議したるものを、執行する丈の窓位者となる乎、二者其の一を擇まざる可らず。吾人は山本氏が孰れを取りたるを知らず、或は一の場合には後者たり、他の場合には前者たりし乎。若しくは當分は後者たらんと欲せしも、其の堪忍袋が破裂せし爲め、其の默從的態度を一變したりし乎。吾人は之を知らず、亦た知るを欲せず。兎も角も山本氏の擧動が、擁立派の意志に慊らざりしは、今回の騷動を惹起したる因由たらずんばあらず。川田氏をして今日にあらしめば、勿論斯る事あるを得せしめず。岩崎氏あるも、亦た恐らくは然らむ。されば騷動の理由はあるにせよ、なきにせよ、善きにせよ、惡しきにせよ。山本氏の個人的勢力の日本銀行總裁たるに、不足なりしとは、事實之を證して餘りあるは、亦た爭ふの必要なきに似たり。山本氏たるもの宜しく猛省する所なかる可らざるなり。

然れども彼の辭職派の重立ちたる人々は、山本氏の如何なる人物たる乎は、其の役目向の交際上より、夙に之を知悉せざる可らず。彼等は之を知悉しつゝ之を推薦したりとせば、如何に山本氏の資望が不充分なるにせよ、若しくは其の總裁として多少の缺點あるにせよ之を補佐し、之を幇助し、國家

金融大機關の運用に於て、大過なからしむるは、彼等の責任にあらずや。彼等は僚屬として斯る責任を負ふのみならず、其の推薦者として、亦た責任を負はざる可らず。然るに其の己れに慊焉たりとて、直ちに一同申し合せ、辭職をなすが如きは、甚だ不穩なる、甚だ不秩序なる、甚だ見苦しき擧動と謂はざるを得ず。勿論彼等は徒黨を組みしにあらざる可し、同盟罷工にもあらざる可し。然れども十目の視る所、十手の指す所、實に誣ゆ可らざるものあり。吾人は彼等に對して、決して酷評を下だすの意なし。唯だ實業家として、特に秩序と、信用と、鄭重と、公義との府たる可き中央金融機關の重役の行爲としては、何となく壯士じみて面白からず思ふのみ

惟ふに川田時代專制の風潮は、漸次に反動を生じ、山本時代に到りて、其の總裁の貫目の不足なると與に、遂ひに下僚跋扈の風を馴致し、其の極點に達したる者なる可し。播くものは穫らざる可らず。吾人は川田氏の執權として山本氏が威權を振たる報ひの、覿面に其頭上に降り來りたるを見て、運命の奇なるに驚かざるを得ず。

何は兎もあれ吾人は財政當局者が、速かに後善策を施し、行員の動搖よりして、銀行其物の動搖を來たし。延ひて帝國財政の上に動搖を波及せしむるが如きとなからんとを希望せずんばあらず。吾人の見る所は此の如し、去るものは去らしめよ、留るものは留らしめよ、其の陷缺は速かに且つ公平に適當に補充せしめよ。

（國民新聞第二千七百四十三號、明治三十二年三月一日）

坂卷ヤスの死刑執行（明治三十二年三月三十日）

府下南葛飾郡小岩村大字上小岩三百四十七番地亡佐藤孫二郎妻坂卷ヤス（四十）が去る明治三十年四月三十日長男扇之助と共謀して夫孫二郎を絞殺せし被告事件に就ては同年十一月十八日東京地方裁判所に於て同人を刑法第二百九十二條に照し死刑に處し扇之助は本刑に二等を減じ有期徒刑十五年に處する旨宣告ありしが被告は此裁判に服せず控訴せしに昨卅一年十月四日東京控訴院に於て原裁判同樣の宣告を與へしを以て被告は更に上告せしも大審院は上告の理由なきものとして上告を棄却し爰に裁判確定せしを以て東京控訴院に於ては法律の規定に從ひ司法大臣へ一件の記錄を廻附し伺中の處一昨

日死刑執行の命令あり昨日遂に之を執行することゝなり被告ヤスは午前六時二十分鍛冶橋監獄署より引出され馬車にて市ケ谷監獄署に運ばれ典獄警察醫及東京控訴院檢事畔柳富五郎書記平川福馬氏等立會の上午前九時頃哀れ刑場一點の露と消へ果てたり當日鍛冶橋より引出され市ケ谷へと聞くや早や死刑執行を覺りて獄内を出づるを拒みたりしと云ふ

（東京日日新聞第八千二百三十六號、明治三十三年三月三十日）

黒田水精夫妻の最後（明治三十二年四月十四日）

電報により略記したる所を更に詳記せば黒田水精及同人妻華尾に對する死刑執行令狀は愈十一日司法省より名古屋へ送附せられしにより新田控訴院檢事十二日午前八時愛知縣監獄署に臨場千頭典獄叉看守長立會の上水精を監房より引出し典獄より改めて死刑執行の旨を告け白木綿を以て目隱をなしたる後八時廿七分絞臺に登せしが後十三分を經て全く絶命したり死屍は棺に收めて屍室に運び次で華尾を引出し九時七分同樣絞臺に登せしに十四分間にて絶命したりと、水精は監房より絞架に至る途中絶えず念佛を唱へ臺に登りて後も一寸待ちてよなどゝ云ひて頗る未練の擧動ありしが華尾は疾くより覺悟を極め居たるものゝ如く始より終まで十分落付き居りしと云ふ、獄内にて出生せし嬰兒廣致は同夜親戚の者出頭して引取りし由なるが廿日程前の事なりしとか華尾の母が監獄署へ面會に赴きし際華尾は母に向ひ死刑に處せられたる後は何卒此子の養育を賴むと懇願せしに母は其方の如き大惡人の子を引受けて第一世間に面目なしと斷然謝絶せしかば華尾も夫では決して賴みませんと言放ちて別れし由、尚數日前水精は同地裁判所へ宛て一通の書狀を差出し中に『さかりなる花の姿もちりはてゝあはれに見ゆる春の夕ぐれ』『花もちり春もくれ行く木の下にいのちもつきぬ入相の鐘』『南無阿彌陀助け給への其外は思ふもいふも迷ひなりけり』等數首の和歌あり、夫妻の法名にや『水精山院釋大信』又た『正覺院釋尼華正』と認めたるものありしと

（國民新聞第二千七百七十九號、明治三十二年四月十四日）

日本銀行 兌換券紛失顚末

（明治三十二年六月十四日）

先頃日本銀行に於て檢査の際未發行兌換券銀券五千圓紛失せるを發見したる由は疾く聞き込みたるも一は其筋に於ける犯人捜索の便宜を缺かんことを恐れたると他の一は斯る噂の閭巷に高くなり行く時は自然一般紙幣の授受に危惧の念を抱かしむるの處あるとを思ひ德義を守りて緘默今日に及びたるも最早世上の取沙汰する所となり獨り默して止まば却つて世の疑惑を增すを免れざる場合となりたれば本社は其の探尋する所の顚末を此に絮說せんとす

紛失の兌換券は所謂未發行豫備五圓銀券千枚の一括即ち五千圓にして之を發見したるは去る四月二十六日檢査局員が發行局附屬の金庫寅號に就き豫備兌換券銀行券十三萬圓を入れある千六百五十二號と番號打ちたる兌換券箱を開披檢査したる際とす、然れども保管嚴重なる金庫中這般の怪事あるべき謂れなしとて更に發行金庫兩局長立會ひ翌二十七日翌々二十八日に涉りて普く再檢査を行ひたるも遂に五千圓の不足兌換券は亡せて跡なし、又萬一各支店へ回送の際誤り混じたることもあらんかとて電訓して兌換券を檢査せしめたるも是れ亦些の相違なしとの報告に接し愈々紛失の事實を確め得たれば此上は猶豫すべきにあらずとて主任者より直に事の顚末を重役に訴へぬ、元來兌換券は番號より總裁、文書局長、金庫局長の印まで總て印刷局にて印刷し之を日本銀行に回送し同行は之を豫備として豫備兌換券函に入れ置き正貨又は保證準備を置きて發行し初めて世間に流通するものにして一枚の兌換券と云へども其れ相當の準備なくては發行し得ず又た既發行の分と雖も日本銀行に回收し來れば未發行の性質を帶ぶるものなり、去れば紙幣としては形式上未發行、既發行更らに異なるなし乍去紛失の紙幣は發行の手續上缺くる所あるを以て重役は應急處置として所謂未發行を轉じ相當の準備を置きて既發行と爲すの手續を取り且つ取り敢へず其缺額を補塡すると同時に高橋副總裁を以て兌換券紛失の事を警視總監に屆出づることゝなれり、依て警視總監は直に犯人逮捕に從事すると同時に日本銀行に命ずるに探索の便宜上極めて之を祕密にすべきを以てしたり是れ四月二十九日の事なり

既に右の如く愈々紛失の事實明かなるに於ては自然日本銀行に廻り來り犯人捜索の手懸りともなるべき譯なれば重役は本店主任者は勿論各支店出張所に向て紛失兌換券の番號を通知し其之を受入れたる時は十分出所を糺明して報告すべしと密訓したるよし以來本店出納局に於て各銀行を經て同收したるもの左の如く四十二枚、名古屋支店にて受入れたるもの一枚、損傷券として發行局に受入れたるもの一枚にして總數四十四枚に達し地方は名古屋支店に於て一枚を發見したるのみといふ

五月四日	中井銀行	一枚	
五日	第百銀行	一枚	同行傳馬町扱
同	東海銀行	二枚	萬世銀行受入
六日	帝國商業銀行	一枚	
八日	東京商業銀行	一枚	
同	安田銀行	一枚	
九日	安田銀行	一枚	
十日	東海銀行	一枚	
十一日	安田銀行	二枚	
同	第百銀行	四枚	
十二日	川崎銀行	一枚	
同	第三銀行	一枚	
十三日	川井久宣	一枚	京橋銀行扱
同	加島銀行	一枚	
十五日	東京商業銀行	一枚	
十六日	東海銀行	一枚	
二十日	三井銀行	二枚	
二十三日	麹町銀行	一枚	
二十五日	明治商業銀行	一枚	
二十七日	第一銀行	一枚	
二十九日	第二銀行支店	一枚	
六月一日	浪速銀行支店	一枚	
同	同	一枚	

（第百銀行封）

二日	安田銀行	一枚
同	東海銀行	一枚
同	同	一枚
	（本年一月日本銀行封）	
同	安田銀行	一枚
同	帝國商業銀行	一枚
五日	安田銀行	一枚
同	中井銀行	一枚
同	新潟銀行支店	一枚
同	川崎銀行	一枚
同	四十一銀行	一枚
六日	中井銀行	一枚
八日	第一銀行	二枚
十日	第百銀行	一枚

以上の椿事は果して何日の頃に生じたるかといふに至ては俄に推斷しがたしとするも元來右の兌換券は昨三十一年八月二十五日印刷局より受入れ同十月十日檢査局の檢査を經て嚴重に箱に封印を施して庫内に藏められ其後本年四月二十六日檢査の際までは開放したることなく而かも四月二十六日檢査の時に當り聊かだも昨年十月十日の封印に異狀なくして箱中五千圓の不足を發見したる次第なれば紛失の昨年十月十日以前に係るは殆ど疑ふべからず、加之本月一日東海銀行より受入れたる五圓兌換券千圓の一括は本年一月中の日本銀行の帶封あるものにして不思議にも其中より一枚の紛失銀券を發見したる事實（銀行家は互に帶封の儘にて授受すること敢て珍らしからずとす）に徴するも此紛失銀券が本年一月以前早く世間に流通せられたるは自から明白にして現に一月中一たび日本銀行に回收せられたればこそ後再び此回收を見たるなれ、然らば紛失兌換券は已に久しく世間に流通しつゝあるを想像するに足るのみならず現に日本銀行へ回收したる四十餘枚の兌換券に就て檢するも其揉め加減其手摺れ工合は少くも數月の間人手に渡りたるものと思はるとは鑑定家の均しく明言する所といふ

扨又金庫檢査の實際の有樣は如何と尋ねるに發行檢査兩局員立會全體の箱若くは或る部分の箱を開披して檢査し檢査の後は嚴重局長の封印を施すこと前の如くにして次の檢査に到

るなり、尤も兌換券とはいへ中々の重量なれば局員の手のみにては行届かず小使を使役して運搬せしむることなるが小使は兌換券の出し入れに付ては一切手を觸れしめざる例規のよし、而して既に一たび検査了り封印を施したる以上は如何なる仙術あるも一枚の兌換券だも取出し得べくもあらざるは無論とす左れば今回の椿事にして果して犯人を行内に見ることあらば恐くは検査已に終り再び銀券を箱中に藏め封印を施す迄の轉瞬間の出來事たらずんばあらずと推測せらる聞く、重役は既に先頃主務大臣に向て右の顚末を內々報告したるが來る八月の總會までには犯人就縛の望もあるべければ十分事實を明白にして銀行の損失補塡に付ては別に善後の處置を取る筈なりと

（東京日日新聞第八三〇〇號、明治三十二年六月十四日）

私立學校令

（明治三十二年八月四日）

豫報の通り勅令三五九號にて昨日公布せらる、先づ全文を左に揭ぐ

第一條　私立學校は別段の規定ある場合を除く外地方長官の監督に屬す

第二條　私立學校を設立せんとする者は監督官廳の認可を受くへし

私立學校廢止及設立者の變更は監督官廳に開申すへし

第三條　私立學校に於ては校長若は學校を代表し校務を掌理する者を定め監督官廳の認可を受くへし

本令中校長に關する規定は之を學校を代表し校務を掌理する者に適用す

第四條　左の各號の一に該當する者は私立學校の校長又は教員と爲ることを得す

一、重罪を犯したる者但し國事犯にして復權したる者は此の限に在らす

二、定役に服すへき輕罪を犯したる者

三、破産者は家資分散の宣告を受け復權せさる者又は身代限の處分を受け債務の辨償を終へさる者

四、懲戒に依り免職に處せられ二箇年を經過せす又懲戒を免除せられさる者

五、教員免許狀剝奪の處分を受け二箇年を經過せさる者

六、性行不良と認むべき者

第五條　私立學校の教員は相當學校の教員免許狀を有する者を除く外其の學力及國語に通達することを證明し小學校、盲啞學校及小學校に類する各種學校の教員に在りては地方長官其の他に在りては文部大臣の認可を受くべし但し專ら外國語、專門學科又は特種の技術を教授する教員及專ら外國人を入學せしむる爲に設立したる學校の教員は國語に通達することを證明することを要せず

前項の認可は當該學校在職間有効のものとす

第六條　前條の證明を不充分と認めたるときは監督官廳は本人の志望に依り試驗を施すことあるべし

第七條　私立學校の校長又は教員にして不適當なりと認めたるときは監督官廳は其の與へたる認可を取消すことを得

第八條　私立學校に於ては公立學校に代用する私立學校を除く外學齡兒童にして未だ就學の義務を了らざる者を入學せしむることを得ず但し小學校令第二十一條及第二十二條に依り市町村長の許可を受けたる兒童を入學せしむるは此の限に在らず

第九條　私立學校の設備授業及其の他の事項にして教育上有害なりと認めたるときは監督官廳は之が變更を命ずることを得

第十條　左の場合に於ては監督官廳は私立學校の閉鎖を命ずることを得

一、法令の規定に違反したるとき

二、安寧秩序を紊亂し又は風俗壞亂するの虞あるとき

三、六箇月以上規定の授業を爲さゞるとき

四、第九條に依り監督官廳の爲せる命令に違反したるとき

第十一條　監督官廳に於て學校の事業を爲すものと認めたるときは其の旨を關係者に通告し本令の規定に依らしむべし

第十二條　第十條に依る處分に對しては訴願法に依り訴願することを得

第十三條　第十一條の通告を受け第二條第一項の手續を爲さゞる者及第二條第二項の規定に違反したる者竝第十條に依り閉鎖を命ぜられたる後尙私立學校を繼續する者は五圓以上百圓以下の罰金に處す

第十四條　第三條又は第五條の認可を得ずして私立學校の校

長又は教員たる者及第七條に依り認可を取消されたる後尙私立學校の校長又は教員たる者は三十圓以下の罰金に處す情を知りて之を使用したる者亦同し

第十五條　第八條に違反したる者は二十圓以下の罰金に處す

第十六條　本令の規定は私立幼稚園に準用す

第十七條　文部大臣は本令施行の爲必要なる命令を發することを得

附　則

第十八條　本令は明治三十二年八月四日施行す

第十九條　既設の私立學校にして未た設立の認可を受けさるものは本令施行の日より三箇月以內に本令の規定に依り認可を受くへし

第二十條　本令施行の際現に私立學校の校長又は教員たるものにして引續き當該學校の校長又は教員たらんと欲する者は相當學校の教員免許狀を有する教員を除く外本令施行の日より三箇月以內に其の旨を監督官廳に開申すへし此の場合に於ては第三條又は第五條の認可を受くるを要せす

而かして右第十七條に依る文部省令第三八號にて施行規則を定むる全文左の如し

私立學校令施行規則

第一條　私立學校令第二條に依り私立學校設立の認可を受けんとする者は左の事項を記載したる書類に校地、校舍、寄宿舍の圖面を添へ監督官廳に申請すべし

（一）目的（二）名稱（三）位置（四）學則（五）經費及維持方法

前項第一號乃至第三號及校地、校舍、寄宿舍の變更は監督官廳に開申し第四號の變更は監廳の認可を受くべし

第二條　學則には左の事項を規定すべし

（一）修業年限、學年、學期、休日に關する事項（二）學科課程、授業時間に關する事項（三）試驗に關する事項（四）入學退學に關する事項（五）授業料、入學料等に關する事項（六）賞罰に關する事項（七）寄宿舍に關する事項（八）職員の職務に關する事項

第三條　私立學校令第三條第一項又は第五條第一項に依り私立學校の校長、學校代表者又は教員たるの認可を受けんとする者は履歷書を添へ監督官廳に申請すべし

第四條　私立學校令第六條に依り施すべき試驗は小學校、盲

啞學校及小學校に類する各種學校教員に在りては小學校教員檢定委員、其の他に在りては師範學校、中學校、高等女學校教員檢定委員又は文部大臣の特に選定したる委員をして之を行はしむ

第五條　私立學校の種類に依り別段に規定あるものは各其の定むる所に依る

附　則

第六條　明治十四年文部省達第十五號は本令施行の日より之を廢止す（國民新聞第二八七五號、明治三十二年八月四日）

女房を檻に入れて實家に送り込む（明治三十二年八月二十五日）

夏の牡丹餅と何とやらは犬も喰ずと云ふとかや尋常の嫉妬爭も時に取つては興あるべけれど是は又餘りと云ふべし、本鄕湯島天神町一の八十九、三露竹次郎（三十四）同キン（三十四）と云ふ夫婦あり、兩人が中にはタマ（四つ）と云ふ子もあるに何か不足か三日に經けず口論を爲して近所合壁も又かと知らぬ顏に過しけるが廿三日夜も例の喧嘩起りて理非孰とも分たねども竹次郎はキンを捕へて猿轡を嵌め荒繩にて括し上げ有合ふ大箱に詰めて釘付にし人足を賴みてキンの實家なる湯島新花町五十六、林行信方に遣したり、人足は運搬の途次此の人の箱を舁いで妻戀坂の派出所前を通り懸りしが見張の巡査心得ずと箱の中を覗き更に蓋押し開けば右の始末たるに直に竹次郎を本署に喚び出し種々說諭を爲したりと

（國民新聞第二八九三號、明治三十二年八月二十五日）

横濱未曾有の大火災（明治卅二年八月十四日）

燒失戶數約七千戶內外

開港以來未だ曾つて有らざる一大厄難は俄然橫濱を襲へり舊開外に於ける約四分の一、しかも內地雜居來繁昌の上にも繁昌を加へ殷賑の上にも殷賑を增し言はゞ漏手的利益を吸收すべき目貫きの地を擧げて一朝焦土たらしめ了んぬ、祝融氏の我が大々的貿易港に災ひする奚ぞ夫れ爾く慘にして酷なるや

火の手の擧りしは滿市人の未だ凉を水邊に貪ぼりつゝありし十二日の夜八時三十三分の頃なりき、伊勢佐木署の警鐘早くも人々の耳を驚かして火の光り雲井町一丁目邊より起ると見る間に頃日來吹きすさむだる西南の大風に煽れて見る中に大火となり素破といふ間に足曳町一丁目より久方町一丁目を舐めつくし夫より長者町五丁目より八丁目までの兩側を八丁目より九丁目までは其の片側に及ぼし賑町一丁目より若葉町一丁目の片側を、蓬萊町一丁目より四丁目迄（一、二丁目は片側のこる）を燒き盡くし尙ほ無遠慮に浪花町松ケ枝町の全部に延き又々進んで梅ケ枝町及び福富町三丁目の全部、別して伊勢佐木町のすべてより姿見町一二丁目吉田町一二丁目扨ては柳町の全部に至り、見易く云へば即ち西は火元たる雲井町、東は蓬萊町南は若葉町の區域內に猛威を逞ましふして漸くは頽火せしは明くる十三日即ち昨日の午前三時半、餘燼は東天紅を呈するの時に至るまで尙ほ仲々に其の影を絕ざりき今讀者の見易からんことを謀り項を分つて成る可く遺漏なく記し盡さんに先づ第一に記すべきは此の一大火災の種子をば蒔きたる火元にてあらん、扨て其の火元は何處にして其の原因は過失なる乎將た又放火なる乎

火元は何處ぞ、雲井町一丁目五番地の湯屋營業勝盛館事杉山辰次郎方なる裏の物置を以て之に擬するもの丶如し、然れども怎る時には得て起り易き風說子は此時に際して種々なる言を出すに躊躇せず、火消へて其の灰未だ冷かなる中早くもソーだソーでないなどの噂さ千百啻ならず、其の中の一つは火元を以て杉山方に非ず其は其の裏隣りなる某家（姓名は遺憾ながら聞き洩せり）也、某家は元來所謂博奕宿にて當夜も一六勝負に餘念なきの餘り知らず知らずの間にランプを顚倒し終に此の一大災厄の種を醸せしともいひ或ひは同家にて夫婦喧嘩を演じ其の極ランプをひつくりかへせしなりともいへり其の何れか眞いづれか僞なるは遠からずして判明なるべけれど要するに其の火元爭こと或ひは後日の問題ともなる可けれ兎に角放火には非ずして過失なることは之を其筋の人の認する所に徵するも之を當時を實見せし某々等の說に見るも將た又之を道路の風說にトするも恐らく間違なきもの丶如し、

次に報ずべきは

燒失戸數の總數なり、昨日午後五時頃迄には未だ何町は何

戸、何町は何戸といふに至る迄の精確の調査は警察部其他にても未だ明瞭たらざれど概數は之を報じて三千九百餘戸といへり、然しながら爰は是れ一戸を構へしものにつひて調査せし數にして抑も罹災の地たる一戸、中に二戸乃至三戸を構ふるもの多ければ若し之を加ふれば約七千戸内外に及ぶべしと其筋の人は物語れり、何れ精確なる戸數等の探報は探り得次第一刻も早く讀者の目に觸れしむるに努めむ

扨て又燒失中の

重なる建物　は如何に先第一に指を伊勢佐木警察署に屈すべく學校には吉田、福富、三省の三學校あり、社寺には羽衣町の辨天社、梅ケ枝町の本願寺出張所、高田派本願寺出張所長者町八丁目の清正公(淨清寺)あり、又た劇場には蔦座、勇座、羽衣座の三座あり(横濱の劇場是に於て乎只だ港座の一つを餘すのみ)但し伊勢佐木署にては類燒の厄にかゝりしのみならず一旦とり出したる緊要書類の大半は終に之を烏有に歸せし由なるが七八人ありし拘留人は無事なりしといふ、又た福富町なる郵便支局も是又同じく灰燼に葬られしも郵便物丈は異狀なくして濟みしと聞けり、又

死傷者の數　に付き昨午後五時半頃までに分明し居る分をあげんに死者の數は約十二名にして其の氏名と其の燒死せし場所等を記さんに尤も人をして酸鼻に堪へざらしむるものは伊勢佐木町の劇場蔦座の燒け跡に算を亂し居る五人の骨のみなり、骨といへど骨の全部を存するに非ず餘す所は只是れ黑焦げに焦げたる五個の頭と脊髓とあるのみ、而して同座の關係者にして目下其の蹤跡を失せしものは

座主齊藤長次郎(六十七)雇人田邊熊吉(四十二)同人妻ミネ(年齡不明)同森川安太郎(十九)同樋口伊三郎(十九)同渡邊圭二郎(二十七)同竹內德二郎(五十四)同片山某(年齡不明)の人名にして內座主と片山とは他處に在つて燒死せしか將た又萬死を一生に得しか其邊未だ分明せず兎に角五人の人々は此座の猛火の中に葬られしものゝ如し、又是を外にして伊勢佐木町四丁目十九番地の中に黑こげとなつて死し居りしもの四人あり、其は

北仲通六十九番地天野角太郎(明治八年生れ)●伊勢四丁目十九番地(即ち燒死の地と同番地)岡田七次郎(安政五年生れ)●神奈川縣下橘樹郡横山長吉(二十)及び和歌山縣人中

西千代之助(十年九月生)
にして內中西は當夜北仲通の宿屋天野角太郎方の宿泊人なりと、又た火災當時家財を出さんとして猛火にまかれ大怪我を受けて十全病院に入院なし一昨曉五時頃治療の効なく慘死を遂げしは
長者町六丁目五十九番地廣瀨巳之助(三十七)
にして此他にも焦熱地獄の大叫喚中に葬られしもの尙ほ尠なからざるべし、又た負傷者の如きも警官及び消防夫等を始めとして大小幾多の傷をうけしもの是亦多かるべしと雖も紛擾の際とて調査につとめつゝある其の筋の調べも未だ其の何人なるかを報ずるを得ず、いづれも細探次第死者の數とゝもに之を報ずることゝなさん、但し壽町署にて手當を施せし負傷者の數は約七名なりし然れども是一二を幾十の中より救ひ得ざりしならむ、然るにても元は一燭火に過ぎざりし火勢をして警察機關や消防機關のなき地なれば卒ざ知らず其の之れあるに拘はらずして恁る大燒原を生ぜしめし重なる原因は其も何れの處にか有る是れ
給水とポンプの不足、に因するといふの外なし、何を以てか之を言ふ同市の水道たる先頃來の水涸れの爲め給水時間に午前は五時より七時まで午後は六時より八時まで前後二時間づゝの制限あり、而して其の給水時間に少なくとも五六十分を用せるが爲め折角の防火的一大天然利器も當座の間に合はず又ポンプの如きも平素水道敷設行屆き居りてイザ出火といへば各町々の供用水水管にポンプを仕掛けて消防に從事するが故に從來同市に大火を見ず概して二三戶の燒失に過ぎずして鎭火するが常なりければ川水を利用すべき蒸汽ポンプとては伊勢佐木町警察署に一臺と元居留地備附の二臺ありしのみなるが水道給水の不充分なりし今回の火災に際し肝腎なる伊勢佐木町警察署備附のポンプは破損して用に堪へず各消防署に備附けあるポンプは水道給水管に仕掛けざる以上は用を爲さず有り餘る川水を利用して消防すべきは元居留地のポンプ二臺のみなりしが故に出火の始めより凡そ一時間は猛烈なる火勢に任せて燒失せるを見つゝあるのみにて如何とも手の付けやう無く漸やくにして水道事務所の給水口を開きたる頃には火の手八方に燃え廣がりて終に斯る大火を見るに至りたるなりと
(東京日日新聞號外、明治三十二年八月十四日)

市街鐵道

市電となる

(明治三十二年九月二十三日)

市街鐵道は市有に決す

昨日の市參事會は松田市長、朝倉、佐藤兩助役、及參事會員安川繁成、石垣元七、稻田政吉、鈴木信任、田口卯吉、芳野世經、高山權次郎、長谷川深造、立田彰信九氏(星亨、鳩山和夫、澁澤榮一の三氏缺席)出席にて午後二時半より祕密會を開き松田市長より市街鐵道に對し東京市は如何なる態度を執るべきやを議題としたるに鈴木信任氏は市會は既に市有說を可決し內務省に出願したる程なれば今更ら之を兎や角云ふべきものにあらず無論市會の決議を遂行すべきなりとの發議を爲し七名(市長助役を除き)贊成者ありしが稻田政吉氏(外一名)は之れに反對し協議會迄も開けることとなれば協議會へ出すべき議案を調査すべしと主張せしも結局鈴木氏の市有說多數にて內務省より諮問に接したる時は其時に調査することとし參事會は飽迄も市會の決議を重んじ市有說を固執することに決し四時散會せり

市街鐵道と市會の態度　市街鐵道問題は東京市民公共の利益に關する大問題にして之れに對して東京市會が是迄如何なる態度を執り來りたるかは大に注目すべきことなれば左に其大略を揭げんに

三十年十一月二十九日の市會に於て利光鶴松、峯尾勝春氏は長谷川泰外十五名の贊成者を得て監督官廳へ左の意見を提出するの建議を爲し

我東京市內に於て一日も速かに交通機關完備を要するは今更喋々を要せざる所なり然れども其速成を望むが爲めに交通機關其物の撰擇を誤るが如きことありては實に一大事と云はざるべからず頃日來の風說に依れば我東京市內交通機關としては蓄電池式電氣鐵道を許可せらるゝことに內定せられたるやに傳ふ果して然るに於ては之を許可する前に當て一應當市會に諮問せられんことを望む(以下略す)

利光氏は更らに其理由を述べて曰く

政府が東京市內交通機關として蓄電池式電氣鐵道敷設を許可することに內定し府知事は內務大臣の內諭を受け既に某々等數名に或る條件を示して其出願を促せしやに傳聞せり事業

より道路の風說に過ぎずと雖ども若之れを信なりとせば當市會を無視したるの甚だしき者と云はざるべからず、本市が莫大の租稅を投じて經營するの道敷を專用するに於て市內交通機關の撰擇は事の善悪に拘らず市民の利害に直接至大の關係を有す、然らば則ち先づ以て市民の代議機關たる當市會の意見を徵するは條理の當に然るべき所なればなり、萬一途に傳ふる如く或種の魂膽より當局有司の獨斷を以て之れが敷設を許可せらるゝ時は本市に取りて由々しき大事なりとて其は或魂膽より出たるものにて某政黨員等が電氣株を數多所有するよりしても明なり、此魂膽の犧牲に供せらるは忍びざるなりと攻擊せり

當日又故佐久間貞一氏は朝倉外茂鐵村上耕一郎石垣元七田中新兵衛外六名の賛成を得て市內交通機關は市の營造物として本市專ら敷設せんことを欲するに依り市參事會は孰れの方法を以て利あるとするか經濟の點等をも併せて取調べ本會へ報告せよとの建議を提出し滿場一致を以て之を可決したり其後市參事會は三十一年六月六日の市會に左の議案を提出せり

東京市內交通機關たる市街鐵道は本市に於て敷設するを便利と認むるに付之れが敷設權の許可を其筋に請願するのとす但該鐵道線路は別紙圖面の如く假定し其敷設方法及採用すべき方式等は目下調査中に屬するを以て追て之を議決し其筋へ追申すべきものとす

此議案は委員附托となりしが八月廿四日の市會は委員報告(原案通り)を可決し市長は直ちに內務省に出頭を爲したり、內務省よりは尙其方式を定め設計及收支豫算を出すべしとのことにて市參事會は更らに十一月二十一日の市會に向つて

方式は空氣壓搾鐵道となし十ケ年間に敷設する事及其工事業は市公債を募集する事

の發案を爲し滿場一致を以て原案を可決したれば二十九年以來東京市は始終市有說を固執し來りたるが去六月の半數改選に依つて新撰議員二十一名を出したりと雖ども其他の三十九名は勿論當初市會の決議たる市有說を主張し其責任に掛けても前議を重ずべきは當然なりと云ふべし

(國民新聞第二九一八號、明治三十二年九月二十三日)

日本最初の水族館 (明治三十二年十月六日)

淺草公園に建設せられたる水族館の概略は前號紙上にも掲載せしが館は觀音堂の裏手なる不動跡の空地に新築せられたるものにて建坪百坪ばかり其の內部觀覽者の通路は特に巖窟を穿ちたるものゝ如くに塗り全體の構造は中央に大なる貯水槽を作り其の外部に魚曹を廻らし魚曹の外面を厚玻璃張りとして巖窟模造の通路より游泳自在なる魚族を觀覽せしむるものにて魚槽內にはセメントを以て作りたる巖石を多趣多様に排置したれば略ぼ水中の消息を彷彿想像するに堪へたり、又陸地に近く棲息する魚類を放養する爲め設けたる槽中には粗朶を植えたるなど又重立ちたる魚の圖を描き名を書して魚槽の上に揭ぐる設備をなしたるなどの注意の多少學術的性質を有する觀場に適應せり、館中最も多くの費用を要したるは貯水槽にて地を掘ること一丈ばかり其の底及び四側共にコンクリート、セメント等にて十二分堅固に築き凡そ九百石の海水を貯はへ喞筒の作用にて之を高きに上げ各魚槽に分配し魚槽にて汚穢物を混じたる水は濾過槽に入り再び清淨なる海水となりて貯水槽に歸る（尤も內部の構造は觀覽に供せず）魚槽は十六なり、各々深さ五尺餘にして其の外面は厚一吋長さ約十呎の玻璃板（白耳義製）を以て張り其の一は游泳する魚の腹部を示す爲め特に高處に設けたり、先日來試みに放ちて既に好成績を得たる魚族は

一號室　タカノハ、カサゴ、メバル、ニザ
二號室　タイ、カスゴ
三號室　ミノカサゴ、ブダイ、カンゴフタ、キウセン
五號室　アカメフグ、トントキダイ、エビ、マツカサゴ、シヤウサイフグ、ヲマンブ、ネシヤウベン、ネギゴンズイ（軍隊魚）
六號室　スヽキ、メイチ、アヒゴ、メジナ
七號室　クロタイ、セイコ、コチ、カレイ
八號室　シマイヂ、カンパチ、マアジ、メアジ、ウマワラハキ、カハハギ
九號室　サヽウヲ、イシダイ、タイマイ、サヾエ、ガニシイガイ、ホラカイ
十號室　アカハダ、クロハタ、サンコチ、ホウボウ、カナガシラ、メバル
十三號室　ウツボ、アテゴ

十四號室　イソギンチヤク、カサゴ、サンコチ
十五號室　アカウヲ

等にして此の種類は季節により多少交代せしむる豫定なりと創設者は太田實氏にして氏の語る所によれば魚槽の設計は注意に注意を加へたれども果して生魚の棲息に適するやの一事は最初よりの苦心なりしが今日までの經過によれば好成績を得たるが如し、運搬の途中傷つきたるもの及びナイフを以て特に傷つけたるもの等を試驗の爲め放ちたるにこれも亦た好結果を得たるが如しと、觀覽に供せざる內部には別に二個の保險槽あり魚族の病院とも云ふべきものにして元氣を失ひたるものを收容し鹽分多き水を烈しく注入して回復の治療となす（記者が案內を乞ひたる時は海蛇など此の病院に收容せられ居りたり）普通の魚槽に充たす海水は比重〇・一五六位なり、扨て以上の如く準備も略ぼ整ひたれば八日晴天を期して開館式を擧行す、爾後每日開館し大人五錢小兒三錢と定めて一般の觀覽に供すること淺草公園第六區に數多き觀場の如くなるも其の設計及び魚類の採收等には大學教授諸君の補助もありたる由なれば普通の觀場と同一視すべかざるは勿論にして其の規模小なりと雖も日本最初の水族館たる名譽を有すると共に其の成功は又餘事ながら荒唐猥雜なる淺草公園の觀場區に學術的空氣を注入することあらむ

（國民新聞第二九二八號、明治三十二年十月六日）

輸入禁止令

（明治三十二年十一月十九日）

豫ねて報せし通り十八日の官報號外勅令四三四號を以て、「內務大臣は傳染病豫防の爲必要と認むるときは命令を以て物件の種類を限り輸入を禁止することを得」と公布し且つ同附則に「本令は發布の日より之を施行す」とし同時に內務省第五四號にて「ペスト」豫防の爲當分の內印度、清國諸港、香港及臺灣より襤褸、古綿、古著類、古紙類、古革皮類、古羽毛類の輸入を禁止す」と發令し是れも「本令は發布の日より之を施行す」と附記せり

（國民新聞第二九六四號、明治三十二年十一月十九日）

〇

輸入禁止令

豫報の如く昨日の官報號外を以て左の勅令及省令公布せら

れたり

朕傳染病豫防の爲物件輸入禁止に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名　御璽

明治三十二年十一月十七日

大藏大臣　伯爵　松方正義

内務大臣　伯爵　西郷從道

勅令第四百三十四號

内務大臣は傳染病豫防の爲必要と認むるときは命令を以て物件の種類を限り輸入を禁止することを得

附　則

本令は發布の日より之を施行す

内務省令第五十四號

ペスト豫防の爲當分の内印度、清國諸港、香港及臺灣より襤褸、古綿、古著類、古紙類、古革、皮類、古羽毛類の輸入を禁止す

本令は發布の日より之を施行す

明治三十二年十一月十八日

内務大臣侯爵　西郷從道

（東京日日新聞第八四三四號、明治卅二年十一月十九日）

◇

未成年者喫煙禁止法

（明治三十三年三月八日）

第一條　未成年者は煙草を喫する事を得ず

第二條　前條に違反したる者あるときは行政の處分を以て喫煙の爲に所持する煙草及器具を沒收す

第三條　未成年者に對して親權を行ふ者情を知りて其の喫煙を制止せざる時は一圓以下の科料に處す

親權を行ふ者に代り未成年者を監督する者亦前項によりて處斷す

第四條　未成年者に其の自用に供するものなる事を知りて煙草又は器具を販賣したる者は十圓以下の罰金に處す

附則

本法は明治三十三年四月一日より之を施行す

（國民新聞第三〇五三號、明治三十三年三月八日）

始めて宮中に電燈を設置す（明治三十三年三月十三日）

先年電燈線より議院の火災に罹るや電燈線の危險を感ずる處より宮中に於かせられても電燈を御見合せとなりしが近々宮中に於かれては東宮殿下御結婚の御大典を擧げさせらるゝに付ては是非共相應なる點燈なかる可からざるに付き種々の詮議あり各專門家をして十分調査せしめられたるに或は歐羅巴の宮殿中には多く電燈の危險を避けて他の光燭に依賴するの例を引き我が宮殿も電燈以外に於て適當なる設備を要すと議し或は電燈の危險は容易に豫防し得べければ是非とも電燈にせざるべからずと陳ずるありしが審議を盡したる上、十分火災を豫防し得べくんば宮中にも電燈を用ゐられさせ不可なるなしとの說多數を占め遂に近日中には試みに一と通りその設備をなすこととなり其の材料は總て新しき者のみを取り決して間に合せの物を用ゐず其の機械の如きも極めて最新優良のものを輸入する筈にして宮城內の或る一處に特に宮中に送電する發電所を新築し而かして普通の電燈線は大抵天井の上に引き居れど是れは危險なりとて何人にも其の發火を認め易からしめんが爲め天井の下に引くの設計を立て且つ燃燒質の場所を通ずる時は必ず陶管を設け此中に電線を引入るの方法

を取り斯くする時は宮殿内の御裝飾を傷ふの患もあれど是れは電線の目立たぬ樣に致し線を包粧するものも御裝飾に同じ色を用ゐると云ふ如き其の意匠を盡すことに於て點火の御場所の如きも今度御大典御擧行に就き關係ある正殿、豐明殿、鳳凰の間、南溜り間、北溜り間とし正殿は御大禮を擧げさせらるゝの御場所にして豐明殿並に南北溜りは大夜會の御場所鳳凰の間は拜謁の御場所なりと漏れ承る其の御起工は本月未にて御竣工は四月下旬なり御點燈は四月廿四五日頃より始まる由而して主任は堤內匠頭萬事を支配し內匠寮技師某々それが主任なるべしと雖も遞信省技師某々亦其設計に與かり居れりと　（國民新聞第三〇五七號、明治三十三年三月十三日）

匪魁簡大獅の死刑　（明治三十三年四月一日）

匪魁簡大獅の死刑宣告　のことは電報により報ぜられしが今公判の模樣を記さんに同公判は去月二十二日午前九時臺北地方法院に開き土屋判事先づ簡大獅に向ひ住所氏名年齡を問ひ後淺野檢察官は簡明に其の罪狀を擧げ彼れが數百人の棟梁となり北山に據つて以て官軍に抗敵し良民を苦しめ財物を掠奪したるものなれば匪徒刑罰令により處分すべきものなることを述べ判官は其の部下の數と小匪首の名を聞きたるに部下は四五百名を有したるが匪首の名は悉く忘却せりと答へ尙判官は艋舺辨務支署長中川淸が取調べたる際に答へたる匪首の名は相違なきやとの問に其の何れが先きに發砲したるやは記憶せざるも部下を指揮して官軍と鬪爭したるに相違なしと答へ其の判官の問に對しては唯一の非認する所なかりしかば判官も被告の罪狀について格別些細の審問をなすことなく全く事實の詢問を総れば淺野檢察官は被告に死刑を宣告するは當然なる所以を論告し且つ先きには盧阿爺の死刑判決確定し今又簡大獅の捕拿を以て本島北部の匪魁既に全滅に歸したれば之より幾許の小匪は將に跡を收むべしと附言したり、斯くて被告は檢察官論告の譯述を聞き謹んで其旨を諒し且つ曰く若し再び許さるゝを得ば敢て功を立て以て其罪を償はんを期す最後に望む所は唯一つあるのみと述べ官撰辯護士川瀨周次氏は檢察官の論告に對し被告が公廷の答辯及一件記錄により三十一年十月廿八日の戰鬪は寧ろ官軍より戰を挑みたるの形跡

ありて被告は勢ひ正當防禦の手段に出でたるものなり、其他犯跡を認むべき事實なしと辯論して無罪を主張したるが土屋判事は暫時休憩を命じ數分間にして再び開廷し被告が三十八年十月廿八日の戰闘に於ても豫め用意する所ありて決闘したるは當時第八大隊長馬渡少佐の報告書等に由て證憑充分なり且つ彼れが歸順後尙は暴行强迫を以て人の財物を掠奪するの目的を以て多數の部下を叫合し各所に侵掠せしめたる事跡は著明にして是亦掩ふ可からざる者あり依て死刑を宣告すと言渡し閉廷せしは十一時二十分なりしと

(國民新聞第三〇八三號、明治三十三年四月一日)

放火殺人鬼 芳越忠吉 (明治三十三年五月五日)

捕物帖

警視廳第一部第一課武東警部の主任にて配下押川刑事共衛に當り苦心經營屢々蹉跌せんとして微かの燈光を辿り六ケ月の日子を費やして遂に犯罪者三名を捕縛したる顚末を今聞くがまゝに詳記せんに

△發端 昨三十二年八月廿四日夜荏原郡大崎村大字桐ケ谷二百九十四、運送業久保池德太郎(三十二)方一人の强盜押入り德太郎を脅迫して金二圓十錢を奪ひ逃げ去らんとするを德太郎は見すくヽ取られしを殘念に思ひ賊の隙を見透し組みつかんとせしが反つて賊の刄に罹り頭部其他數ケ所に重傷を帶び翌二十五日東京病院に入り種々治療を受けしも甲斐なく遂に死亡したり、是れ當時の紙上に記したる處

△探偵着手 斯て右の次第所轄品川警察署より電報を以て警視廳へ通牒ありしかば武東警部は押川、大曾根兩刑事に犯人搜索の事を命じ兩刑事は直に桐ケ谷なる久保池方に出張し篤と現場を檢べしに遺留品として半紙四折一帖麻裏草履一足及絞手拭一筋を見出したりしかば兩刑事は普通の探偵の方法に據り先づ半紙麻裏草履手拭等を所持し居るは多く遊び人か左なくば破落戸の類ひならんと認定し此の方針を採つて探偵の進行を始めたりしも一向に手がゝりを得ず殆んど五里霧中に彷徨し數日間は空漠苦心の淵に沈みつつありしが爰に一つの端緒とも云ふべき者を見出したり其は

△芳越忠吉 と云ふ者にして同人は芝三田四國町二番地に昨年六月廿日より獨身にて世帶を持ちたるが原籍は荏原郡大崎

村大字下大崎百七十六番地にて年齢は三十前後、二十二三頃より放蕩に身を持ち崩し博徒の群に入り二十二年六月中窃盗犯にて東京地方裁判所より重禁錮五月監視六月に課せられしが廿五年八月同犯にて重禁錮一年監視六月、三十年二月同重禁錮二年監視八月に處せられ卅二年二月十三日出獄し監視を芝二本榎西町二、實父芳越徳次郎(五十七)方にて受くべきに事故ありて前記四國町に引き移りたるものなるが同人は博奕を好むのみならず三十二年七月中旬より品川歩行新宿八十二貸座敷喜國樓事大竹藤助方の遊女總吉に馴染を重ね爾來殆んど七十餘回も通ひ詰めたりとの事に押川刑事は同人は前科もあり又被害者久保池とは同村の事なれば或は此者の所爲には非るかと大いに疑ひを懷き其の擧動に注目し傍ら被害者の妻ムメ(二十六)をして同人を見せしめたるに賊の人相に酷似したりとの答を得たるが何分確かなる證據なき故手を下し兼ね只管其の行動に注意し暫くは遠攻の方法を取り居りしが十月も去らんとして端なく新事實こそ起つたれそは喜國樓の總吉が突然逃亡せし事是なり(つゞく)

(國民新聞第三一一一號、明治三十三年五月五日)

△總吉忠吉の逃亡　押川刑事は殆んど手を下す所なく月日を送る內端なくも聞込みしは忠吉の買馴染なる喜國樓の遊女總吉が十月一日突然逃亡したることにて翻つて忠吉住家を探れば是も殆んど同時に家財を引括めて姿を隱したるより押川刑事はさてこそ彼等の身に暗き所あつての所爲ならんと大に探偵の緒につきしを喜び總吉忠吉が當時の行動を探れば忠吉は十月一日夜に入つて總吉が許に通ひ十二時頃歸りしに頓て大引となり總吉は裏口非常門より逃去りたること分り且つ二人が間は深く相契りたるものと見え總吉は忠吉の爲裲襠曠着等も典じ盡し逃亡の際は單物一枚にて喜國樓を逃げ出でしと分りければ無論彼等は共に一家を構へたるに相違なしと其の行衞を尋ねしに更に目星しき報を得ず依りて他の方面より手を付くるに如かずと前科者の中にて忠吉に懇意なる者はなきやと調べしに爰に宇都宮市石町三十六、大工職五月女松太郎(二十九)と云ふが有りて廿五年中窃盗にて重禁錮六ケ月監視六ケ月、同廿七年四月中東京地方裁判所に於て同科により重禁錮一年監視六ケ月、三十年三月中同じく重禁錮二年監視十ケ月に處せられ忠吉と共に市ケ谷監獄署にて同監し三十二年

十月廿七日出獄し原籍地にて監視執行中なるが同人は忠吉とは非常に懇意なる間なりしとの新事實を得たるより忠吉は總吉を伴ふて或は該地に潜伏し居るやも知れずと押川刑事直に同地に出張することゝなりたり。是れ十二月十六日なりき。斯くして押川刑事は同地に赴き取調べしに松太郎は早く監視を違犯して逃亡して今に行衛すら判明せぬより刑事は大いに望を失ひすご〳〵歸京し十九日午後二時頃上野停車場に着して頓て廣小路を來懸りしに見るともなしに目に留りしは廿八九の男が廿一二の女を携へて萬世橋に向け行く後姿なるが其の素振りの何となく只人ならぬに刑事は急ぎ足にて行過ぎ二人が面を能く窺へば豫て聞及びたる忠吉と總吉の人相に恰當するより直に兩人を取押へて警視廳に引致したり

△總吉の素性　其れより武東警部主任となり取調べに從事せしが何しろ忠吉は只ならぬ犯人なれば容易に口を切るまじと先づ總吉によりて取調べしに同人の言には妾は元神奈川縣三浦郡浦賀町島崎テフ次女クヲ(二十二)にて去三十三年五月中六ケ年の契約にて前借三百五十圓にて喜國樓に身を沈めしが卅二年七月以降芳越忠吉が登樓し氣合の合ふ所より末は夫婦とまで約束をなしたれども忠吉とても懐中温かなる身にあらざれば落籍など思も寄らず遂に驅落の相談となりしが何分これまで忠吉の爲めに目星しきものは入典し單物一枚にて差支ゆる故何うしたらよからんと忠吉に謀れば忠吉我れ好きに謀らうべければ安心すべしとて逃亡の方法を授けられ十月一日夜人の寢靜まりて後密と裏の非常門を開くれば牒し合せし如く忠吉の弟鈴木三吉及同人妻とが衣類と帶を用意して待ち居りしより手早く之を纏ふて三人連れにて御殿山下に出で之より辻車に乘り忠吉の伯母に當る淺草千束町二ノ二百五十、飯田フサ方へ赴き此家に爲すこともなく廿日ばかり厄介となり忠吉に伴はれて愛知縣愛知郡稻葉地村に至り博徒の猪飼瀧三郎方に身を寄せ廿日ばかり滯在してゐる中十一月十八日の夜十二時頃忠吉は丸裸となり他より戻りて妾の寢て居る座敷に入り腕組をして頻りに思案の體なる故妾は起きてどふしたんですと聲を懸けしに今夜博奕に負けて此の通り裸にされたと答へ軈て寢に就きしが翌朝同村の博徒姓不明榮三郎と云ふが尋ね來り瀧三郎忠吉と其男と三人にて密々と噺を爲すにぞ何事ならんと耳を欹つれば榮三郎は小聲にて此處に永く居ては

探偵が厳重なれば今の内名古屋へなりと立越したる方宜からんと云ひ忠吉之に同意したる様子なりしが夜に入つて忠吉は右の二人より糸織羽織小袖二枚を細ぐけ博多帯及金十圓を與へられ忠吉は之を着し其日忠吉と妾とは瀧三郎に暇を告げて立出で名古屋に赴き禰宜町旅店中村屋方に投宿したのが其夜七時頃忠吉は賭場に行くとて出で行き午前二時頃旅店より凡そ一町程離れたる處に出火し其の最中に忠吉は宿屋に戻りて寝に就き夜明けて八時頃なりし突然五月女松太郎が尋ね來り其日は終日何事か密々話に暮し午後六時頃に至りて二人の話の間に長居しては剣呑だから兎も角も出立した方がよからうとの言葉も聞かれしが尚投宿して廿五日頃忠吉松太郎及妾は共々に該宿を出で三州岡崎に至り旅店大桝屋に宿泊したり、其時提鞄の中に一尺二三寸の短刀の入り居りしを同家の女中が認めて俄かに宿を斷られ其家を出しは丁度夜の十時過ぎなりしが田舍の事とて最早他の旅店も店を閉ぢたれば夜行するの外なしと豐橋をさして赴く途中松太郎は大便を催したりとて路邊に入り妾等は先きにブラ〳〵と歩き居たるに松太郎は如何にせしや道にはぐれたり、其れより忠吉と妾とは豐橋に着し旅店に入りしが後にて忠吉が探り得たる所に據れば松太郎は同夜密行巡査に出會し提鞄の中の短刀を怪しまれ豐橋警察署に引致されたりとの事なりしが忠吉の言には斯ばかりのことに言譯持たぬ松太郎には有らずとありしも長居は無用と十一月一日二人して横濱に來り神奈川町字青木町に鍛冶職を爲せる前記鈴木三吉方に投じたるに四日の夕刻松太郎は嫌疑晴れて妾等を尋ね來り一同胸を撫下したり、此家に滞在すること八日にして三人とも歸京し芝三田二ノ二、十七號に居住する忠吉の實弟同姓助七方に身を寄せしが其夜十二時頃忠吉と松太郎は他出したり、其夜又同町に火事ありき、夫より翌朝三人して更に宇都宮に行き同月十九日松太郎に別れて午後二時頃上野に着し廣小路を通りて前記の如く押川刑事に取押へられしなりと

（國民新聞第三一一二號、明治三十三年五月六日）

△忠吉の取調　遊女總吉の口は前記の如くにて武東警部は右を具して伊藤第一課長に復命し一應總吉忠吉を東京地方裁判所に送りしが豫審判事の囑託にて再び同署の係りにて忠吉を

取調べたり

△犯罪の箇所は一、三十二年九月廿一日夜自分と芝白金猿町五、土方職大野鐘吉（三十二）と共謀し、静岡市の某酒造家に忍び入り懐中時計一個と金十五圓とを窃取して直に歸京す、二、此と前後したれど其の以前即ち八月廿八日夜十二時芝濱松町二の十一兩替店秋本七之助方の二階より（自分一人）忍び入り紙幣と銀貨取交ぜ六十圓許りを盜む、三、九月廿八日夜一時頃（自分一人）芝田町六ノ十八白井七之助方に忍び込み大野鐘吉と共に四月三十日夜同三田三ノ一淺沼子之助方に窺ひ寄り自分は表口より鐘吉は裏口より拔刀を以て押入り子之助大聲にて騷ぎ立て大勢の家人がわや〳〵と聲を立てたる爲め一物をも得ずして逃げ出ず此事一時頃なりしが空手で歸るも殘念に思ひ鐘吉に圖りて再び先の秋本七之助方に忍び入り店に在りし錢箱より銅貨十圓程見出し此れを懷にし尙土藏を開きて金庫を見出し大仕事を爲さんと頻りに錠前を捻くる中物音に家人眼を覺し騷ぎ立てし故逃出したるが同家の門前に夜仕事を爲す辻車の留り場にありて四五人の車夫が此の聲を聞つけ秋本方へ駈け來る樣子なれば捕はれてはならじと先の銅貨を其場に打捨て辛くも逃延びたり、五、自分一人にて十月十三日夜十二時頃芝三田四國町二張物屋加藤政吉方に忍び入り店戸棚より反物三十反程盜みたり、六、是も自分一人にて其翌夜十一時頃愛宕下町四の南一刀劍商早井吉研方に忍び入り長さ一尺七八寸櫻皮塗の仕込杖、九寸五分白鞘の短刀二本槍の身一本を盜む、七、是又自分一人にて同月十七日夜十二時頃前の仕込杖を携へ二本榎三十一薪炭商岩崎フキ方へ面部を包みて押入拔刀して家人を脅迫し銀銅貨取交ぜ七圓餘を奪ひたるが此の外には惡事を働きし覺えなしと言ふ

△武東警部の說諭　警部は右の外に手荒き所爲をなしたる事はあらずや篤と本心に立ち歸りて申立てよと其の日は此にて留置場へ返されたり

（國民新聞第三一一三號、明治三十三年五月八日）

△忠吉の取調續　夫より翌日も其翌日も取調べしが、一向申上げたる外には惡事を働きし覺えなしと計り如何に訊問するも知らぬ存ぜぬの一點張にて愛知縣稻葉地村にて丸裸となりて歸宅せし事を問へば博奕に負けて裸となりしなりと答へ名

古屋市の旅店に居り內翌朝突然五月女松太郎が尋ね來たる等の不審の箇處を糺されしも全く偶然尋ね來りし事なり杯とて他の犯罪を飽くまで包藏するにあり、流石の同警部も大いに閉口し何れ其の中には愛知の方より回答もあるならんと心窃かに之を待ちつつありしに數日を經て一の吉報を稻葉地村所轄の警察署より報じ來れり、其の報に依れば彼は同村の酒造家某方に窃盜忍入りたる物音に主人が眼を覺し大聲を擧げたるにぞ家人何れも刎起きて其泥棒を捕へたるに彼は帶を解き素裸となり辛うじて虎口を遁れたるが其の遺留品として當署に保管しあるは云々の物なりと詳細なる回答なりしかば武東警部は直に忠吉に對ひ飽く迄も汝が包藏する心得なれば證據を以て汝に自白させて見んと詰問せしに流石の忠吉も不意を打たれ膽を冷し暫く無言にて泊木にうな垂れ暫く考へ居たりしが警部は透さずどうだ知らぬか存ぜぬかと疊かけられ漸くに口を開き如何樣なる證據ありと仰せられても忠吉は何も身に覺えなき事は申上る事は出來ませんと白々敷申立てしより然らば證據を擧げて調べんと先づ忠吉が稻葉地村の博徒瀧三郎方へ丸裸にて戻りたるは博奕に負けたるなりと申立てたるも實は其夜同村の酒造家に忍び入り家人に眼を覺され大勢に取押へられたる時辛くも帶を解き裸で逃げ去りしならん遺留品も熱田警察署より回付の都合なれば知らぬとは云はれまじ又愛知の火事の晩の事も知らぬにはあるまじと急所を押へられ今は潔く自白するに如かずと忠吉は頭をもたげイヤ段々の御取調べに對し一々恐れ入りました如何にも御尋ねの通りに相違なしと申立て又十一月十九日夜名古屋にて放火せしことをも申立てたり

△放火の件　忠吉の言によれば名古屋に泊りし時同市禰宜町二二二番戶酒造家伊藤金兵衞方の裏口より家根に上り煙出より臺所に吊下りて中より戶口の錠を開きいざと云はゞ逃出さるゝ樣に致し豫て所持するマッチにて同家の臺所に放火したるに此放火に驚き家人は上を下へと騷ぎ立てたる其の隙に乘じ簞笥より紙幣銀貨取交ぜ凡そ二百圓と外に錢箱を盜み火事の眞最中に素知らぬ振をして旅店中村屋へ戻り二階にて錢箱を改め見しに青錢文久取交ぜ十圓程もありしかど青錢や文久ではあるまいと存じて持出したのが些と見當違ひ何共することが出來ませんから同家二階座敷の夜具の押入の天井板をめ

くり其上にそつくり隱して該家を出立したのでありますが多分其錢箱は依然ある事と存じます、翌朝五月女松太郞の尋ねて來たのは實に不審であります故三人等しく該家を立出でまして兎も角上京せんと横濱の弟三吉の處へ着きました、と

（國民新聞第三二一四號、明治三十三年五月九日）

北小路男爵の逮捕

（明治三十三年七月十七日）

牛込東五軒町三十二、男爵北小路俊岳（廿八）は私邸私書僞造詐僞取財の廉を以て十五日警視廳第一課山内警部配下の刑事係りに取押へられ直に東京地方裁判所に送附されたり、其の顚末は先づ

△野田正太郞なる者あり、往年土國の軍艦の紀州沖にて沈沒せし時我か軍艦比叡、金剛兩艦に右土國軍艦乘組員を乘せて送還せしに正太郞は新聞記者として彼の國に渡り該政府の厚遇を受けたることありしが歸國後間もなく詐僞取財の廉にて逮捕され夫々處刑となり滿期出獄の後何を爲し居るや一向に風評もなかりき、然るに今度北小路と共謀して金五百圓を詐取せりといふ

△正太郞目下の居所　正太郞は出獄後芝區本芝四の十五子爵南部利克氏の邸に在り同子爵より若干の手當を受けて家職となり居たりと

△兩人の關係　野田正太郞は北小路俊岳も て內藤新宿北裏町北小路俊誠親子に金圓借用の事を申込ませたりしが俊誠親子は正太郞とは一面識のなきことなれば連帶若しくは俊岳の保證人となるに於ては用達つべしとの事に然らば保證人となるべしとの約束を以て玆に金圓貸借の約成立したり

△公證人役場の替玉　斯くて五百圓の借用借りをなすに就いては公正證書を作成するの必要あり雙方某公證人役場に赴きたり此時正太郞は替玉を出し自分は野田正太郞なりと賭着し又俊岳も債權者に對し是なるは本人野田正太郞なりと詐り遂に同役場に於て五百圓を受領したり

△返濟の期迫る　五百圓を借り出して兩人は之を飮酒に費消する中に光陰は流るゝ水の如く其の期日迫りたるにより債權者は野田に對し督促を爲したるに曩に公證人役場に野田正太郞なりと自稱せしものとは似ても似つかぬ者なりしより債權者は大いに驚き同人に種々尋ぬれど言語曖昧にして借りたと

も借らぬとも云はず何れ北小路に面會の上然る可く御返事申すとの事にて其日は別れたり

△俊岳の逃亡　債權者は直に其の足にて俊岳の宅に赴きたるも不在にて唯老母あるのみ要領を得ず又野田の方に引返したるに是亦南部に歸省したりとて一向に手懸を失ひたり

△告訴　右の樣子にては到底詐僞に疑ひなしとて遂に兩人に對し私印私書僞造詐僞取財の指名告訴を爲したり

△其筋の探偵　右の告訴により警視廳は兩人に對し捜索方を進行せし結果北小路俊岳は同臭味の淺草西鳥越町二、黑子兵藏方に潜伏し居るを突き留め十五日午後二時頃取押へたりしが野田は一向に手懸りなしと、さて其の公證役場にて替玉となりしは誰なるや遠からず判明すべし、此の北小路俊岳と云ふは元奈良興福寺中東北院住職たりし者なり

（國民新聞第三一七七號、明治三十三年七月十七日）

三遊亭圓朝逝く

（明治三十三年八月十四日）

三遊亭圓朝本名出淵治良吉（六十二）は豫て腦髓炎に罹り醫師橋本、佐藤、難波、野崎氏等の治療を受け居りしも心臟痲痺を來し遂に十一日午後二時三分下谷車坂町五十六、の居宅に死去したり、同人は天保十年四月湯島に生れ七歳の時始めて小圓太と名乘りて席に現はれ其後二代目圓生の門に入り十八才にして圓朝と改名し眞打株に昇進し其頃より芝居話なるものを演じたるが道具がゝりに俳優の假聲は當時の新機軸として大評判となりしも明治五六年頃より又々扇子一本の人情噺にかへ專ら自作物のみを口演してますく人氣つき門弟二百餘名を養生するに至れり、斯くて一昨年の秋日本橋木原店に牡丹燈籠を演じたるを席の名殘りとして間もなく病臥するに至り其後二三回慈善演藝會などの連名に加はりたることありしも兎角休み勝ちにて只管病氣療養にのみ手をつくし居るうち今春漸く快方に向ひたる間もなく病は再び重りて漸次重態に赴き遂に起たざるに至れるなりと、同人の法號は三遊亭圓朝無舌居士と命じ十二日早朝谷中福音町全生庵鐵舟寺に假葬を行ひ昨日、日暮里の火葬場にて荼毘一片の煙となしたるが本葬は二十日頃行ふべき筈、尙同人の辭世は

みゝしひてきゝさだめけりへゆのおと

其他聞込みたるところを記せば同人の位牌持は本來なれば一

子朝太郎の役目なれど放蕩の爲め今は廢嫡となり居るより止むを得ず三遊派正副頭取圓生圓遊の二人と決し見送りに立つ可き門弟家族一同は揃の帷子袴およそ二百人分、柩の舁夫十二人、各揃ひの筒袖（柿色地横に白の三本筋入）立附、其他の仕着せ五百人分を仕立つることゝなし棺は六角堂形に三ツ扇の紋を染め出したる綸子の覆ひを爲す由にて右はすべて水野年方の考案になるものなりと、而して圓朝の後を襲ふべきは誰ならんかと云ふに先づ圓生、圓馬、圓遊、圓喬の四人なるが圓生の名は寧ろ圓朝より上の名目にて順より云へば圓喬なれど此の人素行修まらざる嫌ひあり旁々當分二代目圓朝は出來ざるべしと。

（國民新聞第三三〇二號、明治三十三年八月十四日）

立憲政友會の開設（明治三十三年八月二十六日）

豫報の如く昨日午前十時より芝紅葉館に於て開かれたり、伊藤侯を始め西園寺侯、渡邊子、金子男、末松男、星亨、松田正久、林有造、渡邊洪基、長谷場純孝、大岡育造、都築馨六の諸氏出席、伊藤侯は一場の演説をなし、渡邊國武子は之に對し發起人を代表して答辭を述べ宣言書政綱等は朗讀を省き之を可決し夫より創立委員會を開き

一、創立事務所を帝國ホテルに設置す
一、毎日午前九時より各委員集會する事
一、渡邊國武子を創立委員長に推撰す

等の申合せを爲し一同午餐を共にし散會したり、當日は原敬氏も出席種々斡旋する所ありたり

伊藤侯の演説

（立憲政友會創立委員會席上に於て）

諸君先日既に御協議に及び置きました通り此節新に政友會を組織致するにつきまして本日諸君の御來會を乞ひ且つ諸君に委托するに創立委員たらんことを以て致しました處が幸ひ諸君の御來會を忝うし且つ創立委員たるを御承諾下された事は深く感謝する處であります、其發起の大要は宣言及趣意書に於て大體盡くして置きました、既に新聞に登錄して世に公にしてありますから玆に於て朗讀致すことは省きます

抑も此節私が此會を起すことに付て愚見を既に公にしまし

た通り之に依て諸君も共に將來我國の政治上に必要なる進歩の効力を與へんことを希望いたします、憲法政治の美果を收むると云ふ事に於ては到底僅々數年の間に於て爲し遂け得やうと考へられませぬ必ずや幾多の星霜を經て以て此の目的を貫くことでなければならぬと考へますのみならず此事はまた容易ならぬ事業と平素より信じて居ることであります、何れの國に於ても專制の政治より憲法政治に移りて其の良果を收むると云ふことは歲月と共に進行して參る譯でありますに依り其の經過の歲月は必ず要することゝ考へられます。特に我が日本の如き國に於ては僅かに憲法政治の行はれてより十年の歲月を經たるに過ぎませぬ譯であります特に三十年以前にありては全く專制封建の政治でありて加ふるに又數百年間鎖國の制度でありまして海外と交通を遮斷してゐた譯合でありますから憲法政治と云ふが如きは前古に於て例規として據るべき者なきのみならず國民の習慣上に於ける全く新奇のことであります、殊に憲法政治の根據は歷史上に徵するものなくして專ら歐米諸國の間に行はれて參つて居る處の者に多くよりつゝあるのであります。

國各々其の體を異にし人情風俗を異にし其異同のある處によつて大體同一なる原則を行ふ譯でありますから其發達の手段其發達の結果經果に於ても素より其國に適するものでなければならぬ譯でありて我國に於ては我國に適する我國を制し我國を益することにならなければならぬ同一なる主義が行はれても結果は國々によりて異動を生ずることは勿論言を待たずと考へます。

然るに前申す通りに憲法政治の効果を收むると云ふことは中々容易ならぬ事業でありまするが文明の風俗を奬勵し是に法つて政治を行ふて行くと云ふに付いては現在の世界に於ては憲法政治に據るの外他に善良なる制度はないと云ふことは世界各國の等しく認める所であります、特に我國に於ては維新革創の始より開國の規模を定めて封建の政治を變じ基礎を王室に於て而して國民の敎育を奬勵し是に次ぐに國民に參政權を與へて國民一致を以て國運の隆昌を謀らむと云ふ所よりして大に憲法政治を布かるゝ今日に達した譯でありますが憲法政治と云ふことに付いては獨り中央の立法行政の事務を擧けて行くのみならずして地方の根據たる可き自治の制度をし

て益々鞏固ならしめ發達せしむる必要もあります故に地方の發達を謀り而して此上に位する處の中央の政治と云ふ者が之と相俟て行はれなければならぬと云ふ譯合であります、依て中央の政治も亦一定の規矩準繩が立つて居りましても實際政治上に改良を加へ國家の進歩進運と相伴ふて參ることにならなければならぬ譯でありますに依て此の改良を行ふことは常に怠ることは出來ぬと考へます、此の發達を謀るには要するに中央の政治地方地方の行政等の事に至りましても獨り官民のみで行はるゝでなくして人民の素より是には大に與つて力を致さなければ此發達は出來ぬのであります、此の人民を發達せしめて參ると云ふことにつきましては制度政治上に於て之を統治すると云ふことが其の結果でありますが國民は目下奮つて其の政治の如何と云ふことを明に知り得るの能力を養成して之を宜きに誘導することが必要であるが此の宜きに誘導すると云ふことは即ち政黨の最も必要なる職務であらうと考へます、地方の行政又は自治の上に發達を及ぼし又從つて之を分別すれば農工商の事業は相俟つて參ることでありまするから農工商に從事するものが是まで政治に關係なきが如くに誤解して居つて今日まで政治を論ずるものは必ず一種特別なる人に限るが如き考で參つたものでありまするが私が國民に對つて希望する所は彼等の生存生活に於て最も至大なる關係を有する所の政治は必ずや其の業務上に從事する處の者に於てのみ十分に了得が附いて且語を變へて云へば今日日本で云ふ所の實業と云ふ者の利害に關係すること、又是等國家に對する義務を盡くすに於てはやはり議會の上に其の利害得失が明に表はるゝ樣にならなければならぬが其の利害得失なるものは其局に從事する者自ら現すと云ふことになつて參らなければならぬので是は人に委托することの出來るものでない初めて行政となつて之を國民の上に施行するに至つては官吏公吏の手を要する譯でありますが立法の基礎を爲す所のことに於ては法律なり經濟なりの事は國民の利害得失のある所を明にし而して之を法律と相成るやうにならなければならぬと考へるに依て希望する所は各種人民の利害に係ることでありますから各種の事業が議會に代表せらるゝことを國民に對つて勸告せんと私は望むのであります、故に此節新に諸君と共に新規なる政黨を起して而して是れ等の奬勵誘導に努めんこ

とを希望致すのであります、又一面に於ては民間にありてこれは民間の事業にも利益し又其各種の黨派より代議士などが出て參つて立法に參與するについては唯其の組織を盡くすと云ふのみならず其間にありて大いに人材を養成するの手段とも相成る譯と考へます、諸君が御熟知の通り何れの國に於ても政界に於て練磨する所のものが國政の上に就て力を伸ばすことに相成るのでありますが是は實際其間に於て各々自ら練磨する處でありて此の材器の現れて來ることであらふと思ふ我々特に私は淺學にして是等の誘導者、養成者となり得るの力あると云ふことは憚て申し難いが併し今壯年の人に對しては先進の位置に居るものに相違なければ又之を誘導して材器を造ると云ふことも我々の職分上避くべからざることゝ考へられます、到底如何なる制度方法はあつて見ても人物がなければ之を運用施行すると云ふことは出來ませぬに依て私が最も希望する所は後進の輩をして國家各種の事業に應じて國の利益を圖ると云ふことを最も必要と考へます、要するに我々が不學にして今日まで要路に當つて重責を屢々汚したことも あるのでありますが後進の人に其重を負擔するに足るの人物が出て參ることに就ては大に希望を抱いてゐる譯でありますが又政黨の改良と云ふことについては各地に於て是まで私が大に唱導したことがありますが素より諸君の中に於ても從來政黨に從事して御盡力に相成りて居る御方もある譯でありますから是等の事については私より經驗の多い譯であると考へますが併し多數の人を集合して以て十分なる規律節度の下に動くと云ふことは余程六つかしきことであらうと考へるが特に自由の意志を以て居る者が自由の行爲を爲すことの出來るものでありながら集るものでありまして兵隊と同一の譯ではなから至難の事と考へまするが何れにしても多數の集合と云ふいものには一定の秩序規律がなければ紛雜を極めて各々自己の勝手をすると云ふことは免れぬ譯であります苟も政黨ある以上は一の規律の下に動くと云ふことにならなければならぬと考へます、而して此の結果たるや國家を利し民を益すと云ふことにならなければならぬと考へる固より此邊に就ては諸君に於ても私と御同感のことゝ考へまするが御互に十分に此邊に就いては注意して參ることに致し度いと考へます、今日は未だ政友會なるものゝ成立して居らぬことでありますに依

て諸君に御依賴申して創立の事に御盡力を願ふ譯であります
　此の創立の事につきましては今日までは未だ私より他人に向つて勸誘をしたことはないのであります、種々な風説もある趣でありますが我々と感を同じうする人を誘導して之に加入せしめむとすることは今日より始むる譯でありて此事も今日より諸君に御依賴申します、併し之を誘導するについては豫め私が世に公した所の考と矛盾する意志を有するものは入つて貰はぬ方が宜しい、私が公にした趣意に同意の人のみ入つて貰ふことに致しませんと却て將來成立する處の此會の爲めに不利益と相成る故に徒に多數の人の入るを希望する譯ではない、先づ少數より始めて段々世の是認する處と相成つて廣く世人が我々の趣意のある處、我々の行爲の現はるゝ處に同情を表するを望む譯である、然らずして最初より能く趣意のある處を了解せず唯々新奇を好んで加盟すると云ふが如き者は斷じて之を誘導する必要はないと考へる、殊に從來の政黨に於ては已むを得ざる事情に因て起つた者とは雖も政黨の動作、行爲と云ふものは素より文明的のもので平和の仕事でありますから壯士的の働きなどは極めて避ける樣にならなければならぬ、又無產にして爲す處なき無賴の連中を加ふるは我々が折角政治上に効果を與へ良民の業をして益々發達せしむるの目的に反する者である、我々は國民の思想を誘導し且つ養成しやうと云ふの希望より新に起す處の政友會でありますれば徒に此の仲間に加はつて僥倖せんとするが如き者は成るたけは加入してもらはぬ樣に望むのである、且つ又我々の仲間によく我々の趣旨のある所を了解して來り投するものは前日に於て如何なる考を持つて居つたとか如何なる主義で居つたとか云ふても既往の事は敢て問ふの必要はないと考へまするに依て能く此節發表したる所の趣意を了解して來る者は何人と雖も之を拒むの必要はないと考へる我々の趣旨とする所に同情を表して共に國家の爲めに力を致さんと云ふ人であれば或は感情の上より今日迄反對したと云ふ樣な事のある爲めに我々に於て尙其舊感を繼續して排除すると云ふが如き襟度の狹い事は私の敢て取らざる所であります、全く今日よりして一新して以て好果を將來に收むることを望む譯であります、是等愚意の存する處を御諒察ありて御盡力あらんことを國家の爲め偏に希望する譯であります

今日は以上陳述に及びました愚見に止めまして乃ち玆に御列席の諸君に創立委員たらんことを御依賴申し且つ相互の間に御紹介を申して置きます、今日御出席の外に尙創立委員となるべき方が加入を致すかも知れぬと考へまするが其際は必ず創立委員諸君に御相談に及んで取り極める積りであります諸君は今日以後に於て以上私の陳辯に及んだ處を御幇助下されて此會の成立に至らんことを希望致します(完)

渡部國武子の答辭

唯今御演說の趣並に厚き御示しを得ました綱領等の事は我々が豫て期待致して居りました所と殆んど符節を合する次第であります、且つ維新の元老にして我々の先輩たる閣下が率先せられて此事の成功を期せらるゝと云ふは我々の幸なるのみならず又國家の幸と考へまするから將來充分に微力をつくしまして創立は勿論本會の將來永遠に目的を達する樣力を致さんことを誓ひます、一言御答辭を申述べて置きます

立憲政友會發會式

立憲政友會の發會式は本日の同會創立委員會に於て決定の筈なるが昨日紅葉館の發起人會の席上略ぼ來月十五日と內決したりと

立憲政友會發起人

立憲政友會の發起人は目下のところは昨日紅葉館に招待されたる十二名の諸氏なるが伊藤侯は昨日の發起人會の席上に於て都合により更らに發起人を增加することあるも計られざれば其の筋は御相談致すことあるべしと報告せりと云ふ

(國民新聞第三二一三號、明治三十三年八月二十六日)

○

立憲政友會發會式

去月廿五日伊藤侯が宣言書及び綱領を發表したりし以來天下の耳目の集注したる立憲政友會は豫定の如く愈々昨十五日を以て發會式を帝國ホテルに擧行しぬ、同日は前夜來雨氣を催し朝に至り秋雨蕭々として一天曇りしかば參會の人々は皆天候を氣遣ひ居りしに午前九時頃雨全く歇みて冷風颯々として肌に涼しく沙塵沈んで氣清く參列者をして熱鬧の苦なきを喜ばしむるに至れり、午前八時半狼烟一發高く日比谷原に響きし頃より參列者は西より東より馬車に腕車に何れも會場を

指して集り山下門内より日比谷原頭一面の場所は腕車を以て充たさるゝに至れり

△會場の光景

清掃したるホテルの前庭西の入口には豫て記したるが如く緑門を設け正面の玄關には「立憲政友會發會式」と大書したる横額を掲げ其の前面には帝國々旗の各種の飾旗高く飜り昨日に變らぬ庭内の樹木も翠色滴るばかりに一段の生色を添へしが如く覺えたり、玄關の兩側には受付係兩側に並び居て來會者の入場券と名刺とを受取り式順序番及び會則を交附せり參會者は其より接待員の案内にてホテルの後庭に設けられたる式場に入るなり

△式場の模様

式場はホテル後庭を以て之に充て暑氣を防ぎ豫て降雨に備へん爲め東西二十間南北十間の間に天幕を張詰めて會員列席となし一段高き前面のプラツトホームに演臺を置き其の右方斜に伊藤侯爵の席を設けたり、プラツトホームに續きたる左方に創立委員、理事、準備委員の席を設け其の下を新聞記者席とせり、演壇の下には左右二列に別れて速記者席を置けり又演壇の兩側には花瓶を置き柱は總て杉の青葉にて卷き、其間には紅白の菊花の挿める等裝飾簡にして雅を失はず川意密にして繁ならず誠に大衆集會の要に協ひたるものと云ふ可し式場の後方四ヶ所にラムネ饗應所を置きて會員の渇に備へたるは時節柄行屆きたる注意と申すべし

發 會 式

午前十時十分一發の砲煙を合圖に嚠喨たる軍樂は場の一隅に起りしが此時會員先づ着席し次で伊藤侯は創立委員と共に式場に入り改野理事に導かれ湧くが如き滿場の拍手に迎へられて設けの席に着けり、侯は正に今日を以て渺茫たる萬里の海波に纜を解くものなり、寛歩悠然として二千の會衆に迎へられたる侯の感懷果して如何會衆亦一種の感に打たれたるものの如く肅々として萬眸齊しく侯に向つて注ぎぬ、此時奏樂あり滿場の肅更に閴として水を打たらんが如し、樂已む時渡邊創立委員長演壇に進み

開會の辭を述べぬ(詳細別項) 子は溫和なる態度と謹嚴なる語調にて先づ一應の挨拶をなし次いで伊藤侯の政見が我々の見る所と吻合して玆に政友會の樹立を見るに至りたる次第

なれば當然伊藤侯を總裁に戴き其の統率の下に國利民福を計るを得んと總裁推戴の意を述べし時は滿場拍手を以て異議なきを表せり、予は終に本會發會日たる今日九月十五日を以て東洋立憲政發達史中に特筆すべき光榮ある紀念日たらしめんと云ひ終りて壇を退けり、次に星亨氏演壇に出で

△會員の贊同を求めたり、氏は本會則は我々創立委員の間に於て既に熟議を盡して確定したるものなれば直に本則全體に就き贊同ありたしと述べ共れより奥野市次郎氏をして別項所載の會則を朗讀せしめしに滿場拍手裡に之を承認せり、此に於て伊藤侯は起つて諸君に於ても別に異議なしと認むるを以て本會則として確定する旨を宣言せり、次で奏樂ありたる後星氏は是より

伊藤侯の演説

あるべき旨を紹介せり、侯は再び滿場の拍手に迎へられて演壇に進みしが從容として急がず迫らず寛悠の態度を以て徐に口を開き政友會組織の由來より、侯が國家及政友會に對する責任、政友會と憲章との關係、政友會と現內閣、地方自治と行政に關する意見等を叙述せしが辭理明晰語調謹嚴にてありき、侯は終りに悉く政見を述べんは短時間の許さゞる所なれば心血を濺ぎて一言を述べ置かんとて政友會をして將來政黨の模範たらしめんことを約し更に滿腹の誠意を以て諸君の來會を感謝する旨を言ひ拍手の裡に壇を退きたり、次に奏樂あり終つて

祝詞祝電の披露　に移りしが其の數多くして一々朗讀するに遑あらずとて只大阪市磯野小右衛門氏の祝詞、京都府代議士雨森菊太郎氏の祝電を披露し他は會報に揭載して報告することゝせり、次に一同起立君が代の奏樂あり終つて伊藤侯の首唱にて

天皇陛下萬歲

を三唱して式を終り嘈々切々たる軍樂殷々たる狼煙の裡に伊藤侯を初め漸次退散せしが滿場の意氣昂然たるの概ありき

△會場の靜肅　昨日の式場に於て最も特筆すべきは會場の靜肅にして着席より散會まで場中一言の贅言を發するものなく只演說の際拍手ありしのみ、其他は寂として水を打ちたるが如きは從來政黨員の集會には曾て見ざる所にして此點は節度ある英國政黨等に比し寧ろ勝る所あるも些の遜色なきなり

總裁伊藤侯演說

諸君、曩に私は宣言及び綱領を掲げて立憲政治の下に於ける臣民の政治參政の權を行使することに於て斯くありたきものと考ふる所を以て全國の同志者に謀らむと欲して發表致して置きました處が、則ち愚見に同情を表せられて本日玆に諸君の會合を辱くしたるは私に於て滿腹の謝意を諸君に陳ずる譯であります、將來政治上の事につきましては此の志を同じうする諸君に謀り又諸君を代表いたして平素懷抱する所の趣意を貫徹することに盡力を致さむと考へる譯であります、諸君も御熟知の如く私は從來官途にのみ身を委ねて居つて政黨のことの如きは未だ實驗の無いことでありまする故に時に臨んで教を乞ふことも多々あることゝ信じまするによつて諸君の國家に對する責任より致して十分の御忠告をも豫め希望を致して置きまする、又政治上の事に至つては今世人が普通に考へて居るが如きの容易なる事柄でなくして凡そ一國の政治程至難なものはないと云ふことを多年私は自己の經驗に於て感じて居るのでありまする故に政治問題に付いては深く攻究することが必要でありまするが此の攻究と云ふことに於ては凡そ政治上に發揚する所の問題は高閣擱すことなく思慮を之に注いで以て而して國家を利し國民を福すると云ふことにならなければならぬのでありまするから輕々に論斷すべきことではないと考へます、不學微力にして多年要路に居りました譯でありますからナカ〳〵私が政治の上に付て先見があるとか經驗があるとか云ふことを口幅つて廣く申すことは出來ませぬが併し歲月と共に多少の經驗を積んでゐると云ふ所よりして私に對して諸君が志を同うし同情を表せらるゝことゝ考へまするゆゑに私が國家に對するの責任は固より又諸君に對しても多數の同感者があれば殊更に責任の重且大なるを心の中に感ずるのであります、殊に今日の事態に於ては內外の事諸君の耳目に觸れてゐる次第でありますから最も至難の事柄は數多目前に橫はつて居ると感じて居りますのでございます、唯此の至難なる問題は何れも國家の消長と相伴ふことでありますから假令其の地位に在つて之を處理するの任務に當つて居ると居らざるとに拘らず私に於ては憂國の思念に堪えぬ譯である

又政友會を設けて同感の諸君を集めて共に事を謀らむとするも敢て威權を懸意して以て己れ自ら責任の地位に立たむことを希望する念慮は私は一點も持たぬ、唯日本國の臣民にして叡聖なる　至尊を奉戴して其の下に於て憲法政治の行はるゝ上に忝くも　至尊大權の發動に關係する處の立法權に參與すると云ふ國民の責務に付いて成るべく國家の目的と符合する動作行爲に出でんことを望んで止まぬのであります、故に不才不學を自ら揣らずして諸君の誘導者たらんことを以て廣く同志の諸君を糾合いたす譯であります（拍手）

固より如何なる英邁の人物と雖も時に失敗のないことは期せられぬ譯でありまするが況んや魯鈍なる私に於ては萬萬有り易き事と常に自ら恐れて居るのであります、故に或は諸君が私を見捨てる時もありませうが斯樣なる場合に於ては事、國の利害と相關する譯でありまして離合は國家の利益と伴はなけりやならぬ次第でありますからさう云ふ場合には御遠慮なく御見捨て下すつて宜しい、又私の言論動作が國家の利益と相伴ふと云ふことに於ては固より同志同感の諸君でありまするから御賛助を願ふのであります、全體私は政治の困難なると云ふことを深く感じて居りまするから他人の局に當つて居る者を批難すると云ふことは余り好まぬのであるのみならず自ら其の責に當つた心持を以て見るのでありまするから假令反對の人が政府に立つてあるとも其の政治の得失は即ち國家の得失でありまする故に失敗なからむことを常に希望して止まぬのであります、故に現在の政府に於ても特に今日の如き内外の形勢でありますれば我々は成る丈けの事の成効に至ることを希望して即ち我々同志たる者の援助し能ふ限りは援助せざるを得ぬと考へまするのであります

又一方に於ては各地方の情勢にも深く考を及ぼさざることを得ぬのでありまするが斯く多數の同志を糾合して各地方より出京の御方もあり且つ之を代表してゐる諸君も此の中には多々ありませうと考へまするが、私が之に對する一の希望は黨に入らざりし諸君が今度加盟されたものも少からぬかと考へる此の新舊の間の從來横はつてゐる所の感情を成る可く取り除けて調和して地方地方の利益を謀らるゝ樣に相成りたいと云ふことを諸君に要求をするのであります（拍手）

今日よりは我黨我同志と私も申す以上は容赦遠慮なく諸君へ愚見の有る所を陳述して置いて後日に遺憾なきを期せんと欲するのでありまする、即ち我々同志は集つて私利を營むのではなくして幾分か人を益する工夫をせねばならぬと考へる且つ既に法律や制度で組織されてゐる所の機關なるものは其の目的は一黨派の私利に供する道具でないと云ふことは論を俟たぬことでありまするから地方の行政又は地方の自治の如きは以て其の地方を益するやうに成るべく公平にして偏倚しないやうに諸君に御盡力を願ひたいと考へる、而して地方々々の多少今日まで軋轢をして居つた所の感情を柔げて而して一地方、一地方の幸福を增進するやうに御盡力あらむことを願ひたい、又私もそれ等の目的を以て此會を一には組織して居る譯でありまするし又國家と云ふことについては即ち取りも直さず中央政府を指すことでありまする、是等の仕事については即ち立法部の仕事でありまするから是は帝國議會の議員たるの職務でありまするが議會開會中に當つて議員たる諸君と謀り且つ諸君を私が指導いたして諸君が國家に對する職務をして完からしむる樣に諸君に誓つて盡力をする積でありますす

愚見の有る所を述べんと欲すれば數多の時間を費しまする譯でありまするによつて唯今玆に臨席して胸中に浮ぶ私の心中より出づる熱血を注いで一言を述べ且つ諸君と是より此の政友會なるものをして成る可く政黨の模範たらしむるやうに盡力あらむことを希望いたし多數諸君の御來會に對して深く感謝する所の意を呈して置きます(拍手)

創立委員長 渡邊子爵演說

諸君、是より致しまして立憲政友會發會式を擧行致します就きましては私は同會創立委員長と致しまして委員一同に代りまして一言開會の辭を申述べます

諸君にも略々御承知あらるゝ如く客月二十五日に伊藤侯が本會設立の趣旨及び綱領を發表せらるゝに當りまして其の同志者なる我々は同會創立委員長を囑托せられまして爾來殆んど三週間我々は百事を抛つて本會創立の事に打掛つて居りました、然るに本會は幸に全國多數の有力者諸君の御贊成を得まして是まで未だ曾て見ざる未だ曾て有らざる程の多數有力

なる一の政治的團體を結成することを得ました、其の申込の人員は日々山を成して居りまして何分まだ調べがつきませぬが數十萬蓋し百萬前後であらうと思ひます、昨日までに調べ終りましたのは代議士の數が今日までの分が百五十二で尙其申込の手續等を交渉中の分が若干あると云ふことだけは諸君に御報道を申上げる事が出來るのである、斯くの如く多數有力なる政治的團體を結合し斯くの如く盛大なる發會式を擧行することを得ましたのは創立委員に於ても深く榮とする所であります、斯樣なる好結果を得ましたのも畢竟本會の主唱者たる伊藤侯と其同志者たる諸君御一同との忠君愛國の至情が全く吻合一致いたしました結果に外ならぬと存じます、事情斯くの如くでありますから我々立憲政友會は伊藤侯を其の總裁に推戴いたしまして其の統率の下に於て大いに國利民福を擴張せねばならぬと云ふことは是は固より當然のことであると考へて居ります、而して我々は將來其の順潮に立つと逆潮に立つとに關はらず益々戮力協心共同一致の基礎を固うしまして本會の目的を達することに努め我々が今日理想として持つて居ります所を政治上社會上の事實に表顯いたしますことに至りましたならば是れ我邦に於ける政治上の一大革新な譯であります、然らば此の今日の發會式なるものも多年東洋に於ける立憲政體發達進歩の歷史上に大書特筆すべき一の出來事になるであらうと思ひます、即ち此の九月十五日と申す日も此の出來事の記念日として永く國民の記憶せらるゝやうにありたいと存じます、故に今日我々此盛典を擧行するに當りましても滿腹の希望と滿腹の決心とを以て天下後世に耻ぢざるやうに謹嚴愼肅なる沈深剛毅なる態度を執つて淡泊に圓滿に議事を決了いたしまして本會の光輝を發揚することは諸君も全く御同感と存じます

開會の辭は是にて止めまして次に會則を議し續いて伊藤總裁の演説がありますから諸君の御靜聽あらむことを希望いたします

立憲政友會發會式所見

△會場の整理　我國にても追々と多人數の集會に慣れて來りたるは喜ぶ可し、發會式入口にて來會者は會則及び順序表を受取りて玄關を入る、若し其上に猶一々案内人を附して夫れ

〳〵の場所に導かしめたらんには玄關の入口に多人數彷徨し居るが如きことなかりしならん

△伊藤侯爵　が創立委員以下を從へて各其席に着するや拍手喝采は盛に場の四方に起れり、歐米の政治的集會にては斯の如き場合には會衆一同帽子を振り手を廻し恰も狂氣の如くなりて拍手喝采實に天地も崩るゝ如き光景を呈し演說者の如きも暫しは立往生するを常とするに我が國にては其れ程の事なきは會衆の熱心の足らざるにあらず我が邦人の性質として過度に感情を外に表はすを避くると共に殊に今度は集會の極めて嚴肅なる可き性質のものたるを思ひてのことなる可し

△渡邊創立委員長の演說　は極めて簡單の物なりしも能く要領を得殊に其の態度風采の嚴然として犯す可からざるの風ありしは頗る喜ぶ可し、些末の事なれども今一層大聲を發したらんには今一層の光彩を添へしならん、幼時より雄辯術に重きを於いて練習したる歐米の政治家は公衆の前に立ち說を演ぶるに當り音吐朗々として四方を壓するの槪あるを常とす、是れは無論渡邊子のみに就きて云ふに非れ共我邦に於て未だ充分に雄辯術の發達し居らざるは斯る場合に際する每に遺憾に感ぜらるゝ所なり

△會則議定　は別に八釜しき議論もなく又ある可き筈もなく豫想の通り滿場一致にて通過し政友會の基礎は定まれり、只此の上は會員諸氏が何時迄も其初志を忘れず眞に憲政有終の美をなさんことを切望せざる可からず、但し之れを云ふは易し之を行ふは難し

△伊藤總裁の演說

伊藤侯は政黨主領としての第一回の演說をなせり、侯は極めて沈着なる態度を取り極めて莊重なる口調を用ゐ誠に國を負ふて立つ大政治家の風あり、侯の演說は大約之を三段に分つ事を得可し、第一は侯が新に總裁として率ゆる所の政友會員に對する挨拶なり、侯は極めて謙遜せる言辭を用ゐ能く一般の人氣を收めたると同時に又深く自ら任じ自ら率ゐて國家の急に應ぜんとするの風を言外に示し政黨は國家の爲に存するが故に自らの行爲が國家の利害と相衝突する場合には遠慮なく自分を捨てよと云ひしが如き其の自重自任の態度に申分なし、第二段に於ては現內閣に對しての態度を明かにし自分の眼中には國家の利害あるのみなれば何人が朝にあるを問は

ず、若し國家の利益の爲ならば出來る丈け之を援助せんと述べて現政府との關係を明にしたり第三段は殆んど政友會員に對する訓誡とも見る可きものにして地方自治に黨弊を及ぼさゞる事議會に於ては常に會員を助けて邦家の爲に盡さんとすること等を述べて其の局を結びぬ、發會式の演說としては最も其の當を得たるものなる可し、侯の態度口調の莊重なると其の說く所の時弊に愷切なるが爲に會衆に感動を與へたることは何れも一言一句も聞き漏らさじと耳を傾け居るにても知られたり

（國民新聞第三二三一號、明治三十三年九月十六日）

猫の裁判

（明治三十四年一月四日）

日本橋上槇町の醫師平野治方の書生竹森藤一郎（十九）と云ふは昨年冬本鄕順天堂附近の下宿を引拂ひて今の處へ移りし者なるが其節マルと呼べる赤白斑の牝猫をも共に連れ行かんと思ひしかど生憎其猫の姿見えざりしより詮方なく其儘に打捨て置きたれども何分年頃愛せし猫の事とて之れが爲め夜も碌々眠られぬ程に氣を揉み一昨日は年始廻り旁々其猫を索ねんとて本鄕へ出懸け元の宿所の界隈を彼處此處と徘徊する中幸ひにも湯島新花町の理髮業前田源之助方の門口に彼の猫が日向ぼつこを爲し居るを見附けたるにぞ竹森は大に喜びつゝマル／＼と呼びたるに猫は喜ばしげにチヨコ／＼と駈寄りたれば竹森は直ぐと抱き上げ其場を立去らんとせし折しも右理髮店の女房ハルといへるが駈せ出でモシ／＼お前さんは我家の飼猫を如何する積りですと怒鳴りつけたるに竹森は自分の猫を自分が連れて歸るに何も不思議はなしと一本極め附けたれどもハルは中々承知せず之れは私しが秘藏の猫ですと主張し果は猫盜棒／＼と口穢く罵るより竹森は嚇と怒り此はまた近頃無禮千萬の言葉なり最早や容赦はならずと、突如鐵拳を揮つてハルを打ん撲りたるよりハルも負けては居ず泣聲出して竹森に喰つてかゝり、喧嘩の火の手益々熾んにして、見物人の山を築きたる所へ同町交番の巡査が斯くと聞き附けて馳來り猫諸共竹森とハルとを本鄕警察署へ連れ行きたるが何れも我こそ此の猫の飼主なりと主張して一歩も讓らざるに流石の警察官も一時は其判別に苦しみしかど遂に大岡越前守の古

例に依りて（マサカ）一策を案じ出し兩人に交々猫を呼ばしめ其の最も能く馴附きて見ゆる方をば眞の飼主と定むることに決し直に双方に此旨を言ひ渡したれば二人は謹んで之を承知しまづハルが立ち現はれて赤來い／＼と呼びしも猫はニヤンとも答へず素知らぬ體にて澄まし込み居れば竹森は小味出し偖てこそ我猫に相違なしと大得意の體にてマル／＼と呼ぶや否や猫はサモ懷かしげに同人の脚下に擦り寄りたれば警察官は竹森こそ眞の飼主なると認定せしが、尚一應眞僞を確かめんとて双方に向ひ其の猫の年齢を尋ねたる上醫師をして鑑定せしめたるにハルが四歳との申し立てよりも竹森が六才なりと言ふが醫師の鑑定と符合したるを以て茲に愈々ハルは曲者と決定して、言分相立たず猫は直ちに竹森へ下げ渡されたりとは近頃面白き話しにこそ

（讀賣新聞第八四四六號、明治三十四年一月四日）

福澤先生の死去

（明治三十四年二月四日）

福澤先生は去る一月二十五日再び腦出血病を發し爾來療養中のところ醫藥効なし終に昨日午後十時五十分を以て死去されたり

（時事新報第六一八二號、明治三十四年二月四日）

○

弔詞

門生　小幡篤次郎

明治三十四年二月三日福澤先生病を以て逝く嗚呼哀哉、先生身體健康、精神活潑、之に加ふるに固く攝生の法を守り眠食時を誤らず運動術も惰らず六十餘歳の老齢を以て起居動作猶ほ壯年の如し其能く天命を長うして八九旬の壽域に躋ると難からざるは吾人の信じて疑はざる所なりしに去る明治三十一年九月二十六日遽かに腦溢血に罹り昏睡全く人事を省せざること凡そ三週間、或はその起たざるに至らんことを恐れたりしが幸に醫藥其効を奏し殆んど死して復た蘇し回復の機に向ひたるは實に吾人の望外にして歡喜措く所を知らず只その天幸を祝するのみ、爾來身心の健康殆んど舊に復し更に幾多の壽を永うするの望を屬したるに何ぞ圖らん本年一月廿五日夜、再び溢血の症を發し漸く危篤に陥り越えて二月三日遂に溘然長逝せらる享年六十八、嗚呼哀哉、先生の高德偉業は世人の既に知悉する所、其夙に洋學を脩めて率先西洋文明の主義を唱道し天下の人心をして向ふ所を知らしめ以て我開國進步の

機運を助成したるの大効績に至りては世間自ら定論あり復吾人の贅辭を俟たざるなり、蓋し先生の言行理想は獨立自尊の主義より出でゝ終始一貫、身を終るに至る迄曾て渝らず先生の言に人の禽獸に異なる所は唯獨立自尊の一義にあり凡そ人たる者は各自に天地間の一個人として獨立自尊、其の智德を研磨して自ら禽獸と異なる所以を推明します〳〵之を擴張する時は人類の幸福こゝに增進して人の人たる所以の大道始めて明なるに至るべしと先生は啻に之を口に唱ふるのみならず自ら躬行實踐して其一家を修め朋友に接し門生を敎ふるも此主義を以てし國家の文明を進め社會の進歩を導くも亦此主義を以てす即ち先生は自ら獨立自尊を以て修身處世の主義となし平生その口に發し筆に現はるゝ所のもの其根源を尋ぬれば一として此に基づかざるはなし、先生初度の大患纔かに癒ゆるや近時社會風俗の頽廢に意を注ぎ之を憂ふると倘ほ愛子の病を患ふるが如く寢寐、心に忘るゝの暇なく乃ち二三の門生に命じて修身要領二十九條を編纂せしめて之を發表し令息及門生を派して諸方に遊說せしむるに至れり、修身要領は先生平生の言行理想を概括大成したるものにして其の一たび發表せらるゝや大に世人を警醒し我道德界に革新の機運を促したるは先生病餘の賜と云はざるを得ず、先生言行の基づく所は實に獨立自尊の一主義に外ならずと雖も其思想の豐富にして識見の卓絕なる發して經國經世の策となり學問宗敎の談となり厚生利用の說となり細大漏さず經緯並び行い然も其着眼常に一世に抽んでゝ議論一出滿天下を警動せしむるものあり、之を要するに先生の事業は學校を開て學生を薰陶し著書新聞紙を以て社會の耳目を啓發したるの二事にして其の社會に文明の光明を與へ國民に進歩の方針を示したるの偉効は帝國の歷史上に著大なる迹を留めて自ら千百年の後に傳ふ可し、嗚呼先生の如きは啻に吾人の師たるに止らず實に天下百世の師と稱すべきなり、前年の大患に際し天皇、皇后兩陛下並に皇太子殿下より御見舞の恩賜を辱うし昨年五月皇太子殿下御慶事の當日には夙に泰西の學を講じ校舍を開きて才俊を育し新著を頒ちて世益に資したるの功勞を以て金五萬圓を下賜せられ又今回も兩陛下並に兩殿下より御尋ねとして下賜品あり、先生の病は上下一般の心を痛ましめたる所にして吾人はその囘復の前年の如くならんことを祈りたるに天命如何ともすべか

ら才遂に今日の不幸を見るに及べり嗚呼哀哉、吾人は多年先生の薫陶に浴し親しく其音容に接したる者今や此人生無窮の恨事に遇ふて悲痛哀悼自ら辭の措く所を知らず纔に數言を列して乃門諸氏を代表し謹んで弔詞を述ぶ、嗚呼哀哉

（時事新報第六一八三號、明治三十四年二月五日）

○

福澤翁逝く

福澤翁の病狀は連日報道を怠らざりし處なるが一昨朝來病狀頓に革まり同夜午後十時三十分溘然易簀せられたり、葬儀は來る八日午後一時芝三田の自邸出棺麻布善福寺に於て佛式にて執行、遺骸は白金宇今里本願寺墓地へ埋葬する筈にて放鳥、造花、生花其他靈前へ供物の儀は一切謝絶さるゝ由

（報知新聞第八五三六號、明治三十四年二月五日）

○

福澤諭吉翁逝去

福澤翁の病狀は連日報道せしが三日朝來病勢革り午後十時五十分遂に逝去したり

福澤翁の葬儀

福澤翁の葬儀は八日午後一時芝三田の自邸出棺麻布善福寺に於て執行し遺骸は白金宇今里本願寺墓地へ埋葬する由なるが放鳥造花生花香奠等總て靈前への贈物は一切謝絶すと

福澤翁死亡屆

福澤翁死去の事は一昨夜十二時頃最後の容體書と共に療養相叶はざりし旨今息一太郎より宮内省に屆出でたりと

福澤翁の法名左の如し

大觀院獨立自尊居士

福澤翁墓誌銘左の如し

天保五年十二月廿五日生

福澤諭吉先生永眠之地

明治三十四年二月三日死

福澤邸弔問者

福澤翁長逝に付昨朝來同邸を弔問する者午後四時迄に名刺を通じたる者三千餘名に及び地方より弔電等を送り來る者多く三田の同邸には小幡篤次郎氏令息一太郎、同捨次郎、伊藤欽亮、箕浦勝人外數十名の諸氏弔問者に應接せり

大隈伯の弔問

大隈伯は昨日午後二時三十分三田の福澤邸を訪問し未亡人其他の遺族に面會し懇ろに弔辭を述べたりと

慶應義塾の休校

福澤翁の逝去に付慶應義塾は弔意を表する爲め昨日より向一週間休校する由

（國民新聞第三三四四號、明治三十四年二月五日）

○

福澤先生の葬儀

故福澤先生の葬儀は豫定の如く昨日を以て執行されたり、前日の雪雲拭ふが如し朝來の晴天一層寒威を加へて厳かなる天地宛然この偉人の靈を傷むに似たり

△出棺　正午過ぐる頃棺前讀經を了へ家族親戚の燒香ありて正一時第一振鈴と共に出棺の用意を整へ第二振鈴を以て柩は一門の主なる人々に護せられて玄關を出で舁丁の手に渡されたり、行列の三田山上を下るや參觀の群集一時に靜まり宛然水を打ちたる如く菩提寺麻布元町の善福寺までは路の兩側人の山を築きて一時は往來を絶つ計りなりき

△行列　慶應義塾の喇叭隊哀譜を奏して先驅を爲し普通部生徒背嚢倒銃四列にてそれに續き次に幼稚舍商業學校生徒大學部學生總て二千三百餘名肅々として路を開き樒三對大學部學生之を捧げ次に導師善福寺住職次に香爐位牌銘旗次に靈柩尾崎行雄氏箕浦勝人氏犬養毅氏を始め慶應義塾評議員百十八名柩の兩側に從ひ後ろに喪主一太郎氏親戚數十名柩臺を隔てゝ塾員及義塾出身者數十名前同樣行列をつくりて從ひたり、次に一般會葬者朝野の貴顯紳士無慮一萬五千餘善福寺に車馬を驅りて先着したる會葬者を加へなば二萬にも達したるならんか

△着棺　斯くて質素靜肅を主としたる葬儀の列は午後二時過ぐる頃善福寺に達しぬ、鐘聲を合圖に伶人僧侶門に出迎へ柩は本堂の正面に据へられたり、喚鐘音樂かたの如く喪主家族親戚より會葬者の燒香を終へ一般會葬者は爰に歸路に着きたり

△埋葬　柩は再び義塾員及親近に擁せられて荏原郡大崎村なる本願寺墓地に向ひ埋葬を終りたるは薄暮に近き頃にて爰に敬愛すべき福澤先生の遺骸はこの世に永遠の別れを告げたり

猶大學部學生諸氏は同部より三十名の健兒を選び先生の柩を舁かしめたしと葬儀委員迄申入れ昨日迄はその答なりしもなれぬ人々の途中にて過ちなどありてはと老人連の注意より俄かに舁丁を雇ひたる由にて一萬五千の會葬者中直接に先生の恩義に浴せぬは右卅の舁丁のみなりしならん、一切の造花他の供物等を斷りたるは先生の遺言に依ると言ふ會葬者はすべて徒歩なりしかば喇叭隊の善福寺に着きし頃最後の列は猶三田山下に取込み居たりき

（報知新聞第八五四〇號、明治三十四年二月九日）

○

故福澤翁と十文字信介氏

故福翁と十文字信介氏とは多年最も相親しく往來し互に胸襟を撤して談ぜる間柄なりしが翁は病中信介氏へ一詩を寄せ來りたれば氏は直ちに返歌を草して翁が許へ贈りたりと云ふさて福翁今回の事あるに際し信介氏は之ぞ翁が絶筆なりとて秘藏し居れりとぞ左の五言絶句は即ち是れなり

積財如上山　散財似下山
世間人多少　誰能上下山

此篇は翁が最後の詩にして之に對せる信介氏の詩は

世渡りの術に別段秘傳なし
　德は得なり善は錢なり

茲に又文學士巽李軒氏居合はせて左の和韻を爲したるが面白ければ因に記さん

世間多計山　計山不爲山
不如天然力　崩山又爲山

（讀賣新聞第八四八五號、明治三十四年二月十二日）

憲政本黨分裂の顚末（明治三十四年二月十七日）

增稅問題について紛擾に紛擾を重ねたる憲政本黨は同黨總理大隈伯始め政務委員併に院外者等の調停交渉も其の効を奏せず遂に分裂するに至りぬ、事の茲に至れる次第は連日の本誌上に於て敏速精確なる報道を怠らざりし所なりと雖も更に同黨紛擾の起因より分裂に至る迄の顚末を左に記叙すべし

△紛擾の起因を溫ぬる前先づ記憶すべきは元來憲政本黨は舊改進黨及舊革新黨其他種々なる異分子の集合體にして其主義政見にも自ら積極と消極との二潮流相交錯して流れしことな

り、されば一問題の湧出し一事件の發生するに際し黨内兩派の政見が時に相牴牾し其感情が往々相衝突せしことは同黨最近數年間の歷史が證明する所なり、増税案に對する同黨の紛擾も畢竟するに此の結果に外ならずと知る可し、然りと雖も増税問題に對する黨内の紛擾は單に這回のみに非ずして遠くは松隈内閣の當時に於て大隈伯は勿論其他犬養、大石、武富等の領袖連は事實に於て増税論者なりしも東北議員等の非増税派あり黨の分裂を恐れて一時非増税派の所論に迎合したる以來前の積極主義を擲て消極主義を標榜し第十三議會以來谷三浦兩子等と相提契して軍備縮少、三税復舊を呼號したりと雖も議會に於ては連戰連敗し地方民心は離散し黨勢は沈衰に沈衰を重ねて亦如何ともすべからず或は旗幟變更論となり、黨組織一新説となり、或は一時消極論を捨てゝ外交問題に一條の血路を見出せんとぜしも黨内には所謂三衞門組の反對ありて之を斷行する能はず而かも久しく消極論を唱ふるは益々黨を驅て悲運に向はしむるものなるが故に領袖輩は何とかして事實上の旗幟變更を行はんと欲しつつありしことは尠くとも第十四議會當時及其以後に於ける同黨の行動之を證明して餘あり、而して第十五議會の開會以前に於て風說せられたる

△増税案　は遂に伊藤内閣によりて議會に提出せられたり、連年消積主義を唱道したる憲政本黨が最先に反對の態度を取るべしとは多數の豫想にてありき、乍去此時に於て同黨の領袖輩は増税案に贊成の意嚮ありと傳へられぬ、而して此の風說は一月廿九日開會の同黨代議士總會に於て其の事實あるを證明せられぬ、即ち同黨

△總理大隈伯　は席上一部黨員の豫期に反して増税贊成演說を試み同黨政務委員等は是によりて増税案贊成の黨議を決定せんと計りぬ、伯の演說は當時の紙上（一月三十日）にも詳報したる如く外交、經濟、財政の三方面より増税問題を觀察し増税の止む可からざる所以を詳細明確に說明し其の論旨より推すも調子より察するも全然政府案贊成演說なりき同黨内の或る者が所謂御用黨以上の御用を勤めたりと云ふもの是れなり、大隈總理の贊成演說ありしにも係らず反對說熾んに起り之が採決を他人に讓るの止むなきに至りぬ、黨内の

△反對派は云ふ迄もなく三衞門組を中堅とし東北、北信の代議士是れに加はり爾後非増税派の面々は諸所に集會を催して

非増税の氣焔を高めんと運動し政務委員其他の調停ありしも遂に其効なき有様なりき、非増税派の反對は其の一部は政務委員等が早計にも大隈總理をして増税贊成演說を試ましめて猥りに一部黨員を壓せんとしたりとの惡感情に基せりといふ

△増税贊成の黨議　増税案に對する黨議決定の爲め二月四日同黨代議士總會開かれぬ、是より先き非増税派が柳屋に會して協議しつつあるとき楠本男は彼等を說得し大隈伯の増税贊成演說は其主旨は單に北清軍事費支辨のみに對して増税を贊成すと云ふにあらん、然らば我々と同意見なれば吾等に於ても此の條件にて贊成するも妨げざるべし、自分は伯に就いて質す所あるべしとて早稲田邸に驅せて伯の演說を修正せしめ單に北清事變軍費支辨にのみ贊成なりとの覺書を得是れを代議士總會席上に朗讀し此主旨を以て一面黨議を定め一面非増税派を鎭壓せんとせり、而して大隈伯自らも石原半右衛門氏の質問に答へて同趣旨を明言したり、而かも政務委員が同じ席上に於て理由は問ふ所に非ず吾等は政府案其物に贊成なりと明言したるが爲め非増税派の感觸は更に害せられ漸く三十九に對する四十九即ち十票の多數にて増税案贊成の黨議決せり

△黨議不服の通知　増税贊成の黨議は決せられたり、然りと雖も非増税派の氣焔は容易に沈靜に至らず其後屢々柳屋に集會協議の末六日三十九名の連名を以て本部に宛て「去る四日代議士總會増税贊成の決議には服從する能はず此段及御通知候也」との通知書を發したり、本部は不服從の通知書は請取る能はずとて之を返付し非増税派は更に之を本部に送付したり、斯くの如く非増税派の決心は鞏固なりしが是れに對する

△本部の態度は先づ非増税派間を說得慰撫し可成丈其數を減少したる上尚反對說を固守するものあらば除名處分を行はんとの談合ありしも何分にも反對派は三十九名の代議士なり、且つ其の中には工藤行幹、市島謙吉其他の者も含まれ居りしを以て容易に切斷術を行ふ能はず種々調停をしつつある間に於て一の

△調停案　調製せられぬ、是れ即ち西村亮太郎氏の發意に係り其趣旨は増徵税額を北清軍事費支辨に丈け留めんとする者にして政府案に比して税率を低下したるものなり

△兩派交涉の不調　以上の調停案について協議すべく非増税

派の交渉委員と所謂本部派の犬養毅、神鞭知常氏等との交渉會は九日本部に於て開催せられぬ、而して反對派は該調停案を衆議院の增稅案本會議第二續に提出し否決せられたる時は第三續會に於ては同黨一致政府案に反對すべしと主張し本部派は斯くするは黨議に反するものなれば調停案が第二續會に否決せられたる時は政府案に贊成すべしと論じ兩派確く取て動かず遂に交渉は不調に了れり

△院外者の調停　斯くの如く兩派間の調停は其の途絕えたるが同黨院外者五十餘名は十三日午後一時より集會を開き院外團體に於て更に調停を試むることに決し肥塚龍、角田眞平等七氏を委員に擧げ先づ本部派に向つて調停案にして第二續會に否決せらるゝ時は第三續會に於て政府案に對する贊否は是を自由問題とすべしとの事を以てせしも容れられず委員等は此事を以て柳屋に集會せる非增稅派に通じ最後の調停も玆に全く破れぬ

△本部派及び非增稅派の態度　本部派及び非增稅派の態度斯の如くに强硬なるを以て兩派の何れかゞ讓歩せざる以上分裂は止む可からざる勢となり憲政本黨の危機は漸次相迫り來りぬ、此時に於て政務委員及犬養、大石、河野等の領袖輩は切斷術の止む可からざるを決心し可成非增稅派の勢力を減殺し其の禍根を鋤くせんと努め工藤行幹氏の如きも其說得に應じて一週日の請暇願を出し新潟縣代議も增稅案の會議には缺席すべしと傳へらるゝに至り領袖輩の慰撫策は稍々効力を顯はし來りぬ、更に非增稅派の側を見れば彼等は最早增稅案其物に反對なりと云ふよりも寧ろ政務委員等の仕打ちを憤りて益ゝ其の反抗の氣焰を高めたるものゝ如く同志者には此際斷然脫黨して所信を貫く可しと唱ふるに對し多數は北淸軍事費支辨に關し增稅案を贊成すとは大隈總理の意見及吾等の意見なれば吾等こそ黨內の正黨派なり、脫黨何の必要がある宜しく委員會に於ても本會に於ても堂々として吾等の所說を主張すべきのみと論じ遂に其の如く決定しぬ

△非增稅派の脫黨　非增稅派の決心斯の如くなるに對し本部派も此上は先づ增稅委員會に於て反對說を述べたるものを除名し其後更に慰撫に勉め更に本會議に於て反對の行動あるものを除名すべしとの意嚮なりと聲言せり此事を聞き込みたる非增稅派は十四日長時間の密議を凝らし除名處分を蒙るより

は此方より先づ脱黨すべし、其の手始めとして先づ非增稅派中の增稅委員より脱黨し其餘の者は次で脱黨すべしと議定し一度請暇願を出したる工藤行幹氏も其の請暇を取消し青森縣選出の菊地、奈須川、德差の三代議士も工藤氏の決心を鞏固ならしむる爲め工藤氏と連名を以て十四日夜脱黨屆を出し金岡又左衞門、高木正年兩氏も同日連名にて脱黨屆を出し杉下太郎右衞門氏も選擧區の都合より同日脱黨屆を出し斯くて工藤、金岡、高木三氏は十五日開會の衆議院增稅委員會に於て反對說を陳述する所ありき、而して前記九名の外十六日に至り更に二十五名の代議士も亦脱黨しぬ

△脱黨代議士　は昨日迄の處三十四名に達しぬ即ち左の如し

青森　工藤行幹　奈須川光寶
　　　菊地九郎　德差藤兵衞
東京　高木正年
岐阜　杉下太郎右衞門
秋田　須藤喜一郎　伊藤直純
富山　金岡又左衞門　內山松世
滋賀　大東義徹　藤野辰次郎
愛媛　鈴木重遠　清水靜十郎
新潟　市島謙吉　室孝次郎
　　　佐藤伊助　佐藤宗彌
　　　磯部八五郎　岡田龍松
　　　山田順一
山形　秋保親兼
京都　石原半右工門　小松喜平治
　　　喜多川孝經
茨城　細見八郎
岡山　竹内正志
岩手　小田爲綱
三重　森川天右衞門
長崎　今村千代太
愛知　加藤六藏
和歌山　鹽路彥左衞門

憲政本黨非增稅派の脱黨

憲政本黨非增稅派中の工藤、金岡等九名の代議士が十四日

夜を以て脱黨屆を本部に提出せしことは既報の如くなるが十六日に至り同派に屬する二十五名の代議士（姓名は別項に在り）も同じく脱黨屆を本部に差出しぬ、該屆書は所謂新潟組は佐藤伊助氏、所謂柳屋組は金岡又左衞門氏之を本部に持參し屆書は目下犬養、河野兩氏の手許に預りありと

脱黨組の協議會

增税案反對の爲め憲政本黨を脱したる代議士等は十八日集會を開き今後の運動方針等につき協議すべしと云ふ

（國民新聞第三三五四號、明治三十四年二月十七日）

滑稽米搗男

（明治三十四年二月二十二日）

余りの滑稽に嘘では無いかと思はるゝ程可笑しくも亦面白き噺ありけり、淺草猿若町三ノ十二に米搗男の桂庵を爲す坂口屋と云へる家あり、此所には何時も田舍出の米搗男二三人宿泊して何處にかよき口もがなと待ち居る事なるが丁度此二三日前より同家に轉がり込みし越後出の米搗男小坂光太郎（三七）樋口蔦之助（二九）伊藤芳太郎（二七）の三人は舊のお正月だと云ふので一昨夜吉原見物に出懸けしが素より三人共懷中の寂しければ上らんともせず素見し歩き揚屋町の小川樓前に行きしに同家の妓夫共は田舍出のよき椋鳥なりと思ひ誤りて手取り足取り二階へ引上げしにぞ三人は今更振り放して歸る譯にも行かず其儘に遊びしが昨朝になりて三人の勘定が大枚二圓と云ふに一文の持合せもなく一度アッと驚きて米搗く大の男が憐れや尻餅搗いて起ちも上らぬ騷ぎに馬をつけても各自に着たる古布子一貫の外は手拭一筋もなしとの事に同樓にても當て事と越中ならぬ越後のお客の大外れに何とかして玉代丈けでも取り戻さんと樣々に懸合ひしに三人共俺等の財產と云ふのは米搗仕事の外には鐚一文もありませんと云ひ張るに同樓にては夫れこそ何よりの仕合せ樓には丁度葛西の小作を取上げた玄米が有るから夫を搗いて貰はうと早速藏の中から擔ぎ出して中庭のまん中に餅搗の石臼を据へ無理往生に搗かせたれど夜通しかけて散々に浮れ騷ぎて疲れた上に朝飯さへも喰はねば何うしても力が出ぬとの事に同樓にては詮方なく臺の物の餘りを喰はせて漸く三俵の米を搗き上げさせて帳消しにしたりとは近頃の滑稽なりし

(報知新聞第八五五三號、明治三十四年二月二十二日)

北清事變の元兇

處罰問題落着す

(明治三十年二月二十三日)

十三日清廷は元兇處罰問題に關する上諭を發したるも英年趙舒翹の刑をば曩に列國全權より要求せしより減じ居るを以て列國全權は去十八日會議の結果前顯上諭に對しては不承諾の事に決せしに清國全權は直に其模様を西安行在に電報しけん、翌十九日に至り清國全權より列國全權に向け英年及び趙舒翹の刑は改めて自殺とする旨通じ來りたれば列國全權は又廿日を以て會議し遂に承諾の事となりたり、尚新上諭は廿一日を以て發せられたるが刑の執行は出來る丈は廿四日に於てすべしと云ふ、而して今回の上諭にても端郡王及貝勒載瀾は新疆省に於て終身流刑に處せらる可く自殺を命ぜらるゝは恰親王、載濂、載瑩(以上二人貝勒)毓賢の外北京の聯合軍に拘禁せられゐる啓秀、徐承煜なるべし、且董福詳は目下尚甘肅に於て大兵を擁し居るを以て其の處刑は清廷の都合よき時まで延ばすこと、義和團鎭壓の事を上奏して死刑に處せられし徐用儀立山、許景澄[illegible]、袁は位官を復せられ[illegible]、徐桐、李秉衡は死後の榮典を取消さるゝことは既報の如し、蓋し清廷が昨年以來元兇處罰の上諭を發したること之を以て都合四回とす

元兇愈處罰

(國民新聞第三三五八號、明治三十四年二月二十三日)

久しく決定せざりし北清事變の元兇處罰問題は愈々確定し明二十四日を以て夫々執行せらるゝこととなりたり、今茲に至りし顚末を記せんに之より先北京に於ける列國全權は去十八日清國全權より交附したる十三日附の元兇處罰の上諭を議題に附し協議する所ありしに其の上諭に依れば端郡王莊親王等の處罰は適當なるも他の者に對しては要求通りに非ざるを以て此上は強硬なる態度を執るより外なしと決し一方にはワルデルゼー元帥より遠征討伐隊を派遣すべき準備を爲し充分示威的の擧動に出づる所ありしに慶李兩全權も到底要求を拒むは不利なりと云ひ送りしと見え翌十九日に至り西安より一の上諭を發すべき旨列國全權に申出でしかば列國全權は二十日を以て協議會を開き再度の上諭を披見せしに此度こそは[illegible]々

列國の要求したるものを全然承諾し只死刑を自殺に改めし位に過ぎざりしを以て列國全國も之にて滿足し元兇處罰は之にて一段落を告け處罰の上諭は一昨二十一日發布せられ明二十四日を以て執行することとなりしと云へり、而して其確定したる元兇の處分は左の如し

新疆省終身監禁　端郡王、載瀾

賜死　莊親王、英年、啓秀、趙舒翹

死刑　董福祥、毓賢、徐承徐、貝勒

恩典取消　剛毅、李秉衡、徐桐

既に斯く決定したる上は廿四日を以て之を執行すべき事なるべけれども董福祥は現に甘肅に大兵を擁し居れるより特に清政府の現狀よりして一時執行期日を延期したるは既に列國政府の容認する處なり、而して端郡王を新疆に禁錮することに就ては清國とて容易なりとするも聞く所に依れば端郡王は目下邊境に踪跡を晦まし居るとの事なれば清國政府は如何にして之を捜索するや或は執行期日には間に合はざることもあるべきかと云へり

（讀賣新聞第八四九六號。明治三十四年二月二十三日）

紙幣贋造を種の詐欺師

（明治三十四年四月十四日）

千葉縣安房郡西條村字粟斗長谷川幸太郎（三十三）は二月十四日所用ありて出京し京橋區東港町旅人宿房州屋に投宿したるに偶々同縣天津町字濱萩山口源次（三十四）が止宿し居り懇意なるまゝ隔てなき談話の序に源次は此程仲間にて紙幣贋造を企圖し居ることを語り幸太郎の氣乘りするを見て翌十五日同人を伴ひて下谷車坂町六十二下宿屋加藤勇吉方に至り止宿人なる山形市小荷駄町二十二加藤常吉（三十）に引き合せ常吉を以て新發明の技師なりと稱し倚座に在りし千葉縣安房郡加茂村出口惣吉（五十九）長野縣北安曇郡穗高村百六十一、島田蔦二郎（二十五）千葉縣安房郡吉尾村四十八小泉德太郎（三十二）等を仲間なりと稱し一人〳〵紹介しそれより化學的製造を爲して幸太郎に見せしめんと云ひ常吉豫め眞正の五圓紙幣を隱し置き蔦二郎手傳ひ器物を使用し巧に隱し持ちたる紙幣を取り出し製造物なりとて幸太郎の前に差置きたり、幸太郎は之を手に取り打ち返し〳〵熟視せしが如何にも精巧を極め

眞物と違ふ處なきより嘆稱しけるに源次は機熟したるを見て幸太郎に向ひ此の用ふる藥品は一封度七十五圓を要するものなるが今は仲間にて資金なく手を空ふして寶を捨て置き居る有様なれば若し都合能くば二百五十圓ばかりを投じ吳れずやと言ひ幸太郎は立所に之に同じて其額の金を出し源次等に與へたり、此に於て源次外四人は大に喜び早速製用に着手せんとしたれども東京にては發見の恐多しとて千葉縣勝浦に下ることに一決し同月廿八日源次は幸太郎を伴ふて本所停車場より汽車に乗り錦糸堀まで赴きしに源治は能と藥品入と稱せし鞄を破壞し最とも本意なき面持にて只管幸太郎に詫び入り尙藥品買入料として五百圓の才覺を幸太郎に乞ひたり、幸太郎は折角資金を投じたる藥品を誤たれ今更紙幣製造を思ひ止まるは遺憾此上なく容易く五百圓を調達することを承諾し一先づ歸鄕したりき、さて源次外四人は謀の圖に當りたりと喜び右の二百五十圓を以て不義の樂をなし幸太郎が再び五百圓を才覺して來るを待ち居りしが幸太郎は斯くとも知らず鄕里にありて汗水流して八方に馳け廻り金を調へんとしたれども思ふ樣に行かず再び出京して知己を問ひ事情を明して金の融通を爲し居りしに遂に京橋署の探知する所となり十二日萬二郎を日本橋區長濱町四、中島總吉方にて取り押へ殘る四人も同時に常吉方にて捕縛し五人は珠數繋ぎとなりて十三日裁判所へ送られたりと

（國民新聞第三四〇〇號、明治三十四年四月十四日）

女子大學校開校式 （明治三十四年四月二十一日）

女子大學校の開校式は既報の如く昨日午後一時より小石川區高田豐川町なる新築校舍に於て行はれ、校内に天幕を張りて式場を設け先づ君が代の奏樂に次で敎育勅語の奉讀あり、次に校長成瀬仁藏氏の開校の辭、次にドクトルケーベル氏の祝辭あり次に澁澤榮一男は創立委員兼會計監督として、西園寺侯は發起人として大隈伯は創立委員長として各一場の演說を爲し次に松田文部大臣、近藤學習院長、千家東京府知事、日本女子敎育會長公爵母堂毛利安子、菊地東京帝國大學總長細川華族女學校長、高嶺女子高等師範學校長等の祝辭若くは祝辭代讀あり奏樂の裡に式を終り一同立食の饗應を受けたり

女子大學校は前記の如く小石川區高田豐川町の閑靜なる場

所に在りて其の敷地は三井三郎助氏より寄附したるもの坪數五千四百坪あり、昨年九月より建築工事を起し、先頃全く竣工したるものなるが本館及び理化教室にて二百九十余坪余、寮舎及其他にて三百五十三坪余、講堂教授室は勿論生徒控室、同寄宿舎禮式場、割烹場等あり、殊に寄宿舎は二階建の建物二棟にて之を八室に區別し校長舎監の居室に接近しあり嚴重なる監督を受けて父兄の印鑑を所持するものゝ外は一切寄宿生徒に面會せしめず、且つ應接の室を設け此處にて外來者に應接せしむる事とし尚ほ一室に同居する生徒には家族的生活を爲さしめて各自々炊せしめ割烹其他の事に至る迄學校を卒業せば直ちに充分家政を整理することを得せしむる方針なりと

學科は、英語、國文、家政の三科に分ちあれど米國某學校の最新教授法により生徒の發達すべき方向に從つて之を誘導し他の學科は徐々に之を授くる方針なりと云ふ、總じて云はゞ我が國固有の學科と歐米のものとを二つながら教授し生徒をして自由に能く之を融和せしむるの手段を取るべしとぞ

教授法は他の學校の如く口授筆記せしむるもの多く隨つて教科書は未だ確定せざるものもあり、教授の中にて中島歌子は和歌及書法を擔當し尚ほ古今集を講じ、英語及び英文學はミス、グリーン氏、フリーマンを用ひ三輪田眞佐子は國文漢文を擔當すれど重に史記列傳及び論語を講じ、國文學は關根正直氏擔當にて物語ものを講ずべしとなり

目下入學者は既に五百名に及び內高等女學校に入りしもの凡そ四百名大學部へ入りし者凡そ百名あり、學科は年々高尙なる方に進むる筈にて或は大學科三年と定めたる上へ向後の都合にて更に二年を加へ充分高尙なる學科を授くる計畫を立てつゝありといふ

（讀賣新聞第八五五三號、明治三十四年四月二十一日）

廿四の蛭
水道より顯はる

（明治三十四年五月二十四日）

水道部が只申し譯に類したる取調を爲して棄て置くまゝ蛭はます〳〵時を得て鐵管の中に繁殖したりと見え此に驚くべき多數の蛭の現はれ出でたる所あり京橋區木挽町一丁目十四番地結城銀五郎方にて同家の專用栓より昨日午前の中に第一

同は十三疋第二回は十疋と二回續けて二十三疋の蛭流出せしかば餘りの事に同家にては大騷ぎを爲し居たる處へ或人が通り懸り餘り多數なればとて不審に思ひ念の爲め又水道栓を捻りて試みたるに又もや七疋の蛭が桶の中へ落ちたれば其人も事の意外に呆れて其蛭を壜に入れ持ち歸りたりとは同家の近くに蛭の巣にてもあるにや其蛭は田蛭と稱するものなりとぞ

又一昨夕日本橋區坂本町三十一番地岩北シマ方の專用栓より蛭一疋出でたりとて直ちに屆け出で京橋區築地入船町三丁目一番地白木重吉方同區南傳馬町二丁目十三番地宮本善之助方にても同く蛭を發見し其他にも一疋或は二疋流出ずるは珍らしからぬ程なりと云ふ

（讀賣新聞第八五八六號、明治三十四年五月二十四日）

水道の蛭木挽町に現る

（明治三十四年五月二十六日）

京橋區木挽町一丁目四番地結城銀五郎方の專用栓より一昨夜又々十三疋の蛭が出で同番地の共用栓よりも亦九疋現はれたり、又同區入船町六丁目一番地松藤義勝方の專用栓よりも一疋流出し昨朝日本橋區鐵砲町三番地神原友吉方の專用栓より二疋同區蠣殼町二丁目十二番地松本藤太郎方の專用栓より一疋淺草區永住町六十九吉田政藏方の專用栓より又一疋出でたりと云ふ

（讀賣新聞第八五八八號、明治三十四年五月二十六日）

丘博士の蛭問題斷案

（明治三十四年五月二十九日）

水道の蛭問題は市内に於ける近來の一問題にして水道栓により流出したりと稱せらるゝ蛭は果して水道を傳ふて流れ來りたるものなるか又は栓口附近に於て竄入したるものなるか未だ其の何れとも檢斷を下し難きにより責任者たる水道部に於ては丘理學博士に其調査を囑托し同博士は爾來專ら研究中なりしが一兩日前漸く調査成りたれば其結果を市參事會へ報告したるが今其要領を摘記せんに

(一)若干の蛭は確かに水道鐵管より出でたるものゝ如し(二)水道より出でたりと云ふ蛭の種類は三種にして何れも東京市內及近郊の池溝水田に棲息するもの(三)蛭は鐵管の如き暗黑なる、常に水の壓力強き、食物の少き水中にも產し若しくは生活し得ずとは斷言し難く今度の蛭の如きは恐らく鐵管中に

棲息し居たるものなるべし(四)蛭の水道鐵管に入りたる道は最初濾池を造り鐵管を敷設する際に機會を得たるものゝ如し例へば一の濾池を造るには略三ヶ月を要すれば濾池の底に小石を敷き詰むる間には數日雨の降り續く事もあるべく又大なる鐵管一箇を敷設するには相當の長き時日を要する故其間に數回雨に遇ひたる事もあるべく且つ鐵管は十分に掃除したるものにあらざれば此際管中に流中せしものと考へらる(五)鐵管中の蛭を驅除すべき方法は水流を以て之を流し出すの外良法なかるべし、蛭は四月下旬より十月半ば頃まで水中に游泳するものなれば數回水流を以て鐵管を掃除すべしと云ふにあり此の檢案に依れば蛭は全く水道中より流出したるに相違なきものゝ如く此上は當局者が至急相應の處置を取らんことを希望するなり

(讀賣新聞第八五九一號、明治三十四年五月二十九日)

跣足禁止令

(明治三十四年五月三十一日)

昨日警視廳令第四十一號を以て左の如く發布せり

　ペスト豫防の爲め東京市內に於ては住屋內を除く外跣足にて歩行することを禁ず本令に違背したるものは刑法第四百廿六條第四號に依り拘留又は科料に處す

右の理由はペスト菌の侵入を重に防ぐのみならず風俗取締上に於ても是亦必要なるが爲め其取締を行ふ筈にて廳令發布と同時に殊に車力人力車夫馬丁其他職工等の勞働者に對しては特に注意を與ふる筈なりと

(讀賣新聞第八五九三號、明治三十四年五月三十一日)

大橋乙羽氏逝く

(明治三十四年六月二日)

昨秋歐米漫遊を終へて歸り間もなく病を得て大學第一病院に入り療養中なりし大橋乙羽氏は既に度々記せし如く病勢一時危篤に陷りしも先月中旬頃より大に快方に向ひ醫師も既に一命に障りなきと曰ひし程なりしが昨日は沸曉一時頃目を覺まして看護の人々に向ひ洋行中の談話など面白く聞かせたればいづれも病の愈々安きを喜びたるに三時頃に至り突如危篤の狀態に陷り同四時遂に眠るが如く逝去したりと云ふ、行年三十三、病症は肋膜炎なりしとぞ、氏は羽州米澤の人始め渡邊姓を冒し後博文館主大橋氏の養子となりたるなり、少壯硯

友社に入りて先輩の指導を受け社中の秀才として將た出版事業界の敏腕家として其譽れ高かりしに一朝終に其の訃を傳ふるに至る惜しむべき哉

（讀賣新聞第八五九五號、明治三十四年六月二日）

星亭氏暗殺せらる　（明治三十四年六月二十二日）

東京市參事會は昨廿一日午後一時より市役所樓上東南隅の市參事會室に於て例會を開き引續き石山問題に就いての秘密會議も終りて會談中なりしに同三時四十分頃年齢五十一二の黑絽三紋附の羽織を着たる紳士風の男突如として室內に入り來り星亭氏議席の背後に近づくや袴下に隱し持ちたる一尺二寸程の短刀を以て腹部、右肩等四刀突刺したるにぞ星氏は仰向けに倒れたり、其の間一瞬時なりしかば誰れも之を支ゆるの暇なく星氏の倒れんとするや市參事會書記平賀信恭氏走付けて兇漢の後より抱きつき吉田助役は短刀を取上げ其他伴親光、西澤善七氏等總立ちとなりて兇漢を取押へ直に馳付けたる巡査に引渡して警視廳に引致せるが右兇漢は劍客を以て有名なる四谷區仲町三の十六、伊庭想太郎にて當時日本貯蓄銀行相談役及四谷區の學務委員をも勤め居る由にて星氏の倒るゝや市役所にては技師遠山椿吉氏不在にて醫師なきより警視廳警察醫出張して應急の手當を施し東京地方裁判所よりは判事二名、檢事正一名、檢事一名、警視廳よりは吉見警視等の出張ありて臨檢せり、此の兇報の諸方に達するや市役所に詰寄する者引きも切らず廳內頗る雜沓せるが內務大臣は秘書官を隨へて市參事會室に星氏を見舞ひ同時に大浦總監も見舞ひたり

星氏の絕命

星亭氏は別項の如く市參事會室に於て兇漢伊庭想太郎の爲めに刺され孰れも重傷にして間もなく絕命せりと

星亭氏の遺骸　檢視は正六時に決了し直ちに馬車に遺骸を收め渡邊勘十郎、井上敬次郎、山崎林太郎の三氏同乘守護し次の馬車にて令夫人附添赤坂新坂町の邸に引取られた

星亭氏の陞敍

廿一日夜を以て左の御沙汰ありたり

正四位勳四等　星　亨

敍從三位（特旨を以て位一級被進）

從三位勳三等　星　亨

叙勳二等瑞寶章

故星氏の官歷

星亨氏の略傳は昨紙既に之を掲載せしが更に官邊の履歷を聞くに左の如し

嘉永三年庚戌四月生

明治二年九月洋學校訓導申付候事但月給廿五兩被下候事（大阪府）

三年四月任小助教、同九月十五日依願免本官（大學）

五年三月十五日任二等譯官（神奈川縣）

同四月二十五日租税寮御雇申付候事但月給被下候事（大藏省）

同八月十日御雇差免候事（同）

同九月廿日租税寮七等出仕被仰付候事（同）

六年二月十二日横濱在勤相違候事（同）

七年一月十九日任租税權助

同二月十八日叙從六位

同九月廿九日御用有之英國へ被差遣候事（太政官）

十年一月十一日廢寮一月廿三日御用有之早々歸國可致事（同）

十八年六月十六日位記返上可致事

二十五年五月三日議院法第三條に依り衆議院議長に任ず（內閣）

廿六年四月廿日法典調査會審査委員被仰付（同）

十二月十三日議員法第十六條に據り議員除名

廿七年三月栃木縣第一區衆議院議員當選

三月廿六日改法典調査會規則三月卅一日法典調査委員會被仰付（內閣）

九月栃木縣第一區衆議院議員當選

廿八年五月一日依願法典調査會委員被免

廿九年四月廿七日任特命全權公使叙高等官一等米國華盛頓府駐劄仰付（內閣）

二十九年四月三十日叙從四位

三十年一月八日衆議院議員辭職

同九月十六日叙勳三等授旭日中綬章

三十一年八月十五日歸朝

九月十三日華盛頓府駐剳被免
十一月十二日依願免本官（内閣）
三十三年十月十九日任遞信大臣
十一月十日叙正四位
十二月廿一日依願免本官
三十四年六月廿一日叙從三位（特旨を以て位一級被進）叙勳
二等授瑞寶章
同日卒去

（國民新聞第三四六〇號、明治三十四年六月二十三日）

〇

星亨氏の略傳

星亨氏は嘉永三年四月（?）東京々橋區鎗屋町に生る、家甚だ富まざりしを以て苦學力行英書を修む、幕末天下漸く多事氏乃ち學を捨てゝ武技を修めんとし幕臣小泉某に寄る、後辭して家に歸り徵せられて開成所世話心得となり次で何禮之助氏の塾に入り明治元年若州小濱藩主に聘せられ居ること半歳去つて大阪に赴く偶々何氏の塾を同地に開くに當つて其の塾長に擧げらる、同三年當時の兵庫縣令陸奥宗光氏に知られ同年大阪英語學校の創設せらるゝや其の小助教となり後辭して東上し大學南校に學び四年陸奥氏の神奈川縣令に轉ずるや擧げられて學校取締となり五年大藏省に出仕し横濱稅關次官となり後中島信行氏に代つて其長官に任じ租稅寮權助に遷り正七位に叙す、七年海外視察を命ぜられ倫敦に到り法律を學び英國狀師となり十年歸朝十一年司法省附屬代言人となり其の廢せらるゝや東京組合代言人となり自由黨に加入し自由新聞社長となり更に「自由燈」を發兌し筆禍を買ふて其の發刊を禁止せらる、即ち更に「めざまし新聞」と改題し偶々福島事件の起るあり進んで之が辯護の任に當り名聲大に天下に知らる後新潟に演說し官吏侮辱罪に問はれ獄に下り位階を剝かれ東京代言人組合より除名せらる、二十年保安條例に觸れて逐放の客となり二十二年大赦に遇ひ歸京し代言事務に從事す、第二議會解散せらるゝや栃木縣第一區より選出せられて衆議院に入り次で議長となり從四位に叙す、二十七年衆議院より除名せられ更に爭ふて衆議院議員に當選す、後法典調査會査定委員となり次で駐米特命全權公使となり勳三等に叙せらる、卅一年八月總選擧に當り更に衆議院議員に當選し同月歸朝公

使を辭し同年秋松隈內閣瓦解し憲政黨分裂するや片岡健吉、江原素六氏等と更に憲政黨を組織して其の總務委員となり院內總理となり斡旋最も努む、後東京市會議員に當選し次いで市參事會員となり一半の力を東京市政に致せり、三十三年伊藤侯の政友會を組織せんとするや其の創立者の一人となり組織なるや其の總務委員となり同年九月山縣內閣辭職し十月伊藤內閣組織せらるゝや遞信大臣に任じ同年十二月其職を辭し第十五議會に於ては政友會院內總理となり議會閉會後專ら力を政友會に盡せり、三十四年六月廿一日氏午前は政友會本部に到り常任總務委員會に出席し午後は東京市參事會に出席し會散するの後刺客の兇手に斃る悼失

兇行者の素性

伊庭想太郎は舊幕の頃劍客の四天王と數へられたる八郎の弟(養子とも云ふ)にして戊辰の際は兄と共に賊徒に加はり兄は函館に於て戰死せり、想太郎は二十四五年の頃東京農學校を設立し校長と成り次で育英舍を設け明治廿五年株式會社日本貯蓄銀行の創立に與り設立後其頭取となり後辭し目下同行相談役たり、年齡五十一歲なり、其の取押へらるゝや右額に微傷を負ひ居たり

(國民新聞第三四五九號、明治三十四年六月二十二日)

○

星亨氏を弔す

思ひきや吾人は今に於て死せる星亨氏を論ず可しとは。星氏の橫死、悼む可し。特に彼が漸く改善の方針に向つて進まんとする中途に於て、無慘の最後を遂げたるは、最も惜しむ可し。吾人は天下の爲めに、此の有爲有力なる一個の快男子を少くしたるを嘆ぜずんばあらず。

概して云へば、星氏については、二個反對の謬想あり、或者は彼を以て、一世の人豪となし、大宰相の器となし、大經世家の材となせり。或者は彼に於て惡魔の權化を見出し、毒蛇猛獸も、彼の兇惡に比す可からざる物をなしぬ。是れ兩つながら非也。非なるは毀譽其の度に過ぎたるが爲なり。吾人の見る所を以てすれば、星亨氏は、此の過譽溢毀の外に於て確かに一個の人格を有したる者あるに似たり。請ふ吾人をして、敵にあらず、味方にあらざる第三者の位置よりして、少しく之を觀察せしめよ

彼は平民界の產物なり、產物中の巨魁なり。彼は殆んど無意識的に、平民的勢力と要求の代表者として、社會に其の威を振へり、時としては暴威を振へり。彼の主要なる動機は、權勢にあり、之を得るには武器を擇まざりき。彼の一生は、格鬪を以て終始したり。而して彼は九顚十起、遂に勝者として戰場に立ちぬ。然も彼は其の戰捷の收獲に先んじ、武器を擇まざりし因緣の爲めに斃れぬ。

運命は彼を弄んで其の痛快を極めたりき、彼は彼よりも或る意味に於て、より多く政治家たる陸奧宗光に識られ、明治五年、其の紹介によりて、官途に身を投じぬ、然も橫濱稅關長として、英國皇帝と稱す可きを、英國女王と稱したりとて故英國公使サー、ハルリーパアクスの嗔に觸れ、自ら屈下するを欲せず、職を罷められ、明治七年英國留學を命ぜられたり。留學は彼に於ては、甘美なる流竄たりし也。彼は英國に於て、幾何の法律的知識を修め得たりし乎。そは今に於て明言するの限りにあらざれども、此の素養は、他日彼が敵に對する辯難攻擊の武器として、倔强の一たりしことは、何人も否定する能はざる可し。

彼の明治十年歸朝するや、司法省附屬代言人を命ぜられ、是に於て彼は望外にも、多くの收入を贏るの便宜を得たり。彼は最初より最後迄金錢の價値を解したる一人なりき。然も彼は此が爲めに、幾多成功の果を得たることなしと雖も、其の彼が身邊を圍繞したる醜聞は、職として之に據らずんばあらず。吾人は彼と金錢との關係に於ては、一生の打算、得失焉くにあるを惑はざるを得ず。

何故に彼は自由黨に投じたりし乎、兎も角も彼は自由黨に於ては、板垣伯は勿論、片岡健吉、河野廣中、馬場辰猪、大石正巳の輩に比すれば、寧ろ後進者と謂はざるを得ず、彼は有力なる加入者にして、其の發起者にあらざりき。然も彼は遂に自由黨に於ける唯一の勢力たらざりしも、其の最强なる勢力となり、板垣伯の如きも、空しく彼の爲に、其の舞臺開きの役を勤めたるの看ありしは如何に黨魁として彼が恰當なる資格を有したるを證すべきにあらずや。

風評は隨處に彼に伴ひぬ。其の司法省附屬代言人に加入するや、組合中の葛藤は、彼によりて激起せられたり。彼は遂に一たびは代言人組合より除名せられたり。

彼の明治政府に刄向ふや、實に余力を剩さゞりき。彼は此れが爲に十八年に於ては新潟の獄に投ぜられ、其の位記を剝奪せられ、同二十年には、保安條例によりて、放逐せられたり。彼の自由黨にあるや、改新黨攻擊の火蓋は、彼れによりて切られたり、明治十五年より十六七年に亘れる僞黨撲滅の如きは、彼が其の張本人たらざりし迄も、其の急先鋒たりき若し夫れ明治廿年に於て、自由黨、改新黨の接近成るに垂んとして破れたるが如き、亦た彼の力によるもの多からずとせず。明治二十五年民黨合同の勢なるや、殆んど政府を震憾せしめたり。而して彼は公開の演說に於て、折角に出來し、折角に活動しつゝある合動を破壞せんが爲に、改進黨に向つて其の火箭を放ちぬ、彼は之が爲めに其の報酬を受納すべく餘儀なくせられたり。彼は議長の職を奪はれたるのみならず、亦た議員の席をさへ削られたり。此の懲罰の當、不當は、暫く論外として、斯る懲罰を崇りたるものは、前にも後にも彼より外に、其人ありと思はれず。彼は逆境の兒也、而して其の逆境も自ら求めたるもの多きに居る也。

然れども彼を獄に投じ、彼を東京より逐ひ、彼の位記を剝ぎたる明治政府は、再び彼に位記を與へ、或は彼を特命全權公使として、米國に派遣し彼を遞信大臣として內閣に列せしめ。其の死するや位階勳等各一級を進めぬ。彼を除名したる議會は、再び彼を迎へ、彼を以て其首領となし、議場をして殆んど彼の獨舞臺たらしめたりき。彼の味方此の如きのみならず、彼の敵と雖も、亦彼の衆議院に於ける獨特の位置を爭ふ能はざりき。彼は確かに格闘の上に於て、成功したりと謂はざるべからず。

彼は何故に成功したりし乎、吾人は彼に向つて其の秘訣を問ふ能はず、然し竊に惟ふに、彼は格闘者に最も大切なるは敵を恐れざるにあり。況んや殆んど是に庶幾かりき。彼は敵を恐れず、敵をして己を恐れしめたりき。彼は意志あり。彈力あり。彼は決鬪するに、短銃を空に向つて放たず、必ず敵に向つて放ちぬ。彼は極めて不謹愼、無遠慮にして、敵に對して爲さゞる所なく、忍びざる所なかりき。更に彼に多しとす可きは、彼の精力の集中と、精力の持續とにありき、彼の勉强には、何人も向ふに立つ者あらざりき。約して言へば、彼の成功は僥倖にあらず、偶然にあらず、固より成功すべき

理由ありて成功したりし也。

幾多の政黨員を操縱し議院の内外に於て、運動を爲すは、彼に於ては殆んど獨得の長技なりき。

英國に於ける議員老功者嘗て曰く、議員に於て勢力を得んとせば、恒に議場にあらざるべからずと。星氏の如きは實に然りし也。彼は首領の責任より、幹事の職掌に至るまで、自ら當りて廻避する處なし。彼を好むと好まざるとは各人の隨意なり、然も彼微りせば議場の掛引は、一日たりとも安心す可からず。彼は細大となく、自ら議場の掛引きを主宰するのみならず、亦闘將として、他人の衝るを憚かる戰闘線に立ち奮戰するを顧みず。百名の代議士は得易く、一個の星亨は得難し。是れ彼に對する相當の評價也。彼は實に議場の呼吸を解したりき。議院の性情を悟りたりき。

院外に於ける彼の働らきも、亦目覺ましき事ありき。彼は恒に黨員多數の意見ある所を察し、之を鞨働するに於て、殆んど百に一も失ふ所あらざりき。時としては陽に煽動して、陰に之を冷却せしめ、或は同意したる風を粧ひ乍ち之を極端迄押進め、發案者をして、茫然自失せしめ、遂に泣き寢入りに至らしむるが如き、其の機變の妙、此の中の消息に通じたるものにあらずんば、之を認識する能はざる可し。彼が井上伯の推薦によりて、明治二十八年朝鮮の顧問官となり、陸奧伯の推薦によりて明治廿九年米國公使たりしに係らず、遂に特別なる働きなかりしは、彼の技倆彼にありて是にあらざりしが爲のみ、彼の本領は何處迄も黨魁たるにてありき。

單に黨魁として見れば、殆んど申分なき度合にまで彼の技倆は發達したり。彼が議場の内外に係らず、黨員を御するの妙は、恰も曲馬師が馬を御するが如く、人巧盡きて天巧生ずるの趣ありき。彼が政友會に於て、伊藤侯に次ぐの有力者たりしも、亦宜ならずや。否伊藤侯と雖も、彼に頼るもの多からずとせざりき、彼は伊藤侯の爲めには、時として武藏坊辨慶たり、時としては佐藤兄弟たり。時としては相談相手たりき。伊藤侯が彼を信ずると否とは、暫く別問題として、彼にして存在せば、伊藤侯の政治的財産の一半を相續するものは彼たらざる可からざりし也。彼の實力此の如きのみ。

彼は主義の人にあらず、若し彼に主義ありとせば彼は實に臨[illegible]應變主義者也。彼は風位をトして、帆を張るを知るも、

決して一定の理想を標傍し之を貫徹せんとするが如き人にあらず、彼は無意識的に、即ち其の性行、其の嗜僻、其の趣味且つ其の成立の平民的なるが爲に平民主義の代表者たりしも彼は其の確信に於て自覺に於て、必ずしも平民の味方とのみ謂ふ可からず。彼が人民の棟梁たる能はざる所以、職として此に在り。

若し夫れ治國平天下の經綸に於ては、彼の本領にあらず。彼は寧ろ請負師にして、發案者にあらず。如何なる仕事にても、彼の主要の目的たる權勢を得るの手段となるものは、彼は欣然として之に應じたり。彼は嘗て第二松方內閣にも入らんと試みたり。自由黨が、第二山縣內閣と提携の如きは、主として彼の力によれり。然も彼は政治上の經綸に於て、如何なる一致の點を、此の二內閣と有したる乎。吾人は之を知るに苦しまずんばあらず。若し果して經綸なるものあらば、或は今後の彼に於て、見出す可かりしも、未だ知る可からず。是迄の彼に於ては、日本帝國を如何になす可きかの問題の如きは、決して第一、恐らくは第二の問題にだも上らざりしなる可きが如し、吾人が彼に許すに經世家たるを以てする能はざる所以實に此に存す。

人或は彼の手が賄賂に瀆れたるを痛む。吾人は固より彼の双手を洗濯して、純白ならしめんと欲せず。然も若し彼にして貨を好むる失ありたりとせば、是れ決して貪慾の爲めにあらず、寧ろ權勢を得るの方便として、然りしのみ、彼は或は正當ならざる手段によりて、利益を得たることあらむ。然も彼は是をその與黨に頒つに於ては、亦た吝かならざるものありき。是れ或は彼が身邊に、幾多の崇拜者を得たる所以の一なるか。然も斯る崇拜者を得んが爲めに、不謹愼なる手段に依りて、不正當なる利益を握取するが如きは、決して彼の名譽と謂ふべからず。彼にして若し自個の權勢以外に、高尚博大なる理想あらしめば、彼が人物の始終は、必ずしも此に止らざる可きに、唯一心此に注ぎ、然も之を得るに於て、倒行逆施憚る所なし。是れ實に彼の爲のみならず、國家の爲めに惜しむ可しと爲すのみ。

彼は何故に東京市に其の手を突込みたる乎。惟ふに彼の公使として米國に有るや、或はタムマニー館の魁首クロウカアに私淑したる所ある乎、何んぞ其の行動の相ひ類似したる乎

然も彼は大都に勢力を扶植するは、全國の勢力を扶植するの根基なることを看守したる乎。若し彼をして徐ろに其の道を講ぜば、淡笑の間に、其の目的を達するも、難きにあらざる可きに、彼が之を得るに急なるの爲めに、是れよりして彼が蹉躓の原因の重なる一を惹起したりしことを口惜しけれ。

彼は動物的元素に富みぬ、彼は敵愾的精神に富みぬ。然も彼は無謀の勇者にあらず。天然的勇氣は、彼に於て餘りに多くあらざりき。彼は好んで危險を冒したれども、危險を解せざりしにあらず。唯だ危險に備ふるの用意なし、深く謀りて而して後之に向ひたるのみ。彼の血は果して熱したることあるや否や、世人往々彼の熱血を說き、俠骨を說けども、吾人は遂に之を認識する程の材料を拾ふ能はざりき。彼は先輩に於て、最も井上伯に推服したりき。然も井上伯の涙脆き點は彼に於て之を見出す能はざりき。若し强ひて分類せば、井上伯の熱血なるが如く、彼は冷血なりと謂ふ可きか。人或は彼の言行の傍若無人なるを以て、之を熱血男兒の本色と云ふ。然れども傍若無人は、彼の武器にして、彼の熱腸より迸り來る純泉にあらず。

されば彼の言行は、必ずしも常識の軌道を逸らざれども、未だ決して感情の爲に左右せられず。時としては除外もある可きも、概して利害得失の打算を逸したることなし。されば彼程融通の利くものは少く、彼程調停の者も多からず。彼は飽迄負惜みの强き男なりしも、決して讓歩を解せざるに非ず否讓る可き場合には洒然として讓歩するを顧みず。彼が黨魁として勢力あるも、漫りに自個の意見を發展せず、最も有力なるべき意見を看取し、之に於て全幅の援助を與へた事が爲めにあらずして何ぞや。

且つ彼に取る可きは、其の自ら改善し、進歩するにありき彼と同時に名をなし、若しくは彼の競爭者にして、今や零落なす事なき者、何んぞ限りあらむ。然し彼は老書生として自ら時代の潮頭に立ち、敢て後るゝ處なく、然も近年に至りては其の從來の非紳士的行爲を脫却し、卓然として立憲政治家たらんと欲し、爲めに伊藤侯の靴の紐さへ結ぶを辭せざりき是れ彼の志の小ならざるを知る可し。彼が士君子の請議に容れられざることは、彼自らに於ても、疚ましとしたる處にして、早晩彼は其の脚を洗ふべき心掛けにてありたるかの如し

其の頃自ら抑遜し、紳士的行徑を歩せんと欲したるが如き、亦隣む可きものなからず。天若し彼に數年を假さば、彼は其の改善の一半を成功したらんも、未だ知る可からざりしも、中途にして非命の鬼と爲る。豈に痛嘆に勝んや。彼は經驗を利用せざる程の愚人にあらざりき、而して天は何故に之を利用す可き時間を彼に向つて愛しみたるぞ。

若し夫れ彼が比較的素行の修整にして、家庭の清白なる、而して兀々として讀書に耽りたるが如き彼の放縦不羈なる公行と反射して、一種の異彩を放つものあり。吾人は彼の崇拜者の如く彼を英雄とせざるも、尚彼に向つて、讃辭を與ふ可き材料なきを苦しまず。特に彼が如何なる場合にも責任を重んじ、其の一諾、一否の如何に力ありしかは、明治年間の政治家に於て、多く其の比を見ざるものあるに於てをや。

（國民新聞第三四六二號、明治三十四年六月二十六日）

○

故星亨氏の葬儀

故衆議院議員從三位勳二等星亨氏の葬儀は豫報の如く廿六日午前八時赤阪區新坂町の邸出棺芝二本榎町承教寺に於て佛式に依り營まれたり、今其の模樣を報ぜんに前夜來通夜せる親戚故舊は更らなり、早朝より同邸に參集せる政友等は數百名の多きに及び導師日繩上人以下衆僧は午前七時より嚴かに棺前の式を行ひ第一の擊柝を以て葬列及儀仗の用意をなし第二擊柝を以て同八時出棺す、葬列は前驅警部騎馬一列を始めとし渡邊歩兵少佐の率ゆる儀仗兵一個中隊之に續き次に高張二列次に樂僧四名一列に次に龍頭一列次に役僧（人力車）次に導師久保田日繩僧正（馬車）並に侍者次に龍頭、次に香爐、次に「大雄院殿元貞日覺大居士」と記せる位牌次に「故衆議院議員從三位勳二等星亨之柩」と書せる銘記、次に勳二等瑞寶章の勳章一列野澤岩雄、山崎林太郎兩氏之を捧げ次に生造花及金蓮花各一列、次に導師幡、次に高張、龍頭各一列次に柩神鞭知常、野澤維一、岡崎邦輔、田村順之助、渡邊勘十郎、齋藤二郎、横田千之助の諸氏棺側に從ふ、次に沓、杖、傘、次に喪主嗣子星光氏（十一）徒歩草鞋にて、石田貫之助、新井章吾、加藤平四郎、石坂昌孝、松田秀雄等の諸氏と共に之に從ひ次に未亡人都奈子並に親族の人々（馬車）次に寺崎泰吉氏の率ゆる青年隊三百餘名一樣の網代笠に草鞋を穿ちて之に從

ひ、次に中鉢美明氏等の市參事會員、市會議員、府會議員並に儀仗兵一個中隊、次に會葬者の順序にて陸軍音樂隊は「哀の極」の曲を奏しつゝ整々肅々として飯倉四辻を三田通に出で聖坂を上りて二本榎町なる式場に向へり、式場承教寺門前には栃木縣宇都宮市有志、荏原郡政友會青年隊の「恭弔故星亨君之薨去」杯記せる十數旒の旗を飜し門の內外兩側には會葬者受附所を設け藥袋、小池兩政友會幹事等こゝにて一々會葬者を迎へ其の休憩所たる同寺書院の玄關には末松、金子、本多の三男爵、林、原、尾崎、江原、片岡、都筑の各總務委員整立して一々會葬者に應接せり、列は午前九時三十分を以て沈痛なる道樂の裏に式場に着し半鐘及大鼓の合圖に依り各員着席式は同四十分に始まり僧侶十餘名の三寶禮、同經偈、讀經、双鉢、開牌等を終り副導師推僧正脇田堯惇師の歎德文朗讀並に導師僧正久保田日龜師の引導あり次に市參事會代表者中鉢美明氏、市會代表者松田市長並に板垣伯及伊藤侯何れも順次に一篇の弔詞(別項にあり)を朗讀せり、夫れより喪主未亡人、親族、政友會葬者等一々燒香を爲し讀經奏樂の間に全く式を終りたるは、同十時四十五分なりし、當日特に棺側に供へたるは山縣侯爵、東京政友會支部、中國俱樂部、郡市懇話會等より贈られたる生造花十餘對にして會葬者は無慮二萬餘人の多きに達し門內に入る能はざりし者のみにても數千人の多きに及びぬ。當日會葬者の重なるもの左の如し。

鷹司公爵	木戶侯爵
伊藤侯爵	山縣元帥(代)
西鄉元帥	桂總理大臣
山本海軍大臣	清浦司法大臣
菊池文部大臣	芳川遞信大臣
曾根大藏大臣	內海內務大臣
兒玉陸相(代)	松方伯爵
板垣伯爵	金子男爵
大隈伯爵	濱尾新
陸奧伯爵	加藤高明
末松男爵	松田正久
土方伯爵	中牟田子爵
佐野伯爵	井上伯爵
同 夫人	渡邊子爵

野村子爵　園田男爵
田中（不二）子爵　伊藤海軍中將
相馬子爵　南部男爵
井上子爵　渡邊（千）男爵
新田男爵　關（博）子爵
野津大將　磯部少將
野田男爵　岩崎男爵
相馬子爵　川口男
吉川男　田中子
岡內男　鍋島子
北垣男　副島伯
鳥居子　香川子
伊東海軍大將　九鬼子（代）
兒玉淳一郎　中村元嘉
伊藤祐忠　加藤正義
大谷靖　小倉信近
牧朴眞　佐々友房
齋藤實　古市公威

杉村濬　富岡辯理公使
岸本辰雄　鈴木萬次郎
高木正年　有島武
工藤行幹　横田國臣
芳野世經　坂谷芳郎
丸山名政　松尾臣善
政友會埼玉支部代理者　田中萬次郎
須藤時一郎
英國公使同公使代表者　アルエスミラー
西班牙公使　ビーイーケフエルト、イーストレーキ
太田貴族院書記官長
柏田新潟縣知事
田尻會計檢査院長　早川千吉郎
岩村御料局長　花井卓藏
澁澤男爵　山縣管船局長
阿部千葉縣知事　倉富民刑局長
河野廣中　イーストレーキ

梅田横濱市長

愛知支部總代幹事　磯貝浩

水上横濱稅關長　石井忠恭

平松子爵　溝部栃木縣知事

山形支部總代　熊倉義廣

山村梅次郎　下飯坂權三郎

青木正太郎

函館支部總代　齋藤哲郎

望月圭介　串本康三

押川方義　武市庫太

柴田信綱　高須賀穰

安藤龜太郎　五十野讓

大東義徹　田中賢道

岡本柳之助　末吉忠晴

永井嘉六郎　岩谷松平

井手毛三　中澤彥吉

樫村清德　斯波宗教局長

益田孝　中上川彥次郎

寺內中將　肝付少將

岩佐純　船越衛

櫻井勉　高島嘉右衛門

西園寺侯爵　藤田四郎

小幡篤次郎

諏訪政友會總代　宮坂作之進

和田彥次郎　磯部四郎

大森鍾一　佐分利一嗣

梅謙次郎　重岡薫五郎

千葉禎太郎　平田潤亮

江木千之　林友幸

平林九兵衛　千家尊福

阪本釤之助　黑田清仲

黑田籠子　田村金之助

神奈川支部總代　清水源右衛門

朝比奈知泉　高崎安彥

志賀重昂　德富猪一郎

山根正次　豐田周作

太田實　山田庄左衛門
雨宮敬次郎　北里柴三郎
白岩龍平　鳩山和夫
沼田宇源太　藤田虎力
近藤政利　辰野金吾
山口健二郎　加納友之助
齋藤安雄　磯部武者五郎
町井鐵之助　關山形縣知事
中島總理大臣秘書官
加藤政之助　池田謙三
廣瀬貞文
京都支部代表者　中村榮助
菊池大阪府知事　久我侯爵
三好退藏
憲政本黨代表者　原六郎
目賀田主税局長　綾井武夫
黑田侯爵　波多野司法總務長官
仁尾專賣局長　首藤陸三

米倉一平　千坂高雅
鹽谷五十足　木村久次郎（品川代表者）
井上角五郎　加藤平吉（愛知支部總代）
多田通　吉田幸作
神藤才二　本間直
岡部千代子　堀田正養
鈴木充美　浦田治平
鎌田榮吉　山本幸彦（高知支部代表者）
古川市兵衛　奥田義人
松永安彦　木暮武太夫
八木逸郎　塚原周藏
志摩靜岡縣知事　内田外務總務長官
長野縣小縣政友俱樂部代表者　林金太
千頭鹿兒島縣知事　高田早苗
小堀貞吉
芝區役所吏員總代　戸室巳三郎
政友會濱松地方有志總代　久野幸太郎
山梨政友支部代議員　依田孝

村野常右衞門　山田喜之助
岸田松一郎　秋田支部總代　森澤長三郎
北足立俱樂部代表者　坂泰碩
井上利八　元田肇
中村元雄　佐々田懋
中辰之助　岩田作兵衞
根本正　小田貫一
田中平八　杉田定一
高木兼寛　石坂昌孝
津田日厚　中田敬義
雨宮敬次郎　大內義行
末弘直方　吉田寅松
石田貫之助　向坂潤太郎（政友會靜岡志太郡有志總代）
橋本省吾　糀山半三郎
遠藤秀景　岩瀨武司
飯田宏作　福井眞吉
近藤廉平　有村連

新井眞道　寺田勇吉
說田彥助　室田義文
寺崎至　久米民之助
小倉久　山口熊野
竹內綱　星松三郎
大隈英麿　佐賀縣知事　香川輝
栗塚省吾　馬越恭平
大浦兼武　平山靖彥
田口卯吉　杉孫七郎
澤田眞道　鴻雪爪
伊藤儀兵衞　柴田家門
青木周藏　葦原清風
中村雄次郎　大久保忠順
岡崎正也　水尾訓和
曲木如長　三輪田眞佐子
後藤猛太郎　高木豐三
山梨縣東村山郡公友會總代　佐竹正詮
政友會大和支部總代　瀧口歸一

同大阪支部総代　横田虎彦
森　作太郎　栗原亮一
粕谷義三　河口善之助
日下義雄　安藤謙介
長坂長厚　大倉喜八郎
児島惟謙　山邊勇輔
大野龜三郎　原　亮三郎
同　亮一郎　藤山安次
吉見　輝　松浦鎭次郎
喜谷市郎右衛門　手塚猛昌
川上元次郎　佐藤琢治
志波三九郎　古川潤吉
横山源一郎　小松謙次郎
古谷久綱

星亨氏埋棺式

別項の如く承教寺にて星亨氏の葬儀を終るや午前十時三十分靈柩は棺馬車にて移され遺族親戚及び近親門下の人々は馬車若しくは腕車にて青年隊は徒歩にて之に從ひ午後一時四十分に池上本門寺に達せり、星家にては承教寺迄にて一般の會葬を斷り置きしにも拘はらず以上所載の外林有造、江原素六片岡健吉、松田正久の各總務委員伊藤幹事、關東倶樂部所屬代議士を始め有志の弔葬者無慮五百餘名に達したり、頓がて棺車は石壇の左傍なる坂路より星家塋域の前まで進みこゝにて柩を下し徐々墓地に移し柩前に於て衆僧の回向あり梵唱聲裡に白布にて包まれたる柩は壙内に安下せられたり、遺族親戚及び近親門下の人々は勿論弔問者は何れも墓地前に燒香をなし埋棺の式を畢りたるは午後三時なり、墓所には先妣松子刀自の墓に連接せる塋域に在り、其の壙は深さ一丈一尺五十寸にして柩を收めたる石廓は內矩縱七尺三寸橫三尺三寸、深二尺八寸なれば壙の縱橫は之れに稱へたり、石槨に用ひし石の幅は三寸なり、石槨の周圍には木炭と石灰を詰め厚さ六寸の石蓋を以て槨を掩ひセメントにて固め銘石を其の上に置き左の文字を刻めり、銘は神鞭知常氏の筆する處に係る

嘉永三年四月十四日生

星亨君墓

明治卅四年六月廿一日薨

伊藤總裁の弔辭

政友會總裁伊藤總裁が二十六日星亨氏葬儀の式場に於て朗讀せし弔詞左の如し

衆議院議員従三位勲二等星亨君本月二十一日東京市參事會議室に於て兇豎の殺す所となり遂に薨ず、呼嗟哀哉君や剛明超邁の資を以て力を國事に致し勇往果決遂げずんば已まざるの槪あり、其我會に在るや奮勵其事を擧げ人皆幹局に服す其功たる豈偉ならずとせんや、而して今や不幸兇刄に罹り忽焉玉碎す曷ぞ獨り我會の爲に歎惜すべきのみならんや寔に昭代の遺憾なり、今其葬儀に會し悲痛惨憺哀哭已むなし恭みて弔す

明治三十四年六月二十六日

伯爵　伊藤博文

板垣伯の弔詞

板垣伯が二十六日星亨氏葬儀の式場に於て朗讀したる弔詞左の如し

嗚呼回顧すれば今を距ること二十年前星亨君の始て自由黨に加盟せらるゝや産を傾け黨に殉じ身を以て其の衝に當る當時政友の擧て畏敬する處たり

抑々君の如きは天資傑出明治維新の際已に英學を修め更に倫敦に遊べり、君にして朱紫を拾ふ其易きこと芥の如けん而して君夙に經世の大志を抱き一朝蹶然として起つ侃々諤々專制の政府に抗し爲に獄窓に繋がるゝこと前後兩回憲法發布に於て纔に靑天白日を仰ぐを得たり、其萬難前に當るも敢て避けず愈々挫て愈々奮ふ君の如きは直に大丈夫の士と云ふべく今日憲政の成立君が不撓不屈の精神蓋し與りて力あるを信ずるなり、又彼の君が國會議場に於ける手腕及び君が伊藤總裁を輔けて政友會の成立に全力を致せしは事尙赫々人の耳目に在り敢て玆に贅せず唯だ深く悲しむ立憲

の前途頗る君に須つ可きものあり、不幸にして奇禍に罹り其の春秋に富む有爲の材を以て空しく逝きしことを然りと雖も君の遺業を繼成すべき新舊の友雲の如く群り來りて君の柩前に哭す君の靈亦爲めに少しく其の目を瞑する處あり

嗚呼哀哉

明治三十四年六月廿六日

老友　板　垣　退　助

(國民新聞第三四六三號、明治三十四年六月二十七日)

ペルリ上陸紀念碑除幕式　(明治三十四年七月十六日)

相州久里濱に建立されたるペルリ上陸紀念碑は豫報の如く愈々十四日を以て其の除幕式を擧行せり、前日より出發せる數名の委員は夫れ〳〵の係員を助けて準備に怠りなく定刻迄には諸般の準備遺憾なく整ひたり、碑は少しく傾斜せる八角形をなせる花崗石の臺の上に更に二重の長方形の臺石あり、其上に高さ一丈八尺の仙臺石を置きしものにして臺石の高さ一丈八尺を併せて三丈六尺に達す、碑の前面の中央には伊藤侯の執筆になり「北米合衆國水師提督伯理上陸紀念碑」と彫刻し更に少しく左方に離れて大勳位侯爵伊藤博文書と刻す、裏面上陸並に建碑の年月日並に英文飜譯を刻す、凡て金文字なれば中々の見榮えあり碑を始んど中央にして長さ五十間幅三十間の竹垣を廻らし之に幔幕を張り渡し碑の後部には長さ二十八間ばかりなる食堂の大假屋を設け食卓の準備等遺憾なし、碑の右方には帝國各大臣勅任官陸海軍將官の席を設け左方には米國公使領事館員及び士官の席に充つ、會場の兩側を以て一般來賓の座席とす、凡て天幕を以て之を掩ひ各國々旗を以て之を裝飾す、主として軍艦天城の水兵及士官の働きによれるものなり、却說在京の來賓は朝來の曇天に拘らず七時頃より續々新橋停車場に集り同四十五分の特別列車にて東京を出發したるに列車の川崎附近を通過する頃より細雨降り始め間もなく全くの雨天となりたるは頗る遺憾なりき、横濱に着するや豫て委員の準備せる腕車にて稅關棧橋に至り直ちに其左手に横付けせし博愛丸に搭乘船中には茶菓煙草等を備へつけ委員諸氏の懇切なる接待に一同は頗る滿足に見受けられたり、午前九時解纜恰も防波堤を離れたる頃遙に先發敷島艦

の煙を望見せり、同艦は各大臣屬僚顧問官等の乘用に供せんが爲に特に海軍省より派遣せしものなり

之より先き午前九時頃帝國軍艦幅瀬は扶桑及び金剛の二艦と共に靜々と久里濱の沖合に碇泊し數日前より既に回航せる天城並に電、雷の二水雷驅逐艦と共に何れも滿艦飾をなしぬ十時頃なりけん白色に塗りたる米國亞細亞艦隊司令長官ロッヂャース少將乘組旗艦「ニューヨーク」號は「ヨークタウン」「ニュー、オルリヤンス」の二艦を率ゐ帝國軍艦（天城を除く）の一列を其左方にして碇泊するや帝國軍艦は先づ禮砲を發し米國軍艦之に答ふ、前日橫濱より浦賀迄競爭し來りて規則正しく豫定の地位に碇泊せる十數隻の快走船及び縱橫に疾走せる小蒸汽船等に至る迄何れも滿艦飾をなし壯觀云はん方なしペルリ提督をして此の光景を見せしめば其感如何ぞや

來賓諸氏の乘り組める博愛丸は一時間十三海里の速力を以て最も穩かに進行して觀音崎富津砲臺を通過して米國並に帝國軍艦の艦列の間を過ぎて午前十一時頃遙かに久里濱の沖合に投錨せり、委員の準備滿足に行き屆き居ること丶て一同は何の混雜もなく十數艘の小蒸汽に分乘して特に水兵の假設せる棧橋より上陸して式場に至れば金子會長室田委員長始め接待委員は一同整列して之を迎へ一々之を設けの席に案内し靡々として些の混雜なし、式場の入口には大綠門を設け其の右方にはペルリ提督が戶田伊豆守と會見の遺り物あり、此趣向はベヤズリー氏の希望に依り三浦郡有志者の寄贈する處なり

會場の入口及び四面には雨中に拘はらず近傍諸村落より參集したるもの其の數を知らざる程にて其が爲め特に其の氏神祭日を繰上げ又繰り延べたるもの少からずと云ふ、既にして一大隊の儀仗兵は會場に入りて其の前面の碑に向つて整列し幅瀬艦より派遣せる軍樂隊更に前面に整列す、此間始終煙火を打ち上げて興を添へたり

準備既に整ひたれば正午を過ぐる四分と云ふに樂隊の奏樂と共に米國亞細亞艦隊司令官心得ロッヂャース少將は米友協會々長金子男爵に導かれて記念碑の臺石に上り帽を脫して敬禮を表し親しく綱の一端を取りて之を引くと同時に今迄碑を掩ひし幕の除かるるや喝采の聲湧し鳴り止まず同時に碇泊せる日米の軍艦は祝砲を發せり

ロッヂャース少將の着席するや米友協會々長金子男爵は碑

の前方に設けられたる演壇に進みて左の如く除幕の演説をなす

金子會長の式辭

神奈川縣相模國三浦郡久里濱の地は曾て嘉永六年六月九日則西暦千八百五十三年七月十四日北米合衆國水師提督伯里氏本國政府の命を奉じて上陸し幕府の特派委員と會見し始めて日米兩國間の修交貿易を求めたる處なり我日本帝國近世の文明は實に其の端緒を此に發せり

當時海軍少尉候補生として伯理提督に随行せし海軍少將ベヤズリー氏昨年我帝國に來遊し一日久里濱に赴き當年の舊蹟を尋ねられたり、其後米友協會の會同に於て演説して曰く四十九年前の日本は鎖國の政策を取り世界に孤立する別天地を爲せり、而して今や再び其國に來れば既に歐米諸國に對立し文化を世界に競はんとす前後其面目を改むる急なる恍として隔世の如し實に久里濱の地は日本開國の關門なり、其記念を永く後世に傳ふ可しと滿場の會員此談を聞き感慨禁ずる能はず相謀て記念碑を久里濱に建設するに決す然れども米友協會は當初より徒に壯大なる計畫を建てず力めて質素を守り單に我帝國の歴史上最も記憶すべき地點を後世に知らしめんと欲するに過ぎず、故に其規模の如きも極めて狹少なりしに圖らざりき北米合衆國は遙かに此の事を聞き熱心なる同情を寄せ終に同國政府は特に東洋艦隊長官海軍少將ロッヂヤー氏をして軍艦三隻を率ゐ紀念碑開碑式に參列せしめらるゝの報に接したり、又建碑の事　叡聞に達し辱くも金員下賜の幸榮を拜受するに至る、是れ實に無上の榮譽と謂ふ可きなり、抑も我日本の紀念碑を建設するは元來國民全般の事業なり況んや此の如く内外に於て非常の贊同を得たるは米友協會獨り此任に當る可きものにあらずと認め終に當初の趣旨を擴張し更に朝野の有志に謀り倶に力を併せて建設の事を完成するに決す、然れども期日既に迫り普く各地に通牒するの遑なく又建設の石碑も彫刻半成りて更に之を變更する事能はざるが故に凡て當初の計畫に止め漸く竣工を見るに至りたり、依て本日は恰も四十九年前伯理提督の上陸紀念日なるを以て茲に開披の式を擧ぐ

回顧すれば伯理提督の始めて此地に上陸せられたる時代は

我日本帝國は三百年間鎖國の雲霧に蔽はれ嚴に海外の往來を禁じたりしも明治の維新と共に歐米各國の制度を採酌し百般の事業日に月に其の歩を進め今や外に於ては世界各國と對等の條約を結び内に於ては立憲の政治を施き宇内文明國の列に加はるに至れり是全く我が　聖天之夙に開國進取の國是を定め給はせられたる宏謨に因ると雖も亦北米合衆國の萬國に先立ち啓誘したる力與つて多きに居れり、況んや北米合衆國は隣近の國にして交誼最も厚きと共に貿易の關係亦尤も密なること終始一貫して未だ曾て渝ることなきなり

又海軍少將ロージャー氏は實に故伯理提督の令孫なり、惟ふに四十九年前其祖父は水師提督として此地に上陸し文明の種子を蒔きたり、而して今日令孫は東洋艦隊司令長官として此紀念碑の開披式に參列せらる豈其因緣深しと云はざるを得んや、此紀念碑は一は以て往昔平和的の開國を誘導する爲伯理提督を特派したる北米合衆國政府の友誼を永久に忘れざる爲め又一は以て外宇内の列强と親厚なる國交を創め内文明の國是を定めたる起源を後世に傳へんが爲め之を建設し聊か其精神を石に刻し以て中外に表彰せんと欲す

吾人は今帝國と尤も親密なる關係を有する友邦の貴賓を迎へ又大臣を始め内外朝野の貴顯の來臨を忝し玆に開披式を擧ぐるは紀念碑に無限の光彩を添ゆるを喜ぶ、唯憾む期迫り場狹くして普く内外に於ける贊同の諸氏を招待すること能はざるを又本日の來賓は朝來の降雨と海陸交通の便を欠くにも拘らず特に來て此式に臨まる吾人の光榮何んぞ之れに過ぎんや、余建碑發起人に代て玆に建碑の由來を述べ併せて來賓各位の臨場を謝す

右終ると共に儀仗兵は捧銃の禮をなす一同肅然たり

此日米國公使バック氏は病氣の爲め終に列席するを得ざりしは公使を初め一同の最も遺憾とする處なり、金子男爵に次いで演壇に進みたるは米國公使館二等書記官ファガソン氏なり、是は左の米國公使の祝詞を代讀せんが爲めなり

米國公使バック氏の祝詞

試みに今を距ること五十年前事物を未萌に察するの明ある一豫言者ありてコンモドル、ペルリが麾下の諸艦を率ゐて日本に來り此地に上陸し日本政府と交渉したる際日本が五

十年を出でずして今日の如き文明の地位に達すべしと豫言したらんには世人の嘲笑を招きたるや必せり、蓋し當時此豫言の如き曖昧なるものは他に之れ莫かりしなるべし、然りと雖も推ふに縱令コンモドルが當時來航することなかりしとするも日本同樣の結果を得今日の隆盛を致せしなる可し、何となれば時機已に熟し舊を去りて新開の境に向はんとしつゝありしものなればなり、抑々二千五百年の間固有の文明を有し其國內に蟄居し幾ど外國と觸接せしことなき國民にして僅に三十有五年の星霜を經て封建制度を變じて立憲制度となせるは全く其國民自己の發動と畏れ多くも叡聖文武　今上天皇陛下の威稜とに基因するものにして此事實たるや世界文明諸國の齊しく驚嘆する所なり

コンモドルペルリの來航より日本帝國は直ちに世界の趨勢を察し意を決して從來の鎖港主義を擲て諸外國と修交通商條約を締結し開國の方針を秉り萬國の民人を歡迎し自國人民と同樣の保護特權を享有せしめたり、而して今や日本は既に文明諸國の班に列し泰西諸國と對等の地位に達し以て國際團體の內に入るに至れり

斯くの如き短日月の間に陸軍を偏制し其の教練に於ても其實力に於ても宇內の賞讃を博し又海軍を組織し其の戰鬪力の強大なる優に世界の一大海國として認識せられたり、是れ文明國團體中最も年少なる日本國民の驚異すべき企業心及び天禀の技能の多大なる明證なり

誠に斯くの如き短日月の間に陸海軍の組織を完成し立憲政體を創剏し渾て近世式に依り教育制度を全國に普及し財政の基礎を立て司法制度を設け郵便電信鐵道の諸制度を起し燈臺を設備し病院を完設し赤十字社を置き其他織物事業を始め凡百の事物一として他の文明國に對して遜色ある莫し而して航海事業は大に發達して大洋中に日本商船の駛行し萬國と有無を通じ以て利用厚生の實を擧け其他短日月の間に長足の進歩を致し世界の視聽を聳動するに至りたるは日本國民の精神的活動其精力其耐久力其獨立進取の氣慨其功名心其忠君愛國の熱情約言せば日本國民の何者なるかを知るに非ざれば終に了解すること能はざる可し

日本國が新文明に於て長足の進歩を爲せしは世界に比類なきことにして眞に空前絶後の快事と謂ふべし、日本國は古

來未だ曾て外國の爲に征服せられしことなく海岸都市を劫掠せられたることなく又合併せんと企圖せられたることなく將た强制抑壓せられて以て國家の進路を變易せしが如きことなし、之を要するに日本帝國が前顯の如き驚嘆す可き進歩隆昌を致し又立憲政體を創設するに至りしは決して他國の監督若くは直接の指導に依らず斯の如き雄大なる好果を結びたるは一に此聰明なる人民の進化に基因するものなり、以て彼等が雄心壯圖を抱き智慮ある自信を有し萬難を排して邁進するの豪勇及び彼等が之に依て獨立並に勢力を得たることを知るに足るべし

世界各國の歴史を繙くに日本帝國の此の進歩に比較すべきもの在るを覩ず、而して其の文明は目下駸々乎として進み其何處に到達するや何人と雖も豫測先言することを得ず帝國の國運が復隆々乎として前途洋々たるは之を既往の事蹟に徴して明かなり

余は米國の一市民として此の如き幾多の嘆美すべき有益なる結果がコンモドル、ペルリの來航に附隨して發生せしは余が滿腔の祝意を表する所也、而して來航後日米兩國間の友誼益々濃かにして此兩國を結ぶ所の和親の紐帶が年と共に益々强大となるは亦余が窃かに誇とする所也

會長閣下及其他の諸君

貴國民がペルリ氏の紀念として今茲に上陸の地をトし建設せられたる此の碑石は貴國目下の隆盛が彼れの來航に起因すてふ一大認承を表するものにして亦貴國々民と余が國民との間に存在する所の友情の如何に濃かなるかを示すものに非ずや

余彌感謝の情に堪へず茲に一言を呈し亞米利加市民として一水師提督の紀念として彼れに此の一大贈物を爲せるを深く鳴謝す、此紀念碑や實に空前恰好の一大巧能あるものなり、今言を終るに當り貴國が賢明の聞えある　天皇陛下の下に今後尙益々發達隆盛の境に進むを祈ると同時に又日米兩國間に永久和親友情の持續することを切望するものなり

首相桂太郎氏が次に朗讀せる祝詞は左の如し

桂首相の祝詞

米友協會は茲に北米合衆國水師提督ペルリ氏上陸紀念碑除幕式を執行せらる、顧ふにペルリ氏來航を距る四十有餘年

本邦固有の文化は歐米各國文明の稗補に因り益々其光輝を發揚せるの時に當り此盛式に遇ふ實に欣喜に堪へず、而して米國艦隊の特に回航せらるゝあり、其の友情の終始論はらざる我が邦上下の喜んで忘るゝ能はざる處なり、本大臣今日此盛式に會するの榮を有す一言を陳し以て祝辭とす

次ぎは米國海軍少將ロッヂャース氏なり、氏は白色の略軍服を着し劍を握りて演壇に進み音吐朗々說き進みて感に堪へざるもの丶如く屢々其の佩劍を拔きかけて之を收めたるが如き其感喜の情禁ずる能はざるもの丶如かりき、其の演說の要旨左の如し

ロッヂャース少將の演說

余は今茲に余の指揮の下にある士卒等に我合衆國の海軍を代表して此演壇に立ち帝國政府の厚誼並びに金子男爵以下建碑委員並に其贊成者諸君の厚意を思ふて特に感喜の情を禁ずる能はざるを覺ゆ、余は猶明に余が祖父ペルリ提督が合衆國政府の使用を帶びて日本に出發せし日並に無事に其の使用を果して日本より珍奇なる物品を携へて歸りたる日を記憶す、而して是等の物品は今に至るまで猶余が家の寶物たり、余は幼少より余の家族と共に日本及日本人に對しては一種特別の感情を有せり故に余が日本の進步發達に對する感想も亦固より尋常一樣ならざるものあるや論なし、而して我が合衆國の海軍も亦日本に對しては一種特別の厚意を有す、余は又べヤズリー少將の盡力を謝し其の長く當時の生存者として存命せられんことを希望す、終りに臨で余は未だ曾て變ることなかりし日米兩國間の友誼が何時迄も繼續することを切望し且つ余は日本に對して最も眞誠なる厚意を表せんとする者はマシュー、ゴルブレース、ペルリの生れたる合衆國なることを信ずる也

次で周布神奈川縣知事の祝詞左の如し

周布神奈川縣知事祝詞

米友協會嚮に北米合衆國ビヤズリー少將の來航に接し深く往事に感ずる所あり、遂に前水師提督ペルリ氏上陸紀念碑を三浦郡久里濱に建設せんことを企圖し衆贊し工竣り爰に除幕式を擧げんとす、米國政府之を聞き特に東洋艦隊司令長官フレデリクロッヂャース少將閣下を派して其式に參列せしむ米國の好情は吾人夙に知悉する處少將閣下に對して

最敬意を表せざるを得ざるなり、抑々我が開國進取の國是は　皇上聖徳の致す所と雖も往來ペルリ氏の來朝に胚胎せしものなくんばあらず、顧ふに此の擧や四十八年前のペルリ氏を追想し以て兩國の交誼を永遠に傳へんことを期す寔に美事と謂ふべきなり、余や乏を神奈川縣に承く本地は其の管内に在り、今や内外貴紳臨場以て此典を擧ぐ余亦參列の榮を荷ふことを得、感喜の情自ら禁ずる能はず聊か玆に蕪言を陳し以て祝辭となす

ベヤズリー少將は最後に演壇に進みて當時上陸の模樣を追懷し自分が短艇の指揮官として上陸の士官を送り好奇心を制する能はず軍規に背きて短艇を出で遙に離れて上陸一行に尾行して上官に譴責せられたること其他愉快なる經歷談をなし終に假條約締結に至る迄の事歷並に今回建碑の由來を述べて滿足の色面に溢れ居たり

是にて儀式全く終り一同は委員に導かれて食堂に入る、降雨益々甚だしかりしも一同は更に之を意にせず歡聲湧くが如く和氣藹然たり、既にして場の一隅に萬歲の聲盛に起る、是れロッチャース少將が我が　天皇陛下の健康を祝せしなり、次で金子男爵の發聲にて大統領マッキンレー閣下の萬歲を唱へ夫れより或はベヤズリー氏の健康を祝するものあり一同快感に堪へざるものゝ如かりき、二時頃より三時迄に賓客は隨意乘船を終る此間堪へず煙火を打ち上げて興を助く、豫定の如く博愛丸は軍艦に於ける奏樂と共に午後三時を以て拔錨せり、歸航船中歡尙ほ盡きず午後五時頃横濱稅關棧橋に着し思ひ〳〵に解散せり

尙當日參會の主なる人は桂首相を始め菊池文相を除く各大臣米國公使バック氏代理二等書記官アマガソン氏海軍部代表參列員として西郷元帥、伊東大將、角田少將、齋藤總務長官實吉海軍々醫總監、其他海軍々人三十余名、陸軍代表者として大山元帥、寺内中將、伊地知、上原二少將及陸軍武官數十名、米國軍艦よりロッチャース少將を始め士官三十名、内田外務總務長官、杉村通商局長官、同、加藤の兩辨理公使、西村會計課長、吉田、小池兩外務大臣秘書官、米國總領事ベッローズ同領事シドモーア、同マックリトン、栗野全權公使、榎本子、林忠正、長崎省吾、阪本欽之助、關谷芳郞、淺野總一郞、川口次官、黑田長成侯、津田仙、園田孝吉、目賀田種

太郎、梅田義信、千家知事、阿部正桓、松田市長、安藤謙介、三井得右エ門、三井八郎右エ門、徳富猪一郎、今村清之助、徳川家達公、柴田家門、若尾幾造、小野金六、井上角五郎、清清一、岡部長職、田口卯吉、李家隆介、周布公平、馬越恭平「ヘラルド」主筆ハリソン「ガゼット」記者アダムアールシー、スワンスペリー、ハミルトン其他在野の紳士凡そ四百名猶ほ三浦郡の有志家並に久里濱村民は特に之を招待せり

（國民新聞第三四七九號、明治三十四年七月十六日）

淫祠の取締　（明治三十四年八月十五日）

近來東京、大阪、京都の三府を始めとして府縣到る所神佛以外の宗教即ち天理教、富士教、蓮門教等其他種々たる名稱を附して淫祠を設立し表面は宣教を看板となし陰に無智の愚夫愚婦を欺き會堂或は講義所設立を口實として金品を貪り居るもの少からざるのみか其筋へは何等の屆出もなさずして其會堂、講義所を開き或は閉ぢて不正の行爲を爲し良民を害し風教上默視すべからざるに付き其筋にては此等の邪教淫祠に對して嚴重なる取締をなすことゝし其方針を過日各地方長官に其旨通牒したりと

（國民新聞第三五〇五號、明治三十四年八月十五日）

田中正造氏鳳輦に直訴す　（明治三十四年十二月十一日）

天に訴へ地に訴へ人に訴へ社會に訴へ政府に訴へ議會に訴へ法廷に訴へ請願となり陳情となり演說となり奔走となり運動となり大擧となり拘引となり被告となり絕呼となり慟哭となり流血となり千訴萬願慟天哭地して而も猶其目的を達する能はざる尾足銅毒被害民を救はんが爲め財產を棄て名譽を捨て朋友を棄て政黨を棄て議員を棄て終には已れを棄てゝ一身を鑛毒事件の犧牲に供し居たる田中正造は遂に昨日　畏多くも議院より還幸の御通路に拜跪して輦下に直訴するの非常手段を執るに至れり、今其顚末を左に報ずべし

場所は議長官舍の右側　別項記載の如く陛下には昨日午前十時を以て議會開院式に臨御の爲め貴族院に行幸あらせられ勅語を衆院に賜りて午前十一時十五分還幸仰せ出されゝば鹵簿の面々は常の如く準備を整へて德大寺侍從長御陪乘し奉り

第一公式にて徐々に還御の途に就かせ給ひ衆議院正門より御出門あらせられ貴族院の門前も軈て御通りすぎと相成り鹵簿は少しく左折して鳳輦は今や將に衆議院議長官舍の右側に進まれし頃時は正に午前十一時二十分を報じ道傍の兩側には多くの拜觀人が水を打つたる如く靜肅に敬禮を行ひ唯馬蹄の響車聲の轣轆たるを耳にするのみなりしが此時突如、官舍の前に駢列して拜觀し居たる一人の素朴漢は忽ち上に纏ひ居たる怪しく汚れたる外套を脫ぎ捨つるなと見ゆるやツと身を起して鳳輦目蒐けて躍り出でたり、是れ田中正造氏なり

繻子の袴に五大紋　田中氏此の日の扮裝は例の牡丹餅大なる丸に桔梗の五つ紋打ちたる黑眞岡木木綿の羽織に同じ布子を着し黑唐繻子の袴を穿ち此程友人須藤時一郎より贈られたる黑の高帽子を冠り上に前橋の旅人宿油屋より贈られたる外套を纏ひ居たるが其外套を脫ぎて進み出でたる時は何人も其の田中氏たるを知る者なかりき

お願がムいます　斯くて田中氏は群衆の唯怪しみ驚く間にハヤ二三步前に進みたるが御馬車の方に打向ひ高聲に「お願ひがムいます」と言ひ放つと同時に懷中より手早く一通の包紙を取り出し更に勢鋭く御馬車に近ずき奉らんとせり包紙は表に「御訴」と記して佐倉宗吾郎の芝居にてよく見る所の字樣も其儘に、其願書なることは知られぬ、群集は餘りの意外に唯驚き惑ふのみなりし

田中氏取押へらる　此時御馬車は已に三四間も先に進ませられ田中氏と御馬車の距離は少しく距り居たるが田中氏の進み出でゝ高聲に呼はりたるに警護の面々も大に驚き中にも後衞の騎兵曹長伊知地季盛氏は此體を見るや直ちに馬首を右にして田中氏の方に向ひ將に氏の傍に近づかんとせし一刹那此時遲く彼の時早く此邊を警戒し居たる麹町署の巡査高木八五郎、尾川彥次郎の兩名は矢の如く驅け附けて飛び進まんとする田中氏を抱き止め暫し揉み合ひしが其中麹町署長警視村島堅氏も同じく驅け附け來りて力を總せ遂に田中氏を取押へたり

馬より落つ　御馬車は右に記せる如く田中氏よりも先に進ませ給ひければ毫も此騷ぎには御障りなく其儘徐かに進ませられ伊知地特務曹長も直に扈從の列に加はりて御鹵簿恙なく宮城に還御あらせられたるが兎に角一時は非常の大騷ぎにて

伊知地特務曹長の如きは抜劍の儘馬を進めて之を遮らんとせし際誤つて落馬したる程なりし

　田中氏の引致　斯くて田中氏は警官に引かれ拜觀人の驚き騒ぐ中を歩行して一先づ虎の門内なる派出所に伴ひ行かれ先づ水を乞ひて一椀を喫し夫より住所氏名の訊問に答へしが深く謹愼の體にて言語さへも頗る沈靜の體なりしと、警官は夫より直ちに田中氏を氏の乘り來れる抱車に乘せ石黑警部等三名も車に乘り田中氏の前後を擁し四臺の車を列ねて麹町署へ向ひたり

　訊問　同署に於て村島署長及石黑警部より一應の訊問あり夫より一時別室に留置されしが東京地方裁判所よりも急報に接し羽佐間檢事同所へ出張し一應訊問の上一先づ裁判所へ立歸り午後二時頃川淵檢事正と共に再び同署へ來り夕方迄訊問を爲し居たり

　處分如何　尙ほ田中氏の行爲に就ては其筋に於ても種々の議論あり同人の上奏資格なきは勿論上奏の場所柄にも非ざるは勿論なるも刑法の明文に依り不敬罪を構成するものとも認め難ければ結局放免說多しと云ふ

（讀賣新聞第八七八七號、明治三十四年十二月十一日）

○

還幸御道筋の出來事

天皇陛下には十日貴族院に臨御開院式御擧行の後還幸仰出されたるは午前十一時四十分の頃にして鹵簿肅々として衆議院正門を出でさせられしに水を打ちたるが如き靜肅を守りて群集せる拜觀人のうち數年來彼の鑛毒被害事件の爲め身心を委ねて救濟方に盡力し遂に初期以來繼續せし代議士を辭して狂奔中なりし田中正造翁あり、鳳輦貴族院角を曲らせ給ふを拜して兩院議長官舍の中程より物狂はしげに走り出で「上」と記せる一封の直訴狀と見ゆるものを捧げて鳳輦に近づきまつらんとせしを御道筋警衛の巡査高木八五郎、尾川彥次郎兩氏に取押へられ直に虎の門派出所に引致されしが浪立ちたる群衆は再び靜肅に復し　鹵簿は御恙なく通御あらせられたり。

　檢事の出張　開院式還幸御道筋の出來事に關し川淵檢事正羽佐間、木﨑兩檢事は同日午後一時半麹町署に出張し取調に着手したり、尙直訴狀樣の物は麹町署より直に內務大臣へ廻付されしと

田中正造翁の歸宅　麹町署長は午後五時頃警視廳に出張して協議の末七時半頃歸署し兎に角一時翁の歸宅を許され鑛毒事務員左部彦三郎に引渡され目下芝口二の六、鑛毒事務所旅人宿澤屋方に謹愼中なりと

田中翁への差入　翁が取押へられて麹町署に引致さるゝや根本代議士は金五圓、左部彦三郎は金五圓及び翁の友人佐藤良太郎氏は毛の着物を差入れたりと

被害民の出京　左事件の起るや鑛毒事務所にては直に被害地に向つて電報し群馬縣西谷田村長新井嘉平の長男嘉衞、野口春藏外三名直に出京し麹町署に至り手拭等の差入を爲さんとしたれど許されざりしと

（國民新聞第三六〇三號、明治三十四年十二月十一日）

○

直訴事件余聞

起訴問題と檢事局　川淵檢事正は麹町署に於て親しく田中正造翁を取調べたる羽佐間檢事と打合せの上十一日控訴院に横田檢事長を訪問し種々審議を遂げ更に相携へて野崎檢事總長を大審院に訪ひ起訴問題に就いて合議する處ありたるが多分不起訴となる可き模様なりと

上書の筆者　田中正造翁が直訴を認へて捧呈せんとせし上書は秋水幸徳傳次郎の筆に成れるものの由にて兆民居士看護の爲小石川に在りし同氏は十日午後十時頃麹町署に召喚され取調を受ける由

（國民新聞第三六〇四號、明治三十四年十二月十二日）

○

直訴事件は不起訴

田中正造氏の直訴事件に關しては川淵檢事正は檢事長及び檢事總長等と協議の上司法大臣に伺出中なりしが十三日午前十一時指令ありて愈々不起訴に決したり、依て川淵檢事正は同日午後一時田中正造氏を裁判所檢事正室に召喚し羽佐間檢事立會の上今後若し上奏せんと欲せば夫々の手續を踏み決して今回の如き不敬に近き行動ある可からずと諭し彼の上書を還附したるに田中氏も其旨を領し同二時旅館に引取りたりと

（國民新聞第三六〇六號、明治三十四年十二月十四日）

○

田中氏愈不起訴となる

田中正造の直訴は屢々報じたるが如くも川淵地方裁判所検事正は検事長及検事總長等にも打合せの上意見を具して司法大臣に伺ひ中なりしが昨日午前十一時同大臣の指令もありて愈々不起訴に決したるを以て午後一時地方裁判所検事正室に田中氏を召喚し羽佐間検事立會の上川淵検事正より今後若し上奏せんと欲せば夫々手續のあるとなれは決して今回の如き行動ある可らざる旨懇々説諭ありたる末例の訴狀を返還せられ田中氏は午後二時旅宿に引取りたりと

（讀賣新聞第八七九〇號、明治三十四年十二月十四日）

中江兆民の遺体解剖（明治三十四年十二月十七日）

故中江兆民翁の遺體は遺言に依り去十四日午後大學病院に於て解剖を行ひたり、當日立會人として現場に參列したるは親戚に淺川醫學博士及葛岡友人に小島龍太郎、門下生に初見八郎、幸德傳次郎、原田十衛の三氏なりしが今其現場の概況を記さんに解剖の場所は第一醫院病理學研究室たり、午後二時翁の遺體を解剖臺に安置し先づ主治醫岡田醫學博士は參觀の醫學生に對し翁は諸君の知らるゝ如く篤學の人にして遺體も其遺言に依り茲に學理研究の材料として解剖に附する次第なり、諸君幸に敬意を表せよと述べ續て治療中の顚末を叙し余が診斷の當否は乞ふ之を解剖の結果に徵せよと述べ了るや山崎醫學博士は一揖して直に刀を執り先づ下顎より腹部まで一刀の下に切開し次で肋骨の中部幅四寸許りを縦に切り去りて先づ右肺を抉出し仔細に之を檢案し一々説明して筆記せしめて左肺に及び夫より更に咽喉を開き舌根より咽喉の機關全部を抉出して患部即ち癌腫の在る所を檢案説明したり、最初岡田博士の診斷に依れば喉頭癌との事なりしも解剖の結果に依れば全く歆頭癌にして喉頭は食道の癌の爲め壓迫せられて呼吸を妨ぐるに至りしものなり、岡田博士は深く此結果に得る所ありしを喜び其患部は永く同博士の教室に備へ永く講義の材料に供し又此病理等に就ては他日博士自ら筆を執りて世に公けにする筈なり、又同博士は親戚なる淺川醫學博士に請ひ翁の腦髓を抉出して廣く世人の參考に供せんことを求めたるに淺川博士も異議なく諾したれば更に頭蓋骨を切解して腦を出し仔細に檢案したるに重量四百十五匁にして其の大さ又尋常人に比して稍々大く腦回轉皺維も亦頗る多きを認めたる

が翁の髑髏は之を模型に取り博物館其他に分配して廣く斯學界の參考に供する筈なりといふ

（讀賣新聞第八七九三號、明治三十四年十二月十七日）

○

中江篤介翁逝く

病間呻吟の余に成りたる「一年有半」を生前の遺稿として晩年の一喝例へば夕陽の火光萬峰を照すが如くに我讀書社會を驚がしめたる兆民居士中江篤介翁は一年有半の半にだも達する能はずして先頃來病勢俄かに革まり遂に一昨日午後七時三十分を以て小石川竹島町の自邸に逝去せり、兆民先生の名は兒童青年も之を知らざるなし、其夙に佛蘭西學を修め大久保伊東の知遇を得て久しく佛國に遊學し尙廣く諸外國を歷遊して識博く學高く加ふるに漢籍の素養頗る深く從來政治家として演說家として著作家として新聞記者として熾烈なる政治的並に社會的改革の議論思想を鼓吹し且つ奇言奇行冷嘲熱罵を以て名聲海内に噪ぎし當時より心機一轉身を商海に投じ牙籌を執て暫く市に隱れ屢々失敗して遂に最後の「一年有半」となるに至るまでの性行閲歷は世人の已に熟知する所非凡の才學を懷抱して而も義に勇に情に敦きも遂に世の容るゝ所とならず空しく風塵に潦倒して了れるは惜みても尙ほ餘りあることゝいふべし、翁の病は世人の知れるが如く咽喉癌腫にして本年五月大阪に於て一年有半の命數と診察せられしより今日に至るまで僅かに七ケ月既に口言ふ能はず筆談を以て漸く用を辨じ殊に切開後はゴム管を用ゐて食道を通じ纔かにソップ牛乳等の營養により辛くも健康を支へつゝありしが「一年有半」及「續一年有半」は翁の病體に少なからざる刺激を與へたりと見え殊に最愛の門生小山久之助の死は翁が病間をして益々蕭條たらしめ四五日前に至り傷により大に出血し病苦甚しく妻女及び看護人の見るに忍びずとて寧ろ一時も早く病苦のつのらん事を望む程なりしが爾來漸く感覺を失ひ昏睡すること屢々なりしも時々覺醒すれは血聲を絞りて談話を續け居たるに再昨日よりは身體次第に衰弱し又音聲を發せず全く昏睡に陷りて一昨夜逝去の際には少しの病苦もなくスヤ〳〵と睡るが如く溘焉として逝けりと云ふ、享年五十五にして一男一女あり、長女は十五、長男は十三なりとか

葬儀は明後十七日午前出棺青山祭場に於て式を行ひ夫より

火葬に附する筈なるが遺骸は翁が生前の遺言により解剖に附することとなし昨日大學病院に送りて解剖に附することとなり居れり、死體解剖は翁の持論にして翁はかねてより病死者は必ず死後解剖すべしとの意見を持し余内務大臣たらば士民に布告して一般に行はしむべしと稱し居たり、又死後は葬儀を行はず直ちに火葬に附すべしとの遺言あり、家族も遺言の如く爲さんとせしも直に火葬にするも會葬者に不便を與ふるを以て明後日は宗教の式に依らず屍體を馬車に收めて青山祭場に送り茲に一應の式を行ひ板垣伯、大石正巳氏等の弔詞ある筈にて門弟知己等皆會葬する筈なり、因に記す醫科大學教授醫學博士岡田彌一郎氏は翁の病中能く親切に治療を施し翁も大に之を喜びて死後の解剖をも依囑せしかば解剖は岡田氏擔任して之に當る筈なりと

（讀賣新聞第八七九一號、明治三十四年十二月十五日）

軍隊の大凍死事件　（明治三十五年二月四日）

軍隊凍死の一件は、殆んど言ふに忍びず、書くに堪へざる一大慘事なり、遭難軍隊に注がれたる、國民の悲涙未だ乾かず、遭難の事情すら、未だ全く明かならず、生死者の數も、其の行衛すらも、未だ充分捜索せられざる今日に於て、此の慘痛なる出來事に對し、吾人の意見を開陳せざる可らざるは吾人に取りては、苦痛の義務たるなり。

軍隊遭難の事情は、今日迄知り得たる限りに於て、本紙が報道せし所の如し、然かも更に吾人をして此の顚末を略述せしめよ。如め第八師團に屬する、歩兵第五聯隊第二大隊長歩兵少佐山口鋠氏以下二百十名は、一月二十三日午前六時、雪中一泊行軍の目的を以て、青森を距る五六里の田代に向ひ屯營を出發せり、二十四日に至り、天候頓に一變し、寒氣遽かに加はり、勁風は大雪を捲て襲來せり、而して行軍隊は歸營せず、二十五日夜半に至るも何等の消息だもなし、捜索隊は二十六日早曉を以て派遣せられ、二十七日に至り、漸く一下士の深雪中に佇立しつゝあるを發見し、此の垂死の一下士によりて、行軍隊の動靜は明にせられぬ。即ち行軍隊は其の目的地點に達することを得ずして、廿三日山上に露營し、廿四日歸還の途に上りたるも、天地晦瞑殆んど眼を開く能はずして、道を失し夜に入りて佇立の儘露營し、廿五日行進を始め

たるも、遂に進路を開くに由なくして露營し、廿六日は終日雪中に彷徨したるなりと

爾來第五聯隊は、搜索救援に全力を費し、本月二日第八師團長より、陸軍大臣宛の電報によれば、生存者將校三、下士三、兵卒六合計十二名にして、死者將校四、下士五、兵卒六十二合計七十一名なり。其他の消息は凍雪中に埋沒せられて未だ知る可らずと雖も、其の殘餘の者が慘死を遂げたるべきは一般に想像する所なり。吾人は其の想像の當らざらんことを切望すと雖も、然かも其の理由ある想像たるを否むこと能はざるは、吾人の甚だ悲しむ所たらずんばあらず。

吾人は軍隊凍死の慘事を、哀悼するに於て、敢て人後に落つるものに非ず、今や國民の總てが、此の遭難に對して、熱誠の同情を傾倒するは素より其所なり。然りと雖も、其の出來事の如何にも、慘痛なるが爲に、猥りに事理を曖昧に附し去るの理由なく、此れに對する同情の轉た熱烈たるが爲に、冷靜なる判斷を攪亂するの道理ある可きにあらず、其悲しむべきを悲しみ、其の泣くべきを泣き、然かも其の究むべきを究め質すべきを質すは、識者當然の任務にあらずや。

人或はいふ。死は軍人の本分なり、難に臨んで退かず、死に向つて恐れず、遂に其の命を棄てゝ悔ひざるもの、軍人の本領なりと。吾人は敢て是れを、否定せんとするものにあらず、然りと雖も、死するに時あり、場合あり、苟も死すべきに死す、素より其所なりと雖も其の理由の如何をも究めず、其の場合の如何をも問はず、啻だ其の死したる結果のみを以て、其の行爲進退を判定する唯一の標準とするに至りては、謬れる甚だしきものと言はざる可からざるなり。軍人なるものは、如何なる場合にても、死すべきもの、死さへすれば稱贊す可ものと爲すは、實に悖理の極と言ふ可きなり。

吾人は今回の行軍隊遭難の事情すら、未だ全くは、明かならざるに於て、其の責任如何を論ずるの早計に失するを認む況んや其の責任が何人に歸すべき乎を斷定するに於てをや、然りと雖も、既に斯の如き悲慘の事實あり、而して其の事實も、漸次明かにせらるゝに及んでは、徐ろに其の原因の如何其の責任の所在を明かにせざる可らざる理由あるを信ずるものなり。而して吾人は當局者が、必らず此の措置を爲すに於て、緩漫ならざるべきを信ぜんと欲す。

夫れ今回の椿事たる、之れを天災地變と同樣に、全く不問に附し去るべきものなりや、軍隊の凍死は、不可抗的勢力の爲めに强壓せられ、遂に如何とも爲し難かりしものと見るべきものなりや。若し果して然りとなさば、彼等の死や軍國に殉じ、職責の爲めに斃れたるものにして、國民は其の忠勇心を稱贊するの外他に辭なかるべきなり。然りと雖も、今回の行軍たる、其名の如く雪中行軍なり、第二大隊行軍の目的は田代に一泊行軍をなし、雪中田代越を經て三本木に至ることを得べきや否やを確めんとするにありと傳へらる、目的旣に此に在りとせば、天候の變化、暴風の襲來、道路の險惡等は素より算中に措きたるなるべし。問題は斯の如き豫想に對して、充分なる被服を整へ、食糧を携へ、其の設備に於て缺くる所なかりしや否やに存す、是れ最も究めざる可からざる要件なり、若し夫れ行軍隊が豫期せざる風雪に遭遇したる時に方り指揮官の措置果して、其宜しきを得たりや否やといふが如き、亦だ明かにせざる可らざる必要あると見る、吾人は兵士が從容として死地を踏み、死に垂んとして、軍紀に服したるを見て、實に我が國民的品性の高潮を認むるに躊躇せず、然も泰平無事の日に於て、兵士を斯る死地に陷れたる長官は果して何等の責任なき乎、吾人は當局者が、充分に此邊に注意する所あり、國民の惑を解くに吝ならざらんことを望む。

若し夫れ、今回の出來事が、餘りに悲慘なるが爲めに、一切を悲慘の二字に包み、其の慘死の結果を見て、其の原因如何を閑却するが如きは、吾人の大に取らざる所なり。夫れ一名の死と雖も、素より惜しむべし、況んや二百名に於てをや況んや亦た精銳なる帝國軍人に於てをや。若し二百の將卒を犠牲とするの覺悟あらば、以て一城を換ふるに値し、一中隊全滅の覺悟あらば、以て劇戰を戰ふるに足る、吾人は忠勇なる我が帝國軍人二百の生命が、決して理由なくして失はれたるに非らざる事實上の證明が當局者によりて與へらるべきを信じて疑はざるなり。

（國民新聞第三六四五號、明治三十五年　月四日）

北清事變に於ける軍人等の大掠奪事件

（明治三十五年二月八日）

分捕事件

北清に於ける分捕事件は曩に河野、磯邊兩人の拘引以來、

東京地方裁判所の豫審着々進行し昨日午後一時山口及び廣島發にて或る方面に達したる電報に依れば

山口地方裁判所豫審判事、同檢事は歩兵第廿一聯隊長歩兵大佐栗屋幹氏の家宅に臨んで搜索を遂げたる末、馬蹄銀八十餘個と銀塊二十個を發見し尙ほそれに關する重要書類を差押へたり（山口發）

廣島地方裁判所判事、檢事は當地の醤油商保田八十吉の家宅に臨み搜索を遂げたる末馬蹄銀二十餘箇を發見したり、取調の結果此の馬蹄銀は某軍人より買受けたりとの申立に付引續き某軍人の家宅搜索中なり（廣島發）

右の電報は事實なる趣にて尙ほ東京地方裁判所にては河野、磯邊被告事件の證人として既に山口第五師團長、眞鍋旅團長小原副官等を喚問し引續き取調べを進めつつあり、陸軍當局者に於ても本件の如き始めより内奏をも經て事實の有無取調に着手したるなれば苟くも事實を認むるに於ては嚴重なる處分を爲すに躊躇せずといふ因に記す、世間の分捕問題に上れる馬蹄銀の額は二萬兩なるも事變の當時既に公然の分捕品として陸軍より大藏省に送致したる馬蹄銀は四百萬兩にして外に北淸にて紙幣に換へたる馬蹄銀は二十萬圓あり、之れは一時各師團に分配せんかとの議もありしが結局分配は穩かならずとて之れ亦た大藏省に引渡したるが事實なりと

（東京日々新聞第九一〇三號。明治三十五年二月八日）

○

分捕事件漸く判明せんとす

所謂分捕事件に就ては栗屋聯隊長の家宅搜査を行へる結果多くの馬蹄銀其他を發見したる爲不幸にも山口師團長、眞鍋旅團長以下に對する世間の疑惑は更に深く現に山口師團長の邸宅よりも同じく馬蹄銀並に本件に關する重要の證據類押收せられたりと傳説する者すらあるに至り一時北淸の野に秋毫犯さざるの名譽を荷へる我が陸軍を擧げて自ら面に泥するの失態あらんかと危ぶましめたるが幸に其筋の嚴重なる取調の進行に連れ漸く本件の眞相を窺ひ知るを得、一面一二將校の軍法會議に附せられんとするを悲しむと同時に或るものゝ說くが如く多くの犯罪ありとも覺えざるを喜ばんと欲す、將來の局面知り易からずと雖も昨夜までに本社に達したる別項の情報に考ふれば本件の結了を見る或

は意外に長引かざるやも知れず、兎に角世人の耳目を驚かしたる問題の漸く事實判明せんとするなれば本社は例に依つて此の號外を發し全國の看客に此の成り行きを報ずることゝなしぬ、但し此の號外は明日の本紙に再錄せず

搜索の結果

（九日午前九時二十分廣島特發）

東京地方裁判所の囑托に依り當地方裁判所の手に家宅搜索を遂げたるは

第五師團長山口中將宅
第九旅團長眞鍋少將宅
第五師團副官小原少佐宅
步兵第十一聯隊第一大隊長林少佐宅
高橋軍吏宅
醬油商保田八十吉宅
長沼旅店

等なり、併し醬油商保田方にて若干の馬蹄銀と之に關する書類とを押收したる外、山口、眞鍋、小原、林、高橋、長沼等の家宅にては何物も押收せられず外に尾ノ道の商人橋本方九鬼の岡獸醫方も同様家宅の搜索を遂げられしも亦た何等發見せられたるもの之れ無し

保田氏の申立　（同上）

保田八十吉氏は家宅搜索の際、押收せられたる馬蹄銀中、一部は林少佐よりの預品なる旨申立てたるやに聞く

檢察處分

（九日午後一時十分廣島特發）

栗屋聯隊長、林大隊長に對し直に檢察處分を行へとの命令、其筋より憲兵隊に下れり、今後憲兵隊の手に兩隊長に對する訊問を遂げ其上にて軍法會議にするや否やを決定せらるべし

浮說紛々　（同上）

當地に於て家宅搜索の行はるゝや或は某方にて多く金銀塊を發見せりと云ひ又何々の重要書類を押收せられたりといひ樣々の風說傳はるも總て虛言なり

栗屋方の書類

（九日午前十時卅五分山口特發）

栗屋聯隊長方にて馬蹄銀と共に押收せられたる書類は或勘定書にて直接本件に關係なきも判檢事に於て參考の爲め持ち

歸られたるなりと確聞す

家宅捜索終らん

(九日午後四時十五分廣島特發)

當地に於ける家宅索捜は一段落を告け今は保田方の土蔵一棟のみとなれり

保田方の馬蹄銀

(九日午前八時卅七分宇品發)

保田八十吉家にて發見したる馬蹄銀は同家にて五百七十圓にて買受けたるものと言ひ居るよし

追訴の要旨

誣告罪の被告人たる河野太三郎、磯安積の兩名に對し更に詐欺取財の追訴したることは前に本紙にも報じ居きたるが其要旨は彼れ等兩名に第五師團に於て分捕せる銀塊を英一番商館一手に賣却の媒介をなすべしと言ひ拵へ即ち其證據金のやうの性質を以て同商館番頭大友頼幸より前後凡そ金二千圓を詐取したる事實豫審廷に於ける大友の證言に依り明白となりしかば檢事は直に追訴したる次第なりといふ

(東京日々新聞第九一〇五號外、明治三十五年二月十日)

○

粟屋大佐以下の入監

(十五日午前廣島發)

粟屋大佐、林少佐、内藤軍吏の三名は昨夜衛戍監獄に送らる

(東京日々新聞第九一〇九號、明治三十五年二月十六日)

○

軍人の分捕事件

所謂軍人の分捕事件は、國家に取りて、如何にも不幸なる出來事といはざる可からず

事實を云へば、北清事件に於ける軍隊の分捕事件は、獨り現今に於て、我國を惱ましつゝある事件たるのみならず、亦た泰西列強を惱ましたる事件にてありき。所謂拳匪の動亂に際して、北清に派遣せられたる列國の軍隊が、其の派定の任を完ふして、尙未だ北清の野に駐屯しつゝありし時に於て、若くは各其の本國に凱旋したる脚下に於て、軍隊の分捕事件は、文明各國の一問題に供せられ、國民は此れを以て、文明國軍隊の汚辱となし、或は廣く人道の見地よりして之れを非難するものあり、或は大にしては、國家的見地よりして之を

攻撃するものあり、若くは議會問題として當局者に責任を負さんとするものあり。爲めに列國の政府及び軍隊は、尠からざる打撃を蒙りぬ。吾人は此の間に於て、獨り我國の軍隊が外は列國によりて其の規律の森嚴なるを賞讃せられ、內は國民によりて識認せられ、幸にして、我が帝國のみは、斯くの如き紛擾の渦中に捲き込まれざりしを慶賀し、遂に斯の如きことの無かるべきことを期待したりき。而して焉ぞ料らん、今日に於て軍人の分捕事件は、亦た我國の一大問題となるに至らんとは。吾人は之れを國家の爲めに痛嘆し、此れを軍隊のために深惜せざらんと欲するも能はず。

然りと雖も、軍人の分捕事件は、今日に於て始めて發生したる問題には非らず、然かも我社が、今日迄此の事件に對して、沈默を守りしは、何の故ぞや。而して今日に至りて此の沈默を破るは何の故ぞや。吾人は軍人の分捕事件に對して、吾人の意見を開陳するに先だち從來吾人が此の事件に對して執りたる態度と、其の何が故なるかを說明するの自由を讀者に向つて要請せざる可からず。

世或は軍隊を以て國民以外の、若くは以上の特殊なる一階級の如くに思惟するものあり。故に其の軍隊に對するや、或は特別なる待遇を以てし、若くは特別なる取扱を以てし、或は軍隊を責むるに殊更に嚴酷なるものあり。曰く之れ軍隊なるが故に嚴責せざる可からず。曰く之れ軍隊なるが故に恕察せざる可からずと、兩者與に非なり。悲なるは一は其の過ぎたるが爲めに、一は其の及ばざるが爲めに。

吾人の見る所を以てすれば軍隊は固より國民の一部分なり國民以上の一階級に非ざるが如く、國民以下の一團體にもあらず、既に國民皆兵主義を採りたる以上に於ては、而して其の大元帥は、畏くも我が　聖皇陛下にて在し給ふに於ては軍隊も普通の國民にして軍隊は國民より出でて國民に歸るを以て原則とせざる可らず、素より軍隊たるが爲に特殊の權利と特殊の義務とを擔ふものあれども、是れ軍隊なる制度に屬するものにして本來軍人てふ特別の階級あるにあらず、云はば軍人は吾人が屢々論じたるが如く、軍服を着したる市民に外ならざるなり、故に軍隊の名譽は即ち國民の名譽にして其の汚辱は即ち國民の汚辱たるなり。

夫れ既に然りとせば軍人の行爲を判斷するの標準は、所謂

る軍法の範圍に屬するものを除けば亦た普通の市民を律すると同一のものたらざる可からず、從て軍人の分捕事件に對しても亦宜しく此の見地よりせざる可らず。其の軍人たるが故に此れを責むるに特に嚴酷に失するが如きは決して軍隊に對する當然の措置に非ざるなり。現に軍人と雖も普通の人間の範圍を脫せざるものたるに於てはまた普通の人間と同樣の弱點を有し、同樣の誘惑に遭遇するは免れ難きことなり。若し人を見ては盜賊と思ひ、此れを糾彈するに罪人同樣の取扱を以てせば聖人君子と雖も多少の過失の暴露するを免れ難かるべし、矧んや其の普通の人間たる軍人に於てをや。

若し試に所謂拳匪事件に對し、北清に派遣せられたる列國軍隊を律する、普通の標準を以て我が國の軍隊に對すれば我が國の軍隊は單に其の標準以下に下らざるのみか遙かに其以上にあるべし、是れ列國と雖も均しく認識するに躊躇せざりし所なり。吾人は啻だ此の事に滿足して我が軍隊を曲庇すべしといふに非らず、若くは軍隊の不名譽は國民の不名譽たり軍隊の汚辱は國民の汚辱なるを以て軍人の分捕事件を穩弊し臭い物には蓋をせよといふに非らず。然りと雖も猥りに訐いて以て直しとするものに與みする能はざりき、一部の擬似曖昧なる黑點の爲めに全體を黑くするを欲せざれば也。故に吾人は軍人分捕事件に對しては今日まで沈默を守るの義務に服したりき。而して沈默も斯る場合に於て寧ろ雄辯たりしことは獨り吾人に於て僅か信ずるのみならず、江湖の識者亦た此れを認識するに吝ならざるを信ずるものなり。

然りと雖も軍人の分捕事件は不幸にして單に風說のみに止まらざるに至れり。素より風說の如き事實は發見せられずと雖も、兎に角打消す可らざる事實となれり、事茲に至ては飽くまで其の事實の調査に餘力を剩さず以て其の罪すべきを罪に其の責むべきを責め毫末も假借するを許すべきにあらず。

(國民新聞第三六五三號、明治三十五年二月十四日)

○

軍人の分捕事件(二)

何に故に軍人の分捕事件は今日の如き物議を喚起するに至りし乎、此の不愉快なる問題の顚末を叙記するは、決して愉快なる業に非らず、然りと雖も事實を事實として報道するは新聞記者の任務なり。吾人をして暫く裸體なる事實を描出す

るの苦痛を忍ばしめよ。若し吾人の聞く所をして誤りなからしめば初め岡澤侍從武官長が北京城陷落後軍隊慰問のため北清に派遣せられたる時、當時北京城内に駐在中なりし山口第五師團長は侍從武官長に就て我が國の戰利品中、二十萬圓丈は分與せられんことの許を求め。此の請求は侍從武官長より當時の陸軍大臣たりし桂子に傳へられ其の許可を得たるを以て山口師團長は十萬圓は正金銀行の爲替に代へ十萬圓は某用達に委托したりと傳へらる。其の後陸軍大臣の更迭あり、兒玉男、桂子の後を襲ふに至り曩に第五師團に與へられたる許可は取消され其の二十萬圓すらも其他の戰利品と共に國庫に回收せられたりと雖も、不幸にして此の事は軍人が分捕を行ひたる大なる事實の一として數へられ以て世人の疑惑を速くに至りしが如し。吾人は北清動亂の戡定に與つて巧多かりし我が第五師團が其の戰利品によりて一つの紀念物を造らんとせし意思を諒とせざるに非らず、而して其事柄によりて縱令彼等の手が汚れざりしにせよ、殆んど李下に冠を正すの嫌なき能はざりしは吾人の遺憾とする所にして、端なくも此の事によりて今回の如き物議を釀すの結果を生ぜしことは單に第五師團の爲めのみならず我が國家の爲めに寔に痛嘆止む能はざる所たるなり。

然りと雖も上述の事實は軍人分捕問題を惹起したる原因の一にして、總ての原因には非らず、若し夫れ第五師團下級將卒の不平は亦た其の原因の一たらずんばあらず、何となれば我が軍隊の規律の森嚴にして北清各所に轉戰したる士卒の如きは秋毫も犯すことなく、又た犯すこと能はざりしに拘はらず上級の將校は多少紀念物として或物を獲收する機會と便宜とを有したれども下級將卒は全く其の分配に與らざりしを以て也、而して下級士卒の不平の念は不平の聲となり、沙上の偶語は偶我國軍隊の名譽と我が國の面目とに關する問題を發生したる導火線となりしに似たり。是れ返す〳〵も嘆惜すべき也。

然りと雖も此の問題をして世上の一大問題たらしめたるものは所謂密告者の言說、其の原因の一たらずんばあらず、所謂密告者及び其の仲間は一面には世上に向つて奇怪なる風說を流布せしめ、他面には我が陸軍の當局者に向つて軍人の分捕事件に關して所謂容易ならざる幾多の事實を密告したり。

然かも至竟捕風捉影の言に過ぎざるを以て密告者は却つて誣告罪の嫌疑を以て拘引せられたり、人或は此事を以て當局者が事實を湮滅せしめんが爲めに此の擧を敢てしたりといふ。然りと雖も吾人の確聞する所を信ずべくんば當局者の意嚮は全く之れに反し、飽くまでも此れが事實を擧ぐるに努め百方事實の搜索に努めたりと雖も遂に密告者の云ふが如き證據を得るに至らず、於此乎事實上の證明と得べき一方法として密告者を誣告罪嫌疑者として告發したるなりと傳へらる、果して然りとせば吾人は陸軍當局者がよく此擧を敢てするに至りたる苦衷を諒察せざるを得ざるなり。

爾來山口師團長、眞鍋旅團長、粟屋聯隊長を始め分捕品が隱匿せられつゝありと風說せられたる處に就て嚴密なる家宅捜査は行はれたり。然かも其のあるべしと傳へられたる箇所に於ては何等の證據品を發見すること能はずして、却つて意外の邊に於て多少の證據物を發見したり。一部將校が分捕を爲したることは遂に否むこと能はざるに至れり、然かも其の分捕品なるものは之れを列國軍隊の分捕に比すれば眞に九牛の一毛にして其の事實は却つて我が國軍隊が如何に潔白なるかを證明するに足る有力の事實といふも不可なし。

然りと雖も其の分捕品が如何に僅少なるにせよ、分捕は分捕なり、謂ふが如き非常なる大事實なきにせよ、一小部分の將校が分捕を爲したる事實は否定すべからず、而して一小部分の黑點と雖も其の黑點は即ち黑點也。吾人は當局者が斷々乎として其の責任の歸する所を明かにし適當の處置に出づべきを疑はず

斯の如くにして軍人の分捕事件は今や政治問題よりして既に司法問題に移されたり。吾人は司法官の審判すら未だ結了せざる今日に於て、猥りに此の事件を論議するの甚だ大早計に失するを認む。吾人は嘗だ兎にも角にも軍人の分捕事件が最早否むべからざるに至りたる今日に於ては公正にして其の爲さんと欲する所を擅にせしむる外途なきを信ずるものなり

（東京日々新聞第三六五四號、明治三十五年二月十五日）

○

軍人の分捕事件（二）

軍人の分捕事件を論ずるもの動もすれば其の事實を誇張し往々にして其の範圍に制限を加へず、極めて一小部分に行は

れたる非行を以て之を軍隊全部の仕業なるかの如く云爲するものも無きに非らず。謬れるの最も甚だしきものなりと雖も其の言說を讀むもの亦た時として爾く速了し、部分と全體との區分を識別するの遑なく軍隊全體の潔白を疑はんとするものなきに非ず。是れ豈に、其眼秋毫の末を察するも、克く薪與の大を觀ること能はざるものに非ずして何ぞや。

　吾人をして北淸の野に列國軍隊と拳匪戡定の行動を與にしたる我が國軍隊に對して、出來得る限りの公正を盡さしめよ吾人は、我が軍隊に屬する二三の將校が分捕を行ひしことを否定すべからざる事實によりて認めざるを得ず、然かも二三の將校は軍隊の全部にあらず、其の分捕は軍隊總ての分捕に非ず、否最も嚴密なる搜索によりて發覺せられたる證據品によりて而して嚴密なる搜索も尠くとも今日迄の所、此れ以上の證據品を擧ぐること能はざるによりて何故に我が軍隊が森嚴なる規律の下に行動し、如何に峻嚴なる秩序の裡に生活したりしかを承認せざる可らず。

　如何に北淸に於ける我國軍隊の公明正大にして規律嚴正なりしかは實際の目擊者が均しく證明する所にして、此れを彼の列國軍隊に對して毫も遜色なかりしのみか、遙に優色ありしことは何人も認識し、外國人と雖も亦た之れを公言したるに徵して明なり。我社の北淸特派員の如きも親しく實地の情態を觀察し、我が軍隊が大沽より天津、通州、北京に至る迄隨所に於て其の規律を嚴守し將校より士卒に至る迄絕て亂暴の行動なかりしのみか、淸國を庇護し救援し啻に分捕の事實なきのみか其の物品徵發に際してすら列國軍隊が銃劍によりて得しものを相當の代價を以て購ひ列國軍隊が腕力によりて支那人夫を使役せしものを適當の賃錢によりて使役し、此を他の軍隊に比すれば寧ろ馬鹿正直に失するの觀ありしことは當時吾人に向つて語る所にして吾人も亦た其然しを信じたりき。

　頃ち「大阪每日新聞」を見るに「分捕實見談」と題して當年の一從軍者が其の目擊せし所を記述しつゝあるものあり。試みに其の一節を摘錄すれば左の如し

　我が日本軍隊も列國軍同樣に匪徒の搜索軍器軍糧の占奪や戰時必要品の强制徵發などをやつたので、此の際多くの軍人軍屬中には謂ゆる不正の分捕を犯したるものもないでは

ないが、軍隊全般の行動としては規律最も厳粛で少しも非難する點はない。北京で五日間徴發の默許された時にも我が日本軍は一時缺乏品の徴發はやつたけれども輜重の到着するに從ひそれも他國のやうにヒドクはやらず五日間過ぎてからは正當の徴發すら厳禁して占領區内を取締つた、他の國々の占領區内では五日間の後も其の國の兵士共が、勝手氣儘にノベツヤタラに暴れ廻はつたために支那人は皆競ふて我が占領區内に移住した有様である(中略)故に吾輩は支那人に對する我が軍隊の行動と我が軍が戰地に於ける實跡とは毫も非難すべき所なく、眞に正々堂々王者の義軍なるに恥なかつたと斷言するものである、換言すれば我が軍隊の行動に於て不正分捕の實跡はないのである、吾輩は此の點に就ては我國軍隊の名譽をどこまでも辯護せねばならぬ、否實際の有樣を知つて居るものは支那人は勿論のこと世界列國人の誰れとて疑はぬ所である、即ち我が軍隊に不正分捕の事實は決してない。

博士田口卯吉氏の如きも北京陷落一ケ月半にして北清を漫遊し歸朝するや當時既に我が國軍隊の精鋭と規律の厳正を賞讃し頃者分捕問題に就て經濟學協會に演說したる筆記を其の主宰する「東京經濟雜誌」に掲げたる所を讀むに、昨今世上に傳へらるゝ如き分捕の事實を目撃せざりしことを言明し我が軍隊の公明正大なりし事を證明するに努めぬ、博士曰く

併しながらあれ(或新聞の記事)に據つて世間が想像して居る所を考へて見ると、日本軍は如何にも亂暴狼藉、一種の泥棒の隊が北京に乘り込んだ如くに世間の人は想像して居る樣に思ふ、今日の日本の社會殊に軍人社會、所謂血氣に富んで居る人の話を聞いて見ると、あア云ふ不届な事をした軍人は直に處分して仕舞はなければならぬと云ひて第五師團の殆んど總て腐敗して居る樣に議論をして居りますが是れは餘程間違ひであらうと私は斷言するのです、で私は殊に此の議論の起つたのが近頃であつたのを怪しみます

斯くて博士は天津、北京、揚村、通州等に於て我が軍隊の亂暴、若くは分捕等の事實を認めざりしことを說き進んで北京の狀態に及びぬ、曰く

北京の模樣は嘗て私よりも述べたる如く日本軍が占領して居る所で支那人が皆寄つて參つてそこで市をなして居るこ

とは非常に盛んなもので（中略）他の露西亞なり佛蘭西なり他の國の占領地の人民は皆日本軍の所へ來るといふ話である、日本軍隊が若し非常に亂暴したならば決して日本軍の占領區へさう支那人が避けて來よう筈がない、而して日本軍といふものは支那には所謂地獄に佛として依頼されて居つたと言ふことを認めました、私は支那人は今日に至る迄日本人に向つて恩惠の心を有つて居ると確かに信じて居る

博士が目撃により證明する所斯の如し、而して最れ獨り博士のみならず、當時の目撃者の語る所殆んど其の軌を一にす我國軍隊の行動や寔に正々堂々と評すべく、若し列國軍隊を律する、普通の標準を以てせば我國軍隊の如きは全く潔白にして毫も非難すべき所なしといふも必ずしも不可ならず、然かも斯の如くに規律の森嚴なる軍隊中不幸にして二三將校の分捕を行ひしものありしが爲めに遂に今日の如き問題を喚起せしは軍隊の不幸といふよりも寧ろ我が國民の不幸なり、當局者たるもの宜しく飽くまでも摘發して以て我が軍隊の腐敗が極めて其の一小部分に限局せられたることを證明して我國軍隊の潔白を示さざる可らず。夫れ軍人の分捕事件は軍隊に取りても國家に取りても如何にも不幸なる出來事に相違なし然りと雖も禍を轉じて福となすは思慮あるものゝ宜しく努むべき所なり。若し夫れが爲に我國軍人を覺醒し益其の軍紀を振肅せしめ、愈其の軍律を嚴正ならしむるを得ば今日の不幸なる出來事は將來に於ける藥石なるやも未だ知るべからず、吾人は我が國民も若くは軍隊自らも、軍隊が國民以外若くは以上の特殊の階級にあらずして國民中の一部たることを認識し自覺し、軍隊の名譽、汚辱、亦た國民の名譽、汚辱なることを覺り其の弊害を芟除し、其の特長を發達せしむるに努めんことを切望せざる可からず（完）

（國民新聞第三六五五號、明治三十五年二月十六日）

○

分捕事件に關する川淵檢事正の談話

川淵檢事正は昨日或人の質問に對し左の如く談ぜられたりといふ、之に依つて多少誣告事件の眞相如何を知るを得べきを信じ掲げて聊か參照に供す

誣告事件の發端にして爾かも事實の中心とも見做さるべきものは眞鍋少將より河野、磯部に宛てたる書面なり、此書面中

の意志は眞鍋少將より分捕馬蹄銀八百萬兩の賣捌き方を依賴したるにあり、彼の兒玉陸相に示したりといふ書面は即ち此書面なるが當初河野、磯部等が分捕事件の證據物として呼號したるは單に其封筒のみに過ぎず、中身は頗る疑はしきものなりしなれば兒玉陸相は如何にもして眞の中身を見んと欲したりとは若し其眞成の中身にして有力の證據物ならんには之に依りて其黑白を天下に明かにせんと欲したればなり、之を見て磯部等は利慾上陸相に賣付けんとし、陸相は若し眞物なれば買收せんとし双方互に其擬勢を示し日一日と延引し遂に一週間以上を經過したり、其後陸相は該書面の頗る疑ふべきを發見し遂に眞物の書面にあらざることを確め茲に誣告事件の告發をなすに至りたるなり、勿論書面の封筒は眞鍋少將の眞筆なること疑なきも其中身は全々別物なりし、其眞成の中身といふは初め河野、磯部等が眞鍋少將の行動に就て疑を抱くや大に自己の私嚢を肥さんと欲し大いに天下に呼號すべき旨を眞鍋少將に申送りたるに對し眞鍋少將は若し天下に公にせんとならば直に公にすべし、之れ却て此方の希望する所にして事の眞相は天下の公判廷に於て決定すべしと答へたりしが是れぞ其眞成の中身にして眞鍋少將の眞筆なること勿論なりと雖も馬蹄銀賣捌方の依賴狀とは全く別物なるが如し、右磯部より眞鍋少將に送りたる脅迫狀及び眞鍋少將の返書は今現に裁判所に存在せり、然るに茲に馬蹄銀賣捌方の依賴狀を實見したりと云ふ證據人あり、其證據人は即ち瀧口歸一にして同人は現に之を實見したりといふも之を周圍の情況より察するに瀧口の見たりと云ふ眞鍋少將の書面は恐らく磯部等の捏造したる僞筆なるべし、尙之を他の事情により察するも馬蹄銀八百萬兩と云へば非常なる嵩を有するものなり、譬へば馬蹄銀一百萬兩を貯藏せんには大なる倉庫一棟を要す可し、去れば八百萬兩を貯藏せんには少くも八個の大倉庫を要すべし、之を廣島の市街に貯藏せんことは極めて困難の事業なり彼の椽の下に於て證據物を發見したりとか書齋の棚にて發見したりとか稱するは皆些少の額にして八百萬兩の貯藏は之を信ずべき情況だになし、此等の事情に依りて察すれば始め磯部等の稱したるが如き大犯罪の存在すべき證據は將來とゝに發見するの期なかるべし、右の如くなれば本件磯部等の行爲は明かに誣告罪を構成すべきが如しと雖も廣島地方より到着

せる前後の報道は少くも磯部の主張する事實の倂を認むるに足るものあり、元來誣告は大過失或は惡意を存するものなる可きに周圍の事情は磯部等の大過失或は惡意を認むるに足るものなし、若し公平なる考を以てすれば初め河野、磯部等は確かに不正事件の存在するを認め事の進行と共に自然明白となるべしと信じたるものゝ如したれば此の點に於ては被告は或は無罪の言渡しを受くるに至るべしと信ず、然れども磯部等の脅喝は事實なるが如し、尙被告に關しては他の詐欺取財を構成するやの疑あり、彼是考へ合すれば被告は誣告に於て無罪となり詐欺取財に於て有罪となる傾向を有せり、本件豫審は本週内に終結すべき筈なるも尙ほ廣島地方より送付すべき書類の到着せざるものあれば今數日を延引すべしと云々

（東京日日新聞第九一一一號、明治三十五年二月十九日）

○

分捕誣告事件豫審終結

世人の注意を惹きたる北淸分捕誣告事件は前號所報の如く昨日を以て終結し左の如く申渡されたり

山口縣阿武郡椿郷兩分村五百五十番屋敷

士族

東京市赤坂區新坂町七十三番地寄留

無職業　磯部安積

文久二年十月生

大阪市東區龍造寺町二番地平民

東京市赤坂區表町三丁目二十四番地

周旋業　河野太三郎

文久元年十一月生

右明治三十五年（へ）六六八號被告太三郎の誣告詐僞取財被告安積の誣告敎唆詐欺取財事件同年（へ）（七八五）（一六八）被告安積の詐欺取財事件を併發し終結決定する左の如し

被告安積が詐欺取財事件被告太三郎が誣告及び詐欺取財事件を東京地方裁判所の輕罪公判に付し被告安積が誣告敎唆事件を免訴す

理由

第一被告安積は明治三十四年六月一日時事新聞紙上の筆生募集の廣告により東京豐多摩郡代々幡村大字代々木二百十七番地陸軍大學敎授藤山治一郎方に一時雇はれたる事ありて同人

を識るより同年八月十三日藤山方に至り昨日某衆議院議員方にて萬朝報及び二六新報の記者が所持したる原稿を見るに藤山治一郎が獨逸に留學したる際には遊惰に耽り且つ同人は獨逸の狗にして軍機を同國に漏し或は洋妾の周旋をなして手數料を獲又子弟の教育不完全にして僕婢を虐待し或は婦女を姦淫する等其紙數七枚に亘りたる記事ありしに付速に掲載中止の運動をなさゞれば事容易ならずと欺き車代として金一圓五十錢を騙取し翌十三日再び藤山方に至り運動の結果兩新聞は漸くにして掲載せざることとなりたるも右の原稿は嘗て藤山方に居りたる網島鐵藏の筆跡に類似するを以て將來再び投書せざる樣忠告するの要あり夫より同人と酒食を共にし徐に之を說得せざるべからざると欺き名を各酒食料に託し金三圓を騙取し尙同月下旬藤山方に至り網島へは十分說得し居きたりとて宛かも藤山の爲に種々奔走したるが如く裝ひ禮金として金五圓を騙取せり同被告安積は明治三十二年五月第五師團幹部演習に當り同師團將校等が山口縣萩に出張せる際村長として同師團の歡迎に從事し將校等と相知るに至りしより明治三十三年七月北清事變に際し第五師團の通譯官として渡淸せしも其目的謹正職務に從事するに非ずして騷亂に乘じ奇利を博くせんとせしにありしを以つて或は兵卒を使嗾して分捕を爲さしめ或は分取品を掠取する等不正の行爲尠からざりし爲め渡淸後間もなく天津に於て解職せらるゝに至れり、然るに被告安積は尙同地方を徘徊し聯隊長粟屋幹以下に於て多少分捕の疑あるを察知したるより明治三十四年十一月中旬當時東京市京橋區木挽町二丁目十三番地旅人宿水明館湊伊兵衛方宿泊の兼て知る被告太三郎方に右分捕の事實を擴張し眞僞交々相談せしに被告太三郎は元來山師的の人物にして頗る詐欺に長ずるを以て兩人種々凝議の末名を分捕馬蹄銀賣買に託し金圓を騙取せんと企圖し同月廿一日被告太三郎は嘗て面識ある神奈川縣橫濱市一番館ジャーデンマゼソン商會支配人大友賴幸に對し磯部安積は北清事變に際し通譯官として渡淸したるものにして其際第五師團將校等が分捕したる馬蹄銀二百四五十萬圓當時廣島城寄に隱匿しありて該處分を安積に於て右將校等より一任せられ居るを以て之を買取り呉れと詐り且つ同月二十六日旅團長眞鍋斌より安積に宛て郵書到着したるを奇貨とし尙ほ大友賴幸をして之を信用せしむるため被告兩名は眞鍋

斌より安積に宛て馬蹄銀の數量を記載し且つ其處分方を一任するに付廣島へ出張すべしとの文意ある書狀を僞造し右封筒中に挿入し之を大友賴幸に示し同月二十八日京橋區築地三丁目十五番地料理店香雪軒安田サダ方に於て三名會合假契約書を作成し運動費として金千圓を騙取し被告兩名に於て之を折半し費消し同月三十日被告兩名は後備陸軍砲兵大佐堀場精一郎に官服を着せしめてジャーデンマゼソン商會に同行し大友賴幸に面會の上陸軍經理部に於て本件賣買の妨害をなす模樣あるに就き其口を塞ぐにあらざれば成功覺束なきを以て更に金千圓を差出しくれと欺き金千圓を騙取し内六百圓を被告太三郎に四百圓を安積に於て分配費消したり、次で安積は大友賴幸を同伴して十二月四日廣島に至り翌五日眞鍋斌方に於て同人及び第五師團長男爵山口素臣と翌六日同師團高級副官小原文平方に於て同人と翌七日山口素臣方に於て同人及小原文平と面會し其面會に就て眞鍋斌より今夜拙宅へ來訪あれ山口師團長も來車せらるゝ筈との書狀及び小原文平より今夜山口師團長宅へ來訪あれ自分も參上するとの書狀等を殊更大友賴幸に示し宛かも右馬蹄銀賣買に付ての會合なるが如く裝ひ或は山口眞鍋等は會見の末馬蹄銀は宇品より御用船に搭載して山海關に送り同所に於てジャーデンマゼソン商會の汽船に轉載するとの事に定めたりと詐はり或は假契約證書は眞鍋等に於て館主の名義に改め館主をして責任者たらしむべしと主唱せりと虛構し尙ほ歸京の口實として分捕品を外國へ輸送するに付き宇品補給支廠長天津駐屯軍司令官及び參謀長等を檮にするは當時在京中佐世保要塞司令官山根武亮に依賴するの必要ありと稱し歸京後更に契約書を更正し來る一月八日頃に宇品より御用船出發すべきに付き之れに積載する筈なりと欺き同月二十八日被告安積は山根武亮との交涉纏りたるを以て出席するにつき費用として金二百五十圓電信爲替にて送附すべき旨電話を以て大友賴幸に通じ同日金二百五十圓を大友賴幸より騙取して之を費消し翌三十五年一月三日兵庫縣舞子の旅館龜屋に於て大友賴幸と會合し馬蹄銀の容積噸數等を取調べ來る旨を詐り同月五日殊更小原文平方に立寄り直ちに鄕里山口縣に至り同月十四日舞子に立戾り大友賴幸に對しては廣島に至つて將校等と積載交涉をなしたるも世評囂々として搬出の途なきに付猶豫を乞ふ旨を欺き又々歸京したり

第三被告太三郎は被告安積が昨年十二月廣島より歸京後太三郎の爲めに利益を專斷せられんことを恐れ自己を疎外するの模樣あるのみならず最早大友賴幸より金圓を詐欺するの術策なきため山口素臣より村長磯部安積宛幹部演習に於ける禮狀第五師團長村山大隊長小原文平の書狀殊に前掲の眞鍋斌の封筒等を利用して山口素臣、眞鍋斌に於て私に分捕をなしたる事實ありとし且つ其事を針小棒大にして密告するに於ては當時世人が眞僞を知らんとして喧擾する折柄なるを以て必ず世の大問題となり或は探偵費或は機密費等の名義の下に多額の金圓を收得し得られんと思料し坂常三郎を介して明治三十五年一月十八日及び十九日の兩度陸軍大臣男爵兒玉源太郎に面謁して事の概要を述べ右に關する證據書類の檢閱を求めらるるや嘗て大友賴幸に示すため僞造せし馬蹄銀の數量等を記載したる眞鍋斌の書狀は磯部安積に於て燒棄し現存せざるにより翌二十日堀場精一郎を介して京橋區和泉町五番地竹溪事河村正憲を自宅に呼び寄せ馬蹄銀數量を記載し且つ世上種々物議ある場合故至急處分せよとの文意を含蓄したる眞鍋斌より磯部安積宛書狀を詐成せしめ翌二十一日麴町區永田町一丁目一番地陸軍大臣官舍に於て第一憲兵隊長憲兵大佐林忠夫に對し山口素臣、眞鍋斌が明治三十三年北淸事變の際馬蹄銀八百萬圓を分捕したること右分捕銀を大友賴幸が廣島に於て實見したる末、買受の約束をなし内二百萬圓は既にジャーデンマゼソン商會の汽船にて宇品似島より外國に向け積出し殘額六百萬圓は廣島、山口、濱田の三ケ所に隱匿しある旨密告したるものにして即ち被告太三郎は山口素臣、眞鍋斌に於て分捕の事實なきことを知りながら分捕の事實ありとて誣告したるものなり

以上の事實は證據充分にして被告安積、太三郎が大友賴幸より二回に金二千圓被告安積が同人より金二百五十圓及び藤山治一郎より三回に金九圓五十錢を詐取したる行爲は刑法第三百九十條第一項第三百九十四條に被告太三郎が誣告の所爲は同法第三百五十五條第二百二十條第二號に該當すべき輕罪なりと思料するに付刑事訴訟法第百六十七條に從ひ之を東京地方裁判所輕罪公判に付すべきものとす、被告安積が前顯被告太三郎を教唆したりとのことは證據十分ならざるに付き此點は刑事訴訟法第百六十五條に從ひ免訴すべきものとす

明治三十五年二月二十四日

東京地方裁判所

豫審判事　中川富太郎

裁判所書記　伊藤孫太郎

右原本により此正本を作るものなり

明治三十五年二月二十五日

東京地方裁判所

裁判所書記　伊藤孫太郎

（東京日日新聞第九千百十七號、明治三十三年二月二十六日）

生首賣買事件　（明治三十五年二月二十二日）

○富山の反魂丹主中田藥舗に絡まる怪事件

○生首賣買事件東京に起らんとす

古來藥品として人體の一部を黑燒として靈天蓋、人膽、天粉天末、人油など稱して賣買せられ彼の死刑に處せられしものゝ頭顱の如きは多く是等の原料として公賣せられたりしが維新後に至り

辨官達　明治三年四月十五日從來刑餘の骸を以て刀劍の利鈍を試來候右は殘酷の事に候間嚴禁取締可致其他人膽或は靈天蓋陰莖等密賣致す哉に候處其効果無之事に付是又嚴禁取締可致事

の禁令を發布して禁止せられたるに拘はらず是等の藥品は依然賣買せられつゝあり、日清戰爭の際の如きは人夫にして彼地にて之を製造し或は人膽で歸朝し巨利を得たるものありと傳へられ今日に於ても藥種店に天蓋又は人油として賣買せらるゝは其の原料果して人體を用ひつゝあるか或は獸類を以て原料となしつゝあるか疑問に屬し居りしが過般大阪市に於て生首賣買の事實が發見せられしより餘波は忽ち越中富山に及ぼし反魂丹の本家として有名なる同地四十物町の藥店中田清兵衛は家宅搜索を受け結果九個の天印を發見せられたるが調査に依り買入れ先は大阪及名古屋を重なる地とし東京よりも買入るゝことを確かめたり、先是警視廳に於ても疾くより此の事件に注目し橋爪第一課長は機敏なる探偵數名を指揮し密に府下二三の藥店に付き搜索しつゝありしが越中富山の中田舖と本支店の關係もあることゝて日本橋區通二丁目中田藥店の如きは殊に注目せられ遂に一昨日に至り同家の調査に着手

することゝなりたり、去れど固より其筋にても秘密に秘密となし捜索進行中なれば詳細を知るに由なく又多少方針其他に就き聞き込みし處あるも之れを發表することを得ざるも調査前後の模様を大略報ぜんに第一に注目、警視廳に於て注目したるは日本橋區通二丁目中田藥舗にして同店は前記の如く此の事件の大阪に起りし餘波家宅の捜索を受け天蓋九個を發見したる富山市の藥店茶ノ木屋事中田清兵衛の支店にして本店主人清兵衛が兩三日前に出京したることを聞き込みたれば同廳に於ても急に一昨日午後を以て同家の調査を行ひたるものなり

◇中田藥舗の取締　一昨日警視廳にては七名の警部巡査を同店に差向け嚴重に訊問する所あり場合に依りては家宅捜索をも執行すべき筈なりしが同店にては既に本店にて捜索を受けしことゝて充分警戒し殊に主人出京諸事始末を爲したるものゝ如く捜索を受くるも差支なき模様なりしかば取調に留め捜索は爲さゞりしが同店支配人井上文造（四十二）外數名の雇人の言に依るに同店に於ても本店同様天蓋を仕入れたる事あるも東京にては需用少なきより本店に還付せりと、然れども是等の答辯は猶容易に信ずべからざる廉ありといふ

◇其他の嫌疑者　警視廳に於ては調査の進行と共に種々の驚くべき事實を發見し天粉、天末、天碎、人油、天石等々怪假を原料として製造せる藥品は東京市中到る處の藥店に販賣せられ日本橋區本町、石町邊の藥店にして之れを仕入れざるもの無き者の如く就中下谷區黒門町の黒燒屋の如きは先祖傳來の珍物と唱へ居り原料の出所は分明ならざるも公然販賣されつゝあるは事實なりと

◇全形と細形　調査の結果細末は到處に發見せらるゝも之れ果して人の生首なりや獸類を以て模造せるものなりや明瞭ならず全形の者は發見せざれば捜索の手順を得ずと雖も既に斯く世上に發表せられたる以上は全形のものを有するものも細末に爲して其筋の目を晦すべければ今後捜索を進行するも全形の發見は蓋し難かるべしといへり

◇製造地　東京に於ける天蓋、天粉、人油等は大阪より仕入るゝ者其多數を占むるは勿論なるも名古屋も亦重なる製造地にして東京に於て製造せらるゝものも少なからざる見込なれば警視廳に在つては種々の方面に向つて其の製造者を捜索中

なりと

◇火葬場の危險　東京に於ける天碎天石の類は多く火葬場より得る所のものにして是等は天蓋の如く高價ならざるも相當の價あり引取人なき屍體の頭部は總て此の材料に供せらるゝ者の如く人油は火葬の際青竹を屍體に挿し込み其の燒滴を取るものにして火葬場の産物として販賣せらるゝは事實なり

◇模造人類　細末となしたる者は全形の者より價も安く又賣り惡しく殊に半熟の者を珍とすることなれば火葬場のみにては十分ならざるより人頭に擬ふべき動物に依つて模造さるゝ品あり、是等の材料として犬豚鹿などを用ひらるゝも最も妙なるは猿猴の頭なりと然れば野獸商の取引相場も頭付三四圓なるも頭無は半額なりと、而して眞の天蓋は一頭三十圓內外にて東京に賣買せられつゝあり

（東京日日新聞第九一一三號、明治三十五年二月二十一日）

○生首賣買事件餘聞　中田藥舖取調のことは昨夜に報じ置きたるが警視廳に於ては猶諸方面に刑事を派し製造元、販賣店其他關係者の搜索を進行しつゝあるも事の眞相を發見せんが爲め極めて秘密に取調べられ居れり、內務省にあつても此事件を東京、大阪、富山に限る地方問題と見做す能はず既に數日前全國各府縣に對し一片の訓令を發したりと又た警保局に於ても既報明治三年辨官達の禁令今日に在ては有りても無きが如き觀あるより之れに代るべき法令を制定するの必要を感じ目下其考案中なれば何日何等かの新規則の發布せらるゝを見るべし、而して目下最も疑ふべきは火葬場にして場所は東葛飾郡砂村、龜戶村、豐多摩郡代々幡村、落合村、荏原郡桐ケ谷村、北豐島郡三河島村、日暮里村の七ケ所なるが桐ケ谷を除き他は悉く東京博善會社の專有なり、以上の火葬場に付ては不日山根第三部長臨檢を行ふべしといふ、是等事件の社會に知れ渡りたるは、一面大いに喜ぶべきに似たるも、亦一面此の如き藥種を世の愚婦愚夫に紹介したるものに對し、此後嚴重なる取締を爲さゞるに於ては却つて需要を增加するの虞あるのみならず、却々恐るべきの毒素を含有し、人命に危害を與ふるの虞あるを以て、其筋に於ても重大問題として取調に着手しつゝありといふ

（東京日日新聞第九一一四號、明治三十五年二月二十二日）

男三郎の臀肉事件（明治三十五年三月二十九日）

有名な男三郎事件は今尙ほ犯罪不詳に屬してゐる。豫審決定書に依れば、彼は第一に强盜殺人、第二に官印文書僞造行使と云ふ罪名である。

大阪市西區新町南通三丁目武村祐橋の子で、明治三十年上京、當時麴町區紀尾伊町に住してゐたるが程なく近隣の寧齊事野口一太郎の妹そゑと戀仲となり、一太郎及び其母に說き遂に同家に寄寓すべき身となりしは三十四年の初であつた。一太郎は人も知る如く癩病にて苦しみゐたれば男三郎は一に彼の病を救ひ、二に戀仲なるそゑの感染を未然に防がんとし外國學校の露語科に通ひゐたる彼は已れの修得すべき學科を棄てゝ、圖書館に藥物學に依る癩病根治法を硏究したのであつた。

その後、同區下二番町に河合莊亮なる一少年附近の路次ばたに絞殺され、左右の臀肉を剜り取られゐたる怪事件あり又癩病の一太郎が怪死し、及び都築富五郎なるもの代々幡の山林に於て何者のためにか絞殺されたる事件起りたり、男三郎の豫審決定書に依れば、以上の犯罪は悉く彼の所爲なりと記錄されあれど、彼が其の豫審決定書に反駁した獄中の告白及び其の辯護の任に當りたる花井博士の明快なる駁論に依り、事件は今におき謎である。

今左に彼の豫審終結決定書を掲げ見れば

豫審終結決定書

長崎縣北高郡諫早町甲二百三番地平民無業

野口男三郎（廿六）

右の者に對する强盜殺人犯官印文書僞造行使並に各謀殺被告事件に付豫審決定を爲すこと左の如し

主文

被告男三郎に對する强盜殺人官印官文書僞造行使並に各謀殺被告事件を東京地方裁判所の重罪公判に付す

被告は該決定に對し其送達ありたる日より三日以內に抗告を爲すことを得

理由

（第一）被告男三郎は大阪市西區新町南通三丁目四十三番地武林祐橋の男にて同市內私立桃山學校に在學中明治廿九年頃

同市南區天王寺悲田院町番外七百九番戸又木亨三は同學の干繋より屢々同宅に出入し漸く同家族の信用を得て遂に同家に寄食するの身となり超て翌三十年に至りたる處其後亨三の母きくは思ふ處あり亨三と共に被告の出京を勸めたるため被告は之を欣諾し同年四月中亨三を伴ひ當時東京市麹町區西紀尾伊町に住したるきくの實弟石川千代松方に至り序で亨三は他に轉じたるも被告は依然として同宅に寄寓し居たり

而して由來奇智に富み殊に婦女と幼者の歡心を買ふに妙を得たる被告は幾程もなくして其信用邸內に止まらず恰も其近隣に住したる野口寧齋事野口一太郎の妹そゑは忽ち被告の爲めに動かさるゝ所となり同年初夏の頃より被告と情を通ずるに至れり、然るに右一太郎の監督の下に在り一太郎は年來惡疾の爲め殆ど病床を離るゝ能はざりしも平素森嚴猥りに近づくを得ざりしかば被告等は焦思連日事を設けて出入頻繁を極め益々其情交を濃め居たり

先是被告は石川宅を出で居りしも其當時より又木きくに對し同家に累を及ぼすべき醜柄を以て被告が遊學の資を補はんことを請ひ毎月窃かに若干の送金を受け居たるも其額漸く多くして停止する所なかりしより同家に於ては被告の父兄に語りて斷然其求に應ぜざることゝしたる爲め被告は玆に策を案じて野口家に入りたらんには啻にそゑと起居を共にするを得る便あるのみにあらざるべしと圖り巧に一太郎及び其母榮子を說きそゑ亦陽に其利を唱へ明治三十四年初頃當時一太郎が居住たる麹町區二番町五十六番地の宅に同居するの望を達したり

被告は右の如く野口宅に入りてより一太郎並に其母に仕へて愈々厚かりし爲め日を閱するに從ひ家人の待遇益々加はるに至れり、而も一太郎は獨り自ら抑れず容易に被告を信ぜざりしに被告は之を察し得たるのみならず一太郎の病痾たる世に厭ふ惡疾にして其遺傳と感染と共に恐るべきものあるを早く旣に熟知したるもそゑとの干繫愈々濃かにして右等の事情を以て之を捨つべくもあらず百方苦慮せる處前同年末頃より翌三十五年に亘り一太郎の疾病甚だ良からざりし爲め被告は其の病毒の治療と豫防とに力を盡して恩を施し且つ自ら益するの法を講ずるの外なしとし專心之に從ひ看護尋常ならざりしかば一太郎も亦之を喜び時に或は詩を賦して謝意を示した

ることあり、而して被告は豫ねて人肉は一太郎等の悪疾に特効ありとのことを聞知したりしに恰かも同三十五年三月上旬頃被告が閲せる書中亦同様の記事ありしより被告は右の俗説を聯想し若し之に依て其治療を助け或は之を未發に防ぐことを得ば必ずしも一太郎兄妹等の幸のみにあらずと信じ玆に近隣の小兒を殺害して其肉片を截去し之を供せんとの念を起し窃かに其機を窺ひ居たり

然るに前同年三月二十七日夜被告は同區下二番町五十九番地中島新吾の子たる河合荘亮（十一）の其母中島きくと共に同町三十六番地湯屋營業早崎岩次郎（現今雛谷仁太郎宅）方にて入浴の歸途同午後九時過頃母に別れて自ら砂糖を求めん爲め同區麹町六丁目十五番地砂糖店遠州屋事山下壽嘉造（現今井田砂糖店）方に赴くを認め之を追跡殺害して其宿望を充たさんと思を凝し其附近を徘徊し同午後十時近き頃同町二十五番地安藤庄次郎（現今川北長守宅）宅前の路上に於て砂糖を購ひて歸宅せんとする荘亮に對し急遽其後方より兩脇を衝き同時に同人の顔面を被告の身體に緊付壓迫し鼻口を閉鎖して以て荘亮を窒息死に至らしめ直に之を其對側の路次內同町二十九番地遠藤幹方臺所前に擁し行き同所に於て用意せる洋刀を以て先づ其頭部中央を刺し序で該死體の左右臀部に渉り横に長さ六寸幅約四寸五分なる不正長方形の截面を有する臀筋肉の大部を剝取し且つ手指を以て左右兩眼球を抉り兩眼瞼結膜を剝離せしめ以て其死肉を糊塗し密かに該肉塊を前記被告宅に持歸り翌二十九日更に之を携へ出で京橋區金六町四番地三鍋事加藤銀次郎方に至り陶製鍋及び坩爐を購入し同區木挽町三丁目十二番地貸舟業小林正紀方に至り艀船を借受け自から艀を採て濱離宮附近の海上に遊し炭火を以て前記肉片を煮たる上一種の肉汁を製し之を濾過して壜詰となし殘餘の物體は悉く水中に棄投し還つて赤坂區一ツ木町卅五番地澤崎與右衛門方に至り鷄肉汁一壜を買入れ同夕歸宅の上前記兩種の肉汁を混じ其一部を一太郎に薦め他は之をそゑに飲用せしめたり

（第二）被告は明治三十二年九月中東京外國語學校露語學科に入學したりしも翌三十三年より三十五年に至る各年度試驗に何れも不合格にして同年九月退校となりたるに拘はらず詐術を用ひ依然同校に在學するものゝ如く裝ひ來りたる末明治三十六年七月より同年八月末に至る間月日不詳豫て前同校の卒

業證書用紙を印刷したる京橋區本材木町三丁目十五番地明治商會事知野勝直方に至り某學校の卒業證書印刷を依賴せしため見本を要する旨を以て同人を欺き前同校本科別科の卒業證書用紙各一葉を借受け歸り東京市内に於て同日月頃右用紙及び他の白紙を用ひて同年七月六日付被告は同校露語學科卒業證書別科規程に依る獨語學科修業證書幅科規程に依る經濟等の修了證書何れも同校々長文學博士高楠順次郎氏名義のもの都合三通を作成し且つ同樣僞造せる前同校々印並に同校々長印を各要所に押捺し以て官文書を僞造し同年九月一日頃之を野口宅に持歸り更に之を大阪の實家に送致し其後明治三十七年十二月中同市京橋區釆女町二十六番地浦島堅吉宅に於て同人に對し右三通の證書を同三十八年四月頃同市麴町區土手三番町二十八番地手島知德宅に於て同人に對し右の中露語科卒業並に別科修業の各證書を何れも提示し以て僞造官印及び僞造官文書の行使を爲し右の如く被告が東京外國語學校を卒業したるは虛僞なるを以て自ら進んで其の資格に由り相當の職業に就く能はざるを知れども理由なく躊躇して野口宅に寄食するを得ず、而も亦そゑと離るゝ能はざる所あるより同年三四月頃寄留籍を長野縣埴科郡坂城村宮原生吉方に移し同所に於て徵兵檢査を受けたる上徵集を免れ國民軍に編入せられ居るにも拘はらず一年志願兵たらん事を出願し該兵役に就くべき旨詐言を構ひ同年十一月下旬頃神奈川縣三浦郡三崎町六合三輪卓爾方に至り病氣靜養と稱し同居を乞ひ爾後同宅に寓したる所卓爾は其以前より久しく病床に呻吟し家政凡て同人妻つねの掌中に在るを見て之を欺き易しとし誇張し言と懇切の風とを以て遂につねは勿論同家人をして全く眷族の如く遇するに至らしめ茲に永く足を駐むるの地點を作り頻りにそゑと書面を往復し又時に上京して密會を遂げ徐ろにそゑと結婚するを得るの期を樂み居たり

然り而して翌明治三十七年に至りそゑは姙娠の身となり同年七月に及び漸く蔽ひ難く且つ一太郎が豫て親族と協議の上其妹婿に擬したる某に對し交涉の步を進め來りし模樣あるを覺り被告を促して其處理を乞ひ止むなくんば身を水中に投ずるの外なしと迫りたるため被告は此機を利用し一太郎を始め其親戚をして兩人の結婚を諾せしむるに如かずと案出して同月中旬頃そゑを誘ひ共に前記宮原生吉方に逃奔しながら三輪

卓爾に對し其所在を通知したるより果して野口家の知る所となり一太郎及び其親戚は更に議して兩人の結婚を許さんと決し一太郎の友人上村才六をして兩人を迎へ來らしめ同月中公に結婚式を擧ぐるに至りたり、一太郎宅には元來そゑの外に卑屬親なかりしを以て將來そゑをして一太郎の家督を相續せしむ可しとは同家親戚間にも略決定せる事項なりしが一太郎は被告が一年志願兵と稱したる事の虚僞なるを覺知したるのみならず益々同人の行動を疑ひ表面に私通結果なるを以て祖先に對しそゑ等をして一太郎の相續を爲さしむる能はずとの理由を唱へ先づそゑを分家の有として若干の財産を頒ち之をそゑ名義となし該財産は名義人と雖ども擅に之を處分するを許さず且つそゑ夫妻は當分一太郎と同居すべき旨の約を結びたる後結婚届出の手續を爲さしめ結婚後直ちに被告に對し通譯官となりて從軍するか或は其他に職業を求むるかの問題を解決せんことを望みたりしため被告は不平と憂悶に堪へず以後全く態度を變じて屢々暴慢の擧動を敢てし同年十二月下旬に至り遂に一太郎と爭論の末怒に乘じて斷然離婚を求むと稱して同宅を出奔て多少の緣故ある豐多摩郡淀橋町大字角筈一番地伊澤雄司の妻ひさに懇請して一時同宅に身を寄せたり、而も被告は他に身を處すべき相當の策なく一時の怒に乘じて野口宅を出でたるの失を悟り罪を悔ひたりと稱して再び同家に戻らんと圖りたるに用意周到なる一太郎は其家出の際他日の證として被告の離婚を求むる旨の書面を受取り置き輕々しく其復歸を諾せず於是被告は已むなく前掲手島知德夫妻に哀願し或は一太郎の實弟なる島文次郎同親戚なる前記浦島堅吉等に訴へ何れも其同情を買ひたるも容易に其目的を達せざるのみならず被告が何等職を求めざるは局を圓滿に結ぶに都合惡しき由を傳聞し一面には前記伊澤方に同居中被告並にひさより前顯三輪方に再び寄寓し度旨依頼したるも卓爾の拒む所となり又伊澤方に於てはひさが熱心なる同情を寄するに引換へ其夫雄司は頗る被告に快からず被告を寄食せしむるの義務を有せずと主唱し被告の兄武林龍橋に對し頻りに被告を引取らんことを要求するより同年四月中被告は一時麹町區下六番町四番地和田儀平方に轉宿し其前後に亘りて或は日米商會と稱する商店に在勤せりと稱し或は陸軍に或は海軍に通譯官となりて從軍したりと稱し密にひさに託して同人と共に被告は

東京に在らずして眞に軍務に從ひ居るものゝ如く幾多の虚構を表したるも着々之を看破せられ毫も其効なく猶初よりそゑにして被告に對する愛情を冷却するに至らば一切の劃策も何の利する處なきを想ひ屢々同人と會見又は通信するに如ずとし同年一月中四谷鹽町一丁目三十二田島秀子を說き秀子をしてそゑを誘出さしめ其後麴町區六番町郵便受取所（現今郵便局）主太田彌三郎夫妻に依賴し同宅に於てそゑと會談し或は野口家に出入する女髮結一柳せいに哀請し之を介してそゑと書信の往復を爲したるにそゑは毫も變心の模樣なきのみならず其兄島文次郎に報じて上京を乞ひ被告等の爲めに一太郎に說き其復歸の願を達せんとしつゝある旨の回答を得てそゑの意中を推知したるも依然其成功を見ざるは明に一太郎が獨り頑として被告を排斥するに外ならずと信じ前記結婚前この例に倣ひそゑを唆かして被告と共に逃走せしめんとしたるに一太郎は早くも被告の行動を測知し爾後髮結の出入を禁じ嚴にそゑの外出を許さゞるに至たるを以て前掲伊澤方より轉宿するや猶其當時の野口宅たる麴町區下六番町六番地に近き和田方を選び又其所在を秘して陰に野口宅の模樣を探り或はそゑと會見の便を計りたる次第なるも其策悉く畫餅に歸したりしより同月下旬頃和田宅に於て寧ろ巧に一太郎を殺害するは却て被告の目的を達するの捷徑なりと考へ若し之を遂げずして發覺したるときは自殺の外なしと決し直ちに遺書を作り之を他の物件と共に伊澤宅に預し訪問を缺くこと週日に及びたるときは之を披見せられ度旨ひさに傳へ置きたるにひさは被告の擧動を怪み之を開披し遺書を見て大に驚き直ちに被告を迎へて之を制止し同時に被告の兄龍橋に打電して其上京を促したり

龍橋は右電報に因り同年五月三日上京したる處其事情右の如くなりしかば被告の爲めに手島浦島等に會見して其復歸の盡力を右兩人に懇囑したるに浦島の口吻不可能なるべき旨なりしを以て同月五日頃其顚末を被告に語りたるに被告は其豫測の誤りなきを確むるを得たるのみならず其前後にそゑより受取りたる密書により同人及び其子君子も嚴しく檢束の下に在り苦痛に堪へず將來は勿論現に寢食の甲斐なきを嘆じ居る模樣を知りたるより更に熟慮の末愈々一太郎を殺さんとするの意を固うし其方法として毒物を使用するを尤も便宜なりと

思慮し豫て麹町區三番町藥店細谷厚三郎方に於て購入したる硝酸「ストリキニーネ」を「サック」入とし之れをそゑに交付しそゑをして一太郎に服せしめんとしたるも是亦意の如くならざりしより斷然自ら宅内に忍入り之を絞殺するに如かずとし同五月十一日恰かも一太郎が上京中の島文次郎と快談の上夕食を共にし文次郎去て後同午後十一時頃一同と共に熟眠したるを伺ひ翌十二日午前一時過頃不慮の事に備へん爲め短刀並に前記の「サック」入の「ストリキニーネ」を携帶して下六番町六番地の一太郎宅に侵入し同宅八疊室なる一太郎の寢所に至り前同刻同所に於て一太郎が病氣の爲め手足を以て抵抗する能はざる上觸覺の神經痲痺し居るに乘じ手を以て其寢衣の襟を掴み脚を以て其胸部を壓迫し力を極めて頭部を緊扼し以て同人を窒息死に至らしめ其目的を遂げたる上他殺の跡を遺さゞらんが爲め門戸の鎖鑰等總て元の如くならしめて竊かに同宅を出でたり

（第三）一太郎死去の報傳へられてより同月十二日手島知德は之を被告に電報を以て通知したるに被告は弔辭の禮を爲して直ちに手島宅に至り親しく靈柩を禮拜し且つ送葬の當日會葬を許され度旨同人を經て野口方に申込み其容れられざるや手島夫妻に對し夜隙故人の靈柩近き處に夜伽を爲したりと告け或は其友人をして自己に代つて會葬せしむべく自分は鎌倉圓覺寺に赴きて一太郎の冥福を祈る手筈なりと通じ以て近く手島夫妻の同情を惹き同月十五日知德をして豫て被告の依頼に基き一太郎の遺族等に對し一太郎の死後に講ずべき第一段として被告男三郎復歸の件を決せんことを申入るゝに至らしめたり、野口方にては果して被告が豫期の如く此際被告を復歸せしめんとの説なきに非ざりしかば知德は直ちに其旨を被告に通知し置きたる處其後親族多數の意見は斷然離婚せしむるに如かずと云ふに在りたるより同月廿二日島文次郎は更に當時大阪に居りたる親戚高橋元吉郎に面して其處決に關し細議を遂げん爲め同地に赴くことゝなり同日知德に會見して踏ほ其意を洩したりしかば翌二十三日頃知德は被告の來宅を機とし同人に對し其後の評議必らずしも望多からざる旨を語りたり、初めより被告が通譯官となりて從軍し多少の時日を濶て一太郎等の感情融和したるを待たば復歸の交渉極めて好都合なるべしとは既記の如く仲介者の意見にして又實に然るべ

き理由ありしも被告は通譯官たる能力を有せず之を装ふに東京の地を去らんには相當の旅費を要すること論なきも被告は殆んど之を得るの途なきに窮し遂に策を設けて其資金を得んと欲し同年四月中當時芝區愛宕町二丁目四番地に住したる坪内卓次郎なるものと恰も被告の知己たる同區琴平町六番地濱田れいに依て頻りに職業を求めつゝある由を聽き之に對し清國學校教師に周旋するを以て其希望あらば旅費として二百圓乃至三百圓を要す可しと告げたるに卓次郎は該金を準備する能はずと答へたる所然らば自分の知人に乞ふて貴下の爲めに其金額を借用し遣はすべければ自分と共に同伴せよと眞に懇切義侠なるものゝ如く卓次郎を欺き同月中旬同人を伴ひ前記三輪卓爾方に赴き卓爾に對し陸軍の將校にして戰地より金塊を携へ歸りたるも今回極めて秘密に廉價にて之を受渡し度希望する趣きに付之を買入れたらんには必ず利益あるべしと稱し同伴したる卓次郎を以て該軍人の親官なりと紹介し卓次郎を歸京せしめたる上更に卓爾等に向ひ同人又其妻に於て豫め數百萬圓を懷にし被告と同伴上京して親しく金塊を見たる上賣買の約を締結せられては如何と說きたり、同夫妻は各一人にて上京するを諾せざりし爲め被告は賣主より急に見合すべき旨申來れりと稱し其後の談話を止め尙同月中東京市中に於て右卓爾と同町なる久野六松及び府下豐多摩郡淀橋町角筈一番地躬行社員古井仁策等に對し各前同樣の趣旨を以て數百圓の金圓を提供すべきことを勸誘し以て爲す處あらんとしたることありしが前記五月二十三日頃手島知德より現在の儘に於て殆んど復歸の望なきことを知悉するに及び益々金圓の必要を感じ更に同樣の手段を以て豫て面識ある麴町區麴町四丁目八番地小西藥店事都築富五郎を欺き同人を殺害して金圓を奪取せんと謀り同月二十四日同人が耳聾に近きを幸ひ筆談を以つて巧に勸誘したるより同人は僅に三百餘圓の金子を準備する時は巨利を博するの見込ありと信じ同日午後三時頃麴町區麴町五丁目所在麴町銀行に至り自己の預金三百五十圓を引出し同午後六時過頃該金を折鞄に納め之を携帶し被告と共に麴町三丁目電車に打乘り青山線を經由して被告が指示する目的地に向はん爲め府下豐多摩郡代々幡村大字代々木九十五番地山林德大寺邸裏の徑路を通行したる際同夜九時頃同路上に於て被告は突然其双手を以て富五郎の頸部を締め同人を引倒し

更に荒縄を以て之を絞首し即時同人を窒息死に至らしめ右金三百五十圓並に雑品入れの折鞄を富五郎の手より強奪し豫て富五郎の兄妹に精神病者あるを熟知するより人をして富五郎が精神錯亂して自殺したるものと認めしめんが爲路傍の栗木の枝下地上に荒縄を頸部に纏付したる儘富五郎の死體を横へ縊首の際縄の切斷したる體に裝ひ同所を逃走したるものなり以上の事實は其證據十分にして右被告は第一河合荘亮を殺したる處爲及び第二の中野口一太郎を殺害したる處爲は何れも刑法第二百九十二條第二の中官印官文書僞造行使の處爲は其に前同法百九十五條第二百三條及び一百六條に第三の中都築富五郎を殺害して金圓を奪取したる所爲は同法三百八十條後段に該當する重罪犯なりと思料するを以て刑事訴訟法百六十八條に從ひ主文の如く決定したる所以也

明治三十八年十二月十一日

東京地方裁判所豫審判事　石黒豊太郎

右正本也

東京地方裁判所書記　荒川滿政

併し以上の決定書は、彼が苛酷なる警視廳當局者よりの拷問を一日も早く逃れるため、二には愛人そゑ及び愛兒の幸福を希ひ願ふため、そゑの取調べを一日も早く片づけるため、凡ての犯行を是認し、故爲に僞りの自白をなした。決定書はその自白に依つて書き綴られしものにて、彼の獄中記に其眞相は明かである。

斯くして麹町下二番町の少年河合荘亮の臀肉被斬刎事件代々幡の都築富五郎絞殺事件。野口寧齋の怪死事件。以上慘虐の怪事件は今に不明であり永遠の謎である。

左に掲げし記事は、少年河合荘亮が臀肉を剝られし當時の新聞より抜き取りしものにて、その記事中に掲げられたる如く、その犯人は鹿兒島縣姶良郡加治木村大字反土三百四十一番地木佐木直志(當時廿三)なるや、將た亦、野口男三郎なるや、當時の事情に暗き私には斷案に迷ふものである。

臀肉事件

○少年を虐待し臀肉を殺ぐ

世に悲慘極まる事尠からねど又斯くの如き話は少なかるべし、玆に麹町區下二番町五十九番地に住める京橋區西紺屋町

活版印刷業秀英舎の通勤職工にて中島新吾(四十二)といふものあり、一昨年十月迄は四谷區信濃町に居住し居りしが先妻は長男河合莊亮(十一)を産みたる際産後の肥立惡しくして此世を去りしかば新吾は乳吞兒を抱いて途方に暮れ居たる內幸ひ叔父河合某に子無かりしより莊亮を其養子となし程なく周旋するものありて宮城縣仙臺生れのキク(三十一)といへるを後妻に迎へ長女シヅ(六)も出來猶ほ目下姙娠中なるに如何なる事情ありてか長男莊亮も家に歸り居れば家內四人新吾が秀英舎より供せらるゝ日給五十錢にて辛くも其日を送り居れり然るに一昨夜九時頃繼母のキクは莊亮を伴ひて同町三十五番地の湯屋早崎岩次郎方に入浴に赴きての歸途キクは莊亮に金二錢銅貨を與へて麴町區六丁目の砂糖商遠州屋事山下壽嘉造方へ一錢五厘の砂糖を買ひ五厘の釣錢を取りて立去りし迄は判然せしも其後如何になりしか繼母のキクは家に歸りしも莊亮は歸り來らず新吾も秀英舎より歸宅して一時間二時間と待詫び果ては隣家なる人力藤井爲三郎(五十)も夫れと聞いて大いに心痛し新吾共々處々搜索中夜は早や十二時四十分頃同町廿九番地の差配人遠藤盤の勝手元の方に當りて犬のけたゝましく吠立てるより若しやと同所へ立入り見たるに勝手元と湯殿との間なる板の上に何者の手に掛りてか莊亮の死體横はり居るを發見したれば大に驚きて直に麴町署へ急訴したれば宿直宮內警部は松本刑事と共に現場に出張し一應取調べしに事容易ならぬ犯罪事件と認めたるを以て東京地方裁判所に打電して係官の出張を求めしかば昨日午後三時頃同所より川島判事、淸原檢事書記北野囑託醫師等出張し檢視を行へるに被害者莊亮は立縞双子筒袖の綿入白棒縞筒袖の羽織を着し木綿兵兒帶を締めメンネルの股引をはき書生下駄を穿き居りしが下駄の片足は同町二十三番地河合某方の窓下に片足は同町三十五番地の魚長の前に脫ぎ捨てあり、又同番地の金貸安藤庄次郎方の前なる地上にも血痕あるより見れば此所にて兇行を遂げ死體を前記差配人遠藤方の勝手元に擔ぎ行きたるものならんか、莊亮の負傷は實に酸鼻に堪へざる程にて先づ鋭利なる小刀樣の物にて其左咽喉を突き第二に左右臀部の肉を茶挽臼大に剔り取り面部前額に擦過傷あり(地上へ押伏せ窒息死に至らしめし疑ひもあり)犯人は果して如何なる考にて此可憐なる少年を虐殺し然も其臀部の肉をまで切り取りしとかに不

明なれど珍らしき大犯罪なれば麹町署に於て直に兩親を召喚して假豫審を開きしに新吾が同夜九時頃秀英舍よりの歸途同町三十五番地安藤方の前まで來りし折鼠の外套を着せし一人の若き男が一少年を頻りに介抱し居るが如くなりしも何處かの子供が途中病氣に罹りし爲め之を介抱するものならんと思ひ其儘にして歸宅せしが思合すれば其外套を着する男こそ我が子の仇にして少年は我が子なりしかと坐ろに涙にくれ居たりと、又被害者莊亮は平素病氣勝ちにて他の子供の如く腕白ならざる方なれば人より怨みを受くるが如き事もある筈なく且舊居住地に近かりしが爲め四谷區信濃小學校へ通學し居り去る廿五日尋常三年科を卒業して四年生となり目下は試驗の休暇中なりしが前にも記せし如く新吾は僅に日給五十錢にて一家四人の生計をなしたる程なれば日頃莊亮の成長を樂しみ居りしに今回の兇變あり非常に落膽し居れるが如く又此急報を得て警視廳よりも武藤警部麹町署に出張し犯人捜査に關し同署員一同と共に百方盡力しつゝありたり、猶ほ後報は得るに隨つて報道する事とせん

(東京日日新聞第九一四三號、明治三十五年三月二十九日)

○少年虐殺事件後聞　不思議の手段を以て虐殺せられたる麹町區下二番町の少年河合莊亮の死體は昨日帝國大學法醫學部室に於て片山博士執刀の下に解剖したる結果、其の原因は全く窒息に在りと決し臀部の肉は極めて鋭利なる刄物を以て切り取りしものと確認せられたり、依つて死體は縫合の上正午頃ろ實父新吾に引渡され本日午前を以て淺草の菩提所に埋葬するといふ

(東京日日新聞第九一四四號、明治三十五年三月三十日)

○少年虐殺後聞　麹町區下二番町五十九番地中島新吾長男河合莊亮(十一)を虐殺したる犯人に就ては警視廳及麹町署の苦心も尋常ならざれど何分探偵上の手掛りとなるもの少く一昨夜九時頃嫌疑者として年齡廿五歳位にして鳥打帽子を冠り鼠の外套を着したる書生體の男一人を引致し中島新吾をも呼出して取調ぶ所ありしも要領を得ず同夜一時頃其儘放還したる程なれど下二番町は彼の皿屋敷もあり怪談に縁故の深き所だけに其附近にては種々の妄說を流布し婦女子は早や日の暮れるより外出せざる樣なし居れりと

(東京日日新聞第九一四五號、明治三十五年四月一日)

麹町少年殺嫌疑者就縛

一時世人の耳目を聳動したる麹町區下二番町五十九番地秀英舍職工中島新吾（四十三）の長男莊亮（十一）が本年三月二十七日午後九時頃其繼母キク（卅一）と共に同町三十五番地の湯屋早崎岩次郎方に入浴に赴きての歸途キクより二錢銅貨を與へられて麹町六丁目の砂糖商遠州屋事田中壽嘉造方へ砂糖を買ひに廻りし儘行方不明となりしを以て百方捜索せしに莊亮は下二番町三十九番地の差配人安藤盤方の勝手口と湯殿との間なる路次に倒れ死し居るを發見し警官も出張して檢視せしに無慘にも莊亮は左咽喉部に一ヶ所の突傷を負ひ左右臀部の肉は共に茶臼大に抉り取られ居たるより麹町署は勿論警視廳に於ても容易ならぬ犯罪とし殆んど全力を傾注し探偵に盡力せしも杳として探偵の緒をだも得ず犯人の素性に關しても種々の妄説流布し或は狂人ならんといひ迷信者ならんと說き或は其繼母との關係を疑ふ者さへ多かりしが終に其筋の見込は雞姦ならんとの一點に歸着したるを以て警視廳に於ては雞姦には最も緣故深き市内の惡書生に付いて着々探偵の歩を進めつゝありしに嫌疑の焦點となりしは鹿兒島縣蛤良郡加治木村大字反土三百四十一番地士族木佐木直志（廿三）といへる者にして性雞姦を好み少年を誘拐する巧みにして時には暴行脅迫を加へ獸慾を逞ふせしことも少からず其被害者は悉く十一歲若しくは十二歲にして十三歲以上に及びたる事なきのみならず竊盜其他前科數犯の肩書をも有し目下一定の職業も無き男なりき警視廳にては斯くと見込みを付け其の行衛を熱心に捜索せしも少しの手掛りも無かりしかば漸く同人が橫須賀市の寫眞師松岡正一方にて友人五名と共に第一高等學校の制服制帽にて撮影したる一葉の寫眞の手に入りたるを幸ひ之を複寫せしめて管内各署は言ふ迄もなく近縣各警察部へも發送し似寄りの男の立廻りし際は容赦なく取押へて急報せしむる手筈となし置きしに玆に去月六日橫濱市壽町警察署に於て浮浪罪に依り十日の拘留に處したる村岩唯といへる男の相貌前記木佐木に酷似せるより斯くと警視廳に通知し警視廳よりは大曾根外一名の刑事橫濱に出張し村岩を受取りて歸京し取調べたるに果せる哉村岩唯は僞名にして彼の木佐木直志に相違無かりしより取敢へず神田麹町兩區内に氏名を詐稱して宿泊せし廉を以て拘留處分をなし嚴重に取調べる處ありたり、今迴つ

て同人の素性經歴を聞くに直志は去る明治三十一年十二月中郷里鹿兒島を逃亡し上京し同三十二年の五六月の頃麹町區飯田町の城北中學校に入學したるも四五ケ月にて退校し爾後一定の職業なく諸所を徘徊し惡事を事としたる結果同年十二月東京地方裁判所に於て詐欺取財にて重禁錮三ケ月罰金五圓監視六ケ月に處せられ滿期出獄後毫も改悔の狀なく三十三年十月又々同裁判所に於て竊盜罪にて重禁錮五ケ月監視六ケ月に處せられ三十四年三月滿期出獄し牛込區岩戸町齋藤方にて監視を受くべき筈なりしを途中より逃亡したる後東京市内及近縣に出沒し三十餘ケ所にて詐欺竊盜を働き警視廳にて得たる贓品中時計丈にても二十餘箇の多きに達し本年二三月の頃にも芝警察署にて詐欺取財の嫌疑者として拘引せられたるに留置場より逃走したることあり、同人の性質は最も兇暴にして前にも記したる如く十一、十二の男子を雞姦するを好み其誘拐に逢ひたる幼兒の數尠なからず現に本年二月の頃市内より十一歳の男子二名を誘拐して横須賀に連れ行きたるより幼者の兩親は大に驚き捜索の末漸く横須賀の某旅人宿にて發見して連れ戻せし事あり、其後横須賀より幼兒を東京へ誘拐したる等言語道斷の曲者なるのみか少年菲亮の殺害せられし當夜菲亮を鳥打帽子を被り鼠色の二重廻しを着したる男の懐き居たるを見たりといへる者に前記寫眞を示したるに六名の中より直志を指定し此男に相違なしと證言したる事實及直志は犯行前日即ち三月二十六日鎌倉より東京に入込みたる形跡あり其當時の服裝又一致したるを以て警視廳にては最早證據充分なりとし昨日東京地方裁判所豫審判事の令狀を請求し本日檢事局へ絞殺、竊盜、詐欺取財、監視違犯未決囚逃亡等數罪俱發を以て送致するに至りしといふ

(東京日日新聞第九二二六號、明治三十五年七月五日)

露國内相の暗殺

(明治三十五年五月二十八日)

四月十五日の午後露國内相シピアギン氏は學生の狙撃する所となりて斃れたり、氏は何が故に此の如き慘憺たる最後を遂げしか、氏の横死は現時の露國に於て果して何を意味するか是大いに注意に値する事柄ならざるべからず。今日露國政府の最大の憂は其の外交の意の如くならざるにあらず其の財政の困難にあらずして國内到處に勃々たる革命の精なり、數

年來政府は力を極めて之れが爆發を防遏するに努めたり、然れども政府が愈々嚴酷の手段を以て臨めば革命黨の不平は愈々強く今日に至りては劇しき壓制の爲め不平の精神は社會の表面より隱れ內部に於て其の熱度を高めつゝありき、不平を懷ける多數の學生は西伯利亞に流され若くは囹圄に投ぜられしと雖ども殘れるものは政府の嚴酷なる處置のために畏怖せざるのみならず却つて之によりて激せられ終に効力少き騷擾を廢して最後の手段即ち暗殺によりて其の憎惡心を晴らさんとするに至れり、政府に對する不平は一變して壓制家に對する憎惡心となり今や彼等には正當なる方法を擇ぶの暇なきなり

莫斯科の學生に對して苛酷を極めたる同市警視總監ツレボツフ將軍は學生に憎まるゝこと甚だしく二回暗殺せられんとしたるも幸に死を免れたり、然れどもツレボツフ將軍は學生の憎惡の燒點にあらず將軍は只だ人の手足となりて學生壓虐の職務を盡しつゝあるのみ、學生が最も憎むところは實に內相シピアギン氏なりき

シピアギン氏は二年間內相の椅子にありて縱橫其の手腕を揮ひ最も憎まるゝ人物となれり、氏は近時露國の反動的精神の化身なりと目せられ氏の名は自由主義の人の最も忌む所たり、學生は露國の到處に行はるゝ嚴酷なる壓制を以て悉く氏の方針より出で來るものとなし文部大臣ワンノウスキイ將軍の自由政略を排斥するものは氏なりとなせり、氏は苛酷の手段を取つて憎まれしのみならずまた學生の爲めに大に輕蔑せられたり、ボビエドノチヱフ氏の如きは最も勢力ある保守主義の人物なれども其の敎養に於て其の學識に於て大いに尊敬すべきものあり、氏の敵と雖も其の誠心を疑ふものなし、然れどもシピアギン氏に至りては然らず其の智慮の淺薄なる共の頑迷にして道義心を有せざる尊敬を受くべき品性を備へざるに加へて官金私用の嫌疑すら蒙れる學生をして惡漢の標本として目せらるも無理ならざる也。シピアギン氏が狙擊せられたるはマリンスキー宮に入らんとして其の門に來りたるの時にして暗殺者は直ちに捕縛せられたり、彼は名をマリスチヱフと云ひキユフ大學の學生なりしがシピアギン氏の爲め全く其の一生を誤られたるを怨み殺意を生じたりと云へども同謀者多かるべしとの嫌疑を以て嚴密に探索せられつゝあり、

内相暗殺の報は直ちに市中に傳はり市民皆な大に喫驚せり、然れども彼等は毫も恐れず毫も悲しまず寧ろ當然の事となすものゝ如し、自由主義の人士は惡魔の斃れたるを聞きて喜ぶものゝ如く大いに暗殺者の勇氣を賞讃せり、シピアギン氏は死に臨んで「神を信ずるもの豈に死を恐れんや余は何人をも害せんとせざりしを思ふて平和に死すべし」と言ひしとぞ、氏の受けたる彈丸一は腹部に入り一は肝臓を貫けり

序に露國の現狀に付て少しく記する所あるべし、今日政府は力めて新聞雜誌を嚴重に取り締まり革命運動に就ては少しも書かしめず外國に向つては可成少さく傳へ若くは評判を打消さんと力めつゝあるが故外國人にして露國の眞相を知るものは極めて少く大抵皆な革命運動を過小視しつゝあり、然れども實際に於ては甚だしきものあり、露國の現狀に精通したる一外交官の語りたる所なりとて倫敦「タイムス」は記して曰く「露國の内狀は外國人の想像するよりも遥かに／＼惡しきものあり」と露國が近時外交に於て大に成す所なきは全く之が爲めなり、今後露國政府は全力を擧げて現制度を維持するに力めざるべからず、然かも現制度を維持し能ふや否やは實に疑問に屬す學生が暗殺の如き大罪惡を行ふは憎むべしと雖も彼等をして是に至らしめたる政府の壓制政策も亦其責を免がるゝ能はずとは露國の眞相を知る人の皆論ずる所なり

露國の大臣及び樞要の地位にある人々は皆な國内の不平と困難とを皇帝に知らしめざらんことに汲々たり、大臣中には自由主義の人もなきにあらずと雖も壓制政策を取れるもの多き政府の大勢に抗する事能はざるなり、若し皇帝にして眞相に通ぜしならば或は多少改革を謀られたるやも知るべからずと雖も實狀は皇帝に通ぜざるが如し、革命運動に對して政府の唯一の恃む所は陸軍なり、然かも陸軍に於ても兵士及び下級士官の如くは學生及び勞働者に向つて同情を表しつゝあり嘗て聖彼得堡(セントピータースブルグ)に於て騒擾起りし時一聯隊は命を受けて一隊の兵を率ひて其の場に臨み發砲の號令を下したれども一人も發砲するものなかりき、更に二度號令を繰返したるも革命黨に向つて發砲を好まざる兵士は終に號令に從はざりき、また莫斯科に於てもチューラに於ても同一の事ありしと云ふ之れがため學生の同謀者を以て目せられ銃殺せられたる士官少なからず、皇室の藩屏たる貴族の中にも自由運動に味方するも

の多くスタチョウヰツツ卿の如きは保守黨の最も恐るゝ所にして卿は皇帝に直接其の意見を奏上しまた宗教會議に於て僧侶の壓制を劇しく非難し大に皇帝に自由主義の感化を與へつゝあり、之が爲めに大臣及び他の守舊派より憎まるる事甚だしと云ふ

近來學生と勞働者と共同し政府及び資本家を新として自由運動を始め秘密に新聞を發行して配布しつゝあり、之を讀むもの非常に多く其の配布の方法頗る巧みにして大に人心を動搖せしめたれば警察は嚴重に之を探偵し漸く其の本部ゼノアに在りて露國の有力なる人々之を助けつゝある事及び其の秘密購讀者の驚くべく多き事を發見したるのみにて到底之を防止する事能はずと云ふ勞働者は學生に煽動せられてストライキの大同盟を組織しつゝあり、されば露國政府が政治的經濟的の大擾亂に會するは近き將來にあるべしと云ふ

（國民新聞第三七四〇號、明治三十五年五月二十八日）

大橋圖書館の開館式　（明治三十五年六月十七日）

東京市に於て唯一と稱すべき私立圖書館は十五日を以てその開館式を擧行したり、即ち故大橋佐平氏が故川上大將の邸を購ひ其の邸地を割きて敷地とし生前に礎石を置きたる大橋圖書館なり、圖書館の概略は既に紙上に報ぜられたるが六月十五日は恰も博文館創立の十五周年記念日なるが故に故人の志を成す爲め特に準備を急ぎ此日を以て開館式を擧行したるなりといふ、當日午前十時には近親一同館内に會合して故大橋佐平銅像除幕式を行ひ其の銅像は玄關の正面に安置せられて午後一時より參會の賓客を迎へたり、式場は階上の閲覽室を以て之に充て正面に「光格御筆三齋」と銘じたる「靜觀自得」の額を掲げ其の下に假の演壇をこしらへ極めて質素に整頓せられたり、軈て一時三十分の頃奏樂によりて來賓一同着席し先づ君ケ代の吹奏あり次て圖書館設立の由來は石黑男爵によりて演說せられたり

石黑男爵は先づ三十一年五月二十四日大倉喜八郎氏の還曆及び銀婚式祝宴に於て故佐平氏が博文館創立十五周年には公益の爲め一の紀念を晋めたき意志を發言したるより說き起し三十二年の夏に至り私立圖書館を開設するの決心を示したりしかば男爵も滿腔の贊成を表したることを語りて曰く

三十四年一月九日早朝に來て語られるには、私も去年秋頃から健康が勝れぬ、冬になつてから特に勝れぬ、昨日に至り腹部の硬結を發見したので、更に嚴密なる診斷を受けたるに、胃癌であると宣告を受けた。胃癌と云へば不治の症で且つ私も六十七の壽を有つて明日も計られぬことであれば、圖書館の事は三十五年まで待たずに着手したい、家族とも熟議を遂げて先づ創立費として五萬圓を支出し、維持費として五萬圓に達する迄年々一萬圓宛を支出し、維持費が全額に達する迄年々五千圓を支出するに決心したとの事であつた、尚ほ創立の方法及び萬事を委任すべき人々をも自ら定められて同二十七日に委員の第一會合を開き、其後佐平君の病床に於て屢々會議を開き、私も度々病床を見舞ふたが、病床に端座して語らるゝ所は圖書館の事ばかりで他に及ばず、病の身に在ることを知らざるものゝ如くであつた、次で建築に着手するや、佐平君は病を力めて自ら礎を置かれた、十二月一日に見舞ふた時には既に起き上ることも出來なかつたが、夜着の袖から手を出して私の手を握つて云はれるには、既に死期も近づいたと自ら感じるが、家の事は新太郎が充分やるであらうし、事業は博文館、博進社、東京堂の人々が遺憾なく經營するであらうから思ひ置くことは少しもないとの事であつた、そこで私が、唯だ一つ遺憾な事は豫ねてこの志望である圖書館を開き、一人たりとも書物を讀むものがあるのを見せたいが、今となつては力及ばぬと云つたに、佐平君は決してそうでない、自分の信賴する協議員諸君が新太郎を助けて下さる以上は此の事業の成り立つことは、云ふにも及ばぬ次第で自分が見たも同じことであるから、願はくは此の上とも盡力ありたい、協議員諸君にも此意を傳へられたいとの事であつた越えて二日、大橋君は長逝せられたのであるが、其の言葉は今尚ほ之を報道する私の耳には響いてゐる

男爵は斯く述べ來りて感に堪へざるものゝ如く參會者の多數も肅然として容を改めたりき、男爵は更に讀書の聲は梵鐘の聲よりも故人の靈を慰むべきを思ひて初七日を過ぎざるに工事を繼續し故人が希望の如く十五周年の當日を以て開館式を擧ぐるに至れることを演述せり

次で桂伯爵（個人として）の祝詞代讀、菊地文相、千家知事

松田市長の祝詞朗讀あり、次で添田博士は公共的なる西洋文明と個人的なる東洋文明の差違より說き起して大橋氏の公供事業を賛し、

圖書館の設立は國民に智識を分配する公供事業として稱賛すべきのみならず此の如き公共事業は實に個人的なる東洋の風潮を一變せんとするものにして若し此の圖書館にして他の公共事業を喚び起すの警鐘たるならば大橋氏の社會に對する功勞は一小圖書館の設立を以て計るべからざるものあるべしと論じ且つ圖書館の圖に參慘なる迹を留めたる公德缺亡の幣風を矯正せざれば折角の事業も十分の効果を收める能はざるべしと論じたり

次に肝付兼行氏の演說あり、次に福地櫻痴居士は得意の諧謔を以て添田博士が封建制度に論及したるを捉へて端緒とし

私こそ封建の時代に生れたが、其の時代の大名の行列と云ふものは中々立派で、鎗が通る夾箱が通る駕が通る、併し一番後には合羽ざるを被つたよほ〳〵が通る、又御馳走といへば二の膳が出る、三の膳が出る、一番後には湯桶に漬物が出る、御馳走の後だから湯漬や漬物は食はぬでもよさそうなものだが、矢張食はねば濟まぬ樣な心持がする、其の漬物も胡瓜や茄子の新漬でなく、ヒネ澤庵では恐入るが今日立派な演說祝詞を聞いた後で、諸君がヒネ澤庵でも食いたいと思召があるならば、此の福地が一ツ献上する

とて滿場を笑はせたる後圖書館は人々の最も必要とする所なれども目錄の編纂宜しきを得ざれば十分の用をなさず幸に此の圖書館は博文館と密接の關係あれば圖書の目錄及び索引を編成して配布せられなば更に大功德なるべしと述べたり、最後に大橋新太郎氏協議員を代表して謝辭を述べ且つ博文館の三十年紀念には更に大なる公共事業を起さんことを誓ふと述べて式を畢り茶菓の饗ありて各自退散せり、來賓は菊地文相、青木子爵、花房男爵、千家知事、都筑馨六、肝付兼行、松岡康毅、前島密、藤島正健、松田市長其他數百名なりき

（國民新聞第三七五七號、明治三十五年六月十七日）

ユンベール大詐欺事件

（明治三十五年七月一日）

本日の電報に見えたるユンベール事件といふは第二十七世

紀の大詐欺として先般来歐洲に評判高きものなり、其の事如何といふに今より五年前米國の富豪と稱するクローフォードといふ人、巴黎のドーリキャツクといふ婦人の父には世話になれる事もあり又病中婦人の手篤き看護にも預りたりとかにて佛國ニース市に逝去するの前其の遺產全部凡そ一億法即ち約二千五百萬圓を其の婦人に遺贈したりとかにて婦人は後に曾つて司法卿たりしユンベール氏の子、前代議士フレデリツク、ユンベール氏に嫁したるが既にして右クローフォード氏には甥なりと名乘れるヘンレー、クローフォード。ロバートクローフォードといふ二人の男顯はれ出で故クローフォード氏が同じくニース市に於て起草調印したりといふ遺贈證書を提出し此の遺贈證書には右二人の甥とユンベール夫人の妹マリー、ドーリギツクとに遺產全部を遺贈し且遺贈の條件としては三人よりユンベール夫人に年々三萬六千法(フラン)を支拂ふべきを命じたりとて忽ち右二人の甥とユンベール夫人との間に遺產爭ひとなり數回法廷に出訴し互に勝敗あり結局大審院への上告とまでなれり

此の間遺產凡そ一億法は一方の當事者より此の一件落着までの間ユンベール夫人に信託すとの事とかにてユンベール夫人は我が金庫中には此の金額諸種の證劵となりて藏れるも毫も之を着ける能はずとて弗箱の中の證劵一億法を抵當として諸方より高利の大金を借出し其の錢を以て巴黎に家を購ひ田舍に別莊を構へ諸種の事業に投下し又病院や慈善協會を起こして交際社會に持てはやされしが其の貸主は佛蘭西銀行、勸業銀行、興業銀行、其他大小の銀行、製造業者、地主等にして借入れたる金額は前後合計三千二百萬法とも五千二百萬法とも云へり

然るに此等の借金中には既に期日に至れども返らず某銀行の頭取は貸附金六百二十萬法辨濟なきが爲めに自殺を遂げたるもあり、當時ワルデツク、ルーソー氏は辨護士として同銀行より辨護に頼まれ結局ユーンベール家より二百五十萬法を支拂はしむることゝなり裁判所よりは更に右金庫差押を命ぜしも當時ユンベール家の有名なる辨護士は代つて二百五十萬法を納めたれば差押なくして止めり

更に此頃に至りて債權者某より十三萬法請求の訴へをセーヌ縣民事裁判所に提起したれば裁判所は五月九日先づユンベ

ール夫人が一億法の證券を藏めたりといふ弗箱を開かしめたるに何ぞ計らん其の中よりは數枚の反古紙と幾何の價もなき寶石一箇と出でたる外一物もなし、裁判所にては直ちにユンベール婦人の拘引狀を發したるに婦人は何時の間にか逃亡し之と同時に彼のクローフオードを名乘りて遺產爭をなしたる連中も一同姿を隱したるにこそ同じ穴の貉、遺產爭ひといふも全くは世を欺く一種の狂言とは知られたり、此の事初より奇なり、裁判所は何故に初めに此の不思議なる弗箱の檢査を命ぜざりし乎中央銀行、勸業銀行等の有力銀行が之に欺されて貸出をなしたるも妙なり、紳士貴女の體面を重んずる習慣は其の言を信じて疑はざらしめし乎又此の事件の最も不思議なりしといふは彼のクローフオードといふ者も其の甥と稱する二人のクローフオードといふ者も初めより唯一人之を見たりといふ人もなければ知れりといふ人もなく裁判所に出訴するにも一人の辯護士、代理人を賴まず自から訴訟文書に調印し自ら法廷に出頭し共れを終れば何處へか隱れ又裁判所にては富豪のクローフオードが米國の原籍といふを取調べしめしに其處は公園にて一軒の家もなく又二人の甥といふ者の本籍は紐育市ブロードウエー千二百二番地といふことにて之を取調べしに其處は貸家あれどもも人住みクローフオードなどゝいふ人は之まで更に住みたることなかりしとの事も分明になりたる事の一條唯々不思議といふの外なし

（東京日日新聞第九二二二號、明治三十五年七月一日）

○

ユンベール大詐欺事件

佛國政府の信認問題とまでなりて代議院は政府が一件の各有罪者を公訴に附し處罰を加ふるを信認して當日の議事を結びたるユンベール大詐欺事件の次第は本月一日の電報及び雜報に掲げたる通り尙本紙前號（佛國新内閣及び其の宣言）にも記すが如く今の司法卿ヴアール氏は就職の爲め何處までも之を糺彈するを條件として入閣したる由なるが今後報（五月廿二日まで）に據りて金庫開查以後の模樣を見るに豫審判事は最も本件の調査に忙はしく探偵は佛國及び外國港中に眼を配りて逃亡者取押へに餘念なく一時は逃亡者二名は葡萄牙のリスボン港より南米伯剌爾兒（ブラジル）へ出奔したりとの說ありしも之れは間違ひなるよし

夫の遺贈者と稱せらるゝクローフォードの事に付きニースに於て取調べたる所に據れば千八百六十一年に左樣の名前の人死去したる事なかりしといへば全く無形人なりしに相違なし

ユンベール夫人は前記佛國の諸銀行及び個人の外に倫敦の金融諸會社よりも四萬磅（四十萬圓）を又所持の寶石類を典して八萬磅と二萬五千磅とを借出したる由

前日の紙上に記したる夫人に六百二十萬法を貸付けて返濟なきが爲に其の銀行（ジラール銀行）の頭取ジラール氏は自殺し後訴訟の結果夫人より二百五十萬法を支拂ひたりとのことに付き夫人の語る所なりといふに據れば夫人は後皆之を返したるも中ごろ借返をなす際前に入れたる證書中の或る證書を取返すことを忘れたれば同銀行は此等の證書を證據として二百萬法の請求をなしたるものにて結局二百五十萬法にて事濟みとなれる次第なりと云へり、然し之にては明かならず他に込入れる事情あるにや

夫人倫敦に來りて錢を借出さんとするとき自ら曰く己れが金を借りまはり或は遺産の權利未だ定まらざるに之を書入れとして金を借り居れりなんど傳へられんも心苦しければ姑らく巴黎を去つて倫敦に來れるなりと倫敦の貸主等は夫人より借金の申込みを受けて先づ代理人某を巴黎に遣はして樣子を窺はしめしに夫人は家に延て懇ろに之を待し彼の金庫をも開き示し又交際社會にも伴ひて人々に紹介したれば其の人は倫敦に歸りて大丈夫なりと請合ひたるに因つて金主等皆安心して三箇月期限にて借用の約調ひ其の期限に至り更に利息二割にて重ねて向ふ三箇月を期し借り替の儀を承諾したるが此時に至るも一向返金なく亦返るべき見込なきより倫敦の貸主等も玆に初めて怪しみ巴黎の手先を使ひて種々手を廻し聞き合せたるが即ち今度破裂の動機となりしとも云へり

別項に據ればユンベール夫人は元と田舍の百姓生れにて土地の工場の賣込女となりたるが世に出でたる始めにて之より色々苦心をなし遺産一億法をクローフォードより得たりとて巴黎に乘出したる時は其れが纔かに二十三歳なり、之を如何にして事實らしく拵へ立て五千萬法の金を借出し得たる乎は一不思議なり、元の姓名はトレース、オーリギヤックといひしを此の時名と姓との間に「ド」の一字を加へてトレース、ド

ーリギヤソクと稱して貴族らしく見せかけ先づ今の夫フレデリツク、ユンベールの愛を博するに務めたり、ユンベールは當時法律家たるのみならず其の父は法律家として全國に名聞へ豫ては又司法卿、元老院副議長等たりし人、社會の信用もあり夫人は先づ此の人に因て法律を操り五千萬法といふ大金を借出し得たるなりとも云へり

其の妹のマリー、ドーリギヤツクも大詐欺の一器械たりしものなり、嘗て之を代議院議長デシヤネル氏に嫁せんとし啗はすに五百萬法の持參金を以てせしもデシヤネル氏は怪しみしこともある乎之を峻拒したるよし

夫コンベールは詐欺には大關繫なかりしといへり、妻の力にて活計の苦勞なくなりたれば辯護士事業も棄てゝ政治界に投じ美術を弄び一時は代議士となりしが後は專ら繪畫に耽り自ら揮毫する所を共進會に出して賞牌を得たりしことも尠からざりしといふ

孰れにもせよ本件には是迄聞えし外にいろいろ入組みたる事情ありげなり、然れば事件の進行と共に如何なる意外の邊より犯罪者出で來らんも知れずといふ

（東京日日新聞第九二二六號、明治三十五年七月五日）

西鄕從道薨去す

（明治三十五年七月十九日）

元帥海軍大將從一位大勳位功二級侯爵西鄕從道君薨ず、侯の勳業は既に其の榮爵顯位に於て聖明の表彰を被る何ぞ吾曹の蛇足を添ふるを待たん獨り侯の公生涯に於ける特異の事迹と其の公人として君國に致し僚友に盡したるの心事とに至つては吾曹其の遠逝を悼むに於て一言なきを得ず

侯は三十にして少將に任じ越て三年中將に任じ同年臺灣蕃地事務都督仰付けられ凱旋の翌年米國費拉特費府博覽會事務副總裁として同國へ差遣せられ明治勳章制定第一の叙勳者たり爾來近衞都督、特命全權公使を歷て明治十一年參議兼文部卿に任ず時に年三十六、爾後陸軍卿、農商務卿、參謀本部長、開拓長官、海軍卿より海軍大臣、農商務大臣を經て明治十八年淸國へ翌十九年歐米各國へ差遣せられ二十三年內務大臣に任じ翌年職を辭して更に樞密院顧問官に任ぜられ二十五年辭して國民協會の會頭たり、翌年再び海軍大臣に任ぜられ日淸戰役の間、陸軍大臣を兼ね三十一年再び內務大臣に任ぜられ

て三十三年十月願に依り本官を免ぜらるゝに至るまで滿二十有年餘の中、閣外に在りたること纔に一年三箇月に過ぎず、全く草野に在りしこと纔に九箇月のみ、而して元帥府設けられて後は閣外に在りと雖も常に軍國の機務に參じ身を終ふるまで渝らず蓋し明治の元老中最も年少にして而も右左輔弼の地を離るゝ至て少く其の離るゝや政黨を組織して國民の政治的訓練に志し其の閑なるや社會改良の事に從ひ逐次斯君と斯民とに負かざるを期す、而して多面坦懷善く大局を観獨り陸海軍の要地に立ちしのみならず他の政務の主宰として各般の施設を監し赫奕の功を求めずして循良の務に服す是れ侯の公生涯に於ける出色の處たり

侯は忠誠無私、君命を重んずると共に宏量雅懷敢て僚友と地位職司を嫌爭するなかりしも其の一片自ら識るの明は終始首相たるを辭したり、明治二十四年山縣首相の疾を引て職を去らんとするや侯が閣班に次席たりしを以て薦めて己に代らしめんことを内奏したり、侯之を聞き直に其の現職たる内相を辭するの表を上り議遂に寢む、三十年の末松方内閣の動搖するや樺山伯、高島子等竊に侯を以て首相に擬せんとし侯の起たんことを求むる切なり、侯乃ち奏して海相の任を解かれんことを乞ひ伯子等の志遂に行はれずして止みぬ、蓋し侯は自から信じて首相の器に非ずとなし之を　君上に陳奏し又之を僚友に公言し而して苟も國家之を急とし僚友を要とし侯又自ら其の止むべからざるを認むるに於ては首相を選ばずして之と共にし地位を擇ばずして進で之に任ず、而も侯の獨力支へざるを見るに於ては決然引退して大局の爲に疏通の道を開き其の進退の機に敏なるもの亦其の一に國家の局勢に鑑て利害を打算するの明より出でずんばあらず後藤新平氏曾て侯の頭腦は其最低面に一種の靈氣を存すといへるも善く侯を識るものゝ必ず同意する所ならん、而も侯は唯々機を見て進退するのみならず亦自ら堅持する所あり、憲政黨内閣の時に方りて官吏登用法規の根底を破壞するの議紛々たるや侯は之に抗するの意見を草して之を懷にし進退を賭けて之を爭ふの覺悟なりしも閣僚の間早く瓜裂を萌して其の事遂に閣議に上らずして止みぬ、當時侯の決意斷たるものありしは侯の僚友の今尚ほ記憶する所なるを信ず

侯の僚友に於けるは其の長を推すと共に其の能を伸すに便な

らんことを勉め苟も些毫も侯の力に待つものありといふに於ては侯必ず起て之に當らざるなし、山縣侯二回の內閣に何れも內相の重任を引受けて始めより難色なく伊藤侯の求むる所は殆んど聽かざるなきと共に求めざるも進みて之に盡すや古任俠の風あり、明治十四年十月の內閣危機に伊藤侯進みて辭職の內旨を大隈伯に傳ふるの任に當るや侯は請ふて伊藤侯と偕に往き十七年京城事變の結果、伊藤侯が特命全權公使として淸國に遣され和戰の決を一身に負ふて往任するや侯亦請ふて淸國差遣を仰付けられ終始侯に相隨伴したり、而して二十五年伊藤侯が樞密院議長を辭して政黨改善の事に從はんとするや元老の間頗る異議ありしに侯獨り從容伊藤侯と共にせんことを表言し一坐呵然たり、伊藤侯は、聖諭に依り思止まりたるも後に侯が國民協會を統率したるは聊か當初の一言に酬ひたるものなりといふ、侯や堅持ありて圭角なく任俠を負ふて窘迫せず其の心事磊々以て元老の間に油楔たり、元老の國家の重望を持して政機を左右するの勢力を存する限り侯は帝國の政局に缺くべからざるの人物たり、而して不幸早世最少年の人、却て白玉樓中の人となり黑田伯薨後、更に一元老を喪ふ吾曹安ぞ國民と共に痛惜せざるべけんや

（東京日日新聞第九二三八號、明治三十五年七月十六日）

〇

西鄕侯爵の薨去

維新草創の元勳、聖代輔弼の鼎鉉たりし元帥海軍大將從一位大勳位功二級西鄕從道侯は今春二豎を得て琴瑟を撤し臥榻に靜養せられしが一昨日に至り病頓に革り秦醫の投劑も之を回すに由なく昨曉六時兀然睡るが如く薨去せらる享年六十、其の壽に於ては固より摧抑といふべからざるも而かも未だ高齡といふべからざるに一朝旗鶴の相迎ふる所となる國家の爲めに惜むべし、今侯生前の模樣を聞くに一昨日前後二回黑くして血を混じたる濃液を嘔吐せられてより病勢一進し午後五時過ぎに至りては極めて危險の症狀を呈したれば病床に侍せる小西國手は取敢へず注射を施して一時は鎭靜の樣子なりしも次で小山國手診察の頃には既に人事不省となられたる由にて同國手は急を在紅葉館なる橋本國手の許に報ぜしかば橋本博士は其容態を聽き撫然として嘆じ或はもう間に合ふまいかと語られつゝ直ちに目黑の西鄕邸に馳せ付けられたるが同國手

が馬車より下りて邸に入られしは同夜八時頃なりしといふ、是より先き一たび危險に陥られたる侯爵には此の時に至り再び元氣を生じ口づから蚊帳を吊り具れよと語られたれば枕邊に侍せる人々は稍意を强ふせられたるがこれぞ燈火將に滅せんとして忽ち閃くの刹那なりしならん、間もなく九時過ぎよりは又々人事不省となられ橋本、小西、小山の名國手も生を回へすに由なく昨十八日午前六時といふに睡るが如く薨去せらる、其病革まるや侯爵夫人令息愛孃は言ふも更なり大山侯同夫人、西鄉寅太郎侯、岩倉侯、同夫人、得能印刷局長、同夫人、黑岡海軍少將、同夫人等は孰れも皆枕邊に集ひて永き訣れに双の袂を濡されたりとかや、又侯危篤の趣早くも聖聽に達するや　陛下は深く侯が多年の勳功を德とし特に左の御沙汰を下し給たり

　元帥海軍大將正二位大勳位功二級侯爵　西鄉從道

叙從一位（特旨ヲ以テ位一級被進）

（東京日々新聞九二三八號、明治三十五年七月十九日）

侯の官歷は左の如し

舊鹿兒島藩士西鄉吉兵衛三男

侯爵　西鄉從道

舊名　愼吾

天保十四年癸卯五月四日生

明治二年己巳六月二日昨年賊徒掃攘の砌軍務勉勵候段神妙被思召仍爲其慰勞目錄之通下賜候事○明治三年庚午八月十二日御用有之當分東京滯在被仰付○同年八月二十二日任兵部權大丞○同四年辛未四月卅日御用有之山口藩へ被差遣○同年七月廿八日免本官○同日任陸軍少將並兵部大丞○同年七月廿八日叙從五位○同年十月二十九日建築局武庫司兼務被差除秘史局長御用取扱被仰付○同年十二月任兵部少輔○同年十二月十二日叙正五位○同五年壬申二月廿七日廢兵部省置陸海軍兩省○同日任陸軍少將○同年三月九日任陸軍少將兼兵部大丞○同年五月九日御巡幸御用掛被仰付○同年八月九日近衛副都督被免○同六年七月二日兼陸軍大輔○同年十一月十九日叙從四位○同七年三月廿五日臺灣生蕃處置取調御委任被仰付○同年四月四日任陸軍中將兼陸軍大輔如故○同日臺灣蕃地事務都督被仰付○同年四月五日

勅　語

臺灣蕃地處分ニ付汝從道ニ命シ事務都督タラシム凡ソ陸海軍務ヨリ賞罰等ノ事ニ至ル迄委スルニ全權ヲ以テス乃チ委任ノ條欵ヲ遵奉シ勤勉從事其レ能ク成効ヲ奏セヨ

我國人ヲ暴殺セシ罪ヲ問ヒ相當ノ處分ヲ行フヘキ事爾後我國人ノ彼地方ニ至ルノ時士人ノ暴害ニ罹ラサル樣能ク防制ノ方法ヲ立ツヘキ事

明治四年十一月我カ琉球ノ民漂流シ臺灣ノ蕃地ニ至リ士人ノ爲ニ劫殺セラルヽ者五十四名又六年四名漂蕩シテ亦爲メニ衣類器財ヲ掠奪セラル其士人兇暴ヲ逞ウスルヤ如此而シテ支那政府ノ管轄ニ屬セス化外自肆ニ任ス若シ棄テヽ問ハズンバ後患何ゾ極マレリ今膺懲ヲ行フノ意ハ彼野蠻ヲ化シテ我良民ヲ安ンスルニ在リ宜シク此旨ヲ體シ左ノ條欵ヲ遵守シ以テ從事スヘシ

條欵略す

明治七年四月六日臺灣出張に付き馬具一背短銃一組下賜○同年六月十八日臺灣蕃地出張の命を奉じ酷暑を冒し滯陣候處士蕃襲撃遂に進撃追々降服せしめ格別盡力の段叡感被遊候仍て右慰勞酒肴下賜候尙此上奮勵從事すべき御沙汰候事（金五十圓）但士官兵隊一同へ此旨可相達事○同年八月七日今般參議大久保利通全權辨理大臣として清國へ被差遣別紙內勅並御委任狀御附與相成候條同人の指揮を以て致進退自然開戰の形勢に立至り候節は十分盡力可有之候此段內達候事（別紙略す）○同年十月二十二日久しく蕃地に滯陣し撫育其方法を得候處不圖病痾に罹り候段達叡聞候仍て爲慰問酒肴下賜候精々保養可致旨御沙汰候事但士官兵隊へも此旨可相達事○同年十一月十三日

勅　語

朕向キニ汝從道ニ命シ都督トシテ兵ヲ率ヒテ蕃地ニ向ハシメ三條ヲ勅シ十欵ヲ諭ス汝遵奉愆ラス克ク其効ヲ奏ス然ルニ清國異議ヲ其間ニ生シ事數月ニ彌ル今ヤ全權辨理大臣大久保利通等同國政府ト互ニ條欵ヲ換ヘ彼已ニ我義擧ヲ認メ以テ我兵ヲ撤シ更ニ和好ヲ全フスルニ至ル乃チ汝ヲシテ全軍ヲ將テ凱旋セシム汝其レ斯旨ヲ奉セヨ

同日尙四月以來永々蕃地に滯陣冒險苦自將士を撫御し土蕃を誘導す其功勞不少候今般凱旋被仰出候に付き不取敢慰勞とし

て酒肴下賜候事同年十二月二十七日歸朝　勅語
汝從道擲キニ都督ノ命ヲ奉シ蕃地ニ入ルヤ不日ニシテ兇魁ヲ誅シ諸蕃相踵テ降附セシム是一ニ汝艱難ヲ冒シ身力ヲ盡スニ由ル朕深ク之ヲ嘉尚ス
同年十二月二十九日　勅語
長々遠地出張苦勞
明治八年一月十日臺灣蕃地事務取纏め御用有之當分舊蕃地事務局へ出仕被仰付○同年三月九日長崎梅ケ崎祭典に付祭主被仰付○同年五月二十二日米國費拉特費府博覽會事務副總裁被仰付○同年五月二十二日免兼官○同年八月二十九日米國費拉特費博覽會事務副總裁勤務中月俸金四百圓下賜○同九年一月十日米國費拉特費府博覽會へ被差遣○同九年二月二十二日
汝嚮ニ臺灣蕃地事務都督トシテ彼地へ出張鞠躬盡力中畫策其宜シキヲ得速カニ成功ヲ奏ス朕深ク之ヲ嘉ミス依テ勳一等ニ敘シ賞牌ヲ賜與ス
敘勳一等賜一等賞牌
以來臺灣役賜軍牌
明治十年二月二十四日陸軍卿不在中毎日午前九時より太政官に出勤可致命あり○同年同月同日陸軍卿代理被仰付○同年四月二十四日御用有之京都へ出張被仰付○同年七月二十三日御用有之九州地方へ出張被仰付○同年十一月二十日兼任議定官○同年十一月二十六日近衞都督府被仰付○同日陸軍卿代理被免○同年十二月六日年金七百四十圓下賜○同十一年一月七日陸軍始諸兵隊指揮長官被仰付○同年三月二十九日戸山學校近傍實地演習甲軍指揮長官被仰付○同年四月十八日兼任特命全權公使兼議定官如故○同日伊國在勤二等官年俸下賜○同日近衞都督被免○同年五月二十四日免兼官○同日兼任參議文部卿兼議定官如故○同年九月十二日山縣陸軍卿病氣療養中陸軍卿兼勤被仰付○同年十一月八日山縣陸軍卿病氣平癒に付き陸軍卿兼勤被免○同十一年十二月二十四日免兼文部卿○同日兼任陸軍卿兼參議々定官如故○同年十二月二十五日敘正四位○同十三年二月二十八日免兼陸軍卿○同年六月十二日實地演習施行に付き出張被仰付○同年六月十五日法朗西共和國政府より贈與したる「グランド、オフヒシエー、ド、ラ、レジヨンドレール」勳章を受領し及び佩用するを允許す○同十四年五月二十五日參謀本部長山縣有朋出張中參謀本部長兼勤被仰付○

同年十二月二十一日兼任農商務卿兼參議々定官如故○同十五年一月十一日兼任開拓長官○同年二月二日露西亞國皇帝陛下より贈與したる神聖アンナ第一等勳章を受領し及佩用するを允許す○同年二月八日廢開拓使還函館、札幌、根室三縣○同日開拓使殘務取扱御用掛被仰付○同年八月二十一日和蘭國萬國博覽會事務總裁被仰付○同年十月二十七日御用有之山梨縣へ出張被仰付○同十七年二月二日陸軍卿不在中陸軍卿兼任被仰付○同日御用有之大阪砲兵工廠へ被差遣○同年七月七日特旨を以て華族に被列○同日依勳功特授伯爵○同年七月十二日東京府貫屬被仰付○同年七月十日海軍卿不在中海軍卿兼任被仰付○同年十一月十五日御用有之熊本縣並に福岡縣へ出張被仰付○同十七年七月十五日廣島、熊本兩鎭臺巡回被仰付○同年十二月十六日除服出仕○同年十二月廿七日特旨を以て位階被進敍從三位○同十八年二月二十四日御用有之清國へ被差遣○同年四月二十八日歸朝○同年八月二十二日國防會議々員被仰付○同年八月二十九日群馬縣下高崎より新潟縣下長岡に達する清水越新道開通式へ臨場被仰付○同年九月五日清水越新道開通式へ臨場の儀被免○同年十二月二十二日廢官○同日任海軍大臣議定官如故○同十九年三月十六日兼任農商務大臣○同年七月二日御用有之歐米各國へ被差遣（今般歐米各國へ被差遣候に付ては八ケ月を期し歸朝致すべし）○同年七月十日免兼農商務大臣○同七月歐米へ出發○同年十月十九日敍從二位○同二十年六月三十日歸朝す○同年七月五日露西亞國皇帝陛下より贈與したる赤鷲第一等勳章を受領し及佩用するを允許す○同八月三十日伊太利國皇帝陛下より贈與したる「グラン、コルドーネ、テル、オルデイネデラ、コロンナ、デ、イタリヤ」勳章を受領し及佩用するを允許す○同二十年八月三十日白耳義國皇帝陛下より贈與したる「グラン、コルドン、ド、ロル、レオポール」勳章を受領し及佩用するを允許す○同年十月三日葡萄國皇帝陛下より贈與したる「グラン、クロア、ド、ロルドル、ロワヤル、ミリテール、ボルチユゲー、ド、ノートル、セニユール、ゼジユ、キリスト」勳章を受領し及佩用するを允許す○同二十二年四月十五日廣島縣下江田島へ出張被仰付○同年十一月二十五日大日本帝國憲法發布記念章を授與○同二十三年四月十四日吳佐世保鎭守府及江田島海軍兵學校行幸供奉被仰付○同二十三年五月十七日任內務大臣○同二十四年六月

一日依願免内務大臣○同日特に前官の禮遇を賜ふ○同廿五年一月廿五日任樞密院顧問官○同年六月二十日依願免樞密院顧問官○同二十六年三月十一日任海軍大臣○同年十一月十一日補議定官○同二十七年十月三日任海軍大將○同年十月九日臨時兼任陸軍大臣○同二十八年三月七日免陸軍大臣○同年四月二十八日陸軍大臣臨時代理被仰付○同年五月二十八日陸軍大臣臨時代理解任被仰付○同年五月十三日武功審査委員被仰付○同年八月五日依軍功特陞授侯爵○同日左の御沙汰あり

　征清の役軍功顯著ナルニ依リ特ニ陞シテ侯爵ヲ授ク

同日叙功二級授金鵄勳章○同日授旭日桐花大綬章○同年十二月二十日叙正二位○同三十年五月三十日舞鶴、呉、佐世保、臺灣及清國厦門地方へ出張被仰付○同三十一年一月元帥府設置○同月二十日元帥府に列せられ特に元帥の稱號を賜ふ○同年十一月任内務大臣○同三十二年四月二十五日議院建築調査會々長被仰付○同三十三年十月十九日依願免本官特に前官の禮を賜ふ○同三十四年八月二十四日依願議院建築調査會長被免○同三十五年六月三日叙大勳位授菊花大綬章○同年七月十八日特旨を以て位一級被進叙從一位即日薨去

（東京日日新聞第九一三八號、明治三十五年七月十九日）

正岡子規氏の死去　（明治三十五年九月二十日）

久しく肺患の病床に臥して猶ほ俳を捨てず危篤の報傳はりしも一再ならずして猶且辛ふじて其の命を繋ぎつゝありしかど十九日午前一時遂に死亡したり、氏は伊豫松山藩士正岡常尙氏の次男にして慶應三年九月の出なり、曾つて高等中學校を經て文科大學に入りしが半ばにして退きて日本新聞社に入り爾來專ら俳壇に立ちて俳諧の革新に淬勵し爲めに所謂新派なるものを興したるのみならず日本派若しくは子規派として云へば苟しくも俳を談ずる者にして知らざるなく氏が明治の俳壇に於ける功績と勢力とは蓋し容易に測るべからざるものあり、二十七八年の戰役に從軍して病を得たる後健康常に復せず病褥に在つて時に論じ時に語り又た新派和歌と呼ぶ一派の今日ある至りしも實に氏が率先して唱道したるに依る、子規の號の外獺祭書屋主人と云ひ竹の里人とも云ひ著に獺祭書屋俳話あり、最も力を盡したる雜誌に「ほとゝぎす」あり、氏の死は俳壇の一大打撃にして又た我が國文界一部の惜みても餘

りあるところなり、享年三十六虚子、碧梧桐の諸子が急を聞いて臨終の病床に至りし際辭世とも覺しき左の三句を自ら認めて冥したり、曰く

糸瓜咲いて啖のつまりし佛かな
おとゝひの糸瓜の水も取らざりき
啖一斗糸瓜の水も間に合はず

（國民新聞第三八三九號、明治三十五年九月二十日）

エミール・ゾラの死（明治三十五年十月二日）

佛國の大小說家エミール、ゾラは其の世界に向つて約束したる小說の稿を未だ終るに至らずして變死せり、一個の主義を持して文學界の一方に雄視せる彼の死は啻に佛國の文壇を寂寞たらしむるのみにあらざる也、變化多き彼が生涯の內面と外面とを併せて細かに描寫するは決して容易の業にあらず玆には唯だ彼が生涯の概念を得んが爲めに六十二年間の經歷を最も簡に叙述するに止むべし

エミール、ゾラは一八四〇年巴里に生る、父は伊太利人にして母は佛蘭西人なり、父はフランソワーゾラといひ有名なる土木家なりしがエミールが七歲の時に貧苦の裡に死せり、母は悲慘の境遇に陷りながら全力を注いでエミールを教有し彼をして十八歲の時サン、ルイ學院に入るを得せしめたり、明晰なる組織的頭腦と自由なる想像力とを有せる彼はサン、ルイ學院に入つて直ちに教授に其の學才を認識せられ特待となれり、此處に學ぶこと二年の後糊口の爲め學校生活を廢め日給四十圓ばかりにてアセット出版會社の傭人となれり、會社の事務に鞅掌しつゝ間暇には筆を採つて短篇小說を書き巴里及里昂の新聞雜誌に載せたり

一八六五年二十五歲の時彼は筆によりて生活し得べしと自信しアセット會社を辭して「フイガロー」の主筆ヴイニメツサンに用ひられ同新聞紙上に於て小說及評論に其の筆を揮ひたり、當時彼が評論は賞讃を博したるも彼が寫實小說は凡て不道德を鼓吹するものとして非難せられ中途にて揭載を中止したる者少なからざりき、此時即ち小ナポレオン帝國の終に近き頃彼はフローベール、ドーデー、ゴンクール等と「自然派」なる小說の一派を起せり、彼の名は既に廣く知られたるも彼は是れまで小說に於て成功せざりき、當時彼は遺傳の法則を

小說によつて示さんと欲し或は圖書館に籠り或は博物館に通ひ熱心に遺傳の學理と實例とを研究せり、而して「レ、ルーゴン、マッカル」と題する小說叢書の著作に從事、その第一卷たるべき「ルーゴンの運命」を一八七〇六月より「シエクル」新聞に揭げ初めたり、然れども普佛戰爭の爲めに妨げられて中止し翌年戰爭の終りたる時一冊として出版し一八七二年に第二卷「ラ、キニレー」を著述し次に第三卷「巴里の腹」を書き續て「ブラッサンの征服」「アベームーレーの過失」「陥穽」「愛の一頁」等出でしが一部の讀者に非常の喝采を以て迎へられしと同時に一部の人士よりは蛇蝎の如く擯斥せられたり、然れども次で「ナナ」の出づるや敵も味方も小說家としてのゾラが非凡の技倆を認識せざるを得ざりき、其の第一版に於て五萬五千部を印刷したるは佛國の出版の歷史に未曾有の事なり「ナナ」に次で出でしは「ポブイーユ」「生活の快樂」「婦人の幸福」「ゲルミナル」「仕事」「土地」「夢」「ラルヂヤン」「ラ、デバクル、パスカル」等にして之にて二十卷の叢書を完成せり、ゾラの腦髓の如何に強健なるかはこれによりて知るべき也。

此の叢書によりて彼は既に第一流の小說家として佛國のみならず世界に其の名を知られたり而して一八八八年レジョンドノールの勳章を授けられ一八九一年より一八九四年まで佛國文學會の會長たり、彼は決して小說のみを書かざりき、二十卷の叢書を書きつゝ尙ほ評論界に其銳意なる筆鋒を揮へり彼の論文は啻に文藝の評論のみならず凡ての方面に涉り常に論壇を支配するの勢力を有せり、一八九三年彼れは新聞記者會の招待を受けて倫敦に赴き一場の演說をなせり、一八九四年より彼は「三都會」と稱する小說の著作を始めたり、即ち有名なる「ルールド」「羅馬」「巴里」の三卷是なり。

一八九八年はゾラの生涯に於て大に記憶すべき事件の起りし年也、一八九四年ヅレーフユーは流刑に處せられ三年間配所に苦しめり、而して其の友人家族は熱心に再審を請願したれども毫も顧みられざりき、然るにゾラ一度ヅレーフユーの無罪を確信するや卽ち起つてヅレーフユー處刑の不正を世界に訴へたり、佛國の人心は之が爲に激昂し世界の注意も亦たゾラに向つて集まれり、於是ゾラ自ら有罪の宣告を受け國を去つて英國に行き佛國大審院がヅレーフユー再審事件を審判するに至るまでバーミンハム附近の村落に退隱せり、彼れが

有罪の宣告を受けたるが爲め賞勳局總裁は爵位名簿より彼の姓名を削れり、然れども彼は佛國の最も危險なる時に於て最も大膽に其の正義の味方として立ち自己の幸不幸を顧みずして奮闘し終に其の正義の意志の貫徹するを見たり、一八九九年より又た新たなる叢書の著作を始め第一巻をして「多産」を出版し次に「勞作」を書けり、而して續て「眞理」と「正義」とを著はさんとして未だ遂げざるに俄かに沒し至りたるは世界の文學の爲めに深く惜まざるを得ざる也

(國民新聞第三八四八號、明治三十五年十月二日)

江崎禮二の毒殺事件 (明治三十五年十月七日)

淺草區花川戸町大井儀八が江崎禮二氏の爲めに毒殺されたりとの風說あるに依り警視廳に於て取調べたる顚末なりといふを聞くに左の如し

大井儀八は本年七十歳の高齢なりしが去る八月二十五日より少しく風邪の心地なりとて出入りの醫師なる淺草區馬道四丁目九番地醫師井城抱育の診察を乞ひ爾後同人に就き治療中病狀日に不良に傾くより九月三日更に神田區塗師町二十三番地丸東醫師の來診を求め其の後は同醫師に治療を受けつゝありし處同月十日頃病勢頓に革まり翌十一日午後七時頃より翌十二日午後三時頃に至る間三四回に多量の吐血を爲し苦悶急迫の狀態に陷りしが同日午前八時卅分頃終に死去するに至れり、其病名は胃血症なりと云ふ

儀八病中は主として同人の妾にして淺草區北東仲町三番地に居住する清田サダ(四十五)なるもの看護に從事し病重態に至るに際し九月六日神田錦町三丁目一番地東京看護婦會大關チカ方看護婦木村モト(廿三)を雇入れたるも都合ありて翌七日同人を解雇し更らに同會看護婦大阪府平民淺尾光(廿九)を雇入れサダと二名儀八の病床に付添ひ看護に從事せりといふ儀八の妻ハマ(五十九)なるもの家に在りたるも如何なる譯なるか平素夫妻の間柄圓滑ならざりし爲め儀八の病氣漸次危篤に陷れるも絶えて病床に寄付かず其臨終に際して尙一掬の涙なく極めて冷淡なりしと云ふ、又養女にして當時下谷區上野町一丁目七番地に養子長七と共に茶商を營める百(三十四)なるものあり、是れ又儀八と平素折合はず從つて互に往來すること殆んど稀なりき、然るに九月五日儀八を見舞はん爲め來

訪し爾來臨終に至るまで同家に在りたるも已に儀八の百を喜ばざるを以て百は絶えて看護に從事したることなく其死去するに至りても是又更に痛悼の狀なかりしと

儀八が九月十一日午後七時頃より苦悶吐血するに至りし約二時間前即ち五時頃妾清田サダが「御符」なりと唱へて或物を儀八に服用せしめたることあり、此を養子百は室外に在りて瞥見し以て毒物を與へたるにあらざるかと疑ひ葬儀了り九月十五日看護婦光の辭し去るに及び窃かに光に其疑問を訴へたり、然るに右御符と稱するものは淺草區永田町法華宗長遠寺より出づる「御符」にて清田サダが何れよりか貰ひ受けて服用せしめたるものにして當時看護婦光も現に之を認め本人サダも亦是を隱蔽することなし、併しながら其の「御符」なるもの果して如何なるものなるか判明ならず本月十日儀八は所有の淺草公園第六區三號地所在電器機械觀物場（價格三千五百圓）を無償にて妾清田サダに讓り渡したり、斯は儀八の任意に出でたるものなる事は淺草區材木町八番地同人甥石岡長之助の證明する所にして其の取扱を爲したるは豫て儀八の爲め多少恩顧を蒙りたる淺草區新畑町十一番地中川小太郎（四十五）なるものなりと

養女百は淺草公園第五區四十九番地寫眞業江崎禮二妻某の妹なりといふ緣故にて江崎は儀八の死去に付葬儀萬端執行するに當り甥長之助並に百等と協議の上其費用を凡そ二千圓と見積りたるも遺産果して幾何あるや先づ之れを調査したる上費用を見積る事となさんと玆に遺産取調べを爲したるに江崎の豫期したる所は七八萬乃至十萬圓もあらんと信じ居りたるに豫期に反して淺草銀行及神木銀行等の預金僅かに七百圓を存ずるの外七八千圓の債權證書を有するのみにして却つて四五千圓負債あるを發見せりといふ、江崎は意外の感に打たれ葬儀の前即ち九月十四日夜親戚故舊等百有餘名通夜の席上に於て頗る過激の語調を以て死者を侮辱し且つ列席したる清田サダと中川小太郎と豫て姦通し彼等の爲めに財産を横領せられたるにあらざるかの如く諷刺せしより中川小太郎と一場の爭ひを生じ死者の棺前にて一大活劇を演ぜんとしたる事ありといふ（未完）

（東京日日新聞第九三〇五號、明治三十五年十月七日）

○

淺草の毒殺事件（承前）

江崎禮二の豫期したる如く果して七八萬乃至十萬の財產を所有せしや否や又病中其財產を他人の爲に橫領せられたる形跡あるや如何之を搜査せるに彼が財產は凡そ五萬圓餘にして現に死後存在すること明確となり他人の爲めに橫領せられたる形跡なきもの丶如し、然るに何故江崎が前項の如く演述したるかと云ふに彼れは自己の豫期に違ひたるを以て或は平素妻子を疎んじ却つて寵妾の愛に溺れ居たるに付彼等の爲め橫領せられたるにあらざる歟と推し斯る輕擧に出でたるものならんと儀八方に五六年間雇はれ居たる當時日本橋區橫山町三の十三水野直太郎方同居下女島ハル（五十三）なるものありしが九月十六日即ち故儀八を埋葬したる翌日に於て卒然養女百の爲めに解雇せられたるが其際ハルは百に對し長年使役せられたる主人の未だ初七日の過ぎざるに當家を去るは如何にも忍び難きに付責めて初七日を終るまで乞ひたるも百は前日江崎の演述したる如く家政の亂れ居るを知り無用の人は一日も置き難きに付直に出て行くべしと强ひたるを以て遂にハルは暗淚を呑んで同家を辭し去れりと云ふ、養女百は何故に雇女ハルを俄然解雇したるやと云ふにハルは平素妾サダと頗る親しみ居るも百とは其間柄頗る不和なりしが爲め百は此の無情の處置を爲すに至りしものなりと、而して關係人の一人なる看護婦淺尾光並に醫師丸東の陳述する所に據れば（中略）病者は旣に七十餘歲の老體なるに付自然衰弱し居りたるも九日頃までは敢て急迫の狀況も見えざりしが十日朝に至り容體良しからず殊に咳に少量の血を交へたるを吐出し其の後は時々如此ありて翌十一日午後七時に至りては鼻により出血し其量凡そ五勺位同九時半ば凡そ一合位又翌十二日午前三時二十分頃一合五勺位吐血するに至り一層重體に見受けたるを以て淺尾は電話を以て丸東醫師に其旨を通報せしに氏は間もなく來訪あり種々盡力したるも其甲斐なく同日午前八時三十分終に絕命したり（中略）、九月九日頃なりしかと覺ゆ其迄は心付かざりしが病者の身體を洗拭するに當り不圖左腕を見るに小部分の紫黑色の斑點を呈したるを認めたり、而して翌日丸東醫師來りし際其の事を話したるに已に老體にして血液の循環充分ならざるより來るものにして別に怪しむことなしと云はれたり、病者に付添ひ居たるものは自分の外に妾淸田サダと云ふ

ものにして養女百といへるもの別宅より來り居りしも此人は專ら見舞其他の來客に應接し病者には絕えて近接したることなかりし、尤も病者の未だ重體に陷らざる前即ち九日頃と覺ゆ、晝夜病者の枕邊に來り旅行案內樣のものを讀聞かせ居りたることあり、又た病者の妻ハマと言へる人も豫て病人に接したることなし、病者は養女百とは交情甚だ滑かならず亦妻ハマも同樣圓滑ならざる樣察知せり、之れに引替へ病者は妾サダを特に寵愛し從つてサダも亦能く親しみ臨終まで熱心看護に從事し其の終に起たざるに至りては頗る愁傷の色ありたり、十一日午後五時頃自分は病床を出で、他用を辨じ了はりて室に戾りし所恰も其の際サダは病者に或る者を服用せしめたるを認めたり、而して其の如何なるものなるか判明ならざるも豆大のもの凡そ三粒程服用せしめたるものにてサダに問ひしに不動樣の御符なりと答へたり、當時はサダの外に公園六區萬盛庵の妻某も見舞ひに來りて其の席に在りたり、御符てうものを與へたるを認めたるは其の時一回なりしも跡にて養女百の語る所によれば妾サダは同樣のものを與へたる事是れ迄數回ありたりと（未完）

（東京日日新聞第九三〇六號、明治三十五年十月八日）

○

淺草の毒殺事件（承前）

十四日午後十時頃即ち葬儀の前夜親族故舊等凡百餘名來り通夜を爲し居たる席上に於て親戚の一人なる江崎禮二が特に演壇を設けて起つて死者の性行及び死後其家政の紊亂せることに付一場の演說を爲したり、其の要領は死者は昔油賣たりしが勤勉の結果後に蕎麥屋となり漸次貯蓄を爲して數萬の富を作りたる人なり、曾て余に對し直話せられたる際已に五萬圓餘の資產ありとの事なり、夫よりして考ふれば今日は少くも十萬近くの財產ならんと確信せしに何ぞ圖らん死後其遺產を調査するに殆んど無一文もなきことを發見せり、顧ふに彼れは平素妻子に冷酷にして却つて妾を寵し自分のみ頗る贅澤を極め居りしを以て多年貯蓄したる財產も終に惡魔の爲めに費消せられたるものならん云々と頗る卑猥の言辭を以て死者を侮辱したり、又其席に會したる妾清田サダが儀八死去前日に於て電氣觀物場を貰ひ受けたることを云々し其計略は中川小太郎の所爲なりと斷言するや恰かも中川は其席に在りたる

を以て此に一場の爭論を生じたるも仲裁者ありて其場は無事に納まるを得たるも江崎の演說に感激したる養女百並に妻ハマ等は頻りに死者の無情を痛罵し且つ涕泣する等一座騷然として實に名狀すべからざる有樣なりしが自分は何れが善何れが惡なるを辨知せず又假りに死者の行爲にして江崎氏の言の如くなりとするも柩の前に於て此言を爲す實に無道の仁なりと感ぜり、自分は病者の死去即日暇を乞はんとせし所葬儀の終るまでは是非止まりてよとの依賴なれば十五日葬儀に列したる後同日午後七時頃同家を辭し去らんとするに際し百は窃かに十一日午後五時頃妾サダが與へたる御符なるものは若しや毒物にてあらざりしかと質問せり、然れども素より毒物なりしや否やを知らざりしに付き別に應答せずして立歸りたり死者の吐血は其の都度便所へ投棄せられたるも十二日午前三時半頃多量に出血したるとき枕に敷きたる白ハンカチーフに附着したるもの其他綿及藥片等にて拭ひ去りたるもの凡そ金盥に八分目位ありたるものを其の時の汚物は一纏めにして同日庭園の一隅に出入の植木屋をして埋めさせ置きたり云々、之れ看護婦淺尾の語る處なるが此の汚物は九月二十四五日頃堀出し警視廳に送付し分析に着手し今日に至れるものなり、而して今日までの分析の結果によれば未だ有毒質あるを發見せずとなり（未完）

（東京日日新聞第九三〇七號、明治三十五年十月十九日）

○

淺草の毒殺事件（承前）

又醫士丸束の陳述せる處によれば自分は大井儀八とは十七八年凡そ二十年も懇意になり居れり、夫は大井が肺炎に罹りたるを治療したる事あるが爲めにて其後大井は至つて健康なりしかば五六年前重症のインフルエンザに罹りたる時治療したることありし位なれど大井の養子庄次郎の悴が胃病に罹りたるを治療したることもあり、夫れ是れ懇意にはなし居りしが病家といふ丈の事にして別に深く交際したる譯にはあらず今回大井を自分が初めて診察したるは九月三日なるが其日電話にて診察の依賴ありしに付午後二時過に至りて見舞ひたるに其時は一見危篤の恐れある可しとも思はれざりき、併し全身は浮腫を生じ居たれば此の點は大いに懸念なりしも診察の上病症を確認する能はざりしかば或は腎臟病にあらざるかと

此の日は投薬もせず尿を檢査したる上投薬せんと立歸り其翌日即ち四日大井方より送付せし尿の分析をなしたるに腎臓病の形跡は少しも認むる能はざりし、此日も重ねて往診したりされど猶ほ病症を確むる事能はず唯だ咽喉加答兒及び胃加答兒の徴候は著しく殊に咽喉部よりは出血ある形跡も認められたり、然し重なる病症は必ず他に在るべきを信じ居れり、然るに患者は頻りに渇を覺えて湯水を欲する事頻なるより自分は又密尿症ならんとの考を起し此の日も尿を持歸り此度は密の有無を分析試驗したるに密分を發見する能はず依つて密尿症にも非ざる事は分明したり、同五日往診の際患者の兩腕の肘に可成り大なる紫斑を認め其れより病人に打ちたることにてもあるならんと尋ねたるに打ちたることなしと答ふ、依つて全身を檢したるに此の斑點は殆んど全身に渉れるを發見せり、去れど肘の外は至つて小さく米粒大若くは大豆大なりし事に於て自分は患者の病氣は全く敗血症なることを認めたり勿論斷定を下したるは此の斑點に依るのみならず初診以來少しも發熱なかりしが如き敗血症の特徴と符合する處ありたるを以てなり、爾後私は敗血症に就ての療法を施し投薬の外更に果物の變性したる葡萄酒を飲用することを勸めたり、最も病人は葡萄酒を好まざれど強いて飲用すべしと勸告したるなり、其の後經過は漸次不良に傾きソップ粥等の飲食を廢せざるべからざるに至りたるも自分は未だ俄に死去する程の病人とは信ぜず又飲食せざるも二十日位の日子は生存し得る者と思ひ居たり、然るに同月十二日午前三時頃看護婦より唯今病人が百グラム計り吐血したるが如何に處置すべきやと電話にて問合せありたれば胸部に氷を當てゝ冷やす樣注意し夜明けを待つて回診せんと思ひ居たるに間もなく再び電話にて又も吐血したりとの報ありしかば自分は直ちに自轉車にて走付けたるは恰も四時なりし、自分は先づ吐血を檢せしに金盥中に口中を洗ひたる水等を混じ居りたるを以て多量には見えたるも前後二回分合せて凡そ六十グラム程に見受けられ其の血は一見して胃より出でたるものと思ひました、一體肺から出た血なれば鮮やかであるのみならず吐血の當時は氣分が清々とする筈であるのに患者は胃部に於て甚だしく苦悶を感じて居る、是を以て彌々胃から出た血であると云ふことが分ります然らば何故胃から出血したるかと云ふに是は敗血症に依りて

胃の血管切斷し爲めに出血したるものなり、依て止血濟を與へ置き時々診斷を行ひしに刻一刻と容態不良に陥りカンプラの注射を三回程も行ひたれど午前八時に至りて全く絶命するに至れり、死亡の近因は胃の出血にあるを以て胃血として死亡診斷書を作成せり、一體六十グラム位の出血は壯者にありては夫程の影響は蒙らざれど小兒と老人に在りては非常の影響を與ふるものにして勿論大井の吐血にして外部に吐出せるものは六十グラム計りなるも胃の餘程膨脹し居たるを以て見れば其の内部にも多量の出血ありたるやも知る可からず、是等は解剖に依らざれば精確なることは分明せざれど如斯順序なるを以て大井の死亡は毫も怪しむ處なしと(完)

（東京日日新聞第九三八〇號、明治三十五年九月十日）

大谷光瑞師の中央亞細亞探檢

（明治三十五年十月二十三日）

本派本願寺の法嗣大谷光瑞師は一昨年歐洲漫遊中なりしが今度中央亞細亞、印度、波斯に於ける大旅行を企て三百餘箇所の佛蹟を探り佛教が日本に渡來したる道筋をも研究せんとて、八月下旬露京を出發したる筈なりと、其の一行は光瑞師を始め從者たる渡邊徹信、堀達雄其他四氏都合七名にして豫定の順路は露京よりカスピヤン湖を渡りトルキスタンを横斷し忽嶺の北部より新疆龜玆國即ちクツチヤンの聖蹟を探り、カラニラムを超へカシユガルを經ブンジヤブよりブロビンス全部及び英領印度の諸部落を遍歴する筈なれど氣候の都合によりてはクツチヤンより一旦メシユツドに引返し波斯を經てナスキーセスタン方面に入るやも計られずといふ。無論之等の疆域には無人の山野多く汽車汽船の便を得ざる處は大抵馬背に依る積なれども或は其れさへ得ざる事あるでければ徒歩にて踏破する覺悟なりと、最近到着の倫敦「タイムス」は此の旅行に關して大要左の如き記事を掲載せり。

大谷光瑞師は足跡頗る廣き旅行家にして支那旅行の表彰として英國皇立地學協會の會員に擧げられたり、光尊師は基督教及び回回教研究の爲め光瑞師をエルサレムに旅行せしめしが光瑞師は更に自身の發意により遠くアイルランドまで旅行し北洋地方に於て最好の日月を送りたり、師はサンスクリツト語及び支那古文に關する熱心の研究者にして英

國ミューレアンの東洋室に於て創作する所多かりき、今回旅行の人々は皆數年前より準備する所あり、渡邊徹信氏は英國教會の僧侶に就きて教會史を學び且つ五世紀の頃コンスタンチノーブルより亞細亞に流出したる景教徒（ネストリアン）の事跡を特に考査し又た露都に住すること一年にて露語を善くす、堀達雄氏はオクスフォード大學に於て地形學を學びつゝありしが故を以て測量及製圖を擔當す、一行中の藤井宣正氏は支那及び日本の佛教文學に精通し伯林及び巴里に於てサンスクリットを學び、屢々印度を旅行せり、渡邊氏の語る所によれば旅行の費用は莫大な額に上らざるべしと

（國民新聞第三八六五號、明治三十五年十月二十三日）

迷信人骨を黑燒にす

（明治三十五年十月二十八日）

○人骨黑燒の犯人捕縛　島根縣簸川郡久村四十三番地平民無職持田捨太郎（七十九）は墳墓を發掘し人骨を黑燒きとして販賣するの風評ありて此程拘引せられ取調べを受けたる際本人の自白したる處に依れば同人は人頭黑燒の梅毒に効驗ありとの風評を信じ本年三月十三日頃岡山縣岡山市久山町塚本理輔（七十八）が明治二十九年八月廿日旅行中居村字大年路上に病死し同地の墓地に埋葬しあるを發掘し頭骨全部と手骨一本とを取り之を細碎し土瓶に入れ密閉して燒きたる後粉末となし之に桐及茄子の木炭と鼈の黑燒とを配合し梅毒藥と稱し居村岩崎定市田岐村大字小田氏名不詳の男へ各一週間分代金六十錢づゝにて販賣したることあり猶同人は明治三十年同三十一年の頃居村今岡總藏夫妻の墓（死後十數年を經過）を數回發掘し其の骨を取り之を黑燒とし梅毒藥として居村及近村の者へ一週間分六十錢づゝにて數次販賣し同三十一年三十二年の頃養父林右衛門の墓及自己の妻タネの墓地を發掘し黑燒とし同じく販賣し（林右衛門は死後六十餘年をタネは十六年經過す）同三十四年十一月頃右塚本理輔の墳墓地を發掘し足骨を取り之を黑燒となし販賣したるものにて墳墓發掘並に竊盜賣藥規則違犯として所轄檢事へ送致せられたり

（東京日日新聞、明治三十五年十月二十八日）

十三年間の殺人探偵事件

東洋英和女學校のラージ殺し

（明治三十五年十二月五日）

○ラージ殺犯人の檢擧

今は昔明治二十三年四月四日の夜十一時頃麻布鳥居坂町東洋英和女學校に二名の强賊押入り小使なる麻布飯倉片町瀨川嘉兵衞を括り上げ校長の居間に案內せしめ折から校長イー、ジー、スペンサー、ラージ夫人は良人宣教師チー、ラージ氏と共に戸締らせず愉快氣に談話し居しが其れと見るよりラージ氏はハつと立つて防がんとし肩、頭、咽喉、背等を斬られ三十一歳を一期として斃れラージ夫人も亦た頭手等に數ケ所の重傷を受け二兇賊は莨入煙管の遺留品を殘して逃走したり、當時條約改正を目前に控へ事外國宣教師に係りたれば、或は外交上に障碍を與ふるなきやとの慮を抱くものもあり、世論喧しかりしが越えて十三年間杳として音沙汰なかりし三十五年の今日に於て圖らずも其犯人を摘出したり、此間斷へて續き警視廳の辛苦實に少なからず遂に爰に其の效を奏するに至りしは大いに賀すべき事なり、さて當夜警視廳の宿直は警部花房宣長、刑事金子道弘、白井傳藏外二名にして此の急報に接するや直ちに金子、白井の二刑事は折から雨を突いて急ぐまゝに選ぶの暇なく二人乘を走らせ英和女學校に驅付け取調べを爲したれども得る處なく翌日長井警部此の事件の擔當となりしが其の頃齋藤警部といふあり、他に聞込みたることありとて時の二局長三橋勝到氏（目下廣島縣書記官）に上申し長井警部と共に此の事件を分擔することゝなりたり、されど尙手懸を得ず、三橋局長は更らに武東警部に內命して別働隊として探偵に從事せしめたるが其の結果としてか二兇賊が當夜麻布谷町より赤坂溜池方面へ素足にて逃走したるを認めし者ありと探知し若し兇器を投棄せしにはあらずやとて溜池を干して三日間捜索せしが遂に發見せず武東警部は更に赤坂四谷兩區內に見込を付け捜索せしが更に手掛りを得ざりき、尤も現場に遺留せられし莨入は洋服持革製にて煙管は洋白なりしが此とて一向に手懸りを得ず一時は遺趣斬にはあらずやとの疑ありし位なり、然るに十三年の星霜を經たる今日に於て如何にして檢擧し得られしやは一朝一夕の効果に非ず經營慘憺

の餘に出でたるものなり、其端緒は明治二十五年一月二十日夜一時頃豊多摩郡大久保村專念寺へ兇賊押入り住職楠遜譲(六十九)雇女淺泉ヨネ(八十八)の兩名を慘殺したるが同寺は當時右二人より外に家人なく此の慘狀迚も翌日隣人の發見したる程にて現場の模樣より察し二人連なること及び强盜の行爲なること略ぼ判り所轄新宿署は勿論警視廳より主任警部及び巡査數名出張して種々取調べたれども只だ其の手口がラージ殺の犯人に類似したるを認めたるのみ遂に手懸を得ざりき斯くてラージ殺に關係せし警部巡査は多くは轉任又は死亡し只た武東警部と金子、田中の二刑事のみ殘り警部等は數年の間只管二事件の犯人を擧げんと努め大浦總監また當局主務課に命じ武東警部等を督勵しつゝありしが遂に府下北多摩郡砂川村六十四、馬場恒八(五十七)と熊本縣熊本市安已橋通六十七、士族小笠原重季(四十六)に相違なしとの見込を付くるに至りたり、其は此より先き明治二十五年九月五日前記馬場恒八を新宿署管内にて取押へたるが恒八は新宿署管内にて數十ケ所に强盜を働きたるものにて前記小笠原重季の共犯あることを申立てしより直ちに同人を逮捕し審理の末恒八は有期徒刑十四年、重季は同十三年に處せられたり、然して此の二人が押入りたる現場と右事件の手口とが同じきより此の二人を以て右事件の下手人と認めたれども確かなる證據を得ざれば俄かに二人をして其の罪に問ふ能はず只だ其の證據を集むるに努めたり、斯くて空しく月日を送り居たるが金子刑事は辛酸を重ねたる末恒八の妻秋元キンなる者を搜り出して警視廳へ引致したり、是れ實に本年七月二十九日の事にして本社が先月十四日の紙上に容易ならぬ强盜と記したるもまた此の事なりしぞかし、さてキンを警視廳に引致したる後武東警部は一應之を取調べラージ殺の當夜現場に遺留されし眞人及び煙管を指示したるにキンは當時小笠原重季が所持せしものに相違なしと申立てたり、此れ確かに一の證據なるに相違なけれども尚此の上確めん爲め警部更に重季の內緣の妻たりし原島フクが所在を探偵せしめたるに同人は已に三年前死亡し居りしより彼の眞人を知りたるものを探らしめたるに久野德緒といふありて此れ又重季の所持品に相違なしと證明したり、よりて恒八、重季の服役地を調ぶれば重季は東京集治監に恒八は北海道網走分監にある由判りしも恒八は已に二十九年十一

月中獄死し居るより十月二十二日重季を警視廳に引致し取調ぶれば同人は頑としてラージ殺と寺院の慘殺の罪に服せず是に於て警部は東洋英和女學校の小使たりし瀨川嘉兵衞を捜し又彼の質入の出所を探らしめしに幸ひ嘉兵衞は尙存命し居り質入の出所は四谷鹽町十三丁目、十三、袋物商小幡又次郞方なること判り（實は其の當時重季は四谷區須賀町十五番地に恒八は牛込區簞笥町四十七番地に住せしなり）加之重季に商ひたる雇人小宮勝太郞の所在さへ判りしより警部は嘉兵衞、勝太郞及質入等を重季の前に突き付け尙ほ言分ありやと嚴かに問詰めたるに流石強腹なる重季も遂に面を垂れ顏色見る〳〵朱を濺ぎ目に淚を浮べて恐入り遂に恒八と共謀して英和女學校及び專念寺に押入り慘殺をなしたることを自白したりよりて重季は去月二十六日を以て東京地方裁判所に送られたるが彼等の經歷罪跡及び探偵の順序等は次に改めて報道せん

（國民新聞第三九〇二號、明治三十五年十二月五日）

○ラージ殺事件の不起訴　ラージ殺と專念寺慘殺犯人たる小笠原重季に就き東京地方裁判所に於ては後者の犯罪事項より起算しても本年六月十三日にて已に滿十ケ年に達するを以て今や二件とも時效を經過したるものとして起訴すべきものに非ずとなしたり、中にはラージ殺事件には其後二三回嫌疑者の擧りしことなれば此の期間を控除する時は尙十ケ年に達せずと主張したる人も有りし由なれども安重檢事は其は本被告人に關することなしと反駁し五日不起訴となすことに決定したりと

○ラージ殺犯人の素性　東洋英和女學校の教師ラージを殺害し專念寺住職及び雇女を慘殺したる犯人發見の事は前號に詳記したる如くなるが其の共犯者にして生存したる小笠原重季は熊本縣士族同苗字又喜の次男にして明治十一年五月陸軍教導團に入り二年にして卒業し十三年五月陸軍二等軍曹として熊本鎭臺附となり同年十月教導團附となりしが十六年十二月東京鎭臺砲兵第一聯隊に轉じ二十年五月滿期除隊となりたるも重季は其儘滯京し平生親しむ陸軍の某長官により同年七月三日東京砲兵工廠の雇となり日給四十錢を得て通勤したり、是より先重季は聯隊に在る頃四谷區伊賀町七十、下宿業原島元次郞方の二階を借り休暇の日には此處に至りて遊び居たれ

ば除隊後は同家に下宿し居り二十一年四、五月の頃ラージ殺の共犯者たる彼の北多摩郡砂川村六十四、馬場恒八といふ良らぬ男と懇意を結びたり、さても重季は元次郎方に下宿を縦くることとなり其頃元次郎の娘にフクといふ十七歳になるがありて互に思ひ思はれ相親しみ翌二十二年春頃公然フクを妻に貰受け同十月中一女を擧げイソと名づけ四谷區須賀町十六番地に一戸を構ふるに至りたり、斯くて重季は日々砲兵工廠に通ひ居たれども日々得る處は僅かに四十錢に止まり十分の暮しを爲し能はず重季も只管頭を痛め居りしが欝さ晴しの酒も次第に量を増し剩さへ惡所通ひを始めたるより家計は益々困難となりフクは幼兒を抱へて日々泣き暮し居たるが遂には重季に飽果てイソを伴ひ離縁を求めて實家に立返りたり、是に於て重季は愛を失ひたると貧に迫りたるとにて次第に惰落し恒八に引かるゝまゝ博徒の群に入りしが運命は次第に逼迫し二十三年の四月四日隅田川に花見に行きての歸途二人は酒に乘じて肝膽を開き太く短かく暮さんと相談一決し護身用として牛込岩戸町の古道具屋より中身一尺七八寸の仕込杖及び麻繩を購ひ兩人共に黑布を以て面部を包み、同夜十時頃重季方を出で赤坂溜池より麻布谷町を經て鳥居坂に至り東洋英和女學校に押入り小使を縛しラージ氏を殺害し同夫人に數ヶ所の重傷を負はせたるが女學生其他の立騷ぐより一物をも得ず反つて賣入煙管等を遺留して逃走し途中仕込杖は赤坂見附と紀伊國坂との間の濠に投棄したりと

（國民新聞第三九〇三號、明治三十五年十二月六日）

○ラージ殺餘聞　ラージ殺の共犯小笠原重季が事は前號に記したるが如くなるが他の一人にして已に獄死したる馬場恒八の素性は未だ盡さゞる處あり、爰に掲げんに恒八は明治二十年十月四谷南伊賀町七下宿屋原島元次郎方へ（即ち重季の下宿）に止宿し妻キン及び長男竹藏を原籍地なる北多摩郡砂川村より呼び寄せ翌年四月二十五日牛込東五軒町七番地に一戸を構へ房揚子を製造し二十二年九月牛込田町三の七番地に移轉し肥料の取次を爲し鄕里の知己を賴みて商ひしも面白からず同年十二月又た原島元次郎方へ同居して牛込署巡査合宿所の賄を引受け翌年七月此を止め十月四谷坂町に移り牛肉の切賣を始めたるが損のみ續き賭博にも手を出し途に重季と計り

て強盗を働くに至りしなりと、然して共の共謀して爲したる強盗の數は十三件なりと

（國民新聞第三九〇四號、明治三十五年十二月七日）

○

ラージ殺の犯人發見の事及び犯人素性の事は前號及び本號別項に記載する所なるが十三年に渡る此の事件の探偵が如何に苦辛慘憺なりしか、今當初より此の事件に關し殆んど其の手腕によりて發見せられたりといふ、警視廳の金子刑事の談を追ひて掲げんに抑もラージ殺の當夜即ち明治二十三年四月四日の警視廳の刑事宿直部屋には金子、白井の兩刑事ありき兩刑事には此の急報を聞くや二人乘を走せて雨を突いて現場に臨み親しく其の模樣を取調べたり、其後金子刑事は思ふ處ありて獨立探偵に着手したり、其頃警視廳には各刑事をして各區を分ち某は日本橋、京橋、某々は淺草、下谷等と爲し居りて一朝事あるに際しても此持場の外は關係せぬ事となり居たり（尤も非常の場合には此の限りにあらず）此の區劃により當時金子刑事は四谷、赤坂、新宿等を受持ち居りしより行懸上よりも金子刑事は此の探偵を爲さねばならぬ立場となり居たり、さて同刑事は思ふやう此の犯人に手を下すには先づ遺留品なる莨入に依るの外なし、尤も小使瀨川嘉兵衛はあれども此は餘りの恐怖に氣を失ひ賊の年齡容貌さへ判然せずと斯て同刑事は遺留の煙草入を以て唯一の手掛りとなし先赤坂區四谷兩區の小間物商店に就き一々聞糺することゝなしたるが此の根氣强き方針によりて一の手懸りを得たるは其の年の夏頃――慥か七八月頃なりしと、其は四谷麹町十三の廿五、袋物商小幡文次郎方にて同刑事は店頭に至り右の煙草入を示して問ひたるに小僧に小宮勝太郎といふがありて此の煙草入は確かに私方にて賣りましたと答へたり、此に於て金子刑事は大に悦びさらば何人に賣渡したりやと問ひたるに小僧は夫は存じませぬと答へたり、よりて同刑事は然らば主人に面會したしと乞ひたれども折節同家には家内の紛々ありて亭主は無斷にて家出し居るに逢ひたれば止むを得ず金子刑事は一先該家を辭して本廳に歸り主任警部齊藤利貞氏に此の事を具申したりと

（國民新聞第三九〇三號、明治三十五年十二月六日）

金子刑事は唯一の手懸と頼める莨入の出所が四谷麹町十三の二十五、袋物商小幡文治郎方なることを突留めたるも生憎主人文治郎の家出に際し買手即ちラージ殺の下手人と認むべき男の何人なるやを知る能はず一旦綱を緩めて警視廳に歸り主任齋藤警部に具申したり、齋藤警部は揉に揉んで探偵せしむる此の事件が三ヶ月餘に渉りて尚ほ一個の手懸なく殆んど屈托し居る折から此の具申に接したれば其の悦び亦た金子刑事に劣らず直ちに第一課長水本兼孝氏に上申し水本課長は又た直ちに三橋二局長に上申したり、是に於て今は一日も猶豫すべからず即ち小幡文治郎を取調べて買手を知るに在りと急立てたるが如何せん文次郎は家出して行衞不明なりといふより一寸と行悩み其の行先を捜出さんは如何にとの議論も出でたれども又た其にも及ぶまい文治郎元と家內の不和より一時の立腹の餘り家出したるものなれば其の歸りも遠きにあらじ無用の手を煩はさんよりは刑事を張込ませて其の歸りを待つに必かずとの說出で事此に決したり、斯くて金子刑事は其の張込の任を擔ひて文治郎方に詰切ることとなりたるが此處に一の面倒こそ現はれたり、其は同所を管轄する四谷署の刑事等が此の事を聞込みたることにて彼等は我先きに文治郎を拉へて莨入の買手を聞出し警視廳を鼻明かせ功を奪ひくれんと犇き是又た文治郎方に詰懸けたり、是ぞ刑事界に常に行はるゝ現象にして一弊害なりといふべけれども結果は犯人を擧ぐるに外ならねば亦た是非もなきことなり、されど金子刑事は此を以て聊か憂とせず彼等何程の事をか爲し得ん、却つて無用の手を下したるを悔ひしめんと益々氣を勵まして張込むこと三晝夜殆んど寢食を忘れたるが其の効空しからず丁度三晝夜目の夜十一時頃と云ふに文治郎飄然として歸宅したり、此に於て金子刑事は過ちなかりしを悅び直ちに刺を通じ告ぐるに莨入の事を以てし其の買手を聞かんと迫りたるに文次郎は最も迷惑の態にて小僧勝太郎を顧み此を詰つて言ふよう、何故貴様は斯樣なことを人樣に申すのだ、元來商賣人が日々入交る幾百千の御客樣を一々名を知つて貰らうの道理がなく年輩風俗とても一々覺へられるものでない、此の旦那の御尋ねなさる莨入とても其の通り假令私が賣つたにしろ何で其の人の名を覺へて居られるものか由ないことを差出口して若し間違つた事を申上げて關係もない人樣に迷惑を懸けたら何と

するぞと其とはなしに刑事に當て付けたる上さて改て刑事に向ひ何分右の次第でござひますれば其莨入の買手と申てもへゝゝ申上兼ねますとぞ答へける、然も文治郎の擧動より察すれば一々煩累を恐れて口を切り兼ねるものゝ如くなりしが金子刑事は此の上問答せんは却つて相手を怒らしむる基ひ、兎に角正式に尋問するの外なしと斷念しさらば御苦勞ながら明朝正八時警視廳第二局へ出頭して今申したる段々を陳述し呉れよと言遺し其の夜は空しく立歸りたり

斯くて其の夜も明くるより金子刑事は平生より早く出廳し待つ程に定刻の八時となりたれども文治郎出頭せず九時も過ぎ十時となりても尚ほ音信なきより刑事も聊か思惑はざるを得ず、さては四谷署の刑事等が手房抜きにして文治郎を引て立てたるものか若し我に申し立てざることを彼に申し立てゝ功を他に奪はるゝことなきやと幾分か不安の念も起りしが亦た自ら信ずるとも深く容易に動かず正午過ぎとなりたるに忽ち人力車を馳りて出頭したるものあり、よりて刑事は馳り出でゝ見れば果して文治郎なりき、此に於て刑事は先づ其の遲刻を詰れば文治郎は四谷署の刑事に誘ひ去られ思はず時刻を外したりと辯じ金子刑事が推量せし如くなりしが四谷署とても昨日金子刑事が聞きたる外に新規なる事實を聞く能はざりしことは文治郎の詫びながら語る所にて知られたり、さて刑事は其れより文治郎を第二局に連れ出せば齋藤警部出で來り文治郎に對ひ煙草入の買入の事人相の事年齢の事など手を更へ品を變へて問ひ質したれども文治郎は全く知らぬものにや昨日同様知りませぬ存じませぬと言切り其上如何とも爲し難く遂に空しく歸宅せしめたり。

斯くて唯一の手懸りと頼みたる莨入の詮議は此に一頓挫を來し又してもラージ殺の探偵は五里霧中に沒し去りたり、此より金子刑事は如何なる好手を下すか

（國民新聞第三九〇四號、明治三十五年十二月七日）

○

莨入の賣手小幡文治郎の取調べは一も得る所なくして了はんぬ、ラージ殺の探偵は爰に一頓挫を來したり、齋藤主任警部を始め水本課長、三橋二局長の雀躍は無益の妄想たるに過ぎざりき、されば其の失望の大なるだけ金子刑事に向つて迫る所急ならざるを得ず、齋藤警部等は速に他の方針を立てゝ

再び吉報を齎すべしと金子刑事に命じたり、金子刑事は九分九厘まで文治郎の取調が成功すべく豫期したり、何となれば普通特徴意外の遺留品を以て其の出所を突止めるは難中の難としたるに其の苦心の餘に出でたるは相違なきも明白に發見され買入を賣りたるは弊店で御座ると名乘る小幡文治郎を出したるは實に探偵上非常なる進行なればなり、されば刑事が此に九分九厘の依頼を置くは其の人のみに止まらざるべし、然るにその豫期は見事に外れたり、一の妄想となり了りぬ、是れ已に刑事に對する充分の打撃なり、然るに其の上官は速に他の方針を立てゝ吉報を齎すべしといふ刑事の胸中果して如何されど金子刑事は彼の買入に重きを置きし丈け其他の好方針とても遽かに浮び來らざるなり、剩さへ諸新聞は揣摩臆測を逞して警察を罵り警視廳を無するありて水本課長よりは三日を出でず督促して方針や定まる手懸りや得たるといふ金子刑事は心緒亂れざらんとするも能はざるなり

此の時に際して飛報ありラージ殺の犯人將に擧らんとすと是れ主任以外の永井警部によりて報ぜられたり、當時此永井警部はまた此の事件に關し別に刑事、諜者を使ひ居たるが或日諜者二名警部の許に急報して曰く麻布宮村町の何某こそラージ殺の下手人なれ兇器は其の井戸に投ぜられ血痕附着せる衣類シヤツは其の床下に隱しあり、今は何某の行衛を捜索するのみと是れ實に容易ならぬ手懸なり、永井警部は已に金子刑事の失敗を見て益々刑事を督して探偵せしめつゝある折節此の破天荒なる飛報に接して何とて躊躇すべき、直に水本課長に申告したり、課長は亦た之を以て三橋局長に報じたり、此に於て右の諜者には相當の手當を給せられ上下喜を以て滿されたるは先に金子刑事が買入の賣主を發見したる時に數倍したるなり、斯くして二局長は永井警部を招き秘密に協議し何某の行衛を捜さんため某々の刑事を派し見當次第引致せしむることゝし又た一方永井警部は人力車を馳せ東京地方裁判所に至り其の顚末を具申して若し嫌疑者たる何某を引致したらんには直ちに家宅捜索を行ふべしと萬端落なく手管調ひたり

此の秘密は遂に金子刑事の耳に入りたり、刑事の心中果して如何、此の事果して眞なるか斯くまで進行したる我が計劃の水泡に歸したる今日にして若し其の嫌疑者が眞の下手人た

らんには我が名譽は忽ち地を拂はん——否た牒者の賣込みたるに過ぎざるべし、と何となれば麻布宮村町に住せし者が態々四谷麴町まで來りて眞人を買ふこと是れ稀有の事なり疑はざるべからず、又た數ケ月後の今日まで兇行者が血痕ある衣類シヤツを住家の床下に隱し兇器を附近の井戶に投じ置くこと是れ無謀なり是れ疑はざるべからず、さらば其の報たるも一時の賣込みたるに過ぎざるべしされば若し萬々一此をして事實たらしめば如何、數ケ月に涉る我が苦心は空しく散じ我が名は地を拂つて跡を止めざるべしと其の信ぜざるの理あるを知りながら亦た疑ひ迷はざるを得ず

（國民新聞第三九〇五號、明治三十五年十二月九日）

○

永井警部は偶然にも一大飛報を得配下の某々刑事に命じて急ぎ現場の調査を爲さしめたり、されば其の刑事の復命令や來ると實に一刻一秋の思ひをなして待受けたり、軈て刑事等は勝誇りたる色を現はして歸廳しぬ其復命の意味は左の如きものなりき

ラージ殺の下手人嫌疑者とは神奈川縣平民何某（態と姓名を現はさず）なり、土方を業とし妻も有りしが頃來賭博を好み家至つて貧しく宮村町に一戶を構へ居るも棟割長屋に過ぎず同人は昨年中宮村町に引移りしものなるが四月五日か六日（即ちラーヂ殺が行はれたる翌日若しくは翌々日）に家を疊みて逐電せり、されば其の長屋は今尙ほ空家なり差配の語る所に據れば同人の行先は確かならず單に歸國すると稱して立出でたるのみと然して原籍を探れば神奈川縣高座郡某村と云へども差配の疑ふ如く鄕里に歸りたるものには非ざるべし

とよりて永井警部は忽ち其の家宅を搜索し證據品たる血痕附着の衣類、井底に沈むる兇器を引揚げんと白井、田中、小林の三刑事に加ふるに先きの牒者を以てし自ら引ゐて宮村町へ赴きたり。

斯くて永井警部は現場に着するや差配人の立會を求め直ちに調査に着手したるに果して牒者の言の如く其の床下より白金巾の襯衣、白木綿の湯卷は血痕點々として現はれたり、是に於て警部は半ば事の成就したるを喜び其の日は右の二品を持ちて歸廳し分析に附することとし翌日再び現場に出張し同

番地の井戸を浚へけるが如何にせしや昨日の成功に反し此は叉刄物らしき物出來せず再三井底を詮鑿し井戸の異るにあらずやと四邊を捜索したれども同番地には右の外井戸とては見當らずさりとて漫に他所の井戸を探るも詮なし半ば失望して歸廳し水本課長に上申したるが課長とても今更ら如何とも爲す能はず兎に角昨日發見したる證據品の分析を急がしめたり因て直ちに警務局を開きて襯衣と湯卷とに附着したる乾血の分析に着手したるに何ぞ知らん此は又情なしや女の月經にてぞ有りける、さも有るべしラージ殺の二兇漢は正しく屈強なる男なりしにそれが女の湯卷すべき所以なければなり、されば此時永井警部、水本課長の失望は眞に憐むべきもの有りき

　ラージ殺の犯人將に擧らんとすてふ飛報は此の如き滑稽なる結果を生じたるのみ今は其の遂電せりてふ土方の搜索も沙汰止みとなりぬ、果して一大飛報は變じて不逞の徒の賣込みたるに過ぎざりき、されど此等の失敗は此の事件に止まらず此の以前にも亦叉此以後にも常に湧出する刑事界の狀態なり

　翻つて金子刑事は如何固より其の賣込みたるは始より看破したる所にて只だ一時も早く事の落着せんことを希望し居たるものなれば右の事件が如何に滑稽に終るとも更に驚かざりしなり、されど此の事の落着せし上は我方面に於て取急ぎ着手せざるべからず嗚呼如何なる新案がある

　金子刑事は百方苦慮の末今一應小幡文太郎方の雇人小宮勝太郎を問質するの必要を認めたり、されば刑事は主任[illegible]警部に乞ひて勝太郎の召喚をなしたるが勝太郎は已に主人より戒められしものと見へ容易に口を開かざりき、されど刑事は種々に賺したる後、然らば若し現物を連來らば見別けつくならんと問ひたるに勝太郎も多いに覺るところあるもの、如く然り其事ならば我にも能く識別せん、人相如何と問はれたればとて如何なる眼如何なる鼻とも言ひ別ち能はざれども此の者は買手なるや否やと現に其の人を眼前に連來り給はゞ見別けの付かぬ事やはあると答へたり、因て刑事も今は此に滿足し勝太郎を歸らしめたるが此ぞ數年の歲月を經たる今日ラージの下手人を檢擧するに大なる[illegible]となり又小笠原重季をして自白の已むを得ざるに至らしめたる一動機なりしなり

（國民新聞第三九〇七號、明治三十五年十二月十一日）

○

齋藤、永井兩警部の下せる取調べは以上の如き不結果にして終りぬ、然るに當時武東警部は三橋局長の內命を受けて別働隊として此の事件に付き探偵に從事しつゝあり、配下の刑事によりて齎したる上申書又は復命書は甚だ多く嫌疑を受けたる人物また多種多樣なり、若し夫れ警部の取調べまでに至らずして嫌疑晴れたるもをも加ふれば實に六十六件の多きに及びたるが其の重なるものを擧ぐれば先づ二十三年四月十四日(ラージ殺後十日)林東太郎(今は鬼籍に入れる人にして淺草代地の靑鬼と呼ばれたる腕利)松本正作(此また此間まで麴町署に腕を揮ひたる人にして此頃病死せり)の二刑事によりて齎したる上申書は

京橋新富町二の五、受負業尾田寅三郎事多田熊五郎(四十七)は芝新堀町三十五、大工職日奈川作右衞門を以て保證人となし五千圓にて英和女學校新築工事を受負ひ昨二十二年三月起工し八月落成せしむべき筈のところ延引して本年一月二十五日竣工したり、然るに當時多田は非常に借財ありて下職人に賃錢を支拂ふことを怠り下職人は數度の催促の後直接ラージ氏に請求しラージ氏は已に約束の金を支拂ひ居れば其の旨を以て答へ下職人等は再び多田に迫らんとしたれども同人は行衞を失ひ居り更に日奈川に迫り同人より三百圓を償ひ此の事は治りしが尙多田は此の受負を爲すに付き四谷の某高利貸より五百圓の資本を借り此も返濟せざりし爲め某は日奈川を相手取り貸金請求の訴を區裁判所へ提出したり、此の事件に關し英和女學校の平山某ラージ氏に代つて裁判所へ證人として出頭せしことありしが前後の關係よりして此の平山某こそ甚だ疑はし今や其の身上に付內偵中

とあり、又た同月十七日吉田次郎(先年死亡)中村太郎吉兩刑事より上申したるものは

英和女學校に十九年十一月より體操の教師たりし千葉縣人內田詳吉なるものあり初め陸軍の軍曹を務めし男なるが女學校に雇はれて以來僅かに五圓の月給を受け其後少しも進まざるより二十年十一月不平滿々として同校を辭職せり、其後京都同志社に入り近頃京橋築地居留地なる某外國人方に出入し昨今は小石川竹早町に住し獨逸語學校やらに勤め隔日に宿直をなし居るが平生素行修まらず此の者に付きラ

ージ殺に關し聞込みたることあり、探偵中一應上申致置候

此れと前後して林東太郎、藤本正光兩刑事よりも

麻布區箪笥町六十七、安西某方に古田源海(卅四)なるもの同居せり、今は人力車夫となり居れども元と僧籍にして某所に住職を勤め居りしが賭博に耽り寺を逐はれ前記に同居をしたるは四五年以前に在り同人は安西マス(四十)といへるを妻とし居るが近來益々賭博に沈み綽名を菊兵衛と呼ばれ居れり、風説によれば人力車夫といへるは名のみにて賭博こそ當時の本業なれど此の男こそラージ殺しの下手人となるらし

其他望月佐十郎、佐内政信、堀江景信、藤田東右衛門、有本晋吉、菊村某、奥貫代助、伊東早之助、原鈴吉、和泉清三郎岩崎某、姓不詳岩吉、野田信忍、淺田元吾、深澤藤助、同源之助、柴田初五郎等嫌疑者愈出てゝ愈々多し

(國民新聞第三九〇八號、明治三十五年十二月十二日)

○

武東警部の配下にては實に多數の嫌疑者を擧げ得たり、されど此も亦陽炎の如く消去つて一の捕捉すべきものなかりき斯くて齊藤、永井、武東の名警部は等しく落膽の淵に沈み其の年も空しく暮れたりけり、然るに二十四年に入つて此處に怪しむ現象とて呈したれ

其は郡部に於ける二人强盗の横行にして其の出沒自在なること鬼神の如く月又月蹤を次て現れ警官をして途窮に惱ましめたるが其の手口は等しく麻の糸を用ひて被害者を縛するにありて是れ同一手に出ずることは此の特徴に依て知られたり

今試みに其の被害個處を擧ぐれば三十四年三月十四日夜北多摩郡武藏野村字境の後藤銀次郎方にて紙幣五圓、銀時計一個、赤毛布外二點、同月二十日夜同郡調布村字國領六十一、長谷川庄吉方にて紙幣五十五圓、郵便切手十枚、同五月十三日夜同郡武藏村字境の秋本喜七郎方にて紙幣十四圓、銀時計一個、同月二十四日夜牛込市ケ谷富久町百三十一、源慶寺にて紙幣取交ぜ十八圓三十錢、衣類三點、同十月五日夜北多摩郡神代村字千川の内田國太郎方にて紙幣二十圓、同月二十三日夜荏原郡松澤村元世田ケ谷の芹澤慶之助方にて紙幣四十圓と衣類二點、同十二月二十五日夜南多摩郡淀橋町元角筈の水越平次郎方にて紙幣銀銅取交ぜ百六圓八十錢、銀時計一個、

反物一反等にして翌二十五年一月二日の夜は即ち彼の豊多摩郡東大久保專念寺の慘殺事件なり

此の專念寺慘殺事件が如何にラージ殺と酷似しラーグ殺の探偵に興味を添へたるかは當時此の社會の等しく聳動したるにても知らるべく又今日ラージ殺の檢擧の際も其の一對として叫ばれたるにても知るべし、左れば其の當時現場に臨み親しく調査したる警視廳關根刑事の實話を茲に掲ぐるも必ずしも蛇足にあらざるべし

私は其の夜丁度宿直に當つて警視廳に詰めて居りましたが午前三時頃でも有りましたらうか新宿署から電報が來りました、其の文意は東大久保の專念寺に強盜が這入つて住職と雇女とを慘殺したから裁判所へ通知して臨檢して呉れろといふことでした（此時分はまだ電話の出來ない時で各署から警視廳へ事件の通知をすると警視廳から裁判所へ又通知をすると恁ふ手順が極つてゐたのです）で直ちに裁判所に通告しますと其夜の宿直が藤井檢事で直ぐ行こうと云ふことで有りますから二人乘を雇ふて私は藤井さんと車を並べて東大久保へ出張しました、處が一寸可笑つたのは藤井さんも私も車夫までが東大久保の專念寺といふをよく知らない所か些とばかり迷つたのですハヽヽ

そこで藤井檢事と私が專念寺に着きますと所轄新宿署からは磯部署長と內勤警部刑事係が出張して居まして住職の楠遜譲（六十九）と雇女淺泉ヨネ（八十八）との死體はまだそつくり其の儘にして有りましたが實に眼もあてられぬ慘狀を呈して居りました

マア住職が赤裸体で後手に括上げられて咽喉の處には鰺切庖丁がズブリ突立つたまゝまだ動いて居る樣です、それだけでさへ一通りではないのに身體をおしまげて光つた天窓を爐の中に突込んであります――尤も其の上に四布蒲團が打被せてありましたがね、其れから肩、頭、手、足と數ケ所斬られて居りました、雇女の方ももう滅茶苦茶に斬齊んで三十餘ケ所と云ふ傷でしたが何樣風をしてゐましたかよく記憶して居りません、マア恁んな工合で遺留品は右の鰺庖丁と草履と草鞋が各一足其れから住職を括つた凧の糸と手拭が二筋でした、金品ですかそれは何にも持つて行かなかつた樣です、座敷の模樣もそうですし簞笥の抽斗に入つ

て居た銀貨などもそつくり手が懸つて居ませんでしたから其れに當時此の寺が普請中で支拂つたものでせう住職の手許にも餘り澤山金も無かつた事も判りました

で此事を主任齊藤警部に上申の上遺留品の中で第一の手懸りと思はるる鋒切庖丁の調べに取懸りました、其れは新らしいものでしたが其の柄に極く薄すく燒印が付いて居る段々鑑定して行きますと江戸橋の森岡といふ金物屋のです、又た柄尻を荒砥か何かで磨落した跡であつて其處には符牒が殘つてゐた、此も森岡のだといふことが判りました其處で何は差措き森岡に馳付けて見ましたが何樣も買人が判然しないのです

（國民新聞第三九〇九號、明治三十五年十二月十三日）

○

東大久保專念寺の慘殺事件に出張したる警視廳員は關根刑事一人なりし故行懸り上同刑事は此の事件の探偵を續くることゝなりぬ、されど又た同刑事の傍ら同廳の金子、鳥居の二刑事も此の事件に關係することゝなりぬ、詰り三刑事は或は獨立し或は連合して探偵をなしたるものと知るべし、さて關根刑事は尙ほ語を續けて

其れで鋒切庖丁の一件ですが其の買手を捜す方針は全く失望に終りました

其で私は思を潜めて概念を立てゝ行くと何樣も此れは肴屋ではあるまいかといふ結構が出て來たのです先づこれを假りに肴屋と定めて於て彼の庖丁の燒印を消し符牒を磨潰したる所を見ると非常に用心深いことも判る、其に他の遺留なる冷飯草履と草鞋を見るにまだ新らしいもの土も僅かしか附いて居ない……　さうです一寸と見積つた所で道の二三丁も步行した位でせう、用心が深い遠くないそして肴屋と定めて探して見ると果して專念寺の向ふに肴屋がありました、其れは鈴木藤吉と云つて平素腹のよくない奴でムいますが其家に又甲州生れの長藏といふ男が雇はれて居ります、そしてその長藏が俄かに見えなくなつたから不思議でせう、さあ恁うなると自然調子も乘つて來ます長藏の身許を捜りますと此奴は誰の保證で雇はれたのでもなく元と日本橋の魚川岸に血腹拾ひをして居たので藤吉が拾ひ上げて來たものと判りました、此で藤吉の素行も大抵判るのです

所がその行衛はといふと國へ歸つたといふ丈で其の郡名町村名も判りません、其れのみでなく藤吉は長藏の出發の際旅費を惠んだ上に途中まで送つて遣つたといふことです、——元と魚川岸から拾つて來た雇人に旅費を遣つた上に途中まで送ると云ふことが普通有りませうか、其れも慈悲深い親方かなにかならばとにかく平生腹の惡い藤吉としては實に不思議と言はなくてはなりますまい、事によつたら藤吉め後日の口止めに途中で殺したのではないかと疑ふも無理では有りますまい、けれど長藏が差して行つた先が判りませんからは浮々此と斷定することは出來ません

當時鳥居刑事は大久保餘丁町に住んで專念寺邊の事は能く知つて居りますし常に金子刑事と共同でやつて居たし私は他に探偵せねばならぬ事件が起つて其後殆んど專念寺の方は手を拔きましたから其の後の事は金子、鳥居兩刑事に御聞きなさつた方がよく判りませう

專念寺慘殺の現場及び探偵の端緒に付き關根刑事の談話は斯の如きものなるが當時三刑事より齊藤警部になしたる復命書も之と異ならず只だ其の足らざる所は藤吉は常に賭博に耽り諸所を徘徊し又た貧乏にして折々魚川岸に入り込み俗に言ふ鳥金を借りては高が二三圓の仕込みをすること、雇人長藏は十五六の小僧にして慘殺のありし朝出立せしこと、其後藤吉は一圓紙幣八九枚を所持し手拭三反程を購ひ田舍に行き一週間許りして歸り其後の仕入に五六圓の金を拂ひしこと及び藤吉の妻は朝寢坊なるに反し專念寺事件の朝未明より起出でたること等なりしが此の復命書により齊藤警部は水本課長と協議し兎に角藤吉を引立て長藏の行衛を尋ねる口實を以て取調べを開かんと決したるが何ぞ知らん警視廳、新宿署と轡を並べて探偵に苦心しつゝありし牛込署は此時已に藤吉を引立て居たり

（國民新聞第三九一一號、明治三十五年十二月十六日）

〇

牛込署にては警視廳及び新宿署を出し拔にして鈴本藤吉を引致したり、されど多くの希望は忽ち外れ去つて一個の失望のみ殘り放遣するの已むを得ざるに至りぬ、新宿署又多大の效果を夢みて放免の藤吉をば引致したり、されど是また新事實を開くの鍵を有せずして空しく放遣したり

牛込署の引致を見て驚き其の放還を見て安心したる警視廳は再び新宿署の引致を聞き驚き其の放還を聞いて安心したり今は藤吉の取調べは殘りて警視廳の手中にあり、新事實を發見すること亦た同廳の思ひのまゝなり、されど警視廳とても二署より多くの證據を握り居らずして二署失敗は軈て移して警視廳の失敗とならんとす、是に於て警視廳は漫りに藤吉を引致するの愚を悟り更に探偵を加へ新事實を發見するの方針を取りたり

斯くて金子、鳥居の二刑事は内偵を開始し第六回に記したる二十四年に於ける牛込源慶寺の強盜を思ひ浮べたり、源慶寺の住職を縛したるに實に風糸を以てしたり、專念寺の住職を縛したるも亦風糸なり若し此の二者を以て同一手に出でたるものとせば如何、源慶寺強盜の當時藤吉は果して如何なる擧動をなし居たるか内偵は是より始めざるべからずと此の方針を以て進みたる二刑事の復命は如何

二十四年六月二十四日夜牛込市ケ谷富久町源慶寺に押入りたる強盜の人相を案ずるに藤吉と酷似したる所あり、加之藤吉は其の六月下旬（多分二十六七日）大久保の人力車停車場に於て腹懸けより一圓紙幣十五六枚を摑み出し車夫等に見せびらかして曰く此れ四谷にて弄花に勝ちたるものなり其の後東大久保の酒屋伊勢屋に窃盜あり紙幣三十餘圓を盜まれたり、日ならずして藤吉また數多の紙幣を所持したり此の二件の金は藤吉に稀有の事にて專念寺の強盜、伊勢屋の窃盜に關係なきや否や、殊に伊勢屋の窃盜は藤吉なりといふ噂もあり又た源慶寺の強盜も鰺切庖丁を提へ居たり、是れ專念寺の強盜と手口を同じうするものに非らずや假令その庖丁が同一のものならずとするも双方に鰺切庖丁を使用したるは益々魚屋の所爲と見て無理なかるべし

云々此に於て齋藤警部は水本課長と協議の上愈々藤吉を取調ぶることゝなし直ちに刑事をして藤吉を引立てしめたり、軈て鳥居刑事は命を啣んで藤吉を第二局に連來れり

斯くて齋藤警部は順を追ふて藤吉を取調べたるが端緒を得ざること尚ほ牛込新宿署と異ならず小倫長藏の行衞知れざること牛込新宿署と異ならず藤吉を放還するの已むを得ざるに至りき

專念寺殺の探偵は亦た斯くして五里霧中に沒し去られ月日

は空しく費えたり、されば金子刑事は須臾も是を忘るゝ能はず案じ煩ひ遂に思ひ浮べることこそあれ熟々専念寺惨殺の當時を思ふに住職を裸體として爪糸にて縛したるまでには相應の時間を要する筈なり、是れ少しにても住職を知りたるものゝ爲し能はざる處なり、然らば正しく専念寺殺の下手人は全く住職を知らざるものゝ所爲ならざるべからず、然るに藤吉は専念寺のすぐ向ふに住みたる男なり昵懇ならずとするも相知るは當然なり、是れ前提と合はざる所なり嗚呼草履の新らしきに餘り重きを置きて其の他の顧みるの道なかりしてこそ恐ましけれと思當ると同時にラージ殺と同一手にはあらずやとの聯想起りたり、されど刑事は未だ二者を以て同一なりと斷言するの材料を有せず獨り之を胸に疊みて只管この方針を以て探偵を進めたり

（國民新聞第三九一三號、明治三十五年十二月十八日）

○

鈴木藤吉の取調べは不結果にして終り金子刑事は已を持して容易に動かず専念寺殺は漸く濃霧の中に沒し去らんとす、然して端無く此に亦た探偵上一個の端緒現はれたり

其は専念寺に近き某寺（態と寺名を明かにせず）にて老ひたる寺男の投井したることあり、新宿署の檢死に依れば此の寺男は胴巻に貸金證書を入れたるのみ他に何にも無く身體には別條なしと此の報告の警視廳に達するや某々刑事は此を以て専念寺殺に關係あるものとなし同寺の住職を疑ひたり、或者は其の住職は専念寺の住職を亡きものとし金を掠め此れを知りたる寺男を亡くして露見を防がんとし井戸に擠したるに相違なからんと主張したり

斯くて探偵を開始したるに某寺の住職は忍辱の身を以て素行修まらず酒色に耽り博徒の群に入り淨財を蕩盡して常に専念寺を羨み居たりとあり、よりて齋藤警部は檢事局に通知し又た醫師を派して已に棺に納めたる寺男の死體を檢せしめたり、されど遂に疑ふべき箇所を發見する能はずして此また某刑事の妄想たるに止まり沙汰止みとなりぬ

然るに同二十五年九月五日新宿署は一人の持兇器盜賊を捕へたり、續て尙ほ一人なる連累者を引致したり、先なるは即ち馬場恒八にして後なるは即ち小笠原重季なりしなり、其時兩人の自白は十一ヶ所の强盜を以てしたれども専念寺殺に至

つては噯にも出さゞりき、彼等が專念寺殺を自白する意はざりしは其の兇行の餘りに慘憺たりしが爲めなりしが抑も亦た專念寺殺の自白はラージ殺の導火線たるを恐れたるか其は兎も角右の自白により二人は檢問せられ恒八は十四年重季は十三年の有期徒刑に處せられたり

然るに此に不思議なるは馬場恒八及小笠原重季の入獄以來さしも繁かりし府下の二人組强盜が忽ち其の後を絕ちたることなり、金子刑事が眼を注ぎたるは實に此の現象にぞ有りける、金子刑事は此の現象を見て專念寺殺を以て此の二人の所爲となせり、更に亦た多年寤寐忘れざりしラージ殺を以て此の二人の所爲となしたり、是に於て同刑事は恒八、重季の關係、其の平生の行動を知らんと欲して兩者の家人又知人を求めて探りたり、其の結果は本月六、七日の紙上に詳記せし如く四谷南伊賀町下宿業原島元次郎方にて兩名相知りたること恒八が房揚子馬肉商を營み、面白からずして博奕に耽り居たること等判然し愈々乘地になつて內偵を續けたるが金子刑事は語つて曰く

其處で私は何とかして恒八の妻キンを蹂して端緒を得ようとしましたから段々傳手を求めてキンに會ひました……無論姿は變つて居ます

キンが申すには一月十日頃でした、恒八は小笠原と一緒に大久保の寺まで行くといつて出かけました……其の後ですか廿日頃でしたらう夜の明方に飄然と歸つて來たことがあります、私はお前今頃まで何所をほうつき步いたんだいと劍突を食はせますと何に小笠原の家に行つてたんだ……遂飮過ぎて寢てしまつたのだが不圖目を覺して見ると夜明けなんだ、醉ももう醒めてゐる乾燥して歸つて來たのよと怎な調子でした、キンが浮つかり洩しました十九日の夜から二十日の朝に掛けて不在といふのが何よりの耳よりです、私は調子に乘つてまた問ひを發しようとするとキンは急に不審の色を見せて然し貴また何故其樣ことを聞くのですと問返へしたのです、で私も此上へまに問ふて覺られでもするに後の障りと氣がつきましたから其處は曖昧な返事をして早々逃げて歸りました、其から尙一つ小笠原の方を確めたいと思つて段々其の方に骨を折つて見ましたが此の方は思ふように行かなかつたのです、然し私はキンの言葉でも

う外れつこなしと思ひましたから右の次第を齊藤警部に復命したのですが警部は十分に私を買つて呉れないのです、其も無理はありません此れまで私のみでなく多くの刑事が異論な物を持込んで失敗た後ですもの齊藤警部もまたかと言つた風でしたよ

然し私は折角此れまで漕付けたものをと幾分か嘔氣腹になつて何様かして警部を説伏せて遣らうと思つて居る處に物がヘマに成り出すと恁なもので此處に一つの障碍が持上つたのです

（國民新聞第三九一四號、明治三十五年十一月十九日）

○

金子刑事は今一歩といふ所まで探偵を進めて恒八重季の件を齊藤警部に上申しながら警部の耳傾くる所とならざりき、而して齊藤警部をして此處に至らしめたる出來事とは何ぞ金子刑事は談話を續けて曰く

其の持上つたといふ事件といふのが彼の飯倉の養母殺ですよ――其れ山田實玄のね――話が少し餘所に外れるかも知れませんが矢張りラージ殺の探偵に關係するものですからマア御聞なさい

其の現場は養母が無慘に殺されてゐて養子の山田實玄が針金で後手に縛られてゐるといふ始末で有つたのですが此れに關係した刑事達は早くも是に付て二個の疑を起したのです

其れは此の事件が他から這入つた强盜のように見えては居るが實玄の所爲ではあるまいかといふのが一の疑で此は現場の模樣が如何も可怪しいのみならず此の實玄といふ男は元と麻布署に勤めた巡査で其の奉職中養母――養母とは後でいふ事ですが――と馴合つて免職され其れから養子となつたものであるが元々養母と云はるゝ程年違つた女に關係する程だもの目的は外に有るのだ、で今度の殺害も其の眞固の目的の爲めに遣つたものに違ひない何に自分が縛られてゐるのは嫌疑を絕たん爲めの計略だといふ事、其から今一歩を進めて考へると實玄が巡査を勤めて居た男とすると英和女學校に度々出入したに相違ない、さすればラージ殺も或は同人の所爲かも知れない此れが又た一の疑です

此の二説は餘程當時有力を占めたもので齊藤警部も此れに

贊成したのです、ですから私の持出した上申は到頭有邪無邪になつて了ふのも無理はないのです

其はさて置き養母殺は如何なつたかと申しますと麻布署は先づ右の第一説で以て實玄を引致しました、種々取調べましたが如何も實を吐きません調べ飽ぐんで遂に放還しました、警視廳は此を待つて實玄を引致しました、取調べても口を開かない證據品を蒐めんと勤めても無駄でした、此も追放しました、芝署は亦た實玄を引張りました、此も結果はなかつたのです、其れから麻布署は再び實玄を引致しました、今度は幾分か證據があつたと見えて裁判所へ送りましたが豫審免訴となりました、其の後でした警視廳は又々實玄を引致しました、此の時は大分事實も擧つて居て到頭裁判所で自白しました —— 養母を亡きものにしたことを此が三年も懸りましたことですが然し第二説のラージ殺は遂に外れたのです

金子刑事の心血を注いだる端緒を壓して望を曬せられたる山田實玄の事件も空しく時日を過させしのみラージ殺とは何の關係をも有せざりき

此の時日の間に又た少なからざる嫌疑者を出したり、京都に於ける松下一郎の如きは、其の爲め久しく堀川監獄に投ぜられ呻吟したり、長野に於ける和泉清三郎の如き又た然り、横須賀監獄の如き我れこそラージ殺なりと名乘つて出でる者さへ現はしたり、されど此皆な捕捉すべからざる幻影にして若し二十三年四月以來警視廳各署に於ける嫌疑者を擧げたらんには一百を下らざるべく此の多數なる嫌疑者には夫々探偵を施こされたれば其の費用勞力は實に少なからざるなり、然も無益に空費せられしものとすれば亦た寒心せざるべからず

斯くて警視廳始め各署は無益の勞を恐れて手を緩めんとするに至りしが此の時警視廳に於ける老練の聞へある村松文吉白井傳藏、田中勘次郎の三刑事は新にラージ殺に一曙光を投じたり

（國民新聞第三九一五號、明治三十五年十二月二十日）

○

村松、白井、田中の三刑事が獵したる新事實とは如何なるものぞ

目下巣鴨監獄に服役する靜岡縣周知郡森町大字大宮卅二、

平民静馬州賢事本名寺田州監（四十二）なるもの本年（明治二十八年）七月二十四日持兇器窃盗の科を以て輕懲役七年に處せられたるが同人は静岡地方に於て明治十八九年の交麻縄を用ひて強盗を働きしことを探知したり、其の手口より風俗に至るまでラージ殺の犯人と思はるゝ廉多し引續き探偵中

といふにあり、此は明治二十八年十二月十三日三刑事より警視廳伊東第一課長に宛てたる上申書にして未だ十分に信憑すべからずと雖も三刑事の意氣込は非常にして伊藤課長も此れを退くる事能はざりき、此に於て同課長は武東警部と協議の上静岡縣警察部にも數度の照會を爲し更に三刑事として當地に出張せしめて充分に探偵を遂げしめたり、然して此の數度の復命は益々大事件の爆露近に在ると思はしめたり

寺田州監は五歳にして森町萬松寺の徒弟となり明治十八年還俗して小學校の助教となり山梨静岡を往來し静岡縣に有りては曾て巡査を志願し採用せられず十九年四五月の頃出京したり、其の静馬と稱するは山梨縣に在りし時静馬某方に養子となる約束ありて其の姓を冒かせしものにて其の養子の事は送籍に至らずして破談となりしものなり、又た州監は明治十七八年の頃群馬縣佐野郡原谷村旭増寺に居住し住職林禪堂に含む所ありて之を毒殺せんと計り鏡の裏の水銀を剝ぎて之を筍に混じ禪堂に食はしめんとして發見せられて其の告訴に逢ひ逃走したりといふ

又た州監は十九年中静岡縣掛川町後藤某方に同居し三百代言となり十二月二十六日夜小笠原郡加茂村山本平八方に押入り家人を麻縄にて縛したれども家人大勢のため騒ぎ立てられ目的を達せずして逃走したり、是は其の節遺留したる紙入によつて明かなり、右の外縣下にて二ヶ所に押入り一箇所は寺院にして住職を麻縄にて縛し金十圓を奪ひたり、此の二件また手口より、州監の所爲に相違なし、然かして又た其の手口はラージ殺と同一轍なり、尚同人の實兄に寺田源七なるものありて當時麻布霞町に古道具屋を營み居れり、州監出京後は此處に同居したることあり、源七は明治二十四年六月二十六日毆打罪にて一月十五日の處刑を受けたり、ラージ殺の二人連なりしは此の兄弟に當らずや

こは其の重なるものにて武東警部は豫審判事の令狀を得て愈

々寺田州監を巣鴨監獄より引出し警視廳第一部の五號白州に引据へたり、是れ明治二十九年七月二十四日にして最初刑事の上申書出でしより爰に七ケ月餘

さて武東警部は老練の口調を以て州監を一通り訊問したる後「其方は靜岡縣で巡査を志願したりと云ふが何故採用は無かつたのだ」と問へば「私には仔細は有りませんがお上の事は薩張り分りません」と答ふるのみ別に深き事情の横たはり居るとも思はれざりき、されど「一寸と糺すが其方に實兄が有る筈だが其者は當時何處に居るか」と問ふに至りて州監は「アリマセン」と言淀み「若し有つたならば何とする詐らずに眞直に申立てよ」と嚴に突込めば州監は「實は有ります詐りまして恐れ入りました」とひれ伏したり、嗚呼州監は何を恐れて暫時にても虚僞の申立をか爲す、警部は愈々乘氣になり「何故表裏を申立てる」と叱するが如く問へば州監は思つたよりは驚かず「實は私恁な身に成りまして兄の名を出しますのは兄に對し氣の毒と思ひましたからです」表裏を申立てた段々は重々恐入ります」なぞ申立てける此また甚だしき大事の潜み居るとも思はれず

されど思へ州監は先に林禪堂より毒殺未遂の告訴を起され又強盗嫌疑を受けたるに非ずや、此等は悉く證據不充分を以て取上られてくれずとするも巡査の採用とならざりしは此有るがために非ずや、殊に又た麻縄を用ひる手口萬端ラージ殺に髣髴たり、一場の取調べを以て容易に放還し得べけんや、然して又た思へラージ殺の犯人は專念寺殺の下手人なること十目の見る所なり、斯る慘逆を恣にしながら其の事件後數年の今日まで巧に蹤跡を晦まし居るは是れ普通贓手の能く爲す所にあらず已に之を以て非常の手腕と度胸とを有するものとせば豈に一場の取調べに碎けて事實を申立てんや、今州監が憐を含み他意なきが如く陳述するは却つて彼が胸中非常の秘密を貯へたるにあらずや

(國民新聞第三九一六號、明治三十五年十二月二十一日)

○

武東警部は思ひを潜めて問を發しぬ

「其方は東京へ出て初めて兄源七に逢つたのは何年何月頃であつたか」「國に居ました時から音信不通で兄は何處に何をして居るかも判然しませんでしたが段々捜して居る内翌二十年

の四月頃でしたらう、漸く麻布材木町四十四番地に古道具屋をして居ることが判りました、其處へ尋ねて行つて暫く同居しました」「其の後何様したのだ」「其れから都合が有つて日本橋小網町河岸の運送店――此處は下宿屋も兼ねて居ましたから其處へ一時止宿し又麹町有樂町一丁目小森方へ轉居して京橋中橋廣小路の朝宗館といふ活版屋へ通ひました、其れから千葉縣の松戸へ一年計り奉公しますし歸京してから淺草八幡町吉田喜三郎方に止宿して日本橋石町の新聞賣捌指金堂の帳付ともなりました、其後二三ヶ處移りまして芝田村町十六、高垣カネ方へ下宿し其後又た二三ヶ所歩きまして到頭お上のお難題となつて巣鴨へ這入りました」

此は十九年出京して以來二十八年七月持兇窃盜を以て捕はるゝまでの州監が來歴なるが彼は頗る淀みなく陳述したるなり、警部は猶ほも許さず「其れで一應判つたが二十三年四月頃は其方は何處に住居した」其の問ひや勉めて平氣を裝ふと雖も自ら調子の高まるものあり「左様で御座います、其れは一寸と即答到し兼ねます少々御猶豫を願ひます」

二十三年四月是れラージ役の行はれたる當時なり、州監は何故に此の期間の住所に付き即答を爲し兼ねたるや、武東警部の眼は一種の光を以て輝けり「二十三年四月の住所を即答し兼ねるか――よし暫時の猶豫を與へて遣らう、篤と考へた上で間違ひのないやうに答へたが可いぞ」

斯くて州監は一時白州を下りたるが一時間ばかりにして再び引出されたり時に午後一時半、武東警部は此の間晝食を認め其の一腕を運ぶにも種々の想像は胸中を往來したり

武東警部は容を正うして州監に向ひて「何様だ思ひ出したのか」州監は別に非常なる謀略を有するものとも見へず「漸く考へ出したましたが二十三年春頃は高垣カネが麹町永田町二丁目三十一番地に居りまして私が其處へ同居したように覺へて居ります、カネが住所を前以て芝田村町と申し上げましたは其の後轉居したので有ります」

是に於て武東警部は訊問を停止したり、而して州監をば留置場へ送らしめたり、是れ他なし武東警部はラージ殺を以て直接州監に問ふの愚を知りたると同時に當時に於ける州監の擧動を探らんことの効多きことを覺りたればなり、其より武東警部は村松、白井、田中の三刑事をして高垣カネの素性、

カネと州監との關係を探ぐるべく命じたり、三刑事は苦心の末左の復命を爲したり

高垣カネに忠一と言へる夫ありしが今は沒して長女一人あり、其はイチと言ひ頗る容色ありて藝妓をして其名高し、即ち新橋小松屋のおゑんは其の化身なり、カネは明治二十一年より二年の秋頃まで麴町永田町二の三十一番地に住しおゑんの仕送りを以て不自由なく暮したり、然るにおゑんは或る紳士に圍はれ不身持の疑ありて一時實家なるカネ方に預けられしことなどあり今は大阪の紳商に落藉せられ母カネを伴ひ大坂に赴き居れど寺田州監は二十一年頃より三十五年頃までカネ方に同居しカネと他人ならぬ交を爲して居たり

といふ、されど武東警部が聞かんとする四月四日夜の州監が舉動に付ては遂に知るを得ざりき、是れ當時高垣カネが東京に住まざるに座するものにて又た如何ともなす能はざるなりよりて武東警部は課長、部長と協議の上田中刑事を抽でゝ大阪に出張せしめたり、田中刑事は畢竟カネを探りて如何なる新事實をか齎し來る

（國民新聞第三九一八號、明治三十五年十二月二十四日）

○

寺田州監の探偵は徒に聲のみ大にして流星の流く消失せたり、然して爰に亦た一人の嫌疑者こそ現はれたれ、其は麻布三聯隊の兵士大澤房次郎といへる者にして同人は殺人強盜を働き逃去し今は行衛不明なるが其の手口の暴なることまたラージ殺と類似したりといふ世には見寄せといふものあり浴衣の干したるを以て幽靈となす蓋し迷へる時の妄想にしてラージ殺の探偵に從事せる者また此の病に陷りたるものならんか

そはさて置き警視廳にては大澤房次郎を以て新嫌疑者となし是れまた相應に探偵を凝らしたるが漸く新新市に小間物商となり潛み居るを探知したり、よりて直ちに三名の刑事を派して引致したるが取調べの進むに從ひ事實は東と西に隔り其の結果は單に憲兵屯所の感謝に價したるのみなりき

警視廳は既に有る限りの望みを失ひぬ、金子刑事は此時に當りてラージ殺を探出するは我が取る道より外に非ずとなせり、されど今は尙ほ其を主張するの時にあらずとなせり、是に於て獨自此の探偵を遂行すべく決したり、是ぞ十三年後の

今日に於てラージ殺の眞犯人檢擧の一進歩なりしなれ

金子刑事は先づ恒八、重季の住所を探りたり、二人は先の强盜事件を以て處刑せられ恒八は北海道に重季は小菅に在りて俄かに內偵し得ざるなり、是に於て刑事は再び恒八の妻キンを思ひ浮べたり、其の住所を探ぐれば同人は今や再緣して北多摩郡砂川村八十八、秋元兼吉方にありといふ乃ちキンに面會すべく飄然警視廳を立ち出でたり、此時明治三十年一月某日なりき

金子刑事は既に砂川村に入れり、番地を辿りて兼吉方に赴きたり、其の時兼吉は恰も戶口に在りて餘念なく杉丸太の皮を剝ぎつゝありしが刑事は近寄りて何氣なく挨拶しキンの在不在を問へり、然して兼吉は更に訝かる樣子なく家內に在ることを告げ又たも仕事に取掛りたり、よりて刑事は諸事思ふように運ぶを喜びつと入ッてキンを喚き此處に始めて肩書を附したる名刺を示したり

「あのお前の先夫恒八は矢張り北海道に居るかね」「はアそうでせうよ」「其れで其の恒八から何か音信でも無いのかね」「何樣して貴下其樣事があるもんですか妾も彼の男には辛ひ目に逢ひましたよ、別れて三年計りも紛擾して漸つて一昨年此處に嫁りましたやうな次第ですもの其樣話をされても粟然しますだよ」と態とらしく忌々しさうなる身震を爲すなりけり

金子刑事は其樣を見て眞の事實を探り得んと打喜び「其れではお前もう恒八に未練は有るまいな」と態と大業に問へばキンは俄かに手を振つて戶口を指し「靜かに聞いて下さい」と更に小聲になり「何に其樣ことが有つて怺るもんですか、其の話ならば宅では困りますから」一寸と首傾けて「此の先に馬車屋が有りますがね其處は私の懇意な家ですから貴下其處へ行つて明日でも他の用事の樣にして妾を呼んで下さいませんか何時でも參りまして精しく御話致しますから」

金子刑事も實は密々に會はんと思ひしなり、キンが此處を憚るを見て却つて好都合となり「其れでは其の內緩つくり會ふが其の用意を一寸言ふて見れば何でもないことさ」と先づ證據品の箇條を一々上げたり、キンは他意なく此れに答へては「出刄ですか其れは一寸と分り兼ねます、何でも坂町に居りました頃は何でも出刄は持つて居なかつた樣ですよ、手拭……其れは古びたのが二筋有つたように覺へて居ります、何

に見れば直きに分ります、草鞋と草履ですつて、其れは一向考へ當りません、然し見せて下さつたなら又思ひ出されるかも知りません」と思ふ壺の進行なり

斯くて金子刑事は後日を約して砂川村を立出でたり

（國民新聞第三九二一號、明治三十五年十二月二十七日）

○

金子刑事はキンに面會して證據品の識別を爲さしむべく約束し其の手筈も已に十分調ひたれば此上は一刻も早く結末を付けんと或日證據品を取出さんとしたるに嗚呼命なる哉爾來警視廳に保存したる證據品は煙と消えて一も發見し得ざりき

其の紛失したる證據品とは何々ぞ、曰く出刄庖丁、草履、草鞋、古手拭等なり、此は悉く專念寺殺の遺留品なるが此に於て少しく辨じ置くの必要あり、其は金子刑事の檢擧方針にて固よりラージ殺と專念寺殺とを以て同一手に出でたるものとせり、されどラージ殺の檢擧に入るには專念寺殺の門より入らざるべからずとなせり、要するに刑事は犯人をして專念寺殺を自白せしめて後ラージ殺を自白せしめ得べしとなせしなり、されば今ま專念寺殺の證據品紛失は如何に金子刑事に取りて打擊なりしか、彼は必死となりて警視廳を捜索したり又た地方裁判所にも及ぼしたり、然も遂に發見すること得ざりき亦た命なりとせざるべけんや

金子刑事は十三年に渉る苦心を一日にして奪ひ去られたり是れ千日を費し苅集めたる萱を一日にして燒燼するよりも更に大なる苦痛なりしなり、斯くて刑事は落膽の淵に沈倫したり、斯くて刑事はラージ殺の證據品たる煙草入れをも取上ぐるの勇氣を失ひたり、而して日又日月又月幾年を本流るらん舟を遣るには潮時を待たざるべからず、而して待てば甘露の日和ありとぞ、時は遂に來りぬ即ち明治三十五年五月是なり

三十五年五月某日警視廳の武東警部は事ありて東京地方裁判所檢事局を訪れぬ、談偶々ラージ殺に及び檢事正は彼の犯人も遂に捕へ得べきの道なからんと嘆じぬ、是に於て武東警部は金子刑事を想見して遂に刑事に計りぬ、刑事はキンに會ひしまでの顚末を警部に語りぬ、斯て楢瓜第一課長の贊成となりラージ殺の檢擧は直ちに着手せられたり

金子刑事は既にキンによりて馬場恒八の方面を探る便宜を

得たれども尙ほ共犯者たる小笠原重季の事を探るの必要を感じたり、よりてその妻たりしフクの在所を探したるがフクは三十二年まで八重州橋外に鍛冶橋監獄署の監守合宿所を爲し居たれども今は病死して亡しといふ、是れ又た少なからず刑事の進路を遮りたるが今は唯一なるキンの方面より進まざるべからず、刑事は乃ち彼の唯一の證據品たる煙草入を持ち一日キンを訪へり——勿論前約を踏んで例の馬車屋にて——而して結果は如何案ずるより產むが早くキンは其の莨入が小笠原重季のものなる事及び平生重季によりて提帶せられたることを斷言したり、此の時刑事の喜びは如何

金子刑事は滿々たる喜びを以て武東警部に復命し更に久野德翁なるものに證言をなさしめたり、久野は四谷須賀町、祥山寺の住職にして重季がフクを娶りて二十三年二月中引移りたる同町十六番地の差配を爲し居たるものなり、差配、借家人として重季と相往來したる久野住職は又た例の煙草入を以て重季の所有なりと斷言したり是に於て武東警部は七月二十九日を以て正式にキン、德翁の二人を警視廳に召喚し證言を徴したり、今は愈々恒八、重季の取調べに着手せざるべからず、然して此の時驚くべき報告はキンによりて呈せられたり其は恒八が已に北海道にて獄死したることなりき、其れより武東警部は生存せる重季を小菅の集治監より引き出し遂にラージ殺を自白せしめたるが此は已に詳記したれば更に繰返すの煩を避けん、されど彼の專念寺殺の犯人は九分九厘に達しながら證據品紛失のため檢擧する能はざりき。（因に言ふ五日の紙上重季が專念寺殺を自白せし如く記せしは誤聞也）ラージ殺は斯くの如く幾度か蹉躓し十三年の星霜を經て漸く檢擧せられたり、而して大浦警視總監は其の功を賞し武東警部及び金子刑事に若干の金員を贈與したり（をはり）

（國民新聞第三九二二號、明治三十五年十二月二十八日）

文學博士高山林次郎氏の死

（明治三十五年十二月二十六日）

久しく肺病にて平塚の杏雲堂病院分院に療養中なりし高山林次郎氏は藥石效なく一昨二十四日午後一時死去したる由、而して氏の遺骸は同所より鎌倉の自宅に送り屆け葬儀は同地の長谷寺にて本日午後一時執行し遺骨は遺言に依り興津の龍

華寺に葬るといふ

○高山博士の死去と其葬儀　久しく肺患に罹り平塚の杏雲堂分院に療養中なりし文學博士高山林次郎氏は藥石效なく遂に一昨日二十四日午後一時を以て長逝せられたるが同夕未亡人及令弟は大橋新太郎、太田資順、坪谷善四郎の三氏と共に其柩を護送汽車にて平塚より長谷の自宅に還り葬儀は今二十六日午後一時鎌倉なる長谷寺に執行の筈なるが渾べて博士生前の遺言に依り遺族が禪宗たるにも拘はらず特に日蓮宗の典儀を選び埋骨の地も兼ねてよりの希望なりしとて興津なる龍華寺と定めたり、尚大學教授以下會葬の爲め同地に赴きし者極めて夥しと

（東京日日新聞第九三七三號、明治三十五年十二月二十六日）

大谷光尊氏遷化す（明治三十六年一月十八日）

本派本願寺法主從二位伯爵大谷光尊氏（明如上人）は去る三日暹羅國皇太子殿下御入洛の際病を力めて拜迎せられしより俄に持病の僂痲質斯に腸加答兒を併發せしかば主任醫齋藤仙也氏の注意にて橋本、池田兩醫學博士の來診を乞はれ池田國手先づ京都に赴き診察せしは去十五日にして既に僂痲質斯の方は失せて宿痾たる尿毒症となり頗る重患なるを認め橋本國手に電報せし程なりしに十六日午後危篤に瀕し特旨を以て位一級を進め正二位に叙せられ猶ほ兩陛下より御尋ねとして御菓子一折御下賜相成り同日終に遷化せられたるが本願寺にては法主重患に陷りしより管長交代の事を内務省に稟申せし由に付其の認可を待つて喪を發せらるゝ都合なりと云ふ、師は別項に記載履歷の如く維新の功勞に依り御紋章五條袈裟を賜はりたることあり、又現在佛教管長中にて最先任にて上席たるのみならず資望各宗管長の上にあり温厚身を以て佛門に奉じて令聞高く又好んで和歌を詠じ能書の譽れありと、新法主光瑞師は昨年來外遊中にて目下緬甸に滯在中なれば老法主の病革まるや直に電報を以て通知し引續き遷化の赴を打電して急行歸朝を促したりと

○大谷伯の陞位　西本願寺法主大谷光尊伯病氣危篤の趣き天聽に達し一昨日左の御沙汰ありたり

從二位　伯爵　大谷光尊

叙正二位（特旨を以て位一級被進）

同伯は維新及び西南戰爭の際大に王事に勤めたるの功績を思召され遂に此の恩命に接せし由にて一昨日午後七時電報を以て京都西本願寺に通達せられたりと

（東京日日新聞第九三九〇號、明治三十六年一月十八日）

福島の警部烙印事件

（明治三十六年三月二十七日）

本月十二日福岡縣河沼郡氣多宮地內に於て西白河郡五ケ村大字蕪內十一番地鈴木長次郎、宮城縣七鄉村大字荒濱八十一番地平民庄司長太郎、新潟縣東蒲原郡津川町百十一番地平民皆川清次郎、住所不明加藤豐吉、河沼郡氣多宮村六十五番地平民酒井クマの五名詐僞賭博事件に依り被害者河沼郡尾野木村齊藤丑太郎より告發せられ加藤豐吉は逃亡し他の四名は準現行犯として逮捕坂下警察署に引致となり同署在勤巡査本多丑太郎警部代理として取調べの際某巡査は酒井クマ一人を除くの外孰れも事實を白狀せざるものと爲し拷問の結果其の身體に負傷せしめたり、拷問の事實は皆川清次郎左臀肉に福島縣坂下警察署と鑄刻したる方一寸三分位の署印を烙印し又同人の左手指の間に捧を挾み之を緊縮し或は繩を以て手を縛し身體を吊したる爲左手の指頭には未だ感覺を回復せずと、又同手首の外側には横へ畫したる擦過傷あり、又庄司長太郎は右足の指頭を靴にて蹴られたる爲め挫けて糜爛し後頭部は毆打せられたる爲めに腫起せりと云ふにあり、該事件を本月十六日福島地方裁判所若松支部に於て第一回公判開廷の際被告等より申立てたるを以て海野裁判長も看過すべからざる大事として第二回(十八日)第三回(二十日)と引續き公判開廷の結果證人として出廷せし坂下署在勤警部小松孝の如き同署巡査が被告等を拷問したる事實なく被告皆川清次郎の如き警察署に於て爲したる聽取書を飜へさんが爲め自ら警部に烙印せるものならんと陳述し被告清次郎は之を否認し一人の巡査は自分を押付け他一人の巡査は烙印を警部に押捺したりと主張し被告長太郎長次郎も亦該事實は假留置檻に在りて實見したりと證言したるを以て遂に若松辯護士社會の一問題となり同總會の結果司法大臣及宮城控訴院檢事長に對して意見書を提出するに至り同縣竹內保安課の如きも目下實否の調査中なりと

云ふ

（東京日日新聞第九四四六號、明治三十六年三月二十七日）

生膽拔きの兇漢　（明治三十六年三月二十七日）

一時熊本縣の生膽取り事件として評判高かりし同縣下益城郡字富村の孝子白川部徳太郎が何者にか同村北田尻の畑中に於て生膽を斬り取られたる事に關しては同縣警察部に於ても容易ならぬ大犯罪として爾後專ら全力を注ぎて犯人の捜索に勉めたる結果遂に本月十九日を以て下益城警察署の手にて犯人を捕縛するに至りたるが此犯人こそ同縣宇土郡宇土町四丁目士族傘骨削職山本清十郎（四十九）とて女房カツ（四十）の間に十四五歳を頭に六人の子供あり生計極めて困難なる折柄生膽の高價に賣口あるを聞込みて惡心を起し遂に前記徳太郎を慘殺せる旨を自白せしが去る廿三日夜監守の隙を窺ひ下益城署の檻倉を破りて逃走し、松橋町の北方より木原山へ逃入りしかば同署は勿論附近各署の警官大擧して其行衛を捜索中同人が恩愛に引かされて餘處ながら妻子に暇乞ひせんと木原山の南麓なる立岡堤に架せる鱗橋より北へ一丁許りの處まで折しもそぼ降る雨を凌ぎつ出で來りし處を斯くあらんと待伏せしたる警官が取押へて再び下益城署へ拘禁し目下豫審取調中なりと

（東京日日新聞第九四四六號、明治三十六年三月二十七日）

クリスチヤンと佛テストの大亂鬪　（明治三十六年四月一日）

○千葉町耶佛兩徒の衝突

去月廿二日千葉町羽衣亭にて佛教演說會を開きて耶蘇攻擊の演說を爲し同月廿八日に至りて午後七時より同町日蓮同盟キリスト千葉協會に基督教の演說會を開きたるが佛教演說會後の事なれば當夜は教師の熱心は云ふ迄もなく傍聽人も我も先きにと詰掛け軈て例の如く信徒の懺悔中ドヤ〳〵と表の扉を排して入り來る一群あり、其の中より書生體なる青年は演壇の下に立ち牧師に向ひて基督教の神を出して見よと叫び協會總務エフフランソン氏は徐に神は有形のものにあらざるを說きたるに若僧又も無形のものは如何で有形の人間を支配し得べきと叫び尚も押問答を續け形勢頗る穩ならず果は基督は國

賊なりと怒鳴り後方にありし同町本圓本敬兩寺の壇徒は喊を作りて騒ぎ立てたれば宣教師ベルグストロム氏は基督は敵するものをも愛するの主義なりとて信者をして讃美歌を唱へしめ檀徒も亦之に負けじと題目を唱へ會堂は一時百雷を轟し尋で關田某と云へるもの演壇に上りて基督の攻撃を始めベルグストロム夫人等の制止を物ともせず益々猛り立ち堂内は依然喧囂を極めたるが折柄警官は告ぐるものありて馳付け斯る騒ぎに教會の門前は人の山を築き關田某は門外に出でゝも尚基督攻撃の屋外演説を爲し東京より來合せたる救世軍大尉寺本某は關田に對して教義に付き問ふ所あらんと欲せば相當の方法を以てすべしを説き數次問答の末當夜更に本朝寺內に於て双方の問答を開始すべしと約し直に同寺に繰り込み本堂の前面に於て兩派の論爭を開きたるが千葉警察署にては更に數名の警官を派して公安を紊るの所業と認めて之を差止め寺本及び本圓寺住職其他を召喚し嚴重に戒諭する所ありて双方共無事放還したりと云ふ

（東京日日新聞第九四五〇號、明治三十六年四月一日）

日比谷公園の開園式 （明治三十六年六月二日）

豫報の如く日比谷公園の假開園式は昨日を以て擧行したるが當日は式場への正門として先づ日比谷門を開き同門を始め其他五箇の入口にも國旗、球燈及び各國の旗章を掲け音樂臺には天幕を長方形に張りて立食席とし運動場の西方其他にも二三の小天幕を張りて來會者の休憩所に充てたるが來賓は午前十時前後より次第に着場したるを以て同十一時號鐘を鳴らして來賓を式場に招き同公園の造營委員長として吉田助役先づ報告を朗讀し浦田助役は松田市長の代理として祝辭を代讀し是にて簡單に式を了りしを以て直に來賓を立食席に案內し立食及び菓子等の饗應あり各歡を盡して退散したるは午前十一時半頃なりし、當日の來會者は警視廳より大浦總監丸山、桑原の兩部長、東京府よりは千家府知事、床次書記官、岡視學官等を始め花房男、澁澤男、大倉喜八郎氏並びに市會議員市參事會員、各區長、麹町警察署長及び新聞記者等二百五十餘名なりし、同園の規模、光景等は吉田助役の報告に詳なれば左に其全文を掲けて同公園の面影に換ふべし

報告書

明治三十六年六月一日日比谷公園の假開園式を舉行せらるゝに際し聊か玆に之が沿革並に設計の概要を叙せんとす、抑々本公園の地たる往時に於ては陸軍練兵場たりしが明治二十二年五月市區改正の設計に依り日比谷公園の名稱を附したり、而して附近地所の編入されたるものを合し其園內面積五萬千百七十二坪なりとす

本公園の設計については公園地に編入以來幾多の歲月と調査とを重ね即ち第一は明治二十七年九月日本園藝會に依賴する所あり、第二は明治三十一年十月市會に於ける公園改良調査委員の報告あり此際に於て先づ地均を爲し及び外圍と周圍下水とを取設けることに決し金八萬二千餘圓を投じ之が工事を施したり、而して第三は辰野工學博士に託し或は市吏員數名に命じて調査せしむるあり、次で第四は本職の擔任に依り去る明治三十三年十一月以來專ら之が計畫に從事し特に林學博士本多靜六、男爵石黑忠悳、園藝會副會長福羽逸人、造園家小澤圭次郎等の諸君に設計を囑託し同卅四年十月に於て其設計に基きたる豫算案の修正決議を見るに至れり、而して之が決議の總額十七萬五千餘圓にして今日施設する所のもの是なり、以下少しく設計の概要を述ぶべし、本園は六門を設け其名稱は地名に因み日比谷町より入るを日比谷門、有樂町より入るを有樂門、外櫻田より入るを櫻門、霞ケ關より入るを霞門、內幸町より入るを西幸門、幸橋より入るを幸門と稱し園內を大別して東南、西南、東北及び西北の四部に區別することを得べし、東南は運動場にして開濶の地たり、競爭道の延長三百九十間內部の廣場四千八百七十坪を有す、其北端に音樂堂を設く、西南は樹林地とす此の二大部の中央に小丘を設け周圍は躑躅を滿栽し尙其傍に泉地噴水を設く、東北部は公會堂豫定地にして今假りに花壇を設く、東北端舊城殘壘を存し尙外堀は之を修築して池と爲し噴水を設置す、西北部は日本庭園豫定地なりしが假りに殘土を盛り小丘を築き平地は芝生地と爲す

園內に於ける道路は車道、人道に分ち車道は幅三間以上此延長約千間人道は幅三間未滿此延長約三千三百間とす

下水は道路の兩側に設け之を暗渠に疏通す、暗渠は內徑七

寸より二尺に至り其の總延長二千六百間植栽の樹木は約三百種にして此本數約二萬四千三百五十本花草約百三十五種此株數約一萬二千株とす、此他園內に休憩所二ヶ所便所五ヶ所共同椅子百五十脚瓦斯燈七十基を設けたり、尙アーク燈十基及共同水栓其他未設のものあり

以上其大要を記して報告すると共に此公園造營に關し之を委員長に承け玆に略々工を竣するに至りしは全く設計囑託の各位の幇助と共他委員諸氏の熱心なる盡瘁に依るものなることを一言し以て聊か感謝の意を表す

明治三十六年六月一日

日比谷公園造營委員長

東京市助役　吉田弘藏

（東京日日新聞第九五〇三號、明治三十六年六月二日）

毒婦おいわの事件　（明治三十六年二月二十日）

○不義の上夫の舊惡を訴ふ

本鄉區追分町四十五番地本田常吉同居遠州濱松生れの木村彌一郞（三十二）は今を去る八年前豐多摩郡西大久保村字南百人町廿九番地大野淸左衞門二女おいわ（二十五）を女房に貰ひ同郡中百人町卅五番地に一戶を持ち長女キヨ（八）長男淸吉（七）次男淸市（四）の三人の子供ありしが昨年二月中西大久保道路修繕の爲めに出張せし工夫にて岡本淸次郞（四十三）が木村方へ出入中遂におぃわと情を通じたるを彌一郞は實父が病氣の報に接して昨年五月中遠州濱松に歸鄉し居たれば之を知らず共留守を幸ひおいわは實子三人を實家に預け淸次郞と共に逃亡して新宿北裏町七十五番地東京府土木工夫定宿川久保粂次郞方に潛伏中彌一郞は間もなく歸宅して見しに家は他人が住居し居れば大いに驚き諸所問合せしに初めて姦通の次第判然したるを以て自分は四谷區永住町四十一番地木賃宿大阪屋に止宿し姦夫奸婦の行衞を搜索中川久保方に潛伏し居ることを突止め一昨夕新宿署へ姦通の告訴を起したる所直においわは召喚され取調べられしに私は戶籍上の夫婦にあらず彌一郞は去る廿七八年徵兵忌避を犯し居るものなりと飽迄も不貞の申立てに其筋の人々も流石は姦通する程の女の心がけなりと呆れたるが法律上如何ともなす能はずおいわを放還し彌一郞を拘引して目下取調中なりと言ふ

（東京日日新聞第九四一六號、明治三十六年二月二十日）

尾崎紅葉氏逝く

（明治三十六年十一月一日）

劇壇栗莫蘐に團十郎を失ひ、反界蕭條今又紅葉を葬る、梨園の老樹枯れて文苑の若木折れたる當年の秋は一層あはれの深きを覺ゆ、今同氏が略歷及び臨終の模樣を記さんに、氏は慶應三年十二月十六日芝中門前の家に生れ三歲にして親戚荒木氏に養はる、又初め久我氏の門に學び、三田英學校にも通ひしが、大學豫備門を經て帝國大學の政治部に學び後幾ばくもなくして文科に移りしが明治廿一年讀賣新聞社の聘に應じて專ら同新聞の文藝記事を擔當す、彼の明治文壇の一大傑作として世に聲明を馳せたる「多情多恨」「金色夜叉」の如き、亦藝苑の妙好華として、久しく同紙を飾りし所なり、猶氏は大學豫備門にある頃よりして同人石橋思案、山田義妙の二氏とはかり、自ら起つて硯友社なるものを創め、後又嚴谷小波、故大橋乙羽、廣津柳浪、江見水蔭の諸氏とも相結んで大に我が明治文學の發達に力を致し、蒲柳の身を以て十數年の久しきを倦まずよく當初の希望と目的を把持して、坐臥文藝の復興を忘れず、その病中と雖も筆を絶たざりしが、偶々昨三十五年九月病の故を以て讀賣社を辭し翌十月更に二六新聞社に入りて再び金玉の文章に紙上の光彩を添へしが今春二月、宿痾漸く革り醫師の診斷に聞けば胃癌とはなりたるなりき。されば斯くと聞きたる氏は元より知るも知らぬも齊しく其の不幸を愁ひて、百方之が治癒に努め、初め大學病院に國手の診察を受けしが後、地を轉じて銚子の海岸に靜養する所あり、藥石と滋養品とあらゆる手段を盡して、一度以前の健康に歸さんと焦慮したるも、消化機能を侵せる病の、食を採ること甚だ難ければ、衰弱は日に日に加はり、六月の候、一時危篤に陷入りたり。然るに越えて七月廿七八日の頃、舊友安川藥劑師、偶々大阪より來りて氏を訪ひ、氏が空しく死を待ちつつあるものの如くなるを見て、痛く之を愁ひ、往いて之を橋本醫學博士にはかり、博士が獨逸留學中、硫酸セリドニアを用ゐて、該病に効ありしを見たりと云ふを力に、東京は元より横濱、神戸、大阪とあらゆる輸出入商、藥種商等が店舗についてその有無を尋ね、國內にその之無きよりして遂に電報もて之を獨逸に注文し、又た一方には之れと同一の特効あり

とせる白屈菜を得て水製越幾斯つくることに奔走し、專ら笠井藥劑師これに盡力し多くの日子を費して採取したる右の植物を東京製藥會社に托し、水製越幾斯となさしめ、辛うじて廿日ばかりの服量を得、之を飲用せる折柄、二ケ月目にして獨逸に注文の硫酸セリドニア到來したれば、爰に一同愁眉を開き、氏も大に歡喜して其の服用を怠らざりしに、天か命かそれよりして半月を出でざる十月卅日、午後十一時十五分、世人は氏が病蓐を出でゝ再びその纖麗の筆を弄するの日を待ちつつ心々に其の平癒を祈れるものを、何事ぞ無慈悲の死は氏を彼の國へ誘ひ、また歸らぬ人とはなし了んぬ。

氏の將に永眠せんとするや、家人等を其の枕頭に招き、一家の事を遺言するに先立ち、硫酸セリドニアが胃癌に特効ありと云ふが、方今刀圭界の問題となり居るやに聞けば、我死せん後は、遺骸を大學病院に送り宜しく解剖に附すべし、かくてこれが有効なることを確むるを得んか、これ啻に尾崎德太郎一個の名譽のみならず、わが刀圭界の大なる發見なり、請う之を忘るゝ勿れと。乃ち家人等は其の遺命に鑑み、本日大學病院に氏の遺骸を解剖し、明二日午前八時青山墓地に佛式を以て葬る、實に氏の如きは死して猶世に致す所多きものと云ふべし、惜い哉。

（東京日日新聞第九六三二號、明治三十六年十一月一日）

日露戰爭の準備と緊急勅令の發布

（明治三十六年十二月三十日）

○緊急勅令の發布

昨日の臨時樞密院會議に於て緊急勅令を可決したる由は本紙に報じ置きたるが同夜官報號外を以て他の勅令と共に左の通り公布せられたり

財政上必要處分の件

朕樞密院の諮詢を經て帝國憲法第七十條に依る財政上必要處分の件を裁可し玆に之を公布せしむ

御名　御璽

明治三十六年十二月二十八日

各大臣副書

勅令第二百九十一號

第一條　軍備補充に要する經費支辨の爲め政府は一時借入金

を爲し特別會計に屬する資金を繰替使用し及國庫債券を發行することを得

第二條　京釜鐵道株式會社の線路工事速成に必要なる資金の調達に便宜を與ふる爲め政府は同會社の發行する債券に對し元利支拂の保證を爲すことを得

前項に依り保證すべき債券は額面一千萬圓を限り其の利子は一ケ年六分以下とし其の元金は三ケ年据置爾後五ケ年以内に償還すべきものとす

第三條　京釜鐵道株式會社に於て工事を速成する爲特に要すべき費用の補償として政府は同會社に對し百七十五萬圓を補助することを得但し已むを得ざる事由により其の金額を以て本項の費用を償ふこと能はざる場合を生じたる時は仍ち四十五萬圓以内を補助することを得

前項補助金を以て補償すべき費用の支拂に關しては特に詳細なる監督規定を設くるものとす

第一項により補助すべき百七十五萬圓の財源に充つる爲め政府一時借入金をなすことを得

第四條　第一條及第三條の場合に於て一時借入金又は國庫債券に附すべき利子は一箇年六分以下とし償還期限は一時借入金に在りては二箇年以內、國庫債券に在りては五箇年以內とす

國庫債券に關しては前項に規定するものの外整理公債條例を適用す

（東京日日新聞第九六八四號、明治三十六年十二月三十日）



日露國交斷絶せしも（明治三十七年二月十一日）
ニコライ主教日本を去らず

六日小村外務大臣は露國公使ローゼン男と會見し最後の通告を與ふると共に在留露國臣民特にニコライ主教の進止に就き注意する所あり、主教にして此際退去するの意あらんか、帝國政府は固より十分の便宜を與ふ可く若又留止する意志あらば共に十分の保護を與ふべしとの意を通じたり、同公使は乃ちニコライ主教に對して其の好意を傳へ且主教の決心如何を尋ねたるに主教は翌七日午後一時より教會所職員及び主なる信徒を招集して會議を開き席上主教は涙を揮ひつつ日本語を以て左の如く演說せり。

余及び余の親善なる教友諸君が熱心に祈願したる日露兩國の平和は上帝に嘉納せられず兩國は今や干戈を執りて上帝の前に立つべき運命を與へられたり、事甚だ痛嘆すべしと雖も、亦已むを得ざるなり。

此の場合に於て諸君は熱心且誠實に日本帝國の勝利を希望せらるべし、是れ日本皇帝陛下の臣民として當に然るべき所とす、余はツワカールの臣民なり、此の戰がツワカールの勝利に期せん事を希ふの情なきにあらずと雖も、余が一人の希望の爲に諸君の希望を犧牲にするを背理なりとし之を爲すに忍びず、余は暫く戰爭の勝敗を度外に置くべし、勝敗は上帝の正しき批判を以て義者の勝利、不義者の敗北を裁定せらるゝことを疑はず。

余は四十餘年の間上帝の眷愛と日本皇帝陛下の高恩とに依つて群疑の間に一身を全うし終始上帝の使役に服するを得たるを幸福とす、今や日本帝國政府は余が進止に就いて特殊の注意を加へらる、余に於て過分の事たり、余は余の一身が既に現世の使役を終つて上帝の前に歸るべき重要なる期限に近づける事を思念す、余の生涯は夙に上帝に捧げたり、諸君にして余の此國に留るを諸君の幸福に害なしとせらるゝ以上は毫も此の國を去るの念を生ずる能はず。

諸君よ、余が死期に近き老軀の爲に慮る勿れ、上帝の爲に慮れ、日本皇帝陛下の爲に慮れ、而して諸君自身の爲に任意に慮り余が進止に決定を與へよ、余が一身は上帝に捧げたり、上帝は決して諸君の幸福を妨ぐるを喜ばざるなり。

と辭色謹嚴、聲涙共に下るの慨ありき、之に對して會衆は異口同音に主教の留止は帝國の利益と信徒の幸福とに妨けなき事を答へたれば主教は喜色面に溢れ、此に留止の決心を爲し諸般の議事を終るや直ちに車を命じ警官の護衛を受けて露國公使館に赴きローゼン男に退去せざる旨を復答し信徒總代は其翌日内務及び警視廳に出頭して教會及び主教の保護について上申する所ありたり。

（大阪朝日新聞第七八九四號、明治三十七年二月十一日）

日露戰爭の發端　（明治三十七年二月十三日）

露帝の宣戰詔勅

二月十日公示せられたる露國皇帝の詔勅は如左

朕ガ忠實ナル臣民ニ左ノ事ヲ宣ス

朕ガ旨トスル平和ヲ維持スルノ目的ヲ以テ朕ハ東洋ニ於ケル靜謐ヲ鞏固ナラシムルニ全力ヲ盡シタリ此平和ノ目的ヲ以テ朕ハ韓國ノ事體ニ關シ兩帝國間ニ現存スル協約ヲ改訂セントノ日本政府ノ提議ニ對シ同意ヲ與ヘタリ然ルニ現問題ニ就キ開カレタル商議ハ未タ終了セサルニ日本ハ朕カ政府ノ最近ノ回答ニ於テナシタル提議ニ接スルヲ待タスシテ露國トノ商議及外交干係ノ斷絶ヲ知照シ來レリ

此ノ外交干係ノ斷絶ハ即事行動ノ開始ヲ意味スルノ豫告ヲ與フルコトナクシテ日本政府ハ其水雷艇ヲシテ旅順口碇泊ノ外側ニアリタル朕カ艦隊ヲ突然襲撃セシメタリ朕カ太守ヨリ此報告ニ接スルヤ朕ハ直チニ干戈ヲ以テ日本ノ挑戰ニ應スヘキヲ命シタリ　朕ハ此決意ヲナスニ當リ上帝ノ救護ヲ祈ル朕ノ臣民ガ其祖國ヲ防護スル爲メ皆齊シク起テ朕ノ命ニ應スヘキヲ疑ハス朕ハ偏ニ朕ノ名譽タル陸海軍カ上帝ノ加護ヲ祈ル

（日本第五二二一號、明治三十七年二月十三日）

○

露の外交斷絶顛末公表

露國政府は本月二十日再び日本に對する外交關係の斷絶及び戰鬪開始の顛末を公表し日本最後の提案は一月十六日を以て接受したること並に之に對する露國の執りたる處置を說き及ぼし最後の外交關係の斷絶は決して戰鬪開始を意味するものにあらずと說き且日本は本月十一日に至り始めて宣戰を公

布したるものなれば本月八日の夜半、同九日、十日を以て露國軍艦及び商船に對し不法の攻撃を加へたるは國際法に背きたる行爲なりと論斷せる由

（大阪朝日新聞第七九〇八號、明治三十七年二月二十六日）

○

議會召集の詔勅

本日左の詔勅を發せられたり

朕軍國の急務に關し議會の協贊を望むものあり玆に期に先ち三月十八日を以て臨時帝國議會を東京に召集し十日を以て會期と爲す事を命ず百僚臣庶其れ朕が意を體せよ

御名　御璽

明治三十七年三月二日

各大臣副書

（大阪朝日新聞第七九一四號、明治三十七年三月三日）

○

日本政府の主張

露國政府は二月十八日及二十日を以て公表したる信報に於て日本は平和の維持に眷々たりし露國の不意に乘じ詐術を以て奇勝を博したるものと誣ひ外交關係の斷絶は決して對敵行爲の開始を以て目すべきものにあらず、且つ日本は二月十一日に至りて初めて宣戰を公布したるも八日以來露國軍艦及び商船に對し不法極まる攻撃を加へ國際法の原則に背戻せる行爲を敢てしたりと云へり

然れども露國が衷心平和を愛するに念なかりしは彼の徹頭徹尾妥協の精神を以て日本の交渉に應ぜず曠日彌久徒に時局を遷延し而して一方に於て海陸の軍備を擴張するに汲々たりしを以て容易に之を窺知するを得べし、試に昨年四月第二回滿州徹兵期に際し露國が其の約束を履行せざりし以來極東に於ける軍備增大の實を示さんに

增遣軍艦

		噸數
戰鬪艦	三	三八、四八八
裝甲巡洋艦	一	七、七二六
巡洋艦	五	二六、四一七
驅逐艦	七	二、四五〇
砲艦	一	一、三三四

水雷敷設艦	二	六、〇〇〇
合　計	一九	八二、四一五

此外尙露國は驅逐艦の組成材料を鐵路旅順に送りて急速其組合せに從事し既に竣工せるもの七隻あり、又義勇艦隊汽船二隻を烏港に於て武裝して軍艦旗を掲揚せり

加之露は更に戰鬪艦一隻、巡洋艦二隻、驅逐艦七隻、及び水雷艇四隻（此噸數合計三萬七百四十噸）を増遣し既に東洋に向つて航行中なりし故に之を合すれば露國の増遣艦隊は無慮十一萬三千噸に上る可し

増派陸兵

露國は昨年六月二十九日西比利亞鐵道輸送試驗の口實の下にチタに向ひ歩兵二旅團砲兵二大隊騎兵輜重兵各若干を送りたるを始めとし陸續兵隊を極東に輸送し本年二月上旬迄には此兵數既に四萬餘に達し尙必要の場合には二十萬餘の兵員を増遣すべき計畫を爲し居たり、之と同時に露國は旅順、浦鹽兩軍港の砲壘增築に晝夜を分たず工事を急ぎ琿春、遼陽其他の要地にも砲壘を修築し義勇隊及び西比利亞鐵道に依りて盛に兵器彈藥を極東に輸送し十月中旬に於て既に野戰病院を備

載せる十四輌の列車は大至急本國を出發せり知るべし露國は毫も妥協に意なく專ら武力を以て日本を屈從せんと企圖したるものなるを。

露國の軍事的活動は本年一月下旬より二月に入りて益々急潮に赴き一月二十一日には旅順大連より歩兵約二大隊、砲兵若干を韓國北境に送り同二十八日にはアレキセーフ總督は鴨綠江附近にある露國軍隊に向つて作戰命令を下し二月一日には烏拉西堡軍港知事は本國政府の命令に依り何時にても戒嚴令を布き得るに至りたるを以て在留日本人はハバロフスクへ退去の準備を爲さんことを在同所日本貿易事務官に要求し旅順に於ける露國軍艦の有力なるものは修繕中に屬す一戰艦を除くの外は悉く外海に出で其陸兵は遼陽より陸續鴨綠江方面へ向つて進發せり、誰か露國に戰備なく又戰意なしと云ふ者ぞ、日本は事態切迫此上一日の猶豫を容さざるを以て終に止むを得ず其無用に屬する談判を斷絕し自衞の爲に必要の處置を執るに決せり、故に戰爭を挑發したるの責は日本にあらずして却て專ら露國にあり且其れ日本は二月六日に於て露國と懸案の談判を絕了し露國の爲に侵害を蒙れる地歩を防護し且

其利權を擁護する爲め自ら最良と思惟する獨立の行動を執るべきこと並に外交關係を斷絕し公使館を撤退する旨を露國に通告せり、獨立の行動は一切を意味す敵對行爲の開始固より其中に在り假りに露國に於て之を解すること能はざりしとするも日本は露國に代りて誤解の責に任ずべきの理由なきことは勿論なり、將又宣戰公布は敵對行爲開始の必要條件にあらざること國際法學者の悉く一致する所にして現に近時の戰爭に於ては宣戰公布は交戰開始後に於てするを其常とせり、故に日本の行動は國際法上に於ても毫も非難さるべき點あることなく況や其非難の露國より來るに於ては寧ろ頗る奇とせざるべからず、何となれば露國自ら宣戰の布告を爲さずして直に戰鬪行爲を行ひたる事は其證極めて乏しからざるのみならず千八百八年に於ては實に外交關係の斷絕前に於て芬蘭に出兵したればなり

（大阪朝日新聞第七九一四號、明治三十七年三月三日）

九連城の占領

（明治三十七年五月三日）

昨曉猛烈なる砲火を交へ堅强なる敵兵をして沈默せしめ我步兵虎山を占領す、今曉我全軍展開約二里の延長に及び猛進して頑强なる抵抗を受けたるに拘らず午前八時五十分敵壘七箇所を陷し入れ大砲八門を分捕す、我兵九連城に入るや直に敵を追擊し三面挾擊砲兵陣地に突貫して大砲二十門を分捕す又將校十名下士以下無數を捕虜となせり、敵の軍團長及び師團長も負傷せりと、我兵の死傷約五百名敵の損害甚だ多し

○九連城占領公報

五月一日午後十一時二十分黑木大將發電五月二日午前四時三十分大本營着

敵は九連城西北高地に於て再び抵抗を試みしも午後一時五十分より退却を始め、軍の右翼隊は大樓房中央隊は蛤蟇塘左翼隊は安東縣に向ひ又軍の總線豫備隊は遼陽街道を前進し午後八時軍は安東縣より老古溝を經て梨樹溝に亘る線を占領し次に蛤蟆塘附近に於て三面より敵を包圍し激烈なる戰鬪の後砲二十門馬匹車輛等悉皆將校二十餘名下士卒多數を捕虜となせり、我に抵抗せし敵は狙擊步兵第三師團の全部及び同第六師團の第二十二、第二十四聯隊とミシチエン

コの騎兵旅團の砲約四十門、機關銃八門にして鳳凰城方面に敗走せり、我軍の死傷は多くも將校以下七百ならん目下取調中

戰利品は速射砲廿八門小銃及び彈藥等多數あり、我砲兵の效力は頗る偉大にして捕虜將校の言に據れば昨今兩日の交戰に於て敵の軍團長ザスリツチ、師團長カシタリンスキーは共に負傷し其他捕虜の騎兵中佐の言に據れば敵の死傷は八百以上なりと云ふ

摩耶艦は午前十時より安東縣下流に至り敵の砲兵と約三十五分激戰の後之を退却せしめ午後二時龍巖浦に歸れり。

當軍司令部は午後五時三十分九連城に至る、殿下以下各將校極めて元氣なり軍隊の士氣大に振ふ以上不取敢報告す、

（大阪朝日新聞第七九七三號、明治三十七年五月三日）

常陸丸と佐渡丸の遭難

（明治三十七年六月十七日）

非常の慘烈

▲六月十六日大本營着電、沖島今川主計發

佐渡丸は十五日午前十時玄海沖にて敵艦三隻の砲擊を受け其の結果戰鬪員は敵艦に來れ非常戰鬪員は本船を去れとの申込を受け遭難者約七十名此地に漂着せり糧食なし

▲六月十六日大本營着電留守第十二師團司令部發

昨十五日常陸丸長門沖附近にて敵艦に擊沈せられ乘組員の一人池隅勇吉（？）漁船に救はれ頭部に彈片の擦傷を負ひ山口縣阿武郡椿郷東分村に在りて治療中の報告今着す

▲六月十六日大本營着電、在小倉遭難者發昨午前十時二十分玄海灘にて我佐渡丸及び常陸丸とも露艦四隻に砲擊せられ我佐渡丸、常陸丸とも敵の水雷に午後三時沈沒され佐渡丸船長其他捕留されたり、百名餘は武內中佐の命に據り端艇にて遁れ當市に着く

▲六月十六日大本營着電、留守第十二師團司令部發

佐渡丸に乘込みたる平崎陸軍技手以下十六名（內輜重輸卒一名を含む）漁船に救はれ十六日午後零時四十分無事小倉に着す、又同船乘組員にして漁船に救はれしもの約三十名ある筈なるも目下何れに在るや不明

常陸丸乘組員三十名許救はれ若松に着せり

▲十六日午後零時八分六連島發通信に依れば遭難兵約三十名同地に上陸せりと

▲六月十六日大本營着電、門司發

土佐丸は常陸丸の遭難者三十七名を乘せ午後二時門司着委細取調中

又汽船にて目下遭難地附近を捜索中なり

▲六月十六日午後大本營着電、在門司吉澤大尉報告

土佐丸は六連島にて常陸丸生存者三十七名を救助して入港す軍曹田所總松二等卒藤澤虎市及び火夫山瀬辰次郎の報告に據れば常陸丸は十五日午前十時半頃敵艦三隻に追はれ全速力にて前進す、敵は初め空砲を放ち引續き實彈にて連續急射撃し死傷するもの多し、此際彈藥庫を開く間もなかりしが敵艦は更に接近し側面より急射撃をなし汽罐破裂し乘組者死傷する者多し、第三艙より發火し藤澤二等卒は分隊長長沼里伍長の命に依り聯隊旗を保護せんとせしに聯隊長須知中佐は既に軍旗を燒き旗竿を碎き折られて爾等は海上を泳ぎ歸りて此旨を報ぜよと命ぜられしが砲彈肩に當りて戰死せらる、將校の大部は割腹又は短銃にて自殺す、某中隊長は海に投じ此間端艇を卸す間もなく船長事務長海に投ず、監督將校戰死せり、二等運轉手自殺し敵は更に第三の急射撃を爲し全く沈沒せり、浪高く敵艦の行動不明なれども前方に在りし佐渡丸は西北に向つて進行せり、其後一艘の漁船にて三十七名救助せられ六連島に着き土佐丸に救はる、沈沒の際尙一隻の端艇あり三十名許り乘居れる樣なれども行先知らず救助せられたるは田所軍曹外兵三十四名、火夫一船人夫一人なり（内輕傷十二名、稍重傷一）土佐丸にて宇品に遣る。

（昨日第三號外再錄）

▲門司電報▼

○汽船遭難談　既記日の丸船長談の洩れしを補はんに日の丸は午前十一時二十分頃白島を距る二十浬の所にて敵艦の常陸丸及び佐渡丸を砲撃しつつあるを目撃す、本船は早速上級船員を招集して非常準備を命じ乘込多衆の甲板に上るを禁ぜしめ筑前大島に向つて全速力を以て逃走す、然るに本船の後より來る畿内、金澤、膽振等の危險に頻する事を慮り敵艦現出危險の信號を揭ぐ金澤丸之を認めて他方に走り

しも膽振丸信號を認めず尙前進するより本船は更に迂回して同船に信號を通じ共に逸走す、日の丸の全速力は十一浬にて陸地より十五浬を離れたれば二十浬以上の敵艦直に追擊し來らば最も危かりしが本船は煙筒を赤く塗りし故淸國招商局の汽船と認めけん追擊迄に稍時間を費せし爲辛うじて逃れたり、此時自分等並に乘込の重立つ人々は萬一の場合には潔く自盡し乘客船員は成し得る限り逃れしむる覺悟にて準備を整へたり、常陸丸を砲擊せしはロシーア若くはグロモボイにて先づ右舷砲より發射し尙左舷砲より擊ち然る後機關部を打たれ回轉しつゝ白煙濛々の間に沈沒せり、佐渡丸は常陸の位置より二浬左りに離れリユーリク及び砲艦一隻と軍艦らしき他の一隻とに圍まれ居るを見たり、以上の談に據れば擊沈せられしは全く常陸と佐渡の二船にて他の船は夫々各地に逃れしなり、今電話にて問合せしに幾內丸は博多灣に金澤丸は角島に逃れ皆無事なりと

○兩汽船の遭難者收容

常陸丸、佐渡丸の遭難者三十五名漁船にて六連島に着し恰も來合せたる土佐丸に收容せられて今當港に着せり、此內六連島に上陸せるらの一名あり（十六日午後零時五分發）

○和泉丸の行衞　一昨夜戰地より入港の豫定なる和泉丸未だ歸港せず同船の出帆後に解纜せる羽後丸が敵艦に遭遇せる程なるを以て各所に問合せたるも行衞不明なり（十六日發）

（大阪朝日新聞第八〇一八號、明治三十七年六月十七日）

○

常陸丸遭難者救助實況

常陸丸遭難者救助の情況を聞くに左の如し、山口縣萩の漁夫佐伯作松、田邊東一、森永追松外十五名のもの十五日三艘の漁舟に乘り玄海に漁業中筑前大島と沖島の間陸地より十二里許の沖合に於て頻りに悲鳴を叫ぶもの及び目標を掲けて漂流し居るものあるを發見し驚きて漕ぎつくれば其附近五十町許の間に多くは裸體の日本人約百三十名バランの破片、ブキ其他木片器物に取縋り又は艙口の蓋の上に坐して漂ひ多くは負傷して苦しみ既に溺死せるもあり、多數の馬匹又漂流し慘澹たる有樣なるより直に救助に着手せしが折しも南風强く雨激しく作業極めて困難なるより已に溺死せる者は其儘とし專ら生存者を助けて二艘は三十七名づゝ

一艘は六名を收容し人事不省の者は焚火に溫め粥を與へ各自衣服を脫ぎて之に着せ應急手當を施し孰れも蘇生せしめ得たり、此時數浬の遠方に一隻の軍艦を認めたれば漁夫等は日本軍艦と心得て一先づ同艦に救助を求めんとせるに遭難者驚きて敵艦なることを告げたるに因り初めて遭難の原因を知り死力を盡して六連島に向へり、時しも强風の爲、帆の應用出來難く錨を曳きつつ潮流に逆らひ非常の困難を冒して漸く十六日午前九時頃六連島に達せり、遭難現場は實に悲慘を極め將校らしきもの馬に跨り帽子は飛び去り左頰に砲創を受け人馬共に絕命せる儘漂流せるものありしと遭難者は帆の切れしもの、信號旗、毛布、漁夫の古法被杯を纏ひ又は日本刀を裸體に背負へるもあり、樣々の狀を現し人をして悲愴を覺えしむ

（大阪朝日新聞第八〇一九號、明治三十七年六月十八日）

○

常陸丸遭難顚末

六月十六日發（十七日夜着）

門司　大村琴花

記者曰、此通信は大村特派より十六日を以て電報せしものなれど何故にか本社には到達せず依て郵便のまゝ玆に之を揭ぐ

常陸丸の遭難者軍曹田所總松（茨城縣水戸市下市十丁目）以下下士二名兵士三十二名、火夫一名計三十五名は漁船にて今朝六連島に着し土佐丸に收容せられて歸る、孰れも重輕傷を負ひ居れり

田所軍曹以下の談に常陸丸は十五日午前十一時卅分沖の島の南少し西七八浬の所に達する時濃霧を排して二隻の露艦忽焉と現出しロシーア號は右舷リユーリクは左舷一千米突の距離に近接し來りて「止れ」と信號し、本船の將に停止せんとする一刹那兩艦より二十數發の砲彈を發射し爲に數十名の負傷者を出すに至る、斯くて敵艦は三四浬を走り沖の島の南五浬に在る他の二砲艦の位置に就きて徐々に本船の沈沒情況を觀察す、然るに發射彈中命中せるは四五發にて他は兩艦側に落下し損害甚だ少く本船の安全なる情態を認めロシーア號更に五百米突の距離に近づき約六十發の砲火を注ぎ再び前線に退きて觀望す、此砲擊に因て本船は機關部に三彈を受け船の進

行を停止せられしも尚沈沒するに至らず、是より先き敵艦の現出するや各兵士は輸送指揮官の命に依り孰れも其の居室に靜座して後命を竢てるが第一回の砲擊を受けて戰友に戰死者を出すや初めて甲板に上り第二回の砲擊に因りて到底爲すべからざるを覺悟し、海中に飛び込むものあり自刄の用意を整ふるもありしが聯隊長須知中佐(源次郎)は各將校に命ずるに馬糧其他の燃燒物を集め火を放ちて貴重品を燒却すべきを以てし大久保少尉の捧ぐる軍旗並に重要書類を始め苟くも敵手に委すべからざるものは悉く燒き捨て終りに自らピストルにて悲壯なる最期を遂ぐ、續いで山縣大隊長○○中隊長長尾中尉は軍刀にて割腹し○○中隊長橋本大尉以下各將校上級船員各兵士等ピストル並に軍刀を以て壯烈なる自盡をなすもの甚だ多し、海中に飛び込める者は死力を盡して游泳し傷けるは溺死す、然れども本船は容易に沈沒せざるを以てロシーア號更に二百米突に近付き來り、散彈約三百發を亂發して船內並に海中に浮べる兵士船員等を慘殺し甲板に屍山を築き海中一道の血潮を漲らす、其慘狀名狀すべきにあらず、敵は實に當初より我一兵も餘さじと虐殺を企てしなり、船の全く沈めるは午後二時半頃にして致命傷は艫部吃水線下に命中せる約十發なりしが敵の射擊は頗る猛烈にて第一回の砲擊に於て田所軍曹の部下十七名中八名は一彈の下に戰死し他は皆負傷す、軍曹は到底救ふべからざるを知れるも先づ自ら負傷者に繃帶して最後の決心を整ふ、然るに各武器は一所に整頓し置きたれば急卒の際自己の兵器を得難く自刄するに途なくして第二回砲擊の後海中に飛び込み頻りに死を急げるも死せず其中彈片飛び來りて右耳を掠め負傷せるが遂に溺死するに至らず、○○中隊長三島大尉亦等しく海中に在りしが余が言葉を掛けしに對し「モー致方がない」と云ひ終りて溺死せり、情況此の如くして敵艦は咫尺の間に迫りて亂射したれば我乘組員の殆ど全部は溺死に在らずして擊殺せられたるなり、一發の砲彈廿名を斃せる狀の猛烈なる、殊に機關部に命中せる際は實に二百名の死傷者を出せり、勇壯なる兵士は從容萬歲を高唱し船は盛なる萬歲聲裡に古今の恨を吞みて玄海の海底深く沈沒し了んぬ、而して乘員の全員悉く死傷して一人も捕虜となりしものなきは特に諒察を乞はざるべからず、船長英人ゼー、キヤンベル氏は最後まで船橋に在りて勇ましく其職務に精勵

し萬事休して事務長太田耕平氏と倶に船と運命を共にせり、本船沈沒の際前方約二浬の距離に多數の漁船あり余等三十五名は午後五時過ぎ一隻の漁船を得て漂着せるなるが他にも尚多少の漂着あるやも知れず、云々

火夫は山瀬辰次郎と云ふ。

（大阪朝日新聞第八〇一九號、明治三十七年六月十八日）

○

常陸丸監督山村海軍中佐の最期

新聞紙上常陸丸遭難事件の報は一再只ならざりしも海軍側の報告に至りては之を報告するもの少きは大々的遺憾と謂はざる可からず、予本日〇〇丸監督將校〇〇海軍中佐を某所に訪ひ談偶々此の事に及びしに中佐は感慨に堪へざるものの如く常陸丸監督將校海軍中佐山村彌四郎氏の最後に關し信號兵として同船に乘組み沈沒しながら萬死に一生を得たる海軍三等兵澁井長吉郎氏の直話を語りぬ、蓋し〇〇中佐と莫逆の友にして其最後を憂慮し澁井水兵を呼寄せて親しく調査したるものなり、されば其談頗る當時の實況を追想するに足るものあれば多少重復の點あるに拘はらず更に茲に報道することゝなしぬ（九日夜宇品にて通信部員）

六月十四日午後四時宇品出港翌十五日午前五時六連島に達し同七時頃より海上瓦斯生ず、夫より三時間にして（即ち十時頃）遙に敵艦らしきもの一隻を認め其後段々近寄りて四本煙筒を見たるに付扨は愈々敵艦ならんと直に佐渡丸に向け「怪しきもの見ゆ」と信號し本船は右に引返さんとせしに此の時更に敵艦二隻現はれ、敵は先づ佐渡丸に向つて砲撃したり、佐渡丸は覺悟する所ありけん停船したるが本船は全速力を以て逃延び陸近き處に乘附けんと企てたるに敵艦ロシーア驅走し來り本船を砲撃すること數回不幸にも其彈片は先づキャムベル船長の右足を傷けたれば海圖室の入口まで到りて倒れたり、是より先き監督將校山村海軍中佐は信號水兵澁井長吉郎藏本角之助の兩人に命じ秘密書類を其室より取出し燒棄てしめ之を了りて兩水兵は船橋に馳せ至りたるに船は進行を續け居たるも舵取も運轉手も居らず兎角する中に爆然中等の食堂と荷物室（小銃彈藥を積置きたる處）に敵彈命中し二箇所に火災起り船内愈々狼狽を極めたるが山村中佐は二水兵に向ひ方向其儘にて宜しき故に舵を取り居れと命じ澁井水兵は舵を取

り居りしに更に又輸送指揮官と事務長を呼び來れと命ぜられたるに據り兩官を伴ひ來りたるに中佐は兩官に向ひ事玆に至る最早致し方なし非戰鬪員は端艇にて逃れ行かるゝ丈け行く可く貴官等は共に一發なりとも敵に向ひ射撃を加ふべしと言ひ傳へぬ、輸送指揮官は部下將校に通告せんとて船內に下りたるが暫くすると我軍隊は射撃の用意をなし兵士は一同上甲板に出でたり、然れども已に船內火災熾に起りたれば其活動十分ならず輸送指揮官は再び船橋上に來り如何ともする能はざる旨を告げ下に降りたるが其後同官の死生は判然せず斯る時ウヰレヲリートルに當りたる彈片は凄じく四邊に散じ其一片中佐の胴中を抉りたり、中佐は憤然切齒重傷を堪へて雙眼鏡を取り尙も敵艦の行方を眺め決然として携へ居たる日本刀を拔き潔き自殺を遂げたり、此時二名の水兵は其傍に居たれば直に信號旗三旒を取出し之を中佐の死體に覆ひ二名は船と共に斃れん決心し自若尙も船內を奔走し居りしが此時海中に飛込みたるもの數百名あり、陸軍將校十余名は甲板上に自殺し二名の將校は船內に入りて端艇を卸さんことを協議したれども混雜中とて中々意の如くならず澁井水兵は艫に馳せ早速の場合とて無暗に一端艇を引張り出して之を投げ落し再び舊の將校自殺せし處に來りたるに、他の信號兵二名（澁井、藤本の外三木水平、內田平四郞在り）は行方知れずとなり死體累々として其邊一面酸鼻を極め何人の死體なるやを判別することすら能はず、其內に敵は本船の砲撃を中止して更に佐渡丸に向ひ佐渡丸は敵艦二隻にて取卷かれたり、此時本船に居殘れるは僅々二十名許りにて澁井水兵は一度甲板を下りたるに船內は死體を以て滿たされたり、其間二十五分間許りにしてロシーア號は再び來り右舷三百米突に接近し喇叭を吹き立て本船と相並ぶと同時に又々砲撃を初め本船は遂に百五十余の砲彈を受け殊に艫に當つて敵彈を受くること多かりしため漸次艫部より傾斜し凡そ三分間にして沈沒し了れり、澁井水兵は愈々沈沒するまで船中に在りしが此時船と共に水に入り一時人事不省となりしも何時しか浮上りて上着を脫ぎ捨て木片にしがみ附き十五分間も流され居る內に端艇一艘あるを認め（赤く塗りたるもの）之に泳ぎつきたるに六名乘居り又船緣に數名からみつき居たり、澁井水兵は此の端艇に乘込みたるも栓なき爲多量の海水浸入しければ服地を切り裂きて之につ

め折節流れ來りたる小桶を拾ひて其の水を汲み出し其より其附近に漂流せるもの四十餘名を救助したり、此端艇には舵も櫂もなければ止むなく流るゝまゝに打任せ居りたるに十五日夕より大雨となり益々艇内に水溜り且乘員の力盡きて一同心身共に疲れ死せる者の如くなりしが恰も十六日午前十時佐渡丸の側に流れつき不思議にも同船に乘移りて一命を拾ふことを得たり、當時敵彈の猛烈なりしことは今尚慄然たらしむるものありし、一發毎に十五六名を斃し、又陸軍下士一名は兵員を集め何か訓示する所ありしが遽然敵彈側面より來り鐵板（荷物を容るゝ所の手摺の如きもの）を破壞し其一團の兵員は一人も殘らず飛散りて手足を異にし鮮血は流れて川の如くなりしと云ふ。

（大阪朝日新聞第八〇四四號、明治三十七年七月十三日）

モルガン夫人お雪さん來る

（明治三十七年七月二日）

米國に往する日本人にて名高い者三人あり、第一は胃劑タカヂアスターゼの發見者理學博士高峰讓吉氏、其次は英文日本詩人野口米次郎氏にて、第三に數ふべきは藝妓の身から一躍して富豪家ジョージ、デニソン、モルガン氏の夫人となりし京都の加藤雪なりと云ふものあり、兎に角モルガンお雪の名は本紙にその消息を得る毎に掲載したるが米國にても話の種に持囃され金閣寺の寫眞を掲げてモルガンの別莊なりなど記せし新聞さへありたり、さてもその後モルガン夫人は本年二月二十九日横濱出帆に先立ち兄加藤音次郎に托し金五百圓を恤兵金として我社に託贈し首途に幾多の花を咲かして米國の人となりしが、昨今は夫婦携へて佛國巴里に旅行中五月三十日巴里發去月二十八日京都の或方に次の如き書信あり、酒は綠に燈紅き席にはべり客の心をはかり兼ねて機げん氣づまを取りながら絃歌を夜を晝になし國民と云ふことなどは念頭に微塵もなく醉生夢死に世を過ぐる境涯がガラリと變つてモルガン夫人となれば衣食足つて禮節を知ると云ふことを實にし愛國の心さへほのめかしたるぞ殊勝なれ

戰爭は追々はげしく相成候よし新聞にて日々承り居り大に日本が勝戰爭との事ゆゑ私事大に喜び居り候御承知の通り私の夫も仲々日本人好きの人に候ゆゑ日本の勝戰爭と聞き

ては祝杯を擧げ喜び居られ候又ニューヨークにて皆々の噂を承り候へば小さな日本を大きなロシアがいぢめる故日本は誠に〳〵氣の毒なれど國がちいさくてもロシアとは力もありて大に日本が勝ちゆゑ誠に〳〵目出度しと云ひ居られ候此事を聞き候て私事も誠に〳〵嬉しく候又我がニューヨークは日ましにあつさきびしく七月八月頃は大に暑さきびしきとの事故夫と共に五月十七日の出船にてパリスへ参り正月二十三日無事着致し候何分パリスに参り候てより日も淺く候ゆゑかれこれ致し居り候パリスにての模様は追て申上候云々

（大阪朝日新聞第八〇三三號、明治三十七年七月二日）

○

モルガン夫婦の出發

（親僧の訓戒、お雪の述懐）

此程より京都都ホテルに滯在せしモルガンお雪夫婦は既記の如く二十七日午後三時三十三分七條發急行列車にて出發の筈なりしも新調の衣裳の仕上都合に依り俄に時間を延ばして同夜八時六分發の急行列車に乘る事となりたり、さればホテルにて夕食を喫したる後午後七時三十分夫婦は召使のおとせ（お雪の實家に使はれしもの）を伴ふてホテル門前より御幌馬車に乘り三條通りを七條指して驅けさせたるが是より先夫婦出發の模樣を見んとて沿道より七條附近へ掛け多くの群集は午後三時頃より待ち受け居たるも俄に時間延びしと聞き一旦引取りて日暮頃より再び群集し殊に七條附近は人山を築きて其雜踏云はん方なかりしかば鹽小路署は特に數名の巡査を派して取締りたれども一時は通行止の有樣なりき、偖七時二十分頃モルガン夫婦の馬車は七條驛桝時計の下に着するやソレお雪よモルガンよと群集は一時に動搖めき騷ぐ中洋裝のモルガン氏は先づ下車し和服のお雪の手を取りて下車せしめ夫れより夫婦手を引きて一二等待合所に入りたり、其際見物の群集は乘車客に混じて待合所よりプラットホームへ立錐の余地もなく立並び中にも數百人は入場切符を買求めて改札口を潜り巡査の制止も聞かで押し合ひへし合ひ騷ぐ間にモルガン夫婦は巡査の盡力にて辛くも通路を開かれ待合所より改札口を經てプラットホームの西手に至り列車の着するを待ち受けぬ夫れと見るより群集は我一に夫婦の側に寄らんと大浪打つて

押し寄するを巡査は聲を嗄して制し居たるが軈て列車到着したれば、夫婦はおとせと共に貸切の寢臺車に入りたり、車窓外には米國ドクトル、ロビー氏を初め雛窓太夫、お松お清其他召使婦人及都ホテルの支配人以下數名、お雪の知人數十名見送りありしがお雪は車窓より面を現はし嫣然と笑ひながら一々叮嚀に挨拶しモルガンは又お雪の注意によりてプラツトホームに降り立ち雛窓、お松等に握手し暇を告げ再び乘車したる間もなく一聲の汽笛と共に列車は徐々と揺ぎ初めしかば見物の群集は覺えず一齊に拍手喝采し黑煙長く、列車の漸く闇の裡に沒したる後まで首を延ばして見送りたりといふ、此の夫婦は一旦横濱山下町十番地ドクトル、スミス氏方に落ちつき三十日午後同港解纜の汽船にて米國に渡航する豫定にて召使おとせは横濱まで見送りて歸る筈なりと云ふ。

偖お雪が出發の當日都ホテルの樓上に於て某と面會したる時結婚の事情に就いて涙と共に語りしといふ其の概要を漏れ聞くに、自分は嘗て新聞紙に記されし通り十四歳の時舞妓となり其以來多くの客に交はりしも誰一人として終生を委す程の信實なる人なく其中にて此人許りはと信じたるは屢々新聞紙に唄はれし山下春作實は熊本縣士族川上俊介氏なりき、自分は行末苦樂を共にするは此人のみぞと心の底まで打割つて深く未來を契り彼人も一生連添ふべしと誓はれたれば欺されるとは夢にも知らず女心の淺墓にも日一日と迷ひ入りて遂に自分の身を割きても學資を貢ぎ天晴れ良き夫に仕立てんと其後京都帝國大學に入れ一箇月數十圓の仕送り唯一度も滯らせず親兄弟の目を忍びては血を吐く思ひで貢ぐ中にも時々は余りの苦痛に堪へかね剃刀にて自殺せんとしたる事さへ二三度ありたり、恰も去る三十四年の五月頃初めてモルガン氏に招かれ米國の資産家と聞きて學資の苦しまぎれに口に任せて僞り欺き少からぬ金を貰ひ受けて右から左へ直さま彼人に仕送りたり、其後もモルガン氏の自分に意あるを幸ひ度々多額の金を乞ひ受けては辛くも學資を貢ぐ中俄に落籍話となり心中驚きて口には四萬圓と云ひ立てながら縱し其の金は積まるとも一旦彼人に委したる身何とて仇し男に連添ふべきかと堅く心の錠を緊め居たるに其の唯一の賴みとしたる川上氏は昨年目出度く大學を卒業して法學士の稱號を受けながら自分には一遍の報知もなく其まゝ京都を去りて何處にか姿を隱された

れば自分は盲目の杖を失ひし心地其處か此處かと尋ね廻りし末漸く居所を突き留めて約束の事を迫りたるに彼人は無情にもさる約束を結びし覺えなしと跳ねつけられ一時は悲嘆の余り寧ろ剃髮して尼にならんと或る禪僧の許へ驅けつけ自分の身の上を涙と共に打開けたるに禪僧は自分の不心得を痛く戒められ其は全く因果應報なり誠に思へ川上に貢ぎたる學資金は概ねモルガンの懷中より掠き取りたるならずや、謂はゞ其の金の中には人の怨恨を含めるものあり、其金にて望を遂せんとは淺墓なり愚鈍なりと種々の例を引きて深く戒められ自分も翻然悔悟する所あり、川上氏に對する怨恨も立所に消えて此上は懺悔の實を現はさんと心の底よりモルガン氏の厚意に從ひて斷然結婚する事に取極めたりと幾度か涙を拭ふて語りし由なり

（大阪朝日新聞第七八八三號、明治三十七年一月三十日）

旅順戰記の筆禍判決

（明治三十七年十月十二日）

旅順記事の判決文

本社被告事件公判は昨日の紙上に記せしが其判決文左の如し

判　決

愛知縣碧海郡刈屋町平民
東京市神田區佐柄木町廿一番地寄留
日本新聞社發行日本發行兼編輯人
小谷保太郎
二月生三十七年

右之者に對する軍事に關する新聞紙條例違犯被告事件に付當裁判所は檢事古森幹枝干與審理判決すること左の如し

主　文

被告を輕禁錮二月十五日に處す

事實及理由

被告は東京市神田區雉子町三十二番地日本新聞社發行日本の發行兼編輯人として明治三十七年十月三日同社發行日本第五千四百五十四號紙上に攻圍軍記と題し第二面より第六面に亘り旅順背面攻擊の戰況を掲げ其中從軍見聞記（一乃至四）なる標題の下に

月の十四日を〇〇〇に経過し十五日に至りて漸く戰線に近き〇〇〇に前進するを得たり云々

愈々〇〇〇は總攻擊なりと云ふに余等は猶戰に進むを得ざる乎云々

十九日よりは毎日腰辨當にて〇〇山に通うて觀戰の客となれり云々最も壯觀なりしは廿日の觀戰なりき云々十九日を以て初まりたる〇〇〇は廿四日迄に〇〇〇及び〇〇〇二〇〇を占領せしを一段落として我軍は更に新なる作業に從事することゝなれり云々、嗚呼我忠勇なる日本國の軍隊にあらずんば誰か一〇〇か〇〇する迄殊死奮戰するを得んや實に第〇〇〇及第〇〇〇〇〇の如きは上は〇〇〇より下は一兵卒に至る迄一人も〇すら〇〇若くは〇〇せりと言ふにあらずや云々

王家店に遊ぶなる標題の下に

〇月三日第九〇〇司令部配屬半井桃水君及他の二君余等を東房身に訪ひ來れり云々明れば四日の朝余は半井君の案内にて第九〇〇司令部に至らんとす云々四十分を經て王家店に着す山の半腹以下數十のテントあり半井君等一行及第九〇〇通譯官四五同じテントに居れり云々王家店より〇〇〇〇に至る道は第九師團付諸君呼んで危險街道と云ふ云々八里店に至り〇〇司令部に宮田參謀を訪ふ參謀余等をして其のテント内に延て第九〇〇八月廿六日より卅日に至る戰爭經過を語ること太だ詳なり蓋し第九〇〇は最も遲れて戰線に着きしも中央線として最も困難なる任務を負ひ大島將軍以下最も苦戰健鬪して能く其任務を全うせり云々此時我〇〇に對する敵は凹字形山より案子嶺の峠を經て兜山案子嶺の左斜面の一線を占めたり云々某砲兵中尉余等の爲めに砲臺の名を指示す盤龍山東舊砲臺あり盤龍山西舊砲臺あり盤龍山新砲臺あり東鷄冠山北砲臺あり東鷄冠山東南砲臺あり白銀砲臺あり白銀山舊砲臺あり二龍山砲臺あり柳樹山砲臺あり松樹山補備砲臺あり小案子山砲臺あり大案子山砲臺あり椅子山砲臺あり猶ほ一號より卅一號に至る三十一の無名砲臺あり合計四十六の砲臺而して是れ旅順の背面防禦の砲臺を擧げたるのみ而して我軍の占領せる〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇は余等の面前に見ゆるものにして敵の砲臺と指顧の中にあり云々

山嶺より見たる旅順背面の防備なる標題の下に
○月七日午前十時余等及外國通信員は今しも山東方の嶺に於て安原參謀より旅順背面砲臺の說明を聞きつゝあり云々勞律嘴砲臺よりズット離れて右に小なるは小孤山なり其前なるは大孤山なり、如何に是の二つの山は我攻圍線の背後を瞰制するの好地位にある乎を見ずや敵は初め是の山より我攻城工兵の作業を妨げたり白銀山新砲臺白銀山舊砲臺白銀山北砲臺其右に連れり我攻圍軍は此砲臺とは多く砲戰を交ゆることとなし蓋し海軍との關係上是砲臺は我攻擊正面に選ばざりし也云々眼前近く赤土の大なる砲臺は是れ二龍山砲臺にして其西なるは盤龍山東砲臺及西砲臺なり是れ我第○師團の占領せる砲臺なり之れに多くの線あらん是れ我軍が敵の砲火を防がん爲めに開ける濠路也云々黃金山の左東盤龍山舊砲臺の正面にある支那圍壁の後方にあるは望臺なるを知る可し云々是等一帶の高地に工事を施せり此鞍部に臼砲ありて我軍に垂直射擊を爲しつゝあり云々
從軍餘錄なる標題中爆裂彈を投ぜし勇士なる小題の下に
八月廿四日我軍某地點を攻擊するに當りて敵の抵抗頑強を極め我軍死傷頗る多く先頭部隊の工兵第○○隊の如きは殆ど一中隊を除すのみ云々
同上海軍陸戰隊の勇敢なる小題の下に
過日海軍の輕氣球を上げて敵狀を偵察せしめしが云々
同上左翼隊兩參謀の戰死なる小題の下に
多くの戰死者中左翼隊參謀堀田繭之坂井卯吉郎兩氏の戰死は殊に惜みても餘りありと云ふべし八月廿一日○○○の際左翼隊は某地點にありし司令部を○○○に移し又午後四時○○中將は石田參謀長及び堀田阪井の兩參謀を率る塹壕中に於てありしが云々
同上占領砲臺に上るなる小題の下に
余等は久しく此砲臺によりて親しく我軍苦戰の跡其守備の實況を見るに意ありき云々○○中將は今しも起き出でゝ髮を梳れり云々將軍の住居は卽ち六尺四方に板を並べ掩蓋を設けたるものゝみ云々坑路は雷光形を爲せり高サ六尺若くは四五尺廣サ四尺其低き所又は曲り目などには左右の敵砲臺あり肉眼にて見るに堪ゆべし云々上る幾何ならず篠田中尉の率ゐる一中隊居れり云々其居は穴の中にありと言はん

よりは墳墓の中云々歸途再び將軍を訪ふ將軍曰く諸君は其實見によりて如何に彼の砲臺占領の困難なりしかを知り得たるなるべし云々斯くて東砲臺は占領し得たるも當時西砲臺は未だ之を攻略する能はざりき云々廿二日二砲臺を占領するや云々兎も角も將來我作戰の基點たるべき〇〇を占領するを得たるは切めてもの慰籍とも云はざるべからず云々

敵の死命を制するなる標題の下に

〇〇〇午後一時〇〇〇に觀戰すべく宿舍を出づ蓋し〇〇〇余等が初めて此山に觀戰してより茲に一ヶ月の紀念日なると同時に〇〇より久しく幕を鎖されたる活劇は今日早天より再び中央隊及び右翼隊の方面四ヶ所の敵壘に於て演ぜらるゝを以てなり云々〇〇〇に上りし時は我砲火四角形の高地砲壘及び海角形の高地に集中せられつゝあり云々

四角形砲壘はクロパトキンが以て旅順防禦の最も重要なる地點とせるもの所謂クロパトキン砲壘即ち是れなり云々此砲壘占領の無形の價値も亦大なるを思ふべし云々

と記し旅順背面攻擊軍の行動其月日攻擊の方面之が統率將官其部隊之が司令部所在地損害の程度占領地點之が守備の設備等の軍機に關する事項及び白銀山砲臺の方面は海軍との關係上攻擊正面に選ばざりしと云ふが如き軍略に關する事實の豫め陸軍大臣の許可を得ずして之を掲載發行したるものなり

以上の事實に付被告が日本新聞社發行日本の發行人兼編輯人として前記の新聞紙上に右の記事を掲載發行したる事は當公廷に於て被告の自陳する所なるのみならず記錄添付の同新聞に被告を其發行兼編輯人と記し且右に符合する記事の掲載しあるを以て之により其事實を認むるに足る、而して其記事中從軍見聞記なる題下の事項は從軍者が初めて戰線に入つて觀戰したる時の事なることは其記載によつて明にして且敵の死命を制するなる題下に此山に觀戰してより茲に一ヶ月の紀念日云々の文句あれば之と對照し八月中の戰況を記せるものなることを知るに足り其文中當時總攻擊ありしことを示し同月十九日より廿四日迄に某地點を占領せるを一段落とし更に新なる作業に從ふ旨を掲けて以て軍の行動を表示し其末段に第〇〇〇及第〇〇〇の如きは云々一兵卒に至る迄一人も云々と記せるは一部隊の全滅を表

明するものと云ふ可く王家店に遊ぶなる題下には第九〇〇又は第九師團なる文字を掲げ大島將軍なる統率將官を表記しあれば第九師團の行動を示したるものと云ふべく從て文中八里店に至り〇〇司令部に云々と記するは同所に第九師團司令部の存在を明にするもの八月廿六日より卅日に至る戰爭經過を語る云々中央線として最も困難なる任務を負ひ云々は第九師團が右の月日中央隊として攻擊の行動を採る事實を公表するものと云ふ可く又前面各砲臺の名を揭げ我軍の占領せる所余等の面前に見ゆと記する如き其占領地點を推知せしむる記事と云はざるを得ず山巓より見たる旅順背面の防備なる題下には明に我軍が盤龍山東西砲臺を占領したること記し同所に濠路を開鑿せることを示す、大孤山小孤山の二山は我攻圍軍背後瞰制の好地位にあり望臺高地の鞍部にある敵の臼砲は良く我軍に垂直射擊を爲し得べき地位あることを明にせり、爆裂彈を投せし勇士なる題下に八月廿四日云々先頭部隊の工兵第〇〇隊の如きは殆ど一中隊を餘すのみと記せるは其の損害の程度を推知し得べき記事と云ふ可く海軍陸戰隊の勇敢なる題下に海軍の輕氣球を上げて敵狀を偵察せしめ云々と記せる陸戰隊の行動を掲げたるものにして左翼隊兩參謀の戰死なる題下に八月廿一日〇〇〇の際左翼隊は某地點にありし司令部を〇〇〇に移し云々と記せるは同日の攻擊に左翼隊も參與したることを示し〇〇中將は名田參謀長及堀田坂井の兩參謀を率ゐ云々と揭げたるは左翼隊の兵力を推知し得べき記事と云はざるを得ず、又占領砲臺に上る題下には其文中に明記する如く某砲臺占領後の情況を示し坑路の構造守備の設備を揭げ敵の死命を制すなる標題下に初めて此山に觀戰してより茲に一ケ月の紀念日云々再び中央隊及び右翼隊の方面四ケ所の砲壘に於て演ぜらるるを以てなり云々は前回攻擊後一月の後中央隊右翼隊の方面に攻擊の開始せしことを示すものにして所謂クロパトキン砲臺云々此砲臺占領の無形の價値も亦大なるを思ふべし云々と記したるは遂に同砲臺を占領したることを記載したるものと云ふべし、又山巓より見たる旅順背面の防備たる題下に白銀山砲臺の方面は海岸との關係上我攻擊正面に選ばざりし旨を記するは我策戰計畫の一端を表示する者と云はざるを得す、本件の記事中には如此き

事項あるに拘はらず被告は之を以て軍機軍略に關する事項にあらずと主張せり、然れども軍事上の設備兵力及び軍隊の行動にして其實情の公にして戰局に不利を來すべき事項の如きは機密に付すべきものにして之を軍機に關する事項と爲すべく又爾後の策戰計畫に關するものは總て之を軍略に關する事項と云はざるを得ず、而して旅順背面の攻擊未だ修了せざる今日にありては其攻擊軍の行動攻擊方面の部隊又其部隊を推知し得べき統率將官の氏名占領地點司令部所在地守備の設備損害の程度の如きは其の範圍にして須らく機密に付すべき軍機に屬し某方面は攻擊の正面と爲さずと云ふ如きは策戰計畫の一端を示すものにして軍略に關する事項と云ふ可ければ右に摘示したる本件記事は軍機軍略に關する事項と認めざるを得ず、然るに被告が豫め陸軍大臣の許可を得ずして之を掲載發行したることは當公廷に於て被告の自陳する所なるのみならず陸軍省副官林太郎の告發書に之を以て本年一月五日の陸軍省令及新聞紙條例に違犯するものとし告發する旨の記載あるを以て其事實を認むるに足る、而して被告は前に同新聞紙上に旅順背面攻擊上の軍機に關する事項を掲載して新聞紙條例違犯の處分を受けたることは當公廷に於て被告の自陳する處なるに拘はらず尙右の如き旅順背面攻擊上の軍機軍略に關し數項の事項を爆露し且右攻圍軍記なる記事の冒頭に檢閲官なるもの丶所謂禁許の範圍の程度を問はしむ答辯頗る茫漠なれども稍々得る所あり故に其意を忖度して左に其數端を錄すと記せるは法律上の解釋等を顧みず一個の私見による軍機軍略なる意義に基き之が掲載を爲したる者にして單に過失に止まらず其情從て輕からざるものと認め右各證憑及被告の陳述相待て判示の事實に認定す

之を法律に照すに被告の所爲は明治三十七年陸軍省令第一號に違犯し新聞紙條例第二十二條第三十一條に該當するを以て右適條刑罰範圍內に於て其刑を量定し主文の如く評決したり

明治三十七年十月八日東京地方裁判所第一刑事部公廷に於て宣告

東京地方裁判所第一刑事部

裁判所判事　今村恭太郎

判事　二部正次郎

判事　岡　敬　治
裁判所書記　並　河　忠　雄

右原本に據り此謄本を作るものなり

明治三十七年十月十一日

於前同所裁判所書記　大　道　經　安

（日本第五四六三號、明治三十七年十月十二日）

乃木大將とステッセルの會見

（明治三十八年一月十七日）

會見所へ急ぐス將軍

今五日午前十一時、乃木大將は第三軍司令官の資格を以てせず、大將一個人として降將ステッセル氏に會見せらるゝ由傳へ聞き子は九時過ぎに宿舍を出で水師營へ急いだが、關廟址に至る頃、早やス將軍の參謀長レース及び二人の副官と衞兵十餘人を從へて會見所へ來るに出會つた

○兩將軍の握手

ス將軍は肥大にして、風采大に揚り、悠然月毛の駒に跨つたところ、天晴れの武者振と見た、少しく後れて乃木大將、伊知地參謀長、松村副官、川上俊彦氏は馬を馳せて到着したが、兩將軍初めて顏を合はせ握手された一刹那、胸に湧いた感慨は如何であつたらうか。

○會　見　席

會見の席次は、兩將軍相並び、乃木大將の次に伊知地參謀長、ス將軍の傍にレース參謀長、乃木大將の前は川上書記官伊知地參謀長の前は安原參謀、ス將軍の前は其の副官、レース參謀長の前は參謀副官、卓子長は渡邊管理部長にして、程なく會食は始まつた。

○會食、談話

ス將軍は先づ乃木大將に向ひ、極めて熱心に日本軍の勇敢を賞讃した、此時レ參謀長は、乃木大將が南山以來其二子を喪はれた事を語り出すと、大將は莞爾として兒等の戰死したのは余が最も滿足する所であると答へられた、ス將軍は容貌に無限の感慨を表はして、閣下の極めて潔き心は、神明に均し余は是以上申述る言葉を知らぬと云つて弔した。參謀は又

今朝貴國軍隊の旅順に入るのを望見したが秩序整然として少しも亂れず、其の儀容の正しい事は敬服の至りであると、お世辭氣なしに心から稱揚し且つ氏は開城後、支那人等亂入し貴軍から贈つた所の糧食をすら盜み去るが最早露軍の力を以て制止する事も出來ぬ、此上は一時も早く貴軍の入城を乞ふと述べた。

○ス將軍の乘馬と鞍

最後に乃木大將はス將軍に對し、其乘馬を賞められた所、彼は純粹のアラビヤ產、余が愛馬であると答へて頗る自慢の體に見えた、重ねて乃木大將は其の鞍を賞められた時、ス將軍は大に喜び、覺えず椅子を立上り、余は今一つ英國製の頗る良品を貯へ居るゆゑ閣下に呈したいと云つたが、乃木大將は手を振つて、英國製は望ましからず、貴國特有の鞍ならば一具申受けたしと答へ、然らば後日造らせて必ず呈せんと約束した、さて愈々別れる時、中庭に乘馬を牽かせ、ス將軍之に乘つて號令を掛くるや否、馬はよく聞き分て、ガロツプの舞踏に合ふ調子を踏んで喝釆を博し、午後一時廿五分、參謀長以下と共に旅順港を指して立歸つた。ス將軍の乘馬はいかさま駿足と見えたから一葉寫眞に取つて置いた。

（大阪朝日新聞第八二三七號、明治三十八年一月十七日）

露都革命の巷と化す（明治三十八年一月二十五日）

露都革命後報（二十三日上海經由）

今朝コサツク兵及び其他の軍隊は警備の爲冬宮に向ひしが市街の各所には一隊百五十名より成る騎兵及び歩兵の分屯するを見たり。尤も砲兵隊のみは隱れて出でざりき。

而して特に此の警備をなしたるは一萬五千人の罷工社ネヴア河畔の工場を出發して冬宮に向ひたるによれり

然るに罷工者は途中軍隊に抑められ遂に其の銃火によりて擊退されたり

之れより爭鬪各所に擴がりニコラス橋は歩兵及びウランスコザツク兵の爲めに通行を遮らる

罷工者は兵士に訴へて其同胞を射擊する勿らんことを請ひ歩兵は銃を捨てたるも其他は依然發火を續けたり

露帝は尙ザースコエ、セロ宮に在り

勞働者は今や狂せるが如く鐵條網を張り電信柱を倒し、柵

壁を築き、武器を執り以て軍隊に抵抗する準備に取掛れり、而して全市到る處鬪爭あり、僧正ガポンは負傷し多くの婦女小兒或は死し或は傷けり、婦女の悲鳴、男子の怒號、凄愴悲慘の狀殆んど筆紙に盡し難く斯くて全市は今や革命の渦中に在り、氣遣はしきは今夜恐るべき大慘事の起らんことなり、暴徒は既にバシリスランドに二つの柵壁を造り軍隊の射擊數回なるに拘はらず頑強に抵抗を試みつゝあり、ネウスキー、プロスペクト（大街道）に於ても亦柵壁を築かんとし、各階級の人民悉く燃ゆるが如く若干の將校は負傷して暴徒の手に捕はれ帶劍エポレットを奪はる、こゝに於て負傷者運搬臺は致る所繁忙を極めつゝあり。

（萬朝報第四〇九四號、明治三十八年一月二十五日）

姦商大倉組の贈賄政策

（明治三十八年二月七日）

姦商大倉組

大倉組とは云ふ迄もなく御用商人大倉喜八郎の主宰する一商團なり、此の一商團に不正の事少からざるは吾人の殆んど聞くに飽く所なるも、最近に議會に提出せられたる三十四、三十五兩年度の決算の內容を閱するに及んで益々其の甚だしきもの有るに驚かざるを得ず。

北海道上川衛戍地陸軍兵營官衙等の建築事業に關し、本來は競爭入札の方法に依りて經營すべきものを、名を運輸交通の不便に假りて隨意契約をなしたるのみならず、其の工費を以て他の師團若くは附近各官廳の工事費に比するに、少くとも三割以上、多きは殆んど三倍の高價に達し、之が爲に國庫に少からざる損失を蒙らしめたることは既に細說したるが如し、此の不當の事實に就いては流石に議會も看過し難しと感じたりと見え、今正に其の審査に從事しつゝありと云へり、審査の結果、果して如何なる斷案を下すべきやは素り未た知るべからざるも、要するに我が歲計運用上の一大非違として嚴に其の罪責を糺彈せざるべからざるものたるを疑はず、而して斯る一大非違を醸すに至りたるものは姦邪貪慾なる關係當局者と大倉組とにして、大倉組は實に其の一切の工事を請負ひたるなり。

軍馬補充部釧路支部の建築工事費も亦不當の高價なり、乃

ち其の農具庫及び追込厩舍の建物坪當り單價について見るに東北地方に於ける他の支部の工事費は十圓乃至十三圓餘なるに、獨り釧路支部の工費は二十三圓餘を要し、他の支部に比して約二倍の高價に當れり、加之釧路支部工事の丸太材を以て北海道廳鐵道部釧路出張所の用材に比するに總べて高價にして甚だしきは數倍に上るものあり、而して此の工事の請負に任じたる者は亦實に大倉組なり。

上川衞戍地なる歩兵第二十八聯隊兵舍一棟外二廉の火災復舊工事費は「短期間に完成を要し、又材料の供給、職工の傭役等は之を內地に仰ぐ者なるを以て相當の資產を有する正當請負者に非れば到底目的を遂行し難し、且つ旭川は漸次發達の情況にあるも一の小市街に過ぎずして尙交通不便を免れず」と云ふを口實とし、競爭入札の方法を排し、隨意契約に依りて大倉組の請負に附したるものなり、然れども會計審査院の實地調査に依れば、該工事請負の適任者は必ずしも大倉組に限らざるのみならず、上川衞戍地は當時既に交通の不便の地と認むる事を得ず、隨ひて該工事を隨意契約となしたるは會計法の正文に違背したる不當の處置なりと云ふ、當局者が大倉組を目して「正當請負者」と見做す事、既に沙汰の限りなれど、法律の正文を蹂躙してまで之に工事を請負はしむるに至りては更に其の腐れ緣の深きに愕然たらざるを得ず。

第二師團經理部の支出に係る干草五千七百貫の代價は、虛構の事實に對し支拂を爲したるものなり、乃ち騎兵第二聯隊糧食委員首座、陸軍騎兵大尉鹿野某が實際、干草の納入なきに恰も之を納入したるが如く裝ひて其の代價を支拂ひたるものなり、其の金額は僅かに三百九十九圓に過ぎざるも、此の如く事實を虛構して國帑を濫費するに至りては其の所爲眞に嚴譴に價ひせずや、而して關係當局者と課謀して斯る不法妄濫の處爲を敢てせしめたるものは亦實に例の大倉組なり。

以上は會計檢査院が三十四、三十五兩年度の決算に對する檢査報告に於て、現に大倉組の名を指摘せるもののみを擧げたるのみ、若し更に決算上に於ける違背事項の內容を一々精細に檢覈せば、大倉組の關係せるもの他にも少からざるやも知る可からず彼れは斯くして不正の利を貪り國民の膏血を絞りつつあるなり、關係當局者の放恣橫邪は別に之を咎むべきこと勿論なれど、姦商大倉組の如き亦實に國家の蠹賊として

之を誅戮せざる可からざるにあらずや。

殊に大倉組の姦邪貪慾、斯の如く顯著なるものあるに拘はらず依然「正當請負者」として今も尙ほ幾多の工事、事業を請負はしめて悔ひざる當局者の放慢に至りては更に深く之を糺彈するの價値ありと信ず、知らず、議會は之を問ふの意なきや。

（萬朝報第四一〇七號、明治三十八年二月七日）

○

姦商大倉組の貪りし不正の利

姦商大倉組が不正の毒手を揮ひて時の當局者を籠罩し、之と相結托して幾多工事の請負に不正の利を占めたることは去る七日の紙上に細說したるが如し、其の占め得たる不正の利が果して幾千に達すべきやを數ふるは、彼れの貪慾邪曲の如何に甚だしきかを一層的確に證明し、世人をして之に注意することを深からしむるの力あるべきなり。

大倉組の請負ひたる工事中其の最大なるものは北海道上川衛戍地陸軍兵營官衙等の建築事業なり、同事業は三十二年度より三十四年度に至る三ヶ年間の繼續事業にして之に投せし經費は三百八十五萬餘圓に達す、右の外三十五年度に入りて其の追加附屬の工事費として更に七十七萬餘圓を支出せしを以て、同事業に要せし費額は前後通じて四百六十二萬圓の上に出でたるなり、而して其の工費は既に指摘せる如く他の各師團若くは附近各官廳の工費よりも著しく高價にして同事業中の骨子とも云ふべき步兵隊兵舍の坪當り單價、並に步兵隊被服庫の坪當り單價の如き、之を他に比して少きも五割以上多きは殆んど三倍の多額に相當し、其他之に伴ふ幾多大小の工費も亦一として之に準せざるはなし、假りに其の中間を取り、同事業工費の全體を通じ他の工費よりも二倍の高價に要したりとするも、其の工費總額四百六十二萬圓の一半、乃ち二百三十一萬圓は全く奸商の詭詐瞞着に出でたる不當の支出に屬し夫れ丈は大倉組の懷中に入りたる譯なり

軍馬補充部釧路支部の建築工事も亦東北地方に於ける他の支部の工費に比すれば、約二倍の高價に相當す、而して釧路支部の建築工事費は殆んど十四萬圓に達するを以て其の一半七萬圓は不當の名目の下に濫費せられて、姦商大倉組の掌裡に歸するに至りたるなり

上川衛戍地なる兵步第二十八聯隊兵舎一棟外二廐の火災復舊工事費に就ては、他官廳の工費に對する比較にあらざるを以て明かに姦商の占め得たる不正の利を算出する能はざるも若し其の高價の割合、前二項に準ずべしとせば、同工事費四萬圓の一半乃ち二萬圓は亦大倉組の懷裡を利したるべきなり

第二師團騎兵第二聯隊に干草五千七百貫を納入したるごとく僞り裝ひて大倉組の受領したる不正の利は、會計檢査院の檢査報告にも見ゆる如く三百九十九圓なり、金額の上に於ては多く云ふに足らざるに似たるも、事實を虛構して國帑を竊盜せる心事に至りては眞に惛むべき限りなり

其他の事項は暫く置き、單に上の四項に就いて大倉組の占めたる不正の利を通算するも實に左の如く多大なり

(一)上川衛戍地陸軍兵營官衙等建築事業費に於て	二、三二〇、〇〇〇圓
(二)軍馬補充部釧路支部建築工事費に於て	七〇、〇〇〇
(三)步兵廿八聯隊兵舎火災復舊工事費に於て	二〇、〇〇〇
(四)干草五千七百貫納入僞裝に於て	三九九
合　計	二、四〇〇、三九九

見よ、見よ、二百四十萬圓の上に出づるにあらずや、勿論其の內には樞要の長上有司に贈賄せしも有らん、幾多の關係醜吏に分配せしもあらん、其の眞實、姦商大倉組の懷裡に殘留せしものは二分の一若くは三分の一に過ぎずとするも彼れは尙ほ之に依りて八十萬圓乃至百二十萬圓の巨利を獲得せしにあらずや、而して是れ單に以上の四項に就て得たるもののみ、他又別に年々不正の利を占むるの多き推して知るべきなり、嗚呼、邪曲貪慾彼れの如き奸商に依然として幾多の工事々業を請負はしむる如き眞に盜人に鑰を假すと一般のみ、危險の限りなり、當局者が毫も之を悔ひざる、抑も何の心ぞや

（萬朝報第四一一一號、明治三十八年二月十一日）

日本海海戰火蓋切らる

（明治三十八年六月一日）

大海報第百十二號

日本海々戰に關する聯合艦隊司令長官報告

▲其の四　五月三十日午後着電

五月二十七日午後より翌二十八日に渉り沖の島附近より欝陵島附近迄の海戰を日本海々戰と呼稱す

▲其の五　五月三十日午後着電

聯合艦隊の大部は先に電報したる如く一昨二十八日リヤンコールド島附近に於て敗殘戰艦隊の主力を包圍攻擊して其の降服を受け追擊を休止し之が處分に從事中午後三時頃更に南西方面に敵艦アドミラル、ウシヤコフの北走するを發見し、磐手、八雲は直に之を追擊し先づ降服を勸告せしも敵之に應ぜざりし故午後六時過ぎ止むを得ず之を擊沈し其の生存者三百余名を救助收容せり、又午後五時北西に敵艦ドミトリ、ドンスコイを發見し第四艦隊及第二驅逐艦之を追窮し日沒に至るまで猛烈に砲擊せしも擊沈するに至らず夜に入り第二驅逐隊も之を襲擊し其の結果不明なりしも昨朝に至り第二驅逐艦はドミトリ、ドンスコイの欝陵島の東南岸に擱座するを發見し目下春日と共に其の處分中なり、又漣は一昨二十八日夕刻欝陵島の南方に於て敵の驅逐艦ビエドウヰツチを捕獲せり、同艦には二十七日の戰鬪中沈沒したる敵の旗艦クニヤージ、スワロフより敵艦隊司令長官ロジエスロウエンスキー中將、エンクイレスト少將及び幕僚以下八十余名移乘し居りしを以て悉く之を捕虜とせり、右兩將官は共に重傷なり、又千歳は一昨二十八日朝北航の途上敵の驅逐艦一隻を發見して之を擊沈し新高及び叢雲は同日正午頃竹邊灣附近にて敵の驅逐艦一隻を擊破して擱岸せしめたりとの報告に接せり

今迄に得たる諸報告及俘虜の言を綜合するに二十七日より二十八日に渉れる戰鬪に於て擊沈し得たる敵艦はクニヤージ、スワロフ。アレキサンドル三世。ボロヂノ。ドミトリ、ドンスコイ。アドミラル、ナヒモフ。ウラジミル、モノマフゼムチユーグ。アドミラル、ウシヤコフ。假裝巡洋艦一隻驅逐艦三隻にして、捕獲艦はニコライ一世。アリヨール。アドミラル、アプラキシン。アドミラル、セニヤウイン。ヴエトロナの五隻なり

尙俘虜の言に據れば敵の戰艦オスラビヤは二十七日午後三時頃大破の爲沈沒し又ナパリンも沈沒し居ると云ふ、其の外第三艦隊は同日日沒頃敵艦アルマーズが進退の自由を失

ひ將に沈沒せんとするを目撃せしと云ふも暫く疑を存し未だ報告に接せざるも二十七日日沒後より決行したる我驅逐隊水雷艇隊襲撃の成果と共に之を後日に調査報告せんとす
我が艦隊小艦艇の損害に就ては未だ詳細の報告に接せざるも本職の視界内に在りし者は一も大破したるものなく孰れも尙作戰任務に從事しつつあり、死傷も未だ調査の暇なきも第一戰隊に於て將校以下四百余名あり
依仁親王殿下は御無事に在らせらる、三須司令官は二十七日の海戰に輕傷せり

▲其の六　五月三十日午後着電

オスラビヤ(戰艦)ナバリン(戰艦)の沈沒は確實ならず
明治三十八年五月三十日大本營海軍幕僚

備　考

戰艦シソイベリーキー又二十八日午前沈沒せるの確報に接せり故に敵の損害を計算する事左の如し

撃沈

▲戰艦

クニヤジー、スワロフ	(一三、五一六噸)
インペラートル、アレキサンダー第三世	(一三、五一六噸)
ボロヂノ・	(一三、五一六噸)
オスラビヤ	(一二、七七四噸)
シソイベリーキー	(一〇、四〇〇噸)
ナヷリン	(一〇、二〇六噸)
▲巡洋艦	
アドミラル、ナヒモフ	(八、五二四噸)
ドミトリ、ドンスコイ	(六、二〇〇噸)
ウラジミル、モノマフ	(五、五九三噸)
スエトラナ	(三、七二七噸)
ゼムチユーグ	(三、一〇三噸)
▲海防艦	
アドミラル、ウシヤコフ	(四、一二六噸)
▲特務艦	
カムチヤツカ	(七、二〇七噸)
イリチツシユ	(七、五〇七噸)
▲驅逐艦	
三隻	

捕獲

▲戰艦

アリヨール　（一三、五一六噸）

インペラートル、ニコライ第一世（九、五九四噸）

▲海防艦

ゲネラルアドミラル、アプラキシン（四、一二六）

アドミラル、セニヤウイン　（四、九六〇噸）

▲驅逐艦

ビエドウキツチ　（三五〇噸）

即ち之を艦種に區別すれば左の如し

	擊沈	捕獲	計
戰艦	六	二	八
巡洋艦	五	〇	五
海防艦	一	二	三
特務艦	二	〇	二
驅逐艦	三	一	四
合計	一七	五	二二

噸數合計　十五萬三千四百十一噸

右の外巡洋艦アルマーズは擊沈の疑ひあり

俘虜　中將ロゼストウエンスキー▲少將ニエボガトフ

▲少將ニンクイスト以下三千余名

記者曰く運命未詳の敵提督はフエルケルザーム少將一人となれり

●全捷の挨拶

東郷大將より海軍大臣及び軍令部長への電報左の如し

敵の第二第三艦隊の主力は殆ど全滅せしに付き御安心ありたし

右に對し山本海軍大臣伊藤軍令部長は連名にて左の通り聯合艦隊司令長官へ祝電を發したり

敵國が苦心經營して東航せしめたる第二第三艦隊は其の勢力侮るべからざるものあり、各將卒皆十分の覺悟を以て善と雌雄を爭はんと欲する者に似たりしが貴艦隊は去る二十七日終に是れと會して未曾有の激戰を爲し勇進奮鬪彼れの艦隊をして混亂潰裂に陷らしめ其の艦艇の殆ど全部を擊沈捕獲したるのみならず其の主將を擒にしたるの報告に接し邦家の爲誠に感激に堪へず玆に滿腔の熱誠を捧げて恭々し

く大元帥陛下の御威徳を稱し奉りて皇軍の大捷を祝し長日月に渉れる閣下初め將卒一同の戰勞を謝すと同時に此の海戰に際して生じたる死傷者に對し深き同情を表す。

（大阪朝日新聞第八三五八號、明治三十八年六月一日）

○

大海戰公報

大海報第百十九號

東郷聯合艦隊司令長官

日本海戰鬪詳報

天佑と神助に依り我聯合艦隊は五月廿七八日敵の第二、第三艦隊と日本海に戰ふて遂に之を擊滅するを得たり、初め敵艦隊の南洋に出現するや上命に基き當隊は豫め之を近海に邀擊するの計畫を定め朝鮮海峽に全力を集中して徐ろに敵の北行を待ちしが敵は一時安南沿岸に寄泊したる後漸次北航し來りしを以て其の近海に致達すべき數日前より豫定の如く數隻の哨艦を南方警戒線に配布し可戰列部隊は一切の準備を整へ直に出陣し得る姿勢を持し各て其根據地に泊在せり、俄前二十七日午前五時に至り南方哨艦の一隻信濃丸の無線電信は「敵艦隊二百三地點に見ゆ敵は東水道に航行するものの如し」と警報し全軍勇躍直に發動し各部隊は豫定の部署に準じて對敵行動を開始せり、午前七時内方警戒線の左翼哨艦たりし和泉亦敵艦隊を發見して、敵既に宇久島の北西二十五海里の地點に達し北東に航進するを報じ巡洋艦隊（片岡中將直率）東郷（正路）戰隊、續いて出羽戰隊も午前十時、十一時の交、壹岐、對馬の間に於て敵と接觸し爾後沖之島附近に至る迄此等の諸隊は時々敵の砲擊を受けしも始終能く之と接觸を保持し詳に時々刻々の情狀を電報せしかば此日海上濛氣深く展望五海里以外に及ばざりしも數十海里を隔つる敵影恰も眼界にあるが如く未だ敵を見ざる前旣に敵の前列部隊は其の第二、第三艦隊の勢力にして特務艦船約七隻を伴ふこと敵の前衛は二列縱陣にして其の主力は右翼列の先頭に占位し特務艦船は後尾に續行せる事、又敵の速力は約十二浬にして尙北東に航進せる事等を知り本職は之に依り我が主力を以て午後二時頃沖之島附近に敵を押へ先づ其の左翼列先頭より擊破せんとする心算を立つるを得たり

主力隊（主力艦隊、東郷大將直率）裝甲巡洋艦隊（上村中將直率）瓜生戰隊及び各驅逐隊は正午頃既に沖之島北方約十海里に達し敵の左側に出でんが爲更に西方に針路を取りしが午後一時三十分頃出羽戰隊、巡洋艦隊及び東郷（正路）戰隊等も敵と接觸を保ちつつ、相前後して漸次に來り合し同一時四十五分に至り正に我が左舷南方數海里に於て敵影を發見せり、敵は豫期の如く其の右翼列先頭にボロヂノ型戰艦四隻の主力戰隊を置きオスラビヤ、シソイウエリキー、ナワリン、ナヒモフより成る一隊左翼列の先頭に占位しニコライ一世外海防艦三隻より成る一隊之に次ぎゼムチユーグ、イズムルードの二艦は兩列の間に介立して前方を警戒せるもの〻如く尙其の後方濛氣の裡にオレグ、オーロラ以下三等巡洋艦一隊、ドミトリ、ドンスコイ、ウラジミル、モノマフ其他特務艦船等西部に方りて連線航續せるを仄かに認むるを得たり

玆に於て全軍に戰闘開始を命じ一時五十五分視界內にある我が全艦隊に對し

皇國の興廢此の一戰に在り、各員一層奮勵努力せよ

と信號を揭揚せり、而して主戰艦隊は少時南西に向首し敵と反抗通過すると見せしが午後二時五分急に東に現れ其の正面を變じて斜に敵の先頭を壓迫し裝甲巡洋艦隊も續行して其の後に連り出羽戰隊、瓜生戰隊、巡洋艦隊及東郷（正路）戰隊は豫定戰策に準じ何れも南下して敵の後尾を衝けり、之を當日戰闘開始の際に於ける彼我の大勢とす

主力隊の戰況

敵の先頭部隊は主力艦隊の壓迫を受けて稍其の右舷に轉舵し午後二時八分彼れより砲火を開始せしが我は暫く之に堪へて射距離六千米突に入るに及び猛烈に敵の兩戰闘艦に砲火を集中せり、敵は是が爲益々東南に撃壓せらる〻もの〻如く其の左右兩列共に漸次東方に轉針し自然不規則なる單縱陣を形成して我れと並行の姿勢を取り其の左翼列の戰闘艦たりしオスラビヤの如きは須臾にして撃破せられ大火災を起して戰列より脫せり、此の時に方り裝甲巡洋艦も既に悉く主戰艦隊の後方に列し我が全隊の掩撃砲火は發射距離短縮と共に益々顯著なる效果を呈し敵の旗艦クニャージ、スワロフ、二番艦皇帝アレキサンドル三世も大火災に罹り

戰列を離れ敵の陣形彌々亂れ後續の諸艦又火災に罹るもの多く其の騰煙西風に靡きて直に海上一面を掩ひ濛氣と共に全く敵を包み主戰艦の如きは爲に一時射擊を中止せるの狀況なり、又我が軍に於ても各艦多少の損害を被り淺間の如きは後部水線に近く三彈を受けて舵機を損し且浸水甚だしく一時止むを得ず落伍せしが幾ばくもなく修理を爲して再び戰列に入れり、是れ午後二時四十五分前後に於ける彼我の戰況にして勝敗は此の間に決せり、我が主力は斯の如く敵を南方に壓し煙霧の裡敵を發見する毎に緩除に之を砲擊しつゝ午後三時頃には既に敵の前路に出で稍南東に航進し居たりし敵は俄に北方に向首し我が後尾を廻りて北走せんとするが如きを以て主戰艦隊は急に左十六點に一齊回頭し日進を嚮導として北西に向ひ裝甲巡洋艦隊も其の通路を過ぎたる後正面を變じて之に續き再び敵を南方に壓し之を猛射し午後三時七分敵艦ゼムチューグは裝甲巡洋艦隊の後方に突進し來りしも遂に我が砲火に據り多大の損害を蒙り已に戰鬪力を失ひたり、オスラビヤも同時十分沈沒し孤立せしクニヤージ、スワロウは益々退避して其の一檣二煙突を失ひ全艦炎焰に包まれて操縱する事能はず困憊せる自余の敵艦も更に多大の損害を受けつつ又針路を東方に取れり、是に於て主戰艦隊も亦一齊に右十六點に回首し裝甲巡洋艦之に次ぎ逃ぐるを追ふて益々敗敵を掩擊し時々機を見て水雷發射をも試み午後四時四十五分頃に至る迄主隊の戰鬪に就ては別に著しき現象なく始終敵を南方に壓して砲擊を繼續したるに過ぎず

此間壯烈の事蹟として特記すべきは千早及び廣瀨(順太郎)驅逐隊が午後三時四十分の頃鈴木(貫太郎)驅逐隊が午後四時四十五分頃敵の敗艦スワロウに對して勇敢なる水雷攻擊を決行したる事にて前者の奏功は確實ならざしも後者より發せる一水雷は敵艦左舷後部に命中し須臾にして艦體十度計り傾斜するを見たり、此の兩回の襲擊中廣瀨驅逐隊の不知火及び鈴木驅逐隊の朝潮は接近敵艦より猛射せられ共に一彈を受けて一時危險に陷りしも幸にして遂に無事なるを得たり

午後四時四十分の頃に至り敵は北方に血路を開くを斷念せしにや漸次南方に向つて逃走するもの丶如く依つて我が主

隊は装甲巡洋艦を先頭とし之を追撃せしが少時にして遂に敵影を煙霧の裡に失して南下する事約八海里、行く〳〵我が右方に離散彷徨せる敵の二等巡洋艦以下特務艦船等を縱射し午後五時三十分主戰艦隊は再び進路を北方に取りて敵の主力を認め装甲巡洋艦隊は南西方に折れて敵の巡洋艦に迫りしも日沒に至るまで此兩戰隊は分離して各別の行動を取り復相見る能はざりき

主戰艦隊は午後五時四十分の頃其の左方近距離に在りし敵の特務艦ウラルに一撃を加へて直に之を撃沈し尚北方に索敵し進航せる際艦首左舷に當り敵主力殘艦約六隻の一群は北東に向ひ逃走しつゝあるを發見し直に近づき之と並行戰を開始し漸次敵の前方に出で其先頭を撃壓せしかば敵は初め北東の進路を取りしも次第に西方に突出し遂には北西に航進するに至れり、此の並行戰は午後六時より日沒まで連續し敵は大破の餘り其の兵力減少せるに反し我が沈着なる襲撃は益々其の威力を逞しアレキサンドル三世と見えたる敵艦は早く列外に出でゝ後方に落伍し先頭に占位せずボロヂノ型戰艦は午後六時四十分頃より大火災を起し七時二十三分に至り俄然白煙に包まれて瞬時に沈沒せり、蓋し火災の彈藥庫に及びしならんか、又當時南方に在りて敵の巡洋艦隊を北方に追撃しつつありし装甲巡洋艦隊の諸艦は既に傾斜して進退自由ならざるボロヂノ型戰艦一隻が午後七時七分敵艦ナヒモフの側に來り遂に轉覆沈沒せるを目撃せり、後日浮虜の言に依り是れ即ちアレキサンドル第三世にして主戰艦隊の見たるものはボロヂノなりしを知るを得たり

此の時夕陽既に舂き我が驅逐艦と水雷艇隊は東南北の三面より漸次に敵に迫り既に襲撃準備の姿勢を取れるを以て主戰艦隊は次第に敵に對する壓迫を緩めて日沒（午後七時二十八分）と共に東方に轉進し同時に本職は龍田をして「全軍北航して明朝鬱島に集合す可し」と傳令せしめ茲に同日の晝戰を結了せり

出羽瓜生戰隊巡洋艦隊及び東郷（正路）戰隊の戰況

午後二時戰鬪開始の命下に出羽、瓜生戰隊、巡洋艦隊及び東郷戰隊は何れも我が主力艦隊と分離し敵を左舷に見て反

航南下し豫定戰略に準じ敵の後尾に占位せる特務部隊オレグ及びオーロラ、スウエトラナ、アルコーズ、ドミトリドンスコイ、ウラジミルモノマフ等の巡洋艦とを脅威迫撃せり、出羽、瓜生戰隊は終始共同聯繫して午後二時四十五分より先づ敵の巡洋艦隊に對して反抗戰を開始し漸次敵の後尾を掩撃して其の右方に出で更に並航戰を試み爾後優速力を利用し機宜我が正面を變じて或は敵の左に現れ又は其の右に廻り攻撃を持續せること約三十分にして敵の後方部隊は漸次に動搖潰亂し其の特務艦船の如きは遂に右往左往して爲す所を知らざるの醜態に陷れり、此の間午後三時過る頃オーロラと見えたる敵艦單獨敵中より突進し來りしも我が猛射に多大の損害を負ふて撃退せられ又午後三時四十分頃突撃し來りたる敵の驅逐艦三隻も爲す所なくして撃壞せられたり

出羽、瓜生戰隊協力攻撃の功果は午後四時の交に及んで著しく發展し敵の後方部隊は全く潰亂して箇々分裂し其の諸艦船皆多少の損害を受けたるもの丶如く特務艦船中には既に操縱の自在を缺くものあるを見るに至れり

瓜生戰隊は午後四時二十分頃三檣二煙突を有する敵の特務艦船一隻(或はアナジールならんか)一方に孤立するを認め直に近いて之を撃沈し尋で四檣一煙突の特務艦船(或はイルチツシユならんか)を猛射して殆んど之を撃破せり、其の頃より巡洋艦隊、東郷戰隊も來り加はり出羽、瓜生戰隊と協同して共に潰亂せる敵の巡洋艦及び特務艦船を掩撃しつつありしが午後四時四十分の頃北方より我が主隊に撃壓せられたる敵の戰艦(或は海防艦)四隻南下し來りて其の巡洋艦に合力せしかば瓜生戰隊、巡洋艦隊の如きは少時近距離に於て之と對戰するの苦境に陷り何れも多少の損害を受けしも幸ひ大ならざる事を得たり、是れより先き出羽戰隊の旗艦笠置は其の左舷炭庫水線下に一彈を蒙りしが爾來浸水漸く增加し其の應急策の爲波靜かなる所に行くの已むを得ざるに至り出羽司令官は自ら笠置千歲を率ひ麾下の他艦は之を一時瓜生司令官の指揮下に屬せしめ午後六時油谷灣に赴き其の將旗を千歲に移し夜に入りて出港北行せしも笠置は修理に時間を要し遂に翌日の追撃に參加する能はざりし

又爪生戰隊の旗艦浪速も後部水線に敵彈を被り爲に午後五時十分頃同戰隊は一時避戰して其の損傷の應急修理を爲せり

此の時に方り敵は南北兩方面共に既に全軍潰亂滅裂の悲境にありしを以て午後五時三十分の頃裝甲巡洋艦隊が我が主艦と分離して此の方面に來り南方より敵の巡洋艦を追撃すると同事に敵は群を爲して悉く北方に遁走し爪生戰隊も共に之を追撃せしが其の途上に於て既に進退の自由を失せる敵の敗艦クニヤージスワロフ及び工作船カムチヤツカを發見し巡洋艦隊、東郷戰隊は直に其の撃滅に轉じ午後七時十分カムチヤツカを撃沈し尋で巡洋艦隊に隨伴せる藤本水雷艇は突進してクニヤージスワロフを襲撃す、同艦は尚艦尾の小砲一門を以て最後の抵抗を試みしも遂に我が水雷二發の下に沈沒せり、時に午後七時二十分なり、幾くもなく是れ等の諸戰隊は欝陵島集合の電令に接し何れも戰を止めて北東に向針せり

各驅逐隊及び水雷艇隊の戰況

二十七日の夜戰は晝戰の終結後各驅逐隊及び各水雷艇隊に依り猛烈果敢に開始せられたり

此の日朝來南西の強風波を揚ぐること高く小艇の操縱大に困難なるを認め本職の直率せし水雷艇隊の如きは戰鬪開始に先ち悉く三浦灣に避泊せし程にて夕刻に至りて風稍々凪ぎしも波靜まらず夜中の水雷攻撃は我に不利少からざりし狀況なりし、而も各驅逐隊及び水雷艇隊は其の夜襲の時機を失するを恐れ皆風濤を冒して日沒前に來り會し各々先を爭ふて敵にあたり藤本驅逐隊は北方より矢島驅逐隊及河瀬艇隊は北東より敵主力の先頭を壓し吉積驅逐隊は西方より廣瀨(順太郎)驅逐隊は南方より其の後尾に迫り福田(昌輝)大瀧、近藤(常松)青山、河田艇隊は南方より敵の主力部隊及び其の左後に並行せる巡洋艦の一群に追尾し日沒の頃次第に三面包圍の形勢を爲せり、敵は此の形勢に恐れたるにや日沒後倉皇南西に避け尚東方に奮進したるもの丶如く午後八時十五分矢島驅逐隊は第一撃を敵主力艦隊の先頭に加へたるを初めとして各驅逐隊、水雷艇隊一時に突進して敵の周圍に蝟集し午後十一時頃に至るまで連續激烈なる肉薄襲撃を決行したり、敵は日沒より探照砲火を以て極力防戰

せしも遂に此の攻擊に堪へず其の裂艦相失して四分五裂の狀態となり各血路を求めて任意に運動せしが我が襲擊隊の追躡と共に此の一場の大混戰を現出し少くも敵の戰艦レソイウエリキー、裝甲巡洋艦アドミラル、ナヒモフ及びモノマフの三隻は此間我が水雷に罹りて全く其の戰鬪航海力を失ひ又我が軍に於ても福田艇隊の第六十九號艇(驅逐艇)青山艇隊の第三十四號艇(驅逐艇)及び河田艇隊の第三十五號艇の三隻は襲擊の際敵彈の爲に擊沈せられ驅逐艦春雨、曉雷、夕霧並に水雷艇鷹及び第六十八號、第三十三號艇等は敵彈又は衝觸等の爲に多少の損害を蒙り一時戰鬪に參加し難く死傷も比較的少しとせず、就中福田、青山及河田艇隊の死傷最も多し、但沈沒水雷艇三隻の乘員は友艇、雁、第三十一號及び第六十一號艇に依り救助收容せられたり

後日俘虜の言を聞くに同夜水雷攻擊の猛烈なりしは殆んど言語に絕し我が艦艇連續肉薄したりしを以て其の應接に遑なく且其の距離餘りに近き爲備砲俯角の度を過ぎ照準する能はざりしと云ふ

前記のものゝ外鈴木(貫太郎)驅逐隊及び自餘の水雷艇隊は同夜他方面に索敵せしが鈴木驅逐隊は二十八日午前二時の頃韓埼の北微東約二十七海里の地點にて敵艦二隻の北走するを發見し直に之を襲擊し其の一隻を轟沈したり、後日生存俘虜の言に依れば轟沈されたる此の敵艦は戰艦ナヷリンにして同艦は兩舷に連續二發づつの水雷命中し少時にして沈沒せりと云ふ

爾餘の諸艦隊は終夜各方面を搜索せしも遂に得る所なかりしと云ふ

(大阪朝日新聞第八三七二號、明治三十八年六月十五日)

○

大海戰公報

二十八日の一般戰況

二十八日黎明前日來の濛氣拭ふが如く主戰艦隊、裝甲巡洋艦隊は既に鬱陵島の南方二十海里に達し爾餘の戰隊並に前後の襲擊を果したる各驅逐隊等も各航路を異にし順次後方より集合の途上に在り、午前九時二十分本職は敵の退路を遮斷する爲麾下巡洋艦隊を以て東西搜索列を張らしめんとする際、後方約六十海里に占位して北進しつつありし巡洋

艦隊は早くも敵を發見して東方に當り艦隊の煤煙數條あるを警報す、幾くもなく同戰隊は敵に近づき復報して曰く、「敵は戰艦四隻(後に至りて二隻は海防艦たるを知る)巡洋艦二隻より成り今北東に航進す」と是れ間はずして殘敵の主力たるや明かなり、是に於て主戰艦隊、裝甲巡洋艦隊は其の進路を反轉し東方に向ひて敵の前路を扼し東郷、瓜生戰隊も亦巡洋艦隊に合して敵の後方を抑へ午前十時三十分の頃竹の島南方約十八海里の地點に於て全く此の敵を包圍せり、敵は即ち戰艦ニコライ一世、アリヨール、海防艦ゼネラル、アドミラルアブラキシン、アドミラル、セニヤウイン及び巡洋艦イズムルードの五隻にして他の一隻の巡洋艦は遙に南方に後れて其の影を失す固り敗餘の敵艦既に多大の損傷を負へるのみならず我が優勢に抵抗し得べきに非ざれば、主戰艦隊、裝甲巡洋艦隊が先づ砲火を開くや須臾にして敵艦司令長官ネボガトフ少將は其の部下と共に降意を表し本職は特に其の將校以上に帶劍を許して之を受取りたり、然るに敵艦イズムルードのみは降伏に先だち快速力を以て南方に遁れ我が東郷戰隊に遮られて又東方に走れり

此の時油谷灣より歸航したる千歳も其の朝同處に於て敵の驅逐艦一隻を擊沈したる後此の地に來り會し直に轉じてイズムルードに追尾せしが遂に及ばずして之を北方に逸せり是れより先瓜生戰隊か北航の當初にある時午前七時の頃西北に一隻の敵影を發見し音羽、新高の一小隊を有馬音羽艦長の指揮下に之が擊滅の爲分派せしが同隊は午前九時に至りて漸く敵に近接し其の敵艦スウエトラナが一驅逐艦を伴ひたるを知り益々之を追尾し午前十一時六分竹邊灣沖に於て全くスウエトラナを擊沈し尚新高は此時來會せる驅逐艦叢雲と共に殘れる敵の驅逐艦ヴイストリーを追擊し午前十一時五十分遂に之を竹邊灣の北方約五海里の無夕灣に擱座破滅せしめたり、而して右二敵艦の生存諸員は我が特務艦亞米利加丸及春日丸に於て悉く救助收容せられたり

敵の降伏を受けたる聯合艦隊の大部は爾後尚此地附近に漂泊して敵艦四隻の捕獲處分に從事しつつありしが午後二時頃南方より敵艦アドミラルウシヤコフの來るを發見し磐手八雲の一隊は直に之に向ひ午後五時過其の南走するを追窮して先づ降伏を勸告せしも之に應ぜず却て彼より砲火を開

きしかば止むを得ず砲擊して遂に之を擊沈し、其の生存者約三百餘名を救助收容せり、又驅逐艦漣、陽炎は午後三時三十分の頃欝陵島の南西約四十海里に於て東方より遁走し來りたる敵の驅逐艦二隻を發見し極力之を北西に追躡し午後四時四十五分追窮して戰鬪を開始せしに敵の後續驅逐艦は白旗を揭げて降意を表せり、乃て漣は直ちに之を捕獲せしに其の驅逐艦はワニドウイにして敵艦隊司令長官ロゼストウエンスキー及び其の幕僚の移乘し居るを知り其の乘員と共に之を俘虜となせり、尙陽炎は他の驅逐艦を追擊して午後六時三十分に及びしも遂に之を北方に逸せり、又午後五時頃西方に索敵したる爪生戰隊及び矢島驅逐艦隊は敵艦ドミトリドンスコイの北走するを發見し之れを追尾して午後七時欝陵島の南約三十海里に到りし頃恰も好し竹邊灣方面より來會しつつありし音羽、新高の一隊並びに驅逐艦朝霧、白雲、吹雪等が既に西方より敵に迫り砲擊を開始し爪生戰隊と共に之を挾擊するの好地位を得て左右相挾ち日沒まで之を猛擊し殆ど敵を擊破したるも未だ擊沈するに至らずして終に夜に入り其の影を失せり、此の攻擊中止と共に吹雪及び矢島驅逐隊等連續之を襲擊す、其の效果不明なりしも翌朝に至りドミトリ、ドンスコイは欝陵島の東南岸に漂ひ終に沈沒したるを發見せり、而して同島に上陸したる其の生存者は春日、吹雪等にて救助收容せられたり

聯合艦隊の大部は北方追擊の戰果を收むるに汲々たる際南方連日の戰鬪に於ても又相應に殘獲ありたり

此の日早朝戰場掃除の任務を以て出發したる特務艦信濃丸臺南丸及び八幡丸は韓崎の北東約三十海里の地點にて敵艦シソイウエリキーが前夜の水雷攻擊に傷き將に沈沒せんとするを發見し之が捕獲の手續を了して其の乘員を救助し收容せり、而して該艦は午前十一時五分に沈沒せり、又驅逐艦不知火、特務艦佐渡丸も午前五時三十分頃對馬蚋崎の東方約五海里に於て敵艦アドミラル、ナヒモフが沈沒に垂んとするに會し續いて又敵艦ウラジミル、モーマフが著しく傾斜して其の附近に來るを發見し孰れも佐渡丸にて捕獲處分をなせしが二艦共に大破して浸水甚だしく終に其の乘員を救助し得たる午後前十時の交相前後して沈沒せり、此の時又敵の驅逐艦グローズヌイも其の附近に來りしが俄に北

方に遁逃せしを以て不知火は直に之を追撃して蔚山沖に至り午前十一時三十分頃水雷艇六十三號と協力攻撃し敵艦の沈默するに及んで之を捕獲し其の生存乘員を俘虜とせり、該艦も又大破し終に午前零時四十三分沈沒したり、其の他麾下砲艦、特務艦等にて前後戰場附近の沿岸等を捜索して救助收容し得たる擊沈敵艦の乘員尠からず戰利艦五隻の俘虜と合して其の數殆んど六千に達す

以上廿七日は午前五時廿七分頃より廿八日間に亘れる海戰の經過にして其後當隊の一部は尚遠く南方に敵を捜索せしも終に復其隻影を見ず、日本海を通過せんとせし敵の艦隊は約三十八隻にして我が擊滅又は捕獲に洩れたると認むるは巡洋艦、驅逐艦及特務艦各數隻に過ぎず、而して此の二日間の戰鬪に於て我が艦隊の失ひたる所は水雷艇三隻のみ其の他多少の損害を被りたるものあるも一として今後の役務に支障あるものなし、又死傷は全軍を通じて戰死將校以下百十六名、負傷五百三十八名にして其の細別は別に報告せるが如し

此の海戰に於ける敵の兵力は我れと大差あるに非ず、敵の將卒も又其の祖國の爲極力奮鬪したるを認む、而も我が聯合艦隊が克く勝を制して前記の如き奇績を收め得たるものは一に　天皇陛下の御稜威の致す所にして素より人爲の能くすべきに非ず、殊に我軍の連日死傷の僅少なりしは歷代神靈の呵護に因るものと信仰するの外なく先に敵に對し勇進敢戰したる麾下の將卒も皆其の成果を見るに及んで唯感激の極言ふ所を知らざるもの丶如し

備考　戰場に現はれたる敵艦船

戰艦八隻の內

六隻擊沈

クニヤズスワロウ

フレキサンダー三世

ボロヂノ

オスラビヤ

シソイベリキー

ナブアリン

二隻捕獲

アリヨール
ニコライ一世
巡洋艦九隻の内
四隻撃沈
アドミラルナヒモフ
ドミトリドンスコイ
ウラジミルモノモフ
スベトラナ
三隻マニラへ逃走抑留
オーロラ
オレグ
ゼムチユーグ
一隻鳥港へ逃入
アルマーズ
一隻ウラジミール灣へ逃走岩擱破壊
イズムルード
海防艦三隻の内
二隻捕獲

アプラキシン
セニヤーヴイン
一隻撃沈
ウシヤーコフ
驅逐艦九隻の内
一隻捕獲
ビエードヴイ
四隻撃沈
ヴヰヌイ
ヴヰストルイ
グロムスキー
外一隻
一隻上海へ逃入武装解除　ボードルイ
一隻上海へ遁逃の途損害の結果沈沒
ヴレスチヤスキー
一隻不明
一隻鳥港へ逃入　ヴラーヴイ
假装巡洋艦 [illegible]

一隻撃沈　ウラル
特務艦六隻の内
四隻撃沈
カムチヤツカ
イルチツシユ
アナスイリ
ルツシ
二隻上海へ逃入武装解除
コレヤン
スヴエリ
病院船二隻
抑留
アリヨール
カストロマー
内カストロマーは解放
合計三十八隻の内
二十隻　撃沈
五　隻　捕獲

二　隻　逃走後破壊若は沈沒
六　隻　逃走後抑留若は武装解除
一　隻　不明
二　隻　抑留（一隻解放）
二　隻　逃走

明治三十八年六月十四日大本營海軍幕僚
記者云、公報中に見ゆる地名解説左の如し
（二百三地點）　壹岐大島の附近
（宇久島）　五島と平戸島との中間
（沖の島）　長門海峽と對馬東水道との中間
（欝陵島）　即ち松島
（油谷灣）　長門萩と下の關との中間
（竹邊灣）　松島の西微南に對する韓國の一角
（竹　島）　即ちリアンコールド岩
（三浦灣）　對馬上下兩島間の東面
（韓　崎）　對馬の北端
（大阪朝日新聞第八三七二號、明治三十八年六月十五日）

號外　（二十日）

●伊藤侯に小村男　十九日首相邸に於ける元老會議の結果講和全權委員は伊藤侯小村男に決定し散會後桂首相は參內伏奏したり

●伊藤侯に內勅下る

德大寺內大臣は本日午後二時三十分　聖旨を銜み伊藤侯爵を官邸に訪問せり

（大阪朝日新聞第八三七八號、明治三十八年六月二十一日）

日本海大海戰の實況（明治三十八年六月十二日）

敵の波羅的艦隊が佛領安協の海岸を去りパツシ海峽を通過したる以來は杳として其消息を詳にせず隨つて其の遠く太平洋を迂廻して津輕海峽若くは宗谷海峽に出づる乎將た對馬海峽に出づるかを知る事を得ず、細心にして大膽なる古今の名將東鄉大將の如きも之に對する若干日間の苦心は實に察するに餘りあり、然るに臺灣の東方を航走して更に對馬海峽を指せる敵艦隊は其足手纏となるべき義勇艦隊の五隻を五月二十四日を以て吳淞に入らしめたるが故に其目的の對島海峽を強行通過するに在ること明白となれり、而して敵は我艦隊の宗谷、津輕兩海峽方面又は澎湖島附近等にも分割されありと信じたるものの如く縱し又大部は對馬海峽附近に在りとするも三笠は去年八月十日の海戰に損傷し尙船渠に修繕中なりと信じたるが如く其結果多少の犧牲を拂ひなど對馬海峽の强行通過實行し得らるべく殊に波羅的艦隊の精銳を集めたることゝて一戰能く日本艦隊の主力を覆滅し得べしと期したるに似たり、是に於て乎其の三十餘隻の艦隊は威風堂々對馬海峽に向ひ進み來る

翻つて日本艦隊の動靜を見よ、一度旅順の敵艦隊を全滅して以來闃として聞く所なきなり、國民は東鄉大將の何れに在りて上村、片岡兩中將の何にあるかを知らざるなり、而も國民が我艦隊に信賴するの强き深き東鄉大將等の所在を問はんともせず其結果として我艦隊の動靜の毫も敵に洩るゝものなく東鄉大將をして意のまゝに敵を押へ之を擊滅するの準備を爲さしむるを得たり、沈着なる國民の態度が我艦隊の成功に裨益したる蓋し少からずと謂ふべきか

○

我硝艦の行動

敵の波羅的艦隊は一進一止雲濤萬里の長程を航し漸く我對馬海峽に接近せんとせり、是に於て第三艦隊に屬する軍艦和泉は他の假裝巡洋艦と共に硝艦として五月二十六日より濟州島の遙かなる南方に航進し待ちに待ちたる珍客來るやと毫も注意を怠らざりしかど濛氣深きが爲め其目的を達せず遂には僚艦と相失するに至りしかば笠置千歲の兩艦は更に硝艦として臨時に增派さるゝに至れり、然るに海上風波非常に起り到底其任務に服する能はざるを以て和泉は同日五島に假泊し以て天候の定まるを待てり

五月二十七日天未だ明けず風漸く凪ぎて波浪亦前日の如くならざりければ和泉は午前三時三十分を以て五島の假泊地を發し奥島西方四十浬に達せんとしたる四時五十分頃更に南方に在る硝艦信濃川丸より無線電信にて「敵艦見ゆ」との報あり續いて「敵艦は對馬水道に向ふものゝ如し」との報あり。元來和泉は敵艦を發見せば之と接觸を保ちつつ漸次之を東方に誘致して以て本隊へ合すべき命を受け居たるにより此報を得ると同時に命令の如く行動せんと思ひしも信濃川丸の認めたる所果して敵艦なりや否やを詳にせず因て之を確めんと欲し敵艦隊の豫め取るべき進路を察し勉めて之に出會すべく進みたれど當日は濛氣尙昨の如く海面を鎖して視界九浬内外に達せず偵察極て困難なり、午前六時五十分前方遙に四五條の煤煙を認め更に最も近き距離に於て白色に塗る一隻の病院船を發見し尋で又其北方に當りて紛ふ方なき十五六隻の敵艦を望むを得たれど主力なるや否やは判然せず、而して其の明かに知り得たるは二本煙突のもの四隻三本煙突のもの一隻及び運送船病院船等のみ、因て之を旗艦三笠及び嚴島に報ず、之より和泉は敵と一萬米突内外の距離を保ちて絕えず敵と並行し午前八時頃八九千米突の距離となりし時敵艦隊を望視すればゼムチューグ型を先頭とし主戰艦を右翼列に劣勢艦を左翼列に他の特務艦を後方に置きて東方に航走す、是に於て敵の勢力陣形及び對馬海峽通過の目的等全く明確となりたるを以て直に之を旗艦三笠に報ぜり、三笠は報を待て和泉に命ずるに本隊に合すべきを以てしたれば之を致てせんには敵艦隊の先頭若くは後方を橫斷せざる可からず、是豈勢力微弱なる和泉の決行する所ならんや、恰もよし僚艦の假裝巡洋

艦敵艦と接觸を失し我第三艦隊司令長官より尙敵と接觸を保てとの命あり續いて又旗艦三笠より聯合艦隊は對州の北より東方に出で沖の島方向に行進すべしとの報ありたるを以て和泉は敵が對馬東水道を通過して我艦隊と砲火相見ゆるに至るの機を午後三時半なるべしと想定し其機に至るまで飽まで敵と接觸を保ち其間に於て敵の艦名陣形等を精査し砲戰開始と同時に本隊に合するの覺悟にて依然一萬乃至九千米突の距離を持續し敵艦隊と併行せり、而して此の時に於ける敵艦隊の速力は十節なりし

▲危い哉御用船

斯の如くにして和泉は敵と接觸を保ち針路を稍や東北に取り午後零時五十分壹岐の北方に來りたる時我病院船土洋丸は我哨艦の敵艦隊を誘致しつつ沖の島方面に向ふと知らず西方指して航走し來るを發見したれば和泉は直ちに之に對して、「敵艦あり南方に避難せよ」との信號を掲げ土洋丸は此信號に接すると同時に針路を急轉し折から烈しき西風を利用し滿船の帆を孕ませつつ全速力にて往路に引戻し危難を免れたり

然るに殆ど之と同時に又もや一汽船の西に向つて航走し來るに會す、因つて和泉は双眼鏡を以て之を凝視すれば我御用船の陸兵を滿載せるにてありき、即ち直に敵艦ありと信號するも彼は毫も氣付かざるものゝ如く依然航走を持續して次第に危險界に接近し果は和泉よりして呼べば特に答へんとするの距離となり尙頻りに信號すれど彼は我軍艦來れりと見るや其の甲板上に在る無數の陸兵或は帽を打振り萬歲を唱へ危機の毫髮の間に迫れるを知らず殆んど將に常陸丸の大慘劇を再演せんとす、全艦の將卒手に汗握り或は大音に敵艦あるを叫び或は必死に信號を繼續するも彼れ尙平然として甲板上却つて喜々の聲に滿たさるが如し、因つて和泉は同船に向つて航進し最も近距離に及び手旗信號を以て警を傳へたれば彼は今更の如く驚愕し漸く危く危險界外に轉航して以て僅に事なきを得たり

▲本隊に合す

軍艦和泉は完全に哨艦の任務を終り沖の島附近に來りし時午後二時七分我主力艦隊と敵艦隊との間に砲火の交換は開始されたり、然るに絶えず敵と接觸を保ち常に敵の視界内に有りし事とて二時十分頃より敵の主力は和泉に向つて砲火を集

中し勢力微弱の同艦は殆んど爲に粉砕されんかと疑はる、然れども敵の射撃の巧妙ならざる故にや着弾不正にして一の損害をも蒙らず我は若干時間之に應戦しつつ速力を十節より十四節に増加し三十分許りにして敵の彈着外に出で午後三時四十分を以て本隊に合したり(六月八日稿)

○

日本海の大海戦 (二)

日本海の大海戦は奉天附近の會戦と共に海陸に於ける戦争中戦線の極めて廣く且つ大なるものなり、我軍艦の尚各方面に於て種々の行動に従事中の今日其全般の戦況を詳報するは頗る難事に屬すと雖も本日警手艦に就て聞くを得たるものは大體の戦闘経過を知るに於て遺憾なきを信じたるを以て特に之を左に錄す

▲我艦隊の意氣

五月二十七日の天氣は晴朗なりしと雖も濛氣海上に充満して五浬以上を展望する事能はず、風速六の西風は高く狂瀾を巻くが故に各艦の動揺殊に甚しく驅逐艦及び水雷艇の如きは航海最も困難なり、然れども春來射撃練磨に日も継れ足らず遠來の珍客若し來らば一擧之を撃沈せんと勢ひ居たる我將卒は風浪何かあらん、元これ我等の練武場のみと稱して意氣軒昂擧つて髀肉の嘆を發し居たる時なりければ前日來敵の漸く近づけるを知れる我艦隊は天候の如何は殆ど意に介せざるものゝ如く大活劇は機の一刻も速かならんことを翹望しつつある折柄此日の午後五時頃哨艦より「敵の第二艦隊見ゆ」との報あり、尋で五時五十五分哨艦笠置より「敵艦隊は對州東水道を通過すべし」との報あり、玆に於て敵艦の行動は全く我に判明したり

▲我艦隊の活動

警報既に我艦隊に傳はる、待ちに待ちたる我將卒は一齊に快哉を絶叫し數十の艨艟立ちに錨を拔き旗艦三笠を先頭として第一戦隊第二戦隊第四戦隊は驅逐艦と水雷艇とを從へて威風凛然長蛇の如く陣を畫き勢既に海を壓す、開國以來二千五百有余年外敵の爲曾て我國土を汚されざるは歴史の常に誇りとする所我將卒如何んで玆に奏功を約せざらんや、我は對馬を右にし敵は對馬を左にし共に遺恨重なる沖の島方面に向ふ、時に天を打つの狂浪碎けて煙の如く視界遠く達せず茫々

たる海洋の中或は敵艦隊を逸する事なからんかを顧慮せしも時々刻々哨艦より來る無線電信にて敵の行動一々判明するを以て敵の進路の東水道より沖の島方向に在るを推定し我は其先頭を壓すべく漸次北より南に下れり

川島大佐の訓示

彼我の艦隊は刻一刻に接近し來れり、午前十一時三十分磐手艦長川島大佐は訓示を全艦の將卒に下して曰く

今や待ちに待ちたる敵艦隊は愈々當方面に來れり、我聯合艦隊は勢力と將卒の忠勇とに依り必勝を期す、一同が練磨したる手腕を現すは正に數時間の後に在り、男子に生れ軍人となり此の千歳一遇の戰鬪に參與することを得る光榮之より大なるはなし、余は乘員の勇氣と熟練とを以て　陛下並に國家に對し忠勤奉公を期するの上に於て深く各員に依頼するものなれば最早多く云ふを要せざるも唯一言したきは各員沈着冷靜恰も演習に於ける如く動作し凡ての場合に於て平生習得したる諸子の境遇を完全に實行して遺算なからしめん事を切望するにあり、今茲に名譽ある軍艦旗を掲げ　大元帥陛下の萬歲を三唱し次に聯合艦隊並に軍艦磐手の萬歲を三唱せんとす

と何ぞ其辭氣の壯烈なるや、全艦の將卒之を聞きて此千歳一遇の戰鬪に奏功せんと誓はざるは無し、是に於て去年八月十四日蔚山沖に於て戰捷を博したる時の名譽の大軍旗を掲げ先づ　大元帥陛下の萬歲を三唱し次に聯合艦隊及び軍艦磐手の萬歲を三唱して全艦將卒の士氣平日に百倍す。

（萬朝報第四一三二號、明治三十八年六月十二日）

○

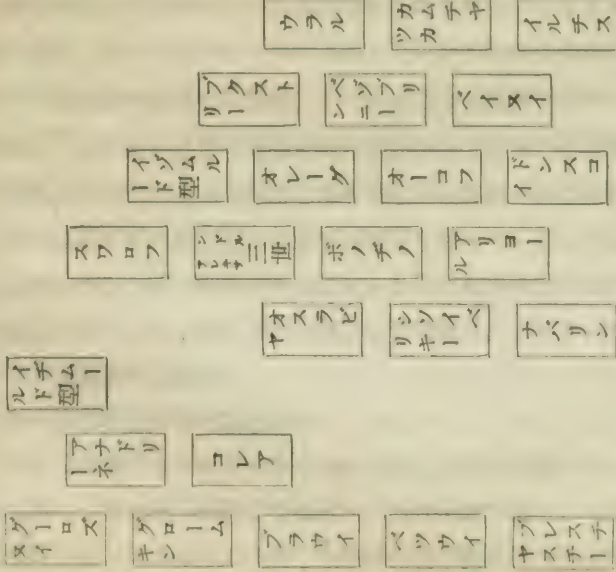
日本海の大海戰　（三）

△大海戰の開始

我聯合艦隊の主力が對馬を右に見て漸次南下し二十七日の午後一時過ぎに至るや笠置等四隻の一隊は敵と接觸を保ちつゝ我主力艦隊に接近し來れり、午後一時四十八分旗艦三笠の檣頭高く戰鬪旗は靡れり、他の各艦直ちに之れに傚ふ、凡そ此戰鬪旗の揭げらるゝ時は各艦の將卒肅然として自ら武者振ひを禁ずる能はざるものにして殊に幾多實戰の效を積みたる數十隻の海城が堂々として徐々敵に迫るの狀は其壯快殆んど譬ふるに物あらず、旗艦三笠次で信號して曰く「皇國の興廢

此の一戰に在り各員一層奮勵努力せよ」と彼我決戰の機愈々近づけるを以て全艦隊の將卒一人として勇躍せざるなく氣既に敵を呑むの概あり

午後二時敵は東水道を西より東に通過せんとす、而して其時に於ける陣形は實に左の如し



三十三隻の大艦隊其威風決して侮る可からざるに似たり、是より先き我艦隊は敵の先頭を壓すべく南下しつゝある間午後一時三十五分弩手左舷の艦首に當り第三艦隊が一驅逐を伴ひて敵を誘致しつゝ來り會するあり、續いて我が第五戰隊も亦弩手の艦首に當り出現するあり、而して敵の主力は其の後尾に續行す、一時四十八分に至り我に戰鬪旗は揭げられ彼我相距る正に五浬是に於て兩者の主力は始めて其艦隊を相見るに至れり、此時に於ける我將卒の喜び果して如何

當時我主力艦隊にて望見するを得たる敵艦隊は戰艦八隻、巡洋艦九隻、海防艦三隻、驅逐艦六隻にして午後二時七分に至り敵先づ四浬半の距離に於て砲火を開きたり、然れども其の距離遠きが故に達せず我は悠然として機の熟するを待ち其

の針路を東方に轉じて巧に敵の先頭を壓迫し暫時にして三笠先づ猛火を開き第一戰隊の諸艦次で一齊に應戰し砲手は午後二時十二分敵艦オスラビヤを目標とし第二戰隊の諸艦と共に猛烈なる右舷の射撃を開始せり

△勝敗先づ判る

是時に當り我第一戰隊は漸次敵の先頭に廻りてボロヂノ型の諸艦を猛撃し第二戰隊はオスラビヤ型の諸艦を急射し絶えず敵の先頭を壓しつつ稍イ字形を爲しつつ敵をして東北に進むを得ざらしむ、是より彼我の砲火は刻一刻猛烈となり所謂萬雷の一時に轟くが如く血肉次第に碧海を染めて玄海洋は忽ち一大修羅場と化せり、午後二時二十分頃彼我艦隊の位置は漸く變化し來ると共に砲手は目標をニコライ一世型に轉換し六千米突内外の距離を以て猛射撃を加へ敵亦激烈に我を撃ち全線に於ける彼我の砲戰は今や正に其頂に達せり、此時敵彈多少砲手に命中したれども甚しき損傷を生ぜず而して我より發射する彈丸の命中するものは極めて多く艦上の哨樓に在りて望見するもの其の命中を見る毎に一々命中の旨を各砲臺に傳へ各砲臺の射手は之を聞く毎に益々沈着に敵艦を狙ひ撃つ凡そ斯る激戰の眞最中に哨樓より彈着の命中を砲臺に報ずるが如きは極めて至難の事なるに平然として毫も演習の時と異る所なく敵を目前に控へて射撃しつつあるもの亦泰然として之を聽取し冷靜更に冷靜となりて益々射撃の效力を發揮すと云ふに至つては兩者の大膽不敵なる日本海軍々人以外世界に其儀を見ざる可し、而も我砲彈の敵艦に命中するや其爆裂と同時に艦の艨艟は全く煙の爲めに蔽はれて之を見ること能はず敵は之が爲め暫くの間射撃を爲すを得ずと雖も我は煙の中より再び敵艦の現るゝを待ち照準正しく更に射撃を加ふるが故に敵は殆んど面を向くべくもあらず是れ實に我下瀨火藥の威力の大なる賜なり

午後二時二十六分に至り敵は殆んど單縱陣となり其の針路を正東に轉じたるが故我も亦東に向ひて航走し速力の快を利して絶えず敵の先頭を壓す、而して砲手は敵の後方より四番の戰艦を目標とし依然猛烈の射撃を浴せたるに忽ち火災を起したるを以て之を拋棄し目標を嚮導艦に轉じて之を猛射す、此嚮導艦はボロヂノ型にして我の之を射撃する時其距離僅に四千八百米突なりければ彈着最も良好にて百發百中の觀あり

之より我は全力を擧けて急速射を行ひ其威力極めて猛烈なり二時四十分に至り我は四千五百米突に迫りて遂にボロヂノ型の嚮導艦に大火災を起さしめ之と前後して我各艦の砲火は敵の各艦に多大の損害を與へたり、二時四十二分に至り敵の三番艦（ナヒモフ形）大傷を負ふて先づ列外に出で其陣形漸く亂れ續いて其の二番艦は左へ他の數艦亦左右に別れて列外に散じ今や既に陣形を成さず、之に反して我艦隊は秩然として紊れず威風四隣を拂ふて陣形整々毫も開戰當初と異ることなく勝敗の數玆に至りて既に判明せり、二時四十八分我巨彈は敵の嚮導艦に命中し續いて其後尾にありし敵の六七八九番艦は皆列外に出で敵の陣形は全く混亂に陷れり

二時五十二分敵の十二吋砲彈突然來つて磐手の將官室に命中せしも傷者二名を出したるのみにて他に大なる損害を蒙らず想ふに敵が狼狽の餘盲打ちに打ちたるものの偶然にも命中したるならん、而して此時敵は全く其列を亂して北に向つて逃走せんとす、因て我も亦方向を北に變じ速力を利用して之を追擊す、是に至つて敵の混亂愈よ甚し（六月八日）

（萬朝報第四二三三號、明治三十八年六月十三日）

○

日本海の大海戰　（四）

▲敵艦の大損害

敵艦隊の混亂に陷りて後二十七日の午後三時四分に至り三煙突のゼムチューグ型敵艦一隻何思ひけん我艦隊に突進し來るが如く見え其距離僅に三千米突に接近す、磐手之を見て直に猛火を集中し三時六分には全く之を擊沈し全艦の將卒覺えず萬歲を絕叫せり、時に敵の驅逐艦二隻其近傍に來りて溺者を救助するもの〻如く他に亦四隻の驅逐艦其後方に來りて之に力を添へ居たるが如し

此一時間內外の戰鬪に於て敵の戰艦ボロジノ型一隻先づ大損傷を被りて列外に去り旗艦スワロフ我主戰艦隊の爲に擊破され殆んど進退の自由を失ひゼムチューグ型の一隻は擊沈され其他に大損害を被れるもの一にして足らず、敵は之が爲め其戰鬪力の過半を失ひたり、凡そ戰爭勝敗の機は或る一種の期間に決するものにして日本海に於ける今回の大海戰は實に第一回の一時間に亘る戰鬪により我艦隊に於て勝利の機を制したるものなり、而して此の戰鬪は彼我艦隊の主力と主力と

の決戰なりしが故に兩軍の砲火最も猛烈を極め其の壯絕慘絕なる全く言語の外に在り而も我艦隊の損害の輕微なるに反し敵の損害の爾く大なるを見れば東郷大將の胸中夙に自らの成竹ありしならんも、而も亦兵員の沈着にして射擊の術最も巧妙に砲彈の威力と相俟ちて共に與に敵に卓越せるに由らずんばあらず、一萬浬の長航海に世界の耳目を聳動し來りし敵艦隊の末路憐むべからずや

△敵艦の大敗

二十七日の午後三時過る頃までは我艦隊常に敵を東北より南方に壓して我の右舷と敵の左舷との戰を交へしが敵が混亂の狀態に陷りて北方に逃走を企つるに及び我れ亦方向を轉じて北に向ひ之を追擊すること〻なりたる爲め其の回轉をなしたる後は我の左舷と敵の右舷との戰となれり、之を午後三時二十一分と爲す、然るに我艦隊の速力は遙に敵に優るが故に第一戰隊は早くも西南に向ひて敵を壓し敵は更に東南より西方に向ひて逃走したるが三時二十六分に至りてボロヂノ型の敵艦大火災を起して全く進退の自由を失ひマスト折れヤード損じ煙突飛び艦隊一面に噴火口の如く其何艦たるやを識別する能はず（後に取調べたるに是は旗艦スワロフなりしなり）此時磐手とボロヂノ型の敵艦（即ちスワロフ）とは最近の距離千五百米突までとなり明かに我命中彈を目擊するを得るを以て之を見る每に我將卒一人として快哉を叫ばざるなし、而して其敵艦は艦隊中甲板附近を望見し得るの外艦上亦一物をも止めずと雖も流石は敵の旗艦なり、健氣にも其運命の終るまで有らん限りの砲彈を發射して抵抗を試み其艦の主砲の如きは最後まで亂射して止まず、然れども磐手は之を以て既に戰鬪航海の力を失ふものと認め亦砲擊を加へざりければ千早と水雷艇隊とは止めを刺さんが爲め之に向ひたり

△豫定の如く進行

全般の戰況既に業に我の有利に歸して我聯合艦隊將卒の勇氣は益々加はり奮つて敵艦を擊滅せざれば止まざらんとす、三時五十五分磐手艦長川島大佐は再び訓令を下して曰く

我軍の勝利は豫定の如く進行す各員は勇氣を奮つて更に三合四合の勝利を期せよ

と勝利は豫定の如く進行すとは痛快極まる文字に非ずや、是に由て之を見る我艦隊の將卒は戰はざるの前に於て早くも必

勝を期し居たるなり、而して此等の訓令の發せられたる時は正に戰鬪の半にして全艦の將卒死生の境に立つことなれば果して其の全艦に傳はるや否やを疑ふものあるべけれど我が艦隊の諸艦は艦内の通信機關完全なるが故に何時如何なる場合に於ても即時全艦に通達するを得るなり、斯る痛快なる訓令に接す戰鬪に從事するもの丶勇氣百倍せざらんと欲するも得ず（六月八日夜）

（萬朝報第四二三四號、明治三十八年六月十四日）

○

日本海の大海戰（五）

▲敵艦隊大潰亂

第二合の左舷の戰鬪は二十七日の午後三時五十五分磐手艦長川島大佐が再度の訓令ありたる頃を以て終り午後四時六分に至り更に右舷の戰鬪を開始せり

是時に當り敵は其旗艦スワロフ（ボロヂノ型）が盛んに火を起しつつあるを見て其針路を轉じて南方より北方に向ひ之を救はんとするもの丶如く見えたれば我第一第二戰隊は直に其の先頭を壓迫して猛火を之に加へたるに敵は堪ふる能はずして更に其の針路を東北方に轉じたるより我は又其の先頭を壓すべく裏に向つて航走し頻りに敵の左舷を猛射す、其距離五千五百米突に起りて三千米突に接近し毫末も遺憾なし、而して我は依然たる整々の陣形を以て四分五裂せる敵を攻擊せることなれば敵の損害は愈々大となり右往左往血路を求めて逃走せんとする慘狀目もあてられず四時十六分我が巨彈ボロヂノ型の一艦に命中して其火藥庫を爆發せしめ白煙盛んに天に漲るを見る、此前後に於て敵彈多少磐手に落下せしも艦の要部に非るが故に一の負傷者をも生せず尋で磐手は目標を後陣の敵艦に變じ約二十分間射擊を加へしも敵は必死となりて我彈着以外に逃れ其距離漸次遠隔となりし爲め一時砲擊を中止せり、之を四時三十五分と爲す

磐手は一時砲擊を中止したりと雖も他の方面に於ては戰鬪依然として繼續されつつあり、四時五十分我第二戰隊の千代田等諸艦は敵の後方なる南西に出で丶其退路を扼し機を見て逃走せんとする敵の假裝艦又は損傷艦を砲擊し我主力艦隊と相待ちて包圍の形を成す、斯くの如くにして敵は進退兩つながら其途に窮し唯其砲を濫發するのみ、時に我一水兵敵彈の

爲に吹飛ばされたるにやあらん、何れよりか磐手の近傍に漂ひ來り逆卷く波の間に浮きつ沈みつしつゝあり、一時砲火を中止し居たる折なりしかども寸時も敵狀監視を怠るを得ざれば端艇を卸して之を救助するの遑なく投げ與へたる救難のブイも其効なく涙を揮つて之を見殺しにしたり

五時十二分右舷の戰は又起れり、此時敵は東方に向ひ機會だにあらば一艦にても二艦にても浦鹽斯德に逃れんとするが如くなりしかど既に嚢中の鼠に等しき敵艦隊爭でか其目的を達するを得べき我は南西に向ひ約六千米突の距離に於て忽ち其先頭を壓迫したれば敵は又南方に向ひて退き其の砲火を蒙ること約十七八分許り其距離又遠隔となりたる爲め再び戰鬪休止の狀態となれり

五時四十五分敵の特務船二隻突然として北方に現れ其一隻は近く我敷島の側に來る、特務船とは云へ敵の片割れソレといふより早く第一第二兩戰隊は南方より之を挾擊したるに其一隻は忽ち沈沒して影を存せず時に敵は戰艦と特務艦と入亂れて各自隨意の行動を取るものゝ如く其の大抵の距離四千七百米突內外にありしを以て五時五十三分磐手は二本檣三煙突の敵艦を目標とし猛火を注ぐこと十分許り、六時三分に至りて止む、此時沖の島の北東約十五浬の海上を見ればボロヂノ型の戰艦大火災を起し將に沈沒せんとするの狀態にあり敵の特務艦カムチヤツカは其側に在りて艦員の救助に從事するものゝ如し、我艦隊之を見て直にカムチヤツカを砲擊し苦もなく之を海底に葬り去れり、六時三十七分敵は又我の爲め其先頭を壓せられ北方より南方に逃走せんとす、我艦隊直に之を急進して砲火を開き同五十九分遂にボロヂノ型の戰艦一隻を擊沈し更に救助に來りしイヅムルード型の一隻を猛射したるに彼は七時五分頃に至りて我砲彈の爲め大火災を起し煙に包まれたるまゝ快速力を利用して戰線外に逸出せり、是より我各戰隊は翼艦を包圍するあり、前路を扼するあり右に廻り左に轉じて盛に砲擊を加へたるに敵艦の影を沒するもの數隻に及べり、而して濛氣と煤煙との爲め其何艦なりしやを知る能はざりしも我が砲火の偉大なるは公言して憚らざるなり、是に於て我は敵の大部を擊破し一部を掃蕩せりと雖も、尙若干の存在するありて烏港に遁走せんとするが如し、因て直に追擊に移りしも七時十八分日全く沒したるを以て玆に艦

隊の戰鬪を休止し驅逐艦水雷艇隊に托するに襲擊の事を以てし我主力艦隊は敵艦の遁路を扼せんが爲め怪速力を利用して北方に航走し欝陵島の附近に至つて以て敵を待つ事とせり、(六月九日)

(萬朝報、第四二三五號、明治三十八年六月十五日)

○

日本海の大海戰 (六)

△敵艦の降伏

二十七日に於ける彼我艦隊の戰鬪を休止するの頃に於ては敵の殘艦は針路を西北に取りしも日沒と共に其姿を失ひたるを以て我主力艦隊は直に北走して欝陵島の附近に向ひ其夜は西方に砲聲を聞きつつ(驅逐隊襲擊の結果なるべし其襲擊の事は後に記す)豫定の地點に向ひたり

二十八日は前日來の波浪未だ收まらず風亦强くして艦隊動搖す、然れども天氣晴朗にして些の濛氣なく極めて遠距離を展望することを得、我主力艦隊は拂曉の頃を以て欝陵島の南方に達し敵や來ると待受け居たるに午前五時二十分敵艦見ゆとの報に接し艦隊の將卒は愈よ敵の殘艦を擊滅するの期近づきたるを知りて雀躍を禁ずる能はず是に於て我主力は之を全滅すべく南に向つて進み午前十時頃に及んで約六浬の南方に當り五隻の敵艦隊煤煙を揚げて北に向ひ遁走し來るを見る、我艦隊即ち豫定の行動を取りて漸次之を包圍し近づくまゝに之を見ればアリヨール、ニコライ第一世、アプラキシン、セニアヴイン、イズムルード型の五隻一艦隊を組織し來れること分明し適當の射距離に達するを待ちしに我艦隊の南下し來るを見るや否や最後に在りしイズムルード型の一艦は急に列を離れて右方に出でたり、十時三十五分六千五百米突の距離に達するに及んで我第一戰隊の春日先づ砲火を開き續いて三笠も亦發砲し對手は同三十八分に至り凡三四浬の距離より射擊を開始せり、然るに敵は敢て應戰せざるのみならず何事か信號を爲すもの〻如くなれども明白に之を知ることを得ず、我艦隊にては敵と敵との間に於て信號を爲し居るものならんと思惟したるに敵は漸次我に接近せるの狀あり、十時四十二分アリヨール先づ萬國信號を以て

日本艦隊に信號す降伏

と信號し他のニコライ一世、アプラキシン、セニアヴヰン亦

皆之に傚ひたるを以て旗艦三笠は各艦に命ずるに打方停止を以てしたり、而して其の降伏の位置は隱岐の正西六十浬、竹島の南々西約十七浬の處なり

旗艦三笠の命に依り各艦砲撃を中止するや敵は續いてガーフの軍艦旗を撤し代ふるに日本軍艦旗を以てしたり、日本海の底深く撃沈し呉れんと勇みに勇みし我將卒は敵が降伏して此態度に出づるを見て殆んど狂喜措く所を知らず悉く萬歲を絶叫して意氣愈々昂る、因て三笠より八代大佐を敵艦に赴かしめたるに敵の司令官ネボガトフ少將短艇に乘じて來るに會し玆に捕獲の手續に着手し敷島と富士とにはニコライ一世、朝日と春日とはアリヨールの捕獲に任じ敷島の副長山田中佐は百二十名の兵員を率ゐてニコライ一世に赴きたるに同艦の兩舷は彈痕恰も蜂の巣の如く其巨彈の命中せる所は堅牢の甲鐵に大破孔を生じて一見我下瀨火藥の爆發力の大なるを想見せしむ、而して同艦長は負傷し居たれどネボガトフ少將は負傷せず、此捕獲手續を爲しつゝある、午前十一時二十分頃前に右方の列外に出でたるイヅムルード型の一艦は其快速力を利用して先頭に出で烏港方面に逃走したるが想ふにネボガトフ少將の命を啣み敗衂の實況を本國政府に報知するが爲めならん、既にして八十名の我兵員ニコライ一世に送られて總計二百名となりしかば山田中佐は之を率ゐて上甲板に出でネボガトフ少將以下の敵の將卒を其の前面に整列して恭しく降伏の意を致さしむ、此時に於ける山田中佐以下我將卒胸中の快果して如何、斯くて全く捕獲の手續を了したるは午後三時を過る頃なりし　（六月九日）

（萬朝報第四二三七號、明治三十八年六月十七日）

○

日本海の大海戰（七）

△敗殘艦の撃沈

我艦隊がアリヨール以下の敵艦を捕獲し降伏の將卒を收容しつゝある二十八日の午後二時磐手艦哨樓の見張より南方に疑はしき軍艦見ゆとの通報あり、其漸次接近し來り午後三時に至るに及んでアブラキシン型の敵艦なる事を知り得たり、想ふにアリヨール等に合して烏港に逃走すべく來りしものならん、而して其敵艦は紛ふ方なきウシヤコフなりければ磐手は直に各艦に報じたるに須臾にして旗艦三笠より命あり「島

村少將は磐手、八雲を率ゐ往きてウシヤコフを攻撃せよ」と是に於て島村少將は二艦を率ゐ回頭して之に向ひたるに彼は是れを日本艦隊なりと知らず其煤煙を見て僚艦なりと誤認したるにや一時我方向に航走し來りしも始めて日本艦隊なりと心付くに及んで急に其の艦首を廻らし全速力を以て逃走せんとす、斯くと見たる我は速力を增加して之を追ひ午後五時十分相距る一萬米突に達せり、島村少將は敵の弱少なるを見て深く之を憐み左の勸告信號を掲げたり

汝の指揮官は既に降れり余は降伏を勸告す

と之に接したる彼は半揚旗をなして我信號に答ふべきを以てしたるより我は若干の猶豫を與へて其の回答を待ちたるに彼は俄に半揚旗を撤し何等の回答をも與へず大膽にも我に向ひ砲撃突進せり、然れども其砲彈は我に達せず此の勇猛なるウシヤコフ乘員の擧動は敵ながら同情を表する所我二大艦の勢力を以てして之を攻撃するは亦赤兒の手を捻るに等しけれども我勸告に應ぜずして飽迄敵對するに於ては今は容赦すべきにあらずとて我も五時三十分を以て砲門を開きたり、此の時に於ける距離約五浬敵彈は全距離の半に達するものなく空しく南方の海中に落ちて幾條の水煙を揚ぐるのみ、之に反して我砲彈は發する毎に命中せざるなく五時四十分に至りて敵の砲火漸く衰へ同五十九分には全く沈默するに至れり、時に我二艦よりの砲火は一層猛烈に集中し彼は見る間に大火災を起して黑煙濛々天に漲り其運命漸く將に盡きんとす、我二艦は北方より稍西南に廻轉し益砲彈を集中したるに午後六時六分彼は漸く傾斜して大爆煙に蔽はれ同八分には全く沈沒し了れり、其間僅に一分のみ、戰爭の慘は今更說くに及ばざれども海戰の一擊の下に其軍艦と乘員と合し瞬間に之を千尋の底に葬り去るを聞くに及んでは誰か慄然として怖れざるものあらんや、而して寬仁大度の我島村司令官はウシヤコフの沈沒し了るを見るや直に溺者の救助を命じたり

△敵の溺兵救助

島村司令官の命に依り磐手、八雲の二艦は漸次航進して午後六時四十分頃同艦沈沒の地點に達したるに其軍艦を失ひたる敵兵は或は海中に拔手を切り或は顚覆せるボートに群り或は木片に縋りつきて一種聞くに忍びざる哀れなる叫びを爲し頻りに救助を求むるもの三百餘名、我將卒見て惻隱の情に堪

へず司令官も艦長も武士の情に一刻も早く救助收容せよと促し兵員をしてボートを卸さしむるや否や早くも泳ぎ來りて舷側より這ひ上るもの多く中には強健なる一水兵の年尙若き一將校を負ふて辛ふくも我に收容せられたるものあり、想ふに此の年若き將校は露國貴族の子弟にやあらん、漸くして全く其收容を終りたるは日沒後夜の八時四十五分にして百九十二名を磐手に百四十名を八雲に救助したり

　此の救助收容に際し最も感ずべきは我下士以下の動作なり二三時間前までは國家の怨敵として之を砲火の下に鏖殺せんとし居たるに拘らず彼等の一度海中に溺るゝや我下士等全く其の怨敵たることを忘れ極めて無邪氣に極めて懇切に之を勦り彼等の長く海中にありたる爲め或は齒の根も合はず顫へ上り或は呆然として失神し居るものに對しフランネルの襦袢を與へ不用の服を着せスピリツトを飮ましむる等介抱至らざる無きの狀同胞と雖も及ばず此故に彼等の漸く平常に復するに及んで我兵の慈仁博愛なるに感動せざるなし、而して此際に於ける江連中尉以下が敵の負傷者に對する手當も實に周到を極めたりと云へり

▲敵艦最期の狀
軍艦旗の分捕

磐手、八雲の爲に擊沈されたるウシヤコフの乘組は四百二十二名にして内に士官以上のもの二十名あり、二十七日沖の島附近の戰鬪に於て戰死四名、負傷者六名あり、同日九吋の砲彈を消費すること二百有餘にして剩す所は二十餘發に過ぎず、而も艦の要部に大穴を明けられ僅に應急修理をなすを得たれど二十八日我磐手と八雲とに發見せらるゝや我砲彈は先づ彼れの九吋砲塔に命中し次で其十二珊砲の側に爆發して即時に二十名を斃し忽ちにして七十九名の戰死者を生ずるに至れり、而して彼は暫時にして彈丸盡き旋回機破損し艦の後部に巨孔を穿たれ見る〳〵浸水して沈沒したりと云へり、弱少の一艦にして斯くまで奮鬪す敵ながら天晴見上げたりと云はざるを得ず

　ウシヤコフ既に擊沈せられて其乘員の海中に漂ふや一敵兵の何物かを嚢に納めて泳ぎ居れるものあり、川島大佐見て之を捕へしむ、翌朝に至り披き見れば二旒の軍艦旗にして共に方三尺許りあり其の一は靑くX字を染め出せるウシヤコフ

の軍艦旗にして他は靑くN字を染め出せるものなり、大佐之を獲て欣喜措く所を知らず訪ふ人ある毎に之を示して以て誇りとするものゝ如し、二十七日名譽の軍艦旗を揭げて戰を開き大捷の後更に敵の軍艦旗を捕獲す、錦上花を加ふとは實に著手の謂なり　（六月十六日）

（萬朝報第四二三七號、明治三十八年六月十七日）

○

日本海の大海戰　（八）

▲第二驅逐隊活動

五月二十七日我主力艦隊は敵の艦隊に多大の損害を與へて日沒と共に其の任務を驅逐隊と艇隊とに委し鬱陵島方面に引上ぐるや驅逐隊は直に襲擊に移ることゝなれり

當日は豫め旗艦より驅逐隊等に命令する所あり我戰艦は日沒と共に悉く晝間の戰場を去り遠く鬱陵島方面に向いて敵の遁走を扼するが故に此間の戰場に於て戰艦を見れば是れ正しく敵艦なるを以て容赦なく之を擊沈せよとの事なりしにより朧を司令とせる第二驅逐隊は午後七時二十分頃より漸次敵艦隊に接近したり、此時日未だ全く暮れずして襲擊には尙不便を感せしも毫も意とせずして航走し敵艦に尾すること約四十分間敵は之を見て頻りに我に發砲し彈丸の來ること雨の如し然るに我驅逐隊の速力優俊なるが爲め一旦敵艦隊を行過ぎたりしも此前後より前日來の風浪稍靜まり驅逐隊の行動には頗る利便となりしを以て第二艇隊は更に引返して敵艦に接近し午後八時頃より敵艦目蒐けて頻りに水雷を發射せり、斯く水雷を發射しつつある間に於て敵艦隊の在りし方向に當り喧々囂々たる人の叫び聲を聞けり、時に日全く暮れて四邊暗黑其の數を辯ずるを得ざれど聲よりして察すれば約五百人もあらん乎、而して其敵なるや否や判然せざるを以て聲を便りに近づき見れば擊沈されたる敵艦の乘組員が海中に陷りて浮きつ沈みつ叫喚し居たるにてありき、因て其中の一人を我艦に收容し之を檢してボロヂノ乘組の一水兵なることを知り其の言に據りてボロヂノは勿論オスラビヤも擊沈せしことを知り得たり

第二驅逐隊は三四十分間にして水雷發射を終り更に北東に向つて航走すること約三十分間許り此時敵の敗殘艦も亦北東に向つて航走しつつありしに如何なる機みにや我艦の火光を

敵に認められたる爲め敵は頻りに我に向つて發砲せり、我は敵の此の動作を眼中に置かず益々北東に航走して敵の遁走を警戒しつゝある間に夜はほの〴〵と明け渡れり

二十八日午前九時頃我驅逐隊は依然北東に向ひ航走せしに偶ま敵の巡洋艦ドミトリドンスコイは驅逐艦三隻を伴ひ我隊の左方遙かに彷徨し居たり、驅逐艦が巡洋艦に接近するは極めて不利の事なるを以て其儘航走を續けたるが後ドンスコイ捕虜の言に依れば此時敵の司令長官ロジエストウエンスキー中將は既に其旗艦スワロフを失ひ司令官、幕僚等八十余名と驅逐艦に移乘し浦鹽斯德に向つて逃走せんと企てつゝありしなりと云ふ

午後三時頃遙かの北東方に當りて幾條の煤煙の揚れるを見たれど敵か味方か不明なるより接近して之を見たるに彼我同一の場所に打混じ居りて更に發砲の聲を聞かず我隊深く不思議の感をなして益す接近すれば敵の艦隊は戰鬪艦二、海防艦二にして何れも其軍艦旗を撤し我艦隊之を包圍して何事か交渉中なるが如く見へしに我隊の其傍に航進せし時には此敵艦は已に全く降伏せし後なることを知り得たるを以て我將卒皆萬歲を絕叫し日本海軍の大勝に雀躍せざるはなし

△ドンスコイ沈沒

此時欝陵島の東南に當りて煤煙を認め我第四戰隊之を追ふて航走せしが間もなく其の旗艦より「第二驅逐隊往け」との信號あり因て急に之に向ひ午後六時三十分頃八千米突の距離に至りて之を見れば我音羽、新高の二艦は頻に敵に向つて發砲しつゝあり、第四戰隊之に次ぎ第二驅逐隊も亦之に次ぎたりしに七時頃に至り敵艦は我砲彈の爲め大火災を起したれども未だ沈沒するに至らず日沒の頃に及び第四戰隊は音羽、新高と共に此地點を引揚げ欝陵島の周圍三十浬の間を航走しつゝ尙敵艦の航走を警戒し第二驅逐隊は夜に入りて漸次敵艦に近接し午後八時三十分頃欝陵島の海岸に赴きたれど暗黑にして敵の艦影を認むること能はず漸くにして之を發見し敵艦を距ること約三百米突の近距離に迫り狙を定めて水雷を發射したれど暗夜のことゝて其の命中したるや否やを確むるに由なし由て少しく遠く離れて警戒しつゝ翌二十九日の拂曉之を見れば敵艦は依然前夜の地點に在り、而して其敵艦は天明の頃我第二第四戰隊の接近し來るも毫も發砲せざるより兩戰隊は亦

始末を第一驅逐隊に任せて去り我第二驅逐隊は午前七時三十分頃右の敵艦を捕獲せん爲め其側に近づき兵員をボートに移して敵艦に向はんとしたる一刹那敵艦は見る間に右に傾斜して爆然たる大音響を發し戰鬪旗を揭げたる儘沈沒したり、これドミトリドンスコイなり、後捕虜の言に據れば前夜我が發射せし水雷命中せし爲め同艦長は艦の運命の到底免かれざりしを知りしも之を日本艦隊の手に渡すを遺憾とし乘員を數回に分ちて島上に揚陸するに當りボートの本艦に歸來する每に石を滿載して艦內に移し成るべく其の沈沒を速かならしめたるが如し

是に於て第二驅逐隊員は欝陵島に上陸したるに六百餘名の敵兵（前日戰鬪中沈沒せる敵艦の乘員をも含む）あり、ドンコスイ艦長は右大腿骨に重傷を負ひ居たり、此時第四驅逐隊に會同したるに同隊は巡洋艦二隻を捕獲したこと及び漣は敵の驅逐艦を捕獲してロジエストウエンスキー以下の幕僚を捕虜とせることを聞知せり、斯くて第二驅逐隊は欝陵島を引上げ二十九日の午前十時を以て根據地に歸航したり（六月十日）

（萬朝報第四千二百三十八號、明治三十八年六月十八日）

○日本海の大海戰（九）

▲敵艦隊の末路

世界第一の大海戰たる日本艦隊と露國艦隊との戰は日本艦隊が空前の大捷を博して終結となれり、軍艦幹手の乘員が其の家族に宛て報じたる露國第二第三艦隊の末路なるもの一目瞭然たるを以て特に之を左に揭ぐ

戰艦第一　オスラビヤ　一二六七四噸

二十七日戰鬪の初期に於て被彈第一着司令塔に命中し司令官フエルケムサム直に戰死し次で連續慘烈なる集彈を蒙れり、午後三時傍艦の間に沈沒せりと云ふ右は捕虜の言にして彼の收容捕虜中にオスラビヤの乘員多し

二　ボロヂノ　一三五一六噸

二十七日激戰中擊沈せられたり

三　アレキサンドル三世　一三五一六噸

二十七日激戰中沈沒せり

四　アリヨール　一三五一六噸

二十八日リヤンコルド岩附近にて我第一二艦隊に包圍せら

れ降伏せり

五　クニヤージスワロフ　一三五一六噸

二十七日我第一第二戰隊の爲めに烈しく擊破せられ檣折れ煙突飛び其光景慘澹を極めたり、憫むべし白晝遂に第十一水雷艇隊の爲め止めを刺されたりといふロジエストウエンスキー司令長官及び參謀官クニエースト少將及び幕僚以下八十餘名は驅逐艦にて遁走せしも廿八日欝陵島の南方に於て司令長官以下漣の爲めに虜にせられたり

六　ナバリン　一〇二〇六噸

二十七日日沒後我水雷艇の襲擊の結果水雷四發命中し沈沒せることと同艦の生存捕虜の言により確實なり

七　シソイベリキー　一〇四〇〇噸

二十七日の晝戰に於て擊破せられたる後同夜我驅逐艦の水雷攻擊に大破し全く航海戰闘力を失ひ對馬附近に漂流し二十八日朝に至り我假裝巡洋艦信濃丸、佐度丸等之を發見して將に捕獲せんとせしも幾くもなく皆沈沒せり

八　ニコライ一世　九六七二噸

二十八日リヤンコルド岩附近に於てアリョールと共に降伏

計　擊沈六隻　總噸數　七三八一八噸
　　捕獲二隻　總噸數　二三一八八噸

巡洋艦第一ナヒモフ　五八八七噸

二　ウナジミルモノマフ　五五九三噸

右二隻は戰艦シツイベリキーと行動を共にし同時に沈沒せり

三　ドミトリドンスコイ　六二〇〇噸

二十七日午後五時第四戰隊に砲擊せられ夜に入り第二驅逐隊に襲擊せられ其結果不明なりしが第二驅逐は二十九日朝欝陵島東南岸に擱岸しあるを發見し春日と共に處分せり、同艦は自らキングストンを開き沈沒し乘組員は悉く欝陵島に上陸せり、同艦の生存者中にはオスラビヤ及び驅逐艦ブウーヌイよりの收容者あり

四　ゼムチーグ　三一〇三噸

二十七日午後三時七分軍艦磐手と三千米突の近距離に近き同艦の砲火に依り忽ち沈沒せり

五　スウエトラナ　三七二七噸

二十八日午前九時竹邊灣沖に於て新高、音羽の一隊に發見

せられ撃沈せられたり

六　オーロラ　　　六七三一噸

二十七日夜の我水雷攻撃にて撃沈せられたる疑あり

七　オレーク　　　六六四五噸

浦鹽斯徳に逃げ延びし報あり

八　イズムルード　　　三一〇三噸

二十七日日暮我砲撃の爲め大火災を起し二十八日リヤンコルド岩附近にてアリヨールの一隊と分れ快速力を利用して逸走せり、千歳は之を追撃せしも遂に追及する能はずして返歸せり、後ウラジミル灣に於て擱岸自ら爆沈

九　アルマース　　　三二五八噸

二十九日浦鹽斯徳に到着せり、同艦長の報告によれば二十七日の海戦に於てスワロフ、ボロヂノ、オスラビヤ沈沒しアリヨール、アレキサンドル三世は撃破せられロガストウエンスキーは海戦の初期に負傷し他艦に移されたり、アルマーズが本隊より分離せし後に至り戦闘開始せられたるも結果を知らず我艦は一旦日本艦隊の爲め退路を絶たれたるも浦鹽に突進することを得たり、カムチヤカは二十七日の戦闘中損害極めて多大なるが如くアルマーズには戦死大尉一卒四負傷十なり

計撃沈五隻　　総噸數　　二四五一〇噸

浦鹽着又は不明のもの四隻總噸數一萬九千七百三十七噸

（萬朝報第四二三九號、明治三十八年六月十九日）

○

日本海の大海戦（十）

△我海軍力増加

前に記したる外に於て敵の海防艦三隻中二隻は捕獲一隻は撃沈せられ假装巡洋艦五隻中三隻は不明二隻は撃沈せられ驅逐艦八隻中一隻は烏港遁入一隻は不明一隻は捕獲五隻は撃沈せられたるを以て之を總括すれば敵艦の撃沈せられたるもの巡洋艦以上に於て十二隻十萬三千四百五十四噸、假装巡洋艦二隻一萬五千四百八十五噸なり、之に對し我の失ふ所は二十七日夜襲の際三隻の水雷艇ありたるのみ、而して此大捷の結果として我は戦艦二隻海防艦二隻總噸數三萬一千四百四十四噸と外に驅逐艦一隻とを捕獲し頓に吾海軍力を増大したり、彼が全く其主力の殲されたるに反し我は却つて其勢力を増加

す、天下快心の事多しと雖も恐くは之に加ふるものあらざる可し

▲捕虜の感想

二十八日午後敵の海防艦ウシヤコフの我軍艦の爲めに擊沈せられて其溺者を我に收容するや捕虜の一人は我の間に答へて曰く見らるゝ如くウシヤコフは弱少なる一海防艦のみ、而も勢力二倍以上の大敵に當り敢て後を見せずして奮闘し彈藥全く竭くるに及んで擊沈せらる、我は露國海軍々人として祖國の爲十分に其の義務を盡したるものなりと信ず、今貴艦に救はれて生存するを得たるは一に是れ神の助けのみ、俯仰天地に恥づる所あらずやと大に安堵するものの如し、而してアリヨール以下の降伏を聞くに及んでは切齒扼腕ネボガトフ將軍の能く爲す無きを痛嘆し其の意氣の多とすべきものあり、是等の捕虜は下士以下恐く我軍紀を嚴守し我下士と手眞似にて何事をか語らひ嬉々として我厚遇に感ずるの情無邪氣も掬するに堪へたり

▲實に豫期以上

初め敵の第二第三艦隊が東航の途に就くや我艦隊は之を日本の近海に邀擊するの策を定めたりと雖も邀擊せば必ず之を全滅するの道を講ぜざる可らず、萬一失敗を招くが如きことあらん乎我は一朝にして海上權を失ひ遠く滿州の野に出征せる我大軍は忽ち餓死せざるを得ざるの悲境に陷り遂に帝國の安危に關するに至る可し、此間に於ける東鄕大將の苦心は到底常人の想像し得る所に非るなり、故に旅順の敵艦隊を全滅してより後は各艦の將卒各々其の命ずる所に從ひ一技一能極微極細の事に至るまで修鍊研磨の功を積み平素一年二年を要すべき事も僅々一二月にして巧妙熟達の域に達し亦何等顧慮すべきものあらず、然れども海上の戰は陸上の戰と異りて彼我相會するに及べば艦隊は寸秒時と雖も航走を止めず一秒時一分時の間に於て距離に至大の差を生ずるが故に照準の困難全く意想の外に在り、然るに我下士卒は上長官の命ずる以外何等腦底に蟠まれるものあるなし、故に一度敵と接するに及んでや平時の演習に於けるよりは一層沈着に一層冷靜に動作して彈丸を浪費することなく發射すれば必ず命中し命中すれば必ず急所を貫き第一合の戰に於て早くも敵の隊形を紊さしむるに至れり、而して此の大海戰は我れ素より必勝を期し居

たりと雖も其間若干の軍艦を喪失するの止むを得ざるを覺悟し居たれば戰闘中我將校等は幾たびか前後を回視して味方の動靜を窺ひたるに艦形隻數依然として變ぜざるなり、是を見たる我將卒爭でか氣昂り神悅ばざらん、敵艦隊の漸次其數を減ずると共に益々熟練の技倆を發揮し遂に我は驅逐艦以上一隻をも失はずして敵の艦隊を全滅するに至れり、復我艦豫定の地に集合し其總ての結果を知るに及んで將卒等悉く豫定以上の效を收め得たるに驚倒せりと云ふ、而して謙抑自ら伐らざる我將卒は之を以て　大元帥陛下の御稜威に歸し人の就て壯烈談を問ふものあるも唯上長官の命を奉じ其命に違はざらんことを期したるの外何事も知らずと答ふるのみ、名將の下に此士卒あり其自ら稱して實に豫期以上と云ふものは恐くは謙遜の辭に過ざるべし(完)

此餘斷片零報の記載すべきもの多しと雖も餘談として之を掲ぐる事とし暫く玆に擱筆すべし、大海戰ありて後數日始て○○○に赴き匆卒の間に筆を下したる事とて十分の滿足を讀者に與ふる能はざりしは予の深く懸る所なり、讀者幸に諒恕せよ(六月十一日)

訂正　前回の將手乘員よりの通知書中オーロラ、オレーグゼムチューグ三隻は其後マニラへ遁入せしこと判明せしに付訂正す

(萬朝報第四二四〇號、明治三十八年六月二十日)

露國社會黨のアヂ・ビラ

(明治三十八年六月二十三日)

露國社會黨の檄　(一)

▲敵とは何ぞ

(現役及豫備の兵士に告ぐ)

五萬の露國兵士即ち軍服を着たる五萬の農夫及び勞働者は旅順に在りき、然るに今は七千人を殘せるのみにして其の他の者等は日本人に殺戮せられ或は負傷、飢餓其の他種々の病魔に襲はれ死亡せり、遼陽の戰闘に於て約二萬蕩平に於いても約ほ同數の兵士を失ひ其の他數十萬の人々は各方面の戰場に於て海上に陸上に失はれたり、露國皇帝は日本と戰ひを交へつゝあり、露國皇帝は滿洲と韓國とを征服せんことを欲す「朕全露國皇帝、波蘭の皇帝、フィンランドの大公其の他何

「……、曰く………何」以上は××の負ふ所の尊稱なり、今彼は之に加ふるに尚「朕滿洲のボグドイハン(皇帝の意)韓國王」なる尊號を附加せんと欲し此の目的の爲に極東に數百千の露國人民即ち波蘭人、猶太人、チエルケッス人、アルメニヤ人及び露國の版圖に屬せる其の他の人民を派遣しつゝあり、滿洲韓國を得んが爲、未だ露國人の聞きも及ばざる露國人民に取りて全く無用なる土地を得んが爲め、死地に此等の人を驅逐しつゝあり、斯は如何なる必要やある。此の土地は露國の少數の商人、工藝家に取りて自己の商品を賣却せんが爲め必要あるべし、この土地は露國皇帝の官吏が、御用商人、韓國人等を掠奪せんが爲に必要あるべし、此の土地は××自身に必要なる可し、何となれば己の收入を增大ならしむると新に兵士を募集し得べければなり、如何なる理由ありて人民は自己の血を流さゞる可からざるや、曾て彼の波蘭、高架索を征服せんが爲に流せし血は少きものなりしや、何が爲他國を犯さゞるべからざるや？ 曰く他國民を露國××及び彼の官吏等の權威の下に屈伏せしめんが爲なり、彼等は一露國民のみならず波蘭人をもウクライン人をも猶太人をも高架索人をもフインランド人をも凡て掠奪し壓迫せんが爲ならずや

我々人民は、自己の習慣、自己の道德を有す各人民は自己の國語にて語らん事を欲し己の兒童を己の學校にて教育せん事を欲し己の風俗習慣によりて生活せんことを欲す、今假に一國の人民は他國の權威の下に屈伏せしめられ彼等の欲せざる他の風俗習慣に於てのみ生活する事を許され彼等が欲せざる他の法律にて支配せられ彼等自身の國語を用ふることを禁ぜられ軍務其の他の義務を負擔せしめられたる場合ありとせんか、××の反抗は免るべからざるものならずや

然り波蘭は露國××及び彼の官吏等の權威の下より脫し新に王國を建設し自己の風俗習慣により生活せんが爲に數度反抗を試みたり、是れ現在に於ても波蘭、高架索、フインランドに於て常に動亂の絕えざる所以なり

以上の反抗あらんか、露國××は軍隊を派遣し露國兵士は血涙の河を流し壓迫し掠奪し再び之を征服す、これ何故なるや？ 露國××及び彼の卑しむべき少數の官吏、工藝家、商人と稱する輩は他國に於て主とならんが爲なり、これ等の事は露國人民に幾何の利益を與へしや、露國は波蘭を得てより

露國農民に勞働者に幾何增加せられたるか、租稅は輕減せられたりや、兵士の徵募は減少せられたりや、否露國××は他の邦土を掠取するの大と共に他國人民は彼れの權威の下に屈伏するの大と共に彼れは新たなる兵士を得ることの大と共に彼れの勢力の增大と共に彼れ及び彼の官吏輩は他國民を壓迫する事の頗る容易なるを知れるを以て彼等は豺狼の如くに爲れり

（大阪朝日新聞第八三八〇號、明治三十八年六月廿三日）

○

露國社會黨の檄（二）

露人は何が爲に波蘭、高架索、芬蘭並に猶太の勞働者等と仇敵となるの理由あらんや、波蘭、高架索、フインランド、猶太此等の勞働者は露國農民或は勞働者等の領域を犯すものならんや、彼等の互に敵視するの原因は他に存せざる可からず、即ち各人民は各自の慣習に依り生活せんことを欲し彼等は當然何れも此の權利を有す、各人民は他の人民より別箇に各自國家を建設し他の人民と隣人の關係を保ちつゝ生活せんことを欲す――好し、各人民は他人民と同一家族の如き善良なる關係に於て生活を爲さんことを欲す――再び好し、亦しかあるべき事なり

露國××は他の領土を征服するや彼れは他國人民をして露人と同一軛の下に暴威を以て居住せしめんが爲官吏、軍隊、憲兵、警吏の多數を派遣す、此等の處置は勿論相互間仇敵の因となり波蘭人、グルジン人（高架索地方に住む）、フインランド人何れも露人を見る事恰も仇敵に對するが如く爲しむ、之によりて利を得るものは××及び彼の官吏の輩なり、彼等は主として彼等の支配の下に在る人民は反抗して止まざるが如き政策を執るが故に人民の反抗する亦當然の事ならずや

例へば新兵を徵募したりとせんに彼等をして其の故鄉の勤務に服さしめずして之を遠く他地方に送り彼等の故鄉には又他地方よりの者來り勤務す、斯は何故なるや如何なるものなりとも之を移動せしむるには相當の運賃を要することを忘る可からず、之を以て一朝動員の事あらんか甚だ容易のことならず、然らば何故に斯く大なる不便を忍びつゝ勤務地を變更せしむるや次に之を說明せん

即ちペルミヤク人（西伯利亞の北方に位す）を徵募し之を奥

斯科附近の勤務に服せしめたりとせよ、然るに一朝此地方に於て農民勞働者と政府との間に葛藤生じたる場合ありとせんか、政府はペルミヤク人の兵に命を下して之を鎭壓せしむ、彼等の思へらく「他地方人の事吾等の關する所にあらず」と之を燒き之を掠奪す、亦彼等の故鄕には莫斯科地方の者ありて同樣のことを獨言しつゝ同樣の行爲をなす、是れ即ち長官等の望む所のことなり、一言すればペルミヤク人は莫斯科人を壓し莫斯科人はペルミヤク人を鎭壓し彼等に互に同志打をなさしめつゝあるなり

（大阪朝日新聞第八三八一號、明治三十八年六月廿四日）

○

露國社會黨の檄（二）

「全露國の××、波蘭の××、フインランド大公曰く何、曰く何」の尊號を有する彼が支配する共の如く彼の官吏も支配し血、詐欺、恐喝を以て、××の政府を保持する一億三千萬の民衆を奴隷の狀態に置かしむ、彼れの政府は掠奪し殺戮し兵士之を援助す、彼れの政府は波蘭、芬蘭、高架索及露人の勞働者を迫害掠奪し兵士亦之を援助す

現××戴冠後旣に十箇年を經過せり、彼れの戴冠式は盛に祝されたり、其の當日は莫斯科市ホドインスキー、ポーレに於て約五千の人々は壓碎せられたる程盛大なりき、此の時以來人民の血を見ざるが如き日はあらざりしや亦彼れの官吏は人民の爲に新手段を考案せざるが如き日はあらざりしや、租稅は增加せられざりしや、飢えたる者は其の數を增さゞるや壓制も其の度を高め人民の不平も亦增加せざるや、然れども××は不平なる農民勞働者を壓迫せんが爲に次第に警官、憲兵、間諜の數を增加し眞に國家を憂慮するの餘り戰ひつゝある社會黨員を卑しむ可き强盜の類と共に同一箇所に置かんが爲に監獄を增築せり

現××は多くの血を流さしめたり、限りなき罪惡は彼れの父、彼れの伯父の爲せる如く彼れに依つてなされたり、然れども尙彼れは人民の血に厭かざるなり、過去に於て流されたる血は彼れに取りては甚だ小なる者と彼に思はるゝなり、××は人民に最も恐るべき不幸を持來れり、即ち××は戰爭を宣告せられたる事是なり、戰爭とは戰慄すべき文字なり、戰爭とは直に數百千人の死、不具等の慘劇を思はしめ無數の鰥

寡孤獨を意味し農民に飢餓勞働の缺乏を思ひ起さしむ、然れ共官吏、租税盜賊、請負者等に取りては無量の利益を持來し將軍長官と稱する輩にも亦大なる利益を與ふるや疑ひなし、兵士は××の爲に死地に驅逐せしめられ彼等は戰死しつつあり、即ち日本人の彈丸砲彈の爲に戰死しつゝあり、獨り日本人の彈砲丸よりのみならんや、彼等は前戰爭時代より殘留せる既に腐敗し食し得べからざる不良の鑵詰類より死去しつゝあり、請負人の貪欲なる砂石を交へある食ふべからざる麥粉よりも死去す、負傷の爲に死去す、何となれば官吏等は野戰病院をも掠むるが故に負傷者を治療するに由なし、彼等は寒氣より死去す、何となれば家畜運搬の用に供する車輛にて運搬するが故なり、渇より死去す、何となれば夏期の炎熱は屢々水を缺乏せしむればなり、亦シタケリベルグの如き將軍あり、彼れは暑熱を防がん爲に乘用列車の屋上に水を注ぐ事を命ぜり

兵士は戰鬪に出で行き日本人の彈砲丸の下に出で行く、然れども彼等の將軍は戰場より遠く數十露里後方に在りて聖彼得堡府に電報を發して曰く「某々の聯隊は勇敢に戰へり」然り兵士は勇敢に戰へり、某聯隊の如きは僅に數人を餘すのみとなれり、嗚呼如何に不幸なる悲しむ可きことならずや、玆に於てクロパトキンは更に兵士を要求し××は管區に告ぐに管區の動員を行ひ彼れに新しき聯隊新らしき兵士を與ふ、××は動員を布告し彼の官吏は豫備兵を市に呼び集め之を聯隊に分ちて死地に驅逐す、悲嘆、號泣、失望の涙は、彼れ官吏輩に一顧の價をも有せざるものなり、彼等は金子にて贖ふ事を得る者は之を放還し、貧困者は何れも死地に赴かしむ、家庭に「パン」の一片だも無くも、羸弱勤務に堪へざるも問ふ所に非ず金なき者は××の爲に死地に赴かざる可からず

滿洲に驅逐せらるゝ兵士は何の理由ありて死地に赴かざる可からざるやを知らず、何が爲に缺乏、飢餓、死の地に行かざる可からざるやを知らず、無數のこれ等の者は召集より逃走せり、兵士も亦逃走せり、多くの都市に於て兵士は出征を拒絶せり、長官は彼等を捕縛し暴力にて彼等を戰場に送れり尚拒む者あらんか直に之を銃殺す玆に於て人民動搖し初む

（大阪朝日新聞第八三八三號、明治三十八年六月廿六日）

○

露國社會黨の檄（四）

數萬の兵士は極東に出發せしめらるゝ以前に於て一度市に召集せられ、彼等と共に彼等の父母兄弟妻子等は彼等と永久の別れを告げん爲に來る、然れども彼等に此の最後の別れを告ぐることも許されざるなり、死地に赴く兵士等は彼等の近親の者と離別を告ぐる事も能はざるなり、玆に於て悲の極自暴自棄の心を生じ酒店に亂入し、商店を破壞し猶太人を殺戮し通行人に暴行を加へ其の他有ゆる亂暴狼藉を極め以て己の不平、悲嘆、失望を忘れん事を計る、此の時に際し常に長官の執る所の手段は兵士の慰撫に出づるに非ずして人民をあざむき再び猶太人の逆殺を敢てし以て自己の安全を計るにあり既に數ケ所に於て豫備兵に猶太人を殺害せしめたるを以て成功せり、如斯は常に波蘭人にも高架索人にも數度試みられたる手段なり

現役兵並に豫備の諸君よ、諸君の力は何の爲に使用せらるゝかを知るや、現在の敵を防がんが爲にもあらず、即ち××及び彼の官吏の輩を保護せんが爲に羊の群の如く首を垂れて死地に驅逐せしめられつゝあるに非ずや、彼等に新領土を得せしめんが爲に彼等に新らしき勢力を與へんが爲め汝等の同胞により多くの壓迫を加へんが爲に戰爭に逐はれつゝあるに非ずや

諸君は何處に諸君の敵が存在するを知らざるや、官吏は年久しく諸君を掠めざりしか、警吏は諸君を苦しめ諸君を迫害せざりしか、諸君は數百度彼等の誘詐に忍耐力を失ひ之を法廷に訴ふるも其の甲斐なく遂に一揆を起すの止むを得ざりし時に際し縣知事は××××の下に種々の命令を持して諸君の前に現はれざりしか、泥酔したる哥薩克兵は命令と稱して諸君を鞭ち掠め諸君の家族を苦しめざりしや、警吏は富みたる者等の利益の爲に諸君を侮辱せざりしか、諸君は××及び彼れの官吏輩が請負人製造家他の富みたる者等を保護する點は如何なる程度に於てあるやを解せりや、彼官吏等は凡て諸君を掠奪し鞭ち苦しめ尙射殺しつゝあるにあらずや、然るに諸君は彼等の侮辱を忍耐しある最後の日を待ちつゝあり果して其の如何なる時が最後の日なるべきや、最後は如何なる日に來る可きや、諸君よ今日は其の最後の日ならざるや、××は戰を×し諸氏を死地に運びつゝある今日は其の最後の日にあ

らずして何れの日に最後は來るべきや、此の時に及んでも諸君は尙「××は知ろし召されず」或は「惡しきことのみは世上に流布せらるゝものなり」等の如き常套語を信ぜりとするや知らずとか？　彼の××は日本と戰爭が開始せられたるを知らざるや、極東に於ては日々數千の兵士は死し或は飢餓病魔等より苦悶しつゝあるを知らざるや、軍に於て一人の兵、國庫に一留の殘留しある間は戰爭を終結せしめずと宣言したるは彼の××ならざりしや、聞けよ諸君彼の××は自己の××なる名譽の爲諸君の凡てを屍となし凡ての人民の財産を蕩盡するも一寸も讓歩せざることを約束せり

諸君は何を待ちつゝあるや、豫備現役の兵士等よ、諸君はやがて一の市に召集せらるゝ時は旣に牛馬の如く家畜列車に搭載せられ家畜の如く死地に驅逐せらる可き日は目睫の間に迫りたるの時なり

何を諸君は躊躇しつゝあるや、何を恐るゝや、或は諸氏は武器を所持せざるや、諸氏は武器を得ること能はざるや、或は如何なる事を爲す可きやを知らざるや、暴行することを要せず酒店に亂入することを要せず、猶太人、波蘭人を苦しむることを要せず、諸君を諸君の市、村、諸君の事業、諸君の愛すべき妻子等より離ちて諸君を死地に運び、數百千の鰥寡孤獨を作らんとするものを打懲せ、尙諸君は官設酒店を破壞すべし、之と共に×××をも襲ひ××憲兵をも懲すべし、又租稅盜賊常に人民の膏血に厭くことを知らざる租稅官吏をも打懲せ、世界の各方面、露國の諸方面より一時に蹶起せよ

吾等に露國××、犬の如き官吏を要せず監獄を解散し吾等の友人なる社會革命黨員を解放せしめよ、武器を執りて各方面より奮起せよ、吾等の勞働しつゝある全露國は吾等に屬する者なり、旣に××及び彼の官吏なるものは終局を告げたり人民は悲慘なる戰爭を結局せしむべし、豫備並に新兵は召集するの要なし、戰費を支出するの要なし、極東に吾等の貴き血を注ぐの要なし、日露戰爭は終局を告げたり（完）

（大阪朝日新聞第八三八八號、明治三十八年七月一日）

大阪堀江の六人殺し

（明治三十八年六月二十二日）

加害者は遊廓の議員被害者は其の內緣の妻の母

と弟妹及抱藝妓二名

十日以來降り續きたる霖雨に人々鬱陶しき頭の重きを覺ゆる頃恐ろしき忌はしき殺傷沙汰一昨日堀江遊廓の中に起りたり、然も加害者は同廓の顔利にて議員の列に加はる者被害者は同人の妻の母及弟妹と抱藝妓二名となりき、左に其の顚末を列記せん

○加害者　兇行の極重罪人は同廓の議員をも勤め北堀江上通三丁目百七十七番地に住み中等以上の貸座敷を營業とする山海樓事中川萬次郎（五十一年）その毒刄に斃れたる被害者は萬次郎が内緣の妻小萬事雜魚谷あい（二十七年）の母おこま（五十四年）あいの弟安次郎（二十年）その妹すみ（十四年）こまの兄中尾常助の長女きぬ（十六年）同家の抱へ藝妓東店梅吉事松本よね（二十年）紀の佐席津滿吉事川口よね（十八年）の六人なり

○加害者の素性　萬次郎は尾張國海東郡福田村に生れたる者にて本姓を犬飼といひ二十五年程前まで帆船乘の船頭として可成りの身分ありしものなるが當地へ入津するごとに嫖客として山海樓へ登樓する内同家の娘八重（その頃二十五年）と馴染みて遂に同家の養子となりしなりき、その頃同家は八重の母おたみが女主にて營業して傍小間物店を出し居たれば相應に財產ありしは云ふ迄もなし、斯くて暫くは夫婦間睦まじく暮らし居たるがその中にお民は病死して一家の全權悉く萬次郎の手に移りしも明治二十年頃名古屋市より萬次郎を便りて上阪せしお作と云ふ女あり、大阪にて藝妓となり一旗揚げん心にて來りしを×には脫漏なき萬次郎はいつの間にか口說き落して妾同樣になし居たるが夫れや是れやにてお八重との間風波絕えず一家に面白からぬ事情も出で來りたれば萬次郎はお作を伴ひて北海道へ出奔し彼地にて三四年を送りたる後名古屋迄舞ひ戻り同地にてお作を振り捨て單身大阪へ歸り來りしは二十五六年頃の事ならん當時お八重は五六年以來良人よりの便りは絕え女一人にては營業も爲り兼ぬるにぞ同家の客にて何がしと云ふ嫖客を相談相手と爲し居たれば同廓にては二人の間に怪關係はあらずやなど噂しあへりしを萬次郎は耳さとく聞きつけ良人の不在中に仇し男と緣を結ぶとは何事ぞや許し難しとて家附の娘を裸體のまゝ追ひ出したればお八重は悲嘆の涙に暮れながら風寒く月暗き夜尻無川へ身を投げんとして往來の人に助けられし事あり（この事實は當時の本紙

に詳記したれば讀者は定めて記憶せらるゝならん）お八重は其後世話する者ありて同廓下通三丁目の路次内に住み、後同町二丁目に轉じて山形樓と云ふ貸座敷を營業し居れど萬次郎に逐ひ出されし後は精神に異常あり今にても堀江の狂人さんと云へば誰知らぬ者なし、萬次郎の恐ろしき兇行を爲したるを聞き「内のお前さまが三人や四人をお殺しなはつたかてちつとも差し支へおまへん」とてすぱ〳〵煙草を喫み居たりとふ憐れならずや

家附の娘を放逐して中川家の總大將となりし萬次郎は一夜松島の遊廓に遊びて同廓中店の藝妓濱吉の妹小濱事白木おすゑ（二十九年）を買ひ馴染みたり、然るに此のお末は松島高砂町二丁目二十番邸白木いと方同居白木孫助の長女にて然る可き貸座敷を營み居たるが爲め後には同家へ入り浸り更に同人の財産何許かを取り出させ我が家へ伴れ歸りて内緣の女房となし居れる內、おすゑの姪に當れる雜魚谷あい（南區順慶町一丁目五十三番屋敷雜魚谷平七三女）を養女に貰ひ受け、其の以前貰ひ受けたる尾州西春日井郡清水村河村新三郎長女れい事萬吉の妹として小萬と名乘らせ東店より藝妓に出したるが中內にして愛嬌も惡からず容貌も十人並勝れたれば萬次郎はいつしか戀の焰を燃やして屢々袖を引きたれど「叔母さまに濟みませぬ」とて承知せず、暫くは風に柳と受け流し居た

……………………………………

……………………………………

……………………………………

……………………………………

し始めたるが落度なければ追ひ出す事も協はず二十九年おあいを伴れて臺灣へ赴き同人に藝妓稼ぎをさせ居たるがいつの程にか因果の種を身に宿したれば藝妓家業もなり兼ね止むを得ず大阪へ伴れ歸りしが流石家へは入れ兼ねてお八重を下通二丁目へ轉宅させ、その後へ妾宅として住はせ置きしが程もなく產み落せしが今生き殘れる長女の初光（八年）なり、されどおあいは萬次郎に對して些の愛情もなく殊に叔母おすゑに濟まぬ〳〵と云ひ續け、おすゑも亦やかましく苦情を言ひたる爲、一たん落したる眉毛を引き、丸髷を新蝶々に結び換へて新町木原席より若松と名乘り再び褄を持ちたりき（若松と云ふ名は木原の女主の前名なれど萬次郎は堀江遊廓の議員と

云ふに對し特に其の名を譲りしなりとぞ）

おあいが萬次郎を忌み嫌ひ居れると反比例に、萬次郎は又おあいを二なき者に戀ひ焦れ居たれば、新町より藝妓に出したる後も、嫉妬の念に胸を焦し、彼れを他廓に手放し置く事のいかにしても苦痛なれば、屡々おあいを家へ引き入れんとしたれど、おあいは例の「叔母さまに濟みませぬ」を楯として云ふことを聽かざれば、戀に目の暗みたる萬次郎は如何にかしておあいを家に入れ、朝夕手活の眺めにしたく、それにはお末が邪魔なりとの心を起し、恐ろしくもお末と養子明次郎(二十一年)（この男は萬次郎の兄犬飼幸助の子にて二十年前自分の故郷より迎へたる者なり）と相通じ居れりと云ひ立てそれを云前にして去年夏八月頃曾てお八重を放逐したる如く、無實の罪名の下にお末を着のみ着のまゝにて放逐したり（お末は當時朝鮮へ渡航し居れりと云ふ）此の事につきては諸所の知人より忠告說諭をなしたれど、萬次郎は少しも聽き入れず、その翌月新町よりおあいを伴れ歸り望の如く妻にしたりき、此の事情纏綿執着して遂に此の大椿事を起したるなり

○兇行前の酒宴　殺意を決したる萬次郎は當夜十一時頃何氣なき體にて臺所火鉢の前に座を占め宅に居合したるおこま、おすみ、安次郎等を招き寄せ又お線香に赴き居たる津彌菊、津滿吉、梅吉へも貰ひを掛けたれば夫々引取りて最後に梅吉が綿森より歸り來りしは十二時過なりしが萬次郎は一座六人居並びたるを見濟して、今夜はお前等の望み通りの馳走をする西洋料理なり日本料理なり何なりとも望めよ、一生に一度仕たい三昧にさせてやる、常にも似ぬ言葉の底には素より一物ある可しとも知らず即て取り寄せたる西洋料理と日本料理とに何れも舌皷打ちて下戸も上戸も酒盞を手にし今二三時間經たば主人が磨ぎ澄ませし邪慳の尖先に罹りて血煙となるとも知らず彼是と雜談の末一時頃となりておこま、おすみは奥の六疊の間に安次郎は二階十疊の間に津滿吉、梅吉は二階三疊の間に、津彌菊は下女おきくこと中尾おきぬと共と階下の表の四疊半の間に、夫々寢床を展べて無心の睡眠に入れたり

○慘劇の光景　一同寢靜まりて一家寂寞となりたる後まで萬次郎は尙火鉢の側に在りてグビ〳〵と酒盞を傾け居たるが二時を打つ時計の鳴り渡りしとき時分はよしと思ひしか先づ立

上りて浴衣一枚の身軽なる姿となり何時の間に買ひ來りしにや二幹の樒を取出して臺所の次の間なる佛壇に供へ、其の前に毛布を敷きて黒絽三ッ紋の羽織と仙臺平の袴とを置きしは兇行後裝束を改め茲に潔く自殺せんとの決意を示したるなり心靜かに斯る準備を調へ畢りて偖最後に簞笥の抽斗より取り出したるは豫て國許より携へ來りし一尺八寸無銘の業物にて鞘を拂ふや先づ奥の間に踏み込み今すや／＼と眠り居るおこまの右後頭部を一刀斬り下げキヤッと叫ぶ間もあらせず、再度の太刀は右頸深く斬り込んで殆んど頸部を切り落さんとせり、この物音に喫驚して跳ね起きんとしたるおすみを起しもせず尖先鋭く左の肩を大袈裟に二箇所浴せ右頸部を切つて二人共即死せしめたり、其れより更に二階に上りて仰向けに臥し居たる安次郎の前頭部に斬りつけ、辛く薄皮のみ留めし狀にて一刀にて即死、續いて次の間の梅吉に尖先を向け是れまた左の頭部を碎けよと斬り込みて腦蓋破れ腦漿迸り其のまゝ絶息し次に津滿吉の左腕を狙ふて中關節より美事に斬り落し更に右腕中關節を切て是れもぶら／＼と落ちんまでに斬り下げたり、其れより二階を下りて表の間に出で其處に臥し居る津滿菊には別に怨恨もなければとて目も呉れず血刀を後に隱したるまゝ下女おきぬのみ引き起して奥の間に伴れ行き「ソラ是を見ろ」とおこま、おすみの無慘の死體を指さし示したればおきぬはキヤッと飛び退る間に素早く左頸部へ斬付けて半ば切斷し是れまた其の場に絶命したり、斯くと見るや再び二階に上りて僅に生き殘り居たる安吉の傍に至り平常この口で乃公の惡口を饒舌つたなと口中に刄を突込んで二太刀抉り舌の半を切り顎を殺ぎ取れど尚即死するに至らず翌朝高安病院に入りて治療中なるも一命覺束なし

○兇行後の始末　萬次郎は生き殘りの津滿吉を十分斬り刻みし後其の血刀を拭ふて鞘に收め津滿吉の寢所の横手に捨て置きし後、二階より降り來りて衣服を改め再び表の間に行きたり、茲に前に記さゞりしも青木小梅と云ふ今一人の下女が眠り居りしにて同人は宵の中より頭痛がするとて表の押入の中にて眠り居たれば例の酒宴にも與らざりしが萬次郎は此の時初めて小梅を揺り起し「一寸用事があるから來い」と火鉢の傍に伴れ往き「乃公は自殺するつもりであつたが是れから警察へ自首する」と言ひし後表の間のおきぬの寢床にて眠り居

る實子衛光を先妻中川八重の許に連れ行くこと、又重要の書類は一纏めとし紙袋に入れ佛間に置きあれば養女萬吉へ渡し吳れとのことを賴みたり、下女小梅はこの詞を聞く中にも恰も頭上なる三疊の間（津滿吉、梅吉の斬れし所）より血汐ボタ〱と滴り落ちて冷りと面を染むるに氣も心も消え入る程にてブル〱と顫ひ居る中萬次郎はやがて表口より立出で恭しく東雲の空を拜みて辻待車に乘り警察へ驅けつけしなり其の後にて小梅、津彌菊の二人とも大騷ぎを始め津彌菊は初光を連れて中川八重方へ、小梅は横町の東店を擲き起して此の大椿事を告げたるに、妓夫の由どんは直に飛び出して萬次郎方へ驅け込みしも階下は眞暗なるより慌てゝ二階へ驅け上がる途端何物かに蹶躓いて喫驚し其の品を取り上げて見れば津滿吉の腕なるにヒヤーと膽を潰して仰反りしとき津滿吉の呻き聲を聞きつけ「津滿吉さんではないか奈何した」と聞きしに津滿吉は悲鳴の中に「アゝ萬次郎の鬼に斬られた、仇を取つてお吳れ」と云ふ「好し〱仇は取つてやる」と言ひつゝ其の傍に臥したる梅吉の蒲團を捲りしに其の頸は半ば切り落しあるより愈ゝ喫驚して其のまゝ逃げ歸りしとの事なり

○兇行者の自白　斯る恐ろしき大罪を犯したる萬次郎は白千筋の浴衣に黑絽三紋（丸に鷹の羽）の羽織、白縮緬兵古帶して雨中なれば高下駄を穿ち西署の門前に車を乘り棄てて無帽のまゝ公廳へ入り來り當直の書記に向ひ「未だ松本警部は御出頭になりませんか」と問ひぬ、松本警部は同署の遊廓係りなるが爲め先づこの人の在否を問ひたるならん、書記は何氣なく「前日來高木警部の當直なればまだ御出勤になりません」と答へたれば萬次郎は「それならば當直警部に御面會致しませう」とて同警部の前に至り、住所姓名を名乘りたる上「私は只今自宅に於て五六名の者を慘殺して參りました由て自首を致します」と穩かに述べたれば高木警部は驚きながら「あア爾うですか、それならば此方へお出でなさい」とて刑事室へ伴ひ行き本人を中央に坐らせて當直刑事と共に萬次郎を取り圍み改めて其の事情を問ひたりき、萬次郎は言葉を改め、「申し上げます、私の妻雑魚谷あいは極めて淫婦でありまして、昨年の十月頃私方の客南區大寶寺町東之町の和田總藏といふ者と私通致しました、其の事は廓内一般の評判となり居るのみならず、…………事がござります、然し相手

は客なり沈立てゝは私の恥辱と心得て其のまゝ泣寢入にした事もござります、然るに本人は改心の模樣なく私方の養子として名古屋の親戚より迎へたる明治郎(二十年)…………した、されど私は仍ほ恥を忍んで段々說諭を加へましたる結果、本年五月六日前後、明治郎とあいとは前後して家出を致しました、然し私はそれを忍んであいの母にも迫り抱へ藝妓をも取調べましたが少しも實を吐きません、元來あいは藝妓を勸め居たる者なれば梅吉、津滿吉とも私よりは心易く互に秘密を語り合ひたるは勿論なる可きも頑として實を吐きません、折からあいより私へ當分歸るまじとの手紙を送り越したれば世間へ顏向けもならず無念に堪へかねて此の大兇行をなし遂げ直に自殺する覺悟なりしが一家の事務について差支を生ぜんことを恐れ卑怯ながら自首して出たのでございます」と臆する色もなく述べ立てぬ、是れ彼が警察署に於ける自白なりき

○梅吉の葬式　慘劇後の山梅樓は目も當てられざる有樣にて午後二時頃までは現狀の儘如何ともする事能はざりしが、藝妓梅吉の死骸は實父杉本德兵衛が午後三時頃引き取りに至り現場より直に葬儀を營みたり、しと〳〵と降る雨の中に淋しく立出でたる棺を眺めたる多くの群衆は何人も同情の感を催せるが如く見受けたりき。

(大阪朝日新聞第八三七九號、明治三十八年六月廿二日)

○

堀江の六人殺し續報

○犯人の護送　無慘の血の雨を堀江の廓に流したる人鬼の中川萬次郎は兇行の拂曉西署へ自首し一昨日假豫審を受けて、昨日午前九時謀殺の令狀の下に、白濱巡査に警衛され監獄に投ぜられたり、是より先萬次郎の養女たる藝妓萬吉は白毛布秩父棒縞の丹前、「ネルの縱縞單衣に鷄卵數個を添へて西署の留置所へ差入れたるに、萬次郎は其の鷄卵を食し毛布は携へたれど、衣服は受けず、罪人の吾には之にて過分なりとて自首當時の扮裝なる黑絽三ツ紋の羽織に千筋の吉衣を着たるまゝ、署員一同へ「最再びお目に掛りませぬ」と暇の挨拶を述べて平氣に悠々と送られたり、同人素性は前號詳しく記したれど尙聞く處によれば愛知縣海東郡福田村の犬飼某と呼ぶ賤しき漁夫の息子なりしが、舸務の者にて尾州家御座船の御船

手を勸むる同姓犬飼の養子となり長じてお船手役を襲ぎ居たる由にて、其れが爲め今回兇行用の無銘の刀は、藩主より拜領の品なりと常に自慢半分に話し居たるよし、維新後役離れとなりて暫く廻漕問屋を營み居たるも思はしからぬより、帆前船愛田丸を買ひ受けて船頭となりしは二十六七年前、其も暫時にして廢め、愛田丸は神戸の人に賣り渡し、懐中に澤山の持參金あるらしく見せ掛け、マンマと中川八重を取り込みて山梅へ入家したる者なりとぞ

○山梅と萬吉　一昨夜より昨日へ掛けて山梅の前の群集は蟻の甘さにつくが如し、同廓の安部取締等は萬吉の依頼に依りて昨朝より詰め切り、血痕附着の品、蒲團衣類を初め[illegible]て四十三點、殘らず荷車に積みて八弘社に送り、燒き捨てたり、其の他戸障子些井板など抵しにても血汐に染まりしは削り取り取り拂ふて昨夜燒き拂ひし筈なり、又同家の資産としては貯蓄銀行三百五十圓、現金九十圓、衣類等の外に、三十五坪の家屋敷あれど、其れは一番千五百圓、二番五百圓の抵當となり居れり、出張の判檢事は證據物件と共に現金九十圓を保管し、又西署は同廓の取締安部平三を呼び出し一家の整理つくまで相續者萬吉の保護をなすべしと委託し、更に一昨夜來巡査を同家の表に派して立番をなさしめ居れり

○津滿吉の現狀　辛く即死を免かれて、高安病院に入院したる津滿吉の現狀を聞くに、中々氣丈にて經過は先づ宜しき方なり、左の腕は現場に斬り落され右の腕もぶら〳〵となりしまゝ入院したれば、醫員は直に切斷したり、其の手術料十五圓、入院料前金七圓、計二十三圓の勘定を兇行者の相續人萬吉に請求すれど現金は其筋へ保管されありとて渡さず、ヤッサ、モッサの掛合中なりとか、手切金は藝妓の方が受取るべき筈なるに藝妓から出すは妙なりと小首を捻る氣樂人もあるよし、院長は所詮見込なしと半匙を投げ居れど、本人は無頓着にて、見舞の人あれば、負傷したる舌にてボツ〳〵話し居れり、今慘劇當時の光景に就いて津滿吉自身の談話を聞くに「初め兄さん(萬次郎の事)が二階へ上つて來た時、第一に殺はしたのは梅吉さんで、其から安次郎さんを斬つたらしい、妾は其の時初めて心づいて蒲團の中でビリ〳〵と顫ふて居ると、兄さんは妾の蒲團を引捲つてヤッと掛聲をしたので、妾は夢中で跳ね起きると、其の途端にピカリと刀の光がして、

左の腕を落されたらしいが其の時には些つとも覺えないで、矢庭に起きやうとしてバタリ横に倒れた、すると兄さんは何と思ふてか、すた／＼と階下へ降りて往つたから、斯んな時に弱い心を出してはならんと、沈と倒れたなりに堪へて居ると約そ二時間程經つて、兄さんは又二階へ上つた、爾して妾の傍へ寄つて血刀を左の手に持換へ、右の手で妾の口を抑へた、是れは屹度生きてるか死んでるかを試すのだと思ふて、呼吸をしまいと二三分間沈と堪へて居ると口に當てた右の手を引いて、左の刀を再び持ち換へる時に、其の尖先がスラリと口の端に觸れたやうに思はれたので其の時舌と顎を切られたらしい、兄さんは「最う宜いだらう」と言ふて、右の手に血刀を提げ、ぶら／＼と段梯子の許まで往つて「血刀提げ箱梯子」と、微聲で初右衛門五人斬りの淨瑠璃を語つた迄は覺えてゐたが、其の後は氣が俄に遠くなつて、宛で夢中であつた其れから由どんが驅け上つて、キヤツと叫んだ聲に氣がついて「由どんか」と云ふと「あな斬たられましたか」と尋ねたから「仇を取つてお吳れ」と云ふて、又夢中になつて仕まいました』

○狂婦中川八重　萬次郎の爲に狂人となりたる薄命の婦人中川八重は昨朝早く家族一同を呼起し「サア大變、西の家（山梅の事）で四五人の人殺しがあつたさうナ、彼は旦那が殺したのぢやない、此妾ぢや、今から警察へ自首しますわ」と突然宅を飛び出して辻待の腕車に飛び乘り、急け／＼と呼吸遣ひも荒く北へ走らしたり、家族は心配して跡を追ひ行く中、八重は腕車を東店に着けさせ、内に驅け入りてお茶を一杯と賴む、店内の者は早速お茶を汲んで與へ「あなた何方へお越し」と尋ねたるに、八重はグツト飲み乾すやいな、何にも云はず走り出で、元の腕車に飛び乘つて自家に驅け戻り「ヤレ／＼お腹が空いた」と朝餐を喰べ「朝から忙しくてバタ／＼したから草臥れた」と、奥の間にころりと横になり寢入りしと云ふ、同家に居る萬吉は此の體を見て頻りにするのは此の姐はんの外はないにと面を掩ふて泣き居るよし、八重は萬次郎の爲に發狂し、其の萬次郎の相續者萬吉は八重の發狂の爲に泣く、天意か自然か、人事の因果は怖ろしからずや

○小萬の行衛　今に知れず、西署は昨日小萬の姉なる同區北久太郎町一丁目佐藤福松妻おかね、及同居人肥田新藏の妻お

ふじを召喚して、小萬の蹤跡を探り問ひしに、兩人は全く知らぬと云ふ、左れど其から其へと調べ見なば或は捜し當らぬとも限られまじ、今日一日の猶豫ありたし、及ぶだけ尋ねて若し尋ね當らば同道せんと答へて引取れり、序に小萬が何故萬次郎を忌み嫌ふかの疑問に付て一齣の談話を告げん、小萬或る時朋輩に語りて曰く「内の人ほど恐ろしい怖い慘たらしい人はおまへん、妾今から思ひ出してもゾヽ毛が立ちますワ臺灣へ伴れて往かれた後、妾が支那人と密通してると痕跡もない事を言はつて、庭の松の樹へ赤裸々にして縛りつけ、刀を抜き放して、脊やお臀を峰打にピシ〳〵擲りつけ、果は其の刀を頬に差しつけて、コリヤ言はねば一突きだぞと、演劇でも見た事のない猛酷らしう打たはりました、妾は最う最う臺灣の土になるものと觀念して默つて居ると、到頭責め飽んで漸う繩を解いて與りやはりましたが、其れから怖うなつて連れ添ふ氣には奈何してもなれまへん」萬次郎が如何に殘忍兇猛なるかは此の話にても察せらる可し

○萬次郎が最後の書置　によれば彼れの兇刄に斃れたる六人の外猶七人の關係者を慘殺すべき覺悟なりしが如し、其の遺書は萬次郎が大兇行を遂げたる後、慄ふ手に紅インキと鮮血とを混じて疎末なる半切に認めたるものにして其の遺書の上にボタ〳〵と血汐の落ち散りし痕目も當てられず、最初の一枚には此の事件に大關係あるらしき七名の姓名を列記し（憚る所あれば姓名を省く）他の二枚には大字にて左の文字を記せり

　七人を皆殺さんと思ふたがもう夜が明けたざんねん〳〵

（原文のまゝ）

右は云ふ迄もなく兇行後奥の間にて認めたるものならん、恐ろしき人鬼よ、夜の明けたる爲兇刄の他七人に及ばざりしは不幸中の幸福とや云はん

○和田龜藏の濡衣　萬次郎が西署公廨にて小萬が南區東賓寺町東の町蒲團商和田龜藏と密通したる旨を述べ立てしは前號に記したる如し何故斯る疑を惹起したるかを聞くに、此の龜藏と藝妓津滿吉の實父大石忠造とは別懇の間にて、忠藏が二業酢を營み居たる時より常に龜藏方へ出入し、零落の後は和田の借家たる八幡筋南綿屋町の木村裏を管理し又和田が組立てし、蒲團講の世話方をも爲し居れり、斯る間柄なれば、忠

藏の娘よねが津滿吉と名乘りて山梅方に現はるゝや、總藏に向ひて以後贔負にして吳れと賴み、總藏も折から或る請負仕事の爲め昨年十月以來時々堀江に遊ぶ事となりて、其都度山梅に登り津滿吉を聘すを例としたり、先月中旬忠藏は偶然山梅を訪れしに萬次郎は一室に招き入れ、實は妻の小萬は逃亡せり、其の行衞を突き止め吳れなば津滿吉の年期證文は御禮として返さんと云ふ、忠藏は驚きて、娘の證文は兎に角、及ぶ限りは搜索せんと直に山梅の帳場人力車に乘りて、小萬の實母なる北久太郎町一丁目雜魚谷こま方へ赴きしに意外にも小萬は其處に居合せたり、忠藏を見るより、主人に賴まれて來りしかと尋ねたれば、否賴まれしにはあらねど少し話し度き事ありと、即て小萬を連れて、前の帳場腕車に乘り自宅に歸りたり、其れより小萬に向ひて家出の事情を聞きたるに、實は養子明次郎と養女萬吉とを夫婦として中川家を讓り渡し自分は萬次郎と共に抱藝妓を連れて分家し雜魚谷の家名を立てたしと云ふ、其の談話の中に忠藏は心を利かして、帳場車を山梅方へ返したれば、必ず車夫の口より小萬の事を聞きつけて萬次郎來る可しと思ひしも來らず、遂に其の夜は空しく明し、偖翌朝となりて、兎も角其の談話は萬次郎に告げて其の上返事すべし、其れまで實母おこまの宅にて俟ち吳れよと云ひ置き、單身山梅方に出掛けたり、折から萬次郎は居らず程經て血眼になりて歸り來り、小萬が希望の分家一條を聞くや以ての外に怒り、此の家を明治郎に讓る事は金輪際不承知小萬は前夜何れに宿りしぞと威丈高に問ふ、忠藏は自分方へ一泊させしに相違なしと答へ彼是押問答の末に、萬次郎は立ち出で即て南署の青木刑事を伴ひ來りて實は昨夜車夫の詞によりて、堺筋の二葉酢を搜したれど分らず、已むなく南署の刑事に訴へて共々に搜し廻りし末、南綿屋町の忠藏宅を尋ね雜魚谷は居るかと妻に問ひしに左樣な人は知らぬと答へし旨を述べて、小萬は乾度お前の心易き和田總藏指圖の宅に泊りしならんとの途方もなき事を言ひ出したり、忠藏は呆れながら、左れば本人の小萬に會ふて聞き質すが捷徑なりと三人作れ立つて早速北久太郎町の雜魚谷方に赴きしに小萬は早衣を晦まして見えず、但し其の姉婿たる佐藤福松宛にて自分は松島天神前某方へ身を潜むるとの旨を書き殘しありとの事に又々三人連にて松島へ赴きたれど其處にも早居らずして以來今

日まで蹤跡を晦ましたるなり、其れが爲め萬次郎は一圖に德藏の差金にて、忠藏等と同腹になり、小萬を隱したるものと思ひ込みしならんと云ふ

○萬次郎の遺書

萬次郎が今回の兇行を演ずる決心は遠き以前より萌し居たりしと見え一昨日午前判檢事が現場に出張したる際押收したる書類の內合計八通の遺書ありたり、こは何れも養女おれい(萬吉)に宛てたるものにして最も短きものは半切一枚に、最も長き物は半切六枚に赤インキを以て認めあり「今日こそ遣ツ付けてやらうと思ふ度每に遺書を認めましたから澤山になりました」と萬次郎自らが申立てたりと云へば今回の兇行は遠き以前より深く謀り居りたる事を知る可く、從つて兇行後は必ず自殺せんとの決意を抱きたる事も明かなり、且遺書八通ともおれいに宛て居る所より見れば萬次郎が最も深く信賴せしはおれい唯一人なりしことを知るべし、八通の遺書には悉く月日の記入なけれど左に示すは兇行數日前に認めたるものなる可く八通の中にては最も短きものの一なり

此の度中川の家をつぶす大あくとうのととう人は本人あい母駒姉かね佐藤福松其の外五六人のぎようさんありて中川家ヲつぶスゆゑ實ニにくさ〳〵かさなる者ゆゑ何卒おかみさまニおそれいり候へ共これらのやつら下分におしらべ被下ましてみな〳〵それ〳〵のしよぶんヲ御願申上候やう願升るようお賴み申せもはやこれまで

父　萬次郎

おれい殿

文意確ならざれども中川家を亡ぼさんと謀れるおあい以下數名の者憎くて堪らぬ故其の筋の處分を願へとあるが如し、この文面より察する時は萬次郎は今回の如き兇行を演ぜずして自分一人のみ自殺する考にて右の遺書を認めたるに非るかと思はるゝ節あり、讀者の判斷に任さん、尙左に記すは八通の內最も長文にして半切六枚に赤インクを以て認めあり、思ふに兇行の前夜認めたるものなるべし

今日迄しんぼうしたなれどもしんぼうぶくろがはれつしてやむを得ずおかみさまへふこうのお手すう相かけ候處の次第は金の入れあるひき出しにアイとかいて有るふくろにある物をしらべてよろしくしよぶんしてもらうよにおたのみ

申なされ我れも初光がかわゆいのとおまいらがめいわくをおびる事はぞんじ居り候なれども明次郎のにくしみアイのにくしみ實に日に身たいがもてぬゆえ實に氣のどくに存じ候へ共せに腹はかへられぬゆゑおかみ樣にお手數かけ實に面目しだいなき事ゆるしてくれどうぞ〳〵よろしくしよぶんをお賴申してあとは初光をせい人させて山梅の內を立いくように賴みます、我はかけからいのりますからたのみます、いかにもして座古谷一統と佐藤一統はかならず殺し倒すから見てをれ、又津滿吉は父の大石がためにころした梅吉はほうとう者のアイに取次したゆゑころしたゆゑこの事はおかみさまへ申上げて下され、然る處この後はかた付次第おまへは子供つれて名古屋地へかへり石黑の內山田（此の間三字不明）に相談して都合のよいようして日にせん香の一本もたむけ念佛をとなへ初光にも云つてやつて下され賴みます、いづれ八重の處よりもいろ〳〵いふではあらうがこれはおたきが居るからよろしいから山梅の內だいじにして初光子供を賴みます、金はひきだしに五六百圓かよいがあるからそれでしまつして下され、いひたい事澤山あるが心がいそぎ何をかいたか讀むことも出來ぬからよく讀みくれおかみ樣へお願して（此間人名四字不明）明治郎アイに死刑をたのめにくい奴だよ初光を賴みます（此間五字不明）なんぼかいてもきりがないからこれでおきます

父　まんより

おれい殿

たのみます

この遺書に依りて萬次郎が兇行の決意の存する處は明瞭となれり、おあい等關係者に對する憤恨を記す間にも一子初光の身の上を案じ煩ひその前途を賴む旨を屢々記せるは流石に親心にて、鬼の目に淚ありと云ふべきなり

（大阪朝日新聞第八三八〇號、明治三十八年六月二十三日）

〇

〇西署に於けるおあい

堀江六人殺しに就いて噂高きおあいは既記の如く一昨日裁判所に出頭し訊問終りたる後附添人たる南區炭屋町の折箱原料商大舘由太郎と共に西署に到着したるは同日の午後五時過ぎなりき、同署にて主任高木警部、獅子野、北村兩刑事が應

接室にて七時頃まで取調べし後前記由太郎を呼び出して本人を引渡したり、取調の大要を聞くにあいは警官の訊問に對して自分は五月五日山梅を入湯と稱して立出で其足にて三軒家の粂重吉方を訪れたり、其は同家にて明治郎と會合する積りなりしも明治郎が居合さざる爲直に母親こま宅に赴き其處にて七日間ほど居たる後知り合の甲乙の宅に潜み其の末同月二十四日再び三軒家の粂方へ赴きしに伯父常助が來て山梅へ歸る氣か奈何かと尋ねたり、折から母こま弟安次郎も來合せしより粂方にては話もなし難く三軒家紡績の横手の牛屋へ四人伴にて出掛け常助に向ひて實は今夜名古屋から明治郎が歸つて來る筈なれば母や明治郎と相談の上明日母まで返事を致しますとて別れ其夜は粂方へ一泊したり、翌二十五日一旦母親の宅へ歸りしに豫て萬次郎に頼まれて自分を捜してゐる大石忠藏に出會ひ同人方へ連れ行かれ一泊の後再び母の宅へ引取りしが南署の青木刑事は早くも此の事を聞きつけしと見え一方萬次郎方へ知らせ置きて其の身は母親方へ乘込みしも自分は折から粂方へ赴き居て弟安次郎より其の事を聞きしより此の上は名古屋へ高飛せんと梅田まで出掛けしも終列車に乘遅れし爲意を果さず、止むなく粂方へ引返して一泊せり、其の翌朝午前六時湊町驛に出で一番列車にて名古屋に赴き同市花の木町絲繰業高井しづ(二十八年)方を頼りたり、同人は以前阪地北久太郎町籌屋町東へ入る寺の隣に居たる時知合なりしよりそれを緣故に訪れ往きし者にて其の以來同家に逗留し居たり、自分は阪地へ歸る望もなきより名古屋にて藝妓に現れんと眉を延ばして心準備をなしつゝ際圖らずも今回の大慘事を新聞紙にて聞き知り驚いて途方に暮れしが其の後日々山梅事件の新聞紙に現はるゝにつれて不面目に堪へ難く、さればとて此の起因も全く妾ゆゑなれば何時までも名古屋に潜み居る譯にも行かずと元難波新地のみどりと云ふ料理屋に仲居奉公せしおきくと云ふが目下相生町溝の側にて竹葉亭と云ふ飲食店武田巳之助の女房となり居る事を思ひ出し兎に角同家を訪ねて身の振方を相談せんと一昨夜十二時名古屋發の汽車にて昨朝八時過當地に着し直に竹葉亭に往て相談の末同家の知人なる大館由太郎に附添はれて裁判所へ出頭したるなり、尚自分は名古屋へ赴きし以來二三度も當地に歸り來り山梅の樣子を探りしが、最後に歸りしは六月の九日にて直に母親こま

の宅を訪ねしも母弟妹は山梅方へ往き居れりとの事にて得會はざりし爲其の足にて住吉に參詣し守り札を受けて更に堺に往き同地より山梅宛の手紙を認めて（這は前號既に記したる死しても歸らぬとの手紙なりき）郵送し又母こまへも今より名古屋へ赴く旨の手紙を發し置きて同地へ引かへしたるなり又自分が家出の決心をなすに至りたるは豫て明治郎と相談の上母こま、妹すみ、弟安次郎、木村さく（元山梅雇人）ふく等と淸國營口へ渡りて一儲けする事となり其の旅費は明治郎が引受けて國元へ歸り其の後は三軒家の粂方にて面會する約束なりしに明治郎は病氣も重り旅費も調はぬとの事にて已むなく再び藝妓勤めをなす決心を固めたり云々

○おあいの直話

西署の取り調べを終りし後社員はおあいに就いて親しく談話を聞きしに「今度は誠に面目次第もない堀江へは顏向けもならぬ程の事が出來まして恥入つて居ります、妾の家出に就いては一度や二度では話し盡されぬ程仔細がある事は御存じでもございませうがお察し願ひます、妾も今度と云ふ今度は自殺する決心でしたが又思案して見ますと世間から種々な噂を立てられて居りませうから身の明りを立てる爲に名古屋から戻つて來ました、元來お鼎さん（萬次郎の事）の話に由ると十二歲の時から尾州犬山の藩士成瀨長門守の家來岩田家へ養子に往き二十四五歲から放蕩を盡して遂には帆前船の船頭となつたので自分は力も强く劍術も心得て居る、現に長門守から拜領した無銘の新刀を持つて居るから十人や二十人を斬捨てるのは仔細はないと自慢して居ました、今度も吃と彼の新刀で遣つた事と思ふて居ります、自分が始めて萬次郎と關係したのは初めて藝妓になつて山形屋へ聘ばれて往つて見ると意外にも其の客は萬次郎でした、其の後も方々の靑樓から聘せて其末脈らしい事を云ひ出しましたが現に叔母の亭主ですから風に柳と受け流してゐました、すると其の末叔母の不在中に宅の三階へ伴れ上つて例の新刀を半ば拔いた儘面前に差附け今夜と云ふ今夜乃公の詞に從はねばお前の髮が切れるか首が飛ぶか乃公の腹が裂けるか此の三個の中の一つに極つて居るがお前の考は奈何かと血相を變へて言ひ出したので遂に道ならぬ契を結びました、其の後なる可く會はぬ樣にすると益々附き纏ふて一家の風波を引き起すことになりました、又

其の以來刀を以て妾を脅迫した事も幾度あつたか知れぬ程でした、現に去る四月の末頃奥座敷で妾に是れ見よがしに新刀を取出して鞘を拂ひ其の尖先を沈と眺めて殊更に聲を高め自分の魂とする刀は錆が來たわい研ぎすまして置かねば他日の用に立たぬと叫んだので愈々厭氣が差しました、又三月の中頃尾張半田の酒造家榊半兵衛外數名の者が登樓して大散財をした時妾が其の旦那に愛嬌を賣つたのが氣に入らぬと散々蹴飛ばされ毆打されたこともあります、此の外は大概新聞紙に出て居りましたから申上げても二重にならうかと思ひます、斯やうな事情を明治郎が薄々知つて私の叔父ではあるが道に悖つた人であると度々妾に言ふて慰めて呉れましたので妾も明治郎の爲を思つて親切に致しますと其れが爲に不義姦通でもして居りますやうに疑はれました云々

此の外種々聞込みたる點もあれど犯人豫審中なれば暫く記載を見合すことゝせり

（大阪朝日新聞第八三八五號、明治三十八年六月二十八日）

○

○堀江六人斬の宣告　（無期徒刑）

昨日午前九時の豫定なりしも都合により同十一時二十分刑事一號公廷に於て言渡されたり、被告は前回と同じ服装にて例の如く看守に引かれ被告席に着きたるが今日こそは彼れの運命の決する時とて滿面憂愁を含みながら低頭して宣告を待ち居たり、傍聽人は當日無制限なりし爲朝來公廷内に充滿したるが前二回の傍聽人とは其の風體面貌に著しき相違あり聞く所に據れば第一回の公判以來例の勝負師仲間にて死刑か否やの賭事を試み居たるよしなれば或は彼等も萬次郎と同じく當廷に一身の運命を決せんと押しかけしならんか、偖午前十一時二十分となりて菰淵裁判長以下陪席判事着席、福田檢事は病氣の爲男庭檢事立會の上、朝山書記は被告萬次郎を呼びて起立を命じたり、本人は素破こそと云はぬばかりに眞直に起立して戰き震ふ手を木柵にかけ傍聽人も一齊に片唾を呑んで滿廷水を打ちたるが如く靜まれり、裁判長は先づ本日裁判を言渡す旨を告げ夫れより被告が兇行をなすに至りたる事實及慘殺の模樣等判決全文の要部を説明的に讀み聞かせたる最後に被告萬次郎を謀殺に一等を減じて無期徒刑に處すと宣告するや被告は急に蘇生したる面色にて判事に一禮し傍聽席

は忽ち動揺めき初めたり、裁判長は更に亡梅吉の父杉本徳兵衛より一萬圓請求の私訴判決を與へたり、其の要旨は被告が藝妓梅吉を故意に殺害したるより父なる徳兵衛が蒙れる愁傷悲嘆は到底金錢にて償ひ得べきものにあらず、慰藉金を請求するは至當なるも一萬圓とは多額に失すれば五百圓を至當とす、又葬式料百五十圓の請求は被告に於て葬式費用を辨ずるは至當なるも生計の程度より見れば金五十圓を至當とし併せて五百五十圓を辨償すべき旨を命じて直に閉廷となりたり、判決書は左の如し

西區北堀江上通三丁目百七十七番屋敷平民

貸座敷營業

中川萬次郎

安政元年三月二十六日生

右の者に對する謀殺及び謀殺未遂被告事件につき當裁判所は審理判決する事左の如し

主文

被告萬次郎を無期徒刑に處す

押收物件中の刀劍一口は之を沒收し其の餘の物件は所有者に還付す

公訴裁判費用は被告の負擔とす

事實

被告萬次郎は元船乘業者にして明治十三年十月頃大阪市堀江遊廓貸座敷山梅樓事中川「八重」の入夫となりたるも同二十二年頃或る事情の爲「八重」を離婚別居せしめ更に同市松島遊廓の藝妓白木「スエ」なる者を妻とし迎へ入れ此と共に右貸座敷業を營む中抱藝妓座古谷「アイ」と私に情を通じ同三十二年十一月三日「アイ」は子女初光を出產するに至りたるより妻「スエ」との間常に折合惡しく遂に明治三十七年十二月頃同人は離婚家出したるを以て他に別居せしめ置きたる「アイ」を引き入れ之を妻とし同棲するに至れり、然るに「アイ」は性稍酒を好み飲酒の上は淫靡に流れ易きのみならず其の年齡に於ても著しく被告と相違せるを以て常に之が警戒を怠らざる內被告は「アイ」が來春木村屋事和田龜藏なる者と情交の關係淺からざる者と確信し此は全く同人の昵懇の間柄なる抱藝妓津滿吉事河內「ヨネ」及び其の父大石忠藏等の媒介せる者となし痛く同人等を怨むに至れり、夫れより後「アイ」は被告が其の嫉を

養子となし稼業に從事せしめ居りたる明治郎なるものと道ならぬ不義の情を通じ被告の詰責を受くるに至りたるより明治三十八年四月十八日明治郎は同家を出で同廓內の中川「八重」方へ身を潜め竊に「アイ」と內通し衣類其他の物品は悉く被告方の抱藝妓梅吉事杉本「ヨネ」をして取出さしめ「アイ」も亦自己の衣類其の他の物品を其の妹座古谷「スミ」をして母「コマ」の宅に持運ばしめ引つゞき同年五月五日遂に家出し兩人は各所に密會して其の後の處置に付種々協議を凝らしつゝありたり、此の事實を知りたる被告は無念やる方なく斷然意を決する處あらんとしたるも「アイ」及び初光の愛情に引かれ再び、「アイ」を呼戻さんものと思ひ同人の母「コマ」に其の事情を語りて「アイ」を引戻さしめんとしたるも「コマ」は之を取合はざるのみならず却て愚弄を買ひたるより更に「アイ」の伯父中尾恒助及び大石忠藏等に「アイ」の所在搜索並に其の歸宅すべき事等種々懇願したるも意の如くならざるのみならず同人等は却つて自己に不利なる者と信じ苦心慘澹終に警察の手を借るに至りたるも「コマ」及び安次郎の妨害する所となりて是亦効を奏せず最早他に手段の施すべき餘地なき者となし忿懣の餘り寧ろ是等の者を悉く殺害し身も亦自殺せんと決意し之が準備を爲したるも「アイ」及び初光の愛に溺れたる被告は到底其の意を遂行する能はず、何とかして再び「アイ」を引戻さんものと思ひを旋らす中明治三十八年六月二十日午後十一時頃自宅臺所に於て被告を初め「コマ」安次郎及び河內「ヨネ」杉本「ヨネ」等も各々飮酒し同夜十二時過他の者は孰れも寢に就きたるも被告は「コマ」と同處に居殘り午前三時頃に至るまで「アイ」復歸及び入籍等の事につき種々談合する所ありたるも「コマ」の取合はざること以前の如くなるのみならず遂に座敷を蹴つて寢に就きたるより被告の煩悶益々加はり如何にしても自己の意に從はしめんと欲し同夜四時頃豫て所持せる一尺八寸餘の刀劍を取出し鞘を拂つて同家奥の間なる「コマ」の寢所に至り同人を起して更に脅迫する所ありたるも却つて「コマ」は猛り狂ひ『殺さば殺せ皆殺しにせよ』との暴言を吐きたるより多少酒氣を帶びたる被告の事とて日頃の怨恨一時に激發して玆に殺意を生じ、直に「コマ」の頭部及び後頭部に數刀斬付即死せしめ更に二階に上り表座敷十疊の間に熟睡し居りたる麥安次郎の頸部に斬付是亦即死せしめ其傍に臥し居り

し河内「ヨネ」の兩手及び面部に斬付け更に轉じて別室三疊の間に熟睡せる杉本「ヨネ」の頭部及び肩胛關節其の他の箇所に斬り付け即死せしめ夫れより二階を降り店の間に臥し居りたる中尾恒助の娘「キヌ」を起して奥の間に連れ行き父恒助に重々恨のある次第を述べ同人の助命を乞ふにも拘らず其の頬部及び頭部其の他の箇所に斬りつけ是れ亦即死せしめたるも河内「ヨネ」は巧に死を遁ひたる爲遂に殺害の目的を遂け得ざりし者とす

理　由

（前略）被告の所爲中座古谷コマ同スミ、菱安次郎、杉本ヨネ、中尾キヌ等を殺害したる點は刑法第二百九十四條に該當し河内ヨネを殺害せんとして遂け得ざりし點は同法第十二條第百十三條第一項に依り第二百九十四條の刑に一等を減じ數罪俱發なるを以て刑法第百條に依り一の重き中尾キヌを殺害したる處決に從ひ處斷すべき者とす、押收物件中刀劍一口は犯罪の用に供したる物件にて且之が被告の所有に屬することは同人の第一回豫審訊問調書に其の旨の記載あるに依り明かなるを以て刑法第四十三條第二號第四十四條に依り之を沒收すべく其の他の物件は何れも沒收に係らざるを以て刑事訴訟法第二百二條に從ひ其の所有者に還附し公訴裁判費用は刑法第四十五條刑事訴訟法第二百一條第一項に依り全部被告に負擔せしめ主文の如く判決したり

檢事福田正巳本件に關與す

明治三十八年八月九日

大阪地方裁判所休暇第三部

裁判長判事　孤淵清雄

判事　福井廣道

判事　寺川三藏

裁判所書記　朝山省三

（大阪朝日新聞第八四二八號、明治三十八年八月十日）

○六人斬の控訴判決○

死刑の宣告（被告の涕涙）

堀江六人斬の被告中川萬次郎の控訴判決は昨日午前十時控訴院一號訟廷に於て刑事二部堀田裁判長より宣告ありたり、萬次郎は前同と同じ紋付羽織にて定刻より被告席に現れしが

今日こそ運命の決するなれ、死か生か、鬼か佛かと太しゝ案じ煩ふ如く頭を垂れ呼吸を殺し身動もせず控へつつあり、數十名の傍聽者も靜粛に片唾を呑んで悸ろしき罪惡の報酬の奈何なる者なるかを見んとするに似たり、席定まりて裁判長は先判決書の大要、事實、理由を讀み聞かせ最後に一聲高く「死刑に處す」との主文を宣告するや傍聽席は偖こそと感動の情を表はし萬次郎は公判の度毎に必ず手帕を濕しつつありし涙を遣度は一時にハラ〳〵と流して戰慄し居たり、彼は直に上告の手續に及びぬ、判決文は左に

大阪市西區北堀江上通三丁目百七十七番屋敷
平民貸座敷業
中川萬次郎
安政元年三月二十六日生

右謀殺及謀殺未遂被告事件に付き明治三十八年八月九日大阪地方裁判所に於て言渡したる有罪の判決に對し原審檢事より當院に控訴の申立を爲したるに依り更に審理を遂げ判決する事左の如し

主文

原判決を取消す
被告萬次郎を死刑に處す
押收の刀劍一口は之を沒收し其の餘の押收品は各差出人に還付す
控訴裁判費用は一二審共被告の負擔とす

理由

被告萬次郎は前記肩書の住所に於て貸座敷營業中其の抱へ藝妓なる座古谷アイと私に情を通じ其の結果アイは明治三十二年十一月三日昇女初光を出產するに至りしためその妻白木スエとの情交圓滿ならざるより終に同三十七年三月頃同人を離婚別居せしめアイを更に後妻として入家せしむるに至れり、然るに平素酒を嗜み且飲酒の上は淫靡に流るゝ性癖あるのみならず其の年齡に於ても著しく被告と懸隔ある爲不倫の行爲あらん事を顧慮し常に其の行爲に注視し居る內偶々アイが其の來客某と被告の眼を掠めて不義の情交を結びつつある事を覺知し其の行爲に對し不滿を抱くと同時に而も這は抱へ藝妓妻吉事河內ヨネ及其の父大石忠藏等の媒介に基くものなりと推信し痛く同人等を怨むに至りしのみならず爾後アイは亦被

告の養子たる明治郎なるものと不倫の行爲を爲したりとて屢々被告の詰責を受くるに至りしより同三十八年四月十八日明治郎は遂に被告家を立出で他所に其の身を潜め私にアイと内通し衣類其の他の物品を悉く被告方抱藝妓梅吉事杉本ヨネをして取出さしめ續いてアイも亦自己の衣類其の他の物品を其の妹座古谷スミをして其の母コマ方に持運ばしめ置きたる上同年五月五日遂に無斷家出したる後兩人は各所に密會して其の後の成り行きにつき種々協議を凝らしつつありたるの事實を探知したる被告は憤恨骨に徹し直に決意する所あらんとなしたるも猶萬一を豫期して再びアイを復歸せしめんと思諒し同人の母コマに事情を告げ續いてアイの復歸方を求めたるもコマは冷然として之に應ぜざるのみならず却つて嘲弄の辭を以て被告を侮蔑するが如き狀あるより更に轉じてアイの叔父中尾恒助及び大石忠藏等に對しアイの所在搜索並に其の復歸方につき種々懇談したるに拘らず是れ亦意の如くならず却つて同人等は自己に不利なる行動を爲す者ありと確信し終に警察力に依賴して其の目的を達せんと力めたるもコマ及安次郎等の妨害する所となり其の効を奏するに至らず爰に於て被告

は四圍の狀況益々非にして殆んど絶望的なるに至り最早他に施すべき手段なしと信じ種々憤懣怨恨の極寧ろ日頃自己に對し不利の行動ありたる者を悉く殺害し其の身も亦自殺する所あらんと決意し爾來其の機の熟するを待つ中同年六月二十日午後十一時頃自宅臺所の間に於て故らに座古谷コマ、妻安次郎、河内ヨネ、杉本ヨネ等と會して飲酒を爲さしめたる後各就眠したるを覺知し翌二十一日午前四時頃豫て所持せる一尺八寸餘の刀劍（押收の刀劍之に該る）を携へて先同家の奥の間なるコマの寢所に至りて其の熟睡せるに乘じ同人の頸部其の他數ヶ所に斬付け即死せしめ次でコマの傍に熟睡せる同人の娘すみの頸部其の他に斬付け即死せしめ、更に其の二階に上り表座敷十疊の間に熟睡し居りたる妻安次郎の頸部其の他に斬りつけ即死せしめ其の傍に臥床し居りし河内よねの兩手其他數箇所に斬付け更に轉じて其の別室三疊の間に熟睡せる杉本よねの頸部其の他數箇所に斬付けてこれ亦即死せしめ再び二階を下りて店の間に臥し居たる中尾恒助の娘キヌを呼起して奥の間に伴ひ行き其の父恒助に深怨ある旨を告げキヌの種々助命を哀願したるに拘らず其の頸部數箇所に斬付け以て即

死せしめたるものにして右の內河內ヨネは被告に斬付られたる際巧に死狀を粧ひたるため終に殺害の目的を遂げざりしものとす(中略)

被告は其の中年を越えて漸く擧げたる女兒初光の存するあると且アイの性情淫靡にして倂も被告との年齡殆ど親子に等しき懸隔あるより自然不倫の行爲あらんことを慮り種々手段を盡したるにも拘らずアイは毫も其の情に親しまずして却て不倫の行爲を敢てし或は來客と情を通じ若くは其の養子と不義の情交を結びたる事蹟あるのみならず遂に被告を棄て明治郞と牒し合せて其の家を出奔するに至りたるものなれば若し被告に於て之を遺恨としアイ若しくは明治郞を殺害したるものなりとせば其の情狀に於て多少酌量すべき餘地なきに非ずと雖も本件被害者等に至りては前示各證憑に徵すとも未た必ずしも惡意を以て陰陽に被告の行動を妨害すると同時に明治郞アイ等の爲に其の行動を幇助したりとは認め難く寧ろ却つて被告が本件被害者等の行爲に關し陳述したる所のものは其の獨斷的臆測に起因する事を推知し得るが故に被告が毫も其の善惡邪正を鑑別する所なくして輕々に多數の人を殺害し殊に其の父に對する怨恨を移して中尾キヌを殺害したるが如き這般冷酷なる行爲に對しては毫も酌量を與ふべき餘地なし(中略)

法律に照すに被告が豫め謀つて座古谷コマ、同スミ、菱安次郞、杉本ヨネ、中尾キヌを殺害したる所爲は刑法第二百九十二條に該當し豫め謀つて後にヨネを殺さんとし遂け得ざりし所爲は同第百十三條第一項第百十二條同第二百九十二條に該當するを以て其の本刑に一等を減じ以上數罪俱發につき同第百條に據り一の重き中尾キヌを謀殺したる所爲に隨ひ處斷すべく押收の刀劍一口は被告の所有にして本件犯罪に使用したる者なるに付き同第四十三條第二號第四十四條に依り其の他の押收品は刑事訴訟法第二百二條に依り各處分し控訴裁判費用は刑法第四十五條により一二審共全部被告に負擔せしむべきものとす、原裁判所に於て被告は座古谷コマ外四名を故殺し河內ヨネを故殺せんとして遂げざりし者と認め刑法第二百九十四條を適用處斷したるは失當にして檢事の控訴は全然其の理由あり仍りて刑事訴訟法第二百六十一條第二項を適用して主文の如く判決す

檢事山口直三郎干與

明治三十八年十二月十四日　大阪控訴院刑事二部

（大阪朝日新聞第八五二〇號、明治三十八年十二月十五日）

（編者曰く）兩腕を斬られたる津滿吉は幸ひにして生殘り後ちに山口草平畫伯と結婚せしも先頃離婚し今では山口華紅女史として口にて繪筆をくわへて作品の製作にいそしんでゐると云ふ。

露國の大動亂　（明治三十八年七月一日）

倫敦スタンダードのオデツサ來電に據れば革命黨の匪徒昨夜オデツサ港の檢疫所倉庫及び他の諸建築物に火を放ち火災を鎭めんとせる消防夫を妨害したり、港內碇泊の露國戰鬪艦クニアズポテムキンの乘組水兵も亦謀反して砲門を陸軍々隊に差向けて威嚇したり、而して深夜に及び哥薩克の哨兵に砲彈を發射して二十四名を死傷せしめたり、同艦に隨伴せる一水雷艇は港內に入り露國汽船を捕拿し積荷及び石炭二千噸を奪へり、オデツサ知事はセバストボール軍港に電報して艦隊の應援を乞ひしが軍艦乘組水兵は悉く不滿を懷けるを以て謀反は一層擴大せん恐れあり、既に戰鬪艦四隻は謀反したりとの報さへあり、其の內二隻は目下オデツサに至る途中にあるなり、同港內には英國船多數碇泊し居るが故にロイド會社は非常に憂慮し居れり

（大阪朝日新聞第八三八八號、明治三十八年七月一日）

露紙の革命論

露國革命派の機關紙なる革命的露西亞は其の六十一號の紙上に於て今日の急務は武器を執つて起つにある事を論じて曰く自由派の要求は決して吾が黨の要求と一致する者に非ず、唯兩派の要求の異なる點を其の儘に差置き、又は各自勝手に鼓吹するに任せ、其の一致せる點のみを特に摘出して截然として其の間に區別を存せしむる事は必ずしも不可能の事に非ず、然るに其の一致點たる時と場合とによりて自ら異らざるを得ず、所謂信任策（按ずるにミールスキー侯の緩和策を謂ふ）の行はれし當時は自由派に於て唯普通選擧を標榜とし革命派と共同して獨裁制度の撤廢に盡力すべしとさへ宣言したらんには以て政府の策略を破るに足りしならんも、今や時勢は一變せり、自由派の運動も成功せず、勞働者のストライキも思はしき結果を生ぜず、農民の活動もわづかに漸く其の端を開きしばかりの今日最早武器を執つて起つより外なし、是

の時に當り一國の運命を武裝せる國民の手に引渡さしむる目的を以て革命亂を起す必要ありと云ふ吾人の主張に贊成する黨派にあらずんば、到底我が黨と一致の行爲を爲し得る見込なし云々と、之に對し自由派の一派なる民主黨の機關紙オスウオボジヂユーニエは其の四月十五日の紙上に於て反駁して曰く社會革命黨及び社會民主黨は今日の場合武器を執りて起つより外なしとし頻りに其の準備に汲々たれども吾が民主黨は斯る態度を執る能はず、矢張依然として民主的改革の必要を主張し以て一般國民の輿論を作り出すに力むるの外なし、勿論一方に於て自由思想益々弘布し一方に於て政府の抵抗愈々頑強となるに於ては國民と政府との間に衝突を起すに至るべく、而して其の衝突は革命亂となりて勃發することもある可しと雖も今日の場合改革運動は唯教育ある社會を動かして幾分か組織ある體制を成さしめたるまでにして未だ一般國民を動かすに至らず、況んや其れをして體制をなさしむるをや成程有力なる革命黨の儼存せざるに非ず然れども此等の黨派とても矢張教育ある人士が國民を動かさんとして組織したる團體に過ぎずして未だ之を目して國民其の者の團體と爲すべからず其の主義を國民間に鼓吹し其をして政治的團體をなさしむる點に於ては尙望むべきもの甚だ多し、我が農民黨の今日の急務とする所は教育ある人士を教育なき民衆と固く結合せしめて其の間に改革的輿論を醞釀し以て民衆が自然に政治的教育を受けつつある其の經過を助成するにあり、民衆を導きて此の精神狀態に達せしめずして如何に革命亂の準備を爲すとも決して其の成功を期すべからず（中略）尙も×××の下にある以上は吾が民主黨とても革命亂の起らざるを必する能はず、否場合に據りては其の必要を認めざる能はず、然れども今日は革命亂を起す可き場合なるやを言はゞ吾人は否と答へざるを得ず、或は有形的に準備だに爲さば革命必ずしも起し得ざるに非ずと云ふ者あり、成程さる理窟もあらん、然れども實際の狀態は精神的の準備未だ就かざるが故に例へば革命亂を起し得たりとするも其の成功は覺束なし、精神的に準備を爲すは有形的に革命亂を起すよりも重要にして此の準備なくして起したる革命亂は啻に無意義の兵亂となるのみならず其の首謀者は反て之が爲に其の手を燒くことあるべしとオスウイボジヂエーニエの所論は一應尤もなれども露國民衆の

政治的教育の終るを俟つは百年河清を待つものなり、由來理想家は唯理想を知りて理想を現實する所以を知らず爲に浩歎を發すべし

（大阪朝日新聞第八三八八號、明治三十八年七月一日）

高石村の赤痢暴動　（明治卅八年七月十六日）

村民大擧して巡査五名を傷く

巡査拔劍して村民三名を傷く

高石村民五十五名拘引せらる

原因は赤痢病毒蔓延の爲なり

一昨日午前八時半府下泉北郡高石村大字新の一部落に於て赤痢病消毒法執行の事より村民と巡査との間に一場の衝突を惹き起し村民五十餘名は巡査五名を圍み撃つて負傷せしめ巡査は拔劍して村民三名を傷けたる椿事あり、元來高石村は俘虜收容所を中心として過般來激烈なる赤痢病流行し既に同郡鳳警察署部內四十六村の內にて

高石、伯太、鄕莊、國府、上條、信太、鳳、取石、八田莊東陶器、穴師、忠岡、南松尾、北松尾、大津、北池田等の十六ケ村は多きは五十餘名少きは四五名の赤痢患者を出し其の總數四百五十餘名に達したるに獨り高石村大字新の一部落のみは未だ一名の患者も出さゞりき、去れど所轄鳳署長は赤痢病毒蔓延の經過を取調べたる結果高石村及び上條村の俘虜收容所を中心として漸次病毒の各村に蔓延する兆あるを確めしかば之が豫防策として新の一部落に戶口調査を行ふことゝし先づ池田署より應援に出張しゐたる巡査池田幸次郎氏をして新の戶口調査に着手せしめたり、これぞ今回の騷動を釀す動機となりしなる

○新患者二名の發見　池田巡査は鳳署長の命により去る十三日午後三時頃新部落に至りて六十個を軒別に調査しつゝ即ち四十二番屋敷緞通業池邊豐松方に至りて家族及び職工十六名に對する調査を終りし最後に裏手の便所を改めし所糞尿の上に砂を盛りかけあるを發見したるより忽ち不審を抱きて其の趣を高石なる豫防本部に報告したり、依て吉田檢疫官は時を移さず同家へ出張して一同の健康診斷を爲せし所職工なる榮本よし(十一年)及び和歌山生れのふく江(十三年)とて自分の姓を知らぬ女二人が赤痢病に罹り居る事を確め得たり、され

ど新患者の事なれば診斷に粗漏ありてはならずと更に檢便其の他の臨床的診斷をなして愈々赤痢患者と確定するに至りたれば、二名は取敢へず高石村の避病舍に收容し夜に入りて池邊方の消毒法を行ひたる上通行を遮斷し十時頃一先づ引上けたり

○村民の頑愚、醫師の誤診

鳳署にては新部落に新患者發見せしかば今は斷乎たる處置を取りて病毒の蔓延を未然に防がねばならずと十三日午後それ〳〵手筈を定め十四日には朝より池田巡査を患家に出張せしめて更に消毒法を行ひ出入の者の家に對しても消毒法を行ふことゝしたり、去れど村民等は頑愚にも前記二名の女は赤痢病にあらずと信じ堺署の警察醫竹村茂氏を呼び來りて再診を求めたり、竹村醫師は十三日夜村民の乞を容れて高石村の避病舍に至り二名の新患者を診斷したるが其の結果意外にも二人は赤痢病患者に非ずと診斷せり、尤も竹村醫師が診察の際最も大切なる檢便を行はざりして同夜避病舍に居合せたる巡査及看護婦等の證言する所にて或は誤診したるならんか、兎に角竹村醫師を信ずることの厚く又避病院の醫師は必ず毒藥を飲まして殺すと云ふ愚說を信じ居る村民の事とて竹村醫師の診斷を聞くや這は鳳署の巡査及び檢疫官等が故意に新部落の村民を苦しむる者とし遂に無謀にも大擧して警察官等を襲ふ事に決したり

○巡査と村民の挌鬪　斯くとも知らぬ鳳署にては一昨日午前八時頃防疫係の巡査なる折田勇藏（池田署）森野參治郎（堺署）高木元作（東署）の三名に人足淺田龜吉外五名を附隨せしめ溶解せる消毒藥を擔はして患家なる池邊方へ出張したるに同家には既に村民二十四五名集合し居りて口々に巡査を罵倒し、「赤痢でない者を赤痢にするのは何事ぢや」とか「巡査を殺せ、人夫を殺せ、撲れ」とか絕叫して事態容易ならず見受けられたり、三名の巡査は「自分等は赤痢病の消毒に來たのであるから若し申し立つ事があれば相當の手續をして其の筋に申出でよ、職務執行の妨害を爲さば一同の身の爲でないぞ」と懇々說諭したれど村民はいつかな聞かず「生意氣の事を吐すな」と叫びながら有合ふ麥藁屑を巡査に投げつけ中には石土などを投げし者さへありたり、去れど三名の巡査は豫て署長より防疫事務には忍耐を要すとの訓示を受け居たれば無禮

なる村民の所行に對しても出來得る限り忍耐して懇々說諭せしがこの時女の聲にて「巡査を殺せ、人足を殺せ、鐵砲で擊て」と叫びつつ界隈を走り廻る者あり、恰も農事多忙の期節とて多く田畑に出で居りし村民等は何事が起りしかと、手に〳〵鍬、鎌、棒、肥料杓などを携へて現場に走せつけ、見る〳〵中に九十餘名となりて事態は益々容易ならぬ事となりたり、この際戶口調査の爲同部落に出張し居りし池田巡査と瀧本巡査とは斯くと見るや現場に驅けつけて三名の巡査に應援し力を合せて慰撫せしも村民は益々激昂して巡査を押し倒し又は鍬を以て毆打する者さへあり、中にも折田巡査は前面より毆り掛る者と背後より抱きつく者あるより今はこれ迄と拔劍するや他の四巡査も殆んど言ひ合せたる如く同時に拔劍して鎭撫せんとしたるがその際折田巡査の劍に觸れて左手食指に微傷を負ひたる者一名ありたり、斯る中に三四名の村民は一巡査を擔ぎ上げて何れへか連れ行かんとせしも巡査は群集の跨間を潜り成るべく負傷せしめざらんと勸めたれど混合挌鬪中とて遂に大字三百十二番屋敷榮本岩次郎(三十一年)五十八番地榮本與吉(二十五年)の二名の背部に長さ四寸と五寸との輕傷を負はせたり、又高木、森野、瀧本の三巡査は手足腹頭に輕傷を負ひ池田、折田の二巡査は頭部を毆打されて輕傷を負ひたり

○村民五十五名の拘引　この報所轄鳳署に達するや川瀨巡査部長は十名の巡査を率ゐて現場に出張し又豫防本部にありてこの報に接したる衞署長は巡査六十五名を非常召集して現場に向ひ居合せたる重なる暴行村民の

堀部右近、辻本重吉、中野安次郎、橋本午藏、奥野仙吉、
池邊政太郎、榮本善之助

等七名の外巡査を殺せと走り廻りたる、山野楠太郎の姉梅野(二十八年)他四十七名を逮捕し正午頃十組に分ちて鳳署に拘引せり、地方裁判所よりは赤井檢事出張して一昨夜は徹宵取調をなし昨日は更に男庭檢事出張して夜の更くるまで取調をなしたり

○負傷者の直話　警察方面に於ける探査は前項の如し、社員は更に村民の負傷者に就きて當日の光景を聞かんものと南海線路を東に距る數丁の一部落高石村大字新(六十餘戶)に赴きたり、去れど全村の男子は擧りて拘引となり殘るは婦人小兒

にて唯ガヤ〳〵と立ち騒ぐのみ少しも要領を得ず辛ふじて負傷者の一人なる三百十二番地農榮本岩次郎（三十一年）を訪ひしに折から見舞の爲親戚數名來合せ居り直に岩次郎が臥し居る納戸四疊半の間に案内したり、負傷者は社員の來意を聞くや頭を擡けて「今度の樣な阿呆らしいことはおまへん、昨日私は畑の茄子へ水灌に往つて居りました處二丁ばかり西にて何だか騷々しい聲がしてゐるので水灌を止めて中島兵次郎方の裏手まで馳せつけると前方から巡査が劍を拔いて走つて來る、村の人々は散々に逃げて居るので迂濶傍へ行つて餘沫を食つてはならぬと直ぐ後へ引返さうとする時巡査は一散に驅けて來て此の通り斬りつけましたので其の儘走つて榮本佐二郎方まで逃げ込んで倒れました、それ故何が何やら分らずホンに斬られに往つたやうなものです」と語りたり、社員は其の傷を見たるに背部の少し右手に長さ四寸深さは繃帶を施しあれば分明ならざるも本人の苦痛の樣子より察すれば素より擦過傷にはあらざるべし、同家を辭して更に七八軒距りし負傷者榮本與吉（二十五年）を訪ひしに同家は極めて下等民らしく四疊半一間の穢くろしき所に繃帶を施したる裸體を横へ內縁の妻梅（二十三年）が枕元に看護し居たり、社員を見るや奇異な面持にて打守りしも來意を告げて初めて安心したるらしく苦痛を堪へ顏を蹙めながら「私は朝から六丁許り西北の田で稻の草採をしてゐました處俄に騷々しい聲がするので何氣なく現場に往つて見ますと、巡査四人が拔劍して村民を追驅けて來たので是は大變だと思つて私ら逃げましたが一人の巡査はコリヤと聲を掛けて突然此の通り背部の中央を斬りました」と語り終れり、女房梅は手織木綿の紺襦袢を持來りて、「此の通り強い襦袢が立派に斬れて居ります」と示したるが其の襦袢は奈何にも背部中央に當りて斜に五寸ばかり美事に切り裂かれありたり、察するに彼れの負傷は長さ五寸位ならんか、社員は更に今一人の負傷者を搜したれども何分混雜の際とて面會するを得ざりき、要するに前記二名の負傷者の詞は盡く信ずるにも足らねど負傷の模樣より察すれば警官が背後より斬りつけしは事實ならん

（大阪朝日新聞第八四〇三號、明治三十八年七月十六日）

小村全權の着米 （明治三十八年七月二十二日）

媾和全權委員一行は本月二十日午前シヤトルに到着せり、今夕紐育に向ひ當地出發來る二十五日該地に達する豫定なり

（大阪朝日新聞第八四〇九號、明治三十八年七月二十二日）

軍票僞造事件 （明治三十八年七月廿五日）

其の筋に於て秘密の裡に搜索進行を終りたる帝國軍用手票僞造事件は愈々二十二日を以て神戸地方裁判所の樋山豫審判事は豫審の決定を發せり、本社は夙に本件を聞知し居りしも搜索上障害を生ぜんことを恐れ筆を擱く居りしなり、實に本件の如きは悪みても尙餘りある國賊といふべし

大阪市北區此花町二丁目二十五番地

鍛冶職

楠　田　長　藏

明治九年一月生

東京府豐多摩郡內藤新宿町大字二丁目七十番地

當時大阪市北區岩井町一丁目百二十六番地鐵工職

佐　藤　綱　七　郎

萬延元年二月生

原籍不詳

住所不定印刷業

佐　藤　鎌　吉

當四十二年三月生

兵庫縣武庫郡御影町の內石屋村百四十番地の一無職川西薫三事

河　西　薫　藏

明治八年七月生

和歌山市坊主町七番地畫工

鈴　木　八　十　丸

明治五年四月生

栃木縣足利郡足利町大字足利五百四十六番地

當時大阪市東區南久寶寺町一丁目一番地

印刷業　早川庫吉
明治三年三月生

原籍不詳
當時大阪市南區順慶町一丁目九十六番地
印刷業　山田喜代松
當三十八年

和歌山市十番町八番地
無職　前川初之助
明治六年十一月生

兵庫縣印南郡阿彌陀村の內北池村一番地
當時神戸市相生町二丁目十一番地の一
三味線職　元原爲太郞
明治六年十一月生

栃木縣下都賀郡栃木町大字薗部六十七番地
當時大阪市南區北桃谷町百七十一番地
藪きわ捨楠方無職佐藤鎔吉內緣妻
田名網せい
明治七年一月生

右の者に對する軍票僞造被告豫審を遂ぐる所被告長藏は明治三十六年十二月十日大阪地方裁判所に於て韓國通用白銅貨僞造行使罪に依り重禁錮二月、被告綱七郞は明治十六年三月十六日東京輕罪裁判所に於て賭博罪に依り重禁錮三月罰金十圓被告鎔吉は明治二十年七月二十三日東京重罪裁判所に於て强盜罪に依り重禁錮二年、明治二十七年五月三十一日東京地方裁判所に於て借用物費消罪に依り重禁錮四月に處せられ被告長藏、綱七郞、鎔吉、熊藏、八十丸及び庫吉の六名に於て本件十圓軍票僞造を爲すにつき各左の行爲を爲したり、第一被告楠田長藏は曾て大阪市東區和泉町一丁目寺田鐵工所に居住し居りし處明治三十八年一月六日在清國營口の知人宮井喜三郞（目下遼東守備軍軍法會議に於て審理中）の添書を携へたる僞名山田芳雄事神戸市古湊通一丁目俵本熊吉（目下同上）なる者來り同人より清國滿洲地方に於て流通する帝國發行の軍用手票を示し之が僞造を爲すにつき、彫刻者を周旋方依賴を受け之を承諾し同月十日兼て知る被告佐藤綱七郞を前記の居所に呼寄せ熊吉より依賴を受けたる趣旨を以て更に彫刻者の周旋方を謀りしに綱七郞は山本精一事被告佐藤鎔吉が石版彫

刻に精通なることを知るより同人は其の事を長藏に話し是又其の周旋を爲すことを承諾し長藏、綱七郎は共に之が斡旋を爲さんと決し其夜長藏、綱七郎は同道當時鎔吉の住する大阪市東區龍造寺町百六十一番地の宅に到り鎔吉に面會し長藏は熊吉より受取りたる十圓軍用手票を示し之が僞造の爲彫刻方を謀りしに被告鎔吉は直接熊吉に面會せんと云ひ夫より當時熊吉が居住す大阪市東區内安堂寺町一丁目料理店東亭に至り長藏、綱七郎は鎔吉を熊吉に紹介し終に其の場に於て直接の相談を爲さしめ依つて被告鎔吉、熊吉が共謀して軍用手票僞造をなすの幇助を爲したり

第二、被告鎔吉は前掲を如く明治三十八年一月十日夜前掲東亭に於て長藏、綱七郎の紹介を受け熊吉に面會し熊吉より十圓軍用手票の僞造を爲す相談を受け之に同意し其の着手方は後日更に談ずることゝし其の夜は相分れ同月十五日頃熊吉同道大阪市南區順慶町三丁目料理店北村亭に至り相談の末愈々僞造に着手することに決し手附金として二十圓及び眞正の十圓軍用手票一枚を熊吉より受取り越て同月十八九日頃熊吉及被告河西熊藏と共に前掲北村亭に會飲し、僞造の手順を約し費用として金百五十圓を熊藏より受取り第四第五事實の如く被告八十丸に原版の彫刻をなさしめ次で自ら之を石版に移し被告庫吉に謀り八十丸と共に庫吉の宅に於て同月二十日頃同人所有の器械を使用し軍用手票を印刷せり

（大阪朝日新聞第八四一二號、明治三十八年七月廿五日）

樺太全島の平定　（明治卅八年八月五日）

軍務知事の降伏△俘虜三千餘△鹵獲多數

八月三日夜大本營着電

樺太軍の獨立騎兵は七月二十八日午後パレオ南方の敵を砲擊し之を其の以南に潰走せしめ野砲二門、彈藥車五輛、其の他多數の小銃及び彈藥を鹵獲せり

二十九日獨立騎兵は其の枝援隊と共に敵をタウラン（ルイコフ南方約十里）南方に窮追す、此の日敵はオノル（タウラン南方約十里）附近に停止せり

三十日午前五時敵の軍使タウランに來り軍務知事リヤプノフ中將の書翰を齎す、其の要旨左の如し

繃帶材料及び醫藥の缺乏並に負傷者に對する治療の不可

能は人道上の感覺に依り余をして閣下に向ひ戰爭の休止を申込むの已むを得ざるに至れり

軍司令官は之に對し左の要旨の回答を與へたり

總ての軍需品及び官に屬する動產不動產を現在の儘引渡すこと、行政及び軍事に關する總ての圖書を引渡す事

以上の回答を七月三十一日午前十時に第一ハムダサ（オノル北方約二里）に提出すべき事若し此の時刻に回答を得ざれば直に攻擊を實施する事

三十一日敵の全權大佐ドリニチ第一ハムダサに來り、我が全權小泉參謀長と會見の結果、我が提出條件に一も異議なく軍務知事リヤプノフ以下將校約七十下士約三千二百悉く投降す依て之を俘虜とせり

兵器、被服、糧食其の他鹵獲品頗る多く目下取調中なり

明治三十八年八月四日　陸軍省

（大阪朝日新聞第八四二三號、明治三十八年八月五日）

○

兩全權會見　（明治三十八年八月十日）

米國政府用快走船に乘じて全權一行と共に大統領避暑地オイスター、ベーに到り大統領常用快走船メー、フラワー號船上に催されたる兩全權饗應の宴に列したる者の內新聞記者にては余（通信員を指す）一人あるのみ

船上の光景は和氣靄々として談笑毫も平時に異らず宴會中兩國の全權委員は臂を取りて互に欵語し應待懇到を極めたり但し兩者各其の齎す所の使命に關しては一言も語り及ぶ所なかりき

余はメーフラワー號に便乘して當ポーツマスに向ひしが途中濃霧の爲甚だしく進航の障害を受け昨夜は一旦ニューポートに着し今朝八時更に同港を出發しポーツマスに着けり兩全權の第一回正式會見は水曜日（九日）より開く事となるべし、余は談判の發展甚だ有望なるべしと思惟すれども未だ之に十分の安心を置く事能はず

（大阪朝日新聞第八四二八號、明治三十八年八月十日）

○

○媾和條件

小村全權は文書を以て日本の媾和條件を提出したり、其の大要は左の如しと傳へらる

一、戰費の賠償（其の額を明記せず）
二、樺太の割讓
三、旅順大連租借權の讓與
四、滿州の撤兵
五、韓國の保護權
六、旅順、哈爾賓間の鐵道を讓與する事
七、中立國竄入軍艦の引渡
八、東洋に於ける露國海軍力の制限
九、鳥港以北の沿岸に於ける漁業權

會見は露國の回答あるまで延期せらる、此の回答は多分來る月曜（十四日）なるべし、露國政府の訓令によれば最初の二箇條は到底露國の認諾する能はざる所なるべく露國は此の條件を以て苛酷にして露國を侮辱するものと爲す
右は總て聖彼得堡に報告せられたり

（大阪朝日新聞第八四三一號、明治三十八年八月十三日）

○

御前會議の經過

去る廿六日會見の電報米國より到着するや午後四時桂首相は珍田外務次官を伴ふて伊藤侯を訪ひ五時まで密議せるが、歸來八時頃に至り更に詳細なる電報到着し且つ最後の訓令を求め來れるを以て桂氏珍田氏は再び伊藤侯を靈南坂に訪ひ山形、井上の兩元老と山本、寺內兩大臣の參會をも求めて廿八日午後二時頃まで協議し、其結果として午前八時より總閣員並びに三元老の首相官邸に於ける會議となり、午後二時半よりは、宮中に移りて御前會議を開き、茲には三元老九大臣一次官の外伊東軍令部長も出席し、三時四十分頃珍田次官退席して此の會議を小村全權に打電したるが、會議は四時に終り桂首相の外は四時十分に御前を退出したり

此の會議に於ては別に讓步する事を決議せず、既に小村全權の有する訓令を最少限度とし露國若し讓步せずんば直に全權に歸朝せしむべきに決したる由、當日最も硬論に力めたるは山本海相にして而して伊藤氏之を助けたるやにて、而かも兩氏の議論は列席者中の最硬說なりしと傳へらる

（萬朝報第四三一一號、明治三十八年八月三十日）

○

●談判成立　二十九日會見の結果愈談判成立したり、其の

内容は既電の如し

●談判繼續　前電の如く正午十二時を以て愈々媾和談判は繼續せらるゝことゝなり條約締結の議定書に調印を終り會見を繼續することに決せり(午後三時)

●樺太と償金　樺太を二分して其の一部を露國に賣る事其の代價は兩國(?)に於て定むる事とし尙露國より日本に渡すべき金は總て償金と云はずして俘虜收容費其の他の名目にて支拂ふべしとの說盛んなり(同上)

●和約調印地　條約調印は豫て華盛頓にて成すべしとの說ありしも尙ポーツマスにて總てを了り當地より直に我が全權は歸朝すべし

(大阪朝日新聞第八四五〇號、明治三十八年九月一日)

○

和議の破棄を奏請

天皇陛下に和議の破棄を命じたまはんことを請ひ奉る

伏して惟みるに開戰の當初、天皇陛下は宣戰の詔勅を煥發して軍人有司民衆に諭したまふ所あり、曰く

朕茲に露國に對して戰を宣す朕が陸海軍は宜しく全力を極めて露國と交戰の事に從ふべく朕が百僚有司は宜しく各其の職務に率ひ其權能に應じて國家の目的を達するに努力すべし凡そ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡し遺算なからんことを期せよ

是れ軍人と有司とに勅したまへるものなり曰く

朕は汝有衆の忠實勇武なるに倚賴し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を保全せんことを期す

是れ陛下の赤子なる我等國民に勅したまへる者なり。此の勅一たび出でゝより陛下の國民は聖意を奉體して、敢て少しも懈らず、我が父兄、我が子弟を激勵して召に應じ難に赴き、我が老少我が子女を鼓動して租を納れ税を輸し、以て骨肉を紛碎し、膏血を淩灤するを辭せず、是れ一に平和を永遠に克復して、帝國の光榮を保全せんと欲するが爲のみ、陛下の軍人も亦交戰に從事して、忠勇前なく、陸海並に捷ちたり、亦陛下の大詔を奉じて將來の保證を旗鼓の間に求めんと欲するが爲のみ、軍人國民の忠實勇武は如斯し、而して、陛下の有司は如何、竊に聞く米國に於ける和議已に成れりと、和約中

掲ぐる所の條件も亦大略世上に喧傳せり、我等國民其の所謂條件なるものを見るに、一も露國の死命を制するものなく、將來の保證を求めんとするも得べからず、甚だしきは勝者の權利、猶且棄てゝ而して顧みざるに至る、是豈屈辱に非ずや獨り 陛下の國民と共に期待したまへる帝國の光榮を保全する能はざるのみならず、退讓の餘、自ら屈辱を招きて、將來の保證を得ず、他日露國の創痍漸く癒えて、痛苦稍除くに當りては、士を捲きて重來し、再び横暴を逞しくして、帝國の危殆を致さんこと、目を東門に懸けて觀る可きなり、何ぞ陛下の國民と共に期待したまへる永遠の平和を、此屈辱の和約に望む可けんや、則ち 陛下の有司は、陛下の聖意に背き陛下宣戰の大詔に悖戻して、陛下の國民と共に期待したまへる帝國の光榮を傷け、永遠の平和を攪亂せんとするものなり泣血悲憤の至りに堪へず

陛下の赤子たる國民は此の和約を觀て、因循姑息と爲し、此の屈辱に甘んじて一時の安を偸むも、永遠の平和、固より望み可からずして、他日再び露國と戰ふの日あるべきを豫想し他日露國の創痍已に痊え、武備亦全きに及びて、勝敗を知らざるの戰爭に從はんよりは、寧ろ今日の和約を破棄して戰鬪を繼續せんことを冀ひ、骨肉糜爛して焦土となるを辭せず、而して海軍は旅順、バルチック二艦隊を全滅し、浦港艦隊も殆んど亦武力を喪失するに以て、全功已に成れるも、陸軍は未だ目標の浦港、ハルビンを取らず中道戰を罷むるは亦其の憤慨する所にして、六軍鷹揚、進みて戰はふことを欲するや蓋し久し、是れ夙に聖謨昭々の中に在り、此の時に當り、陛下の閣臣は、國家の目的を達するに、努力を怠り違算を致して、此屈辱に甘んぜんとす、我等國民は之れを宣戰の大詔に徴して、陛下の聖意に非るを知れり、伏して憲法第十之條を案ずるに曰く、天皇は戰を宣し和を講じ及び諸般の條約を締結すと、宣戰媾和は 天皇の大權に屬す、陛下有司に命じて和を講ぜしめ、委するに全權を以てするも、批准と破棄とは大權に在り、我等國民伏して願はくは 陛下が 陛下の聖意に非ざる和約の未だ調印せられざるに及びて破棄を命じて内閣を組織せしめ、重ねて軍人に命ずるに進戰を以てしたまはんことを、果して如斯なれば、則ち人心一新して、勇氣百倍し、以て砲火の間に將來の保證を求め、帝國の光榮を保全す

ることを得べきなり、我等國民謹んで國家の爲に赤心を披陳す唯、聖明之を斷ぜよ、誠恐誠惶迫切の至に堪へず

(大阪朝日新聞第八四五〇號、明治三十八年九月一日)

○

閣僚國民に檄す

閣臣元老の責任を問ふて國民に檄す

日露戰爭は二三閣臣元老の戰に非ずして、實に國民の戰なり、故に內債を募りては常に四倍五倍の應募を爲し、時非ならば更に食を減じ衣を鬻ぎ、以て軍費に供するを辭せず、今日に至るまで內債四億八千萬圓に達し、國民の協力は尙余あり。其の外債を募るに當りてや、非常の高利を辭せず、當局者の措置其の宜を得ざるも默して而して之を忍ぶ。或は議會に於ける協贊以外、當局が不要の新外債(三億)を募るも、默して之を咎めず、手續は即ち法規に違ふも戰時の今日、何かの懸引なるべしとし、以て當局者に一任したり、增稅は一億四千三百萬圓に及び國民は尙輕しとし更に戰爭の爲には幾倍の重稅をも辭せざるなり、若し夫れ兵員にありては、親に分れ、子に分れ、妻に分れ、兄弟に分れ、姉妹に分れ、朋友に分れ、喜んで死地に就き、笑つて敵彈に觸る、悲慘は即ち悲慘なるも、皆君王の爲なり、國家の爲なり、祖宗と子孫の爲なり、何人も爽然として怨む所なし、皆戰ひの公事にして二三閣臣の爲に非ればなり、若し出征の人にして戰死し果てば尙二千萬の男子國民あり、或は巾幗者も辭せず、屍を越え、血を踏んでその後繼たるを覺悟するものなり、又其の出征者の家族、遺族、恤むべきものあれば隣里鄉黨は勿論、國民擧つて資を損て慰を施し以て出征者をして後顧の念なからしむ是れ皆國民の戰爭なればなり、然るに何事ぞ當局者は非常の屈辱を忍んで、不名譽千萬の和を講ず、誰か此の責に任ずる者ぞ、吾人固り硬論を持す、然れども空論を避け實行を期し爲に或は口を噤し、筆を藏め偏に當局の折衝に妨けなからんことを期せり、然れば七博士の如き、意氣は嘉みすべきも、所論を取るに足らずとし、常に之を抑へたり、吾人は斯の如く常に其の中を執つて愼重事に當り、苟も論議せざりき、然るに何事ぞ、今回の媾和條件、主客殆んど顚倒し、彼れ和を乞ふに非ずして、我れ和を請ふに至りたり、既に八箇條を議了して殘余の四箇條に至り、實艦引渡、海軍制限は之を讓る

も償地割地は断じて譲歩すべからずとし、吾人は之れを痛論したり、是れ金錢問題に非ずして權制問題なり、一面體面問題なり、露國が一錢一厘を出さずと云ふと同じく、我れも一寸一歩も譲らずと力むべきなり、縦し償金は抛ち去り某國外交家の云ひし如く、日本武士的廉潔を示すべきも、樺太は断じて譲るべからざるなり、是れ算數以上、高尚なる目的を有し、日本の面目にかけて譲るべからざればなり、若し譲れば初より全島を投出すべし、是れ日本武士の性格を顯すものなり、然るに何事ぞ半分を領して半分を戻し、而も多少の目腐金を得んとす、日露戰爭の目的を傷け、國民全體の面目を傷くるや甚し、吾人は斯る不面目なる和議に満足する能はざるなり

　其の他東清鐵道と云ひ、初めハルピン以南と傳へられ、未だ軍事的占領を行はざる同鐵道を全然割譲とは不審とは思ひしが、果然長春以南なり、此れ何の用にかなる、ハルピンに接する東清鐵道を占有すればこそ鳥港の牽制にもなれ、長春以南にては何にかせん、吾人は是亦全然放棄するの愉快なるを知る、其の他各條件、許するに忍びざるなり、吾人は之を以て十三億の軍費を費し、五萬の生靈を損い、無限の生産力を犠牲とし、今後幾億の善後費を要し旅順、遼陽、沙河、奉天乃至日本海に大捷を博したる日露戰爭の媾和とは信ぜざるなり。

　當局者或は自ら心配し、其の地位を惜み、其の老齢を悲しみ、以て一切を惜擲し、此の千載不磨の條件を忍ぶ、何の面目ありて　至尊と國民とに對せんとする、或は云譯に其場の事情ありと云ふか、其の事情や閣臣元老の視て以て憂となす所、國民は毫も憂とせざるなり、國民は未だ毫も戰に倦まざるなり、倦むは閣臣なり、元老なり、之を以て媾和談判に趣く、其の退譲や知るべく、而も其の始め強硬を裝ひ國民を欺罔す、宛も開戰前日日露交渉は満韓交換以上なりと聲言し、一度蓋を開けば、朝鮮分割提議なりしが如し、何ぞ國民を愚にするの甚だしきや、昨も吾人は當路の内議なりとして他に聽く所あり、而して事實は全然相違せり、國家の大事なるを以て、在朝と在野とを問はず、一意和協を主とせしに閣臣元老は國民を欺けり、嗚呼國民は閣臣元老の爲に賣れたり、其今後を奈何せん

日本の露國に勝つは、國民と當路者と其の心を一にし、誠意國家に酬ゆる所あればなり、露國は即ち之に反す、故に敗る、今日本も露國化したるか、否閣臣元老は純然たる露國官僚となりしか、最早之を疑ふを須ひず、而して今回の媾和、其の責任の在る所昭々炳々たり、國民果して斯の如き條件を忍ぶか、國民果して戰ひに倦みたるか、請ふ之を聽かん、請ふ之を聽かん

（大阪朝日新聞第八四五〇號、明治三十八年九月一日）

○

陛下の赤子に挑戰

政府は　陛下の赤子に挑戰せり

嗚呼事遂に玆に至れるか、其の君は聖明、其の民は忠愛、其の政體は立憲政治の今日にして、輦轂の下は無政府の狀態に陷り、放火殺人白晝に公行されて、大修羅場を現出し、遂に近衞兵を繰出して鎭靜を試むるも、潮の湧くが如き公衆は思ひの儘に火の手を揚げて示威運動を止めず、誰か之をして然らしめたる、卑怯なる政府が、陛下の赤子に挑戰したる結果なり、敵國に對しては屈辱を甘んずる政府が、忠實順良なる國民に對して敵對行爲の鐵拳を奮いたるが爲めなり、國內に兵を動かせしは、明治十一年の竹橋事件後の珍事たり、彼れは一兵營の紛議に過ぎず、此は政府が全國民を相手としたるなり、不祥なる佛國革命の巴里は之を言ふに忍びず大戰敗國たる露都の騷擾を東京に見んとは、誰か思懸くべき、吾人言論の責任あるを以て、政府對國民の戰ひに、其の曲直を斷ずべき天職を有す、言論集會の自由は憲法の保護する所、昭として日星の如し、而して此の權利を行ふの必要は、最も今日の如き國家の一大事ある場に在り、忠愛なる國民が、衆心一政を決議せんが爲に催せし大會は、法規の定めたる手續を了して違算なし、決して國法の範圍を逸するものに非ず、而も政府は大會の目的が單に政府に利あらざるを恐れ、大會の未だ實行されず、未だ內容の果して國法に觸るるや否やをも知らざるに先立ち、口を公安に藉りて、大會委員を一網維致し、市民の公地を閉塞し、有らゆる障害を爲して禁止解散を試みたり、之れ政府が暴力を以て國民の權利を蹂躪するものなり、帝國の憲法に背反して、暴力を　陛下の赤子に加へ、以て其の權利を強奪せんとする者なり、其の公安を害するは

未だ開かざる國民大會の公安を害するよりも甚し、公安維持の責ある警視總監にして、誠に其の職務に忠實ならば、國民大會の開かれて無事に終了せんまで、之を妨害せんとする內閣大臣をこそ一人も殘らず拘留して、以て公安を保つべけれ彼も公安を思はずして、閣臣の私安に汲々たり、私安を保たんとする閣臣の爪牙と爲りて社會の公安を害せり、此の時に當り大會の公衆は誰に憑りて此の公安を害する者を除くを得ん、國民は兵力を有せず、警察力を有せず、是に於て空拳赤手、公安を害して私安を得んとする閣と閣臣の爪牙とに反抗せり、若し閣臣をして私安を貪らしめず、其の爪牙をして公安保持の職に忠ならしめ、毫も國民の權利を蹂躪せざらしめば、國民大會は無事に終了し、公衆は整々肅々として引揚げたらん、而して輦轂の下は靜謐平日の如くなるを得たらん、是れ國民が公安を害せざる明證にあらずや、但大會の決議なる和約破棄は、國家に利ありて獨り閣臣に便ならざるのみ、獨り閣臣に便ならざるは公安に非ずして私安なり、私安の爲に暴力を以て公衆に挑戰せり、公衆も亦暴力を以て之に應ずるの已むを得ざりしものとすれば、今日の大混亂は政府の自ら招きしものなり、內相は自ら我が官舍に火を放ち、警視廳は自ら我が警察署交番所を燒棄したるなり、吾人乃ち之を斷じて曰く、曲は政府に在り、政府は闕下を騷擾して宸襟を惱まし奉りたる罪過に任ずべし

吾人が平生暴力を排することは屢々社說に陳じたり、今日の事固り公衆が常規を逸したるを悲しむ、然れども吾人の排斥したる暴力は却つて先づ政府に因つて放縱されしこと如此し、吾人の憂慮したる國民は案外柔順にして、常規を逸したる中にも忠厚の誠を見る、交番所を燒くにも火の近隣に及ぶを防ぎしが如き、暴徒の所爲と云ふ可からず、又如何に考ふるも、忠愛順良なる國民が暴力を用ゐん筈なきなり、たとへば交番所の如き、平日は盜賊放火の難に就きても其の力に賴ること多きが故に、人民は其の近傍に交番所あるを以て心强しと爲せしに、今は近傍に交番所ある者ほど危險を感ずるに至りては、人民が惡しきや、交番が惡しきや一考せよ、巡查が人民を助くればこそ心强くも感ずれ、暴力の爪牙と爲りて公衆の權利を蹂躪するに至りては、此より恐ろしき者はなきなり、即ち知る彼の群集の行爲は、政府の迫る所となりて已

むを得ざるに出でしを、先づ常規を逸したる者は國民に非ずして政府なり、國民をして常規を逸せしめたる者は政府なり故に曰く、曲は政府にあり、政府は陛下を騷擾せしめたる罪過に任ずべし

吾人は嘗て云へり、國家の大事には不狂人も狂し易しと、今や國民の狂熱は如何ん、熱せる玻璃に水を投ぜよ、爆然として破裂せんと、今や抑厭の失敗は如何、吾人は暴力を排し國民の常規を逸して狂的動作に陷るを戒む、然れども國民は未だ狂せずして政府先ず狂せり、無恥なる政府が狂的暴力を以て國民に挑戰するに當り、獨り國民を戒めて柔順なれと云ふは、暴力に屈服せよ、正理を放棄せよと謂ふに同じ、是れ何人も敢てせざる所なり、嗚呼今後の變、蓋し云ふに忍びざるものあらん、變を未然に防ぐは、和約破棄に先ちて、閣臣を免黜するに在り、大官老臣社稷を以て自ら任ずる者は宜しく陛下に伏して閣臣の曲を效奏し、後を善くする所以の策を講ずべし、若し一日を緩くせば、百年禍亂を助長せんのみ。

(大阪朝日新聞第八四五六號、明治三十八年九月七日)

○

不正條約の反響

(本日憤慨投書六百二十通)

條約破棄の聲は一村より一郷に、一町より一市に玉を轉ばすが如く傳はり傳はつて、最早全國中唯一人として之を叫ばぬ者はない程となつた、偶成立した者は仕方ないなどゝ云ふ者があれば忽ち露探とか犬とか罵つて人間並には扱はぬ始末で中には若し此の條約が成立するとすれば外國へ歸化するとまで稱する者もある、活氣に乏しい人達は何れ議會も開かれるであらうから其際に吾々國民を代表する代議士連が侃々諤々の議論を以て當局者の反省を促しそれで聞き入れずば畏れ多きことながら　陛下の聖斷を仰がん爲上奏案を呈するであらうと寢轉んで棚から牡丹餅の落ちるのを望むやうな連中もあるやうなれど十二代議士等が當になるものか、政友會の狀態を見ろ皆魔藥に當てられて今度の條約を鬼の首でも取つたやうに持て囃して居る、憲政本黨も今の調子では徐々毒が廻りさうだから此の兩黨が合併して政府のお味方と來た日には議會は何の事はない政府の云ひなり放題にいなり成程左樣なとゝ好い加減にお太鼓を打つまでの話さと言はれては忽ち人

頼みは頼りなくなり此の上は自ら起つて運動せねばならぬと力んで居る、斯んな調子で國民は何れも奮つて大活動を始める事となり、開戰當時の露國に對する意氣組で必ず破棄せねば止まぬと云ふ意氣組であるから一村なり、一町なり、一市なりから夫々代表者を選んで一齊に潮の如く押し寄せんとする様子である、蟻の思ひも天まで屆くと云ふ、況して五千萬の活勢力ではないか、奈何に頑固な條約でも破棄されずに置かれうか

總ての國民が無念の涙を搾る中にも最も氣の毒なのは戰死軍人遺族の悲哀である彼等は愛人を犧牲に供して、裂けんとする胸斷たんとする腸を、僅に慰め得たのは、其の愛人の死によつて光榮ある平和を求め得可しと信じたればである、今は何事ぞ、この汚辱極まる不正不義の危險な平和を齎したのではないか、鬼哭愁々、幽魂は滿洲の嵐、黄海の波に迷ふて千歳長へに瞑するなからんかと思へば其の悲憤と怨恨とは奈何にあらうぞ、遺族から寄せた悲哀の投書は數百通に上つて居れど、其の煩はしさを避けて、唯良人を棄てた哀れな一婦人の歌を掲ぐ

きのふまで御國の爲とほこりしを　京都　三の宮つゆ子

犬死なりきあはれ我が夫

（大阪朝日新聞第八四五三號、明治三十八年九月四日）

○

❺情けなき褒詞　英國の輿論は日本今回の行動を以て平和及び人道の爲に歎美すべき宏量大度を示したるものと爲せり此の間に於けるローズヴエルト大統領の盡力も亦十分に認得せらる。

（大阪朝日新聞第八四五〇號、明治三十八年九月一日）

日露戰爭休戰の講和條件不滿の大燒打事件

（明治三十八年九月三日）

❶不正條約破棄の聲

不平、不滿、悲憤の聲は日一日と高まつて今は急流の一時に決したやう滔々として日本全土に漲り往きつゝある、この聲は如何なる反響を來すか、此の響きは奈何なる結果を生むか徒らに悲しみ泣き嘆くとも詮はない、今となつては不正不當

の條約を唯一思ひに打ち破るの外はないと急に絶望から蘇つて萬口一齊に「條約破棄」を叫ぶに至つた、條約破棄、條約破棄、斯んな不名譽な危險な國民の顏へ泥を塗るやうな不正條約は吾々國民の力で寸々に破り棄てるが宜い、豐太閤の裂封冊は今に人意を强うするではないか、この祖先を載いた我々國民は美事に不正條約を打破つて我が全權を馬鹿にしたウヰツテの鼻柱を挫いてやらうとは云ひ合さねど五千萬全體の心であるらしい。

その證據には昨日より正午まで本社へ寄せた讀者の投書は總て五百六十五通、文章は夫々異つて居るが其の主意は殘らず「條約破棄」の一點に歸して居る、近く市内の景況を見ても今日の市民大會は別として、大失望の餘り大に活動せんとの模樣が見える、奈何に活動するか、言ふまでもない、條約破棄に向つて進軍するのである。

これに就いて悲慘な事實談がある、脚氣を病んだ哀れな一青年が市内の市立病院に入つて保養してゐると條約成立の號外を配つて來た、寢臺に横はつた青年は取る手も遲しと讀んで見ると例の屈辱極つた涙の出るやうな條約である、熱烈な青年は一目見ると赫と憤怒を發して其の號外を滅茶〳〵に引破つたが其れが爲發熱して一時に病勢を高めた、翌日看護の父兄に向つて「斯な條約を見る程なら死ぬのが優だ」と熱涙をハラ〳〵と捽つて其の夜の中に怨みの涙を呑んで死んだとの事である、父兄は切齒して今度の條約は倅の敵だ、この一念でも破棄して見せる。

これはホンの一例に過ぎぬ、戰死軍人の遺族中には尙々是れにも優して哀れな情ない殆ど腸を斷つやうな話が幾千もある「日本國は露國に破られずして、政府に破られました」とは彼等が涙の中から叫ぶ悲しい詞である、斯くても不正條約に滿足さるゝか、イヤ服さねばならぬのであらうか、由來日本國民には骨がある、五千萬の運試しは正に此のとき。

（大阪朝日新聞第八四五二號、明治三十八年九月三日）

○

市民大會

昨日午後五時公會堂に於て開會、府會議長三谷軌秀氏座長となり市會議長日野國明氏左の宣言書及び決議案を朗讀し滿場拍手喝釆を以て之を迎へ直に左の通り送電せり、會する者

無慮五千餘名、左の「悲歌」を合唱し、引續き政談演說會に移れり、時に天色晴澹たり

宣　言

開戰以來一年有半、未だ嘗て一たびも敗れず、帝國の光譽は隆々として揚り、世界列强見て以て異常となす、他なし戰士外に戰ひ、國民は內に援け、身を捨て家を忘れ、一意奉公、至誠國に報ゆればなり、然るに何事ぞ、戰捷の效果は一朝にして滅却し千古の大汚辱は五千萬國民の面上に加へらる、其責果して何人にかある

戰爭は將來の保證を求めんが爲なり、將來の保證を得て而して後永遠の平和始めて期すべし、然るに二三閣臣元老は退讓是れ事として自ら屈辱に甘じて以て和約を結ばんとす、一も將來の保證なし、何ぞ永遠の平和を得ん、是れ君主を欺き、國民を賣り、以て一時の安を偸まんとするものなり、其れ宣戰の大詔を奈何せん、其れ世界列强の嗤笑を奈何せん、戰爭の慘は、國民固り之を認む、然れども一旦之を忍んで戰を開く必ず國家の目的を達せざれば已むべからず、是れ宣戰大詔の命ずる所なり、屈辱を忍ぶの苦は戰爭の慘を忍ぶよりも苦し、屈辱を取りて一時の安を偸まんよりは、寧ろ汚辱の源の和約を破棄して更に戰爭を繼續せんに如かず、帝國第二の都會たる我が大阪市民は、國民の中樞として率先義を唱へ旗を擧げ、我が當路者の責任を糺し內は屈辱の條件を破棄し、外は國民の眞意思を世界に發表せざる可からず、若し夫れ身命と軍資の如きは、有らん限りの犧牲を供すべし、生きて汚辱を蒙らんよりは擧國焦土と爲りて正義の鬼たるに若かず、我が大阪市民は玆に決意を發表す

決　議

一　現內閣員及び有責元老は速に處決して上下に謝すべし

一　現媾和條件を破棄し更に戰爭を繼續せんことを期す

右決議す

小村全權に送電

閣下の締結せられんとする媾和條件は國民の忍ぶ所に非ず斷然破棄せられん事を望む

大阪市民大會

滿洲軍總司令官へ

國民は屈辱的和約の破棄に盡力すべし貴軍は戰爭を繼續し

て敵國を打破せられん事を望む

大阪市民大會

悲[illegible]歌

壹

花の盛りと見まがへし
　海陸軍の戰捷は
はかなき夢と、消え失せて
　今如何にせん、此の現狀
身に染み渡る、秋風は
　ポーツマウスの、談判場
もろくも破れし、やれ障子
　誰繕はん、この始末

貳

鬼哭愁々、滿洲の
　曠野にさらせる、白骨は
誰が爲死せし、犬死か
　おもへば悲し、此現狀
逆捲く波の、荒海に
　いのちを捨てし、ますらをが
忠死も今は、水の泡
　おもへば悲し此始末

參

殺氣は天に、漲りて
　五千萬人、一齊に
悲憤慷慨、ほとばしる
　涙を空しく、呑むべきか。々々々々々
劍氣は人に、迫り來て
　日本男子の、骨は鳴る
切齒扼腕、ひらめくは
　雲間を漏るゝ稻妻か、々々々々々

（大阪朝日新聞第八四五三號、明治三十八年九月四日）

○

●大修羅場を現出す

（大會前の形勢）

國民大會は豫期の如く本日午後一時より日比谷公園に於て擧行さるゝ筈なりしより屈辱媾和を否認する幾多熱誠の市民

は峻酷なる當局者の抑壓を心に期して午前十時頃より早くも公園指して走せ向ひたるが果して警官は此の日午前三時頃より公園に出張し各門には嚴重なる木柵を設け殆んど警官其の物が押合ふばかり、門前に集ひて護戒し一人も通すまじきぞと安宅以上の新關を構へたるぞ由々しき

此の以前各委員諸氏が拘引せられたるを知らずして押寄せたる紳士、商人、書生、勞働者、乃至地方有志者等も夥しく日比谷正門の關に喰ひ止められて炎天の下路傍に佇立し街鐵電車の通行も覺束なきに至りたり、然るに門際には鐵條網に等しき木柵あり、其の前には刑事巡査等詰合へり、武器なく抵抗力なき市民は已むを得ず暫く門外に待ち居たるが忽ち路上演説を試みる者あり、群集は騷ぎ立ちて之を制止せんとする巡査を逐ひ拂ひたり、斯くて白布の周圍に黒枠を施し其の中に「弔媾和成立」と大書したる旗を振りかざして來りたる一體あり、群衆は柏手して其の旗下に集りたるを警察官は公力を以て之を解散せんとせり、此の時に於て群集の憤激は頂天に達し瓦石を投じ洋杖を揮つて警察官と爭闘せしが十數名の巡査は衆寡敵せず山下門方面に潰走せり、其の時誰云ふともなく追撃の聲起り群衆は喊聲を擧げて直に追撃に移り瓦石の飛ぶこと雨の如く警官は辛くも來合せたる街鐵の電車を時に取りての障壁と爲し一時防戦を試みたる上潰亂して其の所在を失へり、此の混雜中路上演説は各處に起り公園正門外の光景名狀すべからず、是れ實に開會前正午迄の狀況なり

（大阪朝日新聞第八四五五號、明治三十八年九月六日）

○

●國民大會の光景

（障害を排して實行す）

日比谷門即ち正門は前記の如く木柵を構へて、嚴重に警戒せしが如何にしても開會せんと犇く民衆此處一寸も動くまじと立ち塞がりて期を待つ處へ一紳士來りて群集に向ひ「今此の門を破るに就き諸君は余が演説を待つて齊に動搖し其の混雜に乘じ一方を破るべし」と叫ぶや一同大喊聲を發して之に同じ紳士は一枚の活版摺の決議案を手にして朗讀す（決議案は別項）讀了ると共に待構へたる群集は天地も動くばかりの鬨の聲を揚げて同意を表する折柄東京市參事會員の一行は車を列ねて來りたるも群集に遮られ到底車を近付け難きより一

同下車し江間俊一氏を先頭にして丸山、中島、松田、江崎、中鉢、森、久保、關の諸氏市政記者の一團は「今木柵を取去らしむる故道を開けよ」と怒鳴りながら押合ひへし合ひ群集を押退け漸く正門に近づき江間氏驀地に柵を飛び越えて門内に入るや「君等が入つては困る」と押止むるを聞かず同氏は内田署長に近づき其の不當の處置を詰責せんとしたるに署長は先づ口を開き「取締り上余議なき次第なれば大目に見て呉れ」と挨拶したるに對し江間氏は之に答へんとせし時群集は早く支ふる警官を突き退け突き飛ばして木柵の一角を踏仆すや同時に首尾よくワツト許り潮の如く公園内に押入り之と同時に中央の廣場には豫て用意の式旗即ち「弔媾和問題、國民大會」と大書したる三丈餘の大旗高く翻り轟々たる一發の號砲響きて玆に目的の國民大會は衆多の障害を排して開會さるゝに至れり、中央廣場に集りたる雲霞の民衆中勞働組合の大團體は最も悲壯なる態度を以て講和屈辱を絶叫し居たる内福田和五郎氏は中央の壇に上りて別項の決議案を朗讀せり、此の間音樂隊は悲哀の極を吹奏し又委員は用意の紙製國旗但し喪章に擬せし黒紙を附したるもの五千本を夫れ／＼頒布し更に二三委員有志家の演説あり、一時三十五分萬歳聲裡に會を了し一同粛々として正門を出で櫻田門より出で宮城前に伏して萬歳を三唱し夫れより新富座に向ふ途中誰が云ひ出せしか一行は日吉町なる國民新聞を指して向へり

仍當日の滿州軍に對する決議左の如し

吾人は擧國一致必ず屈辱條約を破棄せんことを期す

吾人は我が出征軍が蹶然奮進以て敵國を粉砕せんことを熱望す

明治三十八年九月五日

於日比谷公園

國民大會

樞密顧問官に對する決議左の如し

今日の事又云ふに忍びざるなり、吾人は樞密顧問官諸氏が最後の一斷を以て日露和約批准の拒絶を奏上し國家を一大危急より救ひ出さん事を希望す

明治三十八年九月五日

於日比谷公園

國民大會

（大阪朝日新聞第八四五五號、明治三十八年九月六日）

〇

戒嚴令と三大自由の强奪

閣僚も狂せり

戒嚴令は輦轂の下に布かれたり、如何なる危險ありてか戒嚴令の必要を感じたる、五日の騷擾の爲めか、是れ政府が、陛下の赤子に向つて先づ暴力を用ひたるに始まれり、警部巡査をして良民を慘殺せしめたるより、國民は空拳赤手武器を有せざるが爲に常規を逸したる行爲もて之に應じたるなり、都下を騷擾せしめたるの責は政府に在り政府自ら都下を騷擾して其の責に任ずる能はず、乃ち戒嚴令を奏請して內亂の狀態を示す、悲しい哉黑白の顚倒一に此に至るや。

言論、出版、集會の三大自由は憲法の保證する所にして、法律の範圍內に於ける國民の權利なり、今は議會を召集せず議會の協贊を待て法律を制定せず、勅令を以て法律に代ふべき取締を新定す、憲法の保證は往くとして蹂躪せられざるなけん、是れ左手に與へて右手に奪ふものなり、精神に於て正しく憲法を破却するものなり、退いて而して之を思ふに忠愛なる國民を待つに兇徒亂民を以てするに憚らざる閣臣は、理も非もあるべきに非ず、責むるに道理を以てするも人間の良心ありと見做せばこそ、一片の良心もなき人間に向つては、憲法違反の、國體破却のと、正論之を責むる亦愚に近からんか、吾人は殆んど世道人心の消亡一に此に至れるを見て長大息の外なし。

石油鑵とマッチは、憤怒狂發せる民衆に因つて濫用せられたり、國に緊急勅令なる者あり、又政府の石油鑵とマッチとに非ずや、國は進歩すべき筈なるに、政府は退步せり、暗黑時代に復舊せり、保安條例の昔に立戾れり、十二三年の非立憲時代を、世界大國の班に入れりと誇れる今日を見んとは、呆れ返らざるを得ず、維新後三十八年、議會を開設してより十六七年の今日に於て幕末の混亂を帝國の中心に見んとは、誰か思ひも懸けん、返すがへすも惜しきは五日の大會なり、政府にして抑壓を加へずんば、彼等は思ひの儘に公憤を舌端に洩して散會し、都下の太平無事は依然として維持されたらん一たび暴力を以て暴力を挑發し、彼の騷擾を引起したる後に閣僚は袂を連ねて責を引きたらんには、國民は平靜に復して

只穩健なる輿論の聲を聞くのみならんに、閣臣一たび前に誤り、再び後に誤りて、今日の亂脈を招けり、之の亂脈如何にしてか之を醫せん、唯閣僚を免黜して、此の戒嚴令を撤し、新聞取締を捨て、國民をして憲法の與へたる言論出版集會の三大自由に據りて平靜に穩健に和約の當否得失を論議せしむるにあり、火は風を以て滅すべからず、今日の禁令は風なり暴風なり、輿論の火を煽するに過ぎず、火の炎々たるに當りて之を煽するに暴風を以てせば、火は益々燃え擴がらんのみ先づ風を防け、而して後に、火の靜まるべき策を講ぜよ、坐して神州の焦土たるを看過するものは、不忠不臣の徒なり。

（大阪朝日新聞第八四五七號、明治三十八年九月八日）



戒嚴令施行

朕玆ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條ニヨリ東京府内一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治三十八年九月六日

各大臣連署

勅令第二百五號

東京府内一定の地域を限り別に勅令の定むる所に依り戒嚴令中必要の規定を適用する事を得

本令は發布の日より之を施行す

…………

朕玆ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條ニ依リ新聞雜誌ノ取締ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治三十八年九月六日

各大臣連署

勅令第二百六號

第一條　新聞紙又は新聞紙條例に依る雜誌にして　皇室の尊嚴を冒瀆し政體を變改し若くは朝憲を紊亂せんとする事項又は暴動を敎唆し犯罪を煽動するの虞ある事項を記載したる時は内務大臣は其の發賣頒布を禁止し之を差押へ且以後の發行を停止することを得

第二條　前項に依り新聞又は雜誌の發行を停止したる場合に於て內務大臣は必要と認むる時は其の必要に限り同一人又は同一所の發行に係るものと認むる他の新聞紙又は雜誌の發行を停止することを得

第三條　發行停止を犯して新聞紙又は雜誌を發行したる者又は第一條の禁止を犯して新聞紙又は雜誌を發賣又は頒布したる者は一月以上六月以下の輕禁錮又は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第四條　新聞紙條例第三十五條及び第三十六條の規定は本令の犯罪にも又之を適用す

第五條　本令は發布の日より之を施行す

……◇……

朕明治三十八年勅令第二百五號ノ施行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治三十八年九月六日

內閣總理大臣　桂　太郎

陸軍大臣　寺內正毅

勅令第二百七號

明治三十八年勅令第二百五號に依り左の區域に戒嚴令第九條及第十四條の規定を適用す但同條中司令官の職務は東京衞戍總督之を行ふ

東京市、荏原郡、豐多摩郡、北豐多摩郡、南足立郡、南葛飾郡

附則

本令は發布の日より之を施行す

……◇……

朕乘馬兵科ノ者ヲシテ憲兵ノ勤務ヲ補助セシムルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治三十八年九月六日

海軍大臣　男爵　山本權兵衞

內務大臣　子爵　芳川顯正

陸軍大臣　寺內正毅

司法大臣　波多野敬直

勅令第二百八號

第一條　衛戍總督又は衛戍司令官は乘馬兵科の者を憲兵司令官憲兵隊長若くは憲兵分隊長の指揮に屬し憲兵の勤務を補助せしむる事を得

第二條　憲兵の勤務を補助する者に就いては憲兵條令を準用せず

第三條　憲兵の勤務を補助する者の服裝は當該兵科の者に異る事なし但左腕に赤布を纏ふ

衛戍總督命令

本年勅令第二百七號の施行に關し警視總監、東京郵便局長は本總督の監督の監掌の下に在りて此の條件を執行すべし但し事態の緩急に應じ寬嚴宜しきに適するを要す

一、警視總監は時勢に妨害ありと認むる集會若くは新聞雜誌廣告を停止する事

二、警視總監は兵器彈藥其他危險に涉る諸物件を有するものある時時宜に依り之を檢査押收する事

三、警視總監は時宜に依り出入の船舶及諸物品を檢査する事

四、警視總監は各要所に檢問所を設け通行人の時勢に妨害ありと認むる者の出入を禁止し又は時宜に依り水陸の通路を停止する事

五、警視總監は時宜に依り晝夜の別なく人民の家屋、建造物船舶中に立ち入り檢査する事

六、本令の地境内に寄宿する者に對し時宜に依り地境外に退去を命ずる事

七、東京郵便局長は時勢に妨害ありと認むる郵便電信を開緘する事

明治三十八年九月六日

東京衛戍總督　子爵　佐久間左馬太

（大阪朝日新聞第八四五七號、明治三十八年九月八日）



▲調印は五日

本日午後五時條約調印の筈なりしも露國側の準備整はざりし爲め明日午後三時調印の事に決せり、一行當地出發は爲に同日午後七時に變更せられたり

▲和約は十五箇條

本日午後五時本條約の調印を了る事に決定せり、而して本

條約は今日迄傳へられたる所は十二箇條なりしも償金及海軍制限軍艦引渡を削除し平和保證に關するもの一箇條、鐵道に關するもの三箇條、樺太に關するもの二箇條、通商に關するもの一箇條都合十五箇條と爲れり

▲批准交換は電報

批准交換は相互の約束に依り本條約の取交を略し電報にて批准の通知を爲し直に發表することゝ爲れり

▲全權日本に歸る

小村男、山座局長等四氏は明日午前十時五十五分の當地發汽車にてボストンに趣き同地に一泊、夫より紐育に至り翌日オイスターベーに赴き大統領に面會し再び紐育に立歸り八日は同地に滯在し九日同地を發し途中或はオッターワーに立寄り夫れよりシヤトルに出で二十日同地出發の汽船ダコタ號にて歸朝すべし

（大阪朝日新聞第八四五七號、明治三十八年九月八日）

○

▲嗚呼休戰條約

本月一日日露兩國全權委員は左記の議定書に調印したり同議定書は本月五日より實施せらる

下名の日露兩國全權委員は各本國政府より相當の委任を受け媾和條約の實施に至る迄を有效期限として兩交戰國間に左の休戰條款を協定せり

第一條　滿洲及豆滿江方面に於ける兩國軍隊の間に一定の距離（區劃地域）を定むべし

第二條　兩交戰國の一方の海軍は他の一方の領土若くは占領地を砲擊することを得ず

第三條　海上の捕獲は休戰の爲に停止せらるゝこととなし

第四條　休戰期限中增援兵を戰地に派遣することを得ず其の派遣の途にあるものは日本國に在りては之を奉天以北に露國にありては之をハルピン以南に送ることを得ず

第五條　兩國陸海軍司令官は前數條の規定に從ひ双方合意の上休戰の條件を決定すべし

第六條　兩國政府は本議定書を實施せん爲媾和條約調印後直ちに其の司令官に命令を發すべし

千五百五年九月一日

ポーツマウスに於て

小村壽太郎

高平小五郎

セルジ、ウヰツテ

ローゼン

（大阪朝日新聞第八四五八號、明治三十八年九月九日）

○

市民市役所に迫る

名古屋市民が市民大會の決議に反對せる富田耕治といふ者の頤使に隨ひ七日に開かんとせし市公職者の會合を市民の反抗を恐れ有耶無耶の間に無期延期となせしが其れとも知らず熱勢なる數百名の市民は七日夜市役所の門前に押寄せ閉鎖せる正門を打き、開門を迫り非常の混雜を惹起したるが其の筋の注意によりて延期したること分り群集は漸く解散せり

▲市民の動搖

名譽職會合立消に就き市民は益々憤激の度を高め市役所攻撃の聲囂々たるより各課長書記等は必要書類の取り片づけに着手し警察署は富田某の身邊に保護を加へ注意怠らざりし所果して夜に入り何れよりともなく三々五々市役所に押寄せたるのみならず商業會議所に集る者多く又一隊は市長の宅を襲撃して無能市長が名古屋の面目を汚したる所爲を明かにせんといふありて形勢穩かならざる折から何者の所爲とも知れず市中各所に俘虜に對する貼札をなせるものあり、收容所本部は師團と打合せを爲す抔中々の騷動なり

（大阪朝日新聞第八四五八號、明治三十八年九月九日）

○

○講和の大詔

朕東洋ノ治平ヲ維持シ帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ國交ノ要義トナシ夙夜懈ラズ以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ不幸客歲露國ト戰端ヲ啓クニ至ル又寔ニ國家自衛ノ必要已ムヲ得ザルニ出デタリ開戰以來朕カ陸海ノ將士ハ內籌畫防備ニ務メ外進攻出戰ニ勞シ萬難ヲ冐シテ殊功ヲ奏ス在廷ノ有志帝國議會ト又克ク其ノ職ヲ盡シテ以テ朕ガ事ヲ奬メ軍國ノ經營內外ノ施設其ノ緩急ヲ愆ラズ億兆克ク儉ニ克ク勤メ以テ國費ノ負荷ニ任ジ以テ資財ノ供給ヲ豐ニシ擧國一致大業ヲ贊襄シテ帝國ノ威武ト光榮トヲ四表ニ發揚シタリ是レ固

ヨリ我カ皇祖皇宗ノ威靈ニ賴ルト雖モ抑亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラズムバアラズ交戰二十閱月帝國ノ地歩已ニ固ク帝國ノ國威已ニ伸フ朕ノ恒ニ平和ノ治ニ汲々タル豈徒ラニ武ヲ窮メ生民ヲシテ長ク蜂起ニ苦マシムルヲ欲センヤ

嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尙ビ平和ヲ重ンズルニ出デ、日露兩國政府ニ勸告スルニ媾和ノ事ヲ以テスルヤ朕ハ深ク其ノ厚意ヲ諒トシテ大統領ノ忠言ヲ容レ乃チ全權委員ヲ命ジテ其ノ事ニ當ラシム爾後彼我全權ノ間數次會商ヲ累ネ我ノ提議スル所ニシテ初メヨリ交戰ノ目的タルモノト東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ露國其ノ要求ニ應ジ以テ和協ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ朕全權委員ノ協定スル所ノ條件ヲ見ルニ皆能ク朕ガ旨ニ副フ乃チ之ヲ嘉納批准セリ

朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ獲テ上ハ以テ祖宗ノ靈鑑ニ對ヘ下ハ以テ丕績ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ恰ブ爾有衆ト其ノ擧ヲ偕ニシ永ク列國ト治平ノ慶ニ賴ランコトヲ念フ今ヤ露國既ニ舊盟ヲ尋ネテ帝國ノ友邦タリ即チ善憐ノ誼ヲ復シテ更ニ益々敦厚ヲ加フルコトヲ期セザルベカラズ

惟フニ世運ノ進歩ハ頃刻モ已マズ國家內外ノ庶政ハ一日ノ忽ナカランコトヲ要ス偃武ノ治ニ益々兵備ヲ修メ戰捷ノ餘愈治教ヲ張リ而シテ後始メテ能ク國家ノ光榮ヲ無疆ニ保チ國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スベシ勝ニ狃レテ自ラ裁抑スルヲ知ラズ驕怠ノ念隨ツテ生ズルガ如キハ深ク之ヲ戒メザル可カラズ爾有衆夫レ能ク朕カ意ヲ體シ益々其ノ事ヲ努メ其業ヲ勵ミ以テ國家富強ノ基ヲ固クセンコトヲ期セヨ

御名　御璽

明治三十八年十月十六日

各大臣連署

●陸海軍人に賜ひたる勅語

朕ガ親愛ナル帝國陸海軍人ニ告グ

朕嚮ニ汝等ニ示スニ軍人ノ精神タル訓規五箇條ヲ以テシ明治二十七八年戰役了ルヤ深ク邦家ノ前途ヲ念ヒ更ニ詔勅ヲ諭示スル所アリ爾來十閱年朕カ陸海軍ハ世界ノ進運ニ伴ヒ經營大ニ其ノ歩ヲ進メタリ不幸ニシテ客歳露國ト戰ヲ啓キシヨリ爾等協力奮勵各其ノ任務ニ從ヒ籌畫宜シキヲ得攻戰機ヲ制シ陸ニ海ニ曠古ノ大捷ヲ奏シ帝國ノ威武ヲ宇內ニ宣

揚シ以テ朕カ望ニ副ヘリ
朕ハ爾等ノ忠誠勇武ニ依リ出師ノ目的ヲ達シ上ハ祖宗ニ對シ下ハ億兆ニ臨ミ天職ヲ竭スコトヲ得タルヲ喜ビ深ク其ノ戰ニ死シ病ニ斃レ又ハ癈痼ト成リタルモノヲ悼ム
朕今露國ト和ヲ講ズ惟フニ我ガ軍ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト偕ニ更ニ爾等ノ責任ヲ重カラシメ國運ノ隆昌又爾等ノ努力ニ待ツコト大ナリ爾等其レ能ク朕ガ意ヲ體シ當リテ軍隊ニ在ルモノト散ジテ御閭ニ歸ルモノトヲ問ハズ恒ニ朕ガ訓諭ヲ服膺シテ朕ガ股肱タルノ本分ヲ守リ益々精勵以テ報効ヲ期セヨ

御名　御璽

勅　令

朕明治三十八年九月五日亞米利加合衆國ポーツマウス（ニユーハンプシヤ州）ニ於テ朕が全權委員ト露西亞國全權委員ノ記名調印シタル媾和條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治三十八年十月十六日
内閣總理大臣兼外務大臣伯爵　桂　太　郎

（大阪朝日新聞第八四七七號、明治三十八年十月十八日）

日英新協約成る　（明治三十八年十月四日）

（八月十二日調印の新協約は九月二十七日に至りて始めて公表せられたり）

△協約前文

日本國政府及大不列顚國政府は一千九百二年一月三十日兩國政府間に締結せる協約に代ふるに新協約を以てせむことを希望し
（イ）東亞及印度の地域に於ける全局の平和を確保すること
（ロ）清帝國の獨立及び領土保全並に清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし以て清國に於ける列國の共通利益を維持すること
（ハ）東亞及び印度の地域に於ける兩締盟國の領土權を保持し並に該地域に於ける兩締盟國の特殊利益を防護すること
と目的とする左の各條を約定せり

△第一條

日本國又は大不列顚國に於て本協約前文に記述せる權利及利

益の中何れか危殆に迫るものあるを認むる時は兩國政府は相互に充分に且隔意なく通告し其の侵迫せられたる權利又は利益を擁護せんが爲に執るべき措置を協同に考量すべし

▲第二條

兩締盟國の一方が挑發することなくして一國若くは數國より攻撃を受けたるに依り又は一國若くは數國の侵略的行動に因り該締盟國に於て本協約前文に記述せる其の領土權又は特殊利益を防護せんが爲交戰するに至りたる時は前記の攻撃又は侵略的行動が何れの地に於て發生するを問はず他の締盟國の一方は直に來りて、其の同盟國に援助を與へ協同戰鬪に當り媾和も亦双方合意の上に於て之を爲すべし

▲第三條

日本國は韓國に於て政治上、軍事上及び經濟上の卓絕なる利益を有するを以て大不列顚國は日本國が該利益を擁護增進せしむるが爲、正當且必要と認むる指導、監理及保護の措置を韓國に於て執るの權利を承認す、但し該措置は常に列國の商工業に對する議會均等主義に反せざる事を要す

▲第四條

大不列顚國は印度國境の安全に繫る一切の事項に關し特殊利益を有するを以て日本國は前記國境の附近に於て大不列顚が其の印度領地を擁護せんが爲必要と認むる置を措執るの權利を承認す

▲第五條

兩締盟國は孰れも他の一方と協議を經ずして他國と本協約前文に記述せる目的を害すべき別約を爲さざる可きことを約定す

▲第六條

現時の日露戰爭に對しては大不列顚國は引續き嚴正中立を維持し若し他の一國若くは數國が日本に對し交戰に加はる時は大不列顚國は來りて日本に援助を與へ協國戰鬪に當り媾和も亦双方合意の上に於て之を爲すべし

▲第七條

兩締盟國の一方が本協約中に規定する場合に際し他の一方に兵力的援助を與ふべき條件及該援助の實行方法は兩締盟國陸軍當局者に於て協定すべく又該當局者は相互利害の問題に關し相互に充分に且隔意なく隨時協議すべし

△第八條

本協約は第六條の規定と牴觸せざる限り調印の日より直に實施し十ヶ年間の效力を有す、右十ヶ年の終了に至る十二ヶ月前に兩締盟國の孰れよりも本協約を廢棄するの意思を通ぜざる時は本協約は兩締盟國の一方が廢棄の意志を表示したる當日より一ヶ年の終了に至るまで引續き效力を有す、然れども若し右終了期日に至り同盟國の一方が現に交戰中なる時は本同盟は媾和の成立に至るまで當然繼續すべし、右證據として下名は各其の政府の委任を受け本協約に記名調印するものなり

一千九百五年八月十二日

大不列顚國駐劄　日本皇帝陛下の
特命全權公使
林　　董　印

大不列顚國皇帝陛下の外務大臣
ランスダウン　印

（大阪朝日新聞第八四六三號、明治三十八年十月四日）

新富座の騷動　（明治三十九年一月四日）

納子、時藏、松鶴等の顏振にて目下興行中なる同座にては一昨日二日の午後二時より一番の猫騷動に因みて客騷動と云ふ椿事を惹起したり、元來同座は午前十時開場の害にて殊に當日は新年二日の事とて滿場の大入なりしが樂屋にて如何なる都合やありけん、定刻に至るも開場せず、かくて午後も一時を過ぎて二時となりたれば見物も流石に待ちくたびれて土間に棧敷に不平の聲嘖々を極め、不平は軈て怒罵となり暴行と變じて、一齊に鬨の聲を揚げつゝ或ひは茶碗を投げ或ひは煙草盆等を飛ばし果は曳々聲して鐵柵を引拔くといふ始末に土間棧敷も總立となりて逃ぐるあり叫ぶあり一時は非常な騷動なりしが警官を始め出方等の盡力によつて幸ひ無事に鎭まり午後二時半頃漸く幕を開けたりと

（東京日日新聞第一〇四二〇號、明治三十九年一月四日）

福地源一郎氏逝く　（明治三十九年一月六日）

噫悼い哉、文壇に政界に日本の一名士たる櫻痴居士福地源

一郎君は逝けり。時は明治卅九年一月四日、年を享くること六十七

君は長崎の人天保十二年三月廿三日同港鍛冶屋町の家に生る父篁邦翁醫を業とす。盛名あり、君年十七八初めて江戸に出で當時の碩儒安積艮齊氏の塾に入り、又蘭學を箕作阮甫、杉田成卿に、森山多吉郎の諸子に學ぶ後に外國奉行水野筑後守の家に客とし養はる。筑州君を愛して見ること子の如し、後年君の出でゝ外國方の吏となるは蓋しその薦に因れるものなるべし。

（東京日日新聞第一〇四二二號、明治三十九年一月五日）

野田大塊翁と不動明王 （明治三十九年一月八日）

政友會本部評議員にして衆議院々内幹事たる福岡縣選出代議士野田卯太郎氏は平生不動明王の信仰家にて常に同明王に關するものを集め居れるが過ぐる頃大阪にて一休の筆に成れる不動尊を得たれば五十金を投じて之を購ひ謹みて祀り居りしに此程また郷里筑後の山中より一大不動尊の像を買入れ之を祀りて毎朝齋戒沐浴して禮拜を怠らず上京後も市内各所の不動尊に參拜し居れりとなん、其信仰の理由といふを聞くに不動は炎々燃え上る火中にありて騒がず動かず泰然自若として常に冷靜なる頭腦を有つ、政治家も亦かくの如くなるべしといふにありとぞ

（東京日日新聞第一〇四二四號、明治三十九年一月八日）

酒戰の強者 （明治三十九年一月十二日）

常陸山門下の力士中隨一の大酒家と聞えたるは日本嶽といふ新入にて昨年常陸山が巡業中作州津山にて興行の際同人を合宿に呼びよせ試に酒を與へたるに大洋杯（コップ）になみなみと注ぎしを二三杯苦もなく平げたるより次に亦一升[illegible]へしに彼はさも嬉しげに酒を一息に[illegible]も流石に驚きたりと、然るに彼は亦七丁隔てゝ居る合宿に[illegible]たる後寢酒にとて更に五合呷り而も翌日は平氣として居たるが此事を同地の某贔負客の知る所となり場所歸りに招きて再び酒を與へて飲ませしに彼はわけなく二升余り干したる上大茶椀に七杯の飯を苦もなく平げたりと云ふ

（東京日日新聞第一〇四二八號、明治三十九年一月十二日）

女の切腹

（明治三十九年一月十五日）

麹町區飯田町五丁目三番地中馬次郎兵衛妻せい（四十四）は近來やゝ精神に異狀をありて家人も注意を加へてゐたるが、昨十四日午前五時半頃小刀にて下腹部を掻切り自殺を企てたるより大騒ぎとなり麹町署係官の檢死を受けたるが幸ひに傷は輕ければ二三日中に全快すべしと云ふ

（東京日日新聞第一〇四三一號、明治三十九年一月十五日）

臀肉を抉られし小女

（明治三十九年一月十六日）

麹町區下二番町五九番地薪炭商河内音次郎の長女たつ（七ツ）が舊臘二十五日夜兄の薇藏と打連れて平河天神の年の市に至り見世物を見物中兄を見失ひて唯一人歸途に就きし際即ち午後八時頃同區麹町一丁目十五番地東京電燈會社麹町配電所裏にて突然何者にか臀肉を深さ五寸直徑約二寸程抉り取られし椿事の詳細は豫審中に係るを以て其要領のみを取敢へず記し置けり、其後被害者たつは治療を受けゐたりしが他部の皮片を以て傷所を充塡し昨十五日漸く快癒退院したり、尚ほこの事件に關しては本社聞込みたる事項もあれど豫審に係るを以て掲載を見合せり

（東京日日新聞第一〇四三二號、明治三十九年一月十七日）

韓國海賊の掃蕩

（明治三十九年一月十六日）

韓國木浦附近より群山附近に至る沿海には過日來海賊頻りに横行し來往の帆船の其の難に罹るもの多きを以て此等海賊捕縛の爲めに我が憲兵二名巡査一名は曩に二隻の韓船に搭じて木浦附近に至り遂に二名の海賊を捕獲して仁川に向ひ歸航中、巡査は糧食を得んため渭島に上陸したるに賊は隙を窺ひ護送の憲兵に打ちかゝり其一名を死に至らしめ一名に重傷を負はせ殘る三名の我が水夫は一隻の韓船と共に何れへか拉し去られたり、海賊の抜扈かくの如くなるを以て驅逐艦を該海上に派遣して海賊の掃蕩を行ふことゝなり第二艦隊所屬の白雲、朝霧の二隻は昨十六日舞鶴を發して木浦に向へり

（東京日日新聞第一〇四三三號、明治三十九年一月十七日）

寒稽古と婦人の柔道

（明治三十九年一月三十一日）

江戸川端弘文學院內の講道館婦人部では毎稽古日には約二十名の婦人出席し亂取の修業をなしつゝあり、されど婦人部教授の任にありし講道館三段本田一二三氏は昨年宮崎縣の學校に聘せられ目下同地にあれば婦人部は嘉納師範自身出席教授の勞を執り居る由なり、同部の生徒安田謹子女史は當初より非常の熱心家にして亂取の內にても足業最も得意なりしが近來愈々技倆をあげ目下にては確かに男子の甲組位には匹敵す可く此勢もて玆一息の修業をつまば婦人柔道家として始めて講道館初段に昇ることゝなるべし、其他の生徒も手腕を上げたるも中々に多けれど嘉納師範は未だ之を公にすることを屑とせず、軈て有段者にても出でたる上にて發表すべしとのことなり、此外十劍流と稱する劍道柔道の道場にても近來盛んに婦人の修業者あれど恁は重に形の修業にて講道館のそれの如く亂取の修業ならざれば實際の上にて如何にやと云ふ說尠からず、又神田三崎町なる講道館初段石井正房氏の道場に修業し居たるマリー・イーストレーキ孃は腰投の名人とて一時非常の評判なりしも石井氏目下渡韓中なれば昨年の秋より稽古を中止し居れり、然れど石井氏も間もなく歸朝する由なれば其上にて引續き稽古を重ねる決心なりと云ふ

（東京日日新聞第一〇四四七號、明治三十九年一月三十一日）

馬肉禁食會

（明治三十九年二月三日）

福井縣氏生町總谷伊助と云ふ人主唱となりて此たび馬肉禁食會といふを組織したり、其主意とする所は日露戰爭已に收りて諸軍隊と共に凱旋せる軍馬の多數は各師團に於て競賣せらるゝと同時に賣肉業者はこれを屠殺し食用として賣買する者尠からず彼の軍馬は軍人と共に滿韓の野に馳驅し奮鬪とは云へ其の功多きに今や恙なく歸國すると共に忽ち屠殺して食膳に供するが如きは情に於て忍びざる所なりと云ふにあり、右同意の人々は同會あてゝ加盟を申込むべく別に會費等を要せずと云ふ

（東京日日新聞第一〇四五〇號、明治三十九年二月三日）

ポストの盗難御用心

（明治三十九年二月十九日）

近頃市内各所に設置しある郵便ポストを破壊し郵便物を窃取する曲者多きより其筋にても充分警戒を加へ居れるが現に一昨十七日の夜十二時頃にも淺草區榮久町に設置しあるポストの前に立ちて破壊を企てんとしたる曲者あり、集配人が認めて近寄る間に彼は早くも其れと悟りて逃げ去りたる由、彼の從來用ゐ來りし木製角型のポストは兎角に破壊の危險あるを以て其筋にては近日中に全部改設の見込みなりしとか、何はあれ右の次第なれば重要書簡又は爲替入等の郵書等はなるべく夜中にポストに投入せぬことなり

（東京日日新聞第一〇四六六號、明治三十九年二月十九日）

振替貯金用紙の私製許可

（明治三十九年二月二十日）

郵便振替貯金の拂込には私製の拂込書用紙を使用することを得、前項の用紙は郵便爲替貯金管理所發行のものと同樣にして其の相當欄に加入者の住所氏名及口座番號を印刷したるものなることを要す、但し其の裏面の餘白には通信文の性質を用せざる廣告その他の事項を印刷することを得と遞信大臣より發令せり

（東京日々新聞第一〇四六七號、明治三十九年二月二十日）

大藏大臣曾禰荒助氏の新作俗謠

（明治三十九年二月二十二日）

從二位勳一等前の大藏大臣男爵曾禰荒助氏は一昨廿日伊藤統監の赴任を大磯停車場に見送りし際末松男爵夫妻に左の新作俗謠を示して其の批評を求めしに男爵夫妻は大いに曾禰男の通人なるを稱へ直ちに是に節附けしとなん

おい〳〵親爺さん、此頃さつぱり見えねえが、達者かへ
達者どころか聞いて呉れ、都で稼いだ其時は、朝飯たべることなきも、田畑ほじくる其の精か、麥飯茶飯五六杯缺かしたことのあらばこそ、腹にたつぷり世の中を、濁ごし來るこそおいしけれ

（東京日日新聞第一〇四六九號、明治三十九年二月二十二日）

（編者曰く、なんとふるつた新作俗謡ではありませんか、
これでも唄かへ泣くよりましぢや）

九十八歳の女優一青年と結婚す

（明治三十九年二月二十五日）

ハンガリーのブダペストにて有名なる女優コルネリア、プリエルレ孃は當年九十八歳の高齢に達し居れるが此の程本年三十二歳なる著述家コロマン・セスツシヤイ氏と結婚せり、女優の家族はこの結婚に對して反對せるも彼女は一切の故障を排斥して遂に結婚の式を揚げたりと

（東京日日新聞第一〇四七二號、明治三十九年二月二十五日）

東海道線の三等食堂車

（明治三十九年二月二十六日）

鐵道作業局には來る四月一日より東海道線列車運轉時間を改正すると同時に午後八時を以て新橋と神戸の双方より三等急行列車を運轉せしめ同列車には和食調理の食堂車を聯結して乗客の便利に供する事とし同食事時間は恰も朝餐なるを以て[illegible]便を主とし一人前一菜一汁の價付二十錢と定め酒類は麥酒を廢してコップ賣りとなし尚ほ暑中には同食堂車内に冷藏室を設け生ビールのコップ賣を試むる由、尤も同時に食堂車に容るべき人員には自然に制限あるを以て一人の食事時間を二十分間と定め一般旅客に對しては冬季はなるべく暖きもの夏季は成るべく冷やかなるものを販賣せしむる方針なりと云ふ

（東京日日新聞第一〇四七三號、明治三十九年二月二十六日）

各國公使館を鬧かす者

（明治三十九年三月二日）

去る二十七日の夜八時三十分頃赤坂區[illegible]武官に向け伊太利公使館よりと稱して電話をかけた[illegible]其の口上によれば唯今隣家のブラジル公使館より發火すべければ宜しく御注意あれ云々の事に同館員も捨置かれず[illegible]不在中なりし同武官を出先より呼戻して直ちに警戒した[illegible]れと同時に伊太利公使館及びブラジル公使館にも前同[illegible]話をかけたる者あり、ブラジル公使館夫人は折しも築地のメトロポール・ホテルに赴きゐたれば同館にては直ちに電話を

以て呼戻すなど一時は中々の騒ぎなりしが其後別に何事もなかりき、是要するに過日の大地震說と同じく何者かの悪戯に相違なかるべしとて目下其筋にては嚴重に取調中なりとぞ、然りとは怪しからぬことが流行るなり

（東京日日新聞第一〇四七七號、明治三十九年三月二日）

飢饉救助に外國の紳士淑女が假裝競べ

（明治三十九年三月十日）

東北飢饉救濟のため東京在住の外國貴女紳士六十餘名は來る十五、十七兩日麹町區二番町青木子爵邸にて歷史的活人畫を催す由、其趣向は紀元十七年頃より現今に至る殆ど二千年間に亘り或はローマ時代の衣服或は中古の衣裳等にて今日迄日本にて演じたることなき漸新の意匠なれば邦人の眼には殊に珍奇の感あらむ、尙日英兩文の次第書を作りて何人にも容易に其意味を了解するを得べく開場第一幕は五十年前クリミヤ戰爭に負傷兵を救護したるナイチンゲール孃を活現し最終は平和と題し日英同盟が世界の平和を保持する景にて中間へ佛國歷史に名あるジヤンダークの武裝したる圖を現はし猶其他にコロンブスが新世界を發見しアメリカ印度人を引連れてスペインに歸着したるあり、英のエリザベス女王がスペイン大艦隊擊破の報告に接する姿あり、ワシントンが佛國の大義人ラフアエツトを老母に紹介するの場あり、佛の女王マリーアントアネツトが華美壯麗なる服裝をなして邊り眩ゆき宮殿在るの姿あり、有名なるルイス女王は容姿艷麗加之も威儀凛然として賢美の二相を表はすあり、斯くの如く古今二千年間の歷史的大事實を一堂に集めて活躍眞に迫らしめんとするものなれば開場の日は必ず參會者の大喝采を博すべく入場券は帝國ホテル、銀座の教文館、築地明石町五六番フレーザー夫人方にて賣渡すべしと云ふ

（東京日日新聞第一〇四八五號、明治三十九年三月十日）

東北救濟活人畫番組

（明治三十九年三月十三日）

既記の如く來る十五日、十七日の兩日青木子爵邸に催さるべき活人畫は兩日とも午後八時三十分開場の事に決し入場券は一枚金三圓なりと云ふ、尙重なる番組と演者とは左の如し

英國大使館參事館バアークレー氏（アリアント・アネツト）

同武官ヒューム氏夫人(スペインのイサベラ)米國代理大使ウキルソン氏夫人(伊太利カソリンドスフォルザー)英人ウイリヤム氏(コロムブス)英國記者リンチ氏(王)ベルジューム領事館員ポール氏(ワシントン)ウオールター氏(ラファエット)英大使館參事官シツロモーア氏の母堂(ワシントンの母)米國大使館付武官マーブル大尉(ロシヤンボー將軍)尾崎行雄夫人(ロシヤンボー將軍夫人)トムソン令孃(大詩人ダンテ)バアークレー孃(ヒヤトレース)

(東京日日新聞第一〇四八八號、明治三十九年三月十三日)

電車賃値上反對市民大會

(明治三十九年三月十二日)

東京市民大會は昨十一日午後一時より日比谷公園内の芝山に於て開催したり、當日は正午頃より細雨降出でたるにも拘はらず定刻前より同所に集ひたるもの數百名に達し「社會主義傳道隊」「電車賃値上げ反對」「社會黨萬歳」など記せる一隊をも見受けたり、軈て定刻となるや「電車値上げ反對東京市民大會」と記せる幟をたて田川大吉郎、山路彌吉、木下尙江細野次郎、西川光二郎の諸氏入り來り山路氏は山上に起ちて第一の決議文を朗讀して曰く「我々東京市民は三電會社の値上げ計畫を以て不正横私の甚だしきものと認め內務大臣が絕對にこれを阻遏し東京市民の公益を確實に維持せんことを望む」と讀み終るや次に某代立ちて東京市民大會は來る十五日午後一時第二回大會を開くことを告げ又本會は左の諸氏を委員として內務大臣官邸を訪ふことを決すとて田川、山路、細野、木下の諸氏を紹介し山路氏は再び起ちて委員は今より內務大臣官邸を訪ふべければ諸君は玆に散會すべしと告げ一同これにて散解せしは午後二時過なる頃なり

(東京日日新聞第一〇四八七號、明治三十九年三月十二日)

昨日の市民大會

(明治三十九年三月十六日)

電車賃値上反對第二回東京市民大會は既記の如く昨十五日午後一時より日比谷公園內芝山に於て開會したり、來會者約二千餘にして先づ初めに左の決議文を示したり

一、我々は東京市會の決議を無視す

一、我々は飽迄電車賃の値上に反對す

一、當局者若し値上げを許可せば我々は當局者を以て會社を重じ東京市民を輕じたるものと認む
一、我々は來る十八日午後一時より大示威運動を上野より日比谷まですること

群集の拍手萬歲を叫びて閉會を告げたるも群集は猶ほ立去らざりしかば發起者の一人は

「諸君本日は市會開會中なれば此れより市會に押寄せん」と發議し群集忽ち之に同じて櫻門より出で街鐵本社前を經て市會に繰り込みたるに向田麹町署長以下警官二千名出張し幟旗を取除けしめ解散を命じたれば一時は人數を減じたるが午後三時頃に至り又も三々五々日比谷公園芝山に集りたるもの數百人に達し誰が指揮するともなく一齊に街鐵本社に押寄せ鬨をあげて騷ぎ立ち或は瓦石を投じて同社表側上下の窓硝子を破壞するなんど形勢穩かならざれば騎馬の警部巡査は直ちに馳付けて群集を解散せしめたるが其際群集の中には或は躓き或は倒れたりなどして負傷したるものさへありき、其れより群集の一部は又もや公園內に入りて芝山に集まり鬨の聲を揚ぐれば又もや此處に集まる者多く芝山附近に人の山を築きたり、此時一人の牛乳配達體の男は群集數人の肩の上にのぼり青竹を腰に橫へ大聲疾呼して熱心に三錢均一論者の演說を試み（中略）午後五時漸く公園外に追拂はれき、右に付き街鐵にては夜中の危險を慮りて茅場町深川間を除くの外夕刻よりの運轉を停止したり

（東京日日新聞第一〇四九一號、明治三十九年三月十六日）

啞の世界漫遊　（明治三十九年五月十三日）

去る十三日橫濱入港のコレヤ號にて來着したるヘンリー、マルシヤー（二十六）テル・プレシー（三十二）と云ふ二人の佛國人は何れも不幸の啞なるが世界漫遊の壯擧を企てゝ其の途次來訪したるにて目下は帝國ホテルに投宿し居れり、二氏は佛國語以外の他國語は殆んど解せざるも總ての動作に於て現はし且つ其の妙を得たるより毫も不自由を感ぜずと、二氏は巴里盲啞學校卒業生にて既に歐洲各國の漫遊を終へたるが東京には尙ほ一兩日滯在の由にて一昨十四日は淺草、上野を見物したるが尙ほ諸所を見物の上靜岡、名古屋、京都を經て中國各地を漫遊の後歸國の途に就く由、鐵腸居士の小說には、

「啞の旅行」と云ふがあるが眞の啞が世界漫遊を企てしは蓋し二氏が嚆矢ならんか

（東京日日新聞第一〇五五二號、明治三十九年五月十六日）

蛇を飲む市民

（明治三十九年五月十四日）

醫學醫術の進歩發達せる今日しかも帝國の首都たる東京市中に斯る迷信者あらんとは實に豫想外の事なり、即ち當年は丙午と云ふを以て例の迷信より出産を懼るゝ者多く其呪ひには蟇と縞蛇と蚯蚓の三種を製藥調合して服すれば懷胎せずと言觸らす者さへ出來りしかば此等の虫類の値も騰貴を來し下谷萬年町なる赤蛙屋の談に依れば蟇一匹五十錢縞蛇一圓より一圓五十錢とは驚くべき高價ならずや、其他赤蛙一匹五錢蝮一匹七八十錢より一圓の小賣相場にて純益少くとも五割より多きは十割十五割に達し蝮と縞蛇は秩父産を主とし其他は行德附近より捕へ來るものゝ由勿論其中には醫科大學、理科大學より解剖用として買上る虫類も渉からずと云ふ

（東京日日新聞第一〇五五〇號、明治三十九年五月十四日）

三味線に紀念スタンプ

（明治三十九年五月十五日）

大觀兵式及び大勅祭紀念スタンプ押捺は昨十五日が其最終日なりしかば東京郵便局の如きは朝來捺印を求むる者蝟集し同局附近は立錐の餘地もなき程の人出にて警官は其の混雜取締りに奔走し押捺の任に當れる局員は交代にて目もあてられぬ程の多忙を極めゐたる折柄突如として現はれし二人連の美人がおふけなくも其受付口へ三味線をかつぎ込みたるにぞ先を競ふて捺印を求めゐたる人々も暫し手を止めて此の美人に視線を注ぎしに美人はつと局員の前に進み出で其の携へ來りし三味線二挺に三錢五厘の紀念切手を貼付し大觀兵式スタンプと靖國神社紀念のスタンプを押捺し貰ひ悠々と立ち去りたるが呆氣に取られし一同はそもいかなる女なりやと後姿を見送りゐたるが中に人あり告げて曰く彼女こそ葭町藝妓新きの家の小染と濱結梗家の定子なれと敎へしより一同がどよみは更に高まりて起りしとなん

（東京日日新聞第一〇五五二號、明治三十九年五月十六日）

西洋物の始（明治三十九年五月二十二日）

常備軍　今日に於ける常備軍の制度は千四十五年佛王チャールス七世の創始に起れり、英國に於ける最初の常備軍は千六百三十八年に編成せられたり

骨牌　骨牌は千三百九十年佛王チャールス六世の娛樂に供せん爲に發明せられたるものなるが當時は印版の術未だ開けず骨牌面の記號は何れも肉筆にて畫きしものなりしを以て其價極めて不廉なりしと云ふ

絹製靴足袋　佛王ヘンリー二世は絹製の靴足袋を着用せし第一人の人物なり、元來此の品はスペインより渡來せしものにて英王ヘンリー八世すら尤も贅澤のものとなし國儀式の外之を用ひざりし、千五百七十年エリザベス女皇は其侍女より此品の只一足の獻上を受けたるもその外には一足も使用せざりき、メリヤスの製造機は同女皇の治世千五百五十九年頃ウイリアム・リーと云へる人により發明されたり

ドクトル　ドクトルの稱號は初めて大學の建立を見たりし十二世紀頃に稱へ出されたるものにて初めて此稱號を受けたるはボローニア大學に於て有名なる神學者ピーター・ロンバルドに授け千三百二十九年に至りてアスチー大學は醫師ウイリアム・コルデニオ氏に授けたり

僞造の銀行手形　英蘭銀行設立後六十四年目即ち一七五八年に於て始めて僞造の銀行手形を受取りたり、此第一の罪人はスタッフォールドの人リチャード・ヴアウンと云ふものにて直ちに死刑に處せられたり、されど彼の死刑は幾多の奸賊の續發を拒ぐに足らず爾來僞造者續々として起りしが其死刑に處せらることなきに至りて猶一層犯罪者の數を增すに至れり

マッチ　磨擦により發火せしむるマッチは近代的の發見にて千八百三十八年米國のマッサッチユセット州のエル・シー・アリンの創造せるものなりこれより先き佛國より一種のマッチ輸入せられ居りたるがこれは發火の前に於て一度硫酸の中に漬さゞるべからずして不便なるものなりしかばアリンは苦辛の末遂に完全なるマッチを發見せり、アリンは當初其の專賣特許を受くることを怠りたりしために、フイリップなるものにその祕密を探られ、フイリップの方が先に特許を受ける

たればアリンはその術を盗みとりたるものゝ下にありて平凡なる製造人となりたり

(東京日々新聞第一〇五五八號、明治三十九年五月二十二日)

國立圖書館でスパイ奬勵

(明治三十九年五月二十七日)

去る三日開館せし上野新築圖書館は日々五百人乃至八百人の入場者があるが此等の閲覧人の中には随分不心得のもの少からず往々故意に書籍を毀損し或は又カード目錄函を玩弄し(心棒を動かし又はカードを汚し或は之を拔きとる等)又は建物を汚損し眞白き壁に落書を爲す者あり、そのうち最も毀損甚だしきは小說本にして之に次では醫書類なるが之がために同圖書館の迷惑尠からざるより已むなく規則を嚴にして大いに來館者に制限を加ふべき筈なるも先づ差當り館内に警告を揭示しかゝる品性下劣なる不德漢は見附次第直ちに之を本館員に密告すべく密告者には相當の謝儀を呈すべし云々

(東京日日新聞第一〇五六三號、明治三十九年五月二十七日)

新派俳優高田實が泥坊と間違へらる

明治三十九年十月二十五日)

新派俳優の高田實が一昨日廿三日朝六時頃本郷湯島下なる自宅の厠に入りて用を達す傍ら新聞を默讀しゐたる折柄庭掃除に降り立ちし玄關番の書生が便所内に怪しき人影ありと見て掃除口から忍び込みしと云ふ奥平家の賊を思合せて必定泥坊此内にと竹箒ならぬ高箒を提げて拔足差足忍び寄り泥坊と一喝するより早く打つてかゝれば不意を喰ひし高田はいつもの如くヌーツとすましても居られずオイ俺だ俺だと躍り出でしに書生は驚きながらも喜劇仕込の早速の頓智「先生今の呼吸は如何なもので御座いませう?」

(東京日日新聞第一〇六二三號、明治三十九年七月二十五日)

鳥糞百萬圓

(明治三十九年八月五日)

舞鶴鎭守府の沖合八里許りの海上に大島小島と呼べる二つの無人島あり、小島の方は其の周圍すべて斷崖絶壁もて蔽は

れ容易に人の立寄るを許さゞれども大島の方は周圍一里餘ありて廻り二丈三丈に餘る桐、杉、松等うつさうとして晝尙ほ暗く島内に神社を祀りて近海に沿へる町村より毎年一回づゝ參詣あり、此島は數百年前より人の住みたること無ければ絕海を通ふ飛鳥の皆こゝに來りて翼を休むるを常とし其數何萬と云ふを知らず、參詣の人々は容易に之を摑みて捕ふることを得ざれば此等群島が幾百年となく放り重ねたる糞は今や積んで層を爲し全島鳥糞に蔽はれ居り參詣の人々皆鼻を摘みてその臭氣に辟易する程なり、然るに鳥糞には非常に多量の燐を得るを以て東京四谷の商人室開昌太郎外二名より之が採掘を大阪鑛山監督局へ出願せる處同局にては該島は絕海の孤島にして海上に漁獵する漁民等が暴風雨の難を避け若くは此處に集まる魚屬多ければ公安上又は公益上願ひの趣きを聞き屆け難しとて却下せり、依つて出願人等はこれ國家の大利を見すく\遺却するものなりとて京橋區の辯護士東兵右衛門を訟訴代理として鑛山監督所々長中村淸彥氏を相手取り行政裁判所へ訟訴を提起せりと云ふ

（東京日日新聞第一〇六三三號、明治三十九年八月五日）

女子判任官熱の流行 （明治三十九年八月十日）

女子判任官の採用を見るに至りし以來、さなきだに盛んなる女子の虛榮心は愈々あふり立てられ其後は官廳筋にて女子雇員を募集すると聞く時は應募者は受附口に山をなすが今回又々作業局運輸部にて調査係女子雇員を募集する由なれば定めし應募者多かるべく、中には將來判任官になれますかなどゝ係官に向つて氣早に訊ねる者もありとぞ

（東京日日新聞第一〇六三八號、明治三十九年九月十日）

信州の生肝事件 （明治三十九年九月五日）

信州上伊那郡朝日村字平出にて昨三十八年七月三日の夜同村坂本儀三郎內緣の妻よしの（二十三）が其の居宅に於て實子よしみ（一つ）及び子守しん（六つ）の二人と共に都合三人何者にか殺害されいづれも腹を抉られ其死狀の無慘を極めたるより以來何者の所爲とも判明せず其筋にては油斷なく之が搜索に手を盡しをりしが、又もや本年三月二十日の夜同郡伊那富村大字辰野の飲食店竹淵たけの（四十）が同じく災害を蒙りて

相果てたるが、其死體に與へたる兇害の同一手際なるより爰に始めて「肝取」の所爲なること判明し、信州の肝取事件として世間に知らるゝに至れり、爾來其筋に於いては全力をあけてこれが檢擧につとめ奔走盡瘁至らざる所なりしが其効果空しからず此頃に至り稍々見當を附け得たれば此二週間以前より伊那署の巡査部長伊藤氏自から目的地に出張し部下の巡査を指揮して探偵に從事中俄然去る二日の夜十一時頃又もや第三回目五人目の肝取事件は生じ來れり、幸にも被害者は九死を免がれ曲者は遂に縛に就きたり、同日十一時頃同村字平出竹淵たけの（四十）と云へる者用たしに行きたる歸途往來途絶えし路上にて一人の荷車を曳き來れる男に出逢ひしが、其男は突然たけのを路傍の青田の中に抱き込み引倒して絞殺せんとせしかば、たけのは悲鳴をあげて救ひを求めしに其聲を聞付け馳け來りたる者ありて加害者は目的を達せず荷車もそのまゝにして風を喰つて何方へか姿をかくせり、依て其旨を直ちに附近の派出所に屆出たり、此犯人は果して伊藤巡査部長がかねて見込を附けゐたる原籍更級郡御厨村字戸部、目下上伊那郡下平出寄留の水車屋兼米穀を商ひ居る馬場勝太郎（三十一）と云ふ大膽不適の曲者にて兇行の現狀より直ちに自宅へは歸らず何方へか高飛せんと所々を彷徨歩きたるも遂に免がる可からざるを悟りてか、その夜明際に歸宅し我と吾が咽喉を突きしが手許狂ひて氣管を外しゝかば、再び刀を取直し今度は腹に突立てしも是又死に切れず苦悶し居る所へ警官かけつけたるに上記の始末ゆゑ應急手當をなし漸く警察署へ引致したるが昨年來の同地の慘殺は悉く自分なりと自白に及びたりと云ふ、何が故に一度ならず二度三度かく女のみに敢て兇行を加へたるか同人の云ふ所によれば、何者か知れぬ男より女の生肝を取て呉れゝば一個二十圓にて買ふべしとの依頼を受けたるが爲なり、かくて最初の生肝は賣却し本年取りたる肝は屋上に乾かし置きて鳥に浚はれしと稱し居れり、彼が慘殺手段は如何にといふに、彼は常に細紐と短刀を用意し突然被害者を引倒し先づ紐にて絞殺し然る後短刀にて肝を抉り取るなりと平然として答へたりと

（東京日日新聞第一〇六六四號、明治三十九年九月五日）

楠公の後裔爭ひ（明治三十九年九月三十日）

此程名古屋にて珍らしき新訴訟沙汰こそ起りたれ、原告は同市東片端町二丁目に住む野田彌十郎にて被告は愛知縣葉栗郡黒田町大字三つ法寺の橋彦四郎なるが、原告の申立要旨は我家の始祖なる楠盛康四代の孫は即ち楠正成にて、正行、正儀、正勝を經て正臣に至り河内より移りて尾張に來り穴太神社の神主となりて姓を野田と改め此に住むこと十三年代、彌兵衛に至りて遂に絶家せり、是より先き彌兵衛の先々代正太郎の長男に彌右衛門なるもの宗祖の遺訓に基き夙に勤王の志あり、武者修業の爲め諸國を歴遊したる末寛延二年居を名古屋に卜して以來原告彌十郎に至れり、依つて原告は本家の再興を爲さんとする折しも本家と何等關係なき被告は不法にも本家を再興したるに付原告は其手續をなし得ず依つて其無効を主張すと云ふにあり、又被告の申立要旨は我家も亦本分家の關係を有する者にて且つ居村各分家の協議に基き三十五年中再興したりと云ひ尚ほ正儀より正勝に與へし遺訓、正成より正太郎に與へし文書、正儀の位牌、刀袋等の裏面に記せる正儀等の戒名其他種々有力なる證據物件を提出して親族關係たるを證せし結果右の裁判は却下となり、遂に原告の敗訴に歸したと云ふ

（東京日日新聞第一〇六八九號、明治三十九年九月三十日）

魚河岸の怪美人

（明治三十九年十月九日）

大手前の馬場先門をさへ取拂はれし今日、今も尙江戸生粹の侠氣を爰に留めて侠太平記向鉢卷の結び目堅き日本橋の魚河岸に、先頃より萬綠叢中紅一點朝な朝な立現はるゝ一美人あり、年の頃は廿三四と覺えて半元半服の眉美しき年增の物腰恰好普通の内儀とも思はれず、且つは男さへ氣の弱き者は近づき得ざる修羅場に等しき地へ何の恐れ氣もなく乘込みて玉の腕もあらはに兄哥連と負けず劣らず魚類を仕入れて行く度胸にさすがの勇み連も後へに撞着していつもの氣勢に似げなく仰せ通り御意の如くに手を打ちて美人が意氣揚々と採上げの後れ毛を朝風になびかせつゝ立去りし後辨天樣にしては餘り意氣すぎると小首打傾けゐるが日毎の例なりしが、此事忽ち河岸中の問題となり、神にもせよ佛にもせよ其の本性を見屆けずに置くべきやと好奇の閑人が探り見れば、艶なるも道理こそあれ、これぞ當つては新橋に嬌名を轟かしたる松家

のおたか〻今は本名高橋おふさ(二十七)にかへりて吉原は京町一丁目兼子屋の內儀となりたるが柔は能く剛を制すの諺に鑑みて昔とつたる杵ならぬ腕の白さを强味に格安の仕入を爲さんと偖てこそ自分の荒くれわざと知れて先は安睹の胸を撫で下したりとなん

(東京日日新聞第一〇六九八號、明治三十九年十月九日)

平岡浩太郎氏逝く (明治三十九年十月二十四日)

福岡縣選出代議士平岡浩太郎氏は昨年來心臟病に罹り一旦治癒し目下鄕里福岡に於て事業經營中なりしが病氣再發して一昨日二十四日同地に於て逝去せり、行年五十六、氏は嘉永四年六月筑前國福岡に生れ夙に藩立修猷館に學び西南の役賊軍に與して獄に投ぜられ後國會開設期成同盟會を起し大いに政界に奮はんとせしも後實業界に志し鑛山を經營して數十萬の富を致す、是に於て氏は再び政界に起ち頭山滿氏等と共に玄洋社を率ひ其社長となる、廿七年衆議院議員に當選し政進兩黨の倂合に斡施し憲政本黨の樹立に努力せり

(東京日日新聞第一〇七一五號、明治三十九年十月二十六日)

荒川博士俳優となる (明治三十九年十一月六日)

東京商船學校其他に教職を執りつゝある米國哲學博士荒川重秀氏は東京每日新聞社演劇會の趣旨を贊し今後の半生を社會教育の爲に捧げんとの決心を以て自ら其第一回實演會に登場し尙ほ今後は同會の特待技員として洋劇部主任を兼ね盛に活動する由なるが、學位を有する人の演技者たるは本邦に於てこそ嚆矢なるべし

(東京日日新聞第一〇七二六號。明治三十九年十一月六日)

京都の洋畫家劇 (明治三十九年十一月八日)

文士劇は近頃の流行となりて「每日」の演劇會組織と云ひ近くは「大阪日報」のお伽劇と云ひ此分では今に文士は皆俳優と化けんず勢ひなるが玆に洋畫家劇と云ふ目先の變りたる計畫こそ傳はりたれ、關西洋畫界の重鎭として知られたる淺井忠氏が經營の下に出來たる關西美術會にては今年の忘年會若くは來年の新年會を機として今流行の文士劇の向ふを張り一つ洋畫家劇を演じて世間を驚かし吳れんとの相談が會員中より持上り淺井氏の如きは大熱心にて是非事實として現はさんと

今より案を相談しつゝあり、登場俳優は中澤岩太博士を始め淺井忠氏其他高等工藝の敎授連關西美術院の會員にてその數無慮四十餘名上註せらる、扨て藝題は何にすべきかそこまではまだ話しが進まねど看板や書割はお手のもの、京都の明治四條、歌舞伎三座の中を選びて花々しく名乘りを揚げむ意氣込みなりと。

（東京日日新聞第一〇七二八號、明治三十九年十一月八日）

清國紙幣僞造卅五萬圓

（明治三十九年十一月二十日）

本年五月頃より大阪神戸等の各地方に於て盛んに僞造清國紙幣（五圓）を行使する者あるを發見し各警察署共其の犯人搜査に努めしも容易に是を探知し得る能はざりしが、爰に長崎警察署にては右の僞造紙幣が淸國紙幣なる上は必ずや同地にも入込來らんと竊かに注意なしゐたるに、果然八月中旬同市大浦町某外人の許に彼等僞造行使の仲間と覺しき男二人來りしも確證を得ざる間に踪跡を失ひ次で去月下旬同市外浦町なる東洋館に一人の男來泊せしがその擧動に訝かしき點尠からざりより同署にて注目中同人は二三日滯在して同市を去り去る十日再たび同市に入込み本石灰町の或る飮食店に登り晝食を喫せし後勘定を右の僞造紙幣にて支拂はんとするを同階下に窺ひゐたる長崎署の刑事はその紙幣を一瞥直ちに僞造品と看破し、本署に引致取調べし結果、懷中には尙ほ僞造紙幣を一千一百圓藏しゐたるのみならず共謀者の住所氏名を連記せる手帖さへ所持しゐたりしかば遂に包み切れず僞造の連類者なる旨自白に及びしより同署にては直ちに共謀者の所在地警察に向け電報を發し既に捕縛されたるもの左の八名なり

大阪上福島一丁目	岡山嚴
神戸市荒田町二丁目	岸本源次郎
同市	谷山鶴松
廣島市天神町	中野定松
同市大手町二丁目	山岡喜平
下關市竹崎町	佐々木廣吉
同市豐前田町	佐々木直次郎
福岡縣大里町	丹田直次郎

尙ほ長崎にて捕縛されしは廣島市上流川に住む飯田義致、

（四十）と云へる者にて彼の自白する所によれば僞造紙幣の額は實に卅五萬圓の巨額に上り大阪、神戸、下關、廣島、長崎滿洲等で夫々手別をなして使用或ひは保管し連類者は右の外三十名ある由にて目下嚴探中

（東京日日新聞第一〇七四〇號、明治三十九年十一月二十日）

……◇……

古寺の鼠狩　（明治四十年三月二十八日）

一貫三百匁の鼠を生捕る

北多摩郡拜島村普明寺と云ふは四百年前の建立に成り古寺として知られたるものなるが此程拜島村の役場を同寺の一部に置くことになりしに不思議や人氣なき本堂に夜な夜な出沒する怪物あり、供物などの無くなる事は珍らしからぬ程なれど鼬などの住む事とて棄て置きしに此頃吏員の一人が白晝供物を引き行く怪しき獸を認めたり、大さは猫の年古に似、毛は茶褐色にて針を植ゑし如く、目はギラ〳〵と輝き居るにぞ正しく鼠とは思ひ乍ら怖くなり逃げ出して一同に物語りしに其は面白し鼠狩りをして呉れんと勇み立つ元氣の人大勢あり村長を頭とし吏員全部と大工一人人足四人にて殘る隈なく捜索、天井裏迄這ひ上りて調べしも怪しきもの丶影さへ見えず一同失望せし處に和田收入役が目早くも北隅の梁りに太き尾の動き居るを見つけ直ちにズックの袋を取寄せ穴を掩ひ一方より叩き立て丶追ひ落して生捕にし金網を作りて是に入れしが形は大兎の如く目方一貫三百目あり、尾は人の拇指ほどの太さありて鼻先と下腹には銀釘の如き白毛あり、牙と爪とは見るから怖ろしき有樣なりと、評判近村に聞え見物に集まる人日々澤山なりと云ふ

（東京日日新聞第一〇八六八號、明治四十年三月二十八日）

新奉鐵道協約内容　（明治四十年四月十七日）

昨日調印を終りたる新奉鐵道讓渡しの條款左の如し

一、現在の新奉鐵道は百六十六萬圓にて淸國に讓渡し淸國は之を改築する事

一、新奉線遼河以東及び吉長鐵道の經營資本は何れも南滿洲鐵道會社より其半額を借入るゝ事

一、借款の期限は新奉線の分十八箇年吉長線は二十五ケ年にて何れも期限滿了前、全部還附を行ふを得ず、淸國政府は借款元利を保證す、支拂期に至り元利停滯したる時は鐵道及び一切の附屬財產を會社に引渡すこと

一、淸國政府は借款期限中新奉線遼河以東及吉長鐵道を他の借款の擔保と爲す事を得ず、技師長及び會計主任は日本人を用ひ各收款事務に對し全權を有す、此外鐵道吏員として用ふべき淸國人不足の時は日本人を聘用すべき事

一、鐵道の收入金は日本國の銀行に預け入るゝ事、此の點に關しては借款契約の際に尙協議する事

一、將來吉長線の延長又は支線敷設の際に資本不足する時は南滿鐵道會社より借入るゝ事

一、吉長新奉兩線は何れも南滿鐵道線と聯絡すべく其の連絡の條件は別に南滿鐵道會社と協定すべし

一、新奉線買收後は成る可く同線に關する借款契約を南滿鐵會社と締結すべく同時に日淸兩國技師をして吉長線を踏査し其必要經費の高を調査せしめ其の完了後南滿鐵道會社と借款の契約を締結すべき事

一、現在の新奉線は代金拂込みの一箇月後淸國に引渡すこと

（東京日日新聞第一〇八八八號、明治四十年四月十七日）

韓帝讓位の由來　（明治四十年七月二十日）

韓帝と其内閣各大臣の間柄は兎角圓滑ならず、君臣和協の事實は韓國に於て之を見ること能はず、是れ啻現今の李內閣に於てのみ然るにはあらず、歷代の閣臣皆其情を同じうす、只現內閣にありては殊に君臣不和合の一層甚だしきを異れりとするのみ、斯くて君臣の不和合は年一年に激甚となりて皇帝讓位論は早くも昨年中より韓國重臣の間に起り越えて今年現內閣成立以後は此說更に火の手を强めたり、折も折とて密使事件の起るありて其責任皇帝の一身に集りたれば幾分か皇帝に同情を注ぐ其の元老輩すらも之を救解するの餘地を有せず遂に讓禪の止むを得ざるに至りたるものなり、密使事件の禍は韓帝自ら招く處なりと雖もたとへ此事なしとするも讓位は到底免るべからざる運命なりと韓國通は語れり

尙ほ皇帝は千三百九十二年創業李氏王朝第十三代目にして

千八百六十四年即位し同九十七年十月皇帝の號を稱す、在位四十三年なり

（東京日々新聞第一〇九八二號、明治四十年七月二十日）

韓國の新元首 （明治四十年七月二十日）

韓國皇帝が各大臣の諫諍を納れて遂に譲位せられたりとのことは京城來電に見る所なり（但し昨十九日午後四時迄には外務當局者は右に關し何等の報告にも接せざる旨言明したり）扨て踐祚せられたる皇太子殿下の御事を承はるに殿下は故閔妃の出にして御年既に三十歳を越え給へど未た嘗て宮中を出で給ひたることなく日夕皇帝の傍に在りて其寵愛を受け給へり、斯かる有樣なれば體格軟弱にして壯健ならず且つ餘り御聰明と申上ぐる方にてあらせられずして其性質全く父君と異り給へば殿下登祚して萬機を親裁せらるゝの後は宮中府中の形勢一變すべきかと云ふ者あり

（東京日々新聞第一〇九八二號、明治四十年七月二十日）

日韓協約の成立 （明治四十年七月二十四日）

日本國政府及韓國政府は速に韓國の富强を圖り韓國民の幸福を增進せんとするの目的を以て左の條款を約定せり

第一條　韓國政府は施政改善に關し統監の指導を受くること

第二條　韓國政府の法令の制定及び重要なる行政上の處分は豫め統監の承認を經ること

第三條　韓國の司法事務は普通行政事務と之を區別すること

第四條　韓國高等官吏の任免は統監の同意を以て之を行ふこと

第五條　韓國政府は統監の推薦する日本人を韓國官吏に任命すること

第六條　韓國政府は統監の同意なくして外國人を傭聘せさること

第七條　明治三十七年八月二十二日調印日韓協約第一項は之を廢止すること

右證據として下名は各本國政府より相當の委任を受け本協約に記名調印するものなり

明治四十年七月二十四日

統監　侯爵　伊藤博文

光武十一年七月廿四日

内閣總理大臣勳二等　李完用

（備考）明治三十七年八月の日韓協約の第一項は左の如し

韓國政府は日本政府の推薦する日本人一名を財務顧問として韓國政府に傭聘し財務に關する事項は總て其意見を詢ひ施行すべし

（東京日々新聞第一〇九八八號、明治四十年七月二十六日）

編者追記

韓帝讓位と共に韓國々内の各所に暴徒の氾濫、首相邸の燒打、軍隊の出動などありその狀恰も革命的慘狀を呈す

常陸山の洋行と十五貫の鉄亞鈴　（明治四十年七月三十日）

近々洋行の途につくべき横綱常陸山は旅行中充分に稽古を付くる能はざる爲めたとへ體格の方は現狀を維持し得るにしても力量の點に於て歸朝後著しき差を生ずる事などありては大變と最負客が洋行反對の第一の理由として說く處を自分も心付き旅行中は運動をなし又は氣合を入れなどせば決して力量を減ずる憂ひなしと主張し是を實行して單獨に稽古を付くると同じだけに練磨の功を積ましめんとしたりしが先頃或人のすゝめによりサンドウ式鐵亞鈴を携帶し日に夜に是を揮つて筋肉のゆるみ力の拔けるを防ぎ却つて現今より力を增すに至るまでの練習を爲さんとし一個十五貫（普通の人の用ふる五ポンドのもの二十五を合せたる重さあり）の鐵亞鈴を注文し此程漸く出來上りたるより立つて是を左右の手に握り二十度ほど上下したりしが流石に汗少し出でたる樣子にて同行の弟子共には到底用ふべからざる程の重量なればとて改めて十二貫五百匁づゝのを二個注文し船中と云はず汽車中と云はず日々時刻を定めて一チ二と上下左右に動かして運動なす考へなりとこれがため力の減るどころか却つて大いに良好なる成績を得るに至るべし

（東京日々新聞第一〇九九二號、明治四十年七月三十日）

日露協約發表さる　（明治四十年八月十六日）

昨十五日發表せられたる日露協約の條文は左の如し

日露協約

日本國皇帝陛下ノ政府及全露西亞國皇帝陛下ノ政府ハ幸ニ日本國及露西亞國間ニ克復セラレタル平和及善隣ノ關係ヲ鞏固ナラシメンコトヲ希望シ且將來兩帝國ノ關係ニ於ケル一切ノ原因ヲ除去セムコトヲ欲シ左ノ條款ヲ協定セリ

第一條

締結國ノ一方ハ他ノ一方ノ現在ニ於ケル領土保全ヲ尊重スルコトヲ約ス又締約國間ニ謄本ヲ交換セル締約國ト清國トノ現行諸條約及契約ヨリ生スル一切ノ權利（但シ機會均等主義ニ反セザル權利ニ限ル）並一千九百五年九月五日即露曆八月二十三日「ポウツマス」ニ於テ調印セラレタル條約及日本國ト露西亞國トノ間ニ締結セラレタル諸特殊條約ヨリ生ズル一切ノ權利ハ互ニ之ヲ尊重スルコトヲ約ス

第二條

兩締約國ハ清帝國ノ獨立及領土保全並同國ニ於ケル列國商工業ノ機會均等主義ヲ承認シ且自國ノ執リ得ヘキ一切ノ平和的手段ニ依リ現狀ノ存續及前記主義ノ確立ヲ擁護支持スルコトヲ約ス

右證據トシテ下名ハ各國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ之ニ記名調印スルモノナリ

明治四十年七月三十日即露曆一千九百七年七月十七日

聖彼得堡ニ於テ本書ヲ作ル

本　野　一　郎

イズウオルスキー

（東京日々新聞第一二〇〇九號、明治四十年八月十六日）

大賊眞砂の就縛

（明治四十年九月十四日）

佐賀縣小城郡山中に於て

破獄逃走に妙を得たる大賊にして本年四月頃滋賀縣膳所監獄を脫出し何處よりか破獄の顚末とも云ふべき奇怪の書簡を本社に寄せ一時其圖太き根性を評判されたる福岡市外西新町生れ大西眞砂は其後九州に舞ひ戻り福岡に入込みたりと云ひ或は唐津にて警官の目を晦まし逃走したりと傳へ或は東京に在り、又は四國に飛びたりなど種々の噂ありしも其所在は全く不明にて各地警察界の注意を受け居りしに拘はらず彼は其

間巧に福岡佐賀其他近縣各地に出沒して窃盜を働き居たりしものゝ如し、然るに去る十四日の夜佐賀縣神崎郡三瀬村役場に忍入り金庫を破りしも現金多からざりしより同村附近數ケ所を荒したる曲者あり、同村駐在永原巡査は直ちに犯人搜索に着手し其蹤跡を追ひて同縣小城郡北村中原に到り同地駐在碇巡査と共同し捜索繼續中翌十一日の夜八時頃同地目の戸と稱する山中にて怪しき二人の男が前方を通行するを認め「待てツ」と一聲呼びかけ馳せ迫りて永原巡査は其場に一人を縛し碇巡査は他の一人に飛びつきしに彼れは燕の如く身を躱し一目散に逃げ出せしかば遁しはせじと追ひ行く途中曲者はヒラリと高さ十間ばかりの谷間に飛び込みたるより同巡査も續いて飛び下り暫く上を下へと揉み合ひ遂に取つて押へ二人を中原駐在所に連れ込み訊問せしに谷へ飛び込みし男は滋賀縣彦根町古川太郎、他の一人は愛媛縣温泉郡會我村富永力藏と稱し決して窃盜を働くが如き不正のものにあらずと云ひ張りて事實を吐かず、其風采を見れば太郎と稱するはセルの單衣に絽の羽織を着大巾縮緬の帶を纏ひ金縁眼鏡をかけ金側時計を帶び深護謨靴を穿ち、力藏といふは其紳士の從者の如く革鞄を携へ居れることとて兩巡査もこれが評判の大賊眞砂とは勿論知る由なく取調中にも多少の餘裕を存じ居りし折柄神崎署の西村刑事が自轉車にて驅け來りチラリと兩人の面を見るや大に驚き太郎と稱する男に向ひ「貴樣は大西眞砂ぢやないか」との一喝に彼はギヨツとしながら、そうです眞砂です、そう看破られてはモウ駄目と云はぬばかりに落つき拂ひ遂一罪狀を白狀に及びたり、斯くて巡査は其所持品を取調べたるに洋服、仕込杖、現金四十五圓、金庫の合鍵三個を携へ居り尚谷間にて組打の際五連發の短銃を取落せしとの申立により早速同所を捜せしに果して發見したり、然れば同夜は部落民一同にて警戒し翌日神崎署に引致し取調中なるが何れ身柄は佐賀地方裁判所に護送さるべしと近頃の捕物といふべし

（福岡日々新聞第八五一二號、明治四十年九月十四日）

○

大西眞砂の自白

係官を烟に捲かんとす

佐賀監獄に入監中の大西眞砂は其後極めて温順を裝ひ少しも抵抗の模樣なく當時一文の所持金もなきこととて目下他の

四人と同様麥飯を給せられ居れり、同人は昨日佐藤典獄に向ひ「自分が今日の境遇に陷りたるは畢竟先年福岡監獄に於て監守部長奉職中同僚の俸給を胡魔化したること露見して懲役免職となりたるより性來の癇癪を起し自暴自棄となりたるがそもそもの原因にて今日に於て後悔するも既に詮方なし」云々と物語りたる由彼が斯の如き懺悔めきたる文句を並べ係り官に氣をゆるさせんと試むるは、今に始めぬ手段なれば勿論油斷なし難し、彼は護送途中部下の芳造が自分の前方に縄尻を取られ行くを見て「或る人は捕縄を弛めるなといふのもあるやうだがそれは誤りなり、自分が若し今日にても逃げる氣ならば小刀を隠し持ちて護送の途中捕縄を切斷するは易いことだ、其時縄が緊つて居るならば切にはなかなか勝手がよいコンテ時は却て縄の緩い方が仕事がし惡い」と警官に聞よがしに呟き居りしと、彼は膳所監獄より脱走して以來滋賀縣下は云ふまでもなく四國中國と荒し廻はり九州に舞ひ戻り去る四月中に門司より汽船にて佐賀縣に入り同夜東松浦郡厳木村役場に忍び入り二百五十餘圓を窃取し岡山地方に飛びたりと云ひ又去る九日の夜は東松浦郡湊村に二三ヶ所に忍び入りしも目的を達せず徘徊する途中同所片山お砂（五十二）といふが同附近を通行せるを認め聲をもかけず路傍に押し倒したれば女は打驚き人殺し々々と高聲に叫ぶ故手にて其咽喉を押へ强姦したり、此時何かの物音に驚き逃走せしが其際五圓五十錢餘在中の巾着一個及小刀を取落したりと申立てしを以て直ちにお砂を取調べしに暴行は受けしも强姦はされず前記の二品は其場にて拾ひたりと届け出でたる由、彼は何時にても自分よりして强姦のことを自慢らしく喋り立つる男なるが去る四月中には堺の簓寺の某樓に止宿せる某少佐の金時計を窃取し其妻女を强姦し又唐津にては料理屋中道屋の酌婦の某何及同所某樓の主婦を姦し往きがけの駄賃に其蒲團の下に置きありし金二十五圓を盜みたりと白狀したりと、彼が將校の妻女を强姦したりと云ふは先年來の話なり、然るに佐賀縣は始めてのこととて出鱈目の新舊駄法螺を取交せて其筋の人々を煙に捲かんとする了簡こそ大膽なれ

（福岡日々新聞第八五一一六號、明治四十年九月十八日）

爵記親授式

（明治四十年九月二十一日）

昨二十一日宮中に於て爵記親授式を行はせられたり、参列者は有栖川宮威仁親王、竹田宮恒久王両殿下を始め奉り徳大寺侍従長、田中宮内大臣、岡澤侍従武官長、岩倉爵位局長、戸田式部長等にして　天皇陛下には午前十時卅分鳳凰の間に出御、岩倉爵位局長より捧進の爵記を執らせられ山縣元帥に授け給ふ、元帥恭しく拜受して御禮を言上して退下引續き伊藤統監以下五十四名は順次御前に進みて爵記を拜受し式の終りたるは十一時二十五分にして終了後は別に野津元帥以下四十七名は奉授式によりて爵記を傳達せられたり

依勲功特陞授公爵

正二位大勲位功一級侯爵　山縣有朋

正二位大勲位侯爵　伊藤博文

正二位大勲位功一級侯爵　大山巖

正二位大勲位伯爵　井上馨

正二位大勲位伯爵　松方正義

従二位大勲位功一級伯爵　野津道貫

依勲功特陞授侯爵

正三位大勲位功一級　東郷平八郎

依勲功特授伯爵

子爵　芳川顯正

子爵　佐久間左馬太

子爵　伊東祐亨

男爵　山本權兵衛

男爵　黒木爲楨

男爵　奥保鞏

男爵　乃木希典

男爵　小村壽太郎

依勲功特陞授伯爵

以下八十二名各子、男爵を授けられた。

（東京日々新聞第一一〇四六號、明治四十年九月二十二日）

贅澤な結婚式　（明治四十年一月十四日）

去る十四日石川縣江沼郡橋立村増田又右衛門養子匠作（二十三）と同村西出孫左衛門長女ふみ（二十）との間に擧げられたる結婚の式は實に贅澤を極めたるものにて花嫁ふみの手道具を容るゝため増田家にては新に土藏一棟を建てたりと云ふにても其の一斑を知るべき程なるが、式は十四日より卅一日にわたり祝宴に連る客の數は三百五十餘人と稱せられ其の獻立もわざ／＼朝鮮より取寄せたる鶴の吸物を始め山海の珍味を盡して一人前二十五圓以上に當り是等に用ゆる魚類のみにても千二三百圓を要し當日最初に着用する花嫁の衣服は悉皆西陣へ別誂へとせるにて一千圓を費したりと云へば着替その他を合せば却々の多額なるべく又簞笥長持の數々は云はずもがな田舍にふさはしからぬオルガン、ピアノさへもありて是等の運搬に人足五十五人を要し該費用は實に二萬圓の豫算なりしとか、尤も兩家は深き關係ありて殊に増田家が西出家の長女を娶るに就ては匠作の養母に對する義理上此の婚禮を花々しくせねばならぬ譯合に出でしものゝ由、さりとて二萬圓の費用は田舍の結婚としては隨分の贅澤なり

（東京日日新聞第一〇八〇三號、明治四十年一月二十二日）

米國にて泥坊せしと傳へられた

美術學校教授　白濱徵氏　（明治四十年一月二十六日）

近着の米國新聞によれば去十二月十六日ボストン市ウオシントン街の某小間物店の店先にて懷中物と洋刀とを窃取して捕へられし日本人一名あり、直ちに警察署へ引致され取調べたるに同人は日本留學生白濱徵（三十四）なりと申立てし由、此事果して事實なるや否やは疑はしけれども白濱氏は長崎縣杉浦郡福江村の出身にて以前高等學校大學豫科に學び其後美術學校に學び去る廿五年圖案科を卒業し其後長崎染色學校及高等師範學校等に教鞭を取り卅五年同校の教授に任ぜられ去る卅七年中文部省留學生となり教授研究の爲め米國に滯在し其後佛獨兩國に赴き來る四月歸朝の豫定にて再び米國に歸りニユーヨークに滯在中の人にして品性は高潔なりとの評判高く、酒は少し飲めども亂するには至らずニユーヨークとボス

トンとの隔てもあれば如何にしても此事眞實なりとは思はれず、事によれば同地在留の邦人中にて墮落せし奴が苦しまぎれに氏の名を詐稱せしにあらずや若然りとすれば同氏の迷惑は同情するに餘りあり

（東京日日新聞第一〇八〇七號、明治四十年一月二十六日）

人頭を賣る惡婆　（明治四十年一月三十日）

曩には大阪に人頭の黒燒を賣りし曲者現はれ天下を驚倒せしめたるが今又此の憎むべき惡德を働いて其筋の縛につきし老婆福島縣にありたり、茨城縣多賀郡關南村西久松の養母お竹(五四)は七八年前福島縣小名濱町に流れ來り字古屋の內なる獺寺に住み墓番人をなしをる內或人より人頭の黒燒は梅毒の妙藥なれば是非拵へて呉れと賴まれ深夜怖々墓を發きて死人の頭を捲ぎ取り黒燒の製造を始めてより飛だ金儲の蔓に有りつきし樣に思ひほく／＼ものにて盛んに製造をなし小名濱町のみにても澤山の需要者あること其筋の耳に入り去る廿五日の夕逐に捕縛されたり、巡査は一方に同人の家宅搜索を行ひ棚の上に半ば腐りし人頭の累々と陳列しあるを發見せしも本人は强情にも貰ひしものなりとか拾ひしものなりとか云ひ張り居るとは呆れたる惡婆と云ふべし

（東京日日新聞第一〇八一一號、明治四十年一月三十日）

令夫人病の流行　（明治四十年二月四日）

此頃不思議の病流行し患者日に日に多き樣子なり、併し傳染性のものにあらざれば此病の名さへ知らぬ人は先づ安心して心を落ち付くるも不可なかるべし、令夫人病と云ふ名既に奇なり、其原因は愈々奇なり、乞ふ其原因と症狀とを左に記述せしめよ、令夫人病と云ふ名の如く上流の夫人ならでは罹らぬ病なり、されど昔から相當の地位を有し資產を有する人は先づ此の病にかゝる人は少なき樣なり、されば何人が如何にして此病にかゝるかと云ふに、此頃起業の風潮一般に人を漂はせ猫も杓子も株式のために奔走し殖產興業の事を口にせざるはなし、中には此の渦卷の混沌たるに乘じて權利株の賣買で一躍財產家の仲間に飛び込み何々會社創立委員とか贊成人とか廣告に名前の出る樣になりし人五十や百に非ず、岡より濡手で粟のあぶく錢なるからに費かふわ、撒くは、忽ちに

別荘と變じ馬車と變じ如何に陣笠の雜兵と雖も門構への家に轉居しそんじよ其處らに見越の松の下女文字の標札の旦那さまならぬはなく、小の字吉の字の付く手合に首根子抑へられざるはなきより、此人々の妻君乃至御新造にして一躍令夫人となりし方に旦那樣の御成功は唯人出入の忙しくなりしと鍍金の指環が金に變りし位のことにて、やれ何の相談會、何の宴會と嘘か實かは知られず思ひ閨の床は冷たき枕紙に夢驚かす夜半の物思ひ、糟糠の妻は堂より下さずの古諺も當てにならずと覺え御別宅の花やかさが怨みの種、さては御袴のしみ羽織の移り香嫉み悲しみの種ならぬはなく遂に神經病を起すに至る人、麻布赤阪の山手にも日本橋京橋の下町にも盛にありと云ふ、嘘にはあらず近所の婦人科醫に就て訊して見給へ意外の奇談あるべし

(東京日日新聞第一〇八一六號、明治四十年二月四日)

足尾銅山の暴動 (明治四十年二月四日)

一昨四日下野足尾の銅山に於て坑夫數百名の一大暴動起りダイナマイトを投じ電燈電話の線を切斷したりし事は昨紙に報道せしが今同地の通信に依り其詳報を左に記すべし

暴動の原因　去月一日間代(坑夫の開掘の成績により支拂ふ賃金)の改正ありし上ノビ取り(前半月の成績の尺寸を調ぶる事)に不都合ありとし通洞坑の坑夫の團體たる至誠會が發起にて大暴動の起らん模樣ありしも間代の改正は廢止となりたり、ノビ取も坑夫の云ひ條を通したるより一段落を告げ事無からんとしたりしに至誠會員等は是に慊らず三日通洞内八野の飯場に於て勞働者大會を開き四日午前九時より十時の間に暴動を斷行せんことを決議なし一番方四百餘名、二番方五百餘名一團となり更に至誠會員にして入坑せざりし者は入坑毎に數人して圍繞し脅迫して加入せしめたり

暴動始まる　四日午前九時半通洞坑の入口より廿五丁夫より更に百尺を下りし處にある一番坑三四區見張所に投石したる者ありたり、所内にありし役員は驚きて硝子戸に手をかけ外に出でんとしたりしが此投石こそ同暴動の導火線とも云ふべきか、忽ちに電燈電話の各線切斷され坑外との通信一切斷絶せしと同時に燈火消滅して暗やみの大地獄と變せしと思ふ

間もなく何者が投ぜしか一塊のダイナマイトは轟然坑内に響き渡ると共に見張所は微塵に碎かれ續いて五ヶ所の見張所も粉碎されしも幸ひ役員は身を以て免るゝを得たり

火氣を消し盡す　然るに通洞は本山より低き事四百八十尺同盟せる小瀧坑も四百五十尺の地下にあるを以て一朝坑内に火災起る時は逃ぐるにそのひまなく、忽ちに窒息して死す可き事を知りたれば暴動者は一方ダイナマイトを弄し電線切斷の暴行をなせるに拘はらず手分して破壞後の見張所には水を注ぎ炭火に至るまで消して仕舞ひ電柱の切倒しも中止したり

暴動止む　斯の如くにして坑内は電氣排水に至るまで悉く停止し内外の騷擾一方ならざりしも何時更に恐るべき大慘事の起らんも知れずと云ひ合さずして坑夫は悉く小瀧に逃走し午後二時半頃足尾分署より出張せし警官出張し一先づ無事に鎭靜したり、然るに夕刻に至り暴動隊は日沒を待つて通洞の事務所と役員の私宅を燒拂はんとすとの流言聞えしかば警官は更に數を增し嚴重に警戒し續いて縣の警務課長亦巡査數十名を率ゐて登山したり

負傷者あり　幸ひに死者は一人もなかりしが坑夫の中には騷擾の結果傷者數名を出し元高島組の飯場頭高島伊三郎と云ふは重傷を負ひたりと、全體にて暴動に加はりし者の數は判明せざれども本番の者四百餘名受負入坑の者六百名にて尠くとも一千人を下らざるべしと云ふ

（東京日日新聞第一〇八一八號、明治四十年二月六日）

女傑奧村五百子逝く　（明治四十年二月八日）

愛國婦人會の主唱者なる奧村五百子女史は肺患に罹り京都大學病院に入院治療中病勢俄かに革まり危篤に瀕し居れる由は昨紙に掲げたるが一昨六日午後八時二十分遂に永眠し同日特旨を以て正七位に敍せられたり、葬儀は來る十日京都東本願寺に於て擧行する由にて愛國婦人會總裁閑院宮妃殿下には女史が生前の功勞を思召され特に御使ひを同地へ差遣はされ香花料を賜ひ又愛國婦人會本部にては理事庶務員よりも香花料一百圓を送りしが會葬者其他葬儀に關して昨日協議を開きたり、尙ほ同女史の銅像建立の儀ありしが本部移轉の上同敷

地内に建立することに略決したり

（東四日日新聞第一〇八二〇號、明治四十年二月八日）

珍談 狸の始末書

（明治四十年二月二十七日）

昨年のこと小石川の砲兵工廠の一部雷汞製作部が王子瀧ノ川村に移轉したる折敷地の一部にさゝやかなる稻荷の祠ありしを取り毀ち地ならし前事なく過し、或夜の事部長たる何某少佐の令夫人が夢枕に年ふる狐現はれて「住家を荒され祠を毀たれし怨について目に物見せ汝が眷族一人殘らず取殺してやらんぞ」と一夜ならで二夜三夜打續く怖ろしき夢のみかは最愛の子二人迄急病にて死せしより百萬の敵に怖れぬ少佐も薄氣味惡く思はれけん、早速に祠を新築し其地鎭祭とは武士の魂たる彈丸を作る御役所に相應しからずと雖移轉式と名附け大祭のありしを京童の囃し傳へ迷信少佐などと云ひけるは何人も知る所なるが、此頃又も不思議の事あり、少佐の夢枕におどろ〳〵と立つ者あり、又しても狐めがと見るともなく目に映るは怪しや狐にはあらで眞黑の鈍栗眼打てば秋の夜の砧にも擬ふ腹を抱えた大狸なり、狸とは思ひも寄らずと不審がる少佐の顏を仔細らしげに打睨み我こそ此瀧ノ川村に何百年となく住古りたる老狸五匹の一つなり、汝輩には狐めの祠を一つ毀ちて其祟りを恐れて祭までなしながら、何とて我を侮る事の甚だしきや、騷がしき機械場を建て我等が老の耳騷かすさへあるに、汝の手下の者共我友の三匹を撲殺し狸鍋して寒を凌ぎしとは身の程知らぬ不所存の者なり、狐どころかよと遠からず王子の村は元の儘の草深く住み好き樣にして與れんぞと眼を剝いて引込みしより少佐は大いに驚き怖れ其樣のことのあつたかと早速人をして調べさする內それ石の雨が降つた、大入道が出た、三つ目小僧がと百物語を一夜見る大の不思議に心小さき人々女小供は外出のならぬどころか此上の大騷ぎのありてはと移轉騷ぎをなせるものなど二人三人續いて出でしより少佐は頻りに恐れをなし漸く調へあてし四五人が實は鐵砲の中に寢てゐる處を見つけて三匹殺して仕舞つたと白狀の言葉を聞き其者等の組頭鈴木組の某と云ふに始末書を出させ近々何分の沙汰あるべしとは迷信少佐の御心配さ

こそと思ひやられ此處春秋二季毎に狐祭狸祭など王子に行はるべしとは又しても口さがなき小童の申傳へける

（東京日日新聞第一〇八三九號、明治四十年二月二十七日）

英詩人の艶福

（明治四十年三月三日）

ヨネ•野口と米國婦人

詩人は美に生く戀に生く、天才の詩人に往々敗德不品行のそしりあるは古今東西其軌一なりと云へば六かしき議論めけれども、あべこべに敗德不倫をやつてのけ、夫で大詩人を氣取る人なきにしもあらぬこそ迂濶にお世辭も云へぬものと口閉ぐより外はあるまじ、去る三日横濱に入港せし汽船アメリカ丸にて米國より來りし一婦人ありたり、髮の毛少し黒けれども卵紅色の美しき頬したる男の子一人を連れ伴の者もなくシヤトルを出でしより船内にて乘客の日本人に馴々しく始めは日本は美しき國なるや、横濱とは如何樣の處かなどゝ尋ね出し其美しき日本の國にヨネ•ノグチと云ふ詩人あるを知れりやなど恥しさうに聞き糺す樣子の唯ではなき間柄と物好きの人夫から夫と噂して是婦人こそヨネ•ノグチが美しき詩の句に魅せられて天才大詩人には誠なしとも知らで降るアメリカのバラの蕾を東風吹く風に綻びさせ可愛子さへ儲けし人にはあらずやと船内の評判になり何時かは金髮美人の姿を大塚あたりの小柴垣に見ることならんとは横濱にあるハイカラの文士が通信なり

（東京日日新聞第一〇八四五號、明治四十年三月九日）

（編者より）

贅澤な結婚式その他七篇は、月日順が前後してゐますがこれはすでにこの項校正中ばに、新らしく發見した記事なので、取り捨てるのも惜しく、苦心して割込ました次第ですからこの點讀者よ御諒恕下さい。

西園寺首相が文士の招待に對する謝狀 （明治四十年十月十八日）

首相西園寺陶庵侯は過日文士連より芝の紅葉館に招待され饗應を受けたるに對し一昨日左記の謝狀を巖谷小波氏の許に寄せたる由

拜啓昨日は厚饗且色々と御話をも承はり諸君と交情をあたゝむことゝなる而已ならず非常に愉快を覺え命の洗濯を致し候醉中定めて缺敬候儀と是のみ慚愧仕候御海恕可被下候歸途微醉乗月飄々欲仙の心持にてありし不敢取御禮申入候早々書狀をも可呈處多忙中貴兄より可然諸君へ御傳聲被下候はゞ大幸不過之候右は表感謝意度如此候　草々頓首

兩聲會後一日　　公望

小波詞兄梧右

（東京日々新聞第一一〇七二號、明治四十年十月十八日）

（編者曰く　一國の總理が文士に出した手紙としては中々味のあることを云つてゐるではないか、今頃のボンクラ大臣に比べて見給へ）

邦人の蹴殺裁判 （明治四十年十二月十日）

被害者は在米國布哇の本縣人

加害者は布哇リフエ監獄々吏

布哇出稼中の本縣人八女郡忠見村西村寅五郎が罪を犯して入獄服役中獄吏の爲めに蹴殺された本邦人間の一問題となれることは過般通信したるが如し、而して右獄吏エノカ、ロペルに對する裁判は十一月十三日午後布哇第五區巡回裁判所公判廷に於て開かれたり、該事件當事の狀況は今回證人として召喚されたる囚徒本邦人加藤京助の陳述によりて判然せり、曰く「私は西村寅五郎と共にリフエ監獄に收容せられ同人と起臥を俱にせしが西村は入監後規則を守り看守の命令に服し毫も暴行などを爲す徴候なかりき、私は去る九月二日西村及び朝鮮人李元伍と共に仕事に參り勞働に從事せしが同日午前八時頃監獄より運び來りし行厨を開き朝飯を喫せんと二匙三匙を食したるに半熟にして食するに勝へず他の二人も同じく食し能はざりしより入獄の際西村が預け置きたる金を貰ひパンと珈琲を買つて饑を凌がんと三人協議の上三人に配附され

し飯を一つの辨當鑵に盛り之れを朝鮮人に持たせ獄吏エノカの許に至り其由を語り出でしにエノカは別に其飯の取調も爲さず、他に飯はなしと言樣直に李元伍を毆打し、次に西村の左胸部に拳骨を加へ西村がくるりと廻つて倒れんとする處を強く下腹を蹴り次で甚しく私を毆打し且つ蹴れり、而してエノカは三人を同人方の料理場に監禁し外より堅く錠を卸せり此時西村は非常の苦痛を感ずるものゝ如く常に蹲り下を向ひて居たるが私共は間もなく監獄に連れ行かれ一緒に暗き一室に閉ぢ込まれ只飲料水を貰ひたるのみにて午後五時過に至りエノカ來りて曰く「其方等は明日仕事に行くべきや若し勞働せざれば今日の如く監禁して食飼を與へず」と私と朝鮮人は必ず勞働に從事すべしと誓ひたるも西村は此分では迚も仕事はなるまじと答へたり、其夜西村は非常に苦みしが翌朝に至り私共が仕事に行かんとする時戸口迄匐ひ出で「死にさうじやから醫者を呼んで吳れる樣エノカに賴み吳れよ」と私に依賴せり、依つて其譯をエノカに話しますと「此れが慥かな醫者じや」と足を揚げて蹴る眞似をしましたから其通りを西村に話ますと泣顏になつて自分の金で醫者を呼ぶから其手續だけして貰ふて吳れと云ひますから、又候エノカに告げますと「貴樣達は仕事に行け」と申しますから其儘出ましたが午後一時頃に至り西村が死んだから穴堀りに行けと命令されました云々」實に慘酷極まる話ならずや、假令罪に繫がれたる囚人にもせよこれを蹴つて苦悶に陷らしめその死に瀕せるをさへ冷視して醫藥の請求を郤けたる獄吏の橫暴、これ將に豫て人道を唱へ博愛を旨とせる米國人の所爲か、三千里外の異鄕に慘死せる當時の寅五郎が心中如何なりしならんと、この報に接したる在留邦人は大に激昂し忽ちエノカに對する被告事件は起り此裁判は開かれたるなり、然れば在留邦人の傍聽頗る多くホノルヽ總領事館よりは市川書記生傍聽の爲め出張したり、

斯くてホノルヽ政府より特に派せられたる檢事總長補ウキシトネー氏は「被告エノカは死者西村寅五郎に對し、職權以外の暴行を加へ遂に死に至らしめたり、是宜しく殺人犯を以つて論ずべきものなり」と起訴し陪審官は證人として前記の同四加藤京助、同李天伍及衛生醫師パトナム、警部長ウキルライス等召喚審問し先づ加藤、李兩人の陳述ありて次に醫師

パトナムに尋問せり、醫師は自身の官職として西村の屍骸を解剖したる事を陳述し死因が果して被告の蹴りたるが爲めなるや否やは斷言し難しと云ひ且つ其死骸に蹴りたる痕を止めざりしとて「エノカが西村を蹴りたりと公言せざりしならば或は死因は一の腹膜炎にして、その腹膜炎が蹴りたるが爲めに生じたりや、如何を知るに苦しみしやも知れず」と暗に蹴殺を否認せるが如き口吻なりし、被告エノカ側にては同地にて有名なるキニー代言外二名、醫師、豪農、牧師等あらゆるものを證人として辯護に力めキニー代言は「蹴殺されたる囚人西村寅五郎は平素より喧嘩好きにして彼れが入獄も喧嘩のためなり、故に彼はエノカに對しても喧嘩を仕掛けたるものなり、牢番は或程度迄罪人に對し力を以て其命令を強行する事を合衆國法律に於て許され居れり、西村の死せしはエノカの蹴りたるが其死因にあらずして醫師の證言は腹膜炎のためなりといふ、即ち彼の死因は腹膜炎にあり、原告證人たる日本人及び朝鮮人の證言は各々異なる處ありて信ずべきものなし」との理由によりて蹴殺を否認し辯論終り、判事バデー氏は陪審官に對し「若し殺人犯を以て論ずべきものならずと思はれなば其以下の犯罪とするも可なり」と示諭したるにも拘はらずエノカは終に無實の判決を與へられたり、これに就き市川書記生は曰くキニー代言辯論の要點は判官をしてエノカを無罪たらしめしなり、其論は屁理屈なるにせよ法律と證言とを楯にしたる處の議なるを以て無罪を宣告せられたるなりと語れり

（福岡日日新聞第八五九九號、明治四十年十二月十日）

常陸山の大統領訪問

（明治四十年十二月十六日）

大統領邸の常陸山

米人の日本相撲觀

渡米中の横綱力士常陸山が去月十二日午後華盛頓大統領の官舍なる白館において隨行の近江富士、平田山等を相手に日本相撲道の實際を試演したることは既報の如くなるが米國新聞は當日の光景を記して曰く場所は白館の東室にして此室は從來結婚、葬式、接見、饗應等の外使用されたる事なき光榮ある室なるを以て多くの來衆は寔に千歳一遇として之を迎へ

たり、當日大統領の主賓となりしものは庭球組合員にして陪賓には靑木大使、大統領秘書官、佛國大使、內務卿、驛遞總監、同副總監、大藏次官、商工次官、農商務林務長等にして何れも今日始めて見る特種の角技に好奇の胸を躍らせつ片唾を呑んで見物したり、やがて二三人の小相撲は數個の藁蒲團を携へ來り之を東室の床の上に列べ、その上に綠色の絨氈を敷き直徑十四尺の輪を白墨にて描き即席速成の土俵を築き上げ先づ日本相撲の演方、その規則を詳しく說明しかくて一切の準備整ふや、今までシルクハツト、フロツクコートの扮裝に巨大の體軀を包みたる力士一同は直ちにその服を脫ぎ捨て仕度に取かゝれり、その態如何にと見てあれば肌にシツクリ適ひたる短き襯衣と股引を纏ひその上に太く黑き褌を締め所々に長き房ある紐を垂れ（力士は赤裸にならざりしものと見ゆ）常陸山は威風堂々として先登に立ち角技の場に搖ぎ出でたり、巨大なる體格は宛然人間の山を見るが如く象の如き胸小兒の腰ほどあるあの腕、並居る人をして驚歎の眼を瞠てしめしが、その體格と顏面の特徵を除きては在米の日本人と毫も異る處なし、體量は實に二百九十磅にして當日集りし何人よりも遙に優れて光り輝きぬ、常陸山は日本サムライの出にして社交上にも身體上にも修養を積める力士なれば、並み居る多くの貴顯紳士に恐ぢたる風もなく悠揚として控へたる態は天晴なりき、是れ畢竟一度び大統領と會してその遊戲に對する趣味を知り得たればなるべし、時分はよしと常陸山は近江富士と平田山の二人に合圖をなす、二人は直ちに土俵に上れり、近江富士は二段目有數の選手にして體量百七十五磅、また平田山は十磅下りて百六十五磅を有す、やがて二人は注意深く立上り最初は極めて徐々と挑み合しも次第に猛烈となれり、見物は此遊戲が拳鬪と相撲との合の子なることを知りぬ、そは二力士が互に一方の突きを防ぐにその手を用うればなり、かゝる間に常陸山の出番は迫り來りぬ、彼は日本に在る時は每日四十人位の小相撲を相手に力試しをなし時には四五人一時にブツかゝることさへありと語りたるが、果して彼が土俵に上り仁王の如く突つ立ちたる時、三人の補助者（近江富士以下）は交る〳〵突進を試み大童となつてブツかり行くも、常陸山は障壁の如く立ちて貧乏ゆるぎ一つだにせず、その力强き腕にてドタンバタンと投げ付け、三人が幾度か之

を倒さんと骨折れど常陸山の熟練には終に彼等も兜を脱いで引下れり、ついで近江富士の大刀持にて横綱土俵入をなせし後、常陸山は自分及他の日本有數の關取數名の寫眞を大統領に贈り、大統領もまた自署の寫眞を賜りたり云々

(福岡日々新聞第八六〇四號、明治四十年十二月十五日)

……◇……

上流婦人の贅澤費
驚くべき遣繰魂膽 (明治四十一年一月四日)

梅ケ枝の手洗鉢は叩けば金が出るといふ、打出の槌や寳船アラビアンナイト物語めきて不思議なるは上流婦人の贅澤費化粧衣服に粹を競ひ物見遊山に贅を爭ひ、滾々として古河の水と盡くることなく、近頃は表立ちたる社交の裏に香氣なる逸樂三昧に耽る貴婦人多くなり行き誰も知る俳優買ひの興味も覺ゆればロ尖らしてからすくつゝきなどあられもなき花遊びなどに憂身を窶すもあり、肩書いかしき何々慈善會の歸り途など車を連ねて怪しき小路に迷ひ入り定めの倶樂部に顏ぶれも揃ひたり、何々侯爵夫人男爵夫人、あるひは某會社々長銀行頭取等歴々の夫人連が勝負の金の取りやり現金なりいかなる有福の家にありても夫人は夫人なればこの奢侈の費限りある財にて處辨し得られざる筈なるに事實は取引嚴重にて貸借等は虛榮一片のこの社會には少しもなしとぞ、さていかにしてこの費用を打ち出すかと聞けば驚くべし、かゝる社會の夫人方にあるまじき手品箱右より左より金藥いと自在なるカラクリは具はれり、某夫人の如きはダイヤの指輪に千金を惜まず繻珍お召の帶よ、衣裳よと出入の商人に云ひつけてこれは誰々への贈り物なればわが晴れの好みと執事に旨を云ひ含めて名ある寶石屋、吳服屋よりとり寄せ金環玉指を飾る一二回羅裳雲腐をつゝむこと一兩度、品は忽ち出入の商人の手に渡りて甲夫人のは乙婦人に、乙婦人のは丙夫人に環の如くに巡りては巡るなる、この弱點をつけ込みて、中には質物を摑まされても強き談判も出來ず泣き寢入となるもあり、されば出處確かなるも的にならず、かゝる陰裏を廻りて相當の手數料を得るもの少からず、深閨のかけ補衾の中人知れぬ魂膽に胸を痛むるものありと聞いて呆るゝの外なし

(東京日々新聞第一二一四九號、明治四十一年一月四日)

文藝倶樂部の風俗壞亂事件

(明治四十一年二月二十七日)

二月一日發行の文藝倶樂部に掲げたる小說「都會」は風俗壞亂の懼れありとて警視廳より發賣禁止を命じられ且つ作者生田葵山、編輯人石橋思案の兩氏は新聞雜誌條例違反として告發せられたることは既報の如くなるが同公判は愈々本日午前九時より東京地方裁判所第二號法廷に於て開廷せらるゝ筈なり、小說の內容は玆に精しく記す能はざれど一口に云へば姦通を書けるものなれど寧ろ之は客にして所謂弱者が强者の犧牲となりたる悲慘なる社會の裏面を描けるものにて兎に角文壇の一問題なり、被告葵山、思案を始め、辯護人として嚴谷漣、渡邊雨山等の諸氏が堂々たる法廷に立つて自然派の爲に大氣焰を吐くと云へば定めて面白きことなるべし

(東京日日新聞第一二二〇三號、明治四十一年二月二十七日)

自然派文士の公判 (明治四十一年二月二十七日)

一時傍聽禁止
三辯護士の氣焰

既報生田葵山の小說「都會」の一篇が端なくもその筋より風俗壞亂の作として告發せられたるは文壇近時の出來事とて遍く世の注意を惹きたるが其の公判は豫記の如く昨日を以て東京地方裁判所刑事部第二號法廷に於て開かれたり、今その模樣を報告せんに

▲傍聽人山の如し　文壇に自然派横流の昨今なれば此の事一度世につたはるや忽ち青年男女間の問題となりて何れも其の公判開廷に鶴首し殊に被告文藝倶樂部編輯人石橋思案同著作者生田葵山以外嚴谷漣山人の如きも自然派の爲め法廷に氣焰を吐くべしなど傳へられし爲その人氣は非常なるものにて豫期の定刻九時前より犇々に詰めかくる傍聽人は男女學生大部分を占め嚴谷漣山人、德田秋聲、田山花袋等の文士連も交りて五百餘名に及び開廷遲しと法廷外の廊下に人波打つて押寄す有樣は物凄きばかりにて軈て十一時十分開廷となるや我先にと差して廣からぬ法廷へ流れ込む勢ひは又一層もの凄く物好き女學生の頭髮を壞され袖を破られて而も遂に入り得ず淚

面作りて引返すも多く二百人計りにて直ちに滿員となり、聽て石橋思案が群集に交りて入廷せんとせしを警戒の巡査が、「もう滿員だから入れない」と云ひしに「私は被告です」と威張つて入りたるなどの滑稽もありたり

▲葵山の扮裝　是れより先この群集混雜のうちに「都會」の作者被告生田葵山は十時頃フロックコートの扮裝にて出頭したるが病褥を押して離れたることとて窶れたる姿の頬には剃刀を當て疎髯を透きて肉色の蒼ざめたるに何となく痛ましげに見受けられ、それと見て德田秋聲、漣山人等が近づき迎へて慰むるや微笑を浮べて

「自然派のために十分氣焰をあげるつもりでしたが體がまだよくないので……」と語る氣息も苦しげに見受けられたり

▲公判開廷　葵山に遲るゝこと三十分にして被告の一人石橋思案例の鼻眼鏡にて出頭するや開會を宣せられ今村裁判長、小山檢事、辯護士渡邊輝之助、宮島次郎、平出修着席にて被告を呼び入れ裁判長は小山檢事の請求により本件審理中風俗壞亂に亘る虞れある場合は裁判の公開を禁止すべしと告げて愈々審理に移れり、間もなく裁判は公開禁止となつた

▲渡邊辯護士曰く　一體風俗壞亂とは何を標準として判斷するかと云ふにこれ頗る困難なる問題なり、例へば昨日見て醜となせしものも今日見て美なるものあり、畢竟するに動機感念は時々刻々に變遷するものなり、大審院は一見羞恥の念を起さしむるものは風俗壞亂なりと定義を下してゐるが之は實に取るに足らざる愚論なり、然らば何を標準となすべきか、先づ一般の習慣を以てするの外なかるべし、姦通はその事もとより醜なりと雖も之を描寫したるものを以て直に醜とは斷じ難し、要は只描寫の如何にあり、元來警視廳及內務省等には文學の價値を知れる者なく其警保局長の如きは浪花節に於ては大家なるやも知ざれど文學にかけては全く零なり云々

次に平出、宮島の各辯護士の辯論あり、小山檢事之を反駁して三月五日裁判云ひ渡す旨を告げて午後五時閉廷せり

（東京日々新聞第一一二〇四號、明治四十一年二月二十八日）

編者曰く（明治四十年代は自然派の高潮と共に當局の取締りは八釜しく今日のレベルから比べたら問題にならない作品が多數禁止になつた、この公判に於て葵山氏は罰金二十圓思案氏は編輯人及發行人として二十圓つゝ計四十圓の罰

金を課せられた）

大阪藝妓の同盟騷ぎ（明治四十一年三月十一日）

大阪北新地に於ては昨春來藝妓の技藝發達を計らんため一大演舞場を設立して春秋二季の溫習會等は事務所の費用を以つて支辨し且時々藝妓の試驗をなして藝妓の等級を作らんとの議ありしが機未だ熟せずして荏苒今日に至りしに藝妓等はその創設の一日も早からんことを希望し屢々事務員に申込たるも一向はかどらざるより斯くては何時迄待つともその甲斐なからんとて去る四日十數名の藝妓手を引いて事務所に押かけ副取締役に面會して嚴談に及びしが斷然刎ねつくる事も出來ずして曖昧なる答へを爲したるに一同は大いに憤慨し袖を連ねて退き取締より諾否の答へある迄は席を休まん、夫れを兎や角云ふなら他廓へ轉席する迄の事と多寡を括つて罷業せしかば事務員等は大いに狼狽し去る八日再び事務所にて會見し休業の不利益なることを諭し話しの附くまで席を勸めんことを勸告したるも一同は頑として動かず種々に宥めすかしたれど一同口を揃へて働けと仰言つても病氣で休むは自由の權利なれば、たつて働けとならば病氣と稱しても見事休むで退けますからと力味返つて聞かざりしが結局斯程の大事を即答あれとは難題なれば本月三十日まで待つべければ、それ迄にいづれとか決して下さいと云ふことで一旦引上げたるが結局どうなることやら

（東京日々新聞第一一二二六號、明治四十一年三月十一日）

稀代の人鬼
死骨や脂を盜む隱亡（明治四十一年三月十四日）

三重縣三重郡常盤村成永火葬場の隱亡が死人の骨粉及び脂を採りて密賣したる件は同火葬場は四日市にありて犯人なる同縣志摩郡國府村大字國府、二千五百六十一番地小林助五郎（六九）同人實弟廣松（六二）の兩人は七年前より此火葬場の隱亡に雇はれ爾來幾百とも數知られざる死人の衣服を採り或は衣服を剝ぎ取り腦漿を抉り出して腸も採り又は骨粉を製し萬病に奇效ある靈藥なりと稱し、同市河原町萬古職長谷川くま（五一）の手を經て人油一合五十錢宛にて密賣せしめゐたるが迷信者多き世間の事とて販路は中々廣く津市邊まで賣買する

やうになりたれば誰云ふとなく此の風評高まり遂に四日市署の耳に入りて兩人とも拘引となり其際刑事が同人宅を捜査して人油入りの瓶二個、骨粉五袋を發見し、是を突きつけて糺問したるに流石の人鬼も包み切れず逐一前記の罪狀を自白せしが驚くべし彼等は他人に是を密賣するのみならず自分らも甚くこれを嗜み右人油を飲まざれば其日一日身體の工合惡しとて常に小瓶を離さず時々取出して吸り居るとは聞くさへ身の毛のよだつ話なり

（東京日々新聞第一一二二九號、明治四十一年三月十四日）

乃木大將狂女に慕はる

（明治四十一年四月十八日）

如何に引く手あまたの乃木大將も狂女に見染められては閉口なるべし、愛知縣名古屋商業會議所議員にて愛知物産組合の重役を勤むる祖父江重兵衛と云へば同地にて一廉の紳士なるが其の長女とみ子（三五）は二度まで婿を迎へたるも折合惡しくて離縁となりあたら盛りをわびしく暮すうちに精神に異狀を呈したるが同人は平素自らの家庭を面白からず思ひ乃木大將の盛名を聞くにつけ斯る名將なればその家庭もさぞや圓滿高雅なるべし、出來ることなれば一度はその家庭に入りて見たしなどゝ云ひゐたるが、精神に異狀を呈して以來その望み愈々切なかりけん大將の許へ行きたし行きたしと朝な夕べに逢ふ人毎に之を迫り且つ狂人のつねとて病院などに入れんとするも自分は病人にあらずとて聞かざるより、父重兵衛もほと〳〵當惑したる末東京青山なる腦病院長齋藤紀一氏と知合なるより「東京へ行けば乃木大將に遇はれる、殊に齋藤さんは乃木大將と同區内なれば先づ同氏方へ行け」と漸くだましすかして同病院に入院せしめたるに齋藤氏は斯くとは知らず單に精神病者として他の患者と一様に治療を施しゐるにとみ子は約束が違ふ〳〵と日々齋藤氏に迫り同氏も漸くそれを知りて困じはてをれりと云ふ

（東京日日新聞第一一二五四號、明治四十一年四月十八日）

常陸山は代議士になれぬ

（明治四十一年五月一日）

金が要るなら眞平御免

久しき以前よりの噂に上り當人も歸朝後其の氣になりたる常陸山の代議士問題は一昨日に至り突然同人より斷念の旨を相撲協會其他に申出でたるが、其理由を聞くに同人が愈々候補に立つ旨を言明したるため過日水戸の運動者より運動費を請求し來りたるに常陸山は空手にて代議士になれるものと心得たるものと見え、運動費と聞くや金が要るなら御免を蒙ると其の座に初志を飜して直ちに協會へも電話にて當人は其の後人に向ひて一寸夢を見たやうなりしと語りし由なるが、成程一文も使はずに天下の代議士にならうとは夢ならでは出來ぬことにて、常陸山は矢張り心柄代議士にはなれぬなり、因に常陸山の代議士問題起るや協會員中にも輕卒なる連中は水戸まで出向きて運動に應援するなど騷ぐもあり、斯くては敵を作りて人氣商賣に障ることあらんかと心ある向はひそかに眉を顰めてゐる折柄とて、常陸山が斷念したりと聞いて一同安心したりとは左もあるべし

（東京日日新聞第一一二六七號、明治四十一年五月一日）

古錢陳列會　（明治四十一年五月十七日）

三井集會所にて

昨日三井集會所に於て催したる古錢陳列會は重に東洋の古錢を蒐集したるものにて京都、大阪、名古屋等の有志者より出品したるもの少からず、何れも珍らしきもののみなりしが中にも晋の王猛が居攝二年に鑄造したる「一刀平五千」「壯布七百」「第布八百」「貨布」「大布黄千」等は形の異なるのみならず其の數も極めて僅少なりとのことにて其の四「天聖元寶」「天禧通寶」「祥府元寶」等形は我が寛永通寶と似たるも其の種類の多きこと天聖元寶のみにても五十種あり、又「元豐通寶」と云ふは時代の鑄造に係るものは詳かならねど「和訓栞」には出羽國男鹿島の濱に大龜を網し殺さんとせしを一老翁來りて其の龜を買ひ海に放つに其夜老翁の夢枕に立ち中石村の磯の浪にて打上げられたる錢砂に埋もれてあれば拾ひとるべしとて次の夜も亦同じく夢枕に立ちたるより老翁は其の言に從ひ磯邊を檢めたるに果して數百貫の錢を堀出し皆元豐通寶なりしと言ひ傳へ現に羽後國南秋田郡五里村に大字中石小字錢拾ひ場と云ふ所ありと云へば強ち虚說にはあらざるべし

（東京日日新聞第一一二八三號、明治四十一年五月十八日）

泥棒と女學生 含嗽藥で情死を企つ　（明治四十一年五月十七日）

岡山市小田原町十六番地士族秋山泰一郎(二十一)は前科三犯ある曲者なるが去る三十九年六月中海軍兵學校入學試驗に不合格となりてより自暴自棄を起し金水四一郎と稱して大學生の服裝にて諸所を徘徊し惡事を働き居る中本年二月明治大學生佐藤某と共に芝區本芝二丁目五元田隆六方へ赴きたるが緣となり其後屢々同家へ出入して巧みに家人の機嫌を取り置き三月上旬隆の長女峰子(二三)を誘惑し上野廣小路旅人宿伊勢清方へ一泊し其後も屢々諸所にて會合しゐたるが金に窮して惡心を起し三月下旬横濱市青木町なる高島嘉右衛門邸に忍び入り黑二重廻し外十數點代價七百餘圓を盜み出したるを手始めに同所なる帝國大學教授松原新五郎方より金時計外廿五點代價八百圓餘其他三十七ヶ所より八千圓餘の物品を竊取して神田區元柳原町廿六質店大野とめその他數ヶ所の質店に入質し去る四月十二日峰子を携へて出奔したるも秋山は前記の犯罪遁れがたきを知り峰子にも實を明し相談の上情死と決し嘗つて含嗽藥を飮めば死ぬときいてゐたるより靜岡縣江尻町なる某藥店より含嗽藥を買ひ久能山の奧深く分け入りて服用したるも一向に効き目なきより山を下り一先づ同所の旅人宿ひさし屋に泊り更に入水せんと死に場所を相談しゐたる所を麴町署の柳田警部が探知し本月十七日同署吉田、川喜多兩刑事をしてひさし屋より拘引せしめ取調べの結果檢事局に送り峰子は說諭を加へ放還されたり、因みに峰子は淑徳女學校在學中にも明治大學生川原靜雄と私通し靜雄は實兄に向ひ峰子と結婚したしと迫りたるも聽かれざるより實兄を絞殺して目下北海道集治監獄で無期徒刑服役中なりといふ

（東京日日新聞第一二二八七號、明治四十一年五月二十一日）

女房の不貞を怒つて切腹　（明治四十一年六月四日）

神田區多町一丁目一番地履物商川村多兵衛方雇人埼玉縣北埼玉郡鴻ノ巣町二百六十一番地武笠德次郎弟玉之助(三五)は去る二十六年上京して川村方の雇人となりいと正直に立働き仕事も善く出來るため同家支配人神田區平永町八番地白米商

石井勇吉の引立にて卅二年中同番地へ世帶を持ち同時に同區新銀町卅六番地學校用具品商杉山お八重の次女お禮(二五)を女房とし引續き主家へ通勤しありしが一昨年中よりお禮は玉之助の眼を忍び同區三河町邊に住む遊び人春と云へる者と私通し居るを此程に至りて玉之助が聞知し憤慨し居る矢先去月二十八日に至りお禮より末の見込なしとて離縁を求めしより玉之助はその不貞に呆れ且つお禮が二百六十圓餘の負債をなしたる不都合を知りをれど面倒と思ひて云ふがまゝに離別し世帶を仕舞ひて主家の仕事場なる同區堅大工町十三番地に轉居し爾來兎角ふさぎ勝なりしが一昨朝八時頃同仕事場にて剃刀を持つて下腹部を突き立てしも死に切れぬより更に縞木綿の三尺帶を梁に掛け縊死を遂げたり、支配人及び兄、主人川村へ宛てたる書置は三通あり、何れも前記お禮の不都合を記し憤慨に堪へずして死する旨を認めゐたりと

（東京日々新聞第一一三〇三號、明治四十一年六月六日）

哀れなるかな名門の末路

（明治四十一年六月十三日）

貴族員議員男爵が掃除夫

四谷區新宿一丁目一七九番地青物商細野藤助方八疊間を借りて毎日東鐵新宿車庫へ通勤して車臺の掃除を爲し居る酒井忠助(四一)と云ふは身にはボロを纏ひ居れど言語動作の何處となく普通勞働者と思へない所あるより何れは由緒ある人の零落せるならんと噂し合ひゐたるが素情を訊し見れば忠助とは世を忍ぶ假の名、實は小石川區原町十二伯爵酒井忠興氏の分家なる同名忠績氏の嗣子と生れ嘗つては貴族院議員たりし正五位男爵酒井忠弘氏がなれの果てにて先月頃までは新宿北裏町八十五番地服部きく方の三疊の間を借り受け夫人たの子(二二)母堂悅子の三人にて住ひゐたるが去る廿九日現在の所に移轉したるにて、何故にかくまで零落したるかと云ふに身は名門に生れ乍ら酒色のために家産を傾け遂には家屋敷まで人手に渡り果ては華族の禮遇も停止せられ伯爵家にては其放蕩を怒つて絶縁したれば、昨日の榮華に代りて今は誰を賴らん術もなく、諸所を流浪して漸く澁谷村なる岩谷松平氏の妻なるたけ子が先年男爵家に奉公しゐたる緣を賴りて松平氏經營の養豚所に雇はれて一時の糊口を凌ぎ去る三月新宿車庫に

勤むることゝなりたりと云ふ、身から出た錆とは云へ名家の末路憐れにも氣の毒なり

（東京日々新聞第一一三一〇號、明治四十一年六月十三日）

國木田獨歩氏逝く　（明治四十一年六月二十三日）

去る二月より相州茅ヶ崎南湖院に痾を養ひつゝありし國木田獨歩氏は一昨日午後九時竟に不歸の客となれり、曩に硯友社の驍將川上眉山を失ひ今又一代の奇才國木田獨歩氏の長逝を悼む、文壇誠に落寞の情に堪へずと云ふべし

臨終の獨歩氏

氏は本月二日の夜八時頃俄かに喀血しぬ、其量はコップに二杯程もありたるに治子夫人を始め看護の人々は大に驚きたるが氏は少しも驚ける色はなかりしとぞ、之より身體益々衰弱し十三日に至りて喀血し引續き又も一回の喀血あり、其後十七日には植村正久氏及び宣教師某氏の見舞を受けて其説教を聽聞したるが十八日夜令弟北斗氏來るに氏は非常に喜びて枕頭に招き「予は大いに開悟せり、死も苦しからず生も亦可なり」と語りたりと云ふ、かくて廿三日には院長の許しを得て刺身を喰ひたるが更に好物の果物を得んことを切りに望みたる折柄神田の書肆彩雲閣より水蜜桃の贈物ありしにぞ大いに喜び二個を食せり、夫より氏はアイスクリームを求めたれば夫人はこれを附添ひの人に命じて作らしめんとせしに又々喀血ありて「何だか息が詰るやうだ」と語りしがこれが最後の言葉となりたるこそ悲しけれ

（東京日々新聞第一一三二三號、明治四十一年六月二十三日）

啞の無錢飲食　（明治四十一年七月一日）

千葉縣印旛郡佐倉町當時住所不定栗生松三（二五）と云ふ啞は是迄諸所にて無錢飲食をなしたる厄介者なるが又府下千住町南組飲食店飯綱方で酒二升、ビール三本、丼三つ、蒲燒二人前、飯二人前、鮒の骨拔三人前をケロリと平げて揚句の果に無一物なるより同家にて其筋へ訴へ出でしが不具者の事とて結局飯綱方の喰れ損

（東京日々新聞第一一三三四號、明治四十一年七月三日）

珍妙なる風紀問題（明治四十一年七月十四日）

福岡女學生の立小便

福岡縣にては女子師範、高等女學校、中學校其他中等學校教育に從事する者去る十四日福岡市に集會し學生風紀の振肅に關し協議會を開きたるがその協議事項中に

一、女學生の立小便を廢止する樣注意したきこと

一、學生（特に女學生）の牛肉店に出入することを否認すの二項あり、これによれば同地方の女學生は立小便をなし、牛肉店に出入し盛んに牛飲馬食を試みゐる狀思はるべく差詰パックネの材料なるべし

（東京日々新聞第一一三四五號、明治四十一年七月十八日）

煩悶慰安平和教會（明治四十一年七月二十日）

＝好奇か？　眞面目か＝

曾て橫濱及東海道生麥に「煩悶引受所」と稱し華嚴行、淺間行の厭世男女青年を引受けんと云ふ者ありたる事は當時の紙上に記載したる事ありしが、玆に又近來男女の自殺、家出等の厭世的事故續出するより之等煩悶せる人々を佛陀の力に依りて慰め一生の平安を得せしめんとの抱負にて「煩悶慰安平和教會」と云ふを設立したる者あり、主唱者は淺草區永住町なる眞言宗寺密藏院住職松田密信師（四〇）と云ひ同寺の信者吉田權、原濟氏の兩人世話役となりて表門に看板を掲げたりいつにても煩悶者を引受けて悔悟し得るだけの慰安を與へんとの事なるが好奇か眞面目か可笑しな教會も出來るものなり

（東京日々新聞第一一三四九號、明治四十一年七月二十二日）

觀世音の化身（明治四十一年八月二十六日）

河野廣中夫人の肩を揉む

目下赤坂區青山南町五丁目なる帝國腦病院に入院中の精神病患者は百三十名餘りありて泣く者騷ぐ者怒る者等種々なる狂態を演ずる中に一際毛色の變りたる男あり、其は自ら觀世音菩薩の化身なりと稱し其の威嚴を保たんがため居常頗る尊大を極めゐる算輪得二郎（四一）と云ふ男にて麻布區箪笥町なる某省屬官の實弟なるが斯く精神に異狀を呈するに至りたる

原因は十八歳の頃友人に伴はれて初めて吉原に遊びたるに血氣盛りの若者なるに似ず遊興の面白味を解せず、其後二十五歲までに前後十五回登樓したれど遂に何等の感興なきより扨ては我は男にはあらじ、さりとて又女にもあらねば畢竟形こそ人間なれど誠は普通の人間にては有るまじと思ひ詰めたるが妄想狂となる始めにて其後愈々妄想高まりて我こそ普通の人間ならず人間以上の權力を有つ者なれば人の爲し能はぬ事をも爲し得べく病氣などは直ちに治癒すべしと言ひ觸らすに迷信の人多き中には誠に然る事もあらんかとて治療を依賴する者も出來たるに得二郎は按摩をなし與へ、是が我が治療法なりとて幾千かの御初穗を徴し居りしが偶々青山北六丁目の尼寺善光寺の者の耳に入り同寺には當時河野廣中氏夫人關子ありて折々肩の張るに困じゐたるより彼の得二郎ならば男禁制の此寺中に入るゝも差支へあるまじと呼び寄せて按摩をせしめたることありしに此時得二郎は本堂に在りし觀世音の像を見るや忽ち膝を打つて然なり〳〵我は觀音の化身なりと獨語し是よりは盛んに化身說を振り廻し他の按摩など呼ぶ者あれば觀音に向ひ無禮なりなど叱りつけ精神の異狀愈々甚だしきに至りたるより入院せしめられたり

（東京日日新聞第一一三八四號、明治四十一年八月二十六日）

指紋法採用講習會 （明治四十一年九月六日）

累犯者發見方法として過般來司法省にて調査中なりし指紋法は此程調査終了したので略々採用することに決したれば愈々全國監獄囚徒の指紋を取るべく其趣を各典獄に通報したるが尙ほ監獄の看守長一名づゝを選拔して之に指紋方法の講習をせしむることゝし、東京附近は司法省に、各地方は最寄の場所に召集の上これを行ふ都合にて、過日監獄巡視のため態本方面に赴きたる谷田參事官、北海道地方に出張せる眞木監獄事務官は途次各地に於て右講習を施す筈なりと

（東京日日新聞第一一三九五號、明治四十一年九月六日）

女優養成所開所式 （明治四十一年九月十六日）

澁澤男が引受けるさうだ

創立前より一部に兎角の評ありし川上貞奴の女優養成所は帝國座の補助の下に昨日午後一時より開所式を擧行し澁澤男

爵、大倉喜八郎、福澤桃介、益田太郎、手塚猛昌等帝國座關係者其他賛助員たる面々を招待したり、貞奴先づ挨拶を述べ教師及び生徒十五名を紹介するや澁澤男は起つて「維新前には世間から卑しめられたものが三つあり、一は町人即ち現在の實業家、一は婦人、一は俳優なりし、其癖武士と威張つてゐたる連中も內密では隨分と此の三つの者に頭を下げてゐたるが維新後此內實業家は先づ頭を擡げ今は紳士として扱はれ他の二者も漸く一部には尊敬され來れどもまだ〳〵多數には卑しめられてゐるに、諸孃は此の卑しめらるゝ二者を兼ぬることゝて今後隨分苦痛を感ぜらるべし、されど其處は劇界の爲に辛棒して貰ひたい云々」の趣意にて演說をなし中內蝶二演藝記者を代表して一場の祝辭を述べ午後三時式を終りたり

（東京日日新聞第一一四〇五號、明治四十一年九月十六日）

接吻狂の女夫の舌を嚙んで自殺 （明治四十一年九月二十二日）

神奈川縣都筑郡都岡村川合番地不詳鍼掛兼灸點業石井榮吉（三五）の妻まさき（三二）と云へる女はヒステリー症にかゝりし結果非常に接吻を好むに至り朝から晩まで暇さへあれば夫に接吻を迫り廿二日午後三時頃……まさきは突然榮吉の舌を嚙み切り自分も自ら舌を嚙み切りしが榮吉は外聞を憚りて秘密になし最寄りの醫師に就きて治療中のところ何時しか世間に漏れて同地駐在巡査の耳に入り一昨二十三日午後三時半頃所轄都岡警察署より巡査部長出張の上取調べたるが榮吉の舌尖に二枚の齒痕あり全治迄二週間位を要する傷にてまさきの方は約三分ばかり切れ居りしがまさきは警官の出張を見て急に恐れを懷き職業用の鹽酸をあふつて自殺を遂げたりと云ふ

（東京日々新聞第一一四一四號、明治四十一年九月二十五日）

野津元帥薨去す （明治四十一年十一月十九日）

元帥陸軍大將從二位大勳位功一級侯爵野津道貫氏危篤の報天聽に達せるより從來の功により正二位に敍せらる

野津元帥重患のことは屢々報ぜし處なるが過般來時々試みられたる座浴も十五日頃より廢し尙ほ今迄は自ら起床されたるも衰弱日に加はりたる爲兩三日前より全く看護人の手を藉

るに至りたれば家人の心痛一方ならざりしが一昨夜來俄かに病革まり遂に昨十八日曉三時何等の苦痛もなく眠るが如く危篤狀態に陷り遂に薨去せられたり、其薨畏き邊りに達するや天皇陛下には岡澤侍從武官長、皇后陛下より香川太夫を差遣され又東宮殿下より本城侍從官を同邸に差遣されたるが左記諸氏は何れも見舞として訪問せり

山縣、大山、伊藤各元帥、桂侯(代)、松方侯、島津公、齋藤、大浦、寺内の各大臣以下內外の文武百官數十名

葬儀は來る廿三日午後一時本邸出棺神葬式を以て青山墓地に埋葬せらるゝ筈にて葬儀係として左の役割を定められたり

總裁四大將、總裁附屬中川中佐、橋本大尉、鎌田大尉

接待係　大迫大將、隈本少將、町田中佐、矢野目中佐、市川中佐、西郷少佐(以下略)

故野津元帥官歷

明治四年御親兵として藩兵三番大隊附教頭として上京被命同年七月廿三日任陸軍少佐、明治五年陸軍中佐、明治七年陸軍大佐に明治十年西南戰役に於ては各地に奮戰、明治十一年陸軍少將となり陸軍省第二局長を命ぜらる、續いて東京鎭臺司令長官、明治十八年陸軍中將、明治二十八年陸軍大將、同年八月伯爵に昇陞、明治三十九年一月三十一日元帥府に列せられ特に元帥の稱號を賜ふ、明治四十年九月二十一日侯爵、明治四十一年十月六日大勳位菊花大綬章を賜ふ

(東京日々新聞第一一四三八號、明治四十一年十一月十九日)

○

野津元帥逸話

元帥と下駄　或る時元帥の部下なる一將校の遺兒が元帥を訪れ軈て暇を告けて歸らんとする時、元帥はわざ〳〵玄關まで見送りたるがふと敷臺の下にその人の穿ち來れる穢き書生下駄の無雜作に脫ぎ捨てあるを見て「鳥渡御待ちなさい」と止め置き「これ〳〵」と家扶を呼びて「下駄を直しておあげなさい」と命じたりと云ふ、さてその人は元帥に下駄を直されてよりいとゞ元帥の人となりを崇敬すると共に其の偉大なる人物たるを解したりと云へり

元帥と西洋人　これは有名な話しであるが日清戰爭終りて後或る會合ありて元帥は副官を隨へ芝の紅葉館に赴きたるに同じく紅葉館にて盛んに太白をあげたる一人の西洋人偶々

元帥の副官と廊下にて行逢ひたるが酒の狂にや其男副官に喰つて掛り如何に諭すも聞入れざりしかば元帥は傍より見兼ねて「斯まで言葉を蒸すも尚ほ聞かざれば此上は致し方なし」と元帥の身體よりは倍程あるべき大男の西洋人を引擔いで廊下の上より腰投を喰はしたれば、大地に投げつけられたる西洋人はコソ〳〵と逃げ去りたりと云ふ、斯ることは渾然たる品格を有する元帥にありては蓋し稀有の事ならん

（東京日日新聞第一一四三九號、明治四十一年十月二十日）

榎本武揚薨去す　（明治四十一年十月二十七日）

海軍中將正二位勲一等子爵榎本武揚子は初秋來腎臓病に罹り爾來向島寺島村の自邸に療養中藥石効なく昨二十六日午後二時三十分薨去せられたり、同日子爵危篤の趣天聴に達するや特に左の如き敍勲の御沙汰あり

正二位勲一等子爵　榎本武揚

授旭日桐花大綬章

○榎本子爵官歷

榎本武揚氏は舊靜岡藩士にして舊幕府士族榎本園兵衛次男なり、天保七年八月二十五日生舊名を釜次郎と稱す、明治五年正月六日監禁を解き親屬の家に幽す、同年五月七日特旨を以て罪を宥す、同年五月八日開拓使四等出仕被仰付、同七年任海軍中將、同年同月十八日兼任特命全權公使露西亞公使館在勤被仰付、同年二月十八日敍從四位、明治十三年海軍卿十五年特命全權公使清國在勤被仰付、明治十八年十月十一日歸朝、同年十二月二十二日任遞信大臣、明治十九年十月十九日敍從二位、二十年五月二十四日依功特授子爵、明治二十四年五月二十九日任外務大臣、明治二十七年農商務大臣等を歷任す

（東京日日新聞第一一四四六號、明治四十一年十月二十七日）

日米公文交換　（明治四十一年十二月三日）

十一月三十日を以て日米兩國政府の間に交換されたる公文は昨二日公表せられたり

一、太平洋に於ける兩國商業の自由平穩なる發達を奬勵するは兩國政府の希望なり

二、兩國政府の政策は何等侵略的傾向に制せらるることな

く前記方面に於ける現狀維持及清國に於ける商工業の機會均等主義の擁護を目的とす

三、從て兩國政府は相互に前記方面に於て他の一方の有する所領を尊重するの强固なる決意を有す

四、兩國政府は又其の權内に屬する一切の平和的手段に依り清國の獨立及領土保全並同帝國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を支持し以て清國に於ける列國の共通利益を保持するの決意を有す

五、前述の現狀維持又は機會均等主義を侵迫する事件發生するときは兩國政府は其有益と認むる措置に關し協商を遂げんが爲互に意見を交換すべし

若し前記綱領にして合衆國政府の見解と一致するに於ては之に對する閣下の確認を得度候

本使は玆に閣下に向て謹で敬意を表し候　敬具

一千九百八年十一月三十日

在ワシントン日本帝國大使館に於て

日本帝國特命全權大使男爵　高平小五郎

北米合衆國々務卿

エリヒュー・ルート閣下

（東京日日新聞第一一四八三號、明治四十一年十二月三日）

編者註　これと同じ條文が又米國々務卿より我が高平全權大使に提出せられたり、當時は排日熱が旺んであつたが、この交渉は兩國民を非常に喜ばせると共に、世界各國の之に對する反響は極めて甚大なるものがあつた

南葵文庫の一疊座敷（明治四十一年十二月十八日）

奇人松浦武四郎の事

今回南葵文庫に寄附せられたる松浦武四郎の一疊座敷は氏が在世中全國各地より由緒ある古材片を蒐集して建築したるものにて却々寂あるものなり、松浦武四郎は一膽大より身を起して明治の初年に從五位に叙せられたる人なり、彼が旅行家として足跡の天下に普きは人の知る所にして其の紀行文二百餘卷を幕府に獻じたるが如きは眞に空前絶後の事にて其の觀察力の卓越なる封建時代にも斯くの如き人ありしかと思ふばかりなり、氏嘗つて樺太探險を敢てせる事あり、其當時日本人の實際に居住せるは北緯四十八度以南にて其れ以北は總然

たる露領なりしに同島の所屬に就て日露爭端の起れる時露國は五十度まで在日本領とせんことを提議したるに我が國民は全島我が領地なりと主張するものありたれど、氏は日本の領地は實際上北緯四十八度迄なるに、露國が五十迄と云ひ出でしは幸ひなれば早速承諾せんことを建議し遂に五十度までを日本領と爲せり、又樺太と漢字にて書けるは氏が字音の通ぜる所より宛てたるなり、斯く地理に精通せるのみならず維前には國事に奔走した吉田松陰、賴三樹三郎、橋本左內等の志士と交りを結び嘉永六年の密書及び宮城を東京に移されたる時にも最も力を盡せしが功に依りて金一萬五千疋を賜はり明治三年官を辭するや特に終生十五人扶持を賜はりたり

一疊敷の由來　官を辭してよりは唯々風流を事とし骨董を弄ぶを以て無上の樂しみとし每年春秋二回宛大阪にて骨董會を開きゐたるが之れは氏が沒後も大阪の商人等に依りて開かれ居れり、今回南葵文庫に寄附されたる一疊敷の座敷は氏が全國各地の知已に囑して各地方より由緒ある木片、竹片等を集めて建築したるものにて其の一二をあぐれば外椽は南朝吉野行在所の床板、床板は豐太閤桃山殿の扉、敷物は大安寺塔柱は三井寺の欄干、或ひは嚴島大鳥居の根木、嵐山吐月橋の橋材等にして何れも得難き珍品のみなり、此の座敷は最初十八疊敷の座敷につぎ足したるものにて當時の日記に廿疊に一疊足りぬは滿つれば缺くる諺もあれば云々とあり、而して今回氏が遺族神田區西五軒町松浦一雄氏より同文庫に寄附し其の保存を依頼するに至りたり

（東京日日新聞第一一四九八號、明治四十一年十二月十八日）



菊隅事件に關し十五新聞社の公判

（明治四十二年一月二十九日）

市內十五新聞社に係る新聞紙條例違反の第二回公判は昨日東京地方裁判所立石裁判長古賀檢事の係にて開廷せり、被告丈けにても已に十五名の多數なるに辯護士として今村、卜部川島、井本、鵜澤、岡村、原、櫻井、鹽谷、宮島、鳩山、花井、高木、新藤、横山、品川、牧野、添田、三宅、中村、小川、平松、岡崎、印東、天野、中野、大橋、渡邊等の諸氏三

十餘名孰れも現代法曹界に於る錚々たる者夫々設けの席に着きたる盛觀は近時稀に見る所なりし左しもに廣き公訴院の大法廷も午後二時の開廷に先ち傍聽人は廷內溢るゝ許りに數百名詰め込み身動きさへならざる有樣なりしが定員を超たりとて切角入廷せし百餘名は廷內取締の警官の爲め小言たら〳〵退廷せしは氣の毒なりし、△痛快なる辯論　事件は極めて簡單にて日本橋區元大工町料理店菊隅女將富田お峯が殺害せられたる事件の顚末を掲載したるに新聞紙條例に定めある豫審に關する事項を掲載したりと云ふにあり、被告中裁判の訊問に對し一被告は該記事は病氣引籠中掲載されたるものなりと云ひ、或者は出張中の出來事なりと區々の申立を爲したるものありしが結局掲載記事は知れりとの事にて事實の審問を終り證據調べに移るや各辯護人より目下豫審中なる菊隅事件の記錄を取寄せ本件の控訴は果して右殺人事件の豫審の內容に關するや否又曾て辯護士の十八萬圓窃盜事件として傳へられし小木曾某の記錄を取寄せ右小木曾某は當事豫審中なりしに拘らず宮內警部に依り該事實を傳へられ且新聞紙上に掲載すべき旨依囑ありたる爲該記事を各新聞社は記載したる事實を述べ且つ證人として小林檢事正、中央新聞記者田村三治氏及宮內警部等を喚問し中央記者田村氏先づ各社を代表して小林檢事正と對話せし狀況及宮內警部が屢々各新聞社を召集して豫審中の事實を傳へたる事より見て官廳自ら豫審の內容を示したるは平素其筋の教訓を體し實踐躬行したるものなれば新納警部を喚問の必要ありと請求せしは聊か痛快なりしも結局不許可となりたる折柄印東辯護人より本件公訴は不適法なれば公訴不受理の申立ありたるに拘らず裁判長は更に頓着せず審理を進行せんとして端なく辯護人と衝突し可なりに誤魔化したるも花井氏の追窮する所となり散々の不體裁を演じたるは頗る滑稽にて流石の立石裁判長も暫し閉口の體なりし、△論劈頭の申譯　斯くて事實及證據調を了り辯論に移るや立會古賀檢事は例の晦澁の語調にて冒頭先づ社會の先覺者を以て任じある新聞社を相手取るは衷心平かならざるも職務上止むを得ざる所なりと申譯したる後如何に時代の要求なればとて法律に禁じある事項を考慮なく記載せらるゝに至りては犯罪捜査の必要上一は個人名譽を保護する點より本件の公訴を見るに至れりと論告せり、時既に六時此上繼續するも多數辯護

人の辯論終るべくも非ざれば次回を二月十六日午前十時より午後一時迄の間に於て爲す事となり閉廷せり

(東京日日新聞第一一五四〇號、明治四十二年一月二十八日)

○

又も十四新聞訴へらる

△月島の刄傷事件

去る十二日京橋區月島通四丁目にて土木請負業吾妻組の浦上信夫が石井榮次郎のため重傷を負はされたる顚末を記載したるは新聞紙條例第十六條に違反するものなりとて又々中央時事、朝日、萬朝、毎日、民聲、日本、二六、都、國民、報知、やまと及本社の十四社及び富山通信何れも起訴されたり

(東京日日新聞第一一五六二號、明治四十二年二月二十日)

(註) 訴へられるに至つた問題の記事とは次の如きものである

○

月島の刄傷

△被害者は土木業界の花形

昨日午前八時四十分頃京橋區月島通四丁目四番地先にて京橋區南飯田河岸の土木請負業鈴木組鈴木四三郎方の工夫石井榮次郎(二十四)が同區上柳原町の同業吾妻組事河今德三郎の乾分浦上信夫(二十八)に大刀を揮つて斬り付け瀕死の重傷を負はせたる次第を聞くに河今は元來鈴木組の配下なりしも鈴木が餘りに不正工事を爲すより昨年十一月同組を脱し浦上と共同して吾妻組を組織したるが此吾妻組は昨今鈴木組にも増して多くの仕事を引受くるより鈴木組の嫉視すること一方ならず、殊に浦上は月島東河岸通一丁目四番地に家を構へ妻きく(二十六)との間にしづゑ(三つ)あり、吾妻組の柱石となりて仕事をするより鈴木組の注目は同人の一身に集り居たるが昨朝前記の時刻に抱へ車夫永熊佐四郎(二十四)の車に乗り月島二號地の別宅より自宅へ歸らんとする際、鈴木の養子鶴吉(三十)の弟なる前記石井榮次郎が通り掛り突然二尺八寸の大刀を拔き放ち車上の信夫の後より斬り附け左耳を斬落したるを始めとし頭より左手へかけて四ケ所、右手より胴へかけて七ケ所の重輕傷を負はせたる騷ぎに月島分署より係官出張し加害者を取押へ被害者は直ちに同所の海岸病院へ入院させたるも生命は危篤なりと

△吾妻組員の談　浦上方の者の語る所に依るに浦上は鹿兒島生れにて日本中學を卒業十七歳にして河合と懇意になり其後は河合の參謀となりて諸事劃策し河合も信用して萬事浦上の意見に從ひ鈴木組より分離したるも亦浦上の主張に出でたるにぞ鈴木組が浦上を惡むは一方ならず殊に昨年末陸軍省御用にて百三十萬圓の仕事ありし其一部分を鈴木組が受負はんとせしに吾妻組が競爭を始めたるにぞ、鈴木は弟の高尾幸太郎（三十八）を語らひ河合浦上兩人を賭博犯として芝署に密告せしめ之れが爲に河合等は一時拘引されたれば鈴木は此間に陸軍省の仕事を受負はんとせしが間もなく河合等は證據不充分にて放免されたれば此計畫も水泡に歸し反つて虛僞の密告せし事を河合に知られ謝罪狀を出したることあり、其後浦上の好評判愈々高く府下同業者中の花とまで云はるゝに至り鈴木は口惜しさに堪え兼ね股肱と賴む乾分湯河好藏等と共に石井を教唆したる者なるべく兇行の當日に浦上は一刀斬りつけらるゝや車より飛び降り地上に坐して殺すなら殺せと少しも抵抗せざりしと、尙浦上の負傷は左顳顬部一寸四方位後頭部に十字形深さ五寸と左肩胛部に長さ七寸左腕に長さ二寸五分右肱に長さ三寸各深さ骨に達せる由

△鈴木組員の談　石井側の云ふ所に依れば吾妻組員の語る如き遺恨には非ず、前夜月島二號地の某家にて共に花合戰をなし石井が甚く負けたるより浦上に少額の金を貸せと賴みしに浦上は大に罵倒したれば其の恨にて兇行に及びたるならんとの事なりき

（東京日日新聞第一一五五五號、明治四十二年二月十三日）

鈴ケ森の首無し美人死體事件

（明治四十二年五月十二日）

△首塚に首のなき女の死體
△支那鞄に詰めたるが漂着

先頃本所御藏橋に漂着したる行李詰婦人の死體に類するも是は一層無慘にも婦人の首を切り去りて之れを支那鞄に詰めたるが發見されたり、所は府下荏原郡大井町大字水神下鈴ケ森俚俗お首樣と唱ふる地先にて時は十一日午前四時半頃なりし、△發見の模樣　八百屋お七がお仕置場の露と消え供養の線香煙絶えせぬ首塚の傍に近頃珍奇の待合を始めたる砂風呂

と云ふがあり、主人小池旗次郎（四十三）は毎朝早起の男とて前記の時刻に起き出でゝ前夜の風に目下地先海岸に工事中なる海水浴場に破損のありはせずやと見廻りがてら散歩の折柄潮は午前三時の滿潮を過ぎて今しも引足の頃風盛んに東南より吹寄せり、岸より一尺許りの所に一個の鞄の浮び居るを發見したり、△秘密の鞄　何物ならんかと有り合ふ材木にて引止めながら甥の小池竹次郎（二十三）を呼び折りしも通り合せたる職人風の男と三人がゝりにて引上げ見れば長さ二尺五寸幅一尺二寸深さ一尺餘の青縞のズック張りなる支那鞄にて把手の環と環とを古き麻繩にて結びあるにぞ此中には犬や猫の死骸を入れあるにはあるまじ、必ずや何か秘密の籠れるならんと直に竹次郎を濱川派出所に走らせたれば同人は巡査石川芳之助氏を同道し來り茲に始めて蓋を開きたり、△慘たる死體　引上げたる際既に臭氣鼻を衝いて堪え難かりしが巡査も臭氣に顏打しかめつ錠を開かんとせしも容易ならず遂に帶劍を以てコヂ開けたるにコワ如何に首なき女の死體にて而も裸體なるにぞ直に品川署に急報したれば時を移さず三田警部出張して先死體を出しお首様六十六部供養塔の前に運び鬼子母神堂の戸板を外し之をもて圍ひを爲し斯くして檢視せしに全身腐爛して黑褐色を呈し指頭にて衝けば鮮かに跡を印し首なきが上に左腋下に長さ五寸程の突傷あり、傷口には綿を詰めて出血を防ぎ首の切痕には布團綿を詰め臀部にも一面に拔綿を宛て麻繩を以て十文字に縛し其上に桐油紙を覆ひて更に麻繩をかけ兩手は堅く握り兩足は折りて踵は臀部の肉に喰ひ込み居たり、△手懸りなし　軈て品川署の旗垣警部も警察醫と共に臨檢したるが何處の者と知るべき何の手懸りもなく鞄にペーパーもなければ桐油に商標もなく衣類一點も附着し居らず首なければ人相は知れずされど年の頃三十歳前後なるべく死後廿日乃至三十日を經過したるらしく手足の模樣を調ぶれば勞働者に非ざる事丈けは推察せられ、中肉中丈の女にて或は醜婦にあらぬかと思はれ又姙娠三四ケ月かと見ゆれど未だ判明せず、△係官出張す　正午に到り警視廳より武東刑事課長、深山醫師と共に刑事四名を率ひて出張し東京地方裁判所よりは小栗檢事書記と共に臨檢し詳細の取調を爲し午後五時一旦引上げたるが係官も斯る無慘なる臨檢は始めてなりとて何れもゼム清心丹など口にしつゝ檢視し死體は大學病院に送り

て解剖することゝし六時同病院へ送りたるが鈴ケ森に四十年來住へる茶店の老婆は一年に二三度は死體漂着するを見れど斯る土左衞門は見た事もなしと語れり、

△犯罪の經路　未だ何等の手懸りもなけれど附近の漁師等の語る所を聞くに東南より漂流したるが如ければ隅田河口より品川灣を漂ふうち此處に吹きつけられたるものならん、イヤ木更津又は船橋邊に行はれたる慘事に非ずや但しは佃島か或は前夜靈岸島發三崎通ひの汽船中より投棄したるのならんともいひ、又鈴ケ森附近に煙草の吹殼ありたれば此邊より投入したるならんとも云へり、兎に角鞄は新しき品にて錠前等の錆び居らざれば時日は餘り經過し居らざるべく或は全く陸上に在りしを臭氣に堪え難きより鞄に詰めて投棄したるならんとも云へるが警察署の方針は何れともつかず係官は十一日夜は深更まで品川署にて鳩首密議したるが内二名の刑事は佃島方面に他の人々は大森より品川の海岸傳ひを探索すべく出發したり

（東京日日新聞第一一六四三號、明治四十二年五月十二日）

東京高商の總退學事件

（明治四十二年五月十二日）

○教育會の大椿事
△高商生愈々總退學
△母校の門前に萬歲を三唱して解散す
△悲壯なる大會

鎭まらんとしては起り消えんとしては復燃えて久しく世間の注目を惹きたりし東京高等商業學校紛擾問題は十一日に至り遂に最後の爆發を爲し將來永く文部省の直轄の下にありて勉學するを潔しとせずとの理由の下に全校生徒は總退學を爲さんとするの決議を爲すに至れり

△飽迄一致の行動を執らむ　去る八日高商校舍燒失の當日學生は其食堂に於て熱烈なる學生大會を開き文部省の處置に對して學生の採るべき方針を決定する爲爾今益々團結を堅固ならしむるを斷然總退學をなすや否や教授と行動を共にするや否や其他三四條の問題に就て評議せむとする所ありしも論ずる所は殆んど總退學の可否のみにて遂に各級委員及學生總代

會に於て同盟總退學と決定し十一日午前九時より一ッ橋なる高等師範附屬小學校々舍に委員會を開き意見交換の結果教授と行動を共にする云々の如きは殆んど連袂退學に沒交涉の事なれば宜しく之を決議中より除き單に學生一同飽まで一致の行動を執り同盟退學すと變改し且つ淸國留學生及陸海軍委托生は一般學生と其の軌を一にして論ずべからざるものなり、依て之は除外例を設けて各自の隨意行動を認むることを一決し正午同小學校運動場に集合せる約一千の生徒に對して之を通告せり

△徒らに天命を待たむや　委員及び總代の議決如何と待ちに待ちし學生は委員より吾人は今日に至る迄文部省の嚢中より脫せんと欲して人事の凡てを盡せり、而も事終〻成らず徒らに天命を待たんや、吾人已に同盟退學の議決を爲せり、諸君諸君の感想を聽んと述べしに滿場一致を以て同盟退學に贊成すると共に今後一致の行動を取ることに關しても一言の異議なしと可決し拍手暫しは鳴りも止まざりしがやがて退學式を擧げんとの動議出で君ヶ代を三唱せり

△校舍を臨み見て泣き且謠ふ　嚴肅に君ヶ代を三唱せし一同は目前に校舍を臨み哀別堪え難くやありけん高商校歌「玲瓏高き仙嶺の千秋の雪の影淸く―」と謠ひ出せるに此處にも彼處にも嗚咽の聲交りさては淚數行下て嗚呼我は文部の犧牲となつて校歌に云ふ「孤島に踞して大平の、春を唱ふる者は誰ぞ、見よ商界の浪高く、絕島方に多事の秋、われ立てずんば大局の、經濟誰か語り得む」との抱負を擲てるなりと絕叫せるもありしが校歌を謠ひ終り大日本帝國萬歲、東京高等商業學校萬歲を三唱す、沈痛悲壯人をして轉た同情に堪えざらしめたり、是より一同列を作りて母校門前に到り再び校歌の一節「瘴烟こむる南洋に、曉天の星冴ゆる時、寒風むせぶ西比利亞の、荒凉の月仰ぐ時、思ひを馳て一ッ橋母校の姿君見ずや」と謠ひ熱淚を振ひ聲を嗄して再び大日本帝國萬歲を三唱せしが此の悲痛の光景に對しては路傍の人も同情の淚を流し頃日來學生の行動に關し監視のため尾行をせし刑事等も數行の淚を禁ずる能はざりき、かくて一同は着帽の高商徽章を脫し去りて最早や同校生徒に非ざるを示し各自哀別の意を表し午後一時頃四方に解散せり

△今後の行動　已に退學の決意を示せる生徒は母校の前にて

解散の後、本科三年は神田今川小路玉川亭に以下各年級思ひ〳〵に集りて總會を開きしが今後の行動に就ては文部省が商科大學設置の省會を撤回するか少くとも專攻部廢止の省會を撤回するに非れば斷然復校せずとの事にて今後行動の必要上より東京に各學年級本部を五ヶ所に置き別に之を總括する總本部を置く計畫なりと云ふ

△前校長及現校長と生徒　同盟退學を決議したる生徒の一名に就て前校長及現校長に關する意見を仰ぎしに松崎前校長に關して吾人何等の語るべき所なく現校長は文部省との關係あれば何等信頼すべき人にあらず、且つ赴任以來生徒一同に對しては一應の挨拶もなければ千五百名の學生中には其容貌すら見たる者なき者多々ありと、十一日現校長が生徒の保證人に對して發したる訓誡狀は訓誡狀と云はんよりは寧ろ一片の赴任挨拶に過ぎず同情と熱誠とを缺けるのみならず已に今日に至て斯る事宜一片の文書を何千通發するも何ぞ其の効を見るを得んや、惟ふに我等の境遇は太平洋上に孤舟空しく大濤のために拉し去らるゝものゝ如きか船體と船長とはあれど船員勞働に疲れ求むるに食なく渇を癒するに水なきに均しきなりと語りて苦笑せり

△何れか常識を失せる　高商問題火の手盛んなるに際し偶々同校の一部が火災に罹りしより世人は之を同校生徒の放火ならんと認め頃者又高商學生文部省燒打ちの擧を企つの噂さを聞いて一生徒は大に忿怒せるものゝ如く如何に常識に缺けたりとは云へ斯る卑屈なる蠻風を學ばんや、若し高商生徒熱狂して常識を失へりと云ふ人あらば先づ其人の常識の有無を問はんのみと

△文相に御下問

小松原文部大臣は十一日午前十時十分參内し　天皇陛下に拜謁したるに　陛下より高等學校事件に就き種々御下問ありたれば文相は一々奉答する所ありたりと聞く

△父兄保證人への訓諭狀　眞野校長事務取扱は兩三日來生徒の鎭撫に努め十一日附を以て生徒の各父兄保證人へ訓諭狀を發したるが其文左の如し

拜啓過日來本校學生生徒中屢々課業を休み寄々會合を催し候者有之候小官此際學校長事務取扱を命ぜられ教育の主任を負擔致し候に付ては昨今の情況に對し衷心憂慮に不

堪候何分少壯なる學生生徒の事故或は一時の感情に馳せて常軌を逸し或は同學に對する情誼上心にもなき行動に出で爲に各自の前途を誤る等の事有之候ては父兄諸氏の寄託に背き子弟教育の効を全うすること能はざる結果と相成可申と深く痛心致候此際小官に於て固より充分の訓誡を與ふべく候得共今日の場合學校の指導のみにては十分に行届き兼候處も有之候に付貴下に對ても學生々徒に對し各自其本分を全うし勉學の外他意無之樣篤と御懇諭相成度右得貴意候　敬具

（東京日日新聞第一一六四三號、明治四十二年五月十二日）

○

高商のストライキ

△無條件にて復校

△本日の授業開始

連日結んで解けざりし高商學生總退學問題は二十一日來三團體の仲裁其功を奏して二十三日に及び强硬なる反對者も漸く交渉委員の熱誠に動かされ遂に何等條件の要求を爲さずして千五百名の退學生全部復校することとなり玆に商業教育上最も慶すべき解決を見るに至りたり

△向島の委員會　二十二日の夜向島鳥松の會合は議論沸騰して遂に夜を徹し翌二十三日の朝五時半頃投票と決したるに圖らずも硬派多數にて勝を制せしかば、軟派の委員は袂を連ねて辭表を呈出し得野、原島の兩氏は學生總代として中野會頭を訪問し其意見を確かめたる上再議に附せしも亦纏らず八十名の委員は緊急級會を開きて一般の意嚮を聞かんが爲め午後五時半頃一と先づ散會することとせり

△三十餘組の級會　向島を引揚げたりし八十名の委員等は同夜所屬級に歸り直ちに級員を召集し討論會を開きたるが同夜は豫科、本一、本二、本三、專攻一、二に別れ例の芝蘭、三九、五葉、瓢六など三十餘組が一組三四十人宛各所に分列して級會を開き委員が說明せる向島の報告を聞取り大勢の既に非なるを見て嘆聲を發するあり、盛んに痛罵するもありて又々此所にも議論の花を咲かせたりしが關、瀧本等の各教授連は八方に車を飛ばして熱狂せる級會を訪問し此際輕擧妄動を謹しみ學生の本分を守られたしと極力慰撫に努めたりしと云ふ

△徹夜の同窓會　是より先澁澤男爵、中野武營、江原素六氏等三團隊委員間の交渉ありし以來同校出身の人々は二十一日午後五時より一橋高商校内に密議を凝らし學生の所決を促す爲め豫め會の意見を定めんとしたるも議論百出して容易に決すべくも非ず、假令復校せしむるとするも今は決して其の時機に非ずとなす者多く所詮決定し兼たるを軟化せる八十島關等の一派が或筋の內意を受けて盛んに軟化の運動に努め夜を徹して黎明に及ぶも議未だ熟さず漸くにして生徒の意嚮を窺ふこととし強て干渉せざるべしと云ふに決定したりと

△軟化懐柔策　同窓會の徹宵密議と同じく前記神田方面の各所に催されたる各級有志會に於ても今に及んで無條件にて復校するが如きは我等の初志に背くものなりとて絶對に反對せる者も少なからざりしが午前六時頃より硬派の人々を軟化せしむる運動はあらゆる手段によりて開始せられ殊に學生大會を開くべく神田美土代町の青年會館にては門前より樓上樓下を通じて三々五々集まり來れる小集團に對し例の八十島、關等は必死の力を盡して意氣昂れる學生の懐柔軟化に努めたりと云ふ

△高商學生大會　前日來向島嶋松に於て數回の委員會を開きたるが議論沸騰して迚も纏るべくも非ず徹宵の會議此かも其效なき有様にて各自漸く疑念を懐き暗鬪を續け居たりしが遂に得野、原島の兩總代が中野武營氏訪問の結果として議稍々熟したれば廿二日午前七時三十分より神田青年會館に於て學生大會を開く事となりしも本科一年生二百餘名は尙非常に强硬の態度を持し島田、澁澤男、中野諸氏の交互復校の利益を說くにも拘はらず容易に承諾するの模様なかりしが漸く十一時に至りて會場に入る事となし交々起ちて議論を鬪はしたり然かも容易に其の要領を得ざりしため更らに同窓會主催の下に學生大會を開く事となりたり

△同窓會の召集　十一時より同窓會主催の學生大會は開かれたり、來會者は三團隊即ち商業會議所側よりは中野武營、小野光景、松方幸次郎、藤井諄夫、大橋新太郎、日比谷平左衛門、松原榮三郎、稲茂登三郎、馬越恭平、商議員側よりは澁澤男、（益田孝、近藤廉平氏は缺席なるも出席との見做すと報告あり）保證人側より箕浦勝人、根本正、荒木眞弓、原田三郎の諸氏其他高商同窓會員學生等にして學生側は約九百名

にして三團體代表者の演說ありたり

△中野氏の演說　學生大會に於ける中野武營氏は大要左の如き演說を爲したり

商大問題は文部省の法科大學内に設置すると決定せし爲め諸氏の憤慨となり總退學となり今日は吾々の立場として大に憂慮に堪えざる場合となりたり、乍併物には順序あり此の順序を誤らざると同時に我々は二段の解決を爲さゞる可からず一は諸君の不利益ならざる爲め復校する事、二は政府に對して其主張を貫徹するに努むる事是れなり、而して無條件復校の事は諸氏の承諾を得る上に困難なるも我々は諸氏の意志を繼承して其主張を貫徹せしむるに努むべければ信用の上委任されんことを乞ふ

△澁澤男の演說　次に澁澤男爵は左の如き意味の演說を爲したり

十年來商科大學問題は世間の輿論となり居りしにも拘らず文部省の變態設置のため大紛擾を惹起し吾々が當局に對しての進言も不德無學の爲め採用せられず遂に今回の如き設置を見るに至りたる次第なるが併し高等學校なるものは一朝にして成立せしものに非ず既往三十年に遡りて見れば當時商業の如きは大に世人より卑下せられ之れに盡力せるものゝ如きは絕無と云ふも可なり、然るに我々は軍事政治法律醫術以外に商業の大に勃興すべきを悟り東京府農商務省の補助及び同志醵金の下に商業學校の命脈を維持し來れり今回の事此儘にして棄置かんには門前雀羅を張るの觀を呈すべし、是れ母校廢滅を希望するに異ならず諸氏の意志は諒とするも明治七年以來特別の歷史ある母校を大破せしむるは豈其本旨ならんや、今日は同窓會及議會は勿論輿論も商大設置に關し一致し居れるを以て諸氏の退學を續行するに於ては却て反對の結果を生ぜずとも限らず故に今回の事件に關しては學生のみにては目的を貫徹する事能はざれば茲に三團隊集合の上希望を貫徹せんと欲し奮勵する所以なり

△島田氏の演說　又島田氏の演說は大要左の如し

予は保證人として諸氏と共に被害者の一人なるが予の責務は學生の利益を保全せんとするの主旨に外ならざるを以て今回の一致行動の武士的態度は之を稱揚するものなり、商

して一方行政官の權限外處置を爲したる專權は大に之を排撃するものなり、吾人は輿論と共に議會に於て立派なる商科大學を作らんとの意志なれば豫め此意を諒せられん事を乞ふ、尙此に今回の事件と相對して一二官吏の考にて商業會議所の取引期限を短縮したることあり、然るに此事たるや經濟界に惡影響を及ぼすが爲めに其反對を受け僅か一年にして復舊し當時の局長大臣は譴られたり、本件も大に之と性質を同うするを以て諸氏は決して自殺して報ゆるが如き短慮を起さず復校せられんことを希望す

△學生大會決議　右演說了りて同窓會員堀越善重郎氏は左記同會の決議文を披露せり

決　議

一、本會は東京、大阪、京都、横濱、神戸五商業會議所母校商議員學生父兄保證人會委員の三團隊が母校の改善擴張發展に關する學生の主張を諒とし責任を以て之を承經し極力其貫徹に盡瘁せらるゝと共に學生の何等の條件を附する事なく直に復校し學に就く事に勸誘せらるゝの好意を謝し學生の速に此勸誘に應ぜん事を切望す

二、本會は前項の三團隊と共に母校の改善擴張發展に關し極力目的を貫徹せん事を期す

次で學生側より得野隆裕氏立ちて各委員會を開くべき事を協議し滿場一致を以て之を可決し同氏總代となり來賓に對して深く感謝の意を表するの辭あり了りて同窓會員八十島親德氏の來賓に對する謝辭ありて十二時半散會せり

△各級委員會　各級委員會は直に館內各室に於て開會せられ其結果全部復校する事となりたり

△神戸高商も一致す　神戸高商の中川、野村二教授及び學生側の委員天羽、三宅、伊藤三氏は大會後五商業會議所及び澁澤男立會別席にて會談したる結果全然東京高商と同一步調を採るに決し委員三名は即時歸神したり、中川、野村兩教授は尙文相と會見の上退京する筈なりと

（東京日々新聞第一一六五五號、明治四十二年五月三十日）

二葉亭四迷氏の死（明治四十二年五月十五日）

昨年露都に赴きたる二葉亭四迷長谷川辰之助氏は今春病に罹り去月六日露都を發して歸朝の途に上りたるが途中コロン

ポとシンガポールとの間にて去る十日午後五時頃逐に逝去したり、△病氣を非認す　記者は訃報に接して直ちに本郷區彌生町三番地の留守宅を訪ひしに東京朝日新聞主筆池邊吉太郎氏出で來りて語れる樣「長谷川君の病氣は肺結核であつたそうです、聞けば何でも七八年前から肺が惡かつたそうですが其の後別に何でもなかつたので本人も別に病氣があらうとは思はなかつたので露國に行くにも喜び勇んで行かれました所が露國は御存じの通り氣候が惡いので間もなく發病したが本人は醫師が何と云つても聞かない、私の病氣は私が知て居ると幾ら醫師が歸國を勸めても頑として聞かれなかつたそうで兎角する間に段々病勢が重くなつて來たので止むを得ず歸國する事に決し、去月六日露都を發して倫敦に赴き郵船會社の加茂丸で十日に倫敦を發して歸國の途につかれたが遂に途中で病死せられたのです」△航海中の病狀　氏は尚語を次で、「航海中は絶えず容體を郵船會社から電報で知らせて呉れました、ポートサイドで發した電報には少し惡いと云ふ事でしたがコロンボでは餘程惡いと言ひ寄越しました、併しまだ危篤とは無かつたので萬々一不祥の事はあるまいと思つて居ました、又長谷川君から直接に來た便りはマルセイユで發した端書で之れは去る九日に着きましたが之には稍々輕快に赴いた樣書いてありました、船中では船醫を始め船員一同手厚く看護して呉れた樣ですが何うも仕方がありません、△文士が嫌ひ　更に話題を轉じて「長谷川君は文士と言はれるのが嫌ひで常に政治や經濟の方に心を寄せて居られました、夫れ故露國に行かれる時には彼地の政治經濟を研究する考へであつたのです、又昨年西園寺侯が文士を招待された時にも自分は文士ではないと言つて行かずに了はれました、著書は隨分澤山ありますが創作で最も古いのは浮雲です、最近の作は新聞に掲げた露都雜觀二回でせう」△家族の悲嘆　彌生町の留守宅には實母と夫人と二男一女あり、又長男立太郎氏(十七)は坪內博士の許に在りて勉學中なり、留守宅にては訃報に接して夢かと許りに打驚き唯々涙に暮れ居たり

(東京日日新聞第一一六四六號、明治四十二年五月十五日)

國技館の開館式　(明治四十二年六月三日)

△貴顯縉紳雲の如く集る

二州橋畔太鼓の音勇ましく晴天十日の興行滿都好角家の血を湧かしめたる大相撲は有志年寄等が熱心なる計畫奔走により常設館漸く成りて御免札には晴雨に拘らず十日興行と記さるゝ事となり茲に六月二日吉辰盛大なる開館式は擧げられたり

▲旭光章旗に映ず　館內外の裝飾設備は前日既に整ひたり、門前の大綠門綠愈々深く白亞の大球尾上に樹てる協會の章旗は翩飜として旭光に輝き四圍の小旗のひらめく樣美しとも美し午前六時と云ふに兩國橋を隔てゝ流の上下にて柳橋三業組合並に藝妓中より寄附せる煙火は音勇ましく打揚げられたり

▲增上寺貫主の祈願　芝增上寺の貫主堀尾大僧正は國技館落成に付き門末たる回向院住職本多淨嚴師の乞に應じて法樂祈願の大導師となり市內知名の淨土宗各寺院の住職も二日早朝回向院の大書院に參集し斯くて正六時法鼓の鳴渡ると同時に堀尾大導師は衆僧六十餘名を率ゐ樂衆は樂を奏しつゝ大書院より徐々と繰出し國技館北口より入りて先づ館內灑淨の儀を脩し十六諸善神を奉請して宣疏を捧讀し夫れより讀經しつゝ土俵を一匝し了つて西口より出でゝ回向院本堂に入り大乘妙典護念經を讀誦して國技館の安全隆昌を祈願せり

▲神官の奉告祭　國技館落成に付き宿禰神社神職今井氏は斯道の祖神へ奉告すべく牛島神々司春日宣德氏を齋主として今井氏副齋主となり增上寺貫主の法樂祈願の終るを待ちて六時半より祭官四名を率ゐて土俵に上り式の如く祭典を行ひたり

▲記念スタンプ押捺　午前九時頃には開館式の盛況を見んと集り來る者踵を接し門前の記念繪葉書賣捌所には黑山の如く集り爭うて繪葉書を買求め常陸山梅ケ谷が自筆の記念スタンプの押捺を乞ふとて犇き合へり、斯くて時移るに從ひ人出は漸く增して午後一時頃には館の周圍は人垣造れる光景なりき

▲館前の雜沓　午後一時には兩國橋上に警官數多佇立警戒し電車は一時通行を止め國旗彩燈を吊せし玉屋の小舟よりは絶えず煙火を打揚げたり、東兩國の橋袂はハヤ往來も出來ざる程の人出にて皆汗拭ひつゝ佇み居り、其間を馬車人力車に乘りたる來賓等の通り過ぐるさへ困難なる程なり

▲場內歡聲滿つ　受付には協會員係員等羽織袴嚴めしく控へ來賓の多くはフロツクコートに絹帽の姿にて來賓章の赤リボンを胸に着けたるいと美し、立附袴穿きたる呼出が案內して

廊を繞りて式場に入る、廊下には力士の面々羽織袴少々着難さうに着なし髮美しく梳りて滿面歡喜の色を湛へたり、來賓も笑迎る者も笑む

▲唯見人の山　廊の上下内外は雪より清き白ペンキ塗りにて氣持能き砂地の通路を通りて場内を見渡せば四圍には唯是れ人の山、中央嚴然たる破風造り四本柱の土俵は一段高く柱は下半は總て赤布を卷き上半は赤白黑青の四色を卷き上には櫻花染拔の紫幔幕を絞る

▲宮殿下の臺臨　土俵を中心として四圍氈町館に渡る觀覽席は十四段に高まりて螺旋形をなし此間黑塗赤絨氈の椅子三千個を併列したり、午後一時と覺しき頃閑院宮殿下には鍋島御附武官を隨へさせられて御入場嚠喨たる陸軍々樂隊起ると共に館外には音勇ましく煙火響き諸員は起立して御迎え申す、御伴の松井家令は直に次席の親任官席に控ゆれば獨逸大使夫妻は御陪席の榮を荷ひぬ斯くて土俵祭始まりたり

▲土俵祭　午後二時脇行司式守伊之助同木村庄三郎の兩人先づ土俵に上りて清祓を行ひ了つて司行司吉田追風氏狩衣を着し軍配を携へ太刀持及び脇行司木村庄三郎等を隨へて東の花道より出で來りて直に土俵に上り祝詞を奏し了りて土俵の南方に當る設けの席に着き次に伊之助、庄三郎の兩人は土俵の中央に飾りたる幣を各一本宛執りて一は之れを北方の柱に飾り他の一は之れを南方の柱に飾り夫より神酒を先づ北方の柱に供し次に南方の柱に供し終つて供物を撤し更に土俵の中央に圓座を設け吉田司行司其の上に座して開口、片屋開きを行ひ一同東の花道より退場せり

▲三段構　同二時三十分吉田司行司は唐衣を着し四布袴を着けて西の花道より出來り土俵に上り續いて常陸山は東の花道より梅ケ谷は西の花道より出來りて土俵に上り追風氏行司を勤め兩横綱茲に三段構の古式を執行ひたり

▲開館式　三段構を終るや直に土俵の中央に卓を持ち出だし開館式を行ふ、土俵の一隅には委員長板垣伯、委員千頭清臣取締雷權太夫の三氏立ち並り板垣委員長先づ進み出でゝ左の式辭を朗讀す

開館の辭

我角力協會は經營多年今や其工を竣り之を國技館と命名す茲に開館の式を擧ぐ、夫れ角力は日本古來の國技にして國

民的娛樂たり、之をして社會の武育に裨益せしむるこれ本協會の責務なり

謹んで各大使公使內閣大臣貴衆兩院議長諸閣下內外貴紳諸君の御來臨を謝し併せて諸閣下諸君の御贊成に賴り我が國技館の永久繁榮ならんことを祝す

委員長伯爵　板垣退助

次に全國各新聞有志總代黑岩周六、東京實業團體總代星野錫東京商工團體總代中野武營、東京市長尾崎行雄、衆議院議長杉田定一、貴族院議長公爵德川家達代理、內務大臣男爵平田東助代理等諸氏の祝辭朗讀ありたり

▲御前掛り　行司木村誠道の先導にて東方幕內力士大關駒ケ嶽以下の土俵入りあり各々北方に向ひて手を拍ち四股を踏むこと二回、終りて駒以下順次退場し更に西方より行司朝之助の先導にて大關太刀山以下の土俵入りあり、前と同じく揃踏の式を行ひ夫れより常陸山、梅ケ谷兩横綱の土俵入りありたり

▲餘興相撲勝負　餘興相撲勝負左の如し

勝		負	勝		負
大戶崎	(だしなげ)	玉ケ崎	白梅	(ひきおとし)	十三浦
能代潟	(きめだし)	荒駒	八國山	(こてなげ)	朝日嶽
近江富士	(うはてなげ)	陣立	龍ケ崎	(はたき込み)	利根川
太刀勇	(つりだし)	駒勇	土州山	(おしきり)	綾浪
佐賀海	(おしだし)	藤見嶽	平の石	(おしだし)	瀧の音
八島山	(こてなげ)	鬼龍山	氷見濱	(つりきり)	錦戶
神崎	(つきたほし)	太刀勇	男島	(すくひなげ)	稻瀨川
山泉	(つりだし)	司天龍	紫雲龍	(わたしこみ)	立川
黑瀨川	(うはてなげ)	小常陸	小柳	(おしきり)	有村
綠島	(うはてなげ)	大湊	鏡川	(つりだし)	浪の音
高見山	(きめだし)	大崎	千年川	(よりきり)	栢山
大綠	(ひつさけ)	有明	鳳	(つりだし)	兩國
尼ケ崎	(預)	上ケ汐	大の川	(うはてなげ)	平の川
伊勢濱	(よりきり)	碇潟	玉椿	(よりきり)	大綠
▲中入後					
西の海	(分)	國見山	太刀山	(すくひなげ)	駒ケ嶽
常陸山	(分)	梅ケ谷			

仕立屋銀次等大捕物帖

（明治四十二年六月二十五日）

（東京日々新聞第一〇六六五號、明治四十二年六月三日）

〇掏摸の大檢擧

△司法警察の痛快事

△赤坂署長の大英斷

從來掏摸の檢擧粗漏なる爲め彼等の跋扈甚しく白晝公然横行し果ては靜岡事件の如き大失態を起すに至れるも未だ猶東京市内に於て彼等の親分なるもの一回だも拘留せられし事なきは奇怪極まる現象なりと憤慨する者多かりしが今回赤坂警察署長本堂平四郎氏の大英斷に依り日本一の掏摸の親分仕立屋銀次事富田銀藏(四十四)其乾分八名が檢擧され更に他方面にも大發展を來さんとし從來情實の纒綿したる刑事界に大恐慌を起さんとしつゝあり、今左に其顚末を報道すべし

△伊藤公の記念品　去る廿一日午後七時赤坂高樹町二十番地前新潟縣知事柏田盛文氏が所用ありて麻布に赴き廣尾橋より電車に乘りて青山一丁目に向へる途中帶の間に挾み居たる公爵伊藤博文氏より記念として柏田氏に贈與せる旨を鐫刻しある金時計を掏り取られ歸宅後心付き一生の好記念品を失ひては殘念なりと直に赤坂警察署に訴へ出でたり、當時氏は老體にてはあり自分の傍にドンナ男がありしか氣づかざりしが掏られし場所は墓地下邊の線路曲折して最も動搖烈しき邊ならんといへり

△常務巡査に命ず　屆出を受けたる警部本多留吉氏は直に本堂署長に上申し署長は從來如何たる事情が警察側の一部と彼等掏摸仲間との間に介在せるやは知らざれど本官の方針としては斷じて姑息の手段に出でず、此好機會を利用して市内掏摸の大檢擧を行ふべしとの意氣込み勇ましく、殊に刑事巡査は他に夫々任務もあることなれば今回は之を應援の方に廻し最も彼等と接近すること少き常務巡査をして專ら其探偵の衝に當らしめ漸く廿三日朝に至り犯人は仕立屋銀次の乾分なるべしと突き留めたり

△本營を衝く　銀次が本宅は本郷區駒込動坂町に在り門構黑板塀の宏壯なるものにて本妻其他の家族あり、尙北豐島郡日暮里村元金杉百三十六番地にも大邸宅を構へて此處に妾お國

（三十八）を園置き銀次は同家に寝泊りして本營と定め日夜男女の乾分五十餘名が出入して悪事を計畫し報告しお國も亦强膽なる事流石に銀次が姿丈けあり大姐の器量を具へ居るにぞ犯人は適切同家に潜み居るものと突き留め廿三日午前十時木内横倉の兩刑事は岡部以下手利の常務巡査六名を從へ突然裏表より同家に踏込みたり

△親分を逮捕す　然るに流石の銀次お國も周章し居合はせたる乾分等を戸棚床下等に隱し老僕下女を出して應對せしめたるが尚踏込みて銀次を捕へんとしたるに彼は方に乾分等に今日の方針を授け已も外出せんとしたる折柄なりしが遂に覺悟や定めけん、尋常に縛に就き隱したる乾分等八名を呼出して悪ビレもせず赤坂署に引立てられしが銀次其の折りの扮裝は丸顔の五分刈に鼻下に八字髯を貯へ本フランの單衣にセルの單羽織、鼠縮緬の兵古帶に紺足帶を穿き黒山高帽を頂き左の藥指に白金の指環を篏め甲斐絹細卷の洋傘を持ち一見立派なる紳士なりしと、猶お國も去る者罪を己れに荷はんと申出でたるも其儘自宅に留置ことゝし一同赤坂署に引上げたり

△痛快大痛快！　斯くて赤坂署にては署長自身銀次以下を監守し且取調べつゝあり、一方巡査を各方面に派して連累其他の親分株を檢擧しつゝあるが銀次は署長の取調に對し涙ながらに「何卒今度だけは許されたし、從來とても各警察署の方々には懇願したる事もあり今後は如何なる御用にても貴命を奉ずべく其證據として指を切て誓はん」と哀訴嘆願したるも署長は「汝の指を貰つても何の役にも立たぬ」と斷乎として撥付け一層嚴重に取調中なりとは警察界の大痛快事なりと云ふべし

△珍らしき證據品　銀次拘引當時押收し來りたるは慶長小判一個寶石六ケ婦人持十八金着掛時計鎖二本襟掛金鎖等なるが外に贓品臺帳一冊あり、之は西洋紙綴り厚さ一寸四六版にて表紙には鴛鴦の繪を畫き三百五十圓など落書しあり中にはきん、はる、○、どて、ちびはげ、中村等十數名の乾分の索引を付て四月十五日より記入し初め金額は五圓十圓廿圓三十圓などの大口のみにて「内庄かし」「受取」など書き或は判を捺し符牒語を記入しあるが何れも大姐お國が手書したるもの此臺帳こそ珍無類にして且つ有力なる證據品なりと

△掏摸が警官　從來各警察署に於て未だ一回だも彼等の親分

株を逮捕し得ざりしには種々の秘密伏在し中には結託せるものもあり、或は利用するもあり、或は親分を検挙する時は乾分等が挙つて其當該署の管内に入込み窃盗強盗強姦掏摸放火等の不法を行ひて事故を多からしめ陰に脅喝を行ふことあるを恐れて大抵放免するが常なるが殊に盗難品などの屆出あれば警察官は親分に就て「どうか彼品だけは出して呉れ」と頼むと「よしそんならお前達の顔を立てゝ出してやらう」と横柄極まる態度にて警官も頭が上らず何れが警察官なるや判別に苦しむ位ひ、さればこそ「彼品だけ」如何に悪事は多く見逃し來れるなどの悪弊各署に行はれつゝあり

△刑事界の大恐慌　警察の威信に關する悪弊は赤坂署長の大英斷に依りて一掃せられんとし或者は警視廳あたりの制肘を蒙りはせずや、又かゝる被告が法廷に於て若し從來の秘密を陳述するに於ては刑事界に由々しき大事を惹起すべしなど杞憂を抱き居る者有る由なるが署長始め一同は正義の爲め一身を犠牲にせるも敢て怖れずとの大決心を以て着々検挙に從事しつゝあり猶銀次は日本一にて之に次ぐ湯島吉あり、深川に穴倉の三あり、山の手(新宿)に伊藤あれど近來縄張の範圍案亂し銀次は以前箱師を専門とせるが近頃は各地各方面に手を擴げ家に十萬に近き財産を貯へ本所邊に數十戸の地所家作を有し宛然大富豪の生活を爲し居れりと云ふ

(東京日々新聞第一一六八七號、明治四十二年六月二十五日)

○

○警察界の大廓清

△赤坂署の掏摸大検挙後聞

△正義の署長に流言を放つ

日本一の掏摸の親分仕立屋銀次が端なくも本堂赤坂署長の大英斷に依て其乾分等と共に同署に拘引せられ近く刑事界に大恐慌を來さんとする形勢あるは既報の如くなるが其後に於ける検挙の模様を聞くに

△乾分襲撃の噂　親分銀次が拘引せらるゝや乾分の多くは一早くも逃亡したるが殘留せる四十餘名は廿四日夜上野公園に集合し到底一通りの哀訴嘆願にては親分の釋放せらるゝの覺束なしと觀念し此上は非常手段に出でゝ奪ひ返さんと赤坂署襲撃の噂ありしが之は噂のみに止まり同夜は斯る模様更になく赤坂署にても何等警戒する所なりしとの事にて一昨年中北

海道函館にて縄張爭の事にて檢擧されたる博徒の親分丸茂と云ふを奪返さんとて乾分が暴れ込み巡査部長巡査等に傷け反對派の親分を慘殺したる事件などあるより萬一斯る事起りはせずやと杞憂したる者が云ひ觸したる風說ならんと云ふ

△警察は歡迎す　又或は斯る噂は彼等仲間が同署を脅迫する手段なりと云ふ說もあれど何れにせよ本堂署長は彼等が一團をなして襲擊し來るを待ち居り散在しては却て檢擧の手段を感じ居る處なれば大擧襲來は寧ろ歡迎する所なりと勇み立ち先頃伏見宮殿下より致士の稱號を賜はりたる同署柔道師範町井百太郎氏初め中村清吉氏擊劍師範の瀨戶山、金子、大內等の達人法切りにて各被告を監守しつゝ手脛引いて待ち構へつゝあり

△流言を放つ　或は又同署長は昨年岩手縣より轉任し來りたる者にて日猶淺く東京の事情に通ぜざる爲め亂暴なる一人よがりを爲しつゝある者なりなど非難し種々の流言蜚語を放つ者刑事界にもある由署長自身も聞き及びたりと云へるが斯る非難を爲す者は多くは從來掏摸仲間と密接なる關係を有する者なるべく署長は如何なる攻擊を蒙るとも斷じて思ふ丈け彼等を檢擧し警察界の一部にても廓淸して見んと憤慨しつゝあり

△贓品山を爲す　斯て廿四日夜は係官一同を集めて愈々贓品の蒐集に着手し同夜十二時迄に妾宅お國方より人力車にて三臺の贓品を運び來り廿五日午前三時迄には各方面より集め來りたる者荷馬車に二臺あり、同署の應接所六疊一間に入れ切らず遂に別棟の擊劍場にまで運び入れ贓品積んで山を爲す有樣にて尙廿五日は早朝より下谷淺草質店主人某々三人を呼び寄せ夫々調査したり

△續々檢擧さる　廿五日早朝署長の命を含みたる木內横倉岡部等の刑事及び巡査合計十八名は諸方の搜査に從事したるが午後一時に至り、兎に角銀次の妾お國及びお國の實母のお新(五十六)に乾分數名を拘引し來り夫々各室に別居せしめたるがお國は色白の細面にて髮は銀杏返しに結び眉を落し齒を染めセルの吾妻コートを着素足に下駄を穿き左の指に金指輪を篏め始終思ひに沈み居り又母お新は袷の重着して髮は切て撫つけ口元少しく歪み一寸上品な婆さんなりき

△參謀に擁護士　銀次は東京市內だけにても乾分二百五六十

名あり、其内直參者三十名あり、宮田庄太郎、堀鐵次郎、田利通、保科伊之助、梶庄吉、池田宣雄、伊藤傳次郎、中居仙吉、木村芳次郎、馬場藤次郎、小林秀吉、井上金次郎、今井重太郎、筆辰前記仙臺にて捕はれたる寺地、星野等は稍々有名なる方なるが更に其惡事の參謀警察側への交渉等を務むる辯護士三名あり、二十日程前も乾分覺事山本金次郎と云ふが某署に拘引され辯護士某の一人が貰ひ下げに赴きたることあり、又以前本所署へも貰ひ下げに辯護士の書生なる者來りたることありしが同署にても斷然刎付たりと

△乾分仙臺に捕はる　乾分中にても大低は逮捕し又は逮捕し得る望みあれど第一の乾分にて既に表面上銀次の株を讓られたる下谷上根岸百二十番地仙公事小林仙吉は早くも仙臺地方に逃亡しまた巧みに法網を逃れ居りお寺事寺地宣吉及び熊事星野襲太郎の二名も仙臺に逃れしが赤坂署よりの依頼に依り既に仙臺署の手に捕へられ目下豫審に廻されつゝあり

△獄中の銀次　拘留中なる銀次は來る廿七日頃本所の所有家屋の修繕を爲す手筈をなし居たるが拘引後も之を苦にして出入の大工寅吉に仕事にかゝるべき樣傳言をなし又車夫金公に廿五日朝白毛布風呂敷などを持ち來るべき樣お國に傳へよと命じ遣りたるが取調の際には一々氣憶に存する所は自白し然らざるも追想を辿りて陳述し既に覺悟を極めたるが如く頗る落付き居れりと、又妾宅には同署員の警戒怠りなきも乾分等の立廻る模樣もなく唯老僕一人と下女一人のみ留守居し五月雨の梁山伯頗る寂寞を極め居れり

(東京日日新聞第一一六八八號、明治四十二年六月二十六日)

○

○銀次檢事局に傲語す

△大膽不敵の彼が態度

△愈々東京監獄に送る

十三日午後護送されたる元凶銀次が其後の模樣を聞くに、

△此方の物だ　彼は檢事局に入るや古賀主任檢事小原檢事立會にて嚴重に取調べたるが銀次の態度は頗る傲慢にて恰かも舊友と會見したるが如き風あり、毫も遠慮する處なく警察官との從來の秘密關係を手柄顏に吹聽したる上一層聲を高めて曰く「自分は今日自分が監獄に送らるべしとは豫期せざりきされど親分となりて十九年を經たる今日迄屢々乾分等の捕は

れたるを救はん爲め裁判所監獄所等に出入して上は判檢事の方々より看守長看守に至るまで其顔を知らざるものなく何れも懷柔の策を施し來れり、故に今日此方へ送られ來りとも何の恐るゝ所なし、既に赤坂署の手を離れたる以上自分の體は自分のものなり」など傲語したるに係官も一方ならず其大膽不敵なるに驚きしと、△監獄に送らる　檢事局にては十三日午後七時一應銀次を取調べたる後都合に依り一旦赤坂署に還送したるにぞ同署にては之を青山分署の獨房に收監し嚴重に看守したるが十四日午前本堂署長は檢事局に赴き古賀檢事に面して打合せる處あり本多警部は分署に就て尙銀次を取調べ午後三時愈々潮豫審判事の拘留狀を以て護送馬車に入れ東京監獄に收繿することゝしたり、△辯護人なし　某辯護士は記者に語て曰く「從來銀次及其他の掏摸仲間が警察署に拘引されたる時貰下け其他の交渉を依頼され銀次より俸給を受け或は或は其カスリを取り居たりとさへ傳へられたる辯護士兩三名ありし由新聞紙に見え其當時辯護士間の問題となりしが今荒立つるも如何と其儘にしあれど愈々銀次が裁判所に廻されたる上は早晩辯護人を依頼することとならんが如何に金になればとて恐らくは彼等の如き惡漢の依頼に應ずる者はなかるべし、モシ有りとすればヨク〳〵の辯護士なるぞ云々

（東京日日新聞第一二一七〇七號、明治四十二年七月十五日）

行李詰屍体事件の裁判

（明治四十二年七月十日）

△無期懲役に處せらる

女房關澤お竹を絞殺した上其屍體を行李詰として河中に放棄した藤村久太郎（廿五）は九日裁判言渡を受くべく東京監獄から裁判所に引出されて午後の一時と云ふに看守に引かれて法廷に出た、看守ら手錠を外してやると彼は被れる編笠を取た、見ると頭髮は五分刈で顏色憔悴しては居るが背のスラリとして一寸好い男だ、黑つポイ木綿縞の單衣物に兵古帶も黑いのを締めて、悄然として例の押桝形の被告席に別項記載の（別項略）組橋の殺人犯人や放火小僧等數名と一緒に詰込まれたが其中にも彼は後方に小さくなつて居た、斯くて飯島裁判長は彼に對して無期懲役に處する旨を宣告した、此時傍聽人の視線は一齋に彼の面に注がれた、之は言ふ迄もなく彼が此

際如何に感ずるかを見んとするのであつたが案外にも彼は平然たるもので無期徒刑は素より覺悟と云たやうな風に見えた然し當夜獄中雨聲を聞いては一種の感に打たれて戰慄したであらう彼がお竹の屍を河中に投じ去つた夜も慥か雨であつた

（東京日々新聞第一一七〇二號、明治四十二年七月十日）

盲人富士登山隊

（明治四十二年七月九十日）

△未曾有の珍計畫

豫報の如く靜岡縣御殿場驛の盲人八名は十八日午後三時同驛を發して富士登山の途につきたり、△二合五勺まで乘馬　同日午前二時半一同停車場前廣場に參集し三時同所を徒歩出發し途中同町町端れの淺間神社に詣で此處で無事登山の祈願を籠め神社宮祠より祈禱を受け直ちに用意の馬に乘りて御殿場町民に送られつゝ中畑道を進み與平治茶屋前より一里松、馬返し太郎坊に到り小憩の後二合目に進み二合二勺の室にて一同下馬して食事を爲す豫定なりき、△三人繋がつて登る　盲人等の愈々徒歩登山するは此處よりなり、彼等は按摩業規定の衞生服を着し無論草鞋脚絆を着け三人一組となりて一條の布の綱を握り附添の強力に引かれて三合四合と登り行く事なれども此計畫は全く前例なき事なれば途中に幾許の時間を要すべきかは豫測する能はず、計畫者は大抵七合目には午後六時着の見込にて七合の室に一泊の準備を爲し居たり、△鈴の音がたより　斯くて十九日の朝五時同室を出發し再び登山する事なれど七合目以上は常人にても行路艱難の險所なれば一同絕頂に達し得るは正午頃なるべく卽日下山して御殿場迄歸る豫定なれば絕頂の淺間神社に禮拜後直に下山の途につくべく下山には盲人等一同腰に鈴を附して一同前者の鈴を賴りに下山する事となりたり、これ登山の時の如く綱を賴りにする事とせば一人倒れたる時は所謂將棋倒にならん事を恐れこの苦夫なり斯くて二勺二勺より迎の馬に乘りて太郎坊に至り同所より馬車に乘りて夕刻御殿場歸着の豫定なりき、猶ほ登山につき盲人一人より一圓宛の會費を徵集しこれにて合力の馬賃食事宿料等を賄ひ不足額は發起者が支辨することとなり居れり、△一行の芳名　一行には盲人八名の外發起者芹澤德太郎、御殿場の警察醫小澤靜雄、御師關宮清宗、寫眞師松山武雄及警官新聞記者共十數名同行したるが盲人等の姓名左の

如し

長田柳啓(四十四)筒井長松(三十五)勝間田庄作(三十三)大木啓扇(四〇)井澤柳石(二十六)荒井與十郎(一九)高橋久太郎(四二)土田猪吉(四十七) (十八日御殿場にて特派員發)

(東京日々新聞第一一七一一號、明治四十二年七月十九日)

○

○喜劇か悲劇か

△盲人の富士登山

△愈々出發す　既報の如く盲人富士登山隊の八盲人は十八日未明同驛停車場前の廣場を出發して登山の途に着た、一行は長田柳啓外七盲人及び昨紙所載の人員と同業報知、萬朝、朝日、國民、每電の諸記者と僕これに附添ふ強力九名馬丁十七名を加へて四十余名御殿場町有志寄附の樂隊を先に立て豫定の如く同町淺間神社に詣で祈願終つて「盲人富士登山隊」「送御殿場盲人富士登山隊」などゝ大書した大幟數本押立ていざ同神社境內より乘馬中畑口登山道に向はんとする時突如として一ヶ異樣の人物が神社拜殿前に現はれた

△振つた演說　現はれ出たのは印絆纏を着た三十格好の男、「私は當地旅館大黑屋の番頭平賀留三郎でありますが」と名乘りを擧げ盲人富士登山者に向て一言を呈し度いとて神社境內に集まつて居る隊員及見送人を「滿堂の諸君」と呼びかけ滔々三十分に亘る大演說をやつたのでいとゞ後れて居た出發時間は豫定より約一時間餘後れ愈々隊が裾野の朝靄の中に出たのが午前四時十分

△馬上豐かな同業諸子　盲人も他の隊員も淺間神社までは徒步であつた、神社境內から愈々馬上豐かに(　)裾野に乘り出すこととなると馬に馴れぬ同業諸氏は一生懸命に手綱をとる盲人等は一世一代今日を晴れの場うれしさに八人悉く昨夜は眠られなかつたと云ふのだから盲人特有の奇聲で無暗に悅び騷ぐ、境內の杉林を出ると夜は既に明け放れて居る

△東京の盲人　進む裾野の道筋には見物人が三々伍々相集りてとり／＼の噂さをして居る、あれは柳さんでこれは市さんあの人も登るのかと云ふ中はよかつたが記者隊の行列を見て「ハテネ洋服を着たアウヽそれよ東京の盲人だア」

△丁度二十四年目　隊は裾野の朝靄を別けて進む盲人登山には應はしからぬ絕景だ、同業諸氏は盛んに快と叫ぶが盲人等

は素より何事も知らず只ペチャ〳〵喋べつて居るのみだ、盲人の中で長田柳啓最もよく語るこの男は御殿場の盲人取締だそうだが隊の瀧河原與平治茶屋に到らんとする時「私は二十四の時に突然見えなくなつた俄盲目ですが十九の年に一度お富士山に登つた事があります、此年が丁度廿四年目」と云ふ

△愈々盲人の登山　玉穂村字中畑瀧河原與平治茶屋で有志の歡迎を受け少憩して進んで馬返しを經太郎坊に着いたのは七時十五分、日はもうとうに昇つて居るが盲人登山には御來光も何もない、食事を終て更に二合二勺まで進むまでは馬上だから盲人だらうとて別段に變つた事もなし二合二勺に着いたのが十時半、此處から馬を返して愈々盲人登山の本文となる劈頭先づ「乘馬に別れて悲し富士詣で」と駄句つたのが例の柳啓

△うかれて歌ふ　悲しとは駄句つたものゝ内心大いに嬉しくて堪らぬ柳啓以下の八盲人既報の如く白布を握り合つて編笠姿も甲斐々々しく發起人の芹澤に先導され附添の強力に助けられて懸命に登り初める、浮かれて歌ふ者がある綱を片手に躍り出す者が有る、目明隊は呆氣に取られる、三合四合と云ふ中はこは案外と思ふ程に足どりも早かつたが五合下の溶岩道にさしかゝると流石に五歩に一喘十歩に一憩と云ふ有樣、六根清淨の聲も次第に苦しげになる

△悲愁の萬歳　愈々五合の室に着いたは一時四十分、こゝで一同また食事をする、盲人はもう嬉しくつて堪らぬがさて道は一歩毎に嶮を加へて六根清淨〳〵と叫びながら僅か二寸三寸の歩を刻む、油の汗が流れる足が痛む強力に押され先導に引かれて辛らうじて登る樣は寧ろ慘の慘なるものだ、歩々に渾身の力を籠めて遂に六合の室に跟め着いた、盲人連は聲を限りに萬歳を叫ぶ、疲れ果てた五體から絞り出した喜悅の聲は一種悲愁の調を含む

△喜劇悲劇　六合室から七合室までの間は僅かに五六丁位だがそれが一面に連なる大溶岩の間を辿つて登るのだ、御殿場に最嶮の場所と云はれて居る盲人等の疲勞は其極に達したと同時に今日の豫定到着地七合の室にはモー一時間ならずして達せられると聞いた彼等の喜悅も亦絶頂に達したのだ、我を忘れて叫ぶ六根清淨の聲は岩から岩に傳はつて響く、盲人等に先だつ事四十分時前七合の石室に達した記者隊の我々は溶

岩絶壁の脚下に遅々として登つて来る盲人隊を石室の前に集まつて見て居る、見よこれ人生深甚の悲劇ではないか、血を吐かんばかりに叫ぶ六根清浄の蹣歩毎に蹌めき倒れんとする迄疲れた不具の身、大自然は儼として彼等の惨状を傍観して居る、白鉢巻坊主頭の八盲人は此勞とこの苦を謙して何者を得んとするのだらう、彼等は今吾人の眸裏に蒐まるゝ脚下の夏雲奇峯を知り得るのか?この絶壁の奇勝を知り得るのか?何事とは知らず記者の双眸は涙に濕む

△盲人の狂喜　四時三十四分盲人連は曳かれ押されて遂に七合の石室に着いた、彼等は最早手の舞ひ足の踏む所を知らずなのだ、足の痛みも身の疲れも忘れ去つて酒盛が始まる、柳啓が音頭を取つて甚句を吐鳴るやら石室も破れそうな騒ぎが起つて舞ふ盲人久太郎の手振足つきのおかしいこと!これ人生の深甚なる悲劇ではないか、これ人生の深甚なる喜劇ではないか、見て居る記者の双眸には何事とは知らず涙が浮む、斯くして高山の暮れ遅き日は落ちて八個の盲人は正體もなく寝てしまつた、明日は朝の六時から頂上に向つて出發する、

（十八日七合の室にて特派員發）

△一同無事下山す

盲人富士登山隊一行は十九日午前四時半七合目を發し強力に扶けられ胸突八丁をも無事に通過し八時半山嶺に達し淺間神社に參拜し記念の撮影を爲し一時半休憩して十時歸途に着き砂走を馳せ下り一同無事馬返しに着し同所より馬車にて御殿場に歸着し淺間神社に參詣し午後六時御殿場停車場前にて解散せり（靜岡電話）

（東京日日新聞第一一七一二號、明治四十二年七月二十日）

○盲目韋駄天○

△盲人富士登山

△絶頂より馳せ下る

△第二日の出發　狂喜の餘り亂舞痛飲して居た盲人連は十八日夜八時頃に醉と疲れとで狭い石室の中で死人の如くに眠て了つた、盲人の泊つたのが新室で僕等の泊つたのは舊八合の室だ、此分ちや明日の出發は豫定の六時よりは大分遅れる事だらうと思つて寝たのが翌朝モー出發だといつて起されたのは四時だ、盲人連は早くも朝飯も濟したと云ふ

△御來光！全隊悉く泣く　盲人等は凄じひ勢で駈け登りも爲かねまじき樣子而も高峰の曉方氣候は各襦衣の上に褞袍を着て居てすらも肌寒いのだ、此寒さに慄へながら早く／＼と急き立てるのだから寧ろ物凄い、七合五勺まで行くと六根清淨の聲はモー苦しげになる、行き惱む八個盲人の辛苦は瀧の樣な汗となつて全身を濕す、最早五時と云ふ時東天一帶の紅は今や破れて見よ！朧々として壯嚴なる朝陽昇る隊の先頭に立つ芹澤が「御來光だ！」と叫ぶと八個の盲人は突如として一時に畏坐して思ひ／＼の方向に向つて合掌禮拜する、引かれ押されて盲登りに登る盲人等には西も東も方向などの解る筈はない、御來光と聞いて人の話に聞いた壯嚴な有樣有り難い日の出は今だと云ふ一念に皆畏坐したのだ、南に向いて坐つたのもある、西に向つて坐つたのもある、あらぬ谷底を見下して坐つたものもある、强力が呆れて八個頭顱を各々東の方に向はせた時には赫くして紅潮は遍ねく萬象の上にそゝぐ、喜劇と悲劇と痛烈な衝動に目明の一同は悉く泣く盲人は何事も知らぬ

△流石は麓の盲目　進むに從つて溶岩道は益々嶮を加へて來る、最早白布を握らせ一列にして進ませる事は出來ない、一人に一人づゝ强力がついて手を曳きながら登る「サアもう萬年雪だ」と云ふ强力の聲を聞いて「八合は直ぐですね」と合點する者がある、流石は靈山の麓に生れて朝夕に聞き馴れた登山道目は見えずとも地理には明るい

△魔境に哭する幽鬼　八合を越して銀明水に至るまでは例の胸突八丁だ、最早頂上は見えてるよと敎へられて遮二無二足掻き登らうとする足元の岩に躓き砂に蹌めく樣を見ても此處を下る時の困難が思ひやられる、これ以上に登山することは危險だとは誰も思はぬ者はないが彼等の焦燥りに焦慮る樣子を見ては憐れさ氣の毒さで止めやうとしても止められぬ、五歩登ては萬歲を叫び十歩行ては又萬歲を叫ぶ、只もう叫びに叫ぶ聲幽鬼の魔境に哭するとも聞かうか自然の壓迫に屈せず藻掻く悲痛の聲だ

△靈藥銀明水　斯うして銀明水に着いた時には彼等の狂喜は實にその絕頂に達した、飄として來り飄として去る風は蓙を煽り笠を拂はんとして彼等を襲ふが彼等は何事も忘れて居る大木啓扇は追分を歌ふ、高橋久太郎は都々逸を唸る、皆々只

金剛杖に岩角を叩いて跳つて居る、銀明水は眼病の靈藥だと云つて貴られて居る此水が眞に靈藥であつて今この盲人等に脚下に蒐る奇岩彼れ等が千辛萬苦して攀ぢ登つて來たその絶壁を只一瞬でもよい彼等の眸裏に映じてやつたなら！

△最後の奮闘　「日本中に此處まで來た盲人はたつた八人限りだ偉いもんだ」「日本中どころか亞米利加迄捜したつて外にはありやしないや」「さあ梯子一つ登れば頂上だ」と勵まされ景氣づけられて一同駒ヶ嶽の梯子を攀ぢ上る、これ實に彼等が最後の奮闘なのだ、坊主頭を滅茶苦茶に振る者がある、凹んだ眼を無闇にしかめるものがある、白衣の盲目が岩角から岩角に渡した丸木梯子に縋り付いた樣子さて何と形容したものだらう

△十三州の山河脚下に集まる　七時五十分盲人等は竟に絶巓に達した、見よ今十三州の山河は脚下に蒐まると云つても彼等の眸裏には映じないのだ、感極まつたと云ふのだらう七合に達した時の樣に銀明水に達した時の樣に狂喜はしない、默々として淺間神社に禮拜する、一同直ちに記念の撮影して下山の途に就く

△易々と下山　目明きですら胸突八丁の嶮は登る時の困難が軈て下る時の危險だ、況して盲人等にはと思つたのは全く所謂東京の按摩等の杞憂に過ぎなかつた、登る時には七合から頂上まで四時間を費やしたのが降つて七合に達するまで僅かに二時間、八合室上で記者は柳啓の肩を叩いて什麼だときくと「足下のさぐり方は廿年バカリハイ稽古しましたんでナ楽じた程じやナイです」

△長松盲人絶壁を驅け下る　八合室下の急坂に來ると溶岩は比較的小さくなつて居る、その中程で大井長松が强力に手を引かれながら何事か言ひ爭つて居たが忽ち何物かに突き飛ばされたかの樣に驅け出した、アハヤと思ふ間に七合五勺迄只一走り下つた、長松は下山の樂なのに元氣を得て强力の止めるも聞かず無理矢理に走つたのだといふどうだつたと聞くと「ハヽア夢ッこでさア」蓋し夢の如しの意か

△砂走の盲目韋駄天　七合の室からは砂走りを下る事となつた、轉ぶだらう倒れるだらう、併し轉んでも倒れても此處は怪我のない處だけに心配はぬきにして見物だと思つて見て居ると案外にも一人も轉んだ者はない、砂煙を揚げて韋駄天走

りに強力と共に突き下つて十一時廿分に七合を出た全隊は一時五分に悉く二合五勺につく、登る時には一番弱つて居た與十郎按摩が目明連を駈抜けて第一着に二合二勺に着く、この男日頃突飛なので怪我でもしてはと十八日出發の朝親方の柳啓に誡められたのだ、「とう〳〵飛んだネ」と云ふと「飛んでも怪我はなかつたですよ」と

△御殿場歸着　案外早く下つて喜劇か悲劇か分らなかつた盲人富士登山は斯うなつて見れば餘りに平凡だと思はれる程苦もなく幕となる、二合五勺から太郎坊につくとそこに用意の馬車は阿米利加まで行つてもないといふ偉い盲人を乗せて御殿場の淺間神社まで駈ける、但し砂走りを下つた盲目韋駄天でゞはない、午後五時半社前に着いて一同禮拜し祝ひの撒き菓子に見物の群集を賑はし盲人隊を瀧河原まで迎ひに出て居た樂隊を先立て更に此處からステーション前まで町内を練り進み此處で歡迎者の萬歲聲裡に散會した、ことわる迄もないが町内は強力なしで各自の家に歸つた（十九日朝御殿場にて特派員發）

（東京日日新聞第一一七一三號、明治四十二年七月二十一日）

大火中の大捕物　（明治四十二年八月三日）

△大阪大火の眞最中
△赤坂署員の大活動

若親分の仙公事小林仙吉の大阪に逃亡したる趣は既報の如くなるが赤坂署にては如何にしても彼を捕へて長く禍の根を絶たんと去月三十日九ノ戸部長は紺飛白の單衣に白縮緬の兵古帶を締め伊藤刑事は白地の筒袖にて兩氏共麥稈帽子を被り商家の番頭に變裝し午後七時新橋發の汽車に乗車し大阪に向ひ出發したり、△捜索の苦心　斯て三十一日の朝目的地たる大阪市に着したるが同市の南區は東京の下谷淺草の如く無賴漢の集合地とて必定同所に潜伏せるならんと見當は附けたれど土地不案内の事なれば所轄警察署の力を籍るに非ずんば捜索覺束なしと窃かに南區署長並に警視に面會し難波河原町に前田喜三郎、千日前に吉村利三郎なる掏摸の親分あり、此の兩人は平素互に反目せる由を聞き九ノ戸署長は利三郎が銀次系にて仙吉とは兄弟分なりと嘗て聞き居たれば先づ反對側の者に就きて手係を得んものと喜三郎方に赴きたるに果して日

頃犬猿も只ならぬ間柄とて喜三郎は仙吉の所在を探りて内通すべしと快諾したり、△仙吉の所在　斯くて間もなく九ノ戸部長は仙吉の女房佐伯お玉が利三郎方に止宿し居り當日は電車にて濱寺方面に遊びに出懸けたりと聞き及び然らば仙公も必ず同行せるならんと互に追跡したりしにお玉は濱寺に赴かずして神戸の海水浴場に赴き同行者は利三郎の妻一人のみなりしにぞ扨は仙吉は大阪に殘り居れりと再び引返し喜三郎の乾分をして利三郎の宅を内偵せしめしに仙吉は物干場に上りて利三郎と今や酒酌み交はしつゝありと報じ來れり、△物干場で火事見物　此日早朝北區空心町より出火して列風に煽られる火焔は一瀉千里の勢を以て燃え擴がり殆んど全市を燒き盡さんづいと凄まじき光景を呈せり、此時仙吉は利三郎の宅なる千日前春日野向にて去波亭と云ふ氷水商の二階に六疊の坐敷より屋根に梯子を渡し物干場に出で利三郎と共に火事見物をなし居たるなりき、△手配り嚴重　九ノ戸部長は時期の來るを待つうちに夜に入りて午後八時とはなりぬ、火勢容易に衰ふべくも見へざりければ利三郎の乾分其他多くの破落戸は手傳やら火事場稼ぎやらにて狂奔し居り利三郎も何れへか出で行きたれば家に殘れるは仙吉一人のみなり、時こそよけれと九ノ戸部長は喜三郎の乾分五六人に手に〳〵新雑棒を携へて利三郎方を包圍せしめ仙吉が飛び下りたらんには寄り集まつて捕へよと命じたり、△神妙にせよ　斯くて九ノ戸部長と伊東刑事の兩名は旅館の浴衣一枚の輕裝にて利三郎方へ踏込んだり、伊東刑事はかねて仙吉の顏を見知り居れば店先より闖入るや驀地に二階を指して驅け上りたるに仙吉は刑事の顏を見るより早くも赤坂署の手入れと心付き物干場より飛下りんとしたるに下には薪木を携へたる若者が手ぐすね引て待ち構ふるあり、引返して坐敷に逃げ込む所を伊東刑事はつか〳〵と進み寄り「仙公俺だ神妙にしろ」と捕繩を見せれば、「己も男だ逃げも隱れもしやしない」と捕繩を掛けたるも其實は隙もあらば逃走せんと身構へ居たり、△どさくさ紛れ　九ノ戸部長と伊東刑事は難なく仙吉を捕押へ腰繩打つて南區警察署へ引行たるが千日前は破落戸の巣窟なれば常ならば仲間の者が召捕られたりと聞くや多數の破落戸集り來りて取り戻す事も珍らしからねど前記の如く破落戸共は北區に集り居る折柄なれば斯く易々と引致し得られたるなり、△燒跡を行く

仙吉は既に捕縛せるも更に心配なるは護送方なり、南區警察署より二人曳人力車に乘せて部長と刑事とは其左右を擁し停車場に向ひたるが其通路は慘澹たる火事の燒跡にて橋梁は燒け落ち電柱は倒れて足に絡まる電線を踏めば火傷するといふ始末なれば其困難は名狀すべくもあらず、港町を迂回して梅田停車場に達し東上の列車にて東京に向へり、△再三逃走を企つ汽車に乘り込みたる後までも彼は屢々逃走を企つる樣子なるより九戸ノ部長伊東刑事の兩名は夜の目も寢ねず碌々食事も認めず片時も油斷なく彼を注視し居たりしが箱根の隧道に掛れる頃三四回逃走を試みしも果さず斯くて新橋に着せしは午前十一時過なりしが彼は漸く斷念したるものゝ如く默して赤坂署に引致され其のまゝ署内の第一監房に收容されたり△容貌と服裝　彼は身の丈け高く瘦せたる男にて髮は五分刈にして色淺黑く目は大なる方、白地絣の單衣に絹紋りの兵古帶を締め素足に雪駄を穿きたり、年齡は三十八にて八王子に生れ十二三の頃より已に手癖惡しかりしとぞ、△流言を放つ始め赤坂署の檢擧あるや彼は流言を放つて大阪に赴くと稱し其實東京に潛み居りしも搜索の嚴なるより遂に大阪に奔り却て縛に就きたるにて彼が大阪に入りしは二十六日なりしが爾來利三郎方に潛伏し利三郎の保護を受けて南署の刑事を籠絡し已れ大阪に居る以上は決して捕縛されずと確信し居たりと云ふ、△本紙の記事を讀む　彼は東京日々新聞が檢擧事件最も其詳細を盡せりとて每朝必ず之を精讀せりと云ふ「遂に長蛇を逸す」との記事を見ては喜ぶ事一方ならず文中仙吉は大阪に逃走せる形跡ありと記しあれど南署の刑事を籠絡しあれば捕はるゝ事はあるまじと樂觀し居たる由なり、△檻房中の仙公　檻房に收容せらるゝと共に彼は十年や二十年にては再び裟婆には出られぬものと覺悟したらしく最早自暴自棄になりて「勝手にしろ」と罵しり咽喉が乾くと云ふより署員が手桶の水を與へんとすれば「卿等が手を洗つた水だから」と辭し伊東刑事に「仙公確かりしろ」と云はれて獨り淋しげなる笑を洩せり、△銀次系の殄滅　仙吉を逮捕せるは今回の檢擧事件中特筆大書すべき大成功なりとす、彼旣に縛に就きたれば銀次系の掏摸の親分は殘らず召捕られしなり、本堂署長は天網恢々疏にして漏さずと獨語し九ノ戸部長は搜索の苦心より護送に苦心したりと語れり、尚署内に於ける贓品の全部は整理

終結せるを以て三月には悉く裁判所に送致する筈なりと云ふ

（東京日々新聞第一一七二六號、明治四十二年八月三日）

仙術師源七と奇術師
破風の秘術競べ　（明治四十二年九月八日）

△源七破風の術を見る
△兩人の試合は愈々九日

○源七と破風の睨合

一時世を騒がし忽然姿を仙臺の山奥に隱したる仙人片田源七は今般關西地遊歷の爲め再び上京して七日上野常盤花壇に各新聞記者及岡田醫學博士を招待して其仙術を演じたり、源七仙人は予は藝人に非ず只其意の向ふまゝに其仙術を演じ世の未だ之を見聞せざる者をして實見せしめん爲めに今回關西に下らんと欲するなりと挨拶して午後五時より其の仙術を演じぬ、源七は始め神前の御幣二流を左右に揮つて「大天狗、小天狗東京にては水天宮長野にては大權現、天照大御神秋田の山人大天狗小天狗、家内安全商賣繁昌弘法大師高天原功利々々」と或は高く或は低く氣合を掛けて念じ終りし後紹の三つ紋の羽織を脱して白下着白袴の裝束となり沸々として騰れる熱湯の中に沈めたる茶椀を五個まで摘出して呵々大笑し、「少しも熱くねえだ」と語り次に三貫に餘る大石を抱えて五度六度而して七度其額に強く打付けたれど彼は何等の痛める樣子なく再び熱湯に近づくと見れば兩足を釜の中に踏み入れ且一新聞記者をして別に沸せる藥罐の湯を其掌に注がしめたりかくて衆人あれよ／＼と驚き見る内に紅に燒き爛らせる火箸二本を扱き且つ之を前額後頭に打つて滿坐を跳躍し靜に坐に歸りて火箸を火鉢に收め少時休憩して刄渡りの大奇術に移りぬ、秋水三尺見るからに慄然人を襲ふ日本刀が七本まで梯子形に並べてあるを目掛けて源七仙人は「エイ／＼」の氣合勇ましく之に攀ぢ上り七本目まで登り盡して今や之を降らんとする時突然梯子として渡せる刀は三本其兩立の棒より外れたれば誤まつて源七仙人は其足を傷け鮮血淋漓として滴りたれば仙人は東京の大工の仕事の拙劣なるを憤り直ちに走りて熱火の中に飛び入りて其出血を止めたり、かくて仙人は刀振りを演せんとせしも同業者の止むるありて之を止め一同は仙人を促し車を連ねて本郷座に到り當日より開演せる奇破風の奇術

を來觀せり、源七仙人は破風の爲に其仙術を破られたりと世に誤り傳へられたれば大に之を無念として機あらば其誤謬を訂さんと思へる折柄なれば意氣大に昂り破風一派の行動を大に注視せり、然るに破風奇人は其講演會を開くに當りて同志二百餘名に檄せしも集まる者十數名に過ぎずして當日阪東廣吉は掬湯を、太田實は針行事を、小島丑太蟇目の行事を、原照月牛蠟蠋を、板垣樂眞は刀双渡を演じたり、扨夫れより愈々森破風となるや只掬湯の法を爲して是科學的に何人にも爲し得べきのみとて冷水に其腕を冷したる後數回熱湯中に其掌を浸し片田源七の仙術も即ち之のみと喝破するや源七仙人堪えずやありけん將に腕を扼して跳り出さんとせしも栗島狹衣等の之を止むるありて遂に思ひ止れり、是より觀客仙人と奇人との試合を爲せよと迫まること頻りなりしが本郷座興行主は之を拒み來る九日之を行はむとの事に源七仙人も恨を呑で別れたるを以て奇人と仙人の技倆の優劣及び岡田醫學博士が述べられたる其の科學的價値批判は之を次號に讓る

（東京日々新聞第一一七六二號、明治四十二年九月八日）

ロムブロゾーの逝去

（明治四十二年十月二十一日）

有名なる犯罪學者チューリン大學教授ロムブロゾー博士逝去す（十九日伯林發）

チエザレ、ロムブロゾー氏は一八三六年を以て伊太利ヴエロナに生れ六二年バグヰア大學精神病學教授となり始めて狂人及犯罪者の研究に近代科學を適用せり、次いでペラに精神癈病院々長に轉じ後ちチューリン大學法醫學教授となれり其「狂氣及天才論」は尤有名の著述にして學說は尤も廣く世界に行はる

（東京日日新聞第一一八〇五號、明治四十二年十月廿一日）

〇

〇ロムブロゾー氏

外電所報ロムブロゾー氏の逝去に關し

小山監獄局長は語りて曰く

チエザレ、ロムブロゾーは一千八百三十六年伊大利國ヴエロナ市に生れた、十一歲の時「アルベル種屬の悲劇」と云ふ

小說を書いたことがある、千八百五十二年兵卒として軍隊の人となり次で軍醫となつた、千八百六十二年パヴヰア大學の教授となり精神病學を擔任した、此時始めて狂人及び犯罪者に科學的研究を適用して大に創見する所があつた、其後ペラに精神病院長に轉じ次でチューリン大學教授となつた、千八百七十六年にウォムデリンカント（犯罪人）の第一卷より公にされた、其第二卷は千八百八十九年に出た共に有名なるものであるロムブロゾーは刑事人類學の鼻祖とも稱すべきで犯罪人には特別の型があるといふ學說を公にしたのである、現今では此學說は否認せられた、即ち犯罪人には型がないと云ふことになつたが此の學說が動機となつて從來犯罪の行爲を罰したものが今度は犯罪人を罰するといふことになつた、其の功は實に沒すべからざるものである、我國などでも舊刑法で竊盜の例を云へば最重刑四年で類犯には四分の一づゝを加へる事になつて居たのが新刑法で初犯は十年まで情狀によつて罰し類犯は二十一年まで罰するといふ事になつたのもロムブロゾーに則る所が多い、逝去されたのは實に惜しい事である

（東京日々新聞第一一八〇五號、明治四十二年十月二十一日）

伊藤博文狙擊さる（明治四十二年十月二十七日）

○遭難第一報　（午後三時外務省公表）

在ハルピン川上總領事よりの電報に依れば伊藤公は同地に着するや直らに停車場プラットホームに於て韓人の爲に狙擊せられたりと云ふ　（號外再錄）

○同上第二報　（長春杉村領事發）

ハルピン道臺より當地道臺宛の電報に依れば伊藤公は今朝ハルピン停車場に於て兇徒の爲め腹部狙擊せられ重態の由なり本日午後六時當地に着直に大連に向はるゝ筈

○同上第三報　（外務省着電）

在哈爾賓川上總領事よりの後報に依れば伊藤公爵隨行員森祕書官、田中滿鐵理事及川上總領事も負傷したるが何れも輕傷なる由

○同上別報（一）

△奉天小池總領事發

伊藤公爵今朝ハルビン着下車せられんとする際五六名の韓國人に狙撃せられ腹部に二個の重創を受けたり、容體危篤なり兇行者は直ちに捕縛せられたりとの旨只今總督より急報し來れり、川上總領事よりは未だ何等の報告なきも醫師派遣等に付本官は直に都督府に協議せり

○同上別報(二)

△三井物產會社着電

伊藤公は廿六日朝哈爾賓に於て韓人のため暗殺せられ川上總領事田中滿鐵理事は重傷を負ひ韓人は直ちに現場にて捕縛せられたり

○同上別報(三)

△大連發本社着

伊藤公廿六日朝哈爾賓に到着し下車の際プラツトフホームに入込める歡迎者の中に混じ居たる韓人數名に狙撃せられ腹部に二個の重傷を受け直に薨去す、遺骸は即時特別列車にて引返し今朝六時長春發廿七日午前十時大連着の豫定なるが滿鐵より醫師數名途中迄急行せり、犯人は同所にて捕縛隨行の川上總領事負傷せり

○韓國朝野震駭

伊藤公遭難の件は朝野の共に震駭する所にして何れも痛心の情に溢れ衷心より恢復を祈れり(廿六日京城發本社着電)

○伊藤公危篤

(長春杉村領事發)

伊藤公遭難の狀況は別掲公私の電報に依り略々推察するを得るが公は一昨日廿五日奉天に於て錫總督と二時間餘の會談を終りたる後ち露國藏相ココウツォフ氏と豫定の會見を爲すべく哈爾賓に向け奉天停車場を出發せられ昨廿六日午前九時公を載せたる汽車の哈爾賓驛に着し公の車室より下りてプラツトホームに立つや其側に立てる數名の韓人拳銃を手にし續けざまに數發公の胸部を目掛け狙擊せしかば公は其儘打倒れ小山醫師等の介抱を受けしも間もなく危篤に陷り次で絕息せられたるやに推測さる

右に就き外務大臣官邸には山縣井上諸元老を始めとし末松子爵其外關係の人々續々詰め掛け更に詳細なる報告を待ち善後策を講じたるが尙外務省にては長春領事を哈爾賓に急行せし

めたりと　(號外再錄)

(東京日日新聞第一一八二一號、明治四十二年十月二十七日)

○

○伊藤公薨去す

其後の來電に依れば伊藤公は二十六日午前十時哈爾賓停車場プラットホームに下車せる刹那歡迎の群衆中に在りたる一韓人の手に六連發短銃執ると見る間に公爵を目掛けて狙擊せるに公は胸部を貫かれて倒れ犯人は六連發を連發し公爵は絶命せり、川上、田中の兩氏の負傷は重からずとあり此の報に內閣にては各大臣參集協議中なり

(大阪朝日新聞第九九三一號、明治四十二年十月二十七日)

○

○嗚呼伊藤公

滿洲よりの報道は伊藤公に關する最大兇報を齎らしたり、曰く、公が昨朝ハルビン停車場に着するや、韓人と覺しき者公に對して狙擊を試み、狙擊の結果公は重傷を負ひたりと、後報に曰く、重傷の結果公は終に絶命したりと、兇報に接して我等一たびは驚き一たびは疑ひ、其虛傳ならんことを希望したりしも、各方面より傳へらるゝ急報を綜合するに及び、吾人は遂に此一文を草せざる可らざるの、不幸に遭遇したり、事變中の變に屬し、吾人は何の辭を以て公を悼むべきかを知らず、加害者は韓人なりと傳へらるゝまでにして、未だ其の何者なるやを審にせず、自己の發意によりて兇行に出でたると、若しくは他に敎唆者のあるとを問はず、狂漢に非ざれば即ち痴漢なり、痴狂の輩をして外遊中に在る公の身邊に近くの機會を發見せしめたるは、公に對する警衛上甚大の遺憾と云はざる可らざるも、今となりては言ふも詮なし、吾人は唯兇報に接して茫然自失、明治元勳の第一位を占め上下の信賴を一身に負へる伊藤公、及び公の代表せる帝國のため、長嘆息を禁ずる能はざるのみ、明治維新より現時の新帝に建設に至るまで過去五十年の間、公が邦家の爲めに貢献せし偉大なる功績は、走童使丁と雖も尙能く之を知る、近くは韓國統治の重任に膺り、韓人に對して恩威並び行はれ、公の韓人を視ること尙同胞を視るが如く、慈愛慰撫到らざる所なかりしに拘らず、異境漫遊の途上、遂に韓人の手に斃るゝの不幸を見るに至りては運命の嘲弄も亦極まれりと云ふべきなり、公が

官民に送られて母國を離れてより僅かに旬日、名は漫遊と云ふと雖ども公の志固より尋常風月の樂に存せざりしは、公の發するに先ちて自ら言明せし所、列強も亦東洋永遠の平和と福祉との爲めに公の視察に期待せる所ありたるものゝ如し、而して公の抱負や經綸や不幸兇漢の兇行に亡ぶ、公の遺憾固より察するに餘りあり、公を失へる國家の不幸何ものか之に過ぎん、抑亦世界の損失たらざるを得ざるなり、記して此に至り、吾人は筆を投じて唯嘆息するのみ、報ぜらるゝ所に依れば兇行者は一名に止らざりしとも云ふ、之が處分及び共謀者の逮捕に關しては、官憲の用意必ず遺漏なきを信ず、唯當さに法に照らして刑罰に附すべきのみ、日韓關係の何たるを解せざる無智の韓人、或は本國に在て排日的行爲を演じ、或は曩に米人ステーヴンス氏を桑港に害し、今又害を前統監に加ふ、韓國を傷ふ者は韓人なり、吁、韓國を誤る者は夫れ韓人なる哉

○

○伊藤公位階陞叙

伊藤公哈爾賓に於て遭難の結果危篤の趣聞召され　天皇陛下には御軫念あらせられ廿六日付を以て左の通り位階陞叙の御沙汰ありたり

正二位大勳位　公爵　伊藤博文

叙從一位

（東京日々新聞第一二八一二號、明治四十二年十月二十八日）

○

○伊藤公薨去告示

廿七日夜官報號外を以て左の通り告示せられたり

樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文去廿六日午前十時哈爾賓に於て薨去す右公示す

○伊藤公國葬裁可

故伊藤公國葬の儀裁可あらせられ左の如く勅令三百十四號を以て廿七日夜公布せられたり

樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文薨去に付特に國葬を行ふ

（東京日々新聞第一二八一二號、明治四十二年十月二十八日）

○

○伊藤公葬儀掛任命

故伊藤公葬儀係長並に葬儀係り左の通り仰付けられたり

樞密顧問官　子爵　杉　孫七郎

故樞密院議長公爵伊藤博文葬儀係長被仰付

內閣書記官長　柴田家門
內閣書記官　江木　翼
同　坂田幹太
同　中塚虎太郎
同　天岡直嘉
樞密院書記官長　河村金五郎
樞密院議長秘書官　古谷久綱
樞密院書記官　入江貫一
內匠頭工學博士　片山東熊
式部官侯爵　木戸孝正
宮內書記官　小原駩吉
宮內大臣秘書官　近藤久敬
掌典　佐伯有義

故樞密院議長公爵伊藤博文葬儀係被仰付

（東京日々新聞第一一八一二號、明治四十二年十月二十八日）

○伊藤公遺骸（桑港電報）

短銃彈丸は伊藤公の腹部に命中したるを以て出迎への爲めプラットフォームに居合はせたる露國東清鐵道副總裁ワインキエル氏は急に醫師を迎へて懇ろに介抱せしめたるも手當其効を奏せず公は間もなく薨去せり、遺骸は同日午前十一時哈爾賓發の汽車を以て大連に向け送り出したり、但し官邊にては未だ公の薨去を發表せず

○護送の軍艦

二十六日夜元老大臣會議の結果軍艦磐手を佐世保より急行せしむることに決したるも二十七日午前に至り俄に前議を變じ二十六日大連出發の筈なりし軍艦秋津洲の出發を見合せしめ之に公の遺骸を塔載歸航せしむることに決定し二十七日遺骸の到着と共に準備を整へ至急護送の事となれるを以て準備出來次第遺骸塔載拔錨の筈なり、御使として御差遣相成りたる侍從武官一行は途中より引返すに至るべしと

（大阪朝日新聞第九九三三號、明治四十二年十月二十八日）

○

○兇漢の自白

最も確實なる密報に依れば哈爾賓に於ける今次兇行の前夜即ち二十五日夜東清鐵道線松花江驛附近に於て怪しき韓人二名を取押へ吟味の結果彼等は孰れも拳銃を所持せるを發見せり、又今回の兇行者は前夜釜山より急行して哈爾賓停車場附近の旅舍に宿泊し居りしと、二十四五才の青年(姓名不詳)にして差出人不明の電報同人宛にて到着したる事をも探知し置きたれば十分の警戒を加へたりしが不幸にも今回の變を演出せしむるに至りたるは遺憾なり、兇漢は始めの程は「我が韓國の名譽を毀損したる伊藤公を斃したるは自已の一人の意見に出づ他に連累者なし」と頑强に主張せるも嚴重なる訊問の結果遂に包み切れず三十餘名の連累あるを自白せり、之に由りて考ふれば彼もかのステーブンス氏を殺害したる一派なることは自ら明瞭なるものゝ如し

(大阪朝日新聞第九九三三號、明治四十二年十月二十八日)

○

○遺骸到着　(大連電報)

伊藤公の遺骸載せたる列車二十七日午後十時着文武官市民出迎へ第十二聯隊より儀仗兵一中隊來りて護衛せり、遺骸は白毛布に掩はれ擔架にて徐々プラットフホームを出で一行皆徒歩にて大和ホテル別館に入る沿道寂として聲なく光景悲痛を極む

國葬費額　(東京電話)

伊藤公の國葬費は未だ御裁可を經ざるも金四萬五千圓と内定し第二豫備金より支出する筈

○韓皇御弔電　(京城電報)

皇帝は二十八日朝我が　天皇陛下に左の親電を發せられたり

曩きに伊藤公爵の遭難を聞き憂慮止まざりしと雖も尙ほ竊かに一縷の望を囑して速かに平癒せんことを祈念したるに今や溘焉として薨逝す、焉んぞ哀悼痛愕に堪えん況んや公爵の兇變たる我が國人の毒手に殪されたる事を傳說するをや舉朝震愕措く所を知らず玆に謹んで無限痛悼の至情を表す

又兩陛下より公爵夫人へも弔電を發せられたり

○停朝三日　韓帝は各學校及び興行事を三日間停止し特に韓國の古例に依りて停朝三日を仰出されたり

(大阪朝日新聞第九九三四號、明治四十二年十月二十九日)

○薨去告示

內閣告示第七號

樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文去る二十六日午前十時哈爾賓に於て薨去す右告示す

明治四十二年十月二十七日

內閣總理大臣　侯爵　桂　太　郎

（大阪朝日新聞第九九三四號、明治四十二年十月二十九日）

○

○靈柩出發（大連電報）

二十七日夜喪を發したるに付き二十八日朝葬儀禮を以て午前十時大和ホテル別館發、兒玉町日本橋幹部通りを經て順路大棧橋に着き軍艦秋津洲に搭乘午前十一時發橫須賀直行の途に就けり、葬儀の順序は先驅の憲兵三人儀仗兵二箇大隊花輪柩（柩の右には室田、古谷、鄭、小山其左に中村、龍居、松木、小林）文武官民總代十名隨從、儀仗兵一箇大隊、後驅警察官三名、一般會葬者約一千名大連在留日本人老幼の別なく皆沿道に立ち涙を呑みて見送りたり

弔慰金十萬圓

韓廷よりは伊藤公の遺族に對し十萬圓を贈る筈、こは從來親王の待遇をなせしに基けるものなり

（大阪朝日新聞第九九三五號、明治四十二年十月三十日）

○

○伊藤公の無心手紙

左の書簡は慶應三年六月廿八日當時下の關に難を避け潛伏し居たる伊藤公が井上侯と連名にて長崎在留の同志爪生三寅氏に宛てゝ發せるものなり、以て公が當時困窮の狀を偲ぶに足るべし

酷暑難堪御座候得共尊盞御清榮奉欣躍候小生等無異消日御放念是祈候さて過日は早々訣別意中不能盡十之二三遺憾如山其後何と歟して御地に罷下り候積りに候得ども已來は別而嚴敷相成候樣の風說のみ又異船も餘り通關不仕定而江戶よりの續みと相心得申候夫故當節は御地に音信を斷ち候而甚以遺憾に存奉候拜謁の節申上候樣一日も早く馬關出足仕候而參上仕度心底故乍此上御地之御樣子只々潛居仕候て何時も出足仕度候異人のテーチエルに而も小商賈に而宜敷金圓者抔と御推察被成下候間敷候樣奉祈候唯々同志中とも少々異論多く候故一先

待時候主意候間幾重も御依賴申上候間御配慮を以御扶助奉仰慕候迚夫困窮の時に而三尺の自無地之勢孤立候間御憐察可被成下候此度得幸便候故再應御賴申出候ガワールラーウタ等御談合被成下候而萬御指揮御投書奉待候其內時季御自愛專要奉存候

六月二十八日　井上聞多

二白　御面倒之儀申出何とも難御堪候得ども所謂惡緣と被思召御願申込候　伊藤春輔

瓜生三寅樣虎皮下

(時事新報第九三七〇號、明治四十二年十一月一日)

○

○伊藤公の最後

卅一日午後九時歸京したる中村滿鐵總裁及室田義文氏の談話の要領左の如し

▲狙撃されたる當時　公爵は右手に黑の山高帽を脫し左手に小松宮より賜はりし頭を純金にて包めるステツキを携へプラツトホームに立ちたるが三ケ所を貫通せる銃丸中肺部を貫けるもの致命傷らしく內部に出血したる爲か血は外面に流るゝことなく極めて奇麗なりき、川上氏の傷は右の腕より左の腕を貫き田中理事は足部の踝の處より左方へかけて貫通されたり、公爵は露國大藏大臣、川上總領事等と共にありて眞先に進みたるが狙撃者との距離は漸く二米突位なりき、犯人は洋服を着せる小柄の男にて肥滿せる露西亞の大隊長位の一士官に取押へられ傍なる某露國大佐は直に其短銃を奪へり、銃は六連發にて彈丸を檢したるに其尖端十文字に切りあり毒にても詰めありしものゝ如く思はる、當時一彈は予(室田)の手甲を擦過せり、予は微痛を覺えたるが翌朝に及びて左の衣兜の邊に三ケ並に大腿部の洋袴(ズボン)及窄袴(ヅボンシタ)下を貫通せる彈痕を發見せり、中村總裁は上衣の衣兜と窄袴の上との二ケ所に彈痕を受けたり、銃は六連發なれど彈丸の數多くして符合せず或は犯人は一人にあらずして他に共犯者あるか若しくは一人にて二回續けて發射したるものか孰れ其一なるべし、狙撃せらるゝや公爵は「やられた、大分入つてゐるやうだ、何奴がやつたか」「朝鮮人でありました」「馬鹿」と云ひたるが脂汗流れて見

る／＼手は冷却し來れるより醫者は注意して「ブランデーを御召んなさい」と勸むれば自ら頭部を上げて飲み更に五分間を經て「今一杯」と勸むればガブ／＼と飲まれ是より二三分間にして漸く危篤に陥り「ウ、ン」と髭を捻ぢたるが愈々息を引取る時はニコ／＼とせる溫顏を呈して全く平日と異らざりき公の五體は殘らず繃帶にて包みそのまゝ大連まで送りて防腐劑を入れ白の羽二重に包み蒲團も枕も白羽二重にて頭部のみを顯はしたる姿にて檜の棺に納め亞鉛張となし更に綿布團を敷きて其上に安臥せしめたり

（東京日日新聞第一一八一六號、明治四十二年十一月一日）

○

○勅語を賜ふ

一日午後四時　天皇陛下には畏くも北條侍從渡邊主事を勅使として靈南坂の官邸に差遣はされ左の優渥なる勅語を賜はりたり

卿ガ滿洲旅行中不慮ノ災ニ罹リ薨去シタルハ痛恨ニ堪ヘザル所ナリ特ニ侍臣ヲ遣ハシ朕ガ卿ヲ懐フノ意ヲ陳ベシム

（東京日日新聞第一一八一七號、明治四十二年十一月二日）

○[illegible]

○廢朝仰出さる

聖上陛下には伊藤公の薨去を深く御軫念あらせられ來る四日葬儀當日左の如く廢朝仰出さる

宮內省告示第十一號

來る四日樞密院議長公爵伊藤博文葬儀に付き當日廢朝仰出さる

尙當日は　皇后陛下、東宮、同妃殿下には表行事一切御取止めの旨御沙汰ありたり

○勅使御差遣

聖上、皇后兩陛下、東宮同妃殿下は伊藤公遺骸到着に就き左の如く勅使及御使を新橋驛並に靈南坂官邸に御差遣相成りたり

聖上陛下御使

侍從子爵　北條氏恭

皇后陛下御使

皇后宮主事　渡邊直達

東宮同妃殿下御使

東宮侍從　田內三吉

尙韓太子殿下よりは高太夫を御差遣相成りたり

(大阪朝日新聞第九九三八號、明治四十二年十一月二日)

○

○靈柩入京

正午前後より新橋構内の光景は深き憂愁に閉され哀章を帯びたる數千人の出迎人は孰れも哀痛の念に驅られつゝ同驛内に集まり一人として聲高く談話を交すものもなかりしが故伊藤公の靈柩を載せたる臨時列車は豫定の如く一時七分徐々としてプラットホームの右側に停車したり、横須賀に出迎へたる末松樞密顧問官を始め各葬儀委員親戚知己隨員の下車すると同時に英靈の永き眠を載せたる一等列車の扉は高橋驛長に依り開かれ柩を埋めたる數十束の花輪の下さるゝと共に　聖上陛下御使北條侍從　皇后宮御使渡邊主事　東宮同妃兩殿下御使田内侍從は葬儀員の先導により柩前近く進んで目禮し次で伏見大將宮、閑院中將宮、東伏見大佐宮、北白川少尉宮各殿下靈前に進ませられ親しく擧手の御禮を賜ひ夫れより葬儀委員長杉子爵指揮の下に近衞歩兵三聯隊より差向けられたる歩兵一中隊徐々と靈柩を砲車に移す、茲に於て井上侯、大山元帥、山縣元帥、松方侯、桂首相以下數百名の文武官靈柩を圍みて暫時無言の感慨に沈まれたるが暫くして黑布を蔽ひたる靈柩は靜かに砲車に移されプラットホームを出で、停車場前廣場より更に近衞騎兵一中隊の儀仗に擁せられて日比谷公園にて行ひたる弔砲を受けつゝ恰も二時順路を經て靈南坂の官舍に入る、此の日井上侯、杉子、桂公は衆人中一層感慨深かりしやに見受けられたり

○公爵夫人出迎　伊藤公夫人は一日正午大森恩賜館より靈南坂官邸に入り靈柩同邸に到着の節は末松子爵夫人外現屬係員一同と門内左側にて出迎へを爲したり

(大阪朝日新聞第九九三八號、明治四十二年十一月二日

○

○誄辭御下賜

天皇陛下には侍從子爵北條氏恭氏を勅使となし皇后陛下には主事渡邊直達氏を御使となし二日午後一時靈南坂官邸に御差遣の上伊藤公靈前に於て誄辭並に幣帛神饌祭祀料を下賜ありたり

故樞密院議長從一位大勳位

公爵伊藤博文に賜ふの誄

心を立てゝ奮勵王政の復興を唱へ艱を排して遹往宏猷を維新に賛け憲法を草創して刊らざるの典を修め韓ロを指導して渝る事なきの盟を締び股肱之に倚り柱石之に任じ忠貞君に奉じて公正事に當り勳績倚々顯はれて望一世に隆し忽ち訃音に接し曷ぞ軫悼に堪えん玆に侍臣を遣はし賻を齎し以て弔慰せしむ

○神饌下賜

故伊藤公爵の葬儀に就き二日午後一時聖上陛下には侍從北條恭氏を靈南坂官邸に差遣はし下賜せられたる神饌並びに幣帛左の如し

一、神饌　一臺
一、紅白帛　各三匹
一、眞榊　一對

皇后陛下には御使として渡邊皇后宮主事を差遣はされ左の通り下賜相成りたり

一金一千五百圓　祭粢料
一眞榊　一對

（大阪朝日新聞第九九三九號、明治四十二年十一月三日）

○

○新聞社の誄辭

伊藤公國葬當日柩前に呈すべき東京大阪の新聞及通信社三十二社連名の誄辭左の如し

誄辭

嗚呼勤王に興り開國に奉ひ維新の鴻基を肇造するに與り明治の憲章を挪建するに任じ廟堂の首班に坐して國鈞を秉る前後約四回而して一度帝威を平陸に耀すの端を啓く功は以て鼎彝に銘すべく名は以て社稷に配するに足る而して德は以て信を列國に孰るに足る只其の化屬邦の一頑民に及ぶ莫かりしのみ東京大阪の新聞社通信社齊しく玆に
大勳位伊藤公の柩前に哀情痛悼の誠を輸す

明治四十二年十一月四日

三十二社連名

（大阪朝日新聞第九九三九號、明治四十二年十一月三日）

○

○韓廷の詔勅

△故伊藤公爵に對して

詔に曰く太子大師伊藤博文英多の氣を稟け匡濟略を具へ時運を挽回し文明を發展し賢勞を憚らず匪躬自ら任じ屹然東洋の砥柱となり嘗て平和の大局を以て主となし尤も韓日關係に惓々とし曾年我國に往來し危を扶け艱を濟ひ專ら弘猷に伏る頃に統監を以て常に闕下に駐り隨時晋接彈誠啓沃旋た太師の任に膺り我東宮を補導し寀學を開進し用て極ざる[illegible]し邵齡脩椿巡覽に伴行して餘憊未だ休ず纔で遐滿の行あり尙翼ふ日を刻して速に旋り長く倚毗に資せん事を豈に意はむや變不測に生じ凶報遽に至る震悼痛嘆曷ぞ其旣るあらむ故伊藤太師の衷特に義親王堈を遣はし祭を致し葬に會せしむ葬需は宮內府をして輸送せしむ特に贈つて文忠を諡す　道德博聞曰文　慮國忘家曰忠

（東京日日新聞第一一八一八號、明治四十二年十一月三日）

○

○列國元首以下弔電

（外務省告示）

今回の伊藤公爵不慮の薨去に付き列國元首並に政府よりの弔電頻々到着せるが外務省に於て接受したる文左の如し

△英國　英國皇帝、皇后兩陛下は十月廿七日式部長ウォルシ氏を在英我大使館に差遣はされ加藤大使に面會の上伊藤公の薨去に對し深厚なる同情と弔意とを我天皇陛下に致し並に公爵遺族に傳達方依賴あり、尙英國皇帝陛下は特に親電を以て我が天皇陛下に弔意を表せられたり、又在京英國大使よりは十月廿八日附を以て同國外務大臣の電訓を奉じ英國政府の弔意を帝國政府に表し且同日大使自身の弔詞とも合せて申來れり

十月廿七日滿洲旅行中なりしキツチェナー元帥は電報を在京英國大使に寄せ弔辭傳達方を依賴し加奈陀總督グレー卿は在オツタワ帝國總領事に對し弔意を表し香港知事も特に電報を以て弔意申出方を在京マグドナルド大使に依賴せる外副官を在香港帝國總領事館に遣はして弔辭を述べしめたり

△露國　露國政府は伊藤公薨去の事を知るや直に露國駐在本野大使に弔辭を贈り又總理大臣並に大藏大臣よりも同樣同大使に弔電を送り來れり

露國皇帝陛下は親電を以て我が天皇陛下に深厚なる弔意を表せられたり

尚ほ在京露國大使は十月廿七日手簡を以て同國政府の電訓に依り帝國政府に對し弔意を表すると共に同大使の弔詞を申來れり

▲獨逸　伊藤公の遭難に對し獨逸ロプリンツアントン殿下帝國宰相、外務大臣及同國駐在外國大公使等より十月廿八日在同國帝國大使館に弔意を表し來れり、獨逸皇帝陛下は親電を我　天皇陛下に寄せ深厚なる弔意を表せらる、尙在京獨逸大使は十月廿七日附書簡を以て同國政府の電訓に接し日本國政府に對し哀悼の意を表し來れり

▲米國　米國大統領タフト氏は親電を以て我　天皇陛下に深厚なる弔意を表し尙在京同國大使は十月廿八日附を以て同國政府の電命に基き大統領並に政府の誠實なる同情を我　天皇陛下並に帝國政府に致す旨同大使は伊藤公爵不慮の薨去により帝國が被りたる一大損失に對し弔意を表する旨申し來れり

又十月廿七日廣東滯在中の米國前大統領フェアバンクス氏は自ら在同地帝國總領事館を訪ひ哀悼の意を述べたり

▲佛國　佛國外務省儀式局次長は十月二十七日在佛國大使館に栗野大使を訪問し伊藤公狙撃に對し佛國政府及び外務大臣の熱誠なる弔詞を陳述せり、尙ほ在京佛國大使よりは十月二十八日附書簡を以て同國大統領の電訓を奉じ同大統領並に佛國全政府の深厚なる弔意を我　天皇陛下に表し且外務大臣ピション氏の日本政府並に國民に對する同情を傳ふると共に同大使の弔辭をも併せて申來れり

▲澳洪國　在京澳洪國大使は十月二十六日附を以て同國外務大臣エーレンタール伯の電訓を奉じ澳洪國政府の痛切なる弔詞を帝國政府に申出で同時に同國大使は一大政治家に對する憎惡すべき加害の悲報に接し時に深厚なる弔意を表する旨申來れり

▲伊國　伊太利よりは皇帝及皇太后兩陛下より親電を以て我天皇陛下に深厚なる弔意を表せられたり

▲清國　清國皇帝、皇族其他大官等よりの弔電は其數少なからざるが就中重なるものを摘記すれば左の如し

清國皇帝陛下日本の元老にして名望世界に高き伊藤公の不測の慘禍に罹られたるを聞き震悼特に深しとて勅旨を東京同國公使に傳へ我　天皇陛下に弔辭を致さしめられ清國外務部尙書梁敦彥氏は十月二十七日在北京我大使館を訪ひ同國政府の

弔意を述べ慶親王は二十八日特に東京同國公使をして大磯に赴き其弔意を公爵夫人に致さしめ張兩江總督は在南京帝國總領事を經て弔辭を帝國政府に致し錫東三省總督及程奉巡撫は在哈爾賓帝國總領事に電報を以て又袁兩廣總督は在廣東帝國總領事代理に對し哀悼の意を表し來れり

▲西班牙　西班牙外務大臣は同國政府の深厚なる弔詞を在同國本邦代理公使を經て帝國政府に致し東京同國公使よりは十月二十八日附を以て電命を奉じ同國皇帝陛下の深厚なる弔意を我　天皇陛下に致す旨並に同國政府外務大臣及び同公使自身の滿腔の弔意を表する旨申來れり

▲白耳義　白耳義國皇帝陛下十月二十七日特使を在ブラジル本邦公使館に遣はされ深き哀悼の意を傳へしめられ同國外務大臣も同日我公使館に來り白耳義國政府の弔意を帝國政府に傳達せられむ事を依賴せり、又在京同國臨時代理公使より同國外務大臣の電訓に基き十月二十八日附書簡を以て同國政府は悲嘆の同情に堪えざる旨を電報し來り同公使自身も十月三十七日附を以て弔意を表し來れり

▲和蘭　在京和蘭公使は十月二十八日附を以て帝國政府に熱誠なる同情を表し來り又臨時横濱碇泊中の同國艦隊司令官より同國公使經由乘組員一同の誠實なる弔意を送り來れり、又和蘭皇帝陛下よりは懇厚なる弔電を我　天皇陛下に發せられたり

▲丁抹　丁抹皇帝陛下よりも亦　我天皇陛下に懇篤なる弔電を發せられたり

▲墨國　在京墨國臨時代理公使は十月二十八日附を以て同國政府を代表して弔意を表する旨申來り同公使自身も亦二十七日附を以て弔詞を申來れり、又墨國大統領は懇篤なる弔電を我　天皇陛下に發せられたり

▲伯利西爾　在京同國公使も亦十月二十七日附及二十八日附を以て同國政府並に同國公使の弔詞を述べ來れり

▲亞爾然丁　在京亞爾然丁代理公使は同國大統領の名に於て我　天皇陛下に同大統領の深厚なる弔意を表彰し同公使よりも滿腔の同情に堪えざる旨申來れり

▲韓國　韓國皇帝、太皇帝兩陛下も亦懇篤なる弔電を我天皇陛下に發せられたり、且つ韓國皇帝陛下の御代辭として宮內大臣閔炳奭及び太皇帝の御代辭一名も來京せり

▲秘魯　在横濱秘魯領事も亦公文を以て同國政府の深厚なる弔詞を述べたり

▲土耳古　土耳古外務大臣よりも亦同國政府の懇篤なる弔電を我外務大臣に發したり、右の外世界各方面に於ける朝野名士及在外帝國居留民團隊等より弔電を外務大臣に寄せたるもの頗る多數に達せり

▲諾威　諾威國政府は伊藤公薨去に關し深厚なる弔意を表する旨同國外國大臣より小村外相に對して電報ありたり

（東京日日新聞第一一八一九號、明治四十二年十一月四日）

○

○伊藤公國葬

維に明治四十二年十一月四日日本帝國は國葬の禮を以て樞密院議長大勳位從三位公爵伊藤博文卿の遺骸を城南大井村谷垂の里に葬る、此日愁雲四迷天日光を隱して萬象悉く公の薨去を痛み弔旗門に垂れて萬人公の遺勳を憶ふ公や實に一世の偉人百代の忠良國家將來の事尙公に待つ所多くして一朝兇漢の毒手に斃る吾人は其の葬儀に列し其事を記するに當つて痛恨多事筆の下すべき所を知らず

△出棺前の官邸

△徹宵の準備　靈南坂の官邸にては國葬委員及公爵一門の面々は前夜より詰切り徹宵諸般の準備に執掌して聊か倦怠の色なり、午前四時東天の白む頃には邸內は早や黑衣の人を以て滿たされ喪章を附せる憲兵巡査十數名は正門內外の警戒に從ひて怠りなかりし

△十日祭と靈遷祭　午前五時祭場の裝飾全く成るや同六時より十日祭を行ひ佐々木副祭主恭しく淸祓ひを爲し靈代を柩前に安置し喪主伊藤文吉男を始め家族親族の方々千家齋主以下の祭官葬儀係諸氏着席し祭官神饌を傳達し佐々木副祭主之を柩前靈代の御前に供す、此の間壯嚴なる古樂を奏し次で千家齋主は恭しく祭祠を靈前に白す、次に喪主伊藤文吉男を始め未亡人梅子、博邦氏夫人同孫博精、博春、令息眞一、末松子同夫人、西（源四郞）同夫人、末松氏令息、令孃、井上侯同夫人、伊藤家本家戶主林文太郞氏其他の親族及び千家齋主以下祭官葬儀係諸員一同拜禮を爲して玉串を棒け奏樂中に神饌を撤し靈代を靈舍に移し靈舍の簾を下して式を終る

△大官の來邸　午前七時井上侯は大禮服にて軍裝の桂首相と

馬車に同乘して來邸せられ當日の棺側と定れる寺內陸相、乃木、山本、東鄕の四大將を始め陸海軍の將校は何れも正裝にて前後來邸し休憩室に入りて時刻を待ち末松子爵は大禮服に十數箇の勳章を佩用し公爵家の葬儀係有賀博士と終始玄關に在りて弔問者の迎接に任じ午前七時五十分頃獨逸臨時代理大使は一名の武官を具して來邸見事なる大花環二箇を送られ其他の弔問者陸續跡を斷たず迎接遑なかりし

△愁然たる公爵夫人　斯くて八時を過ぐる頃第一の擊柝邸內に鳴り響くと見るや畏くも　聖上皇后兩陛下及東宮同妃兩殿下より下賜の眞榊を最前に各宮殿下より送られたる數十の榊は官邸脇の小門より運ばれて正門を出でたるが間もなく第二の擊柝にて靈柩を納むべき輿は數十名の雜色に依りて玄關前に据へられて白覆布を撤し正門より玄關に掛けて黑段に慢幕を廻らし、靈柩安置の用意全く成りたるが此時公爵夫人は淸淨の喪服を纒ひ愁然として杉子爵に扶けられ博邦氏及令孫二氏を伴いて玄關より下り立たれ續いて末松子爵、西男爵夫人井上老侯夫妻、桂公夫妻孰れも先着すべき人々は公爵家用意の馬車にて式場に向はれたり

△雨か淚か愁雲低し　此時邸內の一隅に召使の人々にやあらん、數十名の男女一團となり孰れも愁色眉に溢れ愁然として早や玄關に運ばれたる靈柩を禮拜せしが中にも一人病婦と見え窶れたる身體を樹木に支えたるがありしが靈柩を拜して感堪えざらんやう兩眼を押へ殿樣御別れ致しますと云ひもあへず其の場に倒れ傍の女に扶けられて勝手口の方に連れ行かれしもあり又五六才と見ゆる男兒の母なる人の手に引かれ殿樣は何處へ行かれるのと問ひ詰めて母と見えたるを困らして居るもあり、折柄なる風さへ寒く雨か淚か愁雲低く垂れて人皆面を覆へり

△靈柩官邸を出づ

靈柩は十數名の肩に依りて階上より玄關に運ばれ此所にて白木破風造りに藤の定紋打ちたる輿に移し出棺の準備全く成るや定刻午前九時靈柩は輿丁の肩に上げられ正門兩側に整列せる樂人の神樂を奏すると見る間に數十名の近衞將校は公の勳章を捧持して先頭に立ち靈柩は靜々と官邸正門を出で、之に續ける喪主代理文吉男は定めの喪服を着け青竹を杖に愁然として步を移し次で末松子爵は喪服を着けたる二人の令息を

伴ひ以下親族一同孰れも定めの順序にて靈柩に從ひたる樣沈痛人の肺腑を抉りて內外水を打ちたるが如し、先是儀仗兵は福吉町附近又會葬者は三會堂に大倉商業學校にて休憩せしが柩の正門を出ると共に順次其の前後を擁して葬列を造り順路齋場に向ひたるが其の次第は左の如し

警部兩名道路の左右に先驅し次ぎに警視一名次ぎに警部兩名何れも騎馬にて先驅となり陸軍々樂隊儀仗兵（近衞騎兵一中隊同步兵第一聯隊全部）皇宮警視二名次に眞榊一對、白旗四對、狩衣徒步の祭官兩名左右に侍したる神饌辛櫃吳床、狩衣徒步の祭官二名衣冠裝束の竹崎副齋主同じく千家齋主齋官兩名次に「故樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤公の柩」と大書せる銘旗は二名の家從に侍せられ次に狩衣徒步の伶人六名根越榊一對、竹田、北白川、朝香、梨本、久邇、山階、華頂、東伏見、閑院、有栖川、伏見、小松の各宮家並に韓太子、皇太子妃殿下、皇太子、韓皇帝御寄贈の榊、英、獨、佛、淸、暹の各國皇國皇帝よりの花環、天皇皇后兩陛下よりの榊二對、鉾二對、楯二對、榊二對、勳章二十個二列を作りて陸海軍將校に最後の大勳位頸飾章は石橋海軍大佐に捧持せられ、狩衣の家從兩名之に從ひ、靈柩は五十名の雜色に之を舁がれ其右側には寺內、乃木、大島（義昌）の三陸軍大將、山中、村田、兒玉（忠恕）三陸軍中將左側には東鄕、山本兩海軍大將、齋藤、上村、瓜生、島村三海軍中將、徒步にて侍し、兩吳床の間に兩皮、家從兩名劍、右に杖左に沓の順序にて喪主文吉男靑竹を杖にし藁靴を穿ち狩衣を着け左右に家從を隨へて之に續き次に森家令家扶博邦氏の令息博精博春公爵令息眞一末松子西（源四郞）末松春彥、井上（勝之助）、博邦氏兄、兒玉（幾太郞）森（祐三郞）木田（幾三郞）林（文太郞）末松（熊彥）同（爲彥）桂侯兒玉伯の各親族、中村、寶田、古谷、小山の各滿洲隨行員河村、坂田、木戶等の葬儀係次に會葬者

山縣、大山、伊東の三元帥、樺山大將、小村、平田、大浦、小松原、後藤、岡部の各大臣、一條、毛利、德川、島津、鷹司、九條の各公爵、久我、蜂須賀、松方、鍋島大久保、德川、木戶、松平、佐竹、細川、池田、伊達、西鄕、前田の各侯、土方、東久世、吉川、田中、津輕、板垣、大竹、上杉、奧、溝口、德川、松平、吉井、廣澤

大木、小笠原の各伯、青木、高崎、渡邊、井上、清浦、花房、瀬川、渡邊（千秋）、渡邊（國武）、曾我、藤波、加納、田尻、西、大迫、有馬、品川、京極、仁禮の各子爵岩村、九鬼郷森部、細川、大島、濱尾、赤松、伊藤、千家、前島、小澤、船越、園田、高平、岩佐、松尾、高木野田、石黒、關、木梨、牧野、大久保、久保田、波多野坂谷、村田、日高、奈良原、原口、片岡、有馬、田、武井、菊池、川口、目賀田、岩崎、肝付、藤井、伊集院、矢吹、山内（萬着治）、高崎、石本、高橋（是清）、三須、毛利、三井、福島、有阪、西村、外松、伊藤、村木の各男爵以下貴衆兩院議員赤十字社の特派看護婦二十名等數百名

之に次ぎ横須賀海兵團、第一師團歩兵第一聯隊同騎兵第一聯隊、野砲兵各一箇大隊に儀仗兵となり次に在野紳士新聞記者等の一般會葬者二百餘名、警視一名警部二名何れも騎馬にて行列の殿後となれり

△靈柩式場に着す

當日早朝より葬儀係長杉子爵、木戸式部官、多田正四位、小原宮内書記官、牛塚内閣書記官、佐伯掌典は各部屬員を隨へ日比谷公園齋場に出頭して諸般の準備舗設に從事し勅使、皇族、御代拜係として福村、藤田、鍋島、松平（賴私）、松井土尻、立花各式部官、各國皇帝御名代外國交際官係として丹羽、吉田、稻葉、淺野、蜂須賀、酒井各式部官は宮田屬、膳手、皇宮警部、警手を引率して松本樓に赴き迎接幹旋の事に從ひたるが公爵未亡人梅子の方を始め井上侯爵、同夫人、井上大使、同夫人、伊藤玉子、末松子爵夫人其他近親夫人並桂首相先着控所に休憩し午前九時頃に至りては華族會館又は三井集會所に休憩したり

大勲位、親任官、同待遇、公爵、從一位、勲一等、一等官侯爵、正二位、二等官、麝香間祗候、錦鷄間祗候、勅任待遇、神佛各宗派管長、伯爵、從二位、勲二等、子爵、正從三位、勲三等、男爵、正從四位、貴衆兩院正副議長、各國領事、奏任官、同待遇、勲四等以下、五正位以下、門跡寺院住職、貴衆兩院議院、儀仗兵將校、東京市長、同府各參議員其他

は前後して公園内各控所に參集肅々として靈柩の到着を今や

遲しと待設けられたり、凭くて午前十時に至り葬列正しく公園内に入り左右に併列せる會葬員の最敬禮を受けつゝ祭場に着し（此時前列の儀伏兵は豫定の位置に整列せり）次で眞榊を祭場の前頭左右に樹て神饌辛櫃を神饌舍内に舁ぎ入れ齋主大敎正千家尊弘副齋主權大敎正竹崎嘉通、祭官の敎正西村淸太郎、權少敎正佐々木義房、同金光滿五郎、大講義川邊昇、同漆原平藏、大輔敎青木豐彥氏等前列の諸員右の幄舍の前に進み次に伶人道樂を奏しつゝ左の幄舍の前に進み更に根越榊を祭場内の左右に、白旗鉾楯榊を祭場外の左右に樹てゝ柩を慢幕内に進めて停立し喪主以下後列の諸員左の幄舍に進み愈々柩を祭場に安置し銘旗を柩の後に樹て公爵遺愛の劍杖及沓を柩の側に置き菊花章頸飾以下廿一個の勳章記章を其前に置く、此時伶人道樂を止め總ての準備整ひあるを以て葬儀係を始め喪主以下、齋主以下會葬諸員着床し次で勅使、皇后陛下御使各國皇帝及び大統領代表者、我皇太子、同妃兩殿下韓國皇太子殿下御使、並びに皇族、皇族方御使英國キツテエナー元帥一行孰れも着床せり

玆に於て伶人の奏樂中に各祭官の傳供により竹崎副齋主は神饌數臺を供したる後千家齋主は參列員起立參敬禮の間に恭しく祭詞を白し奉り次いで竹崎副齋主は誄詞を捧讀し終つて勅使侍從子爵北條氏恭氏は福羽式部官の先導にて　皇后陛下御使渡邊皇后宮主事は松平式部官（賴私）の先導により順次玉串を捧進せられ次に英國皇帝御名代同國大使マクドナルド、佛國大統領名代同國大使ゼラール、米國大統領名代同國大使オブライエン、墺洪國皇帝御名代同國大使カール男、伊太利國皇帝御名代同國大使グキツチョリー侯、露國皇帝御名代同國大使マレーヴイツチ、獨國皇帝御名代同國臨時代理大使モンヂユラス、韓國皇帝御名代閔宮相、同太皇帝御名代朴副總監、我が皇太子殿下御使田內東宮侍從、皇太子妃殿下御使馬場東宮主事、韓國皇太子殿下御使趙東宮武官長、順次玉串の棒進ありたる後伏見宮貞愛親王、閑院宮載仁親王、東伏見宮依仁親王、久邇宮邦彥王、梨本宮守正王、朝香宮鳩彥王、東久邇宮稔彥王、北白川宮成久王、竹田宮恒久王、各殿下には親しく御王串を捧げさせられ猶有栖川宮御使平山別當、小松宮御使日高家令、賀陽宮御使角田、久邇宮附家令等順次御代拜を濟まし御退下あり次で喪主文吉男玉串を捧げ玆に最後の

告別を爲し引續き故伊藤公未亡人梅子の方を始め近親令嗣博邦氏夫人伊藤玉子、同博精、同博孝、同眞一、末松子爵、同夫人、西源四郎、同夫人、末松春彦、同澤子、西清子、井上侯爵、同夫人、井上勝之助、同夫人、兒玉幾太郎、森祐三郎、木田幾三郎、林文太郎、末松熊彦、同爲彦諸氏

の拜禮あり、畢つて中央より葬儀係長杉子爵以下各葬儀係及び柩側に隨ひたる東郷、寺内、齋藤、乃木、山本、大島、上村、山中、瓜生、村田、島村、兒玉各陸海軍將校、勳章捧持の井上工兵大佐、石橋海軍大佐以下陸海軍佐尉官、滿洲隨行者其他又右方より淸、暹、西、瑞、諾、墨、亞、葡各國公使親任官大使館員、公使館員、左方より山縣、大山、松方、井上、德大寺各大勳位、桂總理大臣、英國キツテナー元帥、伊東元帥、小村外相、平田內相、大浦農相、後藤遞相、岡部法相、岩倉宮相、大隈、土方、芳川、各大臣待遇其他着床拜禮あり畢つて伶人の奏樂中に神饌を撤し各員退出せしは十二時十五分にして當日會葬の爲め式場內に參集したるは前項本文中所載の外內外紳士無慮二千餘名

零時二十分日比谷齋場にて式を終るや靈柩は雜色に依りて柩車（輿を二頭立の馬車としたるもの）に移され警部の先驅にて儀仗兵前後を擁し、靈柩車に續く、馬車には喪主文吉男續いて梅子未亡人博邦氏夫人と同乘、次の馬車には末松子並に夫人其他井上侯を始め公の近親者及び葬儀係員と云ふ順序にて折りから降り灑ぐ雨中を粛々として大井村谷垂の墓地に向ひたり

△埋　葬　式

△式場の光景　式場は約一千坪の地を劃して靑竹の垣を圍らし正面入口より約二丁余にして直に齊場に達す、墳塋は齋場の後部にあり高さ五尺に土を盛り上げて御簾屋と爲し壙穴は其中央にあり御簾屋より正門に通ずる兩側には假屋を設く、黑白縱縞の幔幕を垂れたり、墳墓に接して左側は僧侶席次は喪主文吉男其他親戚近親並葬儀員席にして右側を祭官其他の會葬員席に充つ、赤十救護班出張所は正門を出でゝ右にあり門外天幕內は會葬者の休憩室に充て受附の札高く其右端に懸る

△榊木と花環　式場內墳墓の後部靑竹の垣に添ひ諸家より寄

贈の榊花環を並べあり其主なるものは榊は松方侯、堀內子、芳川伯、松良子、柴山中將、東邦協會、廣橋伯、早稻田大學蜂須賀侯、尾崎市長、中樞院顧問宋秉畯大邱居留民團其他韓國宮內官高等官陸軍將校一同等よりの寄贈にして花環は稅所中將、富岡旅順鎭守府司令長官、中村滿鐵總裁、東淸鐵道會社、淸國東三省總督錫良、伊知地第十一師團長、後黑龍鐵道旅團等よりの寄贈にて露國大藏大臣コヽウヅオフ氏寄贈の花環は殊に人目を惹けり

△埋棺の裝置　壙穴は一日千家齋主地鎭祭を行ひ深さ十五尺ありて內部は八尺の相州を以て張り詰め周圍は一尺五寸のコンクリートを以て之を固めたり、石材の內部は更に松炭を八寸の厚さに埋め更に三寸板の箱に收む、靈柩は即ち此箱の中に容れらるゝにて穴の上には二個の滑車を具へたり

△會葬者續々着　午後二時頃に至り林董伯は牧野男と共に先づ來場し續いて原敬氏其他續々來り受附係は次第に繁忙を極む、赤裝の海軍樂隊亦到りて正門前天幕內に入る、暫らくにして海軍水兵は砲六門を曳いて來着し砲を式場外西側の豫定の位地に敷く、此時雨漸く激しきも場外の會葬者益々加はり孰れも葬列の到着を今か〳〵と待ち受けたり

△靈柩到着　二時四十五分靈柩の行列盡く式場に着す、是より先先驅の青物橫町に着するや海軍樂隊は正門の左側に整列し水兵は其正面に整列して之を待てり、先驅既に過ぎて靈車轣轆の音近くや樂隊が吹き出づる哀の極は板庇打つ雨の音に和して淒愴の感一層に深し、既にして靈車は祭場の前に半巡して停車す、此時杉葬儀委員長は命を下して靈柩を御簾屋內に運ばしむ、哀の極の譜は餘韻悲しく止みぬ、而して雨聲は愈々頻りなり

△埋棺の光景　靈柩の御簾屋內に運ばるゝや其增上寺の堀尾僧正は特に讀經拜禮を爲し靈柩は靜かに穴中に下されたり、是より先公爵未亡人には文吉男と相並んで椅子に倚りしが博邦氏夫人並に末松子夫人等の此狀を見て歔欷せるにも係らず流石に己が情を殺して控へしも此時末松子及西源四郎氏の兩人が「イザ土覆ひを」と其手を執らるゝ時には流石の未亡人も手布を眼に覆ひ力なく西氏の肩に據りて墳墓の側に往きしには滿場寂として仰ぎ見るものなかりき

△十九發の弔禮砲　此時式場の西側に砲列を布き居りし海軍

兵は弔禮砲十九發を放つ、覆土は此間交る〳〵に行はれ文吉男梅子未亡人下れば博邦氏末松西の三夫人上り是より親戚一同並に特別緣故者、葬儀係等順次之を行ふ、而して公と別懇の關係ありし井上侯には如何にしけむ、一同の終りて多く別室に引き去りし後も尙ほ獨り杖を墓上に曳きて頻りに思案に暮るゝ如き様なりき

△墓標を立つ　さなきだに陰欝たりし此日の此時暮色漸く立籠めて淒愴の氣既に人を襲へり、場内に樹てられし三大電燈明又滅、雜色人夫の頻りに覆土を急ぐも何分十數尺を堀たる壙穴の容易に埋め得べくもあらず五時を過ぐる頃漸くにして基誌石を埋め六時にして墓標「樞密院議長從一位大勳位伊藤公之墓」の十六文字は暗夜にも著く永遠に匂へり、次で　兩陛下より賜はりたる根越の榊を植え終つて神饌を供し千家齋主の埋葬の詞より喪主文吉男始め梅子未亡人其他親族親戚會葬者等再び順次拜禮し神饌を撤して恩賜館に引上げたるは午後六時半なりき

△大井町民の好意　尙常には雜草繁れる墓地附近も當日は大井町有志の盡力にて盡く刈り取られ一面に小石を敷きたれば正午より降り出したる小雨にも差して泥濘とならざりしには會葬者等均しく感謝し居たり、又附近町村の老若は此の盛儀を拜せんと沿道に諸列して靈柩を送迎したるが團隊としては大井町有志者、鮫濱小學校、日本體育會中學校、大井町在鄉軍人團、平塚村小學校、同村在鄉軍人團、同村名譽職等にして肅條として降る雨の中に傘も翳さず送迎したるは殊勝なりき

（東京日々新聞第一一八二〇號、明治四十二年十一月五日）

辨天窟の夫殺し判決

（明治四十二年十一月六日）

△姦夫姦婦とも死刑

神田區鍋町活版職藤井吉五郎の妻お安（三十六）が神田區三河町紺屋職の小島彌太郎と私通の結果同人と共謀して三十九年三月中本所區千歲町江島神社内の辨天窟にて本夫吉五郎を殺害したる件は前後四年間東京地方裁判所に於て審理中なりしが五日殺害の證據十分にして且つ被告お安は一心消滅講の行者にて一種の迷信者なるも犯情に於ては何等酌量の餘地なしとて被告兩名を死刑に處する旨判決を言渡されたり、言渡

しの際彌太郎は未練氣に何やら口小言云へるに反しお安はかねての覺悟と見え立會の辯護人に向ひ思通りの裁判を受けて滿足ですと語り此上は跡に遺る實母と子供は何分宜しく賴みますと呟きながら退廷したるは悧々しかりし

（東京日々新聞第一一八二一號、明治四十二年十一月六日）

郵船三河丸船長の家族五人鏖殺さる

（明治四十二年十一月二十二日）

廿一日拂曉芝區二本榎町一の七十九休職海軍少佐目下日本郵船會社上海支店詰汽船三河丸船長工藤嘉太郎方留守宅に於て同人妻お高（卅二）長女お勝（十）長男喜男（八）二女おもと（二）並下女荏原郡池上村字、雪ヶ谷長久保慶三長女お民（廿）の五人が何者にか慘殺されたる椿事あり、左に其の顚末を報道すべし

△何時にない朝寢坊　工藤方は平素早起の方なるに同日午前六時半頃同番地にてお民を世話したる薪炭商富岡米吉妻お瀧（六一）が工藤方の何時になく門を半ば開けたるまゝ朝寢坊を爲し居るを怪しみ裏手に廻り見たるに湯殿の水汲口が開け放ちあるより愈々怪しみて其處より下女部屋なる二疊に入りたるに這は如何に下女のお民は乳下と背部に重傷を受け見るも無慘や頭部を梨割にされ血に塗れて絕息し居るにぞ喫驚仰天して直ちに取て返し夫米吉と共に息喘き切て白金分署に屆け出でたり

△光景物凄きばかり　急訴に依て小村白金分署長は直に現場に出張すると共に管轄署なる高輪分署並に警視廳地方裁判所等に急報して係官の出張を促し各係官出張の上前記米吉夫婦と共に倘も奥の間に踏み込み見れば玆に彌增す慘劇は奥の八疊間にて演ぜられ居たり主婦お高は添乳の所を襲はれし覺しく次女おもとを投げ出して頭部顱頂骨を打割られたる外面部三ケ所へ重傷を受けて東枕に打伏し長女お勝長男喜男二女おもとも東枕に虛空を攫みて同じく頭部を打割られ仰向けに打倒れ其中お勝は逃げ出さんとしたるにや片足を椽先にかけて打倒れ何れも紅なす血潮の中に絕命し居れる光景物凄きばかりにて警官も一同暫しは呆氣に取られしが疵口より察するに兇器は銳利なる刀の類に非ずして鉈若しくは手斧の如き刄の鈍きものにて打割りたる形跡あり

△評判よき家庭　嘉太郎は北海道函館區地藏町の出生にして日清戰爭には海軍少佐として出征し凱旋後勳五等に叙せられ其後休職となり九年前前記の家屋及附近の地所數百坪を買求めて住居を定め同時に郵船會社三河丸の船長となり常に航海に從事し自宅に在るは稀にて現に本年春より上海航路に在り妻お高とは淺草區鳥越町中村某方へ止宿中夫婦となりし者にて夫婦共に附近の評判よく又お高は容貌美なるにあらぬも至て愛嬌ある方にて外出毎に必ず小供を同道するが常なりし、又嘉太郎には一弟一妹ありて妹おもと（二十五）は久しく同居し居たるも去る十月中鄉里へ歸りたり

△兇行前夜の來客　兇行の前夜十時頃同家に一人の男客ありてお高の話聲も聞え同時に同所の蕎麥商水月庵より天麩羅とおかめと各二杯づゝを取寄せて振舞ひたるらしく客は十一時頃立去りし樣子なりしが兇行の原因其他に就ては一家悉く死に盡し且つ市內に親戚等なき爲め何等の手掛りなきも金品は一も紛失し居らぬ由なれば强窃盜の所爲とも思はれず或は主人嘉太郎に怨恨ある者とも云ひ或はお高に懸想したる痴漢の所爲とも云ひ未だ一も信憑すべき證據なく其筋にては探偵の端緒を得るに苦心しつゝあり

△臨時出張所を設く　前記檢視の爲め出張したる判檢事は午後三時同家を引上げたるが芝署は同區丹波町光臺院に臨時出張所を設置して警視廳武東刑事課長、森佐高輪分署長以下十數名の警官詰切りにて何事か秘密に調査凝議する所あり、午後五時同町二本榎町三十七、富岡平太郎（三十一）及同妻お種（二十四）同番地樹田道具店主外五名を召喚して種々訊問したり、尙又下女お民の死體は午後六時檢視濟みて親元へ引渡されたり

（東京日々新聞第一一八三七號、明治四十二年十一月二十二日）

掏摸親分湯島の吉捕はる

（明治四十二年十一月三十日）

△仕立屋銀次に次ぐ親分

△連累者十七名の大檢擧

曩に赤坂署に於て市內の掏摸親分仕立屋銀次事富田銀次一派の大檢擧を行ひ爾來彼等の一味は殆んど閉息せし如くなるも其實表面を青物商或は莨商に裝ひて相變らず市內に出

没して掏摸を働き現に市内の大親分湯島の吉事神田區松永町十八伊藤由太郎(五十五)の如きも未だ縛に就かざるより龜井警視總監は去八月中武東刑事課長に檢擧を命じ同警部は烏谷警部を主任として同廳の若手敏腕家平松、中村、三宅、今井の四刑事に捜索を擔任させたれば四刑事は土方、人足、職人抔に變裝して晝夜逮捕方に苦心中

△妾宅にて捕縛　去る九日の一の酉の夜平松刑事が淺草雷門にて吉の姿を認めたるも混雜中の事とて取逃せり、然るに去る廿五日平松三宅の兩刑事は神田萬世橋にて再び吉の姿を認め追跡したるに淺草區西鳥越町廿七中村おいそ(廿八)と云ふ妾宅へ這入りたるを以て直に踏み込み取押へ同時に同家に居合はしたる吉の乾分才一事飯島才一郎(二十八)シヤツポの金事今井金太郎(五十四)平公事鈴木平吉(三十二)と云ふ何れも前科十數犯の掏摸を取押へたるが其中才一は吉の部下にありても屈指の一人にて四天王の一人と稱し居れる由

△連累者續々檢擧　而して此檢擧と同時に主任の烏谷警部は吉の本宅とおいそ方の家宅捜索を行ひ金銀時計數十個を押收し捜索上有力なる書類をも發見し引續き彼等の連累十四名を引致し目下嚴重に取調中にて續々拘引すべきものなる見込なりと

△二十年間の惡事　吉は湯島三組町に生れ壯年の頃迄は彫刻師を業とし居り明治初年自分の妻わか(四十六)の叔父小池菊次郎が當時屈指の掏摸親分なりしより何時しか斯道へ引込まれ漸次菊次郎の繩張に手を入れ乾分を仕立て廿二年頃より湯島の吉と異名して市內屈指の親分株となりたるものにて神田の自宅は表面些かなる貰店の如きも其の實屋內に入れば五間もある手廣の構へにて罪狀の露顯を怖れて同家へは一切乾分連を止宿せしめざりしと云へり

(東京日々新聞第一二一八四五號、明治四十二年十一月三十日)



桶の中に十二年暮し 世界を遙々一週す（明治四十三年一月十九日）

△而して二人で世界一週
△日本にも來るべし

伊太利人ゼヲルジ、アツテルツ及ビアネノ、ユービンの兩人は桶の中にて生活しつゝ世界一週を企て昨年六月廿日出發點なる維也納を發足し既に伊太利の北部より瑞西佛蘭西等を經て今や英吉利倫敦に到し居れる由なるが、其方法は一人は常に桶の中に在り一人は外に在りて桶を廻轉せしむるものにして夜に入らば二人共桶の中に寢ね飲食は總て桶の中に於てし決して人家にて宿泊飲食せざる條件にして懸賞は二千磅と稱し豫定期日は約十二年なりと云へり、斯くの如き突飛なる考へを起したるは畢竟彼の希臘の哲學者ダイオゼネスの故事より思ひつきたるものらしく一行が使用しつゝある桶の中には寢具は素より割烹炊事の器具厨等の設備も整ひ居れば實際上旅舘その他の人家に就くの必要なしとのことなるが孰れ遠からず日本へも渡來する由なれば奈何な日本の奇行家も之には驚く事なるべし

（東京日日新聞第一一八九五號、明治四十三年一月十九日）

大博徒佃政捕はる（明治四十三年二月十五日）

△資産三十萬圓に上る
△關西の博徒續々上京

去月卅一日午前二時頃日本橋區瀨戸物町五博徒親分佃政の甥金子淸次郎方にて佃政の乾分同區室町三の十一内山赤太郎（三十三）外六十一名打集まりて賭博中一同日本橋署の手に捕へられたるは既報の如くなるが其後同署にて取調べの上前記赤太郎の外廿四名を檢事局に送り其他を放還したるが野田日本橋署長は豫て管内に博徒親分の跋扈するを遺憾に思ひ大掃蕩を志し其一着手として佃政一派の檢擧を行ひたるものにして引續き同人の行衛を搜索中四日午前八時三十分頃赤坂區田町五丁目待合梅屋に潜伏中を取押へ目下取調べ中なり、同人は本名を金子政吉（五十四）と云ひ元京橋區佃島町七番地に住み佃政の異名を取りたる屈指の博徒にて博徒石定事亡高橋文

吉の乾兒古賀吉事井上吉五郎杯と兄弟の義を結び元日本橋區本船町十四番地に住みしが其の筋の注目繁きより昨年八月中同區長濱町八番地に轉じ表面魚と佃煮の問屋を始めたるも引續き、佃、月島を始めとし日本橋の二分以上を繩張とし西河岸魚河岸を自分直轄とし其他は同人弟同區小田原町魚問屋金子權次郎並に乾兒中村瀧次郎、平森松次郎、久保竹次郎、横山豐吉、吉岡粂太郎等の手にて前記金子方の隣家並に瀨戸物町の金子清次郎方同町九番地の佐藤きく方品川町八番地の關澤源次郎方等を賭場として各五分の寺錢を取り日本橋京橋に亘りて地所千三百四十二坪、家屋十二棟、漁船二十艘、網廿二張を所有して資産三十萬圓に上り自宅は妻やま外十二名にて毎月三百圓位の生活を爲し居る外京橋區松屋町、木挽町、赤坂山王下等に三ヶ所の妾宅を構へ之にも月三百圓位の費用を投じ自身は博徒連とは賭博を爲さず常に紳士連と交際して弄花に耽り板橋の競馬場へは三萬圓も投資したる程なりとか然れば今回同人の檢擧と聞くや山梨、靜岡其他關西地方の博徒親分連は見舞の爲め續々上京して馬喰町其他の旅人宿に投宿し居る由なり、因に代議士中にも佃政の勢力を藉りて當選したるもの二名も在り上流に知己多ければ同人釋放の運動は頗る熾なるべきも其筋にては一切之等の運動を受附けざる方針なりと云ふ

（東京日日新聞第一二九一二號、明治四十三年二月五日）

○

佃政等の判決

△十五名悉く有罪

日本橋魚河岸一帶を繩張りとし博徒と親分と仰がれ居る佃政事金子政吉（五一）外十四名に係る賭博開張等に關する被告事件は豫て東京地方裁判所に於て須賀裁判長の係にて審理中の處二日左の如く何れも有罪の判決を受けたるが流石は博徒親分だけありて佃政は意外の重刑に愕(びく)ともせず其儘一禮して退廷したり、而して判決の光景を見んとて集りたる傍聽人は數百人の多きに達し廷の內外は傍聽人を以て充ち非常の混雜を極めたり

△金子政吉懲役三年六月△金子權三郎內山赤次郎同二年六月△金子清次郎同二年△藤谷藤吉同一年六月△題嗣晉次郎同一年二月△谷中五郎經堂丑松同一年△齋藤武三郎石川藤

次郎同十月△矢崎惣太郎清水瀧次郎高瀬音松同六月△宮崎勝五郎、平松兼三郎同四月

（東京日日新聞第一二〇九一號、明治四十三年二月五日）

日英博覽會の人類館に　アイヌ人を出品し俄然問題を起す

（明治四十三年二月十九日）

○アイヌ人出陳と人道

日英博覽會事務局が英國シンジゲートの代表者ジュリアンヒツクスなる者の請を容れアイヌ人を公衆の觀覽に供するの目的にて最近渡英せしめたるは人道に背反すとて教育家宗教家等の一問題となれるが今小崎弘道氏の談を聞くに先年シヤトル、ポーランド等の萬國觀覽會に於て特に人類館なるものを設置し廣く學術上の研究に資する目的にてエスキモー、インデアン、亞弗利加蠻人等を收容したる例あれば其の目的如何に依ては何等妨げなしと雖も今回アイヌの渡英は如上の目的に非ず、熊狩り熊祭り等の諸藝を演じて一般の觀覽に供するにある由なれども之は表面の理由にして實は風俗、相貌等を奇とし人種其のものを觀覽に供するの事實に陷る事なかるべきか、然るに如何なる劣等種族と雖も人類を一般の觀覽に供するが如きは人道に背き劣等種族を保護開發するの道に反すれば云ふ迄もなく世界何れの國に於ても之を嚴禁し我國に於ても現在不具者畸形兒等の所謂見世物に對して嚴重なる取締を爲しつゝある次第なれば今回當局者に於ても藝術の名に於て劣等人種を餘興に供し最後に及んで國辱を晒らすの醜態を演ぜざる樣細密なる注意を要すべし云々

（東京日日新聞第一一九二六號、明治四十三年二月十九日）

立憲國民黨の發會式

（明治四十三年三月七日）

△昨日の創立會

四派の合同に依り成立すべき立憲國民黨の創立會は六日午後五時より紅葉館に於て開會せり、出席代議士七十三名片岡直溫氏開會の旨を宣し河野廣中氏を座長に推さんことを提議し滿場異議なく之を容る、河野氏則ち座長席に就きて議事に入り先づ宣言書を議せんと宣し楠本誠氏をして左の宣言書を朗讀せしむ

△宣　言

大勢の旋轉促進するに從ひて、國民は憲政の本義に向ひ、一層適切に之に解釋を加へ且つ其妙用を永遠に擧げ、益々國運の隆昌を致さんことを企圖し斯政に忠順なる國民協同して爰に立憲國民黨を組織し、立憲の本旨を天下に宣言す

憲政に貴ぶ所のものは、主として內閣の責任を嚴明にし、大勢をして常に國民的大基礎の上に運用せしむるに在り、然るに由來我國政の實權は一部官僚の獨斷に歸し、今日國家立憲の名あれども、國民は未だ其の惠澤に浴せず、之れ第一に之を革新し、名實の歸一に力めざる可らざる所のものなり、國家の本能は文武の均衡を保維し、遮政百揆として各々其の宜を得せしめ、以て一國の福利を增進せしむるに在り、而も現在國費の分配は多く其適正を缺き、偏重偏輕の實相を掩はず、是れ第二に之を根本より檢討し、之に改革を加へざる可らざる所のものなり

國防に不變の定形あらず、要は四圍の狀勢に省察し、施設の緩急を制するに在り、今や列强の勢力は西より東より太平洋上に集中し、逐年强力を加へつゝあり、是時に當り、內、帝國の地位を安全にし、外、列强との均衡を維持し、世界の平和を保障せんと欲せば、帝國の軍備も亦之に順應し、逐次一新する所なかる可らず

軍備既に國位世勢に順應し、逐次一新を要するものは、畢竟列强との均衡を維持し、世界の平和を保障するに在れば外政は固より之と表裏を爲さゞる可らず、且つ夫れ國民の增殖は年々其多きを加へ、今後百年を出でずして、將に一億に達せんとすれば之を利導し、之を奬勵し、殖民に通商に、益々國民對外の發展を策するは、係りて國家外政の手に在り、然も由來當路の外政は姑息逡巡、概乎として國民の希望に副せず、是れ亦一大刷新を加へざるべからざる所のものなり

今日內政の一大缺點は、大小の行政を合せて、一切之を中央に集中し、所謂官局萬能主義に徇ふるに在り、之を以て頭大振はず地方民力の衰微萎弱を馴致せり、加之繁文縟禮國民は實に其の煩に堪えず、故に庶政の分權すべきものは之を分權し、簡易にすべきものは、之を簡易にし、以て地方自治の更張を圖らざる可らず

國家永遠の財源を託し、財政基礎の鞏固を圖るには、稅制其の宜きを得、國民の各級各業をして、公平の負擔に任せしめざる可らず、而も今日の稅制は、其の均衡を失し加之稅種に於ても、確實を認む可らざるもの、亦尠なからず、自今之に對しては、益々整理の必要あり

國力の充實は、一に農商工業の發達に待つ從ひて斯業の奬勵せざる可らざるは、固より言をも俟たず、而も今日の實業政策は、往々其の足を緊縛して、之に前進を命ずるが如きものあり、發達何に由りてか期するを得んや、吾人は深く爰に見るあり、奬勵其道を盡し、國と其惠に賴らんと欲す、而して斯業の發達と國力の充實とは、交通機關の整否如何と、相待ちて離る可らず、此點に就きても、亦我黨の心力を傾注せんと期する所なり

教育に貴ぶ所のものは、國民の智識を啓發すると倶に、其精神を堅實にし、業に勉め國を愛し、一旦緩急あれば義勇公に奉ぜしむるに在り、然も今日の教育は前者に專らにして後者を疎にし、徒らに形式に流るゝものあり、斯の如きは、大國民を養成し未來の大發展を期する所以に非ず、故に吾人は此點に就きても一大革新を所期するものなり

政針の大綱斯くの如し、吾人は之に向ひて蹉せず、撓せず着々として歩武を進め、其目的を達せんことを期す、至誠國を愛するの士は、惠然四來して、其れ本黨に力を戮せられよ

明治四十三年三月

立憲國民黨

滿場異議なく拍手して之を可決し、次に綱領黨則を議事に附し福本氏之を朗讀す(綱領黨則略)滿場異議なく之を可決し次で座長は創立委員に

犬養毅、大石正巳、仙石貢、片岡直溫、島田三郎、坂本金彌、河野廣中

の七氏を指名し尙ほ準備委員は臨機創立委員より囑托する事に決議し玆に立憲國民黨は成立し滿場拍手の間に閉會を告げて懇親會に移り田川大吉郎氏の挨拶にて開宴し歡を盡して散會したり

(東京日々新聞第一一九二四號、明治四十三年三月七日)

○

國民黨結黨式

立憲國民黨の結黨式は十三日午後二時より紅葉館に於て行はれたり、會するもの總べて五百名肥塚氏の發議を以て河野廣中氏を會長に推し犬養氏は簡單に開會の辭を陳べたり、其要旨左の如し

帝國現在の地位は最早姑息なる政治を行ふことに滿足する能はざるに至れり、蓋し我帝國の責務は之を大にしては世界の平和を保維し之を小にしては東方の文明を開發し以て我權力の發展を計るにありて一部の種族が政權を私するを許さず、是を以て此時勢に應ずるの大政黨を作るの必要ありとし同志數名は向きに屢々協議を遂げ國民を基礎とする內閣を作る事、軍備は國防の緩急に順應せしむる事の二點に於て一致したり、既に此大目的に一致せる以上は小異を捨てゝ大同に就くべしと爲し玆に立憲國民黨を創立するに至れり云々

犬養氏の開會の辭了るや富田幸次郞氏は順次に宣言書政綱及び黨則を朗讀し河野會長より之を滿場に諮りたるに一人の異議者無く拍手の裡に之を可決し（宣言書政綱及黨則は七日の本紙參照）次で役員の選擧に移りたるに片岡直溫氏の發議を以て常議員には會長を加へ爾餘の十九名は會長指名に一任するに決し會長より直ちに左の諸氏を指名したり

△常議員の指名

大石正巳	犬養毅	武富時敏
仙石貢	片岡直溫	箕浦勝人
肥塚龍	加藤政之助	關直彥
坂本金彌	櫻井一久	村松龜一郞
藤井善助	石鄕岡文吉	久保田與四郞
石田仁太郞	福本誠	島田三郞
坂口仁一郞	河野廣中	

次で高橋秀臣氏各地方よりの祝電を朗讀し神戶辯護士總代として野添宗三氏の祝辭あり、引續き創立委員片岡、島田、坂本三氏の演說あり其要旨は左の如く最後大石氏は別項の如き外交演說を試み此に於て式を終り會衆一同園遊會場に入り四時過ぎ散會したり

△片岡氏の演說

我立國の本は農業にありて之が改良發展を計るは國家の要

務なるが今明治廿七年來國民負擔力の狀況を觀るに年々增加し來れるを見る、國民負擔の增加は或程度迄は免れざるべきも一方に於て我人口の增殖を見るに年々約六十萬を以て數ふ此國費の負擔人口の增殖の二者に就て觀察すれば單に農業の改良發達を計るのみに偏するは帝國の將來に對し商工業者の看過すべからざる處にして即ち商工業者の奮起して以て其發展を計るは實に刻下の要務たらずんばあらず是故に從來專ら實業に從事したりし吾人と雖も今後傍ら政界に投じて大に國民の福利を增進し國力の發展を圖るの必要あり是れ吾人の立憲國民黨創立に少か盡力せし所以にして我國民黨が將來眞個に國家の利害を双肩に負うて立つ意氣を以て進まば是れ國家の大幸なり云々

△島田氏の演說

之を大にしては內外の狀勢、之を小にしては今日議會の形勢は正しく健全なる大政黨の勃興を必要と爲す、我立憲國民黨は蓋し此必要に應じて生れたるなり、凡て大政黨なるものは遠大なる理想を有せざるべからざるも此理想に併せて之を實行する丈の實力を有せざるべからず、我立憲國民黨は將來に於て大發展を爲さゞるべからず、之を爲すには所謂己を守ること謹嚴にして人を待つには寬大なるべしとの精神を以て邁往するを要す云々

△坂本氏の演說

我國民黨は洵に百錬の鐵の如し、鍛へに鍛へたる我黨の思想は須らく堅實なるべく凡そ政權を掌握して平素の主張を實行するは政黨の本分たるに相違なきもたゞ政黨は己の力を以て之を獲得すべく決して政權に接近すべからず、我黨は將來に於て苟くも此精神を失ふ如きことあるべからず云々　（東京日々新聞第一一九四九號、明治四十三年三月十四日）

母子地藏開眼式　（明治四十三年三月二十二日）

芝二本榎の五人殺し被害者追善供養のため同町並に臺町、車町の有志等が四基の地藏尊を町內天神坂の淨土宗光臺院境內に建立せし由は既報の如くなるが二十一日は春季皇靈祭とて住職金子全應師總世話役となり發起人和正雄外世話人數名と共に開眼式を行ひたり地藏尊は總て五體にて堂前に間口二間奥行一間の覆屋を設け工藤嘉三郎妻お高、長男秀男、次男

嘉男、長女お勝、下女長久保お民の以上を石地藏に象りて見るも慘鼻の紀念像なるがお高は嘉男を抱き居れば命名して母子地藏と呼ぶとぞ、增上寺大僧正代理眞野僧正導師となり樂僧十餘名を率ひ堂前に下り立ち香華を手向けて阿彌陀經の續誦を爲し嚴なる開眼式を擧げたるが式後大西信道、長谷川向圓兩師の演說ありて散會せるは四時過なりき

（東京日日新聞第一一九五七號、明治四十三年三月二十二日）

文豪ビヨルンソン氏の逝去（明治四十三年四月二十九日）

諸威文豪ビヨルンソン氏逝去す（倫敦發二十七日上海經由）ビヨルンステルネ、ビヨルンソン氏は一八三二年に生れクリスチニア大學を出で夙に劇及文學に身を委ねて名聲を馳せたり、中年丁抹及羅馬に居住したりしが歸國後クリスチアニア劇場の支配人となり文學上の功勞に依りて議會より年金を受くるに及べり、一八六六年より北國々民新聞の記者となり諾典諸威分離問題の爲めに奮鬪せり、其作中著名なるもの「アルネ」「エングラド、グート」「ジーグルド、スレンベ」「マリア、スチユアルト」等あり、故イブセンと相並んで歐洲北方文學の二大名家と稱せらる

（東京日日新聞第一一九九五號、明治四十三年四月廿九日）

掏摸は警察の御用達（明治四十三年五月十四日）

△仕立屋銀次等の公判

多年掏摸仲間の大親分なりし仕立屋銀次事富田銀藏（四十五）等に係る竊盜教唆贓物故買其他の被告事件の公判は十三日東京地方裁判所須賀裁判長、小原檢事、齋藤、布施、今村渡邊、北井諸辯護士にて公判を開廷したり

△親は刑事巡査　親分銀次を始め乾兒仙吉事小幡嘉一郎（三十六）駱駝事保科猪之助（三十七）同町田精一郎（三十）同宮本銀次郎（五十六）時計商小河原暉一（四十三）同杉野庄助（四十三）同野島萬藏（五十五）菓子商菰田桑太郎（四十八）等孰れも被告席へ所狹きまでに居並び訊問は先づ銀次より始まれり、其申立は私は元仕立職なるも父金太郎は存命中淺草區猿屋町署の刑事巡査を勤め其關係より時々出入する掏摸と知合になり遂には何かと其世話をする樣になりたるが始めにて果は仲

間に引込まれ何時しか親分と立てらるに至れり

△贓品は四分六に分ける　然れど自分は直接に掏摸を働きたることなく隨て他人樣の懷中物を拔き取る術は知らず、子分の掏り取りたる品は金銀懷中時計にても數百個に達し四分六と稱して百圓の品物なれば四十圓を渡し品物は情を明かして時計商小河原、野島、杉野等の手に捌かせたり

△仙吉では勤らぬ　斯くて三十八年中一旦株を子分の仙吉に讓りて足を洗ひたるも刑事より仙吉では勤まらぬから私に元通り警察の御用を勤めろと云はれたる爲め何時とは無く再び子分の世話をなし居る中今回繩目の恥を見るに至れり、然れど自分の所持の長屋等は伯母の金にて建てたるものにて決して不正の金にて作りたるものに非ず云々

△銀次仙吉は懲役七年　其他の被告も思ひ〳〵の陳述を爲したるが大要公訴の事實を認め辯護人より證人申請ありたるも却下せられて直に辯論に入り檢事は證據十分なれば銀次仙吉を懲役七年に精一郎外六名は各三年以下の懲役を相當と求刑し辯護人の辯論ありたるも多數辯護人の事とて次回續行に決し閉廷したるは午前五時頃なりき

（東京日日新聞第一二〇一〇號、明治四十三年五月十四日）

幸德秋水一黨の大陰謀事件

（明治四十三年六月四日）

○戰慄すべき大陰謀

△社會主義者の爆發物密造

△共謀五名連累二名の捕縛

「警視廳の低氣壓」と題して二日龜井總監以下主事各部長會合して或重大事件に就き協議する所ありし事は昨紙記載せし如くなるが右の內容は本社の夙に精探せし處なるも其筋の差止に依り不得止其機を持ちしに遂に昨日地方裁判所古賀檢事より範圍を限りて揭載許可の旨通知ありしを以て左に概略其顚末を揭ぐる事とせり、事件は彼の無政府主義者一派が我國に於ては破天荒の驚くべき大陰謀を企圖したるなり、即ち過日來東京を距る數十里の某山間に於て平素社會主義を標榜する男四名と女一名と共謀して聞くだに戰慄すべき爆發物を密に製造し正に過激極まる大事件を發起せんとしたるを端なくも或事實より發覺せしかば其筋に於ては直に大捜索に着手し

難なく右五名及び連累者を逮捕し起訴に及び目下豫審中に屬せり、故に其內容及右以外の事實は玆に記す能はざるも既に犯罪行爲及び嫌疑者の範圍も明確となり捜索及び起訴は右以上に出でざる見込なりと云ふ、尙事件の進行に連れては其筋の許す範圍内に於て更に詳報する所あるべし

（東京日々新聞第一二〇三一號、明治四十三年六月四日）

○

間一髪の危機

△又々社會黨の陰謀

△銃器と彈藥を奪ふ

去る一日社會黨の陰謀端なくも爆露して市民を震駭せしめ其余波遠く南紀州に及び北長野に渉りて全國民を戰慄せしめたる以來其後當局者は余蘖の剪除に怠りなかりしが又々彼等の大陰謀を危機一髪の間に爆露したり

△九州に於ける社會黨　是より先九州に於ける社會主義者は天民吉野省一(三十)を首領として堺枯川、西川光次郎、幸德秋水等と常に氣脈を通じ居たるが偶々三十八年一月旅順陷落して鹵獲の兵器彈藥等門司に陸上の事に決するや當時九州鐵道株式會社々員たりし吉野省一は同主義者なる內國通運株式會社門司支店員黑瀨春吉(二七)小倉丸久運送店員横田宗二郎(一八)小倉市某醫院藥局生有村忠恕等を語らひ門司陸上の兵器彈藥を途中に奪はんものと苦心の末右陸上げを請負ひたる若松港在住の杓子勘助(四七)を說きつけて門司陸軍兵器支所丸山火藥庫等へ運搬の途中途に小銃六十、六連發四十、彈藥一萬數千個、抛射爆彈數十個を首尾よく拔き取りたり

△兵器彈藥を東京に移す　かくて兵器彈藥を東京に移さんとせしも果さず韓國に轉送して大事を擧ぐる迄隱匿せんとせしも當局の監視嚴重なる爲其處置に窮し當時彼等が經營せし關門每日新聞の後身にて同黨の機關新聞なる「民聲」の倉庫の床下に隱匿し其後民聲新聞の廢刊の際他に移して深く世に秘したるまゝなりしが今回圖らずも東京に於ける同黨の陰謀爆露すると共に彼等は意を決し此機を外さず輦轂の下に一大波瀾を起さんとし先づ黑瀨上京して萬般の調査に當り吉野、横田有村等は九州より相呼應して事を擧けんとし將に兵器彈藥を東京に向て運送せんとする所を其筋の手に發見せられ黑瀨は東京にて其他は門司小倉等にて孰れも二十二日逮捕され悉る

べき陰謀は玆に危く未然に之を防ぎ得たり、而して事の詳細は未だ豫審に屬し之が報道の自由を得ざるを遺憾とす

（東京日々新聞第一二〇五五號、明治四十三年六月二十八日）

○

社會主義大檢擧

△引續き市内各所に及ばん

△幸德傳次郎に關係あらん

四日午前九時東京地方裁判所より阿島判事、高野檢事は本所區番場町一社會主義者福田竹三郎（二十七）方へ出張し家宅搜索を行ひ數十册の書籍を押收し同時に令狀を執行し拘引せしが尙ほ引續き下谷及市内各區に居住する同主義者を悉く檢擧する由にて内容は判然せざれど多分幸德傳次郎に關する事件なるべしと

（東京日日朝聞第一二一五四號、明治四十三年十月五日）

○

社會主義者拘引續々

△四日中にて九名

昨報の如く四日早朝地方裁判所の檢事局にては八方に手分けして社會主義者の檢擧を行ひ夫々家宅搜索を爲し雜誌類を押收し本人を拘引したるが新宿署管内にて四名小石川署にて二名、下谷署にて三名の多きに達し何れも警視廳刑事課に拘禁され裁判所よりは古賀、小山、小原の三檢事同課へ出張し同夜は徹夜取調を行ひたり、尙赤坂署にては五日午前九時より約三時間本堂署長を始め警部、警部補、部長に至る迄一室に會合して何事か會議を開きたるが是れも多分社會主義者に關してなるべく然らずば朝鮮人の行動に就てならんと云ふ

（東京日日新聞第一二一五五號、明治十三年十月六日）

○

有史以來の公判

△無政府黨の特別裁判

△傍聽は絕對に禁止

身は金甌無缺皇統連綿たる神洲の民に生れながら不自然なる西歐の曲學に心醉の餘遂に我國有史以來曾て無き大叛逆を企てたる無政府黨幸德秋水以下二十六名の極惡無道は吾人其の六族を殲すも尙慊らざるの思ひあり萬人等しく其の肉を喰ひ其の死屍に鞭うたんと希ふ所なるが國家別に是等

不忠の徒に對する國法の設けあり、事件の發生以來新たに構成されたる特別裁判所にて愼重其罪狀を審査したる結果豫報の如く愈々昨十日を以て其の第一回公判を大審院刑事大法廷に於て開廷せられたり、大不忠大叛逆彼等に對する峻嚴なる國法は數日を出でずして彼等に當然の運命を宣告すべく庶くば之によりて金甌無欠我が神洲の民をして再び純良誠忠の民ならしめよ

△裁判開始さる

△被告入廷す　午前九時普通傍聽者を入廷せしめたる後新聞及通信記者の一團數十名相踵で入廷し各所定の席に就き被告の入廷を待てり、同九時四十分頃發頭人と目され居る幸德傳次郎を先頭に管野すが子を殿に二十六名の被告は各一名の看守に守られて入廷し一名宛看守を中に挾みて夫々設けの被告席に就けり、各被告の服裝は思ひ〳〵にして幸德は黑七子五つ紋の羽織に仙臺平の袴を穿ちすが子は髮を銀杏返しに結び納戸色紋羽二重三つ紋の羽織に琉球飛白の綿入を着し中にも人目を惹きたるは內山愚童と呼ぶ僧侶上りにて同人は曩に爆彈密造事件にて處刑され目下服役中なる爲紅殼色の囚衣を着け又古川力作(三一)と云ふは三尺に足らぬ小男にて共に人目を惹き幸德は時々後方を顧みて元氣なき顏に微笑を洩せり

△豫想以上の警戒　法廷內に於ける警戒の嚴重なることは豫ても記したるが事實は豫想以上にて僅々百餘名の傍聽者に對し數十名の巡査を配置し田川麴町警察署長指揮の下に各出入の入口には一々鍵を卸して蟻の這ひ出る隙もなき程に嚴重なる警戒を加へたれば當局者が氣遣ひし喧騷等の事なく至極平穩無事なりし

△公判開廷さる　定刻を過る一時間四十分午前十時四十分を以て此の未曾有の公判は開廷せられたり、見渡せば鶴裁判長を正面に志方、鶴見、末弘、大倉、常松、遠藤の六判事陪席として左右に居並び平素の法廷と反對に左方に平野豫審判事右方に松室檢事總長及び平沼板倉の二檢事孰れも法服嚴しく居並び長谷川控訴院長を始め鈴木所長、豐島司法省參事官、柏原同書記官、小原、武富の檢事等十數名背後の高等官席にありて傍聽せるなど流石に特別裁判所と首肯かれたり

△果して傍聽禁止　軈て鶴裁判長は山なす記錄を傍に置き本件叛逆事件に關し審理すべき旨を宣し左記二十六名の被告に

就き式の如く住所氏名の訊問に移れり、此日辯護人として出廷せるは鵜澤、花井、磯部、今村、平松、河島、宮島、尾越安村、半田の十氏なり

△幸德傳次郎、△森近運平、△宮下多吉、△新村忠雄、△古川力作、△新田融、△新村善兵衞、△奥村健之、△坂本淸馬、△大石誠之助、△成石平四郎、△高木顯明、△峯尾節堂、△崎久保誓一、△成石勘三郎、△松尾卯一太、△新美卯一郎、△飛松與一郎、△佐々木道元、△内山愚童、△武田九平、△岡本穎一郎、△三浦安太郎、△岡林寅松、△小林寅松、△管野すが

右訊問終りて裁判長は之より檢事の公訴事實の陳述に移るべきも事件は治安維持の必要上傍聽を禁止す、又續行審理中も亦同樣引續き公開せずと宣し豫想の如く午前十一時傍聽禁止を命ぜり

△傍聽禁止中の公判

△新村忠雄と宮下太吉

本被告事件の內容は素より公開禁止となりたれば知るに由なきも各被告の住所氏名の訊問に次ぎ松室檢事總長は大審院長の命じたる豫審係として各判事が蒐集せる材料報告書に基き被告幸德傳次郎他二十五名が今回の大陰謀を企てたる由來として始め幸德等は無政府主義の泰斗たるクロポトキンの著書學說等を飜譯して秘密に國內に頒布し盛に無政府共産主義の鼓吹に努めたるも被告等の組織せる日本社會黨は解散を命ぜられたるより遂に暗殺破壞等を企つる第一着手として今回の叛逆をなすに至りたるも幸に事半ばに發覺して悉く檢擧するを得、今や大審院に於ける特別裁判所の公判に附し審理を求むる次第なりと公訴の事實の陳述を爲して正午一先づ休憩の後午後一時二十分再び開廷し取調の便宜上被告中に於ても過激派の有力者と目され居る新村忠雄及び宮下多吉の訊問を終り次回十三日午前九時審理續行と決し閉廷したるは同四時四十分頃

△前代未聞の法廷

△誰彼の容赦はない

△館內の非常線　無政府主義の公判と云ふので當日の警戒は內外共憲兵と巡査が百五十餘名と云ふもの警視廳を初め各署から出張して其嚴重なること非常なもので被告の馬車が裏門

を通過する外は正門以外は一切通行を許さず、場内には各巡査が地圖を持て各持場に二間置位ひに並んで楷段の上り口左右に二人途中に二人上り切右處に二人廊下にも左右に二人宛詰め掛けて廳員と雖も通券を持ぬ者は通行を許さない、隨て此の館内の非常線に掛つて色々な滑稽が演ぜられた

△裁判長非常線に懸る　先づ第一に引つ懸つたのは一人の紳士で傍聽人と一緒に入つて來て二階に登らうとすると傍聽券をお出しなさいと巡査が云ふ、私しは松室ですと答へるとイヤ松室でも何でも傍聽券が無ければ今日は通しませんと頗る横柄に追ひ返さうとしたので私しは松室檢事長ですと云つたのでハヽア左樣ですかと漸く通過を許される、其次が望月書記長、鶴裁判長、鈴木地方所長の順で一々取調べをする人が反對に取調べられて居たが中にも鶴裁判長の時など私しは鶴ですと云ふとイヤ鶴でも龜でも不可んと巡査大に威嚴を示したが鶴氏が然し私しが今日居らんと裁判が出來ませんがと言つたので一體貴君はどなたですと巡査が持つた外套を放したので鶴氏は裁判長ですと言ひ捨て巡査の失禮と言ふのを後にサツサと上つて行つたのは一番振つて居た

△螢の樣な警官の眼　裁判長でさへ此の有樣だから毎日出入して居る新聞記者連も面喰つて傍聽人と一緒でなければ這入れなかつた人さへ有つた、又廳内の飯島と云ふ辨當屋などは辯護士控所へ辨當を運ぶことも器物を取りに行くことも出來ず態々給仕が此れは廳内の辨當屋ですと斷りに來ても不可んを喰ふので事務所へ行つて前例にない廳員證を下げ渡して貰ひ漸く通行が出來た傍聽人は右の入口新聞記者は左の辯護士入口と別々に法廷に這入ると裁判長の命令で窓は一つ殘らず締めてカーテンを下ろさせた、傍聽席が百五十名新聞記者席が四十名許り之れに巡査と警部が二十名許り居て四方八方に螢の樣に眼をピカ〳〵させて見張りながら若し手の中で何かモヂヤ〳〵しやうもんなら直ぐ其の人の處へ行て覗き込む其小心翼々たること前代未聞であつた

△揃ひも揃つて平民　被告の服裝は幸德が七子の橘の黑紋付菅野がお納戸色の紋羽二重で大方は黑紋付袴の扮裝であつたが四人許り縞の羽織三尺何寸かの古川が筒袖内山愚童が懲役服の紅殼色で最も異彩を放つて居たが住所生地の調べの其の三分の一は生地が判然しないで中には幼い時親に連れられて

神戸に行つた爲め判然と分らぬなんて云ふのが有つた、又被告は揃ひも揃つて平民であるが身分の取調べが終ると豫定の如く安寧秩序を紊す恐れがあるからと傍聽を禁止されたので傍聽人は何れも四時頃から詰めかけた甲斐もなくオヤ〳〵と失望して引退つたのは氣の毒であつた

（東京日日新聞第一二二二一號。明治四十三年十二月十一日）

仕立屋銀次の又親分捕はる

（明治四十三年六月十七日）

△檢擧された萬引の親分

赤坂署にて萬引の檢擧を行ひ十五日朝本郷區湯島天神町三の一貸本業前島儀利（五十六）及び同人内縁の妻大橋お政（三十二）を檢擧したる事既報の如く取調進行と共に儀利の妾石川お兼（二十三）も同日共犯者として檢擧したるが儀利は綽名を今河内山と云ひ關西關東に亘り屈指の萬引の親分で愛知縣熱田町に生れ幼少の頃より手癖惡しく維新前は屢々拷問に會ひたる男にて其の出沒鬼神の如く常に變裝して市内を徘徊し時には法衣姿となり仕事をなさんとする時には人影なき所にて法衣を懷中に藏ひ普通の服裝に變裝して商家に赴き巧に仕事を爲しつゝあり、昨年赤坂署に檢擧されし仕立屋銀次等より親分と崇められ儀利の贓品は銀次の手にも落ち又他にも密約の故買者多數ありて其の一人伊藤某を昨朝檢擧せし由にて引續き取調べ中なりと云ふ

（東京日日新聞第一二〇四四號、明治四十三年六月十七日）

○

萬引大檢擧後報

△同類續々檢擧さる

△墮落女學生も居る

赤坂署の萬引檢擧に就ては過日來報道の如くなるが親分前島儀利の罪狀を聞くに同人は十二歲の時掏摸仲間に入り十年前より萬引の親分となり東京にて惡事を働き屢々檢擧されしも何時も證據不充分にて放免せられ居たる者にて取調べに從ひ容易に白狀せざるより主任九戸警部補は儀利と懇意なりし綽名塚事本名諏訪湖（四〇）と云ふが十五年刑を受け目下小菅集治監に收容され居るを探知し同監に出張して諏訪を訊問の結果儀利は關東關西に有名なる萬引の親分にて贓品は多く本

所緑町三の二十四酒商板倉竹治郎(四三)の手にて賣却し居る旨を申立てたるより此に端緒を得て直に伊東刑事に命じて十六日朝板倉を取押へ尚同人宅より本月十三日神田區小川町雑貨店大下堂にて萬引せし膝掛を押收し同時に故買犯として日本橋區通二の九女髪結中島お高(三十四)並に内縁の夫石川岩次(三十四)儀利の妾本郷區湯島天神町三の一齋藤お絮(三十九)下谷區車坂町一通稱小林事加藤五郎(四十)同人内縁の妻加藤お政(三三)同人方同居荒井お芳(二十六)神田區松永町十八倉田おあり(四二)及前記板倉内縁の妻木下お安(二四)を檢擧したるが此のお絮は住所不定佐藤善兵衛の妾となり下谷區徒士町に旅人宿を營み居る中昨年六月中儀利と通ぜしものにて贓品の多くは同人の手より前記故買者の手に渡す手順となり居り前記お芳は十歳の時神田區猿樂町一池上お縫方に同居し同區三崎町東京裁縫女學校に入校せしが病氣にて中途退校し遂に墮落して一度萬引遠藤有造の妾となりしも有造は甲府監獄にて牢死せし爲め自分も萬引の仲間に入りし者なりと、而して是等の贓品は所々に散在し居るを以て九戸警部補は部下の横倉、伊東、鈴木の三刑事を派して目下蒐集中なりと

(東京日日新聞第一二〇四五號、明治四十三年六月十八日)

變人の筮卜者　(明治四十三年六月十六日)

△見料には酒が欲しい

赤坂區新町二ノ一五に「なんでも御座れ……花咲爺」と記せし看板を掲げ居る一風變つた筮卜者あり、路次の突當りの古びた千本格子を開けて訪へば三尺に六尺の土間、其奥が六疊、右手の三疊には白髯膝を埋むる六十有餘の老爺、筮竹を前に机に向つて端坐し其の後に貼りたる規則書樣のものに

一、一々禮はと問はるゝが降參なり爺は酒好なれば見料は酒で欲しい

一、走人、失物などの一寸したものは酒二合

一、しかし込入つた事になるともう少しほしいな

一、緣談身の上などは酒三合

一、けれども込入つたものになると根が疲れるからもう少し飲ましてもらひたい

一、併しこうはいふものの持合はせの都合でどうでもよろしい

明治四十三年　　　　時も春

と書き列ねあり、椽の下には一升徳利が七八本も轉がつて居ると云ふ變り者なるが此の老人は奧州出羽の藩士中島直清號を竹高と云ひ一時は南洋貿易を試みたるも悉く失敗し去二十八年日清役の折從軍し時の兵站軍醫部司令官森鷗外氏の知遇を受け金州に滯在中森氏の陣中にて使用せし筮竹を貰ひ受けしが抑々にて遂に筮卜者となりたる者なりと云ふ

（東京日日新聞第一二〇四三號、明治四十三年六月十六日）

韓國併合條約　（明治四十三年八月三十日）

詔書

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國ガ禍亂ノ淵源タルニ顧ミ曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ平和ヲ確保センコトヲ期セリ

爾來年ヲ經ルコト四年有余其間朕ノ政府ハ鋭意韓國施政ノ改善ニ努メ其成績亦見ルベキモノアリト雖モ韓國ノ現制ハ尚未ダ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラズ疑懼ノ念每ニ國内に充滿シ民其ノ堵ニ安セズ公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ增進センガ爲メニハ革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラザルコト瞭然タルニ至レリ

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此事態ニ鑑ミ韓國ヲ擧テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ

韓國皇帝陛下及其皇室各員ハ併合ノ後ト雖相當の優遇ヲ受クベク民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ增進スベク產業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルベシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信ジテ疑ハサル所ナリ

朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從ヒ施設ノ緩急其宜シキヲ得以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

各大臣副署

條約

日本皇帝陛下及韓國皇帝陛下は兩國間の特殊にして親密なる關係を顧ひ相互の幸福を增進し東洋の平和を永久に確保せんことを欲し此の目的を達せんが爲めには韓國を日本帝國に併合するに如かざることを確信し茲に兩國間に併合條約を締結することに決し之が爲め日本國皇帝陛下は統監子爵寺內正毅を韓國皇帝陛下は內閣總理大臣李完用を各其の全權委員に任命せり依て右全權委員は會同協議の上左の諸狀を協定せり

第一條　韓國皇帝陛下は韓國全部に關する一切の統治權を完全且永久に日本國皇帝陛下に讓與す

第二條　日本國皇帝陛下は前條に揭けたる讓與を受諾し且全然韓國を日本帝國に併合することを承諾す

第三條　日本國皇帝陛下は韓國皇帝陛下太子殿下並に其后妃及び後裔をして各其地位に應じ相當なる尊稱威嚴及名譽を享有せしめ且之を保持するに充分なる歲費を供給することを約す

第四條　日本國皇帝陛下は前條以外の韓國皇族及び其後裔に對し各相當の名譽及待遇を享有せしめ且之を維持するに必要なる資金を供給することを約す

第五條　日本國皇帝陛下は勳功ある韓人にして特に表彰を爲すを適當なりと認めたる者に對し榮爵を授け且恩金を與ふべし

第六條　日本國政府は前記併合の結果として全然韓國の施政を擔任し同地に施行する法規を遵守する韓人の身體及財產に對し十分なる保護を與へ且其福利の增進を圖るべし

第七條　日本國政府は誠意忠實に新制度を尊重する韓人にして相當の資格ある者を事情の許す限り韓國に於ける帝國官吏に登用すべし

第八條　本條約は日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下の裁可を經たるものにして公布の日より之を施行す

右證據として兩全權委員は本條約に記名調印するものなり

明治四十三年八月二十二日

統監　子爵　寺內正毅

隆熙四年八月二十二日

內閣總理大臣　李完用

（東京日日新聞第一二一一八號、明治四十三年八月三十日）

○

列國政府に對する宣言

韓國併合の件に關し帝國政府は韓國との間に條約を有し又は韓國に於て最惠國待遇を享くべきことゝなり居たる獨逸國、亞米利加合衆國、澳洪國、白耳義國、淸國、丁抹國、佛蘭國大不列顚國、伊太利國及露西亞國の各政府に對し左の宣言を爲したり

明治三十八年日韓協約成りてより玆に四年有餘其間日韓兩國政府は鋭意韓國施政の改善に從事したりと雖も同國現在の統治制度は尙ほ未だ十分に公共の安寧秩序を保持するに足らず衆民疑懼の念を懷き適歸する所を知らざるの狀あり韓國の靜謐を維持し韓民の福利を增進し併せて韓國に於ける外國人の安寧を計るが爲めには此際現制度に對し根本的の改善を加ふるの必要あること瞭然たるに至れり

日韓兩國政府は前記の必要に應じて現在の事態を改良し且將來の安固に對して完全なる保障を與ふるの急務なるを認め日本國　皇帝陛下及韓國皇帝陛下の承認を經兩國全權委員をして一の條約を締結せしめ全然韓國を日本帝國に併合することゝなせり

該條約は八月二十九日を以て之を公布し同日より直に之を施行すべく日本帝國政府は同條約の結果朝鮮に關する統治の全部を擔當することゝなれるを以て玆に左の方針に依り外國人及外國貿易に關する事項を處理すべきことを聲明す

一　韓國と列國との條約は當然無効に歸し日本國と列國との現行條約は其適用し得る限り朝鮮に適用せらるべし、朝鮮に在留する諸外國人は日本法權の下に於て事情の許す限り日本內地に於けると同一の權利及特典を享有し且其の適法なる既得權の保護を受くべし

日本帝國政府は併合條約施行の際現に朝鮮に於ける外國領事裁判所に繫屬する事件は最終の結定に至る迄其の裁判を續行せしむることを承諾すべし

二　日本帝國政府は從來の條約に關係なく今後十年間朝鮮より外國に輸出し又は外國より朝鮮に輸入する貨物及び朝鮮開港に入る外國船舶に對し現在と同率の輸出入税及噸税を課すべし、朝鮮より日本に移出し又は日本より朝鮮に移入する貨物及朝鮮開港に入る日本船舶も亦今後十

年間前項の貨物及船舶に關すると同率の課税を受くるものとす

三　日本帝國政府は今後十年間日本國との條約國の船舶に對し朝鮮開港及朝鮮開港と日本開港間の沿岸貿易に從事することを許すべし

四　從來の開港場は馬山浦を除くの外舊に依り之を開港となし更に新義州をも開港とし內外船舶の出入及之に依る貨物の輸出入を許すべし

帝國政府は又亞爾然丁國、伯剌西爾國、智利國、格崙比亞國西班牙國、希臘國、墨西哥國、諾威國、和蘭國、秘露國、葡萄國、暹羅國、瑞典國及瑞西國の各政府に對し左の宣言を爲したり

明治四十三年八月二十三日日本國と韓國との間に締結せられたる條約に依り韓國は日本國に併合せられ本日より日本帝國の一部を成すことゝなれり、自今日本國と列國との現行條約は其の適用し得る限り朝鮮に適用せらるべく該現行條約を有する列國の臣民又は人民は朝鮮に於て事情の許す限り日本內地に於ける同一の權利及特典を享有すべし

（東京日日新聞第一二一一八號、明治四十三年八月三十日）

○

詔　書

△朝鮮王冊立

朕天壤無窮の丕基を弘くし國家非常の禮數を備へむと欲し前韓國皇帝を冊して王と爲し昌德宮李王と稱し嗣後此の隆錫を世襲して以て其宗祀を奉せしめ皇太子及將來の世嗣を王世子とし太皇帝を太王と爲し德壽宮李太王と稱し各其の儷匹を王妃太王妃又は王世子妃とし並に待つに皇族の禮を以てし特に殿下の敬稱を用ひしむ世家率循の道に至りては朕は當に別に其の軌儀を定め李家の子孫をして奕葉之に賴り福履を增綏し永く休祉を享けしむべし茲に有衆に宣示し用て特典を昭にす

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

宮內大臣　子爵　渡邊千秋

內閣總理大臣　侯爵　桂太郎

△二公族封冊

朕惟ふに李堈及李熹は李王の懿親にして令聞夙に彰はれ槿域

の贍望たり宜く殊過を加錫し其の儀稱を豐にすべし玆に特に公と爲し其の配匹を公妃とし並に待つに皇族の禮を以てし殿下の敬稱を用ひしめ子孫をして此榮錫を世襲し永く寵光を享けしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

宮内大臣　子爵　渡邊千秋

内閣總理大臣　侯爵　桂太郎

△大赦減税

朕惟ふに統治の大權に由り玆に始めて治化を朝鮮に施くは朕が蒼黎を綏撫し赤子を體卹するの意を昭示するよし先なるはなし乃別に定むる所に依り朝鮮に於ける舊刑所犯の罪囚中情狀の憫諒すべき者に對して特に大赦を行ひ積年の逋租及今年の租稅は之を減免し以て朕か軫念する所を知悉せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣各大臣副署

（東京日々新聞第一二二一八號、明治四十三年八月三十日）

○

朝鮮貴族令

朕惟ふに李家の懿親及其邦家に大勞ありたる者は宜く之を優列に陞し叙して朝鮮貴族と爲し用て寵光を示すべし玆に其碩德前功を秩し世襲の典を定めて朝鮮貴族令とし之を裁可し公布せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

宮内大臣　子爵　渡邊千秋

（東京日々新聞第一二二一八號、明治四十三年八月三十日）

韓國朝鮮と改定す　（明治四十三年八月卅日）

○併合と諸令　（二十九日發布）

△朝鮮と改定

勅令第三百十八號

韓國の國號は之を改め爾今朝鮮と稱す

△朝鮮總督府令

朕樞密顧問の諮詢を經て朝鮮總督府設置に關する件を裁可し

茲に之を公布せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣總理大臣　侯爵　桂　太　郎

△韓國軍人待遇

朕舊韓國軍人に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣總理大臣　侯爵　桂　太　郎

△朝鮮施行の法令

朕茲に緊急の必要ありと認め樞密顧問の諮詢を經て帝國憲法第八條に依り朝鮮に施行すべき法令に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣各大臣副署

△朝鮮豫算の襲用

朕樞密顧問の諮詢を經て帝國憲法第七十條に據る財政上必要處分の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣各大臣副署

△五分利公債恩賜

朕樞密顧問の諮詢を經て帝國憲法第七十條に依る財政上必要處分の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十八日

内閣各大臣副署

△朝鮮債務の負擔

朕樞密顧問の諮詢を經て帝國憲法第七十條に依る財政上必要處分の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣各大臣副署

△臨時恩賜規定

朕茲に緊急必要ありと認め樞密顧問の諮詢を經て帝國憲法第

八條に依り朝鮮に於ける臨時恩賜の件を裁可し之を公布せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣各大臣副署

△朝鮮會計經理

朕茲に緊急の必要ありと認め樞密顧問の諮詢を經て帝國憲法第八條に依り舊韓國政府に屬したる歳入歳出の豫算に關する會計の經理及舊韓國政府に屬したる財產の管理に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣總理大臣副署

△貨物輸入稅

朕茲に緊急の必要ありと認め樞密顧問の諮詢を經て帝國憲法第八條に依り朝鮮より移入する貨物の移入稅等に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣各大臣副署

△朝鮮との船舶通航

朕内地、臺灣及び樺太と朝鮮との間に通航する船舶に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名　御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣總理大臣兼大藏大臣侯爵　桂　太　郎

遞信大臣男爵　後　藤　新　平

△舊韓國勳章の佩用

勅令第三百三十四號

舊韓國の勳章及記章は當分の內之を佩用することを得

△特許法の實施

勅令第三百三十五號

左に掲ぐる法律は之を朝鮮に施行す

一、特許法、二、意匠法、三、實用新案法、四、商標法、五、著作法

△地租特別免除

地税等の特別免除に關する件明治四十三年勅令第三百二十四號第一條及び第二條に依り勅裁を經て之を公布す

明治四十三年八月二十九日

統監　子爵　寺内正毅

（東京日々新聞第一二二一八號、明治四十三年八月三十日）

千里眼御船千鶴子極印を附せらる

（明治四十三年九月十八日）

△千鶴子最後の實驗

△從是研究期に入る

千里眼夫人御船千鶴子は十七日午前八時其旅館なる神田淡路町關根屋に於て豫て約ある十一博士立會の上最後の透視實驗を行ひたり、槪して當日の實驗は過般大橋氏邸に於て行はれたる實驗の思はしからざりし爲めの再實驗にて諸博士は一段の注意以て之を迎へたり

△十一博士の立會　主人側は例の福來、今村の兩博士にて千鶴子の實父御船秀益、義兄淸原猛雄、井芹校長之に陪し山川理學博士、丘理學博士、田中舘理學博士、吳醫學博士、大澤醫學博士、入澤醫學博士、三宅醫學博士、井上文學博士、元良文學博士等の錚々たる諸博士列席し高等師範學校教授後藤牧太氏も之に加はり大橋新太郎氏は前日の關係より本日も陪席せり、實驗室は旅館の三階の十疊の間を以て之に充て千鶴子は此に正座し井上博士は隣室にて監視することとし其の隣りの八疊と六疊を立會諸博士の控所更に六疊二間を各新聞記者の席とし總員三十餘名にて結果如何と待構へたり

△嚴重なる封緘　斯くて井上、元良、丘、入澤、吳、山川の六博士と後藤牧太郎氏は七枚の名刺に一人づゝ正永文、春山新、道德天愚天籟、東本村、上益成、松鶴君と認め尙ほ之が覺書を認めたる後裏向にして混ぜ此中より三宅博士が一枚を抽取り之を厚さ二、三仙直徑九仙、高さ十二仙にて內部を黑塗にせる圓筒狀の錫製の容器に入れ更に之を十三仙四方、高さ十六仙、厚さ九仙の方形にて內部をビロードにて張りたる木箱に納め平打の紐にて堅く結び紐の端を半紙にて卷き之に認印を捺し尙之を捻り薄糊を引きて容易に開く能はざらしめたり

△見事に的中す　斯く嚴封せるを山川博士が携へ行きて千鶴

子の手に渡し井上博士は豫定の如く隣室より之を監視し物音立てゝは精神統一に防げあらんと各自息を殺して待つ間程なく十分二十一秒にして別室の千鶴子は透覺し得たりと告げ二つ折の半紙に認めたるを見れば「道天レ德」とありて元良博士の出題なりしかば同氏及一同は奇異の思を爲し前記諸博士立會の上封印を檢めたるに毫も異狀を認めず、更に紙捻を解きて仔細に點檢せしも印は其のまゝにて封目にも變りなく千鶴子の透覺は一點の疑ひを挾むべき餘地もなく見事に的中したるなり

△二回目は精神不統一に依つて福來博士は的中せる旨を千鶴子に告げたるに同女は安堵の思ひを爲したるかの如く障子を開きて半身を顯はし實父秀益老人は白髯を撫して喜色滿面に溢れたり、斯くて山川博士は第二回の實驗を爲さんと今回は西洋狀袋を取り出し同じ紙片に三字を認め紺土佐に包みて之に入れ封印四個を押捺し外部は封蠟にて固く之を緘して前同樣千鶴子に手渡し千鶴子は一室内に籠りしが「頭が痛くてどうも出來ません」とて實驗を拒みたり蓋し最初の實驗に先ち父兄の談に同女は前夜より下痢を催うして健康を害し居たる由なれば全く之が爲め長く精神の統一を保ち難かりし爲なるべし

△江の島と東京見物　實見行博士等は一室に集まりて意見を交換したるが要するに千鶴子の透覺は最早疑ふべからざる事實なれば爾今進んで之が研究に入らざる可らずと云ふに一致したるものゝ如く此れにて千鶴子の千里眼は愈々極印附となりたる譯なり、因に千鶴子父子は連日の疲勞を醫する爲め十八日は江の島に遊びて休養したる後東京見物を爲し二十日退京の豫定なりと

（東京日々新聞第一二一三七號、明治四十三年九月十八日）

辨天窟殺し彌太郎は死刑

（明治四十三年十月七日）

去る三十九年本所區千歳町辨天窟に於て姦婦藤井お安と共謀して本夫藤井吉五郎を殺害したる小島彌太郎の上告事件は大審院に於て審理中なりしが六日上告棄却となりお安同樣死刑に處せらるゝことと確定したり

（東京日々新聞第一二一五六號、明治四十三年十月七日）

掏摸親分の判決 (明治四十三年十月廿二日)

△湯島吉十三年鼈甲勝十五年以下二十四
名皆嚴刑に驚く

掏摸の親分神田區松永町湯島の吉事伊藤由太郎(五六)深川區西大工町鼈甲勝事渡邊勝次郎(五八)以下二十四名に對する竊盗教唆、竊盗及贓物故買等の事件は豫て地方裁判所飯島裁判長の係りにて審理中の處二十一日湯島の吉は懲役十三年罰金三百圓、鼈甲勝は同十五年罰金三百圓に又乾兒の中重きは櫻井鐵太郎の懲役十二年より輕きは重禁錮八月の間に於て夫々處刑され孰れも意外の嚴刑に呆然たる者ブツ〳〵小言を云ひながら引立てられ行く者のみなりしが贓物故買の懲役八月三年間刑の執行猶豫の恩典に浴したる平塚茂平のみは破顏して退廷せり

(東京日々新聞第一二一七一號、明治四十三年十月二十二日)

杜翁逝去す (明治四十三年十一月二十二日)

トルストイ伯は逝去せり、夫人は生前許可を受けて翁を訪問したるが翁は最早や之を辨別する能はざりき(二十日伯林發)

(東京日々新聞第一二二〇二號、明治四十三年十一月二十二日)

○

文豪杜伯の葬儀 (浦鹽新聞所載)

去十一月二十日午前六時五分「世界には幾百萬の人民あり苦難する者多きに汝等何故に茲に我一人の側にありや」との平素の平民慈善心を發揮したる名言を此の世の名殘りとしてアスタポオ小驛の驛舍に永眠したる露國文豪トルストイ伯の葬儀は伯の常住地として世に知れたるヤスナヤポリヤナ村に於て行はれたり

正午十二時埋棺を終り同棺を塔載したる列車は群集に送られて一時四十五分アスタポー驛を發し同夜ゴルバチエオ驛に停車一泊し翌朝八時ザセカ驛に到着したるにヤスナヤ、ポリヤナ附近の人民を始め哀悼の爲めに來れる人々同驛に出で、之を迎へたりしが故文豪の棺は其諸氏及び農民等之を列車より舁ひ出して三露里の間之を手にて運搬し其棺前には農民等

白布に「レオ、ニコライウイツチよ、汝の慈善の記憶は我等孤となれる農民の間に不朽たらん」と記せるものを飜へして先導し二列を爲して進行したる學生等は「永遠の記憶を」と云へる哀歌を代る〳〵に歌ひ贈られたる多くの花環は四輪の荷車に積み運びたり

△午前十一時一行ヤスナヤ、ポリナヤに到着したれば棺の蓋を開きてトルストイ伯の平常起臥執筆せる書齋に安置し欣慕者をして普く故伯と最後の訣別を爲さしめたりしに訣別式二時間に亙りて漸く終りたれば故伯の諸子農民及學生等棺を舁ひて出棺しけるに送葬の爲め故伯の家の周圍に群集せる人民は深く悲哀の感に打たれたらん如く悄然膝を屈めて「永遠の記憶」の哀歌を合唱し各團隊の總代唱歌者棺前に立ち次に花環を運び棺後には未亡人トルストイ伯爵夫人を始め親戚及び生前親近の友人等附き隨ひ周圍には群集人垣を造りたるも毫も騷擾の音なく一行の墓地に着したりしは午後三時なりしが愈々埋棺の時は人々又も膝を屈めて「永遠の記憶」の哀歌を唱し半時間の後には堆き新墓現はれて花環其上を蔽ひ演說等一もなく埋棺式の全く終りたるは午後四時半なりき

（東京日々新聞第一二三二一號、明治四十三年十二月一日）

南極探險隊決行さる

（明治四十三年十一月二十九日）

△記憶すべき二十七士

△見送る者無慮三萬

明治四十三年十一月廿八日こそは我が日本國民が記憶して忘る可らざるの日なり、東洋のペアリーたらんとする我が陸軍中尉白瀨氏一行が極南の地方を突破す可く品海濶頭を發したるは是れなり、然も此日や偉人マゼラニが大平洋を橫斷したるの日にして我彼共に記憶の網を手繰るべく十分の因緣あり、去る七月五日錦輝館に於て其發會式を擧ぐるや是非の論鼎の湧くが如くなりき、是れ畢竟するに國民熱誠の餘波たらずんばあらず、斯くて準備は着々として進行し來り路上の同情演說は日比谷に於ける送別會となり更に芝浦埋立地に於ける送別會となりて初冬の風襟を掠むる昨二十八日午後四時一行を乘せたる傳馬船は日漸く暮れなんとして殘光波濤を射る芝浦の海岸を發し沖合に碇泊中なる

本船へと急ぎたり

△二重橋頭に伏す　當日午前七時夜來出帆の用意に一睡だもせざる總隊員廿七名は步武肅々朝靄深き丸の內二重橋に伺候し隊長白瀨矗先づ列を離れて一行が意のある所を恐惶　天聽に聞え上ぐ

臣白瀨矗誠恐誠惶頓首百拜して　今上陛下の闕下に伏奏し奉る臣矗玆に今日を期し南極探險の途に就かんとし今や一行の部下を率ひて　今上陛下の闕下を辭するに當り一は以て鴻大無邊なる聖恩を謹謝し奉り一は以て臣等一行の素志を貫徹せんことを誓ひ奉らんとす　今上陛下克く臣等の微衷を嘉納し給はんことを誠恐誠惶頓首百拜して白す

臣陸軍輜重兵中尉從八位勳六等　白　瀨　矗

悲愴なる一言一句は彼等が腸に泌みて低回去り難きもの丶如く二度三度宮城を伏し拜みて涕泣頰を傳ふなり、然れども彼等が胸底亦限り無き誇りと一死以て成敗を期する決意とは眉宇の間に閃くを見る

△見送る者三萬　決然一行步を轉じて芝浦なる送別會場に向ふ、天幕をもて作れる同式壇の柱には青葉濕やかに打薰り紅白の幔幕は潮風に飜れり、式場には大隈後援會長を始め大木伯、目賀田男、伊澤修二、頭山滿、櫻井熊太郎、三宅博士等熱情に富める朝野の紳士はフロックコートに前南禪寺管長大徹禪師は袈裟衣に身を固めて肅然控ふ、埋立の廣場には各大中小學生、實業團等所狹き迄に押寄せて萬歲の聲四方に湧く其數無慮三萬人と註せられぬ

△縷々數萬言大隈伯　斯くて村上濁浪の開會の辭に依て送別會は開かる、藥學校幹事飯森博士は三井所淸造氏と探險隊の前途を祝福し次で幾多熱誠の士は腕を扼し拳を振ふて此壯擧が徒事に非ざるを說く口角より迸り出づる一句一節皆同情の泪なり、此時後援會長大隈伯は起つて此壯擧や有史未曾有の大遠征にして今日探險と稱するの擧多々ありしと雖も斯の如く學術的世界的然かも千古未聞の極南の地を探ぐるは未だ之れ有るを聞かず且つや此壯擧が我が青年學徒に對して與ふるの力は甚大なるものあり其昔、封建時代には板一枚下は地獄と海の危險を頻りに說くと雖も陸に在りても死す者あり、自ら死を計つて世を去るもあり何ぞ夫れ恐るゝに足らんと卓を叩いて敎ふ

△颯爽たる白瀬隊長　斯くて軍服嚴めしき白瀬中尉が式壇に立つや拍手急霰の如く萬歲の聲湧くが如し、既にして沈着なる同中尉の挨拶終りて船長野村直吉起ち學術擔任者武田輝太郎現はれ同情の聲何時盡くべくもあらず、三宅博士の突飛なる演說あり、女王イサベラ然たる嘉悅孝子の演說あり、時計は刻一刻と出帆に近づき來る此時俄然立ちて氷刀三尺劍を舞したるもの木崎正道あり、彼れ亦此一行を送らんとして來り詩を吟じ舞ふ

　趙氏連城璧　由來天下傳
　送君南極行　明月滿全船

△妻子別を告ぐ　午後三時半全く式を終る、數萬の群集入り亂れて潮の寄するが如く萬歲歡呼の聲相和して風浪の激するが如し、白瀬中尉は悠揚として海岸に步を移す、此時中尉の夫人やす子(四七)を始め長女ふみ子(二〇)次女ふね子(十七)は黑木綿の紋付に濃紫の袴を穿ち末子猛(四)は水兵帽に白き胸掛を懸けて見送りの友に抱かれ步み行く、其無邪氣なる態度と今正に海波數千里、前人未踏の地に旅立たんとする父中尉が胸中と相照し相比べ見ては鬼の如き勇夫も必ずや一滴の涙にむせびしならん

△白幕乘組む　見よ暮靄煙の如く罩めたる此所芝浦の海岸には紅旗翻り、長旒搖ぎ今や眠に入らんとする海の女神も爲めに驚き何時靜まるべくも非ず、萬歲の聲水に應して騷然たり斯かる裡に一行を乘せたる傳馬船は送別の船に取圍まれて海上遙けき白塗の海南丸へと向ひたり、噫吾がベアリーは今や品海を離れて遠く南方の彼方に疾走しつゝあるなり、行けよ行け吾ベアリーよ!

　終りに臨み特筆すべきは辯護士濱地八郎氏が出發當日より二ケ月間金剛經を讀經して一行の安全と成功を祈り隊員一同には世間遍、未來遍各三十卷を寄贈したる上已れは一同の歸京當日迄毎日一時間を割きて讀經すべしとは奇特の至りと云ふべし

(東京日々新聞第一二二〇九號、明治四十三年十一月二十九日)



市內速達郵便開始さる　（明治四十四年一月十三日）

△小包へ信書が入れられる

明後十五日より實施の筈なりし市內及び京濱間速達小包郵便は準備の都合上延期となり多分來る二十一日より實施せらるゝ事となるべしと同法は自轉車を以て送達するにて時間は普通郵便の約四分の一即ち從來一時間を要したるものは僅かに十五分間を以て配達せらるゝ譯にて又料金は二百匁まで市內十錢京濱間二十錢なれば從來の市內郵便より僅かに二錢高價なる點は包裝中に書狀の封入を許せる事にて普通小包郵便に於ては書狀を封入する時は十圓以下の罰金に處せらるゝ規定なるが、速達郵便に依る時はかゝる憂ひなければ二重に手紙を差出す手數を省くを得べく傍々實施の上は多大の利便を感ずる事なるべしと

（東京日日新聞第一二二五四號、明治四十四年一月十三日）

大審院法廷の大警戒　（明治四十四年一月十八日）

△無政府黨員判決言渡の準備

無政府黨員幸德傳次郎等二十六名に對する叛逆被告事件は今十八日午後一時大審院の特別裁判所に於て判決言渡ある筈なるが去月二十九日の結審後一時警戒をゆるめたる裁判所も十七日午前より又も警戒の準備に着手し被告等の通路に當る階下階下の要所々々には例の如く衞立を立てゝ一般の視線を避けしめ又法廷の內外には警視廳より百數十名の非番巡査及刑事巡査を特派し嚴重なる警戒を加ふる由なり、尤も是までの例に依れば各被告の法廷に於ける態度は頗る從順にして左して警戒を加ふる要なき觀あるも多數被告中不利益の判決を受け勢ひ捨鉢となり、遂に場所柄を顧みず如何なる狂態を演ずるやも計り難ければ前回に增して警戒の必要を感ずる次第なりと

（東京日日新聞第一二二五九號、明治四十四年一月十八日）

反逆事件の判決　（明治四十四年一月十九日）

無政府黨員幸德傳次郎以下二十六名に對する叛逆被告事件は我國未曾有の不祥事件として國內のにくしみを集めたるの

みならず遠く海外まで喧傳して國法の逆徒に對する嚴刑如何といづれもその判決を待ち構へたるが昨年來にて其の審理を遂げ、豫報の如く愈々昨十八日を以て大審院特別裁判所に於て判決言渡しありたり

△午前一時から詰かく

嚴重なる警戒と傍聽人

これより先十八日判決言渡と決定するや其筋にては前後の模様に鑑み前回に增して傍聽人多數なるべきを慮り午前六時より百五十枚を限りて傍聽券を渡すことゝしたるに果せるかな前回には傍聽人は以外に少かりしに反し當日は昨今の嚴寒を厭はず午前一時より霜白き夜氣を冒して裁判所門前に詰かくるもあり、其後次第に加はりて午前五時頃には早や二百餘名に達し例によりて列を作らしめ順次に傍聽券を渡したるが列半ばにして傍聽券盡き過半數は空しく徒勞を喞ちて歸途に就きたり

檻車の到着

市ケ谷監獄前より大審院に至る沿道は非常なる警戒にて一丁毎に數名の警官が道路の左右に起ちて萬一に備へたるが同監獄署に於ては午前十一時より前回と同じく幸德、管野、奥宮等の重立てる者は一檻車に一人乘とし之に二名づゝの警官を同乘せしめ他の被告等は二名若しくは三名宛同乘せしめ前後二回に八輛の檻車にて裁判所に護送し、各被告は控所にて休憩の後午後一時に至り幸德を先道として地下室より列をなして大法廷に入りたるが何れも大罪の遂に免かるべからざるを深く覺悟せるものゝ如く極めて落着たる態度なりき

法廷內の光景

法廷は午前十一時二十分より嚴重なる警戒の下に一般傍聽者を入場せしめ僅々百名內外に過ぎざる普通傍聽席へ二十餘名の巡査を配置して嚴重なる警戒を加へ又被告席の前後左右は是又二十餘名の巡査にて警戒し田川麹町署長及び過般官制改革の際新設されたる第三方面監察監たる大塚警視は數名の警部を率ゐて監察として入廷したるは第一日の際よりも際立ちたる警戒なりし

被告等入廷す

一般傍聽人の入廷に次ぎ各新聞通信記者入廷し夫々設けの席につくや午後一時本件の首謀者と目せられたる幸德傳次郎

を眞先に森近運平、宮下太吉等何れも一人の被告に一人の看守附添ひ菅野すがを殿りとして順次入廷し來りたるが幸德初め數名の被告は時々後方を振向きて微笑を帶びつゝ面識ある某々の記者及び傍聽人と目禮を交換しゐたるは大膽とや云ふべく各被告の服裝は何れも前回同樣なりしが菅野すがは結び立の銀杏返しに例の納戸色紋羽二重の羽織を着し格別裝へたる模樣もなく神妙に控へゐたり

高等官席の滿員

裁判長の背後の高等官席には傍聽として小山監獄局長、正親町司法大臣秘書官、鈴木大審院檢事を始め大審院、控訴院地方裁判所の判檢事五十餘名處狹きまでに居並び中にも外交官と覺ゆる二名の外國人は同樣高等官席に在りて傍聽なし、又被告の背後には磯部、花井、今村、宮島、平出、吉田、半田の關係辯護士を始め藏園、笠原、秋山、鹽谷、布施、外十數名の辯護士に萬國の聯合通信員某と外國人二名が記者席にありて傍聽なしゐたるは面白き對照なりし

宣告下る

午後一時傍聽者、新聞通信記者、各被告の着席するや同一時十五分鶴裁判長以下七名の陪席判事、檢事總長松室致、大審院檢事板倉松太郎氏並びに係書記打揃ひ後方の鬪を排して入廷し、やがて各々の席につきたる後鶴裁判長は咳一咳し威嚴ある口調を以て之より本件に關し判決を言渡すべきも、理由は大要を示し證據の說明は省略すべき旨を申渡し左記の如く約一時間に亘り判決の理由及び法條の適用より各被告に對する刑の宣告をなし終りて直ちに退廷せり

主文

高知縣幡多郡中村町大字中村一七三
著述業　幸德傳次郎（三六）

京都府葛野郡朱雀村字聚樂廻西町七八
無職　菅野すが（三一）

岡山縣後月郡高屋村四〇五二
農　森近運平（三一）

山梨縣甲府市本町九七
機械鐵工　宮下太吉（三七）

福井縣遠敷郡雲濱村竹原西作園場九
草花栽培業　古河力作（二八）

長野縣埴科郡屋代町一三九
農　新村忠雄（二四）
東京市神田區五軒町三
無職　奥宮健之（五五）
高知縣安藝郡室戸町大字元無家
印刷職工　坂本清馬（二七）
和歌山縣東牟婁郡新宮町三八四
醫師　大石誠之助（四五）
同縣同郡請川村字請川二八三
雜商　成石平四郎（三〇）
同縣同郡新宮町五六四
僧侶　高木顯明（四八）
同縣同郡同町二
僧侶　峰尾節堂（二七）
三重縣南牟婁郡請川村字耳打五三一
藥種及雜貨商　成石勘三郎（三二）
熊本縣玉名郡豐水村字川島八七一
新聞記者　松尾卯一太（三三）

同縣飽託郡大江村字大江七五四
無職　新美卯一郎（三二）
同縣熊本市西坪井町七
無職　佐々木道元（二三）
同縣熊本郡廣見村四八七三
無職　飛松與次郎（二三）
神奈川縣足柄下郡溫泉村大平臺二三七
僧侶　内山愚童（三八）
香川縣高山市南紺屋町二六
金屬彫刻業　武田九平（三七）
山口縣吉敷郡大内村字御堀二〇三
電燈會社雇　岡本穎一郎（三一）
大阪市東區本町二ノ四
鐵葉細工職　三浦安太郎（二四）
高知市鷹匠町四〇
神戸湊川病院事務員　岡林寅松（三六）
同縣同市帯屋町四一
養鷄業　小林丑治（三六）

刑法第七十三條ニ依リ右二十四名ノ被告ヲ死刑ニ處ス

北海道小樽市稻穗町
職工　新田融（三〇）

爆發物取締規則違反ニヨリ有期懲役十一年ニ處ス

長野縣埴科郡屋代町
農　新村善兵衛（三〇）

爆發物取締規則違反ニヨリ重懲役八年ニ處ス

差押物件中鐵葉製小鑵二個、同切包一個、同紙包一個、鐵製小鑵一個、鷄冠石紙包一個、同鑵入一個、調合劑二十三匁、鹽酸加里九十二匁ハ之ヲ沒收ス

公訴に關する訴訟費用の全部は被告人共之を連帶負擔すべし

沒收に係らざる差押物件は各差出人に還付す

理　由

理由の大要として裁判長が朗讀せし處に依れば幸德、管野等が今回の判示事件を企つるに至りたるは元來無政府共產主義なる處へ去る四十一年錦輝館に於ける赤旗事件に關し政府當局の壓迫及び裁判の不當に慊らず遂に權力破壞の方法として主義の皷吹に努めんとし、過激の文書等を刊行したるも皇室の記事に至れば又顧みるものなきより人民忠愛の念を殺ぐ方法として先づ官衙富豪の邸宅を燒棄し進んで皇室に危害を及ぼさんと遂に今回の大逆道を企つるに至れりと云ふにあり

（東京日々新聞第一二二六〇號、明治四十四年一月十九日）

幸德一派絞臺に上る

（明治四十四年一月二十五日）

△十二名の死刑執行さる

幸德傳次郎等逆徒十二名の死刑は二十四日午前八時より東京監獄にて俄かに執行されたり、斯くまで速かに刑場の露と消ゆべしとは何人も思ひ到らざる所なるべく、又判決言渡後一週日を出でずして死刑を執行されたるは恐らく今回を以て嚆矢とすべし、是より先命令は秘密に下りたり、時は二十三日の午後十時二十分松室檢事總長の木名瀨典獄を電話にて招致するや、同典獄は又もや恩赦の命に接するならんかと急ぎ車を飛ばして總長官邸に至れば、恩赦と思ひの外なる逆徒十二名に對するの刑執行の指揮書に添へ二十四日中に全部執行

を了すべしとの嚴命なりしより同典獄は意外の感に打たれつゝも直ちに東京監獄に引返し既に退廳したるもの非番の廳員を召集して俄かに執行準備に着手したり

刑場の露と消ゆ

斯くて夜來執行準備に忙しかりし東京監獄にては二十四日拂曉刑場の設備其他諸般の用意全く調ひ指揮官の臨場を待つ程もあらせず當日の執行に立會ふべき板倉大審院檢事は成瀨同院書記官を隨へて午前七時三十分同監獄に到着したれば午前八時首魁幸德傳次郎、奥宮健之、宮下太吉、内山愚童、松尾卯一太、菅野すがと順次六人の執行を終り正午頃一先休憩の上午後零時四十五分より再び刑場を開きて宮下、森近以下四人の執行を終り玆に逆徒十二名が全く刑場の露と消えたるは午後四時悲風身に沁む頃なり

幸德傳次郎の屍體

幸德傳次郎の屍體は親戚なる京橋區木挽町醫師加藤時次郎及び友人堺枯川兩人に於て引取る由にて未だ兩氏は刑執行終了の通知に接しざるも引取りたる上は加藤氏の手にて解剖する筈なりと云ふ、又森近運平も豫て死後は解剖に附して醫學上の參考にせよと知人等に語りたる由にて同人の屍體も多分堺氏が引取るべく其他の屍體は孰れも近親者が引取るやにきけり

菅野すがの遺言

同人は平然として絞首臺に登りたる由なるが其の際「妾は束縛てふ文字は心より好まず願はくば妾死したる後と雖も必ず窮屈なる棺に收めず寢棺を以て天國に送られたし」と言ひ捨て刑に就きたる由なるが彼の女にして天國に赴かるゝや否や曳かれものゝ小唄とも見るべし、又大石誠之助は死に就く迄英國文明史と外科書一冊を耽讀して寸時も身邊を離さゞりしと云ふ

殘黨尙散在す

因みに恩赦に浴したる武田九平外十一名を始め有期刑に處せられたる新村善兵衞、新田融等は數日前より既に就役地なる千葉、秋田、長崎の各地に分送されて謹愼中なるが之に引換へ檢擧に洩れたる殘黨數百名は神奈川、愛知、大阪、岡山熊本の各地に散在し、暗に不穩の擧動を示しをれば當局者は今後一層の警戒を怠らずと云へり

（東京日々新聞第一二二六六號、明治四十四年一月二十五日）

帝國劇場の開場

（明治四十四年二月十六日）

△三月一日二日開場式

丸ノ內なる帝國劇場は屢々報ぜし如く愈々三月一日二日に開場式を行ひ同月四日より興行する由なるが開場當日の順序並に興行法を聞くに在の如し

開場式　開場式は三月一日二日の兩日各午後四時より擧行し朝野の紳士淑女約二千名を招待し式辭に次で先三番叟を演じ、休憩中立食を饗し後歌舞伎俳優の「賴朝」一幕、新派俳優の新作喜劇「最愛の妻」一幕、附屬技藝學校出身女優のダンスを觀覽に供する筈なり

第一回興行　は三月四日初日にて出物は「賴朝」三幕、中幕「饅頭姬」の大切新作「羽衣」にて登場俳優の重なるものは中村雁次郞、尾上梅幸、市川高麗藏、澤村宗十郞、同宗之助、尾上松助等にして附屬技藝學校卒業女優も之に加入するべしと

第二回興行　は新派河合武雄、木村操、埼東醒東、藤澤淺二郞、伊井蓉峰等の顏觸にて四月開場の豫定なり、出し物は未定なるも開場式に演ずる喜劇松居松葉氏新作「最愛の妻」一幕を大切に上場の筈なり

興行時間と觀覽料　興行時間は普通午後六時開演同十一時打出しの豫定にて第一回興行の觀覽料は左の如し

特等一名五圓、一等金二圓五十錢、二等金一圓五十錢、三等金八十錢、四等金四十錢なり云々

（東京日々新聞第一二二八八號、明治四十四年二月十六日）

物騷な葉舟君

（明治四十四年三月七日）

甘く出來上つたは秋骨先生

藤村氏が移轉勸告の妙藥

西大久保の文士戶川秋骨氏（四一）が由比ゆう子（二六）と華典を擧げたが、ゆう子はすぐ近所に住む文士水野葉舟（二九）と前から關係があつて子まで設けた仲であつたことは既報の如くであるが、戶川秋骨氏新夫人ゆう子の兩人は嬉しい夢の新婚旅行から歸つてくると此事を知りて「これは大變」と思つたが新夫人のゆう子に遠慮し乍ら聽くと「水野さんの奧樣ちゑ子さんとは學校でお友だちであつたから遊びに行きました

が、繼のなんのつてことはありませんわ」との返答に秋骨は一議に及ばづ叩頭いて「さうだらうとも、こんな疑ひを挿んだのは僕が惡かつた」と甘い事を云つてすんだが、過日の記事を見ると「どうも可笑しい」と今度は少し考へた所へ馬場孤蝶氏が來て、友人間であの女の事は大分うるさいから氣をつけ給へと忠告したが、甘い秋骨氏はまだ半信半疑で葉舟の師事してゐる島崎藤村氏の宅へ馳けつけ、是々斯々と話して賴んだ末藤村氏が實否を確める事となつて、翌日葉舟氏を淺草片町の自宅へ呼び膝詰談判をすると、十二社へ行つた晩に馴れ初めて其後三度相語つた事が判つたが生ましたといふ噂のある子は全く僕の子でないとの葉舟の辯明なので、藤村氏が仲へ入り秋骨氏を納得させ琴瑟相和すこと、なつたが其後友人の文士間では又々心配をしだして水野といふ男は發賣禁止になつた小說「旅舍」にもある通り、矢來にゐた頃關係し今では關臺の某官吏夫人である女を慕ふて仙臺に行つた程の男だから行々はどんなことにならうかも知れぬと、同じ西大久保に於てはいけぬと移轉をすゝめ、水野氏宅の差配から立退を請求せしめたので葉舟氏も申わけまでに淀橋町柏木三八〇に轉宅した、併し友人間では東京から仙臺まで女を追ふて行つた男だ、西大久保と柏木位の距離ではと心配し更に遠方へ移轉勸告をしてゐるさうだ

（東京日々新聞第一二三〇七號、明治四十四年三月七日）

朝鮮陰謀事件の眞相

（明治四十四年三月九日）

目下警務總監に於て取調中の陰謀事件はまだ取調べ結了せず、當局者は徹夜して調査進行を計りつつあり、其陰謀に就ては二派の別あり、一は朝鮮國内に於て總督政治の支配を受くるを屑しとせず、同志を集めて間島に集合し此處に理想の小獨立國を樹てんとする者と、他の一派は短兵急に總督の身邊に危害を加へんとするものなり、而して此兩派とも浦鹽斯德若くは東京方面とは何等の連絡なきもの、如く只少數の者が斯る空漠なる思想を有するに止まり其の目的を達するの方法及び時機等に就ては何等の成案なかりしもの、如し云々

同後報　陰謀事件の連累者は十日までに二十六名捕縛取調中なりしが今日に至り更に二六名を捕縛せり、連累者總數は

百二十六名なりとのことなれば尙ほ續々捕縛せらるゝならん事件發覺の端緒は富豪貴族より運動費を集めつゝありしが爲にして陰謀者には急進と漸進との二ありて目下取調中のものは重に急進派に屬し寺內總督が內地に歸るに當り汽車を轉覆して總督を暗殺し同時に總督府を燒拂ひ且つ李完用を暗殺せんとするの計畫なりしと

（東京日々新聞第一二三一二號、明治四十四年三月十二日）

奇談天狗の十字槍（明治四十四年三月二十日）

昔は谷活東が家の重寶
春葉氏が怪槍の大荒事

昨秋シカゴ野球團來朝の際、之と戰へる早稻田野球團が三戰三敗の慘澹たる敗を取りし當時、天狗俱樂部の人々が其最期の戰ひに於て擔ぎ出したる天狗の三面の旗の旗竿が光閃々たる十字の槍なりしことは等しく公衆の目を驚かしたる處なるが、其槍には深き仔細あり、元來右の十字槍は二間柄にて故谷活東が家の重寶なりしを活東流浪の折柳川春葉に預けたるが當時柳川春葉は動坂の怪物屋敷に往ゐて春陽堂に通ひ居り、雨の夜など怪しき影の見ゆる時なんど右の槍を振ひて其の怪を除くを常とし、或雨の夜、春葉氏夜更けて歸宅すると家の中いと怪しく數ある書生部屋の窓の燈火一度に消えて暗闇なる夜の庭に怪しき影の彷徨するが、時に丈餘に見えて時には地下に消えんとして奧庭の方を指して行く、春葉氏は、「怪物の御參なれ」と玄關に馳上るや長押なる右の十字槍をおつ取や鞘を拂ふ手も遲しと引抱えてその後を追ふ、彼影も驚きけん、木立を右に左に縫ひ拔けて杉の大木の影に隱れしをヤツと突出す十字槍、暗に確かに手應へありて怪しき聲の聞えしかば、物音に書生數人馳けつけしも跡は森として何者もなく、其夜は夫きりに濟みたるが、後牛込に引移りては二間柄の邪魔なりとて三尺ばかり短かくせり、其後ある時春葉氏夫妻は媒介人に賴まれて彼是奔走の甲斐なくて破約となりぬ遲く家へ歸りて此破約の事を聞きし春葉は怒心頭に發し髮帽を突き例の槍を取ると疾風の如く馳け出したるを賴みし人の來て平謝り若狹之助も我が折れて無事ことずみとなりたるが去る十八日も氏の愛犬ジョンが半死の重傷に此の夜も更けて歸宅せる氏はまた槍を振ふべかりしに去年天狗俱樂部の旗竿

に貸して無きに家人も安堵の思ひをせりとか、此十字槍は如何なる由來ありけるか詳かならねども、活東氏が肺に死し春葉氏が更けて歸る夜には折々何等かの珍事を見ぬ。運動期も程遠からず此旗竿十字槍が野球の庭に閃めく日も近かるべし

（東京日々新聞第一二三二一號、明治四十四年三月二十日）

米國加洲に於ける土地禁止法案の形勢 （明治四十四年三月二十五日）

外人土地所有權禁止法案の形勢不穩のため全加洲の同胞は憂懼惜く能はず只大統領の力に待ちつゝあり、同法案にして若し法律とならば影響頗る大なり、尤も同法案は未だ下院に於ける同議案委員より報告されず、然るに洲會は廿一日閉會につきもし今明日中に報告されずんば握潰しと見るを得べし博覽會の當局者亦揉消運動に努めつゝあり

（東京日々新聞第一二三二六號、明治四十四年三月二十六日）

日米開戰説 （明治四十四年三月二十六日）

太平洋沿岸は日米開戰説にて神經過敏となり又各種の煽動説加はり現に昨日桑港灣頭の某砲臺附近に三名の日本人徘徊せるを捕縛し間もなく放免せしが如き事件あり、又シカゴ徴兵募集本部に於ては陸軍省の命令にて鋭意多數の壯丁を募集せんとするあり、開戰説は比較的人心を刺戟し居れり

又本日加洲下院議員ユーランより土地禁止法案を議題に上ぼす、決議案を同下院に提出し又は煽動を逞しうすべしと期待されしが博覽會側より運動する所あり、大體一般議院の意嚮決したれば其事なく無事本日を通過せり、今後何事もなくんば禁止法案は握り潰しとなるべし

（東京日々新聞第一二三二七號、明治四十年四三日二十七日）

横綱太刀山に太刀 （明治四十四年四月七日）

奥平伯のに劣らぬをと
前田侯爵家からも贈る

目下信州上諏訪巡業中の太刀山はいよいよ同地の土俵入より横綱を張ることになり素晴しい景氣なるが、此の太刀山贔屓の奥平伯は其名譽を表彰すべく兼ねて同家秘藏の銘刀のう

ち「備前長船住盛景」の一口を選びて贈りたるところ同人は喜んでこれを受領すると共に舊藩主なる前田侯よりも太刀を頂載したしと申出でたり、前田侯にては三太夫以下評議をなし奥平家は舊幕時代より聞ゆる銘刀の愛藏家なれば同家より既に太刀を贈りたとあれば萬一それに劣りたる品を當家より與ふることありては御家の名折ともなるべし、これは寧ろ太刀料として若干金を贈るがよろしからんとて太刀料として金三百圓を贈りたるに太刀山はこれを辭して自分は天下の大關にて今度横綱に昇進する事故舊藩主へ御願ひして名譽の太刀を頂かんとせしものなれば願はくば御當家御秘藏の一太刀を得て土俵に光彩を輝かしたしと强ひての懇願に前田家にては更に協議を凝らしたる末遂に奥平家に劣らぬ銘作の太刀を選びて贈りたるが其の價格は一千二百圓にてその造りも頗る美事なりと云ふ、されば新横綱太刀山の土俵入は兩家より寄贈の太刀を得て一入榮えるならん

（東京日日新聞第一二三三八號、明治四十四年四月七日）

航空實に十九哩

（明治四十四年四月八日）

「德川大尉の大勇氣」大手腕

八日午前五時飛行場に於ける發動機試運轉の爆聲に夢を破られて驟起す、曉天稍々曇れり、飛行場に至ればブレリオ式十七號單葉飛行機は既に飛行を開始し今や第一週を終つて五十米の高度を保ちて格納庫の上を通過しつゝあり、ブレリオ型の天空を翔る樣は最も壯美を極めその形、宛然巨大なる蜻蛉の風を切つて飛び行くに似たり（中略）、右側に坐乘するは德川大尉、その左に同じく飛行服を着し軍帽を裁きて同乘せるは山瀨中尉なり、第二週目最も高く飛翔して高度百八十米突に達し又漸く下降して五十乃至八十米突の高度を保ちつゝ第三週目に入つては飛行場の西端より場外に出でて所澤東北端に連る樹林の高空を飛過しつゝ大迂廻を爲して再び規定の空路につきたるが（中略）此の同乘大飛行の全長十九哩餘（七里二十六町强）にして去る五日日野大尉がライト式複葉飛行機を以てしたる十三哩の大飛行を拔くこと六哩餘、本邦飛行界の記錄を破り飛行時間三十一分四十秒に涉りてこれ又新しき記錄を作るに至れり云々

（東京日日新聞第一二三四〇號、明治四十四年四月九日）

（編者曰く）今昔の感に堪へないものがありませう、三十一分四十秒が記錄を作つた時もあるのです。たつた十七八年前にね、いやぢやありませんか！

吉原遊廓全部焦土と化す

（明治四十四年四月十日）

火勢頗る猛烈にして
燒失戸數三萬餘戸

妖火新吉原の一隅にムラムラと擧る、而かも俗に之を忌む昨九日の午の刻と云ふ午前十一時三十分十二時に垂んとする頃には火勢は砂塵を捲く烈風に力を入れて天を焦さんとする凄じき有樣となりき、嗚呼、遂に大不夜城をして大火焰と化せしめ須臾にして又焦土と化せしめ了んぬ、阿房宮の焰上も實に斯くありけんかし、祝融の神の手は之より惹いて遠く往作橋方面迄揚雲雀鳴く燒野ケ原と化せしめしぞ恨みなる云々

（東京日日新聞第一二三四一號、明治四十四年四月十日）

編者曰く（有名な吉原大火でこの時は東京市内の各新聞とも二面全部をこの大火の記事に埋めてゐますし、風俗研究の一資料にと思つて採用しました）

桂太郎公爵に
小村壽太郎侯爵に

（明治四十四年四月二十一日）

二十一日午前十時宮中南溜間に於て爵記奉授式を行はせられ小原秩寮主事參列左の如く爵記を奉授されたり

従一位大勳位　侯爵　德大寺實則
正二位大勳位功三級侯爵　桂　太郎
依勳功特陞授公爵
正三位　勳一等　伯爵　小村壽太郎
依勳功特陞授侯爵
従二位　勳一等　子爵　渡邊千秋
正三位勳一等功一級子爵　寺内正毅
依勳功特陞授伯爵

（東京日日新聞第一二三五三號、明治四十四年四月二十二日）

中央線の開通式

（明治四十四年五月一日）

本日名古屋公園で擧行

晝夜二回に分てる饗宴

本日名古屋鶴舞公園にて擧行の中央線鐵道開通式が行はれるが同日式は午前十時各員式場着席先づ工事報告（加藤名古屋建築事務所長）式辭（古川管理局長）祝辭（總理大臣代理、後藤鐵道院總裁、建設部長代理石丸技師、來賓深野知事、大山長野縣知事、其他）等にて式後直ちに園遊會に移り午後二時前後食堂を開き鐵道院の主催に係る式場方面の饗宴は一先づ終りを告げ、來賓は晝夜二回に分れて名古屋市の催しに係る名古屋踊りを御園座に見物し同所にて晩餐の饗應紀念品の贈呈を受くる筈なり、又鐵道院にては當日式場附近に餠投を行ひ千種驛附近にて晝夜間斷なく煙花を打ちあげ市內有志者は紀念橋々畔大池に於て一二兩日競馬會を催す筈、御園座の名古屋踊りは在來の曲の外に開通に因みて西川石松が新に振つけた「花の初旅」と題する總踊りあり、場內には百五十名の藝妓酒間を斡旋すべく園遊會假演藝場にては別に御酌連の新作「萬々歲踊」あり

（東京日々新聞第一二三六二號、明治四十四年五月一日）

文藝院の委員內定す

（明治四十四年五月十二日）

議論紛々たりし文藝院はいよ〳〵設立さるゝことゝなり文部省に於て種々人選をなしたる結果委員は

委員長　岡田文部次官

委員　上田萬年、芳賀矢一、姉崎嘲風、佐々醒雪、上田敏藤代禎輔、幸田露伴、饗庭篁村、伊原青々園、大町桂月、巖谷小波、德富蘇峰、黑岩涙香、森鷗外、島村抱月、塚原澁柹園

の十七氏に內定したる由にて、島崎藤村、泉鏡花、小栗風葉柳川春葉の諸氏亦た切りに委員たらんことを希望しゐるやに聞く、これに就き巖谷氏は語るやう

「私にも委員になつて呉れと言つて來た、委員たることに於て私に何も不服はないが、どうせ碌なものは出來んからと云ふのが不贊成者の意見だらうが、將來それはどうにでも發展出來る云々」

（東京日々新聞第一二三七三號、明治四十四年五月十二日）

老傑谷干城子の薨去(明治四十四年五月十三日)

屢々危篤を傳へられたる谷子爵は十日夜半より發熱三十九度以上にのぼり尿量も甚だしく減少し而も嘔吐を催すこと屢々なるより鼻孔よりゴム管を通して食物を供給しゐたりしも急激に險惡となり同十一時夜來四十度の高熱のため見るからに衰弱を來し十二日夕刻の體溫は四十二度二分脈搏百四十前日より一層衰弱を來し昨十三日午後四時青山博士來診の際は四十二度五分の高熱なりき。博士は看護婦に命じて三回のカンフル注射を試みたるも刻一刻呼吸苦しく双眼を閉ぢ同五時三十分子爵は山内侯爵、同令夫人、谷子令孫儀一氏、同夫人さと子、曾孫中(四つ)其他の人々に圍繞せられて大患の事なれば少しの苦痛もなく同邸十二疊の間に枕を西にして老傑も眠るが如く薨去せられぬ。享年七十五歳

長屋大佐の談

谷子爵とは同郷で幼少の頃から兄弟の如くして交れる陸軍大佐長屋重名氏曰く

「谷家は代々の儒者の家だが武事にも注意を怠らず擊劍は美濃部段四郎と云ふに學び又壯年の頃藩の邊坊警備の役を承はり自ら大砲の鑄造に從事した、子爵は性來の癇癪持ちなので色々な役を云ひつかつても出ては止め〳〵した、嘗つて安井息軒先生の塾頭であつた頃飛鳥山に花見に行き何か外國人が無禮をしたと云ふので外國人を毆打した樣な事件もあつた。少壯の頃はずゐぶん過激であつたが質素儉約であつた事は私たちも驚く程で子爵邸で取寄せるものは刺身と鰻飯位のものであと庭に出る嫁菜や蕗などしか御馳走しなかつた。然し料理屋や宿屋へ行くと女中の祝儀だけは多く出した方で、人が一圓出せばいゝ所は必ず二圓以上は與へた云々」

(東京日々新聞第一二三七五號、明治四十四年五月十四日)

○

谷子爵の告別祭

祭粢料の御下賜

天皇、皇后兩陛下には故子爵の功勞を思召され昨日祭粢料金三千圓下賜の御沙汰あり、尚ほ葬儀當日は午後一時勅使として侍從日根野要吉郎氏を同邸へ差遣はされ幣帛(紅白二匹)の下賜ありと

（東京日々新聞第一二三七七號、明治四十四年五月十六日）

佛國陸軍卿の即死（明治四十四年五月二十一日）

（パリー特電）二十一日午前パリーに於て飛行機競爭あり、各大臣觀覽しゐたりしが此際一個の飛行機は空中より驀然と大臣席に墜落し來れるため居合せたる陸相ベルトー氏は即死内閣議長兼内務卿モニー氏は重傷を負ひ非常なる混雜を惹起せり

（東京日々新聞第一二三八四號、明治四十四年五月二十三日）

株式直取引の禁止命令（明治四十四年五月二十三日）

農商務省は從來の直キ取引の弊害を矯正せんが爲め府縣を經て二十一日左の意味の嚴命を全國の取引所に下せり

一、如何なる賣買方法に依るに拘はらず苟も直キ取引の名の下に預金勘定其他差金取引を禁止すべきは勿論直キ取引につき競賣買又は糶賣買を爲すの方法は之を禁止す、定款に規定せるものは之を改訂し以後相對又は入札賣買の方法に依り眞に現物賣買の實を擧ぐべし、但し國債地方債に限り當分の内競賣買又は糶賣買を爲すも差支なしと雖も現物の受渡をなすべきは勿論なりとす

二、直キ取引の受渡に就ては必ず役員立會の上取引其の責任に於て現實に賣買取引の物件及代金受授を施行すべし

三、將來直キ取引にして再び差金取引の弊に陷らんとする傾向ある時は取引所は直ちに之を停止するやう豫め此點に留意すべし

四、取引所に於ける直取引仲買人特設に關する定款中の規定は遲くも本年十一月限り之を削除すべし

直取引禁止理由　大久保商務局長談

從來直き取引に於ける弊害甚だしく往々相場に流れ又は賭博に陷入り引いて財界一般に影響し弊害の及ぶところ大なるものあるは當局者の頗る遺憾とするところで殊に過日の三つ輪事件の如きは愈々其弊害の極度に達したるを示すものにして當局者としては最早之を猶豫するを得ず、斷然直取引の名の下に勘定とか差合取引することを禁じ且つ競賣買を爲すの

方法を停止したやうなわけである云々

（東京日日新聞第一二三八四號、明治四十四年五月二十三日）

大鳥圭介男爵薨去す

（明治四十四年六月十五日）

昨冬より健康を損ひ國府津の別莊に療養中なりし樞密顧問官大鳥圭介男爵は其の後食道癌なりとの診察にて治療に手を施せしが何しろ老體の事とて恢復捗々しからず十四日午後三時頃より病勢革まり一昨夜午後十一時「骨が折れる」との一言を遺したる儘昏睡狀態に陥り其後は全く人事不省となり昨日午前七時遂に白玉樓中の人となりぬ、是より先男爵の危篤の報天聽に達するや十五日特旨を以て位一級を進められ正二位に叙せられたり、遺骸は遺言により今晩酒匂の火葬場に於て火葬に附し十七日早朝東京へ送り葬儀を執行する由

△膽力の强い意志の鋭い人

伯爵　林　董　氏　談

「大鳥男は歴史的に其の人物を世人に知られてゐるから別に逸話として話す材料もなし又函館に脱走當時も自分は末班の一兵卒に過ぎぬし男は陸軍奉行とし英名嘖々たるものにして其の懸隔が甚だしくその爲に詳しいことを知る機會もなかつたが、男の膽力、學問の衆に秀でゝゐた事は驚くばかりであつた、蘭學は造詣深く、軍事の智識も富裕であつたので、若し薩長出身ならば今頃は元帥には成つてゐた人である云々」

（東京日日新聞第一二四〇八號、明治四十四年六月十六日）

日諾條約の調印

（明治四十四年六月十六日）

本邦對諾威の新通商航海條約は兩國當局者間に議定を經て愈々十六日兩國代表者の間に調印を了したる旨松村公使より公報ありたり、尚諾威は右條約實施に對し議會の協贊を要する必要あるも現行條約實施期日までには其の通過を見ること疑ひなかるべしと云ふ

（東京日日新聞第一二四一〇號、明治四十四年六月十八日）

日獨條約の内容

（明治四十四年六月廿四日）

日獨新通商約條及び特別關稅條約は調印と同時に其正本を珍田大使より發送したるを以て來る七月十七日現行條約終了

期限迄に東京に於て批准交換を行ふ事になるべく新通商條約の內容は他の條約と大差なきも特別關稅は彼我當局者の間に數次論議を重ね漸く其の協定を見たるものにて稅目の協定如何は當業者に至大の影響を及ぼし其の發表の一日も早きを期待しゐるを以て英國との協定當時と同じく兩三日中に非公式的にその內容を發表さるべきが要するに獨逸の工業用材料及機械類等の稅目十餘種に對して協定を遂げ我が國の絹羽二重漆器類も同じく十餘種を協定した、即ち特別關稅は或る稅目に對する稅率引き下げ又は將來諸稅を引上げざるものなりと

（東京日日新聞第一二四一九號、明治四十四年六月二十七日）

日英同盟協約の改訂（外務省發表）

（明治四十四年七月十三日）

帝國政府は日英同盟の既往に於て平和の維持に關せるもの甚だ多きを認むると同時に其將來に於ても亦此目的の爲貢獻する所極めて大なるべきを信じ適當の時機に於て該同盟を更新して其期限を延長し以て東洋の永遠の平和を確保することを必要と思考せり、而して第二回目同盟協約締結以來宇內の形勢に多大の變轉を生じこの變轉に應じ協約の條項を修補するを適當とするに至れるのみならず同盟の目的たる平和を維持に資すべき企畫はなるべく之が實行を助成すること至當なるを以て之が爲に協約に相當の改訂を加ふることも亦之を必要なりと認めたり

協約前文

日本國政府及大不利顚國政府は一九〇五年八月十二日の日英協約締結以來事態に重大なる變遷ありたるに顧み該協約を改訂し以て其の變遷に適應せしむるは全局の靜寧安固にすべきことを信じ前記協約に代り之と同じく

イ、東亞及び印度の地域に於ける全局の平和を確保すること

ロ、淸帝國の獨立及び領土保全並淸國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし以て淸國に於ける列國の共通利益を維持すること

ハ、東亞及び印度の地域に於ける兩締盟國の領土權を保持し並該地域に於ける兩締盟國の特殊利益を防護すること

を目的とする左の條文を約定せり

第一條

日本國又は大不列顛國に於て本協約前文に記述せる權利及び利益の中何れか危殆に迫るもの丶あるを認むるときは兩國政府は相互に充分に且隔意なく通告し其の侵迫せられたる權利又は利益を擁護せむが爲に執るべき措置を協同に考量すべし

第二條

兩締盟國の一方が挑發することなくして一國若は數國より攻撃を受けたるに因り又は一國若は數國の侵略的行動に因り該締盟國に於て本協約前文に記述せる其の領土權又は特殊利益を防護せむが爲め交戰するに至りたるときは前記の攻撃又は侵略的行動が何れの地に於て發生するを問はず他の一方の締盟國は直に來りて其同盟國に援助を與へ協同戰鬪に當り媾和も亦雙方合意の上に於て之を爲すべし

第三條

兩締盟國は孰れも他の一方と協議を經ずして他國と本協約前文に記述せる目的を害すべき別約を爲さゞるべきことを約定す

第四條

兩締盟國の一方が第三國と總括的仲裁々判條約を締結したる場合には本協約は該仲裁々判條約の有効に存續する限右第三國と交戰するの義務を前記締盟國に負はしむることなかるべし

第五條

兩締盟國の一方が本協約中に規定する場合に際し他の一方に兵力的援助を與ふべき條件及び該援助の實行方は兩締盟國陸軍當局者に於て協定すべく又該當局者は相互利害の問題に關し相互に充分に且隔意なく臨時協議すべし

第六條

本協約は調印の日より直に實施し十年間効力を有す

右十年の終るに至る十二月前に兩締盟國の孰れよりも本協約を廢棄するの意志を通告せざる時は本協約は兩締盟國の一方が廢棄の意思を表示したる當日より一年の終了に至る迄引續き効力を有す、然れども若終了期日に至り同盟國の一方が現に交戰中なるときは本同盟は媾和の成立に至る迄當然繼續すべし

右證據として下名は各其政府の委任を受け本協約に署名調印す

一九一一年七月十三日ロンドンに於て本書二通を作る

大不利顚國駐劄日本皇帝陛下の特命全權大使

加藤高明 印

大不利顚國皇帝陛下の外務大臣

イー・グレー 印

（東京日日新聞第一二四三八號、明治四十四年七月十六日）

鳩山和夫氏逝く　（明治四十四年四月三日）

昨三日卒去せる鳩山和夫氏は舊美作國勝山藩博房氏三男にして安政三年四月三日江戸藩邸に生る、明治三年藩の貢進生として大學南校に入り法科を修め八年文部省より法學修業のため米國に留學を命ぜられコロンビヤ、エール兩大學に學び卒業演說に雄辯を奮つて法學博士の學位を得其後エール大學より特に法律學大博士の學位を授けられ二十四歲歸朝し直ちに大學講師となりたるも間もなく民間に下り代言人となり代言人東京組合長及び府會議員となる、二十四年外務大書記官となり取調局長、飜譯局長、法科大學教頭たり、氏又二十五年以來衆議院議員として政界に雄飛し三十年議長となり翌三十一年憲政黨內閣に入り外務次官の要職にありて大隈伯を援け尋で內閣總辭職と共に野に下りて辯護士を業とす、又早稻田大學實業學校等に力を致し三十四年米國エール大學の名譽敎授に聘せられ夫人と共に渡航し敎授を終へて歸る、現に衆議員にして法學調査會委員、鐵道會議々員、日本大博覽會評議員たり、行年五十三

（東京日々新聞第一二五一八號、明治四十四年十月四日）

清國大動亂　（明治四十四年十月十七日）

（編者）十一月以前より惡化しつゝあつた支那の情勢は十一月に入つて革命軍各所に蹶起し、北京政府は之を如何ともすることが出來なくなつて了つた

十六日特電

革命黨首領黎元洪に面會せし邦人の談に曰く「目下同黨は一個師團の兵力を有し尙投降者絕えず河南軍も降服狀を送れり云々」

（東京日々新聞第一二五三一號、明治四十四年十月十七日）

袁世凱愈々就任に決し目下各地に散在せる舊幕僚を驅り集め中なり

（東京日々新聞第一二五三二號、明治四十四年十月十九日）

上海特電（十九日特派員發）

交戰三時間　一千五百名より成る革命軍は十八日朝を以て官軍を攻撃し交戰三時間に亘りたる後退却せり、官軍は之を追撃したるも暫時にして止たり、流彈は此際屢々日本居留地に入れり

（東京日々新聞第一二五三四號、明治四十四年十月二十日）

清國政府大に狼狽す（北京）

清國政府の狼狽は言語に絶し本日電報局は何等我等公使に交渉なく俄に日本文電報のみを檢閲する掲示をなし一時は日本人の發電を遲延せしめたるが一言の抗議に逢ひ直ちに之を取消したり

（同上）

侯爵小村壽太郎氏の危篤

（明治四十四年十一月二十四日）

侯爵小村壽太郎氏は外相當時より肺患に冒され力めて其職に居りしが內閣更迭後直ちに相州葉山なる角田林三氏別莊の六疊三疊の眺望絶佳なる一室に靜養し、青山博士、小村、玉井醫師等の治療を受けつゝありしが去る廿二日より俄然病膣革まり重態に陷り廿四日に至り一層容態危篤に瀕したるよりまち子夫人代理佐分利氏夫妻來葉し病床に詰切り看護中なり（中略）尙ほ廿四日午後一時　天皇陛下より田澤侍醫を差遣させられ同侍醫は午後四時病室に於て叡慮を傳へたるに侯爵は聖旨に感泣したり

日英條約は一生中の一手柄

大隈重信伯の談

大隈伯を訪ひ小村侯の談を求むれば

「小村はあの通り痩せぎすの肺病で神經質であつて洒なんか飲み相もないが見かに似合ぬ大酒家で喃！左樣サ、我輩が彼を知つたのは卅歳足らずだつたが昔から痩せぎすの大酒飲みの貧乏世帶は相變らんやうだ、あのやせた所は調はゞ仙人かネ、其癖美人が大好きでなア（中略）大分褒美を貰つたから昔ほど貧乏ではないが、死んでも大した金は遺すまいよ、日英

同盟は我輩の時代から手を着けて加藤大使等も隨分骨を折つたがどうも思ふ樣に行かなかつたのに當時ロシヤとの協商が持上つて來ると英國からも丁度日本にお膳を据えて來た所で小村は當時英國にゐて日英同盟を政府にすゝめたが元老共がきかないのを彼は腕一つで到頭やつてのけた、此時我輩は實に喜悦に堪へんので大雪の中を早速馬車を驅つて英國大使館へ祝賀に行つたよ云々」

（東京日日新聞第一二五七〇號、明治四十四年十一月二十五日）

○

小村壽太郎侯爵

臨終、君恩に感ず
病妻を思ふの至情

侯爵小村壽太郎氏は容態刻々不良となりつゝもカンフル注射の効現はれしにや昨日午後二時より三時までの間は稍頭腦明晰となり四邊を見廻し

「欣一は居らぬか」と令息を呼びたれば欣一氏は直ちに「茲に居ります」と應へしに侯は懶氣に少しく頭を擡げ「予の病已に斯く厚し、到底明日迄は持つまじ、然れども終焉に臨みて別に何等云ひ遺すべきこともなし、唯數ならぬ身を思召されし　陛下を始め奉り東宮殿下より重ね重ねの御尋ねを賜はりし段、予が最後の光榮としてありがたさ心魂に徹せり、されど最早親しく御禮を申上ぐる折なし、汝幸に健在にて國家の爲め努力し父に代りて鴻恩の萬一を報ぜよ、又正次は學事を大切にし適れ有爲の人となれ、病身の母を勞はるが予に孝道の第一なり、猶ほ又青山博士其他主治醫が親切なる介抱は感謝の辭なし、兩人より宜しく傳へよ」と斯く父君が情ある遺言を聞きし兄弟は感極まりて暫し言葉もあらざりしが、軈て言葉を揃へ決して御心配には及び申さず父君の御仰せの通り何事も承知せりと誓ひけるにぞ侯爵はさも安心したる面地にて微笑を帶び再びスヤ〳〵と深き眠りに就きぬ、かくて午後十二時頃より更に容態革まり呼吸困難となり全く意識なく午後三時頃玉川、小村の兩主治醫は「最早や終焉も刻下に迫れり」最後を見ずして悔ひ給ふなと注意したれば欣一氏夫妻を始めとして佐分利氏夫妻、坂井前内閣秘書官、吉田要作氏其他の人々病床を圍み萬一を警戒し居りしに午後四時に至り四肢次第に冷却し僅かに心臟の鼓動を聞くのみなりしが四時

三十分眠るが如く薨去されたり行年五十七

（東京日日新聞第一二五七一號、明治四十四年十一月廿六日）

編者曰く（侯の葬儀は十二月二日儀伏兵其他朝野の名士數千人の參列にて盛大に擧された）

清國の動亂的大政變

（明治四十四年十二月四日）

十二月二日特電

△南京陷落　風說によれば南京は陷落し總督張人駿及び鐵良將軍は日本軍艦内に避難したり

十二月二日特電

△黎元洪武昌を固守す

（東京日日新聞第一二五七九號、明治四十四年十二月四日）

十二月五日北京特電

袁總理は目下頗る疲勞の體にて其人と應對するや時ならぬ返事をなし殆んど喪心の有樣なり

（東京日日新聞第一二五八一號、明治四十四年十二月六日）

十二月六日北京特電

攝政王職を退き世續世昌皇の大體となり袁世凱に國政萬機を料理せよとの上諭出づ

（東京日日新聞第一二五八二號、明治四十四年十二月七日）

……◇……

袁世凱狙擊さる

（明治四十五年一月十七日）

只今袁世凱は各國公使團を訪問し歸邸の途次その邸宅附近に於て爆裂彈を以て狙擊せられ爲に數名の重輕傷者を出したるが袁の生死は不明なり（十六日午後一時至急報）

○袁世凱遭難後報

袁世凱の狙擊せられしは宮廷より歸邸の途次にて幸に袁は無事なるを得たり、附近の警戒嚴重にして往來止めなり、嫌疑者として斷髮せる南方支那人一名捕縛され尚ほ搜索探偵嚴重なり、袁の遭難時刻は十二時頃なり、北京政界大變動あるべしと豫期せらる

（東京日日新聞第一二六二三號、明治四十五年一月十七日）

○

退位の要請頻々　（北京特電）

△湖南共和協會の電請　湖南共和協會正會長熊希齡副會長張學濟以下百六十九名連署し電報を袁世凱に致し速に勅詔を請ひ皇帝の讓位を請へり、其理由は長文にして事理最も明白なり、先づ人心の嚮ふ所大勢のあるところ再び君主立憲の理ある能はずとて其事實三件を擧げ

第一　滿洲は祖宗發祥の地たるも之を愛せず、況んや清國をや

第二　滿朝と最も密接なるは滿蒙各旗人なり、而も過去五年間旗制變通所何等八旗生計の道を講ぜず北京旗人をして流離乞食に陷らしむ、況ん漢人をや、と論じ

第三　滿朝最も親任する所のもの親貴官吏に少し、而も武漢事起り親貴先づ大清銀行の預金を引出し各省督撫司道强制賄賂を以て官職を取返し一旦變起るや一人の事に殉する者なし、況んや一般臣民に於てをや何ぞ信用を得ん

と論じ殊に滿洲に對する行政の失敗を列記し最後に上海タイムス記者が日本と清國の政治擾劣に鑑し清國政府は人民を治理するの能力なしと云へる事を擧げ、又米國銀行家が支那を遊歷し歸國後清國人民は長く政府に抵抗するの能力なく將又隣國の爲めに併呑せられんと演說したる事を擧げ若し袁世凱一人君主の爲めに戰ひ其結果南北の財產總て抵當となり漁夫の利を占められんとするの危險あり、將來租稅を賦課せんとするも今日戰死せる人民の父兄子弟果して納稅に甘んずると思惟する能はず、滿朝已に人民の信用を失ひ單に君主たるの資格なし、至急位を讓り夫生民の塗炭を免れしむれば國民會議は强ひて擧行せざるも可なり云々

△外國實業團の電報　在上海外國實業團は去る二日、香港外國實業團は一昨十五日慶親王親醇王に宛て七ケ條の意見を電報したり

（第一）　現在清國各省廷の權力既に無效となり條約在載の外國人生命財產保護の位置を失ひ相當の責を盡す能はず

（第二）　未だ陽に清廷の命令に遵はざる各省も其代表者の上海に來る者自然共和政府を贊成す

（第三）　亂時延長し清商と外商との契約一切無效となる

（第四）　君主民主立憲は意見相距るは遠し議會を召集する

事に依て一時能く解決する所に非ず

(第五) 彼我臨時政府を暫設するに非ざれば戰端を止むる能はず

(第六) 今回の臨時政府は全國大部分の思想に由り成りたるものにて專制政府に反對を聲明す、宜しく其の所願を達せしむべし

(第七) 本意見書は本港洋商會館の意見書なり、乞ふ宮廷に執奏し各皇族に傳達し至急優詔に從ひ地方の秩序恢復を待ち國會を召集し政體を定められたしと

(東京日日新聞第一二六二四號、明治四十五年一月十八日)

○

袁狙撃者捕縛さる

十六日午前一時三十五分袁世凱は隆裕皇太后に謁見の歸途東華門外丁字街に至るや突然二名の匪徒店舖より皮包を携つて出で來り袁の馬車に向て之を投げ付くるや轟然たる響起れり、然るに袁の馬車は疾走極めて速やかなりし爲め袁は此奇禍を免れたるも武官三名倒れ負傷者二名馬の倒るゝものあり袁は其變あるや殊更に途を迂回して歸邸せり、袁を護衛せる軍隊甚だ多かりし爲め直ちに犯人を捕縛するを得たり、糺問の結果犯人は貴州人姓は黄、名は芝明と呼びて年齢二十一歳陸軍學堂を卒業せる者なり、又住居は燒餅胡同にして途次兵を派して又同類十數人を捕縛し爆裂彈數個を押收したり、尚ほ此内に婦人革黨員一名加はり居れりと

○兇漢の素性　尚ほ其の後の情報によれば爆裂彈を投じ其場にて捕へられたるは貴州人張先培と云ふ年齢二十一歳のものにして現に貴州會館内に居住し又東安市場にて捕縛せられたる他の一人は直隸人黄芝明と云ふ者にて曾て軍諮府測量局員なりと、即死者は護衛太尉一名、下士一名、卒二名にして負傷者は馬隊巡査三名路人二名何れも重傷なり、又馬匹三頭も斃れたり

(東京日日新聞第一二六二四號、明治四十五年一月十八日)

○

悲痛なる御前會議　(北京電報)

十八日も午後二時御前會議を開き醇、慶、肅、睿、禮五親王、載洵、載濤兩貝勒傅倫載振兩貝子、載澤公喀喇親王、那親王各國務大臣(袁總理は病氣缺席)等出席共和問題を討議

せしが蒙古王公は尙共和に反對せり、時に隆裕皇太后泣て曰く苟も我母子をして富貴靜穩に世を送るを得せしめ國民をして戰爭の慘禍を免れしむれば余は何等云ふ事なし、尙袁總理の酌量を求むと十九日更に御前會議を開き袁總理臨席愈々遜位の詔勅下るべしと云ひ一說に尙一週間を要すべくとも云ふ、又袁總理は各皇族各國務大臣等と順直議局議長及び副議長の提議せる北方臨時政府組織問題を密議しつゝありといふ

○蒙古王公の共和反對　別報によれば十八日御前會議に於て蒙古王公は蒙古各國淸朝の恩を受く、次回御前會議に於ても依然君主立權を主持せんのみと論じ痛く皇族の共和に雷同附和するを譏り尙ほ此上は投票によりて之を表決し共和多數を占めば蒙古は即日中國と關係を絕たんと聲言せりと、淸朝の苦境察すべし

（東京日日新聞第一二六二六號、明治四十五年一月二十日）

○

袁世凱の條件（上海特電）

十九日午後着の北京電報に曰く袁世凱は本日午前手兵に擁護せられつゝ宮中に伺候せり、傳聞する所によれば袁は此際若し諸親貴にして其所見を曲げざるに於ては左の如き條件を强要するの準備を爲せりと、即ち滿洲皇室は熱河に退隱する事、皇室に對し年年四百萬兩を與ふる事、旗人待遇に關しては追て協議する事、首府問題は國民會議に於て決定する事、即ち是なく又一說に依れば列國に目下提議中なる國民會議問題解決する迄袁世凱の下に假政府の存在するを承認すべく準備せりと云ふ

（東京日日新聞第一二六二六號、明治四十五年一月二十日）

○

新政府の最後通牒（上海特電）

南京よりの報によれば大統領は昨日內閣會議を開き北京政府に對して最後通牒を送る事を決議したり、右は袁世凱が近來兎角誠意を缺ける條件を提出し來るを以て此際共和政府の最後の決心を北京政府に通知するを却て自他の便益なるべしとの說多數を占めたるに依るものなり、而して該通牒は即日直に北京に電送せられたるべしと推察せらる、其內容は

第一　淸國皇帝は一切の主權を拋棄すべし

第二　滿洲朝廷は決して支那各省の政治に關與すべからず

第三　臨時政府の首府を北京に置かざる事
第四　外國政府が滿洲政府の繼承者として共和政府を認識し國內の改革成就して平和の基礎確立せらるゝに至る迄は袁世凱をして一切共和政府に關與せしめざる事

共和政府部內には袁世凱が只管其一身に權力を集中せんとしつゝあるを疑ひ彼が滿洲朝廷の退位に先ち孫逸仙を辭職せしめんとするの魂膽を運らしつゝあることを惡む者非常に多く共和政府の有力者は袁が滿洲政府の代表者として立てる間は激烈に之を攻擊すべしと唱へつゝあり、彼等は又孫逸仙に書を送りて孫が大統領就任の際滿洲政府の顚覆を誓ひたる事及び强固なる政府確立し平和の基礎定まる迄は必ず辭職せざるべしと誓約を爲したること等を擧げて孫の反省を促したるに孫は之に對し其意を諒し最初目的としたる外他の條件には一切從はざるべければ安心せられたしとの證言を與へたり

○列强に承認要求

共和政府は華盛頓、東京、倫敦、巴里、伯林及び聖彼得堡に左の如く同文通牒を送りたり

滿洲政府は清國の主權其他諸權利放棄の目的を以て共和政府と交渉を開始せり、希くば此際不幸なる國政の休廢を避けん爲め列國に於ても以上の事實を承認せられんことを衷心懇望するものなり　外務部長王寵惠署

（東京日日新聞第一二六二七號、明治四十五年一月廿一日）

○

尊號は太上皇（上海特電）

康詔怡は孫逸仙に打電して滿洲皇室の爲め太淸皇帝の尊號を保存せん事を乞ひたるに孫は之に對し尊號は單に太上皇とすべしと返答したる由

（東京日日新聞第一二六二八號、明治四十五年一月二十二日）

與謝野晶子女史の巴里行

（明治四十五年一月廿五日）

夫戀ふ心を歌に寄せて
女詩人が美しき淚の匂ひよ

與謝子晶子女史は昨冬鐵幹氏の渡佛後麴町區中六番町一〇に移り數名の愛兒及び令妹と共に住み愛兒保育の傍創作に勤めつゝあるが女史の詩才は鐵幹氏を戀ふるの情に依りて更に

〳〵切に、或は「思ふ時五十の緒を張り中空を千里音飛ぶ琴ふ叩かん」と憧がれ或は「目つぶりてあれば起きよと子の云ひぬ起きても母は見るものなきを」と淋しさを思ひ或は「わが肌を灸もて來て百年も打てしか一目君見せよかし」と痛慕せしが此程鐵幹氏より來佛を促がし來れるより愛慕の情止む可らず大阪の文士某に謀りしに某は六百圓を出すべしとの事に今夏愛兒等を親戚に托し西伯利亞鐵道にて佛蘭西に赴くべしと云ふ、巴里の擧街に此女詩人が涙の鐵幹氏の腕に灑がれん時詩情果して如何

（東京日日新聞第一二六三一號、明治四十五年一月廿五日）

ニコライ師死を覺悟して退院す

（明治四十五年二月一日）

築地聖路加病院に入院療養中なるニコライ大主教は昨日の容態は昨地と大差なく體温は三十六度七前後にして輕き洋食スープ等を攝取したるが大主教には到底全治の見込なきを自覺し生前尚自ら處理すべき宗務ありとて昨日トイスラー院長に向ひ退院を懇望したり、院長は此際退院するは宜しからずと說きたるも大主教は既に死を覺悟の上にて生前爲すべき用事の爲めに申出たる退院なれば是非に許されたしとて肯かざれば院長も强て止むべきに非ずと本日退院と決したり、退院後は駿河臺の主教館に臥し看護婦一名附添ひトイスラー院長毎日往診する由大主教が生前爲すべき宗務とは曾て本紙に記載したる病中も尙ほ筆を擱くを厭ひたる祈禱書の飜譯を主とし其の他重なる宗務の處理なり

（東京日日新聞第一二六三八號、明治四十五年二月一日）

○

噫、ニコライ大主教遂に永眠せり

豫て病氣中なりしニコライ大主教は遂に昨日午後七時眠るが如く逝去せり、大主教は昨年七月以來心臟双房辨閉塞不全症に罹り去月中旬築地聖路加病院に入院の重態に陷り主治醫ブーレス氏は專ら治療に盡せしが大主教は到底全治の見込なきを覺悟し生前自ら處理すべき宗務ありとて去月三十一日トイスラー院長に退院を申出で本月二日退院したることは既報の如し、退院後ば會堂內自室に於て病中も尙は筆を擱かざりし

△祈禱書の飜譯を續け　昨日も早朝起床し午前中は宗務を執りたるも午後に至り氣分悪しとてベットに入りたればトイスラー氏及びブレース氏に來診ありたき旨の電話をかけし間もなく病勢俄然更り遂に永眠せり、享年七十六才、而して大主教の永眠を痛嘆せる同神學校教師石川喜三郎氏は語る
△日本の土に骨を埋むる　覺悟で渡日されて以來五十一年布教に盡されたる大主教は逝くとも生たる神の模範として吾等に與へた感化は永く消えません、大主教は自己を忘れて神の爲めに盡し信位の爲めに幸福を祈つたのです、日露戰爭當時危害の加はらん事を慮り其筋から歸國を勸めたけれども神に一身を捧げし身は
△危害杯顧みる所に非ず　とて會堂に在て一日も早く平和の成らんことを神に祈るのみか彼我の捕虜に向つては慰問袋を贈つて慰めましたには信徒ならぬ者まで感心しました、尾濃の大地震の時にも昨年の洪水の時にも
△罹災者に同情を表し　ました、其他慈善事業に盡された事は人の知る所です、大主教には嗜好と云ふものなく祈禱をのみ好みましたのです大主教は實に聖書に生れ聖書に眠つたのです」と愁然たり、而して葬儀は本國へ照會の上で決定する由教則に由り本日は死骸を一般の信徒に示し最後の式を行ふ由

（東京日日新聞第一二六五四號、明治四十五年二月十七日）

清帝退位の決定　（明治四十五年二月八日）

清帝退位の條件内容は南京に於て決定せられ伍廷芳より袁世凱並に在北京各國公使に打電せられたり、右電文左の如し

（甲）　清帝退位後優待の件

今清帝共和國體に贊成す、清帝遜位の後に於ける中華民國の優待條件左の如し

（第一款）　清帝遜位の後尊號は尙ほ之を存して廢せず外國君主の禮を以て相待つべし

（第二款）　清帝遜位の後其歲用四百萬元は中華民國政府より附與す

（第三款）　清帝遜位の後暫く宮禁に居り爾後頤和園に移り侍衞は常に照して留め用ふべし

（第四款）　清帝遜位の後其宗廟陵寢は永遠に奉祀し民國に

より妥愼保護す
(第五款) 清徳宗(光緒帝のこと)崇陵未だ工程を完ふせず制の如く妥修し其奉安典禮尙ほ舊制の如く要する處の經費は中華民國より支出す
(第六款) 舊來用ゆる處の事を執る人員は常に照し留め用ゆべきも唯以後再び閹人(宦官)を招くを得ず
(第七款) 清帝遜位の後其の固より有する資產は中華民國より特別に之を保護す
(第八款) 固より有する所の禁衞軍は中華民國陸軍部に歸し編制すべく其額數は尙ほ舊の如しとす

(乙) 清國皇族に對する待遇條件

(一)清王公世爵は概して其舊に依る(二)清國皇族は中華民國々家の公權及び其私權國民と同等なり(三)清國皇族資產は一體に之を保護す(四)清國皇族は兵役の義務を免ず

(丙) 滿蒙回藏各族に關する待遇條件

今滿蒙回藏各民族共和に贊成す、中華民國待遇條件左の如し
(一)漢人と平等に待遇す(二)其現有財產は之を保護す(三)王公世爵は概して其舊に依る(四)王公中其生計困難の者あれば法を設け代て生計を圖るべし(五)先づ八旗の生計を圖るべし未だ生計方法の決定せざる以前には八旗の俸給は舊に依りて支給す(六)從前に於ける營業居住等の制限は一律之を除き各州縣其自由に入籍するを許す(七)滿蒙回藏原有の宗教は其自由に信仰するを許す

(東京日日新聞第一二六四五號、明治四十五年二月八日)

清朝愈々滅亡す　(明治四十五年二月十三日)

辭政の上諭出づ

十二日午後二時三十分清國皇帝政を辭し袁世凱をして假政府を組織せしむとの上諭出づ

○辭政上諭の大意　上諭の大意は皇帝國家生民のため政權を辭退し皇室の尊敬は依然之を保持す、これ歷史上光榮ある辭退なりとす、皇族八旗の待遇は皆舊に依れば國民宜しく此意を體し決して騷亂を釀す忽れ、內閣諸官署は當分其儘職務に從事すべく國體は共和立憲とすと云ふにあり、尙ほ條件は追て發表すべしと

(東京日日新聞第一二六五〇號、明治四十五年二月十三日)

○

○嗚呼清朝滅ぶ

清の大祖東韃靼長眞部に起り四隣を伐ちて皇帝の位に即きしは西紀千六百十六年なりしが太宗を經て世祖順次帝に至り終に明を亡ぼして天下を統一せり、其後世祖康熙帝世宗雍宗帝高宗乾隆帝の三英主相次で立ちの清版圖は東、海より西、葱嶺に及び北、外興安嶺以外の蒙古を包み南は喜馬拉山下に達し清朝は玆に全盛なりき、これより以後擾亂相接し仁宗嘉慶帝の時には天理敎徒の亂あり、宣宗道光帝の時には阿片戰爭及長髮賊の大亂あり、文宗咸豐帝の時には英佛同盟軍との戰爭あり、穆宗同治帝を經て德宗光緒帝に至り日本との關係次第に紛糾の度を進め終に我明治二十七年日清戰爭を起し次で北清事件ある、國軍頗る振はざるに加へて一方革命熱は漢人間に熾盛となり何時如何なる變亂を見るかを測る能はざる有樣なりしが客年十一月に至り亂緖武昌に發し四方忽ち響應して終に復收拾すべからず、皇帝の退位に依るの外滿洲皇室の安康を保つ能はざるに至り、終に十二日皇帝辭の上諭の發布となりたる次第にて動亂勃發以來の進展は各方面よりする我社特電の報ずる所の如し、皇帝政を辭すれば縱令其尊稱を保留すとするも最早支那の統治者に非ざれば愛親覺羅氏は全く滅亡するものと云ふの外なし、支那歷世の跡に考へ今日のあたり此の悲劇を見る、何人も感慨を禁ずるを得ざるべし、左に清朝歷代の皇帝と其在位年數とを示さん

皇帝	年號	在位
太祖	天命	九年
太宗	天德	十七年
世祖	順治	十八年
聖祖	康熙	六十一年
世宗	雍正	十三年
玄宗	乾隆	六十年
仁宗	嘉慶	二十五年
宣宗	道光	三十年
久宗	咸豐	十一年
穆宗	同治	十三年
清宗	光緒	三十九年
令帝	宣統	五年

計十二代　　二百九十九年

歴朝中年を得るの比較的長かりしものは夏（四百三十七年）殷（六百四十七年）周（八百六十七年）西漢（百九十七年）東漢（百九十六年）唐（二百九十八年）宋（南宋を加へて三百十八年）元（百八年）明（二百七十六年）なるが三代は姑く舍く、大抵二百年より三百年にて滅べり、清朝其例に洩れざるは偶然なるべきも亦奇とするに足るべし、而も其盛時は各朝共に數十年に過ぎざるが清朝の最盛時の獨り百五十年に及べるは英主相次ぎて出でしによる、而も一旦衰盛に赴きて再度振ふ能はず四百餘州の山川依然たるに幼冲の宣統皇帝は亡國の君となる興敗榮枯洵に夢の如しと云ふべし

（東京日日新聞第一二六五〇號、明治四十五年二月十三日）

○

皇帝辭政の上諭

十二日發布せられたる皇帝辭政に關する上諭は三項なるが其全文左の如し

△第一上諭　朕隆裕皇太后の懿旨を奉ず、曩に民軍事を起してより各省響應して國家沸騰し生靈塗炭に苦しむ因て袁世凱に命じ委員を派して民軍代表者と大局を討論し國會を開き政體を公決せんことを期せしも兩月以來尙確たる辦法なく南北睽隔彼我相對峙し庶は途に類み兵は野に曝す國體徒らに一日決せざる故を以て民生一日安からず、今全國人民の心裏多く共和に傾き南中各省曩に商議し北方の各省亦後に主張す、人心の嚮ふ所天命知るべし、余（皇太后）又何ぞ一生の尊榮に依り兆民の困苦に逆ふに忍びんや、是を以て外大勢を觀內輿論を詳かにし特に皇帝を率ひて統治權を以て之を全國に公にし定めて共和立憲國體となし近く海內亂を厭ひ治を望むの心を慰め遠く古聖天下を以て公となすの義に副はしむ、袁世凱は曩に資政院の選擧を經て總理大臣となり此新舊代謝の際に當り宜しく南北統一の法あるべし、即ち袁世凱をして全權を以て臨時共和政府を組織し民軍と統一辦法を協議せしむ、凡て人民安堵海內大安を期す、それ滿漢蒙回藏五族の完全なる領土を併せて一大中華民國となせ、余と皇帝とは快閑に退所し歳月を悠々し永く國民の優禮を受け親しく致治の國政を見を得ば豈懿ならずや

△第二上諭　朕隆裕皇太后の懿旨を奉ず、曩に大局殆危朝民

困苦するを以て特に內閣に飭し民軍と皇室優待各條件を商酌し以て平和解決を期し茲に伏奏して民軍照會の優禮條件宗廟陵寢を永遠に奉祀し先皇の陵制舊の如く妥修するの各節均しく既に擔商し皇帝は政權を廢し尊號を廢せず並に皇帝優待八ケ條皇族待遇四ケ條滿蒙回藏待遇七ケ條は皆眞摯なり、特に皇族及び滿蒙回藏の人民に對し今後力めて正に境域を除き共に治安を保ち世界の昇平を重視し共和の幸福を享受せんことを宣告す、余實に厚望あり

△第三上諭　朕隆裕皇太后の懿旨を奉ず古の君、民命を保全す、人を養ふを以て人を害するに忍びず現に國體を新訂するは先づ大亂を止め泰安を保つを期するにあり、若し多數の民人に背逆し無窮の戰禍を開かば大局決裂慘害相踵き勢必ず種族の慘劇を演じ宮廟震惜し朝民荼毒に罹らん、其の禍何ぞ云ふに忍びんや、公害相衡りて其輕きを取る之正に朝廷事變を親觀し我民を憐恤するの苦衷なり、凡そ汝京外臣民此意を體し虛驕の意氣を挾み過激の空言を逞うするを得る勿れ、國と民と二つながら其災を受けん、民政府步軍統領姜桂題馮國璋等をして嚴密に防衛し剴切に開導せしめ天に應じ人に從ふ太公無私の意を悟らしむ、國家官を設け職を分ち民の爲にす、內各府部員を列し外督撫司道を樹つるは群黎を康保する爲めにして一人一家の爲めに設くるにあらず汝大小各官時艱を思ひ謹しんで職掌に據し各長官に命じ懇切訓戒其官職を空うせず以て余が夙昔庶民を愛撫するの趣意に副へよ

△承認を列國に求む　前文淸國內閣總理大臣全權臨時政府組織首領の名を以て昨日上諭の各條件を承認せんことを各國公使に求め來れり、而して各部大臣は之を各部首領と稱し淸國と締結せる各國條約は尙ほ遵守すべしと

（東京日日新聞第一二六五一號、明治四十五年二月十四日）

孫逸仙の辭表　（明治四十五年二月十六日）

孫仙逸辭表の全文左の如し

中華民國臨時大總統孫諸る前後和議條件既に貴院に在り本總統以爲らく我國民の志は共和を建設し專制を傾覆するにありと義師大に起り、全國を風靡す淸帝は大勢に鑑み君主を保全するは必然無効なるを知り終に退位の議あり、今や既に退位を宣布し共和に贊成し、中華民國を承認せり是れより帝政

長く、中國の內に留らず民國の目的亦既に達するを得たる孫民國建設の始めに當り選ばれて公僕となり宣言章を爲して專制を傾覆し民國を鞏固にし民生の幸福を以て任と爲すべし專制政府已に倒れ國內變亂なく、民國世界に卓立し列邦の公認するに於て本總統は即ち辭職を行ふことを誓へり、現在淸帝退位し專制已に除かれ南北一心更に變亂なく民國の各國の爲め承認せらるゝ旦夕に期すべし、本總統當に誓言を履みて辭職し引退すべきなり、玆に貴院に諮り告ぐ貴院當に國民の公意を代表し速に賢能を擧げ能く南京に來らしむる事とし以て職を解くに便ならしめよ其の辦法條件は左の如し

一、臨時政府の地點は南京に設くること各省代表の議定する所更に改むる能はず

二、辭職後參議院新總統を擧け新總親し統く南京に到り任を受くる時本大總統及び國務大臣則ち職を解くを行ふべし

三、臨時政府の各法は參議院の制定する所新總統必ず須らく頒布せる一切の法律章程を遵守すべし

（東京日日新聞第一二六五三號明治十五四年二月十六日）

袁世凱大統領となり
その就任宣誓式を擧ぐ

（明治四十五年三月十日）

袁世凱は昨八日北京に於て大總統就任宣誓式を擧行せり、又南京にては袁が假大總統の職に就き着々統一政府組織の準備を爲しつゝある旨布告書を發せり

（東京日日新聞第一二六七六號、明治四十五年三月十日）

世界最大の汽船沈沒して
千五百名溺死す

（明治四十五年四月十八日）

△何等の大慘事ぞ、噫之れ航海史上未曾有の大事件なり（倫敦特電十七日朝着）

英國上下は世界の船舶史上未曾有の大慘事たる汽船タイタニック號遭難の報に接し唯呆然として氣拔けせる有樣なり、情報によればタイタニック號は其後遂に沈沒し、今や二浬の海底に在りとの說確實なるが如く、倫敦市に於ては爲めに半旗を揭げて弔意を表し居れり、同船の乘客中には數多の大富

豪者あり、彼等と共に沈みたる彼等の所持金額も一億磅（凡そ十億圓に）上る見込なり、就中不幸なるは陸軍大佐アスター氏は三千萬磅を携帶し新婚旅行の歸途にありたるが偶此椿事に遭偶し、新婦と侍女とを殘して溺死せり、尙ほ評論の評論主筆ウイリアム、トーマス、ステツト氏、タイタニツク船長も亦溺死せりと乘客中の婦人小兒は總て救はれたるも男子千五百名は遂に溺死し其内生存者は僅かに二十九名に過ぎず夫婦連れの者に就いて見るに殆んど何れも妻のみ救はれて夫は總て助からざりしと云ふ悲慘なる結果を示せり、又同船沈沒の際一旦數名の英國人乘客を收容したる救助艇にして渦中に呑み込まれたる者數隻あり、尙同船乘組の無線電信技師は此慘事の間に處して最後迄踏み止まつて極力職務に盡瘁し各方面に救助信號を發送したるものゝ如し、最後に救助艇を下しつゝあることを傳へ、次に何事か數語の信號を發せるも朦朧として不明に終れり

（東京日日新聞第一二七一五號、明治四十五年四月十八日）

○

巨船タイタニツク號の大悲慘

噫、大西洋上愁々の聲

△讃美歌を奏して沈み行く哀れさ（二十日着ロイテル電報）カアパシア號に避難せるタイタニツク號一乘客は語つて曰く『タイタニツク號は其前方一浬の處に當つて一大氷山の漂流するを發見したりと思ふ間もなく忽ち之と衝突し同時に自鳴機鳴り始め機關を止め間縮（船內に裝置されたる防水壁）を密閉せり、船長は船橋に上りて乘客一同を爰に集め、浮囊を着さしめ船員に命じてボートを降さしめ、先づ婦人客より乘り移らしめたり、此際規則は嚴重に守られ事務員等は

△拳銃を取りて控へたるも大方は之を使用するに至らざりき最後のボート下さるゝや船內の樂隊は一同サルーンに集り、「神は我等の傍に在り」の讃美歌を奏しぬ、汽罐の爆發せるは氷水が浸水せるためにして

△船體は二つに裂破せり　又カアパシア號の乘客は曰く「予はボート六隻を認めたるが乘客の移乘は頗る慘憺たる光景を呈し或ボートは乘客僅かに半ばに達せざるに他のボートには山の如く滿載しあるなど如何に混雜を極めたるかを知るべく又避難者の中には夜會服を着したる者あるかと思へば、寢衣

又は毛布を纏へる者ありボートは皆四五時間激風に晒され艇内には何等騷ぎも泣聲も聞えず避難者は悉く

△激動の爲顏色氣絶せるものゝ如く、カアパシア號の甲板に乘移るや否や死去せるものもありたり』とカーパシア號のニューヨークに到着するや數千名の親戚及び友人等は棧橋に集り居り、又紐育株式取引所員は棧橋上に二萬弗を携へ來り生存者にして窮乏せる者に之を分配せり、タイタニック號遭難者の救護に急行したるボールテツク號よりリヴアープールに到着せる無線電信によればタイタニツク號には

△生存者一名もなし　と而して紐育に着せるタイニツク號生存者は委員を設けて陳情書を發表し、同船が四月十四日午後十一時四十分頃寒氣激しき星の夜氷山に衝突せるを述べ、次で英國商務院の該船に與へたる免許狀は三千五百名の乘客を收容することを許可しあるも、救助艇の設備は

△僅かに九百五十名を　容るゝに足るのみなるを指摘し尙此際船上に在りたる數は二千三百四十名にしてカアパシア號に救助せられたる者は一等船客二百十名、二等船客百二十五名三等船客二百名、事務員四百名、水夫三十九名、賄方九十六名、火夫七十一名に過ぎず、其救助機關の設備甚だ不完全なるに就き公衆の注意を求めたり

△四萬五千噸の巨船竿立となる（二十日発倫敦特電）タイタニツク號沈沒當時の光景に就き信憑すべき報告に據れば同船内の秩序は立派に保たれ、殊に乘組員の行動賞讃に値するものあり、最初タイタニツク號の受けたる衝動は、極めて輕微にて當時喫煙室にて嬉々骨牌を弄び居たる船客は何れも變事の起るべくもなしと多寡を括つて引續き

△遊戲に耽り居たる位　なり、乘客を救助艇に移乘せしむるに當り富豪アスター氏は同氏の夫人が年尙ほ若く、且つ病氣に罹り居れば是非同行救助艇に乘り移り度き旨を事務員に請求したりしが、該事務員は之に答へて否とよ、先づ婦人が移さるゝに非ざれば男子は一人も乘り移ることを得ずと云ひ放ち、遂に同氏

△夫妻は悲慘なる　永き別れを告ぐるに至れり、船長は最後に至るまで舷橋に踏み止りて萬般の指揮に努めたり、船内に殘る樂隊は、第一に歌劇の曲を奏し最後に「神よ御許に近かん」の讃美歌を奏せり、評論の評論主筆ステツド氏は泰然と

して婦人小兒のボートに乘り移るを助け居たりタイタニック號は全部水中に隱るゝ五分間前

△水面上百五十呎の　高さに竿立となり、此時燈火は總て消え機關部は非常なる音響を發し斯くて全く沈沒せり此時水面に聞ゆる阿鼻叫喚の聲悲慘を極めたれども、去りとてボートを寄せれば水中に捲き込まるゝ恐れあり、終に其儘救助艇は現場を免れ出でたり

△溺死者の總計は　千六百一名にして內ボートに收容されて後死せる者一名、カアパシア船上にて死せる者五名あり、英國サー、ゴルドン夫人の紐育にて爲せる談話なりとて傳へらるゝ所によれば最後のボートがタイタニック號を離れんとしたる時一人の男は身を躍らして同艇に入らんとし、傍らに立てる事務員のために射殺されたり、又船長はピストルを手にして殘る者を制止したりと尙ほ右

△射殺された男の身體はゴルトン婦人の乘れるボートに落ち來り其死骸は該ボートがカーパシア號に救助さるゝ迄艇內に殘り居たりと旣電聖保羅寺院に於ける追悼會には各國外交官多數の內閣大臣、其他名士參列して盛儀を極めたるがタイタニック號建造の任に當れる技師は右式の最中人事不省に陷り寺院外に舁出されたり、尙ほ倫敦市長主催の義捐金募集は今其額五萬一千磅（五十一萬圓）に達せり

（東京日日新聞第一二七一八號、明治四十五年四月二十一日）

伯爵夫人小林孝子
新橋の藝者となる

（明治四十五年六月十一日）

曾ては當代にときめく伯爵田中光顯氏が宮內大臣の榮爵を抛つて迄思ひを寄せその愛妻となし駿州岩淵の別墅の奧深き所多くの侍女（こしもと）共に侍（かしづ）かるゝ伯爵夫人として

△榮華並ぶものなき身　となり虛榮の夢を恣にしたる例の小林孝子は不圖したことより、槿花一朝の夢さめて今は昔しの町人の娘となり、果報拙き運命を喞ち下谷練塀町の自宅に淋しく、其日を送り一の行末の如何になり行くかを案じ煩ひ居たるが、處女の操を奪はれし身の今更眞面目な世渡しやうより

△一層浮世を茶にして　面白可笑しく暮す方がと悟つて見れ

ば毀譽褒貶も心にかゝらず親切に世話して呉れる、旦那があればとそれとなく手を廻して探して見たれど思はしき人もなく、徒らに月日を送るうち美しき容貌も日に增し衰へ行く許りなるより孝子の身の上を思ふ近親の者

△此儘に打ち果て　させんは餘りに殘酷なりといろ〳〵相談の上一度は當時流行の女優にでもとの噂さありしも、どうせやるなら清元の地のあるを幸ひ世間をアッと云はせる藝妓になつたらと膽煎りの某が孝子の意嚮を質せしに、孝子は何をやつても同じ事、藝妓になれば氏なくして玉の輿に乘れる事もあり、況して自分は前の宮相夫人

△以前に增した旦那　が出來て榮耀が出來るは知れた事と飽迄虛榮に憧憬れし身の一も二もなく、忽ち贊成したれば膽煎の面々も本人がそう云ふ心ならと、早速某藝妓屋に交涉し話も纒りたれば前の伯爵夫人は近く

△新橋は金春　より左褄取る人となつて現るべく孝子は目下其の準備に忙しく昨今では朝夕ペン〳〵の御稽古をなし居ると云ふ、此の噂さを聞きし粹士は孝子の御披露目を一日千秋の思ひで待ち焦れ居る者もありとかや、珍らしもの好きの多き世の中とて、やがては孝子も流りつ子の一人とならんか

（東京日々新聞第一二七六九號、明治四十五年六月十一日）

日本に始めて發見せる完全屍臘

（明治四十五年六月九日）

山崩れで埋沒せる木挽

宮城縣加美郡宮崎村字北川木挽職尾形幸太郎（五三）は玉造郡西大崎村山林中に於て、去る四十三年八月十一日夜、作業中大洪水にて山崩れに遭し作業小屋と共に土中に埋沒し爾來屍體を搜索せしも發見せざりし處、去る五月二十八日復舊工事の土砂發掘中圖らずも、前記幸太郎の屍體を土中より發見したるが變死後一年十ケ月を經過したるにも拘らず、全身腐爛せず全く臘化し居れるより其旨東北大學に通知し、同醫學部教授敷波重次郎氏は直に臨檢して、其事實を確め學術上重要の資料なりとて遺族と交涉し、屍體を讓り受け大學に送りて、目下研究中なるが七日記者は大學に澤柳總長を訪ひたる處總長は「屍臘として過般東京に發見されたものは顏面の輪廓を缺き處々の肉落ちて骨が露出し完全な屍臘と云ふことが

出來ぬ之に反し今度發見された屍臘は頭髮脫落せず眼鼻口一切が滿足な形をして、日本國に於て始めて斯る完全な屍臘を發見したもので學術研究上實に絕好な資料を得たものであると語れり

（東京日日新聞第一二五六七號、明治四十五年六月九日）

明治天皇御不快に亘らせられ 宮城前深憂に沈む十萬の赤子

（明治四十五年七月二十九日）

御急變の悲報に接せる赤子は只驚愕に打たれぬ、斯くて夕刻競つて宮城前に參集しつ、砂塵濛々として乃木將軍、李王世子殿下、內相板垣伯等の參內の馬車及東伏見、伏見宮兩殿下、井上、大山、樺山、長谷場各官の馬車の退出など馬蹄の響にも憂愁の音あり、宮城前に來り拜する團隊には近衞四聯隊第四中隊、白木屋呉服店女店員八十名、九段の誠心館擊劍會の九十餘名、割田平助氏の引率されし淺草藏前第三煙草專賣局の二百五十名等にして、個人々々の群衆潮の如くにして何れも其悲しき御經過に胸を痛め、吐息をつき坂下御門を出で退廷の各官の窓近くに押掛けて、其顏色に依て聖上の御容態を窺はんとす、實に宮城前を埋めし群集はワク〳〵として只惑ひて漫ろに恐懼するのみ、夜色沈々たり、滿員の電車櫻田和田倉、馬場先の三停留場に至れば何れも五分の四迄乘客を降す、其乘客は徒步に依るものと併されて宮城前の廣場に流され入るなり、今宵の號外出でゝ以來群集の色晴れたるものゝあるなし、宮城入口の左右を照すアーク燈の根には號外張り付けあり、既に各自が見しものと同じ號外の御容體書とは知りつゝも又更に近より見るは赤子の情なり群集眞に立推の地なし、團體參拜者も亦多し、日本橋仲町天理敎會が各支部を集めて一萬人、何れも黑紋附にて手に〳〵提灯下げて來れるが左の濠端より右の芝生まで廣場に眞直に人垣を造り祈禱せるに續いて高野山一心講、劒山講其他の八講約一百三十名、大久保十七夜講の二百名は濠端に三幅の軸を掛けて角頭巾被れる行者の指揮にて祈禱せる凄まじくも見られたり、月は雲に蔽はれて廣場のアーク燈明滅す、こゝに彼處に四五人が集りて聽けば忽ちにして數十人となる、これ聖上の御容體の寸分をも洩れ拜さんとする赤子の情極まれるなり、斯る

場合に不謹愼なく不忠の子なし、夜更けて猶群衆去らず、十一時に垂んとする時金光教の信徒約七十名、本所區長岡町の有志者數十名、坂下門前に土下坐して拜す群集聊かも感ずる氣色なく御容體を覗はんとす、宮城前は此頃より警官立塞がり、警戒を始めし爲め少しく緩和したるを覺えたれば、午前一時頃までは引續きたり、此日集まる者無慮七萬と號し徹宵する者亦尠なしとせず傳騎、騎馬巡査、憲兵、巡査目立し頃天漸く明くるに近し

（東京日々新聞第一二八一七號、明治四十五年七月廿九日）

明治天皇崩御遊ばさる

（明治四十五年七月三十日）

六千萬の臣民が日本國中津々浦々に至るまで男女老幼を問はず一心の丹誠を籠め天地神明に掛けて只管に御快愉を祈り奉りし甲斐もなく遂に〳〵今日の御大變を承りぬ、雲上の御方の御心の中は申上ぐる迄もなし、吾々臣民の哀情は如何なる辭を以て表し奉るべき筆執る手も戰へて、殆んど記す所を知らざるなり、人生の老少不定は上下貴賤共に免がれ難き運命とは申せども我聖上陛下には御體質極めて御健全に渡らせられ、寒暑風雨の御厭ひもなく、文武百般の機務を覽はし給ひ、時には深更に及ぶまで政を聽かせらるゝことさへあるを承り、御精勵御勞苦の尋常ならざるを御恐察し奉りながらも竊かに御健康の常人に超えさせ給ふを喜び、明治の御世は長へに榮へさせ給ふべきものと固く信じて、露一點も疑はざりしに、何ぞ圖らん一朝この不慮の御大變あらんとは夢に夢みる心持して恐惶驚愕措く所を知らず、承れば陛下には數年前より正體に御障りを感ぜさせられ、御宿痾に惱まさせ給ふ御身にお在しませしに拘らず、嚴格堅忍の御氣象とて日々の御政務に勞させ給ふは申上ぐる迄もなく、大演習御統監の折などには山野の間の御馳驅に軍隊と辛苦を共にし給へり、今より思へば、此度の御大患も其原因する所は一朝一夕の御事に非ず、若しも疾くより御加養を盡くさせたらんにはと返らぬ繰言も亦臣子の至情のみ、今は千恨萬憾も其の詮なきを如何せん、謹んで思ふに、陛下の盛德大業今古に絶し、中外に光被せるは天下萬民の眼の邊り親しく拜し奉りし所、王政維新の偉績は、或は明治の中興とは稱すれども其實は日本の改造

と云はざる可らず、即ち開國進取の國是以て全く國家の面目を一新し内には封建を廢して郡縣となし、政體を改めて憲法を定め、國會を開き全國統一、憲政自由の治化を布き、外には國交の改善、殊に兩度の戰役の結果に依り、領土を擴め國威を宣べ、日本帝國をして世界强國の一として指を屈せしむるに至りしは一に陛下の御威德に基けるものにして、明治の御宇、四十有餘年の間に斯の如き卓越偉大なる御治績を仰ぎ見たるは我國に於て空前曠古の盛事のみならず、凡そ世界古今に其匹儔を求む可らず、況んや陛下には仁勇兼備、平素最も仁愛慈悲の御心に富ませられ深く一般臣民を撫愛し給ふこと慈母の赤子に於けるが如くなりしに於てをや、吾々臣民は何等の幸福ぞ斯る聖代に生れ陛下の御統治の下に先代前人のまだ嘗て知らざる所、恐らくは子孫後世も容易に望む可らざる所の此光榮恩澤を享受し、今日に至るまで陛下の御運の極めて目出度かりしに徴し奉り、將來もます／＼其の御長久なるべきを確信して些かも餘念あらざりしに遽かに此御大變に遇ふ、恐惶驚愕措ぐ所を知らざるは固より其所にして號天哭地、遂に永く返り給はぬを悔み奉るの外なし、日本國民が今日陛下に永訣し奉りしは、實に帝國の大不幸大損失にして天柱折れ、地維摧けたるの感なきを得ず、陛下の御英魂は遠く天翔りまして再び返り給はず、臣民の情として悲絕哀絕この上の大恨事はある可らずと雖も、唯夫れ陛下の遺されたる大業偉績は將來ます／＼其の光輝を發揚せざる可らず即ち啻に之を維持するのみならず更に大に之を擴充伸張してます／＼國家の基礎を磐石ならしむるの覺悟は、是れぞ日本國民が陛下の恩情に報ひ奉り陛下の御遺業をいよ／＼永久宏大ならしむる所以にして此の覺悟は臣民たるもの丶造次顚沛、如何なる場合にも忘る可らざる所なりさるにても、上下貴賤共に何時か一度は免るべからざる運命とは期しながら、御運極めて目出度き我聖上陛下の御身の上に昨日今日かゝる御事のあるべしとは、夢さら思ひ掛けざりしを情迫り、胸塞がりて多く言ふ能はず、悲泣慟哭の餘、纔に一言して謹んで罔極無限の衷情を表し奉ると云ふ

（時事新報第一〇三七六號、明治四十五年七月三十日）

○

△哀矣聖天子崩す

我日本帝國々民は玆に絶大の悲報に接せり何ものも比ぶべきものなき甚深の悲哀は洽く日本國土を鎖し、普天の下、率土の濱、蒼生皆愕然として色を失し、只に昊天を仰いで涕涙の滂沱たるのみ、吾輩斯の如き最大不幸の日に遭遇し、胸塞り情迫りて云はんと欲する所を知らず、哀愁の切々たる、六千萬の民皆赤子の慈母を失へるが多く、而も情の更に烈々たるものあり、何ぞ夫れ悲痛の斯の如く深きや。聖上御不例の報突如として傳はれるは實に旬日の前にありき、陛下の臣子は恐懼措く所を知らず、天日も倘暗き心地していづれも天神地祇に祈願を籠め、御回復の一日も早からん事を祈り、各興行者は期せずして業を休み家庭にありては一切の音曲を停止し、敢て高談放笑する者なく、一日數回宮內省より發表せらるゝ御容體書の新聞紙號外は表はるゝを千秋の思ひにて待ち受けつゝ、殆ど業務も手に添はぬ迄に案じ奉り、或は神社佛閣の祈禱となり、或は御不例御發表の二十日以來日に一萬を下らざる伊勢大廟の祈願者となり、或は日々二重橋前に跪坐して祈念を捧ぐる遙拜者となり、或は御身代りにならんと祈誓を凝し、或は連日水垢離を取れるの善男善女となり、或は十萬の天機奉伺者となり、六千萬民一人として皇室の喜憂を以て喜憂とせざる者なき此世界に比類を絶てる至忠至誠の一念も遂に如何ともするに由なく、申すも畏けれども仁愛慈悲の權化とも仰ぎまつれる、皇后陛下の衣帶をも解き給はぬ晝夜の御看護すらその甲斐なく、また名醫の心力を傾注して、奉仕する御手當も其效果あらせられずして、遂に溘焉として神去り給ふ、嗚呼何ものの悲しみかこれに加ふべき、六千萬民遙かに皇后の天を傾いで嗚咽流涕せざらんと欲するも得んや殊に御婦情高き皇后陛下の御愁、傷御孝心深き皇太子殿下の御悲嘆を察し奉りては、九腸寸斷の思なくんばあらざるなし

恭しく惟みれば、陛下玉算六十又一、去る慶應三年萬世一系の皇統を繼がせ給ふてより、御在位は四十又六年、これを歷代の天皇に比べて御早世とは申す可らず、殊に 陛下の御治世ほど多年にして又赫々の光を中外に放てるは古往今來なき所に屬し、寔に 陛下は世界の歷史を飾る大偉人にまします、畏けれども 陛下の御聰明、御宏量、御仁慈、御勇武に渡らせられたる御事、即ち一言にして申さば、御人格の高

邁純潔なる、洵に神明に次ぐと仰ぎ奉るべく、陛下は實に國民思想の權化愛國心の源泉にして、國家は卽ち　陛下なりとの觀念は深く臣民の心裡に印象せられ、自ら金甌無缺の國體の基礎をなせり。是れ實に世界に於ける無比の現象たり、されば過去四十六年間に於ける我國民的發展は一に　陛下の稜威に依らざるなく、何人と雖も陛下を離れて日本の發展を說く事能はず　陛下の御一代は世界の歷史に殆んど其類を見ざる重大の事件に富み、かの維新の鴻業を御成就あらせられたるを始め、五ケ條の御誓文を煥發して國是を定め、內は政務を御親裁あらせられ、外は諸外國との親交を訂し、國會を開設し、敎育勅語を下し給ひ、一意國運の隆昌と民庶の福祉とを增進せしむるに努めさせられ、また二たび仁義の大軍を起し、前には進國を膺懲し、後には露國を討てち國家の位置を安固不拔ならしめ、日本の世界第一等國の班に列し、其發言權の前には何人も傾聽せざるを得ざるに至らしめたるもの、一にこれ聖德の發輝に外ならず、陛下は實に斯の如き英主にましますのみならず、平生御仁德に富ませ給ふ事は、御諷詠の御和歌によりても明らかに、また一日常に數十首の御製を遊ばされ、その格調の高逸なる誠に古今の御歌人と申すべくまた勤儉にして御質素の情に富ませらるる、將た御勵精にして曾て御避暑御避寒等の仰せ出なりにし事誠に恐れ多き次第にして、かく一々、陛下の　聖德を記し奉れば、僕を代ふるも足らず、眞に神と仰ぎ奉るべき偉人と申し上るの外なし、日本帝國の世界的地位は、幸に　陛下の稜威により、今や何の憂ふる所なきに至りしとはいへ、顧みれば隣邦支那の問題未だ落着せず、支那に於ける日本の地步の未だ充分に確立せざるの際突如として　陛下の神去り給へること、事、眞に痛恨の極みと申すべく、敢て御高年と申すにもあらず、平生至つて御健勝に渉らせられたる御事なれば、せめて尙ほ數年間の御健康を維持せられ給ひしなれば、陛下の御事業の上に更に一層の光輝を添へ、大に國威を伸張するものありしならんと只管遺憾に堪えざるは正に臣子の至情なるべし、吾輩不文加ふるに愁思綿々として涙屢々紙を濕ほし復多く云ふ所を知らず、聊か蕪辭を連ね、誠惶誠懼謹んで赤誠を披瀝して、至痛切哀、微意を表す

（東京日々新聞第一二八一八號、明治四十五年七月三十日）

○

◇噫萬事休矣

（大行天皇御病氣御經過表）

拜診日時	御體溫 度	御脈搏	御呼吸 回	御便通
十九日 夕	四〇、五	一〇四	三八	
二十日 朝	三九、六	一〇八	三二	三合二勺の御尿排泄
午後七時半	三九、四	一〇二	三二	
二十一日 午前九時	三九、三	一〇〇	三七	
午後三時半	四〇、三	八四	二八	御尿量九〇〇瓦御大便一回一〇〇瓦
同 六時	四〇、〇	八二	三四	
同十二時	三七、五	—	—	
二十二日 午前二時	三八、八	—	—	
同 八時	三九、八	八〇—一〇〇	二八—三〇	廿一日午前六時より二十二日午前六時まで御尿量一〇一一瓦御便通三回
正 午	三八、四	九六	三八	
午後三時半	三八、〇	八八	二六	
同 七時半	三七、五	八二	二四	
同 十時	三八、一	—	—	
二十三日 午前〇時	三八、六	八四	二八	
同 三時半	三八、三	八〇	二七	二十二日午前六時より二十三日午前六時迄御尿量一〇〇八瓦御大便六回
同 六時	三七、六	八〇—九六	三六—三二	
正 午	三七、五	八〇	三四	
午後三時半	三七、七	八二	二四	
同 七時半	三七、七	八二	三二	
二十四日 午前〇時	三七、七	八六	二四	
同 六時	三八、〇	九八	三二	二十三日午前六時より二十四日午前六時迄御尿量一一七三瓦御便通一回
同 九時	三七、五	八八	三二	
正 午	三七、七	八八	三〇	
午後三時半	三八、〇	九〇	三〇	
午後七時	三八、二	約一〇五	約三七	

二十五日				
午前〇時	三七、七	一〇二	三〇	
同 六時	三七、六	一〇四	三二	
同 九時	三七、六	一一〇	三〇	
正 午	三七、五	八〇	三二	
午後三時	三七、七	一〇八	三二	
同 七時	三七、六	一〇〇	三四	二十四日午前六時より二十五日午前六時迄御尿量七九一一瓦御便通三回
二十六日				
午前〇時	三八、三	一〇〇	三二	
同 六時	三八、一	一一〇	三〇	
同 九時	三七、九	一一〇	三二	
正 午	三八、一	一一〇	三六	
午後三時	三九、一	一一〇	三二	
午後九時	三八、九	一〇八	三四	二十五日午前四時より二十六日同時まで御尿量二四〇瓦御大便下痢狀にて四回
二十七日				
午前〇時	三七、八	一〇〇	二八	
同 七時	三七、八	一〇〇	二八	
同 九時	三七、九	一〇〇	三〇	
正 午	三七、六	一〇〇	三〇	
午後三時	三七、九	九六	三二	
午後七時	三八、一	一〇五	三〇	
午後十時	三八、七	一二八	三二	二十六日午前六時より二十七日四時まで御尿量八八二瓦御大便少量宛數回
二十八日				
午前六時	三八、三	一〇四	三二	
同 九時	三八、〇	一〇五	三二	
正 午	三八、七	一一〇	三〇	
午後三時	三九、九	御不整	一	
同 九時	三九、八	一二〇	四五	
同 十時	同前	同前	同前	二十七日午前六時より二十八日同時迄御大便少量宛數回
二十九日				
午後三時	三七、五	一二〇	四八	
同 六時	三八、一	一二〇	四八	
同 九時	三八、七	約一三〇	同前	
午後〇時	三七、五	約一四六	一	

同　三時　　三八、三　約一四六　｜
午後七時　　三、九　　一四六　　四六

（東京日々新聞第一二八一八號、明治四十五年七月三十日）

大正天皇御踐祚遊ばさる

（明治四十五年七月三十一日）

大行天皇崩御あらせられしにより、皇嗣嘉仁親王殿下、即ち踐祚して祖宗の神器を傳承あらせられ、三十一日午前一時掌典長をして賢所に祭典を行はしめ、皇靈殿神靈に奉告せしめられ、同時に宮中に於て劍璽渡御の儀を行はせられ、卅一日踐祚御朝見の御儀式を行はせらるゝ筈なるに加へて、更に元號を樞密院會議に御諮詢あり、其の會議の決せる所に依て勅定の上、其詔書の公布あらせられんとす、謹しんで按ずるに右の御儀式は即ち是れ皇室典範第十條第十二條とにより、及び登極令第一條、第二條、第三條に依らせ給へるものにして、昭乎たる日星の明文に準據し、國家一日も君主なかるべからざるの憲典を明確にし、又以て丕基を永遠に鞏固にせさせ給ふ所に外ならずと雖も、突如として大故に會せられ、御哀痛御悲悼の極みなる瞬間に於て此式を擧げさせ給ふ、宸衷を奉察すれば、吾輩只管に恐懼に堪へず

伏して惟みるに　今上天皇陛下至孝至仁、智勇兼備へ、日新の文物、世界の大勢、一として通じ給はざる所なく、允武ニ允文ニ、以て萬世一系の寳祚を踐ませ給ふ、萬邦瞻仰、葵向の誠を致さゞるなく、億兆欣禱、赤子の情を傾けざるなし、況んや大行天皇の無限の恩澤に浴して、奉効を萬一に期せんとして能はざりしもの、協力一心、人事を盡し神明に祈りての陛下の大業を翼賛し奉らんことを期せざるはなく、飛禽走獸より、以て心なき山河草木に至るまで、又すべて然らんとす嗚呼陛下、甚深その極に達せる御悲悼の裡に、金甌無缺、世界無比の國體の中心として寳祚を踐み、統治の大權を握らせ給ひ、上は大行天皇在天のを靈慰め奉りて、更に其御遺業を大成し、下は赤子を撫恤し、德澤を四方に垂れ、新たに遐爾を懷來し給はんとす、誰か感泣せざらんや、然れども哀悼感慨交々迫りて、胸塞がり筆動かず、謹んで億兆一心、皇基を無窮に擁護し、國體を永遠に維し、以て益々皇運の隆昌と國家の發達を企圖して止まざる國民の至誠を披瀝し、神明に誓

つて其本分を盡さんとするの微衷を表するのみ、誠に恐懼に堪えず

○

哀　辭

掛卷くも畏き
天皇不豫、日を經て大漸、億兆の虔禱、遂に其効なく、明治四十五年七年三十日
龍馭登遐、奄ち人天を隔てたまひぬ、遠近臣民、考妣を喪するが如く、地を搶き天を呼ひて、號慟已まず、嗚呼哀しき哉
恭しく惟みるに
大行天皇は、乃ち神、乃ち聖、至仁至勇にましまして、夙に大統を承け、否を轉じて泰と爲し、中興前を光し、皇基以て固く、立憲後を啓き、國勢用て張り、敎育の詔は、祖訓を紹述し、典章の制は、精華を集成し、益文明に進み、既に强富に躋れり、是を以て宇を啓き疆を開き、遠を柔け邇を能くし恩威を併施し給ふこと、啻に覆載のみならず、聖德神功遠百王に軼ぎ鴻猷駿烈、比倫すべき无し、蓋し乾綱を獨運して道は君師を兼ね、一日萬機、曾て暇逸せず、躬行精勤、臣庶を率勵したまひしかば、庶績咸熙りて、既に至誠に孚り、兆民永く賴りて、共に太平を享けしに、一朝遽に瞻依を失ひて四海同じく遏密を悲む、四十五年の深恩未だ報ひまつらず、六旬萬壽の佳節も亦空しくなりぬ、宮禁慟哭率土悲號するも靈駕回し難く、追攀及ぶ莫し、嗚呼哀しき哉、小民等言を以て職と爲すも、猝に大喪に遭ひ痛を五中に結びて、言ふ所を知らず、悲を銜んで、筆を執り、涙を灑ぎて詞を陳ね、虔んで哀衷を展べて、
昭鑒を冀ひ奉る、

（大阪朝日新聞第一〇九四〇號、明治四十五年七月三十一日）

○

廢朝被仰出

天皇陛下崩御に付き三十日御即位あらせられたる新天皇陛下には三十一日より向ふ五日間及び御大葬當日廢朝あらせらるべき旨仰出されたり

（東京日々新聞第一二八一九號、明治四十五年七月三十一日）

大正天皇御勅語を下し給ふ　（大正元年八月一日）

朝見式に於て下し賜はりし勅語及西園寺首相の奉答左の如し

勅語

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但ダ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須更モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ玆ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ

顧フニ先帝英明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親クシ内話ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文敎玆ニ敷キ武備玆ニ整ヒ康績咸熈リ國威維揚ル其ノ盛徳鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ覗ル寔ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルフナク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ將順セヨ

西園寺首相ノ奉答

臣公望　誠惶誠恐伏シテ言ウス

大行天皇奄ニ登遐アラセラレ臣等憂懼措ク所ヲ知ラス今叡聖文武ナル天皇陛下大統ヲ承ケサセラレ玆ニ彝訓ヲ垂レ給フ　聖猷遠ク慮リ睿圖遺スナク上ハ先帝ノ鴻業ヲ讃キテ憲法ノ條章ニ遵ヒ下ハ億兆ノ和協ヲ奬メテ忠誠ノ至情ヲ輸サシメ以テ祖宗ノ休光ヲ無窮ニ發揚セムトシ給フ是レ寔トニ宇内ノ仰ク所ニシテ臣庶ノ永ク頼ル所ナリ臣等聖勅ヲ拜シ感激ノ至ニ堪エズ今ヨリ益匪躬ノ節ヲ効シ夙夜淬礪邦家ノ進運ヲ扶翊シ以テ聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ誓フ臣公望誠恐誠惶頓首謹ミテ奏ス

（東京日日新聞第一二八二〇號、大正元年八月一日）

大正と改元さる　（大正元年八月一日）

三十日樞密院に諮詢せられたる元號は大正と決定左の詔書降下せり

朕非德を以て大統を承け祖宗の靈に告けて萬機の政を行ふ玆

に
先帝の定制に從ひ明治四十五年七月三十日以後を改めて大正元年と爲す主者施行せよ

御名　御璽

明治四十五年七月三十日

各大臣副署

（東京日日新聞第一二八二〇號、大正元年八月一日）

○

陸海軍人に勅諭

大正元年七月三十一日齋藤海軍大臣及び上原陸軍大臣を宮中に召させられ陸海軍人に左の勅語を賜ひたり

朕茲ニ大統ヲ嗣キ烈聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告グ　惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫クベキヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成成シタリ朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是レ皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ增進セムコトヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ効シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ愼ミ宇內ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭クシ朕カ股肱タルノ實ヲ擧ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

（東京日日新聞第一二八二〇號、大正元年八月一日）

明治大帝の崩御と各國の輿論

（大正元年八月一日）

△英國の輿論

三十一日倫敦特派員發電

去る三十日日本天皇陛下崩御の報達するや英國の諸新聞紙は何れも長文の先帝に關する頌辭を揭げたるが今悉く之を電報するは其數と長文との爲め到底不可能なるを以て玆には單に其の幾分を報ずる事とせり、尙其諸新聞紙は其社說に於ても陛下に對する賞讃の辭を揭げ日本帝國の淵源深きを並びに日本帝國の改造等に言及し殆んど有ゆる新聞紙は陛下及び皇族の御肖影を揭げたり、各紙社說の梗概左の如し

△デーリー、テレグラフ　御厚志を挿入したる全頁に亘る記念號を特に發行せり

△タイムス　曰く「日本皇帝陛下の崩御によりて世界は最も偉大なる人物一人を失ひたり、陛下の治世は恐らく日本の歴史中最も深く氣憶すべき御代として永劫に傳はるべし」と

△モーニング、ポスト「曰く日本皇帝陛下の驚くべき治世は實に日本の國民的發展を抱容せるものにして其發展は世界の歴史中其類例を見ざる程急速にして且つ目覺ましきものなりと」

△ウエスト、ミンスター、ガゼット　極東に於ける偉大なる君主の崩御と題し「日本皇帝陛下は疑ふまでもなく近世の歴史中最も著名なる人物なり、陛下の治世にて日本は未だ世界に知られざりし最爾たる一小國より一躍して極東の最大優國となれり、かくして歐洲諸國をして爭ふて日本と親交を修めしむるに至れり」と

△イヴニング、スタンダード　曰く「日本皇帝の崩御は玆に一度世界の歴史中最も驚くべき事蹟を回顧せしむ、今東西の歴史を按ずるに各國の元首中日本皇帝陛下の如く一治世の下に其國民の爲めかくも偉大なる事業を遂行せられたる元首あるを知らず」と

△パルマル、ガゼット　曰く「平和的方面に於ける日本の赫々たる成功は東西大陸に於ける舊國にして老朽死に瀕しつゝある國民を刺戟し彼をして新しく奮發努力を試ましめたり、又日清日露の兩大役に於ける戰勝の光輝は今尙ほ赫々として亞細亞全土に輝けり、而して日本の皇帝は最も偉大なりしもの、此元首は今や登遐せられたりと雖も　陛下が御在世中其國民の胸裡に鼓吹せられたる熱烈なる報效愛國の精神は將來に於ても日本に於て勇氣と自信とを以て眞の目的に向つて驀進せしめずんば止まざるべし、陛下は公儀に於ては西洋の慣例に據らせられたりと雖も私に於て決して日本固有の神隨及び風俗習慣を捨てさせ給はざりき、又　陛下には躬自ら率先して萬事に節儉を旨とせられ以て範を全國民に垂れさせ給ひたり、日本の進步がかく急速なりし秘訣の一は玆に存するなり」

△デーリー、メール　曰く「日本皇帝陛下の御治世は日本の歴史中最も特筆すべきものにして而も日本の此の英雄的時代

は陛下の崩御と共に終りを告げ又自由主義の實行者たりし陛下の崩御と共に日本は歴史上最も不思議なる時代の一而かも其時代たるや神代に始まり一躍して二十世記に達したるが如く不思議なる時代に終焉を告ぐることゝなりたるなり、陛下は虚器を擁せられたる御方にはあらざるべし、陛下は實に眞の力にして又國民努力の焦點たりしなり、封建制度を打壞し給ひたる御勇斷と御光輝とは豪邁なる君主に於て獨り始めて之れを見るを得べきなり」と

△デーリー、ミラー　曰く「史學者はシヤーレマン大帝の如く又は古今を通じて大帝國創立の偉業を擧げたる他の數名の帝王と日本天皇とを同列に置かざるべからざるべし、陛下は露國に戰を宣し終に之に打勝たれ給ひたる爲め世界は陛下を以て武威赫々たる戰勝者の隨一に置くと雖も而も陛下が日夕御詠の詩歌の民間に傳はりたるものを拜誦せば陛下は實に平和を愛させ給ふ御方にして御詠の多くは窮者に對する溫かき同情を示さゞるはなし」と

△グラヒツク　曰く「日本元首陛下の崩去は世界近世史上に於ける最も不可思議なる御治世に終焉を告げたり、由來怪談奇話に富める東洋人の口碑に殘る神秘なる傳說と雖も奇蹟的陛下の奇蹟的治世と比ぶれば殆んど謂ふに足らず實に明治の御代を回想すれば記錄として殆んど奇蹟にあらざるなく其一場の夢に非ずして眞實の成功なりと知覺すること誠に困難を感ずる程なり、吾等の君主が斯る曠世の偉人と同盟を結ばれたる事を思へば吾等の誇りは何物にも譬へ難し」と

○英國新聞紙の頌辭

七月三十一日外務省着電

先帝御不例に對し英國上下の同情非常にして一たび崩御の報傳はるや重なる新聞紙は何れも哀悼の意を表し御盛德、御偉蹟に對し有らゆる頌辭を呈せり、就中タイムスは其社說に次の如く述べたり

陛下の崩御に依り日本は神と仰がるゝ仁君を失ひ英國は誠實信賴すべき盟友を喪ひたり、陛下は幼にして踐祚せられ有らゆる困難を經て維新の鴻業を成就せられ人物の選擇に於て自ら王者の不德を備へられ遷都以來は舊慣を改め人民に接近し常に國家の爲め盡力止まざるの崇高なる觀念を有せられ御性格は獨逸のウイリアム第一世に類するものあり

き陛下の御治世は恐らく永遠に日本史上最も氣憶すべき時代として傳へらるべく日本は陛下に依り多年の桎梏を脱し世界列强の伍班に列し內に於て驚くべき改革を爲したるのみならず外は支那を屈服し歐洲の一列强を壓倒するに至りしがかゝる成功の秘訣は陛下が一に忠良の士を信任して徒らに干渉せられざるに在り、陛下は實に東洋最初の立憲君主にして又世界立憲君主の模範たり、英國は斯くも敬愛せられたる陛下の昇天に對し日本皇室及臣民に深甚の同情を表するものなり」云々

△露佛の頌辭

三十一日倫敦特派員發電

歐羅派巴大陸の諸新聞紙は一齊に頌辭を揭げたり、推ふに現在の世界帝王中斯くも廣く稱讃を受けられし御方はあらざるべし

△露國半官報ロシアは、日本の友邦たるロシアは日本の國民と無限の悲嘆を分つものなりと云ひ

△巴里發行の佛國新聞ジールブラは　陛下の成し遂げられたる事業は殆ど神の御業と見るべきものなりと記し、同じく佛國新聞紙マロアは偉大なる治世は終焉を告げたり、然して此治世より偉大なる治世はあるべきや否やは實に獨り今日の歷史の語る所に俟たざる可らずと述べ同じく「フイガロ」は　陛下が御完成遊ばされたる鴻業は歷史に於て前例を發見せずと記せり、同じく佛國新聞「マタン」は陛下の御代に於ける進步發達の各階級は實に大國民勃興のそれと全く軌を一にせりと云へり

△獨紙の頌辭

三十一日着伯林電報

獨逸新聞紙は日本皇帝陛下の崩御につき孰れも深厚なる哀悼の辭を揭げたり、即ちライヒスアンツアイゲルは皇帝治世中起りたる大改革に就き切言し北獨逸アルゲマイネ、ツアイツングは殊に日本皇室が獨逸皇室よりの訪問者に對し好意を有し居られたるを述べ其他の諸新聞紙も皆日本皇室及び國民に對して深厚なる同情の意を表し中には皇帝が其顧問官及び政治家を選擇するに非凡なる鑑識を有せられし事を述べ皇帝をウヰルヘルム一世帝と比較したり、又自由黨新聞紙は皇帝が日本に立憲政治を採用したる公平無私の政策を稱揚し、皇帝

は立憲國の模範的君主にして日本皇室及國家を最も有望なる狀態となして其後嗣に殘し置かれたりと功言し尙ほ日本は將來一層大なる進歩を遂ぐべしと論ぜり、新皇帝陛下に對しては各新聞共最も同情ある態度を以て記述する所ありたり

△墺紙の頌辭

三十一日維也納特派員發電

維也納にて發行せらるる諸新聞紙は先帝陛下の崩御に關し皆曾て見ざる熱誠なる稱讚的社說を掲げ、日本天皇陛下を睦仁(ムツヒト)大帝(デーアグロス)と稱し奉りたり

△大故と桑港新聞

三十一日桑港特派員發電

桑港各新聞紙は日本天皇陛下の御肖像を掲げ御治績を擧げ崩御の記事を以て全紙を埋め居れり

△上海新聞の頌揚

三十日上海特派員發電

上海マーキュリー紙は日本皇帝陛下の崩御に關し社說を掲げこれ世界到る所に意義ある出來事にして我等は先づ第一に其首長を失はれたる皇族方に深厚なる同情を表し次に一般日本國民に哀悼の意を表す、先帝踐祚當時の有樣は僅々少數の近侍以外に知られざるも崩御の日にありては同盟國たる英國皇帝は御親友なり、露國皇帝亦同じく其他諸國皇帝皆誼を結ばざるはなかりき、先帝在位四十六年間に日本は中古の模糊たる霧の裡より現出し世界强國の一たる位置を占むるに到れり斯る現象は如何なる他の國にも曾て起りたる事なく又如何なる他の國民も未だ斯く急激に又斯く大なる成功を記錄したることなしと論じそれより八欄に亘りて教育法律治外法權新條約締結陸軍の進歩海軍の發達財政問題其他の進歩に就き比類なき變化發達を記載せり

△外字紙の讃辭

ジャパン、アドヴァータイザー所論

世界は今や日本國民の一大不幸に對し深厚なる同情を表すべし、日本先帝陛下は眞の意味に於て國家の父たり統率者たりき、一言にして曰へば陛下は舊日本に生れ新日本を創造し給ひしものにして世界歷史上に至高なる地位を占め給ふ、由來皇帝の治世を標準として歷史上の時代を區別するは困難の事なれど先帝陛下の御治世は明かに此の例外なり、新日本は

陛下の御名と離すべからざる密接の關係を有す、日本は實に陛下の御指導の下に古今未曾有の進步を遂げたるなり、陛下は常に虛飾を厭ひ質素謙遜を以て御身を持せられたり、御發病以來徹夜二重橋に熱禱したる多數の人民を見ても陛下の如何ばかり人心を獲給へるかを察するに足るべく、これ恐らくは西歐君主の欽羨する所ならん、此の國民の氣風こそは實に旅順を屠り對馬海戰に勝利を博したる一大原因なるべけれ、又陛下は東西の文明を適當に融合攝取せられたる點に於て、實に何人も及び難き御模範を示されたり、新文明を採用せらるゝ點に就ては飽迄も熱心なりしかど國家特有の美德に至りては益々之を發揮するに努められたり、これ眞に將來の日本國民に取りて千載不磨の敎訓には非ざるか、陛下が其輔弼の名臣と共に遂げさせられたる大事業は後世の歷史を俟つて愈々其眞價値を發揮するならんと信ず」云々

（東京日日新聞第一二八二〇號、大正元年八月一日）

明治大帝の御崩御と刑並音曲停止

（大正元年八月一日）

大正元年七月三十日勅令第二號を以て左の通り公布せらる

廢朝中は四人の服役を特免し死刑及び笞刑の執行竝歌舞音曲を停止す

（東京日日新聞第一二八二〇號、大正元年八月一日）

拜訣の御式に皇太后御涙に咽び給ふ

（大正元年八月一日）

山縣、德大寺兩大侯の悲愁

三十一日午後五時　今上天皇陛下、皇后陛下、皇太后陛下には泰宮聽子內親王、伏見貞愛親王、閑院宮載仁親王、同妃智惠子、東伏見宮依仁親王、同妃周子、伏見若宮博恭王、久邇宮邦彥王、同妃俱子、同多嘉王、梨本宮守正王、同妃伊都子朝香宮鳩彥王、東久邇宮稔彥王、北白川宮成久王、同妃房子內親王、竹田宮恒久王、同妃昌子內親王各殿下を靈殿に召させられ大行天皇に對する最後の訣別の式を行はせられたり、皇太后陛下には黑の御喪服を召させられ天皇皇后兩陛下を始め奉り各宮殿下にも交々安らかに永き〳〵眠に付かせられし尊骸に向はせられ涕涙流露、またと拜する術もだになき永き御

拜訣の御式を行はせられたるが並居る侍臣の面々は感極まつて悲しみの極に達し御慰め申し上ぐべき言葉もなく熱涙滂沱として面を上ぐる者一人もなかりき、斯くて後山縣樞相、松方、井上兩元老、東郷海軍大將、德大寺侍從長、西園寺首相伊東與、井上各元帥、齋藤海相、渡邊宮相、各國務大臣、土方田中各大臣待遇、芳川樞密院副議長以下各樞密顧問官、長谷川、乃木、川村、大島、山本、片岡、上村、伊集院各陸海軍大將を召され御拜訣を差許され猶ほ宮內省親任官並に宮中女官、侍醫、侍從武官、侍從及御用掛にも大行天皇の尊骸近く奉伺し御拜訣を許されたるが何れも涕泣袖を絞らざるものなき中にも先帝御幼少の頃より崩御の時まで御側に附添ひ申上げたる德大寺侍從長の如きは老の目に涙を堪えながら右隣りに悲痛の涙に掻き暮れつ恍として夢見る如く佇立し居る山縣元帥の震へる手を確乎と握り無言の儘顏を見合はす事數刻なりしと、尙又拜訣の式後尊骸は各皇族及び先帝御在世中常に御側近く侍し奉りたる女官等再び齋戒沐浴して心淋しき御船入の儀は營まれぬ、新帝、新皇后陛下の御哀愁は今更申す迄もなけれど皇太后陛下は唯耐え切れぬ深き悲しみに沈ませ給ひて今は移し參らする尊骸をも御覽ぜさせられずよ、とばかり泣き伏させ給へりとかやそれより尊骸は殯宮として假りに定められたる豐明殿に安置し奉りぬ

（東京日日新聞第一二八二〇號、大正元年八月一日）

大正劈頭の臨時議會開院式

（大正元年八月二十四日）

先帝の大喪儀に關する臨時議會開院式は豫報の如く二十三日午前十一時貴族院に於て擧行せられたり、當日　天皇陛下には御喪中の故を以て行幸ならせられずさて式場は例の如く玉坐に對して貴族院の議員は右側に衆議院議員は左側に何れも大禮裝若しくは普通禮裝にて着席、續いて齋藤、林、松田、原內田、牧野、長谷場、山本、上原の各大臣等大禮裝にて入場玉座の兩側に整列するや、西園寺首相續て入場、玉座に拜禮後天岡內閣書記官の捧持せる勅語書を受け演壇に進み

兩院議長並に議員諸君、本大臣は勅旨を奉じ帝國議會開院式の勅語を奉讀するの光榮を荷ふ

の旨を莊重に述べ謹んで左の　勅語を捧讀したり

勅　語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及ビ衆議院ノ各員ニ告ク

朕新ニ大統ヲ繼キ祖宗ノ皇謨ニ遵ヒ先帝ノ遺緒ヲ紹述セムコトヲ期ス

朕今皇考大喪ノ儀ヲ行ハムトスルニ方リ國務大臣ニ命シテ之ニ關スル豫算案ヲ提出セシム卿等審議以て協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

斯くて德川議長は恭しく壇上に進み首相より勅語書を拜受して列に歸るや首相以下各大臣兩議長以下順次退場し十二時十五分茲に大正年間に於ける第一次議會の開院式を終へたり

（東京日日新聞第一二八四三號、大正元年八月二十四日）

明治大帝の大喪費豫算案兩院を通過す

（大正元年八月二十五日）

莊重なる議場、兩院全會一致

△貴族院（廿四日）

午前十時開會、德川議長は「閉會中に於ける諸般の報告は官報に掲載しあれば省略して異議なきや」と問ひ滿場「異議なし」と答ふ、次に議長は山内侯爵に議場内携杖を許したる事と伯剌西國上院議長より　先帝崩御に對する弔電を送り來りたれば議長より答禮をなしたる事等を報告して後議事日程に入れり

第一　勅語奉答書案

第二　上奏案

第三　全院委員長の選擧

第四　常任委員の選擧

右終りて衆議院より回附せる

一、大喪費豫算案

の議事に入る西園寺首相、山本藏相の演說、衆議院に於けると同じ德川議長は「議院法第二十八條の但書により議事手續省略の要求あり省略して差遣なきや」と問ひ滿場異議なし茲に於て豫算委員長曾我祐準子左の演說をなせり

大行天皇の崩御は我國民の等しく恐懼措く能はざる所今尙ほ夢かと思ふ心地す、御不例中全國上下擧つて天に叫び地に伏して御平癒を祈り奉りたるは正に國民性の發輝なるも

此の老幼男女の叫び聲も竟に其効を奏せざりしは寔に遺憾千萬なり

謹んで惟みるに　大行天皇憲法發布以來帝國議會を開く事既に二十八回其中僅かに三回を除くの外は每回車駕親しく臨幸親厚なる勅語を賜へり、我等議員は巍々乎たる龍顏に接し朗々たる玉音を拜誦するを無上の誇りとせり、回顧すれば今より八ケ月以前本院に行幸あらせられ此處にて賜ひたる勅語の玉音は今猶耳に殘れるに何ぞ計らん之が最後の行幸にてあらんとは嗚呼悲しひ哉

抑々　天皇の御治世四十五年間に擧げ行はせ給ひたる鴻業威德の洪大無邊なる言語の盡す能はざる所古今曾て聞かざる所也、是を以て我國人は神武以來の大帝となし東西各國に絶えて見ざる英主となし我等生きて此の聖代に遇ひしを無上の光榮とせりき、今や靈柩は殯殿に御し大葬近きに在り尊骸冷やかならんとする時に方り政府此の大喪費豫算案を提出せり、此の金額は僅々百五十餘萬圓に過ぎず吾々國民の至情としては幾百萬圓の支出も辭する所に非ず、然も物には程度あり且　大行天皇には御儉德に富ませ給ふ御方に在しましたれば政府も亦其御德を偲びて此の豫算は編成せられたるものと察す、予は此の原案通り速かに可決あらんことを望む

議長は直に採決を起立に問ひ滿場總起立玆に大喪費豫算案を即決確定し午後三時散會す

△衆議院（廿四日）

午前九時十五分開會、日程に入るに先ち大岡議長は恭しく起ちて「本院より　皇太后陛下に對し敬弔の意を表し奉るべく議長に於て取計ひたし」と諮るや滿場總起立し敬意を表して之を可決す、次で日程に入り

一、全院委員長の選擧

無記名投票の決果二百八十二票戸水寛人

一、常任委員の選擧　に關し大岡議長は「各部に參集の上委員並に委員長理事を互選し直に議長の許へ報告ありたし」と陳べ休憩を宣す、時に午前十時、午後一時十分再會大臣席には西園寺首相以下各相悉く居並び議場の儀容堂々たり、劈頭大岡議長は恭しく起ちて「本日參內し鳳凰の間に奉答文を捧呈したるに左の勅語を賜はりたり」とて

滿場起立敬禮の裡に之を朗讀す

朕衆議院の深厚なる敬禮を嘉す

次で大岡議長は「皇太后陛下に對し奉りては皇太后宮職を經て　天機を奉伺することゝなしたり」と報告し常任委員互選の結果を終るや愈々

一、大喪費豫算案

議題に供せらる、議場も大臣席も亦傍聽席も一入の靜肅莊重を加ふ、西園寺首相は滿場の拍手に迎へられて登壇左の演說を爲す

諸君茲に國家の大故に際し此臨時議會を以て諸君と相見ゆるは本大臣の最も痛恨に堪えざる所なり

大行天皇の遽かに御不豫に渡らせらるゝや億兆臣至誠を籠めて偏へに御平癒を祈り奉りたるに遂に崩御あらせられたるは本大臣の諸君と共に恐懼措く能はざる所也

恭しく惟みるに　大行天皇には夙に不世出の天資を以て維新の鴻業を遂げさせられ再來開國進取の政日に就り月に將み內立憲の制を立て外友邦の誼を敦くし宵衣旰食一意國家の隆昌と臣民の慶福とを念とせられ以て今日の盛運あるを致させ給へり、大業古今に冠絕し君恩寔に洪大なり、今より後益々報効の誠を竭して諸君と共に　皇猷を翼贊し奉り以て御遺德の萬一に酬い奉らむことを期す

諸君今回の大葬儀は國家の大禮にして之が爲め特に大喪使を置かれ諸般の準備今方に進行中に在り之に關する豫算は既に編成を了し昨日之を議會に提出したり、本大臣は此際速かに協贊を與へられ國民の深厚なる誠意を表するに於て遺憾なきを期せられんことを望む

次で山本藏相も左の演說を爲せり

諸君、私は茲に御大喪に關する經費の豫算を御紹介致しまするのは寔に恐懼に堪えない所であります、御大喪に關する經費として要求致します所の總豫算額は百五十四萬五千三百八十九圓で御座いまして其內容は豫算書類に詳かで御座います、謹んで按じまするに　大行天皇の御盛德御大業は之を稱へ奉るべき辭さへ御座いませぬ、又崩御は我國民の上下擧つて痛恨悲哀に堪えざる所で御座います、而して御大喪儀は古來典禮によつて行はせられ政府は之に要する總ての費用を計上し之が實行に遺漏なきを期して居る次第

でござります、諸君冀くば之を諒せられ審査の上御協賛あらんことを切望致します

山本藏相退壇するや大岡議長は「政府より緊急決議の要求ありたり」と報告し別段討論の通告なきを以て可否を起立に問ふべしと宣するや滿場總起立して之を可決し大岡議長可決と宣告するや滿場拍手して敬意を表す、次で大岡議長は「明日は休會すべし」と陳べ散會を宣す、時に一時廿分

○大喪費通過奏上

廿四日衆議院及貴族院に於て　大行天皇御大喪費豫算通過確定するや西園寺首相は直に參內して畏き邊りに奏上の手續を爲したりと

（國民新聞第七三五九號、大正元年八月二十五日）

○

大喪豫算公布

臨時帝國議會の協贊を經たる大行天皇御大喪費豫算即ち明治四十五年大正元年度歳入歳出追加額各百五十四萬五千三百八十九圓は愈々二十六日の官報を以て公布せられたり

（東京日々新聞第一二八四六號、大正元年八月二十七日）

明治年號の由來　（大正元年八月二十七日）

光岡安藝氏寄

今度先帝陛下へ御諡を「明治」と奉ることに愈々御治定相成りたり、此御諡號が陛下の治めし給ひし御代の年號に基けることは申す迄もなからん、明治年號に由來に就き光岡氏の寄書をこゝに掲げて其出所を知るの便に供す

燦々として寰宇に光輝を放ちし我が明治の號は、當四十五年壬子歳秋七月三十日を以て、大正と改元せり、懷ふに往昔甲子の年と辛酉の年に及んで改元せしは、周易の革卦に起りて村上天皇の康保元年（甲子）醍醐天皇の延喜元年（辛酉）に始まりしが、漢の武帝の位に即くや、先づ年號を捌制して建元と曰ひ、其後數變を經て朱元璋の明祖皇帝と爲るに至り、玆に一世一元の法を立つ而かも、我が二條天皇の在位七年間に五回、四條天皇の十年間に六回改元せしが如く、漢の武帝及唐の高宗の如き一世に十二三回改元せし事は今や文明的時勢の推移に伴れ、維新開化の制度も共に革まれり、于嗟桓々たる明治！大正元年！

是より先享保二十一年改元に際して唐橋大内記在秀朝臣の選進中に始めて明治の號を加へられ、當時西園寺大納言公晃卿高辻式部太輔總長卿等之を賛同辨陳すと雖も、又他に坊城中納言俊將朝臣、清閑寺右大辨秀定卿等の反對論難ありて、終に元文と改めしことあり、然かも元治を經て復た明治の號を採用せしが如きは、斯道に博識を以て聞えし唐橋大内記の卓見と言はざる可らず、時惟れ櫻町天皇の即位と共に享保を元文と改めしものなり、(將軍は德川八代吉宗公)其賛同反對の辭義を說明する明め、左に双方の辨陳論難を紹述して、明治の年號を啓廸せんと欲するもの、備考とし且つ自から明治年間の國威稜々たりし光輝を後世に傳ふるを祈りて息まず、扨て明治の辭義に就き、唐橋大内記は唱へて曰く

　周易に曰く聖人南面して天下に聞き明に嚮つて治む

清閑寺右大辨を駁して曰く

　明治號、代の始めに治の字を用ゐらるゝ事凡そ八度、各々年度久しからず如何なるべく候や

西園寺大納言は唐橋大内記の說を賛成して曰く

　明治號を難ぜらるゝの趣其謂れあり、然れ共此二字其義甚だ大なり、夫れ明德を天下に明かにするは聖王の天下を治むる所以なり、故に禮に曰く明らかに四海を照して微少を遺さず云々天下に參し鬼に並んで以て政を治むる也、尤も宜しく採用せられ候はんか、猶ほ詳議に在るべし

坊城中納言は清閑寺右大辨と同じく反對して曰く

　明治の號陳ずる所の其幾罔より非才を盡すも難ずる能はざる也、然れども字を拆いて之を言へば明の字は日月たり治の字は臺水に從ふ臺は星の名なり、水既に日月星辰に逼れば洪水天に漲るの象あり、平時も尙ほ其叶はざらんことを恐る況んや龍飛の始めに於てをや

高辻式部太輔も亦切りに唐橋大内記を助け言つて曰く

　明治號の字を拆きて難ぜらるゝの趣離合の識尤も其謂れなり、然れども明の字は日月たり、周易を按ずるに大人は天地と其德を合し日月と其時を合す、此文嘉徵たるべし治の字臺水に從ふの難の如きは天治號こそ水天文星辰に逼ると云ふべきなり、亦龍飛の始めに當つて水を決するの事なし古を推して今を驗するに強ちに其難なき歟、採用せらるべくや猶ほ上宣に在るべし

我が年號に始めて明治の二字を用ふべく主張せしは此時なり蓋し是れ日本政治史料を覓する考古者及び既に採用せし、明治の年號を欽慕する者に向つて、參考の資となすに足らざらんや

(時事新報第一〇四〇四號、大正元年八月二十七日)

明治天皇と御追號決定す

(大正元年八月二十七日)

大行天皇御追號は愈二十七日午前九時宮中正殿殯宮に於て天皇陛下親しく御神靈に御報告の筈なるが御追號は

『明治天皇』

と申上ぐることに御內定相成りたりと

(東京日日新聞第一二八四六號、大正元年八月廿七日)

乃木大將自殺す

(大正元年九月十五日)

御大葬の第一日は滯りなく相濟み臣民一同安堵したる當夜乃木大將自殺の報に接したるこそ意外の珍事なれ、聞く所によれば夫妻共に自殺に臨みて遺書を裁し大將の遺書中には友人石黒男に宛て後事を託したるものもありと云ふ、是等遺書が公にせられんには事の次第も自ら分明すべしと雖も其の事情は兎も角も此際大將の自殺殊に夫妻相並んでの自殺とは實に悲慘極まる慘事にして乃木家の爲めに其不幸を悲しまざるを得ず、大將が忠誠無二の武人たりしは何人も認むる所、我輩も此點に於て世人と共に平生深く大將を敬重したるものにして大將は公人として其の名聲赫々たりしと雖も私人としての生涯は極めて悲慘なるものなり、往年臺灣總督たりし時其老母を任地に伴ふて之を喪し殊に其二兒を南山旅順の戰役に失ひたるが如きは公事の爲めとは申しながら非常の慘事として大將夫妻は老後の身を以て双影相顧みるの外、親身の家族の喜憂を共にするものなく平生深く先帝の眷遇に感激しつゝありし事とて全く其恩榮を便りに生活したりと云ふも可なり然るに一朝大故に遇ふて故陛下に永訣し奉りたりと云ふ如何に老健の身にして武士的勇氣あるも人間の生理は致方なく夫妻共に重なる一家の不幸に人知れず心を傷めたるは尋常ならざりし其の上に御大故の爲め老後の精神上に非常なる打撃を蒙りたることならん、其れかあらぬか御大葬の當夜に然も夫

妻相並んで自殺とは悲慘の極にして又遺憾の限りと云はざるを得ず

我輩は右の事情より大將の自殺に就き批評を試みるは私情に於て忍びざる所なりと雖も世間或は理と情とを混同し乃木將軍は流石に忠臣なり、先帝に殉死して其の終りを全うしたりなどゝ其の死を稱賛するものあらんか、大なる心得違ひと云はざるを得ず、是れが尋常一樣の人物ならんには齒牙に掛くるに足らずと雖も內外に名聲傳へ武人の模範とも云はるゝ地位に在る乃木大將にして此事あるは世道人心の上より見て自ら一言せざるを得ざる也、自殺そのものゝ背理の非行なるは云ふまでもなけれども假に舊思想家の說を認め自殺は止むを得ざる場合なりとし乃木大將の生涯に於て若しも自殺の場合ありとせば日露戰役後凱旋の時にありしならん、即ち旅順の攻略は大將の指令の下に行はれて遂に其功を奏したりと雖も之が爲めに意外の死傷者を出して我兵力を損したる事夥大なりしは司令官の責任なれば役終りて凱旋の曉に作戰其の當を得ず、陛下の軍隊に損害を及ぼし國民の子弟を殺したるは上下に對して相濟まざる次第なりとて責を引て自殺したりとせんか、其事の是非は論外とし忠誠一偏の點より言へば寧ろ其の死所を得しものならん、然るに今日は其身學習院長を兼職して子弟教育の任に在り、殊に先帝登遐して今上新たに位に即かせられ御大喪に就ては同盟國皇室の御名代として參列の爲め渡來せられたるコンノート殿下の接伴委員を命ぜられたり、大將たる者は差し當り自ら自身の地位職任を考ふべきは勿論其先帝に仕へ奉りたる心を以て新帝に仕へ奉るこそ皇室國家に忠義を盡す所以にして又先帝の眷遇に對へ奉る所以なるべし、大將の如き地位に在りながら此の邊に思慮を及ぼさず單に平素の眷遇に感じたるの餘り感情一偏よりして自から其の身を殺したるは恐らくは先帝の御遺志に副ひ兼ねて新帝に對し奉る所以の道に非ず、單純なる忠義論より見るも決して其死所を得たるものとは云ふ可らず、若しも大將の死を以て武士道の精神を發揮したりなど稱せしか感情一偏の爲めに臣子奉公の正道を輕んずるものにして事の本末輕重を顚倒する之より甚しきはなし我輩の斷じて與せざる所也

大將の自殺殊に夫妻相並んで自殺したるは實に非常の悲慘事にして私情を以てすれば云ふに忍びざるものあり、其事情

は飽までも諒察する所にして實は疾に死すべき身が唯先帝陛下の眷遇を老後の一身に於ける唯一の燭として生存したるものが一旦不慮の大故に其燭の絶えたるを以て非常に失望し最早や此世に長らうべき望なしとし夫妻相携へて事の茲に及びたるものならん、其心事はます〳〵以て悲しむべし、批評を試むるが如きは忍びがたき所なりと雖も其行爲は單純なる忠義論よりするも決して其死所を得たりと云ふべからず、況んや其の死を以て稱贊すべき行爲なり、武士道の精神を得たるものなりとなすが如き說もあらんか、其世道人心に影響する所少なからざるべし、我輩が大將の死を悲しむと共に一言これを評するの止むを得ざる所以なり

（時事新報第一〇四二三號、大正元年九月十五日）

乃木大將の遺書發表さる

（大正元年九月十七日）

乃木大將遺書は昨日發表せられたり、石黒男に宛てしもの別記の如くなるが更に湯地、大館、玉木及び夫人靜子に宛てしもの左の如し

拜啓今般御歸京御面談を得候儀は眞に望外の幸ひに候然るに小生此度の處決は西南戰爭以來の心事に候へ共斯く畏くも御跡を慕ひ奉り候樣の場合有之べくと豫想も不仕恐入候義に御座候空しく今日を過し候就ては日に加はる老衰碌々御用にも相立たず過分の御優遇に浴するを恐懼に不堪此の如き次第不惡御海恕被下度皇室の御爲め學習院今後の成立上御盡力の程呉々も懇願仕候先は御暇乞旁御詫迄此の如くに候匆々敬具

九月十二日　希典拜

小笠原長生賢台机下

遺言條々

第一　自分此度御後を追ひ奉り自殺候段恐其罪は不輕存候然る處明治十年の役に於いて軍旗を失ひ其後死處得度心掛候も其機を得ず皇恩の厚きに浴し今日迄過分の御優遇を蒙り追々老衰最早御役に立ち候時も無餘日候折柄此度の御大變何共恐入候次第茲に覺悟相定め候事に候

第二　兩典（兩令息の事）戰死の後は先輩諸氏親友諸彥よりも毎々懇論有之候へ共養子弊害は古來の議論有之（中略）

特に華族の御優遇蒙り居り實子ならば致方も無之候へ共却て汚名を殘す樣の憂へ無之爲め天理に背きたる事は致す間じく事に候祖先の墳墓の守護は血縁の有之限りは其者共の氣を付可申事に候乃ち新坂邸は其爲め區又は市に寄附し可然方法願度候

第三　資產分與の儀は別紙の通り相認め置き候其他は靜子より相談可仕候

第四　遺物分配の儀は自分軍職上の副官たりし諸氏へは時計メートル眼鏡馬具刀劍等軍人用品の中にて見計ひの儀塚田大佐に御依賴申置候大佐は前後兩度の戰役にも盡力不尠靜子承知の次第御相談可被致候其他は皆々の相談に任せ申候

第五　御下賜品（各殿下よりの分も）御紋付の分は悉皆取纏め學習院へ寄附不致此儀は松井猪谷兩氏へも依賴致置候

第六　書籍類は學習院へ採用相成候分は可成寄附其餘は長府圖書館へ同斷不用の分は兎も角もに候

第七　父君祖父曾祖父君の遺書類は乃木家の歷史とも云ふべきものなる故嚴に取纏め眞に不用の分を除き佐々木侯爵家又は佐々木神社へ永久無限に御預け申度候

第八　遊就館へ出品は其儘寄附致す可申乃木の家の記念には保存無此上良法に候

第九　靜子儀追々老衰に入り石林は不便の地病氣等の節心細との儀尤に存候右は集作に讓り中野の家に住居然るべく同意候中野の地所家屋は靜子其時の考へに任候

第十　此方遺骸の儀は石黑男爵へ相願置候間可然醫學校へ寄附可致墓下には毛髮爪齒（義齒共）を入れて充分に候、（靜子承知）

恩賜を頒つと書きたる金時計は玉木正之に遣はし候筈なり軍服以外の服裝にて持つを禁じ度候

右の外細事は靜子へ申付置候間御相談被下度候伯爵乃木家は靜子生存中は名義有之べく候得共呉々も斷絕の目的を遂げ候儀大切なり

右遺言如此候也

大正元年九月十二日夜　　希典（花押）

湯地定基殿

大館集作殿

玉木正行殿

靜子との

○

△夫妻自殺の實狀を公表す

別紙遺書の發表と同時に左の如き大將夫妻薨去の實狀も公表せられたり、重復の點多きも公表なれば此に掲載す

陸軍大將乃木伯爵の薨去は去る十三日午後八時なりしも御大喪殯朝中なりしを以て之を發表せざりしが故に世間或は之に關し誤解する者あらんを恐れ大將と親友の人々親戚と相談の上本日(十六日)其實相を發表せり、即ち左の如し、乃木家は其の先、近江源氏佐々木氏より出で其の後裔に乃木十郎希次といふものあり、長州長府藩士にして兵學及武家故實に通曉す、身を持すること謹直に子を教ふるに嚴格なり、特に拔擢を蒙り藩主の世子宗五郎(元敏)二子平六郎(後德山藩主たり)に傅となり教養其の宜しきを得たり、大將は實に其第三子なり、又夫人は鹿兒島藩士湯地定之の四女にしてまことに溫順貞淑なり

大將の自刄したるは二階の奥まりたる八疊敷(疊敷西洋室)にして宮城に面したる方に机を置き　先帝陛下の御影を其上に奉安し眞榊を供へ辭世の歌及遺書を置き、正裝端坐に軍刀(中身は日本刀)を以て割腹し更に頸部を右より左に貫きて前方に伏し居れり

夫人は第一期の喪服を着し大將に並びて端坐し白鞘の短刀にて左胸心臟部を刺して前方に伏し居り毫末も取亂されたる所なかりき、尚ほ大將の意志等に就きては別紙遺書を一讀せば直に了解すべし

(東京日々新聞第一二八六七號、大正元年九月十七日)

○

崇高なる二つの靈柩

乃木大將夫妻の英靈を送る

各宮殿下の親しき御拜禮畏し

△莊嚴なる出棺祭

悲しみの雨幾日か乾坤を罩めつ今日し朝まだき秋風辛く嘯れたれど尙陰雲徂徠して肅殺の氣大空に漂ひぬ、午前十時と云ふに別記の如く天皇陛下には高辻侍從、皇后陛下には馬場主事を乃木邸に差遣はれ御幣物を賜はられたる上優渥なる御

沙汰あり、皇太子殿下並に兩皇子殿下よりは御玉串を賜はる

斯くて同十一時と云ふに兩陛下を始め奉り各宮殿下、昌德宮英國御名代コンノート殿下、佛國使節ルボン中將、米國使節ノツクス卿、桂內大臣、西園寺首相並に各大臣、臺灣代表者其他より寄贈されたる眞榊花環處狹きまで乃木邸前に並べられ中に旅順市民より贈られたる眞榊一對は一しほ人目を惹けり、此頃よりして國民が神として敬する大將夫妻の靈を拜せんものと乃木家門前に集る群集引きも切らず正午頃には身動きも出來ざる有樣なり、斯くて二時となるや千家齋主以下喪主玉木少佐を始め親戚湯地大館の兩氏、寺內總督同夫人、坂本中將、小笠原大佐、塚田大佐、松井學習院主事、列席の上玆に莊嚴なる出棺祭を行ひ棺前に跪く人皆偉大の英靈に參らする心樣々にして漸く出棺の準備整ひ邸前の群集は退去を命ぜられぬ

△噫々二つの靈柩は肅々として發しぬ

斯くて靈柩出棺に先立つ十分一聲の喇叭に靜寂は破られぬ聖上皇后兩陛下を始め、コンノート殿下其他朝野名士より贈られたる眞榊はその昔大將に從ひ旅順に惡戰苦鬪せし在鄉軍人によりて捧持せられ齋主副齋主以下の神官は靜かに馬車を打たせて大將邸の門前に整列しぬ時は迫りぬ、三時五分前！喇叭の響一しきり、御下賜の紅白幣帛を始め眞榊は不動の姿勢取れる兵士の手に依て捧げられぬ、正三時伶人の奏する哀しき樂の音は今更に哀情を誘ふて會葬せる人々の腸を絞らせぬ、葬列は此の哀しき樂を後にして肅々と前進を起し大將の靈柩は「軍事參議官陸軍大將從二位勳一等功一級伯爵乃木希典之柩」と記せる銘旗を先とし白羽二重を以て包まれたる柩は其上に黑き紗を蔽ひ砲車の上に安置され十五名の砲手は靴の音も立てず曳き出し砲車の後には尙十五名の豫備砲手控へ我が功一級金鵄勳章、桐花章等は山縣中佐以下之を捧持し英國のハウス、ヴイクトリアの兩勳章は英國武官之を捧持したり、斯くて大將の靈柩の上には自刄の時着用されたる千載記念の大將正服の上衣のみが置かれてズボンはあらざりき、こは大將自身に穿たれしものとて至誠至忠なる大將の熱血は實に此ズボンを紅に染ましたるもの、恐らくは靈柩の中に納められたるものなるべく且つ拜し且つ思ふて萬斛の淚一時に迸るを禁じ能はず、棺側には大島、上林、土屋各大將、秋山、

一戸、八代、摺澤、齋藤、兒玉、牟田各中將以下各階級總代各一名宛徒歩しつ大將の靈柩に次で「陸軍大將伯爵乃木希典妻靜子之柩」と記せる銘旗を先に柩馬車の中に白羽二重を以て包まれたる夫人靜子の靈柩の從ふ所沿道の葬送者皆首を俛れ歔欷の聲に滿ちたり、大將の愛馬三頭は孰れも金覆輪の鞍を置きたれども馬上に跨る主もなく馬丁に曳かれて悄々と大將夫妻の靈柩に從ふ樣哀れ深し、喪主玉木砲兵少佐を始め親屬故舊の人々二三十人續いては學習院生徒總代幼年學校生徒等從ふ者約二百名にして半個聯隊の儀仗兵はこれを青山齋場前及び青山通りに堵列したれば葬列は總て僅かに三四丁に過ぎず、大將夫妻が生前質素の風偲ばれて涙更に新なり、大將夫妻の靈柩は此くの如くにして順路を靜かに青山齋場に向ひぬ

△悲愁人皆泣ける青山齋場

葬列は青山齋場に入れり、こゝには先着の朝野の名士雲の如くに集れり、砲車より先づ大將の靈柩を下す、十數名の兵士は將校の指揮の下に正面の左に舁ぎ行きて安置し更に夫人の靈柩を右にす、伶人の奏樂始まる頃相前後して伏見大將宮コンノート殿下、閑院宮、北白川宮、竹田宮、ルボン中將外英國ウキンズロー司令長官を始め英國其他外國武官數十名參入、軈て神饌を捧ぐ、此間に勅使高辻侍從、皇后陛下御使馬場主事、東宮御使甘露寺侍從、各皇子御使松平御用掛御着、千家齋主は恭しく祭文を讀めり、聲は打ち震ひ〳〵先づ大將の功績を讃へ德を頌して夫人に及び其の悲壯の死に至るや會衆聲を呑み遺族席よりは歔欷の聲洩れ聞えぬ、外國武官も起立したる儘胸に迫る音聲を默聽せり、祭文終るや齋場裏手にて、「哀の譜」の喇叭起る、東郷大將は正面に起立したる儘首を俛れて動かず、曲終るや弔銃の一發射擊三度打灑りたる空氣を打震はせたり、勅使、皇后宮御使、東宮御使、二皇子御使玉串を捧げ給へば英國御名代コンノート殿下には特に日本の風習に慣ひ玉串を捧げたしとの御希望にて伏見宮殿下と御同列神官より玉串を受け給ひ大將の靈前に恭しく捧げ脫帽敬禮遊ばされぬ、閑院宮、竹田宮玉串を捧げ給へば續いて各皇族の御代拜順次玉串を捧げらる中に東伏見宮妃殿下御代拜宮岡御用掛の喪服目立ちぬ、喪主は砲兵少佐玉木正之氏なり、禮裝して動作正しく玉串を捧げたる雄々しくは見ゆれども悲

歎遣る方なき胸中は濕みたる目を見ても察せられ、近親の人々何れも玉串を捧げ弔詞を捧ぐ、全國より集りたる弔詞は五百餘を超え臺の上に堆くなれり、これより會葬者順次玉串を捧ぐ、此間に大井少將は儀仗隊に挨拶す、勅使御使御歸りあり外國武官長谷川兩大將會葬者に挨拶して退場を乞ひ寺內、等退場すれば玆に式は終りを告げ二個の靈柩は靑山墓地へ運ばれんとす、暮色漸く迫り來れり、嗚呼誠忠無二の乃木將軍貞烈並びなき乃木夫人は幽冥境を異にし先帝陛下の御後を慕ひて永久歸らぬ旅に赴けるなり、學習院生徒の愁はしげなる顏容、旅順戰死者の遺族三百人、廢兵等の悲しげなる有樣、今や靈柩は兵士の手に舁き上げらる、悲しとも哀しとも正視して見送る能はざるなり

△英靈永久に眠りぬ

斯くて二個の靈柩は菅野大佐指揮の下に乃木家父祖墳墓の地に運ばれぬ、時に薄暮、奧、寺內、長谷川、上村、大島、大迫各大將、石黑軍醫總監、木越中將以下海陸軍の將星燦として立並ぶ所電燈の影薄暗く坐ろ憂愁の氣滿てり、墓所は深さ一丈轆轤に麻繩を張り先づ大將の柩次ぎに夫人の柩を壙深く石槨に移す、綱は軋りて悲哀の音暮色罩めたる森林に反響する折しも遠く距たる麻布三聯隊の兵營にて喇叭「哀の曲」起るに何人も淚の催されて頭を得擧ぐる者非ざりき、近親並に友人一同交々一塊の土を納めて埋棺し墓表を樹てたるは午後八時なりき、大將夫妻の英靈は斯の如くにして靑山墓地の小高き丘上に安らかに眠る

（東京日々新聞第一二八六九號、大正元年九月十九日）

恩赦大赦令公布

（大正元年九月二十七日）

二十六日附を以て公布せられたる恩赦令大赦令の全文左の如し

恩赦令

勅令第二十三號

第一條　大赦、特赦、減刑及び復權は本令の定むる所に依る

第二條　大赦は勅令を以て罪の種類を定め之を行ふ

第三條　大赦は別段の規定あるものを除くの外大赦ありたる罪につき左の效力を有す

一、刑の言渡を受けたるものに付ては其言渡は將來に向て

効力を失ふ

二、未だ刑の言渡を受けざる者に就ては公訴權は消滅す

第四條　特赦は刑の言渡を受けたる特定の者に對して之を行ふ

第五條　特赦は刑の執行を免除す但し特別の事情ある時は將來に向つて刑の言渡の效力を失はしる事を得

第六條　減刑は刑の言渡を受けたる者に對し勅令を以て罪若しくは刑の種類を定め之を行ひ又は刑の言渡を受けたる特定の者に對して之を行ふ

第七條　勅令に依る減刑は別段の規定ある場合を除くの外將來に向て刑を變更す

特定の者に對する減刑は刑の執行を輕減す但し特別の事情ある時は刑を變更することを得

第八條　刑の執行猶豫の言渡を受けたる者に對しては刑の言渡の效力を失はしむる特赦若しくは刑を變更する減刑を行ひ又は其の減刑と共に猶豫の期間を短縮する事を得

第九條　復權は刑の言渡を受けたる爲法令の定むる所に依り資格を喪失し又は停止せられたる特定の者に對し之を行ふ

第十條　復權は將來に向て資格を回復す復權は特定の資格に付之を行ふことを得

第十一條　刑の言渡に基く既成の效果は大赦特赦減刑又は復權により變更せらるゝ事なし

第十二條　特赦特定の者に對する減刑又は復權は司法大臣之を上奏す

第十三條　刑の言渡を爲したる裁判所の檢事又は受刑者の在監する監獄の長は司法大臣に特赦又は減刑の申立を爲す事を得

監獄の長前項の申立を爲す場合に於ては刑の言渡を爲したる裁判所の檢事を經由すべし

第十四條　特赦又は減刑の申立書には左の書類を添付すべし

一、判決の謄本又は抄本

二、刑期計算書

三、犯罪の情狀本人の性行受刑中の行狀將來の生計其の他參考となるべき事項に關する調査書類

第十五條　刑の言渡を爲したる裁判所の檢事は職權を以て又は本人の出願に依り司法大臣に復權の申立を爲す事を得

復權の出願は刑の執行を終り又は執行の免除ありたる日より三年を經過したる後に非ざれば之を爲すことを得ず

第十六條　復權の申立書には左の書類を添附すべし

一、判決の謄本又は抄本

二、刑の執行を終り又は執行の免除ありたる事を證する書類

三、刑の執行を終り又は執行の免除ありたる後に於ける本人の行狀現在及び將來の生計其他參考となるべき事項の調査書類本人の出願により申立を爲す場合に於ては前項の外其の願書を添附すべし

第十七條　特赦、減刑又は復權の裁可ありたる時は司法大臣は刑の言渡を爲したる裁判所の檢事に特赦狀減刑狀又は復權狀を送附し之を本人に下附せしむべし

第十八條　大赦特赦減刑又は復權ありたる時は刑の言渡を爲したる裁判所の檢事は判決の原本に其の旨を附記すべし

第十九條　本令中司法大臣の職務は軍法會議に於て刑の言渡を受けたる者に就ては陸軍大臣又は海軍大臣朝鮮臺灣關東州又は帝國が治外法權を行使する地域に於て刑の言渡を受けたる者に就ては朝鮮總督臺灣總督關東都督又は外務大臣之を行ひ檢事の職務は刑の言渡を爲したる軍法會議を管轄する長官其軍法會議の理事若くは主理法院の檢察官民政署長領事官又は即決官廳之を行ふ

附　則

本令は公布の日より之を行ふ

明治四十一年勅令第二百十五條第二百十六條及び第二百三十號は之を廢止す

大赦令

勅令第二十四號

第一條　大正元年七月卅日前左に記載したる罪を犯したる者は之を赦免す

一、刑法第七十四條及第七十六條の罪

二、刑法第七十七條乃至第七十九條の罪

三、刑法第九十條乃至九十四條の罪

四、刑法第百六條乃至百七條の罪

五、明治十三年第三十六號布告刑法第百四十一條の罪

六、陸軍刑法第二十五、六條及び第三十條乃至三十二條の

罪但三十一條及第三十二條の罪の中敵國を利する目的を以て犯したるものを除く

七、陸軍刑法第三十五條乃至第三十九條の罪

八、陸軍刑法第五十七條乃至第五十九條の罪

九、陸軍刑法第七十三條及第七十四條の罪

十、陸軍刑法第百三條の罪

十一、明治十四年第六十九號布告陸軍刑法第七十一條及第百九條の罪

十二、海軍刑法の第二十條、第二十一條及び第二十五條乃至第二十七條の罪但し第二十六條及第二十七條の罪の中敵國を利する目的を以て犯したる者を除く

十三、海軍刑法第三十條乃至三十四條の罪

十四、海軍刑法第五十五條乃至第五十七條の罪

十五、海軍刑法第七十一條及第七十二條の罪

十六、海軍刑法第百四條の罪

十七、治安妨害の目的を以て犯したる爆發物取締罰則の罪

十八、明治二十二年法律第三十四號の罪

十九、保安條例違反の罪

二十、治安警察法違反の罪

二十一、新聞紙法違反の罪但し風俗に關するものを除く

二十二、出版法違反の罪但し風俗に關するものを除く

二十三、朝鮮又は關東州に行はるる法令の罪にして前各號に記載したる罪と性質を同じくするもの

三十四、匪徒刑罰令の罪但し強竊盜の目的を以て犯したるものを除く

第二條　前條第一號乃至第二十三條に記載したる罪と性質を同じくする舊刑法の罪を犯したる者は之を赦免す

第三條　前二條の場合に於て既に徴收したる罰金、科料、沒收物、追徴金、收贖金及び訴訟費用は之を還附せず

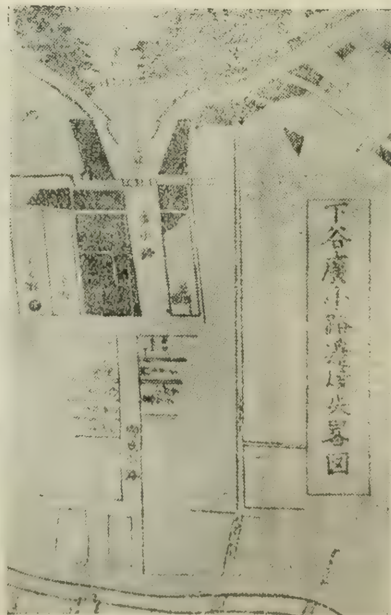
附則　本令は公布の日より之を施行す

（東京日々新聞第一二八七〇號、大正元年九月二十九日）

通卷補遺

官賊の市街戰上野廣小路
一體を燒失せしむ　（慶應四年五月十五日）

慶應四年辰五月十五日未明より太鼓の音所々に聞へ官軍御人數繰出しに相成、御門橋に不締切りに相成程なく御軍勢上野山外八方を固め御軍勢より、大砲小銃打つづけ候處、山内よりも筒音高く一聲に打發し相方の砲聲宛雷の噺くが如くすさまじく、折柄砲火の習ひ湯島の邊より發火相始り、又山下より發火致し折節西南の風雨はげしく池之端仲町不　袋園迄燒失す、夫より元黑門町テケ所すきや町四丁程、大門町三丁湯島天神下門扇町上ノ町、黑門町邊小屋敷燒失五條天神門前町下谷町二丁　屋敷外寺院四ケ所小屋敷少々燒失致しかくて　天をこがし砲聲增々なり過り雨あられのごとき玉煙りの內より脫走方何れの隊なるや黑門を押開き四五十騎官軍御人數を目がけて切つて出て勇を振つて戰ひけるが、官軍方は新手を入替せめ立けるゆへ大いに脫走方色めく所を官軍一時に追掛黑門を打破り山內に亂入し勝に乘じて血戰す、折から山內裏手の方何れの屋敷邊よりか大砲おびたゝしく打掛大いに中堂と同じき所より黑煙り立上り坊中所々より發火致し兩軍火中の難戰未曾有の働き目を驚す計りなり、又一ロの發火は山下仁王門前町　屋敷御客來宜敷立花樣用辻番門屋敷



町此邊二三ケ所燒失す、門山崎町五六ケ所山下邊り慶雲寺角屋敷少々、車坂不殘燒失す、此邊所々にて戰爭有之慶德寺門前は兩側半町計り柳の橋荷にて燒止り、又一ロは根津惣門內燒失遊女屋敷宅は一軒燒失、番屋敷髮結床岡田屋敷其他小屋

敷番三軒燒失然るに新幡寺院に屯集の脫走隊有之是又官軍と打合に相成益々火勢烈しく、善光寺坂湯屋一軒外五ヶ所とび／＼燒失す、淨治寺團子坂菊亭二軒燒失千駄木町兩側板倉樣やしき殘る、三崎町瘧坐橋にて燒止る、谷中天王寺門前二町



不殘、新榮や町燒失此邊戰爭やみ、天王寺地門邊半燒失、五重の塔殘る、晝六ツ半時全く沈精致し候戰爭は官軍方大勝利なり

嗚呼歎くべし、悲しむべし、此日いかなる日にや關東第一靈場一時に燒失す、市中の老若婦女難をのがれて道路にさまよ



ひ哀しの聲街に滿是天のなすところ是非もなき次第なり

（慶應四年四月發行　そよ吹風第七號）

毒婦原田キヌ晒首となる

（明治五年二月二十三日）

捨札の寫

東ケ井府貫ゾク
小林金ペイ妾にて

浅草駒形チヤウ
四番借店
原田キヌ
歳二十九

此者のギ妾の身分にて嵐璃鶴とミツヽウの上主人金ペイ毒殺に及びし段不屆至極に付浅草においてキョウボクにおこなう者也

みぎは當二十日ヲン仕置となり昨二十二日迄二日間同處に晒ありたり、猶リカクの處置は次號に出す

評者云

此婦玉貌季妃セイ施を欺き、美聲力陵ビン伽の如し、しかり而して其姦既にかくよの如し、實に恐る可は毒婦の眉なり、璃鶴亦すこぶる美少年往々數婦をまわす禍わいに是に及べり游者は必ず溺影響唯遲速ある可

蛇食ふときけば、おそろし雉子の聲

（東京日々新聞第三號　明治五年二月二十三日）

○

毒婦、主人を毒殺し、死罪となる

二月二十日千住に於て梟首に處せらるゝ毒婦あり、名は喜奴(三十歳)武家奉公せし原田大助が娘安政五年徒町に住む小林金平の妾となり浅草駒形町の別宅に圍れ嬌態に負で俳優を親愛し寢食を共にす、殊に祇園新地嵐次助悴璃鶴(二五歳)を戀慕の情彌增密會數回なほ飽ず、金平を毒殺し蓄財を横領し情郎と後安く百年を合歡せんと大膽にも發念し辛未正月五日の事なりし、金平に道明寺糒へ鼠取藥を入饗應振に給さするを豈絶命の刄と知ん、苦痛吐瀉烈く哀むべし金平は十二日の夜に相果たり、因て病死と披露し寛水寺地中壽昌院へ埋葬し仕濟したりと雀躍し璃鶴を招て密語に璃鶴も呆れて遠ざかりしが誰憚の關もなしと自ら解す程もなく悉く繋獄し天刑に處せられしは豈畏れざるべけん乎、又喜奴は懷姙にて十月十八日牢中に男子を產璃喜松と名づけ千住二町目大工源次郎の方に里子に遺しあるよし、刑場に臨て猶展愁縷々なりしと云、奸夫璃鶴は度々密通し其上金平を毒殺せると聞ながら其儘に打過たるを以同日徒罪二年に處せられたり

（日要新聞第十三號　明治五年二月）

家出人廣告の始 (明治五年五月二十六日)

武州橘樹郡小倉村
舊名主
岸貞右衛門三女
とみ
申十七歳

容貌書

一、目大きなる方　眉毛薄　頬高く　鼻高く
口並　髮縮れ候方　中肉中丈
其節の衣類
一、淺黄地單物　但繻伴鼠縮緬半襟
一、帶めいせん竪縞紫太織縫合せ
一、前掛緒呉呂紐緋呉呂
右の者當五月二日夜半より家出いたし行衛不相分御見當りの方は愛宕下町三丁目江川邸門番所迄爲御知可被下候

(東京日々新聞第八七號、明治五年五月二十六日)

編者曰、家出人廣告の最初のものなり

巡査をポリスと云ひ始む (明治六年二月八日)

予或る薄暮山の手に到し歸途前路より一の官員と思しき者揚々として來るあり、頻りに左右を顧みしが忽然立止り堀端に向て小便せる模樣なり、時に横合よりポリス一人飛出し例の樫棒をふつて之に迫り其罪を問ふ、此人答るに七等出仕を以てし意氣頗る豪然たり、ポリス又其姓名を聞んと語未だ終らず、彼怒聲一喝大に罵て曰、吾は是れ奏任官たり、爾何ぞ言の甚だ不敵なるや吾先づ其罪を正さん、ポリス頓に答ふる能はず逡巡二三歩漸く口を開んとすれば彼已に履を飛して走去し只咄々の聲遥に聞るのみ、ポリス又逐事を爲さず茫惚として狐狸に魅せらるゝ者に似たり、予之を傍觀し絶笑殆ど臍を脱せんとす、歸來熟慮し又歎息に堪へず、却て怪む今日の聖世彼奏任官の如き狂者豈朝廷に列位せんや惜らくは、ポリス亦能く眞僞を正し其壅を譴ざるゝことを、嗚呼是れ奇物の好一對と云ん歟

(東京日々新聞第二八六號　明治六年二月八日)

編者曰く、巡査を此頃よりポリスと云ひ始む

阿蘇山の噴火

（治治六年三月五日）

白川縣ヨリ阿蘇山覆害ノ儀大藏省へ御屆ノ寫

當管下阿蘇山噴火の儀常日の事に候處去壬申十一月朔日午後急に鳴動一時烟勢盛に相成砂礫を飛す事彈丸の如く山上には又所々二十箇持程の石を吹揚折節登山の硫黄取共數人怪我致候内四人卽死致候程の事にて其後漸く鳴動も鎭まり居候處同二十四日に至り尙又鳴動火烟砂石を飛し日として鎭靜ならず時に又地震及び所々熱湯沸出して山下に溢し縣下白河の流れ阿蘇山より熊本を歷海上に至る凡そ十五里餘の川筋一圓硫水に變じ眞に白川と相成魚介も悉く死亡致し候事に候處本月八日よりは晝夜尙一層の鳴動を嵩め雷聲の如く近郷戸障子に轟き夜暮は火天を焦し晝日は黑烟數里を覆ひ白日も昏黄の如く風に隨つて霾降する事四方四五里間に及び連日にて滿地寸餘の堆を爲し候付右方角村々菜麥作等目今の景況にては殆んど皆無に立到り可申見込の段懸り戸長より達出候、右は畢竟地中硫黄の厚薄に因り火勢强弱の形相見候に付縣官出張實地遂見分此向作毛の成行等は尙後日取調御達可仕候得共右の次第不閣御屆仕候也

（東京日々新聞第三〇七號　明治六年三月五日）

大分縣民蜂起す

（明治六年五月十八日）

去壬申年十二月二日より本年一月二日迄大分縣黨民の暴動は管内の大沸騰にて旣に管下第三四五六の大區内附近和隨行の村々合計九百四十七ケ村にて隨行せざるは僅に二百九十三ケ村とぞ、第六大區小六小區は孕れし地なれど全區附和せざりしは大に面目なりし趣且右區外速見國東日田玖珠等の雷動せざりし村々へは御高札の御趣意を守り一同靜穩なりしは民長の規模にて平生說諭方行屆して御賞詞にて此上盡力すべき旨の御達し有たり、黨民共今般夫々御所刑の概略左に

四月三十日

申　遇

大分縣管下豐後國
大分郡小狹間村農
後　藤　吉　十　郎

其方儀難相立願筋縣廳へ强訴可及と相企て徒黨を結び竹鎗鎌等を携へ處々横行し民家を打毀ち或は放火致し剰へ鎭撫の爲出張の縣吏を殺傷致す次第に至り科兇徒聚衆律に依り造意たるを以て斬罪申付る

同　同國直入縣田井村農　阿南千代五郎

其方儀諸色高直にて人氣不穩萠し有之とて右に乘じ沸騰可爲致と村々を申募り竹鎗等を携へ横行し民家を打毀ち或は放火致し剰へ舊岡縣出張所畳建具等を取出し燒捨る次第に至る科兇徒聚衆律に依り造意たるを以て斬罪申付る

同　同國大分郡畑村農　麻生菊治

其方儀小狹間村後藤吉十郎發頭にて多人數屯集致し右黨類に加らざるに於ては毎戸可燒拂抔强勢に申觸す迚竹鎗等携へ處々隨行致し剰へ大分縣工藤小屬鎭撫として出張致す處同人を可打殺旨及指圖者有之とて眞先に竹鎗を以て疵爲負終に一同にて殺死する次第に至る科毆官吏律に依り初闘者たるを以て斬罪申付る

同　同國大分郡賀來村　安部晋平

其方儀村々徒黨を結び竹鎗等を携へ横行し右に加勢不致に於ては居宅放火可致抔申觸すとて處々隨行致し剰へ黨類の者共大分縣右田小屬從者平田猪三郎を追駈參り遁す間敷旨聲立る者有之迚同人を引捕へ鎌を以て疵爲負終に一同にて殺死致す次第に至る科兇徒聚衆律に依り徒にして下手殺人者たるを以て絞罪申付る

明治六年四月

准流	八人
徒	二人
杖罪	四百十七人
笞罪	一人
懲役	五百二十三人
除族	三百二十三人

但士族卒並尼介等
還俗　三人
但一寺住職の僧徒
贖罪　二萬五千七百九十三人
收贖　五百二十六人
放免　九人
病死　五人
脱走　三人
總人員二萬六千八百三十四人
贖金五萬二千四百十兩二分
病院より書上黨民死傷
即死　二十一人
翌日死　三人
深手　十六人
薄手　二十人
通計六十人
破壞の人家
燒亡の人家　合四百八十八軒

合七十七回
高札場破却並燒亡合三十四所

右の通御處分相成たり、且暴動の節近傍舊藩貫士族へ檄を傳へられければ追々援兵として來り會せし中に舊杵の士人は說諭鎭撫の末臨機の處斷を以て炮發刺擊せられしは良民保護の宜しきに叶ひ大ひに評番好かりし、其外佐伯三佐鶴崎日出杵築府內岡等の人々何れも發憤盡力尋常ならず中には平生士卒の間に議論ありて時機に後れし族も有之由府內は本地故に穩便を主とし說得に力を用ひしかば時機に投ぜざりしかども終に鎭壓すべからざるを察し勵精努力し岡地の働き殊に勝れたり、こは已事を得ざる形勢なりと傳聞せり

土民縣廳へ迫るの光景は圖して裏面に出す

（東京日日新聞第三七三號　明治六年五月十八日）

宮崎縣に土民の大暴動起る

（明治七年二月十五日）

去月中宮崎縣管下土民暴動の儀頃日同縣參事福田健偉君より內務省へ御屆の寫

管内諸縣郡上長飯村外十二ケ村散居士族並農民共去る十五日より無故所々へ屯集致し候に付區長戸長等早速差越即引拂候様懇々説諭及候得共不致承服追々多勢馳集候段同十六日午後十一時報知有之不容易事件に付鎭撫の爲權參事上村行徴上京通行の際に付逗留權中屬谷村純孝竹內實知權少屬禰寢重邦差伺候處初め暴民共不長飯村へ屯集致し候に付區長戸長百方說諭速に引取候樣必死盡力すと雖も寸毫も承知致さず轉じて宮丸村の內前田へ進入し已に市街亂暴の勢に付同十六日直に貫屬士族を募り鎭撫の手配せしに同所中町に迫押寄終に彼より拔刀止事を得ず防禦に及び鎭撫の內手負一人暴民の內即死等二人有之其景況を見恐怖亂走して高木村宮崎より十一里都城より二里の內原野士族農民共人員凡五千許屯集致し居候に付同十七日谷村權中屬外兩名直に其場に踏込集合の旨趣相糺候處癸酉貢納正納金納望に任せ相納む可き旨達置村々取調貢金納高既に治定の上此節に至り總金納又は十分一の正納に願替且三度納を六度上納或は當秋迄延納抔其他無謂事共を名に限り歎願の趣意畢竟大藏省第百五十九號の御布告遲達故に貢納の期日相迫るを以て無據假相場を立管內布達に及び還候處何者の訛言に出たる乎、假相場を輕相場と流布し目今米價高料に乘じ頑固の人民之が爲欲情滿胃前件不條理願を强訴せんとの企て兼て不快の商家を破毀するの事に托し前文の通り暴擧に及び候儀に付懇到說諭漸く其意を承服せしめ各歸村鎭定に至る故に翌十八日各村より總代人數各呼出意願は悉く不致採用旨斷然申渡篤と說得を加候處一同悔悟謝罪申出爾後再擧の萠し聊無之首謀の者等亦異條無く捕縛糺問中の事故巨魁起由の眞情確實相分次第追々可及報告旨右の官員より申來候間不取敢形行及び御届候也

（郵便報知第二六六號　明治七年二月十五日）

○

（宮崎縣届書）　明治七年一月十五日

管內諸縣上長飯村外十二ケ村散居士族並農民共去る十五日より無故諸所へ屯集致し候に付區長戸長等早速差越其次第を問糺すと雖衆口囂々事由不相分兎角無故屯集するの理無之に依り既引拂候樣懇々及論候得共不致承服追々多勢馳集候段同十六日午後十一時報知有之不容易事件に付鎭撫の爲め權參事上村行徴權中屬谷村純孝竹內實知權少屬禰寢重邦

差向候處初め暴民共下長飯村へ屯集致し候に付區長百方說諭速に引取候樣必死盡力すと雖も毫も承知致さず轉て宮丸村要の內前田へ進入し已に街亂暴の勢に付同十六日直に貫屬士族を募り鎭撫の手配りせしに同所中町口迄押寄終に彼より拔刀止むを得ず防禦に及び鎭撫の內手負一人暴民の內即死等二人有之其景況を見恐怖亂走して高木村の內原野へ士族農民共人員凡五千計屯集致し居候に付同十七日谷村權中屬外兩名直に其場に踏込集會の旨趣相糺候處癸酉貢納正納金納望に任せ相納むべき旨達置村々取調米金納高既に治定の上此節に至り總金納又は十分一の正納に願替且三度納を六度上納或は當秋迄延期抔其他無調事共を名に假り嘆願の趣意畢竟大藏省第百五十九號の御布告遲達故に貢納の期日相迫るを以て無據假相場を立管內布達に及置候處何者の訛言に出たる乎相場を輕相場と流布し日今米價高料に乘し頑固の人民之か爲め欲情滿胸胃前件不候理の願を强訴せんと企にて兼て不快の商家を破毀するの事に托し前文の通暴擧に及び候儀に付悉到說諭漸く其意を承服せしめ各歸村鎭定に至る故に翌十八日各村より總代人數名呼出願意は悉く不致採用旨斷然申渡し篤と說督を加候處一同悔悟謝罪申出爾後再擧萠し聊か無之首謀の者等亦異候無く捕縛糺問中の事故巨魁起由の眞情確實相分次等追々可及報知旨右の官員より申來候間不取敢形行及御屆候也

（太政官日誌第二十一號　明治七年）

女子師範開校さる　（明治七年三月十三日）

第九號

今般第一大學區東京府下に於て女子師範學校設立いたし候條此旨布達候事

但生徒募集の方法等は追て可相達事

明治七年三月十三日　文部卿　木戶孝允

（郵便報知　明治七年三月十三日）

編者曰く、現在の女子高等師範此れ也

巧妙なる詐欺　（明治七年六月二十九日）

編者曰く、今日の詐欺犯罪はその巧妙なる點に於て寒心す

べきものあるが、これは明治初年のものだから凄い

○

騙術高尙にして鬼神出沒測るべからざる者あり、江川町指物職鐵具熊次郎へ兼て若松町小林峰吉と云者より、箱火鉢一個の誂へあり、代金拾圓と定め先づ約金二圓を請取たり、其火鉢出來しければ去り二十四日午前十一時頃十四歳なる鐵藏と云ふ弟子に持たせ遣り彼の殘金八圓を受取り歸る途中跡より馳來る男あり、年齡五十餘近前して曰く吾は峰吉の親父なるが只今出來の火鉢しごく精巧たり、因て居合せし一客同樣の品を註文せらる、然ば內渡金七圓送るべしとて金札拾五圓と記しありて封しめ三ケ所に印形ある鑿然確信すべき封貨幣を出し正しく拾五圓の金なれば卽ち八に七たすの拾五圓なりと差出し先刻渡せし八圓を戾すべしとありければ素より小丁稚のことなれば直く首肯し途中封の儘にて請取渡すし立歸り其次第を物語るに事忽卒に出て怪しければ封を毀つに何ぞ圖らん觀音經の反古五折なり菩薩の誓ひの斷々壞ならで諸札のちがひ八圓紛失の難に遇へり、因て小林の方を照會するも絕て心當り無し、全く少年と欺き騙詐家に探知せられしなるべし實に機に投ずる不可思議ならずや

（東京日々新聞第七二九號　明治七年六月二十四日）

明石の農民一揆　（明治七年三月十三日）

飾磨縣下明石郡近傍一揆動搖の趣探索の次第

兵庫縣より去月二十八日御屆書の寫

去る十八日飾磨縣下明石郡三谷村戶長隣家會議所へ農民凡千人計屯集候に付早速正副戶長出張す、○同月十九日農民凡三千人計に相成候、右に付森岡參事齋藤中屬後藤邏卒長三名同所へ出張相成懇諭を被加候得ば一旦引拂候趣右は戶長より金千圓持參夫々へ配與致し候事に相聞申候、○同二十一日押部組高輪村と申所へ又候千二三百人計集候に付姬路明石兩郡より邏卒繰出しに相成候同日暮六時に至り石瓦を投打邏卒什長及伍長夫が爲め疵を受け候趣なり、○同二十三日漸に靜謐の姿に相成候よし同日谷八木村にて千四百人計集候趣此節は貫屬四百人計繰出に相成候よし、○同二十四日に至り魁首と相見へ候者三十五人囚捕入牢致候よし、○同二十五日より今に三木組にて追々屯致し候由且亦昨日より同郡新田と申所へ

屯集致居候よし、右に付市中取締等の人員も出張に相成候よし右は昨二十六日夜明石表へ出張被仰付探索實說承合候處初發相起り候主意は些細の事にて兩郡戶長集會の上年貢米賣拂取捌候處當今に至り米價高直に相成候を百姓共羨み夫が爲追々集屯終に右事件に相及候趣に相聞申候、尤も中には戶長私慾の取計致候者も有之趣に御座候、右は今朝前條新田へ罷越實地の景狀出張の戶長共より承及候事に御座候此段不取敢御屆申上候也

（郵便報知新聞第二八九號　明治七年三月十三日）

○

飾磨縣管下播州明石郡三谷村戶長隣字會議所へ去る十八日農民凡そ千人程屯集に付早速正副戶長出張せり、同十九日屯集農民三千人計りに相成に付森岡參事、齋藤中屆、後藤卒長の三名同所へ出張懇諭を加へたれば一旦引拂ひたり、右は戶長より金千圓を一同へ配附せし趣なり、同二十一日高輪村と云ふ所へ又々千二百人程屯集の趣に付姫路明石兩地の邏卒繰出したりしに同日夜に至り石瓦の類を投うち邏卒什長伍長の內疵を受けし者之あり、同二十三日先靜謐の姿に相成同日は木村にて千四百人程集りし由に付貫屬士族四百人ばかり繰出す、同二十四日首魁と覺しき者三十五人縛につき入牢せし由同二十五日より今に三木組にて追々屯に致し且又同郡新田と申地へも屯集に付市中取締の人員も出張相成りたり、右は昨二十六日夜明石表へ出張の探索より實說承り合せしに初發の主意は些細の事にて兩郡戶長會の上年貢米賣拂取捌く處當今米價高値に相成り百姓共羨み如斯事件に及びし趣中には戶長私慾の取計ひも有之哉に相聞ゆる由云々、兵庫縣より內務省へ御屆ありし由

（東京日々新聞第六三五號、明治七年三月十六日）

官吏商業を營むを禁ず

（明治八年四月二十三日）

達節錄　八年四月二十三日

第六十五號院省使廳府縣

（全文は官職門官吏雜規に載す）

官吏商賣の營業不相成は勿論に候處其區分判然たらざるに付自今左の通被定候條此旨相達候事

但從前の指令之れに抵觸するものは癈止と可心得事

第　一　條

一凡そ官吏たるもの竝に其家族とも他の物品を買入れ之を餘人に賣以て利を獲るもの或は他人の生產を買入れ製作を加へ之を販賣して利を獲る等の業一切禁止の事

註　二十年七月勅令第三十九號官吏服務紀律の改正を參看すへし官職門官吏雜規に載す

水出し寫眞販賣禁じらる

（明治九年八月七日）

京都府にては水出し寫眞のことに付き左の御布告が出ました、是も衞生の一端にして槇村公が注意の厚き想ふべし

此頃府下に陰顯寫眞とて白紙を水に浸し像影を顯出せしむるもの販賣候處右は猛汞と云最毒藥を相用候品に付若し口舌に觸候時は其害を被る事可有之に付猥りに販賣不相成候事

右之趣當府管內無洩可相達者也

明治九年七月二十五日

京都府權知事　槇　村　正　直

（東京日日新聞第一四〇一號　明治九年八月七日）

茨城縣の大暴動

（明治九年十二月六日）

○去月二十七日夜より茨城縣常陸眞壁郡吉間村近鄕の人民凡そ二千人計り處々の山林社寺へ屯集す

○同三十一日夜同郡眞壁町に於て組合村々の者ども集會の處へ下館屯所の巡査三名巡行の折から夫々尋問中各村の者共は棒杖或は鋤鍬等を携へ來るに付據なく巡査も逃げ去りし處內一名は深疵を負ひ九死一生なり、○是れより先巡查四五名右の場所へ出張せしが手向ひしがたく一と先づ下館町の屯署へ引き取り同所の士族に依賴し其の日の午後四時頃士族八十名程鎗長刀等を携へ眞壁町へ出張す、○初め各村の百姓凡そ八百名計りの處追々增加せり○縣令公も下館眞壁下妻等を巡回され夫々說諭ありしかど未だ鎭定に至らず、○同日下館在成田村へ三百名ほど屯集せしが是れは下館支廳の長官山崎某外巡查十二三名にて說諭を加へられし故一同引き拂ひたり、然る處本月一日朝十時比頭立し者九名計り召し捕られ下妻支廳

へ拘引になりたり○茨城表も兎角穩かならず同所の神社へ三百名計りも屯集せし由、○下總古河町在及び眞壁郡大寶近邊も同樣の模樣あり、○右に付三十一日夜下妻支廳の官員が宇都宮鎭臺へ出兵を談ずる爲めに急車にて參られたるよし、○又去る二日出の書狀には日增に勢ひ盛なりと云ふ此一揆の起りしは本年石代相場の高價なるに因つての事なりといふ
○勸業寮權助岩山君は此度千葉縣下相州の羊牧場へ御出張になりたり

（朝野新聞第九八一號　明治九年十二月六日）

○

○茨城縣より鎭臺出張の儀を陸軍省へ御依賴に付一昨十二日出兵の筈の處再び彼の地より暴徒の巨魁も捕縛になりやゝ鎭靜の趣き電報ありしに付出兵は御見合になりたる由道路の風說

（朝野新聞第九八八號　明治九年十二月十四日）

○

茨城縣廳第一課より同縣下人民一揆の景況を報ぜられたるまゝ左に揭載す

縣下第四大區那珂郡の亂民租稅金納に付割合等の事を口實となし永の澤高部上下檜澤大岩小舟上下小瀨長田照田野上岩崎上大賀等の各村を煽動し去る七日小祝村に屯集す、此時大宮村屯所の巡査及び太田出張所の落合七等警部を始め其外巡査數名小祝村に出張して說諭を加へ且つ解散を命ず、○翌八日には一時解散せし亂民等野口村出張の巡査渡邊彌之助岩間捨松の兩人を殺し其の首級を梟示し且つ浴道を揚言して曰く縣官區吏と雖ども左袒せざる者は亦斯くの如しと、○翌九日再び小祝村へ進入し刀鎗小銃等の兇器を携へ白鉢卷をなし螺を吹き旌旗を押し立て村市區務所等の所有金を掠奪し次いで廳吏を襲はんとするの報頻りに到る、○十日午前一時頃縣官一同及び情願の士族と合し一時防禦解散の術を盡すべきに決す、縣官百三十四名及び情願の士族五十餘名を警部巡査の心得を以て編して一隊となし潮田三等警部及び渡中屬の兩名を之に率い午前四時頃縣廳を出發して渡里村を經て飯富村に至り休息し頑民の動靜を候はしむるに頑民等石塚村に至り休息し頑民の動靜を候進入し十萬原に出で三道に分れて廳下に迫らんとするの模樣を報じ來るにより乃ち一隊の官員及び士族

を分ち二隊となし一は潮田三等警部之を率い飯富村の山道より藤井村を經て十萬原に向ひ一は渡邊中屬之を率い岩根を珂西村を經て石塚村に入り亂民を要するに決し右兩道より進み那珂西村に至る時亂民已に塚村に入り糧食に就くの報あり因つて直ちに進んで石塚村に向ふ、村中の一路南方に達し廣さ十餘步長さ二町餘にして折れて右すれば亂民等二町餘の間にあり、各隊伍をなし刀鎗或は竹鎗小銃を持し白旗を立たり時に大喝して解散を命すと雖も聞かず忽ち發砲すると雖も聞かず忽ち發砲すると數聲に及ぶ、因つて縣官士族の一隊をして應砲に及ばしむ、亂民の一隊大に散す、乃ち進で之を擊つ逃る者は追はず抗する者は之を擊つ、次の一隊又亂民の死者十餘人傷者三十餘人遂に潰散するにより乃ち休息す、縣官及び士族の傷者は少屬川高寛忠改正樹雇正獄丁吉村甲松小使武田久成大場景爲の五名なり、午前十一時潮田三等警部の一隊は山道より來り會す、此時春園青山古內村邊小屯集する亂民等石塚村潰散の徒と合山古村邊に西向して笠間街道より驅下を三度襲はんとするの報あるにより二隊ある渡里村に據り三所の要路に當り、探偵を遣し其動靜を窺はしむるに、歸り報じて曰く、古內村の亂民或は說くべしと即ち下國井村副區長渡邊某を遣り諭すに順逆を以てす、○本日朝第五出張所詰恒吉七等警部及巡查山田高次郎巡行の際亂民の爲めに要殺せらる、○同夜獄役人の內重科の者六名を遣り主謀の者を刺さしむ、此者密に亂民の屯集する所に至り破牢逃走したる體に僞り加勢を乞ひ甘言巧辭を以て主謀より兵器丸借り受け其虛を見て主謀を刺し外二名に傷つく、因つて亂民等愈よ逃走潛伏の念を起せり、○十一日朝縣官士族合して二百八十餘名一隊となり、石塚村に向ふ、一僧來り乞ふて曰く古內村屯集の亂民陳請する所あらんとすと、因つて一僧を先導となし古內村に入る、亂民三百餘名謝して曰く敢て官に抗するに非ず只陳謝する所あるのみと（是は石塚村にて抗戰の亂民に應援すと雖も未だ抗戰には及ばず官吏を要殺する等の擧動はなし）然れども多少の兇器を持し衆を集むるの擧動あるを以て主謀以下三十餘名を縛し退いて石塚村に宿す、○十二日野口村大宮村以北へ亂民等遁逃潛伏報のあるを以て警部巡查百五十餘名をして搜索逮捕に着手せしむ、○此日縣官及び士族等古內村に於て捕縛の亂民を拘引して歸縣す云々

（朝野新聞第九九一號　明治九年十二月十七日）

○

茨城縣下の一揆の事については世上の風評とり〳〵にて針程の事を棒の如く言傳ふる誤聞もまゝなきにあらず、然るに左に掲載する一段は縣廳第一課より報知せらるゝ實況なり

縣下第四大區那珂郡の亂民租税金納付に割合等のことを口實となし氷の澤高部上下檜澤大岩小舟上下小漸油河内松の草小瀬澤長田照田野上岩崎上大賀等の各村を煽動し去る七日小祝村に屯集す、此時大宮村屯所の巡査及び太田出張所の落合七等警部を始め其外巡査數名小祝村に出張して説諭を加へ且つ解散を命ず、翌八日には一時解散せし亂民等野口村出張所の巡査渡邊彌之助岩間捨松兩人を殺し其首級を梟示し且つ沿道を揚言して曰く縣官區吏と雖も左袒せざるものは亦かくの如しと、翌九日再び小祝村へ進入し刀鎗小銃等の凶器を携へ白卷鉢をなし螺を吹き旌旗を押立て村市區務所等の所有金を掠奪し次て廳吏を襲はんとするの報頻りに到る

十日午前一時頃縣官一同及び情願の士族と合し一時防禦解散の術を盡すべきに決す、縣官百三十四名及び情願の士族五十餘名を警部巡査の心得を以て編して一隊となし潮田三等警部及び渡中屬の兩名之を率ゐ午前四時頃縣廳を出發して渡里村を經て飯富村に至り休息し頑民の動靜を窺はしむるに頑民等石塚村へ進入し十萬原に出三道に別れて廳下に迫らんとするの模樣を報じ來るに依り乃ち一隊の官員及び士族を分ち二隊となし一は潮田三等警部之を率ひ飯富村の山道より藤井村を經て十萬原に向ひ一は渡中屬之を率ゐ岩根村那珂西村を經て石塚村に入り亂民を要する議に決し右兩道より進み那珂西村に至る時亂民既に石塚村に入り糧食に就くの報あり、因つて直ちに進んで石塚村に向ふ、村中の一路南方に達し廣さ十餘歩長さ二丁餘にして折れて右すれば亂民等二丁餘の間にあり、各隊伍をなし刀鎗或は竹鎗小銃を持し白旗を立てたり、時に大喝して解散を命ずと雖も聞かず忽ち發砲すること數聲に及ぶ、縣官士族の一隊をして應砲に及ばしむ、亂民の一隊大に亂散す、即ち進んで之を撃つ、逃る者は追はず抗する者は之を撃つ、次の一隊又亂る亂民の死者十餘人傷者三十餘人遂に潰散するに依り即ち休息す、縣官及び士族の傷者は少屬白髙宛忠改正掛雇關口備正獄丁吉村甲松小使武田久成士族大

場景爲の五名なり、午前十一時潮田三等警部の一隊は山道より來り會す、此時春園青山古内村邊に屯集する、亂民等石塚村潰散の徒と合し西向して笠間街道より廳下を襲はんとするの報あるに依り三所の要路に當り探偵を遣し其動を伺はしむるに歸り報じて曰く古内村の亂民或は説くべしと、即ち下國井村副區長渡邊某を遣り諭すに順逆を以てす、本日朝第五出張所詰恒吉七等警部及巡査山田高次郎等巡行の際亂民の爲に要殺せらる、同夜懲役人の内重科の者六名を遣り主謀のものを刺さしむ、此者密に亂民の屯集する所に至り破牢逃走したる體に僞り加勢を乞ひ甘言巧辭を以て主謀より兵器を借り受け其庶を見て主謀を刺し外二名に傷く、因て亂民等いよ〳〵逃走潛伏の念を起せり

十一日朝縣官士族合して二百八十餘名一隊となり石塚村に向ふ、一僧來り乞ふて曰く古内村屯集の亂民陳請する所あらんとすと因て一僧を先導となし古内村に入る、亂民三百餘名謝して曰く敢て官に抗するに非ず只陳謝する所あるのみと、

（是は石塚村にて抗戰の亂民に應援すと雖も未だ抗戰には及ばず、官吏を要殺したる等の擧動はなし）然れども多少の凶器を持し衆を集るの擧動あるを以て主謀以下三十餘名を縛し退て石塚村に宿す

十二日野口村大宮村以北へ亂民等遁逃潛伏の報あるを以て警部巡査百五十餘名をして捜索逮捕に着手せしむ、此日縣官及び士族等古内村に於て捕縛の亂民を拘引して歸縣す、又追ての報知には去る十四日警部巡査の手にて小舟檜の澤邊に潛伏の亂民五十名ばかり捕縛し外に二十名は自訴せしよしなり

（東京曙新聞第九六〇號　明治九年十二月十八日）

○

茨城縣下の一揆は前條の通り鎭靜いたしましたが猶取締りの爲小警部小川博明、臼井常形、池田兼規、田實貞德、大山政彦、其餘巡査五十名を一昨十六日午後四時出發にて彼地へ差向けられたるよし

（東京曙新聞第九六〇號　明治九年十二月十八日）

西南戰爭の實況　（明治十年三月一日）

二十六日午後七時十分前の闕發の八木警部よりの電信に本日午前九時より高瀨川向ふ三ヶ所にての戰ひ、官軍大勝利明

日進擊の筈委細は跡よりとの報あり、又二十七日午後三時四十五分に長崎より發せし電信にて高瀬に今朝賊を襲擊し最早掃攘したれども何分に手廣の場所なるを以て出兵を乞ひ來れり、依て當地の兵も繰出したりとの報知ありたり

此たび出征の兵に支給する兵器彈藥は長州下關に旅團砲廠を置き砲廠少佐一員にて辨理せられ此の砲廠にて缺乏すれば大阪砲兵支廠より送らるる筈のよし

大藏省にては鹿兒島縣暴徒征討仰せ出されしに付ては右に關係の事件は一切議案課にて取纏めらるゝとのこと

去る二十四日に征討總督二品親王有栖川宮御進發に付き同日午前十時行在所へ參內あらせられ十一時に御學問所におい て御陪食を仰せ付られ夫より小御所において拜謁あり、次に川村海軍大輔へも拜謁を仰付られ慰勞の　勅語有て御暇を賜はり十二時十分に御料の馬車に乘られ(川村大輔も御同車)日の御門を出で南へ堺町御門三條西へ烏丸通を南へ駐車場へ着せらる、谷口少書記官御先導にて殊に列を正されたり、御道筋の人家は表へ幕を張り國旗を掲げ誠に目覺ましき有樣なりき、夫より十二時四十分の汽車に乘せられ三時四十分に兵庫へ着せらるゝ、此の時に儀仗隊は左右に列して捧銃の禮をなし地方官御先導にて第三の波止場より高雄艦へ乘り組れたる時は港內碇泊の內外船艦にも齊しく國旗を掲げ軍艦には廿一發の祝砲を發ち五時ごろ出帆せられたるは實に勇ましき有樣なりしと云ふ

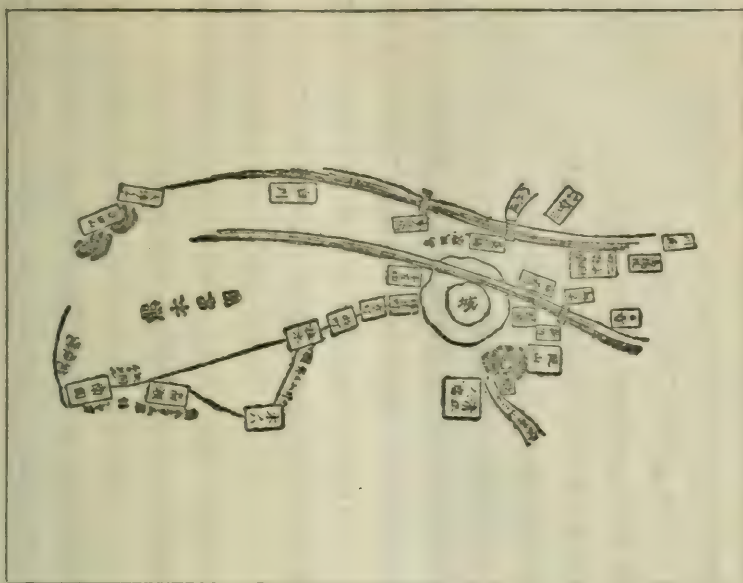
陸軍本病院にても看病卒を雇はるゝに付き昨日五十人ばかり檢査ありし由

行在所より總督宮御着先へ向け徒從のうち一名御見舞として遣はされると申すこと

昨日出帆せし豐島丸には彈藥五百萬發小銃三千挺を積み込み兵隊は四百人餘乘組たる由、

去る二十六日に出帆せし名古屋丸は神戶へ入港せしに兵隊乘組のまゝ直に昨日の早朝に博多に向けて出帆せしとの電報ありたる由、また一昨廿七日に靑龍丸は彈藥を積込みて出帆し寒風澤に寄港し夫より靑森へ向けて出帆の手筈なりと云ふ

三菱の廣島丸は去る廿五日に神戶を出帆し一昨朝橫濱へ入港せしが稅關および軍艦等より例の如く船中を吟味せられしが旅客二百七名なり、神戶港にても出入には嚴重のお調べあ



りたる由、該船は來月六日には常例の出帆なれども御用都合により明日直ちに出帆と申すこと、長崎港に碇泊の船は飛脚船を除くの外船留の由

去る廿六日の紙上に掲げし貴島卯太郎は殺害を免かれ何處へか逃げ果せたりとの說あり、又彈藥製造所に詰合ひし佐々木權中錄は賊徒が火藥を奪ひ取んとすると悟り火藥に水を漑きて敵の用に立ざる樣にしその外前後の苦辛は一方ならざりしが終に菅野氏と共に萬死を出で恙なく神戶へ歸りたりと云ふ木梨精一君も鹿兒島に抑留されしなど風聞せしが右は全く虛說にて曩に太平丸に乘り込みて神戶へ歸られしが一昨日恙なく歸京され昨日內務省へ出頭されしと云ふ

今度西鄉の謀叛は其最初の目的に外れたる事三つあり、第一には川村海軍大輔が鹿兒島に入り忽ちに其機を見て尾の道より電報以て手早に軍艦の用意なし鹿兒島港を封し船にて兵隊を送る事を得ざらしめたるなり、第二には西鄉一たび手を擧れば天下は響の如く應ずると思ふた事が思の外響應の賊なし、第三には鎭臺兵は百姓軍兵だから一蹴に蹴ちらさるゝ樣に思ふたのが熊本は案外に堅固にて落城せず此三事なり又鹿

兒島に殘れる歷々の方の擧動は如何にも世人の疑を免れず、右等の事は明日の社說にて十分に論ずるから御覽なさい

鹿兒島縣令大山より政府への屆け書は西鄕隆盛等闕下へ罷り出で奏聞せんとする事件有之候處舊士族の面々護衛致し度き旨願ひ出候に付再應說諭抑制致候へ共不聞入不得止次第には差許候とか云ふ旨意なりし由

鹿兒島の壯士連は兼て心憎くや思ひけん、此の度軍事の血祭りにせんとて遠近より敎法弘通の爲め該縣に入り込みし僧徒十三人を切り殺ろし生臭坊主の首なれば神前に供しても差し支へなし抔いひ、或は血祭り團子の大きさよ抔いひて一同に笑ひし由の風說ありと西海新聞に見ゆ

前頁に揭ぐるは熊本四近の地勢を示したる圖にして固より精細なるものに非ずと雖も看官が此の略圖に據て戰地の形勢を考ふる時は思半に過んが爲に鹿兒島の暴徒の國境より繰出したるは一萬四千人にて二百人を一小隊に編成したりと、暴徒の內にて大隊長とも成るべき人物は西鄕小平、永山矢一郞別府新助、同九郞、邊見十郞太、永山九成、淺井直之進、松永淸之亟、高城十二、河野四郞、村田三介、市本勘介、山內半左衞門、弟子丸應助、野村十郞太、中島武彥、肥後助右衞門、兒玉八之進、伊東直二、山口小右衞門、平山新介等ならん、又本陣には西鄕隆盛、桐野利秋、篠原國幹、村田新八、淵邊高照、池上四郞ならん、前の一萬四千人の外に六百人ばかり鹿兒島に殘りて國を固めて居るならんとの說あり

（東京日々新聞第一五六九號、明治十年三月一日）

國安を妨害する結社集會を禁ず

（明治十一年七月十二日）

達（十一年七月十二日第二十九號內務省府縣）

（本文は警察門行政警察に見ゆ）

近來地方に於て國事政體を談論するの目的を以て何某社と稱し或は演說會を開き多衆聚合する者有之趣相聞へ右は警察官に於て視察を加へ萬一其擧動民心を煽動し國安を妨害するに涉り候者と看認候節は東京府下は警視長官各地方は其長官より令禁止其事情を具へ內務卿へ可屆出此旨相達候事

註　十三年四月布告第十二號を以て集會條例を定む、警察門行政警察の目に載す參看すべし

皇族の無切符御乘車制定さる

(明治十一年七月二十五日)

○是まで皇族方にても鐵道の汽車に召される時は切符を買つて改ためを受られたのが以來共都度家令や家扶より鐵道局へ通知になれば切符は改めずに差支へなく御乘車に成ることに極められたといふ

(讀賣新聞第一〇五七號、明治十一年七月二十五日)

沖繩縣宮古島の暴動

(明治十二年九月十五日)

去る七月二十二日の事なりとか兼て沖繩縣下宮古島警視派出所へ雇ひ置たる小使下地にや(男子の姓名)の身の上より事起りて金城親雲上以下舊藩の官吏數名が巨魁となり五六百の島民を煽動して右の派出所へ押寄せ終に下地にやを打殺しけるに折りよく翌二十三日那覇警察本署詰安樂權中警部が大有丸にて各島巡廻の爲到着せられしに出會ければ派出所の巡査は取敢へず右の次第を訴へ出で安樂警部は直さま那覇へ引返して注進に及ばれ同二十八日園田二等警視補が巡査四十五名を隨へて右の大有丸にて出帆し八月二日宮古島へ着して暴徒どもを取押へられ同二十七日までに取調べも濟みて同二十九日に歸縣ありしより昨日彼地よりの通信あり、但しこの事に附ては篤と事實を糾して次號に悉しく記するべし

(東京日日新聞第二三三二號、明治十二年九月十五日)

○

昨日の新聞に記したる沖繩縣下宮古島警視派出所の小使下里村士族下地仁也(二十五年この者の親も下地仁也と云ふ仁也は百姓の總名なり、蓋し此者は無祿士族ならん、又た後にこの仁也を殺したりと云ふ者も同く下地仁也といふ故に彼地にては某年齡の下地ニヤ又は親のニヤ子のニヤなど云はされば通ぜずと云ふ)が島民の爲に殺害せられしは全く舊藩の村役人らの教唆に出でゝ第一にこの仁也が派出所の小使となりしからの事なりと云へり、其仔細は元と此島は首里の本島より一百里の海上を隔てゝ一年にたゞ一度貢進の船を那覇に送る外は別に商賣の爲の交通もなく(上布の產地なれども品物は貢進船に托して那覇におくるなり)誠とに人間を離れたる絶海の仙境とも云ふべき程なれば世の中の形勢はもとより

本島の事情すらも能くは知らず、唯琉球國王は日本の藩主とは聞傳へたれども夫れは名のみにて實は天上天下唯我獨尊の君主なりと崇め奉り居たるに本年四月四日我が政府より廢藩置縣の令を布かれ同月中旬此島へも縣官の出張ありて右の旨を一同へ申し達せられしにぞ役人を始め島民どもまで寢耳に水の思ひ寄らぬことなれば大に驚き譯も分らず騒ぎ出して頭在番役を先に立てゝ存藩の義を歎願したれども素より聞屆けらるべき筋ならねば夫れ／＼說諭にて下られ其後ち在番役また村役人も大かた免職となりければ（猶ほ此際の事情は前號に記せし琉球處分聞書を參へ觀るべし）彼らは彼につけ是につけても鬱憤の心已みがたく竊かに申し合せて舊曆閏三月の下旬（我が六月初旬）に各村にて舊藩制恢復の祭祀をはじめさせ夫れを機會として此後如何やうなる事ありとも日本政府の命令を奉ずまじとの趣意なる四ケ條の書文（或は曰くこの誓文は舊藩廳の公事衆と云へるものより首里大屋子らをもて廻し越せしものなりと）を造りて西里村の大宜味仁也に認めさせたり、其の誓文に曰く

誓　文

一、大和人御下島大和へ致進貢候樣被申候はゞ當島は往古より琉球へ進貢仕候以來毎に蒙御高恩申事にて何共御請難成段致返答何分相威し候共曾て相斷り可申事

一、右の通り相斷り若し御採用無之刄物等拔出で可切果など威し立候とも此儀島中存亡の境筋にて聊か身命を不惜可相斷事

一、大和人より押て役義被申付候共則を相斷り可申事

一、大和人へ內通の儀共一切仕間敷事

右の條々相背き候者は村中にて本人は身命相委せ父母妻子は流刑可致候仍て誓詞如件

六　月

この紙尾に舊在番役並に村役人各村人民の姓名を書署して否むものは强威をもて嚇し附て無理に血判を取り大切に藏元（島の舊役場）に藏め置けり、斯る勢ひなれば下里の士族下地仁也も已を得ずこの約に加はりたれどつく／＼思へば益もなき楯を突て大和人に敵抗ふもおろかなる業なり、殊に警察所に願へば我らごとき者にても給金を下されて召遣はるゝと云へば年寄りたる父母また弟などの養育と云ひかたがた以て盟

約などに拘はるべき處ろにあらずと思ひ附き其後は警視派出所の小使に住み込みけるに舊役人どもはこれを聞て大に怒り下地仁也は兼ての誓詞に違ひたるものなれば罰文の如く本人は打殺し家族は流刑に處すべしと騷ぎ立ちければ仁也の家族又た親類のものも派出所へ駈け込みて右仁也の小使を差免されずば家族はもとより親類にいたるまで如何やうの迷惑にならんも知れず、是非とも本人を直さまお引渡し下され度しと願ひ出でければども派出所にては聞入れられず、且つ此事は村役人の差略なるべしと早くも察せられければ即刻舊藩吏佐和田與人(與人は伍長の類)外一名を呼出して本人仁也義は御用の都合により差置るれば家族へも其旨を達すべし、且つ盟約云々の義も聞及びたれど夫れらは最とも不都合の次第なり、必らず左樣の心得違ひをなすべからずと厚く說諭して下られしが村役人は此事を聞てます〳〵憤ほり急に仁也が兩親弟とも三人を捕へ來りて永良部島へ流したり(以下次號)

(東京日日新聞第二三三三號　明治十二年九月十六日)

○

沖繩縣下宮古島暴動始末(前號の續き)　下里村士族下地仁也は兩親弟とも村役人の爲に捕へられて永良部島へ流され苦役をなして昨今は半死半生の體なりと聞て大に驚き泣く泣く救護の處置を派出所の警官へ願ひ出でければ其筋にても棄置かれ難く又た〳〵佐和田與人を呼出して種々說諭のうへニヤの家族どもを呼歸させ派出所にてその始末を取調べられしに家族の者は泣ながら云ふやう、先ごろ宮古島人民中より我ら三人へ吟味の次第あれば役場まで來るべしとて無理無體に其場所へ引つれ糺問所へ据られしに五六人の村役人が出て來りて其方の悴下地ニヤは兼ての誓文に背き不屆のものゆゑ追て相當の處置すべし、又其方どもは右違背人の家族なれば定めの如く是より永良部島へ流し苦役を申し付る此旨を心得よとて直さま島へ送られけるが彼處にいたれば木にて製りたる大きなる足械をはめ晝は逐使に夜は牢にうち込みて食事もろく〳〵に宛行ねば苦痛と饑渴とに耐へがたくて活らふべき心地もせずただ一日も早く死して足械の痛さを遁れたしと思ひけるに料らず身にかゝる縛めも解きて再び此世に生れ出でたるはたゞ嬉しき夢のやうにて何とおん禮を申し上ぐべき詞もなしと又たさめ〴〵と打泣て云ふにぞ警官もその酷毒なるに驚

きて又た〳〵佐和田與人を呼び出たされニヤが家族の取扱ひ振りを取糺されしに右は村中の者どもが所爲なれば我らより御返答申し難しと云ふにより然らば此事に關かりたる首謀人を出すべしと嚴しく達せられ、其日は下げられしに翌日佐和田は巨魁の者七名を召連れて出頭せり、仍て事情を糺問するに彼の七名の者は竟に先の盟約の事を申し出でゝニヤは右の誓文を破りたれば我らはニヤを同盟中の謀反人と見做し懲罰のため本人の家族どもを永良部に流したり、されども島にての取扱ひは彼地の者どもが料見にて我らは存じ申さずと云ふに警官もその心得違ひを厚く諭され且つ琉球はもと〳〵大和の屬國にて此たびの置縣も別に國を奪の潰すのと云ふ譯にあらず、殊に汝らが藩主は日本にて最とも貴き華族と云ふものに列せられ結構なる邸宅を賜はり至ごく丁寧のお取扱ひをうくることなれば努々大和を仇敵など思ふべからず其方ともは是より年貢上納とも格別に寛やかになし下され常に汝らが有難く慕ひ居る鼓腹擊攘の民になさるゝなれば必らず共に料見違の盟約などなして粗暴の擧動をなすことなかれと呉れ〳〵も申し聞られ猶ほ追て取調ぶる次第あれば今日は下れといづれも歸されぬ、是れ七月廿一日の事にて翌廿二日は朝より村中何となく騷立ちければ警官も不審に思はれしに午後三時半ごろ派出所の門外にはかに騷しく大勢の人音すれば二等巡査有川某が立ち出でて見るに旣に門前には五六百人の島民が銘々竹棹割薪の類を携えて何かは知らず大聲に犇めきしが前に進みたる巨魁らしき者が手螺を造りてブツーツと吹立るが否や忽ち四面より雨の如くに石瓦を投げ掛け(琉人はすべて手螺をもて物の暗號をし又た礫を投ることに妙を得たりと)其下より鬨をつくりて棒片を打振り〳〵派出所の門内に暴れ込み矢庭に小使部屋に居たる下地ニヤを捕へて出で去りたり、抑も〳〵島民が遽に斯る暴動に及びたるは右の盟約の外に今一つ下地ニヤに新怨を生じたるにて其次第を聞に前日佐和田を始め七人の者を取調べし折り派出所の門外に兩人の土人がイみて手に礫を持ち內を窺がふ樣子なるを小使の太郎と下地ニヤは早くも害心ある曲者と見咎めて不意に立掛りて打倒し縛り上げたるが隙を窺がひて其夜のうちに逃げ失せたり、されども別に探索をなす程のことにもなければ打棄て置きて翌廿二日午後一時ごろニヤは雇通辯の大城とアシヤ川へ水汲に

往きたるに先よりこゝに來て水を汲み居たる三人の婦子がうちひそめきて語らふを聞けば昨夜我が捕らへた土人のことを噺すなり（以下次號）

（東京日々新聞第二三三四號　明治十二年九年十七日）

○

沖繩縣下宮古島暴動始末（昨日の續き）

下地ニヤはアシヤ川へ水汲に來りし婦子の相語ふを聞くに昨夜わが土人を捕へたることにて噺しの中に我名も交るやうなれば猶ほ聽耳を引立てゝ聽くとも知らずその中に一人の年長なる衣裝も卑しからぬ女が夫も是も皆なアノ下地ニヤが所爲なり、さすがに大和人は役所の門外を歩く者までを捕まへねど那奴は此ごろ兩親と弟を永良部島に流され一昨日のころ召歸しになりたれども深く島中を恨みて有る事無き事を役人に告げ又一つは身の上の怖ろしさに不審と思ふものは勝手に縛りて連て往くと云へり、斯樣の奴を生し置きては後來我々の爲に何程の仇をなすかも知れねば疾く撲殺して退る外に仕方がなしと今朝村の衆が噺すを聞たりと云ふを聞てニヤは活と怒り水桶を投げ棄て突然にかの女の手を拿じりて目を瞋かし汝れは誰の女房で誰に己を殺す相談を聞たるか眞直に役所へ來て白狀しろと引立つるにぞ女も始めて此の汲水夫が下地ニヤなるを知りて仰天し取られたる手を振りも切て逃げ去らんとするをニヤはやるまじと髪を握み引倒して左右の手首に髪の毛をからみて泣き叫ぶにも構はずズル／＼と女の頭を地上に引摺りて派出所の門前まで來りける時小使の太郎は婦人の泣き聲に驚きて駈け出で此體を見て肝を潰し何事ぞと問へばニヤは頭から立つ汗の氣を手の甲に拭ひて此奴大膽なり己を殺す相談の一人なればお役人さまに是非ご吟味を願はねばならぬと前に側聽せし趣きを荒まし語る折り土人も兩三人出で來りて仲裁に入りこの婦人は金城親雲上（親雲上は昔しの目見以上に當る）の內室なれば身貴の人といひ女子のことゆゑ聊かの過ちは免したまへと詫び太郎もまた勘辯してやれと和めければニヤは不省不祥に女を突き放し白眼つけて門內へ入る、あとに女は惜し氣なる金切り聲をふり絞りて今にこの仇は復してやるぞよと二聲ほど呼はり土人に扶けられて走り去りぬ、然るに此日は金城の女房が語りし如く西里、中里、東仲宗根の村々にては昨夜下地ニヤが土人を縛めたることを

傳へ聞て大に憤り兎にかく此事は此儘では濟せ難しと處々に集りて相談するさい中那覇より在番の金城親雲上が村々を走り廻りてたゞ今我らが妻のトガを例の下地めが役所へ引ずりてこれ〳〵の耻辱に遇はせたり、一度ならず二度ならず島の爲に害をなす奴なれば是から徴しめに往くぞ、同意のものは我につゞけと云ひつゝ隣村より隣村へ呼續きけるにぞこれを聞きて下地ニヤの謀反人めモウ打棄てゝは置けぬと近村の若者は銘々得物を携さへ突と云ひて押出だす、金城親雲上はこの體を見て途中より取て返し派出所の裏門より勝手口に來りて下地ニヤは居るか先刻我らが妻を打擲したる義に付き直に面談すべきことあり、門前まで出でよと呼はりけるがニヤは其の見脈に怖れしかそこに出でず餘の小使は早く此事を巡査に告げんとて馳せ去りけるを金城は見て又た急に門外に走り出で追々はせ集る土人を一と隊にして鬨を作らせ自身眞先に派出所の表門より亂入して小使部屋に屈み居たる下地ニヤを引出し大勢に遮らせて手取り足取りにして舁ぎ往くを派出所詰合ひの警吏は急に取り止めんとは出でたれども土人は目に餘る程の人數なり、なまじゐ支へ立てなば如何やうの亂暴をなすも測られず、殊に下地を連れ往きたりとも生命に及ぶまでのは事あるまじと思ひて先づ暴徒が鎭撫かたの爲め在番の舊藩吏仲村親雲上を呼出して右の始末を申し聞かせ且つ下地ニヤの取り戻し方を賴みたるに其の夕がた仲村は又た來りて下地は暴徒に打殺されて川端に倒れ居る由を告たれば派出の人々は大に驚きて此後の處置を如何すべきと相談すれども當所の人數は上下僅かに十餘人に過ねば迚も多勢の暴徒を取鎭めんやうもなく又本島に急を告るも百里の海上を風帆船にて走るなれば早速の間には遇ふべからず兎にかく思案に盡き果てたる仕義かなと其夜は歎息に明しけるが翌朝俄かに蒸汽船の着岸したりとの報せあるに又た驚きて港に赴けば七月十二日に那覇を出帆したる安樂權中警部の乘り組し各島巡回の大有丸が今がた錨をおろしたるなり、人々は津に船を得しとは今日の事なりと喜びて直さま本艦に漕つけ安樂警部に遇ひて前夜の概略を語り暫らく談合ありしが派出の人々は再び上陸し大有丸は其まゝ那覇へ向けて引返へすこの船二十七日に那覇へ着きければ本署にても種々評議あり翌二十八日園田二等警視補は川上安樂中原松原等の警部と共に巡査四十五名を引

率し同船に乘組み其日に出帆して八月二日に宮古島へ到着し即日暴徒の鞠問を始められけるに金城親雲上を始め眞榮平筑登之(舊在留筆者)平良筑之大宜味筑登之、新城仁也、安良城仁也、佐和田與人、百姓けさ等八人の暴徒又は暴擧に關係あるべきと見ゆる者を召捕り或は拘留せられたり、其中に同月九日に捕へられし下里村士族下地仁也(三十六年)は私しが全く此たびの暴擧の發頭人にて且つ小使下地ニヤを殺したる下手人なりと申立てたり、是に付き又た一條の奇談あり、次號に記する

(東京日々新聞第二三三五號　明治十二年九月十八日)

○

宮古島暴動始末(昨日の續き)八月十一日

兼て拘留せられし暴動の首謀人並びに下地ニヤの下手人下里村士族下地ニヤより申し立る義あるに依り臨時の法廷を開かる、午前十一時園田二等警視補、安樂權中警部、川上中警部、中原少警部其外とも糺問の席につく園田警視補鞠問を始めらる、警視補曰く今日は其方より難願の次第ある旨を申すに付き吟味を申し付る眞直に申せ、下地曰く有難うござります、私しは一昨日ご吟味のせつ暴動の發頭人で下地ニヤの下手人だと申し上げました、警視補曰く夫れは疾くに承知いたしたソレが何うした、下地曰く處ろが夫れは丸で嘘でござります、斯うばかりではお分りに成り兼ねますゆゑ一と通り申し上げます、實はアの折り私しも村民と一所に押出して派出所の門の軒下までまゐりました、併し私しは別段下地ニヤに怨みもなければ手を下すを好まず其處に躊躇で居りたれば金城親雲上が來て何をグヅ〳〵して居ると叱付て棒で私の足を撲ちました、其傷は是でござりますと爰にて足の傷を見する私は此傷を療治する爲め門外に退て居りし位ゐなれば素より下手人でもなく又た發頭人などでは夢々ござりませぬ、警視補問ふ、然らば何故に最初云々と申し立てたるや、答其事でござります、暴動の翌日村役人が參つて申すには何れこの事に付き大和の役人より糺しがあるに相違なし其時は貴さま發頭人と下手人になつて呉れ、然らば一人の悴に家を建て一年に粟百俵づゝを贈るべし、左もなくては島中に大層な怪我人も出來ることゝ申すに付き夙と承知いたして云々と申し立てましたが又た熟々と思ひ廻せば私の死後に村の者が悴を約束

通りの扱ひにいたすか夫も知れず殊に島民の身代りとは云へ唯一人の悴を殘して死ぬも否なり、悴が後に聞ての歎きのことなどを想ひ僇ればます〳〵命ちが惜しくなりて前非後悔のほか無く改めて白狀いたします、何とぞご憐愍のご沙汰を願ひます、警視補は暫らく考へて何うも其方の申し立は虛と思はれる何故なれば村役人一同も其方が此たびの巨魁だと云ひ殊に其方が巨魁でなければ外に發頭人がなくてはならぬ、又下手人も其通り愈々其方でない以上は誰がニヤを殺したるや其の申し開きが立たねば其方の云譯は益にたゝぬゾ、此時下地は俯向きて涙をホロホロとこぼしけるが最はや是非もなし有體に申し上げます、彼の折り下地ニヤに一番に手を掛けたるは福里與人の家來でござります、二番目は柿花ニヤにて是は西里村の者でござります、又三番は顏は見覺えはあれども名は存じませぬ、慥か那覇から在番の者だと存じます、問何を以て撲ちたるや、答木の丸太でござります、問何處にて殺したるぞ、答ニヤの死骸の在る處でござります、其後は誰彼れとなく斧叉は棒片にて突き立て敲き立てニヤの躬は細碎〳〵となり肉は醢の如くになりました、併し私は怖ろしさに傍邊へも寄りませぬ、仍て其人は發鎭りと申し上げられませんと爰において犯罪の當人も粗まし分りたれば警視補は糺問を止め改めて大和の役人は此たびの事に附ても左のみ汝らを酷く取扱ふにあらず、殊に懲役に處するも一人にて百日變るものなれば二人にては五十日、三人にては三十三日と云ふ割合に減ぜらるれば必ず共に心得違ひして其方一人にて大勢の苦痛を背負ふべからずなど懇ろに說諭せられ其後に下地を拘留の金城親雲上に遇はせられしに下地は此ものが三番目に手を下したる男のやうなりと答へたり、又その折りニヤを斧にて擊たるは兼て同人に怨みある者にて其ものゝ名はニヤの弟が知りて居るべしと云ひしとぞ（以下次號）

（東京日日新聞第二三三六號　明治十二年九月十九日）

新聞紙の購讀を嚴禁　（明治十四年二月十四日）

○新聞紙を讀むを禁ず　京都府にては自今巡査は當番の間は新聞雜誌等を讀むこと相成らざる旨を巡査へ達せられたりしが或署の巡査は甚だこれを不服に思ひ全體新聞は世態人事の新を報ずるものにて人民に直接する我々には殊に必要なるの

みならず官令布達の如きは新聞に依て最も速に知るを得れば是非に覽觀を許されたしと警部に乞ひたりしかば答へていやとよ官令は別に府廳より達せられ發令より三十日以內に熟知すれば宜しき成規なれば殊更に早きを競ひ新聞紙を以て知るに及ばず世態人事の如きは尙更ら新聞紙によらずとも分りたることなりとて遂に巡査の口を閉ざしめたりまた他の巡査某はこれを聞て警部に向ひ云へるよう當番のせつ新聞類の覽觀を禁ぜらるゝ事は承知仕りたるが當番の節たりとも休憩の間だは覽觀するも苦しからず否やと尋ねしに警部は又た之に答へて否な〳〵休憩中に新聞紙など讀みては多少その身體精神を疲勞し幾分か公務を妨害するの恐れあれば休憩中たりとも新聞紙類を讀むことは相成らずと云はれしこと大阪日報に見へたり

（東京日日新聞第二七五二號　明治十四年二月十四日）

編者曰く、當時國會開設運動盛んにして、世論騷がしく新聞皆筆を揃へて輿論の喚起に努めしため、政府は壓倒的に新聞紙の購讀を嚴禁したのであつた。

上野高崎間の鐵道開通式

（明治十七年六月二十六日）

○鐵道開業式　日本鐵道會社に於ては豫て記せし如く昨二十五日を以て第一區線路開業の式を擧げられしに折惡敷一昨夜より降雨なりしも　聖上には午前六時三十分御出門同七時四十分上野停車場へ着御あらせられたり、此時陸海軍の樂隊は齊しく樂を奏し同會社々長及幹事以上の役員は門外に排列して奉迎せられ吉井社長は御先導爲し奉りて便殿へ入御遊ばさる豫て同會社より招待を受けられし皇族大臣參議勅奏官吏外國公使其他內外の貴紳は各々鳳輦に先立て來着なりしが七時五十分頃何れも汽車に乘り込まれ　聖上には八時十分頃吉井社長の御先導にて御召の汽車に召させらる、此時同會社の首唱發起人並に重立たる役員等は拜謁忝ふし各々名刺を奉呈せり、驛々御停車の次第は同十時十二分熊谷驛着御同十時三十二分同所御發車にて零時一分高崎驛へ着御、此時樂隊の奏樂あり、尙ほ吉井社長の御先導にて同驛の便殿へ入御あらせられ此處にても群馬縣下百株以上の株主は停車場に排列して奉

迎せり、又列車に乘り込まれし內外の貴顯も皆休憩所に至られ夫より食堂に於て立食の饗應あり、同三時十分來賓一同乘車せられ續きて　聖上の召させらるゝや直に同驛御發車ありて午後七時頃上野停車場へ着御遊ばされ暫時便殿にて御休憩あらせられ直ちに式場へ臨御あらせられて勅語あり尙社長の御答其他の祝文等もあり右畢りて還幸遊ばさせらる此時奉送は總て奉迎の時と同じ、扨又吉井社長は御禮として直ちに宮內省へ參內せり、夫より招待の來賓株主等は盛んなる祝宴を張り歡を盡して散ぜられしは同九時三十分頃なるべし、當日は御着輦の頃より始終打上の烟火ありしが雨天にて遺憾なりき、尙ほ勅語奉答及び上野高崎兩驛式場の結構等は委しく明日の紙上に記すべし

（東京日日新聞第三七六三號　明治十七年六月二十六日）

○

○勅語　昨日登載せし鐵道會社開業式の記事中明日載すべしと云ひし勅語は左の通りなり

勅　語

日本鐵道會社員の協同力に依り東京高崎間鐵道成るを告ぐ玆に開業の式を擧け都鄙便を通じ遠近利に倚る朕奬する所なり

右畢りて直に還幸あらせられ夫れより佐々木工部卿は左の祝詞を述べられたり

明治十七年四月日本鐵道會社東京高崎間鐵道建築の功を竣る於是本月本日をとし以て開業の式を行ふ幸に辱く　聖駕親臨の榮あり蕪辭を陳べ以て之を祝す抑も該社の創設は十四年十一月に在て東京より青森に至る鐵道を敷設し以て大に國益を圖らんと欲す實に美事と謂ふべし而も此一線は十五年六月を以て着手し未だ二週年に至らずして成功を告ぐ是れ計畫の宜しきを得たると工事の勉めたるとに職由す夫れ海運陸輸以て其利便を開き百貨を交通し物產を增殖し衆庶をして其幸福を享けしむる所のものは經世の要務にて緩ふす可らざる所なり而て今旣に斯の如し高行敢て國家の爲に之を賀し併せて該社將來の大成を希望すと云爾

明治十七年六月二十五日

工部卿　佐々木高行

（東京日々新聞第三七六四號　明治十七年六月二十七日）

成島柳北氏逝く　（明治十七年十二月二日）

弊社の成島柳北翁は廣告欄内にも掲げし如く一昨三十日の前十一時墨上の家に死去せり、翁は近年病魔の肺胃を冒すありて起居常に安からず治を藥石に托するのみならず暑を香山に避け寒を熱海に防ぎ兼て苦腦を靈泉の清きに洗ひ憂悶を山海の渺かなるに遣り攝生の外他事なかりしも心氣の弓折れ呼吸の矢盡きて俄然此訃音を今日は聞かむとは社中の者と雖も實に思ひがけざれば看客諸君舊知の各位もまた同感を懷かるゝなるべしと察せらる、翁絶息して後座右の筐底より一小冊を發見せり、執て見れば葬儀を初め後事を遺示して一も闕く事なし中に自ら撰べる墓誌一篇あり、極めて簡短にして翁の履歴を知るに足れば之を左に掲ぐ

成島柳北君墓誌

君諱弘字保民、以二別號一爲二通稱一、奉二仕幕府一、歷任侍講兼實記編纂長步兵頭並騎兵頭外國奉行會計副總裁一、敘二從五位下一任二大隈守一、明治維新之際、辭レ職歸レ田、明治七年爲二朝野新聞社長一、專以二國利民福一爲二已任一、君以二天保八年二月十六日一生二於淺草邸一、以二明治十七年十一月三十日一歿二墨水宅一、葬二於本所小梅村先塋之次一、享年四十有八

翁の病は去る二十八日の夜より頓に劇を加へ役事を托するの暇なくして逝れたれば此遺示の小冊無りせば遺憾なること多からむに豫め此に見る所ありしは實に能く終りを知れりといふべきか、翁が生涯の傳の如きは速かに掲げまほしけれど悲泣の餘り筆澁り語塞がりて記するに堪へず、他日詳細に聞き得て必ず記する所あるべし

（朝鮮新聞第三三二二號　明治十七年十二月二日）

北海道廳設置さる　（明治十九年一月二十八日）

○（布告）第一號

北海道は土地荒漠住民稀少にして富庶の事業未だ普く邊隅に及ぶこと能はず今全土に通じて拓地殖民の實業を擧けるが爲に從前置く所の各廳分治の制を改むるの必要を見る因て左の如く制定す

第一

函館札幌根室三縣並北海道事業管理を廢し更に北海道廳を

置き全道の施設並集治監及屯田兵開墾授産の業務を統理せしむ

第　二

北海道廳を札幌に支廳を函館根室に置く

明治十九年一月二十六日

内閣總理大臣伯爵　伊　藤　博　文

奉勅　内務大臣　伯爵　山　縣　有　朋

農商務大臣　子爵　谷　　干　城

（東京日々新聞第四二五六號明治十九年一月廿八日）

○

北海道廳の設置

北海道を三縣に分ちて其治を施すの不利なるに由り更に一廳を以て全道を統理せしむべしとの閣議ありとは頃來吾曹が聞及びたる所なりけるが果して本月二十六日の布告を以て函館札幌根室の三縣並に北海道事業管理局を廢し更に北海道廳を置き全道の施政並に集治監及屯田兵開墾授産の事務を統理せしめ本廳を札幌に支廳を函館根室に置かるゝ旨を制定せられたり、其の理由は正しく布告の序に北海道は土地荒漠住民稀少にして富庶の事業未だ普く邊隅に及ぶこと能はず、今全土に通じて拓地殖民の實業を擧ぐるが爲に從前置く所の各廳分治の制を改むるの必要を見るとあるを以て明瞭なりとす

顧るに維新の後に北海道を置き開拓使をして全道を統理し年期を定めて以て開拓の事業開施せしめたる以後十年なりき明治十四年に至りて滿期と成り正に其の組織を更正せらるべきの時に當り拂下一條よりして世上の議論は一時に喧しく皆開拓使を廢して內地と同一なる置縣分治の利を北海道に行はれんことを望みたり、依て政府は開拓使を廢して更に函館札幌根室の三縣を設置し別に北海道事業管理局を置きて開墾授産の事務を掌らしめられたり、此の處置たる政府に於ては是の如くなれば以て全道の施政も行屆き拓地殖民の實業も極て擧るべしと信じ世上に於ても亦必らず其功績を見るに相違なかるべしと信じ所謂上下一般の輿望に出たる者なりと云はざる可からず、然るに右の分治の制を施かれしより四年間の實況を察するに頗る此望に齟齬せるの狀あるが如きものは當初にありては倶に豫期せざる所なりき、是れ親しく其局に當れる人の罪には非ず實は制定の然らしむる所に歸するのみ、夫

れ北海道の地たる其區郡町村の面積は(函館縣)五百十四方里五七(札幌縣)三千二百四十五方里五一(根室縣)二千三百卅五方里二八にて即ち六千九十五方里餘なれば凡そ日本全國の四分の一を領するに係らず其の人々は渡島、後志、石狩、天鹽北見、膽振、日高、十勝、釧路、根室、千島の十一國を合せて十九萬三千九百三十七人より多からず實に土地荒漠住民稀少なりと云はざる可からず、斯る土地に對しては凡百の施政自から內地一般の制に殊別することの不得止に係らず函館、札幌、根室の三縣を置きたる以上は諸務府縣の制に依るを以て敢て拘泥する所あるとには非ざれども爲に其の土地に應ずるの方法も行ひ難く又爲に其人情に適せざるの規則をも施かざるを得ざるの狀況なしとせざるなり、爾のみならず北海道事業管理局ありて授產興業の事を掌どるとは云へども是以て縣廳とは其の管轄を殊にするを以て動もすれば氣脈も通せず聯絡も繫はず或は手數の煩繁を加へ或は取扱の重複を要し事々に挌扞物々に支吾する所あるを免がれざること親しく北海道に見る所たり、此狀にては地方の政務も圓滑ならず拓地殖民の實業も擧らず縣治と事業と共に併せて其の目的を達せんことを期す可からざるなり、斯るべしとは當初上下の相俱に望まざる所なれば此上は更に北海道分治の制を更めて之を統理事業するの方法を計畫するの外にあらざるべし、是れ蓋し今日に北海道廳を設置せられたる所以なり

今や新置の北海道廳は全道の施政並に集治監及び屯田兵開墾授產の事務を統理するを以て其の官制に定められたる如く其廳には長官理事官屬官を置き警察官を置き郡區官を置き監獄官を置き技術官學務官を置き北海道長官は拓地殖民に關する一切の事務を總判し苟も一般の法律命令にして北海道に施行し難きものありと思量するときは其の意見を具へて內閣に上申することを得、又北海道に須要なりと認むる所の法律命令の案を具へ內閣に上申することを得とあるを見れば北海道廳は內閣の直轄にして其治は稍々殖民地に於けるが如く是よりしては自ら一般の內地に殊別あるべきを知るなり、抑も北海道は將來に於て大に饒富の沃土たるの望ありとは云へども前にも述べたる如く全道の人口は未だ二十萬に滿たず年々內地より移住する者は一ケ年に多きも一萬を出ず少きは二千に止まり、現に明治十六年の如きは男女を併せて五千五百三十

九人とあり夫さへ其の調査は年々來往する者に止り該道より他府縣へ往住する者の調を闕けば明治五年より今日まで幾許の移住人員あるか其の實況を詳にし難しとす、其土人所謂蝦夷人アイヌ種は往昔に在りては頗る繁殖せりとは聞けども年年減少し現時にては僅に一萬七千百五十人に過ぎず（明治十六年調）屯田兵は札幌郡の琴似村發寒村小鼻村江列村及び石狩郡の篠津村の五ヶ所に在りて其合計は戶數五百十戶兵員四百七十三人、家族の男女を合せて二千五百八十八人に過ぎず拂下地及下與地の反別は年々多分の如しとは見ゆれども現に北海全道にて四千百七十五町餘、畑八千八百八町餘、宅地千四百五十六町餘、山林原野及雜種地千百七十五町餘なれば北海道民有地合計は一萬二千六百十六町餘より多からず、其の拓地殖民の微々たる知るべきのみ、其の海產物は北海道の將て以て富源とする所なるも其價は有稅海產物四百四萬二千餘圓、無稅海產物五十八萬二千餘圓とあれば原價合計五百萬圓に至らざるなり、左ればこそ明治十六年に北海道輸出物品原價は海產物牛馬皮角材木菜氷其他諸品を合計して五百四十六萬五千餘圓に止り輸入物品原價は八百四萬二千餘圓を超過したり、如是の現狀を觀察すれば北海道の拓地殖民の實業未だ擧らず富庶の事業未だ邊隅に及ばざるや知るべきなり、之を棄て顧すと云はゞ夫迄の事なり、苟も之を擧及せざるべからずと知らば政府が各廳分治の制を改めて更に北海道廳を置かれたるは即ち其の今日に必要を見るが故たるを知るべきなり

（東京日日新聞第四二五六號、明治十九年一月二十八日）

知恩院の大騷擾　（明治十九年二月廿一日）

知恩院の騷擾　王法は朝暉の豐かに登る如くなるに佛法は早や桑楡に傾きたり、近來浮屠の行ひ漸やく紊れて護法の志薄く身に忍辱の衣を着ながら濫りに修羅の爭場を開きて自ら三熱の街に迷ふ彼の本願寺の葛藤未だ解けざるに知恩院の紛擾は益々甚しきを致し遂に法主を道に擁して脅やかし參らするに至りたるは前號の紙上にも記せしが其の後ち法主は不平徒の迫るに詮方なく改革斷行の儀を承諾して一先づ天性寺より知恩院に還り宗規に從て不平徒の內十餘名に五十日の謹愼を命じ末派の各寺へ爾後は屆なくして擅に集會するを禁じたるに不平徒は猶ほ其命を奉ぜず四十餘名再び天性寺に會して

何事をか議したりと云ふ、原來この不平徒なるものは法主に退職を進め參らして自ら法統を嗣がん事を望む者あり役僧の富貴を羨みて所謂彼れ取て代るべしの志を抱くものあり、盤根錯節に會はざれは莫邪の利鋭も知るによしなしと己が才名を世に知らせたさに殊更に搔き亂す者との三種より成り立ちたることなりと云へばたとへ彼等が望む如く改革を斷行するも其慾火は消し難かるべしとの事なり

（東京日々新聞第四二七六號　明治十九年二月廿一日）

○

知恩院の紛紜　濁世末法の世の中とは申しながら救世濟度を本務とする宗教家の中に動もすれば風波を生ずるはいとも嘆かはしき事にぞある、既に過日も本紙に報道せし如く知恩院門末々派の輩と同院執事との間に紛議を生じ果ては腕力もて門主を擁するに至りたるは實に同院一派の爲めには由々しき大事と申すべし、其曲直は孰れに在るやは局外者たる吾曹の眼には判斷し難けれども改革派は己がまゝ勝手よき事を言ひ觸らし又た書に綴りて報告と題したる檄文樣のものを末寺に配布し本山よりも亦た改革派の非を責め末寺を教諭するの告諭書を出し且つ說諭員を諸方に派遣して人心の鎭靜に從事せしめたり、吾曹は今や改革派の報告書及び同本山の告諭文を得たれば兩ながら之れを紙上に掲げて曲直の判斷を讀者に任かさんと欲するのみ、即ち改革派の報告書は左の如し

報　告

本山知恩院の事務上專恣横斷の處置ある事は昨年來集議所及び各部總代等の報告に由て明了なりと雖も本末從來規約に於て本山は其の己れを利するの部分は猶ほ之れを用ひ其門末の權利に屬する部分は悉く之を破棄したるもの丶如し其中最も奇怪なるもの二三を擧て我同門諸君の意見を問はんと欲す

一昨年七月京坂老分東上し親く本山貫首に忠諫したることは當時集會所の報告に記載せり、厥後本山貫首は同年十一月三十日京都一﨟當麻堅誠（天性寺）同二﨟勝締譽（春長寺）の自坊に到り同十二月三日大坂老分土方靈存（重願寺）清水禪純（專修院）の自坊に就き共に本山事務改正の事を内囑せられたり、依之同十二月六日京坂老分は相共に本山に到り其貫首の内意を領せり、又本年一月十五

日京坂老分再び本山に到り其改正の大綱を記して進呈す貫首は其臺可を表し檢印を捺せられたり、而して翌十六日以來本山役員等は貫首と老分を離間するの狀あり、同十九日夜に至り役員等は忽ち警官を聘し來り老分等を退去せしめんとすること數回なり、然れども老分は本山維持の爲め猶ほ進で貫首に言はんと欲する所あり、同廿一日午前一時頃に及んで貫首の意終に變じて俄に其內囑の事を取消されたり、於是京坂老分は其貫首の用意と役員等の措置を嘆じ同日午前三時本山を退く

一本月八日貫首遇々寺町天性寺に來駕し某殿下の內旨ありとて本末和議を媾ずべしと諭されたり、時に京坂老分及各部總代委員其他有志諸氏は天性寺に會同し更に進言せんと欲すれども事溫和を主とし一時貫首の命に服從せり而して貫首は誓書に花押し其違なきを表せられたり、依之京坂老分等は翌九日本山に出頭し前日の約に應じ本末一和の實を講ぜんとす、然るに本山貫首は其侍者をして傳へ言はしめて云々本末の間に於て固より和議を媾ずるの理なし、本來關係の事は須く法に依て處すべきのみと於是老分等は始めて前日の事貫首の欺罔に出るを知り猶一言せんと欲すれども役員等の擁蔽如何ともするなく終に又退きたり　（未完）

又た知恩院門主よりの告諭書及び事務長の添書は左の如し

番外　本部寺院僧侶

別紙門主より告諭の通り不日派出員出張候間篤と告諭の趣旨を領し翼贊致すべきは勿論に候然るに頃日德永覺定淸水禪純土方靈存勝諦譽以下違例の事件有之當審正局に於て夫々處分相成且本多靈堅外五名に對し各部總代集議所の名義を私稱し猥りに集合候儀不相成に付速に解散可致旨門主より命令有之就ては今後如何なる手段を以て門末を煽動せんとする者有之哉も難計候得共苟くも我門末僧侶たらん者は教學振起の一點に眼を注ぎ本山と共に鋭意其本分を盡し彼等名を宗門の改良に借り窃かに私意を逞ふせんとする者の爲めに瞞着せられ方向を誤る者無之樣可致此段及諭達候也

明治十九年二月十六日

知恩院事務長　虎岡覺眠

告諭

今更申迄も無之候得共吾が宗旨を隆んにし吾が宗教を弘めて自他の信仰を増し我が國民として止惡進善の道を悟らしめ我が政府の治化を翼賛して僧侶の本分を盡すべきは何れも能く承知せらるゝ通りにて追々政府の沙汰も有之殊に一昨明治十七年八月十一日の布達に依て僧侶の住職進退は其宗派の管長に委任せられ宗制寺法をも改定し內務卿の認可を受くべきとは深き御趣意のあることゝ存候就ては本山の道を盡し末寺は末寺の分に從ひ本末一致して吾が宗意を擴め吾が宗義を張るは勿論なるに如何なる思想の行違にや種々のことゞも申觸らし末寺の方向をも迷はしめたるものあるやに聞き及び夫く說諭の次第も有之候處中には未だ悔悟の情念不相見趣にて寔に難かは敷ことに存候何れも能く承知せらるゝ通り吾が宗教を隆んにし吾が宗學を興さんが爲め先年より度々大會議を開て其方法を定め又教學を隆興ならしむるには財務の開通を得ざれば自づから本意を達すべからざるにより其方法をも立たりしに圖らずも世間一般の不景氣とか申す有樣に出會ひ且は昨年の如き非常の天災などありて末寺なり檀家なり信徒なり幾十萬の中かには不幸を蒙りしもの等不少由に承り本山は夫れら不幸のものに對して救ひもし惠みをもしたく存じながら心ならずも行屆兼たる仕合にて實に耻か敷ことに候得共畢竟已むを得ざる都合は何れも推察せらるゝ所あるべし、斯く申せば末寺なり檀家なり信徒なり不幸を蒙りて本山は左まで難儀に及ばざりしやと聞取らるゝ人々もあらんが中々本山の難儀は得も言はれぬ程にて吾等は更なり役課のものは如何ばかりの苦心如何ばかりの焦慮もて本山の維持をなしつるぞかし、本山は斯る難儀をも厭はず日々の事務を執り行ひ吾が宗の爲めに設けたる大學校及び講究所の費途をも減ぜずして末寺僧侶の子弟を敎育し其成立を期するは別儀に候はず吾が宗旨を隆んにし吾宗教を弘めて祖師の恩に報ひ且は我が政府の意に體せんと欲するに外ならず、吾等此本山に住職するものは誰の恩ぞや即ち祖師の恩なり、吾等衣食するものは誰の恩ぞや即ち祖師の恩なり、末寺に住職せらるゝ人々も即ち祖師の恩に由るものにあらずや僧侶人々の衣食せらるゝものも即ち祖師の恩にあらずや、祖師の恩は海よりも深し祖師の恩は山よりも高し祖師の恩を受る此の如くなれば

吾等を始め末寺の人々に於ては僧侶の本分を盡して祖師に報ゆるの行を勤めざる可らず、又吾等の居る所は誰の土地ぞや即ち我が政府の土地なり、人々の衣食し居らるゝ所は誰の土地ぞや即ち我が政府の土地なり、苟くも我政府の下に居て我が國土に住するものは皆租税を納めざるはなし、啻に土地のみならず我が國民の業を營むものまた皆納税の義務あらざるはなし、然るを特に寺院僧侶に對して租税の義務なき所以は租税に優れる最大の義務を負ふものあるに由てなり、其最大義務とは前に述べたる通り宗教を弘め國民をして止惡進善の道を悟らしめ我が政府の浴化を翼賛するあれば吾等僧侶は現在に對しては國民に止惡進善を悟らしむるは勿論未來に在りては衆生を淨土往生に歸せしむるの大任あるものに候、去れば吾等僧侶の本分を盡すに容易ならぬことにて如何程盡しても盡し難き心地も候得共念々此に相續して勤行怠ることなく布教弛むことなくばなどか國民を感化し衆生を濟度せざらん、今日は吾等一身の難儀など申す時節に候はず實に吾が宗旨の爲め即本山の爲め即ち末寺の爲めを思ふ精神の切なるより此度本山詰の僧侶を派遣して吾等の心情を告んとするに臨み此一書を記し畢りぬ、人々深く吾等の申すことを了得せられ誓て祖師の恩に報ひ誓て政府の旨を體し各々本分を勉めらるべし、餘意は派遣のものに申含め置たれば猶直問有之度候也

明治十九年二月七日　知恩院門主

（東京日々新聞第四二七九號　明治十九年二月廿五日）

○

知恩院紛議（昨日の續）

一筑後善導寺主徳永覺定上人は昨年十二月下旬京都に來り偶ま本山衰弊の現狀を見て大に慨嘆し傍觀するに忍びず殊に其貫首と師弟の情あるを以て進で其事務改正の事を貫首に說かれたり、而して本年一月十二日に至り本山貫首は其事務改正の事を徳永上人に依賴せられたり、依之徳永上人は將さに其事に着手せんとするに當り本山役員等は務めて之を陷れ却て之を罰せんとす、夫れ善導寺主の如きは知恩院門末の第一位本宗二祖遺跡の住職たり、然るも猶ほ罪名を擬し之を傷けんと欲す、況んや其他を憚らんや嗚呼本山役員の毒を門末に流すること是に至り

て極れりと謂ふべし

一昨年十二月中より本山に於ては福井孝治（代言人に等しき業務を執ると云ふ）本莊一行江島半輔（共に未だ其業務を知らず）等の俗士を聘し或は改正掛として其事務に參與せしめ或は貫首の代理又は談判掛として門末に接せしむる等奇怪の行事あり、爲之偶ま本山に忠言せんと欲するあるも方外の身を以て其俗士に屈するを恥ぢ終に口を欲して止んのみ、嗚呼俗論與て俗士出で道義地に墮ちて妖氣山に滿つ誠に遺憾の極りならずや

一宗門公會を開くの事は我宗僧侶の夙に希望する所なり、我宗務所に於ては客年九月二十日二十一日同十二月十四日十八日及本年一月十三日等數回の協議に依り遂に之を開くに決し管長代理閣下は一月二十三日を以て宗內に公言せられたりと云ふ、而して其公告達文我本山知恩院より傳達したるものと增上寺等の四箇本山より傳達せられたるものと大半の相違あり、我等固より其眞僞を知るに由なし故に即今伺書を管長代理閣下に呈せり、未だ其指令を得ざれば何れが眞なるを知らず殊に怪しむべきは知恩院より發したる管長の公達は一通にして增上寺四箇本山より發したるものは二通なり

一公會議員選出法の事は我本山知恩院より傳達したる公告に準ずるも我等門末公選に由らざるを得ず、然るに知恩院貫首は其役員等の私選と定められたり、今增上寺の選擧法を見るに大要左の如し(詳に九項あり)

一管內一府十七縣所在寺院より議員十五名を選出すべき儀に付更に選擧區を定む(選擧區の事は今略之)

一各選擧區內に於て配當員數の議員を至急選擧投票せしめ本所へ屆出べし

一投票の開緘は總代五名を選び役員一同立會の上之を開緘し其多數の者議員たるを得べし

一本會は一宗の基礎を確定する非常大事件に付議員選擧方等必ず粗漏杜撰なるべからず

一會議費は一ケ寺定額金五十錢の內三十錢、期日(二月十七日)までに課出せしめ殘額は會議濟精算の上追徵すべし

又金戒光明寺等三箇本山の選擧法は大略左の如し(詳に八

項あり、三箇本山同轍なりと雖も今は黑谷の分に依て抄錄
す）
一議員は當山及知恩院精淨華院合して十五名の內當山末の
中より六名を選出すべきものとす
一當山末全面孰れの府縣孰れの地方を論ぜず議員適者の任
六名を公選投票すべし但本山及宗務所在勤の執事は之を
除く
一投票は本山法主の面前に於て執事及立合者三名以上陪席
開緘し其多數の者へ當選狀を發す
一本會は一宗の基礎を確定し本末の協和を維持する非常の
大事件に付議員等杜撰なるべからず
右抄錄するが如く增上寺等四ケ本山の議員選擧法は實に公平無私の方法にして管長代理閣下の正意に順するものなり
而して我知恩院の議員選擧法は左の如し
我宗會議々員は總代委員及び公選役員をして投票せしめ門末代議員の資格を以て登場爲致候
此の如く公會議員選出法の一點に付ても我本山知恩院と增上寺等の四箇本山とは其精疎公私天地の懸隔なり、其知恩院布達に所謂總代委員公選役員の事は已に昨年七月十六日報告したる如く其委員及公選の資格あることなし、今假りに百步を讓り其資格完全なりとするも總代委員等は其職務に制限あり固より我門末に代て公會議員を選擧するの權利なきものなり、依之各部總代委員は去月二十五日及本月五日の兩回願書を本山貫首に呈し又數回本山に出頭し其非を正さんと欲せり、然るに本山貫首は本月十二日に至り願意詮議し難き旨を指令せられたり、於是其翌十三日各部總代委員は京坂老分と連署し書を本宗管長代理に呈し公會延期及議員正選の事を請願せり
右は本山處置の擅恣なるもの二三を擧けたるに過ぎずと雖ども猶ほ以て其暴戾なるを知るに足れり、若し今日にして其改正を講ぜずんば啻に我宗祖の靈蹟をして原野に歸せしむるのみならず實に一宗の大害を惹起すべし、之に由て我等委員は同門僧侶諸君と共に飽まで本山事務改正を講ぜんと欲せり、嗚呼誠に我同門諸君は爲宗爲法不惜身命の本誓なり、若し今日にして其一臂を振ふにあらずんば將た何れの日を期せんや、幸に其有爲の資を吝む勿れ

本山事務改正の功を奏するまで本山に對する義務一切を拒絕することは昨年六月中已に各部總代の議決する所なり、今後一層其約を嚴にし本山の命令を奉ぜざるは勿論管長の命令と雖ども本山より傳達するものは輙く信ずること勿れ本年四月本山御忌出勤の如きも京坂門中に於ては既に出勤せざる事に決せり、各國同門諸君幸に其意を察する所あれ

右報告候也

明治十九年二月十五日

京都東山知恩院內源光院中

各部總代集議所

知恩院門末

各國出張所長及組長御中

同在國議員及有志御中

追　告

一昨年八月報告以後種々の事情有之候得共筆端難盡に付相略候

一本宗公會の儀に付ては本文記載の如く即今管長代理へ請願中に付追て何分の報告候までは公會々費課出の義御見合有之度候

一昨年七月中以來本山致居候特選委員は本年一月廿一日歸西す此旨御承知有之度候

（東京日日新聞第四二八〇號、明治十九年二月二十六日）

〇

報告書取消及び哀願　知恩院本末の間に苦情を生じ其の改革黨より本山を詰責したる報告書を發したるに附き本山よりも告諭を發したる事及び其報告々諭兩書は去る二月二十五日の本紙に掲げたるが其紛爭も漸く鎭りたるものと見え改革黨より左の廣告及び哀願書を本山に提出したるよし、今ま其寫を得たれば左に掲げて風波の鎭靜に及びたるを祝す

廣　告

今般別紙の通本山に對し哀願書奉呈候條曩きに報告の件は於拙者取消候因て此旨更に及報告候也

明治十九年三月十六日

築後國善導寺住職

德永覺定　印

紀伊國永正寺住職

保證人　奥了寅　印

哀願書

曩に誤て改正見込案を作り因て
門主閣下に要請することありて其所爲不正不實に悟り爲めに違例科に該り猶ほ剰へ
門主閣下に對し奉り不歸依云々と副書せし段實に
門主閣下の大恩を忘却するのみならず御本末間に於ける萬般の妨碍とも相成り候儀と深く悔悟の念に不堪候就ては
御門末に對し曾て報告仕候廉は別紙の通取消し廣告を爲し悔悟の實效を表し候間特別の御慈裁を以て前罪御赦免被下度此段奉哀願候頓首九拜

明治十九年三月十六日

筑後國善導寺住職　德永覺定　印

紀伊國永正寺住職

保證人　奥　了寅　印

（東京日々新聞第四三〇四號　明治十九年三月十六日）

帝國大學令公布さる （明治十九年三月三日）

勅令

朕帝國大學令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治十九年三月一日

内閣總理大臣　伯爵　伊藤博文

文部大臣　森　有禮

勅令第三號

帝國大學令

第一條　帝國大學は國家の須要に應ずる學術技藝を教授し及其蘊奥を攻究するを以て目的とす

第二條　帝國大學は大學院及分科大學を以て構成す大學院は學術技藝の蘊奥を攻究し分科大學は學術技藝の理論及應用を教授する所とす

第三條　分科大學の學科を卒へ定規の試驗を經たる者には卒業證書を授與す

第四條　分科大學の卒業生若くは之と同等の學力を有する者にして大學院に入り學術技藝の蘊奥を攻究し定規の試驗を經たる者には學位を授與す

第五條　帝國大學職員を置く左の如し

總長　勅任

評議官

書記官　奏任

書記　判任

第六條　帝國大學總長は文部大臣の命を承け帝國大學を總轄し其職掌の要領を定むること左の如し

第一帝國大學の秩序を保持すること

第二帝國大學の狀況を監視し改良を加ふるの必要ありと認むる事項は案を具へて文部大臣に提出すること

第三　評議會の議長となりて其議事を整理し及議事の顚末を文部大臣に報告すること

第四　法科大學長の職務に當ること

第九條　評議會は便宜に從ひ帝國大學若くは文部省に於て開設す

評議會の議に付すべき事項左の如し

第一　學科課程に關する事項

第二　大學院及分科大學の利害の鎖長に關する事項

第八條　評議官は文部大臣各分科大學教授より各二人を特選して之に充つ

第九條　評議官は五箇年を以て任期とす任期滿つるの後時宜に依り更に勤續を命ずることあるべし

第十條　分科大學は法科大學醫科大學工科大學文科大學及理科大學とす

法科大學を分て法律學科及政治學科の二部とす

第十一條　各分科大學職員を置く左の如し

長　（奏任）　教頭（奏任）　教授（奏任）

助教授（奏任）　舍監（奏任）　書記（判任）

第十二條　分科大學長は教授より特選して之に兼任す

分科大學長は帝國大學總長の命令の範圍內に於て主管科大學の事務を掌理す

第十三條　各分科大學の教頭は教授より特選して之に兼任す

教頭は教授及助教授の職務を監督し及教室の秩序を保持することを掌る

第十四條　各分科大學の教授助教授の人員は其學科の輕重及學生の員數に應じて別に文部大臣の定むる所に依る（右本

年三月二日官報）

（東京日日新聞第四二八四號、明治十九年三月三日）

傳話機の試驗　（明治十九年三月二十三日）

傳話機の試驗　去る二十日東京鎭臺にて野津中將が先年歐洲巡廻の際獨逸國にて購ひ歸られし傳話機を試驗せられしに實に良機にて一室內に聞取れざる程の言音が數里の遠きに達して分明なりといふ

（東京日々新聞第四三〇一號、明治十九年三月二十三日）

馬場辰猪大石正已氏等の無罪宣告　（明治十九年六月三日）

馬場大石兩氏裁判落着

有罪か無罪かとの問題につき世間にて待設け居たりし馬場大石兩氏の公判判決は昨日宣告せられ全く無罪と決せられぬ我が法廷の公明なる事吾輩が豫期に違はず滿足する所なり

東京輕罪裁判所云渡書

東京府京橋區日吉町一番地竹內長四郎方同居

士族訴訟鑑定及著述業

被告人　馬　場　辰　猪

三十五年八ケ月

東京府神田區駿河臺南甲賀町十三番地寄留

高知縣吾川郡御畳瀨村三十九番地士族

無職業

被告人　大　石　正　已

三十一年二ケ月

右被告兩名に對する公訴は被告等は明治十八年十一月十六日午後二時頃神奈川縣横濱區外國人居留地四十八番館英國商人ジエームス、ピー、モリソン方に至り「ダイナマイト」を注文し而して其目的の治安を妨け又は人の身體財產を害せんとするに非ることを證明する能はざるものにして即ち明治十七年第三十二號布告爆發物取締罰則第六條の罪を犯したりと云ふにあり、玆に證據書類を朗讀せしめ自ら出廷したる英國商人モリソンの陳述被告等の中立檢察官及び被告辯護人等の辯論等を聽き之を審案するに被告等は爆發物を買入るゝの意を以て明治十八年十一月十六日神奈川縣横

濱外國人居留地四十八番館英國商人ジェームス、ビー、モリソン方に至り同人に面會し先づ「プラスチング、チエラチーン」及び「ダイナマイト」の效用使用方法及び代價を問ひ其見本の一覽を求め而して買入を要するは「ダイナマイト」五十磅入一箱位にして其目的は鑛山用に供するに在る旨を告げ次ぎに買入の談判を爲さんとするに際し其氏名を問ふを以て被告馬場辰猪は東京市神田錦町二十三番地テー松井、被告大石正已は東京麴町上二番町三十五番地ケー高田と詐稱し猶引續て爆發物賣買の手續を問ふにモリソンは爆發物の出庫引渡を求むる爲神奈川縣廳へ差出すべき願書式紙を示し且其賣買には總て日本政府の規則に從ふ旨相答ふるを以て被告等はモリソンに對し日本政府の法律規則を遵奉せざるを得ざるや否を相尋ぬるにモリソンは尙前言の如く相答到底賣渡方を掛合ふも其效なかるべきを察し其儘モリソン方を立去りたるものと認定す右は被告等が警視廳第二局當裁判所豫審廷及び當公廷に於て申立並にモリソンが神奈川縣廳に差出したる陳述書及び當公廷に於ての陳述等に照し其證憑十分なりと雖も爆發物取締罰則第六條は注文を爲したるものを罰するに止り其豫備の所爲を罰するの明文なし、而して本件被告等は爆發物の注文即ち賣渡方の掛合をなしたりと認むべき有形上の證憑充分ならず因て治罪法第三百五十八條に照し各無罪とし放免するものなり

但馬場辰猪の家宅にて押收せる書簡二通は辰猪へ大石正已の家宅にて押收せる書籍目錄日本協會創立主意書同略表國友會員名簿及び書簡四通は正已へ横文の名刺一葉はモリソンへ各々之を還付す

右檢事補川淵龍起立會宣言す

明治十九年六月二日東京輕罪裁判所に於て

判事　葛葉正道

書記　山本昌則

（東京日々新聞第四三六三號　明治十九年六月三日）

グランド將軍の遺著五十萬弗の印税を突破　（明治十九年四月三日）

故グランド將軍の出版利益

故グランド將軍の遺著南北戰爭史は最も米人の高評を得て

夥しく賣り捌けたる由は前號の紙上にも記したるが其利益は最も夥しく既に過日出版第一週年目に達したるに依り出版書肆ウエブストル商會より其賣上げ高を計算し其中よりグランド將軍の未亡人に利益配當として二十萬弗の振出し手形を贈りたり、其手形に添へたるウエブストル商會よりの書翰に曰く

拜啓本日は丁度故グランド將軍と本書出版の契約を爲したる日より一週年期に際するを以て其第一篇の賣上げ高を計算せり、此期に於て其約束に遵ひ利益の部分を貴婦人に贈呈するを適當なりと思考し二十萬弗の手形を差し出し候間御領手被下度候尤も此外尚ほ相納むべき金額は有之候へ共未だ全く取集め可申候に付先づ集りたる分の利益より其配當のみを差出し申候第二篇發兌に至り候はば向一ヶ年の間に納むべき金額は合計四十萬弗以下には決して下り申すまじく或は、五十萬弗にも達し申すべきかと存候先づは右要々のみ草々如此に御座候

ウエブストル商會

ジユリヤデーグランド夫人座下

假令有名なグランド將軍の遺著なればとて出版後僅に一年の間既に二十萬弗の利益を遺族に配當するを得二年にして殆んど五十萬弗の利益を配當するを得るの見込あるは實に未曾有の大當りと云はざるべからず、且つ故將軍が此書を著はされしは彼のグランドエンドワルド會社の損失の禍に際し概ね資産を傾け又其身も健康を損して閑地に休養せられし時なりければ此著述は一は利益を收めんとの目的なりしが斯る大利あるべしとは將軍も自ら期し玉はず曾て夫人に語られけるに決して出版家ウエブストルが言ふ言を信じて餘り望を此の書に置き給ふな、左程利あるべしとは思はれずと申されたりとか、然るに今日此結果を得たるは豫想外と云ふべし、古來著書出版に巨利を博したるは英國有名の史家マコーレイ君が英國史を著したるに其利夥しく出版者より第一回の拂ひ込みとして十萬弗を受けられたる事、又同國有名の小説家スコット君は十年の間に筆頭五十萬弗の利を得たることありしとは尤も著しきものとす、然れども未だ一年にして二十萬弗を得二年足らずして五十萬弗に達すと云ふは古今無比なりと云ふべきなり　（東京日々新聞第四三一一號　明治十九年四月三日）

金玉均國外追放を命ぜらる

(明治十九年七月二日)

韓客金玉均氏立退きを命ぜらる

我が讀者諸君は本日の雜報欄内に於て韓客金玉均氏の身上に關する許多の記事を見るべし、金氏は朝鮮の名族にして夙に有爲の材略を懷き其國の萎靡振はざるを見て日夜之を振起作興する所以の道を思ひ鞠躬盡力至らざる所なかりき、殊に數年前我が日本に遊んでより我が制度文物を慕ひ且其の有爲活潑にして緩急深く結托するに足るべきを知り乃ち意を決して萬事日本に賴んで其國の開國を圖るの主義を定め一意見を固守して渝らず爲に日本黨の名を得て頗る支那黨の疾惡を被れり、氏にして苟も節を變じて支那黨の歡心を買はば富貴顯榮固より圖るに足らず韓廷第一流の位地を占めて内外の敬重を受けん事掌を反するよりも易かるべきに氏は百難を排して確乎當初の志を守り漸次日本の文明を自國に移してあはれ一たび頑固黨の迷夢を覺まさんと欲し從横計を運らして須臾も怠る所なかりしに時期未だ熟せざるにや忠義の志徒らに勞して毫も其目的を達する能はざりしかば義憤抑ゆる能はず一朝策を決して武力もて其政府を顚覆し取て代らんと欲するに至れり、是れ唯だ權勢を貪るの致す所乎、抑も又國家を開明の途に導かんと欲するの致す所乎世間自ら定論の在るあり、余輩今ま之を喋々する事を要せざる也

明治十七年十二月金氏の一黨が京城に於て斷行せんと試みたる劇變奏効せず改革黨皆十賊名を負ふて其逮捕甚だ急なるや金氏等數名身を萬死の中に脫して我が日本に來り以て政府人民の好意に賴らんとせり、我が政府と人民とは金玉均氏等の來住を拒まざるのみか之を保護し之を優遇し以て彼が屬望を全ふし以て國際公法の定例を履行せり、明治十七年末以來今日に至るまで我が政府人民の保護と好意とに依て安全の生計を導く事を得たるは金氏の容易に遺忘する能はざる所なるべし、我が内治外交に妨害なき以上は長く政治犯たる金玉均氏等に與ふるに清閑の自由を以てせんことは我が官民の共に欲する所なるべしと雖も不如意は世事の常態にて今や之に立退きを命ずるの止むべからざるに至れるは遺憾の極に非ずや是より先き金氏の我國に來奔するや朝鮮政府は毫も懷を安ん

ずる能はずして數々其引渡を請求せし由なるが常事犯人と雖も其來奔するに方りて之を引渡すと否とは其潜匿國の權内に在り況してや國事犯人を引渡さゝるは國際公法の定例なれば我が政府は斷然韓廷の請求を拒絕したり、然るに支那朝鮮の兩政府は我が政府が國際公法の定例を履行するを見て之を至當至正の事とはせず却て何等かの野心を抱藏するが爲に金氏等を潜匿するものと妄斷し日本に向て不快の感覺を起すに至れり、是等の誤ち彼に在て我に在らずと雖も尙ほ當局者の度外視すべき所に非ず

(郵便報知新聞第四〇一八號　明治十九年七月二日)

○

韓客金玉均氏立退きを命ぜらる(續稿)

一昨年末に於ける京城の事變に關係せる朝鮮人にして我日本に來奔したる者は獨り金玉均氏に止らずと雖も氏は該事變の發頭人なるのみか活潑有爲の我略を懷き人をして氏は長く無爲に安んずべき者に非ずとの思想を起さしむ、是に於て乎淸韓二國政府の氏が擧動に注目する事甚だ周密にして絕へず氏の再び叛亂を朝鮮に起さんことを憂ふるに至れり、抑も與國の政治犯罪人來奔するに方て之を潜匿するは國際公法の定例なるが故金氏等の一類をして安全に生活することを得せしむるは至當至正の事のみ、固より惡意を淸韓二國に挾むが爲めに非ずと雖も旣に之を潜匿せしむる以上は之を保護し之を牽制して再び政治犯を爲すの準備を整ふるが如き事なからしむるを要す、我が政府若し他國より來奔せる政治犯罪人の再び叛亂を企つるを傍觀して之を制止せずんば是れ與國に對するの交義を全ふする所以に非ず國際公法は斯る行爲を認め違法不當の行爲と做す也、故に金玉均氏等の一類若し再び朝鮮政府を顚覆せんと欲して其準備を整ふるが如き事あらば我政府は必ず之を制止して我の交親國たる朝鮮に對するの交義を全ふせざる可らず、之を制して尙ほ聽かず叛亂を企つるの事明確なるに於ては我が法律を以て之を處分するを得べし、朝鮮國王の臣民は我が日本に於て治外法權を有せず却て我法律に服從せざる可からざるの義務を有するが故金玉均氏等若し再び亂叛を朝鮮に起すの計畫をなし其證據明確なるに於ては我が日本の臣民にして同事を企てたる者を處すると同一の法律を以て之を處分するを得べし、蓋し政治上の罪を自國に犯

して他國に奔り其政府人民の保護と好意とに因て安穏の生計をなす事を得るは犯罪者其人に取ては深く肝に銘じて忘る可からざる恩惠なるが故此恩惠に對しても謹愼の生活を導かざる可らず、身を自國に容るゝ能はず僅に他國の保護に因て其生命を全ふしながら其生命の親とも云ふべき邦國をして怨を自國に買はしむべき擧動をなすは恩に酬ゆる所以に非るなり

夫の金玉均氏は恩に酬ゆる所以を思はず却て再び朝鮮政府顚覆の計を運らして我政府と清韓二廷との好意を毀傷すべき措置を施さんとしたる乎、彼れ若し之を爲さんとして其證據十分ならば我れ固より金氏を我が國法に問ふの權あり、復た何の躊躇する所あらん、政府の我が國法を以て之を處分せざるを見れば金氏も未だ朝鮮政府襲擊の準備をなすに至らざりしを證すべし、果して然らば我政府は何故に立退きを命じたる乎、余輩の傳聞せる所によれば清韓二國の官民は我の金玉均を潜匿せしむるを見て頗る不快の感覺を起し多少彼我の交情を傷つくるの恐あるのみならず頃日韓人池運永なる者自ら國王の勅命を帶びたりと稱して日本に來り東京横濱の間を往來して頻に金玉均を窺へり、金氏は池運永が國王の勅命を帶びて已れを暗殺せんが爲に來れるを探知し其證跡を擧けて保護を我が政府に請ひしかば當局者の明敏なる直に命令を下して一方には金氏の保護に注意せしむると同時に又一方には池運永の擧動を探らしめたるに怪むべき事跡も少からざりしと見へ朝鮮政府に向つて果して池運永に何等かの命令書を與へたるや否やを問へるに該政府は決して左ることなしと答へたるが如し、是れ當然の返答にして假令金玉均刺殺の訓令を與へたりとするも之を公言する能はざるや將た又池運永の擧動にして眞に怪むべき者ありて金氏を刺殺せんと欲するの證據明白なる時に我國より之を防制せざるべからず、我が政府の池運永を送還したるは其惡謀を制止せんが爲なりしなるべし斯くて池運永の惡謀は之を未然に制止する事を得たりと雖も未開國の常として如何なる狂暴の徒輩再び出でゝ金氏を害するの企てをなすやも圖り難く萬一金氏我國に於て韓人の爲めに殺傷せらるゝが如き事ありては本人の不幸は云ふに及ばず我れと朝鮮との間に於て多少の紛議を生ずべき恐なき能はず是れ當局者の深く注意すべき所にして今回金氏に立退きを命じたるの一大原因蓋し此に在る乎

池運永が勅令を帶び金玉均暗殺の爲めに來れりとの說は幸にして虛傳に屬せるが如しと雖も今や假りに之を實說なりと定め又其目的を達したりと想像し而して其結果如何を考察すれば甚だ憂ふべき者なきに非ず、前にも說けるが如く朝鮮人は我日本に於て治外法權を有せざるが故勅令を帶びたる密使と雖も我が國法を犯して金玉均を殺傷すれば我直ちに捕へて之を刑法に問はざるを得ず、而して我國法を犯したるものは朝鮮國王の密使にして之を犯さしめたるものは卽ち與國の君主なりとすれば之が爲に多少彼我の交情も傷けざるを得ず、單に交情を傷くるに止らば事尙ほ可なりと雖も余輩竊に二國の葛藤を生ずるに至らん事を恐るゝ也、蓋し他國の政治犯罪人來奔するに方て之に適當の保護を與ふるに我の權利に在りと雖も我れ固より之を潛匿せしめざる可からざるの義務あるに非ず、我れ若し來奔者を潛匿せしむるを不利とせば何時にても之に立退きを命ずるを得へん、又政治犯罪人他國に逃亡するに方つては何れの邦國も皆該國政府に向て該潛匿者を防制して叛亂の計畫を爲さしめざる丈の處置を要求するの權利ありと雖も此權利の極所は唯該犯罪人を安全に他國に逐り出さんことを請求するに止まる之が引渡を要求するを得ざる也、且逐り出しを求むるの權利とても潛匿せる邦國先づ犯罪人が其の本國に對して惡謀を運らすことを制止する能はざるの事實を明示するの後に非ずんば之を使用する能はざる也、我が政府は固より金玉均氏等が其本國に對して惡謀を運らす事を制止する事能はざる者にあらず、韓廷何ぞ我に向つて金玉均氏を他邦に逐出さん事を請求するの權利あらんや知るべし、今回金氏に立退きを命じたるは淸韓二國の請求に因るに非ずして我れ自ら金氏を留るの內治上に外交上に不利なるを知れるが爲なることを、然りといへども世間或ひは論ずる者あらん、金玉均等を潛匿せしむるが爲めに生ずべき影響は其の初めに於て容易に洞見するを得べき筈なるを之れを其初めに看破する能はずして今日俄かに立退きを命ずるは我が外交政策に一定の主義なきの嫌ひあり、且つ之をして依然日本の領域に留らしむるも何に程の事やあるべき、戰々として之れを畏るゝは我が勇斷果決を與國に示すの所以に非ざるなりと、是れ亦一說として見るの價値ある者なるべし(終)

(郵便報知新聞第四〇一九號　明治十九年七月三日)

○

金玉均を論ず

日本政府が朝鮮の亡命者なる金玉均に關して現に施したる處置は以て千八百八十四年の京城事件の終局となるに至るべきか、金玉均は其煽動號令せる大謀の失敗以後當國に遁逃せる者の一人なるが萬國公法は政治上の激動に伴ふべき慘暴の適度を示さゞれば其の當否固より明斷すべからず、當初金玉均の長崎に遁れ來るや高官六七名を刺殺したるその手は尙溫度を失はざる程にて日清韓三國交涉の紛議は素と金玉均氏の擧動に出でたると亂後直に長崎に遁れたるとの事實とは淸韓兩內閣をして甚だしき嫉惡の念を生ぜしめたり、是を以て北京京城兩政府よりは幾回となく金玉均引渡の事を日本政府に求めたれども同政府に於ては此要求を拒絕し一たびは兩政府の好意を失はんかと見受けられぬ、日本政府は固よりこの亡命者の安全を保護すべき理由あるものに非ず、啻に然るのみならず金玉均の擧動は日本に對しても大紛の原因となり且其遁逃を許せるの好意は却て日本の眞意につき他邦をして有害なる臆說を成さしむるに至れるなり、淸韓二國は外交の德義上の位階に於ては政治上の便宜を頓着せざるが如き進步をなす者にあらず故に二國の政治家が日本の金玉均に對する情形を見て直に之を前時の密約の結果なりとするに至れり、日本政府は淸國の猜疑心を滅せん爲め且つは金玉均の在留に因て起れる責任に鑑みて稍々之を見棄んとするの感を發すべき筈なれども政府は更に斯る意志を表明せず淸韓二國の要求は斷然之を拒絕し且つ日本政府は東洋諸國にして公法上の權利を西洋諸國の手より求めんとの意あらば先づ相互の關係に於て此の權利を尊重せざるべからずとの丁寧なる注意を以て二國の要求に答へたり、斯くして金玉均は安全に東京に滯留し又意志の自由ならざるよりは寧ろ機會の乘ずべきなきに因りて靜寧に滯留し居り殆んど公衆の注意を惹くなきに及べる處昨夏日本に匪謀を企つる者ありて再び公衆の注目する所となりしなり、金玉均が直接に此企てに關せしや否やに付ては別に確證の見るべきものあらざれば之を辯ずる能はざれども兎に角其の日本に在留する事が朝鮮を以て有爲の場所と想定せる日本の輕急なる激徒を奬勵するに至れることは明白の事實なり、此徒黨事件は日本警察官の鋭敏に依りて未發に止められ

たれども馬鹿らしくも京城にては之を大事變の如く誤認し一時大恐慌を起し恐らく金玉均に對する敵愾心を再燃せしむる迄に及びぬ、乍去此事は不分明の廉多ければ之より更に近時の暴狀如何を査察せんに殆ど六週間前に韓人池運永と云へる者日本に渡來したるが傳ふる所に依れば此者の目的とする所は奇妙にも其行爲と齟齬する所ありき、同人の渡來するや遂に金玉均の朋友三名及同亡命者と親密の關係を結ぶに至れり一說に同人は金玉均の朋友を味方にせん爲求めて此の關係を結べりと云ひ又一說に金玉均の朋友は同人に疑を抱いて其信を得んと我より進んで交際を結べりと云へるが此親密なる關係の結果として此韓人は何處にても出會せし場所にて金玉均の生命を絕つべしと云へる韓王の勅狀を携帶せりとの事實を發見せり、金玉均の朋友は右の勅狀を取り收め得たりと雖も其後金玉均の現はせる二通の寫しは本狀の有無を疑ふに重要なる不都合の廉あり、尙又刺客の勅狀を取り其目的を發見せる以上は其交際も自然阻隔すべき筈なるに金玉均の朋友と刺客との交誼は毫も以前に異るなかりしは怪むべきなり、然れども金玉均は自ら刺客の難ありとして私かに東京なる大臣の仁愛を得んと勉めたるが此の刺客にして日本の邦內に行はれんには忽ち政治上の紛擾と人民の激昂とを生ずべき筈にて其筋に於ては池運永の日本に滯留するの目的について韓廷の報告を得んことに着手したるが韓廷よりは同人は右刺客に關する勅狀を携帶する者にあらずとの回答あり、同時に韓廷は同人に向つて歸國の命令狀を發したり、是に於て日本政府は向後金玉均が日本帝國若くは日本に近寄り得べき所に在留するは內地の平和及外國の關係について患害の原因をなすものなりと考定し終に金玉均の退去を實行せんとの決意を取り左の訓令を公布したり

千八百八十六年六月十二日　東京內務省

警視總監府知事縣令宛

朝鮮國民にて國事上のことより彼國を遁亡せし金玉均は目下日本帝國內に住居せり

日本皇帝陛下の政府は日本皇帝陛下の領地內に右金玉均を住せしむることは日本皇帝陛下の政府が親睦修好の交を爲す朝鮮政府に對して妨害あるのみならず、日本帝國の平和靜寧及安全を危ふすべきものなりと信ずるの理あるを知れ

り

故に今余は余に委任されたる職權を以て此訓令を發する日より十五日間に日本皇帝陛下の領地より立去り且此の命令の廢棄せらるゝまで右領地外に留るべきことを金玉均に命令せり、右に付余は汝等に命令委任するに右に揭けし諸官吏又は汝等が此訓令謄寫を金玉均に附して此命令を實施することを以てす、尙又汝等に右十五日の期限經過するも金玉均の尙ほ此帝國を立去らざる事あらば捕へて拘留すべき權利を附與す、就ては精々速に日本皇帝陛下の領地より金玉均を追放するの手段を爲し訓令の目的を遂行すべし

內務大臣　伯爵　山　縣　有　朋

日本政府が右の如き訓令を發したるは正しく萬國公法に依て定められし權利を實行せし旨にて歐洲各國にても既に屢々行ふ所たるは今更云ふに及ばざれども然れども斯まで苛酷に出でるも可ならんと思はるゝものあるなり、其の故は若し金氏が訓令に定められし日限內に米國又は歐洲に旅行するの準備を爲さば望む所の目的を達し得べければなり、實に氏は桑港に赴くの機會ありしなり、併し推察する如く萬一氏は危險の足下に生ずるをも顧みず尙ほ日本に留らんとするに於ては其時こそ日本政府は氏を追逐するの任あるものなり、此故に氏を何邊に逐ふべきやの問題に至つては頗る困難を極むるなり日本汽船の寄航する地方に送らんか是れ爲し難きことなり、然らば上海又は朝鮮に上陸せしめんか氏の運命は必ず測り知るべからず、然らば浦潮港とせんか淸人をして益々嫌疑の念を熾んならしめん、此等の事情あるを以て日本政府は果斷の處置に出でしなり、然るに十五日間の猶豫は本月廿七日を以て既に盡きたるに金氏は更に其命令を奉ぜず橫濱のグランドホテルに在りしかば神奈川縣令は訓令の趣意を奉じて氏を逮捕し氏の爲に備へし家に拘留して此後の行先を定む可き旨を說論し併せて何事をか告知したりと云ふ、余輩は故ありて此處に詳記せざれども氏にして若しその告知を容れば此の求むるの所の者は悉く給せらるべしとの事なり金氏果して孰れを選びしや余輩は之を知らず兎に角日本政府の行爲たる記するに足る者あり金氏が日本に在る限りは氏を保護して無法の暴害に罹らざらしめんとせしことは著名なる職分にて日本政府は能く之を履行したり、今又氏を日本に住せしむる時は輕躁

の徒或は依て無謀の擧を爲し且つ國際上云ふべからざるの困難を醸さんとの懸念にて氏を他邦に移さんとするは亦著明なる職分なりと云ふべし、凡そ獨立國たる者内安寧を害せず外友國の交誼を傷けざる限りは逃亡人に對して潜伏特許を與ふるの習慣なるが日本政府は其の偏見を棄てて以て其の職分を全うしたるは余輩の欣然に堪へざる所なり

（横濱メール抄譯）

（郵便報知新聞第四〇一八號　明治十九年七月二日）

○

金氏立退の猶豫

金玉均氏が我國立退きの事につき昨日或る慥かなる向より承知したる所に據れば同人は去月中旬に立退を申渡され最早其期限滿ちたれば神奈川縣令より速に立退く可き旨を談ぜられし處何國に赴くも旅金に差支へるゆゑ三四萬圓の金策の出來得る迄猶豫を與へられたしと嘆願したるに付内務大臣より來る十三日までの猶豫を與へられたり、是より先き朝鮮政府よりの命令書を携へたる池運永といふ者我國に來りし由にて其者は金玉均を殺害するとか或は負傷せしむるとかの意ある趣を我政府に於て確と認められ打棄て置かばいかなる珍事を引起して朝鮮との交際を妨けんも圖り難く又此後とても金氏が留住の爲め何等の不都合を生ぜんも知るべからずとの懸念より遂に立退きを命ずるに至れるなりと云ふ、抑も金玉均をして我國を立退かしむるも亦立退かせざるも一に我政府の主權にあることにて決して朝鮮政府の自由になし能はざるは勿論にて之を命じたるは敢て朝鮮政府より使者の來りしが故には非ずと聞けり、又昨日横濱より來りし人の話しに金玉均は多分今明日出帆の郵船に搭じて米國へ赴くべしとの風聞ありと

（郵便報知新聞第四〇一八號　明治十九年七月二日）

○

金玉均氏は拘留せられたり

横濱二十番館グランドホテルに潜み居たりし金玉均氏は昨二十六日神奈川縣令の爲に拘留せられたり同氏立退きの期限は既に經過したるに其の拘留を今日まで延引せられたる理由を聞くに右グランドホテルは佛人の所有に係れるを以て其館に就き拘留するには佛國公使の承認を要せざる可からず、然

るに本件は一種特別な事件に就き佛領事も獨斷にて之を承諾することは能はざりしと見え當地なる佛公使へ上申して其の訓令を乞はれたり、同公使にも何等思考せらるゝ處ありけん外務省と數度往復の後ち漸く一昨二十五日一定の訓令を領事に達せられしに依り領事も承諾ありて彌々昨日同人を抑留せられしなりと傳聞せり

（東京日々新聞第四四〇九號　明治十九年七月二十七日）

○

金玉均氏

秀鄕丸の便を以て去る九日金玉均を小笠原島に移されたる事は已に昨朝の紙上に報道したる如し、此事に關しては外國人も注意したる次第と見へて一昨夜の横濱ヘラルド昨朝のメール兩紙とも其顚末を記載したり、其中には吾曹が未だ記さゞる廉もあれば之を報ぜんにメールの言ふ所に據れば初め金玉均氏が米國に赴かんと思ひ立ちて其費用を得るの途なきに苦しみたる時に米國の宣敎會は（ミツショナリソサイティ）同氏を基督敎徒たらしめんとの目的を以て年限を定めて同氏を引受け保護すべしと申込みたるに金氏は其保庇の恩義よりして外敎に入れる場合あらんことを慮りて之を辭したり、宣敎會にては同氏が基督敎に歸依するもせざるも隨意にて敎會は固より之を主眼として保護するには非ざる旨を諭したりしも金氏は固く執りて動かざりしと云へり其後米國行の才覺も行屆かざるより遂に伊勢山なる三井の別莊に拘留せられたるに及びて日本政府は其筋の官吏をして本月一日を以て金氏に諭すに早く退去すべき旨を以てし若し同人が愈々來る三日に出帆の郵船にて米國にも赴くべしとならば同人及び隨行員の乘船切符をも都合して與ふべしとまでに諭され加ふるに日本の紳商數輩は同人の爲めに醵金をなし海外にて滯留に差支へなき程の金額を集むべしと申聞けたる事あれ共金氏は何の見る所ありてか三日出帆の郵船にて米國に赴く事を肯ぜざりき斯くて三日の郵船にも乘後れたれば内務大臣より去る五日を以て金玉均の拘留の場所を小笠原島に移すべしと達せられたるに至り金氏は之に不服を唱へたるのみならず剩さへ某の外國人の愚かなる忠告に從ひて各國公使に書面を送り小笠原島に移さるゝことは前の訓令に違背したる所爲なりと辯駁して公使の干渉を願ひたれども（此書面の譯はヘラルド新聞に記載

したれども右の趣意に外ならざれば譯出せず）各國公使の與り知るべき事に非ざれば更に其効を見ざること勿論なり、斯くて六日午後四時に至りて官吏より愈々秀鄕丸に乘込むべき旨を達したる時にも金氏は尙ほ其命令に不服と延期とを歎願したりけれは其筋にては日本を退去さへすれば差支へなきに付き其才覺如何と尋ねたるに固より才覺の有るべき樣もなし尤も横濱なる日本某商會の社長が費途に十分なる程の金を惠むべしと申込みたれども金氏は之を受ることを拒絕したりと云ふ、果して然らば彼と云ふ金玉均氏が心底は抑も那邊に在る乎、初よりして依違の間に時日を遷延せんと欲するに外ならざるが如し

（東京日々新聞第四四二二號　明治十九年八月十一日）

虎列刺の鹽漬　（明治十九年八月十四日）

○虎列刺の鹽漬　下總國印幡郡印幡沼村の船頭淸宮浦藏は川魚飛を高瀨船に積み女房と同船して去る六日新大橋際なる濱町川岸へ着し碇泊するや否や女房が出產せしを以て船中に取擧げしと同時に女房が虎列刺病に罹り死去すると間もなく小兒も死去せしに付二人の死骸を水桶に入れ鹽をかけて腐敗を妨ぎ置き夫より魚荷類を陸揚げして一昨十二日に纜を解き鄕里へ歸航の途中南葛飾郡金町村川筋に於て浦藏が吐瀉をなしたるを巡査が認め檢疫員を派して調べると全く虎列刺病にて右の鹽漬の屍骸より傳染せしことが分りしゆゑ浦藏は直ちに病院へ送り鹽漬の屍骸は夫々法の如く取片づけ船中等へは成規の通り消毒法を行はれしと云ふが斯樣な無法者があるから病毒を蔓延するものなるべし

（郵便報知新聞第四〇五五號　明治十九年八月十四日）

催眠術興行の禁止　（明治十九年九月九日）

○催眠術興行の禁制　伊太利國政府は今般王國内に於て總て催眠術を興行することを禁止したり、今其理由を聞くに先頃同國内の數府就中し了し府に於て催眠術の公會を開きたるものありて之れがため大に騷擾を生じたるに依り伊國政府は該公會の利害を名醫員に下問せしに全員一致を以て其の危險なることを認めたれば政府は終に此の禁令を發するに至れりと云ふ（本月八日官報）

(郵便報知新聞第四〇七七號　明治十九年九月九日)

朝鮮事變の連累者投獄さる

(明治十九年十月五日)

○朝鮮京城通信　(九月十九日發)

京城事變の起因並に變後の狀況　今般京城事變に就ては其起因の風說區々にして實際其間に目擊したる我々とても甚だ其の實を得るに苦しめども畢竟するに今回の騷擾は三國關係の形迹あるに似たれども其實は一場の內訌たるに過ぎずして當時國王を引致すると云ひ王妃を廢すべし抔と流言したるは固より淸國の命令にあらずして中間の捏造なりしことは今に於て愈々明確なる證憑を發見するに足れり、何となれば露韓密約の爲め果して淸國の譴責を得たらんには該掛官吏は嚴刑の上にも愈々嚴重の處分なかるべからざる筈なるに當時突然罪を得たる彼の四名の寵臣等は初めは安置次に定配に決し再び捕はれて再び免され遂に無罪の宣告を得て今日は夫々復職せしを以ても其の根帶なきを觀るに足るべきなり、故を以て閔泳翊氏入淸後は淸艦續て掩來せしにも係らず京城の人心は漸く鎭靜して今は既に平日に復し各々一時狐狸の妖魅に遭ひたる心地して其の起因を解せざる人すら多き程なりとす、要するに該內訌は閔泳翊氏が袁世凱氏と共謀して國政の大改革を企てたる結果と知らば大誤謬なかるべきに似たり、但し閔泳翊氏は昨今上海に在る由にて國王王妃より歸朝の懇命もありたる趣なれども其の歸朝は未だ判然せざる由なり、同氏の支那行を見ても甚だ疑訝すべき條項も多けれども尙又後便を待て詳報する所あるべし

朝鮮の獄事　去る十七年の變動以來朝鮮政府は頻りに國事犯連累即ち金玉均黨類を搜索して重きは死刑に輕きは流罪に處して大獄を起せしこと屢々なるが其重なるものを數ふれば去五月中尹雄烈等の流刑までを合せて前後凡そ三回に及びたれば最早是にて驅盡し復た遺類もなかるべしと思ひの外頃日又々金玉均關係の疑獄起り人皆其意外なるに驚きたり、其は何事ならんと云ふに即ち宋秉畯逮捕の件是なり

此人は數年來國王王妃の寵遇を得所謂別入侍とて日夕闕內に近侍する嬖臣の一人にして殊に我日本人と疾くより貿易をなし爲によく我事情に通じ昨年來は我某商人と結合して京城

に開店し盛に西洋貨物を賣買する抔家運愈々繁昌して當時屈指の權門なりしが過般不圖金玉均連累嫌疑の罪に坐し一時は殆んど死刑とまで定まりたるも流石は機敏の人とて如何なる手段を用ひしにや不日放免せらるゝ筈なりとか云へり、偖て右は如何なれば俄に此に至りしやを尋るに先頃張殷奎の日本に歸り來るや久しく日本に在りて奏功なかりしのみかば大枚の金をも放擲したるは必定内通せしなるべしとの旨を鞠問せられしかば同人の口供に自分は聊か他心を抱きしに非ざれども如何せん當京城より玉均に內應するものありて事逐一彼に先知せられ爲めに從來の目的を達すること能はざりしとて虛となく實となく宗秉畯が玉均と內通し居たる趣を述べけるにぞ偖こそ斯る一大疑獄を惹起することゝはなりしとぞ、斯る次第なれば玉均黨類が尙此外に伏在するも測り難く亦た更に疑獄の生ぜざることも期し難しとて心あるものゝ竊に憂懼するも道理にて如何に野蠻の法律とは云へ喜怒愛憎を以て人を生殺與奪するとは實に氣の毒の限りにこそ

（東京日々新聞第四四六九號　明治十九年十月五日）

三重縣の農民一揆（明治十九年十二月二十三日）

三重縣下一揆暴動に付北代內務權大丞増子權大錄後藤權大錄福崎九等出仕大澤十四等出仕の諸君は昨二十二日同地へ出張され叉警視廳より長尾權少警視を始め巡査百名は三重縣へ津川權少警視始め巡査百名は愛知縣へ向け孰れも同日正午十二時東京を出發し橫濱港より社寮丸に乘り組み出帆せられたりといふ

（朝野新聞第九九六號　明治九年十二月廿三日）

○

去る廿日午後八時四十分發にて尾張名古屋より來る私信電報の由、伊勢の農民一揆、津、松坂其の外とも燒く○廿一日午前三時四十分名古屋發電報の由、伊勢の上野、白子は丸燒け道止る○廿二日午前十時十五分同所發電報の由、百姓一揆伊勢の雲出邊より騷ぎ出し白子、神戶、四日市、桑名より昨日尾張の前賀須邊まで來たゲナ大騷ぎ云々

（朝野新聞第九九六號　明治九年十二月廿三日）

○

一昨二十一日の新聞に記載せし三重縣下の農民等が十九日の夜中に縣廳に亂入し宿直の官吏を殺害したる由の電報ありしといふ風說は、まさか實說ではあるまいかと存じましたが全く虛傳ならぬことゝ見え名古屋鎭臺より二十日午後一中隊出兵になりし所同日夜に入り一揆の農民等愛知縣下マエカス迄押入りたるよしにて猶又二中隊繰出しになりそれ〴〵手配ありし趣これも電報で來たと云ふ、風說猶委しき事は分り次第追々に御知らせ申上けます、茨城縣が漸く鎭靜すると又こんな事が始りました、年末のいそがしいのにと書き納めんとする所へ又或方の報知には三重縣の一揆原因は嘆願する次第があつて東京へ出掛けるよしを云ひふらし東海道を押上る途中一味せざる町村は遠慮もなく人家へ火を掛け燒拂ひながら愛知縣下迄來りしなりとぞ、然るに昨日夕方靜岡縣へ右の動靜を問合せし方への報答には中々鎭靜の樣子あらずと雖も本道を避け山口に入りて屯集せしといふことのよし

（東京曙新聞第九六五號　明治九年十二月二十三日）

○

愛知三重兩縣下のごた〳〵が早速傳染した者でもございますか一昨二十一日午後十時頃內務權大丞北代正臣、內務權大錄後藤敬臣、內務省九等出仕福崎季連、同十四等出仕大澤某等の諸君が至急に出起せられ横濱港より乘船にて岐阜、滋賀兩縣下鎭撫の爲め出張され又昨日午後一時頃警視廳よりは權少警視長尾景直、同津川顯藏の兩君へ巡査百名づゝ差添へ愛知、三重の兩縣下へ差下だされしにこれも横濱港より社寮丸に乘込み出帆のよし、右に就き內務省は事務御多端にて上局始め午後七時過ぎ御退省と申すこと但し岐阜、滋賀兩縣の模樣は分り次第追々に御報知いたしませう

（東京曙新聞第九六五號　明治九年十二月廿三日）

○

三重縣下伊勢山田近邊百姓暴動し所々放火に及び去る廿日廿一日廿二日と戰爭あり、同日午後に至り鎭靜す、內宮外宮共別條なしとの電報が廿四日午前三時伊勢神宮司廳より教部省へ來りしと云ふ

（朝野新聞第九九八號　明治九年十二月廿六日）

○

三重縣下農民一揆は地租改正石高等の不服より去る十七日

伊賀國に起つて勢州へ波及し同國阿野津郡雲驛矢野村島抜村米津村長常村小森村の六ヶ村の頑民二千五百人許り嘯集し舊大神宮廢職の神官(俗に宮雀といふ)と津の舊藩士も許多之れに一味し牢獄懲役場等を破つて犯罪人を引き出し各村を煽動し若し同意せざる者あれば家財を打ち毀し家屋を燒き拂ひ電信局學校屯所などへ放火し十八十九の兩日は津の市中へ亂入して火を放ち縣廳をも襲はんとするの勢ひありたり、上野白豫神戸四日市の電線杭を切斷し富田桑名沿道の各村を亂暴し同所の病院を毀ち火を付けたり、廿日の午後に至り一萬五千人程も馳せ集り蓑笠に身を鎧ひ手々に刀劍竹槍を携へ不同意の村々を無暗に燒き拂ふゆゑ到る處恐怖して之れに驅り立られ勢ひ愈々盛んと爲り、同所川口の屯所郵便局扱所等をも燒き捨て城內吉の丸學校へ押し寄せしかば同所の士族が說諭したれど聞き入れざるにより遂に七八人を打ち取り五六人を召し捕りければ散々に逃げ散りたり、二十一日七時頃には愛知縣下前ス須へ押し寄せたるを同所出張の鎭臺兵より發砲して四五人を打取りたる故一揆連は是れに氣を落とし同所を避けて向ひなる赤地より上陸し夫より海西海東兩郡の者と合體し神守村の會所稻葉村の學校三宅村の學校津島村の屯所及び學校其他洋風の家には悉く火を放ち或は村々戶長用掛り組頭等の家にある戶籍又は帳面類を殘らず燒き拂ひ行く處として亂暴せざるはなく依つて神守村其他の百姓共は大に怒り却つて暴徒を九人も捕縛したり、又淸須第二方面地租改正出張所にては盡く帳面類を取り纏め引き揚げられし由、鎭臺兵は秋竹勝幡、日光等の村々へ一大隊程出張し枇杷島先き新川邊へは消防組を出し巡査は陸續派出あり騷動一ト方ならず、兼て地租改正說諭の爲めに派出せられし令參事の兩公も二十日の夜に歸廳され晝夜詰め切りにて諸事臨機のお取計ひがあり、且つ同縣下稲田新田以西は往來も止り郵便電信等も一時は不通となりしといふ、右につき一時は人心も恟々たりしが同縣下の人民は餘り兇徒の煽動に應せざりしにより兇焰を逞ましうすること能はず木曾川を渡つて美濃地へ入りしといふ又一說には金岩村に入り中尾張より岨水を渡たり竹ヶ鼻今尾高須へ向い放火をなし一は一ノ宮邊を通り濃州笠松へ渡りし故大垣へ亂入なさんも料りがたしとの風聞なるよし

勝殊な外國人　（一揆事件に關係なきも特にここに入る）

〇紙幣寮お雇ひの伊國人キヨソネ氏は昨八年九月二十三日夜濱町二丁目の寓居に於て賊難に逢ひしが日ならずして該賊捕縛になり金圓物品とも同氏へ還與になりしかば其の喜び一方ならず斯く盜まれし品の速かに吾が手に返りしは偏に巡査の盡力なればとて金百圓贈りたき旨警視廳へ申し出たればとも職務の事なれば受納致し難しと返却されしを不本意のことに思ひ居たりしが先般數寄屋町火災の節死傷したる巡査の家族扶助料等の中へ加へられたしと再び願ひ出でたるにより同廳にても其の殊勝なるを感じ御受納になりしといふ

（朝野新聞第九九八號　明治九年十二月二十六日）

一揆事件續き

今度三重縣下農民等が暴動の景況各所の報知は實地目撃せしのみにはあらず傳聞に係るもの少なからざれば誤聞なきにもあらざるべけれど報知のまゝを轉錄す、抑此暴動は去る十七日縣下飯野郡豐原村農民等が發意にて地租改正石代相場の不服なる旨を主唱する外二十四ケ村の頑民等も一時に暴起して人數二千四五百人に及び若し同意せざるものあれば家屋を燒拂ひ財產を破毀せんとて各村を煽動し電信局學校屯所等官立の箇所々々は悉く放火して十九日には縣廳を始め郵便局學校屯所は申すに及ばず津の市中を燒拂ひ上野白子四日市の電信杭を切倒し四日市の支廳其他例の官立の箇所々々に放火しそれより桑名に至るまで途中の人家へ放火して暴逆を逞しうするに追々黨類增加して二十日には一萬六千人程になり愛知縣管內へ押入り同縣下をも煽動して勢焰を助け縣廳を襲擊せんの目的なりしに愛知縣下にては一人も黨與するものなければ暴民等頗る望を失なひ俄に路を轉じて岐阜縣下に進入せり

桑名に押寄たる暴徒等學校（此學校は桑名舊城內吉の丸にありて廢藩後は勵精義塾と稱し舊桑名家より年々學資二千圓程を給與され生徒は多分舊士族の子弟のよし）に放火せんとする時生徒等忽ち白刄を打振り立所に數名を殺獲して梟首したる猛威に恐怖し兇逆を逞ふし得ずして退散せり、それより桑名を距る事三里程西南平子山に百名ばかりの士族が開墾して土着する所へも押寄せんとする形勢を見て二十名ばかりの生徒等が加勢として駈付けたるはいと神妙の擧動なり、元來桑名にては一揆の報を聞くと等しく士族を召募して防禦せんの計畫なりしに暴徒の襲來疾風のごとく迅速にして間に合ず

所々亂妨の患害を蒙りしと云ふ、暴民等志州鳥羽へも押寄て支廳を襲撃放火せしに詰合の官員は八人ばかりの小勢の上不意のことゆゑ防禦の術なく辛くして落延びられしは二十日のことなり、二十一日愛知縣の警部下政恒君が巡査二十名餘を引連れ出張の途中秋竹村の東にて暴徒數千人に出遇ひたるに跡より一小隊程の鎭臺兵が押來れば暴徒も左右なく打ち掛らず下君は巡査一同先に進み種々説諭を加へらるゝに聞入れざるのみか却て刀劍竹鎗を打振れば已むを得ずして鎭臺兵も攻撃するに暴徒等遁走するもあれば奮闘するものありて頗る苦戰なりしが終に打散らして四十名餘を捕縛されしにさばかり取縄の用意もなければ民家の藁縄を買取り一時間に合せ人力挽や百姓等に警護させて追詰め追詰め捕縛されしに翌二十二日までには捕縛の人員百餘名に及び愛知縣下には暴徒一人も足を留るものなし右賊中巨魁とも覺しき者は陣笠を冠りたるもの一人陣羽織に輪違の紋付けたる者一人ありしよし、同日名古屋の第一區會所にて警備のため士族の强壯なる者三百人召募ありしに一時間に參集する者七八百名（一説には二千人とも云ふ）なりしが三百名は各所へ出張を命じ其餘は姓名を記し追ての沙汰を待つべしとて歸されたり、右の人々は刀劍鎗長刀の類各自の獲物を携へ（一説に風呂敷包にして持參せりとあるが實説ならんか）中には物具身體を堅めしもありしは流石は士族だけとさもたのもしき風情なり

二十一日の夕暮に愛知縣下春日井郡丹羽郡の農民等が縣廳の方をさして大勢駈けゆくは北の在々の者共が暴徒に一味徒黨して縣廳を襲撃せんとするにやと、これを見掛けし人々は狼狽するばかりなりしにさはなくて念佛信者が御堂に火を掛けられ本尊を火葬にされては大變なりと縣廳の近傍なる眞宗東派の掛所に驅集せしといふこと跡にて分り一同笑ひを催したり、又今一つ妙な咄しは熱田驛の巨商等は今にも暴徒が桑名より海上を渡り來て火を付けられんも計りがたしと用心の爲いづれも味噌を買入れて土藏の目塗りをしたれば或る味噌店にては一夜の中に三百圓程の商ひをして節季金詰りの折柄思はぬ金儲けをしたるよし、前條の通り岐阜縣下に進入せし後の實況は未だ確報なしといへども同縣下友竹先生の報知に予はたま〳〵所用ありて廳下に至りしに市中人民動揺の景狀あるは何事ならんと書肆より愛岐新聞第六十一號を購求して

一讀するに十九日の夜南方一般赫紅を現じたるは三重縣士族が何か不平を鳴らし縣下所々に放火せしなりと、又同日午後五時名古屋鎭臺より二中隊出兵せりと登記せり、かゝる次第のあるべき事とは思はれねど市街路の風說によれば彼不平連が勢濃の間百輪部落に屯集し蓆旗を押立竹鎗を携へ濫りに區戸長の宅へ亂入放火する暴徒の人員一萬とも云ひ二三千ともいひ其多寡未だ分明ならずと云へども本日(二十日)縣官其他警吏數員馬を馳せ車を驅て出張されしは暴徒防禦の爲ならんかこれが爲市中は家財雜具を近鄉近在へ運搬し老若男女街衢に狼狽せり、兎角する內西南の方に當り焰勢天を焦したるは旣に高須邊に迫りしならんとの巷說囂々たれども實際の確報は詳細ならず、當今文明の德澤に浴しながら何事を痛恨してかゝる暴擧を起したるにや予輩更に其意を得ず、看よや熊本萩の兇賊すら一時撲滅に付したにあらずや況んや烏合の頑民等が何事をなし得べけん、不日必ず官吏の說諭に服從し彈丸注射の用なくして春氷の旭日に消溶するが如く解散せんは論を待つべからずと鄙見を陳述して江湖の諸君に報告す

(東京曙新聞第九六八號　明治九年十二月二十七日)

○

○三重縣下の亂民が愛知縣より濃州へ亂入し金廻、帆引、福岡、間野、本並、安田、柳港、目下丸、與條、眞澤、成田馬野目、鹿野、內野、小堤、西島、瀨古、秋江、札野、三嘉等の各村は學校及び役宅などへ放火し夫より高須へ入り學校及び大家五六軒を燒き拂ひ此所にて三手に分かれ一手は脇野村へ入りしを消防組の手にて十餘名程縛しければ皆散り〳〵に逃け去りたりしが縛に就きし者の內に金二三百圓も所持して居たる者ありしと、又一手は高田村神桐村へ、一手は立野村へ迄攻め入り二手共それより引き揚げたり、又愛知縣へ入らず桑名より直ちに多度山へ向ひたる一隊は香取、由井、下酒井、松山、安江、山崎、太田、高津、上野、河戸、馬澤、小坪、金ノ段、羽根駒野、同新田、德田、同新田、津屋、庭田小倉、鷲ノ巣、石畑等の各村を騷がし又々二手に分かれ一手は何れへか逃け去り一手は橫屋村より有尾村へ入りしが次第〳〵に散亂して殘る四五人が暴ばれ勞れて氏神社の社內に眠り居し內捕縛され根古瀨新田より高柳大墳村へ來りし一手の內にて四人捕縛になりしといふ、此の樣子にて最早鎭定せし

ならんとの事

（朝野新聞第一〇〇一號　明治九年十二月廿九日）

〇

兵庫縣但馬國第五大區四小區加都村の農民も石代のことでゴタツキ一揆を起さんとする模樣ゆゑ去廿四日神戸警保課より巡査十四五名出張ありたり、又々高知縣下阿波國邊にても地租改正のことで人民が騷ぎ立つる樣子ありとの風說

（朝野新聞第一〇〇一號　明治九年十二月廿九日）

〇

伊賀大和邊の騷動につき堺縣より警部巡査三十名伊賀の大野村へ向け、又去る二十二日夜京都府よりも巡査六十名山城木津村へ向け出張になり翌二十三日には同所へ小銃彈藥を遞送になりたるよし

（朝野新聞第一〇〇一號　明治九年十二月廿九日）

日本最初の歐米航海者の墓
セントヴアンヌで發見さる

（明治二十一年六月二十二日）

咸臨丸水夫の墓

左に記すは安政年間歐米を初航海せし咸臨丸水夫の墓發見と該墓所の概略なりとて小越保太郎氏より報ぜられたり、云く昨年の暮數輩の友人と金門公園に散步せんと途中一人の發議にて道をセントラルアベニューの墓地に取り表門ブツシユ町の方より入るや否右傍らに最も立派なる所らしき墓あり、之れなん則ち一昨年逝去せられし有名なる代言人ジョージミラル氏の墓と知られたり、石屋の念入りと見え光り輝きて鏡の如く左右には花木を植ゑたる奇麗なる盆栽あり、廻りには御影石を併べ其中には短かき芝を植ゑ込み見受ろ處定めて大金を費やしたるなる可し、夫より所々を徘徊するに墓形種々にして或は三角なるあり或は四角なるあり、或は圓形なるあり或は羊の臥したるを刻みたるあり之れ即ち子供の墓にして羊を愛したるものと知られたり、或は書籍を積み重ねたるあり之れ即ち學士傳道師の墓たるを知るべし、或は船或は錨を刻みたるあり、船長水夫航海中の非命の死を遂げたる者の墓たるを知るべし、或は甲冑を着け劍を提げて立てるは問はずして將官兵卒の墓たるを知るべし、墓數幾たるを知らず見る

こと幾ど時間未だ見盡すこと能はざるを以て大概の所で締めを付け、いざ是れより公園に向て歩を進む可しと既に出口の方に至りしに思はざりき、支那人のしきりに鋤鍬にて堀り骨を出し沙を掃つて用意のブリツキ箱に入るゝを見たり、余輩背て支那人の骨を本國に送ることを聞たるを以て定めて之なるべしと近寄るに及んで僧侶とも思敷者余輩の一行を見て支那語やら英語やら珍糞漢糞を奴鳴り立て傍の藪の中を指してはものゝありげに誘ふ故一同奇異の念を抱き恐恐然として支那人の後へ從ひしに圖らざりき日本海軍咸臨丸水夫の墓を發見したり、一本は倒れ一本は依然として墓の高き臺を入れ五尺位兩面に筆太とに左の數字を記せるなり

表面

M.Memory of
TOMI—JOW
a Japanese sailar
of the war steamer
ILan-Din-marro
DIED
March 22.1860.
This Monument is
erected
by the order of the
Japanese admiral.

裏面

日本海海咸臨船之水夫

讃岐國鹽泡佐柳島

富　藏　墓

日本文字の刻み方格も西洋の石屋にしては實に感心せり、最初は隨分鄭重に葬りたる者と見え廻りには鐵の綱を以て圍みありしが三十年近き風雨に洒らされしを以て今は早や鐵の綱は腐れ果て纔に一面を存する而已、加之に四邊は長き草と短かき柴に蔽はれ殆ど墓の形を見能はざる程にてまた倒れたる墓は此圍の外に在り、如何にして圍の外にありしや余輩察する所白人種の下等社會即ち勞働人足の一朝支那人の墓と見誤りて爲したりと考ふるものは表面には支那文字にて氣が附かずして爲したるべし、既に之より一丁程を經て支那人の豪商の墓と見えしを破壞しありたり、之を以て勞働社會の支那人を惡む一斑を知るべし

（東京日日新聞第四九八九號　明治二十一年六月二十二日）

○

咸臨丸水夫の基（前號の續）

却て陳ぶ、咸臨丸水夫の墓を三十歩程を隔れ又一本の墓の倒れたるを見出したり、半ばに埋もれ半ば草に蔽はれ唯西洋

文字と日本文字の少々顯はれ居る而已、前墓に比すれば餘程大いなる樣にて八尺位は大丈夫あるべくと存ぜり、石質は何れもマーブルにて墓の立ちたるは一千八百六十年（距今二十八年前則安政七年）にして當港の開け初め漸く市街の形づくりたる時分なれば人口も少なく從て墓の數も少なくホワイトシヤツ一枚の洗濯代七十錢（今は十錢）位なれば物價と勞力との高き推して知るべくさらば此墓も大金を投じて建てたるも亦推して知るべく故に此墓場に三十年近き墓は實に罕れに見る處なり、兩三日前も友人林邊栗山の二君此墓あるを聞き余に先導を依賴せり、余もドフカ爲し度念のあるを以て翌日を約し立別れたり、余嘗て東京小石川區某の塾に在りしとき飛鳥山に遊散に出懸けしとき佐久間象山の海賊を擦り取るを見たりし事のあるを以て出來るか出來ぬか知らざれども一番試みんと用意を爲し翌日兩君と大日本青年會の程近きカルホルニヤ町のケーブルカーに乘り込み間もなく該墓所の傍らに來て其より以前の表門より入りしが如何なりけん途を踏み違ひ埃ためある場所に出で身體之れ谷まり兩君に對し氣の毒ではあり兩君も余を責めたれども好んで此場所に誘ひたる譯ならば引返して他の道より心當りの邊を隈なく探せしに漸くにして見出だすことを得たり、因て大なる墓の方より擦り取らんと沙を堀り擯ぞけ草を取り却けたるに左の文字顯はれ出でたり

M. memory of
ME-NAY-KEE-TCHEE
Who died may 20.1860
a Japanese Sailor
attached to Steam
Corvette
Condimnarrah
The first Japanese
vessel
that visited any
foreign port.
This monument
erected by
Order of the

Emperor of Japan
by Chales Malcatt
Brooks
Japanese Commercial
agent
San Francisco
Cal
1860.

安政七歲　三月晦日

日本九洲長崎籠町　蒸氣方

峰吉

愈用意のインキ壺の墨を出し紙を當がひ見しに可惜紙巾狭く丈け短く彼是する中栗山君の發議にて屆意の鬼でも來いと云ふ男子が三人懸りなば爭でか此墓の起きざる筈のあるべきいざ試み給へと三人一度に石に手をかけウンと云ふ程力を入れしが存外容易に起きはしたれど如何せん臺の斜めに傾き居る故勞して功なく又た元の儘になし置きたり、表面は林邊君に寫取を依賴し栗山君と余は小なる墓に行き擦り取らんとせしに水の用意もせざるを以て栗山君は水を得んとて出で行き暫くして歸り來り滿面笑を含みしを以て僕其故を問へども答へず後に尋ねて見んと兎も角も三枚擦り取りばやと試みしに素人の上に兩人とも無器用なるを以て誇顏に他人に見する譯には參らず、されども文字の分らざる程にあらざれば數葉を擦り取り終り林邊君の携へ來りたる一瓶の葡萄酒に舌を濡らしたるに栗山君は先程の一件問はずして答ふるを聞くに曰く先刻の笑顏の一條は水を得んとて此の向の森の陰に行きたるに思ひきや辨天の砂糖漬とも云ふべき別品が墓所に向ひ手向け水を手向けたるに出會つた、ツイ厭でも白狀せり、後は三人にて大笑を爲したり、定めて栗山君が此の女子に恰ふたるときは東海散士がフランクリンの墓前にて紅蓮女子に逢ふたる心地したるなるべし、此時已に午後五時にも近きを以て歸途に就けり、前述の次第にて此墓を知るもの絕へてなく兎耳を有する新聞記者すら知らざると見へ昨年暮軍艦筑波號の入港あるや其際書立てたるを見るに日本軍艦の入港は七年前に入港あると今度の二回のみ云々、既に二十八年前咸臨丸の初入港を記者は知らざるか將た知つて書き落したるか何れ此の二つの責は免る能はず、此咸臨丸の初航海には勝海舟の艦長にて翁の血氣壯なる時にて此時の乘込員も定めて少からざるべしと、さらば今猶乘込員にして海軍の榮職に居らるゝ人もあるならん、或は黃泉の客となりたるもあるならん、實に咸臨丸水夫の墓は一水夫の墓なれど日本軍艦の初航海なるを以て紀念の墓と申すべし、故に貴社に投ずると同時に海舟翁にも拙なき擦りものと墓の寫を呈せり

（東京日日新聞第四九九〇號　明治廿一年六月廿三日）

日本水兵と上海巡査の大亂鬪

（明治二十一年七月二十五日）

日本水夫と上海巡査との爭鬪　日本の水兵が上海に於て同所巡査と一場の爭鬪を生じ兩三名の負傷ありし旨は昨日の紙上に記載せしが今メール新聞が得たる

一昨二十三日長崎發の電報に據れば左の如し、上海碇泊の日本軍艦水兵二人は膚を現はしたるを說諭せられし後ち爭を生じて印度人巡査の爲めに拘引せられたるに二百人の同乘組水兵は小刀を用ひて囚兵を救ひ出さんと企てたり巡査の方にては直ちに援兵を得て八人の首謀者（日本人）を捕へたるに群集は再び警察署を圍みて之れを脅かしたれども直ちに解散せしめられたり、一人の印度巡査及び一人の歐人巡査は重傷を受け又た一人の歐人監察官は輕傷を受けたり

右に付き其筋にては審糺を開かれたり

又、別報に曰く去二十日上海に於て高千穗艦及浪速艦の水兵と同地の巡査との間に小爭鬪あり、双方共に少しづゝの負傷ありたるとは昨日已に報道したるが猶聞く處に據れば其際負傷したるは水兵二名、巡査三名にして重傷を負ひたるは支那人一名なりと云ふ、去れば此の一名にして死することなければ外交上別に困難を見ることもあらざるべし云々

（東京日々新聞第五〇一七號　明治二十一年七月二十五日）

〇

上海事變　上海に於て日本水兵と居留地巡査の間に爭鬪を開きたりとの報達するや恰も長崎事件の二の舞の如く思ひなし又々日支兩國間に紛紜を生ずべきやなど氣遣ふ向もある由なるが元來上海は一の租界にして各國政府と寄り合ひ持の如き所なれば決して支那政府と直接の交涉を生ずべきも覺えず又領事館より外務省への電には只水夫と巡査との間に一場の喧嘩ありしとの事のみなるよしなれば斯る事は各地軍艦の寄泊する海港には有り勝ちの事件にて殆ど世界中には每日起るとも云ふべき事なるべくされば外務省にても別段の變事とも思はれざる程のものならん、但しメール新聞が長崎より得たる電報によるときは二百人の水兵が再度迄も警察署を圍みて之を脅かしたるに巡査は直に之を解散せしめ猶其他に八名の頭立ちしものを捕へたりとあるが吾曹は事實上甚だ疑はし、

又實に斯まで徒黨して亂暴を働きたるを上海領事館にて隱蔽して外務省に電報せざる如き事はあらざるべく場合によりては政府の訓令を乞ふ位の手續もあるべきに單に喧嘩爭鬪位の電報のみにて其後何等の報知もなきは最も不審に考へらる、彼と云ひ是と云ひメール新聞の記載したる二百名の水兵云々は訛傳にはあらざるか暫く疑を記して後報を待つ

（東京日々新聞第五〇二八號、明治廿一年七月廿六日）

○

日本水兵と上海居留地巡査と爭鬪の詳報

日本水兵が上海居留地巡査と爭鬪を起し双方に負傷ありて八人の水兵は拘引せられたる事は電報に依て既に讀者に報じたるが今其詳細なる實況を上海なるノルスチヤイナデーリーニユースに掲げたるを見るに左の如し過日來當居留地に於て多くのジヤツク（水兵を云ふ）徘徊し居たりしが其中には日本の水兵をも多く見懸けたり、只日本の水兵と英吉利の水兵と異なるは日本の水兵は其ポケツトに小刀を入れ置きし一事なり、而して日本軍艦の呉淞を去る迄には或は此小刀の爲に爭鬪を醸す事なからずやと憂慮したり、右に付居留地の巡査は豫め之を防がんが爲め日本の領事館に掛合ひ彼の水兵の小刀を携へて上陸することを差止められんことを請へり、然るに領事は水兵の管轄は海軍の權內にあるものなれば領事は干涉することを得ずと謝絕したり、然るに不幸にも此事は實際の事實となりて昨日（二十日）午後三時十五分頃多くの日本水兵は上陸期限の將に終らんとするに付歸艦の途次其中の二人アストルハツス街に於て居留地規則を犯したるに付同地に見張り居りし印度人の巡査は之を咎め二人を捕へて引立てたるに水兵の仲間は多人數にて之を奪還せんとて押掛りたる此間に乘じて二人の水兵は身を脫して逃走りたれば巡査は之を追跡して再び拘引せんとしたるに又々日本水兵の爲めに追擊せられ非常に打擲せられたり、其中支那人の巡査二名援け來りたるが短身なる日本水兵の爲めに取圍まれたり、此二人の巡査は共に身の丈最も高く日本人の頭の上に抽づる程の大男なりしが水兵の爲めに忽ち足を掬はれて投仆さる、其中一人の水兵はステツキを以て痛く巡査の頭を打ちたり、打たれたる巡査は倘ほ己れの身を守りつゝ先きに拘引せんとしたる一人を捕へて少しも手を緩めず且つ此勇氣ある巡査は仆れながらに

も邊りを蹴廻つて防禦を盡したれども水兵の爲めに散々に蹴散らさるゝを見たり、又其巡査は遂に小刀にて左りの手を刺され又右の手の爪を剝れたり、斯る騷ぎの間に水兵の數は忽ちに加はり諸方に散歩したるものは皆召集し來りたれば夥しき人數とはなりぬ、扨も其邊に傍觀し居たるものは急ぎ騷動の由をホンキユーなる警察署に報知したれば其警察署よりは又傳話器を以て中央警察署に傳へり、左れば警察にては直に諸方に手を廻し集め得べきだけの巡査を集め指揮官共に其數廿五人にて急ぎ現場に出張したり、其の指揮官長にはキヤピテン、マクユウエン監守長カメロン監守官ポツード及びリードの四人なりし、又一方よりしては監守パウラーと云へる人八十人許りの印度人の巡査を引率しホンキユーよりして一番に現場に馳付けたり、此時に至りては爭鬪の有樣は如何にも非常に重大と見受けられぬ、日本水兵の數は殆んど一百五十名其戰の場所は印度巡査の拘引したる水兵を警察署に引致するに從て次第にホンキユーの方に移り行きたり、而して水兵は小刀竹杖及び檣を壞したる木片を以て武器と爲したれども巡査の方にては遂に其騷動人の中に重立ちたる數人を拘引したり、一の爰に怪むべき事は日本の海軍士官にて軍服を着し其側に傍觀したるものあり、吾々が今確に聞く所に據れば此士官の中の一人は大尉にて金條あるフロツクコートを着し且劍を提げ居たり、而して拘引し去らるる水兵を取返さんと企てたれども一方には其士官をも併せて拘引せんとしたれば士官は遂に手を引きたり、左れば巡査の方にては頭立たる亂暴者の八人を拘引して之を警察署に幽囚したり、然るに其警察署は水兵の爲に圍を受け恰も砲壘の如き有樣を呈し外面にては甚だ囂々として最とも騷しかりと、一百人計りの支那人は只其騷動を傍觀し居たるのみ、警察署の門は嚴しく之の援兵到着したれば水兵は之を見て悠々東西に解散せり、當時警察署の外側なる新築の工場に於て數名の支那人業を執り居たりしが水兵は之を認めて其工具の鋸及び他の道具を奪ひ取らんとしたれども其事成らずして去れり、監守長なるカメロン氏は此爭鬪の最中に日本領事館に馳付け直に官吏を派出せらるゝか若しくは御自分出張ありて靜かに貴國人の解散を勸め與れと依頼せり、然れども領事は再び此の干涉を拒絕したり、左れば此不幸なる警察官は已が警察署に歸り見れば思ひきや

官門既に閉ぢ其身を容るゝに由なく且つ水兵の爲めに取圍まれ痛く打擲を蒙りたりカメロン氏は目下數ヶ所の重傷を受け療養中なりと聞けり、又其傍には同役なる印度人も頭部に三寸許りなる斬瘡を受けて共に治療中なり、探偵役ジョンスなるものは初め拘引の場所に居りしが此者は日本の役人（文官にて日本領事館の雇人）の爲めに小刀を以て攻撃を受けたり然れども其攻撃者は不幸にして騷動中なるを以て拘引するを得ざりし、扨此事件に就て拘引せられたる八人の水兵は警察署よりして既に日本の領事館に引渡されたるに就て今朝より其審問を始めらるゝなるべし、多くの小刀中には現に血に塗れたるもありて其は巡査の爲めに差押へられたれば本日は是れをも證據物件として定めて法廷に差出さるゝ事なるべしと見えたり、然れども右の文中に日本の海軍士官にて軍服を着し其側に傍觀し居たるものあり、其中の一人は大尉にて拘引し去らるゝ水兵を取返さんと企てたりと云ひ探偵役ジョンスなるものは日本の役人の爲に小刀を以て攻撃を受けたり、其役人は文官にて日本領事館の雇人なりといふが如きは事實有るべき事とも思はれず是は何かの間違には非ざるべき歟、尚は探問の上にて記載する所あるべし

又た七月廿一日刊行の申報にも水手行凶と題して左の如く報道したり、曰く昨日午後三時過に日本軍艦の水手十二名あり、虹口老大橋なる挽禮査西飯館まへの岸邊にて其の一人が出恭（違警罪の一を云ふものか）せるに付き同所を巡邏せる印捕（印度人巡査）が見咎めて拘引せんとしたり、然るに彼の水手は小刀を抽きて印捕の背に斬付けたり、合圖の笛を聞きて英捕印捕華捕（英捕は洋人巡査華捕は支那人巡査）諸方より馳付たるに水手は刀を拔て相向ひまた二華捕を傷けたり、德律風は此事を各警察署に通知したりしかば巡捕頭督は直に西洋および支那の巡査に達して出張し拘引せしめたるに水手は尚も拘引を拒みたり、玆に又水手の一人は刀を持て三辻に向ひ英捕が前より斬掛りたるに幸に他の英捕は水手の後より來りて捧を以て其刀を打落したり、又一人の水手は印捕に向て斬掛りたるに印捕が身を替して避たるに依り刀は墻に切込み拔出したれば其刀は折にけり、斯て各巡査は力を竭せて水手八名を捕へ警察署へ拘引したるに遁れたるもの四名ありき尤も傷を受たる巡査は西醫院に送りて治療中なり、此案は日

本領事館にて究辦せらるべく聞く所にては此の水手等は早朝まづ廣東街の粤人と爭を起したるに粤人が同心協力したるに付き水手は勝を取る事能はざりしを以て此度は刀を帶びて來り粤人と難を爲さんと思ひたるに料らずも却て巡査と鬪爭に及びたりと云へり、其果して然るや否は續聞を得て再錄すべし、又日本の軍艦は吳淞港外にあるもの六艘にて其の三艘は鐵甲艦他の三艘は砲艦なり每日上陸して遊步する日本の水手は凡そ一二百人なりと云ふ

（東京日日新聞第五〇二〇號　明治二十一年七月二十八日）

○

日本水兵の騷動につき相手たる者は誰ぞ

去る二十日上海外人居留地にて日本水兵と居留地巡査と爭鬪したる次第は昨日の紙上に詳にせしが其報は外國新聞の手を經て得たるものにて未だ我外務省及海軍省へも詳報は到着せず只だ右事件は臨時軍法會議を開きて處分すべきや否やの問題に就き（去二十五日到達電報）當局者より然るべき旨を達せられしまでなりと云へり、然るに此事起るや或は疑惑を生じ先年長崎の支那水兵事件の二の舞の樣に思ひ日清の交涉之れが爲めに煩なるべしと憂ふるものありては無理ならぬ事ながら相手は清國に非ずして全く諸外國聯合の一體なりと思はるべし、そは如何にと云ふに上海には淸人の住地と外人の居留地とありて全く別々なるが此度の爭鬪は淸國政府の管轄内にはあらで外人居留地の然かも米國租界と稱するアメリカ受持の場にして水兵が引致せらるゝに隨ひて次第〳〵に英租界の方に移りしなり、而して其相手として爭鬪したるは居留地巡査にして淸國巡査ならざりしは明かなり元來同居留地の制を尋ぬるに今を距る三十四年淸國政府より外人居留地の爲めにとて別に區畫を定められたるに依り英、米、獨、佛、露の諸國公使は各々其本國政府より全權を得て相會議し土地規則及び附則を制定し凡そ其の土地に關する行政事務は警察、衞生、道路、橋梁、水道、下水等百般の事務を行ひ全く自治一體となれり、故に其治安の取締も此居留地に別に警察を設けたれば一切支那政府の關せざる處たり、此度我水兵の爭鬪は此巡査との間に起りたるなれば相手は淸國に非ずして此自治體なるべし、事情右の如くなれば此度の事を以て日淸交涉事件なりと誤り認むること勿れ

扨て其居留地取締規則に據れば醉ふて亂暴働くものは無論市街に喧騷して往來を妨ぐるものは罰あり、又た同地內にて武器を帶ぶることを禁ぜられピストル、短刀、仕込、ナイフ等は何れも許されず之れを帶ぶれば十弗以下の罰金若くは一週間以下の禁錮を命ぜらるべし、但し領事館員、地方官（自治體の）海陸軍人及び外國軍人にて軍服を着したるもの若くは其職に從事するものは此限にあらずとあり、右に據れば我水兵は何れも小刀を帶び居たりとて多分軍服を着し居たるものなるべければ此規則もて其武器を豫め取り揚ぐる譯には參るまじきが彼の肌を露はしたりとか或は他の取締規則に觸れたりとあれば詮方なし、斯る珍事の出來るに附けても我々には海軍省の當局者に對して一層規律を嚴正にし設ひ酒の上たりとも外國にて不體裁の所業なき樣充分取締あらんことを希望するなり

（東京日々新聞第五〇二一號、明治二十一年七月二十九日）

○

上海に於て日本水兵暴動の事實取調　七月二十日上海に於て日本水兵暴動の事は取敢えず北淸日報に據て其の模樣を記したるが今又七月二十三日發兌の同新聞に日本領事館に於て右事實審問を開きたりとて詳錄せる所あれは玆にこれを譯出せん、七月二十一日我高平領事は右暴動事件につき關係の人々を召喚して事實審問を開き警察署長マクユーエン氏も臨席したり、先づ印度巡査ダバーシングに向て事情を陳述せしめたるに同氏の答へける趣は己は昨日午後三時頃ガーヅン橋を巡行したる時日本水兵五名來りて其の中の一人同橋近傍の小路に入りて違警罪の所爲をなし他の水兵一名も從ひゆきて同樣の所行に及ばんとしければ己は之を制し今少し前岸に下るべしと申しけるに此の者共は何だと、言ひつゝ矢庭に拳を揚げて己の胸部を毆打し他の一名は己の襟を引摑み己が携え居たる號笛と繩を奪ひ去りしかば己は之を追掛け獨逸領事館の近傍にてこれを引捕へ號笛を取返さんと挑む處に他の水兵驅せ來りて己を打倒したり、己は起きあがらんとして一人を蹴返しつ其のヒョロ〳〵とよろめく隙を伺ひてツト起きあがり其男を引捕へんとしたるに彼は足ふみしめてナイフもて己が手指の間を斬り付けたりとて（同人はその傷を出し示せり）己はかく相爭ふ間に一人の水兵は後より己を抱き留めた

れば前なる水兵は此隙に逃げゆきたり、其時己は抱かれし手をふりほどきて急ぎ其水兵を引捕へて縄をかけガーヅン橋に近きブロードウエーの方に引行くに此時數多の日本水兵この縛められし水兵を取返さんと一同は己に打ちかゝりしが己は中々これを放さず其時一個の水兵はナイフもて己が頭の左方に斬り付けたり（同巡査はまた其の創傷を示せり）扨己はその斬りつけたる水兵をば捕へは捕へしが傷口より出血甚しく氣力いたく衰弱せるを以て之を引握み居ること叶はず遂にこれを取逃したるが此時支那巡査數名並に他の人々の驅けつけて己を助けたるを以て遂に水兵二名をば捕縛したり、己が知れる所は此のみなりといふ、警察署長マクユーエン氏曰く己も鬪爭の際傷を受けたるが己はその斬りつけたる水兵はかすかに見知れり、後警察署の前にその水兵を見たるがその時善くは分らず今一度見たらんにはその水兵は支那人に傷を負はせられ居れば相分るべしとて同氏の日本水兵より押收せし數多のナイフを出したり、其の中の一はいたく曲り一は血にそみ居たり、探偵ヘンリー、ジョンス氏曰く己は昨日午後四時頃ガーヅン橋の近傍に於て日本水兵の巡査と鬪爭し居るを聞きて急ぎ同橋の方に赴き見るに前に呼出されし印度巡査は日本水兵を引立てつゝあり、頭と手とよりは鮮血たら／＼と滴り氣力大に弱りて歩行にも堪えがたきほどに己は代りこれを受取りて引行く途中一名の日本水兵來りて之れを渡さんことを乞ひ否といはゞ打ち掛りても奪ひゆかん樣見えければ己はこれをも引捕へて同じくいましめて警察署に引立てゆき留置所に押込めその携へたるナイフはみな取りあげたり（その中一は血に塗れ居たり）かくて己はなほ警察署に在りけるに總て巡査共六名の日本水兵をいましめ來り己は一々これを拘留しおき畢りて門外に出でたるに百五十名餘の日本水兵は近邊の大工の店よりや奪ひ來りけん長二尺六寸より三尺ばかりある竹のきれ木のきれを携へて簇り居り中に高等官とも見ゆる强壯なる一官吏の居ければ己は之に面會して水兵等を解散せんことを乞ひ此方に拘留せし水兵共はその名を書留め次第貴國領事館に引渡すべきにと申しつるに水兵等もその携へたる竹木を捨てしが猶ほ一人のこれを携へたるを見て己は何ゆゑこれを棄てずやと譴責しつるに其人なほ棄てず暴行をも爲かねまじき樣なれば己はこれを引捕へんとしけるに其時日本領

事館に雇はれ居る少年一名ペンナイフを取つて己に斬りつけたれば（語畢らざるに高平領事はこれを妨げ足下の領事館と言はるゝは郵便局の事ならんと申されたり）己は急にそのペンナイフを取擧げしが（此時そのペンナイフをジョンスは出し示したり）水兵共これを見て一同打ち掛らん樣なるにぞ己は署內に驅けこみて門を閉じたるが此時一名の支那巡査偶然此方に來れるを見て日本水兵等はこれを引捕へこれを打擲し剰へ兇器を以て頭部を斬りつけて漸て放ち返せしが此支那巡査は今なほ病院に在りて惱み居れり、扨も日本水兵等は署內に石瓦を投じこみしが幸にして一人の傷を受けたるものなし、向に少年の己に斬りつけし傷は甚だしくはあらず此少年の事につきて疑ふ者あらば此のペンナイフにて知り玉へ、此後己は此の少年を引捕へしが水兵等の爲めに妨げられて之を取逃したりといふ、警察署官トーマス、マクドナルド氏曰く己は昨日四時頃ヴロードウエーにて日本水兵等の一名の巡査と鬪ふと聞き急き其場に馳せゆきしに已に一名の支那巡査が此方にむかひ日本領事館の方より馳せ來るを見しがよく見れば一名の日本水兵手にはナイフ携へたるが二十ヤードばかり距てゝ後より追ひ來るなり、猶ほその跡には凡そ八十名ばかりの日本人後を追ひ與に此方に走り來れり、己は眞先に進みし水兵を捕へしに跡なる水兵は早く馳せ來り多くは手にナイフを携へ居り其中には一個の官吏ありて長劍を帶び青のフロツクコートを着し白のズボンを穿てり、件の官吏は、語もて巧みに囚はれを放還せんことを請ひしが己は益々水兵等の馳せ來るを見て腕力もてもこれを捕へんとするは到底無益なりと察したれば己は此官吏に向ひされば一應己と與に警察署まで來らるべしと申したるに件の官吏はうなづき爾かすべしとて承諾せしかば己は捕へし水兵のナイフを取揚んと申せしに右の官吏は之を許さず水兵はしば／＼そのナイフを擧げて支那巡査を斬りつけんとせり、凡そ百ヤードばかりも來りしに士官は立ち止まり我れは警察署に參るまじとていかにも說きすゝむれども聞かず其時警察署警官マーフィー氏來り合せたれば我等遂に右の水兵を警察署に引立てゆくに右の士官は數多の水兵を率ひ來りて捕へられし水兵を取返さんと我等に打かゝりしかばマーフィー氏はこれを打ち却けて遂に右の水兵を警察署につれゆきて拘留したりといふ、其他グルーレツ

フ、マーフイー氏の陳述もありしが大抵同樣の語意なれば今茲に之を略す、此日支那巡査も出廷すべき筈なりしが創傷甚だしきが爲め其儀叶はず此日の審問はみな警察方のみなり、我領事高平氏は終に臨みマクユーエン氏に申されけるに己は水兵の所行につきては之を處置するの權利なし、乍去今日審問の趣呉淞なる日本海軍提督に申し送り返辭次第これを警察署に通知すべき由を告げられ之にて審問を畢へたり、又拘留せられし水兵八名は本日軍艦に送り還されし由なりと見ゆ

（東京日日新聞第五〇二七號、明治二十一年八月五日）

井上馨農相となる（明治二十一年七月二十六日）

井上伯再入閣　同伯が農商務大臣に任ぜられ再び內閣に入らるべしとは前號の紙上に記せしが同伯は愈々昨二十五日農商務大臣に任ぜられ榎本遞任大臣の兼任を解かれたり、吾曹は此報を活版に附せしめたる時恰も官報の號外を得たり、卽ち左の如し

宮中顧問官從二位勳一等伯爵
任農商務大臣　井　上　馨

遞信大臣兼臨時農商務大臣海軍中將子爵　榎　本　武　揚
免兼臨時農商務大臣（七月二十五日內閣）

非職元農商務少書記官從六位勳五等　柳　田　友　鄕
任林務官叙奏任官三等

（東京日日新聞第五〇一八號　明治二十一年七月二十六日）

上海水兵事件の結局（明明廿一年八月廿六日）

去月來屢々報道したる上海水兵事件は豫て艦隊軍法會議に於て審判中なりし處去る十二日裁判終結になり浪速艦乘組海軍三等水兵坂口正光、河井源次郞の兩人は重禁錮三ヶ月に處し俸給其他一切の給與を停止し高千穗乘組海軍一等水兵團田源七、浪速艦乘組海軍二等水兵佐竹嘉一、同三等水兵砂川三吉、杉野勝次、池上甚四郞、高千穗艦乘組同三等水兵白濱庄太郞の六人は重監倉廿一日に處し處刑中日給十分の五を減じ浪速艦乘組海軍三等水兵淺尾重吉高千穗艦乘組海軍三等火夫萬之助の二名は重監倉十四日に處し處刑中日給十分の五を減

ずる旨夫々に宣告ありしが當初虹口警察官より求刑せし八名の中六名は無罪となり其他同官より求刑せざりしものにて有罪となりしものは八名ありしかば高平領事は詳細に之を市參事會長エージー、ウッド氏に通報し同事件に關係せし郵便局雇人處分始末とも併せて通知せられたる處ウッド氏よりは軍法會議にて斯く迅速の裁判を下されたるは向後斯かる事件の生出を防ぐにも預りて力あるべく市參事會に於ても深く感謝し居る旨を傳言ありたしなど認めたる書翰を寄せて丁寧なる謝辭を述べ同事件は是れにて無事に結局になりしと云ふ

（東京日日新聞第五〇四五號　明治二十一年八月廿六日）

大阪監獄内にて囚徒殺され典獄告訴さる

（明治二十一年八月卅日）

大阪監獄の珍事　昨日の紙上第二頁の欄外に大阪電報と題し菊池氏の告訴受理せられたり云々との一項を記載せしが右につき去る廿六日の東雲新聞は大阪に高島炭坑ありと題して左の一項を記載せり

東區選出の府會議員大阪組合代言人菊池侃二氏は先に囚人の殺されたる者ありしとの噂さを聞き當時典獄に面會して事の實否を問糺したる事ありしかど其の時分には絶て證據もなく典獄も亦決して左ること無き旨を明言せしにぞ氏も其の儘に捨て置きたる處此の程同監に繫がれ居たる一囚人の刑期滿ちて放免されし者菊池氏の許を訪ひ監内の實況及び獄吏の囚徒を扱ふ有樣など詳細に物語り押丁などに毆打せられて不具の身と成り居る者も現に三名程ありとの事を告げたるより菊池氏は驚ろくこと一方ならず府會議員の資格を以て十分に之を調査せんものと決心し一昨日直ちに堀川監獄に出頭し典獄新保利貞氏に面會の上右の事情を申し述べて實否の如何を尋ぬたるに典獄は其の尋ねに會ひて今度も矢張り前日と同じく只無根なり虛說なり決して左る事は無しとの事を答へたるのみ、左れども菊池氏は現に目撃せし者より聞取りし事にして如何にも事實なる可く虛構には非ざる可しと深く自から信じ居る處なれば今此の典獄の答へのみにては決して滿足せず更に又新保氏に向ひて然らば自分に隨意の調査を許されよ、親しく各囚人に就き取調べを爲し度しと求めたるが固より府會議員の資格を以て

之を請ひたる事なれば典獄も否み兼ねしか遂に之を許したろに因り氏は同日午後一時より同六時までの間多くの囚人を相手にして直接に取調べを爲したるも囚人の常として日夜獄吏の威嚴に接し言はんと欲する事も言ふ能はず語らんと欲する事も語る能はず其の胸中には何つも恐怖の念のみ滿ち居るにぞ今菊池氏を見るに及んで亦た是れ官吏なる可しと思ひ誤まるもあり、況んや傍はらに看守押丁などの控へ居るを見て何となく恐れ居る者もあり、容易に事實を告ることを爲さず何れも知らず存ぜずと答ふる者のみなりしかば氏は斯くては事實を發見し難しと更に典獄の許しを得て看守押丁等を退ぞかしめ即はち囚人と差向ひにて先づ之に打對ひ予は府會議員にして菊池侃二と云ふ者なり、決して役人には非ざるなり、獄吏等の扱ひ方に不正不法なるよしを聞き之を調べんが爲めに來りし者なり　四人一同の爲めを思ひて斯くは取調べを爲す者なれば少しも遠慮せず有りし次第を告げ呉れよと幾度か懇ろに諭したる上氏自からも囚徒と共に監外なる砂土の上に座し甲に問ひ乙に尋ねて只管事實を調査せしに今まで同氏を役人ならんと思ひ居たる囚徒等も是に於て始めて氏が役人に非ざる事及び囚徒の爲めに來りたる者なることを悟り何れも感涙に咽び乍ら甲一句乙一句事の次第を告ぐるに至りたりと云ふ、偖てその囚徒の告ぐる處に據れば何某は毆打せられて二十日間休業したり、誰某は一層甚はだしく片足は全く用を爲さず、某も亦激しく打たれ爲めに全身腫れ渡り起き臥しさへ自由ならず今現に監內にて苦しみ居れりなど事實漸やく分り掛けしに付き氏は更にその被害者なる三名の囚人に面會し同輩知友相談話するが如く更に又た其の言語を深切にして精しく事情を聞取りたるに其の三名とは即はち河內產れの田中龍吉、池田產れの安井由松外一名にして田中は聞くところに違はず其片足全たく用を爲さず、安井は全身の腫れ居りて起き臥しの自由も叶はず成り居り今一人は姓名を聞漏らせしが是れ亦苦虐せられ格別の事にも非ざりしかど爲めに二十日間休業せし事ありと云ふ、而して菊池氏は獄吏に就き件の三人は如何なる罪を犯せし者ぞ定めし人を殺したりとか持兇器强盜を爲したりとか云ふ大罪人なる可しと尋ねたるに右三人は共に斯る大罪人に非ずして賭博犯者なりと

の答へを得且つ右の外同獄にては近頃囚人の中に俄かに死去する者ある由を聞き氏は試ろみに獄醫に就きて之をも質問せし處日蝕病とか云ふ病氣にて近頃俄かに死する者少からざる旨を答へたりと、其は兎も角も菊池氏は始め典獄の答へる處とは反對にて斯る事實のありたることが漸く始めて判然し其の證據さへ擧がりたるにぞ歸るに臨んで又典獄に面會し事の結果を具さに告け斯る犯罪の證據ある以上は貴官の職務上にも不問には措かれまじ必ず相當なる處分を施こすならん、貴官果して之が處分を爲さんには乞ふ明日（即はち昨二十五日）の午前十時までに之れが處分を施されよと、而して之を施こしたらば同時刻までに自分へ向け其の旨を知らせられよ、若し十時までに知らせなくんば自分は直ちに此の事を裁判所へ告發す可しとの事を約し置きて一と先づ引取りたりとのこと、斯くて一昨夜は別項にも見ゆる如く府立商業學校の事に付き區部議員一同北濱倶樂部へ集りたるを幸ひ菊池氏は件の始末を一同へ告たる處何れも大いに憤懣し典獄若し躊躇して速やかに處分せざるが如き事あらば我々一同進んで之を正す可し、決して捨て置く可きに非ず、何處までも手を盡して其の弊源を絕たざる可らず將來の戒しめに他の監獄への戒しめに斷然たる處置を施こす可しなど議論中々盛んなりしと云ふ、然るに昨日午前十時即はち菊池氏が典獄と約束せし時間も過ぎ十一時に至りても典獄よりは菊池氏へ何等の通知も無かりしにぞ氏は昨日午前十一時過ぎいよ〳〵大阪輕罪裁判所の檢事局へ告發に及びたりと云ふ、尙ほ聞き得たる所に據れば典獄新保利貞氏は菊池氏の請求に仍りて昨日午前十時までに加害者を處分し且つその處分せし旨を菊池氏へ通知する筈なりしに右約束の時間までには何等の通知も無かりしに付き菊池氏は猶豫せず十一時過ぎに至りて遂に告發に及びたるに午後四時頃に至りて漸やく菊池氏へ返答ありたるよし、而して其の返書には段々加害者を取調べたる處右は渡邊某と云ふ者なりしと判然せしに付き本日（即ち昨二十五日の事）直ちに其の職務を免したり云ことありたるよし、然るに菊池氏は決して之に滿足せず既に加害者たることを判然せし以上は典獄は何故に之を告發せざりしか、何故に免職だけに止めたるか、罪なくば免職するには及ばざる可し、罪あら

ば免職丈けにては濟まざる可し、典獄の處置は何れにしても未だ其の當を得ざるが如くなれば尙ほ進んで理非を爭ふ處ある可しと云ひ居るとのこと

東雲新報は右の如く報じたりと雖ども吾人は輕々しくこれを信ずること能はざるなり、元來囚徒が官吏を惡樣に言ひ做すは其通情たるに菊池氏は唯だ囚徒の片言に依て此告訴を爲せしものなれば容易に事實なりとは認め難し、今や裁判所にては其の告訴を受理せられたりと云へば公平なる裁判を該監獄の寃を雪がるゝこと遠きに非ざるべし、それとも萬一裁判の上にても事實なりと定まらば吾人は呆然として驚かざるを得ざるなり

（東京日々新聞第五〇四八號　明治二十一年八月三十日）

米國船長日本水兵を射殺し
ボストン裁判所にて罰せらる

（明治二十一年八月三十日）

本邦が外國政府に依賴し邦人の被害を外國政府に審判せしめたる最初の判例なり

水夫虐殺事件の餘聞　前號にも屢々記したる如く昨年八月中米國帆船フーリマン號の船長エムエル、ハウス氏が同船乘組の日本水夫日高菊松を虐殺したる事件に付本年五月以來米國ボストン府に於て該事件の審判を開き當時同船に乘組居りたる水夫泉伊十外二名と神奈川縣廳の外事課員高橋包三郎氏は米國政府の要求により同國へ出張し該事件も先頃落着して歸朝ありしが今回の事件たる被告が米國人たるにも拘はらず米國政府及び裁判官等が萬事公平無私に取扱はれたりとて同氏が語られたる審判の模樣は左の如し

客年八月六日米國帆走船フリマン號はバタビヤ海航行中同船乘組水夫日高菊松が同船長の爲めに銃殺せられたる件は先頃其筋の掛合となり同年十二月同船が米國ボストン府へ到着すると同時に同船長は同府裁判所の手にて捕縛せられ同所に於て審問することとなりしに付米國政府の請求に據り本邦より當時同船に乘組居たる水夫の內所在を得たるもの三名證人として同政府の費用を以て同所に發足し又右事件の時より船長捕縛の際迄同船に乘組居たる米國人一名及び日本人二名も本件の實地見證人なるを以て同裁判所に於

て同人等の出廷方を催め置けり、去る四月本邦より右水夫の同府に到着するや合衆國檢事は起訴の準備を爲すが爲め右等證人一同に對して審問をなし五月十八日大陪審にて同官が擧證の聽聞あり、同二十二日同官の起草に係る謀殺罪の訟訴狀を認承し同所巡回裁判所へ提出せり、翌月十九日公判開廷となりしに被告人は陪審者として指名せられたるもの十七名を忌避し檢事は三名を忌避したる末漸く小陪審を成立せり、玆に於て檢事は本訴の事實を詳述して謀殺罪たる事を論告し終りて日本證人の陳述を爲すに當り宗旨の異なるを以て向國證人宣誓式を執行する能はず同證人へは日本刑事上證人に執行する處の宣誓式を採用すべきことに決裁あり夫々宣誓の上證言せり、夫れより被告人の陳述及其證人等交々陳述を爲し續て辯護人は被害者菊松は船長に抗拒し且つ徒黨を企圖するを以て被告は之を鎭壓する爲め止むを得ざるに出でたる正當防衛なりとの旨趣を以て辯護せり、檢事は之れを論駁し且つ國の內外宗旨の異同を以て本訴を斷ぜず單に法廷に現はれたる事實に據り公平に斷案あらんことを望むとのことを述べたり、刑事は審問中各關係人より陳述の實を約言し且殺人罪三等の區別を示し陪審に斷案を求む陪審一同退廷凡そ五時間程評議の上マンススラータルの斷案を得、然るに被告辯護人にして再審の動議を發したる爲め刑の宣告は一時中止となりしも七月二日に至り船長は禁錮三年罰金二百五十弗に處せられ本訴の局を結びたりと云ふ抑も本件の此の場合に至りしは最初乘組水夫四名が横濱に戾り菊松の被害事件を神奈川縣廳に屆出でたるより起りしことにて同縣に於ては同人共を夫々取調の末外務省へ上申となり同省より其筋へ數回の往復を重ね遂に米國政府は同船長を法衙に付し審理することゝなれるものにして凡そ海外にて日本人が被害等に逢ひ我政府より外國政府に向ひ其處分方を請求し今回の如き場合に立至りしは本件を以て嚆矢とす、而して米國の法衙に於て審問の模樣を聞くに判事を初め何れも公平を旨とせり、試に其例をあぐれば判事陪審に斷案を托するに當り國の內外を以て良心に背かざる樣嚴重に戒め或は審問中偶々彼國在留日本人の傍聽に來るものあり、法廷は傍聽人を以て充滿せしに付遙かに隔離したる所に就席せしに判事は之を見て彼所に日

本人の傍聽のために來れるあり、本件は日本人に關係あるの事件なり彼所にては聽聞に便ならず同人等に特席を設けて傍聽に便ならしめよと命じ法廷に近く席を取らしむる等皆公平を主とするより出でしなるべし、殊に原告官たる檢事の如きは其證人とするもの皆日本人にして直接に問答を爲し得ず一々通譯人を要すると雖も一に耐忍を以て治罪に熱心し更に迷惑を覺えざらしめたり、又同國の法律に據れば右樣の證人は抑留所に抑留し置くの例なれども我政府より交義上派遣せし證人たるの故を以て同官に於て特別の取扱を施し之を抑留せずして解放し置きたりと云ふ

（東京日々新聞第五〇四八號、明治廿一年八月卅日）

豐橋聯隊の汽車見物團

驛長官宅を襲ふ（明治廿二年三月一日）

豐橋事件（名古屋二月二十八日午後特發）

豐橋停車場詰驛員は過半住所詰換となりしが當日暴行を働きし兵卒の犯罪の證據は未だ一人も分明ならず同營所詰の佐官數名は本日當地に來着せり

（時事新報第二二一五號　明治廿二年三月一日）

〇

豐橋事件の詳報

豐橋分營の兵士（歩兵第十八聯隊）が去月二十四日豐橋停車場に亂入し暴行を働きしにとの次第は取り敢へず電報に由て前號の紙上へ報道し置きしが今その詳報を聞くに同日午前七時三十分の事なりき、同分營の兵士二百五十名許りは不意に同停車場を襲ひ手に手に獲物を携へて先づ驛長岸排三郎氏の官宅を目掛けてあばれ込み當るを幸ひ戸障子家具の差別なく或は電信取扱所の器械或は汽罐車器具手當り次第さんぐに破壞し又一群は助役瀧正武氏の官宅を襲ひしに同氏は大いに驚きて戸外に逃れ去らんとするを兵士は驛長ならんと思ひ違へ岸を殺せ岸を殺せと叫びつつ同氏に向つて亂擊しければ同氏は遂に背部に一寸餘の深傷を負ひ其他各部にも多くの負傷を受けしが此際兵士中に人違ひなり岸にあらずと呼ぶ者ありければ亂擊の拳も漸く疎らなるに隨ひ同氏は官邸の椽下へ這込み辛ふじて虎口を逃れたるが此の騷動にて負傷したるものは同氏の外に尙五六人もありて、一時の混雜は云ふばかり

なく爲に濱松行の汽車も凡そ五十分も遲れて發車したる位なるが同日岸氏の難を免れたるは數日前より神戸に出張中なる故なりとぞ、右に付き名古屋鎭臺第三師團參謀長坂本大佐は同日午後五時十分發の汽車にて同地に出張し取調べの上先づ七名の兵士を捕へて入監したりと云へり、偖斯る暴擧に及びたる原因を尋ぬるに去る十七日の日曜日に當り同營所の兵士三名が汽車見物の爲め停車場内に來りて荷物置場に立入りければ驛夫は之を制し無用の者入る可き所に非ざれば速かに立去れよと云ひしに兵士等は勝手に遊歩をなすに何の妨げあらんとて聞入れざれば驛夫は土百姓め何故に立去らぬかと罵りければ兵士等は怒りて何故に我々は土百姓なるぞ無禮者め營所に來れと云へば驛夫も亦汝こそ無禮なれ、當局内へ來れよとの押問答の果は腕力の爭ひとなり、遂に驛夫は兵士の帽子手帳を奪ひければ兵士は岸驛長の許に至りて之を請求せしに驛長は容易に承知せずして事の由を營所に照會しければ營所よりは下士官數名出張して取調べたるに兵士には微傷さへあり、且帽を奪い三時間も抑留せしは不都合なりとて其後同驛長と營所との間に於て談判となりしがこれぞ全く當日の事變を惹起したる原因ならんと云ふ

（時事新報第二二一五號　明治二十二年三月一日）

○

豐橋分營兵暴行事件の結局

同事件に就いては豫て第三師團の理事安藤定氏及び錄事豐田實氏等が特に同地に出張して日夜審問の上、罪狀の明白なる者十六名（第十八聯隊第二中隊の者にして內上等兵四名、兵卒十二名）を此日名古屋なる師團本部へ護送に成りし事は曩に本紙に登錄せしが其後引續き審問の末遂に去る十五日右十六名の內上等兵城取善吉外三名は電信機破毀罪（普通刑法第百六十四條）毆打創傷罪（同上三百一條及三百五條）器物毀棄罪（同四百二十一條）建造物破壞罪（同四百十七條）同附屬物破壞罪（同四百十八條）及び兵士暴行罪の六罪中の一の兵士暴行罪即ち陸軍刑法第八十四條に問ひ重禁錮一年に、又兵卒富永龜太郎、栗島長藏、出口德次郎、渡邊啓八、外八名は前同斷の罪に依り重禁錮六月に夫々處刑の宣告を受け玆に同暴行事件の完結を告げたりと云ふ

（時事新報第二二三四號　明治二十二年三月二十日）

○

豐橋分營暴行事件の宣告文

三州豐橋分營歩兵第十八聯隊第十二中隊の兵卒が去月二十四日同地停車場にて暴行を働きし罪に依り去る十五日名古屋第三師團軍法會議所に於て夫々宣告を受けたる由は此程の本紙上に記載せしが今その宣告文は左の如し

宣告文

歩兵上等兵　塚口和作
同　清水久助
同　古畑彌十
同　城取善吉
歩兵一等卒　富永龜太郎
同　出口德次郎
同　柴田權平
同　佐野龜太郎
同　佐野勘藏
歩兵二等卒　河越正市
同　栗嶋長藏
歩兵一等卒　勝亦角太郎
同　萩場吉三郎
歩兵二等卒　鈴木卯三郎
同　高橋捨吉
同　渡邊啓八

被告は明治二十二年二月二十二日同中隊兵卒水谷元吉、木嶋富十の兩名が豐橋停車場の構內に入りたるに驛夫の一名之を構外に去らしめんと爲したるも直ちに立ち去らざりしより爭論に及び數名の驛夫來つて兩名を驛長の事務室に引致せんとし此際驛夫は兩名に對し汝等軍服を着し劍を帶て居るも、元は土百姓なり、無用の者入る可からずとの標札を讀み得ざるは盲目なり等の言を吐て之を罵詈し遂て强て兩名を驛長事務室に引致せり、驛長岸耕三郎は元吉の帽子並に軍隊手帳を取上げ且つ之を該室に留置くもの二時間餘に及び同隊軍曹並に上等兵隊長の命を受け該場に赴て驛長に面會談判の末元吉を受取りたり、其談判の際傍らに在りたり該場の者不當の言を吐きたるも驛長は之を制せざるのみならず初め驛長は元吉に對し貴樣のみならず軍人一般の懲しめの爲め云々の言ありし

等の趣を聞知し是即ち軍人を侮辱したるものなり、軍隊の名譽を傷けたるものなりと一途に思考し不平憤懣に堪へず元吉等のため驛長以下に報復する所あらんと欲す、唯其手段に至つては特に其の議する所あるに非りしも衆人概ね其の期する所を同ふし一も他人の爲に煽動せられしものなし已にして同年二月二十四日日曜休暇に當りしに本隊に於ては兵卒の停車場吏員に對し憤懣を漏さんが爲め或は粗暴の擧動に出づる事あらんも計り難き情況を察し週番士官は服裝検査の際正當事故を除くの外兵卒は該場近傍に至る事を得ず假令之に赴くも粗暴の事あるべからざる旨を諭達せり、然れども被告等は各自其決心を實行せんと欲し午前第七時の朝食を喫し検査を受けたる後皆直に出營し若しくは兩名若くは數名同伴して該場に赴き或は近傍の荷物を擔ふ者あり或は軌道の上を歩行する者あり以て吏員の之を制止するあらん事を挑み遂に暴行に及べり、其の暴行に先ち被告等復讐の擧あるを聞知したる他の兵卒及人民にして該場近傍に至り縱覽するもの百數十名を下らず間々或は聲援を爲すものあり該場吏員は見て以て悉く暴行者と思料し初めより一人の抵抗するものなし一事をも制止したる者なし、乃ち被告等は殆んど無人の境に在て暴行を逞ふし驛長代理瀧正武、驛夫中功、工夫榊原增次郎を毆打創傷し驛長事務室及び其官舍乘客待合所建築事務所器械小屋等の窓硝子障子時計椅子卓子又は給水器西洋什器帳簿印章掲示額面等に至るまで目に觸れ手に應ずるものは概ね之を破毀し官舍の板塀及停車場なる格子及柱の一部を毀壞し且電信室に於て其機械を毀損したるが爲め電氣の不通を致すもの八時間に及べり、其の暴行の時間は凡そ二十分にして各自に解散せり其の暴行の際に於て何人も指揮を爲さぬ又一人も指揮を受けたるものなし、其の被害の創傷たるや瀧正武氏は十箇所中功は二箇所榊原增次郎は四箇所にして皆鈍器を用ひたるものなし、就中正武右側肋骨部の打傷最も重しと雖も猶ほ疾病休業の期は二十日を出でざるものとす、然り而して其の傷を成すの輕重は各被告中何人の所爲なるを知る事能はず以上の事實は各被告の陳述相當官吏の検證書醫師の診斷書及び鑑定書本隊の具申書及び瀧正武外數名の調書又は破毀したる物件等により證憑充分なり

之を法律に照すに其多衆相集り暴行をなしたるは陸軍刑法第

八十四條により一月以上一年以下の重禁錮に該當す、其電信機械を損壞し電氣を不通に致したるは刑法第百六十四條に依り三月以上三年以下の重禁錮五圓以上五十圓以下の罰金に該當す、因て各被告を重禁錮五月に處し罰金五圓を附加すべし其の人の器物を毀棄したるは同第四百二十一條に依り十一日以上六ケ月以下の重禁錮又は三圓以上三十圓以下の罰金に該當す、因て各被告を重禁錮五月に處すべし、其瀧正武を毆打創傷したるは同第三百一條第二項により一月以上一年以下の重禁錮に該當すと雖も同第三百五條により一等を減じて二十二日以上五ケ月以下の重禁錮に處すべきものとす、因て各被告を重禁錮四月に處す可し、其建造物の格子又は柱木一部を毀損したるは同第四百十七條に依り一月以上五年以下の重禁錮二圓以上五十圓以下の罰金に該當す、因て各被告を重禁錮四月に處し罰金二圓を附加すべし、其官舍に屬する板塀の一部を毀損したるは同第四百十八條に依り十一日以上三月以下の重禁錮又は二圓以上二十圓以下の罰金に該當す、因て各被告を重禁錮一月に處す可し、右數罪俱發に係るを以て陸軍刑法第四十六條刑法第百條に照し所犯情狀の最も重き暴行の罪に從ひ被告塚口和作、淸水久助、古畑彌十、城取善吉の四名を重禁錮一年に被告富永龜太郎、出口德次郎、柴田權平、佐野龜太郎、佐藤勘藏、河越正市、栗島長藏、勝亦角太郎、萩場吉三郎、鈴木卯三郎、高橋捨吉、渡邊啓八の十二名を重禁錮六月に處す

明治二十二年三月十五日宣告

第三師團軍法會議

判士長陸軍步兵少佐　栗屋幹

判士陸軍砲兵大尉　河井瓢

判士陸軍步兵中尉　熊谷直服

判士陸軍步兵少尉　田上他一郎

判士陸軍砲兵少尉　鈴木正近

理事　安藤定

理事　豐田實

（時事新報第二二三九號　明治二十二年三月二十五日）

愛知中學生校長の食言を怒りて盟休

（明治二十二年四月二十三日）

愛知尋常中學生不穩の擧動

同縣尋常中學校の生徒が校長大窪實氏の處置に不滿を懷き一篇の意見書を知事に差出して同校長の轉任を請求し若し聽れずんば一同退校する覺悟にて目下一人の登校する者なき由は取敢へず電報によりて揭載せしが今該紛議に係かる事實の顚末なりとて去る十七日同地よりの通信を見るに元來此の事件の起りは曩に朝夷六郎氏が同校長の職を辭し續きて今の校長大窪氏が其後任に當りし際同氏は矢張り前校長朝夷氏の如く自由放任の敎育主義を執る旨を生徒一同に約したるにも拘らず其後間もなく生徒の管理法に嚴密となりたるにぞ生徒は食言したりとて之を憤り且つ日々の課程も俄に一變しければ益々不滿の思をなし居たる處近日に至り又々同校長の處置に不公平を增したりとて生徒一同一層激昂したる事實は同校今回の生徒募集期限は三月三十一日と定めたるにもかゝはらず本月に及び同縣某々郡長の子息入學したるより之を聞込みたる生徒は校長の所爲なりとて愈々激昂の度を高め其他種々樣々の事情遠因となり近因となりてさてこそ前述の如き結果を惹起し生徒は大窪氏に退職を命じて更に適當の校長を任ずるにあらずんば斷然退校すべしと遂に三年生以上の者は互に盟約を結び堅く執て動かず、之に付去る十六日も同校より生徒の父兄を招喚して種々示談する處ありしも父兄には多く何等の答もなく唯校長の處置に一任すべしとて立歸りたりと云ふ

（時事新報第二二六五號　明治二十二年四月二十日）

肥田御料局長壓死さる

（明治二十二年四月二十八日）

肥田御料局長鐵道にて壓死せらる　昨二十七日午後四時靜岡發の電報に曰く御料局長肥田濱五郎氏午後一時半藤技にて汽車に曳かれ卽死とあり、仍て卽刻新橋鐵道局へ出頭し其場の模樣を問ひ合せしに同氏は昨朝六時の一番汽車にて出發あり（生野銀山等巡視の爲なり）午後一時三十分頃藤技停車場にて便用に下られ軈て乘車せられんとする時車は旣に運轉を始めたり、後れてはと思ひて乘車口の鐵柱に取縋られたるに局長豫て足に病あり進退も不便におはせば迅速の擧動なり難くて速力の爲に振落され其儘軌道中へ軀體の半を押入れてアハヤと云ふ間に壓死せられたるなりといふ、其朝までは花や

かれし身も一旦にして夜臺黄泉の客となる、其發途をば死出の門出とも思はれざりし事ならんに無常迅速是非もなき事にこそ

（東京日日新聞第五二四七號　明治二十二年四月二十八日）

自由黨の結黨式　（明治二十三年一月十六日）

○自由黨結黨式通知書　前號に記せし如く一昨十四日を以て政黨組織の届出を爲したる自由黨組織準備委員の諸氏は昨日各地の黨員へ向け結黨式に關し左の如き通知書を發送したる由

拜啓愈々御淸福奉拜賀候然が結黨式の儀は本月二十一日江東中村樓に於て執行仕候間御上京被成下度且其前萬端御協議申上度儀も有之候に付可成丈十八日迄に御着京相成候樣奉願上候先は右御通知迄早々頓首

東京倶樂部に於て

自由黨組織準備委員

石坂昌孝

明治二十三年一月　長坂八郎

森隆介

（東京朝日新聞第一五三五號　明治廿三年一月十六日）

○

自由黨結黨式　來る二十一日の自由黨結黨式に就ては板垣伯をも招待するやの噂あることとなるが右は敢て故らに板垣伯を招待するとの趣意にはあらず廣く愛國公黨員に向けて招待を發する都合なりとぞ、去れば招待するは一個人たる板垣伯を招待するにはあらずして愛國公黨論者たる板垣伯を招待することならん、其他同結黨式に招く賓客は關西自由黨員及新聞記者等にして大同倶樂部員をば招待せずと雖ども如何にや又結黨式費は客歳の再興準備會後大阪に於て取定めたる募集方法に基き各地方團體より之を募集して已に關東八州の同黨員よりは一團體に付金百圓宛を差出し總額三千圓に至るの豫算にて結黨式擧行の上は各地方に向て遊説員を派出する都合なりと

（東京朝日新聞第一五三五號　明治廿三年一月十六日）

○

自由黨の機關雜誌　再興自由黨愈々結黨式を行ふの運びに

迄進みたるに就ては不取敢大阪に於て機關雜誌を發行する都合なるよしはかねて聞きしが同雜誌の名は「經國」と題し來月一日を以て第一號を發兌する見込なりと、其主筆は曾田愛三郎氏にして大井憲太郎氏之が主幹たりと云ふ

（東京朝日新聞第一五三五號　明治廿三年一月十六日）

○

自由黨盟約書　自由黨綱領並に規則等の概要は得るに隨つて前號に記載したりしが愈々確定したる盟約書なるものは左の如しといふ

自由黨盟約書

自由黨盟約

黨名　自由黨

位置　淺草區榮久町十番地淨念寺內

一、吾黨は自由を擴充し權利を保全し幸福を增進し社會の改良を圖るべし

一、吾黨は吾黨と主義を共にし目的を同うするものと一致協合し以て共目的を達すべし

自由黨規則

第一條　我黨は事務所を東京に設く

第二條　黨務を整理する爲め左の委員を設く

一、議員　未定數　一、常議員　三十名

一、幹事　三名

第三條　議員は一縣下より十五名以下を限り地方黨員の投票を以て之を選擧す

第四條　常議員は議員定期會に於て之を選擧す

第五條　幹事は常議員會に於て之を選任す

第六條　役員の任期は各一ケ年とす

第七條　議員は定期會に列席して諸般の黨務を議定す

第八條　常議員は定期會に於て選定したる事件の執行方法及び臨時至急を要する事件を議定し其他定期會に附すべき原案の起草を司どる

第九條　幹事は會計及黨員の出入文書往復等の庶務を分掌す

第十條　我黨は每年數會議員を招集して定期會を開く但し其開期は常議員會に於て決定す

第十一條　常議員會は每月一回事務所に開く

第十二條　黨員の總集會は常議員會に於て必要と認むる時臨

時開會するものとす
第十三條　新に黨員たらんと欲する者は黨員二名以上の紹介を以て事務所に申出べし
第十四條　退黨せんと欲する者は其理由を事務所に申出で其承認を受くべし
第十五條　緊要なる事件ある時は幹事は常議員會の議決を經て臨時會を開くべし
第十六條　黨員たる者は黨費として應分の醵金を爲すべし

附　則

役員選定中假りに委員二十名假幹事三名を選擧す、一月三十日限り地方黨員は議員を選擧して事務所に報通すべし、二月二十一日を以て議員總會を開き黨議綱領を決すべし

（東京朝日新聞第一五四〇號　明治廿三年一月二十二日）

賣國奴事件の判決　（明治二十五年三月十三日）

○賣國事件裁判宣告

一時天下に震撼したる賣國文事件遂に鄭氏の告訴する所となり昨年十二月を以て始審の裁判を受け更に檢察官と民事原告人の控訴する所となり愈々昨日を以て左の宣告を受けたり、我社何の不幸か昨年以來數回の被告事件に係り居りしが玆に全く厄拂ひを爲し了す是より少しく濶歩し見んか

判決言渡書

長崎縣北松浦郡千戸村三百五十八番地士族
松野新次郎
二十三年二月生
東京市深川區松村町四番地平民
中村留吉
二十九年四月生

右誹毀事件に付明治二十四年十二月九日東京地方裁判所に於て有罪なりとし拘留十日罰金二圓五十錢を言渡したるに立會檢事は拘留に罰金を附加したるを不當なりとして控訴中立て本院檢事は被告留吉を無罪なりとし辯護人は新次郎留吉共に無罪なりとして附帶の控訴を爲したり依て審理を逐る處被告新次郎ば日本新聞編輯人たりし時即ち明治二十四年三月六日雲濤生なる者より漢文一篇に手翰を添へて投寄せられたり、

其手翰の大要は鄭永寧か清國公使に贈りたる書を謄寫することを得たるにより之を寄送す、探訪して事實を知らば我國の體面を保護するが爲めに筆誅の勞を厭はざらんことを希ふと云ふに在りて其實の搜索を望みたり、然るに被告は其一篇を讀むに、我國弊を臚列して、官民を痛罵し以て款を清國公使に通ずるものなるより憤慨の餘之が實否を探知するを忘れ輙て鄭永寧か清國公使李經芳に贈りたるものなりと信じ同年同月八日發兌の日本第六百六十五號雜報欄内に痛言悖行と題し先づ鄭某は日本人にして曾て外政に與かりし人今ま清公使の顧問と爲れり、左に揭ぐる文章は鄭某が李公使に贈りて自ら薦めたるものなり云々と記して暗に鄭永寧が手に成りたる文章なりと稱し雲濤生投寄の漢文全篇を揭載し且鄭某の如きは則ち腐肉の虫枯魚の蠧と云ふべし、敢て外邦の官に窮を訴ふ無恥の民にあらずして何ぞや、是れ敵を導きて國を賣るの言なり、前段と照應して野心愈々現はる、虛言を以て國を傷くるや甚し益々清國をして我を侮らしめ以て其歡心を買ふの言なり、之を賣國の言と云はずんば何をか賣國の言と云はん、諛言を呈するものなり、是臣民の禮節を破り自國の恩義を忘るゝの甚しきものなり等の言ある論評を其間に挿記して以て世に公布したり、而して鄭永寧の告訴に因り審理するに及び之が事實の證明を爲さしめたるも其提起したる證據は確然事實を證明し得たりと爲すを得ず

以上の事實は告訴狀被告新次郎の調書及陳述沼田正宣の調書第一審公判始末書第日本第六百六十五號沼田正宣の投寄に係る原稿及手翰に徵して證憑充分なり

之を法律に照すに刑法第三百五十條第二項に該當するも酌諒すべき情狀あるを以て同法第八十九條第九十條に從ひ本刑に二等を減じ同法第十一條に依り拘留七日以上重禁錮三日以下罰金二圓五十錢以上二十五圓以下の範圍內に於て處斷すべきものとす、然して拘留の刑に實決するときは歸着する處輕罪の主刑たる重禁錮を減盡して消滅したると同一なり、輕罪の主刑にして既に消滅したりとする以上は之が付從たる附加罰金の刑のみ獨り存すべきの理なし、故に單に拘留の刑のみを科せざるべからず

被告留吉は明治二十四年三月八日發兌の日本第六百六十五號に發行兼印刷人として署名したるも同月一日より千葉縣下に

旅行し被告新次郎に發行印刷の事を一任して本件の犯罪の加功せざりしこと明白なれば刑法第三百五十八條の罪ありとして論ずるを得ず

以上の理由なるに依り前掲の原判決は失當たるを以て刑事訴訟法第二百六十一條後段に從ひ之を取消し被告新次郎に對しては前記の事實及法律の理由に依り拘留十日に處し被告留吉は刑事訴訟法第二百二十四條に依り無罪とす

押收の物件各差出人に還付す

明治二十五年三月十二日於東京控訴院刑事第二部檢事岩野新平立會宣告す

裁判長判事　岩井岩之丞
陪席　判事　井原師義
同　橋本源之助
同　鹽野宣健
同　飯田宏作
裁判所書記　一色純一

右原本に依り謄寫す

明治二十五年三月十二日

東京控訴裁判所書記　一色紙一

私訴裁判言渡書

東京市下谷區西黑門町二番地士族
控訴人　鄭永寧
同市京橋區南鍋町二丁目五番地士族
代言人
控訴代理人　岡村輝彦
同市神田區今川小路三丁目四番地
寄留平民代言人
同　守屋此助
同市京橋區彌左衛門町一番地寄留
平民代言人
同　三宅碩夫
長崎縣北松浦郡平戸村三百五十八番地
士族
被控訴人　松野新次郎

東京市深川區松村町四番地平民

同　中村留吉

同市京橋區鎗屋町十三番地士族代言人

被控訴代理人　宮城浩藏

右當事者間の誹毀事件公訴に付帶する私訴の控訴事件を審理する處控訴代理人申立の要旨は被控訴人兩名が明治二十四年三月八日發兌の日本第六百六十五號雜報欄内に痛言悖行と題して掲載したる記事は控訴人に對する誹毀にして爲めに名譽を傷けられたるが故に之を回復するが爲め時事新報外十九種の新聞紙に明治二十四年三月八日發行日本新聞第六百六十五號雜報内に於て痛言悖行と題せる文章を掲け拙者の名譽を毀損せしを以て告訴に及置候處今般右は全く無根の記事なる旨の判決有之候間此段廣告候也鄭永寧との廣告を五號活字にて十五日間掲載せんとす、之に要する費用は直接に犯罪より生じたる損害なれば被控訴人より賠償を受けたしと云ふに在り被控訴代理人申立の要旨は被控訴人兩名は誹毀罪を以つて論ず可らず假令誹毀罪ありとするも充分に事實を證明し得ざるに過ざれば全く無根の記事なりと斷定するを得ん況んや、控訴人の要償は刑法附則に背戾する請求なれば到底應ずること能はずと云ふに在り

説　明

被控訴人中村留吉は公訴判決に於て説明したるが如く本件犯罪の加功者に非れば損害を賠償するの義務なきは勿論なり、被控訴人松野新次郎に至りては控訴人を誹毀したるものなれば其名譽を毀損せりと云ふを得ず、然れども刑法附則第五十九條に依れば名譽に對する犯罪より生ずる損害も現に生じたるもの即ち既往又は現在の損害にあらざるよりは私訴に賴りて賠償を請求するを許さずと論定するを要す、然るに本件控訴人の請求するものは後日支拂はんとする廣告の費用なれば未だ生ぜざる未來の損害にして現に生じたるものにあらざるや言を竢たず故に控訴人の主張するが如く犯罪より生ずべき直接の損害なりとするも現に生ぜざる間は私訴を以て之が賠償を請求するを得ず

判　決

控訴人の請求相立たず私訴費用は第一二審に關する分總て控訴人之を負擔すべし

明治二十五年三月十二日於東京控訴院刑事第二部檢事岩野新平立會宣告す

裁判長判事　永井岩之丞
陪席　判事　井原師義
同　橋本源之助
同　鹽野宜健
同　飯田宏作
裁判所書記　一色純一

右原本に依り謄寫す

明治二十五年三月十二日

裁判所書記　一色純一

（日本第千七號　明治廿五年三月十三日）

怪盜無宿の金兵衛捕はる

（明治二十六年三月三十日）

未曾有の强賊盜大島善吉の妻妾捕はる

維新以來の大賊と云はるゝ無宿金兵衛事本名大島善吉（四十五）の妻たか（二十七）妾渡邊きよ（二十一）の兩名は昨年十一月頃より神戸市坂本村二百二十五番地酒商某の二階に潜伏し居たるを此度其筋の探知するところとなり警視廳巡査本部第二課勤務巡査關根仙藏氏と神戸警察署詰特務巡査立會の上去二十七日該家へ出張の上兩名を取押へ去る二十七日東京へ護送になりたるが右强盜善吉と云へるは日本全國を徘徊し豪家に入り大金を竊取したるものにて既に其の竊取したる總金額は十萬圓以上に達し本年一月十八日の夜は群馬縣利根郡河内村字屋形の豪農黒岩定太夫方の土藏を破り一萬四五千圓の古金を竊盜したり（此の古金を紙幣に交換する時は實に六萬圓以上なりと）尤も警視廳にては曩きに善吉と云へるもの吉原にて大金を浪費するより嫌疑を起して拘引し（當時一千圓の所持金あり）種々訊問する處ありしも自白せず遂に裁判所に於て證據不充分の爲め無罪の宣告を受けたることあり、其後竊盜犯にて僅かに六ヶ月の處刑を受けたることありしが滿期後諸所に强賊を働き居るとの噂あるより逮捕せんとて三ケ年前より警視廳は特務巡査を派出せしめ又各地警察署へも手を廻し專ら逮捕に盡力中黒岩方の大賊も必ず善吉の處業ならんと見極め益々逮捕方に盡力したれど元來善吉と云へるは嘗

て掏摸稼業をなし居たることもあり、頗る大力の爲め之れを取押へんとせしに強力の爲取押ふるを得ず取り逃がすこと數度あり、且つ捕方中に負傷したることなどもありて其の掛り巡査又警部にて免職せられたるもの四名もありけるが同人は近頃栃木縣桐生溫泉に潛伏し居るとの事を警視廳派出の探偵が聞込み同所詰め特務巡査三名と栃木巡査四名都合七名にて突然宿所に入込みたるに善吉は寢床に在り此逮捕者の入り込むや咄嗟身を起して巡査兩名を片腕にて釣上げたる程の大力なればその時彼の兩手を捕縛したる繩は彼れが憤怒の一聲と共にバラ〱と引き切りたり、されど多勢には敵し難く終に七名の巡査に組伏せられたり、其れより直に東京へ護送し種々取調べしも容易に自白せざるを以て此の上は同人の妻及び妾の行衛を探偵して之を吟味せんと警視廳は百方捜索中此の程神戸に潛伏し居ることの知れたれば右の巡査關根氏が逮捕の爲去る二十四日東京より出張し取押へたる次第なりと、さて其の妻及び妾と云へるは何れも美人なれどわざと風體を飾らず酒屋の二階に止宿中も至つて節儉にし居たれど取押への際衣類を取調べたるに各々紙幣五百圓許り所持し居たりと、又善吉の原籍地は今に判然せざれども多分何れかの新平民ならんと云ふ、又同人の風體は常に商人體にて決して衣類抔は飾り居らざる由にて其性質も至つて機敏なりしゆゑ其筋にては逮捕するまでに非常の苦心をなしたりとぞ

（讀賣新聞第五六四〇號　明治二十六年三月三十日）

金鵄勳章年金令出づ（明治二十七年十月三日）

金鵄勳章年金令は昨日勅令第百七十三號を以て左の如く發布せられたり

金鵄勳章年金令

第一條　金鵄勳章を賜ふ者には功級に應じ終身年金を加賜す

第二條　金鵄勳章年金の定額は左の如し

功一級　九百圓
功二級　六百五十圓
功三級　四百圓
功四級　二百十圓
功五級　百四十圓

功六級　九十圓
功七級　六十五圓
第三條　本令の年金受領者死亡したる時は仍一年間遺族に其の年金を賜ふ
第四條　前條の遺族とは寡婦孤兒父母及び祖父母にして年金受領者生存中より戸籍簿に登記したるものを云ふ
第五條　本令の年金は他の勳等年金又は恩給を受くるに妨なきものとす
第六條　本令施行に關する細則は閣令を以て之を定む
（讀賣新聞第六一六九號　明治二十七年十月三日）

レントゲン氏X光線を發明して男爵を授けらる

（明治二十九年四月十日）

○エックス光線寫眞法の奇術を發明して、工藝日新の天下を驚愕せしめたる敎授レントゲン氏は、近來伯林よりの通信によれば、三月十二日パパリア國ルドヴイビ大公より男爵を授けられたりといふ、男爵レントゲンは一千八百四十五年瑞西國ツユーリツヒ府に生れ同府大學を卒業せしは其二十五歲にして其時醫學博士の學位を授かりたり、後ストラスブルフ府に暫時開業してありしが間もなくストラスブルフ大學敎授を囑托せられ、又千八百七十二年以降はホーエンハイム、ギーセン及びヴエルツプルヒの諸大學に歷任し、現今は即ちヴエルツプルヒ大學敎授の椅子に在り、聞く所によれば今後敎授には全く其發明法の完成の爲めに力を盡くさんとの考への由先日ウキルヘルム皇帝には二月中レントゲン男爵に授くるに王冠章の勳章を以てしまた宮城に召して其怪驚くべき寫眞術の實驗をなさしめたるに頗る成績宜かりしといふ
（毎日新聞第七五九六號　明治二十九年四月十日）

レントゲンの競爭者現はれ腦髓寫眞術完成す

（明治二十九年四月十一日）

レントゲンの寫眞術は世界の新聞紙の聲を揃へて奇と稱する所なるが茲にヌニウ、ヨルクの醫學會員にしてニウ、ヨルク大學の卒業生なる博士カールトン、シモンと云へる人三年の日月を費し初めて動物の腦髓を寫眞するの奇術を發明し以

てレントゲンの向ふを張るに至れり今此に掲げたる圖は即ち博士が去る二月十二日の午前二時自ら己れの腦を寫眞したるを寫したるなり

博士は元來腦髓專攻の醫家なるを以て腦髓の形狀組織等を寫眞するの必用に迫られ最初は電氣の光をして腦中を通過せしめ之れによりて寫眞せんことを企てしも如何せん電氣は腦髓を痲痺せしむるの恐れあり、其後螢がその光を以て已れの體内まで照透することに思ひ當り非常の苦心を積みて光の速力と音響の速力とを平均する方法を發明し茲に漸く此の奇術の端緒は開かれたり

博士の寫眞術は光と音響とを併用するものにして其光は卽ち電光なり、されば電光にて腦髓を寫眞するは誰しも恐るゝ所なるの故を以て博士は遂に自ら己れの腦髓を寫眞する事となれり、最も此場合に達するまでには博士が其試驗の犧牲に供したる小動物決して尠からず而して其最後の試驗の時すら我身或は此術の犧牲となりはせずやとの恐れを抱きたりしといふ

博士が用ゐたる寫眞鏡は普通のものなれども板は白金を用ゐたり、是れは熱の影響を受けず又化學上の影響を受けしめざらんとてなり、斯くて博士は數面の鏡を置きて自ら此術の腦に及ぼす結果を見るに便し遂に之を實施したるが其時の感想は如何たりしかどといふに別段生理上の感動と稱すべきほどのものは一もある事なく只其現象の何となく奇なると結果の良否を氣遣ふとより一種不思議の感ありしのみなりといふ施術の時は此に掲げたる寫眞を取りしには二分間なりき

博士は尙ほ春秋に富み今年僅かに三十五歲の昨年八月の事なりとかや、一婦人あり來りて治を乞ふ、此婦人は蓋しこの時より前六年に盜賊の脅喝に遇ひ腦に異狀を生じてそれより以後全く發音の機能を失ひ治療の爲めハイデルベルグにも往きロンドンにも往き普く世界の大醫に就て療法を求め無慮三萬五千弗の大金を費したものなり、然るに此の婦人難症も博士之を一診して精しく其病源のある所を知り催眠術を用ゐて遂に之を治療し六年の久しき此婦人の自ら聞く事能はざりし聲を復活せしめたり、博士が腦髓研究上の造詣深き事是れにて知るべく此上の發明の如きも其醫學上に及ぼす影響や蓋し尠少にあらず、博士は最も謙遜の人の由なるが「余の發見X

線使用の結果にあらず余の考へはレントゲン以前より已に是れありき」といふより見れば全く彼のレントゲンの奇術とは無關係のものたるを知るべし、されどレントゲンの發明に由りて大に奮發心を起したるは其又自白して隱さゞる所なり

(毎日新聞第七五九七號　明治二十九年四月十一日)

英照皇太后崩御し給ふ

(明治三十年一月十一日)

●皇太后陛下の崩御

嗚呼明治三十年一月十一日は如何なる日ぞや、申すも畏き限りながら我が皇太后陛下には舊臘假初の御風氣より竟に肺炎症と變じさせ玉ひ、醫官、近侍の丹誠を竭しての御看護も其の甲斐なく、終に十一日午後六時を以て崩御あらせ給ひぬ兩陛下始め御親近の御悲嘆は申す迄もなく吾々四千萬同胞臣民の驚駭哀痛、天に哭し、地に慟するも猶以て悼惜の意を表し奉るに足らざる也、嗚呼彼の蒼たる天、曷ぞ終極あらむ、吾人は滿腔の至誠を以て玆に恐懼哀悼の筆を執らんとす

●御容體の經過

一昨日の御容體は前號及本號別欄に詳記する所の如くなれども尙更に醫師の御診斷書なるものに就いて見る時は御病勢の漸次御惡進遊ばさるゝ御模樣昭乎たるものあるが故に左に列載すべし

○午前十一時拜診

皇太后陛下今午前十一時拜診仕候處御容體甚だ御宜しからず御體力御心臟共に御衰弱被爲遊候に付專心御心臟の御保護に御注意仕居候に付幸にして其内御分利遊ばされん事を翼望仕居候目下御衰弱甚しく御活力は眞に御藥餌の爲め御保ち被爲遊候次第に付萬一今夕遲くも明朝迄に御分利被爲遊候得ば稍々御危險を可被爲免哉も難計奉存候へ共然らざる以上は乍恐到底御快復の御目的は被爲在間敷殊に何時御心臟痲痺御肺水腫等御續發可被爲遊哉も難計何分御大切の御容體と奉伺候此段上申候也

一月十一日十一時　エベルツ

○午後二時半拜診

一今朝上申後御脈御減數御性質も割に宜しき方に被爲在候も御呼吸御增數且御吸氣御困難御疲勞は益々御增被爲遊今

夕にも御急變被爲在候哉も難計奉存候此段臨時上申候也

一月十一日

池田謙齋
橋本綱常
岡玄卿
鈴木愛之助
森永友健
三浦省軒

○午後四時三十分電話上申

午後四時拜診御脈追々御不宜御呼吸次第に御困難に被爲在て御疲勞も追々御增進の御模樣に奉伺候也

○午後五時四十分電話上申

只今御脈稍々御不整に被爲成御手足も御厥冷の傾きに爲被入一層御衰弱の御徵候と奉伺候

○午後五時五十分電話上申

御病勢益々增進御脈博益々弱く御呼吸益々薄く御危篤の御容體と承る

○十一月十六日午後六時

午後六時となりて最も御大切なる御容體に御進みあらせらる

○御前症

先年黃疳を患へさせ又昨年流行感冒症に罹らせられけるも御間もなく快癒あらせられしことなりと

○御大切

一昨夜八九時頃官報號外(第二回)を以て發表せられたるものは前號欄外に揭載せしが同夜第四回の號外を以て又々御容體を公示せらる卽ち左の如し

○皇太后陛下御容體

皇太后陛下御容體昨十一日午前九時の拜診に依り侍醫の提供したる處左の如し

御體溫　三九、一
御脈博　一二八
御呼吸　五八一

昨十日午後八時二十分　牛乳　四〇、〇
同十時三十分　牛乳　八〇、〇

昨十一日午前三時御湯の上下極少々
同四時五分
「アイスクリーム」　三匙
同　四時四十五分
御湯の上　一匙
同　二時三十分より七時まで
牛乳全量　一七五、〇

昨夕以來專ら御脉力保護の御手當を爲せしに依り一時は御應しありしも暫時にして再び舊に復させらる、右は畢竟御病勢御增進御疲勞の强き故ならん、現今の御模樣にては何時御急變の程も計り難し、然れども續いて御脉力保護の御手當に怠らざる故御脉力御衰弱遊ばされざる中に御分利に傾かせられ人事を祈り奉れり（十一日官報號外第二回再錄）

○皇太后陛下御容體　皇太后陛下御容體今十一日午後四時より御脉細數御呼吸御困難御疲勞加はせられ同五時三十分頃より御脉不整御四肢厥冷御病勢益々御增進追々虛脫の御徵症備らせられたり（十一日官報號外第三回）

○皇族方への御通牒

一昨十一日午後二時頃に至り御重態の御模樣歴然たるものあるに依り青山御所にては特に左の如く皇族方へ御通牒ありたり

皇太后陛下御病症追々御不宜今夕六時前後には御大切の御場合に被爲成候哉も難計旨侍醫官より出申候に付此段申進候也

○首相夜中に天機を伺ふ

松方總理大臣には一昨日午前十時頃青山御所に參內し御病氣御見舞を爲し同日午後六時頃御危篤の報に接し再び即刻參內して御見舞申上奉り退出後更に宮中に參內し天機を伺ひ奉る

○貴族院議長の參內

近衛貴族院議長は昨日午前十一時三十分貴族院を代表して參內して口頭を以て親しく御弔詞を奏上したり

○御葬儀執行地

御葬儀は愈々京都に於て御執行遊ばさるゝ旨御內定ありしと洩れ承る

○御儀式の御調査

王政維新以來這回の如き重大なる御先例これなきに依り如何なる御式によりて御葬儀を執行遊ばさる可きかと洩れ承る所に據れば專ら先皇先后の御典禮に則り兼ねて歐米諸國に於ける高貴の葬儀等を參酌遊ばさるゝ由にて目下内々御調査中なりと聞こゆ、さりながらこれとても未だ公々然として御發喪あらせられざる今日の事なれば孰れ夫々懸官御治定の上更に公然たる調査の御下命これあるべしとぞ

（國民新聞第二〇九四號　明治三十年一月十三日）

○

○皇太后陛下崩御

に付昨夜官報號外を發せらる、乃ち

宮内省告示第二號

皇太后陛下昨十一日午後六時　崩御遊ばさる

明治三十年一月十二日

宮内大臣　伯爵　久　方　久　元

（國民新聞第二〇九四號　明治三十年一月十三日）

國王より乞食に至る迄關係せし
未曾有の離婚沙汰 （明治三十年二月十四日）

離婚事件に乞食も關係すれば國王も引合になるとは近頃所か恐らく空前の出來事なるべし、米國ミシガン州デトロイト市の富豪ワード氏の令孃は稀世の美人にて先頃白耳義のシメー公爵に嫁ぎけるが此の美人は一種風變りの質と見え何分公爵夫人で澄し込むを面白からず思ひジプシイと稱する一種乞食仲間のロゴなる者と手に手を執り金剛石の首飾りに鈌梳入れの蔴袋を掛けし狀も可笑しく何處ともなく逃亡したるは昨年夏の頃なりとかや、話頭一轉しと云ふ程でも無けれど歐洲匈牙利國の首府ブダペスト市に於ては此程來露國政府より婦人の間諜入り込み來れりとの噂起りて警察の探偵日夜に怠らず遂に或る怪しげなる旅館に何國の者とも分らぬ婦人が從者らしき怪しき男と潛み居る所を發見し早速取調の爲め數多の警官出張し件の旅館を押つ取り圍み、婦人に就て嚴重な質問を試み遂に家宅捜索を爲して該婦人の荷物など委細に檢閲したりしに露國政府に關する書類とては影だに無くして只或國

王より該婦人へ宛てたる艶書一通露はれ出しかば警官は意地悪くも之を押收して持去り行きぬ、然して此婦人は即ちシメー公爵夫人なりしなり、斯くて夫人の居處も判明したるによりシメー公爵は今一月の末を以て離婚の訴訟を法廷に持出し夫人は辯護を有名なる巴里控訴院の代言人たるマイトル、アルラインに依頼したる由なるが此法廷には直接の關係者たるロゴは申すに及ばず艶書を夫人に贈りたる或國王も引合となるべき筈にして爲めに事實以外の新事實を發見するやも計られず人々は皆面白半分に注意を怠らざる旨近着の外字新聞に見えたり

（東京日日新聞第七五九四號　明治三十年二月十四日）

東株の大珍事　（明治三十一年四月二日）

○東京株式取引所の大珍事

炭礦買方の大失敗

東京株式取引所仲買金上商店は昨秋より掛け定期市場に於て北海道炭礦株道株を殆んど一手に併呑するの勢を以て絶へず同樣の賣物あらん限りを買取り如何にも大膽なる凄まじき買振りを示し何れも其買人たる本尊の正體を認め得ず市場種々の說を爲して大怪物と稱せられて世人の注意を惹く事一方ならず疑惧暗憺たる中に其賣買を爲せしが前號欄外に報ぜし如く一昨日の三月期渡に至り二月期受渡當時の氣勢に似もやらず資金缺乏賣方の提供せし現物を引取る能はず遂に大破綻を現はすに至れり一昨日は金上商店を始め同店一派仲買は炭礦株のみにても一萬五六千株の大株を受取る事となり其他山陽關西業の諸株に於て受取るべきもの少なからざりしかば市場は此の受渡を無事に結了するや否やと戰々兢々として危殆せしが一昨日の受渡定刻即ち午後一時には賣買双方とも其準備整はず午後四時に至り賣方は大概渡株を揃へて取引所に持來したれども猶二千株程不足し居りしが取引所は金上商店及買方仲買を呼び株揃ひ居る丈け早速受取る可く申渡せしも買方は二千株不足を口實として全株揃ひたる上引取るべしと主張して一株だも引取らず午後五時頃に至り賣方は全株數を取揃へたればとて取引所にて買方に其引取りを逼まりしが更に引取る模樣なく引取所は督促矢の如く急なるも七時を過ぎ十時を過ぐるも終に受渡しを結了するに至らざりしかば取引所

にては大いに狼狽し取引所の安危に繋る一大珍事なりとて俄かに理事監査役及び相談役を招待して之れが處分の協議をなし一方仲買業も亦心配一方ならず仲買委員會を取引所に開きて徹宵協議を凝らす所ありたり、右は一昨夜迄の經過なるが尙此珍事に關する諸種の雜聞を左に報道す

○違約仲買人　違約者と見做すべき仲買人は左の如し

本庄伊太郎、副島延一、井野粂吉、石見積兵衛、水本德兵衞、小林勇次郎、矢島平造

○七仲買店の買取株　違約者を以て見做さるゝ前記本庄商店を始め外各店の買付けたるは獨り炭礦株に止まらずして各種株買附けも少からず、而して中先兩期を除き去月限り即ち一昨日の受渡に提供せられて引取らざりし諸株は左の如し

本庄商店

炭礦株　七千三百六十株
關西株　百五十株
北越株　五十株
東京商品株　三十株
東京株式株　十株
山陽株　千九百株
九州新株　九十株
郵船新株　八百株
京都糸株　五十株

丸一商店

炭礦株　一千三百十株
山陽株　一百株
關西株　五十株
九州新株　七十株
郵船株　七百株
郵船新株　一千五十株

井野商店

炭礦株　二千九百株
炭礦第二株　十株
關西株　二十株
帝國銀行株　二十株

石商店

炭礦株　一千百八十株

水商店

炭礦株　一萬九千二百株
九州新株　十株
總武株　四十株
成田鐵株　二十株
京都株　十株
郵船株　五十株
郵船新株　三十株
商品株　十株
帝商銀行株　二十株

小林商店

炭礦株　五百五十株
東京株式株　一株

矢島商店

炭礦株　一千三百七十株
炭礦第三株　六百五十株

○取引所の臨時休業　取引所は帳簿整理のため昨日臨時休業する旨を昨早朝掲示せり

○仲買委員會　一昨夜徹宵仲買委員會を開き協議の末成川尚義、中野武營、馬越恭平、足立豫六の四氏に善後策講究を依頼することゝなし今朝諸氏の承諾を求むる爲め奔走せり

○違約者の處分如何　違約といふも今尚ほ猶豫中なるが結局違約處分は免かれざるべきも這回の事たる取引所創立以來未曾有の大事件にして獨り取引所が損害を受くるのみならず其經濟社會に及ぼすべき影響も頗る大なるものあれば取引所に於ても妄りに定款法律を勵行する譯に行かざるべく去れば尚ほ五六日は臨時休業を續けて其間に可成圓滑の處分あるべし

○取引所の損害　這回の珍事に付取引所の蒙るべき損害の大なるは云ふまでもなき事なるが其善後策遣り方如何に依りて損失の多寡も岐るゝ譯なれば今日豫め其損失高を知るを得ず此處當局者の大手腕を要すと云ふ者あり

○違約者尚一人　違約仲買人は前記七店の外尚ほ一人ありといふ、そは買方の某商店は一昨日小切手を取引所に入れて株を引取らんとせしも其小切手は空切手なる由にて無論違約者の仲買に入るべしと云ふ

○取引市場の危胎　從來株式取引所程信用取引の行はれし處

なく何萬圓何十萬圓といふ大金の受渡にも小僧の使にて一片の預證受取證なくして仲買同士間の取引は實に圓滑に行はれしが一昨日の受渡には彼の炭礦の大受渡し何となく長引き皆薄氣味惡しく思ひ居る矢先き何店の小切手不渡となりとか何々銀行にて何程の小切手を取附けしに空切手なりしとかの風聞を爲す者ありしより疑心暗鬼愈々甚だしく爲めに這回の取引にも何れも注意し必ず金と賣物とを引替へにあらざれば取引出來ず、小切手抔は受取るや否や直樣銀行に取附けるなど日頃に不似合の有様にて取引甚だ圓滑を缺きしが今回の事件纏るまでは何れも警戒を加へ居れば市場の信用取引も當分行はれざるべしと云ふ

○伊藤農相と取引所　伊東男農相となりてより兎角取引所の紛擾多きは奇なり、曩きには堂島米穀取引所の紛擾あり續て東京米穀取引所の紛擾あり今回又東京株式取引所の事件起る由來伊東男と取引所とは何等の惡因縁纏まるありて如斯取引所の心配思ふべし（第六面參照）

（國民新聞第二四六四號　明治三十一年四月二日）

○

○炭礦株買方の大破綻

前號の紙上及別項に於て東京株式取引所に於ける三月限受渡しの出來ざることを報じ置きたるが尙ほ是れが眞相と云ふを聞くに受渡しの出來ざるは全く炭礦株買占一派の資金缺乏より大破綻を生じたるに起因するものにて株式取引所開業以來の大珍事と云ふ可きなり、別項にも記載するが如く炭礦鐵の重なる買方仲買は本庄店七千三百六十株、井野店二千〇九十株、○丸店千三百六十株、水店千九百二十株、矢島店千三百七十株、石店千百八十株等の重なるものなり、而して總株數一萬七千三十株の多額にして是を金額にして二百萬四千三百六十圓、斯る多額の金員を調達して一萬七千株を引取るべき買方仲間が一昨日三十一日（受渡日）の模樣を記さんに前記買方仲買の多くは午後四時に至るも聊かの金員も持參せず取引所が使を以て再三再四の督促も直ちに持參すべしなどと一時の方便を以て巧みに猶豫せしめ遂に同八時を過ぐるも取引所に對して何等の沙汰も爲さゞるより取引所は止を得ず違約處分に附すと迫りしも本庄、丸一、矢島、水、石、井野等何れも主人の姿消失せて應接するものさへあらざれば取引所は

一方ならず其の處置に困難し一昨夜來重役は買方仲買の處置に役員の總ては算に忙く總員徹夜の姿なりしが買方の破綻と共に株式取引所の光景全く危險とはなりけり

○取引所と炭礦株買方

炭礦株買方仲買は三百餘萬圓を調達して一萬七千株餘の該株引取可き筈なるに多くは昨日の光景より見れば到底二百萬圓の金員が調達し得ざるは素よりその半金をも出來し得ざる模樣なりしが假りに半金調達し得るとせむと到底是にて纏る可き事にあらず一時怪物として其資金の强大なるに世間を迷しめたる買方も爰に全く破綻を生じたれば買方自己も取引所も如何にして局を結ぶかは頗る難事なるべしと、何となれば二百萬圓の巨額なる金員を要する該株の取引は縱し買方仲買を違約處分せんも拂込み居たる金は僅に八十萬圓に過ぎざる有樣にて各五千圓宛なる身元金あるも尙百十萬圓餘の不足なるべし、百十萬圓の不足は取引所が如何なる方法を以てせむも到底負擔し得ざる處亦負擔す可からざる一事なり、這は唯三日限のみに就ての計算なるが況や四月五月の兩期を合すれば株數四十萬の上に昇るに於てをや

要するに斯る珍事を惹起したるは買方の破綻と同時に亦取引所の失態と言ばざるべからず、取引所が最初一株四圓の證據金を漸次引上げて二十圓となりしも這は旣に時機遲れたるものにて取引所が油斷せずんば昨年十二月始より著しく證據金を引上げて警戒する所ありたらん、今日の如き失態を觀る事となりしは取引所が緩漫の處置は全く這回の珍事を産み出せるものにして曾つて取引所理事長大江卓氏が買方と結托云々と喧傳せられたるも偶然にあらず、是れ全く處置の緩漫なりしが故に起因せるものにして炭礦買方破綻の結果は取引所重役問題を惹起する哉知る可からず、故に買方と取引所とは等しく失態を招きたるものにして這は一紛擾を惹起せでは止むべくも想はれざるなり

○株式仲買と客筋

炭礦株買方の破綻は獨り炭礦鐵のみならず總體の株の上に又た前記仲買の受渡し付かず爲めに仲買客筋とも總弱りにして特に迷惑の甚だしきは炭礦及び他株にも買占連に關係なき客筋の迷惑なり、而も直に引取む迚て入金せしも株は取れざる次第、亦是に次ぎては賣方の總體は渡すべき株の總てを取

引所に收めて金取れずといふ光景なるが客の多くは各自、自己の依頼せし仲買に迫り請求しつつあるも仲買亦如何ともなし得ず、唯々取引所が如何に處置すべきかと眺めつつあり

○取引所は會議又會議

取引所樓上には重役及び仲買組長等會議又會議を重ね居るも未だ容易に買方仲買に對する處置の決定すべくもあらず恰も小田原評議のみにて取止めたることなしと、斯る模樣よりするときは中々近きに整理すべくは覩へず今後一週間位ひは少くも臨時休業するの止むを得ざるに至るべしといふ

（國民新聞第二四六四號　明治三十一年四月二日）

○

○炭礦株紛擾事件續報

○善後の方針決す　株式取引所這般の株式受渡不始末事件は未曾有の大珍事なれば取引所の重役及び相談役は一昨夜の徹宵に引續き昨日も取引所に詰め切りて善後策の協議を凝らし一方には仲買委員も一方ならず奔走し昨日午後五時より仲買委員より善後の調停を依頼したる成川尙義、馬越恭平、今村清之助、中野武營、足立孫六の諸氏取引所に會合して重役委員と共に協議し終に重役會議と仲買委員會とに於て善後策の方針を左の如く決定したり

一炭礦株四日限り取組高六千百十株は一株九十圓の價格を以て五月限り取組高二萬三千六百三十株は一株八十八圓の價格を以て總て賣買を解約する事

一炭礦株三月限取組高一萬五千四百八十株は定款に依て處分する事

右の如く決定したるに付ては仲買委員及び調停者は昨朝より賣方仲買に交渉して同意を求めつゝあるが多分此邊なれば承諾すべき模樣なりと云ふ、又炭礦株の外山陽、關西、郵船等の諸株あれども先づ最も多額なる炭礦丈けの始末を附くるものなりと

○取引所の損失高　前項の如く善後の方針決定し金上商店始め買方一方の仲買は三月限りにて違約處分に遭ふに付ては其買玉は悉皆取引所が引受けて損失を負擔せざるべからず、今四、五兩月限りの損失高を見積れば買玉の平均價は證據金を引去り一株百圓六十錢位に當り居る由なれば四、五兩月限り解合平均價格八十九圓との差十一圓六十錢は一株に對する損

失にして之れを兩月限取組高合計二萬九千七百四十株に乘じたるもの三十四萬五千圓は取引所の負擔に歸すべき模樣なり而して三月限りの損失高は違約處分を行ひたる後にあらざれば精確なるものを知り難けれども假りに炭礦株の實價を八十五圓とし買附の平均價格九十五圓八十錢(證據金を引き去りたるもの)との差十圓八十錢を一株に對する損失とせば一萬五千四百八十株にて十七萬二千百八十四圓の損となり之れを前の損失に合算すれば實に五十萬圓以上の損失となるなり、重役が此の損失を決心して前項の善後方針を決定したるは蓋し成行に放任せば取引所の全資本百二十萬圓を拋ちて尙ほ足らざるが故にして重役の憂慮も亦思ふべきなり

○雨宮氏仲買を招く　雨宮敬次郎氏は昨朝同氏と親近なる仲買小布施、村上、山口、矢島、半田、井野等の諸氏を招き株式不始末事件の成行を聞取り圓滑に局を結ぶことに付て種々評議する處ありたりといふ

○保管株券に就て　賣方仲買が受渡しの爲提供し居たる株券及び代金は炭礦株不始末事件以來取引所に預り居たるが續々是れが請求するものあるより取引所は不始末事件落着し代金調達したる時は何時にても差出し若し後日に於て間違有之節は違約處分の執行を受くるも不苦といふ意味の證書を入れさせ一應其株券若しくは代金を拂戾す筈なりとの噂頻りに喧傳せられ居たり

○買方の意向　別項記する如く取引所重役及委員諸氏等協議の上炭礦四月限、五月限の兩期を平均一株八十九圓にて解約せしめんと決議し爰に始めて賣方と解合談の端緒を開かんとしつゝあるが賣方の多くが果して此解合談に應ずる哉否哉買方の重なる田中平八、龜田介次郎、田中新八の諸氏始め其他銀行家も少なからざる模樣なるが取組の多寡は須く措き何れも一種の意地商ひとなりて殆んど身代を賭して賣込みたる事迚て中々容易く滿足すべくもあらず四五兩期八十九圓の平均値段にて解合に應ずる哉否哉或は固より一疑問たるも甚だ覺束なき事と云ふ者ありき

○賣仲買と買仲買　賣方仲買と買方仲買とは自然仲買店の性質の上に頗る異なるものあるを觀る、尤も賣買何れも取扱ふ仲買の事迚云ふ迄もなく双方に多少の關係あるも買方仲買の重なる本庄伊太郎、井野粂吉、矢島平造、石見權兵の如き賣

方仲買の多くとは全く性質異れ居れり、本庄と井野とは近年中々の流行店にて所謂華族連亦は官邊の紳士連等の注文の多くを取扱ひ表面羽振り好き光景ありしも取引上の危險は斯る店より多くは生ずるなれ、這回の如き不始末を生じ不都合にも炭礦株其他の買株を受取兼ねる次第なるが傍ら賣方仲買を觀るには多くは（頑固の評あるかは知らざれど）手堅き店々にて決して迂濶なる注文を受けざる處丈け亦前者の如く巨額なる賣買の依頼に應ぜず爲に概して一個の頭より見れば賣買少なき方なるが詰り危險を踐まざる結果と云ふべく前者と後者とは常に仲買業の仕振の上に大に趣を異にしたるものあれば自然性質の變りたる者右權は論の外なり

○正誤、前號の紙上三面東京株式取引所の大珍事と題する記事中違約仲買人の內本庄伊太郎とありしは本庄伊太郎の誤植、水商店の買株中炭礦株一萬九千二百株とありしは千九百二株の誤植、同大面一段の記事取引所と炭礦株の買方[illegible]と題する記事中株數四十萬とあるは四萬株の誤植

（國民新聞第二四六五號　明治三十一年四月三日）

○

○炭礦紛擾事件調停の破裂

株式不始末事件は一昨日までの成行にては解合談首尾よく纒まり調停略ぼ成るの傾向を示し立會開始を見るも一兩日の內ならんと關係者は愁眉を開きて待ち構へしに一昨夜に至り折角纒まらんとせし調停談は果敢なく破裂せるこそ意外なれ其の次第を聞くに昨日は兩昨夜の仲買人總會の決議に基き解合承諾書に其仲買人の調印を取り遲くも夕景迄には悉皆調印を終る都合なりしに仲買人丸ト、大、小金輪、山キ、山ト、丸水外三名より異議を唱へ調印を拒み夜に入りて仲買委員等種々盡力せしも終に承諾せざりしが故に調停談は全く破裂に歸し該事件は再び混亂に復舊せり

○取引所の規則勵行　取引所は殆んど二週間の休業を續けて圓滑なる整理を遂げんとせしも別項の如く調停談は終に破裂の已むべからざるに至りしかば一昨夜重役會議を開きて今後の處分法に付き協議を盡したるが取引所當局者は進退を賭し責任を帶び株主の承認も經ずして三十五萬圓の損害負擔をなしてまた事件の圓滑に局を結ばん事を希望せしにも拘はらず仲買人中調停に異議ありて破裂するに至りたる上は最早他に

施す可き策なければ會社は定款規則を勵行して處分すべきものは猶豫なく處分し又今後の取引所の安全を謀る爲め臨時增證據金を徵收することに決定したり

○增證據金徵收の揭示　取引所は昨夜重役會議の結果に依り臨時增證據金徵收の爲め昨日午後一時左の揭示を爲したり

定款第百六條第三號に據り現在賣買約定に係る左記株式に對し賣買双方より增證據金を徵收致候に付來る二十二日午後四時迄に納入可致事

增證據金

山陽(金三圓)、關西、日鐵、九州(各金四圓)、炭礦(金二十二圓)、同第二、第三株(各金九圓)、總武(金五圓)、京都、北越(各金二圓)、郵船、同新株(各金三圓)、東株(金二十五圓)、帝商銀行(金二圓)、鐘紡(金三圓)

○仲買人の激昂　取引所は調停の破裂せしより從來の方針を一變して萬事規則勵行を以て進行するに決し而して取引所の安全を保つ爲め增證據金徵收の手段を取るに至りしに付き買方となく賣方となく双方多額の證據金を差入れざる可からざる事となりしを以て是迄得意地に居れる賣方も失意の地に居れる賣方も共に困難するに至り若し期日迄に增敷を差入るゝ能はざる時は違約を受くるに至るものにて今日經濟界不如意の場合多額の增敷を入るゝ能はざるものは賣買双方に多かるべく去れば取引所が規則通りの勵行を爲す時は仲買の過半は違約處分を受くるに至り一層甚だしき混亂を招くに至るべしとて增敷徵收の處分に激昂する仲買人多し

○仲買委員の辭任　仲買委員は是迄調停のため大に盡力する處ありしが結局其效を奏せざりしと、今回取引所が穩和方針を變じて規則的勵行の方針を取りたる策の得たるものにあらず此際に於て到底委員たる任務を盡す能はずとて昨日宮松亭に會合協議の上一同辭任を申出でたり

○今後の成行如何　取引所の增敷徵收の事には仲買の反抗者頗る多き模樣なれば廿二日期日に至り又々違約者を生ずる事必然にて其時は以前に幾倍せる混亂を來すに至り其結果或は現に重役の辭任を見るに至るやも知れずといふものあり

○仲買人理事長を訴ふ

株式取引所の處分に付同仲買人本庄伊太郎は本日辯護士關直彥氏を代理として取引所理事大江卓氏を被告として違約處

分取消の急訴を東京地方裁判所に提起し尙之に附帶して違約處分執行中の申請をなせりといふ

○取引所株主理事長を訴ふ

株式取引所今回の事件は同規則第百五十六條に基き決議すべきを同第百五十五條に據り決議せしは不當なりとて取引所一部の株主は岡村輝彥氏を代理とし理事長大江卓氏に對し本日東京地方裁判所へ不當決議取消請求の訴訟を提起したり

○米穀取引所仲買人の議決

東京米穀取引所の仲買人は曩に仲買人の鯉口平七氏外十一名より提出したる同市場の賣買改良策に就き協議する爲め一昨日午後四時より日本橋倶樂部に於て總會を開けり、仲買人三十七名不殘出席仲買委員原兵吉氏が座長となり左の諸件を協議したるに結局同會一致を以て可決したり

一賣買委託者よりは取引所規定の證據金の外取扱はざる事

但し決議の趣旨を仲買一同の名儀を以て諸新聞に廣告する事

一呼直賣買及び張米と稱する賣買は取扱はざる事

一前項の趣旨を確守するため誓約書を製し違犯者に對しては規約第四十八條に準據して處分する事

一委託取扱規則改正の事

一ザラ場を全廢し前場に三節を增加する事

一相場出來値を市場若くは街頭にて傳呼せしめざる事

右第三項の決議に基き左の誓約書なる者を作り其の席に於て直らに一同調印をなして散會したり

誓約書

從來我同業者に於ける委託者の注文米取扱手續區々にして往々弊風を生じ爲めに世上の惡評を來たし營業上の障碍不利益尠からず抑々我取引所は帝國の首府にあり貴重なる米穀取引の機關として全國に冠たるの取引所なり、而して現今の情況たる同業者の仲買人現員僅に三十幾名に減ずるに至り隨つて市場賣買の不振實に其極度に達したるものと云ふべく斯く衰態を極むるに至る其原因や種々遠因近因もあるべしと雖も同業者自らの行爲世上をして非難を來たさしめ委託者の信用を失墜せしたるの責も亦重からずと謂ふべからず、殊に近時同業者に十數名の違約者を出すが如き不幸を見るも其起因する處亦賣買取扱上其宜しきを得ざるに

歸せしめざるべからず、故に現在の同業者たる我々は前車の戒めに鑑み此際從來の弊風を一掃し諸般の改良を施し既に墜落したるの信用を恢復し市場の隆盛を希圖し將來永遠に斯業に從事せんと欲す、依て先づ第一着に左の各項を約す、蓋し事營業上に關す同業者一同一定の手續に據らざれば敢て其効なかるべし故に特に契約を爲し必ず違背せざらんことを誓ふ

呼直賣買と稱するは先づ呼聲を以て注文米に應じ而して後市場に於て賣買を爲す如きは弊害を生ずる恐れ甚しき者なるに依り自今必ず取扱ひを爲さゞる事

張米と稱し領收したる證據金を限度とし轉賣買戾しを爲すことを豫約して注文に應ずる如きも前項に均しき者なるに依り自今必ず其取扱を爲さゞること

諸證據金は必ず取引所規定の額に依り領收し一定の取扱手續を爲すこと

本誓約に違背したる者は仲買人組合規約第四十八條の規定に準據し處分を受くべきものとす、其手續は同規約に依り仲買委員をして爲さしむ

本誓約は取引所の承認を得置くものとす

右誓約したる趣旨を確守する證據として玆に記名調印する者也猶將來の加入者は組合編入の際にも此誓約書に記名調印せしめ從來の同業者と均しく本誓約を確守せしむるものとす

仲買人一同署名捺印

（國民新聞第二四八〇號　明治三十一年四月二十一日）

○

○株式事件破裂

（臨時增敷の徵收）

五名の整理委員及び中野米倉の兩氏等が一週間の久しき日夜殆んど寢食を打忘れ苦心慘膽の結果として事將に落着を告げんとせし一段に立至り表面賣方に屬する十、九と外一名の彼の七名の買方と氣脈を通ぜりとの噂ある丸水他七名の仲買が徹頭徹尾調印を峻拒せしが爲め又もや破裂とならんとしたり、然るに右の委員諸氏は事既に此一段に臨で破裂となるは如何にも殘念千萬なる次第のみならず此案たる既に半ケ月の久しき有名な人々が智囊を絞りて交涉に交涉を重ね幾度か破

裂の難境を經たる結果漸く成就したるものにして而かも四月限の受渡も最早眼前に迫れり、此四月限には實際株なくして思惑賣せしものもあるべく將た又取るべき資金の用意なくして見込買せしものもあらん、又た買方は既に拂れたれども賣方中には飽くまで株券を渡さんとするものもあらんなれば此上更に面倒なる成行に陷り何時までも纏るべき見込なきこととなれば到底此案を以て落着を付けざるべからず、調印を拒むものは詮なかるべし、去れば此場合に處する唯一の方法たる拒みし賣方三名の玉千三百枚と買方入名の買玉三千五百枚とを整理委員五名にて引受けて處分するの外なかるべからずとの説に一致して贊成を取引所の理事者に求めたるに理事者は昨夜重役會議を開きたるの結果假令ひ一名にても調印を拒むものあらば圓滑の解答を望み難き次第なり、取引所が當切處分の結果より生ずる十三四萬圓の剩餘金と三十五萬圓の損失を負擔するを誓ひし所以のものは一名にても不服者之れなき場合に限れる次第なれば今日の成行にては到底右等の金額を支出し難しと確答して出金を拒みたり、是に於て委員諸氏の激昂甚だしく我々は圓滑に結局を付けんとすればこそ不服者の賣買玉を引受けて處理せんと思ふなれ、然るに一名にても不服者あれば圓滑なる解答は望み難しとは如何なる謂れなるか、思ふに取引所の重役は彼の株主の反對運動と違約處分者等の訴訟沙汰に脅嚇され株主の事後承諾を得難く敗訴となるの結果廿五萬圓の損失支出額は自家の責任に歸するに至らんことを恐れて變心したるものならん去れば到底纏るべき見込あらずとて中野氏は整理委員に向つて囑托を辭し整理委員も又た仲買總會に向て事の成行を報告し委員を辭したり

是に於て調停は愈々破裂して事件の成行全く暗黑に歸し一の爲すべき處なきに至りしが仲買委員代理小布施新三郎氏は午後一時より仲買人臨時總會を宮松亭に開き何事か善後策を議することゝなれり、然るに一方取引所の方面にては最早到底調停を爲すべき道なきを看破し所謂大江流の處斷を爲し飽くまで定款に依り處理することゝなれり、午後一時に至り突然左の如き臨時増證據金徴收の掲示は現はれたり

定款第百六條第三號に依り現在賣買條約に係る右記株式に對し賣買雙方より増證據金を徴收致し候に付來二十二日午後四時迄に納入可致事

増證據金

山陽	(金三圓)
關西、日鐵、九州	(各金四圓)
炭礦	(金二十二圓)
同第二、第三株	(各金九圓)
總武	(金五圓)
京鐵、北越	(各金二圓)
郵船、同新株	(各金三圓)
東株	(金二十五圓)
帝商銀行	(金二圓)
鐘紡	(金三圓)

○仲買人理事長を訴ふ　株式取引所の處分には同仲買人「金上」本庄伊太郎は昨日辯護士關直彦氏を代理とし取引所頭取大江卓氏を被告として違約處分取消の急訴を東京地方裁判所へ提起し尚之れに附帶して違約處分執行中止の申請をなせりと云ふ

○取引所株主理事長を訴ふ　株式取引所今回の事件は同定款第百五十六條に基き處理すべきを同第百五十五條に據り處理せしは不當なりとて取引所一部の株主は岡村輝彦氏を代理とし理事長大江卓氏に對し昨日東京地方裁判所へ不當處分取消請求の訴訟を提起したりと云ふ

○仲買委員の辭職　事件の成行に激昂したるものならんか、山口卯之助、織田昇二郎の兩氏は仲買委員の辭職を屆出で他の委員も何れも總辭職せしと云ふものあり、因に記す山口卯之助は監督役を辭職したりと云ふ

○取引所の決心　取引所既に臨時增證據金の徴收を命じたる上に若し期日迄に不納者あるときは斷然これを處分するなるべく增敷の皆納となりし上は公然市場を開いて處分株の轉買若くは買戻を爲し不足金は取引所之れを辨償することとなるべし、此場合に於て相場の著しく下落する時は七名以内の買方は又々追敷を徴收せらるゝことありと知るべし

○臨時增證據金の代用價格　增敷は必ずしも現金に限らず公債、株券の代用を許可の規定にして昨日取引所は左の改正割合に依り徴收することとなせり

五分利公債	八十五圓
日鐵社債	七十七圓

東京市公債	九十圓
炭礦社債	七十七圓
九州社債	六十八圓
山陽社債	七十七圓
郵船社債	七十七圓
日鐵	五十八圓
山陽株	三十六圓
日鐵七回	四十九圓
關西新舊株	四十一圓
參宮	六十七圓
九州株	五十二圓
第二	四十圓
第三	二十七圓
第四	二十六圓
早武株	七十九圓
同新株	六十四圓
炭礦株	八十圓
第二 [illegible]	四十六圓

第三	三十六圓
川越	四十圓
播但	三十二圓
總武	六十四圓
成田	四十四圓
西成	四十一圓
七尾	三十二圓
郵船	四十六圓
正金	百四十七圓
正金新	八十六圓
帝銀	二十一圓
帝銀新	八圓
米倉庫株	二十八圓
豐州	六十圓
房總	二十七圓
京都	十圓
豐川	三十一圓
北越	二十三圓

新船　　三十五圓

其　他

（東京日日新聞第七九五三號　明治三十一年四月二十一日）

農民神奈川縣廳に押寄す　（明治三十一年九月六日）

神奈川縣愛甲郡依知村に於ては去る二十八年中より沿岸の治水工事を起し延長五百間程を水面より高さ一丈五尺も築き上げしを以て相模川出水の場合には對岸なる生間村の堤防に危險を加ふるのみならず同地新田と稱する地は是れが爲め常に侵水の不幸を見るを以て同村民は過般臨時縣會の開らかれし際にも總代を選み工事取拂ひの請願を爲す所あり、同縣土木課よりも數回巡視したる事ありたれど遂に今日に至り何等の指命なきは是れ縣官が愛甲郡民に厚ふして高座郡民に薄ふする次第なりとて願意若し貫徹せざるに於ては直ちに內務省に出頭し飽く迄も此の不正なる工事の取拂ひをなさしめんと意氣込て高座郡生間村宮代七之助外三十九名は草鞋脚絆の出でたちにて昨五日午前十一時頃知事に面會を請ひしも不在なりし爲め李家書記官に面會して請願する所ありしが一時何事の起りしかと近傍は非常の騷ぎなりし

（國民新聞第二五九九號　明治三十一年九月六日）

別子銅山の大慘狀　（明治三十二年九月五日）

▲銅山の位置及沿革　別子銅山は伊豫國宇摩郡別子山村にあり、新居濱海岸を距る五里四國中央高山の一にして高さ四千三百尺餘鑛業所は頂上より低きこと凡そ六百尺の處にあり、今より二百年前の發見に係り初は長谷坑、別子坑の二に分れ長谷坑は大阪屋某の請負稼業する所なりしが元祿八年二坑偶然にも同一鑛層を採掘せることを知り熟議の末住友家にて長谷坑を讓受くる事となり以て今日に至れり、現今の役員は支配人鈴木馬左也氏、副支配人小池鶴三氏、杉浦讓三氏、技師長鹽野門之助氏にて坑は分れて八道となり鑛床は厚さ四尺より卅尺長さ三千五百尺に達し鑛石は黄銅鑛と黄鐵鑛の密着混合したるもの最近一年の採掘量は一千八百萬貫にして新居濱に製錬所あり、新居濱と端出場の間に六哩四十二鎖の鐵道あり、端出場より石ゲ山上との間は空架鐵道により鑛石を運搬

し（人畜は徒行）石ゲ山上より角石原に至る三哩三十五鎖の間又絶壁に添ふて鐵道あり、角石原より第一隧道南口まで十一町の間には馬車の設けあり南口より各所へ至るには人力又は自動機による

▲二十八日の氣象觀測　本邦の暴風季節は八月及九月にして少なき時も十二回、多き時は二十三回の襲來あり、發生地は北緯二十度の海邊及マニラの北東方にして針路は直ちに土佐沖に突進して近畿北陸を通過し北海道に至るものと紀州附近に入り本州を横斷して日本海に入るものとの二あり、土佐沖に突進するものは多くは九州東岸を掠むるを例とせしに今日の暴風は突然高知を衝き別子山を越し一直線に岡山に出で伯耆の境港に抜けたるものにして松山觀測所の氣象表によれば

氣壓……七三七、一　風力……二七、〇　風向……北西、
氣溫……二六、〇

にて氣壓は敢て最低と云ふにあらねど風力は同測候所創設以來の最強にして一時間約三十哩の速力あり、水量は別子山にて百二十ミリメートルを下らざりしと

▲遭難者の實歷談　被害の當日鑛業所接待館に在り、岩瀨某氏の談に「二十八日は朝來雨あり風之に加はり薄暮より風力漸く八時より八時三十分までを最强とし山鳴り谷叫び一時は人語さへ判然せず、遠く悲鳴を聞きしかど外は石飛び砂舞ふの有様にて自身の居る所さへ屋根を剝がれて岩石破片の隙間もなく飛び込み來る場合故人を救ふの勇氣も出でず一室に屛息し居りしに九時頃より漸次和らぎ十一時頃地震あり、地震と共に風雨も餘程靜まりしかば早速人夫を驅りて外出せしに四面闇黑にして咫尺を辨ぜず三時頃に至り雨やみ風なぎ半弦の月雲より現はれ出しかば一同大に力を得て先づ近傍を搜索せしに家屋は傾むき或は倒れて一も完全なるものなく死屍縱横に狼藉し或ひは半身を土砂の間に埋められ或は四肢を挫へて動き得ず、悲鳴を擧げて救ひを求むるあり、死屍の中には姙婦の腹部破裂して胎兒の飛び出でたるあり、重傷者はそれ〳〵接待館に進れ來りて介抱せしが病院長の居住地小足谷とは通路流失して交通する能はず爲めに力及ばずして死亡したるものあり死屍は其日の中百二十餘を發掘せしが家と共に押し流されしもの數多ければ尙幾何あるやを知る能はず

▲被害地の實見談　賣炭用にて二十七日に別子に赴きたる松

山町の某氏の談に「二十七日新居濱に一泊し二十八日雨を犯して同地を發せしが午後五時頃より風吹き添ひて車行する能はず神鄕村の國領川は車夫に負はれて之を渡り西岸の泉川村に至り一泊したり、然るに午後七時頃に至り家の傍なる小井戸の水赤泥に變じて床下に浸入し九時頃には雷鳴さへ加りたれば同宿せる人々は一睡もせず夜の明くるを待ち下より來る人の話を聞きしに前日余が車夫に負はれて渡りし國領川は其の後間もなく赤泥横溢し川岸の民家は過半流失して卅九名の村民と泊り合せし商人の行衞不明となりたりとのことなりしかば大ひに驚き直ちに鑛山に至らんとして立川まで赴きしに立川の民家は皆流失し鐵道線路は下なる土砂に押し流されしため蜘蛛の巣の如く宙に掛り一歩も進む能はざるにより止むを得ず引返へし國領川に添ふて下りしに死屍其處にも此處にも點々して慘狀目もあてられず泉川より城下に至るまでの各村には月末の勘定をなさんため諸商人の入り込めるもの少なからざりしに悉く消息を絕ち役場員も死傷の正確なる統計は到底調査する能はずと語り居りたり」

▲被害地の雜聞　被害の尤も甚しかりしは銅山の左側にある見花谷にして人家四十戸悉く潰倒し小豆谷之に次ぎ死者は役員十二名工夫共他六百名あり、○國領川筋の角野村には死者百二十名あり、住野村は全村七十四戸の内五十七戸流失し死者同じく百二十名、○銅山川の下流に於ても續々死屍發見せられ阿波の吉野川へ流出したるものも尠なからざるべしとの見込にて其筋にては德島縣へ注意方を照會したり、○今治より三島に巡る海上には樹木、材木、家具、草屋根等の漂流せるもの無數にて海濱の漁夫は漁業を中止して之を拾ひ居れり▲被害地にて尤も不自由を感じ居れるは米にして白米は卅一日にて全く盡き新居濱よりは人の銅山に至る事に二三升宛の米を托して輸送しつゝあり、▲最初坑内に浸水の模樣あり坑夫は非常氣笛を鳴らして救を求めしが必死に防禦して安全なるを得たり、▲鑛山には約三千の坑夫あり、三分して八時間交替となし約一千の坑夫は常に坑内にあるものなれば若し浸水を防ぐ能はざりしならば更に一千餘名の死者を加へ損害も甚多なるべかりしに此事なかりしは不幸中の幸なりき、○山林課長古手田彥藏氏は當夜は倶樂部に於て玉突をなし居りしが荒模樣なるにより早く切り上げて旅宿に歸りし所倶樂部は

反つて安全にして氏は旅宿と共に押し流されたり、○技師事務員及工夫中の重なるものは大概日本、明治兩生命保險會社の被保人となり居り日本生命のみにても二百名以上あり、金額は四萬餘圓に達し居れる由、○鑛山第三墜道坑口は山崩れのため閉塞せしが中には坑夫五名、馬五頭のみなる由にて之れも多分無事なるべしと、○罹災の範圍は頗る廣く別子を中心とし西に流るゝ加茂川東に流るゝ國川北に流るゝ銅山川南の吉野川筋は悉く多少の害を被りたり、○役員の死亡せるは山林課長吉手田彦藏、販賣課主任松村榮松、器械課篠原猶吉、調査課佐伯哲、土木課志尾貫一、筒井岩太郎、脇本金太郎、岡田知治等、○住友吉左衛門氏は變災實視のため二日午前十一時河上理事外二名を伴ひて出發したり、○大阪陸軍々醫學校より派遣したる救護團の衛生材料は戰時に於ける野戰病院の半數にて林軍醫正以下十名の外衛戍病院より調劑手一名加はりたり、○死者は卅日午前十時までの調査にて六百九十八名負傷者は案外少なく二百名內外の見込なり

（國民新聞第二九〇二號　明治三十二年九月五日）

醍醐侯銃殺者の判決（明治三十二年十月六日）

醍醐侯加害者の公判

まだ世人より忘れられざる醍醐格太郎、彼は實に過ぐる五月の二十三日午後七時麴町區元園町從一位なる醍醐忠順の邸內にて侯の相續人にして而かも自身の叔父君なる從二位勳三等醍醐忠敬侯をばピストルにて銃殺なし其長女爲子にも銃創を負はしたる加害者にして昨五日は東京地方裁判所に開かれし彼が公判の當日なり、定めて傍聽人多かるべしとて特に控訴院刑事第三法廷をもて法廷となし午前九時五十分を以て廷は開かれぬ、被告格太郎の服裝は白莫大小のシヤツの上に白地の單衣と銘仙の袷とを襲着して鐵色無地の羽織をはをり眼鏡をかけ監視に伴れて廷に出づ、丸岡、大久保、栗塚、丸山鹽谷の五辯護士、裁判長飯田判事、陪席里見、中西兩陪席判事、檢察官は羽佐間檢察官、南書記等一同出席あるや裁判長の被告に向つて其身分住所姓名年齡等を訊問すること例の如く夫より醍醐家相續に關する事情及平素生活上の模樣より忠順氏及故忠敬氏等が被告及其實父故忠告幷に弟賢次郎等に對

する取扱上の模様等を尋ね犯罪當日の事に付き訊問するに付落付て答辯せよとの注意一言せし後兇行當日の始末に問ひ及ぼし身華族の家に産まれながら斯る大逆事を遂行せしは何事ぞとたゝみかけて訊問せしに彼は暗涙を含みながら之に答へて爾く訴たへたり、其の要を摘まんに曰く父忠告の長男にてありながら醍醐家をつがざりしは廢疾の爲なり、然れども同家の收入は十五銀行の株券一萬圓に對する配當利益及び宮内省の恩賜金あるに拘はらず父の收入は廡裏の鼻緒縫に一日僅々十錢内外あるの外同家よりは年始中元の兩度に三圓宛を贈らるゝのみなり、曰く同家より給する自分及父等の賄代は叔父忠敬の妾すら別に料理を調進せしめて美食に饜くに拘はらず僅々一人分二十錢に過ぎず、曰く臺灣にて戰死せし弟賢次郎は陸軍に奉職せしものに非ずして實はあはれ軍夫となりて渡臺せし也、苟も華冑の族にして軍夫となるは父が裏店的内職に生活しつゝあるにても御推諒ありたしとて涕泣一番覺えずハンカチーフもて双の眼を掩ひたる時は左なぎだに濕りがちなりし滿場の襟をば沾ほさしめき、彼は更に曰く父が相續出來ざりしは諦らめ居りしも叔父の餘り慘酷なるをば殘念に思ひ居たり曰く今更何とも申上げ樣もなき次第ながら叔父を殺さんとの意志は元より無かりしも高利貸山岸玉章より借りし五十圓の利子を加へて四百圓に上り辯償の途に窮せしのみならず此の負債に付ては思ひもよらぬ氏名詐稱なりとの脅迫をうけ返金せざらんには告訴されんづ嚴しき掛合ありし爲心痛の極叔父に出金の事を懇願せしも承諾なかりしより萬一是がため刑事問題となり醍醐の恥を見る如き事ありては華族一統の體面に係る事なれば寧ろ死するに如かずと決心し將に叔父の居間にありし六連發の短銃をとり出し醍醐家書生部屋にて自殺をとげんとする時圖らずも叔父の嗣子忠重を見しより心機一轉なし遂に同人を狙擊するの心起れり、去れど湯殿の窓高ふして發砲する能はざりし爲め遂に叔父の居間に來り發砲せしも其當時の事情は精神錯亂し居りしため覺えなしとの意を述べたり、夫より掛判事の證人の訊問、調査の朗讀、證據物（兇行用の六連發銃）の提供あり、辯護士より證人として被告の弟故賢次郎生母内田ノエ、忠敬の妾にて神明藝妓たりし昔しの大塚屋若吉今の關根コウ及岡田久三郎、木滑政信等の喚問を請求し檢事は必要なしとして棄却を申請し午後一

時休憩二時に至り再開廷後證人喚問の申請は何れも棄却されしも各辯護士の再申請により内田ノヱ、岡田久三郎の兩人の喚問を許可し尚ほ裁判長は職權を以て忠徹の生母たる醍醐タメ子を呼び出す事及び次回は來る十二日開廷する事に決して閉廷せりといふ、當日雨脚太だしかりしも傍聽人の脚は是に辟易せず無慮百名以上と見受けられ中には他日の張扇の好材料とてや講談師輩の來聽も見受けたり定めし聽ものなるべき次回には尚傍聽人の數を添ふるなるべし

（東京日日新聞第八三九八號　明治三十二年十月六日）

○

醍格事件第一審の終結　（無期徒刑）

四回を重ねし第一審は前回を以て辯論を終結し昨二十八日午前十時三十分例の地方刑第二號廷は開かれ咬楊子のまゝ茫然として入廷せし被告格太郎に對し飯田裁判長は判決書の要を宣しぬ、第一審の事なれば今特に判決書の全文を掲げんに

判　決

東京市麹町區元園町一丁目十一番地
華族無職　醍醐格太郎
三十一年十二月生

右の者に對せる謀殺及謀殺未遂被告事件に付檢事羽佐間榮次郎同波多野高吉關與審理判決すること左の如し

被告格太郎を無期徒刑に處す

押收の短銃彈丸は醍醐忠順に、其他は各差出人に還付す

公訴費用金十五圓は被告に於て負擔すべし

理　由

被告格太郎は華族侯爵醍醐忠順の嫡孫に生れ侯爵家を繼承し得べき身分を享有せしに忠順の長子即被告の實父忠告は廢疾の故を以て廢嫡せられ次子忠敬之に代り其子忠重は自然侯爵家を繼承し得べき身分を取得したるを以て被告は忠敬忠重等の僥倖を妬み又忠敬は被告の父子に對し骨肉親愛の情なく常に之を酷遇するのみならず被告が些少の負債の爲窮境に陷るり其救濟を忠敬に懇請したるに當り同人は直に之を峻拒せしを以て被告は益同人の無情を憤怨し遂に明治三十二年五月三十五日忠徹忠重を殺害せんと決意し同日午後三時頃東京市麹町區元園町一丁目四十一番地醍醐忠順方書生部屋に於て同家忠徹の居室より持ち出したる短銃に彈丸を塡充し決行の時

機を窺ひ居りしに同日午後七時頃忠重は同家浴室に於て入浴中忠敬は十疊の客室に於て來客と飲酒中なるを探知し好機失ふ可らずと思惟し右短銃を携さへ先づ浴室の南高窓より忠重を狙擊したるも命中せず轉じて廊下を疾走し十疊の客室に到り忠敬に向ひ同短銃を發射し其第一彈は同人の左顴骨弓部に第二彈は右下顎骨體部に命中し第三彈は誤つて其傍に居たる忠敬の長女爲子の左肩胛骨部より右前胸部に貫通せり、而して忠重は毫も負傷なく忠敬は右銃創の爲め其場に於て即死し爲子は三ヶ月餘の治療を要し全治せり

被告の當法廷に於ける供述中自分は醍醐家の嫡孫なるも父忠告廢嫡せられたる爲同家の相續權を失し忠重に其資格の移りたるを妬み又自分等父子は常に忠敬に虐待せられたるにより之を憤怨し居りたる旨の部分、醍醐忠順の豫審調書中忠告は長男なるも足部の病氣故同腹の次男忠敬をして醍醐家の嗣子とせり、格太郎が常に一家のもの或は忠敬の長子忠重を殺すと云ひ居たるは同人の父忠告を廢嫡し又格太郎が金員を請求するも與へざりしを怨みに思ひ居る者ならんとの旨の記載、岡田テツの豫審調書中忠敬忠重等は身分相應の衣食をなし居るも被告の父子には應分の衣食を給與せず現に忠告の如きは夜に至る迄麻裏草履の鼻緒を撚り其賃金を得て僅に嗜好の煙草料に充て居たる旨の記載、內田ノヱ岡田久三郎の當公廷に於ける供述中忠順忠敬は常に被告父子を酷遇し衣食寢具に至る迄相當の給與をなさざる爲被告父子は常に之を怨み居たる旨の部分を綜合する時は被告は父忠告と共に醍醐家繼承の資格を失したるを遺憾に思ひ從つて忠重等の僥倖を妬み又忠敬は常に被告の父子を酷遇したるを以て之を怨み居たることを推知するに足る、加之被告は明治卅二年三月九日山岸玉章なるものゝ周旋に小瀧顯八より金員を借り受け其公正證書を作成するに當り同人等の言に從ひ押收の金員貸借證書正本に記載ある如く華族侯爵醍醐忠順嫡孫醍醐格太郎と記入することを承諾せり、其後顯八より右の記事を口實とし直ちに元利金返濟すべしと嚴談せられたるに因り百方金策に奔走したるも意の如くならす苦心の折柄顯八は同年五月十八日十九日附け押收の端書二葉を以て被告は忠順の嫡孫なりと詐稱したるものなれば直ちに金員の返濟をなさゞれば詐僞取財の告訴を爲すべき旨を以て威迫せられ被告は素より小心にして右は高利

貸の奸手段たるを知らず大に之を恐れ已むを得ず忠敬妾松室瀧尾に就き其窮狀を訴たへ救濟を忠敬に懇請したるに瀧尾の豫審調書に記載ある如く金員の事は斷はれと拒絕せられ玆に於て被告は第一回豫審調書記載の趣旨の如く最早金策の途なく徒に纐八等の爲縲紲の恥辱を受けんより寧ろ自殺するに至かず旣に死を決する以上は平素骨肉に情なき忠敬及妬みに堪へざる忠重を殺害なし徐ろに死に就かんと決定したる者にして卽被告が忠敬忠重に對し兇行に及びたる原因は忠重に對する妬心と忠敬の無情を憤怨したるとに因るものと認定す

被告が明治三十二年五月二十三日醍醐忠順方にて短銃を以て先づ浴室の南窓より忠重を狙擊したるも命中せず爲に同人に負傷なかりし事實は內藤タキの豫審調書中同日午後七時頃忠順方浴室に於て忠重を入浴せしめ居たる際湯風呂の邊にて砲聲聞え同時に火藥の臭氣したるも忠重には別に負傷なかりし旨の記載、被告の當公廷に於ける供述中忠重を銃殺するの意を以て短銃を携さへ湯殿の南窓より狙擊せんとして其の場に到りたるも狙擊し得ざるを以て中止する際過つて發砲せし旨の部分及び同人の第一回豫審調書中忠重を殺す意にて湯殿の高窓より同人を狙擊したる旨の記載とを綜合し之を認め右忠重を狙擊するや直ちに廊下を疾走し十疊の客室に到り忠敬を銃殺し爲子に負傷せしめたる事情は四條隆平豫審調書中右同時頃忠敬と晚食の際格太郎來り三回發砲せしを以て同人を取押へ如何にして無法の事を爲すやと詰りたるに最早覺悟を極め居り逃走せざる旨を答へたり、暫くして警官來りたるにより之を引渡し客室に歸り見るに忠敬は倒れ居たる旨の記載、醍醐爲子の當公廷に於ける供述中十疊の客室に四條隆平は東に、父忠敬は西に向ひ互に飮酒し自分は父の右に當り東南に向ひ座し居たる際其客室西北隅の入口より來り四條の傍に於て立膝にて格太郎なりと挨拶したる上四條の後に直立すると思ふや砲聲聞こえたるを以て父の顏面を視るに其右眼下より出血し父は無言にて立ち二三步自分の左側面に來りたる際更に砲聲聞こえ同時に父の左頰下より出血し又二三步進み自分の後に到り倒れたり、玆に於て初て格太郎が射擊せし事を知り十二疊の隣室に遁れんとして二三步南に向ひ行きたる時背部に何物か當たりたるを以て自分も亦射擊せられたるものと思ひ臺所に行き手を當て見たるに出血し居たる旨の部分、豫

審判事の第二回檢證調書に添付しある忠順方家屋の略圖中各室の位置及浴室より客室に至る廊下の模樣及被告の認める押收の短銃彈丸等を綜合し之を認定す、而して忠敬は同人に對する醫師奥貫恭助の鑑定書に忠敬の死體を檢するに左顴骨弓直上部に右下顴骨體部中央に彈丸の命中したる創傷あり、死因は其の損傷より生じたる大出血及腦實質の破碎による旨の記載あり、又爲子は同人に對する同醫師の鑑定書に右肩胛骨中央部より右前胸第一肋骨間に銃丸の貫通したる創傷あり、其の創傷は約三月間の加療に藉り治癒する旨記載あり、現に爲子は其創傷療治し忠敬は即時其場に於て死去したる者也爲子に於て忠敬の場所は右眼下左頰下なりと陳述すると雖も前項に揭示したる鑑定書記載の傷所は右眼下右頰下の邊に在り右鑑定書は醫師に於て死體實檢の上記載したるものなれば素より信を措くに足る可し故に爲子は咄嗟の場左右の誤認に出でし陳述なること明なり、又爲子は忠敬の倒れたる後隣室十二疊の間に向ひ二三步行きたる際射擊せられたりと陳述し恰も被告は忠敬の倒れたる後故ら爲子を射擊したる者の如しと雖被告は當初より爲子を殺すの意なかりし旨を明言し且被告の第一回豫審調書に爲子に銃創ある事を聽き大に驚きたる模樣記載あるを觀れば全く同人に對し殺意ありたるに非ず、忠敬が第二に射擊せられ爲子の左方より後背に進む折柄爲子は直立して之を目送し殆ど忠敬と被告の中間に在りて背部を被告の方面に向けたる際被告は第三發も尙忠敬を射擊せんとするの意にて發射したるに其彈丸は誤つて爲子の背部に當りたるものと推定せざるを得ず

被告は當公廷に於て自殺の爲午後三時頃忠敬の居室より六連發の短銃及其彈丸を持ち來り書生部屋にて彈丸六發を塡充し自殺の時機を計り居たり偶々午後七時頃忠重が下婢と共に浴室に行きたるを見て已れに代り醍醐家を相續する者と思ふ妬心より忽ち殺意を起し右短銃を携さへ浴室の南窓より忠重を狙擊せんとしたが窓の高き爲其目的を達し得ざるを悟り中止すると同時に過て發砲せり、故に同人に對しては一時殺意を起したるも之を中止し忠敬に對しては曾て殺意なき旨陳述すると雖も被告の第一回豫審調書に小瀧顯八より詐僞取財の告訴せられ囹圄の耻辱を受けんより寧ろ自殺せんと發意し就ては豫て妬みに堪へざる忠重、怨みを啣む忠敬を殺害せんと決

し其時機を窺ひ居たる旨記載あるのみならず被告が短銃彈丸を持ち出したるは午後三時頃にして當時書生部屋には何人も居らず自殺を爲すには最も好時機なり、然るに其之を爲さず四時間餘を經過したるは則ち豫審に於る陳述の如く忠重忠敬の擧動を窺ひ決行の時機を待ち居たるに外ならず、又全く自殺の爲短銃彈丸を持ち出したるにあれば僅に一二發の彈丸を裝塡せば足る可し何ぞ六連發迄盡く塡充するの必要あらんや由つて之を視れば短銃彈丸を取り出だす以前に於て、業已に深思熟慮の上右兩名を殺害するの意を決したるもの、又浴室の南窓は被告が當公廷に於ける陳述の如く高さ四尺七八寸に過ぎざれば被告の軀幹を以て其内に居るものを狙擊し得ざる筈なし、故に被告は浴室の南窓より忠重を狙擊したるに過つて命中せざりしも躊躇せば他に妨害の起らんことを恐れ廊下を疾走して客室に到り忠敬を射擊したる者と認定す

被告は浴室にて發砲したる以後は何事も知らず忠敬爲子を射擊したる覺えなしと陳述し辯護人も亦被告は當時精神病に罹り居り所謂知覺精神喪失中の行爲なりと辯論すると雖も被告は短銃に彈丸を塡充し豫て妬怨を啣む忠敬忠重の擧動を窺ひ居ること四時間餘にして忠重は入浴中忠敬は來客と飲酒中なるを探知し機失ふ可らずとして浴室にて忠重を狙擊し直ちに客室に到り四條隆平に向ひ格太郎也と挨拶し徐ろに忠敬に對し二回射擊し其二發迄は同人の緊要部に命中し四條に取押へられたる際已に覺悟の上なり逃走せずと答へたる如きは喪心中の行動に非らず又兇行後直ちに麴町警察署に於て豫審判事の取調を受け其陳述を錄取したる被告の第一回豫審調書を查閱するに兇行の原因決意及決行の方法に至る迄緻密に供述し其語調整然毫も精神上に異狀あるを發見せず、故に被告が忠敬忠重等を射擊したるは知覺精神喪失中の行爲に非ざるものと確認す

被告の忠敬に對する所爲は豫め謀つて人を殺したる謀殺罪にして刑法第二百九十二條死刑に處すとある法文に該當するも被告は忠敬の骨肉に對する親愛の情なきを憤り爲したるものにして酌諒すべき情狀あり、同法第八十九條一項第九十條に照らし本刑より一等を減じ無期徒刑に處し、爲子に對する所爲は豫め謀り人を殺さんとして誤つて爲したるに在れば同法第二百九十八條第二百九十二條に當る謀殺罪にして其之を行

ふも意外の舛錯に因る未遂なるを以て同法第百十三條一項第百十二條に則とり既遂の刑より一等を減じ無期徒刑に處し、忠重に對する所爲は同法第二百九十二條豫め謀つて人を殺さんとして既に之を行ふも意外の舛錯に由る未遂なるを以て同法第百十三條一項第百十二條を適用し已遂の刑より二等を減じ有期徒刑十二年に處し重罪の倶發に付同法第百條一項二項に從がひ忠敬に對する謀殺罪を以て論じ犯罪の用に供したる短銃彈丸は被告の所有に非らず醍醐忠順の有所なれば他の押收品と共に沒收に係らざるを以て何れも刑事訴訟法第二百二條に從がひ處分し金十五圓は忠敬爲子の創傷鑑定費にして公訴費用なれば刑法第四十五條を適用し被告の負擔となすべき者也

右の理由なるを以て當裁判所は主文の如く判決す

明治三十二年十二月二十八日

東京地方裁判所第一刑事部

裁判長判事　飯田高顯

判事　里見三作

判事　中西用德

裁判所書記　南　聰

如上の要旨が、不服なれば五日間に控訴すべしとの事を宣されし後開廷間約二十分にして閉廷せり、彼れ格太郎は有緊に覺悟する所ありけん割合に平然として彼が最後の地方廷を退ぞきぬ、此の判決を各新聞より一日も早く聞かんとの好奇者は年末に拘はらず爰許滿場と註せられたり

（東京日日新聞第八四六七號　明治三十二年十二月廿九日）

大正天皇の御成婚

（明治三十三年五月十日）

抑も當日は、我が　今上天皇御宇に於て最も記憶すべく、最も奉祝すべき一日なり、それ紀元二千五百六十年來、連綿たる　皇統を承け、王政維新の太計を定め、之を内にしては三百諸侯を廢して國民的統一の業を遂げ、之を外にしては列國と條約を締結し、開國進取の效を收め、國民に向つては寛裕公明なる憲法を與へ給ひ、世界に對しては我が對當の要請を識認せしめ、遂ひに帝國をして、文明社會の國際社會に加入するを得るに到らしめ給ふたるは、恐れ多くも偏へに我が今上天皇の御威德に是れ依らずんばあらず、然してこの昭代

に於て、東宮殿下御結婚の式を舉行あらせ給ふ、吾人臣民たるもの、皇統の天壤と與に限りなきを祝し皇室の尊榮は萬世の後に到るまで、國家の昌運と與に極まりなきを慶し祖先以來遺傳し來りたる勤王愛國の血誠を捧げ報效の丹心を表せざるを得んや

東宮殿下の聰明仁孝に在すことは、夙に中外の望としたる所にてありき、但だ天下臣民の心をして、安からざらしめたるは、御健康の一事たりしも　祖宗の威靈は、克く我が　皇家に慶し遂に御結婚の式を舉げ給ふ場合を來たさしめ給ひたるは吾人が偏へに感謝に禁へざる所なり、それ父子夫婦の情は、人類の通有性にして、尊卑貴賤によりて異動ある可き理なし、吾人は恐れ多くも當日に於ける　天皇陛下　皇后陛下の御心事を察し奉り何となく感泣の情にたへざらんとす、それ人の親として其の子の成立を祈る、其の惻怛の至情、固より傍人の窺ひ知る可きに非ず、況んや此の大帝國を知らしめし給ふ　至尊の躬に在りましては、將來天津日繼の運命を擔はせ給ふ皇緒の御成立については如何ばかり御心を懸けさせ給ひしならむ、然も天我が　皇家に祉ひし、遂ひに今日の盛事を見るを得るは、實に上下同慶、萬民祝禱の至りと謂ふ可し

今更ら申すまでもなく、皇太子妃に立たせられたる九條節子姫は　皇家と親愛の關係ある藤原氏の名家の息女に在しまして、近くは英照皇太后の出でさせ給ひたる御緣故もあり、且つ夙に心身健全、貞淑慧敏の譽れ高く、將來の國母として仰ぐ可き御資格に於て、一として足らざる者なきは、吾人臣民が、轉た皇家の爲めに祝し且つは國家の爲めに慶せんと欲する所なり

男女室に居るは人の大倫なり、惟ふに　皇太子殿下御夫婦が、互ひに相敬愛し、夫婦の道を盡し給ふは、單り　天皇陛下に府して、御孝順なるのみならず、亦國民に向つて儀範を垂れ給ふ所以にして吾人は　皇太子殿下が從來皇緒として又人の子としての御責任の上に新に夫婦としての御責任の加はりたるを信じ、然も殿下の克く其の道を行はせ給ふに於て、御覺悟あらせ給ふべきを恐察し奉らざるを得ず

特に一言すべきは我國從來　皇后若くは　皇太子妃の冊立ありて、御結婚なし、而して其の之あるは實に今回より始ま

る、吾人は嘗て官報に於て、宮內大臣の名を以て「御結婚の成約あらせらる」の告示に接し、實に時に應じて世に處し、恒に進んで息まざる我が皇漠の宏遠なるに感佩したり、直言すれば一夫一婦の道は、玆に事實に於て、明白となりぬ、吾人臣民須らく　聖旨の在る所を奉體し、齊家の大本は、夫婦の道に在ることを看取し之を實行するに於て、敢て過なきを務めざる可からず

それ德ある者は福あり況んや　祖宗聖澤の民に及ぶ、既に三千年に近き、我が　皇家恩德の無量なるに於てをや、吾人は玆に我が同胞と共に　皇家の萬歳を祝す、それ　皇家の福は、國民の福なり、一人慶あり、萬民之に賴るとは、豈に眞ならずや、嗚呼豈に眞ならずや

（國民新聞第三一一五號　明治三十三年五月十日）

○

本日の御次第

本日東宮殿下の御結婚を行はせらるゝに付いての御次第は豫て官報にて示されたるが右に依り再び記し奉れば左の如くならせらる

皇室婚嫁令第十六條には「皇太子、皇太孫、親王、王結婚の式は別に定めたる式に依り賢所大前に於て之を行ふ」と定めさせられ賢所大前の御式を主となし給ふを以て先づ

朝の御次第

あり午前六時御殿の御裝飾を奉仕す（大眞賢木恒の如し）次式部職官員着床、次　賢所、皇靈殿、神殿開扉、此間奏樂、次　神饌を供す、此間奏樂、次　掌典長祝詞を奏す、次　神饌を供す、此間奏樂、次　閉扉、此間奏樂、次各退出あり

東宮殿下　賢所御參拜

午前七時三十分　東宮殿下東宮御所御出門、賢所便殿に入らせらる此時

御道筋

東宮御所より青山通新町を下り田町一丁目左へ辨慶橋手前左へ堀端に沿ひ紀の國坂を上り四つ谷門を入り麴町通一丁目右へ三宅坂を下り堀端に沿ひ櫻田門を入りて正門より此時儀仗兵は騎兵二個中隊なりと申す

御息女殿下　賢所御參拜

東宮大夫中山侯御迎として九條公邸に參向あり同時東宮御息

女殿下九條公邸御出門　賢所便殿に入らせらる、此時

御　道　筋

九條邸より右へ福吉町、田町六丁目八番地角左へ右へ溜池堀端通り葵坂を下り左へ虎の門を入り外務省前通櫻田門を入り正門

御　服　装

此時兩殿下の御服装は古代の御服装にして東宮殿下には御衣冠、御息女殿下には十二單衣袿袴等を召させらるゝと申す

參　集

午前七時三十分親王同妃各殿下並に在京の大勳位、親任官、公爵、從一位、勳一等、一等官、侯爵、正二位、二等官、爵香間祗候、錦鷄間祗候、並夫人伯子男總代各一名並夫人、地方在勤の親任官、一等官、二等官、並夫人の諸員　賢所前參集所に參集す、服装は文官有爵者有位者は大禮服、陸軍將校警察官は正装海軍將校は正服、其他服制あるものは其相當服勳章本綬夫人は通禮服（ローブ、モンタント、ボンネー又は袿袴）なり

○

○菊花章頸飾

昨日　東宮殿下へ左の御辭令あらせられ　殿下には午後御參內のとき之を懸けさせらる

皇太子大勳位　嘉仁　親　王

授菊花章頸飾

昨日官報號外を以て左の告示あり

宮內省告示第六號

皇太子嘉仁親王殿下今十日婚禮を濟ませらる

明治三十三年五月十日

宮內大臣子爵　田　中　光　顯

（國民新聞第三一一五號　明治三十三年五月十日）

聖上陛下御降誕遊さる

（明治三十四年四月二十九日）

皇太子妃殿下には四月二十九日午後十時十分御分娩親王御降誕、御二方とも至極御健勝に渡らせらるゝ由承る、右に付中山東宮太夫は同夜十一時參內し親しく親王御降誕の趣委細奏上せしに　兩陛下には御滿悅斜ならず尙有難き御諚をさへ

賜りたりと田中宮內大臣は御分娩と同時に東宮御所に伺候し直に親王に拜謁之と相前後して有栖川宮威仁親王殿下、中山一位局、九條道孝公、香川皇后宮太夫、川口宮內次官等續々參向し高輪御殿なる常宮周宮兩殿下よりは御使として特に加賀美御用掛、麻布御殿なる富美宮、泰宮兩殿下よりは御使として特に林御養育主任を東宮御所に遣はされたりと申す

○親王御降誕の告示

○告示

宮內省告示第七號

皇太子妃節子殿下今二十九日午後十時十分東宮御所に於て御分娩親王御降誕在らせらる

明治三十四年四月二十九日

宮內大臣　子爵　田中光顯

○宮廷錄事

○御產　皇太子妃殿下御安產親王御降誕御母子共御健全に涉らせらる

○宮內大臣の通知

皇太妃子殿下御分娩親王降誕あらせられしに付田中宮內大臣より昨日皇族、大勳位、大臣、大臣待遇親任官及び各省勅奏任官へ通常禮服着用當日より三日內に宮城並びに東宮御所へ參賀すべき旨夫々通牒を發したり

○在京有位有爵者へ通知

昨日岩倉爵位局長より在京の有爵並に有位者へ對し左の通知を發したり

皇太子妃殿下御分娩親王御降誕あらせられたるに付有爵並に有位の輩通常禮服着用本日より三日內に宮城並に東宮御所へ參賀すべし

○御祝儀

親王御降誕に付兩陛下よりは昨日御祝儀として左の品々を東宮御所に賜りたる由

一御肴　數臺

一御酒　數樽

○御命名式

一昨夜御降誕の親王殿下御命名式は本月五日午前八時より賢所大前に於て御祭典を行はせられ引續き其式を御執行相成る

由

○親王降誕の御電報

皇太子妃殿下親王御降誕に付其筋より直に在葉山御用邸なる皇太子殿下に詳細の御電報ありたる由

○有栖川宮殿下御參内

有栖川宮威仁親王殿下には昨日午前十時三十分御參内　兩陛下に御對顏親しく　皇太子妃殿下御分娩の御様子を言上せられ同十一時三十分退出相成りたり

○有栖川宮の葉山御成

有栖川宮威仁親王殿下には親しく　皇太子妃殿下御分娩の御模様言上の爲め昨日午後零時三十分新橋發汽車にて葉山御用邸に赴かせられたり

○各皇族殿下の御祝賀

有栖川、伏見、小松、閑院、山階、華頂、久邇、梨本、北白川各宮並に各妃殿下には昨日何れも青山御殿に赴かせられ親王御降誕の御祝賀ありたりと

○首相以下の御祝賀

伊藤首相を始め田中宮相、大山元帥、土方伯、大隈伯、渡邊藏相、兒玉陸相、末松内相、金子法相、山本海相、原遞相、松田文相、林農相、西園寺議長、山縣元帥、西郷元帥、桂大將、其他親任官、勅任官等の諸氏は昨日來祝賀の爲、續々東宮御所に伺候したり、又右の方々は何れも祝賀の爲め參内したり

○東宮御所御慶事彙報

○御安產の御模様　皇太子妃殿下御安產親王御降誕の御事は別項に記し奉る如くなるが今御安產の御模様を承るに妃殿下には同夜七時御產氣を催させられ十時十分と云ふに早くも御安產あらせられたり、通常は產氣を催してより分娩迄には十時間以上を要するに係らず僅々二三時間にして御分娩あらせられしは稀有の御事と申すべく又御降誕まし〳〵たる親王殿下には通常の生兒より御體重も重く渡らせらるゝ趣なれば御行末の御健勝も推量られていとも畏し

（國民新聞第三四一四號　明治三十四年五月一日）

憲政黨の結黨式　（明治三十五年六月二十三日）

在野の各黨派を打して一大合同をなしたる憲政黨の結黨式

は豫報の如く昨日午後一時より會場なる元新富座に於て擧行せられたり、當日の來會者は二千餘名と註せられさしもに廣き會場も立錐の地なき程なりしが開會前寺崎某といへる人會場に前代議士席を別になしたりとて何事か不服めきたる演說を試み更に右の張紙を引き裂きたるより玆に一場の葛藤を生じ打て叩け退場せしめよと怒號するあり暫く押問答をなしたる末、竟に兩三人は退場することとなりしが、一人は場外に逐出され寺崎某佐久間某の二人猶何事か私語き居たる折柄一人の壯漢が退場せぬかと怒號し忽ち寺崎某の頭上に鐵拳を喰はせしかば玆に再び亂打亂擊の活劇を演じたり、活鬪は程なく終りて音樂隊の奏樂と合圖に楠本正隆氏は拍手喝采に迎へられて演壇に進み出で滿場の諸君に御協議もいたし會長の指を不省正隆に委せられたしと述べ滿場異議なく楠本氏は片岡健吉氏を會長に推薦せり

片岡健吉氏は徐ろに會長席に就くや軈て會長の紹介に依り福岡の平岡浩太郎氏は開會の趣旨を述べんために昂然演壇に進み出で玆に憲政黨結黨式を擧ぐるに當り私が此名譽ある開會の趣旨を述ぶるは滿場の先輩諸君に對して甚だ僭越の至りなれども此度の在野黨合同に關しては當初來主として奔走せし因みと私が全く各黨各派に關係なきために一言することとなりたりと左の意味の趣旨を述べたり

在野黨合同の事は敢て今日に始りたるにあらず、第一期議會以來屢々其の計畫はありしも富に之を實行するの運びに至らず或は離れ或は背き或は相携へて今日に至りたる次第にして盖し滿場諸君の夙に熟知せらるゝ所ならん、而て今や私等が主として奔走周旋したる結果は數日ならずして在野黨各派の合同談熟成して玆に結黨式を擧ぐるに至りたるは誠に喜ぶべき次第なり、顧ふに自由黨が十數年來の歷史を棄て又多數の人士を網羅する進步黨が共に解黨を斷行して其他の各派何れも玆に相合同したるは一は初期議會以來の實驗に鑑み時勢の必要に促されたるものなり、吾々同志の目的は憲政の實を擧ぐるにありて和衷協同を以て國政の進步を期せんとせしも政府と議會の行懸は常に反對せるの行徑ありて第一議會以來小黨分裂の弊は却て藩閥政府を利して其餘命を保たしむるの好餌となし同志の目的は殆んど空望に歸せんとせり、即ち今日玆に在野黨の合同を圖りた

ろは深く此初期議會以來の經驗に鑑みて悟らしたる結果に出で之によりて多年の嘱望たる憲政の實を擧げんことを期するに在る次第なり、況んや今日帝國の國勢を顧れば內治外交及び經濟界の救濟等頗る重大の問題累積して國步多難の秋たり、此際徒に內事の紛爭を事とせば祖宗二千五百年の帝國をば如何なる渦中に投ずるやも計り知るべからず、即ち是等時勢の必要は更に今日の合同を熟成せしむる導火となりたるなり、故に滿場の諸君は願くは新政黨の鞏固を計りて吾々同志の目的とせる憲政の實を擧ぐるに赤誠を盡されんことを欲す、或は反對者中には、犬と猿の如き連中が寄つて何事が出來るかと云ふものあれど諸君は數年來の實驗によりて一の導火だにあらば從來の感情、行懸りは總て之を拋擲するに躊躇せざりしなり、而して今日は實に其導火に應じたるものなり、故に諸君は必ず此の憲政の實を擧ぐる目的を貫徹せんために從來の感情、行懸りは總て之と一掃し熱誠を注いで協同一致同志の目的を達すると共に內治、外交、財政の多難なる問題と處理經營し以て國運の進步を圖らるゝことゝ信ず(拍手大喝采)

平岡氏の演說終るや片岡氏は議事の順序を第一宣言、第二綱領、第三黨則と定むべしと述べ聲に應じて奥野市二郎氏は朗々たる音吐を以て宣言書を朗讀す、滿場異議なく拍手聲裡に原案を可決次に綱領次に黨則何れも異議なく拍手喝采聲裡に可決す、斯くて會長は總務委員の指名を楠本正隆氏に委せんと發議し楠本氏は更に會長の指名に委せんと發議し竟に會長の之を指名することゝなる、玆に於て片岡會長は起て之を指令して曰く

總務委員　大東義徹君　尾崎行雄君
松田正久君　林　有造君

と滿場湧くが如き喝采を以て異議なく之に決したり

夫れより總務委員に選ばれたる大東義徹氏の簡單なる挨拶あり片岡會長書記をして各地よりの祝電を朗讀せしめ了て殊更に大聲報告して曰く

今日大隈板垣兩伯入黨を申込まれ爾今憲政黨の爲めに大に力むべしと

會衆は雷の如き喝采を以て之に應ぜり、次で鳩山和夫氏悠然壇上に進み演說すらく

私は創立委員を代表して諸君に挨拶を致します、始め合同の議が起りし時は成効を危ふむもの尠なからざりしが偖て着手して見れば何のゾーサもない事で恰も乾した藁に火を點けた樣なる者でありました

斯く容易に合同するを得たるは今日の時勢の然らしむる所であつて大政黨組織の時機熟したるものと信じます、只今讀上げました祝電はホンの一部であつて若し各地よりのものを悉く讀み上ぐれば夜を徹しても終らない位であります誠に全國民は双手を擧て此擧に賛成し居るものと信じます二十三年以來斯かる其日暮しの政府に今日迄政權を與へて居たのは實に吾等の罪で御座ります、吾々此の點に於て深く國民に謝せねばならぬ、而して今日此藩閥內閣の相續者が此處に生れたので此れから日本國民は一定の國是一定の政略ある內閣に政權を委すことが出來るのであります、然らば其手續如何と云ふに二つある

第一、憲政黨組織のことを聞き藩閥が逃げ出す事、逃ぐれば其の後が空虛になるから吾々が其處に入るのである(笑)

第二、穩なしく渡さなければ無理に取る(笑)

吾人は政府黨の連中が此の憲政黨に對すべき一大政黨を糾合せんとするの企を聞きしが其後寂として聲無きを見れば帝政黨は出來ぬのである、藩閥內閣は遁逃せざるを得ざるべし、之れ國家の爲め大に賀すべきである(喝采)

去れば十月若くは十一月には必要なる豫算を提出して諸君の協賛を求むるのであります

彼等の已惚なる或は來る總選擧に於て多少のブラ〱黨を得るを豫期し其他つまらね事をあてにしてウカ〱と此次の議會まで押し行くかも分からぬ(笑)

穩なしく渡さなければ無理に取るのである、國家に對する義務國民に對する義務として此の憲政黨が無理に取るのである、吾等は小サナ功名心は持たぬ、吾等は國家のために小ナサ功名心を擲ち行掛りを捨てゝ協力一致を計つたのであります

取ると云へば語弊があるかも知れぬ、換言すれば輿論の代表者が內閣に代ると云ふことであるが其の手續は議會に於て政府が提出したる必要なる豫算案を片端から非決して了ふので別に暗殺するのでも何でもない(大喝采)

其順序は極めて平易の者であるが此際地方諸君は小サナ功名心をお互に捨てられたし、又内閣組織の際大臣になれんからすねるとか云ふ様なることは夢にも之無きを望むのであります、只我黨は政黨内閣の嚆矢を立つるの目的に向つて百折不撓の精神以て勇進せんことを希望致します（大喝采）

鳩山氏の演説に次で會長は左の報告をなす

總務委員の指名に掛る幹事

箕浦勝人　栗原亮一　竹内正志

伊藤大八　降旗元太郎

右にて議事全く了りたれば會長起て散會を告ぐ二千の會衆は奏樂爆竹の聲と共に　天皇陛下萬歳を三唱し次で憲政黨萬歳を叫び思ひ思ひに退散したるは午後三時半なりし

（國民新聞第二五三四號　明治三十一年六月二十三日）

秩父宮殿下御降誕遊さる

（明治三十五年六月二十五日）

皇太子妃殿下御分娩に付き宮内大臣は皇室誕生令第二條に依り二十五日官報號外を以て左の通り告示したり

宮内省告示第六號

六月二十五日午前七時三十分　皇太子妃殿下分娩王男子誕生あらせらる

明治三十五年六月二十五日

宮内大臣　子爵　田中光顯

（國民新聞第三七六五號　明治三十五年六月二十六日）

○

皇次孫御命名式

今一日東宮御所に於て今回御誕生の皇次孫殿下御命式を行はせらるゝ趣にて午前十時徳大寺侍從長は　聖旨を奉じて青山御所に參候齊藤東宮大夫に面會　陛下より降し置かれたる御命名書を捧呈し大夫は　東宮殿下に代りて御命名書を拜見返上の後侍從長は御輿に進み皇次孫殿下に捧げ參らし齊藤大夫は皇次孫殿下の御名代として受けらるゝ趣にて右御授與の事畢るや直に田中宮内大臣は皇室誕生令第四條に依り宮内省告示第七號を以て官報號外を發し公表せらるゝ由にて御式は帝室制度調査局にて調査せし誕生令附則により古式を採用せ

られ松浦詮伯は弦を鳴らし本宮東宮侍講は孝經中のある一章を捧讀の筈なりと

又宮中にては午前九時より賢所大前に於て御命名奉告祭を行はせられ其際　兩陛下　兩殿下とも御代拜を立てさせられ宮內省勅奏任官總代の參列の筈にて宮內省判任官一同は當日午前十時迄に參省各部局長官に對して祝賀を言上し各部局長は一々祝賀を受け田中宮內大臣を經て傳奏し同省高等官一同は十時三十分を以て青山御所に參殿祝賀を言上し十一時三十分宮城に參內祝賀を言上し十二時豐明殿に於て皇族殿下を始め親任官同待遇公爵從一位勳一等麝香間祗候錦鷄間祗候侯伯子男爵各總代並に京都華族總代としての上京者及び宮內省勅奏任一同へ酒饌を賜はり判任官一同へ酒肴料を下賜せられ東宮御所にては午後五時御內宴を張らせ給ふ趣なりといふ

（東京日日新聞第九二二二號　明治三十五年七月一日）

○

皇次孫御命名式（二）

皇次孫親王殿下の御命名式は昨日を以て擧げさせ給ひ淳宮雍仁親王と命ぜられたり、伏て御名の出所を案ずるに書經に「黎民於變時雍」とあり又た古人の詩に「武則不猛化則時雍」とあり共に和雍の意にして仁澤に長へに黎民を潤し給はんとの大御心より名付られたるものなるべく淳の字は周語「王乃淳濯饗醴」とあるの意に取らせ給ひしものなるか、或は「政謐化淳」若くは「道德淳」てふ古語に據らせ給ひしものなるを知らざるも想ふに弊俗を化して至淳に歸せしめ給ふの德に緣み給ひしものならんか、聖帝の明德八紘に耀き　儲宮の聰察三善を備へ給ふが上に皇長孫殿下の益々御勇健に渡らせらるゝあり、今亦淳宮殿下の御肥立殊に宜しく御體量もいと御加はゝらせ給ひて爰に愛でたく御命名式を終らせ給ふ、吾曹等黎民歡何ぞ窮まらん擊壤鼓腹して時雍を歌ひ謹で此の慶を祝し奉る御式の御模様に就ては豫ねて報じたる如く昨一日を以つて第二皇孫殿下御命名式を行はせられ田中式部官を東宮御所に差遣はされ御名を賜はりたり、當日午前十時と申すに式部官田中健三郎氏は小禮服着用勅使として深山宮內屬を隨へ東宮御所に參候御玄關御車寄には齋藤東宮大夫以下同所高等官迎接し桂主事の先導にて勅使は表御殿に參進同所にて齋藤東宮大夫に面會　陛下より下しおかれたる御命名書を捧呈せ

られ大夫は　東宮殿下の御名代として拜見の上勅使に返上し勅使は御輿に進み皇次孫殿下に捧げ奉り齋藤大夫は皇次孫殿下の御名代として受けられ畢つて直に退出宮內省に歸り田中宮相、香川皇后大夫を經て、兩陛下に復命せられ田中宮內大臣は直ちに官報號外を以て左の告示を公けにせられたり

宮內省告示第七號

六月二十五日午前七時三十分御誕生アラセラレタル皇太子殿下ノ王男子名ヲ雍仁ト命セラレ淳宮ト稱セラル

明治三十五年七月一日

宮內大臣子爵　田中光顯

有御式の御模樣を洩れ承はるに皇次孫殿下の御側には、東宮妃殿下を始め奉り川村伯、齋藤大夫、桂東宮主事、萬里小路東宮女官以下參列し帝室制度調査局にて調べられたる皇室誕生令附則により古例を以て讀書、鳴弦の式を行はれ松浦詮伯本多正憲子の兩氏は弦を鳴らし本居東宮侍講は日本紀神武天皇鳥見の山に於て皇祖天神を祀り給ふの條を奉讀せられたる由にて舊規御採用の點に付き或る古老はまことにありがたきことなりと語り居れりとぞ、かくて宮中にては皇靈殿に於て御命名式の御祭典を行はれ午前九時より松平賴親、前田利國の兩式部官以下式部屬出仕御殿の裝飾を整へ十時式部職官員着床、次に宮內省勅任官總代片山東宮御造營局技監、奏任官總代、華族女學校教授鳥山啓氏着床、岩倉掌典長は祝詞を奏し畢つて北條侍從は　天皇陛下の御代拜を、津守權掌侍は皇后陛下の御代拜を丸尾東宮侍從は　東宮殿下の御代拜を錦小路東宮職御用掛は　東宮妃殿下の御代拜を順次奉仕し次に前記參列勅奏任官總代並に掛判任官拜禮ありて十時三十分頃目出度御式を終らせられたりとぞ

又宮內省判任官一同は午前十時各部局長官を經て祝賀を言上し各部局長官は一々祝賀を受けたる後田中宮內大臣を經て傳奏し皇族以下高等官一同は午前十時三十分を以て青山御所に參殿祝賀と言上し十一時三十分更に宮城に參內祝賀を言上せられ參賀の爲め參內の伏見宮貞愛親王、閑院宮載仁親王、小松若宮依仁親王妃周子、華頂宮博恭王妃經子、久邇宮邦彥王、同妃俱子、梨本宮守正王、同妃伊都子各殿下を始め奉り大山大勳位、桂內閣總理、田中宮內、山本海軍、芳川遞信、內海內務、菊地文部、平田農商務、清浦司法、曾根大藏、小

村外務、寺内陸軍各大臣、大隈伯、井上伯、西園寺樞密院議長、東久世副議長、尾崎、九鬼、西、青木、岩倉各顧問官、南部大審院長、伊東海軍々令部長、黑木西部都督、奥東部都督、松岡行政裁判所長官、田尻會計檢査院長、德川慶喜公、德川家達公、島津忠濟公、德川昭武公、長谷從一位、池田章政侯、津輕承昭伯、松浦詮伯の各爵香間祗候、船越、高辻兩宮中顧問官、岡浦、寺島、其他錦鷄間祗候、香川皇后大夫、岡澤侍從武官長、花房宮內次官以下宮內省勅奏任官三百餘名は豐明殿に於て酒饌を賜はりたり、宴酣にして林友幸氏の發聲にて　兩陛下　東宮同妃　皇長次孫各殿下の萬歲を唱へられたるが午後五時より東宮御所に於ても　妃殿下の御近親を始め東宮職高等官を召させられ御內宴を張り給ひ葉山なる東宮殿下にも亦有栖川宮殿下を始め供奉の木戶侍從長、村木武官長以下侍講、侍從、武官を召させられて御宴を張らせられたりといふ、此日京都在住の皇族殿下を始め奉り舊女官等一同より御祝電を東宮御所に寄せられ猶御祝儀として兩陛下より別に御酒及び鮮鯛を賜はり勝間田圖書頭は皇室誕生令第十一條に依り直に皇統譜に錄登せられたる由

（東京日日新聞第九二二二號　明治三十五年七月二日）

高松宮殿下御降誕遊さる

（明治三十八年一月四日）

皇太子妃殿下には昨夜七時二十八分御平產第三皇孫御誕生御母子共至極御壯健に渡らせらる、御命名式は來十日に行はるゝ由、宮內省告示第一號左の如し

一月三日午後七時二十八分皇太子妃殿下分娩皇男兒誕生アラセラル

明治三十八年一月四日

宮內大臣　子爵　田中光顯

（大阪朝日新聞第八二一五號　明治三十八年一月五日）

○

○御命名式

皇孫御命名式愈々今九日を以て行はせられ午前十時德大寺侍從長勅使として東宮御所に參內し齋藤東宮太夫に御命名書を送り同太夫先づ謹んで拜見の後之を返上し次で勅使は御輿へ進み親王殿下に授け奉り、了りて田中宮內大臣は宮內省告

示第二號を以て

一月三日午後七時二十八分御誕生あらせられたる皇太子殿下の王男児御名を

宣仁（ノブヒト）

と命ぜられ

光宮（テルノミヤ）

と稱せらる

尚當日の御式は午前零時より始り島津忠亮伯、本田正憲子鳴弦の役を勤め東宮侍講本居豐穎氏日本書紀の神武天皇紀の一節を奉讀したる由に承りぬ

（大阪朝日新聞第八二二〇號　明治三十八年一月十日）



通巻補遺之部終り

佐賀變亂史

（明治七年二月十三日）

福岡縣より電報の傳聞

本月十一日午前十一時發

同午後五時四十分着

サガケンカンゾク、ヘイト、ノヒ、シダイトウケイニ、セマルヨシ、トヲケン、カンゾクホヲコヲ、イツニ、サダマリ、アイコクノセイシン、アラハル、マタ、コノセツ、シレイノムネニテ、チカラヲヱ、アクマデジンリヨクス、ゴアンシンアルベシ

（郵便報知新聞第二六四號　明治七年二月十三日）

○

昨今佐賀縣騷動の巷說に黨與既に數千人に及び諸縣々に波及蔓延し勢ひ日に盛なり然して征韓論の黨は先づ大阪へ渡船し器械米金を充備して東京へ迫り奸吏を放逐し征韓の論を張らんと唱へ此徒千五百人にして小銃亦千五六百挺を蓄へたり法輪黨は固しく東府へ押入り奸吏を驅除して　聖上を守護せんと稱し此徒凡千四百人程あり、中山黨は前兩徒の一致する上は相手方へ盡力應援すべしと云ひ是亦千人計り集合せしより近頃此沸騰の起りし折柄前參議江藤君佐賀に縣歸せし故彼三徒時節を得し形勢にて忽ち同氏へ迫りしかば黨論尤なりと答へに及ばれ且近々副島氏も着すべしとの言に徒黨輩殊に喜悅し晝夜五十人程にて同氏を警護なす由、是は江藤君不慮の機會に投じ身脫するを得ざるより餘義なく一時徒黨に同意の色を示し漸次に說諭し專ら鎭靜を謀らるゝの衷情必然なるべし、思ふに烏合の暴徒なれば日に鎭定疑ひなからん

（郵便報知新聞第二六四號　明治七年二月十三日）

○

福岡縣より電報の傳聞

本月十六日午後十一時四十分發

同　午前十二時五分着

クマモト、チンダイ、ヘイト、サガケン、カンゾクト、サクヤ、ヘイタンヲ、ヒラキ、タリ

（郵便報知新聞第二六九號　明治七年二月十八日）

○

佐賀縣暴徒の内法輪寺に屯集せし法輪黨は封建論を主張す

るものにして昨今は人數千五六百人に下らず、頗る勢ひ增長し當時學術修行として洋行せられし舊知事鍋島侯を迎へて首魁となし漸次東京へ迫り宿志を遂せんと企謀する由風評あり

（郵便報知新聞第二六九號　明治七年二月十八日）

○

二月十九日

（第二十三號布告）

佐賀縣下嘯集ノ賊徒本月十五日夜縣廳ヲ襲擊シ出張鎭臺兵ト鬪爭ニ及候趣報知有之候ニ付征討被　仰出候條此旨布告候事

（第二十四號達書）　使府縣

佐賀縣下賊徒征討被　仰出候ニ付右賊徒自然各方ヘ遁走可致モ難測候條管內要衝ノ地ハ勿論出入般船共取締向嚴重ニ相立出入人員相改メ賊徒ト見受候ハヽ速ニ捕縛可致此旨相達候事

陸軍省

（達書）　各通　海軍省

前第二十三號征討被　仰出候條此旨相達候事

布告同文

（太政官日誌第二五號　明治七年）

○

二月廿三日分

征討總督被　仰付候事　二品親王東伏見嘉彰

征討參軍被　仰付候事　陸軍中將　山縣有朋

二月廿四日分

同　陸軍少將　伊東祐麿

二月二十五日

（番外達書）　院省使

右之通被　仰付候條爲心得此旨相達候事

征討總督同參軍ノ達文前ニ見ユ略之

（達書）　征討總督二品親王　東伏見嘉彰

進發之儀ハ追テ　御沙汰候事　（廿七日院省使ヘ番外達書略之）

○

補文部省七等　中村道太

補權少敎正　山口泉處

○二月二十七日

（達書）　征討總督二品親王　東伏見嘉彰

來ル三月一日進發被　仰付候事(同日院省使へ番外達書略之)

○

海　軍　省

征討總督二品親王東伏見嘉彰並同參軍陸軍中將山形有朋同海軍少將伊東祐麿龍驤艦乘組被　仰付候條此旨相達候事

(大政官日誌第二八號　明治七年)

○

近頃佐賀に於て頗る征韓論を唱へ公然隊伍を編制し或は寺院に屯營し共行爲實に朝命を待ずして猥りに兵革を動かさんとするの意現然たり、又其風を聞て同歸して同じく屯營する大小の諸縣九州に四五あり、彼等は素より丹心憂國にして皇威の輝かざるを憂るの至心に出ると雖も私に隊伍を編制し兵革を動かさんとす、其罪素より逃るゝ所なし、本縣に於ては爭でか彼等朝旨を奉ぜざる諸縣に組する條理なく假令佐賀より兵力を以て之を煽動すると雖も我等は即ち兵力を以て之に報じ其罪を責んと欲す、故に本縣は王命を待て事を發し則ち朝旨遵奉の四字を心に戴きて事をなす方向に決す云々

右福岡縣貫屬某よりの來書を抄出す

(郵便報知新聞第二七五號　明治七年二月廿五日)

○

佐賀縣の形勢は去る十四日中村陸軍大尉熊本鎮臺兵二中隊を引率し佐賀縣令岩村氏と共に海路より佐賀の舊城に入り說論を諜られしに其翌夜暴黨の襲撃を被り鎮臺兵大敗して十六日曉縣廳盡く燒亡し、中村大尉岩村權令も生死知れざる由にて其より三黨合併勢ひ益熾になり、肥前一圓蜂起し大村平戶島原を除くの外總ての賊軍凡七八隊の人數に至り銃砲彈藥其他の物を具へ必死の景況なり然るに去二十日大坂鎮臺兵と所所に小戰あり翌二十一日午前八時頃より賊烈しく砲彈に及びしかば俄に官兵進擊して同日十一時頃より接戰三四時間の苦戰をなし終に賊軍を擊破り賊徒の死亡凡そ三百五十餘人其他手負多分ありしよし翌二十日は敎亂の賊兵再び所々に屯集時時小戰あり又同日福岡縣出張海軍省官員遠武秀行君よりの電報には官兵打入り朝日の賊の屯集を追落し深手二人即死一人あり日田代より轟迄に集合せし賊軍は同日朝第七時頃より熊本鎮臺兵追擊して過半潰散せるよし、尤も此迄の賊徒は佐賀に屯集せり、されど勢ひ大に挫けたり、二十三日は官軍佐賀へ乘入るべしと云ふ、海軍にては昨今東艦長崎邊にあり雲揚

艦今利邊を守護する由、尙確報を得て後號に續記すべし

(郵便報知新聞第二七五號　明治七年二月二十九日)

○

陸軍少將山田顯義野津鎭雄の兩公其他士官兵隊へ佐賀縣賊徒征討の軍勞御慰撫をして酒肴を賜はりたり

○

佐賀縣權令岩村高俊君縣下兇徒嘯聚の報を聞き速に赴任暴焰を避けず說論に及びしに却て彼の襲擊に逢ひ困難に罹りし事を苦勞に思召され御慰勞として酒肴を賜りたり

○

佐賀縣賊徒征討としてさし遣はさるゝ近衞第二聯隊及び鎭臺兵二中隊一昨日橫港に纜し午後第二時祝砲の戒を行はれ同第三時發艦せり

(郵便報知新聞第二八〇號　明治七年三月三日)

○

本月一日午後一時十分發同時四十五分着

佐賀縣より東京支廳へ電報の譯出

佐賀縣廳を蓮の池へ設けたり御布達等早々取進め廻すべし

同二日午後三時五十分發

同　十一時達廣島縣よりの電報

巨魁江藤新平脫走の由賊は降參の由廣島鎭臺へ電報あり

同日午前十時三十分發內務卿よりの電報

佐賀縣平定三月一日に入城せり

(郵便報知新聞第二八一號　明治七年三月三日)

○

本月三日午前第二時五分發野津陸軍少將より本省へ電報の由傳聞に曰く去る二十八日賊頭木原義二郎副島健助降伏し來る歎願書不都合の文意に付差返す然るに賊昨夜逃去官軍今日入城賊所在探索中なり

○同四日の着電報の傳聞

賊首軍門に來歎願書差出され共恭順の體なく其儘願書差返し官軍一同佐賀城へ入たり、先づ心配なし賊首遁逃殘徒降伏亦捕縛したり

○去明治六年十二月中宮城縣管內桃生郡深谷鄕西廣田村の區戶長其他五十名連署し廳に出願して曰く神葬祭勝手たるべき乘ての御布告厚く奉體仕私共五十名速に皇國固有の神葬に回

復仕度全く僧侶に私恨ある儀には無之偏に神教の難有旨を感悅仕出願候卽御聞濟被成下度云々とありければ本年一月願の通聞屆候條祭事の儀は神葬略式に從ひ執行すべくと達せられしよし

（郵便報知新聞第二八二號　明治七年三月五日）

○

一昨四日大久保內務卿より電報の由傳聞に曰く佐賀縣平定入城の事は電報せり、臣魁江藤始め脫走則ち探索凡そ手掛り有之必ず一兩日の內に召捕べし、今日迄降伏する者千五六百人に及べり

（郵便報知新聞第二八三號　明治七年三月六日）

○

頃日の巷說に先般前參議江藤氏は佐賀へ歸縣して直ちに鹿兒島へ到り前參議西鄉君に征韓論を談じ一致盡力主張せんことを說き勸むれども肯んぜざる故先づ佐賀の貫屬を募り蜂起せば必ず隣縣も響應すべしと企てしに謀慮齟齬して忽ち瓦解に至りしといふ、又佐賀縣參事森長義君は此度の事件に付山口縣へ脫せり、其近きを棄て遠く五十里外の山口へ行きしものは白川等の隣縣は波及の程も計られざるを恐れ山口縣は王師に盡力すべしと思惟せられし由なり、此說是なるや否猶確報に細記すべし

（郵便報知新聞第二八四號　明治七年三月七日）

○

東伏見宮先般征討總督として進發し此頃坂府に滯在せらるる處最早佐賀縣の騷擾平定せしかども猶此上鎭撫として遣はさるゝ旨改めて本月四日御達しありし由

（郵便報知新聞第二八四號　明治七年三月七日）

○

長崎縣木下某より東京の友人へ本月一日發せし來翰の抄出

佐賀縣貫屬の徒去冬以來征韓論大に起り當一月下旬より已に沸騰の勢ひなれば舊國老より鎭撫を謀り居らるゝ折柄二月中旬同縣權令岩村氏熊本鎭臺兵半大隊と共に入縣し直に征韓の巨魁をさし出すべしと嚴に達せられしより貫屬の徒大に憤り陽には甚だ恭順の體に見せ巨魁の積にて數名を縣廳へさし出右糺彈中去月十五日の曉貫屬の徒より城內の縣廳へ向け發

砲に及び夫より翌十七日迄の間戰爭にて竟に官兵敗走筑後久留米へ引退き官兵二十名程戰死の由、其他官員等は無難にて逃れしと云ふ、右變動より竟に同縣貫屬の徒賊名を下され追々官軍出發筑前博多口は田代驛より筑後口は久留米瀨の下より長崎口は嬉野地方並に今里より進軍筑前口は二月二十二日攻擊始り夫より連日戰爭ありて官賊互に勝負あり、官軍總帥に大久保內務卿賊徒の巨魁は舊參議江藤新平其他有名の人なる由、右に付二月二十日頃より當長崎大動搖にて縣廳近所殊に烈しく荷物を近在へ運び今にも戰地になるべき景況なれど賊徒襲ひ來る事なく併も二十一日午後四時頃當縣下浦五島町元深堀邸にて於て深堀居住の士族四十名許捕縛相成り此徒は兼て佐賀の賊徒共と謀し合せ長崎縣廳へ襲擊せんと計り既に銃劍軍旗陣具腕印迄用意し居たり、此他右同類の者所々にて捕縛の者枚擧するに遑あらず、此動搖に付米價騰貴し此節一石金六圓五十錢に至る、此上又々騰る勢ひなり、速に鎭靜の程希望仕候云々

（郵便報知第二八七號　明治七年三月十日）

○

佐賀縣下騷擾に付ては所々斷線等損害有之去月十六日より福岡以西長崎迄電線不通相成居候處即今假修繕差加先づ全通相成候旨右線局々より電報を以て申越候に付此段御届申進候也

明治七年三月九日　　石丸電信頭

伊藤工部卿殿

（郵便報知第二八八號　明治七年三月十二日）

○

頃日の巷說に佐賀縣賊徒の兵端を開きし巨魁は同縣士族島團右衛門なる由、此人は秋田縣參事も勤め頗る有名なりしが賊群に入り千載に汚名を遺すは至愚と云べし、江藤新平は剃髮して姿を變へ纔に金五十圓を懷にして小舟に乗り長崎を脫走せりといふ、又參議板垣君は御用滯在御免を願ひ明十四日橫濱より乘船にて歸縣せらるゝよし、是亦傳聞せり

（郵便報知新聞第二八九號　明治七年三月十三日）

○

三月十日午後四時五十分發

福岡出張內務省電報

總着宮昨九日午後六時福岡へ御着、來十二日御發足佐賀へ入せらるゝ筈なり

同後五時二十分宮川フサユキよりの電報

雲揚艦薩摩出水の內脇元にて舞鶴丸を捕押へ水夫四人を縛す、外は上陸行衛不知遠武大佐捕縛の手を回したる由、島團右衛門も薩摩牛の津へ日本船にて渡海せしよし

本月十一日午後八時出長崎にて大久保

內務卿より電報の傳聞

去る七日鹿兒島にて賊島團右衛門、副島健助、重松元右衛門、村田某外七名捕縛せし由大山權令より只今屆け出たり、江藤も同縣へ潜伏いたし居るよし未だ捕縛に至らず必ず不日に報知あるべし

（郵便報知新聞第二九〇號　明治七年三月十四日）

○

小倉縣平民中津住岡部伊三郎佐賀縣騷擾に付探索として賊中に入込み得る處なりしといふ、左の一書を投ずるあり依て玆に掲記す

戰に決するの議

夫れ國權行はるれば則民權隨て全し之を以て交戰講和の事を定め通商航海の約を立つ、一日も權利を失へば、國其國に非ず今此に人あり之に唾して而して嗔らず之を打ちて而て怒らず、爾後婦人小兒と雖も之を輕侮する必せり、是人にして其權利を失ふ者なり、嚮に朝鮮我國使を辱むる、其暴性無禮實に言ふに忍びず上は　聖上を初め下億兆に至る迄無前の大辱を受く因て客歲十月廟謨盡く征韓に決す天下之を聞て奮起せざるものなし已にして而て二三の大臣偷安の說を皇張し聖明を雍蔽し奉り此極に至る是所謂之を唾延して而して嗔怒せざる者と相等し苟も國として如此の失體を極めば是よりして海外各國の輕侮を招く其停止する所を知らず必ず交際裁判商通凡百の事皆彼が限制する所となり數年ならずして全國の生靈卑屈狡猾に貪困流難の極に至る鏡に懸て見るが如し是有志の士の以て切齒扼腕する所なり是を以て同志と謀り上は聖上の爲下は億兆の爲敢て萬死を顧みず誓て此大辱を雪がんと欲す是蓋し士民の義務にして國家の大義而して人々各自ら以て奮起する所なり然るに大臣其己れに便ならざるを以て我に兵を加ふ其勢情此に至り我亦止を得ず先年長州大義を擧る例に依

り其處置を爲すなり古人曰く精神一到何事か何らざらん、我輩の一念遂に此實務を拔き錦旗を奉じ朝鮮の無禮を問はんとす是誠に區々の微衷死を以て國に報ずる所なり

明治七年二月十五日　　北組本營

（郵便報知新聞第二九〇號　明治七年三月十四日）

○

小倉縣管下中津町寄留某より寄せられたる書及佐賀縣下地圖の抄略

佐賀縣一條一方ならぬ騷動にて戰爭は事濟候得共爲御承知差進申候當內管至て人氣靜穩第一貫屬士族一も方向を誤らず確乎不拔厚く朝旨を奉じ爭て令參事君の指揮に隨ひ即時募りに應じ國事に走る者六百人去月二十四五兩日に五百人餘出兵士氣勃興振起定て不日功を奏すべし、此邊近境にて一時は巷說紛紜物議騷然たるの際權令小幡君管內巡回懇諭有りし故人民共業に安し其職を勤め安堵致し居大に取締も行屆き我輩も共に其治功を仰ぎ候事に有之權參事堀尾君も青森縣參事に轉任の宣下あり、不日赴任の模樣に候處管內區長共連印を以て此地に長く奉職あらんとを歎願す同氏の此地に在る置縣來玆に三年平素心を民事に盡撫愛の至る以て見るべし云々

（郵便報知新聞第二九二號　明治七年三月十六日）

○

去月中佐賀戰鬪の景況に付報知を得たり依て左に其略を擧ぐ

二月十正日熊本鎭臺佐賀へ入り同十六日未明より砲擊して大に戰ふ、然るに城內官兵糧米乏しく依て奥大尉、大池大尉城下に有る米鹽味噌等を取集めに行き頻りに奔走して米二十四五俵と味噌を集む、此時奥大尉炮丸二ケ所に當り深手にて城內に引取大池大尉直に又糧米取集に行き是亦同樣にて城內に引取其外官兵の內六人深手二人は即死同十七日城內外戰爭同十八日も同樣大池大尉は此日死亡奥大尉は深手ながら漸く逃れ出軍曹以上十名、同樣伍長以下三番四番兩中隊にて百四十名余死亡、從者共卒に至りて八十に八九行方分らず病院に手負四拾人程入療の處又は二人程增し二十六七日に二十八九人程入り彼是百人程に成ると云々

（郵便報知新聞第二九三號　明治七年三月十八日）

○

去月二十五日小倉縣權參事堀尾重興君より
管內四大區五大區の區長への達書

二月十六日佐賀縣兇徒縣下に於て兵端を開き候以來數日の籠城奮數十合、就中同十八日同所大苦戰の節拔群の次第忠戰左の名前手負討死の次第相聞候間先不取敢其從類へ神妙の働且愍然の程猶厚可申諭候事

豐津　討死大池大尉〇深手奥大尉〇討死澤田中尉〇討死溝部少尉〇討死藤井茂〇手負松尾勝太郎〇生死不分津井城鄉吉

但兵卒の向は生死不相分候得共追て爲知可申候事

（郵便報知新聞第二九四號　明治七年三月十八日）

〇

佐賀縣戰爭に付官軍の死傷凡三百三十七人程其內死者九十九人賊徒の戰死凡二百五十名程なる由、又二月十五日十八日二十二日の戰ひにて熊本鎭臺へ小倉縣元豐津より出兵せし內にて戰死大池大尉澤田中尉溝部少尉其外十七人負傷奥大尉其他六人程ありしといふこれ其概略なり

（郵便報知第三〇〇號　明治七年三月二十五日）

〇

佐賀縣下賊黨征討の役官軍及び逆徒死傷の人員概略の報知を得て第三百號に記せしが更に確實を傳聞せり、彼の戰爭に付柳川の病院に入る傷者百四名福岡病院同五十六名內賊徒一名役夫一名箱崎招魂場官軍戰死の墓三十二內福岡縣貫屬九名ありといふ

（郵便報知新聞第三〇三號　明治七年三月廿八日）

前原一誠と長州萩の變亂

（明治九年十月三十一日）

達書　　內務省

東京警視廳巡査百名中國筋へ至急出張可爲致此旨相達候事
但戎器の儀は臨機携帶差許候事

（太政官日誌第一七八號　明治九年十月三十一日）

〇

內務省

東京警視廳巡査百人山口縣へ至急出張可爲致此旨相達候事
但戎器の儀は臨機携帶差許候事

（太政官日誌第七十九號　明治九年十一月發行）

○

山口縣士族前原一誠、横山俊彦、奥平謙輔等の三名にて百餘名の徒黨を集合せしにつき縣廳に於て早々解散するやうにと説論されしに聞入れざるのみならず兵器を携へ官金を掠奪して去る二十八日石州地方に向つて脱走せしよし、右縣廳より電報がありましたので追捕方其筋へ嚴重の御達しになりし上右の賊徒等各地方に散亂し或は潜匿するやうのことあれば嚴密搜索を遂げ捕縛いたすやうにと、猶又一兩日以前其筋々へお達しになりしよし

（東京曙新聞第九二二號　明治九年十月一日）

○

山口縣下にて前原黨の事を起さんとするに當り去る二十四日巨魁の前原奥平横山を始め三十二三名にて萩市中市民の居宅へ押入り、若し今度の事件に一味せずば立所に斬殺さんなど威しつけしにぞ六時間ばかりの間に二百三四十名に及びたればやがて漁江（つるえ）といふ所の寺院へ屯集それより萩町の東なる沖原（舊藩主の器械製造所）にて陸軍省の造兵廠より大小砲凡そ三百五六十挺奪取り又目代の火藥庫よりは火藥を掠奪して用意十分整へたれば二十六日の早朝より江向の寺院に本陣をしめしに付き官兵は觀音橋まで出向ひしに賊兵もまた桑橋へ出向ひ橋を隔てて二十六日より二十七日まで應接數回に及び今度の事件正邪曲直の討論ありしに二十八日の曉に至り賊兵等不意に發砲戰端を開きたれば官兵も是に應じて砲戰頗る激烈なりしが午後二時頃に至り官兵終に敗走して篤谷の本陣まで引揚げしに賊兵は初度の戰爭に勝利を得たれば其機に乘じ又翌二十九日も進撃せしに官兵には追々新手の精兵加りて賊兵終にたまり得ず桑橋迄引退くや否江向川添川島萬年青等の市街に放火したるよし、其後は如何なる形勢にや猶聞込み次第跡より追々申上げます、此風説を以て見れば前原が石州地方へ脱走せしと前號に記載せしは誤聞なるが如し、されどいづれも風說にてどちらが實やら虚やら更に分りませんが昨日迄傳聞のまゝをかくの如し、且つ賊徒の人數は大約七八百人位のよし、尤右の戰爭中に萩町の沖相島近邊へ官兵の軍艦が着帆したるよしなれば今程は大方鎮靜いたしましたらう

（東京曙新聞九二四號　明治九年十一月四日）

○

○長州に起りし賊徒の檄文を得たれば左に揭ぐ

本年十月二十四日夜肥後人鎭臺に襲擊賊徒不殘敗走依て九州九ケ國悉皆響に應じ押出候由に付各急速御示談仕度候間此書面着次第明倫館講堂へ御出頭可被下候也

十月二十七日　　　横山俊彦

昔者我忠正公悼二朝廷之失職一憤二德川之遺命一坐レ薪甞レ膽枕レ戈以待レ旦而士太夫亦感二其誠心一啜レ血相誓斷レ死不レ顧遂能安二海內於一一以致二諸聖天子一當二此時一○○○○等出二入帷幄一寵待無レ比而先君之業掠爲二已功一敢逞二其胸臆一擧二祖宗之土地一以献レ焉其所爲以二法律一爲二詩書一以二收歛一爲二仁義一講二文明一欺二公卿一藉二夷狄一脅二朝廷一要レ之夷狄橫行海內疲弊神州之安危朝不レ謀レ夕則不二唯先君之亂人一抑又朝廷之賊臣也邇者東肥人斷二諸於義一一戰鏖二鎭兵一餘威之所レ及九州風靡實曠世之一事也諸君衣二先君之衣一食二朝廷之食一亦有レ年矣亂賊之人從而不レ誅豈能忍二於懷一哉始レ事雖二既讓二于他縣人一而收レ功猶有レ望二於諸君一矣

月　日　　　前原一誠

德山有志諸君

右の報告

吾輩得二前原君之投書一實皇國人民之職分也捨レ之無レ他忠與二不忠一在二此一擧一願諸君斷二諸於義一速鏖二賊臣等一上則安二朝廷一下治二萬民一謀二神州之改復一若捨二忠與レ義與二於亂賊一之輩加二天誅一也

月　日　　　第七大區有志中

又賊徒より關口縣令及び鎭臺士官等へ當て遺し置きたる書左の如し

隆吉足下、一二三年來、天下多事、是豎皆好レ亂之人也哉、蓋不レ過下發二憤賊吏一以明中聖德於海內上耳、僕鄙人也、然弄二兵潢池中一、非二其所レ好、而傍二觀民疾苦一、如二秦人視二越人之肥瘦一、亦所レ不レ能、於レ是取二道山陰一至二闕下一精誠以諫、々而不レ聽、死以繼レ之然賊徒充塞、道路不レ通則蹴而過耳、蒙二足下辱撫一久矣、將レ出、遺レ書以報

十月二十八日　　　忠諫死士各中

關口隆吉殿

鎭臺士官足下、維新以來、小人在レ位、以二擅國權一忠義實所レ不レ堪、是以、往年有二佐賀之擧一又有二熊本之事一僕丙寅以來

東奔西走無ニ役不一從豈有レ他哉又唯一ニ於勤王一耳、夫鎭臺兵天子之守衞一非ニ賊吏所ニ得私一是以僕不レ好下與ニ鎭兵一戰上然佞ニ賊吏一以妨ニ忠義路一則亦不レ得レ不レ戰兩肥之事非ニ僕所一欲是以同志之士千有餘人將下以レ諫死ニ九闕下『盡中臣子之分上足下雖若或斷ニ道路一以妨ニ忠義之志一則賊吏私人、而非ニ天子之守衞一也不レ能レ不レ誅不レ告而誅有レ憾ニ僕心一幸留レ意焉

諫死士各中

鎭臺士官諸君足下

（朝野新聞第九六〇號　明治九年十一月十日）

○

陸軍少將三浦君は兼て熊本縣下出張なりしが陸軍卿の命に依て去る五日山口縣下周防國三田尻へ着港されし折賊徒の巨魁前原一誠より今度の一件は事情止むを得ざる次第にて朝廷に對し奉り誠惶誠恐の至りなりとかなんとか云ふ書面を委托せしよし、いかなる文意でございますか若しも寫しが手に入りましたら跡より委しく申し上げませうが右の黨類が暴發する時縣令並に鎭臺に贈りしと云ふ書面の寫しを得ましたから左に掲載して御覽に入れます、此本書は奥平健助が認めしものなるよし、よくもかやうな事が書かれたるものでございますねへ

隆吉足下、二三年來、天下多事、是豎皆好亂之人也哉、蓋不過發憤賊吏、以明聖德於海內耳、僕鄙人也、然弄兵潢池中非其好所、而傍離民疾苦、如秦人視越人之肥瘦、亦所不能於是取道山陰、至闕下精誠以諫、々而不聽、死以繼之然賊徒充塞、道路不通則鐵而過耳、蒙足下辱撫久矣、將出遺書以報

十月二十八日　忠諫死士各中

關口隆吉殿

鎭臺士官足下、維新以來、小人在位、以擅國權、忠義實所不堪、是以往年有佐賀之擧、又有熊本之事、僕丙寅以來、東奔西走、無役不從、豈有他哉、又唯一於勤王耳、夫鎭臺兵、天子之守衞、一非賊吏所得私、是以、僕不好與鎭兵戰、然佞賊吏以妨忠義路、則亦不得不戰、兩肥之事、非僕所欲、是以、同志之士、千有餘人、將以諫死九闕下、盡臣子之分、足下雖若或斷道路、以妨忠義之志、則賊吏私人、而非天子之守衞也不能不誅、不告而誅、有憾僕心、辛留意焉

諫死士各中

鎭臺士官諸君足下

（東京曙新聞第九二九號　明治九年十一月十日）

○

十一月十一日

（第百八號達書）　使府縣

本年十月第百二三號を以て相達置候儀も有之候處本月四日同五日島根縣下出雲國ウリム港に於て賊魁前原一誠、横山俊彥、白井林藏、奥平謙輔、佐瀨一正、山田潁太郎、馬來杢捕縛相成候條爲心得此旨相達候事

但殘徒散散或は潜匿候も難測候に付猶注意可致事

（太政官日誌第八一號　明治九年十一月）

○

昨日の新聞に前原黨が縣令公と鎭臺に送りし書面を載せましたがまた德山の不平連を暴動仲間に引入れんとする書面とこれに引込まれし草賊等が同類を召募する檄文らしきものが手に入りしまゝ左に收錄す

昔者我忠誠公悼朝廷之失職憤德川之遺命坐薪嘗膽枕戈以待且而士太夫亦感其誠心啜血相誓斷死不顧遂能安海內於一以致諸聖天子當此時○○○○等出入帷幄寵待無比而先君之業掠爲己功敢逞其胸臆擧祖宗之土地以献焉其所爲以法律爲詩書以收歛爲仁義講文明欺公卿籍夷狄脅朝廷要之夷狄横行海內疲弊神州之安危朝不謀夕則不唯先君之亂人抑又朝廷之賊臣也、邇者東肥人斷諸於義一戰鏖鎭兵餘威所及九州風靡實曠世之一事也諸君衣先君衣食朝廷之食亦有年矣亂賊之人從而不豈誅能忍於懷哉始事雖旣讓于他縣人而收功猶有望於諸君矣

月　日　前原一誠

德山有志諸君

次のは德山賊徒からの答へだとか

吾輩得前原君之投書實皇國人民之職分也捨之無他忠與不忠在此一擧願諸君斷諸於者速鏖賊臣等上則安朝廷下治萬民謀神州之改復若捨忠與者與於亂賊人之輩加天誅也

月　日　第七大區有志

（東京曙新聞第九三二號　明治九年十一月十一日）

○

（達　書）　参議兼司法卿　大　木　喬　任

西國暴動の賊徒犯罪處分のため出張被　仰付候事

（番外達書）　院　省　使　廳　府　縣

参議兼司法部卿大木喬任西國暴動の賊徒犯罪處分のため出張被　仰付候條此旨爲心得相達候事

權少史　横　田　香　苗

（達　書）各通　司法大丞　府　邊　讓

六等判事　西　潟　訥

参議兼司法卿大木喬任西國出張候に付隨行被仰付候事

（太政官日誌第八一號　明治九年十一月發行）

○

司　法　省

今般西國暴徒犯罪處分の儀は其地に就て臨時裁判相開き審糺可爲致此旨相達候事

（太政官日誌第八一號　明治九年十一月發行）

○

今回舊山口藩の前原一誠が熊本の暴徒に應じて大逆を謀らんとせしは十目の見る所十指のゆびさす所なるのみならず反跡天下に明白にして罪天地にいれざる國賊たることは前號にも記載したる關口縣令玆に鎭臺に贈りし書翰と德山士族を教唆したる書翰にても知るべきことなるに今また一篇の檄文らしきものを得たればとりあへず左に掲載し黠奴が言行相表裏して天下の大罪人たることを江湖に報告す

太政大臣○○○以下數十名の大吏鄙猥の資を以て顯榮の位を竊み盜賊の心を以て收歛苛刻の政を行ひ海内を培克し尺寸餘り無く之を外夷に輸出て以て苟安を謀る、又自ら其の爲る所人意不滿なるを知り刺客の禍或は已の身に及ばんことを恐れ天子の遷幸を以て其身を守る、而して天子の左右皆大臣以下數十名の私人名は君を奉ずと謂其實は之を幽するなり、天誅赦さざる所神人同じく憤る所忠義の士以て其刀を腹中に剸せんことを欲する者多年なり、本月二十五日肥後人義兵を熊本に擧け一戰鎭兵を鏖にし其器械を奪ひ風馳して東す、諸縣守城無く野に交兵無し小倉以南糧を裹み以て待と云一誠不敏なりと雖も聖天子其嘗て微勞あるを記し一誠を卒伍の中に拔き之を參政の末に置く、論議○○と不合引退して待者今に八年天下の幽辱を悲憤し○○の跋

扈を慷慨し將に大義を天子に唱へ以て聖知の萬分の一に報ぜんと欲す、肥後の事を聞くに及んで憤已む能はず袂を投じて一呼從者如雲賊を山陰に討つ敢て一人我鋒に抗する者なし、又神州の禍福宜しく神州と之を共にすべし一縣得て私する所に非ず是を以て飛書天下に示す凡そ我同志糧を裹み馬を躍らし首を束して元惡を東都に誅し天子を幽辱に出し以て敵愾の誠を表せよ、今を失て時なし矣愼で狐疑猶豫して以て後至の誅を貽す事勿れ其功罪に至つては國有定律天子存す

明治九年十月　前原一誠

御一新以來諸大吏徒黨を結び朝廷を欺き上天子より下萬民に至るまで困窮切迫至らざる所なし、我輩天子の粟を食ひ萬民の上に立ち君民の至急視るに忍びず故に同志の士申合せ山陰道を上り禁闕の下に伏し誠實の心を以て諫言奉り諫め御採用無之節は一死を以て是に繼ぐの決心なり、嗚呼吾輩の赤心如此是を以父母を省せず妻子を見ず既に數日なる心に關せざるに無之候得共天子の御爲諸人の爲其暇有らず心迫り語拙く縷々不能盡吾心事諒察被下度候也

十月二十八日　忠諫死士各中

防長人民御中

（東京曙新聞第九三二號　明治九年十一月十四日）

○

○賊徒前原の檄文なりとて或る人よりの報知

太政大臣○○○○以下數十名の大吏鄙猥の資を以て顯榮の位を竊み盜賊の心を以て收斂苛刻の政を行ひ海內を培克し尺寸餘り無く之を外夷に輸出し以て苟く安を謀る、又自ら其爲る所人爲不滿なるを知る刺客の禍或は己の身に及ばん事を恐れ天子の遷幸を以て其身を衞を而も天子の左右皆大臣以下數十名の私人名は君を奉ずと謂ひ其實は之を幽するなり、天誅赦さゞる所神人同じく憤る所忠義の士以て刄を其腹中に剸せん事を欲する者多年なり、本月二十五日肥後人義兵を熊本に擧げ一戰鎭兵を鏖にし其器械を奪ひ風馳して東す諸縣守城無く野に交兵無し小倉以南糧を裹み以て待と云一誠不敏なりと雖も聖天子其嘗て微勞あるを記し一誠を卒伍の中に拔き之を參政の末に置く論議○○と不合引退して待者今に八年天子の幽辱を悲憤し○○の跋扈に慷慨し

將に太義を天子に唱へ以て聖知の萬一に報ぜんと欲す、肥後の事を聞くに及び懷已む能はず袂を投じて一呼從者如雲賊を山陰に討つ敢て一人我鋒に抗する者なし、又神州の禍福宜く神州と之を共にすべし、一縣得て私する所に非ず是を以て飛書天下に示す、凡そ我同志糧を裹み馬を躍らし首を東め之惡を東都に誅し天子を幽寧に出し以て敵愾の誠を表せよ、今を失て時なし突憤で狐疑猶像して以て後至の誅を貽す事勿れ其功罪に至ては國有定律天子存す

明治九年十月　　　　前原一誠

賊魁前原一誠が無二の黨と頼みたるは會津藩の浪人永岡久重なりと云へり、此男は諸人の知る如く天下は素より奥羽地方にも少しの名望をも有せざる無頼の書生なるが維新以來活路に窮乏するより窃かに不軌の思念を起し前原と深く交り與に共に事を成さんと約し居たるは三四年前の事なるよし、其次に前原が一臂の力と思ひたりしは熊本の神風連にて此黨は清正公の御鬮で萬端の事を決する樣な無類飛切の頑固なり、又前原が自已の本陣共思ふべき山口縣ではどんな人々が荷擔せしかと委しく樣子を聞糺するに其重立たる輩は奥平健介、山田穎太郎、横山俊彦、佐世三郎、小笠原男也、山田政助、佐伯一介、福原眞三、山縣眞三、有福半右衞門、赤川勘兵衞、小倉信一、大和謙平、奥平忠三、赤川太郎衞門、岡本源兵衞山田二郎、榎本鐵藏などの十八人を始とし其餘はみな頑愚輩なる由、且つ其の人員僅々數百人に過ぎずして山口荷住居の士族中にて少しく物理を辨へたる輩は一人も荷擔せず已にして官軍と戰爭を始めしよりは賊徒頻りに其味方を募りしかども之に應ずる者は愈々少なく其中官軍はます／＼烈しく攻立てしゆゑ遂に狼狽周章して廿六日の進撃には一ト支へもなし得ずさん／＼に敗走したり、前にも言へるが如く熊本の賊徒は取るに足らざる頑愚黨なれども其の兵營を燒討にしたる手際は思ひの外の事なりき、併し是は全く臺兵の不意を襲ひし所ろが自然と其圖に當りしのことならず、神風連は清正時代より肥後に傳はりたる竹筒に火藥を入れて火を付て敵陣へ投け込み破裂せしめて燒討にするの法あり、當夜兇徒は此筒を手に／＼持ち兵營へ近づくや否や哨兵二人を其場に斬り殺し我れ先きにと走り入り兵營四方の玻璃窓を破つて一度に竹筒を投げ込みたれば忽ちに破裂して焔は炎々と營中に燃え上り

之が爲めに兵卒は兵器を手に取るに暇なく右往左往に逃れ去る所を片端より斬り立てし故鎭臺兵は思ひの外の死傷を受けたりと云ふ（以上日々新聞より抄出す）

（朝野新聞第九六三號　明治九年十一月十四日）

○

○市川豐省君より其島根縣にある友人の郵送せし前原一誠外六人が縛に就きし顚末の書簡を寄送されたるまゝこゝに錄す

萩の賊魁前原一誠は萩の戰にて散々に打ちなされ腹心の者六名を率ゐ萩を脫し因伯地方へ到り同志を募らんとの心組みにや、漁船を金百圓にて雇ひ出航せしに憐むべし風濤大に起り之が爲めに航路を妨げられ如何ともする能はず出雲國宇龍湊に碇泊し已にして船中水盡き已むを得ず横山俊彥、白井林藏の二人が上陸したるを巡査に認められ直ちに縣廳に報ぜしかば縣廳よりは少屬清水清太郎（舊山口藩の門閥家の由）に命じて派出せしめ右の二人を捕縛しピストル二挺と刀七本とを取り揚げ種々糾彈せしに悉く白狀せり、因つて清水君より船中の前原に書を贈りし處同人始め何れも即時に上陸して從容縛に就けり（前原一誠、奥平謙輔、横山俊彥、馬來木衞、白井林藏は無傷山田英太郎は銃傷三ケ所佐瀨一精は銃傷一ケ所あり）夫れより縣廳へ拘引し此節糾問中なり、右に付殘黨の押し寄せんも計り難しとて縣廳にては種々手配をされしかど其事もなく縣下の人心は至つて平穩なり云々

其節前原一誠より清水少屬への返事左の如し

薰香拜讀仕候平生久要ノ心ヲ不レ忘深銘ニ心肝僕今日ノ情態實ニ所レ不レ忍ニ傍觀ニ故ニ闕下ニ諫死ノ決心ニ候處風波ニ阻マレ發霧此ニ至ル萬事付ニ天命ニ捕縛相就候處不レ圖得ニ足下ノ書ニ萬死中如レ得ニ一生ニ心事萬端不レ能レ盡レ筆紙ニ幸御來照相成候へバ區々ノ心情可レ致ニ縷述レ候間乍レ憚船次ニテ御來臨首祈餘ハ拜眉之上萬縷

十一月五日　　一誠頓首拜

清水清太郎樣

○また奥平謙助、山田英太郎、佐瀨一精等の妻も皆自害し馬來木衞は自宅を自燒し其妻の流丸に中り煩悶するを介借して長男（十一年）をも刺し殺し其母は自刄せしといふ、能くも揃つて死ぬ事が好きな人々サ

又同縣から來た手紙の中に賊徒增田某は縣廳へ自訴せり、○捕縛の徒は殘らず假獄に入れられ巡査の警固甚だ嚴なり、○賊の暴擧半途にて黨中に離叛を生流石の前原も事の成らざるを知り夜中俄に出奔し終に皆此の淺ましき最期に及びたりと賊等が話し合へるよし、○縣下も一時は動搖の人氣なりしが賊魁が捕はれしより忽ち穩になりたり○巡査は勿論正副戸長をはじめ消防粗等いづれも晝夜市街を巡回す、尤も縣廳の中屬以下にても毎夜巡行あり、○境參事は因伯路へ星野七等出仕は石州路へ派出されたりと云々

（朝野新聞第九六八號　明治九年十一月十九日）

○

○前原一誠が出雲の宇龍港にて捕縛に就く時に詠ぜし歌なりとて或る人より寄せられたるまゝに

鹿をして馬といふてふ世の中に
我眞心は神も知るらん

同じく奥平謙助が賦したる詩

事既至レ斯無レ所レ爲天之制也復奚疑於レ今一死非二遺憾一恰
好神州未レ滅時

（朝野新聞第九七一號　明治九年十一月二十四日）

○

又前原一誠が獄中にて詠ぜし歌なりとて或る人より寄送されたるまゝこゝに記す（前號の歌に神もとあるは神その誤り）

嵐ふく峯も谷間も紅葉して
あかき心の色をそへけり

草も木も心ありてやかゝるらむ
葉にも花にも皆なみだせり

（朝野新聞第九七二號　明治九年十一月二十五日）

○

先達て熊本秋月萩の各地方において發砲放火亂暴の擧動に及びし兇徒等いづれも去る三日罪跡の輕重をたゞされし上それ〴〵の御處刑になりし者どもの中熊本にて浦楯記、高澤連喜、吉村義節、の三名は斬罪其外懲役に處せられし者四十七名免罪の者八名、秋月にて今村百八郎、藍田靜方の兩名は斬罪其餘懲役が百四十名、免罪二百三十名餘、山口にては前原一誠、横山俊彦、奥平謙輔、山田、佐瀬、小倉、有福、馬來の八名は斬罪其餘懲役が四十八名、士籍を削られし者十四名

免罪は八人なり、右懲役に處せられし者共は各縣下へ配置になるとも云ひ或は北海道か小笠原島の內へ移住せらるゝともいふ風說

（東京曙新聞第九五〇號　明治九年十二月六日）

○

奥平謙輔は法廷に出さるゝ毎度又斷頭臺に臨む迄現今當路に居らるゝ顯官方の御事を始終口を極めて誹謗に及び途方途轍もなき事どもを吐きちらしたるよし、又先頭萩表にて佐世彥七が割腹せんとする時此後前原一誠が死罪に處せられしことを聞かば全家一同に絕食せよと遺言せしに付き家族等三日の朝飯より絕食せし由

（東京曙新聞第九五〇號　明治九年十二月六日）

○

昨七日東京裁判所に於て曙新聞の中島泰雄殿前は同新聞第九百三十號雜報中に山口縣の暴動巨魁前原一誠處分の儀山口縣にて貴顯の立場に居る者の所論及び木戶公は已に建白せし抔と無根の妄說を筆記公布する科讒謗律第一條及び第四條により禁獄三ケ月罰金二十圓申し付られ又讀賣新聞の永井碌殿は同新聞第五百四十三號に前原一誠其外處分の儀に付木戶公は首を切つて仕舞つたが善いと云ふ抔無根の妄說を筆記公布する科により禁獄三ケ月罰金廿圓の處先に一罪發し已に罰金五圓の處斷を經るを以て二罪俱發例に照し禁獄三ケ月罰金十五圓申し付られたり

（朝野新聞第九八三號　明治九年十二月八日）

○

山口縣にて本月三日同縣令關口隆吉君より賊徒等へ申し渡されたる罪狀の判決左の如し

前原一誠

其方儀朝憲ヲ憚カラズ黨與ヲ各所ニ牒合シ兵器ヲ弄シ官兵ニ抵抗シ逆意ヲ逞ウスル科ニ依リ除族ノ上斬罪申付ル

奥平謙輔
橫山俊彥
佐世一精
山田頴太郎

其方儀前原一誠ノ逆意ヲ佐ケ衆ヲ集メ兵器ヲ弄シ官兵ニ抵抗スル科ニ依リ除族ノ上斬罪申付ル

有福恂允
小倉信一

其方共儀前原一誠ノ逆意ニ與シ既ニ一誠等戰端ヲ開キ脫走ノ後其意ヲ繼キ衆ヲ集メ官兵ニ抵抗スル科ニ依リ除族ノ上斬罪申付ル　(以下略す)

（朝野新聞第九九七號　明治九年十二月二十四日）

○

山口縣の兇徒等が罪狀判決の申渡案と又彼等が辭世の詩歌が手に入りましたから左に掲載して御覽に入れます、但し詩歌の中既に前號に掲載せしものは省きました

山口縣士族
前原一誠

其方儀朝憲を憚らず黨與を各所に嘯合し兵器を弄し官に抵抗し逆意を逞しうする科に依り除族の上斬罪申付る

山口縣士族
奥平謙輔

其方儀前原一誠の逆意を佐け衆を集め兵器を弄し官兵に抵抗する科に依り右同斷

山口縣士族
横山俊彥
佐世一精
山田穎太郎

右同文

山口縣士族
有福恂光
小倉信一

其方共儀前原一誠の逆意に與し既に一誠等戰端を開き脫走の後其意を繼ぎ衆を集め官兵に抵抗する科に依り右同斷

九年十二月三日
山口縣令　關口隆吉

前原一誠

吾今爲國死、々不負君恩、人事有通塞、乾坤吊我魂

くさも木も心ありてや道のへに
うちしほれつゝ露もとゝめぬ

奥平謙輔

値過聖明豢澤深、致身無路涙霑襟、誰知丙子除姦事、乃是

戊辰敵愾心、門戸怨氣猶慘毒、山河王氣已消沈、微臣有罪敢遁死、赫々皇天所照臨

佐　世　一　精

たとひ身はいつこの野邊に朽ちるとも
心は赤きやまとたましひ

（東京曙新聞第九六五號　明治九年十二月二十三日）

敬神黨暴虐史 （明治九年十月三十日）

去る二十四日の夜熊本鎭臺兵營へ亂入したる巨魁は敬神黨加屋榮太、大野鐵兵衛、上野健吾、鬼丸某等なるが同夜戰死せし外戰死せしもあれば捕縛屠腹の人員六七十名とのこと鎭臺兵の戰死の人員はいまだ分りません

（東京曙新聞第九二〇號　明治九年十月三十日）

○

今日は日曜日にて新聞はお休みで有ますが今度の熊本さわぎにつき皆さんがいかにも心配なさる樣子ゆゑ先日からの續きを別に擢立て昨日の風聞をおめにかけます、偖熊本の縣廳は燒ませんで打とつた者が三十人、縛れたものが十二人、腹を切つた者が全く十七人、そこで神奈川縣廳（外縣も）より出たお達しには近々に鎭まるだらうから人々が安心するやうにと管下へ布達されましたが追々聞こんだ樣子では鎭臺が不足ゆゑ臨時に巡査を五十人つのつて鐵砲を持せたといひ福岡縣よりの電報に以前の知らせに巡査が二十人死んだといつたのは打散されたの誤りだと申して參り又秋月の賊は巡査を打はらつて亂暴いたし甘木へ屯し近邊の士族へ同意しなければ打殺すといつて勸めて歩行き豐津はいまだに起らず、鎭臺は二小隊イシビツへ繰出し久留米柳川のものも賊の肩を持つ樣子ゆゑ彼の地の巡査にも兵器を與へられ前號にもいつてある熊本縣令は疵のために一昨日午前十一時に死んでしまはれたから急に內務大臣に來て下さいといふ電報がかゝり東京よりは有栖川さまがお出になるのはお止に成り昨日迫田少警視ほか警部方が十人巡査が百人橫濱より品川丸へ乘りこまれて小倉と長崎へ出張になり警部補へはピストルをお渡になり彼の地では大屬が二人打殺され兵隊は四百人も死に其外市中で死だのもあり怪我をしたるもあり此上どんな事にならうと老若男

女とも實に生て居る心持はせず海軍からは春日艦が一昨日出帆になり孟春艦は小倉へむけて昨日出帆したとかいふ評ばん龍驤艦は出帆の用意を命ぜられ（一昨日龍驤艦と出したは春日の誤り）又新し橋での風聞には今度の一件にて昨日朝五時に三條公のお邸で參議方と川路公松田公のお寄合があり山縣公は一昨晩二時すぎに三條公のおやしきへ參られました、此一件については熊本へお見舞として近々に侍從番長米田公を遣はされるといふ評判もありますから何にしても大變と思つて居るうちに此御布告が出來ました

○第百三十六號

熊本縣下賊徒暴動に付追討被仰出候條此旨布告候事

明治九年十月二十八日　太政大臣　三條實美

○この一件につき人の心も落つかないところで一昨ばん横濱高島町六丁目で鐵砲を三十發もはなした音がしたのでそれ横濱へも押て來たのだらう、荷物を片づけろ女は迯せと人々が騷ぎましたが是は強盜が召とられるとき巡査へ向つて發した音で先々安心いたしました、此一件は明日委しく出しましやう

○昨夜九時ごろに聞たるには有栖川宮樣は追討使を命ぜられ近衛二小隊を引連てお立になるといひ又三潴柳川にても四百人ほどの士族が亂暴をいたし熊本鎭臺では士官が大かた疵をうけ即死もだいぶあり今日は日曜日ながら陸海軍省その外かゝりあひの役所はお休みになりません（種田少將が死なれたのは間違だと聞ました）

○これは昨晩十時に聞こんだはなしに熊本へ出張の方々の船は一昨日筑前博多へお着になつて福岡縣廳へ參られ此地を追討の根城となし模樣によつて舊三潴縣が本陣となり東京よりの往復はすべて博多にて取扱かはれるといふ

（讀賣新聞第五三一號　明治九年十月二十八日）

十月二十八日　○

（第百三十六號布告）

熊本縣下賊徒暴動に付追討被　仰出候條此旨布告候事

（第百九號達書）　使府縣

本月二十四日午後第十一時過熊本縣士族貳百名許暴動鎭臺兵營及縣令參事等の宅を襲擊し陸軍將校縣令參事以下若干名死

傷あり、兵營二ケ處燒亡す、縣廳は別條なし、賊徒三十二人打取り十二名捕縛十七名自盡其餘は脫走即今追捕中の旨同縣より電報之有候條各地方に於ても取締等尚又注意可致此旨相達候事

（太政官日誌第七八號　明治九年十月十四日）

○

十月二十八日

（第百三十六號布告）

熊本縣下賊徒暴動に付追討被　仰出候條此旨布告候事

（第百號達書）　使府縣

本月二十四日午後第十一時過熊本縣士族貳百名許暴動鎭臺兵營及縣令參事等の宅を襲擊し陸軍將校縣令參事以下若干名死傷あり、兵營二ケ處燒亡す、縣廳は別條なし賊徒三十二人打取り十二名捕縛十七名自盡其餘は脫走即今追捕中の旨同縣より電報有之候條各地方に於ても取締等尚又注意可致此旨相達候事

（達　書）　內　務　省

今般東京警視廳巡査百名九州地方へ至急出張被　仰付候に付ては彼地に於て非常の際武器携帶の儀は地方官の指揮を可受此旨相達候事

（太政官日誌第七八號　明治九年十月二十八日）

○

（第百二號達書）　使府縣

本月二十四日午後第十一時過熊本縣賊徒暴動に及び官員の內死傷に至る者有之右賊徒自盡及捕獲相成候得共脫走の輩も不少即今專ら追捕中の趣追々同縣より電報有之就ては賊徒萬一他管下へ潛匿可致哉も難計に付尙又嚴密搜索を遂け捕縛可致此旨相達候事

○

（第百四號達書）　院省使廳府縣

山口縣へ左の通相達候條爲心得此旨相達候事

山口縣

其縣士族從四位前原一誠徒黨を集合し悖亂の擧動に及び候に付位記を被褫候條此旨相達候事

明治九年十月三十日

（太政官日誌第七八號　明治九年十月三十日）

○

（第百五號達書） 使府（東京府を除く）縣

銃砲彈藥の儀陸海軍省及鎭臺用向を除くの外平常免許の者たりとも當分の內賣買運送嚴禁候條此旨至急可相達候事

（達 書） 東京警視廳

同文

（太政官日誌第七八號 明治九年十月三十一日）

○

（第百六號達書） 使 府 縣

熊本縣下賊徒追討被 仰出同鎭臺兵を以て追討の末賊徒捕縛に就き或は自盡同縣下已に鎭靜に及び且秋月の兇徒も鎭壓候旨同鎭臺より報知有之候趣陸軍卿より上申相成候條爲心得此旨相達候事

（太政官日誌第七八號 明治九年十月三十日）

○

（第百七號達書） 院省使廳府縣

今般熊本縣下賊徒追討被 仰出候に付ては軍事に關係の件諸官廳より新聞紙へ揭載爲致候儀一切禁止條留候相達候事

（太政官日誌第七八號 明治九年十月三十一日）

○

（達 書） 內 務 省

十一月四日

東京警視廳巡査五拾名熊本縣へ至急出張可爲致此旨相達候事

（太政官日誌第七九號 明治九年十一月）

○

陸軍少將 谷 干 城

熊本鎭臺司令長官被仰付候事

（太政官日誌第八〇號 明治九年十一月）

○

熊本の神風連は多く三種の神器を畫寫し恭々しく懷中し又銘々小さき神鏡を錦の袋に入れ首に掛所持して居たる由、又その連中の檄文あり左の如し

熊本賊徒の檄文

夫鎭臺縣廳の設けたるや天朝を補翼し萬民を保全し專ら禦侮治安の任を可盡の處反を醜虜に阿順し固有の刀劍を禁諱し陰に邪教の蔓衍を從慂し既に神皇の國土を彼れに賣與し

內地に雜居せしめんとするのみならず畏くも聖上を外國に遷卒なし奉らんとするの姦謀邪計顯然し眞の大逆無道神人共に怒る處の國賊たる事更に辨を待たざるなり依て我々輩臣子の情義雌伏に不忍上は國體不測の御危難を防護し奉り下は萬民塗炭の苦患を解かんため畏くも神勅を奉じ諸邦の同盟と義兵を興し悉令誅鋤以て皇運挽回の基を啓んとす嗚呼士農工商誰か神皇覆載の鴻恩に浴せざる宜しく四民有志の輩神速城内に馳參し皇國の御爲め忠誠報効可有之者也

但羈旅の官吏は文武を不問巨魁と同視し鏖にすべき處若し罪を悔悟し降伏致し候はば時宜に應じ本屬に罷歸らしむるものなり

（日々新聞）

（朝野新聞第九五九號　明治九年十一月九日）

○

熊本にて左の通り處刑申し渡しありしとの報を得たり

十二月三日熊本臨時裁判所長之等判事小烟美稻申し渡し

高津運記

其方儀加屋霽堅太田黒伴雄等の朝憲を紊亂せんとせし企に同意し陸軍少將種田政明を殺害せんと其邸宅を襲撃し同人を斬殺する科に依り除族の上斬罪申付候事

浦楯記

其方儀加屋霽堅太田黒伴雄等の朝憲を紊亂せんとせし企に同意し太田黒惟信を殺害せんと黨與を率ゐ其家に放火し及び熊本縣中屬青木保弘外二名を斬殺する科に依り除族の上斬罪申候事

吉村義節

其方儀加屋霽堅太田黒伴雄等の朝憲を紊亂せんとせし企に同意し熊本縣令安岡良亮を殺害せんと黨與を率ゐ其邸宅を襲ひ人を亂殺する科に依り除族の上斬罪申付候事

宮本篤十郎

其方儀加屋霽堅太田黒伴雄等之朝憲を紊亂せんとせし企に同意し黨與を倡聚し官兵に抵抗する科に依り斬罪可申付處情狀を酌量し除族の上懲役終身申付候事

緒方小太郎

其方儀云々（以下前文に同じ）黨與を率ゐ熊本鎭臺を襲撃し兵營に放火する科に依り斬罪可申付處情狀を酌量し除族の上懲役終身申付候事

木　庭　保　久

其方儀云々陸軍中佐高島茂徳を殺害せんと其宅を襲ひ及び人を亂殺する科に依り斬罪可申付處情狀を酌量し除族の上懲役終身申付候事

堀　田　四　郎

其方儀云々陸軍中佐與倉知實を殺害せんと其邸宅を襲撃し同人を傷し仍ほ官兵に抵抗する科に依り斬罪可申付處情狀を酌量し除族の上懲役終身申付候事　（以下嗣出）

（朝野新聞第九八七號　明治九年十二月十三日）

○

熊本暴徒の處刑、昨日のつゞき（今日は申し渡しを略します）高田五郎三郎、古田織象、中根十郎、角田新太郎、平川景逝、莊野彥七、行藤宗雄、村島一太の八人は懲役十年、江藤鬼角は懲役五年、平川熊八は懲役三年、河口恒喜、岩越朴吉、岡軍四郎、石原朋來、寸坂章太郎、戸田壽八郎、井上一布、井上致廣、藤井釆男、梅本雄太、元永角太郎、佐藤半彌近藤熊三郎、三宮勝重、井手友久、森下奘、宮本鶴喜、藤井三郎、松田榮藏、佐藤織八、河井熊太郎、松原政喜の女二人は懲役二年申し付けられたり（以下追出）

（朝野新聞第九八八號　明治九年十二月十四日）

○

熊本暴徒の處刑昨日の續き　藤井才喜、佐藤源太郎、速水寛吾、矢野多門太、武田貫次郎、山口猛の六人は懲役一年、赤嶺一男、甲斐武雄、筑紫謙益の三人は禁獄百日、家入庵は懲役七十日、西直八は同四十日以下無罪になりし者三十人、內女四人

（朝野新聞第九八九號　明治九年十二月十五日）

高島炭鑛騷擾史（明治十一年八月九日）

去二十七日より高島炭鑛の坑夫等が非常の暴動を起したり（其源因は未だ詳かならず）此日拂曉より坑夫の坑內に在る者皆な坑を出で來り更代の坑夫も又坑に入らず何か隱謀を企つる樣子なりしが午後八時ごろ坑夫三百餘名ばかり納屋頭某の家に逼り格子を毀ち酒樽等を打破り某を捉へて、將さに之を殺さんとす、某は幸く其場を逃れたり、又右の間に立入りて

中入れしたる岸松なる者の家に坑夫等亂暴を仕かけ其他新店といへる處に亂入し酒を掠むること凡そ十一二樽なり、此夜本縣より巡査十三名出張せり．二十八日曉坑夫等勘場（勘場とは勘定方といふが如し）小山某の家を打毀はし又鎭撫に來たる巡査三名に手疵を負はせ（一説に一名は即死とも云へど未だ詳かならず）其暴動容易ならず見えければ午前八時炭鑛舍員は悉く島を立除き長崎其他に遷りたり、右の趣につき本縣より尙又警部巡査三十名汽船建榮丸に乘り込みて出張相成りしかど島の岸上には坑夫の一揆蜂の如くに屯集し汽船に向つて石瓦等を亂擲し其勢ひ太だ猛烈にして兵器なければ近づき難し、依て汽船は着岸せずして沖に掛り此の趣を本縣へ報知ありしにつき本縣より夜一時ごろ電報を以て內務省へ伺はれし處昨二十九日午後二時頃同省より指令到來の由にて即刻權令大書記官を始め山川一等警部其他警部巡査百名ばかり銃器を用意して汽船二艘に乘込み同島へ向け出張せられ權令大書記官は夜に入りて歸港せられしが警部巡査は今に歸られず其後の動靜は如何なりしや委しくは分らねど暴徒の續々と本署に拘引せらるゝもの今朝迄百一名なりと云ふ、（炭坑舍、器械場並に舍員尾上某宅雇洋人宅は旣に打毀はされ大工小屋も二十九日夜燒失せる由（七月三十日）、〇高島炭坑々夫の暴動は出張の警察官が去る二十九日朝より魁首の者は捕縛し附亂の輩二千餘人は懇々說諭を加へ即日より坑業に從事せしめられ同日午後權令大書記官を始め數多の警察官出張の頃は旣に全く鎭定したれば世上にて噂する程の事は決してこれ無きよし、且又前號に記載せし暴動の景況も少々正誤すべき所あれども餘白なければ之れを後號に讓り、尙ほ委しく顚末を報道すべし（八月一日西海新聞）

（朝野新聞第一四七七號　明治十一年八月九日）

〇

高島炭坑夫暴動の始末（西海新聞）

坑夫の暴動は旣に前號に報道せし如く去二十九日全く鎭定し魁首の者は追々捕縛に就き手疵の巡査は一人も死に至るもの無く長崎病院にて治療中なれば追て全快相成るべしと云ふ此の暴徒の源因を尋ぬるに去年より炭坑舍の都合にて舍員の月給を始め坑夫等の賃錢も二十二錢を二十錢に二十錢を十八錢に値下に成りしが其後追々舍員の月給は上りたれども坑夫

の賃錢は上らず併し是れ迄坑夫の賃錢は其の仕事を十五間以上十五間以下と二つに割りたるを此の節四つに割直しに成りたれば賃錢は增さずとも幾分か增したるも同樣なり、然るに坑夫等は三十日前よりブツ〳〵言ひはじめ增賃の事を納屋頭を以て炭坑舍に願ひしかども果敢々々しき返事もなく延々に相成りし處遂に去る二十七日となりたれば坑夫の模樣何か只ならぬ模樣にて午後四時頃より坑夫等金松峠(高島中にあり)に集合するにぞ舍員尾上榮文往いて懇々說諭すれども坑夫等更に聞き入れず、然る處夜に入ると坑夫等店方に至りて酒並に漬物等を奪ひ來り(此際に岸松某の家に亂暴せし由を前々號に記せしは誤)減多矢鱈に飲喰ひたる上鯨波の聲を颺るにぞ炭坑舍員も持て餘まし此のこと直に長崎の本舍に報知しければ本舍より夜十一時ごろ濱町警察署へ右の趣訴へ出で鎭撫方を願ひ立てしゆゑ、即刻牛島警部巡査十名を連れ立ち、高島へ向け發船し二時ごろ着岸上陸し金松峠を遠見せらるゝに坑夫等は數百のランプを燈して山上に群集すること凡そ千餘人其の騷がしきこと言語同斷なり、又二三十人ランプを携へ時々聲を揚げつゝ海岸を巡廻する者もあり、因て警部巡査は二手に分かれ金松峠の頂上に登り力限りに坑夫等を說諭せしかば坑夫等半ば服せし模樣にて一同解散し我が部屋々々へ歸りしが跡に只三十人ばかり殘り居たるが巡査は尙ほ懇々に此等を說諭し最早鎭定せしならんと金松峠を引拂ひ勘場の小山宅へ引取られたることは二十八日午前六時ごろなり(以下次號)

(朝野新聞第一四八三號　明治十一年八月十六日)

○

高島石炭坑夫暴動の續き　前々號に高島炭坑夫暴動の源因たる賃錢增減云々のことを記載せし處右は少々誤聞にて該舍に於ては昨年中西南の騷擾につき坑業も別して忙はしく且つ物價も騰貴せし故舍員の月給及び坑夫の賃錢も少々値上げしたりしが本年に至りて諸事平常に復したれば月給も賃錢も又故の如く値下げにすべき筈の處坑夫等は只だ之れに不服を抱くのみならず剩さへ尙ほ此の上に增給せられて當然なり抔慾望心の增長せしより遂に斯の暴動に及びしなりと其筋へ關係の某氏が親から弊社へ來て辯駁せられたれば是れぞ確實の說ならめ、又前號に一等巡査武末が遭難の起端を少々誤傳せり

武末が最初劍を拔きたる所以を聞くに群集の坑夫を推し分け入りて二等巡査瀧宮を救はんとすれども坑夫等之れを塞いで動かぬ故已むを得ず劍を拔き振り廻はせしに坑夫等漸やく道を明けたり、因つて劍は鞘に納め近傍の人家の壁を小盾に取り數多の坑夫を前に引き受け說諭せんとする折柄坑夫の內より頭分と見ゆるもの二名進み出で武末に向ひ此處にては何かに不便なれば御下宿(即ち小山宅)に到て御說諭下され度と申し出るにつき武末は乃ち二名を引き連れ下宿を指して行く途中にて數多の坑夫八方より大石小石薪材木等を投げ掛るにぞ武末は卑怯に似たれど一應此の場を切り拔けて警部へ面談の上進止を決せる心得にて即ち又劍を拔き(此の時坑夫二名劍鋩に觸れて手を傷けし由)近寄る者を逐ひ拂ひつゝ小山宅に到り見れば警部巡査は既に居らず只一等巡査松坂と溝上、柳瀨外兩名ばかり居合せたる故武末は此等と談合する內最早坑夫は此の家を取り圍みたれば松坂等は圍みを脫けて立り去りたれども武末は獨り留りて二階の上に控へたる由、右の通りにて劍を拔きたるも妄りに拔きたるにはあらず小山宅へ驅け込みたるも敢て怖れ遁げ込みたるにはあらず、且つ此の時までは、未だ出血する程の怪我もせざりしと、又二階の上に隱れ居たるを坑夫に見認め出されて云々にもあらず、即ち左に書くが如しと云ふ（以下次號）

(朝野新聞第一四八五號　明治十一年八月十八日)

○

高島石炭坑夫暴動の續き　却說武末は獨り二階の上にて勘考するに迚も免れぬ我が一命寧ろ力の有らん限り坑夫ばら數十人を斬殺して潔よく打死するは易けれど然して見ては益々彼等が暴勢を激發し他の警部巡査並に炭坑舍員に迄餘毒を及ぼすに至るべし、因て我身は彼等が爲すに任せ置かば其內に又援手も有らんかと覺悟を定めて居たりしが坑夫等は敢て二階の上に登り來ず二階の下にて亭主を脅かし隱れた巡査を差出せとか何とか責迫る樣子ゆゑ武末は默止するに忍びず二階より降り來りて坑夫に打向ひ此方は茲處に在り一等巡査武末某なり抑も我々は汝等が暴行を募りて大罪に陷らんことを憫みて早く取鎭め汝等が命を助けんが爲めに出張したる官吏なり、然るに汝等命を知らず手向ふ氣ならば手向ふて見よと泰然として云ひ放ちけるに坑夫等は耳にも入れずツト寄たかり

我れも〳〵と武末を打擲し其服を引破り遂に土地に組み伏せ頸を絞んとすること兩三度なりしが武末は力を限りに其手を刎除たりしが頭より面部にかけ數ケ所の疵を受け惣身血に塗れ半死半生の體なるを流石の坑夫も過酷とや思ひけん遂に武末を引立て警部に引渡すべしとて炭坑舍へ連行きし處牛島警部外三名の巡査は即ち先きに小山宅より此處へ移り居たるが此の武末が形狀を見て大に驚き坑夫等に向ひ早く引渡し吳れよと貰ひかけしが坑夫等半ば引渡さんとするもあり、間には我々は未だ此の巡査を打擲せずに居るから引渡すな寧ろ殺せと又烈しく打擲に然るを警部尙ほ懇々に詞を和らげ遂に武末を引取て其の一命を助け出したり（此際に坑夫の一人なる本大工町の千代と云ふ馬鹿野郎は警部の遺失せし官帽を冒り武末が二階へ殘せし劍を帶び我れは二代目西鄕なりと名乘り大手を振りて高島中を徘徊せしを心ある坑夫が之を差し止め帽も劍も取揚げし由）以下次號

（朝野新聞第一四八六號　明治十一年八月二十日）

○

去月二十七日より高島炭鑛の坑夫等が非常の暴動を起したり（其源因は未だ詳かならず）此の日拂曉より坑内に在るもの皆な坑を出て來り更代の坑夫も又坑に入らずして何か陰謀を企つる樣子なりしが午後八時ごろ坑夫三百餘名ばかり納屋頭某の家に押し寄せ格子を毀ち酒樽等を打破り某を捉らへて將さに之を殺さんと、某は辛く其場を逃れたり、又右の間に立入て中入れしたる岸松と云ふ者の家に坑夫等亂暴を仕かけ其他新店といへる處に亂入し酒を掠むること凡そ十一二樽なり、此夜本縣より巡査十三名出張せり、二十八日曉坑夫等勘場（勘場とは勘定方といふが如し）小山某の家を打破はし又鎭撫に來たる巡査三名に手疵を負はせ（一說に一名は即死とも云へど未だ詳かならず）其暴動容易ならず見えければ午前八時炭鑛舍員は悉く島を立除てき長崎其他に遷りたり、右の趣につき本縣よりなほ又警部巡査三十名汽船建榮丸に乘り込みて出張相成りしかども島の岸上には坑夫の一揆蜂の如くに屯集し汽船に向て石瓦等を亂擲し其勢ひ甚はだ猛烈にして兵器なければ近づき難し、依て汽船は着岸せずして沖に掛り此趣を本縣へ報知ありしにつき本縣より夜一時ごろ電報を以て內務省へ伺はれし處二十九日午後二時ごろ同省よりの指令到

來の由にて即刻權令大書記官を始め山川一等警部其他警部巡査百名ほど銃器を用意して汽船二艘に乘込み同島へ向け出張せられ縣令大書記官は夜に入て歸港せられしが警部巡査は今に歸られず其後の動靜は如何なりしや委しくは分らねど暴徒の續々と本署に拘引せらるゝもの今朝迄百一名なりと云（炭坑舍、器械場並に舍員尾上某宅、雇洋人宅は既に打毀はされ大工小屋も二十九日夜燒失せるよし、三十日の西海新聞に見えたり

（東京日日新聞第二〇〇四號　明治十一年八月八日）

〇

昨日の紙上に高島石炭坑暴動の大略を西海新聞より抄出して掲げしが今また其詳しき由來を探訪するに抑も〳〵この肥前國高島は周圍わづか一里にたらざる小島にて其內に住居するものは在來の漁夫二三十戸の外は悉く採炭の坑夫にて素より名字も知らず生國も分らぬ者どもなれば採堀の暇ある毎には酒を飲みては歌ひ狂ひ或は賭事に耽りなど無賴放慢かぎり無し、此の坑夫は三百人乃至四百人を一伍と爲し便宜の場所に矮き家を設けて住ましめ一番納屋二番納屋等の名稱を以て區分し各伍に小頭を置きて支配せしめ其督責を委任するに前の如き無賴の破落戸のみなれば稍もすれば其指圖に抗し少しにても骨を折らぬ考へのみを爲す習なるが故に昨年西南の亂並に引續きて虎列剌病流行の後は坑夫等も或は戰地に赴きて過分の夫賃を貪るが爲に立去り或は斯る命知らずにても惡疫の傳染を恐れしか島を出るもの其數少なからず、此とき炭坑の景況は昨年來火災の大厄難を僅に恢復せんとする際なれば深く此等の事に注意し採炭賃銀等も格別に引き上げ一時島を出るものを繋ぎ留め且つ坑夫に約束して西南の亂並に惡疫の流行やみたらん時には賃銀は舊とに復すべしと云ひ聞せしが其後ち坑主後藤象次郎君が親しく督裁するまで舊とに復せずして其まゝに成り居しを坑夫等は猶も飽き足らで再び賃銀の增しを請求したるに依り本年二月以來は該費用を省略し坑業を改良すべき目途なるを約束の如く之の賃こ引戻さぬさへ過分なるに此上賃銀を增しては坑業の保持を妨ぐべしと懇ろに理由を諭せしに坑夫等は猶も乞ふて聞入れねば在島の炭鑛本局なる各科長もおの〳〵力を盡して理解すれば素より無賴の輩なれば却て此說諭を幸ひとし惡口雜言を吐き散らし或は二

十人或は三十人こゝかしこに頭を集め額を合せ坑にも入らず働作も爲さず小頭などが彼是と云ひ聞せば忽に石を投げ棒をふりあげ立向ふ事もありけり、然るに本月二十七日の夜その樣の穩ならぬより在島の巡査は其場に臨み取り鎭めんとせしに坑夫等は俄に走り立ち木石を投げ棒を提げ巡査をおつ取り込めて數人に疵を負はせ勢に乘て艀を作り我先にと炭鑛本局に亂入すれば局員等は防ぐ術なく　何れも船に取乘て島を立退きたり、此急報を聞くと均しく後藤君は直に其旨を縣廳に通知し巡査數十名を乞ひて器械場其他の坑口を防禦し縣廳よりは更に六十餘人の巡査を派出せしめらる、斯くて翌二十八日には暴徒の勢ひ倍々盛んに島中二三ケ所の納屋に放火し要所々々に屯して敵來らば一とみじきと云ふさまにて据ゑ居しが程もあらせず六十餘人の巡査が上陸せしを見て始の勢には似もつかず爭ふて逃げ隱れ更に敵對する色あらねど多勢の事なり、其混雜いはん方なく巡査は四方に走りて二十九日までの朝に百餘人の暴徒を捕縛し其夜に入りて騷動全く鎭定したりと、斯る亂暴するが中にも坑夫等は坑內と器械等に手を着けぬは抑も〳〵故あることにて坑夫の習慣に昔より坑內に神靈ありて若しこれを犯せば忽に靈祟ありと云ひ傳ふるより一向に損傷すること無し、其器械を毀さゞりしは是にも神靈ありと思惟したるが將た器械を打くづさば肝心の增しを求むる賃銀の出處を失ふと心付きたるか、何れにも該島の爲めは幸福と云ふべく鑛夫等の無知も亦憫れむべきならずや、卅日の午後二時に至りて本局より東京の炭鑛商局へ只今全く鎭靜し坑業を始めたりとの電報ありたる由なれば現今は最早平常の如くならんと云ふ

○

高島炭鑛の鑛夫が暴動の事は前號に西海新聞より抄出し且つ該地よりの報知をも載せたれどもまた同新聞に暴動の始末と題してその始終を詳しく記したれば前號との重複を厭はず再び左に抄す、坑夫の暴動は既に前號に報導せし如く去る二十九日全く鎭定し魁首の者は追々捕縛に就き手疵の巡査は一人も死に至るもの無く長崎病院にて治療中なれば追て全快相成べしと云ふ、抑もこの暴動の源因を尋ぬるに去年より炭鑛舍の都合にて舍員の月給を始め坑夫等の賃錢も二十二錢を二十錢に二十錢を七八錢に値下げに成りしが其後追々舍員の月

給は上りたれども坑夫の賃錢は上らず併し是まで坑夫の賃錢は其仕事を十五間以上十五間以下と二つに割りたるをこの節四つに割直しに成りたれば賃錢は增さずとも幾分か增したるも同樣なり、然るを坑夫等は三十日前よりブツ／＼と言はじめ增賃の事を納屋頭を以て炭坑舍に願ひしかども果敢々々しき返事もなく延々に相成りし處逐に去る二十七日となりたれば坑夫の模樣何か只ならぬ樣子にて午後四時頃より坑夫等金松峠(高島中にあり)に集合するにぞ社員尾上榮文行て懇々說論すれども坑夫等更に聞入れず、然る處夜に入ると坑夫等店方に至りて酒併に漬物等を奪ひ來り(この際に岸松某の家に亂暴せし由を前々號に記せしは誤)滅多矢鱈に飲食ひたる上鯨波の聲を揚るにぞ炭坑社員も持餘しこのこと直に長崎の本社に報知しければ本社より夜十一時ごろ濱町警察署へ右の趣を訴へ出で鎭撫方を願ひ出しゆゑ即刻牛島警部巡査十九名と連立ち高島へ向け發船し一時頃着岸上陸し金松峠を遠見せらるゝに坑夫等は數百のランプを燈して山上に群集する事凡そ千餘人にて其騷がしき事言語同斷なり、又二三十人ランプを携さへ時々聲を揚げつゝ海岸を巡廻する者もあり、因て警部巡査は二手に分れ金松峠の頂上に登り力限りに坑夫等を說諭せしかば坑夫等も半ば服せし模樣にて一同解散し我が部屋々々へ退りしが跡に只三十人ばかり殘り居たるが巡査は尙ほ懇々にこれらを說諭し最早鎭定せしならんと金松峠を引拂ひ勘場の小山宅へ引取られたる事は二十八日の午前六時ごろなり然るに間も無く社員尾上來りて警部に向ひ彼の峠に殘り居る二三十人は必ず主謀の者ならんと察すれば實に彼處に在ては不安心ゆゑ速に解散する樣御取計下され度と咄し居れり(以下次號)

(東京日日新聞第二〇一〇號　明治十一年八月十五日)

○

高島炭鑛坑夫暴動前號の續き　坑夫等四五人(此は即ち彼の二三十人の內なるべし)納屋々々を駈廻りサア出ろ／＼と同輩どもを催促するゆゑ巡査は駈け出し其者を押え何事を催促するぞと詰問せしかば一言の返答もせず因て巡査は納屋々々に入り部頭に向ひ假令ひ彼等が何程出ろと催促するとも必らず人を出すべからずと嚴重に戒しめ置き夫より彼の金松峠に殘りし者を解散させんと警部巡査は再たび山上に登られし

に一名も居合はさぬゆゑ巡査五名を玆に殘して立番せしむる事凡そ一時間ばかりなれど又た一人も來らざればいよ〳〵既に鎭定せしならんと五名の巡査は午後九時頃山を下り既に半途に至らんとするとき豈に料らんや坑夫數百人山下より續々として登り來るにぞ巡査は見るより一生懸命に覺悟を極はめ數百人の中に立入りてこれを三段に喰ひ止め其中の頭分と見ゆる者を目途にして早く解散すべしと說諭を加えしに坑夫等は願事ありといふにつき願事あらば尋常にして願ふべし、左すれば吾等より取次でも遣すべしと說諭する折から巡査に惡口雜言する者ありけるを巡査は捕へ來りて姓名を尋問するに彌助納屋の勝五郎と云ふ者なりしが右尋問の際に二等巡査瀧宮貫一を坑夫數百人にて取圍み既に打殺さんとする勢ひを見て一等巡査武末某は群集の坑夫を押分け入りて瀧宮を救はんとすれども坑夫等これを塞いで動かぬゆゑ已むを得ず劍を拔き振廻はせしに坑夫等は漸やく道を明けたり、因て劍は鞘に納め近傍の人家の壁を背後の小盾に取りて餘多の坑夫を前に引受け說諭せんとする折から坑夫の內より頭分と見ゆる者二名進み出で武末に向ひ此處にては何かに不便なれば御下宿、(則ち小山宅)に到りて御說諭下され度と申出るにつき武末は乃はち二名を引連れ下宿を指して行く途中にて數多の坑夫八方より大石小石薪材木等を投掛るにぞ武末は卑怯に似たれど一應此の場を切拔けて警部へ面談の上で進止を決する心得にて即はち又劍を拔き(此時坑夫二名劍鋒に觸れて手に疵せし由)近寄る者を逐ひ拂ひつゝ小山の宅に到り見れば警部巡査は既に居らず只一等巡査松坂と溝上、柳瀨ほか兩名ばかり居合せたるゆえ武末は此等と談合するうち最はや坑夫は此家を取圍みたれば松坂等は圍を脫けて立去りたれども武末は獨り留りて二階の上に控え居たり　(以下次號)

(東京日日新聞第二〇一一號　明治十一年八月十六日)

○

高島炭鑛坑夫暴動始末前號の續き　却說武末は獨り二階の上にて思考するに迚も免れぬ我が一命寧ろ力の有らん限り坑夫ばら數十人を斬殺して潔よく打死するは易けれど然して見ては益々彼等が暴勢を激發し他の警部巡査幷に炭坑社員に迄餘毒を及ぼすに至るべし、因て我身は彼等が爲すに任せ置かば其內に又援手も有らんかと覺悟を定めて居たりしが坑夫等

は敢て二階の上に登り來ず二階の下にて亭主を劫かし隱れた巡査を差出せとか何とか責迫る樣子ゆえ武末は默止する忍びず二階より降り來りて坑夫に打向ひ此方は玆處に在り一等巡査武末某なり、抑も我々は汝等が暴行に募りて大罪に陷らん事を憫み早く取鎭め汝等命を助けんがために出張したる官吏なり、然るに汝等命を知らず手向ふ氣ならば手向ふて見よと泰然として云ひ放ちけるに坑夫等は耳にも入らずツト寄たかり我も〳〵と武末を打擲し其服を引破り遂に土地に組伏せ頸を絞んとする事兩三度なりしが武末は力の限りに其手を刎除たりしが頭より面部にかけ數ケ所の疵を受け總身血に塗れ半死半生の體なるを流石の坑夫も過酷とや思ひけん遂に武末を引立て警部に引渡すべしとて炭坑舍へ運行きし處ろ牛島警部外三名の巡査は即ち先きに小山宅より此處へ移り居たるが此武末が形狀を見て大に驚き坑夫等に向ひ早く引き渡し吳れよと貰ひかけしが坑夫等半ば引渡さんとするもあり中には我々は未だ此巡査を打擲せずに居るから引渡すな一層殺せと又た〳〵烈しく打擲す、然るを警部なほ懇々に言を和らげ遂に武末を引取て其一命を助け出したり（此際に坑夫の一人なる本大工町の千代と云ふ馬鹿野郎は警部の遺失せし官帽を冒り武末が二階へ殘せし劍を帶び我れは二代目西鄕なりと名乘り大手を振りて高島中を徘徊せしを心ある坑夫が之を差し止め帽も劍も取揚げし由

（東京日日新聞第二〇一二號　明治十一年八月十七日）

竹橋騷動史（明治十一年八月廿一日）

—（日本最初の軍隊の暴動）—

竹橋騷動とは近衛砲兵大隊二百十五名が給料と論功賞の不平に基く經濟問題より暴動を惹起し、夜半に乘じて其兵舍を毀ち其秣舍を燒き其長官を殺し、其兵器を弄し、遂に大擧して皇居に向つて發砲し、我國三千年の歴史を冒瀆せしめるに至つた明治十一年八月廿三日深更十二時に演ぜられた事件を云ふのである、實に斯かる例は嘗てボヘミヤの兵士が薄給に不平を抱きヒルセンの檄文に連署してワルレンスタインを奉戴し、以て白耳曼皇帝に反旗を飜した事件以來の出來事で全く吾國にとつては未曾有の大逆的史實として後世に殘される

ものである

尤もその昔、坂東の武士が甘じて源氏の家人となりて其爪牙たりしは後三年の役を私闘なりとて追討の官符を給はざるに原因したのであつたが、それと此れとは全くの別問題に屬し、殊に今日、社會主義運動が理論闘爭の時代より既に實行過程に突進し、ストライキ萬能の流行時に當りて、今より五十年前に於ける我國の軍隊に既に漠然たるマルキシズムの兆が現れ、遂に非賃金問題の爆發を見るに至りし事實を根據に考へるとき、而かもこと簡なる一勞働運動に止らず、ミリタリズム王國に名高き我國の軍隊が率先して最初の社會運動に火の手を擧げたることは如何にも皮肉の極を超越したる奇怪事にして、更に其の暴徒たる一團を吾が皇室を護衛すべき近衛兵中に見出すとき吾々は最早呆然として考ふる餘地を失ふのみである

それは、明治天皇の東海道及び北陸道へ御巡幸さるゝ數日前のことであつた

當時の情況に就いて、今少し調べ見るに、其の原因は當時近衛砲兵は他の諸兵より多くの給金を與へられるたるに先頃陸軍省の豫算編成に於て定額を減ぜらるゝ所となつたので、遽かに其の給金を減殺せられたるを不平に思ひ、又その前年即ち十年の西南役に於て、此の近衛兵は植木、田原坂の戰爭に拔群の功を顯はし、既に其折賊軍達に「赤い帽子と大砲が無けりや」云々とまでに謠はれし程なるに、官軍凱旋の折、自餘の諸隊はそれ〴〵の賞譽にあやかりたるも、吾が近衛砲兵に限り何等の御沙汰にも接しなかつたと云ふのが爆發を齎らしめた第二の原因である

時の政府は、その眞因に就いて極力回避に務めたが、事實の前には如何とも成す能はざるものがあり、その眞相を詳細に報道して發賣頒布の禁止を食つた新聞の數も少くない

扨て、以上に述べた二つの原因が、遂に彼等を逆徒に導き聯隊長の指揮をも待たず、直接政府に當つて碎けろと云ふ容易ならざる團結となり、刻々に殺氣横溢し遂に二十三日午後十一時となるや最初の火蓋を切つて落したので、急報に接した近衛局にては事重大なりとして急遽大山元帥（その頃の少將）へ報告なすところあり當時近衛參謀長たりし野津大佐と共に警衛網を張り、西少佐、深澤大尉等は死力を盡して鎭撫

に務めたるも、激昂したる暴徒等は益々狂奔して發砲大事に及び、果ては厩に火を放つやら土手に上りて大隈參議の邸內に發射するやら大亂鬪を演じたるも、遂に政府勢に打ち破られ十二時を過ぐる頃には全く敗走して其場に射殺されし者六名、捕縛せらるゝもの七十餘名その他百四名は散々に追はれて代官町より半藏門を指して逃行きたるも、後ち一週間を經ずして悉く捕縛せられ、翌々月たる十月十五日陸軍裁判所の判決に依り越中島にて銃殺さるゝもの五十三名、流刑にあはされしもの百十八名、その他徒刑六十八名、戒役十七名、杖一名、錮六名、總計二百六十三名と云ふ夥しい數を見せるに至つた

一方、此の暴擧の日、急を聞かせられて皇太后宮には青山御所より俄かに宮內へ成らせられ天機を伺はせ給ひしよしにて、又た大臣參議並に諸省の勅奏官連は即夜參朝し、或は東京の華族悉く參內する等軍隊の反逆的暴動は吾國史の上に前代未聞の一大椿事を記錄づけるものである

殊に彼等は其夜東京鎭臺豫備砲兵等をも手に引入れんと企て、夜の十二時を報ずるや彼等は竹橋に事を起し、鎭臺砲兵には半藏門を固めさせ、それより大擧して皇居へ繰込む手筈であつたが、鎭臺兵の隊長は此れを以て由々しき一大事なりと思惟し、當日午後俄かに演習行軍の令を出して王子町へ率へ往き、その夜は同所に宿陣し翌朝事果て、後ち歸營せしめ彼等は此謀逆に參加せずして濟み得たのであつた

又、此の騷ぎに近い飯田町、俎橋、小川町、富士見町、神保町邊にゐた住民は、それツとばかりに荷物を片附け逃げのびるなど上を下への大混亂を呈し、人力車などは此れをもつけの幸ひに竹橋神樂坂間を二兩もふんだくると云ふ始末

明治十一年八月二十五日以後の東京日々及び朝野、讀賣の各紙は當時の光景を次の如く報道してゐる

○

竹橋騷動（その一）

昨二十四日太政官より號外を以て各省院使並に東京府へ左の通り達せられたり

近衞砲兵ノ內暴擧ノ義ニ付別紙ノ通リ陸軍卿ヨリ屆出候條此旨爲心得相達候事

明治十一年八月二十四日　太政大臣　三條實美

今午後十一時近衛砲兵隊卒ノ内徒黨ヲ企テ兵營ヲ毀チ聊カ發砲致シ候者有之候ニ付直樣討留且脫走ノ者ハ大抵捕縛致シ鎭定ニ及ビ候然ルニ爆發ノ原因未ダ確然致シ難ク取調中ニハ候得ドモ右ハ全ク兵卒共ノ暴擧ニテ下士ニ於テハ暴擧ノ者無之候不取敢此段御屆申候也

明治十一年八月二十三日　陸軍卿　山縣有朋

太政大臣三條實美殿

又た陸軍省より送第三千十號を以て各府縣へ左の通り達せられたり

昨二十三日午後第十一時近衛砲兵隊卒ノ内徒黨ヲ組ミ兵營ヲ毀チ聊カ發砲等致シ候ニ付直ニ討留脫走ノ者ハ大抵捕縛鎭定ニ及候條爲心得此旨相達候事

明治十一年八月二十四日　陸軍卿　山縣有朋

又た東京より各大區へ左の通り達せられたり

過刻

皇后ニ於テ相發ニ相成候號砲ノ義ハ近衛砲兵營中ニ於テ隊卒之內爆發ニ及候者有之候ヨリ非常ヲ警メラレ候儀之處暴徒夫々捕縛或ハ自首全ク鎭靜ニ及ビ候條區內一同安心可致此旨掲示候事

明治十一年八月二十四日　東京府知事　楠本正隆

讀者は前の官省府の達書と昨日の附錄とを以て旣に諒知したるべし、一昨二十三日の夜近衛砲兵の暴擧は實に不意の騷動にて上は大臣參議を初め下は吾輩庶民に至るまであはや大事と驚愕措く處を知らざりしに　皇威の及ぶ所ろは限もなくて暴徒は其夜を終へず縛に就き速かに鎭定の功を奏せしは明治のせい代のいよゝ長なへに久しかるべき吉兆とこそ申し奉らめ、爰に暴動の起源を尋るに一朝一夕の所以にあらず第一には是まで近衛砲兵へは他の諸兵より多くの給金を與へられしに先頃陸軍省の定額を減ぜられたるに付て遽に其給金を減殺せられたるを不平に思ひ第二には元來此の近衛砲兵と云へるは昨年の變亂の折り植木、田原坂の戰爭に拔群の功を顯はし旣に其折賊軍にて赤い帽子と大砲が無けりや云々と謡ひしも此隊の事を云へるなりとぞ、然るに官軍凱旋の後自餘の諸隊は夫れ〳〵の御賞譽ありしが此隊に限り何分の御沙汰なきを政府の不公平なりと妄想し此上は聯隊長の指揮を待たず二十三日の午後十二時を以て事を擧げ政府へ歎願し奉らんとて東

京鎭臺豫備砲兵大隊をも我が黨類へ引入れんと謀りたり、然るに近衛局にては昨夕七時半過頃にある筋より其夜の暴擧を探知せられしかば大山少將は早速騎馬にて同局へ馳付けられ近衛參謀長野津大佐は直に、皇居へ赴きて警衛の手配を指揮せられ西少佐は竹橋内なる近衛砲兵の擧動を窺はんとて其兵營に赴かれたり、時に砲兵の大隊長宇都宮少佐は　皇居へ詰合されしが野津大佐より右の警報を聞き驚きて急ぎ竹橋内の營門へ走せ附けて樣子を見るに如何にも隊中物騷がしく今にも爆發すべき氣色なれば俄かに下士官を呼び精々鎭撫方を命ぜられしかど兵卒は聞入れずます／＼騷立ちて午後十一時過ぎにもなれば一同銃器を提へて營外へ出で早くも隊伍を組立てたり、此時までも少佐は二階に居られしが最早捨置くべきにあらずと戸外に出でて頻りに制止の號令をかけられしかど兵卒の動搖に支へられて聊かも通せず押出すべき體なるを見て少佐は已を得ず風紀衛兵に命じ急に非常の喇叭を吹立てさすれば砲兵はこれを聞いて大に怒りスハ我々は誅せらるゝぞ當の敵の少佐を討果せ／＼と呼はるが否や兇徒らは銃劍を打振り突きかゝるもあり小銃を放つもあり少佐も帶劍を拔て拒がれしが衆寡敵せず亂刀の下に討死せらしぞ無慚なる、此時非常の喇叭を聞いて營門前に整列せし近衛歩兵第一第二聯隊は此有樣を見て士官が打ての號令を合圖に小銃を亂發すれば兇徒も之に應じて二發の大砲を打放し猶小銃を取て拒ぎ戰ふ時に周番士官深澤大尉(砲兵大隊付)は群れ立ちたる兇徒の中へ躍り込み靜まれ／＼と命ずる聲も終らざるに忽ち亂鎗の爲に刺殺さる、兇徒は猶も暴威を助けん爲めに厩に走せ行き積累たる秣草に火を放ちて燒立て一手は土手に上りて拳下りに大隈參議の邸内へ發射し一手は小銃を亂發して近衛歩兵の營門へ向ひ暫く戰ひしが其内暴徒は二門の山砲を輓き來て近衛歩兵營門の正前に据付け既に彈藥を込めんとせし折から近衛の武庫を守れる番兵が背後より小銃を打掛けたれば暴徒は大砲を其場に棄てゝ引退き尚ほも小銃を以て戰ひたれども何分彈藥も續かず追ひ／＼に勢ひ狹まりて十二時を過るころには全く敗走し其場に討殺さるゝ者六名捕縛せらるゝ者七十餘名其他百四名は散々に打破られて代官町より半藏門をさして逃行きたるは見苦しくも心地よき有樣なりし、此時池田少尉は砲兵の周番宿直なりしが此趣を皇居へ註進せんと表門へ馳出

でたりしに兇徒の門を守るものに斬つけられ已を得ず引返して竹橋内の石垣より堀中へ飛入り其儘皇居へ走せ向はる、磯林中尉は此夜近衛局へ宿直せられしが俄かに野津大佐より各隊を巡視し不審の擧動あらば報告すべしとの命を受け唯一騎皇居を出で西丸下に至り大手前へ差掛られしに忽ち竹橋内の砲聲を聞き馬を飛ばせて歩兵の營門まで乘附けしが此時既に兇徒は宇都宮少佐、深澤大尉を討果し近衛歩兵と接戰の最中なれば頻りに其邊を乘廻はし戰爭の模樣を探るうちに兇徒は打負けて代官町を南へ崩れ行き官軍全勝の色を顯はしければ中尉は捷鬨を本局へ報知せんと再び馬を走らせ半藏門を出る時星明りに透し見れば官賊の分ちは知らず百餘名の兵士が麴町の方へ押行くあり、此は不審かしと馬を駐め暫らく容子を伺はれしに彼の兵士はこれを見咎めて彼處へ來たりしは士官と覺えたり疾く討殺せと呼ばりながら七八人駈け來る、中尉は惡しき處へ來掛りたりと思はれしがさりとて今更ら引かるべきにあらず誘して見はやと思案しければ暴徒が傍へ近づくを待ちけて汝らは何者ぞと問へば我々は砲兵なりと答ふ、砲兵が今ごろ何用ありて此邊を行軍するぞと云へば歎願の筋ありて、皇居へ推參するなりと云ふ、然らば大隊長は誰なるぞ大隊長の宇都宮少佐は唯今討果して來りたり、然らば此處より兵營へ立戻り聯隊長野崎中佐（時に中佐竹橋内の歩兵營にあり）に面會して願意を陳べよ將校の手を經ずして皇居へ直參するは不都合なるべしと說諭せられしかば其時暴徒は二ツに分れ百餘名の內三十餘名は其處より兵營へ立戾りしかども九十三名は　皇居の表門まで押し寄せて御門前へ整列したり此時　皇居へ詰合の將校は暴徒が御門前まで押し寄せたりと聞いて此上は詮方なし若し敵對せば忽ち討拂ふべしと評議一決して西少佐は磯林中尉と共に門內より出で來て暴徒の重立ちたるものを呼び出されければ隊中より一人の軍曹令に應じ前に進むと數步にして止まれり、時に少佐はその軍曹に向て今夜近衛砲兵の擧動は實に非常なり既に其大隊長宇都宮少佐を殺し且つ深澤大尉を害したれば最早暴賊の名を免れずイザ其方の兵器を此方へ引渡せよと云はれしが軍曹は頗る不平の顏色にて今にも拔刀して西少佐に斬掛らん勢なりしが少佐の護衛兵が進み寄りたるに畏れたるにや一言もなく兵器を引渡したれば少佐は再たび軍曹に向ひ此上は隊士に令を傳へて盡

く兵器を脫せしめよと命ぜられしに軍曹は之に答へて若し令に從はざれば如何取計ひ然るべきやと云ひければ少佐は令に從はざる者あらば此方にて處分に及ぶべしと言ひ棄てゝ御門內より近衞步兵一中隊を率ひ來り銃に劍を付けて暴徒の內大久保某は罪の遁るべからざるを覺りしか銃を腹に押當て自ら打貫きて死したり、餘の暴徒は大久保が自殺せし後勢挫けて異議なく兵器を引渡しおめ〳〵と縛に就きたりとぞ、此夜の暴擧に討死せしは前に記せし宇都宮少佐、深澤大尉と坂本少尉（步兵第二聯隊第一大隊第二中隊）の三名にて負傷は田中少尉（同第一中隊）野木中尉（同第二大隊第四中隊）池田少尉（砲兵大隊）中村軍曹（同第一大隊第四中隊）此外に砲兵大隊の下士三名兵士卒の即死は第一聯隊第一大隊第四中隊にて一名負傷は同隊と砲兵大隊にて七名なりし、兇賊の縛に就きしものは即刻陸軍裁判所へ送致になり直に審問所へ入れられ昨二十四日午後八時より糺問に取掛りしと、又た昨日十一時ごろまでに暴徒の裁判所送りとなりたるは各所にて捕縛の者四十名宮內省にて縛に就きし者九十五名、裁判掛りは坂本少佐、岡本大主理、恩地中錄事、安藤中錄事、石原少主理の五名なりとぞ、皇居にては變動の達するや否や五發の號砲を打ち放ちたる此際　皇太后宮には青山御所より俄かに宮內へ成らせられ　天機を伺はせ給ひしよし、又た大臣參議並に諸省の勅奏官は即夜參朝あり、在京の華族は昨日より三日の間參內していづれも　天機を窺ひ奉らる、右に付き宮內省より　勅使として昨日高辻侍從は（西少佐同道）近衞步兵營砲兵營へおん出ありて左の勅文を達せらる、但し近衞の騎兵工兵は護衞の爲め　皇居へ詰合中なるに付き皇居內にて、勅文を達せられたり

昨夜近衞砲兵暴動ノ節隊長以下兵卒ニ至ル迄一同盡力ニ依リ速ニ鎭定及候段深ク御滿足ニ被思召候事

且つ　特旨を以て將校の戰死人へ二百圓、負傷者へ百圓づゝを賜はりたり、又た同日北條侍從を勅使として東京鎭臺管下各隊を鎭撫慰勞せられたり、此の夜警視局にては迫田權少警視が巡査五百餘名を引つれ、皇居を警衞せらる、大隈參議の邸へは巡査並に東京臺鎭騎兵步兵にて護衞したり、兇徒の板橋へ脫したるものありとて各分署へ探索の電報ありし竹橋、半藏兩御門は東京鎭臺の護衞にて昨日は往來を留られたり、

又た二十四五の兩日は私報の電信を禁ぜらる、陸軍省にては昨日臨時出頭又た警視局は同日臨時休暇此夜飯田町、爼橋、小川町、富士見町、神保町の數ケ町は荷物を片附け足弱を扶けて逃げ出るなど其の騷動は大方ならずこゝにも一所の小戰場を開きたり、然るに人力車は忽ち非常の價を增して一町に付き二十錢內外の割合となり旣に神樂坂より竹橋までに二圓餘を奪はれたりと玉の降ると金の降ると同じ降るにも其損益は大ちがひ人間萬事多くは斯の如きものなるべし、此夜警視局構內並に佃島の監獄より三千五百人前の辨當を焚き出し諸方へ配られたるは尤も神速の手廻しといふべし、聞く處に據れば騷動の顚末を　奏上せられしは西少佐と磯林中尉なりと又聞く七八日前の事なりとか竹橋兵營の兵卒が密かに四斤半砲の彈藥を盜み出さんとしけるに忽ち士官に見顯はされ其者は立どころに縛に就きしと、是が暴擧を其筋にて探知せられし最初なりとぞ、今度暴徒の總人數は無慮二百十五名にて最はや大體は縛に就き或は自首したりとぞ、就縛の暴徒はすべて荒繩(細引が間に合はず)でくゝり上げられ取敢へず御所內なる警備小屋へ入れ置かるゝが何多分人數の事なれば至急に和田倉橋外舊安部侯の邸を修繕せられ假牢とせらるゝよし暴徒は營內にて勢揃へし一發の號砲を合圖に竹橋、半藏より二手に分かれて押出し　假皇居を圍みて歎願書を捧ぐる積りともいひ又は此折に際し參內の貴紳を襲擊する手筈なりしとも云へども後條の如きは尤も信を措き難し、猶ほ本號に漏れたる事どもは得るに隨ひ聞くに任せて次號の紙上に登錄すべし玆には僅かに十が二三を載するのみ

編者曰す、二十四日の附錄に記せし如く此の號外は昨日發行すべき筈なりしが確實なるが上にも確實なる報道を看官に示さん爲めに其筋にて原稿の檢閱を經たれば夫れ等の往復に時間を費し遂に今日發兌する都合となれり、讀者諸君此旨を諒して遲延の罪を恕せられよ

（東京日日新聞號外附錄　明治十一年八月二十五日）

○

竹橋暴動（その二）

去る二十三日の變動の顚末は二十四、二十五兩日の附錄にて讀者は諒知せられしなるべきが猶ほ昨日來探り得る處によれば暴徒は兼て東京鎭臺豫備砲兵をも我黨に引入れんと企て

いよ〱此日の午後十二時を以て事を擧るに決したれば我隊は竹橋を守り鎭臺砲兵には半藏を固めさせ夫より竹橋内なる近衞歩兵第一、第二聯隊(當夜暴徒と戰ひしもの)に迫りて强て應援を需め直ちに　皇居へ押出すべき手筈なりしを鎭臺砲兵の隊長は仄かに聞知り我隊を府下に置きて倶に暴發に及ばせなば由々しき大事たりと思惟し當日午後俄かに演習行軍の令を出だし王子町へ率き往きて此夜は同所に宿陣し翌朝事果て後ち歸營せしかば該隊は倖いにして此逆謀に與からざりしと云へり

又た此夜大隈參議が私邸の裏塀より拔出で、參朝せられしとの風評もあれど跡かたも無き虚說にて其實同公は此日の薄暮より永田町なる岩倉公の邸に赴かれ右大臣と御談話の最中にはかに松田內務大書記官が走せ來られ此の變を同邸に報知ありしにて始めて聞知られ直さま右大臣と御同道にて　皇居へ參內せられたるなりと聞けり、捕縛の暴徒は一時陸軍裁判所へ送致になり夫より和田倉外なる舊兵學寮の檻倉へ繫がれしが最はや同所にも溢餘るとの事にて一昨俄かに愛宕下町舊東京鎭臺第二聯隊の營所跡へ假檻倉を造らせ囚徒の半ばを此處へ移さるゝことに成りしよし、一昨日の午後より昨日の午後にいたるまで和田倉門外の衞戍本部へ暴徒の自首せし者十三人此うち二人ほど伍長があるとの風說暴徒が營內の廐に放火せし時軍馬の鼻綱を切はなちたれば幸ひに一疋も燒死なず其うち一頭は竹橋を走せ出で雉子橋通りを駈行くを巡行の巡査が取りとゞめ屯署へ繫ぎ置きて昨日砲兵軍曹某へ引渡したりと、又た廐の火は日比谷門內なる工兵第一方面本署の兵卒の手にて立切り一棟だけ消留たり我が不心得から云へ爰に不時の災難を蒙りしは近衞第二大隊四中隊の兵卒武井治平にて二十四日の晝ごろ圖部六に呑み醉ひて帽子も何處へか振落せしか大童の姿となりよろ〱足にて兩國橋を渡り行くを巡査は見て天晴れ敵よのがすなとて押取り込め屯署へ引き上げ糺したるに全くの生醉にて暴動などゝは以ての外酒となり討死をしませうが軍さは元來虫がすかぬとふるへ上りて申立てたれど脫帽の廉を以て這奴も矢張り裁判所へ送致腦中の鬼壁裏の人とは古人が隱微の發見し易きを懼れたる比喩なるが此の暴擧の其筋へ最初に漏れ聞えたるほど怪しきはなし、其は二十三日の午後三時過ぎの事とか、內務省十等屬を勤むる西村

某が退官の途中神田まで差掛りしに俄かに便通を催ふしければ路傍の雪隱に入り頓と立出でんとしたりしに板羽目の隣り小用所へ酒々とはじき掛けながら密やかに物語る者あり、某は心ともなくこれを聞くに前の一人がいよ／＼例の一條は今夜の十二時に竹橋から押出すと事が極れり、たゞ可哀さうなるは守番の連中なりと云へば今一人が成るほど其事は兼て謀合せもありたれば今夜とは思はざりし何さま御巡幸の御發輦も近よればぐづ／＼しては間に過ふまじ御褒美の前祝に一杯飲まんか宜からう／＼と默頭き合ひて立去れり某は雪隱の中にて始終の咄を篤と聞き其の虚實は知れ難けれど聞捨にならぬ次とて直に車を飛ばせ課長の宅にいたりて今聞取りし趣きを語りけるに課長も驚きて即刻石井權中警視の邸に赴き云々の由を告られたれば權中警視も兼てかゝる模樣を探り知られしものと見えて一方ならず驚き取敢へず大警視へ上申あり大警視よりは急使を以て陸軍省へ通達ありければ早くも近衛局にては鎮撫に取掛られしなるべしと云へり、尤もこの報を大警視の聞かれし時は同日の午後七時過ぎなるが火急に各分署の警部巡査を呼集め銃器彈藥を渡されて陸軍と打合せの上諸所の警備をつけられたれば今まで首鼠兩端を構へし兇徒らは敢て頭を出だすこと能はず僅かに砲兵の一部にて暴亂も疾く鎮定に及びしなりと或る紳士の語られしを聞たりと云ふ人の咄し、此夜負傷の下士官並に即死せる兵卒へは金二十圓づつ負傷の兵卒へは金十圓づつ宮内省より下賜せられた東京鎮臺及び衛生本部府下在營の歩騎工輜の各隊下士官以下へ慰勞として司令長官野津少將より酒饌料を與へられし由

（東京日日新聞第二〇一九號　明治十一年八月二十六日）

〇

原因に對する福地源一郎氏の說

近衛砲兵の暴擧

去る二十三日の夜十一時近衛砲兵の暴擧は其事不意に出で大に輦下を騷がしたりと雖も時を移さずして之を鎮定せしは吾曹が其翌朝より今日に至るまで逐次詳細に報道する所なれば讀者必らず其顚末を諒知したるべし、殊に昨朝發行せし號外附錄の如きは確實なるが上にも確實の報道を得んが爲に吾曹は親しく此變に處したる諸君の檢閱を乞ひ誤を正し遺を補ひたれば讀者をして十分に信を措かしむるに足れりとす

然るに此暴發の原因は即夜陸軍卿より太政大臣に進呈せられたる書面に據れば未だ確然いたし難く取調中なりとあれども其翌日より當局者に就て探問すれば蓋し減給の事最も其原因たるに似たり、初め近衛砲兵は他の諸兵に比すれば多給を賜はりたるに獨に陸軍省定額減少の故を以て已むを得ず砲兵減給の擧に至りしかば隊卒は爲に不平を懷き其無識なる遂に此暴擧に及びたる者なる歟、陸軍裁判所の法廷糺問に於て愈々然る也と招承せば是擧や恰も先月下旬高島石炭鑛の坑夫等が大に暴動せしと何ぞ異ならんや、或は曰ふ此砲兵隊卒等は去年西南の役に於て拔群の武功を顯はしたるに凱陣の後自餘の諸隊は應分の賞譽ありたれども此隊に限り今に何分の賞譽なきを以て其如何の故たるを推知せずして一圖に朝廷薄恩なりと怨憤し兵力を以て皇居に接近し賞與を强請するの惡計なりと其孰れか眞の原因たるを知らざれども現に就縛の暴徒等が口實とする所は專ら減給の事を主とする也と云へり、然れども賞與の一條も亦自から幾分の因を成したるが如しと思はるゝなり

近衛砲兵が此暴擧を企るに當り固より士官の與て知らざる所たるは事實に於て判然たりと雖ども誰か此主謀たりし乎は尤も目下の疑案なるべし、夫れ近衛砲兵大隊兵の卒は二百二十一人にして現に暴擧に加はりし者は二百十五人なれば僅に六人を除きたるのみ、而て此六人とても實は士官の側に在りしが故に暴發に加らざりしかも知れず之を認めて全隊一致とするも可なり、是の如く全隊を一致して不逞の暴擧を起さしむるには必ずや內には之が主謀なからざる可からず、又或は外には之を教唆し之を誘嗾する者なしとせざるなり、果して然ば減給は口實の客にして賞恩の未だ偏からざるの怨は反て暴擧の眼目たりしかも亦未だ知る可からざる也

巷說に據れば同夜の暴擧は其日の午後に漏れ內務省の官員某が神田の街路に側聽せしに露はるゝが如くに言ひ傳へども既に東京豫備砲兵の隊長が俄に北邸に行軍して萬一にも其隊をして暴擧に與する事なからしめたりと云ふ說あり、然ば即ち近衛砲兵の暴擧を二十三日の夜半に發する事は疾く同日に於て陸軍省には知れたるなるべし、況や數週前より道路紛々兵隊不平の說を傳へ或は檄文を廻はしたりと云ひ或は密事を議したりと云ひたる事ありしに於てをや、然るを之を不問に

置き又之が不慮に備へず一旦事發するに及て急に尉留め幸にして大事に至らざらしめずと雖も暴徒の一隊は銃器を提て、皇居に接近する迄に至れり、其迹を見れば是れ頗る戒嚴の足らざるに由るが如くなれども熟々事情を推察するに砲兵隊中に稍々不平の聲ありと云へども未だ其形迹に反狀の顯はざる間は假令ひ軍法を以てするも直に其罪の糺彈するを得べからず、又二十三日に於て此夜暴擧の企あるを聽くも其確證を得ざる間は決して容易に之を捉捕し難かるべし、然は則ち其隊長を說諭して聽かず暴發するに及びて之を討留むる、乃ち同夜の鎭定法の如くするの外には決て他の方法なかる可と信ず若し之を既發に鎭定するを遲しとし徒に未發に消滅せしむるのみ、是とするが爲に常に探偵を兵營に放ち細作を兵卒に交へ其一言一議を得て直に糺問を施せば是れ獨り人生の自由を妨害するのみならず、實に軍人の榮譽を汚辱する者なるべし是故に吾曹は同夜の鎭定方法に關しては敢て間然する所なしと云ふなり

少佐宇都宮茂敏、大尉深澤己吉の諸氏が暴徒の爲に無慙の最期を遂げたるは吾曹が深く悲歎する所なり、世人或は此諸氏が討徒の手に死したるを見て徒死の評を下すものあるべしと雖ども吾曹が見を以てすれば宇都宮深澤の諸氏が其隊中に變あるを聽き單身を以て此難に當り百方說諭して聞かれず刀槍に其身を刺され斃れ又後已む者は眞に軍人の大勇にして飽まで其職務を盡すの隊長と稱讃すべく設ひ其成功を見ざるも其勳は決して沒すべからざる者なり、如何ぞ爲に悲歎せざるを得んや、將た兵隊暴擧等の恐るべく惡むべきに至りては吾曹自から說あり他日を以て之を開陳すべし

（東京日日新聞第二〇一九號　明治十一年八月二十六日）

○

陰謀の計畫

彼等の斯かる陰謀は勿論一時の不平不滿が齎す不和雷同的な爆發ではない、實に其の擧を計畫したのは、同年の三四月の頃よりで、殊に其の計畫に至りては明治由井正雪とも稱すべき具體的なものがあり、當日使用すべき暗號なども豫め取り極めてゐたなど注目に價すべきものがある

○

近衛砲兵の暴動はなか〳〵俄かの思ひ立ちではなく今年の

三四月ごろより企だてた事で東京鎭臺の豫備砲兵や其外へ謀し合せた事もあり合言葉や旗印しなども決めてあつたが誰が決めたといふ事は一昨日までに四十人も拇印が濟んだが一人も云ひ出さないといひまた東京鎭臺豫備砲兵隊は大隊長岡本少佐の計ひで王子へ行軍を命じられ暴擧の中へ加らなかつたのを殘念に思つたか何か穩やかでない樣子ゆゑ今月二十五日に其筋で近邊へ哨兵を張られたのを見て四ッ谷の人たちがソラまた初まると逃げ支度をした者も有つたが此豫備砲兵隊の內山少尉と柳田曹長は御不審のかどがあると見え赤坂邊で捕縛になつて陸軍裁判所へ送られまた暴徒は和田倉外の舊兵學寮の愛宕下の假檻倉へ入れられたが追々自首する者もあつて手狹になり其の上非常の氣遣ひもあるからとて山下門內の舊鍋島の邸へ假牢を拵へて入られるとの事、また裁判所の囚獄の廻りは兵臺近衞で護衛され一昨日より臨時糺問所を七八ヶ所へ開かれてお調べ中でありますがいづれ五六日うちには裁決にならうといひまた討死された深澤大尉は一昨日駒込蓬萊町の光源寺へ葬むり坂本少尉は青山の墓地へ葬むられ佐々木一等侍補高崎鍋島の兩侍補太田綾小路の兩侍從長坂乃木の兩中佐其外も參られて立派に葬式を營まれ又雪隱にて密事を洩聞かれた內務省往復課の十等屬西村織兵衞君は昨日內務省へお召出しになつて內務卿より猶委しくお尋ねになつたといふ

（讀賣新聞第一〇八六號　明治十一年八月二十八日）

○

雜　報（その一）

去る二十三日の夜の暴動は近衞砲兵に發したれども其の同謀は自から他隊にも連なりしと見え既に一昨二十五日の午後の事なるが東京鎭臺豫備砲兵の少尉內山某および同隊付の曹長柳田某の二名は赤坂の邊にて捕縛せられ直に陸軍裁判所に送致せられたり

陸軍裁判所に送致せられたるものは昨二十六日の午後一時ごろまでに其人員貳百參拾に及びたり、此內には東京鎭臺砲兵隊および豫備砲兵隊のもの十八人ありと云へり、前條の二名もこの十八人の內なるべし、尤もこの豫備砲兵隊は其形迹すこぶる疑ふべきものありて目下吟味中の由なれば此上にもなを送致せらるべきものあるやも計り難しと云へり、或は云ふ同日かの豫備砲兵隊卒某より今夜の暴擧を其の大隊長岡本

少佐に密告したりければ少佐は急ぎその趣を東京衛戍に報知して手配をなさしめなほ同隊を東京に置ては危しと思ひ夕刻より遽に行軍を命じて王子に赴きしが十一時を過しころ隊卒は途中にて砲聲を聞き騒立たるを取鎭め王子町にて休息の折を見合せて拾貳名を捕縛し其他へは說諭を加へて翌日歸營したりとぞ

　此度の暴動は中々俄の思ひ立にあらず既に本年の三四月の頃より密に陰謀を企て近衛砲兵より東京鎭臺の豫備砲兵其外へも謀し合せたる事などありて當日の暗號旗號なども取極め置きこの暗號等は昨日の曙新聞に載せたるを見たれどもやゝ相違する樣なり、只今は差支あれば他日これを記載すべし、實に容易ならざる企を成したるとは聞えたり、現に捕縛の暴徒等が陸軍裁判所にて昨日その口書に拇印せしものは四十餘人なりしが皆その吟味の節に暗號を用ひし事を申立つれども其の暗號は誰が差圖にて定めたりと申さぬに由り主謀の巨魁は誰なるか未だ判然せざるなり

　この暴徒等は和田倉外なる元の兵學寮と愛宕下の假監倉とに繫ぎたれども人員充滿し且つ非常の氣遣もあればとて假牢を山下御門の舊鍋島邸に拵へなほ此外にも一ヶ所を設くる事に着手せらると

　東京鎭臺の所轄たる衛戍兵は平常五十人の定めなれども一昨二十五日より更に二十五人を增し其四十人を各所に配布し暴徒の脫兵なりと認めなば直に引捕へて之を裁判所へ送致すべしと定められたり

　同夜の變報を聞込し時に其筋にては即時に警衛の兵を諸所に配賦したれども此の暴發の原因も未だ判然と分らず又各兵營の內にていづれの隊が此企に連累せしやも計り難ければとて樞要の場所へは其の一兩日前に宇都宮の分營より交代して歸京せし兵隊を配布に相成りたる由なり、是はその前より東京に在ざりしを以て懸念すべき所なしと思はれたる故にやくはしくは知らず、又神奈川臺場詰の砲兵隊は同夜の變報を電信にて知るや別仕立の汽車にて二十四日の午後二時すぎに着京し直に哨兵の間に合ひたりと云へり

　同夜暴徒が半藏門より、假皇居へ押し向ひたる途中いづれの組に出合たるか日本刀十五六本を奪ひ取り銘々これを揷て來りしを捕縛の時に取上られ其刀は今に近衛局にありてその

刀の鞘には各々札紙を張り其第何百何十何號と朱漆にて認めありとか聞く

此の騒動にて飯田町邊のものはいたく驚き恐れて立退しが翌二十四日の夜もいかゞと案じて歸り來らぬものもありつる由なり、併し一昨日よりはいづれも漸く落付て平日に變る事なし

（東京日日新聞第二〇二〇號　明治十一年八月二十七日）

○

雜　報（その二）

暴徒の用ひし暗號は皇居の表御門にて銃死せし大久保某が作りしと申立るのみにて如何に拷問せられども其他の暴徒は實を云はず又一昨夜は十二時三十分に審問の終りて掛り官員は退散せられ犯人を兵學寮の檻倉へ送るとて手錠を掛けんとせしに彼奴は不服にて聞入れず據ろなく腰縄のまゝ警衛を嚴重にして送られたりと、又た曰く軍曹柳田某は能辯にて審問のせつは我が云ふことをのみ云ひ立て裁判官の糺問は耳にも入れず頻りに寃を鳴らすよしと、いづれも道路のとり沙汰

（東京日日新聞第二〇二〇號　明治十一年八月二十七日）

○

戰死者宇都宮少佐及び深澤大尉の葬儀

去る二十三日の夜暴徒の爲に戰死せし故陸軍少佐宇都宮茂敏君の遺骸は昨二十六日午前八時の出棺にて牛込原町金谷寺へ葬り、故大尉深澤巳之吉君の遺骸は同日午前七時の出棺にて駒込蓬萊町光源寺に葬り又、故少尉坂本某君の遺骸は同日青山の墓地に葬り佐々木一等侍補、高崎鍋島の兩侍補、大田綾小路の兩侍從、長坂乃木の兩中佐その外文武の方々いづれも此葬式に會して勇士の戰死をかなしまれたりと

（東京日日新聞第二〇二〇號　明治十一年八月二十七日）

○

主謀者探索中

舊砲兵の少尉内山某曹長柳田某伍長二名は舊兵學寮の假檻倉へ繋がれしが一昨日裁判にて審問の末衛戍兵の護衛にて赤坂新町の陸軍本檻倉へ送られ一室に一名づゝ入れ置かるゝと云ふ總て此度の暴擧はこの四人が巨魁なるべしとの取沙汰、又た此等の犯罪人は　御巡幸前に處刑せらるべき旨にて一昨二十六日などは翌日の午前二時までも審問せられしと申す

又た此度の暴徒の內軍律正條を以て處分し難き向もあれば夫等の事を同裁判所より其筋へ伺ひ出られし趣き

又た暴徒の所持せし日本刀十七本は暴動のせつ東京鎭臺の兵卒にて分捕りしが昨日同臺より陸軍裁判所へ廻されたり、其中には柄を眞田にて卷きたるものあり肥後造りにて可成りの品と見ゆるものあり、あれでやられて溜るものかと人々はひねくり廻して冷笑したり

又た暴徒に掛けらるゝ手錠は裁判所在來の物にて間に合はず警視第三課へ備へある品までも借受けられしといふ噂さ

（東京日々新聞第二〇二一號　明治十一年八月二十八日）

○

井關大尉の告諭文

先般竹橋暴擧の節東京鎭臺第一聯隊第一大隊長大尉井關君より左の一篇を部下へ告諭せられたり

過る二十三日近衞砲隊の下士兵卒突然暴發騷擾するに當り我隊は上下一同確乎其方向を一にし直に衞戍本部の命を奉じ半藏御門外を警備し其鎭定に從事せるを以て翌日に至り至尊辱くも勅使を賜り其盡力を滿足に思召され尋で我鎭臺長官陸軍少將野津鎭雄閣下は書面を以て隊中一同を賞譽し且つ將來の方向を誤らざる事迄をも懇懃に教諭せらるるに至る我隊の光榮實に大なりと云はざるを得んや、然りと雖ども細力に其事由を熟思するに近衞砲隊なるもの抑も何等の心底にて非常の變を發起せしや正方千思萬考するも決して其理由を領得する能はず夫れ一時の誤謬より此の大事を生ずるとせん歟其の事業たる一日二日の協議を以て容易に發するものに非ざるが如し、企謀熟圖其日の久きを俟て然る後に發するものとせん歟、其期望たる何にを目的とするものぞ其所業や亂暴にして其心術や迷惑せりと評せざるを得ず

（朝野新聞第一五一二號　明治十一年九月二十一日）

○

逆徒の判決

彼等の判決を出來るだけ詳細に發表するため左に東京日日及び朝野新聞の處刑記事を掲げやう

東京日日新聞に簡單なる部分は朝野新聞に詳しく、朝野に簡單な部分は東京日日に詳しい

竹橋兇徒ノ處刑　（東京日々新聞記者）

近衛砲兵等不平ヲ賞典ノ遲キニ懷キ憤怨ヲ俸給ノ減殺ニ含ミ陰ニ諸隊ヲ慫慂シ密ニ夥黨ヲ結ビ其力ヲ恃ミテ以テ强請スル所アラント企テ明治十一年八月二十三日ノ夜半ニ於テ兵營ヲ毀チ其秣舍ヲ燒キ其長官ヲ殺シ其兵器ヲ弄シ遂ニ　禁闕ニ迫ル而ルニ近衛及ビ鎭臺ノ歩兵等勇戰善ク戰ヒタルニ依リ兇徒其意ヲ逞ウスルコト能ハズ勢窮シ力盡キ即夜ミナ縛ニ就キ陸軍裁判所ノ法衙ニ審糾セラル、四旬玆ニ十月十五日ヲ以テ其獄ヲ決シ乃チ軍律ニ依リ死五十三人、准流百十八人、徒六十八人、戒役十七人、杖一人、錮六人總計二百六十三人ナリトス

（東京日々新聞第二〇六〇號　明治十一年十月十六日）

○

近衛暴徒並に東京鎭臺兵にてこれに與せし兵卒どもの審問は口供完結のうへ拇印全く相濟み昨十五日陸軍裁判所に於て左の通り宣告相成りたり

近衛歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊兵卒　三添卯之助

其方儀妄リニ不平ヲ抱キ徒黨强願ノ企ヲ發意シ近衛砲兵大隊第二小隊兵卒小島萬助長島竹四郎等ヲ慫慂シ遂ニ該隊暴動ヲ爲スニ至ルノ科ニ依リ死刑申付ル

近衛砲兵大隊第二小隊馭卒　長島竹四郎

其方儀近衛歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊兵卒三添卯之助ノ發意ニ同ジ同隊卒小島萬助ト共ニ首唱隊中並ニ近衛鎭臺ノ各隊ヲ慫慂シ徒黨ヲ結ビ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ死刑申付ル

近衛砲兵大隊第一小隊馭卒　小川　彌藏

其方儀同隊兵卒小島萬助長島竹四郎等ト謀リ徒黨ヲ結ビ去ル八月二十三日夜暴動ニ及殊ニ週番士官深澤大尉ヲ斬害スル科ニ依リ死刑申付ル

近衛砲兵大隊第二小隊馭卒　小島　萬助

其方儀近衛歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊兵卒三添卯之助ノ發意ニ同ジ同隊卒長島竹四郎ト共ニ首唱隊中並ニ近衛鎭臺各派ヲ慫慂シ徒黨ヲ結ビ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ死刑申付ル

右の四人を始めとして廣瀨喜一郎、谷新四郎、金井總太郎、野中與吉、松宮辨次郎、水上丈平、馬場鐵市、久保田善作、

新熊安三郎、是永虎一、伊藤太三郎、櫻井鶴二、菊地作次郎布施千吉、岩本久藏、淺見綾次郎、近藤祖舟、松居善助、見山今朝治、山本丈作、笹井常七、今井政十郎、宮崎英四郎、永谷竹次郎、木村圓解、佐藤種五郎、新家仲吉、本橋兼次郎浦塚丈次郎、吉田定吉、高橋竹四郎、松本久三郎、高橋小三郎、藤橋吉三郎、並に宇都宮少佐を斬害せし堤熊吉、田島森助また週番士官深澤大尉を斬害せし辻亀吉（この者の宣告文中ニ該隊ノ官金ヲ盗ミ殊ニ深澤大尉ヲ斬害セシ覺ナシト陳スルモ所持ノ軍刀ニ血痕ヲ存シ且ツ下士之ヲ認ム云々とあり）羽成常助、門井藤七及び首として大砲を發射せし山中繁藏、暴動の間だ該隊の官金を盗みし澤本久吉、木島次三郎、山邊七藏、同じく厩舎に放火せし中澤章次外に東京鎭臺豫備砲兵にて近衛砲兵の暴擧を助んと首唱となりて兵卒を煽動し暴擧を企んとせし宮崎忠次、眞田兼松、高見澤卯助、鈴木直次、横山昇等以上の五十三人にて宣告をはる後ち直に深川越中島に於て銃殺せられ死體は青山の墓地へ埋葬に相成る、其他準流十年に處せられしもの百十八人、徒刑三年の者四十三人、同二年七人、同一年十八人、戒役十七人、杖一人、鋼六人にて總計二百六十三人放免の者三人なり、右のうち杖鋼の二罪を除き赤坂の陸軍徒刑場へ入れられし殘りの者は即日京都府（九名）及び秋田（十三名）青森（十二名）岐阜（十三名）滋賀（十三名）島根（二十名）愛知（十名）岡山（十二名）福島（十三名）兵庫（十一名）山梨（十二名）岩手（十二名）の各縣へ護送せらるゝ筈に付き警視局監獄署の官吏は未明より陸軍裁判所へ出頭し宣告相濟むや否や二十人乃至十五人を一纒めとし東京を發し正午十二時頃までに殘らず護送の手續を終りしは如何にも神速なる措置なりしと云ふ

（東京日々新聞第二〇六〇號　明治十一年十月十六日）

○

暴徒の處刑（朝野新聞記事）

近衛歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊兵卒　三添卯之助

其方儀安リニ不平ヲ抱キ徒黨強願ノ企ヲ發意シ近衛砲兵大隊第二小隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ヲ慫慂シ遂ニ該隊暴動ヲ爲スニ至ルノ科ニ依リ死刑申付ル

近衛砲兵大隊第二小隊馭卒　長島竹四郎

其方儀近衛歩兵第二聯隊第二中隊兵卒三添卯之助ノ發意ニ同

シ同隊兵卒小島萬助ト共ニ首唱隊中並ニ近衛鎭臺ノ各隊ヲ慫慂シ徒黨ヲ結ビ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ同斷

同　小島　萬助

其方儀近衛歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊兵卒長島竹四郎ト共ニ首唱隊並ニ近衛鎭臺各隊ヲ慫慂シ徒黨ヲ結ビ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊馭卒　廣瀬　喜市

同第二小隊馭卒　谷　新四郎

同　金井總太郎

同第一小隊馭卒　野中　與吉

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ト謀リ近衛鎭臺各隊ノ兵卒ト會同徒黨ヲ結ビ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第二小隊馭卒　松宮辨次郎

同第一小隊馭卒　水上　丈平

同　馬場　鐵市

右同文

東京鎭臺豫備砲第一大隊第二中隊砲兵　宮崎　忠次

同第一中隊馭卒　眞田　兼松

同第二中隊馭卒　高見澤卯助

其方儀近衛砲兵大隊近衛大久保忠八、金井總太郎ト謀リ該隊ニ於テ首唱兵卒ヲ慫慂シ徒黨暴動ヲ企ル科ニ依リ死刑中付ル

（以下嗣出）

（朝野新聞第一五三三號　明治十一年十月十六日）

○

昨日一寸掲載せし一昨十四日陸軍裁判所に於て近衞砲兵下士官の處分は左の如し、曹長若松政繼は暴動の際鎭壓する方略を失する科情狀を酌量輕減し閉門九十八日軍曹北村官三は守地を離れ畏避潛匿する科輕減錮三十五日同五十嵐政則、坂本勇三郎は卑怯狼狽營外へ逃避する科輕降等一年、同佐々木喬俊は同斷に付同半年、曹長平岡瓢は暴動の際他に在つて非常の號砲を聞き、皇居に赴き歸營の途上本隊兵卒砲を挽き來るに遇ひ暴徒と見認めずと供すと雖ども隊伍をなさず服裝常に異なるをも問究せず之を率ゐて、皇居に赴きたる科輕減錮四十二日軍曹三並大佐久は鎭壓する方略を失するを以て錮同斷、軍曹武井保作は伍長代理中同斷營外に逃避するを以て錮

同斷、軍曹三村道貫、西山清行、吉成賢敬は鎭壓の方略を失するを以て錮卅五日、伍長平山留三郎海澤義行、駒井銕三郎片山政德、伊藤景治、中桐清右衛門、加藤芳三郎、磯部安茂藤枝言宣は前同斷に付錮二十八日、火工卒蓮池源吾、石橋銀次郎は武井保作同斷に付錮二十八日、曹長金子德輝、火工下長上原元董、軍曹荒見勝榮、岡能甚作、松丸晨政、高橋幾一野村茂行、伍長淸水磯吉は鎭壓するの方略を失するを以て錮二十八日、軍曹平野安忠、山下八十郎、渡邊達吉、伍長中川浩、大場貞則は不束の廉無之を以て無罪と申渡されたり

（朝野新聞第一五五八號　明治十一年十一月十六日）

○

十月十五日陸軍裁判所申渡（前號ノ續キ）

近衛砲兵大隊第一小隊馭卒　小川　彌藏

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ト徒黨ヲ結ビ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ殊ニ週番士官深澤大尉ヲ斬害スル科ニ依リ死刑申付ル

近衛砲兵大隊第一小隊馭卒　木島次三郎

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ト謀リ徒黨ヲ結ビ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ該隊官金ヲ盜ム科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊馭卒　是永　虎一
同　伊藤大三郎
同　櫻井　鶴次
同　布施　千吉
同　久保田善作
同第二小隊馭卒　菊地作次郎
同砲卒　松居　善助
同第二小隊馭卒　見山今朝治
同砲卒　山本　文助
同　笹井　常七
同馭卒　永合竹次郎
同第一小隊馭卒　木村　圓解
同第二小隊馭卒　佐藤種五郎
同砲卒　新家　仲吉
同馭卒　本橋兼次郎
同砲卒　浦塚越次郎
同馭卒　吉田　定吉

同馭卒　高橋竹四郎

同第一小隊馭卒　岩本　久造

同砲卒　淺見綾次郎

同第二小隊砲卒　近藤　祖舟

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ガ徒黨ノ企ニ與ミシ去八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ同斷

東京鎭臺豫備砲兵第一大隊第一中隊火工卒　横山　昇

其方儀同隊兵卒高見澤卯助、眞田兼松等ト謀リ近衞砲兵大隊兵卒ト相談シ徒黨ヲ結ビ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ同斷

近衞砲兵大隊第二小隊馭卒　羽成　常助

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ト企リ徒黨ヲ結ビ去ル八月二十三日夜暴騒ニ及ビ殊ニ週番士官深澤大尉ヲ殺害スル科ニ依リ同斷

近衞砲兵大隊第一小隊馭卒　山部　七藏

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企ニ與シ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ殊ニ該隊ノ官金ヲ盗ム科ニ依リ同斷

東京鎭臺豫備砲兵第一大隊第一中隊火工卒　鈴木直次

其方儀同隊兵卒眞田兼松ヨリ近衞砲兵大隊兵卒等ガ徒黨暴動ノ企アルヲ聞知シ其謀議ヲ賛成シ該隊ニ於テ首唱兵卒ヲ慫慂スル科ニ依リ同斷

近衞砲兵大隊第二小隊馭卒　門井　藤七

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企ニ與シ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ殊ニ週番士官深澤大尉ヲ斬害スル科ニ依リ同斷

近衞砲兵大隊第一小隊砲卒　山中　繁藏

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企アリヲ聞知シ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ殊ニ大砲ヲ發射スル科ニ依リ同斷

近衞砲兵大隊第二小隊蹄鐵工　中澤　章治

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企ニ同シ去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ殊ニ該隊秣舍ニ放火スル科ニ依リ同斷

近衞砲兵大隊第一小隊馭卒　堤　熊吉

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ノ徒黨ニ與シ去ル八

月二十三日夜騷動ニ及ビ殊ニ大隊長宇都宮少佐ヲ殺害スル科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊馭卒　澤本　米吉

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企アルヲ聞知シ去ル八月二十三日夜騷動ニ及ビ殊ニ該隊ノ官金ヲ盜ム科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊馭卒　高橋小三郎

同　藤橋吉三郎

同　新熊安三郎

同　松本久三郎

同第二小隊馭卒　宮崎關四郎

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ト謀リ近衛鎮臺各隊ノ兵卒ト會同徒黨ヲ結ビ去ル八月二十三日夜騷動ニ及ブ科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊馭卒　辻　龜吉

其方儀同隊兵卒長島竹四郎、小島萬助等徒黨ノ企アルヲ聞知シ去ル八月二十三日夜騷動ニ及ビ該隊官金ヲ盜ミ殊ニ深澤大尉ヲ斬害セシ覺ナシト陳ズルモ所持ノ軍刀ニ血痕ヲ存シ且ツ下士之ヲ認ムル確證アルニヨリ斬害スルモノト認定ス右科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第二小隊砲卒　今井政十郎

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企アルヲ聞知シ去ル八月二十三日夜騷動ニ及ビ且就縛ノ際士官ニ抗敵スル科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊砲卒　田島　森助

其方儀同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企ニ協同シ去ル八月二十三日夜騷動ニ及ビ殊ニ大隊長宇都宮少佐ヲ殺害スル科ニ依リ同斷

（朝野新聞第一五三四號　明治十一年十月十七日）

○

朝野新聞の判批決判

半夜に兇器を携へて鬧起し將校を殺し官廠を焚き大臣の宅を砲擊し親兵の營を攻襲し徒黨を連合して九重に强訴せんとせし近衛砲兵と之に通謀せし暴徒とは陸軍裁判所にて審判終り遂に一昨十五日を以て夫々處斷と爲り死刑に處せられし者五十三人準流徒刑等合して二百六人なりき、蓋し竹橋暴動の事

有るや近衛砲兵の隊長岡本少佐以下數名も右に關渉せる嫌疑を以て拘引せられたりと聞けり、然るに今回處刑を申渡されたる者は皆な兵卒なるを見れば竹橋の暴動は特に兵卒の擧動に出で下士以上は毫も之に關渉せざりしか將た之に連累せる者あると雖ども將校下士は輙く其の審問を終る能はざるの事情あるに因り先づ兵卒を處斷し然る後ち他に及ぼさんとするか是れ未だ知る可からざるなり、然れども概して之を論ずれば暴兵の處置は一昨日に於て其の一大結案を爲せし者なり、蓋し兵民其の途を分つて寛猛其の治を異にせり故に軍律の嚴峻なるは通例の法律と日を同うして語る可からざる者あり、徒黨を嘯合して隊長士官を殺し放火發砲等の罪條は陸海軍々律に於て明文なしと雖ども三人以上相與みして上官の命に抗するを徒黨と云ひ事の大小を問はず首從を分ち論じ首謀は死に處し從は一等を減じ脅從は懲罰に屬して論ず（軍律第二十八條第八十三條を參取す）黨を結び謀る所あり或は誓盟を立て或は時日を期し姦宄を行ひ變亂する者を黨姦と云ひ黨亂と云ふ、凡そ之に坐する者或は慫慂事を醸し或は首唱事を執り或は其事に服行す皆死に處し餘は徒以下禁錮以上を以て論ず

軍律は十五條軍人軍屬聚訟するに遵ひ長上の解散を命じたる後猶命に服せざるときは黨亂となして之を視、上官之を鎭壓する爲めに酷烈の方略を取るを許す、若し猶對捍し或は其頑動かざる者皆死を以て論ず（軍律第八十八條第八十九條を參取す）と爲せり、竹橋の暴動の如き陰謀を規畫し遂に蜂起して其慘毒を肆にす、之を軍律に對照するに其罪科の重く且つ大なる豈止だ徒黨黨姦黨亂の如きのみならんや、故に世人或は之れが臆測を爲し其の兵亂に關渉し砲銃を操て兇事に服行する者は皆死刑を免かる可からず、或は一時に數百の士官兵卒を銃殺するの悲慘を見るに至らん事を悲歎せし者ありしが今や其の裁判の落着に及び其の死刑に逢ひし者は五十餘人に過ぎず豈眞成に其の兇惡を施行したる者は此等の人數に止まり其の餘は强逼せられて之に附隨し敢て陰謀を參加せざりしに因て幸に一死を免かれたるが抑も亦政府の慈仁なる寛を以て猛を濟ふの方略に從ひ其の間に極惡大罪を犯せし者あるも特に頑愚にして事理を辨ぜず狡黠者の爲めに蠱惑せられて以て此極に至るに外ならず、其の情狀の憫諒す可きに因り唯だ慫慂者たり首唱者たる者にて毫も之を寛假するの道なき者を

除き其餘は務めて之を宥恕し以て輕減に從ひしが苟も政府の所爲をして玆に出でしむれば恩威並び行はれ已に慘戮を肆まゝにせずして又姑息に失せず各管の兵士をして其の威に震慄し其の恩に歸依せしむ可し、寧ろ之を稱して治安の政略を得たる者と謂はざる可けんや

抑も兵士は政府の命令を奉承し以て國家の危難に備ふ者なり、殊に近衞隊の如きは　皇上の親兵にして禁城を護衞するの重任を帶ぶる者に非ずや、昨年鹿兒島の暴動の如き率先して軍に從ひ硝烟を侵し彈雨を衝き以て鎭定の功を奏し生きては國家の干城と爲り死しては政府の然典を受く可きの身を以て何の怨望する所あつてか自ら匪擧を圖り以て刑戮を受くるに至りしや、其の暴力を賴んで砲吼を逞うするも瞬頃ならずして盡く掩縛に就き遂に銃丸額を貫いて以て死するに非ざれば囚衣を着して長く苦役を徒場に受けざるを得ず、之を國事に殉し招魂の社に合祠せらるゝ者に比すれば其の得失榮辱果して如何んぞや、今日の兵士たる者は深く玆に省視する所ある可きなり

吾輩之を聞く今回皇上の蹕を金澤に駐め賜ふや特旨を以て懲戒中の兵士を宥恕せられたりと、而して暴兵の處刑の如きも寧ろ寛に出るも猛に失せず以て政府が兵士を待つの慈仁なるを知るに足れり、吾輩豈從て之を贊美せざる可けんや、嗚呼近衞の暴兵は已に其の典刑を正うせり、苟も廟堂君子と陸軍の士官をして長く其の慈仁の心を失はず已往を顧みて將來を察せしむれば刄を主將の腹に當てんと欲せし者をして翻て已れが爲めに死を視る歸する事の如くならしむるも亦何ぞ難しと爲んや、吾輩の之を今日に贊美する者は蓋し將來に望む所有るが爲めなり

（朝野新聞第一五三四號　明治十一年十月十七日）

○

越中島にて銃殺さる

一昨十五日深川越中島にて銃殺の刑に處せられし近衞暴徒五十三人は愛宕下の監倉より未明に駕籠にて刑場へ送らるべしと評決せられ十四日の午後六時ごろ陸軍裁判所より千住、板橋、新宿、品川の四宿の區務所へ宿駕籠を十一挺あるひは十五挺と夫れ〲割り付けて即刻さし出すべしと達せられしが人力車と引き替りたる今日なれば何れも數ほどはあらず市

中を捜し廻りて漸く三挺または五挺位づゝ取り纏め夜に入りて裁判所へ差出せしに罪人の數の半ばにも足らざれば是非なく病者だけを駕籠に乘せ其餘は人力車にて送られしとぞ、扨てこれに付きておかしき咄しあり、其夜四宿より出し人足どもは何かは知らねども宿役人の跡につき裁判所へ行きしに暫くありて直に愛宕町の監倉へ參るべしと沙汰せられ雨を冒して同所へ至り斯くと門衛の兵卒に告ぐるに程へて門前にて控ゆべし去りながら決して高聲に談話などしては相成らぬぞと申付られ宿役人を始め人足どもも是は並々の事にてはあるまじどうぞ鎭守樣の御利益で鐵砲玉が飛び違ふ樣な大變事に及んでも命ばかりは助かりたいもの其うへ暗さはくらし雨は降る薄氣味はわるしと云ふても逅け歸る譯にも行かずさるにても今としては如何なる星の運り合せにて斯る厄難に出逢ひしか嘸や家では妻アめが夢見がわるいで有うなど寒さと怖さに齒の根も合はず慄え居たる間も無くはや十五日の午前四時頃にも成れば內より此方へ入れとて監倉の構內へ駕籠をさし置きまた外へ出でて待つにイザ舁ぎ出せと云はれて怖るゝ肩を入れ先に立たれし官吏につきて門を出しが中には何が這入りしか人間には相違なかるべけれど一圓合點のゆかぬことかなと息杖つき連れて深川の方へ舁ぎ行く道すがら曉かけて行き通ふ人のスワ今日こそ竹橋の暴徒が越中島へ打たれに行くと云ひ合ふを聞いて始めて氣付き漸く安心したるは今でこそ笑談なれ其時の心地は生きたりとも覺えざりしと、右の人足どもが昨日陸運會社の請取書を持ち區務所へ來りて代金を請取るときに語りしと、此駕籠代は總計六圓なりとぞ、又た青山墓地へ埋められし穴の堀手間は一つに付き五十錢にて總計二十六圓五十錢を其筋より渡されしと云ふ

（東京日日新聞第二〇六一號　明治十一年十月十七日）

○

去る十五日深川越中島に於て近衞暴徒を刑せられしとき大勢の事ゆゑ死骸の取扱人も多からでは差支ゆべしと前夜に及んで警視監獄署へ依頼せられければ同署にては兼て千住北組にて聊かの給料を與て死刑人取扱を心得させられしもの五人ほど有りしに付き其者どもを呼出して申付られしかば同夜の內に三十人程も雇入れ速かに間に合ひたるよし

（東京日日新聞第二〇六二號　明治十一年十月十八日）

○

（別　項）

五十三名の死刑に處せられしものどもは午前三時三十分に假囚獄より人力車に乘せ越中島刑場へ護送され砲發の十字架は五本宛三組に立て並べ一時に十五人宛處刑になり午前五時より始まり九時に畢はり死體は桶に入れ青山陸軍埋葬地へ送られたりといふ

（朝野新聞第一五三三號　明治十一年十月十六日）

○

餘　譚

（その一）一ツ橋通町東京府士族小柳正雄の後家おきんは近衛砲兵馭卒金井總太郎が酒に醉ひて暴動の云々を口ばしりしを其場の雜談と聞流がせしが其後ち事實なるを知りても訴へ出でざる科によりて違式重に問はれ昨二十九日懲役二十日の收贖金五十錢を申付られたり

（東京日日新聞第二〇七二號　明治十一年十月三十日）

○

（その二）近衛砲兵の暴擧に付き其頃より設けられし陸軍臨時裁判所は最はや殘務も片付きたれば先月三十日より閉ぢられたりと

（東京日日新聞第二〇七五號　明治十一年十一月二日）

○

（その三）竹橋の暴徒を鎭壓のため非命の死を遂げられたる故宇都宮少佐故深澤大尉故松本少尉の三君は戰死に准ぜられ九段の招魂社へ合祀に相成るに付き來る六日の夜小澤大佐が祭主となり同社において臨時招魂祭を執行なさるとぞ

（東京日日新聞第二〇七六號　明治十一年十一月四日）

○

（その四）近衛砲兵暴動のとき其の隊の士官で有ながら職掌を盡さず卑怯の振舞ありし津田甲斐の兩人は去る十三日に陸軍裁判所において左の通り申し渡されたるうへ動位をも褫はれたりと

陸軍大尉　津田震一郎

其方儀近衛砲兵大隊第二小隊長勤務中過ル八月二十三日夜本隊兵卒等徒黨暴動ノ企アルヲ前知シ週番士官深澤大尉ニ通告スルモ豫防ノ處置ヲ爲サズ又事發スルニ及ビ鎭壓ノ方略ヲ失

シ加之畏避潜匿スル科ニ依リ回籍修身武官大小ノ員ニ補スルヲ禁止被仰付

同　甲斐宗義

其方儀近衛砲兵大隊第一小隊長勤務中病氣療養罷在ル處過ル八月十三日夜非常號砲ヲ聞病ヲ力メテ登營セントスル途中本隊兵卒徒黨暴動ニ及ブヲ聞キ某家ニ至リ猶豫シ徒ニ時間ヲ費シ登營緩慢ニ及鎭壓ノ方略ヲ盡サヾル科ニ依降官被仰付

（東京日日新聞第二一二六號　明治十一年十二月二十三日）

○

以上に於て、大體の眞相を摑み得られた事と思ふ、たゞ此處に遺憾とすべきは、死刑執行時に於ける逆徒の光景を詳細に描寫したる曙新聞の記事を諸氏の眼前に公開なすことの自由を許されざることである、當時該紙は發禁を食ひ又その號外には一名六錢にて死骸取り片附けを引受けたる人足の話を載せこれ又筆禍を蒙り言論の抑壓は却て當時の人々をして灰暗き懷疑の念を抱かしめたのであつた、

越中島の銃聲は今尚ほ品川灣にこだまし、逆徒の懺悔は永遠に繰返されてゐる

東洋社會黨秘史（明治十五年四月二十五日）

―日本最初の社會主義政黨―

東洋社會黨　近年政黨の天下に樹立せしより各種の黨流顯はれ其中には奇々妙々なる黨派もあれど曾て彼の嫌惡すべき虛無黨や社會黨の主義を以て組織せしものあるを聞かず、然るに去る十五日の西海新聞は最も驚くべき廣告を掲載せり、其文に

來る十八日正午より十善寺鄉高木文章方に於て東洋社會黨第一部第一同盟會相開候同盟諸君に報ず、但し當日來會致し難き諸君は袋町二十四番戸へ通報ありたし

とあり此東洋社會黨をして狂人の所爲か或は名實相違の者ならしめば吾輩は輕く看過すべしと雖も若し彼の歐洲諸國に行はるゝ社會黨たらしめば實に我國將來の爲めに杞憂なき能はず、吾輩は力を極めて筆誅撲滅に盡力せんとす、果して然る者にや　（大東日報）

（東京日日新聞第三一〇七號　明治十五年四月二十五日）

○

東洋社會黨　肥前の長崎地方に於ては題名の如き一黨派を團結せし趣きは兼て記せしが其の主義は天地の公道に基き舊來の陋習を破壞する　大詔を奉戴し德義を以て平等の權理を企圖する云々に在りと云ふ、此ほど黨中より舊佐賀藩主閑叟公の廟宇に左の如き額を獻じたり

仁祖　天保壬寅年公以博愛之心立財產公平之制我黨沐浴其澤欽慕其德乃謹奉獻此遍額

東洋社會黨松浦部

三千餘名各總代

蓋し公は豪農富商の田地を貧民に配布せられたる事ありしにより今日社會黨の祖先として斯く尊崇せらるゝなるべし

（東京日日新聞第三一二四號　明治十五年五月十五日）

○

東洋社會黨

吾曹數日前某新聞紙上に於て九州地方に一團結あり名附て東洋社會黨と稱すると云へる報道を見るに當りてや社會黨の名は則ち奇なり、然れども其目的とする所はよも夫の西洋にて所謂ルワシヤリズム（社會說）コミユニズム（共產說）を主張する者には非ざるべく去れば其名は即ち一なるも東洋社會黨の主義は必らず西洋の社會黨に異なるべしと信じ敢て之を心にも關せざりしが今や九州地方よりするの新聞に據れば即ち我本月十五日の紙上に登錄せるが如く此黨派の團結は長崎地方に於てし其主義は天地の公道に基き舊來の陋習を破壞するの大詔を奉戴し德義を以て平等の權理を企圖するに在りと云へり夫れ程にては未だ純然たる社會黨の邪說を主張するものなりと斷定するに足らざりしが其故佐賀侯鍋島閑叟の廟に獻じたる遍額の文に天保壬寅年公以博愛之心立財產公平之制我黨沐浴其澤欽慕其德乃謹奉獻此遍額東洋社會黨松浦部三千餘名總代と書したるを以て明に其黨が主張する所は西洋の社會黨の邪說に異ならざるの明證を世上に示したり、果して然らず吾曹の驚や實に甚し、世上の公衆も亦實に其の豫想の外に出るに驚くならん、嗚呼我國の論者にして奇を好み新を競ふを事として其の浮躁淺露なる輙もすれば詭激に陷るを顧みざる何ぞ此極に至る乎自由民權にては未だ一世を動搖せしむるに足らずとして此の財產公平の制を主義とするの社會黨を團

結せしならんには尤も怪かる事なりと云はざる可からず、若し眞實に財産公平の制を我國に行はんと企望するの主趣ならんには社會の秩序を壞り國家の安寧を破るものは即ち此説なりとして之を論破し盡さゞる可からず、苟も如是の邪説を任放して其勢を滋蔓せしめば狂暴は愈々狂暴に流し遂に東洋虚無黨の團結を見るに至らんも亦決して其無を保す可からざるなり、蔓草除かざる可からず況や邪説をや是れ吾曹が此の社會黨の團結を安々に附すること能はざるの理由なり

吾曹は未だ彼の社會黨が趣意とする所の詳細を知ること能はずと雖ども姑く其言語に顯はれたる所を以て推考すれば其の要旨主點とする所は平等の權理財産公平之制と云ふの點に在るが如し、而して其據て口實とする所は第一は舊來の陋習を破りて天地の公道に基くべしとの宣はせたる御誓文第二には鍋島閑叟公が天保壬寅の年に豪農富商の田地を貧民に配布せし處置是なり、請ふ其要旨主點を論攻するに先だちて其據る所を正さば抑も五箇條の御誓文に於て舊來の陋習を破りて天地の公道に基くべしとの宣はせたるは社會の秩序を破壞して妄想の空理に基くべしの謂に非ざる事明々として天日の如し、左れば同時に仰出されたる御宸翰中に近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り獨り我國のみ世界の形勢に疎く舊習を固守し一新の效を計らず(中略)汝億兆舊來の陋習に慣し尊重のみを朝廷の事とし神州の危急を知らず云々とは遊ばされしを以て舊來の陋習とは如何なる事を宣はせたるかを知り奉るに餘りあり、然ば如何なる牢强附會を以てするも此御誓文を以て社會主義の根據となすを得ざるや吾曹の辨を俟たずして明なり、第二に鍋島閑叟公が壬寅の年に如何なる財産處分法を藩內に行はれたるかは吾曹更に其事實を知らざれば之を言ふ事能はざれとも天保十三年壬寅は即ち有名の改革の歳にして德川氏も諸藩も思ひ〳〵に種々の改革を行ひたることありしなれば閑叟公も亦臨機の處置を以て豪富の田地を取上げて貧民に配布せられしか、或は豪富の權威と詐僞とを以て細民の田地を欺き奪ひたるを引戻さしめたる事もありしならんか、然れども其一擧を以て直に閑叟公を指て財産公平之制を立てたる社會黨の祖先なりとは云ふ可からざるなり、何となれば閑叟公は忠誠の淳德を以て豪邁の英才を兼ね天地の公道に基きて舊來の陋習は之を破るに勇なるも決し

て妄想の空理に迷ひて社會の秩序を壞り國家の安寧を破るを目的とせられし人にてはあらざりしを以てなり由、是觀之彼黨の根據は二條ともに固より根據とすること能はざるや炳焉たり、彼黨畢生の辨を逞くして口實を茲に假るを吾曹その決して世上を瞞着するを得ざるを知るなり

然れども彼黨の胸中未だ聊か良心なきに非ず何ぞや彼黨にして眞に平等之權理を主旨なりとせば彼黨は西洋社會黨が根本主趣とする各人平等の主義に則り最も上下尊卑の別を厭嫌し社會の秩序階級を破壞せんことを企てざるべからず然るに彼の東洋社會黨は未だ其甚しきに至らざるが如し其大詔を誣んとするや其罪惡む可きも大詔を誣ても倘之に據て重きを爲さんとするは是上下尊卑の分犯す可からざるを認むる者なり彼黨が閑叟公の名望に頼り事を逞くせんと計り廟宇を飾色するや西洋の社會黨をして聞かしめば必ず怒らん、何となれば等しく同位同等の人間を尊奉し其廟に額面を献し恰も之を神視するは是れ最も各人同等の主義に戻り上下尊卑の別ある可からずと云ふの理則に背馳する所あればなり、然るに我東洋社會黨は　畏くも大詔を奉載し且つ閑叟公の靈威に頼らんとするは假ひ口には平等之權利を企圖すと云へども其心には自ら天地間各人同位同等と云ふの邪たるを悟る所あるが如し、是れ未だ邪路に迷ふの甚しからず天賦の良心未だ全く消滅せざる所の者あるなり、吾曹は彼黨が倘未だ全く消滅し能はざるの良心に訴へて早く正道に復せんことを切望するに外ならざるなり

社會黨の邪說は其氣焰の未だ甚しからざるの初に於て之を撲滅せざる可からず、世人の多き未だ顯に自ら稱して余は社會黨なりと云はざるも或は各人同等を唱へ或は財產均一を希望するの輩亦絕て無きに非ざるべしと思はるゝが故に煩を憚らず稿を續て左道の邪念を撲滅し我日本帝國に於は決して歐洲の慘劇を演ずるなからしめんことを期せざる可からず、彼の九州地方ニシヤリスト類似黨派の起るも畢竟するに歐洲邪黨の擧措に傚ふ輩なる可ければ之をして正道に復せしめんには其根本たるの歐米社會黨議を擊破せざる可からず、或は雞を割くに牛刀を以てするの誹りを識者に得るの恐れあるも吾曹は之を倫理哲學の大本に證し理根上よりして其妄を辨し之を社會學の理則に照して自然の勢は彼が希望の如くなる能は

ざるを明にせんとす

玆に一言以て世人の注意を乞はざる可からざる者あり、今や政黨四方に起るの日に際し彼の東洋社會黨の如き邪説を任放し其志を得せしめば眞正の政黨互に政治論壇に相見るの時に臨て言ふに、忍びざるの妨害を被るの恐あるべし、彼の社會黨は、我が政治の黨派にあらざる政治學上極て、簡單の理則にして自ら明なり、彼の社會黨は社會の弊風を矯めんとするにして政事の方向を改めよと云ふにあらず彼は社會團結の基礎を破壞して之を更始せんと云ひ我は施政の國是如何に於て改良するあらんを希望す、彼は一箇人の自由を損するも社會一般をして同一無差ならしめんと云ひ我は一箇人の自由を伸張せざる可からずと云ふ、彼は財產私有の制を破り社會一般共有と爲さんと云ふ、我は所有權最重せざる可からずと云ふ、二者水火の相容れざる言を待たざるなり、然ば則ち彼の社會黨は即ち政黨の企圖に反對する者なるが故に政黨各自其主義を異にするに拘らず苟も自由を貴び權理を重し社會の秩序改進の經畫する者の公敵たり、各政黨の論者何ぞ倶に之を攻めざる

（東京日日新聞第三一二七號　明治十五年五月十八日）

○

東洋社會黨

長崎にて改新黨の魁とも云ふべき彼の東洋社會黨は追々本色を顯はし同國の大村佐賀等各地方の豪農商へ押掛て金錢の强談を始めたれば良民はコレラよりも猶一層の恐怖をなし居るよしと、不知火新聞に見えたるが果して此の報の如くならば一星の火未だ萬火の炎と成らざるに先だちて早く撲滅の策を運らされたきものなり

（東京日日新聞第三一七八號　明治十五年七月十七日）

○

東洋社會黨

一擧一動世人に目を付けられて各地の新聞紙に種々の評論を下されし長崎の東洋社會黨は五六日前に其筋より解散を命ぜられたりと云ふ

（東京日日新聞第三一八一號　明治十五年七月二十日）

○

東洋社會黨解散の顚末

同黨解散のことは嘗て記載せし所なるが今同黨員某氏より聞き得たる始末を長崎の築紫大如と云ふ人より報じ來りたりとて日本立憲帝政黨新聞に記されたるを見るに本月六日長崎警察署より右の某氏を召喚したりしかば同氏は直に出頭せられしに署長野田警部同氏を白洲に延きて先づ其の住所姓名履歴等を詳問して後問ふて曰く其方東洋社會黨の團結に盡力すると聞く其旨趣を陳述せよ、某氏曰く社會黨は未だ黨則もあらざれば一定の約もあらず本月は第三回同盟會を開き一定の黨則を編成せん事を豫期したり、左れば同會の後に非れば確答致し難し(警)曰く嘗て新聞紙上黨則を掲載したり何ぞ黨則未定と謂ふや、(某)曰く嘗て西海新聞に掲載したるは僅に草案中のもの三條を掲げたるのみにて全く我同志の好事家誤聞を傳へしのみ故に原案とは少しく誤あり、(警)曰く社會黨の主旨は彼の新聞紙上に掲載ありし三ケ條と大同小異なりや、(某)曰く黨則今に確定せざれば黨中の意見を以て答ふる能はず予は唯予一個の資格にて答へん可ならんか、曰く可なり、曰く現今我邦の大勢を考察すれば文化年を逐て進歩せざるに非ず、而して道德は却て日に退歩するものゝ如し。因て同志相會して道義を擴張せんとす、諸新聞紙上囂然我黨を排擊するは其名を聞て其實を知らざる妄想なり、我黨は親和を主とし人を善良に誘導せんとするものなれば若し其の誤字を正さば彼の新聞紙上に掲載したる三ケ條の綱領に小異もなきものなり、願くば貴官また念慮を勞する勿れ、曰く汝が云ふ如くなれば名は兎も角も其主意の行はれんと欲するものならん、曰く然り名は親和黨にても亦道義黨にても可なり、唯其實の行はれん事を欲するのみ、曰く社會黨は道德を以て組織せんとするものなれば想ふに必ず隱蔽する所なかるべし、曰く固より然り、曰く汝は此黨を大にせんと欲するならん汝人に遊說するに之に應ずる者ありや、曰く予は我黨を大にせんことを欲するは固よりなり、予人に說くに人初めは其名を忌て之を排斥せざるはなし、然れども漸く我說の入るに及んで之を贊成せざる者は未だ會て之れ有らず啻に之を贊成するのみならず能く其腹心を叩くに及んでは符節を合すが如きもの比々然り、曰く是等は汝に面諛して然るには非るか、曰く否道德は天賦の良心なり誰か此心なき者あらん故に予は其の面諛に非るを信ずるなり、曰く黨員幾干あるや、曰く同志者諸方に

派出するを以て日に增加せり故に現今幾千人の多きに至りしや未だ確知せず加之諸府縣より同盟たらんことを欲し又黨則の廻贈を望む者日々絶ずと雖も輕々に信じ難き事情あるを以て十中の九は是に報答せず、曰く諸府縣の來信は實なりや、曰く疑へば是を郵便局に問へ、曰く發起人は幾干ありや、曰く我黨は同志者悉く發起人なり我黨は黨長創立員又本部末部等の名稱を用ゆる者に非ず　（未完）

（東京日日新聞第三一九二號　明治十五年八月五日）

○

東洋社會黨解散の顚末（前號の續き）

曰く社會黨の主意は必ず然るならん、然れども未だ首唱者なくして黨與の勃興するものはあらず、曰く今日我黨中の者は悉く首唱者なり、曰く第一同盟會の參集人は幾干の人員なりしや、曰く實に僅々數名のみなりし、曰く黨則草案は誰が手に成りしや、曰く予は予が手になると云はん人も又已れの手に成るものと云はん、曰く其方の申立甚だ漠然たり汝が言の如く道德を以て成るものなれば隱すに及ばぬことならずや曰く我黨は實に道德を以て成る故に漠然たり苟も道德を以て合ふ者何ぞ同盟簿姓名錄等を要せんや予は道義心に富有なる者は盡く我東洋社會黨なりと信ずる者なり、曰く第一同盟會第二同盟會に參集する者は汝其姓名を記するならん、曰く予は天性能く物を遺忘す依て悉く記憶せずと云へども少しは覺え居るべし、曰く其方記憶せざれば之を同志者に問合せ詳細明朝を以て上申すべしと是に於て此日は退署せられ翌七日某氏は一の上申書を携へ出署す、其の略に曰く

社會黨の上に東洋の二字を冠せしは東洋に起りたる社會黨と曰ふ義にて東洋のみの社會黨と曰ふ意にあらず、其社會黨と稱するは大なる親和黨と曰ふ義なり、社會は人々の相親和鳩合したるを指す稱なればなり、而して人々相親和するの法は道德を擱て他に術あらず故に道德は固より言行の規準なり、黨則草案第一條は道德の義を明かにするなり、第二條平等を義務とするとは道德の動きを示すなり儒佛及西書凡て道義を說く者悉く平等に歸せざるはなし、嘗て太政官の告諭文中にも上下を平均し人權を齊一にする云々の語あるも道義に基かれたるにて即社會主義なり第三條社會

公衆の最大福利を目的となすとあるも亦道義上の事にて之を今日に得んとするに非ず、之を人世の目的とし此域に達するの方法を講究する學事會なり、無識の新聞紙が喋々する如きものに非ず云々(中略)當港の同志には昨日來警察署に其姓名を上申するも妨げなきや照會致したるに我社會黨は道德を以て成るものなれば公然姓名を顯すは吾こそ道德家なれと誇稱するに似たり、如斯所存は道德上取らざる所なるを以て見合す可しとの事云々(以下略)

野田署長問て曰く昨日は總て隱蔽する所なしと答へ今日の上申書には姓名は詳記せずとあるは何事ぞ、某氏曰く同志者の言上申書の如くなるを以て如何ともする能はず(警)曰く同志者自ら云はざるも汝が記憶する人名を是に書せ。是に於て某氏は二十餘人の姓名を記し他は遺忘せりと答ふ、此時警官聲を改ため東洋社會黨の儀は內務卿に於て治安に妨害ありと認められ禁止致す可しと縣令に達せられたるを以て結社禁止致すに付其旨心得べし、(某)曰く未だ社を設立したるに非ず、是よりも別に社を立つる見込に非ざれば嚴命の御請をなすは最も易き事なり、(警)曰く否集會も禁止する義なり、(某)曰く內務卿は道德を治安に妨害ありと認められたるにや(警)曰く內務卿の意中は之を知るを得ず縣令と雖も蓋し得て知らざる可しと、於是某氏は復た言はず右の清書を出して退署せられたりと、斯く同黨は既に解散を命ぜられたれども黨員の精神は變ずること無く尙ほ進んで朝鮮及び支那地方へ其の議論を輸出せんと企つるよしに聞く云々、又右の筑紫氏より寄せられたる同黨々則草案は左の如し

(黨則草案は次號に讓ル)

(東京日日新聞第三一九三號　明治十五年八月三日)

○

東洋社會黨解散の顚末(前號の續き)

東洋社會黨々則草案

第一章　綱　領

第一條　我黨ハ道德ヲ言行ノ規準トナス

第二條　我黨ハ平等ヲ主義トナス

第三條　我黨ハ社會公衆ノ最大福利ヲ目的トナス

第二章　手　段

第四條　我黨ハ綱領ノ主旨ヲ演繹シテ遊說演說等スル事ア

ルベシ

第五條　我黨ハ平易ナル和文ノ雜誌及漢文ノ雜誌ヲ發兌シ支那朝鮮ヘ我旨趣ヲ充スルヲ務ムベシ

第三章　盟　約

第六條　我黨ハ黨員相共ニ左ノ誓ヲ爲スベシ予ハ諸君ト此社會黨ヲ團結シ諸君ト共ニ我黨旨ヲ擴張スルハ諸予君ヲシテ此社會黨ニ同盟セシメシニ非ず又予ガ諸君ヲ誘導セシニ非ズ諸君ガ道義心ト相感合協和シテ成ル所ナリ諸君ガ此黨則ヲ編成セシハ予ガ嘗テ心ニ記銘シタル所ノモノニシテ即此黨則ハ予ガ精神ノ共ニ其編成ニ與リシモノナリ諸君ヨ此黨則ハ予ガ精神ヲ發表公示スルモノナレバ予ハ誓テ此黨則ヲ守リ他人ノ毀譽ニ拘束セラレザルベシ且予ハ務メテ予ガ精神ノ如ク道義ニ富有ナル情神ノ人ト親和交結シテ我此黨ヲ大ニセントス予ハ我黨旨ヲ擴張スルニ親和ヲ以テ旨トスベシ敢テ敵ヲ求ムルガ如キ言行ハ爲ス可カラズ然レ共我億兆ノ兄弟中若シ過テ我黨ヲ阻害スルトキハ予ハ身ヲ以テ我黨ニ許サン予身ヲ我東洋社會黨ニ許スハ諸君ニ之ヲ許スニ非ズ即是道義ニ之ヲ許スナリ予ガ腦裏ニ予ヲ制スルノ君主アラズ予ガ奉ズル所ノ君主ハ一ノ道義ノミ道義亦予ガ腦裏ヲ制スル能ハズ予ガ精神ハ即道義ナレバナリ予ハ之ヲ心ニ誓フ以テ心ニ示ス

第四章　組　織

第七條　我黨ハ名附テ東洋社會黨ト稱ス

第八條　我黨ハ同心相集ルモノナレバ會長又ハ創立委員ノ名稱ヲ用キズ

第九條　我黨ハ全社會ニ及スモノナレバ別ニ本部末部ヲ設ケズ唯便利ニヨリ東洋社會黨何國部何郡部等ノ名稱ヲ附スルモアルベシ

第十條　我黨ハ時々各地ニ於テ集會スル事アルベシ

但開會ノ事ハ前會ニ於テ豫約スベシ

第十一條　會議入費ハ其出席出頭者ノ自辨スルモノトス

（東京日日新聞第三一九四號　明治十五年八月四日）

秩父大暴動史　（明治十七年十一月五日）

—貧乏借金黨—

埼玉縣秩父郡に暴民蜂起の事は前號に取敢ず二三の電報を記載せしが猶聞く所に據れば近來の不景氣に生計の立て難きより起りしものゝ由にて近頃折々不穩の模樣ありける內去月三十一日に到り風布村にて貧民蜂起し同夜十時頃同郡金崎村の戶長役場及び民家に亂入して證書地劵等を燒き棄て人にも傷を負はせたるに依り直ちに其筋より逮捕に着手せられ二十名縛に就きたれど中々に鎭靜すべき模樣も無く同夜十二時頃より同郡に接せる群馬縣甘樂郡山邊村邊にも暴民起り秩父郡の兇徒と氣脈を通ぜし趣本月二日に至り秩父の暴徒は已に千人許りとなり銃器刀劍を携へ同郡小鹿野町に放火し大宮町に向ひて押出す模樣あり、勢ひ甚だ猖獗にして前號にも記したる如く之を支へむとせし巡査中七名死傷し警察署にては中々制し難く少しく時機後れなば他の地方にも波及すべく殊に輦下接近の土地なれば萬一影響を致さむも計り難しとて扨こそ憲兵出張ありて直に鎭靜あらむことを請はれしなれ、然るに暴徒は已に大宮を襲ひ警察署裁判所郡役所を砲擊し官吏を見れば直に捕縛する勢なる故郡吏等は同郡名栗村へ引揚げたりと、又暴徒の一手は榛澤郡寄居町へ向け一手は千五百人程を二手に分ち其の一は名栗村、一は小川に向て進擊し入間郡川越町を襲はむとし且つ比企郡の浮浪輩も之に應ぜむとするの狀ありて其巨魁は神奈川縣人狛木太郎といへど果して然るにや、又群馬縣南甘樂郡保美濃山村を橫行して廣瀨川に集りたる暴徒は三百人許りにて處々の豪家へ押入り銃器刀槍等を奪ひ取て之を馬に着け牽去りし由にて此巨魁は長野縣人菊池信房とかいふものなりと云へど僞名にてはなきかとのこと、群馬埼玉兩縣の境界なる城峯山に屯集せるは一萬人にも近かるべしとの說あり、兩縣暴民の合併せしにてもあるべきか、甘樂郡にても郡役所戶長役場を始め人民の家宅等多く破壞せられしと、又神奈川縣にては右暴徒の管內へ逃來らむことを慮らるゝ爲めにや警察本署より巡査四十名を八王子へ派遣されたりと書き終りし處へ昨夜七時四十分浦和發にて左の電報あり

昨日第二の汽車にて熊ヶ谷に赴きし憲兵今朝九時松山と小川へ分れて繰り込む、川越に赴きし憲兵は(ムンノウ)に繰り込む、二日の夜に發せし憲兵は昨日(ホンノカミ)にて暴徒と鬪ふたりとの說あり、今日發の鎭臺兵は深谷本庄より

繰り込む筈

又一說に三日の正午頃秩父郡皆野金崎邊にて三手に分れ派出せし內の憲兵一小隊と暴徒は一場の鬪爭を爲したる由、同處は縣令の出張されし寄居村の線路なりとかにて該處に在る暴徒は勢力最も强しとか、暴徒の人數は追々增加して三千人程に及び何れも白鉢卷を締め居れる由にて無法にも徵兵令の改正、地租の減額、學校廢止等を言立て其指揮者には舊自由黨員博徒又は三百代言抔あるやの噂にて已に三十人程就縛せし中にも巨魁らしき者も在りとか

又昨夕埼玉縣下兒玉郡兒玉町の或人より實際の事どもなりとて申越されたれば重複の處もあるべけれど報道のまゝ左に記す、秩父郡は東西十四里南北八里幅員六十五方里ありて居民の男は農樵を業とし女は蠶織を事とし淳厚にして尤も業を勤むるの風あり、郡中一町(大宮)八十三ヶ村一萬二千八百九十八戶、六萬四千二百六十六口あり頃日大に生計困難を窮めしより無分別にも坐して饑喝に死せむよりは粗暴に陷るも飽滿して生命を延ばすべしと恰も餓えたる小兒の乳を呼ぶが如く去月三十一日因究黨全郡に蜂起し去二日該黨は大宮町及び皆野邊には最も群集して殆むど一萬人の多きに至りしを大宮警察署の警部巡査方は五六百名出張して種々說諭を加へられたるも中々鎭まるべき樣もなければ終には黨員數人を捕縛するに至りしより忽ち憤怒して亂暴に及び同夜より大鬪爭に及び死人は未だ詳かならざれど負傷者は實に夥しく秩父騷動とて隣郡人民は大に驚愕し居れり、右鬪爭地の婦人老幼は手を携へて遁れ去り三四里も隔たりし我が兒玉町に來る者甚だ多く又當地方よりは警部巡査の馬車を飛ばし人力車を走らせて日夜往復せらる如何なり行くものか云々

右につき東京鎭臺第一聯隊第二大隊は彼の地方へ出張を命ぜられ水野少佐が引率して昨日午前十時上野より汽車にて出發深谷にて下車の由又豫て上京せられし吉田埼玉縣令佐藤群馬縣令は暴民蜂起の報を得て一昨々日各歸任せられ內務省警保局詰檜垣少書記官には取調の爲め昨日午前七時上野發の汽車にて右地方へ出張せらる

(朝野新聞第三三〇〇號　明治十七年十一月五日)

○

此暴動事件の今日の如き大事に至りしは三條公の中山道通

行等ありて護衛の爲め多くの巡査出張し暴動の模樣ある地方へ警官の出張少しく時機に後れしに由れりなどいへど如何にや

又或る人よりの報知に暴徒の中には博徒獵師も多く山谷を跋渉し獵銃ながらも狙撃に慣れたれば進退如何にも自在にて大砲もありとのことなれど恐らくは張り拔き筒ならむと云へり、暴徒の一隊は大抵三十人より五十人許にて皆野邊より上州境三里許りの間に哨兵線を張り或は處々に關門を設けて行旅を劫かし財物を掠奪せり、其の巨魁とも稱すべきは菊地信房といふ者にて年齡六十許自から元帥を以て居り頗る尊大に構へ居れりまた東京より派出の鎭臺兵は皆野金崎邊を本據とし昨日は憲兵並に高崎鎭臺第十五聯隊第三大隊の一隊と手筈を合して總進擊の都合なりとぞ抑も今回暴徒の峰起せしは突然のことに非らずして參月二十日頃より隱然其の計畫ありし由にて其の節少々捕縛になりたるものありとか暴徒は中山道筋へも蔓延せむかとの恐れもあるにや其の筋にては深く警戒せらるゝとか聞く

（朝野新聞第三三〇一號　明治十七年十一月六日）

○

秩父の暴動

茨城暴動の鎭定に就き未だ一月を經過せざるに埼玉縣下秩父郡に小民の一揆を企だつるあり、其の風潮は群馬縣下甘樂郡に及び一時氣焰の盛になる地方の巡査を以て之を鎭撫するを得ず遂に憲兵鎭臺兵の出張を爲して暴徒と戰を開くに至れり、何ぞ今日に於て聞くを厭ふべき事件の頻類社會に現出するや夫れ茨城の暴動の如きは少年血氣の人々が不平を政事上に懷き一時事情の切迫するが爲めに危險の企圖を爲して世間を騷擾せしむるに止まり要するに政黨上の弊害に出で其の人員たる亦僅少にして廣く全國に連累を有するには非ざるなり若し政府に於て之を煽起したる直接又は間接の事情を尋ねて斷然の處置を行ふときは長く斯くの如き不祥の現象をして社會の間に生出せしめざるに至るべし、不平徒の諸方に闖出するは未だ之を認めて國家の一病害と爲すに足らざるなり、獨り無知の小民が困難に切迫するが爲めに前後の思慮もなく竹槍蓆旗の暴動を生出するに至ては實に國家の爲めに痛歎すべき事情なりと謂はざるべからず、蓋し農民の一揆たる謀慮も

無く計較もなく飈風の乍ち起り乍ち止むに異ならず假令一時數千萬の人員ありとも數百の巡査兵隊を以て容易に之を鎭撫するを得べければ毫も政事家の憂慮を煩はすに足らざるが如くなれども竹槍蓆旗の暴動は必らず小民の疾苦より發するものにして政黨上の關係より起る國事犯と同一視すべきに非ざれば我が廟堂君子を始め地方政治の責任ある者は一部分に就て全體を察し早く之が救治の策を施行せざる可からざるなり

夫れ兩三年來米穀の下落を爲して一般の不景氣を現出するや工業商運の衰微を爲して身代限りの不幸に陥るもの日に多きのみならず農夫は一般に大疲弊を極め世泰に年豐なるに恰も兇荒に際會したるが如き有樣なりしが本年兩度の大風は頗る秋獲を損害し農家をして一層の困難を增加せしめたり是に於て諸方に夫の借金黨と稱し貧民の集合を爲し財產家を強迫して負債の延期を請ふの流行を生出し之が爲めに益す金融の壅塞を生出し不幸を人民の頭上に蒙らすに至りしが埼玉縣下の如きは遂に破裂して暴動を見ることとはなれり、夫れ秩父郡の暴民たるや其の人數を數千人にして其の所持する所の兇器は竹槍蓆旗に止まらず銃砲刀槍を携へ鎭撫の爲めに出張したる憲兵に向ひて抵抗を試むる程なれば獨り貧民の集合のみに非ず其の間には博徒又は落魄書生有て之れを煽動せしも亦知るべからず、然れども吾輩の聞く所を以てすれば秩父郡の人民は近來產業を失ひ貧困に陥るもの多く其の饑渇に瀕するよりして一時に蜂起を爲すに至りしなりと、然れば其の暴動は實に憎悪す可きのみならず負債を免かれ減稅を請ふの口實よりして貧民の紛擾を爲す習慣を生出するときは向來地方政務の困難なるは殆ど名狀す可からざる者あらん、故に今日に於て充分に之れを懲戒して再び暴動を生ぜしめざるの計畫を爲さゞるべからずと雖ども其の貧窮に迫り前後の思慮なくして紛擾を爲す小民の狀情を想像すれば亦實に凄然として悲まざるを得ざる者あるなり

今日地方の事情に通達せざる者は或は曰はんとす、兩三年米穀の下落に因り多くの土地を所有する者は之れが爲めに一大困難を感ずるに相違なし、然れども下等人民に至ては食料を得るの容易なるに因り一般人氣の平穩なるを見るべき筈なるに却て諸方に借金黨を現出し又は暴動を爲すもの有るに至るは殆ど解すべからざるのことに非ずやと、嗚呼都會に坐し

て地方の有様を想像す何ぞ小民が困難切迫の情態を感覺するを望むべけんや、夫れ村落の人民は概ね土地に因りて生活せり、而して昨今田地を所持する者は殆ど其の利益を見ざるのみならず國税地方税を拂へば一年の收獲を擧げて猶不足を生ずるもの往々にして之れ有り故に土地家屋を典賣し又は公賣處分に遭ひ妻子を棄てゝ逃亡を爲すもの日に增加し實に慘澹として哀むべきの有様を現出せり、農夫の情態は已に此くの如くなれば大工左官鍛冶建具諸工を始め皆空手にて其の日を經過し而して水飲百姓の賃銀を以て生活する者の如きは全く其の職業を失へり、然れば何程米價の下値なりとも如何にして其の父母妻子を養育するを得んや、而して財産家は其の資本の運轉を止めて貸借の道は殆ど中絶し負債ある者は之が消却の方法を失ひ財主の爲めに先祖傳來の田地を引揚げらるるに至れり、勢斯くの如くなれば自ら借金黨の如き者を生出して益々經濟上の發達を妨害す、苟くも不逞の徒有て之れを煽動するときは前後の顧慮なくして一村落の騒擾を引起さゞるを得ず誠に痛歎餘りありと謂ふべきなり

夫れ茨城の暴徒の如き政治上の不平に發する者は之れを待つに自から方法あり、地方の警察を嚴にして其の危害を未發に制止するを得可しと雖ども全國を擧けて小民の困窮に陷るときは其の暴動を防ぐ極めて難しとす、幸にして竹槍蓆旗の變は一郡又は數十ケ村に止まるとも如何にして此の社會の衰運を全く挽回すべきや、故に今日政府の憂慮すべきは此れに在て彼れに在らざるなり、嗚呼地方よりして農家困難の情態を報告するの書は日に吾輩の机上に堆積し而して吾輩が大聲疾呼して之れが救治の策を陳述し當路者の注意を喚起せんと欲せしものは已に其の幾回なるを知らざるなり、地方の政治に任ずる人々は、今日民間の有様を以て如何と爲すや、民情視察を以て地方に派遣せられたる人々は政府に向ひて如何なる報告を爲せしか吾輩は我が廟堂君子の深く民間の疾苦を察して之に休養の道を與へ他の地方に於て秩父郡と同一の不幸を生ぜしめざらんことを希望するや極めて切なり

（朝野新聞第三三〇一號　明治十七年十一月六日）

○

埼玉縣大宮町より一昨六日出の通信に曰く昨五日前一時より金屋口より總進擊官兵大勝利賊を追ひて竟に當地（大宮）に

達し十二時全く軍隊を當地に移せり、尤も臺兵憲兵巡査其他文官等の當地に到りし時は賊は一人も居ざりき「賊は當所を退きたれども未だ皆野上小鹿野近郷に少しく屯集し居りて全く敗走し終たるに非ず目下追捕中なり、此近郷の家には一人の留まるものなく皆空家と同然なり」扨當所の豪商にて戸長を務むる大森嘉右衛門氏は賊の爲めに金穀を奪はるゝのみならず賊に使役せられ所謂小使同樣の働きを爲し居たる由、又松本と申す豪家は酒造米數百石に金錢多分を奪去られたり、警察署裁判所等の戸障子疊其他の雜具は悉く近邊の原野に運搬し去りて燒捨てたり、郡役所は少しも破壞せず只ランプ一箇を破壞せし迄なり、是れとても過て破壞せしものならむとの說なり、現に郡役所は四日の夜半迄暴徒の本營となり居たり當所は多く燒毀と御推察も有るべけれど市中には一軒も燒かれし處無之只當地の入口なる村方にて三戸程燒失したる處ありと聞く、又大野原村に三戸皆野に二戸あり是らは何れも高利貸等の家なり、一日の午前下吉田村にて暴徒を說諭せしも承服せざるにより遂に鬪爭に及びし警部巡査は初め不穩の模樣有りと聞き最寄各警察署より馳集りし者にして特に當地警察署のみより差向けしに非らず、其數は二十五名にして其中に警部補二名あり即ち齋藤吉峯の二氏なり、判事補片山保友同津田野敬作書記渡邊善之進十七等出仕吉堀亮助雇吏和氣孝雄同渡邊彌一同宮本源九郎九等屬倉上峯吉等外一等水谷清之助の諸氏（以上裁判所屬員）郡長郡吏警察官及其妻子等一時悉く其行方を知らざりしが何れも無難にて昨今諸方より歸り來れり、尤も皆一時は非常の困難に逢遭せしと申す事なり捕縛されし暴徒の申立に依れば其教唆者及小隊長は左の如くなりと

教唆者	元神奈川縣巡査	柳川正雄
小隊長	比企郡秋山村	新井某
同	秩父郡飯田村	某姓善吉
同	同郡石間村	某姓源藏
同	同下吉田村神主	梅村某
同	同	井上傳藏
同	同	同善藏
同	同	某姓虎一

等にて教唆者なる柳川正雄は五六ケ月以前より秩父郡內諸所

を遊說し頻に愚民を煽動し人望家を瞞着し居たる由なれば今回の暴擧は此奴の詭謀に誑かされしものなるべし云々

（朝野新聞第三二〇三號　明治十七年十一月八日）

○

本社特發通信委員は去る九日の早天に東京を發し四十餘里を一日に急行して長野縣下の戰地に赴き實地の模樣を委細に探偵し昨日又同地より馳せ歸りて左の詳報を持來れり

本月七日午後三時と覺しき頃埼玉縣秩父郡の暴徒長野埼玉の縣界なる千石峠を越え長野縣下なる小日向村に侵入し龍興寺と云へる寺院に本營を設け此處に一泊せり此時暴徒の人員は四百人程にて巨魁と覺しき者四十餘人有り其内にても秩父郡下吉田村の井出誠、長野縣南佐久郡相木村の菊池十郎（本名菊池官平）の二人最も威權ありしとのこと、同日暴徒は直に小日向村の戶長役場に至り獵銃所持人臺帳を引揚げて本營に持歸り且つ戶長に我々は歎願の筋ありて長野縣廳へ赴く者なるが若し途中に於て警官等の支ふる有らば餘儀なく手向ひなさゞるを得ず依て速に村内に布令し一戶に付壯丁一人宛を差出す樣取計ふべしと申聞け頻りに壯丁を催促し又翌日早天暴徒は昨日引揚げし獵銃所持人臺帳に據り其家々へ黨類を派出し銃砲火藥及鉛等を奪ひ取り一手は相木村を經て梓山に向はしめ沿道の村落にて例の如く一戶に付一人宛の壯丁を出さしめ若し命に從はざる者は其家屋を燒毀すべしと威嚇し悉く壯丁を募集せり、是に於て暴徒の總數は忽ち七百人の多きに至れり

是より先警報を得て長野縣廳より警部巡査等三十名程高野町邊へ出張し居たれど暴徒の人數斯く忽ち多數に至り勢ひ猖獗を極め二三十名の警部巡査にては到底說諭するも又戰ふも二つながら爲し難きに因り餘儀なく八日の午前二時頃出張所を引拂ひ岩村田の方に退去せり扨暴徒の內巨魁とも覺しき者十餘名は陣笠を冠り白鉢卷に白襷をなし或は銃砲を携へ或は劍槍を提げ午前十一時頃海瀨村に到り前同樣一戶に付壯丁一人及び銃砲火藥等を出さしめ人民に諭すに天の斯の民を生ずる彼れに厚く此れに薄きの理なし然るに何者の猾兒ぞ彼の富裕の徒輩は飽食煖衣逸樂を事とし嘗て貧民の困窮をも顧みず暴威を極むるは甚だ怪しからぬことなり依て拙者等は富者に奪ひて貧者に平均ならしめむと欲する者なり暴徒は前に記せ

る扮装にて三十名程を眞先に立て高野町に侵入せり、此時巡査五名探偵として同町に留り居たりしが右の暴徒の爲めに八方より攻撃せられ内三名は無事にて岩村田の方に引揚げしが二人は行方知れざりしに茂木荊棘の中を通過し非常の困難を經て臼田に馳せ歸れりといふ、然るに高野及び臼田近郷近在より銃砲を所持せる人民數百人巡査の援兵として馳せ來り辛うじて高野町より暴徒を追退けしが暴徒は此地を退去せる際前同斷の威嚇手段を以て同所の壯丁凡百五十名を率去り歸途入澤村なる出浦敬藏の家に立寄り主人を威嚇して金二百圓を强借し證文を殘して立去れり、此手の大將の名は知らざれど暴徒は今津の先生〱と呼び三十恰好の男にて上下とも白綸子の衣服を着し仙臺平の袴を穿ち兩刀を佩び威風凜々たる人物なりとぞ

又暴徒の一手は穗積村の東山銀行に亂入し社員を威嚇して軍用金を差出すべしと申付けたり、然るに社員は力を以て抗拒すべからざるを知り一計を案じ皆樣方の御趣意如何にも御尤にて弊社員一同頃日贊成する所なれば軍用金の儀は何程にても差出度なれど生憎手許に金子の儲蓄なければ後刻迄猶豫下されたし左すれば社員一同の所持金は勿論近在へ貸付し分迄も取纒め相違なく御本營迄持參仕るべしと左も誠しやかに述べしかば流石の暴徒も一杯喰らひ然らば後刻迄に金子を取揃へ置くべし後刻復來るべしと語を殘して同處を立ち出で豐里村字南馬流に引揚げ總勢を此所に集め本陣を設け壯丁を整して何か評議を爲すの模樣なりしが忽ち諸方に手分して再び繰出し一手は同村の豪家に命じ兵糧六名を焚出させ又一手は同村の質屋なる黑澤利左衛門方に至り例の如く威嚇して軍用金百五十圓鉛十貫目獵銃一挺刀十三本白木綿十三反を奪ひ又一手は再び東山銀行へ赴き軍用金の催促に及びし處社員は早くも有金帳簿其の他大切の品物を取纒め遁げ去りたる跡なりしかば暴徒は初めて其欺かれたるを知り齒嚙みを爲して大に怒り將さに火を銀行に放ちて灰燼にせむとせしを近隣の人民より此の銀行に火を放たば我々の家屋もともに灰燼となり路頭に迷ふの慘狀を見るべければ何卒放火の儀は御勘辨下されたしと平身低頭して只管哀訴せしかば暴徒は不憫と思ひしにや放火を止め夫れより豐坂村に至り(八日午後五時)例に依り威嚇せしも其の說諭に服せざるより高見澤勝五郎内津忠助の兩

家を毀壊し天保錢二カマス千兩箱一個（中に金子と貸金證文あり）を奪ひ取り造化巧妙と口々に呼ばゝり鯨波を作りて諸手共前後本營に引揚げ諸處に哨兵を置き野營を張り本陣に於て酒宴を開き或は詩を吟じ歌を詠じ夜半頃まで痛飲して寢に就けり（以下次號）

（朝野新聞第三三〇六號　明治十七年十一月十二日）

○

長野縣暴動詳報の續

斯くて暴徒は前夜の酒宴に大醉を買ひ前後も知らず寢入し處へ前日の午前二時頃に岩村田へ引揚げし警部巡査は電報を以て高崎分營の兵士に援兵を乞ひ且つ小諸上田長野等へも飛報を以て救ひを求めたれば高崎鎭臺は飛報を得るや否や九十九名の臺兵を選拔し中山道筋の馬車人力等を買上げ採みに採むで岩村田へ急行せしかば八日の午後九時頃岩村田に到着せり、是より先き小諸上田長野等より急報に依りて警部巡査等多く岩村田に出張し同所の警官の數は殆ど二百名近くなりしかば先づ臼田村に繰り込み暴徒の郡役所を毀壞するを救ふべしとて臺兵の至るに至だち同村迄進行せり、高崎鎭臺の兵は岩村田に於て斯くと聞くより一歩も猶豫なり難し此方も之より直ちに警官に引續ぎ進行すべしとて同十時頃臼田に出張し此處にて警部巡査と一手となり共に馬流を距る凡一里十町なる入澤村迄繰り込み哨兵を置き野營を張り十分の警戒をなして一睡せり、明れば九日午前四時臺兵及び巡査は攻戰の用意を爲し兵を潛めて進軍し四時二十分頃馬流の內字樋の口頭迄進み此處にて臺兵の一手は字シヤクジンに陣し一手は甲州街道に陣し警部巡査は各拔刀にて本街道に構へたり、然るに暴徒は警官の斯く俄に集り又臺兵の斯く速かに高崎より此地に出張したるを知らざれば別に哨兵も張らず備へもなく夜明け方二人の暴徒を出し近邊の模樣を覗はしむ、是に於て臺兵は左右より之を挾み試に銃砲五六發を放ちしに斥候の暴徒二人は何時の間にか兵隊の此地に至れるかと訝りし體にて遽たゞしく本陣に逃げ歸れり、臺兵巡査は此機失ふべからずと三手を一手と爲し五町程賊陣間近に攻寄せしが路傍に小高く一簇茂りし森林あり、此處こそ暴徒等の官兵を拒ぐに屈強の要害なれ、暴徒は定めし此處に伏兵を置き二人の斥候をして油斷の樣を官兵に示し我軍を伏中に陷らしめむとする者ならむ宜

しく先づ彼の森林を攻撃すべしとて又臺兵を二手に分ち警部巡査を中央に構へ三面齊しく森林に攻入りしに何ぞ料らむ暴徒の隻影だに見えざりしかば官兵は顏見合せて此の要害の地にして之を拒がざれば暴徒の技倆も推して知るべしイザ速に本營を衝き彼等を此處に殲すべしとて五十町程進行し此處にて又二手となり警部巡査は拔刀にて本道より賊の本營に向て斬入り臺兵は側面より之を砲撃せり、然るに暴徒は逃げ歸りたる斥候二人の警報を得て俄に防戰の用意を爲し例の紛裝を爲したる二三十人程の大將と覺しき者は數百の暴徒を率ゐ字大岩に突出し臺兵巡査と激戰に及びしが暴徒の携ふるは皆火繩銃にて一發を放つ內には臺兵より凡六七發を放つの割合なりしかば暴徒の軍勢少しく色めきたる折柄巨魁らしきもの九名各手に甲或は乙または丙などゝ記せる小旗を振りて味方を勵まし五時ごろより七時ごろまで追ひつ追はれつ拒ぎ戰ひしが臺兵の銃器に打立たてられ又警官の銃鋒に斬り捲くられ十五六名の即死(內一人は大日向村の者三名は高野町の者其他は未詳)を殘し負傷を扶けて一町許り本營の方へ逃げ延びたり、此の激戰にて巡査桑名四角之助氏は肋部を打拔かれ又本田良助氏は刀創を被りしが猶屈せず馬流村の本陣へ突入し死を顧みず勇奮挺身賊と鬪ひしかば暴兵巡査はあの二名を斃たすなと諸ともに聲をかけ無二無三に暴徒の本營を攻撃したり暴徒は此勢に避易し兵器彈藥等を捨てゝ一手は海の口へ逃げ去り一手は相木口を指して敗走せり、此時暴徒を縛する六十四人之を斃す事十七人、此時旣に群馬縣の方より巡査十名憲兵十四名程千石峠を越えて長野縣に入り信濃の官兵と聯絡を通ぜしかば官兵は愈よ勇を鼓し兵を合せて相木口に進行し午後一時頃暴徒を小海村にて追撃し三人を斃し卅餘人を捕縛せしが官兵には死傷一名も無かりき、夫れより甲州口の官兵も長野地方に繰り込み上州の兵と信州の兵と三方より賊を挾撃するの軍議を定め海尻と毎ノ口との間に於て一舉して暴徒を殲し之を鎭定するの軍略なりと聞けり、扨歸京の後彼の地よりの電報を見れば果して十一日海の口にて暴徒は大敗をとり百餘人縛に就き其餘は悉く散亂したりと云ふ、且つ相木の方へ落行ける暴徒も十一日午前六時頃臺兵及巡査に挾撃せられ六十八人縛に就きたりとの報あり、去れば是にて長野縣下の暴徒は悉く鎭定したる者と知らる

去る九日の戰にて縛せられし暴徒の內予の實地に目擊したる者を擧ぐれば左の如し

群馬縣南甘樂郡楢原村　藤田藤作（二十九年）
宮城縣仙臺區十二軒町　相良勝之助（三十一年）
長野縣南佐久郡相木村　菊地作一（三十四年）
同　大日向村　小須田時松（十九年）
同　豐岡村　畠山忠喜（二十一年）
同　相木村　倉松宇太郎（三十四年）
同　同　井出源五郎（四十二年）
同　同　西澤左源太（五十一年）
同　同　倉松市平（二十一年）
同　同　西澤吾作（二十六年）
同　同　倉松松太郎（二十三年）
同　同　宮見宇平（四十五年）
同　海尻村　今井三郎（四十八年）
同　同　今井倉平（四十四年）
同　同　今井源次（十七年）
埼玉縣秩父郡飯田村　黑田勤三郎（三十五年）
高知縣士族元長野縣巡査　池米太郎（二十四年）

右の如く暴徒の人名を列記せば讀者は必らず彼の白鉢卷の扮裝を爲したる一騎當千の輩と思はるゝならむが決して然るに非ず何れも襤褸々々然たる衣服を着し面色黑奴の如く手甲は熊手の如く昨日迄田畑にありて耕耘に從事し或は鋤鍬をとりて山林の間に樵杣を事とし居たる純粹の農夫にして暴徒の巨魁等に威嚇手段を以て驅り出され餘儀なく山刀或は祖先傳來の古鎗抔を擔ぎてお味方に出でたる者なれば予輩は一見して其の威嚇の爲めに隨行し物の用に立つべき人物にあらざるを知れり、予の同地に至りて捕縛せられたる人員を尋ねしに十日の正午迄に百二三十名の多數なりと聞きしが其內にて僅に理非を辨別したる者は右に記したる池米太郎と秩父郡風布村の大野長次郎の二人なりと噂せり、長次郎は九日の朝馬流にて戰爭の際臺兵の爲めに左肩を擊たれて倒れ居たる者なるが腰に三個の爆裂藥を所持し居たりと云ふ、長野縣にて捕縛せる暴徒は概ね斯くの如き畏懼隨行者なれば一應取調の上は多分直に寬典に處し放免の沙汰に及ばるべしと聞きしが左あらむことは予輩の深く冀望に堪へざる所なり（畢）

(朝野新聞第三三〇七號　明治十七年十一月十三日)

○

其源を埼玉縣秩父郡に發し支流を群馬縣甘樂郡に分ち又長野縣南佐久郡に逆流し遂に殘滴餘流を山梨縣北巨摩郡に灌がむとし前後十日の間四縣の警部及び巡査を騷がし竟に東京及高崎鎭臺の出兵を煩したる彼の埼玉縣貧民黨の暴動事件も去る十一日海ノ口追討の一擧にて略鎭定に就き終れり、是れよりは最早警察官の手にて此所彼所に潛匿する殘類餘黨を搜索して之を捕縛し裁判所に送致して公判に附するの外復た官の手を煩はす事なきに及べり、さて暴動の原因に就き豫て聞込み居たる所を陳述すべし、埼玉縣秩父郡は縣内の大郡にて其面積を以てすれば同縣の三分一を占むれど地勢悉く山嶽にて山林畑地に富むと雖ども水田に乏しく常に里方より米穀の輸入を仰ぎて僅に米飯を食する土地なれば米價の下値なる時は人民敢て動搖の色なく米穀騰貴し米穀の輸入減少するに及むで始めて動搖を起す所なり、されば維新以來兩三回窮民の一揆騷擾を起せし事あれど何れも米價昂騰人民米食する能はざるの時にありき、然るに今回は米價の下落甚だしく明治十三年頃に比すれば殆ど半額にも及ばざるに敢て動搖するは、抑も如何なる次第なるかと尋ぬるに元來該郡の婦女は秩父絹と稱する生絹を製し之を土產として三府諸縣へ賣出し據て生活を立て居たりしに、一時生糸の價格上景氣を顯し海外へ輸出する者多かりしかば、生絹を製造して全國の得意を一手に占めたる秩父郡の婦女等は俄に其從來の職業を廢し、生糸の儘にて橫濱へ輸出するに至れり是に於て年中機織に從事したる婦女等は二三ケ月の期限なる生糸製造時間を過ぐれば外に職業とては爲さず、逸遊に日を消したり、男子も亦鍬鎌を執りて終年山林に樵夫の業をなし、日々の勞苦に換ふるに間暇ある桑事を以てせしかば、是れも亦自ら時間を得て逸遊に流れ知らず識らず奢侈の風俗に移れる折柄、生糸俄に下落し賣先惡しくなりしかば、秩父郡の人民は復た前日の如き格別の利益を見ること能はず、漸く貯金を吐き出す勢ひとなりしが、久く逸樂に慣れ樂をして金を儲けし風儀に染みたれば、今更俄に以前の農樵力役に立戻ること能はず、又數年來の產物なる生絹の業はいつしか、兒玉、比企、榛澤等の他郡に奪はれ挽回するを得ず、金嚢は日に窮乏を告ぐるも遊惰の弊風は日

一日より甚しく斯る狀況に據り兩三年以來同郡の人民は大概蓄底を拂ひ餘程の困難に至りしとか、然るに昨年大宮町より兒玉郡を經て中仙道本庄驛に通ずる新道開鑿の大工事起りて秩父郡の人民も各多少の獻金を促されしかば又茲に一層の困難を增したり、加ふるに一昨年來世上一般の大不景氣に連れ生糸も其影響を蒙り生絹も亦自ら賣方惡しく一向に不振となり殆むど業を失ふに至れり、是れ人民困窮の大原因にして其他數個の小原因相合して人民の貧窮を重ぬる折柄昨秋以來諸方より舊自由黨員中の粗暴家或は三百代言の喰ひ詰め者及博徒等多く此地に入來り貧民に向て富者の驕奢に安むじ貧民の困難を顧みざるを說き負債の償却するに及ばざるを敎唆し且つ國稅を拂ふ上からは人民の義務は已に盡きたり、地方稅や協議費は拂ふに及ばず又政府が徵兵令を發して人民の諾否に拘はらず壯丁を召集するは故なきの最も甚しき者なり、我々の指揮に隨ひ事を共にせば容易く以上の弊害を除き遣すべしなど巧に暴言を吐き飢えたる貧民を煽動せしかば遂に前後の考へもなく巨魁の敎唆に乘り今回の暴擧に及びし者なりと云ふ、又既に先月五日頃埼玉縣會常置委員福島耕助氏が小鹿野町に貯へある備荒貯蓄米を拂ひ下ぐる爲め秩父郡に赴かれしが市日にもあらぬに五六百人の人民酒店の奧座敷より表座敷まで所狹きまで集合し居れば福島氏は何故に斯く多人數集合せしか何事の評議ありやと尋ねたるに人民は今日群馬縣より先生方五六名御出になり我々に代り年貢減少、徵兵令改正地方稅廢止、負債延納の事を御上へ御願下さるゝとの事に付總代に御頼み申爲め印形持參にて斯くは集會に及びたりと答へたる由、されば暴動の兆は既に去月の初めに顯はれしものといへり然もあるべし

又一說に云ふ同縣秩父郡は昨年より不景氣にて貧民は納稅に差支へ誰彼れ金を借入れむとするに乘じ金貸共は利金を引上げ其困難一方ならざりしかば同郡大宮町の高岸善吉は去る八月中同郡石間村の博徒加藤織平方に赴く折此事を話しゝに織平も亦何か此困苦を免るゝ策は無きかと種々相談に及びし處其後井上傳藏、菊池十郎、荒井周三郎など織平方に來り同樣の相談をなしたるに織平は何事を爲すにも人少にては不都合なれば多く同氣のものを集めむとて九月一日貧民黨と稱し石間村近傍の金刀比羅山へ集りし時は凡五六十人許りなりしが

織平は一ト通りの事にては志を遂け難ければ金錢武器を集めむと夫れより乾兒を處々へ遣はし豪家へ押入りて金錢刀劍を奪はしめ己れは折々浦和等へ出で〻鉛などを買求め居たるに其筋にては賊の金錢武器のみを奪ふを怪み頻りに探偵されしもまだ何者の所爲とも知れざる中織平等は又一方に於て金貸共へ借金延期の說諭あり度旨善吉傳藏十郎周三郎の四名を以て九月二十日に浦和警察署へ歎願せしも裁判所へ差出すべきものなりとて直ちに却下されしより裁判所へ出すには不慣れのものにては不都合なればとて信言人田代榮助に依賴せしに同人は直ちに承諾せしが寧ろ地租減額徵兵令改正學校廢止等の事を縣廳へ出願し事成らざる時は干戈に訴ふべしと言ひければ織平は善吉を長野縣へ遣はし博徒を致唆し事有る時は應援すべき約を結びて歸りし處追々事の露顯に及ばむとするより遂に暴擧に及びたるなりといふ

（朝野新聞第三三〇八號　明治十七年十一月十四日）

○

昨日埼玉縣よりの報に秩父暴徒の縛に就けるものは凡六百人自首せしものは千人計に及べり、又群馬縣にて捕縛になりしは二百五十名長野縣にては同く二百五六十名にて孰れも取調中なれど巨魁とも見受くべきものは先づ無き方なり、巨魁は四日五日頃已に他方へ逃げ去りしやの說多く果して然るにや、秩父の良民は此兩三日前より漸く落つきたる體にて夫れ〳〵業に就けり、此輩は暴徒の爲めに非常の困難を極めたれど雨降て地固まるといふ諺の如く今回の騷動に馬鹿もの等を一掃したれば今後は却て安樂に正業を營む事を得べしと言ひ合へるもの多し云々

○秩父郡の騷擾に去四日警察官野崎彌太郎氏は一人大宮に潜伏して居られたるに同所の良民は陰に同氏に謀りて暴徒を打拂はむと請ひ一同赤木綿の鉢卷をなして合印とし刀鎗或は長刀などの得物を携へ大野原の沼邊に屯集せる暴徒の背後より押寄せて散々に打破り十四名を捕縛したるは同日の午後五時頃の事にて夫より一旦大宮町へ引揚げ翌五日は皆野村に屯集せる暴徒の本陣へ打入らむと血氣の赤鉢卷四十名計にて押出したる途中大野原にて隈本少尉の憲兵一中隊を率て來られたるに出會ひたれば是にて安心なりとて赤鉢卷隊は引返したりと云ふ、少しく陳腐に屬すれど未だ聞かざりし話なれば茲に

記す
○禍津日の神の綱附せし者とでも申さむか秩父暴徒の一方の大將と稱ばれ立烏帽子を冠り采配を打振り馬上にあまたの暴徒を指揮して警部巡査を惱したる下吉田村椋野神社の神主梅村市三郎の履歴を聞くに同人は舊忍藩にて小姓頭を勤め劍術は眞影流の奥儀を極め漢學にも通曉し居たれど傍ら書を善くせるより自分は書家を氣取り諸方より扁額などの依頼を受け常に大酒を好みて日に數升を傾け中々强膽の人物なれば廢藩置縣の後は各地方を遊歷し伊勢に至りし折から山田地方の酒問屋一同縣廳へ何か苦情を申立る總代人となり縣廳へ迫りし事もあり其後右の酒問屋に謀りて東京に酒問屋の專賣をなさんと企て明治六年中本所にて平山組といふものを設けたるも程なく廢止して訴訟代言などをなし居たるが同人には二人の男子ありしに次男は本所にて大勢の子供を相手に大喧嘩をなして打合ひ急所を打たれしにや其場に倒れて息絶えたり、又長男の市之丞といふは巡査を奉職したる間もなく西南の役に戰死したり、其後市三郎は專ら書畫を嗜み傍ら擊劍を以て東北地方に徘徊し去る十三年中椋野神社の神官となりしものにて今回暴徒の證文などいへるものも多分同人の手に成りしものならむとの事、長男の落命は是非なき事ながら父子三人斯る終りをなすとは奇といふべし
○長野縣南佐久郡にて暴徒の蹂躙せし場所へ人民保護の爲め警官を配置せられたる由、其箇所人員は北相木村へ警部補二名巡査十名、土村へ警部補一名巡査十名、海ノ口村へ警部補一名巡査十名、臼田村へ巡査十名なりといふ

（朝野新聞第三三二〇號　明治十七年十一月十六日）

○

○暴徒巨魁の宣告文　秩父暴徒の巨魁田代榮助、加藤織平兩人の死刑宣告文を左に掲ぐ

裁判言渡書

埼玉縣秩父郡石間村
第十六番地平民農
加　藤　織　平
三十六年二月

右加藤織平の被告たる賍物故受及兇徒聚衆事件公訴、遂審理處、被告は高岸善吉、落合處一、坂本宗作等が高利貸営

業者の奇薄なるが爲め細民は往々資産を傾け益々貧困に陥るを見、一に之を憂ひ總て年賦据置たらしめんと欲し明治十六年十二月以降埼玉縣武藏國秩父郡に於て黨を呼び類を聚め所々に相會し各債主に對し其談判を試むるも皆之に應ぜず加之再三警官に解散を命ぜられ其志を果し得ざるより明治十七年九月八日小柏常次郎、坂本宗作、井上傳三等來り假令自命を抛つも赤心以て此窮厄を濟はんことを告げ且倶に共に周旋盡力あらんことを切望せらるゝに臨み大に其志操に感じ玆に同意を表し己れ先づ其貸金に百五圓を抛棄し木下丑松外四名に證書を返却し爾來專ら細民救助に意を注ぎたり、且傳三、善吉等と謀り惣代人を撰び高利貸營業者に對し說諭願書を大宮町警察署に提出すること二回に及ぶも受理せられず頗る憂慮するの折柄明治十七年十月十三日田代榮助坂本宗作等來り倶に其術に困て井上傳三宅に於て遂に衆力を要し以て年賦据置を各債主に迫り村費省約を村衙に迫り尋て雜稅の省減、三年間學校休業を縣廳に請願すべきことを議決せし旨を告るに會々被告も亦之に同意し此夜該準備金の事に及び假令强詰するも金調を要すべきを

議し榮助等と分れ日ならずして榮助が囑托したる金廿五圓を坂本宗作外一名より領收し以て糧食供給の費に充て爾來密に黨與嘯聚に從事し十月二十六日に至り榮助等は吉田村粟野山に於て暴擧の期を議決したることを了知し同三十日菊地貫平、井上爲吉信州より來會するを以て自家に宿せしめ翌三十一日田代榮助、小柏榮次郎、新井卯三郎、高岸善吉、柴吉熊吉、井上傳三、門平惣平等と上日野村小前耕地に相會し密議の際、榮助傳三に於て常次郎が名實相反するの所爲ありて時機未だ投ぜざることを憂ひ延期を求むるも小民等債主の催促を受け多くは家に歸らざるる狀態あるを察し斷然其說を退け今に至り延期せば我黨を引き獨立にて擧行せんことを痛論し善吉以下皆之を贊成するを以て榮助等も亦其說に從ひ遂に前議に基き十一月一日を以て其期日と決定す、該衣榮助を伴ひて家に歸り同人と相議し豫じめ庶務分擔の人を撰擇し共十一月一日近邑及風布村より來集する衆を合せ菊地貫平と共に之を率ひ下吉田村椋宮神社に參會し同小學校教場に列し榮助は總理に被告は副總理に推せられ己れ亦自ら任じ更に勢力者數名と議し菊地貫平は參

謀長に井上傳三を會計長に大野苗吉、飯塚盛藏、新井周三郎、落合虎一を正副大隊長に傳令使小隊長以下の職務を三十有餘名に分任し榮助に於て高利貸營業者に對しては貸金の半額を放棄し餘は年賦に應服せしめ之を承諾せざる時は直ちに家屋を破壞し證書を掠奪し其最も苛酷にして人家調諧せざる者は之を燒燬すべき發議あるも敢へて異議を唱へず尋て五條の規約を定め以て衆を戒む其要は私に財貨を押領する者、私怨を以て人に暴行を加ふる者、酒宴遊興を爲す者、婦女を犯す者、指揮者の命令に違ふ者は皆斬に處すに在り又衆を甲乙二隊に編制し部署已に定り午後七八時の交、被告は乙隊榮助は甲隊と總べ同時に椋宮を發し路を左右に取り小鹿野町に向て進行の途次榮助の部下に於ては下小鹿野村平喜十郎の家に放火し現に被告が督する所の部下に於ては下吉田村吉川宮次郎家宅を燒燬し又兩隊の先鋒追々小鹿野町に達し中山賢三郎の家に放火し衆勢に乘じ小鹿野分署に侵入し器具を破毀し文書を燒棄し柴崎佐平宅外數戶を破壞す、既にして被告等は約の如く小鹿野町に赴き終夜諏訪社境內に屯在す、翌二日榮助と共に總勢を督して大宮町に向て進發し寺尾坂峠に至り竹の鼻渡頭に警固ありと聞き榮助と謀り先づ柴岡熊吉、千島周作等を遣り其動靜を窺はしむるに須臾ありて約の如く號砲に火を放て異狀なきを報ず於是該所觀音堂の梵鐘を撞き衆鯨波を作り大宮に亂入す其途次尙不慮を警しめ榮助等と字進戶の地藏院に憩ひし際偶々同郡高利貸營業者井上四郎次の潛伏するを捕へ被告等の面前に引致したるを以て榮助に於て殘忍苛薄の所爲を責め大に之を窘めたる末柴岡熊吉、井出爲吉等に托し所持する金品又貸金證書八十二通を奪取せしめた時ならずして秩父神社境內に進み黃昏に及んで菅平の發議に依り秩父郡役所へ移り以て本據と爲す此日四方より集來する者數千人夥黨衆を恃み大宮治安裁判所、警察署外貸金營業者の家數戶を破毀し高野嘉代吉及び其眷族の家屋三戶を燒毀するに至る、此時に當て稻葉貞助代理岩田東右衛門、柴岡熊吉に依り金四百五十圓及び貸金證書若干を出し私解せんことを求むるに依り被告之を諾したる後榮助異議を唱へ互に爭ふ所あるも衆議榮助の說に同するを以て遂に前約を破り榮助其宅に至り金圓證書を投還し家屋を悉して破壞するに至

ろ、尋て榮助と謀り井出爲吉、柴岡熊吉等に命じ富商大森喜右衞門外九名に迫り軍資と稱し金三千百圓を募集せしめ會計方に托し糧食其他の用に供せし爲翌三日矢納村地方に警察憲兵の來襲ありと聞き榮助、菅平と相議し更に衆を甲乙丙に三分し一隊は大野原村、一隊は竹ノ鼻の渡頭を扼し一隊は大宮町に止り互に應援せんことを約し被告は其甲隊を總べ出發するに臨み軍資として金五十圓を領收し竹ノ鼻に到り後又矢納村に向て進行此日大淵村に止り長樂寺を以て本據となし衣を撤す、翌四日朝警官襲擊なりと聞き大隊長新井周三郎隊伍を整列するに臨み伍中の一人即ち曩日擒となりたる巡査青木與市が突然奮鬪、周三郎外二名に重傷を負はしめ大に紛擾し爲めに衆心疑懼を生じ暴勢俄かに挫折するを以て愴惶部下を收て皆野村に赴く是時既に榮助等所在を失し殆んど瓦解の域に至るを以て井出爲吉等と共に脫して美濃山に入り潛行して東京府下に到り同月六日神田區內に於て逮捕せらる、而して其殘黨兒玉郡を衝き又群馬長野兩縣に越へ村市を騷擾し蹂躪究りなきに至れり、以上の事實は相當官吏の作りたる檢證調書、證人井上四郎次、吉川宮次郎、稻葉貞助、岩田東右衞門の豫審調書、大森喜右衞門、小綱吉次郎、久保道藏、植山金平、井上夕二、新舟峰吉、柳原平三郎、根岸彌市、其他各被害者の訊問調書共犯人田代榮助の陳述坂本宗作、柴岡熊吉、新井周三郎、新井虎吉、柿崎義孝、高野作太郎、小柏常次郎の參考調書其他金圓領收書及び金圓の現在、戰死負傷は調書、被害概表、被害人屆書、警察官豫審判事の被告訊問調書及當公廷に於て爲したる陳述の幾部に徵し之を認定す、之を法律に照すに多衆を嘯聚して暴動を起し已れ首領となり衆を督し進行の途次其部下に於て民家を燒燬するを知て制止せざるの所爲は刑法第百三十七條兇徒多衆を嘯聚して官廳に喧閙し官吏に强逼し又は村市を騷擾し其の他暴動となしたる者首魁及び敎唆者は重懲役に處す、其嘯衆に應じ煽動して勢を助けたるものは輕懲役に處す、其情輕き者は一等を減ず附和隨行したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處すとある、其初項及第百三十八條暴動の際人を殺死し若しくは家屋船舶倉庫等を燒燬したるときは現に手を下し及び火を放つ者を死刑に處す、首魁及敎唆者情を知つて制せざる者亦

同じとある其第二項に照し被告加藤織平を死刑に處す、但盜後分賍の公訴は證憑不充分なるを以て治罪法第四百一條に依り無罪なりとす、且押收する金二十四圓は刑法第四十三條に依り沒收す

明治十八年二月十九日

浦和重罪裁判所

裁判所判事　島田正章

陪席判事補　服部速水

同　內井永成

裁判所書記　花田銀太郎

同　內河切

立會檢事　岡田豐

（未完）

（時事新報第八九九號　明治十八年二月二十三日）

信洲飯田內亂史（明治十八年十月三十一日）

○飯田國事犯の宣告　飯田國事犯が去る二十七日長野重罪裁判所にて所刑になりたることは電報によりて前號に記載せしが今村松愛藏以下の裁判言渡書は左の如し

裁判言渡

愛知縣三河國渥美郡田原村士族
現時同縣名古屋區小市場町
竹內スヱ方寄留無職業

被告人　村松愛藏
明治十八年十月
二十八年八ヶ月

同縣同國同郡同村士族八木愼爾弟
現役名古屋鎭臺病院看護卒

被告人　八木重治
明治十八年十月
二十三年二ヶ月

同縣同國同郡同村平民現時同村
士族川澄義幹方寄留無職業

被告人　川澄德治
明治十八年十月

二十六年八ケ月

長野縣信濃國北佐久郡輕井澤村
平民現時同縣同國下伊那郡飯田町
寄留愛國正理社長柳澤事

被告人　櫻　井　平　吉

明治十八年十月

二十三年八ケ月

愛知縣三河國碧海郡高棚村平民農

被告人　江　川　甚　太　郎

明治十八年十月

二十三年二ケ月

同縣同國渥美郡磯邊村平民
中島源二郎弟現役名古屋鎭臺
第十八聯隊看護卒

被告人　中　島　助　四　郎

明治十八年十月

二十三年十ケ月

右被告人等は內亂隱謀罪人藏匿事件の公訴に因り警察官の意見被告等の答辯々護人等の辯論を聽き被告人等の白狀陳述及證憑書類に基き長野重罪裁判所裁判長陪席裁判官評議の上判決すること左の如し

判　決

第一被告人村松愛藏八木重治川澄德治等は我政府の施政を不是とし之を改革せんことを企圖し常に露國虛無黨の施す所の秘密出版の例に倣ひ先づ其政府を改革せざるべからずとの檄文五萬部を普く我邦內に傳へ人民の志氣を教挑激昂せしめ因て以て革命の氣運を作興せんことを相謀り之が資金は被告人櫻井平吉を同意せしめ之を支出することに盟約し而して明治十七年八九兩月の交東京神田區錦町旅店大江宗次郎方に於て愛藏專ら檄文の稿を草し重治德治も亦相共に之を補翼其功を竣へ再び亦期する所の資金意の如くならず依て更に議する所ろあらんと明治十七年十一月八日愛知縣名古屋區小市場町公道館即ち竹內スエ方に愛藏重治及被告人江川甚太郎等會合するに當り偶々新聞紙の報ずる所に據れば埼玉縣下に暴民蜂起し其勢ひ猖獗なりと尋て三州新城に遠州敷知郡に人民不穩の萌徵あること聞知し以爲らく

今や我國各地に斯くの如く騷擾相踵て起る所以のものは他なし、我人民の志氣激昂し漸く革命の氣運相臻るが故なり氣運已に夫れ然り今にして檄文を撒布せんとすれば事既に晩し矣寧ろ干戈に訴へ政府を顚覆するに如かずと盟約し先づ既成の檄文結尾を改正し以て擧兵の趣意書に代へ又旗章暗號等を作り地圖を購求し而して募兵の爲め愛藏は三州田原地方へ德治は信州飯田に派出し平吉と相會し語るに擧兵の事を以てしたるに平吉は之に同意賛成人員を募集すべきことを盟ひ又甚太郎は軍資調達の爲め郷里高棚村に歸り重治は之の補佐として相共に同所に至り軍令職を編成し又被告人中島助四郎は明治十七年十四五日の交重治より十一月八日の盟を聞き同意賛成事ある日は其指揮に應じ力を盡すべしと盟を爲したる所爲は即ち政府を顚覆することを目的とし內亂隱謀を爲したる者と判定す　（以下次號）

（時事新報第一一〇八號　明治十八年十月三十一日）

〇

〇飯田國事犯の宣告（前號の續）

檄　文

檄して我國三千有餘萬の士に告ぐ（中略）我國三千有餘萬の士は最も奮て速に斯政府を改め以て斯國を正さゞる可からざる也起てよ同胞諸君進めよや同胞諸君進で××の義擧を取り速に賊魁を誅戮せよ焉矣

旗　章

大隊旗　愛國義黨
自由革命
天誅
自由萬歲

分隊旗　租稅輕減
徵兵令改正
印紙稅廢止
貧民救恤

又明治十七年十一月二十八日村松愛藏八木重治より在飯田川澄德治へ宛てたる郵便端書に二十一日の御書拜見御盡力の程奉謝候却說當地の相場は過日申上候如く別に變動もなく專ら米買入れに着手云々とある其米買入れとは兵員募集の暗號なる事

又明治十七年十二月八日名古屋輕罪裁判所檢事廷に於て田中常直とは僞名にあらずやとの問に御尋ねの如く僞名にして實名八木重治に有之候と答へ又重治は何故僞名を稱し居るやとの問に自分共原因は不存候へども彼れは目下鎭臺を脫營し居る趣きに付夫れより僞名を稱し居義と想像致候と答へ又本年七月頃より以來重治は何れに居住せしやとの問に自宅に居たることあり又は東京に參りたることも有之候と答へたり、八木重治は明治十七年十二月十日名古屋輕罪裁判所檢事廷に於て其兵力に訴ふるを可とせしは云々右陳ぶる如く願望の途絕へ如何とも爲す能はず爰に至つて獨り兵力に訴ふる一路あるのみ他に術なきを以て兵力に訴ふるを可とせし譯に候と陳述し又汝が飯田より歸りたる後川澄を飯田の愛國正理社へ派出せしめたることありやとの問に本年十一月七日か八日か兩日の中と覺へ差遣し候と答へ何等の爲めに派遣せしやとの問に擧兵の準備をさする爲め遣したりと答へ如何なる準備を爲さしむる所存なりやとの問に同謀者を募ること金員を集むることをなさしむる爲めなりと答へたり

又明治十八年五月九日長野縣輕罪裁判所松本支廳豫審廷に於て自分が現政を改良せざる可からざることを內部に感じたるは云々吾黨は論言を以て改良を望まんとするも到底行はれ難きを感じ、明治十六年頃より兵力を以て改良を圖らずんばある可からざることを覺り而して其當時之を村松愛藏に謀り居たり、右の如く兵力を以て改良を圖らずんばある可からずと覺るや爾來兵を擧ぐるに其主義を天下に示し傍ら士氣を鼓舞せずんばあるべからずと思料し明治十七年三月頃村松と謀り檄文なる者を起草し窃に天下に頒たんことを案出するに至りたり、右檄文の事を按出するや自分村松より川澄德治に謀り同人も賛成同意を表したり、而して右檄文を天下に頒つや祕密出版に摺立云々せんとしたるも資金に究し彼是考按中川澄は豫て信州に在り柳澤平吉とは懇意なるを以て該資金を柳澤に談ぜんが爲め明治十七年四月中信州の柳澤に至り之を謀りたる處柳澤に於ては何れ上京をなすに付其節持參すべしと語りたる趣き川澄立歸り通したる譯に有之なり云々、夫より東京に向て出發七月二十日頃着京したり、尤も自分が出京したるは一は形勢視察の

爲め一は柳澤の資金に依り檄文印行の爲めなりしが十七年八月上旬村松川澄等上京し居る趣き聞及びたるを以て八月十日村松等の宿所即ち東京神田區錦町大江宗次郎方を訪ひ村松等に出會夫れより同宿致し檄文を起草し云々、明治十七年十一月八日吾黨の同志即ち村松愛藏、川澄德治、江川甚太郎自分等會議を開き議して曰く檄文を天下に頒ち其主義のある所を知らしむるは吾黨の精神なり、而して檄文頒布と此時機とを比照すれば時機の必要なる明かなり、況んや吾黨の主義とする所は天下の憂に先て憂ふると云ふにあれば一日も躊躇すべきの時にあらず依て檄文は尤も同志の士に之を頒ち兵を募て以て事を擧けて乃ち村松は三州田原地方へ川澄は信州飯田地方へ自分江川は碧海郡高棚村地方へ募兵の爲出行したり云々と陳述せり

又明治十八年六月二十二日同豫審廷に於て十一月八日急に擧兵の事に着手すべしと決意なしたるは前きに茨城に變あり、當時埼玉に暴動あり加ふるに三州新城邊にも不穩の色有て天下何となく穩ならざる傾向を顯はし殊に埼玉暴動の如き新聞紙の報道する所に依れば勢頗る猖獗の有樣なるより是れ當さに乘ずべき時機なりと思量したれど檄文撒布資金尙ほ未だ調達相成らざるとの二原因より生じたる者なるかとの問に對し其當時に在て天下の形勢を視察するに諸方內亂起るべき模樣にして實に天下麻の如く亂るゝならんと思量し埼玉暴動民心動搖の時機に乘じ急に起て兵を擧ぐべしと決意したるものに有之又檄文撒布資金調達相成らざりしも幾分か決意を來たしたる原因と相成りたるものには相違無之なりと答へ又其方が高棚村へ立越すべき所用無之も其方は當時脫營の身にして名古屋に在ては發覺の恐あるが故高棚村に至り結尾を改正したる檄文を成るべく多く謄寫すべき筈にてはあらざりしかとの問に對し成る程擧兵の事に着手すべしと決したるに付ては檄文は擧兵の主義を世に知らしむべき主意書に代用すべき事に定めたるが故成るべく多きを要し自分も之を謄寫すべき筈なりしには相違なきも自分が高棚村へ立ち越すべき事となりたるは獨り之れのみに止まらぬ、前にも陳述せし如く江川の補助を兼ね軍略考案の爲めなりしに相違無之なりと答へ、又十一月八日差當り必要の事を議したる際軍令職をも編成し置かざる可か

らざるが直ちに編成し不相成に付追て編成し在信州川澄へは後より送致すべき筈に取極めはせざりしや篤と勘考の上陳述せよとの問に對し軍令職は十一月十二日自分高棚村江川甚太郎方に在る日擧兵に就ては必要の者なりと思料し之が編成に着手したる者には相違なきも十一月八日之を編成し在信州川澄へ送致すべしと約したるや否今記憶無之なりと答へたり　（以下次號）

（時事新報第一二一〇號　明治十八年十一月三日）

○

○飯田國事犯の宣告　（前號の續）

又明治十八年六月二十二日同豫審廷に於て何んが爲め地圖を購求し來りたるものなりやとの問に對し擧兵に着手すべき事に決したる上は先づ地圖を晤せざるべからず、殊に自分擧兵の地理を語りたるも村松等は地理上に委しからず兎に角擧兵に付て地圖が必要なること故協議の上全圖の地圖を購求に立越たるも思はしきものなかりしより尾參兩國の地圖を購ひ來りたるものに有之なりと答へたり

又明治十八年六月廿五日同豫審廷に於て中島に出會したることありやとの問に對し出會し八日會議の概略を語りたる樣記憶致し居るなりと答へたり又明治十八年七月一日同豫審廷に於て其方が脱營の後は第一村松方に潜伏致させ貰ひたる事等なかりしやとの問に對し然るなりと答へたり

軍令職緒言

我黨諸君が與に貴重なる生命と財産とを擲ち此の××の義務を取る以所のものは既已に檄告に於て論ぜし如く壓制殘虐なる政府を顚覆し大罪賊魁なる官吏を誅戮し以て我聖明なる皇帝陛下と同胞三千有餘萬人が夙に熱望する立憲政體を立て最も愛し最も重んずる所の天賦の自由を全ふし且薄税輕劍各其產を恒にし其堵に安すんぜんと欲すれば也奚豈尋常暴徒が民間を擾亂するの比類と日を同ふせんや、故に深く暴行劫掠を戒め厚く軍令を守り老幼婦女を愛撫し貧民病者を救恤し敢て危害を加ふることなく民心を靖ふせよ、然りと雖ども我黨が最も怨敵なる壓制殘虐なる政府と大罪賊魁官吏に對しては毫も情を籍すなく奮然として虎の怒るが如く獅子の狂ふが如く突進勇戰斃れても猶ほ止まざるの剛膽勇氣を振起し一日も早く壓制政府を顚覆し賊魁官吏を

誅戮し自由の凱歌を奏せよ、噫自由の爲めに死生を與にする者は我黨諸君なり、噫蒼生の爲めに身命を顧みざる者は我黨諸君なり、進めよや我黨諸君進んで死すとも退て生くること勿れ生は死に勝る恥なるぞ進めよや進め進で賊魁を一戰の下に誅戮せよ、軍令の概略を草するに當つて仁に過ぐれば柔弱に流れんことを憂ひ剛に過ぐれば暴掠に入んことを恐れ一言を書し我黨諸君が剛柔其宜しきを得愛國義黨其名に背かざるの擧動を得んことを冀ひ併せて軍令の意の存する所を表せんが爲め緒言に代ゆること爾矣

軍令草者識

以下略之

尾參兩國地圖の現在

又明治十八年九月二十八日當裁判所下調廷に於て其改良とは即ち政府を顚覆するの意思なりしかとの問に對し然り兵力に依て政府を顚覆し邪惡官吏を誅戮するの念慮に相違之れあらざりしと答へ又擧兵以て政府を顚覆せんとするに當り其方より柳澤平吉事櫻井平吉へ直接談判せしに相違なきやとの問に對し然り直接談判を爲したるに相違なしと答へたり

川澄德治は明治十八年五月十五日長野輕罪裁判所松本支廳豫審廷に於て檄文を秘密に出版し之を天下に頒布せんと決定せしは元來愛藏の發言なりや又其の方の發言なるかとの問に對し自分も明治十七年四月以前に於て政府が新聞條例出版條例集會條例等を設け我々の思想を充分に吐露することを得ざらしむるを以て新聞又は演說等の該條例範圍內にある者にては迚も地方人民の眼を覺ますこと能はざれば直ちに範圍外に出て政府の罪惡一を數へ立て天下に頒布せんとするには彼の秘密出版必要の時なりとの感覺有之處明治十七年四月十日頃愛藏に面會せしに同人の右出版の事を發言したるを以て意氣投合し直ちに同意せし次第なれば外面上愛藏なりと云はざる可からずと答へ、又右檄文には如何なることを編綴する積りなりやとの問に對し該檄文には云々に起りて政府が我々に對し施したる政略の如何を論じ政府の罪科を數へ結局に至り我々目的を達するには到底溫和手段にては爲し得ざることを信ず、愛國の志士たる者は共に奮ふて一大運動を試みよとの意を編綴するの見込にて有

之たりと答へたり
又明治十八年五月十六日同豫審廷に於て檄文を起草するには誰が筆を執りしやとの問に對し元來村松愛藏は文章を綴ることに長じたる者故草稿の成就するまで悉皆同人に委ね筆を執り文章を綴らしめたるに相違なし、尤も檄文の文意に至ては三人共反覆討議ものに有之候と答へ又明治十七年九月上旬日不覺自分等の下宿大江方に於て愛藏重治自分並に柳澤平吉列坐のとき自分より發言し自分等が爲さんと欲する秘密出版の目的並に其方法等細密相話し同人をして自分等に同意し右費用に供する金圓を出さしめんとしたりしに平吉に於ては大に喜び能く斯くまでに盡力せられたり、實に明案なれば之れに同意贊成し爾來自分等同じく共に飽くまで盡力し其目的を貫かんと盟約したる儀に有之候と答へたり
又明治十八年五月二十二日同豫審庭に於て自分が明治十七年十一月七日信州より名古屋に歸るは右會議の爲めにして同夜自分は公道館に宿泊し翌八日朝七時過ぎとも思ふ頃重治甚太郎の二人同道にて公道館へ參りたるに付云々、其際自分は發議し諸君も已に承知ならんか自由燈新聞を閲讀するに今回埼玉縣下に於て騷擾起り勢焰頗盛んにして業に已に秩父郡に迄押及ぼし其勢一萬餘なりと、此報道にして信なりとせば云々、又社會の形勢に依り視るも今回の騷擾には其應援者頗る多からんと信ず、假令三十日以内に於て一時鎭靜するも他地方尋て蜂起し全く鎭靜することなかるべし、然れば則ち此擧は××義擧の初發なり依て速に義兵を擧る方可ならんと申たり、此時重治甚太郎等も共視し所全く自分と同意なりとて速に義兵を擧ぐべしと申し自分の發議を贊成したり、猶共に反覆討議の上愛藏も自分等に同意し遂に埼玉の騷擾に乘じ直ちに××の義兵を擧け現に政府を顚覆して政治を改良すべしとの事に決議したるものに相違無之候云々、夫より愛藏重治甚太郎自分等にて重治等が購ひ來りし尾參兩國の地圖を披閲し終り前五人協議の上旗章を定めたり、該旗章を執筆記載せしは愛藏に有之候而して自分は右旗章と先きに自分が取定め記載し置きたる暗號とを一紙に寫取りたり云々、自分より豈間申談したる檄文の結尾を未だ修正せざれば是より其修正を爲さんと申立て

愛藏、重治、甚太郎自分の四人にて反覆討議の上愛藏に於て筆を執り前に申立てたる東京に於て脫稿せし檄文の結尾を修正し云々夫より愛藏は軍律を調制せざる可からず此議は如何と申出しに付自分は夫れは固より必要的のものなれども本日は已に深更にも相成りたれば是より編成する譯にも相成らざれば兄に於て編成し置き吳れ云々と陳述せり

又明治十八年五月三十日同豫審廷に於て明治十七年十一月十二日午後二時頃愛國正理社即ち柳澤平吉方へ着同く午後四時頃より同社二階小間の人なき所に於て平吉と談判したり、其顚末は自分平吉に向ひ八日名古屋公道館に於て村松田中保等と評議せしに云々、君の意見如何と云ひしに平吉曰く自分の埼玉騷擾の變を聞くや君等は如何の感觸を起せしや余は君等と謀り此機に乘じ直ちに兵を擧け度く存じ心焦らたち居るの時なり、君等に於ても前秘密出版の業にのみ固執せす機に臨み變に應じ直に擧兵の策に出てられしは平吉の最も望む處なり喜ぶ所なりと同意贊成を爲たり云々爰に於て自分は名古屋より携帶し來たる旗章暗號並びに擧兵の趣旨書に代用する檄文の結局を修正したるもの即ち甲號證を平吉に示し其夜は是にて談判を仕舞ひたり云々、平吉曰く信州小諸で云々小諸郡上田に云々其處數名の知己あれば自分に於て彼地へ出行き右知己の者共を說く可し云々と申したりと陳述せり

暗　號

人員	米	發覺	本
刀	硝子	爆烈	豆
初ル	筆	火事	ランプ
鎭臺	箱	警察	靴
火藥	紙	鐵砲	傘

（未完）

（時事新報一一一一號　明治十八年十一月四日）

○

○飯田國事犯の宣告（前號の續）

又明治十八年七月二日同豫審廷に於て明治十七年七月七八日頃八木重治が脫營の上鄕里に參り磯吉等と共に同人の爲めに送別の宴を開き同人を豐橋迄送り又重治に金圓を惠與したるなり云々と陳述せり

又明治十八年九月二十九日當裁判所下調廷に於て政府を改

良するに兵力手段に依らざる可らずとの意思を感起する上は全く我現政府を顚覆する意見なりやとの問に對し如何にも其通りに相違なしと答へ又夫れより平吉は同志募集の爲め松本長野上田佐久郡へ順次發足したる譯なるやとの問に對し然り平吉をして該地方へ派出せしめたるなる、然る所以のものは吾に於て遊説するより平吉は同地に知己多きを以て之に派出せしめたるものなりと答へたり

櫻井平吉は明治十八年六月十四日長野輕罪裁判所松本支廳豫審廷に於て德治の勸めに出京すべしと約したり、夫より德治は云々我々も是れまで社會の爲めに力を盡せしに尙ほ一層國家の利益となるべき事を計畫せざる可からず、況んや正理社の如きは人員も多數なること故尙ほ國家の爲めに盡力せざる可らずと申聞けるに付自分は正理社の爲め國家の爲めに何分の利益を計らんと存じ宇宙新誌と題する雜誌様のものを發兌せんと欲したり、然れども之を發兌せんとするには活字器械又は職人等の都合を爲さざる可からず、且是より夫れが爲めに金策する目的なりと申したる處德治は自分等も其目的あり云々申聞けたるに付自分も出京の上共に協議す可し、然れども金策の事は他に相謀る者も有之に付き夫れ〳〵示談の上金策相成る事に決定せば器械買入の事に付確答すべしと申答へ置きたる次第にて他に申立てる程の廉立たる話は無之候と陳述せり

又明治十八年六月十六日同豫審廷に於て十一月十三四日の頃德治が自分の方へ參り云々、此時は埼玉暴動の際にて德治は何にか自分に相談致度き事有之と申したれども自分は他に繁忙なる事件にて奔走し居たるを以て遂に德治の相談致度との話は承らざりしものなり、而して德治は其時檄文二通と暗號等を記載したるもの一葉とを自分が二階書見する机の上に置て立去りたり云々、十一月二十日には德治が夜十時頃自分方へ參り云々、此時德治は自分に向ひ此檄文の通りに相成りたるに付之れに同意なれば他人をも遊說し同意を表したるものあらば其者へも此檄文を相渡し吳るべしと申聞けたるを以て左様かと答へ右檄文等を受取り德治と別れたるのみの事に有之候と陳述せり

又明治十七年十月五日櫻井平吉より在名古屋田中常直事八木重治へ宛てたる書信中誠に思へきは唯東京なる村松君の

み、余も當時金策中なれども云々、嗚呼謂れなきにあらず只思ふべし事易くして金なく難し云々とあるは金策意の如くならずして檄文撒布に着手することを得ざるに付之を慨嘆せしものなりとの事

又明治十八年九月二十九日當裁判所下調廷に於て其方内亂陰謀被告事件に付飯田警察署松本支廳豫審廷に於て陳述したる事實は相違なきやとの問に對し飯田警察署及松本支廳豫審廷に於ての陳述は已に署名拇印の前讀聞け迄を受けたるものなれども要するに就中相違の事實有之其譯は當時共犯の嫌疑を受けたる者は身上大に憐むべき所ありとの老婆心より出たるも最早豫審終結の上今日の場合に際會するは決然眞實の次第を申立る心得に有之候と答へ然らば公訴狀に記載しある如く同志の士川澄德治、村松愛藏、八木重治等と謀り現政府を改良せんと欲したることは更に相違なきやとの問に對し然りと答へ又擧兵とは兵隊を募集し兵を擧ぐることを指すやとの問に對し然りと答へたり

又當公廷に於て宇宙新誌とは檄文頒布なりと白狀せし事

又證人稻澤兼八が同豫審に於ての證言に江川甚太郎は明治十七年十二月十五日名古屋輕罪裁判所檢事廷に於て其方本月九日及び四月十一日の兩日名古屋警察署の取調べを受け其節陳述したる事實は一々相違なきやとの問に對し相違無之候と答へ又然らば其方が今回政府顚覆の目的を以て擧兵の計畫をなしたる同志者は誰れ〳〵なるやとの問に對し自分が今般內亂を起する陰謀を爲したる共犯者は村松愛藏、八木重治自分及川澄德治等五名に有之候と答へ又右五名が擧兵の事を同謀したる月日を聞かんとの問に對し追々五名の間に於て國事上の計畫を話し合たれども愈々兵力に訴ふるの謀議決心したるは本年十一月九日か十日の事にて川澄德治が信州に派遣する前日小市場町村松愛藏宅に密會したる日に有之候と答へたり（以下次號）

（時事新報第一一一二號　明治十八年十一月五日）

〇

〇飯田國事犯の宣告（前號續）

又明治十八年五月九日長野輕罪裁判所松本支廳豫審廷に於て現政府に對し兵力を以て政治を改良することの陰謀を計畫決心せしは昨十七年十一月八日にありやとの問に對し左

様十一月八日密議に因て現政府に對し兵力を以て迫るの隱謀を計畫決心せしものに有之なりと答へたり
又明治十八年五月二十一日同豫審廷に於て私は擧兵に就ての金員調達のことを負擔することに銘々承諾擧兵の謀議一決同意又明治十八年九月三十日當裁判所下調廷に於て十一月中愛藏等と計り檄文撒布のことは後々の手段となし今當さに茨城縣に騷擾あり、次で埼玉に暴動あり此機に乘じ兵を擧け以て政府を顚覆せんと謀議したるに相違なきやとの問に對し然り其頃茨城に崎玉に天下穩かならざる傾向あれば此機に乘じ兵を擧けんと村松の發意に同じ資金調達の事を負擔すべしと謀議一決致したるものに有之候と答へたり
中島助四郎は明治十七年十二月十二日名古屋輕罪裁判所檢事廷に於て然り、故に請願するは一應の順序を盡すのみの心得にて到座この政府を改良するには兵力を以て爲すの外なしと考へ擧兵の計畫を企圖したる次第なりと陳述し又然れば政體革命の爲め擧兵の計畫を爲したるに相違なきやとの問に對し然り政體を改革するの擧兵計畫に及びたるに相違なしと答へたり

又明治十八年六月九日長野縣輕罪裁判所松本支廳豫審廷に於て明治十七年十一月十五日午前十時頃愛藏方に參りたるに同人は不在にて重治と談話中重治は兼ねて相談せんと存じ未だ話さゞりしが去る八日には有志者四五名會議して計畫の模樣を少しく變更したり云々、急に兵を擧ぐる事に着手せんとす依ては今回當名古屋と參州岡崎及信州飯田の三箇所に於て一齊に兵を擧げ互に氣脈を通じ相聲援するの計畫なり云々と申たりと陳述せり
又明治十八年六月十日同豫審廷に於て其方は爾々兵を擧げたる時には如何なることを爲す決心なりしやとの問に對し夫れは未だ取極らず自分は單に諸士の任ずる處の義務に服し如何なることなりとも決して不相厭天下の爲めに一身を擲つ覺悟に有之候と答へたり
又擧兵の期に際し父兄に送らんとして携帶せし訣別の書狀及鎭臺に投せんとしたる書面の現在
右に列擧せし證憑中起てよ同胞諸君進めよや同胞諸君進んで××の義擧を取り速かに賊魁を誅戮せよ云々とある擧兵の趣旨書旗章暗號軍令職緒書に壓制殘虐なる政府を顚覆し大罪賊

魁なる官吏を誅戮し云々の數語と被告人各自が政體を改良するには過激手段即ち兵力を以て政府を顚覆する意なりとの白狀ある模樣を以て之を證憑の全部に照すに被告事件へ前文に掲けし如く制定すべきの證憑充分なりとす（未完）

（時事新報第一一一三號　明治十八年十一月六日）

○

○飯田國事犯の宣告（去る六日の續き）

被告人村松愛藏、八木重治、江川甚太郎は明治十七年十一月八日の會議に於て決したる擧兵の計畫は同月十三日之を取消したりと申立つれども右申立は相立たず何となれば其取消したるの證憑なきは勿論明治十七年十一月二十八日村松愛藏八木重治より在飯田川澄德治へ宛てたる信書中別に變動もなく專ら米貫入れに着手云々との暗號を以て兵員募集中のことを通報したるは即ち意思の繼續なりしことを視るに足ればなり、又重治は該信書に米貫入れとあるは書生を養生せんとのことを指摘したるものなりと申立れども右申立は不相立何となれば書生を養生するに外聞を恐れ暗號を用ふるの必要なければなり又愛藏及櫻井平吉は政治の改良を圖りたるものにして政府を顚覆せんとしたるものにあらずと申立つれども右申立は相立たず何となれば擧兵趣旨書の結尾に革命の義擧とあるを換言せば即ち現政府を顚覆し新たに政府を組織せんとの趣旨に該り又軍令職緒言に壓制殘虐なる政府を顚覆すとあればなり、又被告人等は各自一己の意思に於て政府顚覆のことを計畫せしも之を通牒したるものにあらずと申立つれども右申立は相立たず何となれば前段掲ぐる如く被告人等各自が白狀に徵して通牒せしとの事實明瞭なるを以てなり、因て之を法律に照すに

一刑法第二十一條政府を顚覆し又は邦土を潛竊し其他朝憲を紊亂することを目的と爲し內亂を起したる者は左の區別に從て處斷す

一首魁及敎唆者は死刑に處す

一群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲したる者は無期流刑に處し其情輕き者は有期流刑に處す

一兵器金穀を資給し又は諸般の職務を爲したる者は重禁獄に處し其情輕き者は輕禁獄に處す

一敎唆に乘じて附和隨行し又は指揮を受けて雜役に供した

る者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

一刑法第百二十五條兵隊を召募し又は兵器金穀を準備し其の他內亂の準備を爲したる者は第百二十一條の例に照し各一等を減ず

內亂の陰謀を爲し未だ豫備に至らざる者は各二等を減ず

一刑法第百二十五條此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は二年以上五年以下の監視に附す

一刑法第百五十一條犯罪人又は逃走の囚徒及び監視に附せられたる者なることを知て之を藏匿し若くは隱避せしめたるものは十一日以上一年以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時は一等を加ふ

一刑法第百四條二人以上現に罪を犯したる者は皆な正犯と爲し各自に其刑を科す

一刑法第百條重罪輕罪を犯し未だ判決を經ず二罪以上倶に發したるときは一の重きに從て處斷す、重罪の刑は刑期の長き者を以て重と爲し刑期の等しき者は定役ある者を以て重と爲す、輕罪の刑は其所犯情狀最重き者に從て處斷す

一刑法第六十八條國事に關する重罪の刑は左の等級に照して加減す

一、死　刑

二、無期流刑

三、有期流刑

四、重懲役

五、輕懲役

一刑法第六十九條輕懲役に該る者減輕す可き時は二年以上五年以下の重禁錮に處するを以て一等と爲す

輕禁獄に該る者減輕す可き時は二年以上五年以下の輕禁錮に處するを以て一等と爲す

一刑法第七十條禁錮罰金に該る者減輕す可き時は各本條に記載したる刑期金額の四分の一を減ずるを以て一等となし其加重す可き時は亦四分の一を加ふるを以て一等と爲す

右の理由に依り被告人村松愛藏、川澄德治第一の所爲には刑法第百三十五條第二項に據り刑法第百二十一條第一項の例に

照し二等を減じ各有期流刑に該る第二の所爲は刑法第百五十一條第一項に該り刑法第百條第一項に據り一の重きに從て處斷すべく被告人八木重治は刑法第百二十五條第二項に據り刑法第百二十一條第一項の例に照し二等を減じ有期流刑に該り被告人櫻井平吉は刑法第百二十五條第二項に據り刑法第百二十一條第二項其情輕き者の例に照し二等を減じ輕禁獄に該り被告人江川甚太郎第一の所爲は刑法第百二十五條第二項に據り刑法第百二十一條第三項其情輕き者の例に照し二等を減じ輕禁錮一年六月以上三年九月以下に該り第二の所爲は刑法第百五十一條に該り同法第百條第一項に據り一の重きに從ひ處斷すべく被告人中島助四郎は刑法第百二十五條第二項に據り刑法第百二十一條第四項の例に照し二等を減じ輕禁錮一年以上二年六月以下に該り然り而して各被告人は原諒すべき情狀あるを以て刑法第八十九條第一項に重罪輕罪違警罪を分たず所犯情狀原諒すべき者は酌量して本刑を減輕することを得、刑法第九十九條酌量減輕すべきものは本刑に一等又は二等を減ずとあるにより各本刑に二等を減じ被告人村松愛藏は輕禁獄七年に處し八木重治、川澄德治は各輕禁獄六年に處し櫻井平吉は輕禁錮一年六月以上三年九月以下の範圍內に於て輕禁錮三年六月に處し監視一年を附加す、江川甚太郎は輕禁錮九月以上一年十月十五日以下の範圍內に於て輕禁錮一年六月に處し監視一年を附加す、中島助四郎は輕禁錮六月以上一年三月以下の範圍內に於て輕禁錮一年に處し監視一年を附加する者也

明治十八年十月二十七日長野重罪裁判所に於て檢事石川重玄立會宣告す

裁判長判事　戶原偵國
陪席　判事　世良重德
陪席判事補　高橋克親
書　記　丸田彌一郎
書　記　木村正雄

右正本に據り謄寫す

明治十八年十月三十日

於長野重罪裁判所

書　記　木村正雄　印

（時事新報第一一一五號　明治十八年十一月九日）

京城大變亂史（明治二十九年二月十四日）

○朝鮮京城の暴動に就て

去る十日夜より十一日へ掛け朝鮮京城に起りたる一大變動は別項記する處の如し、右に就き我社は直ちに朝鮮公使館に就き通知の有無を問ひたるに同館員は未だ同館へは何等の通報なしと答へぬ

社員は轉じて外務省に至り通牒の有無を問合せたるに未だ分からずと申されたり、然れども同省昨日は退散刻來るも省員の重なる人々は尚ほ留まり居り頗る繁忙の如く見受けたり

（毎日新聞第七五五〇號　明治二十九年二月十四日）

○

○朝鮮變亂の急電

去十一日京城發電にて昨朝其筋に左の意味の電報達したる由

昨夜露國水兵百十餘名仁川より入京露國公使館の周圍を警衛せり、國王陛下及び世子宮殿下は露國公使館に行幸あらせられ新內閣を組織せられ內閣總理大臣金弘集以下處刑せらる

（毎日新聞第七五五〇號　明治二十九年二月十四日）

○

○詔勅の掲示

大君主及び王世子は十一日佛曉或者の手引に依り宮內官吏の隙を窺ひ露國公使館に潜入し同時に市內各處に詔勅なりと稱し左の掲示を爲し並に內閣員の交迭を爲せり

目下我國戰亂絕えず之を要するに亂臣賊子の蔓延したるに由る朕故を以て玆に露國公使館に臨御し各國使臣の保護を受く、從れども汝有決して擾亂することなく各々其業に安し而して禍亂の張本者たる禹範善、李斗、鎬、李範來、李軫鎔、趙義淵、權瀅鎭等を斬首し露館に來り朕の觀覽に供せよ

（毎日新聞第七五五一號　明治二十九年二月十五日）

○

○朝鮮の大變亂

國王露國公使館に投ず

金派斥壞殺害せらる

（十一日午後五時三十分京城特發）

○變前の光景

露國水兵百十一名は昨夜俄かに大砲一門を率ひて仁川より入京せり

○大變亂

今曉王城に大變亂あり大君主陛下及世子宮殿下は近臣の隙を窺ふて露國公使館に投ぜらる

大君主陛下は露國公使館より詔勅を發し金弘集内閣を一掃し金派は悉く斥せられて新内閣を組織せられたり

任總理大臣　金炳始

任宮内大臣　李載純

任内部大臣　朴定陽

任度支部大臣　伊用求

任學部大臣　李完用

任軍部大臣兼警務使　李允用

大君主陛下は更らに趙義淵禹範善權濚鎭等を捕へて首を斬れとの詔勅を發せられたり

○金弘集以下

總理大臣金弘集及農商工部大臣鄭秉夏は殺害せられたりとの説あり、生死未だ不分明

金弘集は逃れたるならんともいふ

内部大臣俞吉濬軍部大臣趙義淵は捕縛せられんとせしも漸く難を逃れ行衛知れず

○露國の水兵

露國公使館内には七十餘名の同國水兵あり、外に駐屯する百十一名を合すれは殆んど二百に及ぶ

大君主は今尚露國公使館に在り政令皆之より出づ

○大院君と李範普

大院君は露國公使館に連れ行かれたりとの説あり

李範普も歸り來るべしとの説あり

○原因

事變の原因は今明言し難し、先づ十一月二十八日の再擧と見ば大差なからん

○英米佛の水兵

仁川に碇泊せる英米佛の軍艦は此事變を聞き本日各十數名づゝの水兵を上陸入京せしめたり

京城は人心恟々たるべき筈なるも外面は極めて靜穩なり、電信不通の爲延着

（讀賣新聞第六六六三號　明治二十九年二月十四日）

○

○朝鮮變亂の後報

去る十一日朝鮮京城の大變亂に就ては京城特派員よりの電報によりて逸早く報道せし如くなるが其の後報に關しては京城本邦間の電線不通なるが爲め傳令船の送達による外なきを以て未だ詳細を知る能はざるも我社の昨日までの聞き得たる所は左の如し

○國王の露國公使館行

大君主陛下が世子の宮と共に近臣の隙を窺ひ露國公使館に潜行せられたるに付ては二樣の公報其筋に達し居れる由、即ち同地に駐せる某官人より某省に達したる電報には國王自ら露國公使館に潜したりとあり、又た某部に達せし別報には國王は何人にか誘はれて伴はり行けりとありたり、未だ何れが眞なるやを知らず

○日本守備兵

京城に駐屯し居たる我が守備兵は右事變の前後に於て何等の運動をも爲さゞりしよし

○露兵の彈藥輸送

去る十日陸戰隊を組織して入京したる百十一名の露國水兵は當時仁川に碇泊中なる同國軍艦コルニルフ及びボーブルの二艦より分遣したるものゝ由なるが尙此外に二十名の水兵火藥函を輸送して入京したりと

○露兵の動靜

去る十日夜大砲一門を率ひ京城に入りたる百十一名の露國水兵は示威運動を爲したりと報ずるものあれども確かなる筋に達したる電報には入京したるまゝ毫も運動せざりしと

○露兵警官を捕ふ

又或方に達したる電報によれば十一日午前露國水兵は朝鮮國王の勅令なりと稱し街上に於て朝鮮警務官を捕縛したりと

○朴定陽の任命に就て

我社が一昨日號外を以て或方に達したる電報なりとて朴定陽總理大臣に任ぜられたりと報じたるは、昨日の紙上に報道せし金炳始とある我特派員よりの電報と相違する所あるやに

見ゆれど両者共確實にして總理大臣は始め朴定陽に任命あり後金炳始任じたるものなりと右は朴定陽の貫目輕きが爲閥閲名望共に高き金炳始に更へたるものならん

○小村公使

去る十一日朝鮮國王は露國公使館を以て行在所と爲し同館に於て新内閣組織等の事を行ひたるに付同日は各國使臣會議を同館に開らき我小村公使も參列したりといふ

○一武器を用ひず

去年十月八日及び十一月二十八日の事變には各兵力に訴へて政變の斷行を爲し又た爲さんとして失敗したることなるが今回の大變亂は右二變に比して一層急激殺伐なる如く見ゆれど其の實一武器をも用ひず盗人の夜來るが如くに極めて靜かに決行せられたるものなりと、則ち國王が露國公使館に潜行したる上新内閣を組織し舊内閣員を斥けたるものにして殺戮等の行はれたるは既に政變の決行せられたる後なりしと

（讀賣新聞第六六六四號　明治二十九年二月十五日）

○

○帝國議會の停會

衆議院は午後一時二十五分開會、朝鮮事變に就き工藤、竹内諸氏より質問演説等あり形勢漸く暗澹たる時突然二月十五日より二十四日まで十日間の停會を命ぜられたり

詔勅

朕帝國憲法第七條ニ依リ二月十五日ヨリ二月二十四日マテ十日間帝國議會ノ停會ヲ命ス

御名　御璽

明治二十九年二月十五日　各大臣副署

時に二時三十分過ぎ

（毎日新聞第七五五二號　明治二十九年二月十六日）

○

○朝鮮の暴徒　（守備隊奮鬪の詳報）

元山京城間の電線は暴徒の爲め切斷せられたるより右架設の爲め守備隊よりは兵士をして護衛せしめ工夫を派遣せしに途次暴徒の襲來に逢ひ奮戰を爲したる事は元山發の通信に依り此程の紙上に掲げたるが今其詳報を得たれば更に左に採錄す

斯くて一行は電信線路に沿ふて狼川に出でしに此邊の電柱

は悉く堀倒され電線は悉く切斷され到底修繕の見込なき程なれば暫らく玆に休憩し村人を招きて之れを尋問せしに是れより以南三十里の程は悉く斯る狀況なりとの事故尙ほも偵察を遂げん爲め前進せんとする折柄韓人來て金城附近に暴徒蜂起し物情騷然何時襲來せんも計り難しと急報せしより一行は一先づ歸途に就く事に決し本月四日昌道驛迄引揚げぬ

何ぞ圖らん此驛の山坂に四百餘名の暴徒顯はれ出で距離十米突を隔て一齊射擊を行ひたり、彼我の形勢素より敵すべくもあらねど孝久軍曹は萬一を希望して之れに應戰したるも衆寡敵せず奮戰の際大腿骨及び右肩に各一發の銃丸を受けしも死せず將に銃を擬して賊を擊たんとする一刹那銃丸又た飛び來て軍曹の左頰より後頭部を貫きて絕命に至らしめたり、賊は益々勢に乘じて一行を取圍み一人も殘さじと競ひかゝるにぞ今は一行も止むなく離れ〳〵となりて防ぎつゝある中人夫某は辛じて重圍を銃丸頭部を貫きしにも拘らず十九里の山路をば晝夜兼行して元山に歸り守備隊に復命せり、同人の語る所によれば一人の兵卒は右足に銃丸を受け步行出來難しを以て之を肩にかけ一里ばかり走りしも暴徒の復命を果す能はざるを以て之を棄てゝ歸り又一人の上等兵の拔劍し居れるを見受けしは多分自刃せんが爲ならん、其他は未だ歸來せざるを以て見れば多分暴徒の殺害に果敢なき最期を遂げたるならんと

是より先き我守備隊は一行の消息なきを氣遣ひ本月二日今井曹長以下一行十一名を派遣して偵察せしめしに一行は六日孝久軍曹戰死の場所を去る一里許の處にて約一千の暴徒集合し居るを見出したるも元より敵すべきにあらねば元山より十二里を距る高山に引返せり、我守備隊にては今井曹長の消息未だ達せず、而して七日に至りて孝久軍曹一行中なる人夫の急報に接したれば更らに谷少尉に下士以下三十九名を率ひて派遣せり、是れより先き今井曹長の高山に着するや前程なる南山には四百餘名、側面の飫嶺には六百餘名の賊ありて我を挾擊せん形勢なれば一同進退玆に谷り何れも死を決して此重圍を開かんとする折柄恰かも好し谷少尉の率ゆる一隊は南山に控へたる賊を擊退して之れに會したれば一同萬歲を唱へて相互の無事を祝しぬ

一行は玆に合して五十九名となり翌日午前九時側面飫嶺の

賊徒を襲撃せしに賊中には韓兵の服を着したるもの二十餘名ありて頑强に抵抗を爲し激戰三時間にして漸く之れを撃退せり、我兵一名右肩を射撃せられしのみ斯くて一行は元山に歸りたるが敵は直ちに其跡に入り代り今や同地を去る十一里の處に在り其勢力日々増加の模樣ありといふ

（毎日新聞第七五五五號　明治二十九年二月二十日）

○

事變の當時

朝鮮國大君主陛下が王宮を出でゝ露國公使館に臨御あらせられたる順序は旣に記載せるが十日の夜の事なりき、趙軍部大臣等參內して王宮諸門の警備を一層にしたるにも拘らず何時の間にや出御あらせられたるは事變の兩三日前最一々婦人の轎を取調ぶるの必要なかるべしとの大院君の意見により其旨守門の兵士に達したるが爲めなりと云ふものあり

又た別報に依れば十一日曉大君主陛下を連出せし所は迎秋門にて同夜一時頃夫の李允用、李完用の二名宮女の服を裝ひ宮女の轎に乘りて宮闕に入込み其出づる時も入りたる時と同裝なりしを以て是れより二名の官女をも隨行せりとの說傳はりしものならんと、而して二名の官女は其後或は露館に召されたるべきも同夜は隨行せざりしとの說確實なりと云ふものあり

大君主陛下の露國公使館に移られし後間もなく六七名の露國水兵らしきもの拔劍にて警務廳に入り此日宿直し居たる警務官安桓興文の二人を露國公使館に連行けり、斯くて此二人は露國公使館にて李範晋、李允用、李完用等の前に呼び出され金弘集等捕縛の事を以て任命せられたるものなりと、而して十一日の朝巡檢を指揮して金弘集、鄭秉夏兩氏を捕へて殺害し實に名狀すべからざる慘狀を呈せしめたるもの重に此兩人の所爲に出でたるより昨今新政府中に在りて得意揚々なりと

更に他の報によれば事變の當時外務大臣金允植、宮內大臣李載冕之に從ひ總理金弘集、農商工部大臣鄭秉夏宮中に宿泊し居りたれど國王及世子の山門を知らざりしが如し、而して事變の內應者は外務大臣金允植なること掩ふべからざる事實なるが如し、氏は是れ迄夜中往々國王に內奏するの習慣ありしが、今に及んで之を考ふれば是れ氏が今日の用に供するの

習慣を作り置きたるなり

我公使館に放火せんとす

事變當日京城に入り來りたる數千人は彼の負商褓商なるものにして總て朴定陽及李允用の招致せし所なりと、而して此等の輩は十一日の夜公使館に放火せんとせしも前學部大臣趙秉稷氏が彼等の頭領に向て其不可を訓諭したるより漸く無事なるを得たりと

罪人捕捉の詔勅

左の詔勅は十二日官報號外を以て發したるもの即ち兪吉濬以を捕ふるものなり、此の詔勅と同時に警務使安駉壽の名を以て在逃罪人を制縛して差出す者は重賞を與ふべき旨を各所に掲示せり

詔　勅

罪有れば必ず伏して王章を逃るゝ能はざるは理の常なり嗚呼去る八月二十日（十月八日）の事變尙言ふに忍びん哉其時陰秘せし兇謀詭計は究問を待たずして凡そ我大小臣の共に慣る所なり、今天理孔た昭にして逆魁誅に伏すと雖も在逃の罪人兪吉濬、義趙、義淵、張博、權濚鎭、李斗璜、禹範善、李範來、李鎬軫等は期を刻して捕捉すべ其餘は當時慫慂指使せられたる者或は事勢に掣碍せられ權力に勒せられたるに過ぎず何の罪か之れ有らん、凡そ我大小の臣僚と中外の軍民各其れ堵に安ずると舊の如く疑貳の心を懷く勿れ

建陽元年二月十一日奉勅

內閣總理大臣署理

內務大臣　朴　定　陽

叙任の重なる者

十二日の官報號外及び翌十三日の官報に掲げたる重なる叙任辭令は左の如し

宮內府參事官三品　兪　箕　煥

任宮內協辦叙勅任官三等

命宮內府署理大臣事務　宮內府協辦　兪　箕　煥

解宮內府署理大臣事務　內務大臣　朴　定　陽

任春川府觀察使叙任官三等從二品　李　容　植

任參領（親衛第一大隊長）　三品　李　南　灝

警務官李承九參領（親衛第二大隊長）　李　範　來

參領（親衛第二大隊長） 李軫鎬
（免本官以上二月十一日）
依願免本官 學部協辦 金春熙
特旨免懲戒 從二品 尹致具
任學部協辦叙勅任官三等 從二品 尹致具
解學部大臣署理事務 外部大臣 李完用
解農商工部大臣署理事務 外部大臣 李完用
命大臣署理事務 農商工部協辦 高永喜
命大臣署理事務 學部協辦 尹致具

榜示と勅令

事變の當時京城内處々に詔勅の名を以て左の榜示と勅令とを告示せられたり

榜示

嗚呼痛しいかな朕德薄く政味うして邪進み賢退く十數年來年として亂あらざるはなし、或は禍股肱に起り或は變骨肉に生ず、半千年の宗社是れに由りて以て數々危く億萬計の士民是れに由りて漸く劉ふ、果然面赤く背汗す蓋し朕の偏聽正姦自ら斷じ誤を致すに出で屢々殊階を成す一も則ち朕が二則ち朕が過今幸に一介の忠良義を奮ひ兇を除き將に多難邦を起し危後安を奠くの望みあらんとす、此れ乃ち人心久しく鬱すれば則ち必ず伸ぶ天道否あれば則ち終に泰なり朕當に克く惟輕の典を庸ふべし、而して昨年六月の亘猾今年八月逆魁斷じて貸すを容れざるなり現今妖腰亂領次第に法に伏す神人の憤りを雪ぐべし、而して其餘内外官人より軍民吏胥隷臺に及ぶまで輕重の罪を論ずるなく一並に大赦す面を革め心を改めて少しも疑惟することなく各々時仕に仍りて意を安うし治を圖かれ剃髮の事尙ほ言ふに忍びんや是れ何ぞ急務ならんや、妖蛾の鞏妄率勒督兵を擁して抉除し上より下に逵す一に何ぞ此に至る決して朕が本意にあらず、中外想ふに當に先づ自から洞悉すべきなり且つ夫れ八域淳古士民憤りを發し義に仗り處々蜂起して浮言を胥ひ動かし自から相殺害して以て京軍開仗の境に至る、此れ亦朕の本意にあらざるなり、奸兇盡く臆肚梟腸事に觸れ毒を肆にす千罪萬惡毛擧指屈し難きあるなり所謂京軍鄕に下るもの其本は則ち朕が赤子なり許多方外の義兵も朕の赤子にあらざるなきなり、然れば譬へば十指を斬るが如し何れの指

か痛ざらんや曠日相戰ひ血漂ひ屍積み道路梗塞して商賈通せず哀々たる蒼生必らず盡く殘ふて後に即ち已む言念此に及べば涙迸り心寒し京軍郷に下るものは令到らば即時旋還せよ各邑の義兵は散じて其家に歸り各々其の業に安んぜよ剃髮の一款は更らに責むるを須ゐず衣笠の制度は便に從ふて之れを爲せ、凡そ民弊莫に於ては朝家自から妥當の處分あるべし、朕が言再びせず各々宜しく知悉すべし

勅　令

國運不幸にして亂臣賊子年々亂を作す、而るに今變を告るの書あり、朕俄國公館に臨御す各國公使齊しく兵丁を會し來りて朕が躬を保護す、而して爾等は皆朕が赤子なり向日變を作すは此は是れ賊魁の罪爾等は並びに大赦して問はず安心擧行せよ、逆魁趙羲淵禹範善、李斗黄、李軫鎬、李範來權瀅鎭等は長短を問はず即刻首を斬て來り獻ぜよ爾等は來りて俄領事に待て

詔勅二ツ

一は春川地方の暴徒に關して他は安等以下の赦免に關して

その一

今此春川地方に人民起鬧せし事は斷髮の事にあらずして大抵八月二十日(即ち我十月八日)事變の積憤の集中して藉端暴發せし事は問はずして知るべきなり、今や國賊伏法して餘黨も漸次鋤治せんとす(中略)而して昔憤抉雪せり、該地に駐留する軍隊は須く先づ此詔勅を以て春川村に屯聚する人民に示し各歸家業に安んぜしむべし、凡そ其頭目以下は並置之を問ふ勿れ(中略)爾軍隊大小武官兵卒即時還軍すべし云々

暴徒は斷髮令に反對して起れるものゝ如く言ひ傳へられたるに今此の詔勅により其起因の大ひに然らざるものあるを知るべし、事變の眞相また以て推すべきかな

その二

國賊を斬得て爾辭に已還し神人憤を夬漏せり、左右監獄署の時囚罪人同時放釋して廣蕩の典を示す

此詔勅により特放されしものは左の數名なり、昨是今非宛然走馬燈的奇觀

終身罪人

李敏宏、李忠求、全祊基、盧興李

流三年罪人

安鶴壽、金在監、南萬里

（毎日新聞第七五五七號　明治二十九年二月二十二日）

足尾鑛毒事件史（明治三十年三月二十六日）

○鑛毒被害町村民の大擧

足尾銅山鑛毒事件に就きては曾て被害町村民等が大擧して農商務省に詰め懸けたることもありしが警視廳その他各警察署の注意周到なりしが爲め彼等は示威的運動を逞うすること能はずして一先づ其筋の說諭に伏し數名の委員を京地に殘し置きて爾餘の席旗隊は故園に歸來したるも委員の運動その後甚だ面白からざるをモドカシと思ひ居る矢先例の栃鎭が破鐘的音調を以て鑛毒事件を下院に擔ぎ出したるを聞くや之れに煽られたる彼町民等は又候大擧を企て足尾町民之が發企者となり羽檄を各町村に飛ばして同勢を呼び集め去る二十三日の未明を期して赤隊ならぬ赤毛布隊八百餘名を栃木、群馬の縣界なる渡良瀬川の沿道に勒し血を啜つて我々同勢は是非とも當初の目的を貫徹せんとて宛も大波の逆寄せ來るが如く人波うつて中仙道を東京へと押寄せたり、此の事早くも栃木、群馬の兩警察署本部より埼玉縣警察署へ急報ありしが埼玉縣警察署にては全力を擧げて之を桶川分署の所管内に遮り止めんとて待ち構へ居りしに果して同二十三日の黄昏頃毛布の具足を裝ひ手拭の兜を被りたる一騎當千の御百姓連エイ／＼聲して押し懸け來れる樣、夜目にもソレと知られたり（紅綠の毛布の鮮かに見え透かさるればなり）兼て斯くあるべしと待ち設けたる警官等はツカ／＼と進み寄りて百方說諭を加へたれども衆を頼める彼等同勢は少しも警官の說諭を聞かず毛臑を叩き立てゝ此臑の續く限りは何處迄も進み了せんと勇み狂ふにぞ今は是迄なりと矢庭に重立ちたる三名を引致して其の勢を挫きたり、之が爲め彼等同勢は一時桶川近傍に滯陣せし模樣なりしも實は密々姿を變じて普通旅人の如くに扮裝し其二十餘名は川の岸邊を上り五十餘名は道を轉じて千住方面に出でたり、千住、板橋兩警察署にても右の警報に接したりしかば警戒をさ／＼怠りなかりしが彼等は服裝を變じてチラホラ上京せしを以て確かに夫れと認むること能はず、かくして彼

等八十餘名は關所々々を潜り拔けて無事に京地に進み入り一昨夜は芝の同事務所に來りたる者と馬喰町に投宿したる者と二手あり、之に過日來滯京せる同勢を合すれば其數殆んど百餘名に及べり、右の次第なれば山田警視總監は芝、京橋、日本橋署長に內訓して愈々警戒を嚴かにせり、同勢中の委員七名は一昨夜七時頃農商務大臣の邸を訪問したるも夜間のことゝて其の要領を通ずること能はず依て昨日を以て再び同大臣を官衙に問ひ將に大に要求する所あらんとせりと云ふ、未だその如何になり行きたるを知らず

（東京日日新聞第七六二七號　明治三十年三月二十六日）

○

○鑛毒被害人民彙報

二百三十名は歸村す　鑛毒被害の情況を當局大臣に面陳して請願の意志を達せん爲め去る二十六日中仙道を經て岩槻まで押寄せ來りたる三百五名の人民は同地警察官の說諭に依り愈々總代七十五名を上京せしむることに決し翌二十七日午前二時を以て二百三十名は一列となり奥州街道より古河に到り各自歸村したるよし

總代七十五名の上京　前項總代七十五名は二十七日午前二時鳩ケ谷、赤羽根を經て上京し直ちに芝なる事務所に集り翌二十八日は各新聞社を訪問する事に就て打合せを爲し其夜は事務所最寄二三ケ所の宿屋に分宿したり

七十五名の總代進步黨事務所に宿す　總代として上京したる七十五名の被害地人民は一昨二十八日日就社其他の新聞社を訪問し翌日內務、農商務、大藏の三省を訪問することに決して其夜は七十五名凡て進步黨事務所に宿泊したり

總代人內務省を訪ふ　昨二十九日午前十時頃より七十五名の總代は一列となりて內務省に至り大臣に面會を求めたるも出省なかりしを以て寺原警保局長、大久保秘書官、牧野警務課長に面會して被害の情況及び岩槻に於て警察官の暴力の爲負傷せし狀況等を訴へ出でたるに依り寺原警保局長、大久保警保秘書官長等は逐一聽き取りたる末直ちに同地警察署に照會し追て何分の沙汰を爲すべしと說諭したり

鑛毒飯を內務省に携ふ　右總代七十五名は各鑛毒被害の米にて團子樣になしたる握飯を携へて內務省に至り寺原警保局長に之を示して說明し正午に至りて一同右の握り飯を食ひ居た

りしが其色茶褐にして稗、粉米、糠を混合したるものゝ如く稍時を經てあれば壁土の如くなり迚も食するに堪へざるものと思はれたり

三省の警戒　內務、大藏、農商務の三省にては昨日被害人民の押來るとの風評ありしより門前には警部一名巡査兩三名づゝ各省に出張して警戒し居たりしも內務省の外は大臣の出省なきを知りてか一人も訪問し來らざりしと云ふ

（東京日日新聞第七六三〇號　明治三十年三月三十日）

○

○鑛毒事件の餘波

（一日在足利山崎特派員報）

去月二十九日群馬縣山田郡境野村の村民大擧して同郡桐生村を襲はんとすとの報其筋に達せしかば桐生、大間々等の各警察署員は之を途中に喰ひ止めんと要所々々に出張し居たるに斯くと知りたる境野村民は山中の道なき所を踏み分けて警戒線外に脫出し其數凡そ五百餘桐生村の役場に押寄せたり、此時同役場にては村會開會中なりしが此勢を見て跣足にて逃げだすなど大騷動を極めしが境野村民は桐生村長を要し談判する所あり其勢頗る猛烈なりしも郡長、警察署長等の調停に依り幸に慘憺たる光景を演出するに至らずして止みたりしが今其の事の茲に至りし起因を聞くに右の境野、桐生の兩村及び廣澤村は曩に聯合して鑛毒事件の運動を爲すことを約し過般關係各町村の總代等出京せし時も亦右の三村より總代を出發せしめしが右の留守中、桐生村大字如來堂の中里長太郎、太田芳五郎と云ふが同部落の村民を欺騙して其調印を求め古河氏より示談金を受取りたりと云ふ事何時となく知れ渡りたるが爲にして境野村民は之より先屢々桐生村長に向て質問する所ありしも要領を得ざりしかば終に大擧して押し掛くるに至りしなりと、當時境野村民は相生村民に向て自村より斯る違約者を出したる不都合及該村長預り知らずとするも何故に速かに此事を各聯合會長に通知せざりしやに就て詰問せしが該村長は自分不在中に生じたる出來事にして目下古河氏に向て契約取消の談判中なりとて頻りに謝する所あり郡長、警察署長も亦調停したれば腕力沙汰にも至らずして止むことを得たりと、而して太田、中里兩人が如何にして村民の調印を求めたるかと云ふに或者に向ては此頃鑛毒の爲めに魚が居らな

くなりて困難ならむ停止請願を爲すべければ調印せよとて印を捺させ或者に向ては停止の請願は一度位ひにては利目薄し再請願を爲すべしと種々なる口實を以て都合五六十名に調印せしめ一篇の契約書を作成し古河方より金五百圓を受取り喧ましそうなる人間には二三圓を與へ他は皆一圓內外を與へたるなりとか、右の兩人は私書僞造詐欺取財として大間々警察署長より告發されたりと云ふ、余が被害地實見の結果、大に發明する所のものあり又更に硏究を要するものありと雖も事體殊に重大なるを以て不日歸京の上詳細記述する所あるべし

（東京日日新聞第七六三四號　明治三十年四月三日）

○

○足尾鑛毒事件の眞相

渡良瀨川の水氾濫して沿岸の田園を浸せしより足尾銅山鑛毒事件は端なく天下の大問題なるが如き觀を呈し地方一部の人民は一面に於ては田中栃鎭をして議會に咆哮怒號せしめ他の一面に於ては百千隊を組で官廳に傚訴し紛々囂々聖代に百姓一揆を現出したる姿にして眞に近來の椿事と云はざる可らず若し去れ所謂鑛毒被害にして果して栃鎭等の怒號せし如く數百萬町の田園を荒廢し數千萬の人民を危險ならしむるものとせむ乎、乃ち踔勵風發之が除害の處分を爲し之が善後の方法を畫するは政府當然の職務にして啻に二縣人民が嗷々訴ふるに放任せず全國億萬の人民も亦邦家治安の爲に政府を譴て可なり、然りと雖も事に虛實あり物に利害あり所謂鑛毒事件の眞相に至ては栃鎭の咆哮縣民の傚訴を以てするも未だ其虛實利害を明晰ならしむるを得ず、從て公平なる國民は其是非得失を判斷するの資料なきに苦しむ勿論此問題の囂々たるや政府官吏行き國會議員行き新聞記者行き其他被害視察と稱して兩野を巡見し歸て種々の說を有するもの少きに非ずと雖も此等徒輩は一二專門學家を除くの外果して鑛毒事件の如き專門的智識を要する問題を剖析取捨するに堪る經驗と學識とを具ふるや否や何人も之を保證するに躊躇せざるを得ず、彼等は車上匆忙瞥見し漫然村民の囂々する所を聞き而して模稜の言を爲すもの素より取るに足らず宜なる哉其多くは地方人民の煽動に致され或は籠絡に罹りて周到緻密の觀察を爲す能はず公平不偏の論を立つる能はざるをや、我が日々新聞は夙に深く慮る所あり、輕々しく彼の漫然たる囂々に信を置かず數

人の觀察員を特派し把羅搜索其眞相を究め而して公を秉て之が鐵案を下さんと欲し拮据數日些か得る所あり、今や政府は鑛毒委員會を開き加ふるに內務大臣が自ら被害地を巡見するあり、世人も亦此問題の眞相を知らんと欲する切なるを此に其の眞相の梗概を列記し讀者が公平なる判斷を下すの資に供せんとす

第一鑛毒被害の有無如何

足尾銅山の鑛毒が渡良瀬川に注瀉流下して以て其沿岸數里の田園に多大の損害を被らしめたりと云ふは本件の主腦たり其被害の有無は劈頭第一に研究せざる可らざる所なり、然り而して今兩野二州に於る渡良瀬沿岸の地を視察するに田土枯瘦し米麥實らざるもの比々として之れあり其一見荒寥悽慘の光景に至ては洵に憐れむべきものなきに非ず、然れどもかくの如き田園の荒廢を以て單に鑛毒の一因に由來するとは早計も亦甚し、何となれば洪水氾濫泥沙を攪亂し田圃を埋沒し其地味を洗滌し去らば其田圃に栽培せる植物は震盪壓虐に堪えざると共に其養分缺乏の爲めに毫厘鑛物的原素を含有せざるも尙ほ枯瘦を免れざるは明白の理なればなり、然るに被害地の村民等は平然として其洪水被害の後を善くする事を爲さず泥沙堆積すれども之を鋤却するを爲さず養分缺乏すれども之を補給する事を爲さず曰く之れ鑛毒の故なり、曰く之れ銅山の罪なり唯々銅山に推諉して自ら其財產を維持保護する所以に於て多く缺く所有るを顧みずして只管鑛主を咎めんとするは酷求に非ずと云ふ事を得ずや若し渡良瀬川の上流に足尾銅山無くして而して洪水泥沙を埋沒し植物枯死する事あらば村民等は洪水に對して訴訟を起さんとする乎豈に噴飯すべき事に非ずや、今夫れ渡良瀬川沿岸の田畝を見るに其所謂損害なるものは泥沙の汎溢して田園を浸し堆積する事數寸爲めに植物の害を招きたるものなり、渡良瀬川の水が常住不斷毒物的原素を含み其れ自然に沿岸田園に浸潤し其地盤をして複た植物を生ぜざるに至らしめたるに非るなり、若し渡良瀬川の水をして毒分を含むものならしめば何ぞ洪水に遇ふて始めて其害を知るが如き迂遠なるを得ん是に於て乎知る所謂鑛毒被害は鑛毒の存在を非定す可らずとするも其被害の主因は專ら洪水に在て存する事を

蓋し足尾鑛毒の洪水と離れて獨立存在する能はざるは鑛毒

事件の沿革に觀て知るを得べし、抑々足尾鑛毒事件の由來は遠く二十二年に在り即ち二十一二年の交渡良瀨川の上流なる桐生足利地方に於て適々洪水に際し魚族の死するものあり、又香魚の額年々減少するを發見し河水に毒分を含むと說語したるに始る、當時の縣會議員影山禎太郎之を聞て深く怪しみ渡良瀨川の水及び泥土を採取して栃木縣衞生試驗所の檢査を乞ひたり、縣廳即ち之を衞生所主事大澤駒之助に分析を命じたるに其成績は人身を損ひ又は田畑作物を害すべき毒素を含有せざる事を證明したり、之を要するに渡良瀨川沿岸地方の損害甚しきを致したるは洪水其主因にして鑛毒は其傍因たるを知るを得べし、換言すれば被害直接の責任は洪水に在て鑛毒に非るなり

然らば果して鑛毒は存在するや否や、曰く鑛毒は存在せざるに非ず、然れども所謂鑛毒が直接に沿岸田土を不毛にして植物を枯殺したるやは未だ遽かに斷定す可らず、學者の診に依るに凡そ銅山なるもの自ら一種の毒素を含有するは學理上疑ふ可らず、然れども此毒素は一般銅山の其性質に於て固有する所にして獨り足尾銅山のみ之れを有する非ざるや論なき也、然るに他の鑛山に於て鑛毒の巨害を爲す事を聞かず獨り足尾銅山に於てのみ此の如く甚しきは豈に奇と謂はざる可けんや、然り而して渡良瀨川沿岸の被害を以て單に鑛毒に基因するなす可らざる理由頗る多し、第一足尾銅山の渡良瀨川の上流に位ひするは事實なりと雖も其れ源地との距離實に四里强なり、第二、渡良瀨川の水流は平常待、矢場兩堰を以て之を塞き止め待、矢場兩堰普通水利組合に於て之を使用するものなり、然るに此兩堰組合は毫も其用水の爲めに損害を受くる事なく且此用水の分配を受くる群馬縣新田山田兩郡五千餘丁步の田土も亦毫も損害を受くる事なきは二郡村民が停止願に加入せざるを見て知るべし、第三、渡良瀨川は其水源一に足尾銅山に發し毫も他の水流を混入せざるものに非ず乃ち其水源より被害激甚と呼稱せる村落附近に至るまで渡良瀨川に湊合する水流無慮六十四川あり、其川流の大なるもの河幅二十尺以上なるもの十五尺に下らず、第四、沿岸地方に毒物を使用する者亦極めて多し、即ち有名なる織物地たる桐生足利は共に渡良瀨川に沿ふて起れる市邑にして此兩市は其機業に於る生産は一年一千萬圓を下らず而して此の巨額の織物を洗

晒する爲めに硝酸硫酸コロールカルキ等の劇藥を使用すること頗る盛んにして一ヶ年其使用概算硝酸八萬千三百八十封度硫酸十八萬七百六十封度コロールカルキ七十萬二千二百封度に上る、之が爲めに衛生上危險少なからざるを以て同縣警察部に於て此劇藥使用禁止の論起りたるも之を禁止する時は縣下の一大物產の發達を阻害するの虞あるを以て荏苒今日に到れり、第五渡良瀬川の河水にして果して靑苗を殺すが如き劇甚なる鑛毒を含有すとせば一尾の魚族をも繁殖する事能はざるの理なり、然るに其沿岸村の一たる黑保根村のみにても漁業者五十名餘あり下都賀郡各村に於る一ヶ年魚獲收得高は二十六年三千四百七十六圓、二十七年四千六百十五圓、二十八年六千四百五十八圓にして寧ろ逐年其利の增加せるを證す、魚族の棲息此の如くにして而して特に植物の枯瘦すると云ふは甚だ解すべからざる言なるのみならず既に植物を枯瘦せしむ程激甚なる鑛毒を含める田土が一寸にても靑苗を生ずると云ふは益々解す可らざるなり、既に所謂鑛害と稱するは一旦成長したる植物が立枯れになる事にして其狀甚だ大旱に枯死せるものと相似たり、一旦發生せしめ其長じたるを待て枯死せしむる如き奇妙なる作用を爲す毒素ありとは世にも不思議な話なり、第七足尾銅山にして天然に毒素を有し而して其鑛毒は附近人民をして流離顚沛せしむるの結果を來すものとせば鑛山事業に幼稚にして器械設備共に不完全を極めたる舊幕時代に在ては其害の今日よりも激甚なるは論なきを以て渡良瀬川沿岸村落は悉く荒廢せざる可らざるなり、然るに慶長十五年德川氏が足尾銅山を開きしより三百餘年栃木、群馬兩縣下は駸々乎々として進步發達し生民滋殖戶口稠密其產物に富むの點に於て優に海內に雄飛するに至りしは何ぞや、第八銅山にして果して毒素を排瀉し數里の下流も亦能く生產を殺すとせば現に銅山に在て銅山の空氣を呼吸し銅山の噴水を飮用せる工夫等は即死せざる可らず、然るに事變に出でず數萬の工夫強健にして營々勞作するに堪ふるは亦何の理ぞや、第九學者の說に據れば銅に根因する毒素は鉛毒の如く骨髓に入りて身體を腐蝕する甚しからず、然れども其害は慢性的ならずして速發的なるものなり、故に渡良瀬川の水にして足尾銅山より發する毒素を含み田土を不毛にするとせば之を飮用したるが爲に即死したる動物を見ざる可らず、然るに沿岸諸村に

於て曾て此事無きは亦訝しむべし、第十被害地と稱する各村は本來卑濕の地にして古より水害を以て有名なる者なり、就中群馬縣邑樂郡の如きは一郡十數の池沼を有し小なるも周圍一里を下らず、方言に邑樂郡なかりせば群馬縣は始めて立派なる縣ならむ此郡あるが爲めに群馬縣は品位劣等たるを免れずと云ふの一事以て其概況を想像すべし、而して其被害の標本とせらるゝ沿岸堤外地は素と河底の一部を開墾したる者にして維新前に在ては貢租を免ぜられたる地にして地券下附の際地價を附せられたるも最高七八圓乃至十五六圓に止る先天的瘦地にして而して其洪水の爲めに水害を被るは殆んど土地に附着する痼疾の如きものなり、以上縷陳する所は所謂渡良瀨川沿岸被害を以て一に足尾銅山鑛毒に歸す可らざる理由にして鑛毒の有無は頗る疑問に屬するを見る也、然り而して田中柄鎭及停止運動者が被害の證據として提供せるものゝ薄弱なる事及び停止運動者の內幕及銅山に對し政府の採るべき處分の如きは漸を追ふて之を論述せむとす

（東京日日新聞第七六四一號　明治三十年四月十三日）

○

○足尾鑛毒事件の眞相

第二　停止請願の躁妄

渡良瀨川沿岸の田土が洪水の爲めに浸蝕せられ巨害を受けたるは事實なり、足尾銅山が銅山として一種の毒素を含有することも亦事實なり、乃ち足尾銅山より排瀉する粉鑛の類が今を去る三百年前より河底に沈澱せるものあり、遇々洪水の爲めに飜蕩せられて沿岸の田圃を浸し爲に洪水の害をして一層の慘激を加へたるは遂に否定す可らざるなり、乃ち否定す可らずと雖も而も鑛毒は被害に於て間接に屬し其直接の原因は洪水に有し洪水莫かりせば決して今日の慘狀を呈せざりしことを知了せられたる上は第一に洪水防禦の策を講じ第二に粉鑛流出を遏止するの法を講ずるを至當とせざるを得ず、我東京日々新聞は旣に數名の視察員を派して沿岸各村を巡回せしめ其田土荒廢植物枯衰の實況を認め深く各村被害民の困苦を思ひ愁然として數行の熱涙を禁ずる能はざる者なり、然れども是を以て直ちに足尾銅山の鑛業停止を請願し雲集闖至官廳を脅し世論を激發するの舉動あるに至ては即ち與すること能はず蓋し邦家に於ては農業鑛業の間に毫厘も輕重の差別あ

るを得ず、一視同仁各々其隆昌を企圖すべきものにして國に政府ある所以は實に這般の調和斡旋を爲すに在りて政治の要諦畢竟此に止るのみ故に被害村落にして其除害の方法を得ず若しくは資力なきときは慘狀を具して之を地方廳に訴へ而して徐ろに救濟を待つべきなり、事此に出でず幾ど蓆旗竹槍の陋態を演出し無政府的現象を釀すに至りしは返す〴〵も惋惜に堪えず、然り而して所謂停止運動なるものは往々にして醜聞を流布し被害民を奇貨とし自家の私福を計るの嫌を免れず就中栃鎭田中正造等の擧動に至りては洵に躁妄の甚しきを極め士君子の顰蹙する所となりしは被害民の疾苦を伸寃するに於て寧ろ多くの障害を爲せるを覺ゆ

今夫れ栃鎭等が怒號する所を聞くに事頗る針小棒大の跡あるのみならず全く無根揑造の事少なからず蓋し所謂鑛毒被害なるもの千差萬別一端を擧げて律しがたしと雖も要するに衞生上の害と農業上の害との二大別に歸するもの丶如し、然り而して衞生上の害毒に至りては事甚だ重大に屬す若し夫れ群馬栃木二縣は鑛毒の爲めに民命日に衰へ流離顚沛の慘禍を免れざるものならむ乎、假令兩野二州の民老若男女數千萬相率ゐて輦轂の下に拜伏し、足尾銅山の非停止を請願するも政府は國家治安の爲めに斷乎として鑛業を停止し以て民命を救はざる可らざるなり、然りと雖ども所謂鑛毒被害の聲は囂々として幾ど人耳を聾するの勢あるに拘らず其證據とする所は甚だ淺薄にして未だ斯の如き大問題を處斷するに資するに足らざるを奈何せん、乞ふ先づ農業上の證據を査覈して而して更らに衞生上の害毒に論及せむ

夫れ大水氾濫砂を捲き泥を吹き堤を決して浸溢するに當ては沿岸の田圃は其奔流激湍の震蕩する所となり植物は枯死し田土は洗滌せられ一見荒寥の光景を露呈するは世上の常とする所毫も怪しむに足らざるなり、平素市府に坐食し村落の事情を知らず所謂菽春を辨ずる眼識だもなき輩を拉して此光景を看せしめ而して群民吸々以て被害の慘を加え加ふるに嚴冬を經て草木凋み田土殊に荒るゝの期節を以てせんか八面玲瓏の思慮ある者の外或は其の欺瞞する所とならざるを保せず、然らざるも其殘部は純粹の洪水より來る被害にして幾分は鑛毒の被害なるやを知るに苦しまざるを得ず田中栃鎭等が鑛毒の證據物件とする竹根及藁灰を檢するに其無稽の甚しきに驚

かざるを得ず抑々此竹根は下羽田村なる庭田源八が家に生ぜるもの之なり、而して被害視察者の此地に到る者あるや庭田源八は毎に慇懃に之を導き自ら竹根を拔て以て客に與ふ、此竹根は柄鎖が嘗て日比谷原頭に松旭齋天一的茶番を演じたるものにして其根は一見芋の如く無數の細條巧に腐蝕切斷せられ渾圓狀を爲し其幹部は枯て黄色を呈せるも其梢頭は青々として葉も亦蓁々たり、凡そ竹の質たるや其培養最も困難にして鹽類を忌むこと最も甚し、駝師が竹を育さむとするや豫め地を區劃して和布の汁を瀉ぐ此の如くすれば竹は區劃外に繁殖することなし、又其細根悉く腐蝕し地中の養分を吸收する能はざるに於ては其葉先づ枯れ其梢亦枯れざる可らず、然るに根は既に腐蝕せるも葉蓁々梢青々たるを見るは奇に非ずと云ふべからず而して渡良瀨川溢水に浸されたる竹籔は其數頗る多きに拘らず下羽根田、高橋の二村の竹根のみ此の如くなるは怪しまざらむと欲するも得ざるなり、藁灰に至ては益々怪しむべきものあり、此灰も亦庭田源八が家に於て製造するものにして浸水の藁を燒きたるものなりと云ふと雖も而も濕地若しくは長く水に浸さたる藁を燒く時は其灰の乾燥したる藁と異るは論を俟たず然れども其灰が鐵屑樣の小塊に變じ黒褐色の光輝を發する者となるに至りては益々怪事と謂はざる可らず、藁を燒て鑛物となるは學理上極めて解すべからざる事にして停止請願者等が唯一の證據として之を提供するは其間何等怪しむべき事なしとするも惜い哉未だ俄に天下の信用を得ること能はざるべし、蓋し藁灰なる者は停止請願者等が自ら製造する所のものにして二縣下到る處の藁灰皆斯くの如しとは彼輩も主張せざる所なり、且夫れかくの如く鑛物を含有せる藁が如何にして發育するを得たるやは一考を要す、停止請願者は鑛毒地中に浸染して田土不毛となると云へり、然るときは此藁灰は何處に生ぜし藁なるや世人の疑を此に挿む者あるも恐らくは解惑に苦まざるを得ざるべし、此藁灰は嘗て內務省衛生試驗所に於て山本技師が精密分析したるに其結果酸化鐵二、七五銅極微硫黄皆無の成績を得たりと云ひ又嘗て硝酸を以て之を溶解する者ありしに其殘留するもの硅石のみなりしと云ふ、乃ち知る竹根併に藁灰は以て此の如き重大問題の鐵案となすの價値なきことを特派員の所報に依れば樺山內相も亦此の庭田源八が家に至り藁を燒いて鑛物の如き

灰を得たるを見たり、此時栃木縣技師にして農事試驗所長たる東條某が此灰は銅粉の集合にあらずしてアクの渣滓なりと辯明せしに多數の村民は鐵拳を振ふて東條某を亂打せむとせしと云ふ果して然らば世人は轉た庭田源八が家を以て鑛毒事件の劇場と見做さゞるを得ず、其藁灰に多量の銅分を含有せざるは前記内務省衛生局の試驗に徵するも明白にして東條技師が銅粉の集合に非ずと辯明せしを至當とせざるを得ず只々二縣下に在ては公平の見識を立れば忽ち暴民に襲撃せらるゝ恐れあれば默して止むの外なきが如し、宜なる哉其停止の聲獨り囂々として公平に其利害得失を論斷する者の寥々たるや田中栃鎭は議會に咆哮して曰く被害村町は收獲年々減少し人口納租學生徵兵結婚も亦皆減少し甚しきは流離顚沛の慘境に陷るありと事果して眞ならんには實に容易ならざる危害と云はざる可らず、依て之を統計年鑑に參照するに未だ栃鎭の言を信ずべきの憑據を得ず乞ふ之を左に列掲せむ

（一）人口

	上野	下野
十七年	六二五、四〇六	六二〇、七四五
二十年	六五九、七三七	六五九、五三三
二十五年	七〇九、一八四	七一三、九六二
二十七年	七二八、八一四	七三五、二四六

（二）地租

	群馬	栃木
二十一年	六九〇、六二九	六五六、七七九
二十四年	七六四、二一七	七六九、五二六
二十七年	七六三、四五九	七七〇、八五三

（三）農業

群馬

		米	麥
二十二年	作付	三〇、五七九町	五九、五七九町
	收獲	三二七、四七九石	五六一、九一七
二十六年		三〇、六六四	五九、九〇八
		四四二、六〇三	五七一、四八八

栃木

		米	麥
二十二年	作付	五四、五九二町	四七、九六八
	收獲	六六四、六八八石	五二一、七九八
二十六年	作付	五八、二〇六	五三、七三四

收獲	八二九、〇六一	五六五、一〇九

（四）學　生

	群　馬	栃　木
二十一年	七〇、九三四	五三、一五二
二十五年	七四、六一二	六一、一九五
二十七年	七九、二七二	七三、四七八

（五）結　婚

	群　馬	栃　木
二十一年	六、四二九	六、〇七〇
二十五年	六、五四五	六、五一六
二十七年	六、五六七	六、四五〇

以上列擧する所の統計は二縣全體の概勢を見るに足るものにして田中栃鎭が怒號せし理由は全然排斥すべからずとするも亦悉く信ずるに足らざるを證明せり

（東京日日新聞第七六四二號　明治三十年四月十四日）

○足尾鑛毒事件の眞相

第四　停止請願の沿革

足尾銅山にして其鑛毒を渡良瀬川に排泄するの事實は遂に否定すべからずとするも而も停止請願民等が囂々嗷訴する如く之が爲に人畜非命に死し郡村流離するに至ると云ふが如きは毫も其形跡を認むるを能はず人口減少家産蕩盡の如き畢竟本問題を奇貨とし野心を逞うせんとする徒輩が誇大虚構以て天下の人心を激昂して之に乘ぜんとする手段に出でたることは既に前數章に於て反覆論陳したる所に於て業既に明白なり乃ち所謂足尾銅山鑛毒の被害と稱する中に就て民命を危害すと云ふは全くは無根に屬し公衆衛生上に關し多大の害毒有らざるの證は亦前掲各種の統計に徵して一目瞭然たり、然らば即ち足尾鑛毒事件は單に鑛毒が洪水に伴はれて沿岸の泥土を浸し依て以て其植物を損害したりと云ふの一點に止る既に此の如くんば純然たる經濟問題に過ぎずして之が醫救の方法は綽々として存ず亦何ぞ囂々として鑛業の停止を强願するを之れ爲さむや世の停止請願民に佞媚して黨勢を保たむと欲するの徒若しくは停止請願を利用して私慾を計らむとするの輩は誇大虚構の説を煽起し彼の竹根藁灰の如き奇怪なる物件を證據とし洪水の結果たる慘狀と鑛毒より來りたる被害とを一併して之を鑛山の罪に歸せんとするも所謂鑛毒運動が常に洪水

起り平年に於て其害を見ざりし事實は停止請願の沿革に徵して知るべきのみ

抑々足尾鑛毒の世人の耳朶に上り始めたるは明治二十三年に在りて仲裁會なるものは實に此時に於て生れたり、是れより先き明治二十二年の頃渡良瀨川の上流桐生足利邊に於て洪水に際し魚族の往々死するものあるを發見し是れ足尾銅山鑛毒の爲めなるべしとし足利梁田安蘇三郡選出の縣會議員は明治二十三年度の通常縣會に向て其原因及除害方法調查の事を提出し縣會の一致を以て之を當時の縣知事折田平內氏に建議せり是れ實に鑛毒事件の端緒なりとす、然るに明治二十三年に至り會々栃木縣下に大洪水あり渡良瀨川も亦氾濫して安蘇足利梁田下都賀の四郡に跨り堤塘を破壞し泥沙を浸入せしめたり、而して其浸入を受けたる田土の作物は之が爲めに損害を受る所ありしを以て栃木縣は下都賀郡谷中村大字下宮安蘇郡植野村大字船津川足利郡吾妻村大字下羽田毛野村大字大久保舊梁田郡山邊村大字朝倉久野村大字野田に設置し農學士をして之を研究せしめたり、越て二十四年十二月縣會は知事に對し鑛毒有無の研究と共に銅山主古川と被害人民間に示談を遂げ被害地の損害を古川より補償せしむる方法を講ぜむことを希望せしにより折田知事は縣會と商議し遂に仲裁會なるものを組織し明治二十五年二月に於て當時の縣會議員中正副議長並に安蘇足利梁田三郡議員の全部と其他の各郡は各々一名の委員を出し其委員長は知事間接に之を據し安蘇足利梁田下都四郡關係町村に許多の總代委員を置き町村長を町村委員とし郡長をして之を總べしめ以て實地調查を爲さしめたり折田縣知事以下縣會議員は誠心誠意滿腔の熱血を濺て事に當りたりしに端なくも田中正造木村半兵衞二氏が中原の鹿を爭ふて驅逐したる結果縣下に一種の黨弊を生じ仲裁會は此に分裂して木村派は別に鑛毒查定會なるものを起せり、而して此等の委員は數回被害地を巡回し應接折衝最も努めて遂に鑛主古川と被害村民の間に契約を妥協するに至れり、其契約の要旨は第一、鑛主古川は粉鑛の流出を防ぐ爲め明治二十六年六月卅日を期し精巧なる粉鑛採集器を工場に設置する事第二、古川は仲裁人の取扱に任せ德義上示談金として(一)本件出費若干(二)關係地へ配當金若干(三)水防費若干を支出すること、第三、前項金額を支拂ひたるに就ては明治二十九年六月三十日

迄は粉鑛採集器實効試驗中とし契約人民は何等苦情を唱へざるは勿論なること、第四、二十九年六月三十日以後に至り粉鑛採集器奏功せし時は此契約の終尾とし双方和睦すること、第五、粉鑛採集器奏功せざる時は更に二十六年七月より起算し猶將來に就き臨機の協儀を遂げ別段の約定を爲すこと、第六、古川は渡良瀬川原流諸山の立木を伐採するも水害涵養を努むべきこと大約かくの如くにして古川が之れが爲に支出したる金額左の如し

金七千五百十九圓六十一錢九厘

梁田郡久野村

金二萬五千三百六十八圓九十錢四厘

安蘇郡植野村界村犬伏町

金七千百十一圓四十五錢

下都賀郡藤岡町生井村大字下生井白鳥部屋村大字部屋石川帶刀蛭沼新波西前原野木村大字木野渡

金六百圓

下都賀郡西野村大字甲

金五千五百圓

下都賀郡谷中村大字下宮惠下野内野同郡三鴨村大字都賀

金二千八百八十七圓三十六錢

舊梁田郡筑波村山邊村御厨村梁田村足利郡吾妻村小俣村

合計金四萬八千九百八十七圓三十二錢

仲裁會より分裂したる査定會も亦大に盡力して鑛主村民の間に斡旋し仲裁會と殆んど同一なる契約を妥協せしむるに至り古川が支出したる金額左の如し

金二萬六千二百六十六圓五十一錢

足利郡足利町長野村富田村吾妻村阪西村小俣村梁田郡梁田村御厨村筑波村山邊村

而して鑛主古川は右契約の規定に從ひ示談金は遲滯なく之を支拂ひ又精功なる粉鑛採集器を設置するの外時に沈澱地を設けて粉鑛流失を防遏するに努め被害村民も亦此仲裁會査定會の勞を多とし委員に對し感謝狀を送りしもの頗る多く折田縣知事も亦仲裁解任と共に委員の勞を謝するの書を送れり、其後明治二十八年に至り鑛主古川は被害村民に對し永久示談を

爲すを必要とし乃ち被害民との間に契約を結び二十八年三月十六日を以て「銅山御稼業より常時不時を論ぜず鑛毒土砂其他渡良瀬川沿岸我等所有地の迷惑し相成るべき何等事故相生じ候共損害賠償其他苦情ヶ間敷儀一切申出間敷候」との證書を徴して左の金額を支出したり

金二千圓
下都賀郡部屋村大字富吉中根寒川村大字寒川迫間田野木村大字大沼生井村大字網戸上生井楢木生良赤麻村大字赤麻

金三千五百圓
下都賀郡生井村大字下生井白鳥新波部屋村大字部屋西前原石川帶刀蛭沼

金二千圓
下都賀郡藤岡町

金二千五百圓
同郡三鴨村大字都賀

金四百圓
同郡大字甲の内舊只木

金千三百圓
同郡野木村大字野木野渡大字友沼生井村大字下生井谷中村大字惠下野茨城縣西葛飾郡古河町

金三千三百圓
同郡谷中村大字下宮

金二百圓
同郡同村大字惠下野

金三百圓
同郡同村大字内野

金二百圓
同郡三鴨村大字甲の中舊新井

金一萬三千九百四十四圓五十七錢
足利郡梁田村筑波村御厨村山山邊村山前村山前村吾妻村富田村毛野村小俣村葉鹿村足利町

金千五百九圓六十九錢
同郡富田村大字奥戸

金一千圓
同郡梁田村大字梁田

金千九百九圓九十七錢二厘

同郡毛野村大字川崎

合計三萬四千百十九圓二十三錢二厘

此くの如くにして鑛主古川が前後被害民の爲めに德義上支出せし金は無慮七萬六千六百二圓九十六錢九厘に上れり、而して前記各郡村の中永久示談金を受取りたる村落は即ち其證書面の如く何等の苦情をも提供するの權利なきを自認したる者に屬し永久示談の未濟なる各村は契約書第五條に所謂「粉鑛採集器萬一奏功を見ざる時は更に明治二十六年七月より起算し猶ほ將來に付き臨機の協議を遂げ別段の約束を爲すこと」とあるに基き平和の妥協を爲すべきを當然とす、然るに粉鑛採集器試驗期限は二十九年六月三十日に終るを以て被害村民は再び總代を撰びて再仲裁に斡旋せんことを舊仲裁委員の一人なる横尾某に依頼し横尾は古川に交渉中同年八月七日乃至十五六日間に俄然として數十年來會て見ざる大洪水あり、人心不穩にして鑛業停止の聲始めて囂々たり、同年十月宇都宮旭館に仲裁會を開き總代等は廿六年七月より廿八年六月迄の損害補償として安蘇郡植野村、十萬八百三十一圓同界村十萬八千百七十二圓足利郡久野村八萬五千三百七十六圓同郡筑波梁田御厨山葉鹿十三萬三百一圓を要求せり、其要求額の巨大なる之を前回の示談金に比して懸絶甚しを以て古川も亦俄かに諸意を表すること能はず、百方思考せるに際し彼れ總代等は突然横尾等の仲裁を謝絶し大聲疾呼して鑛業停止請願の運動を爲すに至れるなり、古川が被害村民の要求に依り其被害の原因結果を査覆せず漫然其要求に應じ巨額の金額を支出したるもの實に鑛毒事件數紛擾の濫觴なり、若し古川にして金額支出を愼重にし裁判の結果若しくは其他公正明確なる手續に依て被害民と契約を妥協したらんには古川並に被害民も共に平穩に各利福を全うしたらんに事此に出でざりしが爲めに所謂有志家と稱する常識恒産なき野心漢の乘ずる所となり其の紛擾をして今日の如くならしめたるは豈に絶大の遺憾に非ずや、夫れ足尾銅山は政府が公認を受け租税を納めて以て業を營む者之を覊束する法律には鑛業條例あり、之を監督する宮廳には鑛山監督局あり、足尾銅山にして苟しくも鑛山條例に違反することなく鑛山監督局の管理に悖戻すること無くんば是れ正々堂々業を營む者兩野二州の民之が爲めに損害を受

るあるも古川は直接に其責任を負ふことなし、況んや渡良瀬川は國有の河川にして古川が私有の河川に非ず故に此河水の氾濫に關し古川は寸毫關係する所なし、然るに彼れ古川が輕々しく村民の囂々に聽き巨額の金を抛て顧みざりし所以は是れ世情に晦蒙なりしが爲めと云はざるを得ず蓋し古川は事業家としては一世に傑出せし者ならむ、然れども政治經濟の智識に至ては全く之を缺くことは頭上の髷を以て世に有名なるの一事以て之を證す、其の「苦情を買ふ」と號し又其損害の原因結果及び足尾銅山の公法私法的關係に思ひ到らず漫りに私約を結びたるもの實に一大失計にして今日鑛毒事件の囂々たるもの古川も亦其責なしとせざるなり、然れ共停止請願運動の輩が古川を以て驕慢奸佞の人と爲すが如きは亦爲にするの言古川は足尾銅山を所有すと雖も常に銀行に負債を有すること百萬圓に下らず而して銅山の利は悉く之を銅山に投ず、と聞く人ありて足尾銅山の計畫壯大に失するを曰ふや古川は莞爾として曰く多々益々壯大ならむことは予の至願予は區々貯金を以て念とする者にあらず願ふ所は國家の公益に在りと其の素願此の如し、宜なる哉銅山の爲に田土に被害ありと聞くや復た其の有無眞僞を查覈するに遑あらず只管金錢を支出して以て村民の要求に應じたるや

（東京日日新聞第七六四四號　明治三十年四月十六日）

○

○中村內務次官の談話

（二十八日在足利特派員山崎正秀報）

本日午前十一時五十分當地停車場に着し直に渡良瀬川沿岸の各村に向ひたる中村內務次官只今當地に歸り來り初谷旅館に投宿せり、就て聞く所大要左の如し

鑛毒の有無の如きは專門の智識を有せざる事の知る所に非ず予は唯、田畑の如何に荒廢せるかを見むが爲めに來れり、予の曾て群馬に在りし時、鑛毒事件關係の各地を巡視したる事あり、當時見る所に比すれば慘狀更に一層を加へたるが如し、余は明日阿蘇、下都賀兩郡を巡回し其れより群馬縣邑樂山田、新田の諸郡を巡回して歸京する豫定なり、後藤衞生局長は衞生的視察をせむが爲め本日足尾銅山に向ふ筈なりし、古市土木局長は余の歸京後直に渡良瀬川沿岸各地に出張すべし

傍に在りし有松内務書記官詳細に巡回の實況を語て曰く一行は被害地全般を視察し又人民の希望あるに於ては何處迄も行く決心なるを以て一同脚絆、草鞋の輕裝にて巡回せり、一行は足利停車場より毛野村字鴨木、川崎奥戸の各部落及び吾妻村字村上高橋の各部落を見、渡良瀬川を南に渡りて野田村に入り石川某方に於て用意の握飯を食し更に瑞穗野、高松、久保田、梁田、福富の各村落を見て玆に來れり、途上實視する所に據るに果して其の原因鑛毒に在るや否やは斷言する能はざるも田畝荒蕪の慘狀決して蔽ふ可らず

次官に隨從したるは桑原栃木縣書記官、栃木縣足利郡長、東條栃木縣技師（農事試驗所長）等にて郡長及び技師先導を爲したるが一二部落を過ぎたる後は大抵村長及び總代と稱する三四の農民先導して種々の說明を爲せり、一行が石川某方に至りし時間外には男女老幼皆來ると云ふべき程大勢の人數群集し敬禮を表して一行を迎へしが其中四五名は門内に來り次官に向て陳述する所ありしかば次官は彼等に向て懇々說示する所ありたり、其要は榫山大臣親しく各地を巡回する筈なりしも病氣の爲め本官代理として來れり、夙に實地視察を爲す考慮なりしも議會開會中なりしを以て止むを得ず今日に至れり、本官等は充分の注意を以て巡回視察するのみならず既に鑛毒事件調査委員會を設けられ當局の委員は順次關係町村に出張する筈なれば家業を棄て、奔走するが如きは思ひ止るべし、立憲政治の今日殊に上に　聖天子を戴く今日に於て多數隊を爲して出京するが如きは甚だ不穩當なる行爲なるのみならず斯くの如き事を爲すに於ては警察官は其公安を保持するの職責よりして之を制止せざる可らざるに至り結局、各自の不利益となるべし、依て此事を一般に傳へて嘗に以後斯の如き事を爲さゞるのみならず目下出京し居るものも呼び返すべしと云ふに在りと

次官は又彼の農民等が次官の說諭に對して、各町村に反對派出沒し永久苦情を唱へざるの契約を爲し其契約書に調印せしめんとて奔走する者あるを以て之に對する必要上、止むを得ず過般の擧の如き運動を爲すに至りたる事を答へたる旨を語り更に語を轉じて各町村中には多數の金額を受取り永久苦情を唱へざる約束を爲したる所あり、然れども斯は單に私人相互の間に於ける約束にして予等の眼中に置かざる所予の此

行に於ける目的は被害の實況を檢するに在れば假令苦情なき町村と雖も仔細に巡回して洩らさざるの決心なりと

（東京日日新聞第七六三〇號　明治三十年三月三十日）

○

○農民縣會議員等を襲ふ

（二十九日午後五時足利特報）

昨夜九時、十時の交、蓑笠に身を固め手拭にて面部を包みし百餘の農民（或は云ふ三百餘人と）足利町を東に距る一里許りなる毛野村大字川崎に住居する村の助役小野寺某方に至り惡口雜言を極めたる後、本縣々會議員にして鑛毒事件仲裁會設立の當所より同會に關係せし大字猿田の早川忠吾氏の宅に押し掛け主人に談判の筋あれば是非とも面會したしと口々に叫び立て土足にて座敷に打通れり、同家の下僕某出で主人不在の趣を述べたるも群集は之を聞かばこそ矢庭に拳を固めて擲り倒せしかば妻女代り出でゝ彼等に應接したるが彼等はサン／＼座敷を蹂躙りたる上火針、ランプ、ボンボリ等を破壞したる後何れへか逃げ去れり、此の騷動起るや毛野村駐在巡査は急を足利警察署に報じたるを以て署長は巡査數名を率ゐて現場に驅け附けたるも群集既に散亂したる後なりしかば一時間許り警戒したる後歸署したりと云ふ

（東京日日新聞第七六三〇號　明治三十年三月三十日）

○

○鑛毒事件の調査委員會

足尾銅山鑛毒事件調査委員會は昨日も午後一時より內閣書記官長室にて第二回委員會を開き神鞭調査委員長始め古市土木局長、目賀田主稅局長、後藤衞生局長、早川農商務大臣祕書官及農商務技師和田、細井、小寺、板野等の各委員出席して前日に引き續き各自分擔調査することに就て協議する所あり四時過ぎ散會したりと云ふ

（東京日日新聞第七六二八號　明治三十年三月二十七日）

○

○鑛毒被害地人民彙報

栃木群馬の兩縣下に於ける足尾銅山鑛毒被害人民の示威的運動に關し其後聞き得たる所を左に摘載す

上京を企てたる總人員　は約そ七百名にして今回は總員孰れも三日分位づゝの握り飯、或は餅などを携帶して先づ渡良瀨

村に集合し更に進んで川俣村に出で同所の川を渡らんとせしも渡船なかりしより此處にて一同着衣を脱し之を頭上に載せて徒渉したる者五百餘名なり、此時早くも所轄警察署より制止の爲めに急派したる警官迫ひ馳け來りて種々說諭を加へし爲め總員の中二百名許りは此より踵を回らして歸村したるが其の說諭に服せずして上京の途に就きたるは凡そ五百名許りにて此の五百名は中仙道鴻の巣に出で同地警官の抑制を免れて大山又は須田の各地を經、終に岩槻に來りし者三百五名あり、又道を其の他に取りて直ちに東京に出で來りし者合計百四十名ありて此等は神田、芝、下谷の各區內に分れて止宿せり

上京せし人民の宿所　二十五日上野停車場より着京せし群馬縣邑樂郡矢田部村字西度木暮淺吉、中島源七、栃木縣足利郡筑波字下瀨垂石川倉太郞、坂田淸三郞、山岸利七外五十九名は神田區佐久間町の旅人宿信濃屋方に投宿し翌二十六日上京したる栃木縣足利郡筑波村字小曾根大野茂平外六名は下谷區下谷二丁目の旅人宿山城屋方に投宿し又同日出京の栃木縣阿蘇郡の山田友治郞外十數名は京橋區八官町田中正造氏方に投宿し其他は概ね芝區內に投宿し居れるが右の信濃屋方に投宿せる者の中、重立てる者を除くの外、五十餘名は直ちに同家を引揚げし由

岩槻にて拘留の人民　同地まで寄せ來りし總員三百五名は同地警察官の說諭に服し總代五十名を選擧して請願の意志を達せしむることに定め爾餘の二百餘名は歸鄕のことに決定せしが其總代五十名は昨朝鳩ケ谷を經て赤羽に向け出て來りたり

市部より應援の警官　板橋及び千住の兩關門へ市部より應援として派出したるは本鄕、小石川の兩署より警部一名巡査三十名、淺草下谷の兩署より千住へ警部一名巡査二十名なりしが押し寄せんとせし人民はすでに岩槻に於て抑留せられ多數は穩かに歸鄕することとなりしを以て一昨夜孰れも所屬署に引き揚げたり事

事務所員の困難　芝口三丁目の旅人宿宮下方に設けある鑛業停止請願事務所へ上京したる人民が三々伍々に尋ね來りて其都度食事を請求するに同家は宿屋を業とすれば求むるまゝに食事を供するも支拂は事務所の負擔となして立歸るより事務

所員は其費用に堪え兼ね此上續々上京しては迚も事務所の維持は出來ずとて委員數名が要所に出張し警官と共に人民に說諭して押返し方を勉め現に昨朝も委員の一人が岩槻へ向け出發せしを見たりと云ふ

警戒線に掛りし群馬縣人　被害地人民再び大擧して上京すとの警報一たび傳はるや麴町警察署に於ては殊に宮城附近の警戒を嚴にし一昨二十六日の如き馬場先門の內外に數名の巡査が佇立して油斷なく見張り居る所へ午前九時頃赤毛布に身を捲ける田舍者七名が相伴ふて同門を入らんとするにぞ警戒の巡査は早くも呼び止めて其の鄉里住所を訊問し若し彼の鑛毒事件にて上京せし者ならば宮城直下の通過を許さずと抑留せしに其中の一人が進み出でゝ我等は決して左る嫌疑を被るべき者に非ず群馬縣人山崎平太夫(三十七)と云ひ今度東京控訴院より證人として召喚を受けしに依り上京したる者にして此れなる六名は自分が法廷の事に慣れざるより附添として同行せしめしものなりと辨じて同院の召喚狀を示したるに依り巡査も件の山口一名は門內へ入らしめたるが他の六名は運動者と疑はれて入ることを得ず餘儀なく外濠を迂回して控訴院に入りたりと云ふ

總代人農相に面會す　總代として府下に留まれる者の中十一名は昨日午前十一時過ぎ農商務省に出頭して榎本大臣に面會を求めたるも折柄大臣の出省なかりしを以て引き取りしが其歸途に於て十一名中の大澤庄左衛門、鴇崎藤三郎、福田春吉、原金治の四名が榎本金治の出省せられんとするに出逢ひければそのまゝ大臣の馬車に尾して引返し再び農商務省に出頭して刺を通じたるに農相は四名を樓上の應接所に通じて快よく面會せられ四名の陳情を聽き取られしのち他の七名も大臣出省と聽いて出頭し尙ほ關口、荒川の兩縣會議員も續いて出頭したるに依り大臣は其十三名を一室に集めて詳しく陳情の次第を聽き取られしと云ふ

（東京日日新聞第七六二九號　明治三十年三月二十八日）

（附錄二）

近世刺客暗殺史

（補遺）

岩倉具視卿を暗殺せんとし斬罪に處せらる (明治七年七月九日)

公判

臨時裁判所申渡

高知縣貫屬士族

武市 熊吉　武市喜久萬　山崎 則雄
山崎 直方　下村 義明　岩田 正彦
中西 茂樹　中山 泰道　澤田悦彌太

其方共儀征韓の議行はれざるを不平に存するより岩倉右大臣を殺害して廟議を動さんと欲し同志九人申合當一月十四日夜喰違に於て刺傷する科に依り除族の上斬罪申付候事

明治七年七月九日

(郵便報知新聞第三九六號 明治七年七月十日)

○

審理公判

申渡

高知縣貫屬士族

武市 熊吉
武市 喜久萬
山崎 直方
下村 義明
岩田 正彦
中西 茂樹
中山 泰道
澤田 悦彌太

其方共儀征韓之儀行はれざるを不平に存ずるより岩倉大臣を殺害して廟議を動かさんと欲し同志九人申合當一月十四日夜喰違に於て刺傷する科に依り除族の上斬罪申付候事

明治七年七月九日

(東京日日新聞第七三九號 明治七年七月十日)

憲法發布の當日森有禮氏暗殺さる (明治二十二年二月十一日)

森大臣の負傷

森文部大臣は昨十一日憲法發布の盛典に付き朝第八時の頃參朝の裝ひして居室より將に玄關に立出でんとする時暴人の爲に刺されて罪人は其場に仕留められ大臣の疵は小腹の邊にして專ら治療最中なりと云ふ、抑も此罪人は發狂したる者か或は大臣に私怨にてもある者か未だ詳かならざれども昨日は是れ我大日本帝國未曾有の祝日なる折りも折りとて斯る不詳の傳聞に接するとは大臣の爲に悲しむのみならず恰も國家萬歲の青天に片雲を點したる心地して不愉快に堪へざる次第なり、然るに追々通信の趣きに據れば右の罪人は山口縣とやらの者にして豫て古典などを研究し敬神の一義に熟したる人物なれば何か敬神主義の邊より心得違ひして暴擧に及びたるにはあらずやと言ふ者あり、若しも此の言にして事實に近きことあらば政治上には全く無關係の狂暴にして即ち昨日の盛典には緣なきものなり狂暴の惡むべきは固より云ふまでもなきことながら其狂暴が我が聖天子の盛典に間接にも無緣なりとすれば不幸中には尙ほ強ひて人意を慰むるに足るべきか左れば昨日の盛典は眞實完全の盛典にして日本國中一切の之を汚すものなく又害するものなし、我輩は唯大臣の一身に就て之を悲しみ幸に其負傷の輕くして一日も速に平常に復し目出度く改めて參朝あらんことを祈るのみ

(時事新報第二一九八號　明治二十二年二月十二日)

○

森文部大臣兇手に罹る

昨日の時事新報號外を以て取敢ず急報したる如く同日午前八時頃山口縣士族西野文次郎(滿二十年)と名乘り永田町なる森大臣の官邸を訪ひ來り受付けに向つて拙者は大臣の御身上にかゝる容易ならざる事件を密告せん爲め取り急ぎ參邸いたしたれば其由大臣まで御取次ありたし云々と云ふ物腰から風體を見るに和服にてしとやかに書生とも見えず官員とも見えず言葉を低ふして申入れたれば取次の者は其趣を大臣に告げたるに、大臣には豫て當日午前八時三十分に大內に參內して憲法發布の盛典に與からんと恰も大禮服着用の折柄なれば久保祕書官に命じて密告の次第を聞取らしむることと爲し同祕書官は先づ其密告者を玄關の次の應接間に招じ足下が勸告の次第ありとは如何なる事件なるか拙者まで話されよと問ひ掛けたるに右の西野文次郎は尙一層言葉を低ふし其の事件たる

端緒を申せば目下森大臣を暗殺せんと密謀する者ある一件なれども實に容易ならざる事柄なるを以て詳細の議は直々大臣に面會の上ならでは言上致し難し云々とて一二問答ある時も時とて大臣には大禮服の盛裝を整へ八時十五分とも覺しき頃參内を急ぎて二階より降り來る其の階子段の下は即ち秘書官と西野と對話の應接間にて大臣は心なく階を降りるや秘書官は此人こそ先刻より面會を願ふ西野某なりと言未だ畢らざるに西野は椅子を離れ立上ると見えしが懐中に隱し持ちたる出刄庖丁を閃かし左手に大臣の腰部を抱きながら下腹目掛けて一と突き突きエグリて拔き取る其物音と秘書官の叱聲に今や出仕と玄關に待設けたる護衛の巡査は其儘一同飛上りたる騷ぎに驚く凶徒西野は庖丁を片手に掴みながら血走る眼に出口を違へて奥の間に逃け込む、一室は奥と表との堺にある小座敷にて何れに血路を開かんと思ふ間もなく後より續いた巡査は凶徒を捕へんと撃てかゝるを死物狂ひに騷ぎ暴れしが間もなく巡査の刄に掛り遂に其頸まで其室内に斬落され血潮あたりに迸れりと云ふ、右西野文次郎の懐中には一通の書ありて文次郎が死を決せし始終は書き認めありと聞けど固より之を知るに由なし、聞く文次郎は壯年より山口師範學校に學び後深く皇學を信じて伊勢の大廟を崇神すること他人に秀て著しかりしと、扨も我輩は此凶聞を傳承するや直に大臣の身の上如何を氣遣ひ其場に看護したる國手方に就て之を聞くに左の下腹を一と突きに突き下け切先は殆んど後ろに貫き徹り上に捻ぢて拔き取りたる樣にて傷口三寸餘もあり容易ならざる負傷なりと云へり、委細は聞込み次第重ねて詳報すべし

（時事新報第二一九八號　明治二十二年二月十二日）

○

森文部大臣の容體危篤に迫る

森文部大臣が一昨朝刺客西野文太郎の爲めに負傷せし次第は昨十一日の紙上に記し置きしが聞く處によれば大臣の傷は左の下腹より突き背部に通り餘程の重傷にて出血少も止まず追々疲勞し一昨日榎本遞信大臣が觀兵式行幸啓の供奉を終りて夜に入り同邸を訪ひし頃は森子は非常に苦惱の體にて言語も充分分らざる程なりしが昨朝五時頃に至り容態危篤に迫り恢復の見込覺束なき由にて同邸は昨朝より各大臣を始め勅奏任官在京の府縣知事見舞として訪問するもの陸續絕えず中々

取込の樣子なりしと云ふ

（時事新報第二一九九號　明治二十二年二月十三日）

〇

警戒外に向へり

昨日の本紙に記したる如く西野文太郎が麴町なる森文部大臣の邸に赴き案內を請ふて最初面會せしは同邸令扶の中にて岡田某なるよし同氏より當時居合せたる中川秘書官に來意を傳言の際西野の言に大臣參朝の路を要し刀物を按じて暗殺用意を構へ居るもの（精密に幾人とは云はざりしも一人にてはなかるべき口吻なりしとか）あれば直接大臣に拜謁をとありしにぞ早速警察に注意して非常を警しめたるよしなれば禍の蕭牆に起る可しとは容易に思ひ設けざりしと

（時事新報第二一九九號　明治二十二年二月十三日）

〇

最初肩先を切らる

刺客西野を座田文部七等屬の仕込み杖を拔き放して後ろより切付けしは肩先の横にして文太郎は殊死して一間半許り飛去りつゝ直に打俯し倒れしにぞ其儘二度の刀にて仕留め又右西野の用ひたる出刄庖丁は白木綿にて包みありしことを後ちにて發見したりと云ふ

共謀なきが如し

刺客西野の兇事を犯したる由來事情は如何なるや只其の懷中し居たる述懷の書に依りて略ほ推察し得べきのみ、若し生捕りしことならんには事委しく分明なるべきに今は所謂死人口なし一味同謀の有無さへ明ならざれども今日の處にては一人企てゝ一人殺され此外には打語らひしものなき容子なりと聞く

兒玉上田の兩氏

森文部大臣の腹中に刄を刺せし刺客西野文太郎の寄留なし居たる府下神田區今川小路二丁目七番地櫻井能監氏長屋の主人兒玉左一氏は內務省總務局十等屬にして同宿の事なりしかば或は西野の平生を知るならんとて目今警視廳の第二局に引致され居る由其前西野の奉仕せしと聞えたる內務省土木局の九等屬なる上田範之助氏も亦知人なればとて同じく拘留されたる趣きなれども兒玉上田の兩氏は同謀一味の嫌疑ありて左の如く拘致に及びしには非ざるなりと云ふ

復　命

森文部大臣が一昨朝刺客西野文太郎の爲めに負傷せしことを畏くも天皇陛下には聞召され直に侍從片岡利和氏を御尋ねとして同大臣の官邸へ遣されしが侍從には歸官の上疵所其他の模樣を親しく奏上し奉りしに深く聖慮を惱まさせ給ひ尙ほ重ねて精々治療あるべき旨御沙汰相成り池田侍醫及其他の國手は一昨日來時々訪問して專ら療養に手を盡し居るよし

漢筆英話

刺客西野文太郎の懷中なし居たりし自筆の遺書文中には重もに伊勢大廟の事に言及したるにや聞及びしが今又聞くに右は餘程の長文にして文字の跡を繹ぬれば漢學に深かりしものなる可しとも思はるゝ其中川祕書官と對談するには英語最も多きに居たる趣きなり

左に非ず右なり

西野文太郎の森文部大臣の出來するを待ちたるは同邸應接の間に隣れる一室の玄關に及べる箇處にして表より見れば左側に座し其右の向合せには即ち彼奴を誅せし座田文部七等屬の控へしのみにて自余の人は一人も其室に居合せざりしことなれば大臣の服裝既に成り應接の間を經て玄關の方に向へるときには西野の右腕丁度大臣の右橫に對し居たるにぞ傷けられたるは左腹にあらずして右なりと云ふ

（時事新報第二一九九號　明治二十二年二月十三日）

○

文部大臣薨去す

森文部大臣は兇徒の毒刃に罹りて薨去したるにつき其後任者に係り世間の風說を掲載すれば樞密院副議長寺嶋伯が轉任すべしと云ふもあり、又今の海軍大臣西鄕伯が文部大臣に轉じて樺山次官其の後任を襲ぎ海軍大臣たるならんとも云ふ、其他靑木外務次官河野樞密院顧問官も文部大臣の後任者として噂させり

文部大臣薨去

昨日官報は號外を發して森文部大臣は一昨十一日官邸に於て兇徒の爲めに創傷を受け治療効なく昨十二日午後十一時三十分薨去せり、との事を報ぜり、由て來る十六日午後一時官邸より出棺して靑山墓地に埋葬するよし

森文部大部の薨去

森文部大臣が去る十一日朝山口縣士族西野文太郎なる者の毒刄に罹り負傷したりとの事及び其後容體の模樣等を聞くに從ひ一々記述せしが同大臣は療養叶はずして遂に一昨十二日の夜十一時半薨去したり、今玆に聞得たる大臣幼時よりの履歷を記さんに大臣は舊鹿兒嶋藩士森有恕氏の四子にして弘化四年鹿兒島城ケ谷の宅に生る通稱を金之丞と云ふ、幼より機敏濶達夙に英才の名あり漸く長ずるに及んで深く學問を好み議論縱橫其說常に人の意表に出ず、曾て朋友相會して左傳を講じ談赤穗義士の事に及ぶ、時尙封建にして未だ泰西の學行はれざるを以て議論一として先輩儒者の說に基かざるなく衆皆四十七士を以て義士となす、森氏獨り異を唱へて曰く彼四十七士は日本の國法を破りて己の志を行へり是朝憲を破るなり是朝廷の罰人なり何ぞ以て義士と稱するに足らんやと衆討論辯難怒りて嘲罵するに至る、森氏固く執て說を變ぜず鄕友心窺かに其卓榮に服す、爾來才名益々喧し洋學の行はるゝに及んで卒先斯學に從事す、慶應元年藩主嶋津公人才を選んで英國に留學せしむ、氏及び今の吉田淸成、故吉原、種田四氏其他選に當る時に氏年十六歲なり、英國倫敦に留り勉學二年にして歸朝す、時恰も維新攘夷論の盛なるに際す、氏少しも憚らずして切に文明の說を唱ふ、彼の氏の有名なる廢刀論の如きは此頃諸藩より議員を招集し國事を議せしむる爲に設けたる衆議院に於て氏が熱心に主張せし所なり、時人其說を非難するもの多かりしも時勢の變遷は果して廢刀の實を見るに至りしかば世人初めて其の卓見に服せり、廢藩置縣の前後氏文部省にありて全權を握りたり、其後支那駐在全權公使及英國駐在全權公使を任ぜらる、其英國に在るや深く交を英國の學士社會に結び敎育の事を取調べて怠らず任滿ち歸朝の後幾干もなくして文部大臣に任ぜられ鞠躬敎育の改良を圖る、氏洋風を好み西洋の風俗習慣を我國に入るゝに急にして其急なる時に或は痛く俗說を排するに至る、氏の昨年九州地方に敎育を視察するや每縣每校敎師生活に諭すに日本從來の弊風として少しく尊敬を表する時は非常に頭を低れ腰を屈めて甚だ見苦しければ今後禮を爲すには唯だ少しく頭を低るのみにして足れりとの意を演說し其言頗る痛切なりしと云ふ、其他氏の俗風を排するの熱心なるは文部大臣となりて以來往々人をして驚かしめしもの少からずと云へり、氏の一門皆奇節を以

て稱せらる、彼の明治の初年政府に書を奉りて屠腹せしは卽ち氏の實兄横山正太郎氏なり、今や氏在職僅に三年餘蓄ふる所の萬一を行ふこと能はずして又此非命に罹る誠に悼むべきの至りなり、尙ほ氏が官位叙任の履歷は別項の如し

森子爵の履歷

一昨日を以て薨去したる文部大臣子爵森有禮氏の履歷は左の如し

本貫族籍　東京府華族　舊藩　鹿兒島

弘化四年丁未八月生　森　有　禮

舊名金之亟

明治元年七月二十五日　徵士外國官權判事被仰付候事

同年九月十九日議事體裁取調御用被仰付候事、兼テ被仰付置候議事體取調御用方此度山內中納言へ總裁被仰付候間以後右御用向關係候儀ハ總裁へ可伺出候事

同年十一月四日　學校取調兼勤被仰付候事

同年十二月四日　東京在勤被仰付候事

同二年正月十八日　軍務官判事被仰付議事取調兼勤可致事

但外國官判事兼勤之事

同年正月十八日　叙從五位下

同年二月十四日　御用有之候ニ付至急上京被仰付候事

同年三月十二日　學校取調兼勤被仰付置候處依願被免候事

同年三月二十三日　本官ヲ以テ議長同樣可相心得旨被仰付候事

同年四月十七日　是迄ノ職務被免制度寮撰修被仰付候事

同年四月十九日　當分ノ處制度寮副總裁ノ心得ヲ以テ可相勤樣被仰付候事

同年五月十八日　廢制度寮置制度取調所、是迄ノ職務被免學校判事被仰付候事、本官ヲ以テ制度取調御用掛被仰付候事

同年五月二十三日　學校判事被免制度取調御用掛是迄ノ通被仰付候事

同年六月二十日　徵士並是迄ノ職務ヲ被免候事、但位記返上ノ事

同年六月二十一日　勤仕中格別勵精ノ段神妙ノ事ニ候依之

西布二疋金百兩下賜候事

同三年閏十月五日　從少辨務史、叙從五位、米國在勤被仰

候事、米利堅國へ被差遣候ニ付交際事務及留學生徒管轄委任被仰付候事

同五年四月十八日　任中辨務史

同年十月十四日　廢官、任代理公使

同六年二月二十二日　帝國日本政府ト米利堅政府ト郵便交換ノ道ヲ開カント欲ス故ニ汝有禮ニ命ジ其筋官員ト協議シ條約取組調印スルノ全權ヲ付與ス

同年七月二十三日　歸朝

同年十二月十二日　任外務大丞

同八年六月九日　任外務少輔

同九年九月廿日　敍正五位

同年十一月十日　任特命全權公使二等官月報下賜候事、清國在勤被仰付候事

同年十一月二十二日　敍從四位

同九年七月十日　御用有之滯京仰付候事

同十年六月七日　外務卿輔不在に付當分代理被仰付候事、外務卿不在に付當分爲御用辨毎日午前九時より太政官へ出勤可致事

同十一年二月四日　御用有之候其他公使館事務見計歸朝致事

同年二月六日　敍勳二等

同年六月廿七日　任外務大輔

同年七月廿五日　惡性傳染病豫防規則取調委員長被仰付候事

同十二年七月十八日　中央衞生會長被仰付候事

同年十月三日　中央衞生會長被免候事

同年十一月六日　任特命權公使、英國在勤被仰付候事

同十五年七月廿六日　二等官相當一等年俸下賜候事

同十七年五月七日　任參事院議官、一等官相當年俸四千五百圓下賜候事、文部省御用掛兼勤被仰付候事

同十八年三月九日　專賣特許條例制定の件布告案元老院議定に被付候に付內閣委員被仰付候事

同年四月六日　學事巡視の爲め京都大坂二府兵庫滋賀岡山廣島德島高知愛媛七縣下出張被仰付候事

同年八月廿六日　東京師範學校監督被仰付候事

同年九月二十一日　東京商業學校監督被仰付候事

同年十月一日　叙正四位

同年十月十二日　學事巡視の爲新潟縣下へ出張被仰付候事

同年十二月廿二日　廢官、任文部大臣

同十九年三月十一日　叙勳一等

同年十月十九日　叙從二位

同年十二月廿五日　九州諸縣及京都の內學事視察の爲め出張被仰付候事

同廿年五月九日　特旨を以て華族に被列候事、依勳功特授子爵

同年六月十六日　學事視察の爲宮城縣へ出張被仰付候事

同廿一年六月十五日　除服出仕

同年十月四日　福島宮城岩手秋田山形六縣學事巡視として出張被仰付候事

證認辨白の書面

刺客西野が森文部大臣を刄傷に及びたるは伊勢大廟參拜の事を重なる口實にして遺草の中にも最も此事に論及なしたるやに風說することとなれば無根の言を信じて輕々しく大罪を犯したる所業なりとて森家にては甚だしく遺憾に思ひ當時大臣に從ふて太廟に詣でたる三重縣知事又は文部秘書官より兇人の大臣を誣ふる口實の如き行跡はなかりし旨の證認の書を得て目下滯京の各府縣知事其他に廻はしたる趣き

吉辰を憚らざるの理由

兇徒西野文太郎が千載一遇と聞えたる帝國憲法發布の吉辰をも憚らずして森文部大臣を刺殺したるについては人々の怪しみ且つ憤る所なるが西野にも亦自ら理由ありて抑も此回發布の帝國憲法たる今上陛下が祖宗の遺訓を紹述せられたるに外ならずして皆神靈の昭鑒し給ふ所なれば此成典に此人を參列せしむる事相叶はずとて扨こそ其參朝に先だち兇手を振ふに至りしなりとぞ假に一歩を讓りて西野の旨意を尤もなりとするも然らば其前日に刄を加ふるの機會なかりしや抔根强く責むるも多き趣なり

弔詞

森文部大臣が去る十一日兇徒の毒刄に罹り遂に其創を痛みて一昨十二日午後十一時三十分逝去せしに付ては各大臣、寺島樞密院副議長其他親勅任官等の人々は同日より昨十三日に掛け陸續弔詞を申込むが爲め同邸門の內外まで車馬幅湊なし

居たりと

（時事新報第二二〇〇號　明治二十二年二月十四日）

〇

刺客西野の平生

去る十一日朝森文部大臣を刃傷したるものは西野文七郎と聞きしに文七郎にはあらずして文太郎なり、又年を二十八と云ひ或は二十と云ふなれども實は舊暦にて廿五才なり、山口吉敷の郷里には老父あり名を儀一郎と云ひ五十餘才母も猶達者にして一弟一妹を兩親に待せしめ其身の修養の爲に東京に出でしは過る明治十九年の春なりしかども當時讀書の資なきにより出京の間もなく內務省土木局雇となりしに其後雇を罷めて阿波に赴き德島縣廳に奉職し本月一日に至り再び東京に還りて兒玉右一氏が同縣の人なるを傳りに其寓今川小路二丁目七番地に寄留し上田範之輔氏も同縣の縁にて同じく右七番地の家に居りしなりとぞ、身體は常並に外れて短小なる上に健康甚だ宜しからず左まで强からぬ友達と腕押しするにも勝を得たることは少なかりし程なれども精神は身體に似合はず强健にして容易に人後に屈せざりしかば朋友の間に尊敬されて膽力家の稱ありて又世に傳ふる如く敬神尊王の志厚く冗談にでも人より敬神家或は尊王家と云るれば眞實に受けて得色さへ現せしが或日の事なり、朋友數人打連れて宮城を見んとて丸の內を散歩の折り西野は大地に伏して高山彦九郎風に拜首せしかば一同笑ひつゝ用なきに着物を汚すことの馬鹿らしさよとありしに西野は砂利の上なれば其の心配なしとて猶ほ宮城を拜したる事ありし趣き知らぬ者より此樣を見れば變に思はるゝならんなれども知己の友達は西野の平生沈着して剛毅の心あるにこそこれを以て表を飾り俗を驚かすべき所業を作るものともせず眞に其志を賞し居たる程なりしと森文部大臣を刃傷せし前の夜は十一時頃寓所に歸り明日は千載一遇の吉辰なれども見舞も叶はずなど口に出し又頻りに國元なる父母のことを懷ひしさまにて再三言及したれども醉餘なりと云ひ格別異狀もなかりしかば一向頓着せず居たりしに十一日の朝のことありし後を以て前夜の話を思へば自然怪しかりしも道理なりと人々語り合ひしとぞ、右は西野を知れる或人の話しなりと云ふ

（時事新報第二二〇〇號　明治二十二年二月十四日）

○

勅　使

式部官長崎省吾氏は一昨十三日故文部大臣從二位勳一等森有禮氏の贈位賜金幣の勅使を仰付られたる由

勅使參向

昨十四日午後一時式部官長崎省吾氏は故子爵森文部大臣へ贈位賜金幣勅使として同邸へ參向し又同時御使として皇太后宮より皇太后宮亮林直庸氏を皇后宮よりは皇后宮亮三宮義胤氏を同邸へ差遣はされ兩陛下より祭粢金一千圓を賜はりたるよし

贈　位

故森文部大臣は昨十四日左の如く位を贈られ金幣を賜はりたり

贈正二位　故從二位勳一等子爵　森　有　禮

故文部大臣從二位勳一等子爵　森　有　禮

多年職ヲ外交ノ事務ニ奉シ尋テ內閣ノ樞機ニ參シ教育ノ大任ニ居リ精ヲ勵シ職ヲ盡ス玆ニ溘亡ヲ聞ク痛悼ニ堪ヘス仍テ正二位ヲ贈リ併セテ金幣五千圓ヲ賜フ

玉璽

明治二十二年二月十四日

奉勅　宮內大臣從二位勳一等子爵　土方久元

（時事新報第二二〇一號　明治二十二年二月十五日）

○

故森子爵の逸事

故森子爵は日本の風俗習慣を改むるに熱心なりしとの事は昨日の略傳中にも記せしが尙ほ聞く所に據れば森氏が先頃地方を巡遊せし時土地富豪のものは相談して何か進めんとの評議起り遂に茶を進むるに一決し五六日前より樣々に思いを凝らして氏の來るやいと風流閑雅なる一室に案內し茶を立て一切古式に依りて待遇せしに氏は之を見る頗る不興の體にて之れに及ばず番茶を持ち來るべしと傍らに在りしものに命じ豫て用意して出せる茶には少しも手を附けざりしかば一同は大に驚き忽ち命に應じて番茶を出せしとぞ、又た氏の明治十二年頃夫人を娶るに未だ西洋風の行はれず封建の遺風尙ほ盛んなるの時に當り世人の言を顧みず西洋の式を用ひし如きは最も世人の驚きし所なりと云へり

（時事新報第二二〇一號　明治二十二年二月十五日）

○

奬學資金

故文部大臣の葬儀は同大臣平生の意に基き萬事質素を旨とし造花等を供することは成るべく避くる由にて辻文部次官、渡邊帝國大學總長其他文部省の官吏は申合せの上大臣生前の知友より奬學資金を募集して靈前に供するに決し右に關する一切の事務は帝國大學の幹事永井久一郎氏が擔當する筈なりと云へり、又東京府廳學務課の吏員も同樣の計畫を爲し左の趣意書を其向々へ廻したるよし

森文部大臣閣下の教育上に勳勞あるは今更多言を要せざれども殊に普通教育の上に意を注がれたるは何人も知らるゝ所ならん、然るに本月十一日兇徒の爲めに創傷を負はれ終に薨去せられたるは我輩教育に關係あるものゝ哀悼に堪へざる所なり、依て我輩香花供養の奠を行はんと欲すれども閣下平生の意志を體し之に代るに普通教育の爲め奬學金を集め靈前に奉らんとす同意の諸君は加入あらん事を希望す

但奬學金支辨の方法は更に委員を撰み協議を遂げて相定むべし

明治二十二年二月

發起人　渡邊孝
同　元田直
同　帖佐雄介
同　大束重善
同　矢嶋錦藏
同　勝浦鞆雄
同　丸山淑人

追て同意の諸君は發起人宛府廳學務課へ御通知を乞ふ小學校生徒にして同意のものに限り一人に付金一錢以上五錢以下とす且又生徒の分は各學校に於て御取纏を乞ふ

本郷は最も騷然たりき

初め刺客西野文太郎の森文部大臣に直謁を求むるや今朝參内の途を要して竊に兇惡を企つるものあればとて少しく口先に出さんとせし時所謂兇を行ふものは大學生徒たるべしと推察する程に聞取られしかば森家よりは忽ち麹町區警察署に急報し同署にては大臣參内の道筋に巡査を派すると同時に警視

廳に報じ廳より本郷警察署に告げしに付き同所よりは早速大學に巡査を驅らせたれども憲法發布祝祭の朝とて殆んど校內に居るものなく一廳二署にては急に警戒を加ふる折しも直に兇徒を止留めたる旨の報を得て漸く安心せしにて西野が森家に赴きし午前七時頃より大臣を刺せし同じく八時前後に至るまで凡そ一時間ばかりは俄に變報を聞き俄に警戒を盡したれば一時は容易ならざる騷ぎにして此事に付き本郷警察署に達せし電報は三度に及び最後の報は兇徒を斃したる一事ばかりなりしかば樣子は深くして分明ならざりしかども何樣毒刃未だ大臣の身に入らざるに及び早く兇徒を發見したるものならんと思ひの外墓なき仕末を見しものから警察の方にても重ね〲遺憾に思ひたることとなるよし

遺言のこともなかりし

森文部大臣が兇徒の毒刃に罹りたるは並々ならぬ重傷なりしかば間もなく人事を辨ぜざる程にて只僅かに狂人風情の一擊に倒るゝこと殘念此上なしと云へる一聲の細く遠く聞取られしのみ其他は何の言葉をも口に出す能はざりしなりと云ふ

（時事時報第二二〇一號　明治二十二年二月十五日）

○

西野文太郎の葬式

故森文部大臣を刺殺したる西野文太郎の葬式は昨日午前六時三十分神田今川小路二丁目七番地より出棺柩は方形の白木造りにして數名にて之を擔ぎ其先には紅白の絹旗四流次に「故西野文太郎之柩」と大書せる旗を押立て五十名程の會葬者に送られ谷中天王寺の墓地に着し鶴田少教正祭主となり祭文を朗讀し種々の供物をなし全く埋葬を終りたるよし

（時事新報第二二〇五號　明治二十二年二月十九日）

○

假埋葬の手續書

刺客西野文太郎の屍體は一旦青山墓地に假埋となり其後緣故の者より右の屍を引取るに當り莫大小の股引に靴下の外は一領の衣服さへ着用せしめずして素膚のまゝに堀埋めありしことを發見したるより大いに不都合を鳴らす人もありとかに聞及びしが其後去る十五日に至り東京輕罪裁判所より恩地檢事が醫員兩名と出張して其疵口等を檢分し翌十六日は又同檢事局より麴町區役所に照會して屍體假埋の手續書を差出さし

めたりと云ふ

（時事新報第二二〇五號　明治二十二年二月十九日）

○

死體檢案書

山口縣周防國吉敷郡
山口野田町七番地義一長男
西野文太郎
慶應元年丑生

死去　明治二十二年二月十一日午前八時頃死去
假埋葬　同日午後五時頃
發堀　十四日午後五時頃
死後經過　大凡九十七時
創傷檢案着手　十五日午前八時五十分
檢案終　十時廿分
被服　裸體にしてメリヤスの股引襪鼻靴下並に錦守嚢を着けるのみ
體格　稍小なり
身長　四尺九寸
頭部周圍　一尺七寸三分餘、胸部周圍二尺五寸三分餘、腹周圍一尺九寸六分、腰部周圍二尺四寸、股部の周圍一尺三寸六分餘
皮色　臘白色にして股引を以て被ふの外は丸で泥土を以て被ふ
死徴　腐敗の徴候及び死斑を見ず强直は稍緩解せり
毛髮　頭髮眉毛直にして密生し頭髮は一圓に凝血を以て被ふ
眼　角膜結膜白色にして瞳孔の散大左右異常を見ず
齒牙　異常なく唯緊會するのみ
舌　良澤位置異常なし
孔竅　外聽道口腔咽頭異常なし鼻腔は小出血を以て滿たされ肛門は喝開せず
畸形及び疾患の痕跡なし
頭部　顱頂部の切創を見る其の長さ三寸六分にして半月狀を異にし矢狀線に沿ふて右方に去る下は鱗狀含縫を去る事一寸三分餘の上部にあり上部は前頭骨の顱頂線に至る一寸骨の劒緣は銳利にして左側下部は內方に向ひ右側も亦銳利にして上方にあり全く腦質に達し其の深さ一寸三分餘、其他

顳顬骨鱗狀含縫右側の上方より下方に向ふ處不整の辨傷あり其の長さ一寸三分餘にして廣經一寸深さ骨膜に達するも此れを損傷せず

面部　異狀なし

頸部　本部の創傷は全身中の大切創にして左側乳嘴突起の部より右下外方に走り右側下顎骨隅角下三分の部に及ぶ斜創あり其創縁は鋭利にして第三頸椎を全斷し其長さ六寸深さ二寸四分

胸部　胸骨突端部に小指壓痕大の血部あるのみ

腰部　異常を見ず

陰部　陰莖龜頭の左側に赤色斑を見る

大腿部　右側の内面に長さ一寸六分横三分三厘の充血部あり

下腿部　異常なし

上肢前膊部　異狀なし

手指部　右手は著しく把柄狀に屈曲し手掌も亦把柄狀の限畫線を現し手背は著しく血痕あり

左指　は半開狀をなし環指中指の第一關節部に凝血の附着あり

背部　左側肩胛部に於て背椎棘狀突起を去る事三分三厘を距て下外方に向ふ處に四寸大の切創あり、創縁哆開する事一寸三分餘其深さ第七第八肋骨及び肩胛骨下隅に達し骨膜及び骨の一部分に傷く、右側肩胛部の切創は長さ三寸三分にして棘の上縁を切開す其哆開の度は一寸三分餘にして背椎を去る事一寸の部にあり而して其切創は上外方に向ひ深さ棘半ばを切るに至る其創縁は鋭利にして委く泥土を以て被る

右の如くなるを以て本人致死の原因は頭部及び頸部の切創にあるものとす

右御依賴に應じ檢按仕候

二十二年二月十四日

神田區今川小路二丁目十五番地

神田區醫　鈴　木　萬　次　郎

醫士佐藤玄忠、同阿部篤三郎、同田中靜夫の外二名立會

（時事新報第二二〇五號　明治二十二年二月十九日）

○

屍體着衣の竊取犯

刺客西野文太郎の屍體に一枚の服をも着せあらざりしとの事は近頃世上の評判となりしが右は全く埋葬の雇人足麹町區麹町八丁目八番地平民丸山浪吉牛込區市ヶ谷左内坂町三十五番地士族粟屋精太郎兩名の所爲なる事が發覺し終に右の兩名は東京輕罪裁判所に於て昨十九日夫々處刑を申渡されたり、其言渡の要旨は左の如し

右被告事件審理を遂ぐる處去る二月十一日故森文部大臣遭難の際刺客西野文太郎は現場に某の殺す所となりしに其の死屍假埋葬方を麹町區役所より同區上六番町二十三番地植田絃之助に受負はしめ同人より被告兩名を雇ひ其事を托し被告兩名は之を肯んし文太郎の死屍を森邸より麹町警察署を經て青山墓地へ送り假埋葬を爲すに當り被告兩名は共謀し其死屍に着せありたる黑八丈羽織一枚博多結城袷一枚木綿黃八丈胴着一枚小倉袴繻絆一枚博多帶一筋靴一足を竊手し其死屍を裸體の儘にて埋めたるものにて其證憑は口供書類現在品等により充分なり、仍て之を法律に照すに刑法第三百六十六條第三百六十九條第三百七十六條に該當するを以て同第百四條に依り皆正犯となし被告兩名を各重禁錮六ヶ月に處し監視六月を附す

（時事新報第二二〇六號　明治二十二年二月二十日）

○

ヘラルドの評

暗殺の事たる歐米諸國に於ては深く卑み嫌ふ所にして居酒屋の店頭、譯も分らぬ無賴漢の評議に於てはイザ知らず苟も社會の表面に立てる人々は暗殺者を憎み賤むこと無論なりと云ふ、偖先頃森文部大臣を暗殺したる西野文太郎のことに就き日本の或る新聞の記事を讀みジヤパン、ヘラルドは評して曰く日本人の道德心は一種奇怪なりと云ふべし、日本人は暗殺に逢ひたる森大臣に於るよりは暗殺者の不意に死したる事に就き大に情を動かしたるものゝ如し、又酷くも其夫を殺されたる未亡人よりも尙一層暗殺者の老父を憐れめり云々

（時事新報第二二一〇號　明治二十二年二月二十四日）

○

刺客西野の遺書

山口縣人西野文太郎が行兇の前に草したるものなりとて同人が在鄉の父母弟妹に寄する遺書に併せて同大臣を刄傷する

一篇の趣意書七絶一首を友人に贈りたる由、其の遺書は左の如し

謹啓去夏德島に赴任以來契濶爾後時事に付き頗る所感多し過る一月八日歸京候處彼此取紛れ御無沙汰致候然るに今般森大臣を誅せんとす事若しならんか一死何ぞ惜まん將た假令本望を遂げざるの不幸に遭ふも犬死にならざるを信ず、何となれば無形の精神凝結して何人か必ず余が志を繼ぐ者ある可しと信ぜり、事の成否は期すべからず兎に角神州士民腐敗の氣幾分を防ぐに足らん、臣士の分正に君主の馬前に於て戰死すると何ぞ異ならん請ふ君余が爲に之を領し余の死後文太郎の狂人ならざるを世に公にせられん事を囑す

追而別紙趣意書及父母弟妹への書狀は何卒余の死後乍憚御送り被下度嫌疑を厭ひて父母等へ達せざる事あらんを恐れ足下の外一二知人へも送り置けり何卒宜布相願候也

二月九日　　辱知生

西野文太郎

某盟兄

一翰拜啓寒威猶烈敷候處益御可祥之段奉欣賀候陳者小子此度大臣を刃傷に及び候は別紙趣意書の如き次第に付き御一覽被遊度候此儀は一朝一夕の思立には無之去年德嶋に罷在候時よりの企に御座候夫故舊臘俄に歸省候も全く御暇乞の積りに有之候尤も實地に就き取調候上ならでは決心致し候譯に不參候故上京の途次一寸參宮聞合候處果して聞しに相違無之於是乎斷然決意時機を相伺居遂に此度の次第に立至り申候　君主の馬前に討死致候は男子の本分とは兼々仰せ聞かされ候義に有之候處小子此度の死は世人は狂と呼び賊と呼び候はんも難計候へども自心には　君主の御爲め戰死候に同樣と存候同鄉愁傷被遊間敷樣奉願候獨り二十餘年海山の御厚恩を受け露塵も相報ひ不申先達ち候段如何にも殘念に御座候併し小子一人にて他に兄弟なきも致し方無之候に信助みちの御座候は何よりの大幸文も安心仕候此上に申迄もなく信助に家名相續候樣御取計被遊幾百年も目出度御暮し被遊度奉祈候先は御暇乞迄如斯に御坐候草々

二月八日夜

文太郎

泣血再拜

御父上様　膝下

一筆申上候寒さ今以て甚敷候へ共御機嫌克御坐被遊べく目出度奉存候私此度の一件御聞被遊嘸々御驚き被遊候事と奉存候實は以前より思立候儀に付先般一寸歸省候も全く御暇乞の積りに有之候夫故御別れ申節は誠に殘り惜敷不覺涙を催しつら〳〵世の子を失ひし親の心を察し候に自分の不自由難儀は打忘れ只管其子を不便に思ひ候樣に有之候病氣又は不意の災難にて相果候ものは其身に於て死を願はず候故に如何にも不便に可有之候得共之が如きは自分に好み求めてなしたる事故恰も酒や肴の御馳走に相成候樣に嬉しく樂しく候間決して御愁嘆被遊間敷候申すも愚かに候へ共先日上京の途中難船にて相果候が又は一昨年脚氣にて死去候とも致方無之には御座候はずや人は如何申越哉不存候得共此度は聊か君の爲め國の爲めと存じての事に候得ば御愁歎被遊遂には御病氣など御引起し被遊候樣の儀有之候ては乍恐御未練の御振舞と奉存候間呉々も御心持を勇ましく被遊度奉願候此後は信助みちを私の代りに御愛育の程奉願候先は御暇乞まで如此御座候草々頓首

同日　文太郎

泣血再拜

御母上様　膝下

拜啓不相變御孝行御勉學と奉存候文事相果候上は御兩親樣御事偏に御願申上候常々大日本帝國の住民西野家の子たる事を御失念被成間敷候已に西野家の子たる事を忘れずんば孝親の心自ら生じ大日本帝國の住民たることを忘れずんば尊王愛國の志自ら生ぜん

同日　文太郎

泣血再拜

信助殿

みち殿

御元え

（時事新報第二二一〇號　明治二十二年二月二十四日）

○

座田重秀氏の免訴

刺客西野を斬殺したる文部屬座田重秀氏は已に本紙上に記したる如く東京輕罪裁判所豫審局に於て取調中なりしが終に去る二十三日の夕刻其の所爲を正當の防衛なりとし免訴放免を言渡されたり、今其の言渡書等は頗る當日の狀況等を知るに足るべきものあれば其筋の許可を得て左に其全文を掲載す

豫審終決言渡書

東京府麹町區永田町一丁目十九番地士族

文部屬

座田重秀

四十四年三月

右座田重秀に對する故殺被告事件に付被殺人西野文太郎死體の創所殺傷の用に供したる器物又は衣類醫師の鑑定書を檢し被告人各證人を訊問し審理を遂げたる所被告人座田重秀は文部大臣森有禮の秘書官附にして常に森大臣に隨伴し事に從ふを以て勤とせり、時に明治二十二年二月十一日午前八時森大臣參朝の期に際し神田區今川小路二丁目七番地寄留山口縣士族西野文太郎なる者麹町區永田町一丁目十九番地森大臣邸に至り本日大臣を途上に於て要撃せんと企つるの徒あり其の徒の密計を漏聞せしを以て急に之を大臣に告げ度爲に面謁を請ふとの事に付守衛掛の警官等一同は西野に事情を尋問し一同は警戒に奔走し被告人も亦兼て貯ふ所の仕込杖を自宅より取り寄せ大臣に隨伴の用意を爲す等西野に接する者漸次に其場を去り森家の家扶岡本清達獨り西野に對し其の來意を謝し併せて面謁を斷りたり、依て西野は應接所を立去らんとする折柄森大臣は參朝の爲應接所間近まで進み來りし時西野に邂逅せり、此時西野は忽ち大臣に飛付其右側面より左手にて大臣の腰部を摑み右手にて隱し持ちたる所の出刄庖丁を取て其腹部右側に刺し込みたり、岡本清達は大臣を救はんと自己の體を挺し西野の右側より組付三人巴狀の如く揉合つゝありしとき被告人は仕込杖を拔き間隙を窺ひ一刀西野の背部に切付けたれども其劍輕ふして西野は之に屈せず尙ほ大臣の上衣の腰部を堅握して敢て放さず岡本は甲乙の間に割入り西野を押除けんとするや西野は右の如く背部を切られて一聲相呼び大臣を刺し

たる出刄庖丁を拔いて之を振上げ岡本若しくは大臣を切らんとするの場合時機緊急の際に臨み大臣は其危害を避けんと其體の方向を轉じ適々甲乙の間稍々開くや被告人は西野の前面より一刀其顱頂部へ切付二の太分を以て西野の左側面より其頂頸部へ切込むや否や西野は大臣を摑みたる手を離し岡本が西野を押除けんとせし餘勢にて西野は忽ち仰向けに其場に斃れたり

其第一刀は現に西野が大臣の腹部を刺し危害切迫の時機に投じ其第二刀第三刀は大臣又は岡本の生命に係る目前の危急を救ふに於て共に止むを得ざるの時機に在りて他人の爲めに正當に防衛をなしたるものとす因て之を法律に照すに刑法第三百十四條に身體生命を正當に防衛し已むを得ざるに出て暴行人を殺傷したるものは自己の爲にし他人の爲めにするを分たず其罪を論ぜずとあるに當る

右の理由に依り治罪法第二百二十四條の規則に從ひ被告人座田重秀に對し免訴放免を言渡すものなり

明治二十二年二月二十三日

東京輕罪裁判所

豫審判事　松　岡　歸　之

書　　記　太　郎　館　秀　房

又當日松岡判事より主任恩地檢事へ訴訟書類を送附し其意見を求めたるに同檢事が右終決處分に對する意見書は左の如くなりと

豫審終結處分に付意見書

東京麴町區永田町一丁目十九番地

文部屬

座　田　重　秀

四十四年三月

右故被告事件豫審終結處分に付意見を求むる爲め送致の訴訟文書證據物件等に依て之を檢案するに被告人座田重秀は明治二十二年二月十一日麴町區永田町二丁目十九番地官邸に於て故森文部大臣遭難の際刺客西野文次郎を斬殺したる所爲は其第一に背部第二に頭部第三に頸部を切りたるものにて大臣の生命に係り其危害目前に迫り之を救つて止むを得ざる時機緊急の場合にあるを以て乃ち他人の生命に關し正當の防衛をなしたるものなる事明確なり、因て刑法第三

百十四條に該當す可き事實なりと思料候條治罪法第二百二十四條に照し直ちに免訴放免の言渡有之度候也

明治二十二年二月二十三日

東京輕罪裁判所

檢事　恩地轍

東京豫審判事松岡歸之殿

（時事新報第二二二二號　明治二十二年二月二十四日）

大隈伯爆彈を投ぜられ右足切斷す

（明治二十二年十月十八日）

大隈外務大臣の遭難

一昨十八日は如何なる凶日ぞ、大隈外務大臣は退朝歸邸の砌り霞ケ關なる外務省門外に於て暴徒の要擊に逢ひ重傷を負はれたり、其模樣は本紙に報道せるが如くなれば讀者は既に一閱ありしならんと信ずるなり、嗚呼何ぞ我明治昭代の歷史を汚がすもの丶顯出する斯くの如く夫れ多きや現に一年を出でざるに大臣の暗殺を企つるもの二回にまでも及ぶとは、嚮きに兇徒が森大臣を刺殺せる兇變の未だ我々の記憶を去らざるに又々今回霞ケ關の凶變あるに至るそも本年は何等の凶年ぞや、然りと雖も大隈大臣は斯る不幸に逢ひながらも啻だ數ケ所の重傷を蒙りしのみにして幸に生命に別條なかりしは實に同大臣の爲め國家の爲め尙ほ賀すべきの次第にして吾曹は一日も早く傷痍全快して再び國家の爲めに盡すの時あらんを禱るのみ

そも此要擊者は如何なる目的ありて斯る變事を企てしか其身即日に自殺したれば知るに由なしと雖も未だ大隈伯にも一面の識さへなきものなるべければ私の恩怨を挾みしものにはあらざるべしとは世人の評なるが如し、果して然りとせば何か他に伯に對して怨を存せしものならん、或は知らん今や天下の形勢頗る穩かならず秋天の候殺氣の政治社會に立ち登る折柄なれば或は政治熱の爲めに一心に思ひ込む所ありて斯る非擧に及びしものなるか

左りとは不心得千萬なりと云はざるべからざるなり、設ひ如何なる目的を有するとも又た如何なる時勢なりとも暴は即ち暴なり兇は卽ち兇なり法律に道德に誰か之を許さんや、元

來我國未だ封建の餘襲全く去らず動もあれば政治上の不平を腕力に訴へ其甚きしは刺殺要擊に出づる事其例些なからず、言論に勝敗を決するの途なき野蠻の世なりせばいざ知らず今日は是れ内には立憲の政を行はんとするの際なり外には外國と對等の交際を爲さんとするの時なり、然るを尚ほ斯る兇事を企つるものの往々にして社會に現出するは如何にも嘆はしき次第にはあらずや、又彼輩とても正かに生命を弄するものにもあらざるべく其一身を擲たば思ふ事の成就すべしと誤り認めたるには相違なかるべし、然りと雖も古來斯る兇變の結果を見るに事常に其目的に反對し、徒らに權要の士を害し又た己れが一身を亡ぼし、且つ社會の治安を害し青史に汚點を加ふるに過ぎず、殊に今日の時は如何なる時なるぞ、内ち同胞の間に讓相協はざるは云はば兄弟牆に鬩くに過ぎず、然るに眼前には外が其侮を禦がざるべからざるの大事あり、我が同胞兄弟は外に向て對等の條約を締び文化の度に於ても實力の度に於ても共に諸外國に劣らざる事を天下に示すべきの必要あるの時なり、然るを事是に反して　設ひ公怨忍び難きものありしにもせよ彼をして尚ほ斯る野蠻の擧動の我國に行はるゝ歟と思はしめなば爲めに侮を招くの種ともなりて彌よ對等の條約を締ぶ事の妨害ともならん、是れ吾曹が殊に我國社會の爲めに痛悼する所ろにして識者も亦た感を吾曹と同くするならんと信ずるなり

固より此兇行者には其同類ありしや若くは一人一個の決心に出でしや否やは未だ其筋に於ても確知せられざる事なれども尚ほ天下の廣き如何なる心得違の者なしとも保し難し、吾曹は曾て目下政熱の昇騰せるを憂へて双方共に末流の粗暴を制すべきは先輩首領の責任なりと論ぜし事あり、蓋し斯る凶變のなからしめんが爲めなりき、既に斯る事のありし以上は今更ら此者に對しては詮術なしと雖も將來に於ては先輩首領たるもの一層爰に注意せざれば意外の禍を身に及ぼし世に及ぼす事あらん、吾曹は將來を憂へて尚ほ一言を費す事爾り

（東京日日新聞第五三九五號　明治二十二年十月二十日）

○

大臣の容體大隈大臣の御容體如何に在はすると承るに一昨夜右足切斷（七時五十分に初め八時三十五分に終る）を畢えてより疼痛甚しく感ぜられ一昨夜は徹夜不眠にて呻吟の容體

に見へしが昨拂曉少時間眠に就かれ昨日正午前又暫く安眠せられ、食事は昨朝八時頃より牛乳、スープ、氷片などを用ひられ、熱度は三十二三度の間を往來し居るよし、此の經行は頗る望みある傾なりと國手諸氏は申し居らるゝよし、國手の言にもし熱度上りて切斷せし處に膿を持つやうの事ありては大變なれど、氣候も本順なれば今より三週間も立たば患部癒ゆべしと云へり、又大臣は醫師の忠告にて昨日より一切面會を絶たれたるよし

○大隈伯爵夫人　伯爵夫人は大臣の負傷に接しても少しも驚かれたる樣子は見えず一々來客に接し居られし其勇氣には一同何れも驚き入たりと云へり

○宮中よりの御見舞　一昨日大隈伯遭難の事聞ゆるや聖上には殊の外宸襟を惱させられ早速勅使として毛利侍從を差遣され又三宮皇后亮は此日宮内省よりの歸途外務省の門前を通り掛り伯が遭難の實況を目擊せられしかば直に引返して參內致し其趣を皇后宮陛下に申上げしに陛下にも大に氣遣はせられ其儘皇后亮を御使として訪問せしめ給ひたり、皇后亮は勅命に依て親しく伯を見舞ひ伯爵夫人にも面會して慰問の言を述べ夫より引返して陛下に復命せしに、一入御心配遊ばせられて早速鄭重なる折詰の御料理を下し賜はりたるにや承はる

○疵所治術の模樣　伯の傷は前項にも記せる如く右足の脚目は骨微塵に碎け其肉は恰も摑み取たる如くに取れ膝口の傷所も肉挫け骨碎け脛は外部より見れば更に異狀なきが如しと雖ども內部は骨碎け居る由にて非常に痛みを感じられたるよし遭難の當時高木海軍軍醫總監は偶ま同所を通り合はせられしが事の體只事ならじと覺えたれば直ちに伯の官邸に至り見しに遭難の次第相分りたれば早速創口を檢査し彈の碎片を拔き取りて先づ創口を包みしが何分重傷にて自然膿化するに於ては一命にも係はらじとも言ひ難ければ膝の邊より切斷するの外なしと診したれど大切の療治なればとて尙ほ他の國手にも謀りたき旨申されしかば同家よりも夫々國手を迎へられたり程なく來られしは伊東方成、池田謙辨、橋本綱常、佐藤進及び大學雇ベルツの五氏にて各々診察せしところ高木總監の診察せし如く生命の安全を謀るには膝の上邊より切斷する方然るべしとの事なれば其旨を伯に通じ直に切斷の用意に及び是に於て魔睡劑を用ひ右の諸國手立會の上にて治術に取掛り九

時過る頃までに滞りなく畢えたり、伯は十時少し前に漸く心づかれたる樣子なりしが追々疼痛を覺へらるゝやに見受けたりと云へり

○佐藤博士主任なり　大隈伯の負傷は足關節上部と膝關節下部の二箇所にして皮膚及び骨質を甚しく挫碎せり、切斷の大手術は佐藤進氏執刀膝關節上部より大腿を切斷せられ此後治療は佐藤氏專ら擔當せらるゝ由なり

○慈惠醫院看護婦　大臣遭難に付慈惠院より二名の看護婦を呼上げられ一切の看護をなさしめしよし

○通用門通行止の理由　別項に記するが如く外務省南方（官舍側）の通用門は昨朝より馬車人力車の通行を禁止せり、右は車輪の響き官邸內に波及し其都度大臣の傷所に刺戟を與ふるを以てなりと云ふ、又一昨夜來訪者混雜せし事は非常なりしが昨朝も外國公使領事其他內外人の人の見舞の爲め官邸を訪ふ者繁かりしが多くは門外にて名刺を受取謝絕せしが十二時頃より往來の人も稀れにして同邸內外とも漸く沈靜に復したり

○爆裂の模樣及び馬車の損所　暴徒來島恒喜が大隈伯に爆裂彈を投ぜし時は伯の馬車將に外務省の正門に入らんとする時にて暴徒は豫て伯を待ち受けて虎の門の方に在り伯が馬車の近衞兵營の方より砂煙を蹴立てゝ漸く地に馳せ來るを見るよりイザ此時なりと足を早めて驅け寄るにぞ馬車臺に在る馭者は其の體怪しと見て取つて急に鞭をあてゝ馬を急し立つれば之と並んで控へ居たる護衞も油斷ならじと腰のピストルを取出さんとするとき馬首は早や門內に向ひ曲者も八九尺の所まで迫り居たり、其時暴徒は馬車を目がけ携へ居たる爆裂彈を堂と投げ付ければ狙ひは誤たず馬車の腰掛の角に當つて轟然一發天地も崩るゝ許りの音して四邊は白煙漠々として咫尺も辨ぜずなりたるが馬車は何時しか去て迹なく殘れるは暴徒が自盡して打ち倒れたる屍骸のみ跡にて馬車の損所を檢せしが

當時伯は車中に在て右足を左足の上に舉げて曲げ居り且つ爆裂の處身體の位置より下に在りしを以て爆裂彈の碎片は伯の膝口と右足の脚目とを痛く擊ちて身體には中らず此他小片頭部を掠めて飛んだれど此れは聊かにして憂ふ可き程の事なく左の耳の下に少々のかすり疵を受けたり、危いかな今少し爆裂の位置高かりしならんには可惜國務大臣の身にも更に幾

何の怪我を加ふべかりしに其の此に止りしは責めてもの幸なりといふべきか

○外務省變を報ず　外務省よりは昨日午前九時頃大隈大臣遭難の事を在外本邦公使館へ電報せられたるよし

○公使館變を報ず　獨逸公使館にては昨日午前九時本國政府へ大隈伯遭難の報を送られたり

○林某馭者臺より落つ　大臣遭難の際馭者臺にありし守衛林某は爆裂の聲に馬が逸したる時馭者臺より墜落せしよし、但し御車は無事なりしよし

○來島は退去者なり　兇行者は先年保安條例によりて退去を命ぜられたる者なりとぞ

○來島の父母兄弟其他　兇行者來島の履歴一班は別項に記する通りなるが猶詳報によれば同人は福岡縣下福岡市薬院町士族雜業當年三十一歳にして父は來島又左衛門と稱し當年六十五歳なり、母は恒喜二歳の時痲疹にて死亡したり、恒喜は兄弟都合七人ありて姉は他に嫁し兄新三郎は福岡橋口町の活版所觀文社の職工に雇はれ恒喜は二男なり、其他の男女四人は繼母の子なり、家貧なるも更に家事に關せず常に諸方へ往來し幼少より學事には格別從事せざれども一通りの漢學は玄洋社にて學べり、此社は元向陽社と稱へ箱田六助頭山滿氏等が主となり自由主義を取る壯士を結合したるものにて去十七年に玄洋社と改稱す、同人は去る八月中上京を思立ち郷里出發の際には知己友人相集りて福岡呉服町喜望亭にて送別會を開きしが此時より心既に何事か非常の企を決せしものと見え同席にて四方山の談話中余は今度諸君に別れ上京すれば再び生きて歸らず抔云ひしとぞ

○來島と警察　來島の擧動は嘗てより尋常ならざるにや其筋にては夙に彼れが動靜に注意せられ擧動視察中に係るものゝ由にて美士代町四丁目四番地塚本方を去る十六日立退き芝方面に赴きたる事を察知し小川町警察署より愛宕町警察署へ來島なるものゝ擧動に注意あり度旨の通知に及ばれしものゝ由なれども愛宕町十二番地鹿子こふ方に止宿せしは去る十七日午後三時頃の事にして同日未だ日の暮れざる中に一度外出し夜に入りて歸宿し晩餐を畢りて寢に就き翌十八日即ち大隈伯に加害せし當日午前は在宿し午後一時頃より外出して這般の兇行に及びたる次第なりと云へば彼れが右鹿子方に止宿せし

は僅かに一泊のみなれば如此兇暴を逞ふするものとは警察官も未だ觀察を下すの遑あらざりしならん、況んや其擧動格別怪しむべき程の事あらざりしに於てをや、尤も右に記する如く十六日丸木氏方にて寫眞し未だ其現影を受取らざる程なれば十八日即ち金曜日閣議の當日を卜して其歸途に大臣を要撃せんと豫め覺悟爲し居りたるものにもあらざりしならんと噂させり

○死體假埋　大隈大臣に危害を加へたる兇行者來島恒喜の死體は一昨夜中檢事分局より麹町區役所へ引渡されしを以て同所にては昨曉青山墓地へ假埋めしたる由、最も同人が所持し居たる合口及び寫眞請取書等は同局へ取置かれたりと云ふ

○死體の外見　來島恒喜の死體を昨日午前三時頃青山墓地へ假埋葬したる事は別項に記せしが同人は兩眼明にして死せし樣に見へず埋方は着服の儘桶に入れ封印をなしたり、疵口は餘程ゑぐりたると見へ丸く一寸餘程の口ありとぞ

○玄洋社と筑前協會　兇行者來島恒喜の故郷福岡には例の有名なる玄洋社あり、同社は明治十年以後は政治上の事には深く立ち入らず主として實業上の事を執り居たる趣むきなるが併しながら政治上猶ほ一の勢力ある團體にして末派の人々は政治のことに喙を容れ奔走するもの之れ有る趣きにて現に此れと對峙して一個の團體を爲し居るものは同地の代言人等の主となつて設立せる政談社なり、同社は元と九州改進黨の仲間なりしが後變じて大同倶樂部に加はり彼の玄洋社とは歴史上關係よりして互に相容れざるの氣味あり、同地の重立ちたる人々は此れを憂ひて嚮に筑前協會なるものを起して兩社及び其他の小團結を一致聯合して國事を謀り運動を倶にせん事を誓ひ兩社よりも加盟せるもの少からざりし、然れども猶ほ兩社の間圓滑に行かず相軋轢するの狀あり今度條約改正問題の起るに就ては此れ等はいづれも熱心なる反對者にて運動は倶にせざれども國家の爲めには財產も身命も惜からじといふ連中多く如何なる暴動に出でんも知る可らざる有樣なりといふ、彼の暴徒來島は玄洋社員にて在りしが同地にては固より青年者中錚々たるものゝ由にて頻に非條約論を唱へ居て今度東京に來りしも私用旁々政況視察の爲めなりしといふ、同人は近頃は玄洋社の關係を離れ筑前協會に入りしと云ふものあり、孰れにして偏小の見より時事に憤を含み今回の兇行に及

びしものならん
○短刀缺損　來島恒喜の自殺せし短刀は其切先に二三ケ所の缺損ある由或はボタンに當てしものにはあらずやなんど云へり
○信樂より引上げられし物品　愛宕町の旅人宿鹿子(信樂事)方より其筋へ引上げになりたるは更紗風呂敷包一箇にて中には單衣と帶及手廻り物三種程と手紙若干枚ありしよし
○警視第三局　同局員は一昨日の事件に付本日午前三時迄事務を取扱ひし由、又同日は火曜日といへども同局員は一同退散なく事務を取ひ居られたり
○戸籍調査　各警察署の巡査にて昨日非番のもの一同退散を止められ午前十時より各受持の戸籍調査を爲せし由、右は大隈大臣狙撃一件よりの事なるべし
○或は來島にてはあらざりしか　一昨日午後二時頃洋服を着したる人が神田猿樂町大成館前にてポツケツトの中より小さき筆撮版に印刷したるものを壯士らしき人に渡して去りたる後にて此の印刷物を見れば大隈伯に就ての事なりしより扨は此の者來島にては無かりしやと云ふ人あり、此筆撮版は小川町警察署にて悉く引き揚げたるが凡そ百餘枚もありしと云ふ
○兇行者の知己か　芝區三田四國町五番地の田原やす同區田村町十番地の石川要藏兩人は昨日東京輕罪裁判所の豫審廷へ召喚せられ山川判事の取調を受けし由なるが掛り判事は右やすに對し來島恒喜の所持品を差出すべしとの沙汰ありしと云ふ、やす外一名は同人の知己にてもあるか判然せず
○來島の共謀者　別項にある如く月成勲は兇行者來島恒喜と同宿し居りし廉を以て昨日其筋へ拘引され警視第二局に於て嚴重なる取調を受けしに本人は全く來島と共謀して大隈伯狙擊の決心なりしも遂に來島の爲に先んぜられしとの旨を明かに自白したる由に聞く、又同人は去る八月中旬に出京して芝區愛宕下町一丁目十二番地鹿子幸方に下宿し居たるに付一昨日警視より數名の警官出張の上家宅捜査に及びたるに月成が平素穿ちたる古足袋の底裏より三通の袂別書を發見し一通は實父一通は實母一通は實弟某に宛てたるものにて其書體は何れも假名交りの俗文にて文中條約改正の事より遂に國家の大臣を狙擊し一身を犧牲と爲したりとの事を記しありしよしに云ふ

（東京日日新聞第五三九五號　明治二十二年十月二十日）

○

○來島恒喜の履歷及品行　兇行者來島恒喜の一身に關し聞く所に據れば同人は福岡縣下福岡市藥院町（藥研は誤）六番地士族にして普通の教育を受け漢學より外には別に之れといふ專門はなし、同地頭山滿氏の監督に係る玄洋社に屬し居たりしが明治十六年頃都下に來り、何れの學校にも入らず何時も窮書生にて彼是れと過せし內十九年の七八月頃にてありしならん田中鶴吉氏の傳を讀み其天日製鹽の事を聞き一友人と共に小笠原島に渡りしも共狀況全く本地にありて聞きしと齟齬したりしを以て之れに逢ふて其心事を語り或は文筆の交をなし田中氏を以て語るに足らずとせしも偶ま金玉均氏の同地に居などして居る凡そ七八十日遂に同島にては別に成業の目的なきを以本地に歸り來り姑らく都下に流寓せし後二十九年九十月の頃鄕里福岡に歸り再び同地玄洋社に入り本年九月初旬再び私用を以て東京に來りたり、同人は性質沈着剛直とも評すべき人物にして平常沈默人と爭論するを好まず身元と貧窮なれども敢て一身の事を心とせず年齡既に三十に及べども未だ無妻にして彼の玄洋社に在りては常に實業に熱心從事して玄洋社中は勿論一般の評判も惡しからず同地に在て靑年中錚々たるものなりと云ふ

○上京後の來島恒喜は去る八月二十二日福岡縣の商人結城舞五郎氏と共に名古屋より上京し同日午後六時頃京橋區南鍛冶町旅人宿明保野へ投宿し中等の宿泊料にて宿泊し日々見物にとて出掛け黃昏頃には歸宿し同伴の結城氏と同室に居りしが結城氏は九月三日午前八時頃明保野を出立し商用にて長野縣へ赴きぬ、夫より來島は獨り旅宿に在りしが都合ありと稱し神田錦町へ轉宿すとて九月六日午後六時明保野を出立したり（當時來島は錢無しとて宿料を拂はず）次で結城氏は同月十日に明保野へ歸り二日程滯在し來島と自分の宿泊料を支拂ひて歸縣せり、其後來島は小川町邊の下宿屋を所々轉宿し居りしが同縣士族月成勳（二十六）氏が神田區美土代町四丁目四番地下宿業塚本忠吉方に宿泊し居る故を以て九月二十五日同家に轉宿し奧の六疊敷へ二人にて同宿し自ら石炭の販路取調べの爲め且つ鑛業に從事する目的なりと稱して日々處々を奔走し居たり、同人は交際博き方にて書簡の往復及び來訪人は多

き方なりき、但し政談は絶てせず雜談に時を移したるが性酒を嗜まざるより交際に酒食せしはなき如く只毎夜月成氏と連れ立ち或は一人にて近邊の寄席に行き十一時頃歸宅する事のみぞ多かりける、又同人は前條の觸込みにて別に商社學校にも入りし樣子なく所持の金子も多少ありしにや本月上旬柳原の正柳組にて(屋號不知)一組の洋服を買求め舊服は直ちに賣却したるよし、其所持品は一尺二寸程の革提一箇にて他に所有品なく一切の賄料は金五圓の約定にて塚本方へ托し同月十六日の午後二時頃歸宅し今度都合あれば芝區愛宕町の(信樂)鹿子コウ方へ轉宿する旨を告げ半ケ月分と他の入費を奇麗に支拂ひて立出でたり、同人は夫より旅人宿信樂方へ投宿し中等五圓の賄料と座敷料とを拂ひて二階の六疊一と間へ一人にて宿泊したる所持品は二尺餘の風呂敷包一箇なりき、同宿にては同人を確なるものと思ひしかば別に不審とも思はず翌十七日は早朝より用達に出掛るとて出で行き同日六時頃歸宅したるが別に携へたるものも見掛けざりし、十八日は午前九時頃同家を立出で十時半頃神田美土代町の舊下宿塚本方へ到り月成氏其の他の人々と平常の如く談話し十一時歸宅したるよし之れ兇行の當日なり

(東京日日新聞第五三九五號　明治二十二年十月二十日)

○

○大隈外務大臣遭難見舞　露國皇帝陛下は大隈外務大臣遭難の報を聞召され同國外務大臣へ慰諭の情意を傳ふべしとの勅命あらせられたるに由り同大臣は本邦駐剳同國特命全權公使へ右慰詞を代陳すべき旨電報を以て通達せり、其電文の大要左の如し

皇帝陛下は外務大臣の生命に對し兇惡の所爲ありたりとの報知に接せられ爰に陛下の眞實なる共憂の意を大隈伯並に黑田伯に通ずべき旨を卿に命ぜらる

同時に此の哀むべき事變に關する拙者の最も切なる友情を云右兩伯に陳述あらんことを請ふ

大隈外務大臣遭難の報に接し英、伊兩國總理大臣より本邦駐剳同國特命全權公使へ其慰詞を代陳すべき旨電報ありたる趣を以て右兩國公使より靑木外務次官へ送致せし書簡の大要は左の如しと云ふ

○英國公使の來書　拜啓陳ば今朝ソールズベリー侯より電

報を以て大隈伯遭難の凶報に接し深く遺憾に存じ且つ伯負傷の危篤に赴かざらんことを希望する旨諸大臣閣下へ陳述すべき樣申越候間右不取敢及御報道候將亦拙者も洵に憂慮に不堪快癒の一日も速ならんことを萬々致希望候敬具

○伊國公使の來書　拜啓陳ば我內閣長兼外務大臣シウワリエ、クリスピー氏より電報を以て今般貴外務大臣大隈伯の身體に對し惡むべき所業を爲せし者ありたるに附きては誠に激怒に堪へざるなり、又同伯の負傷に就ては深く痛戚を惹起し迅速に平癒の功を奏し生命の保全あらんことを熱望し居る旨クリスピー氏竝に伊國政府の名を以て申陳候樣訓令有之候間右の趣貴政府へ可然具申被下度尙ほ大隈伯へも宜しく御通知相成候樣及御依賴候　敬具

（東京日日新聞第五四〇一號　明治二十二年十月二十七日）

朝鮮國王を弑せんとし
斬罪に處せらる（明治二十二年十二月十八日）

朝鮮國王暗殺の陰謀發覺す

去る十一月三十日朝鮮京城發の特報を見るに內官（侍令內氏とて上官にあらず）申郞顯と稱する者、同國王竝に王族を暗殺せんとて黨を集め彈藥其他の用意を整へ舊曆十一月十五日（即ち十二月七日）を期して實行せんと企てたりしに其妻の訴へにより密謀發覺しければ直に捕縛せられ首謀者の一人なる裴某は陰謀の破れたるを聞くや否や逃走したり、同人は忠淸道淸州の人物にして永く京城に滯留し居たれども官に仕へたるものにあらず一日五十里を走る人なりとの評もあれば他方に逃走して如何なる騷動を始むるやも計られずとて兵丁數十人追捕の爲に出發せり、又內官李載浩及び金某の二名は巨魁申郞顯の連累なりとて捕はれ忠淸道淸州に在る權一及び韓崔兩氏も首謀者なりとて親軍の兵捕縛の爲に出張したり、申郞顯の白狀に據れば、此の陰謀には大臣中にも與したる者多しと云へり、同人及び李載浩、金某の三名は近日斬首の刑に處せらるゝ都合なり云々とあり

（時事新報二五〇七號　明治二十二年十二月十八日）

佛國大統領カルノー氏
少年に刺さる（明治二十七年十一月二十日）

佛國大統領遭難の顛末

佛國大統領カルノー氏遭難の事に就いての詳報を聞くに氏は曾て世界博覧會を見ん爲里昂に赴き同館巡覧の後商業會館の宴會に臨み夫れより午後九時二十五分演劇場に赴きたるに市民途に群集し前後を圍みて歡呼する折りしも群集を排して氏の車側に來れる一少年あり、孰れも何者なるやと諦視せしに此時早く少年の手裏一閃の電光を放つと見る間に短刀は深く氏の胸部に入り氏は其儘倒れて死せるが如し、少年は之を見て更に一撃を試みんとせしに氏の傍らに座したる里昂市長リボー氏は己れと云ひ樣少年の面部を痛く殴打し撓むところを群集押重なり難なく之を捕縛したり、斯くて市長は直に氏を吾が居宅に伴ひ多くの醫師を呼び診察せしめたるに皆生命覺束なしとの診斷なりし、此の時氏は目を閉ぢて横臥し殆んど生死を辨ずる能はざる有樣なりしが醫師は樣々と手術を盡せしを以て僅に微音を發し余を害せし者は誰なるやとの一言を發したり、其後は醫師及び護衛兵の外氏の傍に在るを許さず夜半に及び里昂の大僧正を召されて寢室に入り最期の式をなしたり、此時醫師ダンシー氏はカルノー氏に向ひ大統領の友人皆來つて此處に在りと告げければ氏は微かに謝辭を述べ其まゝ遂に瞑目せり、氏の創は深さ三インチ幅二インチなりしと又此少年はセザル、シオウアニ、サントウと呼べる伊太利人にして年は二十若しくは二十五位に見え未だ佛語に熟せざるもモリイル警察署にて審問の際六ヶ月以前よりヘロール州ゲツトに住居し今日當地へ來りし由にて二十二歳なりと答へしが大統領を殺害したる目的は裁判所にあらざれば陳述せずと言ひ張り居れり、又彼れが所有せる手帳によれば伊太利ミランに生れし如く見えたり云々となり

（東京朝日新聞第二八九二號　明治二十七年七月二十日）

金鶴羽氏暗殺さる（明治二十七年十一月十一日）

○金氏暗殺の現況

金鶴羽氏の自宅は京城磚洞に在り金氏は其身法務辨の重職に在れども頗る質素にて裏屋に居し居室と客間とは各々三疊敷計りの小室に過ぎず、去月末日、金氏は金健行、金恒基、李義眞の三客を延き居室とに對座して懇談の眞最中なりき、此夜暗黑、東西を辨ぜず午後八時半とも覺ぼしき頃、門外に

十數人の韓人ありヒソ／＼呼きつゝ金氏の門前に立ち留まり燈を捧けて門標を熟視し一客門に入りて靜かに訪ふ、家僕出でゝ來意を問ふ、客急用あり金大人に對面せん爲め來れり來客ありや否やと問ふ、家僕二三の來客ありと答ふ、客一瞥し然らば改めて來らんと言棄てゝ去らんとして門外に目配ばせすると見へしが振返り來りて折角來りたれば兎に角對面せんとて家僕の跡に從ひつゝヅカ／＼と入り込み金氏の居室に入り初對面の挨拶を爲し將に身を起さんとしたるを合圖に數名の刺客は拔刀の儘にて躍り込み金氏目掛けて斬り付けたり

居合せたる三客は周章狼狽、刺客は滅多斬りに斬込みたり

無慘金氏は毒刃に斃れり

金健行は重傷　李義眞等は輕傷何れもホー／＼の體にて逃け出せり

刺客は悠然列を整へ靜かに門を出てたり

兇行の態　夫の近藤勇が部下の勇士を率ゐて坂本龍馬の旅宿に入り込み坂本、中岡等を暗殺したる當時の趣あり、只刺客は「此時義經チツトモ騷がず」を謡はず、被害者は「敵ながら心惡き振舞かな」を叫ばざるの差あるのみ、是れ蓋し日韓士氣の異る所歟、金氏の家族家僕は奧の一室に閑談して此凶變を知らず人殺しの聲に驚きて狼狽し爲めに燈火を滅して眞如の闇となれり

軈て礴洞は沸き返る程の大騷動となり、官吏巡査は馳せ付けて八方捜索したれども時既に遲そかりき

我公使館の國分書記生は馳せて訪問せり、我巡査も訪問せり、井田大軍醫を招きて種々手を盡したれども其甲斐あらざりき

兇行の場所は天井も壁も幾所となく刀痕を留め刺客は劍の鞘提灯傘等を遺棄し頗る慘憺の狀あり

凶報大闕に達す乃ち詔勅を賜ふ曰く

傳曰、聞法務衙門協辨金鶴羽、昨夕見害於盜云、輦轂之下朝紳之無端被戕、近古所無之變怪、亟令警務廳刻期洞祭、拿獲兇身快施典刑、以絕亂萌

右に付議政府より上奏する所あり乃ち裁可を經たり左の如し

議政府啓曰、法務協辨金鶴羽、去夜爲何許無賴輩所害云、輦轂之下、朝紳之無故被戕害、近古未有之變也、亟令警務廳刻期洞察拿獲兇犯諸漢、快施當律何如傳曰允、纔有傳教

矣自廟堂亦爲另飭、斯速拿獲正律
（郵便報知新聞第六五九三號　明治二十七年十一月十一日）

樺山總督以下暗殺の大陰謀發覺す（明治二十八年九月十九日）

○匪徒の陰謀

（樺山總督以下暗殺の陰謀發覺）

總督府に於て　茂木生

臺北附近の匪徒到底吾軍に敵すべからざるを知るや、消極の手段を以て窃かに圖らむとて、慨然義を盟ふもの二十餘人吳得福なるものを主謀として、臺北を距る一里半に位置する大安庄を根據地とし擧山保、暗坑、三城、四城、大加蚋保、錫口等の各所に運動を試む、彼等は第一着として各自五百の同志を募るに決し日ならずして其の目的を達せしかば、次いで兵器彈藥運輸に着手せり

臺北附近に於て兵器彈藥を陰に運輸する者ありとの風說は無端も吾憲兵の耳に入り、同時に城内幾多の間諜ありとの噂も高ふなりぬ、而して淡水河畔彈藥輸送の支那船を捕獲したるも又其頃なりき

風說は一日一日と高くなりて、遂には土兵夜襲の風說となり、四門の守備一層嚴を加ふるに至る

こゝに於て憲兵部にても意を注ぐの必要なるを認め近時の風說に關して保良局に問ふ處ありしに、保良局よりは、風說の決して輕んず可からざるを答へ且賞を懸けて探偵の功を收むるの策を陳述し來る、憲兵部に於ては、とも角も先づ事の實否を探らざる可からずとて保良局にて撰びたる某を間諜として虎穴に入らしめたり

間諜某は何處に行きしや久しく何等の消息もなかりしが、或日遂に其の目的を達して臺北に歸り來る

風說はまことに事實の餘響なりき、吳得福以下二十餘人の同志は已に略其準備を了りて今や危機に處して發せんとするの時なりき、彼等が此の陰謀の目的は軍隊を引率して臺北城を襲擊せんとするにはあらで先づ樺山總督以下臺北に於ける主なる人々を暗殺して而して後堂々の運動を行ふに在り、彼等は其の部下に懸賞して曰く、樺山總督の首二千圓、大島少

將の首一千圓、萩原憲兵大佐の首一千圓、田中知事の首八百圓と

彼等がはじめ事を謀らむとし、大安庄の黄松の宅に會するや、吳得福、吳麴の兩人は指を切りて血を啜り八月上旬吳得福の宅に同志六人會するや、五歲になる可憐の愛兒を殺して其の鮮血を啜り決死盟約の義をあきらかにせりと、危機に處する者は變則の行爲を以て自から慰安するものなればさまで驚くには足らずと雖も、恩愛の血を以て自己の目的を慰むるに至りては五人又是をあはれまざるを得ず

憲兵部に於ては右の如き消息を得ると共に、再び間諜○某に內意をふくませて立去らしめ八月三十日を期して何事をかなさんとせり、○某は吳得福をはじめとして二十餘人の信任たゞならざるもの、彼等は今回の陰謀に關して○某を最も賴母しき者と思へり、○某は彼等の謀に參與するの知遇を占め居りし者なり、○某は吳德福にすゝむるに八月三十日を以て同志一同大稻埕なる自分の一族葉英の宅に會して大に將來の秘策を議せむことを以てせり、彼等は此議を然りとなし○某は竊かに歸りて右の趣を密告せり

三十日は已に午後となれり、然れども彼等の影さへ見えず夕暮に至るも遂に一人も來らず日は空しく暮れて夜色は意味あるものゝ如く滿街を包み了りぬ、○某をはじめ憲兵諸氏は心中惴々の感に襲はれて三十一日となれり、幾千の茶焙女、頭にさしはさむ花の香をほこりつゝ喃々戀を物語る大稻埕の街も、朝より降り出したる雨に淒愴の氣を送りて、心なき身にも何事をか思はしむる三十一日の午後、昨日會すべかりし吳得福以下の同志は、何思ひけん朝東街の葉英が宅に會合せり、彼等は三十一日の會合を以て最後の志を語る所と思へり何ぞ知らん最後の志を語る所にあらで最後の身を恨の中に投ずる所ならんとは、吳得福を初めとして此日會する者、王清王保、周扁、林五全、周進、周慧、鄭樣、王鳳等合せて九人共に黨中の錚々たる者、而して吾が間諜○某なる者も又此會合の中に在り彼等は後れて來るべき鄭開運外三人を待ちつゝ午後一時を過ぎたり

此方には陰謀なる會合の急報に接せし憲兵部に於ては、萩原大佐、木下、佐藤の兩曹長に命じて各上等兵十五名づゝを引率して捕縛の爲に大稻埕に向はしむ、三十人の上等兵中二

十人は人夫の姿に扮して行く
かろからざる隱謀者捕縛の命を受けたる木下龍吉、佐藤三郎の兩曹長は、一人も取りにがさじと朝東街にいたり、表には木下曹長十五名の部下を引率し裏には佐藤曹長同じく部下を引率してひそかに葉英が宅を包圍す

家の內にてはかくとも知らず團欒して相語ふ折しも、裏表よりズカ／＼と入込みたる日本人夫二十名彼等は見るより直に立上れり、されど吳得福のみは依然として少しも動かず、次いで來りし正服の憲兵を見るや、夷然として冷視せる双眸の光は、脉々として人を壓するの慨あり捕縛せよと呼びたる兩曹長の號令の下に人夫に扮したる二十人の憲兵は飛びかゝりて彼等を捕へむとするや、彼等も手に手に有り合ふ器物を取り一方の血路をひらかむとし吳得福の如きは竹の棒を振つて抵抗頗る力め、憲兵の一人足をすくつて倒るゝ處を三人飛びかゝりて遂に縛す、彼等いかに抵抗を力むと雖、內外三十人の多數にて猛襲に迫りしことなれば抵抗の力も只暫時にて遂に一同悉く縛に就けり

折しも後れて此處に來りし鄭開運は斯る有樣を見るや直ちに何所へか逃れ去れり

就縛後吳得福は縛されたるまゝ自ら頭を柱に打ちつけて死す、彼はそも／＼如何なる人物なるか、聞くところによれば彼は道師にして醫を業とし隘勇屯兵の右哨々長なりしと、今年四十五歲、彼は曾て吾軍臺北に入るの時、捕はれて尾髮を木につながれしを、これを切り捨てゝ逃れしものなりといふ匪徒中の重望を擔ふを以て察するも尋常の人間にあらざるを知るに足らむ

明る九月一日、木下曹長は大安庄にいたりて吳の宅を搜索せしに銃、彈丸等のみにして此陰謀に關して證となるべきもの一もなければ、其妻を捕へてきびしく問ひしに妻は答へて曰く昨日夕暮鄭開運來りて秘密書類は前なる小河の畔にて燒きすて名殘りは流れと共に消えて跡もなしと

縛に就きたる九人の外、同志の尙殘りて各所に潛むもの大安庄に林霧、鄭開運、林螺、黃松、溪州に林然、三張犁に亮龍、下內陂に黃已、黃賜、內湖に張井等ありと傳ふ

九日にいたり彼等は遂に臺北城東門外に放て斷頭臺もなき名なし草の下に、はかなき夢を演じ終りぬ、恨みの跡を吊ふ

は吹き初めたる秋風の音のみなりき
彼等が今回の陰謀について、關する所必ず臺北附近のみに止まらざるべし、吳得福がうけ取りたる訓令書中に、厦門より來りしものありしによつて考ふるも、彼等の上に彼等を指揮するものあることを知るに足るべし、周扁の宅を搜索せし折出所は確かに知るを得ざりしと雖、八月十二日頃の日附を以て、勇兵一千を募り、臺北附近の日本兵を擊破せよ、軍費は上にて支辨し賞金を與へ官位を授けむとの旨を記したる訓令ありしによつて見るも、彼等の上に暗中の大怪物あるを思ふを得む、罵りて云はゞ彼等は執着の亡者なるべし、人誰か執着の無きものあらむ、彼等の思想が不具なるが故に、彼等は執着の爲に狂へりと嘲るを休めよ

（國民新聞第一七〇〇號　明治二十八年九月十九日）

○

陰謀兇徒の死刑

總督其他を暗殺して兵を擧げんと企てたる兇徒の內六名は人民軍事犯處分令に問はれ死刑の宣告を受けたり

宣告文

吳　得　福　四十五年
周　扁　三十一年
王　採　四十六年
王　淸　四十六年

其方共儀屢々我軍隊に抗し敗走後諸所に出沒良民を脅し金銀を掠奪し之を軍資と爲し竊に兵器を聚め徒黨を募り總督府初め其他各官衙長官の暗殺を企て明治二十八年六月二十六日其方等首魁となり二十餘名と密會し擧兵尙我軍隊に抗し臺北城恢の血盟を爲したる事
右の事由なるに由り吳得福外三名が所爲は明治二十八年七月一日發布人民事軍事犯處分令第一條第一項を以て論じ死刑に處す

宣告文

陳　阿　植　二十一年
鄭　印　二十四年
王　大　論　二十三年

其方共儀共謀して竊に武器を購入し黨を募り良民の財物を掠奪し或は諸所に於て米穀を聚め以て軍資とし敵兵に合し

日本軍隊に抗敵せんと謀り又は賞金を得ん爲め日本軍を大稻程福德劘後に要して暗撃せんとし倘彰化縣中路に在る營官吳滿龍なる者の指揮を受け人夫となり我軍の兵站部に出入軍隊の動靜を採り敵に通ぜんとなしたる事

右の事由なるに依り陳阿槌外二名が所爲は明治二十八年七月一日發布人民事犯處分令第一條第一項を以て論じ死刑に處す

右の兇徒は本月九日東門外に於て斬首せらる、而して首魁吳得福は先きに頭を柱に觸れて死せり、兇徒の刑場に臨むや、意氣更に屈するなく泰然として力を受けたりと云ふ、彼等の兇徒惡むべしと雖も一方より見れば可憐の情なきにあらず、何の恃む所ありて此の大膽な兇事を働かんとするか、彼等遂に荊軻、豫讓の徒に醜ぢず、豫讓は國士を以て遇せられたる故に國士を以て之に酬ゆと稱し、荊軻は燕丹の義に感じて爲せし者、彼等は何人の義に感じて爾か爲せしか

（日本新聞第二一八一號　明治二十八年九月二十日）

白耳西亞國王狂人に弑せらる

（明治二十九年五月六日）

○暗殺者白耳西亞王を弑す

（龍動五月二日發電）

白耳西亞王は首府テーランに寺院に御幸する途中狂人の爲めに暗殺せらる

王は西暦千八百三十一年に生れ今年齡六十五歲二回歐州旅行をなし性質溫良白國を開發誘導せられしこと少なからずと云ふ、而るに今兇徒の毒手に罹り崩御す、實に悼むべし太子ムザハーイッデンは今年齡四十三歲なりと、詳細は後報を得て記す所あらん

（每日新聞第七六一八號　明治二十九年五月六日）

星亭氏暗殺さる

（明治三十四年六月二十一日）

昨日東京市參事會議事堂に於て星亭氏が突然刺客伊庭惣太郎なるものに刺殺せられ遂に其儘現場に絕命するに至れる次第は不取敢昨日號外を發して市內の讀者に報道せるが倘ほ此

の痛むべき慘事の詳細を左に報ずべし

○兇行現場の模樣

△市參事會例會　昨日は市參事會例會の事とて各市參事會員は午後一時頃參集したるが星氏は是より先き政友會本部に在りて常務を見たる後開會時刻に少し遲れて參會し其れより議事に移りたり、當日他に三四の議案ありしも主たる事件は石出買入問題に就き五名の調査委員の報告ありて之に對する處分を議了し全く閉會を告げたるは午後三時頃にして其後は例の如く雜談に時を移し居たり

此市參事會議事堂は市役所背面の隅角に在りて其廣さ約三十疊式位なるが議事ある毎に萬事秘密を保つより會員並に關係吏員の外は妄りに出入を禁じ居れり

即ち當日の出席者は名譽職全員十二名の中、中鉢美明、江藤樹二、石井義正、伴現光、久我懋正、今井喜八、西澤善七及星氏の八名にして之に松田市長三助役を加へたるものなりし

△加害者來る　折しも雜談最中身の丈六尺に餘れる丸顔の大男にて鼻下に八字髯を貯はへ腹は便々として突き出で如何にも鷹揚たる一人の紳士大島紬の單衣に紺地の仙臺平の袴を着し議事室外の廊下を徘徊しつゝ室内を窺ひ居りしが突然給仕の室外に向て走り出づるを呼び止め本日は星さんは出席して居りますかと問ひ給仕が出てお出でになりますと答ふるを聞き一葉の名刺を出して面會を求め吳れよと依賴したり、給仕は直さま踵を回らして室内に入りしが伊庭は其返答を待たず直ちに其後を追ひ行きたり

△殺害の慘況　此なん加害者伊庭想太郎なりける、此時星氏は左臂を以て頰杖をつき右手何やらイヂリつゝ談話しつゝありしを伊庭は給仕が件の名刺を差出すを待たずしてツカ／＼と走り寄り若し彼の服裝にして怪しからんには一坐の注意を惹起したらんにも右の如く羽織は黑絽の三紋附白襟の襦袢に紺飛白の單衣を重ね袴は仙臺平加ふるに丈高く體肥えて口髯さへあり一見紳士然たる風采なれば別に目を配ることもなくありしこそ星氏の爲めには一大不幸なれ

此時伊庭は右手にて袴の股立の裏に隱し持つた利刀を早く星氏の右腹に刺し再び其右腋に突立てたるも意外の事と云ひ咄嗟のことと云ひ且つは星氏と密接して巧に劍客の利手を用

ゐたることと云ひ一坐は猶未だ氣附かずありしが急所を刺されたる星氏は第二の刄を蒙ると同時に覺えず椅子より立上り勢なき音聲を洩らしてフラ／＼と一二歩蹌踉けたるまゝバタリ江崎氏の後方に倒れたるを伊庭は仕濟したりと今迄事も無げに溫容を繕ひたる相形一變して滿面阿修羅の如く怒髮逆立ち眼光を炬の如く血走らしヒラリと揮ひ上げたる一刀の血は旣に其鍔際まで滴りたるを見たる一坐は偖はと吃驚したる一刹那に伊庭は「天下の爲めに奸賊を殺す」と言樣三たび其の左腋を刺し尙飽足らずして半ば死したる星氏を別圖黑三角點の所まで引摺り行き又もや三刀を加へたり、此間僅かに十數秒時

△市長以下の大狼狽　事の以外に驚きたる松田市長等は颯と左右に立開いて多くは狼狽手の出る所を知らず錯愕色を失して室內を回避する中に參事會書記平賀信恭氏は進んで伊庭を後ろ抱きにし尙ほ其刄を下さんとするを抑制したるを吉田助役此機に乘じて其血刀を奪ひ取り長谷川庶務課長は室外より荒繩を提來りて捕縛せんとし上を下への大混雜に市廳府廳の各吏員廊下に押寄せて呻き合ふさま非常の狼狽なりし

△伊庭縛に就く　此狼狽の間に伊庭は事ともせず繩を打たんとするを見て自分は素より決心する所ありて此義擧を爲したるにあれば潔よく公の所分を受けん繩無くとも逃げはせじとて神色自若たりしが此時市參事會員等某々は禍の已れに及ばんことを怖れ椅子を以て之を禦ぎ或は書類の散亂を禦ぐ有合ふ石塊を投げたる爲め伊庭も頭に多少の傷を受け流血淋漓たり、彼は重ねて曰ふやう余は諸君に害を加ふるの念はあらず安心なさいとて速かに身の處置を付けんことを乞へり、斯りし程に警視廳及裁判所は此急報に接して時を移さず續々臨檢せるを以て伊庭は警部巡査等に引立てられたり

△斬奸狀　伊庭は引立てられて參事會室を出で廊下を傳ふて階段を下りながらも天下の爲め／＼と怒號し毫も屈する色あらず軈て府廳門口に出でたるも未だ檢事の臨檢なかりしを以て暫時爰に待ち合せ居る中伊庭は懷中より三尺許りの長文を取り出し聲高々に讀上げたり、其文字は頗る細字を以て記されあるも題するに斬奸狀を以てし先年來星氏が政治界に於ける行動及東京市に於ける擧作に就き數多の罪惡と稱するものを列擧したるものにある如くなりしが恰も門前には此異變を

鬪て寄せ來りたる群集山の如く警官も之を制するに由なかりき、夫れより彼は引かれて一と先づ警視廳に護送されたり

△絶息及場所　偖叉星氏の容態如何と見るに此時既に東京地方裁判所よりは里見豫審判事、川滿檢事正、羽佐間、森の兩檢事、中川上席判事等臨檢し殊に羽倉警視醫は率先臨場、次で山根警視醫も深川衛生會より馳附け檢査を行ふ時に星氏は最早や言語も通ぜず僅かに氣息を存するのみなりしが治療を施す一刻も猶豫し難きより其衣服を解くを待たずフロツクコート其儘切拔して之を檢せしが其中に絶息せり、其傷所は左の如くにて其内致命の因となりしは其第一者なるべしといふ

一、右腋下刺傷深さ肋間より肺部實質に達し鎖骨下動脈及靜脈を切斷し多量出血す
二、左腋下の傷は深さ肋下に達す
三、後頭骨に凡そ長さ五寸位骨膜に達する切傷あり
四、背部に深さ凡そ二寸位の突き傷あり
五、腹部に凡そ一寸位の突き傷あり
六、左肩胛部に微なる切傷あり

△夫人の馳附　此時星邸にては此急報に接して星夫人を始め各昵近者並に政友會幹事、總務委員等續々來集す、就中星夫人は鮮血に塗れ既に絆切れて一塊の冷肉となり居る其夫の軀を一目見るや胸中萬斛の悲哀堪へ難き風情なりしは傍人をして殆んど痛切の念を禁ずる能はざりし、軈て星氏の屍體は其儘布を以て包み昵近者に擁せられて用意の馬車に移され赤坂なる自宅に運び歸ることゝなりたるが此時星夫人は別の馬車に乘りてありしが唯だハンケチを以て顏を掩ひ今日と明日に變る運命の車に揺られつゝ從ひ行きけるぞ悲しかりける

（讀賣新聞第八六一五號　明治二十四年六月二十二日）

〇

〇伊庭想太郎

▲劍客の系統　同家の系統は代々心形刀流撃劍の師範にして維新當時は神田和泉町に住居し先代を伊庭軍兵衛と云ひ幕府の指南役として五百石を頂戴したるものなりしが軍兵衛に男兒二人あり長男を八郎と云ひ維新の當時榎本武揚氏に從て東北地方に轉戰し五稜廓に於て遂に戰死したり、次男は則ち當代の伊庭想太郎なり

▲小笠原穩岐守に知らる　想太郎は維新後武術の身を立つる

に足らざるを知り林某塾に入り其他二三の學塾に轉じて英學及漢學を修め當時の工部大學に入學せんとして準備をなしつゝありしが偶々肥前唐津の舊藩主小笠原穩岐守の知る所となり老公の依賴に依り當時小笠原長生子爵(現海軍中佐)の師傅となりたる事あり

▲家塾を開て小笠原長生子を養ふ　後現住所たる四谷仲町三丁目に住し長生子を引取りて專ら養育の任に當りたり、爲に工部大學に入學の目的を廢するの止むなきに至りたり、爾來家塾を始め文友館と呼び二十年來學生を養成する事少なからず門下亦知名の士頗る多しと云へり、氏は常に曰く予は小笠原老公の爲に信任を得たる今日予が社會に出づる能はざる原因となれりと

▲現在の住宅及び近隣の評判　目下の居住は四谷仲町三丁目學習院の裏手曲り角にして周圍に黑塀を廻らし建坪五十餘坪二階建にて嚴然たる構へなるが目下學塾にある生徒は十二名にして平素英漢數の三科を教授し師弟の間は頗る親密なりしと近邊の評判なり、平素は八大家などの文章を愛讀し靖獻遺言的の文字は餘り好まざりし方なりと云ふ

▲兇行前の模樣　さて同人は去る十二月家を出で十三日高輪より書面を寄せ來りたるも書中には只用向あり、金澤に出發すとの簡單なる意味にして他の事を記載しあらず、越えて十九日に至り書信ありたるも並亦普通の書面なりし由、元來同人は飄然家を出でゝ歸らざる數日に亘る事あれば今回の他事に就ても別に意を止めざりしに昨日の異變によりて家人は始めて同人が兇行を爲したる事を知り驚愕の餘り呆然たりしと

▲兇行後の家中　兇變傳はりて記者が同家を訪問したる時は同家に於ては未だ今回の事變を知らざるものゝ如く、長男孝(十五)は遊びに出でたるまゝ歸り來らず家塾の書生は平日の如く家に在りて勉學に餘念なく兇行の報を得しも半信半疑の中に在りしものゝ如くなりしが諸方よりの知らせにて始めて信ずるに至りたり同人の妻テウは別に女々敷振舞なく端坐したるは男子の爲す所は婦女子の關知する所にあらず因緣の來る所如何とも爲し難しと云ひ居たりと

▲遺言の郵書　昨日午后六時二十分著にて芝に郵便局消印ある午後四時二十六分發郵稅未納の封書一通伊庭の宅に達したり、二重封じにて內封の表面に現族一同に宛て裏面に伊庭惣

太郎と記したり、多分兇行前途中にて投函したるものならんか、同書簡は親族一同立會の上にて開封する筈なりとの事にて見る能はざりし

（讀賣新聞第八六一五號　明治三十四年六月二十二日）

○

○星氏の陞叙

昨夜星氏遭難の事　天聽に達するや愍然に思召され左の如く位階勳等各一級を陞せられたり

正四位勳三等　星　亨

叙従三位勳二等

（讀賣新聞第八六一五號　明治三十四年六月二十二日）

○

○斬奸趣意書

謹啓生儀星亨氏と是迄一面の交りもなく又毫も惡感怨恨なし、生儀嘗て四谷區々會議員學務委員長の末席を汚したるを以て東京市教育會設立さるゝに當り發企人に擧けられ其時始めて星氏を知るを得たり、然るに星亨氏本會々長として其擧動所爲の横柄なると共に神聖なる教育の事を談ずるを潔しとせず斷然退會其後絶えて星亨氏行爲如何を關知せず嗚呼果して此老賊星亨東京市政を紊亂汚蔑し從つて市民の德義心を破害し自ら市吏員の不正を監督すべき名譽職の位置に在りながら恐れ多くも上聖天子より下萬民の憂患大耻たる收賄罪惡を醜美の首領として敢犯し醜美罪せらるゝや獨り鐵面皮自ら耻ぢず今尚跋扈跳梁貪婪強慾を敢てして改めず其害毒は遂に滿天下の學生を墮落破害する是より大なるはなし、抑々我家代々江都に於て劍法を教授す、生に至り其身の鈍才淺學を顧みず常に學生を教育し文武二道を以て其誠心を激勵奮發せしめ又農業工業の進歩改良を熱望し他を顧みず微力自ら任とす、左に生儀今日迄從事なしたる事業を記し毫も政黨政社に關係せざるを證明せん

東京農學校々長　發企人校長勤續六ケ年

日本貯蓄銀行頭取　發起人頭取勤續四ケ年

江戸製紙場長成社々長　發起人社長勤續三ケ年

文學社學園會々長　發起人會長勤續四ケ年

四谷銀行相談役　發起人相談役勤續一ケ年

右の如く政黨政社に關せず又毫も星亨氏と怨恨なく、然り而

して今や妻子に離るゝ斷腸の苦を忍び天下公論如何を顧みず一身一家を擲ちて此老賊を誅するは醜魁星亨東教京育會々長として日々跋扈跳梁奸曲横柄貪婪强慾東京市政を紊亂汚蔑し遂には上皇室の憂患を爲すを座視するに忍びず諸賢生の心事を憐察せられよ恐惶謹言

東京市四谷區仲町三丁目十六番地々主

伊庭想太郎

(報知新聞第八六七四號　明治三十四年六月二十三日)

伊庭想太郎の判決 (明治三十五年四月十九日)

○伊庭の豫審決定

二十六日午前十一時左の言渡ありたり

靜岡縣小笠郡大須賀村横須賀無番地士族

現時東京市四谷區仲町三丁目十六番地

居住私塾文友館主

伊庭想太郎

十月生五十一歳

右謀殺被告事件につき終始決定をなすこと如左

本案謀殺被告事件は東京地方裁判所の重罪公判に付す

被告は此の決定に對し三日の期限内に抗告を爲すことを得

理由

被告は曾て東京農學校評議員四谷區會議員同區學務委員の職を奉じ其後家塾を其現住所に置き專ら青年の教育に從事し居りしものなるが昨明治三十三年來東京市參事會員の收賄事件世上に暴露せし際より本件被告者星亨は行動常に誠實ならず自ら收賄の犯行ありながら反して法網を免れ恬として東京教育會長の職に跋扈し爾來東京市の風教益々敗頽に傾きたり、此儘に推移せば其の禍の及ぶ所測るべからず而して同人が我政治界に於ける勢力は已に德義及法律の制裁以上にあるが故に到底之を殪すにあらずんば將來國家風教上蒙る可き害毒を防止すること能はざるべしと思惟し明治三十四年六月十二日遂に同人を殺害せんと決意し同日午前六時頃豫て所有し居たる短刀を携へ何氣なき體にて家出し同月二十日迄の間或は星邸に至り其の動靜を窺ひ、又は亨に面會を求め其意を果さんとせしも乘ずべき機會を得ざりし折から偶々同月二十一日亨が東京市役所に於て執務し

居たるを知りたるより同日午後三時三十分頃件の兇器を懐にし市役所に至り所用ある如き面地にて徐々同室內に進入し亨の職席の邊に達するや突然「賊」と呼びつつ右短刀を以て亨の左腋窩前壁上部を刺し同人の驚き避けんとして右手を擧げたる一刹那左鎖骨外端の下部より稍々斜に內下方に向つて肺部を貫通し左側の胸腔內に達せる長三寸の創傷を被らしめ續て其腹部肺部四ヶ所を傷け現場に於て亨を殺害したるものとす

以上の事實は其の證憑十分にして該所爲を刑法第二百九十二條を適用所斷すべき重罪なりとす依て刑事訴訟法第六十八條前段に則り主文の如く決定したり

明治三十四年七月二十六日

東京地方裁判所豫審判事　里見三治

裁判所書記　松島虎之助

（國民新聞第三四八九號　明治三十四年七月二十七日）

○

○伊庭の第一審判決　（無期徒刑）

十日午前九時二十分刺客伊庭は判決を聞くべく黒絽の紋付き折目正しき袴水色の帷子を着けて法廷に入れり、前回の如く夜半より門前に集りて漸くに入るを得し四百に近き傍聽人は等しく立上りて其面を見たり、五分過ぎて裁判長は著席し檢察官には古森檢事の代理として島田檢事臨み辯護士には花井、櫻井の二氏在りしのみ

宣告文の朗讀ありし時滿廷は寂として水を打ちたるが如く被告は其の頭を下げて靜聽したり、朗讀濟んで九時四十分一切り傍聽席に細語低聲の騷がしきを聞きしも頓て人波打ちて出でぬ唯一人狂漢あり、突然大聲を發して呼び伊庭を目して神なりと稱す、警官之を制して名を問へども答へず竟に麴町警察署に渡せり、判決文は左の如し

判決

靜岡縣小笠郡大須賀村橫須賀士族

現住東京市四谷區仲町三丁目十六番地

居住私塾文友館主

伊庭想太郎

嘉永四年十月生

右謀殺被告事件に付當地方裁判所は判決をなすこと左の如し

主文

被告伊庭想太郎を無期徒刑に處す

犯罪の要に供したる短刀一本は被告の所有物なるを以て刑法第四十三條第二項及び第四十四條に據り沒收す、其他の押收品は所有者に還附す

公訴費用三十圓は被告の負擔とす

事實

被告は父祖累代江戸に在りて劍法を教授するの家に生れ幼にして武を學び後又文事に志し夙に教育の忽にすべからざるを曉り文友館なる家塾を開き貴族富豪の子弟を集めて其氣質の鍛練德性の涵養に力を盡し其間一たび東京農學校長四谷區會議員及同區學務委員長の職に擧けられたるも後辭して專ら家塾に於ても少年教育を以て己れの任と爲せしが明治三十三年五月頃東京市役所に於て開きたる同市教育會發起人會に列席し座長の指名に依り會長を定むるの議起るに方り會長は宜しく德望ある教育家を以て之に充つべく單に勢力ある政治家たるの故を以て其任を托すべきにあらざるを論じ座長の指名に任すべからざるの意見を述べたるに其の衆議の容るゝ所とならず座長は星亨を會長に指名し評議員は星亨の指名に任ずることに決したるより亨の遂に東京市教育會を蹂躙するに至らんを思ひ竊に憂ひとなしたり、偶々同年末に至り東京市參事會員等の收賄事件世上に暴露するや彼の指名したる評議員中の多數は其の被告たるを以て彼の教育會を荼毒すること多大なるを信じ深く之を憤慨し且つ彼亦共に收賄の非行ありながら其政治界に於る勢力を引用して巧に法網を免れたりと信じ彼れは偶々法網を免れ恬然愧づる所なく教育會長の職にありて跋扈跳梁を極め以て天下學生の德性涵養に著しき障礙を與ふるものなりと信じ一旦彼れを殪さんとの念慮を生じたりしも彼れの時に或は自ら悛むるあらんを幾し己れ亦妻子の在るあり、其の恩愛の情に絆され未だ容易に其意を決するに至らず越へて明治三十四年に至り貴族院に增税案の否決せんとするの態度に出でたることあり、又靜岡縣に於ける秕政云ふに忍びざるものあるを聞き是亦一に彼れの行動常に誠實ならざるの致す所なりと信じ斯くの如くにして止まざらんか、風教頽廢して德義地を掃ひ教育會の擾亂を釀すに至るのみならず政治界も又紊亂して立憲政體の美果を收むるに由なきに至ら

ん、今に於て之を救ふの途唯身を沒して彼れを殪すの一あるのみと信じ而して彼と行動を共にしたる徒をして自ら省みて其非を悛めしむるには東京市役所に於て之れを決行するの勝れるに如かずとなし深思熟慮の末明治三十四年六月十二日遂に星亨を市役所に於て殺害せんと決意し事の必成を期して深く自ら慮る所あり、同日午前六頃自己所有に係る傳家の短刀を携へて家を出で同月十五日東京市神田區元柳原三十一番地刀劍商安藤平吉方に至り其の短刀を研がしめ同月十二日より二十日に至るの間に東京府豐多摩郡澁谷村中澁谷六百四十三番地瀧川はな方に於て貴族院衆議院東京府會及び東京市參事會員に宛てたる斬奸趣意書各一通と妻貞養子孝甥榎下金松外三人及び小笠長生に宛てたる遺書各通とを裁し又同月十七日中央新聞に掲けたる星亨の東京市教育會總會に於ける演說筆記を讀み其從來の教育の方針を嘲り教育書に引用する忠臣存子を罵るを見て憤慨し玆に殺意を鞏固にする所あり其間或は親戚門弟を家に訪ひて暗に訣別を告け或は東京市赤坂區斯波町坂町四十三番地なる星亨の邸に至りて其動靜を窺ひ同月二十一日星亨の必ず市役所に在るべきを察し事の實行を期し短刀と斬奸趣意書及遺書とを携へ瀧川はな方を出で東京市芝區芝口一丁目六番地紙商山村銀次郎方に至り其店頭に於て日本毎日、都三新聞社に對して斬奸趣旨書を貴族院衆議院及府會議員に送附すべきことを依賴する旨の書狀を作り午後三時頃東京市役所に赴き其構內に駐めたる星亨の馬車を見て其市役所に在ることを確知し一旦出で遺書及新聞社宛の書狀を近傍の郵便函に投じ再び市役所に至り巡視福與赳に名刺を交附して星亨に面會を求め携ふ處の短刀と東京市會議員に宛てたる斬奸趣意書とを懷にし應接所に於て其來るを待ちしに午後三時三十分頃赳が星亨の面會を謝絕する旨を告ぐるに及び進んで參事會員室の戶外より室內を窺ひ星亨の座席に在るを見之に面會を求むるものゝ如く粧ひ徐ろに其室內に入り之に近くや突然逆賊星亨と叫び懷ろにする所の短刀を以て先づ星亨の右腋窩前壁上部を刺し長さ一寸深さ三寸二分の創傷を負はしめ次に右鎖骨外端の下部を刺し鎖骨下動靜脈を傷け肺臟を貫き左側の胸腔內に達する長さ三寸の創傷を被らしめ尙後頭部左上膊左中側腹部脊柱第三腰椎の左方左右手背拇指側及左示指を傷け星亨は其右鎖骨外端下部の刺傷の爲生じたる急激の

大出血に據り即時死亡し被告は其の殺害の目的を遂げたるものなり

事實認定の理由

被告が劍法を敎授する家に生れ少年敎育を以て自ら任じ文友館を起し又嘗て一たび東京農學校長等の職に至りしことに付被告の當法廷に於ける供述趣旨は前掲事實の部に記載したるが如し、而して又事實參考の爲め豫審に於て訊問したる伊庭貞の調書中被告は嘗て農學校長四谷區會議員學務委員となり後罷めて專ら文友館に於ける青年敎育に從事したる旨の記載あるを以て前掲事實の部に示すが如く被告は劍法を敎授する家に生れ專ら身を敎育事業に委ねたることを認め被告が三十三年中東京市敎育會發起人會に於ける光景を見て星の遂に敎育會を蹂躪せんことを憂ひ東京市參事會員等の收賄事件暴露するに及びて本件犯罪の發意をなし明治三十四年六月十二日遂に犯罪を決意したる點に就きては被告の當法廷に於ける自由の趣旨亦前掲事實の部に記載したるが如し、而して差押に係る四通の斬奸趣意書を見るに孰れも被告は星亨と秋毫の怨恨あるなし、唯亨が東京市敎育會に會長として行ふ處横柄を極め市政を紊亂し敢て收賄の罪惡を犯して自ら耻ぢず滿天下學生を墮落せしめ國家の大患を貽すに至るを以て身を捨て家を顧みず天に代りて星亨を誅する旨の記載ある書を殘し候、離緣狀とある妻貞宛の書狀には最愛なる御身を捨てゝ死に就くは實に忍びざるところなるも國家の爲め此の擧に出づ事是に已むを得ざるものなり、而して死後累の御身に及ばん事を恐れ斷然御身を離別せん後事は之を木原、榎下、小笠原、金山、加藤に謀れ養子孝は之を生家に復歸せしめよ、實子の秀丸は之を金田家に艷子は之を木原家に托し伊庭家は一時之を斷絕せしめよとの旨を記載しあり、伊庭孝宛榎下金松外三人宛及小笠原長生宛の書狀には孰れも天下公論の如何を顧みず一身一家を捨て國家の爲に此の擧に出ずと述べて後事を托する旨の記載あるを見れば此の點に就きても亦前掲事實の部に示す如く其の犯罪の發意より決意に至る經過と源因とを認むべく特に其の決意が深思熟慮の末に成りたるものにして決して感激に出でざるものに非ざる事を認むるに餘りある可し

被告が明治三十四年六月十二日犯罪の決意を爲して家を出でたるより同月二十一日東京市役所に至り市參事會堂に進入し

其實行に着手する迄の間に於て被告のなしたる行動に就ては被告は亦當法廷に於て前掲事實の部に記載したる趣旨の供述をなし事實參考の爲め豫審に於て訊問したる伊庭貞の調書には被告は明治三十四年六月十二日行衛を告げずして家を出で其後歸宅せず又差押の短刀は被告家の所藏なる旨の記載あり證人朝倉文次郎の豫審調書には被告は六月十三日有賀又兵衛方に來泊し翌日に立去りたる旨の記載あり、事實參考の爲め豫審に於て訊問を爲したる加藤敎の調書には敎は被告の甥にして六月十五日被告の來訪を受けたる旨の記載あり、證人相川文五郎の豫審調書には證人は被告の舊塾生にして被告は六月十六日證人方に一泊したる旨の記載あり、證人最賀亮輔の豫審調書には證人は被告の舊塾生にして被告は六月十八日證人方に宿泊したる旨の記載あり、明治三十四年六月二十七日附證人佐々木久藏の豫審調書には證人は安藤平吉の實子にして六月十五日被告より短刀の研方を依賴せられ十七日出來十九日之を被告に渡したる旨の記載あり、證人島田義重の豫審調書には證人は星亨方書生にして六月十五日被告は星亨を其の邸に訪ひたるも亨が病の故を以て面會を謝絕したるより立去りたる旨の記載あり、證人中島竹次郎の豫審調書には差押に掛る夏外套を着し長一尺餘の風呂敷包を持ちたる五十歲位の男子より名刺を星亨の邸に致し面會の許否を問ひ來る可きの依賴を受け其言の如くなしたる處亨の不在なりしより其由を告げたるに其者は立去りたり、而して其名刺中想太郎との三人字は之を讀み得たる旨の記載あり、明治三十四年六月二十八日附證人瀧川八十豫審調書には被告は六月十二日以來數々來りて飮食宿泊し常に木綿更紗の風呂敷に丸く包みたる長一尺の物を携へ閑靜なる室を選み宿泊中兩三回帳場の硯をを借り二十一日には午前五時頃一旦寢を出でゝ復寢に就き十一時復寢を出で朝餐を喫し差押に掛る羽織袴及夏外套を着用し帽子を冠り立去りたる旨の記載あり、證人山村銀次郎の豫審調書には六月二十一日午後二時より三時の間に於て差押に係る羽織及夏外套を着用し夏帽子を被りたる男子入り來り卷紙及封皮を購ひ店頭に腰を掛け凡そ三四十分の間書狀を認めたる旨の記載あり、證人福與起の豫審調書には六月二十一日午後三時少しく過ぐる頃被告は市役所に至り星亨に面會を求めたるより給仕をして其意を通ぜしめたるに面會を謝絕せられ

たるを以て其由を被告に告げたる旨の記載あり、以上の供述及記載と差押に係る黒絽三ッ紋付羽織薄茶縞仙臺平袴夏外套及び夏帽子と伊庭孝宛並びに日本都の各新聞記者宛書状の封皮に押捺しある東京芝口三十四年六月二十一日午後四時六分なる旨の郵便局消印に徴すれば此點につきても亦前掲事實の部に示す如く犯罪の決意より其の實行に着手するまでになしたる被告の行動を認むるに足る、被告が明治三十四年六月二十一日午後三時三十分頃犯罪實行をなしたる顚末につきては被告は當法廷に於て同四時短刀及斬奸趣旨書を懷にし東京市役所内參事會室に入り逆賊と叫びながら短刀を用ひて星亨を殺害したる旨を自白したり、即ち此の自白は被告の第五回豫審調書中被告は六月二十一日市參事會堂に於て賊と叫びながら星亨の左の脇を突き次に右の脇を突き尚後頭部腹部其他を傷けたる旨の記載、證人平賀信恭の豫審調書中六月二十一日午後被告は面會を求むるものゝ如く參事會室内に入り來り星亨に近づくや突然何か叫びたるに依り之を見るに差押へに係る短刀を手にするを以て驚きて被告を抱きたるに亨は其場に倒れたる旨の記載、證人西澤善七の豫審調書中六月二十一日午後三時半頃黒羽織に袴を著したる男參事會室に緩歩し來り白刃を以て星亨を刺したる旨の記載、檢證調書中星亨の死體は東京市役所參事會室内に洋服著用のまゝ頭部を北方に向け仰臥し創口より流出したる血液は被告服を浸し床壁及卓上に及び其死體には右鎖骨外端の下部より稍斜に下方に向け左側の胸腔内に達するものと外七ヶ創傷ある旨の記載、鑑定人警察署長山根正次警視廳技師與貫恭功警察醫園江虎次郎の星亨創傷致命原因及方法用器の種類につきての鑑定書中創傷の第八鎖骨外端の下部より稍斜に内下方に向つて長三寸を有するものにして創口の哆開八分を算し多量の出血を認む、創緣正鋭創内を檢するに鎖骨不動靜脈を傷けて第一肋間より胸腔内に入り殆んど左側腋窩に對する方向を以て肺臟を貫き深く左胸腔内に達し前胸部を壓するに創口により極めて多量の血脈を迸出し第二には後頭部外後頭結節の上方一寸の部より右顱頂結節に廻り彎形の辨創にして長二寸五分辨の基底は上方に位し創緣正鋭にして深骨膜に達し第三には右上膊三分一外側に於ける横に長一寸のものにして創緣正鋭深骨質を傷け第四は左腋窩前壁上部に於て左方内方に向ふ長一寸の創緣正鋭深

經下內方に向て三寸二分を有し胸腔を冒し第五回は左中側腹部臍窩の左上方一寸七分の部に於て左上方より內下方に向つて斜に長一寸のもの創緣正鋭にして深下內方に向つて二寸を有し筋肉を穿ち第六は脊柱第三腰推の左方一寸六分の部に於て上內方より下外方に向ふて長一寸のもの創緣正鋭深內下方に向て一寸八分を有し筋肉を傷け第七は左手背拇指側に偏したる部に於て橫に長一寸のもの一個左示指第一節內側に於て縱に長一寸のもの一個各創緣正鋭にして拇指側に於て縱二寸五分のもの深皮下結締織に達し創緣正鋭なり、而して第一傷は身體の右後側より加へたる刺創第二創は身體の左後側より加へたる刺創第三第四は左後側より第五傷は前身より第六傷後方より加へられたる刺創第七第八創は双器に輕く觸れて生じたる切創と認む、致死の原因は第一創によつて生じたる急激の大出血にして用器は刀創の如き尖端を有する鋭利の双器なる旨の記載と差押に係る血液附着の短刀及び東京市會議員宛斬奸趣意書の血痕とに徵すれば前掲事實の部に示す如く被告が明治三十四年六月二十一日午後三時三十分頃東京市役所內市參事會室に於て星亨を殺害したること明かなり

法律の適用及其理由

被告の所意は豫め謀て星亨を殺害したるものなるを以て刑法第三百九十二條に豫め謀つて人を殺したる者は謀殺の罪とし死刑に處すとあるに該當す、而して被告偏狹の見解を懷抱し輕しく事想を臆斷し敢て此犯行に及ぶ其罪固より大なりと雖も然れども其情狀に至りては原諒とすべきものあるを以て同法第八十九條及び第九十條に依り酌量し本刑に一等を減じ無期徒刑に處し差押に係る短刀一本は犯罪の用に供したる被告の所有物なるを以て同法第四十三條第二項及び第四十四條に依り沒收し其余の差押物は沒收に係らざるを以て刑事訴訟法第二百二條を適用し各所有者に還附し豫審に於て鑑定の爲め要したる公訴費用全部は刑法第四十五條刑事訴訟法第二百一條第一項を適用し被告の負擔とせしむべきものとす依て主文の如く判決す

檢事古森幹技檢事島田定持本件に關與す

明治三十四年九月十日

東京地方裁判所第二休暇部

裁判長判事　望月源太郎

判事　水原親次
判事　野村美策
裁判書記　川上德一

原本に依り此謄本を作成するものなり

明治三十四年九月十日

東京地方裁判所
裁判書記　矢作利喜

○檢事の控訴

別項記載の伊庭惣太郎謀殺犯の宣告に對し十日正午過立會檢事が控訴院に控訴したり

（國民新聞第三五二八號　明治三十四年九月十一日）

○

伊庭の控訴判決（無期徒刑）

伊庭想太郎の謀殺事件控訴判決は十九日午後零時五十分を以て開廷柿原裁判長、橋爪、渡邊、辻、中村の各判事、豊島檢事、北川書記並に花井、櫻井兩辯護士出廷の上宣告あり、即ち原裁判を取消し更に無期徒刑に處し裁判費用三十圓を徵する旨の申渡をなせり、其の理由は事實の認定、法律の適用情狀酌量等に就ては異議なきも原裁判に於ては檢事の論告なく唯豫審決定書の通りなりとして判決し充分事實の陳述を爲さしめざりしが如き缺點あるを以て之を取消し更に前記の如き宣告を與へたるものにて不服なる時は三日以内に上告すべしと申渡し閉廷したるは同一時十五分なりき、當日伊庭は黑紋付の羽織に仙臺平の袴を着し身體別に衰弱の模樣も見へず傍聽者は前裁判の當時に比すれば大に減少し居りしも尙ほ二百數十名と註されき、尙判決の全文を揭ぐれば左の如し

判決

靜岡縣小笠郡大須賀村横須賀士族
當時東京市四谷區仲町三丁目十六番地
居住私塾文友館主
被告　伊庭想太郎
嘉永四年十月生

右被告に對する謀殺事件に付明治三十四年九月十日東京地方裁判所に於て其罪を認め酌量減刑の上無期徒刑に處す、差押の短刀一本は之を沒收す云々と言渡したる判決に對し同廳檢

事は之に服せず酌量減刑すべき者にあらずとの理由を以て控訴し辯護士は被告の行爲は故殺にして尙酌減二等を與へらるべき者なりとの理由を以て附帶控訴をなしたるに依り本院は檢事豐島直通立會辯論を經判決する事左の如し

原判決は之を取消す

被告は無期徒刑に處す、押收の短刀一本は之を沒收す

其他の押收品は各所有者に還付す

公訴費用金三十圓は被告の負擔とす

理　由

被告は父累代劍法を教授せし家に成長し幼より武を學び復文事に志し教育の忽にすべからざる事を曉り文友館なる家塾を開き貴族富豪の子弟を集め氣質の鍛練徳性の涵養に力を盡し來りしに當時星亨は政治界に於て領袖の地位を占め勢力を逞うし其人物行動に關し世間非難攻擊の聲も亦た多かりしより被告は星亨を以て政治界の運動に關し常に金力壯士を利用し又議院内に於ては賄金の多少に依り議案を左右にし其東京市政に關與しても誠實ならざるの行動に出で殊に東京市參事會員の收賄事件の發露するや彼は巨魁なるに拘はらず却て法網を免れ爾來尙恬然として東京市教育會長の職にあるは天下後生の育英に大害あり、如是きは彼れの政治界に於ける勢力强大にして道德及法律の制裁以上にあるが故なりと信じ大に之を憤慨し如是くにして已ざらんか風教頽廢德義は地を拂ひ教育界は固より政治界紊亂を極め立憲政體の美果得て收むるに由なきに至らん、今に於て之を救ふの途只身を殺して彼を斃すの一あるのみと思惟し明治三十四年六月十二日遂に星亨を其市政を取る場處と思惟せし東京市役所に於て東京に因みある武藏の銘ある自己所有に係る傳家の短刀を以て之を殺害し彼と行動を共にせし徒をして自ら改めしめんと決意し同日其短刀を帶へ家を出で同月二十日迄の間に於て或は其短刀を刀劍商に磨かしめ或は宿屋に於て貴族院、衆議院、東京府會、東京市會議員に宛てたる斬奸趣意書各一通と妻貞養子孝、甥榎本金松外三人、小笠原長生に宛てたる遺書各一通とを書し或は星亨の邸に至り其動靜を窺ひ其間同月十七日中央新聞紙上に於て星亨の東京市教育會總會に於ける演說筆記を讀み其從來の教育方針を嘲り教科書に引用する忠臣孝子を罵るを見益々決意を鞏固にする處あり、同月二十一日星亨の必ず東京

市役所にあるべきを察し事の實行を期し午前十一時頃短刀と斬奸趣意書及遺書とを携へ當時止宿せし東京府下澁谷村瀧川八十方を出で東京市芝區芝口の紙商山村銀二郎方に於て日本毎日、都の三新聞社に對し斬奸趣意書を貴族院、衆議院及府會議員に送付すべき事を依賴する旨の書狀を作り午後三時頃東京市役所に赴き其構內に星亨の馬車の駐めあるを見其市役所にあるを確知し一旦出でて遺書及新聞社宛の書狀を近傍の郵便函に投じ再び市役所に至り巡視福與赳に名刺を交付して星亨に面會を求め所携の短刀と東京市會議員に宛てたる斬奸趣意書とを懷にし應接所に於て其來るを待ちしに午後三時三十分頃赳が星亨が面會を謝絕する旨を告ぐるに及び赳の立去るや進んで市參事會堂の戶外より室內を窺ひ星亨の議席にあるを見之に面會を求むる者の如く裝ひ徐々其室內に入り之に近づくや突然逆賊めと呼び懷にせし處の短刀を以て先づ亨の左腋下前壁上部を刺し長さ一寸深さ三寸二分の創傷を負はしめ次に右鎖骨外端の下部を刺し鎖骨下部肺臟を貫き左側の胸腔內に達する長三寸の創傷を蒙らしめ尙其他後頭部左上膊左腹部左右手背左示指等を傷け星亨は右鎖骨外端下部刺傷の急激の大出血に依り即時死亡し被告は其殺害の目的を遂げたる者なり

以上の事實は被告が當法廷に於て其旨を自認すると押收の斬奸趣意書を見るに何れも被告が星亨と秋毫も怨恨なし、只亨が東京市教育會に會長として行ふ所橫邪を極め市政を紊亂し敢て收賄の罪惡を犯し自ら恥ぢず滿天下の學生を墮落せしめ國家の大患を貽すに至るを以て身を棄てゝ家を顧みず天に代りて亨を誅する旨の記載あり、遺書狀離緣狀とある妻貞宛の書狀には最愛なる御身を捨てゝ死に就くは實に忍びざる處なるも國家の爲め此擧に出づ事實に已むを得ざる者あり、而して死後累の御身に及ばんを恐れ斷然御身を離別せむ後事は之を木原、小笠原、金田、加藤に謀れ養子孝は之を生家に復歸せしめよ、實子秀丸は之を金田家に艶子は之を木原家に托し伊庭家は一時之を謝絕せしめよとの旨の記載あり、伊庭來宛榎本金松外三人宛及小笠原長生宛の書狀には何れも天下公論の如何を顧みず一身一家を棄て國家の爲め此擧に出づ宜しく後事を賴む旨の記載あると山根正次外二名の鑑定書に星亨の創傷の個所其の死亡の原因は前掲事實に所載と同趣旨の記載

あると押收の短刀東京市會議員宛斬奸趣意書に血液の附着しあるを湊合し之を確認するに足る者とす

本件被告の行爲たる前揭事實に示すが如く此の必成を期し兇器を選び之を磨かしめ且つ兇行の場所を撰したる等大に思慮を回らし以て兇行を敢てしたるものなれば其謀殺行爲たるや更に疑なし、而して被告星亨を以て國家に害ある者と信じ此兇行を敢てしたるは其罪案より大なりと雖も被告をして玆に至らしめたる縁由を察する時は其情狀に於て憫量すべき者あると認む

之を法律に照すに被告の所爲は刑法第二百九十二條に該當し死刑に處すべき處犯情減諒すべき者あるを以て刑法第八十九條第九十條に依り本刑に一等を減じ無期徒刑に處するを相當なりとす、又押收の短刀は被告の所有にして犯罪の用に供せし者なれば刑法第四十三條第二號第四十條に依り之を沒收すべく其他押收品は刑事訴訟法第二百二條公訴費用は刑法第四十五條に依り各處分す可者とす

然らば原判決は其實體には相當にして檢事及辯護士の之に關する控訴の主意は相立たざるも第一審公判始末書に據れば檢事は伊庭想太郎に對する公訴事實は豫審終結決定の通りなり由て審判を求むと述べたりとのみ記載しありて檢事は被告事件其れ自體を陳述したるものと認め得ざれば刑事訴訟法第二百十八條に背きたる形式上の瑕瑾あるを以て此點に於て檢事及辯護士の控訴は共に其の理由あるを見る是れ本院は刑事訴訟法第二百六十一條第二項に從ひ左の如く判決せし所以なり

明治三十五年四月十九日

東京控訴院刑事第二部公廷に於て檢事豊島直通立會宣告す

同日同院に於て此原本を作成す

裁判長判事　柿原武熊

判　　事　渡邊輔之助

同　　　　橋爪捨藏

同　　　　澤村勝

同　　　　辻秀春

裁判所書記　北川詮總

（國民新聞第三七〇八號．明治三十五年四月二十日）

安重根死刑に處せらる

（明治四十三年三月二十六日）

兇漢安重根の公判

客歳十月二十六日哈爾賓停車場に於て伊藤公を暗殺したる安重根及其兇行の幇助を爲したる柳東夏並に當時東淸線蔡家溝驛に於て公を邀撃せんとしたる禹連俊、曹道元等に對する豫審事務は爾來係官等殆んど寢食を忘れて之に從事したるも何分其關係する所廣きやうの疑ありし爲め頗る時日を要したるが頃日に至り全く其終結を告げ主犯安重根其他連累者の罪名は左の如く決定したり

殺人罪　安　重　根（三十一）
殺人豫備　禹　連　俊（三十三）
同　上　曹　道　元（三十二）
殺人幇助　柳　東　夏（十　八）

而して七日地方法院に於て公判に附せられたるが係官は裁判長眞鍋十藏、檢察官溝淵孝雄、書記渡邊良一氏等にして辯護士に就ては露西亞、英吉利、西班牙、朝鮮の各國人より申込ありたるも何れも其言語を異にし裁判上の不便大なるを以て是等は總て不許可となり單に關東州辯護士會員水野吉太郎、同鎌田正治の二氏をして之れに當らしむることに決せり、尤も前記各國人の辯護士は絶對に之れを拒斥するに非ずして證據提供其他被告の有利となるべき事項は水野辯護士を通じて其意を果さしむべしと云ふ、尙ほ連累者の一人として拘致中なりし鄭大功（安重根の妻子を伴ひ韓國より安奉線を經て哈爾賓に赴きし者）は不起訴となりて放免されたりと

（東京日日新聞第一一九一四號　明治四十三年二月八日）

○

○安重根等の判決

十二日を以て公判終結を告げたる兇漢安重根等に對し十四日判決の言渡しあり、安重根は死刑、禹連俊は殺人幇助罪に依り三年、曹道元、柳東夏は各一年半に處せられたり、通譯之れを彼等に言聞かせたるに安は顏色自若として更に意見ありと迫り通譯は意見あらば五日間の控訴期間内に於てすべしと告げたるが此時柳東夏は早く家に歸して下されとて法廷にて泣き出したり（十四日發）

（東京日日新聞第一一九二二號　明治四十三年二月十五日）

○

○安等判決要旨

は左の如し

安は十月二十日浦鹽に於て伊藤公殺害の決意を爲し翌二十一日出發哈爾賓に向ひたるものなり曹、禹は之を幇助したる者なり、被告等の犯罪事實に就き法律を適用するに當り先づ本件に關し本院が法律上正當管轄權を有するを說明す本件犯罪地及被告人逮捕地共に清國領土なるも東清鐵道附屬地にして露國政府の行政治下に在り然れども本件記錄に添附する露國政府の回送に係る同國々境地方裁判所刑事訴訟法記錄に依れば露國官憲は被告を逮捕したる後直に被告を訊問し最も迅速に證據を蒐集し其の結果即日被告等は韓國に國籍を有する事明白なりとし露國の裁判に附すべからざるものと決定せり、而して三十八年十月十七日締結されたる日韓條約第一條に依れば日本政府は在東京外務省により今後韓國の外國に對する關係及び事務を管理指揮すべく乃ち日本の外國代表者及び領事は外國に於ける韓國臣民の利益を保護すべしとあり、又光武三年に締結されたる韓清通商條約五款には韓國人は清國內に於て治外法權を有する事を明記しあるを以て右犯罪地及逮捕地を管轄する哈爾賓帝國領事館は三十二年法律第七十號領事の職務に關する法律の規定する所に遵ひ當然被告等の犯罪を審判する權限あるものとす、然るに四十一年法律第五十二號第三條を以て滿洲に駐在する領事館の管轄に屬する刑事に關し國交上必要ある時は外務大臣は關東都督府法院をして其裁判を爲さしむる事を得と規定せり本件に在りては外務大臣此規定に基き四十二年十月二十七日本院に裁判を移す旨を命令したるものなり、此の命令に依り本院が本件の管轄權を有するは明白なり、一辯護士は日本政府が日韓協約第一條に據り外國に在る韓國人民を保護するは、素韓國政府の委任に依るものなるを以て領事館は韓國臣民の冒したる犯罪を處罰するに當り韓國政府の發布したる刑法を適用すべく帝國刑法を適用すべきものに非ずと論じたるも日韓協約第一條の趣意は日本政府が其臣民に對して有する公權作用の下に齊しく韓國臣民をも保護するにあるものと解釋すべきに依り

公權作用の一部に屬する刑事法の適用に當り韓國民を以て帝國臣民と同等の地位に置き其犯罪に帝國刑法を適用處斷するは協約の本旨に適ひたるものと云ふべし、按ずるに重根が伊藤を殺害したる所爲は刑法第百九十九條に該當す川上、森、田中を殺害せんとして目的を遂ぜざりし所爲は同第四十三、第四十四、第百九十九、第二百三に該當す、即ち四個の殺人罪併合したるものとす、其内伊藤を殺害したる所たるや其決意私憤に因るものに非ず而も遠謀深慮に出で且つ嚴肅なる警固を冒し全市知名の士の集合せる場所に於て之を敢行したるものなり、故に之に對し極刑を科するは至當なりと認め被告安重根を死刑に處するものとす、刑法第四十六條第一項の規定に遵ひ他の三個の殺人未遂罪には刑を科せず　（十四日發）

（東京日日新聞第一一九二二號　明治四十三年二月十五日）

○

○安重根に係る雜事

鄕里に在る安重根の母は目下旅順に滯在せる令弟二人に向け兄重根に親しく傳言せよとて左の言を寄せたり曰く「愈々死刑の宣告を受けたなら潔よき死方をして名門の名を汚さぬ樣早く天國の神樣の御側に參るやうに」と、聞く者何れも親子の切なる情に對し暗涙を催せり、今より十六前重根に洗禮を授け今尙ほ韓國に於て布敎に從事し居る天主敎の神父は不日平壤より態々旅順に來りて安に面會し最後の祕跡を授くべしと云ふ、恭根、鄭根の二弟は昨日監獄に重根を訪ひ母よりの傳言及び後事に就き種々談話を爲したり、浦鹽方面韓國人の依賴にて來れる上海の英國辯護士ダグラス氏は水野鎌田二辯護士に向ひ若し安にして死刑の判決を受けたなば控訴されたしと依願されし由なるが安は多分控訴することとなるべし四時間に亘り引證該博なる二辯護士の辯論及び鄭重なる裁判に對し外人等何れも滿足の意を表しつゝあり　（十四日發）

（東京日日新聞第一一九二二號　明治四十三年二月十五日）

○

安重根の死刑　（大連電報）

暗雲天を鎖し微雨肅々たり、頑强なる安重根は遂に宣敎師に面會以來非を覺りて神に懺悔し從容死期の至るを待てり、天亦懺悔したる彼を痛むに似たり、二十六日午前十時四分滿

淵檢察官栗原典獄等立會ひ愈々死刑を行ひたるが彼は本國より取寄せたる白絹の死裝束を纏ひ心靜かに神に最後の禱を捧け少しも惡びれたる樣なく刑場に臨み臺に上りてより十一分にて絶命したり、蓋し伊藤公遭難の命日にて亦遭難も同時刻なり、遺骸は旅順監獄墓地に葬ることゝなれり、安の最後を見屆けんとて滯在せる二弟等は同日特別面會室にて最終の面會を許可せられたり、溝淵檢察官は「本日は最終の面會日なれば心置なく語れ」と告げて握手を許すや兄弟三人相擁せんとしたるも暫しと思ひ止り三人齊しく跪きて約二十分間神に祈禱を捧けたる後互に手を取り顏見合はせ歔欷流涕して言葉なく見る者袖を濕ほせり、斯くて安は漸く顏を擡け「此期に及んで未練ヶ間しく言ふ可き事なし只親戚とも相談して我亡き後の家事を賴む又我が遺れがたみの養育を賴む」と云ひたるのみにて他を語らず水野、鎌田二辯護士も此面會に立會殊に水野氏は是迄の關係上懇切に慰籍したるに對し安は「斯くも厚情を賜ふ希くは貴下も天主敎を信ずるの人となれ將來天國にて共に談らん」と云へりと云ふ、彼の執筆中なりし東洋平和論は序文のみ脫稿し二十三日來筆を執らず祈禱にのみ耽り居たり、死期に近づける彼の態度食事睡眠等は孰れも平日と異る所なかりしと云ふ　(二十六日發)

○

○伊藤公兇變詳報

(二十七日午前五時長春發)

公爵二十六日午前九時哈爾賓安着汽車内にて露國藏相と約二十分談話の後下車せられプラツトホームにて出迎への文武官に挨拶あり、大藏大臣の希望により守備兵前列前の一巡を了りたる際洋服の韓國人ピストルにて狙擊したれば直ちに汽車内に運び入れ應急の手當を施したるも十時頃溘然として薨去せられたり、犯人は即時露兵に捕へらる彈丸は(一)右上膊外面より內面皮下を去る五サンチの所を通過し第七肋骨間に向け水平橫行に竄入す(二)右肘關節外側鳥喙凸起より同側上膊外面を過ぎ稍々內側に向て第九肋骨に射入し肺及び橫膈膜を通過して左肋下に留彈す(三)上腹膈上の中央より射入し筋の間に止まる、此三ヶ所の中二ヶ所は旣に致命傷にして術の施すべきなしと云ふ

犯人は年齡二十四五氏名未詳釜山の住人に非るも同地を發

し浦鹽を經て昨日哈爾賓に入り昨夜は停車場附近にて止宿し今朝出迎へ日本人の間に紛れ込みたるもの其兇行の趣意は韓國は伊藤公の爲めに名譽を汚されたれば之れを回復したるのみ、但し己れ一人の發意にて他に同類なしと陳述し居れるも其筋にては此自白に信を措かず現に昨夜松花江サイカコウ驛附近にて怪しき韓人二人を取押へ調べたるにピストルを所持し居れば取調の上ハルビンに護送したるが今朝珍事の後右二人の白狀に依れば彼等の仲間は凡そ三十人ありて此內の一人志を遂げたるなりと云へり、又昨日哈爾賓居留韓人に宛てたる「親類の者其地を通過したり」との差出人不明の電信來りたることあり、仍て露國側にても充分警戒したるに終に此兇事を見たるは返へす／＼も遺憾なりといへり

川上總領事は肩先森秘書官は脇下淺く田中理事は左足の腓に貫通傷を受けたるも田中氏は幸に輕く森、田中兩氏は車內にて治療を受け一行と共に十時四十分哈爾賓を發し四時半長春に着す、其他一同無事露國側にはホルワト將軍及び大藏大臣に面會の爲め哈爾賓に來れる北京駐在公使は長春迄送られたり

公の車哈爾賓を發する際悲しみの樂を奏し中間驛にても同樣弔意を表せり、又公の遺骸は見事なる花環を飾り殊に同車の露國人は皆喪章を帶び弔禮甚だ厚し

公の遺骸は今我車に移し大連に直行す

尙ほ韓國皇帝、皇后兩陛下の旨を受け內閣員一名菊池大韓醫院長を伴ひ仁川發大連に到着すべく軍艦秋津洲は洋中に在りしを無線電信にて通告入港せしめたり、又英國キッテェナー元帥は滿洲都督錫良と共に奉天停車場に出で伊藤公を見舞ひたり

同上第二報

（二十七日午後一時三十分大連發）

今回の兇變に際し伊藤公に命中せし彈丸は三發にして二發目の彈丸を受けたる時公は兇行者を睨み付けたるが殆んど之れと同時に三發目の彈丸命中し即坐に殪れ一聲「シマッタ」と叫びて其儘絕息したるを以て隨行者及び露國官憲は直ちに汽車內に運び小山醫師皮下注射を施したるに公は息を吹き返して古谷室田兩氏を枕頭に呼寄せ他人を退けて二三の遺言を爲したる後露國藏相コ、ウツォフ氏は强て面會を求め滿鐵社員

庄司鐘五郎氏の通譯にて見舞の辭を述べ尙犯人を逮捕したること及其自白とを語りて退出したるが公は藏相の退出後直ちに絶息せり

川上總領事の負傷は胸部、森氏は左肩、田中滿鐵理事は右蹠にして就中川上總領事最も重傷なり、亦中村滿鐵總裁及び室田義文氏も洋袴に銃丸貫通の跡ありたるも何等の負傷なし公の遺骸はキッテエナー元帥歡迎の爲め來港の秋津洲にて日本に送る筈なり

（東京日日新聞第一一八一二號　明治四十二年十月二十八日）

○

○兇漢一味の素性

伊藤公暗殺犯人連累者の原籍現住所職業姓名年齡左の如し

平安道平壤城外獵夫
主犯　安　重　根（三十一年）

咸鏡南道濱原郡景浦煙草捲職
連累者　曺　道　先（三十一年）

咸道北道明川郡煙草捲職
同　禹　通　俊（三十三年）

京城東大門煙草捲職
同　金　麗　水（三十年）

咸鏡南道德源府明洞藥局傭人
同　柳　江　露（十八年）

京城河洞藥商現住哈爾賓
同　金　成　玉（四十九年）

京城北村盛洞中爾洞
同　鄭　大　鎬（三十年）

慶尙北道安東西哈爾賓現住
同　金　在　衡（三十年）

咸鏡南道盛夏藥商
同　卓　公　瓊（三十六年）

（東京日日新聞第一一八三七號　明治四十二年十月二十二日）

近世社會年表及著名統計表

明治元年　總裁熾仁親王

【一月】（三日）伏見鳥羽の戰（四日）德川慶喜薩藩と交兵の由を在大阪各國公使に告げ各國人の軍艦兵器私賣の禁を要求す○官軍再戰兵を伏見鳥羽に破る。（七日）德川慶喜征討大號令頒布、公卿諸侯其去就を決せしむ。（九日）大將軍嘉彰親王に大阪城にて諸軍を指揮し東海道鎭撫總督橋本實梁に桑名を討たしむ。○薩長二藩兵福山城を衛下す○大阪城火く。（十日）德川慶喜征討令を諸道に布く○舊幕府領地を直隷とする布告書を諸道に示す○列藩兵士徵集（十一日）再諸侯召集○備前藩士日置忠侑の從兵英人と爭ふ。（十二日）德川慶喜江戶城に入る。（十三日）征討府錦旗奉行四條隆詞を中國四國追討總督とす。（十四日）備前藩兵松山城を衛下す○舊幕府長崎奉行河津祐邦逃走○朝廷靜寛院宮親子內親王に內旨を給ふ。（十五日）天皇御元服○大赦の詔下る○外國交際は宇內公法に仍る旨布告○英米二國神戶驛警備を解く○德川慶喜甲府城代大久保忠禮を罷め箱根關を嚴守せしむ。（十六日）親王及大臣席次相定○九條道孝以下十九人參朝許可。（十七日）職制を定め神祇・內國・外國・海陸軍・會計・刑法・制度の七科設置○仙臺藩主伊達慶邦等に松平容保を討たしむ○備前藩兵姬路城を衛下す。（十八日）德川慶喜板倉勝殷等に碓氷關を守らしむ（二十一日）德川慶喜書を德川慶勝・松平慶永・淺野茂助・細川護久（初喜延）に致し退隱の意を述べ救解を求む○由利公正全石高に應じ紙幣製造救急の方案を上る。（二十三日）舊幕臣澁澤喜作天野八郎等彰義隊を組織す○暗殺嚴禁○松平慶永德川氏の謝罪周旋す成らず（二十六日）岩倉具視德川氏の爲慶喜の謝罪周旋を松平慶永に內諭す○赤報隊騷擾事件にて山本太宰等斬殺せらる。（二十七日）諸藩征討及警衛兵共に菊章旗を用ひしむ○大阪鎭臺を裁判所と改む○德川慶喜書を松平慶永等に致し救解を求む。

【二月】（九日）言路壅閉の習を去り諸道宿驛無鑑札無賃錢人馬傳遞を禁ず○宮門警衞及諸藩旗幕に菊花章採用を廢し追討出兵に御旗下付。（十一日）諸藩四十萬石以上を大藩とし十萬石以上を中藩とし一萬石以上を小藩とす○島津忠義封土十萬石を軍資に獻ぜんと請ふ許さず。（十二日）德川慶喜東叡山寛永寺に入り謹愼の意を表す幕臣等慶喜の輕罪を哀訴す。（十五日）東征大總督熾仁親王出發○戍堺浦土佐藩兵佛人十餘名を殺傷す。（十八日）東山道官軍信濃追分上野坂本にて嚮導隊を擊破す隊員小島四郞等捕へられ三月三日斬らる。（二十日）太政官代より紅錦片の肩章を本營に送り諸隊士に頒賜せしむ。（二十一日）德川慶喜の上表を卻け大總督府に謝罪せしむ。（二十三日）堺浦暴徒箕浦猪之吉等十八人（內七人流）に佛人立會にて自刄せしめ山內豐範に金十五萬元佛國に賠償せしむ。（二十四日）無錢見物及諸人の群集地暴行嚴禁○楊河春三中外新聞を刊す。（二十八日）松平容保謝罪狀を松平慶永に呈す○舊幕府旗下士に謹愼を達す。（晦日）英國公使パークス佛國公使レヲンロッシユ蘭國公使ボルスブロック參朝○英國公使刺客に遇ひ朝見を果さず。

【三月】（二日）大久保忠禮等四十三人上書して德川慶喜の爲に哀を乞ふ。（六日）新選組長近藤勇等甲府に據らんとす○東山道官軍之を勝沼に破る○田安慶賴書を東海道先鋒總督橋本實梁に呈し慶喜の爲に哀を請ふ實梁謝罪の實を立てしむ。（七日）輪王寺宮公現親王大總督熾仁親王に謁し德川慶喜の爲に哀を乞ふ。（八日）大總督府江戶進擊を本月十五日と定む。（九日）舊幕臣山岡鐵太郞德川氏陸軍總裁勝安芳二人參謀西鄕隆盛に就て德川慶喜の爲に哀を乞ふ。（十一日）江戶城旗下士の妄動を戒む。（十四日）天皇南殿に御し公卿諸侯を率ゐて天神地祇を祭り五箇條を誓ひ給ふ○德川慶喜大久保一翁・勝安芳を遣し西鄕隆盛に就て謝罪條款を陳せしむ。（十六日）大總督府進軍を止め德川慶喜の謝罪狀を奏上す。（二十日）德川慶喜等との私文通を禁ず。（二十四日）銅錢一文を鐚錢六文に通用せしむ。（二十八日）諸標榜等に禁裡の字を書し提燈器物等に菊章濫用を禁ず。（晦日）庶民の紳家臣隷と自稱するを禁す（是月）月給金總裁千圓議定八百圓參與五百圓（上等）頭官三百圓助官二百圓屬官二百圓（中等）權記三十圓竝生二十圓使丁十圓（下等）に假定。

【四月】（三日）福地源一郞江湖新聞を發刊す。（四日）東海道先鋒總督橋本實梁副總督柳原前光江戶城に入り勅旨を田安慶賴に傳ふ○德川慶喜の死一等を減じて水戶城に幽し江戶城を收めて軍艦銃砲を收め家臣を郭外に屛け家臣の與謀者を處分す、五事を實效せしむ。（五日）東山道官軍結城を復す○太政官日誌創刊（九日）遠近新聞內外新報發刊。（十日）億兆愛撫の聖意を奉戴し四民安堵營業せしむ。（十一日）東海道先鋒總督橋本實梁江戶城を收む○德川氏海軍副

總裁榎本武揚船艦八隻を率ゐ安房館山に走り德川氏步兵奉行大鳥圭助其黨と下總市川に走り德川氏撤兵頭福田道直其黨と下總木更津に走る○德川慶喜水戸に赴く○岸田吟香橫濱新報もしほ草を發刊す。（十三日）各藩維新の趣旨を體し政務を改革せしむ。（十四日）松平容保官軍に抗するの報あり薩・長・土佐原三藩に命じ奧羽官軍に應援せしむ。（十五日）學習院を假大學とす○大總督熾仁親王江戸に入る。（十七日）宮堂上の庶子僧たるを禁ず○勝安芳脫走せし德川氏船艦を率ゐ還る○內外新聞發刊。（十八日）日日新聞發刊。（二十日）車駕住吉へ御行幸○各國領事耶蘇敎解禁を長崎裁判所に請ふ。（二十五日）近藤勇殺さる。

（閏四月）（朔日）英國特派全權公使パークス行在所に參朝し國書を上る○東山道官軍日光通り大鳥圭助會津に逃る。（四日）切支丹邪宗門禁止の制札中邪の字を削る。（七日）大總督熾仁親王德川慶喜の伏罪狀を上る○天皇御親征を止め大阪を發し給ふ。（二十八日）書籍の私刊賣買禁止。

輔相三條實美　岩倉具視

（五月）（十五日）新紙幣拾圓五圓壹圓壹分壹銖の五種發行○大總督府諸軍に令して彰義隊を上野に討す賊兵大久保紀伊守等百八十三人戰死す輪王寺執當等入道公現親王を奉じて會津に走る。（二十二日）江戸城諸門諸人通行解禁。（二十五日）官兵彰義隊の殘兵を武藏飯能に擊破す。

（六月）（八日）洋銀百枚を壹分銀貳百九十參枚に兌換○新聞紙の私刊申禁。（二十日）德川慶喜征討制札撤去○私に金銀貨紙幣價位等を立つを禁ず○砲聲類似の烟火戲禁止（是月）當分米穀輸出禁止○佛人コニエを雇ひ鑛山の事を命ず（外國人雇入の始）。

（七月）（八日）木戸孝允・大木喬任・廣澤眞臣共に岩倉具視の東北出征を諫止し朝廷亦之を停め給ふ。（十日）德川慶喜駿府に屏居す。（十七日）詔して江戸を東京とし給ふ○鎭將府各國公使に諭し外人竊に新潟港に至り賊と貿易するを禁ず○江戸府を東京府と改稱し鎭臺補烏丸光德を知事とす。

（八月）（十九日）○榎本武揚部下二千餘人と開陽・回天・蟠龍・千代田・神速・長鯨・美加保咸臨の船艦八隻を奪ひ品川灣を脫して陸奧に去る。（二十一日）鎭將府榎本武揚の脫走を管內に布告し且同盟各國に報ず。（二十六日）聖誕日を天長節と稱し酺宴を百官に賜ひ刑罰停止の旨布告○榎本武揚所奪美加保艦銚子港に漂到す（二十七日）天皇紫宸殿にて即位の大禮を行はせ給ふ。

（九月）（朔日）英國皇帝公使に命じ劍一口を後藤象二郞・中井弘藏に賜はしむ。（八日）慶應四年を明治元年と改め一元一世の制定めらる○天下大赦。

（十月）（九日）榎本武揚等箱館に走る。（十二日?）。（十三日）車駕東京に着御○江戸城を皇居とし改て東京城と稱す行宮の稱廢止。

（十一月）（二日）手詔して東征大總督熾仁親王の成功を賞し其任を解かしめ給ふ○參謀西鄕隆盛等罷む○海軍局を東京築地に置く。（十七日）佩刀無鑑札にて外國人居留地に進入禁止。

（十二月）（十四日）英・佛兩公使榎本武揚等の蝦夷開拓願書を上る之を卻く。（二十四日）墮胎申禁。

明治二年　右大臣　三條實美

（一月）（十七日）議定岩倉具視の輔相を罷む。（十九日）改正橫濱外國人借庫規則相定。（二十日）大阪府を割き河內・攝津二縣設置○端典那耳回國及西班牙國と條約締結。（二十二日）鐵砲洲外國事務局を東京運上所と改稱し東京府管轄とす○諸藩蒸氣風帆船共東京橫濱入港揚碇の際開申せしむ○稅所篤滿河內縣宗知事となり陸奧光攝津縣知事となる。（二十三日）薩長土肥四藩主上表して版籍奉還を奏請す。（二十四日）勅諭して官員登庸に人材を公選せしめ給ふ○薩・長・土・肥四藩版籍奉還の建議を嘉し其版籍を上せしめ給ふ。（晦日）祿百萬石を復古功臣及戰功將士の賞に充て軍務官に軍功を調査せしむ。

（二月）（朔日）漆工玉楮象谷歿。（二日）金銀及金札包座設置。（三日）池田慶德議定となり淺野長勳參與となる。（五日）貨幣司を廢し造幣局設置○貨幣改所を京都・大阪・兵庫長崎に設く。（八日）越後府を再置し壬生基修を知事とす。（九日）上野に岩鼻縣常陸に若森縣武藏に品川・大宮兩縣を上總に宮谷縣を置き古賀定雄を品川縣知事に柴山典を宮谷縣知事に池田穗德を若森縣知事に各任す○親王・大臣の九門內乘馬差許。（十二日）東京金銀座廢止。（十五日）下野に日光縣設置。（十八日）辨事西四辻公業を大阪府知事とす。（二十二日）通商司を諸開港場に置く○柏崎縣佐渡縣を越後府に併せ新潟府を新潟縣に改む（二十三日）板倉勝靜自首して罪を乞ふ。（二十四日）車駕東京御駐輦間太政官を東京に移し京都留守官を置くを布告す（晦日）隱岐に隱岐縣設置○德川家達取締信濃鹽況・御影・中

之條・中野の四所を伊那縣に交割す。

〔三月〕（六日）參與淺野長勳及德川慶勝議定となり辨事神山君風參與となる。（七日）車駕再御東幸京都御發輦〇始て公議所を開く〇柳河春三官准中外新聞を發刊す。（八日）東京府下戸籍を改正し脱籍無產者の留宿を禁ず。（九日）銅輸出の禁を解き國民の自由賣買を許す。（十日）開墾役所を東京府に開き府下無產者を下總小金原の開拓に使役せしむ〇七番隊徵兵を游軍隊と改稱す。（十一日）車駕伊勢山田に御行幸。（十二日）待詔局を東京城に置き卑賤迄各意見の上陳を得しむ。（十五日）商法司廢止〇淺草天文臺を東京府に屬す。（十七日）罪囚者に衣食醫藥給與。（十八日）德川家達に米五萬苞を賜ひ舊淸水氏家隷に賑給せしむ。（二十日）六合新聞發刊。（二十三日）府縣に小學校を設置せしむ。（二十五日）北征の海軍陸中宮古港にて賊艦と戰ふ賊高雄艦を自燒し官軍の戊辰艦亦損毀す。

〔四月〕（十二日）議政官を廢し議事取調局を置く。（十五日）脱籍者復籍措置を定む。（十七日）議事取調局を廢し制度寮を復置す。（十八日）昌平學校講義日を定め公卿諸侯以下聽講を許す。（二十一日）英・伊・佛・米・獨國との生絲及茶增稅約書調印。（二十三日）聖上日日御學問所に出御し給ふに付輔相・議定・參與及六官・正副知事の參朝の規程相定。（二十八日）猥に發砲禁ず。（二十九日）紙幣價位を廢し金貨と同一ならしむ〇外國官副知事寺島宗則米國公使ファルケンボルクと米人ウエンリードの我國民を布哇に送りしことを論判し遂に布哇に遣使節を議決す。（是月）東京府天文臺を廢止。

〔五月〕（九日）諸家兵隊無賃人馬使用禁止。（十一日）官軍賊と箱館に戰ふ賊艦蟠龍・回天二隻を燒燬し官艦朝陽一隻亦燒沒す。（十三日）出版條例頒布。（十四日）諸藩叛逆首謀者萱野權兵衞等十一人を斬罪處分。（二十二日）監察司廢止（二十七日）押小路實潔に謹愼を命ず。（二十八日）貨幣を贋造し若くは賣買するを嚴禁す（是月）京都驛遞司を廢し其事務を京都府に屬す。

〔六月〕（六日）紙幣を一萬石に二千五百兩の割合にて府藩縣石高に準じて下付し金銀貨を換納せしむ。（八日）陸軍局廢止。（十二日）韮山縣設置〇蝦夷地全く平ぐ。（十七日）公卿・諸侯の稱を廢して華族と改む。（十八日）在職在位者の賄賂苞受及游蕩淫猥を戒む。（十九日）生絲蠶種等を外國人に密賣する者を檢す。（二十日）長崎府を縣に改め長崎府判事野村盛秀を知事とし豊崎縣知事陸奧宗光を兵庫縣知事とす。（二十三日）稽古場以外に發砲申禁。（二十七日）櫻田馬場先・和田倉三御門內非人立入禁止。（晦日）外國船にて物品を未開港場に運輸するを禁ず。

〔七月〕（三日）姦曲無賴の徒を搜捕せしむ。（八日）行政官を太政官とし五官を廢し神祇官及民部・大藏・兵部・刑部・宮內・外務六省待詔院・集議院・大學校・彈正臺・皇太后宮職・皇后宮職・東宮坊・海軍・陸軍・留守官・宣教使・開拓使・按察使を置き位階一位以下初位二十とし舊制百官及受領の稱を廢す。（十日）錢價を定め十貫文を金一兩に當つ。（十七日）京都・東京・大阪三府以外悉府を縣と改む。（二十日）羽後に酒田縣岩代に福島縣陸前に桃生縣を各設置し眞岡縣を日光縣に倂す。（二十五日）淫雨害農に付官・省院・寮等職員に救荒を勅し給ふ。（二十七日）佐渡縣設置。

〔八月〕（二日）石見に大森縣を置き隱岐縣を倂せ河內縣を堺縣に豊崎縣を兵庫縣に各倂合〇山口縣御預石見地所を大森縣に同御預豊前地所を日田縣に屬す。（七日）磐城に白川白石兩縣陸前に登米縣陸中に九戸・江刺兩縣各設置。（十三日）桃生縣を石卷縣と改稱。（十五日）蝦夷地を改め北海道と稱し渡島・後志・石狩・天鹽・北見・膽振・日高・十勝・釧路・根室・千島の十一國に分つ。（十八日）岩代に若松・福島・白石、磐城に白河、陸前に石卷登米、陸中に膽澤・江刺・九戸羽後に酒田の十縣設置に付久保田・前橋・松代・新發田・土浦高崎・笠間・本莊・館林・宇都宮中村・三春・守山。黑羽藩分管地を各縣に交付。

〔十月〕（三日）甲斐八代・山梨二郡農民擾動す。（二十二日）高崎藩管內租法岩鼻縣と不均に付群馬郡農民群起之を訴ふ。（二十三日）兵部省邸內婦人出入禁止。（二十九日）親王及華族の婚姻は爵願の上差許。

〔十一月〕（二日）平民乘馬禁止（五日）忍藩擾民の首魁を檢擧す。（十九日）本牧に燈明船を設け相模城ケ島篝火を廢す〇金銀銅の自由賣買禁止。（十七日）白石縣を角田縣と改稱。（二十九日）三戸縣を江刺縣に倂合〇兵部省火く〇伊勢外宮末社遙拜所火く。（是月）東京橫濱間傳信機を設け通信代價相定。

〔十二月〕（二日）中下大夫・上士以下の稱を廢し士族及卒と改め其祿制を定む。（十七日）神祇官假神殿成る〇大學校を

大學と稱し開成を大學南校・醫學校を大學東校と稱す。（十八日）各國公使の重事應接に彈正臺官吏を臨席せしむ○大學句讀所を廢し東京府に小學教育方法を設けしむ。（二十四日）外務大丞丸山作樂及岡本監輔等樺太に赴き樺太漁場掠奪事件及雜地發掘事件に付樺太守備の露國陸軍中佐テフレラドウヰッチと談判開始。（二十五日）東京橫濱間電信線成る。（二十七日）集議院閉院。

明治三年　右大臣　三條實美

〔一　月〕（十二日）親王及勅奏判任官華族等の提燈並笠規則相定。（十五日）諸藩家督叙位任官等の履歷を錄上せしむ。（十九日）外國航海出願規則更定○官祿渡方を定め奏任官以上の官祿献納を止む。（二十日）財產沒籍法を停む。（二十六日）山口藩暴徒遂に藩廳を圍む。（二十七日）郵船及商船規則を定む。

〔二　月〕（三日）府藩縣公司を總と稱。（七日）西班牙公使ザブルシヨー・ドリケス・キムニヨス朝見○山口藩解除兵擾亂に付藩知事毛利廣封に討平せしめ且つ二府諸道の藩縣に其遁逃を逮捕せしむ。（十日）山口藩兵此日其暴徒を擊破し巨魁十餘人を捕ふ。（十三日）樺太開拓使を置く。（十四日）諸府縣貫屬元大夫及同心の身分祿高等を錄上せしむ。（十五日）外務省に開港場規則稅額等を檢考せしむ。（二十二日）書籍新刻免許事務を大史に管す。（二十八日）大阪府大醫學校・病院及長崎縣病院を大學に屬す。（是月）官員登廳書式改定○養蠶仕法書を頒布し試驗成績を開申せしむ○養蠶方法を養蠶地方に下問す○外國人雇入方心得を定む○大學規則を定む。

〔三　月〕（朔日）大隅佐多岬に假燈明臺設置。（七日）新潟縣を復し水原縣を同縣に移し三條西公允を新潟縣知事とす。（十日）金銀銅年年鑄出高開申督促。（十四日）集議院開院に付諸藩議員四月中に上京を命ず。（十五日）伊國特派全權公使コント・デ・ラ・トール朝見國書を上り英國水師提督ホルンビーも朝見。（十七日）鐵道築造に付測量の爲雇外人出張を東京府・神奈川・品川二縣に達す。（二十三日）靜岡藩知事德川家達其祖家康に下賜の錦旗奉還の請を聽す。（二十四日）有位華族參朝の節控所迄提刀を許す。（二十九日）陣服にマンテル・ヅボンを着用せしむ。

〔四　月〕（三日）外人東京居留規則附錄協定。（四日）海軍所を東京に陸軍所を大阪に立つ（五日）歷史編纂に付華族藩士の癸丑以來の家記文書類及志士の事蹟手記等を進致せしめ日靜岡藩に舊幕府日記文書を進致せしむ。（十四日）孛漏生公使エム・フォンブランド軍艦にて西海・山陽・四國諸港巡覽な告知す。（十六日）橫濱・東京傳信機橫文通信開始。（十七日）駒場野練兵天覽畢りて勅語下賜（士民一般親しく玉體奉拜の始）（二十二日）諸願伺屬及往復書簡類に干支を書載せしむ。（二十三日）英國倫敦東洋銀行に囑し英人より九分利付外國公債募集（外國公債募集の嚆矢）。（二十四日）種痘法を普く施行○青年生徒陸軍士官たるべき普通及第科目相定○教導隊編制。（二十九日）米國產木綿種を交付し栽培試驗せしむ（是月）陸軍聯隊每に各聯隊旗一旒と定む。

〔五　月〕（四日）第一丁卯丸に英國軍艦に合し南海測量を命ず。（十四日）爲替會社發行鑑札通用停止。（十九日）外國人雇入必外務省の許可を受けしむ。（二十日）大學南校所屬大阪理學所を造幣寮に屬す。（二十八日）集議院開院に付議員に公平協議せしむ。

〔六　月〕（十日）民部省に東京長崎間の傳信機を建造せしむ（十二日）東京諸邸內揚火花火禁止○東京府下に小學校六所設置。（十七日）戊辰大赦の死減者を伊豆の三宅・新二島に配流す○僞造寶貨律制定

〔七　月〕（四日）府縣諸願伺屆書必調印進取せしむ。（五日）府藩縣に港灣の方向深淺等を檢考錄上せしむ。（八日）東京府下諸藩官・私邸各一所と定め其餘を獻上せしむ。（十日）民部・大藏二省を設け民部省に土木・驛遞・鑛山・通商・聽訟五司及社寺・鐵道・電信・燈臺・製鐵掛を屬し大藏省に出納・用度・營繕・造幣・租稅・監督六司及度量衡改正掛を屬す。（十九日）遊軍隊兵食及月給等渡方規則改定。（二十七日）外國教師を大學南校に聘して諸藩に生徒を貢進せしむ。（是月）大阪・神戶間傳信機設置。

〔八　月〕（七日）兵學寮に教官大・少教授大・中・少助教准得業生を置き位階制定。（十二日）丁抹國使節ジュリス・フレデレッキ・シッキ朝見國書を上る。（十三日）支那人我が童男女を買取するに付地方官之を監督せしむ。（二十日）免職の上東京滯在を命ぜし者に位階返上せしむ○蠶種製造規則を頒一上品蠶種褒賞規則相定○大阪・神戶間電信開始。（二十二日）府縣知事・參事出京の節民部省に出勤せしむ。（二十七日）福岡藩贋貨僞造發見し大參事郡成己を山口藩に立花增賞を岡山藩に各幽す。

〔九　月〕（二日）官吏出仕時刻を九時に定む。（三日）東京府下に家稅を課す（四日？）。（四

日)東京府下に中學校を開設し入學を許す○脫籍無產者の復籍規則を定む○神奈川砲臺突出洲に浮標を設く。(十日)藩制を改め拾五萬石以上を大藩五萬石以上を中藩五萬石未滿は小藩とし知事・正權大參事・正權少參事・正權大屬・正權少屬及廳掌・使部を置き公議人・使用人を廢し正權大參事一人を議員となす等各定む。(十二日)孛漏生公使エム、フオンブランド朝見○府縣歲出入差引表編制例則分類略解を頒つ。(十四日)米國前執政スワルト公使チヤルレス、イ、デイロング朝見。(十七日)伊奈縣を分ち中野縣を置く。(十八日)大・中・少佐、大・中・少尉を海陸軍に正權曹長を陸軍に置く。(二十日)大學東校の請を許し罪囚の屍骸を解剖せしむ(二十八日石卷縣を廢し登米縣に併せ酒田縣を廢し山形縣を置く。(晦日)配流者妻妾從行差許。

(十月)(二日)諸藩に陸軍編制は佛式に依らしむ(此時海軍は英式陸軍は佛式各準據決定)。(三日)皇族旗・海軍御旗章・國旗章及大・中・少將旗章等を定む。(十四日)東京府下爲替會社證券引替十二月限兌換せしむ。(十五日)伊國特派全權公使コントアレサンドロフエ、デ、オスチアニ朝見國書を上る。(十七日)外國公使旅行接待例則を府藩縣に頒つ。(十八日)東京府下外人遊覽を許し之が心得方相定○造幣寮所轄大阪理學所を大學に管せしむ。(二十日)開拓次官黑田淸隆樺太より歸り課稅・兵備・病院設置等を建議す官之に從ふ。(二十二日)長岡藩を廢し柏崎縣に併す○地方官朝賀規則相定。(二十四日)大阪理學所を開成所と改稱し大阪洋學所を同開成所分局と改む○外務省に唐譯通辯の傳習開設に付有志者に出願せしむ。(二十九日)諸官省廳縣判任出仕の等級停止。

(閏十月)(二日)外務省中大・中・少辨務使正權大・少記を置き大辨務使を從三位とし以下權少記を從七位とす。(八日)白義國特派全權使公モツシユール、オーグスト、キント朝見國書を上る。(九日)中學校を京都に開設し一般入學を許す○箱館病院を大學東校に管せしむ○在東京開拓使廳廢止。(二十日)民部省中に寺院寮及地理・驛遞・土木・庶務四司を置き工部省を設けて百工を奬め官に鑛山・製鐵・燈明臺・鐵道・傳信機を掌らしむ。(二十三日)脫籍者復籍送贐方を定む。(二十六日)海軍資金上納石代相場を定む。(是月)金札改所を三府及橫濱・神戶に設く。

(十一月)(四日)東京海軍所を海軍兵學寮と改稱し大阪兵學寮を陸軍兵學寮とす○華・士族緣組規則を定む。(七日)日本瑞典那耳回修好通商航海條約批准交換。(十四日)百姓・町人襠・袴・割羽織を着し若は長脇差を帶ぶるを禁ず。(十九日)馬車・騎馬等夜中無燈禁止(二十三日)無提燈夜行申禁。

(十二月)(八日)海軍大將以下官祿を定め大將千石中將六百石少將四百貳十石大佐千五百六十兩より少尉三百六十兩に至り曹長・權曹長・軍曹は日給とす。(二十二日)大藏省に度衡を改製せしむ。

明治四年　右大臣　三條實美

(一月)(十日)海軍兵學寮規則頒布。(二十四日)新式郵便を兩京及大阪の間に設け之が規則相定。

(二月)(三日)丁抹公使フオン、ウエツクルリン上海肥前千本間海底電線敷設の請を許す。(十三日)海軍兵學寮生入學規則頒布。(十五日)大阪造幣寮落成。

(三月)(朔日)郵便法發行○郵便切手四日市郵便役所にて拂下○始て郵便函設置。(十二日)獨逸公使フオン、ブランド朝見國書を上る(孛漏生公使是に至り獨逸公使と改む)。(二十九日)英國特派全權公使スル、ハルリー、エス、パークス歸國に付朝見。

(四月)(三日)米國桑港展覽會開設に付物品を送致せしむ(四日)私に紙幣製造用紙漉立停止○通用貨幣に紛敷金銀米札及錢切手等製造禁止○各地方商會の金券發行禁止○諸藩米券賣買禁止　戶籍法改定○新潟外國人居留地工部省員通行印鑑を定む。(晦日)地方官に娼妓黴毒豫防法を設けしむ。

(六月)(四日)軍人免職下賜金相定。(十七日)皇族以外菊章使用申禁(二十二日)中野縣を長野縣と改稱。(二十八日)米國公使兼布哇特派全權公使チヤルレス、イ、デイロング朝見布哇國書を上る。

(七月)(三日)郵便を東京・橫濱間に設け各地往復時間賃錢表を頒つ十五日より施行)(九日)刑部省彈正臺を廢し司法省を置く。(十三日)再新貨條例を頒つ○兵部省巡邏兵規則相定。(十四日)詔して列藩を廢し縣とし給ふ○各藩知事を御前に召し親諭して其職を罷め特に勅して島津忠義・毛利元德・鍋島直大・山内豐範版籍奉還の首唱を賞し德川慶勝細川護久・池田慶德・蜂須賀茂韶の從前の弊害に鑑み將來の猷謀畫定の建議を嘉みし給ふ○廢藩の大參事以下に從前の

事務を管せしめ大事は朝裁を仰がしむ○辨官廢止○大藏大輔大隈重信高知藩大參事板垣退助參議に大納言岩倉具視外務省に民部大輔大木喬任民部省に民部少輔井上馨大輔に兵部少輔山縣有朋兵部大輔に各任官し大納言德大寺實則・嵯峨實愛外務卿澤宣嘉職を罷め麝香間祗候となる○諸藩元知事皆九月歸京せしむ。（十八日）金・銀・銅國內限り賣買許可○大學を廢して文部省設置○江藤新平文部大輔となる。（二十五日）勅任官以外無印鑑にて大手・坂下禁門出入禁止。（二十七日）民部省を廢し租稅寮及勸業・統計・紙幣・戶籍・驛遞五司を大藏省に置き監督・用度・租稅三司を廢し舊土木司事務を工部省に屬す。

（八月）（九日）散髮脫刀を許す。（十四日）工部省に工學・勸工・鑛山・鐵道・土木・燈臺・造船・電信・製鐵・製作の十寮及測量司を置く○免職賜物定則改正。（二十日）鎭臺を東京・大阪に置き鎭西・東北兩鎭と共に四鎭臺所管を定む。（二十三日）華族・平民相婚嫁を許す。

（九月）（八日）海軍條例を定む。（十七日）伊勢太廟遙拜式を宮中に行ひ又賢所を祭り給ふ（後恒例となる）。（二十三日）弘前縣廳を青森縣と改稱

（十月）（四日）佛國全權公使マキシーム、ウートレー朝見。（十三日）飾磨縣播磨神東神西兩郡の農民騷動して縣廳に逼る。（二十日）特命全權大使附屬書記官等級一等より五等迄を定む○米國特派全權公使チヤルレス、イ、デイロング代理公使シー、セ、ペルト和蘭兼瑞典・那耳回辨理公使エス、ヘーフアンドル、フーフエン各朝見。（二十四日）判事・解部の等級を改定し管事を廢す○電信線を東京・長崎間に設け丁抹會社の海底線に接續せんとす○劍客齋藤彌九郎歿。（二十九日）種痘局を東校に置く。

（十一月）（五日）外省中に總務領事・領事・副領事・代領事を置く。（七日）特命全權公使岩倉具視等出發に付大臣・參議・院・省・使各長次官と內外照應一致勉勵の約を立つ。（九日）姬路縣を飾磨縣と改稱。（十四日）二本松縣を福島縣と改稱○關東八州群馬縣の外一府五十三縣を廢し東京府及神奈川入間・埼玉・足柄・木更津・印旛新治・茨城・栃木・宇都宮の一府十縣を置く○西海道二十八縣を廢し小倉・大分・福岡・三潴・伊萬里・長崎・熊本・八代・美美津・都城・鹿兒島十一縣を置く○皇族家令の等級を定む○長崎病院を文部省に屬す。（十五日）山陰・山陽・南海諸道十五國及駿河・遠江・三河の四十七縣を廢し鳥取・濱田・島根北條・岡山・深津・廣島・山口・名東・香川・松山・宇和島・高知・靜岡・濱松・額田十六縣を置く○諸艦船等級を定め龍驤・筑波・甲鐵を三等日進・富士山・春日を四等乾行第一時蓄を五等孟春・鳳翔第一・第二丁卯を六等千代田形を七等とし護送艦東京丸を、等に同大阪丸を五等に各準ず。（二十日）北陸道七國及攝津・飛驒・信濃・甲斐一府二十縣を廢し大阪府及兵庫・敦賀・福井・金澤・七尾・新川・新潟・柏崎・筑摩・長野・山梨・相川十二縣を置く○諸縣出張所を常磐橋禁門內に設く。（二十二日）宮內省中に內竪を置く○畿內・四國及伊賀・伊勢・志摩・尾張・美濃・近江・紀伊・丹波の一府四十五縣を廢し京都府及奈良・堺・安濃津・度會・名古屋・岐阜・大津・長濱・和歌山九縣を置く是に於て全國三府七十二縣となる。（二十三日）外國郵船航客規則を頒つ。（二十九日）平縣を磐前縣と改稱。

（十二月）（五日）東京・長崎間郵便施行○府縣米相場書を開申せしむ。（八日）但馬生野に鑛山大器械設置。（二十日）福井縣を改め足羽縣と稱す。（二十二日）海軍服制改正。（二十四日）陸軍文官服制相定○攻表課を正院に置く○金澤・鹿兒島以下九十六縣の紙幣製造器械料紙等を燒く。（二十七日）新紙幣百圓・五拾圓・貳拾圓・拾圓・五圓・貳圓・壹圓・五拾錢・貳拾錢・拾錢・五錢發行（二十九日）守屋善郎等庄會縣下の暴徒と共に縣廳に逼る。（是月）越前・京阪間の郵便開設。

明治五年　太政大臣三條實美

（一月）（十五日）兵器類外國人に賣與嚴禁。（十七日）初任判官に服料下賜。（二十日）大藏省貯米を內外人民に賣買差許。（二十五日）岩倉具視米國大統領グラントに謁見す。

（二月）（二日）金澤縣を改め石川縣と稱す。（九日）松山縣を石鐵縣と改稱。（十日）[illegible]祿券の賣買申禁。（十二日）軍人軍屬の犯罪軍律にて處斷せしむ。（十五日）京阪間に鐵道敷設の布告○新紙幣壹圓・五拾錢・貳拾錢・拾錢發行。（十八日）海陸軍刑律を頒つ。（二十日）邦人在外者の杖罪以下領事に處せしむ。（二十一日）東京日日新聞發刊。（二十三日）凡傭は平民待遇とす。（二十四日）遊[illegible]賣買嚴禁。（二十五日）支那人に幼兒賣與申禁。（二十八日）東京・橫濱間鐵道落成に付鐵道略則制定○兵部省を廢し陸海軍兩省設置。（二十九日）專門學校開校。

（三月）（四日）金銀分析無屆營業禁止○水勇を海兵と改稱

（七日）榎本武揚の罪特宥〇蠶種濫製品賣買嚴禁。（九日）親兵を廢して近衞兵を置く。（十日）〇文部省博覽會開始。（十四日）神祇省を廢し敎部省設置。（二十一日）文部省所管兵書出版事務を陸海軍兩省に屬す。（二十三日）赤坂離宮御設置（二十九日）東京城を擧げて皇居とし官廳を舊西丸に設け餘は悉く市坊とす。

〔四月〕（二日）名古屋縣を愛知縣と改稱。（九日）糺問司を廢し陸軍裁判所を置く〇華・士族の子弟及附籍者の民籍編入差許〇莊屋・名主・年寄等を戸長・副戸長と改稱。（二十二日）京都・大阪間電信線成る〇脫籍月岡帶刀を捜捕せしむ

〔五月〕（七日）品川・横濱間汽車開業。（九日）陸軍幼年學舍を陸軍幼年學校と改稱。（十日）東京府下電信線成る日本橋・兩國・淺草三電信局開設。（二十三日）車駕西巡東京御發輦（始て新式の御軍服着御）。（二十九日）伊萬里縣を佐賀縣と改稱〇小學師範學校を東京に置く。

〔六月〕（朔日）東京・横濱間の郵便實施。（八日）東京本郷電信局開設。（十二日）伊勢神宮を始諸社祭典等に僧尼の參拜差許。（十四日）熊本縣を白川縣と改稱。（十七日）全國一般に郵便を開設す。（二十四日）北海道幌泉海關を廢し室蘭・厚岸二灣に海關を設け手宮港を小樽港と改稱。

〔七月〕（十日）寶印を他人に預くるを禁ず。（是月）大阪新聞・峽中新聞發刊。

〔八月〕（二日）學制を頒布し全國を八大學區とし毎區各大學校各一所を設け大區を分ちて中・小學區とし各中・小學校を置く。（九日）各港稅關に銅錢の輸出入に注意せしむ。（十五日）三井商會に國立銀行を創立せしむ（國立銀行の始）。（二十三日）東京府邏卒を司法省に管す。（二十四日）私に姓名及屋號の改稱禁止。（是月）日本國郵便蒸汽船會社創立。

〔九月〕（三日）文部省博士以下敎官名を廢し大・中・少助敎及學士稱號を置く。（七日）東西兩京間電信線落成。（十三日）新橋横濱間汽車運轉始業。（十四日）琉球國使尙泰副使向有恒等入朝し國王尙泰の公賀表及方物を上る、詔して尙泰を琉球藩主とし華族に列し給ふ。〇僧侶に姓を稱せしむ。（二十三日）銃砲彈藥の私販賣禁止。（二十七日）七尾縣を廢し石川・新川兩縣に分割。（二十九日）犬上縣を廢し滋賀縣に倂す。

〔十月〕（二日）僕婢・娼妓等の年期を限り人身賣買・類似者を解放し雇使必一年限とす。（是月）横濱爲替會社第二國立銀行と改稱。

〔十一月〕（九日）太陰曆を廢し太陽曆頒行、此日明治五年十二月三日を以て六年一月一日と定め晝夜十二時を二十四時に改む〇僧侶の托鉢禁止。（十五日）神武天皇卽位年を紀元と定めらる。（是月）山梨日日新聞・茨木新聞各發刊。

〔十二月〕（朔日（十一月廿日）詔して全國徵兵の制を設け丁出を以て悉く兵籍に編入し國家を保護せしめ給ふ陸軍を大別して常備（服役三年）・後備（第一・第二後備各二年）・國民（十七歲より四十歲まで）の三軍とし兵を分ちて砲・騎・歩・工・輜重の五と定めらる。

明治六年　太政大臣三條實美

〔一月〕（十日）徵兵令頒布。（十五日）八代縣を廢し白川縣に合倂。（十九日）僧侶の位階廢止〇省使府縣の贓贖・罰金・科料等司法省に納入せしむ。（二十一日）比丘尼の蓄髮・肉食・緣付・歸俗等差許。（二十五日）東京府下第一大區の邏卒を廢し巡査及番人を置く〇東京假名書新聞發刊。（是月）愛知師範學校中へ小學校設置。週報・飜譯新聞誌・評論新聞各發刊。

〔二月〕（二日）私立順天堂病院創立。（三日）女學校を文部省直轄とす。（七日）復讐嚴禁。（十日）硝石輸出解禁。（十二日）東京府王子製紙株式會社設立。（十五日）〇東京府各區小學校設立方法を定め男女六歲以上悉く就學せしむ。（二十日）香川縣を廢し名東縣に倂し又神山・石鐵二縣を廢し愛媛縣を置く。（二十五日）徒場を懲役場と改稱。（是月）諸省長官外國に對しては大臣と稱せしむ〇靜岡新聞・滋賀新聞・奧羽日日新聞・海外雜誌各發刊〇東京淺草公園設置。

〔三月〕（七日）神武天皇卽位日を紀元節と稱す。（十日）便價錢の稱を廢して郵便稅とし郵便規則及罰則を改定す。（十四日）外國人民との婚姻差許。（二十四日）渡島國福山等の市民二千餘減稅を訴ふ。（二十七日）文部省日誌を廢し報告誌頒布。

〔四月〕（一日）郵便四錢切手發行。（四日）郵便十錢切手廢止（五月三十一日）〇閏刑五等を禁錮と改稱。（十八日）傳信線近傍紙鳶飛揚廢止〇華族の子弟僧侶の養子を許す。（十九日）議長後藤象二郎文部省大木喬任司法省江藤新平各參議となる。（二十日）特命全權大使副島種臣天津に赴き李鴻章に會して日・淸條約を議す。（二十二日）敦賀縣農民鎭定し首謀者高橋乡左衞門等處斬。（三十日）副島種臣李鴻章と日・淸條約交換。（是月）東京上野公園設置決定。

（五月）（十五日）赤坂假皇居近火及非常の警砲三發と五發とに制定○夫婦不和の際婦離緣を求むも夫肯せざる時其父兄親戚の告訴を許す。（十七日）東京日日新聞にて洋紙を用ふ。（二十四日）兵隊の邏卒と衝突禁止。

（六月）（一日）郵便二錢切手を黄色に改む。（十日）柏崎縣を廢し新潟縣に併す○府縣設置日安箱を廢し建言上書は集議院及各地方廳に出さしむ。（十五日）宇都宮縣を廢し栃木縣に併し印旛・木更津兩縣を廢し千葉縣を置き入間・群馬兩縣を廢し熊谷縣を置く。（二十日）福岡縣民擾亂に付縣廳に令して鎭定せしむ。（二十二日）北條縣黨民鎭定し首謀者十五人を處斬す。（二十七日）飛脚と稱し貨物運送の私營業廢止。（是月）東京芝公園設置決定。

（七月）（五日）人民相互の證書に爪印花押を用ひるを禁じ必實印を用ひしむ（十月一日）○福岡亂民鎭定す首謀者四千二十一人を處罰す。（十五日）米麥輸出解禁。（十八日）火葬禁止。（二十四日）闘犬嚴禁。

（八月）（十二日）文部省大・少監を廢して視學・書記を置き學士の稱號を止めて博士・學士・得業の三級に分つ。（二十日）陸軍戸山學校開校。（是月）株式會社東京染地活版製造所創立。

（九月）（十四日）官吏父母の祭日に賜暇。

（十月）（十八日）太政大臣三條實美劇疾發病（人事不省）。（二十三日）猥に墓地を設け區域擴張廢止。

（十一月）（十七日）大阪第五國立銀行にて貳拾圓・拾圓・五圓・壹圓五種紙幣發行。（十九日）郵便葉書紙及封筒發行規則相定。

（十二月）（十二日）佐賀征韓黨組織成立。

明治七年　太政大臣三條實美

（一月）（十日）東京・琉球藩間に郵便船往復開始。（十四日）高知縣士武市熊吉等八人右大臣岩倉具視を東京赤坂途中に傷く七月十日皆斬らる。（十五日）東京警視廳を鍛冶橋內元津山邸に置き警視長以下官等を定む。（十八日）海軍中將榎本武揚特命全權公使を兼ね露國に駐剳。（三十一日）東京・青森間電信を宇都宮迄架設。

（二月）（一日）佐賀縣憂國黨起りて小野商會ノ金帛を掠奪す。（十三日）佐賀暴徒の首領江藤新平決戰の議を頒つ。（十七日）佐賀縣下動搖出兵に付軍事關係諸件各官廳より新聞紙掲載禁止○佐賀動亂に付三條實美內諭を府縣長官に頒つ○島根縣外十六縣下銃砲彈藥賣買運送當分嚴禁。（十九日）佐賀縣賊徒征討被仰出○佐賀縣賊徒各地方へ遁走警備嚴にす○神社祠札は管轄廳の許可を受けしむ。（二十日）非常の場合に巡査に兵器を採らしむ。（二十三日）嘉彰親王征討總督となり陸軍中將山縣有朋參軍となり佐賀賊徒征伐。尋で海軍少將伊東祐麿參軍となり陸軍少將野津鎭雄參謀長となる○各廳に令し其刊行圖書各一部を書籍館に入れしむ。（二十五日）征討軍佐賀暴徒を朝日山・寒水村に擊破す○臺灣生蕃處分取調を西鄕從道に委任す。（二十八日）郵便ハガキ印紙及封嚢印影を更め封嚢を封皮と改む（四月一日）○官軍佐賀城を占領す。（是月）華族勉學所設立（後の華族女學校）

（三月）（一日）佐賀賊巨魁江藤新平已下既に奔走し是日陸海軍佐賀城に入る。（四日）佐賀城本月一內平定布告。（七日）佐賀賊島義勇・副島義高等鹿兒島にて捕縛（十日？）。（九日）久邇宮朝彦親王王子守正王誕生。（十三日）東京府下に女子師範學校設立（後の東京女子高等師範學校）。（十四日）征討總督佐賀到着○江藤新平・島義勇の位階號奪○東京府囚人の賄料官費支給。（十六日）銅錢海外輸出解禁（十七日？）。（十八日）外國人我學校職に入學差許。（二十四日）教導職及神官・僧侶の服制定○明治五年全國戶籍表調製に付頒布（人口總計三千三百十一萬八百二十五人）。（二十五日）全國一般政事・典刑・風俗・人情に係る古今書籍及諸記錄類の目類を內務省へ進致せしむ（二十九日）英佛通話・英和通話と併題洋製書籍販賣禁止○江藤新平高知縣幡多郡甲浦にて捕縛（四月二日？）。（是月）海軍徽章ある服・帽等私に着用及賣買禁止。

（四月）（二日）官幣社ゝ殿の裝飾及幕・提燈に菊御紋章使用差許。（四日）陸軍少將西鄕從道中將となる○陸軍中將西鄕從道を臺灣事務都督とし李仙得を謀議に與らしめ兵三千六百餘人を率ゐ臺灣生蕃を征せしむ○尋で陸軍少將谷干城海軍少將赤松則良を參軍とす。（九日）英國公使ハルリエス、パークス生蕃征撫の措置を外務卿寺島宗則に問ふ伊太利・露西亞・西班牙各代理公使亦先後相次ぎて其措置を問ふ。（十日）日蓮宗徒喧噪群行禁止（十三日）島根縣外十六縣下銃砲彈藥賣買等解禁○佐賀賊江藤新平・島義勇佐賀に梟せられ副島義高等十人亦斬に處せらる。（十七日）皇居及太政官近傍の失火並警急の際制止門服着用の警視巡査無印鑑禁門出入差許。（十八日）米國特命全

權公使ビンハム征臺に異議を唱へ翌日李仙得及米船ニウヨーク號の我雇入を拒む。（二十四日）文官大禮服着用者無印鑑諸門出入差許。（是月）華族集會所設立（後の華族會館）。

（五月）（二日）臺灣生蕃征討日進・孟春・明光・三邦の四艦長崎出發○御陵墓調中に付口碑流傳の場所及古墳等發掘禁止。（九日）佐賀縣賊懲役處刑百三十六人を二府十一縣に配置（十日）神戸・大阪間鐵道開業（二十二日）官軍臺灣石門を破り其酋長を斬る生熟二蕃十八社讋懼投降し尋で牡丹社降る

（六月）（七日）禁厭祈禱にて醫藥停止者取締方を定む。（十九日）新墓地を東京府下青山・染井・谷中・小塚原・深川・龜戸出村に設け朱引內地に埋葬禁止。

（七月）（九日）岩倉具視を傷ける武市熊吉等九人斬に處せらる。（十日）華・士族分家者は平民籍に編入○公・私雇入の外國人旅行の節外務省通行免許を請けしむ。（十二日）一等巡査帶劍許可。（二十四日）全權公使柳原前光李鴻章と會見。（二十五日）英國公使館へ巡査立入同國護卒拘引の儀に付粗暴を懲し以後を誡む。（三十一日）京都府下內外人博覽會每春百日間開場許可○湯島書籍館所藏を淺草に移し淺草文庫と稱す。

（八月）（一日）米の海外輸出禁止○我が臺灣征伐につき清國違言ありて全權公使柳原前光往復辯論彼服せず是日參謀大久保利通を全權辨理大臣とし清國に差遣す三等議官高崎正風租稅助吉原重俊陸軍大佐福原和勝權少內史金井之恭等從ふ。（九日）大警視川路利良督視長となる。（十一日）田崎秀親獨逸代辨領事フアベーを函館に殺して自首す。（十七日）外務一等書記官青木周藏代理公使となり獨逸に駐劄。（十八日）戊辰己巳際王師に抗せし戰歿者祭祀執行差許○佐賀縣賊追討戰死者東京九段坂招魂社へ合祀祭典執行。（十九日）今別港・福島間海底電信線設置。（二十五日）罪囚推問の節拷訊使用禁止。（二十九日）官・公・私立學校名稱區別せしむ○廣澤眞臣殺害賊徒搜索方追達。（三十日）陽陰兩曆對照表の翻刻差許。（三十一日）火附・盜賊・人殺等の訴人へ下賜金額相定。

（九月）（二日）人民より政府に對する訴訟假規則相定。（三日）郵便爲替規相定（翌年一月一日）○外務少丞森山茂日韓修好の件に付交涉す韓廷始めて森山茂を公然外務省官吏として應接す。（四日）院・省・使奏任官以上の進退上申の際性行履歷等を記載進致せしむ。（九日）大藏少輔吉田清成特命全權公使となり米國に駐劄○酒田縣田川郡農民雜稅浮役等の事に付て村吏の不正を唱へて起る。（十二日）郵便切手に字號イロハを加入す。（十三日）外務少輔上野景範特命全權公使となり英國に駐劄。（二十二日）駐魯特命全權公使榎本武揚樺太事件に付第二回談判開始。（二十三日）外國政府及外人より我政府への詞訟は司法省の裁判とす○公文通誌を朝野新聞と改稱。（二十九日）臺灣地處分に付諸港在留支那人安堵の旨告諭○官國幣社御靈代經伺せずして拜見禁止。

（十月）（十五日）警視長川路利良大警視となる。（二十三日）英國公使ウヱード臺灣事件に付大久保利通の意見を叩く。（三十一日）全權辨理大臣大久保利通清國に談判し被害難民撫恤銀十萬兩に臺灣島修道建房費四十萬兩を償辨せしめ我駐臺兵撤去を約し條款據單に調印す。

（十一月）（二日）讀賣新聞發刊（十八日）蕃に軍資を獻じ征蕃の擧を助けし淑子・親子二內親王を始め九條道孝・德川慶勝以下華族・官吏・士族・農・商婦女凡一千七十二人及佛人モツ等各嘉尙せらる。（二十四日）外國教師人名及舶來品に和字の傍に洋字を記せしむ。

（十二月）（八日）無免許銃砲彈藥製造者は品物沒收の上三圓以內の科料に處す。（十八日）黑澤信動要登幾の積年勤王の實として終身每年米十石下賜（二十七日）陸軍中將西鄕從道臺灣より歸り征蕃の狀を奏聞す天皇太政官に迎へ手詔して其功を賜給ふ○各地方米油限月賣買差止。

明治八年　太政大臣　三條實美

（一月）（一日）郵便切手四拾五錢・拾五錢・拾貳錢三種發行（二日）新聞雜誌あけぼの新聞と改稱。（八日）小學生徒の學齡を滿六年より十四年迄とす○天然痘豫防規則を頒つ○東京府俳優及茶店待合等に課稅す。（十七日）工部省四等出仕大鳥圭介等を暹羅に遣し風土民物を視察せしむ○普國親王贈與の書籍を東京・函館書籍學校に藏す。（十八日）華頂宮博經親王王子博厚王誕生。（二十日）千葉新報發刊。（二十七日）英國公使パークス佛國公使ベルシー外務卿寺島宗則に會し本國よりの橫濱衛兵撤兵の命を傳ふ。

（二月）（一日）東京府縣支廳廢止○眞新聞・明致新聞發刊。（十二日）軍人軍屬の犯罪免官除隊後發覺は陸軍省にて處分す。（十三日）平民必苗字を稱せしむ。（二十二日）民事訴訟の審判一般人民に傍聽差許。（二十五日）文久三年設置英・

佛兩國横濱衛兵撤去。（是月）右大臣岩倉具視再國勢を錄して天覽に奉供す〇陸運元會社を内國通商會社と改名〇世益新聞發刊。

（三月）（七日）郵便脚夫短銃携提差許。（十一日）寄笑新聞發刊。（十四日）米・粟海外輸出差許。（二十日）大藏省管船にて上海及近港へ郵便運送〇博覽會事務局を博物館と改稱し内務省に屬す。（是月）類聚新聞發刊。

（四月）（九日）外人の民事訴訟傍聽差許。（十日）勳等賜牌及從軍牌を制定し勳等を八級に分て賞牌之に準じ從軍牌は凱旋後將卒共從軍の徵に下賜するものとす〇證券印税規則中更正〇日刊商報發行。（二十三日）官吏の商賣營業申禁〇遞卒・番人賞與規則を巡査・遞卒賞與規則と改稱。（二十九日）平假名繪入新聞發刊。

（五月）（八日）朝彦王特命を以て仁孝天皇養子に復し親王宣下。（十日）戸山・幼年兩學校を陸軍省直轄とす。（十六日）古川正雄・津田仙・中村正直・岸田吟香・獨・米宣教師訓盲の事を議し樂善會を組織す（後の東京盲啞學校の起）。（二十三日）火葬解禁〇新治裁判所廢止。（二十四日）大審院・上等裁判所・府縣裁判所各職制章程及判事職制通則各相定〇上等裁判所を東京・大阪・福島・長崎に置き各分轄區域を定む〇民事控訴上告手續を定め民事控訴略則を廢す。（二十六日）海外新聞發刊。（三十一日）賊難防禦の爲西洋形船に大小砲設備差許。

（六月）（九日）近衛兵編成及兵數を改め兵額三千三百二十八人とす〇六管鎭臺表或軍兵額及配分表改訂（六鎭臺兵總兵額平時三萬千四百四十人戰時四萬六千五十人）。（十二日）米穀相場會社設立定數及資本金高相定。（二十二日）遞卒を准等外吏とす。

（七月）（七日）新聞雜誌等に官吏の政務事項掲載禁止。（二十二日）著作書出版願に必須書草稿添附せしむ。

（八月）（四日）函館在留英人ブラキストン商社にて國内通用證券私製せしを以て其通用を禁ず。（十四日）質身借金禁止。（二十一日）酒田縣廳を鶴岡に移し鶴岡縣と改稱。

（九月）（三日）出版條例を更定し罰則を設く〇活字創造者本木昌造沒。（五日）名東縣を分ち香川縣を再置し讃岐一圓を管轄。（二十三日）水兵本部砲術生徒學舍を砲兵士官學校と稱す。

（十月）（十八日）艦隊編制を解き船艦を東部・西部に分ち東部は龍驤・東・鳳翔・雲揚・富士山・攝津・高雄・大坂の八隻を屬し西部は日進・春日・淺間・第二丁卯・孟春・千代田形・肇敏・快風の八隻を屬し東京灣を東部碇泊所とし長崎港を西部碇泊所とす。（二十八日）改正出版條例違反の圖書從前のものも九年八月三十一日限發賣禁止。

（十一月）（五日）出版届及出版權願書式改正〇徵兵令改訂。

（十二月）（九日）陸軍中將參議黒田清隆を特命全權辨理大臣とし議官井上馨（二十七日）を副大臣とし朝鮮に赴き修好の事を議し且江華島の擧を判理せしむ。（二十三日）元老院條例相定む。（是年）萬國電信條約調印〇三菱商業學校創立（十一月一日授業開始、後官立商業學校）。

明治九年　太政大臣　三條實美

（一月）（五日）華族會館開館式擧行。（六日）特命全權辨理大臣黒田清隆等近衛及鎭臺兵數千を隨へて朝鮮に向ふ。（九日）民事訴訟に本人の拘留禁止。（二十日）皇城近接地に商舖の開店禁止。

（二月）（二日）駐淸全權公使森有禮直隷總督李鴻章と韓國問題を論ず李鴻章我處置を難ず。（八日）日・米郵便追加條約調印。（十日）東京芝濱崎町の離宮を芝離宮と稱せらる。（十一日）特命全權辨理大臣黒田淸隆等朝鮮判中樞府事申櫶等と我が聘使の拒絕及江華島事件を論難す。（二十二日）白川縣廳を熊本に移し熊本に移し熊本縣と改稱。（二十七日）日蓮宗一致派は日蓮宗と單稱し其勝劣派は妙滿寺・興門・八品・本成寺・本隆寺の五派別立管長設置差許。（是月）水交社發會式擧行。

（三月）（三日）京都府所管博物館を京都博物館と改む。（十二日）一六日休暇を停め日曜休暇日を定め土曜日午後放商とす（四月一日）。（十五日）洋文を洋紙に書する外交文にインキ使用を禁ず。

（四月）（二日）自今滿二十歳を丁年と相定。（五日）皇太后宮・皇后宮岩倉具視邸に行啓し給ふ具視能樂を御覽に供し奉る。（十日）北海道漁獵規則を定め外人の近海漁獵禁止。（十五日）淸國上海にて我が郵便局開業。（十八日）足柄縣を廢し伊豆を靜岡縣に相模を神奈川縣に合併し奈良縣を廢し堺縣に度會縣を廢し三重縣に各合併し新川・相川・小倉・佐賀・濱田・磐井・北條七縣を廢し新川を石川縣に相川を新潟縣に小倉を福岡縣に佐賀を三潴縣に磐井縣中陸前を宮城縣に陸中を岩手縣に各合併し宮城縣管轄磐城を磐前縣に北條を岡山縣に各合併し岡山縣管轄備後を廣島縣に合併す。

〔五月〕（二日）内務省に戸籍・警保・圖書・博物・庶務の五局を置き用度課を會計課往復掛を往復課と改め主計課を廢す（六日）和歌山縣下那賀・日高兩郡民石代貢租の事に付き擾亂す縣令神山郡廉兵を大阪鎭臺に請ひ尋で平ぐ。（九日）伊國羅馬に領事館設置。（十七日）郵便切手半錢を五厘と改め壹錢・貳錢共改正。（二十日）華・士族の合家禁止。（二十二日）華族の貸借證及契約書に本人の名印を署せしむ。（三十日）皇子・皇女降誕の節宣下なく直に親王・内親王と稱せらるる旨御治定。（三十一日）一世華族梶野行篤・小松行敏・西五辻文仲・南岩倉具義を以て永世華族に列せらる。

〔六月〕（十二日）泉涌寺・仁和寺・大覺寺・妙法院・聖護院・青蓮院・三寶院・隨心院・毘沙門堂・靈鑑寺・大聖寺・勸修寺・三千院・曼珠院・實相院・光照寺・寶鏡寺・曇華院・林丘寺・瑞龍寺・三時知恩寺・總持院・寶慈院・本光院・圓照寺・法華寺・中宮寺・圓滿院・長福寺・禪習院・靈源寺・法常寺・圓通寺の祿を停め毎年宮内省錢穀を下賜す。（十七日）寫眞條例相定。（二十八日）東京日日新聞・朝野新聞等新聞供養を東京淺草に行ふ。

〔七月〕（五日）新聞・雜誌・雜報の國安妨害のもの發行禁止停止を布告す。（十一日）特命全權公使榎本武揚に命じて露國東洋學者會に參せしむ。（十五日）太陽・太陰兩曆對照表を頒つ。（十八日）明治十年上野公園に帝國勸業博覽會開設布告。（二十六日）大阪・京都間鐵道試運轉開始。

〔八月〕（十日）内務省中に授產局設置。（二十一日）筑摩・濱松・若松・磐前・鶴岡・置賜・敦賀・鳥取・飾磨・豐岡・香川・名東・三潴・宮崎の十四縣を廢し筑摩を岐阜・長野二縣に濱松を靜岡縣に若松を福島縣に磐前を福島宮城二縣に鶴岡・置賜を山形縣に敦賀を石川・滋賀二縣に鳥取を島根縣に飾磨を兵庫縣に豐岡を京都府・兵庫縣に香川を愛媛縣に名東を兵庫・高知二縣に三潴を長崎・福岡二縣に宮崎を鹿兒島縣に併し又熊谷縣廳を高崎に移し群馬縣と改む。（二十四日）日・韓修好條規附錄調印（日・韓通商條約の成立）。（是月）華族學校女學部開校○中外新聞・新潟新聞各發刊。

〔九月〕（五日）海軍少將伊東祐麿東海鎭守府司令長官となる。（六日）元老院議長熾仁親王に勅して憲法を起草せしめ給ふ。（十三日）府縣裁判所を廢し地方裁判所を置き分轄相定○東京・横濱・櫪木・浦和・名古屋・靜岡・新潟・松本各裁判所を東京上等裁判所に京都・大阪・神戸・金澤・松山・高知・松江・岩國各裁判所を大阪上等裁判所に青森・一ノ關・米澤・函館各裁判所を宮城上等裁判所に長崎・熊本・鹿兒島各裁判所を長崎上等裁判所に分割す○勸解支廳を區裁判所と改む（十四日）東京府に產婆教授所設置。（十九日）郵便葉書半錢を五厘と改む。（二十三日）桑港副領事高木三郎紐育領事任。

〔十月〕（二十四日）熊本縣士大野鐵平・加屋霽堅・上野謙吾等二百餘人鎭臺を襲ふ中佐高島茂德・大島邦秀大尉・豐田良作等死者六十四人傷者二百七人暴徒司令長官種田政明縣令安岡良亮の寓所を襲ひ政明を殺し良亮等を傷く（敬神黨の亂）。（二十五日）熊本鎭臺兵暴徒を擊ち鐵平等三人を殺し餘黨自首或逃走す。（二十九日）前原一誠等石見濱田に向つて出帆す翌日俄に還つて萩明倫館に據る其徒凡二百餘人。（三十一日）熊本縣下鎭臺追討軍事新聞紙に記載禁止。

〔十一月〕（一日）今村百八郎秋月を反襲し逃走し宮崎車之助筑前江川合に自殺し福岡の賊平ぐ。（四日）前原一誠・橫山俊彦・奥平謙輔等出雲瓜生港にて捕縛せらる。（十一日）司法卿大木喬任を西海道に遣し叛人の罪を處斷せしむ。（二十日）紐育副領事富田鐵之助上海總領事となり尋で鎭江・漢口・九江・寧波四港の事務を兼ぬ○一世華族壬生族世永世華族に列せらる。

〔十二月〕（三日）浦楠記・前原一誠・奥平謙輔・橫山俊彥・小倉信一・今村百八郎・益田靜方等斬に處せられ餘黨各罰せらる。（十九日）三重縣下飯野・飯島二郎及伊賀名張郡の農民石代貢租の事に付蜂起す。（二十三日）三重縣暴民平定。（二十五日）廣島縣廳火く。

明治十年　太政大臣　三條實美

〔一月〕（十一日）教部省及東京警視廳を廢し其事務を內務省に付して大警視以下を置く

〔二月〕（二日）東京博物館を教育博物館と改む（一月二十六日？）○外務省燒失（五月本省を延遼館に移す）。（七日）石川縣民復群起擾亂す尋で平ぐ（十三日）銃砲彈藥陸軍の外賣買從再嚴禁。（十五日）西鄕隆盛・桐野利秋・篠原國幹等反し兵壹萬五千を率ゐて鹿兒島を發す鹿兒島縣令大山綱良賊の軍資を助く。（十八日）賊の先鋒肥後の水俣に入る（）熊本鎭臺司令長官谷干城守城に決し小倉・福岡分營を本臺に合す○東京會議所解散。（二十一日）熊本縣士池邊吉十郎・佐成正雄等數百人賊軍に應じ縣廳を襲擊せんとす○熊本鎭臺斥候兵賊兵と肥後川尻に戰ふ。

（二十二日）賊軍熊本城を圍む○陸軍大佐高島鞆之助を長崎警備隊指揮軍とす○陸軍少佐乃木希典小倉營兵一大隊を率ゐ熊本に赴き途中賊兵と植木驛に戰ひ利あらず高瀬に退連す。（二十三日）官軍木葉に戰ひ。陸軍少佐吉松秀枝等之に死す。陸軍少將大山巖を大阪に遣す○東京・名古屋・大阪三鎭臺に令して第二後備軍を召集せしむ○愛媛縣士武田豐城等陰謀し縛に就く○軍艦長海軍中佐福島敬典賊の運送船迎陽號を肥後海に捕獲す。（二十四日）征討總督熾仁親王大阪出發參軍川村純義從ふ。（二十五日）陸軍少將野津鎭雄・三好重臣肥後南關に至り參軍山縣有朋陸軍少將三浦梧樓博多に至る○陸軍中將兼參議黑田清隆大警視川路利良を京都に遣す○時海軍事務局を神戸に置き海軍大佐林清康を局長とす○西鄕隆盛・桐野利秋・篠原國幹の官位を剝ぎ反狀を布告す。（二十六日）勅使柳原前光陸軍中將兼參議黑田清隆と俱に鹿兒島に赴き旨を從二位島津久光從三位島津忠義に諭す○征討總督福岡に牙營を設く○熊本鎭臺司令長官谷干城伍長谷村計介を高瀬官軍營所に遣し城内防守の狀を報告せしむ。

〔三月〕（四日）官軍吉次嶺を攻め賊將篠原國幹を斃す陸軍少佐江田國道戰死す○伍長谷村計介戰死す。（八日）侍從番長高崎正風を遣し征討總督及參軍諸將を慰勞し侍從に創痍者を問はしめ給ふ○故熊本縣令安岡良亮等の死事を追賞して弔祭料及遺族扶助料下賜○勅使柳原前光陸軍中將黑田清隆等鹿兒島港に入り十日勅旨を島津公に宣す○巡査（警部）職務執行中帶劍せしむ○船の賣買書入質に戶長の公證を受けしむ（此月一日熊本城内現在米六百七十一石餘）。（十日）別働第一旅團司令長官大山巖を第二旅團司令長官となす。（十四日）陸軍中將黑田清隆を征討參軍とし長崎より肥後に航し賊背を衝かしむ○別働第一旅團を解き第四旅團を編制し等で大山巖を第四旅團司令長官とす。（十七日）陸軍大佐高島鞆之助鹿兒島の守を廢して長崎に還る參軍黑田清隆別働第二旅團を編制し鞆之助に長官の事を攝せしむ○鹿兒島縣令大山綱良の位記を剝奪。（二十日）陸軍少將兼大警視川路利良別働第一旅團司令長官となる。（二十五日）山田顯義別働第三旅團司令長官となり川路利良第四旅團司令長官となる。（二十八日）高島鞆之助を少將兼別働第一旅團司令ト官とし小野川路利良を同第三旅團司令長官とし山田顯義の同第三旅團を同第二旅團に改む○福岡縣士越智彥四郎其の黨と共に福岡城を襲ふ陸軍大佐福原實同中佐品川氏章等をして討たしめて平ぐ○橫須賀・橫濱間往復便船規則相定○文部省所轄東京書籍館廢止。

〔四月〕（三日）八代の官軍肥後堅志田に戰ひて利あらず陸軍少佐兼權少警視國分友諒等之に死す。（六日）大分縣民の擾亂鎭定。（八日）陸軍少佐奥保鞏一大隊を率ゐ熊本城の圍を突出して宇土に達す。（十二日）東京開成學校・東京醫學校合併して東京大學と改稱し東京英語學校を東京大學豫備門と改め東京大學に屬す。（二十一日）西鄕隆盛肥後人吉に退據す○官軍連に勝ちて御船・大津・木山を復す。

〔五月〕（二日）九州臨時裁判所に於て福岡縣暴動賊徒越智彥四郎・武部小四郎等四人を斬に處す。（九日）鹿兒島縣下諸港を封し船舶出入禁止。（十五日）大分縣人堀田政一等賊軍に應ず、其黨六百餘人報國隊と稱す、賊將桐野利秋部下野村忍介をして大分縣を襲擊總督府熊本鎭臺を發して之を討たしむ○大阪第十三國立銀行開業免狀下附。（十八日）華族懲戒令改正。

〔六月〕（一日）官軍人吉城を拔く西鄕遂に日向宮崎に據る○豐後の賊勢を回復し臼杵城を陷る○山口藩士町田梅之進黨を聚め鹿兒島に應ぜんとして捕に就く部下樂ひて山口に赴く少檢事林三介等邀擊梅之進を擒す。（十九日）萬國郵便聯合條約連盟布告。（二十日）外國郵便稅改正。（二十五日）出水の官軍鹿兒島に入る○賊紙幣拾圓・壹圓・五拾錢・貳拾錢・拾錢・五錢の六種を造り日地方に行ふ。（二十八日）別働隊第三旅團長川路利良疾を以て東歸し。次で陸軍少將大山巖之に代る。（二十九日）郵便切手六錢・拾錢・拾貳錢・拾五錢及郵便封皮貳錢形共改正。

〔七月〕（四日）西洋形船船長運轉手・機關手免狀及海技卒業免狀所有者は陸軍徵兵免除。（六日）民・刑事上告裁判經出後司法卿檢事に再審請求を許（九日）外國渡航日本形商船に國旗揭揚せしむ。（二十日）明治七年一月一日調全國戶籍表を府縣に頒つ。（二十二日）征討總督鹿兒島に赴く。二官軍兩道より進み一は大隅加治木國府を拔きて霧山に出で一は大隅横川・日向小林を經て日向野尻に抵り此日遂に合擊都城を復す。（二十五日）征討陸軍事務所を大阪に置く。

〔八月〕（十八日）郵便切手貳拾錢・參拾錢・四拾五錢改定。（二十一日）東京第一回內國勸業博覽會開場式へ臨御。

〔九月〕（三日）官軍賊兵を城

山に園む。（二十五日）九州地方賊徒平定を海内に布告。
（十一月）（二十日）郵便切手八錢郵便葉書參錢・五錢・六錢三種發行。（二十一日）建宮邸を赤坂に御治定是日御移居建御殿と奉稱。
（十二月）（十一日）文官管内外旅行區別及旅費支給方を定む（十四日）明治十一年郵便規則及罰則を定む。（十六日）清國公使何如璋副使張斯桂隨員二十二人と來朝す（二十五日）大勳位菊花大綬章菊花章圖式を頒ち大勳章以下略綬を定め從前の略綬を廢す（二十七日）豫備紙幣二千七百萬圓を發行して西征費用を補ふ○既行紙幣半圓・貳拾錢・拾錢の二千七百十萬餘圓は來十一年より十五年間に補助銀貨銅貨にて交換し紙幣を以て公債證書に換へんと請ふ者は之を許す。（二十八日）内國勸業博覽會五箇年日毎に開設とす○銀行紙幣壹圓札發行。（是月）貯金預規則を改正し一人一箇年預金最低額を參錢とす

明治十一年

太政大臣 三條實美

（一月）（四日）軍人に軍刀佩下代價月賦上納方を定む○徒刑戒役の首鉗及手鉗を定む。（十二日）外務大輔鮫島尚信を特命全權公使とし佛國に駐劄せしめ尋で尚信に白耳義公使を兼ね獨逸駐劄特命全權公使青木周藏に荷蘭公使を兼ねしむ。（十四日）刑法草案審査局を元老院に設く。（十九日）通用貨幣の鎔解其體面毀傷並に禁止。
（二月）（十二日）陸軍將校以下皇居諸門乘馬通行資格を定む。（二十日）海外旅行免狀を海外旅券と改稱し其規則を頒つ。
（三月）（十三日）東京商法會議所設立允准。
（四月）（十六日）閏刑・禁獄・處刑者は在來監獄内を區分し入監せしむ。（二十六日）伊太利國特命全權公使コンテラフアエレユリスバルボラニー朝見國書を上る。
（五月）（十日）澁澤榮一等の資本二十萬圓にて東京兜町に株式取引所設立出願許可。
（六月）（五日）春分・秋分兩日に春秋二季皇靈祭日を設け神武天皇を正席とし先帝迄歷代及后妃皇親を配享し給ふ因て綏靖天皇以下後櫻町天皇迄の式年祭正辰祭を廢し神武天皇及後桃園天皇以下は舊典に仍らせ給ふ。（二十七日）新聞紙・雜誌受讓渡改題等の出願方を定む。
（七月）（三日）銀行紙幣五圓札發行。
（八月）（一日）澁澤榮一・益田孝等商法會議所を東京に設く。
（十月）（三日）遣外使臣職制相定（特命全權大使・同公使・辨理公使・代理公使・臨時代理公使）
（十二月）（五日）陸軍參謀局を廢し參謀本部を設置○參謀本部條例相定。（七日）參謀本部長同次長設置。（十日）紙幣局を改めて大藏省印刷局と稱す（二十一日）外國人翻刻の我が有版權の圖書販賣禁止。

明治十二年

太政大臣 三條實美

（一月）（八日）第一後備軍を豫備軍第二後備軍を後備軍と改稱。
（二月）（十日）娼妓貸座敷賦金徵收及仕拂表屆出方を定む
（三月）（二十日）東京府始て府會を開く（五月八日閉會、府縣會議以下略）。
（四月）（九日）大勳位菊花大綬章・菊花章を獨逸皇帝に贈り給ふ。（十六日）府縣會議員犯罪拘引の際は議場内にて議長に告げ其事に從はしむ。（二十五日）版權分版手續を定む○特命全權公使宍戸璣清國駐劄の命を承け北京に抵る。
（五月）（十九日）法律學卒業者代言營業出願取扱方を定む（二十九日）獨逸皇孫アルベルト・ウイルヘルム、ハインリツヒ來り是日朝見國書及獨逸帝贈る所の黑鷲勳章を上る。
（六月）（四日）天皇獨逸皇孫ハインリツヒを吹上禁苑に饗し給ひ皇族・大臣・參議及獨逸公使陪宴○東京招魂社を靖國神社と改稱し別格官幣社に昇格。（十日）獨逸皇孫ハインリツヒに大勳位菊花大綬章授與（十三日）木綿・絹及絹綿交各織物衣服。陶器・七寶器・漆器・竹器・銅器・鐵器・紙・扇子・團扇・傘の十五品無稅輸出差許（七月一日）○海軍兵學校生徒の懲戒令を設く。（二十二日）學位稱號を法學士・理學士・醫學士・文學士・製藥士に定む。（二十八日）神社・寺院及境外遙拜所等明細書式を府縣に頒つ（三十日）郵便葉書參錢・五錢・六錢廢止切手參錢・五拾錢及貳錢・參錢葉書發行。
（七月）（一日）日・米條約書布告。（四日）米國前大統領エリセス、シムソン、グラント及夫人共に清國より東京に來り朝見。（五日）九月十七日神嘗祭日十月十七日に改定（二十一日）海港虎列刺病傳染豫防規則を更め檢疫停船規則と改稱。（二十七日）萬國電信條約調印。
（八月）（八日）米國前大統領グラント日・清好和の利を上陳す。（十三日）米國前大統領グラント琉球事件の照會を撤去し日・清特派員會商を淸國恭親王に勸む。
（九月）（十一日）大勳位菊花大勳章を西班牙國皇帝に贈與

(十七日)賭博犯裁判の速決本旨を令す。(十九日)地租改正用米價時下落の節に限り田方地税預米を差許。(二十二日)東京及大阪株式取引所にて金銀貨幣取引差許。

〔十月〕(十日)銀行當座預金小切手税印は姑く證券印紙交用差許。(十一日)郵便切手壹錢を代赭色に貳錢を桔梗色に各改正。

〔十一月〕(四日)英人エーマエクスを領事に雇用し濠洲メルボルンに駐在せしむ。(六日)外務大臣森有禮特命全權公使となりて英國に駐劄し海軍中將兼外務省二等出仕榎本武揚外務大臣を兼ね特命全權公使上野景範外務少輔に轉任。(二十一日)訴訟入費辨償言渡方を定む。(二十八日)伊國皇族フランス、トラマス、ド、サウヲア、デュック、ド、ゼエン來り是日朝見。(二十九日)伊國皇族デュック、ド、ゼエン朝見伊太利帝よりの最上アンノンシャード勳章を上る。

〔十二月〕(八日)伊國皇族デュック、ド、ゼエン歸國に付朝見す天皇大勳位菊花大綬章を親授し給ふ。

明治十三年

太政大臣　三條實美

〔一月〕(三十一日)陸軍飾隊式を觀兵式と改稱し同式假規則相定。

〔二月〕(十七日)北海道を流・徒兩囚置地とす。

〔三月〕(八日)公使館を蘭國海牙に置く元老院幹事柳原前光議官兼特命全權公使となり陸軍少將井田讓特命全權公使を兼ね其廣島鎭臺司令官を罷め從三位鍋島直大從四位長岡護美各特命全權公使となり前光は露國讓は墺國直大は伊國護美は蘭國に各駐劄す幷で前光に瑞典・那威國護美に白・丁兩國を各兼ねしめ獨國駐劄公使青木周藏佛國駐劄公使鮫島尙信の蘭・白二國を兼ぬるを罷め尙信瑞西及西國・葡國を兼ぬ。(二十三日)東京外國語學校に朝鮮語學科設置。(三十日)諸獸屠場及賣肉規則改定。

〔四月〕(五日)菊章濫用申禁(菊章及紛敷品物を賣品に盡く者取締方を定む)〇集會條例相定。(十七日)朝鮮公使館を京城に置く〇外務大書記官兼代理公使花房義質代理公使となり朝鮮京城に駐劄す。(十九日)高知縣人片岡健吉福島縣人河野廣中等同志九萬餘人に代り上書國會開設を請ひて郤けらる。

〔五月〕(一日)獨逸人カールウヲルソンを雇ひて領事とし伯林に駐在せしむ。(十五日)石炭酸等劇藥は消毒藥調製に限り販賣差許。(二十八日)東京府に消防卒を置く。(是月)在朝鮮國釜山本邦郵便局に爲替事務取扱開始。

〔七月〕(二日)東京府書籍館を文部省所轄とし東京圖書館と改稱。

〔八月〕(七日)新潟延燒五千五百餘戶。(八日)柏崎延燒七百戶。(九日)畫人狩野勝川歿。

〔九月〕(是月)讚岐大風雨屋舍倒るもの千三百五十一戶死傷者百六十一人。

〔十月〕(四日)佛國巴里に領事館を置き大藏省御用掛前田正名を領事とす〇東京大風雨屋舍の倒る千九百四十戶死傷百二十餘人。(十二日)國安妨害風俗壞亂の新聞紙・雜誌・雜報內務卿禁停申令。(十五日)自轉車へ人力車同樣に課稅。

〔十一月〕(十一日)大臣・參議に衞兵及巡査の下賜を止め其の自衞の請を聽し每年各七百圓下賜。(十五日)古墳發見の節は宮內省に屆出でしむ。(十七日)小銃五十挺を朝鮮國に贈與す。

〔十二月〕(十八日)國安妨害風俗紊亂及教育上弊害の書籍は教科書に採用せざる樣府縣に注意せしむ。

明治十四年

太政大臣　三條實美

〔一月〕(十四日)東京府下に警視廳を置き官等俸給表を定む(內務省中警視局を廢し)督視局を警保局と改稱。(十五日)吟味を廢し糺問判事・檢事又警察官に告訴せしむ。(十九日)、來諸王の墳墓自今皇子御墓に準じて取扱ひ現存の向は詳細申出でしむ。(二十九日)版權免許料は圖書刻成の上上納とす。(是月)東京、私立明治法律學校創立(今の私立明治大學)。

〔二月〕(二日)新聞紙・雜誌・雜報等警保局へ納付せしむ。(七日)福井縣を置き越前・若狹を管し堺縣を大阪府に合併。

〔三月〕(十三日)特命全權公使宍戶璣歸朝復命(淸國と琉球事件に異議を發し彼自ら其議を棄つ)。(十八日)西園寺公望等東洋自由新聞發兌。(是月)參議大隈重信來明治十六年國會開設の議を上る・參議伊藤博文之と意見衝突)。

〔四月〕(七日)農商務省を置く(十一日開廳)。(二十五日)陸軍武官結婚條例相定。

〔五月〕(二日)陵掌・墓掌・陵丁・墓丁の學校教員及學務・衞生委員兼務を禁ず。(四日)靖國神社境內遊就館落成。(六日)横濱・神戶・新潟・函館・金澤の五裁判所に檢事を置く。(十七日)名古屋・熊谷・松本・松山・廣島・水戶・松江・弘前・靜岡・高知・熊本・福島・鹿兒島の十三裁判所へ檢事を置く。

〔六月〕(十五日)文部省所轄東京大學職制外國語學校・師範

範學校・中學校・職工學校職制更定〇東京大學に東京大學總理を置く〇府縣立町村立學校職員名稱並准官等相定。（十六日）日・米難破船費用償還約定批准交換。（十八日）小學校敎員心得を頒つ。

（七月）（九日）東京・明治生命保險株式會社開業（生命保險事業の開始）。（二十五日）日英郵便爲替條約締結。（二十八日）海軍部內に海軍機關學校設置。

（八月）（三日）權典侍千種任子分娩皇女滋宮韶子內親王降誕。（五日）兵學校所管の機關學校を新設機關學校とす。（六日）敎育博物館を東京敎育博物館と改稱。（十五日）佛國巴里領事館廢止。

（九月）（十二日）鳥取縣を置き因幡・伯耆を管轄す。（二十二日）各地の名字は漫に改稱變更禁止。（是月）私立東京物理學校創立〇英國の媒介にて日耳曼と郵便爲替交換開始（十六年一月）。

（十月）（二日）日・英郵便爲替定約施行。（三日）皇姑桂宮淑子內親王薨去。（六日）伏見宮貞愛親王王子昭德王誕生。（九日）參議大隈重信の國會開設早急說に付參議黑田淸隆反對旨趣書を三條實美に呈す。（十日）司法警察上時宜に依り巡査に警部代理を差許す。

（十一日）車駕御還幸〇三條實美左大臣熾仁親王右大臣岩倉具視參議寺島宗則等國會開設準備の事を御前に議す〇參議寺島宗則・山縣有朋・伊藤博文黑田淸隆等連署國會開設の意見を上る。天皇之を嘉納し給ふ。（十二日）國會開設の勅諭下る（明治二十三年より開設）。（十五日）自由黨成立。

（十一月）（十日）自今師範學校卒業證書有效期限を證書受領日以後七箇年とす。（十六日）各裁判所管內區裁判所へ檢事を置く。（二十二日）加藤弘之著眞政大意及國體新論販賣禁止。（二十九日）監獄看守長・看守は禮服著用にも其制服を用ひしむ。

（十二月）（五日）豫審判事檢證其他急速の節巡査使用を許す。（九日）密賣淫取締懲罰を警視廳及地方長官に委任す。（二十日）憲兵に橋道賃錢請求を禁ず。（二十九日）警部・巡査の等級を廢し警部補を置く。（是年）東京、私立青山學院創立。

明治十五年

太政大臣　三條實美

（一月）（十一日）內閣顧問を置く。

（二月）（二日）府縣會開會中議員自ら建議書携帶上京を禁ず（八日）開拓使を廢し函館・札幌・根室の三縣を置く。（十三日）東京大學觀象臺を天象臺・氣象臺と分稱。（十七日）醫學校卒業生に無試驗醫術開業免許狀下附。

（三月）（二日）開業醫の子弟醫業にて家名相續者は無試驗開業許可。（三日）時事新報發刊。（十三日）私設橋梁渡津及私費開鑿道路の郵便脚夫に賃錢請求を禁ず。（十五日）立憲改進黨成立。（是月）東京電燈株式會社創立。

（五月）（九日）朝鮮在勤巡査死亡の節月俸三箇月分遺族に下賜。（十日）三菱會社所屬商船學校を東京商船學校と稱す（二十四日）富籤賣買の牙保幇助者及富籤購買者處分を定む（是月）大阪紡績會社創立（紡績會社設立の嚆矢）。

（六月）（五日）裁判所檢證の爲囚人召連出張の節巡査に護送せしむ。（二十五日）板垣退助等自由新聞發兌。

（七月）（十日）信者の請求により禁厭・祈禱の望に應ずるを許し其禁厭・祈禱執行し得違背者を禁ぜしむ。（二十三日）朝鮮暴徒數百人我が公使館を襲撃す陸軍工兵中尉堀本禮造以下拾二名爲に殺さる。

（八月）（二日）朝鮮騷亂に付居留民保護の爲軍艦派遣等を各國公使に通告す。（十二日）榎本武揚特命全權公使任（清國駐劄）。（二十日）公使花房義質朝鮮國王に謁し我要求を陳べ決答を促がす。（二十八日）

高等若くは中等師範學科卒業證書所持者及舊師範學校卒業證書所持者の學力等品行端正者無試驗にて直に七年間有效卒業證書を授與するを得。

（九月）（二十日）上野博物館書籍室開室。（二十一日）北白川宮能久親王王子恒久王誕生〇陸軍裁判所廢止〇陸軍理事審事・錄事及各軍法會議所屬等外吏は總務局に於て管理東京鎭臺には軍法會議を設置（二十八日）御嶽敎會を神道御嶽派と唱へ特立差許。

（十月）（二日）東京上野公園にて十一月二十日迄內國繪畫共進會開設。（十日）陸奧東津輕郡一本木村渡島函館區東川町間海底電線布設〇東京市、日本銀行營業開始〇東京市、東京瓦斯會社設立。（十八日）神社・寺院の守札及神・佛號記載の畫像は其神社寺院外出販禁止。

（十一月）（十日）埼玉縣川口・東京上野間鐵道線路建設。

（十二月）（是月）田母野秀顯・河野廣中等內亂陰謀政府顚覆の企ありとして捕へらる（福島事件）。（是年）私立東京慈惠病院設立。

明治十六年

太政大臣　三條實美

（一月）（二十六日）權典侍千種任子分娩皇女增宮章子內親王降誕。（二十九日）爲替手形

約束手形各書式を頒つ。
（二月）（六日）海軍省中に水衙局設置。（十五日）華頂宮二品博厚親王薨去。
（三月）（十日）東京京橋區明石町に水上警察署を設く。
（四月）（十二日）陸軍大學校開業。
（五月）（一日）長濱・關ヶ原間鐵道落成汽車運轉開業。（五日）東京・大阪・横濱の三司藥場を衛生局試驗所と改稱。（九日）富山縣を置き越中一國を佐賀縣を置き肥前基肆・養父・三根・神崎・佐賀・小城・東西松浦・杵島・藤津の十郡を宮崎縣を置き日向諸縣郡志布志郷大崎郷・松山郷以外同國一圓を各管轄とす。
（七月）（二日）官報發行。（二十日）前右大臣岩倉具視薨ず（廢朝三日死刑停止特に國葬）。
（九月）（六日）皇女滋宮韶子內親王薨去。（八日）皇女增宮章子內親王薨去。（十八日）東京、私立獨逸學協會學校開校式擧行（今の獨逸協會學校中學）。
（十月）（二十四日）各鎭臺及青森・金澤・丸龜・小倉の四營所へ監獄署を置く。
（十一月）（十八日）福島事件謀者田母野秀顯囚死。
（十二月）（是月）赤井景韶政府變亂大臣謀殺罪として東京に囚はる。

明治十七年

太政大臣　三條實美

（五月）（一日）高崎線（大宮―高崎）全通。
（六月）（十日）單身戸主死亡又除籍日より滿六箇月以內に跡相續者を届出ざる者は總て絶家とす。
（七月）（一日）法律學士稱號を設く（司法省法學生の卒業者に授くる學位又舊明法寮生徒の官吏或は代言人の學力ある者に授く）。（二十六日）布哇國ホノルル府に領事館設置。（二十九日）京都二條城を離宮とし二條離宮と稱せらる。
（八月）（二十日）關東强地震。
（九月）（二十五日）今日新聞創刊（後の都新聞）。（是月）富松正安等の加波山事件起る。
（十月）（二日）舊銅貨天保通寶通用十九年十二月以後禁止。
（十二月）（二日）横濱正金銀行支店を英國倫敦に開設す（本邦銀行支店の海外に設置する嚆矢）。（四日）朝鮮獨立黨朴泳孝・金玉均等王城に入りて事大黨を斥く尋で事大黨清兵の助をえて獨立黨を逐ひ我が公使館を襲ふ此時陸軍大尉磯林眞三等之に死す。（十三日）朝鮮騷亂の報到る。（十六日）內閣書記官長を勅任とす。（是年）私立東京裁縫女學校創立（渡邊女學校）。

明治十八年

太政大臣　三條實美

（二月）（二十四日）參議兼宮內卿伊藤博文を特命全權大使として清國に差遣す參議兼農商務卿西郷從道・參事院議官井上毅等之に隨ふ（二十八日東京出）。（是月）英國の媒介にて歐米諸國及英領殖民地と郵便爲替交換開始。
（三月）（一日）日・佛間郵便爲替條約施行。
（四月）（十八日）特命全權大使伊藤博文天津にて李鴻章と會し天津條約締結。
（五月）（是月）中央新聞創立。
（七月）（八日）明治二十年一月以降日本形五百石以上船舶製造禁止。
（八月）（二十八日）北白川宮能久親王王子延久王誕生。
（九月）（二十九日）日本郵便汽船會社設立（元共同運輸會社・郵便汽船三菱會社の合併）。（是月）都新聞社創立。
（十月）（一日）日・米間郵便爲替定約施行○女子師範學校を師範學校に合併せしむ。（十七日）有栖川宮威仁親王王女續子女王誕生。（十九日）北白川宮能久親王王女滿子女王誕生。（二十三日）商法會議所を商工會議所と改稱し東京・京都・長崎・名古屋・熊本に設く。（是月）電信爲替及小爲替制度の施行。
（十一月）（十三日）皇后華族女學校開校式へ御臨啓。
（十二月）（十二日）公立小學校修業期限一箇年を一學級と定む○私立小學校修業期限一箇年若くは半箇年を一學級と定めしむ。（二十二日）宮中顧問官內大臣設置○太政大臣・左・右大臣・參議各省・卿を廢し內閣總理大臣・宮內・外務・內務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・遞信諸大臣設置○工部省廢止遞信省設置○參事院及制度取調局廢止○三條實美內大臣に伊藤博文內閣總理大臣兼宮內大臣に井上馨外務大臣に山縣有朋內務大臣に松方正義大藏大臣に大山巖陸軍大臣に西郷從道海軍大臣に山田顯義司法大臣に森有禮文部大臣に谷干城農商務大臣に榎本武揚遞信大臣に大木喬任元老院議長各任○議官阪田三郎特命全權公使任（清國駐）。（二十六日）內閣總理大臣伊藤博文政綱五章を各省大臣に頒つ。（是年）日本赤十字社病院創立○東京感化院創立。

明治十九年

總理大臣　伊藤博文

（一月）（二十四日）有栖川宮一品大勳位幟仁親王薨去。（二十九日）本邦人布哇國へ隨意渡航條約成る（六月一日公布）。
（二月）（十日）皇女久宮靜子內親王降誕（御母權典侍園祥子）。（十三日）海軍東京監獄署

廢止（是月）兌換銀行五圓券發行。

〔三月〕（二日）帝國大學令公布。（九日）東京府知事渡邊洪基東京帝國大學總長となる（總長の始め）。

〔四月〕（一日）改正萬國郵便聯合條約施行○萬國郵便爲替約定施行。（十六日）獨逸國外十六國間締結メートル條約に加入。（二十七日）亞然的音共和國と別途郵便交換○羅馬尼亞國と郵便爲替施行。（二十九日）華族世襲財産法公布。

〔五月〕（一日）主殿寮中門監門監補・門部・消防監補・消防手等を廢し皇宮警察署設置。（二十八日）バルガリア國と郵便爲替施行。

〔六月〕（三日）布哇國と渡航條約締結公布。（十日）罰金及追徵に係る上告保納金の件公布。（二十八日）北白川宮延久王薨去。（三十日）西德二郎特命全權公使任（露國駐）。（是月）羅馬尼亞と郵便爲替交換開始○東京、私立明治學院設立。

〔七月〕（七日）尋常師範學校教科書制定。（十三日）英國グリニッチ天文臺子午儀の中心を經過子午線を經度本初子午線とし經度は本初子午線より起算し東西各百八十度に至り東經を正とし西經を負とし明治二十一年一月一日より東經百三十五度の子午線時を本邦一般の標準時と定む（本邦子午線、經度計算方、標準時各相定。（二十三日）東京山林學校駒場農學校を廢し東京農林學校を置く。（三十一日）サルヴェードル國と別途郵便交換

〔八月〕（九日）大審院長玉乃世履自殺。

〔九月〕（七日）パラガイ國及暹羅國と別配達郵便交換施行（二十五日）日・米締結兩國犯罪人引渡條約批准（十月八日公布）。（三十日）有栖川宮績子女王薨去。

〔十月〕（一日）伊太利國と郵便爲替施行。（七日）やまと新聞發刊。（十四日）碁師本因坊秀甫歿。

〔十二月〕（是月）東京廻米問屋市場設立○私立關西法律學校創立。

明治二十年　總理大臣　伊藤博文

〔四月〕（四日）皇女久宮靜子內親王薨去。（十八日）北白川宮能久親王王子成久王誕生。（二十六日）車駕鳥居坂井上馨邸へ御臨幸、芝居天覽。（二十七日）辨理公使陸奧宗光特命全權公使に任（在露如故）。

〔五月〕（九日）勳功に依り大隈重信・後藤象二郎・板垣退助・勝安芳に各伯爵、森有禮・福羽美靜・田中不二麿・林友幸・岩下方平・青木周藏・吉田清成・杉孫七郎・渡邊昇・清岡公張・田中光顯・香川敬三・野村靖に各子爵授與。（二十四日）勳功に依り榎本武揚・佐野常民・山尾庸三・黑田清綱・大久保一翁・宍戸璣・河田景與・海江田信義・税所篤・井上勝・河瀨眞孝・伊集院兼寬・三島通庸・大迫貞清・由利公正・山岡鐵太郎に各子爵、槇村正直・渡邊清・神山郡廉・楫取素彥・黑川通軌・小澤武雄・本田親雄・眞木長義・山地元治・佐久間左馬太・赤松則良・野島貞澄・滋野清彥・松村淳藏・高崎正風・青山貞・高崎五六・井上良馨に各男爵授與。

〔七月〕（九日）辨理公使德川篤敬特命全權公使任（伊國駐割）。（二十五日）農商務大臣谷干城本官を免し宮中顧問官土方久元之に代る。

〔八月〕（六日）北白川宮能久親王王女貞子女王誕生。（二十二日）皇子昭宮猷仁親王降誕（御母權典侍園祥子）。

〔九月〕（十六日）外務大臣井上馨本官を免じ伊藤博文外務大臣兼任。（二十二日）有栖川宮威仁親王王子栽仁王誕生。（二十六日）日・暹間締結修好通商に關する宣言書調印。

〔十月〕（二日）久邇宮朝彥親王王子鳩彥王誕生。（五日）東京商業學校を高等商業學校と改稱し訓盲啞院を東京盲啞學校と改稱。

〔十一月〕（十日）奈良縣設置（大和一圓管轄）。

〔十二月〕（三日）久邇宮朝彥親王王子稔彥王誕生。（九日）大阪府、大阪麥酒株式會社設立。（六日）前左大臣公爵島津久光薨ず三日間廢朝。（七日）京都・神戸間鐵道停車場設置電信局にて海外電報取扱。（十九日）日本銀行總裁吉原重俊卒。（二十七日）農商務省專賣特許局を廢し特許局を置く。（是年）帝國教育會書籍館設立（私設圖書館の嚆矢）。

明治二十一年　總理大臣　伊藤博文

〔一月〕（四日）長野縣下松本町大火。（十七日）伯爵松平茂昭父慶永の勳功に依り侯爵に、伯爵中御門經明父經之の勳功に依り侯爵に、伯爵嵯峨公勝父實愛の勳功に依り侯爵に、伯爵大原重朝父重德の勳功に依り伯爵に、大村寬人に父益次郎の勳功に依り子爵に各陞敍。（二十四日）出版・版權・脚本樂譜・寫眞版權の[illegible]屆手續相定。（是月）東京、私立工手學校開始。

〔二月〕（一日）大隈重信外務大臣に任す。（十三日）一月以降て阪[illegible]に[illegible]設置。（是月）東京、私立國民英學會開始。

〔三月〕（二日）東京市、帝國生命保險株式會社設立。

〔四月〕（二日）內令電信料及手數料は郵便切手納入とす。（二十日）宮內省中に主獵局設置。（二十八日）モロッコ國タ

ンチールとの郵便爲替交換。（二十日）内閣總理大臣伊藤博文樞密院議長に農商務大臣黒田隆内閣總理大臣に遞信大臣榎本武揚農商務大臣兼務各任。樞密院官制公布○樞密院議長年俸六千圓副議長五千圓樞密顧問官四千五百圓裁可。

〔五月〕（十九日）式部職中雅樂長以下を廢し雅樂長・樂師長等設置。（二十八日）宮内省中華族局を爵位局と改稱し宮制被定。（二十九日）東京電信學校卒業者は直に遞信技手任用。

〔六月〕（一日）自今登記料及手數料は證券印紙にて納入とす。（四日）東京天文臺設置。（二十三日）德川義恕に男爵授與。（是月）大村益次郎銅像靖國神社境内に建立。

〔七月〕（二日）自今北海道廳内に限り荷積馬車・牛車荷積大七・大八車荷積中・小車は當分内免税。（十九日）子爵山岡鐵太郎薨。（三十一日）元老院議官子爵大久保一翁薨。（是月）めざまし新聞東京朝日新聞と改稱。

〔八月〕（十二日）北白川能久親王王子輝久王誕生。

〔九月〕（二十四日）死體解剖は高等中學校醫學部へ願出することを得。（二十六日）日・米間執行郵便爲替定約の追加定約締結公布。（三十日）皇女常宮昌子内親王降誕。

〔十月〕（二十三日）警視總監子爵三島通庸薨。（二十七日）皇居自今宮城と稱せらる。

〔十一月〕（十日）皇子昭宮猷仁親王薨去。（三十日）日・暹間修好通商條約調印。（是月）私立東京藥學校創立。

〔十二月〕（四日）香川縣設置（讃岐國一圓管轄）。

明治二十二年　總理大臣　黒田清隆

〔一月〕（十一日）皇居新に成り赤坂離宮より御移轉。（二十日）鳥尾小彌太保守中正黨を組織す（黨ノ機關として保守新論を發兌す）。（是月）東京石川島造船所設立。

〔二月〕（二日）日本新聞發刊。（十一日）大日本帝國憲法及皇室典範發布、是日全國八十歳以上の者に金員下賜○議院法・衆議院議員選擧法及附錄○會計法各公布○貴族院令公布○大赦令頒布○陸・海軍・司法三省大赦施行手續相定○故西鄕隆盛に正三位・故藤田誠之進・佐久間修理・吉田寅次郎に各正四位追贈○文部大臣森有禮西野文太郎に刺されて翌日薨ず文太郎は當日直に文部屬に斬らる。（十四日）故從二位森有禮に正二位追贈。

〔三月〕（二日）島津珍彦・山内豐積に各男爵授與。（二十二日）遞信大臣榎本武揚文部大臣に轉じ後藤象二郎遞信大臣に任ず（象二郎入閣前大に大同團結論を唱ふ）。

〔四月〕（二十五日）畫家河鍋曉齋歿。（是月）外務大臣大隈重信の條約改正案倫敦タイムス新聞に現はれ輿論囂々沸騰す。

〔五月〕（七日）正親町董次郎に男爵授與。（十一日）酒井忠積・伊達宗敦・酒井忠惇に各男爵授與。（十二日）清國駐劄特命全權公使鹽田三郎薨。（十六日）圖書寮附屬博物館廢止帝國博物館・帝國京都博物館・帝國奈良博物館設置並官制評議員學藝委員設置。

〔六月〕（二十四日）日・米間郵便爲替追加定約締結公布○濠地利國皇族プランス、ハンリー、ド、ブールボン及同妃入京。

〔七月〕（一日）吳・佐世保兩鎭守府開廳○東海道鐵道本線全通。

〔八月〕（十日）東京開都市三百年記念會上野公園にて執行。

〔九月〕（二十五日）改進黨大會を開き翌日全國同志大懇親會を東京新富座に開く（條約改正の爲）二十七日再條約改正大演說會を開く。（三十日）天皇旗・皇后旗・皇太子旗・親王旗各御治定。

〔十月〕（六日）俳優中村宗十郎歿。（十五日）東京大林區署開設。（十六日）松前隆廣・佐竹義修に各男爵授與。（十八日）福岡縣玄洋社員來島恆喜外務省門前に外務大臣大隈重信を要擊して其右足を傷く恆喜其場にて自殺す。

總理大臣　三條實美

（二十五日）内閣總理大臣黒田隆病み樞密顧問官に任じ内大臣三條實美内閣總理大臣兼任。

〔十二月〕（一日）樞密顧問官黒田清隆宮中顧問官伊藤博文特に大臣の禮を以てし元勳優待の意を昭にし給ふ。（三日）○皇子嘉仁親王皇太子に立ち給ふ○宮内省中東宮職設置官制定。（四日）横濱市・横濱電氣株式會社設立。（二十二日）久邇宮朝彦親王第四女飛呂子女王薨去。

總理大臣　山縣有朋

〔十二月〕（二十四日）内務大臣山縣有朋内閣總理大臣兼内務大臣に外務次官青木周藏外務大臣に農商務次官岩村通俊農商務大臣に元老院議長大木喬任樞密院議長に元老院副議長柳原前光元老院議長に各任。（三十日）決鬪罪處分公布。（是年）朝鮮咸鏡道監司趙秉式穀物輸出を禁ず（朝鮮防穀令）。

明治二十三年　總理大臣　山縣有朋

〔一月〕（二十一日）新井章吾等再興自由結黨式を行ふ。（二十八日）皇女周宮房子内親王降誕（御母權典侍園祥子）。（是

月）板垣退助愛國公黨趣意書を頒つ。

〔二月〕（一日）國民新聞發刊（十日）裁判所構成法公布（十一月一日）。（十一日）金鵄勲章創設（功一級より七級に至る）。

〔三月〕（二十日）大和高市郡白橿村橿原神宮官幣大社に列せらる。（二十一日）日・英間郵便爲替條約調印。（二十八日）北白川宮能久親王王女武子女王誕生。（是月）大阪・名古屋・静岡と東京間に長距離電話試驗。

〔四月〕（四日）伯爵室町公康卒。（十五日）英國皇族チュック、オブ、カノート及同妃入京。

〔五月〕（十七日）海軍大臣西鄕從道内務大臣に文部大臣榎本武揚樞密顧問官に内務次官芳川顯正文部大臣に海軍次官樺山資紀海軍大臣に特命全權公使陸奥宗光農商務大臣に各任じ内閣總理大臣兼内務大臣山縣有朋は兼官を農商務大臣岩村通俊本官を各免ず。（十九日）帝國大學總長渡邊洪基特命全權公使任（澳國在勤）。（二十日）日・英間郵便爲替條約公布。

〔六月〕（十日）貴族院多額納稅者議員選擧執行。（十一日）東京帝國大學に農科大學設置（二十七日）勲功に依り辻維岳に男爵授與。

〔七月〕（七日）北海道廳官制公布。（二十日）暹羅國皇族バヌラングセ入京。

〔八月〕（一日）日光線（宇都宮―日光）全通○水戸線（小山―友部）全通。（四日）愛國・再興自由兩黨各解散。（二十五日）愛國・自由・大同・九州同志の委員立憲自由黨を組織す。（二十七日）澤田幸一郎に男爵授與。

〔九月〕（九日）帝國・加那太間小包郵便交換約定公布。（十二日）帝國遞信大臣英領加那太郵政長官間小包郵便交換約定締結公布。（是月）津輕海峽海底電線布設。

〔十月〕（七日）小學校令公布（二十五日）伊藤博文貴族院議長に東久世通禧副議長に各任ず。（三十日）教育に關する勅語下賜。（三十一日）教育に關する勅語及文部大臣訓示道廳及直轄學校に交付。

〔十一月〕（二十七日）京都御所自今京都皇宮と稱せらる。

〔十二月〕（是月）東京・横濱間に電話開始。

明治二十四年

總理大臣　山縣有朋

〔一月〕（二十日）貴・衆兩議院燒失。（二十一日）勲功に依り元田永孚に男爵授與。（二十四日）貞愛親王叔姑宗諄女王薨去。

〔二月〕（十四日）有栖川宮威仁親王王女實枝子女王誕生。（十八日）内大臣從一位大勲位公爵三條實美正一位に叙せらる是日薨ず特に國葬を行はせられ三日間廢朝。

〔三月〕（六日）菊池侃二國事犯罪者特赦請願の上奏案を衆議院に提出す（可決）。（八日）東京駿河臺のニコライ會堂開堂式を行ふ。

〔四月〕（七日）大審院長西成度薨。（二十三日）勲功に依り伯爵四條隆謌侯爵に子爵壬生基修・眞田幸民各伯爵に男爵長岡護美・吉川經健・成瀬正肥各子爵に陞授又伯爵伊達宗德父宗城の勲功に依り侯爵に子爵島津忠亮父忠寛の勲功に依り伯爵に子爵宣量祖父宣嘉の勲功に依り子爵龜井茲監の勲功に依り子爵大村純雄父純熙の勲功に依り各伯爵に男爵山内豐尹父豐信の勲功に依り男爵大倉具明父具經の勲功に依り各子爵に陞叙。

總理大臣　松方正義

〔五月〕（六日）内閣總理大臣山縣有朋本官を免じ大藏大臣松方正義内閣總理大臣兼大藏大臣に任ず。（九日）露國皇太子ニコラス親王希臘國ジョージ親王京都着。（十一日）巡査津田三藏露國皇太子を滋賀縣大津町にて傷つく。（十八日）露國皇太子遭難に際し兇漢に抗禦せし車夫向畠次三郎北賀市太郎に同皇太子より勲章年金を賜ふ。（二十日）露國皇子歸途に就く。

〔六月〕（一日）宮中顧問官伊藤博文樞密院議長に貴族院議長大木喬任文部大臣に宮中顧問官田中不二麿司法大臣に宮中顧問官品川彌二郎内務大臣に各任じ内務大臣西鄕從道司法大臣山田顯義文部大臣芳川顯正各本官を免ず。（三十日）市町村立小學校長及教員名稱及待遇公布。

〔八月〕（七日）皇女富美宮允子内親王降誕（御母權典侍園祥子）。

〔九月〕（二十四日）富山・福岡兩縣下水害に付千五百圓下賜。

〔十月〕（二十八日）三重・愛知・滋賀。岐阜及福井五縣震災（死亡四千餘人）。（二十九日）大勲位久邇朝彦親王薨去。（三十日）岐阜・愛知各縣震災三千圓下賜。

〔十二月〕（二十一日）父經幹の功に依り吉川重吉に男爵授與（二十日）北白川宮能久親王王女滿子女王誕生。（二十六日）震災補助費愛知縣百十六萬四千六百餘圓岐阜縣二百八萬千百餘圓水害補助費富山縣六十七萬六千三百餘圓福岡縣三十五萬三千九百餘圓各支出相定（二十八日）勲功に依り池田政和に男爵を父久寛の勲功に依り島津久家に男爵位授與。

明治二十五年

總理大臣　松方正義

〔一月〕（二十二日）北白川宮能久親王王女信子女王薨去。（二十七日）青木周藏特命全權公使任（獨國駐劄）。（二十八日）豫戒令公布。
〔二月〕（五日）第三種郵便物認可規則制定。（十九日）岐阜・愛知兩縣震災後生徒授業料困難に付岐阜縣へ千五百圓愛知縣へ千圓御下賜〇父三條實美の勳功に依り三條公輝に男爵授與。
〔三月〕（十一日）內務大臣品川彌二郎本官を免じ樞密院副議長副島種臣內務大臣に任ず（十四日）農商務大臣陸奧宗光本官を免じ樞密顧問官河野敏鎌農商務大臣に任ず。（十六日）父元就の勳功に依り毛利五郎に男爵授與。（二十五日）配達證明郵便規則制定。（是月）東京帝國大學文科大學教授久米邦武非職を命ぜらる。
〔四月〕（十日）東京神田・日本橋兩區火災（十二日三千圓下賜）。
〔五月〕（三日）父昭武の勳功に依り德川武定に子爵授與。（六日）參錢郵便切手發行。（九日）河野廣中等選擧干涉に付上奏案を衆議院に出す（否決）（十六日）二十二日迄七日間帝國議會停會。（三十日）父宗城の勳功に依り伊達經丸に男爵授與。
〔六月〕（八日）內務大臣副島種臣本官を免じ內閣總理大臣松方正義內務大臣兼任。（十七日）小包郵便法公布。（二十一日）鐵道敷設法公布。（二十二日）品川彌二郎・鄉從道等國民協會を組織す。（二十三日）海上衝突豫防法公布〇司法大臣田中不二麿本官を免じ農商務大臣河野敏鎌司法大臣兼任（三十日）學習院次長設置。
〔七月〕（十二日）農商務省地質調査所分析試驗手數料徵收の件公布。（十四日）內閣總理大臣兼大藏大臣內務大臣松方正義兼內務大臣を免じ農商務大臣兼司法大臣河野敏鎌內務大臣兼司法大臣に樞密顧問官佐野常民農商務大臣に各任ず。（二十日）東京第三十三國立銀行發行紙幣通用禁止。

總理大臣　伊藤博文

〔八月〕（八日）故伏見宮一品邦家親王妃景子薨去〇樞密院議長伊藤博文內閣總理大臣に陸軍大將山縣有明司法大臣に樞密顧問官黑田清隆遞信大臣に文部大臣大木喬任樞密院議長に井上馨內務大臣に樞密顧問官大山巖陸軍大臣に遞信大臣後藤象二郎農商務大臣に樞密顧問官陸奧宗光外務大臣に內務大臣兼司法大臣河野敏鎌文部大臣に海軍中將仁禮景範海軍大臣に大藏次官渡邊國武大藏大臣に各任じ外務大臣榎本武揚農商務大臣佐野常民各樞密顧問官に任じ內閣總理大臣兼大藏大臣松方正義海軍大臣樺山資紀陸軍大臣高島鞆之助各本官兼官を免ず。
〔十月〕（一日）英國と別配達郵便物交換〇東京・京都・大阪・橫濱・神戶・長崎・函館郵便電信局白耳義との郵便爲替事務開施。（三日）俳人渡邊牛山歿。
〔十一月〕（一日）夕張線（追分－夕張）全通〇萬朝報發刊。（二十七日）首相伊藤博文車覆りて負傷し內務大臣井上馨總理大臣を代理す。（三十日）千島艦伊豫沖にて英艦ラヴェンナ號と衝突して沈沒す乘員七十餘名溺死す。（是月）東京、私立傳染病研究所設立。
〔十二月〕（二十一日）豫戒令執行。（二十六日）久邇宮邦彥王姉絢子女王子爵竹內惟忠に歸嫁。

明治二十六年

總理大臣　伊藤博文

〔一月〕（八日）全國新聞記者同盟演說會開設（新聞條例改正運動）。（九日）河野廣中外三名より選擧干涉に關する上奏案を衆議院に提出（可決）。（十三日）谷干城より貴族院議員小澤武雄陸軍中將免官の上奏案を貴族院に提出（可決）。（十七日）海軍技手下瀨雅允發明爆烈藥を海軍採用下瀨火藥と命名。（二十二日）狂言作者古河默阿彌歿。
〔二月〕（二十四日）千島移住者海軍大尉郡司成忠に金千五百圓下賜。
〔三月〕（四日）取引所法及取引所稅法各公布・（七日）文部大臣河野敏鎌本官を免じ樞密顧問官井上毅文部大臣に任ず〇父忠義の勳功に依り島津富次郎に男爵授與。（十一日）司法大臣山縣有朋海軍大臣仁禮景範何も本官を免じ山縣有朋樞密院議長に西鄉從道海軍大臣に各任。（二十九日）三重縣下松坂町大火。（三十一日）日本・南弗英領ベチュアナランド間郵便葉書交換開始。
〔五月〕（十七日）曾禰荒助特命全權公使任（佛國駐劄）。（十八日）尋常中學校・高等女學校技藝學校設置の爲町村學校組合設立及市町村立尋常小學校就學兒童授業の件公布。
〔七月〕（十六日）東北本線（上野－青森）全通。
〔八月〕（十七日）澳地理利國フランツ、フエルヂナント親王入京。
〔九月〕（五日）品川彌二郎等同志京都靈山招魂場にて甲子殉難三十年祭執行。（二十五日）岐阜・和歌山兩縣下非常水災に付岐阜へ二千五百圓和歌山へ千圓各下賜〇丹後宮津港より露領浦鹽斯德及朝鮮への渡航者京都府廳にて海外旅券を受けしむ。
〔十月〕（二十八日）水害に付諸縣岡山三千五百圓鳥取・大分各二千五百圓島根・福岡各

千五百圓熊本・愛媛各千圓下賜。(三十日)水害に付佐賀縣へ千五百圓各下賜)勳功に依り河野敏鎌に子爵授與又林忠弘に男爵授與。(是月)東京米穀取引所營業開始(元米商會所)○東京二六新聞創刊。

【十一月】(二日)長崎縣下暴風雨に付千圓下賜。(十五日)久邇宮邦彥王妹素子女王子爵仙石政固長男政敬に歸嫁。(二十日)海軍參謀將校職員を海軍令部局長・局員・鎭守府參謀長・參謀・艦隊參謀長・參謀各國公使館附海軍將校とす。(三十日)皇子滿宮輝仁親王降誕(御母權典侍園祥子)。

【十二月】(十四日)判・檢事登用受驗者資格を關西法律學校・日本法律學校・東京法學院・獨逸學協會學校・東京專門學校・明治法律學校・和佛法律學校・慶應義塾・專修學校卒業者に指定。(二十五日)新年・紀元節・天長節に非役正七位以下在京者は宮中に參賀し在地方者は賀表捧呈相定。(是月)東京精工舍創立(時計製造)。

明治二十七年

總理大臣　伊藤博文

【一月】(二十二日)農商務大臣後藤象二郎辭職樞密顧問官榎本武揚農商務大臣に任ず。

【二月】(三日)東京帝國大學助教授理學博士菊池安歿。(六日)神宮・神職の政論に容喙し衆議院選擧に關與するを禁ず(七日)小學校學齡計算は滿六歳に達せる翌月に起算し滿十四歳に達せる月に終る。

【三月】(九日)聖上・皇后御結婚滿二十五年御祝儀御擧行(二十日)佐野鐵道(越名―葛生)營業開始。

【四月】(七日)宇都宮・奈良・松江・彥根・松坂・上野・山田・岡崎・川越・土崎・八王子・豐橋・長野・三國・大曲・各米穀取引所栃木米・大阪鹽及砂糖取引所橫濱蠶絲外三品福島絲・米穀高松米・糠八王子繭絲各取引所各地區指定。(十七日)學習院大學科卒業生を學習院學士と稱號相定。(是月)橫濱銀行集會所創立。

【五月】(三日)立憲革新黨組織成る。(二十六日)山形市大火(千圓下賜)。(二十七日)朝鮮政府洪鐘宇をして金玉均を上海に誘殺せしむ。(是月)朝鮮東學黨蜂起す。

【六月】(五日)大本營開設せらる。(七日)在東京淸國公使汪鳳藻韓王の請に應じ屬邦保護の爲出兵の由を我に知照す(十日)駐韓公使大鳥圭介(淸國駐劄兼韓國特命全權公使)海軍陸戰兵若干を率ゐて京城に入る。(二十日)東京灣口設置第一・第二海堡地を千葉縣第三海堡地を神奈川縣各管轄の件公布。

【七月】(九日)閑院宮載仁親王子篤仁王誕生。(十日)載仁親王王子篤仁王薨去。(十八日)韓廷日本兵の撤退を求む。(十九日)我が政府淸廷に最後談判の猶豫を以てす。(二十三日)京城にて日・韓兩國兵衝突す○外務省政務局長栗野愼一郎特命全權公使任(米國駐劄)。

【八月】(一日)淸國に對する宣戰の詔勅下る○五師團殘留部隊渡韓開始、四日に至る。(七日)辨理公使高平小五郎特命全權公使任(伊國駐劄)。(十日)我が聯合艦隊の威海衛偵察。(是月)英國郵政廳の媒介にて布哇南弗共和國及突尼斯等殖民地と郵便爲替交換開始

【九月】(二日)伯爵柳原前光薨。(七日)軍人・軍屬は從軍中義務として官報購讀するに及はず。(十三日)大本營廣島へ進營に付車駕東京御發輦。(十六日)平壤陷落、敵將左寶貴戰死す(此役我兵一萬二千將校以下死者百八十名傷者五百六名)。(十七日)黃海の海戰・經遠・致遠・超勇三艦を擊沈し揚威一艦を燒毀す我死者將校以下百拾五名傷者百六十四名(此時支那は揚威・超勇・靖遠・經遠・鎭遠・定遠・來遠・致遠・濟遠・廣甲・廣丙・平遠十二隻水雷艇二隻三萬四千四百四十噸我は吉野・高千穗・秋津洲・浪速・松島・千代田・嚴島・比叡・扶桑・赤城・西京丸十一隻三萬六千七百七十一噸)。(二十三日)坐擱せる淸艦廣甲我艦に遇ひ自ら爆沈す。(二十五日)陸軍大將大山巖第二軍司令官に補せらる。(二十九日)尋常中學校入學規程相定。

【十月】(三日)金鵄勳章年金令公布(一級九百圓七級六十五圓に至る)○陸軍中將西郷從道海軍大將に任じ司法大臣兼文部大臣芳川顯正兼官を免じ樞密顧問官西園寺公望文部大臣に任ず。

【十月】(九日)海軍大臣西郷從道陸軍大臣兼任○廣島縣下廣島市及宇品を臨戰地境と相定。(十日)皇后繃帶五千個を大本營野戰衛生長官部に下し給ふ。(十五日)内務大臣井上馨特命全權公使(韓國在勤)に樞密顧問官野村靖内務大臣に各任。(二十二日)山形縣大地震(十一月一日四千圓下賜)。(二十六日)安東縣・九連城の占領○第二軍司令部(司令官大山巖)上陸。(二十七日)大東溝の占領。

【十一月】(六日)第二軍金州城の攻略。(二十一日)旅順の攻略、松樹山砲臺の攻取、二龍山・東鷄冠山砲臺の占領(聯合艦隊の旅順砲擊(旅順口陷落)。(十二日)日・米通商航海條約調印○饅頭山附近諸砲臺の占領○淸國政府米國公使を經て講和談判開始を提議す。

【十二月】(二日)日・米通商航海條約調印。(十九日)第五師

團長野津道貫第一軍司令官に補せらる。(二十四日)日本帝國及獨逸國間小包郵便交換規則相定。

明治二十八年

總理大臣　伊藤博文

〔一月〕(七日)勳功に依り井上毅に子爵授與。(九日)子爵小笠原長育卒。(十日)越前敦賀郡國幣中社氣比神社を官幣大社に、筑前御笠郡官幣小社太宰府神社を官幣中社に列せらる。(二十日)榮城縣の占領。(二十一日)大山軍司令官榮城縣到着○威海衞進攻部署を定む、右縱隊司令官第六師團長黑木爲楨、左縱隊司令官第二師團長佐久間左馬太。(二十四日)參謀總長陸軍大將大勳位熾仁親王薨去。(二十六日)陸軍大將大勳位彰仁親王參謀總長に補任。(三十日)我聯合艦隊の威海衞海岸砲臺砲擊(南岸諸砲臺占領)。(三十一日)國民軍條例公布○淸國講和使張蔭桓邵友濂廣島に來る。

〔二月〕(一日)國民兵召集規則相定○全權大臣伊藤博文淸國講和使張蔭桓と廣島縣廳に會見淸國使臣提出の國書國際法上形式不具備に付返却。(二日)山東作戰軍威海衞軍港陸岸全部占領。(三日)水雷艇隊の威海衞港口の防材破壞。(五日)水雷艇隊日島・劉公島の敵艦襲擊。(六日)水雷艇隊再日島・劉公島の敵艦を擊し來遠・威遠二艦と水雷艇敷設航資筏號一隻とを擊沈す。(九日)陸軍少將大寺安純威海衞にて戰死)敵艦靖遠を擊沈す。(十日)儒若船曳鐵門發。(十一日)淸國北洋艦隊提督丁汝昌仰藥自殺し右翼總兵劉步蟾亦翌曉自殺す。(十二日)淸國廣丙艦長程璧光日本聯合艦隊旗艦松島に來り北洋艦隊降服を求む○淸國講和使歸途に就く。(十七日)聯合艦隊司令長官伊東祐亨劉公島道臺牛昶昞より降服。(二十四日)太平山占領。(二十五日)第二軍司令部威海衞撤去。

〔三月〕(二日)第一軍の鞍山站占領○臨時海軍軍法會議法公布。(四日)第一軍の牛莊城攻擊。(七日)陸軍大將西鄕從道辭職監軍陸軍大將山縣有朋陸軍大將兼任。(九日)第一軍第二軍の一部と田庄臺の攻擊(砲擊の熾盛本戰役中第一)○軍艦須磨進水式擧行。(十日)辦理公使秋元興朝特命全權公使に任ず。(十三日)質屋取締法公布。(十五日)伊藤博文外務大臣陸奧宗光全權辦理大臣各任。(十六日)徵兵令中改正追加公布(四月一日)○捕獲淸國軍艦鎭遠・濟遠・平遠・廣丙・鎭東・鎭西・鎭南・鎭北・鎭中・鎭邊の十隻帝國軍艦に相定。(十七日)皇后廣島へ御行啓東京御發輿○遞信大臣黑田淸隆樞密院議長に大藏大臣渡邊國武遞信大臣に松方正義大藏大臣に各任。(十九日)全權辦理大臣李鴻章來關。(二十日)講和談判第一回會見。(二十四日)兇漢小山豐太郞李鴻章を狙擊す。(二十六日)混成支隊司令官陸軍大佐比志島義輝澎湖島の全占領。(二十七日)越前敦賀郡官幣大社氣比神社を氣比神宮と改稱。(三十日)東京府・埼玉縣・千葉縣・茨城縣境界變更法公布。

〔四月〕(十一日)占領地總督部金州に開設。(十三日)征淸大總督府宇品港出發。(十七日)我が全權辦理大使淸國全權大使講和條約に記名調印。(下關條約成る)。

〔五月〕(六日)伊豆七島地役人及名主は判任官待遇とす。(八日)下關條約の批准交換終了。(十日)遼東還附に關する詔勅下る○海軍中將樺山資紀海軍大將に任じ臺灣總督に任ず。(十七日)捕獲淸國水雷艇二隻帝國水雷艇と相定。(二十一日)外務次官林董特命全權公使に任(露國駐劄)。(二十二日)大總督府京都大本營に到る。(二十五日)臺灣島民唐景崧を大統領に推し劉永福を軍務總統さす。(二十七日)父宜嘉の勳功に依り澤宣元に男爵授與(二十八日)北白川宮能久親王王女擴子女王誕生。(二十九日)大本營東京御移轉に付車駕京都御發輦○近衞師團臺灣上陸開始。(三十日)近衞師團三貂大嶺占領。

〔六月〕(八日)日・墨通商航海條約調印。(十一日)近衞師團臺北城占領。(二十日)廣島市全部及宇品の戒嚴解止。(二十一日)公使館に通譯官を置き公使館・領事館及貿易事務館に通譯生を置き通譯官及通譯生任用の件公布(外交官・領事官・通譯官・書記生・通譯生定員令公布。(二十二日)新竹の占領。(二十六日)陸海軍豫備・後備將校及同當官戰時若くは事變に際し召集中功勞者は召集解除の際特に官等進級を得。

〔七月〕(十一日)長崎市鎭座縣社諏訪神社を國幣小社に列せらる。(十六日)金鵄勳章年金(一級千五百圓・二級千圓三級七百圓四級五百圓五級三百圓六級貳百圓七級百圓)改正公布(憲兵上等兵判任官待遇公布○日・英通商航海條約追加條約調印。(二十六日)伯爵油小路隆晃薨。

〔八月〕(五日)勳功に依り伊藤博文侯爵に軍功に依り大山巖・西鄕從道・山縣有朋に各侯爵に樺山資紀・野津道貫に各伯爵に孰も陞授○軍功に依り伊東祐亨・川上操六に各子爵授與。(十四日)近衞師團苗栗占領。(十七日)勳章・記章に類似の標章佩用禁止の件公布○水

災に付福島・鹿兒島兩縣へ二千五百圓熊本・福井兩縣へ二千圓長崎縣へ千五百圓佐賀岐阜兩縣へ各千圓救も下賜○待命全權公使三浦梧樓朝鮮に駐劄す(十月二十四日免)。(二十日)大勳位菊花章頸飾及金鵄勳章佩帶に對し海軍番兵敬禮相定○○日本・秘露通商航海條約調印○○陸軍中將高島鞆之助臺灣副總督に任ず○勳功に依り陸奧宗光伯爵に陞授、渡邊國武に子爵西德二郎・伊東巳代治に各子爵男爵授與、軍功に依り山地元治・佐久間左馬太に各子爵陞授、桂太郎に子爵授與、伊藤雋吉・黑木爲楨・西澤精・奥保鞏・相浦紀道・長谷川好道・乃木希典・兒玉源太郎・山口素臣・西寛二郎・茨木惟昭・小川又次・石黑忠悳・黑田久孝・平井鈍三・野田豁通・大島義昌・大迫尚敏・川口武定立見尚文に各男爵授與、父安純の軍功に依り大寺千代四郎に男爵授與。(二十二日)伊豫線(古町―壹番町)全通○臺灣總督樺山資紀劉永福に勸降書を與ふ。(二十七日)大藏大臣松方正義辭職遞信大臣渡邊國武大藏大臣兼任○近衞師團の彰化占領。

(九月)(二十六日)島津諄之介に男爵授與。

(十月)(二日)軍功に依り山根信成に男爵授與。(七日)勳功に依り土方久元に伯爵陞敍

(八日)朝鮮大院改革を決行す王妃殺さる我が軍艦二隻朝鮮に向ふ。(九日)威海衞駐劄陸軍部隊給與規則細則相定○遞信大臣渡邊國武本官を免じ宮中顧問官兼內藏頭白根專一遞信大臣に任ず。(十一日)東京帝國大學教授文學博士小中村清矩卒。(十六日)第二師團鳳山城占領。(十七日)城東線(天王寺―大阪)全通。(十九日)丁抹商航海條約調印。(二十日)劉永福獨逸國商船フリース號に伏して遂に廈門に遁走す。(二十一日)第二師團臺南府占領。(二十六日)大隅西贈於郡官幣中社鹿兒島神宮日向南那珂郡官幣小社鵜戸神宮各官幣大社に列せらる○臺灣略平定。(二十八日)近衞師團長北白川宮能久親王薨去(十一月五日發表)。

(十一月)(二日)第二師團恆春城占領。(四日)陸軍中將大勳位能久親王陸軍大將に陞任。(五日)近衞師團長陸軍大將北白川宮能久親王薨去發表、特に國葬被仰出○日本・伯剌西再修好通商航海條約調印(八日)奉天半島還付條約調印。(十三日)日本郵便會社長吉川泰三郎卒。(二十二日)賀陽宮邦憲王王女由紀子女王誕生。(二十九日)日・英追加條約批准公布○各官廳執務時間改定(九月十一日―十月一日及三月一日―七月十日午前八時―午後四時迄七月十一日―九月十日迄午前八時―同十二時迄十一月一日―翌年二月末午前九時―午後四時迄)。

(十二月)(一日)近衞師團東京に凱旋。(四日)奉天半島還付條約批准公布○二十七・八年戰役戰死者海軍少將坂元八郎太等百五十一人靖國神社へ合祀○軍功に依り永山武四郎・山澤靜吾・川村景明に各男爵授與。(七日)二十七・八年戰役戰役戰死者陸軍少將大寺安純等千二百七十五人靖國神社へ合祀。(十二日)二十七・八年戰死者陸軍少佐花岡正貞等六十六人靖國神社へ合祀。(二十八日)田口卯吉外十六名より遼東半島還付及對韓政策の件上奏案を衆議院に提出(可決)。

明治二十九年

總理大臣　伊藤博文

(一月)(四日)占領地總督部東京に凱旋。

(二月)(二日)貴族院議員文學博士川田剛薨。(三日)內務大臣野村靖辭司法大臣芳川顯正內務大臣兼任。(五日)政治家末廣重恭歿。

(三月)(二十七日)神奈川・長崎・新潟・山口・和歌山・福岡・佐賀・宮崎各縣下郡廢合公布。(二十九日)淸國沙市・廈門・蘇州・杭州・重慶各帝國領事館開設。(是月)東京、越後屋を三井吳服店と改稱。

(四月)(一日)大本營閉鎖。(二日)陸軍中將高島鞆之助拓殖務大臣に任ず。(四日)日・獨通商航海條約及領事職務條約調印。(十四日)板垣退助內務大臣に任じ司法大臣兼內務大臣芳川顯正兼官を免ず。(十八日)信濃諏訪郡國幣中社諏訪神社を官幣中社に列せらる。

(五月)(二日)日本・瑞典諾威國通商航海條約及別約調印(十一日)皇女泰宮聰子內親王降誕(御母權典侍園祥子)。(十三日)閑院宮載仁親王王女恭子女王誕生。(二十日)大己貴命・稻田姬命を官幣大社氷川神社に合祀。

(六月)(二日)第三師團長桂太郎臺灣總督に任ず。(五日)勳功に依り芳川顯正に子爵岩村通俊・九鬼隆一・尾崎三良・伊丹重賢・楠本正隆・花房義質中島錫胤・小畑美稻・林清康・石田英吉・安場保和・南部甕男北島治房・岩村高俊・北垣國道山田信道・船越衞・三宮義胤・有地品之允・山口正定・中島信行・長松幹・木梨精一郎・寺島秋介・園田安賢・藤村紫朗・村田經芳・奈良原繁・稻田邦植に各男爵授與。(九日)大谷光尊・大谷光瑩に各伯爵授與岩崎彌之助・常磐井堯熙・華園澤稱・三井八郎右衞門・澁谷隆教・木邊孝慈に各男爵授與父彌太郎の勳功に依り岩崎久彌に男爵授與。(十日)外務次官原敬特

命全權公使任（朝鮮駐劄）。（十五日）三陸地方海嘯起る。（二十二日）日・白通商航海條約及戰時兵器並軍需實貿協定書各調印。（三十日）眞田幸世・伺寅侚順に各男爵授與。（是月）東洋汽船株式會社創立（米國航路）。

〔七月〕（四日）伊豫鐵道（松山―郡中）營業開始。（十四日）靜岡縣富士郡國幣中社淺間神社を官幣大社に列せらる。（十八日）伯爵龜井玆明薨。

總理大臣　黑田清隆

〔八月〕（三十一日）內閣總理大臣伊藤博文辭職樞密院議長黑田清隆內閣總理大臣兼任〇秋田縣地震。

〔九月〕（四日）臺灣に於ける犯罪は帝國刑法にて處斷發布（八日）臺灣總督府稅關管轄區域の件公布〇日・蘭通商航海條約調印。

總理大臣　松方正義

（十八日）樞密院議長兼內閣總理大臣黑田清隆兼官を大藏大臣渡邊國武本官を各免じ松方正義內閣總理大臣兼大藏大臣に任ず〇遞信省と英國郵政院間に締結小包郵便物交換に關する約定公布。（十九日）東京市、日本第一麥酒株式會社設立、（二十日）陸軍大臣大山巖內務大臣板垣退助各辭職樞密顧問官樺山資紀內務大臣に任じ樞密顧問官高島鞆之助陸軍大臣兼任。（二十二日）文部大臣兼外務大臣西園寺公望兼官を免じ大隈重信外務大臣に任ず（二十六日）司法大臣芳川顯正遞信大臣白根專一各辭職野村靖遞信大臣に司法次官清浦奎吾司法大臣に各任〇東京市、株式會社第一銀行設立。（二十七日）杭州日本居留地取極書調印。（二十八日）文部大臣西園寺公望辭職蜂須賀茂韶文部大臣に任ず。

〔十月〕（十四日）臺灣總督桂太郎職を免じ陸軍中將乃木希典之に代る。（十五日）大臣護衛巡査廢止。

〔十一月〕（一日）淸國蘇州・杭州・沙市帝國郵便局開始。（二十三日）小說家樋口一葉女史歿。

〔十二月〕（三日）勳功に依り佐野延勝に男爵父久光の勳功に依り島津忠欽に男爵父具視の勳功に依り岩倉道具に男爵各授與父黑田峰太郎・細川護兇に男爵各授與。（七日）國民協會新聞雜誌の禁停止全廢の議に反對決議す。（二十五日）貴族院議員從一位公爵毛利元德薨（特に國葬被仰出）〇常磐線（田端―隅田川）全通。

明治三十年

總理大臣　松方正義

〔一月〕（十一日）英照皇太后崩御し給ふ。（十二日）英照皇太后崩御に付本日より五日間廢朝。（十五日）英照皇太后崩御に付囚人五日間服役免除〇關西本線（名古屋―湊町）營業開始。（二十三日）英照皇太后御陵所を京都市下京區今熊野町字月輪山に御治定。（二十九日）勳功に依り西周に男爵授與。（三十一日）大喪に附き減刑大赦の件公布。

〔二月〕（三日）成田鐵道（佐倉―佐原）營業開始。（七日）勳功に依り白根專一に男爵授與。（八日）英照皇太后御埋葬。九日）英照皇太后御陵號後月輪東北陵と御治定。（十八日）貴族院議員侯爵[illegible]幡忠禮薨。（二十一日）讃岐線（高松―琴平）全通。（是月）ジャパンタイムス社創設。

〔三月〕（五日）日本・蘇州居留地取極書調印。（十一日）諸陵頭矢野文雄特命全權公使任（淸國駐劄）。（十三日）兵庫縣播磨明石郡垂水村國幣中社海神社官幣中社に列せらる〇福岡縣豐前田川郡彥山村國幣小社英彥山神社官幣中社に昇列（二十九日）農商務大臣榎本武揚本官を免じ外務大臣大隈重信農商務大臣兼任。（三十一日）豫定鐵道線路中岐阜縣下多治見岐阜間・岐阜縣下太田富山縣下富山間・富山縣下富山新潟縣下直江津間・新潟縣下新發田山形縣下米澤及中保內間・巖手縣下黑澤尻秋田縣下橫手間・兵庫縣下姬路京都府下舞鶴間・兵庫縣下土山舞鶴間・福岡縣下小倉大分縣大分間・宮崎縣下宮崎鹿兒島縣下鹿兒島間・大分縣下大分宮崎縣下宮崎間・福岡縣下久留米川鹿間・後志小樽渡島函館間を私設鐵道會社施設許可公布。

〔四月〕（一日）水産講習所を東京市芝區三田町に設置。（十二日）伯爵山田久雄卒。（十六日）緬甸及暹羅兩國と郵便爲替交換開始。（二十一日）臺灣本島及同各開港市場の外國人雜居地區域相定。（二十二日）東京高等商業學校附屬外國語學校設置。（二十七日）帝國圖書館開館。

〔五月〕（一日）宇品線（廣島―宇品）營業開始。（三日）伯爵中川久成卒。（二十日）京都市內に三條・五條兩電話所を置き京都電話交換局にて電話交換開始。（二十五日）文部次官牧野伸顯特命全權公使任（伊國駐劄）。（二十八日）在暹羅帝國公使館開館。（二十九日）閑院宮載仁親王王女茂子女王誕生。

〔六月〕（一日）總武線（本所―銚子）全通。（二日）臺灣・內地間發着の內國電報は官報のみ取扱開始。（二十八日）臺灣のモリソン山を新高山と改稱。

〔七月〕（二日）二荒芳之・上野正雄に各伯爵有馬賴多・南部行義・五條顯定に各男爵授與。日本銀行神戶手形交換所開始〇幌內本線及―室蘭本線

（岩見澤―室蘭）各全通。

〔八月〕（四日）麝香間祗候伯爵後藤象二郎薨。（二十四日）伯爵陸奥宗光薨。（三十日）在伯剌西爾國帝國公使館開廳。

〔九月〕（十日）福井縣會解散公布○上野鐵道（高崎―下仁田）全通。（二十四日）皇女貞宮多喜子内親王降誕。（二十五日）日本・智利共和國修好通商航海條約調印○豐州本線（小倉―宇佐）營業開始。

〔十月〕（一日）三十一年四月一日限一圓銀貨幣通用禁止の件公布。（二十日）宮床線（後藤寺―宮床）營業開始。（二十七日）廣島市、株式會社後藤田銀行設立○細川興增・多久乾一郎・鍋島直明・鍋島茂昌・諫早家崇・毛利祥久・島津長丸・島津久賢・島津貴暢に各男爵授與父豐功の軍功に依り福原基藏に男爵祖父雪江の勳功に依り中根已巳に男爵を祖父如雲の勳功に依り田宮銈太郎に男爵を各授與。（三十日）在韓國鎭南浦領事館開廳。（三十一日）中越線（伏木―城端）全通。（是月）朝鮮國號を韓と改む。

〔十一月〕（六日）外務大臣兼農商務大臣大隈重信辭職文部大臣蜂須賀茂韶樞密顧問官に樞密顧問官西德二郎外務大臣に東京帝國大學總長濱尾新文部大臣に各任。

〔十二月〕（五日）日・墺通商航海條約調印。（六日）東久世秀雄に男爵を與。（八日）華頂宮博恭王王子博義王誕生。（二十六日）貴族院議員公爵島津忠義薨（特に國葬）。

明治三十一年

總理大臣　松方正義

〔一月〕（六日）子爵毛利重直薨。

總理大臣　伊藤博文

（十二日）伊藤博文内閣總理大臣に井上馨大藏大臣に桂太郎陸軍大臣に特命全權公使曾禰荒助司法大臣に西園寺公望文部大臣に伊東巳代治農商務大臣に末松謙澄遞信大臣に各任じ内閣總理大臣兼大藏大臣松方正義陸軍大臣高島鞆之助内務大臣大山資紀遞信大臣野村靖司法大臣清浦奎吾文部大臣濱尾新農商務大臣山田信道各辭職（十九日）元帥府設置。（二十六日）勳功に依り山川浩に男爵授與。

〔二月〕（一日）奈良縣添上郡奈良町を市とす○毎夕新聞發刊。（二日）勳功に依り池田謙齋及久我通保に男爵各授與○東京市、淺野セメント合資會社設立。（三日）青山御所を青山離宮と御治定。（四日）貴族院議員男爵山川浩薨。（五日）清國政府一日を以て償金支拂の延期を求めしが我政府是日之を拒絶す（第一回は曩に支拂ふ）。（九日）議員選擧運動者の刀劍・銃砲・槍戟・仕込刀劍・仕込銃・竹槍・棍棒等携帶禁止公布（二月二十日）○宮内大臣土方久元辭職圖書頭田中光顯宮内大臣に任す。（十三日）山階宮菊麿王王子武彥王誕生。（十七日）山階宮大勳位晃親王薨去。

〔三月〕（二十四日）錦小路在明に子爵授與。（二十七日）貴族院議員男爵森岡昌純卒。（二十八日）陸軍補充條例中改正公布○帝國大學醫科大學卒業者の陸軍三等軍醫・同藥劑官は此際特に二等軍醫・同藥劑官に進級せしむるを得る件公布。

〔四月〕（一日）青森縣青森町を市とす。（十日）東京市民奠都三十年祭執行。（十四日）河南鐵道（柏原―富田林）營業開始。（二十四日）七尾線（津幡―矢田新）營業開始。（二十五日）外務大臣西德二郎東京駐劄露國特命全權公使ローゼン、ローマン、ロマノウヰッチと韓國主權獨立を確認し内政不干涉等を議定す。（二十六日）農商務大臣伊東巳代治辭職金子堅太郎農商務大臣に任ず。（三十日）文部大臣西園寺公望辭職東京帝國大學總長外山正一文部大臣に任ず。

〔五月〕（三日）宮中顧問官伊東方成薨。（四日）和歌山線（王寺―和歌山）全通。（八日）水戸線（小山―友部）全通（二十二年一月十六日開始）。（十一日）櫻井線（奈良―高田）全通。

〔六月〕（七日）三日間帝國議會停會。（十日）衆議院解散貴族院停會。（十一日）一圓銀貨幣引換三十一年七月三十一日限公布。（十四日）貴族院議員男爵白根專一薨。（十五日）萬國郵便條約調印。

總理大臣　大隈重信

（三十日）大隈重信内閣總理大臣兼外務大臣に板垣退助内務大臣に大石正巳農商務大臣に尾崎行雄文部大臣に松田正久大藏大臣に大東義徹司法大臣に林有造遞信大臣に各任じ内閣總理大臣伊藤博文大藏大臣井上馨外務大臣西德二郎内務大臣芳川顯正司法大臣曾禰荒助遞信大臣末松謙澄農商務大臣金子堅太郎文部大臣外山正一各辭職。（是月）第一回勸業債券賣出。

〔七月〕（四日）勳功に依り神田孝平に男爵授與。（八日）露國太公キリルウラジミロウヰチ入京。（十一日）日本人が外國人を養子又入夫とたす件につき公布。（二十日）勳功に依り四條隆平に男爵授與。

〔八月〕（一日）在清國廈門帝國領事館福州分館開廳。（七日）伊萬里線（有田―伊萬里）營業開始。（二十三日）常磐線（日暮里―岩沼）全通。（二十九日）天津日本居留地取極書協定。

〔九月〕（五日）大藏線（小倉―

黒崎)營業開始。(十月)(六日)伊太利國皇族コント、ド、チュラン入京(十三日)退京。(十一日)在淸國漢口領事館開廳。(十四日)學生生徒の近視眼豫防上教科用圖書檢定標準の件相定。(二十二日)南海鐵道線(難波―深日)營業開始。(二十七日)殉難者舊對州藩士平田大江・平田主永靖國神社へ合祀につき十一月十四日臨時大祭の際併せて祭典執行〇文部大臣尾崎行雄辭職犬養毅文部大臣に任ず。(十一月)(二日)閑院宮載仁親王王女季子女王誕生。(四日)明治二十七八年戰役並臺灣及朝鮮國にて戰死者陸軍大尉深堀安一郎外三百六十名及同戰役病死者陸軍少將福原豊功外一萬八百六十餘人海軍大尉日高正雄以下百十三人靖國神社に合祀につき臨時大祭執行。(五日)臺灣匪徒刑罰令發布。

總理大臣　山縣有朋

(八日)山縣有朋內閣總理大臣に松方正義大藏大臣に海軍大臣西鄕從道內務大臣に樺山資紀文部大臣特命全權公使靑木周藏外務大臣に芳川顯正遞信大臣に山本權兵衞海軍大臣に淸浦奎吾司法大臣に曾禰荒助農商務大臣に各任じ內閣總理大臣兼外務大臣大隈重信內務大臣板垣退助農商務大臣大石正巳大藏大臣松田正久司法大臣大東義徹遞信大臣林有造

文部大臣犬養毅各辭職。(十四日)華頂宮博恭王王女恭子女王誕生。(十八日)櫻の宮線(木津―櫻の宮)全通〇上野建設南洲銅像除幕式執行。(二十四日)貴族院議員侯爵四條隆謌薨。

(十二月)(一日)唐津線(久保田―西唐津)全通。(五日)在白耳義國帝國公使館開廳。(十五日)天津日本居留地取極書及檢約實施。(二十一日)中國鐵道(岡山―津山)全通。(二十五日)日・佛追加條約調印。(二十七日)信越線(高崎―沼垂)全通。(二十八日)御肖像の寫出を禁じ御肖像を不敬に涉る場所に掲げ或は陳列し露店に發賣頒布すべからざる旨內務大臣諭告。

明治三十二年

總理大臣　山縣有朋

(一月)(六日)在米國タコマ帝國領事館シャトル分館開廳(十一日)皇女多喜子內親王薨去。(十二日)俳優中村芝翫(五代)歿(十六日?)。(三十一日)樞密顧問官伯爵勝安芳薨。

(二月)(八日)勝精に伯爵授與。(二十八日)三月九日迄帝國議會延長。

(三月)(九日)外國人署名捺印及無資力證明に關する法律公布。(十三日)軍艦朝日進水式執行。(二十五日)郵便電信局・郵便局及郵便受取所にて收入印紙賣下をなさしむ。(三十一日)勳功に依り鍋手田安定に子爵授與。

(四月)(二日)在淸國福州廈門帝國領事館分館を廢し更に同所に帝國領事館を設置開廳(五日)東京音樂學校東京外國學校現校名に各改稱。(二十一日)醫術開業試驗附屬病院を東京麴町區永樂町に置き永樂病院と號す。(二十五日)水雷艇驅逐艇曙進水式執行。(二十九日)皇大神宮臨時御造營木造始祭式執行。

(五月)(二十一日)貴族院議員子爵松平定敎卒。(二十三日)在韓國木浦帝國領事館群山分館開廳。

(六月)(十五日)東海道本線(沼津―蛇松)營業開始。(十六日)東京市、合資會社安田銀行設立。(十七日)韓國渡航の禁令公布。(二十八日)著作權法施行に關する件公布。(二十九日)獨逸國皇族ハインリッヒ親王入京。

(七月)(一日)特許法・意匠法及商標法各臺灣に施行の件公布。(十四日)出版に關する願屆書式相定。(十五日)著作權法臺灣に施行の件公布。(十六日)東京市麴町區番町に電話所を置き電話通信開始。(十七日)伊豆鐵道(三島―大仁)全通。(二十四日)在韓國元山帝國領事館城津分館開廳。(二十九日)萬國平和會議にて陸戰の法規慣例に關する條約・ジュネヴア條約の原則を海戰に應用する條約、輕氣球より投射物・爆裂物投下五年間禁止、毒瓦斯散布目的の投射物使用四年間禁止、人體內にて容易に開展又扁平となるべき彈丸使用禁止、各宣言書及最終決定書に各調印。

(八月)(十日)在韓國鎭南浦帝國領事館平壤分館開廳。(十五日)京都線(京都―園部)全通(二十九日)韓國漢口に帝國郵便局を置き漢口郵便局と稱す

(九月)(七日)戶田鐵道(水戶―太田)營業開始。(十八日)京仁線(永登浦―仁川)營業開始(二十六日)久邇宮朝彥親王榮子女王子爵東園基愛に歸嫁〇伯爵大木喬任薨。

(十月)(四日)伊豫鐵道(高濱―橫河)全通。(六日)石川[illegible]之に子爵授與。(七日)侍從子爵西四辻公業薨。(十四日)勳功に依り大沼涉に子爵授與。

(十一月)(九日)二十七・八年戰役並臺灣・朝鮮同戰死者陸軍中尉太田資廣以下二十人同病死者陸軍少佐海村金十郎以下七十一人靖國神社に合祀に付招魂式擧行。

(十二月)(十三日)房總線(千葉―大原)全通。(十五日)東京・神戶間・橫濱・神戶間・橫濱・大阪間長距離電話通信開始(十七日)新潟縣日本石油株式會社設立。(二十八日)東海道鐵

道深谷・長濱間線路廢止。

明治三十三年

〔一月〕總理大臣 山縣有朋

(十六日)府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費を國庫支辨となす件公布(十月一日)(十八日)日本コンゴー獨立國間修好及居往に關する宣言書調印。(二十一日)佛敎徒大會を開く(政府提出宗敎法案反對を決議す)。(二十四日)尾西鐵道(彌富―新一宮)全通。(二十七日)賀陽宮邦憲王子恒憲王誕生。

〔二月〕(十一日)皇太子嘉仁親王從一位公爵九條道孝第四女節子と御結婚御成約。(二十二日)非蕃人は蕃地占有使用禁止の件發布(是月)日本銀行横濱手形交換所開始。

〔三月〕(二日)東京帝國大學にて大學令公布紀念式を行ふ。(二十九日)軍艦磐手進水式執行。(是月)北海道拓殖銀行設立。

〔四月〕(九日)英人ロバルトソン歸化允許。(十一日)横濱市、ライジングサン石油株式會社設立。(二十五日)皇室婚嫁令御制定。(二十六日)海軍大演習御親閲の爲東京御發輦兵庫縣へ御行幸。二十八日皇太子御婚儀祝典紀念の爲紅色參錢郵便切手發行。

〔五月〕(二日)近江大津電話所を置き大津より京都・大阪・堺・神戸・横濱・東京各間の電話通信開始就中横濱及東京を長距離電話通信とす。(五日)本年一月臺灣戰死者陸軍一等卒赤井多吉二十七・八年戰役中病死者陸軍少佐岸用和以下三十人海軍大佐横尾道是等並に殉難者舊鹿兒島藩士相良頼元・相良新八靖國神社へ合祀招魂式施行。(九日)二十二年七月宮内省達中親王家の誥「山階宮・久邇宮・北白川宮」を削除し諸王家の誥を華頂宮・梨本宮・山階宮・賀陽宮・久邇宮・北白川宮と改める○勳功に依り尾崎忠治・加藤弘之・津田眞道・野村素介・鄉純造・永山盛輝・福原實・岡内重俊・原田一道・松平正直・細川潤次郎・大鳥圭介・金子堅太郎・斯波蕃・島津久明・佐竹義尚・佐竹義遵・細川忠穀・野村維章・富岡敬明・内海忠勝・調所廣丈・渡邊千秋・堤正誼・楠田英世・沖守固・川崎祐名・澁澤榮一・實吉安純・片岡利和に各男爵授與又毛利重輔・池田長準・淺野哲吉・淺野守夫・本多政以・横山隆平・上田龜次郎・黑木一義・奧村榮滋・前田孝・島津隼彦・谷田精一・種子島守時・福原俊丸・今枝直親・渡邊半藏・石河光熈・木俣畏三・奧村則英・前田直行・賀島政一・三浦權五郎・國司直行・清水資治・村井長八郎・宍戸乙彦・長克通に各男爵授與又父の功に依り佐竹義雄・小原迪・伊賀氏廣に各男爵授與。(十日)皇太子御婚禮御舉行諸官廳に休假を賜はる。(十一日)在韓國釜山帝國領事館馬山分館廢止馬山帝國領事館設置開廳。(十二日)淸國義和團匪蜂起り十五日に及びて敎會堂を燒き敎徒六十餘人を殺害す。(十六日)第五回内國勸業博覽會。(二十七日)淸國匪徒鐵道を破壞し北京・天津間の連絡斷絶す。(二十九日)我並置艦々長に必要上在淸國我公使館及領事館保護の任務を與へ大沽に急航せしむ。

〔六月〕(六日)英人ブリッチエット歸化允許。(十四日)貴族院議員侯爵前田利嗣薨。(十七日)(淸國大沽砲臺列國艦隊の爲に占領せらる)(此役日本兵先鋒)○淸兵天津水師營より同外國居留地へ砲撃を開始す)。(十八日)神道金光敎一派獨立許可。(三十日)東金線(大網―東金)營業開始。(是月)布哇と郵便爲替の直接交換開始。

〔七月〕(二日)名古屋より東京・横濱・大津・京都・大阪・堺・神戸各間に電話通信開始何も長距離電話通信とす○東京市合名會社安田銀行設立。(五日)山階宮菊麿王王子芳麿王誕生。

〔八月〕(七日)德島線(德島―船戸)全通。(八日)子爵毛利元功薨。(十日)眞言宗御室派同高野派同醍醐派同大覺寺派・同新義眞言宗智山派同豐山派各獨立許可。(十四日)龍崎鐵道(龍崎―佐貫)全通。(十五日)淸帝拂曉狼狽して八達嶺方向に遁れ九月十日山西省太原府に達し後山西省西安府に遷る。(二十五日)樞密院議長大勳位伯爵黑田淸隆薨。(三十日)大阪日本水族館設立。

〔九月〕(三日)高野登山鐵道(汐見橋―長野)全通。(九日)貴族院議員伯爵勸修寺顯允薨。(十三日)立憲政友會本部發會式擧行(憲政黨解黨)。(十七日)伊田線(直方―伊田)全通。(十九日)日蓮宗富士派獨立許可。(二十日)英人プレナン歸化許可。(二十五日)豐川鐵道(吉田―長篠)全通(二十三日!)。

〔十月〕(十五日)水雷艇雁・蒼鷹・鴿・燕・雲雀・雉六艦命名。

總理大臣 伊藤博文

(十九日)伊藤博文内閣總理大臣に渡邊國武大藏大臣に加藤高明外務大臣に金子堅太郎司法大臣に末松謙澄内務大臣に松田正久文部大臣に林有造農商務大臣に星亨遞信大臣に各任じ内閣總理大臣山縣有朋大藏大臣松方正義内務大臣西鄉從道文部大臣樺山資紀外務大臣靑木周藏遞信大臣芳川顯正司法大臣淸浦奎吾農商務大臣曾禰荒助各辭職す。(二十六日)此日より列國公使北京にて講和談判を開始す。(二十七日)西園寺公望樞密院

議長に任ず。

〔十一月〕（一日）條の井線（西條－稲荷山）營業開始。（三日）文學博士大西祝歿。（八日）軍艦三笠進水式執行。（二十二日）ジェネヴア條約の原則を海戰に應用する條約批准公布・輕氣球等より投射物・爆裂物投下五年間禁止・毒瓦斯散布を目的とする投射物使用禁止・人體內にて容易に開展し又扁平すべき彈丸使用禁止各宣言書批准公布。（二十六日）東京市、中央煙草株式會社設立。（二十九日）陸軍中將子爵三好重臣薨。

〔十二月〕（五日）陸軍中將男爵黑田久孝薨。（二十二日）遞信大臣星亨本官を免じ原敬代る〇（清國事變講和談判議了し講和條約成る）（三十四年九月七日清國全權委員日本等十一個全權委員と議定書に調印す））。（二十三日）陸軍大臣桂太郎本官を免じ臺灣總督兒玉源太郎陸軍大臣兼任。（二十八日）近江鐵道（彦根－貴生川）全通。（十九日）中越鐵道（伏木－城端）全通。

明治三十四年

總理大臣　伊藤博文

〔一月〕（二十三日）勳功に依り伊藤圭介に男爵授與。（二十四日）東京帝國大學名譽教授理學博士男爵伊藤圭介卒。

〔二月〕（一日）在北米合衆國タコマ帝國領事館シャトル分館を廢しシャトル帝國領事館開廳。（二日）久邇宮邦彦王王子朝融王誕生〇學者福澤諭吉歿。（十一日）在北米合衆國シャトル帝國領事館ポートランド分館開廳。（二十五日）樞密顧問官子爵清岡公張薨〇山手線（赤羽－品川）全通。（二十七日－三月八日迄十日間帝國議會停會〇從二位奥平昌服薨。

〔四月〕（一日）成田鐵道（成田－我孫子）營業開始。（三日）在清國上海帝國總領事館南京分館開廳。（六日）伏見宮貞愛親王王女禎子女王侯爵山內豊景に歸嫁。（十五日）巡査・看守俸給令中改正・巡査部長・看守部長は月給十五圓乃至二十五圓とする件公布。（二十九日）皇孫迪宮裕仁親王降誕。（是月）東京、私立日本女子大學校創立。

總理大臣　西園寺公望

〔五月〕（十日）內閣總理大臣伊藤博文辭職樞密院議長西園寺公望內閣總理大臣兼任。（十一日）東京工業學校を東京高等工業學校大阪工業學校を大阪高等工業學校と各改稱公布

總理大臣　桂太郎

〔六月〕（二日）桂太郎內閣總理大臣に內海忠勝內務大臣に曾禰荒助大藏大臣に清浦奎吾司法大臣に菊池大麓文部大臣に平田東助農商務大臣に芳川顯正遞信大臣に各任じ大藏大臣曾禰荒助外務大臣兼任す樞密院議長兼內閣總理大臣兼大藏大臣西園寺公望兼官を免じ外務大臣加藤高明司法大臣金子堅太郎內務大臣末松謙澄文部大臣松田正久農商務大臣林有造遞信大臣原敬各本官を免ず〇貴族院議員子爵大河內正質薨。（五日）英人アルフレットワッソン歸化允許。（十日）鹿兒島本線（門司－鹿兒島）營業開始。（二十八日）筑豊本線（若松－上山田）全通。

〔七月〕（二十日）釧路線（旭川－釧路）全通。

〔八月〕（八日）奈良縣吉野郡吉野村官幣中社吉野宮官幣大社に昇格。

〔九月〕（七日）日本及墺・白・獨・英等十箇國と清國との最終議定書調印。（十一日）第七高等學校造士館大學豫科設置授業開始。

〔十月〕（一日）驅逐艦白雲命名。（七日）上武鐵道（熊谷－寄居）全通。（十一日）東京市、帝國書籍株式會社設立。（二十七日）官幣大社臺灣神社鎮座式擧行〇官幣大社稻荷神社宮司國重正文卒。（三十一日）山階宮菊麿王王女安子女王誕生。

〔十一月〕（四日）梨本宮守正王王女方子女王誕生。（二十七日）久邇宮朝彦親王王女純子女王子爵織田秀實に歸嫁。

〔十二月〕（九日）長尾線（飯塚－長尾）營業開始。（二十七日）在倫敦・紐育・天津・シドニー・モントリール各帝國領事－を帝國總領事館に改定。

明治三十五年

總理大臣　桂太郎

〔一月〕（九日）伯爵井伊直憲正二位黑田長知並に薨。（十一日）在モントリール帝國總領事館開館。（二十三日）驅逐艦霞命名。（二十六日）華頂宮博恭王王子博忠王誕生。（三十日）日・英同盟條約締結。

〔二月〕（七日）錦鷄間祗候男爵楠本正隆薨。（二十七日）警察署內留置場に拘禁留置者の費用は警察費にて支辨の件公布（四月一日）〇勳功に依り桂太郎伯爵に林董子爵に各陞授清浦奎吾・曾禰荒助・山本權兵衞・平田東助・菊池大麓・小村壽太郎に各男爵授與。

〔三月〕（十日）久邇宮邦彦王王子邦久王誕生〇九條良政・一條實基に各男爵授與。（十三日）露國オデッサ帝國領事館開廳。（十九日）陸軍經理學校軍吏學生として六箇月以上修學者は上等計手に任用の件公布。（二十一日）主殿局長兼主殿頭宮中顧問官男爵山口正定薨。（二十五日）河南鐵道（柏原－長野）全通。（二十七日）臺灣總督兼陸軍大臣兒玉源太郎に兼官を免じ寺內正毅陸軍大臣に任ず。

〔四月〕（五日）澎湖列島北島

燈臺所設置。（十八日）東京市東京市街鐵道株式會社設立。

〔五月〕（一日）伊豫鐵道（高濱｜橫河原）全通。（二十一日）貴族院議員子爵松平忠恕薨。（二十五日）伯爵宗重正薨）男爵南部行義卒。（二十七日）貴族院議員小原重哉薨。（二十九日）皇室誕生令成る。（是月）藤本淸兵衞手形仲買業を大阪に開始。

〔六月〕（十一日）帝室技藝員川名貫義歿。（十五日）篠ノ井線（鹽尻｜篠の井）全通。（二十一日）皇孫淳宮雍（ヤス）仁親王降誕。

〔七月〕（一日）骨牌稅法臺灣に施行〇成田鐵道（佐倉｜佐原）全通。（九日）學校騷動につきての文部大臣訓令。（十八日）元帥海軍大將大勳位侯爵西鄕從道薨。

〔八月〕（一日）露國太公キリル、ウアジミロウキチ入京。（三日）閑院宮載仁親王王子春仁王誕生。（十九日）日本及墺・白・獨・英・和・西六箇國と淸國と輸入稅率改定取極書協定。

〔九月〕（二日）私立東京專門學校私立早稻田大學と改稱。（十九日）俳人正岡子規歿。（二十五日）臺灣島八月以來暴風雨被害に付思召を以て救恤金千五百圓下賜。

〔十月〕（三十一日）驅逐艦春雨命名。（是月）蘭領東印度と郵便爲替直接交換開始（十月一日）。

〔十一月〕（七日）第六・第十二師管下に特別大演習（同）施行に付車駕熊本縣下へ御行幸東京御發輦。（八日）韓國通用白銅貨の僞造變造取締に關する件公布。（十五日）巡洋艦新高命名。（二十一日）臺灣人亞米利加合衆國及其領土內渡航證明規則制定（十二月一日）。（二十九日）驅逐艦村雨命名。

〔十二月〕（一日）國勢調査十箇年每一回帝國版圖內に施行の件公布。（二日）年齡計算は生出日より起算の件公布。（五日）二條正寶に男爵授與。（七日）樞密顧問官伯爵佐野常民薨。（十六日）二十五日迄五日間帝國議會停會〇暹羅國皇太子マハ、ワジラヴッド入京（二十四日退京）〇淸國人柯謙友・阿白氏各歸化允許。

明治三十六年

總理大臣　桂太郎

〔一月〕（九日）高等師範校規程中改正本科を國語・漢文・英語・地理・歷史・數學・化學・博物學の五部とす（四月一日）。（二十八日）伯爵大谷光尊薨。（二十八日）故北白川宮能久親王銅像除幕式擧行。（是月）埃及と郵便及電信爲替交換開始。

〔二月〕（二日）彰仁親王の情願に依り小松宮繼嗣を止め依仁親王に東伏見宮稱號允可。（六日）皇族職員官等達中親王家の註に閑院宮の次に東伏見宮を加へらる〇北白川宮能久親王王女貞子女王伯爵有馬賴萬長男賴寧に歸嫁。（十八日）元帥大將大勳位小松宮彰仁親王薨去國葬行はせらる。

〔三月〕（六日）久邇宮邦彥王王女良子女王誕生。（二十一日）南海鐵道（難波｜和歌山市）全通。（二十五日）京都帝國大學第一醫科大學を京都帝國大學京都醫科大學と稱し第二醫科大學を京都帝國大學福岡醫科大學と稱す件公布。（三十日）賀陽宮邦憲王王女佐紀子女王誕生。（三十一日）京都帝國大學法・醫・理・工科各大學講座種類相定公布。

〔四月〕（一日）京都帝國大學福岡醫科大學開設。（十三日）歌舞伎座創立者千葉勝五郎歿。（二十四日）日・淸間天津日本居留地擴張取極書協定。（三十日）俳優尾上菊十郎歿。

〔五月〕（一日）陸軍兵器取扱規則中改正〇新橋・橫濱・[illegible]沼・名古屋・京都・大阪・三宮・神戸八驛より定期入場券發賣開始（以下略）。（十二日）淸國貝子載振入京（二十三日退京）。（十九日）獨逸バヴリア國皇族ルプレヒト親王及ゲオルグ親王各入京。（二十一日）二十三日迄帝國議會三日間停會。（二十四日）子爵有馬道純薨。（二十六日）犬養毅外四名より議會開散に關する上奏案を衆議院に提出（否決）。（三十一日）六月四日迄帝國議會延長。（是月）農學博士澤野淳卒。

〔六月〕（三日）元會津藩士千代木勝任歿。（五日）子爵池田章政薨。（九日）臺灣國語學校中學部及臺灣小學校生徒卒業生は府縣立中學校・市町村立小學校生卒業者と同一取扱相定。（二十日）文部省著作權所有敎科用圖書發行保證金は現金又は公債證書にて納付。（二十七日）贈從一位德川齊昭に正一位追贈。（三十日）北海道札幌・函館・小樽三區以外地に衆議院議員選擧法施行の件公布。

〔七月〕（十三日）伊藤博文樞密院議長任〇京都帝國大學敎授醫學博士坪井次郎卒（十五日）內務大臣內海忠勝辭職臺灣總督兒玉源太郎內務大臣兼臺灣總督に任ず。（十七日）遞信大臣芳川顯正文部大臣菊池大麓農商務大臣平田東助各辭職〇司法大臣淸浦奎吾農商務大臣を大藏大臣曾禰荒助遞信大臣を內務大臣兒玉源太郎文部大臣を各兼任。（十八日）淸人王泰乾、歸化允許。（二十六日）東京市、日本製麻株式會社設立。（二十八日）外務大臣小村壽太郎露國駐剳特命全權公使栗野愼一郎をして露國政府に滿洲問題に付我が提案を說かしむ。露國政府之を快諾す。

〔八月〕（三日）移民保護人を

定むべき地を北米合衆國・布哇・比律賓群島・加奈陀・濠州及南洋諸島・暹羅・墨西哥・伯剌西爾・智利・秘露・亞爾然丁・亞弗利加州と相定（九月一日）（十三日）東京市私立東京法學院を私立東京法學院大學と改稱許可。（二十日）東京市私立日本法律學校を私立日本大學改稱許可。（二十一日）俳優中村霞仙歿。（二十四日）義太夫（四代）竹本播磨太夫歿。（二十五日）東京市私立明治法律學校を私立明治大學と改稱許可（二十九日）東京市私立和佛法律學校を私立法政大學と改稱許可。

〔九月〕（三日）天鹽線（旭川｜名寄）全通○東京市、日本書籍株式會社設立○法學博士男爵津田眞道薨。（八日）伯爵眞田幸民薨。（十九日）京都帝國大學法科大學の法律・政治兩學科區別廢止○臺灣島暴風雨に付救恤金六千五百圓下賜。（二十二日）波多野敬直司法大臣に大浦兼武遞信大臣に久保田讓文部大臣に各任じ兒玉源太郎兼官文部大臣を免じ內務大臣兼臺灣總督を司法大臣清浦奎吾本官を免じ農商務大臣を各專任し大藏大臣兼遞信大臣曾禰荒助兼官を免ず○東京駐割特命全權公使ローゼン旅順口に赴き太守アレキセイエフト日・露條約を會議す（十月三日提出）。（二十五日）萬國聯合電信爲替振出及拂渡業務取扱郵便局橫濱・神戶・長崎三郵便局及東京中央郵便局・大阪中央郵便局とす。（二十六日）臺灣タ錢輸入禁止、粗銀輸入價格百分五輸入稅賦課各發布（三十七年四月一日）。（二十七日）俳優市川團十郎（九代）歿。

〔十月〕（九日）伯爵南部利恭薨。（十日）東京府、玉川電氣鐵道株式會社設立。（十二日）內務大臣兼臺灣總督兒玉源太郎本官を免じ內閣總理大臣桂太郎內務大臣兼任。（十三日）清人何堯初・何東源各歸化允許。（十八日）伯爵松平賴聰薨（二十一日）力士陣幕久五郎歿。（二十七日）清人容傑臣歸化允許。

〔十一月〕（二日）巡洋艦音羽命名。（十一日）第十師管下特別大演習御施行に付車駕兵庫縣下御行幸東京御發輦。（十六日）男爵三浦權五郎卒。（十九日）能樂太鼓手高安鬼叟歿。（二十四日）貴族院議員伯爵日野資秀薨。

〔十二月〕（一日）米國郵政廳媒介にて比律賓群島と郵便爲替交換開始。（五日）東京中央郵便局同電信電話兩局を廢し東京郵便局同其事務を繼ぎ大阪中央郵便局同電信電話兩局を廢し大阪郵便局同其事務を繼ぐ。（七日）子爵津輕承叙薨。（十三日）子爵池田源薨。（二十一日）田川線（行橋｜添田）全通。（二十二日）獨逸人カールヘルム歸化允許。（二十三日）京都帝國大學教授理學博士織田顯次郞卒。（二十七日）吳線（梅田市｜吳）全通。

明治三十七年　總理大臣　桂太郎

〔一月〕（一日）一等巡洋艦二隻春日及日進命名。（二日）樞密顧問官公爵近衞篤麿薨。（六日）子爵井上正順卒。（七日）帝國政府巴拿馬共和國獨立承認。（十五日）子爵丹羽長國薨（十六日）伏見宮貞愛親王の情願にて王子博恭王伏見宮繼嗣と定めらる○華頂宮博恭王王子博義王及恭子女王を携帶伏見宮へ復歸、博義王弟恭忠王華頂宮繼承。（二十日）岩越線（郡山｜喜多方）全通。（二十七日）落語家三遊亭圓生（四代）歿。

〔二月〕（四日）東京帝國大學教授醫學博士田口和美卒。（五日）露都駐割特命全權公使栗野愼一郎に訓電し協商中止と共に保護防衞の爲獨立行動を採るべき由を露國に告げしむ○秀英舍長安田久成歿。（六日）公使栗野愼一郎公文を以て協商中止獨立行動を採るべき旨を露國政府に致し館員及留學生と共に退京す。（八日）露艦コレーッ號我艦隊に砲火を開く（三十七・八年戰役開戰の第一砲火）。（九日）司令長官瓜生外吉仁川港外に戰ひワリヤーグ擊沒コレーッ沈沒商船ズンガリー號爆沈せしむ旅順第一攻擊。（十一日）大本營を宮中に置かせらる。（十三日）我元有栖川宮邸を離宮と定め霞關離宮と稱せらる。（十四日）我が第四驅逐隊司令海軍中佐長井群吉旅順襲擊奇功を奏す。（十九日）對露國宣戰に付き神官・神職・神佛各敎宗管長注意の件內務大臣訓令○東鄕司令長官將卒六十七名を選拔して閉塞隊を編成す（二十四日實行。（二十日）內閣總理大臣兼內務大臣桂太郎兼官を辭し芳川顯正內務大臣となる。

〔三月〕（一日）草津線（柘植｜草津）全通。（四日）我が第三艦隊聯合艦隊に編入、五月二日第二艦隊之に代る。（六日）我が艦隊浦潮斯德威赫砲擊をなす。（二十日）佐野鐵道（越名｜葛生）全通。（二十七日）俳優市川權十郎歿。（二十八日）定州占領。（三十日）久邇宮邦彥王王女信子女王誕生。

〔四月〕（五日）帝國貨幣換算參圓以上外國補助貨幣輸入禁止發布（六月一日）。（十三日）第七次旅順攻擊露艦ペトロパウロスク我機械水雷に罹り沈沒し海軍中將ステパン、オシポウ井ッチ、マカロフ同少將ヒヨートル、パウロウ井ッチ、モーラス以下約六百三十餘人戰死。（三十日）露國太平洋第

二艦隊編成。

〔五月〕（一日）在モントリール帝國總領事館オッタワに移轉○東京衞戍總督部を近衞歩兵第一旅團司令部內に設置○第一軍全部鴨綠江渡河九連城占領大阪市、大阪商船株式會社設立。（六日）我軍鳳凰城占領。（九日）第十師團第一軍第二軍に協力の爲め大孤山附近に上陸開始。（十四日）春日・吉野兩艦衝突して吉野艦沈沒し艦長大佐佐伯閑以下殉難し此日軍艦宮古亦沈沒。（二十六日）我軍南山占領。

〔六月〕（六日）子爵西洞院信愛薨。（中將乃木・東鄕・兒玉各大將に任ず）。（七日）第一軍の部隊賽馬集占領。（八日）第一軍の一部隊大孤山上陸軍の一部と共に岫巖占領。（十三日）伯爵西三條公允薨。（十六日）浦潮敵艦我が常陸丸・和泉丸を襲擊す聯隊長中佐須知源次郞旗手に聯隊旗を燒かしめて最後を遂ぐ。（十九日）篠栗線（博多―篠栗）營業開始。（二十日）滿洲軍總司令部設置元帥大山巖總司令官に陸軍大將兒玉源太郞總參謀長に任じ元帥山縣有朋參謀總長に陸軍少將長岡外史同次長に各任ず。（二十六日）旅順攻圍軍劍山占領。

〔七月〕（一日）函館本線（函館―旭川）全通。（十一日）車駕東京帝國大學へ御臨幸文部大臣を召し軍國多事の際と雖も教育の事は忽にすべからず其局に當る者は克く勵精せよとの御沙汰を賜はる。（十五日）日・米間締結小包郵便條約締結（八月一日）。（十七日）敵軍摩天嶺に逆襲す我兵之を擊退す。（二十五日）第二軍營口及大石橋占領。（三十一日）第一軍楡樹林子及樣子嶺附近占領。

〔八月〕（三日）第二軍海城及牛莊占領。（四日）在牛莊帝國領事館二月十一日以來閉鎖開館。（五日）勳功に依り男爵山口素臣に子爵陞授。（七日）陸軍大將子爵山口素臣薨○俳優市川左團次歿。（十日）黃海の海戰敵の臨時司令長海軍少將ウヰトゲフト戰死し旗艦ツェザレウヰチ・ペズシームヌイ・ペズポンチャーツヌイ・ペズストラーシヌイ膠州灣內に武裝解除ノーウヰック擊破、アスコリドハ吳淞にグロゾウオイ上海にヂイヤーナ柴棍に各入りて武裝加除。（十二日）樞密顧問官海軍大將伯爵川村純義薨。（十四日）我第二艦隊は對馬北方に於て浦潮艦隊三隻と戰ひ敵艦リューリックを擊沈す。（十六日）旅順攻圍軍軍使陸軍少佐山岡熊治非戰員避難に關する聖旨を敵に傳へ且乃木・東鄕兩大將より敵將ステッセルに勸降書を與ふ。（十九日）第三軍旅順總攻擊開始二十四日中止。（二十二日）京都帝國大學理工科大學の數學科・物理學科物理科及純正化學科を理學科と改稱○日・韓協約調印。（二十九日）日本・印度間通商條約締結調印。

〔九月〕（三日）軍艦速鳥沈沒（四日）遼陽占領。（五日）戰役紀念繪葉書第一回發行。（十八日）軍艦平遠沈沒。

〔十月〕（十日）內閣總理大臣を御前に召させられ陸海軍官僚・衆庶堅忍持久益奉公の誠を竭し終局の目的を達することに努むべき勅語を賜はる。

〔十一月〕（三日）阪鶴線（神崎―新舞鶴）全通。（七日）大連諸砲臺の占領。（十五日）地震災救恤金千五百圓臺灣島へ下賜○中國鐵道（岡山―湛井）全通。

〔十二月〕（十八日）東鷄冠山北堡壘奪取。（二十一日）病院船に關する條約海牙に於て日本外二十三國全權委員調印。（二十八日）旅順攻圍軍二龍山砲臺占領。（三十日）聯合艦隊第二艦隊事務所を大本營內に設置。（是月）東京電氣鐵道開業。

明治三十八年

總理大臣　桂太郎

〔一月〕（一日）旅順望臺及高地一帶占領（要塞司令官陸軍中將ステッセル開城に關する書を乃木軍司令官に致す）（三日）旅順攻圍軍參謀長少將伊地知幸介委員となり水師營にて旅順開城規約に署名調印。（五日）大岡育造外十四日より征露事件に關する上奏案を衆議院に提出（可決）。（十日）淸人桐大美歸化允許。（十七日）英國汽船ベウトリー號佛塔附近にて拿捕。（十八日）英國汽船オークレー號沖島にて拿捕。（十九日）道廳及東京・大阪・埼玉・滋賀・奈良・熊本・沖繩府縣以外の府縣國幣中社幣帛神饌料二十五圓國幣小社同二十圓に改定（四月一日）。（二十日）英國エム、エス、ダラー號龍飛崎にて拿捕。（三十日）英國ワイルフヰールド號汐首岬にて拿捕。（三十一日）俳優實川延三郎歿。

〔二月〕（八日）講談師松林東玉歿。（十五日）女俳優坂東玉三郎歿。（二十三日）獨國汽船セベルス號竊取沖にて拿捕。（二十四日）淸河城附近の戰（十九日より二十四日に至る此日全く占領）。（二十五日）山階宮菊麿王王子藤麿王誕生。（二十六日）獨國汽船ロミュラス號汐首岬沖にて拿捕。

〔三月〕（一日）勳功に依り松本順に男爵授與。（十日）奉天附近の會戰（二月下旬に亘る我死傷約四萬二千以上敵の捕虜約四萬以上遺棄の敵屍約二萬六千以上其他敵死傷約九萬と稱せらる）。（十三日）我軍興京占領。（十六日）我軍鐵嶺占領。（十七日）露軍總司令官ク

ロパトキン解職リネウヰチ之に代る。（十九日）我軍開原占領。（二十一日）我軍昌圖占領。（二十二日）伯爵小松帶刀卒。（二十三日）東京帝國大學文科大學國史を歐史學・漢學支那語學を支那哲學・支那文學に改む件公布〇男爵尚寅卒。（二十六日）陸軍中將子爵前田隆禮卒。

〔四月〕（一日）刑の執行猶豫に關する法律公布。（五日）長崎本線（鳥栖—長崎）全通。（八日）前司法大臣大東義徹薨。（十三日）衆議院議員法學博士田口卯吉歿。（十四日）澎湖島馬公要港境城内其沿海に戒嚴宣告公布〇樞密顧問官子爵鳥尾小彌太薨。（二十一日）講談師邑井吉瓶歿。（二十五日）獨逸國皇族カール、アントン、フオン、ホーヘンツオルレン入京（五月七日退京）。

〔五月〕（十三日）臺灣全島及其沿海に戒嚴宣告公布。（二十二日）華頂宮博恭王王子博信王誕生。（二十四日）清人陳源來歸化允許。（二十七日）日本海の海戰（假裝巡洋艦信濃丸艦長大佐成川揆露國艦隊發見午前四時四十五分）此日午後一時五十五分東郷司令長官「皇國の興廢此の一戰にあり各員一層奮勵努力せよ」の信號旗を高掲す。敵司令長官ロジエストウエンスキー負傷す（二十八日）午前十時四十分敵將ネボガトフ少將降服（兩日海戰に我軍將校以下戰死百十六名負傷者五百三十八名）。

〔六月〕（六日）戰艦アリヨールを石見・同インペラートル・ニコライ第一世を壹岐・海防艦ゲネラル・アドミラル・アプラキシンを沖島・同アドミラル・セニヤウヰンを見島・驅逐艦ヒエードウヰーを皐月と各命名。（九日）米國合衆國大統領セオドール、ルーズヴエルト日露講和調停を試む（二十日）政府納入の血清痘苗ツベルクリン及治療代價は收入印紙にて納入の件公布。

〔七月〕（三日）基隆・沖繩島・奄美大島の各地防禦海面解除〇外務大臣小村壽太郎合衆國駐劄特命全權公使高平小五郎講和特命全權委員に任命〇内閣總理大臣桂太郎外務大臣兼任。（八日）樺太コルサコフ占領（三旬を出でずして樺太全島殆ど占領）。（十日）戰利汽船ナガタン號を長柄丸と命名。（十四日）捕獲汽船コチシクを北洋丸と命名。（十九日）英人ジヨージ、ホジキンソン歸化允許。

〔八月〕（二日）臺灣暴風雨罹災者救恤の爲に三千圓下賜（十二日）日・英同盟協約締結。（十四日）式部長男爵三宮義胤薨。（十五日）講談師桃川實歿。（十七日）子爵藤堂高襲薨。（十九日）東京市、私立東京法學院大學を私立中央大學と改稱認可。（二十日）捕獲汽船ムクデン號を奉天丸と命名。（二十二日）戰利軍艦戰艦ペレスウエートを相模同ポルタワを丹波一等巡洋艦バーヤンを阿蘇二等巡洋艦ワリヤーグを宗谷同パルラダを津輕と各命名。（三十日）樺太南部全く平定〇戰利汽船ギリンを吉林丸と命名。

〔九月〕（一日）我北韓軍會寧附近の敵を擊退す〇休戰に關する日露議定書調印〇捕獲汽船レシントンを若宮丸ローズリーを高崎丸オークレーを烏帽子丸イースビーを磯部丸ヴエナスを辨天丸アフロダイトを擇捉丸ハーバートンを藻寄丸と各命名。（五日）米國ポーツマス、ニユーハムプシヤ州にて日・露講和條約調印〇東京市暴民の燒打事件起る（十日）我軍艦三笠佐世保にて爆沈す死傷者約六百名。（十三日）大嶺線（厚狹—大嶺）全通。（十五日）捕獲汽船ウヰルヘルミナを野島丸エムエスダラーを龍飛丸シヤムを襟裳丸シルヴイアナを五島丸ブルムを惠山丸ワイフイールドを汐首丸アホロを國後丸と各命名。（二十四日）戰利軍艦レドウヰザンを肥前と命名（二十六日）臺灣汽船職員規則施行細則相定〇戰利汽船ゼーアニアを河川丸ブレーリアを由良川丸と各命名。

〔十月〕（三日）戰利汽船チチハルを弓張丸と命名。（五日）貴族院議員男爵中島錫胤薨。（九日）海軍造船總監工學博士佐雙左仲卒。（十日）捕獲汽船タコマを色丹丸と命名。（十六日）日・露講和につき詔勅下る又陸海軍人に勅語下賜〇樞密顧問官男爵尾崎忠治薨。（十九日）捕獲驅逐艦レシテリヌイを山彦と命名。（二十二日）聯合艦隊司令長官東郷平八郎海戰の經過を伏奏す〇凱旋觀艦式紀念繪葉書發行。（二十三日）横濱沖に於て凱旋觀艦式御擧行。（二十五日）戰利軍艦ポビエダを周防と命名。（三十日）伯爵團基祥薨。（三十一日）戰利驅逐艦ブサドニツクを卷雲ガイダマークを敷波と各命名。

〔十一月〕（一日）戰利汽船アムールを天草丸と命名。（二日）外務大臣小村壽太郎特命全權大使として清國に差遣の命を拜す〇樞密院議長伊藤博文特派大使として韓國差遣の命を拜す。（四日）遣韓大使伊藤博文陸軍少將村田淳付從武官井上良智等を隨へ此日新橋を發す。（十日）日・米間著作權保護條約調印。（十一日）太平洋第二艦隊司令長官ロヂエストウエンスキー以下の俘虜送還は規定手續を經て横濱棧橋より乘船歸國の途につく。（十四

日）平和克復神宮御參拜に付車駕東京御發輦○貴族院議員兒玉少介薨。十六日天皇豊受大神宮御參拜。翌十七日天照大神宮御參拜。十七日）日・韓協約締結調印。（二十四日）伯爵冷泉爲紀薨。

〔十一月〕（二日）在倫敦帝國公使館を帝國大使館と改む。（六日）滿洲軍總司令官凱旋紀念繪葉書發行。（七日）滿洲軍總司令官大山巖同參謀長兒玉源太郞等宮中參內復命書を上る○貴族院議員子爵水野忠弘薨（九日）第一軍司令長官黑木爲楨凱旋復命書を上る。（十六日）臨濟宗國泰寺派獨立許可（二十日）大本營解散あらせらる。二十二日）日・淸兩國滿洲に關する條約調印。（二十三日）鷹司信熈に男爵授與。（二十六日）裝甲巡洋艦筑波命名。（二十九日）博多灣鐵道（西戶崎—宇美）全通。

明治三十九年

總理大臣　桂　太　郞

〔一　月〕（四日）衆議院議員福地源一郞歿。

總理大臣　西園寺公望

（七日）西園寺公望內閣總理大臣に任じ臨時文部大臣兼任加藤高明外務大臣に原敬內務大臣に阪谷芳郞大藏大臣に齋藤實海軍大臣に松田正久司法大臣に松岡康毅農商務大臣に山縣伊三郞遞信大臣に各任じ內閣總理大臣兼文部大臣桂太郞農商務大臣兼內務大臣淸浦奎吾外務大臣小村壽太郞大藏大臣曾禰荒助海軍大臣山本權兵衞司法大臣波多野敬直遞信大臣大浦兼武各免官○在伯林帝國公使館・在華盛頓帝國公使館を各帝國大使館に改む。（十三日）貴族院議員男爵川崎祐名薨。（十四日）貴族院議員子爵京極高典薨。（十六日）長唄師杵屋六翁（三代）歿。（二十二日）淸國皇族載澤入京（二月四日退京）。（二十九日）在巴里帝國公使館を帝國大使館と改む○陸軍大將野津道貫・海軍大將伊東祐亨に特に元帥の稱號を賜はる。

〔二　月〕（十九日）英國皇族アーサー・オフ・コンノート入京（三月十六日退京）。（二十一日）閑院宮載仁親王王女寬子女王誕生。（二十四日）俳優市川荒五郞歿。（二十六日）貴族院議員海軍中將子爵伊藤祐麿薨。

〔三　月〕（二日）外務大臣加藤高明本官を免じ內閣總理大臣西園寺公望兼任。（六日）麝香間祗候伯爵壬生基修薨。（八日）捕獲汽船エカテリノスラブを韓崎同マンチユリアを滿洲戰利汽船スンガリーを松江同アンガラを姉川と各命名。（二十六日）東京市・大日本麥酒株式會社設立。（二十七日）牧野伸顯文部大臣に任ず。（三十一日）久邇宮鳩彥王に朝香宮の稱號を北白川宮恒久王に竹田宮の稱號を賜はる○宮內省達十一號中諸王家列本宮の次に朝香宮北白川宮の次に竹田宮を加へらる○英人ジョンアレキサンダー・リッチー歸化允許。（是月）東京府・東京競馬會設立。

〔四　月〕（一日）陸軍戶山學校陸軍騎兵實施學校・陸軍野戰及同要塞砲兵射擊學校各開始○伊太利國皇族プランス・ド、ウヂネ入京（七日退京）。（二日）在ヲデッサ帝國領事館開館。（八日）貴族院議員子爵長岡護美薨。（九日）裝甲巡洋艦生駒命名。（十一日）華族女學校を學習院に合併○勳功に依り兒玉源太郞子爵に陞授後藤新平に男爵授與○陸軍大將佐久間左馬太臺灣總督に任じ陸軍大將兒玉源太郞參謀總長に任ず。（十九日）東京高等商業學校敎授文學博士橫井時冬卒（二十一日）伯爵飛鳥井雅望薨

〔五　月〕（一日）三十七・八年戰役陸軍凱旋觀兵式紀念繪葉書發行。（二日）醫師法・齒科醫師法各公布（十月一日）。（三日）暹羅國皇族プリンス・ナマンチァイシ入京（十一日退京）（五日）在淸國盛京省安東帝國領事館開館。（十日）佛人グスタブ・ジャンマリ・ジルベル歸化允許。（十一日）日・米間著作保護條約批准公布（十日）。（十七日）日・米間逃亡犯罪人引渡條約調印○韓國賊魁閔宗植の徒忠淸南道洪州城占領三十一日我が駐劄軍兵洪州城收復（十九日）內閣總理大臣兼外務大臣西園寺公望兼官を免じ林董外務大臣に任ず。（二十日）名古屋市開催鐵道五千哩祝賀會執行。（二十一日）在浦潮斯德帝國貿易事務館開館。（二十六日）伊太利・羅馬にて日本全權委員萬國郵便條約・價格表記書狀及荷物交換約定・郵便爲替業務約定・小包郵便物交換條約調印。

〔六　月〕（一日）在奉天總領事館開館。（十二日）東京府私立國學院を私立國學院大學改稱認可○韓國駐劄兵賊を討ち首魁崔益鉉・林炳鎭を降す。（二十二日）刑の執行猶豫者其期間市縣村公民權を停止し市町村會議員・北海道會議員及衆議院議員の選擧權・被選擧權を有せざる件公布。（二十九日）東京府私立哲學館大學を私立東洋大學と改稱認可（是月）日・露兩國委員樺太讓受な了（四十年九月に至て全く終る）。

〔七　月〕（六日）瑞西國ジェネヴァにて戰地軍隊傷者及病者の狀態改善條約調印。（二十日）臺灣宜蘭廳下火災罹災救恤の爲武百圓下賜。（二十四日）陸軍大將參謀總長子爵兒玉源太郞薨。

〔八月〕（二日）東京市、萬歳生命保險株式會社設立。（二十日）貴族院議員侯爵徳川茂承薨。（三十日）内閣總理大臣西園寺公望臨時外務大臣兼任〇御歌所寄人文學博士黒川眞頼卒。（是月）東京市、國定教科書販賣所・私立平民病院谷許立。

〔九月〕（一日）久邇宮邦彦王王女智子女王誕生〇在滿洲及樺太日本郵便局に外國爲替事務開始。（八日）韓國人外國旅券規則相定（十五日）〇暴濤各地暴雨被害羅災救恤の爲千貳百圓下賜（十一日）京都帝國大學開設哲學・史學・文學三料設置。（十二日）無試驗醫師免許授與の件公布。（十七日）父慶永の功に依り松平慶民に子爵父義壽の功に依り佐竹準に男爵各授與又他田博顆・日置健太郎・澤村重・有志虎若・藤堂高丸・土倉光三郎・深尾重孝・荒尾嘉就・伊木忠愛・荒尾之茂に各男爵授與。（二十日）在清國奉天帝國總領事館鐵嶺分館開館〇三枝家杵屋六三郎（九代）歿。

〔十月〕（三日）東京帝國大學教授文學博士根本通明卒。（十二日）清國廣東省廣東に帝國領事館設置開館。（十五日）在清國奉天帝國總領事館新民府分館及長春分館開館。（十九日）日・韓兩國代表者間に鴨綠豆滿兩江森林事業協同約款締結。（二十四日）衆議院議員平岡浩太郎歿。（二十七日）樞密院顧問官子爵海江田信義薨。（二十八日）久邇宮篤子女王伯爵壬生基義に歸嫁。

〔十一月〕（三日）久邇宮朝彦親王王子稔彦王に東久邇宮の稱號下賜〇伯林にて國際無線電信條約調印。（五日）名古屋市名古屋瓦斯株式會社設立。（二十五日）東京府、東京毛織物株式會社設立。（二十六日）東京市、南滿洲鐵道株式會社設立。（是月）韓國賊魁閔宗植公州郡塔山にて警務顧問部警部の爲に捕へらる。

〔十二月〕（十一日）俳優片岡市藏歿。（十五日）勳功に依り足立正聲に男爵父豊範の功に依り山内豊靜に男爵各授與。（二十日）東京市、明治製粉株式會社設立。（二十九日）臺灣・樺太・清・韓兩國在住者は所在附近軍隊若くは領事にて徴兵身體檢査の件公布。

明治四十年

總理大臣　西園寺公望

〔一月〕（十日）傳染病研究所技師醫學博士淺川範彦卒。（十五日）東京府、東洋モスリン株式會社設立。（十九日）陸軍將校乘馬令公布。（二十一日）横濱市、横濱生命保險株式會社設立。（二十一日）遞信省燒火（二十五日）東京市、株式會社帝國ホテル設立。（二十六日）東京市、日清生命保險株式會社設立。

〔二月〕（七日）伊豆大島より新島・三宅島を經て八丈島に至る海底電信線布設。（十日）碁師本因坊秀榮（十九代）歿。（二十三日）横濱市麒麟麥酒株式會社設立。（二十六日）在羅馬帝國公使館在維也納帝國公使館を各帝國大使館に改む。（二十八日）皇族會議令公布。

〔三月〕（六日）南滿洲鐵道株式會社を東京市に同支店を大連に設置の件公布。（七日）陸軍大將男爵立見尚文薨。（十日）清國吉林省に帝國領事館設置開館。（十五日）東京帝國大學教授農學博士池田伴親歿。（十六日）英領印度カルカッタ帝國領事館開館。（二十日）東京勸業博覽會上野公園不忍池畔に開く。（二十五日）東京市日・清汽船株式會社設立。（三十日）秋田縣、秋田木材株式會社設立。（三十一日）司法に關する法律を樺太に施行の件・會社法・行政執行法・治安警察法・新聞紙條例出版法・質屋取締法樺太に施行の件・樺太漁業令・漁業法の一部樺太施行の件各公布。（以上四月一日）

〔四月〕（是月）樺太臨醫院設置。（二日）東京府私立日蓮宗大學林を私立日蓮宗大學と改稱認可。（八日）宮中顧問官加賀美光賢卒。（十二日）潜水艇用ペリスコープ（潜望鏡、潜望鏡と改稱し兵器に編入。（十五日）乘合馬車創始者鹽澤徳次郎歿。（二十七日）梨本宮守正王王女規子女王誕生。

〔五月〕（四日）力士宮城野馬五郎歿。（五日）三十七・八年戰役戰死・死亡者陸軍上等兵滋谷大助外二萬三千八百八十二人海軍中將角田秀松以下七百七十五人靖國神社合祀臨時祭執行。（十八日）伏見宮博恭王王女敦子、知子兩女王誕生〇京都帝國大學法科大學に法律學科及政治學科設置（九月十一日）。（二十六日）貴族院議員男爵玉松眞幸卒。

〔六月〕（一日）東京高等工業學校教授林學博士守屋物四郎卒。（十日）日・佛協約並宣言書に調印（十七日公布）。（十六日）侍從子爵綾小路有良薨。（二十二日）東北帝國大學農科大學官制及同大學講座の件各公布（九月一日）。

〔七月〕（八日）東京市、東京火災海上保險株式會社設立。（九日）驅逐艦浦波・綾波・敷波三隻各命名。（十九日）日・英間小包郵便物交換約定調印〔〕（暴徒京城に起る、韓國皇帝讓位）。（二十四日）日・韓協約締結調印。

〔八月〕（一日）京都鐵道株式會社・阪鶴鐵道株式會社・北越鐵道株式會社各所屬鐵道政府買收〔〕（京城の暴亂（侍衞の韓兵起る））。（二十日）東海道本

線（灘－小野濱）全通（二十九日）東京府私立教學院立教大學設置九月より開校認可。

〔九月〕（一日）東北帝國大學農科大學開設〇韓國京城博覽會開設（十一月十五日迄）。（五日）俳優兒島文衛歿。（七日）貴族院議員伯爵室町公大薨。（十二日）在浦潮斯德帝國貿易事務館閉鎖韓國領事館開館。（十四日）勳功に依り林董に伯爵陞授栗野愼一郎・本野一郎に各男爵授與。（二十一日）勳功に依り侯爵山縣有朋・伊藤博文・大山巖各公爵に伯爵井上馨・松方正義・野津道貫・桂太郎各侯爵に子爵芳川顯正・佐久間佐馬太・伊東祐亨・男爵山本權兵衛・黑木爲楨・奧保鞏・乃木希典・小村壽太郎各伯爵に孰も陞授勳功に依り東郷平八郎に伯爵寺內正毅に子爵奎授與又勳功に依り男爵淸浦各吾・曾禰荒助・井上良馨・長谷川好道・岡澤精・西寬二郎・小川又次・川村景明・大島義昌・大島義直・大迫尙敏・實吉安純各子爵に陞授勳功に依り柴山矢八・鮫島員規・大浦兼武・井上光・大久保春野・久保讓・波多野敬直・日高壯之丞・沖原光孚・飯田俊助・上田有澤・土屋光春・田健次郎・三好成行・阪井重季・片岡七郎・鮫島重雄・淺田信與・塚本勝嘉・有馬新一・原口兼濟・西島助義・木越安綱・上村彥之丞・安東貞美・阪谷芳郎・齋藤實・內田正敏・瓜生外吉・珍田捨巳・肝付兼行・出羽重遠・藤井包總・伊集院五郎・山中信義・中村覺・平佐良藏・矢吹秀一・山內長人・村上敬次郎・勝田四方藏・黑瀨義門・松永正敏・佐藤進・伊瀨知好成・眞鍋斌・大藏平三・石本新六・小池正直・三須宗太郎・福島安正・有阪成章・西村精一・山根武亮・宮原二郎・外松孫太郎・伊地知幸介・伊東義五郎・井上良智・內山愼吉・橋本正明・坂本俊篤、山內萬壽治・上原勇作・岡崎生三・村木雅美・渡邊章・宇佐川一正・富岡定恭・鹿野勇之進・梨羽時起・餅原平二・中滿德太郎に各男爵授與（二十三日）勳功に依り子爵田中光顯・香川敬三・大給恒・谷伯爵に陞授男爵伊東巳代治・花房義質・末松謙澄・金子堅太郎・渡邊千秋・田尻稻次郎・橋本綱常各子爵に陞授又濱尾新・岩佐純・松尾臣善・關義臣・武井守正・目賀田種太郎・中村雄次郎・岡玄卿・高橋是淸に各男爵授與。（二十八日）在淸國上海帝國總領事館南京分館閉鎖南京帝國領事館開館

〔十月〕（二日）子爵兒玉秀雄父源太郎勳功に依り伯爵に各爵立豊丸父尙文勳功に依り子爵に各陞授又前田勇は父隆禮新井淸一は父淸簡兒玉雄は父德太郎角田武雄は父秀松東鄕安は父正路松村務は父務本山本信成は父信行佐雙定雄は父左仲の勳功に依り各男爵授與。（十六日）皇太子仁川御上陸。（二十一日）改選十府縣會議長始て選擧の時議會の無決議にて會議の開會中止を禁ず。〇裝甲巡洋艦鞍馬命名。（二十二日）貴族院議員松本鼎勳功に依り男爵授與同日薨。（二十四日）二等巡洋艦利根命名。（二十五日）第一回美術展覽會十一月三十日迄東京市上野公園內に開會（以下略之）（三十日）在淸國廈門帝國領事館仙頭分館閉館仙頭帝國領事館開館。

〔十一月〕（四日）勳功に依り高平小五郎・牧野伸顯・內田康哉林權助に各男爵授與。（八日）勳功に依り子爵林友幸に伯爵陞授（此日薨）。（十日）在淸國奉天帝國總領事館長春分館閉鎖長春領事館開館。（十三日）京都府私立古義眞言宗聯合高等中學を十二日より私立眞言宗聯合京都大學と改稱認可。（十四日）第十四師管下にて特別大演習御施行につき御發輦茨城縣下へ御行幸（二十日御發輦東京御還幸）。（十九日）第一號通報艦淀命名。（二十一日）裝甲巡洋艦伊吹命名。（二十六日）落語師遊亭圓遊歿・

〔十二月〕（七日）眞言宗東寺派眞言宗泉涌寺派・眞言宗山階派眞言宗小野派各獨立許可。（九日）在米國桑港帝國領事館閉鎖同帝國總領事館開館。（十二日）韓國特派大使完興君入京（二十六日退京）。（十三日）韓國皇帝歸順勸奬の詔勅を發す。（十五日）韓國皇太子入京（二十日）貴族院議員子爵錦織教久薨。（二十九日）東京帝國大學教授農學博士長岡宗好卒

明治四十一年

總理大臣　西園寺公望

〔一月〕（十三日）帝室技藝員橋本雅邦歿。（十四日）司法大臣松田正久大藏大臣を內務大臣原敬遞信大臣を各兼任し大藏大臣阪谷芳郎遞信大臣山縣伊三郎各本官を免ず。（二十日）四十年七月以降此日迄韓國討伐隊戰死三十八人負傷八十人暴徒損害死者二千九百六十八人傷者千二百四十八人死傷不明八百九十八人捕虜六百四十七人。

〔二月〕（十九日）子爵山內豐誠薨。

〔三月〕（二日）東京高等師範學校教授文學博士那珂通世卒〇（十一日）帝國學士院會員文學博士佐藤誠實歿。（十二日）東京市、日淸製粉株式會社設立。（十三日）伯爵油小路隆董薨。（十八日）日本大博覽會出品に對する發明・意匠・實用新案及商標保護法律公布〇滿洲淸國領土に使用收入印紙は赤色・黑色に淸國滿洲の二字印刷符號とす。（二十五日）千家尊福

司法大臣に堀田正養遞信大臣に各任じ司法大臣兼大藏大臣松田正久本官を免じ大藏大臣專任內務大臣兼任信大臣原敬兼官を免ず〇男爵岩崎彌之助薨。

〔四月〕（一日）馬山線（三浪津―馬山）營業開始〇京義線（龍山―新義州）營業開始。（七日）有栖川宮大勳位栽仁親王薨去。（十二日）貴族院議員伯爵松浦詮薨。（十九日）中央本線（昌平橋―名古屋）全通。（二十一日）和蘭國の海外領地及殖民地に關する日蘭領事職務條約調印。（三十日）竹田宮恒久王皇女昌子內親王と御婚禮濟せらる。

〔五月〕（一日）在聖彼得堡帝國公使館を帝國大使館に改稱（二日）山階宮大勳位菊麿王薨去。（五日）三十七・八年戰役死歿陸軍軍人軍屬千九百四十三人靖國神社に合祀〇勳功に依り周布公平に男爵授與。（十四日）東京府私立東京慈惠院醫學專門學校を私立東京慈惠會醫院醫學專門學校と改稱。（十七日）貴族院議員侯爵德川義禮薨。

〔六月〕（十五日）小說家川上眉山歿。（是月）關東州、滿韓日報發刊。

〔七月〕（一日）室木線（遠賀川―室木）全通〇能代線（機織―野代）全通。（十四日）桂太郎內閣總理大臣兼大藏大臣に平田東助內務大臣に岡部長職司法大臣に小松原英太郎文部大臣に大浦兼武農商務大臣に後藤新平遞信大臣に任じ陸軍大臣寺內正毅外務大臣兼任內閣總理大臣西園寺公望外務大臣林董內務大臣原敬大藏大臣松田正久司法大臣千家尊福文部大臣牧野伸顯農商務大臣松岡康毅遞信大臣堀田正養各本官を免ず。

〔八月〕（三日）勳功に依り都筑馨六に男爵授與。（十五日）露領沿海州ニコラエウスクに帝國領事館設置開館。（二十七日）小村壽太郎外務大臣に任ず。（二十八日）臺灣刑事令・同監獄令・同民事令各公布（十月一日）。（二十九日）圓山にて臺灣總督府警察官招魂碑除幕式擧行。（三十一日）臺灣總督府警察官服制公布（十月一日）〇在北米合衆國シヤトル帝國領事館帝國領事館ポートランド分館閉鎖ポートランド帝國領事館設置開館。

〔九月〕（二日）伊太利と電信爲替交換開始。（十一日）京都帝國大學理工科大學の理學科を數學・物理學・純正化學の三分科に改稱。（十八日）假出獄及假出場に關する取扱手續相定（十月一日）。（二十四日）關東州裁判令・同州裁判事務取扱令・同州辯護士令各公布（十月一日）。（二十六日）陸軍・海軍各監獄令公布。（二十八日）伯爵油小路隆元薨。（二十九日）警察犯處罰令・特設電話規則・陸軍假出獄取締細則・海軍軍屬宣誓規則各制定。（是月）遞信省技師鳥潟右一・横山英太郎無線電話發明（四十五年六月二十六日發表）。

〔十月〕（一日）大阪市、朝日新聞合資會社設立。（十二日）在濠洲タウンスヴキール帝國領事館閉鎖。（十八日）元帥大勳位侯爵野津道貫薨。（二十日）臺灣に銀貨並粗銀移入・輸入及禁止の件公布。（二十七日）海軍中將子爵榎本武揚薨。

〔十一月〕（二日）貴族院議員男爵片岡利和薨。（八日）有栖川宮威仁親王實枝子女王德川慶喜嗣子慶久に歸嫁〇山陰本線（安來―松江）營業開始。（九日）陸軍特別大演習御親閲の爲車駕東京御發輦奈良・兵庫兩縣へ御行幸。（十三日）帝國外十四國文學的及美術的著作物保護修正ベルヌ條約調印。（十六日）北陸本線（米原―魚津）全通。（二十五日）特命全權公使稻垣滿次郎薨。（二十八日）神道所管天理教一派獨立許可。（三十日）力士西海嘉次郎歿。

〔十二月〕（二日）陸軍大將子爵岡澤精薨。（十二日）勳功に依り辻新次に男爵授與。（十七日）陸軍大將男爵井上光薨。（二十二日）日・英郵便爲替業務約定公布（四十二年一月一日）。（二十三日）日本遞信省英國郵政廳間小包郵便約定中交換小包金額三千法逆價格表記とし得ることに修正條款追加調印。（三十一日）臺灣銀行發行の一圓銀貨に引換べき銀行券通用期限本日限とす。（是月）東京、日比谷圖書館開館。

明治四十二年

總理大臣　桂太郎

〔一月〕（一日）幸袋線（幸袋枝國・高雄分岐點―高雄）長尾線（長尾―豆田）各營業開始。（十九日）能師梅若實歿。（二十三日）樞密顧問官子爵野村靖薨

〔二月〕（一日）印度王族ユヴアラジヤ、マイソール入京（十九日退京）〇樞密顧問官子爵田中不二麿薨。（十八日）宮中顧問官醫學博士子爵橋本綱常薨。（二十日）在智利國帝國領事館開館。

〔三月〕（一日）蘭領瓜哇バタビヤ帝國領事館開館在露國オデッサ帝國領事館閉鎖。（三日）露國莫斯科帝國領事館開館（四日）竹田宮恒久王王子恒德（ヨ）王誕生。（十六日）華族懲戒委員互選規則中委員數公・侯爵各二人、伯爵三人子・伯爵各四人に改正（七月一日）〇地理學者伯林大學教授ペンタ博士入京。

〔四月〕（一日）關西線湊町・柏原間百濟・加美・志紀三箇所に自働車專用乘降場新設〇國

西本線（名古屋―湊間各驛）全通（二十九日）北白川宮成久王皇女房子內親王と御婚儀濟ませらる○勳功に依り伯爵佐佐木高行に侯爵陞授。

〔五月〕（四日）三十七・八年戰役及韓國暴徒鎭壓事件の爲死歿者軍人軍屬海軍中將上村正之丞陸軍大佐堤眞人外七百六十七名靖國神社に合祀。（七日）落語家三遊亭圓左歿。（十日）小說家二葉亭四迷歿。（二十一日）淺間山大噴火。（二十四日）米國前副大統領フェアバンクス入京。

〔六月〕（十四日）樞密院議長山縣有朋辭職、統監伊藤博文樞密院議長に任じ、副統監曾禰荒助統監に任ず。（十六日）東京芝電話局設置○宮內大臣田中光顯辭職、岩倉具定宮內大臣に任ず。（二十日）東京府緒明圭造所有汽船嘉代丸に無線電信局設置。（二十二日）獨國フライフルと市及諾威國クリスチャニヤ府に帝國名譽領事館設置。（三十日）閑院宮載仁親王王女華子女王誕生。

〔七月〕（一日）橫濱開港五十年紀念會開設○淸國答禮大使貝子鎭國將軍載振入京。（六日）退京。（十日）東京府豊多摩郡澁谷町及代代幡村に代代木練兵場新設。（二十五日）蕃人就學蕃薯藔公學校壹闢分校設置（以下略之）。（三十一日）大阪市大火（燒失一萬六千八百八十四戸）。

〔八月〕（一日）博多灣鐵道（酒殿―志免）營業開始。（二日）新潟大火（燒失九百六十三戸）。（十四日）東京府私立日本齒科醫學專門學校令に依り設置認可○關西大地震。

〔九月〕（一日）日本及海峽殖民地間小包郵便物交換約定締結。（五日）播但線（城崎、）營業開始。（十日）齒科醫學鼻祖渡邊良齋歿。（十八日）俳優中村時藏歿。（十八日）子爵土井忠直薨。（二十九日）淘宮術家吉川尹哲歿。

〔十月〕（一日）在浦潮斯德・香港・廣東及漢口帝國領事館を帝國總領事館に改定。（九日）歌舞伎座社長大河內輝剛歿。（十一日）東京市、三井物產株式會社設立○東京市、東神倉庫株式會社設立○東京市、株式會社三井銀行設立。（十五日）男爵佐竹義尙卒。（十七日）食養長壽會長石塚左玄歿。（二十日）陸軍大將子爵小川又次薨。（二十六日）樞密院議長公爵伊藤博文哈爾賓にて韓人安重根に殺さる（國葬行はる）（二十六日）京城、朝鮮銀行設立。

〔十一月〕（一日）東京市、三井合名會社設立。（二日）在淸國間島帝國總領事館及同局子街分館各開館○英國陸軍キッチナー元帥入京（十六日退京）。（九日）在淸國間島帝國總領事館頭道溝分館開館。（十二日）京城、韓國銀行設立。（十四日）長春經由露國と小包直接交換開始。（十七日）山縣有朋樞密院議長に任ず。（是月）奉天赤十字社病院創立○牛莊、東亞煙草株式會社淸國製造所設立○三井物產株式會社奉天出張所設立○三井物產株式會社長春出張所設立○韓國銀行安東縣出張所設立○明治製練株式會社長工學博士阿部正義卒。

〔十二月〕（六日）高崎線（大宮―高崎）全通。（八日）神宮祭主大勳位賀陽宮邦憲王薨去。（十六日）東海道本線（品川―烏森）營業開始。（十七日）陸軍大將男爵矢吹秀一薨。（十八日）在秘露國里馬帝國名譽領事館閉鎖、帝國領事館開館。（二十日）飛鳥井恒麿に伯爵、大村武純・島津健之助に男爵各授與。

明治四十三年

總理大臣　桂太郎

〔一月〕（一日）白露及希臘と郵便直接交換開始○東洋汽船株式會社桑港線日本郵船株式會社シヤトル線の諸汽船に郵便局設置。（五日）侯爵伊藤博文遭難謝罪使として韓國全羅北道感悅郡地方委員鄭寅昌平安北道謂原郡宋鶴昇入京、（六日）米國觀光團男女六百餘人入京（以下悉くは記せず）、樞密顧問官大給恒薨。（九日）皇太子國技館へ御臨場あらせらる。（二十二日）熊本縣私立九州藥學專門學校專門學校令に依り設置認可。（二十四日）彗星現る（東京）。（二十八日）特命全權公使赤羽四郎薨。（二十九日）韓國順川に暴徒起り日本人殺害せらる。

〔二月〕（一日）兇漢安重根等豫審決定。（三日）東京帝國大學助教授文學博士藤岡作太郎卒。（七日）子爵鍋島直柔薨。（十一日）速達郵便東京・橫濱に開始。（十九日）北白川宮成久王王子永久王誕生。（二十一日）東京馬車鐵道創立者谷元道之歿。（二十二日）東京女子高等師範學校長高嶺秀夫薨。

〔三月〕（十一日）暴風雨襲千沖大捜索遭難漁夫二千餘名。（十三日）立憲國民黨結黨式擧行。（十四日）米國聯合通信社長ユートン入京。（二十一日）伯爵廣橋賢光薨。（二十六日）日・英博覽會名譽總裁伏見宮貞愛親王渡英、副總裁大浦兼武等隨行○兇漢安重根死刑執行。（二十七日）東武鐵道（淺草―伊勢崎）全通。（三十日）東京帝室博物館評議員文學博士小杉溫邨歿。

〔四月〕（一日）宮內大臣公爵岩倉具定薨○宮內次官渡邊千秋宮內大臣に任ず。（六日）皇族の入臣籍者又臣籍者の婚姻に因り皇族となりし者の戸籍

に關する法律公布○東京盲學校設立。（八日）講談師邑井一歿。（十一日）子爵阿部正敬薨○詩人小野湖山歿。（十二日）櫻田十八烈士五十年祭典靖國神社にて擧行（やまと新聞主催）。（十四日）滿洲觀光團入京○宮城控訴院長法學士前田孝階薨。（十六日）西成線（大阪－櫻島）全通（十六日）北陸本線（米原－泊）全通。（是月）郵便博物館を遞信博物館と改稱の、

【五月】（一日）夜間電話制の開始（二日）印度パロダ國王妃及王女入京（六月一日退京）○白耳義國特派使節コンスタン、ゴフィネ參內（五日）明治三十七・八年戰役又韓國暴徒鎭壓事件に死歿せし陸軍少佐大島鑑三郎等百四十一人靖國神社に合祀。（六日）朝香宮鳩彥王皇女富美宮允子內親王と御婚儀を濟ませらる。（十一日）商船學校長平山藤次郎薨。（十五日）英博覽會開會。（十六日）久邇宮邦彥王王子邦英王誕生。（三十日）東京市、東京競馬俱樂部設立。

【六月】（二日）松方正義日本赤十字社長に花房義質・小澤武雄同副社長に被仰付。（十二日）宇野線（岡山－宇野）營業開始。（十六日）貴族院議員男爵島津珍彥薨。（十七日）在莫斯科帝國領事館を帝國總領事館と改む）仙臺醫學專門學校教授醫學博士島[illegible]二歿。（二十二日）內閣總理大臣桂太郎拓殖局總裁遞信大臣後藤新平同副總裁各兼任。（二十八日）本邦駐劄暹羅國新任特命全權公使ピヤ、マハ、ヌパップ參內。

【七月】（十六日）米國陸軍大臣ヂッケンソン入京。（二十日）北白川宮輝久王に小松の家名を賜はりて華族に列し侯爵を授かりて臣籍に降らる。（二十二日）貴族院議員子爵內田正學薨。（三十日）貴族院議員男爵寺島秋介薨。

【八月】（二日）貴族院議員男爵井上勝英國倫敦にて薨ず。（三日）東京市、東京瓦斯工業株式會社設立。（十七日）樺太豐原町に樺太神社創立（祭神大國魂命・大己貴命・少彥名神）官幣大社に列せらる。（二十二日）貴族院議員帝國大學名譽教授法學博士木下廣次薨。（二十九日）韓國倂合に關し英獨・米・墺・白・清・丁・佛・伊・露の各國に宣言。（三十一日）華族に勅語を賜はる。

【九月】（十三日）樞密顧問官子爵曾根荒助薨。

【十月】（一日）陸軍大臣寺內正毅朝鮮總督兼任。（十四日）海軍大將男爵鮫島員規薨。（二十九日）朝鮮貴族觀光團入京（十一月十日退京）。

【十二月】（九日）社會主義者幸德傳次郎以下廿六名豫審決定（二十三日）留萌線（深川－留萌）全通。（是月）丁抹國大北部電信會社所有對馬・釜山間海底電信線約五十浬十六萬圓にて我に引受く。

【十二月】（二日）淺間山噴火○貴族院議員男爵鄉純造薨。（六日）貴族院議員東京帝國大學名譽教授重野安繹薨。（九日）侍醫醫學博士柏村貞一卒。（十一日）在淸國間島帝國總領事館琿春分館開館○宮中顧問官三浦安薨。（十二日）智恩院內善光寺住職圖尼公寂。（十三日）ライオン齒磨發明小林富次郎歿。（十五日）岩城線（郡山－山都）全通。（二十八日）刀劍鑑定家宮內省御用掛今村長賀歿。（三十日）李王職官制及朝鮮人の宮內官朝鮮在勤者俸給の件各公布。

明治四十四年

總理大臣　桂太郎

【一月】（一日）東北帝國大學理科大學・九州帝國大學工科大學各開設。（九日）李王世子李垠學習院中學部へ入學。（十一日）伯爵堀田正倫薨。（十五日）伯爵坊城俊德卒。（十九日）私立中央大學・私立明治大學・私立法政大學・私立京都法政大學・私立關西大學・私立慶應義塾大學部・私立日本大學・私立早稻田大學各朝鮮總督府指定。（二十五日）東京美術學校燒火。

【二月】（一日）東京帝國大學教授理學博士松井直吉薨。（十一日）施藥救療資金百五十萬圓下賜。（二十二日）三絃家野澤吉兵衞歿。（二十七日）淨土宗祖法然上人七百回忌修行を聞召され明照大師號加諡し給ふ。

【三月】（八日）宮內大臣祕書官學文博士森槐南卒。（二十二日）豐州本線（小倉－日出）全通。（二十四日）墨西哥國マンサニヨ市帝國名譽領事館設置（三十日）軍艦攝津進水式擧行

【四月】（一日）秋田鑛山專門學校開始。（三日）日・英通商航海條約調印○東京日本橋開橋式擧行。（九日）刀劍鑑定家桑島光品歿。（十日）東京新吉原大火殆全燒。（十五日）足尾鐵道（桐生－大間間町）營業開始（十六日）久邇宮多嘉王王女發子女王誕生。（十七日）北白川宮能久王王女武子女王子爵保科正昭に歸嫁。（二十一日）勳功に依り侯爵德大寺實則・桂太郎公爵に伯爵小村壽太郎侯爵に子爵渡邊千秋・寺內正毅各伯爵に何も陞爵。（二十八日）北海道長官河島醇薨。

【五月】（四日）英國皇族レオポルド、オブ、バッテンベルグ入京。（五日）臺灣土匪及生蕃討伐從軍死歿警察官警部勝山濟以下四百七十二人軍人陸軍步兵大尉川和田宗一以下百三十九人靖國神社へ合祀。（六日）北白川宮成久王王女美年子女王誕生。（八日）山形市大

火〇千葉縣輕便鐵道(柏—野田町)營業開始。(十三日)貴族院議員子爵谷干城薨。

(六月)(二日)米國亞細亞艦隊司令長官海軍少將ジョセフビー、マアドック參內。(十五日)樞密顧問官男爵大鳥圭介薨。(十六日)能樂家觀世清之歿。(二十一日)米國ハーバート大學教授バレット、ウエンデル參內。

(七月)(七日)東京市民大會を開き電車市有に反對す。(十三日)日・英協約締結。(十八日)貴族院議員男爵四條隆平薨。

(八月)(十四日)俳優實川延三郎歿。(十六日)宮中顧問官小笠原武英卒。(二十一日)恩賜財團濟生會總裁に貞愛親王同會長桂太郎副會長平田東助に顧問山縣有朋等九名に各仰付。(二十四日)勳功に依り男爵平田東助・大浦兼武・珍田捨巳・內田康哉に各子爵陞授加藤高明・石井菊次郎に各男爵授與(二十五日)三井八郎次郎・藤田傳三郎・鴻池善右衛門住友吉左衛門に各男爵授與勳功に依り近藤廉平に男爵授與(二十七日)力士小島歿。

總理大臣　西園寺公望

(三十日)西園寺公望內閣總理大臣に內田康哉外務大臣に原敬內務大臣に山本達雄大藏大臣に石本新六陸軍大臣に松田正久司法大臣に長谷場純孝文部大臣に牧野伸顯農商務大臣に林董遞信大臣臨時兼外務大臣に各任じ內閣總理大臣桂太郎陸軍大臣寺內正毅外務大臣小村壽太郎內務大臣平田東助司法大臣岡部長職文部大臣小松原英太郎農商務大臣大浦兼武遞信大臣後藤新平各本官を免ず。

(九月)(九日)伊太利國リボルノ帝國名譽領事館露國ワルソー帝國名譽領事館各設置〇朝鮮貴族同族會成立朴泳孝會長となる。(十二日)朝香宮鳩彥王王女妃久女子王誕生。顧俳優市川團藏(八代)歿。(二十二日)網走線(池田—陸別)營業開始。

(十月)(四日)衆議院議員法學博士鳩山和夫卒。(十日)通俗教育調查委員會通俗圖書及幻燈映畫活動寫眞フィルム各審查規程相定。(二十四日)陸軍大將奥保鞏に元帥の稱號を賜はる。(三十一日)海軍大將井上良馨に元帥の稱號を賜はる。

(十一月)(二日)國境列車直通運轉に關する日・清協約調印。(十一日)俳優川上音二郎歿。(十六日)東京府私立東京高等農學校を私立東京農業大學と改稱認可。(二十四日)官幣大社出雲大社宮司千家尊紀薨。(二十六日)貴族院議員公爵小村壽太郎薨。

(十二月)(十七日)落語家桂文治歿。(三十日)東京市、東洋火災保險株式會社設立。

明治四十五年

總理大臣　西園寺公望

(一月)(四日)樞密院副議長伯爵東久世通禧薨。(六日)宮中顧問官男爵岩佐純薨〇行司木村庄之助歿。

(二月)(十一日)學習院女子部燒失。(十四日)東京帝國大學教授藥學博士下山順一郎薨。(十五日)京都府私立同志社專門學校を私立同志社大學と改稱認可。(十八日)航海家古川庄八歿。(二十二日)讀賣新聞社長高柳豐二郎歿。(二十四日)曹洞宗本山總持寺へ千圓下賜。(二十八日)樞密顧問官男爵高崎正風薨〇子爵本多康穰薨〇東京朝日新聞主事池邊吉太郎歿。

(三月)(四日)伯爵鷲尾隆聚薨。(十四日)東京府私立東京女子醫學專門學校令依據設置認可〇樞密顧問官男爵西德二郎薨。(二十六日)篤志看護婦人會代表者長崎多惠子米國華盛頓府開會萬國赤十字大會へ出席の爲發足。

(四月)(二日)陸軍大臣男爵石本新六薨。(十五日)東京市帝國火災保險株式會社設立。(二十一日)東京市、ルナパーク株式會社設立。(二十六日)東京市、富士身延鐵道株式會社設立。

(五月)(四日)北海道暴風罹災救恤の爲四百圓下賜。(八日)獨逸皇族ワルデマール親王參內。(二十二日)山陰線鐵道開通。(二十九日)久邇宮多嘉王王子多賀王誕生。

(六月)(五日)本派本願寺特派橘瑞超師中央亞細亞探險歸朝。(七日)日蓮宗富士派日蓮正宗と改稱認可。(十五日)按針碑除幕式舉行。(十八日)東京市、旭日生命保險株式會社設立。(二十日)南極探險開南丸東京灣に歸入。

(七月)(三日)佛國巴里市、日・佛銀行創立(バンク、フランコジャポネース資本二千五百萬法)。(八日)大阪方圓分社長和泉嘉一郎歿。(二十日)天皇御不例官報にて發表。(二十三日)義太夫竹本綱太夫歿。(三十日)午前零時四十三分天皇崩御し給ふ(寶算六十一)。

大正元年

總理大臣　西園寺公望

(七月)(三十日)〇今上天皇踐祚し給ふ〇四十五年七月三十日以後を大正元年と改めらる〇皇太后宮官制公布〇大喪使官制公布〇大喪中國旗揭揚の場合は竿球は黑布にて蔽ひ旗竿の上部に黑布をす附。(三十一日)伏見宮貞愛親王大喪使總裁に宮內大臣渡邊千秋同副總裁に任ず。

(八月)(二日)韓國併合紀念章授與。(六日)大行天皇大喪

儀九月十三日・十四日・十五日御執行御治定。大行天皇御陵京都府紀伊郡堀内村大字堀内字古城山に御治定。(十三日)内大臣兼任侍從長德大寺實則辭職。桂太郎内大臣兼侍從長に任ず。(十五日)宮中顧問官男爵楫取素彦薨〇畫人岸野友信歿。(二十三日)帝國議會開會(御大喪費決定二十六日閉會)(二十七日)大行天皇明治天皇と御追號御治定。

【九月】(九日)皇太子裕仁親王陸海軍少尉に任じ大勲位に叙せられ給ふ。佛國特派大使ルボン米國特派大使ノックス各入京。(十日)獨逸皇族ハインリヒ親王入京。東京市日活(日本活動寫眞株式會社)設立。(十一日)西班牙皇族ドン、アルフオンソ、イ、ボルボン親王入京〇英國皇族アーサー、オブ、コンノート親王入京。(十三日)御大葬の儀東京青山にて行はせられ十四日十五日山城伏見桃山に御埋葬あらせらる(學習院長陸軍大將伯爵乃木希典夫人と共に自殺。(十五日)明治天皇御陵名伏見桃山陵と御治定。(二十三日)九州帝國大學敎授工學博士伊東榮三郎卒。(二十六日)恩赦令大赦令各公布。

【十月】(四日)伏見宮博恭王王子博英王誕生。(五日)貴族院議員東京帝國大學名譽教授法學博士穗積八束薨。(八日)朝香宮鳩彦王王子孚(タカ)彦王誕生(貴族院議員宗秩寮審査官男爵沖守固薨。(十五日)皇太后伏見桃山御陵御參拜(十七日御還啓)〇桃山御陵臨時祭御執行(二十一日)京都帝國大學化學敎室本館燒失。(二十四日)本邦駐剳英國特命全權大使サー、クロード、マックスウエル、マクドナルド解任歸國に付御暇乞の爲參内。(二十五日)千葉醫學專門學校敎授藥學博士古屋恒次郎卒。

【十一月】(四日)内大臣・宮内大臣・內務大臣・式部長官・第十六師團長・侍從武官長に伏見桃山陵百日祭に參列を命ぜらる。(五日)車駕桃山陵御參拜の爲東京御發輦。(九日)農商務大臣牧野伸顯文部大臣兼任。(二十五日)日・伊通商航海條約調印(鐵道院總裁平井晴二郎・中野武營等日本航空協會設立。第一回總會を開く。

以下著名統計表

近世歷代樞密院議長

年	議長
明治二十一年	伊藤博文
同二十二年	伊藤博文・大木喬任
同二十三年	大木喬任
同二十四年	大木喬任・伊藤博文
同二十五年	伊藤博文・大木喬任
同二十六年	山縣有朋
同二十七年	山縣有朋
同二十八年	黒田清隆
同二十九年	黒田清隆
同三十年	黒田清隆
同三十一年	黒田清隆
同三十三年	黒田清隆・西園寺公望
明治三十四年	西園寺公望
同三十五年	西園寺公望
同三十六年	西園寺公望・伊藤博文
同三十七年	伊藤博文
同三十八年	伊藤博文・山縣有朋
同三十九年	山縣有朋
同四十年	山縣有朋
同四十一年	山縣有朋
同四十二年	山縣有朋・伊藤博文・山縣有朋
同四十三年	山縣有朋
同四十四年	山縣有朋
同四十五年	山縣有朋

近世歷代貴族院議長

年	議長
明治二十三年	伊藤博文
同二十四年	伊藤博文・蜂須賀茂韶
同二十五年	蜂須賀茂韶
同二十六年	蜂須賀茂韶
同二十七年	蜂須賀茂韶
同二十八年	蜂須賀茂韶
同二十九年	蜂須賀茂韶・近衛篤麿
同三十年	近衛篤麿
同三十一年	近衛篤麿
同三十二年	近衛篤麿
同三十三年	近衛篤麿
明治三十四年	近衛篤麿
同三十五年	近衛篤麿
同三十六年	近衛篤麿・德川家達
同三十七年	德川家達
同三十八年	德川家達
同三十九年	德川家達
同四十年	德川家達
同四十一年	德川家達
同四十二年	德川家達
同四十三年	德川家達
同四十四年	德川家達
同四十五年	德川家達

近世歷代衆議院議長

年	議長
明治二十三年	中島信行
同二十四年	中島信行
同二十五年	星亨
明治二十六年	星亨・楠本正隆
同二十七年	楠本正隆

明治二十八年	楠本正隆
同二十九年	楠本正隆 鳩山和夫
同三十年	鳩山和夫
同三十一年	片岡健吉
同三十二年	片岡健吉
同三十三年	片岡健吉
同三十四年	片岡健吉
同三十五年	片岡健吉
同三十六年	片岡健吉 河野廣中
明治三十七年	松田正久
明治三十八年	松田正久
同三十九年	松田正久 杉田定一
同四十年	杉田定一
同四十一年	杉田定一 長谷場純孝
同四十二年	長谷場純孝
同四十三年	長谷場純孝
同四十四年	長谷場純孝
同四十五年	大岡育造

近世陸軍武官現員表

年次	勅任	奏任	判任	合計	年俸
明治十一年	二三	二、二三一	四、八六七	七、一二一	円 —
同十四年	二五	二、三〇三	六、〇三二	八、三六〇	一、四七五、三六四
同二十年	三五	三、三九二	七、二三四	一〇、六六一	二、三九一、〇四八
同二十五年	三三	三、四三五	六、九六四	一〇、四三二	三、九〇〇、一一九
同三十年	七四	五、三五八	一三、六〇五	一九、〇三七	四、九〇六、〇一六
同三十五年	九〇	七、六七六	一、三三六	九、一〇二	五、九六三、九八八
同四十年	一三八 *[illegible]	一二、一七三 *一五	一、七五〇	一四、〇六一 *二〇	九、四[illegible]二、五七六
同四十一年	一三四 *七	一二、〇九五 *二二	一、七〇九	一三、九三八 *二九	九、五四三、〇六一
同四十二年	一四〇 *九	一二、一七四 *二七	一、八七七	一四、一九一 *三六	九、七三四、一七一

近世海軍武官現員表

年次	勅任	奏任	候補生	判任	合計	年俸
明治十一年	七	四六	一八	—	五九三	円 —
同十四年	一〇	四八四	一、〇八七	—	一、五八一	五一五、四七二
同二十年	一四	九七八	—	一、七七五	二、七六七	一、〇二一、四六八

同二十五年	九	九四七	一七七	一、八六九	三、〇二九	一、一六九、二六八
同三十年	二五	一、一二二	一五五	二、九九一	四、二九[illegible]	一、七二〇、七三二
同三十五年	四三	一、七五八	三九八	七、〇九一	九、八九八	三、四二〇、〇三六
同四十年	六四 *二	二、九四四	二三六	九、三五	一二、五九九 *	五、〇三二、六一五
同四十一年	六八 *二	三、〇八四	二九七	九、八九四	一三、三 *二三	五、二六一、二三四
同四十二年	七〇 *二	三、一〇九	四三四	一〇、三〇一	一三、九一四 *	五、四三六、三八

近世社寺及神官住職表

年次	國幣以上	府縣社以下	合計	境外無格社	神官	寺院	境外佛堂	住職
明治一〇年	一二〇	三、九八六	五四、一〇六	—	—	七二、六八	—	—
同一五年	一三三	六、三七五	五六、五〇八	一三一、六六二	一五、〇五八	七〇、八四五	三一、二八八	五六、八四五
同二〇年	一五二	五六、六八九	六〇、八四	一三五、六一八	一四、一九五	七一、九八八	三五、三三四	六、二八〇
同二五年	一六三	五六、四一	五六、五〇四	一三六、九七三	一四、七六六	七一、八三九	三[illegible]、二四七	五[illegible]、七九四
同三〇年	一六七	五六、三七四	六、[illegible]四一	一三五、四二一	一五、四六六	七一、九〇	八、〇[illegible]五	五四、六三五
同三五年	一七一	五六、五三〇	五六、七〇一	一六三、八七一	一六、〇九三	七一、九九二	八、〇三	五[illegible]、一〇八
同四〇年	一七一	五、〇九五	五五、二六六	一二一、四七四	一五、〇八	七二、〇六八	三七、四一七	〇、九三六
同四一年	一七一	三、七二〇	五一、七[illegible]〇	一〇八、七三二	一四、八三六	七一、九[illegible]七	三七、一七	五一、[illegible]六八
同四二年	一七一	二、二〇三	五二、二〇二	九五、二三九	一四、八二一	七一、八三二	三六、九八九	五一、四四四

學校教員及生徒數（*は學齡就學人員なり）

年次	學校	教員	學生生徒	本年内卒業	學齡人員	學齡修學人員
明治六年	一二、五九七	二七、一〇二	一、三二六、一九〇	—	四、[illegible]五、三四一	一、八二[illegible]、九六八
同十年	二六、二七八	六二、三九七	二、二〇五、二一八	一五、七九三	五、一五一、八〇七	二、〇九四、[illegible]九八
同一五年	三〇、六六[illegible]	八[illegible]、八三二	三、〇九〇、九一八	一五八、[illegible]六六	五、七九一、九四六	三、九一七、〇三三
同二〇年	二七、五〇〇	六三、二三四	二、八三三、三五[illegible]	一九四、一二〇	六、七四〇、九二九	[illegible]、[illegible]三一、一一六
同二五年	二五、四〇四	六七、六六八	三、[illegible]九〇、五一[illegible]	四[illegible]三、二五四	七、三[illegible]六、七二四	四、〇五六、七三四
同三〇年	[illegible]八、四五三	八七、八五五	四、一六八、七一七	五七三、七九六	七、七三〇、四四一	*四、七八二、七七一
三五年度	三〇、四五二	一三六、七〇三	五、四六九、四[illegible]九	九九五、七五四	七、三六六、〇四	*五、九[illegible]五、[illegible]九[illegible]
四〇年度	三五、[illegible]九七	一四七、〇八六	六、三[illegible]七、八五八	一、二七九、六〇八	八、[illegible]八三、四一三	*六、八四一、〇三八

四一年度	四二年度
三四、三七六	三四、六九
一六〇、八七八	一七二、〇八
六、六二七、一〇四	七、一五〇、四七〇
六〇七、五三二	八七九、二八九
八、四五[illegible]、六七六	八、六〇七、四三五
•七、一〇七、二六六	•七、三二九、三九九

農學科卒業生	林學科卒業生	總計
一	二	七、八三三
一	二	八、七〇五
一	二	九、八二〇
一	二	二一、一四二

近世博士及學士表

學位	法學博士	醫學博士	藥學博士	工學博士	文學博士	理學博士	農學博士	林學博士	獸醫學博士	總計
明治三十九年	六九	二九	八	一〇三	五〇	五九	一六	七	二一	四四一
同四十年	八六	一四一	九	一〇六	五〇	六一	一六	七	二一	四九
同四一年	一〇三	一六二	一七	一一八	五三	六二	一九	九	二一	五五四
同四二年	一二一	一七六	二一	一三〇	六三	六四	一九	九	二一	五九四

學位	法學士	法律學士	醫學士	製藥士	藥學士	工學士	文學士	理學士	農學士	農藝化學士	林學士	獸醫學士	准醫學士	司法省法律學校	卒業生	工部大學卒業生
明治三十九年	二、三八一	五六	一、一七五	三四	四二	二、二五一	九[illegible]〇	四九三	三[illegible]〇	一二	一七九	一〇四	六		四	二
同四十年	二、七〇三	五八	一、三四一	三四	五一	二、二六一	一、〇四二	五三	三四二	一二	一九五	一二一	六		四	二
同四一年	三、〇八一	五八	一、五七八	三四	六四	二、五一三	一、一六六	五七〇	三九五	一二	二一三	一三三	六		四	二
同四二年	三、五四一	五八	一、八五四	三四	七七	二、七四〇	一、二八四	六七五	四七五	一二	二三三	一三五	六		四	二

近世裁判所員及職員執達吏表

年次	裁判所 大審院	裁判所 控訴院	裁判所 地方裁判所	裁判所 區裁判所	職員 判事	職員 檢事	職員 其他	職員 合計	執達吏	辯護士
明治十年	一	四	六	一二三	六四八	五三	二、二七八	二、九七九	—	—
同十五年	一	七	七九	一八七	一、一六九	二八七	四、五三二	五、九八八	—	—
同二十年	一	七	九九	一九四	一、二三七	四二三	三、四〇〇	五、〇五九	—	—
同二十五年	一	七	四九	三〇一	一、二五七	四四五	七、八六二	九、五六四	三一五	一、四一〇
同三十年	一	七	四九	二九八	一、一八一	四六一	八、七一七	一〇、三五九	三六[illegible]	一、四六三
同三十五年	一	七	四九	三一〇	一、三〇三	四五二	一〇、三六三	一二、一一八	四四九	一、七五二
同四十年	一	七	五〇	三一二	一、一一七	三六九	一一、五一四	一三、〇〇〇	五一八	二、〇三〇
同四一年	一	七	五〇	三一二	一、一〇四	三七四	一一、六二一	一三、〇八九	五〇〇	一、九九九
同四二年	一	七	五〇	三一二	一、一三三	三九五	一一、五六八	一三、〇九六	四八九	一、九八五

近世警察署及警察官表

年次	警察署	警察分署	派出所交番所	駐在所	警察官 警部以上	警察官 巡査	警察官 合計	警察官一人付
明治十年	二九七	一、三六七	—	—	二、一九四	二四、四四六	二六、六四〇	一、二四〇
同十五年	四[illegible]六	一、〇二[illegible]	—	—	二、四〇七	二二、九三〇	二五、三三七	一、四六二
同二十年	六[illegible]九	八一五	三、三六三		三、二四二	三五、三一五	三八、五三七	一、三八四
同二十五年	六九二	七七四	一、三九一	一〇、一一六	二、三六四	二六、七六九	二九、一三三	一、四三一
同三十年	七二八	七〇七	一、三五五	一一、〇四七	二、三〇一	二七、六七[illegible]	二九、九七六	一、四四一
同三十五年	七〇九	六八九	一、五三	一二、三二七	二、〇三八	三二、六二五	三四、六六三	一、三三〇
同四十年	七二三	六一五	二、〇〇〇	一三、三二七	一、八四九	三五、二六〇	三七、一〇九	一、三二三
同四一年	七[illegible]五	六二三	二、〇六八	一三、七三四	一、八五四	三六、三二七	三八、一八一	一、三五九
同四二年	七三五	六一八	*一、八七二 三七二	一三、九二七	一、八四〇	二七、〇三一	二八、八七一	一、二九三

近世盜難及變死者表

年次	盗難 強盗	盗難 窃盗	盗難 其他	盗難 合計	變死者 自殺	變死者 其他	變死者 合計
明治十年	四、二五九	一七一、七二三	二、九五六	一七八、九三八	—	—	七、〇八三
三十五年	九、八八七	二〇六、六七二	五、九一七	二二二、四七六	四、六三〇	九、一八四	一三、八一四
同二十年	四、三二〇	三二〇、一三三	六、九一七	三三一、三七〇	五、八二三	一二、九七〇	一八、七九三
同二十五年	四、二〇八	三七七、五六〇	一八、六二三	四〇〇、三九〇	七、二四〇	一五、〇七一	二二、三一一
同三十年	二、〇〇三	二七五、六一〇	三三、〇八六	二九九、七二九	七、六〇八	一四、四〇四	二二、〇一二
同三十五年	一、四二四	二四四、九二〇	二四、二三二	二六九、八四八	八、七八三	一五、六〇六	二四、三八九
同四十年	一、〇六四	二四三、八九九	三〇、六四〇	二七五、六〇三	九、一八〇	一八、一二七	二七、三〇七
同四十一年	九六二	二一三、六二二	二九、三四二	二四三、九二五	九、六〇〇	一六、七〇二	二六、三〇二
同四十二年	一、一三九	一八一、二四八	四一、四一六	二三三、七九三	一〇、五五四	一五、九八四	二六、五三八

近世養育に係る棄兒表

年次	棄兒 官費	棄兒 私費	棄兒 合計	養育費 官費	養育費 公費	養育費 合計
明治二十五年	四、〇八五	八七三	四、九五八	二〇、〇六八円	八、四六九円	二八、五三七円
同三十年	三、二五二	六八八	三、九四〇	二六、九一九	八、〇四一	三四、九六〇
同三十五年	二、〇七七	三六〇	二、四三七	一五、八二七	一八、三〇〇	三四、一二七
同四十年	一、六〇九	二九一	一、九〇〇	一六、三八一	三三、二三六	四九、六一七
同四十一年	一、五三九	二九三	一、八三二	一六、三三八	三五、〇七八	五一、四二六
同四十二年	一、四一六	三二〇	一、七三六	一三、五二三	三九、九二三	五三、四四六

近世歳入歳出表

年度	歳入	歳出	歳入超過	歳出超過
明治元年度	三三、〇八九、三一三円	三〇、五〇五、〇八六	二、五八四、二二七円	—円
同五年度	五〇、四四五、一七三	五七、七三〇、〇二	—	七、二八四、八五二
同十年度	五二、三三八、一三三	四八、四二八、三二四	三、九〇九、八〇九	—
同十五年度	七三、五〇八、四二七	七三、四八〇、六六七	二七、七六九	—
同二十年度	八八、一六一、〇七四	七九、四五三、〇三六	八、七〇八、〇三八	—
同二十五年度	一〇一、四六一、九二一	七六、七三四、七四〇	二四、七二七、一七一	—
同三十年度	二二六、三九〇、一二三	二二三、六七八、八四四	二、七一一、二七九	—
同三十五年度	二九七、三四一、四二四	二八九、二二六、七三三	八、一一四、六九一	—
同四十年度	八五七、〇八三、八一七	六〇二、四〇〇、九五九	二五四、六八二、八五八	—
同四十一年度	七九四、九三七、二六〇	六三六、三六一、〇九三	一五八、五七六、一六七	—
同四十二年度	六七七、五四五、二七七	五三二、八九三、六三五	一四四、六五一、六四二	—
同四十三年度	五四八、二五〇、三一四	五四八、二五〇、三一四	—	—
同四十四年度	五六八、九〇三、九一六	五六八、九〇三、九一六	—	—
同四十五年度	五七二、八九一、八六六	五七二、八九一、八六六	—	—

近世貨幣發行高表（*は新金貨○は銅貨）

年度	金貨	銀貨	白銅貨	青銅貨	合計
自創業至明治二十五年度	六四、七八一、六六五円	一三五、六〇八、七二〇円	四、七六八、三四九円	○ 二、四一八、〇五五円	二〇七、五七五、七三五円
明治二十六年度	一、三六四、六二三	一三、一七七、三七五	七二〇、〇〇〇	—	一五、二六一、九八七
同二十七年度	一、五八三、〇八八	二八、五三九、四四五	三五〇、〇〇〇	—	三〇、四七二、五三三
同二十八年度	一、四二三、七五〇	二〇、〇〇七、三七七	五一、一五〇	—	二一、四八二、二七七
同二十九年度	九五二、四三三	一二、九二七、〇三四	六五〇、〇〇〇	—	一四、五二九、四六七
同三十年度	四七二、六一三 *七六、三五一、七〇八	一〇、二九八、〇八九	六〇〇、〇〇〇	—	八七、七二二、三九六

明治三十一年度	*	二一、三八五、七九七	一七、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三九、二三五、七九七
同三十二年度	*	一六、四九一、二七〇	五、五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	二二、三五六、二七〇
同三十三年度	*	一二、六一五、五四九	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	一三、九一五、五四九
同三十四年度	*	一四、五四九、六四六	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一五、九四九、六四六
同三十五年度	*	三七、二六九、七五三	八〇〇、〇〇〇	—	—	三八、〇六九、七五三
同三十六年度	*	二三、九五二、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	二五、七五二、〇〇〇
同三十七年度	*	六六、三九五、〇六一	五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	七一、三九五、〇六一
同三十八年度	*	一五、〇二二、三九一	九、七〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	二五、〇二二、三九一
同三十九年度	*	三一、一五五、二一八	一二、二〇〇、〇〇〇	—	—	四三、三五五、二一八
同四十年度	*	一七、二八七、三三七	一六、〇〇〇、〇〇〇	—	—	三三、二八七、三三七
同四十一年度	*	二〇、三八七、九四六	一五、〇〇 、〇〇〇	—	—	三五、三八七、九四六
同四十二年度	*	五〇、〇八六、〇一四	一五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	六五、〇八六、〇一四
總計		四七三、五二六、八〇一	三一〇、四五八、〇二六	九、一八八、八四九	二、六八三、〇二一	八〇五、八五六、七二七

近世貨幣流通高表

種別	明治三六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年
金貨	千円 二〇、四五三	千円 二〇、三四七	千円 二四、五六五	千円 三四、五八八	千円 二四、〇七八	千円 二七、〇五一	千円 一八、六七三	千円 三一、二〇八
銀貨	五九、九六〇	六四、三四四	七四、〇八五	八二、三八七	九六、一一五	一〇五、三七四	一二二、七七〇	一二一、一四八
白銅貨	八、七八〇	八、八八〇	九、一六七	九、一一四	九、一六〇	九、一五二	九、一四一	九、一一三
青銅貨	九、〇四〇	九、〇三七	九、〇四〇	九、〇三八	九、〇八一	九、〇八九	八、六四〇	八、六四一
總計	九八、二三三	一〇二、六〇八	一一六、八五七	一三五、一二七	一三八、四三四	一五〇、六六六	一五九、二二四	一六八、一三〇

近世軍艦及水雷艇

年次	艦數	排水量	馬力	通常砲	速射砲	乗組人員	水雷艇 艇數	排水量	馬力

近世絹絲紡績表

年次	明治二十年	同二十五年	同三十年	同三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年
場數	一九	三九	七四	八〇	七六	七四	七八	八三	八三	八六	八八	九二
拂込資本金（圓）	—	九、一〇三、二三七	二七、九三九、〇六二	三四、四五九、〇八二	三[illegible]、四〇五、二二九	三[illegible]、六九九、五五四	三六、九九一、〇七九	四〇、一二二、五三六	五五、二八四、四一〇	五二、四一七、九〇三	五四、三七七、九二六	五九、三一五、六二六
一日平均使用馬力	—	八、六二三	二七、六五三	三八、五五四	三九、三三六	三八、二六三	四〇、一〇九	四二、六四一	四四、五三二	四五、〇[illegible]八	五二、五八二	六三、七六六
石炭消費高（佛噸）	一三、六四六	九一、〇九四	二四一、七九一	四三七、一四[illegible]	四〇六、五九八	四〇四、二九一	四五、八三四	四八四、三四八	四九七、一七四	五一五、一四一	六二二、九五六	七三〇、六四九
職工	二、三三〇	二五、二三[illegible]	[illegible]、九九二	七一、八八八	七〇、三二六	六三、〇八二	六五、九一一	七二、三一三	六七、八八〇	七四、二二五	八九、三二五	九二、二一九
絹絲 一日平均運轉錘數（本）	七〇、二二[illegible]	四〇三、三一四	七六八、三一九	一、三〇一、一一八	一、二九〇、三四七	一、三〇六、一九八	一、四〇二、九三一	一、四四一、九三四	一、五〇〇、五七九	一、四〇三、〇三四	一、七八五、六六五	一、八九六、六〇一
原料需用高（貫）	一、三三三、六九五	一二、二四〇、七八八	三二、〇六八、二四三	四四、二八六、五四七	四五、二[illegible]、三八九	四六、一五七、〇四〇	五〇、五一六、五一四	五三、〇七九、五九六	四四、七〇七、〇三三	四九、四九六、六四五	五八、七二六、九〇九	六六、九六八、六二四
製造高（貫）	一、一六五、〇七三	九、九九七、二〇八	二六、一三四、一二〇	三八、四五八、九四七	三九、一二〇、七七三	三四、五六九、四三〇	四四、一三七、八五八	四六、一八七、八四五	四七、三二二、七八八	四二、八六四、二六二	五〇、一三四、五九〇	五六、三九六、九三九
一貫に付價格（圓）	九八	七六	九三	九七	一〇五	一一七	一三五	一四三	一三八	一三三	一四三	一五九
紬絲 一日平均運轉錘數												
原料需用高												
製造高												
一貫に付價格												

近世綿絲紡績表

年次	明治四年	同十三年	同二十年	同二十五年	同三十年	同三十五年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年
場數	一七	二九	三二	三五	四七	七八	一二六	一二七	一二四	一二四	一三四
拂込資本金	六、〇〇六	一七、二六六	四五、一五八	六五、五二六	一一五、六二六	二五六、八一六	五〇六、〇九三	五〇七、四四三	四九八、五二五	四九六、六二三	五二七、三九九
一日平均使用馬力	二、三七五	四、一〇	三九、九一〇	九五、二五一	一八四、一三八	四九六、八七五	一、〇四五、三八三	一、〇五三、三八三	一、〇四八、四[illegible]七	一、〇五一、八七二	一、一六九、二四三
石炭消費高				一九七	一六九	一四二	—	—	—	—	—
職工	六〇	二三一	一五六	一九五	四三三	一、〇九三	—	—	—	—	—
一日平均運轉錘數	一、〇二三	三、七〇一	五、五五一	五、九八〇	九、七九九	一八、一四八	—	—	—	—	—
繰綿需用高	—	—	四	二三	二八	六五	七七	七七	六九	六九	五七
綿絲製造高	—	—	一六〇	一、三九五	一、七七二	五、三六六	七、二五八	七、二五八	六、五八四	六、五八四	五、八八六
一梱平均價格	—	—	一、一[illegible]〇	一三、三〇八	六、三四四	八四、四〇三	一三三、五八九	一三三、五八九	一一七、四七五	一一七、四七五	一〇九、六六一

近世酒類及醤油表

年次	明治三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年
	八	八	九	九	九	九
圓	三、四〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	六、八七五、〇〇〇	六、八七五、〇〇〇	五、六六二、五〇〇	六、一六二、五〇〇
	一、三一八	一、三六一	二、四四九	三、四三一	五、一九六	三、二七六
佛噸	一四、〇五三	三三、一八五	四三、三六六	四一、一〇七	四八、〇八三	三九、四五六
	二、六五四	四、一〇〇	七、一〇〇	七、三〇七	九、〇〇三	九、一〇六
本	三一、八一一	三四、五三三	五四、四二二	七一、一七八	七一、五七一	六三、一七〇
貫	四五七、八六六	五三六、六八八	七一一、六五四	七六一、四三〇	七二二、〇二二	七九三、〇六二
貫	一三〇、一三〇	一五三、一八四	二三四、一六	二六四、一五七	二三六、二六八	二五三、四六六
圓	?	?	三四	二八	二六	二六
本	六、六六〇	七、四二一	一四、四五九	二四、二四九	二四、二四五	二三、五七五
貫	?	?	一三三、五五二	一六〇、五八[illegible]	一九七、〇四〇	二三七、九四八
貫	五六、三三三	五四、一八三	一〇四、九七九	一一六、七五八	一四八、七四七	一六三、九一三
圓	?	?	五	四	二三	一〇

近世査定石數

年次	清酒	濁酒	白酒	味淋	燒酎	計	麥酒	醤油
明治三十三年	四、三九八、一五三	六六、三三三	三、〇二五	四一、一四二	六六、一二八	四、四七四、六七	(三十四年分)一三、四三四	(三十一年分)一、五三二、〇九二
同三十五年	三、三〇九、三一二	四四、三〇二	三、一九二	二九、一四八	一一七、四七	三、五〇三、四二四	九一、一四六	一、七六七、三[illegible]五
同三十六年	三、六一五、〇四五	四五、三〇七	三、〇八九	二四、二三三	一三〇、〇一五	三、八二七、六八九	九三、三〇〇	一、七六三、七〇九
同三十七年	三、一五三、四〇〇	四一、五六七	二、九五四	三一、八二八	一一六、五三九	三、三四六、二八八	九五、〇四六	一、八九九、一六四
同三十八年	三、七九二、五五九	三七、〇三二	三、六三八	三八、九一五	一二八、三七六	四、〇〇〇、五二〇	一三三、四一〇	一、七六五、九七三
同三十九年	四、一八八、〇五九	三六、二〇六	四、八四六	四七、七五一	一五一、三二七	四、四三七、九九九	一五九、三六七	一、九二二、四九一
同四十年	四、三六九、一四三	二九、六七〇	五、八七三	五三、八五六	一七四、八二六	四、六三三、三六八	二〇一、一四四	二、〇七四、四七四
同四十一年	四、一三五、二五七	二二、七〇四	六、三二五	五三、六三八	一八五、八四五	四、四〇二、七六九	一六三、三九六	二、一一一、〇五三
同四十二年	四、三八〇、一三八	二三、五三二	六、五四八	五三、四一六	一九二、二八七	四、六五五、九四〇	一五〇、八三一	二、一九七、七〇八
同四十三年	—	—	—	—	—	—	一五五、七四一	二、二〇五、五七四

近世商船表

年次	汽船 船數	汽船 噸數	汽船 馬力	帆船 噸數船 船數	帆船 噸數船 噸數	帆船 石數船 船數	帆船 石數船 積石數
明治十五年	三四四	四二、一〇七	一三、二二一	四三二	四九、〇九四	一七、三〇九	二、九二八、七六一
同二十年	四八六	七二、三二二	一六、六四一	七九八	六〇、九七五	一七、一九四	二、八五一、二四七
同二十五年	六四二	一〇二、三〇一	三三、三八七	七七九	四六、〇三一	一八、二〇五	三、〇六九、八一六
同三十年	一、〇三二	四三八、七七九	—	七一五	四八、一三〇	一九、〇九七	三、三二〇、二八四
同三十五年	一、四四一	六〇九、九五一	—	三、九七七	三三四、五〇七	一八、七四三	二、三五一、九五〇
同四十年	二、二三三	一、一一六、九四五	—	四、八二一	三六六、九五〇	二〇、六三五	二、五六一、〇八八
同四十一年	二、三〇四	一、一六〇、四四〇	—	五、三七九	三八四、四八一	二一、七〇七	二、八一七、二三〇
同四十二年	二、三六六	一、一九八、一九四	—	五、九三七	四〇四、〇八九	二三、七三四	三、〇一三、四九四

近世國有及私設鐵道線路表

年度	國有 開業線	國有 未開業線	國有 計	私設 開業線	私設 未開業線	私設 計	合計 開業線	合計 未開業線	合計 計
	哩鎖	哩鎖	哩鎖	哩鎖	哩鎖	哩鎖	哩鎖	哩鎖	哩鎖
明治五年度	一八・〇	—	—	—	—	—	一八・〇	—	—
同十年度	六五・	—	—	—	—	—	六五・[illegible]	—	—
同十五年度	一七四・〇	—	—	—	—	—	一七四・〇	—	—
同二十年度	三〇二・〇	—	—	二九四・〇	—	—	五九六・〇	—	—
同二十五年度	五五八・〇	—	—	一、三六八・〇	—	—	一、九二六・[illegible]	—	—
同三十年度	六六二・〇	—	—	二、二八二・〇	—	—	二、九四四・六	—	—
同三十五年度	一、三五六・〇八	八五三・五三	二、二[illegible]八・六一	三、〇一〇・六〇	七一三・三三	三、七二四・〇三	四、三六六・六八	一、五六五・七六	五、九三二・六四
同三十六年度	一、四九九・六二	七三六・一二	三、二三五・七四	三、一五〇・五七	四五八・二三	三、六〇八・七九	四、六五〇・三九	一、一九四・三四	五、八四四・七三
同三十七年度	一、六五六・七八	六一八・五〇	二、二七五・四八	三、二三二・〇八	二八七・二一	三、五一九・二九	四、八八九・〇六	九〇五・七一	五、七九四・七七
同三十八年度	一、七六二・七四	五七四・七二	二、[illegible]三七・六六	三、二五一・二三	二八六・[illegible]五	三、五三七・[illegible]八	五、〇一四・一七	八六一・〇[illegible]	五、八七五・二四
同三十九年度	三、三[illegible]六・四六	七六九・五四	四、一四六・二〇	一、六九一・六七	一七七・六三	一、八六九・四〇	五、〇六八・二[illegible]	九四七・三七	六、〇二五・六〇
同四十年度	四、七一三・一二	七九六・一二	五、五〇九・三三	四四五・六二	二四一・五一	六八七・[illegible]三	五、一五八・七[illegible]	一、〇三七・六三	六、一九六・五六
同四十一年度	四、八一四・七六	六五〇・七七	五、四六五・七三	四七七・〇五	一四九・一一	六二六・一六	五、二九二・〇一	八〇〇・〇八	六、〇九二・〇九
同四十二年度	五、五三五・七七	一、一四五・七五	六、六八一・七三	五〇六・〇五	一六七・二	六七三・二五	六、〇四二・[illegible]	一、三一三・一五	七、三五五・一七

近世銀行及金融表（銀行預金）

年次	官金及公金預金 預高	官金及公金預金 一年末殘高	普通預金 諸預高	普通預金 一年末殘高	合計 諸預高	合計 一年末殘高
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
明治十五年	一四一、六三三	六、六七四	三二、八三二	一三、七一六	四六九、四五三	二〇、三九一
同二十年	八〇八、一二〇	五三、四〇九	三九六、六五九	二七、七七六	一、二〇四、七七九	八〇、一八六
同二十五年	一五〇、九六〇	一二、五六五	八五七、九五〇	四七、二一五	一、〇[illegible]八、九二一	五九、七八一
同三十年	一、一三九、五五一	八九、二七五	四、五九一、六〇一	二八五、八六九	五、七三一、二五八	五七五、一四四
同三十五年	五一七、九二六	二七、五三三	九、一六三、三三六	六三一、九六二	九、六八一、一六二	六五九、四九五
同四十年	五、[illegible]二八、五七六	四八七、一八六	二一、九〇九、一九二	一、一七五、六九五	二七、二三七、七六八	一、六六二、八八一
同四十一年	二、三二八、七五四	二三六、八〇五	一八、一六五、八四二	一、一七一、二二五	二〇、四九四、五九六	一、四〇八、〇三一
同四十二年	二、一四六、三[illegible]六	二〇三、一三六	二〇、二一四、七四七	一、三四〇、六四[illegible]	二三、[illegible]六一、〇五三	一、五四三、七八〇

近世外國爲替平均相場表

年次	桑港 紐育 弗仙	倫敦 志片	巴里 法參	伯林 麻布	上海 兩錢	香港 弗仙	孟買 ルーピー
明治十五年	九〇・三二	三・〇八・一	四・七三	—	七三・〇九	一〇〇・三四	—
同二十年	七六・六六	三・〇三・八	四・〇	三・一九	七一・八〇	一〇〇・二〇	—
同二十五年	六九・八四	二・一〇・五	三・六三	二・九一	七二・七七	一〇〇・七九	—
同三十年	四九・三	二・〇・四	二・五六	二・〇七	七五・四	一〇一・一八	—
同三十五年	四九・八五	二・〇〇・六	二・五七	二・〇八	八六・〇〇	八六・二七	一五三・七七
同三十八年	四九・四	二・〇・四	二・五五	二・〇七	七四・七七	九五・三三	一四一・四六
同三十九年	四九・五	二・〇・五	二・五六	二・〇九	六八・七〇	一〇五・四五	一五一・九三
同四十年	四九・五四	二・〇〇・五	二・五七	二・〇八	六九・四七	一〇六・六五	一五一・七三
同四十一年	四九・五	二・〇〇・五	二・五六	二・〇八	八四・三一	八九・二四	一五二・五一
同四十二年	四九・六	二・〇〇・五	二・五六	二・〇八	八六・七七	八六・四七	一五三・一六

各國條約通商條約年表　大正元年十一月當局調査左の如し

亞米利加合衆國　通商航海條約　明治四十四年二月二十一日調印同年四月四日批准交換。

大不列顛國　通商航海條約　明治四十四年四月三日調印同年五月五日批准交換。同盟協約　明治四十四年七月十三日調印。

露西亞國　通商航海條約　明治四十年七月二十八日調印同年九月九日批准交換。媾和條約　明治三十八年九月五日調印同年十月十五日批准通告（同年十一月二十五日批准交換）。

和蘭國　通商航海條約　談判中。

佛蘭西國　通商航海條約　明治四十四年八月十九日調印。協約　明治四十年六月十日調印同年同月十七日公布。

葡萄牙國　通商航海條約　談判中。

獨逸國　通商航海條約　明治四十四年六月二十四日調印同年七月十五日批准交換。特別相互關税條約。

瑞西國　居住通商條約　明治四十四年六月二十一日調印。

白耳義國　通商航海條約　談判中。

伊太利國　通商航海條約　大正元年十一月廿五日調印。

丁抹國　通商航海條約　明治四十五年二月十二日調印。

瑞典國　通商航海條約　明治四十四年五月十九日調印同年七月十二日批准交換。特別相互關税條約。

諾威國　通商航海條約　明治四十四年六月十六日調印七月五日批准交換。特別相互關税條約。

西班牙國　修好交通條約　明治四十四年五月十五日調印。特別通商條約　明治三十三年三月二十八日調印同三十四年三月三十日批准交換。

澳地利匈牙利國　通商航海條約　大正元年十月廿八日調印。

清國　媾和條約　明治二十八年四月十七日調印同年五月八日批准交換。通商航海條約　明治二十九年七月二十一日調印同年十月二十日批准交換。追加通商航海條約　明治三十六年十月八日調印同三十七年一月十一日批准交換。條約及協約　明治三十八年十二月二十二日調印同三十九年一月九日調印。

秘露國　通商航海條約　明治二十八年三月二十日調印同二十九年十二月二十四日批准交換。

暹羅國　修好通商航海條約　明治三十一年二月二十五日調印同年五月三十一日批准交換。

墨其西哥國　修好通商條約　明治二十一年十一月三十日調印同二十二年六月六日批准交換。

伯西兒合衆國　修好通商航海條約　明治二十八年十一月五日調印同三十年二月十二日批准交換。

亞爾然丁共和國　修好通商航海條約　明治三十一年二月三日調印同三十四年九月十八日批准交換。

希臘國　修好通商航海條約　明治三十二年六月一日調印同年九月二十一日批准交換。

智利共和國　修好通商航海條約　明治三十年九月二十五日調印同三十九年九月二十四日批准交換。追加條約　同三十二年十月十六日調印同三十九年九月二十四日批准交換。

哥倫比亞共和國　修好通商航海條約　明治四十一年五月二十五日調印同年十月十三日批准。

統計表終り

昭和六年三月十七日印刷
昭和六年三月二十日納本
昭和六年六月一日再版發行

特價貳拾圓也

編纂　梅原北明

發行者　伊藤三郎



發行所
東京市神田區
今川小路一ノ三
白鳳社
電話九段二四五一番
振替東京八一二〇三番

3,500

圖解（とき）五拾五ヶ條





牛
第二十ヶ条
第十八ヶ条
第廿ヶ条
第三十九ヶ条
第十五ヶ条
第九ヶ条
第十七ヶ条
第三十二ヶ条
第廿九ヶ条


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03049 6343

